

和歌山県地域防災計画

基本計画編

(平成24年度修正)

和歌山県防災会議

第1節	火災予防計画<県総務部（消防保安課）>.....	50
第2節	林野火災予防計画<近畿中国森林管理局、県総務部（消防保安課）、 県農林水産部（森林整備課）>.....	52
第13章	建造物災害予防計画<県県土整備部（建築住宅課、都市政策課）>.....	54
第14章	宅地災害予防計画<県県土整備部（都市政策課）>.....	55
第15章	下水道等施設災害予防計画<県県土整備部（下水道課）>.....	56
第16章	流木災害予防計画<県農林水産部（林業振興課）、 県県土整備部（河川課、港湾整備課）>.....	57
第17章	上水道施設災害予防計画<県環境生活部（食品・生活衛生課）>.....	58
第18章	文化財災害予防計画<県教育委員会（文化遺産課）>.....	59
第19章	危険物等災害予防計画.....	61
第1節	危険物災害予防計画<県総務部（消防保安課）>.....	61
第2節	火薬類災害予防計画<県総務部（消防保安課）>.....	62
第3節	高圧ガス災害予防計画<県総務部（消防保安課）>.....	63
第4節	毒物劇物災害予防計画<県福祉保健部（薬務課）>.....	64
第5節	放射性物質事故災害予防計画<県総務部（危機管理課）>.....	65
第6節	危険物等積載船舶災害予防計画<和歌山・田辺海上保安部>.....	66
第7節	危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画 <県総務部（消防保安課）、警察本部>.....	67
第20章	公共的施設災害予防計画.....	68
第1節	公衆電気通信施設災害予防計画<西日本電信電話(株)和歌山支店>.....	68
第2節	電力施設災害予防計画<関西電力(株)和歌山支店>.....	74
第3節	都市ガス施設災害予防計画<大阪ガス(株)、新宮ガス(株)>.....	79
第4節	鉄道施設災害予防計画<西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、 南海電気鉄道(株)和歌山支社、紀州鉄道(株)>.....	85
第21章	航空災害予防計画<大阪航空局（南紀白浜空港出張所、関西空港事務所）、 県県土整備部（港湾空港課）>.....	88
第22章	農林水産関係災害予防計画<県農林水産部（農林水産総務課）>.....	89
第23章	気象業務整備計画<和歌山地方气象台、県県土整備部（河川課）>.....	97
第24章	防災救助施設等整備計画.....	98
第1節	消防施設整備計画<県総務部（消防保安課）>.....	98
第2節	水防施設整備計画<県県土整備部（河川課）>.....	99
第3節	救助物資等備蓄計画<県福祉保健部（福祉保健総務課、薬務課）>.....	100
第4節	防災拠点施設整備計画<県総務部（総合防災課）>.....	101
第5節	紀の川緊急用河川敷道路・防災拠点整備計画 <近畿地方整備局（和歌山河川国道事務所）、県県土整備部（河川課）>.....	101
第25章	防災行政無線整備計画<県総務部（総合防災課）>.....	102
第26章	公安関係災害予防計画<和歌山・田辺海上保安部、警察本部>.....	103
第27章	防災訓練計画<県総務部（総合防災課）>.....	106
第28章	防災知識普及計画<県総務部（総合防災課）>.....	107

第29章	自主防災組織整備計画<県総務部（総合防災課）>……………	109
第30章	災害時救急医療体制確保計画<県福祉保健部（医務課）>……………	112
第31章	災害時要援護者対策計画<県総務部（総合防災課）、県企画部（文化国際課）、 県福祉保健部（福祉保健総務課、子ども未来課、 長寿社会課、障害福祉課、健康推進課）>……………	114
第32章	ボランティア活動環境整備計画 <日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部（総合防災課）、 県環境生活部（県民生活課）、県福祉保健部（福祉保健総務課）、 県教育委員会（生涯学習課）>……………	117
第33章	企業防災の促進に関する計画 <県総務部（総合防災課）、県商工観光労働部（商工振興課）>……………	118

第 3 編 災害応急対策計画

第 1 章	防災組織計画……………	119
第 1 節	組織計画<県総務部（総合防災課）>……………	119
第 2 節	動員計画<県総務部（人事課）>……………	154
第 2 章	情報計画……………	156
第 1 節	気象警報等の伝達計画 <和歌山地方气象台、近畿地方整備局、県総務部（総合防災課）、 県県土整備部（河川課、砂防課）>……………	156
第 2 節	被害情報等の収集計画<県総務部（総合防災課）>……………	195
第 3 節	災害通信計画<県総務部（総合防災課）>……………	201
第 4 節	災害広報計画<県知事室（広報課）、県総務部（総合防災課）>……………	207
第 5 節	生活関連総合相談計画<県環境生活部（県民生活課）>……………	210
第 3 章	消防計画<県総務部（消防保安課）>……………	211
第 4 章	水防計画<県県土整備部（河川課）>……………	213
第 5 章	り災者救助保護計画……………	232
第 1 節	災害救助法の適用計画<県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	232
第 2 節	被災者生活再建支援法の適用計画<県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	234
第 3 節	避難計画<陸上自衛隊第 3 7 普通科連隊、 県総務部（総合防災課）、県福祉保健部（福祉保健総務課）、 県県土整備部（河川課）、警察本部>……………	238
第 4 節	食糧供給計画 <農林水産省、県環境生活部（食品・生活衛生課）、 県福祉保健部（福祉保健総務課）、県農林水産部（果樹園芸課）>……………	243
第 5 節	給水計画<県環境生活部（食品・生活衛生課）、 県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	246

第6節	物資供給計画<県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	248
第7節	物価対策計画<県環境生活部（県民生活課）>……………	249
第8節	住宅・宅地対策計画 <県福祉保健部（福祉保健総務課）、県農林水産部（林業振興課）、 県県土整備部（建築住宅課、都市政策課）>……………	250
第9節	医療助産計画<日赤県支部、県医師会、県看護協会、 県福祉保健部（福祉保健総務課、医務課、薬務課）>……………	258
第10節	り災者救出計画<県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	260
第11節	住居等の障害物除去計画<県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	261
第12節	災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画 <県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	262
第13節	遺体捜索処理計画<県環境生活部（食品・生活衛生課）、 県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	263
第14節	災害義援金品配分計画<日赤県支部、(福)和歌山県共同募金会、 県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	265
第15節	外国人支援計画<県企画部（文化国際課）>……………	267
第16節	海外からの支援の受入計画<県企画部（文化国際課）、 県福祉保健部（福祉保健総務課）>……………	268
第6章	保健衛生計画 ……………	269
第1節	防疫計画<県福祉保健部（健康推進課）>……………	269
第2節	清掃計画<県環境生活部（循環型社会推進課）>……………	273
第3節	食品衛生計画<県環境生活部（食品・生活衛生課）>……………	274
第4節	保健師活動計画<県福祉保健部（医務課）>……………	275
第5節	精神保健福祉対策計画<県福祉保健部（障害福祉課）>……………	276
第6節	動物救護活動支援計画<県環境生活部（食品・生活衛生課）>……………	278
第7章	公共土木施設等応急対策計画 <県農林水産部（農業農村整備課、森林整備課）、 県県土整備部（技術調査課、道路保全課、河川課、 港湾整備課、砂防課、下水道課）>……………	279
第8章	農林水産関係災害応急対策計画 ……………	280
第1節	農林関係災害応急対策計画<県農林水産部（農林水産総務課）>……………	280
第2節	水産関係災害応急対策計画<県農林水産部（水産振興課、資源管理課）>……………	285
第9章	事故災害応急対策計画 ……………	287
第1節	海上災害応急対策計画<和歌山・田辺海上保安部、 県総務部（危機管理課、総合防災課）、 県農林水産部（農業農村整備課、資源管理課）、 県県土整備部（港湾整備課）、警察本部>……………	287
第2節	航空災害応急対策計画<大阪航空局（南紀白浜空港出張所、関西空港事務所）、 県県土整備部（港湾空港課）>……………	293
第3節	鉄道施設災害応急対策計画<西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、 南海電気鉄道(株)和歌山支社、紀州鉄道(株)>……………	297

第4節	道路災害応急対策計画<近畿地方整備局（和歌山・紀南河川国道事務所）、 西日本高速道路(株)関西支社、県県土整備部（道路保全課）、 県農林水産部（農業農村整備課、林業振興課）、 警察本部>…	307
第10章	在港船舶対策計画<和歌山・田辺海上保安部、県県土整備部（港湾整備課）>…	309
第11章	林野火災応急対策計画<近畿中国森林管理局、県総務部（消防保安課）、 県農林水産部（森林整備課）>…	310
第12章	危険物等災害応急対策計画…	313
第1節	危険物施設災害応急対策計画<県総務部（消防保安課）>…	313
第2節	火薬類災害応急対策計画<県総務部（消防保安課）>…	315
第3節	高圧ガス災害応急対策計画<県総務部（消防保安課）>…	316
第4節	毒物劇物災害応急対策計画<県福祉保健部（薬務課）>…	317
第5節	放射性物質事故応急対策計画<県総務部（危機管理課）>…	318
第6節	危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画 <県総務部（消防保安課）、警察本部>…	319
第7節	有害物質漏洩等応急対策計画<環境生活部（環境管理課）>…	320
第13章	公共的施設災害応急対策計画…	321
第1節	公衆電気通信施設災害応急対策計画<西日本電信電話(株)和歌山支店>…	321
第2節	電力施設災害応急対策計画<関西電力(株)和歌山支店>…	322
第3節	都市ガス施設災害応急対策計画<大阪ガス(株)、新宮ガス(株)>…	325
第14章	文教対策計画…	328
第1節	小・中学校及び市立の高等学校の計画 <県教育委員会（総務課、学校指導課、学校人事課、健康体育課）>…	328
第2節	県立学校関係の計画 <県教育委員会（総務課、学校指導課、学校人事課、健康体育課）県立医科大学> …	330
第3節	私立学校関係の計画<県総務部（総務学事課）>…	331
第4節	学校給食関係の計画<県教育委員会（健康体育課）>…	331
第5節	社会教育施設関係の計画<県環境生活部（青少年・男女共同参画課）、 県教育委員会（生涯学習課）>…	332
第6節	学用品支給計画<県総務部（総務学事課）、福祉保健部（福祉保健総務課）、 県教育委員会（総務課、学校指導課）>…	332
第15章	災害警備計画…	334
第1節	警察警備計画<警察本部>…	334
第2節	海上公安警備計画<和歌山・田辺海上保安部>…	335
第16章	災害対策要員の計画…	337
第1節	ボランティア受入計画<日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部（総合防災課）、 県環境生活部（県民生活課、青少年・男女共同参画課）、 県福祉保健部（福祉保健総務課）、	

	県教育委員会（健康体育課、生涯学習課）＞……………	339
第2節	労働者の確保計画＜和歌山労働局、県福祉保健部（福祉保健総務課）、 県商工観光労働部（労働政策課）＞……………	339
第17章	交通輸送計画 ……………	341
第1節	道路交通の応急対策計画 ＜近畿地方整備局、西日本高速道路(株)関西支社、県県土整備部（道路保全課）、 警察本部＞……………	341
第2節	船舶交通の応急対策計画＜和歌山・田辺海上保安部、県農林水産部（水産振興課）、 県県土整備部（港湾整備課）＞……………	347
第3節	輸送計画 ＜和歌山・田辺海上保安部、近畿運輸局（和歌山運輸支局、勝浦海事事務所）、 近畿地方整備局、陸上自衛隊第37普通科連隊、西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、 県総務部（総合防災課）、県企画部（総合交通政策課、地域政策課、過疎対策課）、 県福祉保健部（福祉保健総務課）、県農林水産部（資源管理課）、 県県土整備部（道路政策課）＞……………	349
第18章	自衛隊派遣要請等の計画 ＜陸上自衛隊第37普通科連隊＞……………	352
第19章	県防災ヘリコプター活用計画 ＜県総務部（消防保安課）＞……………	357
第20章	防災拠点施設活用計画 ＜県総務部（総合防災課）＞……………	359
第21章	広域防災体制の計画 ＜県総務部（総合防災課）＞……………	360
第22章	近畿地方整備局による災害時の応援計画 ＜近畿地方整備局＞……………	361

第4編 災害復旧計画

第1章	施設災害復旧事業計画 ＜総務部、企画部、福祉保健部、農林水産部、県土整備部＞……………	363
第2章	災害復旧資金計画 ＜県福祉保健部（福祉保健総務課、子ども未来課）、 県商工観光労働部（商工観光労働総務課、商工振興課）、 県農林水産部（農林水産総務課）＞……………	365
第3章	災害復興都市計画 ＜県県土整備部（都市政策課、建築住宅課）＞……………	367
第4章	その他の復旧計画 ＜和歌山労働局・県商工観光労働部（労働政策課）＞……………	369

第 1 編

総 則

第1章 総 則（県総務部危機管理局）

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、和歌山県防災会議が作成する計画であって、県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮して、県の地域（石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域を除く。）における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 和歌山県地域防災計画は、防災関係機関が処置しなければならない県の地域に係る防災に関する事務または業務について、総合的な運営を計画化したものであり、風水害等災害を対象とした「基本計画編」と地震・津波災害を対象とした「地震・津波災害対策計画編」の両計画をもって構成するものである。
- 2 和歌山県地域防災計画の策定、運営にあたっては防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていくものとする。さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「和歌山県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「和歌山県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。
- 3 この計画は、風水害等災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。
- 4 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、県民自身及び自主防災組織等県民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

また、災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、市町村地域防災計画については、この計画を参考として作成、又は修正するものとし、この計画に抵触しないことが必要である。

第4節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法 災害対策基本法
 2 救助法 災害救助法
 3 本部 和歌山県災害対策本部
 4 支部 和歌山県災害対策本部の支部
 5 市町村本部 市町村災害対策本部
 6 県計画 和歌山県地域防災計画
 7 市町村計画 市町村地域防災計画
 8 本部長 和歌山県災害対策本部長
 9 支部長 和歌山県災害対策本部の支部長
 10 市町村本部長 市町村災害対策本部長
 11 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

なお、本計画中次の組織名称は、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本部	和歌山県危機管理局総合防災課
本部長	和歌山県知事
本部部班	和歌山県部課
支部	振興局（地域振興部）
支部長	振興局長
市町村本部	市町村
市町村本部長	市町村長

第2章 和歌山県の地勢と災害

第1節 地理的概観（和歌山県）

1 位 置

本県は紀伊半島の南西部に位置し、北は和泉山脈によって大阪府と接し、東は奈良県、南東には三重県をひかえ、西は紀伊水道を挟んで兵庫県（淡路島）、徳島県と相對している。

2 面 積

本県の面積は、4,746km²で全国総面積377,950km²の1.25%に当たり全国都道府県中第30位の大きさである。

3 地 形

本県は、紀の川沿いを除いて平野に乏しく、狭い平野が各河川・海岸沿いに形成しているほか、狭小な谷底平野が山地内部に複雑に入り込んでいる。これに対して、山地の面積は広く、傾斜が30度を越える山地が全県の約14%に及び（建設省国土地理院「昭和57年国土数値情報作成調査」）、山地は海岸線までせまっている。山地と平野の間には丘陵地や台地が分布する。

※ 和歌山県の主要な山岳と河川は、資料編01-01-01、（主要山岳名：01-01-02）、（主要河川名：01-01-03）を参照

(1) 山 地

本県の中央部より北側には、和泉山脈、生石ヶ峰山地、護摩壇山・白馬山地が東西方向に走り、それより南側には果無山脈が東西方向に走り、さらに南側には、千丈塩津山地、大塔山地が北東～南西方向に走っている。山腹斜面は河川の攻撃斜面側が急で、山頂部は北または西北に緩斜するものが多い。

(2) 丘 陵 地

紀の川沿いの橋本丘陵、田辺盆地周辺の田辺丘陵、紀南沿岸の周参見・古座丘陵が見られる。これらの丘陵はほぼ15°以上30°未満と比較的緩やかな傾斜を示している。

(3) 台 地

台地は、紀の川、有田川、日高川などの各河川沿いに発達する河岸段丘と、御坊以南の紀南海岸に発達する海岸段丘（高さ20～50m）に分けられる。

(4) 低 地

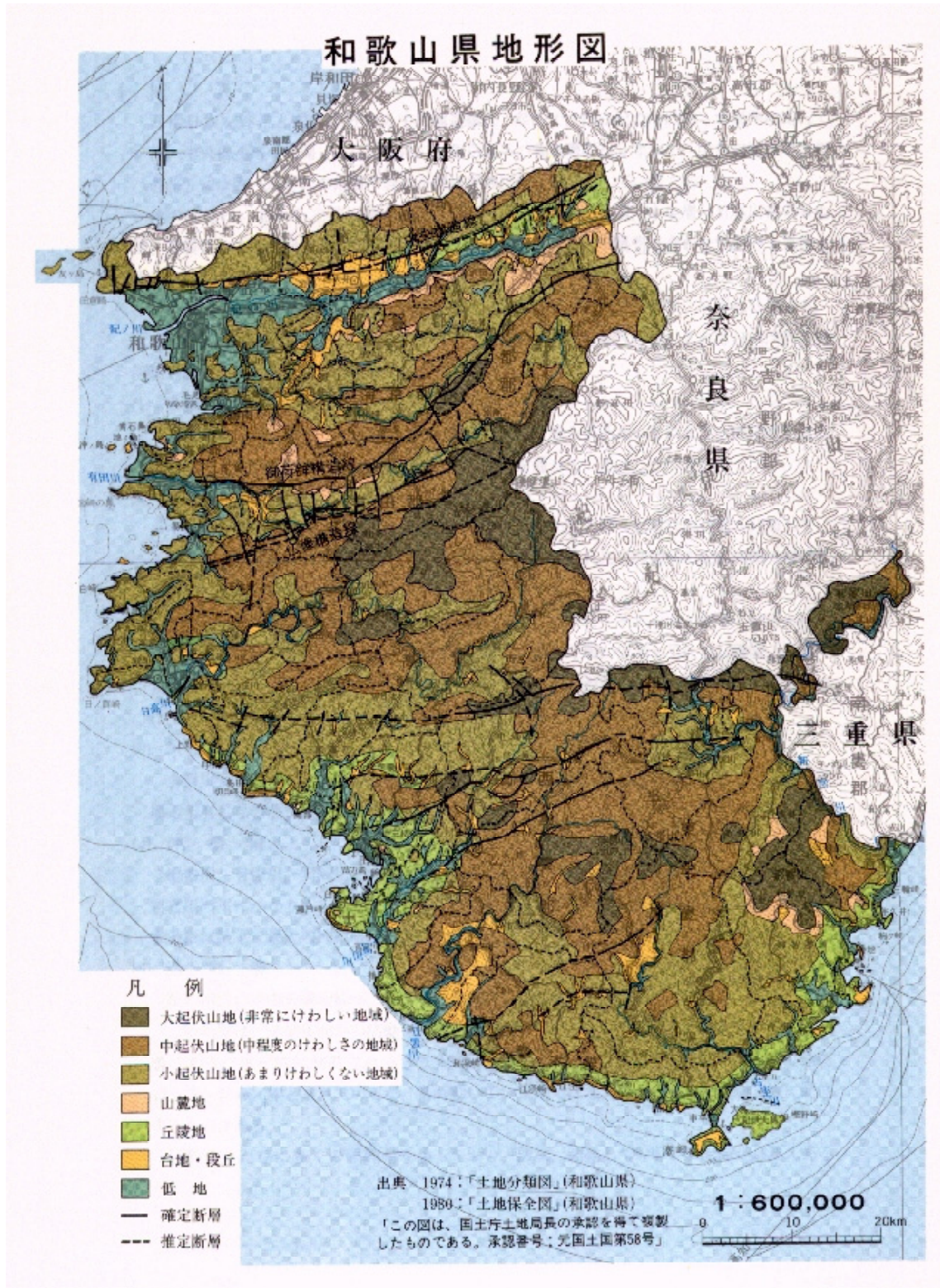
低地は、主に紀の川、有田川、日高川、富田川沿い等に見られ、海岸近くに砂州が形成され、その後背地に三角州性低地が発達している。

(5) 海 岸

海岸線の総延長は約651kmであり、和歌山市から潮岬まで約499kmの紀州灘沿岸、潮岬から新宮まで約152kmの熊野灘沿岸の2沿岸からなっている。海岸線のうち紀北・紀中は典型的な沈降海岸地域で、御坊以南の紀南海岸は隆起海岸地域であり、海蝕性の岩礁海岸が多く見られて、枯木灘と呼ばれている。

(6) 河 川

本県の河川は、大台ヶ原に水源をもつ紀の川が県北を西流し紀伊水道に注ぎ、また東部には、日本最多雨地帯の大峰山脈に源を発し、熊野灘に至る熊野川が県内の2大河川で一級河川となっている。この2河川に挟まれて有田川、日高川、富田川、日置川、古座川等 317の二級河川並びに射矢の谷川、神谷川等の89の準用河川及びその他の普通河川があるが、これらの河川はいずれも本県の地形条件により急流河川が多く、短時間の豪雨で出水氾濫による災害を受けやすい。



4 地 質

西南日本を外帯と内帯に分ける中央構造線は、県内では、ほぼ紀の川に沿って東西に走っている。中央構造線の北側（内帯）には、上部白亜系の和泉層群が分布する。中央構造線の南側（外帯）には、色々な時代の地層や岩石がほぼ東西に帯状に分布している。

その構造は、北から三波川帯の結晶片岩類、秩父累帯の古生層、中生層、日高川帯の中生層、牟婁帯の古第三紀層及び新第三紀層である。（日高川帯と牟婁帯を合せて四万十累帯と称す。）

沖積層は、紀の川低地に分布し、段丘を形成する洪積層は、各地帯の海岸、河岸に分布する。火成岩は比較的稀で、潮岬、大島の火成岩類、新宮付近の熊野酸性岩類、これとほぼ同質の石英斑岩脈が火成岩の分布する地域ではよく見られる。

(1) 西南日本内帯

和泉帯は砂岩、礫岩、泥岩からなり、酸性凝灰岩を挟む東西ないし東北東～西南西の走向を持つ大きな向斜構造をなし、向斜軸は和泉山脈を通っている。

(2) 西南日本外帯

中央構造線より南の外帯には、古生代から新生代にわたる様々な時代の地層が分布している。外帯北縁部には、中央構造線と御荷鉾構造線に挟まれて三波川帯の変成岩類（緑色片岩、黒色片岩、砂質片岩、珪質片岩など）が分布している。

三波川帯の南には、秩父帯の中・古生層がある。石灰岩、チャート、泥岩、砂岩からなる。その南には、日高川帯と音無川帯、牟婁帯の古第三紀層が分布している。礫岩、砂岩、頁岩からなり、塩基性及び酸性凝灰岩を挟んでいる。南西部の田辺と南東部の熊野地域には、新第三紀層の田辺・熊野層群（砂岩、泥岩、礫岩）が分布している。

(3) 洪 積 層

各河川及び海岸などの段丘に小規模な範囲で分布し、特に紀の川水系の段丘には、橋本市周辺で有名な菖蒲谷層が分布している。

(4) 沖 積 層

紀の川、有田川、日高川、切目川、南部川、会津川、富田川、日置川、古座川、太田川、熊野川の下にかなり拡く発達している。その他河川にも小規模な沖積層が見られ、紀の川水系には、県下で最大の沖積層が広がっている。

(5) 活 断 層

紀の川沿いの中央構造線が、県下の活断層の代表的なものである。

この断層は、2億年前から活動し、現在まで続いているという世界的にも最も大規模な断層である。地形的に判断される場所では、右ずれであり、最近数万年間の平均変位速度は、5～10 mm/年とされているが、常時動いているのではなく、地震の時に瞬間的に変位するものである。

活動するたびに多くの破碎帯を生じており、防災、開発上でおおいに配慮が必要であろう。

(6) その他の断層

- ・ 御荷鉾構造線
- ・ 仏像構造線
- ・ 御坊 - 萩構造線
- ・ 本宮断層

これらの断層は、活動した時期が非常に古くて、それ自体に問題はないが、断層周辺には破碎帯が存在して水の通路となり、そのために崩壊することがある。

第2節 気象条件（和歌山地方气象台）

日本の気候区細分によると、北部は瀬戸内気候区、南部は南海気候区に属している。

一般に、瀬戸内気候区の特徴は、雨が少なく晴天が多いことである。また、梅雨期や台風期の雨は、割合多いが、日射にめぐまれ、蒸発が盛んなので、干ばつもよく起こり、乾燥した気候区である。

南海気候区の特徴は、温暖で、最も寒い月でも山間部を除いて月平均気温は6°C以上である。また、梅雨期や台風期は雨が多く、月降水量300mm以上に達し、年降水量は2,000mm以上で、湿潤な気候区である。

年平均気温は、和歌山で16.7°C、潮岬で17.2°Cであり、年平均湿度は、和歌山で66%、潮岬で71%となっている。

降水量は、一般に寒候期に少なく、暖候期に多いタイプであり、12月、1月が少なく、6月、7月の梅雨期と9月の台風期が多い。

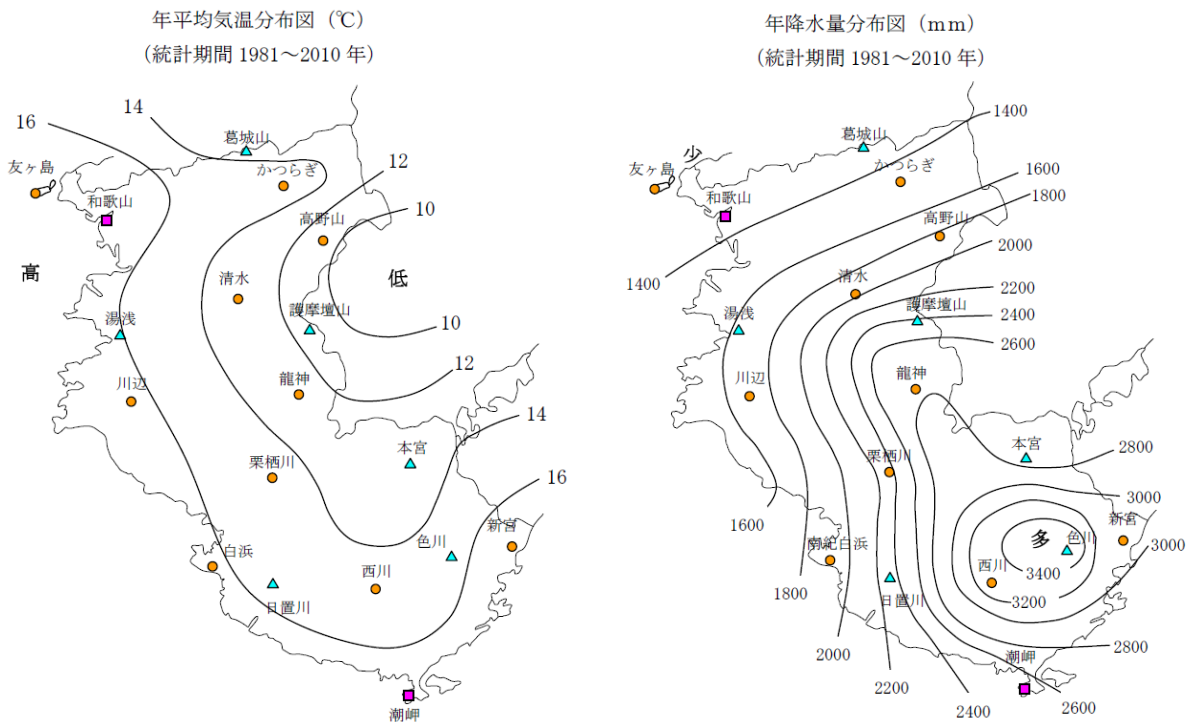
年降水量の最も多いのは、南部山岳の南斜面である。色川では、3,000mm以上で全国的にみても、多雨地域である。この地域を中心として、ほぼ円形をなし北部・西部に向かって少なくなっている。年降水量が2,000mm以上の多雨地帯は、沿岸部では、すさみ町以南であり、北部では標高500m以上の山地となっているが、この山地は県下の2/3に当たる。降水量が最も少ないのは、紀の川流域で、1,500mm以下である。

和歌山県下の最大日降水量の記録は、明治時代に田辺で降った901.7mmがある。

日最大風速10m/s以上の年間日数は、和歌山で36日前後で低気圧や台風によるものである。

潮岬では、年間50日にも及んでおり、1月から5月に多い。潮岬の12月から2月は、北西季節風が多く現れ、春と秋は、北東風が卓越し、8月は北東と西が同程度となる。

本県は、梅雨期や台風期の降水量が多く、大雨や台風による気象災害が多発しやすい。



第3節 社会条件（和歌山県）

土砂災害・風水害は、自然条件に加えて社会条件により被害の度合が大きく左右される。

1 人口

平成22年国勢調査による和歌山県の人口は、1,002,198人で、前回の平成17年からの5年間の人口増減をみると、3市町で人口が増加している。

このうち、増加数・増加率とも最も高かったのは岩出市の2,048人（4.03%）増となっている。一方、人口が減少した27市町村（8市18町1村）のうち、減少数が最も多いのは和歌山市で5,227人の減少、減少率が最も高いのは北山村の14.7%となっている。

（平成22年国勢調査確定値による）

注）平成17年の人口を平成22年10月1日現在の市町村の境域に基づいて組み替え、増減を算出。

2 土地利用

平成22年の県土地面積は4,746km²である。利用区分別の現況は森林76.9%、農用地7.5%、水面・河川・水路2.9%、宅地3.4%、道路2.6%、その他6.8%となっている。（平成22年10月1日現在土地利用現況把握調査）

近年、近畿自動車道紀勢線・京奈和自動車道の延伸等の道路整備が進むにつれ、都市の郊外化の傾向が目立っており、紀の川沿い・太平洋沿岸地域では、農用地と宅地の混在が進行しつつある。

第4節 災害とその特性（和歌山地方气象台）

気象現象を主な原因として起こる気象災害には、台風、大雨、強風など短期間に災害を引き起こす性質のものと、干ばつ、長雨、高低温、乾燥など比較的長期にわたることによって農作物などに災害を与える性質のものに大別できる。

本県で発生した災害のうち、記録に残っているものだけでも災害の種類は、大雨、洪水、強風、大雪、降ひょう、落雷、高潮、干ばつ、寒害、晩霜、突風、竜巻、地震、津波、地すべり、塩害、その他関係の深い災害として火災、飢饉、疫災などが挙げられる。

災害の特性と履歴をまとめると次のとおりである。なお地震・津波災害は地震・津波災害対策計画編で取り扱っている。

1 災害の特性

(1) 気象災害

本県でも大規模な寒波の襲来に際して寒害が起こったり、山地の一部で大雪の降った例もあるが、既に述べたように、本県の冬の気候は比較的温暖で、雪による災害は軽微である。

気象災害のうち、激甚な災害を与えるのは台風や低気圧に伴う大雨、強風であって、本県における特性や特に警戒すべき点について、以下に述べる。

大雨について全国的に見ると、その気象的原因是、台風によるものが圧倒的に多く、低気圧に伴うものがこれに次ぎ、前線や雷雨によるものなどがある。本県においては、大雨は梅雨末期の前線活動と台風によるものが多い。

元来、大雨が降るのは、水蒸気を多量に含んだ気流（湿舌）が、強い上昇気流として相当時間

継続することによるが、この場合、雷雨性となることが多く、暖湿な気流が南東または南西風として、本県に吹きつけるときは必ず大雨が降るといってよい。特に、南部山地に近い地域では豪雨となる。また、気流が収束しやすい地形の所で大雨が降りやすいが、特に台風の経路により、その影響は大いに異なり、被害の発生状態もずいぶん違う。

本県では、一般に、5～11月に大雨の降ることが多く、特に、7～10月には日雨量400～500mm程度の大雨の降る可能性があり、また冬期間においても、日雨量150mm程度の大雨が発現することがあるので注意を要する。

過去の県下の日雨量の最大値を見ると（気象台関係観測所の資料による）、第1位は田辺市で明治22年8月20日に901.7mmという驚異的な大雨を観測している。第2位は東牟婁郡那智勝浦町大野で平成13年8月21日に観測した672.0mmとなっている。

台風が和歌山市を中心として300km以内に入ると、日雨量200mmの大雨の起こることが多く、本県と紀伊水道とを通過する場合には、短期間に降水量が300～400mmに達することが多い。一般に台風の進行速度が遅いほど雨量が多くなっている。

100mm以上の大雨は台風の場合のほかに、梅雨前線が紀伊半島付近で活動するときや、低気圧が日本海、太平洋岸を東進する場合に起こっていることが多い。このほか、ほとんど純然たる雷雨による局地的大雨も起こることがあり、一般に前線に伴う雷雨には注意しなければならない。

本県の降雨の特徴は、短期間に降水量が100mmを越えるような大雨の場合は山岳部や南部では降雨の継続時間が長い。したがって山岳部や南部では総降水量も多いが、沿岸部では少ない。しかし、北部沿岸部での和歌山市、湯浅町を中心とした地域でも集中豪雨が発生する場合がある。

台風による被害の特性としては、台風が日本海又はその沿岸を進むと北部で軽い被害が起こり、本県南部の沖合い170km以遠を北東進すると、主として南部で比較的軽い被害が起こる。四国沖を経て本県に上陸、またはその付近を通ると被害は全県に及び、その程度も大きいものとなる。特に、この場合、台風の中心が本県から150km以内に接近し、中心気圧が980hPa以下の場合に大被害が起こっている。

強風は台風や低気圧の経路と勢力の消長に応じて起こることになるが、特に、和歌山市付近では南ないし南西の風が強まるときには、これが著しく強くなる傾向がある。これは地形の影響によるもので、紀淡海峡による気流の収束が主原因と考えられる。また、潮岬など岬角では風が強いという一般則は随所にあてはまる。なお、冬の季節風も相当強くなることもあり、和歌山では20m/s、潮岬では25m/sに達することがある。

本県は海岸線が非常に長く、高潮に襲われる可能性が大きい。特に台風の場合、諸種の原因が重なるときに激しい高潮となる。その原因としては、気圧の下降に伴う海面の上昇、強風によって海水が吹き寄せられることによる堆積上昇、湾内の海面の振動現象、天文潮としての潮の干満現象などがあり、更に地盤沈下が起こっている海岸では、高潮に際し予想外に深く海水が浸入するため不測の被害を受けることがある。

本県に大きな高潮被害をもたらす最も危険な台風経路は、昭和9年の室戸台風、25年のジェーン台風、36年の第2室戸台風のように、台風が四国東部から紀伊水道を北上するもので、これらはいずれも中心気圧の低い猛烈な台風で、中心が大阪湾に達した頃最高潮位が現われ、第2室戸台風の場合、和歌山港で通常の潮位より200cm以上高くなった。

次に、危険な経路は昭和26年のルース台風、29年の洞爺丸台風のように九州東部から四国へかけて北東進するもので、これが日本海へぬけた頃最高潮位が現われ、和歌山港で通常の潮位より

50～100cm高くなった。

九州西方から朝鮮海峡を通過する台風の場合でも、台風が日本海に出てから最高潮位となり、和歌山港で50cmの高潮が起こることもある。

台風が和歌山市より南を通ると、和歌山市の最大風速は、台風の中心に対し北東象限または北西象限の位置のときに現われるから、紀伊水道からの南寄りの風による海水の吹き寄せはなく、気圧下降による海面上昇が主なものとなる。実例としては、昭和34年の猛烈な伊勢湾台風の場合でも、和歌山港では、台風の最も接近したとき50cm位の高潮が起こったにすぎなかった。

しかし、この場合台風がごく近くを通った那智勝浦町の浦神港では気象潮が176cmの高潮となった。

また、台風や強風のとき、うねりや風浪が高くなって、沿岸海上や海岸部において災害を起こすから直接太平洋に面し、海岸線の長い本県では注意が肝要である。

(2) 火 災

原始林で風による木々のまさつや落雷などによる自然発火を除いては、火災は気象が原因となって起こるというものではないが、火災の発生や拡大と気象とは密接な関係があるので、ここに付け加えることにする。

もとより火災の絶滅を期すべきであるが、現実の問題としてはなかなか難しいので、少なくとも大火災の絶滅を完全に実践しなければならない。しかも、これは十分可能であると考える。

本県の著しい火災の記録の最初のは、天暦6年6月26日(952.7.25)高野山の拝殿の雷火による焼失で、その後現在に至るまで、高野山寺院関係、熊野本宮、和歌山城などを初め、民家大火災の件数は相当数に上っている。

焼失50棟以上の火災を一応大火として記録を調べると、慶長年間から昭和10年代に至る300年余の間に14件ほど起こっており、季節的にはその大部分が冬である。このうち特に大きいのは(太平洋戦争によるものを除く)、慶長14年3月12日(1609.4.16)の高野寺町大火、寛文3年10月6日(1663.11.5)の湯浅大火、明治3年11月29日(1871.1.19)の新宮大火はいずれも七百余軒を焼失している。安政2年12月15日(1856.1.22)の和歌山城下大火(強風下の放火という)では1,600戸を焼失した。また、大地震に伴いがちな火災として、安政元年11月5日(1854.12.24)の安政大地震の起こった後、田辺で大火が発生し数百軒が焼失した。

本県の一般家屋の火災は季節的に見ると、冬に最も多く全年の40数%、春がこれに次いで多く約30%を占める。したがって、年間の75%余は、12月から5月頃までの半年の間に発生していることになる。これには気象の影響がはっきり認められる。

近年山林火災が多く発生しているが、これは主として空気の乾燥や干天の継続に際して、各地に頻発しているものである。特に、2、3、4月の3か月に山火事が多く、年間件数の60%余を占めている。しばしば広大な林野を焼きつくし、時には人家に迫り延焼を起こし、あるいは家火事が頻発して、山火事を起こすことも珍しくない。とにかく、このように乾燥に影響されて、2～4月の頃は林野火災が多発することは、対策上特に注目すべき自然的特徴である。

2 災害の履歴

(1) 台 風

○室戸台風 昭和9.9.21(1934)

20日夜半すぎ、土佐沖から室戸岬付近に上陸した台風は、中心気圧911.9hPaに達し、非常に

強い台風となった。

四国上陸後分裂して勢力を失ったが、なお、進路付近に記録的災害を起こしながら、21日午前6時頃徳島市西方を経て同7時45分阪神の間に上陸、京都北西を経て正午佐渡、同夜東北中部を北東進し太平洋上に去った。このため日本の大部分は希有の風水害を受け、特に和歌山県下は高潮災害による被害は甚大であり、なかでも有田郡以北沿岸は、最も惨状を呈した。風は各地共南偏風で潮岬では風速25m/s以上の暴風が10時間以上に亘り最大風速27.7m/s（南南西）、和歌山では風速25m/s以上の暴風が4時間、最大風速25.7m/s（南）であった。雨は20日深夜より降り始め、熊野地方は21日午前5時頃に、紀北地方は同7時頃最も激しく、同10時頃に晴れ上った。雨量は奈良県との県境付近の山地に最も多く100mm以上で、龍神の210mmは最大であった。

高潮は沿岸一帯に起こり、有田以北に最も甚しく、下津港の潮位記録によれば、21日午前6時40分頃より同7時頃まで、平時より約120cm過高潮位を示し、また、和歌山港の潮位記録は約110cmの過高を示した。また、日置川筋旧三舞村における水位は5.6mまで上り最高記録となった。

県下の被害は次のとおり。

死者31人、行方不明6人、負傷者434人、家屋全壊2,628戸、同半壊2,602戸、同流失117戸、床上浸水1,600戸、床下浸水2,565戸、その他。

○枕崎台風 昭和20.9.17~18 (1945)

17日14時35分頃枕崎付近に上陸した猛烈な台風は九州を縦断し伊予灘をわたり広島付近を経て、夜半過ぎ松江、米子間から日本海に抜けた。この台風は瀬戸内に達した頃より急に衰弱したが、和歌山県下はその余波を受け、17日夕刻より風強く同夜半過ぎ最も強く、和歌山18日1時10分28.8m/s（西）潮岬27.0m/s（西）、雨量は一般に少なく、被害は主として風によるもので、屋根瓦の剥離、板塀の倒壊、電信電話線の切断程度であった。

紀北地方では稲作が相当痛手を被り、果実類の落下も甚しかった。

下津町では漁船大破損10隻、部分破損7隻を始め海南市黒江港の機帆船数隻破損等あり、陸上では和歌山市内の戦火仮小屋がほとんど倒壊した。

県下の主な被害は死者5人、家屋全壊228棟、その他。

○ジェーン台風 昭和25.9.3 (1950)

9月3日ジェーン台風は紀伊水道を北上し、大暴風雨となった。

和歌山県下もこのため各地で大風水害を被り、沿岸部は高潮襲来により特に県北部海岸地帯に惨禍を与えた。

この台風は8月29日頃硫黄島南東洋上で発生し、徐々に発達しながら北上、9月2日21時高知の南方約370kmの沖合（東経133.6°、北緯29.9°）に達した頃最盛期となり、（神戸上陸まで大体最盛期）中心気圧944hPaに発達、時速33kmの速さで北上、その後進路を北北東に変え3日9時室戸沖を通過、紀伊水道に入り時速55km位で北進、11時すぎ淡路島南端をかすめ、12時には、神戸市西方より上陸、次第に衰弱、14時若狭湾に抜けた。

このため和歌山県下では朝から風雨が強まり、和歌山市では朝9時頃より暴風雨となり、風向は東北東より東南東に、11時過ぎ南南東に転ずるとともに風威猛烈の度を加え、正午前遂に既往の最大を破る新記録を作った。即ち、和歌山の最大瞬間風速南南西46m/sで、昭和9年9月21日の室戸台風の42m/sを突破し最大風速は南南西36.5m/sで、明治44年6月19日の南南西29.

3m/sを破るすごさで強風吹続時間は6時間に及んだ。

次に、4日間にわたる総雨量は、色川413mm東牟婁郡山岳部は、300mmを超え、次いで有田川上流域が200mm以上であったが、日高川流域の大部分は100mmに達しなかった。また、沿岸部は高潮が襲来し、特に田辺湾以北の海岸地帯は、昭和21年末の南海道地震後の地盤沈下と相まって甚しい災害を被った。

県下の被害は次のとおり。

死者37人、行方不明21人、負傷者1,836人、家屋全壊2,784戸、同半壊10,949戸、同流失87戸、床上浸水2,309戸、床下浸水9,323戸、その他。

○台風17号 昭和33.8.25 (1958)

19日21時グアム島の西南西約600kmに発生した弱い熱帯性低気圧が発達しながら北西に進み、21日9時沖の鳥島の南約200kmで台風17号となった。22日9時硫黄島の南西800kmの海上から北上し、24日四国沖約500kmに達した頃970hPaで最盛期であった。その後速度を増し、25日18時頃御坊市付近に上陸し、近畿中部、新潟県を通り26日21時頃金華山沖に抜けた。

強風は、南部は24日夜から26日朝にかけて30時間、北部は25日午後から10時間余り吹き、最大風速は、潮岬25日17時20分南南東32.5m/s（最大瞬間風速16時49分南南東43.0m/s）、和歌山25日19時北東23.3m/s（最大瞬間風速18時34分北東32.0m/s）で、雨量（23日～25日）は、県南部及び山間部に多く200～600mmで、中部200mm前後、北部100mm前後であった。

県下の被害は次のとおり。

死者2人、行方不明2人、負傷者29人、家屋全壊69戸、同半壊483戸、同流失70戸、床上浸水2,322戸、床下浸水2,609戸、その他。

○伊勢湾台風 昭和34.9.23～26 (1959)

20日9時エニウエトック島の西に発生した弱い熱帯性低気圧が21日21時台風15号となり、発達しながら北西進し、23～26日は中心気圧895～910hPaで最盛期であった。26日18時潮岬の西から紀伊半島に上陸24時過ぎ富山市の東から日本海に抜けた。

南部は26日8時頃から夜半まで、北部は昼過ぎから夜半過ぎまで強い風となり、最大風速は潮岬26日17時東南東33.4m/s（最大時間風速18時02分南南東48.5m/s）和歌山26日20時北西24.5m/s（最大時間風速18時20分北北東38.3m/s）で雨量（23～26日）は北部120～200mm、中部150～240mm、南部沿岸200～300mm、山間部400～600mm等で大被害（特に南部）を受けた。

県下の被害は次のとおり。

死者3人、行方不明14人、負傷者56人、家屋全壊234戸、同半壊318戸、同流失122戸、床上浸水4,317戸、床下浸水3,727戸、その他。

○第2室戸台風 昭和36.9.14～16 (1961)

6日21時マーシャル諸島東部に発生した弱い熱帯性低気圧が西進し、8日9時エニウエトック島の南で台風18号となった。12日9時沖の鳥島南東にあったころ888hPaで13日は北西進し、14日北に転じた。この間中心気圧890hPaで最盛期、14日21時沖繩の東100kmを通過北北東に転じ、15日9時奄美大島通過、16日9時過ぎ室戸岬西方に上陸し、正午淡路島南西部を通り、13時過ぎ神戸、大阪間に上陸18時能登半島東部から日本海に抜けた。

本県南部は16日2時頃から15時間、北部は16日10時頃から6時間余り強い風が吹き、最大風速は和歌山16日12時50分南南西35.0m/s（瞬間12時43分南56.7m/s）潮岬16日11時30分南13時20分南南西ともに30.3m/s（瞬間11時11分南41.1m/s）で、雨量（14～16日）は有田、日高、富

田、日置の各河川の流域が多く、その他中部、北部は150～200mm、潮岬付近は50mm位であった。また、沿岸各地は高潮と高波のため大きな被害を受けた。

県下の被害は次のとおり。

死者15人、行方不明1人、負傷者316人、家屋全壊2,378戸、同半壊7,143戸、同流失155戸、床上浸水10,375戸、床下浸水16,164戸、その他。

○台風第12号 平成23.8.30～9.4(2011)

8月25日にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風第12号は、日本の南の海上を発達しながらゆっくりとした速さで北上し、大型で最大風速25m/sの勢力を保ったまま3日10時頃に高知県東部に上陸した。

その後も台風は自転車並みの遅い速度で北上を続け、四国地方と中国地方を縦断して、4日未明に山陰沖の日本海へ抜けた。

台風が大型で、さらに遅い速度で北上したため、長時間にわたり台風を取り巻く雨雲や非常に湿った空気が流れ込んだ。

このため、台風の中心から東側に位置した紀伊半島では、8月30日17時から9月5日06時までの総降水量が広い範囲で1000mmを超え、記録的な大雨となった。

前述期間の総降水量は那智勝浦町色川で1186mm、古座川町西川で1152.5mmとなり、新宮市新宮では9月4日3時57分までの1時間に132.5mmの猛烈な雨を観測した。

県下の被害は以下のとおり。

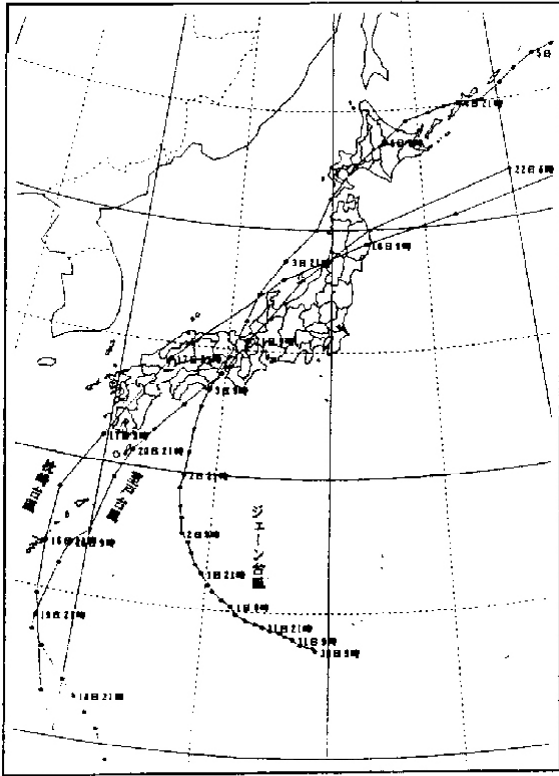
死者56名、行方不明者5名、負傷者8名、家屋全壊240棟、同半壊1753棟、床上浸水2698棟、床下浸水3146棟、その他戦後最大規模の大災害をもたらした。一部地域では増水による河川越流や大量の土砂による河道閉塞が発生するなどして、多くの住民が長期間避難を余儀なくされた。

また、台風12号がもたらした災害は明治22年8月に発生した台風による十津川災害以来であるとの声も多く、両台風は規模、経路および進行速度、気象現象等類似点が多く見られる。

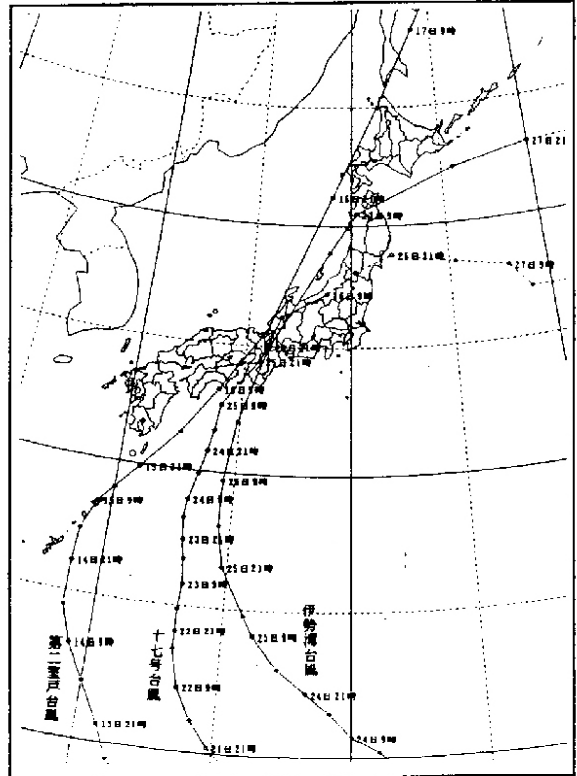
主なる台風の経路図

主たる台風の経路図(昭和時代)

室戸、枕崎、ジェーン台風

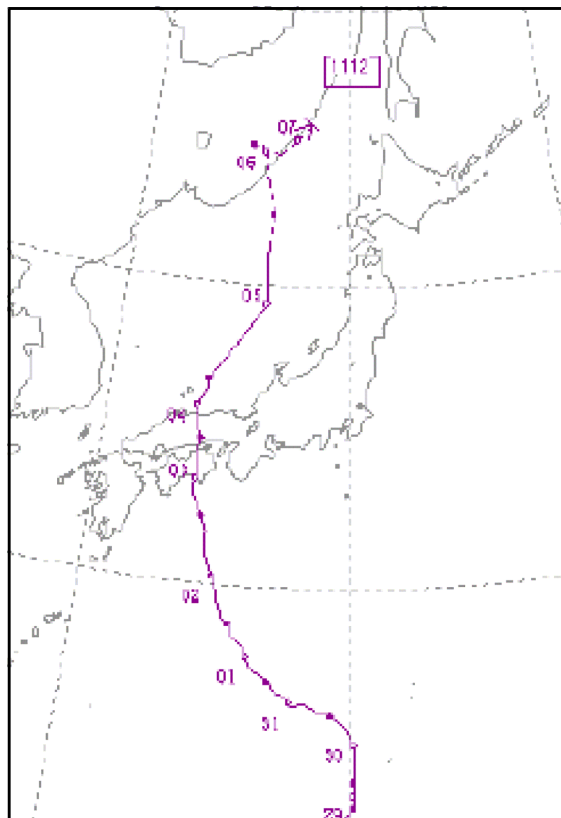


17号、伊勢湾、第2室戸台風



主たる台風の経路図(平成時代)

台風12号(2011年)



(2) 豪 雨

○豪 雨 昭和27.7.10~11 (1952)

紀伊半島沖に停滞していた梅雨前線が北上したため、和歌山市及びその周辺を中心として記録破りの大豪雨に見舞われた。

和歌山測候所観測によると、10日21時より11日6時に至る9時間内に354.6mm、10時日界の24時間雨量393.6mmに達し、今までの最多記録明治36年7月8日の24時間雨量313.4mmを突破し、明治12年観測開始以来最大の豪雨となった。豪雨は10日21時50分頃より約50分間と11日0時20分頃より約5時間最も強く、特に10日22時より同23時に至る雨量99.0mmに上り、これまた、1時間雨量としては創立以来の最多新記録であった。

したがって、被害は和歌山市及びその周辺各地に甚大で、明治22年の大水害について大水害といわれており、しかも北部の局地的災害としては記録破りである。

県下の被害は次のとおり。

死者14人、行方不明2人、家屋全壊96戸、同流失26戸、その他。

○豪 雨 昭和28.7.17~18 (1953)

17日夜から18日朝にかけて、県北部では梅雨前線による豪雨があり雷を伴った所が多く、短時間に希有の大雨を降らしめたため、未曾有ともいわれる惨禍をもたらした。豪雨は18日未明に最もはげしく、有田、日高両郡東部から奈良県南部は24時間雨量400mm以上にも及び、しかも、そのほとんどの雨は18日未明の数時間内に集中したため、有田川、日高川、貴志川など、にわかに増水し記録的な大洪水となった。

水位は明治22年8月18日の大洪水以上で、従来の最高記録を突破した。このため山地は山津波を平地では河川氾濫し、土砂、流木を交えた濁水は一瞬にして人畜、住家、耕地を一呑みし随所に壊滅的な災害を起こした。

なお、上記大豪雨を降らした梅雨前線の南下により20日にかけて、紀南地方に24時間雨量100~200mmの豪雨を降らし、所々多少の水禍をもたらした。

上記豪雨による県下の被害は次のとおり。

死者615人、行方不明431人、負傷者5,709人、家屋全壊3,209戸、同半壊1,678戸、同流失3,896戸、床上浸水12,734戸、その他。

第5節 土地利用の変遷（和歌山県）

1 土地利用の変遷

本県の面積は4,746km²であり、森林が77%を占めており土地利用はこのような地形条件を反映したものとなっている。

土地利用区分を、昭和50年と平成22年で比べて見ると、農用地は耕作放棄地の増加や宅地・道路等への転用に伴い24%減少している。これに対して宅地（住宅地、工業用地など）は、76%増加している。道路についても、着実に増加している。

県下では和歌山市周辺、橋本市を中心に新興住宅地が広がっている。これは、バブル期の地価高騰時に大阪を中心とした近畿圏からの人口流入によってもたらされたものであり、土地利用変化の一因であると考えられる。人口減少下においても核家族化により世帯数は増加しており、モータリゼーションの進展と相まって郊外の住宅需要は底堅いため、当面この傾向は続くものと想定されて

いる。

表1 土地利用の推移 (単位: km²)

項目	年	昭和50	55	60	平成2	7	12	17	22
農用地		464	441	432	410	394	376	368	353
森林		3,621	3,622	3,636	3,649	3,643	3,637	3,636	3,632
原野		0	0	0	0	1	1	0	0
水面・河川・水路		264	264	146	148	146	147	147	137
道路		112	117	100	100	104	110	116	122
宅地		92	118	127	137	147	153	157	162
住宅地		72	93	77	81	85	91	95	98
工業用地		16	18	17	19	20	19	18	16
その他の住宅		4	7	33	37	42	43	44	48
その他		169	161	284	278	289	302	302	320
県土面積		4,722	4,723	4,725	4,722	4,724	4,726	4,726	4,726
市街地(DID)		72	82	86	91	95	90	91	91

県地域政策課：土地利用現況把握調査（各年10月1日現在）

2 土地利用と災害

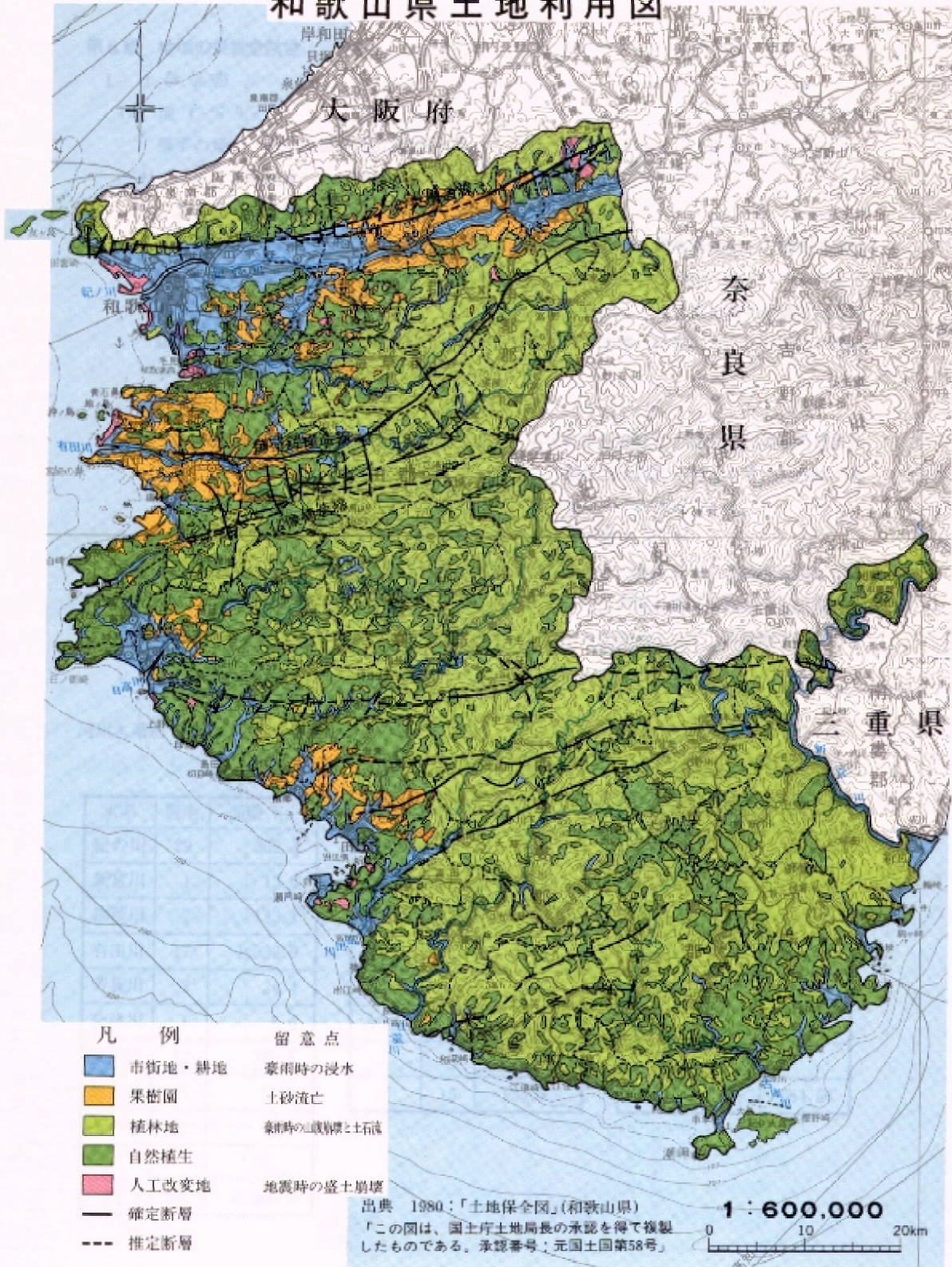
土地利用とその変化は、災害危険性の集積・拡大や新たなタイプの災害の出現などに密接な関係をもっている。

こういった観点から県下の土地利用を見ると、和歌山周辺の低地・低地位山地、橋本周辺の丘陵地、白浜周辺及び田辺の丘陵地・海岸段丘地等に宅地等の開発が進行している。これは、土砂災害の素因が増加しつつあるといえる。一方、これらの新興住宅地の多くは海岸沿いの既存集落に比べると津波被害の危険が少ないため、東日本大震災以降、特に需要が集中する傾向にある。

紀の川沿いの水田地帯や和泉山脈は、近年、宅地などの他用途利用に転換されるものが増えてきている。水田や森林はいわば貯水池といえるものであり、水田や森林の減少は流出水の保水、調節能力の低下を招き水害の危険度が増加する。

三波川変成帯からなる山麓付近や、南部の梅林などは、地すべり地の肥沃な土砂を利用した果樹園地となっている。

和歌山県土地利用図



第6節 地域の災害危険性（和歌山県）

1 土砂災害

(1) 土石流

土石流危険渓流は、5,745渓流に及んでいる。これは本県が平野が少なく急峻な地形や脆弱な地質をもったところが多いにもかかわらず、わずかな平地に人家が密集し豪雨により多量の土砂が流出し易い状態の場所が多くあることを意味している。

土石流危険渓流は地質的に見ると中央構造線、御荷鉾構造線、本宮断層に沿った地域に多く見られ、特に紀の川と有田川に挟まれた区域に多く集中している。

(2) 地すべり

県下の地すべり危険箇所は593箇所あり、そのうちで146箇所が地すべり防止区域に指定されている。この地すべり地帯を大別すると次のとおりである。

イ 北部紀の川沿岸の一群

和泉砂岩を基底とした灰緑色の砂質粘土で軟弱な緑色片岩、礫岩を膠結した層が上部を被覆しているため極めて脆弱でかつ含水率が高い。従ってこの層の中で地すべりが生じている。ただし例外として有田川北部、紀の川南岸にある地すべり地は雲母質の結晶片岩を基底とし、結晶片岩角礫を赤褐色粘土で膠結した硬岩層が不整に被覆しているためこの層の中で地すべりを生じているものと思われる。

ロ 中部有田川周辺の一帯

秩父古生層又は御荷鉾系古生層地帯であり、各所に軟質蛇紋岩の露出層が見え角礫層によって被覆され、かつ急傾斜を形成している。この層は御荷鉾破碎層とも言われ四国から中部地方にまで伸びているもので、最も地すべりの生じやすい地質である。

ハ 南部川・日高川の水源地帯から富田川に至る地域の一帯

この地帯は一部第三紀層に属する箇所もあるが、大部分が中生層であり角礫岩層にて覆われているため層中に地すべりが生じているもので、特に南海地震以来頻発する紀南陸地地震の震源地に近く山地に亀裂を生じ、雨水、地表水の浸透によって、陥没地すべりが多発している。

河川水系別 地すべり防止区域

(国土交通省)

(林野庁)

(農林水産省)

砂防課

森林整備課

農業農村整備課

水系	箇所	面積 ha
紀の川	40	730.13
新宮川	2	18.65
亀の川	2	62.89
加茂川	10	171.07
有田川	21	1,481.76
日高川	1	6.45
芳養川	3	24.37
会津川	2	17.24
富田川	11	386.56
他水系	4	30.20
その他	5	65.31
計	101	2,994.63

水系	箇所	面積 ha
紀の川	6	55.1
有田川	7	54.2
日高川		
富田川	1	7.4
日置川	1	19.7
古座川	1	12.2
熊野川	3	113.1
計	19	261.7

水系	箇所	面積 ha
紀の川	18	568.72
小原川	1	34.20
加茂川	3	122.80
有田川	2	61.30
左会津川	2	42.64
計	26	829.63

(3) 崩 壊

急傾斜地崩壊危険箇所は県下に12,247箇所あり、その内急傾斜地崩壊危険区域は1,109箇所である。また山地災害危険地で崩壊の危険性のある箇所は1,931箇所(5,676.0ha)、崩壊土砂流出の危険性のある箇所は1,334箇所(2,308.3ha)存在している。

和歌山県には活断層である中央構造線が和泉山脈南麓を紀の川沿いに東西に走り、構造線より南には北から三波川帯、秩父帯、四万十累帯が分布し、その地質境界は断層となっている。これらの断層に沿う破碎帯は深く極めて脆弱な地域であり崩壊が発生しやすい。

このような、地形・地質的条件に加えて、年間の降水量が2,000mmを越える日本有数の多雨地帯という気象条件も崩壊発生に大きく影響している。

崩壊危険地域を概括すると次の通りである。

- 菖蒲谷層が分布する斜面地では崩壊流出が生じやすい。特に中央構造線が通っている地域は、破碎帯が発生し最も崩壊しやすい。
- 三波川変成帯のうち、泥質片岩の分布する地域で亀裂の多い所は局部的に岩塊となって破壊することがある。
- 熊野酸性岩は亀裂に沿って大きな岩塊となり破壊することがある。
- 日高川層群の北辺、仏像線に近い所では巾の広い破碎帯が分布しているが、この破碎帯が著しく、かつ大量の水を持つことが多く大規模な崩壊を生じる恐れがある。
- 南部町北方から本宮町に走る本宮断層の北側にも破碎帯があり、地層が工事等で露出した場合、徐々にではあるが地すべり性崩壊の続くことが予想される。

- 田辺層群の分布する田辺丘陵地は侵食を受け易く、ガリ地形を多く分布し、植生回復困難な地形・地質条件を持っている。

2 風水害

本県は北部に大台ヶ原を源とする紀の川が西流し、東部には全国一の洪水流量が予想される熊野川が南流し、熊野灘に流入している。この二河川に挟まれて、有田川、日高川、左会津川、富田川、日置川、古座川、太田川などの河川が紀伊水道及び熊野灘に注いでいる。紀の川を除いて、各河川の流域は平野に乏しく、河口付近まで上流特有の渓谷のような地形を示している。県下の市街地は、これらの河川の河口部に広がる堆積低地を中心として発達しているものがほとんどである。

このような地理的条件のうえに、日本有数の豪雨地域であり、台風常襲地域でもあり河川氾濫等の風水害が発生しやすい。

直轄河川の重要水防箇所は県下で125箇所、知事管理河川の重要水防箇所は627箇所である。

県下の風水害危険地域は次のとおりである。

- 熊野川低地はほぼ全面が砂礫性の氾濫源となっており、洪水時には水位が上昇し河岸段丘の低位面上にある集落をも流出する恐れがある。
- 潮岬や串本のような発達の悪い低い砂州は高潮被害を受けやすい。
- 有田川下流の低地では、昭和28年災害における洪水では約1 km以上の広い谷幅をもつ谷底平野全面が氾濫地域となっており水害の恐れがある。
- 日高川下流の御坊市は低い砂堆地形の上にあるが、昭和28年災害の洪水時には市街地の全域が浸水し、中心部でも浸水深は2 m以上に達する被害が生じており、水害の危険性が大きい。
- 有田川や日高川と同様に、富田川、会津川の下流低地や太田川低地では、1 km以上の谷幅を持つ谷底平野全面で氾濫した実績をもち水害危険性が大きい。
- 紀の川、有田川、日高川、富田川、太田川、熊野川では増水に伴って河川水の後背地への逆流現象が認められたことがあり、水害に対する注意を要する。
- 紀の川低地は過去に洪水氾濫の被害を生じている地域であり、都市化による広域の人工物による不透水面化が進んでいるので、水害危険度が増大しつつある。
- 山地が海岸まで迫り、山地を刻む河川の河口部に発達する狭い低地は台風や集中豪雨時に洪水氾濫の常襲地帯である。
- 串本町を中心とした紀南海岸丘陵地では、急流性で短小な多数の平行小河川が発達し、集中豪雨時には水害、土砂災害などの複合災害が、多数、面的に発生する恐れがある。

第3章 和歌山県防災行政の基本方針（和歌山県）

自然災害及び地域開発に伴う環境の変化や都市構造の複雑化などによる多種多様な災害に対処するため、治水治水をはじめとする防災施設の整備、情報伝達網の充実、災害時における緊急輸送道路の確保を図るとともに、県・市町村・防災関係機関及び県民が一体となって日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

1 県土保全施設の整備

(1) 治 山

- 緊急かつ計画的に荒廃地及び荒廃危険地の施設整備を進める。
- 緊急かつ重点的に山地災害危険地区の施設整備を進めるとともに、災害予測技術の確立に努める。
- 森林の有する公益的機能を高度に発揮するため、保安林の整備を推進する。

(2) 治 水

- 河川・砂防の基本施設及び地域防災施設については、所要の安全度をおおむね確保する。
- 治水安全度を向上するため、防災施設の整備を推進するとともに土地利用のあり方、避難誘導についても検討し、流域を一体とした総合的な治水施策を進める。
- 防災施設の整備にあたっては、河川空間の活用を求める声が高まりつつあることから、歴史・伝統・地域文化に根ざした活動の場、レクリエーション活動の場として、ゆとりとうるおいのある豊かな水辺環境を創造する。
- ホームページや携帯電話等の情報通信端末を活用して雨量や河川水位、ダム情報等を住民にわかりやすく提供し、洪水への関心や防災意識の向上を図る。

(3) 海 岸

- 既往最大波浪（第2室戸台風級）に対する安全度の向上をめざした緊急度の高い海岸において海岸保全施設を整備し、所要の安全度をおおむね確保する。
- 紀伊水道・紀州灘・熊野灘に面する変化に富んだ雄大な海岸線は国民共有の貴重な財産であるという認識のもとに、歴史・景観を踏まえて社会の要請に対応するためのストック整備を行う。
- 余暇の活動の多様化に伴い、海や海浜に親しむ人口が増加しているため海岸を面的な空間としてとらえ、生活空間・レクリエーション空間など多面的な利用を誘導するとともに、災害に対し抵抗力の強い海岸として整備を図る。

2 防災活動の強化

- 県土並びに住民の生命・身体及び財産を災害から守る防災対策の基本となる和歌山県地域防災計画・和歌山県石油コンビナート等防災計画などの各種防災計画に常に検討を加え、防災体制の整備と強化を図る。
- 災害に関する情報、災害発生時の被害状況を迅速・的確に伝達するため情報伝達網の整備を促進する。

- 円滑な防災活動が実施できるよう、災害用ヘリポートの指定など、きめ細かい防災体制の強化を図る。
- 広報紙、報道機関、講演会、学校教育などのあらゆる手段や機会を活用して、災害危険箇所等の防災情報の提供や防災知識の普及に努める。
- 消防団体・その他関係機関が一体となって、地域ぐるみの各種防災訓練を実施する。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

第4章 防災関係機関の実施責任と業務大綱（県総務部危機管理局）

県、市町村並びに和歌山県の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、おおむね次の事務又は業務を処理するものとし、その際相互に協力するよう努めなければならない。

第1節 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 和歌山県

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
和 歌 山 県	ア 県防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、り災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ リ災者に対する融資等の対策 ク 被災県営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害時における公安対策 サ 災害対策要員の動員並びに雇用 シ 災害時における交通、輸送の確保 ス 被災施設の復旧 セ 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

2 市町村

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市 町 村	ア 市町村防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、り災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ リ災者に対する融資等の対策 ク 被災市町村営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害対策要員の動員並びに雇用 サ 災害時における交通、輸送の確保 シ 被災施設の復旧 ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

3 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 近畿管区警察局	ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること オ 警察通信の運用に関すること カ 警察官の応援派遣に関すること
2 近畿財務局 (和歌山財務事務所)	ア 公共土木等被災施設の査定の立会 イ 地方自治体単独災害復旧事業(起債分を含む)の査定 ウ 地方自治体に対する災害融資 エ 災害時における金融機関の緊急措置の指示 オ 未利用の国有地の情報提供
3 近畿厚生局	ア 独立行政法人国立病院機構の避難施設等の整備と防災訓練の指導 イ 災害時における国立病院機構収容患者の医療等の指示、調整 ウ 災害による負傷者等の国立病院機構における医療助産、救助の指示、調整
4 近畿農政局	ア 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 イ 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ウ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
5 和歌山農政事務所	災害における主要食糧の応急対策
6 近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)	ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 イ 国有林における予防治山施設による災害予防 ウ 国有林における荒廃地の災害復旧 エ 災害対策復旧用資材の供給 オ 森林火災予防対策
7 近畿経済産業局	ア ライフライン(電気、ガス、工業用水道)の復旧対策 イ 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保
8 中部近畿産業保安監督部近畿支部	ア 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 イ 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
9 近畿運輸局 (和歌山運輸支局 勝浦海事事務所)	ア 交通施設及び設備の整備に関する指導 イ 宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導 ウ 所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導 エ 災害時における所管事業に関する情報の収集 オ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導 カ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整 キ 緊急輸送命令
10 近畿地方整備局 (和歌山港湾事務所)	ア 港湾施設の整備と防災管理に関すること イ 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導に関すること ウ 海上の流出油に対する防除措置に関すること エ 港湾・海岸保全施設等の応急復工法の指導に関すること
11 大阪航空局 (関西空港事務所 南紀白浜空港 出張所)	ア 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理 イ 密集地帯上空の低空飛行の禁止 ウ 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施
12 和歌山海上保安部 田辺海上保安部	ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動 イ 災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 ウ 災害時における海上緊急輸送及び治安の維持 エ 海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 オ 災害時における非常通信連絡体制の維持及び活動
13 大阪管区气象台 (和歌山 地方气象台)	ア 観測施設の整備及び維持 イ 気象予警報等の処理・通信システム等の確保と充実 ウ 気象予警報等の発表と伝達 エ 観測資料等のデータベースの構築
14 近畿総合通信局	ア 非常通信体制の整備 イ 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施 ウ 災害時における電気通信の確保 エ 非常通信への妨害の排除及び混信の除去 オ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
15和歌山労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止 イ 救助の実施に必要な要員の確保
16近畿地方整備局 (和歌山河川国道事務所、紀南河川国道事務所、紀伊山地砂防事務所)	ア 土木施設の整備と防災管理 イ 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ウ 被災土木施設の災害復旧 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

4 自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第37普通科連隊、第304水際障害中隊	ア 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 イ 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

5 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査と災害復旧
2 西日本電信電話株式会社和歌山支店	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
3 日本銀行大阪支店	災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等
4 日本赤十字社和歌山県支部	ア 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ウ 義援金品の募集配布
5 日本放送協会和歌山放送局	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 西日本高速道路(株)関西支社	ア 災害時における輸送路の確保 イ 有料道路の災害復旧

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
7 電源開発株式会社 西日本支店	ア ダム施設等の整備と防災管理 イ 被災施設の調査と災害復旧
8 日本通運株式会社 和歌山支店	災害時における緊急陸上輸送
9 関西電力株式会社 和歌山支店	ア 災害時の電力供給 イ 被災施設の調査と災害復旧 ウ ダム施設等の整備と防災管理
10大阪ガス株式会社	ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧
11郵便事業株式会社 (和歌山支店)	ア 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い 及び援護対策の実施 イ 被災郵政業務施設の復旧

6 指定地方公共機関（55機関） ※詳細は資料編71-00-00

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 土地改良区 (17機関)	ア 土地改良施設の整備と防災管理 イ 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧 ウ 農地たん水の防除施設の整備と活動
2 鉄道機関 (2機関)	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送 エ 被災施設の調査と災害復旧
3 バス機関 (13機関)	ア 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
4 輸送機関 (11機関)	ア 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送

機 関 の 名 称		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
5 放送機関 (6 機関)		ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 医療機関 (2 機関)		ア 災害時における医療救護の実施 イ 災害時における防疫の協力
7 公社	土地 (1 機関)	ア 管理地及び施設の整備と防災管理 イ 被災施設等の災害復旧
	住宅 (1 機関)	ア 被災施設の調査と災害復旧 イ 住宅の被害調査と応急対策への協力
8 ガス機関 (2 機関)		ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 病院等経営者		ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 被災時の病人等の収容保護 ウ 災害時における負傷者等の医療、助産救助
2 社会福祉施設の 経営者		ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における収容者の収容保護
3 学校法人		ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
4 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合等		ア 市町村本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ウ 被災農林漁業者に対する融資又はあっせん エ 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 オ 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあっせん

01-04-02 処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
5 商工会議所、商工会等商工業関係団体	ア 市町村本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
6 金融機関	被災事業者に対する資金融資
7 危険物及び高圧ガス施設等管理者	ア 安全管理の徹底 イ 危険物及び高圧ガス施設等の点検

用語の説明

項目	説明
谷底平野	沖積低地の一種で、日本では幅1～2km以下の狭長な谷間の低平地をさして用いられることが多い。
攻撃斜面	河川曲流部で河道の外側（凹岸側）にある急傾斜した部分。これに対し、河道の内側（凸岸側）にある緩傾斜した部分を滑走斜面という。
段丘	川、海、湖などに隣接していて、平坦面と急崖が階段状に配列している地形。平坦面を段丘面といい、かつての河床、浅海底、湖底などに当たる。普通は成因と分布の位置の両方の意味をかねて、河岸段丘、海岸段丘、湖岸段丘と呼ぶ。
砂州	波食により生じた砂礫や河川によって運ばれた砂礫が、岬や海岸の突出部から海側に細長く突出した地形。
三角州	河川の搬出する砂泥が河口付近に堆積して形成された低平な地形。
沈降海岸	海面の高度変化よりも地盤が沈降することによって形成された海岸地形。
隆起海岸	地盤の隆起または海面の下降によって浅海底が陸上に現われて形成された海岸地形。
中央構造線	西南日本のほぼ中央部を縦走する最も主要な地質構造線で、赤石山地西縁から南下し、紀伊半島北部・四国北部をへて、中九州に達する。
向斜	層序的に上位の地層が中心にでている摺曲構造。一般には、摺曲している地層の谷にあたる部分。向斜軸面と各層の交線を向斜軸という。
向斜軸	→ 向斜
沖積層	現在の水系にそう作用で堆積した泥・砂・礫・泥炭など。河床・はんらん原・低湿地・扇状地・河口などの堆積物を含むが、純然たる海底、湖底の堆積物は含まない。
洪積層	約180万年前から約1万年前にわたる更新世に生成された地層をさす。
断層	地殻を形成している地層・岩石・マントル構成物質などが、一つの面又は帯を境にして相対的にずれた現象。
活断層	最近地質時代（第四紀）ないし歴史時代に繰り返し活動した断層で、今後も活動が予想されるもの。

参考文献

- 国土庁監修（1989）：国土統計要覧（都道府県別の傾斜別面積）
- 国土庁土地局（1985）：土地保全図（和歌山県）
- 町田貞他（1981）：地形学辞典
- 総務庁統計局（1985）：昭和60年国勢調査報告
- 地学団体研究会（1981）：増補改訂 地学辞典
- 和歌山県（1974～1989）：和歌山県土地分類基本調査
- 同（1986）：和歌山県長期総合計画
- 同（1989）：国土利用計画管理運営事業（土地利用現況調査）
- 同（1990）：和歌山県のすがた

第 2 編

災 害 予 防 計 画

第1章 河川防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現 況

本県北部には大台ヶ原を源とする紀の川が西流し、また東部には全国一の洪水流量が予想される熊野川が南流し、熊野灘に注いでいる。この二河川に挟まれて、有田川、日高川、南部川、左会津川、富田川、日置川、古座川、太田川などの河川が紀州灘及び熊野灘に注いでいる。県内を流れる一級河川（大臣管理）一級河川（指定区間）二級河川の河川数、延長は次のとおりである。

区 分	河 川 数	管理延長(km)	管 理 者
1級河川（大臣管理）	4	65.5	国土交通省
1級河川（指定区間）	133	543.7	和歌山県
小 計	134	609.2	
2 級 河 川	317	1,422.0	和歌山県
合 計	451	2,031.2	

(H23.04.01現在)

注) 1級河川の河川数は、3河川重複している。

※ 重要水防箇所評定基準は、資料編03-01-00を参照

※ 国土交通大臣直轄管理河川重要水防箇所総括調書・個別調書は、資料編03-02-00、03-03-01、03-03-02を参照

※ 知事管理河川重要水防箇所集計表・知事管理河川重要水防箇所個別調書は、資料編03-04-00、03-05-00を参照

2 計画方針

本県は約651kmにも及ぶ海岸線を有し、また、県土の約8割が山地で占められ、急峻な河川が多数存在する。このため、平地が少なく、人口・資産が河川・海岸の氾濫域に集中している。また、本県は多雨地帯であり、台風の経路となることが多く、過去幾度となく風水害に見舞われ尊い人命や財産に被害をもたらしており、洪水、高潮等に対する安全度を高める必要がある。

そこで、次の基本方針により整備を進める。

- (1) 過去の大水害の実績や、流域の開発に見合った計画を立てる。
- (2) 周辺土地の有効利用を勘案するとともに、流域及び河川の現状、課題を十分に踏まえ、その超過洪水に対する安全度を高める。
- (3) 河口部については高潮対策についても配慮する。
- (4) 治水安全度の向上のみならず、地域と連携した河川環境の保全を推進し、また河川浄化による水質の改善を行う。
- (5) 東南海・南海地震に備え、水門樋門の自動化・遠隔操作化、堤防の耐震化・嵩上げ等実施し、被害の防止・軽減を図る。

3 事業計画

本県は県土の約8割を急峻な山地によって占められており、年間降雨量においても、全国有数で

ある。このため、河川氾濫等の災害を被りやすく、さらに、最近の都市及びその周辺における開発の進展はすさまじいため、災害時における被害増大も予想されるので、これら土地造成等の利用形態の変化に対応しつつ、他事業との調整を図り、県民の生命と財産を守り豊かな生活ができるように、流域全体の治水、利水、環境、土地利用計画を考慮しつつ、河川改修を積極的に推進する。

これらの河川については、洪水の軽減、治水機能の改善、河川環境の保全を図るとともに、開発に関連する河川、あるいは、被災の著しい河川、内水対策の必要な河川については、重点的に施工する。また、水防管理団体の迅速かつ適切な活動に資するため、リアルタイム水位テレメータ情報の収集・提供を行う。

第2章 砂防防災計画（県土整備部）

1 現 況

県下には保全対象人家戸数5戸以上等の土石流危険渓流が2,526渓流存在している。また、砂防指定地は1,238箇所となっている。

※ 土石流危険渓流は、資料編04-04-00、もしくは砂防課のホームページ参照。

2 計画方針

土砂流出及び、土石流等による災害を未然に防止又は軽減するため法指定並びに砂防工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援する。

また、土石流災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 砂防指定

土砂の生産等に伴い流域に被害を及ぼす区域を指定地とし、立木の伐採、土石の採取等の一定行為の禁止・制限等を行う。

(2) 砂防事業

砂防設備の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点及び災害時要援護者関連施設の保全を重点的に行う。

(3) 総合的な土石流対策

土石流による災害から人命を保護するため、下記の総合的な土石流対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、土石流危険渓流の周知及びパンフレットの配布等の情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて、土石流災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。また、土砂災害警戒区域のうち住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。

※ 土砂災害警戒区域等は、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、土石流が発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として5kmメッシュ毎の危険度情報等を提供する。

※ 雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編04-01-00、04-02-00をそれぞれ参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象（山鳴り、渓流の水位激減、

濁りや流木など)等に基づき、土砂災害警戒区域や土石流危険渓流等の必要と認める地域の住民に対し、避難勧告等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、土石流に対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内に主として高齢者や障害者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

オ 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかる土石流や山地崩壊等による河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害が発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編04-03-00を参照）

また、各振興局建設部は土砂災害発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

カ 緊急調査

河道閉塞による湛水が発生原因とする土石流等重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が緊急調査を行う。

国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

第3章 山地防災計画（近畿中国森林管理局、県農林水産部）

1 現 況

本県は県土の8割近くを険しい山々で覆われ、年間降水量も多いことから、山崩れや土石流等の山地災害が起こりやすくなっており、これまで多くの人命、財産が失われている。

このため、山地災害により人家や公共施設などの被害を及ぼすおそれのある地区については、山地災害危険地に指定し、災害が起こらないよう防止対策を行うこととしている。

本県の山地災害危険地のうち崩壊の危険性がある箇所は、8,019箇所、土砂流出の危険性のある箇所は、6,089箇所、存在している。

※ 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、資料編05-01-01、05-01-02、05-02-01、05-02-02を参照

2 計画方針

山地災害危険対策として、集落に近接した山地における山地災害の防止、荒廃山地の復旧等を重点的に、危険度、緊急性の高い箇所から、積極的かつ効率的に実施することとしている。

また、豪雨時には当該箇所を点検し、その実態の把握を行い、その結果、危険と認められた場合には防災会議等を通じて関係者へ周知を図るとともに、必要に応じて防災工事の実施等の措置を講ずる。

3 事業計画

山地災害危険地のうち1,229箇所については既に着手済みであるが、その他の危険度の高いものについては重点的に森林整備保全事業計画（計画期間平成21年度～平成25年度）により、計画的に実施する。

新生の荒廃危険箇所等についても詳細な現地調査巡視を続け、治山事業が必要であると判断される場合は、順次治山事業を実施する。

さらに間伐等の遅れにより森林が荒廃し山地災害が発生する恐れのある箇所についても本数調整伐等を積極的に実施し、森林の持つ防災機能の強化を図る。

また、防災意識の普及のため、土砂災害防止月間等の機会を通じ、パンフレットの配布等、情報提供の諸施策を実施する。

第4章 地すべり防止計画（県農林水産部・県県土整備部）

1 現 況

県下には地すべり危険箇所が593箇所（農村振興局所管58箇所、林野庁所管40箇所、国土交通省所管495箇所）存在し、うち146箇所（農村振興局所管26箇所、林野庁所管19箇所、国土交通省所管101箇所）が地すべり防止区域に指定されている。

※ 地すべり危険箇所は、資料編06-01-00、06-02-00、06-03-00、もしくは砂防課のホームページ参照（林野庁及び国土交通省所管分）

2 計画方針

地すべりによる災害を未然に防止または軽減するため、法指定並びに地すべり防止工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援する。

また、地すべり災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 地すべり防止区域指定

地すべりによる被害を除却又は軽減するため、地すべり防止区域として指定し、助長若しくは誘発するおそれのある行為の制限等を行う。

(2) 地すべり対策事業

森林整備保全事業計画等に基づき、計画的な事業実施を行う。特に避難場所、地域防災拠点及び災害時要援護者関連施設の保全を重点的に行う。

(3) 総合的な地すべり対策

地すべりによる災害から人命を保護するため、下記の総合的な地すべり対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、地すべり危険箇所の周知及びパンフレットの配布等の情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて、地すべり災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。また、土砂災害警戒区域のうち住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。

※ 土砂災害警戒区域等は、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、地すべりが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県下一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。

また雨量情報を提供する。

※ 雨量観測箇所は、資料編04-01-00を参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、地すべりの前兆現象（地割れや地面の陥没・隆起、水位の急変等）や地すべり監視施設等のソフト対策に基づき、土砂災害警戒区域や地すべり危険箇所等の必要と認める地域の住民に対し、避難勧告等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、地すべりに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内に主として高齢者や障害者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

オ 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかる地すべりが発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編04-03-00を参照）

また、各振興局建設部は地すべり発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

カ 緊急調査

大規模な地すべりにより重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が緊急調査を行う。

国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

第5章 急傾斜地崩壊防止計画（県土整備部）

1 現 況

県下には保全対象人家戸数5戸以上等の急傾斜地崩壊危険箇所が3,144箇所（自然がけ2,988箇所、人工がけ156箇所）存在している。また、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所は1,109箇所となっている。

※ 急傾斜地崩壊危険箇所等は、資料編06-04-00もしくは砂防課のホームページ参照。

2 計画方針

がけ崩れ災害から住民の生命を保護するため、法指定並びに急傾斜地崩壊防止工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援する。

また、がけ崩れ災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、崩壊する恐れのある急傾斜地を指定し、急傾斜地の崩壊が助長若しくは誘発される恐れがないよう一定行為の制限等行う。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊防止施設の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点及び災害時要援護者関連施設の保全を重点的に行う。

(3) 総合的ながけ崩れ対策

がけ崩れによる災害から人命を保護するため、下記の総合的ながけ崩れ対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、急傾斜地崩壊危険箇所の周知及びパンフレットの配布等の情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて、がけ崩れによる災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。また、土砂災害警戒区域のうち住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。

※ 土砂災害警戒区域等は、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、がけ崩れが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として5kmメッシュ毎の危険度情報等を提供する。

※ 雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編04-01-00、04-02-00をそれぞれ参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒情報及び補足情報、がけ崩れの前兆現象（亀裂や湧水の発生、小石の落下など）等に基づき、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所等の必要と認める地域の住民に対し、避難勧告等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、がけ崩れに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内に主として高齢者や障害者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

オ 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編04-03-00を参照）

また、各振興局建設部はがけ崩れ発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

第6章 内水排除計画（県土整備部）

1 現況

県管理河川において、高潮対策5河川及び河川の合流点の排水対策として7河川、津屋川、七箇川、箕川、出合川、熊野川、和歌川、紀三井寺川、杭の瀬川、浮島川、高山川、お仙谷川、東裏川において排水機場が稼動中である。

稼動しているポンプ場の規模は次表のとおりである。

ポンプ場・排水機場の現況（平成24年4月現在 県河川課）

ポンプ場名	水系名	管理者	所在地		既設配水管規模 ポンプ排水					備考
			市	町	口径		排水量		計	
					(mm)	台	(m ³ /S)	台		
和歌川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	塩屋	1,500	2	5.0	2	40.0	完成
					2,500	2	15.0	2	10.0	
紀三井寺川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	紀三井寺	1,500	2	5.0	2	10.0	
杭ノ瀬川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	杭ノ瀬	2t(1,000)	1	2.0×1	1	10.0	
					4t(1,200)		4.0×2			
					4t(1,350)					
浮島川 ポンプ場	新宮川	和歌山県	新宮市	緑ヶ丘	1,500	1	5.0	2	10.0	
※高山川 ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	野	700	4	1.0	3	3.0	
※お仙谷川 ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	糸我町西	700	2	1.0	2	2.0	
※東裏川 ポンプ場	日高川	和歌山県	美浜町	和田	700	4	1.0	4	4.0	
津屋川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	和歌浦中	1,000	1	2.0	1	8.5	
					1,800	1	6.5	1	(15)	
七箇川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	梶取	1,200	2	3.1	2	6.2 (35)	
箕川 ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	宮崎町	1,500	2	5.0	2	10.0	完成
出合川 ポンプ場	出合川	和歌山県	湯浅町	田	800	2	1.5	2	3.0	完成
熊野川 ポンプ場	熊野川	和歌山県	御坊市	塩屋町	700	2	1.0	2	2.0	完成

※ 可搬式ポンプ

また、県内には、国際拠点港湾1、重要港湾1、地方港湾13（うち避難港2）、計15港湾がある。

このうち、市街地の浸水防止のため、高潮対策事業により排水機場を整備している港湾は次表のとおりである。

(平成24年4月現在 県港湾整備課)

ポンプ場名	港湾名	管理者	所在地		既設排水量				備考
			市	町	口径 (mm)	排水量 (m ³ /S)	台	計 (m ³ /S)	
黒江 排水機場	和歌山 下津港	和歌山県	海南市	船尾	1,350	3.80	2	10.00	委託管理 海南市
					1,000	2.40	1		
内海 排水機場	和歌山 下津港	和歌山県	海南市	内海	1,800	6.30	3	19.00	委託管理 海南市
方 排水機場	和歌山 下津港	和歌山県	海南市	下津 方	1,000	2.50	2	5.00	委託管理 海南市
湯浅広港 排水機場	湯浅 広港	和歌山県	湯浅町	湯浅	1,350	4.10	2	8.20	委託管理 湯浅町
由良港 排水機場	由良港	和歌山県	由良町	網代	900	1.50	2	3.00	委託管理 由良町
文里 排水機場	文里港	和歌山県	田辺市	神子浜	2,000	1.22	2	4.82	委託管理 田辺市
					2,000	1.19	2		
文里 排水機場	文里港	和歌山県	田辺市	新庄	2,000	1.10	1	1.10	委託管理 田辺市

2 計画方針

紀州灘沿岸（和歌山市田倉崎～東牟婁郡串本町潮岬）の台風常襲地帯では、河川口高潮が遡上し浸水氾濫被害を起こすため、その河川、また、合流する支川の本川堤防高を確保できない河川について逆流防止のための水門、樋門を設置し防護を図る。

これらの河川では、水門等の閉鎖時の降雨による浸水被害を防止するためポンプ場を設置し内水排除を行う。

県内の港湾海岸部においては、一般的に、防潮堤などで高潮に対する一連の防護ラインを形成しているが、河川流入部では水門で対応している箇所がある。このような箇所では、水門閉鎖時の内水排除施設として、排水機場を整備している。

第7章 ため池防災計画（県農林水産部）

1 現 況

県下には、5,499箇所の農業用ため池があり、そのほとんどが明治以前に築造されていることから、年々堤体の浸食や漏水等の老朽化も進んでいる。

また、受益地の減少や農家の高齢化、後継者不足等により、ため池を適切に維持・管理していくことが困難な状況となってきた。

一方で、ため池周辺の開発により、大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池堤体の決壊による下流への被害が心配されている。

ため池の老朽化や下流への影響度等を考慮し、地域防災上重要なため池を計画的に改修する必要がある。

現在、本県には、重要水防区域に指定されているため池が399箇所ある。

※ 警戒を要するため池（市町村別集計、市町村別内訳）は、資料編07-01-00、07-02-00を参照

2 計画方針

近年における流域の開発や、土地利用の変化に伴う流出量の増加、並びに管理者である農家の高齢化、後継者不足により管理体制の弱体化が進行し、危険な状況となるため池が増大すると考えられる。一方で、大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等によるため池への影響も懸念されている。ため池が崩壊すればその被害は農業関係に止まらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至である。このため、このような危険ため池に関する情報を平成17年度に完成した「ため池基本台帳」（データベース）において把握・更新し、危険度が高く、下流への影響が大きなため池から計画的に改修補強していくよう強力に推進し、もって災害発生の未然防止と民生の安定を図るとともに、改修に着手出来ないため池についても、保全体制の支援などソフト対策を効率的に実施し、防災・減災対策に努める。

当面は、重要水防区域に指定されているため池のうち、構造に問題があり、下流に甚大な影響が懸念されるため池から実施していく。

3 事業計画

計画方針に基づき、災害を未然に防止・軽減するため、老朽化したため池の整備を目的として、平成24年度は以下の事業を実施する。

- ・ 県営ため池等整備事業 14 箇所
- ・ 県営中山間総合農地防災事業 2 地区（7 箇所）

第8章 海岸防災計画（近畿地方整備局、県農林水産部・県国土整備部）

1 現 況

本県の海岸は、和歌山市から串本町潮岬に至る紀州灘沿岸と、串本町潮岬から新宮市に至る熊野灘沿岸に分かれる。海岸に接する市町は和歌山市をはじめ6市12町となっており県人口の72%を占める。

近年は砂浜及び砂礫海岸の侵食により汀線後退が進み、以前に増して台風等の波浪や高潮が沿岸住民生活や財産の安全に脅威を与えている。

また、地震津波対策にかかる住民意識の高揚を受け、水門樋門等の自動化・遠隔操作化等の新たな取り組みが課題となっている。

紀州灘沿岸 海岸線延長 L = 500 km

河口からの流出土砂によって形成された平地海岸である県北部の一部を除き、多くは急峻な山地が海岸まで迫っていると同時に、大部分の海岸線は複雑に入り組んだ形状の海岸となっている。

海岸保全施設の主な施設構造は、第2室戸台風等の紀伊水道を北上する台風で発生する波浪を対象に設計されている。

熊野灘海岸 海岸線延長 L = 150 km

大部分の海岸線は複雑に入り組んだ形状の海岸となっている。

海岸保全施設の主な施設構造は、伊勢湾台風等の熊野灘沖合を北上する台風で発生する波浪を対象に設計されている。

2 計画方針

国が定めた海岸保全基本方針及び本県で作成した海岸保全基本計画により海岸保全施設の整備及び管理を行う。

(1) 津波、高潮、波浪等からの防護

ア 本県に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風（昭和34年）や第2室戸台風（昭和36年）規模の高潮や波浪から人命や財産を防護する整備を行う。

イ 海岸侵食から現状の汀線を維持する国土保全に併せて、自然環境や海水浴等の利用の状況から侵食前の汀線に回復する整備を行う。

ウ 海岸部における津波浸水被害を最小限に抑制するため、避難対策をはじめとするソフト対策とハード対策を組み合わせた総合対策をもって、津波防護水準の向上を図る。

(2) 海岸環境の整備と保全

ア 本県特有の豊かで多様な海岸線を、地域の歴史と景観の保全を踏まえた整備を行う。

イ 国立公園や県立自然公園、景勝地の特性に配慮した整備を行う。

ウ 海岸保全施設が周辺環境にとけ込めるよう、人工リーフ等による面的防護方式などを活用する。

(3) 公衆の適切な利用

- ア 海岸を面的な親水空間として捉え、県民が日常生活やレクリエーションに利用し、憩いの場となる海岸空間を創出する。
- イ 海岸の利用を高めるとともに、利用マナーの向上を働きかけ、利用者の意向を踏まえた整備及び管理行う。

3 事業計画

計画方針に基づき、平成24年度は以下の整備を実施する。

- | | |
|------------------|-----|
| ア 高潮対策事業 | 3箇所 |
| イ 海岸環境整備事業 | 1箇所 |
| ウ 海岸堤防等老朽化対策緊急事業 | 3箇所 |

第9章 港湾防災計画(近畿地方整備局、県県土整備部)

1 現 況

県内の港湾は、国際拠点港湾1、重要港湾1、地方港湾13(うち避難港2)、の計15港湾である。

※ 県管理港湾一覧は、資料編09-00-00を参照

2 計画方針

これらの港湾について、防災上、つぎの事業を計画する。

- (1) 船舶と背後港湾施設の安全を確保し、安定した物流・人流を支えるための防波堤と航路の整備
- (2) 災害時、住民避難及び緊急物資輸送を確保するための耐震強化岸壁の整備及び緊急輸送道路との連携
- (3) 親水空間としての通常利用に加え、災害時には、避難地として活用する港湾緑地(避難緑地)と、避難地の機能に加え、緊急物資輸送用耐震強化岸壁を併設した防災拠点緑地の整備
- (4) 既存港湾施設の耐震性強化として、岸壁、ふ頭用地の液状化防止対策

なお、国有港湾施設である和歌山下津港については、国土交通省近畿地方整備局により、直轄事業として計画を進める。

3 事業計画

(1) 県土整備部

計画方針に基づき、平成24年度は次の施設整備を計画している。

港 名	地 区 名	整 備 内 容	備 考
由良港	神谷地区	防波堤(北)	
	柏 地区	防波堤(南)	
新宮港	三輪崎地区	防波堤(外)(2) 緑地	防災拠点緑地

(2) 近畿地方整備局

港 名	地 区 名	整 備 内 容	備 考
和歌山下津港	本港地区	防波堤(外) 岸壁(-12m)	耐震強化岸壁
和歌山下津港	北港地区	防波堤(南)	

第10章 漁港・漁村防災計画（県土整備部）

1 現 況

本県の漁村の大半は、背後に山が迫る地形形状にあり、また、集落の形態は集密居の割合が高く、集落内道路の幅員も狭い。このため、地震津波が発生した場合の直接の被害及び救援等の遅れによる増災も懸念されるところである。

漁港の施設についても、耐震性の劣る施設や老朽化した施設が多く、地震津波による水産関係者の財産や経済活動への影響が危惧される状態にある。

なお、本県の漁港数は94港あり、その背後に約10万人が生活する漁村が点在している。

2 計画方針

地震津波による被害を防ぐため、密居状態を解消する土地利用高度化再編整備、避難路を整備する集落道整備、避難地を整備する緑地広場整備、防火施設等の防災安全施設整備を行う。

地震発生後に道路輸送が困難となることが予想される地域においては、救援物資・救援人員・被災地からの避難者等の緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、耐震性を強化した漁港施設の整備を行う。

漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱を充実する整備を行う。

また、漁港の臨港道路の整備計画作成にあたって避難及び救難機能の向上も含めて検討を進める。

3 事業計画

計画方針に基づき、平成24年度は以下の整備を実施する。

ア 漁港海岸環境整備事業

1箇所

第11章 道路防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現 況

県内道路（高速道路、国道、県道）の現況は次表のとおりであり、山地が県土の77%を占める地形、地勢条件から落石や地すべり等の危険が予想される箇所が数多く存在する。

種 別	実 延 長 (km)	改良済延長 (km)	改 良 率 (%)	舗装済延長 (km)	舗 装 率 (%)
高速道路	59.5	59.5	100	59.5	100
直轄国道	315.7	315.7	100	315.7	100
補助国道	702.1	432.9	61.6	474.2	67.5
県 道	1,886.1	814.2	43.2	1,076.4	57.1
合 計	2,963.4	1,622.3	54.7	1,925.8	65.0

「道路統計年報2011」平成22年4月1日現在

※ 道路危険予想箇所は、資料編10-01-00、10-02-00を参照

2 計画方針

道路の災害予防としては、豪雨等により、道路施設等が被災し利用できない状況を未然に防ぐことを目的に、高速道路をはじめとする幹線道路ネットワークの形成や事前対策事業を計画的に実施し災害に強い道路づくりを推進する。

また、豪雨等により、道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

3 事業計画

豪雨等による災害に強い道づくりを推進するため、高速道路等の幹線道路ネットワークの整備や、危険度が高い箇所（道路防災総点検結果情報等）をはじめ、緊急輸送ルート、孤立地域等の調査情報を元にプライオリティを定め、計画的に防災対策を実施する。

また、危機管理体制の実現に向けた各種調査、マニュアルの検討・策定、支援資機材の配備、訓練を実施する。

(1) 幹線道路ネットワークの整備

豪雨等による被害発生時の救助・救援活動等、命の道となる高速道路や直轄国道の整備促進、及び防災機能強化、県内主要幹線道路の整備を図る。

(2) 道路施設の被害情報収集体制の確立

豪雨発生時にはヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

(3) 大迂回路や局地迂回路の選定

豪雨により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

(4) 他機関との情報交換体制の確立

豪雨により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止または制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うと共に、通信手段の多ルート化に努める。

4 その他

道の駅については、駅管理者等と連携して、防災施設としての活用を図るものとし、具体的な活用方法の内容について検討を行っていく。

第12章 火災予防計画

第1節 火災予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

近年の機械文明の進展に伴う社会経済活動の複雑多様化を反映して、災害事象の様相も拡大・複雑化を呈してきており、これに対処すべき消防業務も質・量ともに増大し住民の消防に対する期待もますます高くなってきているのが現状である。

このように増大する災害に対処するため、優秀な消防人を確保し、消防施設の充実・強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備推進するとともに、火災予防の徹底を図り、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要である。

※ 資料編11-00-00を参照

2 計画方針

火災の発生を未然に防止し、また一旦火災が発生した場合被害の軽減をはかるため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

3 事業計画

(1) 予防啓発の強化

県民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、次の方法により行うものとする。

- ア 県及び市町村は、法で設置が義務づけられた住宅用火災警報器の普及啓発を実施するとともに、秋・春2回の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。
- イ 市町村は、火災警報を発令した場合、広報車又は防災行政無線及び有線放送を通じて火災予防を周知徹底させる。

（火災警報を一般住民に周知させるときは、市町村火災予防条例に定める禁止行為についてもあわせて広報するよう努める。）

(2) 予防査察体制の充実強化

市町村は、次により消防機関の予防査察体制の強化充実を図る。

- ア 秋・春2回の火災予防運動期間中に予防査察を実施する。
- イ 火災警報発令中には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。
- ウ その他、必要に応じ特別査察を実施する。

(3) 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

- ア 市町村は、消防法、市町村火災予防条例に基づき学校、病院、事業場、興行場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を励行し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。
- イ 県及び市町村は、消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任し、その有

資格者を養成するため、各種防火管理者講習会の開催、また、防火管理者に対し講習会を開催することにより、その資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。

なお、防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を提供する。

また、人命及び財産に多大の損害をもたらすのみならず、大きな社会不安を醸成し、国民全体に深刻な影響を及ぼすほどの大惨事となる可能性の非常に高い旅館、ホテル等特定防火対象物の安全対策については、上記の事項を徹底させるほか、「防火対象物定期点検報告制度」や「自主点検報告表示制度」に基づく表示を推進し、さらに、宿泊客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年数回予防査察を実施して出火防止に努め安全対策の万全を期する。

ウ 市町村は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着工の届出、市町村火災予防条例の定める防火対象物使用開始の届出及び、防火対象物用途変更の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

(4) 消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。

その一方で、住民の意識の希薄化や過疎地域における若年層の減少等の影響で、団員数の減少、高齢化の問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっている。

このため、ポンプ操法大会等の開催による地域住民の理解と認識を深めるとともに、今後も若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

(5) 自主防火防災組織の育成強化

ア 幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等の育成強化を図るとともに、和歌山県少年婦人防火委員会及び和歌山県婦人防火クラブ連絡協議会において、各クラブ間の連絡調整及び指導を行う。

イ アの他、地域に組織されている自主防災組織の育成強化を図る。

ウ 市町村は、火災予防思想の普及及び家庭等における防火知識の向上を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等地域自主防火組織を通じ防火研修会の開催、その他防火思想の向上のための必要な事業を行う。

(6) 初期消火活動体制の強化

ア 出火初期段階における住民及び自主防災組織等の消火活動体制（初期消火）の強化を図る。

(7) 消防体制の充実強化

市町村は、次により消防体制の充実強化を推進し、県は、必要な助成等を行う。

ア 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増強等により、消防力の充実強化を図る。

イ 消防水利の確保及び水利の多元化のため、防火水槽等の整備を図る。

ウ 高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成を図る。

第2節 林野火災予防計画（近畿中国森林管理局、県総務部危機管理局・県農林水産部）

1 現 況

本県における林野面積は、県下総面積の約8割を占めており、林野率は全国第7位である。

このような特性をもつ本県において、古くから、森林は、木材、林産物の供給、県土の保全、水資源の確保、自然景観、保養等の場の提供など幅広く県民生活に密着した関係が続けてきている。県では、このような森林を適正に保全することはきわめて重要な課題として位置づけ、林野火災を未然に防止するため、次により諸事業を展開している。

2 計画方針

林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

3 事業計画

(1) 林野火災予防対策事業

県では、森林と住宅の近接化や、近年のアウトドアブームによる入林者の増大等による林野火災被害等の危険性の増大に対応して、林野火災予防体制を強化するための、林野火災予防資機材等配備を行う。

※ 林野火災予防用資機材配置状況（貸与）は、資料編12-01-00を参照

(2) 啓発運動の推進

和歌山県山火事予防運動実施要綱により予防意識の普及啓発に努め、森林の保全と地域の安全確保に万全を期する。

また、県下の小中高等学校の児童生徒から山火事予防ポスター原画、標語等を募集するほか、各種団体に文章並びにチラシ等の配布により火災予防意識の普及啓発を図る。

(3) 消防対策

ア 消防計画の樹立

市町村は、消防区域に関係ある森林管理署長、森林組合長、開拓関係団体の長、隣接市町村長等と消防計画に必要な事項について協議し、次の事項について計画する林野火災消防計画を樹立するものとする。

- ① 消防方針
- ② 特別警戒区域
- ③ 特別警戒時期
- ④ 特別警戒実施計画
- ⑤ 消防分担区域
- ⑥ 火災防御訓練
- ⑦ 出動計画
- ⑧ 資機材整備計画（林野火災用消防施設等の現況は、資料編12-02-00を参照）
- ⑨ 防護鎮圧要領

イ 共助協力体制の整備充実

林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係行政機関、山林所有者、山林作業従事者、入

林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には消防地域の接する市町村消防隊の相互援助協力によって目的を達することが多いので、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実に留意するものとする。

ウ 県有林野火災用空中消火資機材の設置

県では、林野火災に対する防災体制の一層の強化充実を図るべく、県北部（和歌山市、高野町）、県中部（御坊市）、県南部（田辺市・新宮市）に県有林野火災用空中消火資機材を設置し、必要な訓練を実施することにより、広域に及ぶ林野火災に対処してきたところである。

※ 県有林野火災対策用消火資機材備蓄状況は、資料編12-03-00を参照

エ 教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防職団員に対して教育を行い、特に重要警戒区域を所轄する消防職団員に対しては、毎年1回以上現地において次の各号の教育訓練を行うものとする。

- ① 火入許可地域の火入の際の総合防御訓練
- ② 防火線構築要領の修得訓練
- ③ 幹部の指揮能力を養成するための図上訓練

第13章 建造物災害予防計画（県土整備部）

1 現 況

近年市街地での建築物は高層化、高密度化し、その用途、設備も多種、多様で複雑化している。また、郊外での開発も見られるが、これらが無秩序に行われると、地震、火災、風水害等の災害発生時には人身事故につながるものが予想される。

2 計画方針

火災、風水害等の災害に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止するため、各種災害に対応し、未然防止及び円滑な復旧を図り、関係機関との協力等を図る総合的な防災対策を推進する。

3 事業計画

(1) 建築物の防災対策

一般住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携のうえ、次の対策を講ずる。

ア 建築物の耐震改修の促進

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、関係団体に対する法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、建築確認申請時等において防火上及び耐震上等の指導を行う。

また、特に大地震時に多大な被害が予測される古い木造住宅については、耐震改修に取り組まれる方の負担を軽減するために県・市町村が連携し無料で耐震診断を実施するとともに耐震改修等に要する費用の一部を助成するとにより耐震改修を支援する。

イ 建築物の防災査察の実施

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、年2回の建築物防災週間を中心に、防災査察を実施し、必要な指導を行い、防災改修を促進するとともに現行の耐震基準を満足していない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導を行う。また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策についても点検改修指導を行う。

ウ 建築物の定期調査・検査の推進

建築基準法第12条の定期報告の活用を図り、(財)県建築住宅防災センターとの連携を図りつつ既存の対象建築物について適正な維持管理による防災性能の確保を図るとともに不適格な建築物について、防火上、避難上及び耐震上の改修を促進する。

エ ポスター掲示及びパンフレット配布

建築物防災週間を中心に、公共施設、駅、公民館、その他人目につきやすい場所に掲示する。

オ 官報、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及

カ がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

昭和49年度より当事業を実施し、相当の成果を収めているが、引続き市町村及び県民に働きかけ、当事業の充実を図る。

キ 市街地再開発事業や各種まちづくり事業の啓発

第14章 宅地災害予防計画（県土整備部）

1 現 況

一定規模以上の開発行為及び宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事については、県及び市町村が災害防止に重点をおいた技術基準に基づき審査の上許可し、更に完了検査を実施している。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、勧告、改善命令などの措置を講じている。現在、宅地造成工事規制区域の指定状況は、和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、田辺市、白浜町、新宮市、那智勝浦町の6市2町の全域面積233,566haのうち指定面積は、26,838haであり11%に相当する。

2 計画方針

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法により、法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図る。

なお、今後丘陵部で宅地造成工事が予想される地域においては、宅地造成工事規制区域の追加指定を検討する必要がある。

3 事業計画

(1) 宅地防災月間の設定

梅雨期及び台風期の宅地災害に備え、住民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため5月及び9月の2期を宅地防災月間と定め、期間中は、規制区域内の巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民へのPRに務める。

(2) 宅地防災工事の貸付金制度の活用

改善を必要とする宅地について、住宅金融公庫による貸付制度についてPR及び指導を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

大地震等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する必要があるため、県内対象者に講習会を実施し、宅地判定士を養成するとともに、判定活動の円滑な実施を図るため、判定士名簿の管理、市町村担当窓口の整備及び宅地判定士への連絡体制の整備を行う。

※ 和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱は資料編14-00-03を参照

※ 和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱は資料編14-00-02を参照

第15章 下水道等施設災害予防計画（県土整備部）

1 現 況

下水道等は、居住環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設であるとともに、公共用水域の水質保全のためにも重要な施設である。

県内の下水道等の普及率は低いものの、生活基盤を支える重要なライフラインの一つである。

※ 下水道事業の供用開始状況表は、資料編15-01-00を参照

※ 農業集落排水事業の供用開始状況表は、資料編15-02-00を参照

2 計画方針

豪雨時において下水道施設が被災しないよう、災害に強い下水道等の整備を図る。

また、被災時においても下水道等の機能を最小限維持し、早期に機能回復を行うため、関係機関との連携を図る。

3 事業計画

- (1) 自家発電装置や設備の二元化など災害に強い施設整備を行う。
- (2) 被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を保全・整備する。
- (3) 施設の点検・復旧要員を確保するため、近隣市町村による応援体制の整備や下水道事業災害時近畿ブロック応援体制等との連携を図る。

第16章 流木災害予防計画（県農林水産部、県国土整備部）

1 現 況

県下における貯木場は8箇所あり、木材けい留を許可している河川は、築地川（和歌山市）である。

※ 貯木場の所在・面積及び貯木能力は、資料編16-00-00を参照

2 計画方針

津波、台風、高潮及び洪水等に際し、流木による被害の防止対策を講ずるものとする。

3 事業計画

木材業者及び公共管理者等は、災害時における流木による被害を無くするため、次の事項について万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 台風襲来前には貯木場内の木材けい留を整理し、ロープ等で固定し、いかだの散乱、流出の防止を図る。
- (2) 水中貯木のものをできる限り陸上貯木に切り替える。
- (3) 河川にけい留貯木している木材は、津波、洪水、高潮時に流出して河川管理施設や橋梁等を損傷するなど、災害の発生を助長するおそれがあるので、占用許可を受けた者は、常に区域内を監視し、けい留ロープなどの点検を行い、いかだの流出防止に万全を期する。
- (4) 災害時における木材による被害防止のため、関係者で連絡調整を図る。

第17章 上水道施設災害予防計画（県環境生活部）

1 計画方針

大規模な風水害等災害の発生に備え、水道施設の防災対策の強化を図るとともに、被害を受けた施設の復旧を速やかに行い、飲料水を確保することを目的とする。

2 事業方針

- (1) 市町村の水道施設の新設、改良、拡張計画等に合わせ、諸条件を考慮したうえで、施設の防災対策を強化し、風水害等による被害を最小限にする施策を指導する。
- (2) 単独で水道施設の応急対策ができず、被災地の水道事業者が応援の必要性を認めた場合、速やかに県内水道事業者、関係団体及び他の府県へ応援要請ができるよう連絡調整の体制を指導する。

3 実施計画

- (1) 水道施設は広い地域に分布し特に地質や地形等の立地条件に違いがあり、また取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設による多種多様な構造物や機器より構成されている。既存施設の自然条件や老朽度合い等を含め施設の再点検を指導し、それに基づき順次計画的に防災事業を進めるよう指導していく。
- (2) 水道事業者等が水道施設の被災予測を踏まえた応急復旧及び応急給水の行動指針を作成し、公表することを指導していく。
また、水道事業者等の緊急時の組織体制及び相互支援体制作りを指導していく。

第18章 文化財災害予防計画（県教育委員会）

1 現 況

文化財保護法により指定された重要文化財（国宝を含む。）及び記念物（特別記念物含む。）等並びに県文化財保護条例により指定された有形文化財及び記念物等は、高野町をはじめ和歌山市、田辺市、那智勝浦町等に多く所在し、このほか市町村が条例により指定している文化財も多数ある。

文化財の防災施設としては、警報設備、避雷設備、消火設備及び防災道路などで、これらの設置等につき、国及び県等からの補助金により漸次施設設備の整備を図っている。

- ※ 国・県指定文化財集計表は、資料編17-01-00を参照
- ※ 指定文化財国宝（建造物）は、資料編17-02-00を参照
- ※ 指定文化財重要文化財（建造物）は、資料編17-03-00を参照
- ※ 県指定文化財（建造物）は、資料編17-04-00を参照

2 計画方針

県内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これら文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の啓発、普及及び指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、県教育委員会及び市町村教育委員会は勧告、助言、指導等を行うものとする。

3 事業計画

県・市町村（教育委員会）、消防機関及び文化財の所有者又は管理者は、下記について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

(1) 施設整備等

ア 火災対策

火気の使用制限、たき火・喫煙禁止区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設設備、ドレンチャー設備、防火壁・防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

イ 雷火対策

各建物及び境内全体として避雷設備の設置

ウ その他の対策

環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防御網・阻止柵等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等

(2) 現地指導

文化財保護指導委員による現地指導及び現地巡回報告に基づく防災上必要な指導等

(3) 文化財保護思想の普及及び訓練

ア 文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。

イ 文化財についての防火査察、防火実施訓練あるいは図上訓練を随時行う。

(4) 指定文化財（建造物）の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、これらのうち昭和38～42年ごろに設置した自動火災報知設備は消防法による失効及び経年劣化による設備の老朽化に伴い、現在計画的に改修を図っている。

(5) 文化財の被災状況の報告

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに市町村教育委員会に報告する。

市町村教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（平成24.3.31現在）

防災施設名	指定別	指定件数	防災施設 設置済件数	設置率
警報設備	国	75	73	97%
	県	44	25	57%
消火設備	国	75	69	92%
	県	44	17	39%
避雷設備	国	75	64	85%
	県	44	13	30%

(注) 1 国指定建造物78件のうち、石造物2件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

2 県指定建造物58件のうち、石造物13件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

第19章 危険物等災害予防計画

第1節 危険物災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、多品種製品の開発及び利用の拡大並びに生活様式の高度化により、危険物の取扱量は増加し、石油類の貯蔵タンクは大型化するとともに、施設も大規模集積化が進んでいる。

※ 危険物製造所等数調（完成検査済証交付施設）は、資料編18-00-00を参照

2 計画方針

自然災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

3 事業計画

(1) 保安教育及び防災訓練の実施

- ア 危険物を取り扱っている事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害を想定した防災訓練を実施する。
- イ 危険物安全週間に保安啓発活動を実施する。

(2) 規制の強化

危険物施設の立入調査を適時実施し、強力な行政指導を行うよう市町村の指導を図る。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化
- イ 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化
- ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化
- エ 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

(3) 自衛消防組織の強化促進

- ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- イ 隣接する危険物を取り扱う事業所の相互応援に関する協定を促進し、自衛消防力の確立を図る。

(4) 化学消防機材の整備

- ア 市町村に化学車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。
- イ 危険物事業所における泡消火薬剤等及び必要機材の備蓄を促進する。

(5) 避難、救助及び救急

「市町村計画」及び「市町村消防計画」の定めるところによる。

第2節 火薬類災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

火薬類取締法に基づき、人家等に対し安全な距離を確保するとともに、公共の安全確保並びに災害の防止に努めている。

※ 火薬類関係事業所一覧は、資料編19-00-00を参照

2 計画方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を重点に災害対策を推進する。

3 事業計画

(1) 保安思想の啓発

- ア 火薬類取締法の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 火薬類取扱い等の指導
- エ 危害予防週間における各種事業の開催

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査
- イ 各種事業所における火薬類の取扱状況並びに保安管理体制等の実態把握と各種保安指導
- ウ 関係行政機関との密接な連携による保安維持の推進

(3) 自主保安体制の整備

- ア 和歌山県火薬類保安協会等を中心とした火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する保安教育の充実・強化
- イ 資格者の充実と資質の向上
- ウ 火薬類保安協会の育成と自主保安活動の指導
- エ 各事業所における保安教育の実施
- オ 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底

第3節 高圧ガス災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

県内における高圧ガス製造事業所は、大規模なものは和歌山市から有田市にかけての海岸沿いに、また、一般高圧ガス製造事業所、液化石油ガス製造事業所は海岸沿い及び紀の川沿いに集中しているが、近年高圧ガスは、在宅医療酸素やスクーバダイビング用圧縮空気等、県民の身近で使用される傾向にある。

また、液化石油ガス（LPG）は県下で約29万世帯（約73%）の家庭で使用されており、それぞれ高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、事故防止に努めている。

※ 高圧ガス・液化石油ガス関係事業所 販売所・貯蔵所一覧は、資料編20-00-00を参照

2 計画方針

高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、立入検査等の強化を図るとともに高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する自主的な活動の促進を図り、災害予防対策を推進する。

3 事業計画

(1) 保安思想の啓発

- ア 高圧ガス保安法の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガス取扱いの指導
- エ 保安活動促進週間における各種事業の開催
- オ LPガス消費者安全月間における啓発活動の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の実施
- イ 各事業所における実態把握と各種保安指導の実施

(3) 自主保安活動の促進

- ア 各事業所における定期自主検査と自主保安体制の確立
- イ 自主保安教育の実施徹底
- ウ 有資格者の充実と資質の向上
- エ 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底
- オ 安全器具等の設置促進
- カ 県内高圧ガス関係団体の育成と自主保安活動の促進

第4節 毒物劇物災害予防計画（県福祉保健部）

1 現 況

県下における毒物劇物の製造、輸入業者及び貯蔵タンクは、その大部分が和歌山市小雑賀地区及び湊地区周辺の重化学工業地帯に集中している。

※ 毒物・劇物製造業者等一覧は、資料編21-01-00を参照

2 計画方針

毒物又は劇物により保健衛生上に危害の生じることを防止するため、次のことについて計画実施する。

3 事業計画

毒物又は劇物等の炎上、流出、爆発、漏洩等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物等の製造、貯蔵、取扱い等を行う施設（毒物劇物製造業者、同販売業者、同業務上取扱者）に対して、重点的に事故防止を指導をする。

- (1) 毒物劇物営業者に対する立入検査の強化
- (2) 毒物劇物屋外貯蔵タンク等の貯蔵施設調査の実施
- (3) 毒物劇物関係業者に対する講習会等の開催
- (4) 和歌山県毒物劇物地震対策協議会の開催
- (5) 毒物劇物危害防止規程の作成推進

第5節 放射性物質事故災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用の許可を受け、又は使用の届出をしている事業所は、平成23年4月1日現在県内に45事業所あり、その内訳は、医療機関10、教育機関2、研究機関2、民間機関26、その他5事業所である。又、放射性同位元素の装備された機器を購入し、販売の届出をしている事業所は、県内に1事業所である。

※ 放射性同位元素等使用事業所一覧は、資料編22-01-00を参照

2 計画方針

放射性物質の取扱いによる事故、運搬中の事故、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するため、関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備、防災関係資料の把握等の対策を推進する。

3 事業計画

- (1) 放射性物質取扱業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。
- (2) 放射性物質取扱業者は、事故の発生のおそれがあるとき及び事故が発生したときの連絡通報体制及び防災関係機関への情報提供体制を確立する。
- (3) 県は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。
- (4) 県は、放射性物質使用事業所、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

第6節 危険物等積載船舶災害予防計画（和歌山・田辺海上保安部）

1 計画方針

大型タンカーを主体とする危険物等積載船舶の事故発生による災害を未然に防止し、もって船舶、港湾施設等の安全確保に努めるものとする。

2 事業計画

(1) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究に努める。

ア 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料

イ 災害の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生の時期及び程度の予察並びに判断のための諸資料）

ウ 港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯水場、はしけ溜り等の状況）

エ 防災施設、機材等の種類、分布等の状況

オ 関係機関の災害救助計画

(2) 研修訓練

平常業務を通じて職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時次の研修訓練を実施する。

ア 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

イ 非常呼集、防火、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練

ウ 防災訓練の参加

(3) 防災思想の啓発

各種船舶に対する海難防止運動を実施するほか、随時海難防止講習会を開催し、資料の配布、スライド映写等により、海上災害防止思想の普及に努め、また、巡視船艇職員により一般船舶への訪船指導を強化する。

(4) 流出油の災害防止対策

油の流出による災害を防止するため、次の対策を講ずる。

ア 油の広域拡散防止物品の整備（オイルフェンス）

イ 油の回収装置の整備

ウ 油の化学処理剤の整備

第7節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画（県総務部危機管理局、警察本部）

1 現 況

危険物、高圧ガス等の消費、取扱量が増加しているため、危険物等積載車両による輸送が増加しているが、交通事情の悪化や長大トンネルの増加に伴い、事故発生の危険性は高く、二次災害等大事故になる危険性がある。

また、火薬類については消費、取扱量等は減少しているが、危険性が極めて高い。

2 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類等の車両による輸送中の災害の発生及び被害の拡大を防止するため、各関係機関は相互に連携を保ち、事故発生時における応急措置について万全の対策を講じるとともに、関係機関による輸送車両の査察等を強化する。

3 事業計画

(1) 運送事業者及び従事者の自主保安体制の確立

- ア 車両の整備点検
- イ 有資格者の乗務（危険物取扱者、移動監視者等）
- ウ 道路交通法規の遵守
- エ 標識、警戒標等の掲示
- オ 消火器、信号用具、防災資機材等の携行
- カ 保安教育の徹底
- キ イエローカードの普及啓発

(2) 予防査察

- ア 関係機関合同による街頭一斉査察の実施
- イ 常置場所における立入検査の実施

(3) その他

- ア 和歌山県高圧ガス地域防災協議会による指導の強化（高圧ガス）
- イ 和歌山県火薬類保安協会による指導の強化（火薬類）
- ウ 運送事業者及び従事者に対する安全運行に関する講習会等の計画的実施
- エ 出荷業者による運送従事者に対する安全運行に関する教育の徹底
- オ 和歌山県高速道路等危険物運搬車両事故防止等対策協議会による指導の強化

第20章 公共的施設災害予防計画

第1節 公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社）

第1 総 則

1 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号）第6条第1項及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき西日本電信電話株式会社（以下「西地域会社」という。）が防災に関してとるべき措置を定め、もって円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。

2 防災業務の基本方針

西地域会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、国の防災基本計画に協力し、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、次の各項の防災対策の推進と、防災体制の確立を図る。

- (1) 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保する。
- (4) 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。

3 現 況

災害対策機器の配置及び各種措置計画を講じているとともに、重要光ケーブルを構築し災害に対処する。〔別表1参照〕

※ 孤立防止用衛星電話機については、資料編23-00-00を参照

第2 災害予防と事前措置

1 防災に関する各社の役割と社外関係機関との協調

防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう、各社は次のとおり役割を果たすとともに、平素から社外関係機関と次のとおり密接な連絡を行う。

- (1) 本社における対応
 - ① 持株会社と連携し総務省、内閣府及びその他関係政府機関並びにライフライン事業者及び報道機関等と防災業務計画に関し連絡調整を図る。
 - ② 災害時には、持株会社と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。
- (2) 支店等における対応

- ① 必要に応じて当該区域を管轄する次の社外関係機関と防災計画に関し、連絡調整を図る。
都道府県、市町村、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関
- ② 平常時には各支店等で当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には各災害対策本部等が当該の地方公共団体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
 - ア 地方防災会議等への参加
地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し積極的に参加する。
 - イ 災害対策本部との協調
この計画が円滑・適切に行われるようあらかじめ定められた対策要員を派遣し、次の事項に関して協調する。
 - i) 災害に関する情報の提供及び収集
 - ii) 災害応急復旧及び災害復旧
 - iii) 資材及び物資対策
 - iv) 交通及び輸送対策
 - ウ 自衛隊等への支援要請
自衛隊への支援要請は、都道府県知事又は市町村長に対して行う。
- (3) ライフライン事業者との協調
電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、防災対策に努める。
具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジン燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備しておく。
- (4) 放送事業者、自治体防災行政無線運用者との協調
テレビ、ラジオなどの放送事業者及び自治体防災無線運用者と協調し、「ふくそうに伴う電話の自粛のお願い」や「災害用伝言ダイヤルの提供案内」等の放送が、迅速、かつ円滑に実施できる協力体制を整備しておく。
- (5) グループ会社等との協調
グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備しておく。
- (6) 地域情報ステーションとの連携
国及び地方公共団体が被災地近傍に設置する地元密着型の地域情報ステーションの設置に協力し、被災地における情報流通を支援するための被災地情報ネットワークの構築及び運営等について連携を図る。

2 電気通信設備等に対する防災計画

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても、通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を多ルート構成若しくはループ構成とすること。

イ 主要な中継交換機を分散設置すること。

ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。

エ 通信ケーブルの地中化を推進すること。

オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の施設記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

3 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において、通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて、次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- (1) 非常用衛星通信装置
- (2) 非常用無線装置
- (3) 非常用交換装置
- (4) 非常用伝送装置
- (5) 非常用電源装置
- (6) 応急ケーブル
- (7) 災害対策指揮車
- (8) 雪上車及び特殊車両
- (9) 携帯電話サービスカー
- (10) その他の応急復旧用諸装置

4 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成し、現行化を図るものとする。

5 災害対策用資機材等の確保と輸送計画

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検をおこない非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

保有する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

(5) 食糧、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉が難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

6 対策要員の確保

(1) あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

(2) 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部に出動する。

(3) 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動出来ない対策要員は、最寄の事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

ア 社員の非常配置及びサービス標準

イ 社員の非常招集の方法

ウ 関係組織相互間の応援の要請方法

7 対策要員の広域応援

大規模地震等により、大都市若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災施設等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモグループ各社、並びにグループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。

8 社外機関に対する応援又は協力要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて社外機関に対して次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時から、あらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。

(3) 交通及び輸送対策

ア 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。

イ 災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。

(4) 電源対策

商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。

(5) お客様対応

お客様に対して故障情報、回復情報、ふくそう回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関の連携を図る。

(6) その他必要な事項

9 防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。

10 防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

(1) 災害予報及び警報の伝達

(2) 非常招集

(3) 災害時における通信そ通確保

〈災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービス（以下「災害用伝言ダイヤル等」という。）の運営を含む。〉

(4) 各種災害対策用機器の操作

(5) 電気通信設備等の災害応急復旧

(6) 消防及び水防

(7) 避難及び救護

11 訓練参加・啓発活動

(1) 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(2) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるための地域住民に対する普及啓発に努めるものとする。

別表1 通信施設災害対策機器配備状況等

ア 西日本電信電話株式会社和歌山支店管内移動無線機配備状況 (H24年4月1日現在)

	和歌山	東	北	海	下	箕	湯	御	田	白	串	勝	新	岩	橋	金	計
	西	東	北	南	津	島	浅	坊	辺	浜	本	浦	宮	出	本	屋	
TZ-68	4								4				4				12
TZ-403	4								4				4				12
KU-1CH	1		1				1		7		2		3	1	1		17
11P-12M													4				4
11P-50M	4																4
15P-12M	2																2
15P-50M	4																4
ホ-タル衛星	1								1								2

TZ68 (60MHz帯 1Ch又は3Ch) KU-1CH (14/12GHz帯 1Ch 電話用) TZ 403 (400MHz帯 24Ch)
 11P-12M, 50M (11GHz帯) 15P-12M, 50M (15GHz帯) KU-1CHは可搬型も含む

第2節 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社）

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条に基づき、電力施設に係る災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2 計画方針

電力施設の災害を防止し、又発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

3 現 況

※ 各電力施設の所在地及び連絡先は、資料編24-00-01を参照

4 事業計画

(1) 社外機関との協調

ア 防災関係機関との協調

自治体及び防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連携体制を整備しておく。

イ 他電力会社等との協調

他電力会社、電源開発株式会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

(2) 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事掲載等の方法により従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(3) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項

ア 水害対策

① 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実状、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について点検・整備を実施する。

- ・ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上、下流護岸
- 導水路と溪流との交差点及びその周辺地形との関係
- 護岸、水制工、山留壁
- 土捨場

水位計

② 送電設備

- ・ 架空電線路－土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
- ・ 地中電線路－ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

③ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

また、屋外機器は基本的に嵩上げを行うが、嵩上げ困難なものは防水耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

イ 風害対策

各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を充分考慮するとともに既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

ウ 塩害対策

塩害の著しい地域は次のような諸対策を実施する。

① 火力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置するとともに屋外諸機器のうち特に必要な箇所には、シリコン塗布等を施し対処する。

② 送電設備

耐塩がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

③ 変電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所は、がいしにシリコン塗布を行い塩害防止に努める。

④ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

エ 高潮対策

火力発電所における高潮対策は、各設備毎に予防計画目標を設定し、必要箇所に角落しあるいは防潮扉、防潮壁を設置し、これに対処する。

なお、諸電動機の嵩上げを行い、非常事態の主要機器吊上げ用器具の整備を行う。

水害対策についても必要に応じ、これに準じて行う。

オ 雪害対策

雪害の著しい地域は次のような諸対策を実施する。

① 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

② 送電設備

鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は系統切替により災害の防止又は拡大防止に

努める。

③ 変電設備

機器架台の嵩上げ、機器の防雪カバー取付け、融雪装置等の設置を実施する。

④ 配電設備

配電線の太線化、縁まわり線の支持点を増やし強化、難着雪電線の使用等により対処する。

カ 雷害対策

① 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

② 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置する。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を強化し、対処する。

キ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

ク 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき設備毎に所要の対策を講ずる。

特に、石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては、その規模に応じ次の対策を講ずる。

① 防災管理者、副防災管理者の選任及び防災規程作成による管理体制の確立

② 自衛防災組織、共同防災組織による化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船など防災資機材等の設置及びこれに必要な防災要員の配置

③ 連絡通報体制その他防災体制の確立

ケ 土砂崩れ対策

送電線路における土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため平素から関係業者へのPRを徹底する。

(5) 施設及び設備の整備

ア 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ次の諸施設及び設備を強化、整備する。

① 雨量、流量、風向、風速、気圧及び水位の観測施設及び設備

② 潮位、波高等の観測施設及び設備

イ 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため必要に応じ次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

① 無線伝送設備

- ・ マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備
- ・ 移動無線設備
- ・ 衛星通信設備

② 有線伝送設備

- ・ 通信ケーブル（光ケーブル含む）
- ・ 電力線搬送設備
- ・ 通信線搬送設備

③ 交換設備

④ 通信用電源設備

ウ 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

① 水防関係

- ・ ダム管理用観測設備
- ・ ダム操作用の予備発電設備
- ・ 防水壁、防水扉などの浸水対策施設
- ・ 排水用のポンプ設備
- ・ 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- ・ 警報用設備

② 消防関係

- ・ 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ・ 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- ・ 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
- ・ 各種消火器具及び消火剤
- ・ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

エ 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の施設及び設備の整備を図る。

① 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器

② 油回収船

③ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

オ その他災害復旧用施設及び設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ移動用発電設備等を整備しておく。

(6) 資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、船艇、ヘリコプター等の輸

送力確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

食糧・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。

オ 災害対策用資機材等の仮置き場

災害対策用資機材等の仮置き場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、和歌山県防災会議の協力を得て非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

(7) 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止を図るほか電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ・無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所に通報すること。
- ・断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

第3節 都市ガス施設災害予防計画（大阪ガス株式会社、新宮ガス株式会社）

<大阪ガス株式会社>

1 現 況

※ 都市ガスによる二次災害防止策は、資料編25-01-00を参照

2 計画方針

ガス施設において、台風・高潮・洪水等の風水害及び地震・火災等による災害を防止することはもちろんのこと、発生時の被害を最小限とするために、また、災害発生地域でのガスによる二次災害防止と非被災地域におけるガス供給確保を目的として、ガスの製造・供給に係る設備面、体制面及び運用面についての総合的な災害予防対策を推進するものとする。

3 事業計画

(1) 防災体制

保安規程に基づく、「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故処理要領」などにより、大阪ガス及び関係工事会社の警備体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) 情報の収集伝達及び報告

ア 地震情報・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報等を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

① 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

② 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

イ 通信連絡

① 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の充実を図る。更に衛星通信についても導入を図る。

② 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

③ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(3) 施設対策

ア 供給所設備

① 設備の設置及び維持管理

ガスホルダー等は耐震性を十分に考慮して設置するとともに、防消火設備、保安電力設備等を整備する。

なお、台風、洪水、火災、地震、地盤沈下等の災害に対する予防対策として、それぞれ保安規程により作成した点検検査基準に基づき維持管理を行うとともに、特に耐震上重要な部

分については、状況を把握し、所要の機能を維持する。

② 防火管理

防火管理者を選任して次の予防点検を実施する。

a 調査報告

毎年夏期に、危険物関係及び高圧ガス関係防火対象物並びに消火設備につき調査し、リスト及び配置図を作成する。

b 防火管理者の予防点検

防火管理者は、建物・構造物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、避難・救助設備、作業以外の火気等の事項について、一定の周期をもって予防点検を実施する。

イ 導管関係施設

① 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び付属設備（ガバナー、バルブ、水取器）については、「保安規程」などの規定に定めた方法で設置し、定期的に点検、検査、見回り等の維持管理を実施する。

② 耐震性の強化

導管については、耐震性に優れたポリエチレン管や、溶接鋼管等の採用を推進する。

ウ 地下室等の設備

ガス事業法の規定に基づき、地下室等においては緊急ガス遮断装置の設置、ガス漏れ警報器の設置、接続管の強化、ガス設備定期保安巡回の強化を行うとともに、安全使用に必要な知識の周知徹底を図る。

エ 資機材の整備及び確保

災害が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができるよう、緊急用資材を保有し、その点検、準備を行う。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車輛、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線機等）を確保し、定期的に在庫確認を行う。

(4) 危険防止対策

ア 風水害対策

水害・冠水の発生が予想される場合、又は発生した場合は、その地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

イ 地震災害対策

① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

ウ その他の災害対策

災害による事故発生が予想される場合、又は発生した場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

特に、特定地下街又は特定地下室等に対して、次のような応急措置を行う。

- ① 緊急の場合には、地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等によりガスの供給を停止する。
- ② 事前の「申合せ」により必要な場合は、消防機関においてガスの供給を停止することができる。

(5) 教育訓練

ア 教 育

各事業所及び関係工事会社の従業員に対し、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、安全意識の向上を図る。

イ 訓 練

① 緊急事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期するため平日昼間、休日及び夜間の場合を想定し各事業所単位、又は隣接所属と共同で、供給操作・応急修繕・広報等を含む個別又は総合訓練を実施する。

② 非常召集訓練

大阪ガス従業員及び関係工事会社従業員を対象に非常召集名簿を作成し、実出勤も含めて召集訓練を実施する。

また、迅速な出社をするために、自動呼出装置を導入する。

③ 震災訓練

動員体制、出動体制、応援体制、設備の応急修理及び通信連絡体制について、各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む）及び全社一斉に地震訓練を実施する。

(6) 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平素から使用者に対し、防災知識の普及を図る。

ア 住民に対するガス安全使用のための周知

住民等に対し、あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガスもれの際の注意事項を周知するとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知する。

<新宮ガス株式会社>

1 現 況

※ 都市ガス配管状況（新宮ガス）は、資料編25-02-00を参照

2 計画方針

ガス施設において、台風、洪水等の風水害及び地震・津波・火災等による災害を防止することはもちろんのこと、発生時の被害を最小限にするために、ガスによる二次災害防止を目的として、ガスの製造・供給に係る設備面、体制面及び運用面について総合的な災害予防対策を推進するものとする。

3 事業計画

(1) 防災体制

保安規定に基づく、「ガス漏洩及び導管事故処理要領」及び「地震防災対策措置要領」等により、非常体制の具体的措置を定める。

(2) 情報の収集及び報告

ア 地震情報・気象予報等の収集

① 地震情報

製造所に地震計を設置し、地震計を確認するとともにテレビ、インターネット等により地震情報を収集する。

② 気象情報

テレビ、インターネット等により河川・地域情報、気象情報を収集する。

イ 通信連絡

① 災害発生時に、通信手段を確認するため通信網の充実を図る。

② 諸状況を把握するため、無線連絡を使用する。

③ 対策本部を設置し、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当初施設及び顧客施設の被害状況を収集し、防災関係先への緊急連絡を行う。

(3) 施設対策

ア 製造所設備

① 維持管理

製造所は、耐震性を十分に考慮して設置するとともに、防消火設備、保安電力設備等を整備する。

なお、台風・洪水等の風水害及び地震・津波・火災等の災害に対する予防対策として、それぞれ保安規程により作成した点検検査基準に基づき維持管理を行うとともに、特に耐震上重要な部分については、状況を把握し、所要の機能を維持する。

② 防火管理

管理者を選任して次の予防点検を実施する。

a 調査報告

毎年1回、製造所の防火対象物並びに消火設備につき調査する。

b 管理者の予防点検

管理者は、建物・構造物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、作業以外の火気等の事項について、一定周期をもって予防点検を実施する。

イ 導管関係施設

① 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び付属設備（ガバナ、バルブ、水取器）については、「保安規程」などの規定に定めた方法で設置し、定期的に点検、検査、見回り等の維持管理を実施する。

② 耐震性の強化

導管については、耐震性に優れたポリエチレン管等の採用を推進する。

ウ 資機材の整備及び確保

災害が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができようよう、緊急用資材を保有し、その点検、準備を行う。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車輛、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、無線等）を確保し、定期的に在庫確認を行う。

(4) 危険防止対策

ア 風水害対策

水害・冠水の発生が予想される場合、又は発生した場合は、その地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別巡回見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急器材の点検整備を行う。

イ 地震災害対策

① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速のため、導管網のブロック化を行う。

② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報、気象庁情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

ウ その他の災害対策

災害による事故発生が予想される場合、または発生した場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

(5) 教育訓練

ア 教育

従業員に対し、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、安全意識の高揚を図る。

イ 訓練

① 緊急事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期すため平日昼間、休日及び夜間の場合を想定し、供給操作・応急修繕・広報等を含む個別又は総合訓練を実施する。

② 非常召集訓練

従業員を対象に非常召集名簿を作成し、実出勤も含めて召集訓練を実施する。

③ 震災訓練

動員体制、出勤体制、応急体制、設備の応急修理及び通信連絡体制について、各種事故処理訓練及び地震訓練を実施する。

(6) 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平素から使用者に対し、防火知識の普及を図る。

ア 住民に対するガス安全使用のための周知

住民に対し、あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知するとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉めるよう周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知する。

第4節 鉄道施設災害予防計画

〔西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)〕

<西日本旅客鉄道(株)和歌山支社>

1 現 況

種 類	紀勢本線	和歌山線	阪和線	計
営業キロ(km)	204.0	52.1	26.4	282.5
橋りょう(箇所)	712	102	82	896
トンネル(箇所)	129	0	6	135
踏切(箇所)	226	133	47	406

2 計画方針

鉄道施設における災害を防止するため、線路設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して災害時において常に健全な状態を保持できるよう災害予防計画を定めるものとする。

※ 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社管内略図は、資料編26-00-00を参照

3 事業計画

災害を防止するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- (1) 橋りょうの維持補修並びに改良
- (2) 河川改修に伴う橋りょう改良
- (3) トンネルの維持補修並びに改良
- (4) のり面、土留の維持補修並びに改良
- (5) 落石防止設備の強化
- (6) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自転車転落事故防止の推進
- (7) 線路周辺的环境条件の変化における線路警戒体制の確立
- (8) 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- (9) 鉄道事故並びに災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進
- (10) その他防災上必要な設備改良

<南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)>

1 現 況

各社の鉄道施設は、次のとおりである。

種別	南海電鉄(株)			紀州鉄道(株)
	南海線	高野線	鋼索線	
営業距離(km)	21.7	27.5	0.8	2.7
橋 梁(箇所)	49	64	8	11
溝 橋(〃)				1
トンネル(〃)	6	27		
踏 切(〃)	61	43		19

(但し、南海電鉄(株)南海線、高野線は、本県内の分のみである。)

2 計画方針

鉄道施設の災害防止については、線路諸設備の実態を把握し併せて周囲の諸条件を調査して、災害時においても、常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

3 事業計画

鉄道施設の災害予防のため、次の各号に掲げる事項について計画実施するものとする。

(1) 南海電気鉄道株式会社

ア 諸施設の改善整備

- ① 保安装置の改善
- ② 軌道、電線路施設及び通信設備の改善
- ③ 構内渡線道の改善
- ④ 列車無線装置の増強
- ⑤ 隧道内火災対策の実施
- ⑥ 気象観測装置（雨量警報、風速警報、地震警報）の設置
- ⑦ 沿線情報装置（河川水位警報、冠水警報、落石警報、架道橋衝撃警報、自動車転落警報）の設置
- ⑧ 列車接近警報装置の設置

イ 踏切道の改善整備

- ① 統合、廃止、立体化の促進
- ② 格上げの促進
- ③ 構造、舗装の改善
- ④ 障害物検知装置の設置
- ⑤ 照明等施設の改善

ウ 車両の改善整備

- ① 車両機器の改善、整備
- ② 車両保安装置の改善

エ 保守の強化

- ① 保守機械化の促進
- ② 各種検査設備の充実

オ 業務執行体制の確立

- ① 指導體制の強化
- ② 服務規律の厳正

カ 労務管理の適正化

- ① 所定外労働の平準化
- ② 職場環境の整備

キ 教育訓練の強化

- ① 個人指導の強化
- ② 異常時訓練の実施

ク 大型工事対策

- ① 工事区間における適正速度の設定
- ② 列車防護装置、防護柵の設置
- ③ 作業員に対する安全教育の実施

ケ 避難体制の整備

- ① 旅客の避難場所
- ② 旅客の避難通路
- ③ 避難誘導担当者

(2) 紀州鉄道株式会社

- ア 橋りょう等の維持補修並びに改良強化
- イ のり面、土留の維持補修並びに改良強化
- ウ 建物等の維持補修並びに改良強化
- エ 台風、集中豪雨時における線路警戒体制の強化
- オ その他防災上必要な設備改良

第21章 航空災害予防計画（大阪航空局、県土整備部）

1 現 況

航空機事故による災害防止のため、関係機関との連絡網を整備するとともに、離着陸帯は高盛土のため、排水路等の構造物の機能管理を行っている。

※ 空港消防力の現況は、資料編27-01-00を参照

2 計画方針

近年航空機の利用は急激に増加しており、空港における安全度を高めるため、保安施設の整備強化及び消防力の充実を図るとともに、空港周辺の状況に応じた安全対策を進める。

3 事業計画（空港整備事業）

滑走路・誘導路等の空港施設及び航空保安施設の維持管理を実施している。

第22章 農林水産関係災害予防計画（県農林水産部）

1 計画方針

各種気象災害による農産物、水産物、農林水産業施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努めるものとする。

2 事業計画

(1) 風水害予防対策

ア 農産物対策

① 水 稲

早生、中生、晩生品種の組み合わせにより、危険分散を図るとともに、過度な施肥をさけ健全な育成に努める。

また、畦畔を補強し、水路をあらかじめ清掃補強しておく。風台風の時は、深水によって穂の乾燥被害を防止する。

冠浸水の場合は、病虫害が発生しやすいので、予め、防除の準備をしておく。早期栽培で刈取期にあるものは、早目に刈取る。（出穂後30日経過すれば、あまり減収にならない。）

② 大 豆

水害は、日照不足と相まって作物体を軟弱化させ病虫害抵抗性を弱めるため、明きょ、暗きょ等排水対策に努める。特に、開花、成熟期では落花、落葉及び結実不良の直接的な原因となるため、排水対策以外に被害回避のため、は種期を調整する。

風害については、窒素肥料の多用をさけ、適正な肥培管理を行う。

③ 果 樹

a 山の鞍部や風道には防風林や防風垣を完備し、強風時の垣の密閉度は50～70%で効果が高いので、剪定等により調整する。

b 海岸地帯では、潮風害に強い樹種により厚い防風林帯を設ける。

c 主枝、垂主枝及び幼木等は、支柱立て、枝つり、誘引結束を行い倒伏等を防ぐ。

d もも・ぶどう、かき等で収穫期に入ったものは、高品質を損なわない範囲で、事前にてできるだけ収穫する。

e 敷草、集排水路の整備により耕土の流出を防ぐ。

④ 野 菜

a 防風垣、防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路の整備を図る。

b 育苗中のものにあつては、補植用苗（種子）の準備はもとより、寒冷紗、ビニール等により防風被覆を実施するが、風力の程度に応じ、資材の固定を強化する。

c 直播の作目は、播種期の検討や間引時期の繰下げ、株元への土寄せ等、被害の軽減に努める。

d 収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫を早めるほか、倒伏防止のため支柱、整枝ネット等の補強を行う。

e 降雨水を速やかに園外に排除するため、畝間整地による排水対策を行う。

⑤ 花き、花木

- a 防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路及び園内排水対策の実施
- b 強風による倒伏を防止するため、支柱、整枝用ネットの固定箇所を補強する。
- c 育苗中の幼苗にあつては、間引時期を繰下げたり土寄せ等の被害軽減策のほか、予め、補植用苗（種子）の確保をする。
- d 強風雨が予測される場合は、商品性を損なわない範囲で早期収穫を行う。

⑥ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- a パイプハウス、ガラス等栽培施設の設計は、設置環境に応じ、最大風圧強度で設計することを基本としているが、設置年数等状況に応じて次の対策を講じる。

(7) 防風垣（樹）、防風ネット等自然的防風機能の強化

(イ) 施設の倒潰防止のため、直パイプ等で4～5m間隔に45度程度の角度で「すじかい」を入れる。

(ウ) 施設部材の地中打ち込み部の補強及びパイプ継目の補強とともに押えバンドの固定強化

- b 施設内浸水を防ぐため、施設周辺排水溝の整備と降水侵入防止堤の点検をする。

⑦ 茶

- a 新植、幼木園では風害を受けやすいので、株元に土寄せをするとともに、特に風当たりの強い園では、支柱に結束し茶樹の動揺を防ぐ。

- b 傾斜地園では、降雨による土壌浸食が起りやすいので、敷草（わら）を行うとともに、園内排水溝の整備を図る。

イ 畜産対策

① 一般対策

- a 畜舎の補強等

畜舎及び鶏舎等の破損場所、危険箇所の点検を行い、ボルト、釘の緩み等補強を要する箇所の補修、排水路の整備をする。家畜の避難方法については事前に検討するとともに、待機場所、応急仮設畜舎資材等につき、点検すること。

- b 飼料の備蓄

粗飼料及び濃厚飼料は、不足しないよう購入し、備蓄及び保管に万全を期すること。

- c 停電の対処

給水、給餌換気等家畜管理において、停電の場合とるべき処置についての対策を講じておく。

- d 飼料作物

草丈の伸びているものについては、早い目に刈り取り倒伏害を防止すること。

- e 生産物の保管、出荷

牛乳、鶏卵の保管、出荷については、事前に災害時とるべき処置を検討しておく。

- f たい肥舎・廃水処理施設等

内容物等の流失による環境汚染を引き起こさないよう、施設整備等の措置について対策を講じておくこと。

② 家畜衛生対策

- a 緊急救護並びに防疫

各家畜保健衛生所を中心として、緊急救護並びに防疫について実施体制を整備するとと

もに緊急時に備え、緊急医薬品等を整備しておく。

b 衛生管理

災害時には、家畜伝染病、その他の疾病が発生しやすいので、家畜の健康観察を十分行い、その後の飼養管理、衛生管理の徹底を期する。

ウ 農業用施設対策（水害）

- ① 農業用施設等の災害発生を未然に防止するために、常に降雨等の気象予報に注意し、これ等の巡回、点検に努める。
- ② ため池（土堰堤）については、余水吐の整備、堤体の補強を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐の閉塞の原因となるおそれのある物を除去する。特に貯水量の増加を図るために余水吐に土のう等を積むことは絶対に避ける。
- ③ 頭首工の洪水吐、土砂吐、水路の余水吐、樋門で角落し方式によるものは、洪水時には操作不能となるおそれがあるため、洪水流下を阻害しないよう処置する。
- ④ 降雨等によって河川、排水路等の護岸、堤防に損傷をうける箇所が多くなる場合、地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。
- ⑤ 各種樋門、排水機場等については、緊急操作に支障を来たすことのないよう、原動機等の点検、スピンドル等の防錆注油及び操作位置までの連絡道の整備など十分の処置をする。
- ⑥ その他、それぞれの現地に適応した災害未然防止のあらゆる対策を講じて災害の軽減に万全を期する。

エ 林業対策

① 苗畑

- a 被害の受けるおそれがあると見込まれる苗畑での養苗は差し控える。
- b 日覆の補強、又はこれを一時排除する。ヒノキは特に被害を受けやすく、網を覆い風害を防止する。
- c 徒長苗にならないよう窒素質肥料の施用に注意するとともに、根切りを行い健全な苗を育成する。
- d 苗畑の排水は良好にするとともに、水の流水を防止する措置をする。
- e 被害後は速やかに倒伏苗木の手入れを行うとともに、病害虫の発生を防止するため、ボルドー液やバイジットなどを晴天に散布する。また、稚苗については、直ちにヨーゲン、メネデール等葉面散布し、樹勢の回復を図る。更にまた、罹病苗木は速やかに抜き取り焼却する。

② 造林地

- a 適正な除間伐を実施し、林縁木の保護につとめ、健全な森林を育成する。
- b 被害木は早期に処理し、病害虫の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令林木は、木起しや根踏みをして樹勢の回復を図る。

③ 特用林産

a しいたけ

フレーム、楯起こしの支柱を補強するとともに楯場の排水、通風を良くして、雑菌のまん延を防止する。

b 木炭

炭窯小屋の補強をするとともに炭窯の周囲の排水を良くする。

④ 治 山

治山施設等にかかる災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予報等に注意し、これ等施設を巡回し、次の要項を点検し、補強、補修等必要な措置を講ずること。

- a 治山ダム、護岸等については、基礎部の洗掘状況、水衝部及び袖取付部の浸食状況、堤体の亀裂状況等
- b 山腹施設等については、土留、水路、編柵等の破損状況等
- c 海岸防潮護岸等については、基礎部の洗掘状況、堤体の亀裂状況等
- d 築設中の構造物は埋戻し、間詰等補強措置を講じ、倒壊、亀裂等を防止する。また、床掘周辺部の法面整形を行い崩壊を防止する。
- e 機器、資材等は流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

⑤ 林 道

- a 路面の横断勾配を保ち、排水を良くすること。また、側溝、溜柵、暗きよ等の清掃補強に努める。
- b 林道沿い河川敷等の伐倒木、切株及び橋脚、橋台等に付着する障害物の除去をしておく。
- c 法頭並びに法尻の保護、補強をしておく。
- d 法頭付近の立木を除去し、倒木等による崩壊防止をする。
- e 工事中の措置は、治山事業に準ずる。
- f 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所へ移しておく。

(2) 干害予防対策

ア 農作物対策

① 水 稲

水源の確保や、河川、用排水路、溜池の整備など、水利の恒久的な改善に努める。

出穂後、糊熟期までは少なくとも、湿潤状態に保つ必要があるので、用水の不足地帯では計画的な節水かんがいを行う。

また、水源を他に求められるところでは、揚水ポンプ等でかん水するため、ポンプ等の用意を考慮する。

② 大 豆

堆きゅう肥等の施用により土壌の保水性の改善に努め、また、深耕、中耕、客土を行うことにより土壌の物理性改善に努める。なお、開花期以降の乾燥については、適宜畦間かん水を行う。

③ 果 樹

- a 深耕、客土により有効土層を深くし、また腐植の増加を図る等土壌の保水力を高める。
- b 敷草等による土壌の被覆及び草刈りにより、土壌水分の蒸発散量を少なくする。
- c 乾燥期の前には、かんがい用水の確保と施設資材の整備点検を行い、計画的なかん水に努める。

④ 野菜、花き等

- a 干害のおそれのある地域では、水源を確保し、共同畑地かんがい施設の整備を図る。
- b 干ばつ時の灌水、農薬散布用等、多目的な水源を確保するとともに、灌水用ポンプ、ホ

ース等灌水手段を予め整備しておく。

- c 可能なかぎり土壌に保水性を高めるため、有機物（腐植を高める）を投入し、土壌の団粒化を促進する。
- d 野菜、切花では、地表面蒸散を抑制するため、品目作型に応じたマルチを行う。花木、茶では敷わら（草）を行う。
- e 育苗ほでは寒冷紗等により、生育を阻害しない範囲で遮光し、蒸散を抑制する。
- f 地表面蒸散を抑制するため、土壌表面を軽く中耕し、地中毛細管を切断する。
- g 花木等草生園では、干ばつ時期に草との水分競合を避けるため、草刈、除草剤散布を行う。

イ 畜産対策

① 一般対策

a 飼養管理

- (7) 畜舎は庇蔭に努め、通風・換気をよくし、家畜の生産効率の低下防止に努める。
- (4) 単位面積当たり適正な飼養規模を守り、密飼いを避けるなど、家畜のストレスの除去等、良好な環境保全に努める。
- (ウ) 飼料の給与については、給与量・給与期間に留意し家畜の健康増進に努める。

b 飼料作物

- (7) 干害が予想されるときは、耕地の保水性・土質等を十分勘察し、土壌条件の良くないところから収穫給与する。
- (4) 灌水処置の可能な地区については、用水路の整備を行う。

c 畜産物の保管

牛乳については急速冷却を行い腐敗防止等保管に十分注意する。

② 家畜衛生管理

a 疾病予防

熱射病等の予防のため、通風、換気に注意するとともに、飲水が不足しないよう心掛ける。

b 疾病の早期治療

早期治療が重要であるので家畜の健康観察を十分行い、異常の早期発見に努める。

ウ 林業対策

① 苗畑

- a 被害を受けるおそれがある所では、床を平床にする。
- b 除草は早目に行い、かつ中耕して土壌表面からの水分蒸発を防ぐ。ただし、干天の続いたときの除草は差し控える。
- c 日覆い、敷わらなどを行うほか、灌水を実施する。

② 造林

- a 徒長していない優良苗を使用する。
- b 特に乾燥が予想されるところについては、やや深植えをする。
- c 苗木の根元を落葉、落枝などで覆う。
- d 乾燥するところでは、蒸散抑制剤を葉面散布する。

③ 造林地

- a 1回に強度の間伐、枝打ちをしない。
- b 林縁木の枝打ちをしない。
- c 林内地被物を採取しない。

(3) 寒冷害（雪害）予防対策

ア 農産物対策

① 水稲（山間部）

生育が遅れ、茎数はやや少なく軟弱、徒長になると発生しやすい穂いもち病の誘発を防ぐため、追肥は極力さける。

谷水などで、冷水を灌がい水として利用しているところでは、迂回水路、遊水池、ビニールチューブ等を活用して水温の上昇に努める。

また、成熟期にバラツキが生ずることが考えられるので、収穫に際しては、品質低下の防止に留意し、特に適期収穫、適切な乾燥調整を行う。

② 大豆

栽植株数を多くするとともに、有機物の施用、合理的施肥等による地力の維持に努め作物の生育を良好にすることにより被害の軽減を図る。

③ 果樹

（寒冷害対策）

- a かんきつ類は、冬季の西～北からの乾燥風を軽減するため、防風林（垣）を設ける。
また、わら、こも、化学せんい等の資材で樹冠を被覆する。
- b 冷気溜のできる地形のかんきつ類では、防霜ファン等を設置する。また、冷気の停滞を軽減するため防風垣の密閉度を小さくする等遮へい物は取り除く。
- c 湿害、移植樹のほか、結果過多、磷酸欠乏等栄養障害のある樹は耐寒力が弱いので、秋期の栄養管理には特に留意し、排水対策、施肥、摘果等による樹勢の維持に努める。
- d 晩柑類での年越果実や収穫後の果樹において凍害を受けることがあるので、気象情報に留意し、袋掛け、樹冠被覆等の保温管理、事前収穫等を行う。
- e かんきつ類の果皮に発生する秋冬季の低温障害を防止するため、果実発育期の栄養管理を適正にする。

（霜害対策）

- a かき、うめ、ぶどう等の植栽は、低地や日照不良地を避けるとともに、品質による耐凍性に十分配慮する。
- b 樹の栄養状態及び剪定法についても、適正に管理する。
- c 園内の気流の還流を促すための遮へい物の取除き、防霜ファンの設置及び樹冠被覆による保温施設を整備する。

④ 野菜、花き等

- a 寒風害、冷気停滞等、ほ場環境を十分検討し、品目、作型を選択する。
- b 寒風害には、防風垣（樹）、防風ネット等の設置、また、冷気停滞のしやすい場所では、冷気の流下を促すため、密生した防風樹（垣）の「スカシ剪定」を実施する。
- c 土壌水分が不足すると寒害を助長するので、有機物施用により土壌の保水性増大を基本としながら、状況に応じ灌水を実施して、秋冬季の根群発育を促す。
- d 地温の上昇による生育促進を図るため、品目、作型に応じたビニールマルチ等を実施す

る。

- e 花木では、排水不良園で寒害を受けやすいので注意し、樹種によっては、結束、被覆等の防寒対策を行う。

⑤ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- a 施設の設置は、施設環境、作付品目、作型に応じた設計を基本とするが、ある程度、経済性を考慮して設置した施設では、異常低温時に適当な保温措置を講じる必要がある。
- b トンネル栽培は、こも掛け、二重被覆、また、ハウス施設では、二重カーテン、補助暖房等必要な資材を準備する。
- c ハウスの被覆資材が古くなったり、汚れて光線通過が悪くなった場合は、洗浄又は新しい資材と張り替えて、熱効率の向上を図る。

⑥ 茶

- a 冬季の樹体被害と発芽時の冷霜害とあるが、寒風害冷気停滞等、その要因に則した防風垣（樹）、換気扇の設置等の対策を講じる。
- b 排水不良、乾燥状態で寒害を助長するので、土壌改良、敷わら（草）を実施して根群発育を促す。
- c チッ素質肥料の多用は、耐寒性を低下させるので、施肥設計は留意する。

イ 畜産対策

① 一般対策

a 畜舎等の補修

畜舎及び鶏舎等の破損箇所、危険箇所を点検し早急に補強し防寒に努める。

b 飼養管理

畜舎及び鶏舎の保温、換気、凍結防止及び敷料の確保に努め、飼養管理上支障をきたさないよう事前に十分措置する。特に、飲水の凍結に注意する。

② 家畜衛生対策

a 疾病予防

下痢等の疾病予防のため、敷料を十分与え暖かくするとともに、保温設備の整備、点検をする。

b 疾病の早期治療

早期治療が重要であるので家畜の健康観察を十分行い、異常の早期発見に努める。

c 飼料の給与

凍結した飼料（飼料作物）は下痢を起こしやすいから注意する。

ウ 林業対策

① 苗畑

a 床面にわら、もみがら等を敷いて保温する。

b 霜柱の立ちやすい畑は、排水を良くし床面に秋期の砂を2～3cm敷くか、わらで被覆する。

c 風当たりの強いところに仮植しない。

d 9月中旬から下旬に根切りを行う。

② 植林

a 徒長していない優良苗を使用する。

- b なだれ発生のおそれがある林地は前生樹を等高線に帯状に残し、地上1.0～1.5mの頭載木とする等なだれ防止に注意する。

③ 造林地

- a 寒害を防ぐため9月以降の下刈をさける。
- b 枝打ちは、強度に行わず、樹高の1/2程度におさえ降雪までに行う。
- c 林縁木の枝打ちはしない。
- d 適正な間伐を実施し、健全な森林を育成する。

第23章 気象業務整備計画（和歌山地方气象台、県県土整備部）

1 現 況

(1) 気象観測値等の把握状況

効果的な防災活動に資するためには気象等の実況値を即時的に入手し、適時適切な気象情報を提供することが重要である。

実況値の即時的把握のため、和歌山地方气象台では和歌山県内に降水量はほぼ17kmメッシュで、風向、風速、気温、日照はほぼ21kmメッシュで展開した地域気象観測所のオンラインシステムによって入手している。

また、和歌山県が防災上必要な地域に展開した雨量観測所のデータは必要に応じ、電話回線を通じて和歌山県水防本部へ通報されている。

※ 和歌山地方气象台所管の気象観測所・同配置図は、資料編28-01-01、28-01-02を参照

※ 県水防本部が雨量報告を受ける観測所は、資料編28-02-00を参照

※ 潮位観測所は、資料編28-03-00を参照

※ 地震観測施設は、資料編28-04-01、28-04-02、28-04-03を参照

※ 巨大津波観測所は、資料編28-05-00を参照

※ 和歌山地方气象台所管の地震計・震度計・潮位観測所等配置図は、資料編28-06-00を参照

※ 県水防本部が報告を受ける水位観測所は、資料編28-07-00を参照

(2) 気象観測値の精度維持

正確な観測値を得るためには次の点検が必要である。

ア 保守点検

定常及び臨時点検を行い測器の精度維持を図る。

イ 測器の検定

気象測器には検定期間があり、その期間を越えるものについては再検定を受ける必要がある。

2 計画方針

災害の未然防止並びに軽減に資する気象情報の質的向上及び迅速な伝達を図るとともに、気象実況の的確な把握に必要な気象観測施設の整備及び観測値の精度保持に努めるものである。

3 事業計画

(1) 気象情報

ア 気象予測資料の改善

イ 気象業務に関する知識の普及

(2) 観測システム整備・充実

(3) 津波観測システム整備・充実

第24章 防災救助施設等整備計画

第1節 消防施設整備計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

現在、県内30市町村のうち28市町村に常備消防機関が設置されており、消防本部数17、消防署所数48となっている。 (H23.4.1現在)

- ※ 消防力の現況（消防常備化地域図）は、資料編29-01-00を参照
- ※ 消防の概要（23年度現況調査結果）は、資料編29-02-00を参照
- ※ 消防ポンプ自動車等現有数は、資料編29-03-00を参照
- ※ 消防水利の現況は、資料編29-04-00を参照

2 計画方針

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づく消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。

特に、中高層建築物及び危険物施設等の増加に対応した消防施設の科学化を図るため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、救助工作車等科学消防施設の整備を促進する。

3 事業計画

県は、次により消防施設設備の整備について指導を行うほか、消防施設等の整備を推進する。

(1) 消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図るとともに、特殊災害に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車等科学消防施設の整備拡大を図る。

(2) 救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進する。

(3) 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消化薬剤等の備蓄に努める。

(4) 消防水利の整備

消火栓の新設、増設、防火水槽及び耐震性貯水槽等の整備により消防水利の確保に努める。

第2節 水防施設整備計画（県土整備部）

1 現 況

県下における水害の防御・被害の軽減のため、平常時からの水位、雨量の観測、備蓄資材の保管水防倉庫の整備を行っている。

※ 水防施設等の現況は、資料編30-00-01、30-00-02を参照

2 計画方針

洪水、津波又は高潮による災害に対処するため、水防法の規定により和歌山県の区域における水防の責任を十分に果し、水防施設の整備を図る。

3 事業計画

(1) 水防倉庫及び資材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検、補充しておく。

また、長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者と契約しておく等の方法を講じておくものとする。

(2) 雨量、水位等観測所

雨量、水位等の情報を正確、迅速に把握するため、県下の適当な箇所に、雨量計、水位計を設置し、そのテレメータ化を図っていく。

(3) 無線通信

通信連絡の確保は、水防活動の根源であり、電話施設が使用不能となった場合も、迅速かつ正確な連絡系統を確立するため、無線通信施設の整備に努めるものとする。

第3節 救助物資等備蓄計画（県福祉保健部）

1 現 況

県は、被服、寝具、その他生活必需品について、災害救助法適用時において広域的な立場から市町村の備蓄を補完するため、現物備蓄及び流通在庫備蓄の確保に努める。

※ 県の災害救助物資備蓄状況は、資料編31-00-00を参照

2 計画方針

災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に実施できることを目的として、救助物資の備蓄及び流通備蓄の推進並びに備蓄倉庫の整備を図る。

3 事業計画

(1) 被服、寝具、その他生活必需品

被服、寝具、その他生活必需品について、その耐用年数等にかんがみ、多量の備蓄を行うことは困難であることから、被災時において必要な物資は現地調達することを原則とし、県内大手流通業者を中心に、調達に関する協定を締結し、それらの輸送に関しての協定を(社)和歌山県トラック協会と締結している。

また、県においては、併せて適当な備蓄物資の確保とこれらの管理を行うものとし、社会福祉施設等に協力を要請して県有施設以外の備蓄も行っていく。

※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編45-03-02

※ 緊急・救援輸送に関する協定書 資料編45-04-02

(2) 医薬品

震災時に必要な医薬品としては、解熱消炎鎮痛剤、抗生物質製剤、全身麻酔・局所麻酔・止血剤、消毒・外皮用剤、強心・昇圧・利尿剤、血液代用剤、血液製剤等が考えられる。

震災発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品等を確保するため、県医薬品卸組合との間で流通備蓄に関する協定を締結している。また、県内の災害拠点病院に医薬品を備蓄する。

なお、血液については、和歌山県赤十字血液センターが中心となり、県内の在庫量を点検し、一定量の血液を万が一に備え備蓄する。

※ 医薬品・血液調達先一覧 資料編46-06-01

※ 大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定書 資料編46-06-02

※ 災害対策用医薬品・衛生材料備蓄品目 資料編46-06-03

※ 災害時における医療救護活動に関する協定書 資料編46-06-04

※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編46-06-05

※ 大規模災害時における医療機器等の供給に関する協定書 資料編46-06-06

※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編46-06-07

※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編46-06-08

(3) 備蓄倉庫の整備

災害発生時に迅速に対処するため、各振興局を中心に備蓄倉庫の整備を図る。

第4節 防災拠点施設整備計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

災害に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する県民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害等に備えるため、広域防災拠点の整備を進めるものとする。

2 事業計画

県は、想定災害に対する詳細な被害想定を実施するものとする。

被害想定結果に基づき、防災拠点の適切な配置計画、分担すべき機能等を盛り込んだ整備計画を策定するものとし、防災拠点となる公共施設等の耐震化における数値目標の設定等の実施に努めるものとする。

また、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

その際、既存の防災機能を有する用地については、その利活用、相互補完等について検討を行うものとする。

第5節 紀の川緊急用河川敷道路・防災拠点整備計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現 況

現在、災害発生時の緊急輸送路・防災拠点等として使用できる緊急用河川敷道路および防災公園を紀の川本川下流部において整備している。

2 計画方針

災害発生時において、紀の川下流部（和歌山市街部）における緊急輸送路等のルートの多重性及び代替性、紀北地域を対象とした救援物資の集積場、救援隊の駐留地として防災拠点等を確保する。

3 事業計画

災害発生時において、河川施設の復旧工事のほか、被災者の避難、救援活動、被災地の復旧活動及び緊急物資の輸送などのためのルートの多重性及び代替性を確保するため紀の川本川下流部左岸2.8km～9.0kmの区間に緊急用河川敷道路を整備する。

また、津波の影響がない紀ノ川大堰直上流における防災拠点及び緊急用河川道路を整備する。

（参考：防災拠点に隣接する紀ノ川大堰管理所の防災機能 資料編：31-01-00）

第25章 防災行政無線整備計画（県総務部危機管理局）

1 防災行政無線の整備

(1) 和歌山県総合防災情報システム（県防災行政無線を含む）の整備

県民の生命、財産を災害から守るためには、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づいて県が行う予防、応急活動及び復旧・復興活動を有効に遂行できるような情報連絡体制を整備することが重要である。

特に県と市町村や防災関係機関との通信経路の確保は、気象情報の迅速な伝達、災害情報の的確な把握、状況に即応した応急救助の指示・要請等といった災害対策のあらゆる面において必要不可欠な要件であるが、災害時の一般公衆回線は寸断や輻輳等が発生するため、これに頼らない県独自の通信経路を整備する必要がある。

県では、和歌山県総合防災情報システムを平成16年度から4箇年計画で整備し、平成19年9月より運用を開始した。西日本電信電話株式会社の大容量デジタル専用回線による有線回線と、財団法人自治体衛星通信機構が運営する第2世代地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線の2ルートにより、県庁と振興局等の出先機関、30市町村、17消防本部及び防災関係機関を有機的に結合し、各種防災情報を電子情報化して県内で一元化・共有化できる通信システムを構築するとともに、ファクシミリ、電話及びテレメータ情報を伝送している。

この他に、全県移動系防災行政無線については県内7局の基地局が整備され、公用車、漁業取締船、防災ヘリ及びドクターヘリに無線機を搭載するとともに、携帯型や可搬型の無線機を整備することにより、機動性と耐災害性に優れた通信手段を確保している。

しかし、地震、津波、土砂災害、水害等の災害が発生すると光ファイバーの断線やネットワーク機器の障害等により基幹部分の有線回線が長期間にわたって不通となることが想定され、このような場合に衛星系回線が不足して各種防災情報の伝送が滞る問題を抱えている。このため、県は県庁と各総合庁舎間を接続する無線通信網の整備に努めることとする。

(2) 市町村防災行政無線の整備

市町村防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確に災害情報や緊急地震速報等の気象情報を提供して住民の生命・財産の安全を守るために有効な情報伝達手段である。

県内の市町村防災行政無線の整備状況は、同報系については30市町村すべてで整備が行われ、うち移動系との併設が28市町村となっている。

しかし、一部に同報系無線の空白地域があることや、機動性が高く耐災害性に優れた移動系無線を整備していないところがあるため、県はこれらの整備について働きかけていくとともに、災害時に孤立する可能性のある地域との通信の確保について、移動系無線、衛星携帯電話、デジタル同報系無線等のあらゆる通信手段を検討し、地域の特性に合った通信手段の整備を進めていくよう助言していく。

第26章 公安関係災害予防計画（和歌山・田辺海上保安部、警察本部）

1 計画方針

災害の発生又は被害の拡大を未然に防止するための公安関係災害予防計画は、次によるものとする。この計画の実施に当たっては、他の機関の行う防災業務との調整を図り、総合的な防災業務の推進に寄与するように努める。

2 事業計画

〈警察予防計画〉

(1) 警備体制の整備

ア 情報・通信体制の確立

気象情報等災害情報の迅速な収集と伝達・広報、迅速・正確な被害状況の把握、関係機関との連携強化のため、多角的な情報・通信体制の整備充実に努める。

イ 装備資機材の整備

災害警備実施に必要な装備資機材を警察本部、警察署、交番及び駐在所の機能に応じた整備充実を図るとともに、警察施設の非常用電源の整備を行う。

ウ 警察職員の教養訓練の実施

災害警備実施に関して、警察職員の教養訓練を計画的に実施するとともに、積極的に関係機関及び住民と協力して総合的な訓練を行う。

なお、総合的な訓練においては、効果的な実施を図るため必要に応じ、基本法第48条による交通規制を行い、効果的に実施する。

エ 部隊活動拠点の整備

警備部隊等（県内部隊及び県外特別派遣部隊）の活動拠点の確保に努める。

(2) 危険予測地域の調査及び避難場所等の周知徹底

関係機関と協力し、災害発生に伴う危険予測地域の調査を行い、危険地域住民に対し、災害発生時の避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。

(3) 交通確保に関する体制及び施設の整備

交通規制計画の策定・交通管制施設の整備及び緊急通行車両に係る確認手続き、運転者のとるべき措置の周知徹底に努める。

(4) 住民の防災意識の醸成

地域住民、企業等の参加による防災訓練、防災講習会の実施や防災広報を積極的に行い住民の防災意識の醸成と災害時要援護者に対する支援意識の普及等の事前対策を推進する。

(5) 関係機関等の連携強化

関係機関・団体等との連携を密にし、相互協力・支援体制の強化に努める。

〈海上公安予防計画〉

(1) 資機材等の整備

防災活動を迅速かつ確実に実施するため、防災資機材および通信機材の整備充実に努める。

(2) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次の関係資料の収集及び調査研究に努める。

ア 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料

イ 災害発生の予想に関する資料

ウ 港湾状況

エ 防災施設、器材等の種類、分布等の状況

(3) 関係機関との連絡協力体制

災害予防のため、関係行政、民間団体との連絡を強化し、相互に協力するよう努める。

(4) 研修訓練

平常業務を通じて、職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時次の研修訓練を実施する。

ア 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

イ 非常呼集、防火、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練

ウ 防災訓練の参加

(5) 防災思想の啓発

各種船舶に対する海難防止運動を実施するほか、随時海難防止講習会を開催し、資料の配布、スライド映写等による海上災害防止思想の普及に努める。

(6) 避難港及び避泊地の状況

本県沿岸は、大型船の避泊する広さをもつ港湾がなく、台風時は、南寄りのうねり、波浪が侵入し、避泊には不適當である。各港の状況は次の表のとおりである。

港名	概要
勝浦港	台風時、東のうねりの余波が侵入するが、500トン未満の避難港として適している。
宇久井港	南東方が開いており、台風時うねりが侵入する。
浦神港	3方を山に囲まれ、台風時東の波浪が侵入する。
串本港	北東～東北東風の時波浪が侵入するが、台風時の避泊地として好適である。
袋港	南西風及び台風時以外は避泊に適するが、港内は狭く、小型船のみ避泊できる。
周参見港	南～南西風の時は波浪が侵入するが、500トン以下の船舶在泊可能だが、台風時は不適である。
田辺港	避泊に適するが、港内暗礁多い。文里泊地は500トン未満の船舶が入港可能で、100トン級10隻が在泊可能である。
日高港	日高川口にある港で、向海風時には避泊できるが、地形不案内船の避泊は不適當である。
由良港	台風時、南西のうねりが侵入するが、300トン級船舶の避難が可能である。
和歌山下津港	下津区は北西風時、いくらかうねりが侵入するが、避難港として適している。 和歌山区は南西風多く台風時以外は避泊に適している。 和歌浦は北～西の風に対しては避泊に適している。
新宮港	港口のほぼ中央に沖の八島（最小推進1.3m）があり、港内南側は浅所が点在。 10,000トン級の船舶が係船可能な公共岸壁も有するが、台風時東の波浪が侵入する。

第27章 防災訓練計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化及び県民の防災意識の高揚を図るため、より実践的な訓練を積極的、継続的に実施する。

県民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。

2 事業計画

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど 実践的なものになるように工夫する。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

(1) 防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、大規模な災害を想定して、毎年1回以上実施するものとする。防災訓練を行うに当たっては、上記事項を踏まえ、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努めるものとする。

(2) 災害対策本部運営訓練

震災時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

(3) 緊急防災要員参集訓練等

緊急防災要員の職務の習熟等を図ることを目的として、緊急防災要員参集訓練等を定期的の実施する。

※ 和歌山県災害対策本部緊急防災要員任命要領は、資料編34-01-00を参照

(4) 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定等に基づく災害対策等が円滑に行われるよう広域的な防災訓練を実施する。

(5) 各機関の訓練

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、個別に又は共同で次に掲げる訓練を実施するものとし、各関係機関は相互に十分連絡をとり協力しなければならない。

学校、病院、社会福祉施設、百貨店、ホテル、旅館等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するよう努める。

ア 図上訓練

イ 実地訓練

通信、予警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、非常参集、その他訓練。

第28章 防災知識普及計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等防災関係機関は、関係職員に対して防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、企業などの多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実を図る。

またその際、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるものとする。

2 事業計画

(1) 職員に対する防災教育

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な推進を期するため、下記の方法等により、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

- ア 講習会、研修会等の開催
- イ 防災活動の手引等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

(2) 一般住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して、住民の災害時における心得等防災に関する知識の高揚を図るため、下記の媒体等の利用により防災知識の普及に努める。

- ア ラジオ、テレビ及び新聞の利用
- イ 県ホームページ、広報誌、広報車の利用
- ウ パンフレットの利用
- エ 映画、スライド等による普及
- オ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- カ 防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、住民への配布（市町村）
- キ 地震体験車の利用
- ク その他

(3) 普及の内容

防災知識の普及は、おおむね次の事項を中心に、その徹底を図る。

- ア 防災気象に関する事項
- イ 過去の主な被害事例
- ウ 地域防災計画の概要
- エ 防災予防の概要 火災予防、台風時における家屋の事前補修他
- オ 災害時の心得 災害情報等の聴取方法、停電時の処置、緊急避難先安全レベルについての考え方、避難路及び避難の要領、非常携帯品の準備、3日分の食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレトーパー等の生活物資の備蓄、正確な情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービス、ナビアプリ等）

(4) 災害教訓の伝承

県は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第29章 自主防災組織整備計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

市町村における住民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであり、これの育成強化について、整備を行う。

また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造、若しくは保有する工場、事業場等においても、自主的な防災組織を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

さらに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

(1) 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、災害時の出火防止、初期消火、被害者の救出及び安否確認、遺体の捜索、身元確認、避難立退きの受入れ、たき出し、生活必需物資の配給、医療あっせん、応急復旧作業等について、地元消防機関等公共的団体と協力して実施する。

(2) 住民組織の必要性の啓発と指導

市町村は、自主防災組織の設置を促進するため、市町村地域防災計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性について、積極的かつ計画的な広報等の指導を行い防災に関する意識の高揚を図る。また、障害者・高齢者等の災害時要援護者や女性の参加の促進に努め、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、常にこれら組織の整備拡充を図る。

また、地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通していると同時に消防に関する豊富な知識や経験、技術を有する消防団と自主防災組織との連携、協力関係の構築を図る。

2 事業計画

〔住民による自主防災組織〕

(1) 市町村地域防災計画の修正

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、市町村の自主防災組織に対する育成、指導等を明らかにする。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講習会等の開催に積極的に取り組む。

(3) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、市町村の実情に応じた適正な規模の地域を単位として組織の設置を図る。

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(4) 既存組織の活用

現在住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう市町村において積極的に指導する。

特に、自治会等の最も住民に密接な関係にある組織を有効に活用して、自主防災組織の育成強化を図る。

(5) 市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村は、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施する。

(6) 県の助成等

県は市町村の行う防災資機材の整備及び自主防災組織の活動促進についての助成を行い、自主防災組織の組織化・活性化を推進する。また、研修の実施などにより、防災の中心的な担い手となる地域防災リーダーの育成に努める。

(7) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておくものとする。

(8) 自主防災組織の活動

平常時

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災資機材の備蓄
- オ 近隣の高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者の所在把握

災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ウ 責任者による避難誘導、救出、救護（特に災害時要援護者に配慮する。）

〔施設の自主的な防災組織〕

災害が発生した場合、中高層建築物、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な災害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主的な防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画をたてておく。

また、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

(1) 対象施設

- ア 中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校、病院等多数の人が利用し、又は出入りする施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類、劇毒物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で自主的な防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主的な防災組織を設置することが必要な施設

(2) 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自主防災計画を策定する。

(3) 自主防災計画

自主防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成する。

予防計画

- ア 予防管理組織の編成
- イ 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物の点検整理
- ウ 消防用設備等の点検整備

教育訓練計画

- ア 防災教育
- イ 防災訓練

応急対策計画

- ア 応急活動組織の編成
- イ 情報の収集伝達
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 避難誘導
- オ 救出、救護

(4) 自主的な防災組織の活動

平常時

- ア 防災訓練及び地域の防災訓練への積極的な参加
- イ 施設及び設備等の点検整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ウ 避難誘導、救出、救護

第30章 災害時救急医療体制確保計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害発生時における救急医療の確保については、本計画を中心に市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の確保に努める。

2 計画内容

(1) 実施主体

知事及び医療機関の開設者等が行うものとする。

(2) 実施の方法

ア 「災害拠点病院」の指定及び整備

災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を県下2次医療圏域に指定整備することにより、災害時の医療を確保する。

イ 災害拠点病院の種類等

① 和歌山県総合災害医療センター

県内全域を対象とした災害時における医療救護等にあたるとともに、被災地域の後方支援や研修機能を有する県における災害時医療対策の中核施設。

② 地域災害医療センター

主として二次医療圏域内の災害時における医療救護等にあたる、圏域における災害医療対策の中核施設。

※和歌山県災害拠点病院は、資料編32-01-00を参照

ウ 「災害拠点病院」の整備基準等

① 病棟（病室、ICU等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペース。

② 診療に必要な施設等の耐震構造

③ 電気等のライフラインの維持機能

④ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。

やむなく病院敷地内に確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

⑤ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材等。

エ 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備

災害の急性期（概ね48時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）の活動により、傷病者の救命率の向上や後遺症の減少が期待され、県内10施設（県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、公立那賀病院、橋本市民病院、有田市民病院、国保日高総合病院、社会保険紀南病院、南和歌山医療センター及び新宮市立医療センター）が日本DMAT隊員養成研修を終了していることから、県内の運用体制の整備を図るものとする。

(3) 地域医療機関等との連携

知事は、市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、各地域毎の災害時における救急医療体制の確保に努める。

- ① 地域における医療救護の中核施設としての「災害拠点病院」と「災害支援病院」等の医療関係機関との間で、地域の実情に応じたネットワーク等の連携を図るものとする。

※ 災害支援病院は、資料編32-02-00を参照

- ② 市町村等が開設する救護所・避難所等を考慮した医療班等の派遣、受入れ体制について地域における関係機関等の連携を図るものとする。

(4) その他

- ① 知事は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、災害時の医療救護を円滑に行うため、医療班等人員の派遣・受入れ、傷病者などの搬送・受入れ等の後方支援等の実施について関係機関と協議を行うものとする。
- ② 「災害拠点病院」は、他の地域が被災した場合における自己完結型の医療班等の派遣、傷病者などの受入れ等後方支援の計画をたて、研修・訓練を行うものとする。

第31章 災害時要援護者対策計画（県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部）

1 計画方針

各地域における乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画によるものとする。

2 計画内容

平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、県、市町村は、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努めることとする。

(1) 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の申請があった場合、管轄する実施機関は、市町村本部並びに民生委員と連絡を密にし、本庁協議のうえ、速やかに保護の要否を決定するものとする。

なお、保護の決定に当たっては、特に、救助法による救助実施の期間及びその内容について十分留意するものとする。

(2) 災害時要援護者の把握・情報伝達体制の整備

ア 市町村は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じ、高齢者、障害者等の要援護者の状況を把握し、避難支援プランの策定に努めるものとする。

イ 県及び市町村は、障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。

ウ 県及び市町村は、災害時要援護者と消防機関の間に災害時要援護者緊急システム等を整備し、その周知に努めるものとする。

エ 市町村は、災害時において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

① 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあつては、臨時保育所を開設できるものとする。

② 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。

オ 市町村は、市町村地域防災計画において、水防法に基づく浸水想定区域内に地下街等及び主として災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児等）が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

(3) 社会福祉施設等の整備

ア 避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を樹立し、常に災害に注意するとともに、特に重度障害者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施

しておくものとする。

イ 避難予定場所の選定

災害の程度種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期するものとする。

ウ 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

災害により職員が不足して充足を図る必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努めるものとする。

エ 社会福祉施設等整備の充実化

- ① 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え施設・設備等の点検と整備に努めるものとする。
- ② 災害に備え自家発電機等災害時に必要なものの整備に努めるものとする。
- ③ 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の確保に努めるものとする。
- ④ 災害に際し、市町村や地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努めるものとする。

オ 県立社会福祉施設の地域社会等に対する支援拠点の位置づけ

県は、県立社会福祉施設を、要援護者等を受け入れる支援拠点、あるいは他の社会福祉施設に対する支援拠点として位置づけることとする。

(4) 災害時に特に配慮すべき事項

県、市町村は災害時に次の事項について災害時要援護者に十分配慮することとし、市町村事務については、市町村地域防災計画で明確に定めることとする。

- ① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難勧告等の情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された要援護者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における要援護者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ 食糧の配慮（やわらかい食品等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ケースワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設等の被害状況調査
- ⑯ 医療福祉相談窓口の設置

(5) 外国人対策

県及び市町村は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

ア 在日外国人の把握

県は市町村と連絡調整のうえ各地域に住む外国人について把握するよう努めるものとする。

イ 情報伝達体制の整備

県及び市町村は、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努めるものとする。

ウ 予防対策等

- ① 和歌山県国際交流センター等を拠点として、外国人に対する相談窓口を開設し、災害予防対策の相談に応じる。
- ② 外国人に対し、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。

(6) その他

ア 医療保険制度（国民健康保険、老人保健医療）の事務処理対策

- ① 保険医療機関等関係機関との連絡調整班の設置
- ② 臨時医療保険相談所等の開設
 - a 被災時の一部負担金等について

災害の被災者にあつては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。
 - b 被保険者証等の再交付

被災者から被保険者証等の再交付申請があつた場合、免許証等本人であることを確認のうえ、速やかに交付できるように関係機関の協力を得る。
 - c 保険料の納付について

保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得ながら国に働きかける。

イ 介護保険制度の事務処理対策

- ① 被保険者証の取扱について

被災により被保険者証が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、県及び市町村が国と連携して体制整備を進める。
- ② 被災時の利用者負担について

被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、市町村において体制整備を進める。
- ③ 介護保険料の納付について

被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、市町村において体制整備を進める。

第32章 ボランティア活動環境整備計画

(日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部危機管理局・県環境生活部・県福祉保健部、県教育委員会)

1 計画方針

災害時において、県、市町村をはじめ防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、県民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。

しかし、行政や県民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

そのため、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、ボランティアコーディネーター等の育成等、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備に努めるものとする。

2 事業計画

(1) ボランティアの種別

震災時におけるボランティアは、防災ボランティア、被災地生活支援NPO及び一般ボランティアに区分される。

ア 防災ボランティア

防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」がある。

イ 被災地生活支援NPO

被災地生活支援NPOとは、専門性や柔軟性、チームワークなどNPOの有する特性を活かし、被災者の支援活動等に当たるボランティアチームである。

ウ 一般ボランティア

一般ボランティアとは、専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアで、その活動内容は、家屋内外の片付けや軽作業、被災者の話し相手や応援・励まし等多岐にわたる。

(2) 平時の活動

ア 防災ボランティアの募集・登録

イ 被災地生活支援NPOの募集・登録

県内において、震災等の大規模な災害が発生した場合に、県または現地市町村を通じて、被災者への支援活動等に当たる被災地生活支援NPOをあらかじめ募集・登録する。

ウ 一般ボランティアの活動環境整備

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う県災害ボランティアセンターの組織化に努め、その事務局を県社会福祉協議会に設置するとともに、活動拠点の確保等、必要な対策を講じる。

エ ボランティアコーディネーターの育成

震災発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

※ 和歌山県防災ボランティア登録制度要綱は、資料編33-01-00を参照

※ 和歌山県被災地生活支援NPO登録制度要綱は、資料編33-02-00を参照

第33章 企業防災の促進に関する計画（県総務部危機管理局・県商工観光労働部）

1 現況

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業も災害時に事業を継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっている。

企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る必要がある。

2 計画方針

企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定の支援に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動を通して、企業が、地域の防災訓練等への積極的参加や、防災体制の整備等を行うよう働きかける。

3 事業計画

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、普及・啓発を実施する。

第 3 編

災 害 応 急 対 策 計 画

第 1 章 防災組織計画

第 1 節 組織計画

1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じそれぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

2 和歌山県の組織

(1) 職員の警戒体制及び配備体制等

危機管理監は、気象状況等に留意し、災害の発生が予想される場合、「職員の防災体制等措置要領」に基づき、県災害対策本部設置以前の体制として、次の基準による警戒体制及び配備体制を発令し、気象や水防等の情報収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するものとする。

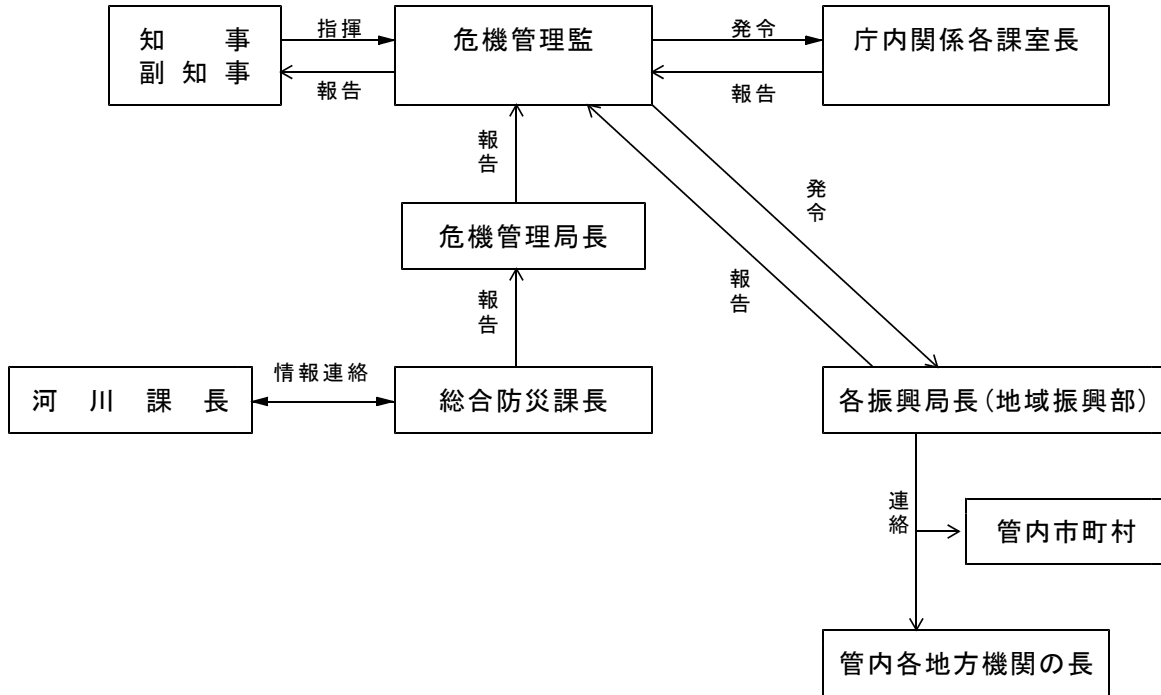
また、配備体制 2 号の発令により災害対策連絡室を設置し、体制の強化を図る。

なお、各振興局長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに管内各地方機関に連絡するとともに、当該体制に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災害対策の万全を期するものとする。

ア 発令の基準（地震・津波に対する基準は、地震・津波災害対策編に記載）

区 分	基 準	動員配備人員
危機管理局による情報収集体制	① 暴風、波浪、暴風雪又は大雪のいずれかの警報が発表されたとき。 ② 水防配備態勢 1 号が発令されたとき。	危機管理局の必要人員
警戒体制 1 号	① 危機管理監が必要と認めたとき。	関係各課室の必要人員
警戒体制 2 号	① 大雨、洪水又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき。 ② 水防配備態勢 2 号が発令されたとき。 ③ 危機管理監が必要と認めたとき。（台風接近のため嚴重な警戒が必要なとき。）	
配備体制 1 号	① 暴風かつ大雨警報が発表されたとき。 ② 紀の川、熊野川、有田川、日高川又は古座川のいずれかに洪水警報が発表されたとき。 ③ 危機管理監が必要と認めたとき。（台風により重大な災害が発生する恐れがあると認められるとき。）	
配備体制 2 号	① 水防配備態勢 3 号が発令されたとき。 ② 危機管理監が必要と認めたとき。（災害救助法の適用をしなければならないような災害が予想されるとき。）	

イ 指令系統



- a 各課（室）長、各振興局長及び各地方機関の長は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておかなければならない。
- b 危機管理監は、必要な担当課室の範囲を増減することができる。
- c 警戒体制及び配備体制に必要な人員は、関係各課（室）長の裁量によるものとする。
- d 電話交換員の配置について、総合防災課長は管財課長と協議する。
- e 関係各課（室）長は、警戒体制及び配備体制の人員について、危機管理監に速やかに報告しなければならない。
- f 各振興局及び各地方機関は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、本庁に準じて警戒、配備その他必要な態勢をとらなければならない。
- g 各振興局長は、警戒体制及び配備体制の人員について、管内地方機関の分を取りまとめのうえ、危機管理監に速やかに報告しなければならない。
- h 警戒体制及び配備体制を解除した場合も、上記指令系統により伝達する。
- i 警戒体制及び配備体制以前の体制として、下記の場合は、危機管理局において対応し、被害情報等の収集に当たるものとする。
 - (7) 暴風、波浪、暴風雪又は大雪の警報が発表されたとき。
 - (4) 水防配備態勢1号が発令されたとき。

(2) 災害対策連絡室

- ア 配備体制2号の発令により災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置する。
- イ 連絡室の長は危機管理監とし、危機管理局長を副室長とする。
- ウ 連絡室は情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整に当たる

ものとする。

エ 連絡室には秘書課、広報課、総務学事課、人事課、財政課、管財課、危機管理課、総合防災課、消防保安課、企画総務課、環境生活総務課、福祉保健総務課、商工観光労働総務課、農林水産総務課、農業農村整備課、県土整備総務課、河川課、砂防課、港湾整備課及び総務事務集中課から連絡室の長が必要と認める人員を常駐させるものとする。

オ 連絡室の事務担当は、次のとおりとする。

災 害 対 策 連 絡 室 (室長：危機管理監 副室長：危機管理局長)	
課(室)名	事 務 分 掌
秘書課	知事への報告、連絡に関すること。
広報課	広報に関すること。
人事課	動員に関すること。
財政課	財務に関すること。
管財課	電話に関すること。
危機管理課 総合防災課 消防保安課	連絡調整、被害状況の取りまとめ、 消防及び気象情報に関すること。
福祉保健総務課	救助に関すること。
河川課	水防情報に関すること。
河川課 農業農村整備課	ダム放水情報に関すること。
港湾整備課	波高及び潮位に関すること。
砂防課	土砂災害情報に関すること。
総務事務集中課	物品調達に関すること。
上記各課 各部主管課	情報及び被害状況の収集に関すること。

(3) 和歌山県災害対策本部

県内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、知事の指揮を受けて「和歌山県災害対策本部」を設置する。

ただし、知事の指揮を受けることができない場合は、副知事、危機管理監の順位により指揮を受けるものとする。

なお、この際、法令等に基づき他に設置されている「和歌山県水防本部」、「和歌山県教育委員会事務局職員（本庁各課）防災体制」、「和歌山県警察災害警備本部」を、それぞれ県災害対策本部の中の県土整備部、教育部、警察部として、組織の一元化を図る。

また、県災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、その旨を直ちに告示する。

ア 県災害対策本部の設置及び廃止基準

① 設置基準（地震・津波に対する基準は、地震・津波災害対策計画編に記入）

	基 準	動員配備人員
災害対策本部	① 知事が必要と認めたとき。 例 ・災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。 ・大規模事故等が発生したとき。 ・その他の災害が発生したとき。	全 職 員

② 廃止基準

- a 災害発生のおそれが解消したとき。
- b 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- c その他本部長が必要なしと認めたとき。

イ 組織編成

県災害対策本部の組織編成は、「和歌山県災害対策本部条例」及び「和歌山県災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによるものとする。

① 系 統

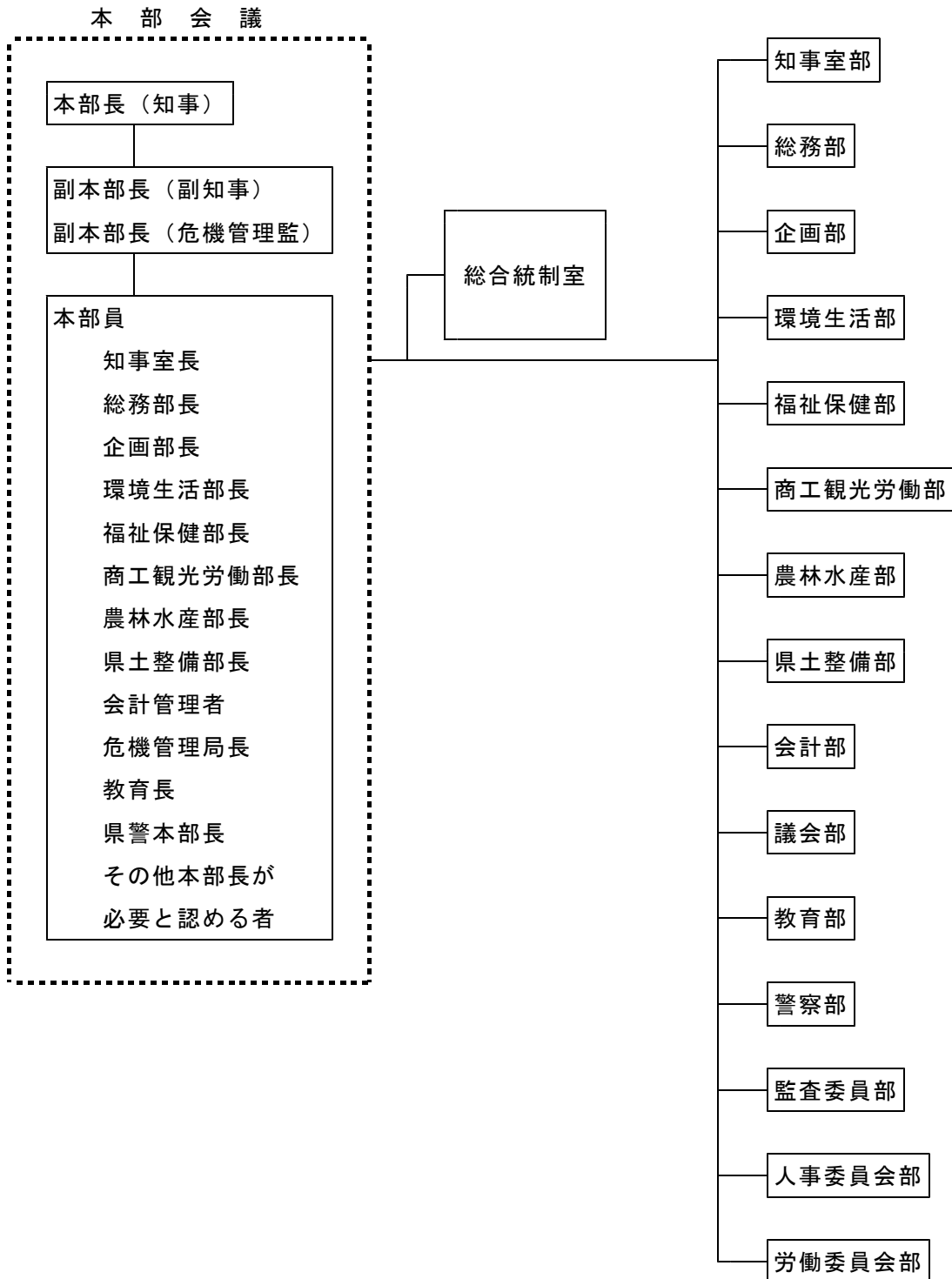
和歌山県災害対策本部 県 庁 内

地 方 連 絡 部		
名 称	位 置	連絡先
東京地 方連絡 部	東京事 務所内	各省庁

	名 称	位 置	所 管 区 域
支 部	海草支部	海草振興局内	和歌山市、海南市、海草郡
	那賀支部	那賀振興局内	紀の川市、岩出市
	伊都支部	伊都振興局内	橋本市、伊都郡
	有田支部	有田振興局内	有田市、有田郡
	日高支部	日高振興局内	御坊市、日高郡
	西牟婁支部	西牟婁振興局内	田辺市、西牟婁郡
	東牟婁支部	東牟婁振興局内	新宮市、東牟婁郡

② 組織

a 本部組織



b 指揮命令系統の確立

本部長に事故があるときは、副知事、危機管理監の順位により、和歌山県災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）が指揮をとる。

ただし、副知事及び危機管理監に事故があるときは、危機管理局長を副本部長に充てる。

c 国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携

本部は、国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、国の非常（緊急）災

害現地対策本部と密接な連携を図るものとする。

d 防災関係機関の職員の派遣

本部は、必要と認める場合は、防災関係機関に本部への職員の派遣を要請することができる。

この場合、防災関係機関は、迅速に職員を派遣するよう努めるものとする。

e 本部会議の開催

災害応急対策の基本方針の決定、その他必要な事項を協議するため、本部会議を県庁南別館災害対策本部室等において開催するが、本部会議の会議内容はおおむね次のとおりとする。

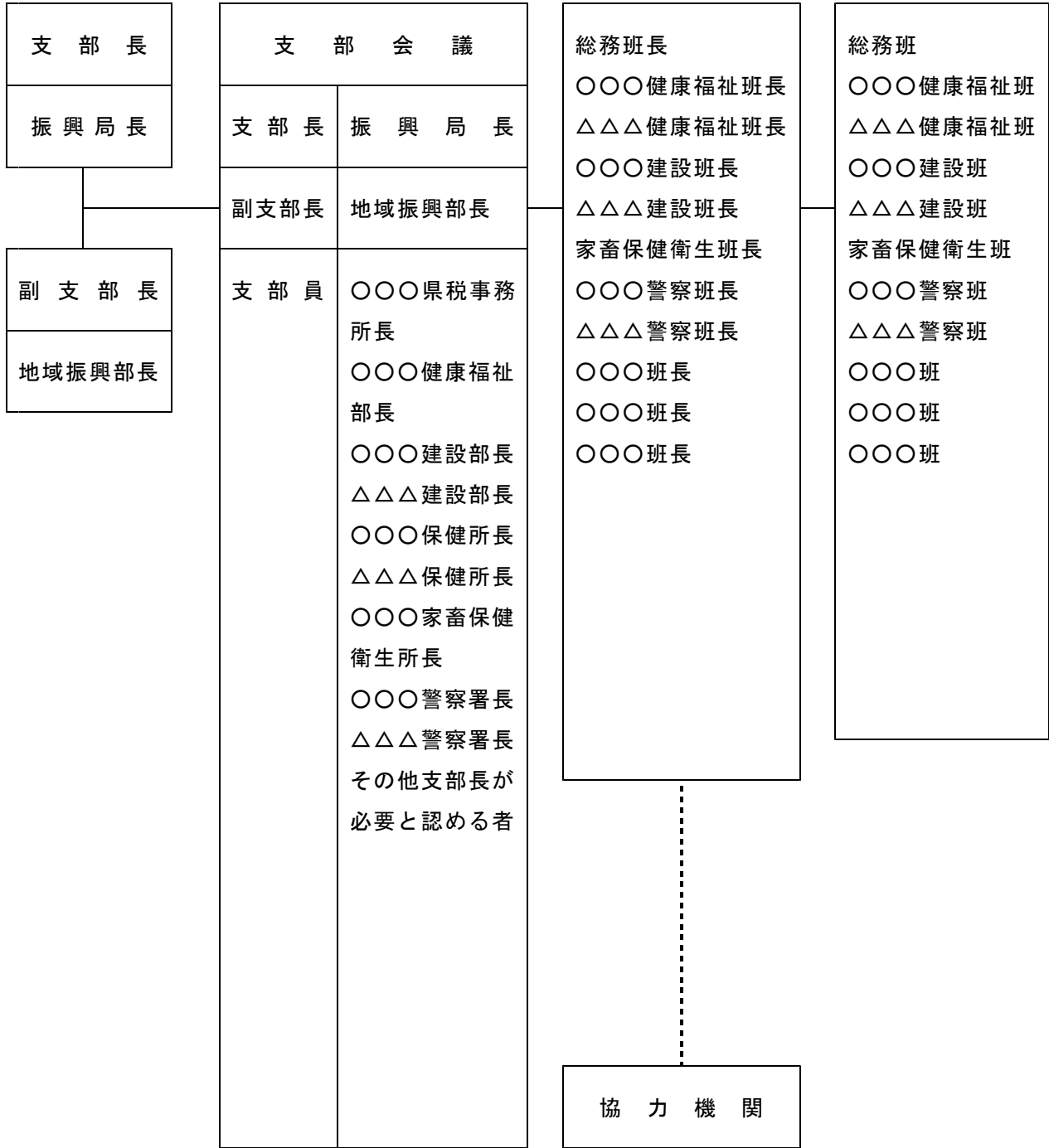
(7) 報告事項

- 気象情報及び災害情報
- 配備体制について
災害対策本部各部の配備体制
県内市町村の配備体制
自衛隊及び公共機関等の配備体制
- 各部措置事項について
- 被害状況について
- その他

(4) 協議事項

- 国の非常（緊急）災害現地対策本部との調整事項
- 応急対策への指示
- 各部間調整事項
- 自衛隊災害派遣要請の要否
- 他府県応援要請の要否
- 現地調査班編成の決定
- 被災者に対する見舞金品給付の決定
- 次回本部会議開催予定日時の決定
- その他

g 支部組織



h 支部における指揮命令系統の確立

支部長に事故があるときは、副支部長が、その職務を代理する。

支部長及び副支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した支部員が、その職務を代理する。

i 副本部長の支部への派遣

本部長は、支部との通信途絶、的確かつ迅速な災害応急対策の決定等、災害応急対策等の実施について必要があると認めるときは、副本部長を支部に派遣することができる。

副本部長は、支部に派遣されたときは、支部に必要な指示を与えることができる。

j 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害地における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要

と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。現地本部は、災害地の災害応急対策の実施に適した場所に設置するものとし、その際当該災害地を所管する支部の組織は現地本部に包含されるものとする。

③ 編成及び事務分掌

a 本 部

本部に、総合統制室及び部を設け、総合統制室に室長、副室長、室長付及び室員を、各部に部長、副部長、班長及び班員を置き、必要に応じて部長付及び副班長を置く。なお、各部の班のうち、指定する班（主管課等を含む班）を幹事班とする。

(7) 総合統制室

- 室長は、上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副室長は、上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 室長付は、上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
- 室員は、上司の命を受け、当該室の事務に従事する。

(4) 部

- 部長は、上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副部長は、上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副部長が2人以上あるときは、あらかじめ部長が定める順序により、その職務を代理する。
- 部長付は、上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
- 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。
- 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。

(ウ) 本部連絡員

- 総合統制室に本部連絡員を置く。
- 本部連絡員は、本部会議の決定事項等について、各部及び各班の連絡事務を処理する。
- 本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名する者をもつて充てる。この場合において、部長は、幹事班（警察部にあつては派遣班）の職員を1名以上指名するものとする。

知事室部

総務部

企画部

環境生活部

福祉保健部

商工観光労働部

農林水産部

県土整備部

出納部
議会部
教育部
警察部

(I) 編成及び事務分掌

各班の編成及び事務分掌の概略については別表に示すとおりであって、この表で分掌されていない災害応急対策の分担は、本部会議あるいは本部総合統制室においてその都度定めるものとする。

なお、警察部の編成及び事務分掌は、和歌山県警察本部で定めるところによる。

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌
総合統制室	(室長) 危機管理監 (副室長) 危機管理局長	総合防災課員 危機管理課員 消防保安課員 広報課員 人事課員 情報政策課員 総合交通政策課員 福祉保健総務課員 医務課員 道路保全課員 室長が必要に応じ指名した部の職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関すること。 2 現地災害対策本部の設置に関すること。 3 県防災会議の運営に関すること。 4 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取りまとめに関すること。 6 被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 7 地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に関すること。 8 県防災行政無線等の管理及び運用に関すること。 9 防災関連システム等の管理及び運用に関すること。 10 自衛隊の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。 12 海上保安庁の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。 13 応援協定に基づく要請に関すること。 14 防災ボランティアの要請、受入及び活動調整に関すること。 15 総合輸送ルート（陸・海・空路）の設定に関すること。

室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌
			<p>16 応援ヘリコプターの要請、受入及び活動調整に関すること。</p> <p>17 県防災ヘリコプターの運航管理に関すること。</p> <p>18 火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に関すること。</p> <p>19 電気、通信及び都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関すること。</p> <p>20 石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関すること。</p> <p>21 報道機関との連絡調整に関すること。</p> <p>22 各種報道媒体を活用した災害広報に関すること。</p> <p>23 災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に関すること。</p> <p>24 災害及び復興の記録に関すること。</p> <p>25 被災地の調査に関すること。</p> <p>26 孤立集落の支援に関すること。</p> <p>27 職員の配置に係る調整に関すること。</p> <p>28 災害救助物資の調達及び供給に関すること。</p> <p>29 救援物資の輸送に関すること。</p> <p>30 初動時の緊急医療体制の確立に関すること。</p> <p>31 医療救護活動の実施に関すること。</p> <p>32 交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。</p> <p>33 緊急輸送道路の確保に関すること。</p> <p>34 その他必要なこと。</p>

和歌山県災害対策本部各部の編制及び事務分掌

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 国体推進 監	(幹事班) 秘書班	(班長) 秘書課長 (副班長) 政策審議課長 総務企画課長 施設調整課長 競技式典課長	秘書課員 政策審議課員 総務企画課員 施設調整課員 競技式典課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 本部長及び副本部長の秘書に 関すること。 4 各種陳情の応援及び被災地の 視察に関する こと。 5 その他必要な こと。
総務部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務管理 局長 (部長付) 監察査察 監 参事	(幹事班) 総務班	(班長) 総務学事課長 (副班長) 総務学事課副 課長	総務学事課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 私立学校の被害状況等の調査 、情報収集及び災害応急対策に 関すること。 4 その他必要な こと。
		人事職員 班	(班長) 人事課長 (副班長) 総括監察査察 員 行政改革課副 課長 職員厚生室長	人事課員 監察査察課員 行政改革課員 職員厚生室員	1 各班共通業務に関する こと。 2 職員の動員に関する こと。 3 職員の派遣要請に関する こと (災害対策基本法に基づくもの を除く。) 4 職員の配置等、人的措置に 関すること。 5 職員の安否状況調査に関する こと。 6 職員の救援に関する こと 7 職員の公務災害補償に関する こと。 8 長期従事職員に係る対応に 関すること。 9 その他必要な こと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		財政班	(班長) 財政課長 (副班長) 財政課副課長	財政課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害対策に係る予算措置に関すること。 3 その他必要なこと。
		税務班	(班長) 税務課長 (副班長) 税務課副課長	税務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害時の県税の徴収猶予、減免等に関すること。 3 県税関係システムの応急復旧対策に関すること。 4 その他必要なこと。
		市町村班	(班長) 市町村課長 (副班長) 市町村課副課長	市町村課員	1 各班共通業務に関すること。 2 市町村行政の応援に関すること。 3 市町村応急復旧資金のあっせんに関すること。 4 その他必要なこと。
		管財公共 建築班	(班長) 管財課長 (副班長) 管財課副課長	管財課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関すること。 2 本庁舎管理に係る災害応急対策に関すること。 3 本庁舎設備に係る災害応急対策に関すること。 4 庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること。 5 自衛消防隊の活動状況の把握に関すること。 6 各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関すること。 7 県有未利用地の災害応急対策への活用に関すること。 8 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 企画政策 局長 地域振興 局長 人権局長 (部長付) 政策統括 参事	(幹事班) 企画総務 班	(班長) 企画総務課長 (副班長) 地域プロジェ クト対策室長 調査統計課長 人権政策課長 人権施策推進 課長	企画総務課員 地域プロジェ クト対策室員 調査統計課員 人権政策課員 人権施策推進 課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 和歌山県土地開発公社管理施 設の被災及び周辺被害に関する こと。 4 その他必要なこと。
		文化国際 班	(班長) 文化国際課長 (副班長) 文化国際課副 課長	文化国際課員	1 各班共通業務に関すること。 2 海外からの災害支援等に係る 問い合わせ対応に関すること。 3 外国人の被災者に関する災害 情報対応に関すること。 4 その他必要なこと。
		情報政策 班	(班長) 情報政策課長 (副班長) 情報政策課副 課長	情報政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 県汎用コンピュータシステム の応急復旧に関すること。 3 県行政用情報通信ネットワー クシステムの応急復旧に関する こと。 4 その他必要なこと。
		総合交通 政策班	(班長) 総合交通政策 課長 (副班長) 地域政策課長 過疎対策課長 空港対策室長	総合交通政策 課員 地域政策課員 過疎対策課員 空港対策室員 福祉保健総務 課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関すること。 2 公共交通機関（鉄道、バス、 フェリー等）及び関西国際空港 の被害情報の収集、その他災害 応急対策に関すること。 3 人員及び物資の輸送に係る総 合的な調整に関すること。 4 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
環境生活 部	(部長) 環境生活 部長 (副部長) 環境政策 局長 県民局長 (部長付) 生活安全 参事 食品安全 参事	(幹事班) 環境生活 総務班	(班長) 環境生活総務 課長 (副班長) 自然環境室長	環境生活総務 課員 自然環境室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 環境衛生研究センターの被害 状況の把握及び応急対策に関する こと。 4 自然公園等施設の被害状況の 把握に関すること。 5 その他必要なこと。
		環境班	(班長) 循環型社会推 進課長 (副班長) 環境管理課長 廃棄物指導室 長	循環型社会推 進課員 環境管理課員 廃棄物指導室 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 廃棄物処理に係る市町村被害 状況の情報収集に関すること。 3 廃棄物処理に係る応援に関する こと。 4 「大規模災害時における災害 廃棄物の処理等に関する協定書 」に基づく市町村からの応援要 請に対する連絡体制に関するこ と。 5 災害時における大気・水質等 環境対策に関すること。 6 その他必要なこと。
		県民生活 班	(班長) 県民生活課長	県民生活課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 生活関連物資の価格需給動向

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
			(副班長) NPO・県民活動推進室長	NPO・県民活動推進室員	<p>の調査に関すること。</p> <p>3 県民相談に関すること。</p> <p>4 ボランティア活動の総合調整窓口の設置に関すること。</p> <p>5 NPOサポートセンターの被害状況の把握に関すること。</p> <p>6 その他必要なこと。</p>
		青少年・男女協同参画班	(班長) 青少年・男女共同参画課長 (副班長) 青少年・男女共同参画課副課長	青少年・男女共同参画課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>3 男女共同参画センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>4 その他必要なこと。</p>
		食品・生活衛生班	(班長) 食品・生活衛生課長 (副班長) 食品・生活衛生課副課長	食品・生活衛生課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 飲料水の供給に関すること。</p> <p>3 食品衛生の確保に関すること。</p> <p>4 火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関すること。</p> <p>5 動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>6 動物救護活動の支援に関すること。</p>

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					7 その他必要なこと。
福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 福祉保健政策局長 健康局長	(幹事班) 福祉保健総務班	(班長) 福祉保健総務課長 (副班長) 福祉保健総務課副課長	福祉保健総務課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 災害救助法に関する こと。 4 被災者生活再建支援法に 関すること。 5 食糧・生活必需品の確保に 関すること。 6 その他必要なこと。
		子ども支援班	(班長) 子ども未来課長 (副班長) 子ども未来課副課長	子ども未来課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 児童福祉施設入所児童等 の保護に関する こと。 3 被災母子家庭相談・支 援に関する こと。 4 保育所被害状況等の調 査に関する こと。 5 その他必要なこと。
		高齢者支援班	(班長) 長寿社会課長 (副班長) 高齢者生活支援室長	長寿社会課員 高齢者生活支援室員	1 各班共通業務に関する こと。 2 高齢者に係る被災状況 の情報収集に関する こと。 3 高齢者に係る被災状況 の報告に関する こと。 4 老人福祉施設等との連 絡に関する こと。 5 高齢者の支援要請及び 救援依頼に関する こと。 6 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		障害児者 支援班	(班長) 障害福祉課長 (副班長) 障害福祉課副 課長	障害福祉課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 障害児者施設の被災状況の情報収集に関すること。 3 在宅障害児者の被災状況の情報収集に関すること。 4 こころのケア・サポートに関すること。 5 その他必要なこと。
		医務班	(班長) 医務課長 (副班長) 医務課副課長	医務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 医療救護及び助産に関すること。 3 医療機関等との連絡に関すること。 4 保健師活動に関すること。 5 その他必要なこと。
		健康推進 班	(班長) 健康推進課長 (副班長) 健康推進課副 課長	健康推進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 在宅重症難病患者の被災状況調査及び支援に関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 防疫用薬品の確保に関すること。 5 母子保健関連情報の提供に関すること。 6 その他必要なこと。
		薬務班	(班長) 薬務課長 (副班長) 薬務課副課長	薬務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 医薬品の整備及び補給に関すること。 3 毒劇物による事故防止に関すること。 4 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
商工観光 労働部	(部長) 商工観光 労働部長 (副部長) 商工労働 政策局長 企業政策 局長 観光局長 (部長付) 労働政策 参事	(幹事班) 商工観光 労働総務 班	(班長) 商工観光労働 総務課長 (副班長) 商工振興課長 償還指導室長	商工観光労働 総務課員 商工振興課員 償還指導室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 経済関係被害状況等の調査情 報収集及び災害応急対策に関 すること。 4 中小企業者災害復旧関連融資 対策に関する こと。 5 中小企業者災害復旧高度化融 資対策に関する こと。 6 小規模企業者等設備導入資金 助成法の資金の償還免除対策に 関する こと。 7 店舗等の被害調査に関する こと。 8 その他必要な こと。
		公営企業 班	(班長) 公営企業課長 (副班長) 公営企業課副 課長	公営企業課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関する こと。 2 公営企業関係施設（工業用水 道）の被害調査及び災害応急対 策に関する こと。 3 公営企業関係施設（土地）の 被害調査及び災害応急対策に関 する こと。 4 災害緊急支出に関する こと。 5 その他必要な こと。
		労働班	(班長) 労働政策課長 (副班長) 労働政策課副 課長	労働政策課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関する こと。 2 被災者への雇用対策に関する こと。 3 産業技術専門学院に係る被害 対策に関する こと。 4 その他必要な こと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		企業政策班	(班長) 企業振興課長 (副班長) 企業立地課長 産業技術政策課長	企業振興課員 企業立地課員 産業技術政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 工場等の被害調査に関すること。 3 その他必要なこと。
		観光班	(班長) 観光振興課長 (副班長) 観光交流課長	観光振興課員 観光交流課員	1 各班共通業務に関すること。 2 観光施設の被害調査に関すること。 3 その他必要なこと。
農林水産部	(部長) 農林水産部長 (副部長) 農林水産政策局長 農業生産局長 森林・林業局長 水産局長	(幹事班) 農林水産総務班	(班長) 農林水産総務課長 (副班長) 食品流通課長 工事検査室長 研究推進室長	農林水産総務課員 食品流通課員 工事検査室員 研究推進室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
		農業農村整備班	(班長) 農業農村整備課長 (副班長) 農業農村整備課副課長	農業農村整備課員	1 各班共通業務に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 小匠防災ため池の災害応急対策に関すること。 4 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5 地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 6 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		果樹園芸班	(班長) 果樹園芸課長 (副班長) 農業環境・鳥 獣害対策室長	果樹園芸課員 農業環境・鳥 獣害対策室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 災害救助に必要な米穀（市町村において不足した場合）の調達に関すること。 3 主要食糧、そ菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害応急対策用種子の確保に関すること。 5 その他必要なこと。
		畜産班	(班長) 畜産課長 (副班長) 畜産課副課長	畜産課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 家畜等被害調査・応急対策に関すること。 3 家畜及び家きんの防疫に関すること。 4 家畜飼料の確保対策に関すること。 5 その他必要なこと。
		経営支援班	(班長) 経営支援課長 (副班長) 経営支援課副課長	経営支援課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 農業協同組合施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 4 災害に伴う農業共済に関すること。 5 その他必要なこと。
		林業班	(班長) 林業振興課長 (副班長) 森林整備課長	林業振興課員 森林整備課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 林道の被害状況調査に関すること。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					3 原木市場、製材工場等の被害状況調査に関すること。 4 被害林業者等への貸付手続の審査及び指導に関すること。 5 林業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関すること。 6 山地災害地及び治山施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 7 県立植物公園及び県立森林公園の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 8 林産物（民有林の森林）の被害状況調査に関すること。 9 林産物搬出施設等の被害状況調査に関すること。 10 特用林産物の被害状況調査に関すること。 11 その他必要なこと。
		水産振興班	（班長） 水産振興課長 （副班長） 資源管理課長	水産振興課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関すること。 2 養殖魚介類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 漁業取締船による緊急輸送活動に関すること。 4 被災漁業者等に対する融資に関すること。 5 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
県土整備 部	(部長) 県土整備 部長 (副部長) 技監 県度整備 政策局長 道路局長 河川・下 水道局長 都市住宅 局長 港湾空港 局長	(幹事班) 県土整備 総務班	(班長) 県土整備総務 課長 (副班長) 技術調査課長 用地対策課長 検査指導室長	県土整備総務 課員 技術調査課員 用地対策課員 検査指導室員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。
		道路班	(班長) 道路保全課長 (副班長) 道路政策課長 道路建設課長 高速道路推進 室長	道路政策課員 道路保全課員 道路建設課員 高速道路推進 室員	1 各班共通業務に関すること。 2 県管理の道路、橋梁等の被害 調査及び災害応急対策に関する こと。 3 国(直轄)、西日本高速道路 株式会社等が管理するその他の 道路の情報収集に関すること。 4 緊急輸送道路の確保に関する こと。 5 その他必要なこと。
		河川班	(班長) 河川課長 (副班長) 河川課副課長	河川課員	1 各班共通業務に関すること。 2 土木関係被害状況の調査、情 報収集及び災害応急対策の取り まとめに関すること。 3 七川ダム、二川ダム、椿山ダ ム及び広川治水ダム関係の被害 調査及び災害応急対策に関する こと。 4 水防業務に関すること。 5 その他必要なこと。
		砂防班	(班長) 砂防課長 (副班長) 砂防課副課長	砂防課員	1 各班共通業務に関すること。 2 斜面崩壊状況調査及び砂防関 係施設被害状況調査に関するこ と。 3 情報基盤整備機器の点検に関 すること。

					4 その他必要なこと。
--	--	--	--	--	-------------

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		下水道班	(班長) 下水道課長 (副班長) 下水道課副課長	下水道課員	1 各班共通業務に関すること。 2 下水道等施設災害応急対策に関すること。 3 その他必要なこと。
		建築住宅班	(班長) 建築住宅課長 (副班長) 都市政策課長 公共建築課長	建築住宅課員 都市政策課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関すること。 2 滅失・損壊した建築物の統計及び報告に関すること。 3 応急仮設住宅建設等に関すること。 4 県営住宅の復旧に関すること。 5 被災者入居用の公営住宅の空き家状況調査及び提供に関すること。 6 市町村営住宅の被害状況調査・報告に関すること。 7 都市公園の被害調査及び被害応急対策に関すること。 8 被災者の住宅支援に関すること。 9 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 10 被災宅地の危険度判定に関すること。 11 工事中の県有建築物等の被災状況調査・応急処置に関すること。 12 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		港湾空港 班	(班長) 港湾整備課長 (副班長) 港湾空港課長 漁港整備室長	港湾整備課員 港湾空港課員 漁港整備室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。 3 港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 4 南紀白浜空港の被害調査及び応急対策検討に関すること。 5 南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 6 その他必要なこと。
会計部	(部長) 会計管理者 (副部長) 会計局長	(幹事班) 会計班	(班長) 会計課長 (副班長) 会計課副課長	会計課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 災害時の出納事務に関すること。 4 財務会計オンラインシステム被災状況収集及び応急対策に関すること。 5 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。 6 その他必要なこと。
		総務事務 集中班	(班長) 総務事務集中 課長 (副班長) 総務事務集中 課副課長	総務事務集中 課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 災害応急対策用物品の購入及び燃料の緊急調達に関すること。 3 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
議会部	(部長) 議会事務 局長 (副部長) 議会事務 局次長	(幹事班) 議会総務 班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長	総務課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 議員との連絡に関すること。 4 その他必要なこと。
		議事班	(班長) 議事課長 (副班長) 議事課副課長	議事課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議会の会議に関すること。 3 その他必要なこと。
		政策調査 班	(班長) 政策調査課長 (副班長) 政策調査課副 課長	政策調査課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議員の調査活動に関すること 。 3 その他必要なこと。
教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育総務 局長 生涯学習 局長 学校教育 局長	(幹事班) 教育総務 班	(班長) 健康体育課長 (副班長) 総務課長 給与課長 福利課長	健康体育課員 総務課員 給与課員 福利課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 教育関係の被害状況等の調査 及び情報収集の総括に関するこ と。 4 学校給食物資の管理及び配分 に関すること。 5 児童生徒の保健管理に関する こと。 6 市町村教育委員会との連絡及 び指導に関すること。 7 職員（学校職員を除く。）の 動員及び派遣に関すること。 8 国・他府県応援職員の受付・ 職員割当及び移動手段・宿舎確 保に関すること。 9 広報に関すること。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					10 学校施設等の災害応急対策に関すること。 11 職員（学校職員を除く。）の被災状況調査及び救援に関すること。 12 救援物資の受付及び配布に関すること。 13 教職員住宅の調査に関すること。 14 関係宿泊施設等の被害状況等の調査に関すること。 15 被災教職員の住宅確保に関すること。 16 その他必要なこと。
		学校教育班	（班長） 学校指導課長 （副班長） 学校指導課特別支援教育室長 学校人事課長	学校指導課員 学校指導課特別支援教育室員 学校人事課員	1 各班共通業務に関すること。 2 臨時の授業その他学校運営に関すること。 3 教科書、学用品及び救援物資の配布に関すること。 4 ボランティアの派遣、編成及び活動計画に関すること。 5 学校職員の動員及び派遣に関すること。 6 児童生徒及び学校職員の被災状況調査及び救援に関すること。 7 カウンセラーの派遣に関すること。 8 児童生徒の転入学及び区域外就学に関すること。 9 県立学校及び公立小中高等学校への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。 10 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		スポーツ班	(班長) スポーツ課長 (副班長) スポーツ課副課長	スポーツ課員	1 各班共通業務に関すること。 2 社会体育施設の被害状況等の調査、災害応急対策及び避難所等の提供に関すること。 3 その他必要なこと。
		生涯学習班	(班長) 生涯学習課長 (副班長) 生涯学習課副課長	生涯学習課員	1 各班共通業務に関すること。 2 P T A、女性団体等へのボランティア協力要請に関すること。 3 県立図書館の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
		文化遺産班	(班長) 文化遺産課長 (副班長) 文化遺産課副課長	文化遺産課員	1 各班共通業務に関すること。 2 文化財の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 3 博物館等施設の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
警察部	(部長) 警察本部長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 他1名	(幹事班) 総括班	(班長) 警備課長 ※警察部の編成及び事務分掌は、和歌山県警察本部で定めるところによる。		1 災害警備本部の総括に関すること。 2 会議の招集・運営に関すること。 3 各班及び派遣要員の連絡調整に関すること。 4 警察庁・管区局への報告連絡に関すること。 5 援助要求及び連絡調整に関すること。 6 防災関係機関との連絡調整に関すること。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					7 記録の整備、保管及び報告に関すること 8 各班に属さない任務に関すること。
		派遣班	(班長) テロ対策室長	運転免許課員 警備課員	1 県災害対策本部における連絡調整に関すること。 2 派遣先警察署災害警備本部の支援等に関すること。 3 その他必要なこと。
監査委員部	(部長) 監査委員 事務局長 (副部長) 監査委員 事務局第一課長	監査委員班	(班長) 第一課長 (副班長) 第二課長	第一課員 第二課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
人事委員会部	(部長) 人事委員会事務局 長 (副部長) 人事委員会事務局 総務課長	人事委員班	(班長) 総務課長 (副班長) 職員課長	総務課員 職員課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
労働委員会部	(部長) 労働委員会事務局 長	労働委員班	(班長) 審査調整課長 (副班長) 審査調整課副課長	総務課員 審査調整課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
	(副部長) 労働委員 会事務局 審査調整 課長				
<p>備考</p> <p>1 各部幹事班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。</p> <p>(1) 部内職員の安否の取りまとめに関すること。</p> <p>(2) 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。</p> <p>(3) 部内各班、総合統制室及び各部との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 部内の被害状況の取りまとめに関すること。</p> <p>(5) 部内の災害応急対策の推進及び取りまとめに関すること。</p> <p>2 各班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。</p> <p>(1) 所属職員の安否の取りまとめに関すること。</p> <p>(2) 所属職員の動員及び要員の確保に関すること。</p> <p>(3) 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。</p> <p>(4) 所管事業に係る被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>(5) 所管業務に係る対応記録、整理に関すること。</p>					

注 事務分掌の詳細及び具体的な要領については、別途各班において定めておくものとする。

b 支 部

支部は、所管区域における災害応急対策等の円滑な処理に当たる。

支部長は、副支部長及び支部員と協議して支部における災害応急対策等に関する事務の円滑な処理と、本部との連絡に当たる。

なお、本部との通信途絶等により本部と連絡がとれない場合には、支部長の判断において、県知事として自衛隊への災害派遣要請、国への被害状況の報告を行うことができる。

(7) 各 班

- 支部には班を設け、班長、副班長及び班員を置き、必要に応じて班長付を置く。
- 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。
- 班長付は、上司の命を受け、班長が特に命ずる事項を処理する。
- 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。

(イ) 支部連絡員

- 総務班に支部連絡員を置く。
- 支部連絡員は、支部会議の決定事項等について、各班の連絡事務を処理する。
- 支部連絡員は、支部を構成する機関の課、室の職員で当該機関の長の指名する者をもって充てる。

(ウ) 班員の市町村への派遣

支部長は、必要があると認めるときは、班員を市町村に派遣することができる。
市町村に派遣された班員は、情報の収集及び連絡調整等に当たるものとする。

(エ) 編成及び事務分掌

支部の各班別の事務分掌は概ね次のとおりである。

なお、支部の組織及び運営については、知事の承認を得て、支部長が別に定めるものとする。

和歌山県災害対策本部〇〇〇支部の編成及び事務分掌

班名	事務分担者		事務分掌
	班長、副班長	班員	
総務班	(班長) 〇〇〇振興局地域振興部長 (副班長) 〇〇〇県税事務所長 〇〇〇振興局地域振興部副部長 (班長付) 〇〇〇振興局総務県民課長	〇〇〇振興局地域振興部員 〇〇〇県税事務所員	1 本部及び各班との連絡調整に関すること。 2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第5項の規定による避難の指示等の代行及び同法第73条第1項の規定による応急措置の代行に関すること。 3 災害関係職員の動員及び派遣に関すること。 4 気象予警報等の受信及び伝達に関すること。 5 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 6 消防に関すること。 7 被害情報の収集及び整理に関すること。 8 被害状況等の本部及び国への報告に関すること。 9 自衛隊の派遣要請に関すること。 10 市町村における災害応急対策の指導及び連絡調整に関すること。 11 協力機関との連絡調整に関すること。 12 電力、ガス等の災害応急対策に関すること。 13 災害応急対策要員の確保に関すること。 14 災害時における出納事務全般に関すること。 15 支部及び支部会議の運営に関すること。 16 職員の安否確認及び対応に関すること。

班 名	事務分担者		事 務 分 掌
	班長、副班長	班 員	
			17 農林水産関係被害情報の収集及び整理に関すること。 18 農林水産関係被の災害応急対策に関すること。 19 災害応急対策用船艇の確保に関すること。 20 商工業関係の災害応急対策に関すること。 21 その他必要なこと。
〇〇〇健康 福祉班	(班長) 〇〇〇振興局健康福祉部長 (副班長) 〇〇〇保健所長	〇〇〇振興局健康福祉部員 〇〇〇保健所員	1 災害救助の全般に関すること。 2 災害救助用物資の確保に関すること。 3 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 4 その他社会福祉関係の災害応急対策に関すること。 5 災害時における医療及び助産に関すること。 6 災害時における飲料水の応援対策に関すること。 7 災害時における防疫及び消毒に関すること。 8 その他保健衛生関係の災害応急対策に関すること。 9 その他必要なこと。
△△△健康 福祉班	(略)	(略)	(略)
〇〇〇建設 班	(班長) 〇〇〇振興局〇〇建設部長 (副班長) 〇〇〇振興局〇〇建設部副部長	〇〇〇振興局〇〇建設部員	1 水防全般の対策に関すること。 2 土木施設関係の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
△△△建設 班	(略)	(略)	(略)

班名	事務分担者		事務分掌
	班長、副班長	班員	
家畜保健衛生班	(班長) 〇〇〇家畜保健衛生所長 (副班長) 〇〇〇家畜保健衛生所次長	〇〇〇家畜保健衛生所員	1 災害時における家畜の防疫及び診断に関すること。 2 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 3 その他家畜保健衛生関係の災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
〇〇〇警察班	(班長) 〇〇〇警察署長 (副班長) 〇〇〇警察署〇〇長	〇〇〇警察署員	1 警察関係の災害応急対策に関すること。 2 警察通信による災害救助、水防等の協力に関すること。 3 交通の確保及び指導に関すること。 4 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
△△△警察班	(略)	(略)	(略)
〇〇〇班	(略)	(略)	(略)

注 1 県支部の構成は、上記表のとおり、支部の所管区域の全部又は一部をその所管区域とする他の県地方機関及び支部の所管区域内に所在する他の県地方機関等を構成に含め、次の要領で組織しておく。

ただし、県防災航空センターを除くものとする。

- (1) 班名は、本表の班名の例により機関の名称に「班」を付する。
 - (2) 班長は、それぞれ振興局各部長並びに地方機関等の長とする。
 - (3) 副班長は、それぞれ振興局各副部長並びに地方機関等の次長の職に相当する職にある職員とする。
 - (4) 班員は、班長の属する地方機関等の職員とする。
 - (5) 事務分掌は、次の例による。
 - ア その地方機関の業務の災害応急対策に関すること。
 - イ 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。
- 2 各班は、本事務分掌によるほか余裕のあるときは、必要に応じ他班の行う事項について応援を分掌する。なお、本表で分掌されていない災害応急対策及び本表で重複する関係事項等については支部長が支部員と協議してあらかじめ又はその都度定める。
- 3 事務分掌の詳細及び具体的な要領については、別途各班において定めておくものとする。

ｃ 地方連絡部

- (ア) 地方連絡部は、国会、中央官庁その他関係方面との連絡等事務の円滑な処理に当たる。
- (イ) 地方連絡部長は、東京事務所長をもって充て、当該連絡部の所掌事務の処理に当たる。
- (ウ) 地方連絡部長の属する機関の職員は、部員となり上司の命を受けて関係事項の処理に当たる。
- (エ) 地方連絡部の分担任務は次のとおりである。

名 称	部 長	事 務 分 掌
東京地方連絡部	東京事務所長	1 災害関係事項の国会、中央官庁その他関係方面との連絡に関する事。 2 災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事。 3 関東方面における災害応急対策用物資の購入あっせん等に関する事。 4 その他特命事項に関する事。

ウ 設置の伝達

- ① 本部の設置を決定したときは、本部総合統制室長は、本部連絡員をして関係各部長、副部長に連絡するとともに、各本部連絡員は関係各部、班に伝達する。なお、勤務時間中においては庁内各機関に対して放送等により伝達するものとする。
- ② 本部総合統制室は、直ちに関係の各支部にその旨伝達するとともに、防災会議の委員及び消防庁に対して電話、無線等適宜の方法によって連絡する。
- ③ 各支部における設置は、本部の設置に準ずるものとし、設置の決定は本部の指示に基づき支部長が決定する。ただし、緊急の事態が生じその必要を認めるときは、本部の指示がなくても支部長がその設置を決定するものとする。
- ④ 支部長は、設置を決定したときは、支部員に対して伝達するとともに、関係の市町村本部に対して通知をする。

エ 廃止の伝達

本部及び支部の廃止を決定したときは、上記ウに準じて伝達するものとする。

オ 職員の証票等

- ① 災害緊急対策において、県の職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立ち入り、検査等を行う場合における証票は、和歌山県職員証とする。
- ② 本部職員のうち、災害応急対策の実施に当たるものは、腕章を着用する。また、災害時において非常活動に使用する本部の自動車（乗用車及び救助物資運送中の貨物車等）には、原則として標旗並びに横幕を付ける。

※ 県災害対策本部職員腕章・自動車標旗・横幕は資料編34-03-00を参照

3 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関等の組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、それぞれ防災業務計画等に基づき各機関の定めるところによる。

第2節 動員計画（県総務部）

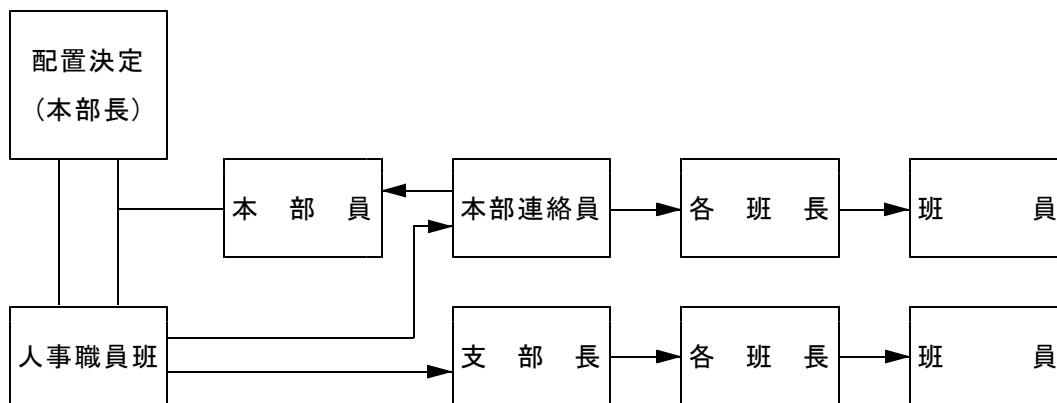
1 計画方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員
の項目について定める。

2 計画内容

(1) 出動員の系統

本部及び支部における職員の動員は、本部長の配置決定に基づき、次の系統で伝達し動員する。



(2) 動員の伝達

各機関の動員の伝達は、次の方法による。

ア 人事職員班

本部長が本部の配置を決定したときは、本部連絡員を通じて本部各部・各班に伝達するとともに、庁内放送を通じて庁内各班に伝達する。また、支部に対して、配置及び動員について速やかに指達する。

イ 本部連絡員

本部の配置及び動員についての伝達事項を、速やかに関係の本部員及び各班長に伝達する。

ウ 本部各班

本部配置及び動員の伝達を受けたときは、速やかに所属班員の動員をするとともに所管の支部各班に対して必要な事項を伝達する。

エ 支部

支部長が配置の決定をしたとき、総務班は速やかに当該支部の各班に伝達するとともに、関係のある市町村本部に対して連絡する。支部における配置の伝達を受けた各班は、速やかに関係職員を動員をする。

(3) 動員の方法

ア 本部

本部各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法については具体的に計画しておく。

イ 支部

支部における動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法等については、各支部の組織及び運営に関する要綱に基づき、具体的に計画しておく。

(4) 職員の応援

ア 本部における応援

各班における災害応急対策等の実施に当たって職員が不足するときは、班の所属部内で余裕のある班から応援を受けるものとし、なお不足する場合は、本部総合統制室長に職員の応援を要請するものとする。

応援要請を受けた本部人事職員班は、次の順位により職員の応援を行う。

- ① 応援要請した班の所属部以外の部から応援
- ② 支部あるいはその他の県地方機関から応援

イ 支部における応援

各班における災害応急対策等の実施に当たって職員が不足するときは、支部長に職員の応援を要請するものとする。

応援要請を受けた支部総務班は、支部内で余裕のある班及び支部区域内に事務所を置き、かつ本部及び支部の組織として含まれていない地方機関から職員を動員するものとし、なお不足する場合は、本部総合統制室長へ応援要請をするものとする。

ただし、通信途絶又は緊急を要する場合には、支部長は、直接、隣接支部に応援を要請することができる。この場合、事後本部人事職員班に速やかにその旨を報告するものとする。

なお、応援要請を受けた本部人事職員班は隣接する支部あるいは本部から職員の応援を行う。

(5) 国もしくは都道府県の職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請

知事又は県の委員会若しくは委員は、前記(4)に基づく職員の応援によってもなお職員が不足する場合は、次により国もしくは他の都道府県の職員の派遣を要請し、または派遣のあっせんを求めるものとする。

ア 国の職員の派遣要請及び派遣あっせん要請

- ① 基本法第29条の規定に基づく国の職員の派遣要請
- ② 基本法第30条の規定に基づく国の職員の派遣あっせん要請

イ 他都道府県の職員の派遣要請

- ① 関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」による職員の派遣要請
- ② 「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」による職員の派遣要請
- ③ 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」による職員の派遣要請
- ④ その他応援協定による職員の派遣要請
- ⑤ 地方自治法第252条の17の規定に基づくその他の都道府県職員の派遣要請

※ 災害応急対策又は災害復旧に必要な技術・知識又は経験を有する県の技術職員数は、資料編35-00-00を参照

第2章 情報計画

第1節 気象警報等の伝達計画（和歌山地方気象台、近畿地方整備局、県総務部危機管理局・県県土整備部）

1 計画方針

気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、高潮、波浪、洪水、津波に関する注意報及び警報等の周知徹底は、本計画による。

2 計画内容

(1) 注意報及び警報（津波に関するものは「地震・津波災害対策計画編」に記載。）

ア 注意報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により県内のどこかに災害の発生が予想される場合、注意を喚起するために発表するもので、その種類、発表の基準は、別表1のとおりである。

イ 警報

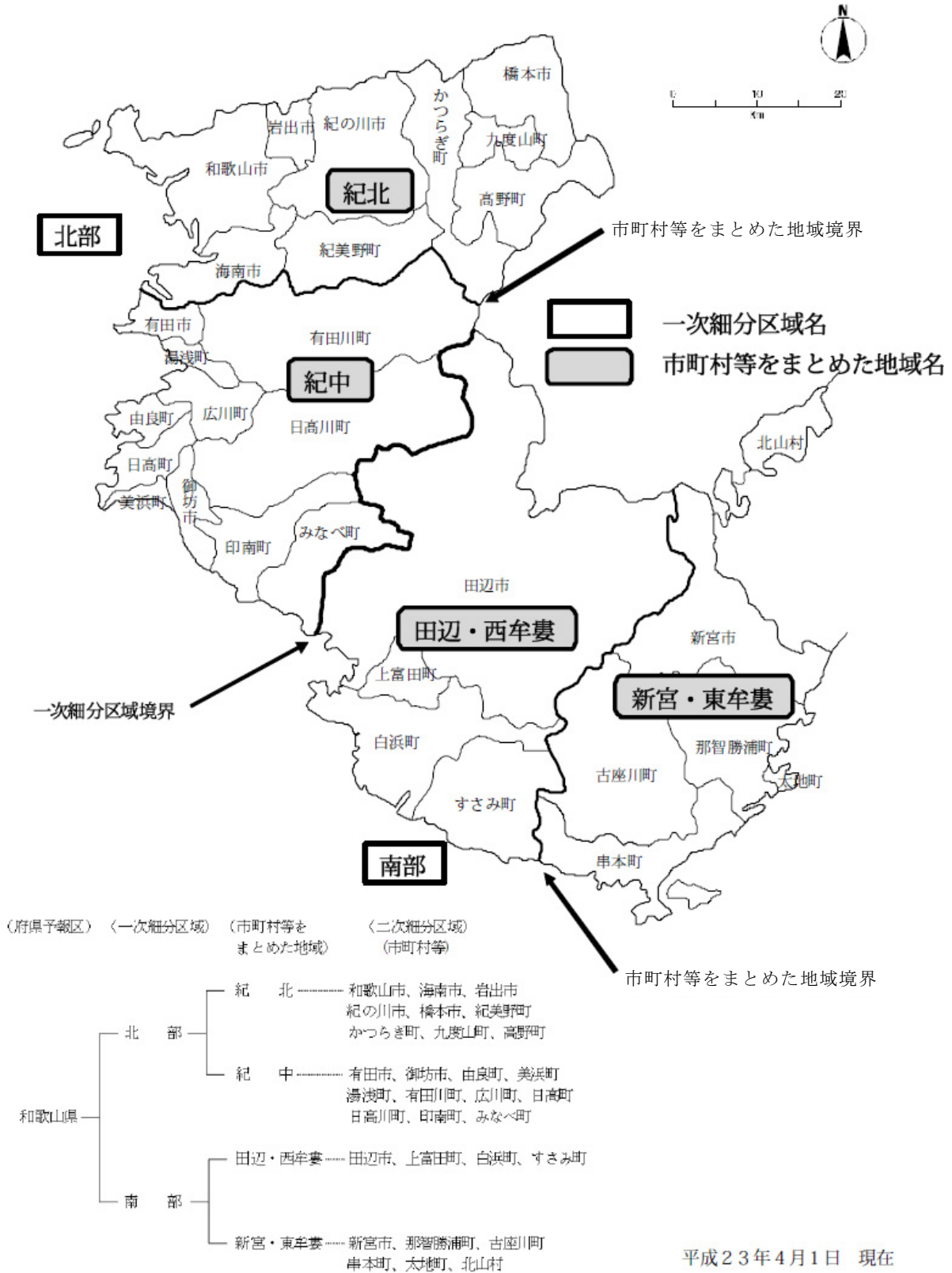
和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等により県内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合、厳重な警戒を促すために発表するもので、その種類、発表の基準は、別表1のとおりである。

ウ 注意報・警報における細分区域

和歌山地方気象台が注意報・警報を発表する場合は、市町村を最小単位として発表する。

03-02-01 気象警報等の伝達

気象等注意報・警報の細分区域図



別表 1 和歌山地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び発表基準

種類		発表基準				
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 注 意 報	風雪注 意報	風雪によって災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、雪を伴い平均風速が陸上で12m/s（和歌山15m/s、友ヶ島15m/s）以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。		
			強風注 意報	強風によって災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、平均風速が陸上で12m/s（和歌山15m/s、友ヶ島15m/s）以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。		
			大雨注 意報*	大雨によって災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、次のとおり。		
		3	市町村等 をまとめ た地域	二次細分区域 （市町村 名）	雨量基準（単位：mm） （R1：1時間雨量，R3：3時間雨 量）	土 壌 雨 量 指 数
		北 部	紀北	和歌山市	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=40	120
					海南市	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=40
				岩出市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R3=70	121
				紀の川市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R3=70	117
				橋本市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=40	120
				紀美野町	平坦地以外：R1=40	120
かつらぎ町	平坦地以外：R3=80			122		
九度山町	平坦地以外：R1=40			120		
高野町	平坦地以外：R1=40			114		
紀中	有田市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=30	138			
		御坊市	平坦地以外：R1=40	106		

		湯浅町	平坦地以外：R1=40	130
		有田川町	平坦地以外：R3=60	119
		広川町	平坦地以外：R1=40	119
		由良町	平坦地以外：R1=40	122
		日高町	平坦地以外：R1=40	112
		美浜町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=40	106
		日高川町	平坦地以外：R1=70	104
		印南町	平坦地以外：R1=40	114
		みなべ町	平坦地以外：R1=40	109
南部	田辺・西牟婁	田辺市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=70	117
		上富田町	平坦地以外：R1=50	127
		白浜町	平坦地以外：R1=40	122
		すさみ町	平坦地以外：R1=50	147
	新宮・東牟婁	新宮市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=60	144
		那智勝浦町	平坦地以外：R1=50	134
		太地町	平坦地以外：R1=50	134
		古座川町	平坦地以外：R1=60	140
		串本町	平坦地以外：R1=50	133
		北山村	平坦地以外：R1=50	157

大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、24時間の降雪の深さが平地では5cm以上、山地では20cm以上になると予想される場合。
濃霧注意報	濃霧によって、交通機関に著しい障害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
雷注意報	雷によって落雷または雷に伴うひょう、突風などによる災害の起こるおそれがある場合。
乾燥注意報	空気の乾燥によって、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的な基準としては、実効湿度60%※以下で最小湿度35%※以下になると予想される場合。
なだれ注意報	雪崩によって、災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、積雪の深さが50cm以上あり、高野山の最高気温が10℃以上、またはかなりの降雨が予想される場合。
着雪注意報	着雪によって災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、気温が-2℃~2℃で24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上と予想される場合。
霜注意報	3月20日以降最低気温3℃以下で、晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合。
低温注意報	低温によって農作物に著しい被害が予想される場合や、冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合で、具体的な基準としては、沿岸部で最低気温が-4℃以下と予想される場合。
地面現象注意報*1	大雨、大雪などによる山くずれ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれがある場合。
高潮注意報*3	台風などによる海面上昇によって、災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては標高1.8mの高さの潮位が予想される場合。
波浪注意報*4	風波、うねりなどによって災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、3m以上の波高(有義波高)が予想される場合。
浸水注意報*1	浸水によって災害が起こるおそれがある場合

洪水注意報 * 3	洪水によって災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、次のとおり。				
	市町村等を まとめた地 域	二次細分区 (市町村 名)	雨量基準 (単位: mm)	流域雨量指数基準及 び複合基準	
	北 部	紀北	和歌山市	平坦地: R3=50 平坦地以外: R1=40	亀の川流域=8
			海南市	平坦地: R3=50 平坦地以外: R1=40	貴志川流域=9 亀の川流域=10
			岩出市	平坦地: R3=70 平坦地以外: R3=70	貴志川流域=18
			紀の川市	平坦地: R3=60 平坦地以外: R3=70	貴志川流域=21 真国川流域=6
			橋本市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=40	橋本川流域=4
			紀美野町	平坦地以外: R1=40	貴志川流域=18 真国川流域=6
			かつらぎ町	平坦地以外: R3=80	有田川流域=12 貴志川流域=10 真国川流域=6
			九度山町	平坦地以外: R1=40	丹生川流域=12 不動谷川流域=7
			高野町	平坦地以外: R1=40	丹生川流域=9 不動谷川流域=7 御殿川流域=4
			紀中	有田市	平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=30
	御坊市	平坦地以外: R1=40		(複合基準)R1=30and 日高川流域=17	
	湯浅町	平坦地以外: R1=40		広川流域=14 (複合基準)R1=15and 広川流域=10	

		有田川町	平坦地以外：R3=60	有田川流域=30 湯川川流域=10 (複合基準)R3=25and 有田川流域=23
		広川町	平坦地以外：R1=40	広川流域=9
		由良町	平坦地以外：R1=40	
		日高町	平坦地以外：R1=40	西川流域=6
		美浜町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=40	西川流域=7
		日高川町	平坦地以外：R1=70	日高川流域=31 江川流域=8 初湯川流域=11 小藪川流域=14
		印南町	平坦地以外：R1=40	切目川流域=13
		みなべ町	平坦地以外：R1=40	南部川流域=13
南部	田辺・西牟婁	田辺市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=70	左会津川流域=13 右会津川流域=11 芳養川流域=9 大塔川流域=14 (複合基準)R3=50and 左会津川流域=10
		上富田町	平坦地以外：R1=50	富田川流域=20
		白浜町	平坦地以外：R1=40	日置川流域=44 富田川流域=20 城川流域=14 将軍川流域=14
		すさみ町	平坦地以外：R1=50	周参見川流域=18 太間川流域=12 佐本川流域=10 (複合基準)R3=110and 周参見川流域=15

新宮・東牟婁	新宮市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=60	北山川流域=46 高田川流域=11 和田川流域=9 赤木川流域=8
	那智勝浦町	平坦地以外：R1=50	太田川流域=16 小匠川流域=10
	太地町	平坦地以外：R1=50	
	古座川町	平坦地以外：R1=60	古座川流域=31 小川流域=18 平井川流域=16 (複合基準)R3=120and 古座川流域=30
	串本町	平坦地以外：R1=50	古座川流域=22
	北山村	平坦地以外：R1=50	北山川流域=48 (複合基準)R3=100and 北川流域=38

※R1：1時間雨量，R3：3時間雨量

水防活動の利用に適合するもの	* 2	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
		高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ
		洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ
	紀の川洪水注意報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
	熊野川洪水注意報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
	有田川洪水注意報	有田川の基準地点である金屋水位観測所の水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
	日高川洪水注意報	日高川の基準地点である川辺水位観測所の水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
	古座川洪水注意報	古座川の基準地点である相瀬、月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	

種 類			発 表 基 準				
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 警 報	暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s（和歌山25m/s、友ヶ島25m/s）以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。			
			暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、平均風速が陸上で20m/s（和歌山25m/s、友ヶ島25m/s）以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。			
			大 雨 警 報 *	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、次のとおり。			
			市町村等 をまとめ た地域	二次細分区 (市町村名)	雨量基準（単位：mm）	土 壌 雨 量 指 数	
		3 北 部	紀北	和歌山市	平地：R3=80 平地以外：R1=70	160	
				海南市	平地：R3=80 平地以外：R1=60	160	
				岩出市	平地：R3=100 平地以外：R3=100	162	
				紀の川市	平地：R3=90 平地以外：R3=110	156	
				橋本市	平地：R1=70 平地以外：R1=70	161	
				紀美野町	平地以外：R1=70	160	
かつらぎ 町	平地以外：R3=120			163			
九度山町	平地以外：R1=70			161			
高野町	平地以外：R1=70		153				
紀中	有田市	平地：R1=60 平地以外：R1=70	198				
	御坊市	平地以外：R1=70	152				

					湯浅町	平坦地以外：R1=70	187
					有田川町	平坦地以外：R3=170	170
					広川町	平坦地以外：R1=70	171
					由良町	平坦地以外：R1=70	175
					日高町	平坦地以外：R1=70	161
					美浜町	平坦地：R1=70 平坦地以外：R1=70	152
					日高川町	平坦地以外：R1=100	149
					印南町	平坦地以外：R1=70	163
					みなべ町	平坦地以外：R1=70	157
			南部	田辺・西牟婁	田辺市	平坦地：R3=100 平坦地以外：R1=100	157
					上富田町	平坦地以外：R1=70	170
					白浜町	平坦地以外：R1=70	163
					すさみ町	平坦地以外：R1=70	197
				新宮・東牟婁	新宮市	平坦地：R3=100 平坦地以外：R1=90	192
					那智勝浦町	平坦地以外：R1=70	179
					太地町	平坦地以外：R1=70	179
					古座川町	平坦地以外：R1=80	187
				串本町	平坦地以外：R1=70	178	
				北山村	平坦地以外：R1=70	210	
大			大雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合で、具体的な				

雪 警 報	基準としては、24時間の降雪の深さが平地では20cm以上、山地では40cm以上と予想される場合。
地面現象 警報*1	大雨、大雪などによる山くずれ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれがある場合。
高潮警報 *4	台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害が起こるおそれがある場合で、具体的には、標高1.8mの高さの潮位が予想される場合。
波浪警報 *4	風波、うねりなどによって重大な災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、6m以上の波高（有義波高）が予想される場合。
浸水警報 *1	浸水によって重大な災害が起こるおそれがある場合。

洪水警報 *3	洪水によって重大な災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、次のとおり。				
		市町村等をまとめた地域	二次細分区 (市町村名)	雨量基準 (単位：mm)	流域雨量指数基準及び複合基準
	北部	紀北	和歌山市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70	亀の川流域=10
			海南市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=60	貴志川流域=12 亀の川流域=13
			岩出市	平坦地：R3=100 平坦地以外：R3=100	貴志川流域=26
			紀の川市	平坦地：R3=90 平坦地以外：R3=110	貴志川流域=26 真国川流域=9
			橋本市	平坦地：R1=70 平坦地以外：R1=70	橋本川流域=6
			紀美野町	平坦地以外：R1=70	貴志川流域=22 真国川流域=12
かつらぎ町			平坦地以外：R3=120	有田川流域=18 貴志川流域=13	

			真国川流域=8
	九度山町	平坦地以外：R1=70	丹生川流域=15 不動谷川流域=9
	高野町	平坦地以外：R1=70	丹生川流域=11 不動谷川流域=9 御殿川流域=6
紀中	有田市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=70	
	御坊市	平坦地以外：R1=70	(複合基準)R1=50and日高川流域=17
	湯浅町	平坦地以外：R1=70	広川流域=18 (複合基準)R1=25and広川流域=10
	有田川町	平坦地以外：R3=170	有田川流域=37 湯川流域=12 (複合基準)R3=35and有田川流域=23
	広川町	平坦地以外：R1=70	広川流域=18
	由良町	平坦地以外：R1=70	
	日高町	平坦地以外：R1=70	西川流域=10 (複合基準)R1=35and西川流域=7
	美浜町	平坦地：R1=70 平坦地以外：R1=70	西川流域=11
	日高川町	平坦地以外：R1=100	日高川流域=41 江川流域=14 初湯川流域=14 小藪川流域=17
	印南町	平坦地以外：R1=70	切目川流域=20
	みなべ町	平坦地以外：R1=70	南部川流域=22
南部	田辺・西牟婁	田辺市 平坦地：R3=100 平坦地以外：R1=100	左会津川流域=16 右会津川流域=14 芳養川流域=16

			大塔川流域=19 (複合基準)R3=80and左会 津川流域=10
	上富田町	平坦地以外 : R1= 70	富田川流域=32
	白浜町	平坦地以外 : R1= 70	日置川流域=55 富田川流域=37 城川流域=17 将軍川流域=18 (複合基準)R3=60and日置 川流域=44
	すさみ町	平坦地以外 : R1= 70	周参見川流域=23 太間川流域=15 佐本川流域=13 (複合基準)R3=170and周 参見川流域=15
新宮・東 牟婁	新宮市	平坦地 : R3=100 平坦地以外 : R1= 90	北山川流域=58 高田川流域=14 和田川流域=11 赤木川流域=10
	那智勝浦 町	平坦地以外 : R1= 70	太田川流域=25 小匠川流域=13
	太地町	平坦地以外 : R1= 70	
	古座川町	平坦地以外 : R1= 80	古座川流域=39 小川流域=22 平井川流域=20 (複合基準)R3=180and古 座川流域=30
	串本町	平坦地以外 : R1= 70	古座川流域=34 (複合基準)R1=50and古座 川流域=32
	北山村	平坦地以外 : R1= 70	北山川流域=60 (複合基準)R3=150and北 山川流域=38

水防活動の利用に適合するもの	* 2	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
		高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ
		洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ
	紀の川洪水警報		紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
	熊野川洪水警報		熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
	有田川洪水警報		有田川の基準地点である金屋水位観測所の水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
	日高川洪水警報		日高川の基準地点である川辺水位観測所の水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
	古座川洪水警報		古座川の基準地点である相瀬、月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。

- (注) 1. 発表基準に記載した数値は、和歌山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によっては災害発生を予想する際の具体的な基準である。
2. (1) ※ 気象台や特別地域気象観測所における値である。
- (2) * 1 この注意報、警報は表題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。
- (3) * 2 この水防活動の利用に適合する注意報、警報は一般の利用に適合する注意報、警報をもって代えるものとする。
3. 注意報及び警報はその種類にかかわらず、これらの新たな注意報または警報が発表されたときに切替えられるものとし、または、解除されるまでは継続される。
4. 次の事象が発生した場合暫定基準で運用する場合がある * 3
- (1) 県内で震度5強以上の地震を観測した場合
津波がある場合のみ暫定基準を実施 * 4
- (2) 河川堤防の大規模決壊があった場合
- (3) 土砂災害などによる大規模な河道閉塞があった場合
- (4) その他の原因により、災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

(2) 火災気象通報

消防法に基づいて和歌山地方気象台が、気象の状況から火災の危険があるときに、その状況を知事に通報する。

県（総合防災課）は、これを「気象注意報・警報の伝達経路（基本計画編）」によって市町村等に伝達する。

火災気象通報を行う場合の基準

ア 実効湿度が60%※以下で、最小湿度が35%※以下となり最大風速8m/s（和歌山地方気象台10m/s）以上の風が吹くと予想される時。

イ 平均風速12m/s（和歌山地方気象台15m/s）以上の風が1時間以上連続して吹くと予想される時。但し、降雨、降雪が予想される場合は通報しないこともある。

※気象台や特別地域気象観測所における値

(3) 指定河川（紀の川・熊野川・有田川・日高川・古座川）の洪水予報

水防法及び気象業務法に基づき、和歌山地方気象台、奈良地方気象台、と近畿地方整備局和歌山河川国道事務所が「紀の川」を、和歌山地方気象台、津地方気象台、と近畿地方整備局紀南河川国道事務所が「熊野川」を、和歌山地方気象台と和歌山県が「有田川」「日高川」「古座川」をそれぞれ共同して雨量、水位又は流量を示して、洪水についての水防活動の利用に適合する予報を行うものである。

ア 洪水予報の実施区域

（平成18年6月1日国土交通省告示第664号）

河川名	実施区域
紀の川	左岸 奈良県五条市野原東4丁目266番地先から海まで
	右岸 奈良県五条市小島町550番1地先から海まで

(平成10年2月27日運輸省、建設省告示第四号)

河川名	実施区域
熊野川	左岸 三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野199番の1地先から海まで 右岸 和歌山県新宮市南檜杖字滝下シ527番の1地先から海まで

(平成15年6月3日和歌山県告示第七三六号)

河川名	実施区域
有田川	左岸 和歌山県有田郡有田川町大字吉原601地先から海まで 右岸 和歌山県有田郡有田川町大字歓喜寺357地先から海まで

(平成16年3月30日和歌山県告示第三四一号)

河川名	実施区域
日高川	左岸 和歌山県日高郡日高川町大字松瀬字淵ノ芝370-1地先から海まで 右岸 和歌山県日高郡日高川町大字早藤字榎木375地先から海まで

(平成22年7月2日和歌山県告示第七三八号)

河川名	実施区域
古座川	左岸 和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字洞189番地先から海まで 右岸 和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字足谷305番地先から海まで

イ 洪水予報の種類と基準

種類	標 題	発 表 基 準
洪水 注意 報	紀の川 はん濫注意情 報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
	熊野川 はん濫注意情 報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
	有田川 はん濫注意情 報	有田川の基準地点である金屋水位観測所の水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合

		は発表しない。
	日高川 はん濫注意情報	日高川の基準地点である川辺水位観測所の水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
	古座川 はん濫注意情報	古座川の基準地点である相瀬、月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
洪水 警報	紀の川 はん濫警戒情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
	紀の川 はん濫危険情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、はん濫危険水位に達したときに発表する。
	紀の川 はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。
	熊野川 はん濫警戒情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
	熊野川 はん濫危険情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、はん濫危険水位に達したときに発表する。
	熊野川 はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。
	有田川 はん濫警戒情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所の水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表

	する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
有田川 はん濫危険情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所の水位が、はん濫危険水位に達したときに発表する。
有田川 はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。
日高川 はん濫警戒情報	日高川の基準地点である川辺水位観測所の水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
日高川 はん濫危険情報	日高川の基準地点である川辺水位観測所の水位が、はん濫危険水位に達したときに発表する。
日高川 はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。
古座川 はん濫警戒情報	古座川の基準地点である相瀬、月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
古座川 はん濫危険情報	古座川の基準地点である相瀬、月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、はん濫危険水位に達したときに発表する。
古座川 はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。

ウ 対象量水標

河川名	区 域	対象量水標
紀の川	幹 川	五 條 三 谷 船 戸
熊野川	幹 川	成 川
有田川	幹 川	金 屋
日高川	幹 川	川 辺
古座川	幹 川	相 瀬 月 野 瀬

(4) 水防警報

水防警報とは水防法に基づき、洪水、津波又は高潮により相当な損害を生じる恐れがあると認めて国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定した河川について、国土交通大臣の指定する紀の川については国土交通省近畿整備局和歌山河川国道事務所長が、熊野川については国土交通省近畿整備局紀南河川国道事務所長が気象予報又は自らの判断によって、また、知事の指定する河川については振興局建設部長が現地の雨量、水位等の状況を判断して、または水防本部長の指令に基づいて行うものをいい、その内容は次のとおりである。

ア 紀の川、熊野川水防警報

水防警報実施区域

河川名	対象 量水標	区 域
紀の川	五 條 三 谷 船 戸	左岸 奈良県と和歌山県との県境 右岸 奈良県と和歌山県との県境 から海まで
貴志川	貴 志	左岸 紀の川市貴志川町神戸（諸井橋下流端） 760番地先 右岸 紀の川市貴志川町井ノ口 453番地先 から紀の川との合流点まで
熊野川	成 川	左岸 三重県南牟婁郡紀宝町北桧杖字尾友平野199番地 の1地先 右岸 新宮市南桧杖字滝下シ527番地の1地先 から海まで

イ 知事の指定する河川の水防警報

① 水防警報発表区域等

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
有田川	金屋橋上流500メートルの地点 {(左岸) 有田郡有田川町徳田 (右岸) " 有田川町金屋} から海まで	金 屋	水防団待機水位 2.60 はん濫注意水位 4.10	有 田	有田市 有田川町
日高川	川辺大橋上流350メートルの地点 {(左岸) 日高郡日高川町松瀬 (右岸) 日高郡日高川町早藤} から海まで	川 辺	水防団待機水位 3.30 はん濫注意水位 4.60	日 高	御坊市 日高川町
南部川	辺川合流地点 {(左岸) 日高郡みなべ町東本庄 (右岸) 日高郡みなべ町東本庄} から海まで	谷 口	水防団待機水位 2.00 はん濫注意水位 2.20	日 高	みなべ町

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
左会津川	高雄大橋上流60メートルの地点 {(左岸) 田辺市湊小泉 (右岸) " 稲成 } から海まで	高山寺	水防団待機水位 3.50 はん濫注意水位 4.00	西牟婁	田辺市
富田川	市ノ瀬橋上流500メートルの地点 {(左岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 (右岸) " " " } から海まで	市ノ瀬	水防団待機水位 3.00 はん濫注意水位 3.50	西牟婁	上富田町 白浜町
		田津原	水防団待機水位 3.50 はん濫注意水位 4.00		
日置川	安居橋上流300メートルの地点 {(左岸) 西牟婁郡白浜町安居 (右岸) " " " } から海まで	安居	水防団待機水位 4.50 はん濫注意水位 5.50	西牟婁	白浜町
古座川	(左岸) 古座川町役場上流50 メートル(古座川町高池) (右岸) 河内橋上流100メー トル(串本町古田) から海まで	月野瀬	水防団待機水位 3.50 はん濫注意水位 4.00	東牟婁 串本	串本町 古座川町
太田川	高遠井橋上流800メートルの地点 {(右岸) 東牟婁郡那智勝浦町長 井} (右岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井} から海まで	南大居	水防団待機水位 3.00 はん濫注意水位 3.50	東牟婁 新宮	那智勝浦 町
熊野川	岩田橋上流600メートルの地点 {(右岸) 田辺市本宮町本宮} から 岩田橋 {(右岸) 田辺市本宮町本宮} まで の右岸	本宮	水防団待機水位 5.00 はん濫注意水位 6.00	西牟婁	田辺市
熊野川	三和大橋上流100メートルの地点 {(右岸) 新宮市熊野川町日足} から 三津野橋 {(右岸) 新宮市熊野川 町日足} までの右岸	日足	水防団待機水位 4.50 はん濫注意水位 5.60	東牟婁 新宮	新宮市

水防警報を実施する対象水位観測所及び諸元は次表のとおりとする。

河川名	観測所名	観測者 (振興局建設部)	位置	水位		堤防高	
				水防団待機	はん濫注意	左岸	右岸
有田川	金屋	有田振興局建設部	有田郡有田川町金屋	2.6	4.1	8.6	7.4
日高川	川辺	日高振興局建設部	日高郡日高川町早藤	3.3	4.6	10.2	9.5
南部川	谷口	日高振興局建設部	日高郡みなべ町谷口	2.0	2.2	6.9	7.0
左会津川	高山寺	西牟婁振興局建設部	田辺市稲成町	3.5	4.0	8.3	7.5
富田川	市ノ瀬	〃	西牟婁郡上富田町市ノ瀬	3.0	3.5	7.4	8.4
〃	田津原	〃	西牟婁郡白浜町内の川	3.5	4.0	7.6	7.8
日置川	安居	〃	西牟婁郡白浜町安居	4.5	5.5	11.0	12.4
古座川	月野瀬	東牟婁振興局串本建設部	東牟婁郡古座川町月野瀬	3.5	4.0	10.7	-
太田川	南大居	東牟婁振興局新宮建設部	東牟婁郡那智勝浦町南大居	3.0	3.5	5.9	4.7
熊野川	日足	〃	新宮市熊野川町日足	4.5	5.6	10.6	10.6
熊野川	本宮	西牟婁振興局建設部	田辺市本宮町本宮	5.0	6.0	9.0	29.9

③ 水防警報の発表

水防警報は現地指導班長（振興局建設部長）が現地の雨量、水位等の状況を判断して、又は水防本部長の指令に基づいて行い、関係水防管理団体及び近畿地方整備局関係河川国道事務所に対して通報する。

(5) 水位周知河川の水位情報

水位周知河川の水位とは、住民の方々の避難等の目安となる水位であり、この水位への到達情報を提供することにより避難等の迅速な判断が可能になり、洪水被害の軽減が図られます。

対象となる貴志川沿川の市では和歌山河川国道事務所からの、橋本川、和田川、亀の川、日方川、加茂川、山田川、広川、印南川、切目川、南部川、左会津川、富田川、日置川、周参見川、太田川および熊野川沿川の市町では県からの、水位情報を受け、降雨の情報などを総合的に勘案して避難勧告を出します。

水位周知河川は下記のとおりです。

ア 国土交通大臣が発表する水位情報

水位発表区域等

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
貴志川	(左岸) 紀の川市貴志川町神戸 760番地先 (右岸) 紀の川市貴志川町井ノ口 453番地先 から紀の川合流点まで	貴志	避難判断水位 5.50 はん濫注意水位 4.50 水防団待機水位 2.50	和歌山 河川 国道 事務所	紀の川市

イ 知事が発表する水位情報

水位発表区域等

水位周知河川	区 域	対 象 量水標	水 位	発 表 事務所	担当水防 管理団体
橋本川	東谷川合流点 〔(左岸) 橋本市北馬場 (右岸) 橋本市小原田 から紀の川合流点まで〕	みとの 橋	はん濫危険水位 3.60 避難判断水位 3.10 はん濫注意水位 2.50 水防団待機水位 2.10	伊都	橋本市
和田川	〔(左岸) 和歌山市大河内 (右岸) 和歌山市大河内 から和歌川合流点まで〕	広見橋	はん濫危険水位 2.70 避難判断水位 2.20 はん濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.80	海草	和歌山市

亀の川	〔(左岸) 海南市東畑 (右岸) 海南市ひや水 から海まで〕	大師橋	はん濫危険水位 2.00 避難判断水位 1.60 はん濫注意水位 1.30 水防団待機水位 1.20	海草	和歌山市 海南市
日方川	新九条橋上流500m地点 〔(左岸) 海南市重根 (右岸) 海南市重根 から海まで〕	海南橋	はん濫危険水位 3.10 避難判断水位 2.40 はん濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.70	海草	海南市
加茂川	市坪川合流地点 〔(左岸) 海南市下津町橋本 (右岸) 海南市下津町橋本 から海まで〕	下	はん濫危険水位 2.70 避難判断水位 2.20 はん濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.50	海草	海南市
山田川	畑前橋 〔(左岸) 有田郡湯浅町山田 (右岸) 有田郡湯浅町山田 から海まで〕	三之橋	はん濫危険水位 2.40 避難判断水位 2.20 はん濫注意水位 2.10 水防団待機水位 1.60	有田	湯浅町
広川	河瀬橋下流300m地点 〔(右岸) 有田郡広川町河瀬 (左岸) 有田郡広川町井関 から海まで〕	新広橋	はん濫危険水位 2.60 避難判断水位 2.40 はん濫注意水位 2.20 水防団待機水位 1.70	有田	湯浅町 広川町
印南川	中越新橋上流500m地点 〔(左岸) 日高郡印南町印南原 (右岸) 日高郡印南町印南原 から海まで〕	山口	はん濫危険水位 3.60 避難判断水位 3.30 はん濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.50	日高	印南町

切目川	脇ノ谷橋上流300m地点 〔(左岸)日高郡印南町美里 (右岸)日高郡印南町美里 から海まで〕	古屋	はん濫危険水位 4.20 避難判断水位 4.10 はん濫注意水位 3.90 水防団待機水位 3.60	日高	印南町
		古井	はん濫危険水位 3.10 避難判断水位 2.70 はん濫注意水位 2.50 水防団待機水位 2.00		
南部川	辺川合流点 〔(左岸)日高郡みなべ町東本庄 (右岸)日高郡みなべ町東本庄 から海まで〕	谷口	はん濫危険水位 2.90 避難判断水位 2.40 はん濫注意水位 2.20 水防団待機水位 2.00	日高	みなべ町
左会津川	大江橋地点 〔(左岸)田辺市長野 (右岸)田辺市長野〕 から海まで	高山寺	はん濫危険水位 4.60 避難判断水位 4.10 はん濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50	西牟婁	田辺市
		中三栖	はん濫危険水位 3.90 避難判断水位 3.50 はん濫注意水位 2.70 水防団待機水位 2.20		

富田川	市ノ瀬橋上流500メートルの地点 〔(左岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬〕 〔(右岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬〕 から海まで	市ノ瀬	はん濫危険水位 4.70 避難判断水位 3.90 はん濫注意水位 3.50 水防団待機水位 3.00	西牟婁	上富田町 白浜町
		田津原	はん濫危険水位 5.50 避難判断水位 4.50 はん濫注意水位 4.00 水防団待機水 3.50		
日置川	安居橋上流300メートルの地点 〔(左岸) 西牟婁郡白浜町安居〕 〔(右岸) 西牟婁郡白浜町寺山〕 から海まで	安居	はん濫危険水位 6.90 避難判断水位 5.80 はん濫注意水位 5.50 水防団待機水位 4.50	西牟婁	白浜町
周参見川	長宇井橋上流190メートルの地点 〔(左岸) 西牟婁郡すさみ町 周参見〕 〔(右岸) 西牟婁郡すさみ町 周参見〕 から海まで	望見橋	はん濫危険水位 3.40 避難判断水位 2.90 はん濫注意水位 2.50 水防団待機水位 2.20	東牟婁 串本	すさみ町
太田川	高遠井橋上流800メートルの地点 〔(左岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井〕 〔(右岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井〕 から海まで	南大居	はん濫危険水位 4.40 避難判断水位 3.80 はん濫注意水位 3.50 水防団待機水位 3.00	東牟婁 新宮	那智勝浦町

熊 野 川	三和大橋上流1800メートルの地点 〔(右岸) 新宮市熊野川町大字日足〕から三和大橋下流1200メートルの地点〔(右岸) 新宮市熊野川町大字能城山本〕までの右岸	日 足	はん濫危険水位 10.60 避難判断水位 8.00 はん濫注意水位 5.60 水防団待機水位 4.50	東牟婁 新 宮	新 宮 市
	三里橋上流700メートルの地点 〔(左岸) 田辺市本宮町切畑〕 〔(右岸) 田辺市本宮町切畑〕 から 高津橋下流1400メートルの地点 〔(左岸) 田辺市本宮町小津荷〕 〔(右岸) 田辺市本宮町小津荷〕 まで	本 宮	はん濫危険水位 7.90 避難判断水位 7.00 はん濫注意水位 6.00 水防団待機水位 5.00	西牟婁	田 辺 市

水位周知河川の水位情報の発表を実施する対象水位観測所及び諸元は次表のとおりとする。

河川名	観測所名	観測者 (振興局建設部)	位置	水位		堤防高	
				はん濫 注意	避難 判断	左岸	右岸
橋本川	みとの橋	伊都振興局建設部	橋本市古佐田	2.5	3.1	5.6	5.9
和田川	広見橋	海草振興局建設部	和歌山市相坂	2.0	2.2	4.6	4.2
亀の川	大師橋	〃	海南市且来	1.3	1.6	3.5	3.2
日方川	海南橋	〃	海南市大野中	2.0	2.4	3.8	3.8
加茂川	下	〃	海南市下津町下	2.0	2.2	5.0	5.0
山田川	三之橋	有田振興局建設部	湯浅町青木	2.1	2.2	3.8	3.4
広川	新広橋	〃	広川町名島	2.2	2.4	5.0	5.0
印南川	山口	日高振興局建設部	印南町山口	2.0	3.3	4.3	4.4
切目川	古屋	〃	印南町古屋	3.9	4.1	6.3	6.4
〃	古井	〃	印南町古井	2.5	2.7	4.8	4.9
南部川	谷口	〃	日高郡みなべ町谷口	2.2	2.4	6.9	7.0
左会津川	高山寺	西牟婁振興局建設部	田辺市稲成町	4.0	4.1	8.3	7.5
〃	中三栖	〃	田辺市中三栖	2.7	3.5	6.2	5.9
富田川	市ノ瀬	〃	西牟婁郡上富田町市ノ瀬	3.5	3.9	7.4	8.4
〃	田津原	〃	西牟婁郡白浜町内の川	4.0	4.5	7.6	7.8
日置川	安居	〃	西牟婁郡白浜町安居	5.5	5.8	11.0	12.4
太田川	南大居	東牟婁振興局新宮建設部	東牟婁郡那智勝浦町南大居	3.5	3.8	5.9	4.7
熊野川	日足	〃	新宮市熊野川町日足	5.6	8.0	10.6	10.6
〃	本宮	西牟婁振興局建設部	田辺市本宮町本宮	6.0	7.0	9.0	29.9

水位周知河川の水位情報の通知

はん濫注意水位に達した時は、現地指導班長（振興局建設部長）は水防本部及び関係市町村にその旨を通知する。

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、県と和歌山地方気象台が共同で発表する。

和歌山県と和歌山地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

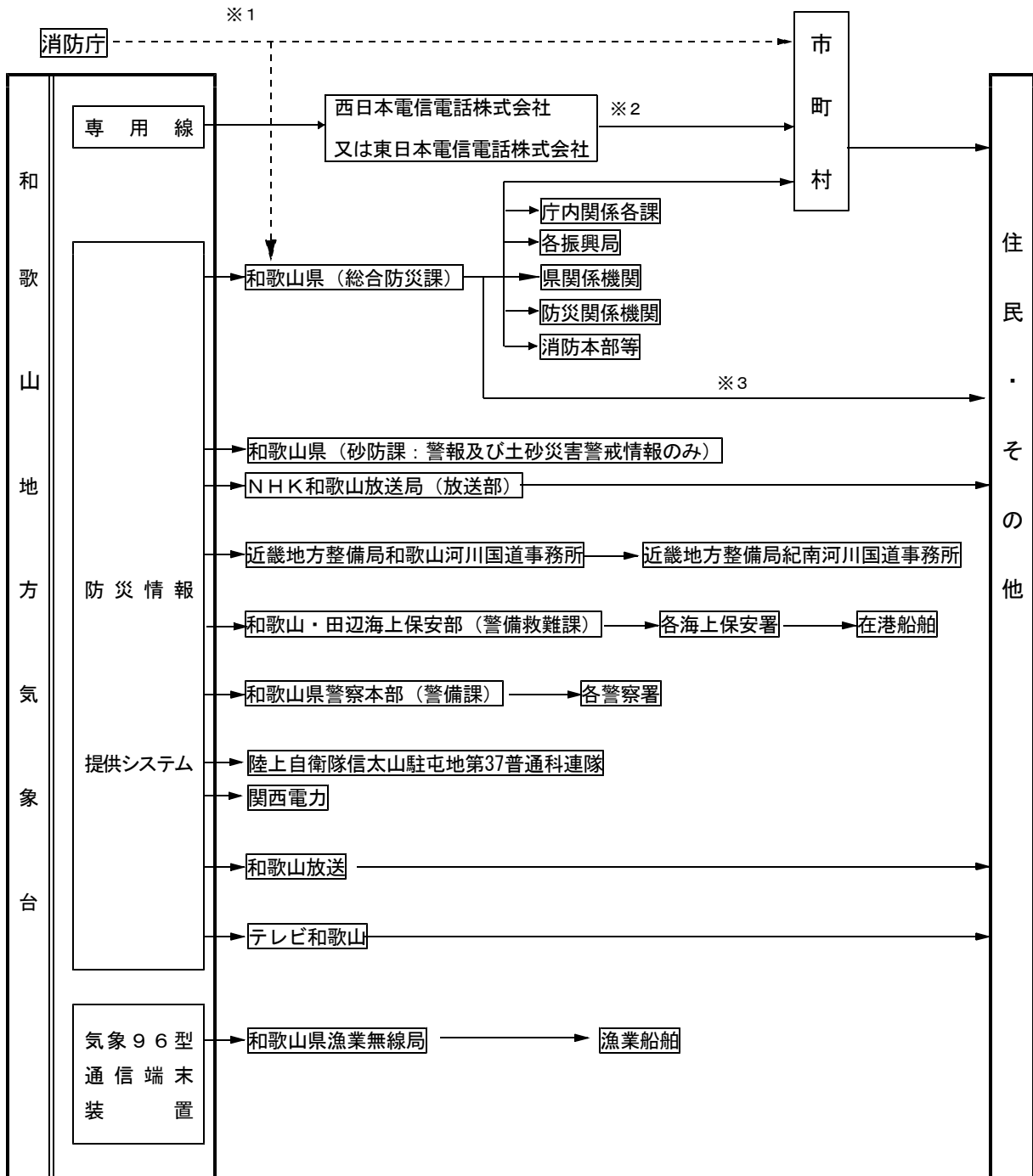
なお、土砂災害警戒避難基準は資料編によるが、次の事象が発生した場合は、暫定基準を適用する場合がある。

- ・ 震度5強以上の地震を観測した場合。
- ・ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される事象が発生した場合。

※ 土砂災害警戒避難基準は、資料編04-02-00を参照

(7) 注意報・警報等の伝達

ア 気象注意報・警報の伝達経路

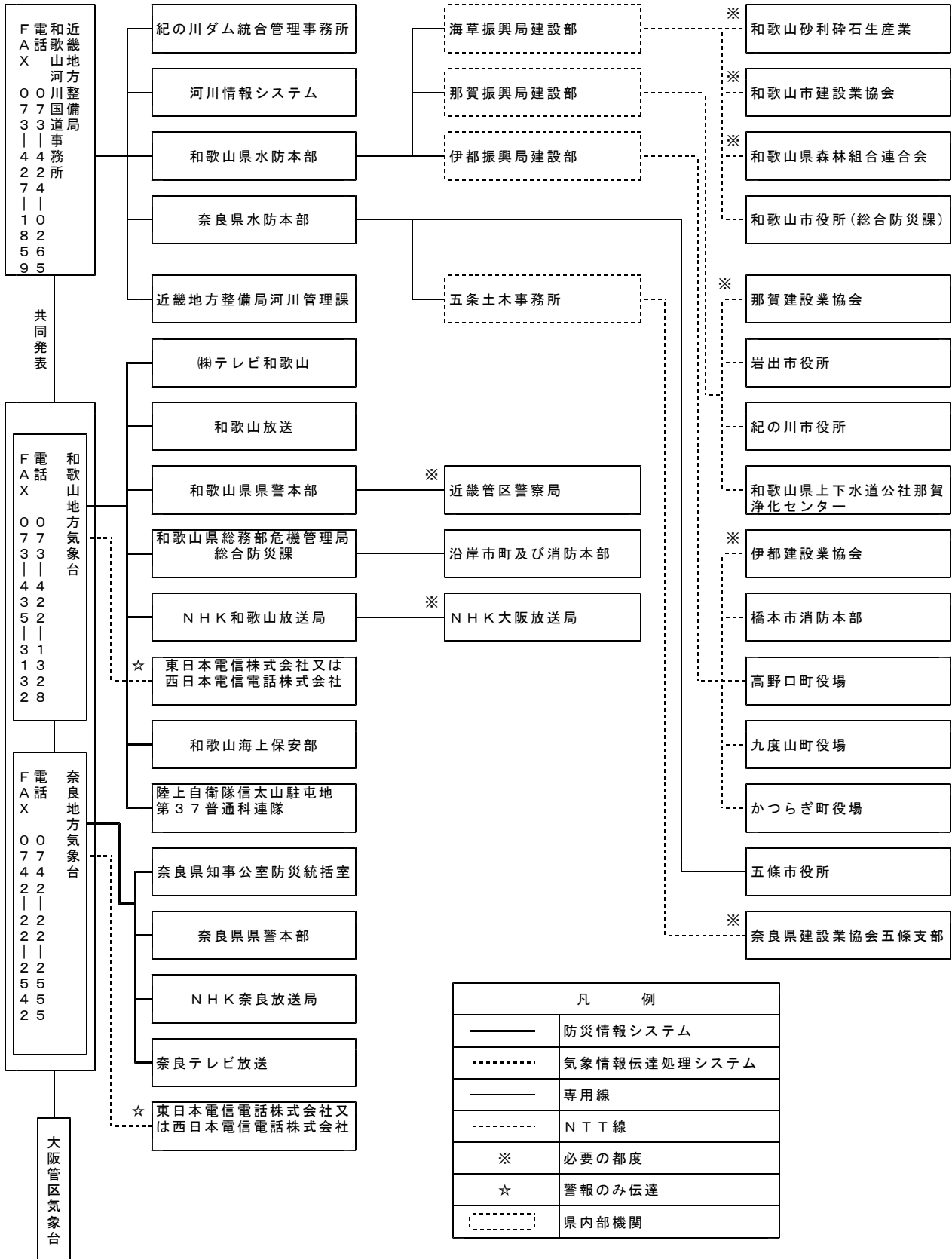


(注)

平成24年4月1日現在

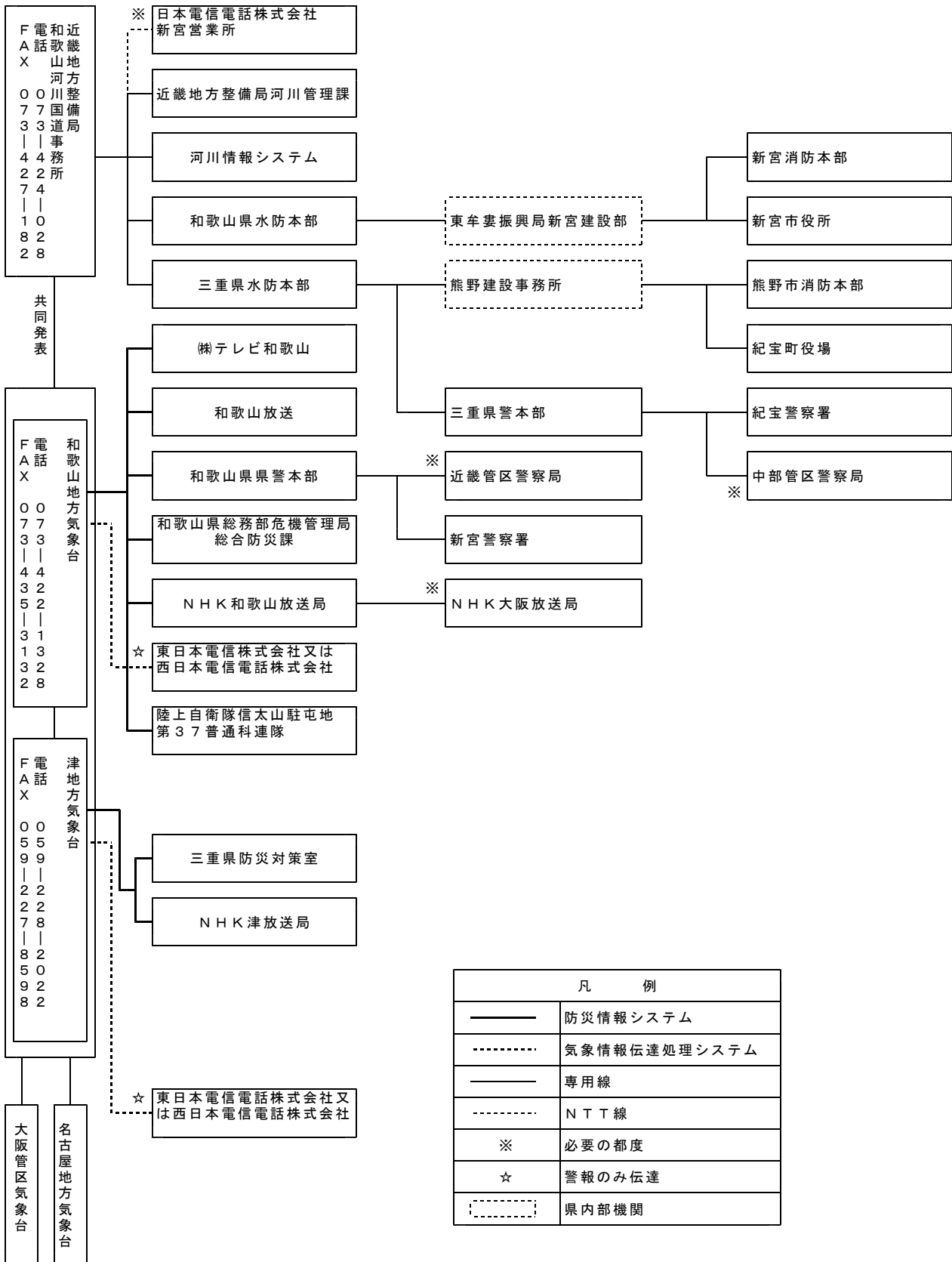
- 1 ※1は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。
- 2 ※2は、警報のみ伝達する。
- 3 ※3は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。（エリアメール、緊急速報メールについては、土砂災害緊急情報、指定河川洪水警報で緊急を要するとき。）
- 4 各振興局とは、海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁の各振興局をいう。
- 5 各海上保安署とは、海南海上保安署、串本海上保安署の各海上保安署
- 6 各警察署とは、橋本、かつらぎ、岩出、和歌山東、和歌山西、和歌山北、海南、有田、湯浅、御坊、田辺、白浜、串本、新宮の各警察署

イ 紀の川洪水予報伝達系統図



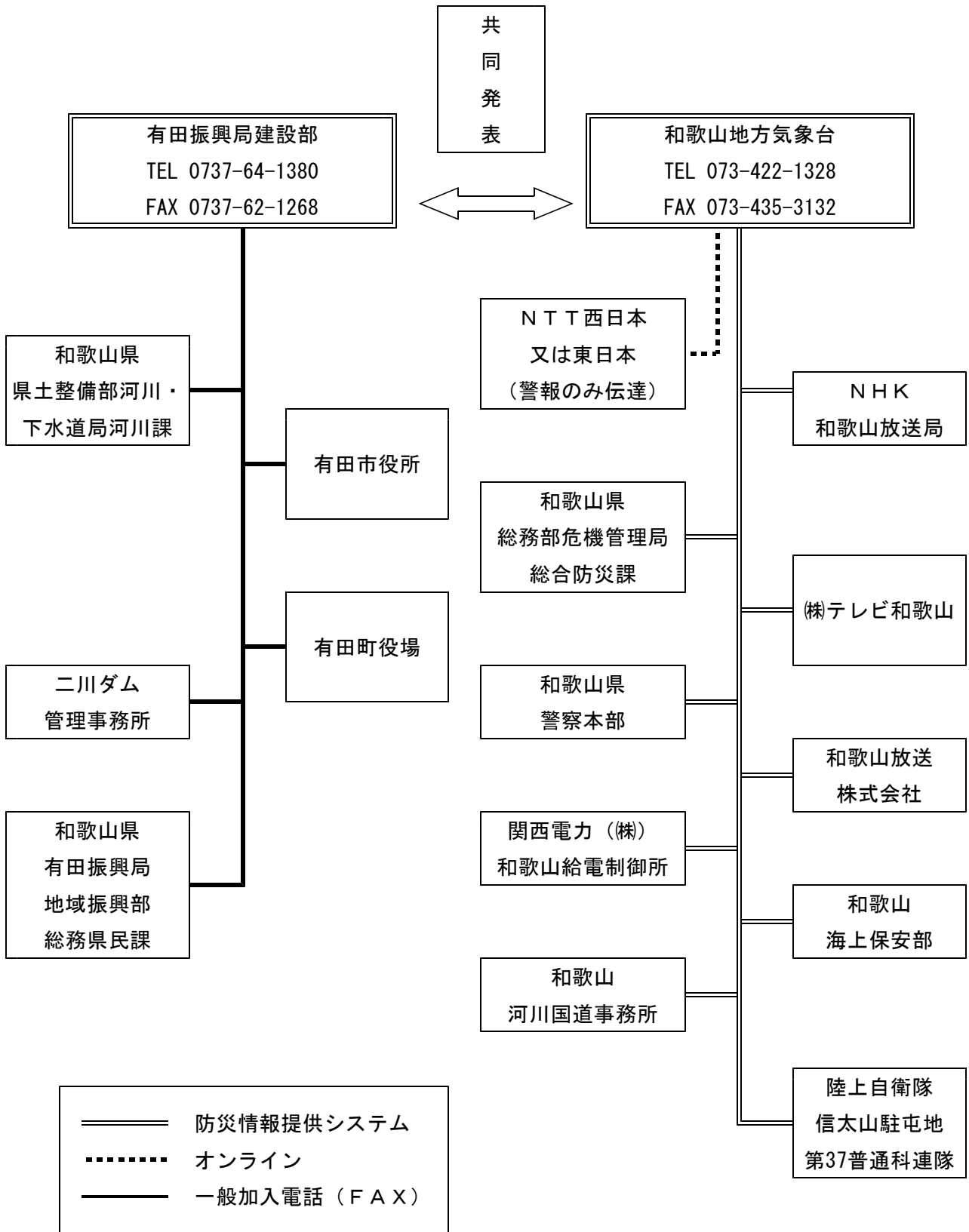
平成24年4月1日現在

ウ 熊野川洪水予報伝達系統図



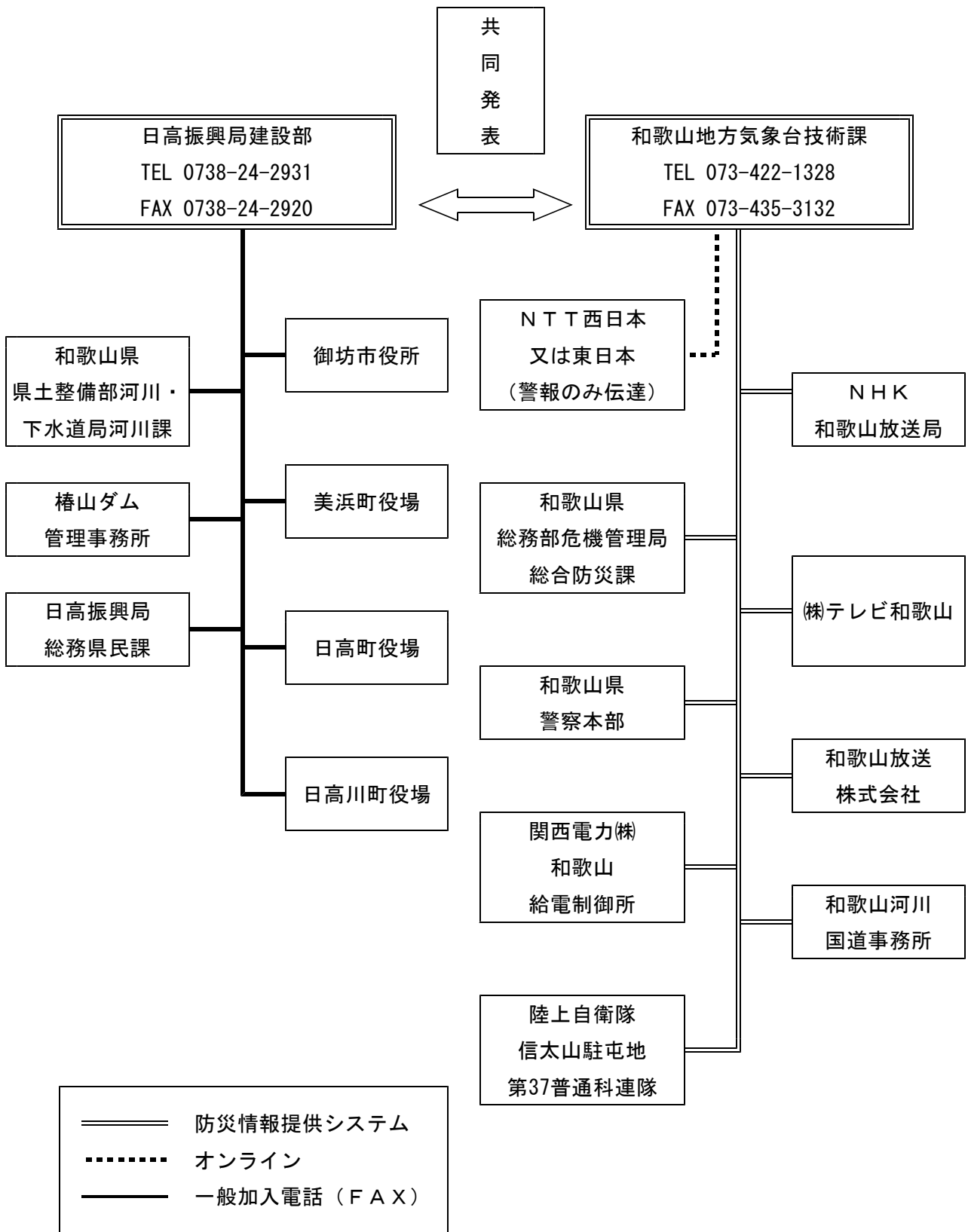
平成24年4月1日現在

エ 有田川洪水予報伝達系統図



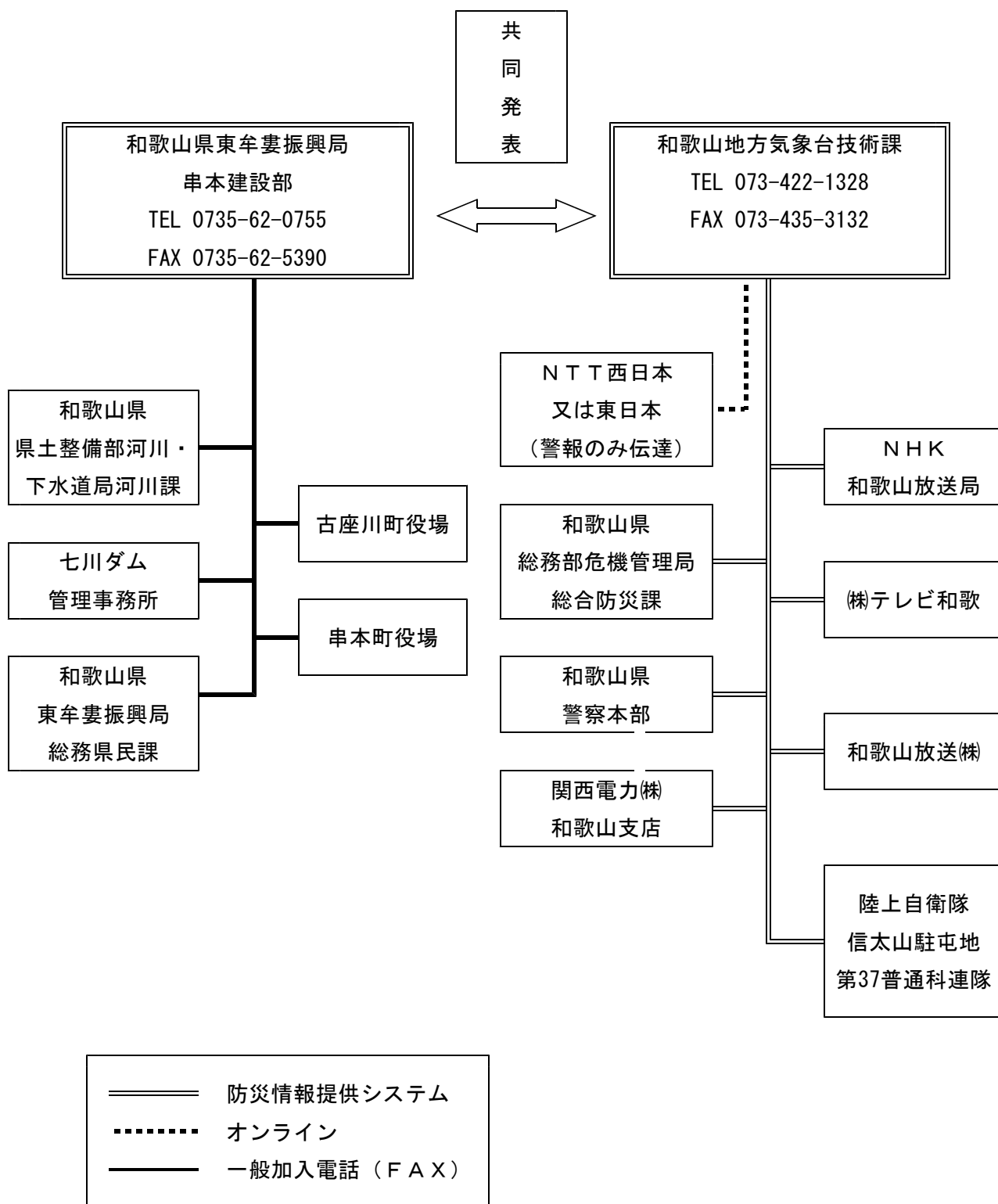
平成24年4月1日現在

オ 日高川洪水予報伝達系統図



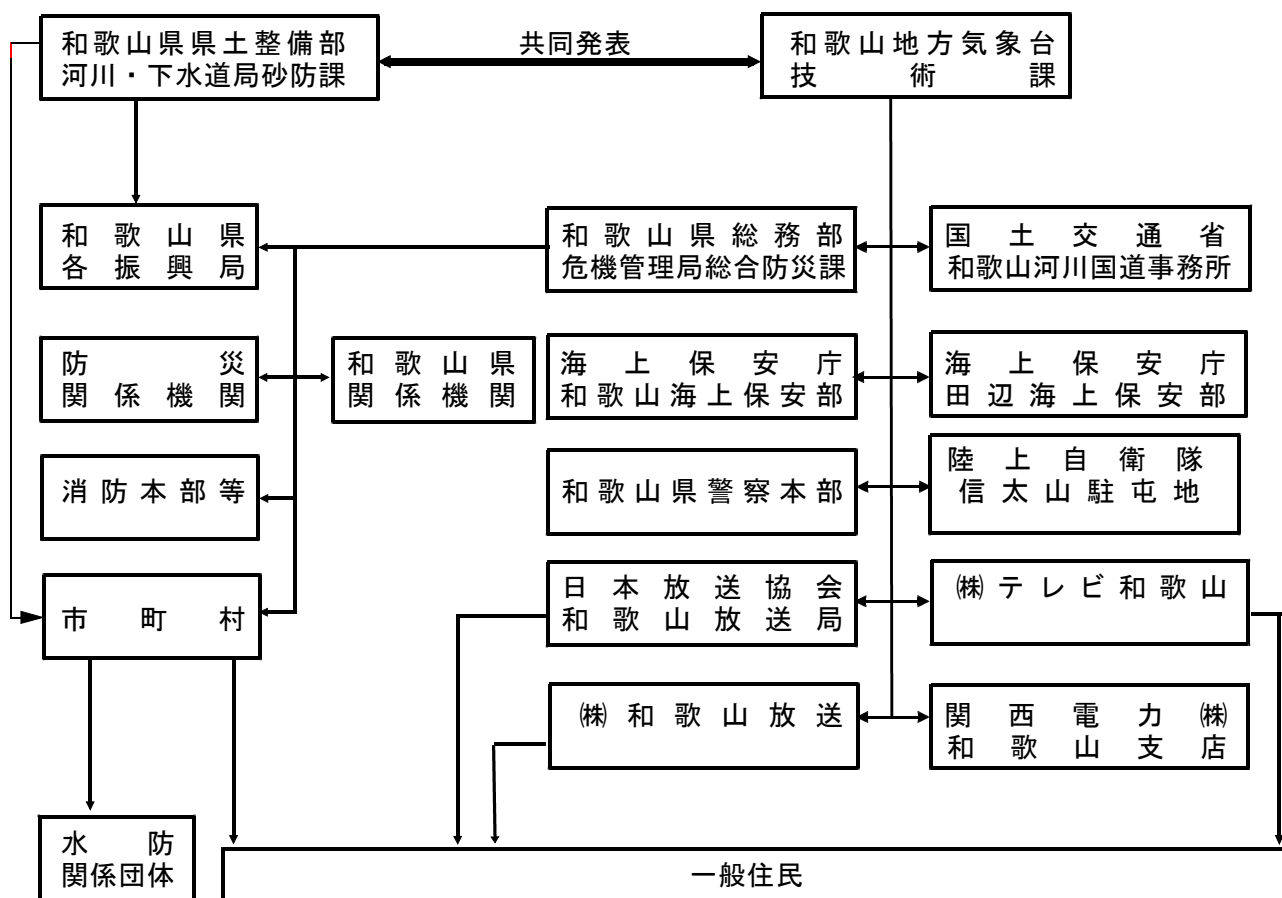
平成24年4月1日現在

カ 古座川洪水予報伝達経路図



平成24年4月1日現在

キ 土砂災害警戒情報伝達経路



ク 本庁における措置（警報等）

和歌山地方気象台から県に通知される警報等は、下記により受領・伝達する。

- ① 本庁の各課長は、警報等の通報を受けたときは、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。
- ② 総合防災課長は警報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱い責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、書類を作成し、保存する。
- ③ 総合防災課以外の本庁関係課における記録については、当該課長がそれぞれ別に定めるものとする。
- ④ 紀の川に関して国土交通省和歌山河川国道事務所から県に通知される水防警報等は、県土整備部河川課長（以下「河川課長」という。）が受領する。
- ⑤ 熊野川に関して国土交通省紀南河川国道事務所から県に通知される水防警報等は、県土整備部河川課長（以下「河川課長」という。）が受領する。
- ⑥ 河川課長は前項により水防警報等を受領した場合は、速やかに関係振興局建設部長及び関係市町村長に必要な伝達を行う。

ケ 県地方機関の措置

- ① 振興局長その他県地方機関の長は、警報等を受領した場合は、ラジオ、テレビの放送等により、気象その他の状況を聴取するよう努める。
- ② 振興局長は、災害の発生のおそれがあるような場合において関係市町村から現地の情報を受領したときは、総合防災課長へ速やかに通報する。
- ③ 振興局長、その他県の地方機関の長は、予報等の受領伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、本庁に準じた措置を講じておく。

コ 市町村長の措置

- ① 市町村長は、県の機関又は警察の機関から予報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、市町村内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。
周知方法は、おおむね次のとおりとする。
 - a 広報車、宣伝車による。
 - b 防災行政無線、有線放送による。
 - c 伝達組織を通じる。
 - d サイレン、警鐘等による。
- ② 市町村長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において予報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。
- ③ 市町村長は、気象台から、津波警報・注意報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該予報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される予報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。
- ④ 市町村長は、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努めるものとする。
- ⑤ 市町村長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、予報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報するものとする。

- ⑥ 市町村長は、予報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

サ 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

① 発見者の通報

異常現象を発見したものは、市町村長、警察官又は海上保安官に通報する。

② 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに市町村長及び所轄警察署長に通報する。

③ 市町村長の通報

上記の①・②によって異常現象を承知した市町村長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

④ 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

- a 気象に関する事項、竜巻、強い降ひょう、豪雨等、著しく異常な気象現象
- b 水象に関する事項、異常潮位（津波を含む）異常波浪
- c 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

⑤ 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

※ 道路情報モニター一覧及び近畿地方整備局所管区域は資料編36-00-00を参照

第2節 被害情報等の収集計画（県危機管理局）

1 計画方針

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して総合防災情報システムに入力し県知事に報告する。

県においても、災害発生直後に概括的な被害情報の収集にあたるとともに、夜間・休日等については危機管理局の宿直者がまず対応する体制となっている。

2 計画内容

(1) 県による被害情報の早期収集

ア ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県は必要に応じヘリコプター（県防災航空センター、県警察本部、自衛隊、海上保安本部等）により、被害情報を収集する。

イ 職員による参集途上の情報収集

職員は、参集途上において把握できた被災状況を参集途上もしくは参集後、速やかに班長に報告する。

各班長は、職員の報告内容を、本部にあつては本部連絡員、支部にあつては支部連絡員を通じて、それぞれ総合統制室連絡調整班及び支部総務班へ報告する。

ウ 画像による被害情報の収集

県は、必要に応じ画像による被害状況の把握を行う。

エ 支部による被害情報の収集

① 職員の市町村への派遣

支部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員を市町村に派遣し、市町村の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

② 公共土木施設等の被害情報の収集

公共土木施設等の管理者は、現地に職員を派遣し、道路、港湾及び漁港等の被害情報を収集する。

(2) 市町村による被害情報の早期収集

ア 被害の規模を推定するための関連情報の収集

市町村は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するものとする。

イ 119番通報殺到状況の収集

市町村は、被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。

(3) 災害報告責任者

災害時の被害状況の把握は、災害対策業務執行上極めて重要なものであるから、市町村、県の関係各課・地方機関及び防災関係機関にあつては、あらかじめ報告責任者を定めておく。

(4) 災害報告の取扱要領

ア 報告すべき災害

① 発生原因 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な現象、大規模な

火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害

② 報告の基準

この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行うものとする。

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの
- b 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- e 災害による被害が当初は軽微であっても、今後a～dの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- f 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上の記録をしたもの
- g 災害の発生が県下で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの
- h その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

イ 災害報告の種類

- ① 災害即報（消防庁指定第4号様式は、資料編37-01-01～03を参照）
- ② 被害状況報告（被害状況報告及び附表・明細表は、資料編37-02-01～22を参照）

(5) 災害即報及び被害状況報告要領

ア 災害即報

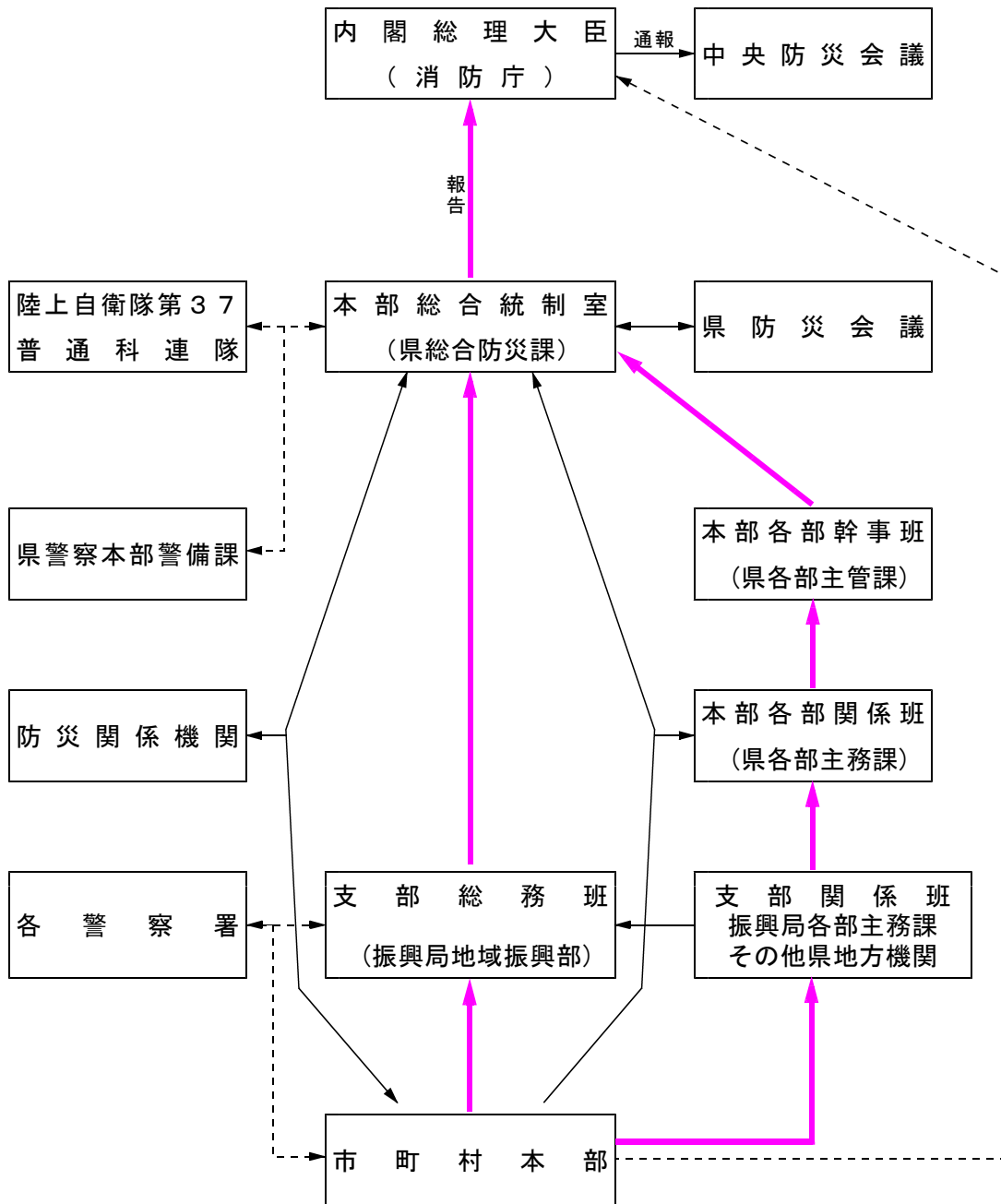
- ① 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告するものとする。
- ② 災害即報は、次の系統によって迅速に行うものとする。

ただし、市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。
- ③ 119番殺到状況については、市町村から県の他、直接国へも報告すること。
- ④ 市町村及び県機関並びに防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- ⑤ 報告に当たっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。
- ⑥ 災害即報事項は、管内の警察署（駐在所、派出所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。

特に、市町村本部においては、防災担当課と被害区分に応じた関係課の連絡を、支部においては、支部総務班と支部関係班の連絡を密にすること。

災害即報系統図



(注) ① 市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。

(基本法第53条第1項)

通常時（消防庁応急対策室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49013 防災FAX番号：78-90-49033（県庁からのみ通信可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災FAX番号：7-048-500-90-49033

NTT回線 電話番号：03-5253-7527 FAX番号：03-5253-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49102 防災FAX番号：78-90-49036（県庁からのみ通信可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災FAX番号：7-048-500-90-49036

NTT回線 電話番号：03-5253-7777 FAX番号：03-5253-7553

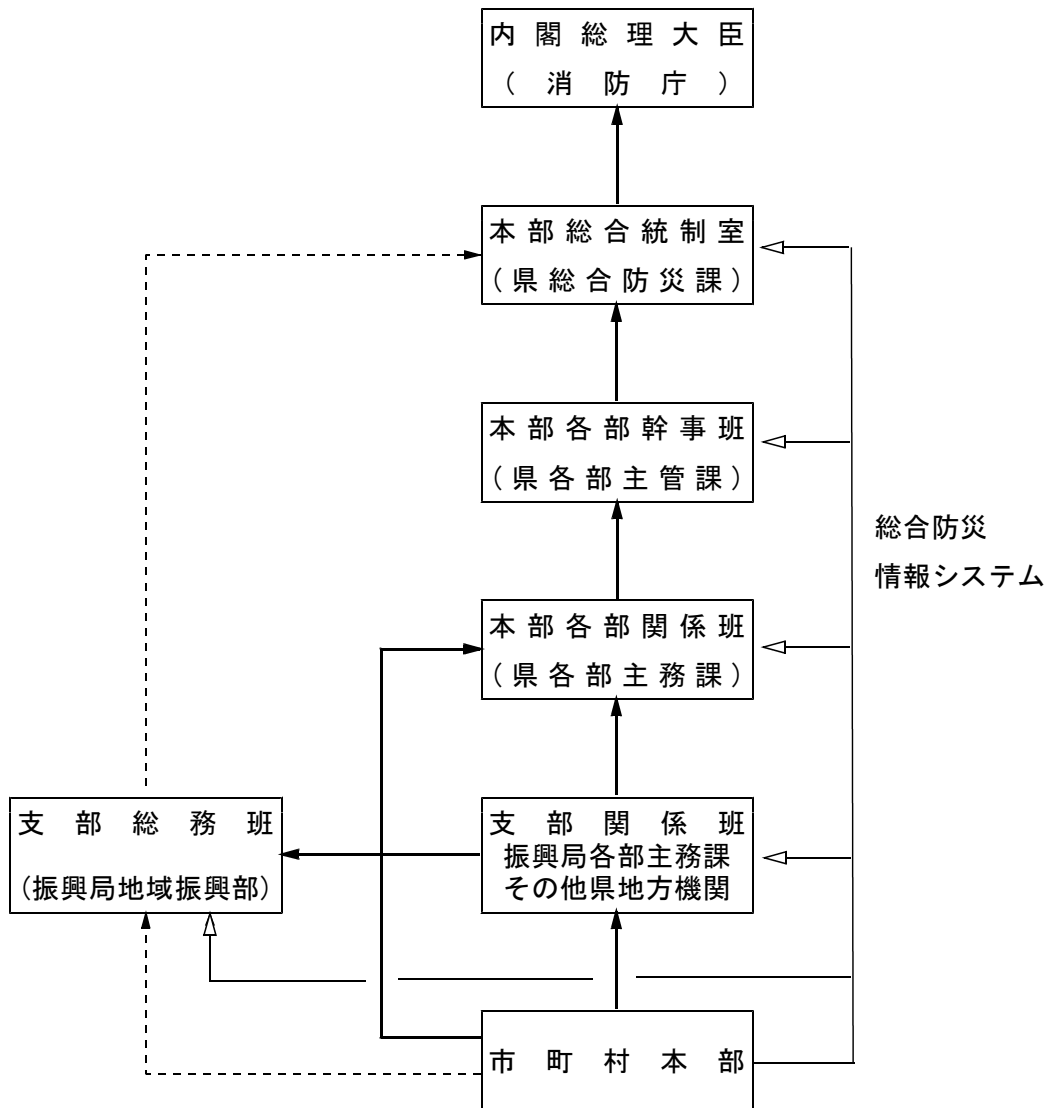
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

- ② 市町村は、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- ③ 市町村は、支部総務班を通じて本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合統制室に直接報告すること。
- ④ 本部が設置されない場合も上図に準じる。
- ⑤ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

イ 被害状況報告

- ① 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行うものとする。
- ② 被害状況報告事項は、次の系統によって行うものとする。
- ③ 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行うものとし、基本法第53条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第40条に基づく消防庁長官あて文書を各一部消防庁あて送付するものとする。

被害状況報告系統図



(注) ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。

② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

ウ 被害種別系統

被害区分	市町村からの報告先	本庁主務課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	福祉保健総務課
土木関係	振興局建設部等	県土整備部各課
農業関係	振興局農業振興課	農林水産部各課
耕地関係	振興局農地課	農業農村整備課
林業関係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課
水産関係	振興局企画産業課	水産振興課
漁港関係	振興局建設部等	港湾整備課
公共施設関係	振興局地域振興部・健康福祉部各課	各部関係各課
商工業関係	振興局企画産業課	商工観光労働部各課
観光関係	振興局企画産業課	観光振興課
自然公園関係	振興局健康福祉部	環境生活総務課
衛生関係	保健所	環境生活部 福祉保健部 関係各課
その他	振興局地域振興部	関係各課（室） 総合防災課
災害に対してとられた措置の概要	同上	同上

(注) 和歌山市の業務のうち、直接本庁の各課が管轄する業務についての被害状況等については、本庁主務課へ報告するものとする。

(6) 被害の収集及び調査要領

ア 市町村

- ① 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに市町村本部に通報されるよう市町村計画において体制を整えておくものとする。
- ② 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して被害状況等を調査する。
- ③ 被害調査に当たっては、「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づき判定する。

※ 「被害状況認定及び報告書記入の基準」は、資料編37-2を参照

- ④ 被害が甚大なため市町村において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。
- ⑤ 状況の収集、調査については警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
- ⑥ 最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

イ 支 部

- ① 支部長は、被害即報等により災害の発生を覚知したときは、各班長をして積極的に状況把握に当たらせる。また、状況に応じ調査隊を編成する等により、総合的な被害調査に努める。
- ② 支部長は、市町村から被害調査について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力する。
- ③ 支部総務班長は、各班長が把握した被害報告により被害状況報告に準じて管内状況の総括的な取りまとめを行う。

ウ 本 部

- ① 各部幹事班は、部内の所掌事務に関する被害状況及び執られつつある措置を取りまとめ、本部総合統制室（連絡調整班）に通知する。
- ② 各部長は、災害の状況により現地の実態を把握し、応急対策活動の円滑化を図るため必要と認めるときは、調査班を適宜編成して被災現地の調査指導を行う。
調査班を派遣するときは、直ちに本部総合統制室にその旨連絡する。
- ③ 本部総合統制室は、自ら収集した状況及び各幹事班から連絡を受けた事項は、被害状況報告に準じて取りまとめる。

(7) 防災関係機関との情報交換、報告

- ア 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害情報等を収集し、随時県及びその他の関係機関に状況を通報する。
- イ 県本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第3節 災害通信計画（県危機管理局）

1 計画方針

気象注警報等の伝達や災害時における市町村の被害情報の収集をはじめ、県、市町村、防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うためにその要領を定めるとともに、非常の場合における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用及び他機関との連携による非常通信の利用を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとする。

2 計画内容

(1) 通信連絡システムの整備

各機関は、災害時に通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡システムを整備しておくとともに、平常時より活用することで準備しておく必要がある。災害時の一般公衆通信は輻輳し、また土砂災害や洪水等で電話線が切断したり交換設備が故障して通信できなくなることがあるので、こういった影響を受けにくい無線通信の活用を考慮しておく必要がある。

ア 和歌山県総合防災情報システムの利用

（有線回線及び第2世代地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線）

県庁、各振興局と出先機関、各市町村、各消防本部及び防災関係機関の間で通信が可能。

また、衛星系回線を利用すれば、全国の都道府県、市町村、消防本部及び総務省等との通信が可能。

※ 和歌山県総合防災情報システム電話番号簿は、資料編38-05-00を参照

イ 国土交通省マイクロ無線電話の利用

国土交通省、各地方整備局と出先機関、及び各都道府県庁の間で通信が可能。

但し、平常時の通信内容は水防道路事務に関する事項に限るものとする。

県庁内線からの発信番号：677-国土交通省マイクロ無線電話番号

国土交通省無線電話から県庁へかける場合：86-779-8-県庁内線番号

ウ 中央防災無線の利用

中央各省庁との通信が可能。

但し、平常時の通信内容は災害対策基本法に関する事項に限るものとする。

県庁内線からの発信番号：676-8090-中央防災無線番号

中央防災無線から県庁へかける場合：8-86-7799-8-県庁内線番号

エ 防災関係機関の通信施設を利用

警察、消防、海上保安庁、関西電力、電源開発、JR、日本赤十字社等

オ 非常通信協議会に対して非常通信の確保を要請

近畿地方非常通信協議会に非常通信の確保を要請する。近畿地方及び中央非常通信協議会は要請会議を開催して各構成員に非常通信の取扱を要請する。

(2) 災害時における通信連絡の基本

災害通信連絡には公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、条件さえ満たせば、無線通信等の他の通信設備を利用することができる。災害通信の実施については、その手続や実施できる場合等について、法律等に詳しい規定があることに注意する必要がある。

次項においてこれらの規定に基づいて行われ得る通信を列挙する。各機関は、これらのうち災害の状況に応じた最も適切なものを選ぶことによって、通信連絡を確保するものとする。

災害時にこれらの通信のために利用することが予想される設備の設置者とは、事前に協議を行うことによって災害時でも円滑に通信を取り扱えるようにあらかじめ準備しておく必要がある。

(3) 災害時における通信方法の特例

ア 基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

各関係機関は、災害に関する予報の伝達及び応急措置の実施等に関して緊急かつ特別の必要がある場合に、基本法第57条及び第79条に基づいて通信設備を優先的に利用または使用して通信連絡を確保することができる。

① 公衆電気通信設備の優先利用

a 災害時優先電話

西日本電信電話株式会社は、あらかじめ各関係機関が利用する加入回線の一部を災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための災害時優先電話として指定している。この指定回線から発信する通話については発信規制による輻輳時でも規制が掛かりにくいいため、災害時には発信用回線として使用するとよい。

b 非常通話（「102」番による電話交換手扱い）

(7) 震災その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電話を非常通話として申し込むと、他の全ての電話交換手扱いの通話に優先して接続される。

(a) 地震若しくは地動の観測の報告、又は予報を内容とする市外通話であって、気象機関相互間において行うもの

(b) 津波が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報又はその警戒若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、水防機関（消防機関を含む）相互間において行うもの

(c) 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、消防機関又は災害救助機関相互間において行うもの

(d) 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

(e) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

(f) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

(g) 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、警察機関相互間において行うもの

(h) 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする市外通話であって、地震その他

の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者が、その災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行うもの

(イ) やむを得ない特例の事情がある場合を除いて、原則としてあらかじめ西日本電信電話株式会社の承認を受けた番号の加入電話で申し込みしなければならない。

(ロ) 非常通話は「102」番に非常通話であることを告げて申し込む。なお取扱者から理由の説明を求められた場合には非常通信が必要な理由を具体的に説明しなければならない。

c. 緊急通話（「102」番による電話交換手扱い）

(7) 火災その他の緊急事変が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電話を緊急通話として申し込むと、非常通話の次に優先して接続される。

(a) 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、また、これらの機関相互間において行うもの

(b) 地震災害に際し、その災害状況を報道するための市外通話であって、新聞社、放送事業者、又は通信社の機関相互間において行うもの

(イ) 原則として、あらかじめ西日本電信電話株式会社の承認を受けた番号の加入電話で申し込みしなければならない。

(ロ) 緊急通話は「102」番に非常通話であることを告げて申し込む。なお取扱者から理由の説明を求められた場合には緊急通信が必要な理由を具体的に説明しなければならない。

c. 非常電報

(7) 震災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は非常電報として取り扱われ、他の全ての電報に優先して伝送及び配達される。

(a) 津波が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報、又は、その警戒、若しくは予防のための緊急を要する事項を内容とする電報であって、水防機関（消防機関を含む）相互に発受するもの

(b) 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、消防機関又は災害救助機関相互間に発受するもの

(c) 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(d) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(e) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(f) 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、警察機関相互間に発受するもの

(g) 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする電報であつて、震災、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対し発受するもの

(イ) 非常電報は、電報サービス取扱所の窓口又は「115」番に非常電報であることを告げて申し込む。

(ウ) 非常電報を発信する場合において、取扱者の請求があるときは発信人はその電報が非常電報に該当するものであることを証明しなければならない。

d 緊急電報

(7) 火災その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は緊急電報として取り扱われ、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(a) 船舶又は航空機の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であつて遭難の事実を知った者と、その救援に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間を発受するもの

(b) 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であつて、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間が発受するもの

(イ) 緊急電報は、電報サービス取扱所の窓口又は「115」番に非常電報であることを告げて申し込む。

(ウ) 緊急電報を発信する場合において、取扱者の請求があるときは発信人その電報が緊急電報に該当するものであることを証明しなければならない。

② 有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者等が設置する有線、無線通信設備の使用各関係機関は、次に掲げる者が設置する有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保するものとする。

ただし、基本法第57条による予報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続により行うものとする。

- | | |
|------------|------------|
| a 警察事務を行う者 | f 気象業務を行う者 |
| b 消防事務 " | g 鉄道事業 " |
| c 水防事務 " | h 軌道事業 " |
| d 航空保安事務 " | i 電気事業 " |
| e 海上保安事務 " | j 自衛隊の任務 " |

③ 放送法第2条第3号に規定する放送局の利用

a 各関係機関は、放送法第2条第3号に規定する放送局とあらかじめ定めた手続により災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求めるものとする。

b 各放送局は、災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求められた場合、最も効果的な時間、放送系統及び局所によって、有効、適切な放送を行う。

イ 電波法に基づく非常通信等の利用

災害等の非常の事態が発生した場合等において、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができる。

また、電波法第74条の規定により、総務大臣は、災害等の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、無線局に対して災害の救援等に必要な通信を行わせることができる。

非常の場合の通信を円滑に実施するため、総務省総合通信基盤局に「中央非常通信協議会」、近畿には総務省近畿総合通信局内に「近畿地方非常通信協議会」が設置されており非常通信訓練等を実施している。平常時から協議会に参加して訓練等を通じて各機関との連携を深めておくことが必要である。

① 非常通信

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

② 非常通信の内容

次の内容の通報もしくはこれらに準ずる急を要する通報とし、その優先順位は原則として次の通りとする。

- a 人命の救助に関する通報
- b 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- c 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- d 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- e 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- h 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- j 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
地方防災会議会長
災害対策本部長
- k 電力設備の修理復旧に関する通報
- l 基本法第57条の規定に基づいて都道府県知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で、緊急を要し特別の必要があるもの
- m 基本法第79条の規定に基づいて指定行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの
- n その他の通信

③ 非常通信を利用できる者

無線局を開設している者が自ら発受するものの他、次に掲げる者からの要請に応じて受発する。

- a 官公庁及び地方自治体
- b 基本法に基づく各防災会議及び災害対策本部
- c 日本赤十字社
- d 消防長会

- e 電力会社
- f 鉄道会社
- g 新聞社、通信社、放送局
- h 非常通信協議会構成員
- i その他、人命の救助又は緊急措置及び急迫の危険に関して発信を希望する者

④ 非常通信の依頼要領

- a 県機関、市町村、警察、消防等、最寄りの無線局へ直接行って申し込む。
- b 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
- c 片仮名又は通常の文書体で記入する。
- d 一通の通信文は、なるべく200字以内（通常の文書体の場合は、片仮名に換算して200字以内）で、できるだけ短く簡潔にする。
- e あて先の機関名を記入する。分かれば住所、電話番号を記入する。
- f 必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。
- g 発信人の機関名、住所及び電話番号を記入する。
- h 頼信紙の記事欄又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。
- i 非常通信を行った場合は、電波法第80条に基づき文書で近畿総合通信局長又は総務大臣に報告しなければならない。できるだけ和歌山県総合防災課にも報告書の写しを送付すること。

- ⑤ 非常通信について照会や問合せを行う場合は、和歌山県総合防災課 電話073-441-2264へ連絡する。

ウ 有線電気通信法第8条第1項の規定による有線電気通信設備の使用

震災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するときは、一般に有線電気通信設備の設置者は、その設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の通信の用に供してもよいこととなっているので、設置者の協力を得て、通信連絡を確保するものとする。

(4) 県庁と市町村との間の連絡ルート

- ※ 非常通信経路（市町村防災系）は、資料編38-02-00を参照
- ※ 消防用県内共通波無線非常通信経路は、資料編38-03-00を参照
- ※ 和歌山県総合防災情報システム回線構成図は、資料編38-04-00を参照

第4節 災害広報計画（県知事室・県総務部危機管理局）

1 計画方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、県民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。

また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努めるものとする。

2 計画内容

(1) 県における広報

ア 広報担当者

災害時における広報活動は、原則として総合統制室を通じて行うものとする。

イ 広報資料の収集

広報資料の収集は、「第2節 被害情報等の収集計画」に定めるところによるが、なお、次のことに努める。

- ① 総合統制室に写真担当を置き、状況に応じ現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- ② 本部各班、支部あるいは市町村本部で撮影した災害現場写真を収集する。
- ③ 本部各各班は、県民の人心安定のため広報資料の提供を積極的に行う。

広報は、おおむね次の事項を重点とする。

- ① 被害の状況
- ② 応急対策実施状況
- ③ 一般住民に対する被災者への協力及び注意事項

ウ 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。

特に、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮したものでなければならない。

- ① 被害の状況
- ② 気象予警報に関する情報
- ③ 二次災害に関する情報
- ④ 住民に対する避難準備情報の提供、避難勧告・指示の状況
- ⑤ 医療救護所及び避難所の開設状況
- ⑥ 被災者の安否に関する情報
- ⑦ 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況
- ⑧ ライフラインの被害及び復旧見通し状況
- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- ⑪ 県民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- ⑫ その他生活情報等必要と認める情報

エ 広報手段

住民に対する広報手段は、状況に応じ次による。

なお、報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として、総合統制室を通じて行う。

- ① ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- ② 有線放送による広報
- ③ 防災行政無線による広報
- ④ 広報車による巡回広報
- ⑤ 防災ヘリコプター等による広報
- ⑥ 広報紙、チラシ、ポスター等の作成
- ⑦ インターネットによる広報

オ 国会中央諸機関等に対する広報

国会、中央諸機関等に対しては、迅速に災害情報及び資料等を提供して、災害の実態を訴える。

カ 報道機関に対する報道要請

① テレビ、ラジオ

県は、防災関係機関及びその他の関係者に対する通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備及び無線設備により通信できない場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社に対し、放送を行うことを求めることができる。

この場合、県は「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書」（資料編39-01-00～02-00を参照）及び「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」（資料編39-03-00を参照）に基づき、原則として文書により、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を示して要請する。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により前記事項を明らかにして要請し、事後において文書を提出するものとする。

市町村が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として振興局を経由して県知事あてに、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明かにして要請するものとする。

ただし、県と市町村との通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村から直接放送局に対し要請できるものとする。

放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送する。

② 新聞社

県は、朝日新聞社、毎日新聞社、讀賣新聞社、産経新聞社、時事通信社、共同通信社及び日本経済新聞社の各和歌山支局（総局）並びに中日新聞社、紀伊民報社に対し、「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき、報道要請を行うことができる。

この場合、県は、報道要請の理由及び内容を明らかにして要請する。

※ 「災害時等における報道要請に関する協定」は、資料編39-04-00を参照

(2) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に次の機関は、それぞれの措置を執るとともに、広報事項は県災害対策本部に通知するものとする。

- ア 日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社
災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関係番組の編成をする。
県その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。
- イ 関西電力株式会社和歌山支店
広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について県民への周知徹底に努める。
- ウ ガス会社等
広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや、ガス漏れによる事故防止について、県民への周知徹底に努める。
- エ 西日本電信電話株式会社和歌山支店
広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、県民への周知に努める。
- オ 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、その他の私鉄会社
被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内書等に掲示し、かつ報道機関等により、一般への周知を図る。
災害時において、県、市町村から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

第5節 生活関連総合相談計画（県環境生活部）

1 計画方針

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

2 計画内容

県は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため、国、市町村、関係機関、関係団体等による合同の相談窓口（総合相談窓口）を設置する。

この場合、国、県、市町村の各部局並びに関係機関及び関係団体等は、相談に対し、迅速かつ適切に対応できるよう必要な人員を総合相談窓口へ派遣する。

第3章 消防計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

現行消防組織は市町村消防が原則であり、消防組織法第6条に規定するように消防責任は市町村にある。したがって、消防活動は、市町村がその責任において行うものであるが、県は大災害等で必要ある場合、又は被災市町村により要請のある場合は、関係法令の規定によって応援出動を命じるなど必要な措置をとるものとする。また、県は市町村が大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な開発が円滑に進むよう努めるものとする。

なお、消防情報の収集等の計画は、本計画によるもののほか「市町村計画」及び「市町村消防計画」によるものとする。

2 計画内容

(1) 消防情報の収集

市町村と緊密な連絡を図り、その被害状況及び応急対策に資するものとする。

なお、情報の収集は、被害状況等の収集計画及び「火災・災害等即報要領」によるものとする。「火災即報」については、次のいずれかに該当する火災について、火災発生後直ちに電話・FAX等によって報告するものとする。

また、大地震に伴って大火災等が発生した場合には、「災害即報」として報告するものとする。（この報告をもって火災即報とみなすものとする。）

※ 火災即報様式は、資料編40-01-01～02を参照

- ア 死者3名以上生じた火災
- イ 死者及び負傷者の合計が10名以上生じた火災
- ウ 特定防火対象物で死者の発生した火災
- エ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災
- オ 大使館、領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- カ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- キ 損害額1億円以上と推定される火災
- ク 焼損面積10ヘクタール以上と推定される林野火災
- ケ 空中消火を要請又は実施した林野火災
- コ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い林野火災
- サ 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- シ タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- ス トンネル内車両火災
- セ 列車火災
- ソ その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災

(2) 警報等の周知徹底

消防機関による災害に関する警報、避難の指示、応急措置の状況等については、「気象警報等

の伝達計画」及び「災害広報計画」並びに「市町村消防計画」等の定めるところにより、速やかに住民に対して周知徹底を図るものとする。

(3) 非常事態の場合における県の措置

消防活動に関する市町村等間の相互応援は、県内市町村及び消防組合において締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定等、及び和歌山県下消防広域応援基本計画に定めるところによるが、非常事態時における消防組織法第43条の規定に基づく知事の指示権は、本消防広域応援基本計画によるもののほか、次の場合に運用する。

ア 和歌山県下消防広域相互応援協定に基づく要請がない場合においても、災害防御に関し、緊急の必要があると認められるとき。

なお、知事は、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

応援要請先及び連絡方法

消防庁応急対策室

地域衛星通信ネットワーク 防災電話 7-048-500-90-49013

消防防災無線 防災電話 78-90-49013

電話 03-5253-7527

消防庁宿直室（休日・夜間）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話 7-048-500-90-49102

消防防災無線 防災電話 78-90-49102

電話 03-5253-7777

※ 消防の相互応援協定締結状況は、資料編40-02-00を参照

※ 和歌山県下消防広域相互応援協定は、資料編40-03-00を参照

※ 和歌山県下消防広域応援基本計画は、資料編40-04-01～06を参照

(4) 避難・救助及び救急

「市町村計画」及び「市町村消防計画」の定めるところによる。

第4章 水防計画（県土整備部）

1 計画方針

洪水、津波又は高潮による被害を軽減し、公共の安全を保持するために、県下の水防活動の円滑な実施を目的とし、水防業務の大綱を示すため、和歌山県水防計画を定める。

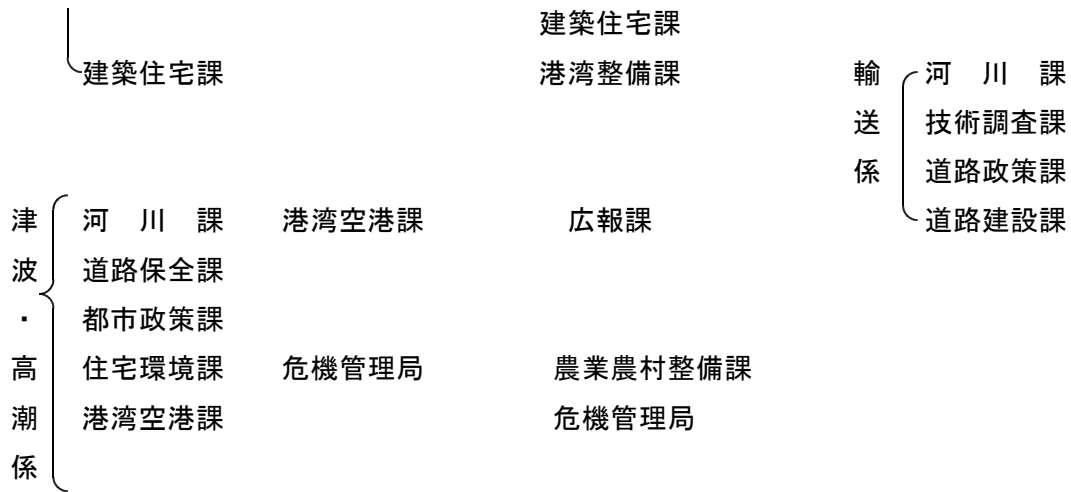
2 計画内容

(1) 県水防本部の組織

水防法第10条の規定により、和歌山地方気象台から洪水、津波又は高潮に関する通知を受けたとき、及び近畿地方整備局和歌山・紀南各河川国道事務所長の発する洪水又は水防警報の通知を受けたとき、並びに気象状況の急変により洪水、津波又は高潮による被害が予想されると判断したときは、次の組織により水防の事務を処理する。

ア 組織系統



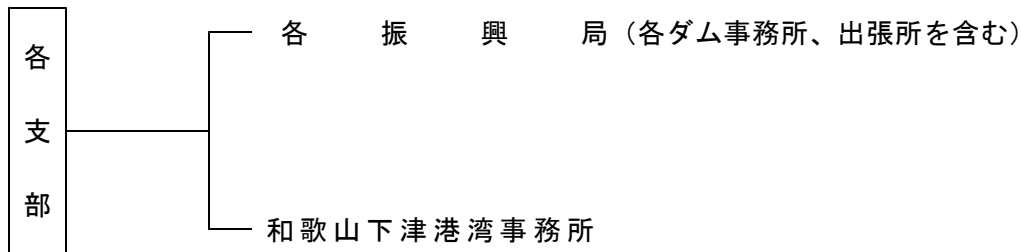


〔緊急対策
技術指導
水防情報〕

〔通報連絡
記録撮影〕

〔被害状況
広報
その他調査〕

〔資材
輸送〕



イ 事務分担

[指揮班]

水防について情勢を判断し、指揮監の承認を受けるとともに水防の指揮について指揮監を補佐する。

① 企画班

水防活動の総合調整、緊急対策、水防警報及び水防配備態勢の発令、被害状況の総括等に関すること。

② 情報連絡班

関係機関、水防組織間の情報連絡等に関すること。

③ 調査報道班

被害状況その他の調査及び報道関係その他一般への広報。

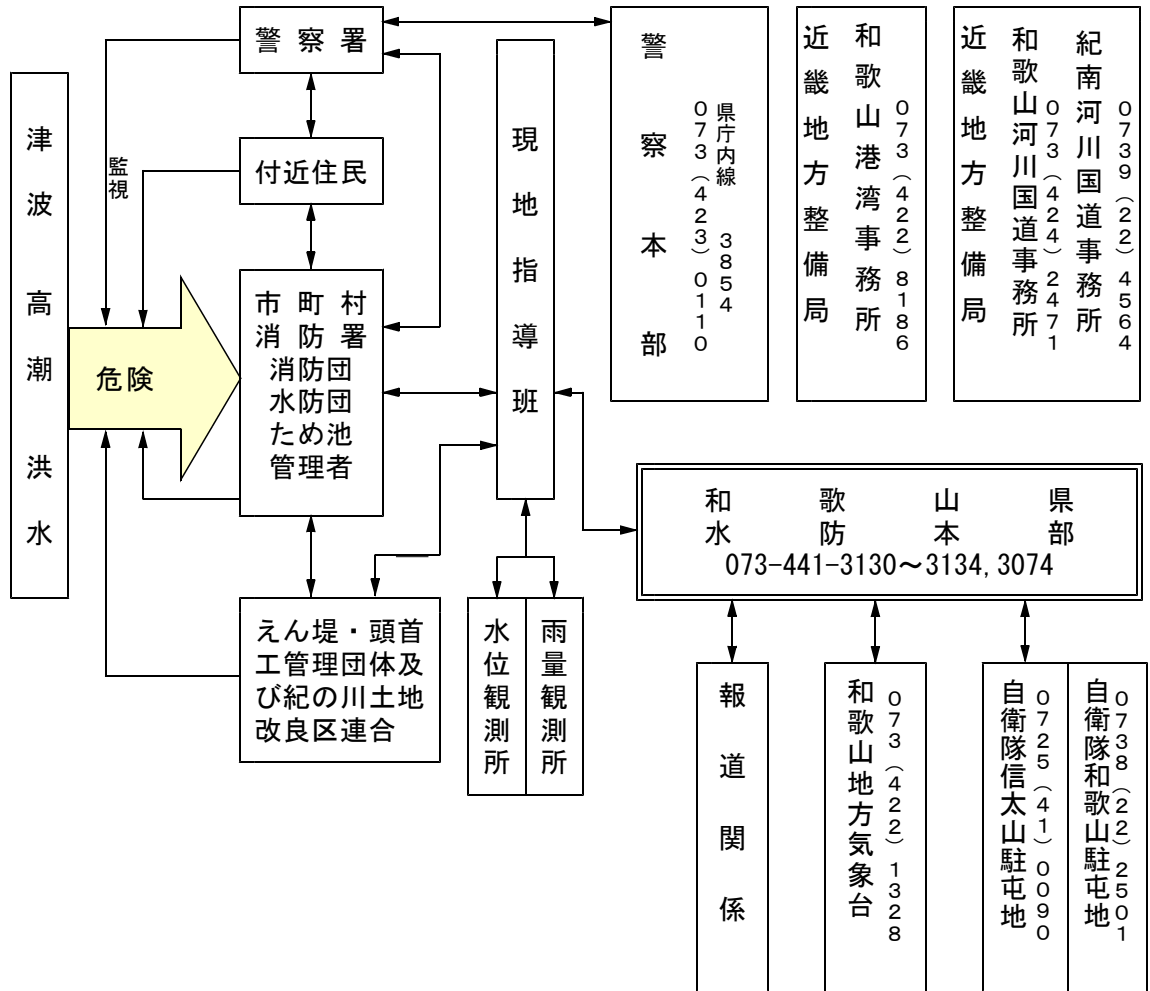
④ 庶務班

給食・資材の調達及び輸送に関すること。

[各支部]

自らの判断又は指揮班の指揮により管内における水防活動の現地指導、情報連絡及び水防警報等、現地におけるすべての水防業務に関すること。また県管理の施設、その他管理の施設についての状況把握に関すること。

(2) 水防連絡体系



(3) 非常配備

ア 県の非常配備態勢

常時勤務から水防非常配備態勢への切替えを確実・迅速に行うとともに、勤務を適当に交代休養させ、長期間にわたる非常勤務活動への完遂を期するため、次の要領による非常配備を行うものとする。

① 水防非常配備の種類と基準

種類	配備内容	発令基準（時期）	待機を必要とする課室
水防配備態勢 第 1 号	少数の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに収集その他の活動ができる態勢。	今後の気象情報に注意し、警戒する必要があるが具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、まだかなり時間的余裕があると認められるとき。	別表 1 に記載
“ 第 2 号	所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要の事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢。	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、または水防活動が開始され、1号配備では不十分と考えられるとき。	別表 2 に記載
“ 第 3 号	所属人員全員を動員する完全な水防態勢。	事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想されるとき、あるいは大規模な水防活動が行われ2号配備で処理しかねると認められるとき。	部内全課室、広報課、危機管理局、農業農村整備課、福祉保健総務課

別表 1

河川課、危機管理局、県土整備総務課 下記のうち、水防本部が指定する課室 技術調査課、用地対策課、道路政策課、下水道課、都市政策課、建築住宅課、公共建築課、 港湾空港課

別表 2

河川課、広報課、危機管理局、農業農村整備課、道路保全課、県土整備総務課、道路建設課、
港湾空港課、港湾整備課、福祉保健総務課、砂防課

下記のうち、水防本部が指定する課室

技術調査課、用地対策課、道路政策課、下水道課、都市政策課、建築住宅課、公共建築課

② 非常配備要領（水防本部各班、現地指導班）

水防配備態勢 第 1 号	1 箇班を配備し、水防事務に当たらしめ、自動車 2 台又は所有台数の半数以上を待機させること。
第 2 号	2 箇班を配備し、水防事務に当たらしめ、自動車は緊急自動車を含め所有数以上を待機させること。
第 3 号	水防計画において定める全員をもって一応解除まで継続勤務するものとし、もし事態が長引くときは、所属長において適宜交代させるものとする。

③ 発令及び解除

非常配備につく時期は水防本部長が上記の基準により発令する。ただし、各振興局建設部長は、緊急にその必要があると認めたときは独自の判断により発令し、直ちに本部長に報告するものとする。

配備態勢の解除は、本部長が行うが、各振興局建設部長は管内の状況に応じ本部の指揮を受けて態勢の縮小解除をすることができる。

なお、勤務時間外における水防配備の迅速化を期するため、水防本部において、管内に大雨・洪水・高潮等の注意報が発表され、今後、水防活動が行われると考えられる場合、警戒待機を行う。

待機は大雨・洪水・高潮等の警報への切替えに対応できるよう、態勢を整備し、雨量及び水位の観測等を開始するものとする。

併せて、必要に応じ各振興局と関係機関等と被害情報にかかる相互連絡をとるものとする。

イ 水防管理団体の非常配備

① 水防団、消防団の非常配備発令は、次の場合に発するものとする。

(7) 水防管理者自らの判断により必要と認める場合

(4) 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報事項の伝達を受けた場合

(7) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

② 非常配備の種類と発令時期

種類	配 備 内 容	発 令 時 期
待 機	消防団長・水防団長は連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に移り得るような状態におくものとする。	○水防管理者が必要と認めたとき。
準 備	消防団長・水防団長は、団員、班長等を、所定の詰所に集合させ、資器材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所へ、又水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。	○河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されたとき。 ○高潮の危険が予知されるとき。 ○地震により、堤防、護岸からの漏水、決壊などの危険が予想されるとき。
出 動	消防団長・水防団長は、全員を指定の詰所に集合させ、警戒にあたる。	○河川の水位がはん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。 ○潮位が満潮位をこえ異常に上昇のおそれがあるとき。 ○地震により、堤防の漏水、決壊などの被害が予想されるとき。

③ 本部の非常配備

各水防管理団体本部の非常配備については、「県の非常配備」に準ずるものとし、水防管理者は、あらかじめ具体的な配備態勢を整備しておくものとする。

④ 報 告

水防管理者は、非常配備を発令したときは直ちに所轄振興局建設部長に報告すること。各振興局建設部長は、上記の報告があったときは直ちに県水防本部へ報告すること。

⑤ 解 除

水防管理者は、水位が下がり洪水の危険がなくなったとき、又は津波、高潮のおそれなくなったとき、または漏水等の危険がなくなったときは水防態勢を解除するものとし、その旨振興局建設部長を通じ県水防本部へ報告するものとする。

ウ 地震により行う水防活動

地震（津波）により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・海岸・ため池等施設に被害が生じ、また、生じる恐れがある時で、水防活動を行う必要がある場合に市町村（水防管理団体）及び県は以下の措置をとる。

ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとする。

被害が生じる恐れのあるとき : 和歌山県に津波警報が発表されたとき。
 県内で震度4以上の地震が観測されたとき。
 水防活動を行う必要があるとき : 地震により被害を受け、
 堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があった
 とき、または、浸水が予想されるとき。

※津波による浸水に 警戒、情報連絡及び収集、漏水及び浸水防止の措置など。
 備えて行う水防活動 ただし、水門、樋門、こう門等の操作に係る余裕時間が無いと判断
 されたものについて、和歌山県沿岸部に大津波警報及び津波警報が
 発表された場合には、当該操作者は水門等の操作をせずに速やかに
 避難することを原則とする。

① 市町村

- (7) 自らの判断で河川、海岸、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう勧告又は指示するとともに、所轄振興局建設部へその旨連絡する。
- (イ) 管内の監視・警戒、水門等河川管理者への連絡通報。
- (ロ) 水防活動に必要な資器材の点検整備。
- (ハ) 管理する水門、閘門、防潮扉の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援。
- (ニ) 市町村（水防管理団体）における相互協力及び応援。

② 和歌山県

- (7) 管内被害の情報収集のための配備態勢。
- (イ) 市町村が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び指導。
- (ロ) 河川管理施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

(4) 水防資器材の整備、輸送の確保

ア 水防資器材の整備計画

水防資器材は、水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとし、緊急時に備え定期的に点検し、老朽・損傷等により不足を生じたときは直ちに補充しておくこと。又、長期間の保管に適さない資材については民間取扱業者等と契約するなどの方法を講じておくこと。

イ 水防管理団体の資材等備蓄状況

水防管理団体が備蓄する資材のうち重要なものは、資料編30-00-01のとおりである。水防管理者は、各水防箇所ごとの資材置場を明確にし水防計画書に記載しておくこと。

ウ 県の資材等備蓄状況

県が備蓄する資材等は、資料編30-00-02のとおりである。保管場所は、各振興局及び保管を委託している市町村の倉庫であるが、水防管理団体は、自己資材が不足したとき、又は緊急に必要なときは、県の資材を使用することができる。

エ 輸送の確保

水防管理団体は、非常の際の水防要員・水防資材の輸送・県水防本部・各振興局・その他関係行政機関・隣接水防管理団体相互の連絡経路を確保するため、あらゆる事態を想定し、具体策を立案しておくこと。

オ 水防用車両の配備

県が所有する水防用車両（排水ポンプ車）は、水防活動における排水作業等を目的とし、下記に配備する。

配備箇所

- | | |
|--------------------------|----|
| ① 海草振興局建設部（和歌山市西河岸町43-1） | 1台 |
| ② 西牟婁振興局建設部（田辺市朝日ヶ丘23-1） | 1台 |

排水容量

1台あたり、 $0.5\text{ m}^3/\text{s}$

(5) 洪水予報、水防警報及び水位周知河川の水位情報

ア 紀の川洪水予報

実施区域		河川名	区域
		紀の川	左岸 奈良県と和歌山県との県境から海まで 右岸 奈良県と和歌山県との県境から海まで
業務担当		国土交通省（和歌山河川国道事務所 調査第1課） 気象庁（和歌山地方气象台 技術課、奈良地方气象台 技術課） が共同で行う。	
種類	標 題	発 表 基 準	
洪水 注意報	紀の川 はん濫注意情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
洪水 警報	紀の川 はん濫警戒情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
	紀の川 はん濫危険情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、はん濫危険水位に達したときに発表する。	
	紀の川 はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。	

※紀の川の浸水想定区域…<http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/shinsuisoutei/index.html>

イ 熊野川洪水予報

実施区域		河川名	区域
		熊野川	左岸 三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野 199番の1地先から海まで 右岸 和歌山県新宮市南檜杖字滝下シ527番の1地先から海まで
業務担当		国土交通省（紀南河川国道事務所 調査第1課） 気象庁（和歌山地方气象台 技術課、津地方气象台 技術課） が共同で行う。	
種類	標 題	発 表 基 準	
洪水 注意報	熊野川 はん濫注意情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
洪水 警報	熊野川 はん濫警戒情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
	熊野川 はん濫危険情報	熊野川の基準地点である成川の水位が、はん濫危険水位に達したときに発表する。	
	熊野川 はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。	

※熊野川の浸水想定区域図…<http://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/river/sinsui2004.html>

ウ 有田川洪水予報

実施区域		河川名	区域
		有田川	左岸 和歌山県有田郡有田川町大字吉原601地先から海まで 右岸 和歌山県有田郡有田川町大字観喜寺357地先から海まで
業務担当		和歌山県（有田振興局建設部） 気象庁（和歌山地方気象台 技術課） が共同で行う。	
種類	標 題	発 表 基 準	
洪水注意報	有田川 はん濫注意情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所の水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
洪水警報	有田川 はん濫警戒情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所の水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
	有田川 はん濫危険情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所の水位が、はん濫危険水位に達したときに発表する。	
	有田川 はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。	

※有田川の浸水想定区域図…<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html>

エ 日高川洪水予報

実施区域		河川名	区域
		日高川	左岸 和歌山県日高郡日高川町大字松瀬字湊ノ芝370-1地先から海まで 右岸 和歌山県日高郡日高川町大字早藤字榎木375地先から海まで
業務担当		和歌山県（日高振興局建設部） 気象庁（和歌山地方気象台 技術課） が共同で行う。	
種類	標 題	発 表 基 準	
洪水注意報	日高川 はん濫注意情報	日高川の基準地点である川辺水位観測所の水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
洪水警報	日高川 はん濫警戒情報	日高川の基準地点である川辺水位観測所の水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
	日高川 はん濫危険情報	日高川の基準地点である川辺水位観測所の水位が、はん濫危険水位に達したときに発表する。	
	日高川 はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。	

※日高川の浸水想定区域図…<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html>

オ 古座川洪水予報

実施区域		河川名	区域
		古座川	左岸 和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字洞189番地先から海まで 右岸 和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字足谷305番地先から海まで
業務担当		和歌山県（東牟婁振興局串本建設部） 気象庁（和歌山地方気象台 技術課）が共同で行う。	
種類	標 題	発 表 基 準	
洪水 注意報	古座川 はん濫注意情報	古座川の基準地点である相瀬、月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
洪水 警報	古座川 はん濫警戒情報	日高川の基準地点である相瀬、月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。	
	古座川 はん濫危険情報	古座川の基準地点である相瀬、月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、はん濫危険水位に達したときに発表する。	
	古座川 はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。	

※古座川の浸水想定区域図…<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html>

カ 水防警報

○国土交通大臣の指定する河川

実施河川	対象量水標	実 施 区 域	責 任 者	
			発 信	受 信
紀の川	五 條 三 谷 船 戸	（左岸）奈良県と和歌山県との県境 から海まで （右岸）奈良県と和歌山県との県境	国土交通省 和歌山 河川国 道事務 所長	和歌山
貴志川	貴 志	（左岸）紀の川市貴志川町神戸 760番地先 （右岸）紀の川市貴志川町井ノ口 字川原453番地先 から紀の川 との合流点	〃	県知事
熊野川	成 川	（左岸）三重県南牟婁郡紀宝町北杖字 尾友平野199番の1地先 （右岸）新宮市南檜杖字滝下シ 527番の1地先 から海まで	国土交通省 紀南河 川国道 事務所 長	

○知事の指定する河川

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
有田川	金屋橋上流500メートルの地点 { (左岸) 有田郡有田川町徳田 (右岸) " 有田川町金屋 } から海まで	金 屋	水防団待機水位 2.60 はん濫注意水位 4.10	有 田	有田市 有田川町
日高川	川辺大橋上流350メートルの地点 { (左岸) 日高郡日高川町松瀬 (右岸) 日高郡日高川町早藤 } から海まで	川 辺	水防団待機水位 3.30 はん濫注意水位 4.60	日 高	御坊市 日高川町
南部川	辺川合流地点 { (左岸) 日高郡みなべ町東本庄 (右岸) 日高郡みなべ町東本庄 } から海まで	谷 口	水防団待機水位 2.00 はん濫注意水位 2.20	日 高	みなべ町
左会津川	高雄大橋上流60メートルの地点 { (左岸) 田辺市湊小泉 (右岸) " 稲成 } から海まで	高山寺	水防団待機水位 3.50 はん濫注意水位 4.00	西牟婁	田辺市
富田川	市ノ瀬橋上流500メートルの地点 { (左岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 (右岸) " " " } から海まで	市ノ瀬	水防団待機水位 3.00 はん濫注意水位 3.50	西牟婁	上富田町
		田津原	水防団待機水位 3.50 はん濫注意水位 4.00		白浜町
日置川	安居橋上流300メートルの地点 { (左岸) 西牟婁郡白浜町安居 (右岸) " " " } から海まで	安 居	水防団待機水位 4.50 はん濫注意水位 5.50	西牟婁	白浜町
古座川	(左岸) 古座川町役場上流50 メートル(古座川町高 池) (右岸) 河内橋上流100メー トル(串本町古田) から海まで	月野瀬	水防団待機水位 3.50 はん濫注意水位 4.00	東牟婁 串 本	串本町 古座川町
	高遠井橋上流800メートルの地点		水防団待機水位		

太田川	{ (右岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井 } { (右岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井 } から海まで	南大居	はん濫注意水位 3.00 3.50	東牟婁 新宮	那智勝浦 町
熊野川	岩田橋上流600メートルの地点 { (右岸) 田辺市本宮町本宮 } から 岩田橋 { (右岸) 田辺市本宮町本宮 } まで の右岸	本宮	水防団待機水位 5.00 はん濫注意水位 6.00	西牟婁	田辺市
熊野川	三和大橋上流100メートルの地点 { (右岸) 新宮市熊野川町日足 } から 三津野橋 { (右岸) 新宮市熊野川 町日足 } までの右岸	日足	水防団待機水位 4.50 はん濫注意水位 5.60	東牟婁 新宮	新宮市

キ 水位周知河川の水位情報

○国土交通大臣が発表する水位情報

水位周知河川	区 域	対 象 量水標	水 位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
貴 志 川	(左岸) 紀の川市貴志川町神戸 760番地先 (右岸) 紀の川市貴志川町井ノ口 453番地先 から紀の川合流点まで	貴 志	避難判断水位 5.50 はん濫注意水位 4.50 水防団待機水位 2.50	和歌山 河 川 国 道 事務所	紀の川市

※貴志川の浸水想定区域図…<http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/shinsuisoutei/index.html>

○知事が発表する水位情報

水位周知河川	区 域	対 象 量水標	水 位	発 表 事務所	担当水防 管理団体
橋 本 川	東谷川合流点 { (左岸) 橋本市北馬場 } { (右岸) 橋本市小原田 } から紀の川合流点まで	みとの 橋	はん濫危険水位 3.60 避難判断水位 3.10 はん濫注意水位 2.50 水防団待機水位 2.10	伊 都	橋 本 市

和田川	〔(左岸)和歌山市大河内 (右岸)和歌山市大河内〕 から和歌川合流点まで	広見橋	はん濫危険水位 2.70 避難判断水位 2.20 はん濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.80	海草	和歌山市
亀の川	〔(左岸)海南市東畑 (右岸)海南市ひや水〕 から海まで	大師橋	はん濫危険水位 2.00 避難判断水位 1.60 はん濫注意水位 1.30 水防団待機水位 1.20	海草	和歌山市 海南市
日方川	新九条橋上流500m地点 〔(左岸)海南市重根 (右岸)海南市重根〕 から海まで	海南橋	はん濫危険水位 3.10 避難判断水位 2.40 はん濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.70	海草	海南市
加茂川	市坪川合流地点 〔(左岸)海南市下津町橋本 (右岸)海南市下津町橋本〕 から海まで	下	はん濫危険水位 2.70 避難判断水位 2.20 はん濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.50	海草	海南市
山田川	畑前橋 〔(左岸)有田郡湯浅町山田 (右岸)有田郡湯浅町山田〕 から海まで	三之橋	はん濫危険水位 2.40 避難判断水位 2.20 はん濫注意水位 2.10 水防団待機水位 1.60	有田	湯浅町
広川	河瀬橋下流300m地点から 〔(左岸)有田郡広川町河瀬 (右岸)有田郡広川町井関〕 から海まで	新広橋	はん濫危険水位 2.60 避難判断水位 2.40 はん濫注意水位 2.20 水防団待機水位 1.70	有田	湯浅町 広川町

印南川	中越新橋上流500m地点 〔(左岸)日高郡印南町印南原 (右岸)日高郡印南町印南原 から海まで〕	山口	はん濫危険水位 3.60 避難判断水位 3.30 はん濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.50	日高	印南町
切目川	脇ノ谷橋上流300m地点から 〔(左岸)日高郡印南町美里 (右岸)日高郡印南町美里 から海まで〕	古屋	はん濫危険水位 4.20 避難判断水位 4.10 はん濫注意水位 3.90 水防団待機水位 3.60	日高	印南町
		古井	はん濫危険水位 3.10 避難判断水位 2.70 はん濫注意水位 2.50 水防団待機水位 2.00		
南部川	辺川合流点から 〔(左岸)日高郡みなべ町東本庄 (右岸)日高郡みなべ町東本庄 から海まで〕	谷口	はん濫危険水位 2.90 避難判断水位 2.40 はん濫注意水位 2.20 水防団待機水位 2.00	日高	みなべ町
左会津川	大江橋地点 〔(左岸)田辺市長野 (右岸)田辺市長野 から海まで〕	高山寺	はん濫危険水位 4.60 避難判断水位 4.10 はん濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50	西牟婁	田辺市
		中三栖	はん濫危険水位 3.90 避難判断水位 3.50 はん濫注意水位 2.70 水防団待機水位 2.20		

富田川	市ノ瀬橋上流500メートルの地点 〔(左岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬〕 〔(右岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬〕 から海まで	市ノ瀬	はん濫危険水位 4.70 避難判断水位 3.90 はん濫注意水位 3.50 水防団待機水位 3.00	西牟婁	上富田町
		田津原	はん濫危険水位 5.50 避難判断水位 4.50 はん濫注意水位 4.00 水防団待機水 3.50		白浜町
日置川	安居橋上流300メートルの地点 〔(左岸) 西牟婁郡白浜町安居〕 〔(右岸) 西牟婁郡白浜町寺山〕 から海まで	安居	はん濫危険水位 6.90 避難判断水位 5.80 はん濫注意水位 5.50 水防団待機水位 4.50	西牟婁	白浜町
周参見川	長宇井橋上流190メートルの地点 〔(左岸) 西牟婁郡すさみ町 周参見〕 〔(右岸) 西牟婁郡すさみ町 周参見〕 から海まで	望見橋	はん濫危険水位 3.40 避難判断水位 2.90 はん濫注意水位 2.50 水防団待機水位 2.20	東牟婁 串本	すさみ町
太田川	高遠井橋上流800メートルの地点 〔(左岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井〕 〔(右岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井〕 から海まで	南大居	はん濫危険水位 4.40 避難判断水位 3.80 はん濫注意水位 3.50 水防団待機水位 3.00	東牟婁 新宮	那智勝浦町

熊野川	三和大橋上流1800メートルの地点 〔(右岸) 新宮市熊野川町大字日足〕から三和大橋下流1200メートルの地点〔(右岸) 新宮市熊野川町大字能城山本〕までの右岸	日 足	はん濫危険水位 10.60 避難判断水位 8.00 はん濫注意水位 5.60 水防団待機水位 4.50	東牟婁 新宮	新宮市
	三里橋上流700メートルの地点 〔(左岸) 田辺市本宮町切畑〕 〔(右岸) 田辺市本宮町切畑〕 から 高津橋下流1400メートルの地点 〔(左岸) 田辺市本宮町小津荷〕 〔(右岸) 田辺市本宮町小津荷〕 まで	本 宮	はん濫危険水位 7.90 避難判断水位 7.00 はん濫注意水位 6.00 水防団待機水位 5.00	西牟婁	田辺市

※知事が発表する水位周知河川の浸水想定区域図…

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html>

(6) 雨量・水位の観測通報

ア 雨量の観測・通報

① 各振興局建設部長は、進んで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、管下雨量観測者からより正確な情報を迅速に入手し、水防本部へ報告するものとする。なお水防本部は地方气象台と連絡を密にして必要に応じ情報等の交換を行うものとする。

② 報 告

「県水防本部が雨量報告を受ける観測所」（資料編28-02-00を参照）に掲げる観測所は、次の要領により報告すること。

※ 定時報告（毎時）

(7) 総雨量が80ミリに達したとき。

(イ) 時間雨量が20ミリを越えたとき。

※ 終雨報告・・・・天候が回復し、雨が止んだその時刻と雨量

※ 水防本部が認めたとき。

③ 情報交換

各振興局建設部長と水防管理者、及び上下流振興局建設部長は、相互連絡を密にし、必要な降雨状況の情報交換に努めるものとする。

イ 水位の観測・通報

① 通報の義務

水防法第12条第1項の規定により、水防管理団体の管理者又は量水標管理者は、気象状況等により洪水又は高潮のおそれがあることを自ら察知したときは、その後の水位の変動を監視し、水防団待機水位に達したときから所管振興局建設部長に報告するものとする。

② 報告・通報

「水防法第12条第2項の規定により水位状況を公表する観測所」について、その量水標管理者は、下記の要領により水防本部及び関係水防管理団体へ報告・通報を行うものとする。

(7) 水防団待機水位に達したとき。

(イ) はん濫注意水位に達したとき。

(ウ) 避難判断水位に達したとき。

(エ) 以後の毎時間の水位

(オ) 避難判断水位を下回ったとき。

(カ) はん濫注意水位を下回ったとき。

(キ) 水防団待機水位を下回ったとき。

(ク) 水防本部が必要と認めたとき。

(ケ) 水防配備態勢が解除されたとき。

③ 情報交換

各振興局建設部長と水防管理者、及び上下流振興局建設部長は、相互連絡を密にし、必要な水位状況の情報交換に努めるものとする。

(7) 水防信号

水防法第13条の規定により知事が定める水防信号は次のとおりとする。

方法 区分	警 鐘 信 号			サ イ レ ン 信 号				
第1信号	○休止	○休止	○休止	○- 5秒	休 10秒	○- 5秒	休 10秒	○- 5秒
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	○- 5秒	休 5秒	○- 5秒	休 5秒	○- 5秒
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	○- 10秒	休 5秒	○- 10秒	休 5秒	○- 10秒
第4信号	乱打			○- 1分	休 5秒	○- 1分		

第1信号 はん濫注意水位に達したとき

第2信号 水・消防機関に属する者全員出動

第3信号 該当区域内に居住する者が出動

第4信号 立退の指示

(8) 重要水防箇所

ア 知事管理河川

河川の流量、当該箇所の背後地の状況及び河川施設（堤防、護岸等）の状況等から、洪水の危険度、人命財産等の影響範囲、水防活動の必要度合等を総合的に考慮し次のとおり定める。

A 最も重要と思われる箇所

B 次に //

注意 注意が必要と思われる箇所

※ 箇所別明細は、資料編03-05-00を参照

イ 海岸

※ 箇所別明細は、資料編09-02-00、09-03-00、09-04-00を参照

(9) 浸水想定区域

県知事は県の定める洪水予報河川及び水位周知河川において、洪水により氾濫した場合に浸水が想定される区域を、浸水想定区域として指定するものとする。

水防法第15条の規定により、浸水想定区域のある市町村長は洪水ハザードマップを作成し、配付その他の必要な措置で住民に公表することとする。

また、市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内に地下街等及び主として災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児等）が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。さらに、上記で定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表することとする。

(10) 水防訓練

水防法第35条の規定により、指定水防管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うこととする。

第5章 リ災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害時におけるり災者の救助及び保護は本計画によるものとする。この場合災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性からその一部については市町村長に通知し市町村長が行うものとする。

なお、救助の基準等は次のとおりである。

2 計画内容

(1) 適用基準

救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし同一災害による市町村の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行うものとする。

ア 全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という）が当該市町村の人口に応じそれぞれ次の世帯数以上に達したとき。

市 町 村 の 人 口		被害世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上～	15,000人未満	40 "
15,000 "	～ 30,000 "	50 "
30,000 "	～ 50,000 "	60 "
50,000 "	～ 100,000 "	80 "
100,000 "	～ 300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

イ 被害世帯数がアの世帯数に達しないが被害が相当広範囲な地域にわたり県内の被害世帯数が1,500世帯以上の場合、アの人口別被害世帯数がそれぞれ半数以上に達したとき。

ウ 被災世帯がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり全県内の滅失世帯が7,000世帯に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする次の特別の事情があること。

災害にかかった者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって次の基準に該当すること。

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必

要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

オ 住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流出）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯の二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

※ 市町村別救助法適用基準世帯数（平成22年度国勢調査による）は、資料編41-01-00を参照

(2) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件、その他の状況によって知事が必要と認める範囲において実施する。

救助法による救助の種類

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の設置
- ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかったものの救出
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去
- ス 応急救助のための輸送費
- セ 応急救助のための賃金職員等雇上費

※ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間は、資料編41-02-00を参照

第2節 被災者生活再建支援法の適用計画（県福祉保健部）

1 計画方針

風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。被災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法に基づき、県から被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）に全部委託、又法人から市町村へ一部委託し、実施するものとする。

支援法の適用基準等は、次のとおりである。

2 計画内容

(1) 適用基準

暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県内の他の市町村で、自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）

オ ウ又はエに該当する都道府県に隣接し、自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）

(2) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、以下の被害を受けたと認められる世帯。

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯

（大規模半壊世帯）

(3) 住宅の被害認定

被害認定については、認定基準〔「災害の認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）〕等により市町村が行い、県はその取りまとめを行うこととする。

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額となります。

①基礎支援金

住宅の被害程度	全壊	住宅解体	長期避難	大規模半壊
複数（2人以上）の世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
単身世帯	75万円	75万円	75万円	37万5000円

②加算支援金

住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く。)
複数（2人以上）の世帯	200万円	100万円	50万円
単身世帯	150万円	75万円	37万5000円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単身世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）。

(5) 申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の①～⑤の書類を各市町村担当窓口へ提出することが必要となります。

支援金の申請要件（資格）の確認のため、居住している住宅の被災の程度（全壊（半壊し、倒壊等の危険のため取り壊す場合を含む）又は大規模半壊）については、当該市町村が発行するり災証明書を、当該市町村（担当窓口）において作成又は証明してもらうことが必要となります。

① 被災者生活再建支援金支給申請書

② り災証明書

世帯主（被災者）が居住する市区町村が当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認のうえ発行する書類です。

また、解体として申請する場合には、解体証明書等が必要です。

③ 住民票または外国人登録済証明書

住民票は被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要です。

④ 預金通帳の写し

銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるものとします。

⑤ 住宅の建設・購入、補修又は賃借を確認できる契約書等の写し

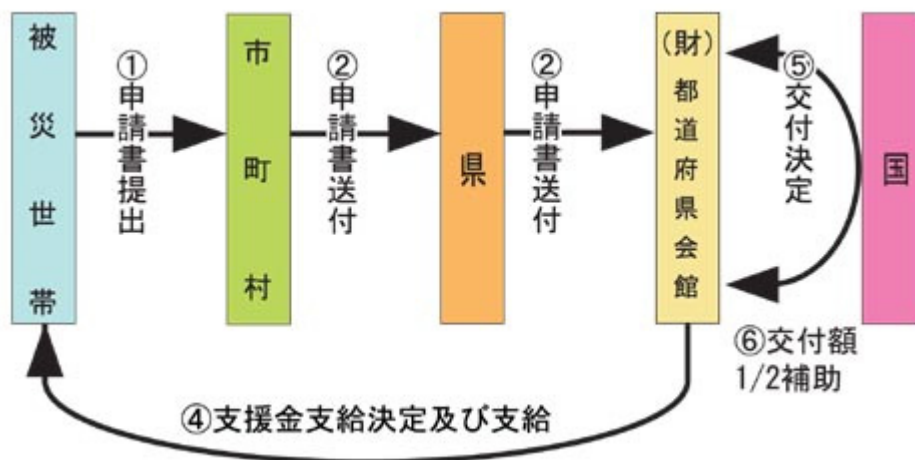
(6) 実施窓口と支援金支給のながれ

支援金の支給業務を行う団体として、財団法人都道府県会館が、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援基金として指定されている。

また、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けているので、この基金が支援金の支給を行うことになる。

支援金は、全都道府県から拠出した基金の運用益（又は取崩し）と国からの補助金を原資としている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を各市町村で受付を行い、県を経由して財団法人都道府県会館に申請書を提出し、財団法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。



(7) 市町村・県・法人の事務体制

ア 市町村

- ・制度の周知（広報）
 - ◎住宅の被害認定
 - ◎り災証明書等必要書類の発行
 - ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
 - ◎支給申請書の受付・確認等
 - ◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
 - 支援金の返還に係る請求書の交付
 - 加算金の納付に係る請求書の交付
 - 延滞金の納付に係る請求書の交付
 - 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金
- ・その他上記に係る付帯事務

イ 県

- ・ 制度の周知（広報）
 - ◎ 法人への支援金支給事務の全部委託
 - ◎ 被害状況のとりまとめ
 - ◎ 被害状況等の内閣府等への報告
 - ◎ 法の対象となる自然災害の公示と内閣府等への報告
 - ◎ 支給申請書等必要書類のとりまとめ及び法人への送付

ウ 法人（被災者生活再建支援法人）（財団法人都道府県会館）

- ・ 制度の周知（広報）
 - ◎ 交付金交付申請書の受理及び審査
 - ◎ 交付金の交付決定及び交付
 - ◎ 交付金の却下の決定
 - ◎ 支援金支給実績報告書の受領及び審査
 - ◎ 交付金の交付決定の取り消し及び交付金の返還請求
 - ◎ 国への補助金交付申請等補助金関係事務
 - ◎ 支援業務に必要な調査又は研究
 - ◎ 支援事業運営委員会の設置及び必要事項の審議
 - ◎ 県からの支援金支給に関する事務の全部受託
 - 支援金の支給の申請に係る書類の審査
 - 支援金の支給の決定及び却下の決定
 - 支援金の支給
 - 支援金の申請期間の延長
 - 支給すべき支援金の額の確定
 - 支援金の支給決定の取消
 - 市町村に対する支援金支給事務の一部委託
- ・ その他上記に係る付帯事務
 - ※ 「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務

(8) その他

- 支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則
- ・ 内閣府政策統括官通知（防災担当）等に基づき行うものとする。

第3節 避難計画

(陸上自衛隊第37普通科連隊、県総務部危機管理局・県福祉保健部・県県土整備部・警察本部)

1 計画方針

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための指示勧告及び避難所の開設並びに収容保護は本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

避難のための避難準備情報の提供、立退きの勧告・指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。

- ア 避難準備情報の提供 —— 市町村長 ※事実上の情報であり、行政行為ではない。

- イ 避難の勧告 —— 災害全般について
 - 市町村長(基本法第60条)
 - 知事(基本法第60条第5項)

- ウ 避難の指示
 - 洪水について
 - 知事又はその命を受けた職員(水防法第29条)
 - 水防管理者(水防法第29条)
 - 地すべりについて —— 知事又はその命を受けた吏員
(地すべり等防止法第25条)
 - 災害全般について
 - 市町村長(基本法第60条)
 - 知事(基本法第60条第5項)
 - 警察官(警察官職務執行法第4条・基本法第61条)
 - 自衛官(災害派遣)(自衛隊法第94条)
 - 海上保安官(基本法第61条)

- エ 警戒区域の設定
 - 災害全般について
 - 市町村長またはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員(基本法第63条第1項)
 - 警察官(基本法第63条第2項)
 - 海上保安官(基本法第63条第2項)
 - 自衛官(基本法第63条第3項)
 - 知事(基本法第73条)
 - 火災について
 - 消防吏員・消防団員(消防法第28条)
 - 警察官(消防法第28条)
 - 水災について
 - 水防団長・水防団員(水防法第21条)
 - 警察官(水防法第21条)
 - 消防吏員・消防団員(水防法第21条)
 - 火災・水災以外について
 - 消防吏員・消防団員(消防法第36条)
 - 警察官(防法第36条)

オ 避難所の開設、収容 ————— 市町村長

(2) 避難の勧告・指示の基準（災害全般）

ア 市町村長

- ① 災害が発生するおそれがある場合においては、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を提供することとする。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体を保護するため特に必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難のための立退きを勧告することとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難のための立退きを指示することとする。
- ③ 避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告することとする。

イ 知事

災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村長が、避難のための立退きの勧告及び指示を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって実施するものとする。

ウ 警察官又は海上保安官

- ① 市町村長が避難のための立退きを指示をすることができないと認めるとき、又は市町村長から要請があったときは、住民等に対して避難のための立退きを指示することとする。この場合、直ちに避難のための立退きを指示した旨を市町村長に通知することとする。
- ② 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にはいないときで特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(3) 避難の方法

ア 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障害者、病弱者、乳幼児、女性を避難させるものとする。

イ 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。

緊急避難の場合は避難の指示・勧告の発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

ウ 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

エ 避難の際の心得を平素からリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

オ 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

カ 避難の指示・勧告等の伝達方法は、市町村計画等の定めるところにより実施する。

キ 知事による避難の指示・勧告の伝達方法は、下記の多様な手段によるものとする。

- ① 広報車
- ② 防災行政無線
- ③ 防災わかやまメール配信サービス
- ④ エリアメール、緊急速報メール
- ⑤ 県ホームページ
- ⑥ 県防災ヘリコプター
- ⑦ ラジオ、テレビ等

(4) 避難誘導

住民等の避難誘導は、市町村職員、警察官、消防職員等が実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自治会、町内会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行うものとする。

(5) 収容者

避難所へは次の者を収容する。

- ア 避難の勧告・指示が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者。
- イ 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全、半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

(6) 避難所の開設及び開設の方法

避難所の開設及び収容並びにり災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき市町村本部長が実施する。又は同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は市町村独自の応急対策として市町村本部長が開設し実施する。

なお、本計画は救助法を適用する災害時の基準であるが、市町村単独の場合についても本計画に準ずるものとする。

ア 危険区域と避難立退き先の指定

市町村長はそれぞれ地区の実情、災害の種類等を十分検討の上危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難場所をあらかじめ選定しておくものとする。

※ 各市町村避難先一覧数は、資料編42-00-00を参照

イ 設置の方法

- ① 既存建物の利用 — 公私立の学校、公会堂、公民館、隣保館、神社の社務所、寺院の本堂、庫裡、旅館、工場、倉庫等
福祉避難所として福祉施設の活用や旅館・ホテルを借り上げにより設置
- ② 野外仮設の利用 — 仮設物等を仮設、テントを借り上げ設置

ウ 避難所の設置報告及び収容状況報告

市町村本部は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を本部（救助班）に報告しなければならない。報告事項はおおむね次のとおりである。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員（避難所別）
- ③ 開設期間の見込

各避難所には、維持、管理のため、それぞれ責任者（原則として市町村職員）を定めておく。

エ 収容期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、市町村本部長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を本部長に連絡しなければならない。

なお、大災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は市町村本部長は支部を經由して事前に本部長に開設期間の延長を要請し、本部長が延長の必要を認められた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。協議は次の事項を明示して行う。（救助に関する期間延長については、すべての項目について共通）。

- ① 実施期間内により難い理由
- ② 必要とする救助の実施期間
- ③ 期間延長を必要とする地域、救助対策者数
- ④ その他

オ 避難所設置のための費用

① 避難所設置費

国庫負担の対象となる経費はおおむね次のとおりである。

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳、その他の資材の運搬等避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備 品 費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とすべきである。
消 耗 器 材 費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等使用謝金 借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光 熱 水 費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、便所 及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、便所及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のための必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛 生 管 理 費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石鹼等）
福 祉 避 難 所	高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

② 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、当該市町村本部において確保すること。ただし、現場において確保できないときは、本部に物資確保について要請するものとする。

(7) 避難所の運営

ア 市町村は、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努めるものとする。

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」は、資料編77-01-03-1を参照

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル資料編」は、資料編77-01-03-2を参照

イ 自主防災組織等は、避難所の運営に対し市町村に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。

ウ 市町村は、避難所の運営について管理責任者の権限を明確にするものとする。

エ 市町村は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うものとする。

オ 市町村は、必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施するものとする。

カ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(8) その他必要とする事項

各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、次の関係書類を整理保存しなければならない。

ア 避難者名簿

イ 救助実施記録日計票

ウ 避難所用物品費受払簿

エ 避難所設置及び収容状況

オ 避難所設置に要した支払証拠書類

カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4節 食糧供給計画（農林水産省生産局、県環境生活部・県福祉保健部・県農林水産部）

1 計画方針

災害時における被災者等に対する応急用食糧等の調達・供給は、県、市町村、農林水産省生産局（以下「生産局」という）、その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

また、防災関係機関は、平常時における家庭及び企業の備蓄について推進するものとする。

2 計画内容

(1) 炊き出しの実施及び食品の給与

ア 実施者

炊き出し及び食品の給与は市町村長が実施する。

イ 実施の場所

炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 炊き出しの方法

市町村本部が奉仕団等の協力により実施する。

エ 食糧の調達

- ① 炊き出し、その他食品給与のため必要な原材料等の調達は市町村本部において行う。
- ② 上記①による供給が不可能な場合は、市町村本部長は災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という）の数量を知事に申請するものとする。ただし、やむを得ない理由により市町村本部長が、生産局に直接要請した場合は、必ず、知事に連絡するものとする。

※ 災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについては、資料編43-01-01を参照

- ③ 知事は上記②による申請を踏まえ、精米の調達に当たって民間米穀販売業者の手持精米の在庫（以下、「民間物品」という。）を優先することとし、「災害救助用精米の供給等の協力に関する協定」締結卸売業者（以下、「協定業者」という）に必要量の供給要請を行うものとする。但し、民間物品によっても供給が不足する場合は、政府所有米穀の供給を要請する。

なお、政府所有米穀の供給は玄米によるため、知事は協定業者に委託し、とう精を要請する。

- ④ 知事は、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、速やかに県農林水産部を通じて生産局に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者名、連絡先等を電話するとともに、FAX又は電子メールで連絡する。
- ⑤ 知事は④の電話連絡後、速やかに「災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて」に基づき、災害救助用米穀の引渡要請書を生産局長に郵送により提出するものとする。
- ⑥ ⑤の要請を受けた生産局長は、生産局長と委託契約を締結して政府所有米穀の販売業務を行う民間事業者（以下、「受託事業者」という）及び県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定することとする。
- ⑦ 生産局長は、⑥の調整終了後、速やかに、供給する政府所有米穀の品種、数量等を記入した売買契約書を県に2部送付するものとする。

- ⑧ 知事は、送付された売買契約の内容を確認し、記名、押印の上、生産局に返送するものとする。
- ⑨ 生産局長は、返送された売買契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を県に送付するものとする。
- ⑩ 生産局は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行うものとする。
- ⑪ 生産局から指示を受けた受託事業体は、指示された内容に従って、県に政府所有米を引き渡すものとする。
- ⑫ 県は、財務省会計センターから送付される納入告知書により販売代金を納付するものとする。
- ⑬ 災害救助法（昭和22年法律第118号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動された場合の政府所有米穀の知事又は市町村長への緊急引渡手続きについては、下記に定めるところとする。

a 摘要範囲

この要領は、知事又は市町村長に対して災害地における応急食糧の円滑な供給を期するため、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第2章第10の災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例を適用するものとする。

b 具体的な内容

(7) 生産局長が知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀は、国内産米穀とする。

(イ) 知事は、災害救助用米穀を生産局長から全量買い受けるものとする。

(ウ) (イ)の米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定するものとする。

(エ) 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しないものとする。

(a) 災害救助法が発動され、救助を行う場合は30日以内であって生産局長と知事が協議して決定した期間とする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、3か月以内で生産局長と知事が協議して決定した期間とする。

i) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

ii) 自衛隊の派遣が行われていること。

iii) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、生産局長がやむを得ないと認めること。

(b) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合は、3か月以内で生産局長と知事が協議して決定した期間とする。

オ 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当りの給食並びに供給基準は、一食あたり200精米グラムとする。

ただし消費の実情に応じては、乾パンの供給を行う。（乾パンの一食分は100グラムとす

る)。

カ 救助法による救助基準

① 炊出し及び食品給与対象者

- a 避難所に収容された者
- b 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- c 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等

② 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし被災者が縁故先等へ避難する場合はこの期間内に3日以内を現物により支給することができる。

③ その他

炊出し等を実施する場合には市町村本部長は、その責任者を指定するとともに各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊き出しに必要な次の帳簿を整理し、保管しなければならない。

- a 救助実施記録日計票
- b 炊出し給与状況
- c 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- d 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- e 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

※ 災害救助用精米の供給等の協力に関する協定は、資料編43-01-02を参照

※ 救助用食糧の確保状況は、資料編43-02-00を参照

※ 炊飯施設業者名簿は、資料編43-04-00を参照

※ パン製造業者名簿は、資料編43-05-00を参照

(2) 家庭及び企業の備蓄の推進

防災関係機関は、3日分以上の食糧の各家庭及び企業における備蓄を推進するものとする。

第5節 給水計画（県環境生活部・県福祉保健部）

1 計画方針

風水害等のため飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確保を図る。飲料水供給の実施は主に市町村が行うものであり、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、実施できないときは、隣接市町村、関係団体または県に速やかに応援要請する体制の確保を図るものとする。また、県は水質の安全性確保の見地から水質検査について支援する。

2 計画内容

(1) 実施者

市町村本部長が行うものとする。市町村本部長は所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、更に風呂、便所及び炊事等に必要な生活水の確保にも努めるものとする。ただし、被災市町村において実施できないときは、該当市町村本部長の要請により、隣接市町村等は応援又は協力して実施するものとする。

(2) 供給方法

飲料水等は、おおむね次の方法により供給するものとする。

ア 給水車又は容器等による運搬供給

浄水場や被災地に近い水道から取水し、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活水の輸送を行う。この場合特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先する。

イ ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通し飲料水を確保する。

ウ 家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸について、水質検査の結果、飲用水として適当と認められた場合には、その付近のり災者のための飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合には、生活水またはろ過・消毒等により飲料水として確保する。

(3) 事務手続き

ア 市町村本部長は、飲料水の供給計画に基づく応急対策または飲料水の供給ができないときの隣接市町村等への応援、協力の要請を実施したときは、直ちに、支部保健班（該当保健所）経由のうえ本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）へ報告する。

なお、要請等に当たっては、次の事項を示すものとする。

- ① 給水地
- ② 必要水量（何人分、何立方メートル）
- ③ 給水方法
- ④ 給水期間
- ⑤ 水道又は井戸の名称
- ⑥ その他

(4) 救助法による基準

ア 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内

イ 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

- ① 水の購入費
- ② 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
- ③ 浄水用の薬品費及び資材費

ウ 帳簿等の作成

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の帳簿等を作成し、整理保管するものとする。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 給水用機械器具 燃料及び浄水用薬品 資材受払簿
- ③ 飲料水の供給簿
- ④ 飲料水供給のための支払証拠書類

(5) 水道の対策

水道事業体は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想される時は、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じるものとする。

ア 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ 施設の損壊、漏水等の被害を認めたときは、応急措置を講じるとともに、支部保健班（当該保健所）を経由して本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話等をもって報告する。

ウ 水道が断水のため、該当事業体のみで飲料水の供給ができなくなったときは、支部保健班（当該保健所）を経由して本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体等に対する広域的な支援の要請を行う。

エ 水道の復旧に当たっては、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うものとするが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

オ 水道事業体は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分行う。

カ 国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」、「災害復旧事業の事務に関する手引」及び「厚生省所管水道施設災害復旧費調査要領」等により所定の手続等を行う。

(6) その他

市町村本部長は、家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努めるものとする。

※ 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書は、資料編44-01-00を参照

※ 県下の水道施設設置箇所表は、資料編44-02-00を参照

※ 県下の給水資機材保有状況は、資料編44-03-00を参照

第6節 物資供給計画（県福祉保健部）

1 計画方針

救助法によるり災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施体制

ア 実施者

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は市町村本部長が行う。

イ 対象者

災害によって、住家が床上浸水以上の被害をうけ、被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

ウ 支給費目

被害の実情に応じ次の品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

- ① 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- ② 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ③ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- ④ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- ⑤ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑦ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

エ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ 物資の確保

救助物資は本部の備蓄物資（第2編第24章第3節 救助物資等備蓄計画参照）を放出し、日用品等については本部及び市町村本部が調達するものとする。

カ その他

物資を供給する場合は、給付段階ごとにそれぞれ責任者を定め、記録及び受領書を次のとおり整備しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 物資受払簿
- ③ 物資の給与状況表
- ④ 物資購入関係支払証拠書類
- ⑤ 備蓄物資払出し証拠書類

(2) 個人備蓄の推進

防災関係機関は、災害直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進するものとする。

第7節 物価対策計画（県環境生活部）

1 計画方針

災害時における生活関連物資（県民生活との関連性が高い物資）の物価安定対策は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 物価の実態把握

ア 物価の監視

県は、県職員による生活関連物資の価格及び需給状況の調査を実施する。

イ 情報収集

県は、物価ダイヤルの増設等により、県民からの情報収集に努める。

(2) 緊急措置

ア 情報提供

県は、物価情報提供誌や物価ダイヤル、また、新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを通じて、県民に物価情報を提供する。

イ 事業者への要請

県は、関係事業者に対して物資等の適正な供給を要請する。

ウ 国への要請

県は、被災状況により非常事態に備えて、国民生活安定緊急措置法及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の発動を国（消費者庁）に要請するものとする。

第8節 住宅・宅地対策計画（県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）

1 計画方針

災害により住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることのできない者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理の実施並びに既存公営住宅等の活用等により、被災住民の住居の確保を図るものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

ア 市町村は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施を行うものとするが、実施が困難な場合は県が行うことができる。

イ 県は、災害救助法が適応された場合、応急仮設住宅の建設を行うものとする。

(2) 救助法による応急仮設住宅の建設の基準

建築基準法第85条の建築の緩和の告示後実施するものとする。

ア 規模並びに費用の限度

※ 資料編41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

イ 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

ウ 入居基準

- ① 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設については、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき社団法人プレハブ建築協会に協力を求めることができる。

※ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書は、資料編45-01-00を参照

(4) 救助法による住家の応急修理の基準

ア 規模並びに費用の限度

- ① 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。
- ② 費用の限度

※ 資料編41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

イ 応急修理の期間

災害発生の日から1カ月以内に完了すること。

ウ 対象者

居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者

(5) 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保するものとするが、業者において確保出来ないときは本部長があっせん調達を行い、又は資材を支給するものとする。 [別表1]

(6) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、市町村長が知事から委託を受けて管理するものとする。

ア 家賃及び維持管理

- ① 家賃は無料とする。
- ② 維持修理は、入居者において負担する。
- ③ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ 応急仮設住宅台帳の作成

市町村長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出するものとする。

ウ 供与期間

完成の日から2年以内とする。

(7) 公営住宅法による災害公営住宅

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させるものとする。

- ① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合
 - a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - b 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - c 滅失戸数がその区域内住宅戸数の10%以上のとき
- ② 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）
 - a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - b 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

イ 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として市町村が建設し、管理するものとする。

ただし、市町村の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が市町村に代わって建設管理するものとする。

災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

- ① 入居者の条件

次の各号の条件に適合する世帯

 - a 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
 - b その他入居収入基準等は市町村条例によるものとする。
- ② 建設戸数
 - a 市町別建設戸数は被災滅失住宅戸数の30%以内
 - b ただし他市町で余分があるときは30%を超えることができる。
 - c 県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の30%以下の場合、30%に達することがある。
- ③ 規 格

住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上
- ④ 費 用

標準建設費の2/3国庫補助（激甚災の場合は3/4）
- ⑤ 家 賃

管理者が入居者の収入に応じて決定する額

⑥ 建設年度

原則として当該年度、やむを得ない場合翌年度

(8) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。

ア 国庫補助適用の基準

1戸当りの復旧費が11万円以上のものを対象としてそれらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市町村営で190万円以上になった場合

① 再建設の場合

公営住宅の構造については、再度の災害対象、合理的な土地利用等を配慮して定めるものとする。

② 補修の場合

補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定める。

③ 宅地の復旧の場合

a 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合………造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合………起債対象

b 既設公営住宅団地の宅地のみが被害をうけた場合………起債対象

イ 国庫補助率

1/2

※ 激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(9) り災に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害のり災者に対するり災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急にり災住宅の復旧を図るものとする。

ア 災害復興住宅建設、補修資金等の貸付

① 申込みができる方

- ・ 自然災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から次の書類の発行を受けた方

[建設及び新築・リ・ユース購入]

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方。

※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となります。

[補修]

住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方

* 被災された住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人または居住者の方も申し込みすることができます。

- ・ ご自分が居住するために住宅を建設、購入または補修される方

※被災者の方に貸すために建設、購入、補修する場合も対象になります。

(ただし、連帯保証人が必要となります。)

- ・ 年収に占めるすべての借入れ※の年間合計返済額の割合(＝総返済負担額)が次の基準を満たす方

年収	400万円未満	400万円以上
基準	30%以下	35%以下

※すべての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含みます。)などの借入れをいいます。

注：総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もあります。

- ・ 日本国籍の方、外国人の方または法人

②申込受付期間

- ・ 災害の終息した日から2年間です。

(注) 災害の終息した日は、住宅金融支援機構が災害の状況を考慮して決定します。

- ・ 申込受付期間は、個々の災害によって異なります。

③融資を受けることができる住宅

a 共通

(7) 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。

(4) 建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建てまたは連続建てであること。

(7) 敷地の権利が転貸借でないこと。

* 175m²よりも大きな住宅が被害にあったときは、その広さまでの住宅を建設・購入またはリフォームできます。

b 建設

(7) 1戸当たりの住宅部分の床面積が13m²以上175m²以下の住宅

c 新築購入

(7) 1戸当たりの住宅部分の床面積が50m²(マンションの場合40m²)以上175m²以下の住宅

(4) 申込日から2年前の日以降に竣工した住宅、または竣工予定の住宅

(7) 一戸建ての場合は敷地面積が100m²以上であることが必要です。

d リ・ユース購入

(7) 1戸当たりの住宅部分の床面積が50m²(マンションの場合40m²)以上175m²以下の住宅

(4) マンション以外の場合は敷地面積が100m²以上であることが必要です。

e 補修

(7) 補修の場合は、共通の条件のみです。

④融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となります。(10万円以上で10万円単位)

なお、融資限度額は、次の1～3の合計額です。

a 基本融資額（必ずご利用下さい）

構造\種別	建設資金 新築購入資金	リ・ユース 購入資金
耐火・準耐火 木造（耐久性）	1,460万円	1,160万円 (1,460万円)
木造（一般）	1,400万円	950万円

構造\種別	補修資金
耐火・準耐火	640万円
木造	590万円

※（ ）内はリ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンションの場合の融資額です。

b 土地融資額

融資\種別	建設資金	新築購入資金 リ・ユース購入資金	補修資金
土地取得資金	970万円	970万円	—
整地資金	380万円	—	380万円
引方移転資金	—	—	380万円

* 建設資金について、土地取得資金は土地が流失した場合などに限りご利用いただけます。

* 土地取得費は賃借権の場合は580万円、保証金により取得した定期借地権の場合は380万円（一定の要件があります。）となります。

* 整地資金は、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合などにご利用いただけます。

* 引方移転資金と整地資金の両方を利用する場合は、合計で380万円が限度となります。

c 特例加算額

450万円

※補修資金の場合はご利用できません。

d 貸付利率

住宅金融支援機構へお問い合わせください

e 返済期間

最長返済期間は、次の1または2のいずれか短い年数になります。

1. 住宅の構造・タイプによる最長返済期間

【建設資金・新築購入資金】（10年以上1年単位で設定）

耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年
木造（一般）	25年

※ ご融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長されます。

【リ・ユース購入資金】（10年以上1年単位で設定）

リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅	35年
リ・ユースマンション、リ・ユース住宅	25年

※ ご融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長されます。

【補修資金】 20年（1年単位で設定）

※返済期間内でご融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（返済期間は延

長されません。)

2. 年齢による最長返済期間

「80歳」 — 「申込本人の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なります。

f 返済方法

元金均等返済(+ボーナス併用払い)

元利均等返済(+ボーナス併用払い)

g 担保

【建設・購入の場合】

建物及び敷地に機構の第1順位の抵当権を設定させていただきます。

【補修の場合】

建物に機構の抵当権を設定させていただきます。

(審査の結果、敷地にも抵当権を設定させていただく場合があります。)

※被害を受けた住宅に機構の既融資がある場合は、今回の融資に係る抵当権を既融資分と同順位1位で設定させていただきます。

h 火災保険

建物には、特約火災保険または選択対象火災保険を付けていただき、機構を第1順位とする質権を設定させていただきます。

⑤申込み・問い合わせ

a 申込先

郵送により住宅金融支援機構にお申込みください

※融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行います。

※災害の状況によっては、取扱金融機関でお申込みできる場合がありますので詳しくは機構にお問い合わせください。

b 申込みに必要な書類

- ・ 被災証明書（被災証明書は市町村等から交付を受けます。）
 - ・ 災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表及び個人情報の取扱いに関する同意書
 - ・ 申込人の収入及び納税に関する証明書
 - ・ その他審査上必要な書類
- (注) 融資手数料は不要です。

c 借入申込書等の入手方法

- ・ 災害復興住宅融資のお申込みにあたって、必要となる借入申込書などは、下記お客様コールセンターにご請求ください。無料でお送りいたします。

住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

受付時間 9:00~17:00(祝日、年末年始を除く)

ご利用いただけない場合(IP電話など)は、次の番号におかけください。(通常料金がかかります。) 048-615-0420

(10) 公営住宅の空き部屋情報連絡体制

被災者に対する空き部屋提供を計画的に実施するため、空き部屋情報を一元的に把握できる体制整備を行う。

(11) その他

作製しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 応急仮設住宅

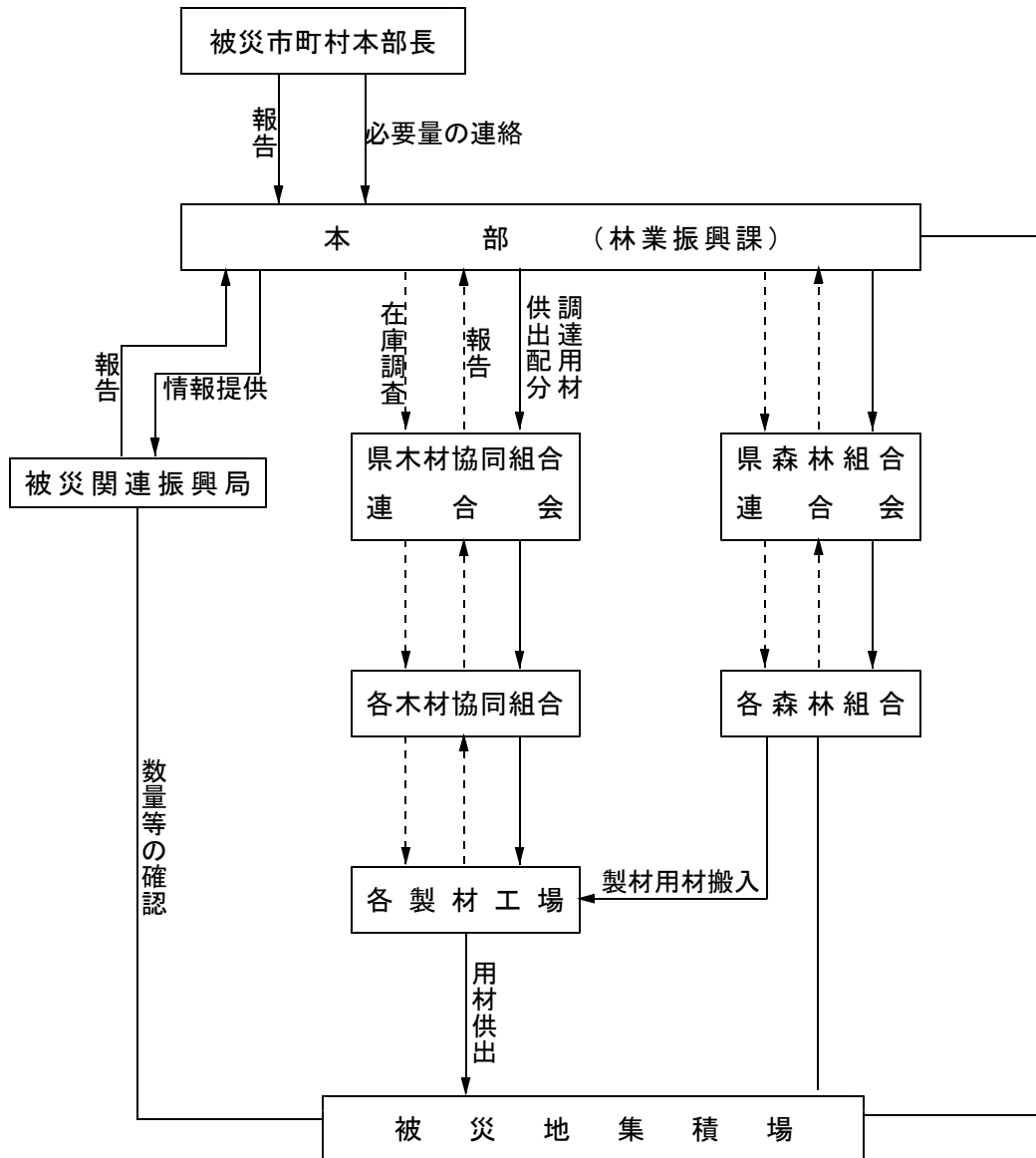
- ① 救助実施記録日計票
- ② 応急仮設住宅台帳
- ③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- ⑤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合には、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

イ 応急修理

- ① 救助実施記録日計表
- ② 住宅応急修理記録簿
- ③ 工事契約書、仕様書等
- ④ 応急修理支払証拠書類

[別表 1] 木材の緊急調達に関する連絡指示系統



第9節 医療助産計画（日赤県支部、県医師会、県看護協会、県福祉保健部）

1 計画方針

災害のためその地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については、市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会その他医療関係機関の協力を得て、次の計画により行う。

2 計画内容

(1) 実施責任者

市町村長の要請等により、知事が医療班を現地に派遣して実施する。ただし、医療班が現地に到着するまでの間、及び知事が実施しない小災害にあつては市町村長において実施する。なお、知事が必要があると認めるとき、その職権の一部を市町村長に委任し、市町村長がこれを行う。

(2) 実施の方法

ア 知事が市町村長から要請があつたとき、または自ら必要があると認めるときは、次の機関に要請し医療班を現地に派遣する。 ※ 災害派遣医療チーム（DMAT）については別に定める。

① 災害拠点病院・災害支援病院

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編46-02-01を参照

② 日本赤十字社和歌山県支部医療救護班

なお、日本赤十字社和歌山県支部は、大災害等、特に緊急を要する場合においては、初動の段階で要請を待たないで、独自に被災の情報収集のための先遣隊及び医療救護班を派遣することができる。また、災害の規模により、日本赤十字社和歌山県支部は日本赤十字社本社及び全国の日本赤十字社都道府県支部から医療救護班を動員することができる。

※ 災害救助に関する業務委託契約は、資料編46-01-00を参照

③ 県医師会救急医療班

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編46-02-00を参照

※ 医療救護活動にかかる実費弁償等にかかる覚書は、資料編46-03-00を参照

④ 県看護協会救急医療班

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編46-06-00を参照

⑤ 労働福祉事業団医療救護班

※ 災害時の医療救護活動に関する協定は、資料編46-04-00を参照

※ 災害時の医療時の医療救護活動に関する協定実施細目は、資料編46-05-00を参照

イ 災害救助法を適用する場合については、同法により、又同法によらない場合は同法に準じて行うものとする。

(3) 情報収集等

知事は、本部及び事務職員を現地に派遣するほか、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、地域の医療体制の実情を早急に把握するための必要な措置を講じるものとする。

なお、災害時のトリアージについては、災害拠点病院会議等において定めた和歌山県統一様式のトリアージタグを可能な限り使用するものとする。

(4) 医療班の編成基準

医師1名、看護師2名、事務員1名、薬剤師1名、自動車運転手1名（計6名）を原則とし、災害の規模・現地の状況等により編成を組み替えるものとする。

(5) 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関の所持品を繰替使用するとともに、県、市町村においても確保に努めるものとする。

(6) 近隣府県等との連携

知事は、関西広域連合による広域防災体制の枠組み及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、人員の派遣・受入、傷病者等の搬送・受入等の必要な措置を講じるものとする。

(7) その他

医療及び助産を実施した場合、整備しなければならない書類は次のとおりである。

ア 医療班活動状況

イ 救助実施記録日計票

ウ 医薬品、衛生材料等使用簿

エ 医療、助産関係支出証拠書類

※ 医薬品・血液調達先一覧は、資料編46-06-01を参照

※ 保健所管内別医療機関及び医療関係人員一覧は、資料編46-07-00を参照

※ 地区医師会所在地・連絡先は、資料編46-08-00を参照

※ 医療機関（病院）一覧は、資料編46-09-00を参照

※ 和歌山県救急告示医療機関一覧は、資料編46-10-00を参照

※ 県内無医地区は、資料編46-11-00を参照

※ 和歌山県統一様式のトリアージタグは、資料編46-12-00を参照

(8) 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

知事は、地震及び事故等による大規模な災害が発生した場合、災害の急性期に対応するため災害派遣医療チーム（DMAT）に対し派遣要請をする。

※ 和歌山DMATの派遣に関する協定書は、資料編46-13-00を参照

第10節 り災者救出計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

り災者の救出は、市町村本部長が消防機関、警察官、自衛隊、海上保安官、水防団、奉仕団等の協力により、舟艇その他必要な器具を借り上げて実施する。

(2) 対象者

ア り災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態に置かれている者で、おおむね次のような状態にある者

- ① 火災の際に火中に取り残された場合
- ② 災害の際倒壊家屋の下敷になった場合
- ③ 水害により流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生理になった場合
- ④ 登山者の遭難の場合
- ⑤ 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合

イ 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

(3) 災害救助の基準等

救助法によるり災者救出の実施基準その他は次のとおりとする。

ア 費用の範囲

おおむね次の範囲とする。

- ① 借上費
救出のための必要な機械器具の借上費
- ② 購入費
救出のため必要とした機械器具の購入費
- ③ 修繕費
救出のため必要とした機械器具の修繕費
- ④ 燃料費
機械器具の使用に必要な燃料費

イ 救助の期間

災害発生の日から3日以内とする。

(4) その他

整理しなければならない書類は次のとおりである。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ 被災者救出状況記録簿
- エ 被災者救出関係支払い証拠書類

第11節 住居等の障害物除去計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は市町村本部長が行う。

(2) 救助法による障害物の除去の基準

ア 対象者

- ① 自己の資力では障害物の除去ができない者
- ② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

イ 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 費用の限度

※ 資料編41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(3) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 救助実施記録日計票

イ 障害物の除去の状況記録簿

ウ 障害物除去費関係支払証拠書類

第12節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。

2 計画内容

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

ア 実施者

市町村長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

イ 実施基準等

※ 災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等は、資料編47-01-00を参照

(2) 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け

ア 実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自主更正を目的で必要な資金を貸付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

イ 生活福祉資金貸付条件

※ 生活福祉資金貸付条件は、資料編47-02-00を参照

第13節 遺体搜索処理計画（県環境生活部・県福祉保健部）

1 計画方針

災害の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに災害の際に死亡した者の遺体処理については、本計画による。

2 計画内容

(1) 埋 葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、市町村本部長が実施するものとする。

なお、市町村本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、近隣市町村の協力を得て広域的な火葬等の実施に努めるものとする。

ア 埋葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供

イ 埋葬の費用（救助法による基準）

※ 資料編41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

ウ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

エ その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した市町村本部長は、次の書類を保存し、整備しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

(2) 遺体の搜索

ア 実施者

市町村本部長が警察官、海上保安官等の協力を得て実施する。

イ 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

ウ 搜索の方法

市町村本部において警察機関、海上保安部機関と連携を取りつつ実施する。

エ 費用

次の費用の当該地域における通常の実費

- ① 借上費（舟艇その他搜索のための機械器具借上費）
- ② 購入費（同上購入費）
- ③ 修繕費（同上修繕費）
- ④ 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

オ 搜索期日

災害発生の日から10日以内とする。

カ その他

搜索を実施した市町村本部長は、次の書類を整備し保存しておかなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 搜索用機械器具燃料受払簿
- ③ 死体搜索状況記録簿
- ④ 死体搜索用関係支出証拠書類

(3) 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合において、市町村本部長が遺族等に代って処理を行うものである。

※ 資料編48-00-00「和歌山県広域火葬実施要綱」を参照

ア 遺体処理の内容

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案

イ 遺体処理の方法

現場給付で行うものとする。

ウ 遺体処理の費用

※ 資料編41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

エ 処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ その他

- ① 救助実施記録日計票
- ② 遺体処理台帳
- ③ 遺体処理関係支出証拠書類

第14節 災害義援金品配分計画（日赤県支部、（福）和歌山県共同募金会、県福祉保健部）

1 計画方針

り災者、り災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 災害義援金品の引継ぎを受ける機関

災害義援金品の引継ぎは次の機関から受けるものとする。

機関区分	義 援 金	義 援 品
県 段 階	県知事、日赤県支部長、県共同募金会等	県知事
〃	振興局長	振興局長
市町村 〃	市町村長	市町村長

※ 日赤県支部、県共同募金会は原則として義援品の受付は行わない。ただし、日赤県支部においては、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要あるときは全国の日赤支部等から供給するものとする。

(2) 義援品の配分

引継ぎを受けた義援品は、次の方法によって配分する。

ア 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

イ 県及び郡単位機関の配分

県及び郡単位機関で引継いだ義援品は、関係機関が協議して、特別施設等に配分するものは施設別に、また、一般り災者に配分するものについては、市町村に配分割等をするものとする。

ただし、県単位機関が郡単位機関に配分割等をしたときは、郡単位機関で市町村別に配分割等をするものとする。

ウ 市町村における配分

県及び郡単位機関が配分を受け、また市町村において受付けた義援品は、県における配分の方法を参考とし、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。

エ 配分の時期

配分はできる限り受付又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援品が少量時の配分は、世帯別に困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したとき行う等配分の時期に十分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれのある物資については速やかに適宜の処置をするよう配慮すること。

オ 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分するものとする。

(3) 義援金の募集・配分

義援金は、次の方法によって募集配分する。

ア 義援金の募集

義援金の募集は、県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等により募集するものとする。

募集期間は1ヶ月で、災害の規模により延長することができる。

イ 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等の募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議のうえ実施するものとする。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

ウ 金銭の管理

各機関が募集した義援金は配分委員会に、速やかに管理換する。

なお、配分委員会に管理換するまで現金の領収保管は、会計部会計班（会計課）が担当する。

現金は、銀行貯金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け出納の状況を記録し、経理するものとする。

なお、貯金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

(4) 費用

義援品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。また、義援金の募集・配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。ただし、募集・配分の規模により、配分委員会にて協議することができるものとする。

(5) 本部における分業

本部における義援品は、福祉保健部福祉保健総務班が担当するが、物資の配分等はそれぞれの受付機関が本部と協議のうえ、配分を行うものとする。

第15節 外国人支援計画（県企画部）

1 計画方針

災害時における外国人支援体制は、この計画によるものとする。

2 計画内容

外国人の被災状況を把握するとともに、外国語による情報を提供し相談を受ける。

(1) 被災状況の確認

市町村と連絡調整のうえ外国人の被災状況について調査を行う。

(2) 情報の提供

各種メディアを通じて必要と思われる外国語で情報提供を行う。

(3) 相談

外国人による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。

相談はJET青年、留学生、国際交流ボランティア等に支援を依頼し可能な限り多くの言語で対応する。

また、必要に応じて通訳の派遣をボランティアに依頼する。

(4) その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワーク作りを支援する。

第16節 海外からの支援の受入計画（県企画部・県福祉保健部）

1 計画方針

災害時における海外からの救援物資の提供や救援隊派遣の申し出があった場合の受入れは、この計画によるものとする。

2 計画内容

海外からの支援については、国及び関係機関等と十分な協議を行い、またそのニーズを把握のうえ受け入れることとする。

(1) 救援物資の受入れ

ア 海外救援物資の受入れについては、次のことを申出者に確認のうえ、迅速に行うものとする。

- ① 品目（トラブルを避けるため、英語若しくは日本語で確認すること。）
- ② 数量（単位について確認すること。）
- ③ 使用期限等のあるものについては、その期限
- ④ 輸送手段及びルート
- ⑤ 搬入場所
- ⑥ 搬入予定日時

イ 通関等

受入れに際しては、法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで、受け入れることとする。

ウ 協力依頼

物資の通関、輸送に関して関係機関、関係会社等に協力依頼を行うこととする。

(2) 救援隊等の受入れ

ア 海外からの救援隊等の受入れについては、申出者に次のことを確認のうえで行うものとする。

- ① 活動内容
- ② 人数及び資格
- ③ 持ち込む機材、物資等の種類（救助犬等を含む。）及びその数
- ④ 県が準備する物資の要・不要（例 テント等）
- ⑤ 到着場所
- ⑥ 到着日時
- ⑦ 通訳及び日本側協力者の要・不要

イ 県は、救援隊に可能な限り自力で活動を行うことを要請することとする。

ウ 受入れに際しては、その活動や機材、物資等の持ち込みに関する法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで受け入れることとする。

第6章 保健衛生計画

第1節 防疫計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するものとする。

2 計画内容

(1) 防疫態勢の確立

県及び市町村は、防疫計画に基づき当該災害に即応した対策を樹立するとともに、態勢の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という）に基づき、法に定める感染症の発生を予防するため、知事はその場所の管理をする者に命ずることができる。

ただし、その者が発生を予防することが困難であると認めるときは、市町村に指示し、又は県の職員に発生を予防するために必要な措置をとらせることができる。

(3) 組織

災害防疫実施のための組織は、県にあっては、本部防疫班、支部にあっては保健班、市町村にあっては市町村本部の組織によるものとするが、各種作業実施の直接組織として、次の班を編成する。

ア 防疫班の編成

市町村本部は、防疫実施のため防疫班を編成する。防疫班は概ね衛生技術者1名（班長）、事務吏員1名、作業員数名をもって編成する。

イ 検病調査班の編成

支部保健班（当該保健所）は、検病検査のため検病調査班を編成する。検病調査班は、医師1名（班長）、保健師又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

ウ 健康診断班（検査班）の編成

支部保健班（当該保健所）は、健康診断の必要のあるときは、本部防疫班（健康推進課）に協議の上、健康診断班を編成する。健康診断班は医療技術者1名（班長）、保健師、又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

(4) 災害防疫の実施方法

ア 県の業務

① 検病調査及び健康診断

a 支部保健班（当該保健所）は、検病調査班により、帯水地域並びに集団避難所を重点に検病調査を行い、下痢患者等の発見に努めるものとする。

なお、実施に当たっては、市町村、地区内の衛生組織等関係機関の協力を得て情報的確な把握に努めるものとする。

b 検病調査の結果、必要があるときは、法第17条の規定による健康診断を実施するものとする。

② 患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当なものについては、法第19条の規定により、早急に入院の手続きをとるものとする。

感染症指定医療機関が被災した場合又は、交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の医療機関に入院の手続きをとるものとする。

③ 市町村に対する指導及び指示

知事は、感染症予防上特に必要と認めるときには、範囲及び期間を定めて、次の事項について指示、命令を行うものとする。

a 法第27条第2項の規定による消毒に関する指示

b 法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

c 法第29条第2項の規定による感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件についての消毒の指示

d 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示

e 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令

④ 広報の周知徹底

支部保健班（当該保健所）は、市町村を指導し、災害時の防疫情報並びに防疫活動等について、周知徹底を図るものとする。

⑤ 報 告

災害時における被害状況及び防疫活動状況等の報告は、本部防疫班は、支部保健班を通じ市町村本部の報告をとりまとめ、すみやかに報告書を厚生労働省健康局あて提出するものとするが、さしあたり事前の措置として必要事項を電話をもって報告する。

⑥ 記録の整備

本部防疫班又は支部保健班（当該保健所）は、おおむね次の書類を整備し、保管しておく。

a 災害状況報告書

b 災害防疫活動状況報告書

c 防疫経費所要額調及び関係書類

d 各種防疫措置の指示、命令に関する書類

e 防疫作業日誌（作業の種類、作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載すること）

イ 市町村の業務

① 防疫処置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

② 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意すること。

③ 消毒の実施

法第27条第2項の規定による消毒は、次によるものとし、使用する薬剤及び器具等につい

ては、速やかに整備拡充を図るものとする。

[消毒方法]

市町村は、法第27条第2項の規定による知事（県立保健所長）の指示に基づき、法施行規則第14条に定めるところによって実施するものとする。

④ ねずみ族昆虫等の駆除

市町村は、法第28条第2項の規定により知事が定めた地域内で知事（県立保健所長）の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

⑤ 生活の用に供される水の供給

市町村は、法第31条第2項の規定による知事（県立保健所長）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をするものとする。実施に当たっては、（第5章第5節 「給水計画」）に定める方法によって行うものとする。

⑥ 避難所

市町村は、避難所を開設（第5章第3節 「避難計画」）したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期するものとする。

⑦ 報 告

市町村長は、警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により所轄保健所を經由して、知事に報告（電話、書類）するものとする。

- a 被害の状況
- b 防疫活動状況
- c 災害防疫所要見込額
- d その他

⑧ 市町村で備付けを要する記録

- a 災害状況報告書
- b 防疫活動の状況報告書
- c 消毒に関する書類
- d ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- e 生活の用に供される水の供給に関する書類
- f 患者台帳
- g 防疫作業日誌
- h 防疫経費所要額調及び関係書類

⑨ その他

災害防疫の業務分掌の概要は次表のとおりである。

災害防疫における業務分掌概要

実施主体	市町村本部	支部保健班（保健所）	本部防疫班（健康推進課）	備考
検病調査		主 防疫計画4-(1)アにより、検病調査班を編成し、実施する。		
健康診断		主 検病調査の結果必要と認め足るときは本部と協議の上行うこと。	健康診断を行うに必要な器材、薬剤の確保	
患者の入院		主 感染症患者又は病原体保有者の発生したときは速やかに入院の手続きをとる。		
		主 患者多数発生又は交通途絶のため感染症指定医療機関に入院困難なときは他の医療機関に入院の手続きをとる。	患者数、入院先などの把握等を通じてまん延対策を講じる。	
生活の用に供される水の供給	主 支部の指示により実施すること。	市町村本部に指示する。	給水ろ過班の現地派遣、自衛隊の出動要請。	
消毒	主 支部の命令により実施すること。	〃		市町村の被害激甚でその機能が著しく阻害され市町村本部が実施できないか実施しても不十分であると本部が認めるときは本部が代執行する。
ねずみ族昆虫駆除	主 支部の指示により実施すること。	市町村本部に実施範囲、期間を示達する。		
集団避難所	主 集団避難所を開設したときはその衛生管理に特に注意すること。（自治組織の編成）			
臨時予防接種	市町村本部で実施することが可能と認め支部が命令したときは、市町村本部において実施するものとする。	主 本部の命令により対象者、期間を定めて臨時予防接種を実施するものとする。	感染症予防上必要と認めるときは、対象者期日を指定して支部に臨時予防接種を命ずる。	

※ 防疫用資材状況は、資料編49-00-00を参照

第2節 清掃計画（県環境生活部）

1 計画方針

災害の発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等（以下「廃棄物」という。）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

ア 被災地における廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は市町村長が行うが、特に以下の点について、配慮するものとする。

- ① 市町村長は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集・処理見込みを把握し、必要に応じ仮置き場を設置するよう努めるものとする。
- ② 市町村長は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握し、必要に応じ設置するよう努めるものとする。

イ 当該市町村長は、被害が甚大で当該市町村限りで応急対策の実施が不可能な場合は、他の市町村等の応援を得るものとする。

ウ 県は、市町村等による相互の支援状況を踏まえつつ、市町村及び関係団体に対し、広域的な支援の要請をすると共に、廃棄物の収集処分の実施については技術的援助、支援活動に係る調整に努めるものとする。

(2) 実施の方法

ア 応急対策を実施するに当たっては、責任者を定め、その指揮下災害程度に応じてごみ処理班、し尿処理班を編成し実施する。

イ 県は、被災地域の市町村及び一部事務組合から協力要請があるときは、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、社団法人和歌山県産業廃棄物協会に協力を要請するものとする。

※ 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書については、資料編50-00-00を参照

ウ 市町村長は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、知事に要請し、当該要請を受けて知事は社団法人和歌山県清掃連合会に支援の協力要請を行う。

(3) 事務処理

ア 市町村長は、災害により応急対策を実施したときは、直ちに、保健所経由のうえ県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

イ 市町村長は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、厚生省生活衛生局水道環境部長通知（平成11年8月12日生衛発第1152号）一部改正平成19年4月2日環廃対発第070402003号に示された様式により、その被害状況、被害写真及び復旧計画（第1報は、概況を電話・FAXで）を添え、保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

※ 廃棄物処理施設被害状況報告の様式は、資料編50-01-00を参照

3 その他

堆積土砂と災害清掃事業との関係

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

※ 清掃施設等の状況は、資料編50-02-01~03を参照

第3節 食品衛生計画（県環境生活部）

1 計画方針

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の実態を把握し、適切な処置を講ずることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

2 計画内容

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

[重点指導事項]

ア 手洗い消毒の励行

イ 食器器具の消毒

ウ 給食従事者の健康

エ 原材料、食品の検査

オ 浸水、断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにする。

(2) 営業施設

営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

[重点監視指導事項]

ア 浸水地区は浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。

イ その他の地区においては臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗、変敗した食品が供給されることのないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員、保健所職員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、食品衛生指導員を指揮して指導に当たらせる配慮をする。

第4節 保健師活動計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努めるものとする。

2 計画内容

(1) 実施主体

被災地を直轄する市町村長が行うものとする。ただし知事は、市町村長の要請、または必要に応じて保健師の派遣等を行うなど、計画方針の円滑な実施に努める。

(2) 業務内容

ア 本部（防疫班）の業務

- ① 被災地住民の健康状況の把握を行うものとする。
- ② 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。
- ③ 要請により、または必要に応じ、被災地を管轄しない保健所、市町村、又は他の都道府県に対し保健師の派遣依頼又は派遣要請を行うものとする。
- ④ 必要に応じ保健師派遣計画を作成する等、保健師の派遣等に係る総合調整を行うものとする。

イ 支部（保健班）の業務

- ① 被災地住民の健康状況の把握を行うものとする。
- ② 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。
- ③ 医療班、防疫班等の各班との連携、調整を行うものとする。
- ④ その他関係機関との調整を行うものとする。
- ⑤ 派遣保健師の被災地における活動調整を行うものとする。

(3) 保健師活動

ア 保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

イ 被災地における活動内容

- ① 被災住民（地域・避難所・仮設住宅）の健康に関する実態把握
- ② 情報収集及び情報提供
- ③ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- ④ 保健衛生指導の実施
- ⑤ 要援護者の安否確認
- ⑥ 関係機関との連絡調整

(4) 報告および記録

保健師活動を実施した場合、支部（保健班）は本部（防疫班）に報告するとともに以下の書類を整備し、保管しておくものとする。

ア 報告書類

- ① 地域活動記録（様式は資料編50-03-01を参照）
- ② 避難所活動記録（様式は資料編50-03-02を参照）

- ③ 保健活動日報（様式は資料編50-03-03を参照）
- ④ 保健師活動状況報告書（様式は資料編50-03-07を参照）

イ 記録書類

- ① 健康相談票及び経過用紙（様式は資料編50-03-04を参照）
- ② 健康調査連名簿及び健康調査世帯票（様式は資料編50-03-05を参照）
- ③ 仮設住宅入居者世帯調査票（様式は資料編50-03-06を参照）
- ④ その他

第5節 精神保健福祉対策計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つものとする。

2 計画内容

(1) 各段階における災害対策

ア 災害時

- ① 県は、国、他府県への精神科医、精神保健福祉相談員等の専門スタッフの派遣要請及び、その受け入れ、配置場所の決定等を行う。
- ② 県は、精神的問題についてプライバシーを侵すことなく相談できる窓口を設け、的確な情報提供、相談体制を確立し、これを広く周知させるように努める。

イ 災害後

- ① 県は、担当行政関係者を含む精神保健福祉関係者に対して災害精神医学の臨床資料の提供と再学習のための講演会などの活動が必要に応じて行うものとする。
- ② 県は、被災者あるいは一般住民に対して、災害時の心理的反応に関する正しい知識を普及啓発するため、各種規模のミーティング、講演会の開催、パンフレット、ニューズレターの配布などの活動を行う。これにより、異常と思われる心理的反応の多くが、「異常事態に際しての正常心理反応」であることを周知させて、心理的ケアに対する障壁を低くすることに努める。

(2) 災害時こころのケア活動

災害が発生した場合に、心的外傷後ストレス障害などこころに傷を負う者及び精神障害者等に対応するため、市町村、医療機関等の関係機関、団体等との連携のもとに適切な支援や情報提供等の災害時におけるこころのケア活動を総合的に推進するものとし、次のような活動を行う。

- ア こころのケアホットラインの設置
- イ こころのケアチームの派遣
- ウ こころのケアに関する普及啓発

エ 援助者へのこころのケアに関する教育研修

(3) 被災地の災害対策

災害時の地域の精神保健福祉活動の拠点は、支部保健班（保健所）とする。

支部保健班は、国、本部防疫班と十分連携をとり、市町村並びに精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

(4) 災害時要援護者への対策

ア 精神障害者の生活再建支援

被災精神障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすい。これまで関わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題処理にあたって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

- ① デイケア、障害福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮のうえ、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等語れる場を提供する。
- ② 医療費助成、り災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

イ 高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。特に仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。

- ① 地域に応じて実施されている高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認事業等で把握された精神保健面からのアプローチが必要なケースについて継続的にフォローする。
- ② 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場つくりやイベントの開催などを行う。

ウ アルコール関連問題への対応

- ① 災害後には、大きなストレスの為に過剰にアルコールを飲酒する恐れがあるため、アルコール飲料販売の自粛指導、支援物資に含まれるアルコール飲料の適正な処理、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。
- ② アルコール依存症の自助グループのミーティング会場が失われた場合は、早急に場所の確保を行い、ミーティングによる再飲防止への協力を行う等、自助グループの活動を積極的に支援する。
- ③ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入及び、アルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等と連携を図り対応するとともに、断酒会等の自助グループやボランティアを含む諸関係機関の連携による生活支援体制をつくる。

エ 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。支部保健班は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

オ 家族等を亡くした人達への支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第6節 動物救護活動支援計画（県環境生活部）

1 計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかる問題も予想されるため、県は、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等を支援する。

2 計画内容

（1）被災地域における動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、県は、市町村、県獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努めるものとする。

（2）避難所における動物の適正な飼育

県は、避難所を設置する市町村と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。

ア 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援

イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡の調整

ウ 他府縣市への連絡調整及び要請

（3）動物救援センターの設置

県及び動物救援本部は、連携協力して動物救援センターを設置し、県等の指導のもと収容対策を実施する。

ア 飼養されている動物に対する餌の配布

イ 負傷した動物の収容・保管

ウ 放浪動物の収容・保管

エ 飼養困難な動物の一時保管

オ 動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供

カ 愛玩動物に関する相談の実施等

第7章 公共土木施設等応急対策計画（県農林水産部・県土整備部）

1 計画方針

災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

2 計画内容

(1) 実施について

応急工事の施工にあたっては、県が保有する建設機械を用いて直営で実施するほか、平常時より地元建設業界、建設業者と調整を図り速やかな実施に努める。

※ 建設機械関係資料は、資料編51-01-01～02を参照

(2) 個別計画

ア 河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

イ 海岸、港湾災害

海岸背後地の土地利用状況、（救援、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）がある地区等）や放置すると甚大な二次被害が発生する等、緊急に復旧する必要がある箇所に仮締め切り工事等を行う。

ウ 砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。

又、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

エ 道路、橋梁災害

被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

オ 下水道等災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

また、必要に応じて下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行う。

カ 山地災害

人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、速やかに応急復旧工事に着手する。

第8章 農林水産関係災害応急対策計画

第1節 農林関係災害応急対策計画（県農林水産部）

1 計画方針

各種気象災害による農作物、農林業施設等の被害を最少限にとどめるための諸対策について定める。

2 計画内容

(1) 風水害応急対策

ア 農作物対策

① 水 稲

冠水田は、速やかに排水路を修復し、排水する。また、退水時に茎葉に付着した泥土は、洗い流す。

倒伏した場合は、丁寧に引きおこす。成熟期に近いものは、早急に収穫する。（出穂後30日経過すれば、あまり減収にならない。）

なお、冠浸水田の落水後は、白葉枯病、紋枯病、トビイロウンカ、ヨコバイ、ヨトウ類の病虫害が発生しやすいので、早期防除を行う。植換えを要する場合は補種苗の確保を図り、直ちに植換えする。

② 大 豆

強制排水を行うとともに、水害により発生する病虫害に対し早期防除の徹底を図る。

また、倒伏した場合は丁寧に引き起こす。特に、成熟期に近いものは早急に収穫する。

③ 果 樹

a 倒伏樹は、露出した根の乾かないうちに引起し、土寄せ、支柱立て、敷草等を行う。

b 潮風を受ける所は、できるだけ早くスプリンクラー等で散水し洗浄する。

c 果実発育期においては、落葉の程度に応じ手直し摘果による適正着果を維持し、成熟期には全摘果による樹勢回復を図る。

d 落葉の甚しい樹は、わら等で枝幹の保護を行い、せん定は極力行わず翌春の新梢の充実後適宜行う。

e 冠水園は速やかに排水と土壌の乾燥を図る。

④ 野 菜

a 被害程度や作目、作型により異なるが、被害が著しく栽培を継続することが不可能な場合は、速やかに栽培を中止し、経営可能な範囲で次期作目、作型を検討する。

b 被害が比較的軽微で、引き続き栽培を継続する場合は、次の措置を講じる。

(7) 支柱等による倒伏の復旧や一部果実の収穫、摘果等により草勢の早期回復を図る。

(1) 滞水している場合は、直ちに、排水溝（路）の整備等排水対策を行うとともに、園内の清掃をする。

(ウ) 泥水、はね水で汚染された茎葉は、速やかに噴霧器等で水洗する。

(イ) 幼苗時で補植可能な場合は、被害株（苗）を除去し、速やかに補植する。

(オ) 被害の程度により、葉面散布や追肥による栄養補給、土寄せ、敷わら（草）等を行い草勢の回復に努める。

(カ) 風水害の状況に応じ、病害防除の徹底を図る。

⑤ 花き、花木

a 被害の程度により、引き続き栽培可能なものは、次の応急措置を講じる。

(7) 倒伏したものは、支柱、整枝用ネット等で起こし、土寄せ、敷わら（草）を行い、草（樹）勢の回復に努める。

(イ) 被害枝の除去及び再整枝の検討を行う。

(ウ) 浸水した育苗ほ、切花園では、速やかに排水し泥水、はね水の汚れを水洗する。

(エ) 風ずれ、浸水に伴う病害の防除措置をとる。

(オ) 切花では被害株（苗）を除去し、補植可能なものは、予備苗を植付ける。

(カ) 草（樹）勢回復のため、追肥、葉面散布を行う。

⑥ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

a ハウス、ガラス室などの施設の被害状況を速やかに調べ、破損部の早期補修に努める。

b 風雨中も見廻りを徹底し、施設内への浸水防止や換気に留意する。

c 浸水、破損等の施設では、過湿状態とならないよう換気及び排水に努め、病害発生の予防措置をとる。

d 施設の復旧に時間を要する場合は、その間の温度管理に努め、特に低温時には、二重カーテンの設置など保温対策を講じる。

⑦ 茶

a 支柱等による倒伏株の復旧と株元への土寄せを行う。

b 浸水園では、速やかに排水し、泥水、はね水の水洗と病害発生の予防措置を行う。

c 倒伏株等被害園に対して、樹勢回復のため、速効性チッ素を施すとともに敷わら（草）を行う。

イ 畜産対策

① 一般対策

a 家畜の待避

畜舎が損壊した場合、あらかじめ検討した待避場所に家畜を移動し脱出を防止する。

b 飼料

飼料が水没等により不足が生じたときは、農業協同組合、飼料業者等に緊急確保の手配を行う。

c 停電時の対応

停電による給温、給水、換気が不能となったときは、あらかじめ講じておいた方法によりそれぞれの代替え処置をとる。

d 飼料作物

浸冠水した場合は速やかに排水に努める。

倒伏した飼料作物は復元に努めるが、復元不能の場合早急に利用する。

② 家畜衛生対策

畜舎等に浸水した場合は速やかに排水に努め、乾燥後速やかに畜舎及び周辺の清掃消毒を行い、家畜伝染病の発生防止に努める。

ウ 林業対策

① 苗 畑

病虫害の発生防止を準用する。

② 造林地

a 早期に山を巡視して被害の状況を把握する。

b 被害木は早期に処理し、病虫害の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令林木は木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図る。

③ 治山、林道

早期に施設を巡視して、被害の状況を把握するとともに危険な場所については標示をし、応急処置をする。

(2) 干害応急対策

ア 農作物対策

① 水 稲

用水の不足する水田では、水稻の生育に必要な最少の水量で最大の効果をあげるよう計画的、能率的なかん水を行う。

このため、水源を他に求められるところでは、田面が白くならないようにポンプ等による間断かん水を行う。また、適当な水源を近くで得られないところで、田面が白くなった水田では、株元へのかん水等を行い被害の軽減を図る。

干害を受けると、ウンカ類の発生が予想される。発生すれば、直ちに防除を行う。

② 大 豆

畦間かん水の徹底と敷草等を行うとともに、干害に伴う病虫害の発生に注意し早期防除に努める。

③ 果 樹

a 干ばつ時において着果過多にならないよう摘果し、適正着果を維持する。

b かん水は、主根域土層の土壤水分含量に基づき、各生育時期別に定めた適正かん水量、間断日数により行う。用水不足の場合は局所かん水等による効率的な方法で行う。

④ 野菜、花き等

a 生育期間中の極端な土壤水分の低下は、作物の正常な生育を阻害するので、可能なかぎり灌水を実施することが望ましい。

b この場合、水源容量を考慮しながら、作物が干害影響を受ける直前から早目に灌水を開始する。

c 特に、夏季は長期にわたって無降雨日が続くことがあるので、一度灌水を開始してから中断すると、一層被害を増すので注意する。

d 定植後の乾燥は、著しく初期生育を阻害するので、夏季に限らず有効な手段で灌水する。

⑤ 茶

茶園では、ハダニ、ヨコバイ、ハマキ等干害（乾燥）に伴い多発することが予想され、樹体被害を増大することがあるので、防除の徹底を図る。

(3) 寒冷害（雪害）応急対策

ア 農作物対策

① 水 稲（山間部）

田植えは、遅れても温暖な日を待つて行う。

生育時に低温が予想されれば、深水管理する。また早期落水は、登熟を妨げ、収穫量及び品質の低下をきたすので、生育に見合った適切な水管理及び施肥等栽培管理に万全を期す。

また低温、日照不足等により、稲体が軟弱化し、抵抗性が弱まるので、いもち病を中心に病虫害の発生動向を的確に把握し、適時適切な防除に努める。

適期収穫を励行するとともに、乾燥能力に合わせた施設で計画的な乾燥及び水分別仕分けを徹底する。

② 果 樹

（寒冷害対策）

a 落葉や枝幹の枯込みの甚しい場合は、わらや石灰乳等の塗布で枝幹の日焼けを防止する。

b 枝の枯込みは、夏季や翌春まで続くことがあるので、せん定は枯込み部にとどめ、進行の停止後とする。

c 冬季結実の晩柑類やびわは、気象情報に注意し、袋掛け、樹幹被覆等の保温管理のほか、異常低温が予想される場合は速やかに収穫する。

d 収穫後の果実についても、凍害を受けることがあるので十分な貯蔵管理を行う。

e 晩柑類の凍害果は、被害の程度及び苦味成分をもとに仕分け出荷する。

（霜害対策）

a 局地気象観測並びに霜注意報をもとに、防霜ファン等により気流の循環と気温低下の軽減を図る。

③ 野菜、花き

a 被害の程度に応じて、収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫し、被害部位を除去して草勢の回復を促す。特に、えんどう、切花等で生長点が被害を受けた場合、側枝が密生するので、整枝に留意する。

b 栽培を継続することが不可能な場合は、早く見切りをつけ、次期作目（型）に着手する。

c 軽度の被害で草勢が弱っている場合は、気温の上昇を待つて中耕及びチッ素主体の追肥を施す。

④ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

a 野菜、花きは前項に同じ

b

c 積雪に伴い施設破損を防止するため、降雪初期から施設内温度を12～13℃に調節するとともに、二重カーテンを開放して融雪を促す。

⑤ 茶

a 冬季に樹体被害を受けた場合には、被害の程度に応じ、深刈から中刈を実施する。

b 発芽期の凍霜害が予想される時は、被覆法、散水凍結法、煙霧法、換気法等の実施で対処する。

c 新梢の被害を被った場合は、被害部位を剪除して、再生を促す。

d 被害園では、早期に樹勢を回復するため、少量の速効性チッ素を施用するとよい。

イ 林業対策

① 造林地

a 早期に山を巡視して、被害状況を把握する。

b 雪害を受け回復の見込みのあるものは、根ぶみ、あるいは、わらなわ、ビニールテープなどで雪起しを行う。

c 被害を受け回復の見込みのないものは、できるだけ早く伐採し、その材に見合った利用を行う。

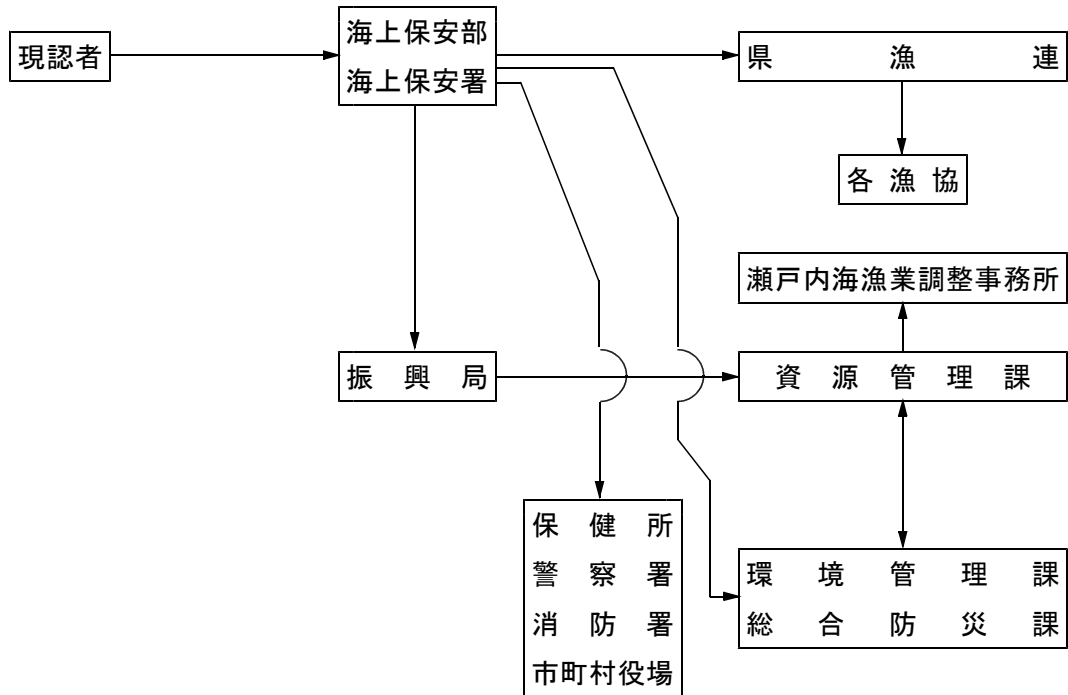
第2節 水産関係災害応急対策計画（県農林水産部）

1 計画方針

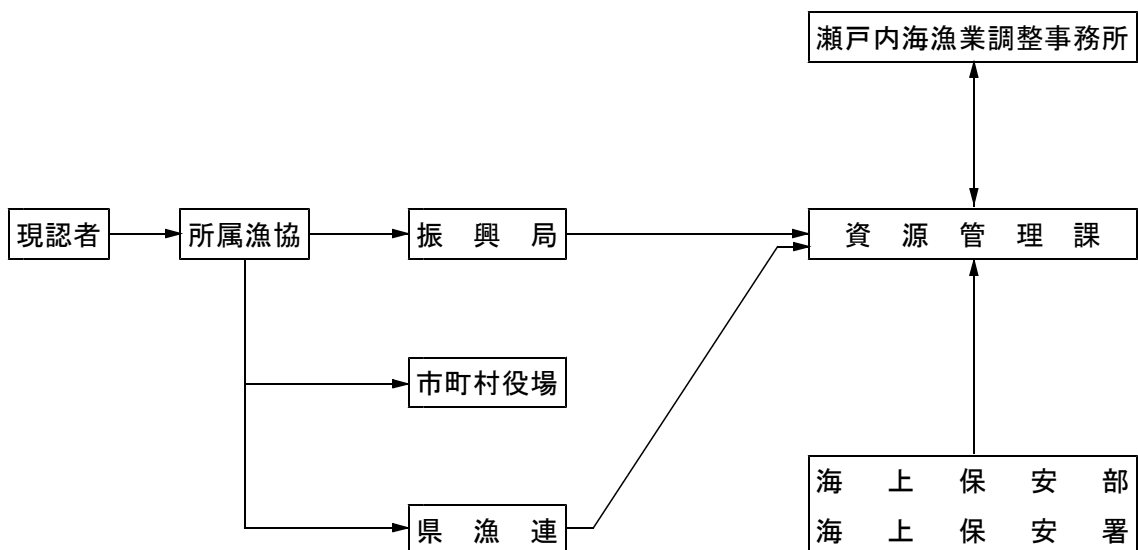
各種災害による漁場、水産施設等の被害を最少限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

2 計画内容

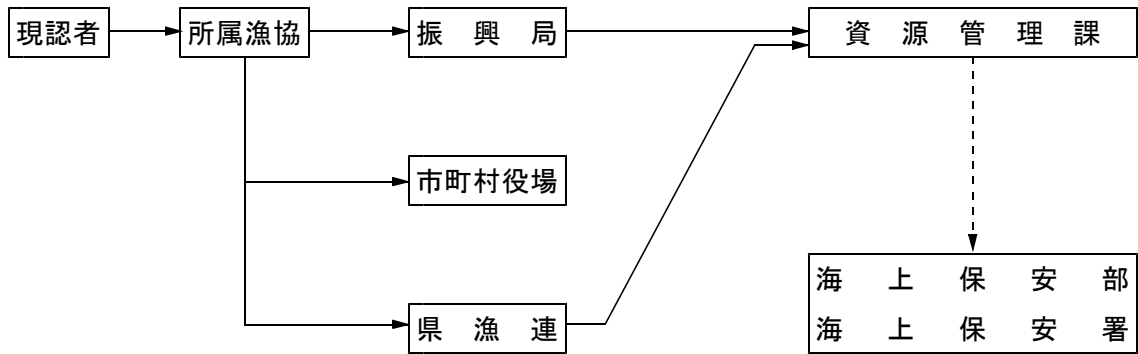
(1) 油流出による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



(2) 赤潮時による漁場、水産施設への災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



(3) 風水害等による漁船及び養殖筏等の損害流出事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



第9章 事故災害応急対策計画

第1節 海上災害応急対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県総務部危機管理局・県農林水産部・ 県土整備部・警察本部）

1 計画方針

- (1) 本計画は、海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油等事故の災害（以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。
- (2) 大規模かつ広域的な海上災害の発生又はそのおそれがある場合は、隣接県や関係団体等への協力要請を行うと共に、県知事又は第五管区海上保安本部長は、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

2 実施機関

実施機関	担当業務
事故関係者（船舶所有者）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
和歌山海上保安部	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報
田辺海上保安部	2 航行警報等による災害発生の周知
海南海上保安署	3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
串本海上保安署	
市町村	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報
県	2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知
	3 災害の拡大防止のための応急措置
海上災害防止センター	海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託による応急措置及び技術指導・助言
港湾管理者・漁港管理者	在港船舶に対する災害発生の周知
漁業関係者（漁協等）	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力

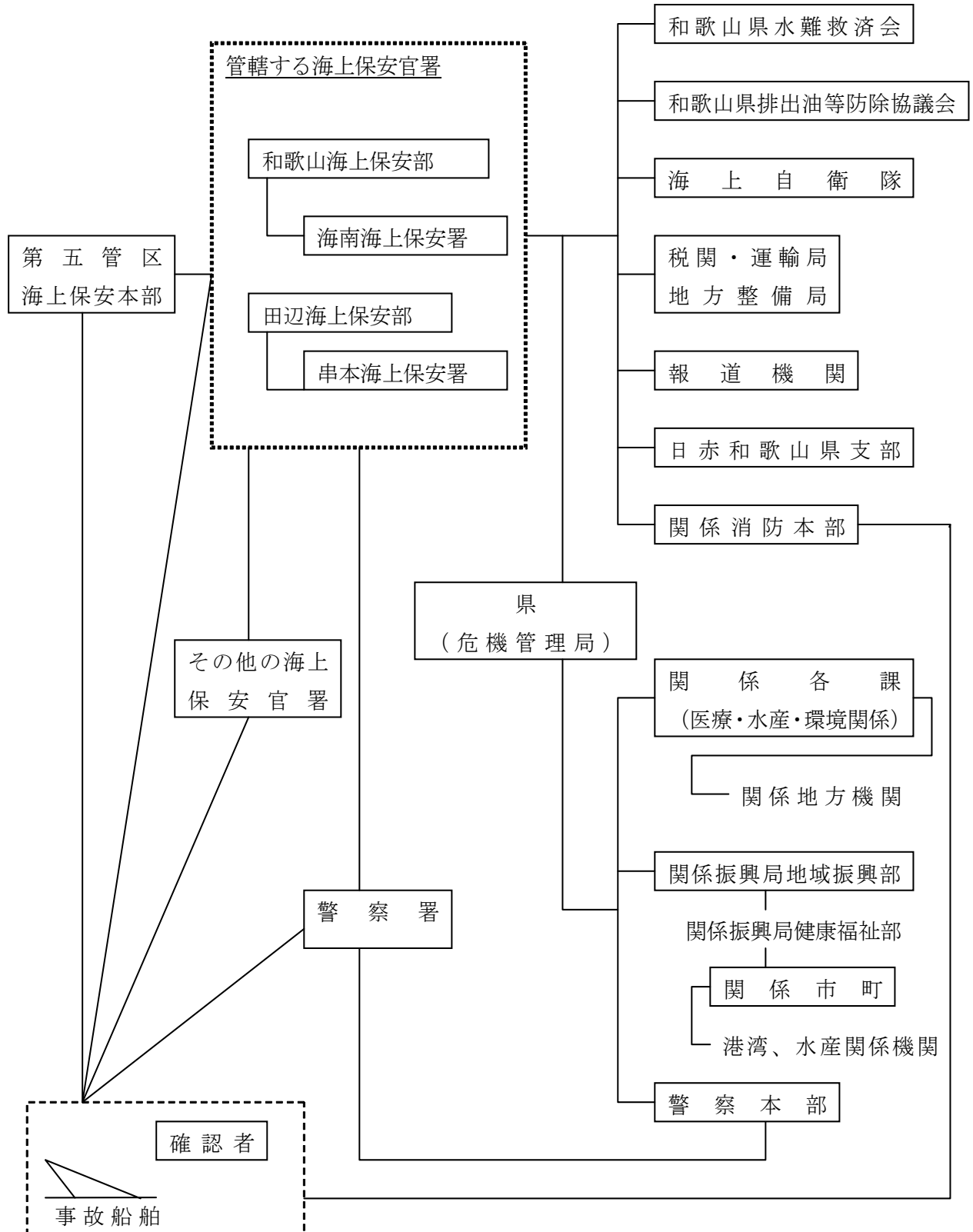
[県本部の担当]

部	課	支部班	担当業務
総務部	危機管理課	総務班	1 海上保安部、他県、市町及び関係機関との連絡調整 2 自衛隊の災害派遣要請
	総合防災課 消防保安課		
福祉保健部	医務課	医療班	1 医療機関との連絡調整
農林水産部	資源管理課	農林水産班	1 漁連、漁協との連絡調整 2 港外にいる漁船に対する災害の周知
	農業農村整備課	農林水産班	1 所管漁港又は港湾並びに海岸に係る保全措置 2 在港船舶に対する災害の周知 3 災害防止のための応急措置
県土整備部	港湾空港課	土木班	
	港湾整備課 河川課		
警察本部	地域指導課	警察班	1 沿岸部における地域安全及び警戒活動

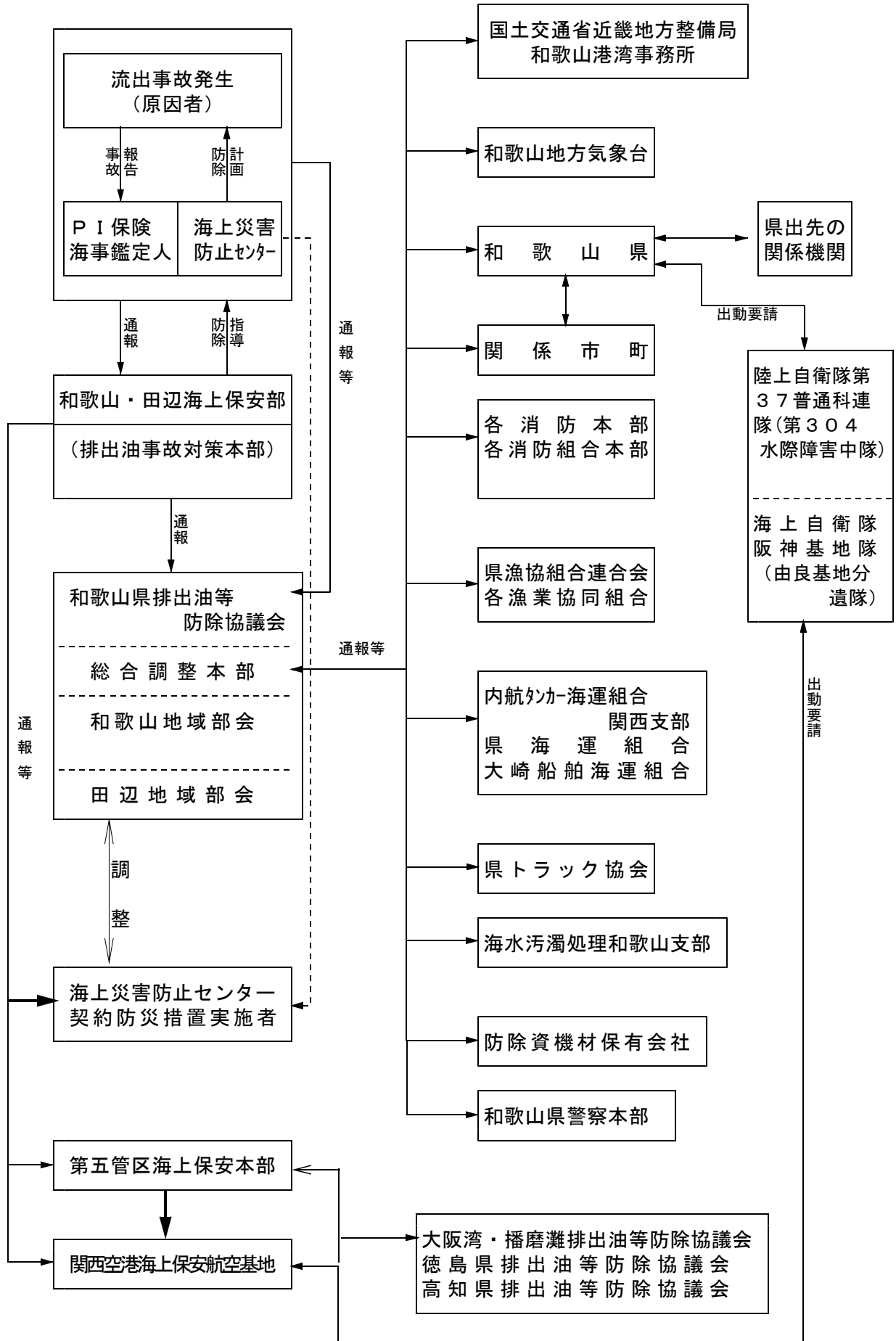
3 実施要領

(1) 通報連絡体制

- 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。
 (但し、流出油等事故災害の場合は、上記の他、和歌山県排出油等防除協議会の連絡体制を併用する。)



○和歌山県排出油等防除協議会連絡体制



○ 船舶に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	対 象 船 舶
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船 舶 全 般
放 送 局	ラジオ、テレビ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在 港 船 舶
漁 業 用 海 岸 局	漁業無線	港 外 漁 船

なお、必要に応じて航空機により上空から一般航行船舶への周知を行う。

○ 住民に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	周 知 事 項
関係市町村（消防機関）	広報車、防災無線等	ア 災害の状況
警 察	パトカーの拡声器	イ 防災活動の状況
海上保安部署	巡視船艇の拡声器	ウ 火気使用及び交通等の制限事項
放 送 局	ラジオ、テレビ	エ 避難準備等の一般的注意事項 オ その他必要事項

なお、必要に応じて航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

4 警戒措置

(1) 海上警戒

○ 実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実 施 機 関 名	措 置 の 内 容
海上保安部署	ア 船舶の航行制限及び禁止 イ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ウ 警戒区域等の設定 エ 巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 オ 現場周辺における火気使用の制限 カ 流出油等の監視パトロール
その他の防災関係機関	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

○ 実施機関は、流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実 施 機 関 名	措 置 の 内 容
市 町 村	1 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 2 流出油等の漂着に係る監視パトロール
県	流出油等の漂着に係る監視パトロール
警 察	沿岸地域の交通制限等

5 応急措置

(1) 海上流出油等対策（通常の防御体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）

- 各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着し又は漂着のおそれがある場合は、流出油等災害の拡大を防止するため、県排出油等防除協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

海上保安部署	ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関への通報 エ 遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止装置 オ 海上における流出油等防除 カ 流出油等防除作業の技術指導 キ 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令 ク 海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示 ケ 船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言
県	ア ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
市 町 村	ア 流出油等の状況把握 イ 関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ 回収油等の保管
海上災害防止センター	ア 海上保安庁長官等の指示による排出油等の防除のための措置 イ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ウ 保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 エ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言
その他の関係機関	海上保安部署、県、市町村等が実施する応急措置に対する協力

- 県本部長は、上記のほか、次の措置を講じる。

- ア 防除活動用の資機材が不足するときは、隣接県等に対し、調達又はあっせんを要請する。
 イ 人命救助及び被害の拡大防止のために必要と認めるときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
 ウ 災害応急対策の長期化が予想されるときは、関係団体等の協力を得て、食料、飲料水、医

薬品、燃料等の確保を図る。

(2) 海上災害における人身事故等（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常体制では対応不可能な場合を想定）

○ 各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

ア 捜索、人命救助、救護

イ 消火活動、延焼防止

ウ 応急資機材の調達

エ 遭難船の移動

6 災害対策連絡調整本部の設置

災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、和歌山・田辺海上保安部長又は地元市町長（ふ頭又は岸壁にけい留されたタンカー等の事故が発生した場合）は、県本部長と協議の上、災害対策連絡調整本部を次のとおり設置する。

構 成	海上保安部、県、警察、関係市町（消防機関を含む）港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示又は、船舶所有者等の委託による場合）、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設 置 場 所	海上保安部署庁舎又は、事故現場に近い適当な場所
任 務	災害情報の交換 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
そ の 他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

7 関係団体

和歌山県水難救済会並びに和歌山県排出油等防除協議会は、海上保安部をはじめ関係行政機関から協力を要請された場合は、これに協力するよう努めるものとする。

※油等・・・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油及び同条第3号に規定する有害液体物質を示す。

第2節 航空災害応急対策計画（大阪航空局、県土整備部）

1 計画方針

本県における航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、被害を最小限度にとどめるため応急対策を迅速かつ的確に講ずるものとする。

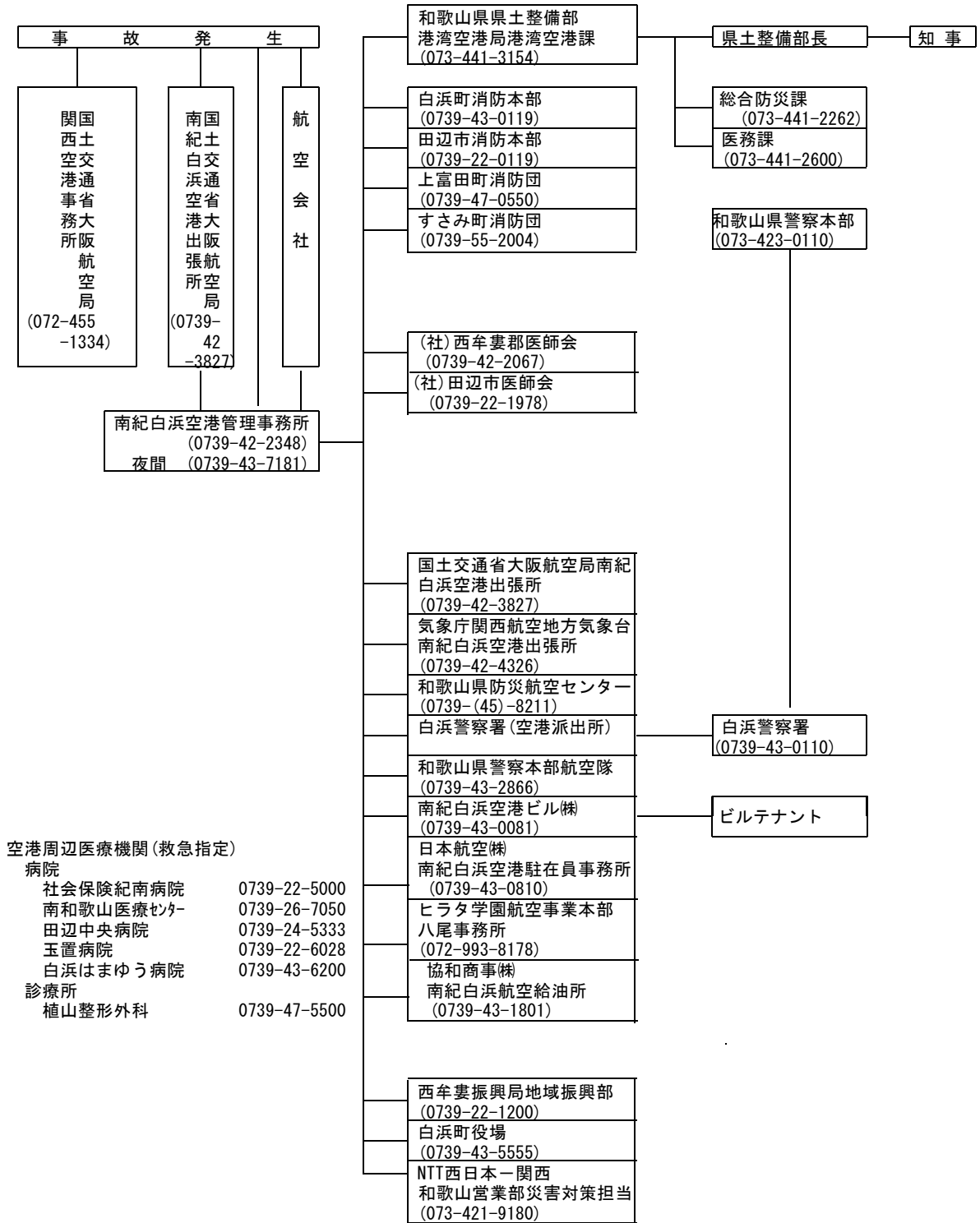
2 計画内容

(1) 関係機関に対する通報連絡

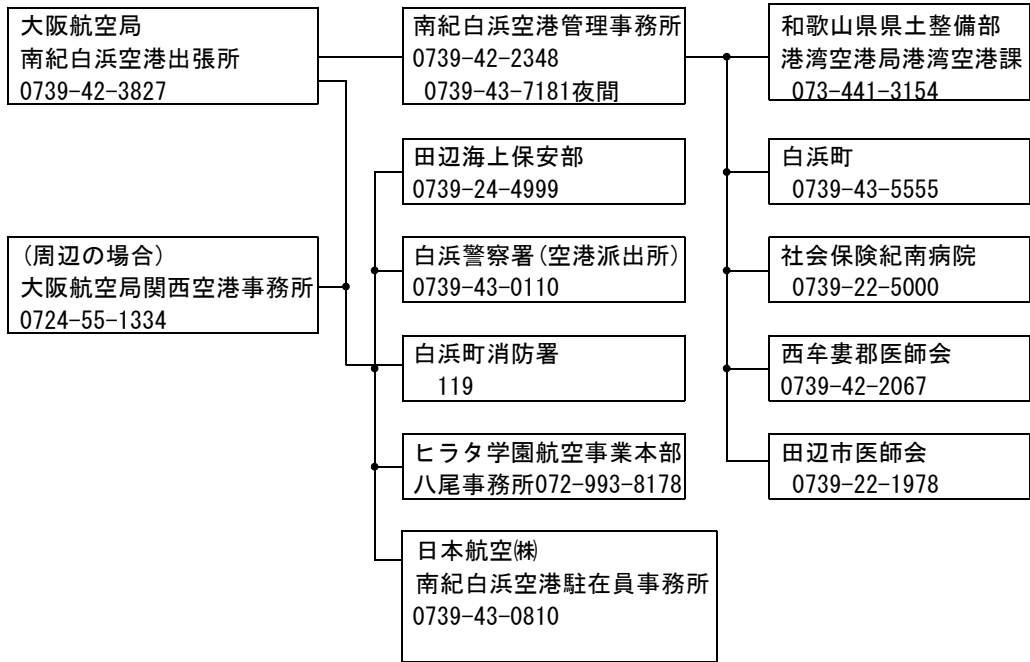
災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めた場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の通信システムにより通報連絡するものとする。

ア 南紀白浜空港内及び周辺の場合

(7) 消火救難の場合

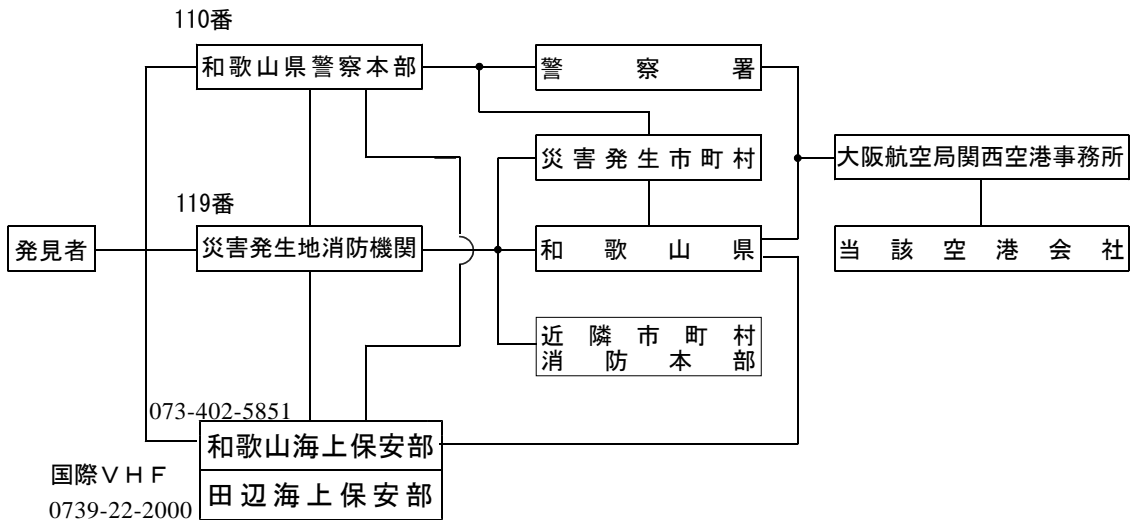


(イ) 捜索救難の場合



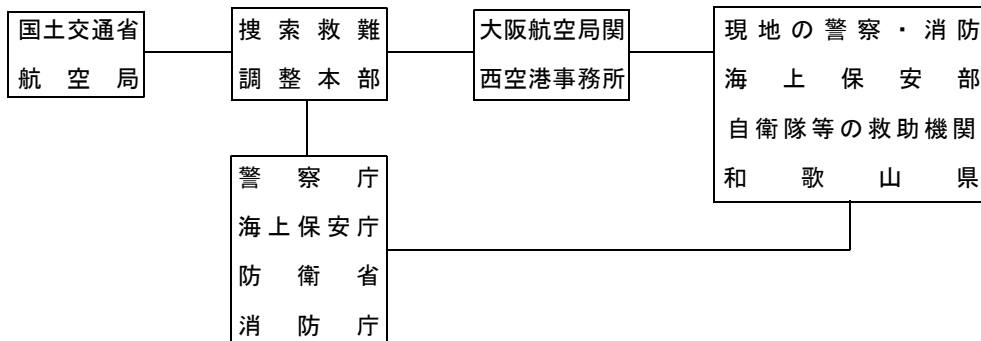
イ その他の地域の場合

(7) 発生地点が明確な場合 (消火救難の場合)



(注) 和歌山・田辺海上保安部への通報連絡は、発生地点が沿岸及び沿岸海域の場合のみ行う。

(イ) 発生地点が不明確な場合 (捜索救難の場合)



(注) 捜索救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 広 報

航空機災害が発生した場合の広報の方法は、次のとおりとする。

大阪航空局関西空港事務所、大阪航空局南紀白浜空港出張所、航空機災害に係わる航空会社、災害地市町村、和歌山県及び和歌山県警察本部等は、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

ア 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難の指示、勧告及び避難先の指示

ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名

エ 地域住民等への協力依頼

オ その他必要な事項

(3) 消火救難活動

ア 南紀白浜空港内及び周辺の場合

「南紀白浜空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」、「南紀白浜空港の消火救難活動に関する協定」、「南紀白浜空港医療救護活動に関する協定」及び「南紀白浜空港消防救急業務実施要領」並びに「南紀白浜空港消火救難対策実施要領」に基づき、消火救難業務の迅速的確な遂行を期するものとする。

イ その他の地域の場合

(7) 実施機関

災害地市町村、災害地市町村消防機関、和歌山・田辺海上保安部（沿岸及び沿岸海域の場合）

(イ) 協力機関

近隣市町村消防機関、和歌山県警察本部

(ウ) 実施事項

- ・航空機災害に係る火災が発生した場合、災害市町村長、市町村長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- ・災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関では、対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。
- ・乗客、地域住民等の救出は、実施機関の協議に基づき、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(4) 搜索救難活動

搜索救難活動については、警察庁、防衛庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び消防庁との間で締結されている「航空機の搜索救難に関する協定」に基づき、国土交通省が主体となり実施されるものであるが、現地の警察・消防等の各関係機関へ通報連絡するとともに、国土交通省をはじめとする各協定機関から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

第3節 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道㈱和歌山支社、南海電気鉄道㈱、紀州鉄道㈱）

＜西日本旅客鉄道㈱和歌山支社＞

1 計画方針

本計画は、JR西日本に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等について、定めるものとする。

2 計画内容

災害等により、応急対策を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害処置要領」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

(1) 事故災害対策通信連絡体制

- 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。

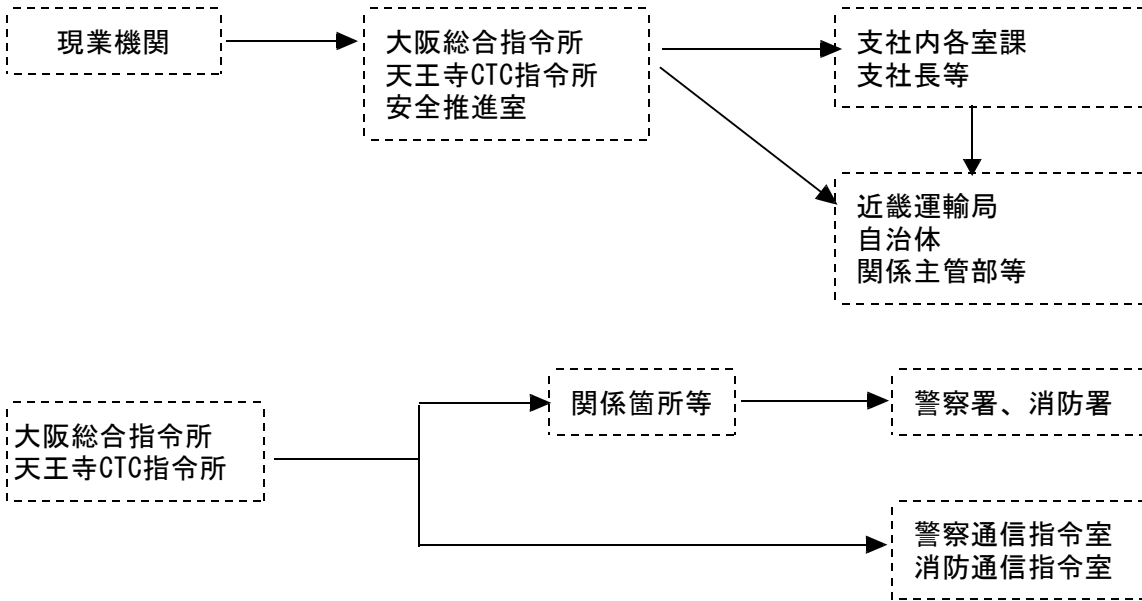
1. 部外機関への速報方

大阪総合指令所又は天王寺CTC指令所から重大な事故等の速報を受けた場合は、必要により次の部外機関に速報する。

部外機関名	連絡先	連絡責任者	連絡担当者	記 事
近畿運輸局	近畿運輸局 鉄道部安全指導課 (運転事故等) 指導課長 06-6949-6440 06-6949-6529 (FAX) 技術課(災害等) 技術課長 06-6949-6441 06-6949-6529 (FAX)	安全推進室長	安全推進室長	
和歌山県	①和歌山県危機管理局 総合防災課 073-441-2262 ②和歌山県危機管理局 消防保安課 073-441-2263 ③和歌山県企画部 総合交通政策課 073-441-2353	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 (宿直担当) 073-441-3300
大阪府	大阪府庁政策企画部 危機管理室 06-6944-6021	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 06-6944-6021
奈良県	奈良県庁 防災統括室 0742-27-8425	支社長	総務企画室	【休日・夜間】 0742-27-8944
和歌山県 警察本部	本部長 073-423-0110	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 073-423-0110
大阪府 警察本部	本部長 06-6943-1234	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 06-6943-1234
奈良県 警察本部	本部長 0742-23-0110	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 0742-23-0110
鉄道警察隊	隊長 073-422-2436	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 073-422-2436
警察署	署長	関係箇所長		
消防署	〃			
市町村	市町村長			
医療機関	医療機関の長			
輸送機関	輸送機関の長	支社長	輸送課長	運輸指令長が行う
レッカ一 等、復旧用 重機械類及 び化学薬品 処 理 指 導 者、タンク ローリー所 有会社	所有会社の長	関係箇所長	関係箇所長	脱線復旧のレッカー車の手配については、天王寺CTC指令から連絡を受けた車両復旧受持区が判断し、必要と認めたときはレッカー車所有会社に出動を要請する。

2. 伝達ルート

大阪総合指令所、天王寺CTC指令所、又は現業機関から支社への連絡は次による。



対策本部及び現地対策本部の組織構成

○体制基準詳細について

※標準とするが、上位の体制に移行するときは支社対策本部長が判断する

種別	召集決定者	設置標準	召集範囲 (間接社員)
第1種体制	支社長 (天王寺CTC指令長)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道運転事故等報告手続第4条の鉄道運転事故が発生した場合 ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき、又はその恐れがあるとき ・長時間(概ね3時間以上)不通となる恐れがあるとき ・和歌山支社エリア内で震度5弱以上の地震が発生したとき ・特に必要と認めたとき 	召集可能者の全員
第2種体制	次長 (天王寺CTC指令長)	上記以外の場合で、特に必要と認めたとき	召集可能者の半数程度
第3種体制	営業課長、輸送課長、 施設課長、電気課長のうち適任者 (天王寺CTC指令長)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送障害、自然災害等により、概ね2時間以上不通となる恐れがあるとき ・和歌山支社エリア内又は大阪府北部で震度4の地震が発生したとき ・その他必要と認めたとき 	必要数

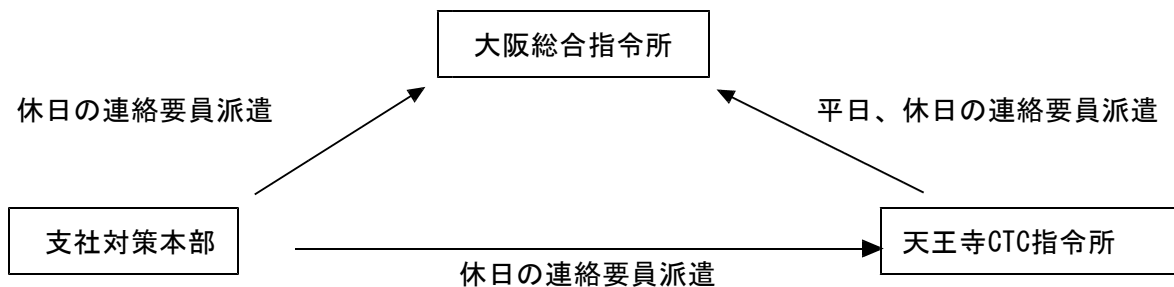
※ 上記を標準として支社室課長、箇所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

なお、複数の死傷者が生じたとき、その恐れがあるときは、事故現場に隣接する現業区の出勤社員は現地に急行し、お客様の救命・救護を行うこと。

※ ただし、本社対策本部からの指示により、事故の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

○ 連絡体制強化図

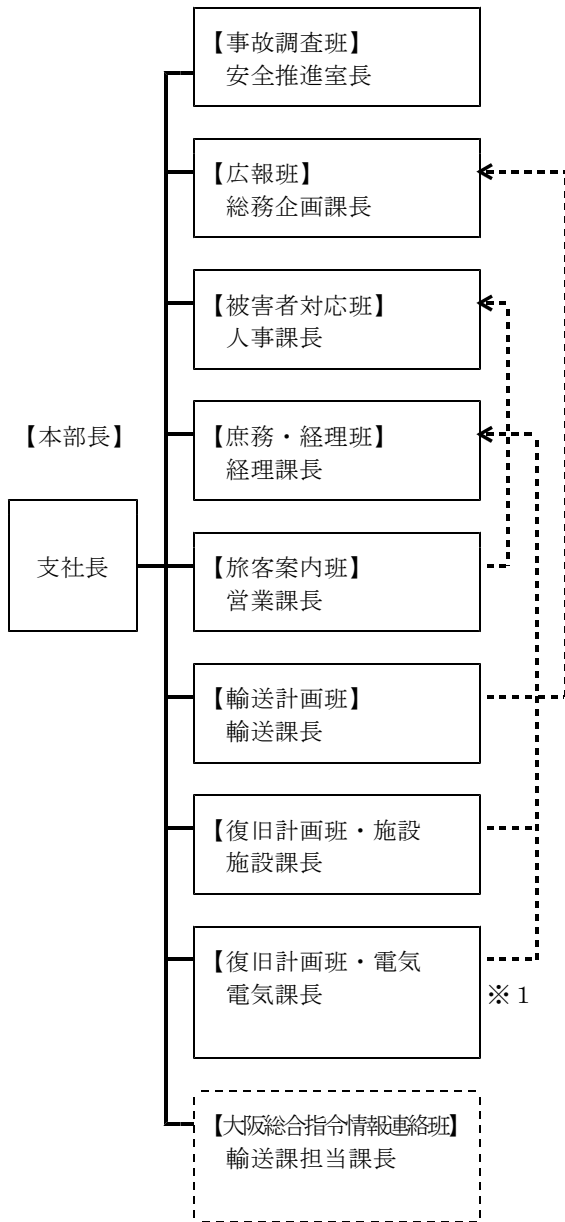
大阪総合指令所、天王寺CTC指令所及び支社対策本部との連絡体制の強化については、支社対策本部及び輸送課担当課長がその都度判断し、連絡要員を大阪総合指令所に派遣する。連絡要員は運行状況等を逐次連絡する。



(3) 組織構成
① 第1種体制

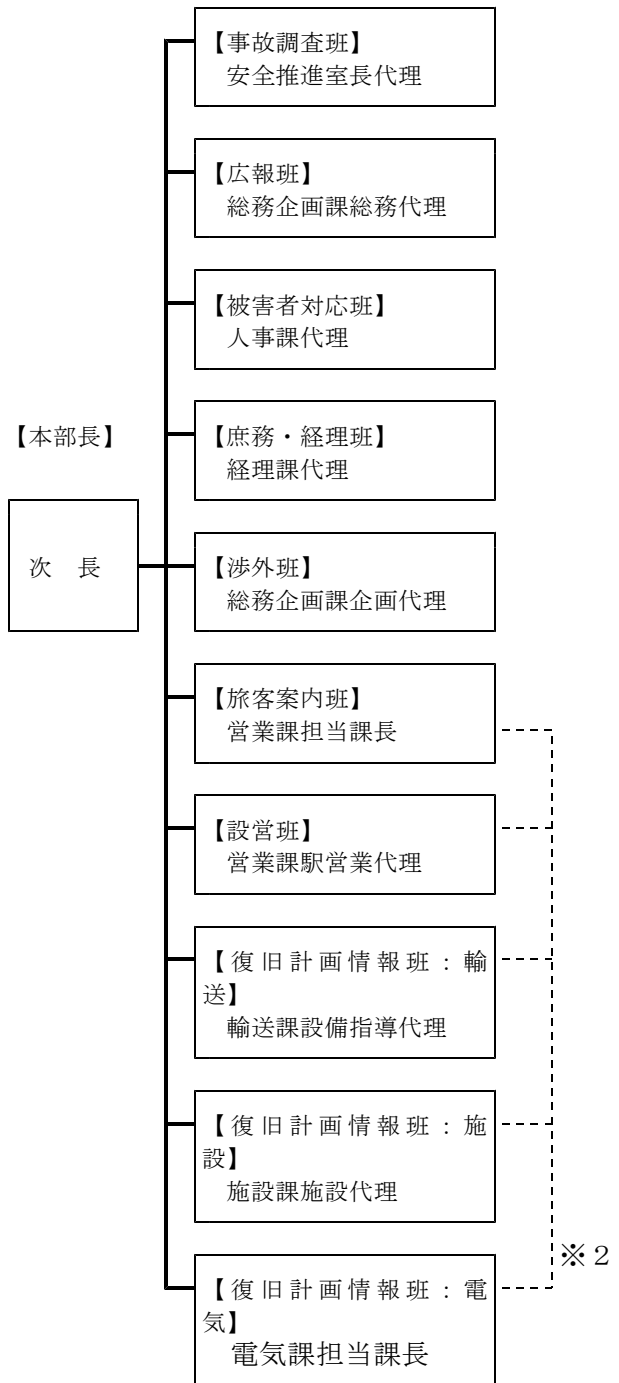
支社対策本部

【班長】



現地対策本部

【班長】



備考※1
複数の死傷者が生じたとき、又はその恐れがあるときは、支社対策本部の旅客案内班・輸送計画班・復旧計画班の各班は初動強化を図るため他班の支援を行う

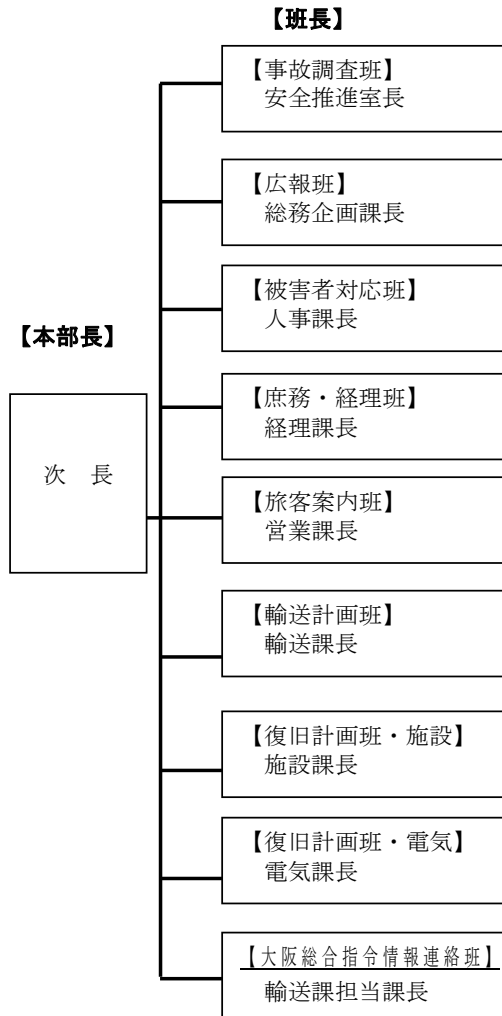
【車両班・保線班・建築班・機械班・工事班・電力班・信号通信班・旅客班・救済班・情報班等】
関係箇所長
備考※2
複数の死傷者が生じたとき、又はその恐れがあるときは、事故現場に隣接する現業区の出勤社員は現地に急行し、お客様の救命・救護を行う

第2種体制

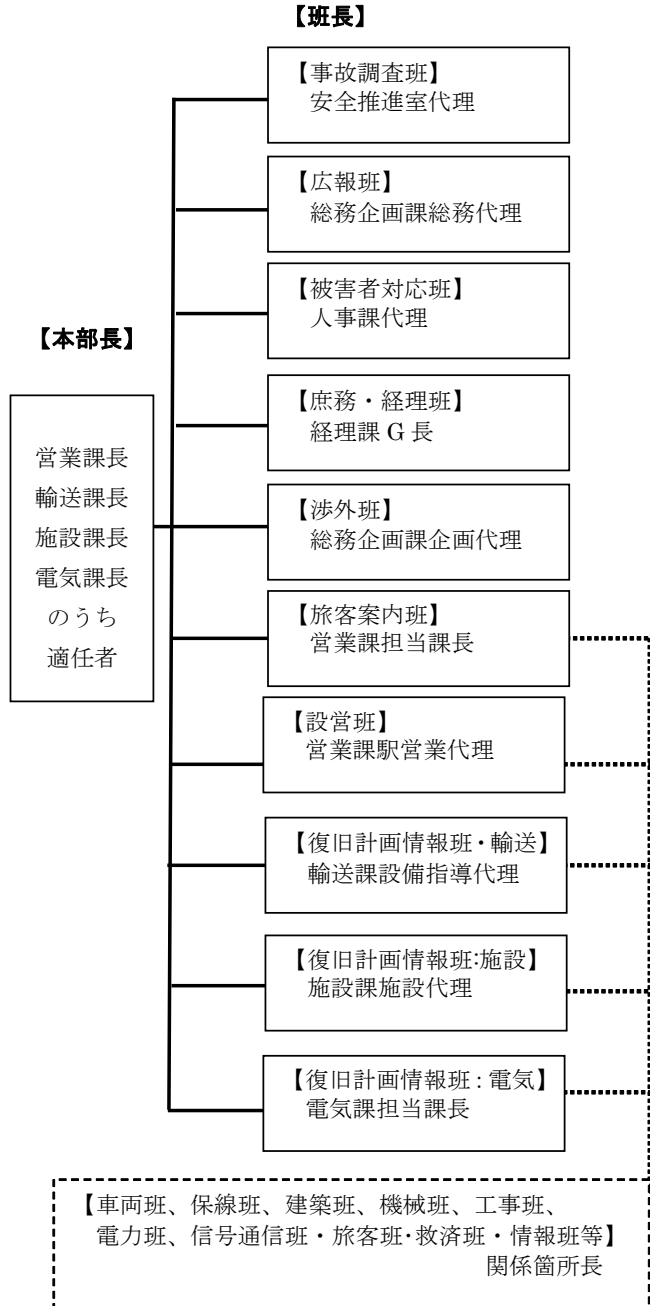
※不要な班は設置しない

(必要な班のみ本部長から連絡する)

支社対策本部



現地対策本部

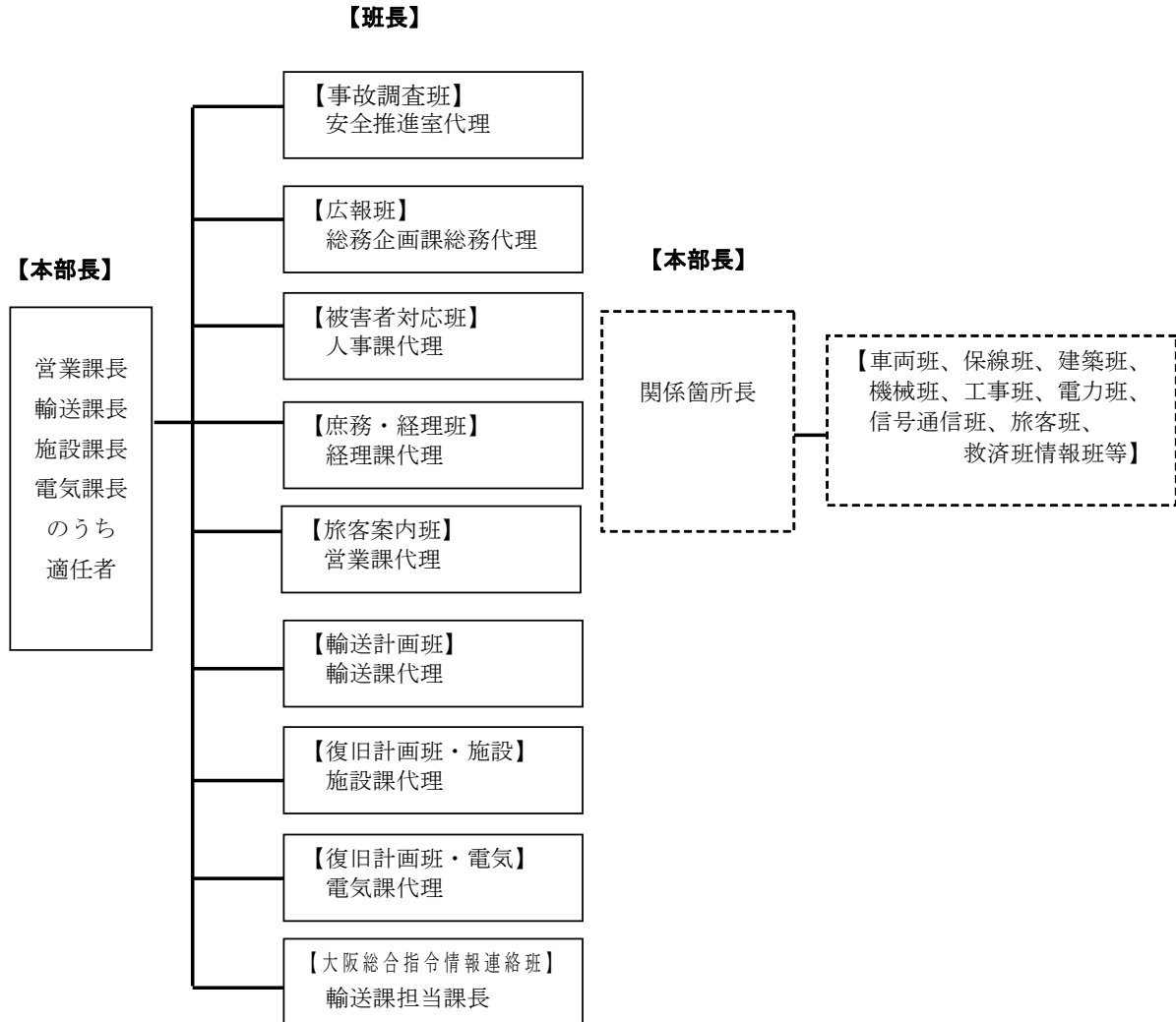


第3種体制

※不要な班は設置しない
 (必要な班のみ本部長から連絡する)

支社対策本部

現地対策本部



<南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)>

1 計画方針

本計画は、和歌山県の地域において民間鉄道の列車衝突、脱線、転覆、その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害が発生し、若しくは発生し得る可能性のある場合における応急救助対策等について、定めるものとする。

2 計画内容

重大事故その他風水害、火災、震災等の災害発生時における応急処理に関しては、各社の災害応急処理規定等の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて本社に災害対策本部を設置するとともに、災害の程度によって現地で非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地本部を設置し応急対策に当たる。

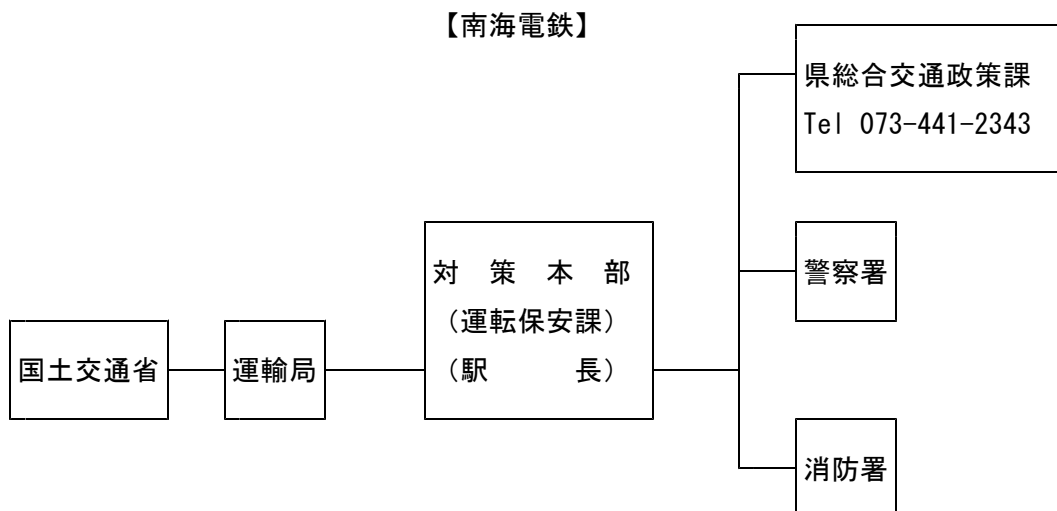
(1) 南海電気鉄道株式会社

ア 災害発生時の体制

災害の程度に応じ、次の体制を発令する。

体制区分	災害の程度	対策本部長 及び副本部長	現 地 総括責任者
1号体制	◎ 災害の程度又は被害が多大で社会的に大きな影響を及ぼすと認められるとき	(本部長) 鉄道営業本部長 (副本部長) 鉄道営業本部副本部長	運輸部長
2号体制	◎ 列車衝突、列車脱線、列車火災、踏切障害で乗客に死者又は10人以上の負傷者が生じたとき	(本部長) 鉄道営業本部長 (副本部長) 鉄道営業本部副本部長	運輸部長
	◎ 異常事態により本線が6時間以上不通となり、その影響が全線に及ぶと認められるとき		
	◎ その他特に異例の災害と認められるとき		

イ 通報及び連絡体制

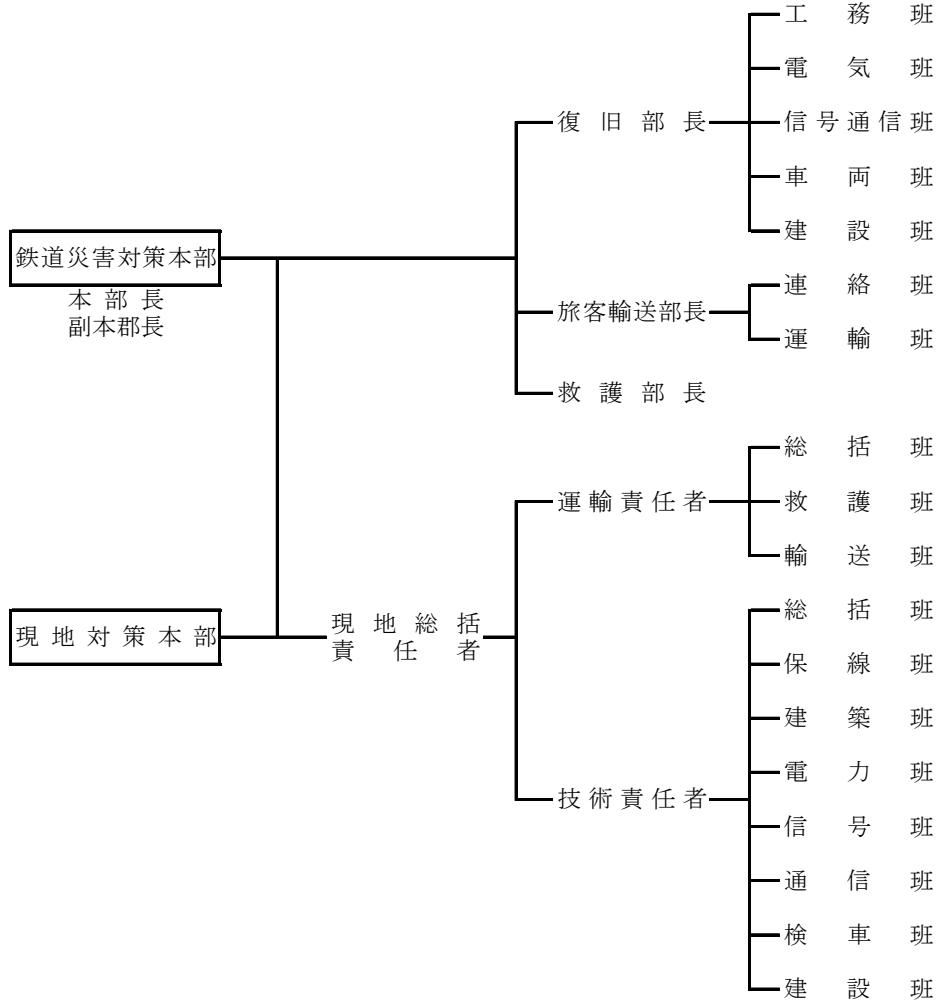


ウ 非常招集

災害発生時の非常招集については、各部で別に定める。

エ 災害対策本部及び現地本部の組織構成

体制の発令に伴い、次の組織を設置する。

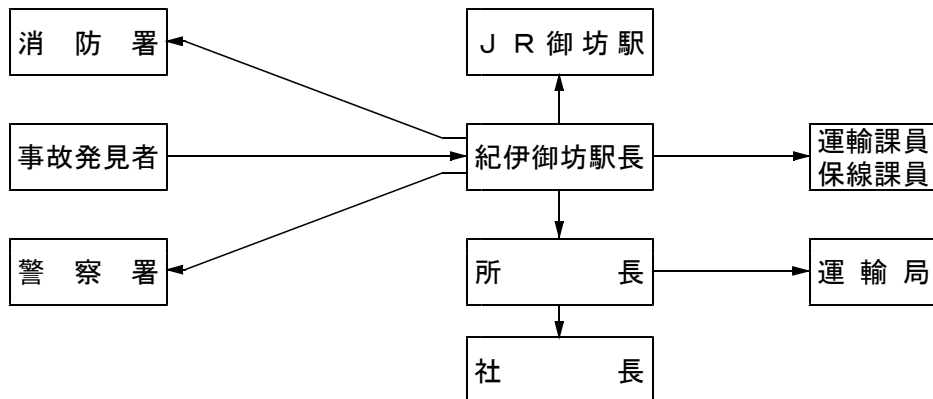


(注) 広報業務は、総務部が行う。

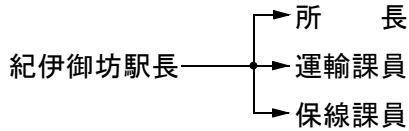
(2) 紀州鉄道株式会社

ア 事故発生時の通報及び連絡体制

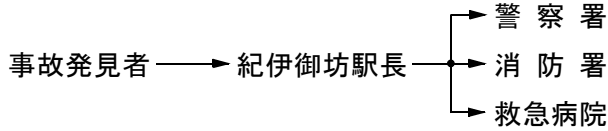
① 事故発生時の報告及び連絡系統



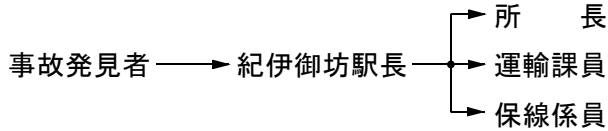
② 夜間、休日における事故発生時の非常召集体制



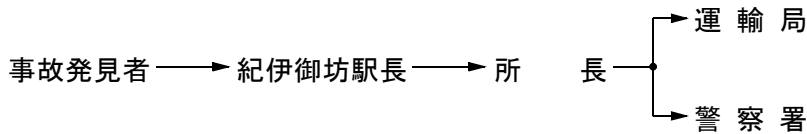
③ 事故発生時の救急機関への要請系統



④ 事故発生時の関係現場機関の出動体制



⑤ 監督官庁及び司法機関への連絡方法

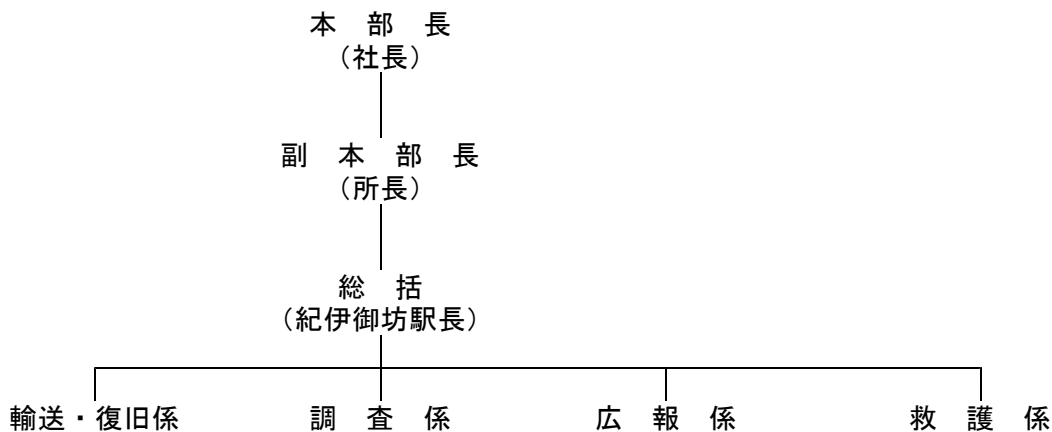


イ 事故又は災害発生時の体制

事故又は災害の程度により、以下の体制とする。

内容 体制	程 度	召集範囲
第1種	列車脱線又は乗客に死亡者若しくは多数の負傷者が生じた場合	全 員
第2種	踏切障害事故等により、6時間以上本線に運転支障をきたす場合	全 員
第3種	その他必要と認めた場合	平常勤務者

ウ 災害対策本部組織図



第4節 道路災害応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、県県土整備部・
県農林水産部・警察本部）

1 計画方針

本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

2 計画内容

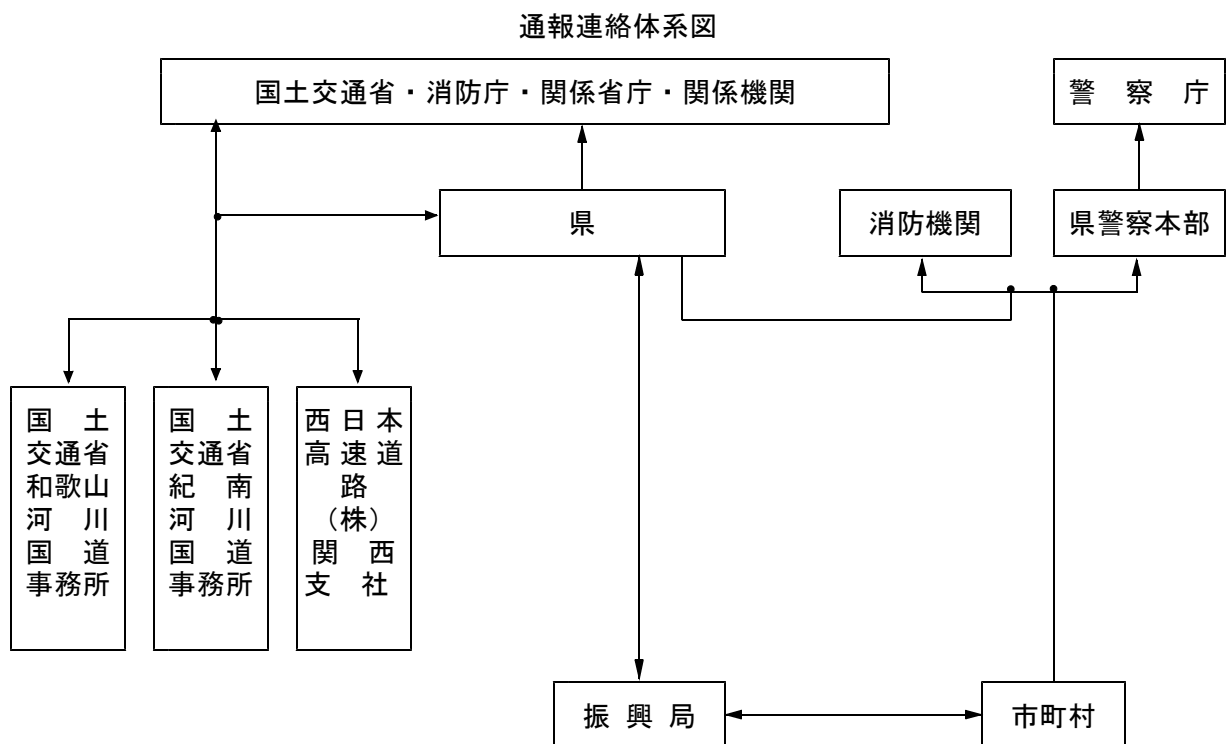
(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市町村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ 県は、市町村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。



(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 関係機関は、「第1章 防災組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう

協力する。

イ 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) その他

ア 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

イ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

ウ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

エ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第10章 在港船舶対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県県土整備部）

1 計画方針

台風、高潮、津波等に際し、港内の船舶の災害対策は本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 台風襲来時等における船舶の災害を防止するため次の組織を通じ、適切な運営により事故防止の徹底を図る。

ア 日ノ御碕以北の沿岸部 — 和歌山紀北地区台風・津波対策協議会（H17.3）

イ 日ノ御碕以南からすさみ町に至る沿岸部 — 紀南地区海上安全対策協議会（H4.4）

ウ 新宮港 — 新宮港安全対策協議会（H22.7）

(2) 在港船舶に対する措置

ア 在港船舶の動静を把握し、気象情報を伝達するとともに荷役の早期完了又は中止を勧告する。

イ けい船中の船舶、修繕中の船舶、しゅんせつ船等の早期避難を勧告する。

ウ 在港船舶全般に対し、十分な荒天準備の実施及び安全な泊地に避難するよう勧告する。

(3) 港内における障害物の措置

ア 漂流物、沈殿物その他航路障害物が生じたときは、巡視船艇により必要な応急措置を執るとともに、当該物件の所有者又は占有者に対し除去を命ずる。

イ 漂流物等のため、船舶の航行に危険があると認めた場合は、船舶交通の制限又は禁止を行うとともに、航行警報、水路通報等により、一般に周知を図る。

ウ 港湾管理者は、港内における漂流物その他航行に支障を及ぼすおそれがあるものを除去する。

(4) 田辺港長及び和歌山下津港長の措置

ア びょう地の指定

イ けい留施設使用の制限又は禁止

ウ 移動命令

エ 入港の制限又は禁止及び港外退去の命令又は勧告

オ 修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船命令

カ 木材けい留に関し、船舶交通の障害とならないよう流失防止及び沈木の処理等の条件を付し、かつ、港内巡視を強化し、適切な海上貯木を図る。

第11章 林野火災応急対策計画

(近畿中国森林管理局、県総務部危機管理局・県農林水産部)

1 計画方針

林野火災から自然環境と県民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林所有者・管理者・森林組合（以下森林所有者等という）、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たるものとする。

2 計画内容

(1) 出火の発見・通報

ア 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

イ 地元消防本部の対応

通報を受けた消防機関は直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

- ① 地元消防団 消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
- ② 森林所有者等 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
- ③ 県消防保安課 県防災ヘリコプターの緊急運航
- ④ 地元警察署 消防車両の通行確保のための交通規制
- ⑤ 地元市町村 地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

ウ 県の対応

- ① 火災・災害等即報要領の即報基準に該当する火災として消防機関から報告を受けた場合は、直ちに国に報告する。
- ② 県防災ヘリコプターの緊急運航により、情報収集活動及び消火活動を行う。

(2) 消火・救出活動

ア 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団・森林所有者等・県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

① 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した県防災ヘリコプターは火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

② 消火活動の実施

消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消

火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者等と協力して森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

イ 孤立者等の救出

現地に出動した県防災航空隊は、県防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

ウ 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、当該消防本部の消防長（消防本部を置かない市町村においては消防団長）を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

(3) 避難・誘導

ア 森林内の滞在者の退去

地元市町村・警察・消防団等は、林野火災発生のお知らせを受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

県防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

イ 住民の避難

地元市町村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

(4) 広域応援等の要請

ア 消防の広域応援

消火にあたる消防本部の消防長は、当該消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は県内の消防広域相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

なお、知事は、県内の消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」並びに消防組織法第44条の規定により「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請し、必要に応じて消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

イ 自衛隊の派遣要請

市町村長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

ウ 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えて、なおしばらく警戒にあたる。

第12章 危険物等災害応急対策計画

第1節 危険物施設災害応急対策計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

危険物施設等は、地震災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規定、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

2 計画内容

(1) 事業所

危険物施設の管理者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、市町村、消防本部等と連携して、地震災害時における応急措置を次により実施するものとする。

ア 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ① 情報及び警報等を確実に把握する。
- ② 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
- ③ 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。
- ④ 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

イ 災害が発生した場合の措置

- ① 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
- ② 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- ③ 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。
- ④ 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

(2) 市町村

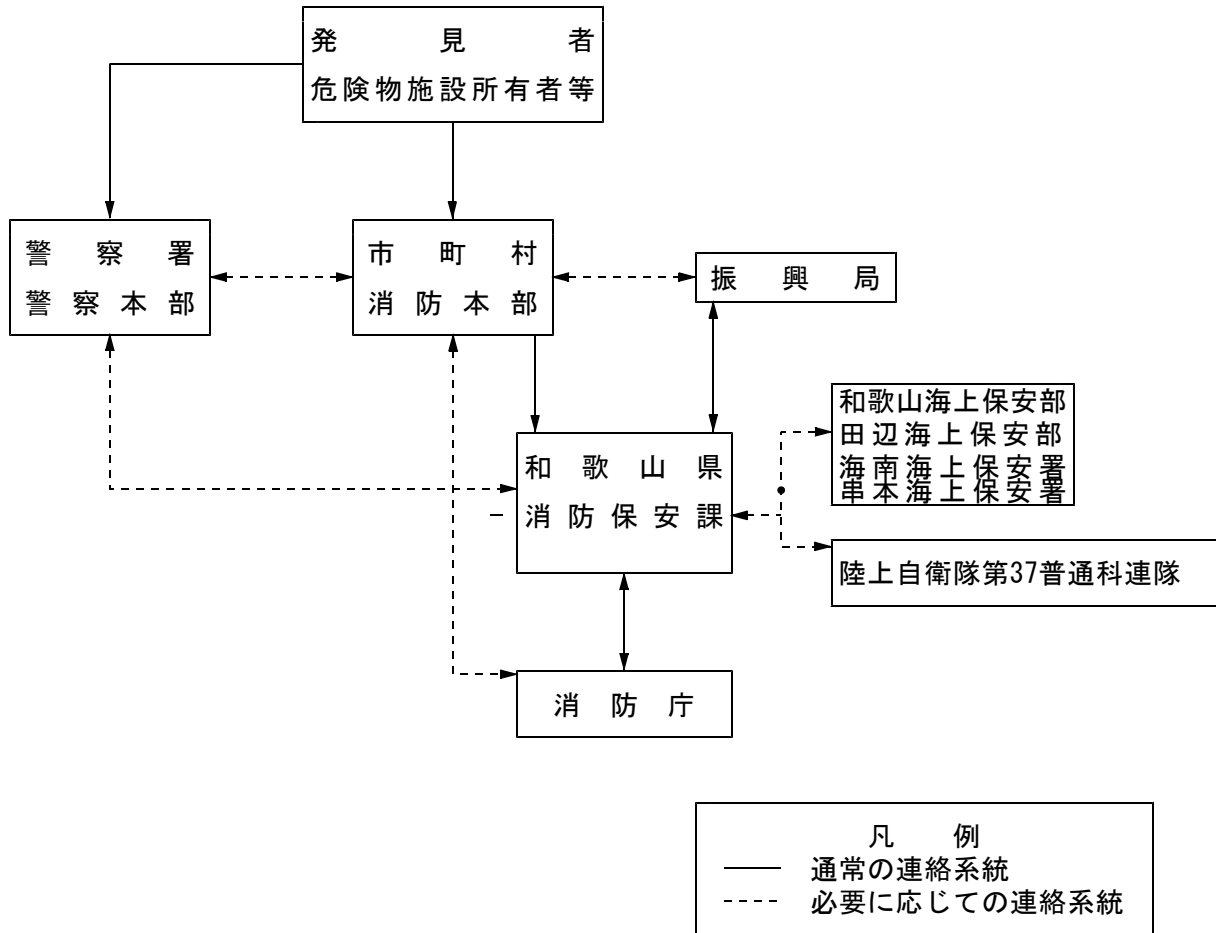
危険物施設の管理者と密接な連けいを保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を市町村消防計画の定めるところにより実施するものとする。

(3) 県

危険物災害発生市町村及び国との連絡を密にするとともに、職員の防災体制等措置要領に基づき実施する。

(4) 通報連絡体制

危険物施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。



第2節 火薬類災害応急対策計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

火薬類による災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために、この計画を定める。

2 計画内容

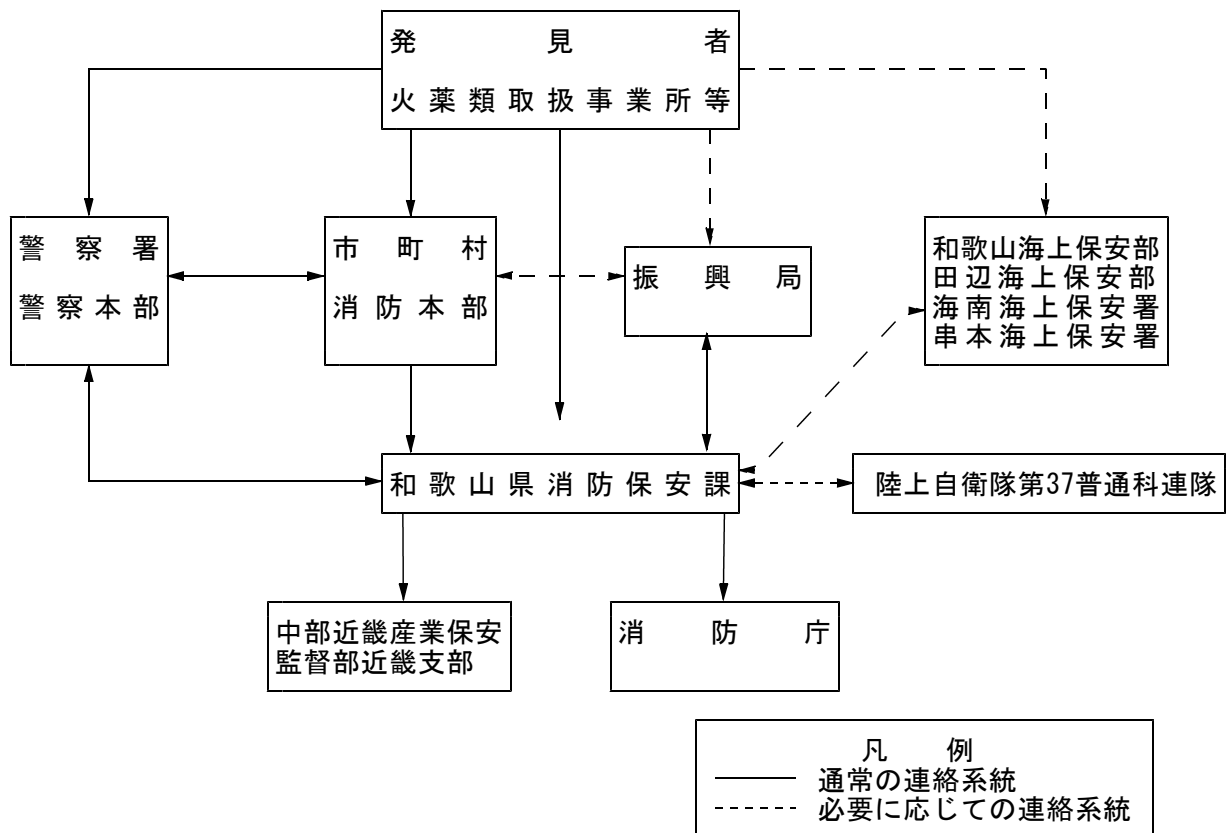
火薬類による災害の発生するおそれがある場合、又は、災害が発生したときは、災害の発生又は、拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- (1) 火薬類貯蔵設備等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、設備等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。
- (2) 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる住民を避難させるための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。

ア 立入禁止区域の設定及び交通規制

イ 被災者の救出、救護

ウ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動



第3節 高圧ガス災害応急対策計画（県総務部危機管理局）

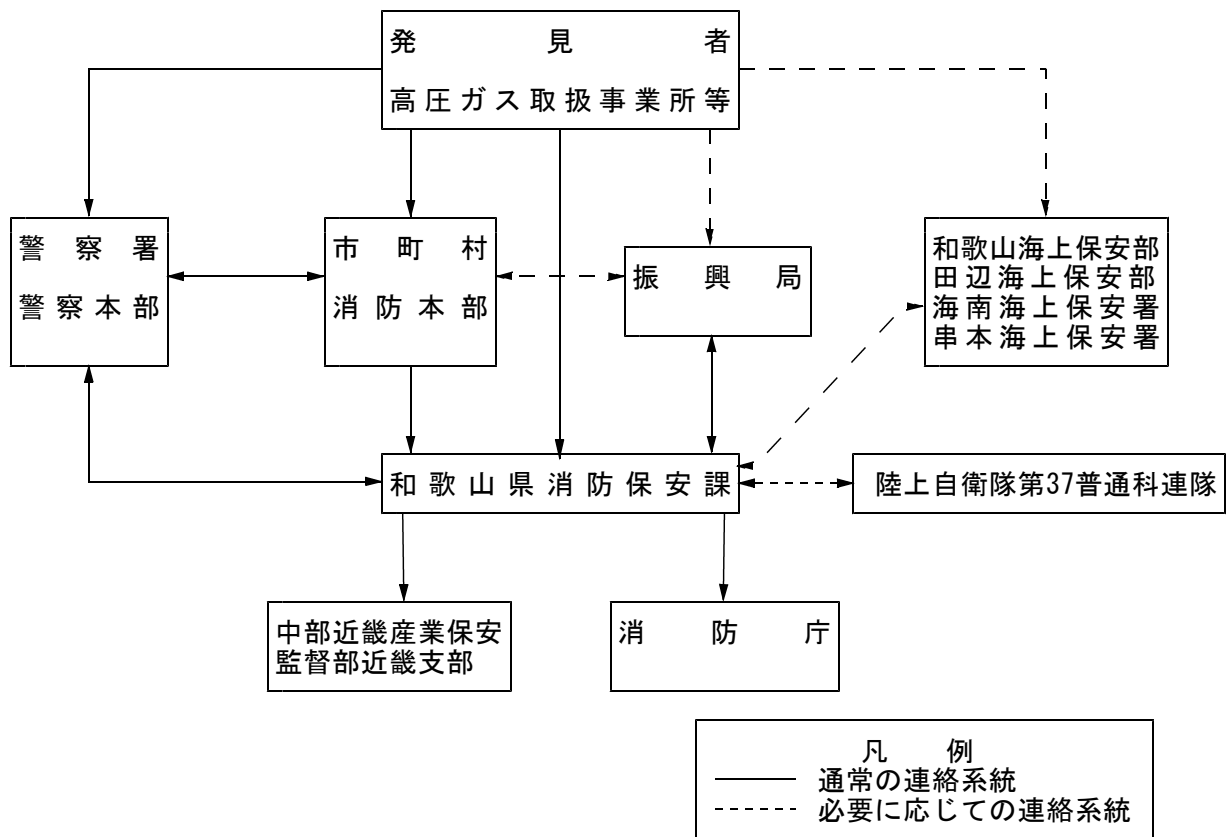
1 計画方針

高圧ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するためにこの計画を定める。

2 計画内容

高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- (1) 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。
- (2) 上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講じる。
- (3) 高圧ガスによる災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。
 - ア 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - イ 被災者の救出、救護
 - ウ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動
- (4) 必要に応じて、県内高圧ガス団体又は関係事業所の応援を求める。



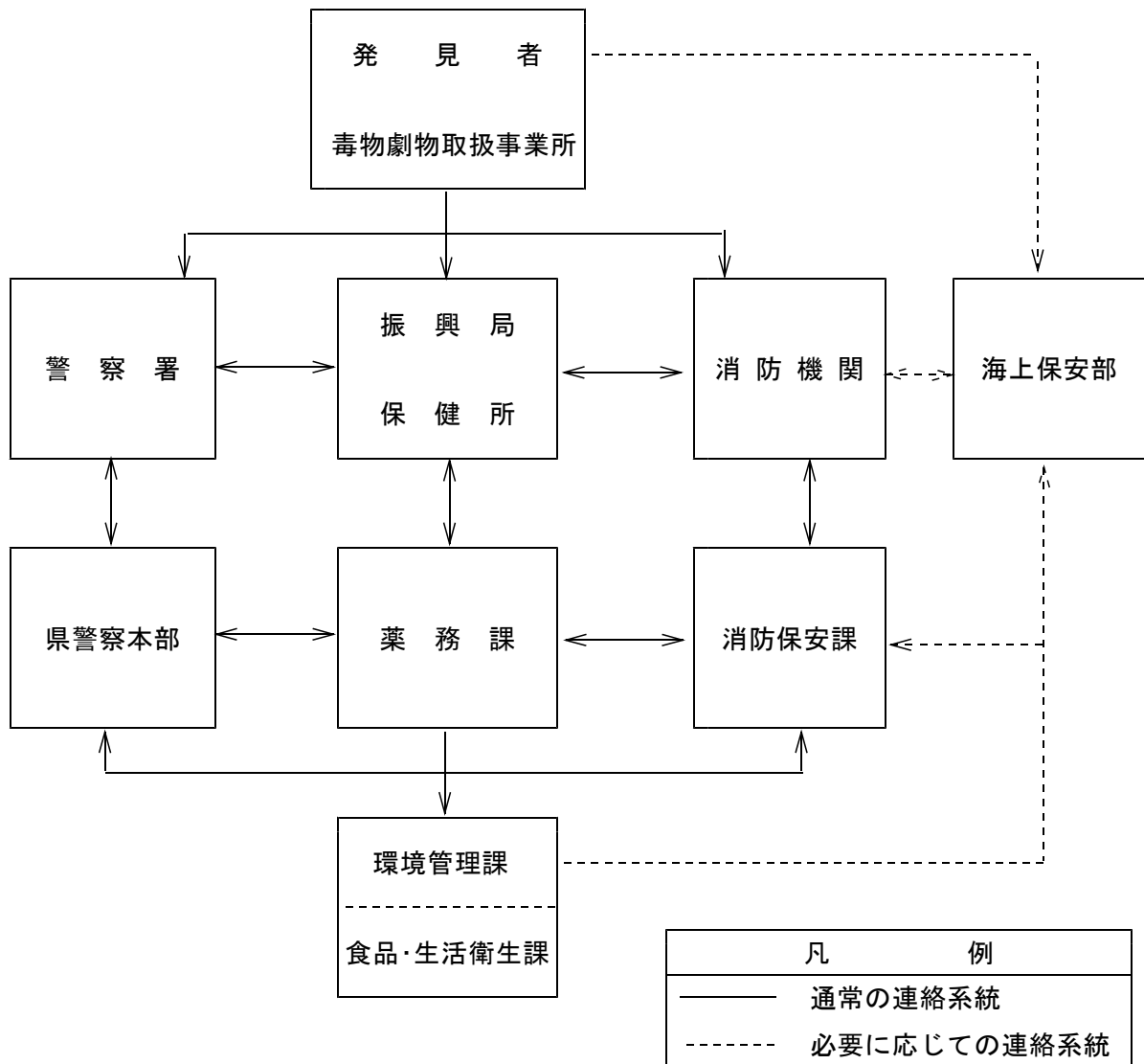
第4節 毒物劇物災害応急対策計画（県総務部福祉保健部）

1 計画方針

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合における応急対策については、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところによる。

2 計画内容

- (1) 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。
- (2) 緊急措置
保健所（又は消防機関、警察署）は、毒物・劇物の流失散逸等の状況について把握するとともに、速やかに関係機関に情報を提供するものとする。
- (3) 事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質質量、現場の状況等を十分把握し行動するものとする。



第5節 放射性物質事故応急対策計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

放射性物質の特殊性に鑑み、放射性物質による事故の発生するおそれ及び事故発生に対する防災関係機関の初動体制を確立するとともに、事故の発生するおそれ及び事故発生に対し迅速・的確な応急対策を実施して、住民の安全を確保するためにこの計画を定める。

2 計画内容

放射性物質による事故が発生するおそれがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- (1) 放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生するおそれのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに国、県及び市町村等へ通報する。
- (2) 県は、事故の連絡、通報を受けたときは、消防庁及び防災関係機関に連絡、通報するとともに、安全規制担当省庁（文部科学省、国土交通省等）と連絡調整を行う。又、事故に関する情報の収集を図り、安全規制担当省庁の指導を得て事故に対する対応方針を決定するほか、その他の関係機関との連絡調整、住民への情報提供等を行う。

参考「放射線検出時対応マニュアル」は資料編51-02-00

第6節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画（県総務部危機管理局、警察本部）

1 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

2 計画内容

(1) 輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講ずるものとする。

ア 消防機関及び警察官に通報する。

イ 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。

ウ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。

エ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。

オ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じる。

(2) 市 町 村

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を、市町村消防計画の定めるところにより実施するものとする。

第7節 有害物質漏洩等応急対策計画(環境生活部)

1 計画方針

災害による有害物質の漏洩等により住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策についてはこの計画による。

2 計画内容

- (1) 県は、市町村、関係機関及び事業所と連絡を取り、有害物質の漏洩等の有無、汚染状況、原因等必要な情報を迅速かつ的確に収集する。
- (2) 県は、市町村と協力して被災事業所について、有害物質の漏洩状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。
- (3) 県は、被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんや石綿の飛散を防止するため、市町村と協力して、建物等の損壊状況の調査を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、その飛散防止対策を実施するよう指導する。
- (4) 県は、被災状況に応じて、測定場所の選定等市町村の協力を得て、必要な環境モニタリングを行う。
- (5) 県は、有害物質の漏洩等により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、市町村等関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力により一般への周知を図る。

第13章 公共的施設災害応急対策計画

第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話株式会社）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期すため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

西地域会社は、災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

西地域会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

西地域会社は、災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

西地域会社の保有する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

(5) 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

西地域会社は、非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

西地域会社は、災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

3 防災訓練の実施

災害時における応急復旧が迅速かつ的確にできるように情報の伝達、非常召集、災害対策機器の操作等の訓練を年1回以上実施する。

第2節 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社）

1 計画方針

電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

2 計画内容

(1) 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、次に掲げる情報を迅速・的確に把握する。

ア 一般情報

- ① 気象、地象情報
- ② 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

- ③ 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
- ④ その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報

- ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ② 停電による主な影響状況
- ③ 従業員の被災状況
- ④ その他災害に関する情報

(2) 広報活動及び方法

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は気象、地象情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織が設置された場合は、対策要員はすみやかに所属する対策組織に出動する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員はあらかじめ定められた基準に基づき直ちに所属する事業所に出動する。

ウ 交通途絶等により所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 復旧資材の確保

ア 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。

- ① 現地調達

② 対策組織相互の流用

③ 他電力会社等からの融通

イ 輸 送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧資材置き場等の確保

災害時において、復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 応急工事

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

① 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

③ 変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

④ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法（標準作業要綱準則）による迅速確実な復旧を行う。

⑤ 通信設備

移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

(7) ダムの管理

ア 管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して平常時及び洪水時の管理方法を定め運用の万全を期する。

イ 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確予測に努め、機械器具、観測、警報施設の点検整備を行う。

ウ 通知、通報

ダム放流を開始する前に、関係官庁、地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知する

ため立札による掲示を行うほか、警鐘、スピーカー等により警告する。

エ ダム放流

ダム操作規程又はダム管理規程に基づいて、下流水位が急上昇しないようにゲートを操作して放流を行う。

なお、必要に応じ河川パトロール等も実施する。

オ 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、「水力設備運転保全業務要綱」、「水力設備巡視点検要綱指針」、発電所ごとの「水力発電所運転所則」ダムごとの「ダム操作規程」等により定める。

第3節 都市ガス施設災害応急対策計画（大阪ガス株式会社、新宮ガス株式会社）

<大阪ガス株式会社>

1 計画方針

災害発生時には、「災害対策規程」に基づき地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

2 計画内容

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア 気象予報等の収集、伝達

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報等を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

イ 通信連絡

- ① 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の充実を図る。
- ② 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
- ③ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、（社）日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最少限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、広報車・工作車に装備した広報設備により災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

ア 風水害対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

イ その他の災害対策

災害による事故発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

特に、特定地下街又は特定地下室等に対して次のような応急措置を行う。

- ① 緊急の場合には、地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等によりガスの供給を停止する。
- ② 事前の「申合せ」により必要な場合は、消防機関においてガスの供給を停止することができる。

(5) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスを供給再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に関わる箇所及び救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。併せて、仮設シャワー設備の設置、カセットコンロの配布、圧縮天然ガスボンベ供給等の生活支援サービス、代替手段による臨時供給などの顧客支援を実施する。

<新宮ガス株式会社>

1 計画方針

災害が発生した場合は、保安規程、地震時措置要領に基づいて二次災害を防止するために応急対策を実施する。

2 計画内容

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア 気象予報等の収集、伝達

メディア、地域防災行政無線等により情報を収集し、各部署に伝達する。

イ 通信連絡

災害発生時の関係先との伝達方法は、災害時優先電話、業務無線、単車等にて行い、平素から緊密な連絡協調に努める。

ウ 被害状況等の収集

当社工場、導管及び顧客施設の被害状況を収集し、関係先機関に連絡を行う。

(2) 対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は緊急通報体制網により動員する。又地震の場合は震度5弱以上で自動出社するよう規定している。

イ 広範囲にわたり供給停止が発生した場合は、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援処置要綱」に基づき日本ガス協会近畿部会へ、救援要請する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し被害を最小限に食い止めるため、顧客及び一般市民に対し、広報車等により災害に関する各種情報を広報する。

(4) 防護保全対策

平常業務において、現場状況に応じ防護、修理、取替等により保全業務を行っているが非常の際は地域、場所別に被害が予想される施設の重点巡視警戒を行う。

(5) 危険防止対策

事故が発生し、又発生するおそれがある場合には内容に応じた体制にて出動し、状況に応じた適切な処置を迅速に講じ、又関係機関と協力して二次災害の防止に努める。

(6) 応急復旧対策

① 復旧工事にあたっては、被害箇所の修繕を行い、安全を確認してからガスを供給し、異常のないことを確認する。

② 被害調査を実施し、地区別の復旧優先順位を検討し、復旧ブロック及び要員計画を立てる。又重要施設から復旧する。

第14章 文教対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等、次の応急措置を講ずる。

第1節 小・中学校及び市立の高等学校の計画（県教育委員会）

1 計画方針

小・中学校及び市立の高等学校に関する災害の応急対策は、別に定めるもののほか、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 児童生徒の安全の確保

ア 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。

イ 校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに市町村（県）本部に報告するものとする。

ウ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

〔「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災教育・安全指針（県教育委員会）参照〕

(2) 学校施設の確保

ア 被害程度別応急教育予定場所

① 応急的修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急措置をして使用する。

② 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法による。

③ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

④ 特に地区が全体的被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、り災を免れた公民館等公共施設を利用する。

イ 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により、当該施設管理者の応援を得るものとする。

① 同一市町村施設利用の場合

市町村本部において、関係者協議のうえ行うものとする。

② 他市町村施設利用の場合

当該市町村本部は、教育部に対して施設利用の応援を要請するものとする。教育部におい

ては、要請に基づいて利用すべき施設の区域を管轄する市町村本部に協力をあっせんするものとする。

(3) 教職員の対策

ア 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

イ 同一市町村内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、市町村本部に派遣の要請をするものとする。市町村本部は、管内の学校内において操作するものとする。

ウ 県内操作

市町村において解決できないときは、市町村本部は、教育部に教職員派遣の要請をする。要請を受けた教育部は、適当な市町村本部に対して教職員派遣をあっせんするものとする。

エ 県内操作不能の場合

教育部はウの方法によって解決できないときは、欠員の状況に応じて近畿府県から教職員の応援派遣を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

第2節 県立学校関係の計画（県教育委員会、県立医科大学）

1 計画方針

県立の大学、高等学校、特別支援学校の災害時における応急対策は、別の計画で定めるもののほか、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 県立医科大学

ア 大学施設の確保

応援の要請

災害時における応急対策は他施設の利用以外に方法がないときは、知事と協議のうえ、直接他施設管理者に対し、その利用の応援を要請するものとする。

イ 教職員の対策

災害時に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によるものとする。

① 学内操作

欠員が少数のときは、大学内において操作する。

② 学外操作

大学内において操作できないときは、知事との協議のうえ、学外から応援を受ける等の措置を講ずるものとする。

ウ 授業料の減免、育英補助

災害により住家の被害を受けた学生に対しては、授業料の減免及び育英補助の措置を講ずるものとする。すなわち、学長は、学生の被害状況を取りまとめ、被害学生の数が相当数に達し、授業料の減免、育英補助の必要を認めるときは、その措置の実施について知事と協議する。

(2) 県立高等学校等

ア 児童生徒等の安全の確保

① 生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。

② 校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒等に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに県、（市町村）本部に報告するものとする。

③ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒等の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

〔「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災・安全教育指針（県教育委員会）参照〕

イ 学校施設の確保

授業実施のため校舎施設の確保は、「第1節 小・中学校の計画」に定める計画によるものとする。ただし、施設利用のための応援要請等の手続、順序は、次の方法によるものとする。

① 応援の要請

各学校長は、他施設の利用以外に方法がないときは、教育部に対して直接他施設利用の応

援を要請するものとする。

② 応援の指示等

要請を受けた教育部は、当該学校に隣接する適当な県立の学校等に対し、施設利用について応援をするよう指示するものとする。

なお、当該地域に適当な県立の学校等の施設がないときは、その地域に所在する適当な公共的施設等の利用について、その施設の管理者に応援の協力を要請するものとする。

ウ 教職員の対策

災害に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によるものとする。

① 学校内操作

欠員が少数のときは、当該学校内において操作する。

② 県内操作

学校内操作で解決できないときは、学校長は直接教育部に対して、教職員派遣の要請をするものとする。

要請を受けた教育部は隣接する適当な学校等から職員を派遣するものとする。

③ 県内操作不能の場合

教育部は、県で操作できないときは、欠員の状況に応じて当該欠員分を近畿府県から応援を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

エ 育英補助

災害により人的、物的な被害を受け、経済的に就（修）学が困難な状況となった児童生徒に対しては、育英補助等必要な措置を講ずるものとする。

第3節 私立学校関係の計画（県総務部）

1 計画方針

私立学校の災害応急対策は、それぞれの学校経営者が計画を樹立し、その実施に当たるものとするが、公費負担（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）等に関係のある被害状況の報告について、周知徹底を図るものとする。

第4節 学校給食関係の計画（県教育委員会）

1 計画方針

災害時における学校給食の応急対応策は、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施計画

ア 教育部は、被害状況に応じ、市町村における学校等の給食施設を利用し、応急給食を実施するよう指導・助言を行うものとする。

イ 被害を受けた市町村に対し、できる限り学校給食の継続実施の指導・助言を行うものとする

が、施設及び原材料が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施するよう指導・助言を行うものとする。

ウ 災害時において、学校等が避難所として使用される場合、学校給食が再開した時には、その業務に支障が及ぶことのないよう一般り災者との調整を図るよう留意するものとする。

エ 応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症発生のおそれがあるので、衛生管理には、特に留意するものとする。

(2) 物資対策

被害を受けた市町村本部及び県立学校長は、被害状況報告を速やかに行うものとし、教育部は、被害物資の掌握、処分等を指示、指導・助言を行うものとする。

第5節 社会教育施設関係の計画（県環境生活部・県教育委員会）

1 計画方針

災害時における公民館等社会教育施設の応急処理等の措置を講ずる。

2 計画内容

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合も少なくないので、市町村本部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

第6節 学用品支給計画（県総務部・県福祉保健部・県教育委員会）

1 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

2 計画内容

(1) 給与の種別

教科書等（教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者

(3) 給与方法

ア 学用品は、原則として県において一括購入し、り災児童生徒に対する配分は、市町村長が実施するものであるが、教科書等については、地域ごと学校等により、その使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため職権の委任により、調達から配分までの業務を市町村長に委任することがある。

イ 市町村長は、学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、り災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握しなければならない。

(4) 救助法による学用品の給与基準

ア 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行うものであること

イ 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行われること

- ① 教科書等
- ② 文房具
- ③ 通学用品

ウ 「学用品の給与」のため支出できる費用

- ① 教科書等費 給与に必要な実費
- ② 文房具費及び通学用品費

（「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。）

は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を給与するための実費とする。

エ 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

(5) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 学用品の給与状況
- ウ 学用品購入関係支払証拠書類
- エ 備蓄物資払出証拠書類

第15章 災害警備計画

第1節 警察警備計画（警察本部）

1 計画方針

災害対策関係機関と緊密に連携し、警察の組織力と装備資機材を最大限に活用し、住民の生命・身体・財産の保護、交通秩序の確保、犯罪の予防及び検挙等の総合活動により災害時の治安維持に当たる。

2 計画内容

(1) 任務と活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の警察活動を行う。

- ア 気象及び災害関係情報の収集と伝達
- イ 被害状況等の調査
- ウ 避難の指示、警告及び誘導
- エ 被災者の救助
- オ 死体の検視及び身元の確認
- カ 交通の秩序及び緊急交通路の確保
- キ 犯罪の予防及び取締り
- ク 他機関の行う活動に対する協力援助

(2) 警備体制

「和歌山県警察災害警備計画」に基づき、警察職員の各参集場所への非常招集により緊急な立ち上がりを行う。

次いで、和歌山県警察本部及び各警察署は、その災害の規模及び被害状況に応じた災害警備本部等を設置し、警備体制を確立する。

なお、必要に応じ、広域緊急援助隊等の県外部隊の応援要請を行い、体制の充実を図る。

(3) 通信体制

災害が発生した場合における通信については、「和歌山県警察災害警備計画」の定めるところによる。

第2節 海上公安警備計画（和歌山・田辺海上保安部）

1 計画方針

県沿岸海上において、暴動、騒乱、海難及びその他の災害時の応急対策については、海上保安部その他関係機関の協力のもとに実施する。

2 計画内容

(1) 警備救難体制

ア 非常体制の種別及び基準

① 警戒体制の呼称を「警戒配備」という。

大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに、警戒体制を確立し、災害の防止と局限を図る。

② 非常体制の呼称を「非常配備」といい、次のとおり区分する。

a 非常配備 甲 大規模犯罪

b 非常配備 乙 大規模海難等

海上における暴動、騒乱等の社会的に著しく影響の大きい犯罪、大規模な海難及びその他の災害に備え、緊急に事前の態勢を確立することにより、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護並びに海洋の汚染の防止に資する。

③ 非常体制の発令

非常配備の発令は、第五管区海上保安本部長が行い、警戒配備の発令は、第五管区海上保安本部長又は、海上保安部長が行うことができる。

④ 非常体制発令時の措置要領

警戒配備及び非常配備ごとに、それぞれ次のとおり措置する。

a 警戒配備

(7) 警戒配備を実施するための要員を増強する。

(イ) 予想される災害の発生を防止し、又は局限するための対策を検討する。

(ウ) 情報を収集し、関係先に通報する。

(エ) 通信設備を強化する。

(オ) 必要な巡視船艇、航空機を待機させ、又は出動させる。

b 非常配備

(7) 非常配備を実施するため、次により要員を増強する。

(a) 第一態勢 職員のおおむね 2分の1以上

(b) 第二態勢 職員のおおむね 4分の1以上

(イ) 大規模犯罪又は大規模海難等の発生を防止し、又は局限するための対策を検討する。

(ウ) 情報を収集し関係先に通報する。

(エ) 通信設備を強化し、必要により通信統制又は通信制限を実施し、若しくは臨時通信系を設定する。

(オ) 必要な巡視船艇、航空機を待機させ又は出動させる。

(カ) 業務上必要な施設、資材、機器等の点検、整備又は手配を行う。

(キ) 航行警報等により、必要な情報を伝達するとともに、大規模犯罪又は大規模海難等の

発生に備えて措置すべき事項を指導する。また、必要により関係者に対し船舶の移動を命じ、船舶の航行を制限する等の処分を行う。

- (f) 関係諸機関と緊急に連絡し、情報を交換し、必要により協議する等相互の協力を努める。
- (g) 民心の安定に重点を置いた広報を行う。
- (h) 職員の健康管理、給食等に関する必要な措置を講ずる。

(2) 対策本部の設置

海難その他における災害の規模と継続期等により必要と認めるときは、対策本部を設置し、管内の船艇、航空機、人員等の派遣を受け、また、必要ある場合は、他管区の応援により、災害時の応急措置を統一的かつ、強力に推進する。

ア 対策本部の種類、設置者及び設置基準

種 類	設 置 者	設 置 基 準
中規模海難等対策本部	第五管区海上保安本部長 和歌山海上保安部長 田辺海上保安部長	大規模でない海難その他の海上における災害で、社会的に影響の大きいもの
大規模海難等対策本部	第五管区海上保安本部長	大規模な海難その他の海上における災害で、社会的に著しく影響の大きいもの

イ 対策本部の要員

別に定める対策本部編成表に従い要員を配置し、災害の救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務並びにこれらの付帯業務を実施する。

(3) 非常通信体制

災害発生地又は災害対策本部所在地と通信連絡が途絶した場合は通信代行巡視船の派遣又は携帯無線機を活用して、和歌山・田辺海上保安部との通信連絡を確保する。

第16章 災害対策要員の計画

災害応急対策を実施するために必要な要員は、本計画によるものとする。

災害対策の要員については、概ね次の順序で動員を行うものとする。ただし、災害応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 県・市町村職員の動員
- (2) 労働者の雇上げ

また、動員はそれぞれの応急対策実施機関において行うものであるが、これらの機関が災害応急対策及び災害救助を実施するに当たり、現地において、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足を生ずる場合は、次の応援要請事項を示して、本部へ要請するものとする。

応援要請事項

- ア 応援を必要とする理由
- イ 従事場所
- ウ 作業内容
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

第1節 ボランティア受入計画（日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部危機管理局・ 県環境生活部・県福祉保健部・県教育委員会）

1 計画方針

災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入計画は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 防災ボランティアの受入

ア 市町村等からの要請内容の伝達等

県内において、震災等の大規模な災害が発生し、県又は県内の市町村から防災ボランティアに対する協力要請があった場合、県知事は、専門ボランティアにあっては、窓口団体を通じてその内容を伝え、救援ボランティアチームにあっては、直接に代表者にその内容を伝える。

なお、内容伝達に当たっては、ボランティアの活動地、必要人員、活動地への移手段等必要な情報の提供を行う。

※ 窓口団体とは、専門ボランティアが登録する際の窓口となる団体をいう。

イ 防災ボランティアの活動の基本

被災現地に出動した防災ボランティアは、県又は現地市町村と協力して災害救援活動に当たるものとする。

ウ 未登録専門ボランティアに対する対応

県、市町村等は、未登録の専門ボランティア希望者からの問い合わせや活動申入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。

エ 窓口団体との調整

窓口団体との調整は、各団体毎に関係各班において行うものとし、総合調整については、環境生活部県民生活班において行うものとする。

(2) 一般ボランティアの受入

ア 県災害ボランティアセンター（常設型）

災害発生後、県災害ボランティアセンターは、一般ボランティアの受入体制を整え、被災地で円滑にボランティア活動が行えるよう、災害ボランティア活動に係る情報の受発信や、市町村災害ボランティアセンターの後方支援業務を行う。

(ア) 県の役割

県は、環境生活部県民生活班を通じ、県災害ボランティアセンターに対して各種調整、指示、情報提供を行うとともに、職員を派遣し、その運営を支援する。

(イ) 県社会福祉協議会の役割

県社会福祉協議会は、県内外の社会福祉協議会、その他関係機関との連絡調整等、事務局として県災害ボランティアセンターの運営業務を行う。

イ 市町村ボランティアセンター

被災地の市町村又は市町村社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとし、その調整窓口として、市町村災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。

※ 日本赤十字奉仕団委員長名・団員登録数一覧は、資料編 52-01-00を参照

※ 県婦人団体連絡協議会郡市会長及び会員数一覧は、資料編52-03-00を参照

第2節 労働者の確保計画（和歌山労働局、県福祉保健部・県商工観光労働部）

1 計画方針

災害応急対策の実施が本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 労働者の雇用

労働者の雇用はそれぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

(2) 労働者雇用の方法

労働者の雇上げについては、県下各公共職業安定所の求職者を対象として要員確保に努めるものとする。

(3) 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

ア リ災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

イ 医療及び助産のための移送要員

① 救護班では処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院・診療所に運ぶための人員を必要とするとき。

② 救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員

③ 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員

ウ リ災者の救出要員

リ災者の身体の安全を保護するため、リ災者を救出するための要員

エ 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための、医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食糧品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員

カ 遺体搜索要員

遺体搜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する人員。

キ 遺体の処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

(4) 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。

(5) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

(6) 実施上の特例

知事は、あらかじめ定めた災害の救助の程度、方法及び期間等に基づき、個々の救助を実施する際、救助の適切な実施が困難な場合が生じたときは、そのつど厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(7) その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しておかなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 賃金職員等雇上げ台帳
- ウ 賃金支払関係証拠書類

第17章 交通輸送計画

第1節 道路交通の応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、県土整備部・警察本部）

1 計画方針

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

2 計画内容

(1) 交通規制の種別及び根拠

災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）するものとする。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条、6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し若しくは制限する。

ウ 基本法に基づく規制（同法第76条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(2) 交通規制の実施

ア 規制の実施は次の区分によって行うものとする。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 町 村 長	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警察署長等 警 察 官	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

ただし、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置を執られるよう配慮するものとする。

イ 隣接府県に対し広域交通管制の要請を行う。

(3) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに警察官又は市町村長に通報するものとする。

通報を受けた市町村長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に速やかに通報するものとする。

(4) 各機関別実施の要領

道路管理者又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行うものとする。

ア 道路管理者

災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制をするものとする。

ただし、市町村長は、該当市町村以外の者が、管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行うものとする。この場合市町村長は、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行うものとする。

イ 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

(5) 緊急通行車両の通行確認

基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両の確認手続は、次のとおりとする。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

ア 緊急通行車両の基準

緊急通行車両とは、

- ① 道路交通法第39条第1項の緊急自動車
- ② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とされており、②の車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

イ 緊急通行車両の確認

① 確認の申請

a 申請場所

警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問場所

b 申請手続方法

緊急通行車両確認申請書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写しを添付する。

c その他

緊急通行車両確認申請書（車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）については各申請場所に備え付けのものを使用。

② 確認と標章等の交付

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

③ 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

④ 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を經由して公安委員会に申請するものとする。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

a 災害対策基本法施行令第32条の2第2号に規定する「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

b 警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の想定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として同法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

(6) 交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第76条の2）

基本法に規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

ア 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

イ 前記アに係わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(7) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等（基本法第76条の3）

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

ア 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ 前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

ウ 前記ア及びイを警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

この場合において、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(8) 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより、次の標識を設置するものとする。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導に当たるものとする。

ア 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置するものとする。

- ① 道路交通法第4条、5条及び道路法第46条によって規制したとき。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府建設省令第3号）に定める様式と方法による。

- ② 基本法第76条によって規制したとき。

基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

イ 規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示して表示する。

- ① 禁止、制限の対象
② 規制の区域及び区間
③ 規制の期間

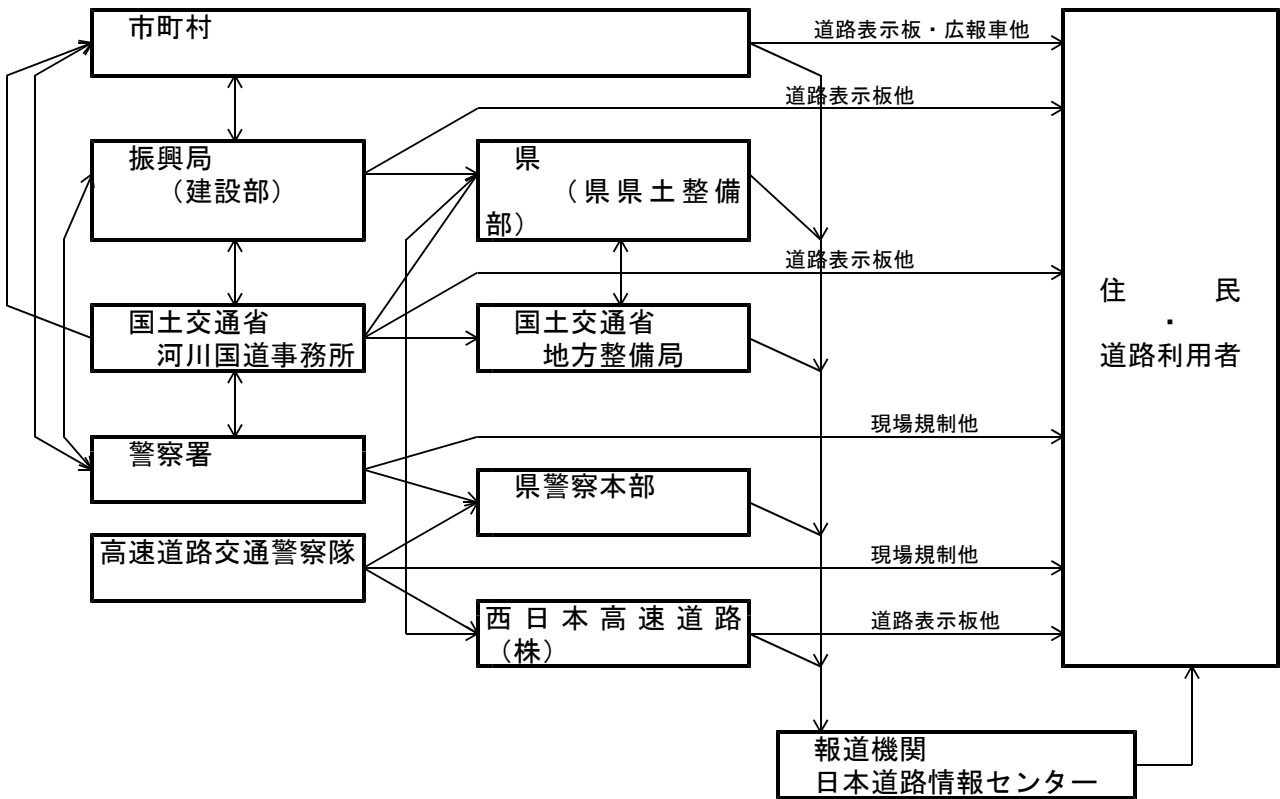
ウ 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努めるものとする。

(9) 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとする。

ア 系統図



イ 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 禁止、制限の種別と対象
- ② 規制する区域及び区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由
- ⑤ 迂回路その他の状況

(10) 道路の応急復旧

ア 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ 市町村長の責務

① 他の道路管理者に対する通報

市町村長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路ががけくずれ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

② 緊急の場合における応急復旧

市町村長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

③ 知事に対する応援要請

市町村は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。

- ※ 基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式は、資料編53-01-00を参照
- ※ 基本法施行規則第6条による緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、資料編53-02-00を参照
- ※ 緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャートは、資料編53-03-00を参照
- ※ 異常気象時における道路通行規制基準は、資料編53-05-01～03を参照

第2節 船舶交通の応急対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県農林水産部・県県土整備部）

1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制及び航路障害物の除去等に関し定めるものとする。

2 計画内容

(1) 航行規制の実施者等

実施責任者	港名	規制内容
和歌山下津港長	和歌山下津	1 けい留の制限禁止 2 びょう地の指定 3 移動の制限 4 移動命令 5 船舶交通の制限禁止 6 危険物積載船舶の停泊場所、荷役の規制 7 水路の保全に関する命令 8 火気取扱の制限禁止
田辺港長	田辺	
和歌山海上保安部長	由良、湯浅広	
田辺海上保安部長	新宮、宇久井、 勝浦、浦神、 古座西向、串本、 日置、日高、	

ア 港長又は、和歌山・田辺海上保安部長（以下「港長等」という）は航行制限に当たっては、港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡を取るよう配慮する。

イ 田辺、和歌山下津港以外の港における規制内容は、（４）（５）（７）及び（８）とする。

(2) 発見者等の通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は、般船交通が極めて混乱している状況を発見したものは、速やかに港長等又は市町村長に通報するものとする。

通報を受けた市町村長は、その港湾の最寄りの海上保安部署長に通報するものとする。

(3) 航行規制の要領

ア 災害等により水路の損壊沈没物資のため、船舶の航行に危険がある場合は、港長等は、港内における船舶交通の制限禁止を行う。

イ 船舶交通の制限禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図る。また、必要に応じて標識を設置する。

(4) 航路障害物の除去

ア 和歌山・田辺海上保安部

① 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。

② 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監

督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

③ 港湾管理者及び漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

イ 港湾管理者及び漁港管理者

その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。

必要あるときは、除去命令を出す。

第3節 輸送計画（和歌山・田辺海上保安部、近畿運輸局、近畿地方整備局、自衛隊、西日本旅客鉄道(株)、県総務部危機管理局・県企画部、県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）

1 計画方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸・海・空のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現するものとする。

特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活動を推進するものとする。

2 計画内容

(1) 基本方針

ア 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象の想定

① 第1段階

- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- d 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- a 上記①の続行
- b 食糧及び水等生命の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- a 上記②の続行
- b 災害復旧に必要な人員及び物資
- c 生活必需品

(2) 実施者

災害輸送は他の計画で別に定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行うものとする。

(3) 災害輸送の種別

災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- ア 自動車及びバイク等による輸送
- イ 鉄道軌道等による輸送

ウ 船舶による輸送

エ ヘリコプター等による空中輸送

オ 人力等による輸送

(4) 輸送力の確保等

ア 自動車輸送力の確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、おおむね次の順序による。

- ① 当該実施機関所有の車両等
- ② 公共的団体の車両等
- ③ 営業用の車両等
- ④ その他の自家用車両等

イ 各機関における措置

① 県

- a 本部各班は自動車、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保を要するときで、県有車両等のみで不足するときは、次の輸送条件を示して総合交通政策班に要請するものとする。ただし、土木工事等のため業者所有建設車両を調達するときは、土木部土木総務班に要請する。 ※ 建設機械関係資料は、資料編51-01-01~02を参照

(ア) 輸送区間又は借上機関

(イ) 輸送量又は車両の台数等

(ウ) 集合の場所及び日時

(エ) その他の条件

- b 総合交通政策班は、次により処置する。

(ア) 自動車のうちトラックについては（社）和歌山県トラック協会に、バスについては（社）和歌山県バス協会に、それぞれ輸送を要請し、タクシーについては和歌山運輸支局に輸送要請してくれるよう依頼する。

※ バスによる緊急・救援輸送に関する協定書は、資料編54-02-01を参照

(イ) 鉄道によって輸送する場合は、必要の都度、各関係機関と協議して要請するものとする。

(ウ) 船舶のうちフェリーについては、南海フェリー（株）に輸送を要請し、それ以外は総合統制室を通じ和歌山・田辺海上保安部及び自衛隊等に輸送を、和歌山運輸支局及び和歌山運輸支局勝浦海事事務所に借上げあっせんを要請する。

(エ) 漁船については、農林水産部水産振興班を通じ和歌山県漁業協同組合連合会に輸送を要請する。

(オ) ヘリコプター等については、総合統制室を通じ和歌山・田辺海上保安部及び自衛隊等に輸送を要請する。

② 市町村

- a 市町村においては、輸送に必要な車両及び要員等の確保については、市町村計画に定めておくものとする。

b 市町村の所要車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して支部に応援を要請する。

③ 近畿運輸局（和歌山運輸支局、和歌山運輸支局勝浦海事事務所）

近畿運輸局は、対策実施要綱等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、県の要請等により、輸送機関等に対し調達のあっせんを行う。

④ 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社及びその他の私鉄会社

西日本旅客鉄道(株)和歌山支社及びその他の私鉄会社は、それぞれの実施機関と協議して、鉄軌道による輸送を行うものとする。また、緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行うものとし、当該輸送機関は、緊急輸送の必要があると認めたときは、その万全を期するものとする。

⑤ 和歌山・田辺海上保安部

和歌山・田辺海上保安部は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、自ら保有する船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。

⑥ 近畿地方整備局和歌山港湾事務所

近畿地方整備局和歌山港湾事務所は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を実施する。

⑦ 自衛隊

自衛隊は、「第18章 自衛隊派遣要請等の計画」に定める知事の災害派遣要請に基づき、自ら保有する車両、船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。

(5) 緊急輸送ネットワークの指定

県は、災害発生時の緊急輸送活動のための多重化や代替性を考慮し、緊急輸送道路、防災上の拠点となる施設及び輸送拠点を指定して、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

ア 緊急輸送道路

県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設等を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。

- ① 高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路
- ② 防災上の拠点となる施設、輸送拠点へのアクセス道路
- ③ 上記①、②を補完する道路

イ 防災上の拠点となる施設

- ① 県（総合庁舎を含む。）、市町村庁舎、消防署、警察署
- ② 病院

ウ 輸送拠点

- ① 港湾、漁港等
- ② 飛行場、ヘリポート等
- ③ 駅
- ④ トラックターミナル、卸売市場等

※ 緊急輸送ネットワーク計画図は、資料編54-01-01~02を参照

(6) 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備、耐震補強等に努め、災害発生時に万一被災した場合は、相互に連携し迅速な復旧に努めるものとする。

(7) 輸送能力

- ※ 陸上における輸送能力は 資料編54-02-00を参照
- ※ 海上における輸送能力は 資料編54-03-00を参照
- ※ 空の輸送能力は 資料編54-04-00を参照

第18章 自衛隊派遣要請等の計画（陸上自衛隊第37普通科連隊）

1 計画方針

県地域の防災に関し自衛隊の災害派遣について必要な事項は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 災害派遣要請基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、知事は、生命又は財産を保護するため必要と認められた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 派遣の種類

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要と認められた場合の知事の要請に基づく部隊等の派遣

イ まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく部隊等の予防派遣

ウ 災害に際しその事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認め、知事からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

なお、その判断の基準とすべき事項については次に掲げるとおりである。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

エ 庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

(3) 派遣要請要領

ア 知事の派遣要請

災害に際し、知事は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ① 県下市町村長から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認められた場合
- ② 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認められた場合
- ③ 知事が自らの判断で派遣の必要を認められた場合

イ 派遣要請の方法

派遣の要請は、陸上自衛隊信太山駐屯地司令（第37普通科連隊長）に対し、原則として文書により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

ウ 要請書の様式

※ 自衛隊災害派遣要請書の様式は、資料編55-01-00を参照
窓口は次のとおりとする

陸 上 自 衛 隊	
第37普通科連隊長	
連絡先	0725-41-0090 (代表)
(昼間)	第3科 (内236~239)
(夜間)	当直司令室 (内302)
県防災電話	
第3科	392-400
F A X	392-499

(4) 市町村長等の知事への派遣要請依頼

市町村長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明かにし、電話又は口頭をもって振興局を經由して県（総合防災課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合、市町村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

※ 知事への部隊派遣要請依頼書及び部隊等の撤収要請依頼書の様式は、資料編55-02-00を参照

(5) 派遣要請不要時の連絡

知事は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

(6) 自衛隊が災害派遣を行う場合の通知

陸上自衛隊信太山駐屯地司令（第37普通科連隊長）は、知事の派遣要請又は自主的判断により、部隊等を派遣した場合は、速やかに派遣部隊の指揮官の官職氏名、その他必要事項を知事に通知する。

(7) 自衛隊との連絡調整

ア 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、自衛隊の災害派遣を有効に行うため、情報の交換等連絡調整を行う。

イ 自衛隊災害派遣業務を調整しその迅速化を図るため、通常県に自衛隊連絡員の連絡所を設置する。

(8) 派遣部隊の誘導及び受け入れ体制

ア 派遣部隊等の誘導

① 県は自衛隊に災害派遣を要請した場合は、県警察本部（警備課）及び要請依頼の関係機関にその旨連絡する。

② 県警察本部は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情等に応じパトカー又は白バイにより被災地へ誘導する。

イ 派遣部隊の受け入れ体制

① 現地連絡責任者の指定

県は、部隊受け入れ及び作業の円滑を期するため、現地連絡責任者を指定し、派遣部隊指

揮官との連絡調整に当たらせる。

② 作業計画及び資材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた機関は、災害の状況、他の機関の応援対策実施状況等を十分勘案し、自衛隊の部隊が迅速かつ円滑に作業を実施できるよう作業計画を策定するとともに、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、宿舎等必要な設備を整えるよう配慮する。

③ その他

ヘリコプターを使用する災害派遣要請をおこなった場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期する。

(9) 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として生命、財産の救助のため、各機関と綿密な連携を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

ア 災害発生前の活動

① 連絡班及び偵察班の派遣

a 連絡班

状況の悪化に伴い県その他必要な機関に連絡員を派遣し、情報の交換及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によって通信班を配慮する。

b 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

② 出動体制への移行

a 連隊本部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い作戦室を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

b 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

③ 海、空自衛隊との連絡調整

海、空自衛隊と、平素からの協定に基づき連絡を密にし、上級司令部の命令があれば速やかに適切な協同行動が実施できるよう準備する。

イ 災害発生後の活動

① 被害状況の把握

知事からの要請があったとき、又指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、船舶、航空機等により偵察を行う。

② 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

③ 遭難者の捜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防活動を行う。

⑤ 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。

⑥ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が破壊し、もしくは障害物がある場合は、これらの啓開除去にあたる。

⑦ 応急医療、救護及び防疫

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

⑧ 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援する。

⑨ 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めた場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑩ 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

⑪ 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において自衛隊車両を対象として、交通規制の支援を行う。

⑫ 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物の保安措置及び除去を実施する。

⑬ その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

(10) 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長又は市町村長から委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができる。

ア 警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止又は退去の命令（基本法第63条第3項）

イ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容（基本法第64条8項）

ウ 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去等（基本法第64条8項）

エ 住民又は現場にある者の応急業務への従事命令（基本法第65条3項）

なお、この場合、自衛官は直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

(11) 派遣部隊等の撤収要請

ア 知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

イ 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

※ 派遣部隊等の撤収要請書の様式は、資料編55-03-00を参照

03-18 自衛隊派遣要請等の計画

- ※ 災害時におけるヘリコプター発着予定地は、資料編55-04-00を参照
- ※ 林野火災時におけるヘリコプター発着予定地は、資料編55-05-00を参照

第19章 県防災ヘリコプター活用計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 計画内容

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として市町村等の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、総括管理者（危機管理監）の指示により出動するものとする。

(2) 防災ヘリコプターの応援

市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

ア 応援要請の原則

市町村等の行政区域内で災害が発生した場合で次のいずれかに該当するとき、当該市町村長等の要請に基づき応援するものとする。

- ① 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

イ 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

ウ 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター	TEL	0739-45-8211
	FAX	0739-45-8213
	県防災電話	364-451, 364-400
	県防災FAX	364-499

(3) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

イ 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送

エ 被災者等の救出

オ 救援物資、人員等の搬送

カ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動

キ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

※ 和歌山県防災ヘリコプター応援協定は、資料編56-00-00を参照

※ 災害時におけるヘリコプター発着予定地は、資料55-04-00を参照

※ 林野火災時におけるヘリコプター発着予定地は、資料編55-05-00を参照

第20章 防災拠点施設活用計画(県総務部危機管理局)

1 計画方針

震災に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する県民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害時に備えるため、広域防災拠点の活用を進めるものとする。

2 計画内容

(1) 広域防災拠点

① 第1広域防災拠点(和歌山・海草地域に配置)

- ・和歌山、海草、有田、日高、那賀地域の支援及び県全体の総括拠点
コスモパーク加太(396,000㎡)
県立和歌山ビッグホエール(55,562㎡)

② 第2広域防災拠点(西牟婁地域に配置)

- ・西牟婁、日高、東牟婁地域の支援及び県外からの航空輸送における後方支援の進出拠点
旧南紀白浜空港跡地(200,000㎡)
上富田スポーツセンター(63,307㎡)

③ 第3広域防災拠点(東牟婁地域に配置)

- ・孤立化が長期かつ多数予想される地域を支援する拠点
新宮市民運動競技場(新宮市立佐野体育館含む)(51,000㎡)
東紀州防災拠点(三重県熊野市)(12,280㎡)

④ 第4広域防災拠点(伊都地域に配置)

- ・伊都、那賀地域の支援及び県外からの陸上輸送における後方支援の進出拠点
橋本市運動公園(県立橋本体育館含む)(340,000㎡)

第21章 広域防災体制の計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

広域的な対応が必要とされる大規模広域災害が発生した場合に備え、県は平常時から広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

県は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性を図りながら、関西広域連合や構成府県等からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。

また、県が防災関係機関に対し、広域的な応援を要請する場合、別に定める広域防災拠点受援計画に基づき、円滑な受入体制を整備する。

2 計画内容

(1) 関西圏域内の応援体制

- ・ 県は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整備を図り、さらに災害に関する関西広域連合構成府県及び連携県の情報の共有を図るなど関西圏域の府県との連携強化に努める。
- ・ 県は、紀伊半島に位置する三重県及び奈良県と「紀伊半島三県災害時等相互応援に関する協定」に基づき、2県との連携強化に努める。

(2) 他ブロック間の応援体制

- ・ 県は、関西広域連合が締結している「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、相互応援体制の整備を図り、情報交換や防災訓練の実施等を通して、九州地方知事会の構成県との連携強化に努める。

(3) 全国レベルの応援体制

- ・ 県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、他の都道府県との連携強化に努める。
- ・ 県は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援を要請するものとする。なお、緊急消防援助隊が出動された場合は、和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき速やかに受入体制を整える。
- ・ 県は、都道府県の枠を越えて迅速かつ広域的に被災地に赴き、直ちに被害情報等の収集、救出・救助、緊急交通路の確保等にあたる警察広域緊急援助隊の受入体制を整える。

(4) 県内の応援体制

- ・ 県内の市町村は、平成8年3月1日付けで締結した「和歌山県下消防広域相互応援協定」に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努めるものとする。 ※ 「和歌山県下消防広域相互応援協定」については、資料編40-03-00を参照
- ・ 県内の市町村は、平成8年2月23日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において地震、異常湧水その他の水道災害が発生した場合、応急給水、応急復旧等の相互応援に努めるものとする。

※ 「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」については、資料編44-01-00を参照

第22章 近畿地方整備局による災害時の応援計画（近畿地方整備局）

1 計画方針

災害が発生又はその恐れのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」（平成17年6月14日近畿整備局企画部長・和歌山県県土整備部長により締結）に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の応援を行う。

2 計画内容

(1) 応援の内容

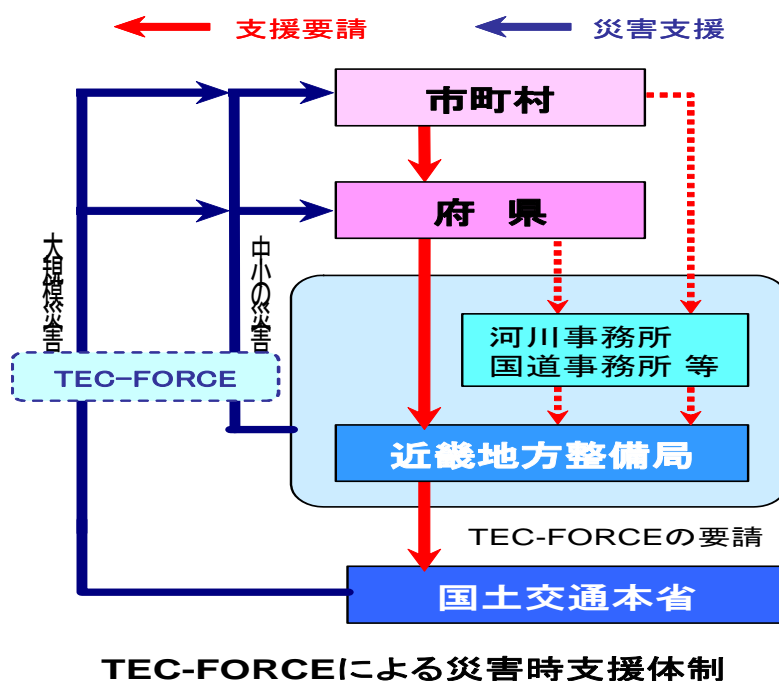
- ・被害情報の収集
- ・災害応急復旧
- ・二次災害の防止
- ・その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

和歌山県は近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

近畿地方整備局は、和歌山県より応援の要請を受け応援を行う場合は、兵庫県に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

【連絡先】 近畿地方整備局 企画部 防災課（TEL：06-6942-1575、FAX：06-6944-4741）



(3) 応援の実施

近畿地方整備局は和歌山県への応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

(4) 応援要請によらない応援

災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、和歌山県からの要請をまついとまがないと確認される時は、近畿地方整備局は独自の判断により応援を行うものとする。

※「災害時の応援に関する申し合わせについては、資料編76-02-08を参照」

第 4 編

災 害 復 旧 計 画

第1章 施設災害復旧事業計画

(県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部)

1 方針

公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための施策が考えられるが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは、関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込むとともに、本県の特殊性すなわち台風常襲地帯、多雨地帯、長いリアス式海岸、断層破碎地帯等の要素と、被害の原因を検討して、綿密周到な計画を組まなければならない。特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央の査定のための調査、測量及び設計を早急に実施し、関係者と十分協議検討を加え、復旧計画に当たっては被害原因を基礎にして再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。

また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておかなければならない。

2 事業計画の種別

方針を基盤として次にかかげる事業計画について、被害の都度検討作成するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設復旧事業計画
 - ウ 砂防設備復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木施設復旧事業計画
 - コ 下水道施設復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - ア 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画

- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

(1) 国庫補助及び国の財政措置

- ア 公共土木施設災害復旧……公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- イ 農林水産施設災害復旧……農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
- ウ 公立学校施設災害復旧……公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- エ 公営住宅の建設……公営住宅法によるもの
- オ 都市施設災害復旧……都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

(2) 地方債に基づく措置によるもの

(3) 地方交付税に基づく措置によるもの

(4) 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとする。

ア 激甚災害の調査

(ア) 県

県は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

(イ) 市町村

市町村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

イ 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

ウ 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市町村は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

※ 激甚災害指定基準は、資料編58-01-00を参照

第2章 災害復旧資金計画（県福祉保健部・県商工観光労働部・

県農林水産部）

1 方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

2 資金の種類

(1) 農林漁業関係の資金融通

ア 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

- ① 農林漁業者経営資金
- ② 農林漁業組合事業資金

イ 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

- ① 農業基盤整備資金
- ② 林業基盤整備資金
- ③ 漁業基盤整備資金
- ④ 漁船資金
- ⑤ 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）
- ⑥ 農林漁業セーフティネット資金

ウ 生活営農資金

エ 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法）
被害森林整備資金

(2) 商工業関係の資金融通

ア 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設

イ 災害復旧高度化融資

ウ 中小企業近代化資金等助成法の設備近代化資金の償還期限延長

エ 小規模企業者等設備導入資金助成法の資金の償還期限延長

(3) 福祉関係の資金融通

ア 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

- ① 更生資金
- ② 福祉資金
- ③ 修学資金
- ④ 療養・介護等資金
- ⑤ 緊急小口資金
- ⑥ 災害援護資金

イ 母子・寡婦福祉資金

- ① 事業継続資金

② 住宅資金

(4) 住宅関係の資金融通

ア 災害復旧住宅資金

イ 災害特別貸付

第3章 災害復興都市計画（都市政策課・建築住宅課）

1 方針

都市の復興計画は、災害に対する応急、復旧活動が講じられる中、まちづくりに関する分野の基本方針を定めると同時に都市計画決定作業も並行して行うことが想定される。

大規模災害が発生した場合、物資供給、救命、救援等の応急活動と公共施設等の復旧活動が実施されることになるが、特に都市基盤が脆弱な密集市街地等の被災地については、原状への復旧だけでなく、震災前と比べより災害に強く快適なまちづくりに向けての取り組みを、他の活動と並行して計画的に進める必要がある。

また緊急かつ健全な復興にあたり、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合には、建築の制限や被災市街地復興推進地域の指定など迅速な対応が求められる。

2 流れ

(1)被災状況の把握、復興手段の設定【被災後1週間以内】

建築基準法第84条に基づく建築制限を掛ける範囲の判断材料として、市町村は被害状況について調査を行う。（第一次調査）

ア 災害対策本部から情報収集・分析

イ 現地調査

ウ 調査結果の整理

エ 都市計画、市街地開発事業等の実施地区の検討

(2)建築基準法第84条による建築制限の実施【被災後2週間以内】

集中的または面的災害を被った地域において、市街地開発事業等を行う場合、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぐため、市町村都市計画部局は特定行政庁と調整を行い、特定行政庁は2週間以内を目処に建築基準法第84条の建築制限を実施するものとする。

ア 復興都市計画の区域を設定するための内部調整

イ 建築基準法第84条による建築制限の告示（第1次建築制限）

(3)都市復興基本方針（任意）の設定【被災後1ヶ月以内】

市町村は被災後、建築制限を実施した大被害地区において、市街地開発事業等の復興都市計画により市街地の再形成を行うが、大被害地区以外に対しても、街の被害状況、被災前の都市計画方針等に応じて復興の基本方針を定めることが重要である。また、特定行政庁は、あわせて建築基準法第84条による建築規制の延長を検討する。

ア 復興対象地区の設定

イ 復興基本方針の周知

ウ 建築基準法第84条による建築制限の期間延長の検討

(4)被災市街地復興推進地域の都市計画決定（都市計画法第10条の4）【被災後2ヶ月以内】

建築基準法第84条の建築制限は、災害発生から2ヶ月で失効するが、市町村は、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（被災市街地復興特別措置法第5条）を行い、緊急復興方針及び建築制限満了の日を定めることにより被災市街地復興特別措置法第7条にもとづき引き続き建築制限（第二次建築制限）を実施することになる。（最長2年）

また、建築基準法第84条の建築制限が失効されるまでに、市街地開発事業等の都市計画決定を行った場合でも、被災市街地の国費採択要件の緩和等の特例制度を活用するためには、あわせて被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う必要がある。

ア 臨時市町村都市計画審議会

イ 知事協議（市）、知事同意（町村）

ウ 被災市街地復興特別措置法第7条の規定による建築制限（第2次建築制限）

(5) 市街地開発事業等の都市計画決定【被災後2ヶ月以降】

被災市街地復興推進地域の決定により、被災市街地復興特別措置法第7条の建築制限に移行した地域は市街地開発事業等の都市計画決定の手続きを行っていく。

被災市街地復興特別措置法第7条の建築制限は最長2年となっているが、より早急な復興を実現するために、可能な限り素早く都市計画決定を行うことが必要である。なお、各地区の被災状況より、住宅の再建計画等と調整を行ったうえで、具体的な施策や方針を示し、住民との合意形成を図ることが重要である。

第4章 その他の復旧計画

被災者への雇用対策（和歌山労働局、県商工観光労働部）

1 被災者の雇用の確保

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を中心として関係機関が協力し、就業の斡旋と雇用の確保に努める。
- (2) 県は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て事業主に雇用維持を要請する。

2 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

- (1) 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。
- (2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、一定の要件を満たすものについては、特例として求職者給付を行う。

和歌山県地域防災計画

地震・津波災害対策計画編

(平成24年度修正)

和歌山県防災会議

第30章 ボランティア活動環境整備計画

＜日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部（総合防災課）、県環境生活部（県民生活課）
県福祉保健部（福祉保健総務課）、県教育委員会（生涯学習課）＞ …………… 109

第31章 企業防災の促進に関する計画

＜県総務部（総合防災課）、商工観光労働部（商工振興課）＞…………… 110

第4編 災害応急対策計画

第1章 防災組織計画…………… 111

第1節 組織計画＜県総務部（総合防災課）＞…………… 111

第2節 動員計画＜県総務部（人事課）＞…………… 146

第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画＜県総務部（総合防災課）＞…………… 148

第2章 情報計画…………… 151

第1節 津波警報・注意報・予報等の伝達計画＜大阪管区气象台、和歌山地方气象台、
県総務部（総合防災課）＞…………… 151

第2節 被害情報等の収集計画＜県総務部（総合防災課）＞…………… 158

第3節 災害通信計画＜県総務部（総合防災課）＞…………… 164

第4節 災害広報計画＜県知事室（広報課）、県総務部（総合防災課）＞…………… 170

第5節 生活関連総合相談計画＜県環境生活部（県民生活課）＞…………… 173

第3章 消防計画＜県総務部（消防保安課）＞…………… 174

第4章 水防計画＜県県土整備部（河川課）＞…………… 176

第5章 り災者救助保護計画…………… 178

第1節 災害救助法の適用計画＜県福祉保健部（福祉保健総務課）＞…………… 178

第2節 被災者生活再建支援法の適用計画＜県福祉保健部（福祉保健総務課）＞…………… 180

第3節 避難計画＜和歌山・田辺海上保安部、陸上自衛隊第37普通科連隊、
県総務部（総合防災課）、県福祉保健部（福祉保健総務課）、
県県土整備部（河川課）、県警察本部＞…………… 184

第4節 食糧供給計画＜農林水産省、県環境生活部（食品・生活衛生課）、
県福祉保健部（福祉保健総務課）、県農林水産部（果樹園芸課）＞… 189

第5節 給水計画＜県環境生活部（食品・生活衛生課）、県福祉保健部（福祉保健総務課）＞ 192

第6節 物資供給計画＜県福祉保健部（福祉保健総務課）＞…………… 194

第7節 物価対策計画＜県環境生活部（県民生活課）＞…………… 195

第8節 住宅・宅地对策計画＜県福祉保健部（福祉保健総務課）、県農林水産部（林業振興課）
県県土整備部（建築住宅課、都市政策課）＞…………… 196

第9節 被災建築物・被災宅地応急危険度判定計画＜県県土整備部（都市政策課）＞…………… 204

第10節 医療助産計画＜日赤県支部、県医師会、県看護協会、
県福祉保健部（福祉保健総務課、医務課、薬務課）＞…………… 205

第11節 り災者救出計画＜県福祉保健部（福祉保健総務課）＞…………… 207

第1節	公衆電気通信施設災害応急対策計画<西日本電信電話(株)和歌山支店>……………	257
第2節	電力施設災害応急対策計画<関西電力(株)和歌山支店>……………	258
第3節	都市ガス施設災害応急対策計画<大阪ガス(株)、新宮ガス(株)>……………	260
第13章	文教対策計画 ……………	264
第1節	小・中学校の計画及び市立高等学校の計画<県教育委員会(総務課、学校指導課、健康体育課)>……………	264
第2節	県立学校関係の計画<県教育委員会(総務課、学校指導課)、県立医科大学>…	266
第3節	私立学校関係の計画<県総務部(総務学事課)>……………	268
第4節	学校給食関係の計画<県教育委員会(健康体育課)>……………	268
第5節	社会教育施設関係の計画<県環境生活部(青少年・男女共同参画課) 県教育委員会(生涯学習課)>……………	268
第6節	学用品支給計画<総務部(総務学事課)、県福祉保健部(福祉保健総務課)、 県教育委員会(総務課、学校指導課)>……………	269
第14章	災害警備計画 ……………	271
第1節	警察警備計画<警察本部>……………	271
第2節	海上公安警備計画<和歌山・田辺海上保安部>……………	272
第15章	震災対策要員の計画 ……………	274
第1節	ボランティア受入計画<日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部(総合防災課)、 県環境生活部(県民生活課、青少年・男女共同参画課)、 県福祉保健部(福祉保健総務課)、 県教育委員会(健康体育課、生涯学習課)……………	275
第2節	労働者の確保計画<和歌山労働局、県福祉保健部(福祉保健総務課)、 県商工観光労働部(労働政策課)>……………	276
第16章	交通輸送計画 ……………	278
第1節	道路交通の応急対策計画<近畿地方整備局、西日本高速道路(株)、 県県土整備部(道路保全課)、警察本部>……………	278
第2節	船舶交通の応急対策計画<和歌山・田辺海上保安部、県農林水産部 県県土整備部(港湾整備課)>……………	283
第3節	輸送計画<和歌山・田辺海上保安部、近畿運輸局(和歌山運輸支局、勝浦海事事務所)、 近畿地方整備局、陸上自衛隊第37普通科連隊、西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、 県総務部(総合防災課)、県企画部(総合交通政策課、地域政策課、 過疎対策課)、県福祉保健部(福祉保健総務課)、 県農林水産部(資源管理課)、県県土整備部(道路政策課)>……………	285
第17章	自衛隊派遣要請等の計画 <陸上自衛隊第37普通科連隊>……………	288
第18章	県防災ヘリコプター活用計画 <県総合防災課(消防保安課)>……………	293
第19章	防災拠点施設活用計画 <県総務部(総合防災課)>……………	295
第20章	広域防災体制の計画 <県総務部(総合防災課)>……………	296
第21章	近畿地方整備局による災害時の応援計画 <近畿地方整備局>……………	297

第5編 災害復旧計画

第1章 施設災害復旧事業計画<県総務部（総合防災課）、県企画部、県福祉保健部、 県農林水産部、県土整備部>……………	299
第2章 災害復旧資金計画<県福祉保健部（福祉保健総務課、子ども未来課）、 県商工観光労働部（商工観光労働総務課、商工振興課）、 県農林水産部（農林水産総務課）>……………	301
第3章 災害復興都市計画<県県土整備部（都市政策課、建築住宅課）>……………	303
第4章 その他の復旧計画<和歌山労働局、県商工観光労働部（労働政策課）>……………	305

第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的<県総務部（総合防災課）>……………	306
第2節 推進地域<県総務部（総合防災課）>……………	306
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 <県総務部（総合防災課）>……………	306

第2章 災害対策本部等の設置等

第1節 災害対策本部等の設置<県総務部（総合防災課）>……………	307
第2節 災害対策本部等の組織及び運営<県総務部（総合防災課）>……………	307
第3節 災害応急対策要員の参集<県総務部（総合防災課）>……………	307

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策<近畿運輸局、大阪管区气象台、和歌山地方气象台、 和歌山・田辺海上保安部、陸上自衛隊第37普通科連隊、 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、日赤県支部、県医師会、 県知事室（広報課）、県総務部（総合防災課、消防保安課）、 県環境生活部（循環型社会推進課、食品・生活衛生課、 県民生活課）、 県福祉保健部（福祉保健総務課、医務課、健康推進課、薬務課）、 県県土整備部（河川課、砂防課）、警察本部>……………	308
第2節 資機材、人員等の配備手配<県総務部（総合防災課）>……………	310
第3節 他機関に対する応援要請<近畿地方整備局、陸上自衛隊第37普通科連隊、 県総務部（総合防災課）>……………	311

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波に関する調査<県総務部（総合防災課）>……………	312
--------------------------------	-----

第2節	津波からの防護のための施設の整備等<近畿地方整備局、県総務部（総合防災課）、 県県土整備部（河川課、港湾整備課）>…	312
第3節	津波に関する情報の伝達等<和歌山・田辺海上保安部、県総務部（総合防災課）、 県農林水産部（資源管理課）、 県県土整備部（河川課、港湾整備課）>……………	313
第4節	避難対策等<県総務部（総合防災課）>……………	318
第5節	消防機関等の活動<県総務部（消防保安課）>……………	321
第6節	水道、電気、ガス、通信、放送関係<関西電力㈱和歌山支店、 大阪ガス㈱導管部南部導管部、新宮ガス㈱、 N T T西日本和歌山支店、 日本放送協会和歌山放送局、 県環境生活部（食品・生活衛生課）>……………	321
第7節	交通対策<近畿地方整備局、和歌山・田辺海上保安部、西日本高速道路㈱関西支社、 県県土整備部（道路政策課、道路保全課、港湾整備課）、警察本部>…	322
第8節	県が管理又は運営する施設に関する対策<県総務部（総合防災課）>……………	323
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画<県総務部（総合防災課）>……………	325
第6章	防災訓練計画<県総務部（総合防災課）>……………	326
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画<県総務部（総合防災課）>……………	327

第 1 編

総 則

第1章 総 則（県総務部危機管理局）

第1節 計画の目的

この計画は大規模な地震・津波災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、和歌山県防災会議が作成する計画であって、県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮して、県の地域（石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域を除く。）における地震・津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 和歌山県地域防災計画は、防災関係機関が処置しなければならない県の地域に係る防災に関する事務または業務について、総合的な運営を計画化したものであり、風水害等災害を対象とした「基本計画編」と地震・津波災害を対象とした「地震・津波災害対策計画編」の両計画をもって構成するものである。
- 2 和歌山県地域防災計画の策定、運営にあたっては防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていくものとする。さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「和歌山県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「和歌山県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。
- 3 この計画は、地震・津波災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。
- 4 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、県民自身及び自主防災組織等県民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

また、災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、市町村地域防災計画については、この計画を参考として作成、又は修正するものとし、この計画に抵触しないことが必要である。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法 災害対策基本法
- 2 救助法 災害救助法
- 3 本部 和歌山県災害対策本部
- 4 支部 和歌山県災害対策本部の支部
- 5 市町村本部 市町村災害対策本部
- 6 県計画 和歌山県地域防災計画
- 7 市町村計画 市町村地域防災計画
- 8 本部長 和歌山県災害対策本部長
- 9 支部長 和歌山県災害対策本部の支部長
- 10 市町村本部長 市町村災害対策本部長
- 11 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

なお、本計画中次の組織名称は、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本部	和歌山県 危機管理局 総合防災課
本部長	和歌山県 知事
本部部班	和歌山県 部課
支部	振興局（地域振興部）
支部長	振興局 長
市町村本部	市 町 村
市町村本部長	市 町 村 長

第2章 和歌山県の地勢

第1節 自然条件（和歌山県）

1 位置

本県は、紀伊半島の南西部に位置し、北は和泉山脈によって大阪府と接し、東は奈良県、南東には三重県をひかえ、西は紀伊水道を挟んで兵庫県（淡路島）、徳島県と相對している。

2 面積

本県の面積は、4,746km²で全国総面積377,950km²の1.25%に当たり全国都道府県中第30位の大きさである。

3 地形

本県は、紀の川沿いを除いて平野に乏しく、狭い平野が各河川・海岸沿いに形成しているほか、狭小な谷底平野が山地内部に複雑に入り込んでいる。これに対して、山地の面積は広く、傾斜が30度を超える山地が全県の約14%に及び（建設省国土地理院「昭和57年国土数値情報作成調査」）、山地は海岸線までせまっている。山地と平野の間には、丘陵地や台地が分布する。

※ 和歌山県の主要な山岳と河川は、資料編01-01-01（主要河川と河川位置図）、01-01-02（主要山岳名）、01-01-03（主要河川名）を参照

(1) 山地

本県の中央部より北側には、和泉山脈、生石ヶ峰山地、護摩壇山・白馬山地が東西方向に走り、それより南側には果無山脈が東西方向に走り、更に南側には、千丈塩津山地、大塔山地が北東～南西方向に走っている。山腹斜面は河川の攻撃斜面側が急で、山頂部は北又は西北に緩斜するものが多い。

(2) 丘陵地

紀の川沿いの橋本丘陵、田辺盆地周辺の田辺丘陵、紀南沿岸の周参見・古座丘陵が見られる。これらの丘陵はほぼ15度以上30度未満と比較的緩やかな傾斜を示している。

(3) 台地

台地は、紀の川、有田川、日高川などの各河川沿いに発達する河岸段丘と、御坊以南の紀南海岸に発達する海岸段丘（高さ20～50m）に分けられる。

(4) 低地

低地は、主に紀の川、有田川、日高川、富田川沿い等に見られ、海岸近くに砂州が形成され、その後背地に三角州性低地が発達している。

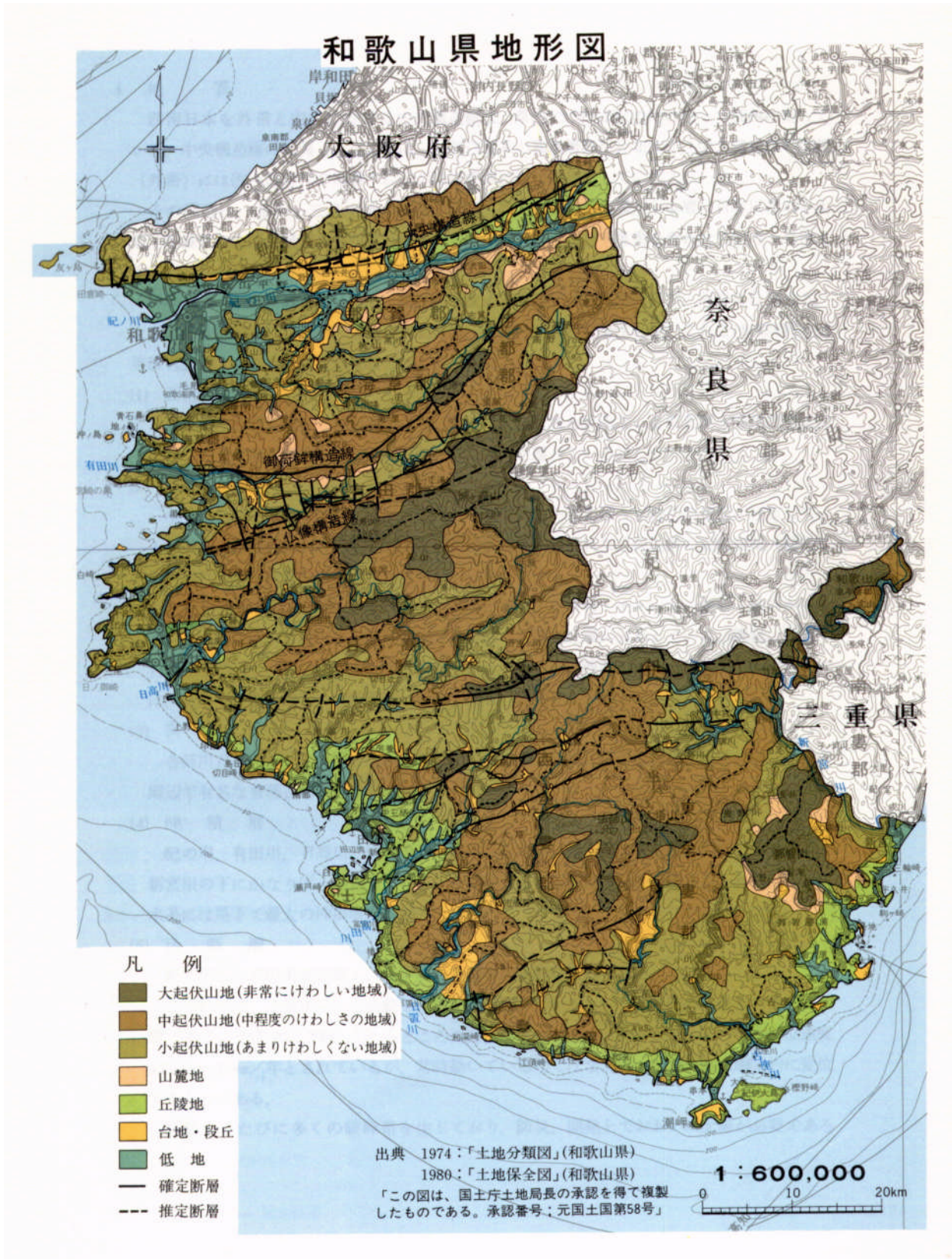
(5) 海岸

海岸線の総延長は約651kmであり、和歌山市から潮岬まで約499kmの紀州灘沿岸、潮岬から新宮まで約152kmの熊野灘沿岸の2沿岸からなっている。海岸線のうち紀北、紀中は典型的な沈降海岸地域で、御坊以南の紀南海岸は隆起海岸地域であり、海蝕性の岩礁海岸が多く見られて、枯木灘と呼ばれている。

(6) 河 川

本県の河川は、大台ヶ原に水源をもつ紀の川が県北を西流し紀伊水道に注ぎ、また東部には、日本最多雨地帯の大峰山脈に源を發し熊野灘に至る熊野川が県内の2大河川で一級河川となっている。

この2河川に挟まれて有田川、日高川、富田川、日置川、古座川等 317の二級河川並びに射矢の谷川、神谷川等の89の準用河川及びその他の普通河川があるが、これらの河川はいずれも本県の地形条件により急流河川が多く、短時間の豪雨で出水氾濫による災害を受けやすい。



4 地 質

西南日本を外帯と内帯に分ける中央構造線は、県内では、ほぼ紀の川に沿って東西に走っている。中央構造線の北側（内帯）には、上部白亜系の和泉層群が分布する。中央構造線の南側（外帯）には、色々な時代の地層や岩石がほぼ東西に帯状に分布している。

その構造は、北から三波川帯の結晶片岩類、秩父累帯の古生層、中生層、日高川帯の中生層、牟婁帯の古第三紀層及び新第三紀層である。（日高川帯と牟婁帯を合せて四万十累帯と称す。）

沖積層は紀の川低地に分布し、段丘を形成する洪積層は、各地帯の海岸、河岸に分布する。

火成岩は比較的稀ではあるが、潮岬、大島の火成岩類、新宮付近の熊野酸性岩類、これとほぼ同質の石英斑岩脈が火成岩の分布する地域で見られる。

(1) 西南日本内帯

和泉帯は砂岩、礫岩、泥岩からなり、酸性凝灰岩を挟む東西ないし東北東～西南西の走向を持つ大きな向斜構造をなし、向斜軸は和泉山脈を通っている。

(2) 西南日本外帯

中央構造線より南の外帯には、古生代から新生代にわたる様々な時代の地層が分布している。外帯北縁部には、中央構造線と御荷鉾構造線に挟まれて三波川帯の変成岩類（緑色片岩、黒色片岩、砂質片岩、珪質片岩など）が分布している。

三波川帯の南には、秩父帯の中・古生層がある。石灰岩・チャート・泥岩・砂岩からなる。その南には、日高川帯と音無川帯、牟婁帯の古第三紀層が分布している。礫岩、砂岩、頁岩からなり、塩基性及び酸性凝灰岩を挟んでいる。南西部の田辺と南東部の熊野地域には、新第三紀層の田辺・熊野層群（砂岩、泥岩、礫岩）が分布している。

(3) 洪 積 層

各河川及び海岸などの段丘に小規模な範囲で分布する。特に紀の川水系の段丘には、橋本市周辺で有名な菖蒲谷層が分布している。

(4) 沖 積 層

紀の川、有田川、日高川、切目川、南部川、会津川、富田川、日置川、古座川、太田川、熊野川の下にかなり拡く発達している。

その他河川にも、小規模な沖積層が見られる。紀の川水系には、県下で最大の沖積層が広がっている。

5 地 盤

県内の約 2,000本のボーリング柱状図と既存資料に基づいて、明らかにした軟弱地盤の特徴は、次のとおりである。

(1) 紀の川流域

紀の川の河口付近や海南市の市街地付近で軟弱層は最もよく発達し、層厚は30mを超える。層相は、下部と上部が砂層からなり、その間に粘土層を挟む。この粘土層は上流に向かうにつれ薄くなり、砂層も礫がちになる。岩出町より上流では、ほとんど礫からなる。

(2) 有田川流域

有田川河口付近で軟弱層の厚さは20mを超えて上流に向かうにつれ薄くなる。河口付近の層相は下部で粘土質、中部で砂質、上部で礫質となる。河口から 5kmの地点より上流ではほとんど礫質となる。

(3) 日高川流域

日高川河口付近を中心にして軟弱層の厚さは20mを超える。河口付近の層相は軟弱層の最下部に薄い粘土層を挟み、上位は厚い砂層からなる。上部は礫からなり、礫層は上流ほど厚くなる。

(4) 会津川流域

田辺港付近では軟弱層の厚さは極めて厚く、層厚30mを超える。下部は粘土層や砂をまじえた礫からなり、中部は粘性土を主体とし、上部は粘土、砂、礫が複雑に堆積している。全体としては粘土層に富んだ地盤となっている。

(5) 富田川流域

富田川河口付近での軟弱層の厚さは30mを超え、上流に向かうにつれ薄くなる。河口付近での軟弱層は上部が礫からなるほかは、ほとんど粘性土からなっている。ただし、河口付近では粘性土が優勢であるが、上流に向かうにつれ砂層が優勢となる。

(6) 日置川流域

日置川流域の軟弱層の層厚は、日置川河口付近で30mと最も厚く、上流に向かうにつれ薄くなる。この地域の軟弱層はほとんどが砂や礫からなり粘性土は少ない。軟弱層の上部は礫からなり、その下部はほとんどが砂である。

(7) 熊野川流域

熊野川流域の特徴は、県下の他の河川沿いの軟弱層と異なり、砂や礫の少ないことである。軟弱層のほとんどが粘性土からなり、その厚さは20mを超える。この粘性土も河口から上流に向かうにつれ薄くなる。

6 活断層

紀の川沿いの中央構造線が、県内の活断層の代表的なものである。

この断層は、2億年前から活動し、現在まで続いているという世界的にも最も大規模な断層である。地形的に判断される場所では、右ずれであり、最近数万年間の平均変位速度は、5~10mm/年とされているが、常時動いているのではなくて、地震の時に瞬間的に変位するものである。

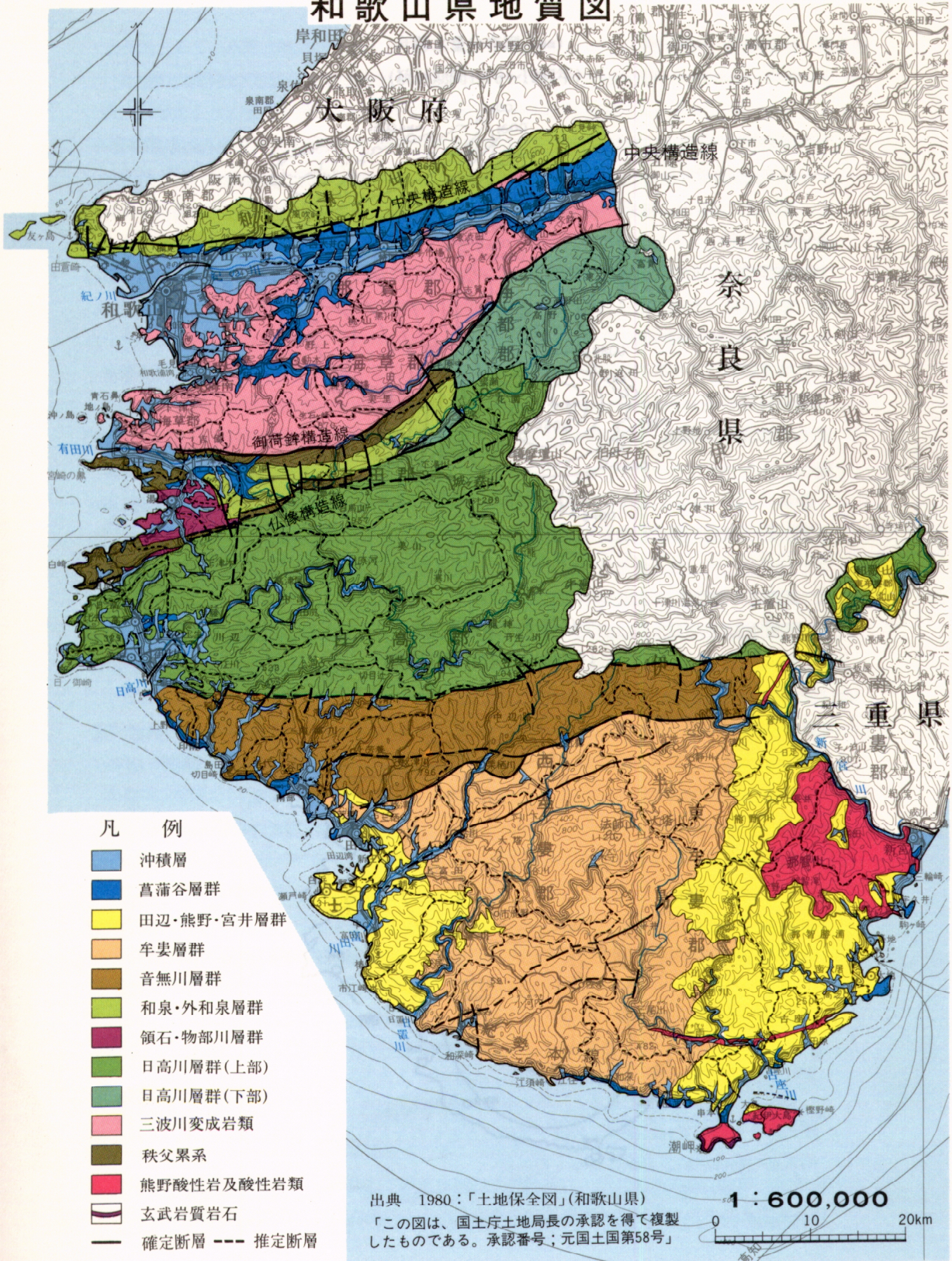
活動するたびに多くの破砕帯を生じており、防災、開発上でおおいに配慮が必要であろう。

7 その他の断層

- ・ 御荷鉾構造線
- ・ 仏像構造線
- ・ 御坊 - 萩構造線
- ・ 本宮断層

これらの断層は、活動した時期が非常に古くて、それ自体に問題はないが、断層周辺には破砕帯が存在して水の通路となり、そのために崩壊することがある。

和歌山県地質図



第2節 社会条件（和歌山県）

地震被害は、自然条件に加えて社会条件により被害の度合いが大きく左右される。

1 人口

平成22年国勢調査による和歌山県の人口は、1,002,198人で、前回の平成17年からの5年間の人口増減をみると、3市町で人口が増加している。

このうち、増加数・増加率とも最も高かったのは岩出市の2,048人（4.03%）増となっている。一方、人口が減少した27市町村（8市18町1村）のうち、減少数が最も多いのは和歌山市で5,227人の減少、減少率が最も高いのは北山村の14.7%となっている。

（平成22年国勢調査確定値による）

注）平成17年の人口を平成22年10月1日現在の市町村の境域に基づいて組み替え、増減を算出。

2 土地利用

平成22年の県土地面積は4,746km²である。利用区分別の現況は森林76.9%、農用地7.5%、水面・河川・水路2.9%、宅地3.4%、道路2.6%、その他6.8%となっている。（平成22年10月1日現在 土地利用現況把握調査）

近年、近畿自動車道紀勢線・京奈和自動車道の延伸等の道路整備が進むにつれ、都市の郊外化の傾向が目立っており、紀の川沿い・太平洋沿岸地域では、農用地と宅地の混在が進行しつつある。

第3節 地震と津波による災害（和歌山地方気象台）

古来、日本では地震と津波は、しばしば大規模な災害を与えてきたが、本県もその例にもれず、全長600kmに及びリアス式海岸等となっているため、津波による災害を特に受けやすく、地震動そのものによる災害よりも、津波による災害が大きくなっている。地震を感じた場所における地震動の強さ（揺れの強さ）は、計測震度計によって0から7まで10階級（気象庁震度階級）の震度に分けるが、これは地震そのものの強さを示すものではない。すなわち、一つの地震の震度分布は、震源からの距離や地盤状態などによって異なる。

地震そのものの大きさを表す尺度として、マグニチュード（M）が用いられる。地震によって放出される総エネルギーの関係から定義される地震の規模（M、マグニチュード）が求められ、発表されている。このMの値が0.1だけ増すと総エネルギーは1.4倍に増し、Mが1.0増すと32倍に増すことになる。このMによって、7以上のものを大地震、5以上7未満のものを中地震、3以上5未満のものを小地震、1以上3未満のものを微小地震、1未満を極微小地震と分類する。しかし、これとは別にMの値によらず、単に大きな地震という意味で「大地震」という言葉が使われることもある。また、Mが8クラスの地震は「巨大地震」と呼ばれることがある。

歴史時代の記録や、地震計による観測結果からみて、大地震の頻発した地域とそうでない地域とが一応区分できる。本県は地震頻発の地域に属し、大きな地震発生の可能性も少なくないと考えなければならない。しかも、河川の流域では、特に和歌山市などは広く深い沖積層の上であって、地震に対し地盤は弱いのであるから、建築物等の地震対策には十分留意しなければならない。

次に、本県の地震を災害面から、内陸部に起こったものと、大津波を起こした海底の地震とに大別して考えたい。

1 地震

和歌山県では、歴史の資料により938年（M7）以降、古くから数々の陸域の地震によって被害を受けてきたことが知られているが、震源が和歌山県内にあると推定されている地震の数は少ない。しかし、古い地震の震源の精度やその位置はよく分からないものの紀伊半島南部に被害が生じたとの記録がいくつかあることを考えると、必ずしも県内で発生した地震が少ないかどうかは分からない。さらに、活断層のない地域や紀伊水道も含めて、県内のところどころで、M7より小さいが局所的に被害が生ずる地震が発生することがある。被害地震としては、明治以降では、1906年（M6.2）と1924年（M5.9）の日高川流域の地震、1938年の田辺湾沖の地震（M6.8）、1948年の田辺市付近の地震（M6.7）などが知られている。

また、周辺地域で発生する地震や1899年の地震（M7.0、推定の深さ40～50 km：紀伊大和地震と呼ぶこともある）や1952年の吉野地震（M6.8、深さ60 km）のように沈み込んだフィリピン海プレート内で発生するやや深い地震によっても被害を受けることがある。

和歌山市及びその周辺では定常的に地震活動が活発である。ほとんどがM5程度以下の中小規模の地震であるが、有感地震（震度1以上を観測した地震）回数は10年平均（1991年～2000年）30回程度にのぼり、日本で最も有感地震回数が多い地域の一つである。特に1920年以降報告回数が増えたことが知られている。近年この地域に大規模な地震の発生は知られていないので、この地震活動は特定の大地震の余震ではない。その規模は最大でもM5程度であるが、震源がごく浅いために、局所的に被害が生じたこともある。

2 津波

海底に大きな地震が起こり、そこに陥没あるいは隆起が瞬間的な時間に発生することにより、海水が海底から水面までほとんど一様に動かされて波が発生し、それがいわゆる長波として伝わる。これが海岸に押し寄せ津波となるわけであるが、波動の伝わる速度は $\sqrt{g \cdot h}$ (m/s) である。

ここに、 g は重力の加速度、 h は海の深さを m （メートル）で表わした値である。この伝播速度は海の深さ h の平方根に比例して大きくなるから、海岸から相当遠距離の海底に地震が起こっても、そこが深ければ、津波は予想外に早く押し寄せて来ることになる。南海道地震などの際には地震の発生後（人体に感じてから）紀南では数分、紀中では10～30分、紀北では30～50分で、津波の第1波が到着したので、特に、紀南では津波警報を待って避難するのでは、既に大事に至っている。しかも、地震を体を感じたとしても、それが内陸の地震か、海底の地震であるか、とっさに判別できないというものでないから、海岸では地震を感じたならば、同時に津波ということ念頭に置かなければならない。もとより、いかなる大津波にも侵されないだけの恒久対策が、海岸線や海岸の住居に施されていることが望ましいことはいうまでもない。

津波の全体の勢力は、深い海の場合に大きく、浅い場合は小さくなるが、津波の高さは港湾の形によって大いに異なる。V状に海岸に開いた港湾では津波は最も高くなる。本県にはこのような港湾が多いので警戒が必要である。

記録によると、天武13年10月14日（684.11.29）の天武地震（ $M=8_{1/4}$ ）を初めとして、古来、本県に津波の災害を与えた南海トラフ沿いには、100～150年ごとに巨大地震が発生しており、そのたび毎に地震動・津波両面で大きな被害を出している。最近では1707年宝永地震（ $M=8.4$ ）、1854年安政南海地震（ $M=8.4$ ）、1946年南海道地震（ $M=8.0$ ）があり、1854年安政東海地震（ $M=8.4$ ）、1944年東南海地震（ $M=7.9$ ）などのように、南海トラフ上で東西に分かれ数年以内に続いて発生す

ることもあるので注意が必要である。

地球の反対側にある南米で巨大地震が発生した場合、津波は、約24時間後に和歌山県に到達する。このような場合には、地震を感じなくても津波が来襲し、被害を受けることになるので注意を要する。

理論上、波源（震源）が潮岬より東にある場合と西にある場合とでは、エネルギーの集中状況が非常に異なり、東にある場合には、熊野灘に面した海岸に、西方にある場合には、紀伊水道寄りに集中してくる。このことは、理論と過去の経験とがよく一致しているのであって、防災上重要なことである。県内各地点における過去の津波記録は次の表のとおりである。

県内各地の津波記録

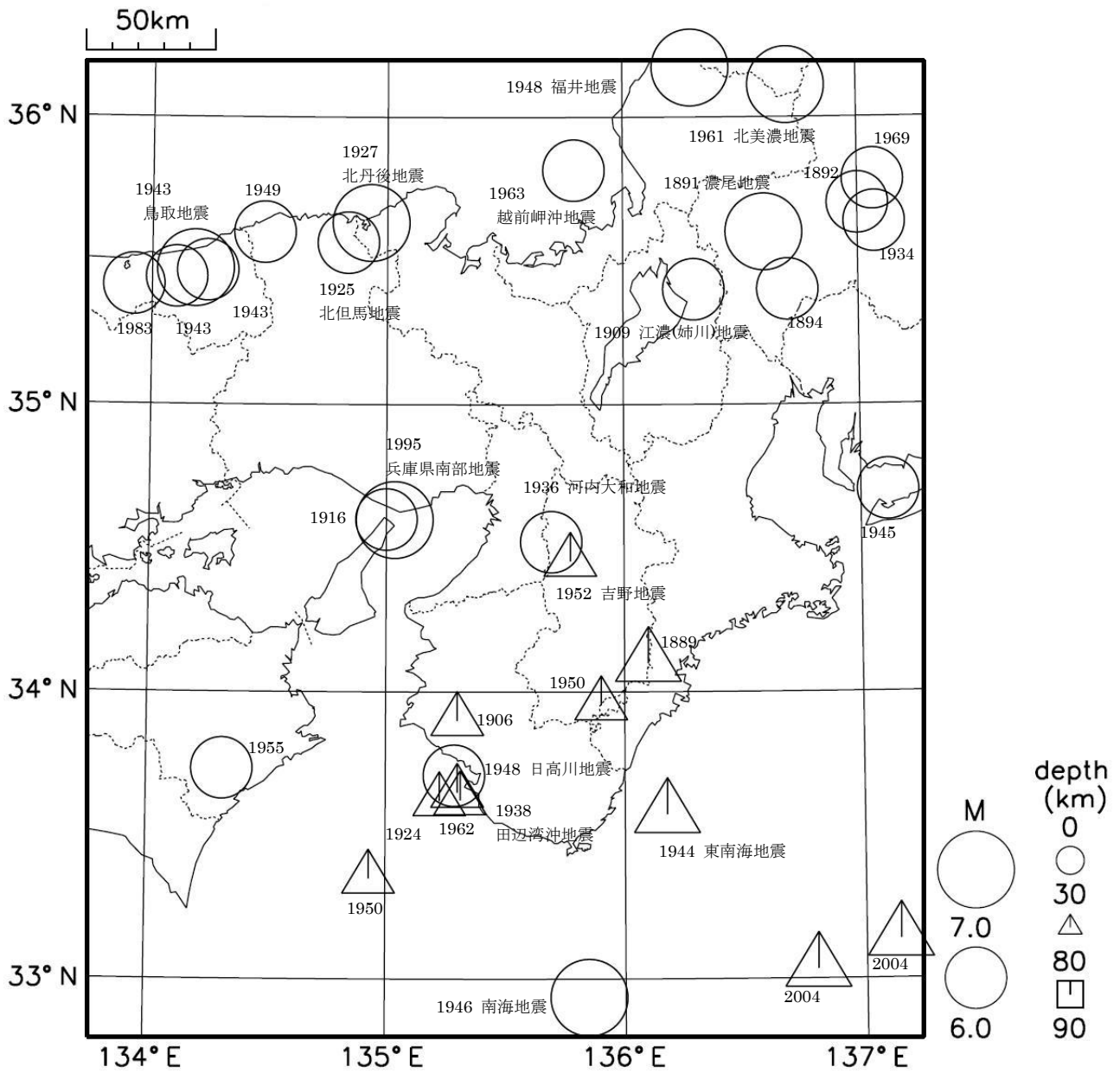
単位：m

	東北地方 太平洋沖地震	チリ地震 (2010)	チリ地震 (1960)	南街道地震	安政南海地震
和歌山港	0.8	0.2	1.5	2.0	
海南港				3.5	4.0~5.0
下津港			1.1	2.8	4.5
湯浅港					
由良港					5.0~5.5
田辺港				3.5	3.0~3.5
袋 港	1.5	0.9	3.1	5.5	6.5~7.0
浦神港	1.2	0.4		3.0	
勝浦港				3.0	2.0
堅田漁協	1.1	0.5			
祓井戸漁港	1.1	0.4			

第4節 既往被害地震（和歌山県）

和歌山県付近の被害地震図のとおり、県の東方・南方・西方のいずれも100km以内の海域で地震が多発している。また、県内や隣接する大阪府、奈良県、三重県内でもマグニチュード6程度の地震が発生しており、全国的に見ても地震活動の活発な地域に位置しているといえる。ここでは、マグニチュード7.9程度以上で、本県に影響のあった大規模な地震についてまとめた。なお、以下に示す地震のマグニチュード（M）は理科年表による。

1885年(明治18年)から2005年(平成17年)に発生した
マグニチュード6以上の被害地震



天武地震（684年11月29日、32.5° N、134.0° E、M=8_{1/4}）

白鳳地震ともいわれ、記録のある最古の地震である。和歌山県についての記載はないが、震央が四国沖にあったと推定され、高知県で最も激しい揺れ、津波も襲来している。

仁和地震（887年8月26日、33.0° N、135.0° E、M=8~8.5）

近畿地方に大きな被害をもたらした地震で、津波が発生し、摂津の国で津波による死者が多数でた。また、京都の民家、官庁の倒壊は多く、多数の圧死者がでた。

康和地震（1099年2月22日、33.0° N、135.5° E、M=8~8.3）

紀伊半島沖の巨大地震の一つで、紀伊半島南方の1946年南海道地震とほぼ同じ位置で発生したと推定されている。

正平地震（1361年8月3日、33.0° N、135.0° E、M=8_{1/4}~8.5）

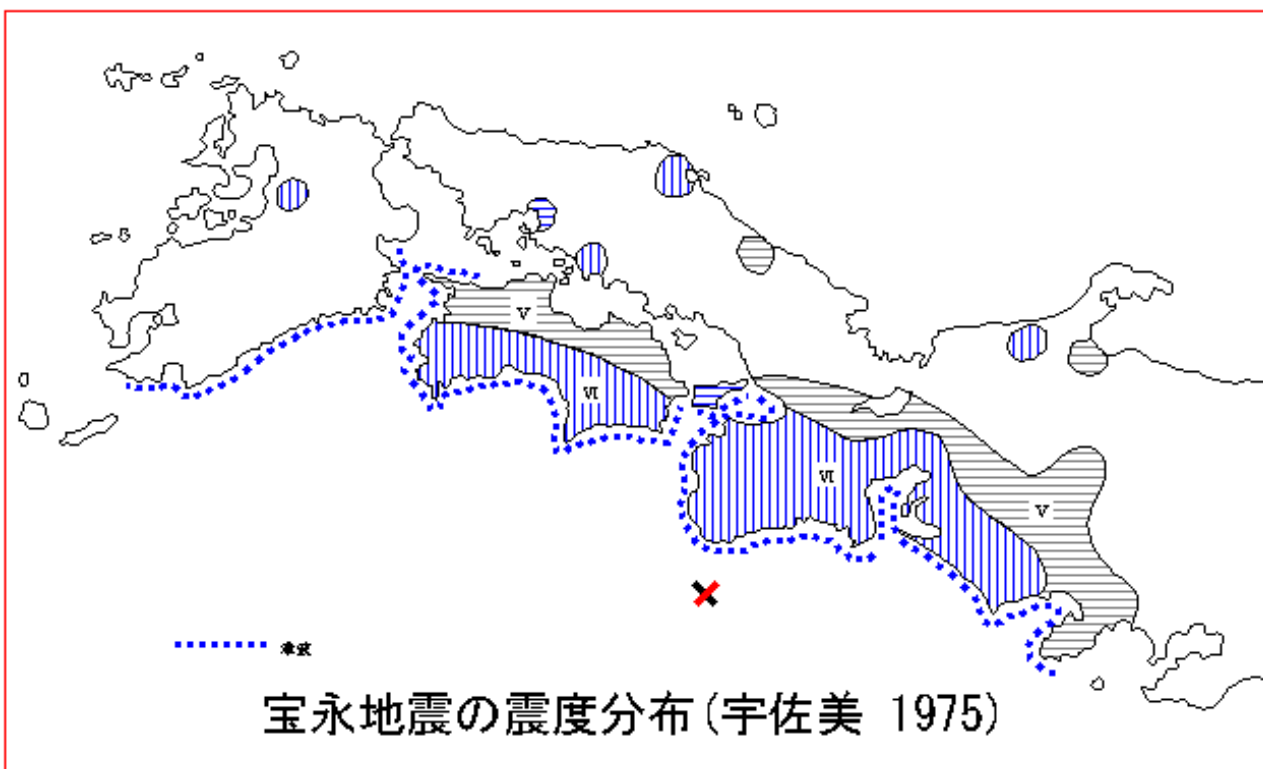
典型的な南海沖合いの巨大地震の一つである。畿内、土佐、阿波、山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂の倒壊破損が多かった。津波被害は摂津、土佐、阿波で多かった。

慶長地震（1605年2月3日、33.0° N、134.9° E、M=7.9）

被害の記録は少ないが、津波は千葉県の犬吠崎から九州に至る太平洋岸に押し寄せた。紀伊半島西岸の広村では、戸数1,700のうち700戸が流出した。津波による被害が甚大であった。

宝永地震（1707年10月28日、33.2° N、135.9° E、M=8.4）

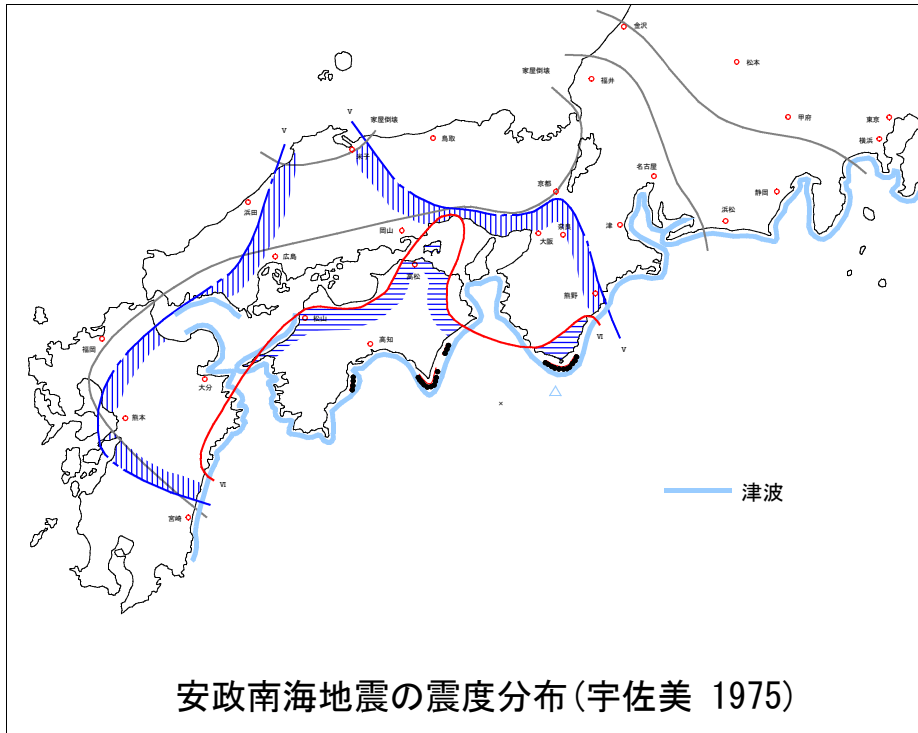
我が国最大級の地震の一つである。震度分布図が示す太平洋岸の各地で地震動や津波により大被害を出している。和歌山県でも津波の被害は大きく、広村では総戸数1,000戸のうち700戸が流出し、150戸が破損、死者は292人にも及んだ。湯浅では、総戸数1,000戸のうち流出家屋292戸、破損275戸、死者53人であった。尾鷲でも死者1,000人といわれている。



安政南海地震（1854年12月24日、33.0° N、135.0° E、M=8.4）

震度分布図が示すように、この地震に伴い紀伊田辺領で家屋など倒壊255戸、流出532戸、焼失441戸、土蔵焼失264戸、寺焼失3戸、死者4人の被害が出た。また、和歌山領（勢州領含む）で、破

損家屋18,086戸、流出8,496戸、焼失24戸、流死699人、山崩れ216箇所であった。広村は339戸のうち、125戸流失、10戸全壊、46戸半壊、158戸汐入破損し、人口1,323人のうち36人の死者が出た。紀伊沿岸の熊野以西では、津波により村の大半が流出した村が多かった。



東南海地震 (1944年12月7日、33.8° N、136.6° E、M=7.9)

7日13時36分頃三重、愛知、静岡三県を中心として大地震が起こり、津波を伴い被害大であった。震央は志摩半島南南東20kmと推定されている。

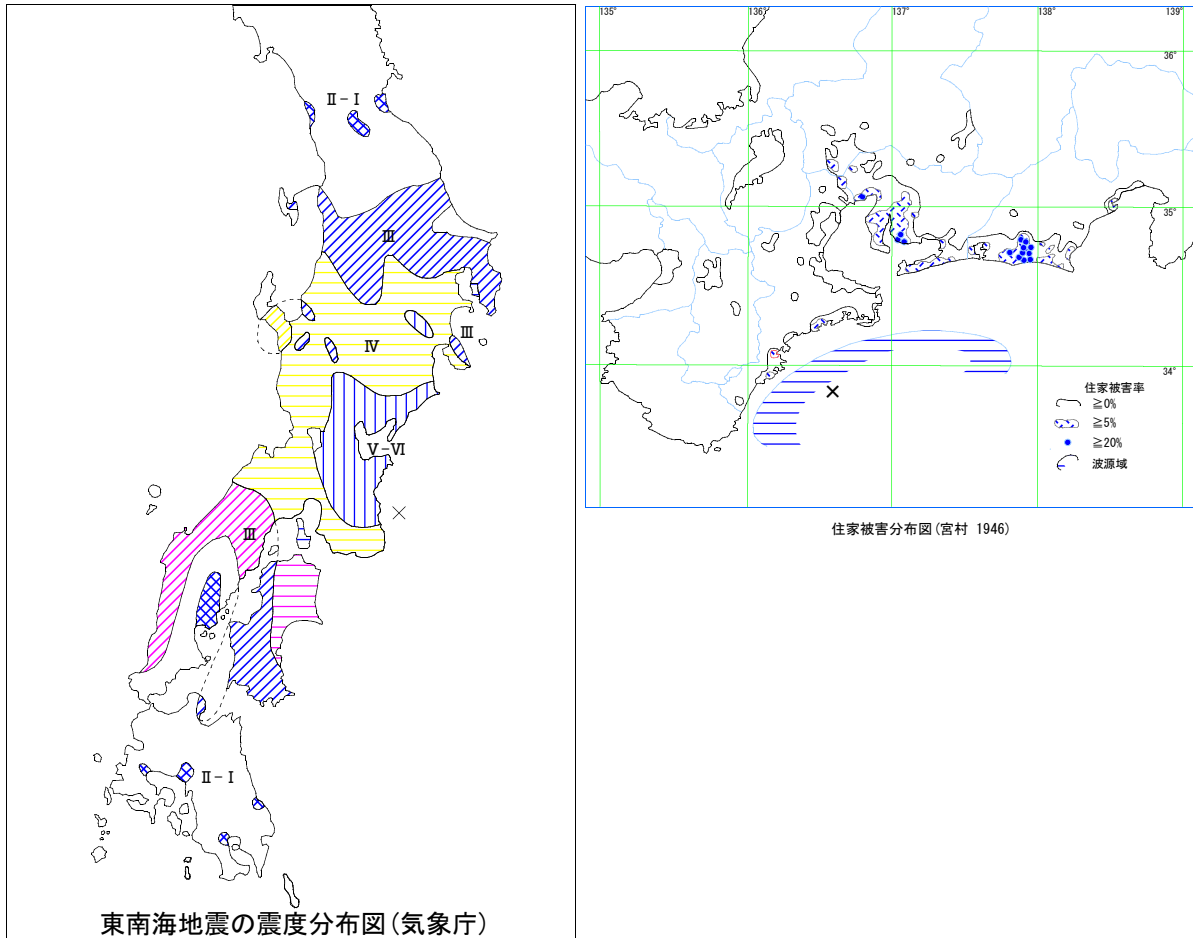
和歌山県内では、熊野灘沿岸は発震後10分～20分で津波に見舞われ、波高は3m～5mに及び相当の被害を受けた。

しかし、新宮方面は異常で北西部の元町、馬町、初の字等が局部的に烈震（震度6）と推察され死者6人、負傷者38人、全壊家屋67戸、半壊146戸を出し、熊野神社の大きな石灯籠は大部分転倒した。勝浦並びに那智方面の被害は次のとおり。

	死 者	行方不明	流失家屋	倒壊家屋	半壊家屋	床上浸水	床下浸水
	人	人	戸	戸	戸	戸	戸
旧 勝 浦 町 (現在の勝浦、北浜、築港地区)	24	3	10	7	40	578	245
旧 那 智 町 (現在の天満、浜の宮地区)	10	0	195	17	74	270	50

なお、旧那智町の被害はほとんど大字天満に起こったもので、駅から勝浦駅にいたる天満の大部分は、津波に襲われ波高約5mと推定された。この天満の湾に来襲した津波は、堤防を2ヶ所数mずつ決壊し、他にも破損箇所あり、鉄道線路は勝浦、天満両駅はほとんど全部が海と反対側へ押し流され、決壊箇所20mに及んだ。

勝浦湾に面した家は、湾内の水面が漸次ふくれ上がり、一時床上浸水程度となったが直ちに退き始めた。しかし、天満を襲った大津波は、勝浦の背後より襲いかかったため、この方面の人命被害が多かった。



南海道地震（1946年12月21日、33.0° N、135.6° E、M=8.0）

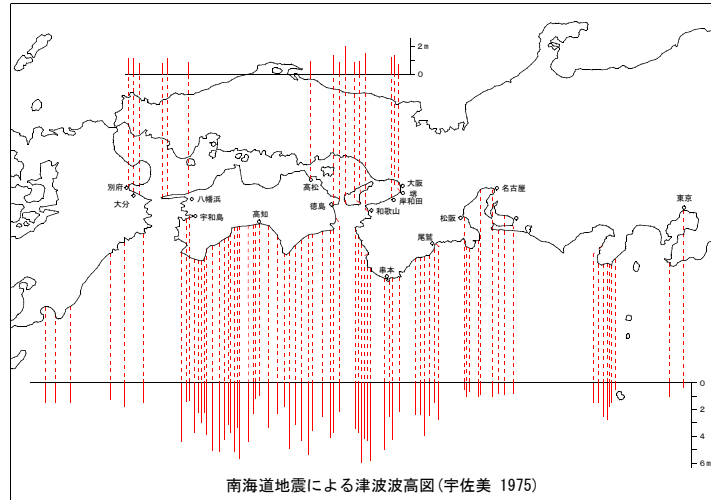
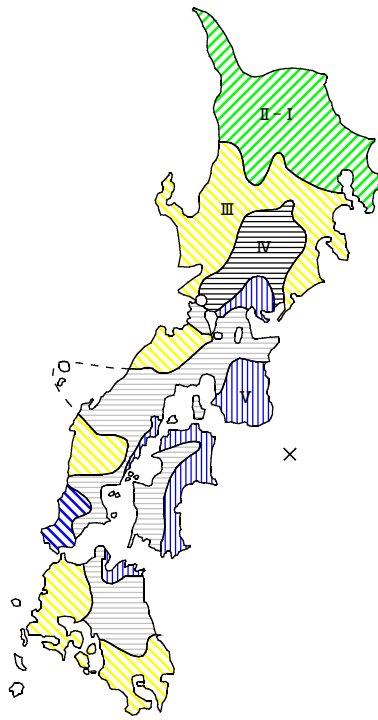
21日4時19分過ぎ、和歌山県全域は突如地震に襲われ、大津波を伴い沿岸地域に大惨事を引き起こした。

震源は、紀伊半島の南端潮岬南南西50kmの沖合にあり、有感範囲は東北北部及び北海道を除く日本の全地域にわたった。

また、強震区域は本県はもとより徳島、高知、三重の諸県と愛知、岐阜及び九州の一部に及び、局地的に烈震と推察される部分もあった。津波は、西は日向灘から東は東京湾口まで、顕著に現れた。和歌山県北部では、地震後40分ないし1時間後、第1回の津波が来襲したという所が多いが、県南部海浜では数分後に早くも来襲し、大津波は少なくとも3回以上あり、第3波が最も大きく、波高の最高は2m～3mのものが最も多かった。

災害は地震動そのものによる直接被害よりも、津波による被害の方がはるかに大きかった。なかでも串本方面は甚だしく、路上1.5mに達し、死者9人、負傷者100人、浸水家屋6,000戸に及び袋港では家屋の過半数を損じ荒廃した。旧広村では梧陵翁の功績による防波堤は完全にその役割を果たしたが、堤防のない南西方江上川に沿って侵入した津波が町の後面に廻り多数の溺死者を出した。由良町も被害が大きく、総戸数1,115戸中過半数の594戸浸水、死者17人、行方不明2人、負傷者19人、大小船舶の流破59隻、防波堤決壊20mに及んだ。また、海南市は低地のため浸水家屋が最も多く、新宮市は地盤軟弱のため多くの倒壊家屋があり、そのうえ大火を起こし、焼失家屋2,399戸、罹災者8,300人に及び惨状を極めた。県内の被害は次のとおりである。

死者195人、行方不明74人、負傷者562人、家屋全壊969戸、同半壊2,442戸、同流失325戸、同浸水14,102戸、同全焼2,399戸、その他。



南海道地震の震度分布図（気象庁）

第3章 地震被害想定（和歌山県）

地震の想定

本計画策定の前提となる地震の想定は次のとおりとする。

1 想定地震

- ① 東海・東南海・南海地震同時発生（以下「東海・東南海・南海地震」という）
- ② 和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震
（以下「中央構造線による地震」という）
- ③ 田辺市付近直下を震源とする地震（以下「田辺市内陸直下の地震」という）

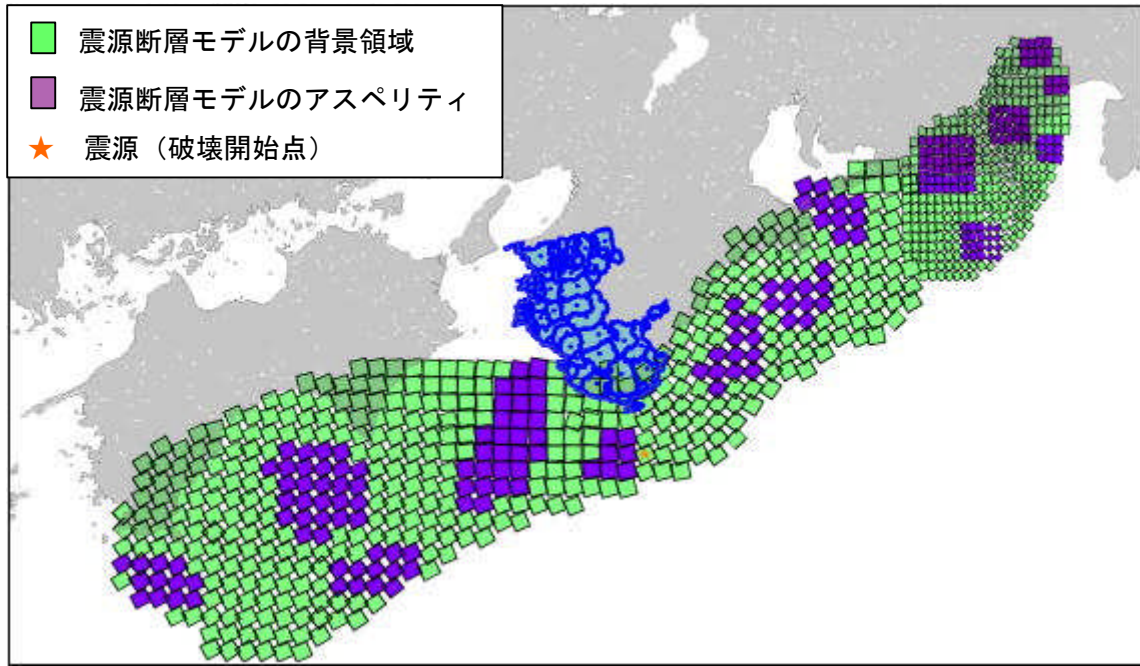
想定地震

	①東海・東南海・南海地震	②中央構造線による地震	③田辺市内陸直下の地震
地震の規模 (マグニチュード)	8.6相当	8.0相当	6.9相当
震源断層の位置	駿河トラフ～南海トラフ	中央構造線 (淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近)	旧田辺市～旧本宮町
震源断層の深さ	約10～30km	4～14km	4～12.6 km

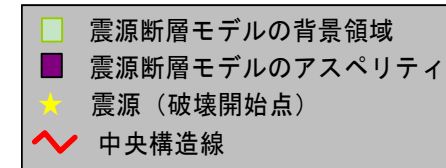
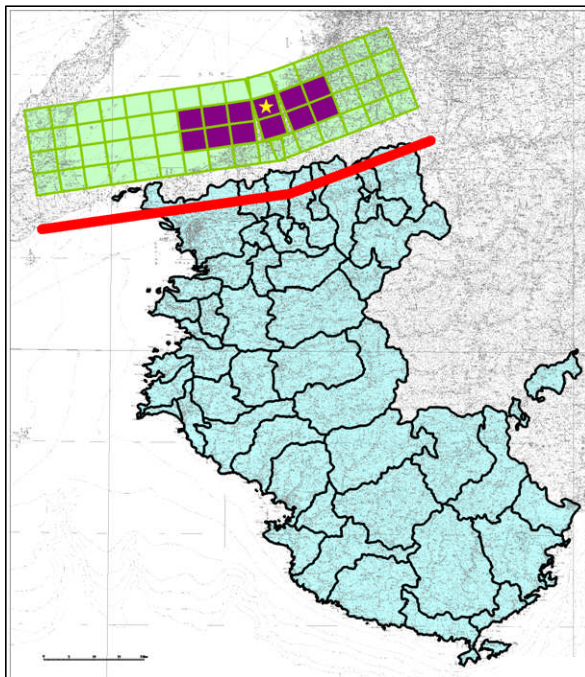
2 時刻及び季節

季節あるいは時刻が被害予測に大きい影響を与える火災や人的被害を検討するため、時刻及び季節について、以下の3とおりの組み合わせで予測をおこなった。

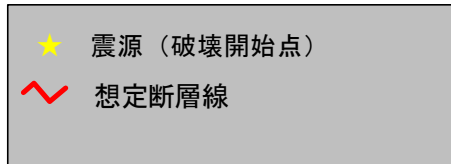
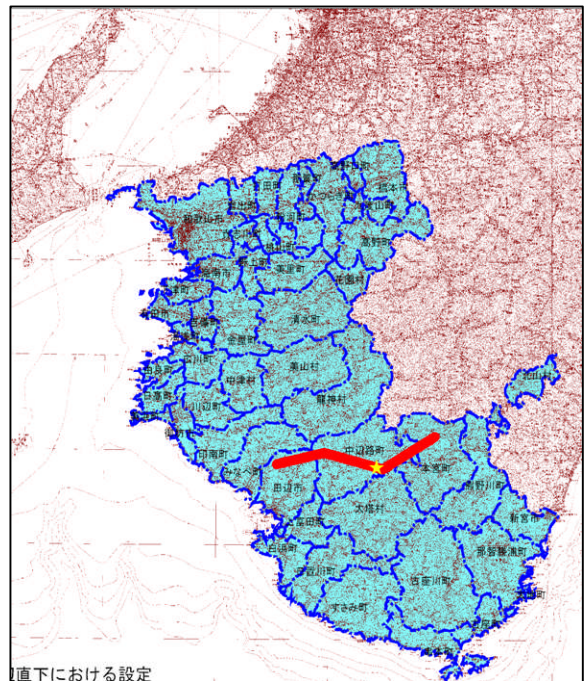
- ① 冬 5 時 : 多くの方が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯
- ② 冬18時 : 炊事や暖房で火気の使用頻度が高くなる季節・時間帯
- ③ 夏12時 : 海岸沿いには多くの海水浴客が集まり、市街地などにも通勤・通学している人や買い物客等が集まっている季節・時間帯



東海・東南海・南海地震における想定震源断層モデルの位置（中央防災会議資料より）



中央構造線による地震における想定震源断層モデルの位置



田辺市内陸直下の地震における想定震源断層モデルの位置

3 地震動の予測

①東海・東南海・南海地震同時発生

田辺市周辺の低地及び串本町等で震度7、県南部の海岸沿いの多くの箇所で震度6強と予測されます。海岸付近の低地などで液状化の危険性が極めて高くなる場所が多く、低地のほとんどで高い液状化危険度となります。

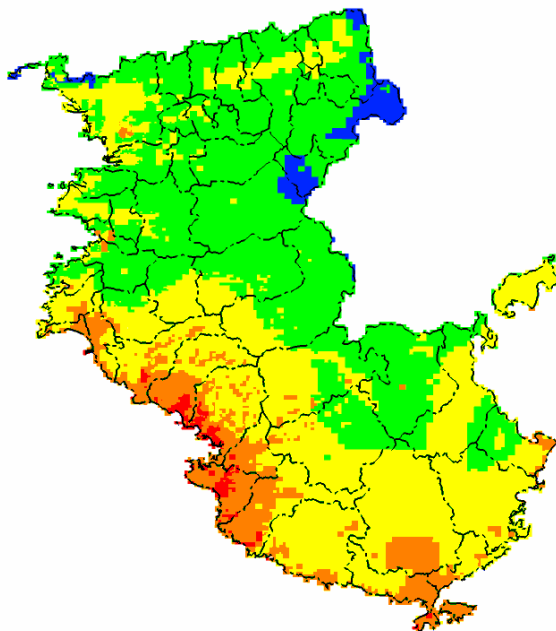
②中央構造線の地震（淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近の活断層による地震）

和歌山平野の広い範囲で震度7が見られたほか、県北部を中心に強い揺れが予測されます。震源断層に近い、和歌山市、海南市などの低地で極めて高い液状化危険度が予測されます。

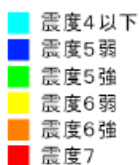
③田辺市内陸直下の地震

震度6強になっている箇所がわずかにありますが、田辺市付近の低地の多くは震度6弱と予測され、地震動の強い範囲は限られています。他の想定地震に比べると地震の揺れの大きさが小さく、また、揺れの継続時間も短いため、田辺市付近の低地の一部で液状化危険度が高いという結果になっています。

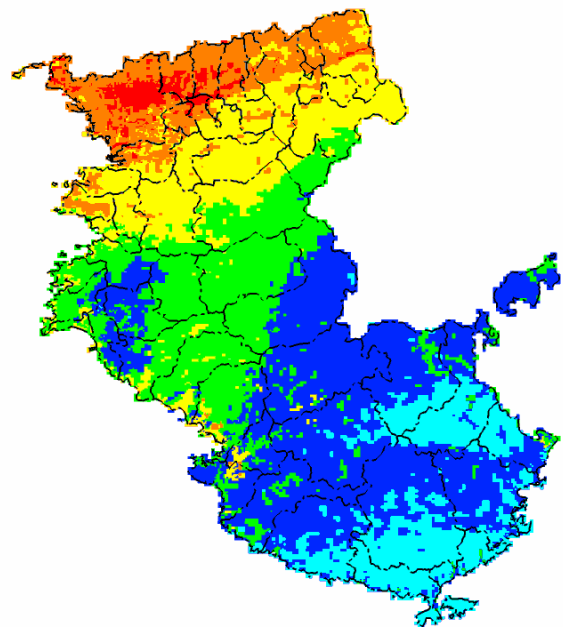
■東海・東南海・南海地震同時発生の場合



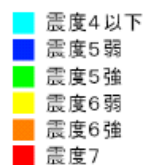
震度



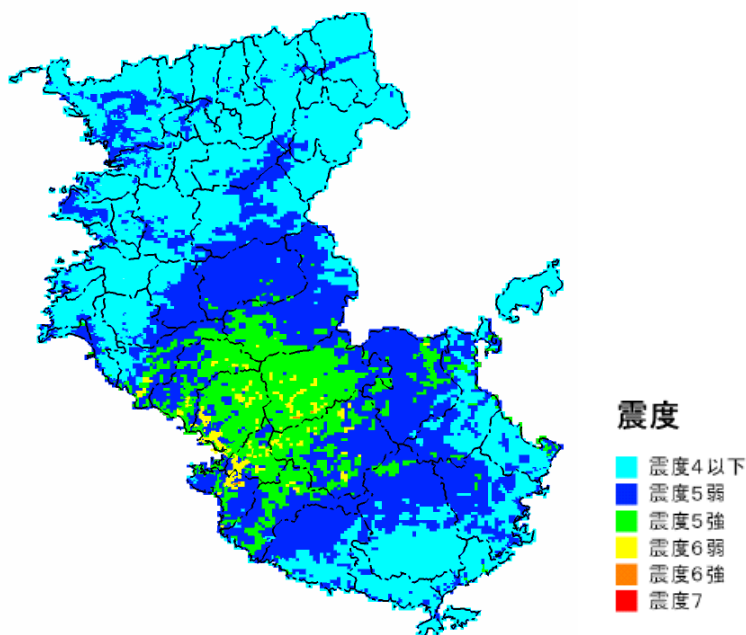
■中央構造線の地震



震度



■ 田辺市付近の地震



4 被害予測

(1) 東海・東南海・南海地震

○建物被害予測

県南部では強い地震動のため30%程度の建物が全壊になると予測された。串本町では津波による被害も大きく、地震動・液状化・崖崩れによる被害もあわせた全壊率は40%を超える。全県で8万～10万6千件程度の全壊・焼失被害が予測された。

冬の18時のケースでは全県で415件の炎上出火が発生し、そのうち消防力の運用で消し止められない出火点が旧田辺市などで86件残ると予測された。ここから、旧田辺市、旧串本町で大きい延焼火災が予測され、60%前後もの高い全壊・焼失率になると予測された。冬5時、夏12時のケースでは延焼火災が予測されず、出火点周りの比較的小規模の火災被害以外は予測されなかった。

津波の被害については、旧田辺市、旧串本町、那智勝浦町などの県南部の沿岸市町村で大きい被害が予測されたほか、湾奥に低地の広がる海南市でも多大な被害が予測された。

○人的被害予測

県南部を中心として建物倒壊及び津波による人的被害が多く予測された。夏のケースでは海水浴客の死者も多く出ると予測された。冬5時のケースでの死者数が最も多く、全県で約5千人の死者が予測された。

○ライフライン被害予測

県南部を中心に多くの被害が生じる。埋設物は液状化の影響を受けるため、県南部の海岸沿いなどの低地の多くのところで被害が大きくなると予測された。電柱・電話柱は火災や津波の影響を受けるため、県南部の海岸沿いや旧田辺市、旧海南市などで多くの被害が発生すると予測された。

○交通・輸送施設被害予測

道路施設は、県南部を中心に多くの被害が生じる。山地を通る道路の多くは切土・盛土等の被害を受ける。また、海岸を走る国道42号線は各所で津波の影響を受けると予測された。鉄道施設の被害の傾向も道路とほぼ同様となった。

港湾施設は、すべての港湾で津波の影響を受けると予測された。県南部で大きい震度となるため、和歌山市などで利用可能な港湾があるものの、そのほかの地域ではほとんどの港湾で利用困難という評価結果になった。

南紀白浜空港の震度は6強と予測され、空港内の建築物は、旅客ターミナル、貨物ターミナル、庁舎ともに鉄骨造あるいは鉄筋コンクリート造であり、昭和56年に改正された現行耐震基準に基づいているため倒壊などの危険はないものの、天井板、照明の落下、窓ガラスの破損、壁の亀裂、剥離、機器の破損等の被害は発生するものと考えられる。滑走路、誘導路等では、クラックや亀裂の他、盛土が75mにも達するため、不等沈下や崩壊等により段差や大きな亀裂が発生する可能性もある。

○生活支障

上水道施設の供給支障では、御坊市など県南部の多くの市町村で地震直後にほぼ100%の断水率となると予測された。県全体で53.7%の断水率になる。

下水道施設の供給支障では、県南部の市町村で、10%を上回る機能支障が予測された。県南部では下水道延長が比較的小さく、被害箇所数は比較的多くないため、比較的早く復旧が進み、本復旧工事まで2ヶ月間で済むと予測された。和歌山市では機能支障の割合は小さいが延長が長いので、本復旧工事まで5ヶ月ほどと予測された。

都市ガス施設の供給支障では、岩出市を除きすべての都市ガスは地震直後に供給停止すると予測された。旧海南市では全戸で供給停止が1ヶ月ほど続き、その後急速に復旧が進むと予測された。いずれも復旧に2ヶ月以上要する。

電力施設の供給支障では、県南部から県北部にかけての沿岸部一帯で地震直後に停電すると予測された。全県の8～9割が停電し、1日後には半数は復旧し、1ヶ月後に至る前に全域復旧する。

電話・通信施設の機能支障では、県南部から県北部にかけての沿岸部一帯を中心に一般電話の機能が低下し、全県の3～4割で通話支障となると予測された。

避難者はピーク時には県全体で避難所生活者数が20万人を超えると予測された。県民の約1/3が一時的住居制約者となる。県南部では強い地震動による被害に加え、津波による被災で、およそ市町村人口の半数が避難所生活者となる場所が多くなっている。

帰宅困難者は、大阪圏などへ通勤の多い県北部の市町村のほか、県南部の市町村でも多く予測された。旧龍神村などでは多くの帰宅困難者が出るものの、普段の公共交通への依存率は高くないと考えられ、駅での滞留等は考えにくい。道路等が寸断した場合には自家用車等による帰宅も困難と考えられる。夏季では住民の帰宅困難者の数に匹敵するほどの海水浴客帰宅困難者が、県南部等の海岸をもつ市町村で発生すると予測された。

(2) 中央構造線による地震

○建物被害予測

県北部の市町村における低地部で20～40%の全壊・焼失率が予測された。和歌山市・旧海南市ではいずれの時刻、季節でも延焼火災が予測され、冬の18時のケースでは50%近い全壊・焼失率になると予測された。都市施設の多い県北部に被害が集中するため、全県で10万5千～13万7千件程度の全壊・焼失被害が予測された。

○人的被害予測

県北部を中心として建物倒壊による人的被害が多く予測された。冬5時のケースでの死者数が最も多く、全県で4千人強の死者が予測された。

○ライフライン被害予測

県北部に多くの被害が生じる。特に和歌山市、旧海南市では多くのライフライン施設が低地部に集中するため、多大な被害が発生すると予測された。特に電柱の火災による被害が大きくなり、冬18時のケースでは和歌山市、海南市において、1/3程度の電柱が火災による被害を受けると予測された。

○交通・輸送施設被害予測

道路施設では、県北部に多くの被害が生じる。特に紀の川沿いの盛土の被害が多数予測された。鉄道施設の被害の傾向も道路とほぼ同様となった。港湾施設では、田辺市付近より北側の港湾では大きい震度のため、利用可能な港湾がほとんどないものと予測された。南紀白浜空港の震度は5弱と予測され、空港の機能を停止させる被害はないものと評価できる。

○生活支障

上水道施設の供給支障では、和歌山市、旧海南市など県北部の市町村で地震直後で100%近い断水率が予測された。県南部では被害がほとんど出ないが、多くのライフラインが集中する県北部で被害が大きいため、県全体の断水率は63%に上る。

下水道施設の供給支障では、和歌山市で8%の機能支障と本復旧まで10ヶ月要すると予測されたなどのほかは、比較的被害は小さい。

都市ガス施設の供給支障では、県北部では強い揺れのため、和歌山市、旧海南市、岩出市のすべての都市ガスは地震直後に供給停止すると予測された。その後も全戸で供給停止が1ヶ月ほど続き、その後急速に復旧が進むと予測された。

電力施設の供給支障では、県南部を除き、地震直後に停電すると予測された。全県の約8割が停電し、1日後でも多くの需要者がいる県北部で被害が大きいため、復旧は1日後もなかなか進まない。1週間後でも半数復旧にいたらない。1ヶ月後に至る前に全域復旧する。

電話・通信施設の機能支障では、都市施設の多い県北部を中心に一般電話の機能が低下し、全県の5割程度で通話支障となると予測された。

避難所生活者はピーク時には県全体で30万人を超えると予測された。多くの人口が集中する県北部で多大な被害を受けるため、県民の4割以上が一時的住居制約者となる。県南部では比較的避難者数は少ないと予測された。

帰宅困難者は、東海・東南海・南海地震と同じ傾向である。

(3) 田辺市内陸直下の地震

○建物被害予測

旧田辺市を中心に被害が発生するが、それ以外の地域では被害は少ない。火災による被害はほとんど発生せず、全県で1000件程度の全壊数と予測された。

○人的被害予測

旧田辺市付近で人的被害が発生し、全県で50人前後の死者数が予測された。

○ライフライン被害予測

旧田辺市などで被害が発生するものの、そのほかではほとんど被害は発生せず、比較的軽微な被害が予測された。

○交通・輸送施設被害予測

道路施設では、旧田辺市などで被害が発生するほか、各地の低地部にかかる橋梁などで被害が予測された。

鉄道施設の被害の傾向も道路とほぼ同様となった。

港湾施設は旧田辺市において利用困難な港湾があるものの、ほかは大きい影響はないものと予測された。

南紀白浜空港の震度は5弱と予測され、空港の機能を停止させる被害はないものと評価できる。

○生活支障

上水道施設供給支障では、旧田辺市とその周辺で若干断水するものの、県全体では断水率1.1%と比較的被害は小さい。

下水道施設供給支障では、みなべ町、上富田町などで若干の支障が見られたほかは、ほとんど支障はないと予測された。

都市ガス施設の供給支障では、若干の供給支障が予測された。電力施設供給支障は田辺市周辺で若干の支障が見られた。

電話・通信施設の機能支障では、旧田辺市周辺で若干の支障が見られた。停電は地震直後全県の6%程度で、1週間でかなり復旧すると予測された。

旧田辺市を中心に被害が発生するが、それ以外の地域では被害は少ない。

避難者生活者はピーク時には県全体で6千人強と予測された。

帰宅困難者は、東海・東南海・南海地震と同じ傾向である。

東海・東南海・南海地震で想定される和歌山県内の被害は、以下のとおりである。

表3-0.1 全県の被害数量（東海・東南海・南海地震）

分類	予測項目		被害数量			
			冬5時	冬18時	夏12時	
建物被害	全壊・焼失〔棟〕		84,771	104,595	85,012	
火災被害	炎上出火件数〔件〕		67	410	107	
人的被害	死者数〔人〕		5,008	4,700	4,847	
	負傷者数（重傷者・中等傷者）〔人〕		8,348	8,225	6,889	
	要救助者数〔人〕		10,192	8,573	8,402	
ライフライン被害	上水道〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		5,840（0.89）			
	下水道〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		4,346（3.78）			
	都市ガス〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		144（0.20）			
	電力施設	地中配電線〔km〕		4.97		
		電柱〔本〕		11,906	21,912	12,028
		架空線〔km〕		516	969	521
	電話・通信	地中配電話線〔km〕		30.79		
		電話柱〔本〕		4,023	8,085	4,064
		架空線〔km〕		183	393	185
交通・輸送施設被害	道路施設	地震動・液状化〔箇所〕	955			
		津波浸水延長〔km〕	139			
	鉄道施設	地震動・液状化〔箇所〕	637			
	港湾施設		全港湾が津波の影響を受ける和歌山市などの一部港湾を除き、大部分が利用困難			
	空港		南紀白浜空港の震度：6強 空港施設に被害が生じる			
ブロック塀・石塀	ブロック塀〔件〕		47,773			
	石塀〔件〕		13,757			
生活支障	ライフライン	上水道（地震直後の断水人口）〔人〕		549,177		
		下水道（処理支障人口）〔人〕		5,741		
		都市ガス（地震直後～1週間後の供給支障人口）〔人〕		170,246		
		電力施設（地震直後の停電人口）〔人〕		915,864	920,527	915,864
		電話・通信施設（一般電話の機能支障人口）〔人〕		345,147	411,960	347,272
	避難者	一時的住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外避難者数）〔人〕	1日後	264,546	283,399	264,767
			1週間後	358,536	374,200	358,723
		ピーク時避難所生活者数〔人〕		233,048	243,230	233,170
	帰宅困難者	帰宅困難者数〔人〕		0	45,027	97,210
		（帰宅困難率〔%〕）		（0.0）	（34.3）	（53.0）

中央構造線による地震で想定される和歌山県内の被害は、以下のとおりである。

表3-0.2 全県の被害数量（中央構造線による地震）

分類	予測項目		被害数量			
			冬5時	冬18時	夏12時	
建物被害	全壊・焼失〔棟〕		104,835	137,241	109,818	
火災被害	炎上出火件数〔件〕		194	621	244	
人的被害	死者数〔人〕		4,556	3,520	2,632	
	負傷者数（重傷者・中等傷者）〔人〕		12,506	11,728	10,690	
	要救助者数〔人〕		16,313	12,860	11,869	
ライフライン被害	上水道〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		4,143（0.63）			
	下水道〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		4,203（3.65）			
	都市ガス〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		760（1.04）			
	電力施設	地中配電線〔km〕		13.91		
		電柱〔本〕		14,074	25,364	16,054
		架空線〔km〕		573	1,024	654
	電話・通信	地中配電話線〔km〕		60.35		
		電話柱〔本〕		4,586	8,519	5,173
		架空線〔km〕		252	460	288
交通・輸送施設被害	道路施設	地震動・液状化〔箇所〕	955			
	鉄道施設	地震動・液状化〔箇所〕	367			
	港湾施設		田辺市付近より北側の港湾は、利用困難			
	空港		南紀白浜空港の震度：5弱 空港施設に軽微な被害が生じる			
ブロック塀・石塀	ブロック塀〔件〕		89,554			
	石塀〔件〕		17,985			
生活支障	ライフライン	上水道（地震直後の断水人口）〔人〕		704,828		
		下水道（処理支障人口）〔人〕		9,250		
		都市ガス（地震直後～1週間後の供給支障人口）〔人〕		163,597		
		電力施設（地震直後の停電人口）〔人〕		883,139	886,302	883,925
		電話・通信施設（一般電話の機能支障人口）〔人〕		518,554	546,683	523,032
	避難者	一時的住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外避難者数）〔人〕	1日後	374,891	417,407	382,518
			1週間後	461,795	496,387	468,016
		ピーク時避難所生活者数〔人〕		300,167	322,652	304,210
	帰宅困難者	帰宅困難者数〔人〕		0	45,027	97,210
	（帰宅困難率〔%〕）		（0.0）	（34.3）	（53.0）	

田辺市内陸直下の地震で想定される和歌山県内の被害は、以下のとおりである。

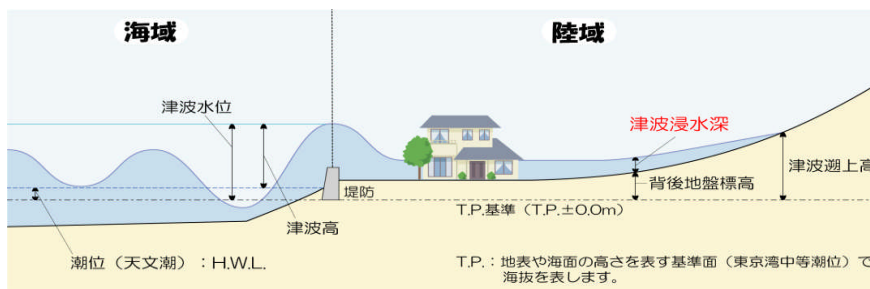
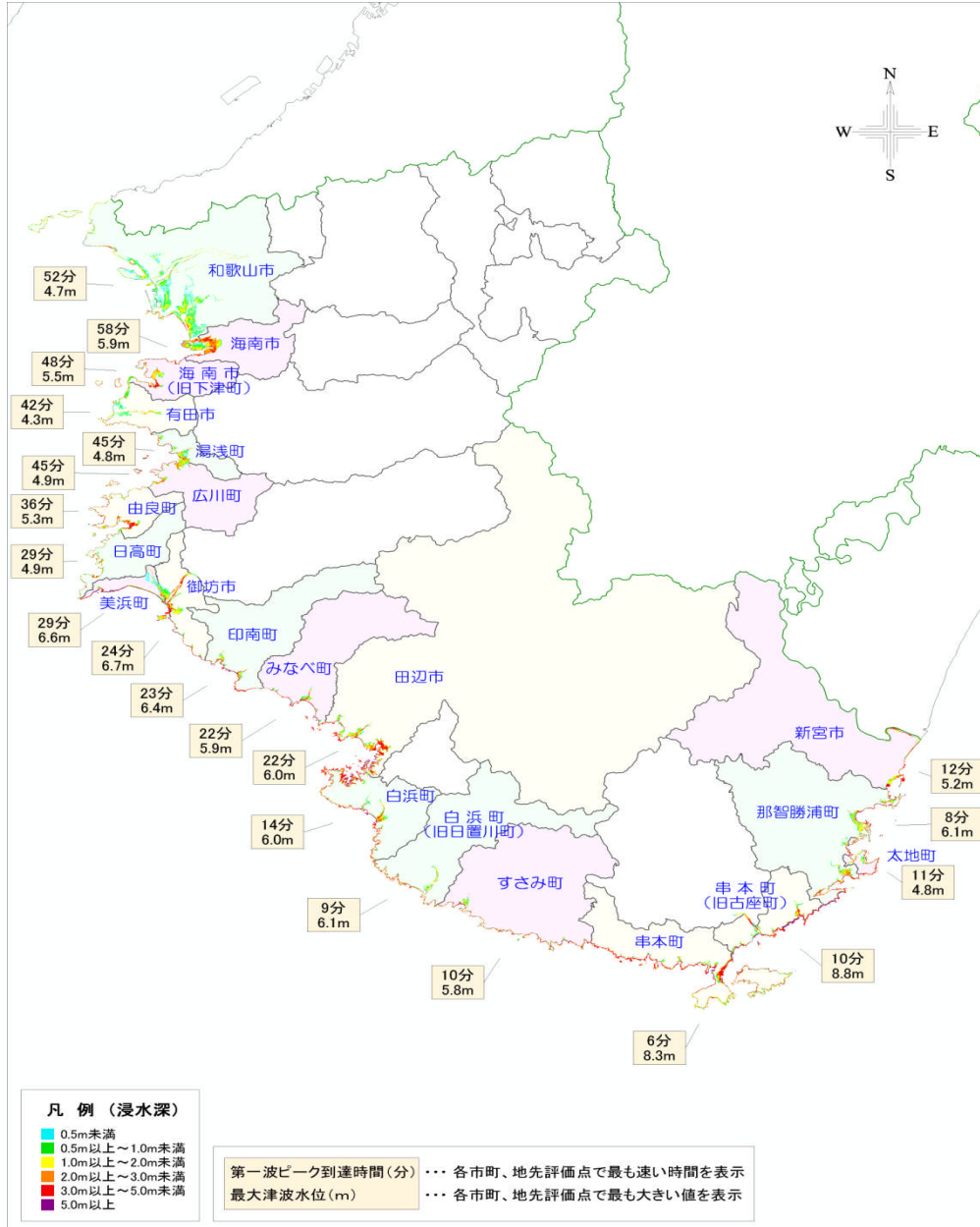
表3-0.3 全県の被害数量（田辺市内陸直下の地震）

分類	予測項目		被害数量			
			冬5時	冬18時	夏12時	
建物被害	全壊・焼失〔棟〕		989	1,076	999	
火災被害	炎上出火件数〔件〕		2	11	3	
人的被害	死者数〔人〕		57	52	49	
	負傷者数（重傷者・中等傷者）〔人〕		412	360	345	
	要救助者数〔人〕		186	171	182	
ライフライン被害	上水道〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		30（0.00）			
	下水道〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		210（0.18）			
	都市ガス〔箇所〕（被害率〔箇所/km〕）		0（0.00）			
	電力施設	地中配電線〔km〕		0.07		
		電柱〔本〕		79	112	82
		架空線〔km〕		4	5	4
	電話・通信	地中配電話線〔km〕		0.57		
		電話柱〔本〕		39	58	40
		架空線〔km〕		2	3	2
交通・輸送施設被害	道路施設	地震動・液状化〔箇所〕	229			
	鉄道施設	地震動・液状化〔箇所〕	108			
	港湾施設		田辺市で、利用困難な港湾がある			
	空港		南紀白浜空港の震度：5弱 空港施設に軽微な被害が生じる			
ブロック塀・石塀	ブロック塀〔件〕		5,643			
	石塀〔件〕		2,132			
生活支障	ライフライン	上水道（地震直後の断水人口）〔人〕		11,648		
		下水道（処理支障人口）〔人〕		59		
		都市ガス（地震直後～1週間後の供給支障人口）〔人〕		213		
		電力施設（地震直後の停電人口）〔人〕		67,640	73,569	68,303
		電話・通信施設（一般電話の機能支障人口）〔人〕		3,646	5,435	3,782
	避難者	一時的住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外避難者数）〔人〕	1日後	6,666	6,770	6,679
			1週間後	9,465	9,566	9,477
		ピーク時避難所生活者数〔人〕		6,152	6,218	6,160
	帰宅困難者	帰宅困難者数〔人〕		0	45,027	97,210
		（帰宅困難率〔%〕）		(0.0)	(34.3)	(53.0)

5 津波被害予測

平成15年度、平成16年度の2箇年で、東海・東南海・南海地震同時発生による津波のシミュレーションを実施しました。

最大津波水位、第1波到達時間等については、下記のとおりです。



第4章 地震防災対策の実施に関する目標（県総務部危機管理局）

1 基本的な考え方

県民生活の各分野にわたり重大な被害を及ぼすおそれのある地震災害に対処するためには、地震発生までの間に様々な対策を講じ、被害軽減を図る必要がある。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。被害要因の分析を通じた効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進するため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を定めることとする。

2 内容

平成27年度までに東海・東南海・南海地震などの大規模災害による人的被害（想定死者数約5000人）を半減させることを目標とする。

（なお、上記目標を達成することにより、中央構造線による地震、田辺市内陸直下地震による人的被害も半減させる）

この目標を達成するための具体的な対策の目標は別に定める和歌山県地震防災対策アクションプログラム中の重点テーマ別の目標による。

3 地震防災緊急事業五箇年計画との関係

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画は、当該地震防災対策の実施に関する目標に即したものとし、効果的かつ効率的な施設の整備に努めるものとする。

第5章 防災関係機関の実施責任と業務大綱（県総務部危機管理局）

県、市町村並びに和歌山県の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、おおむね次の事務又は業務を処理するものとし、その際相互に協力するよう努めなければならない。

第1節 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 和歌山県

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
和 歌 山 県	ア 県防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、り災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ リ災者に対する融資等の対策 ク 被災県営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害時における公安対策 サ 災害対策要員の動員並びに雇用 シ 災害時における交通、輸送の確保 ス 被災施設の復旧 セ 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

2 市町村

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市 町 村	ア 市町村防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、り災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ リ災者に対する融資等の対策 ク 被災市町村営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害対策要員の動員並びに雇用 サ 災害時における交通、輸送の確保 シ 被災施設の復旧 ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

3 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 近畿管区警察局	ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること オ 警察通信の運用に関すること カ 警察官の応援派遣に関すること
2 近畿財務局 (和歌山財務事務所)	ア 公共土木等被災施設の査定の立会 イ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 ウ 地方自治体に対する災害融資 エ 災害時における金融機関の緊急措置の指示
3 近畿厚生局	ア 独立行政法人国立病院機構の避難施設等の整備と防災訓練の指導 イ 災害時における国立病院機構収容患者の医療等の指示、調整 ウ 災害による負傷者等の国立病院機構における医療助産、救助の指示、調整
4 近畿農政局	ア 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 イ 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ウ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
5 和歌山農政事務所	災害における主要食糧の応急対策
6 近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)	ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 イ 国有林における予防治山施設による災害予防 ウ 国有林における荒廃地の災害復旧 エ 災害対策復旧用資材の供給 オ 森林火災予防対策
7 近畿経済産業局	ア ライフライン（電気、ガス、工業用水道）の復旧対策 イ 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保
8 中部近畿産業保安監督部近畿支部	ア 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 イ 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
9 近畿運輸局 (和歌山運輸支局 勝浦海事事務所)	ア 交通施設及び設備の整備に関する指導 イ 宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導 ウ 所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導 エ 災害時における所管事業に関する情報の収集 オ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導 カ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整 キ 緊急輸送命令
10 近畿地方整備局 (和歌山港湾事務所)	ア 港湾施設の整備と防災管理に関すること イ 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導に関すること ウ 海上の流出油に対する防除措置に関すること エ 港湾・海岸保全施設等の応急復工法の指導に関すること
11 大阪航空局 (関西空港事務所 南紀白浜空港 出張所)	ア 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理 イ 密集地帯上空の低空飛行の禁止 ウ 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施
12 和歌山海上保安部 田辺海上保安部	ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動 イ 災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 ウ 災害時における海上緊急輸送及び治安の維持 エ 海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 オ 災害時における非常通信連絡体制の維持及び活動
13 大阪管区气象台 (和歌山地方气象台)	ア 観測施設の整備及び維持 イ 気象予警報等の処理・通信システム等の確保と充実 ウ 気象予警報等の発表と伝達 エ 観測資料等のデータベースの構築
14 近畿総合通信局	ア 非常通信体制の整備 イ 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施 ウ 災害時における電気通信の確保 エ 非常通信への妨害の排除及び混信の除去 オ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
15和歌山労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止 イ 救助の実施に必要な要員の確保
16近畿地方整備局 (和歌山河川国道事務所、紀南河川国道事務所、紀伊山地砂防事務所)	ア 土木施設の整備と防災管理 イ 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ウ 被災土木施設の災害復旧 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

4 自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第37普通科連隊、第304水際障害中隊	ア 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 イ 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

5 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査と災害復旧
2 西日本電信電話株式会社和歌山支店	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
3 日本銀行大阪支店	災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等
4 日本赤十字社和歌山県支部	ア 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ウ 義援金品の募集配布
5 日本放送協会和歌山放送局	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 西日本高速道路(株)関西支社	ア 災害時における輸送路の確保 イ 有料道路の災害復旧

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
7 電源開発株式会社 西日本支店	ア ダム施設等の整備と防災管理 イ 被災施設の調査と災害復旧
8 日本通運株式会社 和歌山支店	災害時における緊急陸上輸送
9 関西電力株式会社 和歌山支店	ア 災害時の電力供給 イ 被災施設の調査と災害復旧 ウ ダム施設等の整備と防災管理
10大阪ガス株式会社	ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧
11郵便事業株式会社 (和歌山支店)	ア 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い 及び援護対策の実施 イ 被災郵政業務施設の復旧

6 指定地方公共機関（55機関） ※詳細は資料編71-00-00

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 土地改良区 (17機関)	ア 土地改良施設の整備と防災管理 イ 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧 ウ 農地たん水の防除施設の整備と活動
2 鉄道機関 (2機関)	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送 エ 被災施設の調査と災害復旧
3 バス機関 (13機関)	ア 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
4 輸送機関 (11機関)	ア 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送

機 関 の 名 称		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
5 放送機関 (6 機関)		ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 医療機関 (2 機関)		ア 災害時における医療救護の実施 イ 災害時における防疫の協力
7 公社	土地 (1 機関)	ア 管理地及び施設の整備と防災管理 イ 被災施設等の災害復旧
	住宅 (1 機関)	ア 被災施設の調査と災害復旧 イ 住宅の被害調査と応急対策への協力
8 ガス機関 (2 機関)		ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 病院等経営者		ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 被災時の病人等の収容保護 ウ 災害時における負傷者等の医療、助産救助
2 社会福祉施設の 経営者		ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における収容者の収容保護
3 学校法人		ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
4 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合等		ア 市町村本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ウ 被災農林漁業者に対する融資又はあつせん エ 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 オ 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあつせん

01-05-02 処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
5 商工会議所、商工会等商工業関係団体	ア 市町村本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
6 金融機関	被災事業者に対する資金融資
7 危険物及び高圧ガス施設等管理者	ア 安全管理の徹底 イ 危険物及び高圧ガス施設等の点検

第 2 編

地震防災対策

第1章 地震防災対策アクションプログラム（県総務部危機管理局）

1 現 況

今後30年以内に東南海地震が70%、南海地震が60%の確率で発生すると見込まれており、今世紀前半に発生する可能性が極めて高いと言われている。平成16年度、17年度に県が実施した県地震被害想定調査によると、東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合、県内の被害は最大で死者約5000人、全壊・焼失家屋が約10万棟に達する甚大な被害になると予測されている。

2 計画方針

県において、東南海・南海地震など大規模災害に事前に備え、災害発生時に迅速適切な対策を実施し、被害を最小限にすることを目的として、今後県が取り組むべき施策を体系化した行動計画を策定し、総合的な地震防災対策を推進する。

また、県・市町村・防災関係機関及び県民が一体となって総合的な防災対策の推進を県民運動として展開する。

3 計画内容の概要

(1) 基本理念

東南海・南海地震などの大災害に備え、「自助・共助・公助」が相互に連携して活動する防災協働社会を構築することで、安全で安心な和歌山県の実現を目指す。

(2) 減災目標

東海・東南海・南海地震などの大規模災害の死者を今後10年間で半減する。
(平成27年度末までに想定死者約5,000人を約2,500人にする。)

(3) 予防・応急対策・復興の3つの目標

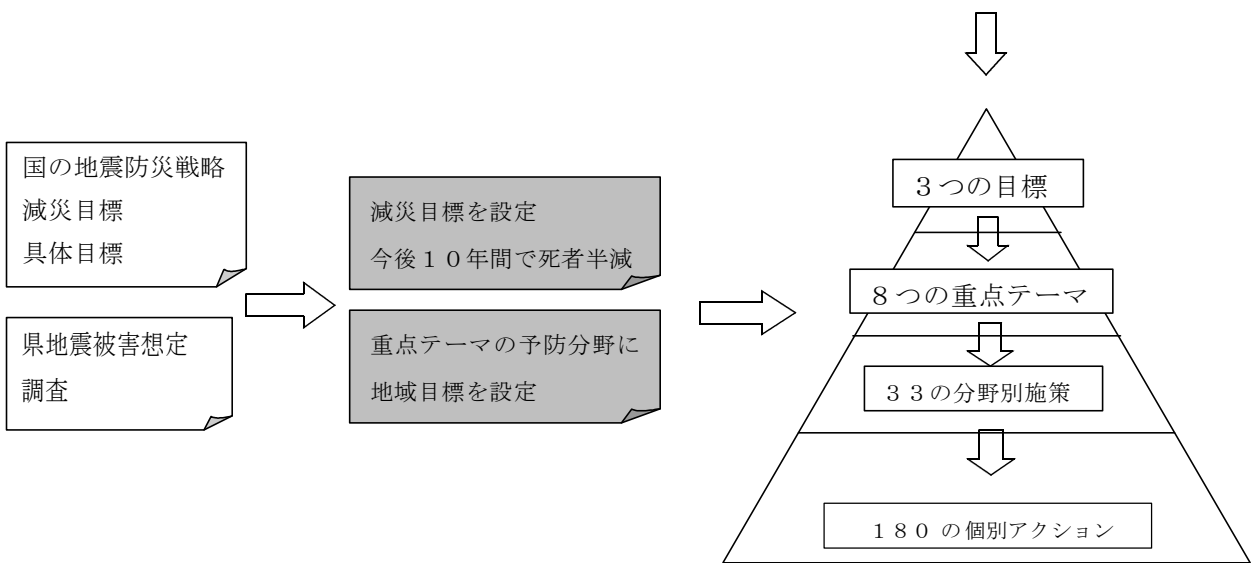
- ① 大地震に着実に備える。
(備えとしての予防対策を着実に実施する。)
- ② 災害発生時に迅速適切な対策を実施する。
(発災時に的確な応急対応を実施するため今から体制を整えておく。)
- ③ 復興を進め安全で安定した生活を構築する。
(復興をスムーズに進めるため今からできるものを準備しておく。)

(4) 重点テーマ

- ・津波対策の推進
- ・耐震化と災害に強いまちづくりの推進
- ・防災意識の普及推進
- ・地域の防災体制づくりの推進
- ・行政の防災体制の強化推進
- ・災害応急対策の整備推進
- ・被災後の生活支援体制の充実
- ・迅速確実な県民生活復興の推進

地震防災対策アクションプログラム体系図

「自助・共助・公助」が相互に連携して活動する防災協働社会を構築することで、安全で安心な和歌山県を目指す



4 市町村地震防災対策アクションプログラムの推進

国の地震防災戦略及び和歌山県地震防災対策アクションプログラムを推進するため、市町村においても地震防災対策アクションプログラムを策定するよう助言等を行う。

第2章 地震防災施設緊急整備計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

県では、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、平成8年度に「地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成13年度に「第2次地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成17年度に「第3次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、地震防災対策上、整備の緊急性の高い箇所・施設について整備を進めてきた。

さらに、平成23年3月に地震防災対策特別措置法が改正されたことから、平成23年度に「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、「第3次地震防災緊急事業五箇年計画」の未実施箇所や社会状況の変化によって新たに発生した整備の緊急性の高い箇所・施設について、今後も計画的に整備を進めていく。

2 事業計画

(1)「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」計画年度

平成23年度から平成27年度までの五箇年

(2)「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」対象事業

ア 避難地

地震発生直後に緊急的に退避する都市公園等を一次避難所として指定し整備を進める。

また、港湾についても、復旧・復興の支援拠点としての機能及び県民の安全を守るための避難地としての機能を確保することを目的として整備を進める。

イ 避難路

都市部においては、各市町村が地域防災計画に位置づけた広域避難地へ連絡する都市計画道路の整備を進め、中山間部においては、集落を結ぶ道路における避難地への緊急道路の整備を進める。

ウ 消防用施設

地震発生時に起こることが予想される同時多発火災に備えるため、消防水利の整備及び消防車両の整備を進める。

エ 消防活動用道路

都市内の住宅密集地区において、道路幅員が6m未満で消防自動車の通行に支障となる消防活動困難地域を解消するため、都市計画道路整備を進める。

オ 緊急輸送道路

地震発生後の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路の整備を進めるとともに、これらの緊急輸送道路に架かる橋梁やのり面の整備を進め、安全度を向上させる。

カ 緊急輸送交通管制施設

地震発生後の停電に伴う交通事故や交通混乱を防止し、緊急輸送道路を迅速に確保するため、各種緊急輸送交通管制施設の整備を進める。

キ 緊急輸送漁港施設

地震発生時、基幹道路が不通となった場合に備え、海上輸送の基地として選定した防災拠点漁港における耐震岸壁の整備を進める。

ク 共同溝等

安全で快適な通行空間を確保するため、幹線道路や緊急輸送道路における電線の地中化を進める。

ケ 医療機関

災害対応の初動期における救急医療体制を確保するため、災害拠点病院や災害支援病院をはじめ、公的医療機関や二次救急医療機関を中心に耐震化対策の整備を進める。

コ 社会福祉施設

昭和56年以前に建築された建物で、地震防災対策上、改築が必要とされる児童福祉施設、老人福祉施設、障害者施設の耐震補強又は改築を進める。

サ 公立幼稚園

公立幼稚園については、文部科学省における施設整備基本方針の改正により、平成27年度までのできるだけ早い時期に耐震化を完了させるといった目標が掲げられたことから、各設置者において年次計画を策定し、該当施設の整備を進める。

シ 公立小中学校等の校舎・屋内運動場

公立小中学校等については、文部科学省における施設整備基本方針の改正により、平成27年度までのできるだけ早い時期に耐震化を完了させるといった目標が掲げられたことから、各設置者において年次計画を策定し、該当施設の整備を進める。

ス 公的建造物

地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難所を中心に公的建造物の耐震改修を進めていく。

セ 海岸保全施設

海岸保全基本計画により選定された整備対象候補海岸のうち、背後地の状況を総合的に勘案し、施設整備の重要性・緊急性がより高く、防災対策が強く要請される箇所について、整備を進める。

ソ 河川管理施設

津波避難困難地域や人口集中地区、想定氾濫区域内資産が多い河川を中心に、堤防の嵩上げや水門等の遠隔操作化を進める。

タ 砂防設備

保全対象人家5戸以上の土石流危険渓流を中心に、特に災害時要援護者関連施設、避難場所等の公共施設に係る土石流危険渓流において重点的に砂防設備の整備を進める。

チ 保安施設

地震による山地災害対策として、復旧治山事業・予防治山事業・地域防災対策総合治山事業・山地災害総合減災対策治山事業の4事業の整備を進める。

ツ 地すべり防止施設

国交省所管の地すべり危険箇所を中心に、災害時要援護者関連施設や避難場所等の公共施設に係る地すべり危険箇所において重点的に施設整備を進める。

テ 急傾斜地崩壊防止施設

保全対象人家5戸以上の急傾斜地崩壊箇所を中心に、特に災害時用要援護者関連施設や避難場所等の公共施設に係る急傾斜地崩壊箇所において重点的に施設整備を進める。

ト ため池

平成16年度に策定した「ため池耐震診断ガイドライン」に基づき実施した耐震診断において、地震時の安全性が確保されないと判定されたものについて、耐震補強又は全面的改修を行い、2次災害の未然防止を図る。

ナ 地域防災拠点施設

大規模災害に対応するため、災害時には災害応急対策の拠点として、平時には防災に関する県民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点の整備を進める。

ニ 防災行政無線設備

災害時の情報伝達手段として重要な防災行政無線を平成27年度末までにすべての市町村において整備を進める。

ヌ 水・自家発電整備等

小・中・高等学校等の水泳プールの水を有効利用するため、耐震性を確保するとともに、浄水機能を持つ浄水型水泳プールの整備を進める。

ネ 備蓄倉庫

地震等の災害に備えた非常用物資を備蓄するための備蓄倉庫の整備を進める。

ノ 老朽密集対策

地震による火災発生等に伴う保安上の危険を回避するため、老朽木造住宅が密集する市街地において、土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業を実施する。

02-02 地震防災施設緊急整備計画

【第4次地震防災緊急事業五箇年計画総括表】

事業項目	事業量		事業費(百万円)
1号 避難地	2.4 ha	2 箇所	1,756
2号 避難路	26.6 km	16 箇所	30,251
3号 消防用施設	292 箇所		7,516
4号 消防活動用道路	0.3 km	1 箇所	126
5号 緊急輸送道路等			79,990
5-1号 緊急輸送道路	75.8 km	255 箇所	78,659
5-2号 緊急輸送交通管制施設	79 箇所		431
5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所		
5-4号 緊急輸送港湾施設	箇所	バース	
5-5号 緊急輸送漁港施設	2 箇所	4 バース	900
6号 共同溝等	4.9 km	3 箇所	1,050
7号 医療機関	9 施設		15,805
8号 社会福祉施設	39 施設		8,866
8の2号 公立幼稚園	9 棟	6 学校	492
9号 公立小中学校等			27,524
9-1号 校舎	163 棟	89 学校	22,452
9-2号 屋内運動場	42 棟	40 学校	5,072
9-3号 寄宿舎	棟	学校	
10号 公立特別支援学校			
10-1号 校舎	棟	学校	
10-2号 屋内運動場	棟	学校	
10-3号 寄宿舎	棟	学校	
11号 公的建造物	8 施設		297
12号 海岸・河川			6,775
12-1号 海岸保全施設	15 箇所	12,500 m ^{※1}	5,725
12-2号 河川管理施設	4 箇所	820 m ^{※1}	1,050
13号 砂防設備等			26,895
13-1号 砂防設備	54 箇所		7,477
13-2号 保安施設	105 箇所		5,013
13-3号 地すべり防止施設	24 箇所		5,036
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	82 箇所		8,248
13-5号 ため池	16 箇所		1,121
14号 地域防災拠点施設	1 施設		8,264
15号 防災行政無線	20 箇所		2,029
16号 水・自家発電設備等	20 箇所		3,367
17号 備蓄倉庫	10 箇所		179
18号 応急救護設備等	基		
19号 老朽住宅密集対策	34.9 ha	3 箇所	15,469
合計			236,651

※堤防・護岸距離

第 3 編

災 害 予 防 計 画

第1章 河川防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現 況

本県の一級河川として、北部に大台ヶ原を源とする紀の川が西流し紀伊水道に注ぎ、東部には日本最多雨地帯の大峰山脈に源を発し熊野灘に注ぐ熊野川が南流している。

これら二河川に挟まれるように、有田川、日高川等、本支川合わせて317本の二級河川が紀伊水道や熊野灘に注いでいるが、ほとんどが本県の地形状況より急流河川であり、短時間の降雨で出水氾濫による被害を受けやすい。

また、河口部周辺のほとんどが低地帯で、これらを貫流する河川の氾濫による浸水とともに高潮による災害も発生しやすい。

これらの浸水・氾濫等の被害より国土保全、民生安定を図るために築造されてきた河川構造物は他の多くの土木構造物とは異なり、その大部分が土でできており、かつ自然的、地形的な制約のもとで歴史的、段階的に形づくられてきたものである。

近年では、従来氾濫区域であった地域での人口、資産の集中が著しくなっている。

2 計画方針

一般の河川堤防は、地震により被害を受けても土堤であることから完全に崩壊してしまうわけではなく、浸水防御に対する機能の一部が保持され、かつ復旧が比較的容易であること等により、耐震性の検討をしていないが、自立式護岸、樋門、樋管及び水門等の河川構造物及び、橋梁等の許可工作物については地震時慣性力を考慮している。

しかしながら、平成7年1月の阪神・淡路大震災の被災状況を踏まえ、河川堤防が地震により沈下等の被災を受けた状況下での河川水の浸水による二次被害のおそれがある区間として、海水面よりも地盤高の低い海拔ゼロメートル地帯の堤防及び河川構造物の耐震点検を実施し、「地震により壊れない堤防」を目標とするのではなく、「壊れても浸水による二次被害を起こさないこと」を目標に、地震時の影響を慣性力のみではなく、液状化に対しても検討を行い整備する。

この他、橋詰などの交通の結節点等にスポット的な親水・利便施設を整備し、震災等の緊急時には水上輸送の船着き場、荷揚げ場としての機能、及び消火用水・生活用水の確保機能を有する構造として整備する。

3 事業計画

平成7年の震災後、緊急的に耐震点検を行い、対策が早急に必要である区間について、工事を実施している。

また、緊急的な復旧を速やかに行えるように土砂等を普段から備蓄しておく。

震災等の緊急時に水上輸送の船着き場、荷揚げ場としての機能、また消火用水・生活用水を確保できる機能を有するスポット的な親水・利便施設等を治水計画上支障のない区間で河川改修工事に併せて整備する。

第2章 砂防防災計画（県土整備部）

1 現 況

土石流危険渓流は、資料編04-04-00、もしくは砂防課ホームページ参照。

2 計画方針

地震に起因する土石流災害対策及び二次災害対策のため、必要に応じ対策工事を実施する。

また、土石流災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 土石流危険渓流調査等

地震後の現地調査を速やかに実施し、土石流災害に係わる情報の収集に努める。

また、現地調査を円滑に実施するため、土石流危険渓流調査結果を台帳にまとめ整備する。

(2) 土石流災害対策

国及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

(3) 情報等の伝達方法

土石流又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が緊急調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

(4) 土砂災害警戒情報の発表基準

気象台及び県は、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

第3章 山地防災計画（近畿中国森林管理局、県農林水産部）

1 現 況

県下森林面積363,033haのうち約131,040haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、山地に起因する災害が依然として絶えない現状に加えて、都市周辺山地の宅地化が進むに伴い、地震発生時の森林の持つ防災機能の高度発揮が一層期待されている。

このため、既設保安林の防災機能の維持と強化を図るとともに、保安林以外の災害危険地についても保安林の指定を進め、治山事業の拡充を推進している。

※ 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、資料編05-01-01、05-01-02、05-02-01、05-02-02を参照

2 計画方針

森林整備保全事業計画（計画期間平成21年度～平成25年度）に基づき崩壊の復旧、崩壊危険地の予防対策を行い、荒廃した溪流の安定を図るとともに、保安林の防災機能を高めるために林相改良及び本数調整伐を行い、地震による山地災害を防止する。また、地すべり危険地については、地震による振動が地すべりの発生原因になる場合があるので、調査観測並びに対策工の実施を推進する。

3 事業計画

- (1) 崩壊発生地及び崩壊の危険のある斜面を復旧安定させるため、山腹工事を行い森林を育成する。
- (2) 荒廃した溪流について浸食の拡大を防ぎ、山脚を安定させるとともに、溪流に堆積した土砂の流出を防ぐために治山ダムを設置する。
- (3) 溪岸が乱流により横浸食を起こし、土砂を生産している箇所において、溪流を安定させるために流路工を施工する。

また、間伐等の遅れから荒廃森林に移行する恐れのある保安林について、緊急に本数調整伐を実施し、保安林機能を強化する。

- (4) 地すべり地内で、既に被害が発生している箇所やその恐れがあるものについて地下水排除、不安定土砂排土、アンカー工、杭打工、緑化工等を実施し、地すべりの発生を防止するとともに被害地の復旧を図る。
- (5) 災害等により荒廃している保安林については、植栽、下刈、追肥、除伐、枝落等の保安林整備事業を実施し保安林の機能を回復させ、山腹崩壊、土砂流出を防止する。

また、間伐等の遅れから荒廃森林に移行する恐れのある保安林について緊急に本数調整伐を実施し保安林機能を強化する。

- (6) 過去に治山事業を実施した箇所を適宜巡回・点検して、適切な維持管理を行う。

第4章 地すべり防止計画（県農林水産部・県土整備部）

1 現 況

地すべり危険箇所は、資料編06-01-00、06-02-00、06-03-00を参照、もしくは砂防課のホームページ参照（林野庁及び国土交通省所管分）。

2 計画方針

地震に起因する地すべり災害対策及び二次災害対策のため、必要に応じ対策工事を実施する。
また、地すべり災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 地すべり危険箇所調査等

地震後の現地調査を速やかに実施し、地すべり災害に係わる情報の収集に努める。

また、現地調査を円滑に実施するため、地すべり危険箇所調査結果を台帳にまとめ整備する。

(2) 地すべり災害対策

国及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

(3) 情報等の伝達方法

大規模な地すべりにより重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、県が緊急調査を行う。

県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

第5章 急傾斜地崩壊防止計画（県土整備部）

1 現 況

急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編06-04-00、もしくは砂防課のホームページ参照。

2 計画方針

地震に起因するがけ崩れ災害対策及び二次災害対策のため、必要に応じ対策工事を実施する。

また、がけ崩れ災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所調査等

地震後の現地調査を速やかに実施し、がけ崩れ災害に係わる情報の収集に努める。

また、現地調査を円滑に実施するため、急傾斜地崩壊危険箇所調査結果を台帳にまとめ整備する。

(2) がけ崩れ災害対策

国及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

(3) 情報等の伝達方法

市町村による、市町村地域防災計画における土砂災害警戒区域内に主として災害時要援護者が利用する施設がある場合の土砂災害に関する情報等の伝達方法の策定を支援する。

また、急傾斜地崩壊危険箇所の把握、急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地の崩壊対策事業等の推進、地域住民及び市町村への徹底した情報提供に努める。

(4) 土砂災害警戒情報の発表基準

気象台及び県は、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

第6章 ため池防災計画（県農林水産部）

1 現 況

県下には、5,499箇所の農業用ため池があり、そのほとんどが明治以前に築造されていることから、年々堤体の浸食や漏水等の老朽化も進んでいる。

また、受益地の減少や農家の高齢化、後継者不足等により、ため池を適切に維持・管理していくことが困難な状況となってきた。

一方で、ため池周辺の開発により、大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池堤体の決壊による下流への被害が心配されている。

ため池の老朽化や下流への影響度等を考慮し、地域防災上重要なため池を計画的に改修する必要がある。

現在、本県には、重要水防区域に指定されているため池が399箇所ある。

※ 警戒を要するため池（市町村別集計、市町村別内訳）は、資料編07-01-00、07-02-00を参照

2 計画方針

近年における流域の開発や、土地利用の変化に伴う流出量の増加、並びに管理者である農家の高齢化、後継者不足により管理体制の弱体化が進行し、危険な状況となるため池が増大すると考えられる。一方で、大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等によるため池への影響も懸念されている。ため池が崩壊すればその被害は農業関係に止まらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至である。このため、このような危険ため池に関する情報を平成17年度に完成した「ため池基本台帳」（データベース）において把握・更新し、危険度が高く、下流への影響が大きなため池から計画的に改修補強していくよう強力に推進し、もって災害発生の未然防止と民生の安定を図るとともに、改修に着手出来ないため池についても、保全体制の支援などソフト対策を効率的に実施し、防災・減災対策に努める。

当面は、重要水防区域に指定されているため池のうち、構造に問題があり、下流に甚大な影響が懸念される池から実施していく。

震災対策として、ため池下流の民家や公共施設、避難経路・避難場所等に甚大な被害の影響が懸念されるため池を対象として「ため池耐震診断ガイドライン（平成16年度策定）」に基づき地震時のため池耐震性を判定し、決壊等の2次被害による影響が大きいと懸念されるため池を事前に把握し、早急に防災対策を講じていくものとする。

3 事業計画

計画方針に基づき、災害を未然に防止・軽減するため、老朽化したため池の整備を目的として、平成24年度は以下の事業を実施する。

- ・ 県営ため池等整備事業 14 箇所
- ・ 県営中山間総合農地防災事業 2 地区（7 箇所）

第7章 海岸防災計画（近畿地方整備局、県農林水産部・県県土整備部）

1 現 況

県内の海岸線の総延長は約651kmであり、このうち約231kmを海岸保全区域に指定している。本県は台風の常襲地帯であることから、これまで台風などによる高潮被害の防止を主目標に堤防・護岸・水門等の海岸保全施設を整備してきた。

※ 海岸市町別内訳は、資料編08-01-00を参照

※ 海岸重要水防箇所は、資料編08-02-00、08-03-00、08-04-00、08-05-00を参照

2 計画方針

高潮被害からの背後地の防護は、今後とも早期に整備すべき海岸事業の重要課題として推進する。さらに、津波対策として、県が実施する新たな被害想定に基づく津波シミュレーションにより、市町と連携を図りながらソフト対策とハード対策の総合的な組み合わせを検討し、効率的に安全性の向上が見込める重要箇所をしぼった上で施設整備を計画する。

3 事業計画

- (1) 高潮対策として整備してきた堤防・護岸等の海岸保全施設は、津波に対しても一定の効果があるため、既存施設を津波が越流した場合でも粘り強く防護機能を発揮させることを目的に、機能点検や耐震点検を必要に応じ実施し、機能強化等を検討する。
既存施設の防護機能を最大限発揮させることを目的に、機能点検や耐震点検を実施する。
- (2) 点検結果を受け、老朽箇所の修繕や耐震補強等、既存施設の改修を進める。
- (3) 今後整備する海岸保全施設については、設計条件に比較的発生頻度の高い一定程度の地震・津波に対する外力や津波高を考慮する。
- (4) 水門・陸こう等については、操作体制など管理のあり方を検討したうえで、自動化、遠隔操作化を検討する。
- (5) 利用頻度が少ない陸こうについては、利用者の理解を得て廃工や統合化を推進して、管理箇所数の削減に努めるとともに、扉体の常時閉鎖化運動を展開する。
- (6) 津波ハード整備具体例

海岸名	地区名	事業内容		
		施設名	延長等	事業期間
和歌山下津港海岸	海南地区	護岸（改良）	1,927m	平成21～31年度
		水門	1基	
湯浅広港	湯浅広地区	津波防波堤	850m	平成10～23年度
那智勝浦海岸	下里地区	護岸（改良）	1,957m	平成21～29年度
		樋門	2基	
	天満・浜の宮地区	護岸（改良）	1,200m	
		樋門	1基	

第8章 港湾防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

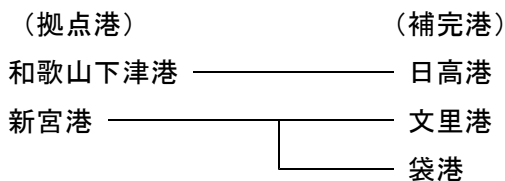
1 現 況

県内には、15港湾があり、災害時の安全で確実な大量輸送機能等、港湾空間が有する防災上の優位性を生かした震災対策施設の整備を図るとともに、津波対策や液状化対策等、臨海部の有する立地上の特異性を克服する必要がある港湾について、適切な防災対策を計画する。

※ 県管理港湾一覧は、資料編09-00-00を参照

2 計画方針

(1) 耐震強化岸壁を整備して、災害時のり災者の避難、救援物資の緊急海上輸送を支える港湾防災ネットワークを計画するとともに、緊急輸送道路との連携を図る。



(2) 親水空間としての通常利用に加え、災害時には、り災者の避難地として活用する避難緑地と避難地の機能に加え、緊急輸送用耐震岸壁を併設した防災拠点緑地を計画する。

(3) 県が実施する被害想定の見直しを踏まえ、耐震強化岸壁の改良を検討するとともに、必要に応じ港湾施設が津波に対して、壊滅的な倒壊はしにくい、粘り強い構造とする補強等を検討する。

(4) 緊急輸送道路等、震災時に重要な役割を果たす橋梁の耐震化を図る。

(5) プレジャーボードの適正保管のための係留施設を整備し、津波来襲時の二次災害防止を図る。

3 事業計画

項 目	港 名	摘 要
(1) 耐震強化岸壁	和歌山下津港	西浜第3岸壁(-12m)(改良) 平成7年度完了 (液状化対策実施中、平成24年度完了予定)
	日高港	北港地区岸壁(-7.5m) 港湾計画に位置づけ済
	文里港	文里地区岸壁(-5.5m) 平成20年度完了
	新宮港	佐野第一号岸壁(1)(-7.5m) 平成18年度完了
	袋港	検討中
(2) 避難緑地 防災拠点緑地	加太港	加太地区緑地 平成12年度完了
	新宮港	三輪崎地区緑地 平成7年度事業着手
(3) 津波防波堤	湯浅広港	広地区防波堤(津波)(南) 平成23年度完了
		湯浅地区防波堤(津波)(北) 平成23年度完了
(4) 液状化防止対策	和歌山下津港	中ふ頭第一、二岸壁ふ頭用地 平成10年度完了
		中ふ頭第一、二岸壁(-10m)(改良) 平成10年度完了
		西浜第5岸壁(-13m) 平成12年度完了

第9章 漁港・漁村防災計画（県土整備部）

1 現 況

本県の漁村の大半は、背後に山が迫る地形条件にあり、また、集落の形態は集密居の割合が高く、集落内道路幅員も狭い。このため、地震津波が発生した場合の直接被害及び救援等の遅れによる増災も懸念されるところである

漁港の施設についても、耐震性の劣る施設や老朽化した施設が多く、地震津波による水産関係者の財産や経済活動への影響が危惧される状態にある

2 計画方針

- (1) 避難計画が構築された漁村において、人命を守るために必要な避難施設等を整備する。
- (2) 漁港背後地の浸水被害等を軽減する津波防護施設、及び漁船等の流出による背後住宅への被害を防ぐ漁港施設を整備する。
- (3) 地震発生後に道路輸送が困難となることが予想される地域においては、救援物資・救援人員・被災地からの避難者等の緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、拠点となる漁港で、耐震性を強化した漁港施設を整備する。

3 事業計画

- (1) 漁村において、避難路を整備する集落道整備、避難地を整備する緑地広場整備、防火施設等の防災安全施設整備等を行う。
- (2) 水門・陸こう等の自動化・遠隔操作化、重要な漁港施設の補強等を行い、また漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱等の整備を行う。
- (3) 海上輸送の拠点として、耐震性を考慮した船舶係留施設及び避難・救難機能等も考慮した臨港道路を整備する。

第10章 道路防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現 況

県内道路（高速道路、国道、県道）の現況は次表のとおりであり、山地が県土の77%を占める地形、地勢条件から落石や地すべり等の危険が予想される箇所が相当数あり、そのうち国管理の緊急輸送道路における要対策箇所が172箇所存在し、県管理の緊急輸送道路及び国道42号代替道路における要対策箇所が491箇所存在する。

また、施工時期が古く耐震基準を満たさない橋梁等が相当数あり、そのうち国管理の緊急輸送道路において耐震対策の必要な橋梁が162箇所存在し、県管理の緊急輸送道路においては365橋存在する。

種 別	実 延 長 (km)	改良済延長 (km)	改 良 率 (%)	舗装済延長 (km)	舗 装 率 (%)
高速道路	59.5	59.5	100	59.5	100
直轄国道	315.7	315.7	100	315.7	100
補助国道	702.1	432.9	61.6	474.2	67.5
県 道	1,886.1	814.2	43.2	1,076.4	57.1
合 計	2,963.4	1,622.3	54.7	1,925.8	65.0

「道路統計年報2011」平成22年4月1日現在

※ 道路危険予想箇所は、資料編10-01-00、10-02-00を参照

2 計画方針

道路の災害予防としては、地震・津波により、道路施設等が被災し利用できない状況を未然に防ぐことを目的に、高速道路をはじめとする幹線道路ネットワークの形成や、事前対策事業を計画的に実施し災害に強い道路づくりを推進する。

また、地震により、道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

3 事業計画

地震・津波による災害に強い道づくりを推進するため、高速道路等の幹線道路ネットワークの整備や、平常時で危険度が高い箇所（道路防災総点検結果情報等）をはじめ、緊急輸送ルート、孤立地域等の調査情報を元にプライオリティを定め、計画的に防災対策を実施する。

また、危機管理体制の実現に向けた各種調査、マニュアルの検討・策定、支援資機材の配備、訓練を実施する。

(1) 幹線道路ネットワークの整備

地震・津波発生時の救助・救援活動等、命の道となる高速道路や直轄国道の整備促進及び、高速

道路等の防災機能強化、県内主要幹線道路の整備を図る。

(2) 道路施設の被害情報収集体制の確立

地震発生時にはヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

(3) 大迂回路や局地迂回路の選定

地震により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

(4) 他機関との情報交換体制の確立

地震により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止または制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うと共に、通信手段の多ルート化に努める。

(5) 道路防災事業計画並びに進捗状況

国管理の緊急輸送道路において耐震対策の必要な橋梁162橋のうち、134箇所において耐震対策を完了している。また、落石や地すべり等の対策が必要とされる172箇所のうち、109箇所の対策を完了している。

県管理道路の事業については下表の通りである。

事業名	事業の概要	期間	事業内容	進捗状況
震災対策事業 (橋梁関係)	県管理の第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び国道42号代替道路に架かる橋梁の内、平成8年より古い道路橋示方書に基づいた橋長が15m以上の橋梁及び跨線橋について、左記の事業により震災対策を講じる計画である。	平成16年度～	全体計画 県管理の第一次緊急輸送道路及び跨線橋 橋数：184橋 県管理の第二次緊急輸送道路及び国道42号代替道路 橋数：181橋 合計 橋数：365橋	平成23年度までの実績 県管理の第一次緊急輸送道路及び跨線橋 橋数：159橋 県管理の第二次緊急輸送道路及び国道42号代替道路 橋数：121橋 合計 橋数：280橋
法面防災対策 (法面防災関係)	平成8～9年度に実施した道路防災総点検において県管理の第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び国道42号代替道路で、対策が必要との	平成9年度～	県管理の第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び国道42号代替道路における要対策箇所数	平成23年度までの実績 完了243箇所

	結果を得ている箇所について、左記事業により対策を講じる。		491箇所	
--	------------------------------	--	-------	--

4 その他

道の駅については、駅管理者等と連携して、防災施設としての活用を図るものとし、具体的な活用方法の内容について検討を行っていく。

第11章 火災予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

近年の機械文明の発展に伴う社会経済活動の複雑多様化を反映して、災害事象の様相も拡大・複雑化を呈してきており、これに対処すべき消防業務の質・量ともに増大し住民の消防に対する期待もますます高くなってきているのが現状である。

このように増大する災害に対処するため、優秀な消防人を確保し、消防施設の充実・強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備推進するとともに、火災予防の徹底を図り、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要である。

※ 火災概況は、資料編11-00-00を参照

2 計画方針

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって震災被害を最小限に軽減し、地震時における火災を未然に防止するため、火災予防及び消防体制の充実強化を図る。

3 事業計画

- (1) 火気使用設備、器具の安全化に対する研究を行い規制強化等の施策に反映させる。
- (2) 各種集会、広報媒体を通じ、火災防止に関する知識及び技術の普及を図る。
- (3) 起震車の利用促進を図り、火災防止の体験実習を行う。
- (4) 対震安全装置付きの火気器具等の普及徹底を図る。
- (5) 初期消火活動体制の強化を図る。
- (6) 市町村における消防体制の充実強化を図る。
- (7) 消防団組織の育成強化を図る。

第12章 都市防災化計画（県土整備部）

1 計画方針

人口、産業が集中している都市地域においては、地震発生時に大規模な災害が起きる危険性が高い。このため、都市計画としては、避難地、避難路等としての都市基盤施設の整備や建築物の不燃化を推進し、安全な都市環境の実現を図っているところである。

本計画は、防災に係る都市計画を、都市防災化計画として位置付けることにより、なお一層の都市防災化の推進を図ろうとするものである。

2 事業計画

(1) 秩序ある市街地の形成

計画的な市街化を図るため、県下23の市町において都市計画区域(30区域)を指定するとともに、和歌山市においては、市街化を図るべき市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域とに区域区分を行っている。

※ 都市計画法適用市町村一覧表は、資料編13-01-00を参照

※ 市街化区域及び市街化調整区域は、資料編13-02-00を参照

(2) 防火地域・準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、一定規模以上の建築物を耐火建築物又は簡易耐火建築物にし、その他の建築物について屋根、外壁等を防火構造等にするなど防火上の観点からの建築構造上の規制を行うことを目的として、防火地域及び準防火地域が定められている。

※ 防火地域・準防火地域の現況は、資料編13-03-00を参照

(3) 都市計画施設の整備

ア 道路

道路は災害時には、避難、消防、救助等の場となるとともに、空地として、市街地の延焼を防止する機能を持っており、計画的に事業推進を図る。

※ 都市計画の道路現況は、資料編13-04-00を参照

イ 公園緑地

公園緑地は、避難地として、また避難路、延焼防止帯として、都市における防災上、重要な役割を果たしている。このため、計画的に事業推進を図るとともに、新耐震設計基準に対応した公園施設の改修や、市街地と工場との間に緩衝緑地の整備を行う。

※ 都市計画の公園緑地現況は、資料編13-05-00を参照

(4) 市街地開発事業

ア 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市基盤整備の十分でない既成市街地や未整備の市街地予定地において、土地の区画形質を整え、道路、公園等の公共施設の整備改善を行う事業であり、安全な都市環境の創出に最も効果的な事業である。このため、事業化の推進と既存事業の促進を

計画的に図る。

※ 市町村別土地区画整理事業一覧は、資料編13-06-00を参照

イ 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、土地の高度利用と都市機能の更新を図るべき地区において、地区内建築物の除脚、中高層不燃共同建築物、緑地、空地等の公共施設の整備を行う事業であり、都市中核地区の耐震化、不燃化等安全な市街地に効果的なことから事業予定地区の事業実施の推進と事業化が望ましい地区の事業推進を図る。

(5) 地震時に大規模な火災の可能性のある密集市街地の改善

密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時に大規模な火災の可能性のある地区の改善に向けて取り組む。

(6) 地震防災緊急事業五箇年計画（平成18年度～平成22年度）に位置づけた下記事業の整備を重点に進める。

ア 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

イ 緊急輸送道路

ウ 避難地

第13章 建造物災害予防計画（県土整備部）

1 現 況

近年市街地での建築物は高層化、高密度化し、その用途、設備も多種、多様で複雑化しており、建築物内部に展開される居住、業務生産等の活動は高度化の傾向にあり、都市機能を担っていることから、災害時における安全性の確保は、極めて重要である。

また、郊外での大規模宅地造成等も行われており、これらが無秩序に行われると、地震、火災、風水害等の災害発生時には人身事故につながるものが予測される。

一方、昭和55年以前に旧耐震基準で建設された住宅が密集している地区は同時に道路も狭く、曲がりくねっていて公園等のオープンスペースも不足していることが多く都市を地震に強い構造にする上で大きな隘路になっており、火災などの災害発生時には大災害に発展するおそれがある。

2 計画方針

地震災害に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止し、さらに都市活動の確保を図るため、総合的な防災対策を行う。

また、大地震等に対する建築物等の安全性を向上させるために敷地内の空地、広場などを確保するとともに建築物の建替更新等の整備を計画的に行い、災害に強いまちづくりを目指す。

3 事業計画

(1) 建築物の防災対策

一般住民に対して建築物の災害予防に関する知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携のうえ、次の対策を講ずる。

ア 建築物の耐震改修の促進

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、関係団体に対する法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、建築確認申請時等において防火上及び耐震上等の指導を行う。

また、特に大地震時に多大な被害が予測される古い木造住宅については、耐震改修に取り組まれる方の負担を軽減するために県・市町村が連携し無料で耐震診断を実施するとともに耐震改修等に要する費用の一部を助成するとにより耐震改修を支援する。

イ 建築物の防災査察の実施

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、年2回の建築物防災週間を中心に、防災査察を実施し、必要な指導を行い、防災改修を促進するとともに現行の耐震基準を満足していない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導を行う。また、建築物のまどガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策についても指導を行う。

ウ 被災建築物応急危険度判定体制の整備

震災後は直ちに余震等による災害の拡大を未然に防止するため建築物の危険度を判定し、居住者に注意喚起する応急危険度判定を実施する必要があるため、地震被害建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、県内建築士を対象に講習会を実施し、応急危険度判定士を養成する。

応急危険度判定士として登録した者について、その居住地別で名簿を作成し、紀北、紀中、紀南等での震災の想定のもとで、県、市町村間の連絡体制、応急危険度判定士の出動依頼及び命令系統等の出動体制を整備する。

※ 和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱は、資料編14-00-01を参照

エ 建築物の定期調査・検査の推進

建築基準法第12条の定期報告の活用を図り、(財)県建築住宅防災センターとの連携を図りつつ既存の対象建築物について適正な維持管理による防災性能の確保を図るとともに、不適格な建築物について防火上、避難上及び耐震上の改修を促進する。

オ がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

昭和49年度より当事業を実施し、相当の成果を収めているが、引続き市町村及び県民に働きかけ、当事業の充実を図る。

カ 耐震相談窓口の設置

建築物の耐震に関する相談に応じるため、関係団体(建築士会、建築士事務所協会等)との連携のもとに相談のための窓口を設置する。

(2) 公共建築物の耐震対策

市町村に対して建築物の耐震に関する知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携のうえ次の対策を講ずる。

ア 建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修の普及と啓発を図る。

イ 公共建築物の耐震改修対象建築物の把握を行う。

ウ 耐震対策市町村連絡会議の開催

年1回以上連絡会議を開催し、耐震対策の推進及び技術の向上を図る。

(3) 計画的なまちづくり

地震災害時における人命の保護、災害拡散防止のため、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築を促進し、及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を行う。

ア 老朽建築物や木造住宅密集地域の解消

密集市街地整備等により、震災時における危険度の高い地域の解消を促進する。

イ 建築物の耐震化、不燃化の促進

市街地再開発事業や優良建築物等整備事業による建築物等の更新・整備を促進する。

ウ 地域の要望に合ったまちづくりの誘導

地域のまちづくりを支援し、建築物の共同化や建築協定、総合設計制度等による安全な市街地の整備を誘導する。

エ 高齢者や障害者に障壁のない市街地の整備

建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難地等まで安全で障壁のない避難路の確保のため、高齢者、障害者にも安全な高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び福祉のまちづくり条例に適合した建築物等の整備促進を図る。

オ 公共建築物の耐震化

災害時の拠点や避難場所となる公共建築物の耐震化と災害時用の倉庫や耐震型貯水槽の整備を促進する。

カ 民間建築物の耐震化

多数の者が使用する建築物に対し、耐震性能の強化を促進する。

第14章 下水道等施設災害予防計画（県土整備部）

1 現 況

下水道等は、居住環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設であるとともに、公共的水域の水質保全のためにも重要な施設である。

県内の下水道等の普及率は低いものの、生活基盤を支える重要なライフラインの一つである。

※ 下水道事業の供用開始状況表は、資料編15-01-00を参照

※ 農業集落排水事業の供用開始状況表は、資料編15-02-00を参照

2 計画方針

施設の耐震・耐水化を図るとともに、地震・津波時において下水道等の機能を最低限維持し、早期に機能回復を行うため、関係機関との連携を図る。

3 事業計画

- (1) 下水道施設等の耐震・耐水化を進める。
- (2) 施設の点検・復旧要員を確保するため、近隣市町による応援体制の整備や下水道事業災害時近畿ブロック支援体制等との連携を図る。
- (3) 幹線管渠の詳細調査に対応するため、テレビカメラ等の手配体制を整える。

第15章 宅地災害予防計画（県土整備部）

1 現 況

一定規模以上の開発行為及び宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事については、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき審査の上許可し、更に完了検査を実施している。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、勧告、改善命令などの措置を講じている。

現在、宅地造成工事規制区域の指定状況は、和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、田辺市、白浜町、新宮市、那智勝浦町の6市2町の全域面積233,566haのうち指定面積は、26,838haであり11%に相当する。

2 計画方針

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法により、法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図る。

なお、今後丘陵部で宅地造成工事が予想される地域においては、該当市町と協議のうえ宅地造成工事規制区域の追加指定を検討する必要がある。

3 事業計画

(1) 宅地防災月間の設定

地震等により発生する宅地の崩壊及び調整池の決壊に備え、住民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため5月及び9月の2期を宅地防災月間と定め、期間中は、規制区域内の巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民へのPRに努める。

(2) 宅地防災工事の貸付金制度の活用

改善を必要とする宅地について、住宅金融公庫による貸付制度のPR及び指導を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

大震災等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する必要があるため、県内対象者に講習会を実施し、宅地判定士を養成するとともに、判定活動の円滑な実施を図るため、判定士名簿の管理、市町村窓口の整備及び宅地判定士への連絡体制の整備を行う。

※ 和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱は資料編14-00-02を参照

※ 和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱は資料編14-00-03を参照

第16章 流木災害予防計画（県農林水産部・県国土整備部）

1 現 況

県下における貯木場は8箇所あり、木材けい留を許可している河川は、築地川（和歌山市）である。

※ 貯木場の所在・面積及び貯木能力は、資料編16-00-00を参照

2 計画方針

津波、台風、高潮及び洪水等に際し、流木による被害の防止対策を講ずるものとする。

3 事業計画

木材業者及び公共管理者等は、災害時における流木による被害を軽減するため、次の事項について万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 津波・台風来襲前には貯木場内の木材けい留を整理し、嚴重な固縛を行い、いかだの混乱、流散の防止を図る。
- (2) 水中貯木のものをできる限り陸上貯木に切り替える。
- (3) 河川にけい留貯木している木材は、津波、洪水、高潮時に流出して河川管理施設や橋梁等を損傷するなど、災害の発生を助長するおそれがあるので、占用許可を受けた者は、常に区域内を監視し、けい留ロープなどの点検を行い、いかだの流出防止に万全を期する。
- (4) 災害時における木材による災害防止のため、関係者で連絡調整を図る。

第17章 上水道施設災害予防計画（県環境生活部）

1 計画方針

大規模な地震の発生に備え、水道施設の耐震性の強化を図るとともに被害を受けた施設の復旧を速やかに行い飲料水を確保することを目的とする。

2 事業方針

- (1) 市町村の水道施設の新設、改良、拡張計画等に合わせ、諸条件を考慮したうえで、施設の耐震性を強化し、地震による被害を最小限にする施策を指導する。
- (2) 単独で水道施設の応急対策ができず、被災地の水道事業者が応援の必要性を認めた場合、速やかに県内水道事業者、関係団体及び他の府県へ応援要請できるよう連絡調整の体制を指導する。

3 実施計画

- (1) 水道施設は広い地域に分布し特に地質や地形等の立地条件及び取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設による多種多様の構造物や機器より構成されているため、設計条件や老朽度合い等により耐震性は異なる。耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設耐震性診断等を指導し、これに基づき目標年度を決め順次計画的に耐震化事業を進めるよう指導していく。

また、施設の耐震化に関しては、「水道施設耐震工法指針（日本水道協会編）」に基づき行うものとするが、特に重要度に応じて次のとおり進める。

ア 浄水場、配水池等の構造物や主要な管路等の重要度の高い基幹施設については、耐震化の優先度を高める。

イ 避難所、救急病院等の防災上重要な施設や、福祉施設等の災害時要援護者の施設に配水する管路については、その耐震化の優先度を高める。

ウ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械施設についても、同時に耐震化を進める。

- (2) 水道事業者等が水道施設の被災予測を踏まえた応急復旧及び応急給水の行動指針を作成し、公表することを指導していく。

また、水道事業者等の緊急時の組織体制及び相互支援体制作りを指導していく。

第18章 文化財災害予防計画（県教育委員会）

1 現 況

文化財保護法により指定された重要文化財（国宝を含む。）及び記念物（特別記念物含む。）等並びに県文化財保護条例により指定された有形文化財及び記念物等は、高野町をはじめ和歌山市、田辺市、那智勝浦町等に多く所在し、このほか市町村が条例により指定している文化財も多数ある。

文化財の防災施設としては、警報設備、避雷設備、消火設備及び防災道路などで、これらの設置等につき、国及び県等からの補助金により漸次施設設備の整備を図っている。

- ※ 国・県指定文化財集計表は、資料編17-01-00を参照
- ※ 指定文化財国宝（建造物）は、資料編17-02-00を参照
- ※ 指定文化財重要文化財（建造物）は、資料編17-03-00を参照
- ※ 県指定文化財（建造物）は、資料編17-04-00を参照

2 計画方針

県内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これら文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の啓発、普及及び指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、県教育委員会及び市町村教育委員会は、勧告、助言、指導等を行うものとする。

3 事業計画

県・市町村（教育委員会）、消防機関及び文化財の所有者又は管理者は、下記について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

(1) 施設整備等

ア 火災対策

火気の使用制限、たき火・喫煙禁止区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設設備、ドレンチャー設備、防火壁、防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

イ その他の対策

環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防御網・阻止柵等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等

(2) 現地指導

文化財保護指導委員による現地指導及び現地巡回報告に基づく防災上必要な指導等

(3) 文化財保護思想の普及及び訓練

ア 文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。

イ 文化財についての防火査察、防火実施訓練あるいは図上訓練を随時行う。

(4) 指定文化財（建造物）の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、これらのうち昭和38～42年ごろに設置した自動火災報知設備は消防法による失効及び経年劣化による設備の老朽化に伴い、現在計画的に改修を図っている。

(5) 文化財の被災状況の報告

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに市町村教育委員会に報告する。

市町村教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（平成24.3.31現在）

防災施設名	指定別	指定件数	防災施設 設置済件数	設置率
警報設備	国	75	73	97%
	県	44	25	57%
消火設備	国	75	69	92%
	県	44	17	39%
避雷設備	国	75	64	85%
	県	44	13	30%

(注) 1 国指定建造物78件のうち、石造物2件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

2 県指定建造物58件のうち、石造物13件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

第19章 危険物等災害予防計画

第1節 危険物災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、多品種製品の開発及び利用の拡大並びに生活様式の高度化により、危険物の取扱量は増加し、石油類の貯蔵タンクは大型化するとともに、施設も大規模集積化が進んでいる。

※ 危険物製造所等数調（完成検査済証交付施設）は、資料編18-00-00を参照

2 計画方針

地震災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

3 事業計画

(1) 保安教育及び防災訓練の実施

- ア 危険物を取り扱っている事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害を想定した防災訓練を実施する。
- イ 危険物安全週間に保安啓発活動を実施する。

(2) 規制の強化

危険物施設の立入調査を適時実施し、強力な行政指導を行うよう市町村の指導を図る。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化
- イ 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化
- ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化
- エ 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

(3) 自衛消防組織の強化促進

- ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- イ 隣接する危険物を取り扱う事業所の相互応援に関する協定を促進し、自衛消防力の確立を図る。

(4) 化学消防機材の整備

- ア 市町村に化学車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。
- イ 危険物事業所における泡消火薬剤等及び必要機材の備蓄を促進する。

(5) 避難、救助及び救急

「市町村計画」及び「市町村消防計画」の定めるところによる。

第2節 火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

県内の火薬類製造施設等及び高圧ガス製造事業所等の保安の確保については、いずれも火薬類取締法及び高圧ガス保安法に基づき安全は確保されている。

特に、高圧ガス設備については、耐震設計基準により設置が義務づけられており、古い設備についても見直しを行い、基準に満たない設備については補強等の措置を講じている。

また、平成8年の法改正により、平成9年度以降、配管（支持構造物を含む。）についての耐震設計基準が導入された。

平成12年度から、新設・変更される高圧ガス施設が高レベル地震動（600ガル以上）に対して、当該構造物が破壊・倒壊しないよう設計することが義務付けられた。

さらに、平成14年7月に公布された東南海・南海地震対策特別措置法では、推進地域内で対策計画策定基準を満たした高圧ガス第1種製造者に対し、津波からの避難の確保、防災訓練及び地震防災に関する教育・広報を危害予防規程に盛り込むよう義務づけられた。

※ 火薬類関係事業所一覧は、資料編19-00-00を参照

※ 高圧ガス・液化石油ガス関係事業所は、資料編20-00-00を参照

2 計画方針

火薬類の製造施設については、地震よりもむしろ、地震により発生する火災による激しい燃焼が起きる場合が予想されるので、特に地震火災に対する災害の拡大防止について立入検査等により指導する。

高圧ガス製造施設等についても、地震による災害よりも、その後の漏洩、火災等による二次災害が予想されるので、これらを防止するための設備面の対策及び訓練等の拡充、徹底を指導する。

3 事業計画

(1) 設備面の対策

ア 高圧ガス設備の見直しを図り、高圧ガス設備等の補強を指導する。

イ 高圧ガス容器については、地震時における転倒転落による漏洩、火災が予想されるのでその防止対策の強化を指導する。

ウ 防消火設備・通報設備の見直し及び強化を指導する。

エ 地震時の他災害の発生防止又は軽減を図る措置を講じるよう指導する。

(2) ソフト面の対策

ア 地震時における情報の伝達、避難、その後の点検等のマニュアルの整備を図るよう指導する。

イ 各事業所における施設状況を常に把握し、地震発生に伴う災害の拡大防止に備える。

ウ 立入検査時において、地震時における災害防止に適應しているかチェックを行う。

エ 高圧ガス製造事業所においては、地震による二次災害防止のため、各事業所において定期的に緊急停止訓練、防災活動訓練を実施するよう指導する。

オ 地震時における輸送時の災害防止のため、和歌山県高圧ガス地域防災協議会の自主保安活動

の促進を図る。

カ 地震時等の液化石油ガス製造事業所における災害防止・拡大防止のため、（社）和歌山県エルピーガス協会の自主保安活動の促進並びに緊急応援連絡体制の活用を図る。

キ 東南海・南海地震対策特別措置法に規定された高圧ガス製造事業所に対し、危害予防規程に記載された事項の実施状況を確認、指導する。

第3節 毒物劇物災害予防計画（県福祉保健部）

1 現 況

県下における毒物劇物の製造、輸入業者及び貯蔵タンクは、その大部分が和歌山市小雑賀地区及び湊地区周辺の重化学工業地帯に集中している。

※ 毒物・劇物製造業者等一覧は、資料編21-01-00を参照

2 計画方針

毒物又は劇物の流出等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物の製造、貯蔵等を行う施設に対して、「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準」に基づき、震災対策の指導を徹底する。

3 事業計画

毒物又は劇物等の炎上、流出、爆発、漏洩等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物等の製造、貯蔵、取扱い等を行う施設（毒物劇物製造業者、同販売業者、同業務上取扱者）に対して、重点的に事故防止を指導をする。

- (1) 毒物劇物営業者に対する立入検査の強化
- (2) 毒物劇物屋外貯蔵タンク等の貯蔵施設調査の実施
- (3) 毒物劇物関係業者に対する講習会等の開催
- (4) 和歌山県毒物劇物地震対策協議会の開催
- (5) 毒物劇物危害防止規程の作成推進

第4節 放射性物質事故災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用の許可を受け、又は使用の届出をしている事業所は、平成23年4月1日現在県内に45事業所あり、その内訳は、医療機関10、教育機関2、研究機関2、民間機関26、その他5事業所である。又、放射性同位元素又は、放射性同位元素の装備された機器を購入し、販売の届出をしている事業所は、県内に1事業所である。

※ 放射性同位元素等使用事業所一覧は、資料編22-01-00を参照

2 計画方針

放射性物質の取扱いによる事故、運搬中の事故、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するため、関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備、防災関係資料の把握等の対策を推進する。

3 事業計画

- (1) 放射性物質取扱業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。
- (2) 放射性物質取扱業者は、事故の発生のおそれがあるとき及び事故が発生したときの連絡通報体制及び防災関係機関への情報提供体制を確立する。
- (3) 県は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。
- (4) 県は、放射性物質使用事業所、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

第20章 公共的施設災害予防計画

第1節 公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社）

第1

1 現 況

災害対策機器の配置及び各種措置計画を講じているとともに、重要光ケーブルを構築し災害に対処する。

2 計画方針

電気通信設備の地震・津波災害による故障発生を未然に防止し、また、地震・津波災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立化防止無線の回線を整備して、遠隔地市町村の通信途絶の防止化等通信サービスの確保を図るため、西日本電信電話株式会社の実施する一般通信施設予防計画について定める。

3 事業計画

(1) 電気通信設備等の防災計画

地震・津波災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期する。

- ア 主要な電気通信設備が設置されている建物について、耐震、耐火構造を行う。
- イ 大地震・津波による洪水又は津波等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- ウ 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的地震・津波災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- ア 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- イ 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

(3) 回線の非常措置計画

地震・津波災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するために、あらかじめ次の措置計画を定めて万全を期す。

- ア 回線の切替措置方法
- イ 可搬形無線機、工事用車両無線機等及び移動電源車の運用方法

(4) 孤立化防止対策計画

地震・津波災害の発生で、県下の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため、孤立化防止無線回線の整備充実を図る。

- ア 孤立防止用衛星電話端末機の整備充実

※ 孤立防止用衛星電話機については、資料編23-00-00を参照

- イ 移動無線網の整備

- 小型無線電話機の整備充実
- 可搬形無線機の整備充実

第2 災害予防と事前措置

1 防災に関する各社の役割と社外関係機関との協調

防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう、各社は次のとおり役割を果たすとともに、平素から社外関係機関と次のとおり密接な連絡を行う。

(1) 本社における対応

- ① 持株会社と連携し総務省、内閣府及びその他関係政府機関並びにライフライン事業者及び報道機関等と防災業務計画に関し連絡調整を図る。
- ② 災害時には、持株会社と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。

(2) 支店等における対応

- ① 必要に応じて当該区域を管轄する次の社外関係機関と防災計画に関し、連絡調整を図る。
都道府県、市町村、警察、消防、水防及び海上保安の機関、郵便事業株式会社、総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関
- ② 平常時には各支店等で当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には各災害対策本部等が当該の地方公共団体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

ア 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し積極的に参加する。

イ 災害対策本部との協調

この計画が円滑・適切に行われるようあらかじめ定められた対策要員を派遣し、次の事項に関して協調する。

- i) 災害に関する情報の提供及び収集
- ii) 災害応急復旧及び災害復旧
- iii) 資材及び物資対策
- iv) 交通及び輸送対策

ウ 自衛隊等への支援要請

自衛隊への支援要請は、都道府県知事又は市町村長に対して行う。

(3) ライフライン事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、防災対策に努める。

具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジン燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備しておく。

(4) 放送事業者、自治体防災行政無線運用者との協調

テレビ、ラジオなどの放送事業者及び自治体防災無線運用者と協調し、「ふくそうに伴う電話の自粛のお願い」や「災害用伝言ダイヤルの提供案内」等の放送が、迅速、かつ円滑に実施できる協力体制を整備しておく。

(5) グループ会社等との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備しておく。

(6) 地域情報ステーションとの連携

国及び地方公共団体が被災地近傍に設置する地元密着型の地域情報ステーションの設置に協力し、被災地における情報流通を支援するための被災地情報ネットワークの構築及び運営等について連携を図る。

2 電気通信設備等に対する防災計画

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。

ウ 地震・津波又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても、通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を多ルート構成若しくはループ構成とすること。

イ 主要な中継交換機を分散設置すること。

ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。

エ 通信ケーブルの地中化を推進すること。

オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の施設記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

3 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において、通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて、次に掲げる機器及び車両等を配備する。

(1) 非常用衛星通信装置

(2) 非常用無線装置

(3) 非常用交換装置

(4) 非常用伝送装置

(5) 非常用電源装置

(6) 応急ケーブル

(7) 災害対策指揮車

(8) 雪上車及び特殊車両

(9) 携帯電話サービスカー

(10) その他の応急復旧用諸装置

4 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成し、現行化を図るものとする。

5 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

保有する主要な災害対策用資機材の効率的な運用をはかるため、必要に応じて配備等の調整を図る。

(5) 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉が難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

6 対策要員の確保

(1) あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象地象情報その他の情報に留意し、非常事態の発令に備える。

(2) 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部に出動する。

(3) 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄の事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

ア 社員の非常配置及びサービス標準

イ 社員の非常招集の方法

ウ 関係組織相互間の応援の要請方法

7 対策要員の広域応援

大規模地震・津波等により、大都市若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災施設等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモグループ各社、並びにグループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。

8 社外機関に対する応援又は協力要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて社外機関に対して次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時から、あらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。

(3) 交通及び輸送対策

ア 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。

イ 災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。

(4) 電源対策

商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。

(5) お客様対応

お客様に対して故障情報、回復情報、ふくそう回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関の連携を図る。

(6) その他必要な事項

9 防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。

10 防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

(1) 災害予報及び警報の伝達

(2) 非常招集

(3) 災害時における通信そ通確保

〈災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービス（以下「災害用伝言ダイヤル等」という。）の運営を含む〉

(4) 各種災害対策用機器の操作

- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

1 1 総合防災訓練・啓発活動

- (1) 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
- (2) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるための地域住民に対する普及啓発に努めるものとする。

別表1 通信施設災害対策機器配備状況等

ア 西日本電信電話株式会社和歌山支店管内移動無線機配備状況 (H24年4月1日現在)

	和歌山	〃	〃	海	下	箕	湯	御	田	白	串	勝	新	岩	橋	金	計
	西	東	北	南	津	島	浅	坊	辺	浜	本	浦	宮	出	本	屋	
TZ- 68	4								4				4				12
TZ-403	4								4				4				12
KU-1CH	1		1				1		7		2		3	1	1		17
11P-12M													4				4
11P-50M	4																4
15P-12M	2																2
15P-50M	4																4
ホ-ワ-ル衛星	1								1								2

TZ68 (60MHz帯 1Ch又は3Ch) KU-1CH (14/12GHz帯 1Ch 電話用) TZ 403 (400MHz帯 24Ch)
 11P-12M, 50M (11GHz帯) 15P-12M, 50M (15GHz帯) KU-1CHは可搬型を含む

第2節 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社）

1 現 況

※ 各電力施設の所在地及び連絡先は、資料編24-00-01を参照

2 計画方針

電力施設の災害を防止し、又発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

3 事業計画

水力・火力・送電・変電・配電・通信の各設備毎に、次のような予防措置を講ずる。

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 送電設備

ア 架空電線路—電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路—終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。

(4) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(5) 配電設備

ア 架空配電線路—電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回る

ため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中配電線路—地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。

(6) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

第3節 都市ガス施設災害予防計画（大阪ガス株式会社、新宮ガス株式会社）

計画方針

保安体制の整備強化を図るため、災害発生の未然防止はもちろん、地震が発生した場合にもその被害を最小限に止めるため、平常時から防災施設を整備し、ガス工作物の設置及び維持管理の基準等についての改善を図る。

また、ガス施設の耐震性強化だけに止まらず、震災発生地域でのガスによる二次災害防止と被災地におけるガス供給確保を目的として、ガスの製造・供給に係る設備面、体制面及び運用面についての総合的な災害予防対策を推進するものとする。

<大阪ガス株式会社>

1 現 況

※ 都市ガスによる二時災害防止策は、資料編25-01-00を参照

2 事業計画

保安規程に基づく「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」などにより、大阪ガス及び関係工事会社等に対し、警備体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

各施設の対策並びに訓練等については以下のとおりである。

(1) 施設対策等

ア 供給所設備

ガスホルダーの設備は耐震性を十分考慮して設置し、災害予防対策としては、それぞれの保安規程により作成した点検基準に基づいて維持管理を行う。

イ 導管及び付属設備

① 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び整圧機、バルブ等の付属設備については、法令、保安規程等に定めた方法で設置し、定期的に点検、検査等の維持管理を実施する。

② 耐震性の強化

導管については機械的強度、許容伸び率の大きい溶接鋼管工事の拡大や可とう性にすぐれたダクタイル鑄鉄管及びポリエチレン管への切り替えを行なうとともに、継手については耐震性を考慮したメカニカル継手の採用を推進する。

ウ 通信関係設備

製造供給設備の配置と供給区域の地理的条件を考慮して、各地域ごとに回線を構成し、その集合地点と本社とを無線回線で接続する。更に衛星通信についても導入を図る。

エ 防災機器を備えた製造・供給システム

製造供給システムに係る災害予防計画として、次の施策を推進する。

① 導管網のブロック化

地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため、導管網のブロック化を図っている。

② マイコンメーターの普及

ガスによる二次災害を防止するため、一定震度以上で自動遮断するマイコンメーターの普

及を図る。

オ 緊急用資材の整備

地震発生に伴って緊急事故が発生した場合、早急に応急若しくは復旧措置ができるよう緊急用資材を保有し、その点検整備を行う。

カ 震度情報システムの確立

地震発生後の応急対策活動を迅速、的確かつ効果的に行うために、供給エリア内の主要地点に地震計を設置している。

(2) 教育訓練及び震災知識普及

ア 教育

各事業所及び関係工事会社の従業員に対して、地震・防災に関する基礎知識、事故防止及び緊急時措置を重点に教育し、保安意識の向上を図る。

イ 地震及び緊急時訓練等

地震発生時、緊急時及び非常召集時を想定して定期的に訓練を実施し、製造・供給に関する緊急操作、応急修繕、防火・消火、情報の収集伝達、広報等に関して万全を期する。

ウ ガス安全使用のための周知

ガス使用者に対し、常にガスの正しい使い方、並びにガス漏れの際の注意事項を周知するとともに、特に地震発生時に避難する時は必ず「ガス栓」を閉じるように周知する。

＜新宮ガス株式会社＞

1 現 況

※ 都市ガス配管状況（新宮ガス）は、資料編25-02-00を参照

2 計画方針

ガス施設において、台風、洪水等の風水害及び地震・津波・火災等による災害を防止することはもちろんのこと、発生時の被害を最小限にするために、ガスによる二次災害防止を目的として、ガスの製造・供給に係る設備面、体制面及び運用面について総合的な災害予防対策を推進するものとする。

3 事業計画

(1) 防災体制

保安規定に基づく、「ガス漏洩及び導管事故処理要領」及び「地震防災対策措置要領」等により、非常体制の具体的措置を定める。

(2) 情報の収集及び報告

ア 地震情報・気象予報等の収集

① 地震情報

製造所に地震計を設置し、地震計を確認するとともにテレビ、インターネット等により地震情報を収集する。

② 気象情報

テレビ、インターネット等により河川・地域情報、気象情報を収集する。

イ 通信連絡

① 災害発生時に、通信手段を確認するため通信網の充実を図る。

② 諸状況を把握するため、無線連絡を使用する。

③ 対策本部を設置し、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当初施設及び顧客施設の被害状況を収集し、防災関係先への緊急連絡を行う。

(3) 施設対策

ア 製造所設備

① 維持管理

製造所は、耐震性を十分に考慮して設置するとともに、防消火設備、保安電力設備等を整備する。

なお、台風・洪水等の風水害及び地震・津波・火災等の災害に対する予防対策として、それぞれ保安規程により作成した点検検査基準に基づき維持管理を行うとともに、特に耐震上重要な部分については、状況を把握し、所要の機能を維持する。

② 防火管理

管理者を選任して次の予防点検を実施する。

a 調査報告

毎年1回、製造所の防火対象物並びに消火設備につき調査する。

b 管理者の予防点検

管理者は、建物・構造物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、作業以外の火気等の事項について、一定周期をもって予防点検を実施する。

イ 導管関係施設

① 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び付属設備（ガバナ、バルブ、水取器）については、「保安規程」などの規定に定めた方法で設置し、定期的に点検、検査、見回り等の維持管理を実施する。

② 耐震性の強化

導管については、耐震性に優れたポリエチレン管等の採用を推進する。

ウ 資機材の整備及び確保

災害が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができようよう、緊急用資材を保有し、その点検、準備を行う。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車輛、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、無線等）を確保し、定期的に在庫確認を行う。

(4) 危険防止対策

ア 風水害対策

水害・冠水の発生が予想される場合、又は発生した場合は、その地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別巡回見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急器材の点検整備を行う。

イ 地震災害対策

① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速のため、導管網のブロック化を行う。

② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報、気象庁情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

ウ その他の災害対策

災害による事故発生が予想される場合、または発生した場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

(5) 教育訓練

ア 教育

従業員に対し、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、安全意識の高揚を図る。

イ 訓練

① 緊急事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期するため平日昼間、休日及び夜間の場合を想定し、供給操作・応急修繕・広報等を含む個別又は総合訓練を実施する。

② 非常召集訓練

従業員を対象に非常召集名簿を作成し、実出勤も含めて召集訓練を実施する。

③ 震災訓練

動員体制、出勤体制、応急体制、設備の応急修理及び通信連絡体制について、各種事故処理訓練及び地震訓練を実施する。

(6) 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平素から使用者に対し、防火知識の普及を図る。

ア 住民に対するガス安全使用のための周知

住民に対し、あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知するとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉めるよう周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知する。

第4節 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)）

＜西日本旅客鉄道(株)和歌山支社＞

1 現 況

種 別	紀 勢 本 線	和 歌 山 線	阪 和 線	計
営 業 キ ロ (km)	204.0	52.1	26.4	282.5
橋 り ょ う (箇所)	712	102	82	896
ト ン ネ ル (箇所)	129	0	6	135
踏 切 (箇所)	226	133	47	406

※ 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社管内略図は、資料編26-00-00を参照

2 計画方針

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）の列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って社会的使命を果たす。また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制を予め策定しておき、更に線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立して輸送の円滑化を図る。

3 事業計画

地震災害に対して、防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- ア 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- イ 河川改修に伴う橋りょう改良
- ウ のり面、土留の維持及び改良強化
- エ トンネルの維持、改修及び改良強化
- オ 落石防止設備の強化
- カ 建物設備の維持、修繕
- キ 電力、通信設備の維持、補修
- ク 空高不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- ケ 線路周辺的环境条件の変化による災害予防の強化
- コ 鉄道事故及び災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進
- サ その他防災上必要なもの

＜南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)＞

1 現 況

各社の鉄道施設は、次のとおりである。

種 別 \ 社(線)名	南 海 電 鉄 (株)			紀州鉄道(株)
	南 海 線	高 野 線	鋼 索 線	
営業距離 (km)	21.7	27.5	0.8	2.7
橋 梁 (箇所)	49	64	8	11
溝 橋 (")				1
トンネル (")	6	27		
踏 切 (")	61	43		19

(但し、南海電鉄(株)南海線、高野線は、本県内の分のみである。)

2 計画方針

鉄道施設の災害防止については、線路諸設備の実態を把握し併せて周囲の諸条件を調査して、震災異常時においても、常に健全な状態を維持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

3 事業計画

鉄道施設の地震災害予防のため、次の各号に掲げる事項について計画実施するものとする。

(1) 南海電気鉄道株式会社

ア 諸施設の改善整備

- ① 保安装置の改善
- ② 軌道、電線路施設及び通信設備の改善
- ③ 構内渡線道の改善
- ④ 列車無線装置の増強
- ⑤ 隧道内火災対策の実施
- ⑥ 気象観測装置(雨量警報、風速警報、地震警報)の設置
- ⑦ 沿線情報装置(河川水位警報、冠水警報、落石警報、架道橋衝撃警報、自動車転落警報)の設置
- ⑧ 列車接近警報装置の設置

イ 踏切道の改善整備

- ① 統合、廃止、立体化の促進
- ② 格上げの促進
- ③ 構造、舗装の改善
- ④ 障害物検知装置の設置

⑤ 照明等施設の改善

ウ 車両の改善整備

① 車両機器の改善、整備

② 車両保安装置の改善

エ 保守の強化

① 保守機械化の促進

② 各種検査設備の充実

オ 業務執行体制の確立

① 指導体制の強化

② 服装規律の厳正

カ 労務管理の適正化

① 所定外労働の平準化

② 職場環境の整備

キ 教育訓練の強化

① 個人指導の強化

② 異常時訓練の実施

ク 大型工事対策

① 工事区間における適正速度の設定

② 列車防護装置、防護柵の設置

③ 作業員に対する安全教育の実施

ケ 避難体制の整備

① 旅客の避難場所

② 旅客の避難通路

③ 避難誘導担当者

カ その他防災上必要な設備改良

(2) 紀州鉄道株式会社

ア 橋りょう等の維持補修並びに改良強化

イ のり面、土留の維持補修並びに改良強化

ウ 建物等の維持補修並びに改良強化

エ 線路警戒体制の強化

オ その他防災上必要な設備改良

第21章 地震・津波観測施設等整備計画（和歌山地方气象台、県総務部危機管理局）

1 現 況

(1) 地震発生状況等の把握

地震が発生した場合、その観測結果の迅速かつ正確な解析を行い、津波警報・注意報・予報、地震及び津波に関する情報の発表を行うことが重要である。そのため、気象庁では常時地震観測施設を概ね60キロメートル以下のメッシュで展開し、地震活動の常時監視を行っている。

また、地震発生後の初動体制を確立するためには、きめ細かな震度情報が重要である。このため和歌山県、（独）防災科学技術研究所及び和歌山地方气象台では県内の震度計の整備を進め、平成9年11月10日より順次和歌山県及び（独）防災科学技術研究所の震度データを和歌山地方气象台から発表されるようになった。このことにより、県内の震度観測点は10地点から56地点となった。これらのデータ及び県内の潮汐観測施設のデータは、大阪管区气象台にオンラインで収集され、その解析の成果は津波警報・注意報・予報や地震及び津波に関する情報として発表される。

和歌山地方气象台では、和歌山県に対し、津波警報・注意報・予報の伝達や情報の伝達及び発表を行っている。

※ 潮位観測所は、資料編28-03-00を参照

※ 地震観測施設は、資料編28-04-01、28-04-02、28-04-03を参照

※ 巨大津波観測所は、資料編28-05-00を参照

※ 和歌山地方气象台所管の地震計・震度計・潮位観測所等配置図は、資料編28-06-00を参照

(2) 観測精度の保持

地震及び津波観測の精度を保持するため、和歌山地方气象台では大阪管区气象台と協力して県内に所在する常時地震観測施設等の管理点検を行う。

2 計画方針

地震・津波による災害の未然防止並びに軽減に資するため、津波警報・注意報・予報、地震及び津波に関する情報の高度化及び迅速な伝達を図るとともに、地震・津波の状況の的確な把握に必要な観測施設の整備及び観測点の整備並びに維持運営に努めるものとする。

また、津波災害の予防対策として、沿岸各市町村に津波浸水予測図の作成を推進し、地域住民等に対して津波危険予測地域の周知を行う。

さらに、避難場所について、避難が有効かつ適切に行われる場所を指定するとともに、市町村地域防災計画に避難指示の伝達方法、避難誘導の方法等について定めるものとする。

3 事業計画

(1) 和歌山地方气象台

ア 津波警報・注意報・予報、地震及び津波に関する情報

- a 情報の内容充実及び伝達の迅速化
- b 地震発生直後の即時的情報の高度化
- c 气象台と防災関係機関との連携強化
- d 地震に関する知識の広報、啓発活動

イ 津波浸水予測図の普及と技術支援・協力

市町村が「地域防災計画における津波対策強化の手引き」及び「津波災害予測マニュアル」を活用して行う津波浸水予測図の作成及び活用に関して、市町村からの要請により、技術的な支援・協力を行う。

ウ 観測システムの整備・充実

(2) 県

ア 震度情報ネットワークシステム

県は、県内各地に設置した計測震度計から、正確かつ詳細な震度情報の迅速な収集・伝達を維持・整備するよう努めるものとし、初動体制及び広域的な応援体制の早期確立等を図るものとする。

イ 港湾防災ネットワークシステム

県は、港湾防災関連施設整備事業で平成9年度から平成13年度までに、県下の主要港湾等（3箇所）に潮位計（津波計）を設置して、リアルタイムにデータ収集を行い、台風時の高潮、異常潮位、津波に対しての観測設備を整備した。

また、平成21年4月より白浜沖に近畿地方整備局が設置しているGPS波浪計のリアルタイムデータを取得できるようになり、関係機関と協力的な津波情報の伝達に努める。

(3) 市町村

ア 避難誘導標識等の整備

市町村は、避難路や避難場所について日頃から住民に周知を図るとともに、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮するものとする。

第22章 防災救助施設等整備計画

第1節 消防施設整備計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

現在、県内30市町村のうち28市町村に常備消防機関が設置されており、消防本部17、消防署所48である。消防団は全市町村に設置されている。（H23.4.1現在）

- ※ 消防力の現況（消防常備化地域図）は、資料編29-01-00を参照
- ※ 消防の概要は、資料編29-02-00を参照
- ※ 消防ポンプ自動車等現有数は、資料編29-03-00を参照
- ※ 消防水利の現況は、資料編29-04-00を参照

2 計画方針

地震発生に伴い予想される各種災害に対処するため、消防の組織体制及び施設等の整備充実強化に努める。

特に、地震発生時には水道施設の破壊等による消火栓の断水又は極度の機能低下が予想されるため、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多元化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

3 事業計画

県は、火災の同時多発、交通障害、消防水利の破壊等地震に伴う災害の特殊性を考慮し、次により消防施設設備の整備について指導と、国庫補助金の活用や助成を行う。

(1) 消防力の整備強化

同時多発、交通障害等困難な特徴を持つ地震火災に対処するための可搬式動力ポンプ等の震災対策用資機材の整備及び消防団の充実整備を促進し、地域における消防体制の強化を図る。

(2) 消防水利の整備強化

地震発生時における消火栓は、水道施設の破壊等により断水又は極度の機能低下が予想され、また、防火水槽についても本体の損傷等によって使用不能になることが予想される。

このため、木造家屋密集地、避難路、避難地の周辺等優先順位に基づいて、耐震性貯水槽の設置等による消防水利の整備強化促進を図る。

第2節 救助物資等備蓄計画（県福祉保健部）

1 現 況

県は、被服、寝具、その他生活必需品について、災害救助法適用時において広域的な立場から市町村の備蓄を補完するため、現物備蓄及び流通在庫備蓄の確保に努める。

※ 県の災害救助物資備蓄状況は、資料編31-00-00を参照

2 計画方針

震災に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に実施できることを目的として、救助物資の備蓄及び流通備蓄の推進並びに備蓄倉庫の整備を図る。

3 事業計画

(1) 被服、寝具、その他生活必需品

被服、寝具、その他生活必需品について、その耐用年数等にかんがみ、多量の備蓄を行うことは困難であることから、被災時において必要な物資は現地調達することを原則とし、県内大手流通業者を中心に、調達に関する協定を締結し、それらの輸送に關しての協定を(社)和歌山県トラック協会と締結している。

また、県においては、併せて適当な備蓄物資の確保とこれらの管理を行うものとし、社会福祉施設等に協力を要請して県有施設以外の備蓄も行っていく。

※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編45-03-02

※ 緊急・救援輸送に関する協定書 資料編45-04-02

(2) 医薬品

震災時に必要な医薬品としては、解熱消炎鎮痛剤、抗生物質製剤、全身麻酔・局所麻酔・止血剤、消毒・外皮用剤、強心・昇圧・利尿剤、血液代用剤、血液製剤等が考えられる。

震災発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品等を確保するため、県医薬品卸組合との間で流通備蓄に関する協定を締結している。また、県内の災害拠点病院に医薬品を備蓄する。

なお、血液については、和歌山県赤十字血液センターが中心となり、県内の在庫量を点検し、一定量の血液を万が一に備え備蓄する。

※ 医薬品・血液調達先一覧 資料編46-06-01

※ 大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定書 資料編46-06-02

※ 災害対策用医薬品・衛生材料備蓄品目 資料編46-06-03

※ 災害時における医療救護活動に関する協定書 資料編46-06-04

※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編46-06-05

※ 大規模災害時における医療機器等の供給に関する協定書 資料編46-06-06

※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編46-06-07

※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編46-06-08

(3) 備蓄倉庫の整備

災害発生時に迅速に対処するため、各振興局を中心に備蓄倉庫の整備を図る。

第3節 防災拠点施設整備計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

震災に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する県民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害等に備えるため、広域防災拠点の整備を進めるものとする。

2 事業計画

県は、想定災害に対する詳細な被害想定を実施するものとする。

被害想定結果に基づき、防災拠点の適切な配置計画、分担すべき機能等を盛り込んだ整備計画を策定するものとし、防災拠点となる公共施設等の耐震化における数値目標の設定等の実施に努めるものとする。

また、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

その際、既存の防災機能を有する用地については、その利活用、相互補完等について検討を行うものとする。

県は周囲に高台等がない地域における堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビル等の整備に努める。

第4節 紀の川緊急用河川敷道路・防災拠点整備計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現況

現在、災害発生時の緊急輸送路・防災拠点等として使用できる緊急用河川敷道路および防災公園を紀の川本川下流部において整備している。

2 計画方針

災害発生時において、紀の川下流部（和歌山市街部）における緊急輸送道路等のルートの多重性及び代替性、紀北地域を対象とした救援物資の集積場、救援隊の駐留地として防災拠点等を確保する。

3 事業計画

災害発生時において、河川施設の復旧工事のほか、被災者の避難、救援活動、被災地の復旧活動及び緊急物資の輸送などのためのルートの多重性及び代替性を確保するため紀の川本川下流部左岸2.8km～9.0kmの区間に緊急用河川敷道路を整備する。

また、津波の影響がない紀ノ川大堰直上流における防災拠点及び緊急用河川敷道路を整備する。

（参考：防災拠点に隣接する紀ノ川大堰管理所の防災機能 資料編：31-01-00）

第23章 防災行政無線整備計画（県総務部危機管理局）

1 防災行政無線の整備

(1) 和歌山県総合防災情報システム（県防災行政無線を含む）の整備

県民の生命、財産を災害から守るためには、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づいて県が行う予防、応急活動及び復旧・復興活動を有効に遂行できるような情報連絡体制を整備することが重要である。

特に県と市町村や防災関係機関との通信経路の確保は、気象情報の迅速な伝達、災害情報の的確な把握、状況に即応した応急救助の指示・要請等といった災害対策のあらゆる面において必要不可欠な要件であるが、災害時の一般公衆回線は寸断や輻輳^{ふくそう}等が発生するため、これに頼らない県独自の通信経路を整備する必要がある。

県では、和歌山県総合防災情報システムを平成16年度から4箇年計画で整備し、平成19年9月より運用を開始した。西日本電信電話株式会社の大容量デジタル専用回線による有線回線と、財団法人自治体衛星通信機構が運営する第2世代地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線の2ルートにより、県庁と振興局等の出先機関、30市町村、17消防本部及び防災関係機関を有機的に結合し、各種防災情報を電子情報化して県内で一元化・共有化できる通信システムを構築するとともに、ファクシミリ、電話及びテレメータ情報を伝送している。

この他に、全県移動系防災行政無線については県内7局の基地局が整備され、公用車、漁業取締船、防災ヘリ及びドクターヘリに無線機を搭載するとともに、携帯型や可搬型の無線機を整備することにより、機動性と耐災害性に優れた通信手段を確保している。

しかし、地震、津波、土砂災害、水害等の災害が発生すると光ファイバーの断線やネットワーク機器の障害等により、基幹部分の有線回線が長期間にわたって不通となることが想定され、このような場合に衛星系回線が不足して各種防災情報の伝送が滞る問題を抱えている。このため、県は県庁と各総合庁舎間を接続する無線通信網の整備に努めることとする。

(2) 市町村防災行政無線の整備

市町村防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確に災害情報や緊急地震速報等の気象情報を提供して住民の生命・財産の安全を守るために有効な情報伝達手段である。

県内の市町村防災行政無線の整備状況は、同報系については30市町村すべてで整備が行われ、うち移動系との併設が28市町村となっている。

しかし、一部に同報系無線の空白地域があることや、機動性が高く耐災害性に優れた移動系無線を整備していないところがあるため、県はこれらの整備について働きかけていくとともに、災害時に孤立する可能性のある地域との通信の確保について、移動系無線、衛星携帯電話、デジタル同報系無線等のあらゆる通信手段を検討し、地域の特性に合った通信手段の整備を進めていくよう助言していく。

第24章 公安関係災害予防計画（和歌山・田辺海上保安部、警察本部）

1 計画方針

地震・津波災害の発生又は被害の拡大を未然に防止するための公安関係災害予防計画は、次によるものとする。この計画の実施に当たっては、他の機関の行う防災業務との調整を図り、総合的な防災業務の推進に寄与するように努める。

2 事業計画

〈警察予防計画〉

(1) 警備体制の整備

ア 情報・通信体制の確立

気象情報等災害情報の迅速な収集と伝達・広報、迅速・正確な被害状況の把握、関係機関との連携強化のため、多角的な情報・通信体制の整備充実に努める。

イ 装備資機材の整備

災害警備に必要な装備資機材を警察本部、警察署、交番及び駐在所の機能に応じた整備充実を図るとともに、警察施設の非常用電源の整備を行う。

ウ 警察職員の教養訓練の実施

災害警備実施に関して、警察職員の教養訓練を計画的に実施するとともに、積極的に関係機関及び住民と協力して総合的な訓練を行う。

なお、総合的な訓練においては、効果的な実施を図るため必要に応じ、基本法第48条による交通規制を行い、効果的に実施する。

エ 部隊活動拠点の整備

警備部隊等（県内部隊及び県外特別派遣部隊）の活動拠点の確保に努める。

(2) 危険予測地域の調査及び避難場所等の周知徹底

関係機関と協力し、災害発生に伴う危険予測地域の調査を行い、危険地域住民に対し、災害発生時の避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。

(3) 交通確保に関する体制及び施設の整備

交通規制計画の策定・交通管制施設の整備及び緊急通行車両に係る確認手続き、運転者のとるべき措置の周知徹底に努める。

(4) 住民の防災意識の醸成

地域住民、企業等の参加による防災訓練、防災講習会の実施や防災広報を積極的に行い住民の防災意識の醸成と災害時要援護者に対する支援意識の普及等の事前対策を推進する。

(5) 関係機関等の連携強化

関係機関・団体等との連携を密にし、相互協力・支援体制の強化に努める。

〈海上公安予防計画〉

(1) 資機材の整備

防災活動を迅速かつ確実に実施するため、防災資機材および通信機材の整備充実に努める。

(2) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次の関係資料の収集及び調査研究に努める。

ア 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料

イ 災害発生の予想に関する資料

ウ 港湾状況

エ 防災施設、器材等の種類、分布等の状況

(3) 関係機関との連絡協力体制

災害予防のため、関係行政、民間団体との連絡を強化し、相互に協力するよう努める。

(4) 研修訓練

平常業務を通じて、職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時次の研修訓練を実施する。

ア 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

イ 非常呼集、防火、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練

ウ 防災訓練の参加

(5) 防災思想の啓発

各種船舶に対する海難防止運動を実施するほか、随時海難防止講習会を開催し、資料の配布、スライド映写等により海上災害防止思想の普及に努め、また、巡視船艇職員により一般船舶への臨船指導を強化する。

第25章 防災訓練計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

地震災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化及び県民の防災意識の高揚等を図るため、より実践的な訓練を積極的、継続的に実施する。

県民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。

2 事業計画

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものになるように工夫する。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

(1) 防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、大規模な地震を想定して、毎年1回以上実施するものとする。防災訓練を行うに当たっては、上記事項を踏まえ、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努めるものとする。

(2) 災害対策本部運営訓練

震災時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

(3) 緊急防災要員参集訓練

緊急防災要員の職務の習熟等を図ることを目的として、緊急防災要員参集訓練を定期的実施する。

※ 和歌山県災害対策本部緊急防災要員任命要領は、資料編34-01-00を参照

(4) 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定等に基づく災害対策等が円滑に行われるよう広域的な防災訓練を実施する。

(5) 県内一斉津波避難訓練

少なくとも年1回、県・県出先機関・沿岸を有する市町が連携し、津波警報の発令を想定した、防災無線による情報伝達訓練を実施するとともに、各市町において住民参加による津波避難訓練を実施する。

(6) 石油コンビナート等防災総合訓練

国・県・市町・消防機関並びに特定事業所は、大規模な地震を想定した総合防災訓練を実施する。

訓練内容は、通信、警備、救出、救助、医療、消防等の訓練。

(7) 各機関の訓練

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等防災関係機関は、それぞれ

れの計画に基づき、個別に又は共同で次に掲げる訓練を実施するものとし、各関係機関は相互に十分に連絡をとり協力しなければならない。

学校、病院、社会福祉施設、百貨店、旅館、ホテル等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

ア 図上訓練

イ 実施訓練

通信、予警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、その他訓練。

第26章 防災知識普及計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

地震・津波災害の被害を最小限に食い止めるためには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが日頃から地震・津波災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

そのため県・市町村をはじめとして各防災関係機関は、自らの職員に対して防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、企業などの多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、県民に対し積極的に防災情報を提供し、災害に対する正しい知識の普及・啓発を図り、地震・津波災害時における適切な判断力の養成に努めるものとする。

またその際、障害者、高齢者等の災害時要援護者や男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めるものとする。

2 事業計画

(1) 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関は、その職員に対し、地震・津波時における適正な判断力を養い、各機関における防災体制の確立など防災活動の円滑な推進を期するため、次によりあらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

ア 教育の内容

- ① 和歌山県地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担に関すること。
- ② 地震・津波対策の現状と課題
- ③ 地震・津波の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- ④ 過去の主な被害事例に関すること。
- ⑤ 防災関係法令の運用に関すること。
- ⑥ 土木、建築その他地震・津波対策に必要な技術に関すること。

イ 教育の方法

- ① 講習会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

(2) 一般住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して住民の地震・津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、次により防災広報に努める。

ア 普及の内容

- ① 地震及び津波に関する一般知識
 - a 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

- b 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- ② 過去の主な被害事例
- ③ 緊急避難先安全レベルについての考え方や避難路に関する知識
- ④ 正確な情報の入手（防災わかやまメール配信サービス、ナビアプリ等）
- ⑤ 地震・津波災害対策の現状
- ⑥ 平常時の心得（準備）
 - a 3日分の食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の家庭及び企業における備蓄
 - b 非常持ち出し品の準備
 - c 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止、ブロック塀等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策
 - d 避難路及び避難場所の把握
 - e 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - f 災害時要援護者の所在把握
- ⑦ 地震・津波発生時の行動及び応急措置
 - a 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動
 - b 緊急地震速報、津波警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動
 - ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - c 初期消火活動をおこなうとともに、消防機関に協力する。
 - d 近隣の負傷者、災害時要援護者の救助
 - e 避難場所での活動
 - f 国、公共機関及び市町村等の防災活動に協力する。
- ⑧ 住宅の耐震診断及び必要な耐震改修の実施
- ⑨ 緊急地震速報の正しい活用方法

イ 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図るものとする。

- ① ラジオ、テレビ及び新聞の利用
- ② 県ホームページ、広報誌、広報車の利用
- ③ パンフレットの利用
- ④ 映画、スライド等による普及
- ⑤ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- ⑥ 防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、住民への配布（市町村）
- ⑦ 地震体験車の利用
- ⑧ その他

(3) 災害教訓の伝承

県、市町村は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第27章 自主防災組織整備計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

地震による災害は、広い地域にわたり同時多発的に発生し、その形態も地震動による火災、津波など様々な形であられるため、道路交通や通信手段の混乱等の悪条件が重なることが予想され、地震・津波災害初期の段階においては、これらの悪条件の下に防災機関の活動が制約されるおそれがある。

このような事態に対処するためには、「自分たちのまちは自分達で守る」という意識のもとに、県民自らが地域社会の中でお互いに協力して出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難等を自主的に行うことが要求される。

そのため、各市町村は平素から自治会や町内会などの住民組織による自主的な防災組織の指導・育成及び障害者、高齢者等の災害時要援護者や女性の参加の促進に努め、地震・津波災害時の混乱と被害の軽減を図るものとする。

また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造、若しくは保有する工場、事業場等においても、自主的な防災組織を編成し、地震・津波災害に備える。

さらに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

また、地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通していると同時に消防に関する豊富な知識や経験、技術を有する消防団と自主防災組織との連携、協力関係の構築を図る。

2 事業計画

(1) 地域住民等の自主防災組織

ア 市町村地域防災計画への掲載

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、市町村の自主防災組織に対する育成、指導等を明らかにする。

イ 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会等の開催に積極的に取り組む。

ウ 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、市町村の実情に応じた適正な規模の地域を単位として、組織の設置を図る。

① 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

② 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

エ 既存組織の活用

現在住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう市町村において積極的に指導する。

特に、自治会等の最も住民に密接な関係にある組織を有効に活用して、自主防災組織の育成

強化を図る。

オ 市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村は、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施する。

カ 県の助成等

県は市町村の行う防災資機材の整備及び自主防災組織の活動促進についての助成を行い、自主防災組織の組織化・活性化を推進する。また研修等を実施し、防災の中心的な担い手となる地域防災リーダーの育成に努める。

キ 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておくものとする。

ク 自主防災組織の活動

平常時

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 防災訓練の実施
- ③ 火気使用設備器具等の点検
- ④ 防災資機材の備蓄
- ⑤ 近隣の高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者の所在把握

災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ③ 責任者による避難誘導、救出、救護（特に災害時要援護者に配慮する。）

(2) 事業所の自主的な防災組織

大地震が発生した場合、中高層建築物、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な災害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主的な防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画を策定するものとする。

また、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

ア 対象施設

- ① 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の人が利用し、又は出入りする施設
- ② 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で自主的な防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設
- ④ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主的な防災組織を設置することが必要な施設

イ 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自主防災計画を策定する。

ウ 自主防災計画

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を定めておくものとする。

自主防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成する。

予防計画

- ① 予防管理組織の編成
- ② 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物等の点検整理
- ③ 消防用設備等の点検整備

教育訓練計画

- ① 防災教育
- ② 防災訓練

応急対策計画

- ① 応急活動組織の編成
- ② 情報の収集伝達
- ③ 出火防止及び初期消火
- ④ 避難誘導
- ⑤ 救出、救護

エ 自主的な防災組織の活動

平常時

- ① 防災訓練及び地域の防災訓練への積極的な参加
- ② 施設及び設備等の点検整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施

災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ③ 避難誘導、救出、救護

第28章 震災時救急医療体制確保計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災発生時における救急医療の確保については、本計画を中心に市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の確保に努める。

2 計画内容

(1) 実施主体

知事及び医療機関の開設者等が行うものとする。

(2) 実施の方法

ア 「災害拠点病院」の指定及び整備

災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を県内2次医療圏域に指定整備することにより、震災時の医療を確保する。

イ 災害拠点病院の種類等

① 和歌山県総合災害医療センター

県内全域を対象とした震災時における医療救護等にあたるとともに、被災地域の後方支援や研修機能を有する県における震災時医療対策の中核施設。

② 地域災害医療センター

主として二次医療圏域内の震災時における医療救護等にあたる、圏域における災害医療対策の中核施設。※和歌山県災害拠点病院は、資料編32-01-00を参照

ウ 「災害拠点病院」の整備基準等

① 病棟（病室、ICU等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）、震災時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペース。

② 診療に必要な施設等の耐震構造

③ 電気等のライフラインの維持機能

④ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。

やむなく病院敷地内に確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

⑤ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材等。

エ 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備

災害の急性期（概ね48時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）の活動により、傷病者の救命率の向上や後遺症の減少が期待され、県内10施設（県立医科大学附属病院及び日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、公立那賀病院、有田市立病院、橋本市民病院、国保日高総合病院、社会保険紀南病院、南和歌山医療センター及び新宮市立医療センター）が日本DMAT隊員養成研修を修了していることから、県内の運用体制の整備を図るものとする。

(3) 地域医療機関等との連携

知事は、市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を

得て、各地域毎の震災時における救急医療体制の確保に努める。

ア 地域における医療救護の中核施設としての「災害拠点病院」と「災害支援病院」等の医療関係機関との間で、地域の実情に応じたネットワーク等の連携を図るものとする。

※災害支援病院は、資料編32-02-00を参照

イ 市町村等が開設する救護所・避難所等を考慮した医療班等の派遣、受入れ体制について地域における関係機関等の連携を図るものとする。

(4) その他

ア 知事は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、震災時の医療救護を円滑に行うため、医療班等人員の派遣・受入れ、傷病者などの搬送・受入れ等の後方支援等の実施について関係機関と協議を行うものとする。

イ 「災害拠点病院」は、他の地域が被災した場合における自己完結型の医療班等の派遣、傷病者などの受入れ等後方支援の計画をたて、研修・訓練を行うものとする。

第29章 災害時要援護者対策計画（県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部）

1 計画方針

各地域における乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、地震・津波災害に迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画によるものとする。

2 計画内容

平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、地震・津波災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、県、市町村は、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努めることとする。

(1) 生活保護法の適用

地震・津波災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の申請があった場合、管轄する実施機関は、市町村本部並びに民生委員と連絡を密にし、本庁協議のうえ、速やかに保護の要否を決定するものとする。

なお、保護の決定に当たっては、特に、救助法による救助実施の期間及びその内容について十分留意するものとする。

(2) 災害時要援護者の把握・情報伝達体制の整備

ア 市町村は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じ、高齢者、障害者等の要援護者の状況を把握し、避難支援プランの策定に努めるものとする。

イ 県及び市町村は、障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。

ウ 県及び市町村は、災害時要援護者と消防機関の間に災害時要援護者緊急システム等を整備し、その周知に努めるものとする。

エ 市町村は、地震・津波災害時において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

① 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。

ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設できるものとする。

② 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。

(3) 社会福祉施設等の整備

ア 避難訓練の実施

地震・津波災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を樹立し、常に地震・津波災害に注意するとともに、特に重度障害者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施しておくものとする。

イ 避難予定場所の選定

地震・津波災害の程度等に応じた避難場所を選定しておき、地震・津波災害が発生したとき

は、入所者等の保護に万全を期するものとする。

ウ 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する者が、地震・津波時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

地震・津波災害により職員が不足して充足を図る必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努めるものとする。

エ 社会福祉施設等整備の充実化

- ① 社会福祉施設等の管理者は、地震・津波災害に備え施設・設備等の点検と整備に努めるものとする。
- ② 地震・津波災害に備え自家発電機等必要なものの整備に努めるものとする。
- ③ 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の確保に努めるものとする。
- ④ 地震・津波災害に際し、市町村や地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努めるものとする。

オ 県立社会福祉施設の地域社会等に対する支援拠点の位置づけ

県は、県立社会福祉施設を、要援護者等を受け入れる支援拠点、あるいは他の社会福祉施設に対する支援拠点として位置づけることとする。

(4) 地震・津波災害時に特に配慮すべき事項

県、市町村は地震・津波災害時に次の事項について災害時要援護者に十分配慮することとし、市町村事務については、市町村地域防災計画で明確に定めることとする。

- ① 各種広報媒体を活用した情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された要援護者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における要援護者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ 食糧の配慮（やわらかい食品等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ケースワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設等の被害状況調査
- ⑯ 医療福祉相談窓口の設置

(5) 外国人対策

県及び市町村は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

ア 在日外国人の把握

県は市町村と連絡調整のうえ各地域に住む外国人について把握するよう努めるものとする。

イ 情報伝達体制の整備

県及び市町村は、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努めるものとする。

ウ 予防対策等

① 和歌山県国際交流センター等を拠点として、外国人に対する相談窓口を開設し、災害予防対策の相談に応じる。

② 外国人に対し、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。

(6) その他

ア 医療保険制度（国民健康保険、老人保健医療）の事務処理対策

① 保険医療機関等関係機関との連絡調整班の設置

② 臨時医療保険相談所等の開設

a 被災時の一部負担金等について

地震・津波災害の被災者にあつては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。

b 被保険者証等の再交付

被災者から被保険者証等の再交付申請があつた場合、免許証等本人であることを確認のうえ、速やかに交付できるように関係機関の協力を得る。

c 保険料の納付について

保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得ながら国に働きかける。

イ 介護保険制度の事務処理対策

① 被保険者証の取扱について

被災により被保険者証が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、県及び市町村が国と連携して体制整備を進める。

② 被災時の利用者負担について

被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、市町村において体制整備を進める。

③ 介護保険料の納付について

被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、市町村において体制整備を進める。

第30章 ボランティア活動環境整備計画

(日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部危機管理局・県環境生活部・県福祉保健部・県教育委員会)

1 計画方針

地震・津波災害時において、県、市町村をはじめ防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、県民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。

しかし、行政や県民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

そのため、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、ボランティアコーディネーター等の育成等、地震・津波災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備に努めるものとする。

2 事業計画

(1) ボランティアの種別

地震・津波災害時におけるボランティアは、防災ボランティア、被災地生活支援NPO及び一般ボランティアに区分される。

ア 防災ボランティア

防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」がある。

イ 被災地生活支援NPO

被災地生活支援NPOとは、専門性や柔軟性、チームワークなどNPOの有する特性を活かし、被災者の支援活動等に当たるボランティアチームである。

ウ 一般ボランティア

一般ボランティアとは、専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアで、その活動内容は、家屋内外の片付けや軽作業、被災者の話し相手や応援・励まし等多岐にわたる。

(2) 平時の活動

ア 防災ボランティアの募集・登録

イ 被災地生活支援NPOの募集・登録

県内において、地震・津波等の大規模な災害が発生した場合に、県または現地市町村を通じて、被災者への支援活動等に当たる被災地生活支援NPOをあらかじめ募集・登録する。

ウ 一般ボランティアの活動環境整備

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う県災害ボランティアセンターの組織化に努め、その事務局を県社会福祉協議会に設置するとともに、活動拠点の確保等、必要な対策を講じる。

エ ボランティアコーディネーターの育成

地震・津波災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

※ 和歌山県防災ボランティア登録制度要綱は、資料編33-01-00を参照

※ 和歌山県被災地生活支援NPO登録制度要綱は、資料編33-02-00を参照

第31章 企業防災の促進に関する計画（県総務部危機管理局・県商工観光労働部）

1 現況

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業も災害時に事業を継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっている。

企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る必要がある。

2 計画方針

企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定の支援に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動を通して、企業が、地域の防災訓練等への積極的参加や、防災体制の整備等を行うよう働きかける。

3 事業計画

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、普及・啓発を実施する。

第 4 編

災 害 応 急 対 策 計 画

第1章 防災組織計画

第1節 組織計画

1 計画方針

大規模な地震が起こり県内に災害が発生した場合において、被害の拡大を防御し、又は応急的救助等を行うため、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じこの計画を基本としながら、それぞれの計画に基づき、応急対策を実施する。

2 和歌山県の組織

(1) 職員の警戒体制及び配備体制等

危機管理監は、地震に関する情報や津波予報等により、災害の発生が予想される場合、「職員の防災体制等措置要領」に基づき、県災害対策本部設置以前の体制として、次の基準による警戒体制及び配備体制を発令し、地震・津波情報等の収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するものとする。

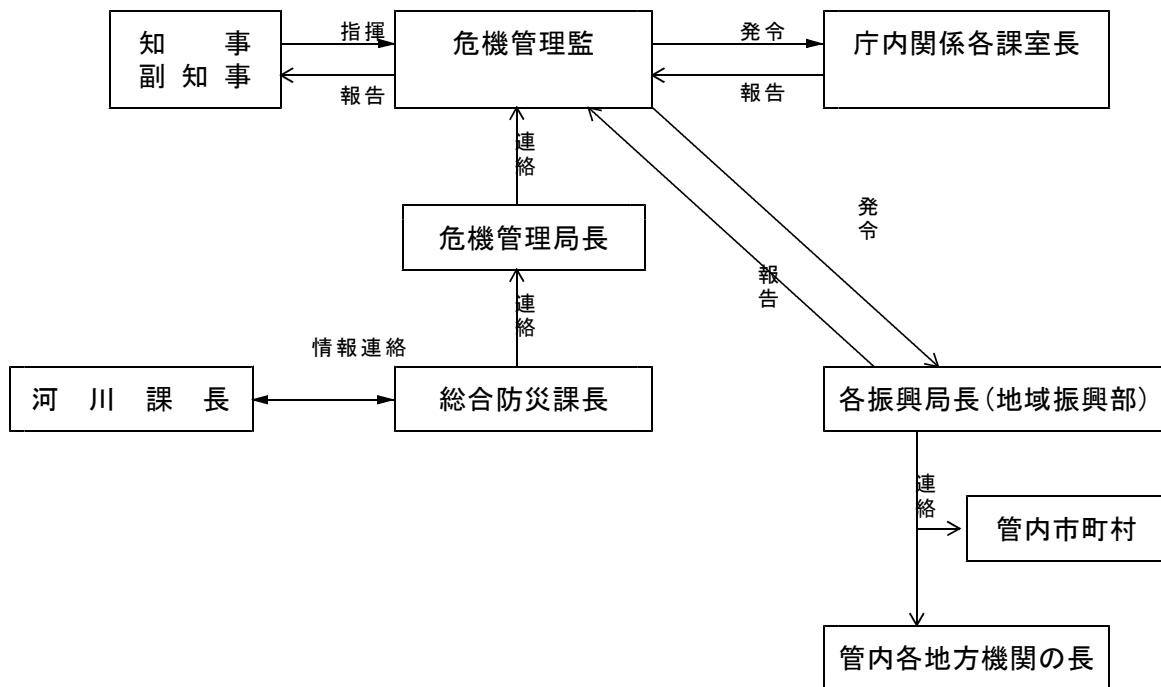
また、配備体制2号の発令により災害対策連絡室を設置し、体制の強化を図る。

なお、各振興局長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに管内各地方機関に連絡するとともに、当該体制に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災害対策の万全を期するものとする。

ア 発令の基準

区 分	基 準	動員配備人員
危機管理局による情報収集体制	① 東海地震注意情報が発表されたとき。 ② 地震が発生し、県外で震度6弱以上を記録したとき。	危機管理局の必要人員
警戒体制1号	① 地震が発生し、県内で震度4を記録したとき。	関係各課室の必要人員
警戒体制2号	① 和歌山県に津波注意報が発表されたとき。 ② 危機管理監が必要と認めたとき。	
配備体制1号	① 危機管理監が必要と認めたとき。	
配備体制2号	① 和歌山県に津波警報（津波）が発表されたとき。 ② 地震が発生し、県内で震度5弱又は5強を記録したとき。 ③ 東海地震の警戒宣言が発令されたとき。 ④ 危機管理監が必要と認めたとき。	

イ 指令系統



- a 各課（室）長、各振興局長及び各地方機関の長は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておかなければならない。
- b 危機管理監は、必要な担当課室の範囲を増減することができる。
- c 警戒体制及び配備体制に必要な人員は、関係各課（室）長の裁量によるものとする。
- d 電話交換員の配置について、総合防災課長は管財課長と協議する。
- e 関係各課（室）長は、警戒体制及び配備体制の人員について、危機管理監に速やかに報告しなければならない。
- f 各振興局及び各地方機関は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、本庁に準じて警戒、配備その他必要な態勢をとらなければならない。
- g 各振興局長は、警戒体制及び配備体制の人員について、管内地方機関の分を取りまとめるうえ、危機管理監に速やかに報告しなければならない。
- h 警戒体制及び配備体制を解除した場合も、上記指令系統により伝達する。
- i 警戒体制及び配備体制以前の体制として、下記の場合は、危機管理局において対応し、被害情報等の収集に当たるものとする。
 - (7) 東海地震注意情報が発表されたとき。
 - (イ) 地震が発生し、県外で震度6弱以上を記録したとき。

(2) 災害対策連絡室

- ア 配備体制2号の発令により災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置する。
- イ 連絡室の長は危機管理監とし、危機管理局長を副室長とする。

ウ 連絡室は情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整に当たるものとする。

エ 連絡室には秘書課、広報課、総務学事課、人事課、財政課、管財課、危機管理課、総合防災課、消防保安課、企画総務課、環境生活総務課、福祉保健総務課、商工観光労働総務課、農林水産総務課、農業農村整備課、県土整備総務課、河川課、砂防課、港湾整備課及び総務事務集中課から連絡室の長が必要と認める人員を常駐させるものとする。

オ 連絡室の事務担当は、次のとおりとする。

災 害 対 策 連 絡 室 (室長：危機管理監 副室長：危機管理局長)	
課(室)名	事 務 分 掌
秘書課	知事への報告、連絡に関する事。
広報課	広報に関する事。
人事課	動員に関する事。
財政課	財務に関する事。
管財課	電話に関する事。
危機管理課 総合防災課 消防保安課	連絡調整、被害状況の取りまとめ、 消防及び気象情報に関する事。
福祉保健総務課	救助に関する事。
河川課	水防情報に関する事。
河川課 農業農村整備課	ダム放水情報に関する事。
港湾整備課	波高及び潮位に関する事。
砂防課	土砂災害情報に関する事。
総務事務集中課	物品調達に関する事。
上記各課 各部主管課	情報及び被害状況の収集に関する事。 と。

(3) 和歌山県災害対策本部

県内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、知事の指揮を受けて「和歌山県災害対策本部」を設置する。

ただし、知事の指揮を受けることができない場合は、副知事、危機管理監の順位により指揮を受けるものとする。

なお、この際、法令等に基づき他に設置されている「和歌山県水防本部」、「和歌山県教育委員会事務局職員（本庁各課）防災体制」、「和歌山県警察災害警備本部」を、それぞれ県災害対策本部の中の県土整備部、教育部、警察部として、組織の一元化を図る。

また、県災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、その旨を直ちに告示する。

ア 県災害対策本部の設置及び廃止基準

① 設置基準

	基 準	動員配備人員
災害対策本部	① 和歌山県に津波警報（大津波）が発表されたとき。 ② 地震が発生し、県内で震度6弱以上を記録したとき。 ③ 知事が必要と認めたとき。	全 職 員

なお、設置基準①及び②については、基準に該当した時点で、直ちに県災害対策本部を設置するものとする。

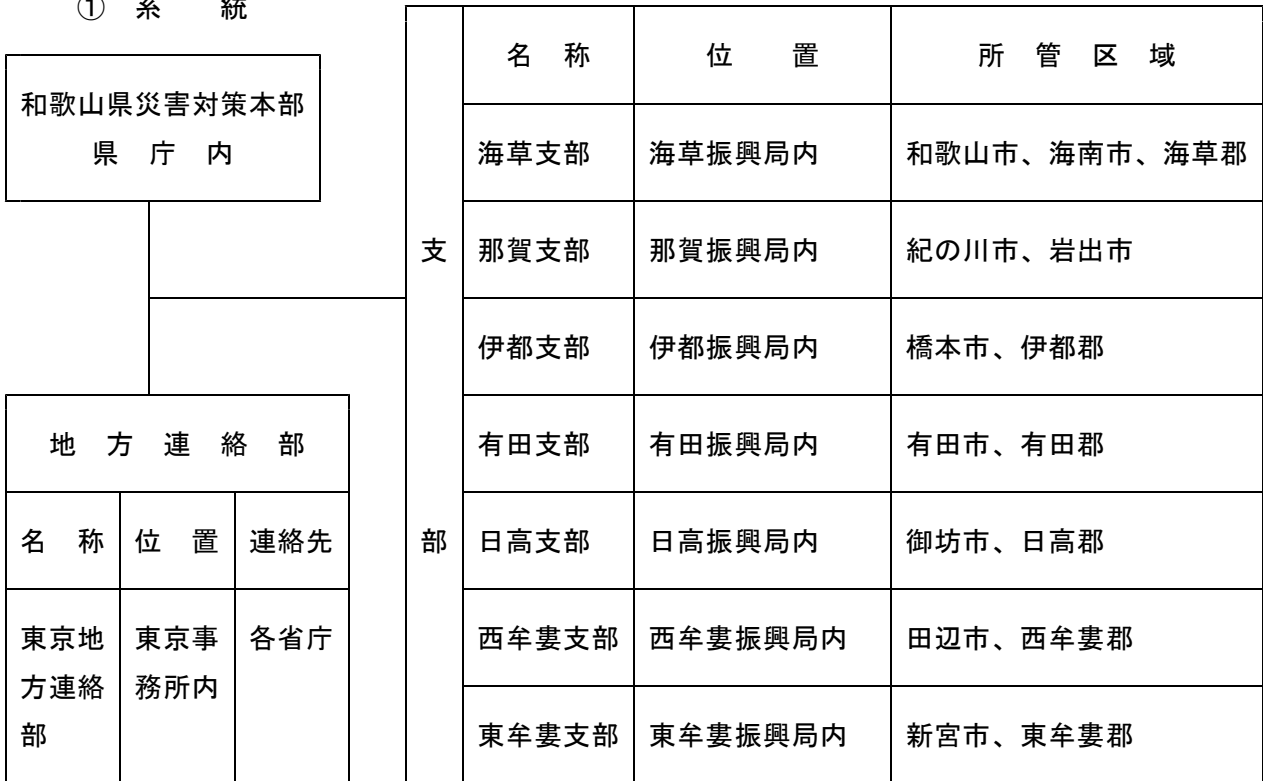
② 廃止基準

- a 災害発生のおそれが解消したとき。
- b 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- c その他本部長が必要なしと認めたとき。

イ 組織編成

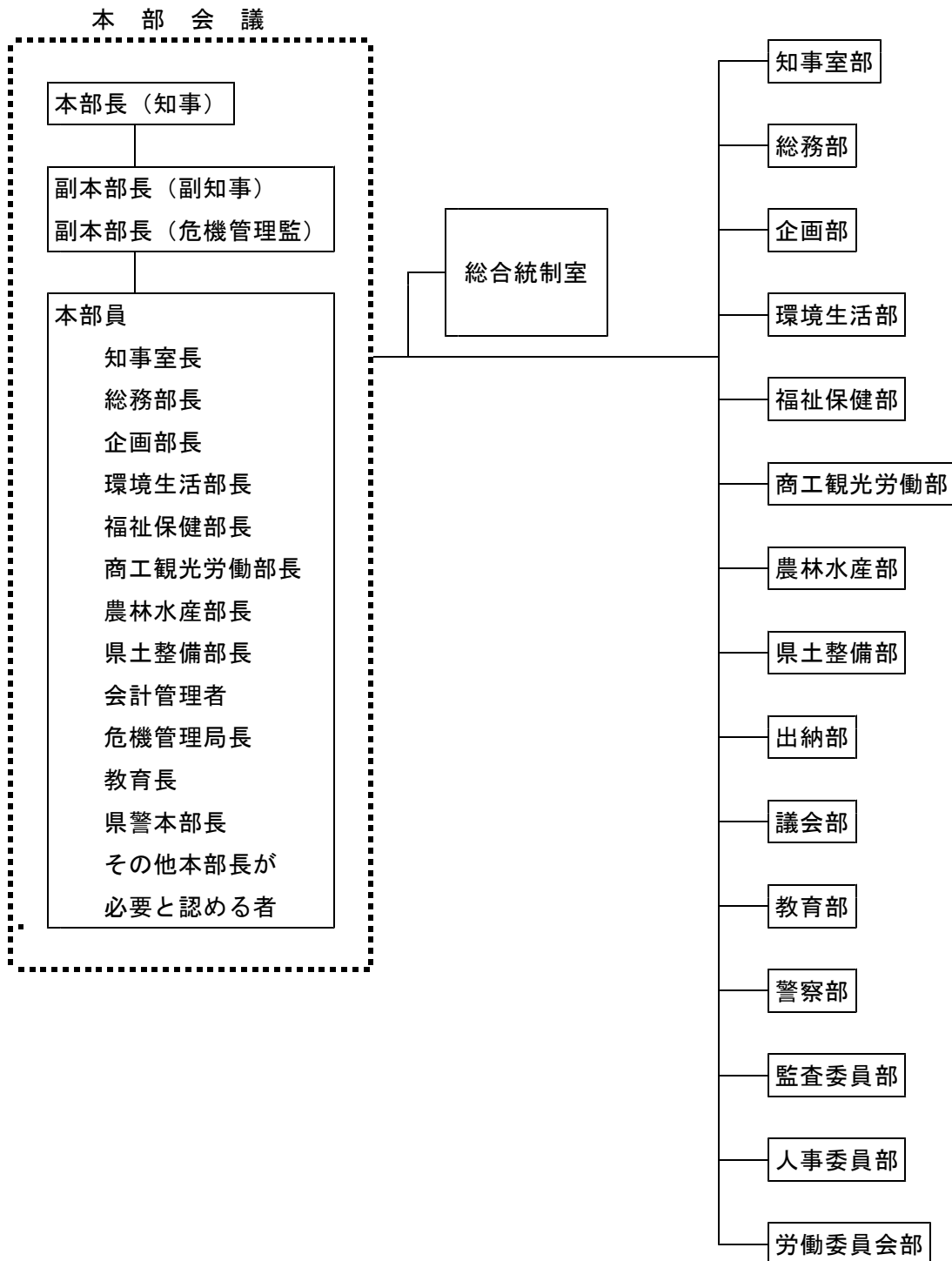
県災害対策本部の組織編成は、「和歌山県災害対策本部条例」及び「和歌山県災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによるものとする。

① 系 統



② 組織

a 本部組織



b 指揮命令系統の確立

本部長に事故があるときは、副知事、危機管理監の順位により、和歌山県災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）が指揮をとる。

ただし、副知事及び危機管理監に事故があるときは、危機管理局長を副本部長に充てる。

c 国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携

本部は、国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、国の非常（緊急）災

害現地対策本部と密接な連携を図るものとする。

d 防災関係機関の職員の派遣

本部は、必要と認める場合は、防災関係機関に本部への職員の派遣を要請することができる。

この場合、防災関係機関は、迅速に職員を派遣するよう努めるものとする。

e 本部会議の開催

災害応急対策の基本方針の決定、その他必要な事項を協議するため、本部会議を県庁南別館災害対策本部室等において開催するが、本部会議の会議内容はおおむね次のとおりとする。

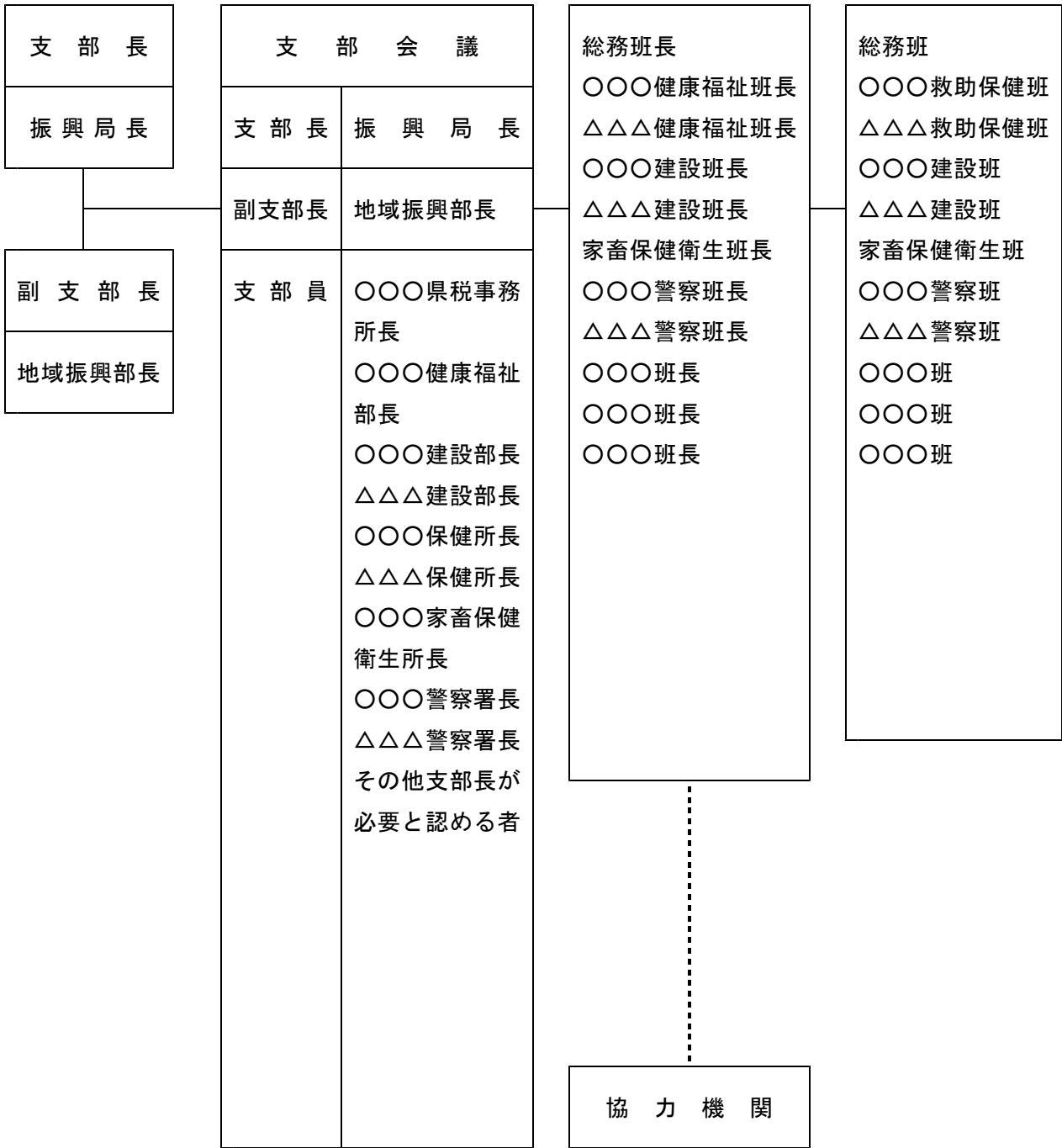
(7) 報告事項

- 気象情報及び災害情報
- 配備体制について
災害対策本部各部の配備体制
県内市町村の配備体制
自衛隊及び公共機関等の配備体制
- 各部措置事項について
- 被害状況について
- その他

(1) 協議事項

- 国の非常（緊急）災害現地対策本部との調整事項
- 応急対策への指示
- 各部間調整事項
- 自衛隊災害派遣要請の要否
- 他府県応援要請の要否
- 現地調査班編成の決定
- 被災者に対する見舞金品給付の決定
- 次回本部会議開催予定日時の決定
- その他

g 支部組織



h 支部における指揮命令系統の確立

支部長に事故があるときは、副支部長が、その職務を代理する。

支部長及び副支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した支部員が、その職務を代理する。

i 副本部長の支部への派遣

本部長は、支部との通信途絶、的確かつ迅速な災害応急対策の決定等、災害応急対策等の実施について必要があると認めるときは、副本部長を支部に派遣することができる。

副本部長は、支部に派遣されたときは、支部に必要な指示を与えることができる。

j 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害地における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要

と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。現地本部は、災害地の災害応急対策の実施に適した場所に設置するものとし、その際当該災害地を所管する支部の組織は現地本部に包含されるものとする。

③ 編成及び事務分掌

a 本 部

本部に、総合統制室及び部を設け、総合統制室に室長、副室長、室長付及び室員を、各部に部長、副部長、班長及び班員を置き、必要に応じて部長付及び副班長を置く。なお、各部の班のうち、指定する班（主管課等を含む班）を幹事班とする。

(7) 総合統制室

- 室長は、上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副室長は、上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 室長付は、上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
- 室員は、上司の命を受け、当該室の事務に従事する。

(4) 部

- 部長は、上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副部長は、上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副部長が2人以上あるときは、あらかじめ部長が定める順序により、その職務を代理する。
- 部長付は、上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
- 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。
- 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。

(ウ) 本部連絡員

- 総合統制室に本部連絡員を置く。
- 本部連絡員は、本部会議の決定事項等について、各部及び各班の連絡事務を処理する。
- 本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名する者をもつて充てる。この場合において、部長は、幹事班（警察部にあつては派遣班）の職員を1名以上指名するものとする。

知事室部

総務部

企画部

環境生活部

福祉保健部

商工観光労働部

農林水産部

県土整備部

出納部
議会部
教育部
警察部

(I) 編成及び事務分掌

各班の編成及び事務分掌の概略については別表に示すとおりであって、この表で分掌されていない災害応急対策の分担は、本部会議あるいは本部総合統制室においてその都度定めるものとする。

なお、警察部の編成及び事務分掌は、和歌山県警察本部で定めるところによる。

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌
総合統制室	(室長) 危機管理監 (副室長) 危機管理局長	総合防災課員 危機管理課員 消防保安課員 広報課員 人事課員 情報政策課員 総合交通政策課員 福祉保健総務課員 医務課員 道路保全課員 室長が必要に応じ指名した部の職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関すること。 2 現地災害対策本部の設置に関すること。 3 県防災会議の運営に関すること。 4 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取りまとめに関すること。 6 被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 7 地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に関すること。 8 県防災行政無線等の管理及び運用に関すること。 9 防災関連システム等の管理及び運用に関すること。 10 自衛隊の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。 12 海上保安庁の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。 13 応援協定に基づく要請に関すること。 14 防災ボランティアの要請、受入及び活動調整に関すること。 15 総合輸送ルート（陸・海・空路）の設定に関すること。

室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌
			<p>16 応援ヘリコプターの要請、受入及び活動調整に関すること。</p> <p>17 県防災ヘリコプターの運航管理に関すること。</p> <p>18 火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に関すること。</p> <p>19 電気、通信及び都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関すること。</p> <p>20 石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関すること。</p> <p>21 報道機関との連絡調整に関すること。</p> <p>22 各種報道媒体を活用した災害広報に関すること。</p> <p>23 災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に関すること。</p> <p>24 災害及び復興の記録に関すること。</p> <p>25 被災地の調査に関すること。</p> <p>26 孤立集落の支援に関すること。</p> <p>27 職員の配置に係る調整に関すること。</p> <p>28 災害救助物資の調達及び供給に関すること。</p> <p>29 救援物資の輸送に関すること。</p> <p>30 初動時の緊急医療体制の確立に関すること。</p> <p>31 医療救護活動の実施に関すること。</p> <p>32 交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。</p> <p>33 緊急輸送道路の確保に関すること。</p> <p>34 その他必要なこと。</p>

和歌山県災害対策本部各部の編制及び事務分掌

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 国体推進 監	(幹事班) 秘書班	(班長) 秘書課長 (副班長) 政策審議課長 総務企画課長 施設調整課長 競技式典課長	秘書課員 政策審議課員 総務企画課員 施設調整課員 競技式典課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 本部長及び副本部長の秘書に 関すること。 4 各種陳情の応援及び被災地の 視察に関する こと。 5 その他必要な こと。
総務部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務管理 局長 (部長付) 監察査察 監 参事	(幹事班) 総務班	(班長) 総務学事課長 (副班長) 総務学事課副 課長	総務学事課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 私立学校の被害状況等の調査 、情報収集及び災害応急対策に 関すること。 4 その他必要な こと。
		人事職員 班	(班長) 人事課長 (副班長) 総括監察査察 員 行政改革課副 課長 職員厚生室長	人事課員 監察査察課員 行政改革課員 職員厚生室員	1 各班共通業務に関する こと。 2 職員の動員に関する こと。 3 職員の派遣要請に関する こと (災害対策基本法に基づくもの を除く。) 4 職員の配置等、人的措置に関 する こと。 5 職員の安否状況調査に関する こと。 6 職員の救援に関する こと 7 職員の公務災害補償に関する こと。 8 長期従事職員に係る対応に関 する こと。 9 その他必要な こと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		財政班	(班長) 財政課長 (副班長) 財政課副課長	財政課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害対策に係る予算措置に関すること。 3 その他必要なこと。
		税務班	(班長) 税務課長 (副班長) 税務課副課長	税務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害時の県税の徴収猶予、減免等に関すること。 3 県税関係システムの応急復旧対策に関すること。 4 その他必要なこと。
		市町村班	(班長) 市町村課長 (副班長) 市町村課副課長	市町村課員	1 各班共通業務に関すること。 2 市町村行政の応援に関すること。 3 市町村応急復旧資金のあっせんに関すること。 4 その他必要なこと。
		管財公共 建築班	(班長) 管財課長 (副班長) 管財課副課長	管財課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関すること。 2 本庁舎管理に係る災害応急対策に関すること。 3 本庁舎設備に係る災害応急対策に関すること。 4 庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること。 5 自衛消防隊の活動状況の把握に関すること。 6 各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関すること。 7 県有未利用地の災害応急対策への活用に関すること。 8 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 企画政策 局長 地域振興 局長 人権局長 (部長付) 政策統括 参事	(幹事班) 企画総務 班	(班長) 企画総務課長 (副班長) 地域プロジェ クト対策室長 調査統計課長 人権政策課長 人権施策推進 課長	企画総務課員 地域プロジェ クト対策室員 調査統計課員 人権政策課員 人権施策推進 課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 和歌山県土地開発公社管理施 設の被災及び周辺被害に関する こと。 4 その他必要なこと。
		文化国際 班	(班長) 文化国際課長 (副班長) 文化国際課副 課長	文化国際課員	1 各班共通業務に関すること。 2 海外からの災害支援等に係る 問い合わせ対応に関すること。 3 外国人の被災者に関する災害 情報対応に関すること。 4 その他必要なこと。
		情報政策 班	(班長) 情報政策課長 (副班長) 情報政策課副 課長	情報政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 県汎用コンピュータシステムの 応急復旧に関すること。 3 県行政用情報通信ネットワー クシステムの応急復旧に関する こと。 4 その他必要なこと。
		総合交通 政策班	(班長) 総合交通政策 課長 (副班長) 地域政策課長 過疎対策課長 空港対策室長	総合交通政策 課員 地域政策課員 過疎対策課員 空港対策室員 福祉保健総務 課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関すること。 2 公共交通機関（鉄道、バス、 フェリー等）及び関西国際空港 の被害情報の収集、その他災害 応急対策に関すること。 3 人員及び物資の輸送に係る総 合的な調整に関すること。 4 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
環境生活 部	(部長) 環境生活 部長 (副部長) 環境政策 局長 県民局長 (部長付) 生活安全 参事 食品安全 参事	(幹事班) 環境生活 総務班	(班長) 環境生活総務 課長 (副班長) 自然環境室長	環境生活総務 課員 自然環境室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 環境衛生研究センターの被害 状況の把握及び応急対策に関す ること。 4 自然公園等施設の被害状況の 把握に関すること。 5 その他必要なこと。
		環境班	(班長) 循環型社会推 進課長 (副班長) 環境管理課長 廃棄物指導室 長	循環型社会推 進課員 環境管理課員 廃棄物指導室 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 廃棄物処理に係る市町村被害 状況の情報収集に関すること。 3 廃棄物処理に係る応援に関す ること。 4 「大規模災害時における災害 廃棄物の処理等に関する協定書 」に基づく市町村からの応援要 請に対する連絡体制に関するこ と。 5 災害時における大気・水質等 環境対策に関すること。 6 その他必要なこと。
		県民生活 班	(班長) 県民生活課長	県民生活課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 生活関連物資の価格需給動向

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
			(副班長) NPO・県民活動推進室長	NPO・県民活動推進室員	<p>の調査に関すること。</p> <p>3 県民相談に関すること。</p> <p>4 ボランティア活動の総合調整窓口の設置に関すること。</p> <p>5 NPOサポートセンターの被害状況の把握に関すること。</p> <p>6 その他必要なこと。</p>
		青少年・男女協同参画班	(班長) 青少年・男女共同参画課長 (副班長) 青少年・男女共同参画課副課長	青少年・男女共同参画課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>3 男女共同参画センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>4 その他必要なこと。</p>
		食品・生活衛生班	(班長) 食品・生活衛生課長 (副班長) 食品・生活衛生課副課長	食品・生活衛生課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 飲料水の供給に関すること。</p> <p>3 食品衛生の確保に関すること。</p> <p>4 火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関すること。</p> <p>5 動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>6 動物救護活動の支援に関すること。</p>

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					7 その他必要なこと。
福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 福祉保健政策局長 健康局長	(幹事班) 福祉保健総務班	(班長) 福祉保健総務課長 (副班長) 福祉保健総務課副課長	福祉保健総務課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 災害救助法に関する こと。 4 被災者生活再建支援法に 関 すること。 5 食糧・生活必需品の確保に 関 すること。 6 その他必要なこと。
		子ども支援班	(班長) 子ども未来課長 (副班長) 子ども未来課副課長	子ども未来課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 児童福祉施設入所児童等の 保 護に関する こと。 3 被災母子家庭相談・支援に 関 すること。 4 保育所被害状況等の調査に 関 すること。 5 その他必要なこと。
		高齢者支援班	(班長) 長寿社会課長 (副班長) 高齢者生活支援室長	長寿社会課員 高齢者生活支援室員	1 各班共通業務に関する こと。 2 高齢者に係る被災状況の情 報 収集に関する こと。 3 高齢者に係る被災状況の報 告 に関する こと。 4 老人福祉施設等との連絡に 関 すること。 5 高齢者の支援要請及び救援 依 頼に関する こと。 6 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		障害児者 支援班	(班長) 障害福祉課長 (副班長) 障害福祉課副 課長	障害福祉課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 障害児者施設の被災状況の情報収集に関すること。 3 在宅障害児者の被災状況の情報収集に関すること。 4 こころのケア・サポートに関すること。 5 その他必要なこと。
		医務班	(班長) 医務課長 (副班長) 医務課副課長	医務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 医療救護及び助産に関すること。 3 医療機関等との連絡に関すること。 4 保健師活動に関すること。 5 その他必要なこと。
		健康推進 班	(班長) 健康推進課長 (副班長) 健康推進課副 課長	健康推進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 在宅重症難病患者の被災状況調査及び支援に関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 防疫用薬品の確保に関すること。 5 母子保健関連情報の提供に関すること。 6 その他必要なこと。
		薬務班	(班長) 薬務課長 (副班長) 薬務課副課長	薬務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 医薬品の整備及び補給に関すること。 3 毒劇物による事故防止に関すること。 4 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
商工観光 労働部	(部長) 商工観光 労働部長 (副部長) 商工労働 政策局長 企業政策 局長 観光局長 (部長付) 労働政策 参事	(幹事班) 商工観光 労働総務 班	(班長) 商工観光労働 総務課長 (副班長) 商工振興課長 償還指導室長	商工観光労働 総務課員 商工振興課員 償還指導室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 経済関係被害状況等の調査情 報収集及び災害応急対策に関す ること。 4 中小企業者災害復旧関連融資 対策に関すること。 5 中小企業者災害復旧高度化融 資対策に関すること。 6 小規模企業者等設備導入資金 助成法の資金の償還免除対策に 関すること。 7 店舗等の被害調査に関する こと。 8 その他必要なこと。
		公営企業 班	(班長) 公営企業課長 (副班長) 公営企業課副 課長	公営企業課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 公営企業関係施設（工業用水 道）の被害調査及び災害応急対 策に関すること。 3 公営企業関係施設（土地）の 被害調査及び災害応急対策に関 すること。 4 災害緊急支出に関すること。 5 その他必要なこと。
		労働班	(班長) 労働政策課長 (副班長) 労働政策課副 課長	労働政策課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 被災者への雇用対策に関する こと。 3 産業技術専門学院に係る被害 対策に関すること。 4 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		企業政策班	(班長) 企業振興課長 (副班長) 企業立地課長 産業技術政策課長	企業振興課員 企業立地課員 産業技術政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 工場等の被害調査に関すること。 3 その他必要なこと。
		観光班	(班長) 観光振興課長 (副班長) 観光交流課長	観光振興課員 観光交流課員	1 各班共通業務に関すること。 2 観光施設の被害調査に関すること。 3 その他必要なこと。
農林水産部	(部長) 農林水産部長 (副部長) 農林水産政策局長 農業生産局長 森林・林業局長 水産局長	(幹事班) 農林水産総務班	(班長) 農林水産総務課長 (副班長) 食品流通課長 工事検査室長 研究推進室長	農林水産総務課員 食品流通課員 工事検査室員 研究推進室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
		農業農村整備班	(班長) 農業農村整備課長 (副班長) 農業農村整備課副課長	農業農村整備課員	1 各班共通業務に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 小匠防災ため池の災害応急対策に関すること。 4 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5 地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 6 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		果樹園芸班	(班長) 果樹園芸課長 (副班長) 農業環境・鳥 獣害対策室長	果樹園芸課員 農業環境・鳥 獣害対策室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 災害救助に必要な米穀（市町村において不足した場合）の調達に関すること。 3 主要食糧、そ菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害応急対策用種子の確保に関すること。 5 その他必要なこと。
		畜産班	(班長) 畜産課長 (副班長) 畜産課副課長	畜産課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 家畜等被害調査・応急対策に関すること。 3 家畜及び家きんの防疫に関すること。 4 家畜飼料の確保対策に関すること。 5 その他必要なこと。
		経営支援班	(班長) 経営支援課長 (副班長) 経営支援課副課長	経営支援課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 農業協同組合施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 4 災害に伴う農業共済に関すること。 5 その他必要なこと。
		林業班	(班長) 林業振興課長 (副班長) 森林整備課長	林業振興課員 森林整備課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 林道の被害状況調査に関すること。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					3 原木市場、製材工場等の被害状況調査に関すること。 4 被害林業者等への貸付手続の審査及び指導に関すること。 5 林業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関すること。 6 山地災害地及び治山施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 7 県立植物公園及び県立森林公園の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 8 林産物（民有林の森林）の被害状況調査に関すること。 9 林産物搬出施設等の被害状況調査に関すること。 10 特用林産物の被害状況調査に関すること。 11 その他必要なこと。
		水産振興班	（班長） 水産振興課長 （副班長） 資源管理課長	水産振興課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関すること。 2 養殖魚介類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 漁業取締船による緊急輸送活動に関すること。 4 被災漁業者等に対する融資に関すること。 5 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
県土整備部	(部長) 県土整備部長 (副部長) 技監 県度整備政策局長 道路局長 河川・下水道局長 都市住宅局長 港湾空港局長	(幹事班) 県土整備総務班	(班長) 県土整備総務課長 (副班長) 技術調査課長 用地対策課長 検査指導室長	県土整備総務課員 技術調査課員 用地対策課員 検査指導室員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。
		道路班	(班長) 道路保全課長 (副班長) 道路政策課長 道路建設課長 高速道路推進室長	道路政策課員 道路保全課員 道路建設課員 高速道路推進室員	1 各班共通業務に関する こと。 2 県管理の道路、橋梁等の被害 調査及び災害応急対策に関する こと。 3 国(直轄)、西日本高速道路 株式会社等が管理するその他の 道路の情報収集に関する こと。 4 緊急輸送道路の確保に関する こと。 5 その他必要なこと。
		河川班	(班長) 河川課長 (副班長) 河川課副課長	河川課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 土木関係被害状況の調査、情 報収集及び災害応急対策の取り まとめに関する こと。 3 七川ダム、二川ダム、樺山ダ ム及び広川治水ダム関係の被害 調査及び災害応急対策に関する こと。 4 水防業務に関する こと。 5 その他必要なこと。
		砂防班	(班長) 砂防課長 (副班長) 砂防課副課長	砂防課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 斜面崩壊状況調査及び砂防関 係施設被害状況調査に関する こと。 3 情報基盤整備機器の点検に関 すること。

				4 その他必要なこと。
--	--	--	--	-------------

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		下水道班	(班長) 下水道課長 (副班長) 下水道課副課長	下水道課員	1 各班共通業務に関すること。 2 下水道等施設災害応急対策に関すること。 3 その他必要なこと。
		建築住宅班	(班長) 建築住宅課長 (副班長) 都市政策課長 公共建築課長	建築住宅課員 都市政策課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関すること。 2 滅失・損壊した建築物の統計及び報告に関すること。 3 応急仮設住宅建設等に関すること。 4 県営住宅の復旧に関すること。 5 被災者入居用の公営住宅の空き家状況調査及び提供に関すること。 6 市町村営住宅の被害状況調査・報告に関すること。 7 都市公園の被害調査及び被害応急対策に関すること。 8 被災者の住宅支援に関すること。 9 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 10 被災宅地の危険度判定に関すること。 11 工事中の県有建築物等の被災状況調査・応急処置に関すること。 12 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		港湾空港 班	(班長) 港湾整備課長 (副班長) 港湾空港課長 漁港整備室長	港湾整備課員 港湾空港課員 漁港整備室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。 3 港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 4 南紀白浜空港の被害調査及び応急対策検討に関すること。 5 南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 6 その他必要なこと。
会計部	(部長) 会計管理 者 (副部長) 会計局長	(幹事班) 会計班	(班長) 会計課長 (副班長) 会計課副課長	会計課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 災害時の出納事務に関すること。 4 財務会計オンラインシステム被災状況収集及び応急対策に関すること。 5 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。 6 その他必要なこと。
		総務事務 集中班	(班長) 総務事務集中 課長 (副班長) 総務事務集中 課副課長	総務事務集中 課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 災害応急対策用物品の購入及び燃料の緊急調達に関すること。 3 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
議会部	(部長) 議会事務 局長 (副部長) 議会事務 局次長	(幹事班) 議会総務 班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長	総務課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 議員との連絡に関すること。 4 その他必要なこと。
		議事班	(班長) 議事課長 (副班長) 議事課副課長	議事課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議会の会議に関すること。 3 その他必要なこと。
		政策調査 班	(班長) 政策調査課長 (副班長) 政策調査課副 課長	政策調査課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議員の調査活動に関すること 。 3 その他必要なこと。
教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育総務 局長 生涯学習 局長 学校教育 局長	(幹事班) 教育総務 班	(班長) 健康体育課長 (副班長) 総務課長 給与課長 福利課長	健康体育課員 総務課員 給与課員 福利課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 教育関係の被害状況等の調査 及び情報収集の総括に関するこ と。 4 学校給食物資の管理及び配分 に関すること。 5 児童生徒の保健管理に関する こと。 6 市町村教育委員会との連絡及 び指導に関すること。 7 職員（学校職員を除く。）の 動員及び派遣に関すること。 8 国・他府県応援職員の受付・ 職員割当及び移手段・宿舎確 保に関すること。 9 広報に関すること。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					10 学校施設等の災害応急対策に関すること。 11 職員（学校職員を除く。）の被災状況調査及び救援に関すること。 12 救援物資の受付及び配布に関すること。 13 教職員住宅の調査に関すること。 14 関係宿泊施設等の被害状況等の調査に関すること。 15 被災教職員の住宅確保に関すること。 16 その他必要なこと。
		学校教育 班	（班長） 学校指導課長 （副班長） 学校指導課特別支援教育室長 学校人事課長	学校指導課員 学校指導課特別支援教育室員 学校人事課員	1 各班共通業務に関すること。 2 臨時の授業その他学校運営に関すること。 3 教科書、学用品及び救援物資の配布に関すること。 4 ボランティアの派遣、編成及び活動計画に関すること。 5 学校職員の動員及び派遣に関すること。 6 児童生徒及び学校職員の被災状況調査及び救援に関すること。 7 カウンセラーの派遣に関すること。 8 児童生徒の転入学及び区域外就学に関すること。 9 県立学校及び公立小中高等学校への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。 10 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
		スポーツ班	(班長) スポーツ課長 (副班長) スポーツ課副課長	スポーツ課員	1 各班共通業務に関すること。 2 社会体育施設の被害状況等の調査、災害応急対策及び避難所等の提供に関すること。 3 その他必要なこと。
		生涯学習班	(班長) 生涯学習課長 (副班長) 生涯学習課副課長	生涯学習課員	1 各班共通業務に関すること。 2 P T A、女性団体等へのボランティア協力要請に関すること。 3 県立図書館の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
		文化遺産班	(班長) 文化遺産課長 (副班長) 文化遺産課副課長	文化遺産課員	1 各班共通業務に関すること。 2 文化財の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 3 博物館等施設の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
警察部	(部長) 警察本部長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 他1名	(幹事班) 総括班	(班長) 警備課長 ※警察部の編成及び事務分掌は、和歌山県警察本部で定るところによる。		1 災害警備本部の総括に関すること。 2 会議の招集・運営に関すること。 3 各班及び派遣要員の連絡調整に関すること。 4 警察庁・管区局への報告連絡に関すること。 5 援助要求及び連絡調整に関すること。 6 防災関係機関との連絡調整に関すること。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
					7 記録の整備、保管及び報告に関すること 8 各班に属さない任務に関すること。
		派遣班	(班長) テロ対策室長	運転免許課員 警備課員	1 県災害対策本部における連絡調整に関すること。 2 派遣先警察署災害警備本部の支援等に関すること。 3 その他必要なこと。
監査委員 部	(部長) 監査委員 事務局長 (副部長) 監査委員 事務局第一課長	監査委員 班	(班長) 第一課長 (副班長) 第二課長	第一課員 第二課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
人事委員 会部	(部長) 人事委員 会事務局長 (副部長) 人事委員 会事務局 総務課長	人事委員 班	(班長) 総務課長 (副班長) 職員課長	総務課員 職員課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
労働委員 会部	(部長) 労働委員 会事務局長	労働委員 班	(班長) 審査調整課長 (副班長) 審査調整課副 課長	総務課員 審査調整課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
	(副部長) 労働委員 会事務局 審査調整 課長				
<p>備考</p> <p>1 各部幹事班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。</p> <p>(1) 部内職員の安否の取りまとめに関すること。</p> <p>(2) 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。</p> <p>(3) 部内各班、総合統制室及び各部との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 部内の被害状況の取りまとめに関すること。</p> <p>(5) 部内の災害応急対策の推進及び取りまとめに関すること。</p> <p>2 各班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。</p> <p>(1) 所属職員の安否の取りまとめに関すること。</p> <p>(2) 所属職員の動員及び要員の確保に関すること。</p> <p>(3) 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。</p> <p>(4) 所管事業に係る被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>(5) 所管業務に係る対応記録、整理に関すること。</p>					

注 事務分掌の詳細及び具体的な要領については、別途各班において定めておくものとする。

b 支 部

支部は、所管区域における災害応急対策等の円滑な処理に当たる。

支部長は、副支部長及び支部員と協議して支部における災害応急対策等に関する事務の円滑な処理と、本部との連絡に当たる。

なお、本部との通信途絶等により本部と連絡がとれない場合には、支部長の判断において、県知事として自衛隊への災害派遣要請、国への被害状況の報告を行うことができる。

(7) 各 班

- 支部には班を設け、班長、副班長及び班員を置き、必要に応じて班長付を置く。
- 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。
- 班長付は、上司の命を受け、班長が特に命ずる事項を処理する。
- 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。

(イ) 支部連絡員

- 総務班に支部連絡員を置く。
- 支部連絡員は、支部会議の決定事項等について、各班の連絡事務を処理する。
- 支部連絡員は、支部を構成する機関の課、室の職員で当該機関の長の指名する者をもって充てる。

(ウ) 班員の市町村への派遣

支部長は、必要があると認めるときは、班員を市町村に派遣することができる。
市町村に派遣された班員は、情報の収集及び連絡調整等に当たるものとする。

(エ) 編成及び事務分掌

支部の各班別の事務分掌は概ね次のとおりである。

なお、支部の組織及び運営については、知事の承認を得て、支部長が別に定めるものとする。

和歌山県災害対策本部〇〇〇支部の編成及び事務分掌

班 名	事務分担者		事 務 分 掌
	班長、副班長	班 員	
総務班	(班長) 〇〇〇振興局地域振興部長 (副班長) 〇〇〇県税事務所長 〇〇〇振興局地域振興部副部長 (班長付) 〇〇〇振興局総務県民課長	〇〇〇振興局地域振興部員 〇〇〇県税事務所員	1 本部及び各班との連絡調整に関すること。 2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第5項の規定による避難の指示等の代行及び同法第73条第1項の規定による応急措置の代行に関すること。 3 災害関係職員の動員及び派遣に関すること。 4 気象予警報等の受信及び伝達に関すること。 5 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 6 消防に関すること。 7 被害情報の収集及び整理に関すること。 8 被害状況等の本部及び国への報告に関すること。 9 自衛隊の派遣要請に関すること。 10 市町村における災害応急対策の指導及び連絡調整に関すること。 11 協力機関との連絡調整に関すること。 12 電力、ガス等の災害応急対策に関すること。 13 災害応急対策要員の確保に関すること。 14 災害時における出納事務全般に関すること。 15 支部及び支部会議の運営に関すること。

班 名	事務分担者		事 務 分 掌
	班長、副班長	班 員	
			16 職員の安否確認及び対応に関すること。 17 農林水産関係被害情報の収集及び整理に関すること。 18 農林水産関係被の災害応急対策に関すること。 19 災害応急対策用船艇の確保に関すること。 20 商工業関係の災害応急対策に関すること。 21 その他必要なこと。
〇〇〇健康 福祉班	(班長) 〇〇〇振興局健康福祉部長 (副班長) 〇〇〇保健所長	〇〇〇振興局健康福祉部員 〇〇〇保健所員	1 災害救助の全般に関すること。 2 災害救助用物資の確保に関すること。 3 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 4 その他社会福祉関係の災害応急対策に関すること。 5 災害時における医療及び助産に関すること。 6 災害時における飲料水の応援対策に関すること。 7 災害時における防疫及び消毒に関すること。 8 その他保健衛生関係の災害応急対策に関すること。 9 その他必要なこと。
△△△健康 福祉班	(略)	(略)	(略)
〇〇〇建設 班	(班長) 〇〇〇振興局〇〇建設部長 (副班長) 〇〇〇振興局〇〇建設部副部長	〇〇〇振興局〇〇建設部員	1 水防全般の対策に関すること。 2 土木施設関係の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
△△△建設 班	(略)	(略)	(略)

班名	事務分担者		事務分掌
	班長、副班長	班員	
家畜保健衛生班	(班長) 〇〇〇家畜保健衛生所長 (副班長) 〇〇〇家畜保健衛生所次長	〇〇〇家畜保健衛生所員	1 災害時における家畜の防疫及び診断に関すること。 2 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 3 その他家畜保健衛生関係の災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
〇〇〇警察班	(班長) 〇〇〇警察署長 (副班長) 〇〇〇警察署〇〇長	〇〇〇警察署員	1 警察関係の災害応急対策に関すること。 2 警察通信による災害救助、水防等の協力に関すること。 3 交通の確保及び指導に関すること。 4 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
△△△警察班	(略)	(略)	(略)
〇〇〇班	(略)	(略)	(略)

注 1 県支部の構成は、上記表のとおり、支部の所管区域の全部又は一部をその所管区域とする他の県地方機関及び支部の所管区域内に所在する他の県地方機関等を構成に含め、次の要領で組織しておく。

ただし、県防災航空センターを除くものとする。

- (1) 班名は、本表の班名の例により機関の名称に「班」を付する。
- (2) 班長は、それぞれ振興局各部長並びに地方機関等の長とする。
- (3) 副班長は、それぞれ振興局各副部長並びに地方機関等の次長の職に相当する職にある職員とする。
- (4) 班員は、班長の属する地方機関等の職員とする。
- (5) 事務分掌は、次の例による。

ア その地方機関の業務の災害応急対策に関すること。

イ 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。

- 2 各班は、本事務分掌によるほか余裕のあるときは、必要に応じ他班の行う事項について応援を分掌する。なお、本表で分掌されていない災害応急対策及び本表で重複する関係事項等については支部長が支部員と協議してあらかじめ又はその都度定める。

- 3 事務分掌の詳細及び具体的な要領については、別途各班において定めておくものとする。

る。

○ 地方連絡部

(7) 地方連絡部は、国会、中央官庁その他関係方面との連絡等事務の円滑な処理に当たる。

(イ) 地方連絡部長は、東京事務所長をもって充て、当該連絡部の所掌事務の処理に当たる。

(ウ) 地方連絡部長の属する機関の職員は、部員となり上司の命を受けて関係事項の処理に当たる。

(エ) 地方連絡部の分担任務は次のとおりである。

名 称	部 長	事 務 分 掌
東京地方連絡部	東京事務所長	1 災害関係事項の国会、中央官庁その他関係方面との連絡に関する事。 2 災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事。 3 関東方面における災害応急対策用物資の購入あっせん等に関する事。 4 その他特命事項に関する事。

ウ 設置の伝達

- ① 本部の設置を決定したときは、本部総合統制室長は、本部連絡員をして関係各部長、副部長に連絡するとともに、各本部連絡員は関係各部、班に伝達する。なお、勤務時間中においては庁内各機関に対して放送等により伝達するものとする。
- ② 本部総合統制室は、直ちに関係の各支部にその旨伝達するとともに、防災会議の委員及び消防庁に対して電話、無線等適宜の方法によって連絡する。
- ③ 各支部における設置は、本部の設置に準ずるものとし、設置の決定は本部の指示に基づき支部長が決定する。ただし、緊急の事態が生じその必要を認めるときは、本部の指示がなくても支部長がその設置を決定するものとする。
- ④ 支部長は、設置を決定したときは、支部員に対して伝達するとともに、関係の市町村本部に対して通知をする。

エ 廃止の伝達

本部及び支部の廃止を決定したときは、上記ウに準じて伝達するものとする。

オ 職員の証票等

- ① 災害緊急対策において、県の職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立ち入り、検査等を行う場合における証票は、和歌山県職員証とする。
- ② 本部職員のうち、災害応急対策の実施に当たるものは、腕章を着用する。また、災害時において非常活動に使用する本部の自動車（乗用車及び救助物資運送中の貨物車等）には、原則として標旗並びに横幕を付ける。

※ 県災害対策本部職員腕章・自動車標旗・横幕は資料編34-02-00を参照

3 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関等の組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、それぞれ防災業務計画等に基づき各機関の定めるところによる。

第2節 動員計画（県総務部）

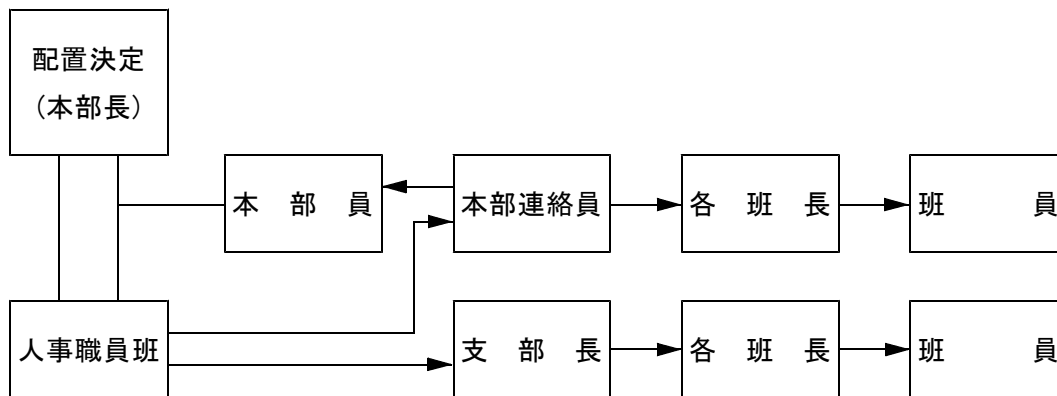
1 計画方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の項目について定める。

2 計画内容

(1) 出動員の系統

本部及び支部における職員の動員は、本部長の配置決定に基づき、次の系統で伝達し動員する。



(2) 動員の伝達

各機関の動員の伝達は、次の方法による。

ア 人事職員班

本部長が本部の配置を決定したときは、本部連絡員を通じて本部各部・各班に伝達するとともに、庁内放送を通じて庁内各班に伝達する。また、支部に対して、配置及び動員について速やかに指達する。

イ 本部連絡員

本部の配置及び動員についての伝達事項を、速やかに関係の本部員及び各班長に伝達する。

ウ 本部各班

本部配置及び動員の伝達を受けたときは、速やかに所属班員の動員をするとともに所管の支部各班に対して必要な事項を伝達する。

エ 支部

支部長が配置の決定をしたとき、総務班は速やかに当該支部の各班に伝達するとともに、関係のある市町村本部に対して連絡する。支部における配置の伝達を受けた各班は、速やかに関係職員の動員をする。

(3) 動員の方法

ア 本部

本部各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法については具体的に計画しておく。

イ 支部

支部における動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法等については、各支部の組織及び

運営に関する要綱に基づき、具体的に計画しておく。

(4) 職員の応援

ア 本部における応援

各班における災害応急対策等の実施に当たって職員が不足するときは、班の所属部内で余裕のある班から応援を受けるものとし、なお不足する場合は、本部総合統制室長に職員の応援を要請するものとする。

応援要請を受けた本部人事職員班は、次の順位により職員の応援を行う。

- ① 応援要請した班の所属部以外の部から応援
- ② 支部あるいはその他の県地方機関から応援

イ 支部における応援

各班における災害応急対策等の実施に当たって職員が不足するときは、支部長に職員の応援を要請するものとする。

応援要請を受けた支部総務班は、支部内で余裕のある班及び支部区域内に事務所を置き、かつ本部及び支部の組織として含まれていない地方機関から職員を動員するものとし、なお不足する場合は、本部総合統制室長へ応援要請をするものとする。

ただし、通信途絶又は緊急を要する場合においては、支部長は、直接、隣接支部に応援を要請することができる。この場合、事後本部人事職員班に速やかにその旨を報告するものとする。

なお、応援要請を受けた本部人事職員班は隣接する支部あるいは本部から職員の応援を行う。

(5) 国もしくは都道府県の職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請

知事又は県の委員会若しくは委員は、前記(4)に基づく職員の応援によってもなお職員が不足する場合は、次により国もしくは他の都道府県の職員の派遣を要請し、または派遣のあっせんを求めるものとする。

ア 国の職員の派遣要請及び派遣あっせん要請

- ① 基本法第29条の規定に基づく国の職員の派遣要請
- ② 基本法第30条の規定に基づく国の職員の派遣あっせん要請

イ 他都道府県の職員の派遣要請

- ① 関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機管理発生時の相互応援に関する基本協定」による職員の派遣要請
- ② 「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」による職員の派遣要請
- ③ 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」による職員の派遣要請
- ④ その他応援協定による職員の派遣要請
- ⑤ 地方自治法第252条の17の規定に基づくその他の都道府県職員の派遣要請

※ 災害応急対策又は災害復旧に必要な技術・知識又は経験を有する県の技術職員数は、資料編35-00-00を参照

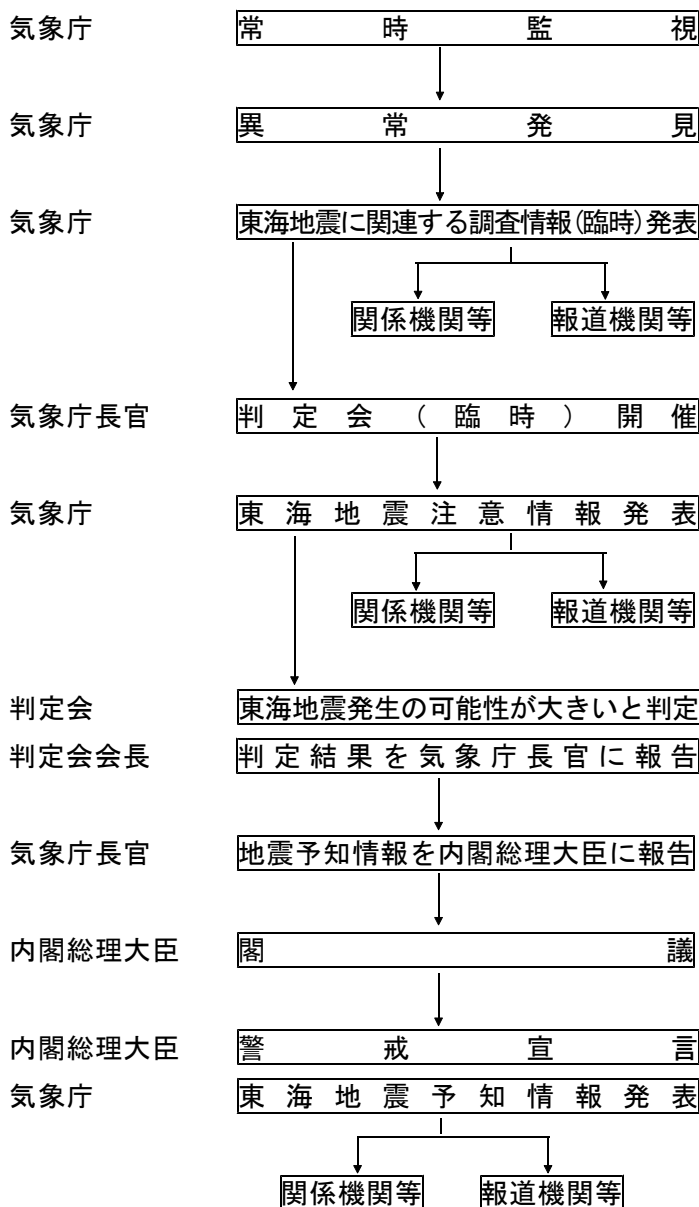
第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合に、社会的混乱の発生を防止することを主眼に、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、県民の生命、身体、財産の安全を確保することを目的として、必要かつ有効な措置を定める。

2 計画内容

(1) 警戒宣言までの流れ



(2) 県の基本方針

ア 東海地震が発生した場合、著しい被害を生ずるおそれがある地域として東海地方を中心に地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）が指定されているが、和歌山県はこの地域に含まれていないため、警戒宣言発令中においても都市機能は平常どおり確保する。

イ 但し、和歌山県は駿河湾と直線距離約210～280kmの地域にあるため、東海沖で地震が発生した場合の県民の生命、身体、財産の安全の確保を図る必要があるほか、東海・東南海・南海地震の同時発生や東海地震が東南海・南海地震を誘発する恐れも懸念される。

よって、警戒宣言が発令されたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるとともに、東海地震注意情報が発せられたときから警戒宣言の発令、又は気象庁から東海地震の発生のおそれなくなった旨の情報が発表されるまでの間についても、必要な措置をとる。

(3) 東海地震注意情報発表時の措置

ア 情報の入手・伝達

① 情報の入手

- a 和歌山地方気象台からの通報
- b テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手

② 情報の伝達

県は東海地震注意情報を入手した場合は、速やかに各市町村等へ伝達するものとする。

なお、その場合の伝達経路は、気象予警報の伝達経路の一部を利用する。

なお、勤務時間外については、宿日直者が受理し、順位に従い、次に掲げる者に連絡するとともに、職員の防災体制発令時の連絡体制により情報伝達を行う。

順 位	職 名
1	防 災 対 策 班 長
2	防 災 企 画 班 長
3	防 災 情 報 班 長
4	総 合 防 災 課 副 課 長
5	総 合 防 災 課 長

イ 県の対応措置

① 組織動員配備体制

県は、危機管理局による情報収集体制により、警戒宣言の発令に備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

② 措置内容

警戒宣言及び東海地震予知情報の收受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

(4) 警戒宣言発令時の措置

ア 情報の入手・伝達

① 情報の入手

- a 和歌山地方気象台からの通報（東海地震予知情報による）
- b テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手

※ 警戒宣言が発せられた場合、直ちに地震予知情報の内容について国民に周知されるので、防災関係機関及び住民も、緊急放送をはじめ、報道機関を通じて情報の入手に努める。

② 情報の伝達

県は地震予知情報により内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、迅速に各市町村等へ伝達するものとする。

なお、その場合の伝達経路及び勤務時間外の連絡方法については、東海地震注意情報発表時に準ずる。

イ 県の対応措置

① 組織動員配備体制

県は職員の配備体制1号発令により、各担当課室・振興局職員を動員配備した上で、以下の措置をとることとする。

② 措置内容

- a 出張事務等の制限（地震防災対策強化地域への出張等）
- b 庁内における火器使用の制限、危険物品等の整理
- c 食料・飲料水の確保点検
- d 各関係機関からの情報収集
- e 地震発生に備えた広報の実施（住民等のとるべき措置、各関係機関からの情報等）

(5) その他

市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、その他防災関係機関は、大規模な地震が発生した場合に備え、防災業務計画等にあらかじめ対応措置を定めることとする。

特に市町村においては、警戒宣言発令時の対応として、避難勧告・指示の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずることとする。

第2章 情報計画

第1節 津波警報・注意報・予報等の伝達計画

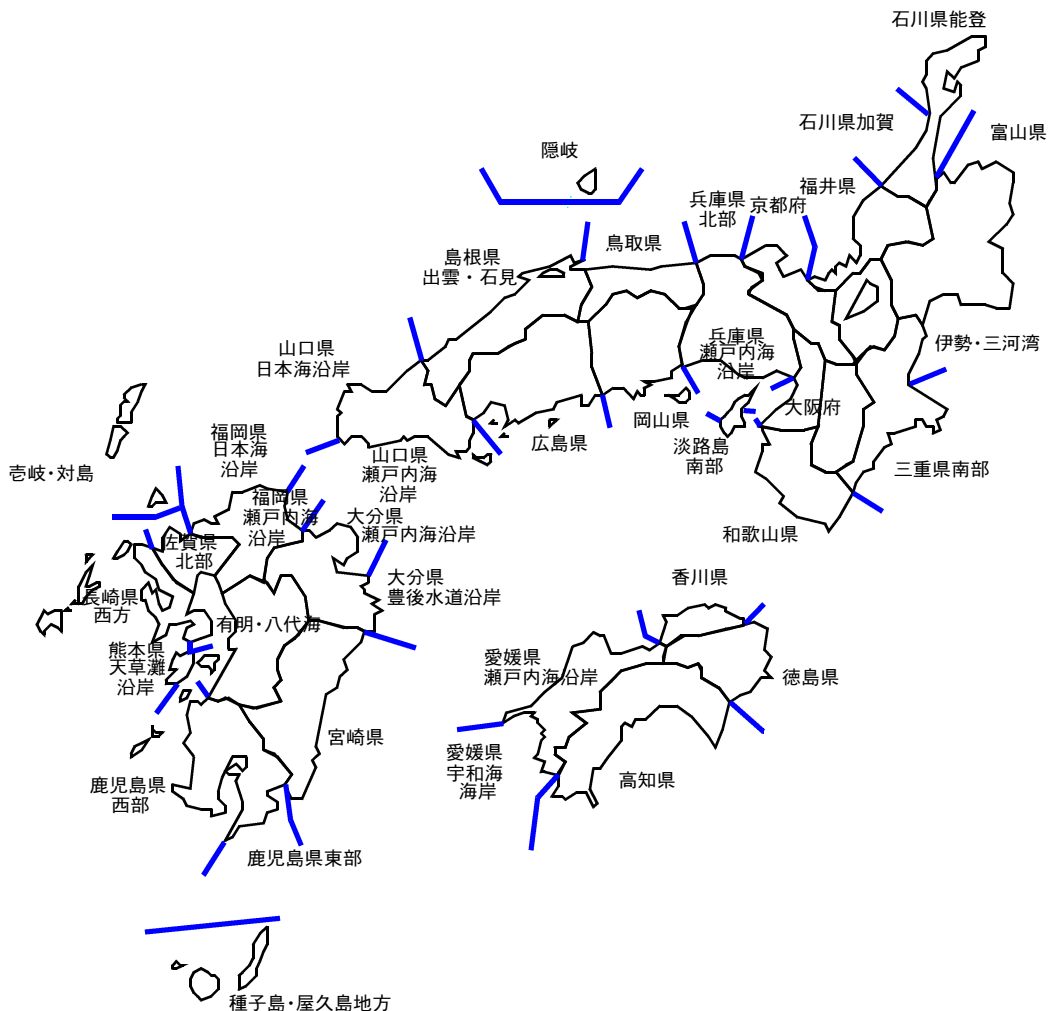
(大阪管区气象台、和歌山地方气象台、県総務部危機管理局)

1 計画方針

県の地域に大規模な地震が発生し、または地震による津波等の発生するおそれがある場合、防災関係機関は迅速かつ確かな災害応急対策を実施するため、津波警報・注意報・予報、地震及び津波に関する情報、その他災害に関する情報の伝達を行うものとする。

県及び防災関係機関は、情報の最新機器の導入を図り、より迅速かつ確かな情報の伝達に努めるものとする。

「津波予報区図」

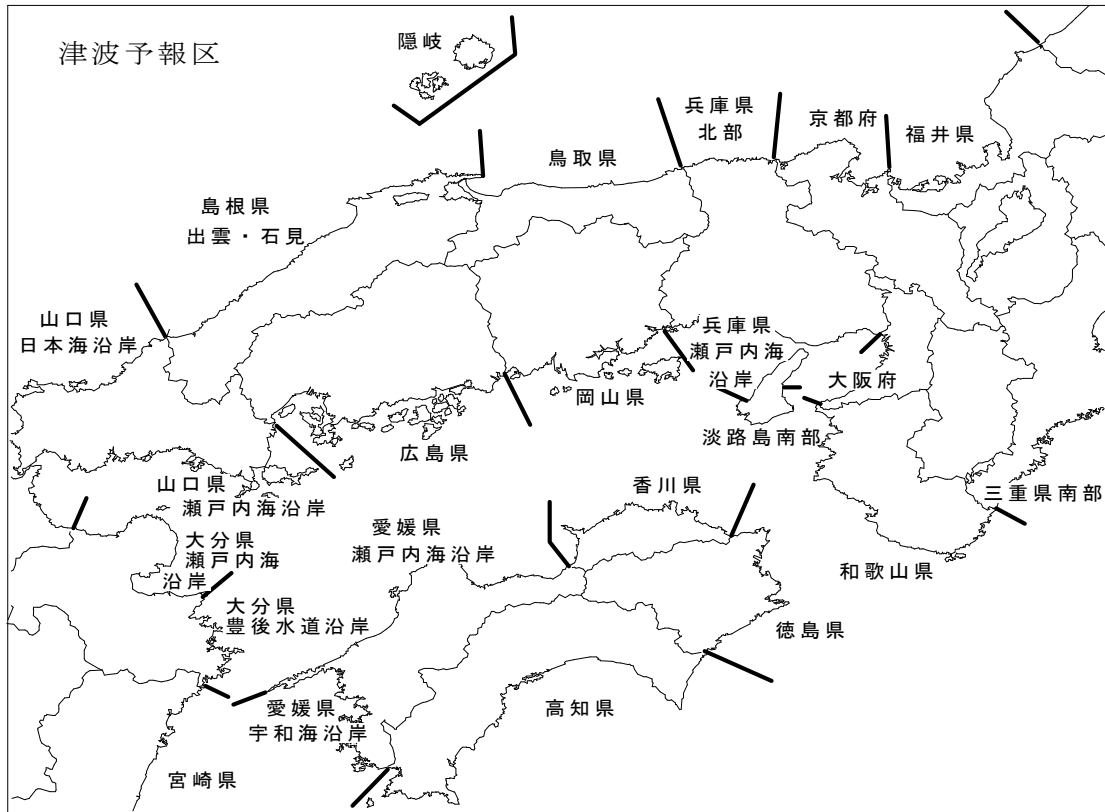


2 基本計画

(1) 津波警報・注意報・予報、津波に関する情報の種類と内容

ア 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区（原則として、都道府県程度に区分）に分けられている。和歌山県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。



イ 津波警報・注意報・予報の種類と内容

- 津波警報：担当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種類		解説
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください
津波予報		津波の心配なしの旨を発表 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(注) 1 津波による被害のおそれなくなったと認められる場合、「津波警報」又は「津波注意報」の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや注意事項を付して解除を行う場合がある。

ウ 地震情報及び津波情報の種類と内容

	情報の種類	発表内容
地震情報	地震動警報（緊急地震速報）	地震発生直後、地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合、強い揺れが予想される地域に対して発表
	震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を約188に区分）と震度、地震の発生時刻
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源※1）やその規模（マグニチュード）に、「津波の心配なし」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源※1）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名※2を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する また、津波警報・注意報の有無も併せて発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源※1）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。津波警報・注意報の有無も併せて発表する。
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表 ある大きさ以上の余震の発生する可能性の確率※2
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	和歌山県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻および津波の高さ※3を発表するほか、地震の発生場所（震源※1）やその規模（マグニチュード）も併せて発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波観測点※4（和歌山白浜沖を除く）における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表するほか、和歌山県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。また、地震の発生場所（震源※1）やその規模（マグニチュード）も併せて発表する。
	津波観測に関する情報	津波観測点※4に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津波の高さの最大値を発表するほか、地震の発生場所（震源※1）やその規模（マグニチュード）も併せて発表する。
	津波に関するその他の情報	上記の情報で発表できない津波に関する防災上有効な情報。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を発表

※ 1 震源：震源の緯度及び経度ならびに地表からの深さ、発生時刻、震央地名

※ 2 次の基準による

- ・ その地震による最大震度「震度6弱以上」→発表する市町村名「震度5弱以上」
- ・ その地震による最大震度「震度5強又は5弱」→発表する市町村名「震度4以上」
- ・ その地震による最大震度「震度4又は3」→発表する市町村名「震度3以上」

※ 3 発表する予想される津波の高さ

- ・ 津波注意報の場合：津波注意報 0.5メートル
- ・ 津波警報の場合：津波 1メートル又は2メートル
 大津波 3メートル、4メートル、6メートル、8メートル
 又は10メートル以上

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※ 4 津波観測点（平成22年4月1日現在）

津波観測点名称	所在地
ナチカツウラチョウウラガミ 那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
クシモトチョウフクロコウ 串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
シラハマチョウカカタ 白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
ゴボウシハライド 御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
ワカヤマ 和歌山	和歌山県和歌山市和歌山港
ワカヤマシラハマオキ 和歌山白浜沖	白浜町瀬戸崎より沖合約17km（GPS波浪計）

エ 津波警報・注意報・予報、地震情報及び津波情報（震度速報を除く）

和歌山地方気象台は、次の基準により関係機関（津波警報・注意報・予報の伝達経路参照）へ通知する。

① 津波警報・注意報・予報及び津波情報

和歌山県に発表されたとき

② 地震情報

a 震源震度に関する情報

- (ア) 和歌山県内で震度3以上を観測したとき
- (イ) 隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度4以上を観測したとき
- (ウ) 上記以外の都道府県で震度6弱以上を観測したとき

b 各地の震度に関する情報

和歌山県内で震度1以上を観測したとき

c その他の情報（震源情報、遠地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報など）

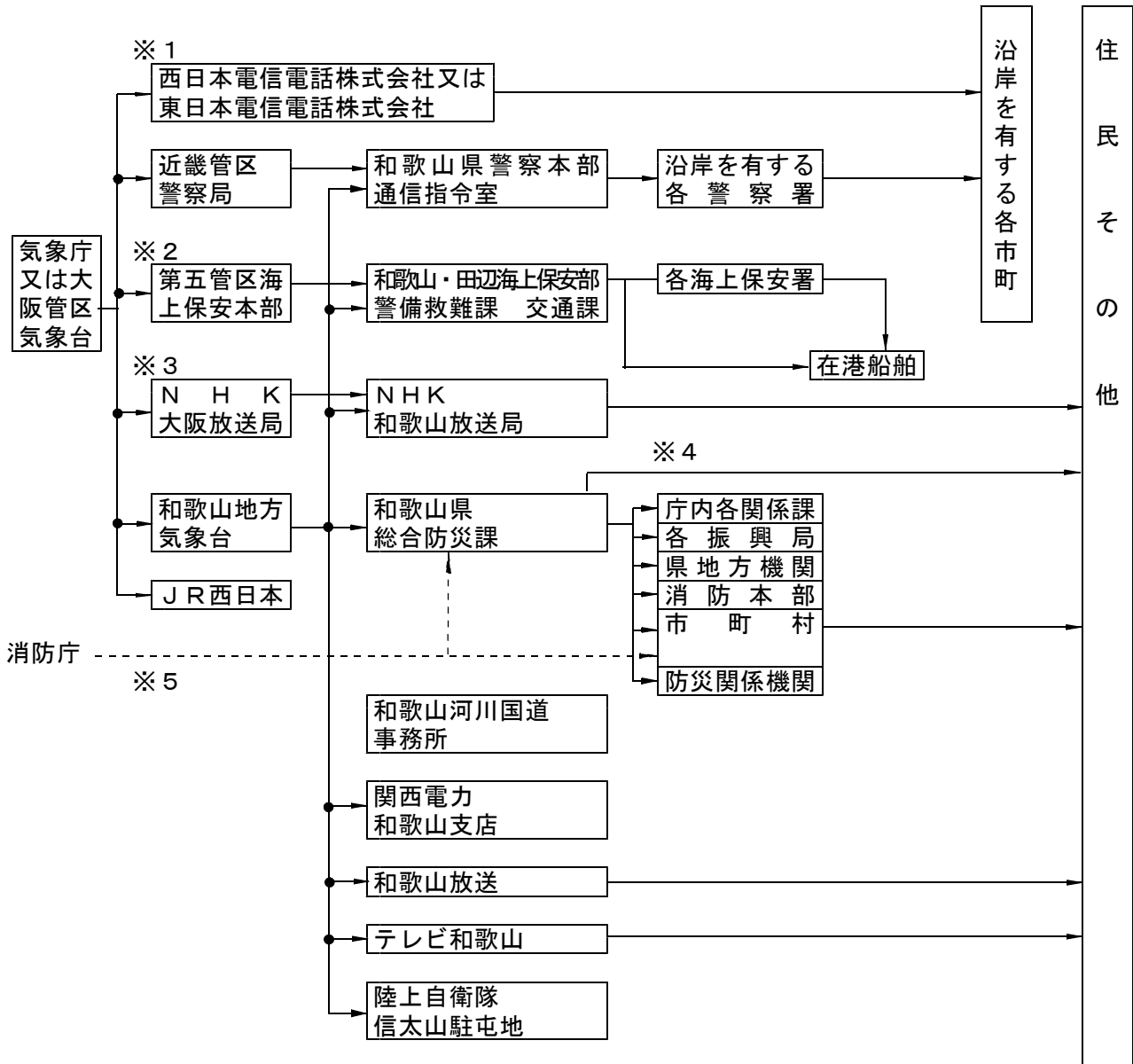
地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

オ 震度情報で用いる和歌山県内設置震度計の震度発表名称等

※ 資料編28-04-01~03を参照

(2) 津波警報・注意報・予報等の通知と伝達

津波警報・注意報・予報等の伝達経路



平成24年4月1日現在

- (注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「防災情報提供システム」による。
- 2 ※1は、津波警報及び津波警報解除のみ伝達する。
- 3 ※2は、神戸海洋気象台から伝達する。
- 4 ※3は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）により放送する。
- 5 ※4は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。
- 6 ※5は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により伝達する。
- 7 和歌山県（総合防災課）から住民への伝達は、津波警報及び津波注意報の発表時のみ行う。
- 8 各振興局とは、海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁の各振興局である。
- 9 沿岸を有する各警察署とは、和歌山東、和歌山西、和歌山北、海南、有田、湯浅、御

坊、田辺、白浜、串本、新宮の各警察署である。

10 気象業務法の規程による通知先は、国土交通省（和歌山河川国道事務所）、警察庁（近畿管区警察局）、海上保安庁（第五管区海上保安本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部）、都道府県（和歌山県）、N T T西日本及びNHK大阪放送局である。

11 各海上保安署とは、和歌山海上保安部からは、海南海上保安署、田辺海上保安部からは、串本海上保安署である。

(3) 本庁における措置

和歌山地方気象台から県に通知される津波警報・注意報は、下記により受領・伝達する。

ア 本庁の防災関係各課長は、前項の通報を受けたときは、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。

イ 総合防災課長は警報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱い責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、書類を作成し、保存する。

ウ 総合防災課以外の本庁関係課における記録については、当該課長がそれぞれ別に定めるものとする。

(4) 県地方機関の措置

ア 振興局長その他県地方機関の長は、警報等を受領した場合は、ラジオ、テレビの放送等により、気象その他の状況を聴取するよう努める。

イ 振興局長は、災害の発生のおそれがあるような場合において関係市町村から現地の情報を受領したときは、総合防災課長へ速やかに通報する。

ウ 振興局長、その他県の地方機関の長は、警報等の受領伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、本庁に準じた措置を講じておく。

(5) 市町村長の措置

ア 市町村長は、県の機関又は警察の機関から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、市町村内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおりとする。

- ① 広報車、宣伝車による。
- ② 防災行政無線、有線放送による。
- ③ 伝達組織を通じる。
- ④ サイレン、警鐘等による。

イ 市町村長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

ウ 市町村長は、気象台から、津波警報・注意報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該警報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される警報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。

エ 市町村長は、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努めるものとする。

オ 市町村長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報するものとする。

カ 市町村長は、警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

キ 沿岸部市町は、市町村防災行政無線から放送される津波警報、津波注意報のサイレン音について、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の標準サイレン音に統一するものとする。

(6) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

ア 発見者の通報

異常現象を発見したものは、市町村長、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに市町村長及び所轄警察署長に通報する。

ウ 市町村長の通報

上記のア・イによって異常現象を承知した市町村長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

エ 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

- ① 水象に関する事項、津波による異常潮位、異常波浪
- ② 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

オ 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

(7) 災害発生後の措置

ア 被災地に提供すべき情報

和歌山地方気象台は、二次災害防止のために災害応急対策に資する情報を提供する。

イ 専門家派遣

知事は、地震に関する情報の活用を図り、災害応急対策に資するため、和歌山地方気象台の職員の派遣を要請することができる。

ウ 問い合わせに対する対応整備

現在の科学技術では、東海地震の直前予知を除いて、日時や場所を特定した地震の発生を予知することはできない。「何月何日にマグニチュード8クラスの大地震がA市を襲う」といった情報は、根拠のないデマであるので、気象台の発表する地震情報により冷静に対処するよう努める。

第2節 被害情報等の収集計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して総合防災情報システムに入力し県知事に報告する。

県においても、災害発生直後に概括的な被害情報の収集にあたりるとともに、夜間・休日等については危機管理局の宿直者がまず対応する体制となっている。

2 計画内容

(1) 県による被害情報の早期収集

ア ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県は必要に応じヘリコプター（県防災航空センター、県警察本部、自衛隊、海上保安本部等）により、被害情報を収集する。

イ 職員による参集途上の情報収集

職員は、参集途上において把握できた被災状況を参集途上もしくは参集後、速やかに班長に報告する。

各班長は、職員の報告内容を、本部にあっては本部連絡員、支部にあっては支部連絡員を通じて、それぞれ総合統制室連絡調整班及び支部総務班へ報告する。

ウ 画像による被害情報の収集

県は、必要に応じ画像による被害状況の把握を行う。

エ 支部による被害情報の収集

① 職員の市町村への派遣

支部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員を市町村に派遣し、市町村の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

② 公共土木施設等の被害情報の収集

公共土木施設等の管理者は、現地に職員を派遣し、道路、港湾及び漁港等の被害情報を収集する。

(2) 市町村による被害情報の早期収集

ア 被害の規模を推定するための関連情報の収集

市町村は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するものとする。

イ 119番通報殺到状況の収集

市町村は、被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。

(3) 災害報告責任者

災害時の被害状況の把握は、災害対策業務執行上極めて重要なものであるから、市町村、県の関係各課・地方機関及び防災関係機関にあっては、あらかじめ報告責任者を定めておく。

(4) 災害報告の取扱要領

ア 報告すべき災害

- ① 発生原因 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害
- ② 報告の基準
この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行うものとする。
 - a 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - b 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
 - e 災害による被害が当初は軽微であっても、今後a～dの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
 - f 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上の記録をしたもの
 - g 災害の発生が県内で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの
 - h その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

イ 災害報告の種類

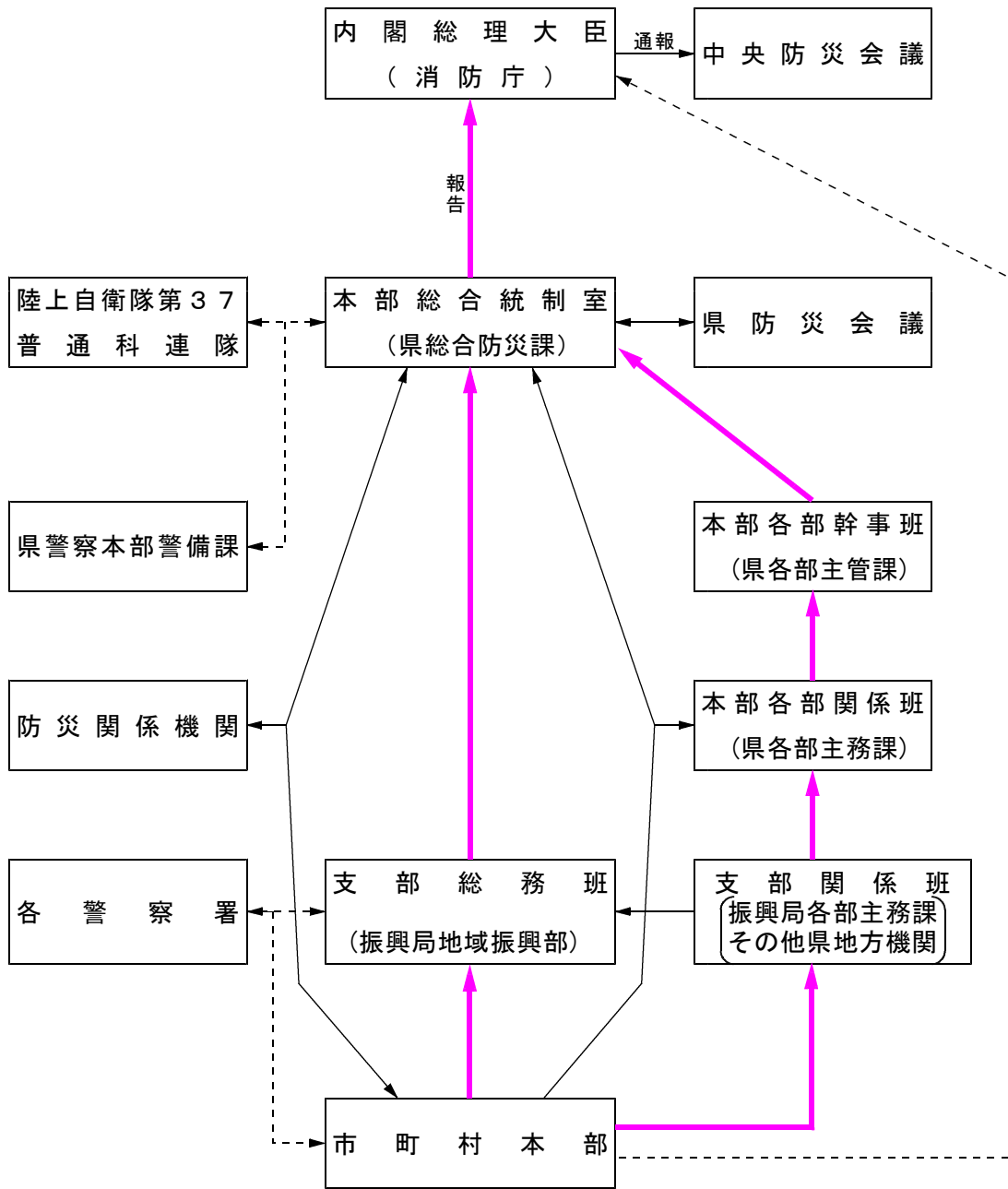
- ① 災害即報 ※ 消防庁指定第4号様式は、資料編37-01-01～03を参照
- ② 被害状況報告 ※ 被害状況報告及び附表・明細表は、資料編37-02-01～22を参照

(5) 災害即報及び被害状況報告要領

ア 災害即報

- ① 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告するものとする。
- ② 災害即報は、次の系統によって迅速に行うものとする。
ただし、市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。
- ③ 119番殺到状況については、市町村から県その他、直接国へも報告すること。
- ④ 市町村及び県機関並びに防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。
- ⑤ 報告に当たっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。
- ⑥ 災害即報事項は、管内の警察署（駐在所、派出所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。
特に、市町村本部においては、防災担当課と被害区分に応じた関係課の連絡を、支部においては、支部総務班と支部関係班の連絡を密にすること。

災害即報系統図



(注) ① 市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）

通常時（消防庁応急対策室）

消防防災無線 防災電話番号：8-90-49013 防災FAX番号：78-90-49033（県庁からのみ使用可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災FAX番号：7-048-500-90-49033

NTT回線 電話番号：03-5253-7527 FAX番号：03-5253-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49102 防災FAX番号：78-90-49036（県庁からのみ使用可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災FAX番号：7-048-500-90-49036

NTT回線 電話番号：03-5253-7777 FAX番号：03-5253-7553

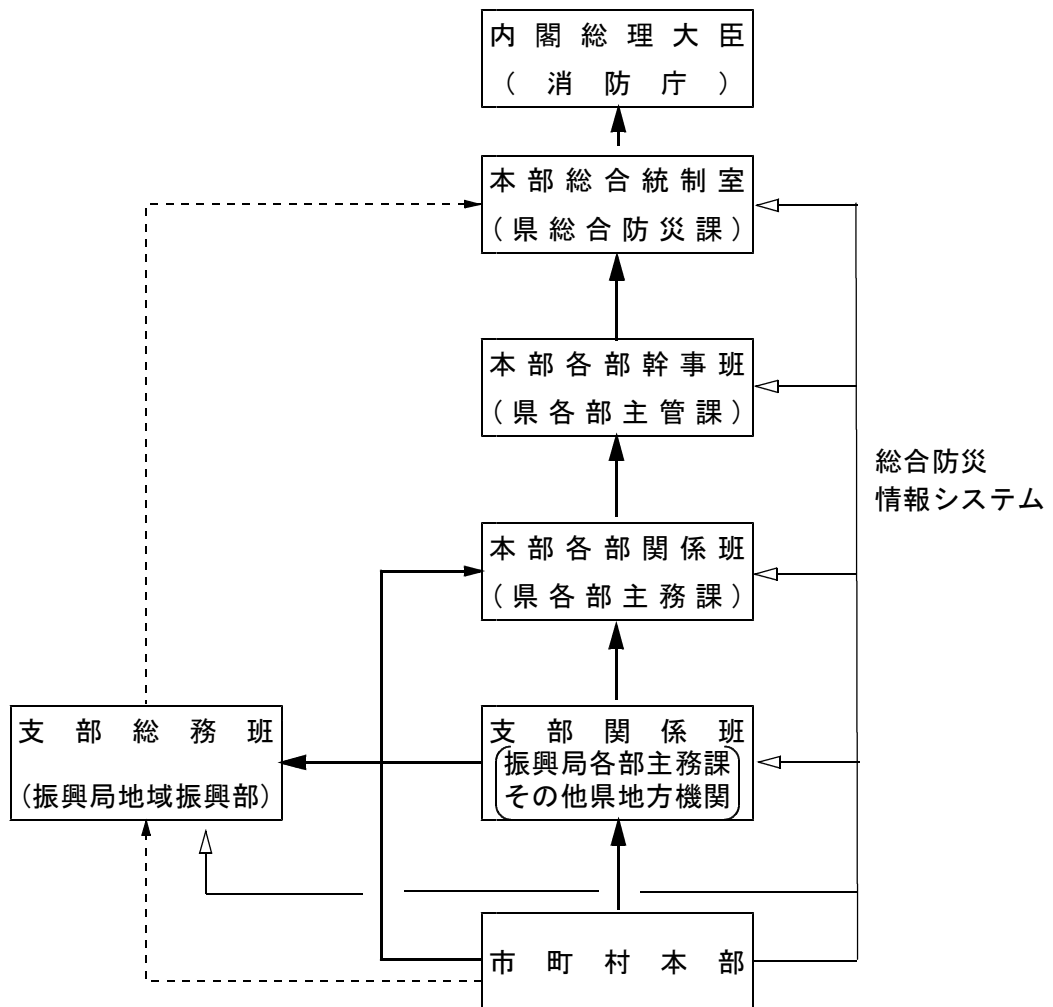
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

- ② 市町村は、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- ③ 市町村は、被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- ④ 市町村は、支部総務班を通じて本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合統制室に直接報告すること。
- ⑤ 本部が設置されない場合も上図に準じる。
- ⑥ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

イ 被害状況報告

- ① 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行うものとする。
- ② 被害状況報告事項は、次の系統によって行うものとする。
- ③ 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行うものとし、基本法第53条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第40条に基づく消防庁長官あて文書を各一部消防庁あて送付するものとする。

被害状況報告系統図



(注) ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。

② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

ウ 被害種別系統

被害区分	市町村からの報告先	本庁主務課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	福祉保健総務課
土木関係	振興局建設部等	県土整備部各課
農業関係	振興局農業振興課	農林水産部各課
耕地関係	振興局農地課	農業農村整備課
林業関係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課
水産関係	振興局企画産業課	水産振興課
漁港関係	振興局建設部等	港湾整備課
公共施設関係	振興局地域振興部・健康福祉部各課	各部関係各課
商工業関係	振興局企画産業課	商工観光労働部各課
観光関係	振興局企画産業課	観光振興課
自然公園関係	振興局健康福祉部	環境生活総務課
衛生関係	保健所	環境生活部 福祉保健部 関係各課
その他	振興局地域振興部	関係各課（室） 総合防災課
災害に対してとられた措置の概要	同上	同上

(注) 和歌山市の業務のうち、直接本庁の各課が管轄する業務についての被害状況等については、本庁主務課へ報告するものとする。

(6) 被害の収集及び調査要領

ア 市 町 村

- ① 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。
特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに市町村本部に通報されるよう市町村計画において体制を整えておくものとする。
- ② 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して被害状況等を調査する。
- ③ 被害調査に当たっては、「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づき判定する。
※ 「被害状況認定及び報告書記入の基準」は、資料編37-02-01~22を参照
- ④ 被害が甚大なため市町村において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。
- ⑤ 状況の収集、調査については警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
- ⑥ 最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

イ 支 部

- ① 支部長は、被害即報等により災害の発生を覚知したときは、各班長をして積極的に状況把握に当たらせる。また、状況に応じ調査隊を編成する等により、総合的な被害調査に努める。
- ② 支部長は、市町村から被害調査について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力する。
- ③ 支部総務班長は、各班長が把握した被害報告により被害状況報告に準じて管内状況の総括的な取りまとめを行う。

ウ 本 部

- ① 各部幹事班は、部内の所掌事務に関する被害状況及び執られつつある措置を取りまとめ、本部総合統制室（連絡調整班）に通知する。
- ② 各部長は、災害の状況により現地の実態を把握し、応急対策活動の円滑化を図るため必要と認めたときは、調査班を適宜編成して被災現地の調査指導を行う。
調査班を派遣するときは、直ちに本部総合統制室にその旨連絡する。
- ③ 本部総合統制室は、自ら収集した状況及び各幹事班から連絡を受けた事項は、被害状況報告に準じて取りまとめる。

(7) 防災関係機関との情報交換、報告

- ア 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害情報等を収集し、随時県及びその他の関係機関に状況を通報する。
- イ 県本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第3節 災害通信計画（県危機管理局）

1 計画方針

気象注警報等の伝達や災害時における市町村の被害情報の収集をはじめ、県、市町村、防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うためにその要領を定めるとともに、非常の場合における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用及び他機関との連携による非常通信の利用を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとする。

2 計画内容

(1) 通信連絡システムの整備

各機関は、災害時に通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡システムを整備しておくとともに、平常時より活用することで準備しておく必要がある。災害時の一般公衆通信は輻輳し、また土砂災害や洪水等で電話線が切断したり交換設備が故障して通信できなくなることがあるので、こういった影響を受けにくい無線通信の活用を考慮しておく必要がある。

ア 和歌山県総合防災情報システムの利用

（有線回線及び第2世代地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線）

県庁、各振興局と出先機関、各市町村、各消防本部及び防災関係機関の間で通信が可能。また、衛星系回線を利用すれば、全国の都道府県、市町村、消防本部及び総務省等との通信が可能。

※ 和歌山県総合防災情報システム電話番号簿は、資料編38-05-00を参照

イ 国土交通省マイクロ無線電話の利用

国土交通省、各地方整備局と出先機関、及び各都道府県庁の間で通信が可能。

但し、平常時の通信内容は水防道路事務に関する事項に限るものとする。

県庁内線からの発信番号：677-国土交通省マイクロ無線電話番号

国土交通省無線電話から県庁へかける場合：86-779-8-県庁内線番号

ウ 中央防災無線の利用

中央各省庁との通信が可能。

但し、平常時の通信内容は災害対策基本法に関する事項に限るものとする。

県庁内線からの発信番号：676-8090-中央防災無線番号

中央防災無線から県庁へかける場合：8-86-7799-8-県庁内線番号

エ 防災関係機関の通信施設を利用

警察、消防、海上保安庁、関西電力、電源開発、JR、日本赤十字社等

オ 非常通信協議会に対して非常通信の確保を要請

近畿地方非常通信協議会に非常通信の確保を要請する。近畿地方及び中央非常通信協議会は要請会議を開催して各構成員に非常通信の取扱を要請する。

(2) 災害時における通信連絡の基本

災害通信連絡には公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、条件さえ満たせば、無線通信等の他の通信設備を利用することができる。災害通信の実施については、その手続や実施できる場合等について、法律等に詳しい規定があることに注意する必要がある。

次項においてこれらの規定に基づいて行われ得る通信を列挙する。各機関は、これらのうち災害の状況に応じた最も適切なものを選ぶことによって、通信連絡を確保するものとする。

災害時にこれらの通信のために利用することが予想される設備の設置者とは、事前に協議を行うことによって災害時でも円滑に通信を取り扱えるようにあらかじめ準備しておく必要がある。

(3) 災害時における通信方法の特例

ア 基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

各関係機関は、災害に関する予報の伝達及び応急措置の実施等に関して緊急かつ特別の必要がある場合に、基本法第57条及び第79条に基づいて通信設備を優先的に利用または使用して通信連絡を確保することができる。

① 公衆電気通信設備の優先利用

a 災害時優先電話

西日本電信電話株式会社は、あらかじめ各関係機関が利用する加入回線の一部を災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための災害時優先電話として指定している。この指定回線から発信する通話については発信規制による輻輳時でも規制が掛かりにくいいため、災害時には発信用回線として使用するとよい。

b 非常通話（「102」番による電話交換手扱い）

(7) 震災その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電話を非常通話として申し込むと、他の全ての電話交換手扱いの通話に優先して接続される。

(a) 地震若しくは地動の観測の報告、又は予報を内容とする市外通話であって、気象機関相互間において行うもの

(b) 津波が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報又はその警戒若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、水防機関（消防機関を含む）相互間において行うもの

(c) 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、消防機関又は災害救助機関相互間において行うもの

(d) 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

(e) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

(f) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

(g) 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、警察機関相互間において行うもの

(h) 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする市外通話であって、地震その他

の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者が、その災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行うもの

- (イ) やむを得ない特例の事情がある場合を除いて、原則としてあらかじめ西日本電信電話株式会社の承認を受けた番号の加入電話で申し込みしなければならない。
- (ウ) 非常通話は「102」番に非常通話であることを告げて申し込む。なお取扱者から理由の説明を求められた場合には非常通信が必要な理由を具体的に説明しなければならない。

c 緊急通話（「102」番による電話交換手扱い）

- (7) 火災その他の緊急事変が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電話を緊急通話として申し込むと、非常通話の次に優先して接続される。
 - (a) 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、また、これらの機関相互間において行うもの
 - (b) 地震災害に際し、その災害状況を報道するための市外通話であって、新聞社、放送事業者、又は通信社の機関相互間において行うもの
- (イ) 原則として、あらかじめ西日本電信電話株式会社の承認を受けた番号の加入電話で申し込みしなければならない。
- (ウ) 緊急通話は「102」番に非常通話であることを告げて申し込む。なお取扱者から理由の説明を求められた場合には緊急通信が必要な理由を具体的に説明しなければならない。

c 非常電報

- (7) 震災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は非常電報として取り扱われ、他の全ての電報に優先して伝送及び配達される。
 - (a) 津波が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報、又は、その警戒、若しくは予防のための緊急を要する事項を内容とする電報であって、水防機関（消防機関を含む）相互に発受するもの
 - (b) 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、消防機関又は災害救助機関相互間に発受するもの
 - (c) 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの
 - (d) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの
 - (e) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの
 - (f) 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、警察機関相互間に発受するもの

(g) 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする電報であって、震災、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対し発受するもの

(イ) 非常電報は、電報サービス取扱所の窓口又は「115」番に非常電報であることを告げて申し込む。

(ウ) 非常電報を発信する場合において、取扱者の請求があるときは発信人はその電報が非常電報に該当するものであることを証明しなければならない。

d 緊急電報

(7) 火災その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は緊急電報として取り扱われ、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(a) 船舶又は航空機の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であって遭難の事実を知った者と、その救援に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間を発受するもの

(b) 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間が発受するもの

(イ) 緊急電報は、電報サービス取扱所の窓口又は「115」番に非常電報であることを告げて申し込む。

(ウ) 緊急電報を発信する場合において、取扱者の請求があるときは発信人その電報が緊急電報に該当するものであることを証明しなければならない。

② 有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者等が設置する有線、無線通信設備の使用各関係機関は、次に掲げる者が設置する有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保するものとする。

ただし、基本法第57条による予報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続により行うものとする。

a 警察事務を行う者	f 気象業務を行う者
b 消防事務 "	g 鉄道事業 "
c 水防事務 "	h 軌道事業 "
d 航空保安事務 "	i 電気事業 "
e 海上保安事務 "	j 自衛隊の任務 "

③ 放送法第2条第3号に規定する放送局の利用

a 各関係機関は、放送法第2条第3号に規定する放送局とあらかじめ定めた手続により災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求めるものとする。

b 各放送局は、災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求められた場合、最も効果的な時間、放送系統及び局所によって、有効、適切な放送を行う。

イ 電波法に基づく非常通信等の利用

災害等の非常の事態が発生した場合等において、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができる。

また、電波法第74条の規定により、総務大臣は、災害等の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、無線局に対して災害の救援等に必要な通信を行わせることができる。

非常の場合の通信を円滑に実施するため、総務省総合通信基盤局に「中央非常通信協議会」、近畿には総務省近畿総合通信局内に「近畿地方非常通信協議会」が設置されており非常通信訓練等を実施している。平常時から協議会に参加して訓練等を通じて各機関との連携を深めておくことが必要である。

① 非常通信

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

② 非常通信の内容

次の内容の通報もしくはこれらに準ずる急を要する通報とし、その優先順位は原則として次の通りとする。

- a 人命の救助に関する通報
- b 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- c 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- d 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- e 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- h 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- j 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
地方防災会議会長
災害対策本部長
- k 電力設備の修理復旧に関する通報
- l 基本法第57条の規定に基づいて都道府県知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で、緊急を要し特別の必要があるもの
- m 基本法第79条の規定に基づいて指定行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの
- n その他の通信

③ 非常通信を利用できる者

無線局を開設している者が自ら発受するものの他、次に掲げる者からの要請に応じて受発する。

- a 官公庁及び地方自治体
- b 基本法に基づく各防災会議及び災害対策本部
- c 日本赤十字社
- d 消防長会

- e 電力会社
- f 鉄道会社
- g 新聞社、通信社、放送局
- h 非常通信協議会構成員
- i その他、人命の救助又は緊急措置及び急迫の危険に関して発信を希望する者

④ 非常通信の依頼要領

- a 県機関、市町村、警察、消防等、最寄りの無線局へ直接行って申し込む。
- b 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
- c 片仮名又は通常の文書体で記入する。
- d 一通の通信文は、なるべく200字以内（通常の文書体の場合は、片仮名に換算して200字以内）で、できるだけ短く簡潔にする。
- e あて先の機関名を記入する。分かれば住所、電話番号を記入する。
- f 必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。
- g 発信人の機関名、住所及び電話番号を記入する。
- h 頼信紙の記事欄又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。
- i 非常通信を行った場合は、電波法第80条に基づき文書で近畿総合通信局長又は総務大臣に報告しなければならない。できるだけ和歌山県総合防災課にも報告書の写しを送付すること。

⑤ 非常通信について照会や問合せを行う場合は、和歌山県総合防災課 電話073-441-2264へ連絡する。

ウ 有線電気通信法第8条第1項の規定による有線電気通信設備の使用

震災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するときは、一般に有線電気通信設備の設置者は、その設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の通信の用に供してもよいこととなっているので、設置者の協力を得て、通信連絡を確保するものとする。

(4) 県庁と市町村との間の連絡ルート

- ※ 非常通信経路（市町村防災系）は、資料編38-02-00を参照
- ※ 消防用県内共通波無線非常通信経路は、資料編38-03-00を参照
- ※ 和歌山県総合防災情報システム回線構成図は、資料編38-04-00を参照

第4節 災害広報計画（県知事室、県総務部危機管理局）

1 計画方針

大地震・津波発生時においては、災害地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、県、市町村及び防災関係機関は、速やかに正確な広報活動を実施する。また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努めるものとする。

2 計画内容

(1) 広報活動

ア 地震・津波災害発生時における広報活動は、地震及び津波に関する情報及び「本章第2節 被害情報等の収集計画」で収集された情報及び救護・救助に関する情報に基づき行う。

イ 広報活動の実施に当たっては、可能な広報資材、広報媒体を最大限に活用する。

ウ 報道機関に対する報道要請

① テレビ、ラジオ

県は、防災関係機関及びその他の関係者に対する通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備及び無線設備により通信できない場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社に対し、放送を行うことを求めることができる。

この場合、県は「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書」（資料編39-01-00～02-00を参照）及び「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」（資料編39-03-00）を参照に基づき、原則として文書により、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を示して要請する。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により前記事項を明らかにして要請し、事後において文書を提出するものとする。

市町村が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として振興局を経由して県知事あてに放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請するものとする。

ただし、県と市町村と通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村から直接放送局に対し、要請できるものとする。

放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

② 新聞社

県は、朝日新聞社、毎日新聞社、讀賣新聞社、産経新聞社、時事通信社、共同通信社及び日本経済新聞社の各和歌山支局（総局）並びに中日新聞社、紀伊民報社に対し、「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき、報道要請を行うことができる。

この場合、県は、報道要請の理由及び内容を明らかにして要請する。

※ 「災害時等における報道要請に関する協定」は、資料編39-04-00を参照

エ 災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対して情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

(2) 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。

特に、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮したものでなければならない。

- ア 被害の状況
- イ 気象予警報及び津波、地震に関する情報
- ウ 二次災害に関する情報
- エ 住民に対する避難準備情報の提供、避難勧告・指示の状況
- オ 医療救護所及び避難所の開設状況
- カ 被災者の安否に関する情報
- キ 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況
- ク ライフラインの被害及び復旧見通し状況
- ケ 主要道路状況
- コ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- サ 県民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- シ その他生活情報等必要と認める情報

(3) 広報手段

住民に対する広報手段は、状況に応じ次による。

なお、報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として、総合統制室を通じて行う。

- ア ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- イ 有線放送による広報
- ウ 防災行政無線による広報
- エ 広報車による巡回広報
- オ 防災ヘリコプター等による広報
- カ 広報紙、チラシ、ポスター等の作成
- キ インターネットによる広報
- ク アマチュア無線による伝達

(4) 各省庁等に対する広報

県は、被害状況等を写真等により記録収集し、関係省庁並びに国会等に対して迅速に災害の広報に努める。

(5) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に次の機関は、それぞれの措置を執るとともに、広報事項は県災害対策本部に通知するものとする。

- ア 日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、読賣テレビ放送株式会社

災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関係番組の編成をする。

県その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

イ 関西電力株式会社和歌山支店

広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について県民への周知徹底に努める。

ウ ガス会社等

広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや、ガス漏れによる事故防止について、県民への周知徹底に努める。

エ 西日本電信電話株式会社和歌山支店

広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、県民への周知に努める。

オ 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、その他の私鉄会社

被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内板等に掲示し、かつ報道機関等により、一般への周知を図る。

災害時において、県、市町村から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

第5節 生活関連総合相談計画（県環境生活部）

1 計画方針

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

2 計画内容

県は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため、国、市町村、関係機関、関係団体等による合同の相談窓口（総合相談窓口）を設置する。

この場合、国、県、市町村の各部局並びに関係機関及び関係団体等は、相談に対し、迅速かつ適切に対応できるよう必要な人員を総合相談窓口へ派遣する。

第3章 消防計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

現行消防組織は市町村消防が原則であり、消防組織法第6条に規定するように消防責任は市町村にある。したがって、消防活動は、市町村がその責任において行うものであるが、県は大災害等で必要ある場合、又は被災市町村により要請のある場合は、関係法令の規定によって応援出動を命じるなど必要な措置をとるものとする。また、県は市町村が大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な開発が円滑に進むよう努めるものとする。

また、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

なお、消防情報の収集等の計画は、本計画によるもののほか「市町村計画」及び「市町村消防計画」によるものとする。

2 計画内容

(1) 消防情報の収集

市町村と緊密な連絡を図り、その被害状況及び応急対策に資するものとする。

なお、情報の収集は、被害状況等の収集計画及び「火災・災害等即報要領」によるものとする。

「火災即報」については、次のいずれかに該当する火災について、火災発生後直ちに電話・FAX等によって報告するものとする。

また、大地震に伴って大火災等が発生した場合には、「災害即報」として報告するものとする。

（この報告をもって火災即報とみなすものとする。）

※ 火災即報様式は、資料編40-01-01～02を参照

- ア 死者3名以上生じた火災
- イ 死者及び負傷者の合計が10名以上生じた火災
- ウ 特定防火対象物で死者の発生した火災
- エ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災
- オ 大使館、領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- カ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- キ 損害額1億円以上と推定される火災
- ク 焼損面積10ヘクタール以上と推定される林野火災
- ケ 空中消火を要請又は実施した林野火災
- コ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い林野火災
- サ 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- シ タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- ス トンネル内車両火災
- セ 列車火災
- ソ その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災

(2) 警報等の周知徹底

消防機関による災害に関する警報、避難の指示、応急措置の状況等については、「気象警報等の伝達計画」及び「災害広報計画」並びに「市町村消防計画」等の定めるところにより、速やかに住民に対して周知徹底を図るものとする。

(3) 非常事態の場合における県の措置

消防活動に関する市町村等間の相互応援は、県内市町村及び消防組合において締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定等、及び和歌山県下消防広域応援基本計画に定めるところによるが、非常事態時における消防組織法第43条の規定に基づく知事の指示権は、本消防広域応援基本計画によるもののほか、次の場合に運用する。

ア 和歌山県下消防広域相互応援協定に基づく要請がない場合においても、災害防御に関し、緊急の必要があると認められるとき

なお、知事は、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

応援要請先及び連絡方法

消防庁応急対策室

地域衛星通信ネットワーク 防災電話 7-048-500-90-49013

消防防災無線 防災電話 78-90-49013

電話 03-5253-7527

消防庁宿直室（休日・夜間）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話 7-048-500-90-49102

消防防災無線 防災電話 78-90-49102

電話 03-5253-7777

※ 消防の相互応援協定締結状況は、資料編40-02-00を参照

※ 和歌山県下消防広域相互応援協定は、資料編40-03-00を参照

※ 和歌山県下消防広域応援基本計画は、資料編40-04-01～06を参照

(4) 避難・救助及び救急

「市町村計画」及び「市町村消防計画」の定めるところによる。

(5) 避難・救助及び救急

「消防団の活動・安全管理マニュアル」の定めるところによる。

第4章 水防計画（県土整備部）

1 計画方針

地震（津波）により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・海岸・ため池等施設に被害が生じ、また、生じる恐れがあるときで、水防活動を行う必要がある場合に市町村（水防管理団体）及び県は2の措置をとる。

ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとする。

被害が生じる恐れのあるとき：和歌山県に津波警報が発表されたとき

県内で震度4以上の地震が観測されたとき

水防活動を行う必要があるとき：地震により被害を受け、堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき、または浸水が予想されるとき

※津波による浸水に：警戒、情報連絡及び収集、漏水及び浸水防止の措置など。

備えて行う水防活動：ただし、水門、樋門、こう門等の操作に係る余裕時間が無いと判断されたものについて、和歌山県沿岸部に津波警報（大津波、津波）が発表された場合には当該操作担当者は水門等の操作をせず速やかに避難することを原則とする。

2 計画内容

ア 市町村

- (1) 自らの判断で河川、海岸、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう勧告又は指示するとともに、所轄振興局建設部へその旨連絡する。
- (2) 管内の監視・警戒、水門等管理者への連絡通報
- (3) 水防活動に必要な資機材の点検整備
- (4) 管理する水門、閘門、防潮扉の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援
- (5) 市町村（水防管理団体）における相互協力及び応援

イ 和歌山県

- (1) 管内被害の情報収集のための配備態勢
- (2) 市町村が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び指導
- (3) 河川管理施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 その他

本県における重要水防箇所・海岸等については別添資料編のとおりとなっている。

04-04 水防計画

- ※ 重要水防箇所 資料編03-02-00、03-03-00、03-04-00、03-05-00を参照
- ※ 海岸 資料編09-02-00、09-03-00、09-04-00を参照

第5章 リ災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画（県福祉保健部）

1 計画方針

地震・津波による災害時におけるり災者の救助及び保護は本計画によるものとする。この場合、災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性からその一部については市町村長に通知し市町村長が行うものとする。

なお、救助の基準等は次のとおりである。

2 計画内容

(1) 適用基準

救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし、同一災害による市町村の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行うものとする。

ア 全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という）が当該市町村の人口に応じそれぞれ次の世帯数以上に達したとき。

市 町 村 の 人 口		被 害 世 帯 数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上～	15,000人未満	40 "
15,000 "	～ 30,000 "	50 "
30,000 "	～ 50,000 "	60 "
50,000 "	～ 100,000 "	80 "
100,000 "	～ 300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

イ 被害世帯数がアの世帯数に達しないが被害が相当広範囲な地域にわたり県内の被害世帯数が1,500世帯以上の場合は、アの人口別被害世帯数がそれぞれ半数以上に達したとき。

ウ 被災世帯がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり全県内の滅失世帯が7,000世帯に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする次の特別の事情があること。

災害にかかった者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって次の基準に該当すること。

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要をすること。
- ② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必

要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

オ 住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流出）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯の二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

※ 市町村別救助法適用基準世帯数（平成22年度国勢調査による）は、資料編41-01-00を参照

(2) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件、その他の状況によって知事が必要と認める範囲において実施する。

救助法による救助の種類

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかったものの救出
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去
- ス 応急救助のための輸送費
- セ 応急救助のための賃金職員等雇上費

※ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間は、資料編41-02-00を参照

第2節 被災者生活再建支援法の適用計画（県福祉保健部）

1 計画方針

風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。被災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法に基づき、県から被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）に全部委託、又法人から市町村へ一部委託し、実施するものとする。

支援法の適用基準等は、次のとおりである。

2 計画内容

(1) 適用基準

暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県内の他の市町村で、自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）

オ ウ又はエに該当する都道府県に隣接し、自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）

(2) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、以下の被害を受けたと認められる世帯。

- ・ 住宅が全壊した世帯
- ・ 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ・ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ・ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(3) 住宅の被害認定

被害認定については、認定基準〔「災害の認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）〕等により市町村が行い、県はその取りまとめを行うこととする。

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額となります。

①基礎支援金

住宅の被害程度	全壊	住宅解体	長期避難	大規模半壊
複数（2人以上）の世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
単身世帯	75万円	75万円	75万円	37万5000円

②加算支援金

住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く。)
複数（2人以上）の世帯	200万円	100万円	50万円
単身世帯	150万円	75万円	37万5000円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単身世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）。

(5) 申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の①～⑤の書類を各市町村担当窓口へ提出することが必要となります。

支援金の申請要件（資格）の確認のため、居住している住宅の被災の程度（全壊（半壊し、倒壊等の危険のため取り壊す場合を含む）又は大規模半壊）については、当該市町村が発行するり災証明書を、当該市町村（担当窓口）において作成又は証明してもらうことが必要となります。

① 被災者生活再建支援金支給申請書

② り災証明書

世帯主（被災者）が居住する市区町村が当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認のうえ発行する書類です。

また、解体として申請する場合には、解体証明書等が必要です。

③ 住民票または外国人登録済証明書

住民票は被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要です。

④ 預金通帳の写し

銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるものとします。

⑤ 住宅の建設・購入・補修を確認できる領収書・契約書等の写し

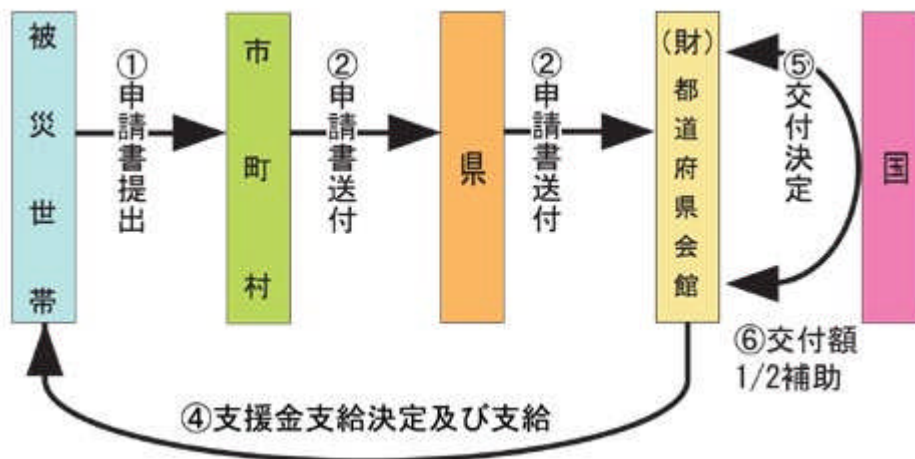
(6) 実施窓口と支援金支給のながれ

支援金の支給業務を行う団体として、財団法人都道府県会館が、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援基金として指定されている。

また、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けているので、この基金が支援金の支給を行うことになる。

支援金は、全都道府県から拠出した基金の運用益（又は取崩し）と国からの補助金を原資としている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を各市町村で受付を行い、県を經由して財団法人都道府県会館に申請書を提出し、財団法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。



(7) 市町村・県・法人の事務体制

ア 市町村

- ・制度の周知（広報）
 - ◎住宅の被害認定
 - ◎り災証明書等必要書類の発行
 - ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
 - ◎支給申請書の受付・確認等
 - ◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
 - 支援金の返還に係る請求書の交付
 - 加算金の納付に係る請求書の交付
 - 延滞金の納付に係る請求書の交付
 - 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金
- ・その他上記に係る付帯事務

イ 県

- ・ 制度の周知（広報）
 - ◎ 法人への支援金支給事務の全部委託
 - ◎ 被害状況のとりまとめ
 - ◎ 被害状況等の内閣府等への報告
 - ◎ 法の対象となる自然災害の公示と内閣府等への報告
 - ◎ 支給申請書等必要書類のとりまとめ及び法人への送付

ウ 法人（被災者生活再建支援法人）（財団法人都道府県会館）

- ・ 制度の周知（広報）
 - ◎ 交付金交付申請書の受理及び審査
 - ◎ 交付金の交付決定及び交付
 - ◎ 交付金の却下の決定
 - ◎ 支援金支給実績報告書の受領及び審査
 - ◎ 交付金の交付決定の取り消し及び交付金の返還請求
 - ◎ 国への補助金交付申請等補助金関係事務
 - ◎ 支援業務に必要な調査又は研究
 - ◎ 支援事業運営委員会の設置及び必要事項の審議
 - ◎ 県からの支援金支給に関する事務の全部受託
 - 支援金の支給の申請に係る書類の審査
 - 支援金の支給の決定及び却下の決定
 - 支援金の支給
 - 支援金の申請期間の延長
 - 支給すべき支援金の額の確定
 - 支援金の支給決定の取消
 - 市町村に対する支援金支給事務の一部委託
- ・ その他上記に係る付帯事務
 - ※ 「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務

(8) その他

- 支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則
- ・ 内閣府政策統括官通知（防災担当）等に基づき行うものとする。

**第3節 避難計画（和歌山・田辺海上保安部、陸上自衛隊第37普通科連隊、
県総務部危機管理局・県福祉保健部・県県土整備部・警察本部）**

1 計画方針

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための指示勧告及び避難所の開設並びに収容保護は本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

避難のための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。

- ア 避難準備情報の提供 ——— 市町村長 ※事実上の情報であり、行政行為ではない。

- イ 避難の勧告 ——— 災害全般について
 - 市町村長(基本法第60条)
 - 知事(基本法第60条第5項)

- ウ 避難の指示
 - 洪水について
 - 知事又はその命を受けた職員(水防法第29条)
 - 水防管理者(水防法第29条)
 - 地すべりについて
 - 知事又はその命を受けた吏員
(地すべり等防止法第25条)
 - 災害全般について
 - 市町村長(基本法第60条)
 - 知事(基本法第60条第5項)
 - 警察官(警察官職務執行法第4条・基本法第61条)
 - 自衛官(災害派遣)(自衛隊法第94条)
 - 海上保安官(基本法第61条)

- エ 警戒区域の設定
 - 災害全般について
 - 市町村長またはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員(基本法第63条第1項)
 - 警察官(基本法第63条第2項)
 - 海上保安官(基本法第63条第2項)
 - 自衛官(基本法第63条第3項)
 - 知事(基本法第73条)
 - 火災について
 - 消防吏員・消防団員(消防法第28条)
 - 警察官(消防法第28条)
 - 水災について
 - 水防団長・水防団員(水防法第21条)
 - 警察官(水防法第21条)
 - 消防吏員・消防団員(水防法第21条)
 - 火災・水災以外について
 - 消防吏員・消防団員(消防法第36条)
 - 警察官(消防法第36条)

- オ 避難所の開設、収容 ——— 市町村長

(2) 避難の勧告・指示の基準（災害全般）

ア 市町村長

- ① 災害が発生するおそれがある場合においては、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を提供することとする。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体を保護するため特に必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難のための立退きを勧告することとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難のための立退きを指示することとする。
- ③ 避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告することとする。

イ 知事

災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村長が、避難のための立退きの勧告及び指示を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって実施するものとする。

ウ 警察官又は海上保安官

- ① 市町村長が避難のための立退きを指示をすることができないと認めるとき、又は市町村長から要請があったときは、住民等に対して避難のための立退きを指示することとする。この場合、直ちに避難のための立退きを指示した旨を市町村長に通知することとする。
- ② 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にはいないときで特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(3) 避難の方法

ア 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障害者、病弱者、乳幼児、女性を避難させるものとする。

イ 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。

緊急避難の場合は避難の指示・勧告の発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

ウ 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

エ 避難の際の心得を平素からリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

オ 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

カ 避難の指示・勧告の伝達方法は、市町村計画等の定めるところにより実施する。

キ 知事による避難の指示・勧告の伝達方法は、下記の多様な手段によるものとする。

① 広報車

- ② 防災行政無線
- ③ 防災わかやまメール配信サービス
- ④ エリアメール、緊急速報メール
- ⑤ 県ホームページ「防災わかやま」
- ⑥ 県防災ヘリコプター
- ⑦ ラジオ、テレビ等

(4) 避難誘導

住民等の避難誘導は、市町村職員、警察官、消防職員等が実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自治会、町内会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行うものとする。

(5) 収容者

避難所へは次の者を収容する。

- ア 避難の勧告・指示が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者。
- イ 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全、半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

(6) 避難所の開設及び開設の方法

避難所の開設及び収容並びにり災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき市町村本部長が実施する。又は同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は市町村独自の応急対策として市町村本部長が開設し実施する。

なお、本計画は救助法を適用する災害時の基準であるが、市町村単独の場合についても本計画に準ずるものとする。

ア 危険区域と避難立退き先の指定

市町村長はそれぞれ地区の実情、災害の種類等を十分検討の上、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難場所をあらかじめ選定しておくものとする。

※ 各市町村別避難先一覧数は、資料編42-00-00を参照

イ 設置の方法

- ① 既存建物の利用
 - ー 公私立の学校、公会堂、公民館、隣保館、神社の社務所、寺院の本堂、庫裡、旅館、工場、倉庫等
 - 福祉避難所として福祉施設の活用や旅館・ホテルを借り上げにより設置
- ② 野外仮設の利用
 - ー 仮設物等を仮設、テントを借り上げ設置

ウ 避難所の設置報告及び収容状況報告

市町村本部は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を本部（救助班）に報告しなければならない。報告事項はおおむね次のとおりである。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員（避難所別）
- ③ 開設期間の見込

各避難所には、維持、管理のため、それぞれ責任者（原則として市町村職員）を定めておく。

エ 収容期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、市町村本部長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を本部長に連絡しなければならない。

なお、大災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、市町村本部長は支部を経由して事前に本部長に開設期間の延長を要請し、本部長が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。協議は次の事項を明示して行う。（救助に関する期間延長については、すべての項目について共通）。

- ① 実施期間内により難い理由
- ② 必要とする救助の実施期間
- ③ 期間延長を必要とする地域、救助対策者数
- ④ その他

オ 避難所設置のための費用

① 避難所設置費

国庫負担の対象となる経費はおおむね次のとおりである。

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳、その他の資材の運搬等避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備 品 費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とすべきである。
消 耗 器 材 費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等使用謝金 借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光 熱 水 費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、便所 及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、便所及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のための必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛 生 管 理 費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石鹼等）
福 祉 避 難 所	高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

② 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、当該市町村本部において確保すること。ただし、現場において確保できないときは、本部に物資確保について要請するものとする。

(7) 避難所の運営

ア 市町村は、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、

円滑な運営に努めるものとする。

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」は、資料編77-01-03-1を参照

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル資料編」は、資料編77-01-03-2を参照

- イ 自主防災組織等は、避難所の運営に対し市町村に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。
- ウ 市町村は、避難所の運営について管理責任者の権限を明確にするものとする。
- エ 市町村は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うものとする。
- オ 市町村は、必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施するものとする。
- カ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(8) その他必要とする事項

各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- ア 避難者名簿
- イ 救助実施記録日計票
- ウ 避難所用物品費受払簿
- エ 避難所設置及び収容状況
- オ 避難所設置に要した支払証拠書類
- カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4節 食糧供給計画（農林水産省生産局、県環境生活部・県福祉保健部・県農林水産部）

1 計画方針

災害時における被災者等に対する応急用食糧等の調達・供給は、県、市町村、農林水産省生産局（以下「生産局」という）、その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

また、防災関係機関は、平常時における家庭及び企業の備蓄について推進するものとする。

2 計画内容

(1) 炊き出しの実施及び食品の給与

ア 実施者

炊き出し及び食品の給与は市町村長が実施する。

イ 実施の場所

炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 炊き出しの方法

市町村本部が奉仕団等の協力により実施する。

エ 食糧の調達

① 炊き出し、その他食品給与のため必要な原材料等の調達は市町村本部において行う。

② 上記①による供給が不可能な場合は、市町村本部長は災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という）の数量を知事に申請するものとする。ただし、やむを得ない理由により市町村本部長が、生産局に直接要請した場合は、必ず、知事に連絡するものとする。

※ 災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについては、資料編43-01-01を参照

③ 知事は上記②による申請を踏まえ、精米の調達に当たって民間米穀販売業者の手持精米の在庫（以下、「民間物品」という。）を優先することとし、「災害救助用精米の供給等の協力に関する協定」締結卸売業者（以下、「協定業者」という）に必要な量の供給要請を行うものとする。但し、民間物品によっても供給が不足する場合は、政府所有米穀の供給を要請する。

なお、政府所有米穀の供給は玄米によるため、知事は協定業者に委託し、とう精を要請する。

④ 知事は、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、速やかに県農林水産部を通じて生産局に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者名、連絡先等を電話するとともに、FAX又は電子メールで連絡する。

⑤ 知事は④の電話連絡後、速やかに「災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて」に基づき、災害救助用米穀の引渡要請書を生産局長に郵送により提出するものとする。

⑥ ⑤の要請を受けた生産局長は、生産局長と委託契約を締結して政府所有米穀の販売業務を行う民間事業者（以下、「受託事業者」という）及び県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定することとする。

⑦ 生産局長は、⑥の調整終了後、速やかに、供給する政府所有米穀の品種、数量等を記入した売買契約書を県に2部送付するものとする。

- ⑧ 知事は、送付された売買契約の内容を確認し、記名、押印の上、生産局に返送するものとする。
- ⑨ 生産局長は、返送された売買契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を県に送付するものとする。
- ⑩ 生産局は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行うものとする。
- ⑪ 生産局から指示を受けた受託事業体は、指示された内容に従って、県に政府所有米を引き渡すものとする。
- ⑫ 県は、財務省会計センターから送付される納入告知書により販売代金を納付するものとする。
- ⑬ 災害救助法（昭和22年法律第118号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動された場合の政府所有米穀の知事又は市町村長への緊急引渡手続きについては、下記に定めるところとする。

a 摘要範囲

この要領は、知事又は市町村長に対して災害地における応急食糧の円滑な供給を期するため、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第2章第10の災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例を適用するものとする。

b 具体的な内容

- (7) 生産局長が知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀は、国内産米穀とする。
- (イ) 知事は、災害救助用米穀を生産局長から全量買い受けるものとする。
- (ウ) (イ)の米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定するものとする。
- (エ) 災害救助法が発動され、救助を行う場合、代金の納付期間は30日以内であって生産局長と知事が協議して決定した期間とし、担保及び金利を徴しないものとする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、3か月以内で生産局長と知事が協議して決定した期間とする。
- (a) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
- (b) 自衛隊の派遣が行われていること。
- (c) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、生産局長がやむを得ないと認めること。

オ 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当りの給食並びに供給基準は、一食あたり200精米グラムとする。

ただし、消費の実情に応じては、乾パンの供給を行う（乾パンの一食分は100グラムとする）。

カ 救助法による救助基準

① 炊出し及び食品給与対象者

a 避難所に収容された者

- b 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- c 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等

② 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし被災者が縁故先等へ避難する場合はこの期間内に3日以内を現物により支給することができる。

③ その他

炊出し等を実施する場合には市町村本部長は、その責任者を指定するとともに各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊出しに必要な次の帳簿を整理し、保管しなければならない。

- a 救助実施記録日計票
- b 炊出し給与状況
- c 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- d 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- e 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

※ 災害救助用精米の供給等の協力に関する協定は、資料編43-01-02を参照

※ 救助用食糧の確保状況は、資料編43-02-00を参照

※ 炊飯施設業者名簿は、資料編43-04-00を参照

※ パン製造業者名簿は、資料編43-05-00を参照

(2) 家庭及び企業の備蓄の推進

防災関係機関は、3日分以上の食糧の各家庭及び企業における備蓄を推進するものとする。

第5節 給水計画（県環境生活部・県福祉保健部）

1 計画方針

地震災害のため飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確保を図る。飲料水供給の実施は主に市町村が行うものであり、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、実施できないときは、隣接市町村、関係団体または県に速やかに応援要請する体制の確保を図るものとする。また、県は水質の安全性確保の見地から水質検査について支援する。

2 計画内容

(1) 実施者

市町村本部長が行うものとする。市町村本部長は所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、更に風呂、便所及び炊事等に必要な生活用水の確保にも努めるものとする。ただし、被災市町村において実施できないときは、該当市町村本部長の要請により、隣接市町村等は応援又は協力して実施するものとする。

(2) 供給方法

飲料水等は、おおむね次の方法により供給するものとする。

ア 給水車又は容器等による運搬供給

浄水場や被災地に近い水道から取水し、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。この場合特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先する。

イ ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通して、飲料水を確保する。

ウ 家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸について、水質検査の結果、飲用水として適当と認めた場合には、その付近のり災者のための飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合には、生活用水またはろ過・消毒等により飲料水として確保する。

(3) 事務手続き

ア 市町村本部長は、飲料水の供給計画に基づく応急対策または飲料水の供給ができないときの隣接市町村等への応援、協力の要請を実施したときは、直ちに、支部保健班（該当保健所）経由のうえ本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）へ報告する。

なお、要請等に当たっては、次の事項を示すものとする。

- ① 給水地
- ② 必要水量（何人分、何立方メートル）
- ③ 給水方法
- ④ 給水期間
- ⑤ 水道又は井戸の名称
- ⑥ その他

(4) 救助法による基準

ア 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内

イ 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

- ① 水の購入費
- ② 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
- ③ 浄水用の薬品費及び資材費

ウ 帳簿等の作成

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の帳簿等を作成し、整理保管するものとする。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 給水用機械器具 燃料及び浄水用薬品 資材受払簿
- ③ 飲料水の供給簿
- ④ 飲料水供給のための支払証拠書類

(5) 水道の対策

水道事業者は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想される場合は、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じるものとする。

ア 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ 施設の損壊、漏水等の被害を認めるときは、応急措置を講じるとともに、支部保健班（当該保健所）を經由して本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話等をもって報告する。

ウ 水道が断水のため、該当事業体のみで飲料水の供給ができなくなったときは、支部保健班（当該保健所）を經由して本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）を通じて他の府県水道事業者等に対する広域的な支援の要請を行う。

エ 水道の復旧に当たっては、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うものとするが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

オ 水道事業者は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分行う。

カ 国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」、「災害復旧事業の事務に関する手引」及び「厚生省所管水道施設災害復旧費調査要領」等により所定の手続等を行う。

(6) その他

市町村本部長は、家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努めるものとする。

※ 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書は、資料編44-01-00を参照

※ 県内の水道施設設置箇所表は、資料編44-02-00を参照

※ 県内の給水資機材保有状況は、資料編44-03-00を参照

第6節 物資供給計画（県福祉保健部）

1 計画方針

救助法によるり災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施体制

ア 実施者

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は市町村本部長が行う。

イ 対象者

震災によって、被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

ウ 支給費目

被害の実情に応じ次の品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

- ① 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- ② 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ③ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- ④ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- ⑤ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑦ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ、プロパン等）

エ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ 物資の確保

救助物資は本部の備蓄物資（第3編第23章第2節 救助物資等備蓄計画参照）を放出し、日用品等については本部及び市町村本部が調達するものとする。

カ その他

物資を供給する場合は、給付段階ごとにそれぞれ責任者を定め、記録及び受領書を次のとおり整備しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 物資受払簿
- ③ 物資の給与状況表
- ④ 物資購入関係支払証拠書類
- ⑤ 備蓄物資払出し証拠書類

(2) 個人備蓄の推進

防災関係機関は、震災直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進するものとする。

第7節 物価対策計画（県環境生活部）

1 計画方針

震災時における生活関連物資（県民生活との関連性が高い物資）の物価安定対策は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 物価の実態把握

ア 物価の監視

県は、県職員による生活関連物資の価格及び需給状況の調査を実施する。

イ 情報収集

県は、物価ダイヤルの増設等により、県民からの情報収集に努める。

(2) 緊急措置

ア 情報提供

県は、物価情報提供誌や物価ダイヤル、また、新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを通じて、県民に物価情報を提供する。

イ 事業者への要請

県は、関係事業者に対して物資等の適正な供給を要請する。

ウ 国への要請

県は、被災状況により非常事態に備えて、国民生活安定緊急措置法及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の発動を国（消費者庁）に要請するものとする。

第8節 住宅・宅地対策計画（県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）

1 計画方針

地震災害により住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることのできない者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理の実施並びに既存公営住宅等の活用等により、被災住民の住居の確保を図るものとする。

また、被災した建築物が余震等により倒壊の危険性が生じ、多くの住民が二次災害のおそれに直面することとなる。

このため、地震後速やかに専門家（応急危険度判定士（ボランティア））を現地に派遣し、余震等による被災建築物の倒壊や落下物の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の使用について判定することにより二次災害を未然に防止するため、応急危険度判定士の活用を図るとともに、宅地についても二次災害防止のため、応急復旧の措置として、「被災宅地危険度判定士」の活用を図る。

2 計画内容

(1) 実施者

ア 市町村は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施を行うものとするが、実施が困難な場合は県が行うことができる。

イ 県は、災害救助法が適応された場合、応急仮設住宅の建設を行うものとする。

(2) 救助法による応急仮設住宅の建設の基準

建築基準法第85条の建築の緩和の告示後、実施するものとする。

ア 規模並びに費用の限度

※ 資料編41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

イ 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

ウ 入居基準

- ① 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設については、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき社団法人プレハブ建築協会に協力を求めることができる。

※ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書は、資料編45-01-00を参照

(4) 救助法による住家の応急修理の基準

ア 規模並びに費用の限度

- ① 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分に対し現物をもって行うものとする。
- ② 費用の限度

※ 資料編41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

イ 応急修理の期間

災害発生の日から1カ月以内に完了すること。

ウ 対象者

① 居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者

(5) 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保するものとするが、業者において確保出来ないときは本部長があつせん調達を行い、又は資材を支給するものとする。

(6) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、市町村長が知事から委託を受けて管理するものとする。

ア 家賃及び維持管理

① 家賃は無料とする。

② 維持修理は、入居者において負担する。

③ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ 応急仮設住宅台帳の作成

市町村長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出するものとする。

ウ 供与期間

完成の日から2年以内とする。

(7) 公営住宅法による災害公営住宅

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させるものとする。

① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

b 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

c 滅失戸数がその区域内住宅戸数の10%以上のとき

② 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

b 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

イ 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として市町村が建設し、管理するものとする。

ただし、市町村の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が市町村に代わって建設管理するものとする。

災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

① 入居者の条件

次の各号の条件に適合する世帯

a 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

b その他入居収入基準等は市町村条例によるものとする。

② 建設戸数

a 市町別建設戸数は被災滅失住宅戸数の30%以内

b ただし他市町で余分があるときは30%を超えることができる。

c 県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の30%以下の場合、30%に達することがある。

③ 規 格

住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上

④ 費 用

標準建設費の2/3国庫補助（激甚災の場合は3/4）

⑤ 家 賃

管理者が入居者の収入に応じて決定する額

⑥ 建設年度

原則として当該年度、やむを得ない場合翌年度

(8) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。

ア 国庫補助適用の基準

1戸当りの復旧費が11万円以上のものを対象としてそれらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市町村営で190万円以上になった場合

① 再建設の場合

公営住宅の構造については、再度の災害対象、合理的な土地利用等を配慮して定めるものとする。

② 補修の場合

補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定める。

③ 宅地の復旧の場合

a 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合………造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合………起債対象

b 既設公営住宅団地の宅地のみが被害をうけた場合………起債対象

イ 国庫補助率

1/2

※ 激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(9) り災に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害のり災者に対するり災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急にり災住宅の復旧を図るものとする。

ア 災害復興住宅建設、補修資金等の貸付

①申込みができる方

- ・ 住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から次の書類の発行を受けた方

[建設及び新築・リ・ユース購入]

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方。

※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方は

「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となります。

[補修]

住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方

* 被災された住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人または居住者の方も申し込みすることができます。

- ・ご自分が居住するために住宅を建設、購入または補修される方

※被災者の方に貸すために建設、購入、補修する場合も対象になります。

(ただし、連帯保証人が必要となります。)

- ・年収に占めるすべての借入れ※の年間合計返済額の割合(=総返済負担額)が次の基準を満たす方

年収	400万円未満	400万円以上
基準	30%以下	35%以下

※すべての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含みます。)などの借入れをいいます。

注:総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もあります。

- ・日本国籍の方、外国人の方または法人

②申込受付期間

- ・災害の終息した日から2年間です。

(注)災害の終息した日は、住宅金融支援機構が災害の状況を考慮して決定します。

- ・申込受付期間は、個々の災害によって異なります。

③融資を受けられることができる住宅

a 共通

(7)各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。

(4)建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建てまたは連続建てであること。

(5)敷地の権利が転貸借でないこと。

*175㎡よりも大きな住宅が被害にあったときは、その広さまでの住宅を建設・購入またはリフォームできます。

b 建設

(7)1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅

c 新築購入

(7)1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合40㎡)以上175㎡以下の住宅

(4)申込日から2年前の日以降に竣工した住宅、または竣工予定の住宅

(5)一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要です。

dリ・ユース購入

(7)1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合40㎡)以上175㎡以下の住宅

(4)マンション以外の場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要です。

e補修

(7)補修の場合は、共通の条件のみです。

④融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となります。(10万円以上で10万円単位)

なお、融資限度額は、次の1～3の合計額です。

a 基本融資額 (必ずご利用下さい)

構造\種別	建設資金 新築購入資金	リ・ユース 購入資金	構造\種別	補修資金
耐火・準耐火 木造(耐久性)	1,460万円	1,160万円 (1,460万円)	耐火・準耐火	640万円
木造(一般)	1,400万円	950万円	木造	590万円

※ () 内はリ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンションの場合の融資額です。

b 土地融資額

融資\種別	建設資金	新築購入資金 リ・ユース購入資金	補修資金
土地取得資金	970万円	970万円	—
整地資金	380万円	—	380万円
引方移転資金	—	—	380万円

* 建設資金について、土地取得資金は土地が流失した場合などに限りご利用いただけます。

* 土地取得費は賃借権の場合は580万円、保証金により取得した定期借地権の場合は380万円(一定の要件があります。)となります。

* 整地資金は、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合などにご利用いただけます。

* 引方移転資金と整地資金の両方を利用する場合は、合計で380万円が限度となります。

c 特例加算額

450万円

※補修資金の場合はご利用できません。

d 貸付利率

住宅金融支援機構へお問い合わせください

e 返済期間

最長返済期間は、次の1または2のいずれか短い年数になります。

1. 住宅の構造・タイプによる最長返済期間

【建設資金・新築購入資金】(10年以上1年単位で設定)

耐火・準耐火・木造(耐久性)	35年
木造(一般)	25年

※ ご融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長されます。

【リ・ユース購入資金】(10年以上1年単位で設定)

リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅	35年
リ・ユースマンション、リ・ユース住宅	25年

※ ご融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長されます。

【補修資金】 20年（1年単位で設定）

※返済期間内でご融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（返済期間は延長されません。）

2. 年齢による最長返済期間

「80歳」 — 「申込本人の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なります。

f 返済方法

元金均等返済（+ボーナス併用払い）

元利均等返済（+ボーナス併用払い）

g 担保

【建設・購入の場合】

建物及び敷地に機構の第1順位の抵当権を設定させていただきます。

【補修の場合】

建物に機構の抵当権を設定させていただきます。

（審査の結果、敷地にも抵当権を設定させていただく場合があります。）

※被害を受けた住宅に機構の既融資がある場合は、今回の融資に係る抵当権を既融資分と同順位1位で設定させていただきます。

h 火災保険

建物には、特約火災保険または選択対象火災保険を付けていただき、機構を第1順位とする質権を設定させていただきます。

⑤申込み・問い合わせ

a 申込先

郵送により住宅金融支援機構にお申込みください

※融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行います。

※災害の状況によっては、取扱金融機関でお申込みできる場合がありますので詳しくは機構にお問い合わせください。

b 申込みに必要な書類

- ・ 被災証明書（被災証明書は市町村等から交付を受けます。）
 - ・ 災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表及び個人情報の取扱いに関する同意書
 - ・ 申込人の収入及び納税に関する証明書
 - ・ その他審査上必要な書類
- （注） 融資手数料は不要です。

c 借入申込書等の入手方法

- ・ 災害復興住宅融資のお申込みにあたって、必要となる借入申込書などは、下記お客様コールセンターにご請求ください。無料でお送りいたします。

住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

受付時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

ご利用いただけない場合（IP電話など）は、次の番号におかけください。（通常料金ががかかります。） 048-615-0420

(10) 公営住宅の空き部屋情報連絡体制

被災者に対する空き部屋提供を計画的に実施するため、空き部屋情報を一元的に把握できる体制整備を行う。

(11) その他

製作しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 応急仮設住宅

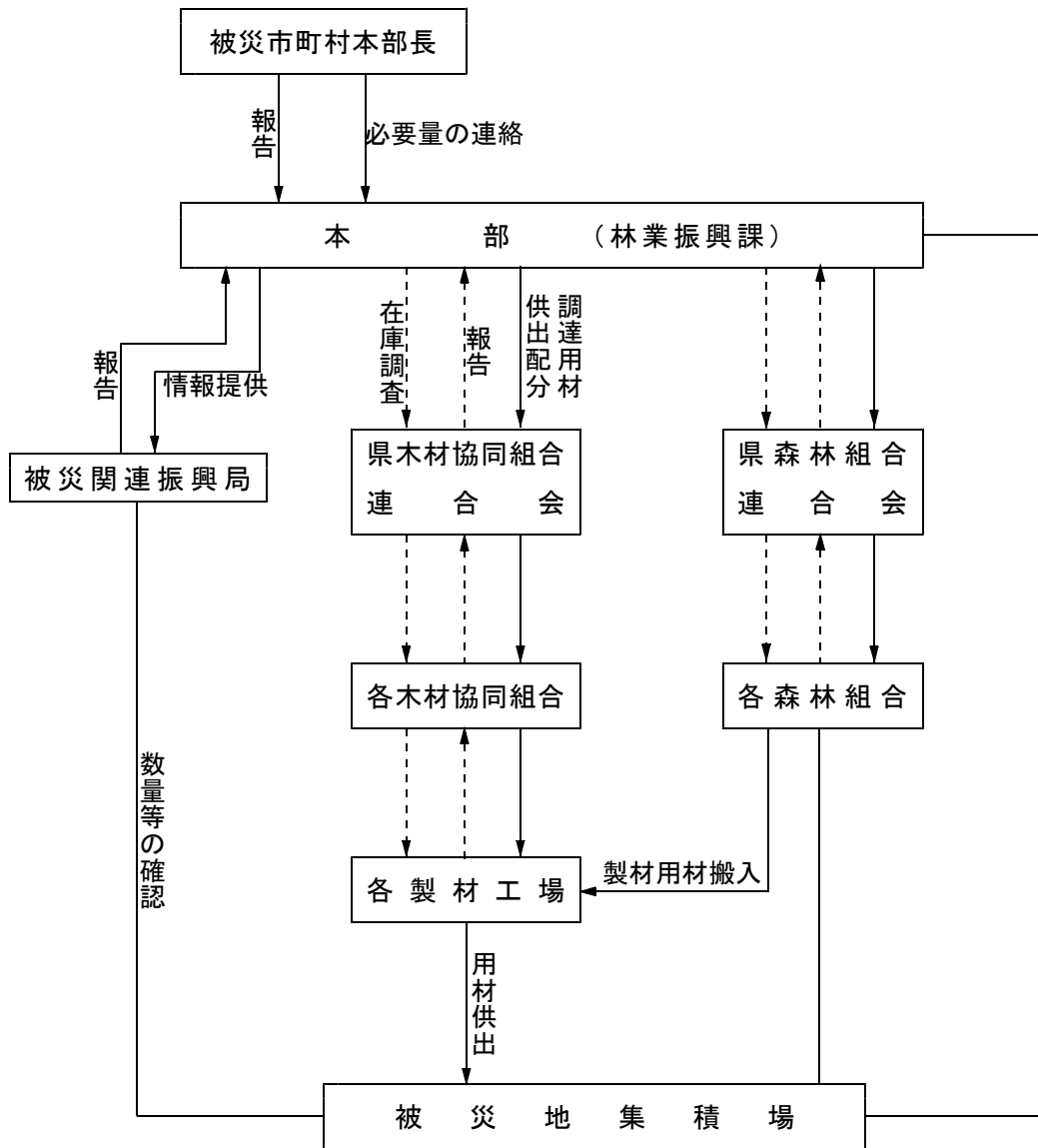
- ① 救助実施記録日計票
- ② 応急仮設住宅台帳
- ③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- ⑤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

イ 応急修理

- ① 救助実施記録日計表
- ② 住宅応急修理記録簿
- ③ 工事契約書、仕様書等
- ④ 応急修理支払証拠書類

【別表1】木材の緊急調達に関する連絡指示系統



第9節 被災建築物・被災宅地応急危険度判定計画（県土整備部）

1 計画方針

地震により多くの建築物や宅地が被災した場合、その使用の可否を応急的に判定することにより、余震等によって起こる建築物の倒壊や宅地の崩壊などの2次災害時の住民の安全確保を図るため、市町村が実施し県が支援する応急危険度判定を次の計画により行う。

2 計画内容

（1）地方公共団体における応急危険度判定の実施

- ① 市町村長は、その区域において地震により多くの建築物や宅地が被災し災害対策本部を設けた場合、応急危険度判定実施の要否を判断し、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。
- ② 知事は、区域内にある市町村長が危険度判定の実施を決定した場合、必要な支援を行う。

（2）市町村実施本部の業務

実施本部の業務は次のとおりである。

- ①建築物や宅地に関する被害情報の収集
- ②判定実施要否の決定
- ③実施本部、判定拠点の設置
- ④判定士の参集要請、派遣要請
- ⑤判定士等の受入
- ⑥判定の実施
- ⑦判定結果の集計、報告
- ⑧実施本部、判定拠点の解散等

（3）県支援本部の業務

県支援本部の業務は以下のとおりである。

- ①地震発生時の情報収集
- ②支援本部の設置
- ③支援実施計画の作成
- ④他府県等への支援要請
- ⑤支援の実施
- ⑥支援本部の解散

第10節 医療助産計画（日赤県支部、県医師会、県看護協会、県福祉保健部）

1 計画方針

震災のためその地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機構が混乱した場合における医療及び助産の実施については、市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、次の計画により行う。

2 計画内容

(1) 実施責任者

市町村長の要請等により、知事が医療班を現地に派遣して実施する。ただし、医療班が現地に到着するまでの間、及び知事が実施しない小災害にあっては市町村長において実施する。なお、知事が必要があると認めるとき、その職権の一部を市町村長に委任し、市町村長がこれを行う。

(2) 実施の方法

ア 知事は市町村長から要請があったとき、または自ら必要があると認めるときは、次の機関に要請し医療班を現地に派遣する。 ※ 災害派遣医療チーム（DMAT）については別に定める。

① 災害拠点病院・災害支援病院

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編46-02-01を参照

② 日本赤十字社和歌山県支部医療救護班

なお、日本赤十字社和歌山県支部は、大災害等、特に緊急を要する場合においては、初動の段階で要請を待たないで、独自に被災の情報収集のための先遣隊及び医療救護班を派遣することができる。また、災害の規模により、日本赤十字社和歌山県支部は日本赤十字社本社及び全国の日本赤十字社都道府県支部から医療救護班を動員することができる。

※ 災害救助に関する業務委託契約は、資料編46-01-00を参照

③ 県医師会救急医療班

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編46-02-00を参照

※ 医療救護活動にかかる実費弁償等にかかる覚書は、資料編46-03-00を参照

④ 県看護協会救急医療班

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編46-06-00を参照

⑤ 労働福祉事業団医療救護班

※ 災害時の医療救護活動に関する協定は、資料編46-04-00を参照

※ 災害時の医療救護活動に関する協定実施細目は、資料編46-05-00を参照

イ 災害救助法を適用する場合については、同法により、又同法によらない場合は同法に準じて行うものとする。

(3) 情報収集等

知事は、本部及び事務職員を現地に派遣するほか、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、地域の医療体制の実情を早急に把握するための必要な措置を講じるものとする。

なお、災害時のトリアージについては、災害拠点病院会議等において定めた和歌山県統一様式のトリアージタグを可能な限り使用するものとする。

(4) 医療班の編成基準

医師1名、看護師2名、事務員1名、薬剤師1名、自動車運転手1名（計6名）を原則とし、災害の規模・現地の状況等により編成を組み替えるものとする。

(5) 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関の所持品を繰替使用するとともに、県、市町村においても確保に努めるものとする。

(6) 近隣府県等との連携

知事は、災害の規模等現地の状況により関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、人員の派遣・受入、傷病者等の搬送・受入等の必要な措置を講じるものとする。

(7) その他

医療及び助産を実施した場合、整備しなければならない書類は次のとおりである。

ア 医療班活動状況

イ 救助実施記録日計票

ウ 医薬品、衛生材料等使用簿

エ 医療、助産関係支出証拠書類

- ※ 医薬品・血液調達先一覧は、資料編46-06-01を参照
- ※ 保健所管内別医療機関及び医療関係人員一覧は、資料編46-07-00を参照
- ※ 地区医師会所在地・連絡先は、資料編46-08-00を参照
- ※ 医療機関（病院）一覧は、資料編46-09-00を参照
- ※ 和歌山県救急告示医療機関一覧は、資料編46-10-00を参照
- ※ 県内無医地区は、資料編46-11-00を参照
- ※ 和歌山県統一様式のトリアージタグは、資料編46-12-00を参照

(8) 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

知事は、地震及び事故等による大規模な災害が発生した場合、災害の急性期に対応するため災害派遣医療チーム（DMAT）に対し派遣要請をする。

- ※ 和歌山DMATの派遣に関する協定書は、資料編46-13-00を参照

第11節 り災者救出計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

り災者の救出は、市町村本部長が消防機関、警察官、自衛隊、海上保安官、水防団、奉仕団等の協力により、船舶その他必要な器具を借り上げて実施する。

(2) 対象者

ア り災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態に置かれている者で、おおむね次のような状態にある者

- ① 火災の際に火中に取り残された場合
- ② 災害の際倒壊家屋の下敷になった場合
- ③ 流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生理になった場合
- ④ 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合

イ 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

(3) 災害救助の基準等

救助法によるり災者救出の実施基準その他は次のとおりとする。

ア 費用の範囲

おおむね次の範囲とする。

- ① 借上費
救出のための必要な機械器具の借上費
- ② 購入費
救出のため必要とした機械器具の購入費
- ③ 修繕費
救出のため必要とした機械器具の修繕費
- ④ 燃料費
機械器具の使用に必要な燃料費

イ 救助の期間

災害発生の日から3日以内とする。

(4) その他

整理しなければならない書類は次のとおりである。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ 被災者救出状況記録簿
- エ 被災者救出関係支払い証拠書類

第12節 住居等の障害物除去計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は市町村本部長が行う。

(2) 救助法による障害物の除去の基準

ア 対象者

- ① 自己の資力では障害物の除去ができない者
- ② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

イ 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 費用の限度

※ 資料編41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(3) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 救助実施記録日計票

イ 障害物の除去の状況記録簿

ウ 障害物除去費関係支払証拠書類

第13節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。

2 計画内容

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

ア 実施者

市町村長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

イ 実施基準等

※ 災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等は、資料編47-01-00を参照

(2) 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け

ア 実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自主更正を目的に必要な資金を貸付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付け対象となる世帯を除く。

イ 生活福祉資金貸付条件

※ 生活福祉資金貸付条件は、資料編47-02-00を参照

第14節 遺体搜索処理計画（県環境生活部・県福祉保健部）

1 計画方針

震災の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに災害の際に死亡した者の遺体処理については、本計画による。

2 計画内容

(1) 埋葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、市町村本部長が実施するものとする。

なお、市町村本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、近隣市町村の協力を得て広域的な火葬等の実施に努めるものとする。

ア 埋葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供

イ 埋葬の費用（救助法による基準）

※ 資料編41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

ウ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

エ その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した市町村本部長は、次の書類を保存し、整備しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

(2) 遺体の搜索

ア 実施者

市町村本部長が警察官、海上保安官等の協力を得て実施する。

イ 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

ウ 搜索の方法

市町村本部において警察機関、海上保安部機関と連携を取りつつ実施する。

エ 費用

次の費用の当該地域における通常の実費

- ① 借上費（舟艇その他搜索のための機械器具借上費）
- ② 購入費（同上購入費）
- ③ 修繕費（同上修繕費）
- ④ 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

オ 搜索期日

災害発生の日から10日以内とする。

カ その他

搜索を実施した市町村本部長は、次の書類を整備し保存しておかなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 搜索用機械器具燃料受払簿
- ③ 死体搜索状況記録簿
- ④ 死体搜索用関係支出証拠書類

(3) 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合において、市町村本部長が遺族等に代って処理を行うものである。

※ 資料編48-00-00「和歌山県広域火葬実施要綱」を参照

ア 遺体処理の内容

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案

イ 遺体処理の方法

現場給付で行うものとする。

ウ 遺体処理の費用

※ 資料編41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

エ 処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ その他

- ① 救助実施記録日計票
- ② 遺体処理台帳
- ③ 遺体処理関係支出証拠書類

第15節 災害義援金品配分計画（日赤県支部、県福祉保健部）

1 計画方針

り災者、り災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 災害義援金品の引継ぎを受ける機関

災害義援金品の引継ぎは次の機関から受けるものとする。

機関区分	義 援 金	義 援 品
県 段 階	県知事、日赤県支部長、県共同募金会等	県知事
〃	振興局長	振興局長
市町村 〃	市町村長	市町村長

※ 日赤県支部、県共同募金会は原則として義援品の受付は行わない。ただし、日赤県支部においては、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要あるときは全国の日赤支部等から供給するものとする。

(2) 義援品の配分

引継ぎを受けた義援品は、次の方法によって配分する。

ア 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

イ 県及び郡単位機関の配分

県及び郡単位機関で引継いだ義援品は、関係機関が協議して、特別施設等に配分するものは施設別に、また、一般り災者に配分するものについては、市町村に配分割等をするものとする。

ただし、県単位機関が郡単位機関に配分割等をしたときは、郡単位機関で市町村別に配分割等をするものとする。

ウ 市町村における配分

県及び郡単位機関が配分を受け、また市町村において受付けた義援品は、県における配分の方法を参考とし、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。

エ 配分の時期

配分はできる限り受付又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援品が少量時の配分は、世帯別に困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したとき行う等配分の時期に十分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれのある物資については速やかに適宜の処置をするよう配慮すること。

オ 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分するものとする。

(3) 義援金の募集・配分

義援金は、次の方法によって募集配分する。

ア 義援金の募集

義援金の募集は、県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等により募集するものとする。

募集期間は1ヶ月で、災害の規模により延長することができる。

イ 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等の募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議のうえ実施するものとする。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

ウ 金銭の管理

各機関が募集した義援金は配分委員会に、速やかに管理換する。

なお、配分委員会に管理換するまで現金の領収保管は、会計部会計班（会計課）が担当する。

現金は、銀行貯金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け出納の状況を記録し、経理するものとする。

なお、貯金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

(4) 費用

義援品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。また、義援金の募集・配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。

ただし、募集・配分の規模により、配分委員会にて協議することができるものとする。

(5) 本部における分業

本部における義援品は、福祉保健部福祉保健総務班が担当するが、物資の配分等はそれぞれの受付機関が本部と協議のうえ、配分を行うものとする。

第16節 外国人支援計画（県企画部）

1 計画方針

地震・津波発生時における外国人支援体制は、この計画によるものとする。

2 計画内容

外国人の被災状況を把握するとともに、外国語による情報を提供し相談を受ける。

(1) 被災状況の確認

市町村と連絡調整のうえ外国人の被災状況について調査を行う。

(2) 情報の提供

各種メディアを通じて必要と思われる外国語で情報提供を行う。

(3) 相談

外国人による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。

相談はJET青年、留学生、国際交流ボランティア等に支援を依頼し可能な限り多くの言語で対応する。

また、必要に応じて通訳の派遣をボランティアに依頼する。

(4) その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワーク作りを支援する。

第17節 海外からの支援の受入計画（県企画部・県福祉保健部）

1 計画方針

地震・津波災害発生時における海外からの救援物資の提供や救援隊派遣の申し出があった場合の受入れは、この計画によるものとする。

2 計画内容

海外からの支援については、国及び関係機関等と十分な協議を行い、またそのニーズを把握のうえ受け入れることとする。

(1) 救援物資の受入れ

ア 海外救援物資の受入れについては、次のことを申出者に確認のうえ、迅速に行うものとする。

- ① 品目（トラブルを避けるため、英語若しくは日本語で確認すること。）
- ② 数量（単位について確認すること。）
- ③ 使用期限等のあるものについては、その期限
- ④ 輸送手段及びルート
- ⑤ 搬入場所
- ⑥ 搬入予定日時

イ 通関等

受入れに際しては、法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで、受け入れることとする。

ウ 協力依頼

物資の通関、輸送に関して関係機関、関係会社等に協力依頼を行うこととする。

(2) 救援隊等の受入れ

ア 海外からの救援隊等の受入れについては、申出者に次のことを確認のうえで行うものとする。

- ① 活動内容
- ② 人数及び資格
- ③ 持ち込む機材、物資等の種類（救助犬等を含む。）及びその数
- ④ 県が準備する物資の要・不要（例 テント等）
- ⑤ 到着場所
- ⑥ 到着日時
- ⑦ 通訳及び日本側協力者の要・不要

イ 県は、救援隊に可能な限り自力で活動を行うことを要請することとする。

ウ 受入れに際しては、その活動や機材、物資等の持ち込みに関する法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで受け入れることとする。

第6章 保健衛生計画

第1節 防疫計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するものとする。

2 計画内容

(1) 防疫態勢の確立

県及び市町村は、防疫計画に基づき当該災害に即応した対策を樹立するとともに、態勢の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という）に基づき、法に定める感染症の発生を予防するため、知事はその場所の管理をする者に命ずることができる。ただし、その者が発生を予防することが困難であると認めるときは、市町村に指示し、又は県の職員に発生を予防するために必要な措置をとらせることができる。

(3) 組織

災害防疫実施のための組織は、県にあっては、本部防疫班、支部にあっては保健班、市町村にあっては市町村本部の組織によるものとするが、各種作業実施の直接組織として、次の班を編成する。

ア 防疫班の編成

市町村本部は、防疫実施のため防疫班を編成する。防疫班は概ね衛生技術者1名（班長）、事務吏員1名、作業員数名をもって編成する。

イ 検病調査班の編成

支部保健班（当該保健所）は、検病検査のため検病調査班を編成する。検病調査班は、医師1名（班長）、保健師又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

ウ 健康診断班（検査班）の編成

支部保健班（当該保健所）は、健康診断の必要のあるときは、本部防疫班（健康推進課）に協議の上、健康診断班を編成する。健康診断班は医療技術者1名（班長）、保健師、又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

(4) 災害防疫の実施方法

ア 県の業務

① 検病調査及び健康診断

a 支部保健班（当該保健所）は、検病調査班により、帯水地域並びに集団避難所を重点に検病調査を行い、下痢患者等の発見に努めるものとする。なお、実施に当たっては、市町村、地区内の衛生組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努めるものとする。

b 検病調査の結果、必要があるときは、法第17条の規定による健康診断を実施するもの

とする。

② 患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当なものについては、法第19条の規定により、早急に入院の手続きをとるものとする。

感染症指定医療機関が災した場合又は、交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の医療機関に入院の手続きをとるものとする。

③ 市町村に対する指導及び指示

知事は、感染症予防上特に必要と認めるときには、範囲及び期間を定めて、次の事項について指示、命令を行うものとする。

- a 法第27条第2項の規定による消毒に関する指示
- b 法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- c 法第29条第2項の規定による感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件についての消毒の指示
- d 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
- e 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令

④ 広報の周知徹底

支部保健班（当該保健所）は、市町村を指導し、災害時の防疫情報並びに防疫活動等について、周知徹底を図るものとする。

⑤ 報 告

災害時における被害状況及び防疫活動状況等の報告は、本部防疫班は、支部保健班を通じ市町村本部の報告をとりまとめ、すみやかに報告書を厚生労働省健康局あて提出するものとするが、さしあたり事前の措置として必要事項を電話をもって報告する。

⑥ 記録の整備

本部防疫班又は支部保健班（当該保健所）は、おおむね次の書類を整備し、保管しておく。

- a 災害状況報告書
- b 災害防疫活動状況報告書
- c 防疫経費所要額調及び関係書類
- d 各種防疫措置の指示、命令に関する書類
- e 防疫作業日誌（作業の種類、作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載すること）

イ 市町村の業務

① 防疫処置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

② 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意すること。

③ 消毒の実施

法第27条第2項の規定による消毒は、次によるものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

[消毒方法]

市町村は、法第27条第2項の規定による知事（県立保健所長）の指示に基づき、法施行規則第14条に定めるところによって実施するものとする。

④ ねずみ族昆虫等の駆除

市町村は、法第28条第2項の規定により知事（県立保健所長）が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

⑤ 生活の用に供される水の供給

市町村は、法第31条第2項の規定による知事（県立保健所長）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をするものとする。実施に当たっては、（第5章第5節 「給水計画」）に定める方法によって行うものとする。

⑥ 避難所

市町村は、避難所を開設（第5章第3節 「避難計画」）したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期するものとする。

⑦ 報 告

市町村長は、警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により所轄保健所を経由して、知事に報告（電話、書類）するものとする。

- a 被害の状況
- b 防疫活動状況
- c 災害防疫所要見込額
- d その他

⑧ 市町村で備付けを要する記録

- a 災害状況報告書
- b 防疫活動の状況報告書
- c 消毒に関する書類
- d ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- e 生活の用に供される水の供給に関する書類
- f 患者台帳
- g 防疫作業日誌
- h 防疫経費所要額調及び関係書類

⑨ その他

災害防疫の業務分掌の概要は次表のとおりである。

災害防疫における業務分掌概要

実施主体	市 町 村 本 部	支部保健班（保健所）	本部防疫班 （健康推進課）	備 考
検病調査		主 防疫計画4-(1)アにより、検病調査班を編成し、実施する。		
健康診断		主 検病調査の結果必要と認め足るときは本部と協議の上行うこと。	健康診断を行うに必要な器材、薬剤の確保	
患者の入院		主 感染症患者又は病原体保有者の発生したときは速やかに入院の手続きをとる。		
		主 患者多数発生又は交通途絶のため感染症指定医療機関に入院困難なときは他の医療機関に入院の手続きをとる。	患者数、入院先などの把握等を通じてまん延対策を講じる。	
生活の用に供される水の供給	主 支部の指示により実施すること。	市町村本部に指示する。	給水ろ過班の現地派遣、自衛隊の出動要請。	
消 毒	主 支部の指示により実施すること。			市町村の被害激甚でその機能が著しく阻害され市町村本部が実施できないか実施しても不十分であると本部が認めるときは本部が代執行する。
		"		
ねずみ族昆虫駆除	主 支部の命令により実施すること。	市町村本部に実施範囲、期間を示達する。		
集団避難所	主 集団避難所を開設したときはその衛生管理に特に注意すること。 （自治組織の編成）			
臨時予防接種	市町村本部で実施することが可能と認め支部が命令したときは、市町村本部において実施するものとする。	主 本部の命令により対象者、期間を定めて臨時予防接種を実施するものとする。	感染症予防上必要と認めるときは、対象者期日を指定して支部に臨時予防接種を命ずる。	

※ 防疫用資材状況は、資料編49-00-00を参照

第2節 清掃計画（県環境生活部）

1 計画方針

震災の発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等（以下「廃棄物」という。）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

ア 被災地における廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は市町村長が行うが、特に以下の点について、配慮するものとする。

- ① 市町村長は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等における生活ごみや震災によって生じた廃棄物（がれき）の処理の必要性や収集・処理見込みを把握し、必要に応じ仮置き場を設置するよう努めるものとする。
- ② 市町村長は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握し、必要に応じ設置するよう努めるものとする。

イ 当該市町村長は、被害が甚大で当該市町村限りで応急対策の実施が不可能な場合は、他の市町村等の応援を得るものとする。

ウ 県は、市町村等による相互の支援状況を踏まえつつ、市町村及び関係団体に対し、広域的な支援の要請をすると共に、廃棄物の収集処分の実施については技術的援助、支援活動に係る調整に努めるものとする。

(2) 実施の方法

ア 応急対策を実施するに当たっては、責任者を定め、その指揮下災害程度に応じてごみ処理班、し尿処理班を編成し実施する。

イ 県は、被災地域の市町村及び一部事務組合から協力要請があるときは、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、社団法人和歌山県産業廃棄物協会に協力を要請するものとする。

※ 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書については資料編50-00-00を参照

ウ 市町村長は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、知事に要請し、当該要請を受けて知事は社団法人和歌山県清掃連合会に支援の協力要請を行う。

(3) 事務処理

ア 市町村長は、災害により応急対策を実施したときは、直ちに、保健所経由のうえ県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

イ 市町村長は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、厚生省生活衛生局水道環境部長通知（平成11年8月12日生衛発第1152号）一部改正平成19年4月2日環廃対発第070402003号に示された様式により、その被害状況、被害写真及び復旧計画（第1報は、概況を電話・FAXで）を添え、保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

※ 廃棄物処理施設被害状況報告の様式は、資料編50-01-00を参照

3 その他

堆積土砂と災害清掃事業との関係

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

※ 清掃施設等の状況は、資料編50-02-01～03を参照

第3節 食品衛生計画（県環境生活部）

1 計画方針

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の実態を把握し、適切な処置を講ずることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

2 計画内容

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

[重点指導事項]

ア 手洗い消毒の励行

イ 食器器具の消毒

ウ 給食従事者の健康

エ 原材料、食品の検査

オ 浸水、断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにする。

(2) 営業施設

営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

[重点監視指導事項]

ア 浸水地区は浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。

イ その他の地区においては臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗、変敗した食品が供給されることのないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員、保健所職員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、食品衛生指導員を指揮して指導に当たらせる配慮をする。

第4節 保健師活動計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努めるものとする。

2 計画内容

(1) 実施主体

被災地を直轄する市町村長が行うものとする。ただし知事は、市町村長の要請、または必要に応じて保健師の派遣等を行うなど、計画方針の円滑な実施に努める。

(2) 業務内容

ア 本部（防疫班）の業務

- ① 被災地住民の健康状況の把握を行うものとする。
- ② 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。
- ③ 要請により、または必要に応じ、被災地を管轄しない保健所、市町村、又は他の都道府県に対し保健師の派遣依頼又は派遣要請を行うものとする。
- ④ 必要に応じ保健師派遣計画を作成する等、保健師の派遣等に係る総合調整を行うものとする。

イ 支部（保健班）の業務

- ① 被災地住民の健康状況の把握を行うものとする。
- ② 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。
- ③ 医療班、防疫班等の各班との連携、調整を行うものとする。
- ④ その他関係機関との調整を行うものとする。
- ⑤ 派遣保健師の被災地における活動調整を行うものとする。

(3) 保健師活動

ア 保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

イ 被災地における活動内容

- ① 被災住民（地域・避難所・仮設住宅）の健康に関する実態把握
- ② 情報収集及び情報提供
- ③ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- ④ 保健衛生指導の実施
- ⑤ 要援護者の安否確認
- ⑥ 関係機関との連絡調整

(4) 報告および記録

保健師活動を実施した場合、支部（保健班）は本部（防疫班）に報告するとともに以下の書類を整備し、保管しておくものとする。

ア 報告書類

- ① 地域活動記録（様式は資料編50-03-01を参照）
- ② 避難所活動記録（様式は資料編50-03-02を参照）

- ③ 保健活動日報（様式は資料編50-03-03を参照）
- ④ 保健師活動状況報告書（様式は資料編50-03-07を参照）

イ 記録書類

- ① 健康相談票及び経過用紙（様式は資料編50-03-04を参照）
- ② 健康調査連名簿及び健康調査世帯票（様式は資料編50-03-05を参照）
- ③ 仮設住宅入居者世帯調査票（様式は資料編50-03-06を参照）
- ④ その他

第5節 精神保健福祉対策計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つものとする。

2 計画内容

(1) 各段階における震災対策

ア 震災時

- ① 県は、国、他府県への精神科医、精神保健福祉相談員等の専門スタッフの派遣要請及び、その受け入れ、配置場所の決定等を行う。
- ② 県は、精神的問題についてプライバシーを侵すことなく相談できる窓口を設け、的確な情報提供、相談体制を確立し、これを広く周知させるように努める。

イ 震災後

- ① 県は、担当行政関係者を含む精神保健福祉関係者に対して災害精神医学の臨床資料の提供と再学習のための講演会などの活動を必要に応じて行うものとする。
- ② 県は、被災者あるいは一般住民に対して、災害時の心理的反応に関する正しい知識を普及啓発するため、各種規模のミーティング、講演会の開催、パンフレット、ニューズレターの配布などの活動を行う。これにより、異常と思われる心理的反応の多くが、「異常事態に際しての正常心理反応」であることを周知させて、心理的ケアに対する障壁を低くすることに努める。

(2) 震災時こころのケア活動

災害が発生した場合に、心的外傷後ストレス障害などこころに傷を負う者及び精神障害者等に対応するため、市町村、医療機関等の関係機関、団体等との連携のもとに適切な支援や情報提供等の震災時におけるこころのケア活動を総合的に推進するものとし、次のような活動を行う。

- ア こころのケアホットラインの設置
- イ こころのケアチームの派遣
- ウ こころのケアに関する普及啓発
- エ 援助者へのこころのケアに関する教育研修

(3) 被災地の震災対策

震災時の地域の精神保健福祉活動の拠点は、支部保健班（保健所）とする。

支部保健班は、国、本部防疫班と十分連携をとり、市町村並びに精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

(4) 災害時要援護者への対策

ア 精神障害者の生活再建支援

被災精神障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすい。これまで関わっていた精神保健福

社相談員等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題処理にあたって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

- ① デイケア、障害福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮のうえ、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等語れる場を提供する。
- ② 医療費助成、り災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

イ 高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、震災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。特に仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。

- ① 地域に応じて実施されている高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認事業等で把握された精神保健面からのアプローチが必要なケースについて継続的にフォローする。
- ② 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

ウ アルコール関連問題への対応

- ① 震災後には、大きなストレスの為に過剰にアルコールを飲酒する恐れがあるため、アルコール飲料販売の自粛指導、支援物資に含まれるアルコール飲料の適正な処理、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。
- ② アルコール依存症の自助グループのミーティング会場が失われた場合は、早急に場所の確保を行い、ミーティングによる再飲防止への協力を行う等、自助グループの活動を積極的に支援する。
- ③ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入及び、アルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等と連携を図り対応するとともに、断酒会等の自助グループやボランティアを含む諸関係機関の連携による生活支援体制をつくる。

エ 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。支部保健班は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

オ 家族等を亡くした人達への支援

震災による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から震災直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第6節 動物救護活動支援計画（県環境生活部）

1 計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかる問題も予想されるため、県は、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動を支援する。

2 計画内容

（1）被災地域における動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、県は、市町村、県獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努めるものとする。

（2）避難所における動物の適正な飼育

県は、避難所を設置する市町村と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。

ア 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援

イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡の調整

ウ 他府縣市への連絡調整及び要請

（3）動物救援センターの設置

県及び動物救援本部は、連携協力して動物救援センターを設置し、県等の指導のもと収容対策を実施する。

ア 飼養されている動物に対する餌の配布

イ 負傷した動物の収容・保管

ウ 放浪動物の収容・保管

エ 飼養困難な動物の一時保管

オ 動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供

カ 愛玩動物に関する相談の実施等

第7章 公共土木施設等応急対策計画（県農林水産部・県土整備部）

1 計画方針

震災の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

2 計画内容

(1) 実施について

応急工事の施工にあたっては、県が保有する建設機械を用いて直営で実施するほか、平常時より地元建設業界、建設業者と調整を図り速やかな実施に努める。

※ 建設機械関係資料は、資料編51-01-01~02を参照

(2) 個別計画

ア 河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

イ 海岸、港湾災害

海岸背後地の土地利用状況（救援、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）がある地区等）や、放置すると甚大な二次被害が発生する等、緊急に復旧する必要のある箇所に仮締め切り工事を行う。

ウ 砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。又、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、応急対策として仮設防護柵等を設置する。

エ 道路、橋梁災害

被害した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

オ 下水道等災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

また、必要に応じて下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行う。

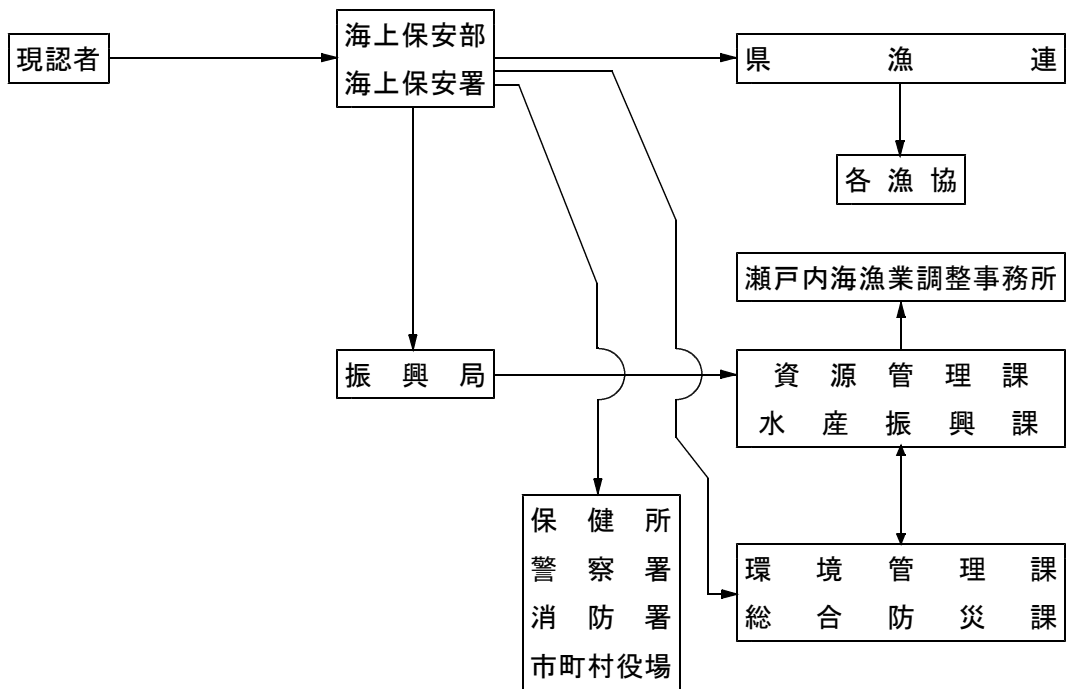
第8章 水産関係災害応急対策計画（県農林水産部）

1 計画方針

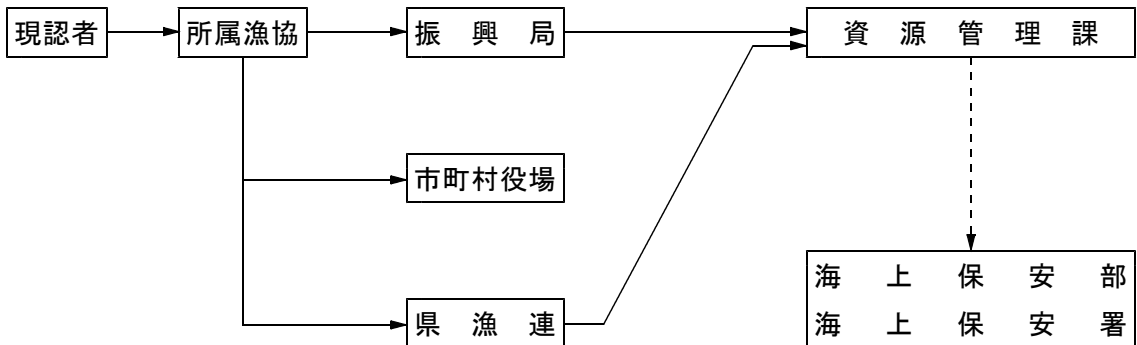
地震災害による漁場、水産施設等の被害を最少限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ確に実施するものとする。

2 計画内容

(1) 油流出による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



(2) 震災等による漁船及び養殖筏等の損害流出事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



第9章 事故災害応急対策計画

第1節 海上災害応急対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県総務部危機管理局・県農林水産部・ 県土整備部・警察本部）

1 計画方針

- (1) 本計画は、海上における船舶の座礁、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油等事故の災害（以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。
- (2) 大規模かつ広域的な海上災害の発生又はそのおそれがある場合は、隣接県や関係団体等への協力要請を行うと共に、県知事又は第五管区海上保安本部長は、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

2 実施機関

実施機関	担当業務
事故関係者（船舶所有者）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
和歌山海上保安部	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行警報等による災害発生のお知らせ 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
田辺海上保安部	
海南海上保安署	
串本海上保安署	
市町村	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生のお知らせ 3 災害の拡大防止のための応急措置
県	
漁業関係者（漁協等）	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力

[県本部の担当]

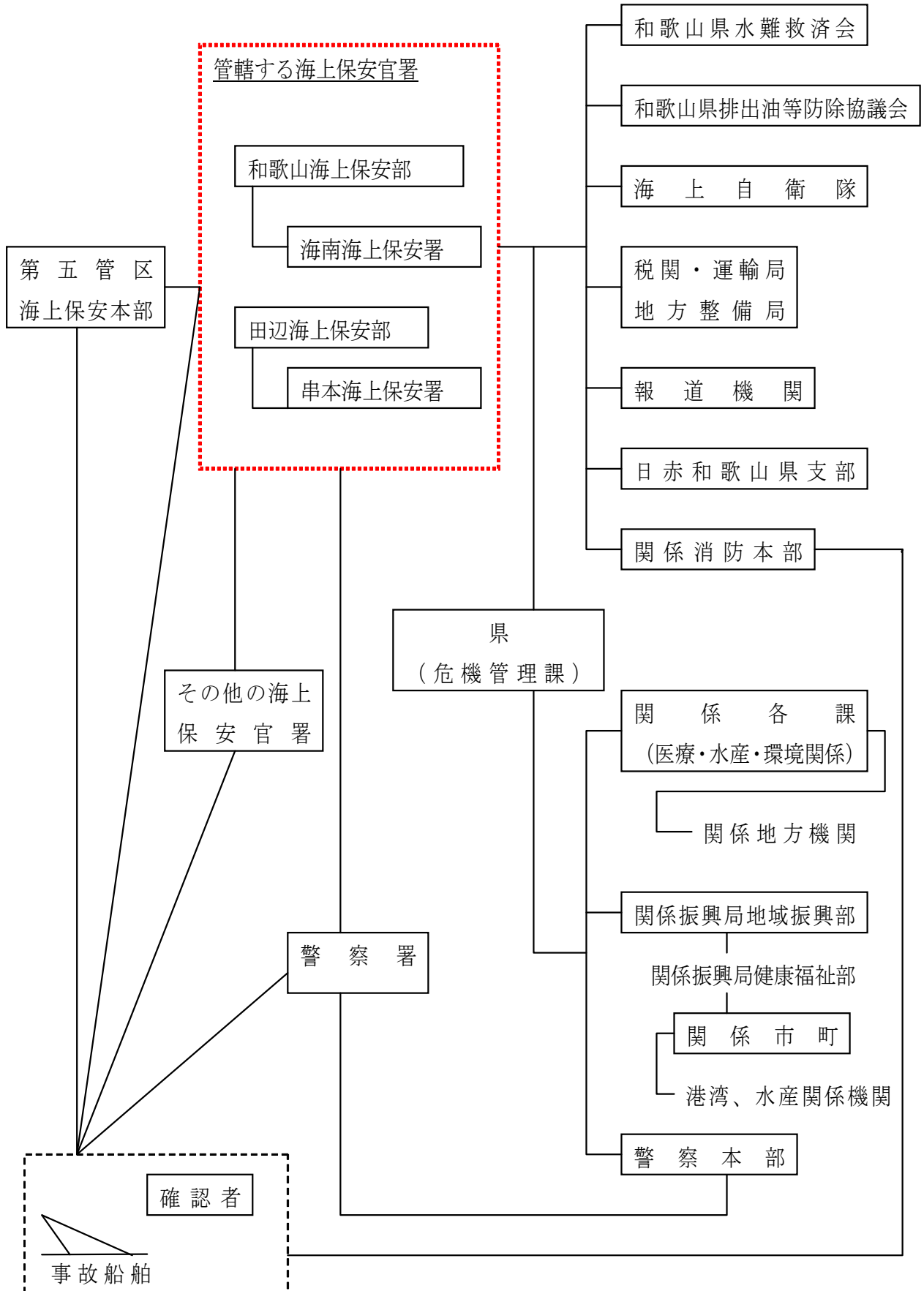
部	課	支部班	担当業務
総務部	総合防災課	総務班	1 海上保安部、他県等との連絡調整 2 自衛隊の災害派遣要請
福祉保健部	医務課	医療班	1 医療機関との連絡調整
農林水産部	資源管理課	農林水産班	1 漁連、漁協との連絡調整 2 港外にいる漁船に対する災害のお知らせ
	農業農村整備課	農林水産班	1 所管漁港又は港湾並びに海岸に係る保全措置
県土整備部	港湾空港課	土木班	2 在港船舶に対する災害のお知らせ
	港湾整備課		3 災害防止のための応急措置
	河川課		
警察本部	地域指導課	警察班	1 沿岸部における地域安全及び警戒活動

3 実施要領

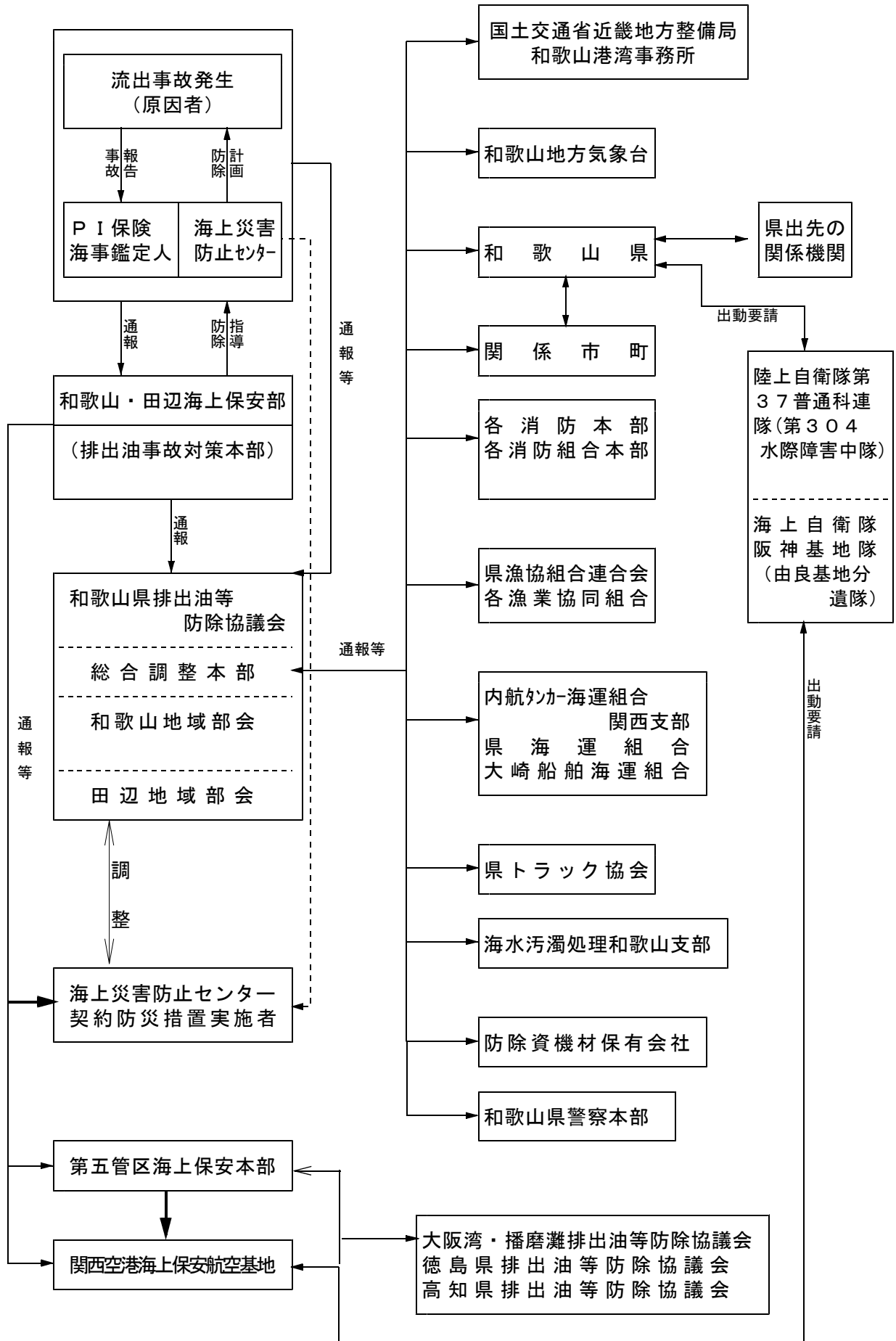
(1) 通報連絡体制

- 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。

(但し、流出油等事故災害の場合は、上記の他、和歌山県排出油等防除協議会の連絡体制を併用する。)



○和歌山県排出油等防除協議会連絡体制



○ 船舶に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	対 象 船 舶
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船 舶 全 般
放送局	テレビ、ラジオ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在 港 船 舶
漁業用海岸局	漁業無線	港 外 漁 船

なお、必要に応じて航空機により上空から一般航行船舶への周知を行う。

○ 住民に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	周 知 事 項
関係市町村（消防機関）	広報車、防災無線等	ア 災害の状況
警 察	パトカーの拡声器	イ 防災活動の状況
海上保安部署	巡視船艇の拡声器	ウ 火気使用及び交通等の制限事項
放送局	テレビ、ラジオ	エ 避難準備等の一般的注意事項
		オ その他必要事項

なお、必要に応じて航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

4 警戒措置

(1) 海上警戒

○ 実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実 施 機 関 名	措 置 の 内 容
海上保安部署	ア 船舶の航行制限及び禁止 イ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ウ 警戒区域等の設定 エ 巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 オ 現場周辺における火気使用の制限 カ 流出油等の監視パトロール
その他の防災関係機関	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

○ 実施機関は、流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実 施 機 関 名	措 置 の 内 容
市 町 村	1 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 2 流出油等の漂着に係る監視パトロール
県	流出油等の漂着に係る監視パトロール
警 察	沿岸地域の交通制限等

5 応急措置

(1) 海上流出油等対策

- 各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着し又は漂着のおそれがある場合は、流出油等災害の拡大を防止するため、県排出油等防除等協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

海上保安部署	ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関への通報 エ 遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止措置 オ 海上における流出油等防除 カ 流出油等防除作業の技術指導 キ 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令 ク 海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示 ケ 船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言
県	ア ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
市町村	ア 流出油等の状況把握 イ 関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ 回収油等の保管
海上災害防止センター	ア 海上保安庁長官等の指示による排出油等の防除のための措置 イ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ウ 保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 エ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言
その他の関係機関	海上保安部署、県、市町村等が実施する応急措置に対する協力

- 県本部長は、上記のほか、次の措置を講じる。
- ア 防除活動用の資機材が不足するときは、隣接県等に対し、調達又はあつせんを要請する。
- イ 人命救助及び被害の拡大防止のために必要と認めるときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

ウ 災害応急対策の長期化が予想されるときは、関係団体等の協力を得て、食料、飲料水、医薬品、燃料等の確保を図る。

(2) 海上災害における人身事故等

- 各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。
 - ア 捜索、人命救助、救護
 - イ 消火活動、延焼防止
 - ウ 応急資機材の調達
 - エ 遭難船の移動

6 災害対策連絡調整本部の設置

災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、和歌山・田辺海上保安部長又は地元市町長（ふ頭又は岸壁にけい留されたタンカー等の事故が発生した場合）は、県本部長と協議の上、災害対策連絡調整本部を次のとおり設置する。

構成	海上保安部、県、警察、関係市町（消防機関を含む）港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示又は、船舶所有者等の委託による場合）、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設置場所	海上保安部署庁舎又は、事故現場に近い適当な場所
任務	災害情報の交換 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
その他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

7 関係団体

和歌山県水難救済会並びに和歌山県排出油等防除協議会は、海上保安部をはじめ関係行政機関から協力を要請された場合は、これに協力するよう努めるものとする。

※油等・・・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油及び同条第3号に規定する有害液体物質を示す。

第2節 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道㈱和歌山支社、南海電気鉄道㈱、紀州鉄道㈱）

＜西日本旅客鉄道㈱和歌山支社＞

1 計画方針

本計画は、JR西日本に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等について、定めるものとする。

2 計画内容

災害等により、応急対策を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害処置要領」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

(1) 事故災害対策通信連絡体制

- 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。
- 通報経路は、次のとおり。
 - ・ 事故発生時の速報体制

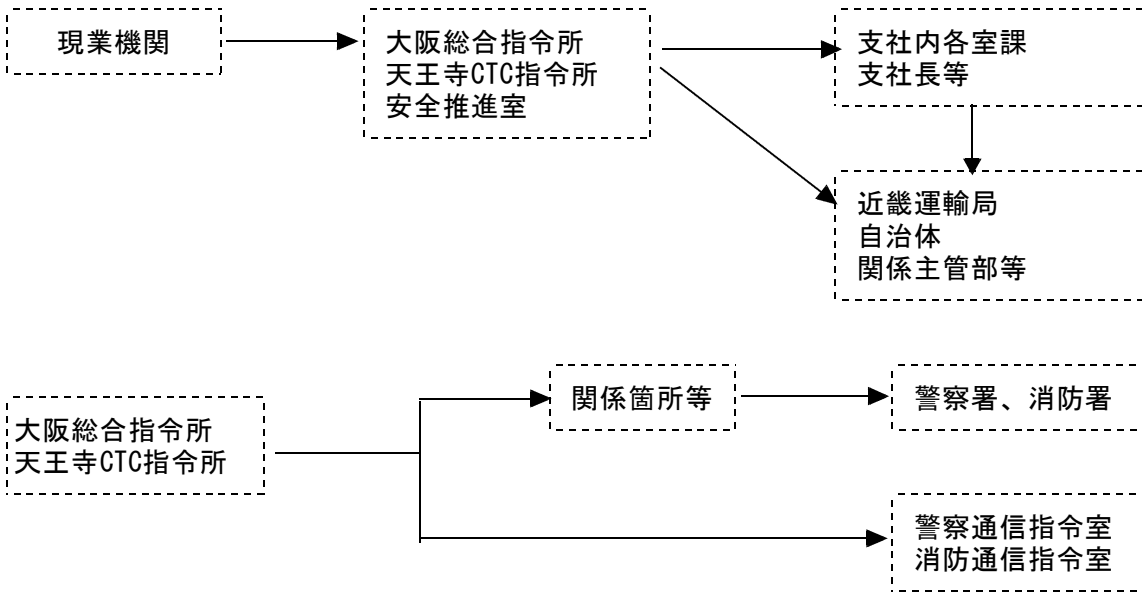
1. 部外機関への速報方

大阪総合指令所又は天王寺CTC指令所から重大な事故等の速報を受けた場合は、必要により次の部外機関に速報する。

部外機関名	連絡先	連絡責任者	連絡担当者	記 事
近畿運輸局	近畿運輸局 鉄道部安全指導課 (運転事故等) 指導課長 06-6949-6440 06-6949-6529 (FAX) 技術課(災害等) 技術課長 06-6949-6441 06-6949-6529 (FAX)	安全推進室長	安全推進室長	
和歌山県	①和歌山県危機管理局 総合防災課 073-441-2262 ②和歌山県危機管理局 消防保安課 073-441-2263 ③和歌山県企画部 総合交通政策課 073-441-2353	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 (宿直担当) 073-441-3300
大阪府	大阪府庁政策企画部 危機管理室 06-6944-6021	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 06-6944-6021
奈良県	奈良県庁 防災統括室 0742-27-8425	支社長	総務企画室	【休日・夜間】 0742-27-8944
和歌山県 警察本部	本部長 073-423-0110	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 073-423-0110
大阪府 警察本部	本部長 06-6943-1234	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 06-6943-1234
奈良県 警察本部	本部長 0742-23-0110	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 0742-23-0110
鉄道警察隊	隊長 073-422-2436	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 073-422-2436
警察署	署長	関係箇所長		
消防署	〃			
市町村	市町村長			
医療機関	医療機関の長			
輸送機関	輸送機関の長	支社長	輸送課長	運輸指令長が行う
レッカー 等、復旧用 重機械類及 び化学薬品 処理指導 者、タンク ローリー所 有会社	所有会社の長	関係箇所長	関係箇所長	脱線復旧のレッカー車の 手配については、天王寺 CTC指令から連絡を受 けた車両復旧受持区が判 断し、必要と認めるとき はレッカー車所有会社に 出動を要請する。

2. 伝達ルート

大阪総合指令所、天王寺CTC指令所、又は現業機関から支社への連絡は次による。



対策本部及び現地対策本部の組織構成

○体制基準詳細について

※標準とするが、上位の体制に移行するときは支社対策本部長が判断する

種別	召集決定者	設置標準	召集範囲 (間接社員)
第1種体制	支社長 (天王寺CTC指令長)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道運転事故等報告手続第4条の鉄道運転事故が発生した場合 ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき、又はその恐れがあるとき ・長時間(概ね3時間以上)不通となる恐れがあるとき ・和歌山支社エリア内で震度5弱以上の地震が発生したとき ・特に必要と認めたとき 	召集可能者の全員
第2種体制	次長 (天王寺CTC指令長)	上記以外の場合で、特に必要と認めたとき	召集可能者の半数程度
第3種体制	営業課長、輸送課長、施設課長、電気課長のうち適任者 (天王寺CTC指令長)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送障害、自然災害等により、概ね2時間以上不通となる恐れがあるとき ・和歌山支社エリア内又は大阪府北部で震度4の地震が発生したとき ・その他必要と認めたとき 	必要数

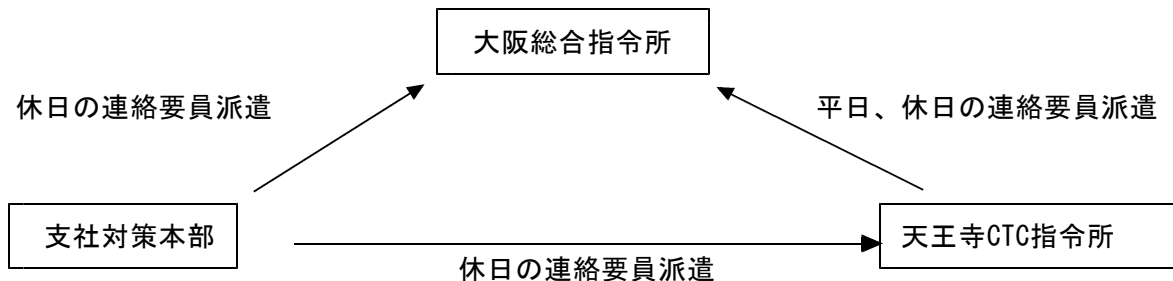
※ 上記を標準として支社室課長、箇所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

なお、複数の死傷者が生じたとき、その恐れがあるときは、事故現場に隣接する現業区の出勤社員は現地に急行し、お客様の救命・救護を行うこと。

※ ただし、本社対策本部からの指示により、事故の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

○ 連絡体制強化図

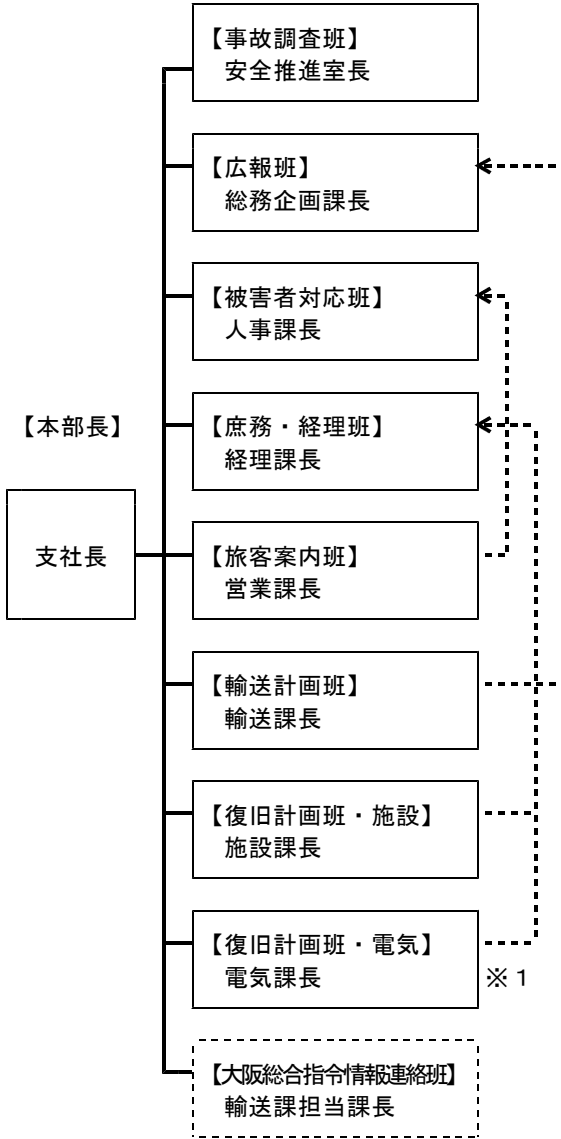
大阪総合指令所、天王寺CTC指令所及び支社対策本部との連絡体制の強化については、支社対策本部及び輸送課担当課長がその都度判断し、連絡要員を大阪総合指令所に派遣する。連絡要員は運行状況等を逐次連絡する。



(3) 組織構成
① 第1種体制

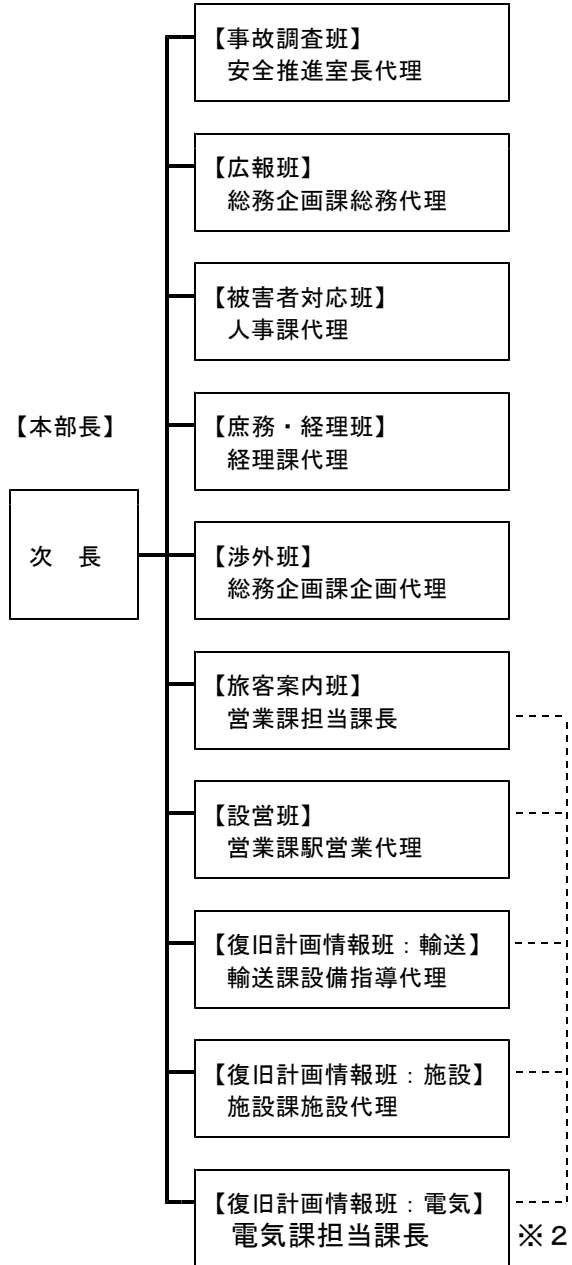
支社対策本部

【班長】



現地対策本部

【班長】



備考※1

複数の死傷者が生じたとき、又はその恐れがあるときは、支社対策本部の旅客案内班・輸送計画班・復旧計画班の各班は初動強化を図るため他班の支援を行う

【車両班・保線班・建築班・機械班・工事班・電力班・信号通信班・旅客班・救済班・情報班等】
関係箇所長

備考※2

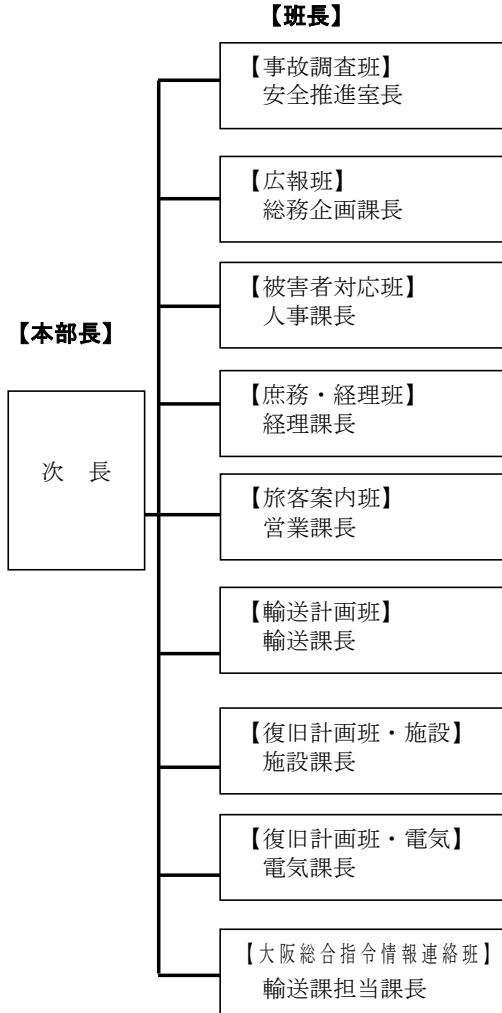
複数の死傷者が生じたとき、又はその恐れがあるときは、事故現場に隣接する現業区の出勤社員は現地に急行し、お客様の救命・救護を行う

第2種体制

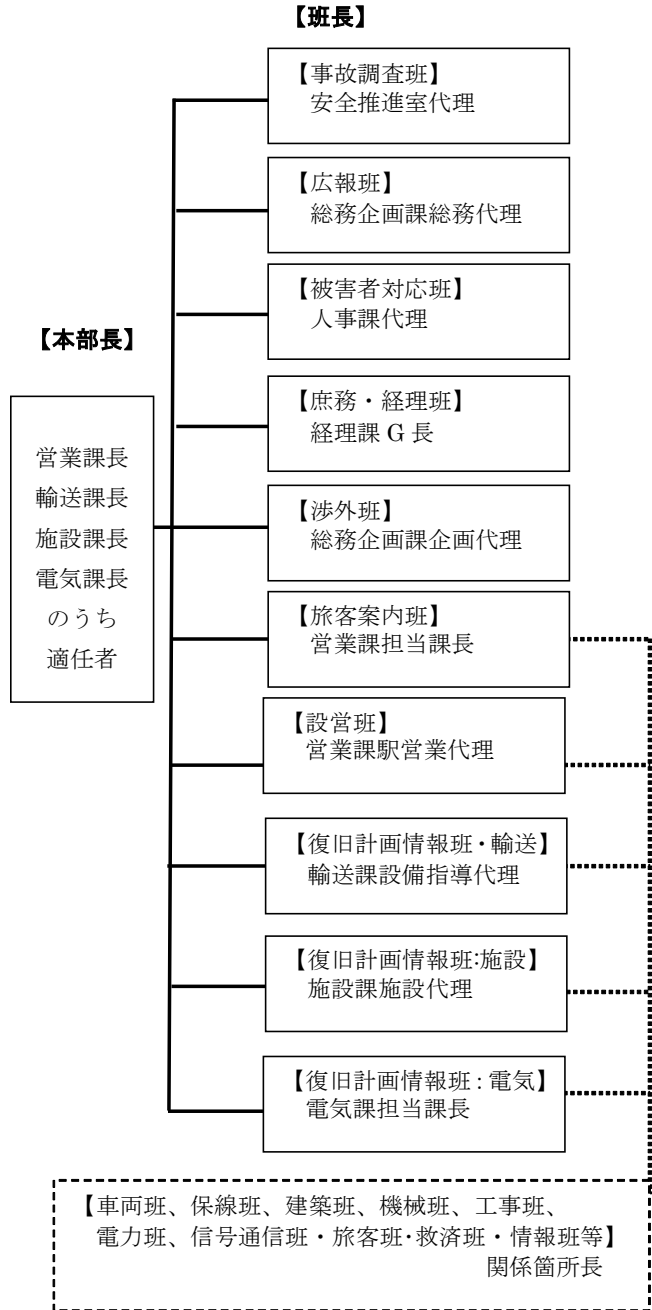
※不要な班は設置しない

(必要な班のみ本部長から連絡する)

支社対策本部



現地対策本部

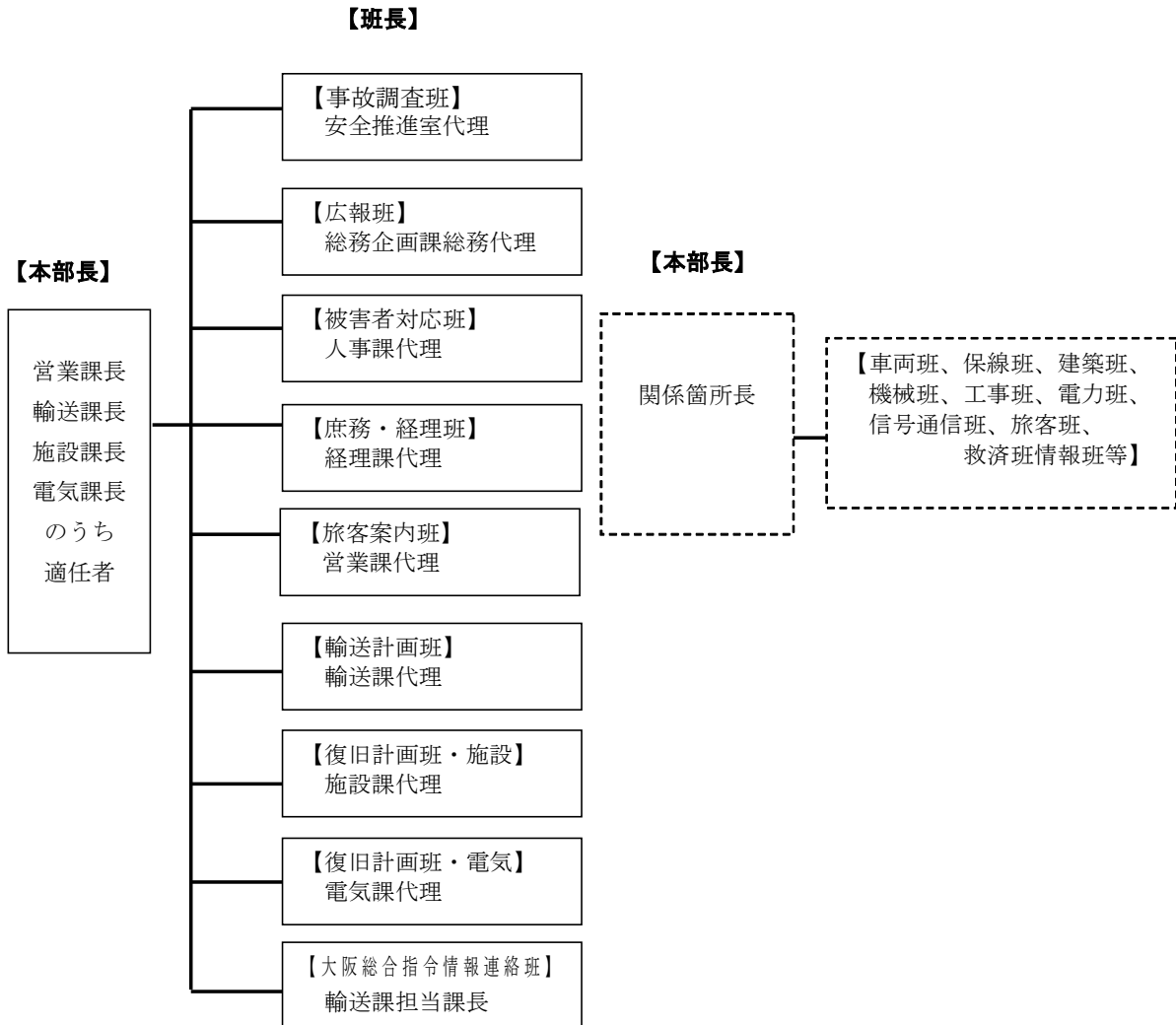


第3種体制

※不要な班は設置しない
 (必要な班のみ本部長から連絡する)

支社対策本部

現地対策本部



<南海電気鉄道㈱、紀州鉄道㈱>

1 計画方針

本計画は、和歌山県の地域において民間鉄道の列車衝突、脱線、転覆、その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害が発生し、若しくは発生し得る可能性のある場合における応急救助対策等について、定めるものとする。

2 計画内容

重大事故その他風水害、火災、震災等の災害発生時における応急処理に関しては、各社の災害応急処理規定等の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて本社に災害対策本部を設置するとともに、災害の程度によって現地で非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地本部を設置し応急対策に当たる。

(1) 南海電気鉄道株式会社

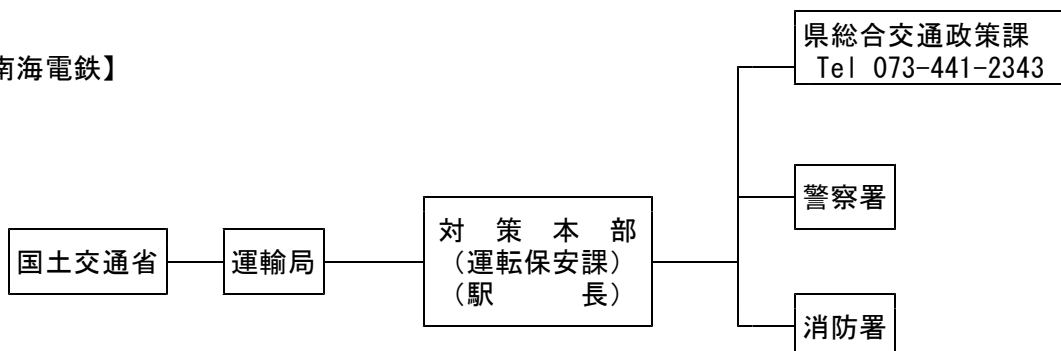
ア 災害発生時の体制

災害の程度に応じ、次の体制を発令する。

体制区分	災害の程度	対策本部長及び副本部長	現地総括責任者
1号体制	◎ 災害の程度又は被害が多大で社会的に大きな影響を及ぼすと認められるとき	(本部長)	運輸部長
		鉄道営業本部長 (副本部長) 鉄道営業本部副本部長	
2号体制	◎ 列車衝突、列車脱線、列車火災、踏切障害で乗客に死者又は10人以上の負傷者が生じたとき	(本部長)	運輸部長
	◎ 異常事態により本線が6時間以上不通となり、その影響が全線に及ぶと認められるとき	鉄道営業本部長 (副本部長)	
	◎ その他特に異例の災害と認められるとき	鉄道営業本部副本部長	

イ 通報及び連絡体制

【南海電鉄】

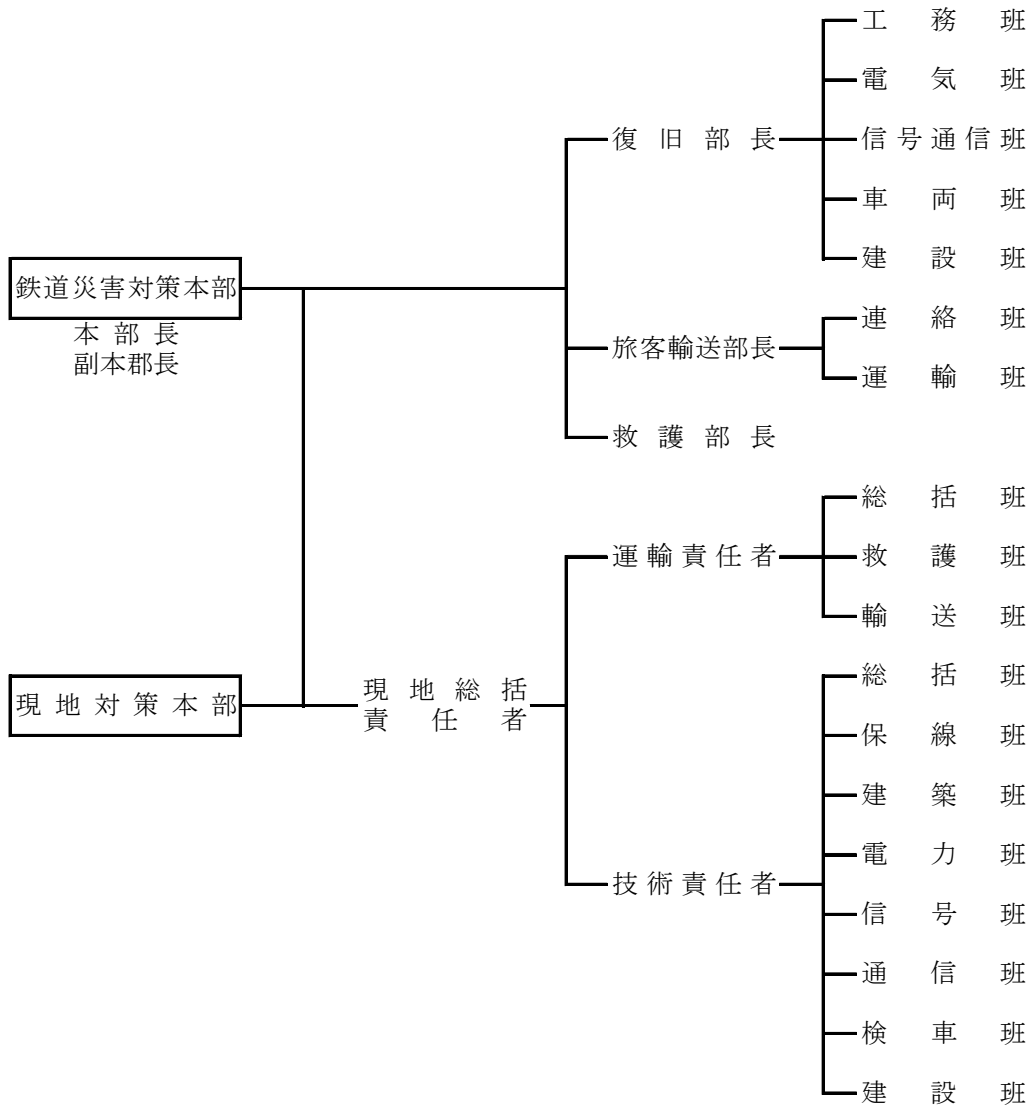


ウ 非常招集

災害発生時の非常招集については、各部で別に定める。

エ 災害対策本部及び現地本部の組織構成

体制の発令に伴い、次の組織を設置する。

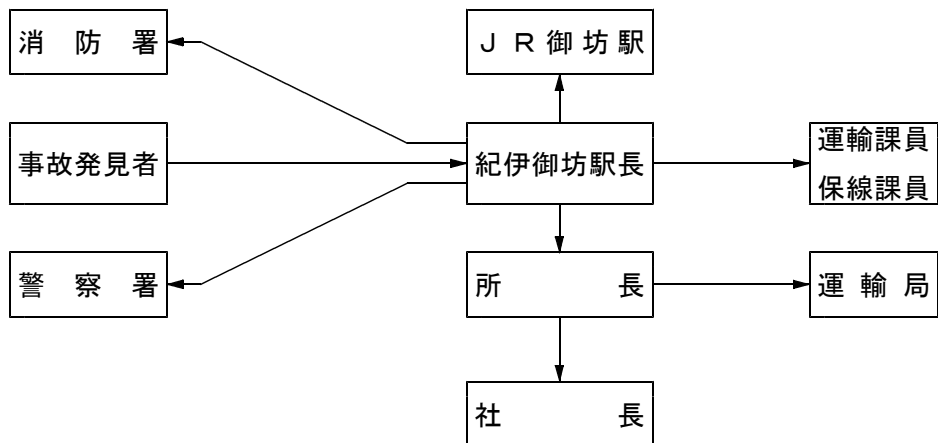


(注) 広報業務は、総務部が行う。

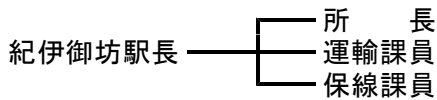
(2) 紀州鉄道株式会社

ア 事故発生時の通報及び連絡体制

① 事故発生時の報告及び連絡系統



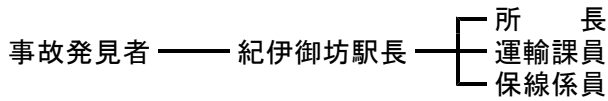
② 夜間、休日における事故発生時の非常召集体制



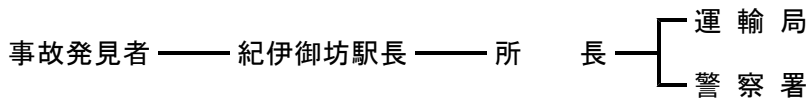
③ 事故発生時の救急機関への要請系統



④ 事故発生時の関係現場機関の出動体制



⑤ 監督官庁及び司法機関への連絡方法

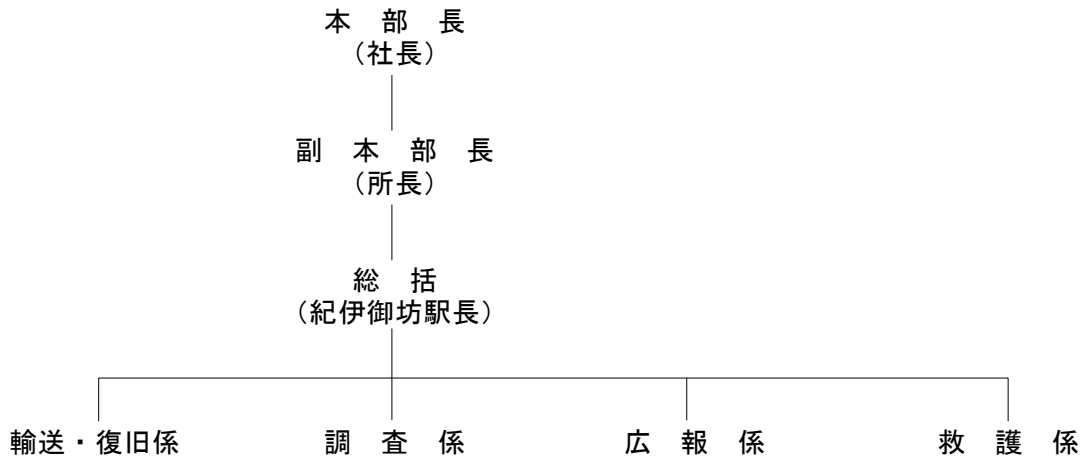


イ 事故又は災害発生時の体制

事故又は災害の程度により、以下の体制とする。

内容 体制	程 度	召集範囲
第1種	列車脱線又は乗客に死亡者若しくは多数の負傷者が生じた場合	全 員
第2種	踏切障害事故等により、6時間以上本線に運転支障をきたす場合	全 員
第3種	その他必要と認めた場合	平常勤務者

ウ 災害対策本部組織図



**第3節 道路災害応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、県県土整備部・
県農林水産部・警察本部）**

1 計画方針

本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

2 計画内容

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

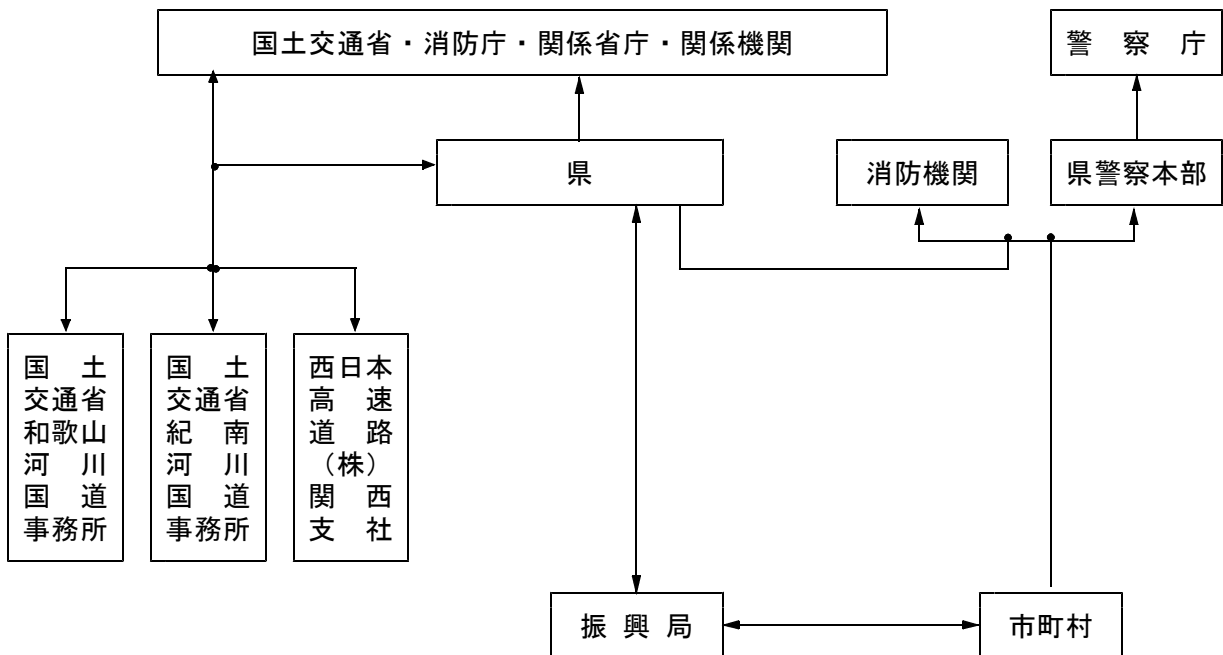
ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市町村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ 県は、市町村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

通報連絡体系図



(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 関係機関は、「第1章 防災組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう

協力する。

イ 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) その他

ア 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

イ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

ウ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

エ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第10章 在港船舶対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県県土整備部）

1 計画方針

津波等に際し、港内の船舶の災害対策は本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 津波時における船舶の災害を防止するため次の組織を通じ、適切な運営により事故防止の徹底を図る。

ア 日ノ御埼以北の沿岸部 — 和歌山紀北地区台風・津波対策協議会（H17.3）

イ 日ノ御埼以南からすさみ町に至る沿岸部 — 紀南地区海上安全対策協議会（H4.4）

ウ 新宮港 — 新宮港安全対策協議会（H22.7）

(2) 在港船舶に対する措置

津波により在港船舶に被害が生じるおそれがある場合、在港船舶に対して避難勧告又は注意喚起を行う。

(3) 港内における障害物の措置

ア 漂流物、沈殿物その他航路障害物が生じたときは、巡視船艇により必要な応急措置を執るとともに、当核物件の所有者又は占有者に対し除去を命ずる。

イ 漂流物等のため、船舶の航行に危険があると認めた場合は、船舶交通の制限又は禁止を行うとともに、航行警報、水路通報等により、一般に周知を図る。

ウ 港湾管理者は、港内における漂流物その他航行に支障を及ぼすおそれがあるものを除去する。

(4) 田辺港長及び和歌山下津港長の措置

ア びょう地の指定

イ けい留施設使用の制限又は禁止

ウ 移動命令

エ 入港の制限又は禁止及び港外退去の命令又は勧告

オ 修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船命令

カ 木材けい留に関し、船舶交通の支障とならうよう流失防止及び沈木の処理等の条件を付し、かつ、港内巡視を強化し、適切な海上貯木を図る。

第11章 危険物等災害応急対策計画

第1節 危険物施設災害応急対策計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

危険物施設等は、地震災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

2 計画内容

(1) 事業所

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、市町村、消防本部等と連携して、地震災害時における応急措置を次により実施するものとする。

ア 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ① 情報及び警報等を確実に把握する。
- ② 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
- ③ 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。
- ④ 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

イ 災害が発生した場合の措置

- ① 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
- ② 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- ③ 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。
- ④ 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

(2) 市町村

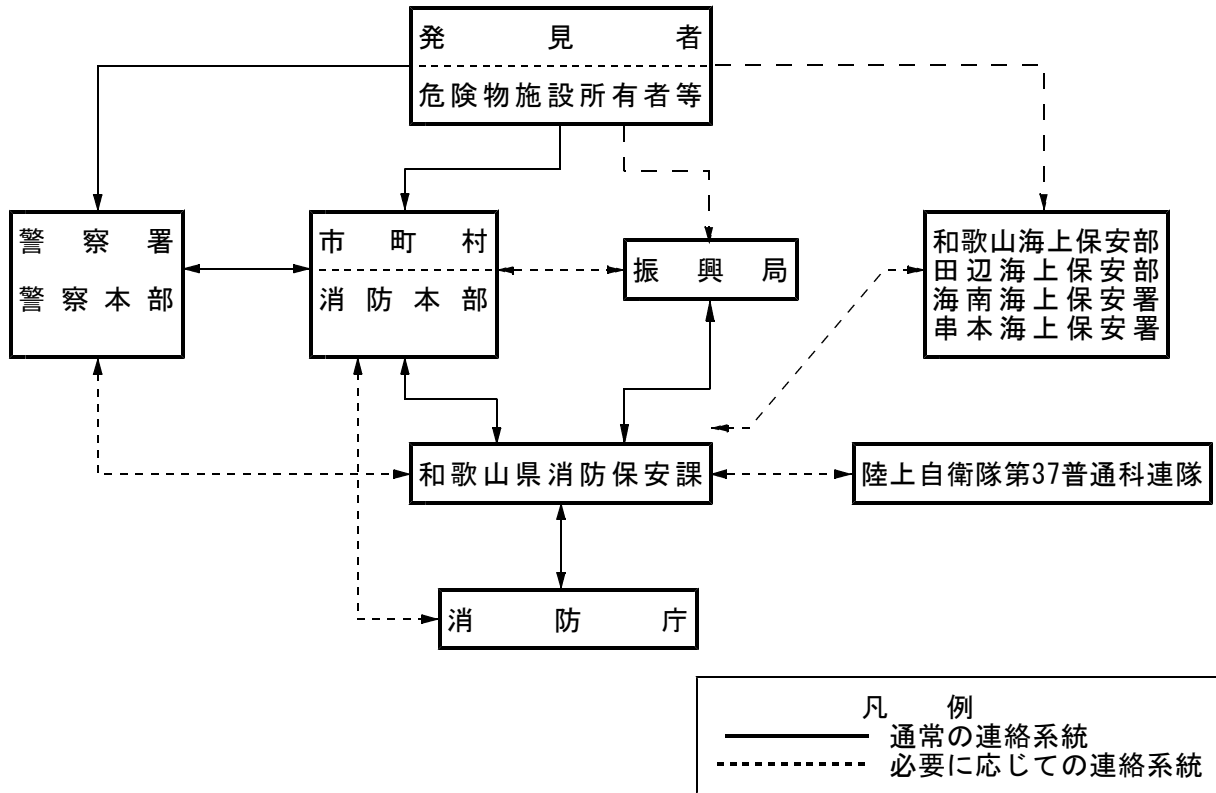
危険物施設の所有者、管理者又は占有者と密接な連けいを保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を市町村消防計画の定めるところにより実施するものとする。

(3) 県

危険物災害発生市町村及び国との連絡を密にするとともに、職員の防災体制等措置要領に基づき実施する。

(4) 通報連絡体制

危険物施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。



第2節 火薬類災害応急対策計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

火薬類による災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために、この計画を定める。

2 計画内容

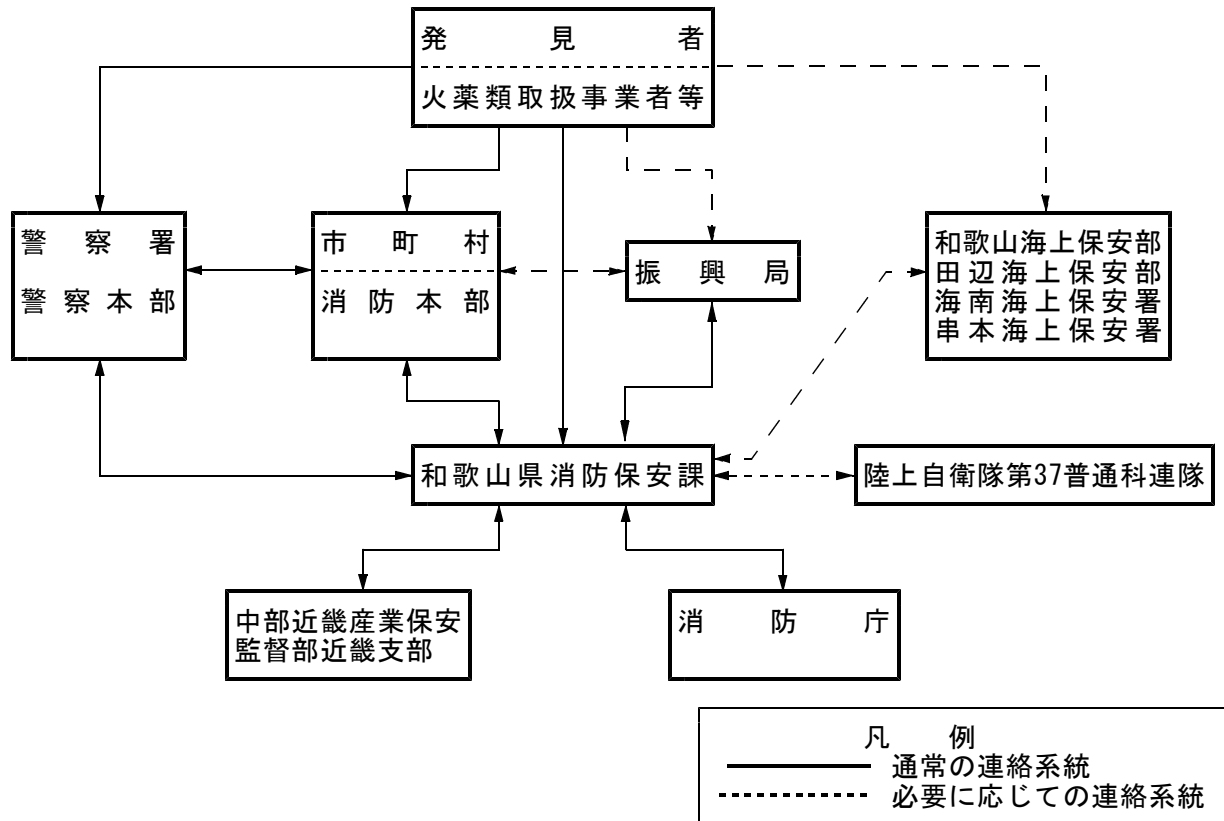
火薬類による災害の発生するおそれがある場合、又は、災害が発生したときは、災害の発生又は、拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- (1) 火薬類貯蔵設備等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、設備等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。
- (2) 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる住民を避難させるための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。

ア 立入禁止区域の設定及び交通規制

イ 被災者の救出、救護

ウ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動



第3節 高圧ガス災害応急対策計画（県総務部危機管理局）

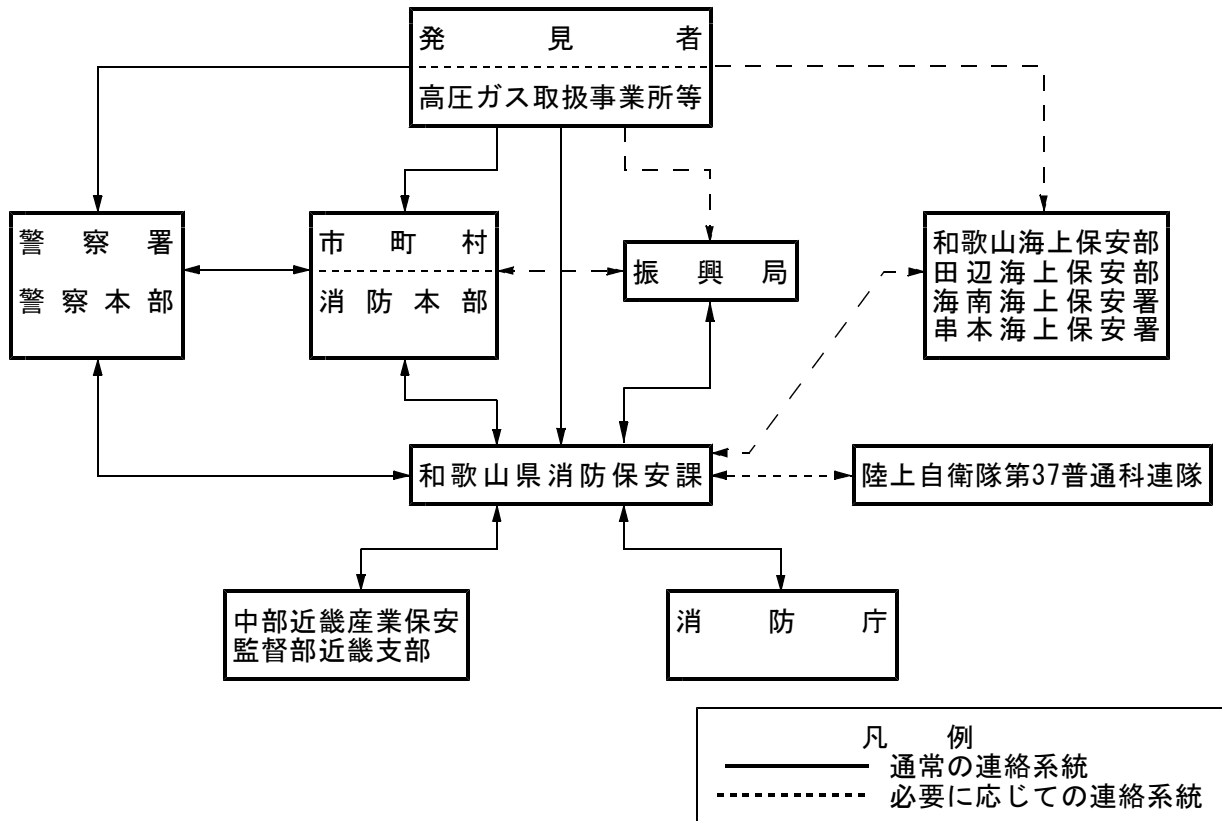
1 計画方針

高圧ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するためにこの計画を定める。

2 計画内容

高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- (1) 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。
- (2) 上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講じる。
- (3) 高圧ガスによる災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。
 - ア 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - イ 被災者の救出、救護
 - ウ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動
- (4) 必要に応じて、県内高圧ガス関係団体又は関係事業所の応援を求める。



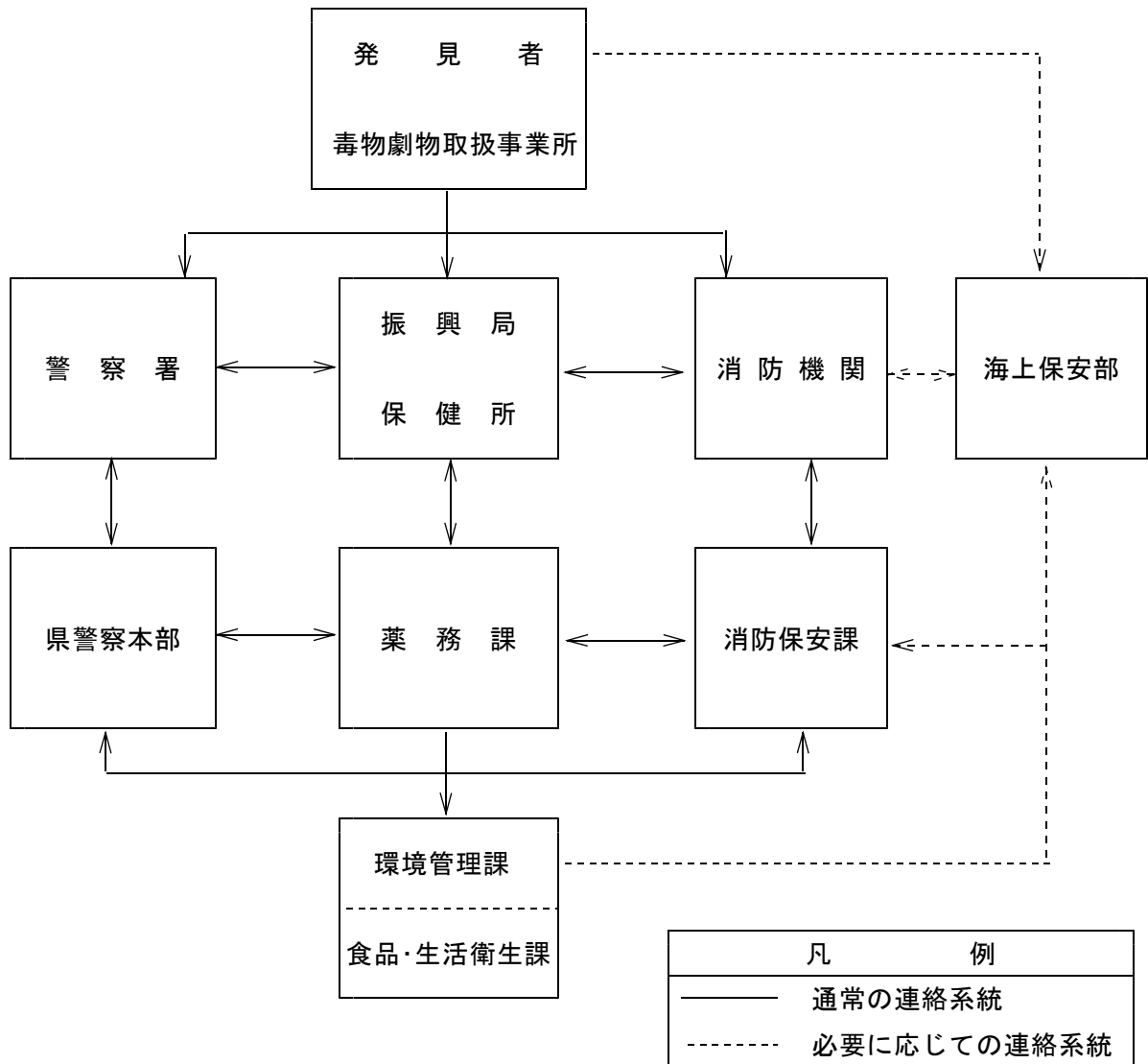
第4節 毒物劇物災害応急対策計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合における応急対策については、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところによる。

2 計画内容

- (1) 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。
- (2) 緊急措置
保健所（又は消防機関、警察署）は、毒物・劇物の流失散逸等の状況について把握するとともに、速やかに関係機関に情報を提供するものとする。
- (3) 事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質質量、現場の状況等を十分把握し行動するものとする。



第5節 放射性物質事故応急対策計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

放射性物質の特殊性に鑑み、放射性物質による事故の発生するおそれ及び事故発生に対する防災関係機関の初動体制を確立するとともに、事故の発生するおそれ及び事故発生に対し迅速・的確な応急対策を実施して、住民の安全を確保するためにこの計画を定める。

2 計画内容

放射性物質による事故が発生するおそれがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- (1) 放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生するおそれのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに国、県及び市町村等へ通報する。
- (2) 県は、事故の連絡、通報を受けたときは、消防庁及び防災関係機関に連絡、通報するとともに、安全規制担当省庁（文部科学省、国土交通省等）と連絡調整を行う。又、事故に関する情報の収集を図り、安全規制担当省庁の指導を得て事故に対する対応方針を決定するほか、その他の関係機関との連絡調整、住民への情報提供等を行う。

参考「放射線検出時対応マニュアル」は資料編51-02-00

第6節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画（県総務部危機管理局・警察本部）

1 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

2 計画内容

(1) 輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講ずるものとする。

ア 消防機関及び警察官に通報する。

イ 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。

ウ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。

エ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。

オ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じる。

(2) 市町村

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を、市町村消防計画の定めるところにより実施するものとする。

第7節 有害物質漏洩等応急対策計画(環境生活部)

1 計画方針

災害による有害物質の漏洩等により住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策についてはこの計画による。

2 計画内容

- (1) 県は、市町村、関係機関及び事業所と連絡を取り、有害物質の漏洩等の有無、汚染状況、原因等必要な情報を迅速かつ的確に収集する。
- (2) 県は、市町村と協力して被災事業所について、有害物質の漏洩状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。
- (3) 県は、被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんや石綿の飛散を防止するため、市町村と協力して、建物等の損壊状況の調査を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、その飛散防止対策を実施するよう指導する。
- (4) 県は、被災状況に応じて、測定場所の選定等市町村の協力を得て、必要な環境モニタリングを行う。
- (5) 県は、有害物質の漏洩等により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、市町村等関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力により一般への周知を図る。

第12章 公共的施設災害応急対策計画

第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話株式会社）

1 計画方針

地震・津波災害の発生時に電気通信施設が被災した場合に、通信回線に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧及び中継所の仮設等を行って、通信回線を確保する対策について定める。

2 計画内容

(1) 電気通信設備及び回線の応急復旧措置

電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

2 前項の場合において、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、つぎの復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努めるとともに、応急復旧に必要な社内連絡用打合回線、各種コントロール回線を他の回線に優先して作成する。回線の復旧順位等の決定については次による。

(2) 回線の復旧順位

重要通信を確保する機関(各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 局舎建物等の応急措置

地震・津波災害により局舎建物等が被災したときは、応急復旧措置を講じるとともに当該建物等の迅速な復旧が困難であるときには他の建物等の利用・借入れ等を行い、速やかに業務の再開を図る。

第2節 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社）

1 計画方針

電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

2 計画内容

(1) 情報の収集、連絡

震災が発生した場合は、次に掲げる情報を迅速・的確に把握する。

ア 一般情報

① 気象、地象情報

② 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

③ 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

④ その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報

① 電力施設等の被害状況及び復旧状況

② 停電による主な影響状況

③ 従業員の被災状況

④ その他災害に関する情報

(2) 広報活動及び方法

震災の発生が予想される場合、又は震災が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は気象、地象情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織が設置された場合は、対策要員はすみやかに所属する対策組織に出動する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員はあらかじめ定められた基準に基づき直ちに所属する事業所に出動する。

ウ 交通途絶等により所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 復旧資材の確保

ア 調 達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

イ 輸送

震災対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧資材置き場等の確保

震災時において、復旧資材置き場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 応急工事

ア 応急工事の基本方針

震災に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ 応急工事基準

震災時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

- ① 水力・火力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ② 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ③ 変電設備
機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- ④ 配電設備
非常災害仮復旧標準工法（標準作業要綱準則）による迅速確実な復旧を行う。
- ⑤ 通信設備
移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ 震災時における安全衛生

作業は、通常作業に比し、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第3節 都市ガス施設災害応急対策計画（大阪ガス株式会社、新宮ガス株式会社）

<大阪ガス>

1 計画方針

地震災害発生時には、「災害対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

2 計画内容

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア 地震情報の収集、伝達

地震情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

① 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

イ 通信連絡

① 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の充実を図る。更に衛星通信についても導入を図る。

② 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

③ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 震度5（弱）以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、（社）日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最少限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、広報車・工作車に装備した広報設備により災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

イ 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスを供給再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に関わる箇所及び救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。併せて、仮設シャワー設備の設置、カセットコンロの配布、圧縮天然ガスボンベ供給等の生活支援サービス、代替手段による臨時供給などの顧客支援を実施する。

＜新宮ガス＞

1 計画方針

地震災害が発生した際には、それに伴う、ガス漏れによる二次災害を防止するために、以下に述べる応急対策を講じることとする。

2 計画内容

(1) 情報の収集、伝達及び報告

ア 気象予報等の収集、伝達

本部室で収集した気象予警報は所定の伝達経路により伝達する。

イ 災害発生時の関係先との伝達方法

警察、消防等他の第一次関係機関とは平素から緊密な連絡協調に努める。

ウ 被害状況等の収集

工場施設及び供給区域内顧客施設の受けた被害状況、応急対策実施状況、その他各種の情報を本部室で収集する。

(2) 災害広報

災害時において混乱を防止し被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは顧客及び一般市民に対し、工作車に装備したマイクにより災害に関する各種の情報を広報する。

ア 報道機関に対する情報発表は本部室が行う。

イ 顧客に対する広報は、広報車の巡回、チラシ等印刷物の配布により行う。

(3) 防護保全対策

平常業務において、現場状況に応じ防護、修理、取替等により保全業務を行っているが非常の際には、次のとおり地域、場所別に重点巡視警戒を行う。

ア 見廻り巡回を重点実施

イ 情報、連絡による場所別状況の調査

ウ 水害、冠水地域の整圧器の機能監視

エ 河川の増水状況の調査

オ 河川増水による架管に対する遮断バルブの調査及び流出防止処置

カ 他工事現場の特別見廻りと防護強化打合せ

キ がけ崩れ、地盤沈下地域の調査、警戒

ク 防護機材の点検整備

以上のほか、本部室からの情報連絡と災害状況により、本部室の指令に基づき行動する。なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の風水害、その他の災害実績から被害が予想される施設を掲示し重点的に監視する。

(4) 危険防止対策

危険防止については、防護対策をたて、災害情報特異危険、現場状況及び災害対策本部の指令に基づき、次のとおり危険防止の（巡視員が）応急実施に当たる。

ア ガス供給施設（バルブ、ガバナー等）周囲の危険物除去

イ ガス導管の折損等危険が予想される個所の供給遮断

ウ ガス管内への流水防止のためのガス供給遮断

- エ 他工事関係の危険個所の防護及びガス供給遮断
- オ 災害による事故発生の場合は、爆発火災等を考慮して付近住民の避難の要請を行う。
- カ その他現場の状況に応じて適切な処置を行う。

(5) 応急復旧対策

供給施設の災害復旧はガス供給上長時間又は長日時停止できない場合は、災害状況により主に次の応急復旧作業に当たる。

- ア 本部室の指令に基づきバルブ操作又は圧送操作を行い、供給可能な範囲で供給系統を変えてガス遮断区域を最小限にくい止める。
- イ ガス導管内の採水作業の早急実施
- ウ ガス導管の折損あるいは漏えい個所の復旧修理
- エ その他、現場の状況により適切な処置を行う。

第13章 文教対策計画

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等、次の応急措置を講ずる。

第1節 小・中学校及び市立高等学校の計画（県教育委員会）

1 計画方針

小・中学校及び市立高等学校に関する災害の応急対策は、別に定めるもののほか、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 児童生徒の安全の確保

ア 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。

イ 校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに市町村（県）本部に報告するものとする。

ウ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し確立しておくこと。

{「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災教育・安全指針（県教育委員会）参照}

(2) 学校施設の確保

ア 被害程度別応急教育予定場所

① 応急的修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急措置をして使用する。

② 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法による。

③ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

④ 特に地区が全体的被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、り災を免れた公民館等公共施設を利用する。

イ 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により、当該施設管理者の応援を得るものとする。

① 同一市町村施設利用の場合

市町村本部において、関係者協議のうえ行うものとする。

② 他市町村施設利用の場合

当該市町村本部は、教育部に対して施設利用の応援を要請するものとする。教育部におい

ては、要請に基づいて利用すべき施設の区域を管轄する市町村本部に協力をあっせんするものとする。

(3) 教職員の対策

ア 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

イ 同一市町村内操作

学校内で解決できないときは、学校長は市町村本部に派遣の要請をするものとする。市町村本部は、管内の学校内において操作するものとする。

ウ 県内操作

市町村において解決できないときは、市町村本部は、教育部に教職員派遣の要請をする。要請を受けた教育部は、適当な市町村本部に対して教職員派遣をあっせんするものとする。

エ 県内操作不能の場合

教育部はウの方法によって解決できないときは、欠員の状況に応じて近畿府県から教職員の応援派遣を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

第2節 県立学校関係の計画（県教育委員会、県立医科大学）

1 計画方針

県立の大学、高等学校、特別支援学校の地震災害時における応急対策は、別の計画で定めるもののほか、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 県立医科大学

ア 大学施設の確保

応援の要請

災害時における応急対策は他施設の利用以外に方法がないときは、知事と協議のうえ、直接他施設管理者に対し、その利用の応援を要請するものとする。

イ 教職員の対策

災害時に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によるものとする。

① 学内操作

欠員が少数のときは、大学内において操作する。

② 学外操作

大学内において操作できないときは、知事との協議のうえ、学外から応援を受ける等の措置を講ずるものとする。

ウ 授業料の減免、育英補助

災害により住家の被害を受けた学生に対しては、授業料の減免及び育英補助の措置を講ずるものとする。すなわち、学長は、学生の被害状況を取りまとめ、被害学生の数相当数に達し、授業料の減免、育英補助の必要を認めるときは、その措置の実施について知事と協議する。

(2) 県立高等学校等

ア 児童生徒等の安全の確保

① 生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。

② 校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒等に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに県、（市町村）本部に報告するものとする。

③ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒等の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

{「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災教育・安全指針（県教育委員会）参照}

イ 学校施設の確保

授業実施のため校舎施設の確保は、「第1節 小・中学校の計画」に定める計画によるものとする。ただし、施設利用のための応援要請等の手続、順序は、次の方法によるものとする。

① 応援の要請

各学校長は、他施設の利用以外に方法がないときは、教育部に対して直接他施設利用の応援を要請するものとする。

② 応援の指示等

要請を受けた教育部は、当該学校に隣接する適当な県立の学校等に対し、施設利用について応援をするよう指示するものとする。

なお、当該地域に適当な県立の学校等の施設がないときは、その地域に所在する適当な公共的施設等の利用について、その施設の管理者に応援の協力を要請するものとする。

ウ 教職員の対策

災害に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によるものとする。

① 学校内操作

欠員が少数のときは、当該学校内において操作する。

② 県内操作

学校内操作で解決できないときは、学校長は直接教育部に対して、教職員派遣の要請をするものとする。

要請を受けた教育部は隣接する適当な学校等から職員を派遣するものとする。

③ 県内操作不能の場合

教育部は、県で操作できないときは、欠員の状況に応じて当該欠員分を近畿府県から応援を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

エ 育英補助

災害により人的、物的な被害を受け、経済的に就（修）学が困難な状況となった児童生徒に対しては、授業料の育英補助等必要な措置を講ずるものとする。

第3節 私立学校関係の計画（県総務部）

1 計画方針

私立学校の災害応急対策は、それぞれの学校経営者が計画を樹立し、その実施に当たるものとするが、公費負担（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）等に関係のある被害状況の報告について、周知徹底を図るものとする。

第4節 学校給食関係の計画（県教育委員会）

1 計画方針

災害時における学校給食の応急対応策は、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施計画

ア 教育部は、被害状況に応じ、市町村における学校等の給食施設を利用し、応急給食を実施するよう指導・助言を行うものとする。

イ 被害を受けた市町村に対し、できる限り学校給食の継続実施の指導・助言を行うものとするが、施設及び原材料が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施するよう指導・助言を行うものとする。

ウ 災害時において、学校等が避難所として使用される場合、学校給食が再開した場合には、その業務に支障が及ぶことがないように一般に災者との調整を図るよう留意するものとする。

エ 応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症発生のおそれがあるので、衛生管理には、特に留意するものとする。

(2) 物資対策

被害を受けた市町村本部及び県立学校長は、被害状況報告を速やかに行うものとし、教育部は、被害物資の掌握、処分等を指示、指導・助言を行うものとする。

第5節 社会教育施設関係の計画（県環境生活部・県教育委員会）

1 計画方針

地震災害時における公民館等社会教育施設の応急処理等の措置を講ずる。

2 計画内容

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合も少なくないので、市町村本部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

第6節 学用品支給計画（県総務部・福祉保健部・県教育委員会）

1 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

2 計画内容

(1) 給与の種別

教科書等（教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者

(3) 給与方法

ア 学用品は、原則として県において一括購入し、り災児童生徒に対する配分は、市町村長が実施するものであるが、教科書等については、地域ごと学校等により、その使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため職権の委任により、調達から配分までの業務を市町村長に委任することがある。

イ 市町村長は、学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、り災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握しなければならない。

(4) 救助法による学用品の給与基準

ア 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行うものであること。

イ 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行われること。

- ① 教科書等
- ② 文房具
- ③ 通学用品

ウ 「学用品の給与」のため支出できる費用

- ① 教科書等費 給与に必要な実費
- ② 文房具費及び通学用品費

（「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。）

エ 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

(5) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 学用品の給与状況

- ウ 学用品購入関係支払証拠書類
- エ 備蓄物資払出証拠書類

第14章 災害警備計画

第1節 警察警備計画（警察本部）

1 計画方針

大規模地震等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、和歌山県警察の総力を挙げ、迅速、適切かつ効果的な警察活動を実施し、住民の安全と県内における秩序を維持する。

2 計画内容

(1) 任務と活動

大規模地震等が発生した場合には、次の警察活動を行うものとする。

- ア 被害情報の把握
- イ 避難等の措置
- ウ 救出救助及び行方不明者の捜索
- エ 死体の検視及び見分
- オ 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- カ 危険箇所の実態把握及び警戒区域の設定
- キ 津波警報等気象情報の収集及び伝達
- ク 被災地における犯罪の予防・検挙
- ケ 地域安全情報、災害関連情報等の広報
- コ 関係機関の活動に対する援助

(2) 警備体制

「和歌山県警察大規模地震災害警備計画」に基づき、警察職員の各参集場所への自主参集、または非常招集により緊急な立ち上がりを行う。

次いで、和歌山県警察本部及び各警察署は、その地震の規模及び被害状況に応じた災害警備本部等を設置し、警備体制を確立する。

なお、必要に応じ、広域緊急援助隊等の県外部隊の応援要請を行い、体制の充実を図る。

(3) 通信体制

大規模地震等が発生した場合における通信については、「和歌山県警察大規模地震災害警備計画」の定めるところによる。

第2節 海上公安警備計画（和歌山・田辺海上保安部）

1 計画方針

県沿岸海上において、暴動、騒乱、海難及びその他の災害時の応急対策については、海上保安部その他関係機関の協力のもとに実施する。

2 計画内容

(1) 警備救難体制

ア 非常体制の種別及び基準

① 警戒体制の呼称を「警戒配備」という。

大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに、警戒体制を確立し、災害の防止と局限を図る。

② 非常体制の呼称を「非常配備」といい、次のとおり区分する。

a 非常配備 甲 大規模犯罪

b 非常配備 乙 大規模海難等

海上における暴動、騒乱等の社会的に著しく影響の大きい犯罪、大規模な海難及びその他の災害に備え、緊急に事前の態勢を確立することにより、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護並びに海洋の汚染の防止に資する。

③ 非常体制の発令

非常配備の発令は、第五管区海上保安本部長が行い、警戒配備の発令は、第五管区海上保安本部長又は、海上保安部長が行うことができる。

④ 非常体制発令時の措置要領

警戒配備及び非常配備ごとに、それぞれ次のとおり措置する。

a 警戒配備

(7) 警戒配備を実施するための要員を増強する。

(イ) 予想される災害の発生を防止し、又は局限するための対策を検討する。

(ウ) 情報を収集し、関係先に通報する。

(エ) 通信設備を強化する。

(オ) 必要な巡視船艇、航空機を待機させ、又は出動させる。

b 非常配備

(7) 非常配備を実施するため、次により要員を増強する。

(a) 第一態勢 職員のおおむね 2分の1以上

(b) 第二態勢 職員のおおむね 4分の1以上

(イ) 大規模犯罪又は大規模海難等の発生を防止し、又は局限するための対策を検討する。

(ウ) 情報を収集し関係先に通報する。

(エ) 通信設備を強化し、必要により通信統制又は通信制限を実施し、若しくは臨時通信系を設定する。

(オ) 必要な巡視船艇、航空機を待機させ又は出動させる。

(カ) 業務上必要な施設、資材、機器等の点検、整備又は手配を行う。

(キ) 航行警報等により、必要な情報を伝達するとともに、大規模犯罪又は大規模海難等の

発生に備えて措置すべき事項を指導する。また、必要により関係者に対し船舶の移動を命じ、船舶の航行を制限する等の処分を行う。

(イ) 関係諸機関と緊急に連絡し、情報を交換し、必要により協議する等相互の協力を努める。

(ロ) 民心の安定に重点を置いた広報を行う。

(ハ) 職員の健康管理、給食等に関する必要な措置を講ずる。

(2) 対策本部の設置

海難その他における災害の規模と継続期等により必要と認めるときは、対策本部を設置し、管内の船艇、航空機、人員等の派遣を受け、また、必要ある場合は、他管区の応援により、災害時の応急措置を統一的かつ、強力で推進する。

ア 対策本部の種類、設置者及び設置基準

種 類	設 置 者	設 置 基 準
中規模海難等対策本部	第五管区海上保安本部長 和歌山海上保安部長 田辺海上保安部長	大規模でない海難その他の海上における災害で、社会的に影響の大きいもの
大規模海難等対策本部	第五管区海上保安本部長	大規模な海難その他の海上における災害で、社会的に著しく影響の大きいもの

イ 対策本部の要員

別に定める対策本部編成表に従い要員を配置し、災害の救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務並びにこれらの付帯業務を実施する。

(3) 通信体制

災害発生地又は災害対策本部所在地と通信連絡が途絶した場合は通信代行巡視船の派遣又は携帯無線機を活用して、和歌山・田辺海上保安部との通信連絡を確保する。

第15章 震災対策要員の計画

震災応急対策を実施するために必要な要員は、本計画によるものとする。

震災対策の要員については、概ね次の順序で動員を行うものとする。ただし、震災応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 県・市町村職員の動員
- (2) 労働者の雇上げ

また、動員はそれぞれの応急対策実施機関において行うものであるが、これらの機関が震災応急対策及び災害救助を実施するに当たり、現地において、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足を生ずる場合は、次の応援要請事項を示して、本部へ要請するものとする。

応援要請事項

- ア 応援を必要とする理由
- イ 従事場所
- ウ 作業内容
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

**第1節 ボランティア受入計画（日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部危機管理局・
県環境生活部・県福祉保健部・県教育委員会）**

1 計画方針

地震・津波災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入計画は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 防災ボランティアの受入

ア 市町村等からの要請内容の伝達等

県内において、地震・津波等の大規模な災害が発生し、県又は県内の市町村から防災ボランティアに対する協力要請があった場合、県知事は、専門ボランティアにあっては、窓口団体を通じてその内容を伝え、救援ボランティアチームにあっては、直接に代表者にその内容を伝える。

なお、内容伝達に当たっては、ボランティアの活動地、必要人員、活動地への移動手手段等必要な情報の提供を行う。

※ 窓口団体とは、専門ボランティアが登録する際の窓口となる団体をいう。

イ 防災ボランティアの活動の基本

被災現地に出動した防災ボランティアは、県又は現地市町村と協力して災害救援活動に当たるものとする。

ウ 未登録専門ボランティアに対する対応

県、市町村等は、未登録の専門ボランティア希望者からの問い合わせや活動申入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。

エ 窓口団体との調整

窓口団体との調整は、各団体毎に関係各班において行うものとし、総合調整については、環境生活部県民生活班において行うものとする。

(2) 一般ボランティアの受入

ア 県災害ボランティアセンター（常設型）

災害発生後、県災害ボランティアセンターは、一般ボランティアの受入体制を整え、被災地で円滑にボランティア活動が行えるよう、災害ボランティア活動に係る情報の受発信や、市町村災害ボランティアセンターの後方支援業務を行う。

(ア) 県の役割

県は、環境生活部県民生活班を通じ、県災害ボランティアセンターに対して各種調整、指示、情報提供を行うとともに、職員を派遣し、その運営を支援する。

(イ) 県社会福祉協議会の役割

県社会福祉協議会は、県内外の社会福祉協議会、その他関係機関との連絡調整等、事務局として県災害ボランティアセンターの運営業務を行う。

イ 市町村ボランティアセンター

被災地の市町村又は市町村社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとし、その調整窓口として、市町村災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。 ※ 日本赤十字奉仕団委員長名・団員登録数一覧は、資料編 52-01-00を参

照 ※ 県婦人団体連絡協議会郡市長及び会員数一覧は、資料編52-03-00を参照

第2節 労働者の確保計画（和歌山労働局・県福祉保健部・県商工観光労働部）

1 計画方針

災害応急対策の実施が本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 労働者の雇用

労働者の雇用はそれぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

(2) 労働者雇用の方法

労働者の雇上げについては、県下各公共職業安定所の求職者を対象として要員確保に努めるものとする。

(3) 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

ア リ災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

イ 医療及び助産のための移送要員

① 救護班では処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院・診療所に運ぶための人員を必要とするとき。

② 救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員

③ 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員

ウ リ災者の救出要員

リ災者の身体の安全を保護するため、リ災者を救出するための要員

エ 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための、医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食糧品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員

カ 遺体捜索要員

遺体捜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する人員。

キ 遺体の処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

(4) 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく

要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。

(5) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

(6) 実施上の特例

知事は、あらかじめ定めた災害の救助の程度、方法及び期間等に基づき、個々の救助を実施する際、救助の適切な実施が困難な場合が生じたときは、そのつど厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(7) その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しておかなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 賃金職員等雇上げ台帳
- ウ 賃金支払関係証拠書類

第16章 交通輸送計画

第1節 道路交通の応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、

県県土整備部・警察本部）

1 計画方針

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

2 計画内容

(1) 交通規制の種別及び根拠

災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）するものとする。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条、6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し若しくは制限する。

ウ 基本法に基づく規制（同法第76条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(2) 交通規制の実施

ア 規制の実施は次の区分によって行うものとする。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 町 村 長	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警察署長等 警 察 官	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

ただし、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置を執られるよう配慮するものとする。

イ 隣接府県に対し広域交通管制の要請を行う。

(3) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、

速やかに警察官又は市町村長に通報するものとする。

通報を受けた市町村長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察長に速やかに通報するものとする。

(4) 各機関別実施の要領

道路管理者又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行うものとする。

ア 道路管理者

災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制をするものとする。

ただし、市町村長は、該当市町村以外の者が、管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行うものとする。この場合市町村長は、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行うものとする。

イ 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

(5) 緊急通行車両の通行確認

基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両の確認手続は、次のとおりとする。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

ア 緊急通行車両の基準

緊急通行車両とは、

- ① 道路交通法第39条第1項の緊急自動車
- ② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とされており、②の車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

イ 緊急通行車両の確認

① 確認の申出

a 申請場所

警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問場所

b 申請手続方法

緊急通行車両確認申請書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写しを添付する。

c その他

緊急通行車両確認申請書（車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）については各申請場所に備付けのものを使用。

② 確認と標章等の交付

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用

されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

③ 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

④ 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を經由して公安委員会に申請するものとする。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

a 災害対策基本法施行令第32条の2第2号に規定する「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

b 警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の想定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として同法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

(6) 交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第76条の2）

基本法に規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

ア 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

イ 前記アに係わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(7) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等（基本法第76条の3）

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

ア 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ 前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

ウ 前記ア及びイを警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

この場合において、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(8) 規制の標識等

イ 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 禁止、制限の種別と対象
- ② 規制する区域及び区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由
- ⑤ 迂回路その他の状況

(10) 道路の応急復旧

ア 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ 市町村長の責務

① 他の道路管理者に対する通報

市町村長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路ががけくずれ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

② 緊急の場合における応急復旧

市町村長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

③ 知事に対する応援要請

市町村は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。

※ 基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式は、資料編53-01-00を参照

※ 基本法施行規則第6条による緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、資料編53-02-00を参照

※ 緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャートは、資料編53-03-00を参照

※ 異常気象時における道路通行規制基準は、資料編53-05-01～03を参照

第2節 船舶交通の応急対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県農林水産部・県国土整備部）

1 計画方針

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制及び航路障害物の除去等に関し定めるものとする。

2 計画内容

(1) 航行規制の実施者等

実施責任者	港名	規制内容
田辺港長	田辺	1 けい留の制限禁止 2 びょう地の指定 3 移動の制限 4 移動命令 5 船舶交通の制限禁止 6 危険物積載船舶の停泊場所、荷役の規制 7 水路の保全に関する命令 8 火気取扱の制限禁止
和歌山下津港長	和歌山下津	
和歌山海上保安部長	由良、湯浅広	
田辺海上保安部長	新宮、宇久井、 勝浦、浦神 古座西向、串本 日置、日高	

ア 港長又は、和歌山・田辺海上保安部長（以下「港長等」という）は航行制限に当たっては、港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡を取るよう配慮する。

イ 田辺、和歌山下津港以外の港における規制内容は、(4)、(5)、(7)及び(8)とする。

(2) 発見者等の通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は、般船交通が極めて混乱している状況を発見したものは、速やかに港長等又は市町村長に通報するものとする。

通報を受けた市町村長は、その港湾の最寄りの海上保安部署長に通報するものとする。

(3) 航行規制の要領

ア 災害等により水路の損壊沈没物資のため、船舶の航行に危険がある場合は、港長等は、港内における船舶交通の制限禁止を行う。

イ 船舶交通の制限禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図る。また、必要に応じて標識を設置する。

(4) 航路障害物の除去

ア 和歌山・田辺海上保安部

① 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。

② 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

③ 港湾管理者及び漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

イ 港湾管理者及び漁港管理者

その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。

必要あるときは、除去命令を出す。

第3節 輸送計画（和歌山・田辺海上保安部、近畿運輸局、近畿地方整備局、自衛隊、西日本旅客鉄道(株)、県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）

1 計画方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸・海・空のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現するものとする。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活動を推進するものとする。

2 計画内容

(1) 基本方針

ア 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象の想定

① 第1段階

- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- d 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- a 上記①の続行
- b 食糧及び水等生命の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- a 上記②の続行
- b 災害復旧に必要な人員及び物資
- c 生活必需品

(2) 実施者

災害輸送は他の計画で別に定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行うものとする。

(3) 災害輸送の種別

災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- ア 自動車及びバイク等による輸送
- イ 鉄道軌道等による輸送
- ウ 船舶による輸送

エ ヘリコプター等による空中輸送

オ 人力等による輸送

(4) 輸送力の確保等

ア 自動車輸送力の確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、おおむね次の順序による。

- ① 当該実施機関所有の車両等
- ② 公共的団体の車両等
- ③ 営業用の車両等
- ④ その他の自家用車両等

イ 各機関における措置

① 県

- a 本部各班は自動車、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保を要するときで、県有車両等のみで不足するときは、次の輸送条件を示して総合交通政策班に要請するものとする。ただし、土木工事等のため業者所有建設車両を調達するときは、県土整備部土木総務班に要請する。 ※ 建設機械関係資料は、資料編51-00-01~02を参照

(7) 輸送区間又は借上機関

(イ) 輸送量又は車両の台数等

(ウ) 集合の場所及び日時

(エ) その他の条件

- b 総合交通政策班は、次により処置する。

(7) 自動車のうちトラックについては（社）和歌山県トラック協会に、バスについては（社）和歌山県バス協会に、それぞれ輸送を要請し、タクシーについては和歌山運輸支局に輸送要請してくれるよう依頼する。

※ バスによる緊急・救援輸送に関する協定書は 資料編54-02-01を参照

(イ) 鉄道によって輸送する場合は、必要の都度、各関係機関と協議して要請するものとする。

(ウ) 船舶のうちフェリーについては、南海フェリー（株）に輸送を要請し、それ以外は総合統制室を通じ和歌山・田辺海上保安部及び自衛隊等に輸送を、和歌山運輸支局及び和歌山運輸支局勝浦海事事務所に借上げあっせんを要請する。

(エ) 漁船については、農林水産部水産振興班を通じ和歌山県漁業協同組合連合会に輸送を要請する。

(オ) ヘリコプター等については、総合統制室を通じ和歌山・田辺海上保安部及び自衛隊等に輸送を要請する。

② 市町村

- a 市町村においては、輸送に必要な車両及び要員等の確保については、市町村計画に定めておくものとする。

b 市町村の所要車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して支部に応援を要請する。

③ 近畿運輸局（和歌山運輸支局、和歌山運輸支局勝浦海事事務所）

近畿運輸局は、対策実施要綱等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、県の要請等によ

り、輸送機関等に対し調達のあっせんを行う。

④ 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社及びその他の私鉄会社

西日本旅客鉄道(株)和歌山支社及びその他の私鉄会社は、それぞれの実施機関と協議して、鉄軌道による輸送を行うものとする。また、緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行うものとし、当該輸送機関は、緊急輸送の必要があると認めたときはその万全を期するものとする。

⑤ 和歌山・田辺海上保安部

和歌山・田辺海上保安部は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、自ら保有する船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。

⑥ 近畿地方整備局和歌山港湾事務所

近畿地方整備局和歌山港湾事務所は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を実施する。

⑦ 自衛隊

自衛隊は、「第18章 自衛隊派遣要請等の計画」に定める知事の災害派遣要請に基づき、自ら保有する車両、船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。

(5) 緊急輸送ネットワークの指定

県は、災害発生時の緊急輸送活動のための多重化や代替性を考慮し、緊急輸送道路、防災上の拠点となる施設及び輸送拠点を指定して、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

ア 緊急輸送道路

県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設等を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。

- ① 高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路
- ② 防災上の拠点となる施設、輸送拠点へのアクセス道路
- ③ 上記①、②を補完する道路

イ 防災上の拠点となる施設

- ① 県（総合庁舎を含む。）、市町村庁舎、消防署、警察署
- ② 病院

ウ 輸送拠点

- ① 港湾、漁港等
- ② 飛行場、ヘリポート等
- ③ 駅
- ④ トラックターミナル、卸売市場等

※ 緊急輸送ネットワーク計画図は、資料編54-01-00を参照

(6) 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備、耐震補強等に努め、災害発生時に万一被災した場合は、相互に連携し迅速な復旧に努めるものとする。

(7) 輸送能力

※ 陸上における輸送能力は 資料編54-02-00を参照

※ 海上における輸送能力は 資料編54-03-00を参照

※ 空の輸送能力は 資料編54-04-00を参照

第17章 自衛隊派遣要請等の計画（陸上自衛隊第37普通科連隊）

1 計画方針

県地域の防災に関し自衛隊の災害派遣について必要な事項は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 災害派遣要請基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、知事は、生命又は財産を保護するため必要と認められた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 派遣の種類

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要と認められた場合の知事の要請に基づく部隊等の派遣

イ まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく部隊等の予防派遣

ウ 災害に際しその事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

なお、その判断の基準とすべき事項については次に掲げるとおりである。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

エ 庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

(3) 派遣要請要領

ア 知事の派遣要請

災害に際し、知事は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ① 県下市町村長から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合
- ② 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合
- ③ 知事が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

イ 派遣要請の方法

派遣の要請は、陸上自衛隊信太山駐屯地司令（第37普通科連隊長）に対し、原則として文書により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

ウ 要請書の様式

※ 自衛隊災害派遣要請書の様式は、資料編55-01-00を参照

窓口は次のとおりとする

陸 上 自 衛 隊	
第37普通科連隊長	
連絡先	0725-41-0090 (代表)
(昼間)	第3科 (内236~239)
(夜間)	当直司令室 (内302)
県防災電話	
第3科	392-400
F A X	392-499

(4) 市町村長等の知事への派遣要請依頼

市町村長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明かにし、電話又は口頭をもって振興局を經由して県（総合防災課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合、市町村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

※ 知事への部隊派遣要請依頼書及び部隊等の撤収要請依頼書の様式は、資料編55-02-00を参照

(5) 派遣要請不要時の連絡

知事は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

(6) 自衛隊が災害派遣を行う場合の通知

陸上自衛隊信太山駐屯地司令（第37普通科連隊長）は、知事の派遣要請又は自主的判断により、部隊等を派遣した場合は、速やかに派遣部隊の指揮官の官職氏名、その他必要事項を知事に通知する。

(7) 自衛隊との連絡調整

ア 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、自衛隊の災害派遣を有効に行うため、情報の交換等連絡調整を行う。

イ 自衛隊災害派遣業務を調整しその迅速化を図るため、通常県に自衛隊連絡員の連絡所を設置する。

(8) 派遣部隊の誘導及び受け入れ体制

ア 派遣部隊等の誘導

① 県は自衛隊に災害派遣を要請した場合は、県警察本部（警備課）及び要請依頼の関係機関にその旨連絡する。

② 県警察本部は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情等に応じパトカー又は白バイにより被災地へ誘導する。

イ 派遣部隊の受け入れ体制

① 現地連絡責任者の指定

県は、部隊受け入れ及び作業の円滑を期するため、現地連絡責任者を指定し、派遣部隊指揮官との連絡調整に当たらせる。

② 作業計画及び資材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた機関は、災害の状況、他の機関の応援対策実施状況等を十分勘案し、自衛隊の部隊が迅速かつ円滑に作業を実施できるよう作業計画を策定するとともに、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、宿舎等必要な設備を整えるよう配慮する。

③ その他

ヘリコプターを使用する災害派遣要請をおこなった場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期する。

(9) 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として生命、財産の救助のため、各機関と綿密な連携を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

ア 災害発生前の活動

① 連絡班及び偵察班の派遣

a 連絡班

状況の悪化に伴い県その他必要な機関に連絡員を派遣し、情報の交換及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によって通信班を配慮する。

b 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

② 出動体制への移行

a 連隊本部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い作戦室を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

b 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

③ 海、空自衛隊との連絡調整

海、空自衛隊と、平素からの協定に基づき連絡を密にし、上級司令部の命令があれば速やかに適切な協同行動が実施できるよう準備する。

イ 災害発生後の活動

① 被害状況の把握

知事からの要請があったとき、又指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、船舶、航空機等により偵察を行う。

② 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

③ 遭難者の捜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

- ④ 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防活動を行う。
- ⑤ 消防活動
利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。
- ⑥ 道路又は水路の啓開
道路又は水路が破壊し、もしくは障害物がある場合は、これらの啓開除去にあたる。
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。
- ⑧ 通信支援
特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援する。
- ⑨ 人員及び物資の緊急輸送
特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めた場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- ⑩ 炊飯又は給水の支援
特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。
- ⑪ 交通規制の支援
主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において自衛隊車両を対象として、交通規制の支援を行う。
- ⑫ 危険物の保安及び除去
特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物の保安措置及び除去を実施する。
- ⑬ その他
その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

(10) 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長又は市町村長から委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができる。

- ア 警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止又は退去の命令（基本法第63条第3項）
 - イ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容（基本法第64条8項）
 - ウ 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去等（基本法第64条8項）
 - エ 住民又は現場にある者の応急業務への従事命令（基本法第65条3項）
- なお、この場合、自衛官は直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

(11) 派遣部隊等の撤収要請

- ア 知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- イ 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

04-17 自衛隊派遣要請等の計画

- ※ 派遣部隊等の撤収要請書の様式は、資料編55-03-00を参照
- ※ 災害時におけるヘリコプター発着予定地は、資料編55-04-00を参照
- ※ 林野火災時におけるヘリコプター発着予定地は、資料編55-05-00を参照

第18章 県防災ヘリコプター活用計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 計画内容

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として市町村等の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、総括管理者（危機管理監）の指示により出動するものとする。

(2) 防災ヘリコプターの応援

市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

ア 応援要請の原則

市町村等の行政区域内で災害が発生した場合で次のいずれかに該当するとき、当該市町村長等の要請に基づき応援するものとする。

- ① 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

イ 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

ウ 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター TEL 0739-45-8211
 FAX 0739-45-8213
 県防災電話 364-451, 364-400
 県防災FAX 364-499

(3) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- ア 被災状況等の調査及び情報収集活動
- イ 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送
- エ 被災者等の救出
- オ 救援物資、人員等の搬送
- カ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- キ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

※ 和歌山県防災ヘリコプター応援協定は、資料編56-00-00を参照

※ 災害時におけるヘリコプター発着予定地は、資料編55-04-00を参照

※ 林野火災時におけるヘリコプター発着予定地は、資料編55-05-00を参照

第19章 防災拠点施設活用計画(県総務部危機管理局)

1 計画方針

震災に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する県民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害時に備えるため、広域防災拠点の活用を進めるものとする。

2 計画内容

(1) 広域防災拠点

① 第1広域防災拠点(和歌山・海草地域に配置)

- ・和歌山、海草、有田、日高、那賀地域の支援及び県全体の総括拠点
コスモパーク加太(396,000㎡)
県立和歌山ビッグホエール(55,562㎡)

② 第2広域防災拠点(西牟婁地域に配置)

- ・西牟婁、日高、東牟婁地域の支援及び県外からの航空輸送における後方支援の進出拠点
旧南紀白浜空港跡地(200,000㎡)
上富田スポーツセンター(63,307㎡)

③ 第3広域防災拠点(東牟婁地域に配置)

- ・孤立化が長期かつ多数予想される地域を支援する拠点
新宮市民運動競技場(新宮市立佐野体育館含む)(51,000㎡)
東紀州防災拠点(三重県熊野市)(12,280㎡)

④ 第4広域防災拠点(伊都地域に配置)

- ・伊都、那賀地域の支援及び県外からの陸上輸送における後方支援の進出拠点
橋本市運動公園(県立橋本体育館含む)(340,000㎡)

第20章 広域防災体制の計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

広域的な対応が必要とされる大規模広域災害が発生した場合に備え、県は平常時から広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

県は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性を図りながら、関西広域連合や構成府県等からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。

また、県が防災関係機関に対し、広域的な応援を要請する場合、別に定める広域防災拠点受援計画に基づき、円滑な受入体制を整備する。

2 計画内容

(1) 関西圏域内の応援体制

- ・ 県は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整備を図り、さらに災害に関する関西広域連合構成府県及び連携県の情報の共有を図るなど関西圏域の府県との連携強化に努める。
- ・ 県は、紀伊半島に位置する三重県及び奈良県と「紀伊半島三県災害時等相互応援に関する協定」に基づき、2県との連携強化に努める。

(2) 他ブロック間の応援体制

- ・ 県は、関西広域連合が締結している「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、相互応援体制の整備を図り、情報交換や防災訓練の実施等を通して、九州地方知事会の構成県との連携強化に努める。

(3) 全国レベルの応援体制

- ・ 県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、他の都道府県との連携強化に努める。
- ・ 県は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援を要請するものとする。なお、緊急消防援助隊が出動された場合は、和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき速やかに受入体制を整える。
- ・ 県は、都道府県の枠を越えて迅速かつ広域的に被災地に赴き、直ちに被害情報等の収集、救出・救助、緊急交通路の確保等にあたる警察広域緊急援助隊の受入体制を整える。

(4) 県内の応援体制

- ・ 県内の市町村は、平成8年3月1日付けで締結した「和歌山県下消防広域相互応援協定」に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努めるものとする。 ※ 「和歌山県下消防広域相互応援協定」については、資料編40-03-00を参照
- ・ 県内の市町村は、平成8年2月23日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において地震、異常湧水その他の水道災害が発生した場合、応急給水、応急復旧等の相互応援に努めるものとする。

※ 「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」については、資料編44-01-00を参照

第21章 近畿地方整備局による災害時の応援計画（近畿地方整備局）

1 計画方針

災害が発生又はその恐れのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」（平成17年6月14日近畿整備局企画部長・和歌山県県土整備部長により締結）に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の応援を行う。

2 計画内容

(1) 応援の内容

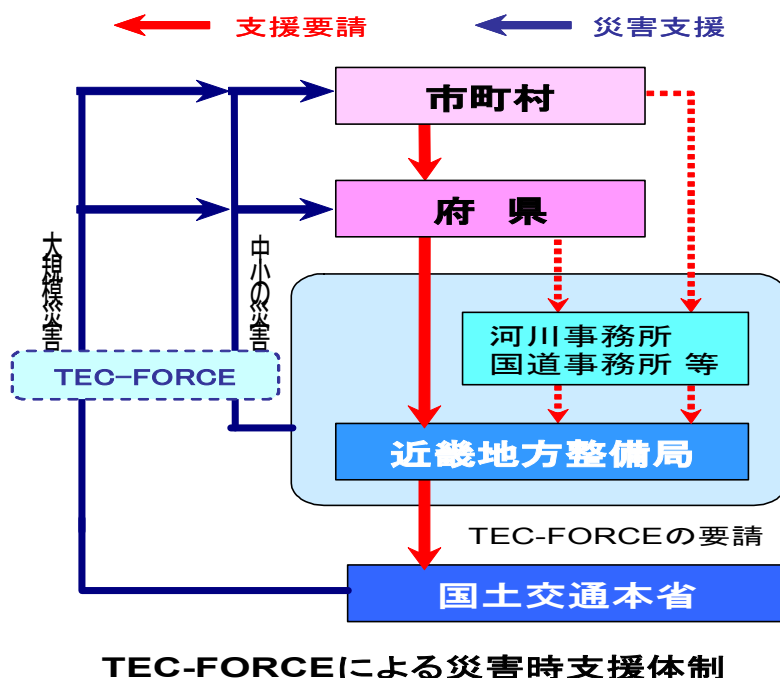
- ・被害情報の収集
- ・災害応急復旧
- ・二次災害の防止
- ・その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

和歌山県は近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

近畿地方整備局は、和歌山県より応援の要請を受け応援を行う場合は、兵庫県に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

【連絡先】 近畿地方整備局 企画部 防災課（TEL：06-6942-1575、FAX：06-6944-4741）



(3) 応援の実施

近畿地方整備局は和歌山県への応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

(4) 応援要請によらない応援

災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、和歌山県からの要請をまついとまがないと確認されるときは、近畿地方整備局は独自の判断により応援を行うものとする。

※「災害時の応援に関する申し合わせについては、資料編76-02-08を参照」

第 5 編

災 害 復 旧 計 画

第1章 施設災害復旧事業計画

(県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部)

1 方針

公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための施策が考えられるが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは、関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込むとともに、本県の特異性すなわち台風常襲地帯、多雨地帯、長いリアス式海岸、断層破碎地帯等の要素と、被害の原因を検討して、綿密周到な計画を組まなければならない。特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央の査定のための調査、測量及び設計を早急に実施し、関係者と十分協議検討を加え、復旧計画に当たっては被害原因を基礎にして再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。

また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておかなければならない。

2 事業計画の種別

方針を基盤として次にかかげる事業計画について、被害の都度検討作成するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設復旧事業計画
 - ウ 砂防設備復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木施設復旧事業計画
 - コ 下水道施設復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - ア 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画

- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

(1) 国庫補助及び国の財政措置

- ア 公共土木施設災害復旧……公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- イ 農林水産施設災害復旧……農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
- ウ 公立学校施設災害復旧……公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- エ 公営住宅の建設……公営住宅法によるもの
- オ 都市施設災害復旧……都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

(2) 地方債に基づく措置によるもの

(3) 地方交付税に基づく措置によるもの

(4) 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとする。

ア 激甚災害の調査

(ア) 県

県は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

(イ) 市町村

市町村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

イ 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

ウ 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市町村は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

※ 激甚災害指定基準は、資料編58-01-00を参照

第2章 災害復旧資金計画（県福祉保健部・県商工観光労働部・県農林水産部）

1 方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

2 資金の種類

(1) 農林漁業関係の資金融通

ア 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

- ① 農林漁業者経営資金
- ② 農林漁業組合事業資金

イ 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

- ① 農業基盤整備資金
- ② 林業基盤整備資金
- ③ 漁業基盤整備資金
- ④ 漁船資金
- ⑤ 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）
- ⑥ 農林漁業セーフティネット資金

ウ 生活営農資金

エ 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法）
被害森林整備資金

(2) 商工業関係の資金融通

ア 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設

イ 災害復旧高度化融資

ウ 中小企業近代化資金等助成法の設備近代化資金の償還期限延長

エ 小規模企業者等設備導入資金助成法の資金の償還期限延長

(3) 福祉関係の資金融通

ア 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

- ① 更生資金
- ② 福祉資金
- ③ 修学資金
- ④ 療養・介護等資金
- ⑤ 緊急小口資金
- ⑥ 災害援護資金

イ 母子・寡婦福祉資金

- ① 事業継続資金
- ② 住宅資金

- (4) 住宅関係の資金融通
 - ア 災害復旧住宅資金
 - イ 災害特別貸付

第3章 災害復興都市計画（県土整備部）

1 方針

都市の復興計画は、災害に対する応急、復旧活動が講じられる中、まちづくりに関する分野の基本方針を定めると同時に都市計画決定作業も並行して行うことが想定される。

大規模災害が発生した場合、物資供給、救命、救援等の応急活動と公共施設等の復旧活動が実施されることになるが、特に都市基盤が脆弱な密集市街地等の被災地については、原状への復旧だけでなく、震災前と比べより災害に強く快適なまちづくりに向けての取り組みを、他の活動と並行して計画的に進める必要がある。

また緊急かつ健全な復興にあたり、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合には、建築の制限や被災市街地復興推進地域の指定など迅速な対応が求められる。

2 流れ

(1)被災状況の把握、復興手段の設定【被災後1週間以内】

建築基準法第84条に基づく建築制限を掛ける範囲の判断材料として、市町村は被害状況について調査を行う。（第一次調査）

- ア 災害対策本部から情報収集・分析
- イ 現地調査
- ウ 調査結果の整理
- エ 都市計画、市街地開発事業等の実施地区の検討

(2)建築基準法第84条による建築制限の実施【被災後2週間以内】

集中的または面的災害を被った地域において、市街地開発事業等を行う場合、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぐため、市町村都市計画部局は特定行政庁と調整を行い、特定行政庁は2週間以内を目処に建築基準法第84条の建築制限を実施するものとする。

- ア 復興都市計画の区域を設定するための内部調整
- イ 建築基準法第84条による建築制限の告示（第1次建築制限）

(3)都市復興基本方針（任意）の設定【被災後1ヶ月以内】

市町村は被災後、建築制限を実施した大被害地区において、市街地開発事業等の復興都市計画により市街地の再形成を行うが、大被害地区以外に対しても、街の被害状況、被災前の都市計画方針等に応じて復興の基本方針を定めることが重要である。また、特定行政庁は、あわせて建築基準法第84条による建築規制の延長を検討する。

- ア 復興対象地区の設定
- イ 復興基本方針の周知
- ウ 建築基準法第84条による建築制限の期間延長の検討

(4)被災市街地復興推進地域の都市計画決定（都市計画法第10条の4）【被災後2ヶ月以内】

建築基準法第84条の建築制限は、災害発生から2ヶ月で失効するが、市町村は、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（被災市街地復興特別措置法第5条）を行い、緊急復興方針及び建築制限満了の日を定めることにより被災市街地復興特別措置法第7条にもとづき引き続き建築制限（第二次建築制限）を実施することになる。（最長2年）

また、建築基準法第84条の建築制限が失効されるまでに、市街地開発事業等の都市計画決定を行った場合でも、被災市街地の国費採択要件の緩和等の特例制度を活用するためには、あわせて被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う必要がある。

ア 臨時市町村都市計画審議会

イ 知事協議（市）、知事同意（町村）

ウ 被災市街地復興特別措置法第7条の規定による建築制限（第2次建築制限）

(5)市街地開発事業等の都市計画決定【被災後2ヶ月以降】

被災市街地復興推進地域の決定により、被災市街地復興特別措置法第7条の建築制限に移行した地域は市街地開発事業等の都市計画決定の手続きを行っていく。

被災市街地復興特別措置法第7条の建築制限は最長2年となっているが、より早急な復興を実現するために、可能な限り素早く都市計画決定を行うことが必要である。なお、各地区の被災状況より、住宅の再建計画等と調整を行ったうえで、具体的な施策や方針を示し、住民との合意形成を図ることが重要である。

第4章 その他の復旧計画

被災者への雇用対策（和歌山労働局、県商工観光労働部）

1 被災者の雇用の確保

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を中心として関係機関が協力し、就業の斡旋と雇用の確保に努める。
- (2) 県は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て事業主に雇用維持を要請する。

2 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

- (1) 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。
- (2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、一定の要件を満たすものについては、特例として求職者給付を行う。

第 6 編

東南海・南海地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2節 推進地域

東南海・南海法第3条に基づき指定された本県の推進地域の区域は、全市町村である。

【平成21年4月1日現在】

和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

和歌山県の地域に係る地震防災に関し、和歌山県、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第5章「防災関係機関の実施責任と業務大綱」に定めるところによる。

第2章 災害対策本部等の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

知事は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに和歌山県災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2節 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、和歌山県災害対策本部設置条例及び和歌山県災害対策本部本部規則に定めるところによるものとし、その組織計画については、第4編第1章第1節「組織計画」に定めるところによる。

第3節 災害応急対策要員の参集

- 1 知事は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画は、第4編第1章第2節「動員計画」及び「和歌山県災害対策本部緊急防災要員任命要領」に定めるところによる。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあるため、下記について留意する。

ア 県・市町村は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めるものとする。

イ 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努めるものとする。

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、第4編第2章「情報計画」に定めるところによる。

(2) 避難のための勧告及び指示

【地震全般】

ア 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難の勧告をすることとする。

また、市町村長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告するものとする。

イ 知事は、災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村長が、避難のための立ち退きの勧告及び指示ができなくなったときは、市町村長に代わって実施するものとする。

ウ 警察官又は海上保安官

① 市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要請があったときは、住民等に対して避難のための立ち退きを指示することとする。この場合、避難のための立ち退きを指示した旨を市町村長に通知することとする。

② 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にはいないときで特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

【津波】

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆ

つくりとした揺れを感じたときには、市町村長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう勧告指示することとする。

イ 地震発生後、津波警報等が発せられたときには、市町村長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう勧告指示することとする。

(3) 避難方法・避難誘導等

第4編第5章第3節「避難計画」に定めるところによるが、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等も講じることとする。

2 施設の緊急点検・巡視等

県・市町村は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

県・市町村は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町村へ指示するものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4編第3章「消防計画」並びに第5章第10節「医療助産計画」に定めるところによる。

なお、文化財の被害軽減を図るため、延焼防止のための対策を予め講じることとし、その計画については、第3編第18章「文化財災害予防計画」に定めるところによる。

5 物資調達

(1) 県は、発災後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。

(2) 県は、県内市町村における備蓄量について、(1)と同様把握し、必要に応じ市町村間のあわせ調整を実施する。

(3) 県は、(1)(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。

6 輸送活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4編第16章第3節「輸送計画」に定

めるところによる。

7 保健衛生・防疫活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4編第6章「保健衛生計画」に定めるところによる。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

県は、県内の市町村における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認められた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。

2 人員の配備

県は、管内の市町村における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、和歌山県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3節 他機関に対する応援要請

1 他の都道府県への応援要請

第4編第20章「広域防災体制の計画」に定めるところによる。

2 自衛隊の派遣要請

第4編第17章「自衛隊派遣要請等の計画」に定めるところによる。

3 近畿地方整備局の派遣要請

第4編第21章「近畿整備局による災害時の応援計画」に定めるところによる。

4 消防庁・警察庁等との連絡体制の確保

県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入

れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防機関及び警察庁と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

5 海上保安庁との連絡体制の確保

和歌山海上保安部及び田辺海上保安部との連絡が困難な場合は、防災相互通信波を活用し、沖合いに配備された巡視船艇または航空機を通じて所要の連絡及び情報交換を行うものとする（海上保安庁船艇・航空機は防災相互通信波の受信機を搭載）。

6 広域的な災害対応体制の整備

東南海・南海地震は、関東から九州に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接府県からの応援を求めることは困難であるため、国や他の都道府県と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、東南海地震と南海地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波に関する調査

1 県の業務

県は、津波からの防護及び円滑な避難対策の実施のために、下記の事項を実施する。

- (1) 県内において想定される津波波高・到達時間の調査
- (2) 県内において想定される津波浸水域の調査
- (3) 津波ハザードマップ策定指針の策定・見直し

2 市町の業務

市町は、住民が津波避難を円滑に行うための津波ハザードマップ等の作成に関する調査を実施する。

第2節 津波からの防護のための施設の整備等

1 整備方針

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の自動化・遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、閉鎖者の安全管理に配慮し、津波発生時に十分な避難時間が確保できないと判断された水門・樋門については、大津波警報及び津波警報が発表された場合、閉鎖作業を行わず速やかに避難することとする。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 県・市町は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第3編第7章「海岸防災計画」、同第8章「港湾防災計画」、同第9章「漁港・漁村防災計画」に定めるところとする。
- (5) 県・市町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第3編第23章「防災行政無線整備計画」に定めるところとする。

第3節 津波に関する情報の伝達等

1 津波予報、地震及び津波に関する情報の種類と内容

(1) 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区（原則として、都道府県程度に区分）に分けられている。和歌山県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。

「津波予報区図」



(2) 津波警報・注意報・予報の種類と内容

津波警報：担当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種類		解 説
津波 警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。
	津波	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。
津波注意報		高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください
津波予報		津波の心配なしの旨を発表
		高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
		津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(注) 1 津波による被害のおそれなくなったと認められる場合、「津波警報」又は「津波注意報」の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや注意事項を付して解除を行う場合がある。

(3) 津波情報の種類と内容

情報の種類		情報の内容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・ 予想される津波の高 さに関する情報	和歌山県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻および津波の高さ※1を発表するほか、地震の発生場所（震源※2）やその規模（マグニチュード）も併せて発表する。
	各地の満潮時刻・ 津波到達予想時刻 に関する情報	津波観測点※3における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表するほか、和歌山県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。また、地震の震源要素※2やその規模（マグニチュード）も併せて発表する。
	津波観測に関する 情報	検潮所※3に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津波の高さの最大値を発表するほか、地震の発生場所（震源※2）及び震源の規模（マグニチュード）も併せて発表する。
	その他の情報	上記の情報で発表できない津波に関する防災上有効な情報を発表する。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を発表する。

※1 発表する予想される津波の高さ

┆ 津波注意報の場合：津波注意報 0.5メートル

┆ 津波警報の場合：津波 1メートル又は2メートル

大津波 3メートル、4メートル、6メートル、8メートル
又は10メートル以上

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※2 震源要素：震源の発生時刻、緯度経度、震央地名ならびに地表からの深さ

※3 津波観測点

津波観測点名称	所在地
ナチカツウラチョウウラガミ 那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
クシモトチョウフクロコウ 串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
シラハマチョウカタタ 白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
ゴボウシハライド 御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
ワカヤマ 和歌山	和歌山県和歌山市和歌山下津港
ワカヤマシラハマオキ 和歌山白浜沖	白浜町瀬戸崎より沖合約17km(GPS波浪計)

平成22年4月1日現在

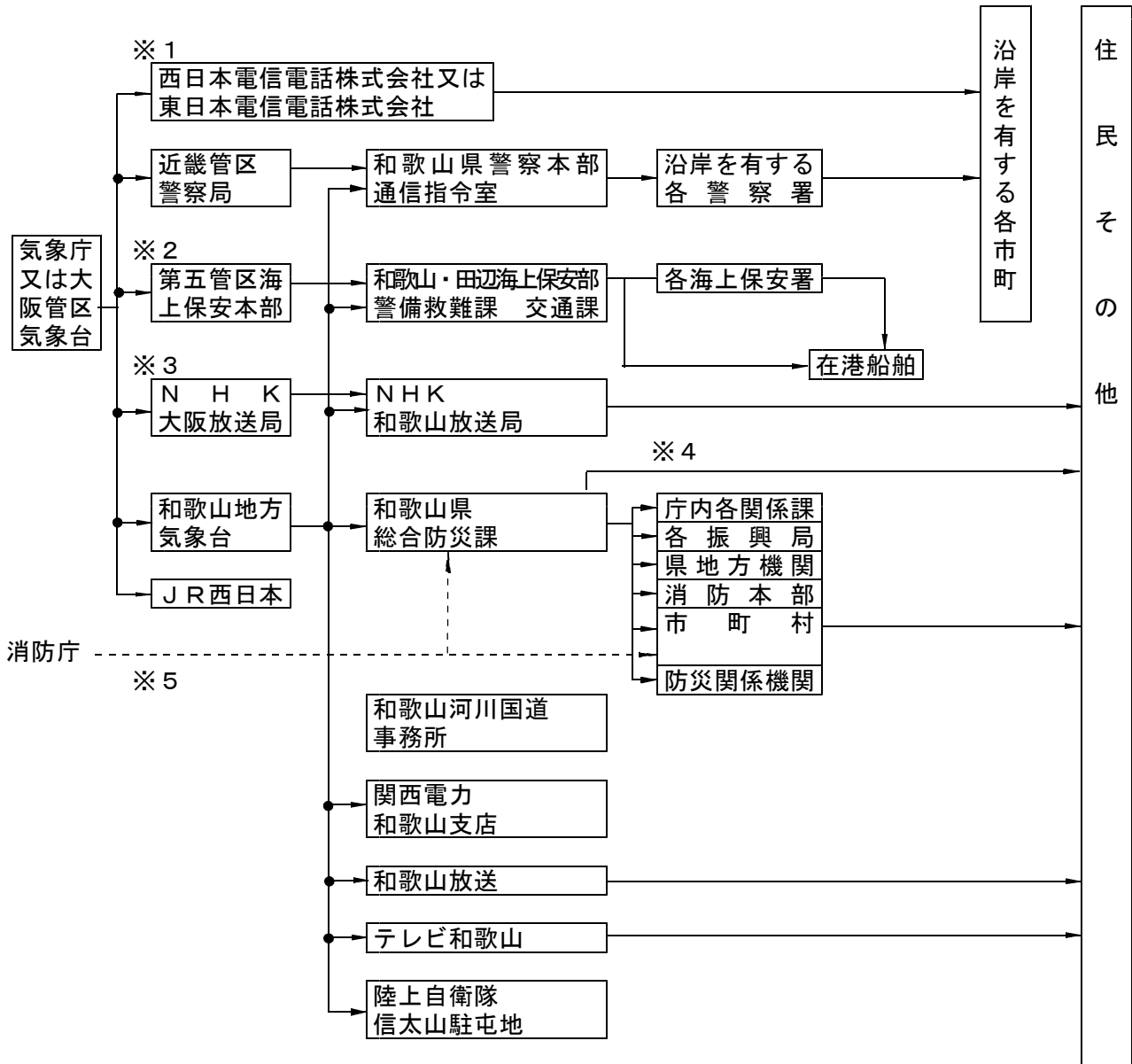
(4) 津波警報・注意報・予報、津波情報の通知基準

和歌山地方気象台は、関係機関（津波警報等の伝達経路参照）へ通知する。

津波警報・注意報・予報及び津波情報が和歌山県に発表されたとき

2 津波警報等（津波警報・注意報・予報、津波情報）の通知と伝達

(1) 津波警報等の伝達経路



平成24年4月1日現在

- (注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「防災情報提供システム」による。
- 2 ※1は、津波警報及び津波警報解除のみ伝達する。
- 3 ※2は、神戸海洋気象台から伝達する。
- 4 ※3は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）により放送する。
- 5 ※4は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。
- 6 ※5は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により伝達する。
- 7 和歌山県（総合防災課）から住民への伝達は、津波警報及び津波注意報の発表時のみ行う。
- 8 各振興局とは、海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁の各振興局である。

- 9 沿岸を有する各警察署とは、和歌山東、和歌山西、和歌山北、海南、有田、湯浅、御坊、田辺、白浜、串本、新宮の各警察署である。
- 10 気象業務法の規程による通知先は、国土交通省（和歌山河川国道事務所）、警察庁（近畿管区警察局）、海上保安庁（第五管区海上保安本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部）、都道府県（和歌山県）、N T T西日本及びNHK大阪放送局である。
- 11 各海上保安署とは、和歌山海上保安部からは、海南海上保安署、田辺海上保安部からは、串本海上保安署である。

(2) 本庁における措置

- ア 本庁の防災関係各課長は、津波警報・注意報等を受けたときは、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。
- イ 総合防災課長は津波警報・注意報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱い責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、書類を作成し、保存する。
- ウ 総合防災課以外の本庁関係課における記録については、当該課長がそれぞれ別に定めるものとする。

(3) 県地方機関の措置

- ア 振興局長その他県地方機関の長は、津波警報・注意報等を受領した場合は、ラジオ、テレビの放送等により、気象その他の状況を聴取するよう努める。
- イ 振興局長は、災害の発生のおそれがあるような場合において関係市町村から現地の情報を受領したときは、総合防災課長へ速やかに通報する。
- ウ 振興局長、その他県の地方機関の長は、津波警報・注意報等の受領伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、本庁に準じた措置を講じておく。

(4) 市町長の措置

- ア 市町長は、県の機関又は警察の機関から津波警報・注意報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、市町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。
周知方法は、おおむね次のとおりとする。
 - ① 広報車、宣伝車による。
 - ② 防災行政無線、有線放送による。
 - ③ 伝達組織を通じる。
 - ④ サイレン、警鐘等による。
- イ 市町長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において津波警報・注意報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。
- ウ 市町長は、N T T西日本から、津波警報・注意報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該予報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される津波警報・注意報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。
- エ 市町長は、県の機関から津波警報・注意報等を受領した場合には、解除になるまでは放

送局の放送により、状況を聴取するよう努めるものとする。

オ 市町長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、津波予報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報するものとする。

カ 市町長は、津波警報・注意報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

(5) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

ア 発見者の通報

異常現象を発見したものは、市町村長、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに市町長及び所轄警察署長に通報する。

ウ 市町長の通報

上記のア・イによって異常現象を承知した市町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

エ 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

① 水象に関する事項、津波による異常潮位、異常波浪

② 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

オ 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

(6) 災害発生後の措置

ア 被災地に提供すべき情報

和歌山地方気象台は、二次災害防止のために災害応急対策に資する情報を提供する。

イ 専門家派遣

知事は、地震に関する情報の活用を図り、災害応急対策に資するため、和歌山地方気象台の職員の派遣を要請することができる。

ウ 問い合わせに対する対応整備

現在の科学技術では、日時や場所を特定した地震の発生を予知することはできない。

「何月何日にマグニチュード8クラスの大地震がA市を襲う」といった情報は、根拠のないデマであるので、気象台の発表する地震情報により冷静に対処するよう努める。

第4節 避難対策等

1 県の措置

県は、以下の事項について実施する。

- (1) 市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導
- (2) 県の管理する施設を避難所として開設する際の協力、避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて収容者の救護のための必要な措置
- (3) 災害救助法の対象となる市町が行う避難対策についての指導調整
- (4) 居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策

2 避難の確保

- (1) 県は、想定される津波の高さ、到達時間、浸水域等を調査し、市町が津波避難対象地区を定めることを支援する。
- (2) 市町は、避難対象地区において、津波からの避難場所、避難経路、その他津波災害の特性に応じた避難実施方法を定めることとし、各種防災施設の整備状況や、被害想定結果の活用などにより、その避難実施方法を見直すこととする。
- (3) 県、市町は避難地、避難路の整備、津波避難ビルの活用、既存施設の安全性の確保等を推進する。
- (4) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合に備える。
- (5) 東南海・南海法に基づく東南海・南海地震防災対策計画を作成する事業所においては、別に定める県の策定指針に基づき、計画を策定するとともに、所在する市町との連携を図る。
- (6) 自主防災組織や(5)に規定する事業所以外についても、具体的な避難の方法等を平時から確認しておく。

3 避難勧告及び避難指示の発令

市町長は、避難対象地区の住民、海浜にある者等に対して、第3章第1節「地震発生時の応急対策」の定めを参考に、避難勧告、指示の発令基準を定めることとする。

4 避難勧告及び指示の伝達方法

市町の計画に定めるところにより実施するが、下記の事項に留意する。

- (1) 市町長は、要避難地域の住民等に対して、広報車、防災行政無線等による放送により伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。
- (2) 市町長は、必要に応じて県警察本部、海上保安署関係機関にも協力を求め、迅速かつ確実な避難勧告・指示を行う。

5 避難誘導、避難場所の運営体制

第4編第5章第3節「避難計画」に定めるところにより実施するが、下記の事項にも留意する。

(1) 災害時要援護者の避難支援

- ア 市町は、自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。
- イ 市町は、津波発生のおそれにより、市町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、

避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団、自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市町は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

ウ 地震が発生した場合、市町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な援護を行う。

(2) 日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客の避難誘導

6 避難意識の普及啓発対策

県、市町は、地域住民や企業に対して、津波来襲時に的確な避難が行うことができるように避難訓練、地域住民も参画した津波避難計画作成、防災教育、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、住民等の津波避難に関する意識を啓発する。

第5節 消防機関等の活動

1 市町村の措置

市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 正確な津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急 等
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2 県の措置

県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (1) 地震が発生した場合、報道機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供を行うこと。
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火、薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

3 水防管理団体等の措置

水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

- (1) 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関関西電力株式会社和歌山支店が行う措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

- (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関大阪ガス株式会社、指定地方公共機関新宮ガスが行う措置は、別に定めるところによる。

4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- (2) 指定公共機関西日本電信電話株式会社等が行う措置は、別に定めるところによる。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- (2) 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。
- (3) 指定公共機関日本放送協会和歌山放送局が行う措置は、別に定めるところによる。
- (4) 指定地方公共機関株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

第7節 交通対策

1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じることとし、その計画については、第4編第16章第1節「道路交通の応急対策計画」に定めるところによる。

2 海上

和歌山・田辺海上保安部は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

これらの計画については、第4編第16章第2節「船舶交通の応急対策計画」に定めるところによる。

3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止、その他運行上の措置を講じる。

4 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、列車、航空機、船舶等の乗客や、駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

第8節 県が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - (7) 当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (4) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 市町村推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 整備すべき施設

次の施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。

なお、県が所有する施設については、別に定める耐震化の方針に基づき、対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に要する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (8) 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設又は河川管理施設
- (9) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (10) 公的医療機関等の改築又は補強
- (11) 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間医療を行っている病院等の改築又は補強
- (12) 社会福祉施設の改築又は補強
- (13) 公立の小学校、中学校、特別支援学校等の改築又は補強
- (14) 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物の改築又は補強
- (15) 農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (16) 地域防災拠点施設
- (17) 防災行政無線施設その他の施設又は設備
- (18) 飲料水、電源等の確保のための井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (19) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (20) 負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急的な措置に必要な設備又は資機材

2 整備方針

- (1) 県、市町村は、施設整備の年次計画にあたっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 県、市町村は、施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

第6章 防災訓練計画

東南海・南海地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めることとし、その事業計画については、第3編第25章「防災訓練計画」に定めるところによる。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

東南海・南海地震に関する地震防災上必要な教育及び広報については、第3編第26章「防災知識普及計画」に定めるところによる。

なお、東南海地震と南海地震、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、両地震が連続して発生した場合に生じる危険についても周知するし、住民意識の啓発に努める。

資料編 目次-1

基 計 画	本 編	地震・津波災 害対策計画編	資料番号	資 料 名	担 当 機 関
01-02-01	01-02-01		01-01-01	和歌山県の主要な山岳と河川	和歌山県
			01-01-02	主要山岳名	和歌山県
			01-01-03	主要河川名	和歌山県
	01-03		02-01-00	気象庁震度階級関連解説表	和歌山地方气象台
02-01	03-01		03-01-00	重要水防箇所評定基準	近畿地方整備局
			03-02-00	国土交通大臣直轄管理河川重要水防総括表	近畿地方整備局
			03-03-01	国土交通大臣直轄管理河川重要水防箇所個別調書	近畿地方整備局
			03-03-02	国土交通大臣直轄管理河川重要水防箇所個別調書【重点区間】	近畿地方整備局
			03-04-00	知事管理河川重要水防箇所集計表	県県土整備部(河川課)
			03-05-00	知事管理河川重要水防箇所個別調書	県県土整備部(河川課)
02-02	03-02		04-01-00	雨量観測局	県県土整備部(砂防課)
			04-02-00	土砂災害警戒情報	県県土整備部(砂防課)
			04-03-00	土砂災害緊急FAX送付状	県県土整備部(砂防課)
			04-04-00	土石流危険溪流一覧表	県県土整備部(砂防課)
02-03	03-03		05-01-01	山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)	近畿中国森林管理局
			05-01-02	山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)	県農林水産部(森林整備課)
			05-02-01	山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)	近畿中国森林管理局
			05-02-02	山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)	県農林水産部(森林整備課)
02-04	03-04		06-01-00	地すべり危険箇所(農林水産省所管)	県農林水産部(農業農村整備課)
			06-02-00	地すべり危険箇所(農林水産省所管)	県農林水産部(森林整備課)
			06-03-00	地すべり危険箇所(国土交通省所管)	県県土整備部(砂防課)
			06-04-00	急傾斜崩壊危険箇所一覧表	県県土整備部(砂防課)
02-07	03-06		07-01-00	警戒を要するため池(市町村別集計)	県農林水産部(農業農村整備課)
			07-02-00	警戒を要するため池(市町村別内訳)	県農林水産部(農業農村整備課)
02-08	03-07		08-01-00	海岸防災計画(海岸市町別内訳)	県農林水産部(農業農村整備課)、県県土整備部(港湾整備課)
			08-02-00	海岸重要水防箇所(国土交通省水管理・国土保全局所管)	県県土整備部(港湾整備課)
			08-03-00	海岸重要水防箇所(国土交通省港湾局所管)	県県土整備部(港湾整備課)
			08-04-00	海岸重要水防箇所(農林水産省所管)	県県土整備部(港湾整備課)
			08-05-00	海岸重要水防箇所(農林水産省所管)	県農林水産部(農業農村整備課)
02-09	03-08		09-00-00	港湾防災計画(県管理港湾一覧)	県農林水産部(港湾整備課)
02-11	03-10		10-01-00	道路通行規制箇所(一般国道・国管理)	近畿地方整備局
			10-02-00	道路危険予想箇所(一般国道・主要地方道・一般県道)	県県土整備部(道路保全課)

資料編 目次-2

基 計 画 編	地震・津波災 害対策計画編	資料番号	資 料 名	担 当 機 関
02-12-02	03-11	11-00-00	火災概況	県危機管理局(消防保安課)
		12-01-00	林野火災予防用資機材配備状況(貸与中の機材数)	県農林水産部(森林整備課)
		12-02-00	林野火災用消防施設等の現況	県危機管理局(消防保安課)
		12-03-00	林野火災対策用消火資機材備蓄状況	近畿中国森林管理局、県危機管理局(消防保安課)
	03-12	13-01-00	都市計画法適用市町村一覧表	県県土整備部(都市政策課)
		13-02-00	市街化区域及び市街化調整区域	県県土整備部(都市政策課)
		13-03-00	防災地域・準防火地域の現状	県県土整備部(都市政策課)
		13-04-00	都市計画の道路現況	県県土整備部(都市政策課)
		13-05-00	都市計画の公園緑地現況	県県土整備部(都市政策課)
		13-06-00	市町村土地区画整理事業一覧	県県土整備部(都市政策課)
	03-13	14-00-01	和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱	県県土整備部(建築住宅課)
		14-00-02	和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱	県県土整備部(都市政策課)
		14-00-03	和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱	県県土整備部(都市政策課)
02-15	03-14	15-01-00	下水道事業の供用開始状況表	県県土整備部(下水道課)
		15-02-00	農業集落排水事業の供用開始状況表	県県土整備部(下水道課)
02-16	03-16	16-00-00	流木災害予防計画 貯木場の所在、面積及び貯木能力	県農林水産部(林業振興課)、県県土整備部(河川課・港湾整備課)
02-18	03-18	17-01-00	国・県指文化財集計表	県教育委員会(文化遺産課)
		17-02-00	指定文化財国宝(建造物)	県教育委員会(文化遺産課)
		17-03-00	指定文化財重要文化財(建造物)	県教育委員会(文化遺産課)
		17-04-00	県指定文化財(建造物)	県教育委員会(文化遺産課)
02-19-01	03-19-01	18-00-00	危険物製造所等数調(完成検査済証交付施設)	県危機管理局(消防保安課)
02-19-02	03-19-02	19-00-00	火薬類関係事業所一覧	県危機管理局(消防保安課)
02-19-03		20-00-00	高圧ガス・液化石油ガス関係事業所一覧	県危機管理局(消防保安課)
02-19-04	03-19-03	21-01-00	毒物劇物製造者等一覧	県福祉保健部(薬務課)
02-19-05	03-19-04	22-01-00	放射性同位元素等取扱事業所一覧表	県危機管理局(危機管理課)
02-20-01	03-20-01	23-00-00	孤立防止用衛星電話機について	NTT西日本和歌山支店
02-20-02	03-20-02	24-00-01	各電力施設の所在地及び連絡先	関西電力(株)和歌山支店
02-20-03	03-20-03	25-01-00	都市ガスによる二次災害防止策(大阪ガス)	大阪ガス(株)
		25-02-00	都市ガス配管状況(新宮ガス)	新宮ガス(株)
02-20-04	03-20-04	26-00-00	西日本旅客鉄道(株)和歌山支社管内略図	西日本旅客鉄道(株)和歌山支社
02-21		27-01-00	空港消防力の状況	和歌山県南紀白浜空港管理事務所、県県土整備部(港湾空港課)
		27-02-00	南紀白浜空港緊急事態の通信系統	和歌山県南紀白浜空港管理事務所、県県土整備部(港湾空港課)

資料編 目次-3

基 計 画	本 編	地震・津波災 害対策計画編	資料番号	資 料 名	担 当 機 関
02-03	03-21		28-01-01	和歌山地方気象台所管の気象観測所	和歌山地方気象台
			28-01-02	観測所配置図	和歌山地方気象台
			28-02-00	雨量観測所	県県土整備部(河川課、砂防課)
			28-03-00	潮位観測所	和歌山地方気象台
			28-04-01	地震観測所(気象台)	和歌山地方気象台
			28-04-02	地震観測施設(文部科学省)	文部科学省
			28-04-03	地震観測施設(和歌山県)	県危機管理局(総合防災課)
			28-05-00	巨大津波観測所	和歌山地方気象台
			28-06-00	和歌山地方気象台所管の地震計、震度計、巨大津波計、潮位観測所配置図	和歌山地方気象台
			28-07-00	水防法第12条第2項の規定により水位状況を公表する観測所	県県土整備部(河川課)
02-24-01	03-22-01		29-01-00	消防力の現況(消防常備化地域図)	県危機管理局(消防保安課)
			29-02-00	消防の概要	県危機管理局(消防保安課)
			29-03-00	消防ポンプ自動車等現有数	県危機管理局(消防保安課)
02-24-02			29-04-00	消防水利の現況	県危機管理局(消防保安課)
			30-00-01	水防施設の現況 水防管理団体(県分以外)主要備蓄資材	県県土整備部(河川課)
			30-00-02	県が保有する資材	県県土整備部(河川課)
02-24-03	03-22-02		31-00-00	県の災害救助物資備蓄状況	県福祉保健部(福祉保健総務課)
02-24-05	03-22-04		31-01-00	紀の川大堰管理所の防災機能	近畿地方整備局、県県土整備部(河川課)
02-30	03-28		32-01-00	和歌山県災害拠点病院	県福祉保健部(医務課)
			32-02-00	和歌山県災害支援病院	県福祉保健部(医務課)
02-32	03-30		33-00-00	和歌山県防災ボランティア登録制度要綱	県危機管理局(総合防災課)
			33-02-00	和歌山県被災地生活支援NPO登録制度要綱	県環境生活部(県民生活課)
03-01	04-01-01		34-01-00	県災害対策本部緊急防災要員任命要領	県危機管理局(総合防災課)
			34-02-00	県災害対策本部職員腕章・自動車標旗・横幕	県危機管理局(総合防災課)
			34-03-00	和歌山県広域防災拠点要員任命要領	県危機管理局(総合防災課)
03-01-02	04-01-02		35-00-00	災害応急対策又は災害復旧に必要な技術・知識又は経験を有する県の技術職員数	県総務部(人事課)

資料編 目次-4

基 計 画 編	地震・津波災 害対策計画編	資料番号	資 料 名	担 当 機 関
03-02-02	04-02-02		被害状況即報及び災害概況即報様式	県危機管理局(総合防災課)
		37-01-01	第4号様式(その1)【災害概況即報】	県危機管理局(総合防災課)
		37-01-02	第4号様式(その2)【被害状況即報】	県危機管理局(総合防災課)
		37-01-03	災害即報記入要領【第4号様式分】	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-01	様式2【被害状況報告及び附表・明細表】	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-02	被害状況報告記入要領等	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-03	附表1(民生関係)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-04	附表2(教育関係)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-05	附表3(農林水産施設関係)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-06	附表4の1(その他関係)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-07	附表4の2(その他関係)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-08	附表5の1(土木施設関係・・・市町村分)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-09	附表5の2(土木施設関係・・・県分)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-10	附表6(衛生施設関係)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-11	附表7(交通通信関係)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-12	附表8(消防関係)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-13	附表9(県関係)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-14	附表10(市町村公共施設関係)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-15	明細表1(民生関係)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-16	明細表2	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-17	明細表3(教育関係)	県危機管理局(総合防災課)
		37-02-18	明細表4(公共施設関係)	県危機管理局(総合防災課)
37-02-19	明細表5(道路、河川関係)	県危機管理局(総合防災課)		
37-02-20	明細表6(急傾斜地、山地関係)	県危機管理局(総合防災課)		
37-02-21	明細表7(農作物関係)	県危機管理局(総合防災課)		
37-02-22	別表(被害状況認定及び報告書記入の基準)	県危機管理局(総合防災課)		
03-02-03	04-02-03	38-01-01	非常通信経路計画	県危機管理局(総合防災課)
		38-01-02	非常通信とアマチュア局について	県危機管理局(総合防災課)
		38-01-04	和文通話表	県危機管理局(総合防災課)
		38-02-00	非常通信経路(市町村防災系)	県危機管理局(総合防災課)
		38-03-00	消防用県内共通波無線非常通信経路	県危機管理局(総合防災課)
		38-04-00	総合防災情報システム ネットワーク全体構成図	県危機管理局(総合防災課)
		38-05-00	総合防災情報システム 電話番号簿	県危機管理局(総合防災課)

資料編 目次-5

基 計 画	本 編	地震・津波災 害対策計画編	資料番号	資 料 名	担 当 機 関
03-02-04	04-02-04	39-01-00	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書 (日本放送協会和歌山放送局) ((株)テレビ和歌山) ((株)和歌山放送)	県知事室(広報課)、県危機 管理局(総合防災課)	
			39-02-00	災害時における放送要請に関する協定書 ((株)毎日放送) (朝日放送(株)) (関西テレビ放送(株)) (読売テレビ(株))	県知事室(広報課)、県危機 管理局(総合防災課)
			39-03-00	緊急警報放送の放送要請に関する覚書 (日本放送協会和歌山放送局)	県知事室(広報課)、県危機 管理局(総合防災課)
			39-04-00	災害時等における報道要請に関する協定 ((株)朝日新聞社・毎日新聞・読売新聞・(株)産業 経済新聞社・(株)時事通信社・(社)共同通信社・ (株)中日新聞社・(株)日本経済新聞社・(株)日刊 工業新聞社の和歌山支局、並びに(株)紀伊民報 社)	県警察本部、県知事室(広報 課)、県危機管理局(総合防 災課)
03-03	04-03	40-01-01	火災即報様式	県危機管理局(消防保安課)	
		40-01-02	火災即報記入要領	県危機管理局(消防保安課)	
		40-02-00	消防の相互応援協定締結状況	県危機管理局(消防保安課)	
		40-03-00	和歌山県下消防広域相互応援協定	県危機管理局(消防保安課)	
		40-04-01	和歌山県下消防広域応援基本計画	県危機管理局(消防保安課)	
		40-04-02	別紙1(情報伝達窓口)	県危機管理局(消防保安課)	
		40-04-03	別紙2(応援要請事項)	県危機管理局(消防保安課)	
		40-04-04	別紙3(応援可能部隊)	県危機管理局(消防保安課)	
		40-04-05	別紙4(応援可能資機材)	県危機管理局(消防保安課)	
03-05	04-05	41-00-01	大規模災害等発生時における災害救助犬に関する協定 書(特定非営利活動法人和歌山災害救助犬協会)	県危機管理局(総合防災課)	
		41-00-02	大規模災害等発生時における支援等に関する協定 書(和歌山県石油商業組合)	県危機管理局(総合防災課)	
03-05-01	04-05-01	41-01-00	市町村別救助法適用基準世帯数	県福祉保健部(福祉保健総 務課)	
		41-02-00	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	県福祉保健部(福祉保健総 務課)	
03-05-03	04-05-03	42-00-00	各市町村別避難先一覧数	県危機管理局(総合防災課)	
		42-01-00	災害支援等の協力に関する協定書 (和歌山県遊技業協同組合)	県危機管理局(総合防災課)	
		42-02-00	大規模災害発生時等における協力に関する協定書 /確認書(西日本電信電話株式会社和歌山支店)	県危機管理局(総合防災課)	

資料編 目次-6

基 計 画 編	地震・津波災 害対策計画編	資料番号	資 料 名	担 当 機 関
03-05-04	04-05-04	43-01-01	災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて	果樹園芸課
		43-01-02	近畿農政局和歌山農政事務所一覧表	和歌山農政事務所、県農林水産部(果樹園芸課)
		43-01-03	災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書 ((株)トーヨー食品) (和歌山県農業協同組合連合会) (和歌山米穀(株))	和歌山農政事務所、県農林水産部(果樹園芸課)
		43-02-00	救助用食糧の確保状況	和歌山農政事務所、県農林水産部(果樹園芸課)
		43-04-00	炊飯施設業者名簿	和歌山農政事務所
		43-05-00	パン製造業者名簿	県教育委員会(健康体育課)
03-05-05	04-05-05	44-01-00	水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書 (日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱)	県環境生活部(食品・生活衛生課)
		44-02-00	県下の水道施設設置箇所表	県環境生活部(食品・生活衛生課)
		44-03-00	県下の給水資機材保有状況	県環境生活部(食品・生活衛生課)
03-05-08	04-05-08	45-01-00	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書(社団法人プレハブ建築協会)	県県土整備部(建築住宅課)
		45-03-01	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書 (南海フェリー(株))	県企画部(総合交通政策課)
		45-03-02	災害救助物資の調達に関する協定書 ((株)オークワ、(株)松源) (わかやま市民生活協同組合) (三笠コカ・コーラボトリング(株)) (NPO法人コメリ災害対策センター) (コーナン商事(株)) (サントリーフーズ(株)) ((株)ローソン) ((株)セブン-イレブン・ジャパン) (株)ファミリーマート)	県福祉保健部(福祉保健総務課)、危機管理局(総合防災課)
		45-03-03	災害時における救援物資の保管等に関する協定書	県福祉保健部(福祉保健総務課)
		45-04-02	緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書 (社団法人和歌山県トラック協会)	県福祉保健部(福祉保健総務課)
		46-01-00	災害救助に関する業務委託契約 (日本赤十字社和歌山県支部)	日赤県支部、県福祉保健部(福祉保健総務課)
03-05-09	04-05-10	46-02-00	災害時の医療救護についての協定書 (社団法人和歌山県医師会)	県医師会、県福祉保健部(医務課)
		46-02-01	災害時の医療救護についての協定書 (災害拠点病院・災害支援病院)	県福祉保健部(医務課)
		46-03-00	医療救護活動にかかる実費弁償等に係る覚書 (社団法人和歌山県医師会)	県医師会、県福祉保健部(医務課)
		46-04-00	災害時の医療救護活動に関する協定 (労働福祉事業団)	労働福祉事業団、県福祉保健部(医務課)
		46-05-00	災害時の医療救護活動に関する協定実施細目 (労働福祉事業団)	労働福祉事業団、県福祉保健部(医務課)
		46-06-00	医療救護班の派遣に関する協定書	県福祉保健部(医務課)
		46-06-01	医薬品・血液調達先一覧	県福祉保健部(薬務課)
		46-06-02	大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定書(和歌山県医薬品卸組合)	県福祉保健部(薬務課)
		46-06-03	災害対策用医薬品・衛生材料一覧	県福祉保健部(薬務課)
		46-06-04	災害時における医療救護活動に関する協定書 (社団法人 和歌山県薬剤師会)	県福祉保健部(薬務課)

資料編 目次-7

基 計 画	本 編	地震・津波災 害対策計画編	資料番号	資 料 名	担 当 機 関
			46-06-05	大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 (和歌山県医薬品卸組合)	県福祉保健部(薬務課)
			46-06-06	大規模災害時における医療機器等の供給に関する 協定書(大阪医療機器協会)	県福祉保健部(薬務課)
			46-06-07	大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 (有限責任中間法人 日本産業・医療ガス協会 近畿地 域本部和歌山県支部)	県福祉保健部(薬務課)
			46-06-08	災害救助物資の調達に関する協定書(和歌山県製薬協会)	県福祉保健部(薬務課)
			46-07-00	保健所管内別医療機関及び医療関係人員一覧	県福祉保健部(医務課)
			46-08-00	地区医師会所在地、連絡先	県医師会
			46-09-00	医療機関(病院)一覧	県福祉保健部(医務課)
			46-10-00	和歌山県救急告示医療機関一覧	県福祉保健部(医務課)
			46-11-00	県内無医地区	県福祉保健部(医務課)
			46-12-00	和歌山県(統一様式) トリアージ・タッグ	県福祉保健部(医務課)
			46-13-00	和歌山県DMATの派遣に関する協定書	県福祉保健部(医務課)
			03-05-12	04-05-13	47-01-00
47-02-00	生活福祉資金貸付条件	県福祉保健部(福祉保健総務 課)			
03-05-13	04-05-14	48-00-00	和歌山県広域火葬実施要綱	県環境生活部(食品・生活衛生 課)	
03-06-01	04-06-01	49-01-00	防疫用資材状況(保健所所管分)	県福祉保健部(健康推進課)	
03-06-02	04-06-02	50-00-00	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する 協定書(社団法人和歌山県産業廃棄物協会)	県環境生活部(循環型社会 推進課)	
		50-01-00	廃棄物処理施設被害状況報告の様式	県環境生活部(循環型社会 推進課)	
			50-02-01	清掃施設等の状況 ごみ焼却施設 粗大ごみ処理施設 し尿処理施設	県環境生活部(循環型社会 推進課)
			50-02-02	清掃施設等の状況 廃棄物運搬車	県環境生活部(循環型社会 推進課)
			50-02-03	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書 (社団法人和歌山県清掃連合会)	県県土整備部(下水道課)
03-06-04	04-06-04	50-03-01	地域活動記録	県福祉保健部(医務課)	
		50-03-02	避難所活動記録	県福祉保健部(医務課)	
		50-03-03	保健活動日報	県福祉保健部(医務課)	
		50-03-04	健康相談票及び経過用紙	県福祉保健部(医務課)	
		50-03-05	健康調査連名簿	県福祉保健部(医務課)	
		50-03-06	仮設住宅入居世帯調査票	県福祉保健部(医務課)	
		50-03-07	保健師活動状況報告書	県福祉保健部(医務課)	
03-07	04-07	51-01-01	建築機械関係資料 県有建設機械保有状況	県県土整備部(道路保全課、河 川課、港湾整備課、砂防課)	
		51-01-02	建築機械関係資料 建設機械の主要調達先	県県土整備部(道路保全課、河 川課、港湾整備課、砂防課)	
		51-01-03	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書(社 団法人和歌山県建設業協会)	県県土整備部(技術調査課)	
		51-01-04	「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」 に基づく確認書(社団法人和歌山県建設業協会)	県県土整備部(技術調査課)	
		51-01-05	大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関 する協定書(社団法人和歌山県測量設計業協会)	県県土整備部(技術調査課)	
		51-01-06	「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関 する協定書」に基づく確認書(社団法人和歌山県測量設計業協会)	県県土整備部(技術調査課)	

資料編 目次-8

基 計 画 編	地震・津波災 害対策計画編	資料番号	資 料 名	担 当 機 関
03-12-05	04-11-05	51-02-00	放射線検出等初期対応マニュアル	県危機管理局(危機管理課)
03-16-01	04-15-01	52-01-00	日本赤十字奉仕団委員長名・団員登録数	日赤県支部
		52-02-00	県婦人団体連絡協議会郡市会長名及び会員数一覧	県教育委員会(生涯学習課)
03-17-01	04-16-01	53-01-00	基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式	県警察本部
		53-02-00	基本法施行規則第6条による緊急通行車両の標章及び証明書の様式	県警察本部
		53-03-00	緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート	県警察本部
		53-04-00	東海大地震の警戒宣言発令時における和歌山県内の「広域交通規制対象道路」及び「広域交通検問所」	県警察本部
		53-05-01	災害発生時における車両等の排除に関する覚書(社団法人日本自動車連盟関西本部和歌山支部)	県警察本部
		53-05-02	災害時における緊急輸送路及び地域安全の確保等の業務に関する細目協定(社団法人和歌山県警備業協会)	県警察本部
		53-06-01	異常気象時における道路通行規制基準 一般国道(国管理)	近畿地方整備局(和歌山・紀南河川国道事務所)
		53-06-02	異常気象時における道路通行規制基準 高速自動車道・一般有料車道・一般有料道路	西日本高速道路(株)関西支社
		53-06-03	異常気象時における道路通行規制基準 別表1-1 異常降雨関係道路通行規制基準等	西日本高速道路(株)関西支社
		53-06-04	異常気象時における道路通行規制基準 一般国道(県管理)、主要県道(県管理)、一般県道	県県土整備部(道路保全課)
03-17-02	04-16-02	53-07-00	漁船による大規模災害時の緊急輸送活動の協力に関する協定書(和歌山県漁業協同組合連合会)	県農林水産部(資源管理課)
03-17-03	04-16-03	54-01-01	緊急輸送ネットワーク計画図(和歌山県)	県危機管理局(総合防災課)、 県県土整備部(道路政策課、道路保全課)
		54-01-02	緊急輸送ネットワーク計画図(和歌山市)	県危機管理局(総合防災課)、 県県土整備部(道路政策課、道路保全課)
		54-02-00	陸上における輸送能力 (バス機関、トラック等輸送機関)	近畿運輸局(和歌山運輸支局)
		54-02-01	バスによる緊急救援輸送に関する協定書	県企画部(総合交通政策課)
		54-03-01	海上における輸送能力(巡視船、巡視艇)	和歌山海上保安部、田辺海上保安部
		54-03-02	海上における輸送能力(旅客運送事業者、海運組合)	近畿運輸局(和歌山運輸支局・ 勝浦海事事務所)
		54-04-00	空の輸送能力(陸上自衛隊の輸送能力) 空の輸送能力(海上保安庁の輸送能力)	陸上自衛隊第37普通科連隊 田辺海上保安部 和歌山海上保安部
03-18	04-17	55-01-00	自衛隊災害派遣要請書の様式	陸上自衛隊第37普通科連隊
		55-02-00	知事への部隊派遣要請依頼書及び部隊等の撤収要請依頼書の様式(市町村→県)	県危機管理局(総合防災課)
		55-03-00	派遣部隊等の撤収要請書の様式	陸上自衛隊第37普通科連隊
03-19	04-18	55-04-00	災害時におけるヘリコプター発着予定地	県危機管理局(消防保安課)
		55-05-00	林野火災時におけるヘリコプター発着予定地	県危機管理局(消防保安課)
		56-00-00	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	県危機管理局(消防保安課)
03-21	04-20	57-01-00	近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定	県危機管理局(総合防災課)
		57-01-01	近畿2府7県震災時等の相互応援に関する基本協定実施細目	県危機管理局(総合防災課)
		57-01-02	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書(朝日航洋(株)西日本航空支社、中日本航空(株)、四国航空(株))	県危機管理局(総合防災課)
		57-02-00	紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	県危機管理局(総合防災課)
		57-03-00	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	県危機管理局(総合防災課)

資料編 目次-9

基 計 画 本 編	地震・津波災 害対策計画編	資料番号	資 料 名	担 当 機 関
04-01	05-01	57-04-00	市町村相互応援協定の締結状況	県危機管理局(総合防災課)
		58-01-01	激甚災害指定基準	県危機管理局(総合防災課)
		58-01-02	局地激甚災害指定基準	県危機管理局(総合防災課)
参考資料	参考資料	59-01-00	防災関係機関連絡先 関係行政機関及び出先機関等	県危機管理局(総合防災課)
		59-02-00	防災関係機関連絡先 都道府県	県危機管理局(総合防災課)
		59-03-00	防災関係機関連絡先 関係公共機関	県危機管理局(総合防災課)
		59-04-00	防災関係機関連絡先 報道機関	県危機管理局(総合防災課)
		59-05-00	防災関係機関連絡先 県関係機関	県危機管理局(総合防災課)
		59-06-00	防災関係機関連絡先 警察関係	県危機管理局(総合防災課)
		59-07-00	防災関係機関連絡先 消防機関	県危機管理局(総合防災課)
		59-08-00	防災関係機関連絡先 市町村	県危機管理局(総合防災課)
		62-01-00	オイルフェンス保有状況	田辺海上保安部、県危機管理局(消防保安課)
		62-02-00	油処理剤等保有状況	田辺海上保安部、県危機管理局(消防保安課)
条例等	条例等	63-00-00	和歌山県防災会議条例	県危機管理局(総合防災課)
		64-00-00	和歌山県防災会議運営規則	県危機管理局(総合防災課)
		66-00-00	和歌山県災害対策本部条例	県危機管理局(総合防災課)
		67-00-00	和歌山県災害対策本部規則	県危機管理局(総合防災課)
		68-00-00	和歌山県災害対策本部〇〇〇支部組織及び運営要綱(準則)	県危機管理局(総合防災課)
		69-00-00	職員の防災体制等措置要領	県危機管理局(総合防災課)
		70-00-00	災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する 条例	県危機管理局(総合防災課)
		71-00-00	指定地方公共機関の指定	県危機管理局(総合防災課)
		72-00-01	和歌山県防災会議委員、幹事名簿	県危機管理局(総合防災課)
		73-00-01	和歌山県地域防災計画検討連絡会設置要綱	県危機管理局(総合防災課)
		73-00-02	和歌山県地域防災計画検討連絡会一覧表	県危機管理局(総合防災課)
		74-00-01	和歌山県防災対策推進会議設置要綱	県危機管理局(総合防災課)
		74-00-02	和歌山県防災対策調整会議設置要綱	県危機管理局(総合防災課)
		75-00-00	和歌山県防災対策推進条例	県危機管理局(総合防災課)
		協定等	協定等	76-01-01
76-02-01	防災関係の協働事業に関する協定 (JAグループ和歌山・和歌山県農業協同組合中央会)			県農林水産部(経営支援課)
76-02-02	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書/ 確認書(社団法人和歌山県空調衛生工業協会)			県県土整備部(公共建築課)
76-02-03	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書/ 確認書(一般社団法人和歌山電業協会)			県県土整備部(公共建築課)
76-02-04	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書/ 確認書(社団法人和歌山県営繕協会)			県県土整備部(公共建築課)
76-02-05	大規模災害発生時における災害応急対策業務に関する 協定書(社団法人和歌山県自動車整備振興会)			県県土整備部(道路保全課)
76-02-06	災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書 (社団法人和歌山県宅地建物取引業協会)			県県土整備部(公共建築課)
76-02-07	災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書 (社団法人全日本不動産協会和歌山県本部)			県県土整備部(公共建築課)
76-02-08	災害時の応援に関する申し合わせ			県県土整備部(河川課)
76-02-09	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書(一 般社団法人和歌山県建築士事務所協会)			県県土整備部(公共建築課)
76-02-10	災害発生時等における情報発信等に関する協定書(ヤフー)			県危機管理局(総合防災課)
マニュアル 等	マニュアル 等	77-01-01	和歌山県ライフライン情報共有マニュアル	県危機管理局(総合防災課)
		77-01-02	和歌山県災害時要援護者支援マニュアル	県危機管理局(総合防災課)

資料編 目次-10

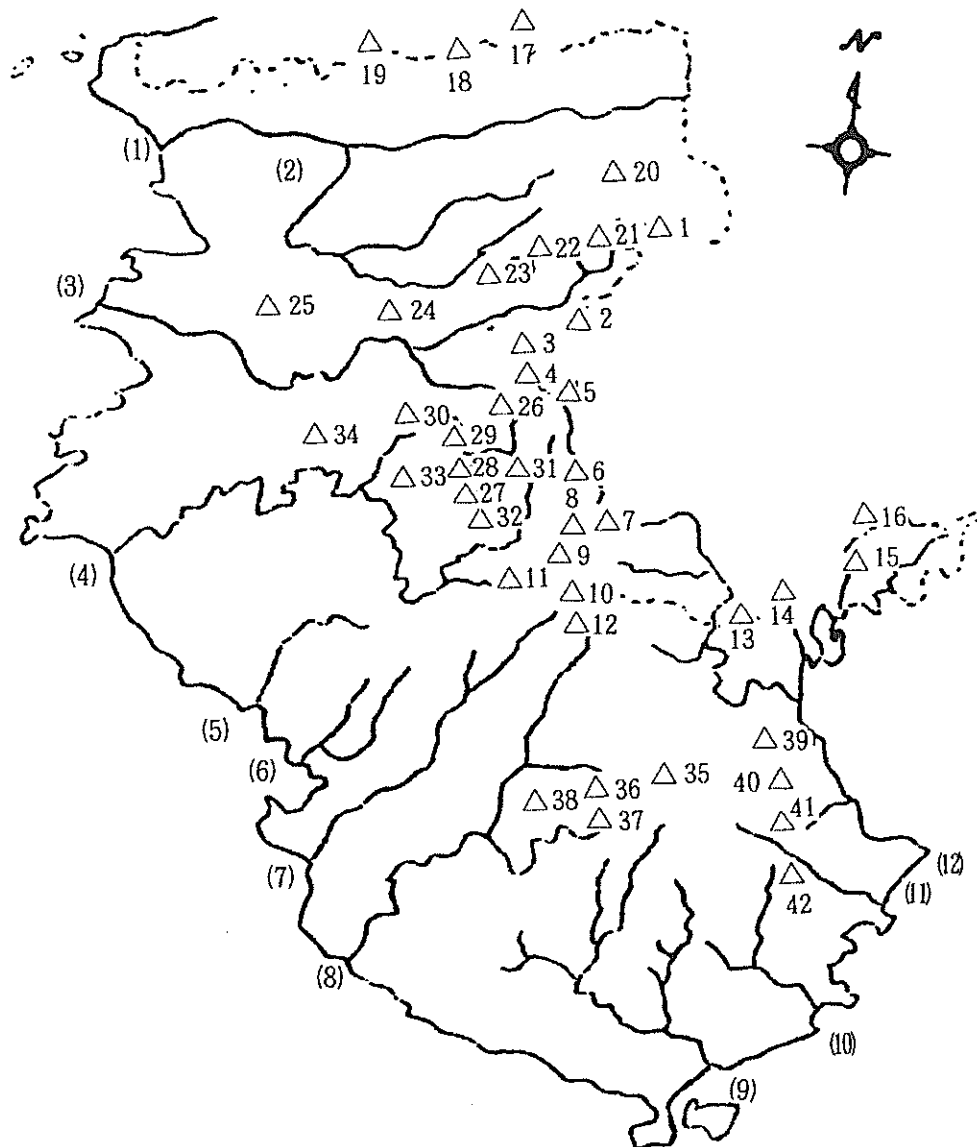
基本計画編	地震・津波災害対策計画編	資料番号	資料名	担当機関
マニュアル等	マニュアル等	77-01-03	市町村避難所運営マニュアル作成モデル	県危機管理局(総合防災課)
		77-01-04	市町村地震防災対策アクションプログラム策定の手引き	県危機管理局(総合防災課)
		77-01-05	災害時における観光客等対策の考え方	県危機管理局(総合防災課)
		77-01-06	震災時における市町村用廃棄物処理マニュアル	県環境生活部(循環型社会推進課)
		77-01-07	災害時における食品衛生マニュアル	県環境生活部(食品・生活衛生課)
		77-01-08	学校における防災教育・安全指針	県教育委員会(健康体育課)
		77-01-09	地震災害対策のための備蓄基本方針	県危機管理局(総合防災課)
		77-01-10	障害者・児、高齢者、難病患者・児への防災情報伝達と避難のあり方の検討報告書	県危機管理局(総合防災課)
		77-01-11	避難所のあり方指針検討報告書	県危機管理局(総合防災課)

※ 目次中の「基本計画編」及び「地震・津波災害対策計画編」の項目欄に記載された符号は、2つの計画編における本資料の関係記述場所を示している(「01-02-03」→「第1編第2章第3節」)。

和歌山県の地勢と災害

地理的概観

01-01-01 和歌山県の主要な山岳と河川



(注) △ 山岳

() 河川

01-01-02 主要山岳名

番号	名称	標高(m)	所属山系	番号	名称	標高(m)	所属山系
1	陣ヶ峰	1,106	伯母子山系	22	天狗山	968	長峰山系
2	水ヶ峰	1,128	伯母子山系	23	地蔵峠	812	長峰山系
3	白口峰	1,110	伯母子山系	24	堂鳴海山	808	長峰山系
4	笹の茶屋	1,077	伯母子山系	25	生石ヶ峰	870	長峰山系
5	護摩壇山	1,370	伯母子山系	26	城ヶ森山	1,269	長峰山系
6	鉾尖岳	1,320	伯母子山系	27	臼ヶ岡山	1,161	長峰山系
7	牛廻山	1,207	伯母子山系	28	若藪山	1,152	長峰山系
8	大峠山	1,188	伯母子山系	29	石堂山	1,081	長峰山系
9	和田森	1,020	果無山系	30	水ヶ宝形山	1,064	長峰山系
10	安堵山	1,184	果無山系	31	高甲良山	1,132	長峰山系
11	笠塔山	1,050	果無山系	32	キリコシ辻	1,209	長峰山系
12	千丈山	1,027	果無山系	33	寒川辻	1,123	長峰山系
13	大森山	1,045	果無山系	34	白馬山	958	長峰山系
14	大平多山	1,032	果無山系	35	大塔山	1,122	大塔山系
15	西ノ峰	1,124	果無山系	36	法師山	1,121	大塔山系
16	茶臼山	1,181	果無山系	37	入道山	1,010	大塔山系
17	三国山	835	和泉山系	38	百間山	999	大塔山系
18	葛城山	857	和泉山系	39	白見山	926	那智山系
19	三峰山	577	和泉山系	40	大雲取山	866	那智山系
20	揚柳山	1,004	高野山系	41	烏帽子山	909	那智山系
21	薄峰	1,013	高野山系	42	妙法山	750	那智山系

01-01-03 主要河川名

番号	名 称	水 源 地	流 末 地
1	紀 の 川	奈良県大台ヶ原山	和歌山市
2	貴 志 川	伊都郡高野町	岩出市
3	有 田 川	伊都郡高野町	有田市
4	日 高 川	日高郡龍神村	御坊市
5	切 目 川	日高郡印南町	日高郡印南町
6	左 会 津 川	田辺市	田辺市
7	富 田 川	田辺市	西牟婁郡白浜町
8	日 置 川	田辺市	西牟婁郡白浜町
9	古 座 川	東牟婁郡古座川町	東牟婁郡串本町
10	太 田 川	東牟婁郡那智勝浦町	東牟婁郡那智勝浦町
11	那 智 川	東牟婁郡那智勝浦町	東牟婁郡那智勝浦町
12	熊 野 川	奈良県大峰山系	新宮市

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤防の土質等からみて漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているかその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破跡 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所

直轄河川重要水防箇所総括調書

和歌山河川国道事務所

① 府県名	② 河川名	③ 直轄管理 区間延長 (km)	④ 水防不要 区間 (km)	水防の必要性がある区間										備考			
				⑤ 水防不能 区間 (km)					⑥ 重要水防箇所指定区間						⑨ 重要水防 箇所非指定 区間 (km)		
				計		A		B		計		A				B	
				堤防 (箇所)	(km)	工作物 (箇所)	(km)	堤防 (箇所)	(km)	工作物 (箇所)	(km)	堤防 (箇所)	(km)			工作物 (箇所)	(km)
和歌山県	紀の川	左岸	55.4	11.7	0.0	39	28.0	15	11.4	6	20	16.6	9	15.7			
		右岸	54.8	6.9	0.0	40	28.8	12	9.6	12	25	19.2	0	19.1			
		計	110.2	18.6	0.0	79	56.8	27	34	21.0	18	45	35.8	9		34.8	
	黄志川	左岸	5.4	0.2	0.0	3	2.3	0	0.0	0	3	2.3	0	2.9			
		右岸	5.4	0.0	0.0	3	1.6	1	0.0	1	3	1.6	0	3.8			
		計	10.8	0.2	0.0	6	3.9	1	0.0	1	6	3.9	0	6.7			
計	左岸	60.8	11.9	0.0	42	30.3	15	11.4	6	23	18.9	9	18.6				
	右岸	60.2	6.9	0.0	43	30.4	13	9.6	13	28	20.8	0	22.9				
	計	121.0	18.8	0.0	85	60.7	28	21.0	19	51	39.7	9	41.5				

注1. 直轄河川延長は、平成23年度の河川延長とする。

2. 調査対象は直轄管理区間で、2条7号区間は含まない。

3. 水防不要区間は山付け部、はん濫しても被害がない等、水防の必要が認められない区間とする。

4. 水防不能区間は水防の必要性はあるが、水防できない区間とする。

5. 重要水防箇所非指定区間は水防の必要性がある区間から⑤と⑥を除いた区間とする。

6. A、Bの集計において複数の種別が重複する場合、箇所数はそのまま集計し延長は次により集計する。

Aの延長 (Bとの重複分は含む)

Bの延長 (Aとの重複分は除く)

7. 対象とする流量を現河道に流した時の水位の根拠河道は平成18年、19年度に実施した測量結果の断面を元に使用している。



→1箇所 300m



→1箇所 500m
2箇所 800m

計

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
1	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市湊 ～和歌山市湊組屋町	0.2～ 2.1	1,900	12,000 (0.6)	3.23	5.236	2.00	船戸	
2	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市湊	0.8～ 2.3	1,500	12,000 (1.2)	3.53	6.855	2.00	船戸	
3	紀の川	左岸	堤防高	B	和歌山市湊	0.2～ 0.5	300	12,000 (0.4)	3.08	4.968	2.00	船戸	
4	紀の川	左岸	堤防断面	A	和歌山市湊	0.2～ 0.3	100	12,000 (0.2)	3.12	4.475	2.00	船戸	
5	紀の川	左岸	堤防断面	B	和歌山市湊	0.3～ 0.7	400	12,000 (0.6)	3.23	5.236	2.00	船戸	
6	紀の川	左岸	漏水	B	和歌山市湊～湊組屋町	1.8～ 2.4	600	12,000 (2.2)	4.06	6.569	2.00	船戸	
7	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市湊組屋町	2.0+	0.0	12,000 (2.0)	3.91	6.363	2.00	船戸	紀の川大橋
8	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市湊組屋町	2.4		12,000 (2.4)	4.15	6.738	2.00	船戸	破堤跡
9	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市西蔵前丁	2.8+	19.8	12,000 (2.8)	4.35	7.025	2.00	船戸	河西橋
10	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市北島 ～和歌山市福島	3.3～ 3.7	400	12,000 (3.6)	5.18	7.699	2.00	船戸	旧川跡
11	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市宇治鉄砲場	3.6+	120.0	12,000 (3.6)	5.18	8.885	2.00	船戸	南海本線紀ノ川橋梁
12	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市粟	4.1～ 4.5	400	12,000 (4.4)	5.53	8.668	2.00	船戸	旧川跡
13	紀の川	左岸	工作物	A	和歌山市宇治敷下	4.2-	6.6	12,000 (4.2)	5.58	8.583	2.00	船戸	嘉家作樋門
14	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市中之島 ～和歌山市有本	4.5～ 5.3	800	12,000 (5.0)	5.77	9.036	2.00	船戸	旧川跡
15	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市園部	6.1～ 6.5	400	12,000 (6.4)	6.48	10.388	2.00	船戸	旧川跡

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
16	紀の川	左岸	工作物	A	和歌山市有本	6.2+	0.0	12,000 (6.2)	6.64	11.813	2.00	船戸	有本樋門
17	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市有本 ～和歌山市岩橋	6.3～ 9.7	3,400	12,000 (8.0)	11.27	11.941	2.00	船戸	旧川跡
18	紀の川	左岸	堤防高	B	和歌山市松島～吐前	6.7～ 12.7	6,000	12,000 (9.8)	12.99	14.258	2.00	船戸	
19	紀の川	右岸	堤防高	B	和歌山市六十谷	6.9～ 7.1	200	12,000 (7.0)	9.66	11.411	2.00	船戸	
20	紀の川	右岸	水衝洗掘	A	和歌山市六十谷	6.9～ 7.1	166	12,000 (7.0)	9.66	11.411	2.00	船戸	H23台風12号 災害復旧対応
21	紀の川	右岸	堤防高	B	和歌山市直川～楠本	7.3～ 11.9	4,600	12,000 (9.6)	12.88	13.624	2.00	船戸	
22	紀の川	左岸	工作物	A	和歌山市松島	7.6+	100.0	12,000 (7.6)	10.79	11.516	2.00	船戸	調整第二工水取水口
23	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市出島	9.0-	84.5	12,000 (9.0)	12.29	12.883	2.00	船戸	南田井ノ瀬橋
24	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市小豆島 ～和歌山市西田井	9.3～ 9.7	400	12,000 (9.6)	12.88	13.624	2.00	船戸	旧川跡
25	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市岩橋 ～和歌山市吐前	9.9～ 12.5	2,600	12,000 (11.2)	13.96	15.151	2.00	船戸	旧川跡
26	紀の川	右岸	漏水	B	和歌山市西田井 ～和歌山市永穂	10.1～ 11.4	1,300	12,000 (10.8)	13.61	15.133	2.00	船戸	H23補正 パイピング
27	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市西田井 ～岩出市中島	10.3～ 14.3	4,000	12,000 (12.4)	14.65	17.788	2.00	船戸	旧川跡
28	紀の川	右岸	漏水	B	和歌山市島 ～和歌山市楠本	11.4～ 12.0	600	12,000 (11.8)	14.36	16.347	2.00	船戸	パイピング
29	紀の川	左岸	水衝洗掘	B	和歌山市吐前	12.2～ 12.6	400	12,000 (12.4)	14.09	16.502	2.00	船戸	
30	紀の川	右岸	漏水	B	和歌山市川辺	12.3～ 12.9	600	12,000 (12.6)	14.94	17.261	2.00	船戸	パイピング

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
31	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市吐前	12.9～ 13.1	200	12,000 (13.0)	15.36	17.725	2.00	船戸	旧川跡
32	紀の川	右岸	漏水 法崩れ すべり	B	岩出市中島	13.7～ 14.6	900	12,000 (14.2)	16.66	20.090	2.00	船戸	パイピング
33	紀の川	右岸		B	岩出市中島	13.7～ 14.6	900	12,000 (14.2)	16.66	20.090	2.00	船戸	円弧すべり
34	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市満屋 ～和歌山市小倉	13.7～ 13.9	200	12,000 (13.8)	16.27	18.576	2.00	船戸	旧川跡 H23台風12号 災害復旧対応
35	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	岩出市中島～西野 岩出市西野	15.6～ 15.8	154	12,000 (15.6)	18.13	22.770	2.00	船戸	
36	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	～岩出市清水	15.7～ 16.7	1,000	12,000 (16.4)	20.18	24.090	2.00	船戸	旧川跡
37	紀の川	左岸	工作物	B	岩出市船戸	16.4+ 14.6		12,000 (16.4)	20.18	24.713	2.00	船戸	岩出橋
38	紀の川	左岸	堤防断面	A	岩出市船戸～清水	16.5～ 16.8	300	12,000 (16.8)	20.82	26.937	2.00	船戸	
39	紀の川	左岸	工作物	要注意	岩出市船戸	16.6 - 77.0		12,000 (16.6)	20.38	23.067	2.00	船戸	船戸第一陸閘
40	紀の川	左岸	工作物	要注意	岩出市船戸	16.6 + 59.9		12,000 (16.6)	20.38	23.067	2.00	船戸	船戸第二陸閘
41	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市清水	16.8		12,000 (16.8)	20.82	26.937	2.00	船戸	破堤跡 (S28.09)
42	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	16.8 + 79.2		12,000 (16.8)	20.82	24.857	2.00	船戸	岩出樋管
43	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	16.8 + 148.0		12,000 (16.8)	20.82	24.857	2.00	船戸	岩出井堰
44	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水 岩出市山崎	17.0 + 89.0		12,000 (17.0)	23.07	26.089	2.00	船戸	岩出第一樋管
45	紀の川	右岸	堤防高	A	～紀の川市中井阪	17.1～ 21.2	2,300	9,500 (20.2)	28.07	27.359	2.00	船戸	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
46	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市清水 ～岩出市高塚	17.1～ 19.1	200	12,000 (19.0)	27.24	26.183	1.50	船戸	旧川跡
47	紀の川	左岸	堤防高	A	岩出市山崎 ～紀の川市桃山町調月	19.0～ 19.4	400	12,000 (19.2)	27.47	26.471	2.00	船戸	
48	紀の川	左岸	漏水	B	岩出市山崎	19.0～ 19.2	200	12,000 (19.2)	27.47	26.471	2.00	船戸	盤ぶくれ
49	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月 ～紀の川市桃山町段	19.5～ 20.5	1,000	9,500 (20.0)	28.08	27.107	1.50	船戸	旧川跡
50	紀の川	左岸	堤防高	A	紀の川市桃山町調月 ～桃山町段新田	19.6～ 22.5	2,900	9,500 (21.2)	29.01	27.912	1.50	船戸	
51	紀の川	右岸	漏水	B	和歌山市岡田 ～紀の川市下井阪	19.7～ 20.9	1,200	9,500 (20.4)	28.04	27.495	1.50	船戸	パイピング
52	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市岡田	20.2 - 3.6		9,500 (20.2)	28.07	26.317	1.50	船戸	岡田樋管
53	紀の川	左岸	堤防断面	B	紀の川市桃山町段	20.5～ 21.1	600	9,500 (20.8)	28.68	27.305	1.50	船戸	
54	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町段	20.7～ 20.9	200	9,500 (20.8)	28.68	27.305	1.50	船戸	旧川跡
55	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市下井阪	20.7～ 21.1	400	9,500 (21.0)	28.89	28.585	1.50	船戸	旧川跡
56	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市桃山町段 紀の川市下井阪	20.8 - 75.0		9,500 (20.8)	28.68	27.305	1.50	船戸	段樋管
57	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	～紀の川市窪 紀の川市中井阪	21.3～ 23.3	2,000	9,500 (22.4)	30.46	30.386	1.50	船戸	旧川跡
58	紀の川	右岸	堤防高	A	～畑野上	21.4～ 22.5	1,100	9,500 (22.0)	30.28	29.477	1.50	船戸	
59	紀の川	右岸	堤防断面	B	紀の川市畑野上～上野	21.4～ 22.3	900	9,500 (22.0)	30.28	29.477	1.50	船戸	
60	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町段	21.4		9,500 (21.4)	29.88	28.216	1.50	船戸	破堤跡 (S28.09)

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
61	紀の川	右岸	漏水	B	紀の川市花野～上野	22.1～ 22.5	400	9,500 (22.4)	30.46	30.386	1.50	船戸	パイピング
62	紀の川	左岸	堤防高	B	紀の川市桃山町段新田	22.5～ 23.3	800	9,500 (23.0)	30.59	31.437	1.50	船戸	
63	紀の川	右岸	堤防高	B	紀の川市上野～雫	22.5～ 23.3	800	9,500 (23.0)	30.59	31.369	1.50	船戸	
64	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町段新田	22.6		9,500 (22.6)	30.51	30.672	1.50	船戸	破堤跡 (S28.09)
65	紀の川	左岸	堤防断面	A	紀の川市桃山町段新田 ～紀の川市竹房	23.3～ 23.6	300	9,500 (23.6)	30.82	33.347	1.50	船戸	
66	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市竹房	23.8		9,500 (23.8)	32.19	35.509	1.50	船戸	破堤跡 (S28.09)
67	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市遠方	24.5～ 24.7	200	9,500 (26.0)	36.87	37.045	1.50	船戸	旧川跡
68	紀の川	左岸	堤防高	B	紀の川市遠方	24.6～ 24.7	100	9,500 (24.6)	34.38	35.552	1.50	船戸	
69	紀の川	左岸	堤防高	A	紀の川市遠方	24.7～ 25.7	1,000	9,500 (25.2)	36.54	36.144	1.50	船戸	
70	紀の川	右岸	漏水	B	紀の川市竹房～松井	24.7～ 27.1	2,400	9,500 (26.0)	36.87	36.768	1.50	船戸	盤ぶくれ(24.7～26.0) パイピング(S28.0～27.1)
71	紀の川	右岸	堤防高	A	紀の川市竹房～嶋	24.8～ 26.1	1,300	9,500 (25.6)	36.71	36.336	1.50	船戸	
72	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市竹房	25.1～ 25.3	200	9,500 (25.2)	36.54	35.339	1.50	船戸	旧川跡
73	紀の川	左岸	堤防高	B	紀の川市遠方～杉原	25.7～ 27.5	1,800	9,500 (26.6)	37.43	38.100	1.50	船戸	
74	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市竹房	25.7～ 25.9	200	9,500 (25.8)	36.66	36.499	1.50	船戸	旧川跡
75	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市風市～杉原	25.9～ 27.5	1,600	9,500 (25.8)	36.66	36.977	1.50	船戸	旧川跡

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
76	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市風市	26.0		9,500 (26.0)	36.87	36.768	1.50	船戸	破堤跡 (S34.09)
77	紀の川	右岸	堤防高	B	紀の川市嶋～松井	26.1～ 27.1	1,000	9,500 (26.6)	37.43	38.037	1.50	船戸	
78	紀の川	左岸	堤防断面	B	紀の川市風市～杉原	26.5～ 27.5	1,000	9,500 (27.0)	37.78	38.418	1.50	船戸	
79	紀の川	左岸	漏水 法崩れ すべり	B	紀の川市風市～杉原	26.5～ 26.8	345.5	9,500 (26.6)	37.43	38.100	1.50	船戸	H23補正 盤ぶくれ
80	紀の川	左岸	漏水 法崩れ すべり	B	紀の川市風市	26.5～ 26.8	345.5	9,500 (26.6)	37.43	38.100	1.50	船戸	H23補正 門弧すべり
81	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	紀の川市松井	27.0～ 27.2	200	9,500 (27.2)	36.28	36.866	1.50	船戸	
82	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市松井	27.0		9,500 (27.0)	37.78	38.632	1.50	船戸	破堤跡 (S34.09)
83	紀の川	右岸	堤防高	A	紀の川市松井～粉河	27.1～ 27.3	200	9,500 (27.2)	37.87	36.866	1.50	船戸	
84	紀の川	右岸	堤防断面	B	紀の川市松井～粉河	27.1～ 27.3	200	9,500 (27.2)	37.87	36.866	1.50	船戸	
85	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市松井 ～紀の川市粉河	27.3～ 27.9	600	9,500 (27.6)	37.95	39.977	1.50	船戸	旧川跡
86	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市粉河	27.4～ 18.6		9,500 (27.4)	37.89	39.499	1.50	船戸	立石樋門
87	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市杉原 ～紀の川市荒見	27.7～ 28.3	600	9,500 (28.0)	38.53	41.061	1.50	船戸	旧川跡
88	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市粉河	27.8		9,500 (27.8)	38.06	40.109	1.50	船戸	破堤跡 (S28.09)
89	紀の川	右岸	水衝洗掘	A	紀の川市粉河	27.8～ 27.9	227	9,500 (27.8)	38.06	40.109	1.50	船戸	H23台風12号 災害復旧対応
90	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市粉河	28.0、28.2		9,500 (28.0)	38.53	41.061	1.50	船戸	破堤跡 (S34.09)

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
91	紀の川	左岸	漏水 法崩れ	B	紀の川市荒見	28.1～ 29.1	1,000	9,500 (28.6)	39.60	42.037	1.50	船戸	パイピング
92	紀の川	左岸	漏水 すべり	B	紀の川市荒見	28.1～ 29.1	1,000	9,500 (28.6)	39.60	42.037	1.50	船戸	門弧すべり
93	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市荒見	28.5～ 29.3	800	9,500 (29.0)	39.84	42.778	1.50	船戸	旧川跡
94	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意		28.8		9,500 (28.8)	39.69	46.285	1.50	船戸	破堤跡 (S28.09)
95	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市東野 ～紀の川市藤崎	29.0、29.2		9,500 (29.0)	39.84	42.778	1.50	船戸	破堤跡 (S34.09)
96	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市荒見	29.2 + 84.0		9,500 (29.2)	40.61	42.452	1.50	かつらぎ	藤崎井堰
97	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市藤崎	29.2 + 30.0		9,500 (29.2)	40.61	41.367	1.50	かつらぎ	藤崎井堰
98	紀の川	右岸	堤防高	B	紀の川市藤崎～後田	29.6～ 29.9	300	8,900 (29.8)	45.81	46.371	1.50	かつらぎ	
99	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市後田	29.8		8,900 (29.8)	45.81	46.371	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S34.09)
100	紀の川	右岸	堤防高	A	紀の川市後田～穴伏 紀の川市後田	29.9～ 31.7	1,800	8,900 (30.8)	47.46	47.252	1.50	かつらぎ	
101	紀の川	右岸	漏水	B	～名手西野	30.2～ 31.4	1,200	8,900 (30.8)	47.46	47.252	1.50	かつらぎ	パイピング
102	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市後田	30.2		8,900 (30.2)	46.92	46.785	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S28.09)
103	紀の川	左岸	堤防高	A	紀の川市西脇～北涌	30.4～ 30.9	500	8,900 (30.6)	47.35	47.229	1.50	かつらぎ	
104	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市名手西野	30.8 + 5.0		8,900 (30.8)	47.46	47.252	1.50	かつらぎ	後田1号樋管
105	紀の川	左岸	堤防高	B	紀の川市北涌	30.9～ 31.3	400	8,900 (31.2)	47.98	48.027	1.50	かつらぎ	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
106	紀の川	左岸	水衝洗掘	B	紀の川市北涌	30.9～ 31.2	250	8,900 (31.0)	47.66	47.668	1.50	かつらぎ	H23台風12号
107	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市北涌	31.0		8,900 (31.0)	47.66	47.668	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S40.09)
108	紀の川	左岸	漏水	B	紀の川市北涌	31.1～ 31.2	100	8,900 (31.2)	47.98	48.027	1.50	かつらぎ	盤ぶくれ
109	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市北涌	31.1～ 32.1	1,000	8,900 (31.6)	48.52	43.969	1.50	かつらぎ	旧川跡
110	紀の川	左岸	堤防高	A	紀の川市北涌	31.3～ 31.8	500	8,900 (31.6)	48.52	43.969	1.50	かつらぎ	無堤区間
111	紀の川	左岸	堤防断面	A	紀の川市北涌	31.3～ 31.8	500	8,900 (31.6)	48.52	43.969	1.50	かつらぎ	無堤区間
112	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市北涌	31.4		8,900 (31.4)	48.36	44.924	1.50	かつらぎ	破堤跡
113	紀の川	右岸	堤防高	B	紀の川市穴伏 紀の川市穴伏	31.7～ 32.3	600	8,900 (32.0)	48.60	49.162	1.50	かつらぎ	
114	紀の川	右岸	堤防高	A	～かつらぎ町高田	32.3～ 32.6	300	8,300 (32.6)	49.96	53.321	1.50	かつらぎ	
115	紀の川	右岸	堤防断面	A	紀の川市穴伏 ～かつらぎ町高田	32.3～ 32.6	300	8,300 (32.6)	49.96	53.321	1.50	かつらぎ	
116	紀の川	右岸	堤防高	A	かつらぎ町背ノ山 かつらぎ町西渡田	33.2～ 33.3	100	8,300 (33.2)	51.44	50.486	1.50	かつらぎ	
117	紀の川	左岸	漏水	B	～東渡田	33.3～ 35.1	1,800	8,300 (34.2)	52.69	53.263	1.50	かつらぎ	パイピング
118	紀の川	左岸	堤防高	B	かつらぎ町島 ～東渡田	33.4～ 35.4	2,000	8,300 (34.4)	52.85	53.398	1.50	かつらぎ	
119	紀の川	右岸	堤防高	B	かつらぎ町背ノ山 ～東渡田	33.5～ 35.5	2,000	8,300 (34.6)	53.07	54.273	1.50	かつらぎ	
120	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	かつらぎ町背ノ山 ～かつらぎ町東渡田	33.7～ 35.1	1,400	8,300 (34.4)	52.85	53.657	1.50	かつらぎ	旧川跡

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
121	紀の川	左岸	堤防断面	B	かつらぎ町島 ～東浪田	34.7～ 35.1	400	8,300 (35.0)	53.44	54.676	1.50	かつらぎ	
122	紀の川	左岸	水衝洗掘	B	かつらぎ町東浪田	35.0～ 35.1	30	8,300 (35.0)	53.44	54.676	1.50	かつらぎ	H23台風12号
123	紀の川	左岸	堤防断面	A	かつらぎ町東浪田	35.1～ 35.4	300	8,300 (35.2)	53.62	54.225	1.50	かつらぎ	
124	紀の川	左岸	工作物	B	かつらぎ町東浪田 かつらぎ町東浪田	35.2～ 26.0		8,300 (35.2)	53.62	54.225	1.50	かつらぎ	大門口橋
125	紀の川	右岸	堤防高	B	かつらぎ町東浪田 ～佐野	35.7～ 36.1	400	8,300 (36.0)	55.61	55.862	1.50	かつらぎ	
126	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡 要注意		かつらぎ町東浪田 ～見井	36.1～ 37.9	1,800	8,300 (37.0)	57.37	57.404	1.50	かつらぎ	旧川跡
127	紀の川	右岸	堤防高	A	かつらぎ町佐野	36.1～ 36.5	400	8,300 (36.4)	56.95	56.172	1.50	かつらぎ	
128	紀の川	左岸	堤防高	B	かつらぎ町東浪田	36.2～ 36.3	100	8,300 (36.2)	56.21	56.578	1.50	かつらぎ	
129	紀の川	左岸	漏水 法崩れ すべり	B	かつらぎ町東浪田	36.2～ 36.7	500	8,300 (36.4)	56.95	56.557	1.50	かつらぎ	パイピング
130	紀の川	左岸	漏水 法崩れ すべり	B	かつらぎ町東浪田 かつらぎ町東浪田	36.2～ 36.7	500	8,300 (36.4)	56.95	56.557	1.50	かつらぎ	円弧すべり
131	紀の川	左岸	堤防高	A	～寺尾	36.3～ 36.9	600	8,300 (36.6)	57.01	56.772	1.50	かつらぎ	
132	紀の川	右岸	堤防断面	B	かつらぎ町佐野	36.3～ 36.5	200	8,300 (36.4)	56.95	56.172	1.50	かつらぎ	
133	紀の川	右岸	工作物	A	かつらぎ町佐野 かつらぎ町佐野	36.4～ 65.0		8,300 (36.4)	56.95	56.172	1.50	かつらぎ	折居樋門
134	紀の川	右岸	堤防高	B	～妙寺	36.5～ 40.1	3,600	8,300 (38.4)	59.51	60.143	1.50	かつらぎ	
135	紀の川	右岸	堤防断面	B	かつらぎ町佐野～蛭子	36.7～ 37.7	1,000	8,300 (37.2)	57.62	57.692	1.50	かつらぎ	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
136	紀の川	左岸	堤防高	B	かつらぎ町寺尾～見井	36.9～ 38.1	1,200	8,300 (37.6)	58.11	58.499	1.50	かつらぎ	
137	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡 要注意		かつらぎ町寺尾	37.0、37.2		8,300 (37.0)	57.37	57.404	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S28.09)
138	紀の川	右岸	堤防断面	A	かつらぎ町蛭子～大薮	37.7～ 37.9	200	8,300 (37.8)	58.32	58.394	1.50	かつらぎ	
139	紀の川	左岸	水衝洗掘	B	かつらぎ町見井	37.8～ 38.0	150	8,300 (37.8)	58.32	58.394	1.50	かつらぎ	H23台風12号
140	紀の川	左岸	堤防高	A	かつらぎ町見井	38.1～ 38.3	200	8,300 (38.2)	59.43	59.292	1.50	かつらぎ	
141	紀の川	左岸	堤防高	B	かつらぎ町見井～三谷	38.3～ 40.4	2,100	8,300 (39.4)	60.50	61.256	1.50	かつらぎ	
142	紀の川	左岸	堤防断面	B	かつらぎ町見井～三谷 かつらぎ町見井	38.5～ 39.5	1,000	8,300 (39.0)	60.24	60.367	1.50	かつらぎ	
143	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡 要注意		～かつらぎ町三谷	38.5～ 39.1	600	8,300 (38.8)	60.05	60.074	1.50	かつらぎ	旧川跡
144	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡 要注意		かつらぎ町丁ノ町 ～かつらぎ町妙寺	38.5～ 40.9	2,400	8,300 (39.8)	60.90	61.992	1.50	かつらぎ	旧川跡
145	紀の川	右岸	水衝洗掘	A	かつらぎ町丁ノ町	38.6～ 38.9	281	8,300 (38.8)	60.05	60.074	1.50	かつらぎ	H23台風12号 災害復旧対応
146	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡 要注意		かつらぎ町三谷	38.8		8,300 (38.8)	60.05	60.074	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S28.09)
147	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡 要注意		かつらぎ町丁ノ町	39.2		8,300 (39.2)	60.45	61.297	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S34.09)
148	紀の川	左岸	堤防断面	A	かつらぎ町三谷	39.7～ 40.1	400	8,300 (40.0)	61.29	62.286	1.50	かつらぎ	
149	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡 要注意		かつらぎ町三谷	39.8		8,300 (39.8)	60.90	61.958	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S28.09)
150	紀の川	右岸	漏水 法崩れ すべり	B	かつらぎ町妙寺	39.9～ 40.1	200	8,300 (40.0)	61.29	62.632	1.50	かつらぎ	円弧すべり

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
151	紀の川	左岸	工作物	B	かつらぎ町三谷	40.0+	78.5	8,300 (40.0)	61.29	62.286	1.50	かつらぎ	三谷橋
152	紀の川	左岸	工作物	B	かつらぎ町三谷	40.0+	78.5	8,300 (40.0)	61.29	62.286	1.50	かつらぎ	三谷橋 (歩道橋)
153	紀の川	左岸	工作物	B	かつらぎ町三谷	40.0+	78.5	8,300 (40.0)	61.29	62.286	1.50	かつらぎ	三谷橋 (水管橋)
154	紀の川	左岸	堤防断面	B	かつらぎ町三谷	40.1~	40.4	8,300 (40.4)	62.26	63.362	1.50	かつらぎ	(旧三谷 揚排水樋管)
155	紀の川	左岸	工作物	A	かつらぎ町三谷	40.2+	100	8,300 (40.2)	61.68	63.089	1.50	かつらぎ	H23台風12号 災害復旧対応
156	紀の川	左岸	水衝洗掘	A	かつらぎ町三谷 ~かつらぎ町山崎	40.3~	40.4	8,300 (40.2)	61.68	63.089	1.50	かつらぎ	
157	紀の川	右岸	堤防高	B	かつらぎ町妙寺	40.3~	41.7	8,300 (41.0)	63.43	64.502	1.50	かつらぎ	
158	紀の川	右岸	堤防断面	B	かつらぎ町妙寺	40.3~	40.7	8,300 (40.6)	62.71	63.730	1.50	かつらぎ	
159	紀の川	右岸	堤防断面	A	かつらぎ町妙寺 ~中飯降	40.7~	41.5	8,300 (41.2)	63.62	64.903	1.50	かつらぎ	
160	紀の川	左岸	堤防高	A	かつらぎ町山崎 ~九度山町慈尊院	41.0~	42.3	8,300 (41.6)	64.72	62.386	1.50	かつらぎ	無堤区間
161	紀の川	左岸	堤防断面	A	かつらぎ町山崎 ~九度山町慈尊院	41.0~	42.3	8,300 (41.6)	64.72	62.386	1.50	かつらぎ	無堤区間
162	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	かつらぎ町中飯降 ~九度山町慈尊院	41.5~	42.9	8,300 (42.2)	66.90	64.057	1.50	かつらぎ	旧川跡
163	紀の川	右岸	堤防高	A	かつらぎ町中飯降	41.7~	41.9	8,300 (41.8)	66.14	65.066	1.50	かつらぎ	
164	紀の川	右岸	堤防断面	B	かつらぎ町中飯降	41.7~	41.9	8,300 (41.8)	66.14	65.066	1.50	かつらぎ	
165	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	かつらぎ町中飯降	41.8~	42.0	8,300 (42.0)	66.41	67.089	1.50	かつらぎ	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
166	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	九度山町慈尊院	41.8、	42.0	8,300 (41.2)	63.62	64.903	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S28.09)
167	紀の川	右岸	堤防高	B	かつらぎ町中飯降 ~橋本市高野口町向島	41.9~	43.7	8,300 (42.8)	67.49	68.821	1.50	かつらぎ	
168	紀の川	右岸	水衝洗掘	A	橋本市高野口町大野	42.2~	42.8	8,300 (42.6)	67.05	68.297	1.50	かつらぎ	H23台風12号
169	紀の川	右岸	工作物	A	かつらぎ町中飯降	42.2+	60.0	8,300 (42.2)	66.90	67.462	1.50	かつらぎ	浦島川樋門 破堤跡 (S34.09)
170	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	橋本市高野口町大野	42.2		8,300 (42.2)	66.90	67.462	1.50	かつらぎ	
171	紀の川	左岸	堤防高	A	九度山町慈尊院	42.5~	43.4	8,300 (43.0)	68.18	66.142	1.50	かつらぎ	無堤区間
172	紀の川	左岸	堤防断面	A	九度山町慈尊院	42.5~	43.4	8,300 (43.0)	68.18	66.142	1.50	かつらぎ	無堤区間
173	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	九度山町慈尊院	42.6		8,300 (42.6)	67.05	64.991	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S34.09)
174	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	橋本市高野口町向島 ~橋本市高野口町小田	42.9~	43.9	8,300 (43.4)	69.09	70.208	1.50	かつらぎ	旧川跡
175	紀の川	右岸	堤防高	B	橋本市高野口町小田	44.1~	44.6	7,200 (44.4)	70.56	71.995	1.50	かつらぎ	
176	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	九度山町九度山 ~九度山町学文路	44.3~	46.3	7,200 (45.4)	74.07	71.193	1.50	かつらぎ	旧川跡
177	紀の川	左岸	堤防高	A	九度山町九度山 ~橋本市学文路	44.4~	46.1	7,200 (45.2)	73.96	71.806	1.50	かつらぎ	無堤区間
178	紀の川	左岸	堤防断面	A	九度山町九度山 ~橋本市学文路	44.4~	46.1	7,200 (45.4)	74.07	71.193	1.50	かつらぎ	無堤区間
179	紀の川	左岸	水衝洗掘	B	九度山町九度山	44.4~	44.6	7,200 (44.6)	71.21	-	1.50	かつらぎ	
180	紀の川	右岸	水衝洗掘	A	橋本市高野口町小田	44.4~	44.5	7,200 (44.4)	70.56	71.995	1.50	かつらぎ	H23台風12号 災害復旧対応

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
181	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	橋本市高野口町小田	44.5～ 44.6	100	7,200 (44.6)	71.21	-	1.50	かつらぎ	
182	紀の川	右岸	工作物	A	橋本市高野口町小田	44.6+ 38.0		7,200 (44.6)	71.37	-	1.50	かつらぎ	小田井堰
183	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	九度山町九度山	44.8		7,200 (44.8)	64.99	71.286	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S28.09)
184	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	九度山町九度山	44.8～ 44.9	20	7,200 (44.8)	71.87	-	1.50	かつらぎ	H23台風12号
185	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	橋本市学文路	45.6		7,200 (45.6)	74.15	74.920	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S28.09)
186	紀の川	右岸	堤防高	B	橋本市高野口町伏原 ～橋本市神野々	45.6～ 46.1	500	7,200 (46.0)	74.59	75.393	1.50	かつらぎ	
187	紀の川	右岸	工作物	A	橋本市高野口町伏原	45.6 - 159.3		7,200 (45.6)	74.15	74.920	1.50	かつらぎ	伏原樋管
188	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	橋本市高野口町伏原	45.6		7,200 (45.6)	74.15	74.920	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S28.09)
189	紀の川	左岸	水衝洗掘	B	橋本市学文路	45.7～ 45.9	150	7,200 (45.8)	74.33	72.941	1.50	かつらぎ	H23台風12号
190	紀の川	左岸	堤防高	B	橋本市学文路	46.1～ 46.4	300	7,200 (46.4)	75.56	75.172	1.50	かつらぎ	
191	紀の川	右岸	堤防高	B	橋本市神野々 ～橋本市岸上	46.3～ 47.2	900	7,200 (46.8)	76.24	76.960	1.50	かつらぎ	
192	紀の川	左岸	工作物	要注意	橋本市学文路	46.4 - 25.6		7,200 (46.4)	74.84	75.172	1.50	かつらぎ	学文路陸閘
193	紀の川	左岸	堤防高 法崩れ すべり	B	橋本市学文路～清水	46.8～ 49.0	2,200	7,200 (48.0)	78.09	79.000	1.50	かつらぎ	
194	紀の川	左岸	堤防高 法崩れ すべり	B	橋本市学文路～清水	46.8～ 47.0		7,200 (46.8)	76.24	76.960	1.50	かつらぎ	H23補正、H24施工 円弧すべり
195	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	九度山町学文路 ～橋本市清水	46.9～ 48.3	1,400	7,200 (47.6)	77.90	78.320	1.50	かつらぎ	旧川跡

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
196	紀の川	右岸	工作物	A	橋本市岸上	47.0+ 90		7,200 (47.0)	76.41	77.494	1.50	かつらぎ	岸上排水樋管 (深ヶ坪排水路)
197	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	橋本市岸上	47.1～ 47.7	600	7,200 (47.4)	77.68	78.179	1.50	かつらぎ	旧川跡
198	紀の川	左岸	法崩れ すべり	B	橋本市学文路～清水 橋本市岸上	47.2～ 47.3	40	7,200 (47.2)	77.31	77.800	1.50	かつらぎ	H23補正、H24施工 円弧すべり
199	紀の川	右岸	堤防高	B	橋本市市脇 ～橋本市市脇3	47.6～ 48.3	700	7,200 (48.0)	78.09	79.300	1.50	かつらぎ	
200	紀の川	右岸	堤防高	A	橋本市市脇	48.3～ 48.5	200	7,200 (48.4)	78.76	-	1.50	かつらぎ	
201	紀の川	右岸	漏水	B	橋本市岸上～市脇	48.3～ 49.3	1,000	7,200 (48.4)	78.76	-	1.50	かつらぎ	パイピング
202	紀の川	右岸	堤防高	B	橋本市市脇	48.5～ 48.7	200	7,200 (48.6)	78.77	80.238	1.50	かつらぎ	
203	紀の川	右岸	堤防高	A	橋本市市脇～東家	48.9～ 49.3	400	7,200 (49.2)	81.11	80.495	1.50	かつらぎ	
204	紀の川	右岸	堤防断面	B	橋本市市脇～東家	48.9～ 49.3	400	7,200 (49.2)	81.11	80.495	1.50	かつらぎ	
205	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	橋本市市脇5丁目	49.0		7,200 (49.0)	80.27	80.128	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S28.09)
206	紀の川	左岸	堤防高	B	橋本市清水～向副	49.2～ 50.4	1,200	7,200 (49.8)	82.14	82.680	1.50	かつらぎ	
207	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	橋本市清水	49.2		7,200 (49.2)	81.11	80.495	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S34.09)
208	紀の川	右岸	堤防高	B	橋本市東家～橋本	49.3～ 50.2	900	7,200 (49.8)	82.14	82.400	1.50	かつらぎ	
209	紀の川	右岸	堤防断面	B	橋本市東家～橋本	49.7～ 49.9	200	6,800 (49.8)	82.14	82.400	1.50	かつらぎ	
210	紀の川	右岸	堤防断面	A	橋本市橋本	49.9～ 50.2	300	6,800 (50.2)	82.77	-	1.50	かつらぎ	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
211	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	橋本市向副	50.2		6,800 (50.2)	82.77	83.270	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S34.09)
212	紀の川	左岸	漏水	B	橋本市向副～上田	50.3～	51.3	1,000	83.69	84.617	1.50	かつらぎ	パイピング
213	紀の川	左岸	堤防高	B	橋本市清水～向副	50.6～	51.2	600	83.54	84.529	1.50	かつらぎ	
214	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	橋本市向副	50.8		6,800 (50.8)	83.69	84.617	1.50	かつらぎ	破堤跡 (S34.09)
215	紀の川	右岸	水衝洗掘 法崩れ すべり	A	橋本市隅田町河瀬	51.3～	51.5	57	83.09	—	1.50	かつらぎ	H23台風12号 災害復旧対応
216	紀の川	右岸	水衝洗掘 法崩れ すべり	A	橋本市隅田町下兵庫 橋本市上田	51.8～	51.9	44.7	86.95	—	1.50	かつらぎ	H23台風12号 災害復旧対応
217	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	橋本市向副 ～橋本市中道	51.9～	52.3	400	86.87	—	1.50	かつらぎ	旧川跡
218	貴志川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市貴志川町丸橋	0.0～	2.1	2,100	25.39	27.509	1.20	船戸	旧川跡
219	貴志川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月	0.0～	1.7	1,700	25.07	27.196	1.20	船戸	旧川跡
220	貴志川	左岸	漏水	B	紀の川市貴志川町丸橋	1.1～	2.1	1,000	26.21	28.143	1.20	船戸	H23台風12号出水 パイピング、2.0m付近
221	貴志川	右岸	工作物 法崩れ すべり	A	紀の川市桃山町調月	1.4～	163.3		25.63	27.837	1.20	船戸	調月樋門
222	貴志川	左岸	水衝洗掘 法崩れ すべり	B	紀の川市貴志川町丸橋	1.5～	2.1	600	26.21	28.143	1.20	船戸	円弧すべり
223	貴志川	右岸	漏水	B	紀の川市桃山町調月	1.9～	2.5	600	27.08	28.891	1.20	船戸	H23台風12号出水 パイピング、2.0m付近
224	貴志川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月	2.0		3,100 (2.0)	26.65	28.545	1.20	船戸	破堤跡 (S28.07)
225	貴志川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市貴志川町井ノ口	2.1～	5.4	3,300	29.51	31.520	1.20	船戸	旧川跡

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
226	貴志川	左岸	堤防断面	B	紀の川市貴志川町前田	2.5～	2.7	200	27.43	29.266	1.20	船戸	
227	貴志川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市貴志川町前田 ～紀の川市貴志川町国主	2.5～	5.4	2,900	29.90	31.873	1.20	船戸	旧川跡
228	貴志川	左岸	堤防断面	B	紀の川市貴志川町前田 ～貴志川町北	3.1～	4.1	1,000	29.08	31.456	1.20	船戸	
229	貴志川	右岸	堤防断面	B	紀の川市桃山町調月 ～貴志川町北	3.1～	3.5	400	28.34	30.748	1.20	船戸	
230	貴志川	左岸	漏水	B	紀の川市桃山町調月 ～貴志川町北	3.1～	3.9	800	28.85	30.821	1.20	船戸	H23台風12号出水 パイピング、3.5m、3.5m付近
231	貴志川	左岸	水衝洗掘	A	紀の川市桃山町調月	3.1～	3.3	74	28.34	30.748	1.20	船戸	H23台風12号 災害復旧対応
232	貴志川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市貴志川町北	3.6		3,100 (3.6)	29.08	31.456	1.20	船戸	破堤跡 (S28.07)
233	貴志川	右岸	堤防断面	B	紀の川市貴志川町北 紀の川市貴志川町北	3.7～	3.9	200	29.51	31.520	1.20	船戸	
234	貴志川	右岸	漏水	B	紀の川市貴志川町北 ～貴志川町井ノ口	3.7～	4.7	1,000	30.24	32.163	1.20	船戸	H23台風12号出水 パイピング、4.0m付近
235	貴志川	右岸	堤防断面	B	紀の川市貴志川町北 ～貴志川町井ノ口	4.1～	5.1	1,000	30.74	33.085	1.20	船戸	
236	貴志川	左岸	堤防断面	B	紀の川市貴志川町神戸	4.3～	5.4	1,100	31.07	33.390	1.20	船戸	
237	貴志川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	貴志川町井ノ口	4.6		3,100 (4.6)	30.74	33.085	1.20	船戸	破堤跡 (S28.07)

重要水防箇所（知事管理河川）の重要度

河川の流量、当該箇所の背後地の状況及び河川施設（堤防、護岸等）の状況等から、洪水の危険度、人命財産等の影響範囲、水防活動の必要度等を総合的に考慮して次のとおり定める。

A 最も重要と思われる箇所

B 次に重要と思われる箇所

要注意 注意が必要と思われる箇所

区 分		海 草	那 賀	伊 都	有 田	日 高	西牟婁	串 本	新 宮	計	
重 要 水 防 箇 所	箇 所	74	72	56	106	74	90	76	61	609	
	延 長 (m)	59,610	52,303	17,050	107,944	77,943	50,985	42,070	62,009	469,914	
同	A	箇 所	61	45	37	66	58	42	24	37	370
		延 長 (m)	53,550	34,043	9,770	68,274	61,583	24,720	15,140	45,789	312,869
上 内 容	B	箇 所	13	24	11	37	16	44	52	21	218
		延 長 (m)	6,060	16,000	5,600	38,740	16,360	24,525	26,930	14,920	149,135
要 注 意	要 注 意	箇 所	0	3	8	3	0	4	0	3	21
		延 長 (m)	0	2,260	1,680	930	0	1,740	0	1,300	7,910

03-05-00 知事管理河川重要水防箇所個別調査書

海草振興局建設部管内①

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	場 所			
1	紀の川	七瀬川	左	和歌山市	阪和線架橋～R24号	2,230	堤防高	
2	紀の川	七瀬川	右	和歌山市	阪和線架橋～R24号	2,230	堤防高	
3	紀の川	鳴滝川	左	和歌山市	不動尊～聖護院橋	1,120	水衝洗掘	
4	紀の川	鳴滝川	右	和歌山市	不動尊～聖護院橋	1,120	水衝洗掘	
5	紀の川	打手川	左	和歌山市	西川橋上流200m～西川橋	200	水衝洗掘	
6	紀の川	打手川	右	和歌山市	西川橋上流200m～西川橋	200	水衝洗掘	
7	紀の川	土入川	左	和歌山市	河合橋下流30m～河合橋下流80m	50	工作物	
8	紀の川	土入川	右	和歌山市	河合橋下流30m～河合橋下流80m	50	工作物	
9	堤川	堤川	左	和歌山市	南海加太線上流290m～前浦加太線下流30m	340	堤防高	
10	堤川	堤川	右	和歌山市	南海加太線上流290m～前浦加太線	290	堤防高	
11	堤川	堤川	左	和歌山市	県道暗渠～県道暗渠下流150m	150	堤防高	
12	堤川	堤川	右	和歌山市	県道暗渠～県道暗渠下流150m	150	堤防高	
13	紀の川	大門川	左	和歌山市	鳴神橋～北中橋	2,380	堤防高	
14	紀の川	大門川	右	和歌山市	鳴神橋～北中橋	2,380	堤防高	
15	紀の川	和田川	左	和歌山市	高橋～おちあい橋上流310m	600	堤防高	
16	紀の川	和田川	右	和歌山市	高橋～おちあい橋上流310m	600	堤防高	
17	紀の川	和田川	左	和歌山市	高速道路橋～丈夫橋	2,500	法崩れすべり	
18	紀の川	和田川	右	和歌山市	高速道路橋～丈夫橋	2,450	法崩れすべり	
19	紀の川	和田川	左	和歌山市	坂田橋～宝恵橋	1,080	法崩れすべり	
20	紀の川	和田川	右	和歌山市	坂田橋～宝恵橋	1,080	法崩れすべり	
21	紀の川	杭ノ瀬川	左	和歌山市	市道橋～市道橋下流40m	40	法崩れすべり	
22	紀の川	紀三井寺川	左	和歌山市	市道橋～R42号橋	590	堤防断面	
23	紀の川	紀三井寺川	右	和歌山市	市道橋～R42号橋	590	堤防高	
24	紀の川	中津川	左	和歌山市	和田川分岐点～国道橋	1,160	法崩れすべり	
25	紀の川	中津川	右	和歌山市	和田川分岐点～国道橋	1,160	法崩れすべり	
26	亀の川	亀の川	左	和歌山市	羽鳥橋～新川橋	1,480	堤防高	
27	亀の川	亀の川	右	和歌山市	羽鳥橋～新川橋	1,480	堤防高	
28	亀の川	大坪川	右	和歌山市	JR～JR下流380m	380	堤防高	
29	紀の川	貴志川	左	海南市	八幡橋～野上新橋	930	法崩れすべり	

海草振興局建設部管内②

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	場 所			
30	紀の川	貴志川	右	海南市	昭和橋上流30m～山橋	900	法崩れすべり	
31	日方川	日方川	左	海南市	新築橋上流280m～比瀨橋	540	堤防高	
32	日方川	日方川	右	海南市	新築橋上流280m～田津原橋	1,140	堤防高	
33	日方川	日方川	左	海南市	新築橋～海南橋	2,340	堤防高	
34	日方川	日方川	右	海南市	新築橋～海南橋	2,410	堤防高	
35	亀の川	亀の川	左	海南市	亀令橋下流370m～亀令橋	370	堤防高	
36	亀の川	亀の川	左	海南市	下河原橋～上瀬橋	1,680	堤防高	
37	亀の川	亀の川	右	海南市	竹添橋～阪井橋	980	堤防高	
38	亀の川	亀の川	左	海南市	丸山橋下流200m～高橋下流20m	560	堤防高	
39	亀の川	亀の川	左	海南市	大師橋～新矢口橋	900	堤防高	
40	亀の川	亀の川	右	海南市	大師橋～新矢口橋	900	堤防高	
41	亀の川	大坪川	左	海南市	海南橋下流160m～隈田橋上流15m	270	堤防高	
42	加茂川	加茂川	左	海南市	大塚橋～岩崎橋上流90m	470	堤防断面	
43	加茂川	加茂川	右	海南市	岩崎橋～加茂郷橋	280	水衝洗掘	
44	加茂川	加茂川	左	海南市	加茂橋～大橋	1,370	堤防高	
45	加茂川	加茂川	右	海南市	加茂橋上流130m～大橋	1,240	堤防断面	
46	加茂川	加茂川	右	海南市	大橋～小松原上橋	1,500	水衝洗掘	
47	加茂川	加茂川	左	海南市	小松原橋～小松原上流100m	300	水衝洗掘	
48	加茂川	加茂川	左	海南市	第二橋本橋～第一橋本橋	120	堤防高	
49	加茂川	市坪川	右	海南市	落合橋～とのかけ橋	1610	堤防高	区画P870m改修済み
50	加茂川	宮川	左	海南市	ダラ二橋～八反田橋上流180m	600	堤防高	
51	加茂川	宮川	右	海南市	ダラ二橋～八反田橋	420	堤防高	
52	加茂川	宮川	左	海南市	浜中橋下流130m～畑川橋	250	堤防高	
53	加茂川	宮川	右	海南市	八反田橋～畑川橋	610	堤防高	
54	加茂川	宮川	左	海南市	畑川橋～長保寺橋	1,170	堤防断面	
55	加茂川	宮川	右	海南市	畑川橋～長保寺橋	1,170	堤防高	
56	小原川	小原川	左	海南市	新川橋～殿橋上流40m	1,200	堤防高	
57	小原川	小原川	右	海南市	新川橋～殿橋上流40m	1,200	水衝洗掘	
58	小島川	小島川	左	海南市	住吉橋～住吉橋上流150m	150	堤防断面	

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		延長m	重要度	危険理由	備考
				市町村名	場				
1	紀の川	高橋川	左	橋本市	高橋川(二見川)上流200m~旧上流230m	300	B	堤防高	
2	紀の川	橋本川	左	橋本市	松ヶ枝橋~JR鉄橋上流200m	300	要注意	新堤防	
3	紀の川	橋本川	左	橋本市	御殿橋~松ヶ枝橋	300	A	堤防高	
4	紀の川	橋本川	右	橋本市	東谷川合流点~東谷川合流点下流400m	400	A	堤防高	
5	紀の川	橋本川	右	橋本市	御殿橋~松ヶ枝橋	300	A	堤防高	
6	紀の川	橋本川	右	橋本市	JR鉄橋~松ヶ枝橋	100	要注意	新堤防	
7	紀の川	市脇川	右	橋本市	R24号上流100m~観音寺橋	330	要注意	新堤防	
8	紀の川	市脇川	左	橋本市	観音寺~観音寺上流30m	30	B	堤防高	
9	紀の川	山田川	左	橋本市	R24号~R24号上流400m	400	A	水衝 洗掘	
10	紀の川	山田川	右	橋本市	R24号~R24号上流470m	470	A	堤防高	
11	紀の川	山田川	右	橋本市	R24号上流470m~R24号上流520m	50	要注意	新堤防	
12	紀の川	山田川	左	橋本市	東谷橋~岩谷橋上流100m	300	A	堤防高	
13	紀の川	山田川	右	橋本市	東谷橋~岩谷橋上流100m	300	A	堤防高	
14	紀の川	去年川	右	橋本市	去年川大橋~去年川大橋下流80m	80	B	水衝	
15	紀の川	吉原川	左	橋本市	JR鉄橋~JR鉄橋上流100m	100	A	堤防高	
16	紀の川	吉原川	右	橋本市	JR鉄橋~JR鉄橋上流100m	100	A	堤防高	
17	紀の川	田原川	右	橋本市	田原橋上流150m~平和橋	350	A	堤防高 洗掘	
18	紀の川	田原川	左	橋本市	田原橋上流150m~平和橋	350	A	堤防高	
19	紀の川	中谷川	右	かつらぎ町	R24号~JR鉄道橋	50	B	水衝	
20	紀の川	井天谷川	右	かつらぎ町	R24号下流100m~興隆橋	300	A	堤防高	
21	紀の川	椋谷川	左	かつらぎ町	JR妙寺駅裏付近~JR下中島踏切まで	400	A	堤防高	
22	紀の川	椋谷川	右	かつらぎ町	JR妙寺駅裏~上流100mまで	100	A	堤防高	
23	紀の川	椋谷川	左	かつらぎ町	大蔵川合流点~JR鉄橋	300	B	堤防高	
24	紀の川	椋谷川	右	かつらぎ町	大蔵川合流点~JR鉄橋	300	B	堤防高	
25	紀の川	大蔵川	左	かつらぎ町	椋谷川合流点~JR鉄橋	470	A	堤防高	
26	紀の川	大蔵川	右	かつらぎ町	椋谷川合流点~JR鉄橋上流80m	550	A	堤防高	
27	紀の川	中谷川	左	かつらぎ町	旧国道下流50m~JR鉄橋	200	A	堤防高	
28	紀の川	中谷川	右	かつらぎ町	旧国道下流50m~JR鉄橋	200	A	堤防高	
29	紀の川	中谷川	左	かつらぎ町	R24号~旧国道下流50m	50	要注意	堤防高	
30	紀の川	中谷川	右	かつらぎ町	R24号~旧国道下流50m	50	要注意	堤防高	
31	紀の川	四島川	左	かつらぎ町	県道と歌山橋本線~千原不動尊	300	A	堤防高	

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		延長m	重要度	危険理由	備考	
				市町村名	場					
32	紀の川	四色川	右	かつらぎ町	県道と歌山橋本線~千原不動尊	300	A	堤防高		
33	紀の川	藤谷川	左	かつらぎ町	R24号~JR鉄橋	260	A	堤防高		
34	紀の川	藤谷川	右	かつらぎ町	R24号~JR鉄橋	260	A	堤防高		
35	紀の川	堂田川	左	かつらぎ町	楠橋下流10m~楠橋上流80m	90	A	堤防高 洗掘		
36	紀の川	堂田川	右	かつらぎ町	楠橋下流10m~楠橋上流80m	90	A	堤防高		
37	紀の川	風呂谷川	左	かつらぎ町	R24号~JR鉄橋	400	要注意	堤防高		
38	紀の川	風呂谷川	右	かつらぎ町	R24号~JR鉄橋	400	要注意	堤防高		
39	紀の川	窪谷川	左	かつらぎ町	JR鉄橋下流280m~JR鉄橋上流100m	350	A	堤防高		
40	紀の川	窪谷川	右	かつらぎ町	JR鉄橋~JR鉄橋下流100m	100	A	堤防高		
41	紀の川	穴伏川	左	かつらぎ町	白岩大橋~広口郵便局	370	B	堤防高 漏水		
42	紀の川	穴伏川	右	かつらぎ町	境谷川合流点~広口郵便局	1,870	B	堤防高 漏水		
43	紀の川	穴伏川	左	かつらぎ町	クク工業(株)~北川橋	2,000	B	堤防高 漏水		
44	紀の川	落合谷川	左	かつらぎ町	落合谷橋~落合谷橋上流100m	100	A	堤防高		
45	紀の川	落合谷川	右	かつらぎ町	落合谷橋~落合谷橋上流100m	100	A	堤防高		
46	紀の川	不動谷川	左	九度山町	推出大橋~あかり橋	200	A	堤防高		
47	紀の川	不動谷川	右	九度山町	高野下駅舎~あかり橋	400	A	堤防高 洗掘 水衝		
48	紀の川	不動谷川	左	九度山町	えいたい橋~堰堤	550	A	堤防高		
49	紀の川	不動谷川	右	九度山町	えいたい橋下流100m~堰堤	650	A	堤防高		
50	紀の川	不動谷川	左	九度山町	初花橋上流50m~初花橋上流200m	150	A	堤防高		
51	紀の川	不動谷川	右	九度山町	初花橋50m~初花橋上流200m	150	A	堤防高		
52	紀の川	不動谷川	右	九度山町	井天橋上流170m~上流120m	50	A	法崩れ		
53	紀の川	不動谷川	右	九度山町	新宮前橋下流30m~新宮前橋下流60m	30	A	水衝 法崩れ		
54	紀の川	丹生川	右	九度山町	永代橋下流50m~永代橋上流100m	150	B	法崩れ		
55	紀の川	丹生川	左	九度山町	永代橋下流50m~永代橋上流100m	150	B	法崩れ		
56	紀の川	丹生川	左	高野町	ふない橋下流350m~ふない橋下流400m	50	A	堤防高		
					小計	17,050				
					ランク			箇所数	延長	
								A	37	9,770
								B	11	5,600
								要注意	8	1,680

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	延長 m			
1	有田川	有田川	左	有田市	有田大橋上流100m	B	堤防高	
2	有田川	有田川	左	有田市	有田大橋上流100m～国道42号県道分岐点	A	堤防断面	
3	有田川	有田川	左	有田市	国道42号県道分岐点～有田川町境界	B	堤防高	
4	有田川	有田川	右	有田市	港町(吉田達船)～保田橋上流100m	B	堤防高	
5	有田川	有田川	右	有田市	保田橋上流100m～保田橋上流600m	A	堤防高	
6	有田川	有田川	右	有田市	保田橋上流600m～有田東大橋上流300m	B	堤防高	
7	有田川	有田川	右	有田市	有田東大橋上流300m～有田川町境界	A	堤防断面	
8	有田川	西谷川	左	有田市	喜多郷橋～宮前川合流地点	A	堤防高	
9	有田川	西谷川	左	有田市	宮前川合流地点～宮前川合流地点350m	要注意	新堤防	
10	有田川	西谷川	左	有田市	宮前川合流地点350m～宮前川合流地点327-1地点	A	堤防高	
11	有田川	西谷川	右	有田市	喜多郷橋～宮前川合流地点	A	堤防高	
12	有田川	西谷川	右	有田市	宮前川合流地点～宮前川合流地点350m	要注意	新堤防	
13	有田川	西谷川	右	有田市	宮前川合流地点350m～宮前川合流地点327-1地点	A	堤防高	
14	有田川	箕川	左	有田市	箕川橋～市道11号線5号橋	B	堤防高	
15	有田川	箕川	右	有田市	箕川橋～市道11号線5号橋	A	堤防高	
16	有田川	高山川	左	有田市	有田川合流地点～有田市野字諸松667地点	A	堤防高	
17	有田川	お谷川	左	有田市	赤根ヶふ～お谷川合流地点	A	堤防高	
18	有田川	お谷川	右	有田市	赤根ヶふ～お谷川合流地点	A	堤防高	
19	有田川	宮前川	左	有田市	西谷川合流地点～宮前川合流地点302-3地点	A	堤防高	
20	有田川	宮前川	右	有田市	西谷川合流地点～宮前川合流地点302-3地点	A	堤防高	
21	山田川	山田川	左	湯浅町	青木三之橋下流100m～山田町内橋	B	堤防高	
22	山田川	山田川	右	湯浅町	青木三之橋下流70m～青木三之橋	B	堤防高	
23	山田川	山田川	右	湯浅町	山田町内橋下流200m～山田町内橋	B	堤防高	
24	山田川	山田川	左	湯浅町	山田落合橋下流50m～山田落合橋	B	堤防高	
25	山田川	山田川	右	湯浅町	山田落合橋下流50m～山田落合橋	A	堤防高	
26	山田川	山田川	左	湯浅町	山田落合橋～山田野口橋	B	堤防高	
27	山田川	山田川	右	湯浅町	山田落合橋～山田野口橋	B	堤防高	
28	山田川	山田川	左	湯浅町	一之橋上流230m～一之橋	要注意	新堤防	
29	山田川	熊井川	左	湯浅町	逆川合流地点～町道酒原46号線	A	堤防高	
30	山田川	熊井川	右	湯浅町	逆川合流地点～町道酒原46号線	A	堤防高	
31	山田川	逆川	左	湯浅町	JR～まるや冷凍上流50m	A	堤防高	
32	山田川	逆川	右	湯浅町	JR～まるや冷凍上流50m	A	堤防高	
33	山田川	北谷川	左	湯浅町	山田川合流地点～山田落合橋上流2000m	A	堤防高	
34	山田川	北谷川	右	湯浅町	山田川合流地点～山田落合橋上流2000m	A	堤防高	

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	延長 m			
35	出合川	出合川	左	湯浅町	河口～県道有田湯浅線	A	堤防高	
36	出合川	出合川	右	湯浅町	河口～県道有田湯浅線	A	堤防高	
37	出合川	出合川	左	湯浅町	河口～JAありだり田出張所前	B	堤防高	
38	出合川	出合川	右	湯浅町	河口～JAありだり田出張所前	B	堤防高	
39	広川	広川	右	湯浅町	JR線路橋～国道新広橋	B	洗掘	
40	広川	広川	左	広川町	広橋～JR広川橋梁	A	堤防高	
41	広川	広川	左	広川町	名島新広橋上流100m～名島新橋工	A	堤防高	
42	広川	広川	左	広川町	名島頭首工～柳瀬橋	B	堤防高	
43	広川	広川	左	広川町	新柳瀬橋～段井堰	B	堤防高	
44	広川	広川	左	広川町	大滝川河口下流80m地点～井間橋	A	堤防高	
45	広川	広川	左	広川町	河瀬橋～畑垣内頭首工	B	堤防高	
46	広川	広川	左	広川町	井殿橋～今井堰	A	堤防高	
47	広川	広川	左	広川町	新寺仙橋～塚の原堰	B	堤防高	
48	広川	広川	右	広川町	新広橋上流100m～柳瀬川河口	A	堤防高	
49	広川	広川	右	広川町	津兼谷川河口～河瀬橋	A	堤防高	
50	広川	広川	右	広川町	湯浅御坊道高深下～畑垣内頭首工	A	堤防高	
51	広川	広川	右	広川町	井殿橋～庄福工業対岸	A	堤防高	
52	広川	広川	右	広川町	社会福祉専門学校下～塚の原堰	B	堤防高	
53	江上川	江上川	左	広川町	江上橋～半田橋	A	堤防高	
54	江上川	江上川	右	広川町	江上橋～半田橋	A	堤防高	
55	有田川	有田川	左	有田川町	環境センター～田殿大橋上流300m	A	堤防高	
56	有田川	有田川	左	有田川町	田殿橋上流300m～吉備橋上流150m	A	堤防高	
57	有田川	有田川	左	有田川町	吉備橋上流150m～吉備橋上流650m	A	堤防高	
58	有田川	有田川	左	有田川町	吉備橋上流650m～中央大橋上流380m	A	堤防高	
59	有田川	有田川	左	有田川町	中央大橋上流350m～金屋大橋	B	堤防高	
60	有田川	有田川	右	有田川町	有田市区境界～金屋町区境界	A	堤防高	
61	有田川	田口川	左	有田川町	田口橋～田口中央橋上流100m	B	堤防高	
62	有田川	田口川	右	有田川町	田口橋～田口中央橋上流100m	B	堤防高	
63	有田川	大谷川	左	有田川町	下新田橋～温泉橋上流200m	A	堤防高	
64	有田川	大谷川	右	有田川町	下新田橋～温泉橋上流200m	A	堤防高	
65	有田川	賢谷川	左	有田川町	谷口橋～賢橋	B	洗掘	
66	有田川	賢谷川	右	有田川町	谷口橋～賢橋	B	洗掘	

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考	
				市町村名	場 所				
				延長 m					
1	紀の川	烏子川	左	紀の川市	県道粉河加太線～JR和歌山線	2,000	堤防高		
2	紀の川	烏子川	右	紀の川市	県道粉河加太線～JR和歌山線	2,000	堤防高		
3	紀の川	佐川	左	紀の川市	大規模農道100m～佐川島池橋	2,980	堤防高		
4	紀の川	佐川	右	紀の川市	大規模農道100m～佐川島池橋	2,950	堤防高		
5	紀の川	佐川	左	紀の川市	市道打田大和街道1号線～西川樋門	700	堤防高		
6	紀の川	佐川	右	紀の川市	市道打田大和街道1号線～西川樋門	700	堤防高		
7	紀の川	海神川	左	紀の川市	七尾橋下流50m～市道東国分赤塚橋上流150m	1,300	堤防高		
8	紀の川	海神川	右	紀の川市	七尾橋下流50m～市道東国分赤塚橋上流150m	1,300	堤防高		
9	紀の川	春日川	左	紀の川市	東三谷春日川橋～県道粉河加太線	600	堤防高		
10	紀の川	春日川	右	紀の川市	東三谷春日川橋～県道粉河加太線	600	堤防高		
11	紀の川	春日川	左	紀の川市	七尾橋下流50m～市道東国分赤塚橋下流100m	1,000	堤防高		
12	紀の川	春日川	右	紀の川市	七尾橋下流50m～市道東国分赤塚橋下流100m	1,000	堤防高		
13	紀の川	春日川	左	紀の川市	市道三谷下川橋上流200m～県道三谷下川橋下流50m	350	堤防高	工事中	
14	紀の川	春日川	右	紀の川市	市道三谷下川橋上流200m～県道三谷下川橋下流50m	350	堤防高	工事中	
15	紀の川	木積川	左	紀の川市	市道淡路街道100m～岩出市界	300	水衝		
16	紀の川	宮川	左	紀の川市	市道淡路街道下流100m～市道東国分赤塚橋上流200m	150	堤防高		
17	紀の川	宮川	右	紀の川市	市道淡路街道下流100m～市道東国分赤塚橋上流200m	150	堤防高		
18	紀の川	名手川	左	紀の川市	橋橋上流100m～祝橋下流200m	2,500	洗堰		
19	紀の川	名手川	右	紀の川市	橋橋上流100m～川原橋	920	洗堰		
20	紀の川	中津川	左	紀の川市	白水園上流200m～秋葉橋	540	堤防高		
21	紀の川	中津川	右	紀の川市	白水園上流200m～秋葉橋	630	堤防高		
22	紀の川	中津川	左	紀の川市	紀の川用水～紀の川用水上流300m	300	洗堰		
23	紀の川	中津川	右	紀の川市	紀の川用水～紀の川用水上流300m	300	洗堰		
24	紀の川	松井川	左	紀の川市	県道粉河加太橋下流300m～紀の川合流点	900	洗堰		
25	紀の川	松井川	右	紀の川市	県道粉河加太橋下流300m～紀の川合流点	800	洗堰		
26	紀の川	中筋川	左	紀の川市	九頭神社下流100m～志摩重隆宅西側	280	堤防高		
27	紀の川	中筋川	右	紀の川市	九頭神社下流100m～志摩重隆宅西側	280	堤防高		
28	紀の川	真国川	左	紀の川市	北瀬毛石明道から上流100m～向原から下流200m	300	堤防高		
29	紀の川	真国川	右	紀の川市	阪中多手上流280m～阪中多手上流30mの橋	230	堤防高		

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考	
				市町村名	場 所				
				延長 m					
30	紀の川	真国川	左	紀の川市	京石橋上流490m～京石橋	490	堤防高		
31	紀の川	真国川	左	紀の川市	中坂和町宅西側上流150m～精淵隈果場	900	堤防高		
32	紀の川	真国川	左	紀の川市	まえばがわ橋上流340m～まえばがわ橋	340	堤防高		
33	紀の川	真国川	左	紀の川市	米谷直宅前～明神橋	780	堤防高		
34	紀の川	真国川	右	紀の川市	阪中多手上流250m～阪中多手上流30mの橋	220	堤防高		
35	紀の川	真国川	右	紀の川市	精淵隈果場上流450m～精淵隈果場	450	堤防高		
36	紀の川	真国川	右	紀の川市	中坂和町宅西側上流150m～中坂和町宅西側	150	堤防高		
37	紀の川	真国川	右	紀の川市	まえばがわ橋上流370m～まえばがわ橋	370	堤防高		
38	紀の川	真国川	右	紀の川市	明神橋上流150m～明神橋	150	堤防高		
39	紀の川	真国川	左	紀の川市	高知橋下流300m～横田橋下流100m	400	堤防高		
40	紀の川	本川	右	紀の川市	八幡橋(傾道かつらぎ山脚)上流300m～八幡橋	300	洗堰		
41	紀の川	本川	右	紀の川市	藪本性宅前～同左下流850m	850	洗堰		
42	紀の川	長屋川	左	紀の川市	粉河寺上流100m～長屋橋合流点	490	堤防高		
43	紀の川	長屋川	右	紀の川市	粉河寺上流100m～長屋橋合流点	580	堤防高		
44	紀の川	六伏川	右	紀の川市	西国橋下流150m～紀の川合流点	790	堤防高		
45	紀の川	重谷川	右	紀の川市	西国橋下流150m～下川橋	610	洗堰		
46	紀の川	名手谷川	左	紀の川市	北川雅祥宅東側～紀の川	700	堤防高		
47	紀の川	名手谷川	右	紀の川市	北川雅祥宅東側～紀の川	645	堤防高		
48	紀の川	麻生津川	左	紀の川市	北浦橋～紀の川合流点	200	堤防高		
49	紀の川	麻生津川	右	紀の川市	佐田幸一宅上流200m～紀の川合流点	600	堤防高		
50	紀の川	牛平川	左	紀の川市	東史郎宅前～紀の川合流点	620	堤防高		
51	紀の川	牛平川	右	紀の川市	真史郎宅前～紀の川合流点	650	堤防高		
52	紀の川	名手川	左	紀の川市	旧粉河町界～第二中野井市営住宅西側	270	堤防高		
53	紀の川	拓福川	左	紀の川市	妙真橋～最上橋	800	法筋れすべり		
54	紀の川	野田原川	右	紀の川市	平谷橋～下流50m	50	堤防高		
55	紀の川	野田原川	左	紀の川市	田本原又本宅南側の橋から上流20m～下流80m	100	堤防高		
56	紀の川	野田原川	右	紀の川市	小勝橋第3段材置溝脚の橋～上流100m	100	堤防高		
57	紀の川	野田原川	左	紀の川市	神崎崎好宅北側の橋～上流50m	50	堤防高		
58	紀の川	野田原川	右	紀の川市	野田原下消防器具庫～下流50m	50	堤防高		

那賀振興局建設部管内③

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所			重要度	危険理由	備考
				市町村名	場	延長m			
59	紀の川	野田原川	左	紀の川市	亀山千歳宅南側の橋～下流100m	100	A	堤防高	
60	紀の川	野田原川	右	紀の川市	亀山千歳宅南側の橋～下流100m	100	A	堤防高	
61	紀の川	野田原川	右	紀の川市	貴志川合流点上流100m～貴志川合流点	100	要注意	洗堰	
62	紀の川	野田原川	右	紀の川市	貴志川合流点上流270m～貴志川合流点上流100m	170	B	洗堰	
63	紀の川	木積川	左	岩出市	東坂本小川製作所～市道西園分5号線	800	A	堤防高	
64	紀の川	木積川	右	岩出市	東坂本小川製作所～市道西園分5号線	800	A	堤防高	
65	紀の川	根来川	左	岩出市	根来新橋～山田川合流点上流157m	1,124	A	堤防高	
66	紀の川	根来川	右	岩出市	根来新橋～山田川合流点上流157m	1,124	A	堤防高	
67	紀の川	相谷川	左	岩出市	原川合流点～住吉川合流点	500	A	堤防高	
68	紀の川	相谷川	右	岩出市	原川合流点～住吉川合流点	500	A	堤防高	
69	紀の川	住吉川	左	岩出市	住吉橋～和歌山市との市界	2,900	A	堤防高	
70	紀の川	住吉川	右	岩出市	住吉橋～和歌山市との市界	2,900	A	堤防高	
71	紀の川	古戸川	左	岩出市	紀の川市界～春日川合流点	1,080	要注意	堤防高	
72	紀の川	古戸川	右	岩出市	紀の川市界～春日川合流点	1,080	要注意	堤防高	
					小計	52,303			
					内訳	ランク		箇所数	延長
						A		45	34,043
						B		24	16,000
						要注意		3	2,260

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	場 所			
1	王子川	王子川	左	御坊市	南塩屋橋～姥免橋	830	堤防高	
2	王子川	王子川	右	御坊市	農協前～姥免橋	500	堤防高	
3	王子川	王子川	右	御坊市	王子橋～国道42号	100	堤防高	
4	日高川	東粟川	左	御坊市	JR橋～美浜町境界	600	堤防高	
5	日高川	東粟川	右	御坊市	JR橋～美浜町境界	450	堤防高	
6	日高川	下川	左	御坊市	普明寺橋～大和樋門	1,900	堤防高	
7	日高川	下川	右	御坊市	普明寺橋～大和樋門	1,900	堤防高	
8	日高川	堂閉川	左	御坊市	市町境界～八幡橋	200	堤防高	
9	日高川	堂閉川	右	御坊市	市町境界～八幡橋	200	堤防高	
10	日高川	熊野川	左	御坊市	荒毛橋上流180m～荒毛橋	180	堤防高	
11	日高川	熊野川	右	御坊市	荒毛橋上流180m～荒毛橋	180	堤防高	
12	上野川	上野川	左	御坊市	法師ヶ谷川合流点～タイヨーム	200	堤防高	
13	上野川	上野川	右	御坊市	法師ヶ谷川合流点～タイヨーム	200	堤防高	
14	壁川	壁川	左	御坊市	国道42号上流600m～国道42号	600	堤防高	
15	壁川	壁川	右	御坊市	国道42号上流600m～国道42号	600	堤防高	
16	野島川	野島川	左	御坊市	国道42号上流400m～国道42号	400	堤防高	
17	野島川	野島川	右	御坊市	国道42号上流400m～国道42号	400	堤防高	
18	日高川	西川	左	美浜町	和田椎崎橋～西川大橋	4,500	堤防高	
19	日高川	西川	右	美浜町	和田椎崎橋～日高川合流点	5,000	堤防高	
20	日高川	東粟川	左	美浜町	御坊市境界～西川合流点	1,100	堤防高	
21	日高川	東粟川	右	美浜町	御坊市境界～西川合流点	1,100	堤防高	
22	日高川	西川	左	日高町	西川橋～里神橋	400	堤防高	
23	日高川	西川	右	日高町	西川橋～里神橋	400	堤防高	
24	日高川	西川	左	日高町	清水井橋下流100m～天満井橋	300	堤防高	
25	日高川	西川	右	日高町	清水井橋～天満井橋	400	堤防高	
26	日高川	西川	左	日高町	志賀川合流点上流200m～志賀川合流点	200	堤防高	
27	日高川	西川	右	日高町	杉丸橋～志賀川合流点	740	堤防高	
28	日高川	志賀川	右	日高町	谷口橋～西川合流点	620	堤防高	
29	日高川	志賀川	両	日高町	大原橋～上流350m	320	堤防高	

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	場 所			
30	由良川	由良川	左	由良町	JR橋上流50m～里(国道橋)	3,000	堤防高	
31	由良川	由良川	右	由良町	JR橋上流50m～里(国道橋)	3,000	堤防高	
32	前田川	前田川	左	由良町	上出池～美奈登橋	1,200	堤防高	
33	前田川	前田川	右	由良町	上出池～美奈登橋	1,200	堤防高	
34	日高川	日高川	左	日高川町	上和佐集会所前～江川合流点	1,000	堤防高	
35	日高川	日高川	右	日高川町	入野・女子学寮～若野橋上流350m	800	堤防高	
36	日高川	日高川	右	日高川町	若野橋～若野橋下流800m	800	堤防高	
37	日高川	日高川	右	日高川町	小前・高道通町上流200m～土垂川合流点	900	水衝	
38	日高川	江川	左	日高川町	森屋橋～JR橋	1,800	堤防高	
39	日高川	江川	右	日高川町	宮下橋～日高川合流点	2,200	堤防高	
40	日高川	土生川	左	日高川町	一の井橋～日高川合流点	1,500	堤防高	
41	日高川	土生川	右	日高川町	一の井橋～日高川合流点	1,500	堤防高	
42	日高川	別所川	左	日高川町	清水橋～日高川合流点	200	堤防高	
43	日高川	別所川	右	日高川町	清水橋～日高川合流点	200	堤防高	
44	日高川	日高川	左	日高川町	畑ヶ根橋～三佐奥の谷川合流点	400	堤防高	
45	日高川	日高川	左	日高川町	長子橋～旧川中第一小学校	350	堤防高	
46	日高川	日高川	左	日高川町	原日浦橋～上田原橋	2,100	堤防高	
47	日高川	日高川	右	日高川町	旧船津中学校～新田橋	350	堤防高	
48	南部川	南部川	左	みなべ町	西本庄橋下流～共和新橋	2,500	堤防高	
49	南部川	南部川	右	みなべ町	西本庄橋下流～南船橋上流60m	3,340	堤防高	
50	南部川	南部川	右	みなべ町	向平橋～向平橋下流300m	300	堤防高	
51	南部川	辺川	左	みなべ町	辺川宮～南部川合流点	500	堤防高	
52	南部川	辺川	右	みなべ町	辺川宮～南部川合流点	500	堤防高	
53	南部川	高野川	左	みなべ町	高野区民会館～市井川合流点	500	堤防高	
54	南部川	古川	左	みなべ町	東道中秀養部線金球橋下流～JR高架	2,700	堤防高	
55	南部川	古川	右	みなべ町	東道中秀養部線金球橋下流～JR高架	2,700	堤防高	
56	栗岩代川	栗岩代川	左	みなべ町	旧木下橋～汐入橋	700	堤防高	
57	栗岩代川	栗岩代川	右	みなべ町	旧木下橋～汐入橋	700	堤防高	
58	栗岩代川	栗岩代川	左	みなべ町	正ヶ谷橋～中根橋	370	堤防高	
59	栗岩代川	栗岩代川	右	みなべ町	正ヶ谷橋～中根橋	370	堤防高	
60	堺川	堺川	左	みなべ町	堺橋(町道)上流450m～堺橋(町道)	450	堤防高	
61	堺川	堺川	右	みなべ町	堺橋(町道)上流450m～堺橋(町道)	450	堤防高	
62	切目川	切目川	右	印南町	深山橋上流100m～深山橋下流300m	400	堤防高	

日高振興局建設部管内③

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所			重要度	危険理由	備考
				市町村名	場 所	延長 m			
63	切目川	切目川	右	印南町	舟野橋下流30m～羽六橋下流200m	2,230	B	堤防高	
64	切目川	切目川	左	印南町	上角橋下流50m～古盛橋下流100m	1,800	A	堤防高	
65	切目川	切目川	左	印南町	楠本橋上流200m～切目橋	3,000	A	堤防高	
66	切目川	切目川	右	印南町	上角橋下流50m～西ノ地川合流点	4,500	A	堤防高	
67	印南川	印南川	左	印南町	印南原JR橋～印南原JR橋上流600m	600	A	堤防高	
68	印南川	印南川	右	印南町	印南原JR橋～印南原JR橋上流600m	600	A	堤防高	
69	印南川	印南川	左	印南町	山中橋～尻掛橋上流100m	850	A	堤防高	
70	印南川	印南川	右	印南町	大洲橋～印南中学校	465	A	堤防高	
71	印南川	印南川	左	印南町	白河橋～白河橋下流114m	114	A	堤防高	
72	印南川	印南川	右	印南町	白河橋～白河橋下流114m	114	A	堤防高	
73	印南川	山谷川	左	印南町	山谷橋上流300m～山谷橋上流205m	95	A	堤防高	
74	印南川	山谷川	右	印南町	山谷橋上流300m～山谷橋上流205m	75	A	堤防高	
					小 計	77,943			
					内 訳	ランク		箇所数	延長
						A		58	61,583
						B		16	16,360
						要注意		0	0

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	場 所			
				延長 m				
1	日高川	日高川	左	田辺市	福井橋～手谷川合流点	400	堤防高	
2	日高川	日高川	右	田辺市	福井橋上流50m～宮ノ瀬橋	1100	堤防高	
3	日高川	日高川	右	田辺市	西警察官駐在所前～上山路橋下流50m	450	堤防高	
4	左会津川	左会津川	左	田辺市	新会津橋上流200m～新会津橋	200	堤防高	
5	左会津川	左会津川	左	田辺市	小泉龍神橋～新会津橋上流200m	1,300	法崩れ	
6	左会津川	左会津川	右	田辺市	切戸橋～田辺大橋	700	堤防高	
7	左会津川	左会津川	右	田辺市	堀田橋～高雄大橋上流100m	400	堤防高	
8	左会津川	左会津川	右	田辺市	下万呂目座橋～小泉龍神橋	1,000	洗掘	
9	左会津川	左会津川	右	田辺市	細井橋上流50m～中の宮橋上流100m	2,000	堤防断面	
10	左会津川	右会津川	左	田辺市	田尻橋上流100m～葎木歩道橋	800	堤防高	
11	左会津川	右会津川	右	田辺市	左会津川合流点～秋津野橋下流250m	1,500	堤防高	
12	左会津川	右会津川	右	田辺市	川中口橋～川中口橋下流300m	300	洗掘	
13	左会津川	右会津川	左	田辺市	川中口橋～川中口橋下流300m	300	洗掘	
14	左会津川	久保田川	右	田辺市	若者橋上流950m～若者橋上流500m	450	堤防高	
15	芳養川	芳養川	左	田辺市	田尻橋上流200m～田尻橋	200	堤防高	
16	芳養川	芳養川	右	田辺市	中芳養泉養寺橋～田尻橋	800	堤防高	
17	芳養川	芳養川	左	田辺市	中芳養平野橋～土堂橋	800	堤防高	
18	芳養川	芳養川	右	田辺市	中芳養平野橋～土堂橋	800	堤防高	
19	芳養川	芳養川	左	田辺市	中芳養臨田橋～境橋上流420m	480	堤防高	
20	芳養川	芳養川	右	田辺市	中芳養臨田橋～境橋上流420m	480	堤防高	
21	芳養川	小畔川	左	田辺市	船山橋～船山橋下流290m	290	堤防高	
22	芳養川	小畔川	右	田辺市	船山橋～船山橋下流290m	290	堤防高	
23	芳養川	田川	左	田辺市	船山橋上流田尻部橋～船山橋上流田尻部橋下流210m	210	堤防高	
24	芳養川	田川	右	田辺市	船山橋上流田尻部橋～船山橋上流田尻部橋下流210m	210	堤防高	
25	出井川	出井川	左	田辺市	泉道田辺白浜線下流100m～河口	400	堤防高	
26	出井川	出井川	右	田辺市	泉道田辺白浜線下流100m～河口	400	堤防高	
27	名喜里川	名喜里川	左	田辺市	名喜里橋上流200m～河口	500	堤防高	
28	名喜里川	名喜里川	右	田辺市	名喜里橋上流200m～河口	500	堤防高	
29	名喜里川	名喜里川	左	田辺市	JR鉄橋～JR鉄橋下流200m	200	堤防高	

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	場 所			
				延長 m				
30	名喜里川	名喜里川	右	田辺市	JR鉄橋上流600m～JR鉄橋下流200m	800	堤防高	
31	橋谷川	橋谷川	左	田辺市	新庄町橋谷鉄橋～河口	330	堤防高	
32	橋谷川	橋谷川	右	田辺市	新庄町橋谷鉄橋～河口	330	堤防高	
33	仙波谷川	仙波谷川	左	田辺市	内ノ浦大橋上流600m～内ノ浦大橋上流100m	500	堤防高	
34	仙波谷川	仙波谷川	右	田辺市	内ノ浦大橋上流600m～内ノ浦大橋上流100m	500	堤防高	
35	富田川	富田川	右	白浜町	JR鉄橋上流420m～JR鉄橋下流80m	500	堤防高	
36	富田川	富田川	左	白浜町	児童館～富田橋上流100m	800	堤防高	
37	富田川	富田川	右	白浜町	白鷺橋下流50m～白鷺橋下流650m	600	堤防断面	
38	富田川	富田川	右	白浜町	郵便橋下流400m～郵便橋下流500m	100	堤防高	
39	富田川	庄川	右	白浜町	瓜生橋下流200m～庄川三合流下流200m	600	堤防高	
40	朝来郷川	朝来郷川	左	白浜町	長追橋下流500m～河口	1,000	堤防高	
41	朝来郷川	朝来郷川	右	白浜町	長追橋下流500m～河口	1,000	堤防高	
42	富田川	富田川	左	田辺市	原之瀬橋上流150m～原之瀬橋	150	洗掘 堤防高	
43	富田川	富田川	右	田辺市	富源橋上流200m～富源橋下流200m	400	洗掘	
44	富田川	中川	右	田辺市	大氏橋上流200m～大氏橋	200	洗掘	
45	富田川	西谷川	右	田辺市	西谷公民館～西谷公民館下流95m	95	洗掘	
46	日置川	日置川	左	田辺市	北野橋～津呂大橋	500	洗掘	
47	日置川	熊野川	左	田辺市	面川林業会館～面川林業会館下流300m	300	洪水・水害 洗掘	
48	日置川	竹ノ又川	右	田辺市	竹ノ又橋下流320m～竹ノ又橋下流500m	180	洪水・水害 洗掘	
49	富田川	富田川	左	上富田町	畑山橋下流100m～300m	200	堤防高	
50	富田川	富田川	左	上富田町	山王橋～山王橋下流500m	500	新堤防	
51	富田川	富田川	右	上富田町	岩田橋下流800m～岩田橋下流1000m	400	堤防断面	
52	富田川	馬川	左	上富田町	救馬橋～青木橋上流50m	610	堤防断面	
53	富田川	馬川	右	上富田町	救馬橋～青木橋上流50m	610	堤防断面	
54	富田川	清水谷川	右	上富田町	清水橋上流700m～清水橋	700	堤防断面	
55	富田川	惣田川	左	上富田町	JR鉄道橋上流490m～JR鉄道橋上流70m	420	要注意	
56	富田川	惣田川	右	上富田町	JR鉄道橋上流490m～JR鉄道橋上流70m	420	要注意	
57	日置川	日置川	左	白浜町	田野井橋～田野井橋下流700m	700	堤防高	
58	日置川	日置川	左	白浜町	口ノ谷橋上流800m～口ノ谷橋下流600m	1,400	堤防高	

西牟婁振興局建設部管内③

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	延長m			
59	日置川	日置川	左	白浜町	大橋上流300m～大橋下流400m	700	A	堤防高
60	日置川	日置川	左	白浜町	小原橋上流280m～小原吊橋下流250m	500	A	堤防高
61	日置川	日置川	右	白浜町	元玉伝小学校～大橋上流300m	500	A	堤防高
62	日置川	日置川	右	白浜町	日置川水道事業所～JR鉄道橋下流50m	1,300	B	堤防高
63	日置川	日置川	右	白浜町	田野井橋上流300m～田野井橋	300	B	堤防高
64	日置川	日置川	右	白浜町	田野井橋～田野井橋下流400m	400	要注	新堤防
65	日置川	日置川	右	白浜町	口ヶ谷橋下流100m～口ヶ谷橋下流1000m	900	A	堤防高
66	日置川	日置川	右	白浜町	安居橋～安居橋下流2300m	2,300	B	堤防高
67	日置川	日置川	左	白浜町	向平橋～向平橋下流1000m	1,000	B	堤防高
68	日置川	日置川	右	白浜町	安居橋上流1000m～安居橋上流500m	500	A	堤防高
69	日置川	日置川	左	白浜町	安居橋上流2000m～安居橋上流1200m	800	A	堤防高
70	日置川	日置川	左	白浜町	安居橋上流300m～安居橋下流300m	600	A	堤防高
71	日置川	日置川	右	白浜町	川原谷川合流点～川原谷川合流点下流800m	800	B	堤防高
72	日置川	日置川	左	白浜町	宇津木橋～宇津木橋下流300m	300	B	堤防高
73	日置川	日置川	右	白浜町	久木橋～向平橋上流200m	1,100	A	堤防高
74	日置川	城川	右	白浜町	合谷1号橋上流500m～合谷1号橋	500	A	堤防高
75	日置川	城川	右	白浜町	日置川合流点～日置川合流点	450	A	堤防高
76	新宮川	熊野川	左	田辺市	三里大橋～三里大橋下流400m	400	A	堤防高
77	新宮川	熊野川	左	田辺市	上の合流点～上の合流点下流600m	600	A	堤防高
78	新宮川	熊野川	右	田辺市	三里大橋～三里大橋下流430m	430	A	堤防高
79	新宮川	熊野川	右	田辺市	大居地区全域	1,100	B	堤防高
80	新宮川	熊野川	右	田辺市	大斎原一帯	400	B	堤防高
81	新宮川	熊野川	右	田辺市	旧舘川小学校～下流100m	100	B	堤防高
82	新宮川	熊野川	左	田辺市	三里大橋上流100m～三里大橋	100	B	水衝
83	新宮川	熊野川	右	田辺市	三里大橋上流150m～三里大橋	150	B	洗堀
84	新宮川	音無川	左	田辺市	本宮行政局～熊野川合流点	600	A	堤防高
85	新宮川	音無川	右	田辺市	私語橋～熊野川合流点	350	A	堤防高
86	新宮川	大塔川	左	田辺市	旧舘川橋～熊野川合流点	200	A	堤防高
87	新宮川	大塔川	左	田辺市	川湯地区区道沿一帯	300	A	堤防高

西牟婁振興局建設部管内④

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	延長m			
88	新宮川	大塔川	右	田辺市	川湯橋～川湯橋下流500m	500	A	堤防高
89	新宮川	大塔川	左	田辺市	大塔橋上流100m～大塔橋下流100m	200	A	堤防高
90	新宮川	大塔川	右	田辺市	旧舘川橋～熊野川合流点	300	B	洗堀
					小計	50,985		
					内記	ランク		延長
						A	42	24,720
						B	44	24,525
						要注	4	1,740

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	延長 m			
1	周参見川	周参見川	左	すさみ町	原(原字井堤上流100m～原字井堤上流70m)	B	堤防高	
2	周参見川	周参見川	左	すさみ町	立野(沼田谷橋上流600m～沼田谷橋上流150m)	A	堤防高	
3	周参見川	周参見川	左	すさみ町	防地(上水道水源地上流900m～上水道水源地)	B	堤防高	
4	周参見川	周参見川	左	すさみ町	防地、田中、本塚、堤地、石橋(総貫之夕一前水踏合流点～遠見橋)	A	堤防高	
5	周参見川	周参見川	左	すさみ町	下地、本塚(すさみ橋～すさみ橋下流300m)	B	堤防高	
6	周参見川	周参見川	右	すさみ町	沼田谷(沼田谷橋上流370m～沼田谷橋上流20m)	B	堤防高	
7	周参見川	周参見川	右	すさみ町	沼田谷(沼田谷橋下流200m～沼田谷橋下流600m)	B	堤防高	
8	周参見川	周参見川	右	すさみ町	堤切、山崎(望見橋上流180m～遠見橋)	B	堤防高	
9	周参見川	周参見川	右	すさみ町	平松(すさみ橋～太間川合流点)	A	堤防高	
10	周参見川	太間川	左	すさみ町	入松(依の本橋)～平松(沼参見川合流点)	A	堤防高	
11	周参見川	太間川	右	すさみ町	入松(松の本橋上流100m～松の本橋)	A	堤防高	
12	周参見川	太間川	右	すさみ町	入松(松の本橋)～太間地(太間地橋)	B	堤防断面	
13	周参見川	太間川	右	すさみ町	太間地(太間地橋)～平松(平松橋)	A	堤防高	
14	和梁川	和梁川	左	すさみ町	口和深(岩崎橋～岩崎橋下流550m)	B	堤防高	
15	和梁川	和梁川	右	すさみ町	口和深(岩崎橋～河口)	B	堤防高	
16	日置川	城川	左	すさみ町	大柳(赤志川(出合橋下流600m～出合橋下流1100m))	B	水害・流氾 堤防高	
17	日置川	城川	右	すさみ町	大柳(出合橋上流200m～出合橋上流120m)	B	水害・流氾 堤防高	
18	古座川	佐本川	左	すさみ町	佐本(谷(谷谷橋上流100m～谷谷橋下流250m))	B	水害・流氾 堤防高	
19	古座川	佐本川	右	すさみ町	佐本(谷(谷谷橋上流100m～谷谷橋下流250m))	A	水害・流氾 堤防高	
20	江須の川	江須の川	左	すさみ町	江住(JR鉄橋上流350m～JR鉄橋)	B	水害・流氾 堤防高	
21	江須の川	江須の川	右	すさみ町	江住(JR鉄橋～河口)	B	水害・流氾 堤防高	
22	江住川	江住川	左	すさみ町	江住(江住橋上流700m～江住橋下流100m)	A	水害・流氾 堤防高	
23	江住川	江住川	右	すさみ町	江住(江住橋上流310m～江住橋下流120m)	B	堤防高	
24	里野西地川	里野西地川	左	すさみ町	里野(JR晴葉上流400m～JR晴葉)	B	堤防高	
25	闊野川	闊野川	左	串本町	大乗綱(汐入橋上流320m～汐入橋)	B	堤防高	
26	闊野川	闊野川	右	串本町	大乗綱(汐入橋上流320m～汐入橋)	B	堤防高	
27	二色川	二色川	左	串本町	二色(JR鉄橋～JR鉄橋下流250m)	A	水害・流氾 堤防高	
28	高富川	高富川	左	串本町	高富(福荷橋～福荷橋下流400m)	B	水害・流氾 堤防高	

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	延長 m			
29	高富川	高富川	右	串本町	高富(福荷橋～福荷橋下流400m)	A	水害・流氾 堤防高	
30	有田川	有田川	左	串本町	有田(西の前橋下流250m～有田橋)	B	水害・流氾 堤防高	
31	有田川	有田川	右	串本町	有田(西の前橋～有田橋)	B	水害・流氾 堤防高	
32	有田川	大山川	右	串本町	有田(寺前橋上流50m～寺前橋)	B	堤防高	
33	田並川	田並川	左	串本町	田並(常水橋～田並橋)	B	水害・流氾 堤防高	
34	田並川	田並川	右	串本町	田並(常水橋～田並橋)	A	水害・流氾 堤防高	
35	和梁川	和梁川	左	串本町	和梁(竹葉橋上流70m～竹葉橋下流230m)	B	水害・流氾 堤防高	
36	和梁川	和梁川	右	串本町	和梁(的場橋～JR鉄橋)	B	水害・流氾 堤防高	
37	田子川	田子川	左	串本町	田子(堂目橋下流100m～田子橋)	B	堤防高	
38	田子川	田子川	右	串本町	田子(堂目橋～田子橋)	B	堤防高	
39	熊谷川	熊谷川	右	串本町	和深(熊谷橋～熊谷橋下流100m)	B	堤防高	
40	宮川	宮川	左	串本町	串本(宮川橋上流200m～宮川橋)	B	堤防高	
41	江田川	江田川	右	串本町	江田(江田森橋上流100m～江田森橋上流70m)	B	水害・流氾 堤防高	
42	姫川	姫川	右	串本町	姫(姫橋上流350m～河口)	B	堤防高	
43	伊串川	伊串川	左	串本町	伊串(伊串橋上流300m～河口)	B	堤防高	
44	伊串川	伊串川	右	串本町	伊串(伊串橋上流300m～河口)	B	堤防高	
45	神野川	神野川	左	串本町	神野川(JR鉄橋上流300m～河口)	B	堤防高	
46	古座川	古座川	左	串本町	古座、中湊(JR鉄橋～河口)	A	堤防断面	
47	古座川	古座川	右	串本町	古田、西向(河内橋上流100m～河口)	B	堤防断面	
48	古座川	右東谷川	左	串本町	古座(古座谷橋上流100m～古座川合流点)	A	堤防高	
49	古座川	右東谷川	右	串本町	古座(古座谷橋上流100m～古座川合流点)	A	堤防高	
50	津荷川	津荷川	左	串本町	津荷(JR鉄橋～JR鉄橋下流240m)	B	堤防高	
51	津荷川	津荷川	左	串本町	津荷(旧津荷小学校上流300m～河口)	A	堤防高	
52	津荷川	津荷川	右	串本町	津荷(JR鉄橋～河口)	B	堤防高	
53	田原川	田原川	左	串本町	田原(報徳橋～河口)	A	堤防高	
54	田原川	田原川	右	串本町	田原(上ノ宮橋上流300m～河口)	B	堤防高	
55	田原川	佐部川	左	串本町	佐部(明神橋上流100m～根木地蔵下流250m)	B	堤防高	
56	田原川	佐部川	右	串本町	佐部(明神橋上流100m～根木地蔵下流250m)	B	堤防高	
57	古座川	古座川	左	古座川町	蔵土(住吉神社上流100m～住吉神社下流300m)	B	堤防断面	

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	延長 m			
1	新宮川	浮島川	左	新宮市	浮島の森下～第1樋之沢橋	230	堤防高	
2	新宮川	浮島川	右	新宮市	浮島の森下～第1樋之沢橋	230	堤防高	
3	新宮川	高田川	左	新宮市	杉の郷～大宮橋	500	堤防高	
4	新宮川	高田川	右	新宮市	近大産産研究棟新宮実験場～善者広場	200	堤防高	
5	佐野川	佐野川	左	新宮市	巴川製紙水管橋～佐野湾	3,200	堤防高	
6	佐野川	佐野川	右	新宮市	巴川製紙水管橋～佐野湾	3,200	堤防高	
7	佐野川	荒木川	左	新宮市	市梨橋～佐野川合流点	1,000	堤防高	
8	佐野川	荒木川	右	新宮市	市梨橋～佐野川合流点	1,000	堤防高	
9	新宮川	熊野川	左	新宮市	相須～宮井大橋	2,000	堤防高	
10	新宮川	熊野川	右	新宮市	三和大橋上流120m～日能橋	700	堤防高	
11	新宮川	熊野川	右	新宮市	宮井コミュニティ～消防センター～変電所	250	堤防高	
12	新宮川	赤木川	左	新宮市	渡月橋～小口自然の家キャンプ場	500	堤防高	
13	新宮川	赤木川	左	新宮市	赤木橋～赤木橋下流500m	500	堤防高	
14	新宮川	赤木川	左	新宮市	高倉神社(相須)～日能橋	1,800	堤防高	
15	新宮川	赤木川	右	新宮市	小和嶺橋上流450m～小和嶺橋下流50m	500	堤防高	
16	新宮川	赤木川	右	新宮市	第一高倉橋～小口自然の家	90	堤防高	
17	新宮川	赤木川	右	新宮市	高倉神社(赤木)上流200m～赤木橋	500	堤防高	
18	新宮川	玉置川	左	新宮市	上地橋～上地橋下流500m	500	堤防高	
19	新宮川	北山川	右	新宮市	新の郷管理棟上流150m～五重口橋下流150m	464	堤防高	
20	新宮川	北山川	右	新宮市	九重集会所上流50m～花井バス停前	300	堤防高	
21	新宮川	北山川	右	新宮市	赤木橋上流600m～赤木橋上流300m	300	堤防高	
22	新宮川	熊野川	右	新宮市	熊城～山本	1200	堤防高	
23	新宮川	熊野川	左	新宮市	西屋敷	800	堤防高	
24	新宮川	熊野川	右	新宮市	東屋敷	700	要注意	
25	新宮川	赤木川	左	新宮市	椋井	500	要注意	
26	新宮川	熊野川	右	新宮市	田長	1300	堤防高	
27	新宮川	東の川	左	新宮市	西	100	要注意	
28	新宮川	東の川	右	新宮市	上長井	90	堤防高	
29	新宮川	志古川	左	新宮市	志古	500	堤防高	

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				市町村名	延長 m			
30	田無川	田無川	右	那智勝浦町	鬼頭橋～浦神湾	340	堤防高	
31	太田川	太田川	左	那智勝浦町	高遠井橋上流750m～中の川合流点	1,415	堤防高 洗堰	
32	太田川	太田川	左	那智勝浦町	太田橋上流350m～太田橋下流250m	600	堤防高 洗堰	
33	太田川	太田川	左	那智勝浦町	諏訪神社～大谷川合流点	800	堤防高	
34	太田川	太田川	左	那智勝浦町	大宮橋～R42号	700	堤防高	
35	太田川	太田川	左	那智勝浦町	下里神社～JR鉄橋	800	堤防高	
36	太田川	太田川	左	那智勝浦町	JR鉄橋～下里海岸	300	堤防高	
37	太田川	太田川	右	那智勝浦町	高遠井橋上流300m～高遠井橋下流500m	1,300	堤防高	
38	太田川	太田川	右	那智勝浦町	梁袋橋上流500m～太田橋上流150m	900	堤防高	
39	太田川	太田川	右	那智勝浦町	太田橋～下里海岸	4,700	堤防高	
40	太田川	井鹿川	左	那智勝浦町	又ノ前橋上流700m～太田川合流点	3,500	堤防高	
41	太田川	井鹿川	右	那智勝浦町	又ノ前橋上流700m～太田川合流点	3,500	堤防高	
42	太田川	懸川	左	那智勝浦町	植の畑橋上流200m～太田川合流点	500	堤防高	
43	太田川	懸川	右	那智勝浦町	植の畑橋上流200m～太田川合流点	500	堤防高	
44	二河川	二河川	左	那智勝浦町	中上橋～二河橋	1,860	堤防高	
45	二河川	二河川	右	那智勝浦町	中上橋上流100m～湯川川合流点	2,100	堤防高	
46	二河川	湯川川	左	那智勝浦町	桜ヶ丘団地～ゆかし湯	700	堤防高	
47	二河川	湯川川	右	那智勝浦町	柿ノ木橋～ゆかし湯	1,200	堤防高	
48	那智川	那智川	左	那智勝浦町	二ノ瀬橋上流150m～那智湾	5,200	堤防高	
49	那智川	那智川	右	那智勝浦町	長谷川合流点～川関橋上流400m	600	堤防高	
50	那智川	那智川	右	那智勝浦町	川関橋上流250m～那智湾	1,400	堤防高	
51	那智川	大谷川	左	那智勝浦町	大谷1号橋上流400m～那智川合流点	600	堤防高	
52	那智川	井谷川	左	那智勝浦町	片山橋～那智川合流点	150	堤防高	
53	那智川	井谷川	右	那智勝浦町	五百田橋～那智川合流点	500	堤防高	
54	那智川	長谷川	左	那智勝浦町	口長谷橋～那智川合流点	280	洗堰	
55	那智川	長谷川	右	那智勝浦町	口長谷橋～那智川合流点	280	洗堰	
56	長野川	長野川	右	那智勝浦町	長野橋～港川橋下流350m	1,150	堤防高 洗堰	
57	長野川	長野川	左	那智勝浦町	尾後川上流100m～宇久井港	700	堤防高	
58	与根子川	与根子川	左	太地町	JR橋～地藏院上流100m	90	堤防高	

No	観測局名	所在地				管理者	所管振興局建設部
		郡市	町村	大字	施設名		
1	和歌山	和歌山市		築港1丁目	和歌山県海草振興局	和歌山県	海草振興局建設部
2	和歌山市中消防署	和歌山市		八番町	和歌山市中消防署	和歌山市	海草振興局建設部
3	海南	海南市		日方	海南市消防本部	和歌山県	海南工事事務所
4	下津	海南市		下津町下津	下津消防本署	和歌山県	海南工事事務所
5	野上	海草郡	紀美野町	勳木	紀美野町役場本庁	和歌山県	海南工事事務所
6	美里	海草郡	紀美野町	神野市場	紀美野町役場神野支所	和歌山県	海南工事事務所
7	六十谷	和歌山市		六十谷	千手川観音橋脇	和歌山県	海草振興局建設部
8	和歌浦中	和歌山市		和歌浦中3丁目	和歌山市南消防署	和歌山市	海草振興局建設部
9	岡崎	和歌山市		相坂	和田川広見橋	和歌山県	海草振興局建設部
10	重根	海南市		重根	巽小学校	和歌山県	海南工事事務所
11	小松原	海南市		下津町小松原	加茂第一小学校	和歌山県	海南工事事務所
12	東畑	海南市		東畑	海南市埋立処分地施設	和歌山県	海南工事事務所
13	松ヶ峯	海草郡	紀美野町	松ヶ峰	みさと天文台	和歌山県	海南工事事務所
14	加太	和歌山市		加太	和歌山県開発公社コスモパーク加太	和歌山県	海草振興局建設部
15	梅原	和歌山市		梅原	貴志中学校	和歌山県	海草振興局建設部
16	塩ノ谷	和歌山市		明王寺	四季の郷公園横駐車場	和歌山県	海草振興局建設部
17	岩出	岩出市		高塚	那賀振興局建設部	和歌山県	那賀振興局建設部
18	岩出市役所	岩出市		西野	岩出市役所	和歌山県	那賀振興局建設部
19	打田	紀の川市		西大井	紀の川市役所本庁舎	和歌山県	那賀振興局建設部
20	粉河	紀の川市		粉河	紀の川市役所粉河支所庁舎	和歌山県	那賀振興局建設部
21	那賀	紀の川市		名手市場	紀の川市役所那賀支所庁舎	和歌山県	那賀振興局建設部
22	貴志川	紀の川市		貴志川町神戸	紀の川市役所貴志川支所庁舎	和歌山県	那賀振興局建設部
23	桃山	紀の川市		桃山町元	紀の川市役所桃山支所庁舎	和歌山県	那賀振興局建設部
24	押川	岩出市		押川	岩出市防災無線局脇	和歌山県	那賀振興局建設部
25	中津川	紀の川市		中津川	紀の川市粉河塵芥処理場	和歌山県	那賀振興局建設部
26	江川中	紀の川市		江川中	上名手小学校	和歌山県	那賀振興局建設部
27	中鞆淵	紀の川市		中鞆淵	鞆淵小学校	和歌山県	那賀振興局建設部
28	安上	岩出市		安上	安上中継ボンプ所	和歌山県	那賀振興局建設部
29	橋本	橋本市		市脇4丁目	和歌山県伊都振興局	和歌山県	伊都振興局建設部
30	橋本市役所	橋本市		東家1丁目	橋本市役所	和歌山県	伊都振興局建設部
31	かつらぎ	伊都郡	かつらぎ町	丁ノ町	かつらぎ町役場	和歌山県	伊都振興局建設部
32	高野口	橋本市		高野口町名古屋	橋本保健所	和歌山県	伊都振興局建設部
33	九度山	伊都郡	九度山町	九度山	九度山町役場	和歌山県	伊都振興局建設部
34	高野	伊都郡	高野町	高野山	高野町役場	和歌山県	伊都振興局建設部
35	花園	伊都郡	かつらぎ町	花園梁瀬	かつらぎ町役場花園支所	和歌山県	伊都振興局建設部
36	嵯峨谷	橋本市		高野口町嵯峨谷	高野口町消防詰所	和歌山県	伊都振興局建設部
37	境原	橋本市		小峰台1丁目	境原小学校	和歌山県	伊都振興局建設部
38	北又	伊都郡	九度山町	北又	久保集会所	和歌山県	伊都振興局建設部
39	笠木	伊都郡	九度山町	笠木	笠木地区飲料水施設	和歌山県	伊都振興局建設部
40	上筒香	伊都郡	高野町	上筒香	筒香多目的集会場	和歌山県	伊都振興局建設部
41	久木	伊都郡	かつらぎ町	花園久木	旧久木村営プール	和歌山県	伊都振興局建設部
42	御所	伊都郡	かつらぎ町	御所	四邑保育所	和歌山県	伊都振興局建設部
43	須河	橋本市		須河	須河集会所	和歌山県	伊都振興局建設部
44	花坂	伊都郡	高野町	花坂	花坂集会所	和歌山県	伊都振興局建設部
45	湯浅町役場	有田郡	湯浅町	湯浅	湯浅町役場	和歌山県	有田振興局建設部
46	金屋	有田郡	有田川町	金屋	有田川町役場金屋庁舎	和歌山県	有田振興局建設部

No	観測局名	所在地				管理者	所管振興局建設部
		郡市	町村	大字	施設名		
47	有田	有田市		箕島	有田市役所	和歌山県	有田振興局建設部
48	吉備	有田郡	有田川町	下津野	有田川町役場吉備庁舎	和歌山県	有田振興局建設部
49	清水	有田郡	有田川町	清水	有田川町清水行政局	和歌山県	有田振興局建設部
50	広川	有田郡	広川町	広	広川町役場	和歌山県	有田振興局建設部
51	湯浅	有田郡	湯浅町	湯浅	有田振興局建設部	和歌山県	有田振興局建設部
52	港	有田市		港	港ボンプ場	和歌山県	有田振興局建設部
53	宮原	有田市		宮原町新町	有田市宮原公民館	和歌山県	有田振興局建設部
54	井口	有田郡	有田川町	井口	田殿小学校	和歌山県	有田振興局建設部
55	糸我	有田市		糸我町西	-	和歌山県	有田振興局建設部
56	宇井苔	有田郡	有田川町	宇井苔	宇井苔へき地集会所	和歌山県	有田振興局建設部
57	沼田	有田郡	有田川町	沼田	沼田地区集会所	和歌山県	有田振興局建設部
58	瀬井	有田郡	有田川町	瀬井	旧北小学校	和歌山県	有田振興局建設部
59	生石	有田郡	有田川町	生石	生石高原の家	和歌山県	有田振興局建設部
60	沼	有田郡	有田川町	沼	-	和歌山県	有田振興局建設部
61	川合	有田郡	有田川町	川合	有田川町役場清水行政局五郷出張所	和歌山県	有田振興局建設部
62	沼谷	有田郡	有田川町	沼谷	安諦小学校沼谷分校跡	和歌山県	有田振興局建設部
63	上津木	有田郡	広川町	上津木	上津木グラウンド	和歌山県	有田振興局建設部
64	糸川	有田郡	有田川町	糸川	糸川集会所	和歌山県	有田振興局建設部
65	上六川	有田郡	有田川町	上六川	上六川小学校	和歌山県	有田振興局建設部
66	下湯川	有田郡	有田川町	下湯川	下湯川ふるさと村	和歌山県	有田振興局建設部
67	御坊	御坊市		湯川町	日高振興局建設部	和歌山県	日高振興局建設部
68	由良	日高郡	由良町	里	由良町役場	和歌山県	日高振興局建設部
69	日高	日高郡	日高町	高家	日高町役場	和歌山県	日高振興局建設部
70	美浜	日高郡	美浜町	和田	美浜町役場	和歌山県	日高振興局建設部
71	川辺	日高郡	日高川町	土生	日高川町役場	和歌山県	日高振興局建設部
72	中津	日高郡	日高川町	高津尾	日高川町役場中津支所	和歌山県	日高振興局建設部
73	美山	日高郡	日高川町	川原河	日高川町役場美山支所	和歌山県	日高振興局建設部
74	南部	日高郡	みなべ町	芝	みなべ町役場	和歌山県	日高振興局建設部
75	南部川	日高郡	みなべ町	谷口	みなべ町役場第2庁舎	和歌山県	日高振興局建設部
76	古井	日高郡	印南町	古井	-	和歌山県	日高振興局建設部
77	衣奈	日高郡	由良町	衣奈	衣奈小学校	和歌山県	日高振興局建設部
78	畑	日高郡	由良町	畑	畑小学校	和歌山県	日高振興局建設部
79	志賀	日高郡	日高町	志賀	久志集会所	和歌山県	日高振興局建設部
80	三尾	日高郡	美浜町	三尾	美浜第2若者広場	和歌山県	日高振興局建設部
81	野島	御坊市		名田町	広域清掃センター	和歌山県	日高振興局建設部
82	山野	日高郡	日高川町	山野	-	和歌山県	日高振興局建設部
83	坂野川	日高郡	日高川町	坂野川	-	和歌山県	日高振興局建設部
84	三十木	日高郡	日高川町	三十木	子十浦多目的施設	和歌山県	日高振興局建設部
85	高野	日高郡	みなべ町	高野	高城高齢者センター	和歌山県	日高振興局建設部
86	清川	日高郡	みなべ町	清川	-	和歌山県	日高振興局建設部
87	寒川	日高郡	日高川町	寒川	日高川町役場美山支所寒川出張所	和歌山県	日高振興局建設部
88	田杭	日高郡	日高町	阿尾	田杭集会場	和歌山県	日高振興局建設部
89	上初湯川	日高郡	日高川町	愛川	-	和歌山県	日高振興局建設部
90	平川	日高郡	日高川町	平川	-	和歌山県	日高振興局建設部
91	名ノ内広場	日高郡	みなべ町	清川	名ノ内広場	和歌山県	日高振興局建設部
92	西岩代	日高郡	みなべ町	西岩代	みなべ町消防団消防防火施設	和歌山県	日高振興局建設部

No	観測局名	所在地			施設名	管理者	所管振興局建設部	
		郡市	町村	大字				
93	八斗蒔	日高郡	日高川町	上初湯川	-	和歌山県	日高振興局建設部	
94	印南	日高郡	印南町	印南	印南町役場	印南町	日高振興局建設部	
95	印南原	日高郡	印南町	印南原	福原防災センター	印南町	日高振興局建設部	
96	西ノ地	日高郡	印南町	西ノ地	社会教育センター	印南町	日高振興局建設部	
97	川又	日高郡	印南町	川又	川又集会センター	印南町	日高振興局建設部	
98	田辺	田辺市		朝日ヶ丘	西牟婁振興局建設部	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
99	白浜	西牟婁郡	白浜町		白浜町役場	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
100	朝来	西牟婁郡	上富田町	朝来	上富田町役場	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
101	大塔	田辺市		鮎川	田辺市役所大塔行政局	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
102	栗栖川	田辺市		中辺路町栗栖川	田辺市役所中辺路行政局	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
103	日置	西牟婁郡	白浜町	日置	日置川消防署	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
104	岡	西牟婁郡	上富田町	岡	小郷会館	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
105	北郡	田辺市		中辺路町北郡	北郡小学校跡地	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
106	水上	田辺市		中辺路町水上	道の駅(水上)	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
107	福定	田辺市		中辺路町福定	土木倉庫	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
108	近露	田辺市		中辺路町近露	近野小学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
109	下川上	田辺市		下川上	林業富里現場監督事務所	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
110	大宮	西牟婁郡	上富田町	生馬	-	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
111	栄	西牟婁郡	白浜町	栄	白浜町農業会館	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
112	椿	西牟婁郡	白浜町	椿	椿小学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
113	龍神	田辺市		龍神村西	田辺市龍神行政局	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
114	本宮	田辺市		本宮町本宮	建設部本宮駐在所	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
115	三越	田辺市		本宮町三越	-	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
116	静川	田辺市		本宮町静川	静川小学校跡地	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
117	龍神寺野	田辺市		龍神村龍神	-	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
118	殿原	田辺市		龍神村殿原	殿原小学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
119	下山路	田辺市		龍神村甲斐ノ川	下山路中学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
120	野中	田辺市		中辺路町野中	-	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
121	大内川	田辺市		中辺路町大内川	中辺路郷土文化交流館	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
122	兵生	田辺市		中辺路町兵生	-	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
123	東伏菟野	田辺市		東伏菟野	-	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
124	大杉	田辺市		下川上	-	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
125	鮎川	田辺市		和	田	-	和歌山県	西牟婁振興局建設部
126	向山	田辺市		向	山	-	和歌山県	西牟婁振興局建設部
127	熊野	田辺市		熊野	百間山溪谷キャンプ場駐車場	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
128	野竹法師	田辺市		本宮町野竹	-	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
129	小川	西牟婁郡	白浜町	小川	-	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
130	城	西牟婁郡	白浜町	城	-	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
131	市鹿野	西牟婁郡	白浜町	市鹿野	川添中学校	白浜町	西牟婁振興局建設部	
132	安居	西牟婁郡	白浜町	安居	三舞中学校	白浜町	西牟婁振興局建設部	
133	津志野	田辺市		中芳養	JA紀南中芳養支所うめ加工場	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
134	平見	田辺市		上芳養	旧上芳養小学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
135	岩内	田辺市		上秋津	岩内会館	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
136	串崎	田辺市		秋津川	JA秋津川支所	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
137	長野	田辺市		長野	長野小学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部	
138	串本	東牟婁郡	串本町	串本	東牟婁振興局串本建設部	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	

No	観測局名	所在地				管理者	所管振興局建設部
		郡市	町村	大字	施設名		
139	すさみ	西牟婁郡	すさみ町	周参見	すさみ町役場	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部
140	古座	東牟婁郡	串本町	西向	串本町役場古座分庁舎	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部
141	古座川	東牟婁郡	古座川町	高池	古座川町役場	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部
142	串本町役場	東牟婁郡	串本町	串本	串本町役場本庁舎	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部
143	大山	東牟婁郡	串本町	里川	-	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部
144	重畳山	東牟婁郡	串本町	伊串	-	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部
145	太間川	西牟婁郡	すさみ町	太間川	すさみ町太間川集会所	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部
146	小河内	西牟婁郡	すさみ町	小河内	-	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部
147	佐本中	西牟婁郡	すさみ町	佐本中	すさみ町佐本出張所	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部
148	和深	東牟婁郡	串本町	和深	西地会館	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部
149	蔵土	東牟婁郡	古座川町	蔵土	蔵土多目的広場	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部
150	新宮	新宮市		緑ヶ丘2丁目	東牟婁振興局新宮建設部	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
151	勝浦	東牟婁郡	那智勝浦町	築地	那智勝浦町役場	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
152	太地	東牟婁郡	太地町	太地	太地町役場	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
153	三輪崎	新宮市		三輪崎	新宮市三輪崎支所	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
154	高田	新宮市		高田	高田グリーンランド	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
155	日足	新宮市		熊野川町日足	新宮市熊野川行政局	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
156	北山	東牟婁郡	北山村	大沼	北山村役場	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
157	浦神	西牟婁郡	那智勝浦町	浦神	-	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
158	浦神	東牟婁郡	那智勝浦町	浦神	-	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
159	篠尾	新宮市		熊野川町篠尾	-	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
160	玉置口	新宮市		熊野川町玉置口	熊野川屋外教育研修館	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
161	相須	新宮市		熊野川町相須	-	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
162	滝本	新宮市		熊野川町滝本	滝本小学校跡地	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
163	市野々	東牟婁郡	那智勝浦町	市野々	市野々小学校	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
164	高津気	東牟婁郡	那智勝浦町	高津気	高津気区民会館	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
165	西中野川	東牟婁郡	那智勝浦町	西中野川	-	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
166	中里	東牟婁郡	那智勝浦町	南大居	那智勝浦町役場太田出張所	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
167	下里	東牟婁郡	那智勝浦町	八尺鏡野	-	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
168	小原谷	新宮市		熊野川町畝畑	-	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
169	直柱	東牟婁郡	那智勝浦町	直柱	-	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部
170	七色	東牟婁郡	北山村	七色	村営簡易水道浄水場内	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部

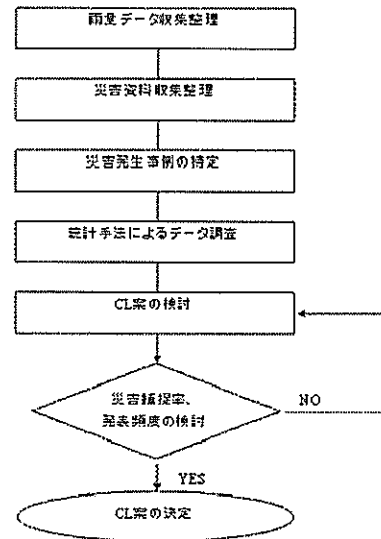
土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒避難基準の設定手法

土砂災害警戒避難基準は、「国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法(案)」(平成 17 年 6 月 国土交通省河川局砂防部 気象庁予報部 国土交通省国土技術政策総合研究所)において提案されている手法に基づき、土砂災害警戒避難基準等検討委員会において承認された。

1995 年～2005 年雨量データ及び土砂災害報告から、和歌山県を 5km 四方に区切った領域ごとに、60 分間積算雨量(縦軸)と土壌雨量指数(横軸)の2つの指標で、土砂災害警戒避難基準の設定を行った。右におおまかな手順を示す。

(土砂災害警戒避難基準の設定結果は表-1に示す。)



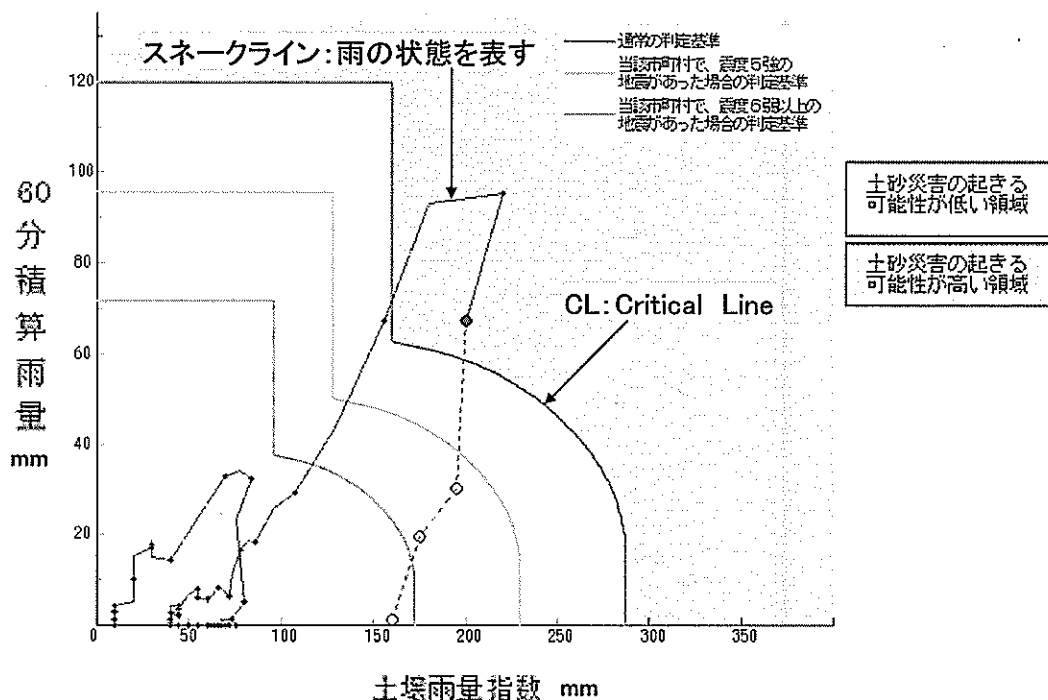
(2) 土壌雨量指数について

土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中にどの程度貯まっているかを把握するための指数である。土壌中に水分を貯える3つのタンクを想定し、水分が浸透すると仮定したタンクモデルで、気象庁の解析雨量から5km四方領域ごとに算出する。

(3) スネークラインについて

スネークラインとは、60 分間積算雨量と土壌雨量指数をもとに、時々刻々変化する雨の状態をつないでできる線のことで、その変化の様子が蛇の形に似ていることから「スネークライン」と呼ばれる。スネークラインがCLを越えた場合に、土砂災害が発生するおそれが高いと判断される。(土砂災害警戒避難基準線及びスネークラインのイメージは図-1に示す。)

図-1 イメージ図



(4) 土砂災害警戒情報の発表について

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測(1時間先、2時間先)が土砂災害警戒避難基準線(CL: Critical Line)に達した場合に、和歌山県砂防課と和歌山地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。

また、土砂災害への警戒を呼びかける必要があると認められる場合等にも土砂災害警戒情報を発表する。(土砂災害警戒情報の発表例は図-2に示す。)

【対象とする地域】

和歌山県全域

【最小発表単位】

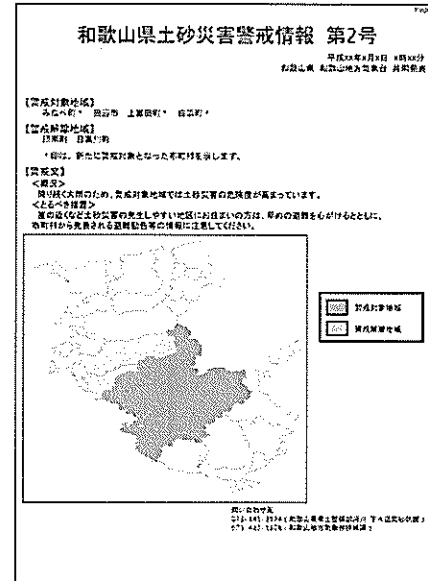
市町村

【対象とする土砂災害】

大雨による「土石流」および「集中的に発生するがけ崩れ」とする。なお、「集中的に発生するがけ崩れ」とは、一連の大雨により、ある一定範囲の複数箇所で発生するおそれがあるがけ崩れを指す。

※予測が困難な地すべり等は対象としない

図-2 発表例



(5) 市町村及び住民への情報提供について

土砂災害警戒情報は、和歌山県や和歌山地方気象台から市町村に伝達されるとともに、報道機関やインターネットを通じて広く住民へ提供を行う。なお、砂防課ホームページでは、土砂災害警戒情報とともに、この補足情報として5kmメッシュ毎の危険度情報を提供している。以下に、砂防課ホームページ(<http://www.wakayamasabo.jp/new/>)の概要を示す。

【主な機能】

- ・最新の土砂災害警戒情報文の確認が可能。
- ・補足情報として、県内5kmメッシュ毎の危険度状況が色づけした図で表示される。
- ・この図の任意のメッシュをクリックすることにより、当該メッシュにおける現在から3時間先までの雨量に基づく危険度の判定図の確認が可能。

■ 現在、土砂災害警戒避難基準に達している
 ■ 1時間後に土砂災害警戒避難基準に達する予想
 ■ 2時間後に土砂災害警戒避難基準に達する予想

土砂災害警戒判定分布図 - 全県 -

メッシュ内を彩色した領域は実況値や予測値で土砂災害警戒避難基準に達し、土砂災害が発生のおそれがあります。各メッシュをクリックすることにより、該当メッシュの土砂災害警戒避難判定図を表示します。

凡例
 ■: 現在、土砂災害警戒避難基準に達しており、危険な状態
 ■: 1時間後に土砂災害警戒避難基準に達する予想
 ■: 2時間後に土砂災害警戒避難基準に達する予想

和歌山県砂防課

土砂災害警戒情報
 土砂災害警戒避難判定図
 現在の降雨状況

過去の土砂災害に基づき設定した土砂災害警戒避難基準。この線を越えると過去に土砂災害が発生した降雨状況と同じになり、土砂災害の危険性が高い状況になる。

現在までに降った雨と降雨予測データを計算・プロットし、予め定めたレベルに達したかどうかを判断。時間の変化とともに災害発生の緊急度を視覚的に把握することが可能。

1~3 時間後の降雨予測データに基づくプロットにより、早期避難のための参考資料として利用可能。

土砂災害警戒避難判定図
 2008/04/10 09:30

凡例
 ■ 土砂災害が起ると危険度が高い領域
 ■ 土砂災害が起るとおそれがある領域
 ● 現在時刻
 ● 現在時刻から18時間毎の3時間先までの予測値

(6)おわりに

土砂災害の予測は非常に難しく、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、土砂災害が発生する恐れがある。土砂災害警戒情報は、大雨による「土石流」および「集中的に発生するがけ崩れ」とし、技術的に予測困難な地すべり等は対象としていない。また、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

このことから、山鳴りや立木の裂ける音が聞こえる場合や溪流の急激な濁り、斜面の落石や崩壊等、土砂災害の前兆現象に対して住民自ら常に関心を持ち住民が早期の避難準備や迅速な自主避難を行うことが大切である。

また、今後必要に応じて、土砂災害警戒避難基準の見直しを行うものとする。

各格子の位置図

Grid map showing numerical values for each cell, representing rainfall accumulation and soil moisture index. The grid is 20x20 cells.

※ 格子内の数字は格子番号

※ 格子は、経度で3分、経度で3分45秒間隔

Large data table with 20 columns and 60 rows. Columns 1-5 are grid numbers (3435 0707 to 3435 0710). Columns 6-10 are 60-minute rainfall accumulation values. Columns 11-15 are soil moisture index values. Columns 16-20 are additional soil moisture index values.

Table with 20 columns and 121 rows. Columns 1-5 are grid numbers (3435 0707 to 3435 0710). Columns 6-10 are 60-minute rainfall accumulation values. Columns 11-15 are soil moisture index values. Columns 16-20 are additional soil moisture index values. The last row (121) shows zeros.

Table with 20 columns and 60 rows. Columns 1-5 are grid numbers (3435 0515 to 3435 0511). Columns 6-10 are 60-minute rainfall accumulation values. Columns 11-15 are soil moisture index values. Columns 16-20 are additional soil moisture index values.

格子 番号 60分間 積算所要	3434 0515	3435 0500	3435 0501	3435 0502	3435 0503	3435 0504	3435 0505	3435 0506	3435 0507	3435 0508	3435 0509	3435 0510	3435 0511
61	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
62	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
63	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
64	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
65	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
66	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
67	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
68	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
69	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
70	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
71	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
72	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
73	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
74	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
75	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
76	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
77	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
78	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
79	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
80	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
81	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
82	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
83	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
84	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
85	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
86	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
87	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
88	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
89	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
90	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
91	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
92	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
93	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
94	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
95	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
96	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
97	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
98	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
99	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
100	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
101	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
102	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
103	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
104	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
105	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
106	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
107	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
108	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
109	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
110	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
111	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
112	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
113	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
114	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
115	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
116	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
117	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
118	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
119	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
120	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
121以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

格子 番号 60分間 積算所要	3435 0401	3435 0402	3435 0403	3435 0404	3435 0405	3435 0406	3435 0407	3435 0408	3435 0409	3435 0410	3435 0411
0(引)	261	240	261	238	243	236	234	239	259	247	210
1	261	240	281	238	243	236	234	239	259	247	210
2	261	240	281	238	243	236	234	239	259	247	210
3	261	240	281	238	243	236	234	239	259	247	210
4	261	240	281	238	243	236	234	239	259	247	210
5	261	240	281	238	243	236	234	239	259	247	210
6	261	240	281	238	243	236	234	239	259	247	210
7	261	239	281	238	242	235	233	238	259	247	210
8	260	239	280	237	241	234	233	238	259	246	210
9	260	238	279	237	240	233	232	237	258	246	210
10	259	237	278	236	239	232	231	236	258	245	210
11	258	237	278	235	237	232	230	235	257	244	210
12	257	236	277	234	236	230	229	234	256	244	210
13	256	236	276	233	235	229	228	233	255	243	210
14	255	233	274	231	233	228	226	232	254	242	210
15	254	232	273	230	231	227	225	230	253	241	210
16	253	231	272	228	230	225	224	229	252	240	210
17	253	230	270	226	228	224	222	227	251	239	210
18	252	229	269	225	226	223	221	226	250	238	210
19	251	228	267	223	225	222	219	224	248	237	210
20	250	227	266	221	223	220	218	223	247	235	210
21	250	225	264	219	222	219	216	222	246	234	210
22	250	224	263	218	220	218	215	221	244	233	210
23	249	223	261	216	219	217	214	219	243	232	210
24	249	222	260	214	217	215	212	218	241	231	210
25	249	221	259	213	216	214	211	217	240	230	210
26	248	220	257	211	215	213	210	216	239	229	210
27	248	220	256	210	213	212	209	216	238	228	210
28	248	219	255	208	212	211	207	215	237	227	210
29	247	218	254	207	210	210	206	214	236	226	210
30	247	217	252	206	209	209	205	214	235	225	210
31	246	216	251	204	207	208	204	213	234	224	210
32	246	214	250	203	206	207	203	212	233	223	210
33	245	213	249	202	204	206	202	211	232	222	210
34	243	212	248	201	202	204	200	211	231	221	210
35	242	211	247	199	200	203	199	210	230	220	210
36	240	209	245	198	198	202	198	209	229	219	210
37	239	208	244	196	195	200	196	208	228	218	210
38	236	206	242	195	193	199	194	207	227	217	210
39	234	205	242	193	190	197	193	206	226	216	210
40	231	203	241	191	187	195	191	204	225	215	210
41	227	201	239	189	183	193	189	202	224	214	210
42	223	199	238	186	180	191	187	200	223	213	210
43	219	196	237	184	175	188	184	198	222	212	210
44	213	194	235	181	171	186	182	196	221	211	210
45	207	191	234	178	166	183	179	193	220	210	210
46	200	188	232	174	161	180	176	190	219	209	210
47	191	184	230	171	160	176	173	187	218		

格子 番号 60分間 積算消費	3435 0201	3435 0202	3435 0203	3435 0204	3435 0205	3435 0206	3435 0207	3435 0208	3435 0209	3435 0210
61	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
62	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
63	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
64	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
65	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
66	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
67	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
68	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
69	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
70	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
71	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
72	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
73	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
74	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
75	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
76	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
77	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
78	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
79	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
80	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
81	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
82	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
83	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
84	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
85	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
86	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
87	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
88	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
89	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
90	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
91	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
92	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
93	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
94	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
95	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
96	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
97	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
98	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
99	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
100	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
101	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
102	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
103	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
104	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
105	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
106	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
107	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
108	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
109	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
110	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
111	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
112	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
113	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
114	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
115	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
116	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
117	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
118	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
119	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
120	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
121以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

格子 番号 60分間 積算消費	3435 0201	3435 0202	3435 0203	3435 0204	3435 0205	3435 0206	3435 0207	3435 0208	3435 0209
1	289	287	281	281	290	266	344	247	245
2	289	287	281	281	290	266	344	247	245
3	289	287	281	281	290	266	344	247	245
4	289	287	281	281	290	266	344	247	245
5	289	287	281	281	290	266	344	247	245
6	289	287	281	281	290	266	344	247	245
7	289	287	281	281	290	266	344	247	245
8	288	287	281	281	290	265	343	247	245
9	287	286	281	281	290	265	343	247	244
10	285	284	281	281	289	264	341	245	244
11	284	283	281	281	289	263	340	245	243
12	283	282	280	280	288	262	338	245	243
13	283	282	280	280	288	261	337	243	242
14	281	281	279	280	288	261	337	243	242
15	280	279	279	279	287	260	336	242	242
16	278	277	278	278	286	258	335	242	241
17	277	276	277	278	286	257	333	241	241
18	275	274	276	277	285	256	332	240	240
19	274	272	275	276	284	255	331	239	239
20	272	270	273	275	284	253	330	238	239
21	271	269	272	275	283	252	328	237	238
22	269	267	270	274	282	251	328	237	237
23	268	265	269	273	282	250	327	236	236
24	267	264	267	272	281	249	326	235	235
25	267	262	265	271	281	248	325	235	235
26	266	261	264	271	280	247	325	234	234
27	265	260	262	270	279	246	324	234	233
28	265	258	260	269	279	245	324	233	232
29	264	257	258	268	279	244	323	232	230
30	264	255	256	267	278	243	323	232	229
31	263	254	254	267	278	243	323	231	228
32	263	253	252	266	277	242	322	230	226
33	262	251	250	265	277	241	322	229	224
34	262	249	248	264	276	240	321	229	223
35	261	248	246	263	275	240	320	228	221
36	260	246	244	262	275	239	320	227	219
37	259	243	242	261	274	238	319	225	217
38	257	241	240	259	273	236	318	224	215
39	256	239	237	257	273	235	316	223	212
40	254	236	235	256	272	233	315	221	210
41	252	233	233	254	270	232	313	219	207
42	250	230	230	252	269	230	312	217	205
43	247	227	228	250	268	227	310	215	202
44	244	223	225	247	267	225	307	213	199
45	241	220	223	244	265	222	305	210	195
46	238	216	220	241	263	219	302	207	192
47	234	212	217	238	261	215	299	204	188
48	230	207	214	234	259	211	295	201	184
49	226	203	211	230	257	206	292	198	180
50	220	198	208	225	254	201	288	194	175
51	215	192	204	221	251	194	283	190	170
52	209	186	200	216	248	187	279	186	164
53	203	180	195	210	245	179	273	181	160
54	196	172	190	204	242	168	268	176	160
55	188	164	183	198	238	160	261	171	160
56	179	160	176	190	235	160	250	164	160
57	169	160	166	183	231	160	240	160	160
58	160	160	160	174	227	160	230	160	160
59	160	160	160	165	223	160	220	160	160
60	160	160	160	160	219	160	210	160	160

格子 番号 60分間 積算消費	3435 0201	3435 0202	3435 0203	3435 0204	3435 0205	3435 0206	3435 0207	3435 0208	3435 0209
61	160	160	160	160	214	160	160	160	160
62	160	160	160	160	209	160	160	160	160
63	160	160	160	160	203	160	160	160	160
64	160	160	160	160	197	160	160	160	160
65	160	160	160	160	190	160	160	160	160
66	160	160	160	160	181	160	160	160	160
67	160	160	160	160	167	160	160	160	160
68	160	160	160	160	160	160	160	160	160
69	160	160	160	160	160	160	160	160	160
70	160	160	160	160	160	160	160	160	160
71	160	160	160	160	160	160	160	160	160
72	160	160	160	160	160	160	160	160	160
73	160	160	160	160	16				

格子 番号	3335 1800	3335 1801	3335 1802	3335 1803	3335 1804	3335 1805	3335 1806	3335 1807	3335 1808	3335 1809	3335 1813	3335 1814	3335 1815
61	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
62	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
63	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
64	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
65	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
66	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
67	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
68	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
69	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
70	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
71	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
72	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
73	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
74	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
75	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
76	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
77	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
78	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
79	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
80	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
81	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
82	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
83	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
84	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
85	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
86	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
87	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
88	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
89	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
90	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
91	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
92	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
93	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
94	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
95	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
96	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
97	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
98	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
99	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
100	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
101	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
102	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
103	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
104	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
105	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
106	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
107	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
108	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
109	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
110	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
111	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
112	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
113	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
114	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
115	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
116	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
117	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
118	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
119	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
120	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
121以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

格子 番号	3335 1700	3335 1701	3335 1702	3335 1703	3335 1704	3335 1705	3335 1706	3335 1707	3335 1708	3335 1709	3335 1710	3335 1711	3335 1712	3335 1713	3335 1714
1	279	279	218	233	234	248	293	296	321	349	377	332	296	320	342
2	279	279	218	233	234	248	293	296	321	349	377	332	296	320	342
3	279	279	218	233	234	248	293	296	321	349	377	332	296	320	342
4	279	279	218	233	234	248	293	296	321	349	377	332	296	320	342
5	279	279	218	233	234	248	293	296	321	349	377	332	296	320	342
6	279	279	218	233	234	248	293	296	321	349	377	332	296	320	342
7	279	279	218	233	234	248	293	296	321	349	377	332	296	320	342
8	279	279	218	233	234	248	293	296	321	349	377	332	296	320	342
9	279	279	218	233	234	248	293	296	321	349	377	332	296	320	342
10	277	277	217	232	233	247	292	295	320	348	376	331	295	319	341
11	277	277	217	232	233	247	292	295	320	348	376	331	295	319	341
12	276	276	216	231	232	246	291	294	319	347	375	330	294	318	340
13	276	276	216	231	232	246	291	294	319	347	375	330	294	318	340
14	275	275	215	230	231	245	290	293	318	346	374	329	293	317	339
15	272	272	212	227	228	242	287	290	315	343	371	328	290	314	336
16	271	271	211	226	227	241	286	289	314	342	370	327	289	313	335
17	269	269	209	224	225	239	284	287	312	340	368	326	287	311	333
18	267	267	207	222	223	237	282	285	310	338	366	324	285	309	331
19	265	265	205	220	221	235	280	283	308	336	364	322	283	307	329
20	264	264	204	219	220	234	279	282	307	335	363	321	282	306	328
21	262	262	202	217	218	232	277	280	305	333	361	319	280	304	326
22	260	260	200	215	216	230	275	276	303	331	359	317	278	302	324
23	258	258	204	213	214	228	273	274	301	329	357	315	276	300	322
24	257	257	203	212	213	227	272	273	300	328	356	314	275	299	321
25	255	255	202	210	211	225	270	271	298	326	354	312	273	297	319
26	254	254	201	209	210	224	269	270	297	325	353	311	272	296	318
27	252	252	200	208	209	223	268	269	296	324	352	310	271	295	317
28	251	251	199	207	208	222	267	268	295	323	351	309	270	294	316
29	250	250	198	206	207	221	266	267	294	322	350	308	269	293	315
30	249	249	197	205	206	220	265	266	293	321	349	307	268	292	314
31	248	248	196	204	205	219	264	265	292	320	348	306	267	291	313
32	247	247	195	203	204	218	263	264	291	319	347	305	266	290	312
33	246	246	194	202	203	217	262	263	290	318	346	304	265	289	311
34	245	245	193	201	202	216	261	262	289	317	345	303	264	288	310
35	244	244	192	200	201	215	260	261	288	316	344	302	263	287	309
36	244	244	188	198	199	211	258	259	286	314	342	300	261	285</	

格字 番号 60分間 格別所量	3335 1602	3335 1603	3335 1604	3335 1605	3335 1606	3335 1607	3335 1608	3335 1609	3335 1610	3335 1611	3335 1612	3335 1613
61	160	160	160	167	160	227	160	200	340	160	232	227
62	160	160	160	163	160	227	160	190	337	160	228	227
63	160	160	160	160	160	217	160	198	334	160	223	216
64	160	160	160	160	160	211	160	160	331	160	217	210
65	160	160	160	160	160	204	160	160	328	160	210	203
66	160	160	160	160	160	196	160	160	324	160	202	195
67	160	160	160	160	160	187	160	160	320	160	191	185
68	160	160	160	160	160	174	160	160	315	160	174	170
69	160	160	160	160	160	160	160	160	310	160	160	160
70	160	160	160	160	160	160	160	160	304	160	160	160
71	160	160	160	160	160	160	160	160	297	160	160	160
72	160	160	160	160	160	160	160	160	290	160	160	160
73	160	160	160	160	160	160	160	160	281	160	160	160
74	160	160	160	160	160	160	160	160	269	160	160	160
75	160	160	160	160	160	160	160	160	255	160	160	160
76	160	160	160	160	160	160	160	160	234	160	160	160
77	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
78	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
79	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
80	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
81	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
82	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
83	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
84	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
85	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
86	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
87	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
88	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
89	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
90	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
91	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
92	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
93	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
94	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
95	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
96	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
97	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
98	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
99	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
100	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
101	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
102	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
103	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
104	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
105	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
106	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
107	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
108	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
109	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
110	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
111	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
112	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
113	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
114	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
115	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
116	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
117	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
118	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
119	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
120	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
121以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

格字 番号 60分間 格別所量	3335 1503	3335 1504	3335 1505	3335 1506	3335 1507	3335 1508	3335 1509	3335 1510	3335 1511	3335 1512	3335 1513	3335 1514
1	238	242	243	273	313	325	348	380	303	298	364	358
2	238	242	243	273	313	325	348	380	303	298	364	358
3	238	242	243	273	313	325	348	380	303	298	364	358
4	238	242	243	273	313	325	348	380	303	298	364	358
5	238	242	243	273	313	325	348	380	303	298	364	358
6	238	242	243	273	313	325	348	380	303	298	364	358
7	238	242	243	273	313	325	348	380	303	298	364	358
8	237	242	242	273	313	325	348	380	303	298	361	357
9	237	242	242	273	313	325	348	380	303	298	360	356
10	236	241	242	272	313	325	348	380	303	298	359	355
11	236	241	242	272	313	325	348	380	303	298	358	354
12	235	240	241	272	313	325	348	380	303	298	356	351
13	234	240	240	271	313	325	348	380	303	298	354	351
14	233	239	239	271	313	325	348	380	303	298	352	351
15	232	239	239	270	313	324	348	380	303	297	350	350
16	231	238	238	270	313	324	348	380	303	297	349	349
17	230	237	238	269	313	324	348	380	303	297	347	348
18	229	237	237	268	312	324	348	380	303	296	345	344
19	229	236	237	267	312	323	348	380	303	296	343	345
20	228	235	236	267	312	323	348	380	303	295	342	344
21	227	235	235	266	311	322	348	380	303	294	340	343
22	226	234	235	265	311	322	348	380	303	294	339	342
23	225	233	234	264	310	321	348	380	303	293	338	341
24	224	233	234	264	310	321	347	380	302	292	337	340
25	223	232	233	263	309	320	347	380	301	292	336	339
26	222	231	232	262	308	320	346	380	301	291	335	339
27	221	230	231	262	308	319	346	380	300	290	334	338
28	220	229	230	261	307	319	345	380	299	289	333	338
29	219	229	229	260	306	318	344	380	299	288	333	338
30	218	228	228	260	305	317	343	380	298	287	332	337
31	217	227	227	259	304	316	342	380	297	286	331	337
32	216	226	226	259	303	316	341	380	295	285	331	337
33	215	224	225	258	302	315	340	380	294	284	330	337
34	214	223	223	257	301	314	339	380	293	283	329	337
35	213	222	221	257	299	313	338	380	291	281	328	337
36	211	220	220	256	298	311	335	380	290	280	328	337
37	210	219	218	255	297	310	334	380	288	279	327	337
38	208	217	216	254	295	308	332	380	286	277	325	337
39	207	215	214	253	293	307	330	379	284	276	324	337
40	205	213	211	252	292	305	328	379	282	274	323	337
41	203	211	209	251	290	303	325	378	280	273	321	337
42	201	209	207	249	288	301	323	377	278	271	320	337
43	199	206	204	248	287	299	321	376	275	269	318	336
44	197	203	201	246	285	296	318	375	273	267	316	336
45	194	200	198	245	283	293	316	374	270	265	314	335
46	191	196	195	243	281	290	313	372	267	262	311	334
47	188	193	192	241	279	287	310	370	264	260	309	333
48	185	189	189	238	276	283	308	368	261	257	306	332
49	182	184	185	236	274	280	305	366	258</			

符号 番号 60分間 計算所要	3325 1405	3325 1406	3325 1407	3325 1408	3325 1409	3325 1410	3325 1411	3325 1412	3325 1413	3325 1414	3325 1415	3326 1400
61	160	181	211	205	305	381	274	288	332	354	268	160
62	160	176	206	196	302	378	264	278	325	351	264	160
63	160	179	208	199	304	383	267	318	348	260	160	
64	160	163	192	171	295	371	240	255	310	344	256	160
65	160	160	183	160	291	367	235	243	303	340	251	160
66	160	160	170	160	287	363	204	230	295	335	247	160
67	160	160	160	160	282	359	160	217	266	329	243	160
68	160	160	160	160	277	354	160	202	278	322	238	160
69	160	160	160	160	270	350	160	182	269	313	232	160
70	160	160	160	160	265	345	160	160	260	303	237	160
71	160	160	160	160	255	340	160	160	250	287	220	160
72	160	160	160	160	244	335	160	160	237	269	211	160
73	160	160	160	160	239	330	160	160	218	245	197	160
74	160	160	160	160	204	325	160	160	160	160	160	160
75	160	160	160	160	319	160	160	160	160	160	160	160
76	160	160	160	160	314	160	160	160	160	160	160	160
77	160	160	160	160	307	160	160	160	160	160	160	160
78	160	160	160	160	301	160	160	160	160	160	160	160
79	160	160	160	160	294	160	160	160	160	160	160	160
80	160	160	160	160	286	160	160	160	160	160	160	160
81	160	160	160	160	277	160	160	160	160	160	160	160
82	160	160	160	160	264	160	160	160	160	160	160	160
83	160	160	160	160	250	160	160	160	160	160	160	160
84	160	160	160	160	240	160	160	160	160	160	160	160
85	160	160	160	160	230	160	160	160	160	160	160	160
86	160	160	160	160	220	160	160	160	160	160	160	160
87	160	160	160	160	210	160	160	160	160	160	160	160
88	160	160	160	160	200	160	160	160	160	160	160	160
89	160	160	160	160	190	160	160	160	160	160	160	160
90	160	160	160	160	180	160	160	160	160	160	160	160
91	160	160	160	160	170	160	160	160	160	160	160	160
92	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
93	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
94	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
95	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
96	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
97	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
98	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
99	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
100	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
101	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
102	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
103	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
104	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
105	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
106	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
107	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
108	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
109	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
110	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
111	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
112	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
113	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
114	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
115	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
116	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
117	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
118	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
119	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
120	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
121以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

符号 番号 60分間 計算所要	3325 1305	3325 1306	3325 1307	3325 1308	3325 1309	3325 1310	3325 1311	3325 1312	3325 1313	3325 1314	3325 1315
0(2)	233	249	310	308	352	384	349	344	383	322	314
1	233	249	310	308	352	384	349	344	383	322	314
2	233	249	310	308	352	384	349	344	383	322	314
3	233	249	310	308	352	384	349	344	383	322	314
4	233	249	310	308	352	384	349	344	383	322	314
5	233	249	310	308	352	384	349	344	383	322	314
6	233	249	310	308	352	384	349	344	383	322	314
7	232	248	310	308	352	384	349	344	382	321	314
8	232	248	310	308	352	384	349	344	382	321	314
9	232	248	310	308	352	384	349	344	382	321	314
10	232	247	310	308	352	384	349	344	382	321	314
11	232	247	310	308	352	384	349	344	382	321	314
12	230	246	310	308	352	384	349	344	377	319	314
13	230	246	309	308	352	384	349	344	377	319	314
14	229	245	309	308	352	384	349	344	375	319	313
15	229	244	308	308	352	384	349	343	374	318	313
16	228	244	308	308	352	384	349	343	372	318	313
17	227	243	307	308	352	384	349	343	371	317	313
18	227	243	306	308	352	384	349	343	369	317	312
19	226	242	305	307	352	384	349	343	367	316	312
20	225	241	304	307	352	384	349	342	366	316	312
21	224	241	303	307	352	384	347	341	365	315	312
22	224	240	303	307	352	384	347	341	365	315	311
23	223	240	300	307	352	384	346	341	365	314	311
24	223	239	299	306	352	384	345	341	365	314	311
25	222	239	297	306	352	384	344	341	365	313	311
26	221	238	296	306	352	384	343	340	365	313	311
27	221	238	294	305	352	384	342	340	365	312	311
28	220	237	293	305	352	384	341	340	365	312	311
29	219	236	291	304	351	384	340	340	365	311	310
30	219	235	289	303	351	384	339	340	365	310	310
31	218	235	288	302	350	384	337	340	365	310	310
32	218	234	286	301	350	384	336	340	365	309	310
33	217	233	284	300	349	384	333	340	365	308	309
34	217	231	282	299	348	384	331	340	365	307	309
35	216	230	280	297	347	384	329	340	365	306	309
36	215	229	278	295	346	384	327	339	365	305	308
37	215	227	276	293	345	384	325	339	365	304	308
38	214	226	273	291	344	384	322	338	365	303	307
39	214	224	271	289	342	384	320	338	365	302	306
40	213	223	268	286	340	383	317	337	365	301	305
41	212	221	266	283	339	383	315	336	365	300	304
42	211	219	263	280	337	382	312	334	365	299	303
43	211	217	260	277	335	381	309	333	365	298	302
44	210	215	257	273	332	380	306	331	365	297	300
45	209	213	254	268	330	379	303	330	365	295	299
46	208	211	251	264	328	377	300	328	365	294	297
47	207	209	247	258	325	376	297	325	365	292	295
48	206	207	243	253	322	374	293	323	364	291	293
49	205	204	239	247	320	372	290	320	364	289	290
50	204	202	235	240	317	369	287	317	363	287	285
51	202	200	232	234	314	367	283	314	362	285	285
52	201	197	225	223	311	364	279	310	361	283	2

格子 番号	3335 1206	3335 1207	3335 1208	3335 1209	3335 1210	3335 1211	3335 1212	3335 1213	3335 1214	3335 1215
61	178	197	160	283	270	307	268	258	192	203
62	172	168	160	275	263	293	263	251	184	198
63	165	160	160	266	255	299	269	246	176	193
64	160	160	160	255	246	295	276	236	165	187
65	160	160	160	243	236	290	272	227	160	179
66	160	160	160	227	225	284	267	218	160	169
67	160	160	160	205	211	277	262	207	160	160
68	160	160	160	192	209	257	192	160	160	160
69	160	160	160	175	203	250	160	160	160	160
70	160	160	160	160	160	247	251	160	160	160
71	160	160	160	160	160	236	236	160	160	160
72	160	160	160	160	160	226	226	160	160	160
73	160	160	160	160	160	214	160	160	160	160
74	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
75	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
76	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
77	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
78	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
79	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
80	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
81	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
82	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
83	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
84	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
85	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
86	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
87	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
88	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
89	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
90	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
91	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
92	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
93	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
94	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
95	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
96	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
97	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
98	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
99	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
100	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
101	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
102	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
103	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
104	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
105	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
106	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
107	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
108	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
109	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
110	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
111	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
112	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
113	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
114	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
115	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
116	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
117	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
118	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
119	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
120	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
121以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

格子 番号	3335 1106	3335 1107	3335 1108	3335 1109	3335 1110	3335 1111	3335 1112	3335 1113	3335 1114	3335 1115
1	248	304	293	311	331	306	322	341	287	276
2	248	304	293	311	331	306	322	341	287	276
3	248	304	293	311	331	306	322	341	287	276
4	248	304	293	311	331	306	322	341	287	276
5	248	304	293	311	331	306	322	341	287	276
6	248	304	293	311	331	306	322	341	287	276
7	248	304	293	311	331	306	322	341	287	276
8	248	304	293	311	331	306	322	341	287	276
9	247	303	293	311	331	306	322	340	287	276
10	246	302	293	311	331	306	322	339	287	276
11	245	302	293	311	331	306	322	338	287	276
12	245	301	292	310	331	306	322	338	287	276
13	244	300	292	310	331	306	322	338	287	276
14	243	299	292	310	331	305	322	337	287	276
15	242	298	292	309	331	305	322	336	287	275
16	240	296	291	308	331	305	322	336	287	275
17	239	295	291	308	331	305	322	335	287	275
18	238	294	291	307	331	304	321	334	287	274
19	237	292	291	306	331	304	321	333	287	274
20	235	291	291	305	331	303	320	333	287	273
21	234	289	290	304	331	303	320	332	286	273
22	233	288	290	304	331	302	319	331	286	272
23	231	287	290	303	331	302	319	330	285	271
24	230	285	290	303	330	301	318	328	285	271
25	229	284	290	300	330	301	317	328	284	270
26	227	283	289	299	330	300	317	327	283	269
27	226	282	289	298	330	299	316	326	283	268
28	225	281	289	296	329	298	315	325	282	268
29	224	280	288	295	329	298	314	324	281	267
30	223	279	288	293	328	297	313	322	280	266
31	221	278	287	292	327	296	312	321	279	265
32	220	278	286	290	326	295	311	319	278	263
33	219	277	286	288	325	294	310	318	276	262
34	218	276	285	286	324	293	309	316	275	261
35	217	276	284	284	323	291	308	315	274	260
36	216	275	282	282	322	290	307	313	272	258
37	215	274	281	280	320	289	305	311	270	257
38	214	273	280	278	318	287	304	309	268	255
39	213	272	278	275	317	286	303	308	267	253
40	212	271	276	273	315	284	301	306	265	252
41	211	270	274	270	313	282	300	304	263	250
42	210	269	272	268	310	280	298	302	261	248
43	209	267	270	265	308	278	296	300	259	245
44	208	265	267	263	306	276	294	298	256	243
45	207	264	264	260	304	274	292	296	254	241
46	206	261	261	257	301	272	290	294	251	238
47	205	259	258	255	298	269	288	292	249	236
48	203	256	254	252	295	267	286	290	246	233
49	202	253	250	249	292	264	283	288	243	230
50	201	250	246	246	290	261	281	286	240	227
51	199	246	244	243	287	258	279	283	237	224
52	197	242	236	233	284	255	275	281	233	221
53	195	238	231	226	280	251	271	279	229	218
54	192	233	224	222	277	248	268	276	225	215
55	190	227	217	228	273	244	264	274	221	212
56	188	221	208	222	269	240	261	271	217	208
57	187	214	196	218	265	236	257	268	211	204
58	178	207	183	213	261	232	252	266	206	200
59	172	195	160	206	256	227	248	261	199	195
60	167	187	160	198	251	222	243	260	192	190

格子 番号	3335 1106	3335 1107	3335 1108	3335 1109	3335 1110	3335 1111	3335 1112	3335 1113	3335 1114	3335 1115
61	160	173	160	189	246	216	238	256	183	185
62	160	160	160	176	240	210	233	252	171	179
63	160	160	160	160	233	203	227	248	160	170
64	160	160	160	160	226	195	221	244	160	160
65	160	160	160	160	217	186	214	238	160	160
66	160	160	160	160	207	172	206	232	160	160
67	160	160								

椅子 型号 60分間 椅背角度	椅子 型号										椅子 型号									
	3335 1007	3335 1008	3335 1009	3335 1010	3335 1011	3335 1012	3335 1013	3335 1014	3335 0909	3335 0910	3335 0911	3335 0912	3335 0913	3335 0812	3335 0813					
61	160	160	230	194	202	222	239	210	61	160	160	176	202	208	210	160				
62	160	160	219	186	193	214	224	205	62	160	160	161	196	199	206	160				
63	160	160	205	176	182	204	230	199	63	160	160	160	190	187	202	160				
64	160	160	188	164	169	192	225	192	64	160	160	160	182	169	197	160				
65	160	160	160	160	160	177	219	183	65	160	160	160	172	160	192	160				
66	160	160	160	160	160	160	213	172	66	160	160	160	160	160	185	160				
67	160	160	160	160	160	160	206	160	67	160	160	160	160	160	178	160				
68	160	160	160	160	160	160	196	160	68	160	160	160	160	160	168	160				
69	160	160	160	160	160	160	181	160	69	160	160	165	160	160	160	160				
70	160	160	160	160	160	160	160	160	70	160	160	160	160	160	160	160				
71	160	160	160	160	160	160	160	160	71	160	160	160	160	160	160	160				
72	160	160	160	160	160	160	160	160	72	160	160	160	160	160	160	160				
73	160	160	160	160	160	160	160	160	73	160	160	160	160	160	160	160				
74	160	160	160	160	160	160	160	160	74	160	160	160	160	160	160	160				
75	160	160	160	160	160	160	160	160	75	160	160	160	160	160	160	160				
76	160	160	160	160	160	160	160	160	76	160	160	160	160	160	160	160				
77	160	160	160	160	160	160	160	160	77	160	160	160	160	160	160	160				
78	160	160	160	160	160	160	160	160	78	160	160	160	160	160	160	160				
79	160	160	160	160	160	160	160	160	79	160	160	160	160	160	160	160				
80	160	160	160	160	160	160	160	160	80	160	160	160	160	160	160	160				
81	160	160	160	160	160	160	160	160	81	160	160	160	160	160	160	160				
82	160	160	160	160	160	160	160	160	82	160	160	160	160	160	160	160				
83	160	160	160	160	160	160	160	160	83	160	160	160	160	160	160	160				
84	160	160	160	160	160	160	160	160	84	160	160	160	160	160	160	160				
85	160	160	160	160	160	160	160	160	85	160	160	160	160	160	160	160				
86	160	160	160	160	160	160	160	160	86	160	160	160	160	160	160	160				
87	160	160	160	160	160	160	160	160	87	160	160	160	160	160	160	160				
88	160	160	160	160	160	160	160	160	88	160	160	160	160	160	160	160				
89	160	160	160	160	160	160	160	160	89	160	160	160	160	160	160	160				
90	160	160	160	160	160	160	160	160	90	160	160	160	160	160	160	160				
91	160	160	160	160	160	160	160	160	91	160	160	160	160	160	160	160				
92	160	160	160	160	160	160	160	160	92	160	160	160	160	160	160	160				
93	160	160	160	160	160	160	160	160	93	160	160	160	160	160	160	160				
94	160	160	160	160	160	160	160	160	94	160	160	160	160	160	160	160				
95	160	160	160	160	160	160	160	160	95	160	160	160	160	160	160	160				
96	160	160	160	160	160	160	160	160	96	160	160	160	160	160	160	160				
97	160	160	160	160	160	160	160	160	97	160	160	160	160	160	160	160				
98	160	160	160	160	160	160	160	160	98	160	160	160	160	160	160	160				
99	160	160	160	160	160	160	160	160	99	160	160	160	160	160	160	160				
100	160	160	160	160	160	160	160	160	100	160	160	160	160	160	160	160				
101	160	160	160	160	160	160	160	160	101	160	160	160	160	160	160	160				
102	160	160	160	160	160	160	160	160	102	160	160	160	160	160	160	160				
103	160	160	160	160	160	160	160	160	103	160	160	160	160	160	160	160				
104	160	160	160	160	160	160	160	160	104	160	160	160	160	160	160	160				
105	160	160	160	160	160	160	160	160	105	160	160	160	160	160	160	160				
106	160	160	160	160	160	160	160	160	106	160	160	160	160	160	160	160				
107	160	160	160	160	160	160	160	160	107	160	160	160	160	160	160	160				
108	160	160	160	160	160	160	160	160	108	160	160	160	160	160	160	160				
109	160	160	160	160	160	160	160	160	109	160	160	160	160	160	160	160				
110	160	160	160	160	160	160	160	160	110	160	160	160	160	160	160	160				
111	160	160	160	160	160	160	160	160	111	160	160	160	160	160	160	160				
112	160	160	160	160	160	160	160	160	112	160	160	160	160	160	160	160				
113	160	160	160	160	160	160	160	160	113	160	160	160	160	160	160	160				
114	160	160	160	160	160	160	160	160	114	160	160	160	160	160	160	160				
115	160	160	160	160	160	160	160	160	115	160	160	160	160	160	160	160				
116	160	160	160	160	160	160	160	160	116	160	160	160	160	160	160	160				
117	160	160	160	160	160	160	160	160	117	160	160	160	160	160	160	160				
118	160	160	160	160	160	160	160	160	118	160	160	160	160	160	160	160				
119	160	160	160	160	160	160	160	160	119	160	160	160	160	160	160	160				
120	160	160	160	160	160	160	160	160	120	160	160	160	160	160	160	160				
121以上	0	0	0	0	0	0	0	0	121以上	0	0	0	0	0	0	0				

土砂災害緊急FAX送付状 (第1報)

建設部 行き
砂防課 行き

報告者
所属
氏名

災害報告 (年 月 日 時 現在)

ふりがな						地区名	
発生場所	[市・郡]	[区・町・村]	大字				
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年	月	日	時	分	
災害形態	土石流・急傾斜地崩壊・地すべり・河道閉塞・その他 ()						
被害状況	人的被害	死者	名	被害者	才	農地被害 (種類・面積)	概略のボンチ絵 (別途添付してもよい)
		行方不明	名		才		
		負傷者	名		才		
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般) の名称は要記載)			
		半壊	戸				
		一部破損	戸				
		床上浸水	戸				
	床下浸水	戸					
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・縦積・RC・その他)				
公共土木施設被害	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)						
	(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)						
二次災害の可能性	(有・無)						
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)							

- * [添付図面等]
 - ・ゼンリンの地図等災害発生場所が特定できるもの
 - * 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
 - * 写真は、別途e-mailにて送付して下さい。
- 建設部 @pref.wakayama.lg.jp
県庁 砂防課 e0806001@pref.wakayama.lg.jp

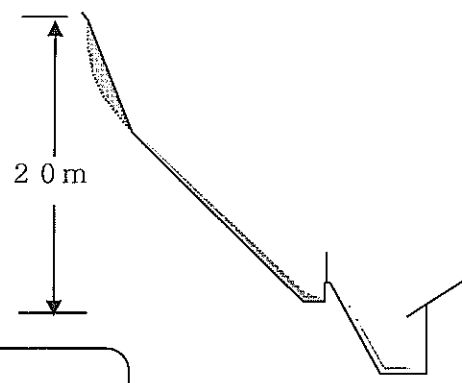
記入例

★第1報の注意点

☆手書きで良い（スピード最優先）
 ☆その時点で判明している内容で良い
 ☆ゼンリン等位置の特定ができるものを添付
 ☆写真があればベスト

災害報告 (年 月 日 時 現在)

発生場所	[市・郡]		[区・町・村]		大字	地区名	
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年	月	日	時 分	
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()						
人的被害	死者	名	被害者	才	(種類・面積)	概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)	
	行方不明	名	者	才			
被害状況	負傷者	名	年齢	才	農地被害	崩壊の高さ、巾等を記入	
	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般) の名称は要記載)				
	半壊	戸					
	一部破損	戸					
	床上浸水	戸					
	床下浸水	戸					
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害				戸 (空積・練積・RC・その他)	
<p>☆被害状況 (詳細不明の場合の記入例)</p> <p>①詳細は不明ですが、家屋に被害があったようです。 ②詳細は不明ですが、人的被害があったようです。 ③民家に被害があり、現在避難しています。</p>							
二次災害の可能性	(有・無)						
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)							



- * [添付図面等]
 - ・ゼンリンの地図等災害発生場所が特定できるもの
- * 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
- * 写真は、別途e-mailにて送付して下さい。

建設部 @pref.wakayama.lg.jp
 県庁 砂防課 e0806001@pref.wakayama.lg.jp

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
1	和歌山市	木ノ本	新堀川	坂坂谷	0.04
2	和歌山市	木ノ本	新堀川	坂ノ谷	0.09
3	和歌山市	木ノ本	新堀川	大津池谷	0.10
4	和歌山市	梅原	大年川	大年池谷	0.02
5	和歌山市	茂志中	土入川	中谷	0.01
6	和歌山市	栄谷	土入川	栄谷	0.02
7	和歌山市	栄谷	土入川	大池下谷	0.17
8	和歌山市	平井	七箇川	政所川谷	0.07
9	和歌山市	大谷	七箇川	大谷東谷	0.04
10	和歌山市	大谷	七箇川	鹿門寺谷	0.01
11	和歌山市	園部	磯達川	磯達川西谷1	0.03
12	和歌山市	園部	磯達川	磯達川西谷2	0.07
13	和歌山市	園部	磯達川	磯達川西谷3	0.56
14	和歌山市	園部	磯達川	磯達川東谷1	0.02
15	和歌山市	園部	磯達川	磯達川東谷2	0.01
16	和歌山市	園部	磯達川	園部谷1	0.01
17	和歌山市	園部	磯達川	柳谷西谷	0.02
18	和歌山市	園部	磯達川	柳谷東谷	0.09
19	和歌山市	園部	磯達川	柳谷西谷	0.01
20	和歌山市	園部	磯達川	柳谷東谷	0.01
21	和歌山市	園部	磯達川	園部谷2	0.25
22	和歌山市	六十谷	磯達川	六十谷谷1	0.01
23	和歌山市	六十谷	千手川	六十谷谷2	0.01
24	和歌山市	六十谷	千手川	六十谷谷3	0.93
25	和歌山市	六十谷	千手川	六十谷谷4	0.21
26	和歌山市	六十谷	千手川	六十谷谷5	0.01
27	和歌山市	道川	千手川	西谷	0.38
28	和歌山市	道川	千手川	俵の行者谷	0.14
29	和歌山市	道川	千手川	黒ノ谷	0.20
30	和歌山市	道川	千手川	市谷	0.03
31	和歌山市	道川	千手川	道川谷2	0.01
32	和歌山市	道川	千手川	道川谷3	0.02
33	和歌山市	道川	千手川	口ノ池谷	0.17
34	和歌山市	道川・府中	千手川	道川谷4	0.04
35	和歌山市	府中	千手川	八幡谷	0.06
36	和歌山市	北別所	七瀬川	大谷	0.03
37	和歌山市	上黒谷	七瀬川	上黒谷	0.31
38	和歌山市	上三毛	大門川	上三毛東谷	0.06
39	和歌山市	上三毛	大門川	はくま谷	0.03
40	和歌山市	上三毛	大門川	西谷	0.02
41	和歌山市	上三毛	大門川	西谷寺谷	0.04
42	和歌山市	上三毛	大門川	下三毛中谷	0.05
43	和歌山市	下三毛	大門川	下三毛中谷	0.03
44	和歌山市	下三毛	大門川	下三毛南谷	0.28
45	和歌山市	東田中	大門川	東田中谷	0.25
46	和歌山市	金谷	大門川	金谷谷4	0.11
47	和歌山市	金谷	大門川	金谷谷3	0.07
48	和歌山市	金谷	大門川	西谷	0.37
49	和歌山市	布佐屋	大門川	布佐屋東谷	0.01
50	和歌山市	布佐屋	大門川	布佐屋西谷	0.01
51	和歌山市	和佐間戸	大門川	正光寺谷	0.04
52	和歌山市	井ノ口	大門川	山田谷	0.17
53	和歌山市	柳宮	大門川	柳宮東谷	0.04
54	和歌山市	柳宮	大門川	柳宮西谷	0.08
55	和歌山市	下和佐	大門川	下和佐東谷	0.04
56	和歌山市	岩橋	大門川	前山谷	0.05
57	和歌山市	岩橋	大門川	船形北谷	0.02
58	和歌山市	岩橋	大門川	船形東谷	0.03
59	和歌山市	岩橋	大門川	船形西谷	0.03
60	和歌山市	岩橋	大門川	長尾池谷	0.08

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
61	和歌山市	岩橋	大門川	岩橋西谷	0.02
62	和歌山市	岩橋	大門川	岩橋北谷	0.02
63	和歌山市	岩橋	大門川	鳴神北谷	0.01
64	和歌山市	鳴神	大門川	鳴神南谷	0.02
65	和歌山市	鳴神	大門川	大谷	0.05
66	和歌山市	井辺	大門川	大日堂東谷	0.02
67	和歌山市	井辺	和歌川	井辺南谷	0.03
68	和歌山市	神谷	和歌川	法福寺谷	0.01
69	和歌山市	神谷	和歌川	飯坂ヶ原西谷	0.03
70	和歌山市	西野	和歌川	西野西谷	0.02
71	和歌山市	西野	和歌川	西野東谷	0.01
72	和歌山市	塩ノ谷	和歌川右支川	塩ノ谷北谷1	0.01
73	和歌山市	塩ノ谷	和歌川右支川	塩ノ谷北谷2	0.01
74	和歌山市	塩ノ谷	和歌川右支川	塩ノ谷北谷3	0.01
75	和歌山市	塩ノ谷	和歌川	坊ノ屋	0.11
76	和歌山市	塩ノ谷	和歌川	坊ノ屋	0.29
77	和歌山市	矢田	和歌川	丹生谷	0.03
78	和歌山市	矢田	和歌川	丹生谷東	0.11
79	和歌山市	矢田	和歌川	矢田西谷	0.06
80	和歌山市	矢田	和歌川	上池谷	0.05
81	和歌山市	木茂	和歌川	木茂南谷	0.02
82	和歌山市	木茂	和歌川	大池北谷2	0.01
83	和歌山市	黒岩	和歌川	黒岩西谷	0.01
84	和歌山市	黒岩	和歌川	黒岩北谷2	0.01
85	和歌山市	黒岩	和歌川	黒岩北谷4	0.05
86	和歌山市	黒岩	和歌川	いり谷	0.06
87	和歌山市	黒岩	和歌川	黒岩南谷1	0.02
88	和歌山市	黒岩	和歌川	黒岩南谷2	0.02
89	和歌山市	黒岩	和歌川	黒岩、上池谷	0.02
90	和歌山市	黒岩	和歌川	黒岩	0.03
91	和歌山市	黒岩	和歌川	黒岩	0.03
92	和歌山市	冬野	和歌川	冬野谷1	0.01
93	和歌山市	冬野	和歌川	あかに谷	0.05
94	和歌山市	冬野	和歌川	冬野寺南谷	0.02
95	和歌山市	冬野	和歌川	冬野谷2	0.01
96	和歌山市	広原	和歌川	広原谷	0.02
97	和歌山市	吉原	和歌川	吉原南谷2	0.01
98	和歌山市	吉原	和歌川	吉原北谷	0.02
99	和歌山市	三喜	和歌川	三喜北谷1	0.01
100	和歌山市	三喜	和歌川	三喜北谷2	0.01
101	和歌山市	三喜	和歌川	三喜北谷3	0.06
102	和歌山市	三喜	和歌川	高尾神社谷	0.05
103	和歌山市	三喜	和歌川	三喜西谷	0.09
104	和歌山市	三喜	和歌川	高尾神社谷	0.09
105	和歌山市	三喜	和歌川	三喜寺南谷	0.02
106	和歌山市	三喜	和歌川	三喜寺北谷	0.03
107	和歌山市	三喜	和歌川	三喜寺南谷	0.07
108	和歌山市	冬野	和歌川	冬野谷3	0.03
109	和歌山市	冬野	和歌川	冬野寺川	0.02
110	和歌山市	冬野	和歌川	冬野寺川	0.02
111	和歌山市	本達	和歌川	本達寺川	0.04
112	和歌山市	本達	和歌川	本達寺川	0.01
113	和歌山市	本達	和歌川	本達寺川	0.01
114	和歌山市	本達	和歌川	本達寺川	0.01
115	和歌山市	本達	和歌川	本達寺川	0.02
116	和歌山市	本達	和歌川	本達寺川	0.02
117	和歌山市	本達	和歌川	本達寺川	0.01
118	和歌山市	本達	和歌川	本達寺川	0.01
119	和歌山市	本達	和歌川	本達寺川	0.01
120	和歌山市	本達	和歌川	本達寺川	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
121	和歌山市	深山	阿保川	深山谷2	0.10
122	和歌山市	深山	阿保川	深山谷	0.08
123	和歌山市	深山	阿保川	塩坂谷	0.09
124	和歌山市	深山	阿保川	寺谷	0.08
125	和歌山市	加太	大谷川	加太北9	0.16
126	和歌山市	加太	大谷川	加太北10	0.01
127	和歌山市	加太	大谷川	加太北11	0.01
128	和歌山市	加太	大谷川	加太北12	0.04
129	和歌山市	加太	大谷川	加太北13	0.01
130	和歌山市	加太	大谷川	下安谷	0.05
131	和歌山市	日野	大谷川	日野谷2	0.01
132	和歌山市	日野	大谷川	日野の浦北谷	0.01
133	和歌山市	加太	大谷川	加太南3	0.02
134	和歌山市	加太	大谷川	阿保川寺谷	0.01
135	和歌山市	加太	大谷川	阿保川	0.01
136	和歌山市	加太	大谷川	阿保川北谷	0.01
137	和歌山市	加太	大谷川	阿保川北谷	0.01
138	和歌山市	加太	大谷川	阿保川西谷	0.01
139	和歌山市	加太	大谷川	阿保川西谷2	0.01
140	和歌山市	加太	大谷川	阿保川西谷3	0.01
141	和歌山市	西浜	水軒川	大満谷1	0.02
142	和歌山市	西浜	水軒川	大満谷2	0.02
143	和歌山市	西浜	水軒川	大満谷3	0.02
144	和歌山市	西浜	水軒川	西浜谷1	0.01
145	和歌山市	西浜	水軒川	西浜谷2	0.02
146	和歌山市	西浜	水軒川	西浜谷3	0.02
147	和歌山市	西浜	水軒川	西浜谷4	0.03
148	和歌山市	大川	大川	大川	0.01
149	和歌山市	加太	大川	大川	0.04
150	和歌山市	加太	大川	大川	0.03
151	和歌山市	加太	大川	大川	0.05
152	和歌山市	加太	大川	大川	0.05
153	和歌山市	加太	大川	大川	0.01
154	和歌山市	加太	大川	大川	0.01
155	和歌山市	加太	大川	大川	0.02
156	和歌山市	加太	大川	大川	0.02
157	和歌山市	加太	大川	大川	0.01
158	和歌山市	加太	大川	大川	0.01
159	和歌山市	加太	大川	大川	0.01
160	和歌山市	加太	大川	大川	0.03
161	和歌山市	加太	大川	大川	0.07
1	和歌山市	本橋	新堀川	西ノ庄谷1	0.01
2	和歌山市	平井	打手川	栗野山西谷	0.02
3	和歌山市	平井	打手川	栗野山西谷	0.03
4	和歌山市	平井	打手川	大谷西谷	0.02
5	和歌山市	六十谷	磯達川	園部谷3	0.03
6	和歌山市	奥谷	千手川	中久保谷	0.11
7	和歌山市	堂村	千手川	道川谷1	0.04
8	和歌山市	府中	七瀬川	弘西谷	0.03
9	和歌山市	北別所	七瀬川	北別所東谷	0.07
10	和歌山市	北別所	七瀬川	北別所東谷	0.01
11	和歌山市	下三毛	大門川	下三毛北谷	0.02
12	和歌山市	金谷	大門川	金谷西谷	0.03
13	和歌山市	金谷	大門川	小倉神社東谷	0.16
14	和歌山市	金谷	大門川	金谷谷5	0.07
15	和歌山市	金谷	大門川	金谷谷5	0.15
16	和歌山市	金谷	大門川	金谷谷2	0.20
17	和歌山市	金谷	大門川	金谷谷1	0.20
18	和歌山市	和佐間戸	大門川	和佐間戸谷	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
20	和歌山市	柳宮	和歌川	高尾神社谷	0.15
21	和歌山市	柳宮	和歌川	高尾北谷	0.02
22	和歌山市	柳宮	和歌川	柳宮中谷	0.05
23	和歌山市	柳宮	和歌川	柳宮南谷	0.02
24	和歌山市	柳宮	和歌川	池谷	0.03
25	和歌山市	柳宮	和歌川	柳宮西谷	0.01
26	和歌山市	柳宮	和歌川	大池谷	0.09
27	和歌山市	下和佐	和歌川	柳佐中東谷	0.01
28	和歌山市	下和佐	和歌川	柳佐中西谷	0.05
29	和歌山市	岩橋	大門川	柳佐東谷	0.05
30	和歌山市	岩橋	大門川	大日山西谷	0.01
31	和歌山市	岩橋	大門川	飯坂ヶ原西谷	0.02
32	和歌山市	岩橋	大門川	塩ノ谷西谷1	0.01
33	和歌山市	岩橋	大門川	塩ノ谷西谷2	0.02
34	和歌山市	朱山	和歌川	朱山北谷1	0.01
35	和歌山市	朱山	和歌川	朱山北谷2	0.01
36	和歌山市	朱山	和歌川	朱山北谷3	0.02
37	和歌山市	朱山	和歌川	朱山北谷4	0.02
38	和歌山市	朱山	和歌川	大池北谷1	0.08
39	和歌山市	大河内	和歌川	大池東谷	0.01
40	和歌山市	山東中	和歌川	磯冠山東谷	0.07
41	和歌山市	朱山	和歌川	朱山南谷1	0.01
42	和歌山市	黒岩	和歌川	黒岩北谷1	0.06
43	和歌山市	黒岩	和歌川	黒岩北谷3	0.01
44	和歌山市	黒岩	和歌川	石かた谷下	0.01
45	和歌山市	黒岩	和歌川	石かた谷	0.07
46	和歌山市	黒岩	和歌川	左かた谷	0.04
47	和歌山市	黒岩	和歌川	左かた谷下	0.02
48	和歌山市	黒岩	和歌川	黒岩南谷2	0.05
49	和歌山市	南谷	和歌川	南谷南谷	0.02
50	和歌山市	吉里	和歌川	西長西谷	0.01
51	和歌山市	黒岩	和歌川	黒岩西谷1	0.01
52	和歌山市	江雨	和歌川	江雨南谷	0.03
53	和歌山市	朝日	和歌川	朝日南谷	0.02
54	和歌山市	吉原	和歌川	吉原南谷1	0.06
55	和歌山市	吉原	和歌川	吉原西谷1	0.02
56	和歌山市	吉原	和歌川	吉原西谷2	0.02
57	和歌山市	内原	和歌川	内原谷	0.04
58	和歌山市	本達	和歌川	本達寺川	0.03
59	和歌山市	落合	山中川	落合谷	

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸没名	浸流域積
80	和歌山市	日野	日野谷	日野谷5	0.04
81	和歌山市	日野	日野谷	日野谷6	0.01
82	和歌山市	加太	日野谷	加太南1	0.02
83	和歌山市	加太	日野谷	加太南2	0.01
84	和歌山市	加太	日野谷	加太南4	0.01
85	和歌山市	加太	日野谷	加太南5	0.03
86	和歌山市	加太	日野谷	大谷	0.14
87	和歌山市	加太	日野谷	加太南10	0.01
88	和歌山市	加太	日野谷	加太南11	0.01
89	和歌山市	加太	日野谷	阿孫陀寺谷西	0.01
90	和歌山市	加太	日野谷	加太南12	0.03
91	和歌山市	加太	日野谷	—	0.20
92	和歌山市	加太	淡島川	淡島東谷	0.02
93	和歌山市	加太	淡島川	小湯谷淡島谷	0.03
94	和歌山市	加太	淡島川	淡島西谷	0.01
95	和歌山市	大川	—	—	0.05
96	和歌山市	大川	—	—	0.03
97	和歌山市	加太	—	—	0.04
98	和歌山市	加太	—	—	0.01
99	和歌山市	加太	—	—	0.03
100	和歌山市	樺の浜	—	—	0.03
101	和歌山市	雑賀崎	—	雑賀崎北谷1	0.02
102	和歌山市	新和歌浦	—	天神山南谷	0.01
1	和歌山市	本郷	新堀川	西ノ庄谷2	0.02
2	和歌山市	本ノ本	土入川	木之本東谷	0.01
3	和歌山市	梅原	大年川	大年東谷	0.02
4	和歌山市	湯屋谷	蓮ノ山川	湯屋南谷	0.01
5	和歌山市	湯屋谷	蓮ノ山川	湯屋中谷	0.01
6	和歌山市	湯屋谷	蓮ノ山川	湯屋北谷	0.02
7	和歌山市	上三毛	大門川	藤池谷	0.08
8	和歌山市	細直	大門川	金池谷	0.12
9	和歌山市	平尾	和田川	平尾西谷	0.02
10	和歌山市	明王寺	和田川	津村池谷	0.04
11	和歌山市	矢田	和田川	矢田東谷	0.05
12	和歌山市	永山	和田川	永山南谷2	0.03
13	和歌山市	永山	和田川	永山南谷3	0.02
14	和歌山市	黒岩	和田川	黒岩西谷2	0.03
15	和歌山市	黒岩	和田川	黒岩西谷3	0.02
16	和歌山市	黒岩	和田川	黒岩西谷4	0.06
17	和歌山市	滝畑	山中川	滝畑谷川	0.15
18	和歌山市	深山	阿孫川	深山谷3	0.04
19	和歌山市	深山	阿孫川	深山谷4	0.09
20	和歌山市	深山	阿孫川	深山谷5	0.20
21	和歌山市	深山	阿孫川	深山谷6	0.06
22	和歌山市	深山	阿孫川	深山谷7	0.12
23	和歌山市	深山	阿孫川	深山谷8	0.01
24	和歌山市	深山	阿孫川	高森山南谷	0.16
25	和歌山市	深山	阿孫川	モミジ谷	0.29
26	和歌山市	深山	阿孫川	サクラの谷	0.19
27	和歌山市	深山	阿孫川	四国山南谷	0.16
28	和歌山市	深山	阿孫川	深山谷9	0.01
29	和歌山市	深山	阿孫川	深山谷10	0.01
30	和歌山市	深山	阿孫川	深山谷11	0.04
31	和歌山市	深山	阿孫川	深山谷12	0.03
32	和歌山市	加太	日野谷	加太南6	0.02
33	和歌山市	加太	日野谷	加太南7	0.01
34	和歌山市	加太	日野谷	加太南8	0.04
35	和歌山市	加太	日野谷	加太南9	0.02
36	和歌山市	大川	—	—	0.05
37	和歌山市	大川	—	—	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸没名	浸流域積
38	和歌山市	加太	—	—	0.03
39	和歌山市	雑賀崎	—	雑賀崎北谷2	0.01
40	和歌山市	雑賀崎	—	雑賀崎北谷3	0.02
41	和歌山市	毛見	—	毛ノ瀬北谷1	0.01

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸没名	浸流域積
1	海南市	七山	貴志川	右支深	0.03
2	海南市	筒野	貴志川	右支深	0.01
3	海南市	筒野	貴志川	右支深	0.02
4	海南市	筒野	貴志川	右支深	0.01
5	海南市	筒野	貴志川	右支深	0.08
6	海南市	筒野	貴志川	右支深	0.03
7	海南市	下津野	貴志川	右支深	0.22
8	海南市	下津野	貴志川	右支深	0.01
9	海南市	野上中	貴志川	右支深	0.19
10	海南市	野上中	貴志川	右支深	0.02
11	海南市	野上中	貴志川	北山川	0.02
12	海南市	野上新	貴志川	左支深	0.02
13	海南市	野上新	貴志川	左支深	0.03
14	海南市	九島寺	貴志川	左支深	0.01
15	海南市	九島寺	貴志川	左支深	0.07
16	海南市	九島寺	貴志川	左支深	0.03
17	海南市	九島寺	貴志川	左支深	0.01
18	海南市	九島寺	貴志川	左支深	0.01
19	海南市	神野々	貴志川	左支深	0.01
20	海南市	神野々	貴志川	左支深	0.10
21	海南市	別院	貴志川	左支深	0.07
22	海南市	別院	貴志川	左支深	0.16
23	海南市	野尻	貴志川	左支深	0.03
24	海南市	野尻	貴志川	左支深	0.05
25	海南市	野尻	貴志川	野尻川	0.03
26	海南市	孟子	貴志川	左支深	0.06
27	海南市	孟子	貴志川	左支深	0.08
28	海南市	孟子	貴志川	左支深	0.01
29	海南市	高津	貴志川	左支深	0.01
30	海南市	多田	亀の川	右支深	0.05
31	海南市	小野田	亀の川	右支深	0.11
32	海南市	小野田	亀の川	右支深	0.08
33	海南市	小野田	亀の川	右支深	0.06
34	海南市	小野田	亀の川	曾井谷川右支深	0.03
35	海南市	小野田	亀の川	右支深	0.01
36	海南市	阪井	亀の川	右支深	0.02
37	海南市	阪井	亀の川	右支深	0.05
38	海南市	阪井	亀の川	右支深	0.02
39	海南市	阪井	亀の川	右支深	0.02
40	海南市	阪井	亀の川	右支深	0.02
41	海南市	阪井	亀の川	右支深	0.01
42	海南市	阪井	亀の川	右支深	0.02
43	海南市	次々谷	貴志川	東手谷川	0.03
44	海南市	次々谷	貴志川	左支深	0.02
45	海南市	次々谷	亀の川	西手谷川	0.04
46	海南市	次々谷	亀の川	右支深	0.04
47	海南市	ひや水	亀の川	右支深	0.45
48	海南市	上谷	亀の川	上谷川	0.11
49	海南市	上谷	亀の川	東上谷川	0.40
50	海南市	赤沼	亀の川	上谷川	0.13
51	海南市	東畑	亀の川	東畑川	0.25
52	海南市	次々谷	亀の川	左支深	0.04
53	海南市	次々谷	亀の川	左支深	0.03
54	海南市	阪井	亀の川	左支深	0.03
55	海南市	阪井	亀の川	左支深	0.01
56	海南市	阪井	亀の川	左支深	0.01
57	海南市	阪井	亀の川	左支深	0.02
58	海南市	小野田	亀の川	丸山川	0.10
59	海南市	小野田	亀の川	左支深	0.01
60	海南市	小野田	亀の川	左支深	0.03

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸没名	浸流域積
61	海南市	目采	滝の川	左支深	0.05
62	海南市	目采	滝の川	左支深	0.02
63	海南市	岡田	滝の川	左支深	0.03
64	海南市	船尾	日方川	日方川	0.10
65	海南市	船尾	日方川	藤屋谷川	0.06
66	海南市	船尾	日方川	右支深	0.03
67	海南市	船尾	日方川	右支深	0.04
68	海南市	黒江	日方川	乾谷川	0.04
69	海南市	黒江	日方川	右支深	0.02
70	海南市	黒江	日方川	右支深	0.01
71	海南市	黒江	日方川	右支深	0.02
72	海南市	日方	日方川	右支深	0.02
73	海南市	日方	日方川	右支深	0.05
74	海南市	日方	日方川	北上谷川	0.06
75	海南市	日方	日方川	境ノ谷川	0.05
76	海南市	日方	日方川	右支深	0.01
77	海南市	日方	日方川	右支深	0.08
78	海南市	日方	日方川	右支深	0.09
79	海南市	井田	日方川	右支深	0.03
80	海南市	井田	日方川	右支深	0.01
81	海南市	井田	日方川	右支深	0.01
82	海南市	井田	日方川	右支深	0.03
83	海南市	重根	日方川	右支深	0.14
84	海南市	重根	日方川	右支深	0.01
85	海南市	別所	日方川	左支深	0.05
86	海南市	別所	日方川	別所谷	0.14
87	海南市	別所	日方川	左支深	0.21
88	海南市	別所	日方川	左支深	0.01
89	海南市	別所	日方川	下ノ谷川	0.11
90	海南市	別所	日方川	左支深	0.07
91	海南市	重根	日方川	左支深	0.02
92	海南市	重根	日方川	左支深	0.04
93	海南市	重根	日方川	左支深	0.01
94	海南市	重根	日方川	左支深	0.02
95	海南市	重根	日方川	左支深	0.02
96	海南市	重根	日方川	左支深	0.01
97	海南市	重根	日方川	左支深	0.01
98	海南市	重根	大谷川	右支深	0.09
99	海南市	重根	大谷川	大谷川	0.29
100	海南市	重根	下村川	左支深	0.04
101	海南市	重根	下村川	左支深	0.02
102	海南市	梅川	荒原谷川	荒原谷川	0.60
103	海南市	梅川	荒原谷川	荒原谷川	0.25
104	海南市	山田	荒原谷川	山田川	0.07
105	海南市	山田	山田川	山田川	0.81
106	海南市	山田	山田川	左支深	0.02
107	海南市	山田	山田川	左支深	0.01
108	海南市	鳥屋	山田川	左支深	0.02
109	海南市	鳥屋	山田川	西山田川	0.47
110	海南市	藤白	藤白川	藤白川	0.07
111	海南市	藤白	藤白川	藤白川	0.09
112	海南市	清水	清水川	清水川	0.24
113	海南市	清水	清水川	清水川	0.06
114	海南市	清水	清水川	右支深	0.06
115	海南市	清水	飯盛川	飯盛川	0.11
116	海南市	清水	—	—	0.03
117	海南市	下津町塩津	塩津谷川	塩津谷川	0.03
118	海南市	下津町塩津	女良川	左支深	0.02
119	海南市	下津町大崎	—	—	0.01
120	海南市	下津町大崎	—	—	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸没名	浸没面積
121	1-301-1-005	海西市 下津町大崎	—	—	0.01
122	1-301-1-006	海西市 下津町大崎	大崎川	右支流	0.03
123	1-301-1-007	海西市 下津町大崎	大崎川	右支流	0.07
124	1-301-1-008	海西市 下津町大崎	雨山谷川	雨山谷川	0.09
125	1-301-1-009	海西市 下津町大崎	—	—	0.14
126	1-301-1-010	海西市 下津町大崎	—	—	0.17
127	1-301-1-011	海西市 下津町方	女良川	右支流	0.10
128	1-301-1-012	海西市 下津町方	加茂川	赤川	0.04
129	1-301-1-013	海西市 下津町方	加茂川	八伏谷川	0.07
130	1-301-1-014	海西市 下津町丸田	女良川	右支流	0.93
131	1-301-1-015	海西市 下津町丸田	女良川	右支流	0.10
132	1-301-1-016	海西市 下津町丸田	女良川	右支流	0.04
133	1-301-1-017	海西市 下津町下	女良川	右支流	0.06
134	1-301-1-018	海西市 下津町榎田	加茂川	右支流	0.02
135	1-301-1-019	海西市 下津町榎田	加茂川	右支流	0.01
136	1-301-1-020	海西市 下津町榎田	加茂川	右支流	0.04
137	1-301-1-021	海西市 下津町中	加茂川	右支流	0.04
138	1-301-1-022	海西市 下津町小松原	加茂川	右支流	0.03
139	1-301-1-023	海西市 下津町小松原	加茂川	小松原川	0.23
140	1-301-1-024	海西市 下津町穂本	加茂川	右支流	0.31
141	1-301-1-025	海西市 下津町穂本	加茂川	穂本谷川	0.51
142	1-301-1-026	海西市 下津町穂本	加茂川	中尾谷川	0.22
143	1-301-1-027	海西市 下津町曾根田	加茂川	右支流	0.32
144	1-301-1-028	海西市 下津町曾根田	加茂川	右支流	0.10
145	1-301-1-029	海西市 下津町曾根田	加茂川	大谷川	0.56
146	1-301-1-030	海西市 下津町引尾	加茂川	竹無川・宮尾谷川	0.71
147	1-301-1-031	海西市 下津町引尾	加茂川	右支流	0.27
148	1-301-1-032	海西市 下津町興	加茂川	長谷川 由良/谷川	0.68
149	1-301-1-033	海西市 下津町興	加茂川	横尾川	0.23
150	1-301-1-034	海西市 下津町興	加茂川	左支流	0.22
151	1-301-1-035	海西市 下津町百垣内	加茂川	上出谷	0.04
152	1-301-1-036	海西市 下津町曾根田	加茂川	左支流	0.10
153	1-301-1-037	海西市 下津町市坪	市坪川	右支流	0.19
154	1-301-1-038	海西市 下津町市坪	市坪川	堀川	0.10
155	1-301-1-039	海西市 下津町市坪	市坪川	左支流	0.17
156	1-301-1-040	海西市 下津町市坪	市坪川	右支流	0.08
157	1-301-1-041	海西市 下津町市坪	市坪川	右支流	0.30
158	1-301-1-042	海西市 下津町市坪	市坪川	右支流	0.06
159	1-301-1-043	海西市 下津町中	加茂川	左支流	0.01
160	1-301-1-044	海西市 下津町中	加茂川	岡川	0.52
161	1-301-1-045	海西市 下津町小南	加茂川	左支流	0.03
162	1-301-1-046	海西市 下津町小南	加茂川	左支流	0.07
163	1-301-1-047	海西市 下津町黒田	加茂川	左支流	0.02
164	1-301-1-048	海西市 下津町黒田	竹田川	右支流	0.02
165	1-301-1-049	海西市 下津町黒田	加茂川	竹田川	0.05
166	1-301-1-050	海西市 下津町丁	加茂川	左支流	0.03
167	1-301-1-051	海西市 下津町上	宮川	右支流	0.93
168	1-301-1-052	海西市 下津町上	宮川	右支流	0.08
169	1-301-1-053	海西市 下津町上	宮川	宮の崎川	0.07
170	1-301-1-054	海西市 下津町小畑	宮川	左支流	0.08
171	1-301-1-055	海西市 下津町方	宮川	大谷川	0.05
172	1-301-1-056	海西市 下津町下津	小原川	右支流	0.05
173	1-301-1-057	海西市 下津町小原	小原川	小原川	0.54
174	1-301-1-058	海西市 下津町小原	小原川	小原川	0.11
175	1-301-1-059	海西市 下津町小原	小原川	岩ノ谷川	0.38
176	1-301-1-060	海西市 下津町小原	小原川	掛樋川	0.12
177	1-301-1-061	海西市 下津町下津	小原川	上上谷川	0.03
178	1-301-1-062	海西市 下津町下津	小原川	右支流	0.06
179	1-301-1-063	海西市 下津町下津	小原川	大石川・小嶋川	0.22
180	1-301-1-064	海西市 下津町下津	小原川	左支流	0.10

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸没名	浸没面積
181	1-301-1-065	海西市 下津町下津	西ノ浦川	西ノ浦川	0.16
182	1-301-1-066	海西市 下津町下津	小島川	小島川	0.15
183	1-301-1-067	海西市 下津町下津	—	—	0.03
184	1-301-1-068	海西市 下津町下津	—	—	0.11
185	1-301-1-069	海西市 下津町下津	—	—	0.12
1	1-202-2-001	海西市 原野	貴志川	右支流	0.01
2	1-202-2-002	海西市 原野	貴志川	右支流	0.08
3	1-202-2-003	海西市 原野	貴志川	右支流	0.02
4	1-202-2-004	海西市 原野	貴志川	右支流	0.05
5	1-202-2-005	海西市 原野	貴志川	木瀬谷川	0.03
6	1-202-2-006	海西市 下津野	貴志川	右支流	0.02
7	1-202-2-007	海西市 野上新	貴志川	右支流	0.04
8	1-202-2-008	海西市 野上新	貴志川	左支流	0.03
9	1-202-2-009	海西市 野上新	貴志川	右支流	0.01
10	1-202-2-010	海西市 野上新	貴志川	左支流	0.01
11	1-202-2-011	海西市 野上新	貴志川	右支流	0.01
12	1-202-2-012	海西市 野上新	貴志川	左支流	0.01
13	1-202-2-013	海西市 野上新	貴志川	左支流	0.01
14	1-202-2-014	海西市 野上新	貴志川	左支流	0.01
15	1-202-2-015	海西市 野上新	貴志川	左支流	0.49
16	1-202-2-016	海西市 野上新	貴志川	左支流	0.78
17	1-202-2-017	海西市 九島寺	貴志川	左支流	0.16
18	1-202-2-018	海西市 九島寺	貴志川	左支流	0.04
19	1-202-2-019	海西市 九島寺	貴志川	左支流	0.01
20	1-202-2-020	海西市 九島寺	貴志川	左支流	0.02
21	1-202-2-021	海西市 沖野々	貴志川	左支流	0.73
22	1-202-2-022	海西市 沖野々	貴志川	左支流	0.04
23	1-202-2-023	海西市 沖野々	貴志川	左支流	0.05
24	1-202-2-024	海西市 沖野々	貴志川	左支流	0.09
25	1-202-2-025	海西市 高津	貴志川	左支流	0.01
26	1-202-2-026	海西市 高津	貴志川	左支流	0.02
27	1-202-2-027	海西市 小野田	鬼の川	右支流	0.01
28	1-202-2-028	海西市 小野田	鬼の川	右支流	0.01
29	1-202-2-029	海西市 多田	鬼の川	右支流	0.06
30	1-202-2-030	海西市 坂井	鬼の川	下河原川	0.05
31	1-202-2-031	海西市 坂井	鬼の川	右支流	0.01
32	1-202-2-032	海西市 沖野々	鬼の川	右支流	0.02
33	1-202-2-033	海西市 次ヶ谷	東手谷川	鬼ノ川	0.39
34	1-202-2-034	海西市 次ヶ谷	鬼ノ川	右支流	0.07
35	1-202-2-035	海西市 ひや水	鬼の川	右支流	0.06
36	1-202-2-036	海西市 上谷	鬼の川	右支流	0.03
37	1-202-2-037	海西市 上谷	鬼の川	右支流	0.01
38	1-202-2-038	海西市 上谷	鬼の川	谷端谷川	0.11
39	1-202-2-039	海西市 海老谷	鬼の川	右支流	0.01
40	1-202-2-040	海西市 海老谷	鬼の川	右支流	0.08
41	1-202-2-041	海西市 海老谷	鬼の川	右支流	0.19
42	1-202-2-042	海西市 次ヶ谷	鬼の川	左支流	0.03
43	1-202-2-043	海西市 次ヶ谷	鬼の川	左支流	0.05
44	1-202-2-044	海西市 次ヶ谷	鬼の川	左支流	0.01
45	1-202-2-045	海西市 次ヶ谷	鬼の川	左支流	0.11
46	1-202-2-046	海西市 次ヶ谷	鬼の川	左支流	0.03
47	1-202-2-047	海西市 次ヶ谷	鬼の川	左支流	0.01
48	1-202-2-048	海西市 本津	鬼の川	左支流	0.01
49	1-202-2-049	海西市 本津	鬼の川	左支流	0.01
50	1-202-2-050	海西市 坂井	鬼の川	左支流	0.01
51	1-202-2-051	海西市 坂井	鬼の川	左支流	0.01
52	1-202-2-052	海西市 小野田	日方川	左支流	0.10
53	1-202-2-053	海西市 小野田	鬼の川	左支流	0.01
54	1-202-2-054	海西市 小野田	鬼の川	左支流	0.01
55	1-202-2-055	海西市 且宗	鬼の川	左支流	0.03

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸没名	浸没面積
56	1-202-2-056	海西市 北赤坂	鬼の川	左支流	0.06
57	1-202-2-057	海西市 且宗	鬼の川	左支流	0.03
58	1-202-2-058	海西市 井田	日方川	右支流	0.08
59	1-202-2-059	海西市 坂井	日方川	右支流	0.01
60	1-202-2-060	海西市 豊根	日方川	右支流	0.01
61	1-202-2-061	海西市 豊根	日方川	右支流	0.50
62	1-202-2-062	海西市 別所	日方川	日方川	0.84
63	1-202-2-063	海西市 豊根	日方川	左支流	0.01
64	1-202-2-064	海西市 豊根	下村川	下村川	0.12
65	1-202-2-065	海西市 豊根	下村川	下村川	0.04
66	1-202-2-066	海西市 横川	黒野谷川	右支流	0.07
67	1-202-2-067	海西市 横川	黒野谷川	左支流	0.07
68	1-202-2-068	海西市 横川	山田川	左支流	0.63
69	1-202-2-069	海西市 藤白	藤白川	右支流	0.14
70	1-202-2-070	海西市 藤白	藤白川	左支流	0.13
71	1-202-2-071	海西市 冷水	藤白川	左支流	0.20
72	1-202-2-072	海西市 冷水	—	—	0.07
73	1-202-2-073	海西市 冷水	—	—	0.07
74	1-301-2-001	海西市 下津町榎田	—	—	0.02
75	1-301-2-002	海西市 下津町大崎	—	—	0.09
76	1-301-2-003	海西市 下津町方	女良川	右支流	0.04
77	1-301-2-004	海西市 下津町方	女良川	八ノヤ谷	0.07
78	1-301-2-005	海西市 下津町方	女良川	左支流	0.04
79	1-301-2-006	海西市 下津町丸田	加茂川	右支流	0.07
80	1-301-2-007	海西市 下津町丸田	加茂川	右支流	0.07
81	1-301-2-008	海西市 下津町榎田	加茂川	右支流	0.25
82	1-301-2-009	海西市 下津町榎田	加茂川	右支流	0.01
83	1-301-2-010	海西市 下津町引尾	加茂川	落合川	1.87
84	1-301-2-011	海西市 下津町引尾	加茂川	右支流	0.12
85	1-301-2-012	海西市 下津町下津	—	—	0.04
86	1-301-2-013	海西市 下津町興	加茂川	右支流	0.01
87	1-301-2-014	海西市 下津町興	加茂川	右支流	0.01
88	1-301-2-015	海西市 下津町興	加茂川	釜中川	0.79
89	1-301-2-016	海西市 下津町百垣内	加茂川	下出谷	0.02
90	1-301-2-017	海西市 下津町曾根田	加茂川	左支流	0.02
91	1-301-2-018	海西市 下津町市坪	市坪川	右支流	0.69
92	1-301-2-019	海西市 下津町市坪	市坪川	右支流	0.87
93	1-301-2-020	海西市 下津町市坪	市坪川	左支流	0.06
94	1-301-2-021	海西市 下津町中	加茂川	左支流	0.02
95	1-301-2-022	海西市 下津町黒田	山田川	左支流	0.13
96	1-301-2-023	海西市 下津町丁	加茂川	丁川	0.60
97	1-301-2-024	海西市 下津町小畑	宮川	小畑川	0.07
98	1-301-2-025	海西市 下津町方	宮川	左支流	0.01
99	1-301-2-026	海西市 下津町小原	小原川	横坂谷川	0.12
100	1-301-2-027	海西市 下津町小原	小原川	左支流	0.34
1	1-202-3-001	海西市 野上新	貴志川	左支流	0.19
2	1-202-3-002	海西市 野上新	貴志川	左支流	0.01
3	1-202-3-003	海西市 野上新	貴志川	左支流	0.12
4	1-202-3-004	海西市 野上新	貴志川	左支流	0.02
5	1-202-3-005	海西市 野上新	貴志川	左支流	0.03
6	1-202-3-006	海西市 野原	貴志川	野原川	0.03
7	1-202-3-007	海西市 野原	貴志川	野原川	0.13
8	1-202-3-008	海西市 高津	貴志川	—	0.03
9	1-202-3-009	海西市 高津	貴志川	—	0.01
10	1-202-3-010	海西市 高津	貴志川	—	0.05
11	1-202-3-011	海西市 高津	貴志川	—	0.02
12	1-202-3-012	海西市 坂井	鬼の川	下河原川	0.03
13	1-202-3-013	海西市 赤沼	鬼の川	上谷川	0.08
14	1-202-3-014	海西市 赤沼	鬼の川	上谷川	0.05
15	1-202-3-015	海西市 赤沼	鬼の川	上谷川	0.08

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸没名
------	------	----	-----	-----

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
1	紀美野町	長谷	貴志川	石支深	0.01
2	紀美野町	長谷	貴志川	石支深	0.02
3	紀美野町	長谷	貴志川	石支深	0.23
4	紀美野町	長谷	貴志川	石支深	0.10
5	紀美野町	長谷	貴志川	石支深	0.24
6	紀美野町	長谷	貴志川	黒蔵谷	0.89
7	紀美野町	柴目	貴志川	東谷	0.05
8	紀美野町	柴目	貴志川	東谷	0.06
9	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.04
10	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.04
11	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.02
12	紀美野町	柴目	貴志川	長谷	0.01
13	紀美野町	勸木	貴志川	石支深	0.09
14	紀美野町	勸木	貴志川	石支深	0.01
15	紀美野町	小畑	貴志川	北山谷	0.06
16	紀美野町	小畑	貴志川	石支深	0.03
17	紀美野町	小畑	貴志川	隈谷	0.09
18	紀美野町	小畑	貴志川	石支深	0.03
19	紀美野町	勸木	貴志川	樽谷	0.02
20	紀美野町	勸木	貴志川	椋子谷	0.04
21	紀美野町	柴目	橋本川	左支深	0.16
22	紀美野町	柴目	橋本川	左支深	0.01
23	紀美野町	勸木	橋本川	堂谷川	0.03
24	紀美野町	勸木	橋本川	左支深	0.02
25	紀美野町	勸木	橋本川	石支深	0.02
26	紀美野町	勸木	貴志川	馬谷	0.17
27	紀美野町	下佐々	貴志川	石支深	0.07
28	紀美野町	下佐々	貴志川	石支深	0.08
29	紀美野町	吉野	貴志川	湯の戸谷	0.20
30	紀美野町	吉野	貴志川	登尾谷	0.07
31	紀美野町	吉野	貴志川	石支深	0.05
32	紀美野町	吉野	貴志川	石支深	0.01
33	紀美野町	吉野	貴志川	長尾谷	0.09
34	紀美野町	吉野	貴志川	藤原尾谷	0.03
35	紀美野町	松瀬	真国川	石支深	0.04
36	紀美野町	釜津	真国川	石支深	0.34
37	紀美野町	西野	真国川	松岡谷	0.22
38	紀美野町	西野	真国川	西野谷	0.18
39	紀美野町	西野	真国川	西野谷	0.07
40	紀美野町	西野	真国川	石支深	0.01
41	紀美野町	西野	真国川	石支深	0.02
42	紀美野町	西野	真国川	煙谷	0.41
43	紀美野町	西野	真国川	石支深	0.01
44	紀美野町	西野	真国川	石支深	0.01
45	紀美野町	福井	橋本川	石支深	0.02
46	紀美野町	福井	橋本川	石支深	0.16
47	紀美野町	福井	橋本川	石支深	0.03
48	紀美野町	坂本	橋本川	石支深	0.36
49	紀美野町	橋本	橋本川	深山谷	0.52
50	紀美野町	橋本	橋本川	橋本川	1.15
51	紀美野町	奥佐々	橋本川	西目谷	0.05
52	紀美野町	福井	橋本川	左支深	0.06
53	紀美野町	福井	橋本川	左支深	0.05
54	紀美野町	福井	橋本川	左支深	0.06
55	紀美野町	福井	橋本川	左支深	0.03
56	紀美野町	福井	橋本川	左支深	0.01
57	紀美野町	福井	橋本川	左支深	0.01
58	紀美野町	下佐々	貴志川	左支深	0.14
59	紀美野町	下佐々	貴志川	左支深	0.03
60	紀美野町	下佐々	貴志川	左支深	0.03

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
61	紀美野町	下佐々	貴志川	左支深	0.25
62	紀美野町	下佐々	貴志川	左支深	0.05
63	紀美野町	下佐々	貴志川	左支深	0.12
64	紀美野町	下佐々	貴志川	左支深	0.07
65	紀美野町	井堤	真国川	石支深	0.05
66	紀美野町	井堤	真国川	奥ノ谷	0.77
67	紀美野町	坂田内	真国川	橋谷川	1.16
68	紀美野町	坂田内	真国川	ノコ谷 右支川	1.08
69	紀美野町	坂田内	真国川	橋谷	0.02
70	紀美野町	坂田内	真国川	石支深	0.03
71	紀美野町	橋谷	真国川	左支深	0.06
72	紀美野町	門明寺	真国川	石本谷	0.71
73	紀美野町	初生谷	真国川	左支深	0.03
74	紀美野町	津島	真国川	橋谷	1.03
75	紀美野町	井堤	真国川	左支深	0.24
76	紀美野町	永谷	貴志川	永谷	0.03
77	紀美野町	福田	貴志川	石支深	0.02
78	紀美野町	神野市場	貴志川	石支深	0.01
79	紀美野町	津川	貴志川	石支深	0.22
80	紀美野町	津川	貴志川	石支深	0.11
81	紀美野町	津川	貴志川	長谷谷	0.22
82	紀美野町	津川	貴志川	日裏谷	0.04
83	紀美野町	津川	貴志川	石支深	0.02
84	紀美野町	松ヶ谷	貴志川	石支深	0.06
85	紀美野町	中	貴志川	林原谷	0.96
86	紀美野町	中	貴志川	あみだ谷	0.06
87	紀美野町	中	貴志川	下谷	0.14
88	紀美野町	毛原下	貴志川	山戸谷	0.13
89	紀美野町	小西	貴志川	大西谷	0.22
90	紀美野町	小西	貴志川	朝日谷	0.07
91	紀美野町	長谷宮	貴志川	新道池の谷	0.04
92	紀美野町	長谷宮	貴志川	西谷	0.19
93	紀美野町	長谷宮	貴志川	西谷左支	0.03
94	紀美野町	長谷宮	貴志川	巽原谷	0.04
95	紀美野町	毛原宮	貴志川	巽原谷	0.25
96	紀美野町	毛原宮	貴志川	左支深	0.06
97	紀美野町	毛原中	貴志川	左支深	0.01
98	紀美野町	毛原中	貴志川	左支深	0.02
99	紀美野町	毛原中	貴志川	左支深	0.09
100	紀美野町	毛原中	貴志川	前窪垣内谷	0.64
101	紀美野町	小西	貴志川	左支深	0.09
102	紀美野町	毛原下	貴志川	左支深	0.02
103	紀美野町	毛原下	貴志川	左支深	1.13
104	紀美野町	津川	貴志川	左支深	1.28
105	紀美野町	田	貴志川	左支深	0.12
106	紀美野町	赤木	貴志川	赤木谷	0.78
107	紀美野町	赤木	貴志川	左支深	0.01
108	紀美野町	三層川	貴志川	楳木谷	1.23
109	紀美野町	三層川	貴志川	楳木谷	1.38
110	紀美野町	三層川	貴志川	左支深	0.04
111	紀美野町	三層川	貴志川	左支深	0.02
112	紀美野町	三層川	貴志川	左支深	0.02
113	紀美野町	上ヶ井	貴志川	小松谷 イウシ谷	2.29
114	紀美野町	野中	貴志川	左支深	0.10
1	紀美野町	国木原	山田川	左支深	0.02
2	紀美野町	国木原	山田川	左支深	0.55
3	紀美野町	国木原	山田川	左支深	0.03
4	紀美野町	国木原	山田川	左支深	0.25
5	紀美野町	国木原	山田川	左支深	0.06
6	紀美野町	国木原	山田川	左支深	0.07

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
7	紀美野町	長谷	貴志川	石支深	0.03
8	紀美野町	長谷	貴志川	石支深	0.02
9	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.02
10	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.03
11	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.03
12	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.05
13	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.19
14	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.02
15	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.04
16	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.12
17	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.01
18	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.01
19	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.02
20	紀美野町	柴目	貴志川	石支深	0.01
21	紀美野町	長谷	貴志川	石支深	0.01
22	紀美野町	柴目	真国川	西谷	0.22
23	紀美野町	勸木	真国川	左支深	0.03
24	紀美野町	勸木	真国川	左支深	0.04
25	紀美野町	勸木	真国川	左支深	0.05
26	紀美野町	吉野	貴志川	石支深	0.04
27	紀美野町	吉野	貴志川	石支深	0.04
28	紀美野町	吉野	貴志川	石支深	0.09
29	紀美野町	吉野	貴志川	石支深	0.20
30	紀美野町	松瀬	真国川	石支深	0.10
31	紀美野町	松瀬	真国川	石支深	0.13
32	紀美野町	松瀬	真国川	石支深	0.10
33	紀美野町	釜津	真国川	石支深	0.01
34	紀美野町	西野	真国川	釜津谷	0.09
35	紀美野町	西野	真国川	前谷	0.11
36	紀美野町	西野	真国川	前谷	0.11
37	紀美野町	西野	真国川	石支深	0.01
38	紀美野町	東野	真国川	石支深	0.24
39	紀美野町	東野	真国川	石支深	0.01
40	紀美野町	東野	真国川	石支深	0.01
41	紀美野町	東野	真国川	石支深	0.03
42	紀美野町	東野	真国川	石支深	0.01
43	紀美野町	東野	真国川	石支深	0.02
44	紀美野町	東野	真国川	コクセロ谷	0.47
45	紀美野町	松瀬	真国川	左支深	0.03
46	紀美野町	福井	橋本川	石支深	0.06
47	紀美野町	福井	橋本川	石支深	0.01
48	紀美野町	福井	橋本川	石支深	0.02
49	紀美野町	福井	橋本川	石支深	0.25
50	紀美野町	福井	橋本川	石支深	0.02
51	紀美野町	福井	橋本川	石支深	0.04
52	紀美野町	福井	橋本川	馬橋尾谷	0.45
53	紀美野町	福井	橋本川	左支深	0.05
54	紀美野町	橋本	橋本川	石支深	0.01
55	紀美野町	橋本	橋本川	西の口谷	0.12
56	紀美野町	橋本	橋本川	中田谷川	0.45
57	紀美野町	中田	橋本川	中田川	2.84
58	紀美野町	奥佐々	橋本川	左支深	0.06
59	紀美野町	奥佐々	橋本川	左支深	0.03
60	紀美野町	福井	橋本川	左支深	0.04
61	紀美野町	福井	橋本川	左支深	0.01
62	紀美野町	福井	橋本川	左支深	0.01
63	紀美野町	福井	橋本川	左支深	0.02
64	紀美野町	吉野	貴志川	左支深	0.01
65	紀美野町	下佐々	貴志川	左支深	0.04
66	紀美野町	下佐々	貴志川	左支深	0.04

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
67	紀美野町	下佐々	貴志川	左支深	0.48
68	紀美野町	下佐々	貴志川	左支深	0.57
69	紀美野町	井堤	真国川	石支深	0.02
70	紀美野町	井堤	真国川	石支深	0.05
71	紀美野町	坂田内	真国川	橋谷	0.61
72	紀美野町	坂田内	真国川	石支深	0.04
73	紀美野町	津島	真国川	ササ谷	0.36
74	紀美野町	津島	真国川	橋内谷	0.11
75	紀美野町	北野	真国川	石支深	0.08
76	紀美野町	門明寺	真国川	妙見谷	0.11
77	紀美野町	橋谷	真国川	左支深	0.08
78	紀美野町	門明寺	真国川	左支深	0.06
79	紀美野町	花野原	真国川	左支深	0.11
80	紀美野町	福田	貴志川	石支深	0.01
81	紀美野町	福田	貴志川	石支深	0.04
82	紀美野町	永谷	貴志川	永谷	0.05
83	紀美野町	神野市場	貴志川	石支深	0.07
84	紀美野町	神野市場	貴志川	石支深	0.02
85	紀美野町	津川	貴志川	野中谷	0.08
86	紀美野町	津川	貴志川	石支深	0.01
87	紀美野町	津川	貴志川	津川	0.45
88	紀美野町	津川	貴志川	石支深	0.08
89	紀美野町	津川	貴志川	石支深	0.28
90	紀美野町	明法	貴志川	石支深	0.04
91	紀美野町	明法	貴志川	石支深	0.04
92	紀美野町	明法	貴志川	石支深	0.05
93	紀美野町	俵滝	貴志川	石支深	0.47
94	紀美野町	赤木	貴志川	石支深	0.27
95	紀美野町	赤木	貴志川	明谷川	1.41
96	紀美野町	津川	貴志川	石支深	0.06
97	紀美野町	松ヶ谷	貴志川	石支深	0.07
98	紀美野町	松ヶ谷	貴志川	左支深	0.06
99	紀美野町	田	貴志川	西谷	0.47
100	紀美野町	谷	貴志川	石支深	0.07
101	紀美野町	谷	貴志川	石支深	0.03
102	紀美野町	谷	貴志川	石支深	0.02
103	紀美野町	中	貴志川	石支深	0.01
104	紀美野町	中	貴志川	石支深	0.01
105					

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
127	1-303-2-059	紀美野町	毛原中	貴志川	石本谷	0.49
128	1-303-2-060	紀美野町	毛原中	貴志川	左支深	0.05
129	1-303-2-061	紀美野町	小西	貴志川	左支深	0.03
130	1-303-2-062	紀美野町	小西	貴志川	左支深	0.40
131	1-303-2-063	紀美野町	浅ノ川	貴志川	左支深	0.47
132	1-303-2-064	紀美野町	今西	貴志川	左支深	0.08
133	1-303-2-065	紀美野町	鎌滝	貴志川	左支深	0.02
134	1-303-2-066	紀美野町	三原川	貴志川	左支深	0.03
135	1-303-2-067	紀美野町	箕六	貴志川	左支深	1.87
136	1-303-2-068	紀美野町	野中	貴志川	左支深	0.03
137	1-303-2-069	紀美野町	福田	貴志川	左支深	0.06

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
1	2-326-1-001	岩出市	山	徳ノ山川	岩谷川	0.27
2	2-326-1-002	岩出市	山	徳ノ山川	黒谷川	0.18
3	2-326-1-003	岩出市	山	住吉川	黒谷東川	0.02
4	2-326-1-004	岩出市	柳谷	住吉川	黒谷西川	0.28
5	2-326-1-005	岩出市	柳谷	住吉川	柳谷川	0.26
6	2-326-1-006	岩出市	原	住吉川	原西奥谷	0.08
7	2-326-1-007	岩出市	原	住吉川	原北西谷	0.02
8	2-326-1-008	岩出市	原	原川	原北東谷	0.02
9	2-326-1-009	岩出市	原	原川	原東谷	0.01
10	2-326-1-010	岩出市	原上	住吉川	原東川	0.33
11	2-326-1-011	岩出市	原上	住吉川	徳上谷	0.05
12	2-326-1-012	岩出市	原上	住吉川	住吉川	0.45
13	2-326-1-013	岩出市	柳谷	菅原川	徳上谷川	0.61
14	2-326-1-014	岩出市	柳谷	菅原川	一妻川	0.27
15	2-326-1-015	岩出市	柳谷	菅原川	大谷川	0.96
16	2-326-1-016	岩出市	柳谷	菅原川	菅原西谷	0.03
17	2-326-1-017	岩出市	柳谷	菅原川	菅原西中川	0.08
18	2-326-1-018	岩出市	柳谷	菅原川	菅原西高川	0.11
19	2-326-1-019	岩出市	柳谷	菅原川	菅原西川	0.25
20	2-326-1-020	岩出市	北大池	山田川	上の池北谷	0.64
21	2-326-1-021	岩出市	東坂本	山田川	音尾川	0.33
22	2-326-1-022	岩出市	東坂本	山田川	丹生池谷	0.09
23	2-326-1-023	岩出市	山田	山田川	豪谷南谷	0.92
24	2-326-1-024	岩出市	北大池	山田川	北大地北川	0.92
25	2-326-1-025	岩出市	北大池	山田川	宮池川	0.84
26	2-326-1-026	岩出市	東坂本	木積川	東坂本西川	0.05
27	2-326-1-027	岩出市	東坂本	木積川	東坂本東川	0.09
28	2-326-1-028	岩出市	山崎	貴志川	山崎東川	0.09
29	2-326-1-029	岩出市	山崎	貴志川	岩の谷	0.23
30	2-326-1-030	岩出市	山崎	貴志川	西の谷	0.04
31	2-326-1-031	岩出市	境谷	境谷川	小口谷	0.38
32	2-326-1-032	岩出市	境谷	境谷川	境谷南川	0.01
33	2-326-1-033	岩出市	境谷	境谷川	日吉川	0.02
34	2-326-1-034	岩出市	押川	奥谷川	押川北谷	0.04
35	2-326-1-035	岩出市	押川	奥谷川	風吹西谷	0.07
1	2-326-2-001	岩出市	境谷	境谷東川	境谷東川	0.03
2	2-326-2-002	岩出市	押川	奥谷川	押川南谷	0.04
1	2-326-3-001	岩出市	押川	奥谷川	押川下南谷	0.04

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
1	2-321-1-001	紀の川市	西三谷	本積川	内容	0.12
2	2-321-1-002	紀の川市	西三谷	不動寺西谷川	不動寺西谷川	0.10
3	2-321-1-003	紀の川市	枇杷谷	森川	室入谷	0.13
4	2-321-1-004	紀の川市	枇杷谷	森川	森川	0.40
5	2-321-1-005	紀の川市	枇杷谷	森川	新池谷	0.17
6	2-321-1-006	紀の川市	森原	森川	登尾北谷	0.02
7	2-321-1-007	紀の川市	西山田	福神川	倉谷川	1.09
8	2-321-1-008	紀の川市	東山田	山田川	山田川	0.19
9	2-321-1-009	紀の川市	東行	佐川	井戸の谷川	1.26
10	2-321-1-010	紀の川市	北勢田	佐川	島子川	0.44
11	2-321-1-011	紀の川市	北勢田	佐川	行林谷	0.02
12	2-321-1-012	紀の川市	北勢田	島子川	畑谷	0.02
13	2-321-1-013	紀の川市	竹原	落合川	五百北中谷	0.13
14	2-321-1-014	紀の川市	竹原	福徳川	犬の尾谷川	0.17
15	2-321-1-015	紀の川市	中津川	中津川	福徳川	0.01
16	2-321-1-016	紀の川市	柳	中津川	田北谷	0.05
17	2-321-1-017	紀の川市	上丹生谷	名手川	奥原谷川	0.07
18	2-321-1-018	紀の川市	西川原	名手川	那賀丹生谷川	0.21
19	2-321-1-019	紀の川市	上丹生谷	名手川	後丹生谷	0.03
20	2-321-1-020	紀の川市	上丹生谷	名手川	丹生谷川	0.07
21	2-321-1-021	紀の川市	西川原	名手川	常谷川	0.06
22	2-321-1-022	紀の川市	西川原	名手川	猪の谷川	0.07
23	2-321-1-023	紀の川市	西川原	名手川	小林谷川	0.04
24	2-321-1-024	紀の川市	栗原	東出谷川	妙見谷	0.03
25	2-321-1-025	紀の川市	栗原	東出谷川	釜山谷	0.06
26	2-321-1-026	紀の川市	栗原	東出谷川	東出谷川	0.55
27	2-321-1-027	紀の川市	栗原	中筋川	荒原南谷	0.03
28	2-321-1-028	紀の川市	栗原	中筋川	新田谷川	0.71
29	2-321-1-029	紀の川市	栗原	中筋川	柳谷川	0.68
30	2-321-1-030	紀の川市	栗原	龍門川	とのだ谷川	0.65
31	2-321-1-031	紀の川市	栗原	龍門川	徳の谷川	0.13
32	2-321-1-032	紀の川市	栗原	龍門川	鹿嶋谷川	0.14
33	2-321-1-033	紀の川市	杉原	龍門川	弁天谷川	0.79
34	2-321-1-034	紀の川市	杉原	龍門川	薬師寺谷川	0.12
35	2-321-1-035	紀の川市	杉原	龍門川	杉原谷川	0.36
36	2-321-1-036	紀の川市	杉原	龍門川	宮の谷川	0.28
37	2-321-1-037	紀の川市	嵐市	龍門川	青市谷川	0.38
38	2-321-1-038	紀の川市	勝神	龍門川	風市谷	0.02
39	2-321-1-039	紀の川市	勝神	龍門川	喜田谷川	0.45
40	2-321-1-040	紀の川市	遠方	龍門川	風見谷川	0.28
41	2-321-1-041	紀の川市	遠方	龍門川	森谷川	0.40
42	2-321-1-042	紀の川市	遠方	龍門川	遠方橋西谷	0.05
43	2-321-1-043	紀の川市	遠方	龍門川	遠方東谷	0.01
44	2-321-1-044	紀の川市	遠方	龍門川	角塚西谷	0.08
45	2-321-1-045	紀の川市	遠方	龍門川	遠方西谷	0.01
46	2-321-1-046	紀の川市	下新瀬	真国川	権原南谷	0.03
47	2-321-1-047	紀の川市	下新瀬	真国川	権原西谷	0.02
48	2-321-1-048	紀の川市	下新瀬	真国川	ひわ谷川	0.08
49	2-321-1-049	紀の川市	下新瀬	真国川	大西谷川	0.05
50	2-321-1-050	紀の川市	下新瀬	真国川	柳野西谷川	0.10
51	2-321-1-051	紀の川市	中瀬瀬	真国川	遠ノ本谷川	0.42
52	2-321-1-052	紀の川市	中瀬瀬	真国川	中野北下谷	0.02
53	2-321-1-053	紀の川市	中瀬瀬	真国川	中野北下谷	0.03
54	2-321-1-054	紀の川市	中瀬瀬	真国川	中野北下谷	0.02
55	2-321-1-055	紀の川市	中瀬瀬	真国川	本川上谷	0.27
56	2-321-1-056	紀の川市	中瀬瀬	真国川	本川上谷	0.06
57	2-321-1-057	紀の川市	中瀬瀬	真国川	中ノ瀬東谷	0.11
58	2-321-1-058	紀の川市	上瀬瀬	真国川	北原西下谷	0.01
59	2-321-1-059	紀の川市	上瀬瀬	真国川	久保谷川	0.09
60	2-321-1-060	紀の川市	上瀬瀬	真国川	奥の沢東谷	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積		
61	2-322-1-047	紀の川市	上瀬瀬	真国川	林垣内東一谷	0.02	
62	2-322-1-048	紀の川市	上瀬瀬	清川	清川中西谷	0.02	
63	2-322-1-049	紀の川市	上瀬瀬	清川	東清川	0.15	
64	2-322-1-050	紀の川市	上瀬瀬	清川	清川西上谷	0.08	
65	2-322-1-051	紀の川市	上瀬瀬	清川	清川東川	0.49	
66	2-322-1-052	紀の川市	上瀬瀬	清川	掛井谷	0.12	
67	2-322-1-053	紀の川市	上瀬瀬	真国川	山戸内谷	0.02	
68	2-322-1-054	紀の川市	上瀬瀬	真国川	南地西谷	0.02	
69	2-322-1-055	紀の川市	中瀬瀬	米之郷谷	米之郷北下谷	0.05	
70	2-322-1-056	紀の川市	中瀬瀬	米之郷谷	米之郷北谷	0.02	
71	2-322-1-057	紀の川市	中瀬瀬	米之郷谷	米之郷東谷川	0.48	
72	2-322-1-058	紀の川市	中瀬瀬	米之郷谷	米之郷南谷川	0.68	
73	2-322-1-059	紀の川市	中瀬瀬	真国川	中ノ瀬南谷	0.13	
74	2-322-1-060	紀の川市	中瀬瀬	真国川	高橋谷川	0.33	
75	2-322-1-061	紀の川市	下瀬瀬	真国川	徳谷川	4.60	
76	2-322-1-062	紀の川市	下瀬瀬	真国川	西谷川	0.04	
77	2-322-1-063	紀の川市	下瀬瀬	真国川	切谷	寛谷川	0.04
78	2-322-1-064	紀の川市	下瀬瀬	真国川	平野	針尾谷西川	0.10
79	2-322-1-065	紀の川市	下瀬瀬	真国川	名手川	名手川	0.36
80	2-322-1-066	紀の川市	下瀬瀬	真国川	名手川	柳谷川	0.25
81	2-322-1-067	紀の川市	下瀬瀬	真国川	名手川	中谷内北谷	0.01
82	2-322-1-068	紀の川市	下瀬瀬	真国川	名手川	穴尻川	0.44
83	2-322-1-069	紀の川市	下瀬瀬	真国川	北瀬北谷	0.07	
84	2-322-1-070	紀の川市	下瀬瀬	真国川	北瀬	北瀬	0.02
85	2-322-1-071	紀の川市	下瀬瀬	真国川	北瀬	北瀬	0.45
86	2-322-1-072	紀の川市	下瀬瀬	真国川	北瀬	北瀬	0.05
87	2-322-1-073	紀の川市	下瀬瀬	真国川	横谷	横谷	0.03
88	2-322-1-074	紀の川市	下瀬瀬	真国川	横谷	横谷	0.44
89	2-322-1-075	紀の川市	下瀬瀬	真国川	横谷	横谷	0.12
90	2-322-1-076	紀の川市	下瀬瀬	真国川	赤沼田	赤沼田	0.59
91	2-322-1-077	紀の川市	下瀬瀬	真国川	赤沼田	赤沼田	0.22
92	2-322-1-078	紀の川市	下瀬瀬	真国川	赤沼田	飯盛北谷	0.46
93	2-322-1-079	紀の川市	下瀬瀬	真国川	飯盛北谷	飯盛北谷	0.04
94	2-322-1-080	紀の川市	下瀬瀬	真国川	飯盛北谷	飯盛北谷	0.23
95	2-322-1-081	紀の川市	下瀬瀬	真国川	飯盛北谷	飯盛北谷	1.37
96	2-322-1-082	紀の川市	下瀬瀬	真国川	飯盛北谷	飯盛北谷	0.22
97	2-322-1-083	紀の川市	下瀬瀬	真国川	飯盛北谷	飯盛北谷	1.24
98	2-322-1-084	紀の川市	下瀬瀬	真国川	飯盛北谷	飯盛北谷	0.04
99	2-322-1-085	紀の川市	下瀬瀬	真国川	飯盛北谷	飯盛北谷	0.03
100	2-324-1-001	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.06	
101	2-324-1-002	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.05	
102	2-324-1-003	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.09	
103	2-324-1-004	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.03	
104	2-324-1-005	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.15	
105	2-324-1-006	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.02	
106	2-324-1-007	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.07	
107	2-324-1-008	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.02	
108	2-324-1-009	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.16	
109	2-324-1-010	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.27	
110	2-324-1-011	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.02	
111	2-324-1-012	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.05	
112	2-324-1-013	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.14	
113	2-324-1-014	紀の川市	横山町段新田	横山町段新田	横山町段新田	0.1	

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積(㎡)	
121	2-324-1-022	紀の川市	横山町黒川	松橋川	0.09	
122	2-324-1-023	紀の川市	横山町黒川	松橋川2	0.05	
123	2-324-1-024	紀の川市	横山町黒川	松橋川	高瀬下谷	0.04
124	2-324-1-025	紀の川市	横山町黒川	松橋川	柏ノ谷川	0.25
125	2-324-1-026	紀の川市	横山町黒川	松橋川	寺場内南四谷1	0.05
126	2-324-1-027	紀の川市	横山町黒川	松橋川	細口東谷	0.01
127	2-324-1-028	紀の川市	横山町黒川	松橋川	細口川	0.25
128	2-324-1-029	紀の川市	横山町黒川	松橋川	持石川	0.32
129	2-324-1-030	紀の川市	横山町善田	松橋川	滝谷川	0.48
130	2-324-1-031	紀の川市	横山町善田	松橋川	奥安楽下南谷	0.04
131	2-324-1-032	紀の川市	横山町善田	松橋川	三社谷川	0.14
132	2-324-1-033	紀の川市	横山町善田	松橋川	ダノボ谷川	0.22
133	2-324-1-034	紀の川市	横山町善田	松橋川	森上川	0.38
134	2-324-1-035	紀の川市	横山町善田	松橋川	藤田川	0.07
135	2-324-1-036	紀の川市	横山町善田	松橋川	増田川	0.09
136	2-324-1-037	紀の川市	横山町善田	松橋川	力田川	0.02
137	2-324-1-038	紀の川市	横山町善田	松橋川	菅谷川	0.65
138	2-324-1-039	紀の川市	横山町善田	松橋川	菅谷川	0.04
139	2-324-1-040	紀の川市	横山町善田	松橋川	鏡子口北谷	0.07
140	2-324-1-041	紀の川市	横山町善田	松橋川	神崎川	0.01
141	2-324-1-042	紀の川市	横山町善田	松橋川	神崎川上谷	0.01
142	2-324-1-043	紀の川市	横山町善田	松橋川	薄木下西谷	0.22
143	2-324-1-044	紀の川市	横山町善田	松橋川	薄木川	0.20
144	2-324-1-045	紀の川市	横山町善田	松橋川	松谷川	0.72
145	2-324-1-046	紀の川市	横山町善田	松橋川	松谷川	0.06
146	2-324-1-047	紀の川市	横山町善田	松橋川	三宅寺川	0.19
147	2-324-1-048	紀の川市	横山町善田	松橋川	井上川	0.33
148	2-324-1-049	紀の川市	横山町善田	松橋川	長光川	0.07
149	2-324-1-050	紀の川市	横山町善田	松橋川	佳吉川	0.24
150	2-324-1-051	紀の川市	横山町善田	松橋川	井上川	0.10
151	2-324-1-052	紀の川市	横山町善田	松橋川	感通内南上谷	0.21
152	2-324-1-053	紀の川市	横山町善田	松橋川	西浦川	0.01
153	2-324-1-054	紀の川市	横山町善田	松橋川	堀内川	0.03
154	2-324-1-055	紀の川市	横山町善田	松橋川	平谷川	0.07
155	2-324-1-056	紀の川市	横山町善田	松橋川	平谷川	0.25
156	2-324-1-057	紀の川市	横山町善田	松橋川	瀬の谷川	0.05
157	2-324-1-058	紀の川市	横山町善田	松橋川	瀬の谷川	0.06
158	2-324-1-059	紀の川市	横山町善田	松橋川	阿波陀南谷	0.02
159	2-324-1-060	紀の川市	横山町善田	松橋川	阿波陀西谷	0.01
160	2-325-1-001	紀の川市	貴志町北	貴志川	岸谷川	0.35
161	2-325-1-002	紀の川市	貴志町北	貴志川	奥西谷川	0.04
162	2-325-1-003	紀の川市	貴志町北	貴志川	松尾谷川	0.08
163	2-325-1-004	紀の川市	貴志町北	貴志川	松尾谷川	0.15
164	2-325-1-005	紀の川市	貴志町北	貴志川	松尾谷川	0.02
165	2-325-1-006	紀の川市	貴志町北	貴志川	松尾谷川	0.05
166	2-325-1-007	紀の川市	貴志町北	貴志川	大滝東谷川	0.02
167	2-325-1-008	紀の川市	貴志町北	貴志川	大滝西谷川	0.07
168	2-325-1-009	紀の川市	貴志町北	貴志川	大滝東谷川	0.02
169	2-325-1-010	紀の川市	貴志町北	貴志川	大滝西谷川	0.02
170	2-325-1-011	紀の川市	貴志町北	貴志川	山神谷	0.05
171	2-325-1-012	紀の川市	貴志町北	貴志川	山神谷	0.01
172	2-325-1-013	紀の川市	貴志町北	貴志川	山神谷	0.02
173	2-325-1-014	紀の川市	貴志町北	貴志川	山神谷	0.03
174	2-325-1-015	紀の川市	貴志町北	貴志川	山神谷	0.03
175	2-325-1-016	紀の川市	貴志町北	貴志川	山神谷	0.04
176	2-325-1-017	紀の川市	貴志町北	貴志川	山神谷	0.05
177	2-325-1-018	紀の川市	貴志町北	貴志川	山神谷	0.07
178	2-325-1-019	紀の川市	貴志町北	貴志川	山神谷	0.21
179	2-325-1-020	紀の川市	貴志町北	貴志川	山神谷	0.10
180	2-325-1-021	紀の川市	貴志町北	貴志川	山神谷	0.05

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積(㎡)	
181	2-325-1-022	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.23
182	2-325-1-023	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.10
183	2-325-1-024	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.11
184	2-325-1-025	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.04
185	2-325-1-026	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.10
186	2-325-1-027	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.40
187	2-325-1-028	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.03
188	2-325-1-029	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.05
189	2-325-1-030	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.12
190	2-325-1-031	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.03
191	2-325-1-032	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.19
192	2-325-1-033	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.03
193	2-325-1-034	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.05
194	2-325-1-035	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.04
195	2-325-1-036	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.24
196	2-325-1-037	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.05
197	2-325-1-038	紀の川市	貴志町北	貴志川	丸田川	0.05
1	2-321-2-001	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.95
2	2-321-2-002	紀の川市	西田	西田川	不動寺谷川	0.04
3	2-321-2-003	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.07
4	2-321-2-004	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.47
5	2-321-2-005	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.04
6	2-321-2-006	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.03
7	2-321-2-007	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.09
8	2-321-2-008	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.09
9	2-321-2-009	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.02
10	2-321-2-010	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.02
11	2-321-2-011	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.02
12	2-321-2-012	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.17
13	2-321-2-013	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.16
14	2-321-2-014	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.03
15	2-321-2-015	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.19
16	2-321-2-016	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.22
17	2-321-2-017	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.07
18	2-321-2-018	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.04
19	2-321-2-019	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.25
20	2-321-2-020	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.21
21	2-321-2-021	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.16
22	2-321-2-022	紀の川市	西田	西田川	春日川	0.06
23	2-322-2-001	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.12
24	2-322-2-002	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.10
25	2-322-2-003	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.28
26	2-322-2-004	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.05
27	2-322-2-005	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.09
28	2-322-2-006	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.39
29	2-322-2-007	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	1.14
30	2-322-2-008	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.03
31	2-322-2-009	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.02
32	2-322-2-010	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.03
33	2-322-2-011	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.10
34	2-322-2-012	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.01
35	2-322-2-013	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.02
36	2-322-2-014	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.18
37	2-322-2-015	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.11
38	2-322-2-016	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.05
39	2-322-2-017	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.01
40	2-322-2-018	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.09
41	2-322-2-019	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.03
42	2-322-2-020	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.03
43	2-322-2-021	紀の川市	下谷	下谷川	春日川	0.03

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積(㎡)	
44	2-322-2-022	紀の川市	中瀬	真田川	味林下谷	0.06
45	2-322-2-023	紀の川市	中瀬	真田川	味林上谷	0.08
46	2-322-2-024	紀の川市	中瀬	真田川	本川西下谷	0.01
47	2-322-2-025	紀の川市	中瀬	真田川	本川西中谷	0.20
48	2-322-2-026	紀の川市	中瀬	真田川	本川西上谷	0.19
49	2-322-2-027	紀の川市	中瀬	真田川	本川東上谷	0.32
50	2-322-2-028	紀の川市	中瀬	真田川	本川東中谷	0.01
51	2-322-2-029	紀の川市	中瀬	真田川	本川東下谷	0.12
52	2-322-2-030	紀の川市	中瀬	真田川	岩瀨下谷	0.06
53	2-322-2-031	紀の川市	中瀬	真田川	岩瀨上谷	0.01
54	2-322-2-032	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西中谷	0.02
55	2-322-2-033	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.05
56	2-322-2-034	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.02
57	2-322-2-035	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.02
58	2-322-2-036	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.03
59	2-322-2-037	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.03
60	2-322-2-038	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.05
61	2-322-2-039	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.12
62	2-322-2-040	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.04
63	2-322-2-041	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.02
64	2-322-2-042	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.03
65	2-322-2-043	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.02
66	2-322-2-044	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.04
67	2-322-2-045	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.04
68	2-322-2-046	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.25
69	2-322-2-047	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.02
70	2-322-2-048	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.01
71	2-322-2-049	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.07
72	2-322-2-050	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.02
73	2-322-2-051	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.04
74	2-322-2-052	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.04
75	2-322-2-053	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.01
76	2-322-2-054	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.02
77	2-322-2-055	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.06
78	2-322-2-056	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.03
79	2-322-2-057	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.06
80	2-322-2-058	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.02
81	2-322-2-059	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.30
82	2-322-2-060	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.14
83	2-322-2-061	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.54
84	2-322-2-062	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.04
85	2-322-2-063	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.59
86	2-322-2-064	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.07
87	2-322-2-065	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.99
88	2-322-2-066	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西下谷	0.14
89	2-322-2-067	紀の川市	中瀬	真田川	北瀬西上谷	0.59
90	2-323-2-001	紀の川				

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
3	2-321-3-003	紀の川市	西山田	倉谷川	倉谷北一谷	0.69
4	2-321-3-004	紀の川市	西山田	倉谷川	倉谷北二谷	0.23
5	2-321-3-005	紀の川市	西山田	倉谷川	倉谷北三谷	0.11
6	2-321-3-006	紀の川市	西山田	倉谷川	倉谷北四谷	0.43
7	2-321-3-007	紀の川市	中畑	瀬川	瀬川	0.31
8	2-321-3-008	紀の川市	神邊	瀬川	神邊上一谷	0.33
9	2-321-3-009	紀の川市	神邊	瀬川	神邊上二谷	0.02
10	2-321-3-010	紀の川市	神邊	瀬川	神邊上三谷	0.26
11	2-321-3-011	紀の川市	神邊	瀬川	神邊上四谷	0.07
12	2-321-3-012	紀の川市	神邊	瀬川	浦上下谷	0.02
13	2-322-3-001	紀の川市	北長田	松井川	北長田東谷	0.38
14	2-322-3-002	紀の川市	西川原	名手川	奥邊谷川	0.56
15	2-323-3-001	紀の川市	切畑	重谷川	上川西谷	0.06
16	2-323-3-002	紀の川市	切畑	重谷川	賢谷川	0.57
17	2-323-3-003	紀の川市	切畑	重谷川	重谷西二谷	0.07
18	2-323-3-004	紀の川市	切畑	重谷川	重谷西二谷	0.14
19	2-323-3-005	紀の川市	切畑	重谷川	重谷西三谷	0.12
20	2-323-3-006	紀の川市	名手上	重谷川	日向下東谷	0.32
21	2-325-3-001	紀の川市	貴志川町北	貴志川	大谷川	0.16
22	2-325-3-002	紀の川市	貴志川町岸小野	貴志川	西堂東川	0.14
23	2-325-3-003	紀の川市	貴志川町岸小野	貴志川	石堂西川	0.08
24	2-325-3-004	紀の川市	貴志川町西山	丸田川	大山谷	0.09
25	2-325-3-005	紀の川市	貴志川町西山	丸田川	重谷川	0.11
26	2-325-3-006	紀の川市	貴志川町西山	丸田川	彦九郎谷	0.07

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
1	3-203-1-001	橋本市	吉原	吉原川	石支深	0.02
2	3-203-1-002	橋本市	吉原	吉原川	石支深	0.02
3	3-203-1-003	橋本市	出塔	山田川	石支深	0.01
4	3-203-1-004	橋本市	山田	山田川	不動寺谷	0.09
5	3-203-1-005	橋本市	市給1丁目	市給川	石支深	0.10
6	3-203-1-006	橋本市	市給1丁目	市給川	石支深	0.01
7	3-203-1-007	橋本市	東家3丁目	橋本川	石支深	0.04
8	3-203-1-008	橋本市	三石台4丁目	橋本川	石支深	0.01
9	3-203-1-009	橋本市	三石台3丁目	橋本川	石支深	0.01
10	3-203-1-010	橋本市	矢倉屋	橋本川	石支深	0.02
11	3-203-1-011	橋本市	矢倉屋	橋本川	石支深	0.02
12	3-203-1-012	橋本市	矢倉屋	橋本川	石支深	0.06
13	3-203-1-013	橋本市	柱本	橋本川	石支深	0.02
14	3-203-1-014	橋本市	柱本	橋本川	石支深	0.18
15	3-203-1-015	橋本市	柱本	橋本川	石支深	0.01
16	3-203-1-016	橋本市	慶賀野	橋本川	石支深	0.01
17	3-203-1-017	橋本市	慶賀野	橋本川	石支深	0.01
18	3-203-1-018	橋本市	慶賀野	橋本川	石支深	0.01
19	3-203-1-019	橋本市	柱本	橋本川	石支深	0.61
20	3-203-1-020	橋本市	柱本	橋本川	石支深	0.01
21	3-203-1-021	橋本市	柱本	橋本川	石支深	0.08
22	3-203-1-022	橋本市	柱本	橋本川	石支深	0.01
23	3-203-1-023	橋本市	柱本	橋本川	石支深	0.08
24	3-203-1-024	橋本市	紀見	栗谷川	石支深	0.03
25	3-203-1-025	橋本市	細川	栗谷川	石支深	0.02
26	3-203-1-026	橋本市	杉尾	栗谷川	田の谷	0.59
27	3-203-1-027	橋本市	杉尾	栗谷川	富谷川	0.20
28	3-203-1-028	橋本市	杉尾	栗谷川	石支深	0.02
29	3-203-1-029	橋本市	胡麻生	栗谷川	石支深	0.03
30	3-203-1-030	橋本市	古佐田4丁目	橋本川	石支深	0.01
31	3-203-1-031	橋本市	隈田町 下兵庫	白根谷川	石支深	0.65
32	3-203-1-032	橋本市	隈田町 翁草	高橋川	石支深	0.04
33	3-203-1-033	橋本市	隈田町 翁草	高橋川	石支深	0.03
34	3-203-1-034	橋本市	隈田町 山内	橋本川	山内川	0.18
35	3-203-1-035	橋本市	隈田町 早野	落合川	石支深	0.01
36	3-203-1-036	橋本市	谷栗深	栗/川	戸西谷川	0.32
37	3-203-1-037	橋本市	谷栗深	栗/川	石支深	0.20
38	3-203-1-038	橋本市	只野	栗/川	下垣内谷	0.06
39	3-203-1-039	橋本市	赤塚	去年川	石支深	0.01
40	3-203-1-040	橋本市	赤塚	紀/川	石支深	0.06
41	3-203-1-041	橋本市	赤塚	紀/川	石支深	0.02
42	3-203-1-042	橋本市	中道	紀/川	土屋谷	0.03
43	3-203-1-043	橋本市	上田	紀/川	石支深	0.08
44	3-203-1-044	橋本市	上田	紀/川	石支深	0.02
45	3-203-1-045	橋本市	上田	紀/川	西谷川	0.11
46	3-203-1-046	橋本市	上田	紀/川	石支深	0.26
47	3-203-1-047	橋本市	向副	紀/川	石支深	0.02
48	3-203-1-048	橋本市	賢堂	淵之川	石支深	0.23
49	3-203-1-049	橋本市	賢堂	淵之川	石支深	0.03
50	3-203-1-050	橋本市	賢堂	淵之川	石支深	0.04
51	3-203-1-051	橋本市	清水	紀/川	石支深	0.34
52	3-203-1-052	橋本市	南馬場	大谷川	石支深	0.96
53	3-203-1-053	橋本市	南馬場	大谷川	石支深	0.03
54	3-203-1-054	橋本市	南馬場	大谷川	石支深	0.01
55	3-203-1-055	橋本市	字文路	紀/川	石支深	0.01
56	3-203-1-056	橋本市	字文路	紀/川	石支深	0.06
57	3-203-1-057	橋本市	字文路	地谷川	橋谷川	2.00
58	3-203-1-058	橋本市	字文路	紀/川	石支深	0.04
59	3-203-1-059	橋本市	北宿	井生川	石支深	0.16
60	3-242-1-001	橋本市	高野町竹尾	中谷川	石支深	0.90

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
61	3-342-1-002	橋本市	高野町竹尾	中谷川	中谷	0.31
62	3-342-1-003	橋本市	高野町竹尾	西川	西川	0.02
63	3-342-1-004	橋本市	高野町竹尾	西川	西川	0.86
64	3-342-1-005	橋本市	高野町大野	田原川	石支深	0.07
65	3-342-1-006	橋本市	高野町田原	栗谷川	石支深	0.01
66	3-342-1-007	橋本市	高野町町名倉	田原川	石支深	0.01
67	3-342-1-008	橋本市	高野町町名倉	田原川	石支深	0.01
68	3-342-1-009	橋本市	高野町町名倉	田原川	石支深	0.02
69	3-342-1-010	橋本市	高野町町名倉	田原川	石支深	0.01
70	3-342-1-011	橋本市	高野町町名倉	田原川	石支深	0.01
71	3-342-1-012	橋本市	高野町田原	田原川	石支深	0.01
72	3-342-1-013	橋本市	高野町町名倉	田原川	石支深	0.10
1	3-203-2-001	橋本市	吉原	吉原川	石支深	0.01
2	3-203-2-002	橋本市	吉原	吉原川	石支深	0.04
3	3-203-2-003	橋本市	吉原	吉原川	石支深	0.11
4	3-203-2-004	橋本市	神野々	吉原川	石支深	0.62
5	3-203-2-005	橋本市	山田	山田川	石支深	0.03
6	3-203-2-006	橋本市	吉原	山田川	石支深	0.06
7	3-203-2-007	橋本市	野	山田川	石支深	0.01
8	3-203-2-008	橋本市	野	山田川	石支深	0.06
9	3-203-2-009	橋本市	野	山田川	石支深	0.01
10	3-203-2-010	橋本市	野	山田川	石支深	0.01
11	3-203-2-011	橋本市	野	市給川	石支深	0.11
12	3-203-2-012	橋本市	市給	市給川	石支深	0.01
13	3-203-2-013	橋本市	市給	市給川	石支深	0.01
14	3-203-2-014	橋本市	葛瀬谷	葛瀬谷川	石支深	0.04
15	3-203-2-015	橋本市	三石台4丁目	橋本川	石支深	0.01
16	3-203-2-016	橋本市	三石台4丁目	橋本川	石支深	0.03
17	3-203-2-017	橋本市	矢倉屋	橋本川	石支深	0.61
18	3-203-2-018	橋本市	矢倉屋	橋本川	石支深	0.01
19	3-203-2-019	橋本市	柱本	宇谷川	石支深	0.02
20	3-203-2-020	橋本市	橋谷	橋本川	石支深	0.01
21	3-203-2-021	橋本市	紀見	栗谷川	石支深	0.01
22	3-203-2-022	橋本市	細川	細川川	石支深	0.01
23	3-203-2-023	橋本市	城山台4丁目	栗谷川	石支深	0.03
24	3-203-2-024	橋本市	細川	細川川	石支深	0.01
25	3-203-2-025	橋本市	細川	細川川	石支深	0.46
26	3-203-2-026	橋本市	細川	細川川	石支深	0.52
27	3-203-2-027	橋本市	境原	海原谷川	石支深	0.02
28	3-203-2-028	橋本市	境原	海原谷川	石支深	0.02
29	3-203-2-029	橋本市	境原	栗谷川	石支深	0.02
30	3-203-2-030	橋本市	杉尾	栗谷川	石支深	0.08
31	3-203-2-031	橋本市	杉尾	栗谷川	石支深	0.01
32	3-203-2-032	橋本市	杉尾	栗谷川	石支深	0.06
33	3-203-2-033	橋本市	杉尾	栗谷川	石支深	0.06
34	3-203-2-034	橋本市	杉尾	栗谷川	石支深	0.14
35	3-203-2-035	橋本市	杉尾	栗谷川	石支深	0.04
36	3-203-2-036	橋本市	杉尾	栗谷川	石支深	0.01
37	3-203-2-037	橋本市	杉尾	栗谷川	石支深	0.02
38	3-203-2-038	橋本市	杉尾	栗谷川	石支深	0.18
39	3-203-2-039	橋本市	細川	栗谷川	石支深	0.02
40	3-203-2-040	橋本市	細川	栗谷川	石支深	0.05
41	3-203-2-041	橋本市	古佐田4丁目	橋本川	石支深	0.01
42	3-203-2-042	橋本市	隈田町 中島	高橋川	石支深	0.01
43	3-203-2-043	橋本市	隈田町 翁草	高橋川	石支深	0.02
44	3-203-2-044	橋本市	隈田町 翁草	高橋川	石支深	0.06
45	3-203-2-045	橋本市	隈田町 翁草	高橋川	石支深	0.09
46	3-203-2-046	橋本市	隈田町 翁草	高橋川	石支深	0.02
47	3-203-2-047	橋本市	隈田町 山内	高橋川	石支深	0.03
48	3-203-2-048	橋本市	隈田町 中島	高橋川	石支深	0.05

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
49	3-203-2-049	橋本市	隈田町 翁草	隈田川	石支深	0.02
50	3-203-2-050	橋本市	隈田町 翁草	隈田川	石支深	0.03
51	3-203-2-051	橋本市	隈田町 翁草	隈田川	石支深	0.05
52	3-203-2-052	橋本市	隈田町 山内	隈田川	石支深	0.03
53	3-203-2-053	橋本市	隈田町 山内	隈田川	石支深	0.03
54	3-203-2-054	橋本市	隈田町 山内	隈田川	石支深	0.03
55	3-203-2-055	橋本市	隈田町 翁草	隈田川	石支深	0.01
56	3-203-2-056	橋本市	隈田町 翁草	隈田川	石支深	0.01
57	3-203-2-057	橋本市	隈田町 早野	落合川	石支深	0.02
58	3-203-2-058	橋本市	隈田町 早野	落合川	石支深	0.02
59	3-203-2-059	橋本市	高野	紀/川	石支深	0.09
60	3-203-2-060	橋本市	須河	去年川	石支深	0.02
61	3-203-2-061	橋本市	須河	去年川	石支深	0.01
62	3-203-2-062	橋本市	中道	紀/川	石支深	0.04
63	3-203-2-063	橋本市	上田	紀/川	石支深	1.55
64	3-203-2-064	橋本市	向副	紀/川	石支深	0.10
65	3-203-2-065	橋本市	賢堂	淵之川	石支深	0.28
66	3-203-2-066	橋本市	賢堂	淵之川	石支深	0.31
67	3-203-2-067	橋本市	清水	紀/川	石支深	0.06
68	3-203-2-068	橋本市	清水	紀/川	石支深	0.39
69	3-203-2-069	橋本市	清水	紀/川	石支深	0.12
70	3-203-2-070	橋本市	清水	紀/川	石支深	0.04
71	3-203-2-071	橋本市	南馬場	紀/川	石支深	0.61
72	3-203-2-072	橋本市	字文路	紀/川	石支深	0.14
73	3-203-2-073	橋本市	字文路	橋谷川	石支深	0.01
74	3-203-2-074	橋本市	橋谷	丹生川	石支深	0.02
7						

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

No.	渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
12	3-203-3-012	橋本市	杉尾	東谷川	左支深	0.03
13	3-203-3-013	橋本市	原田	東谷川	左支深	0.02
14	3-203-3-014	橋本市	隈田町 稲基	高橋川	右支深	0.02
15	3-203-3-015	橋本市	隈田町 山内	高橋川	左支深	0.03
16	3-203-3-016	橋本市	隈田町 中島	高橋川	左支深	0.02
17	3-203-3-017	橋本市	隈田町 平野	落合川	右支深	0.01
18	3-203-3-018	橋本市	隈田町 平野	落合川	右支深	0.01
19	3-203-3-019	橋本市	隈田町 平野	落合川	右支深	0.01
20	3-203-3-020	橋本市	隈田町 平野	落合川	左支深	0.01
21	3-203-3-021	橋本市	赤坂	紀ノ川	左支深	0.01
22	3-203-3-022	橋本市	彦谷	丹生川	—	0.02
23	3-203-3-023	橋本市	彦谷	丹生川	—	0.02
24	3-203-3-024	橋本市	彦谷	丹生川	—	0.05
25	3-203-3-025	橋本市	彦谷	丹生川	—	0.04
26	3-203-3-026	橋本市	彦谷	丹生川	—	0.01
27	3-203-3-027	橋本市	彦谷	丹生川	—	0.06
28	3-203-3-028	橋本市	彦谷	丹生川	—	0.04
29	3-203-3-029	橋本市	彦谷	丹生川	—	0.18
30	3-203-3-030	橋本市	彦谷	丹生川	—	0.01
31	3-342-3-001	橋本市	高野口町竹尾	紀ノ川	右支深	0.25
32	3-342-3-002	橋本市	高野口町経崎谷	中谷川	経崎谷川	0.04
33	3-342-3-003	橋本市	高野口町田原	田原川	東谷川	0.01
34	3-342-3-004	橋本市	高野口町田原	田原川	東谷川	0.04
35	3-342-3-005	橋本市	高野口町田原	田原川	東谷川	0.01
36	3-342-3-006	橋本市	高野口町田原	田原川	東谷川	0.03
37	3-342-3-007	橋本市	高野口町田原	田原川	右支深	0.03
38	3-342-3-008	橋本市	高野口町田原	田原川	右支深	0.02
39	3-342-3-009	橋本市	高野口町田原	田原川	左支深	0.02
40	3-342-3-010	橋本市	高野口町名古曾	田原川	左支深	0.02
41	3-342-3-011	橋本市	高野口町名古曾	田原川	左支深	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

No.	渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
1	3-341-1-001	かつらぎ町	広口	穴伏川	十六淵川	0.10
2	3-341-1-002	かつらぎ町	栗谷	穴伏川	右支深	0.12
3	3-341-1-003	かつらぎ町	栗谷	穴伏川	中谷川	1.00
4	3-341-1-004	かつらぎ町	広口	穴伏川	左支深	0.05
5	3-341-1-005	かつらぎ町	高田	穴伏川	左支深	0.07
6	3-341-1-006	かつらぎ町	高田	穴伏川	左支深	0.06
7	3-341-1-007	かつらぎ町	萩原	風島の谷川	右支深	0.03
8	3-341-1-008	かつらぎ町	萩原	風島の谷川	右支深	0.03
9	3-341-1-009	かつらぎ町	萩原	風島の谷川	右支深	0.07
10	3-341-1-010	かつらぎ町	佐田中	風島の谷川	右支深	0.01
11	3-341-1-011	かつらぎ町	佐野	松谷川	右支深	0.02
12	3-341-1-012	かつらぎ町	柏木	松谷川	中谷川	0.62
13	3-341-1-013	かつらぎ町	柏木	松谷川	左支深	0.06
14	3-341-1-014	かつらぎ町	柏木	松谷川	右支深	0.01
15	3-341-1-015	かつらぎ町	柏木	松谷川	右支深	0.01
16	3-341-1-016	かつらぎ町	丁ノ町	小黒谷川	右支深	0.04
17	3-341-1-017	かつらぎ町	丁ノ町	小黒谷川	右支深	0.03
18	3-341-1-018	かつらぎ町	丁ノ町	小黒谷川	右支深	0.04
19	3-341-1-019	かつらぎ町	丁ノ町	小黒谷川	右支深	0.01
20	3-341-1-020	かつらぎ町	短野	赤安谷川	右支深	0.02
21	3-341-1-021	かつらぎ町	短野	赤安谷川	右支深	0.18
22	3-341-1-022	かつらぎ町	中庭院	中谷川	左支深	0.05
23	3-341-1-023	かつらぎ町	中庭院	中谷川	左支深	0.05
24	3-341-1-024	かつらぎ町	山崎	中谷川	瀬谷川	0.01
25	3-341-1-025	かつらぎ町	山崎	紀ノ川	左支深	0.04
26	3-341-1-026	かつらぎ町	山崎	山崎谷川	山崎谷川	0.52
27	3-341-1-027	かつらぎ町	山崎	山崎谷川	右支深	0.02
28	3-341-1-028	かつらぎ町	三谷	山崎谷川	左支深	0.12
29	3-341-1-029	かつらぎ町	三谷	紀ノ川	左支深	0.04
30	3-341-1-030	かつらぎ町	三谷	紀ノ川	左支深	0.02
31	3-341-1-031	かつらぎ町	三谷	紀ノ川	左支深	0.09
32	3-341-1-032	かつらぎ町	三谷	落合川	右支深	0.16
33	3-341-1-033	かつらぎ町	三谷	落合川	右支深	2.03
34	3-341-1-034	かつらぎ町	教員寮	落合川	水谷谷川	0.59
35	3-341-1-035	かつらぎ町	三谷	落合川	奥山谷川	1.66
36	3-341-1-036	かつらぎ町	三谷	紀ノ川	左支深	0.11
37	3-341-1-037	かつらぎ町	兄井	左支深	0.08	
38	3-341-1-038	かつらぎ町	兄井	紀ノ川	左支深	0.27
39	3-341-1-039	かつらぎ町	兄井	紀ノ川	左支深	0.15
40	3-341-1-040	かつらぎ町	平沼田	紀ノ川	平沼田川	0.26
41	3-341-1-041	かつらぎ町	平沼田	紀ノ川	谷川	1.94
42	3-341-1-042	かつらぎ町	東洪田	紀ノ川	左支深	0.35
43	3-341-1-043	かつらぎ町	東洪田	小谷川	左支深	0.37
44	3-341-1-044	かつらぎ町	東洪田	紀ノ川	左支深	0.02
45	3-341-1-045	かつらぎ町	東洪田	四色川	右支深	0.03
46	3-341-1-046	かつらぎ町	東洪田	四色川	右支深	0.11
47	3-341-1-047	かつらぎ町	東洪田	四色川	右支深	0.35
48	3-341-1-048	かつらぎ町	星山	四色川	右支深	0.23
49	3-341-1-049	かつらぎ町	星山	四色川	星山谷川	0.82
50	3-341-1-050	かつらぎ町	日高	四色川	右支深	0.01
51	3-341-1-051	かつらぎ町	日高	四色川	右支深	0.01
52	3-341-1-052	かつらぎ町	日高	四色川	左支深	0.06
53	3-341-1-053	かつらぎ町	日高	四色川	左支深	0.01
54	3-341-1-054	かつらぎ町	御所	四色川	左支深	0.02
55	3-341-1-055	かつらぎ町	西洪田	紀ノ川	瀬谷川	0.17
56	3-341-1-056	かつらぎ町	西洪田	紀ノ川	左支深	0.18
57	3-341-1-057	かつらぎ町	西洪田	西洪田	左支深	0.09
58	3-341-1-058	かつらぎ町	西洪田	紀ノ川	左支深	0.28
59	3-341-1-059	かつらぎ町	西洪田	紀ノ川	左支深	0.07
60	3-341-1-060	かつらぎ町	西洪田	紀ノ川	左支深	0.26

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

No.	渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
61	3-341-1-061	かつらぎ町	西洪田	紀ノ川	左支深	0.07
62	3-341-1-062	かつらぎ町	西洪田	紀ノ川	左支深	0.07
63	3-341-1-063	かつらぎ町	西洪田	紀ノ川	左支深	0.14
64	3-341-1-064	かつらぎ町	西洪田	紀ノ川	左支深	0.13
65	3-341-1-065	かつらぎ町	志賀	清志川	右支深	0.46
66	3-341-1-066	かつらぎ町	志賀	清志川	左支深	0.03
67	3-341-1-067	かつらぎ町	志賀	真田川	東出谷川	0.12
68	3-341-1-068	かつらぎ町	志賀	真田川	左支深	0.04
69	3-341-1-069	かつらぎ町	新坂	清志川	右支深	0.01
70	3-341-1-070	かつらぎ町	神田	真田川	右支深	0.01
71	3-345-1-001	かつらぎ町	花園染瀬	日谷川	谷ノ瀬川	0.06
72	3-345-1-002	かつらぎ町	花園染瀬	右支深	0.10	
73	3-345-1-003	かつらぎ町	花園染瀬	右支深	0.04	
74	3-345-1-004	かつらぎ町	花園染瀬	右支深	0.04	
75	3-345-1-005	かつらぎ町	花園染瀬	右支深	0.04	
76	3-345-1-006	かつらぎ町	花園染瀬	右支深	0.04	
1	3-341-2-001	かつらぎ町	広口	風谷川	風谷川	0.22
2	3-341-2-002	かつらぎ町	広口	穴伏川	右支深	0.05
3	3-341-2-003	かつらぎ町	広口	穴伏川	右支深	0.12
4	3-341-2-004	かつらぎ町	広口	穴伏川	右支深	0.06
5	3-341-2-005	かつらぎ町	広口	穴伏川	右支深	0.09
6	3-341-2-006	かつらぎ町	広口	穴伏川	大井戸谷川	0.01
7	3-341-2-007	かつらぎ町	平	穴伏川	下津川	0.18
8	3-341-2-008	かつらぎ町	平	穴伏川	井谷川	0.27
9	3-341-2-009	かつらぎ町	平	穴伏川	字の谷川	0.01
10	3-341-2-010	かつらぎ町	高田	紀ノ川	右支深	0.01
11	3-341-2-011	かつらぎ町	高田	紀ノ川	右支深	0.04
12	3-341-2-012	かつらぎ町	肴ノ山	紀ノ川	右支深	0.02
13	3-341-2-013	かつらぎ町	笹田夏	紀ノ川	右支深	0.01
14	3-341-2-014	かつらぎ町	笹田夏	堂田川	右支深	0.01
15	3-341-2-015	かつらぎ町	笹田夏	堂田川	右支深	0.09
16	3-341-2-016	かつらぎ町	広瀬	堂田川	滝谷川	0.03
17	3-341-2-017	かつらぎ町	広瀬	丹生川	三尾川	0.05
18	3-341-2-018	かつらぎ町	柏木	中谷川	左支深	0.01
19	3-341-2-019	かつらぎ町	大庭	松谷川	右支深	0.01
20	3-341-2-020	かつらぎ町	柏木	松谷川	年本谷川	0.04
21	3-341-2-021	かつらぎ町	柏木	松谷川	右支深	0.01
22	3-341-2-022	かつらぎ町	柏木	松谷川	中井谷川	0.33
23	3-341-2-023	かつらぎ町	丁ノ町	小黒谷川	右支深	0.03
24	3-341-2-024	かつらぎ町	丁ノ町	小黒谷川	右支深	0.15
25	3-341-2-025	かつらぎ町	妙寺	小黒谷川	左支深	0.03
26	3-341-2-026	かつらぎ町	短野	井天谷川	右支深	0.06
27	3-341-2-027	かつらぎ町	短野	井天谷川	右支深	0.02
28	3-341-2-028	かつらぎ町	短野	井天谷川	左支深	0.01
29	3-341-2-029	かつらぎ町	中庭院	松谷川	右支深	0.02
30	3-341-2-030	かつらぎ町	山崎	紀ノ川	左支深	0.02
31	3-341-2-031	かつらぎ町	山崎	山崎谷川	右支深	0.04
32	3-341-2-032	かつらぎ町	三谷	紀ノ川	左支深	0.21
33	3-341-2-033	かつらぎ町	兄井	紀ノ川	左支深	0.07
34	3-341-2-034	かつらぎ町	寺尾	紀ノ川	左支深	0.04
35	3-341-2-035	かつらぎ町	寺尾	紀ノ川	左支深	0.09
36	3-341-2-036	かつらぎ町	寺尾	紀ノ川	左支深	0.04
37	3-341-2-037	かつらぎ町	寺尾	紀ノ川	左支深	0.13
38	3-341-2-038	かつらぎ町	寺尾	紀ノ川	左支深	0.03
39	3-341-2-039	かつらぎ町	寺尾	紀ノ川	左支深	0.08
40	3-341-2-040	かつらぎ町	平沼田	右支深	0.10	
41	3-341-2-041	かつらぎ町	宮本	紀ノ川	左支深	0.08
42	3-341-2-042	かつらぎ町	東洪田	谷川	左支深	0.02
43	3-341-2-043	かつらぎ町	東洪田	谷川	左支深	0.04
44	3-341-2-044	かつらぎ町	東洪田	四色川	右支深	0.09

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

No.	渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
45	3-341-2-045	かつらぎ町	栗原田	四色川	右支深	0.10
46	3-341-2-046	かつらぎ町	星山	四色川	右支深	0.11
47	3-341-2-047	かつらぎ町	星山	四色川	右支深	0.02
48	3-341-2-048	かつらぎ町	日高	四色川	右支深	0.10
49	3-341-2-049	かつらぎ町	日高	四色川	右支深	0.05
50	3-341-2-050	かつらぎ町	日高	四色川	右支深	0.41
51	3-341-2-051	かつらぎ町	日高	四色川	右支深	0.01
52	3-341-2-052	かつらぎ町	日高	四色川	右支深	0.04
53	3-341-2-053	かつらぎ町	日高	四色川	左支深	0.01
54	3-341-2-054	かつらぎ町	御所	四色川	左支深	1.06
55	3-341-2-055	かつらぎ町	西洪田	紀ノ川	瀬谷川	0.23
56	3-341-2-056	かつらぎ町	西洪田	紀ノ川	左支深	0.04
57	3-341-2-057	かつらぎ町	西洪田	紀ノ川	右支深	0.03
58	3-341-2-058	かつらぎ町	志賀	真田川	右支深	0.11
59	3-341-2-059	かつらぎ町	志賀	真田川	右支深	0.05
60	3-341-2-060	かつらぎ町	志賀	真田川	右支深	0.09
61	3-341-2-061	かつらぎ町	志賀	真田川	右支深	0.02
62	3-341-2-062	かつらぎ町	志賀	真田川	右支深	0.23
63	3-341-2-063					

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸没名	浸没面積	
105	3-341-2-105	かつらぎ町	新坂	貴志川	左支深	0.01
106	3-341-2-106	かつらぎ町	新坂	貴志川	左支深	0.08
107	3-341-2-107	かつらぎ町	新坂	貴志川	左支深	0.07
108	3-341-2-108	かつらぎ町	新坂	貴志川	左支深	0.04
109	3-341-2-109	かつらぎ町	新坂	貴志川	左支深	0.02
110	3-341-2-110	かつらぎ町	新坂	貴志川	左支深	0.05
111	3-341-2-111	かつらぎ町	新坂	貴志川	左支深	0.11
112	3-341-2-112	かつらぎ町	新坂	貴志川	左支深	0.02
113	3-341-2-113	かつらぎ町	新坂	貴志川	左支深	0.11
114	3-341-2-114	かつらぎ町	新坂	貴志川	左支深	0.02
115	3-345-2-001	かつらぎ町	花園築瀬	日谷川	すみや谷川	0.04
116	3-345-2-002	かつらぎ町	花園築瀬	日谷川	左支深	0.93
117	3-345-2-003	かつらぎ町	花園築瀬	日谷川	大谷谷川	0.96
118	3-345-2-004	かつらぎ町	花園築瀬	有中谷川	右支深	0.02
119	3-345-2-005	かつらぎ町	花園築瀬	有中谷川	右支深	0.03
120	3-345-2-006	かつらぎ町	花園築瀬	有中谷川	左支深	0.03
121	3-345-2-007	かつらぎ町	花園築瀬	有田川	井谷川	0.13
122	3-345-2-008	かつらぎ町	花園中瀬	益ノ瀬川	右支深	0.02
1	3-341-3-001	かつらぎ町	広口	穴伏川	下津川	0.21
2	3-341-3-002	かつらぎ町	早	穴伏川	下津川	0.05
3	3-341-3-003	かつらぎ町	早	穴伏川	下津川	1.14
4	3-341-3-004	かつらぎ町	早	穴伏川	下津川	0.25
5	3-341-3-005	かつらぎ町	早	穴伏川	下津川	0.06
6	3-341-3-006	かつらぎ町	早	穴伏川	下津川	0.55
7	3-341-3-007	かつらぎ町	早	穴伏川	下津川	0.23
8	3-341-3-008	かつらぎ町	早	穴伏川	下津川	0.07
9	3-341-3-009	かつらぎ町	早	穴伏川	下津川	2.45
10	3-341-3-010	かつらぎ町	粟谷	穴伏川	右支深	1.72
11	3-341-3-011	かつらぎ町	粟谷	穴伏川	一	0.91
12	3-341-3-012	かつらぎ町	粟谷	穴伏川	一	0.14
13	3-341-3-013	かつらぎ町	広口	紀ノ川	一	1.11
14	3-341-3-014	かつらぎ町	大森	楢谷川	一	0.04
15	3-341-3-015	かつらぎ町	大森	楢谷川	右支深	0.93
16	3-341-3-016	かつらぎ町	大森	楢谷川	右支深	0.03
17	3-341-3-017	かつらぎ町	大森	楢谷川	右支深	0.05
18	3-341-3-018	かつらぎ町	柏木	楢谷川	左支深	0.04
19	3-341-3-019	かつらぎ町	大森	楢谷川	右支深	0.02
20	3-341-3-020	かつらぎ町	短野	井天谷川	谷出川	0.21
21	3-341-3-021	かつらぎ町	短野	井天谷川	左支深	0.03
22	3-341-3-022	かつらぎ町	短野	井天谷川	左支深	0.07
23	3-341-3-023	かつらぎ町	短野	井天谷川	左支深	0.21
24	3-341-3-024	かつらぎ町	西浜田	紀ノ川	左支深	0.12
25	3-341-3-025	かつらぎ町	西浜田	紀ノ川	左支深	0.13
26	3-341-3-026	かつらぎ町	西浜田	紀ノ川	左支深	0.21

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸没名	浸没面積	
1	3-343-1-001	九度山町	九度山	紀ノ川	東山谷川右支深	0.01
2	3-343-1-002	九度山町	九度山	紀ノ川	東山谷川	0.07
3	3-343-1-003	九度山町	九度山	丹生川	右支深	0.03
4	3-343-1-004	九度山町	九度山	丹生川	右支深	0.01
5	3-343-1-005	九度山町	河根	丹生川	宮垣内谷	0.09
6	3-343-1-006	九度山町	河根	丹生川	右支深	0.27
7	3-343-1-007	九度山町	東郷	丹生川	左支深	0.02
8	3-343-1-008	九度山町	東郷	三尾川	右支深	0.01
9	3-343-1-009	九度山町	楢出	不動谷川	右支深	0.03
10	3-343-1-010	九度山町	楢出	不動谷川	トナリ谷	0.46
11	3-343-1-011	九度山町	楢出	不動谷川	林の谷	0.99
12	3-343-1-012	九度山町	下古沢	不動谷川	右支深	0.23
13	3-343-1-013	九度山町	中古沢	不動谷川	善利谷川	0.84
14	3-343-1-014	九度山町	中古沢	不動谷川	善利谷川右支深	0.01
15	3-343-1-015	九度山町	中古沢	不動谷川	善利谷川右支深	0.46
16	3-343-1-016	九度山町	中古沢	不動谷川	馬場垣内谷	0.00
17	3-343-1-017	九度山町	中古沢	不動谷川	左支深	0.04
18	3-343-1-018	九度山町	下古沢	不動谷川	左支深	0.66
19	3-343-1-019	九度山町	下古沢	不動谷川	左支深	0.30
20	3-343-1-020	九度山町	下古沢	不動谷川	左支深	0.07
21	3-343-1-021	九度山町	楢出	不動谷川	左支深	0.02
22	3-343-1-022	九度山町	楢出	丹生川	左支深	0.01
23	3-343-1-023	九度山町	九度山	丹生川	左支深	0.04
24	3-343-1-024	九度山町	九度山	丹生川	右支深	1.24
25	3-343-1-025	九度山町	九度山	紀ノ川	中之段谷	0.13
26	3-343-1-026	九度山町	越前院	紀ノ川	安賀谷川	0.95
27	3-343-1-027	九度山町	越前院	紀ノ川	左支深	0.55
1	3-343-2-001	九度山町	河根	奥谷川	左支深	0.01
2	3-343-2-002	九度山町	河根	奥谷川	左支深	0.01
3	3-343-2-003	九度山町	九度山	紀ノ川	東山谷川右支深	0.02
4	3-343-2-004	九度山町	九度山	丹生川	右支深	0.01
5	3-343-2-005	九度山町	九度山	丹生川	右支深	0.40
6	3-343-2-006	九度山町	河根	丹生川	右支深	0.44
7	3-343-2-007	九度山町	丹生川	丹生川	右支深	0.06
8	3-343-2-008	九度山町	丹生川	丹生川	右支深	0.32
9	3-343-2-009	九度山町	丹生川	丹生川	右支深	0.02
10	3-343-2-010	九度山町	丹生川	丹生川	右支深	0.85
11	3-343-2-011	九度山町	北支	北支川	右支深	0.05
12	3-343-2-012	九度山町	北支	北支川	左支深	0.03
13	3-343-2-013	九度山町	東郷	三尾川	右支深	0.03
14	3-343-2-014	九度山町	東郷	三尾川	右支深	0.02
15	3-343-2-015	九度山町	東郷	三尾川	右支深	0.09
16	3-343-2-016	九度山町	東郷	三尾川	右支深	0.81
17	3-343-2-017	九度山町	東郷	三尾川	右支深	0.14
18	3-343-2-018	九度山町	東郷	三尾川	右支深	0.57
19	3-343-2-019	九度山町	東郷	三尾川	右支深	0.07
20	3-343-2-020	九度山町	楢出	不動谷川	右支深	0.03
21	3-343-2-021	九度山町	楢出	不動谷川	トナリ谷右支深	0.31
22	3-343-2-022	九度山町	下古沢	不動谷川	右支深	0.04
23	3-343-2-023	九度山町	下古沢	不動谷川	右支深	0.02
24	3-343-2-024	九度山町	筥木	不動谷川	左支深	0.01
25	3-343-2-025	九度山町	下古沢	不動谷川	左支深	0.03
26	3-343-2-026	九度山町	下古沢	不動谷川	左支深	0.01
27	3-343-2-027	九度山町	楢出	不動谷川	左支深	0.01
28	3-343-2-028	九度山町	九度山	丹生川	左支深	0.03
29	3-343-2-029	九度山町	越前院	紀ノ川	左支深	0.09

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸没名	浸没面積	
1	3-344-1-001	高野町	下向香	丹生川	西平谷	0.05
2	3-344-1-002	高野町	下向香	丹生川	西平谷	0.06
3	3-344-1-003	高野町	中向香	丹生川	アボリ谷	0.03
4	3-344-1-004	高野町	上向香	丹生川	中尾谷川	0.07
5	3-344-1-005	高野町	東富貴	丹生川	右支深	0.07
6	3-344-1-006	高野町	東富貴	丹生川	成金谷	0.02
7	3-344-1-007	高野町	東富貴	丹生川	山本洞谷	0.05
8	3-344-1-008	高野町	西富貴	丹生川	右支深	0.02
9	3-344-1-009	高野町	南	清川	右支深	0.06
10	3-344-1-010	高野町	西ヶ峰	清川	左支深	0.09
11	3-344-1-011	高野町	峰	清川	左支深	0.08
12	3-344-1-012	高野町	高野山	不動谷川	左支深	0.01
13	3-344-1-013	高野町	高野山	不動谷川	左支深	0.05
14	3-344-1-014	高野町	高野山	不動谷川	左支深	0.01
15	3-344-1-015	高野町	高野山	不動谷川	左支深	0.01
16	3-344-1-016	高野町	高野山	不動谷川	左支深	0.02
17	3-344-1-017	高野町	高野山	不動谷川	左支深	0.04
18	3-344-1-018	高野町	高野山	不動谷川	左支深	0.02
19	3-344-1-019	高野町	高野山	不動谷川	左支深	0.02
20	3-344-1-020	高野町	高野山	不動谷川	左支深	0.26
21	3-344-1-021	高野町	高野山	不動谷川	左支深	0.02
22	3-344-1-022	高野町	高野山	不動谷川	左支深	0.22
23	3-344-1-023	高野町	細川	不動谷川	五十剛谷	0.21
24	3-344-1-024	高野町	花坂	貴志川	右支深	0.01
25	3-344-1-025	高野町	花坂	貴志川	右支深	0.02
26	3-344-1-026	高野町	花坂	貴志川	右支深	0.35
27	3-344-1-027	高野町	花坂	貴志川	右支深	0.03
28	3-344-1-028	高野町	花坂	貴志川	右支深	0.02
29	3-344-1-029	高野町	花坂	貴志川	右支深	0.01
30	3-344-1-030	高野町	花坂	嶺戸川	右支深	0.02
31	3-344-1-031	高野町	花坂	嶺戸川	右支深	0.02
32	3-344-1-032	高野町	花坂	貴志川	左支深	0.28
33	3-344-1-033	高野町	花坂	貴志川	左支深	0.02
34	3-344-1-034	高野町	花坂	貴志川	左支深	0.07
35	3-344-1-035	高野町	湯川	湯子川	右支深	0.02
36	3-344-1-036	高野町	湯川	湯子川	右支深	0.04
37	3-344-1-037	高野町	湯川	湯子川	右支深	0.02
38	3-344-1-038	高野町	湯川	内子谷	左支深	0.06
39	3-344-1-039	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.08
40	3-344-1-040	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.04
41	3-344-1-041	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01
42	3-344-1-042	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.02
43	3-344-1-043	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.02
44	3-344-1-044	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01
45	3-344-1-045	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.05
46	3-344-1-046	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.02
47	3-344-1-047	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.03
48	3-344-1-048	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01
49	3-344-1-049	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.04
50	3-344-1-050	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.05
51	3-344-1-051	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01
52	3-344-1-052	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.04
53	3-344-1-053	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.06
54	3-344-1-054	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01
55	3-344-1-055	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01
56	3-344-1-056	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01
57	3-344-1-057	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.05
58	3-344-1-058	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01
59	3-344-1-059	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01
60	3-344-1-060	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸没名	浸没面積	
61	3-344-1-061	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.04
62	3-344-1-062	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01
63	3-344-1-063	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01
64	3-344-1-064	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01
65	3-344-1-065	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.02
66	3-344-1-066	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.03
67	3-344-1-067	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.01
68	3-344-1-068	高野町	高野山	御殿川	右支深	0.11

04-04-00 土石流危険渓流一覽表

砂防課

No.	渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
32	3-344-2-032	高野町	南	清川	右支溪	0.12
33	3-344-2-033	高野町	南	清川	左支溪	0.32
34	3-344-2-034	高野町	西ヶ峰	清川	左支溪	0.08
35	3-344-2-035	高野町	南	清川	左支溪	0.05
36	3-344-2-036	高野町	南	清川	左支溪	0.01
37	3-344-2-037	高野町	南	清川	左支溪	0.01
38	3-344-2-038	高野町	林	清川	左支溪	0.05
39	3-344-2-039	高野町	細川	不動谷川	右支溪	0.13
40	3-344-2-040	高野町	細川	不動谷川	右支溪	0.07
41	3-344-2-041	高野町	西郷	不動谷川	右支溪	0.03
42	3-344-2-042	高野町	西郷	不動谷川	右支溪	0.06
43	3-344-2-043	高野町	高野山	不動谷川	右支溪	0.03
44	3-344-2-044	高野町	高野山	不動谷川	左支溪	0.01
45	3-344-2-045	高野町	高野山	不動谷川	左支溪	0.01
46	3-344-2-046	高野町	西郷	不動谷川	左支溪	0.39
47	3-344-2-047	高野町	細川	不動谷川	左支溪	0.40
48	3-344-2-048	高野町	細川	不動谷川	左支溪	0.06
49	3-344-2-049	高野町	細川	不動谷川	左支溪	0.17
50	3-344-2-050	高野町	細川	不動谷川	左支溪	0.07
51	3-344-2-051	高野町	細川	不動谷川	左支溪	0.01
52	3-344-2-052	高野町	細川	不動谷川	左支溪	0.03
53	3-344-2-053	高野町	花坂	貴志川	右支溪	0.23
54	3-344-2-054	高野町	花坂	貴志川	右支溪	0.02
55	3-344-2-055	高野町	花坂	貴志川	右支溪	0.02
56	3-344-2-056	高野町	花坂	貴志川	右支溪	0.46
57	3-344-2-057	高野町	花坂	貴志川	右支溪	0.07
58	3-344-2-058	高野町	花坂	貴志川	右支溪	0.11
59	3-344-2-059	高野町	花坂	貴志川	右支溪	0.12
60	3-344-2-060	高野町	花坂	貴志川	右支溪	0.03
61	3-344-2-061	高野町	花坂	鳴戸川	右支溪	0.23
62	3-344-2-062	高野町	花坂	鳴戸川	右支溪	0.07
63	3-344-2-063	高野町	花坂	鳴戸川	右支溪	0.01
64	3-344-2-064	高野町	湯川	湯子川	右支溪	0.04
65	3-344-2-065	高野町	湯川	湯子川	右支溪	0.21
66	3-344-2-066	高野町	湯川	湯子川	右支溪	0.03
67	3-344-2-067	高野町	湯川	湯子川	宮垣内谷	0.09
68	3-344-2-068	高野町	相ノ瀧	御殿川	下垣内谷右支川	0.01
69	3-344-2-069	高野町	相ノ瀧	御殿川	下垣内谷右支川	0.01
70	3-344-2-070	高野町	相ノ瀧	御殿川	宮垣内谷	0.16
71	3-344-2-071	高野町	相ノ瀧	御殿川	右支溪	0.04
72	3-344-2-072	高野町	相ノ瀧	御殿川	上垣内谷	0.09
73	3-344-2-073	高野町	高野山	御殿川	右支溪	0.03
74	3-344-2-074	高野町	高野山	御殿川	右支溪	0.01
75	3-344-2-075	高野町	高野山	御殿川	左支溪	0.02
76	3-344-2-076	高野町	高野山	御殿川	左支溪	0.01
77	3-344-2-077	高野町	高野山	御殿川	左支溪	0.04
78	3-344-2-078	高野町	高野山	御殿川	左支溪	0.01
1	3-344-3-001	高野町	高野山	不動谷川	—	0.01
2	3-344-3-002	高野町	高野山	不動谷川	—	0.03
3	3-344-3-003	高野町	高野山	不動谷川	—	0.03
4	3-344-3-004	高野町	高野山	不動谷川	—	0.02
5	3-344-3-005	高野町	高野山	不動谷川	—	0.03
6	3-344-3-006	高野町	高野山	不動谷川	—	0.01
7	3-344-3-007	高野町	西郷	不動谷川	左支溪	0.02
8	3-344-3-008	高野町	高野山	御殿川	右支溪	0.02
9	3-344-3-009	高野町	高野山	御殿川	右支溪	0.07
10	3-344-3-010	高野町	高野山	御殿川	右支溪	0.01
11	3-344-3-011	高野町	高野山	御殿川	右支溪	0.03
12	3-344-3-012	高野町	高野山	御殿川	左支溪	0.03
13	3-344-3-013	高野町	高野山	御殿川	左支溪	0.01

04-04-00 土石流危険渓流一覽表

砂防課

No.	渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
14	3-344-3-014	高野町	高野山	御殿川	左支溪	0.04
15	3-344-3-015	高野町	高野山	不動谷川	—	0.03
16	3-344-3-016	高野町	高野山	御殿川	—	0.01
17	3-344-3-017	高野町	高野山	御殿川	—	0.06
18	3-344-3-018	高野町	高野山	御殿川	—	0.03
19	3-344-3-019	高野町	高野山	御殿川	左支溪	0.01
20	3-344-3-020	高野町	高野山	御殿川	左支溪	0.03

04-04-00 土石流危険渓流一覽表

砂防課

No.	渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
1	4-204-1-001	有田市	初島町渡	—	沖山雨谷川	0.03
2	4-204-1-002	有田市	初島町渡	—	御殿山谷川	0.01
3	4-204-1-003	有田市	初島町渡	—	湊北谷川	0.03
4	4-204-1-004	有田市	初島町里	内の川	初島谷川	0.03
5	4-204-1-005	有田市	初島町里	内の川	前谷川	0.23
6	4-204-1-006	有田市	初島町里	内の川	弓場瀬谷川	0.28
7	4-204-1-007	有田市	筑島	内の川	大平寺谷川	0.03
8	4-204-1-008	有田市	筑島	内の川	新前谷川	0.13
9	4-204-1-009	有田市	新堂	内の川	筑島谷川	0.10
10	4-204-1-010	有田市	新堂	内の川	石津谷川	0.13
11	4-204-1-011	有田市	新堂	内の川	新堂谷川	0.05
12	4-204-1-012	有田市	新堂	内の川	新堂谷川	0.24
13	4-204-1-013	有田市	新堂	有田川	本光寺裏谷川	0.01
14	4-204-1-014	有田市	新堂	有田川	妙法寺谷川	0.03
15	4-204-1-015	有田市	山田原	有田川	二ヶ村谷川	0.26
16	4-204-1-016	有田市	山田原	有田川	湯井谷川	0.71
17	4-204-1-017	有田市	山田原	有田川	法谷川	0.08
18	4-204-1-018	有田市	下中島	西谷川	西谷川	0.09
19	4-204-1-019	有田市	下中島	西谷川	甚多郷橋谷川	0.02
20	4-204-1-020	有田市	下中島	西谷川	光明寺谷川	0.11
21	4-204-1-021	有田市	下中島	西谷川	権托の木谷川	0.12
22	4-204-1-022	有田市	下中島	西谷川	下中島谷川	0.06
23	4-204-1-023	有田市	下中島	西谷川	大谷川	0.49
24	4-204-1-024	有田市	島内	西谷川	島内内谷川	0.12
25	4-204-1-025	有田市	宮原町渡	西谷川	西の谷川	0.14
26	4-204-1-026	有田市	宮原町渡	西谷川	多喜寺谷川	0.03
27	4-204-1-027	有田市	宮原町渡	西谷川	多喜寺裏谷川	0.04
28	4-204-1-028	有田市	宮原町渡	西谷川	西谷中川	0.15
29	4-204-1-029	有田市	宮原町渡	西谷川	西谷上川	0.15
30	4-204-1-030	有田市	宮原町渡	西谷川	西谷川	0.48
31	4-204-1-031	有田市	宮原町渡	西谷川	露谷川	0.52
32	4-204-1-032	有田市	宮原町渡	宮戸川	東谷川	0.48
33	4-204-1-033	有田市	宮原町渡	宮戸川	宮原谷川	0.01
34	4-204-1-034	有田市	宮原町渡	宮戸川	北谷川	0.04
35	4-204-1-035	有田市	宮原町渡	宮戸川	奥の谷川	0.37
36	4-204-1-036	有田市	宮原町渡	宮戸川	伏谷川	0.07
37	4-204-1-037	有田市	宮原町渡	宮戸川	福橋寺谷川	0.03
38	4-204-1-038	有田市	宮原町渡	宮戸川	宮谷川	0.20
39	4-204-1-039	有田市	糸我町中番	お仙谷川	安生寺谷川	0.03
40	4-204-1-040	有田市	糸我町中番	お仙谷川	地蔵堂谷川	0.12
41	4-204-1-041	有田市	糸我町中番	お仙谷川	中番谷川	0.03
42	4-204-1-042	有田市	糸我町中番	お仙谷川	糸我裏谷川	0.09
43	4-204-1-043	有田市	糸我町中番	お仙谷川	山打谷川	0.09
44	4-204-1-044	有田市	糸我町西	お仙谷川	糸我西谷川	0.09
45	4-204-1-045	有田市	糸我町西	お仙谷川	仁平寺裏谷川	0.03
46	4-204-1-046	有田市	糸我町西	お仙谷川	剣谷川	0.23
47	4-204-1-047	有田市	糸我町西	お仙谷川	福正寺裏谷川	0.03
48	4-204-1-048	有田市	星尾	有田川	大谷川	0.15
49	4-204-1-049	有田市	千田	高山川	野井谷川	0.05
50	4-204-1-050	有田市	千田	高山川	本染谷川	0.04
51	4-204-1-051	有田市	千田	高山川	野井下谷川	0.04
52	4-204-1-052	有田市	千田	高山川	須佐裏谷川	0.02
53	4-204-1-053	有田市	千田	高山川	神光谷川	0.06
54	4-204-1-054	有田市	千田	高山川	上高山谷川	0.04
55	4-204-1-055	有田市	野	高山川	高山川支川	0.03
56	4-204-1-056	有田市	山地	高山川	野北谷川	0.12
57	4-204-1-057	有田市	山地	高山川	西山地谷川	0.06
58	4-204-1-058	有田市	山地	高山川	立寄谷川	0.03
59	4-204-1-059	有田市	吉江見	有田川	吉江見下谷川	0.02
60	4-204-1-060	有田市	吉江見	有田川	寺谷裏川	0.04

04-04-00 土石流危険渓流一覽表

砂防課

No.	渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
61	4-204-1-061	有田市	吉江見	有田川	寺谷川	0.07
62	4-204-1-062	有田市	吉江見	有田川	古江見谷川	0.04
63	4-204-1-063	有田市	吉江見	有田川	無縁寺谷川	0.02
64	4-204-1-064	有田市	宮崎町	有田川	法正寺裏谷川	0.10
65	4-204-1-065	有田市	宮崎町	有田川	法正寺裏谷川	0.06
66	4-204-1-066	有田市	宮崎町	有田川	浄妙寺谷川	0.09
67	4-204-1-067	有田市	宮崎町	有田川	接ヶ石谷川	0.07
68	4-204-1-068	有田市	宮崎町	有田川	新前谷川	0.05
69	4-204-1-069	有田市	宮崎町	有田川	宮の細谷川	0.02
70	4-204-1-070	有田市	宮崎町	有田川	下の宮谷川	0.02
71	4-204-1-071	有田市	宮崎町	有田川	宮崎上谷川	0.02
72	4-204-1-072	有田市	宮崎町	有田川	宮崎中谷川	0.03
73	4-204-1-073	有田市	宮崎町	有田川	宮崎下谷川	0.02
74	4-204-1-074	有田市	宮崎町	有田川	田原谷川	0.03
75	4-204-1-075	有田市	宮崎町	—	男流裏谷川	0.01
76	4-204-1-076	有田市	宮崎町	—	男流中谷川	0.02
77	4-204-1-077	有田市	宮崎町	—	男流西谷川	0.02
78	4-204-1-078	有田市	宮崎町	—	女の浦谷川	0.02
79	4-204-1-079	有田市	宮崎町	—	逢井谷川	0.02
80	4-204-1-080	有田市	宮崎町	—	逢井東谷川	0.06
81	4-204-1-081	有田市	千田	—	千田谷川	0.04
1	4-204-2-001	有田市	初島町里	内の川	奥北谷川	0.02
2	4-204-2-002	有田市	初島町里	内の川	奥上谷川	0.02
3	4-204-2-003	有田市	初島町里	内の川	弓場瀬谷川	0.01
4	4-204-2-004	有田市	山田原	有田川	下中島西谷川	0.02
5	4-204-2-005	有田市	山田原	有田川	下中島東谷川	0.02
6	4-204-2-006	有田市	下中島	西谷川	西谷有田境川	0.02
7	4-204-2-007	有田市	下中島	西谷川	地蔵寺北谷川	0.02
8	4-204-2-008	有田市	宮原町西	西谷川	西谷下川	0.11
9	4-204-2-009	有田市	糸我町中番	お仙谷川	新池谷川	0.54
10	4-204-2-010	有田市	星尾	有田川	新池谷川	0.01
11	4-204-2-011	有田市	千田	高山川	鎌池谷川	0.30
12	4-204-2-012	有田市	吉江見	有田川	吉江見裏谷川	0.01
1	4-204-3-001	有田市	初島町里	内の川	初島里谷川	0.01
2	4-204-3-002	有田市	初島町里	内の川	上豆焼池谷川	0.02
3	4-204-3-003	有田市	初島町里	内の川	奥北西谷川	0.32
4	4-204-3-004	有田市	糸我町西	お仙谷川	糸我下谷川	0.05
5	4-204-3-005	有田市	星尾	有田川	糸我西谷川	0.02
6	4-204-3-006	有田市	星尾	有田川	星尾谷川	0.01
7	4-204-3-007	有田市	千田	—	北山西谷川	0.07

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
1	有田町	田口	有田川	岩室谷川	0.05
2	有田町	田口	有田川	田口西谷川	0.16
3	有田町	大賀畑	有田川	大賀畑谷川	0.09
4	有田町	大賀畑	有田川	大賀畑東谷川	0.01
5	有田町	大谷	有田川	大谷川	0.44
6	有田町	大谷	有田川	安楽寺谷川	0.02
7	有田町	井口	有田川	井口の谷川	0.12
8	有田町	井口	有田川	西田谷川	0.01
9	有田町	井口	有田川	田殿上谷川	0.02
10	有田町	井口	有田川	田殿下谷川	0.01
11	有田町	賢	有田川	染願寺谷川	0.03
12	有田町	賢	有田川	賢谷下川	0.04
13	有田町	賢	有田川	賢谷川	0.32
14	有田町	賢	有田川	賢谷上川	0.10
15	有田町	賢	有田川	西反田谷川	0.01
16	有田町	長谷	有田川	船坂谷川	0.01
17	有田町	吉見	有田川	菅沢谷川	0.09
18	有田町	吉見	有田川	菅沢下川	0.01
19	有田町	西内生田	有田川	石ヶ谷川	0.01
20	有田町	西内生田	有田川	石ヶ谷西川	0.03
21	有田町	下津野	有田川	宮地谷川	0.14
22	有田町	下津野	有田川	寺池谷川	0.02
23	有田町	越野	有田川	天高川	0.02
24	有田町	奥	有田川	杉谷南川	0.01
25	有田町	奥	有田川	八幡谷川	0.04
26	有田町	明正寺	有田川	明正寺谷川	0.09
27	有田町	小島	有田川	小島東谷川	0.01
28	有田町	小島	有田川	小島中谷川	0.02
29	有田町	小島	有田川	小島西谷川	0.02
30	有田町	小島	有田川	染願寺川	0.09
31	有田町	藤井	有田川	谷地東谷川	0.03
32	有田町	奥	有田川	権谷川	0.05
33	有田町	奥	有田川	権谷南川	0.02
34	有田町	丹生	有田川	丹生川	0.13
35	有田町	丹生	有田川	大谷川	0.23
36	有田町	丹生	有田川	前畑谷川	0.06
37	有田町	栗野	有田川	安楽寺西谷川	0.10
38	有田町	糸野	有田川	神戸谷川	0.23
39	有田町	下六川	有田川	下六川谷川	0.03
40	有田町	釜中	有田川	湯浄寺谷川	0.10
41	有田町	西	有田川	西村谷川	0.05
42	有田町	西	有田川	西谷川	0.05
43	有田町	小川	有田川	小川谷川	0.08
44	有田町	小川	有田川	かやの谷川	0.11
45	有田町	小川	有田川	八幡谷川	0.23
46	有田町	西ヶ堂	有田川	西ヶ堂谷川	1.29
47	有田町	中	有田川	八生寺谷川	0.39
48	有田町	中	有田川	西門寺谷川	0.15
49	有田町	青田	有田川	青田西谷川	0.04
50	有田町	青田	有田川	青田谷川	0.05
51	有田町	坂坂	有田川	坂坂谷川	0.89
52	有田町	藤上	有田川	藤上谷川	0.03
53	有田町	小原	有田川	小原谷上川	0.06
54	有田町	小原	有田川	藤の谷川	0.12
55	有田町	小原	有田川	小原下川	0.02
56	有田町	藤上	有田川	藤上谷川	0.19
57	有田町	藤上	有田川	藤上谷川	0.05
58	有田町	伏幸	有田川	伏幸川	0.01
59	有田町	伏幸	有田川	伏幸川	0.01
60	有田町	立石	有田川	立石谷下川	0.04

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
61	有田町	立石	有田川	伏幸川	立石谷中川	0.04
62	有田町	立石	有田川	伏幸川	立石谷上川	0.04
63	有田町	伏幸	有田川	伏幸川	滝谷川	0.10
64	有田町	伏幸	有田川	伏幸川	滝谷谷川	0.01
65	有田町	伏幸	有田川	伏幸川	二ツ谷川	0.17
66	有田町	中井原	有田川	中井原	中井原中谷川	0.01
67	有田町	中井原	有田川	中井原	中井原中谷川	0.02
68	有田町	長谷川	有田川	長谷川	室の谷西川	0.03
69	有田町	長谷川	有田川	長谷川	室の谷川	0.08
70	有田町	長谷川	有田川	長谷川	高津畑谷川	0.05
71	有田町	松原	有田川	松原	松原中谷川	0.08
72	有田町	松原	有田川	松原	松原中谷川	0.04
73	有田町	松原	有田川	松原	松原上谷川	0.07
74	有田町	川口	有田川	川口	松谷川	0.32
75	有田町	岩野河	有田川	岩野河	池谷川	0.06
76	有田町	岩野河	有田川	岩野河	西谷西谷川	0.01
77	有田町	岩野河	有田川	岩野河	谷下川	0.03
78	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野岩谷川	0.11
79	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野上川	0.06
80	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.03
81	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.28
82	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.93
83	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.02
84	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.03
85	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.03
86	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.15
87	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.03
88	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.05
89	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.01
90	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.60
91	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.12
92	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.21
93	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.19
94	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.09
95	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.16
96	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.06
97	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.14
98	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.11
99	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.02
100	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.13
101	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.02
102	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.04
103	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.02
104	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.13
105	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.03
106	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.37
107	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.02
108	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.04
109	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.62
110	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.04
111	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.03
112	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.11
113	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.04
114	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.06
115	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.02
116	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.06
117	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.12
118	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.28
119	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	1.24
120	有田町	岩野河	有田川	岩野河	岩野谷川	0.31

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
121	有田町	三田	有田川	下谷上川	0.06
122	有田町	三田	有田川	下谷川	0.09
123	有田町	三田	有田川	下谷北川	0.07
124	有田町	三田	有田川	中谷川	0.02
125	有田町	三田	有田川	宮川谷川	0.26
126	有田町	宮川	有田川	赤花谷川	0.35
127	有田町	宮川	有田川	春日尾谷川	0.06
128	有田町	大蔵	有田川	宮川中谷川	0.25
129	有田町	大蔵	有田川	宮川谷川	0.01
130	有田町	三田	有田川	三田南谷川	0.04
131	有田町	三田	有田川	下谷下川	0.04
132	有田町	清水	有田川	下津谷川	0.16
133	有田町	清水	有田川	風名谷川	0.08
134	有田町	久野原	有田川	久野原西谷川	0.41
135	有田町	久野原	有田川	久野原谷川	0.07
136	有田町	久野原	有田川	久野原上谷川	0.02
137	有田町	久野原	有田川	久野原東谷川	0.11
138	有田町	溜谷	有田川	宮原西谷川	0.17
139	有田町	溜谷	有田川	宮原山谷川	0.14
140	有田町	溜谷	有田川	宮原谷川	0.10
141	有田町	溜谷	有田川	三谷川	0.13
142	有田町	神手	有田川	神手谷川	0.11
143	有田町	久野原	有田川	山谷川	0.12
144	有田町	久野原	有田川	下杉谷川	0.08
145	有田町	久野原	有田川	辰谷川	0.49
146	有田町	清水	有田川	大谷川	0.63
147	有田町	清水	有田川	中島谷川	0.02
148	有田町	下湯川	有田川	藤北谷川	0.03
149	有田町	清水	有田川	藤谷川	0.07
150	有田町	日物川	有田川	日物川鎌倉寺東谷川	0.02
151	有田町	三川	有田川	河津北谷川	0.06
152	有田町	三川	有田川	鎌倉谷川	0.05
153	有田町	三川	有田川	山中谷川	0.08
154	有田町	三川	有田川	白鳥谷川	0.01
155	有田町	三川	有田川	三川下谷川	0.02
156	有田町	川合	有田川	ぬ谷西川	0.10
157	有田町	川合	有田川	ぬ谷川	0.37
158	有田町	川合	有田川	ぬ谷東川	0.02
159	有田町	北の川	有田川	北野西村境谷川	0.03
160	有田町	北の川	有田川	阿弥院東谷川	0.08
161	有田町	北の川	有田川	上流谷川	0.05
162	有田町	北の川	有田川	北の川	1.57
163	有田町	中原	有田川	井の谷川	0.52
164	有田町	中原	有田川	宮原谷川	0.02
1	有田町	田口	有田川	大谷川	0.92
2	有田町	大谷	有田川	大谷川	0.02
3	有田町	賢	有田川	賢谷川	2.25
4	有田町	賢	有田川	はやま川	0.11
5	有田町	船坂	有田川	船坂谷川	0.04
6	有田町	船坂	有田川	船坂谷川	0.20
7	有田町	長谷	有田川	栗船坂谷川	0.07
8	有田町	長谷	有田川	船坂谷中川	0.05
9	有田町	船坂	有田川	水谷川	0.42
10	有田町	吉見	有田川	法起寺谷川	0.02
11	有田町	吉見	有田川	神野谷川	0.02
12	有田町	吉見	有田川	吉見中谷川	0.01
13	有田町	吉見	有田川	神かんの森谷川	0.02
14	有田町	吉見	有田川	吉見西谷川	0.05
15	有田町	吉見	有田川	吉見川	0.01
16	有田町	吉見	有田川	吉見川	0.01
17	有田町	下津野	有田川	下津野谷川	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
18	有田町	奥	有田川	天高川	北奥谷川	0.02
19	有田町	水原	有田川	天高川	奥谷南川	0.02
20	有田町	釜中	有田川	天高川	上谷川	0.02
21	有田町	黒松	有田川	天高川	中庭谷御前谷川	0.76
22	有田町	黒松	有田川	天高川	黒松谷川	0.18
23	有田町	黒松	有田川	天高川	黒松谷川	0.12
24	有田町	下六川	有田川	天高川	下六川谷川	0.05
25	有田町	小川	有田川	天高川	小川高谷川	0.19
26	有田町	小川	有田川	天高川	小川東谷川	0.21
27	有田町	小川	有田川	天高川	かやの谷西川	0.03
28	有田町	小川	有田川	天高川	黒松谷川	0.01
29	有田町	有原	有田川	天高川	有原谷川	0.06
30	有田町	有原	有田川	天高川	有原谷川	0.03
31	有田町	藤ヶ瀬	有田川	天高川	藤ヶ瀬西谷川	0.05
32	有田町	藤ヶ瀬	有田川	天高川	藤ヶ瀬西谷川	0.10
33	有田町	藤ヶ瀬	有田川	天高川	黒谷川	0.16
34	有田町	藤ヶ瀬	有田川	天高川	黒谷川	0.57
35	有田町	藤ヶ瀬	有田川	天高川	黒谷川	0.14
36	有田町	藤ヶ瀬	有田川	天高川	黒谷川	0.08
37	有田町	藤ヶ瀬	有田川	天高川	黒谷川	0.06
38	有田町	藤ヶ瀬	有田川	天高川	黒谷川	0.05
39	有田町	青田	有田川	天高川	青田谷川	0.09
40	有田町	藤上	有田川	天高川	藤上谷川	0.63
4						

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
78	有田川町	修理川	修理川	堂の奥谷川	0.05
79	有田川町	修理川	修理川	寺の奥谷川	0.05
80	有田川町	修理川	修理川	中井谷川	0.07
81	有田川町	宇井香	修理川	宮の谷川	0.21
82	有田川町	宇井香	修理川	吾谷川	0.44
83	有田川町	修理川	有田川	西下村中谷川	0.02
84	有田川町	修理川	有田川	西下村下谷川	0.01
85	有田川町	糸川	糸川	下畑谷川	0.09
86	有田川町	糸川	糸川	津島谷川	0.03
87	有田川町	糸川	糸川	平谷川	0.01
88	有田川町	糸川	糸川	常盤谷川	1.58
89	有田川町	糸川	糸川	宮の谷川	0.20
90	有田川町	糸川	糸川	糸川谷川	0.13
91	有田川町	糸川	糸川	糸川中谷川	0.03
92	有田川町	糸川	糸川	糸川中谷川	0.01
93	有田川町	糸川	糸川	竹島谷川	0.03
94	有田川町	糸川	糸川	吉川谷川	0.02
95	有田川町	菅原	有田川	栗白石谷川	0.03
96	有田川町	養生	有田川	橋本上谷川	0.13
97	有田川町	養生	有田川	橋本谷川	0.06
98	有田川町	養生	有田川	吉祥寺谷川	0.04
99	有田川町	養生	有田川	中の樋上谷川	0.02
100	有田川町	養生	有田川	上の樋上谷川	0.10
101	有田川町	養生	有田川	中丸谷川	0.07
102	有田川町	養生	有田川	下丸谷川	0.24
103	有田川町	橋本	橋本谷川	渡瀬谷川	0.58
104	有田川町	橋本	橋本谷川	尾ヶ瀬谷川	0.28
105	有田川町	橋本	橋本谷川	渡瀬谷川支川	0.24
106	有田川町	橋本	橋本谷川	橋本谷川	0.38
107	有田川町	沼	有田川	宮川谷川	0.19
108	有田川町	沼	有田川	宮本谷川支川	0.83
109	有田川町	沼	有田川	松清谷川	0.10
110	有田川町	沼	有田川	奥原谷川	0.35
111	有田川町	逸井	逸井谷川	永来寺西谷川	0.08
112	有田川町	逸井	逸井谷川	本村東谷川	0.02
113	有田川町	逸井	逸井谷川	下山手谷川	0.01
114	有田川町	逸井	逸井谷川	垣内谷川	0.01
115	有田川町	三田	有田川	中本北川	0.09
116	有田川町	宮川	宮川谷川	神谷川	0.32
117	有田川町	宮川	宮川谷川	宮川口中谷川	0.03
118	有田川町	宮川	宮川谷川	宮川口中谷川	0.02
119	有田川町	宮川	宮川谷川	杉沢谷川	0.48
120	有田川町	宮川	宮川谷川	平谷川	0.05
121	有田川町	宮川	宮川谷川	奥水寺北谷川	0.02
122	有田川町	宮川	宮川谷川	有谷川	0.47
123	有田川町	宮川	宮川谷川	柳西谷川	0.10
124	有田川町	大蔵	宮川谷川	大蔵南谷川	0.42
125	有田川町	大蔵	宮川谷川	大蔵東谷川	0.10
126	有田川町	宮川	宮川谷川	橋見谷川	0.03
127	有田川町	清水	有田川	ふれいの丘西谷川	0.05
128	有田川町	久野原	有田川	小田谷川	0.55
129	有田川町	沼谷	沼谷川	法蓮野下谷川	0.17
130	有田川町	沼谷	沼谷川	大沼西谷川	0.09
131	有田川町	沼谷	沼谷川	南谷川	0.04
132	有田川町	沼谷	沼谷川	法蓮野谷川	0.08
133	有田川町	沼谷	沼谷川	下出谷川	0.16
134	有田川町	沼谷	沼谷川	か山谷川	0.06
135	有田川町	沼谷	沼谷川	釜口谷川	0.07
136	有田川町	沼谷	沼谷川	山の手中谷川	0.02
137	有田川町	沼谷	沼谷川	山の手谷川	0.16

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
138	有田川町	沼谷	沼谷川	すのぼし谷川	0.15
139	有田川町	沼谷	沼谷川	井出口谷川	0.05
140	有田川町	沼谷	沼谷川	宮原東谷川	0.10
141	有田川町	沼谷	沼谷川	中手東谷川	0.06
142	有田川町	板尾	板尾	下大西谷川	0.02
143	有田川町	板尾	板尾	田中谷川	0.16
144	有田川町	杉野原	有田川	上出谷川	0.04
145	有田川町	押手	有田川	押手北野東谷川	0.02
146	有田川町	押手	有田川	押手北野東谷川	0.02
147	有田川町	板尾	有田川	茶屋垣内谷川	0.13
148	有田川町	板尾	有田川	板尾南谷川	0.03
149	有田川町	井谷	有田川	井谷川	0.07
150	有田川町	上湯川	室川谷川	沼野谷川	0.09
151	有田川町	上湯川	室川谷川	室川谷川	0.07
152	有田川町	井谷	有田川	中東谷川	0.06
153	有田川町	井谷	有田川	中東下谷川	0.03
154	有田川町	久野原	有田川	真野東谷川	0.09
155	有田川町	清水	湯川	奥野東谷川	0.03
156	有田川町	下湯川	湯川	多野東谷川	0.07
157	有田川町	下湯川	湯川	幸谷川	0.22
158	有田川町	下湯川	湯川	中村谷川	0.03
159	有田川町	下湯川	湯川	中村南谷川	0.88
160	有田川町	下湯川	湯川	峰西谷川	0.14
161	有田川町	下湯川	湯川	峰東谷川	0.03
162	有田川町	下湯川	湯川	下湯川谷川	0.33
163	有田川町	下湯川	湯川	下湯川谷川	0.01
164	有田川町	下湯川	湯川	つぼん谷川	0.09
165	有田川町	下湯川	湯川	下湯川谷川	0.11
166	有田川町	下湯川	湯川	境川西谷川	0.03
167	有田川町	日物川	日物川	日物川西谷川	0.14
168	有田川町	日物川	日物川	日物川西谷川支川	0.01
169	有田川町	三川	有田川	三川北谷川	0.03
170	有田川町	三川	有田川	三川北谷川	0.04
171	有田川町	三川	有田川	井谷川	0.14
172	有田川町	三川	有田川	三川東谷川	0.06
173	有田川町	三川	有田川	三川中谷川	0.10
174	有田川町	三川	有田川	黒石山谷川	0.29
175	有田川町	三川	有田川	三川西谷川	0.06
176	有田川町	中原	西村川	小一谷川	0.07
177	有田川町	中原	西村川	引尾谷川	0.21
178	有田川町	中原	西村川	平谷川	0.03
179	有田川町	川舎	北谷川	北野川下川	0.05
180	有田川町	北野川	北谷川	北野川谷川	0.06
181	有田川町	北野川	北谷川	北野川常谷川	0.67
182	有田川町	二沢	四村川	二沢東谷川	0.02
183	有田川町	二沢	四村川	二沢谷川	0.04
184	有田川町	二沢	四村川	二沢中谷川	0.02
185	有田川町	二沢	四村川	二沢谷川	0.06
186	有田川町	二沢	四村川	二沢谷川	0.04
187	有田川町	川舎	四村川	二沢中谷川	0.08
188	有田川町	川舎	四村川	川舎谷川	0.05
189	有田川町	中原	四村川	中原下谷川	0.16
190	有田川町	養生	有田川	上の組南谷川	0.05
191	有田川町	養生	有田川	山ぶき谷川	0.12
192	有田川町	養生	有田川	橋瀬谷川	0.06
193	有田川町	水尻	天満川	水尻谷川	0.09

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
1	湯浅町	田	—	野井谷川	0.04
2	湯浅町	田	出合川	田村谷川	0.06
3	湯浅町	田	出合川	田谷川	0.10
4	湯浅町	田	出合川	竹林寺谷川	0.06
5	湯浅町	田	出合川	妙見谷川	0.54
6	湯浅町	田	出合川	越し谷川	0.07
7	湯浅町	田	出合川	南田村谷川	0.01
8	湯浅町	田	出合川	西古池谷川	0.02
9	湯浅町	田	出合川	北古池谷川	0.13
10	湯浅町	田	出合川	下古池谷川	0.03
11	湯浅町	田	出合川	藤田谷川	0.02
12	湯浅町	田	出合川	小浜谷川	0.04
13	湯浅町	橋原	—	持仏堂谷川	0.06
14	湯浅町	橋原	—	西川谷川	0.03
15	湯浅町	橋原	—	橋原北谷川	0.14
16	湯浅町	橋原	—	湊谷川	0.02
17	湯浅町	橋原	—	奥田池谷下川	0.02
18	湯浅町	橋原	—	奥田池東谷川	0.01
19	湯浅町	橋原	—	橋原東谷川	0.03
20	湯浅町	橋原	—	橋原中川	0.04
21	湯浅町	橋原	—	橋原西谷川	0.02
22	湯浅町	橋原	—	橋原寺谷川	0.01
23	湯浅町	湯浅	山田川	向島谷川	0.01
24	湯浅町	湯浅	山田川	宮後谷川	0.01
25	湯浅町	湯浅	山田川	方澤戸谷川	0.01
26	湯浅町	吉川	淀川	五代谷川	0.02
27	湯浅町	山田	北谷川	北山谷川	0.02
28	湯浅町	山田	北谷川	法樹寺谷川	0.02
29	湯浅町	山田	山田川	垣内池谷上川	0.06
30	湯浅町	山田	山田川	垣内池谷下川	0.08
31	湯浅町	山田	山田川	南谷南川	0.02
32	湯浅町	山田	山田川	折工池東谷川	0.01
33	湯浅町	山田	山田川	折工池西谷川	0.07
34	湯浅町	山田	山田川	南谷西川	0.04
35	湯浅町	山田	山田川	大平谷上川	0.02
36	湯浅町	山田	山田川	大平谷下川	0.01
37	湯浅町	山田	山田川	葛原谷川	0.04
38	湯浅町	山田	山田川	葛谷川	0.07
39	湯浅町	山田	山田川	畑前谷上川	0.06
40	湯浅町	山田	山田川	畑前谷下川	0.01
41	湯浅町	別所	広川	柳谷川	0.03
42	湯浅町	別所	広川	柳谷西川	0.02
43	湯浅町	別所	広川	別所谷川	0.01
1	湯浅町	橋原	—	奥田池西谷川	0.02
2	湯浅町	湯浅	山田川	一里松西谷川	0.01
3	湯浅町	吉川	淀川	寄谷川	0.65
4	湯浅町	吉川	淀川	グンシ谷川	0.64
5	湯浅町	吉川	淀川	吉川谷川	0.62
6	湯浅町	吉川	淀川	北谷池南川	0.02
7	湯浅町	吉川	淀川	北谷池谷川	0.08
8	湯浅町	吉川	淀川	稲谷川	0.03
9	湯浅町	山田	山田川	湯浅谷川	0.02
10	湯浅町	山田	北谷川	山田北谷東川	0.03
11	湯浅町	山田	北谷川	西野谷川	0.02
12	湯浅町	山田	北谷川	新橋谷川	0.02
13	湯浅町	山田	北谷川	北谷川支川	0.11
14	湯浅町	山田	北谷川	北谷下川	0.01
15	湯浅町	山田	北谷川	北谷中川	0.02
16	湯浅町	山田	北谷川	奥甲谷川	0.02
17	湯浅町	山田	北谷川	中神谷川	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
18	湯浅町	山田	北谷川	農田谷北川	0.03
19	湯浅町	山田	北谷川	山田谷西川	0.03
20	湯浅町	山田	北谷川	三ツ橋谷川	0.13
21	湯浅町	山田	北谷川	農田谷南川	0.02
22	湯浅町	山田	北谷川	平尾谷東川	0.03
23	湯浅町	山田	北谷川	新橋谷川	0.02
24	湯浅町	山田	北谷川	北谷上川	0.04
25	湯浅町	山田川	山田川	かつらぎ谷東川	0.04
26	湯浅町	青木	山田川	花谷川	0.07
27	湯浅町	青木	広川	大谷川	0.05
28	湯浅町	別所	—	久米崎谷川	0.02
1	湯浅町	橋原	—	奥田池谷南川	0.02
2	湯浅町	橋原	—	希登谷川	0.01
3	湯浅町	橋原	山田川	湯浅谷川	0.01
4	湯浅町	橋原	山田川	清水谷川	0.01
5	湯浅町	青木	広川	大根谷川	0.04

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
1	4-362-1-001	広川町	名島	名島谷川	0.08
2	4-362-1-002	広川町	柳瀬	柳瀬南谷川	0.04
3	4-362-1-003	広川町	井関	三階谷川	0.03
4	4-362-1-004	広川町	井関	三階下谷川	0.03
5	4-362-1-005	広川町	井関	大滝北谷川	0.01
6	4-362-1-006	広川町	井関	大谷川	0.04
7	4-362-1-007	広川町	井関	丹賀谷川	0.01
8	4-362-1-008	広川町	前田	つづら谷川	1.63
9	4-362-1-009	広川町	上津木	宮の谷川	0.08
10	4-362-1-010	広川町	上津木	老賢八幡西谷川	0.01
11	4-362-1-011	広川町	上津木	藤瀬谷川	0.58
12	4-362-1-012	広川町	上津木	上の奥谷川	0.01
13	4-362-1-013	広川町	上津木	夏朝谷川	0.01
14	4-362-1-014	広川町	前田	霧谷川	0.33
15	4-362-1-015	広川町	河瀬	地蔵寺谷川	0.01
16	4-362-1-016	広川町	河瀬	地蔵寺谷川	0.05
17	4-362-1-017	広川町	山本	江上川	0.01
18	4-362-1-018	広川町	山本	小池渡谷川	0.01
19	4-362-1-019	広川町	山本	江上川	0.02
20	4-362-1-020	広川町	西広	櫻長谷川	0.03
21	4-362-1-021	広川町	西広	西広西谷川	0.01
22	4-362-1-022	広川町	山本	西広川	0.02
23	4-362-1-023	広川町	西広	西広川	0.11
24	4-362-1-024	広川町	唐尾	善観寺上谷川	0.10
25	4-362-1-025	広川町	唐尾	善観寺中谷川	0.06
26	4-362-1-026	広川町	唐尾	善観寺下谷川	0.02
27	4-362-1-027	広川町	唐尾	唐尾寺谷川	0.03
28	4-362-1-028	広川町	唐尾	唐尾下谷川	0.01
29	4-362-1-029	広川町	唐尾	唐尾谷川	0.01
30	4-362-1-030	広川町	唐尾	唐尾西谷川	0.02
31	4-362-1-031	広川町	唐尾	唐尾海岸谷川	0.01
1	4-362-2-001	広川町	名島	鶴山谷川	0.03
2	4-362-2-002	広川町	柳瀬	柳ノ木池谷川	0.01
3	4-362-2-003	広川町	井関	大滝谷川	0.01
4	4-362-2-004	広川町	井関	井関上谷川	0.26
5	4-362-2-005	広川町	下津木	串子谷下川	0.02
6	4-362-2-006	広川町	下津木	塚の原谷川	0.02
7	4-362-2-007	広川町	下津木	粟谷川	0.06
8	4-362-2-008	広川町	下津木	谷口谷川	0.07
9	4-362-2-009	広川町	下津木	生野谷川	0.27
10	4-362-2-010	広川町	下津木	小山谷川	0.03
11	4-362-2-011	広川町	下津木	滝原北谷川	0.01
12	4-362-2-012	広川町	下津木	小原谷川	0.04
13	4-362-2-013	広川町	下津木	北岩瀬谷川	0.05
14	4-362-2-014	広川町	下津木	井室谷川	0.05
15	4-362-2-015	広川町	下津木	カラト口谷川	0.87
16	4-362-2-016	広川町	下津木	岩瀬南谷川	0.06
17	4-362-2-017	広川町	下津木	平瀬谷川	0.03
18	4-362-2-018	広川町	下津木	滝原南谷川	0.01
19	4-362-2-019	広川町	上津木	楮谷川	0.04
20	4-362-2-020	広川町	上津木	栲谷川	1.01
21	4-362-2-021	広川町	上津木	室河南谷川	0.01
22	4-362-2-022	広川町	上津木	室河谷川	0.13
23	4-362-2-023	広川町	上津木	一の谷川	0.59
24	4-362-2-024	広川町	上津木	落谷川	0.04
25	4-362-2-025	広川町	上津木	折橋谷川	0.05
26	4-362-2-026	広川町	上津木	増保谷川	0.39
27	4-362-2-027	広川町	上津木	入野谷川	0.11
28	4-362-2-028	広川町	上津木	下増保谷川	0.01
29	4-362-2-029	広川町	上津木	藤沢谷川	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
30	4-362-2-030	広川町	上津木	中村川	西畑上谷川	0.10
31	4-362-2-031	広川町	上津木	中村川	中村川	0.20
32	4-362-2-032	広川町	上津木	中村川	中村川支川	0.08
33	4-362-2-033	広川町	上津木	中村川	上九畑谷川	0.01
34	4-362-2-034	広川町	上津木	中村川	丸畑谷川	0.03
35	4-362-2-035	広川町	上津木	中村川	西畑北谷川	0.03
36	4-362-2-036	広川町	上津木	中村川	湯川谷川	0.02
37	4-362-2-037	広川町	上津木	中村川	権保北谷川	0.01
38	4-362-2-038	広川町	上津木	中村川	吉浜内谷川	0.03
39	4-362-2-039	広川町	上津木	中村川	菅澤谷川	0.01
40	4-362-2-040	広川町	上津木	中村川	石窪谷川	0.02
41	4-362-2-041	広川町	上津木	中村川	石木谷川	0.05
42	4-362-2-042	広川町	上津木	中村川	夏朝北谷川	0.28
43	4-362-2-043	広川町	上津木	中村川	沖谷川	0.01
44	4-362-2-044	広川町	上津木	中村川	上奥谷川とつら谷川	0.08
45	4-362-2-045	広川町	上津木	中村川	緒谷川	0.16
46	4-362-2-046	広川町	上津木	中村川	緒谷川支川	0.05
47	4-362-2-047	広川町	上津木	中村川	上の奥谷川	0.04
48	4-362-2-048	広川町	上津木	中村川	新塚谷川	0.02
49	4-362-2-049	広川町	上津木	中村川	上夏朝谷川	0.07
50	4-362-2-050	広川町	上津木	中村川	北瀬谷川	0.02
51	4-362-2-051	広川町	上津木	中村川	北瀬谷川	0.02
52	4-362-2-052	広川町	上津木	中村川	岩瀬北谷川	0.02
53	4-362-2-053	広川町	上津木	中村川	櫻瀬谷川	0.02
54	4-362-2-054	広川町	下津木	唐尾	善観寺谷川	0.44
55	4-362-2-055	広川町	河瀬	唐尾	河瀬谷川	0.05
56	4-362-2-056	広川町	井関	井関前谷川	0.01	
57	4-362-2-057	広川町	井中野	江上川	光見寺東谷川	0.15
58	4-362-2-058	広川町	山本	江上川	乙田下谷川	0.01
59	4-362-2-059	広川町	山本	江上川	辻谷川	0.02
60	4-362-2-060	広川町	山本	—	牛屋上谷川	0.02
61	4-362-2-061	広川町	山本	—	牛屋下谷川	0.01
62	4-362-2-062	広川町	山本	—	橋杓井谷川	0.02
63	4-362-2-063	広川町	西広	西広川	西広下谷川	0.02
64	4-362-2-064	広川町	山本	西広川	芝池西谷川	0.01
65	4-362-2-065	広川町	唐尾	—	由良谷川	0.03

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
1	5-205-1-001	御坊市	湯川町富安	東栗川	右支溪	0.02
2	5-205-1-002	御坊市	湯川町富安	湯川	左支溪	0.02
3	5-205-1-003	御坊市	湯川町富安	富安川	右支溪	0.01
4	5-205-1-004	御坊市	湯川町富安	東栗川	左支溪	0.03
5	5-205-1-005	御坊市	湯川町丸山	東栗川	左支溪	0.03
6	5-205-1-006	御坊市	湯川町丸山	東栗川	右支溪	0.03
7	5-205-1-007	御坊市	湯川町丸山	湯川	右支溪	0.03
8	5-205-1-008	御坊市	湯川町丸山	湯川	右支溪	0.02
9	5-205-1-009	御坊市	湯川町富安	富安川	右支溪	0.01
10	5-205-1-010	御坊市	湯川町富安	富安川	右支溪	0.06
11	5-205-1-011	御坊市	湯川町富安	富安川	右支溪	0.06
12	5-205-1-012	御坊市	湯川町富安	富安川	右支溪	0.03
13	5-205-1-013	御坊市	湯川町富安	富安川	左支溪	0.02
14	5-205-1-014	御坊市	藤田町吉田	北吉田川	右支溪	0.44
15	5-205-1-015	御坊市	藤田町吉田	富安川	左支溪	0.05
16	5-205-1-016	御坊市	藤田町吉田	北吉田川	右支溪	0.01
17	5-205-1-017	御坊市	藤田町吉田	北吉田川	右支溪	0.02
18	5-205-1-018	御坊市	藤田町吉田	北吉田川	右支溪	0.03
19	5-205-1-019	御坊市	野口	—	0.04	
20	5-205-1-020	御坊市	野口	—	0.02	
21	5-205-1-021	御坊市	熊野	熊野川	右支溪	0.02
22	5-205-1-022	御坊市	熊野	熊野川	右支溪	0.05
23	5-205-1-023	御坊市	熊野	熊野川	右支溪	0.09
24	5-205-1-024	御坊市	熊野	熊野川	右支溪	0.02
25	5-205-1-025	御坊市	熊野	熊野川	右支溪	0.03
26	5-205-1-026	御坊市	塩屋町北塩屋	白底川	右支溪	0.01
27	5-205-1-027	御坊市	塩屋町北塩屋	—	0.01	
28	5-205-1-028	御坊市	塩屋町北塩屋	王子川	右支溪	0.04
29	5-205-1-029	御坊市	塩屋町北塩屋	王子川	右支溪	0.02
30	5-205-1-030	御坊市	塩屋町北塩屋	王子川	右支溪	0.01
31	5-205-1-031	御坊市	明神川	明神川	右支溪	0.04
32	5-205-1-032	御坊市	明神川	明神川	右支溪	0.05
33	5-205-1-033	御坊市	明神川	明神川	左支溪	0.01
34	5-205-1-034	御坊市	塩屋町南塩屋	—	0.01	
35	5-205-1-035	御坊市	名田町野島	—	0.13	
36	5-205-1-036	御坊市	名田町野島	—	0.02	
37	5-205-1-037	御坊市	名田町上野	上野川	左支溪	0.10
1	5-205-2-001	御坊市	湯川町富安	東栗川	左支溪	0.01
2	5-205-2-002	御坊市	湯川町富安	湯川	左支溪	0.01
3	5-205-2-003	御坊市	湯川町小松原	西川	右支溪	0.02
4	5-205-2-004	御坊市	湯川町富安	富安川	右支溪	0.01
5	5-205-2-005	御坊市	湯川町富安	東栗川	左支溪	0.01
6	5-205-2-006	御坊市	湯川町富安	富安川	右支溪	0.04
7	5-205-2-007	御坊市	藤田町吉田	北吉田川	右支溪	0.03
8	5-205-2-008	御坊市	湯川町富安	富安川	左支溪	0.03
9	5-205-2-009	御坊市	湯川町富安	富安川	左支溪	0.01
10	5-205-2-010	御坊市	藤田町吉田	北吉田川	左支溪	0.01
11	5-205-2-011	御坊市	藤田町吉田	北吉田川	左支溪	0.04
12	5-205-2-012	御坊市	野口	—	0.02	
13	5-205-2-013	御坊市	岩内	—	0.01	
14	5-205-2-014	御坊市	熊野	熊野川	右支溪	0.02
15	5-205-2-015	御坊市	熊野	熊野川	右支溪	0.01
16	5-205-2-016	御坊市	熊野	熊野川	右支溪	0.01
17	5-205-2-017	御坊市	熊野	熊野川	右支溪	0.01
18	5-205-2-018	御坊市	熊野	熊野川	右支溪	0.01
19	5-205-2-019	御坊市	熊野	熊野川	右支溪	0.15
20	5-205-2-020	御坊市	熊野	熊野川	左支溪	0.01
21	5-205-2-021	御坊市	熊野	熊野川	左支溪	0.01
22	5-205-2-022	御坊市	熊野	熊野川	左支溪	0.02
23	5-205-2-023	御坊市	熊野	熊野川	左支溪	0.03

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
24	5-205-2-024	御坊市	熊野	熊野川	右支溪	0.00
25	5-205-2-025	御坊市	塩屋町北塩屋	日高川	右支溪	0.01
26	5-205-2-026	御坊市	塩屋町北塩屋	王子川	右支溪	0.01
27	5-205-2-027	御坊市	塩屋町北塩屋	王子川	右支溪	0.03
28	5-205-2-028	御坊市	塩屋町北塩屋	王子川	右支溪	0.01
29	5-205-2-029	御坊市	明神川	明神川	右支溪	0.01
30	5-205-2-030	御坊市	明神川	明神川	右支溪	0.01
31	5-205-2-031	御坊市	明神川	明神川	右支溪	0.00
32	5-205-2-032	御坊市	明神川	明神川	右支溪	0.01
33	5-205-2-033	御坊市	明神川	明神川	左支溪	0.01
34	5-205-2-034	御坊市	明神川	明神川	左支溪	0.02
35	5-205-2-035	御坊市	明神川	明神川	左支溪	0.06
36	5-205-2-036	御坊市	明神川	明神川	左支溪	0.01
37	5-205-2-037	御坊市	明神川	明神川	左支溪	0.06
38	5-205-2-038	御坊市	明神川	明神川	左支溪	0.02
39	5-205-2-039	御坊市	明神川	明神川	左支溪	0.01
40	5-205-2-040	御坊市	塩屋町南塩屋	王子川	左支溪	0.07
41	5-205-2-041	御坊市	名田町野島	—	0.02	
42	5-205-2-042	御坊市	名田町上野	上野川	左支溪	0.01
1						

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
1	日高町	志賀	—	支深	0.50
2	日高町	志賀	—	支深	0.05
3	日高町	志賀	—	支深	0.14
4	日高町	方杭	—	支深	0.01
5	日高町	方杭	—	支深	0.01
6	日高町	方杭	—	支深	0.23
7	日高町	志賀	—	支深	0.07
8	日高町	小満	—	支深	0.03
9	日高町	小満	—	支深	0.01
10	日高町	小満	—	支深	0.01
11	日高町	小満	—	支深	0.02
12	日高町	比井	—	支深	0.05
13	日高町	比井	—	支深	0.04
14	日高町	比井	比井川	右支深	0.01
15	日高町	比井	比井川	支深	0.01
16	日高町	比井	比井川	支深	0.01
17	日高町	比井	比井川	支深	0.07
18	日高町	比井	比井川	右支深	0.05
19	日高町	比井	比井川	左支深	0.01
20	日高町	小坂	産湯川	右支深	0.12
21	日高町	小坂	産湯川	寺ヶ谷川	0.41
22	日高町	小坂	産湯川	支深	0.04
23	日高町	産湯	—	支深	1.98
24	日高町	産湯	—	支深	0.05
25	日高町	阿尾	—	支深	0.02
26	日高町	阿尾	—	支深	0.09
27	日高町	阿尾	—	支深	0.02
28	日高町	阿尾	阿尾川	川ノ上川	0.20
29	日高町	阿尾	—	支深	0.01
30	日高町	阿尾	—	支深	0.02
31	日高町	阿尾	—	支深	0.01
32	日高町	阿尾	田杭川	小谷	0.01
33	日高町	阿尾	田杭川	小谷	0.07
34	日高町	阿尾	田杭川	小谷	0.02
35	日高町	阿尾	田杭川	小谷	0.03
36	日高町	小池	小池川	大谷川	0.38
37	日高町	小池	小池川	大池谷	0.22
38	日高町	小池	小池川	寺谷	0.18
39	日高町	志賀	志賀川	支深	0.25
40	日高町	志賀	志賀川	右支深	0.07
41	日高町	志賀	志賀川	支深	0.01
42	日高町	志賀	志賀川	三河谷川	1.41
43	日高町	志賀	志賀川	三河谷川	1.03
44	日高町	志賀	志賀川	支深	0.37
45	日高町	志賀	志賀川	久志之谷川	0.09
46	日高町	志賀	志賀川	支深	0.42
47	日高町	志賀	志賀川	右支深	0.01
48	日高町	志賀	志賀川	支深	0.01
49	日高町	志賀	志賀川	左支深	0.01
50	日高町	志賀	志賀川	左支深	0.02
51	日高町	志賀	志賀川	支深	1.14
52	日高町	志賀	志賀川	支深	0.02
53	日高町	志賀	志賀川	支深	0.02
54	日高町	志賀	志賀川	支深	0.04
55	日高町	小中	志賀川	支深	0.64
56	日高町	小中	志賀川	小中川	0.11
57	日高町	小中	志賀川	小中川	0.20
58	日高町	高家	志賀川	小中川	0.03
59	日高町	高家	志賀川	小中川	0.02
60	日高町	高家	西川	右支深	0.03

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
61	日高町	池田	池田川	池田川	右支深	0.03
62	日高町	池田	池田川	池田川	右支深	0.06
63	日高町	池田	池田川	池田川	左支深	0.03
64	日高町	池田	池田川	池田川	左支深	0.01
65	日高町	池田	池田川	池田川	右支深	0.01
66	日高町	池田	西川	支深	0.03	
67	日高町	原谷	西川	堂ノ前川	0.18	
68	日高町	原谷	西川	支深	0.11	
69	日高町	原谷	西川	日田	0.35	
70	日高町	原谷	西川	原谷	0.02	
71	日高町	原谷	西川	支深	0.02	
72	日高町	原谷	西川	井戸ノ谷川	0.14	
73	日高町	原谷	西川	池田谷	1.17	
74	日高町	原谷	西川	油谷	0.04	
75	日高町	原谷	西川	福正寺川	0.03	
76	日高町	原谷	西川	支深	0.07	
77	日高町	原谷	西川	平野	0.02	
78	日高町	原谷	西川	支深	0.01	
79	日高町	萩原	西川	支深	0.02	
80	日高町	萩原	西川	右支深	0.01	
81	日高町	萩原	萩原川	奥山	0.39	
82	日高町	萩原	萩原川	奥山	0.10	
83	日高町	萩原	萩原川	奥山	0.10	
84	日高町	萩原	萩原川	支深	0.04	
1	日高町	志賀	—	支深	0.02	
2	日高町	志賀	—	支深	0.01	
3	日高町	方杭	—	支深	0.01	
4	日高町	志賀	—	支深	0.01	
5	日高町	小満	—	支深	0.01	
6	日高町	小満	—	支深	0.02	
7	日高町	津久野	—	支深	0.03	
8	日高町	比井	—	支深	0.02	
9	日高町	小坂	産湯川	支深	0.01	
10	日高町	小坂	産湯川	支深	0.03	
11	日高町	小坂	産湯川	峠谷	0.05	
12	日高町	小坂	産湯川	右支深	0.04	
13	日高町	小坂	産湯川	支深	0.05	
14	日高町	小坂	産湯川	支深	0.02	
15	日高町	産湯	—	支深	0.31	
16	日高町	阿尾	—	支深	0.24	
17	日高町	阿尾	—	支深	0.03	
18	日高町	阿尾	—	支深	0.04	
19	日高町	阿尾	—	支深	0.08	
20	日高町	阿尾	田杭川	小谷	0.06	
21	日高町	阿尾	田杭川	小谷	0.01	
22	日高町	阿尾	田杭川	小谷	0.03	
23	日高町	阿尾	田杭川	小谷	0.02	
24	日高町	小池	小池川	支深	0.01	
25	日高町	小池	小池川	支深	0.05	
26	日高町	志賀	小池川	支深	0.01	
27	日高町	志賀	小池川	支深	0.09	
28	日高町	志賀	小池川	支深	0.01	
29	日高町	志賀	小池川	支深	0.01	
30	日高町	志賀	小池川	支深	0.05	
31	日高町	志賀	小池川	支深	0.01	
32	日高町	志賀	小池川	支深	0.02	
33	日高町	志賀	小池川	支深	0.03	
34	日高町	志賀	小池川	支深	0.05	
35	日高町	志賀	志賀川	支深	0.01	
36	日高町	志賀	志賀川	支深	0.04	

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
37	日高町	志賀	志賀川	支深	0.04
38	日高町	志賀	志賀川	支深	0.09
39	日高町	志賀	志賀川	支深	0.15
40	日高町	小坂	産湯川	比井峠谷	0.01
41	日高町	志賀	志賀川	支深	0.01
42	日高町	小坂	産湯川	比井峠谷	0.06
43	日高町	志賀	志賀川	支深	0.03
44	日高町	志賀	志賀川	阿田谷	0.01
45	日高町	志賀	志賀川	支深	0.05
46	日高町	志賀	志賀川	支深	0.03
47	日高町	志賀	志賀川	右支深	0.12
48	日高町	志賀	志賀川	支深	0.13
49	日高町	志賀	志賀川	久志之谷	0.08
50	日高町	志賀	志賀川	久志之谷	0.01
51	日高町	志賀	志賀川	西谷	0.03
52	日高町	志賀	志賀川	西谷	0.21
53	日高町	志賀	志賀川	西谷	0.01
54	日高町	志賀	志賀川	尊我谷	0.03
55	日高町	志賀	志賀川	尊我谷	0.02
56	日高町	志賀	志賀川	支深	0.03
57	日高町	志賀	志賀川	支深	0.03
58	日高町	志賀	志賀川	大原	0.05
59	日高町	志賀	志賀川	大原	0.02
60	日高町	志賀	志賀川	支深	0.01
61	日高町	志賀	志賀川	支深	0.01
62	日高町	志賀	志賀川	支深	0.00
63	日高町	志賀	志賀川	支深	0.00
64	日高町	志賀	志賀川	支深	0.01
65	日高町	志賀	志賀川	支深	0.02
66	日高町	志賀	志賀川	支深	0.01
67	日高町	志賀	志賀川	支深	0.02
68	日高町	志賀	志賀川	支深	0.01
69	日高町	志賀	志賀川	支深	0.05
70	日高町	志賀	志賀川	支深	0.08
71	日高町	高家	西川	右支深	0.11
72	日高町	池田	池田川	支深	0.03
73	日高町	池田	池田川	支深	0.02
74	日高町	池田	池田川	由良谷	0.13
75	日高町	池田	池田川	支深	0.06
76	日高町	池田	池田川	支深	0.03
77	日高町	池田	池田川	支深	0.04
78	日高町	萩原	西川	支深	0.03
79	日高町	萩原	西川	支深	0.02
80	日高町	萩原	西川	支深	0.03
81	日高町	萩原	西川	支深	0.01
82	日高町	萩原	西川	支深	0.03
83	日高町	萩原	西川	支深	0.06
84	日高町	萩原	西川	神田	0.02
85	日高町	萩原	西川	神田	0.01
86	日高町	萩原	西川	神田	0.02
87	日高町	萩原	西川	支深	0.08
88	日高町	原谷	西川	支深	0.02
89	日高町	原谷	西川	支深	0.05
90	日高町	原谷	西川	日田	0.01
91	日高町	原谷	西川	支深	0.02
92	日高町	原谷	西川	支深	0.01
93	日高町	原谷	西川	支深	0.02
94	日高町	原谷	西川	支深	0.04
95	日高町	原谷	西川	堂ノ前川	0.20
96	日高町	原谷	西川	落合	0.01

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
97	日高町	原谷	西川	落合	0.10
98	日高町	原谷	西川	落合	0.01
99	日高町	原谷	西川	金刀比羅	0.33
100	日高町	原谷	西川	鹿ノ瀬	0.02
101	日高町	原谷	西川	鹿ノ瀬	0.70
102	日高町	原谷	西川	鹿ノ瀬	0.07
103	日高町	原谷	西川	落木谷	0.08
104	日高町	原谷	西川	支深	0.27
105	日高町	原谷	西川	支深	1.29
106	日高町	原谷	西川	支深	0.03
107	日高町	原谷	西川	支深	0.03
108	日高町	原谷	西川	支深	0.01
109	日高町	原谷	西川	井戸ノ谷	0.07
110	日高町	原谷	西川	井戸ノ谷	0.02
111	日高町	原谷	西川	支深	0.01
112	日高町	原谷	西川	支深	0.02
113	日高町	原谷	西川	支深	0.03
114	日高町	原谷	西川	支深	0.01
115	日高町	原谷	西川	雨間本	0.02
116	日高町	原谷	西川	支深	0.30
117	日高町	萩原	西川	支深	0.22
118	日高町	萩原	西川	左支深	0.19
119	日高町	萩原	萩原川	奥山	0.03
120	日高町	萩原	萩原川	奥山	0.01
121	日高町	萩原	萩原川	奥山	0.02
122	日高町	萩原	萩原川	奥山	0.01
123	日高町	萩原	萩原川	支深	0.01
124	日高町	萩原	萩原川	支深	0.02
1	日高町	志賀	志賀川	支深	0.04
2	日高町	志賀	志賀川	支深	0.62
3	日高町	原谷	西川	下久保	0.08
4	日高町	萩原	西川	支深	0.05

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸襲名	流域面積	
1	5-381-1-001	美浜町	三尾	—	0.07	
2	5-381-1-002	美浜町	三尾	—	0.07	
3	5-381-1-003	美浜町	三尾	—	0.07	
4	5-381-1-004	美浜町	三尾	西出川	右支溪	0.08
5	5-381-1-005	美浜町	三尾	西出川	左支溪	0.24
6	5-381-1-006	美浜町	三尾	西出川	左支溪	0.21
7	5-381-1-007	美浜町	三尾	大山谷川	大山谷川	1.10
8	5-381-1-008	美浜町	三尾	—	0.03	
9	5-381-1-009	美浜町	三尾	—	0.03	
10	5-381-1-010	美浜町	三尾	—	0.26	
11	5-381-1-011	美浜町	和田	—	0.07	
12	5-381-1-012	美浜町	和田	—	0.11	
13	5-381-1-013	美浜町	和田	—	0.02	
14	5-381-1-014	美浜町	和田	—	0.18	
15	5-381-1-015	美浜町	和田	—	0.04	
16	5-381-1-016	美浜町	和田	—	0.03	
17	5-381-1-017	美浜町	和田	西川	左支溪	0.01
18	5-381-1-018	美浜町	和田	西川	左支溪	0.03
1	5-381-2-001	美浜町	三尾	—	0.16	
2	5-381-2-002	美浜町	三尾	—	0.02	
3	5-381-2-003	美浜町	三尾	—	0.06	
4	5-381-2-004	美浜町	和田	—	0.01	
5	5-381-2-005	美浜町	和田	西川	左支溪	0.02
6	5-381-2-006	美浜町	和田	西川	左支溪	0.02
7	5-381-2-007	美浜町	和田	—	0.01	
1	5-381-3-001	美浜町	和田	—	0.46	
2	5-381-3-002	美浜町	和田	—	0.54	

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸襲名	流域面積	
1	5-383-1-001	由良町	三尾川	三尾川	黒山谷	0.13
2	5-383-1-002	由良町	三尾川	三尾川	西原谷	0.36
3	5-383-1-003	由良町	衣奈	長谷池谷	長谷池谷	0.23
4	5-383-1-004	由良町	衣奈	長谷池谷	左支溪	0.27
5	5-383-1-005	由良町	衣奈	前田川	黒山谷	0.33
6	5-383-1-006	由良町	衣奈	前田川	左支溪	0.09
7	5-383-1-007	由良町	衣奈	—	—	0.10
8	5-383-1-008	由良町	戸津井	戸津井川	中筋谷	0.18
9	5-383-1-009	由良町	小引	—	—	0.08
10	5-383-1-010	由良町	小引	—	—	0.04
11	5-383-1-011	由良町	小引	—	—	0.03
12	5-383-1-012	由良町	小引	—	—	0.11
13	5-383-1-013	由良町	大引	—	—	0.04
14	5-383-1-014	由良町	大引	—	—	0.05
15	5-383-1-015	由良町	大引	—	—	0.12
16	5-383-1-016	由良町	大引	—	—	0.06
17	5-383-1-017	由良町	神谷	神谷川	寺谷	0.10
18	5-383-1-018	由良町	吹井	—	—	0.03
19	5-383-1-019	由良町	吹井	—	—	0.05
20	5-383-1-020	由良町	吹井	—	—	0.02
21	5-383-1-021	由良町	吹井	—	—	0.03
22	5-383-1-022	由良町	吹井	—	—	0.17
23	5-383-1-023	由良町	吹井	—	—	0.02
24	5-383-1-024	由良町	吹井	—	—	0.02
25	5-383-1-025	由良町	江ノ駒	—	—	0.06
26	5-383-1-026	由良町	網代	由良川	右支溪	0.01
27	5-383-1-027	由良町	網代	由良川	右支溪	0.01
28	5-383-1-028	由良町	里	由良川	右支溪	0.01
29	5-383-1-029	由良町	里	由良川	右支溪	0.04
30	5-383-1-030	由良町	門前	由良川	右支溪	0.20
31	5-383-1-031	由良町	門前	由良川	右支溪	0.14
32	5-383-1-032	由良町	門前	由良川	右支溪	0.25
33	5-383-1-033	由良町	門前	由良川	右支溪	0.08
34	5-383-1-034	由良町	門前	由良川	右支溪	0.08
35	5-383-1-035	由良町	門前	由良川	右支溪	0.03
36	5-383-1-036	由良町	畑	由良川	右支溪	0.42
37	5-383-1-037	由良町	畑	由良川	右支溪	0.02
38	5-383-1-038	由良町	畑	由良川	右支溪	0.11
39	5-383-1-039	由良町	畑	由良川	右支溪	0.06
40	5-383-1-040	由良町	畑	由良川	右支溪	0.40
41	5-383-1-041	由良町	里	由良川	左支溪	0.03
42	5-383-1-042	由良町	里	由良川	左支溪	0.02
43	5-383-1-043	由良町	里	由良川	左支溪	0.02
44	5-383-1-044	由良町	里	由良川	支溪	0.04
45	5-383-1-045	由良町	里	由良川	左支溪	0.48
46	5-383-1-046	由良町	里	由良川	左支溪	0.06
47	5-383-1-047	由良町	里	由良川	左支溪	0.10
48	5-383-1-048	由良町	里	由良川	左支溪	0.06
49	5-383-1-049	由良町	阿戸	大谷川	左支溪	0.64
50	5-383-1-050	由良町	阿戸	西谷川	左支溪	0.01
51	5-383-1-051	由良町	阿戸	白木川	池原谷	0.14
52	5-383-1-052	由良町	阿戸	白木川	白木川	0.37
1	5-383-2-001	由良町	三尾川	三尾川	勢ヶ谷	0.35
2	5-383-2-002	由良町	衣奈	前田川	右支溪	0.03
3	5-383-2-003	由良町	衣奈	前田川	右支溪	0.13
4	5-383-2-004	由良町	吹井	吹井川	右支溪	0.04
5	5-383-2-005	由良町	吹井	吹井川	右支溪	0.06
6	5-383-2-006	由良町	門前	由良川	右支溪	0.03
7	5-383-2-007	由良町	門前	由良川	右支溪	0.02
8	5-383-2-008	由良町	中	由良川	右支溪	0.08

1

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸襲名	流域面積	
9	5-383-2-009	由良町	畑	由良川	右支溪	0.07
10	5-383-2-010	由良町	畑	由良川	右支溪	0.01
11	5-383-2-011	由良町	畑	由良川	右支溪	0.01
12	5-383-2-012	由良町	畑	由良川	右支溪	0.21
13	5-383-2-013	由良町	畑	由良川	左支溪	0.36
14	5-383-2-014	由良町	畑	由良川	左支溪	0.25
15	5-383-2-015	由良町	中	由良川	左支溪	0.10
16	5-383-2-016	由良町	門前	由良川	左支溪	0.36
17	5-383-2-017	由良町	門前	由良川	左支溪	0.04
18	5-383-2-018	由良町	門前	由良川	左支溪	0.65
19	5-383-2-019	由良町	門前	由良川	左支溪	0.02
20	5-383-2-020	由良町	門前	由良川	左支溪	0.03
21	5-383-2-021	由良町	阿戸	大谷川	左支溪	0.28

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸襲名	流域面積	
1	5-384-1-001	白高川町	榎巻	北高川	支溪	0.03
2	5-384-1-002	白高川町	榎巻	白高川	支溪	0.23
3	5-384-1-003	白高川町	津津川	土生川	土生川	2.86
4	5-384-1-004	白高川町	土生	矢野川	支溪	0.06
5	5-384-1-005	白高川町	土生	矢野川	右支溪	0.08
6	5-384-1-006	白高川町	安子	白高川	勢の谷	0.03
7	5-384-1-007	白高川町	安子	白高川	右支溪	0.02
8	5-384-1-008	白高川町	日蓮	白高川	支溪	0.02
9	5-384-1-009	白高川町	平川	白高川	支溪	0.11
10	5-384-1-010	白高川町	平川	白高川	支溪	0.04
11	5-384-1-011	白高川町	平川	白高川	支溪	0.02
12	5-384-1-012	白高川町	平川	釜川	釜川	0.06
13	5-384-1-013	白高川町	平川	釜川	左支溪	0.05
14	5-384-1-014	白高川町	平川	高池谷川	高池谷	1.81
15	5-384-1-015	白高川町	藤野川	藤野川	支溪	0.02
16	5-384-1-016	白高川町	藤野川	藤野川	右支溪	0.54
17	5-384-1-017	白高川町	藤野川	藤野川	藤野川	1.25
18	5-384-1-018	白高川町	三目森	白高川	支溪	0.54
19	5-384-1-019	白高川町	三目森	白高川	支溪	0.07
20	5-384-1-020	白高川町	伊藤川	伊藤川	支溪	0.07
21	5-384-1-021	白高川町	伊藤川	伊藤川	支溪	0.15
22	5-384-1-022	白高川町	伊藤川	伊藤川	支溪	0.07
23	5-384-1-023	白高川町	伊藤川	伊藤川	左支溪	0.03
24	5-384-1-024	白高川町	和佐	白高川	支溪	0.49
25	5-384-1-025	白高川町	江川	江川	右支溪	0.03
26	5-384-1-026	白高川町	江川	江川	右支溪	0.07
27	5-384-1-027	白高川町	山野	江川	支溪	0.03
28	5-384-1-028	白高川町	山野	江川	右支溪	0.08
29	5-384-1-029	白高川町	山野	江川	支溪	0.28
30	5-384-1-030	白高川町	山野	江川	支溪	0.03
31	5-384-1-031	白高川町	山野	江川	支溪	0.02
32	5-384-1-032	白高川町	山野	江川	支溪	0.02
33	5-384-1-033	白高川町	山野	大湊川	支溪	0.11
34	5-384-1-034	白高川町	江川	江川	支溪	0.19
35	5-384-1-035	白高川町	江川	江川	支溪	0.01
36	5-384-1-036	白高川町	江川	江川	支溪	0.08
37	5-385-1-001	白高川町	船津	白高川	支溪	0.02
38	5-385-1-002	白高川町	船津	小津産谷川	小津産谷	1.26
39	5-385-1-003	白高川町	船津	白高川	右支溪	0.03
40	5-385-1-004	白高川町	船津	岩の谷川	岩の谷	0.60
41	5-385-1-005	白高川町	船津	白高川	勢の谷	0.04
42	5-385-1-006	白高川町	船津	白高川	滝本谷	0.35
43	5-385-1-007	白高川町	西原	白高川	右支溪	0.01
44	5-385-1-008	白高川町	西原	伊佐の川	岩の谷	0.18
45	5-385-1-009	白高川町	西原	伊佐の川	右支溪	0.07
46	5-385-1-010	白高川町	高津屋	伊佐の川	左支溪	0.06
47	5-385-1-011	白高川町	高津屋	高津屋川	左支溪	0.02
48	5-385-1-012	白高川町	高津屋	白高川	右支溪	0.05
49	5-385-1-013	白高川町	高津屋	白高川	尾曾谷	0.47
50	5-385-1-014	白高川町	高津屋	白高川	赤し谷	0.32
51	5-385-1-015	白高川町	高津屋	白高川	左支溪	0.05
52	5-385-1-016	白高川町	高津屋	白高川	左支溪	0.10
53	5-385-1-017	白高川町	高津屋	白高川	支溪	0.03
54	5-385-1-018	白高川町	佐井	白高川	支溪	0.02
55	5-385-1-019	白高川町	佐井	白高川	支溪	0.07
56	5-385-1-020	白高川町	坂野川	白高川	右支溪	0.03
57	5-385-1-021	白高川町	坂野川	白高川	滝の谷	0.02
58	5-385-1-022	白高川町	坂野川	白高川	右支溪	0.02
59	5-385-1-023	白高川町	小倉本	白高川	右支溪	0.01
60	5-385-1-024	白高川町	小倉本	白高川	右支溪	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

河川番号	市町村名	字名	河川名	浸漬名	浸漬面積	
61	日高川町	船子	日高川	東株井谷	0.07	
62	5-385-1-025	日高川町	船子	東株井谷	0.10	
63	5-385-1-027	日高川町	三斗井川	芦谷	0.98	
64	5-385-1-028	日高川町	三斗井川	大陰谷川	2.39	
65	5-385-1-029	日高川町	飯白流	西の谷	0.07	
66	5-385-1-030	日高川町	飯白流	井戸谷	0.08	
67	5-385-1-031	日高川町	飯白流	桐屋谷	0.17	
68	5-385-1-032	日高川町	下田原	支深	0.02	
69	5-385-1-033	日高川町	田尻	左支深	0.02	
70	5-385-1-034	日高川町	三佐	砂谷	0.24	
71	5-385-1-035	日高川町	三佐	石の谷	0.08	
72	5-385-1-036	日高川町	三佐	奥の谷	0.08	
73	5-385-1-037	日高川町	三佐	久保ノ谷	0.27	
74	5-385-1-038	日高川町	老鬼	大又谷川	1.55	
75	5-385-1-039	日高川町	佐井	飯島の谷	0.22	
76	5-385-1-040	日高川町	高津尾	左支深	0.15	
77	5-385-1-041	日高川町	船津	右支深	0.04	
78	5-385-1-042	日高川町	船津	支深	0.02	
79	5-385-1-043	日高川町	船津	右支深	0.18	
80	5-385-1-044	日高川町	船津	支深	0.75	
81	5-385-1-045	日高川町	船津	滝谷	0.58	
82	5-385-1-046	日高川町	船津	大谷	0.12	
83	5-385-1-001	日高川町	岩瀬	加野谷	0.15	
84	5-385-1-002	日高川町	岩瀬	釜の谷	0.53	
85	5-385-1-003	日高川町	岩瀬	鎌の谷	0.20	
86	5-385-1-004	日高川町	岩瀬	右支深	0.16	
87	5-385-1-005	日高川町	岩瀬	梅坂谷	0.13	
88	5-385-1-006	日高川町	岩瀬	右支深	0.04	
89	5-385-1-007	日高川町	岩瀬	池の谷	0.05	
90	5-385-1-008	日高川町	岩瀬	右支深	0.02	
91	5-385-1-009	日高川町	初湯川	左支深	0.02	
92	5-385-1-010	日高川町	初湯川	右支深	0.17	
93	5-385-1-011	日高川町	初湯川	右支深	0.06	
94	5-385-1-012	日高川町	上初湯川	猪谷川	8.44	
95	5-385-1-013	日高川町	初湯川	支深	4.35	
96	5-385-1-014	日高川町	栗川	右支深	0.41	
97	5-385-1-015	日高川町	栗川	支深	0.03	
98	5-385-1-016	日高川町	栗川	木戸の巻谷	0.18	
99	5-385-1-017	日高川町	熊野川	支深	0.04	
100	5-385-1-018	日高川町	熊野川	支深	0.10	
101	5-385-1-019	日高川町	上越方	田上谷	0.74	
102	5-385-1-020	日高川町	浅間	湯の谷	0.03	
103	5-385-1-021	日高川町	川原河	川原河	0.02	
104	5-385-1-022	日高川町	川原河	左支深	0.04	
105	5-385-1-023	日高川町	川原河	左支深	0.03	
1	5-384-2-001	日高川町	千津川	土生川	支深	0.53
2	5-384-2-002	日高川町	土生	支深	0.94	
3	5-384-2-003	日高川町	土生	支深	0.06	
4	5-384-2-004	日高川町	中津川	支深	0.83	
5	5-384-2-005	日高川町	蛇尾	支深	0.20	
6	5-384-2-006	日高川町	蛇尾	支深	0.02	
7	5-384-2-007	日高川町	早稲	支深	0.92	
8	5-384-2-008	日高川町	早稲	支深	0.05	
9	5-384-2-009	日高川町	早稲	支深	0.06	
10	5-384-2-010	日高川町	早稲	支深	0.10	
11	5-384-2-011	日高川町	早稲	支深	0.03	
12	5-384-2-012	日高川町	早稲	支深	0.02	
13	5-384-2-013	日高川町	早稲	支深	0.06	
14	5-384-2-014	日高川町	早稲	支深	0.02	
15	5-384-2-015	日高川町	早稲	支深	0.03	

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

河川番号	市町村名	字名	河川名	浸漬名	浸漬面積	
16	5-384-2-016	日高川町	三斗井川	日高川	支深	0.08
17	5-384-2-017	日高川町	三斗井川	日高川	支深	0.57
18	5-384-2-018	日高川町	三斗井川	日高川	花尻川	0.05
19	5-384-2-019	日高川町	三斗井川	日高川	支深	0.05
20	5-384-2-020	日高川町	伊藤川	伊藤川	支深	0.05
21	5-384-2-021	日高川町	伊藤川	伊藤川	支深	0.27
22	5-384-2-022	日高川町	伊藤川	伊藤川	支深	0.04
23	5-384-2-023	日高川町	伊藤川	伊藤川	支深	0.03
24	5-384-2-024	日高川町	伊藤川	伊藤川	支深	0.08
25	5-384-2-025	日高川町	伊藤川	伊藤川	支深	0.44
26	5-384-2-026	日高川町	江川	江川	支深	0.15
27	5-384-2-027	日高川町	江川	江川	支深	0.02
28	5-384-2-028	日高川町	江川	江川	支深	0.05
29	5-384-2-029	日高川町	江川	江川	支深	0.73
30	5-384-2-030	日高川町	江川	江川	支深	0.01
31	5-384-2-031	日高川町	山野	江川	支深	0.02
32	5-384-2-032	日高川町	山野	江川	支深	0.02
33	5-384-2-033	日高川町	山野	江川	支深	0.02
34	5-384-2-034	日高川町	山野	江川	支深	0.03
35	5-384-2-035	日高川町	山野	大滝川	支深	0.09
36	5-384-2-036	日高川町	山野	大滝川	支深	0.04
37	5-384-2-037	日高川町	山野	大滝川	支深	0.08
38	5-384-2-038	日高川町	山野	大滝川	支深	0.14
39	5-384-2-039	日高川町	山野	大滝川	支深	0.02
40	5-384-2-040	日高川町	江川	江川	支深	0.03
41	5-384-2-041	日高川町	山野	猪内川	支深	0.10
42	5-384-2-042	日高川町	山野	猪内川	支深	0.02
43	5-384-2-043	日高川町	山野	猪内川	支深	0.01
44	5-384-2-044	日高川町	山野	猪内川	支深	0.04
45	5-384-2-045	日高川町	山野	猪内川	支深	0.01
46	5-384-2-046	日高川町	山野	猪内川	支深	0.29
47	5-384-2-047	日高川町	山野	猪内川	支深	0.10
48	5-384-2-048	日高川町	山野	猪内川	支深	0.06
49	5-384-2-049	日高川町	江川	江川	支深	0.55
50	5-384-2-050	日高川町	江川	江川	支深	0.02
51	5-384-2-051	日高川町	江川	江川	支深	0.02
52	5-385-2-001	日高川町	船津	西の谷	0.10	
53	5-385-2-002	日高川町	船津	右支深	0.31	
54	5-385-2-003	日高川町	船津	井戸の巻	0.03	
55	5-385-2-004	日高川町	船津	右支深	0.02	
56	5-385-2-005	日高川町	高津尾	伊佐の川	支深	1.49
57	5-385-2-006	日高川町	高津尾	伊佐の川	うしろ谷	0.41
58	5-385-2-007	日高川町	高津尾	伊佐の川	中の絡谷	0.47
59	5-385-2-008	日高川町	高津尾	伊佐の川	支深	1.88
60	5-385-2-009	日高川町	高津尾	伊佐の川	支深	0.05
61	5-385-2-010	日高川町	高津尾	伊佐の川	支深	0.36
62	5-385-2-011	日高川町	高津尾	高津尾川	榑木谷	0.11
63	5-385-2-012	日高川町	高津尾	高津尾川	大谷	0.24
64	5-385-2-013	日高川町	高津尾	高津尾川	井の谷川	0.11
65	5-385-2-014	日高川町	高津尾	高津尾川	内谷	0.16
66	5-385-2-015	日高川町	高津尾	高津尾川	東谷谷川	0.69
67	5-385-2-016	日高川町	高津尾	高津尾川	中木谷	0.42
68	5-385-2-017	日高川町	高津尾	高津尾川	左支深	0.13
69	5-385-2-018	日高川町	高津尾	高津尾川	支深	0.06
70	5-385-2-019	日高川町	高津尾	高津尾川	支深	0.05
71	5-385-2-020	日高川町	高津尾	高津尾川	支深	0.08
72	5-385-2-021	日高川町	高津尾	高津尾川	支深	0.20
73	5-385-2-022	日高川町	高津尾	高津尾川	支深	0.04
74	5-385-2-023	日高川町	高津尾	高津尾川	支深	0.02
75	5-385-2-024	日高川町	高津尾	高津尾川	支深	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

河川番号	市町村名	字名	河川名	浸漬名	浸漬面積	
76	5-385-2-025	日高川町	三斗井川	船谷	0.14	
77	5-385-2-026	日高川町	三斗井川	船谷	0.51	
78	5-385-2-027	日高川町	三斗井川	三斗井川	1.38	
79	5-385-2-028	日高川町	三斗井川	支深	0.06	
80	5-385-2-029	日高川町	三斗井川	舟の谷	0.13	
81	5-385-2-030	日高川町	三斗井川	舟の谷	0.18	
82	5-385-2-031	日高川町	飯白流	飯の谷	0.05	
83	5-385-2-032	日高川町	飯白流	平島谷	0.62	
84	5-385-2-033	日高川町	飯白流	坂の谷	0.08	
85	5-385-2-034	日高川町	三斗井	庵の谷	0.15	
86	5-385-2-035	日高川町	三斗井	支深	0.23	
87	5-385-2-036	日高川町	上田原	支深	0.02	
88	5-385-2-037	日高川町	上田原	支深	0.12	
89	5-385-2-038	日高川町	上田原	支深	0.02	
90	5-385-2-039	日高川町	上田原	支深	0.09	
91	5-385-2-040	日高川町	田尻	田尻谷	0.26	
92	5-385-2-041	日高川町	老鬼	老鬼谷	0.43	
93	5-385-2-042	日高川町	老鬼	小原口谷	0.09	
94	5-385-2-043	日高川町	大又	大又谷川	支深	0.04
95	5-385-2-044	日高川町	大又	大又谷川	支深	0.22
96	5-385-2-045	日高川町	大又	大又谷川	支深	0.02
97	5-385-2-046	日高川町	大又	大又谷川	支深	0.08
98	5-385-2-047	日高川町	大又	大又谷川	支深	0.05
99	5-385-2-048	日高川町	大又	大又谷川	支深	0.03
100	5-385-2-049	日高川町	大又	大又谷川	支深	0.09
101	5-385-2-050	日高川町	老鬼	支深	0.05	
102	5-385-2-051	日高川町	老鬼	支深	0.02	
103	5-385-2-052	日高川町	老鬼	支深	0.02	
104	5-385-2-053	日高川町	老鬼	支深	0.03	
105	5-385-2-054	日高川町	老鬼	支深	0.03	
106	5-385-2-055	日高川町	佐井	支深	0.04	
107	5-385-2-056	日高川町	佐井	支深	0.17	
108	5-385-2-057	日高川町	高津尾	右支深	0.04	
109	5-385-2-058	日高川町	高津尾	支深	0.02	
110	5-385-2-059	日高川町	高津尾	老鬼の巻谷	0.08	
111	5-385-2-060	日高川町	船津	支深	0.06	
112	5-385-2-061	日高川町	船津	支深	0.01	
113	5-385-2-062	日高川町	船津	支深	0.02	
114	5-385-2-063	日高川町	船津	支深	0.04	
115	5-386-2-001	日高川町	岩瀬	右支深	0.05	
116	5-386-2-002	日高川町	岩瀬	右支深	0.31	
117	5-386-2-003	日高川町	岩瀬	コン谷	0.09	
118	5-386-2-004	日高川町	岩瀬	右支深	0.07	
119	5-386-2-005	日高川町	岩瀬	右支深	0.06	
120	5-386-2-006	日高川町	浅間	右支深	0.10	
121	5-386-2-007	日高川町	熊野川	右支深	0.03	
122	5-386-2-008	日高川町	熊野川	右支深	0.09	
123	5-386-2-009	日高川町	熊野川	右支深	0.03	
124	5-386-2-010	日高川町	熊野川	右支深	0.02	
125	5-386-2-011	日高川町	初湯川	右支深	0.06	
126	5-386-2-012	日高川町	初湯川	支深	0.08	
127	5-386-2-013	日高川町	栗川	右支深	0.04	
128	5-386-2-014	日高川町	栗川	支深	0.06	
129	5-386-2-015	日高川町	栗川	支深	0.15	
130	5-386-2-016	日高川町	栗川	船治屋谷	0.28	
131	5-386-2-017	日高川町	栗川	木地厚谷	0.03	
132	5-386-2-018	日高川町	栗川	支深	0.05	
133	5-386-2-019	日高川町	栗川	支深	0.08	
134	5-386-2-020	日高川町	栗川	支深	0.60	
135	5-386-2-021	日高川町	初湯川	右支深	0.08	

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

河川番号	市町村名	字名	河川名	浸漬名	浸漬面積	
136	5-386-2-022	日高川町	上初湯川	初湯川	葛谷	0.58
137	5-386-2-023	日高川				

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸漬名	流域面積
1	5-390-1-001	印南町 印南	印南川	右支溪	0.02
2	5-390-1-002	印南町 印南	印南川	右支溪	0.04
3	5-390-1-003	印南町 山口	印南川	右支溪	0.20
4	5-390-1-004	印南町 山口	印南川	右支溪	0.10
5	5-390-1-005	印南町 印南原	印南川	右支溪	0.05
6	5-390-1-006	印南町 印南原	印南川	右支溪	0.04
7	5-390-1-007	印南町 印南原	—	—	0.04
8	5-390-1-008	印南町 南谷	王子川	左支溪	0.61
9	5-390-1-009	印南町 南谷	王子川	左支溪	0.05
10	5-390-1-010	印南町 南谷	王子川	左支溪	0.10
11	5-390-1-011	印南町 明神川	王子川	右支溪	0.02
12	5-390-1-012	印南町 立石	明神川	右支溪	0.02
13	5-390-1-013	印南町 立石	明神川	右支溪	0.26
14	5-390-1-014	印南町 印南原	—	—	0.04
15	5-390-1-015	印南町 印南原	—	—	0.02
16	5-390-1-016	印南町 印南原	—	—	0.01
17	5-390-1-017	印南町 印南原	—	—	0.02
18	5-390-1-018	印南町 印南原	—	—	0.01
19	5-390-1-019	印南町 印南原	印南川	左支溪	0.01
20	5-390-1-020	印南町 印南原	奈良井川	左支溪	0.20
21	5-390-1-021	印南町 山口	印南川	左支溪	0.05
22	5-390-1-022	印南町 山口	印南川	左支溪	0.06
23	5-390-1-023	印南町 山口	印南川	左支溪	0.02
24	5-390-1-024	印南町 山口	印南川	左支溪	0.50
25	5-390-1-025	印南町 山口	印南川	左支溪	0.08
26	5-390-1-026	印南町 山口	印南川	左支溪	0.04
27	5-390-1-027	印南町 印南	印南川	左支溪	0.08
28	5-390-1-028	印南町 印南	印南川	左支溪	0.07
29	5-390-1-029	印南町 印南	印南川	左支溪	0.02
30	5-390-1-030	印南町 宮ノ前	切目川	右支溪	0.07
31	5-390-1-031	印南町 宮ノ前	切目川	右支溪	0.02
32	5-390-1-032	印南町 羽六	切目川	右支溪	0.10
33	5-390-1-033	印南町 羽六	切目川	右支溪	0.13
34	5-390-1-034	印南町 松原	切目川	右支溪	0.13
35	5-390-1-035	印南町 西神ノ川	西神ノ川	右支溪	0.02
36	5-390-1-036	印南町 川又	切目川	右支溪	0.08
37	5-390-1-037	印南町 川又	切目川	左支溪	0.05
38	5-390-1-038	印南町 上羽	切目川	左支溪	0.12
39	5-390-1-039	印南町 上羽	切目川	左支溪	0.76
40	5-390-1-040	印南町 上羽	切目川	左支溪	0.15
41	5-390-1-041	印南町 小原	切目川	左支溪	2.15
42	5-390-1-042	印南町 皆瀬川	切目川	左支溪	0.14
43	5-390-1-043	印南町 丹生	切目川	左支溪	0.07
44	5-390-1-044	印南町 丹生	切目川	左支溪	0.07
45	5-390-1-045	印南町 吉井	切目川	左支溪	0.05
46	5-390-1-046	印南町 横川	横川	右支溪	0.04
47	5-390-1-047	印南町 横川	横川	右支溪	0.05
48	5-390-1-048	印南町 横川	横川	右支溪	0.02
49	5-390-1-049	印南町 横川	横川	左支溪	0.06
50	5-390-1-050	印南町 横川	横川	左支溪	0.03
51	5-390-1-051	印南町 横川	横川	左支溪	0.01
52	5-390-1-052	印南町 古屋	古屋川	右支溪	0.04
53	5-390-1-053	印南町 島田	切目川	右支溪	0.74
54	5-390-1-054	印南町 島田	切目川	左支溪	0.17
55	5-390-1-055	印南町 島田	—	—	0.37
56	5-390-1-056	印南町 島田	—	—	0.07
57	5-390-1-057	印南町 島田	—	—	0.09
58	5-390-1-058	印南町 島田	—	—	1.16
1	5-390-2-001	印南町 津井	—	—	0.03
2	5-390-2-002	印南町 津井	—	—	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸漬名	流域面積
3	5-390-2-003	印南町 印南	印南川	右支溪	0.17
4	5-390-2-004	印南町 山口	印南川	右支溪	0.14
5	5-390-2-005	印南町 山口	印南川	右支溪	0.21
6	5-390-2-006	印南町 山口	印南川	右支溪	0.10
7	5-390-2-007	印南町 山口	印南川	右支溪	0.17
8	5-390-2-008	印南町 印南原	原田川	左支溪	0.28
9	5-390-2-009	印南町 印南原	印南川	右支溪	0.16
10	5-390-2-010	印南町 印南原	印南川	右支溪	0.18
11	5-390-2-011	印南町 印南原	印南川	右支溪	0.03
12	5-390-2-012	印南町 印南原	印南川	右支溪	0.01
13	5-390-2-013	印南町 南谷	王子川	左支溪	0.17
14	5-390-2-014	印南町 南谷	王子川	左支溪	0.12
15	5-390-2-015	印南町 南谷	王子川	左支溪	0.18
16	5-390-2-016	印南町 南谷	王子川	左支溪	0.02
17	5-390-2-017	印南町 明神川	王子川	右支溪	0.02
18	5-390-2-018	印南町 明神川	王子川	右支溪	0.93
19	5-390-2-019	印南町 明神川	王子川	右支溪	0.02
20	5-390-2-020	印南町 明神川	王子川	右支溪	0.82
21	5-390-2-021	印南町 明神川	王子川	右支溪	0.96
22	5-390-2-022	印南町 明神川	王子川	右支溪	0.05
23	5-390-2-023	印南町 明神川	王子川	右支溪	0.95
24	5-390-2-024	印南町 明神川	王子川	右支溪	0.01
25	5-390-2-025	印南町 明神川	王子川	右支溪	0.05
26	5-390-2-026	印南町 明神川	王子川	右支溪	0.02
27	5-390-2-027	印南町 明神川	王子川	右支溪	0.04
28	5-390-2-028	印南町 南谷	印南川	右支溪	0.01
29	5-390-2-029	印南町 印南原	—	—	0.01
30	5-390-2-030	印南町 印南原	柳畑川	右支溪	0.02
31	5-390-2-031	印南町 印南原	柳畑川	右支溪	0.05
32	5-390-2-032	印南町 立石	明神川	左支溪	0.02
33	5-390-2-033	印南町 立石	明神川	左支溪	0.03
34	5-390-2-034	印南町 立石	明神川	右支溪	0.01
35	5-390-2-035	印南町 立石	明神川	右支溪	0.02
36	5-390-2-036	印南町 立石	明神川	右支溪	0.01
37	5-390-2-037	印南町 立石	明神川	右支溪	0.16
38	5-390-2-038	印南町 立石	明神川	右支溪	0.12
39	5-390-2-039	印南町 印南原	柳畑川	左支溪	0.01
40	5-390-2-040	印南町 印南原	柳畑川	左支溪	0.03
41	5-390-2-041	印南町 印南原	柳畑川	左支溪	0.01
42	5-390-2-042	印南町 印南原	柳畑川	左支溪	0.02
43	5-390-2-043	印南町 印南原	柳畑川	左支溪	0.04
44	5-390-2-044	印南町 印南原	柳畑川	左支溪	0.01
45	5-390-2-045	印南町 印南原	柳畑川	左支溪	0.02
46	5-390-2-046	印南町 印南原	柳畑川	左支溪	0.02
47	5-390-2-047	印南町 印南原	柳畑川	左支溪	0.02
48	5-390-2-048	印南町 印南原	柳畑川	左支溪	0.02
49	5-390-2-049	印南町 印南原	柳畑川	左支溪	0.01
50	5-390-2-050	印南町 印南原	山谷川	右支溪	0.06
51	5-390-2-051	印南町 印南原	山谷川	右支溪	0.61
52	5-390-2-052	印南町 印南原	山谷川	右支溪	0.01
53	5-390-2-053	印南町 印南原	山谷川	右支溪	0.01
54	5-390-2-054	印南町 印南原	山谷川	左支溪	0.01
55	5-390-2-055	印南町 印南原	山谷川	左支溪	0.01
56	5-390-2-056	印南町 印南原	山谷川	左支溪	0.01
57	5-390-2-057	印南町 印南原	山谷川	左支溪	0.07
58	5-390-2-058	印南町 印南原	山谷川	左支溪	0.01
59	5-390-2-059	印南町 印南原	山谷川	左支溪	0.01
60	5-390-2-060	印南町 印南原	山谷川	左支溪	0.03
61	5-390-2-061	印南町 印南原	山谷川	左支溪	0.06
62	5-390-2-062	印南町 印南原	印南川	右支溪	0.03

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸漬名	流域面積
63	5-390-2-063	印南町 印南原	印南川	右支溪	0.02
64	5-390-2-064	印南町 印南原	印南川	右支溪	0.03
65	5-390-2-065	印南町 印南原	印南川	右支溪	0.03
66	5-390-2-066	印南町 印南原	印南川	右支溪	0.01
67	5-390-2-067	印南町 印南原	切目川	右支溪	0.15
68	5-390-2-068	印南町 印南原	切目川	右支溪	0.33
69	5-390-2-069	印南町 印南原	印南川	左支溪	0.02
70	5-390-2-070	印南町 印南原	印南川	左支溪	0.03
71	5-390-2-071	印南町 印南原	印南川	左支溪	0.01
72	5-390-2-072	印南町 印南原	印南川	左支溪	0.18
73	5-390-2-073	印南町 印南原	印南川	左支溪	0.09
74	5-390-2-074	印南町 印南原	印南川	左支溪	0.04
75	5-390-2-075	印南町 印南原	浸漬	0.11	
76	5-390-2-076	印南町 印南原	奈良井川	右支溪	0.04
77	5-390-2-077	印南町 印南原	奈良井川	右支溪	0.03
78	5-390-2-078	印南町 印南原	奈良井川	右支溪	0.01
79	5-390-2-079	印南町 印南原	奈良井川	右支溪	0.12
80	5-390-2-080	印南町 印南原	奈良井川	右支溪	0.09
81	5-390-2-081	印南町 印南原	奈良井川	右支溪	0.01
82	5-390-2-082	印南町 印南原	奈良井川	右支溪	0.18
83	5-390-2-083	印南町 印南原	奈良井川	右支溪	0.02
84	5-390-2-084	印南町 印南原	奈良井川	右支溪	0.03
85	5-390-2-085	印南町 印南原	奈良井川	左支溪	0.02
86	5-390-2-086	印南町 印南原	奈良井川	左支溪	0.02
87	5-390-2-087	印南町 印南原	奈良井川	左支溪	0.10
88	5-390-2-088	印南町 印南原	奈良井川	左支溪	0.10
89	5-390-2-089	印南町 印南原	奈良井川	左支溪	0.05
90	5-390-2-090	印南町 山口	印南川	左支溪	0.12
91	5-390-2-091	印南町 山口	印南川	左支溪	0.05
92	5-390-2-092	印南町 印南	印南川	左支溪	0.02
93	5-390-2-093	印南町 印南	高の川	左支溪	0.04
94	5-390-2-094	印南町 西ノ地	切目川	右支溪	0.08
95	5-390-2-095	印南町 西ノ地	切目川	右支溪	0.04
96	5-390-2-096	印南町 宮ノ前	切目川	右支溪	0.03
97	5-390-2-097	印南町 宮ノ前	切目川	右支溪	0.05
98	5-390-2-098	印南町 宮ノ前	切目川	右支溪	0.45
99	5-390-2-099	印南町 羽六	切目川	右支溪	0.02
100	5-390-2-100	印南町 羽六	切目川	右支溪	0.01
101	5-390-2-101	印南町 羽六	切目川	右支溪	0.15
102	5-390-2-102	印南町 吉井	切目川	支溪	0.22
103	5-390-2-103	印南町 吉井	切目川	支溪	0.05
104	5-390-2-104	印南町 栗里	切目川	右支溪	0.06
105	5-390-2-105	印南町 栗里	切目川	右支溪	0.02
106	5-390-2-106	印南町 栗里	切目川	右支溪	0.14
107	5-390-2-107	印南町 栗里	切目川	右支溪	0.02
108	5-390-2-108	印南町 栗里	切目川	右支溪	0.52
109	5-390-2-109	印南町 西神ノ川	西神ノ川	右支溪	0.73
110	5-390-2-110	印南町 西神ノ川	西神ノ川	右支溪	0.03
111	5-390-2-111	印南町 西神ノ川	西神ノ川	左支溪	0.12
112	5-390-2-112	印南町 高島	切目川	右支溪	0.05
113	5-390-2-113	印南町 上羽	切目川	右支溪	0.04
114	5-390-2-114	印南町 上羽	切目川	右支溪	0.01
115	5-390-2-115	印南町 上羽	切目川	右支溪	0.11
116	5-390-2-116	印南町 上羽	切目川	右支溪	0.04
117	5-390-2-117	印南町 川又	切目川	右支溪	1.44
118	5-390-2-118	印南町 川又	切目川	右支溪	2.30
119	5-390-2-119	印南町 川又	切目川	右支溪	0.16
120	5-390-2-120	印南町 川又	切目川	右支溪	0.11
121	5-390-2-121	印南町 川又	切目川	左支溪	0.02
122	5-390-2-122	印南町 川又	切目川	左支溪	0.04

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	浸漬名	流域面積
123	5-390-2-123	印南町 川又	切目川	左支溪	0.05
124	5-390-2-124	印南町 川又	切目川	右支溪	0.

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
1	5-388-1-001	みなべ町	筋	南筋川	支流	0.16
2	5-388-1-002	みなべ町	西本庄	南筋川	支流	2.74
3	5-388-1-003	みなべ町	西本庄	南筋川	支流	0.02
4	5-388-1-004	みなべ町	熊瀬川	玉川	支流	0.02
5	5-388-1-005	みなべ町	高野	高野川	支流	0.58
6	5-388-1-006	みなべ町	高野	高野川	支流	0.58
7	5-388-1-007	みなべ町	高野	高野川	支流	0.16
8	5-388-1-008	みなべ町	高野	高野川	支流	0.12
9	5-388-1-009	みなべ町	市井川	市井川	支流	1.13
10	5-388-1-010	みなべ町	土井	市井川	支流	0.09
11	5-388-1-011	みなべ町	瀧	南筋川	支流	0.56
12	5-388-1-012	みなべ町	島之瀬	南筋川	支流	0.03
13	5-388-1-013	みなべ町	清川	桂井川	支流	0.47
14	5-388-1-014	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.25
15	5-388-1-015	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.56
16	5-388-1-016	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.34
17	5-388-1-017	みなべ町	島之瀬	南筋川	支流	0.03
18	5-388-1-018	みなべ町	島之瀬	南筋川	支流	0.05
19	5-388-1-019	みなべ町	島之瀬	南筋川	支流	0.08
20	5-388-1-020	みなべ町	東本庄	南筋川	支流	0.04
21	5-388-1-021	みなべ町	東本庄	辺川	支流	0.04
22	5-388-1-022	みなべ町	東本庄	辺川	支流	2.18
23	5-388-1-023	みなべ町	東本庄	辺川	支流	0.45
24	5-388-1-024	みなべ町	東本庄	南筋川	支流	0.60
25	5-388-1-025	みなべ町	東本庄	南筋川	支流	0.05
26	5-388-1-026	みなべ町	東本庄	南筋川	支流	0.03
27	5-388-1-027	みなべ町	晩稲	吉川	支流	1.52
28	5-388-1-028	みなべ町	晩稲	吉川	支流	0.21
29	5-389-1-001	みなべ町	西岩代	西岩代川	右支流	0.13
30	5-389-1-002	みなべ町	西岩代	西岩代川	左支流	0.10
31	5-389-1-003	みなべ町	西岩代	西岩代川	左支流	0.04
32	5-389-1-004	みなべ町	西岩代	—	—	0.01
33	5-389-1-005	みなべ町	西岩代	—	—	0.03
34	5-389-1-006	みなべ町	東岩代	東岩代川	西谷	0.02
35	5-389-1-007	みなべ町	山内	—	—	0.14
36	5-389-1-008	みなべ町	堺	堺川	堺川	0.60
1	5-388-2-001	みなべ町	筋	南筋川	支流	0.60
2	5-388-2-002	みなべ町	西本庄	南筋川	支流	1.63
3	5-388-2-003	みなべ町	西本庄	玉川	支流	1.17
4	5-388-2-004	みなべ町	熊瀬川	玉川	支流	0.10
5	5-388-2-005	みなべ町	熊瀬川	玉川	支流	0.08
6	5-388-2-006	みなべ町	熊瀬川	玉川	支流	0.11
7	5-388-2-007	みなべ町	熊瀬川	玉川	支流	0.04
8	5-388-2-008	みなべ町	熊瀬川	玉川	支流	0.04
9	5-388-2-009	みなべ町	熊瀬川	玉川	支流	0.01
10	5-388-2-010	みなべ町	西本庄	玉川	支流	0.05
11	5-388-2-011	みなべ町	西本庄	玉川	支流	0.03
12	5-388-2-012	みなべ町	西本庄	玉川	支流	0.23
13	5-388-2-013	みなべ町	西本庄	玉川	支流	0.14
14	5-388-2-014	みなべ町	高野	高野川	支流	0.05
15	5-388-2-015	みなべ町	高野	高野川	支流	0.05
16	5-388-2-016	みなべ町	市井川	市井川	支流	0.19
17	5-388-2-017	みなべ町	市井川	市井川	支流	0.04
18	5-388-2-018	みなべ町	市井川	市井川	支流	0.28
19	5-388-2-019	みなべ町	市井川	市井川	支流	0.02
20	5-388-2-020	みなべ町	市井川	市井川	支流	0.07
21	5-388-2-021	みなべ町	市井川	市井川	支流	0.04
22	5-388-2-022	みなべ町	土井	市井川	支流	0.10
23	5-388-2-023	みなべ町	瀧	高野川	支流	0.03
24	5-388-2-024	みなべ町	瀧	南筋川	支流	0.06

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
25	5-388-2-025	みなべ町	瀧	南筋川	支流	0.49
26	5-388-2-026	みなべ町	東神野川	神野川	支流	0.03
27	5-388-2-027	みなべ町	東神野川	神野川	支流	0.09
28	5-388-2-028	みなべ町	東神野川	神野川	支流	0.60
29	5-388-2-029	みなべ町	東神野川	神野川	支流	0.06
30	5-388-2-030	みなべ町	東神野川	神野川	支流	0.24
31	5-388-2-031	みなべ町	清川	木の本川	支流	0.52
32	5-388-2-032	みなべ町	清川	桂井川	支流	1.09
33	5-388-2-033	みなべ町	清川	桂井川	支流	0.19
34	5-388-2-034	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.04
35	5-388-2-035	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.03
36	5-388-2-036	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.03
37	5-388-2-037	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.27
38	5-388-2-038	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.20
39	5-388-2-039	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.45
40	5-388-2-040	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.28
41	5-388-2-041	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.17
42	5-388-2-042	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.09
43	5-388-2-043	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.08
44	5-388-2-044	みなべ町	清川	南筋川	支流	0.08
45	5-388-2-045	みなべ町	島之瀬	南筋川	支流	0.11
46	5-388-2-046	みなべ町	出野	南筋川	支流	0.02
47	5-388-2-047	みなべ町	東本庄	辺川	支流	0.04
48	5-388-2-048	みなべ町	東本庄	辺川	支流	0.05
49	5-388-2-049	みなべ町	東本庄	辺川	支流	0.25
50	5-388-2-050	みなべ町	東本庄	吉川	支流	0.06
51	5-388-2-051	みなべ町	東本庄	吉川	支流	0.95
52	5-388-2-052	みなべ町	晩稲	吉川	支流	0.02
53	5-388-2-053	みなべ町	晩稲	吉川	支流	0.12
54	5-388-2-054	みなべ町	晩稲	吉川	支流	0.06
55	5-388-2-055	みなべ町	晩稲	吉川	支流	0.17
56	5-388-2-056	みなべ町	熊岡	吉川	支流	0.26
57	5-388-2-057	みなべ町	熊岡	吉川	支流	0.11
58	5-389-2-001	みなべ町	西岩代	—	—	0.06
59	5-389-2-002	みなべ町	西岩代	—	—	0.04
60	5-389-2-003	みなべ町	西岩代	西岩代川	右支流	0.12
61	5-389-2-004	みなべ町	西岩代	西岩代川	右支流	0.18
62	5-389-2-005	みなべ町	西岩代	西岩代川	越谷	0.62
63	5-389-2-006	みなべ町	西岩代	西岩代川	右支流	0.31
64	5-389-2-007	みなべ町	西岩代	西岩代川	羽橋谷	0.03
65	5-389-2-008	みなべ町	西岩代	西岩代川	西岩代川	1.13
66	5-389-2-009	みなべ町	西岩代	池ノ谷	左支流	0.80
67	5-389-2-010	みなべ町	西岩代	池ノ谷	池ノ谷	0.05
68	5-389-2-011	みなべ町	西岩代	—	—	0.12
69	5-389-2-012	みなべ町	東岩代	東岩代川	右支流	0.12
70	5-389-2-013	みなべ町	東岩代	東岩代川	汐ヶ谷	0.37
71	5-389-2-014	みなべ町	東岩代	東岩代川	左支流	0.15
72	5-389-2-015	みなべ町	山内	—	—	0.31
1	5-389-3-001	みなべ町	東岩代	東岩代川	支流	0.13
2	5-389-3-002	みなべ町	東岩代	東岩代川	支流	0.36
3	5-389-3-003	みなべ町	東岩代	東岩代川	支流	0.41

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
1	5-387-1-001	田辺市	龍神村榎井	日高川	右支流	0.01
2	5-387-1-002	田辺市	龍神村榎井	日高川	右支流	0.05
3	5-387-1-003	田辺市	龍神村榎井	日高川	右支流	0.02
4	5-387-1-004	田辺市	龍神村榎井	日高川	右支流	0.08
5	5-387-1-005	田辺市	龍神村榎井	日高川	右支流	0.03
6	5-387-1-006	田辺市	龍神村榎井	日高川	右支流	0.03
7	5-387-1-007	田辺市	龍神村榎井	日高川	右支流	0.02
8	5-387-1-008	田辺市	龍神村榎井	日高川	橋の花谷川	0.05
9	5-387-1-009	田辺市	龍神村榎井	日高川	右支流	0.05
10	5-387-1-010	田辺市	龍神村榎井	日高川	右支流	0.01
11	5-387-1-011	田辺市	龍神村榎井	日高川	右支流	0.04
12	5-387-1-012	田辺市	龍神村榎井	日高川	白の谷	0.17
13	5-387-1-013	田辺市	龍神村榎井	日高川	下堀内谷	0.07
14	5-387-1-014	田辺市	龍神村榎井	日高川	右支流	0.03
15	5-387-1-015	田辺市	龍神村西	日高川	右支流	0.02
16	5-387-1-016	田辺市	龍神村西	日高川	右支流	0.10
17	5-387-1-017	田辺市	龍神村西	日高川	風呂ノ谷	0.01
18	5-387-1-018	田辺市	龍神村西	日高川	藤正谷	0.08
19	5-387-1-019	田辺市	龍神村西	日高川	山原地谷	1.04
20	5-387-1-020	田辺市	龍神村宮代	日高川	中原谷	0.13
21	5-387-1-021	田辺市	龍神村宮代	日高川	右支流	0.02
22	5-387-1-022	田辺市	龍神村宮代	日高川	片の瀬谷	0.30
23	5-387-1-023	田辺市	龍神村榎井	日高川	岩瀬谷	0.79
24	5-387-1-024	田辺市	龍神村榎井	日高川	湯谷	0.11
25	5-387-1-025	田辺市	龍神村榎井	日高川	寺谷	0.61
26	5-387-1-026	田辺市	龍神村榎井	日高川	井戸谷	0.15
27	5-387-1-027	田辺市	龍神村小又川	小又川	井戸谷	0.02
28	5-387-1-028	田辺市	龍神村榎井	日高川	左支流	0.02
29	5-387-1-029	田辺市	龍神村榎井	日高川	右支流	0.04
30	5-387-1-030	田辺市	龍神村榎井	日高川	久ノ谷	0.04
31	5-387-1-031	田辺市	龍神村榎井	日高川	小原谷	0.33
32	5-387-1-032	田辺市	龍神村榎井	日高川	古久保谷	0.14
33	5-387-1-033	田辺市	龍神村榎井	日高川	左支流	0.01
34	5-387-1-034	田辺市	龍神村榎井	日高川	ピクリン谷	0.03
35	5-387-1-035	田辺市	龍神村榎井	日高川	左支流	0.29
36	5-387-1-036	田辺市	龍神村榎井	日高川	榎谷	0.01
37	5-387-1-037	田辺市	龍神村榎井	日高川	左支流	0.02
38	5-387-1-038	田辺市	龍神村榎井	日高川	長谷	0.07
39	5-387-1-039	田辺市	龍神村榎井	日高川	石支流	0.02
40	6-206-1-001	田辺市	芳養町 小原谷川	七石川	右支流	0.02
41	6-206-1-002	田辺市	芳養町 井原川	井原川	右支流	0.01
42	6-206-1-003	田辺市	芳養町 宇村川1	宇村川1	右支流	0.01
43	6-206-1-004	田辺市	芳養町 宇村川2	宇村川2	右支流	0.01
44	6-206-1-005	田辺市	芳養町 宇村川3	宇村川3	右支流	0.01
45	6-206-1-006	田辺市	芳養町 宇村川4	宇村川4	右支流	0.04
46	6-206-1-007	田辺市	芳養町 宇村川5	宇村川5	右支流	0.07
47	6-206-1-008	田辺市	芳養町 宇村川6	宇村川6	右支流	0.10
48	6-206-1-009	田辺市	芳養町 宇村川7	宇村川7	右支流	0.21
49	6-206-1-010	田辺市	芳養町 宇村川8	宇村川8	右支流	0.05
50	6-206-1-011	田辺市	芳養町 宇村川9	宇村川9	右支流	0.03
51	6-206-1-012	田辺市	芳養町 宇村川10	宇村川10	右支流	0.07
52	6-206-1-013	田辺市	芳養町 宇村川11	宇村川11	右支流	0.01
53	6-206-1-014	田辺市	芳養町 宇村川12	宇村川12	右支流	0.02
54	6-206-1-015	田辺市	芳養町 宇村川13	宇村川13	右支流	0.02
55	6-206-1-016	田辺市	芳養町 宇村川14	宇村川14	右支流	0.01
56	6-206-1-017	田辺市	芳養町 宇村川15	宇村川15	右支流	0.03
57	6-206-1-018	田辺市	芳養町 宇村川16	宇村川16	右支流	0.02
58	6-206-1-019	田辺市	芳養町 宇村川17	宇村川17	右支流	0.02
59	6-206-1-020	田辺市	芳養町 宇村川18	宇村川18	右支流	0.01
60	6-206-1-021	田辺市	芳養町 宇村川19	宇村川19	右支流	0.01
61	6-206-1-022	田辺市	芳養町 宇村川20	宇村川20	右支流	0.01

04-

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	河川名	字名	河川名	浸没名	流域面積	
121	6-206-1-083	田辺市	上秋津	左内谷川	岩内川3	0.02
122	6-206-1-084	田辺市	上秋津	右金津川	岩内川2	0.03
123	6-206-1-085	田辺市	上秋津	右金津川	岩内川1	0.01
124	6-206-1-086	田辺市	上秋津	右金津川	杉林川	0.03
125	6-206-1-087	田辺市	上秋津	右金津川	杉石谷川	0.15
126	6-206-1-088	田辺市	上秋津	右金津川	羽原川	0.03
127	6-206-1-089	田辺市	上秋津	右金津川	又谷川	0.16
128	6-206-1-090	田辺市	上秋津	右金津川	川中川	0.07
129	6-206-1-091	田辺市	秋津川	谷川	谷川	0.02
130	6-206-1-092	田辺市	秋津川	谷川	西戸谷川	0.02
131	6-206-1-093	田辺市	秋津川	谷川	やん谷川	0.11
132	6-206-1-094	田辺市	秋津川	右金津川	富谷川	0.01
133	6-206-1-095	田辺市	秋津川	右金津川	宮上川	0.01
134	6-206-1-096	田辺市	上秋津	右金津川	河原川2	0.02
135	6-206-1-097	田辺市	上秋津	右金津川	河原川1	0.01
136	6-206-1-098	田辺市	上秋津	福原川	柿平川	0.03
137	6-206-1-099	田辺市	上秋津	福原川	岩倉川	0.68
138	6-206-1-100	田辺市	上秋津	福原川	福原川	0.98
139	6-206-1-101	田辺市	上秋津	福原川	福原谷川	0.42
140	6-206-1-102	田辺市	上秋津	久保田川	久保田川2	0.06
141	6-206-1-103	田辺市	上秋津	久保田川	野久保川	0.77
142	6-206-1-104	田辺市	上秋津	久保田川	久保田川1	0.03
143	6-206-1-105	田辺市	上秋津	久保田川	藤谷川3	0.07
144	6-206-1-106	田辺市	秋津町	右金津川	矢野川	0.15
145	6-206-1-107	田辺市	下方呂	右金津川	長尾川	0.04
146	6-206-1-108	田辺市	下方呂	右金津川	深見川	0.01
147	6-206-1-109	田辺市	下方呂	右金津川	古戸川2	0.07
148	6-206-1-110	田辺市	下方呂	右金津川	矢野川	0.02
149	6-206-1-111	田辺市	下方呂	右金津川	橋中谷川2	0.01
150	6-206-1-112	田辺市	下三橋	右金津川	寺田川2	0.01
151	6-206-1-113	田辺市	下三橋	右金津川	寺田川3	0.28
152	6-206-1-114	田辺市	下三橋	右金津川	寺田川4	0.16
153	6-206-1-115	田辺市	下三橋	右金津川	駒代川	0.03
154	6-206-1-116	田辺市	下三橋	右金津川	宮後川1	0.01
155	6-206-1-117	田辺市	下三橋	右金津川	宮後川2	0.04
156	6-206-1-118	田辺市	下三橋	右金津川	宮ノ前川3	0.02
157	6-206-1-119	田辺市	中三橋	右金津川	正川	0.12
158	6-206-1-120	田辺市	中三橋	右金津川	狭五郎谷川	0.11
159	6-206-1-121	田辺市	中三橋	右金津川	堂川	0.11
160	6-206-1-122	田辺市	中三橋	右金津川	宇井井川1	0.18
161	6-206-1-123	田辺市	中三橋	右金津川	東川	0.01
162	6-206-1-124	田辺市	上三橋	右金津川	小野原川	0.08
163	6-206-1-125	田辺市	長野	右金津川	しん谷川	0.02
164	6-206-1-126	田辺市	伏宮野	右金津川	伏宮野川	0.03
165	6-206-1-127	田辺市	伏宮野	右金津川	庚申谷川	0.04
166	6-206-1-128	田辺市	伏宮野	熊野川	前谷川1	0.06
167	6-206-1-129	田辺市	長野	右金津川	長福寺川	0.07
168	6-206-1-130	田辺市	上三橋	右金津川	畑中川	0.09
169	6-206-1-131	田辺市	上三橋	右金津川	宮の口川	0.82
170	6-206-1-132	田辺市	中三橋	右金津川	広川1	0.06
171	6-206-1-133	田辺市	中三橋	右金津川	広川2	0.93
172	6-206-1-134	田辺市	中三橋	右金津川	石広川	0.98
173	6-206-1-135	田辺市	中三橋	右金津川	広の目川	0.01
174	6-206-1-136	田辺市	中三橋	右金津川	葛原川	0.32
175	6-206-1-137	田辺市	下三橋	右金津川	下ノ目川1	0.03
176	6-206-1-138	田辺市	下三橋	右金津川	藤田川	0.10
177	6-206-1-139	田辺市	下三橋	右金津川	越原谷川2	0.31
178	6-206-1-140	田辺市	下三橋	右金津川	岩屋谷川1	0.03
179	6-206-1-141	田辺市	下三橋	右金津川	岩屋谷川3	0.01
180	6-206-1-142	田辺市	上方呂	右金津川	左支深	0.01

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	河川名	字名	河川名	浸没名	流域面積	
181	6-206-1-143	田辺市	上方呂	左金津川	中地川	0.01
182	6-206-1-144	田辺市	上方呂	左金津川	神領川1	0.01
183	6-206-1-145	田辺市	上方呂	左金津川	神領川2	0.01
184	6-206-1-146	田辺市	上方呂	左金津川	神領川3	0.01
185	6-206-1-147	田辺市	下方呂	左金津川	義代川1	0.01
186	6-206-1-148	田辺市	下方呂	左金津川	義代川2	0.01
187	6-206-1-149	田辺市	下方呂	左金津川	義代川3	0.01
188	6-206-1-150	田辺市	下方呂	左金津川	義川	0.02
189	6-206-1-151	田辺市	下方呂	左金津川	葛原谷川	0.01
190	6-206-1-152	田辺市	漢	金津川	葛原川	0.01
191	6-206-1-153	田辺市	漢	金津川	宝来川	0.03
192	6-206-1-154	田辺市	新庄町	西徳谷川	あけぼの川	0.02
193	6-206-1-155	田辺市	新庄町	東徳谷川	東徳谷川	0.04
194	6-206-1-156	田辺市	新庄町	北長尾川	北長尾川	0.02
195	6-206-1-157	田辺市	新庄町	名喜里川	大堀川	0.01
196	6-206-1-158	田辺市	新庄町	一	跡之浦川1	0.02
197	6-206-1-159	田辺市	新庄町	跡之浦川	跡之浦川2	0.01
198	6-206-1-160	田辺市	新庄町	跡之浦川	跡之浦川1	0.02
199	6-206-1-161	田辺市	新庄町	跡之浦川	田鶴川5	0.06
200	6-206-1-162	田辺市	新庄町	跡之浦川	田鶴川1	0.01
201	6-206-1-163	田辺市	神島台	跡之浦川	神島谷川	0.01
202	6-206-1-164	田辺市	新庄町	跡之浦川	跡之浦川3	0.01
203	6-206-1-165	田辺市	新庄町	跡之浦川	跡之浦川4	0.01
204	6-206-1-166	田辺市	新庄町	跡之浦川	跡之浦川5	0.01
205	6-206-1-167	田辺市	新庄町	跡之浦川	漢内川1	0.15
206	6-402-1-001	田辺市	中辺路町西谷	西谷川	西谷川	1.14
207	6-402-1-002	田辺市	中辺路町西谷	西谷川	東ノ谷	1.01
208	6-402-1-003	田辺市	中辺路町真砂	富田川	真砂	0.65
209	6-402-1-004	田辺市	中辺路町小谷	富田川	小谷原谷	0.15
210	6-402-1-005	田辺市	中辺路町泉橋川	富田川	風呂谷	0.07
211	6-402-1-006	田辺市	中辺路町泉橋川	富田川	下芝	0.01
212	6-402-1-007	田辺市	中辺路町泉橋川	富田川	新田	0.41
213	6-402-1-008	田辺市	中辺路町泉橋川	富田川	栗橋川2	0.16
214	6-402-1-009	田辺市	中辺路町泉橋川	富田川	栗橋川	0.05
215	6-402-1-010	田辺市	中辺路町泉橋川	富田川	栗橋川上芝1	0.02
216	6-402-1-011	田辺市	中辺路町川合	中川	福永平	0.02
217	6-402-1-012	田辺市	中辺路町中川	中川	温川	0.01
218	6-402-1-013	田辺市	中辺路町泉橋川	富田川	栗橋川中芝	0.05
219	6-402-1-014	田辺市	中辺路町泉橋川	富田川	中ノ谷	1.10
220	6-402-1-015	田辺市	中辺路町大内川	小倉川	上又	0.13
221	6-402-1-016	田辺市	中辺路町石段	石段川	上石段1	0.25
222	6-402-1-017	田辺市	中辺路町近森	日高川	橋平1	0.03
223	6-402-1-018	田辺市	中辺路町近森	日高川	間ノ平3	0.02
224	6-402-1-019	田辺市	中辺路町近森	日高川	近森3	0.65
225	6-402-1-020	田辺市	中辺路町野中	野中川	遠中	0.65
226	6-403-1-001	田辺市	鮎川	富田川	下附1	0.02
227	6-403-1-002	田辺市	鮎川	富田川	下附2	0.06
228	6-403-1-003	田辺市	鮎川	富田川	下附3	0.09
229	6-403-1-004	田辺市	鮎川	富田川	下附4	0.02
230	6-403-1-005	田辺市	鮎川	富田川	下附5	0.02
231	6-403-1-006	田辺市	鮎川	富田川	下附6	0.65
232	6-403-1-007	田辺市	鮎川	富田川	下附7	0.05
233	6-403-1-008	田辺市	鮎川	富田川	下附8	0.02
234	6-403-1-009	田辺市	鮎川	富田川	射矢ヶ谷	0.55
235	6-403-1-010	田辺市	鮎川	富田川	下附9	0.06
236	6-403-1-011	田辺市	鮎川	富田川	尾見谷	0.46
237	6-403-1-012	田辺市	鮎川	富田川	尾見平1	0.03
238	6-403-1-013	田辺市	鮎川	富田川	新尾1	0.46
239	6-403-1-014	田辺市	鮎川	富田川	新尾2	0.09
240	6-403-1-015	田辺市	鮎川	富田川	新尾3	0.11

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	河川名	字名	河川名	浸没名	流域面積	
241	6-403-1-016	田辺市	鮎川	富田川	富田川	0.23
242	6-403-1-017	田辺市	鮎川	内ノ字川	長田川	0.16
243	6-403-1-018	田辺市	鮎川	内ノ字川	小川1	0.11
244	6-403-1-019	田辺市	鮎川	鮎川	鮎川	0.01
245	6-403-1-020	田辺市	鮎川	富田川	樽見谷川	0.41
246	6-403-1-021	田辺市	鮎川	學者原川	學者原川	0.20
247	6-403-1-022	田辺市	向山	白霞川	井戸ノ谷	0.23
248	6-403-1-023	田辺市	下川下	白霞川	上野	0.16
249	6-403-1-024	田辺市	平瀬	白霞川	フロン谷	0.52
250	6-403-1-025	田辺市	平瀬	大内川	平瀬	0.16
251	6-403-1-026	田辺市	下川上	安川	大風	0.07
252	6-403-1-027	田辺市	下川上	安川	コウラ谷	0.03
253	6-403-1-028	田辺市	熊野	熊野川	滝谷	0.30
254	6-403-1-029	田辺市	熊野	熊野川	北ノ川谷	0.14
255	6-403-1-030	田辺市	熊野	熊野川	大風1	0.36
256	6-403-1-031	田辺市	木守	前ノ川	木守2	0.08
257	6-403-1-032	田辺市	木守	前ノ川	木守2	0.14
258	6-403-1-033	田辺市	五味	前ノ川	五味1	0.21
259	8-426-1-001	田辺市	本宮町新川	右支深	新宮川	0.01
260	8-426-1-002	田辺市	本宮町新川	大塔川	平の谷川	0.03
261	8-426-1-003	田辺市	本宮町新川	大塔川	上の谷	0.07
262	8-426-1-004	田辺市	本宮町新川	大塔川	中の谷	0.04
263	8-426-1-005	田辺市	本宮町新川	大塔川	下の谷	0.96
264	8-426-1-006	田辺市	本宮町新川	大塔川	左支深	0.03
265	8-426-1-007	田辺市	本宮町新川	四村川	下の谷川	0.69
266	8-426-1-008	田辺市	本宮町新川	四村川	右支深	0.14
267	8-426-1-009	田辺市	本宮町新川	四村川	右支深	0.04
268	8-426-1-010	田辺市	本宮町新川	四村川	沖谷	0.10
269	8-426-1-011	田辺市	本宮町小ヶ森	四村川	右支深	0.01
270	8-426-1-012	田辺市	本宮町小ヶ森	四村川	右支深	0.03
271	8-426-1-013	田辺市	本宮町湯釜	四村川	右支深	0.03
272	8-426-1-014	田辺市	本宮町湯釜	四村川	右支深	0.01
273	8-426-1-015	田辺市	本宮町湯釜	四村川	右支深	0.02
274	8-426-1-016	田辺市	本宮町湯釜	四村川	堂ノ谷	0.01
275	8-426-1-017	田辺市	本宮町湯釜	四村川	湯水谷	0.14
276	8-426-1-018	田辺市	本宮町湯釜	音無川	右支深	0.02
277	8-426-1-019	田辺市	本宮町湯釜	新宮川	右支深	0.02
278	8-426-1-020	田辺市	本宮町本宮	新宮川	右支深	0.23
279	8-426-1-021	田辺市	本宮町本宮	音無川	焼谷	0.10
280	8-426-1-022	田辺市	本宮町本宮	音無川	左支深	0.04
281	8-426-1-023	田辺市	本宮町大屋	新宮川	いちの谷	0.02
282	8-426-1-024	田辺市	本宮町大屋	新宮川	宮ノ谷	0.05
283	8-426-1-025	田辺市	本宮町大屋	新宮川	右支深	0.02
284	8-426-1-026	田辺市	本宮町大屋	新宮川	右支深	0.07
285	8-426-1-027	田辺市	本宮町大屋	音無川	右支深	0.02
286	8-426-1-028	田辺市	本宮町伏拝	新宮川		

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
67	5-387-2-067	田辺市	龍神村宮代	日高川	左支派	0.21
68	5-387-2-068	田辺市	龍神村宮代	日高川	左支派	0.04
69	5-387-2-069	田辺市	龍神村栗	丹生ノ川	池ノ谷	0.02
70	5-387-2-070	田辺市	龍神村栗	丹生ノ川	沖ノ谷	0.06
71	5-387-2-071	田辺市	龍神村栗	丹生ノ川	石支派	0.01
72	5-387-2-072	田辺市	龍神村栗	丹生ノ川	右支派	0.02
73	5-387-2-073	田辺市	龍神村栗	丹生ノ川	石支派	0.04
74	5-387-2-074	田辺市	龍神村殿原	丹生ノ川	右支派	0.03
75	5-387-2-075	田辺市	龍神村殿原	丹生ノ川	右支派	0.02
76	5-387-2-076	田辺市	龍神村殿原	丹生ノ川	右支派	0.03
77	5-387-2-077	田辺市	龍神村殿原	丹生ノ川	右支派	0.03
78	5-387-2-078	田辺市	龍神村殿原	丹生ノ川	大徳谷	0.03
79	5-387-2-079	田辺市	龍神村殿原	丹生ノ川	フノ谷	0.04
80	5-387-2-080	田辺市	龍神村殿原	丹生ノ川	石支派	0.04
81	5-387-2-081	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又谷川	石支派	0.03
82	5-387-2-082	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又谷川	徳谷	0.18
83	5-387-2-083	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又谷川	右支派	0.03
84	5-387-2-084	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又谷川	右支派	0.07
85	5-387-2-085	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又谷川	徳谷	0.03
86	5-387-2-086	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又谷川	左支派	0.37
87	5-387-2-087	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川	井戸ノ谷	0.03
88	5-387-2-088	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川	徳谷	0.15
89	5-387-2-089	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川	岩支派	0.05
90	5-387-2-090	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川	石支派	0.02
91	5-387-2-091	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川	右支派	0.12
92	5-387-2-092	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川	右支派	0.27
93	5-387-2-093	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川	石支派	0.06
94	5-387-2-094	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川	石支派	0.28
95	5-387-2-095	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川	左支派	0.03
96	5-387-2-096	田辺市	龍神村安井	日高川	左支派	0.07
97	5-387-2-097	田辺市	龍神村柳瀬	日高川	左支派	0.03
98	5-387-2-098	田辺市	龍神村福井	日高川	左支派	0.01
99	5-387-2-099	田辺市	龍神村福井	日高川	左支派	0.02
100	5-387-2-100	田辺市	龍神村福井	日高川	左支派	0.02
101	5-387-2-101	田辺市	龍神村福井	日高川	左支派	0.02
102	5-387-2-102	田辺市	龍神村福井	日高川	左支派	0.02
103	5-387-2-103	田辺市	龍神村福井	日高川	左支派	0.02
104	5-387-2-104	田辺市	龍神村福井	手谷川	左支派	0.03
105	5-387-2-105	田辺市	龍神村福井	手谷川	左支派	0.06
106	5-387-2-106	田辺市	龍神村福井	日高川	左支派	0.04
107	5-387-2-107	田辺市	龍神村福井	日高川	左支派	0.02
108	5-387-2-108	田辺市	龍神村福井	日高川	氏神谷	0.12
109	5-387-2-109	田辺市	龍神村甲斐ノ川	日高川	ウシカケ谷	0.28
110	5-387-2-110	田辺市	龍神村甲斐ノ川	日高川	左支派	0.08
111	5-387-2-111	田辺市	龍神村甲斐ノ川	日高川	左支派	0.03
112	5-387-2-112	田辺市	龍神村甲斐ノ川	日高川	左支派	0.01
113	5-387-2-113	田辺市	龍神村甲斐ノ川	日高川	左支派	0.03
114	5-387-2-114	田辺市	龍神村小家	小家谷川	左支派	0.22
115	5-387-2-115	田辺市	龍神村小家	日高川	左支派	0.02
116	5-387-2-116	田辺市	龍神村小家	日高川	左支派	0.04
117	6-206-2-001	田辺市	芳養町	一	峠川	0.04
118	6-206-2-002	田辺市	芳養町	大屋谷川	大屋谷川	0.01
119	6-206-2-003	田辺市	芳養町	芳養川	右支派	0.04
120	6-206-2-004	田辺市	芳養町	芳養川	右支派	0.02
121	6-206-2-005	田辺市	芳養町	芳養川	横川2	0.13
122	6-206-2-006	田辺市	芳養町	芳養川	横川3	0.01
123	6-206-2-007	田辺市	芳養町	芳養川	横川1	0.01
124	6-206-2-008	田辺市	芳養町	芳養川	横川4	0.26
125	6-206-2-009	田辺市	中芳養	芳養川	寄芝川2	0.01
126	6-206-2-010	田辺市	中芳養	芳養川	田原川5	0.21

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
127	6-206-2-011	田辺市	中芳養	芳養川	西野川	0.05
128	6-206-2-012	田辺市	中芳養	芳養川	土堂川	0.19
129	6-206-2-013	田辺市	中芳養	芳養川	平野川	0.01
130	6-206-2-014	田辺市	中芳養	芳養川	松山川1	0.09
131	6-206-2-015	田辺市	中芳養	芳養川	松山川2	0.61
132	6-206-2-016	田辺市	中芳養	芳養川	松山川3	0.02
133	6-206-2-017	田辺市	中芳養	小野川	小野川1	0.10
134	6-206-2-018	田辺市	中芳養	小野川	小野川2	0.02
135	6-206-2-019	田辺市	上芳養	芳養川	下ノ口川	0.01
136	6-206-2-020	田辺市	上芳養	芳養川	西峰川	0.08
137	6-206-2-021	田辺市	上芳養	西郷川	長谷川	0.03
138	6-206-2-022	田辺市	上芳養	西郷川	西郷川2	0.58
139	6-206-2-023	田辺市	上芳養	西郷川	石支派	0.03
140	6-206-2-024	田辺市	上芳養	西郷川	西郷川5	0.01
141	6-206-2-025	田辺市	上芳養	西郷川	西郷川3	0.19
142	6-206-2-026	田辺市	上芳養	西郷川	西郷川1	0.01
143	6-206-2-027	田辺市	上芳養	西郷川	西郷川4	0.21
144	6-206-2-028	田辺市	上芳養	西郷川	藤巻川	0.04
145	6-206-2-029	田辺市	上芳養	西郷川	流石川	0.02
146	6-206-2-030	田辺市	上芳養	西郷川	松葉川	0.01
147	6-206-2-031	田辺市	上芳養	西郷川	左支派	0.93
148	6-206-2-032	田辺市	上芳養	西郷川	西郷川2	0.91
149	6-206-2-033	田辺市	上芳養	西郷川	左支派	0.01
150	6-206-2-034	田辺市	上芳養	西郷川	左支派	0.02
151	6-206-2-035	田辺市	上芳養	西郷川	東郷川1	0.01
152	6-206-2-036	田辺市	上芳養	芳養川	吉野川1	0.02
153	6-206-2-037	田辺市	上芳養	芳養川	吉野川2	0.05
154	6-206-2-038	田辺市	上芳養	芳養川	吉野川3	0.02
155	6-206-2-039	田辺市	上芳養	芳養川	東郷川2	0.04
156	6-206-2-040	田辺市	上芳養	芳養川	東郷川6	0.01
157	6-206-2-041	田辺市	上芳養	小植川	加藤川	0.05
158	6-206-2-042	田辺市	上芳養	小植川	知化地野川1	0.01
159	6-206-2-043	田辺市	上芳養	小植川	知化地野川2	0.01
160	6-206-2-044	田辺市	上芳養	小植川	石支派	0.02
161	6-206-2-045	田辺市	上芳養	小植川	美野原谷川	0.09
162	6-206-2-046	田辺市	上芳養	小植川	知化地野川3	0.01
163	6-206-2-047	田辺市	上芳養	小植川	知化地野川4	0.02
164	6-206-2-048	田辺市	上芳養	小植川	小植川1	0.01
165	6-206-2-049	田辺市	上芳養	小植川	小植川2	0.01
166	6-206-2-050	田辺市	上芳養	小植川	石支派	0.03
167	6-206-2-051	田辺市	上芳養	小植川	小植川3	0.01
168	6-206-2-052	田辺市	上芳養	小植川	左支派	0.04
169	6-206-2-053	田辺市	上芳養	芳養川	東郷川4	0.01
170	6-206-2-054	田辺市	上芳養	芳養川	本道川1	0.09
171	6-206-2-055	田辺市	上芳養	芳養川	大間谷川1	0.01
172	6-206-2-056	田辺市	上芳養	芳養川	大間谷川2	0.06
173	6-206-2-057	田辺市	上芳養	芳養川	冬木川	0.01
174	6-206-2-058	田辺市	上芳養	芳養川	川原谷川	0.30
175	6-206-2-059	田辺市	上芳養	芳養川	東郷川7	0.01
176	6-206-2-060	田辺市	上芳養	芳養川	吉野谷	0.06
177	6-206-2-061	田辺市	上芳養	芳養川	吉野川4	0.30
178	6-206-2-062	田辺市	上芳養	芳養川	日向川1	0.39
179	6-206-2-063	田辺市	上芳養	芳養川	二ノ谷川	0.02
180	6-206-2-064	田辺市	上芳養	芳養川	白濱川	0.23
181	6-206-2-065	田辺市	上芳養	芳養川	左支派	0.03
182	6-206-2-066	田辺市	中芳養	芳養川	長井川	0.02
183	6-206-2-067	田辺市	中芳養	芳養川	左支派	0.02
184	6-206-2-068	田辺市	中芳養	芳養川	日野川1	0.01
185	6-206-2-069	田辺市	中芳養	芳養川	日野川2	0.25
186	6-206-2-070	田辺市	中芳養	芳養川	左支派	0.03

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積	
187	6-206-2-071	田辺市	中芳養	矢代川1	0.12	
188	6-206-2-072	田辺市	中芳養	矢代川2	0.04	
189	6-206-2-073	田辺市	中芳養	尾崎川1	0.01	
190	6-206-2-074	田辺市	中芳養	尾崎川2	0.01	
191	6-206-2-075	田辺市	中芳養	尾崎川3	0.01	
192	6-206-2-076	田辺市	中芳養	尾崎川4	0.01	
193	6-206-2-077	田辺市	中芳養	原田内川2	0.01	
194	6-206-2-078	田辺市	中芳養	田川	田川	0.01
195	6-206-2-079	田辺市	中芳養	田川	田川	0.01
196	6-206-2-080	田辺市	中芳養	新田川3	0.02	
197	6-206-2-081	田辺市	中芳養	田川	新田川2	0.03
198	6-206-2-082	田辺市	中芳養	田川	千早谷川	0.32
199	6-206-2-083	田辺市	中芳養	田川	千早谷川	0.32
200	6-206-2-084	田辺市	中芳養	田川	左支派	0.02
201	6-206-2-085	田辺市	中芳養	田川	大坊川1	0.42
202	6-206-2-086	田辺市	中芳養	田川	大坊川2	0.01
203	6-206-2-087	田辺市	中芳養	田川	秋葉川	0.02
204	6-206-2-088	田辺市	中芳養	田川	新田川1	0.02
205	6-206-2-089	田辺市	中芳養	田川	左支派	0.12
206	6-206-2-090	田辺市	中芳養	津葉谷川	0.09	
207	6-206-2-091	田辺市	中芳養	田川	左支派	0.05
208	6-206-2-092	田辺市	中芳養	一	元新川2	0.01
209	6-206-2-093	田辺市	中芳養	一	元新川1	0.01
210	6-206-2-094	田辺市	福成町	福成川	西沖代川1	0.01
211	6-206-2-095	田辺市	福成町	福成川	西沖代川2	0.01
212	6-206-2-096	田辺市	福成町	福成川	西沖代川3	0.03
213	6-206-2-097	田辺市	福成町	福成川	北皆代川	0.04
214	6-206-2-098	田辺市	福成町	福成川	石支派	0.02
215	6-206-2-099	田辺市	福成町	福成川	谷中川1	0.01
216	6-206-2-100	田辺市	福成町	福成川	皆代谷川2	0.02
217	6-206-2-101	田辺市	福成町	福成川	藤岩川	0.01
218	6-206-2-102	田辺市	福成町	福成川	岩屋川	0.23
219	6-206-2-103	田辺市	福成町	福成川	谷上川1	0.02
220	6-206-2-104	田辺市	福成町	福成川	石支派	0.05
221	6-206-2-105	田辺市	福成町	福成川	谷上川2	0.05
222	6-206-2-106	田辺市	福成町	福成川	石支派	0.15
223	6-206-2-107	田辺市	福成町	福成川	石支派	0.24
224	6-206-2-108	田辺市	福成町	福成川	石支派	0.08
225	6-206-2-109	田辺市	福成町	福成川	左支派	0.06
226	6-206-2-110	田辺市	福成町	福成川	谷上川8	0.01
227	6-206-2-111	田辺市	福成町	福成川	谷上川3	0.08
228	6-206-2-112	田辺市	福成町	福成川	平野川1	0.03
229	6-206-2-113	田辺市	福成町	福成川	藤岩谷川	0.09
230	6-206-2-114	田辺市	福成町	福成川	龍山谷川	0.56
231	6-206-2-115	田辺市	福成町	福成川	谷上川5	0.25
232	6-206-2-116	田辺市	福成町	福成川	谷上川6	0.05
233	6-206-2-117	田辺市	福成町	福成川	左支派	0.04
234						

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
307	田辺市	伏見野	左会津川	右支溪	0.01
308	田辺市	伏見野	左会津川	見行川	0.13
309	田辺市	伏見野	左会津川	左支溪	0.04
310	田辺市	伏見野	熊野川	前谷川2	0.19
311	田辺市	伏見野	熊野川	左支溪	0.07
312	田辺市	長野	左会津川	谷中川	0.40
313	田辺市	長野	左会津川	長野川	0.02
314	田辺市	上三橋	左会津川	長野川	0.03
315	田辺市	上三橋	左会津川	坂本川	0.01
316	田辺市	上三橋	小川谷川	町方谷川	0.04
317	田辺市	上野	小川谷川	上野川1	0.06
318	田辺市	上野	小川谷川	上野川2	0.06
319	田辺市	中三橋	小川谷川	町方谷	0.10
320	田辺市	中三橋	小川谷川	左支溪	0.05
321	田辺市	中三橋	小川谷川	上三橋川	0.01
322	田辺市	中三橋	左会津川	細井川	0.04
323	田辺市	中三橋	左会津川	不動谷川	0.07
324	田辺市	中三橋	左会津川	城ヶ谷川	0.05
325	田辺市	中三橋	左会津川	阿野川	0.06
326	田辺市	中三橋	左会津川	下ノ河川2	0.01
327	田辺市	下三橋	左会津川	後島地川15	0.01
328	田辺市	下三橋	左会津川	後島地川14	0.01
329	田辺市	下三橋	左会津川	後島地川13	0.01
330	田辺市	下三橋	左会津川	後島地川12	0.01
331	田辺市	下三橋	左会津川	後島地川11	0.01
332	田辺市	上方町	左会津川	神光寺川	0.02
333	田辺市	上方町	左会津川	徳見川	0.01
334	田辺市	上方町	左会津川	裏川4	0.02
335	田辺市	新庄町	西橋谷川	西橋谷川	0.10
336	田辺市	新庄町	名喜里川	北長川3	0.14
337	田辺市	新庄町	名喜里川	北長川2	0.01
338	田辺市	新庄町	名喜里川	長井谷川1	0.11
339	田辺市	新庄町	名喜里川	長井谷川2	0.01
340	田辺市	新庄町	名喜里川	出井川	0.01
341	田辺市	新庄町	名喜里川	田鶴川2	0.01
342	田辺市	新庄町	名喜里川	田鶴川3	0.03
343	田辺市	新庄町	名喜里川	田鶴川6	0.01
344	田辺市	新庄町	名喜里川	滝内川3	0.01
345	田辺市	新庄町	名喜里川	滝内川2	0.02
346	田辺市	新庄町	名喜里川	長崎川	0.01
347	田辺市	新庄町	名喜里川	内ノ瀧川2	0.12
348	田辺市	新庄町	名喜里川	内ノ瀧川1	0.01
349	田辺市	新庄町	名喜里川	内ノ瀧川3	0.08
350	田辺市	新庄町	名喜里川	仙波谷川1	0.01
351	田辺市	新庄町	名喜里川	仙波谷川2	0.01
352	田辺市	新庄町	馬谷川	馬谷川1	0.01
353	田辺市	新庄町	馬谷川	馬谷川2	0.01
354	田辺市	新庄町	馬谷川	馬谷川3	0.01
355	田辺市	新庄町	馬谷川	山底川	0.01
356	田辺市	中辺町	西谷川	西谷川	0.02
357	田辺市	中辺町	西谷川	西谷川天倉谷川	0.38
358	田辺市	中辺町	富田川	富田川	0.26
359	田辺市	中辺町	富田川	戸土谷	0.03
360	田辺市	中辺町	富田川	富田川	0.11
361	田辺市	中辺町	富田川	富田川	1.89
362	田辺市	中辺町	富田川	富田川	0.15
363	田辺市	中辺町	富田川	富田川	2.04
364	田辺市	中辺町	富田川	富田川	0.05
365	田辺市	中辺町	富田川	富田川	0.04
366	田辺市	中辺町	富田川	富田川	0.01

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
367	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.01
368	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.01
369	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.53
370	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.11
371	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.01
372	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.03
373	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.04
374	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.01
375	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.01
376	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.13
377	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.04
378	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.03
379	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.03
380	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.04
381	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.13
382	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.06
383	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.15
384	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.08
385	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.15
386	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.11
387	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.06
388	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.06
389	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.08
390	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.03
391	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.15
392	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.03
393	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.17
394	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.03
395	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.04
396	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.02
397	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.32
398	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.02
399	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	1.25
400	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.02
401	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.18
402	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	1.05
403	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.02
404	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.11
405	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	1.12
406	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.07
407	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.32
408	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.13
409	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.15
410	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	1.01
411	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.04
412	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.09
413	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.04
414	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.05
415	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.01
416	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.05
417	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.01
418	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.01
419	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.10
420	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.05
421	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.13
422	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.12
423	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.16
424	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.04
425	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.17
426	田辺市	中辺町	中辺町	中辺町	0.06

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
427	田辺市	鮎川	富田川	平立2	0.15
428	田辺市	鮎川	富田川	熊野早2	0.02
429	田辺市	鮎川	富田川	向越2	0.05
430	田辺市	鮎川	富田川	向越3	0.05
431	田辺市	鮎川	内ノ井川	小川2	1.63
432	田辺市	鮎川	内ノ井川	地ノ谷	0.17
433	田辺市	鮎川	内ノ井川	愛賀合1	0.28
434	田辺市	鮎川	内ノ井川	愛賀合1	0.21
435	田辺市	鮎川	内ノ井川	愛賀合2	0.05
436	田辺市	鮎川	内ノ井川	愛賀合3	0.72
437	田辺市	鮎川	富田川	釣山口1	0.02
438	田辺市	鮎川	富田川	釣山谷川	1.75
439	田辺市	鮎川	富田川	釣山口2	0.02
440	田辺市	深谷	深谷	深谷	2.89
441	田辺市	竹ノ平	竹ノ平	竹ノ平	0.05
442	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.05
443	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.01
444	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.03
445	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.02
446	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.07
447	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.10
448	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.34
449	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.09
450	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.06
451	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.07
452	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.42
453	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.07
454	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.04
455	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.05
456	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.08
457	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.04
458	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.06
459	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.04
460	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.05
461	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.04
462	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.03
463	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.08
464	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.31
465	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.05
466	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.04
467	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.10
468	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.61
469	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.15
470	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.04
471	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.05
472	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.02
473	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.64
474	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.04
475	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.09
476	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.03
477	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.03
478	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.70
479	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.02
480	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.18
481	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.39
482	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.03
483	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.03
484	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.05
485	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	2.61
486	田辺市	下川下	竹ノ平	竹ノ平	0.10

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
487	田辺市	熊野	熊野川	大原4	0.04
488	田辺市	熊野	熊野川	一目所3	0.33
489	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.57
490	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.03
491	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.19
492	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.13
493	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.05
494	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.02
495	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.04
496	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.13
497	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.06
498	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.13
499	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.43
500	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.02
501	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.01
502	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.02
503	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.19
504	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.04
505	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.13
506	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.17
507	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.02
508	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.08
509	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.02
510	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.05
511	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.03
512	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.04
513	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.06
514	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.10
515	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.03
516	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.07
517	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.01
518	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.05
519	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.03
520	田辺市	熊野	熊野川	熊野川	0.01
521					

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流長さ	流域面積
8	6-206-3-008	田辺市 芳野町	田川	稲成2	0.01
9	6-206-3-009	田辺市 元町	瀧之谷	瀧之谷	0.01
10	6-206-3-010	田辺市 稲成町	稲成川	谷中1	0.01
11	6-206-3-011	田辺市 稲成町	稲成川	巖岩	0.02
12	6-206-3-012	田辺市 稲成町	稲成川	谷下1	0.02
13	6-206-3-013	田辺市 稲成町	稲成川	谷上1	0.04
14	6-206-3-014	田辺市 稲成町	稲成川	谷上2	0.15
15	6-206-3-015	田辺市 稲成町	稲成川	谷上3	0.15
16	6-206-3-016	田辺市 稲成町	稲成川	谷上4	0.02
17	6-206-3-017	田辺市 稲成町	稲成川	谷中2	0.09
18	6-206-3-018	田辺市 稲成町	稲成川	谷下2	0.03
19	6-206-3-019	田辺市 稲成町	稲成川	谷下3	0.01
20	6-206-3-020	田辺市 稲成町	荒光川	谷下4	0.37
21	6-206-3-021	田辺市 萩原町	大西川	大西	0.03
22	6-206-3-022	田辺市 新庄町	穂谷川	中穂谷1	0.01
23	6-206-3-023	田辺市 新庄町	穂谷川	中穂谷2	0.01
24	6-206-3-024	田辺市 新庄町	穂谷川	中穂谷3	0.01
25	6-206-3-025	田辺市 新庄町	穂谷川	中穂谷4	0.01
26	6-206-3-026	田辺市 新庄町	穂谷川	中穂谷5	0.01
27	6-206-3-027	田辺市 新庄町	名賀里川	奥山	0.16
28	6-206-3-028	田辺市 新庄町	路之瀧川	路之瀧川6	0.02
29	6-206-3-029	田辺市 新庄町	一	滝内	0.01
30	6-206-3-030	田辺市 新庄町	馬谷川	内ノ浦	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流長さ	流域面積
1	6-404-1-001	上高田町 朝来	徳田川	朝来・峠	0.01
2	6-404-1-002	上高田町 朝来	富田川	荒塚1	0.01
3	6-404-1-003	上高田町 朝来	徳田川	朝来1	0.02
4	6-404-1-004	上高田町 朝来	馬川	朝来2	0.01
5	6-404-1-005	上高田町 朝来	馬川	朝来3	0.01
6	6-404-1-006	上高田町 朝来	馬川	朝来4	0.09
7	6-404-1-007	上高田町 生馬	馬川	生馬1	0.02
8	6-404-1-008	上高田町 生馬	生馬川	救馬谷1	0.02
9	6-404-1-009	上高田町 生馬	富田川	救馬谷2	0.01
10	6-404-1-010	上高田町 生馬	安久川	石支流	0.01
11	6-404-1-011	上高田町 岩田	岡川	三堂寺1	0.01
12	6-404-1-012	上高田町 岩田	岡川	三堂寺2	0.01
13	6-404-1-013	上高田町 岩田	岡川	岩田4	0.01
14	6-404-1-014	上高田町 岩田	岡川	岩田5	0.01
15	6-404-1-015	上高田町 岡	岡川	中島谷川	0.10
16	6-404-1-016	上高田町 岡	岡川	善大寺	0.02
17	6-404-1-017	上高田町 市ノ瀬	根谷川	石支流	0.01
18	6-404-1-018	上高田町 市ノ瀬	根谷川	根谷川	0.01
19	6-404-1-019	上高田町 市ノ瀬	岡川	後代1	0.01
20	6-404-1-020	上高田町 下結川	富田川	下結川	0.09
21	6-404-1-021	上高田町 下結川	富田川	下結川1	0.03
22	6-404-1-022	上高田町 下結川	富田川	下結川2	0.01
23	6-404-1-023	上高田町 市ノ瀬	富田川	小山	0.02
24	6-404-1-024	上高田町 市ノ瀬	富田川	山入谷	0.07
25	6-404-1-025	上高田町 市ノ瀬	富田川	清水	0.22
26	6-404-1-026	上高田町 市ノ瀬	富田川	下ノ岡	0.03
27	6-404-1-027	上高田町 岩田	田島川	下田島	0.01
28	6-404-1-028	上高田町 生馬	生馬川	親ヶ谷	0.03
29	6-404-1-029	上高田町 生馬	生馬川	親ヶ谷寺	0.02
30	6-404-1-030	上高田町 生馬	生馬川	高ヶ谷	0.02
31	6-404-1-031	上高田町 生馬	生馬川	親ヶ谷川	0.07
32	6-404-1-032	上高田町 生馬	生馬川	左支流	0.17
33	6-404-1-033	上高田町 生馬	富田川	山王1	0.08
34	6-404-1-034	上高田町 生馬	富田川	山王2	0.01
1	6-404-2-001	上高田町 岩田	岩田川	野田5	0.01
2	6-404-2-002	上高田町 岩田	富田川	野田2	0.02
3	6-404-2-003	上高田町 岩田	富田川	野田1	0.18
4	6-404-2-004	上高田町 岩田	徳田川	石支流1	0.01
5	6-404-2-005	上高田町 朝来	新川	左支流2	0.01
6	6-404-2-006	上高田町 朝来	富田川	大内谷	0.01
7	6-404-2-007	上高田町 朝来	新川	朝来5	0.01
8	6-404-2-008	上高田町 朝来	新川	石支流2	0.01
9	6-404-2-009	上高田町 朝来	富田川	峠池1	0.01
10	6-404-2-010	上高田町 朝来	新川	峠池2	0.01
11	6-404-2-011	上高田町 朝来	富田川	荒塚2	0.01
12	6-404-2-012	上高田町 朝来	富田川	荒塚3	0.01
13	6-404-2-013	上高田町 朝来	新川	石支流3	0.01
14	6-404-2-014	上高田町 朝来	富田川	荒塚4	0.02
15	6-404-2-015	上高田町 朝来	新川	石支流4	0.01
16	6-404-2-016	上高田町 朝来	新川	左支流2	0.01
17	6-404-2-017	上高田町 朝来	富田川	大谷	0.01
18	6-404-2-018	上高田町 朝来	徳田川	馬ノ谷	0.02
19	6-404-2-019	上高田町 生馬	馬川	石支流5	0.02
20	6-404-2-020	上高田町 生馬	馬川	生馬3	0.04
21	6-404-2-021	上高田町 生馬	馬川	生馬2	0.04
22	6-404-2-022	上高田町 生馬	馬川	左支流3	0.05
23	6-404-2-023	上高田町 生馬	馬川	生馬4	0.07
24	6-404-2-024	上高田町 生馬	馬川	左支流4	0.01
25	6-404-2-025	上高田町 岩田	岡川	岩田1	0.01
26	6-404-2-026	上高田町 岩田	岡川	岩田2	0.04

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流長さ	流域面積
27	6-404-2-027	上高田町 岩田	岡川	岩田3	0.03
28	6-404-2-028	上高田町 岩田	方流	方流	0.03
29	6-404-2-029	上高田町 岡	岡川	中島	0.02
30	6-404-2-030	上高田町 岡	岡川	石支流6	0.08
31	6-404-2-031	上高田町 岡	富田川	小畑1	0.02
32	6-404-2-032	上高田町 岡	富田川	小畑2	0.05
33	6-404-2-033	上高田町 岡	富田川	岡1	0.01
34	6-404-2-034	上高田町 岡	富田川	小畑3	0.01
35	6-404-2-035	上高田町 岡	富田川	黒原	0.01
36	6-404-2-036	上高田町 岡	岡川	藤原1	0.01
37	6-404-2-037	上高田町 岡	岡川	元ノ原1	0.02
38	6-404-2-038	上高田町 岡	岡川	元ノ原2	0.05
39	6-404-2-039	上高田町 岡	岡川	深見	0.06
40	6-404-2-040	上高田町 岡	岡川	深見	0.04
41	6-404-2-041	上高田町 岩田	富田川	岡2	0.01
42	6-404-2-042	上高田町 岩田	富田川	石支流7	0.01
43	6-404-2-043	上高田町 岩田	根谷川	石支流8	0.04
44	6-404-2-044	上高田町 岩田	根谷川	石支流9	0.02
45	6-404-2-045	上高田町 岩田	根谷川	石支流10	0.02
46	6-404-2-046	上高田町 岩田	根谷川	根谷川	0.01
47	6-404-2-047	上高田町 岩田	根谷川	瀧之谷	0.01
48	6-404-2-048	上高田町 岩田	高田川	葛塚2	0.01
49	6-404-2-049	上高田町 岩田	高田川	後代2	0.15
50	6-404-2-050	上高田町 岩田	汗川	汗川1	0.03
51	6-404-2-051	上高田町 岩田	汗川	汗川2	0.05
52	6-404-2-052	上高田町 岩田	汗川	汗川3	0.12
53	6-404-2-053	上高田町 岩田	汗川	汗川4	0.07
54	6-404-2-054	上高田町 下結川	高田川	登尾1	0.05
55	6-404-2-055	上高田町 下結川	高田川	登尾2	0.26
56	6-404-2-056	上高田町 下結川	高田川	上地	0.02
57	6-404-2-057	上高田町 市ノ瀬	高田川	西平野	0.07
58	6-404-2-058	上高田町 市ノ瀬	高田川	下ノ岡1	0.09
59	6-404-2-059	上高田町 市ノ瀬	高田川	下ノ岡2	0.03
60	6-404-2-060	上高田町 市ノ瀬	高田川	畑山	0.03
61	6-404-2-061	上高田町 岩田	高田川	上田橋4	0.01
62	6-404-2-062	上高田町 岩田	田島川	新岡山	0.01
63	6-404-2-063	上高田町 岩田	田島川	上田橋1	0.05
64	6-404-2-064	上高田町 岩田	田島川	左支流6	0.12
65	6-404-2-065	上高田町 岩田	田島川	上田橋2	0.01
66	6-404-2-066	上高田町 岩田	田島川	上田橋3	0.01
67	6-404-2-067	上高田町 岩田	田島川	岩田6	0.01
68	6-404-2-068	上高田町 岩田	田島川	下田橋1	0.09
69	6-404-2-069	上高田町 岩田	田島川	下田橋3	0.01
70	6-404-2-070	上高田町 岩田	田島川	下田橋2	0.01
71	6-404-2-071	上高田町 岩田	富田川	左支流7	0.04
72	6-404-2-072	上高田町 生馬	生馬川	せんの谷	0.04
73	6-404-2-073	上高田町 生馬	生馬川	石支流11	0.01
74	6-404-2-074	上高田町 生馬	生馬川	白滝1	0.01
75	6-404-2-075	上高田町 生馬	生馬川	石支流12	0.06
76	6-404-2-076	上高田町 生馬	生馬川	白滝2	0.04
77	6-404-2-077	上高田町 生馬	生馬川	石支流13	0.07
78	6-404-2-078	上高田町 生馬	生馬川	石支流14	0.19
79	6-404-2-079	上高田町 生馬	生馬川	石支流15	0.02
80	6-404-2-080	上高田町 生馬	生馬川	青山川石支流	0.06
81	6-404-2-081	上高田町 生馬	生馬川	野ヶ谷	0.02
82	6-404-2-082	上高田町 生馬	生馬川	上橋田1	0.03
83	6-404-2-083	上高田町 生馬	生馬川	上橋田2	0.04
84	6-404-2-084	上高田町 生馬	生馬川	坂木川石支流	0.04
85	6-404-2-085	上高田町 生馬	生馬川	坂木川1	0.35
86	6-404-2-086	上高田町 生馬	坂木川	坂木川2	0.99

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流長さ	流域面積
87	6-404-2-087	上高田町 生馬	生馬川	石支流8	0.06
88	6-404-2-088	上高田町 生馬	坂木川	下谷	0.78
89	6-404-2-089	上高田町 生馬	生馬川	生馬	0.03
90	6-404-2-090	上高田町 生馬	富田川	石支流9	0.03
91	6-404-2-091	上高田町 生馬	富田川	山王3	0.04
1	6-404-3-001	上高田町 岩田	富田川	野田4	0.01
2	6-404-3-002	上高田町 岩田	富田川	野田4	0.01
3	6-404-3-003	上高田町 岩田	富田川	野田1	0.05
4	6-404-3-004	上高田町 岩田	富田川	岩塚2	0.02
5	6-404-3-005	上高田町 朝来	富田川	藤ノ谷	0.04
6	6-404-3-006	上高田町 朝来	富田川	藤ノ谷2	0.03
7	6-404-3-007	上高田町 生馬	馬川	生馬5	0.08
8	6-404-3-008	上高田町 生馬	馬川	生馬6	0.07
9	6-404-3-009	上高田町 生馬	馬川	生馬7	0.03
10	6-404-3-010	上高田町 生馬	馬川	生馬8	0.02
11	6-404-3-011	上高田町 岩田	岡川	岩田7	0.06
12	6-404-3-012	上高田町 岩田	岡川	岩田8	0.03
13	6-404-3-013	上高田町 岩田	岡川	岩田9	0.03
14	6-404-3-014	上高田町 岩田	岡川	岩田10	0.02
15	6-404-3-015	上高田町 岩田	岡川	岩田11	0.02
16	6-404-3-016	上高田町 岩田	岡川	方流2	0.08

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

深達番号	市町村名	字名	河川名	深達名	流域面積
1	白浜町	壁田	—	総野	0.02
2	白浜町	壁田	—	壁田1	0.01
3	白浜町	壁田	—	壁田	0.02
4	白浜町	壁田	—	堀崎1	0.04
5	白浜町	壁田	—	堀崎2	0.04
6	白浜町	壁田	—	堀崎3	0.03
7	白浜町	—	—	太刀ヶ谷1	0.03
8	白浜町	—	—	太刀ヶ谷2	0.15
9	白浜町	—	—	太刀ヶ谷3	0.08
10	白浜町	—	—	太刀ヶ谷4	0.01
11	白浜町	—	—	太刀ヶ谷5	0.04
12	白浜町	—	—	古賀瀬	0.01
13	白浜町	—	—	大浦1	0.01
14	白浜町	—	—	大浦2	0.03
15	白浜町	—	—	大浦3	0.02
16	白浜町	—	—	瀬戸1	0.03
17	白浜町	—	—	森辺1	0.01
18	白浜町	—	—	森辺2	0.08
19	白浜町	—	—	森辺3	0.03
20	白浜町	—	—	湯崎1	0.06
21	白浜町	—	—	湯崎2	0.02
22	白浜町	—	—	湯崎3	0.02
23	白浜町	—	—	湯崎4	0.01
24	白浜町	才野	—	才野稲屋	0.03
25	白浜町	才野	安久川	才野1	0.09
26	白浜町	才野	安久川	才野2	0.01
27	白浜町	才野	安久川	戸長	0.03
28	白浜町	壁田	安久川	西谷川	0.02
29	白浜町	壁田	安久川	西川	0.03
30	白浜町	壁田	安久川	寺の樋川	0.04
31	白浜町	壁田	安久川	寺の樋1	0.03
32	白浜町	壁田	安久川	寺の樋2	0.03
33	白浜町	壁田	安久川	仲田	0.01
34	白浜町	壁田	安久川	壁田2	0.01
35	白浜町	壁田	安久川	上地1	0.02
36	白浜町	壁田	安久川	大坪	0.01
37	白浜町	壁田	安久川	福田1	0.03
38	白浜町	壁田	安久川	福田2	0.02
39	白浜町	壁田	安久川	福田3	0.01
40	白浜町	壁田	—	小山1	0.01
41	白浜町	壁田	—	小山2	0.01
42	白浜町	壁田	高田川	高井	0.02
43	白浜町	壁田	高田川	下谷川	0.02
44	白浜町	内ノ川	瀬田川	内ノ川1	0.01
45	白浜町	内ノ川	瀬田川	瀬田1	0.06
46	白浜町	庄川	庄川	芝	0.05
47	白浜町	庄川	庄川	葛原1	0.03
48	白浜町	庄川	庄川	葛原2	0.02
49	白浜町	庄川	庄川	五反切	0.56
50	白浜町	庄川	庄川	下場内	0.01
51	白浜町	十九瀬	富田川	平間	0.02
52	白浜町	十九瀬	富田川	平間1	0.01
53	白浜町	十九瀬	富田川	平間2	0.06
54	白浜町	十九瀬	富田川	伊勢谷1	0.11
55	白浜町	十九瀬	富田川	伊勢谷2	0.01
56	白浜町	高瀬川	高瀬川	円光川	0.06
57	白浜町	高瀬川	高瀬川	栗山1	0.01
58	白浜町	高瀬川	高瀬川	川口	0.02
59	白浜町	高瀬川	高瀬川	袋	0.09
60	白浜町	高瀬川	高瀬川	見草1	0.09

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

深達番号	市町村名	字名	河川名	深達名	流域面積
61	白浜町	梯	—	見草2	0.04
62	白浜町	梯	—	朝来梯1	0.07
63	白浜町	梯	—	大谷	0.08
64	白浜町	梯	朝来梯川	新田川	0.03
65	白浜町	梯	—	朝来梯2	0.02
66	白浜町	梯	—	橋1	0.02
67	白浜町	梯	—	橋2	0.02
68	白浜町	日置	市江川	市江1	0.07
69	白浜町	日置	—	市江2	0.04
70	白浜町	日置	—	市江3	0.06
71	白浜町	日置	—	笠原1	0.08
72	白浜町	日置	—	笠原2	0.02
73	白浜町	日置	—	市原下	0.03
74	白浜町	日置	—	日置1	0.14
75	白浜町	日置	—	日置2	0.01
76	白浜町	日置	森田川	日置3	0.03
77	白浜町	日置	日置川	日置4	0.01
78	白浜町	日置	日置川	日置5	0.16
79	白浜町	日置	大古	日置6	0.02
80	白浜町	日置	大古	日置7	0.06
81	白浜町	日置	大古	日置8	0.03
82	白浜町	日置	大古	日置9	0.01
83	白浜町	日置	大古	日置10	0.02
84	白浜町	日置	日置川	日置11	1.00
85	白浜町	日置	日置川	日置12	0.17
86	白浜町	日置	日置川	日置13	0.01
87	白浜町	日置	日置川	日置14	0.27
88	白浜町	日置	日置川	日置15	0.01
89	白浜町	日置	日置川	日置16	0.92
90	白浜町	日置	日置川	日置17	1.59
91	白浜町	日置	日置川	日置18	0.17
92	白浜町	日置	日置川	日置19	0.59
93	白浜町	日置	日置川	日置20	0.03
94	白浜町	日置	日置川	日置21	0.46
95	白浜町	日置	日置川	日置22	1.43
96	白浜町	日置	日置川	日置23	0.08
97	白浜町	日置	日置川	日置24	0.11
98	白浜町	日置	日置川	日置25	0.01
99	白浜町	日置	日置川	日置26	0.05
100	白浜町	日置	日置川	日置27	0.15
101	白浜町	日置	日置川	日置28	0.06
102	白浜町	日置	日置川	日置29	0.15
103	白浜町	日置	日置川	日置30	0.40
104	白浜町	日置	日置川	日置31	0.63
105	白浜町	日置	日置川	日置32	0.01
106	白浜町	日置	日置川	日置33	0.05
107	白浜町	日置	日置川	日置34	0.04
108	白浜町	日置	日置川	日置35	0.12
109	白浜町	日置	日置川	日置36	0.04
110	白浜町	日置	日置川	日置37	0.05
111	白浜町	日置	日置川	日置38	0.08
112	白浜町	日置	日置川	日置39	0.08
1	白浜町	壁田	—	福崎	0.03
2	白浜町	壁田	—	福崎2	0.02
3	白浜町	壁田	—	福崎3	0.01
4	白浜町	壁田	—	福崎4	0.03
5	白浜町	壁田	—	福崎5	0.02
6	白浜町	壁田	—	福崎6	0.01
7	白浜町	壁田	—	福崎7	0.01
8	白浜町	壁田	—	福崎8	0.01

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

深達番号	市町村名	字名	河川名	深達名	流域面積
9	白浜町	—	横瀬川	横瀬1	0.16
10	白浜町	—	横瀬川	横瀬2	0.03
11	白浜町	—	—	瀬戸2	0.01
12	白浜町	—	—	瀬戸4	0.02
13	白浜町	—	—	三股	0.02
14	白浜町	才野	—	緑光台1	0.05
15	白浜町	才野	安久川	才野3	0.03
16	白浜町	壁田	安久川	西1	0.01
17	白浜町	壁田	安久川	西2	0.04
18	白浜町	壁田	安久川	寺の樋3	0.01
19	白浜町	壁田	安久川	上地2	0.02
20	白浜町	才野	安久川	坂口	0.01
21	白浜町	才野	安久川	坂口2	0.01
22	白浜町	才野	安久川	坂口3	0.01
23	白浜町	才野	安久川	坂口4	0.01
24	白浜町	才野	安久川	坂口5	0.01
25	白浜町	才野	安久川	坂口6	0.01
26	白浜町	才野	安久川	坂口7	0.01
27	白浜町	才野	安久川	坂口8	0.01
28	白浜町	才野	安久川	坂口9	0.01
29	白浜町	才野	安久川	坂口10	0.01
30	白浜町	才野	安久川	坂口11	0.01
31	白浜町	才野	安久川	坂口12	0.01
32	白浜町	才野	安久川	坂口13	0.01
33	白浜町	才野	安久川	坂口14	0.01
34	白浜町	才野	安久川	坂口15	0.01
35	白浜町	才野	安久川	坂口16	0.01
36	白浜町	才野	安久川	坂口17	0.01
37	白浜町	才野	安久川	坂口18	0.01
38	白浜町	才野	安久川	坂口19	0.01
39	白浜町	才野	安久川	坂口20	0.01
40	白浜町	才野	安久川	坂口21	0.01
41	白浜町	才野	安久川	坂口22	0.01
42	白浜町	才野	安久川	坂口23	0.01
43	白浜町	才野	安久川	坂口24	0.01
44	白浜町	才野	安久川	坂口25	0.01
45	白浜町	才野	安久川	坂口26	0.01
46	白浜町	才野	安久川	坂口27	0.01
47	白浜町	才野	安久川	坂口28	0.01
48	白浜町	才野	安久川	坂口29	0.01
49	白浜町	才野	安久川	坂口30	0.01
50	白浜町	才野	安久川	坂口31	0.01
51	白浜町	才野	安久川	坂口32	0.01
52	白浜町	才野	安久川	坂口33	0.01
53	白浜町	才野	安久川	坂口34	0.01
54	白浜町	才野	安久川	坂口35	0.01
55	白浜町	才野	安久川	坂口36	0.01
56	白浜町	才野	安久川	坂口37	0.01
57	白浜町	才野	安久川	坂口38	0.01
58	白浜町	才野	安久川	坂口39	0.01
59	白浜町	才野	安久川	坂口40	0.01
60	白浜町	才野	安久川	坂口41	0.01
61	白浜町	才野	安久川	坂口42	0.01
62	白浜町	才野	安久川	坂口43	0.01
63	白浜町	才野	安久川	坂口44	0.01
64	白浜町	才野	安久川	坂口45	0.01
65	白浜町	才野	安久川	坂口46	0.01
66	白浜町	才野	安久川	坂口47	0.01
67	白浜町	才野	安久川	坂口48	0.01
68	白浜町	才野	安久川	坂口49	0.01
69	白浜町	才野	安久川	坂口50	0.01
70	白浜町	才野	安久川	坂口51	0.01
71	白浜町	才野	安久川	坂口52	0.01
72	白浜町	才野	安久川	坂口53	0.01
73	白浜町	才野	安久川	坂口54	0.01
74	白浜町	才野	安久川	坂口55	0.01
75	白浜町	才野	安久川	坂口56	0.01
76	白浜町	才野	安久川	坂口57	0.01
77	白浜町	才野	安久川	坂口58	0.01
78	白浜町	才野	安久川	坂口59	0.01
79	白浜町	才野	安久川	坂口60	0.01
80	白浜町	才野	安久川	坂口61	0.01
81	白浜町	才野	安久川	坂口62	0.01
82	白浜町	才野	安久川	坂口63	0.01
83	白浜町	才野	安久川	坂口64	0.01
84	白浜町	才野	安久川	坂口65	0.01
85	白浜町	才野	安久川	坂口66	0.01
86	白浜町	才野	安久川	坂口67	0.01
87	白浜町	才野	安久川	坂口68	0.01
88	白浜町	才野	安久川	坂口69	0.01
89	白浜町	才野	安久川	坂口70	0.01
90	白浜町	才野	安久川	坂口71	0.01
91	白浜町	才野	安久川	坂口72	0.01
92	白浜町	才野	安久川	坂口73	0.01
93	白浜町	才野	安久川	坂口74	0.01
94	白浜町	才野	安久川	坂口75	0.01
95	白浜町	才野	安久川	坂口76	0.01
96	白浜町	才野	安久川	坂口77	0.01
97	白浜町	才野	安久川	坂口78	0.01
98	白浜町	才野	安久川	坂口79	0.01
99	白浜町	才野	安久川	坂口80	0.01
100	白浜町	才野	安久川	坂口81	0.01
101	白浜町	才野	安久川	坂口82	0.01
102	白浜町	才野	安久川	坂口83	0.01
103	白浜町	才野	安久川	坂口84	0.01
104	白浜町	才野	安久川	坂口85	0.01
105	白浜町	才野	安久川	坂口86	0.01
106	白浜町	才野	安久川	坂口87	0.01
107	白浜町	才野	安久川	坂口88	0.01
108	白浜町	才野	安久川	坂口89	0.01
109	白浜町	才野	安久川	坂口90	0.01
110	白浜町	才野	安久川	坂口91	0.01
111	白浜町	才野	安久川	坂口92	0.01
112	白浜町	才野	安久川	坂口93	0.01
113	白浜町	才野	安久川	坂口94	0.01
114	白浜町	才野	安久川	坂口95	0.01
115	白浜町	才野	安久川	坂口96	0.01
116	白浜町	才野	安久川		

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流番号	流域面積	
1	7-407-1-001	串本町	里川	三尾川	比曾原川	0.46
2	7-407-1-002	串本町	里川	三尾川	比曾原川	0.09
3	7-407-1-003	串本町	和深	熊谷川	谷の奥川	1.64
4	7-407-1-004	串本町	和深	熊谷川	谷の奥川	0.08
5	7-407-1-005	串本町	和深	—	—	0.50
6	7-407-1-006	串本町	和深	和深川	井ノ元	0.05
7	7-407-1-007	串本町	和深	和深川	小左支	0.03
8	7-407-1-008	串本町	和深	和深川	丸ノ木谷	0.03
9	7-407-1-009	串本町	和深	和深川	和田谷	0.03
10	7-407-1-010	串本町	和深	和深川	左支深	0.07
11	7-407-1-011	串本町	和深	—	—	0.06
12	7-407-1-012	串本町	田子	—	—	0.92
13	7-407-1-013	串本町	江田	江田川	向塔谷	0.06
14	7-407-1-014	串本町	江田	熊谷川	熊谷川	0.04
15	7-407-1-015	串本町	江田	—	—	0.01
16	7-407-1-016	串本町	田茂	田茂川	右支深	0.03
17	7-407-1-017	串本町	田茂	田茂川	左支深	0.04
18	7-407-1-018	串本町	田茂	田茂川	左支深	0.10
19	7-407-1-019	串本町	田茂	田茂川	左支深	0.06
20	7-407-1-020	串本町	有田	入谷川	入谷	0.03
21	7-407-1-021	串本町	有田	入谷川	左支深	0.03
22	7-407-1-022	串本町	有田	—	—	0.02
23	7-407-1-023	串本町	有田	有田川	西地谷	0.02
24	7-407-1-024	串本町	有田	有田川	右支深	0.09
25	7-407-1-025	串本町	有田	大山川	小右支	0.11
26	7-407-1-026	串本町	有田	大山川	小右支	0.03
27	7-407-1-027	串本町	有田	大山川	小右支	0.03
28	7-407-1-028	串本町	有田	有田川	左支深	0.03
29	7-407-1-029	串本町	有田	有田川	左支深	0.18
30	7-407-1-030	串本町	有田	有田川	左支深	0.06
31	7-407-1-031	串本町	高富	—	—	0.07
32	7-407-1-032	串本町	高富	高富川	高富川	0.22
33	7-407-1-033	串本町	高富	—	—	0.04
34	7-407-1-034	串本町	高富	アズマメ川	本川	0.18
35	7-407-1-035	串本町	高富	釜淵原川	釜淵原谷	0.13
36	7-407-1-036	串本町	高富	釜淵原川	左支深	0.03
37	7-407-1-037	串本町	二色	二色川	高畑谷川	0.10
38	7-407-1-038	串本町	二色	—	—	0.02
39	7-407-1-039	串本町	二色	—	—	0.06
40	7-407-1-040	串本町	串本	—	—	0.03
41	7-407-1-041	串本町	串本	宮川	宮川	0.03
42	7-407-1-042	串本町	串本	—	—	0.01
43	7-407-1-043	串本町	串本	—	—	0.01
44	7-407-1-044	串本町	串本	—	—	0.02
45	7-407-1-045	串本町	串本	—	—	0.02
46	7-407-1-046	串本町	串本	谷川	谷川	0.03
47	7-407-1-047	串本町	串本	—	—	0.01
48	7-407-1-048	串本町	串本	—	—	0.05
49	7-407-1-049	串本町	串本	—	—	0.01
50	7-407-1-050	串本町	串本	—	—	0.01
51	7-407-1-051	串本町	關野川	—	—	0.01
52	7-407-1-052	串本町	關野川	—	—	0.01
53	7-407-1-053	串本町	關野川	—	—	0.05
54	7-407-1-054	串本町	大島	—	—	0.10
55	7-407-1-055	串本町	大島	イウ谷川	イウ谷川	0.05
56	7-407-1-056	串本町	大島	田代川	田代川	0.07
57	7-407-1-057	串本町	須江	—	—	0.23
58	7-407-1-058	串本町	須江	—	—	0.01
59	7-407-1-059	串本町	須江	—	—	0.01
60	7-423-1-001	串本町	姫	—	—	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流番号	流域面積	
61	7-423-1-002	串本町	姫	ヤゴ谷川	ヤゴ谷	0.03
62	7-423-1-003	串本町	姫	姫川	—	0.01
63	7-423-1-004	串本町	姫	姫川	—	0.01
64	7-423-1-005	串本町	伊事	堂谷川	堂谷	0.12
65	7-423-1-006	串本町	伊事	伊事川	—	0.00
66	7-423-1-007	串本町	伊事	—	—	0.00
67	7-423-1-008	串本町	伊事	谷ノ池川	谷ノ池川	0.13
68	7-423-1-009	串本町	西向	—	—	0.01
69	7-423-1-010	串本町	西向	目津谷川	目津谷川	0.07
70	7-423-1-011	串本町	西向	—	—	0.03
71	7-423-1-012	串本町	西向	—	—	0.03
72	7-423-1-013	串本町	西向	目津川	—	0.03
73	7-423-1-014	串本町	神野川	目津川	—	0.03
74	7-423-1-015	串本町	神野川	目津川	—	0.03
75	7-423-1-016	串本町	西向	吉原川	成見谷	0.03
76	7-423-1-017	串本町	西向	吉原川	—	0.03
77	7-423-1-018	串本町	西向	吉原川	—	0.03
78	7-423-1-019	串本町	西向	吉原川	丸山谷	0.10
79	7-423-1-020	串本町	西向	吉原川	—	0.02
80	7-423-1-021	串本町	吉田	吉原川	岩淵川	0.12
81	7-423-1-022	串本町	吉田	吉原川	—	0.02
82	7-423-1-023	串本町	吉田	吉原川	—	0.02
83	7-423-1-024	串本町	吉田	吉原川	女蔵谷	0.06
84	7-423-1-025	串本町	吉田	吉原川	白石谷	0.11
85	7-423-1-026	串本町	吉田	吉原川	前谷川	0.37
86	7-423-1-027	串本町	吉田	吉原川	小谷	0.04
87	7-423-1-028	串本町	吉田	吉原川	—	0.04
88	7-423-1-029	串本町	中津	吉原川	—	0.01
89	7-423-1-030	串本町	中津	宮城谷川	寺川	0.07
90	7-423-1-031	串本町	中津	宮城谷川	—	0.04
91	7-423-1-032	串本町	吉原	吉原川	—	0.01
92	7-423-1-033	串本町	中津	右東谷川	かんかん谷	0.19
93	7-423-1-034	串本町	吉原	吉原川	—	0.02
94	7-423-1-035	串本町	吉原	—	—	0.02
95	7-423-1-036	串本町	吉原	鎌ヶ谷川	鎌ヶ谷	0.04
96	7-423-1-037	串本町	吉原	鎌ヶ谷川	—	0.01
97	7-423-1-038	串本町	吉原	—	—	0.01
98	7-423-1-039	串本町	津荷	西谷川	本川	0.31
99	7-423-1-040	串本町	津荷	津荷川	—	0.02
100	7-423-1-041	串本町	津荷	津荷川	—	0.01
101	7-423-1-042	串本町	津荷	津荷川	永明谷	0.05
102	7-423-1-043	串本町	津荷	—	—	0.01
103	7-423-1-044	串本町	田原	田原川	—	0.20
104	7-423-1-045	串本町	田原	田原川	玉蔵院谷	0.20
105	7-423-1-046	串本町	佐部	佐部川	佐部川	0.04
106	7-423-1-047	串本町	佐部	佐部川	野工門	0.06
107	7-423-1-048	串本町	上田原	田原川	野瀬谷 大杉谷	0.74
108	7-423-1-049	串本町	田原	田原川	—	0.02
109	7-423-1-050	串本町	田原	鎌ヶ谷川	鎌ヶ谷	0.03
1	7-407-2-001	串本町	里川	三尾川	里川左支	0.18
2	7-407-2-002	串本町	里川	三尾川	里川左支	0.45
3	7-407-2-003	串本町	里川	三尾川	里川左支	0.07
4	7-407-2-004	串本町	里川	里川	—	0.02
5	7-407-2-005	串本町	里川	三尾川	比曾原川左支	0.05
6	7-407-2-006	串本町	里川	三尾川	—	0.04
7	7-407-2-007	串本町	和深	—	—	0.11
8	7-407-2-008	串本町	和深	和深川	宮の平谷	0.02
9	7-407-2-009	串本町	和深	和深川	—	0.02
10	7-407-2-010	串本町	和深	和深川	—	0.01
11	7-407-2-011	串本町	和深	和深川	岸の谷	0.13

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流番号	流域面積	
12	7-407-2-012	串本町	和深	安指川	カシヤ谷	0.51
13	7-407-2-013	串本町	和深	安指川	カシヤ谷	0.04
14	7-407-2-014	串本町	田子	—	—	0.17
15	7-407-2-015	串本町	田子	—	—	0.11
16	7-407-2-016	串本町	田子	田子川	谷ノ奥谷	0.12
17	7-407-2-017	串本町	田子	田子川	右支深	0.08
18	7-407-2-018	串本町	江田	江田川	—	0.04
19	7-407-2-019	串本町	江田	—	—	0.02
20	7-407-2-020	串本町	田茂	田茂川	右支深	0.05
21	7-407-2-021	串本町	田茂	田茂川	—	0.01
22	7-407-2-022	串本町	田茂	田茂川	右支深	0.62
23	7-407-2-023	串本町	田茂	田茂川	右支深	0.22
24	7-407-2-024	串本町	田茂	田茂川	右支深	0.64
25	7-407-2-025	串本町	田茂	下橋川	—	0.64
26	7-407-2-026	串本町	田茂	田茂川	左支深	0.03
27	7-407-2-027	串本町	田茂	田茂川	左支深	0.04
28	7-407-2-028	串本町	田茂	田茂川	右支深	0.05
29	7-407-2-029	串本町	有田	—	—	0.21
30	7-407-2-030	串本町	有田	—	—	0.07
31	7-407-2-031	串本町	有田	田茂川	左支深	0.05
32	7-407-2-032	串本町	有田	田茂川	左支深	0.08
33	7-407-2-033	串本町	有田	—	—	5.31
34	7-407-2-034	串本町	有田	有田川	上右田谷	0.03
35	7-407-2-035	串本町	有田	有田川	小右支	0.05
36	7-407-2-036	串本町	高富	—	—	0.08
37	7-407-2-037	串本町	高富	高富川	小左支	0.23
38	7-407-2-038	串本町	高富	高富川	小左支	0.08
39	7-407-2-039	串本町	關野川	關野川	—	0.01
40	7-407-2-040	串本町	關野川	—	—	0.06
41	7-407-2-041	串本町	關野川	關野川	—	0.04
42	7-423-2-001	串本町	姫	—	—	0.02
43	7-423-2-002	串本町	伊事	八幡谷川	—	0.02
44	7-423-2-003	串本町	姫川	關野川	上エチ谷	0.02
45	7-423-2-004	串本町	姫川	關野川	—	0.02
46	7-423-2-005	串本町	姫川	關野川	—	0.02
47	7-423-2-006	串本町	伊事	ヤゴ谷川	八幡谷	0.11
48	7-423-2-007	串本町	伊事	堂谷川	堂谷	0.11
49	7-423-2-008	串本町	西向	—	—	0.01
50	7-423-2-009	串本町	神野川	目津谷川	目津谷川	0.12
51	7-423-2-010	串本町	神野川	目津川	—	0.01
52	7-423-2-011	串本町	神野川	目津川	—	0.01
53	7-423-2-012	串本町	神野川	神野川	—	0.01
54	7-423-2-013	串本町	西向	吉原川	大伏谷	0.01
55	7-423-2-014	串本町	吉原	—	—	0.02
56	7-423-2-015	串本町	津荷	津荷川	—	0.03
57	7-423-2-016	串本町	津荷	津荷川	—	0.02
58	7-423-2-017	串本町	津荷	津荷川	—	0.05
59	7-423-2-018	串本町	田原	田原川	—	0.04
60	7-423-2-019	串本町	田原	田原川	—	0.08
61	7-423-2-020	串本町	佐部	佐部川	—	0.10
62	7-423-2-021	串本町	佐部	田原川	—	0.02
63	7-423-2-022	串本町	上田原	田原川	—	0.04
64	7-423-2-023	串本町	上田原	立塚谷川	立塚谷	0.13
65	7-423-2-024	串本町	佐部	田原川	—	0.15
66	7-423-2-025	串本町	田原	高富川	—	0.04
1	7-407-3-001	串本町	二色	二色川	タルガ谷川	0.08
2	7-407-3-002	串本町	二色	—	—	0.05
3	7-407-3-003	串本町	關野川			

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

深沢番号	市町村名	字名	河川名	深沢名	流域面積	
1	7-406-2-001	すさみ町	扇形見	太閤川	瀬ヶ谷	0.36
2	7-406-2-002	すさみ町	扇形見	太閤川	瀬ヶ谷	0.09
3	7-406-2-003	すさみ町	扇形見	太閤川	入谷	0.06
4	7-406-2-004	すさみ町	扇形見	太閤川	入谷	0.45
5	7-406-2-005	すさみ町	扇形見	太閤川	右支深	0.03
6	7-406-2-006	すさみ町	太閤川	太閤川	右支深	0.60
7	7-406-2-007	すさみ町	太閤川	太閤川	右支深	0.09
8	7-406-2-008	すさみ町	太閤川	太閤川	右支深	0.08
9	7-406-2-009	すさみ町	太閤川	太閤川	右支深	0.11
10	7-406-2-010	すさみ町	太閤川	太閤川	右支深	1.08
11	7-406-2-011	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.02
12	7-406-2-012	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.10
13	7-406-2-013	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.08
14	7-406-2-014	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.11
15	7-406-2-015	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.02
16	7-406-2-016	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.06
17	7-406-2-017	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.18
18	7-406-2-018	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.53
19	7-406-2-019	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.30
20	7-406-2-020	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.03
21	7-406-2-021	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.01
22	7-406-2-022	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.02
23	7-406-2-023	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.02
24	7-406-2-024	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.05
25	7-406-2-025	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.10
26	7-406-2-026	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.02
27	7-406-2-027	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.05
28	7-406-2-028	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.03
29	7-406-2-029	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.05
30	7-406-2-030	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.05
31	7-406-2-031	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.01
32	7-406-2-032	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.01
33	7-406-2-033	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.02
34	7-406-2-034	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.13
35	7-406-2-035	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.01
36	7-406-2-036	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.02
37	7-406-2-037	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.01
38	7-406-2-038	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.06
39	7-406-2-039	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.27
40	7-406-2-040	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.03
41	7-406-2-041	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.54
42	7-406-2-042	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.04
43	7-406-2-043	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.91
44	7-406-2-044	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.04
45	7-406-2-045	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.11
46	7-406-2-046	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.03
47	7-406-2-047	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.50
48	7-406-2-048	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.02
49	7-406-2-049	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.01
50	7-406-2-050	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.40
51	7-406-2-051	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.05
52	7-406-2-052	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.05
53	7-406-2-053	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.61
54	7-406-2-054	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.07
55	7-406-2-055	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.02
56	7-406-2-056	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.07
57	7-406-2-057	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.05
58	7-406-2-058	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.03
59	7-406-2-059	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.28
60	7-406-2-060	すさみ町	扇形見	太閤川	左支深	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

深沢番号	市町村名	字名	河川名	深沢名	流域面積	
61	7-406-2-061	すさみ町	大雄	三尾川	上地谷	0.07
62	7-406-2-062	すさみ町	大雄	三尾川	左支深	0.02
63	7-406-2-063	すさみ町	大雄	三尾川	比留原川左支	0.13
64	7-406-2-064	すさみ町	大雄	三尾川	比留原川左支	0.04
65	7-406-2-065	すさみ町	大雄	三尾川	比留原川左支	0.03
66	7-406-2-066	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.08
67	7-406-2-067	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.01
68	7-406-2-068	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.02
69	7-406-2-069	すさみ町	大谷	佐本川	右支深	1.32
70	7-406-2-070	すさみ町	大谷	佐本川	左支深	0.13
71	7-406-2-071	すさみ町	大谷	佐本川	左支深	0.01
72	7-406-2-072	すさみ町	防己	佐本川	右支深	0.20
73	7-406-2-073	すさみ町	防己	佐本川	八重巻谷	0.55
74	7-406-2-074	すさみ町	防己	佐本川	左支深	0.02
75	7-406-2-075	すさみ町	防己	佐本川	下垣内谷	0.34
76	7-406-2-076	すさみ町	防己	佐本川	小田谷	0.05
77	7-406-2-077	すさみ町	佐本根倉	佐本川	一	0.08
78	7-406-2-078	すさみ町	佐本根倉	佐本川	オカダノ谷	0.07
79	7-406-2-079	すさみ町	佐本根倉	佐本川	龍谷	0.02
80	7-406-2-080	すさみ町	佐本根倉	佐本川	ワラビ谷	0.03
81	7-406-2-081	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.05
82	7-406-2-082	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.03
83	7-406-2-083	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.01
84	7-406-2-084	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.02
85	7-406-2-085	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.01
86	7-406-2-086	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.01
87	7-406-2-087	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.05
88	7-406-2-088	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.08
89	7-406-2-089	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.08
90	7-406-2-090	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.29
91	7-406-2-091	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.03
92	7-406-2-092	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.02
93	7-406-2-093	すさみ町	佐本根倉	佐本川	左支深	0.03
94	7-406-2-094	すさみ町	大野	城川	法勝谷	0.36
95	7-406-2-095	すさみ町	大野	城川	吉川谷小支	0.45
96	7-406-2-096	すさみ町	大野	城川	一	0.05
1	7-406-3-001	すさみ町	扇形見	一	一	0.09
2	7-406-3-002	すさみ町	扇形見	一	一	0.14
3	7-406-3-003	すさみ町	扇形見	一	一	0.19
4	7-406-3-004	すさみ町	扇形見	一	一	0.33
5	7-406-3-005	すさみ町	扇形見	一	一	0.26

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

深沢番号	市町村名	字名	河川名	深沢名	流域面積	
1	7-424-1-001	古座川町	高瀬	古座川	夕子八谷	0.92
2	7-424-1-002	古座川町	高瀬	古座川	下地谷	1.45
3	7-424-1-003	古座川町	高瀬	古座川	上地谷	1.00
4	7-424-1-004	古座川町	高瀬	古座川	奥地谷	1.20
5	7-424-1-005	古座川町	高瀬	古座川	谷の谷	0.16
6	7-424-1-006	古座川町	高瀬	古座川	柳谷川	0.05
7	7-424-1-007	古座川町	高瀬	古座川	柳谷川	0.02
8	7-424-1-008	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.01
9	7-424-1-009	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.07
10	7-424-1-010	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.06
11	7-424-1-011	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.04
12	7-424-1-012	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.64
13	7-424-1-013	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.05
14	7-424-1-014	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.61
15	7-424-1-015	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.08
16	7-424-1-016	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.15
17	7-424-1-017	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.13
18	7-424-1-018	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.01
19	7-424-1-019	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.03
20	7-424-1-020	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	2.11
21	7-424-1-021	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	1.15
22	7-424-1-022	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.04
23	7-424-1-023	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.01
24	7-424-1-024	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.25
25	7-424-1-025	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.04
26	7-424-1-026	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.32
27	7-424-1-027	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.01
28	7-424-1-028	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.01
29	7-424-1-029	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.04
30	7-424-1-030	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	1.08
31	7-424-1-031	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	1.01
32	7-424-1-032	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.49
33	7-424-1-033	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.03
34	7-424-1-034	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.04
35	7-424-1-035	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.04
36	7-424-1-036	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.04
37	7-424-1-037	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.09
38	7-424-1-038	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.03
39	7-424-1-039	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.21
40	7-424-1-040	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.04
41	7-424-1-041	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.15
42	7-424-1-042	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.15
43	7-424-1-043	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.03
44	7-424-1-044	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.07
45	7-424-1-045	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.02
46	7-424-1-046	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.02
47	7-424-1-047	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.12
48	7-424-1-048	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.21
49	7-424-1-049	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.08
50	7-424-1-050	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.19
51	7-424-1-051	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.02
52	7-424-1-052	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.08
1	7-424-2-001	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.01
2	7-424-2-002	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.10
3	7-424-2-003	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.02
4	7-424-2-004	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.02
5	7-424-2-005	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.03
6	7-424-2-006	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.09
7	7-424-2-007	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.05
8	7-424-2-008	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.04

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

深沢番号	市町村名	字名	河川名	深沢名	流域面積	
9	7-424-2-009	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.05
10	7-424-2-010	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.04
11	7-424-2-011	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.01
12	7-424-2-012	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.01
13	7-424-2-013	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川	0.02
14	7-424-2-014	古座川町	高瀬	古座川	高瀬川</	

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
1	新宮市	佐野	狹津野川	右支流	0.01
2	新宮市	佐野	木ノ川	右支流	0.12
3	新宮市	木ノ川	木ノ川	右支流	0.03
4	新宮市	木ノ川	木ノ川	右支流	0.05
5	新宮市	木ノ川	木ノ川	左支流	0.06
6	新宮市	木ノ川・佐野	木ノ川	右支流	0.17
7	新宮市	磐伏・佐野	荒木川	右支流	0.05
8	新宮市	磐伏・佐野	荒木川	右支流	0.02
9	新宮市	佐野	佐野川	右支流	0.08
10	新宮市	佐野	佐野川	右支流	0.14
11	新宮市	佐野	佐野川	右支流	0.09
12	新宮市	三輪崎・佐野	佐野川	佐野川越え支	1.94
13	新宮市	三輪崎	—	—	0.01
14	新宮市	三輪崎	—	—	0.01
15	新宮市	新宮	—	—	0.16
16	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.02
17	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.07
18	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.02
19	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.08
20	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.05
21	新宮市	玉新・新宮	市田川	右支流	0.04
22	新宮市	玉新・新宮	市田川	右支流	0.03
23	新宮市	玉新・新宮	市田川	右支流	0.01
24	新宮市	新宮	市田川	射矢の谷川右支流	0.01
25	新宮市	新宮	市田川	射矢の谷川右支流	0.03
26	新宮市	新宮	市田川	射矢の谷川	0.35
27	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.02
28	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.02
29	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.05
30	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.01
31	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.04
32	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.02
33	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.03
34	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.03
35	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.05
36	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.03
37	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.01
38	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.01
39	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.01
40	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.01
41	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.01
42	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.02
43	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.03
44	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.01
45	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.08
46	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.31
47	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.41
48	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.14
49	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.02
50	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.02
51	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.03
52	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.25
53	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.21
54	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.25
55	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.25
56	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.19
57	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.07
58	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.02
59	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.09
60	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.04

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
61	新宮市	熊野川町日足	赤木川	左支流	0.01
62	新宮市	熊野川町日足	赤木川	右支流	0.03
63	新宮市	熊野川町日足	熊野川	寺島谷川	0.07
64	新宮市	熊野川町日足	熊野川	右支流	0.06
65	新宮市	熊野川町宮井	熊野川	音川谷川	1.00
66	新宮市	熊野川町宮井	熊野川	音川谷川	0.05
67	新宮市	熊野川町宮井	熊野川	音川谷川	0.12
68	新宮市	熊野川町宮井	熊野川	音川谷川	0.05
69	新宮市	熊野川町相須	熊野川	石支流	0.02
70	新宮市	熊野川町西敷屋	熊野川	石支流	0.17
71	新宮市	熊野川町西敷屋	熊野川	石支流	0.02
72	新宮市	熊野川町西敷屋	熊野川	石支流	0.40
73	新宮市	熊野川町西敷屋	熊野川	石支流	0.03
74	新宮市	熊野川町西敷屋	熊野川	石支流	0.11
75	新宮市	熊野川町西敷屋	熊野川	石支流	0.02
76	新宮市	熊野川町西敷屋	熊野川	石支流	0.04
77	新宮市	熊野川町宮井	熊野川	石支流	0.01
78	新宮市	熊野川町宮井	熊野川	石支流	0.02
79	新宮市	熊野川町宮井	熊野川	石支流	0.06
80	新宮市	熊野川町宮井	熊野川	石支流	0.06
81	新宮市	熊野川町九重	北山川	石支流	1.76
82	新宮市	熊野川町九重	北山川	石支流	0.04
83	新宮市	熊野川町玉置口	玉置川	石支流	0.02
1	新宮市	佐野	狹津野川	右支流	0.03
2	新宮市	佐野	狹津野川	右支流	0.33
3	新宮市	佐野・木ノ川	木ノ川	右支流	0.05
4	新宮市	木ノ川	木ノ川	右支流	0.08
5	新宮市	木ノ川	木ノ川	右支流	0.82
6	新宮市	木ノ川	木ノ川	右支流	0.56
7	新宮市	木ノ川	木ノ川	右支流	0.22
8	新宮市	木ノ川	木ノ川	右支流	0.03
9	新宮市	磐伏・佐野	荒木川	右支流	0.04
10	新宮市	佐野	佐野川	右支流	0.04
11	新宮市	佐野	佐野川	右支流	0.01
12	新宮市	三輪崎	佐野川	右支流	0.01
13	新宮市	三輪崎	佐野川	右支流	0.01
14	新宮市	三輪崎	—	—	0.17
15	新宮市	三輪崎	—	—	0.12
16	新宮市	三輪崎	—	—	0.10
17	新宮市	新宮	—	—	0.01
18	新宮市	新宮	—	—	0.08
19	新宮市	新宮	市田川	東瀬田左支流	0.07
20	新宮市	新宮	市田川	東瀬田左支流	0.02
21	新宮市	新宮	市田川	射矢の谷川右支流	0.08
22	新宮市	新宮	市田川	神倉一丁目・新宮	0.07
23	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.11
24	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.07
25	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.20
26	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.13
27	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.09
28	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.02
29	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.58
30	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.06
31	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.02
32	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.03
33	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.15
34	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.12
35	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.01
36	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.01
37	新宮市	新宮	市田川	右支流	0.11

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
38	新宮市	高田	市田川	口高田川右支流	0.12
39	新宮市	高田	市田川	口高田川右支流	0.37
40	新宮市	高田	市田川	口高田川右支流	0.08
41	新宮市	高田	市田川	口高田川右支流	0.07
42	新宮市	高田	市田川	口高田川左支流	0.21
43	新宮市	高田	市田川	口高田川左支流	0.02
44	新宮市	高田	市田川	口高田川左支流	0.06
45	新宮市	相賀	高田川	左支流	0.52
46	新宮市	相賀	高田川	左支流	0.05
47	新宮市	相賀	高田川	左支流	0.01
48	新宮市	相賀	高田川	左支流	0.04
49	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.05
50	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.03
51	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.01
52	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	1.18
53	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.14
54	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.04
55	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.08
56	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.13
57	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.45
58	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.13
59	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	1.22
60	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.05
61	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.40
62	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.07
63	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.02
64	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	2.72
65	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.45
66	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.07
67	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.22
68	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.03
69	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.07
70	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.04
71	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	1.02
72	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.66
73	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.03
74	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.28
75	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.05
76	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.05
77	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.03
78	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.03
79	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.04
80	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.02
81	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.02
82	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.02
83	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.37
84	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.06
85	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.02
86	新宮市	新宮市町長	新宮川	右支流	0.03
1	新宮市	新宮	—	—	0.02
2	新宮市	新宮	—	—	0.02
3	新宮市	三輪崎	—	—	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防線

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
1	新宮市	熊野川町日足	赤木川	中谷川	0.08
2	新宮市	熊野川町日足	赤木川	中谷川	0.07
3	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.11
4	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.05
5	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.01
6	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.09
7	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.03
8	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.03
9	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.11
10	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.01
11	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.01
12	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.06
13	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.02
14	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.01
15	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.06
16	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.25
17	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.07
18	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.03
19	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	1.01
20	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.02
21	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.12
22	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.89
23	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.01
24	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.02
25	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.01
26	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.03
27	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.05
28	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.14
29	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.03
30	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.19
31	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.05
32	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.03
33	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.02
34	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.02
35	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.02
36	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.17
37	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.02
38	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.01
39	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.02
40	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.02
41	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.02
42	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.06
43	新宮市	熊野川町日足	赤木川	上地川	0.01
44	新宮市	熊野川町日足			

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
61	那智勝浦町	市野々	那智川	右支溪	0.04
62	那智勝浦町	市野々	多高気川	堀ヶ瀬川	0.68
63	那智勝浦町	那智山	那智川	右支溪	0.07
64	那智勝浦町	市野々	内ノ川	本川	0.27
65	那智勝浦町	市野々	那智川	左支溪	0.81
66	那智勝浦町	市野々	樋口川	樋口谷	0.02
67	那智勝浦町	市野々	樋口川	又白谷	0.05
68	那智勝浦町	市野々	平野川	本川	0.44
69	那智勝浦町	市野々	那智川	左支溪	0.02
70	那智勝浦町	市野々	天女川	谷口谷	0.07
71	那智勝浦町	市野々	天女川	天女谷	0.23
72	那智勝浦町	市野々	天女川	左支溪	0.02
73	那智勝浦町	市野々	天女川	谷口川	0.11
74	那智勝浦町	市野々	榎木谷川	榎木谷	0.08
75	那智勝浦町	井関	那智川	左支溪	0.01
76	那智勝浦町	川開	那智川	左支溪	0.02
77	那智勝浦町	川開	那智川	左支溪	0.01
78	那智勝浦町	流ノ宮	—	—	0.02
79	那智勝浦町	流ノ宮	浜田川	浜田谷	0.17
80	那智勝浦町	流ノ宮	—	—	0.03
81	那智勝浦町	流ノ宮	—	—	0.03
82	那智勝浦町	高津気	長野川	左支溪	0.03
83	那智勝浦町	高津気	長野川	左支溪	0.03
84	那智勝浦町	宇久井	—	—	0.01
85	那智勝浦町	宇久井	—	—	0.02
1	那智勝浦町	蒲神	—	—	0.02
2	那智勝浦町	蒲神	—	—	0.03
3	那智勝浦町	粉白	—	—	0.01
4	那智勝浦町	八尺段野	太田川	右支溪	0.03
5	那智勝浦町	庄	庄川	右支溪	0.06
6	那智勝浦町	庄	庄川	右支溪	0.21
7	那智勝浦町	庄	庄川	右支溪	0.01
8	那智勝浦町	中里	中里川	右支溪	0.04
9	那智勝浦町	中里	中里川	右支溪	0.08
10	那智勝浦町	南大原	太田川	右支溪	0.03
11	那智勝浦町	南大原	太田川	右支溪	0.02
12	那智勝浦町	南大原	太田川	右支溪	0.08
13	那智勝浦町	榎原	小川	左支溪	0.07
14	那智勝浦町	榎原	小川	左支溪	0.03
15	那智勝浦町	榎原	小川	左支溪	0.19
16	那智勝浦町	西中野川	太田川	右支溪	0.02
17	那智勝浦町	田畑内	中山川	中山谷	0.19
18	那智勝浦町	田畑内	中山川	中山谷左支溪	0.19
19	那智勝浦町	大野	大野川	谷之瀬谷左支溪	0.12
20	那智勝浦町	大野	太田川	色後谷川	0.29
21	那智勝浦町	口色川	懸ノ谷	懸ノ谷	0.04
22	那智勝浦町	口色川	太田川	笠ノ谷	0.98
23	那智勝浦町	口色川	太田川	笠ノ谷	0.03
24	那智勝浦町	口色川	太田川	笠ノ谷	0.02
25	那智勝浦町	口色川	太田川	ハダコ谷	1.15
26	那智勝浦町	口色川	那智川	左支溪	0.01
27	那智勝浦町	口色川	那智川	左支溪	0.02
28	那智勝浦町	大野	那智川	左支溪	0.04
29	那智勝浦町	小阪	串ノ谷川	串ノ谷	0.21
30	那智勝浦町	小阪	串ノ谷川	小栗川右支溪	0.64
31	那智勝浦町	小阪	串ノ谷川	串ノ谷	0.01
32	那智勝浦町	小阪	串ノ谷川	小栗川	0.08
33	那智勝浦町	西中野川	太田川	左支溪	0.18
34	那智勝浦町	西中野川	太田川	左支溪	0.05
35	那智勝浦町	小坂	太田川	左支溪	0.01

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
36	那智勝浦町	中里	中里川	左支溪	0.02
37	那智勝浦町	小庄	太田川	左支溪	0.15
38	那智勝浦町	森井	太田川	左支溪	0.01
39	那智勝浦町	森井	太田川	左支溪	0.01
40	那智勝浦町	長井	太田川	宮洞谷	0.03
41	那智勝浦町	高井	太田川	左支溪	0.02
42	那智勝浦町	南平野	中ノ川	右支溪	0.02
43	那智勝浦町	井関	中ノ川	左支溪	0.06
44	那智勝浦町	井関	中ノ川	左支溪	0.04
45	那智勝浦町	井関	井関川	右支溪	0.20
46	那智勝浦町	井関	井関川	右支溪	0.05
47	那智勝浦町	井関	井関川	右支溪	0.02
48	那智勝浦町	南平野	井関川	右支溪	0.01
49	那智勝浦町	南平野	井関川	本川	0.05
50	那智勝浦町	南平野	井関川	左支溪	0.27
51	那智勝浦町	井関	尾の谷川	左支溪	0.07
52	那智勝浦町	井関	井関川	左支溪	0.03
53	那智勝浦町	井関	井関川	左支溪	0.01
54	那智勝浦町	南大原	太田川	左支溪	0.02
55	那智勝浦町	南大原	太田川	左支溪	0.04
56	那智勝浦町	南大原	太田川	左支溪	0.05
57	那智勝浦町	市野	太田川	左支溪	0.05
58	那智勝浦町	市野	与根子川	左支溪	0.08
59	那智勝浦町	市野	与根子川	右支溪	0.03
60	那智勝浦町	下里	飛越川	左支溪	0.01
61	那智勝浦町	下里	—	—	0.02
62	那智勝浦町	二河	二河川	右支溪	0.02
63	那智勝浦町	二河	二河川	右支溪	0.10
64	那智勝浦町	二河	二河川	右支溪	0.04
65	那智勝浦町	二河	二河川	左支溪	0.02
66	那智勝浦町	二河	二河川	左支溪	0.05
67	那智勝浦町	樫ノ川	樫ノ川	右支溪	0.01
68	那智勝浦町	樫ノ川	樫ノ川	左支溪	0.05
69	那智勝浦町	湯川	湯川	右支溪	0.03
70	那智勝浦町	湯川	湯川	右支溪	0.15
71	那智勝浦町	湯川	湯川	右支溪	0.07
72	那智勝浦町	湯川	湯川	右支溪	0.01
73	那智勝浦町	湯川	湯川	左支溪	0.03
74	那智勝浦町	湯川	—	—	0.09
75	那智勝浦町	湯川	—	—	0.06
76	那智勝浦町	天満	—	—	0.03
77	那智勝浦町	天満	—	—	0.02
78	那智勝浦町	天満	天満	左支溪	0.09
79	那智勝浦町	井関	金山谷川	金山谷	0.26
80	那智勝浦町	井関	金山谷川	西支溪	0.14
81	那智勝浦町	井関	金山谷川	右支溪	0.03
82	那智勝浦町	市野々	天女川	左支溪	0.01
83	那智勝浦町	市野々	天女川	左支溪	0.02
84	那智勝浦町	井関	長谷川	右支溪	0.10
85	那智勝浦町	井関	長谷川	右支溪	0.01
86	那智勝浦町	井関	長谷川	右支溪	0.01
87	那智勝浦町	川開	那智川	左支溪	0.02
88	那智勝浦町	川開	那智川	左支溪	0.01
89	那智勝浦町	川開	那智川	左支溪	0.01
90	那智勝浦町	川開	井谷川	右支溪	0.07
91	那智勝浦町	川開	井谷川	本川	0.97
92	那智勝浦町	狗子ノ川	狗子ノ川	右支溪	0.03
93	那智勝浦町	高津気	狗子ノ川	右支溪	0.05
94	那智勝浦町	高津気	狗子ノ川	右支溪	0.06
95	那智勝浦町	狗子ノ川	狗子ノ川	左支溪	0.02

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
96	那智勝浦町	狗子ノ川	狗子ノ川	左支溪	0.02
97	那智勝浦町	狗子ノ川	—	—	0.02
98	那智勝浦町	狗子ノ川	—	—	0.03
99	那智勝浦町	狗子ノ川	—	—	0.01
100	那智勝浦町	高津気	長野川	右支溪	0.04
101	那智勝浦町	高津気	狗子ノ川	右支溪	0.01
102	那智勝浦町	高津気	長野川	左支溪	0.06
103	那智勝浦町	高津気	長野川	左支溪	0.17
104	那智勝浦町	高津気	長野川	左支溪	0.15
105	那智勝浦町	高津気	長野川	左支溪	0.07
106	那智勝浦町	高津気	長野川	左支溪	0.03
107	那智勝浦町	高津気	長野川	左支溪	0.04
108	那智勝浦町	高津気	長野川	左支溪	0.02
109	那智勝浦町	高津気	長野川	左支溪	0.02
110	那智勝浦町	宇久井	—	—	0.01
111	那智勝浦町	宇久井	—	—	0.01
1	那智勝浦町	南関	—	左支溪	0.04
2	那智勝浦町	湯川	湯川	左支溪	0.02
3	那智勝浦町	湯川	湯川	左支溪	0.02
4	那智勝浦町	湯川	湯川	左支溪	0.02
5	那智勝浦町	天満	—	—	0.01
6	那智勝浦町	天満	大谷川	右支溪	0.03
7	那智勝浦町	天満	大谷川	右支溪	0.03
8	那智勝浦町	天満	大谷川	右支溪	0.03
9	那智勝浦町	天満	那智川	—	0.05
10	那智勝浦町	狗子ノ川	—	—	0.05
11	那智勝浦町	狗子ノ川	—	—	0.03
12	那智勝浦町	狗子ノ川	—	—	0.02
13	那智勝浦町	宇久井	—	—	0.02
14	那智勝浦町	宇久井	尻後川	左支溪	0.08
15	那智勝浦町	宇久井	尻後川	左支溪	0.02
16	那智勝浦町	宇久井	尻後川	左支溪	0.11
17	那智勝浦町	宇久井	尻後川	左支溪	0.03

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
1	太田市	太地	—	—	0.01
2	太田市	太地	—	—	0.01
3	太田市	太地	—	—	0.03
4	太田市	太地	—	—	0.01
5	太田市	太地	—	—	0.05
6	太田市	太地	—	—	0.02
7	太田市	太地	—	—	0.01
8	太田市	太地	—	—	0.02
9	太田市	太地	—	—	0.03
10	太田市	太地	—	—	0.04
11	太田市	太地	—	—	0.03
12	太田市	太地	—	—	0.02
13	太田市	太地	—	—	0.01
14	太田市	太地	—	—	0.01
15	太田市	太地	—	—	0.01
16	太田市	森満	—	—	0.01
17	太田市	森満	—	—	0.01
18	太田市	森満	太田川	右支溪	0.01
19	太田市	森満	与根子川	右支溪	0.03
20	太田市	森満	与根子川	右支溪	0.01
21	太田市	森満	与根子川	左支溪	0.10
22	太田市	森満	与根子川	左支溪	0.02
23	太田市	森満	与根子川	左支溪	0.01
24	太田市	森満	与根子川	左支溪	0.02
25	太田市	森満	—	—	0.01
1	太田市	森満	—	—	0.01
2	太田市	森満	—	—	0.13
3	太田市	森満	与根子川	右支溪	0.01
4	太田市	森満	与根子川	右支溪	0.01
5	太田市	森満	与根子川	左支溪	0.01
6	太田市	森満	—	—	0.03
7	太田市	太地字夏山	—	—	0.03
1	太田市	森満	—	—	0.01
2	太田市	太地字夏山	—	—	0.05
3	太田市	太地字夏山	—	—	0.03

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
1	北山村	下尾井	北山川	寺ノ谷	0.09
2	北山村	下尾井	北山川	墨須谷川	0.06
3	北山村	大湯	北山川	右支溪	0.12
4	北山村	大湯	北山川	中ノ谷	0.04
5	北山村	大湯	北山川	右支溪	0.01
6	北山村	大湯	北山川	湯ノ谷	0.31
7	北山村	竹原	北山川	寺ノ谷	0.30
8	北山村	七色	北山川	總管谷	0.04
1	北山村	小松	北山川	右支溪	0.02
2	北山村	下尾井	北山川	右支溪	0.02
3	北山村	下尾井	北山川	右支溪	0.04
4	北山村	下尾井	北山川	右支溪	0.06
5	北山村	大湯	北山川	右支溪	0.07
6	北山村	大湯	北山川	右支溪	0.03
7	北山村	七色	北山川	中島谷	0.11
8	北山村	七色	北山川	右支溪	0.26

04-04-00 土石流危険渓流一覧表

砂防課

渓流番号	市町村名	字名	河川名	渓流名	流域面積
1	田辺市	熊野	日背川	熊野川	—
2	田辺市	本高町三株	熊野川	三枝川	—
3	田辺市	長砂	富田川	門谷	1.43
4	熊野川町	上長井	栗の川	大休場谷川	0.44
5	新宮市	熊野	熊野川	遊木川	2.30
6	新宮市	熊野川町兵衛	浮木川	東の川	1.62
7	熊野川町	井原・市野々	熊野川	蛇ノ谷川	0.26
8	熊野川町	井原・市野々	熊野川	尻谷川	0.56
9	熊野川町	井原・市野々	熊野川	熊野川	2.79
10	熊野川町	口色川	太田川	湊の川	1.60

※ 平成23年の台風12号により危険度が高まった渓流

箇所番号	市町村	大字/字	国有林名	面積 (ha)	備考
302015	1	和歌山市	滝畑	小野山国有林	4.00
302066	1	田辺市	龍神村殿原	笠塔山国有林	5.00
302066	2	田辺市	龍神村殿原	笠塔山国有林	1.00
302066	3	田辺市	龍神村殿原	笠塔山国有林	8.00
302066	4	田辺市	龍神村殿原	笠塔山国有林	1.00
302066	5	田辺市	龍神村殿原	笠塔山国有林	3.00
302066	6	田辺市	龍神村殿原	笠塔山国有林	20.00
302066	7	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	3.00
302066	8	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	15.00
302066	9	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	5.00
302066	10	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	8.00
302066	11	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	9.00
302066	12	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	9.00
302066	13	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	5.00
302066	14	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	15.00
302066	15	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	8.00
302066	16	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	15.00
302066	17	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	12.00
302066	18	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	13.00
302066	19	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	12.00
302066	20	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	9.00
302066	21	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	12.00
302066	22	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	10.00
302066	23	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	15.00
302066	24	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	7.00
302066	25	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	14.00
302066	26	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	15.00
302066	27	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	7.00
302066	28	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	15.00
302066	29	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	22.00
302066	30	田辺市	木守	前の川国有林	14.00
302066	31	田辺市	木守	前の川国有林	5.00
302066	32	田辺市	木守	前の川国有林	11.00
302066	33	田辺市	木守	前の川国有林	4.00
302066	34	田辺市	木守	前の川国有林	4.00
302066	35	田辺市	木守	前の川国有林	4.00
302066	36	田辺市	木守	前の川国有林	9.00
302066	37	田辺市	木守	前の川国有林	8.00
302066	38	田辺市	本宮町静川	笹ノ瀬国有林	5.00
302066	39	田辺市	本宮町静川	笹ノ瀬国有林	6.00
302066	40	田辺市	本宮町静川	笹ノ瀬国有林	8.00
302066	41	田辺市	本宮町静川	笹ノ瀬国有林	6.00
302066	42	田辺市	本宮町皆地	下平治国有林	7.00
302066	43	田辺市	本宮町静川	大塔山国有林	5.00
302066	44	田辺市	本宮町静川	大塔山国有林	7.00
302066	45	田辺市	本宮町静川	公門谷国有林	8.00
302074	1	新宮市	新宮	権現山国有林	4.00
302074	2	新宮市	新宮	権現山国有林	9.00
302074	3	新宮市	新宮	権現山国有林	4.00
302074	4	新宮市	新宮	権現山国有林	6.00
302074	5	新宮市	新宮	権現山国有林	3.00
302074	6	新宮市	新宮	権現山国有林	3.00
302074	7	新宮市	新宮	権現山国有林	5.00
302074	8	新宮市	高田	白見国有林	15.00

箇所番号	市町村	大字/字	国有林名	面積(ha)	備考
302074	9	新宮市	高田	白見国有林	13.00
302074	10	新宮市	新宮	権現山国有林	10.00
302074	11	新宮市	新宮	権現山国有林	2.00
302091	1	岩出市	根来	風吹国有林	3.00
302091	2	岩出市	山	小野山国有林	8.00
303445	1	高野町	高野山	高野山国有林	4.00
303445	2	高野町	高野山	高野山国有林	4.00
303445	3	高野町	高野山	高野山国有林	2.00
303445	4	高野町	高野山	高野山国有林	1.00
303445	5	高野町	高野山	高野山国有林	2.00
303445	6	高野町	高野山	高野山国有林	1.00
303445	7	高野町	高野山	高野山国有林	1.00
303666	1	有田川町	下湯川	津俣国有林	21.00
303909	1	印南町	川又	川又国有林	2.00
303909	2	印南町	川又	川又国有林	9.00
303909	3	印南町	川又	川又国有林	18.00
303909	4	印南町	川又	川又国有林	14.00
303909	5	印南町	川又	川又国有林	4.00
303909	6	印南町	川又	川又国有林	4.00
303925	1	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	3.00
303925	2	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	8.00
303925	3	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	8.00
303925	4	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	5.00
303925	5	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	7.00
303925	6	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	6.00
303925	7	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	9.00
303925	8	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	8.00
303925	9	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	18.00
303925	10	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	8.00
303925	11	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	6.00
303925	12	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	4.00
303925	13	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	6.00
303925	14	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	11.00
303925	15	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	5.00
303925	16	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	11.00
303925	17	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	11.00
303925	18	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	12.00
303925	19	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	6.00
303925	20	日高川町	熊野川	野々川国有林	6.00
303925	21	日高川町	熊野川	野々川国有林	1.00
303925	22	日高川町	熊野川	野々川国有林	1.00
303925	23	日高川町	熊野川	野々川国有林	2.00
303925	24	日高川町	熊野川	野々河国有林	8.00
303925	25	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	7.00
303925	26	日高川町	熊野川	野々川国有林	14.00
303925	27	日高川町	熊野川	野々川国有林	3.00
304069	1	すさみ町	佐本東栗垣内	宮城川国有林	10.00
304069	2	すさみ町	佐本東栗垣内	宮城川国有林	15.00
304069	3	すさみ町	佐本東栗垣内	宮城川国有林	5.00

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
201	0004	和歌山市	沖ノ島	1.53	
201	0007	和歌山市	沖ノ島	2.07	
201	0008	和歌山市	沖ノ島	3.14	
201	0010	和歌山市	沖ノ島	4.25	
201	0013	和歌山市	加太	1.27	
201	0014	和歌山市	加太	0.65	
201	0015	和歌山市	加太	0.88	
201	0017	和歌山市	加太	2.56	
201	0020	和歌山市	加太	3.53	
201	0021	和歌山市	加太	0.78	小満谷
201	0022	和歌山市	加太	0.75	
201	0023	和歌山市	加太	1.80	山田茶原
201	0024	和歌山市	加太	2.20	
201	0025	和歌山市	加太	2.60	山田茶原
201	0026	和歌山市	加太	1.23	
201	0028	和歌山市	加太	3.00	大谷
201	0029	和歌山市	加太	3.70	下女原
201	0030	和歌山市	加太	5.57	八幡
201	0031	和歌山市	加太	2.65	八幡
201	0032	和歌山市	加太	1.57	
201	0033	和歌山市	加太	2.25	大谷
201	0034	和歌山市	加太	0.46	
201	0035	和歌山市	加太	0.52	
201	0036	和歌山市	加太	0.57	城ヶ崎団地
201	0037	和歌山市	加太	2.75	大塚
201	0038	和歌山市	深山	0.46	
201	0039	和歌山市	深山	5.89	宏鳥谷
201	0040	和歌山市	深山	1.35	田井谷
201	0041	和歌山市	深山	0.60	阿根川
201	0042	和歌山市	深山	1.30	茶ノ木谷
201	0043	和歌山市	深山	0.78	
201	0044	和歌山市	深山	1.02	浪谷
201	0047	和歌山市	大川	2.24	松谷
201	0048	和歌山市	大川	1.05	向の山
201	0049	和歌山市	大川	4.32	片山
201	0050	和歌山市	磯ノ瀨	0.62	
201	0051	和歌山市	磯ノ瀨	0.50	
201	0052	和歌山市	磯ノ瀨	3.62	徳山
201	0053	和歌山市	磯ノ瀨	2.28	
201	0054	和歌山市	磯ノ瀨	0.23	
201	0056	和歌山市	磯ノ瀨	0.34	
201	0057	和歌山市	磯ノ瀨	1.08	
201	0058	和歌山市	本島	0.27	
201	0059	和歌山市	日野	1.16	南谷
201	0060	和歌山市	日野	2.88	芝の原
201	0061	和歌山市	日野	0.35	
201	0062	和歌山市	日野	1.13	南谷
201	0063	和歌山市	日野	0.78	栗田
201	0064	和歌山市	日野	1.43	西原
201	0065	和歌山市	木ノ本	0.80	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
201	0066	和歌山市	木ノ本	0.23	
201	0068	和歌山市	木ノ本	0.68	
201	0069	和歌山市	木ノ本	2.10	
201	0071	和歌山市	堂谷	2.23	
201	0072	和歌山市	堂谷	4.16	高塚
201	0073	和歌山市	堂谷	4.20	高塚
201	0074	和歌山市	梶見中	5.12	西の谷
201	0075	和歌山市	平井	2.74	新原
201	0076	和歌山市	平井	0.86	
201	0077	和歌山市	大谷	0.98	
201	0078	和歌山市	大谷	0.51	
201	0080	和歌山市	善明寺	0.39	
201	0081	和歌山市	善明寺	0.65	
201	0082	和歌山市	田越	3.21	大ヶ谷
201	0084	和歌山市	六十谷	0.34	
201	0085	和歌山市	六十谷	2.78	
201	0086	和歌山市	六十谷	0.78	
201	0087	和歌山市	六十谷	1.12	
201	0088	和歌山市	六十谷	0.60	
201	0089	和歌山市	霞川	0.81	
201	0090	和歌山市	霞川	2.63	風神了
201	0091	和歌山市	霞川	0.72	
201	0092	和歌山市	霞川	0.97	
201	0093	和歌山市	府中	2.40	
201	0094	和歌山市	府中	1.00	
201	0095	和歌山市	府中	0.99	
201	0096	和歌山市	橋谷	0.45	
201	0097	和歌山市	霞川	0.90	
201	0098	和歌山市	霞川	1.07	
201	0099	和歌山市	霞川	5.95	マツ原
201	0100	和歌山市	霞川	0.52	割谷
201	0101	和歌山市	霞川	0.87	白谷
201	0102	和歌山市	北野	2.37	
201	0103	和歌山市	北野	2.01	
201	0104	和歌山市	北野	1.56	金谷山
201	0105	和歌山市	落合	3.01	
201	0106	和歌山市	落合	1.79	
201	0107	和歌山市	津畑	3.95	南出
201	0108	和歌山市	津畑	1.39	小林
201	0109	和歌山市	津畑	0.70	小林
201	0110	和歌山市	津畑	4.33	小林
201	0111	和歌山市	上三毛	0.42	西山
201	0112	和歌山市	上三毛	3.37	西山
201	0113	和歌山市	下三毛	1.35	
201	0114	和歌山市	下三毛	2.65	
201	0115	和歌山市	下三毛	1.02	
201	0116	和歌山市	栗田中	8.58	東原
201	0117	和歌山市	栗田中	0.70	
201	0118	和歌山市	矢田	1.45	心池
201	0119	和歌山市	矢田	0.55	心池

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
201	0120	和歌山市	矢田	1.47	
201	0121	和歌山市	矢田	0.96	
201	0122	和歌山市	明王寺	0.27	
201	0123	和歌山市	和佐間戸	1.88	永谷
201	0124	和歌山市	和佐間戸	1.30	永谷
201	0125	和歌山市	林宮	0.69	寺口
201	0126	和歌山市	林宮	0.67	寺口
201	0127	和歌山市	林宮	1.59	
201	0128	和歌山市	永山	0.64	大池
201	0129	和歌山市	山原中	1.32	
201	0130	和歌山市	大河内	1.01	
201	0131	和歌山市	大河内	0.74	
201	0132	和歌山市	黒岩	0.98	
201	0133	和歌山市	黒岩	1.32	栗山
201	0134	和歌山市	黒岩	1.06	
201	0135	和歌山市	黒岩	0.30	
201	0136	和歌山市	黒岩	1.06	
201	0137	和歌山市	黒岩	1.88	友瀬
201	0138	和歌山市	黒岩	1.16	
201	0140	和歌山市	黒岩	1.75	
201	0141	和歌山市	黒岩	0.39	
201	0142	和歌山市	境原	0.48	
201	0144	和歌山市	岩橋	1.53	前山
201	0145	和歌山市	岩橋	1.19	
201	0146	和歌山市	岩橋	0.59	
201	0147	和歌山市	岩橋	1.41	
201	0148	和歌山市	岩橋	2.38	
201	0149	和歌山市	岩橋	0.44	
201	0150	和歌山市	鳴神	1.84	
201	0151	和歌山市	鳴神	1.19	
201	0152	和歌山市	鳴神	2.98	
201	0153	和歌山市	栗西	2.43	花山
201	0154	和歌山市	神前	2.90	
201	0156	和歌山市	神前	4.91	
201	0158	和歌山市	菅原	0.92	
201	0159	和歌山市	坂田	0.61	
201	0160	和歌山市	坂田	1.90	
201	0161	和歌山市	菅原	1.46	
201	0162	和歌山市	菅原	3.27	
201	0163	和歌山市	菅原	1.71	
201	0164	和歌山市	広原	5.07	
201	0165	和歌山市	広原	5.88	
201	0167	和歌山市	冬野	3.35	
201	0168	和歌山市	冬野	0.84	南山
201	0169	和歌山市	冬野	0.89	
201	0171	和歌山市	三田	0.62	田原
201	0172	和歌山市	本津	1.84	窓の原
201	0173	和歌山市	仁井辺	1.16	
201	0174	和歌山市	井戸	4.37	
201	0175	和歌山市	井戸	4.24	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
201	0176	和歌山市	井戸	0.35	
201	0177	和歌山市	楢坂	2.00	
201	0178	和歌山市	井戸	1.15	
201	0179	和歌山市	吉里	0.42	
201	0180	和歌山市	吉里	0.89	
201	0181	和歌山市	境原	1.92	
201	0182	和歌山市	境原	0.88	
201	0184	和歌山市	紀三井寺	26.15	
201	0185	和歌山市	三島	0.92	
201	0186	和歌山市	打越	2.66	
201	0187	和歌山市	林宮	2.89	
201	0188	和歌山市	林宮	2.31	
201	0189	和歌山市	林宮	1.59	
201	0190	和歌山市	林宮	3.81	
201	0191	和歌山市	境原	5.28	徳山
201	0192	和歌山市	境原	1.73	
201	0193	和歌山市	和歌浦東	2.58	
201	0194	和歌山市	関戸	2.01	徳山
201	0195	和歌山市	和歌浦東	6.74	
201	0196	和歌山市	関戸	4.99	
201	0197	和歌山市	和歌浦南	4.70	徳山
201	0198	和歌山市	関戸	9.39	
201	0199	和歌山市	新和歌浦	8.40	
201	0200	和歌山市	田野	7.42	
201	0201	和歌山市	田野	2.37	
201	0202	和歌山市	田野	7.29	
201	0203	和歌山市	鎌賀崎	2.40	
201	0204	和歌山市	鎌賀崎	3.72	
201	0205	和歌山市	鎌賀崎	1.32	
201	0207	和歌山市	内原	19.47	内原
201	0208	和歌山市	毛鼻	2.05	大宮
201	0209	和歌山市	毛鼻	24.18	
201	0210	和歌山市	毛鼻	2.08	
201	0211	和歌山市	西ノ庄	1.05	八幡神社
201	0212	和歌山市	境原	0.54	
201	0213	和歌山市	毛鼻	1.50	大山
201	1001	和歌山市	六十谷	1.59	
201	1002	和歌山市	北野	0.40	
201	5001	和歌山市	山原中	0.17	
201	5002	和歌山市	奥須佐	0.25	
201	5003	和歌山市	和歌浦中	0.23	
201	5004	和歌山市	花山	0.31	
201	5005	和歌山市	花山	0.25	
201	5006	和歌山市	境原	0.59	
201	5007	和歌山市	境原	0.73	
201	5008	和歌山市	三島	0.65	
201	5009	和歌山市	徳蔵山	0.36	
201	5010	和歌山市	徳蔵山	0.89	
201	5011	和歌山市	内原	0.98	
201	5012	和歌山市	冬野	0.39	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
201	5013	和歌山市	冬野	0.17	
201	5014	和歌山市	黒岩	0.37	
201	5015	和歌山市	黒岩	0.08	
201	5016	和歌山市	田野	0.18	
201	5017	和歌山市	和歌浦中	0.39	
201	5018	和歌山市	和歌浦中	0.27	
201	5019	和歌山市	三基	0.17	
201	5020	和歌山市	吉里	0.24	
201	5021	和歌山市	南畑	0.15	
201	5022	和歌山市	黒岩	0.31	
201	5023	和歌山市	三基	0.10	
201	5024	和歌山市	吉里	0.18	
201	5025	和歌山市	吉里	0.25	
201	5026	和歌山市	榎坂	0.07	
201	5027	和歌山市	木杖	0.14	
201	5028	和歌山市	木杖	0.07	
201	5029	和歌山市	永山	0.14	
201	5030	和歌山市	永山	0.08	
201	5031	和歌山市	永山	0.09	
201	5032	和歌山市	永山	0.11	
201	5033	和歌山市	大池	0.23	
201	5034	和歌山市	平原	0.05	
201	5035	和歌山市	蛭池	0.12	
201	5036	和歌山市	井辺	0.09	
201	5037	和歌山市	井辺	0.41	
201	5038	和歌山市	寺内	0.04	
201	5039	和歌山市	埴ノ谷	0.12	
201	5040	和歌山市	埴ノ谷	0.12	
201	5041	和歌山市	埴ノ谷	0.11	
201	5042	和歌山市	埴ノ谷	0.05	
201	5043	和歌山市	井辺	0.10	
201	5044	和歌山市	棚貫	0.22	
201	5045	和歌山市	鳩神	0.11	
201	5046	和歌山市	大河内	0.07	
201	5047	和歌山市	大河内	0.05	
201	5048	和歌山市	大河内	0.14	
201	5049	和歌山市	吉礼	0.07	
201	5050	和歌山市	吉礼	0.10	
201	5051	和歌山市	坂田	0.19	
201	5052	和歌山市	坂田	0.42	
201	5053	和歌山市	寺内	0.11	
201	5055	和歌山市	西	0.10	
201	5056	和歌山市	西	0.13	
201	5057	和歌山市	深山	1.85	
201	5058	和歌山市	木ノ本	1.27	
201	5059	和歌山市	園部	0.23	
201	5060	和歌山市	木ノ本	3.20	
201	5061	和歌山市	加太	0.88	
201	5062	和歌山市	木ノ本	0.47	
201	5063	和歌山市	園部	1.15	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
201	5065	和歌山市	中	0.57	
201	5066	和歌山市	熊崎	0.21	
201	5067	和歌山市	深山	0.83	
201	5068	和歌山市	加太	1.35	
201	5069	和歌山市	樽の瀨	0.36	
201	5070	和歌山市	木ノ本	0.31	
201	5071	和歌山市	梅原	1.44	
201	5072	和歌山市	中	0.82	
201	5073	和歌山市	梅原	0.39	
201	5074	和歌山市	栄谷	0.21	
201	5075	和歌山市	栄谷	0.36	
201	5076	和歌山市	栄谷	0.16	
201	5077	和歌山市	善明寺	0.09	
201	5078	和歌山市	園部	0.40	
201	5079	和歌山市	園部	0.43	
201	5080	和歌山市	園部	0.67	
201	5081	和歌山市	園部	0.43	
201	5082	和歌山市	園部	0.55	
201	5083	和歌山市	園部	1.23	
201	5084	和歌山市	園部	0.50	
201	5085	和歌山市	園部	0.28	
201	5086	和歌山市	園部	0.34	
201	5087	和歌山市	大谷	0.13	
201	5088	和歌山市	大谷	0.04	
201	5089	和歌山市	大谷	0.04	
201	5090	和歌山市	大谷	0.07	
201	5091	和歌山市	園部	0.07	
201	5092	和歌山市	北野	0.24	
201	5093	和歌山市	北野	0.52	
201	7512	和歌山市	鳩神	0.97	
201	7514	和歌山市	毛島	1.20	
201	7515	和歌山市	冬野	0.70	
201	7516	和歌山市	吉礼	0.70	
202	0001	海南市	孟子	0.91	
202	0002	海南市	孟子	0.95	
202	0003	海南市	孟子	3.90	
202	0004	海南市	孟子	上出	7.20
202	0005	海南市	七山	5.14	
202	0006	海南市	七山	1.41	
202	0007	海南市	七山	3.02	
202	0008	海南市	七山	0.31	
202	0009	海南市	七山	1.95	
202	0010	海南市	原野	3.18	
202	0011	海南市	原野	2.01	
202	0013	海南市	原野	1.79	
202	0014	海南市	原野	6.25	
202	0015	海南市	原野	1.41	風呂谷
202	0016	海南市	原野	1.58	
202	0017	海南市	原野	6.43	
202	0018	海南市	下津野	2.42	島帽子

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
202	0019	海南市	下津野	7.67	沢ノ原
202	0020	海南市	野尻	1.15	西ノ峯
202	0021	海南市	野尻	8.57	上山
202	0022	海南市	別所	2.58	
202	0023	海南市	小野田	0.58	
202	0024	海南市	小野田	0.59	
202	0025	海南市	小野田	1.56	西村
202	0026	海南市	多田	1.14	
202	0027	海南市	多田	1.74	
202	0028	海南市	且菜	2.64	
202	0029	海南市	且菜	1.25	
202	0030	海南市	且菜	4.17	山出
202	0031	海南市	且菜	3.95	山出
202	0032	海南市	且菜	5.31	山出
202	0033	海南市	且菜	1.13	
202	0034	海南市	岡田	0.43	
202	0036	海南市	黒江	0.65	
202	0037	海南市	黒江	0.69	
202	0038	海南市	黒江	0.43	
202	0042	海南市	鶴屋	0.71	藤ノ原
202	0043	海南市	鶴屋	1.58	栗谷
202	0044	海南市	鶴屋	1.21	大給原
202	0047	海南市	日方	8.45	丸尾
202	0048	海南市	岡田	10.84	城山
202	0049	海南市	岡田	13.81	城山
202	0050	海南市	岡田	7.02	南山
202	0051	海南市	且菜	6.54	玄上
202	0053	海南市	日方	1.80	
202	0056	海南市	日方	2.64	丸尾
202	0057	海南市	日方	0.43	丸尾
202	0058	海南市	日方	0.40	
202	0059	海南市	大野中	0.84	豊根
202	0060	海南市	且菜	0.44	
202	0063	海南市	小野田	0.66	豊根
202	0064	海南市	豊根	0.81	
202	0065	海南市	大野中	1.09	豊根
202	0066	海南市	豊根	3.50	
202	0067	海南市	豊根	0.95	
202	0068	海南市	豊根	0.76	
202	0069	海南市	樽川	2.82	
202	0070	海南市	樽川	1.16	
202	0071	海南市	樽川	0.94	内畑
202	0072	海南市	樽川	0.41	
202	0073	海南市	樽川	0.57	中山
202	0074	海南市	樽川	3.42	東山
202	0075	海南市	山田	0.39	
202	0076	海南市	山田	1.52	
202	0078	海南市	冷水	0.91	
202	0079	海南市	冷水	1.36	
202	0080	海南市	冷水	1.56	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
202	0082	海南市	冷水	2.43	
202	0083	海南市	冷水	0.41	
202	0084	海南市	冷水	1.60	
202	0085	海南市	別所	上ノ久保	6.36
202	0086	海南市	別所	上ノ久保	6.88
202	0088	海南市	別所		5.75
202	0089	海南市	豊根		1.36
202	0091	海南市	小野田		1.15
202	0092	海南市	小野田		0.70
202	0093	海南市	小野田		1.07
202	0094	海南市	小野田	南山	3.79
202	0095	海南市	小野田	南山	4.13
202	0096	海南市	阪井	北塚山	1.26
202	0097	海南市	阪井	北塚山	3.49
202	0098	海南市	阪井		1.04
202	0099	海南市	阪井		1.51
202	0100	海南市	阪井		2.30
202	0101	海南市	阪井	北塚山	5.44
202	0102	海南市	阪井		1.10
202	0103	海南市	阪井		2.30
202	0104	海南市	沖野		1.57
202	0105	海南市	沖野		2.75
202	0106	海南市	別所	上山	2.93
202	0107	海南市	野上中	山崎	11.24
202	0108	海南市	野上中	山崎	7.07
202	0109	海南市	阪井		1.29
202	0110	海南市	阪井		2.64
202	0111	海南市	阪井		0.82
202	0112	海南市	阪井		1.21
202	0113	海南市	豊根		1.19
202	0114	海南市	豊根		2.23
202	0115	海南市	豊根		0.85
202	0116	海南市	豊根		0.91
202	0117	海南市	豊根		0.66
202	0118	海南市	豊根	田津原	10.88
202	0119	海南市	豊根	田津原	5.04
202	0120	海南市	栗畑	持戸原	3.98
202	0121	海南市	持戸		0.84
202	0122	海南市	持戸	赤松	1.25
202	0123	海南市	次々谷		0.92
202	0124	海南市	次々谷		0.35
202	0125	海南市	次々谷		0.89
202	0126	海南市	次々谷		3.69
202	0127	海南市	ひや水	外山	7.20
202	0128	海南市	栗畑	持戸原	1.89
202	0129	海南市	栗畑	持戸原	2.71
202	0130	海南市	栗畑	半道原	2.52
202	0131	海南市	栗畑		4.84
202	0134	海南市	赤沼		1.42
202	0135	海南市	赤沼		0.78

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
202	0136	海南市	孟子	1.75	
202	0137	海南市	野上新	1.28	
202	0138	海南市	九島寺	1.84	
202	0139	海南市	野上新	1.40	
202	0140	海南市	枕木	5.01	
202	0141	海南市	野上新	1.02	
202	1001	海南市	黒江	0.50	
202	1002	海南市	豊根	1.31	
202	1003	海南市	次々谷	0.56	
202	1004	海南市	下津町大崎	0.20	
202	1005	海南市	下津町丸田	3.05	
202	1006	海南市	下津町下津	0.35	
202	1007	海南市	下津町方	0.24	
202	1008	海南市	下津町下津	2.24	
202	1009	海南市	下津町下津	0.35	
202	1010	海南市	下津町橋田	0.74	
202	1011	海南市	下津町小原	1.33	
202	1012	海南市	下津町上	0.61	
202	1013	海南市	下津町丁	0.24	
202	1014	海南市	下津町下津	0.09	
202	5001	海南市	下津町下津	0.46	
202	5002	海南市	下津町上	0.99	
202	5003	海南市	下津町方	0.24	
202	5004	海南市	下津町大崎	0.95	
202	5005	海南市	下津町丸田	0.69	
202	5006	海南市	下津町小原	0.32	
202	5007	海南市	下津町橋田	0.69	
202	5008	海南市	下津町山田	0.38	
202	5009	海南市	下津町山田	0.34	
202	5010	海南市	冷水	0.87	
202	5011	海南市	豊根	0.28	
202	5012	海南市	豊根	0.40	
202	5013	海南市	豊根	0.37	
202	5014	海南市	豊根	0.43	
202	5015	海南市	下津町橋田	0.52	
202	5016	海南市	下津町引尾	0.51	
202	5017	海南市	下津町香枝	1.83	
202	5018	海南市	冷水	0.81	
202	5019	海南市	下津町下津	0.23	
202	5020	海南市	下津町小原	0.34	
202	5021	海南市	下津町小原	0.16	
202	5022	海南市	下津町小原	0.38	
202	5023	海南市	下津町下津	0.03	
202	5024	海南市	下津町小原	0.03	
202	5025	海南市	下津町小原	0.17	
202	5026	海南市	下津町小原	3.24	
202	5027	海南市	下津町笠越	0.15	
202	5028	海南市	下津町百垣内	0.12	
202	5029	海南市	下津町百垣内	0.46	
202	5030	海南市	下津町百垣内	0.17	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
202	5031	海南市	下津町百垣内	0.28	
202	5032	海南市	下津町市坪	0.03	
202	5033	海南市	下津町市坪	0.53	
202	5034	海南市	下津町香枝	0.35	
202	5035	海南市	下津町市坪	0.20	
202	5036	海南市	下津町市坪	0.14	
202	5037	海南市	下津町市坪	0.12	
202	5038	海南市	下津町小原	0.14	
202	5039	海南市	下津町小原	0.09	
202	5040	海南市	下津町下津	0.25	
202	5041	海南市	下津町下津	0.26	
202	5042	海南市	下津町下津	0.12	
202	5043	海南市	下津町下津	0.13	
202	5044	海南市	下津町下津	0.19	
202	5045	海南市	下津町下津	0.09	
202	5046	海南市	下津町方	1.25	
202	5047	海南市	下津町黒田	0.59	
202	5048	海南市	下津町橋本	0.31	
202	5049	海南市	下津町引尾	0.29	
202	5050	海南市	下津町引尾	0.59	
202	5051	海南市	下津町引尾	2.16	
202	5052	海南市	下津町引尾	0.56	
202	5053	海南市	下津町百垣内	0.51	
202	5054	海南市	下津町橋	0.48	
202	5055	海南市	下津町橋	0.40	
202	5056	海南市	下津町百垣内	0.18	
202	5057	海南市	下津町百垣内	0.28	
202	5058	海南市	下津町百垣内	0.44	
202	5059	海南市	海老谷	0.07	
202	5060	海南市	下津町大崎	0.08	
202	5061	海南市	下津町方	1.82	
202	5063	海南市	下津町丸田	0.35	
202	5064	海南市	下津町橋田	0.19	
202	5065	海南市	下津町橋本	0.07	
202	5066	海南市	下津町橋本	0.11	
202	5067	海南市	下津町橋本	0.26	
202	5069	海南市	下津町橋田	0.12	
202	5070	海南市	海老谷	0.14	
202	5071	海南市	栗谷	0.30	
202	5073	海南市	赤沼	0.06	
202	5074	海南市	赤沼	0.20	
202	5075	海南市	海老谷	0.09	
202	5076	海南市	赤沼	0.06	
202	5077	海南市	赤沼	0.05	
202	5080	海南市	下津町小松原	0.06	
202	5081	海南市	下津町小原	0.74	
202	5082	海南市	下津町小原	0.35	
202	5083	海南市	下津町下	0.04	
202	5084	海南市	下津町丁	0.05	
202	5085	海南市	下津町黒田	0.19	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
202	5086	海南市	下津町丁	0.26	
202	5087	海南市	下津町大崎	0.16	
202	5088	海南市	下津町大崎	0.05	
202	5089	海南市	下津町塩津	0.05	
202	5090	海南市	坂井	0.15	
202	5091	海南市	下津町市坪	0.21	
202	5092	海南市	下津町橋本	0.24	
202	5093	海南市	坂井	0.10	
202	5094	海南市	冷水	0.20	
202	5095	海南市	冷水	0.16	
202	5096	海南市	冷水	0.04	
202	5097	海南市	冷水	0.08	
202	5098	海南市	冷水	0.08	
202	5099	海南市	冷水	0.07	
202	5100	海南市	冷水	0.09	
202	5101	海南市	冷水	0.08	
202	5102	海南市	枕木	0.23	
202	5103	海南市	次々谷	0.08	
202	5104	海南市	次々谷	0.04	
202	5105	海南市	栗谷	0.05	
202	5106	海南市	山田	0.15	
202	5107	海南市	豊根	0.09	
202	5108	海南市	梶川	0.11	
202	5109	海南市	梶川	0.20	
202	5110	海南市	梶川	0.19	
202	5111	海南市	豊根	0.15	
202	5112	海南市	九島寺	0.11	
202	5113	海南市	本津	0.07	
202	5114	海南市	九島寺	0.11	
202	5115	海南市	野上新	0.22	
202	5116	海南市	野上新	0.19	
202	5117	海南市	野上新	0.17	
202	5118	海南市	野上新	0.10	
202	5119	海南市	野上新	0.08	
202	5120	海南市	沖野々	0.33	
202	5121	海南市	小野田	0.36	
202	5122	海南市	小野田	0.11	
202	5123	海南市	山田	0.15	
202	5124	海南市	南赤坂	0.12	
202	5125	海南市	南赤坂	0.23	
202	5126	海南市	井田	0.16	
202	5127	海南市	井田	0.08	
202	5128	海南市	大野中	0.23	
202	5129	海南市	大野中	0.16	
202	5130	海南市	大野中	0.11	
202	5131	海南市	小野田	0.27	
202	5132	海南市	日方	0.22	
202	5133	海南市	日方	0.10	
202	5134	海南市	船尾	0.13	
202	5135	海南市	船尾	0.12	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
202	5136	海南市	船尾	0.06		
202	5137	海南市	船尾	0.22		
202	5138	海南市	小野田	0.13		
202	5139	海南市	小野田	0.25		
202	5140	海南市	小野田	0.22		
202	5141	海南市	且糸	0.07		
202	5142	海南市	且糸	0.05		
202	5143	海南市	且糸	0.12		
202	5144	海南市	船尾	0.21		
202	5145	海南市	船尾	0.16		
202	5146	海南市	船尾	0.06		
202	5147	海南市	船尾	0.08		
202	5148	海南市	船尾	0.19		
202	5149	海南市	小野田	0.12		
202	5150	海南市	小野田	0.19		
202	5151	海南市	小野田	0.15		
202	5152	海南市	且糸	0.07		
202	5153	海南市	且糸	0.13		
202	5154	海南市	小野田	0.06		
202	5155	海南市	小野田	0.15		
202	5156	海南市	小野田	0.05		
202	5157	海南市	小野田	0.10		
202	5158	海南市	赤田	0.20		
202	5159	海南市	孟子	0.10		
202	5160	海南市	孟子	0.11		
202	5161	海南市	孟子	0.08		
202	5162	海南市	孟子	0.05		
202	5163	海南市	孟子	0.10		
202	5164	海南市	高津	0.04		
202	5165	海南市	高津	0.33		
202	5166	海南市	橋本	1.72		
301	0001	海南市	下津町下津	沖山	0.61	
301	0003	海南市	下津町大崎	在所南	1.02	
301	0004	海南市	下津町方	馬淵	1.39	
301	0005	海南市	下津町丸田	芦坂	1.32	
301	0006	海南市	下津町小原	坪町	3.47	
301	0007	海南市	下津町小原	奥ノ畑	5.15	
301	0008	海南市	下津町小原	奥ノ畑	4.00	
301	0009	海南市	下津町小原	坪町	1.16	
301	0010	海南市	下津町小原	北原	1.47	
301	0011	海南市	下津町小原	冷畑	4.28	
301	0012	海南市	下津町上	出山	1.87	
301	0020	海南市	下津町橋田		1.39	
301	0021	海南市	下津町塩津	栗山	2.12	
301	0022	海南市	下津町塩津	栗山	1.55	
301	0023	海南市	下津町塩津		2.03	
301	0024	海南市	下津町塩津	栗山	3.11	
301	0025	海南市	下津町橋田	奥	1.78	
301	0026	海南市	下津町市坪		1.37	
301	0027	海南市	下津町市坪		1.74	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
301	0028	海西市	下津町市坪	1.05	
301	0029	海西市	下津町橋田	3.83	
301	0032	海西市	下津町引路	1.42	
301	0034	海西市	下津町大崎	0.54	
302	0001	紀美野町	国木原	5.93	
302	0002	紀美野町	長谷	3.74	西浦谷止
302	0003	紀美野町	長谷	4.83	
302	0004	紀美野町	国木原	0.58	栗谷
302	0005	紀美野町	国木原	0.32	栗谷
302	0006	紀美野町	国木原	1.83	中辰原
302	0007	紀美野町	柴目	0.68	
302	0008	紀美野町	柴目	0.72	栗谷
302	0013	紀美野町	栗野	2.70	堀垣内
302	0014	紀美野町	栗野	1.26	堂西
302	0015	紀美野町	栗野	1.33	堂内
302	0016	紀美野町	勘木	1.78	芝崎
302	0017	紀美野町	小畑	0.39	
302	0018	紀美野町	勘木	0.14	曲谷
302	0019	紀美野町	勘木	0.65	曲谷
302	0021	紀美野町	下佐々	5.46	西上橋谷
302	0022	紀美野町	下佐々	3.62	
302	0023	紀美野町	下佐々	4.38	
302	0024	紀美野町	吉野	0.92	
302	0025	紀美野町	吉野	0.58	
302	0026	紀美野町	柴目	2.36	
302	0027	紀美野町	柴目	2.52	栗谷
302	0028	紀美野町	吉野	3.73	長原邊
302	0029	紀美野町	西谷	1.43	
302	0030	紀美野町	釜渡	1.94	寺原
302	0032	紀美野町	釜渡	2.55	
302	0033	紀美野町	松淵	3.04	廣畑
302	0034	紀美野町	松淵	1.18	廣畑
302	0035	紀美野町	松淵	0.67	
302	0036	紀美野町	松淵	10.00	八ヶ峰
302	0037	紀美野町	松淵	0.85	末川
302	0038	紀美野町	栗野	1.74	西垣内
302	0039	紀美野町	栗野	1.20	
302	0040	紀美野町	栗野	2.55	口ワロシ
302	0041	紀美野町	下佐々	0.73	
302	0042	紀美野町	下佐々	0.38	
302	0043	紀美野町	下佐々	0.22	
302	0044	紀美野町	福井	1.78	
302	0045	紀美野町	福井	1.92	
302	0046	紀美野町	福井	2.00	
302	0047	紀美野町	下佐々	1.33	
302	0048	紀美野町	下佐々	0.46	
302	0049	紀美野町	下佐々	0.28	
302	0050	紀美野町	下佐々	0.83	
302	0052	紀美野町	福井	0.85	福井西
302	0053	紀美野町	福井	2.17	福井西

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
302	0054	紀美野町	福井	0.67	福井西
302	0055	紀美野町	福井	1.43	福井西
302	0056	紀美野町	福井	2.92	福井西
302	0057	紀美野町	福井	0.58	福井西
302	0058	紀美野町	福井	0.82	福井西
302	0058	紀美野町	福井	1.03	下葛浦
302	0060	紀美野町	福井	1.01	下葛浦
302	0061	紀美野町	福井	1.42	下葛浦
302	0062	紀美野町	福井	0.88	下葛浦
302	0063	紀美野町	福井	0.43	下葛浦
302	0064	紀美野町	福井	3.21	三口
302	0065	紀美野町	福井	2.53	
302	0066	紀美野町	福井	1.39	
302	0067	紀美野町	貞佐々	1.02	
302	0068	紀美野町	貞佐々	0.74	
302	0069	紀美野町	貞佐々	6.12	西ノ川
302	0071	紀美野町	貞佐々	3.86	西ノ川
302	0072	紀美野町	貞佐々	1.81	
302	0073	紀美野町	貞佐々	0.44	
302	0074	紀美野町	貞佐々	0.53	
302	0075	紀美野町	貞佐々	0.34	
302	0076	紀美野町	貞佐々	1.25	
302	0077	紀美野町	貞佐々	0.58	
302	0078	紀美野町	貞佐々	0.95	
302	0079	紀美野町	梅本	3.54	木津垣内
302	0080	紀美野町	坂本	0.63	井戸谷
302	0081	紀美野町	坂本	0.65	堂の平
302	0082	紀美野町	坂本	1.01	下前
302	0083	紀美野町	貞佐々	1.01	旗谷
302	0084	紀美野町	坂本	1.21	松尾谷
302	0085	紀美野町	坂本	2.14	森垣内段
302	0086	紀美野町	坂本	0.73	廣畑
302	0087	紀美野町	中田	1.75	廣畑寺
302	0088	紀美野町	中田	2.15	赤井
302	0089	紀美野町	梅本	0.64	向山
302	0090	紀美野町	梅本	0.32	
302	0092	紀美野町	中田	4.11	中辰
302	0093	紀美野町	中田	0.25	
302	0094	紀美野町	中田	0.34	山ノ跡
302	0095	紀美野町	中田	0.51	
302	0096	紀美野町	梅本	0.97	西柳沢
302	0097	紀美野町	梅本	1.15	下永原
302	0098	紀美野町	梅本	4.45	陸地奥
303	0001	紀美野町	福田	2.12	
303	0002	紀美野町	福田	2.16	
303	0003	紀美野町	福田	4.46	沢
303	0004	紀美野町	森垣内	1.95	
303	0005	紀美野町	森垣内	0.26	
303	0006	紀美野町	森垣内	0.59	
303	0007	紀美野町	真田宮	2.13	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
303	0008	紀美野町	粟津呂	2.94	
303	0009	紀美野町	粟津呂	5.43	ササミ谷
303	0010	紀美野町	花野原	1.67	垣内
303	0011	紀美野町	花野原	2.65	
303	0012	紀美野町	花野原	3.66	
303	0013	紀美野町	北野	2.25	
303	0014	紀美野町	内朝寺	5.77	居垣内
303	0015	紀美野町	内朝寺	6.04	居垣内
303	0016	紀美野町	内朝寺	0.81	
303	0017	紀美野町	内朝寺	1.29	
303	0018	紀美野町	溝谷	3.31	西ノ門
303	0019	紀美野町	溝谷	1.17	西ノ門
303	0020	紀美野町	毛原上	7.56	龜山
303	0021	紀美野町	毛原上	6.83	龜山
303	0022	紀美野町	毛原上	7.72	大和
303	0023	紀美野町	毛原上	2.28	大京地
303	0024	紀美野町	長谷宮	0.89	
303	0025	紀美野町	長谷宮	1.24	
303	0026	紀美野町	長谷宮	1.32	
303	0027	紀美野町	長谷宮	1.28	祭塚崎
303	0028	紀美野町	長谷宮	1.22	
303	0029	紀美野町	長谷宮	4.79	
303	0030	紀美野町	長谷宮	4.86	高坂谷
303	0032	紀美野町	長谷宮	4.14	内ノ峠
303	0033	紀美野町	長谷宮	1.60	惣谷
303	0034	紀美野町	福田	2.12	
303	0035	紀美野町	福田	1.10	
303	0036	紀美野町	福田	3.35	
303	0037	紀美野町	福田	7.64	垣内
303	0038	紀美野町	福田	1.03	
303	0039	紀美野町	福田	1.51	
303	0041	紀美野町	安井	0.88	
303	0042	紀美野町	雨畑	4.66	
303	0043	紀美野町	野中	4.89	山添
303	0044	紀美野町	雨畑	3.43	上町
303	0045	紀美野町	真六	14.74	上原
303	0048	紀美野町	三原川	2.25	榎木谷
303	0050	紀美野町	真六	3.00	上原
303	0053	紀美野町	真六	1.37	谷西
303	0055	紀美野町	上ヶ井	0.85	小松
303	0056	紀美野町	上ヶ井	3.08	西久保
303	0057	紀美野町	上ヶ井	5.12	上手
303	0058	紀美野町	上ヶ井	2.81	中内
303	0059	紀美野町	上ヶ井	2.17	上ヶ井谷
303	0060	紀美野町	上ヶ井	0.20	上ヶ井谷
303	0061	紀美野町	津川	1.31	野中
303	0062	紀美野町	津川	1.82	
303	0063	紀美野町	森垣内	0.63	
303	0064	紀美野町	森垣内	0.38	
303	0065	紀美野町	粟津呂	1.57	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
303	0096	紀美野町	花野原	2.35	
303	0097	紀美野町	花野原	1.22	
303	0098	紀美野町	初生谷	4.40	
303	0099	紀美野町	初生谷	0.87	
303	0070	紀美野町	津川	0.88	
303	0071	紀美野町	明添	1.79	下日向
303	0072	紀美野町	鎌滝	6.46	
303	0073	紀美野町	鎌滝	1.10	
303	0074	紀美野町	鎌滝	0.16	
303	0075	紀美野町	三原川	2.18	
303	0076	紀美野町	三原川	0.78	
303	0077	紀美野町	三原川	1.60	
303	0078	紀美野町	三原川	1.67	榎木谷
303	0079	紀美野町	赤木	0.48	
303	0080	紀美野町	赤木	0.63	
303	0081	紀美野町	鎌滝	0.37	
303	0082	紀美野町	鎌滝	7.20	
303	0083	紀美野町	鎌滝	1.75	恩徳
303	0084	紀美野町	高畑	1.14	
303	0085	紀美野町	高畑	0.26	
303	0086	紀美野町	高畑	1.34	
303	0087	紀美野町	松ヶ峯	2.41	瓦浴
303	0088	紀美野町	松ヶ峯	2.66	
303	0089	紀美野町	松ヶ峯	2.31	瓦浴
303	0090	紀美野町	松ヶ峯	1.75	切口
303	0091	紀美野町	松ヶ峯	0.72	
303	0092	紀美野町	桂樹	0.41	
303	0093	紀美野町	桂樹	1.08	
303	0095	紀美野町	真田	4.11	
303	0096	紀美野町	今西	1.44	橋向
303	0097	紀美野町	谷	2.84	三ヶ谷
303	0098	紀美野町	菅沢	2.38	日浦
303	0099	紀美野町	菅沢	1.06	
303	0100	紀美野町	菅沢	1.68	
303	0101	紀美野町	菅沢	4.80	
303	0102	紀美野町	田	2.96	
303	0103	紀美野町	菅沢	3.71	川向
303	0104	紀美野町	菅沢	2.03	
303	0105	紀美野町	田	4.55	
303	0106	紀美野町	谷	1.37	
303	0107	紀美野町	谷	0.63	
303	0108	紀美野町	谷	3.28	
303	0109	紀美野町	谷	1.11	
303	0110	紀美野町	谷	0.81	菅ノ谷
303	0112	紀美野町	谷	0.55	菅ノ谷
303	0113	紀美野町	谷	1.51	
303	0114	紀美野町	谷	0.46	
303	0115	紀美野町	谷	3.81	日浦
303	0116	紀美野町	谷	1.38	
303	0117	紀美野町	谷	2.34	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
303	0118	紀美野町	谷	0.52		
303	0119	紀美野町	谷	1.28		
303	0121	紀美野町	谷	0.65		
303	0122	紀美野町	横谷	3.05		
303	0123	紀美野町	門前寺	12.66		
303	0124	紀美野町	オノジ	2.87		
303	0125	紀美野町	毛原中	1.45		
303	0126	紀美野町	中	0.79		
303	0127	紀美野町	中	2.73		
303	0128	紀美野町	中	4.79		
303	0129	紀美野町	滝ノ川	0.49		
303	0130	紀美野町	滝ノ川	西ノ原	4.87	
303	0135	紀美野町	毛原	赤岩	0.92	
303	0136	紀美野町	毛原下	石壁	0.41	
303	0137	紀美野町	毛原下	大岩池	6.79	
303	0139	紀美野町	毛原下		0.73	
303	0140	紀美野町	毛原下	小久保	4.33	
303	0141	紀美野町	毛原下	小久保	1.85	
303	0142	紀美野町	毛原下		0.21	
303	0143	紀美野町	毛原下	平岩	0.63	
303	0144	紀美野町	毛原下		0.77	
303	0145	紀美野町	毛原下	長谷尾	0.74	
303	0146	紀美野町	毛原下		1.81	
303	0147	紀美野町	毛原下		0.35	
303	0148	紀美野町	小西	2.52		
303	0149	紀美野町	小西	0.92		
303	0150	紀美野町	小西	0.52		
303	0151	紀美野町	小西	0.58		
303	0152	紀美野町	小西	得原	4.43	
303	0153	紀美野町	小西		1.13	
303	0154	紀美野町	小西		0.39	
303	0155	紀美野町	小西		1.48	
303	0156	紀美野町	毛原中		4.78	
303	0157	紀美野町	毛原中	駒塚内	0.57	
303	0159	紀美野町	毛原中		0.18	
303	0161	紀美野町	毛原中	古市上ノ切	3.96	
303	0162	紀美野町	毛原中	古市下ノ切	6.08	
303	0163	紀美野町	毛原中	神崎	0.73	
303	0164	紀美野町	毛原宮		1.58	
303	0165	紀美野町	毛原中		0.96	
303	0166	紀美野町	毛原中		0.30	
303	0167	紀美野町	毛原中	宮垣内	10.92	
303	0168	紀美野町	毛原上		0.31	
303	0169	紀美野町	毛原宮	古垣内	1.35	
303	0170	紀美野町	毛原上		0.83	
303	0171	紀美野町	毛原中	栗原	1.61	
303	0172	紀美野町	毛原上		0.57	
303	0173	紀美野町	毛原上	大京地	1.14	
303	0174	紀美野町	毛原宮		0.63	
303	0177	紀美野町	毛原上		2.85	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
303	0178	紀美野町	毛原上		2.50
303	0179	紀美野町	毛原上		0.16
303	0180	紀美野町	毛原上	大京地	0.77
303	0181	紀美野町	毛原上		1.08
303	0182	紀美野町	茶畑内		3.61
303	0183	紀美野町	駒塚		0.32
303	0184	紀美野町	赤木		2.25
303	0185	紀美野町	津川	紫垣内	1.89
304	1001	紀美野町	松瀬		2.11
304	1002	紀美野町	吉野		1.05
304	1003	紀美野町	毛原中		2.24
304	1004	紀美野町	毛原宮		0.12
304	1006	紀美野町	松ノ峰		0.48
304	1007	紀美野町	長谷宮		3.01
304	1008	紀美野町	毛原宮		0.18
304	1009	紀美野町	毛原宮		1.56
304	1010	紀美野町	門前寺		2.03
304	1011	紀美野町	門前寺		0.55
304	1012	紀美野町	谷		0.52
304	1013	紀美野町	三原川		5.35
304	1014	紀美野町	田		0.69
304	1015	紀美野町	下佐々		0.16
304	1016	紀美野町	赤木		0.03
304	5001	紀美野町	長谷		0.67
304	5002	紀美野町	花野原		0.68
304	5003	紀美野町	福田		0.58
304	5004	紀美野町	毛原宮		0.51
304	5005	紀美野町	勤本		0.48
304	5006	紀美野町	楠本		0.07
304	5007	紀美野町	高畑		0.15
304	5008	紀美野町	桂瀬		0.11
304	5009	紀美野町	桂瀬		0.34
304	5010	紀美野町	田		0.17
304	5011	紀美野町	田		0.06
304	5012	紀美野町	田		0.09
304	5013	紀美野町	田		0.08
304	5016	紀美野町	毛原下		0.21
304	5017	紀美野町	田		0.22
304	5018	紀美野町	田		0.11
304	5019	紀美野町	鎌瀬		0.56
304	5020	紀美野町	野中		0.41
304	5021	紀美野町	神野市場		0.17
304	5022	紀美野町	神野市場		0.10
304	5023	紀美野町	福井		0.18
304	5024	紀美野町	楠本		0.22
304	5025	紀美野町	楠本		0.23
304	5026	紀美野町	楠本		0.24
304	5027	紀美野町	楠本		0.16
304	5028	紀美野町	明瀬		0.06
304	5029	紀美野町	谷		0.19

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
304	5030	紀美野町	谷		0.09
304	5031	紀美野町	谷		0.10
304	5033	紀美野町	毛原上		0.22
304	5034	紀美野町	毛原宮		0.46
304	5035	紀美野町	横谷		0.28
304	5036	紀美野町	松瀬		0.17
304	5037	紀美野町	松瀬		0.08
304	5038	紀美野町	松瀬		0.06
304	5039	紀美野町	吉野		0.11
304	5040	紀美野町	吉野		6.37
304	5041	紀美野町	勤本		0.05
304	5042	紀美野町	毛原上		0.19
304	5043	紀美野町	横谷		0.21
304	5044	紀美野町	門前寺		0.14
304	5045	紀美野町	門前寺		0.28
304	5046	紀美野町	花野原		0.53
304	5047	紀美野町	花野原		0.24
304	5048	紀美野町	花野原		0.08
304	5049	紀美野町	北野		0.22
304	5050	紀美野町	花野原		0.74
304	5051	紀美野町	花野原		0.13
304	5052	紀美野町	真国宮		0.10
304	5053	紀美野町	福田		0.21
304	5054	紀美野町	紫垣内		0.30
304	5056	紀美野町	東野		0.05
304	5057	紀美野町	資瀬		0.07
304	5058	紀美野町	勤本		0.23
304	5059	紀美野町	勤本		0.27
304	5060	紀美野町	勤本		0.07
304	5061	紀美野町	勤本		0.28
304	5062	紀美野町	勤本		0.11
304	5063	紀美野町	勤本		0.05
304	5064	紀美野町	勤本		0.23
304	5065	紀美野町	勤本		0.16
304	5066	紀美野町	勤本		0.25
304	5067	紀美野町	勤本		0.14
304	5068	紀美野町	小畑		0.33
304	5069	紀美野町	小畑		0.21
304	5070	紀美野町	勤本		0.30
304	5072	紀美野町	勤本		0.11
304	5073	紀美野町	勤本		0.21
304	5074	紀美野町	紫目		0.09
304	5075	紀美野町	紫目		0.10
304	5076	紀美野町	長谷		0.20
304	5077	紀美野町	長谷		0.07
304	5078	紀美野町	紫目		0.04
304	5079	紀美野町	紫目		0.16
304	5080	紀美野町	紫目		0.03
304	5081	紀美野町	紫目		0.04
304	5082	紀美野町	紫目		0.04

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
304	5083	紀美野町	鎌瀬		0.07
304	5084	紀美野町	四嶋		0.57
304	5085	紀美野町	毛原上		0.12
304	5086	紀美野町	長谷		0.13
304	5087	紀美野町	長谷		0.08
304	5088	紀美野町	長谷		0.11
304	5089	紀美野町	長谷		0.07
304	5090	紀美野町	長谷		0.14
304	5091	紀美野町	長谷		0.04
304	5092	紀美野町	長谷宮		0.22
304	5093	紀美野町	長谷宮		0.27
304	5094	紀美野町	長谷宮		0.15
304	5095	紀美野町	長谷宮		0.09
304	5096	紀美野町	毛原宮		0.10
304	5097	紀美野町	勤本		0.16
304	5098	紀美野町	国本原		0.95
304	5099	紀美野町	国本原		0.32
304	5100	紀美野町	国本原		0.57
208	1003	紀の川市	西川原		1.74
208	1005	紀の川市	香川		6.30
208	1006	紀の川市	栗田		0.23
208	1007	紀の川市	粉河		0.08
208	1008	紀の川市	粉河		0.05
208	1009	紀の川市	粉河		0.27
208	1011	紀の川市	椎紀谷		0.07
208	1012	紀の川市	西三谷		0.29
208	1013	紀の川市	兼行		0.50
208	1014	紀の川市	横山町藤月		0.07
208	1015	紀の川市	横山町藤月		1.12
208	1016	紀の川市	横山町兼行		0.35
208	1017	紀の川市	横山町兼行		1.87
208	1018	紀の川市	中瀬		0.71
208	1019	紀の川市	鳥宿		0.94
208	1020	紀の川市	東野		0.07
208	1021	紀の川市	切畑		26.35
208	5094	紀の川市	竹原		0.41
208	5095	紀の川市	浅方		0.43
208	5096	紀の川市	横山町兼行		0.26
208	5097	紀の川市	横山町大塚		0.39
208	5098	紀の川市	粉河	上瀬	0.53
208	5099	紀の川市	粉河	中瀬	0.37
208	5100	紀の川市	中瀬		1.45
208	5101	紀の川市	粉河	下瀬	0.84
208	5102	紀の川市	貴志川町高尾		0.13
208	5103	紀の川市	横山町野田原		0.23
208	5104	紀の川市	横山町野田原		0.10
208	5105	紀の川市	横山町野田原		0.03
208	5106	紀の川市	横山町野田原		0.23
208	5107	紀の川市	横山町野田原		0.12
208	5108	紀の川市	横山町兼行		0.15

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
208	5103	紀の川市	貴志川町高森	0.09	
208	5110	紀の川市	桃山町野田原	0.10	
208	5111	紀の川市	桃山町松谷	0.06	
208	5112	紀の川市	桃山町野田原	0.17	
208	5113	紀の川市	桃山町野田原	0.17	
208	5114	紀の川市	桃山町野田原	0.05	
208	5115	紀の川市	桃山町長上	0.19	
208	5116	紀の川市	桃山町長上	0.15	
208	5117	紀の川市	粉河	下懸測	0.13
208	5118	紀の川市	粉河	下懸測	0.07
208	5119	紀の川市	貴志川町長山	0.04	
208	5120	紀の川市	桃山町長上	0.09	
208	5121	紀の川市	桃山町大原	0.17	
208	5122	紀の川市	桃山町大原	0.25	
208	5123	紀の川市	竹原	0.17	
208	5124	紀の川市	竹原	0.14	
208	5125	紀の川市	桃山町青田	0.34	
208	5127	紀の川市	桃山町黒川	0.11	
208	5128	紀の川市	桃山町黒川	0.06	
208	5129	紀の川市	粉河	中懸測	0.51
208	5130	紀の川市	中懸測	0.07	
208	5131	紀の川市	粉河	中懸測	0.13
208	5132	紀の川市	粉河	中野市	0.09
208	5133	紀の川市	粉河	中野市	0.06
208	5134	紀の川市	中懸測	0.33	
208	5135	紀の川市	貴志川町西山	0.05	
208	5136	紀の川市	竹原	0.15	
208	5137	紀の川市	粉河	中懸測	0.08
208	5138	紀の川市	粉河	中懸測(本)	0.13
208	5139	紀の川市	粉河	中野北	0.33
208	5140	紀の川市	粉河	中野北	0.26
208	5141	紀の川市	粉河	中懸測	0.13
208	5142	紀の川市	上懸測	南池	0.24
208	5143	紀の川市	粉河	上懸測(南池)	0.35
208	5144	紀の川市	桃山	長上	0.17
208	5145	紀の川市	桃山	長上	0.08
208	5147	紀の川市	粉河	中懸測	0.15
208	5148	紀の川市	中懸測		0.22
208	5149	紀の川市	粉河	上懸測	0.09
208	5150	紀の川市	粉河	上懸測	0.13
208	5151	紀の川市	粉河	上懸測	0.34
208	5152	紀の川市	粉河	中懸測	0.10
208	5153	紀の川市	上懸測	0.44	
208	5154	紀の川市	粉河	中懸測	0.06
208	5155	紀の川市	中懸測	0.21	
208	5156	紀の川市	中懸測	0.16	
208	5157	紀の川市	粉河	上懸測	0.40
208	5158	紀の川市	粉河	上懸測	0.11
208	5159	紀の川市	粉河	上懸測	0.09
208	5160	紀の川市	上懸測	日高	0.11

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
208	5161	紀の川市	遠方	0.12	
208	5162	紀の川市	遠方	0.06	
208	5164	紀の川市	粉河	上懸測	0.03
208	5165	紀の川市	粉河	上懸測	0.06
208	5166	紀の川市	桃山町長上	0.28	
208	5167	紀の川市	桃山町長上	0.11	
208	5168	紀の川市	桃山町長上	0.47	
208	5170	紀の川市	貴志川町長山	0.23	
208	5171	紀の川市	西川原	0.60	
208	5172	紀の川市	西川原	0.50	
208	5173	紀の川市	西川原	1.78	
208	5174	紀の川市	穴伏川	0.19	
208	5176	紀の川市	神通	1.25	
208	5177	紀の川市	麻生津中	0.06	
208	5178	紀の川市	粉河	0.13	
208	5179	紀の川市	切畑	0.13	
208	5180	紀の川市	西川原	0.51	
208	5181	紀の川市	西山田	0.69	
208	5182	紀の川市	桃山町堀内	0.16	
208	5183	紀の川市	粉河	中懸測(本)	0.42
208	5184	紀の川市	桃山町藤月	0.18	
208	5185	紀の川市	桃山町野田原	0.07	
208	5186	紀の川市	桃山町野田原	0.12	
208	5187	紀の川市	桃山町野田原	0.24	
208	5188	紀の川市	桃山町松谷	0.06	
208	5189	紀の川市	桃山町松谷	0.04	
208	5190	紀の川市	桃山町松谷	0.13	
208	5191	紀の川市	桃山町松谷	0.07	
208	5192	紀の川市	桃山町野田原	0.16	
208	5193	紀の川市	中懸測	兼ノ野	3.23
208	9001	紀の川市	西山田	藤地ヶ原	0.95
321	0001	紀の川市	神通	10.87	
321	0003	紀の川市	中畑	1.18	
321	0004	紀の川市	中畑	1.20	
321	0005	紀の川市	中畑	0.35	
321	0006	紀の川市	中畑	0.57	
321	0007	紀の川市	中畑	2.34	
321	0008	紀の川市	神通	1.26	
321	0009	紀の川市	西山田	1.11	
321	0010	紀の川市	西山田	2.02	
321	0011	紀の川市	西山田	4.01	
321	0013	紀の川市	中三谷	1.80	
321	0014	紀の川市	東三谷	0.78	
321	0016	紀の川市	豊行	0.66	
321	0017	紀の川市	中畑	1.34	
321	0018	紀の川市	神通	19.53	
321	0020	紀の川市	神通	1.77	
321	0021	紀の川市	神通	1.17	
321	0022	紀の川市	神通	3.38	
321	0024	紀の川市	竹原	25.07	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
321	0025	紀の川市	竹原	0.51		
321	0026	紀の川市	高野	4.78		
322	0001	紀の川市	中津川	29.40		
322	0002	紀の川市	中津川	5.39		
322	0003	紀の川市	中津川	3.19		
322	0004	紀の川市	中津川	7.37		
322	0005	紀の川市	西川原	2.70		
322	0006	紀の川市	西川原	0.82		
322	0008	紀の川市	中津川	1.88		
322	0009	紀の川市	上丹生谷	3.85		
322	0010	紀の川市	粉河	0.71		
322	0011	紀の川市	粉河	高見	0.41	
322	0012	紀の川市	杉原	25.79		
322	0014	紀の川市	遠方	37.26		
322	0015	紀の川市	粉河	遠方	3.57	
322	0016	紀の川市	久保	8.53		
322	0017	紀の川市	中懸測	2.39		
322	0020	紀の川市	上懸測	3.84		
322	0024	紀の川市	上懸測	4.96		
322	0025	紀の川市	粉河	上懸測	1.06	
322	0026	紀の川市	上懸測	2.63		
322	0028	紀の川市	上懸測	4.68		
322	0029	紀の川市	上懸測(日高)	0.82		
322	0030	紀の川市	上懸測	2.09		
322	0031	紀の川市	粉河	上懸測	4.65	
322	0032	紀の川市	上懸測	1.53		
322	0033	紀の川市	上懸測	2.07		
322	0034	紀の川市	上懸測	1.58		
322	0035	紀の川市	上懸測	3.55		
322	0038	紀の川市	粉河	上懸測(林垣内)	2.04	
322	0037	紀の川市	粉河	上懸測	1.36	
322	0038	紀の川市	粉河	上懸測	1.58	
322	0039	紀の川市	上懸測	2.69		
322	0040	紀の川市	粉河	上懸測	2.22	
322	0041	紀の川市	上懸測	1.07		
322	0043	紀の川市	粉河	上懸測	2.32	
322	0045	紀の川市	粉河	上懸測	3.02	
322	0046	紀の川市	上懸測(南池)	3.53		
322	0047	紀の川市	上懸測	3.31		
322	0048	紀の川市	上懸測	1.07		
322	0050	紀の川市	粉河	上懸測(岩滝)	1.13	
322	0051	紀の川市	上懸測	2.01		
322	0052	紀の川市	中懸測	4.65		
322	0053	紀の川市	粉河	中懸測(中畑)	1.83	
322	0054	紀の川市	上懸測	1.40		
322	0055	紀の川市	粉河	中懸測(本)	1.62	
322	0056	紀の川市	中懸測	1.04		
322	0057	紀の川市	粉河	中懸測	0.65	
322	0060	紀の川市	中懸測(下懸測)	8.41		
322	0061	紀の川市	中野北	0.86		

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
322	0062	紀の川市	中野南	0.82	
322	0063	紀の川市	中野北	1.74	
322	0064	紀の川市	中懸測	2.61	
322	0065	紀の川市	中懸測	8.37	
322	0069	紀の川市	中懸測(本)	2.15	
322	0070	紀の川市	中懸測(本)	3.24	
322	0071	紀の川市	下懸測(上畑)	2.69	
322	0072	紀の川市	粉河	下懸測(上畑ノ内)	1.82
322	0073	紀の川市	下懸測(上畑ノ内)	1.88	
322	0074	紀の川市	下懸測	4.02	
322	0075	紀の川市	下懸測(大西)	2.11	
322	0076	紀の川市	下懸測(高森)	4.21	
322	0077	紀の川市	下懸測(高森)	2.12	
322	0078	紀の川市	粉河	中懸測	0.25
322	0079	紀の川市	高森	3.54	
322	0080	紀の川市	粉河	高森	0.53
322	0081	紀の川市	粉河	高森	1.02
322	0082	紀の川市	下懸測	5.05	
322	0083	紀の川市	粉河	下懸測(産谷口)	2.38
322	0084	紀の川市	下懸測(産谷口)	4.47	
322	0085	紀の川市	粉河	和畑	0.75
322	0086	紀の川市	下懸測(和畑)	4.02	
322	0087	紀の川市	下懸測	0.52	
322	0089	紀の川市	下懸測	1.66	
322	0091	紀の川市	下懸測	4.37	
322	0092	紀の川市	下懸測	1.53	
322	0093	紀の川市	下懸測(和畑)	10.40	
322	0094	紀の川市	中懸測	0.94	
322	0095	紀の川市	粉河	上懸測	0.50
322	0096	紀の川市	粉河	本川	0.30
322	0097	紀の川市	西川原	11.42	
323	0001	紀の川市	切畑	葛城	3.69
323	0002	紀の川市	切畑	葛城	2.17
323	0003	紀の川市	切畑	葛城	2.13
323	0004	紀の川市	切畑	葛城	12.78
323	0005	紀の川市	切畑	葛城	2.09
323	0006	紀の川市	切畑	葛城	1.89
323	0007	紀の川市	切畑	葛城	4.19
323	0008	紀の川市	平野	東原	3.45
323	0010	紀の川市	切畑	葛城	2.31
323	0011	紀の川市	平野	東原	12.02
323	0013	紀の川市	平野	東原	2.87
323	0014	紀の川市	平野	小林	1.42
323	0015	紀の川市	切畑	東原	15.26
323	0017	紀の川市	切畑	葛城	4.58
323	0021	紀の川市	切畑	葛城	0.79
323	0022	紀の川市	麻生津中	飯窪	3.17
324	0001	紀の川市	桃山町長上	小林	0.66
324	0002	紀の川市	桃山町藤月	山人平	0.70
324	0003	紀の川市	桃山町松谷	高倉山	1.49

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
324	0004	紀の川市	桃山町藤月	藤谷	1.64
324	0005	紀の川市	桃山町長上	藤の木	1.64
324	0006	紀の川市	桃山町長上	藤の木	1.72
324	0007	紀の川市	桃山町野田原	神塚掛	3.80
324	0008	紀の川市	桃山町野田原	徳母	0.28
324	0009	紀の川市	桃山町野田原	高森山	0.52
324	0010	紀の川市	桃山町野田原		0.83
324	0011	紀の川市	桃山町野田原	神塚掛	1.41
324	0012	紀の川市	桃山町野田原		2.82
324	0015	紀の川市	桃山町野田原	畑内	0.34
324	0017	紀の川市	桃山町野田原	鳥淵	2.04
324	0018	紀の川市	桃山町野田原	鳥淵	1.41
324	0019	紀の川市	桃山町野田原	長田	0.79
324	0020	紀の川市	桃山町野田原	長田	2.04
324	0021	紀の川市	桃山町野田原	浦向清水	2.05
324	0022	紀の川市	桃山町野田原	浦向	1.18
324	0024	紀の川市	桃山町野田原	畑田	1.53
324	0025	紀の川市	桃山町野田原	西山・居垣内	0.82
324	0026	紀の川市	桃山町野田原	居垣内	0.82
324	0027	紀の川市	桃山町野田原	居垣内	0.87
324	0028	紀の川市	桃山町野田原	居垣内	2.11
324	0029	紀の川市	桃山町野田原		1.56
324	0030	紀の川市	桃山町野田原	北谷	1.83
324	0034	紀の川市	桃山町野田原	北谷	4.14
324	0035	紀の川市	桃山町野田原	北谷	5.65
324	0036	紀の川市	桃山町野田原	居垣内	1.83
324	0040	紀の川市	桃山町野田原	居垣内	3.18
324	0041	紀の川市	桃山町野田原	松近谷	4.45
324	0042	紀の川市	桃山町野田原	養瀬山	1.54
324	0043	紀の川市	桃山町野田原	養瀬山	0.96
324	0044	紀の川市	桃山町野田原	養瀬山	1.96
324	0045	紀の川市	桃山町野田原	養瀬山	2.13
324	0046	紀の川市	桃山町野田原	養瀬山	0.78
324	0047	紀の川市	桃山町野田原	養瀬山	1.13
324	0048	紀の川市	桃山町野田原		1.00
324	0049	紀の川市	桃山町野田原	養瀬山	0.45
324	0050	紀の川市	桃山町野田原		1.16
324	0051	紀の川市	桃山町野田原	横山	1.46
324	0052	紀の川市	桃山町野田原	宮原	1.25
324	0053	紀の川市	桃山町野田原	尾	0.95
324	0056	紀の川市	桃山町野田原	布袋石	2.16
324	0057	紀の川市	桃山町野田原	布袋石	0.84
324	0058	紀の川市	桃山町野田原	布袋石	1.54
324	0059	紀の川市	桃山町野田原	養瀬山	0.82
324	0060	紀の川市	桃山町野田原	下井戸	1.03
324	0061	紀の川市	桃山町野田原	下井戸	2.57
324	0062	紀の川市	桃山町野田原	横谷	1.17
324	0063	紀の川市	桃山町野田原	遠原	1.72
324	0064	紀の川市	桃山町野田原	布袋石下草谷	3.79
324	0065	紀の川市	桃山町野田原	下草谷	1.45

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
324	0066	紀の川市	桃山町野田原	松近谷	0.59
324	0067	紀の川市	桃山町野田原	松近谷	0.48
324	0068	紀の川市	桃山町野田原	松近谷	4.79
324	0069	紀の川市	桃山町野田原	松近谷	0.93
325	0004	紀の川市	養志川町長山	野口谷	0.95
325	0005	紀の川市	養志川町長山	嵐山	2.71
326	0001	岩出市	横谷	小口谷	1.11
326	0002	岩出市	横谷	垣内	5.20
326	0003	岩出市	横谷	垣内	4.05
326	0006	岩出市	横谷		4.34
326	0009	岩出市	神川	中畑	2.60
326	0011	岩出市	神川	中畑	1.32
326	0012	岩出市	神川	東谷	4.52
326	0013	岩出市	相谷	蔵谷	9.28
326	0015	岩出市	相谷	蔵谷	1.06
326	0016	岩出市	相谷	蔵谷	0.37
326	0017	岩出市	相谷	蔵谷	6.53
326	0019	岩出市	西堂上	荒神	4.35
326	0023	岩出市	相谷	山原	0.87
326	0024	岩出市	相谷	前山	0.75
326	0025	岩出市	相谷	横谷	1.41
326	0026	岩出市	相谷	相谷	1.12
326	0027	岩出市	相谷	相谷	0.82
326	0028	岩出市	相谷	相谷	4.48
326	0030	岩出市	相谷	今畑	1.51
326	0031	岩出市	相谷	横谷	0.54
326	0032	岩出市	東坂本	横谷	1.41
326	0033	岩出市	東坂本	上の山	0.72
326	0034	岩出市	山崎		0.21
326	0035	岩出市	山崎	東谷	1.86
326	1001	岩出市	相谷		0.60
326	1002	岩出市	相谷		0.40
326	1003	岩出市	東坂本		1.63
326	1004	岩出市	今畑		0.78
326	5001	岩出市	相谷	蔵谷	0.32
326	5002	岩出市	相谷	蔵谷	0.07
326	5004	岩出市	相谷	蔵谷	0.14
326	5005	岩出市	相谷	蔵谷	0.33
203	0008	橋本市	矢倉原	西山	0.83
203	0009	橋本市	矢倉原	矢倉原	2.48
203	0012	橋本市	柱本	上ノ原	0.44
203	0013	橋本市	柱本	上ノ原	0.96
203	0014	橋本市	柱本	香掛	0.81
203	0015	橋本市	柱本	杉ノ森	2.91
203	0016	橋本市	柱本	野々垣内	1.66
203	0042	橋本市	横原	荒原山	1.29
203	0043	橋本市	横原	横手垣内	0.36
203	0044	橋本市	横原	横手垣内	1.42
203	0045	橋本市	横原	横原谷	1.80
203	0046	橋本市	横原	横手垣内	2.19

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
203	0047	橋本市	横原	濃原谷西原	3.17
203	0048	橋本市	横原	奥山	13.16
203	0049	橋本市	横原	奥山	1.83
203	0050	橋本市	横原	倉力原	0.66
203	0051	橋本市	横原	畑原	0.47
203	0052	橋本市	横原	畑原	0.51
203	0053	橋本市	横原	堂本	3.14
203	0054	橋本市	横原	堂本	4.64
203	0055	橋本市	横原	四本松	1.42
203	0056	橋本市	横原	四本松	3.23
203	0057	橋本市	横原	堂本	5.67
203	0058	橋本市	横原	畑谷	2.78
203	0059	橋本市	横原	横手垣内	1.56
203	0060	橋本市	横原	横手垣内	1.81
203	0061	橋本市	須河	西柳	3.41
203	0073	橋本市	須河	折谷	4.06
203	0074	橋本市	須河	平木原	1.27
203	0075	橋本市	須河	平木原	1.79
203	0076	橋本市	産谷	小畑谷	1.97
203	0077	橋本市	産谷	下瀬谷	2.46
203	0078	橋本市	産谷	下瀬谷	4.43
203	0079	橋本市	産谷	横ノ上	1.43
203	0080	橋本市	産谷	横ノ上	3.91
203	0081	橋本市	谷原深	張原峯	2.86
203	0082	橋本市	谷原深	ワカガ子	0.55
203	0083	橋本市	北宿		0.95
203	0084	橋本市	北宿	下瀬谷道ノ下	2.93
203	0085	橋本市	南宿	森原	1.22
203	0086	橋本市	南宿	西ノ原	11.82
203	1002	橋本市	谷原深		4.76
203	1003	橋本市	高野口町野田原		0.43
203	1004	橋本市	北宿		0.16
203	1005	橋本市	北宿		3.59
203	1006	橋本市	城山台		0.38
203	5002	橋本市	横原		1.53
203	5004	橋本市	谷原深		1.47
203	5005	橋本市	光原台		0.14
203	5006	橋本市	横原		0.34
203	5014	橋本市	柱本		1.64
203	5015	橋本市	光原台		0.33
203	5016	橋本市	高野口町名倉	北山西ノ切	0.40
342	0001	橋本市	高野口町竹原	気色谷	0.95
342	0002	橋本市	高野口町竹原	中垣内	1.81
342	0003	橋本市	高野口町竹原	中垣	4.55
342	0004	橋本市	高野口町竹原	中垣	0.98
342	0005	橋本市	高野口町竹原	東垣内	1.11
342	0006	橋本市	高野口町竹原	大谷	2.70
342	0007	橋本市	高野口町横谷	奥の谷	3.02
342	0008	橋本市	高野口町横谷	宮ノ前	0.90
342	0009	橋本市	高野口町横谷	中山	5.77

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
342	0010	橋本市	高野口町横谷	横山	1.23
342	0011	橋本市	高野口町横谷	横山	1.50
342	0012	橋本市	高野口町九郎	西ノ原	4.40
342	0013	橋本市	高野口町九郎	西ノ原	2.41
342	0014	橋本市	高野口町九郎	東ノ原	4.06
342	0015	橋本市	高野口町九郎	牛原山原	5.56
342	0016	橋本市	高野口町九郎	川原	3.50
341	0001	かつらぎ町	平	林	2.42
341	0002	かつらぎ町	新城	横原	0.45
341	0003	かつらぎ町	平	谷原	3.88
341	0004	かつらぎ町	平	峰原	1.35
341	0005	かつらぎ町	平	中平	5.76
341	0007	かつらぎ町	平	天ノ河	2.72
341	0008	かつらぎ町	平	田	1.84
341	0009	かつらぎ町	平	上名	1.68
341	0010	かつらぎ町	平	菟	2.37
341	0012	かつらぎ町	平	中原	13.79
341	0013	かつらぎ町	平	広畑	4.78
341	0014	かつらぎ町	東谷	大久保田	18.50
341	0015	かつらぎ町	東谷	馬場	0.83
341	0016	かつらぎ町	東谷	松之岡	15.10
341	0017	かつらぎ町	東谷	松之岡	1.58
341	0018	かつらぎ町	東谷	崩之坂	1.49
341	0020	かつらぎ町	東谷	西垣内	5.25
341	0021	かつらぎ町	東谷	西垣内	20.45
341	0022	かつらぎ町	大畑	横	7.74
341	0023	かつらぎ町	大畑	荒ノ本	3.96
341	0024	かつらぎ町	大畑	荒ノ本	1.01
341	0025	かつらぎ町	大畑	荒ノ本	1.94
341	0026	かつらぎ町	大畑	荒ノ本	1.25
341	0027	かつらぎ町	大畑	荒ノ本	2.02
341	0028	かつらぎ町	大畑	小畑	1.26
341	0029	かつらぎ町	大畑	小畑	1.60
341	0030	かつらぎ町	大畑	向良	1.39
341	0031	かつらぎ町	大畑	向良	1.33
341	0032	かつらぎ町	大畑		1.68
341	0033	かつらぎ町	平		1.45
341	0034	かつらぎ町	広口	防ヶ峰	2.60
341	0035	かつらぎ町	広口	西木原	1.99
341	0037	かつらぎ町	横	崩ノ原	1.59
341	0038	かつらぎ町	滝	中平	0.87
341	0039	かつらぎ町	滝	白岩	2.38
341	0040	かつらぎ町	滝	上福田	7.54
341	0041	かつらぎ町	滝	上福田	0.99
341	0050	かつらぎ町	滝	ユミ原	0.73
341	0051	かつらぎ町	滝	六郎	1.86
341	0054	かつらぎ町	滝	下東原	0.93
341	0055	かつらぎ町	滝	小路	2.34
341	0056	かつらぎ町	新城	横手	0.55
341	0057	かつらぎ町	短野	新林	1.88

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
341	0058	かつらぎ町	狛野	2.96	
341	0063	かつらぎ町	宮本	5.38	
341	0064	かつらぎ町	宮本	6.51	
341	0065	かつらぎ町	宮本	24.01	
341	0066	かつらぎ町	下天野	2.80	
341	0067	かつらぎ町	下天野	1.06	
341	0068	かつらぎ町	下天野	6.65	
341	0069	かつらぎ町	下天野	2.88	
341	0070	かつらぎ町	上天野	6.62	
341	0073	かつらぎ町	津	0.69	
341	0075	かつらぎ町	日高	1.32	
341	0078	かつらぎ町	日高	2.83	
341	0079	かつらぎ町	滝	0.74	
341	0080	かつらぎ町	志賀	1.83	
341	0081	かつらぎ町	志賀	2.18	
341	0082	かつらぎ町	志賀	2.58	
341	0083	かつらぎ町	志賀	1.89	
341	0084	かつらぎ町	志賀	0.75	
341	0085	かつらぎ町	志賀	4.64	
341	0086	かつらぎ町	志賀	1.47	
341	0087	かつらぎ町	志賀	0.77	
341	0088	かつらぎ町	志賀	2.50	
341	0089	かつらぎ町	志賀	1.21	
341	0090	かつらぎ町	新城	2.75	
341	0091	かつらぎ町	新城	6.96	
341	0092	かつらぎ町	新城	3.89	
341	0093	かつらぎ町	下天野	2.81	
341	0094	かつらぎ町	下天野	2.79	
341	0095	かつらぎ町	上天野	0.59	
341	0097	かつらぎ町	志賀	1.52	
341	0099	かつらぎ町	志賀	2.50	
341	0100	かつらぎ町	志賀	1.04	
341	0101	かつらぎ町	志賀	1.26	
341	0102	かつらぎ町	志賀	1.02	
341	0103	かつらぎ町	志賀	0.89	
341	0104	かつらぎ町	志賀	1.82	
341	0105	かつらぎ町	志賀	3.13	
341	0106	かつらぎ町	志賀	0.56	
341	0107	かつらぎ町	志賀	1.14	
341	0108	かつらぎ町	志賀	2.60	
341	0109	かつらぎ町	志賀	4.05	
341	0110	かつらぎ町	日高	0.74	
341	0111	かつらぎ町	志賀	1.76	
341	0112	かつらぎ町	志賀	2.18	
341	0113	かつらぎ町	志賀	3.57	
341	0114	かつらぎ町	志賀	1.79	
341	0115	かつらぎ町	志賀	0.80	
341	0116	かつらぎ町	志賀	0.44	
341	0117	かつらぎ町	志賀	0.73	
341	0118	かつらぎ町	志賀	0.58	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
341	0119	かつらぎ町	新城	2.49	
341	0120	かつらぎ町	新城	4.49	
341	0121	かつらぎ町	新城	2.72	
341	0122	かつらぎ町	新城	2.30	
341	0123	かつらぎ町	新城	4.94	
341	0124	かつらぎ町	新城	3.90	
341	0125	かつらぎ町	新城	1.88	
341	0126	かつらぎ町	新城	0.77	
341	0127	かつらぎ町	志賀	0.52	
341	0128	かつらぎ町	新城	0.97	
341	0129	かつらぎ町	新城	2.70	
341	0130	かつらぎ町	新城	1.06	
341	0131	かつらぎ町	新城	2.32	
341	0132	かつらぎ町	新城	0.90	
341	1001	かつらぎ町	栗谷	0.44	
341	1002	かつらぎ町	栗谷	2.16	
341	1003	かつらぎ町	広口	0.59	
341	1004	かつらぎ町	滝	0.12	
341	1005	かつらぎ町	滝	4.75	
341	1006	かつらぎ町	大谷	0.03	
341	1008	かつらぎ町	中飯陸	0.12	
341	1009	かつらぎ町	釜川	0.79	
341	1010	かつらぎ町	新城	1.59	
341	1011	かつらぎ町	花園梁瀬	3.96	
341	1012	かつらぎ町	花園梁瀬	1.10	
341	1013	かつらぎ町	花園久木	3.79	
341	1014	かつらぎ町	花園久木	2.13	
341	1015	かつらぎ町	花園久木	1.20	
341	1016	かつらぎ町	花園久木	0.42	
341	1017	かつらぎ町	花園梁瀬	0.42	
341	1018	かつらぎ町	花園梁瀬	2.30	
341	1019	かつらぎ町	花園新子	7.69	
341	1020	かつらぎ町	志賀	11.32	
341	1021	かつらぎ町	中飯陸	0.29	
341	1022	かつらぎ町	平	2.69	
341	1023	かつらぎ町	平	0.50	
341	1024	かつらぎ町	中飯陸	0.14	
341	1025	かつらぎ町	萩原	1.04	
341	5002	かつらぎ町	日高	0.41	
341	5003	かつらぎ町	志賀	0.82	
341	5004	かつらぎ町	花園梁瀬	0.53	
341	5005	かつらぎ町	花園梁瀬	0.29	
341	5006	かつらぎ町	花園梁瀬	0.23	
341	5007	かつらぎ町	新城	0.18	
341	5008	かつらぎ町	新城	0.07	
341	5009	かつらぎ町	志賀	0.10	
341	5010	かつらぎ町	志賀	0.16	
341	5011	かつらぎ町	新城	0.28	
341	5012	かつらぎ町	志賀	0.05	
341	5013	かつらぎ町	日高	0.05	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
341	5017	かつらぎ町	栗谷	0.43	
341	5020	かつらぎ町	広口	1.86	
345	0001	かつらぎ町	花園梁瀬	1.33	
345	0002	かつらぎ町	花園梁瀬	2.63	
345	0003	かつらぎ町	花園梁瀬	4.87	
345	0004	かつらぎ町	花園梁瀬	7.95	
345	0005	かつらぎ町	花園梁瀬	3.90	
345	0006	かつらぎ町	花園梁瀬	4.39	
345	0007	かつらぎ町	花園梁瀬	3.72	
345	0008	かつらぎ町	花園梁瀬	10.12	
345	0009	かつらぎ町	花園梁瀬	4.95	
345	0010	かつらぎ町	花園梁瀬	2.51	
345	0011	かつらぎ町	花園梁瀬	13.65	
345	0012	かつらぎ町	花園梁瀬	11.04	
345	0013	かつらぎ町	花園梁瀬	3.80	
345	0014	かつらぎ町	花園梁瀬	2.12	
345	0015	かつらぎ町	花園梁瀬	1.84	
345	0016	かつらぎ町	花園梁瀬	9.66	
345	0017	かつらぎ町	花園梁瀬	9.69	
345	0018	かつらぎ町	花園梁瀬	5.52	
345	0019	かつらぎ町	花園梁瀬	2.02	
345	0020	かつらぎ町	花園梁瀬	4.42	
345	0021	かつらぎ町	花園梁瀬	3.26	
345	0022	かつらぎ町	花園梁瀬	3.45	
345	0023	かつらぎ町	花園梁瀬	5.56	
345	0024	かつらぎ町	花園梁瀬	7.84	
345	0025	かつらぎ町	花園梁瀬	4.58	
345	0026	かつらぎ町	花園梁瀬	4.10	
345	0027	かつらぎ町	花園梁瀬	8.78	
345	0028	かつらぎ町	花園梁瀬	11.32	
345	0029	かつらぎ町	花園梁瀬	5.96	
345	0030	かつらぎ町	花園梁瀬	6.14	
345	0031	かつらぎ町	花園梁瀬	15.53	
345	0032	かつらぎ町	花園梁瀬	8.87	
345	0033	かつらぎ町	花園梁瀬	2.70	
345	0034	かつらぎ町	花園梁瀬	6.82	
345	0035	かつらぎ町	花園梁瀬	2.25	
345	0036	かつらぎ町	花園梁瀬	3.14	
345	0037	かつらぎ町	花園梁瀬	2.37	
345	0038	かつらぎ町	花園梁瀬	7.27	
345	0039	かつらぎ町	花園梁瀬	4.49	
345	0040	かつらぎ町	花園梁瀬	1.46	
345	0041	かつらぎ町	花園梁瀬	5.39	
345	0042	かつらぎ町	花園梁瀬	5.85	
345	0043	かつらぎ町	花園梁瀬	2.38	
345	0044	かつらぎ町	花園梁瀬	3.61	
345	0045	かつらぎ町	花園梁瀬	3.58	
345	0046	かつらぎ町	花園梁瀬	3.51	
345	0047	かつらぎ町	花園梁瀬	1.66	
345	0048	かつらぎ町	花園梁瀬	2.66	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
345	0049	かつらぎ町	花園梁瀬	6.13	
345	0050	かつらぎ町	花園梁瀬	5.41	
345	0051	かつらぎ町	花園梁瀬	1.83	
345	0052	かつらぎ町	花園梁瀬	3.25	
345	0053	かつらぎ町	花園梁瀬	1.50	
345	0054	かつらぎ町	花園梁瀬	2.38	
345	0055	かつらぎ町	花園梁瀬	2.99	
345	0056	かつらぎ町	花園北寺	2.01	
345	0057	かつらぎ町	花園北寺	5.26	
345	0058	かつらぎ町	花園北寺	4.35	
345	0059	かつらぎ町	花園北寺	6.47	
345	0060	かつらぎ町	花園北寺	6.11	
345	0061	かつらぎ町	花園北寺	2.78	
345	0062	かつらぎ町	花園北寺	2.52	
345	0063	かつらぎ町	花園北寺	1.63	
345	0064	かつらぎ町	花園北寺	8.23	
345	0065	かつらぎ町	花園新子	7.30	
345	0066	かつらぎ町	花園新子	1.97	
345	0067	かつらぎ町	花園新子	5.25	
345	0068	かつらぎ町	花園新子	13.00	
345	0069	かつらぎ町	花園新子	2.35	
345	0070	かつらぎ町	花園新子	0.81	
345	0071	かつらぎ町	花園新子	5.53	
345	0072	かつらぎ町	花園新子	4.35	
345	0073	かつらぎ町	花園新子	3.33	
345	0074	かつらぎ町	花園新子	1.58	
345	0075	かつらぎ町	花園新子	3.34	
345	0076	かつらぎ町	花園新子	2.69	
345	0077	かつらぎ町	花園新子	5.25	
345	0078	かつらぎ町	花園新子	16.22	
345	0079	かつらぎ町	花園新子	5.40	
345	0082	かつらぎ町	花園新子	6.28	
345	0083	かつらぎ町	花園新子	3.12	
345	0084	かつらぎ町	花園新子	7.45	
345	0085	かつらぎ町	花園新子	7.62	
345	0086	かつらぎ町	花園新子	6.00	
345	0087	かつらぎ町	花園新子	24.63	
345	0088	かつらぎ町	花園中南	9.35	
345	0089	かつらぎ町	花園中南	3.06	
345	0090	かつらぎ町	花園中南	4.25	
345	0091	かつらぎ町	花園中南	4.19	
345	0092	かつらぎ町	花園中南	1.99	
345	0093	かつらぎ町	花園中南	2.15	
345	0094	かつらぎ町	花園中南	5.47	
345	0095	かつらぎ町	花園中南	9.70	
345	0096	かつらぎ町	花園中南	5.04	
345	0097	かつらぎ町	花園中南	1.41	
345	0098	かつらぎ町	花園中南	1.19	
345	0099	かつらぎ町	花園中南	2.39	
345	0100	かつらぎ町	花園中南	1.50	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
345	0101	かつらぎ町	花園中雨	下山	4.71	
345	0102	かつらぎ町	花園中雨	中雨	5.60	
345	0103	かつらぎ町	花園中雨	中雨	4.53	
345	0104	かつらぎ町	花園中雨	中雨	2.94	
345	0105	かつらぎ町	花園久木	親谷	3.11	
345	0106	かつらぎ町	花園久木	有敷	7.40	
345	0107	かつらぎ町	花園久木	播手	1.81	
345	0108	かつらぎ町	花園久木	播手	5.04	
345	0109	かつらぎ町	花園久木	播手	5.68	
345	0110	かつらぎ町	花園久木	高井・播手	18.04	
345	0111	かつらぎ町	花園久木	香井	1.23	
345	0112	かつらぎ町	花園久木	西手	7.88	
345	0113	かつらぎ町	花園久木	久木	3.45	
345	0114	かつらぎ町	花園久木	久木	6.46	
345	0115	かつらぎ町	花園久木	久木	4.60	
345	0116	かつらぎ町	花園久木	原白	4.35	
345	0117	かつらぎ町	花園久木	上三浴	1.75	
345	0118	かつらぎ町	花園久木	上三浴	2.02	
345	0119	かつらぎ町	花園久木	上三浴	7.62	
345	0120	かつらぎ町	花園久木	上三浴	6.21	
345	0121	かつらぎ町	花園久木	上三浴	6.50	
345	0122	かつらぎ町	花園久木	内子口山	9.15	
345	0123	かつらぎ町	花園久木	内子口山	10.79	
345	0124	かつらぎ町	花園久木	内子口山	1.98	
345	0125	かつらぎ町	花園久木	内子口山	4.95	
343	0005	九度山町	横出		2.07	
343	0028	九度山町	上古沢	オウノ垣内	0.56	
343	0029	九度山町	上古沢	窪穴	0.95	
343	0031	九度山町	横出	力ノサコ	2.91	
343	0034	九度山町	東郷	百谷	5.65	
343	0035	九度山町	丹生川	トコ	12.74	
343	0036	九度山町	東郷	神子森	5.28	
343	0037	九度山町	東郷	中塚前	6.13	
343	0038	九度山町	東郷	神子森	0.63	
343	0039	九度山町	東郷	神子森	1.25	
343	0040	九度山町	東郷	神子森	3.28	
343	0041	九度山町	東郷	カノノ原	0.29	
343	0042	九度山町	北又	久保	1.74	
343	0043	九度山町	北又	久保	7.73	
343	0044	九度山町	北又	久保	0.95	
343	0045	九度山町	丹生川	下垣内	1.05	
343	0046	九度山町	丹生川	釜内	3.03	
343	0047	九度山町	丹生川	与茂谷	4.20	
343	0048	九度山町	丹生川	日清垣内	10.55	
343	0049	九度山町	丹生川	日下垣内	8.35	
343	0050	九度山町	丹生川	中井平	1.72	
343	0051	九度山町	市平	中垣内	2.31	
343	0052	九度山町	市平	前川垣内	2.32	
343	0053	九度山町	丹生川	宝前田	7.32	
343	0054	九度山町	丹生川	宝前田	2.88	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
343	0055	九度山町	丹生川	平貝	2.21	
343	0056	九度山町	丹生川	北溝	2.16	
343	0057	九度山町	北又	前峯	6.42	
343	0058	九度山町	北又	北ノ前	1.55	
343	0059	九度山町	北又	前峯	2.34	
343	0060	九度山町	北又	宮前	0.44	
343	0061	九度山町	北又	滝出	0.90	
343	0062	九度山町	北又	川口	0.62	
343	0065	九度山町	丹生川	北溝	0.60	
343	1001	九度山町	市平		4.04	
343	5003	九度山町	北又		0.12	
343	5005	九度山町	東郷		16.42	
343	5007	九度山町	東郷		0.31	
343	5008	九度山町	丹生川		2.59	
343	5009	九度山町	丹生川		1.25	
343	5010	九度山町	丹生川		4.07	
343	5011	九度山町	丹生川		4.35	
343	5012	九度山町	北又		1.53	
343	5013	九度山町	北又		0.33	
343	5014	九度山町	市平		0.63	
343	5015	九度山町	市平		0.63	
343	5016	九度山町	丹生川		1.06	
343	5018	九度山町	丹生川		0.53	
343	5019	九度山町	丹生川		0.91	
343	5020	九度山町	北又	川口	1.00	
344	0001	高野町	西郷	休場原	1.42	
344	0002	高野町	西郷	幸幸天峯	1.60	
344	0003	高野町	西郷	桜茶屋	2.53	
344	0004	高野町	清川	垣内砂	5.84	
344	0005	高野町	西郷	神谷辻	1.53	
344	0007	高野町	西郷	神谷	0.32	
344	0009	高野町	細川	王子待	0.46	
344	0010	高野町	細川	井手岩	0.87	
344	0011	高野町	細川	清ノ垣内	0.86	
344	0012	高野町	細川	羽子	9.28	
344	0013	高野町	細川	姥谷	1.21	
344	0014	高野町	細川	垣内	2.66	
344	0015	高野町	細川	助垣内	0.59	
344	0016	高野町	細川	岩ノ原	3.45	
344	0017	高野町	細川	赤土尾	1.27	
344	0018	高野町	細川	赤土尾	1.00	
344	0019	高野町	細川	荒ノ谷	0.79	
344	0020	高野町	細川	荒ノ谷	0.72	
344	0021	高野町	細川	荒ノ谷	0.31	
344	0022	高野町	細川	岡ノ原	6.25	
344	0023	高野町	細川	岡ノ原	4.18	
344	0024	高野町	細川	桑原谷	1.01	
344	0025	高野町	細川	桑原谷	3.65	
344	0026	高野町	細川	野手垣内	2.00	
344	0027	高野町	細川	野手垣内	0.93	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
344	0028	高野町	細川	樺木尾	1.84	
344	0029	高野町	細川	西ノ洞	0.59	
344	0030	高野町	細川	樺木尾	0.88	
344	0031	高野町	花坂	八丁坂	5.96	
344	0032	高野町	花坂	辻ノ谷	2.58	
344	0033	高野町	花坂	大鶴原	6.43	
344	0034	高野町	花坂	ミヤノ前	0.92	
344	0035	高野町	花坂	木戸口	1.48	
344	0036	高野町	花坂	大田和	0.99	
344	0037	高野町	花坂	木淵原	0.93	
344	0038	高野町	花坂	上地原	2.14	
344	0039	高野町	花坂	坊原	2.55	
344	0040	高野町	花坂	坊原	1.01	
344	0041	高野町	高野山	谷上	4.29	
344	0042	高野町	祖ノ瀧	常垣内	5.25	
344	0043	高野町	花坂	小南	1.34	
344	0044	高野町	花坂	西垣内	1.03	
344	0045	高野町	花坂	不動野	1.45	
344	0046	高野町	花坂	不動野	0.62	
344	0047	高野町	花坂	ウケノミ	0.93	
344	0048	高野町	花坂	午ノ湯	6.00	
344	0049	高野町	花坂	小西谷	0.46	
344	0051	高野町	湯川	下垣内	2.61	
344	0052	高野町	湯川	森垣内	1.30	
344	0053	高野町	湯川	神森	0.80	
344	0054	高野町	湯川	垣内	2.53	
344	0055	高野町	湯川	垣内	2.78	
344	0056	高野町	花坂	西垣内	5.38	
344	0057	高野町	湯川	常垣内	2.16	
344	0058	高野町	湯川	常垣内	0.79	
344	0059	高野町	花坂	東垣内	4.61	
344	0060	高野町	湯川	竹垣内	5.21	
344	0061	高野町	祖ノ瀧	上垣内	3.58	
344	0062	高野町	祖ノ瀧	上垣内	0.75	
344	0063	高野町	祖ノ瀧	上垣内	0.76	
344	0064	高野町	大滝	宮垣内	0.56	
344	0077	高野町	南	又ノノ原	6.57	
344	0078	高野町	南	南ノ原	1.00	
344	0079	高野町	西ノ峰	大梅原	8.97	
344	0080	高野町	西ノ峰	ルノノ原	14.46	
344	0081	高野町	西郷	西郷	9.60	
344	0082	高野町	西郷	東郷	2.60	
344	0083	高野町	南	中坊	0.33	
344	0084	高野町	南	中坊	1.73	
344	0085	高野町	林	東郷	0.63	
344	0086	高野町	林	東郷	2.77	
344	0087	高野町	林	東郷	1.13	
344	0088	高野町	平原	下山	0.41	
344	0089	高野町	平原	中垣内	2.62	
344	0090	高野町	平原	向山	0.38	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
344	0091	高野町	西郷	西郷	2.62	
344	0092	高野町	西ノ洞	上垣内	3.90	
344	0093	高野町	東郷	東垣内	3.54	
344	0094	高野町	柱ノ岐	上垣内	6.46	
344	0123	高野町	祖ノ瀧	下垣内	5.96	
344	0124	高野町	祖ノ瀧	向井垣内	3.43	
344	1001	高野町	西郷	神谷	0.46	
344	1002	高野町	清川	宮垣内	2.08	
344	1003	高野町	大滝	宮垣内	0.96	
344	5002	高野町	大滝	宮垣内	0.26	
344	5003	高野町	大滝	宮垣内	0.48	
344	5007	高野町	細川		0.15	
344	5008	高野町	南		0.10	
344	5009	高野町	林		0.08	
344	5011	高野町	林		0.17	
344	5022	高野町	細川	王子待	1.20	
344	5025	高野町	西郷	神谷	0.45	
344	5027	高野町	高野町	上郷香	0.21	
344	8018	高野町	林		18.15	
204	0001	有田市	宮崎町	辰ノ浜	0.15	
204	0002	有田市	宮崎町	女ノ瀧	4.43	
204	0003	有田市	宮崎町	男瀧	5.55	
204	0004	有田市	宮崎町	辰ノ浜	0.41	
204	0005	有田市	宮崎町	辰ノ浜	1.00	
204	0006	有田市	宮崎町	中谷	1.79	
204	0007	有田市	宮崎町	中郷堂	9.56	
204	0008	有田市	宮崎町	中谷	8.54	
204	0009	有田市	宮崎町	邊井	6.03	
204	0010	有田市	宮崎町	邊井	4.80	
204	0011	有田市	宮崎町	中郷堂	7.13	
204	0012	有田市	宮崎町	0.80		
204	0013	有田市	宮崎町	2.51		
204	0015	有田市	宮崎町	浄妙寺谷	3.29	
204	0016	有田市	初島町	柳野	7.36	
204	0017	有田市	初島町	1.88		
204	0018	有田市	初島町	0.33		
204	0019	有田市	初島町	広田	4.85	
204	0020	有田市	初島町	赤岩	1.21	
204	0021	有田市	初島町	新堂	3.56	
204	0022	有田市	初島町	1.77		
204	0024	有田市	宮崎町	白倉	3.84	
204	0025	有田市	宮崎町	白倉	5.46	
204	0026	有田市	宮崎町	妙見谷	5.41	
204	0027	有田市	宮崎町	妙見谷	2.21	
204	0028	有田市	宮崎町	吉江島	1.73	
204	0029	有田市	千田	神芝谷	3.06	
204	0030	有田市	下中島	4.37		
204	0031	有田市	宮崎町	辻貝	3.17	
204	0032	有田市	宮崎町	泉谷	2.66	
204	0033	有田市	永我町	アザノ下	3.72	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
204	0034	有田市	糸我町西	1.38	
204	0035	有田市	糸我町中巻	6.56	
204	0036	有田市	宮崎町	4.52	
204	0037	有田市	宮崎町	0.57	
204	5001	有田市	宮崎町	0.22	
204	5002	有田市	宮崎町	0.32	
204	5003	有田市	宮崎町	0.46	
204	5004	有田市	吉江見	0.58	
204	5005	有田市	宮島	0.14	
204	5006	有田市	初島町東	0.80	
204	5007	有田市	初島町東	0.17	
204	5008	有田市	初島町東	0.58	
204	5009	有田市	新堂	0.98	
204	5010	有田市	吉江見	0.92	
204	5011	有田市	吉江見	0.60	
204	5012	有田市	吉江見	2.01	
204	5013	有田市	吉江見	0.83	
204	5014	有田市	小豆島	1.14	
204	5015	有田市	宮崎町	1.49	
204	5016	有田市	宮崎町	0.47	男瀬
204	5017	有田市	千田	0.14	
204	5018	有田市	千田	0.37	
204	5019	有田市	千田	0.44	
204	5020	有田市	糸我町西	0.72	
204	5021	有田市	千田	0.29	
204	5022	有田市	千田	0.05	西
204	5023	有田市	千田	0.19	東
204	5024	有田市	千田	0.41	東
204	5025	有田市	糸我町西	0.24	
204	5026	有田市	山地	0.07	
204	5027	有田市	山地	0.08	
204	5028	有田市	山地	0.04	
204	5029	有田市	山地	0.28	
204	5030	有田市	山地	0.21	
204	5031	有田市	千田	0.07	西
204	5032	有田市	山地	0.23	
204	5033	有田市	千田	0.31	
204	5034	有田市	糸我町西	0.30	
204	5035	有田市	糸我町西	0.22	
204	5036	有田市	糸我町西	0.18	
204	5037	有田市	糸我町中巻	0.05	
204	5038	有田市	宮原町東	0.06	
204	5039	有田市	宮原町東	0.34	
204	5040	有田市	宮原町須谷	0.24	
204	5041	有田市	星尾	0.05	
204	5042	有田市	星尾	0.20	
204	5043	有田市	星尾	0.26	
204	5044	有田市	糸我町西	0.94	
204	5045	有田市	星尾	0.18	
204	5046	有田市	山地	0.11	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
204	5047	有田市	吉江見	0.33	
204	5048	有田市	吉江見	0.18	
204	5049	有田市	吉江見	0.33	
204	5050	有田市	吉江見	0.15	
204	5051	有田市	吉江見	0.19	
204	5052	有田市	吉江見	0.21	
204	5053	有田市	吉江見	0.09	
204	5054	有田市	山田原	0.05	
204	5055	有田市	山田原	0.51	
204	5056	有田市	山田原	0.10	
204	5057	有田市	下中島	0.06	
204	5058	有田市	辻堂	0.64	
204	5059	有田市	下中島	0.19	
204	5060	有田市	宮原町東	0.58	
204	5061	有田市	宮原町東	0.07	
204	5062	有田市	宮原町東	1.38	
204	5063	有田市	宮原町東	0.23	
204	5064	有田市	宮原町東	1.46	
204	5065	有田市	宮原町東	0.30	
204	5066	有田市	宮原町東	0.05	
204	5067	有田市	初島町東	0.09	
204	5068	有田市	宮原町東	0.15	
204	5069	有田市	初島町東	2.83	
204	5070	有田市	初島町東	0.07	
362	0001	広川町	和田	1.13	
362	0002	広川町	和田	1.53	
362	0003	広川町	山本	1.00	
362	0004	広川町	山本	1.30	小瀬
362	0005	広川町	山本	1.84	小瀬
362	0006	広川町	西広	4.46	橋野井
362	0007	広川町	西広	3.80	大塚
362	0008	広川町	広	2.05	北谷
362	0009	広川町	山本	2.29	
362	0010	広川町	山本	0.98	
362	0011	広川町	柳瀬	3.55	
362	0012	広川町	柳瀬	1.40	
362	0013	広川町	井間	3.33	
362	0014	広川町	井間	4.31	
362	0015	広川町	河瀬	4.84	
362	0016	広川町	河瀬	5.74	
362	0017	広川町	河瀬	5.51	峠
362	0018	広川町	上津木	2.56	
362	0019	広川町	上津木	2.13	
362	0020	広川町	上津木	3.26	
362	0021	広川町	上津木	5.03	
362	0022	広川町	上津木	1.10	
362	0023	広川町	上津木	0.73	
362	0024	広川町	上津木	9.78	丸畑
362	0025	広川町	上津木	0.50	
362	0026	広川町	上津木	12.65	常通

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
362	0027	広川町	上津木	3.33	
362	0028	広川町	上津木	7.74	
362	0029	広川町	上津木	3.88	
362	0030	広川町	上津木	3.05	
362	0031	広川町	上津木	2.44	梅原
362	0032	広川町	上津木	2.15	
362	0033	広川町	上津木	3.16	
362	0034	広川町	上津木	1.56	
362	0035	広川町	上津木	10.27	
362	0036	広川町	上津木	3.40	
362	0037	広川町	上津木	2.87	
362	0038	広川町	上津木	4.52	
362	0039	広川町	上津木	4.54	
362	0040	広川町	下津木	4.43	
362	0041	広川町	上津木	5.76	石塚
362	0042	広川町	上津木	2.88	
362	0043	広川町	上津木	8.89	松本
362	0044	広川町	上津木	6.09	松本
362	0045	広川町	上津木	2.51	
362	0046	広川町	前田	1.69	
362	0047	広川町	前田	1.49	
362	0048	広川町	前田	1.15	
362	0049	広川町	前田	6.74	
362	0050	広川町	前田	1.97	
362	0051	広川町	下津木	1.18	
362	0052	広川町	下津木	11.81	清水崎
362	0053	広川町	下津木	3.69	
362	0054	広川町	下津木	18.20	公門原
362	0055	広川町	下津木	1.13	
362	0056	広川町	下津木	2.54	
362	0057	広川町	下津木	4.60	大幸
362	0058	広川町	上津木	4.90	
362	0059	広川町	上津木	3.89	高野
362	0060	広川町	上津木	7.82	荒河谷
362	0061	広川町	上津木	2.36	
362	0062	広川町	上津木	4.68	荒河谷
362	0063	広川町	上津木	6.66	高野
362	0064	広川町	上津木	1.55	
362	0065	広川町	上津木	2.40	
362	0066	広川町	上津木	1.33	
362	0067	広川町	下津木	1.66	
362	0068	広川町	下津木	1.07	
362	0069	広川町	下津木	8.11	下山田
362	0070	広川町	下津木	3.04	
362	0071	広川町	下津木	2.03	
362	0072	広川町	下津木	1.72	早瀬
362	0073	広川町	下津木	0.82	
362	0074	広川町	下津木	4.94	坂垣内
362	0075	広川町	下津木	5.76	坂垣内
362	0076	広川町	下津木	0.79	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
362	0077	広川町	下津木	6.99	
362	0078	広川町	下津木	4.87	
362	0079	広川町	下津木	3.74	前垣内
362	0080	広川町	下津木	1.82	
362	0081	広川町	下津木	4.85	
362	0082	広川町	下津木	0.55	
362	0083	広川町	下津木	3.43	
362	0084	広川町	下津木	2.64	廣瀬
362	0085	広川町	下津木	0.78	
362	0086	広川町	下津木	0.88	
362	0087	広川町	下津木	10.13	中村
362	5001	広川町	下津木	1.11	
362	5002	広川町	西広	1.01	
362	5003	広川町	西広	0.51	
362	5004	広川町	山本	0.27	
362	5005	広川町	山本	0.08	
362	5006	広川町	河瀬	0.07	
362	5007	広川町	柳瀬	0.13	
362	5008	広川町	河瀬	0.11	
362	5009	広川町	河瀬	0.23	
362	5010	広川町	河瀬	0.52	
362	5011	広川町	河瀬	0.17	
362	5012	広川町	河瀬	0.13	
362	5013	広川町	河瀬	0.04	
362	5014	広川町	上津木	0.42	
362	5015	広川町	下津木	0.14	
362	5016	広川町	下津木	1.19	
362	5017	広川町	下津木	0.23	
362	5018	広川町	前田	0.23	
362	5019	広川町	上津木	0.52	
362	5020	広川町	上津木	0.05	
362	5021	広川町	上津木	0.05	
362	5022	広川町	上津木	0.20	
362	5023	広川町	上津木	0.14	
362	5024	広川町	上津木	0.69	
362	5025	広川町	上津木	0.14	
362	5026	広川町	上津木	0.18	
362	5027	広川町	上津木	0.43	
362	5028	広川町	上津木	0.10	
362	5029	広川町	上津木	0.33	
362	5030	広川町	上津木	0.14	
362	5031	広川町	下津木	0.17	中村
362	5032	広川町	下津木	0.06	中村
362	5033	広川町	上津木	1.44	
362	5034	広川町	上津木	0.20	
362	5035	広川町	上津木	0.16	
362	5036	広川町	下津木	0.29	中村
362	5037	広川町	前田	0.25	
362	5038	広川町	前田	0.05	
362	5039	広川町	下津木	1.15	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
362	5040	広川町	下津木	0.07	
362	5041	広川町	前田	0.06	
362	5042	広川町	前田	0.08	
362	5043	広川町	前田	0.32	
362	5044	広川町	上津木	0.10	
362	5045	広川町	上津木	0.29	
362	5046	広川町	上津木	0.14	
362	5047	広川町	上津木	0.25	
362	5048	広川町	上津木	0.23	
362	5049	広川町	上津木	0.29	
361	0002	湯浅町	田	西角	2.63
361	0004	湯浅町	橋原	千川谷	1.21
361	0005	湯浅町	橋原		0.53
361	0006	湯浅町	湯浅		2.62
361	0007	湯浅町	橋原		0.48
361	0008	湯浅町	湯浅		0.74
361	0009	湯浅町	湯浅		0.76
361	0010	湯浅町	橋原		0.97
361	0011	湯浅町	橋原		1.27
361	0012	湯浅町	橋原		0.99
361	0013	湯浅町	山田		0.94
361	0014	湯浅町	山田		0.70
361	0015	湯浅町	山田		0.98
361	0016	湯浅町	山田	北山	3.01
361	0017	湯浅町	山田	北山	2.41
361	0018	湯浅町	山田		2.45
361	0019	湯浅町	山田		2.08
361	0020	湯浅町	山田		1.50
361	0021	湯浅町	山田		2.78
361	0022	湯浅町	山田		1.73
361	0023	湯浅町	山田	大平	3.30
361	0024	湯浅町	山田	田原	1.93
361	0025	湯浅町	山田		0.57
361	5001	湯浅町	山田		0.30
361	5002	湯浅町	橋原		0.23
361	5003	湯浅町	橋原		0.52
361	5004	湯浅町	橋原		0.19
361	5005	湯浅町	橋原		0.19
361	5006	湯浅町	橋原		0.35
361	5007	湯浅町	湯浅		0.32
361	5008	湯浅町	橋原		0.41
361	5009	湯浅町	田		0.18
361	5010	湯浅町	田		0.17
361	5011	湯浅町	橋原		0.27
361	5012	湯浅町	橋原		0.18
361	5013	湯浅町	橋原		0.24
361	5014	湯浅町	橋原		0.09
361	5015	湯浅町	橋原		0.08
361	5016	湯浅町	橋原		0.50
361	5017	湯浅町	橋原		0.15

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
361	5018	湯浅町	橋原		0.54
361	5019	湯浅町	橋原		0.22
361	5020	湯浅町	橋原		0.14
361	5021	湯浅町	橋原		0.19
361	5022	湯浅町	橋原		0.08
361	5023	湯浅町	湯浅		0.26
361	5024	湯浅町	山田		0.07
361	5025	湯浅町	山田		0.16
361	5026	湯浅町	山田		0.20
361	5027	湯浅町	湯浅		0.22
361	5028	湯浅町	山田		0.08
361	5029	湯浅町	山田		0.41
361	5030	湯浅町	山田		0.45
363	0001	有田川町	田角	立派	2.68
363	0002	有田川町	長谷	栗山	0.58
363	0003	有田川町	長谷	栗山	0.37
363	0004	有田川町	井口		0.53
363	0005	有田川町	船坂	白山	4.21
363	0007	有田川町	徳田		0.44
363	0008	有田川町	田口		0.38
363	0009	有田川町	西丹生田	赤坂	3.99
364	0001	有田川町	釜中	上谷	16.75
364	0002	有田川町	上六川		1.91
364	0003	有田川町	上六川		4.72
364	0004	有田川町	西	小井戸	10.06
364	0005	有田川町	船坂		5.99
364	0006	有田川町	西		3.93
364	0007	有田川町	西		0.92
364	0008	有田川町	船松		0.62
364	0009	有田川町	船松		1.24
364	0010	有田川町	船松		4.21
364	0011	有田川町	黒松	太郎坊	4.24
364	0012	有田川町	西ヶ峰		8.57
364	0013	有田川町	西ヶ峰	菅戸山	24.60
364	0014	有田川町	西ヶ峰		6.86
364	0015	有田川町	西ヶ峰	シメノ石谷	1.33
364	0016	有田川町	彦ヶ瀬		1.39
364	0017	有田川町	彦ヶ瀬		0.61
364	0018	有田川町	彦ヶ瀬		1.22
364	0019	有田川町	彦ヶ瀬		1.07
364	0020	有田川町	彦ヶ瀬		0.92
364	0021	有田川町	彦ヶ瀬		2.11
364	0022	有田川町	彦ヶ瀬		0.54
364	0023	有田川町	彦ヶ瀬		3.64
364	0024	有田川町	彦ヶ瀬		0.97
364	0025	有田川町	彦ヶ瀬		0.51
364	0026	有田川町	彦ヶ瀬		3.99
364	0027	有田川町	湖井		2.82
364	0028	有田川町	湖井	石川	5.44
364	0029	有田川町	湖井		2.43

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
364	0030	有田川町	中		5.02
364	0031	有田川町	中		3.55
364	0032	有田川町	中峰	藤藪	2.21
364	0033	有田川町	本堂	梓山	30.01
364	0034	有田川町	本堂		12.51
364	0035	有田川町	沼田	西小崩	8.48
364	0036	有田川町	生石		4.95
364	0037	有田川町	生石		2.19
364	0038	有田川町	生石	滝谷	9.50
364	0039	有田川町	生石		3.05
364	0040	有田川町	生石	崎谷	2.86
364	0041	有田川町	生石		1.58
364	0042	有田川町	生石		1.67
364	0043	有田川町	生石		2.34
364	0044	有田川町	生石		2.71
364	0045	有田川町	生石		15.34
364	0046	有田川町	小原	西前	5.70
364	0047	有田川町	小原		1.80
364	0048	有田川町	小原		2.86
364	0049	有田川町	小原	ヒソ原	2.12
364	0050	有田川町	養生		1.01
364	0051	有田川町	養生		1.30
364	0056	有田川町	下六川		1.96
364	0057	有田川町	糸野		1.70
364	0058	有田川町	中野		1.35
364	0059	有田川町	中野		1.82
364	0060	有田川町	音田		2.86
364	0061	有田川町	伏幸		0.61
364	0062	有田川町	伏幸		0.48
364	0063	有田川町	有原		0.80
364	0064	有田川町	有原		4.37
364	0065	有田川町	延坂		7.09
364	0066	有田川町	大西		0.51
364	0067	有田川町	大西		1.59
364	0068	有田川町	大西		0.42
364	0069	有田川町	延坂		1.57
364	0070	有田川町	大西		4.59
364	0071	有田川町	原ノ上	向前	7.14
364	0072	有田川町	原ノ上	黒石	5.52
364	0073	有田川町	小原		1.63
364	0074	有田川町	小原	長畑	8.13
364	0075	有田川町	小原		6.87
364	0076	有田川町	立石		5.93
364	0077	有田川町	谷	喜ノ岩	6.26
364	0078	有田川町	立石		0.80
364	0079	有田川町	立石		0.35
364	0080	有田川町	中井原		1.05
364	0081	有田川町	般若寺		1.94
364	0082	有田川町	松原	船場	4.57
364	0083	有田川町	松原	船場	8.48

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
364	0084	有田川町	松原		0.66
364	0085	有田川町	松原		1.27
364	0086	有田川町	吉原		0.69
364	0087	有田川町	松原		0.93
364	0088	有田川町	糸川		1.81
364	0089	有田川町	糸川		2.15
364	0090	有田川町	糸川		1.93
364	0091	有田川町	糸川		1.82
364	0092	有田川町	糸川		4.31
364	0093	有田川町	糸川		0.75
364	0094	有田川町	糸川		2.72
364	0095	有田川町	糸川		0.32
364	0096	有田川町	糸川		0.69
364	0097	有田川町	糸川		2.30
364	0098	有田川町	糸川		1.92
364	0099	有田川町	糸川		1.84
364	0100	有田川町	糸川		0.68
364	0101	有田川町	糸川		0.94
364	0103	有田川町	修理川		1.65
364	0104	有田川町	修理川		2.31
364	0105	有田川町	修理川		0.89
364	0106	有田川町	修理川		1.88
364	0107	有田川町	修理川		1.08
364	0108	有田川町	宇井菅	里坪	0.44
364	0109	有田川町	修理川		0.29
364	0110	有田川町	修理川		1.31
364	0111	有田川町	修理川		0.49
364	0112	有田川町	修理川	上東原	1.76
364	0113	有田川町	修理川	東原	2.88
364	0114	有田川町	修理川	西原	2.71
364	0115	有田川町	修理川		0.53
364	0116	有田川町	修理川		1.38
364	0117	有田川町	修理川		1.50
364	0118	有田川町	修理川		1.53
364	0119	有田川町	修理川		1.13
364	0120	有田川町	修理川		0.62
364	0121	有田川町	修理川		0.31
364	0122	有田川町	修理川		0.31
364	0123	有田川町	修理川		2.39
364	0124	有田川町	修理川	船畑	0.61
364	0125	有田川町	川口		3.21
364	0126	有田川町	川口		2.66
364	0127	有田川町	岩野河		0.42
364	0128	有田川町	岩野河	大角	1.21
364	0129	有田川町	宇井菅	森	5.89
364	0130	有田川町	宇井菅	船場	1.63
364	0131	有田川町	宇井菅	林	0.59
364	0132	有田川町	宇井菅	林	1.89
364	0133	有田川町	宇井菅	才神	5.02
364	0134	有田川町	宇井菅		0.94

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
364	0136	有田川町	丹生	4.51	
364	0137	有田川町	糸川	0.53	
364	0138	有田川町	杉理川	西加九度 11.41	
365	0001	有田川町	橋本	3.58	
365	0002	有田川町	橋本	7.09	
365	0003	有田川町	橋本	2.88	
365	0004	有田川町	橋本	江立川 17.78	
365	0005	有田川町	橋本	江立川 4.03	
365	0006	有田川町	橋本	江立川 23.52	
365	0007	有田川町	橋本	3.41	
365	0008	有田川町	橋本	2.68	
365	0009	有田川町	橋本	3.41	
365	0010	有田川町	橋本	2.01	
365	0011	有田川町	橋本	1.72	
365	0012	有田川町	橋本	1.79	
365	0013	有田川町	橋本	4.96	
365	0014	有田川町	橋本	4.36	
365	0015	有田川町	橋本	北野 10.54	
365	0016	有田川町	橋本	大野巻 1.88	
365	0017	有田川町	橋本	2.06	
365	0018	有田川町	橋本	4.44	
365	0019	有田川町	橋本	藤瀬 4.67	
365	0020	有田川町	橋本	藤瀬 2.46	
365	0021	有田川町	橋本	竹橋 6.28	
365	0022	有田川町	兼大谷	大成見 10.46	
365	0023	有田川町	兼大谷	上道 10.00	
365	0024	有田川町	橋本	1.96	
365	0025	有田川町	橋本	3.46	
365	0027	有田川町	横川	1.50	
365	0028	有田川町	横川	1.68	
365	0029	有田川町	横川	1.93	
365	0030	有田川町	横川	3.08	
365	0031	有田川町	橋本	上道 5.95	
365	0032	有田川町	沼	西原 6.02	
365	0033	有田川町	橋本	上道 3.41	
365	0034	有田川町	橋本	藤瀬 8.55	
365	0035	有田川町	沼	3.16	
365	0036	有田川町	沼	引原 8.73	
365	0037	有田川町	沼	1.34	
365	0038	有田川町	沼	宮原 2.23	
365	0039	有田川町	沼	宮原 2.85	
365	0040	有田川町	橋本	前川 3.50	
365	0041	有田川町	沼	宮原 3.57	
365	0042	有田川町	沼	5.15	
365	0043	有田川町	沼	3.97	
365	0044	有田川町	沼	2.32	
365	0045	有田川町	沼	2.81	
365	0046	有田川町	川瀬	4.94	
365	0047	有田川町	遠井	小池 3.04	
365	0048	有田川町	遠井	小池 15.75	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
365	0049	有田川町	遠井	1.65	
365	0050	有田川町	遠井	1.97	
365	0051	有田川町	遠井	2.46	
365	0052	有田川町	遠井	1.31	
365	0053	有田川町	遠井	2.59	
365	0054	有田川町	遠井	3.70	
365	0055	有田川町	遠井	0.53	
365	0056	有田川町	遠井	1.80	
365	0057	有田川町	遠井	4.47	
365	0058	有田川町	遠井	6.46	
365	0059	有田川町	遠井	3.82	
365	0060	有田川町	遠井	岩根 9.22	
365	0061	有田川町	遠井	横手 11.60	
365	0062	有田川町	遠井	6.79	
365	0063	有田川町	遠井	横手 3.61	
365	0064	有田川町	遠井	3.19	
365	0065	有田川町	三田	3.89	
365	0066	有田川町	三田	中原 6.79	
365	0067	有田川町	三田	7.84	
365	0068	有田川町	三田	前山 11.70	
365	0069	有田川町	三田	6.84	
365	0070	有田川町	三田	8.04	
365	0071	有田川町	三田	3.81	
365	0072	有田川町	三田	若宮 16.32	
365	0073	有田川町	三田	1.92	
365	0074	有田川町	三田	2.18	
365	0075	有田川町	三田	0.85	
365	0076	有田川町	三田	7.17	
365	0077	有田川町	清水	小峰下原 2.05	
365	0078	有田川町	清水	4.96	
365	0079	有田川町	宮川	尾端 4.15	
365	0080	有田川町	宮川	宮川口 3.22	
365	0081	有田川町	宮川	3.57	
365	0082	有田川町	宮川	春日原 4.05	
365	0083	有田川町	宮川	0.72	
365	0084	有田川町	宮川	久保前 5.23	
365	0085	有田川町	宮川	3.09	
365	0086	有田川町	宮川	中陸地 11.06	
365	0087	有田川町	宮川	3.45	
365	0088	有田川町	大森	陸地 8.41	
365	0089	有田川町	宮川	柳垣内 2.74	
365	0090	有田川町	大森	2.05	
365	0091	有田川町	大森	不鈴原 4.01	
365	0092	有田川町	大森	大森垣内 1.68	
365	0093	有田川町	大森	大森垣内 2.36	
365	0094	有田川町	大森	4.80	
365	0095	有田川町	大森	4.00	
365	0096	有田川町	大森	菅谷 8.87	
365	0097	有田川町	大森	1.09	
365	0098	有田川町	大森	1.05	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
365	0099	有田川町	大森	峠原 0.85	
365	0100	有田川町	大森	0.78	
365	0101	有田川町	大森	0.82	
365	0102	有田川町	沼谷	1.05	
365	0103	有田川町	沼谷	0.24	
365	0104	有田川町	沼谷	2.71	
365	0105	有田川町	沼谷	1.83	
365	0106	有田川町	沼谷	法道路 4.51	
365	0107	有田川町	沼谷	法道路 6.07	
365	0108	有田川町	沼谷	法道路 1.80	
365	0109	有田川町	沼谷	宮原 6.77	
365	0110	有田川町	沼谷	2.94	
365	0111	有田川町	沼谷	2.50	
365	0112	有田川町	沼谷	山本谷 3.19	
365	0113	有田川町	沼谷	宮原 0.90	
365	0114	有田川町	沼谷	宮原 4.33	
365	0115	有田川町	沼谷	平野山 3.76	
365	0116	有田川町	沼谷	三谷 1.93	
365	0117	有田川町	沼谷	0.79	
365	0118	有田川町	沼谷	0.62	
365	0119	有田川町	沼谷	2.59	
365	0120	有田川町	沼谷	3.28	
365	0121	有田川町	沼谷	3.16	
365	0122	有田川町	沼谷	1.13	
365	0123	有田川町	清水	1.06	
365	0124	有田川町	清水	1.76	
365	0125	有田川町	清水	9.49	
365	0126	有田川町	明光	1.94	
365	0127	有田川町	清水	2.21	
365	0128	有田川町	清水	0.57	
365	0129	有田川町	清水	1.98	
365	0130	有田川町	清水	1.20	
365	0131	有田川町	清水	5.24	
365	0132	有田川町	清水	4.13	
365	0133	有田川町	久野原	西山 7.21	
365	0134	有田川町	久野原	3.63	
365	0135	有田川町	久野原	5.55	
365	0136	有田川町	久野原	北山 8.49	
365	0137	有田川町	久野原	宮の原 5.28	
365	0138	有田川町	久野原	宮の原 1.26	
365	0139	有田川町	久野原	1.26	
365	0140	有田川町	久野原	樹橋 2.19	
365	0141	有田川町	久野原	郷社 7.78	
365	0142	有田川町	久野原	釜橋 2.46	
365	0143	有田川町	久野原	釜橋 3.61	
365	0144	有田川町	久野原	4.05	
365	0145	有田川町	久野原	1.23	
365	0146	有田川町	久野原	1.37	
365	0147	有田川町	井谷	0.43	
365	0148	有田川町	井谷	4.89	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
365	0149	有田川町	井谷	3.57	
365	0150	有田川町	井谷	立住 8.35	
365	0151	有田川町	井谷	3.30	
365	0152	有田川町	井谷	住原口 7.05	
365	0153	有田川町	井谷	0.86	
365	0154	有田川町	井谷	原手 5.02	
365	0155	有田川町	井谷	栗田 9.17	
365	0156	有田川町	坂原	9.66	
365	0157	有田川町	坂原	8.25	
365	0158	有田川町	坂原	1.94	
365	0159	有田川町	坂原	0.66	
365	0160	有田川町	坂原	1.28	
365	0161	有田川町	坂原	5.17	
365	0162	有田川町	坂原	1.57	
365	0163	有田川町	坂原	1.32	
365	0164	有田川町	坂原	4.10	
365	0165	有田川町	坂原	0.86	
365	0166	有田川町	坂原	4.10	
365	0167	有田川町	坂原	大西 3.67	
365	0168	有田川町	坂原	3.55	
365	0169	有田川町	神手	上横谷 1.89	
365	0170	有田川町	神手	0.57	
365	0171	有田川町	神手	0.69	
365	0172	有田川町	神手	下横谷 4.57	
365	0173	有田川町	神手	0.58	
365	0174	有田川町	神手	下横谷 1.29	
365	0175	有田川町	神手	2.83	
365	0176	有田川町	神手	6.94	
365	0177	有田川町	神手	北野 3.64	
365	0178	有田川町	神手	1.14	
365	0179	有田川町	神手	2.50	
365	0180	有田川町	杉野原	神出 3.80	
365	0181	有田川町	杉野原	神出 1.41	
365	0182	有田川町	杉野原	神出 1.81	
365	0183	有田川町	杉野原	神出 0.68	
365	0184	有田川町	杉野原	3.01	
365	0185	有田川町	杉野原	2.14	
365	0186	有田川町	杉野原	大谷 0.72	
365	0187	有田川町	杉野原	2.31	
365	0188	有田川町	杉野原	1.29	
365	0189	有田川町	杉野原	1.66	
365	0190	有田川町	上湯川	3.98	
365	0191	有田川町	上湯川	1.99	
365	0192	有田川町	上湯川	0.42	
365	0193	有田川町	上湯川	1.18	
365	0194	有田川町	上湯川	松ノ原 3.15	
365	0195	有田川町	上湯川	1.08	
365	0196	有田川町	上湯川	松ノ原 0.73	
365	0197	有田川町	上湯川	坂本谷 3.68	
365	0198	有田川町	上湯川	出合 1.01	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
365 0199	有田川町	上湯川	出合	2.46	
365 0200	有田川町	杉野原	大谷	1.53	
365 0201	有田川町	上湯川	榎本	5.66	
365 0202	有田川町	上湯川	栗ノ木谷	2.66	
365 0203	有田川町	東大谷	皆徳	1.66	
365 0204	有田川町	下湯川	多井	1.09	
365 0205	有田川町	東大谷	皆徳	2.37	
365 0206	有田川町	東大谷	田ノ原	3.39	
365 0207	有田川町	二川	橋手	3.89	
365 0208	有田川町	東大谷		1.02	
365 0209	有田川町	東大谷		1.32	
365 0210	有田川町	東大谷		3.93	
365 0211	有田川町	白物川	東畑	3.58	
365 0212	有田川町	東大谷	上澤	2.94	
365 0213	有田川町	東大谷		0.87	
365 0214	有田川町	東大谷	大井戸	5.26	
365 0215	有田川町	東大谷		1.15	
365 0216	有田川町	二川		0.87	
365 0217	有田川町	東大谷		0.48	
365 0218	有田川町	東大谷		0.70	
365 0219	有田川町	東大谷		1.64	
365 0220	有田川町	二川	総屋	1.94	
365 0221	有田川町	三田	打井原	2.82	
365 0222	有田川町	上湯川	長谷	9.45	
365 0223	有田川町	久野原	宮ノ原	0.47	
365 0225	有田川町	焼川	宮前	1.41	
365 0226	有田川町	養生	森ノ谷	0.54	
365 0227	有田川町	二川	黒岩	3.39	
365 0228	有田川町	二川		7.56	
365 0229	有田川町	二川		4.06	
365 0230	有田川町	二川	麻谷	4.03	
365 0231	有田川町	日物川		5.59	
365 0232	有田川町	日物川		4.34	
365 0233	有田川町	日物川		0.38	
365 0234	有田川町	日物川		3.59	
365 0235	有田川町	日物川		1.96	
365 0236	有田川町	二川		2.76	
365 0237	有田川町	二川		0.91	
365 0238	有田川町	二川		0.65	
365 0239	有田川町	二川		0.96	
365 0240	有田川町	二川		2.29	
365 0241	有田川町	二川		3.58	
365 0242	有田川町	二川		3.06	
365 0243	有田川町	二川		5.84	
365 0244	有田川町	二川		2.09	
365 0245	有田川町	三瀬川		4.68	
365 0246	有田川町	日物川		2.88	
365 0247	有田川町	養生		2.69	
365 0248	有田川町	養生	岩瀬戸	3.53	
365 0249	有田川町	養生		2.07	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
365 0250	有田川町	養生	成山	9.18	
365 0251	有田川町	養生	下壬寺井	7.24	
365 0252	有田川町	養生		3.48	
365 0253	有田川町	養生		2.03	
365 0254	有田川町	養生	北島淵	2.39	
365 0255	有田川町	養生		2.85	
365 0256	有田川町	養生	アノ田	0.74	
365 0257	有田川町	養生		1.94	
365 0258	有田川町	養生		1.15	
365 0259	有田川町	養生		0.99	
365 0260	有田川町	養生		1.37	
365 0261	有田川町	養生		0.82	
365 0262	有田川町	養生		2.83	
365 0263	有田川町	養生	南小一谷	1.97	
365 0264	有田川町	養生		1.14	
365 0265	有田川町	中原		1.87	
365 0266	有田川町	日物川		4.29	
365 0267	有田川町	焼川		1.95	
365 0268	有田川町	焼川		4.19	
365 0269	有田川町	焼川		2.65	
365 0270	有田川町	焼川		4.06	
365 0271	有田川町	焼川		1.20	
365 0272	有田川町	焼川		1.02	
365 0273	有田川町	三瀬川		5.06	
365 0274	有田川町	三瀬川		1.11	
365 0275	有田川町	三瀬川		2.68	
365 0276	有田川町	三瀬川		4.00	
365 0277	有田川町	三瀬川		1.85	
365 0278	有田川町	三瀬川		3.07	
365 0279	有田川町	三瀬川		0.73	
365 0280	有田川町	中原		0.70	
365 0281	有田川町	中原		5.08	
365 0282	有田川町	中原	井谷	4.13	
365 0283	有田川町	中原		4.97	
365 0284	有田川町	川合	漢人上	2.58	
365 0285	有田川町	川合	早う	0.78	
365 0286	有田川町	川合		0.24	
365 0287	有田川町	川合		7.55	
365 0288	有田川町	北野川	大平	13.33	
365 0289	有田川町	川合		2.27	
365 0290	有田川町	川合		4.58	
365 0291	有田川町	二沢		1.45	
365 0292	有田川町	二沢		6.60	
365 0293	有田川町	北野川		2.62	
365 0294	有田川町	北野川		6.50	
365 0295	有田川町	北野川		4.10	
365 0296	有田川町	北野川	上垣内	1.60	
365 0297	有田川町	北野川		4.14	
365 0298	有田川町	北野川		0.78	
365 0299	有田川町	北野川		3.69	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
365 0300	有田川町	北野川	岡垣内	8.71	
365 0301	有田川町	北野川	岡垣内	8.08	
365 0302	有田川町	北野川		2.75	
365 0303	有田川町	北野川		0.85	
365 0304	有田川町	二沢		1.14	
365 0305	有田川町	二沢	目満谷	2.60	
365 0306	有田川町	清水		2.43	
365 0307	有田川町	清水		3.65	
365 0308	有田川町	清水		4.10	
365 0309	有田川町	清水		3.82	
365 0310	有田川町	清水		7.70	
365 0311	有田川町	清水		0.99	
365 0312	有田川町	清水		7.88	
365 0313	有田川町	清水	古原露口	1.72	
365 0314	有田川町	清水	田ノ上	3.50	
365 0315	有田川町	清水	池原	2.92	
365 0316	有田川町	清水		5.21	
365 0317	有田川町	清水	小向	17.06	
365 0318	有田川町	清水		5.51	
365 0319	有田川町	清水		1.38	
365 0320	有田川町	久野原	針原	2.59	
365 0321	有田川町	久野原		1.07	
365 0322	有田川町	下湯川	多井	5.56	
365 0323	有田川町	下湯川		1.70	
365 0324	有田川町	下湯川		4.94	
365 0325	有田川町	下湯川		4.74	
365 0326	有田川町	下湯川	多井	4.29	
365 0327	有田川町	下湯川	倉谷	0.45	
365 0328	有田川町	下湯川		4.99	
365 0329	有田川町	下湯川		1.82	
365 0330	有田川町	下湯川		1.97	
365 0331	有田川町	下湯川	倉谷	2.90	
365 0332	有田川町	下湯川	倉谷	1.84	
365 0333	有田川町	下湯川		1.70	
365 0334	有田川町	下湯川		2.37	
365 0335	有田川町	下湯川		0.48	
365 0336	有田川町	下湯川	倉谷	4.21	
365 0337	有田川町	下湯川		0.49	
365 0338	有田川町	下湯川	福井	1.66	
365 0339	有田川町	下湯川	福井	1.73	
365 0340	有田川町	下湯川	福井	2.55	
365 0341	有田川町	下湯川		2.85	
365 0342	有田川町	下湯川	福井	3.42	
365 0343	有田川町	上湯川	大ノ工	3.89	
365 0344	有田川町	上湯川		1.69	
365 0345	有田川町	上湯川	西番	0.87	
365 0346	有田川町	上湯川		1.70	
365 0347	有田川町	上湯川	煎釜	5.94	
365 0348	有田川町	上湯川	西番	3.55	
365 0349	有田川町	上湯川	寺尾	1.95	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
365 0350	有田川町	上湯川	凡呂ノ尾	1.56	
365 0351	有田川町	川合	中尾谷	10.84	
365 0352	有田川町	川合	中尾谷	5.88	
365 0353	有田川町	上湯川	東番	1.42	
365 0354	有田川町	上湯川	近井	0.50	
365 0355	有田川町	上湯川	近井	0.64	
365 0356	有田川町	上湯川	南山	6.93	
365 0357	有田川町	上湯川	東番	6.43	
365 0358	有田川町	上湯川	近井	2.44	
365 0359	有田川町	上湯川	近井	1.29	
365 0360	有田川町	上湯川	近井	0.49	
365 0361	有田川町	上湯川	近井	0.51	
365 0362	有田川町	上湯川	あじヶ谷	1.88	
365 0363	有田川町	三田	山道	5.55	
365 0364	有田川町	焼川		3.59	
365 0365	有田川町	上湯川		2.12	
365 0366	有田川町	久野原	大林	2.96	
366 5001	有田川町	養生	土生	0.37	
366 5002	有田川町	養生	明王寺	0.98	
366 5003	有田川町	養生	明王寺	0.59	
366 5004	有田川町	養生	明王寺	0.35	
366 5005	有田川町	養生	明王寺	0.42	
366 5006	有田川町	養生	田角	0.35	
366 5007	有田川町	養生	大貫	0.62	
366 5008	有田川町	養生	大谷	0.50	
366 5009	有田川町	養生	金塚	0.93	
366 5010	有田川町	養生	西ノ峰	0.44	
366 5011	有田川町	養生	生石	0.90	
366 5012	有田川町	養生	生石	0.28	
366 5013	有田川町	養生	金塚	0.75	
366 5014	有田川町	養生	谷	1.71	
366 5015	有田川町	養生	谷	1.17	
366 5016	有田川町	養生	立石	1.56	
366 5017	有田川町	養生	坂原	2.21	
366 5018	有田川町	下湯川		1.00	
366 5019	有田川町	岩野河		0.08	
366 5020	有田川町	岩野河		0.06	
366 5021	有田川町	岩野河		0.32	
366 5022	有田川町	岩野河		0.50	
366 5023	有田川町	長谷川		0.19	
366 5024	有田川町	長谷川		1.13	
366 5025	有田川町	長谷川		0.15	
366 5026	有田川町	長谷川		0.05	
366 5027	有田川町	長谷川		0.26	
366 5028	有田川町	長谷川		0.68	
366 5029	有田川町	中井原		0.32	
366 5030	有田川町	中井原		0.26	
366 5031	有田川町	中井原		0.05	
366 5032	有田川町	中井原		0.23	
366 5033	有田川町	徳田		0.16	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(m ²)	備考
366	5034	有田川町	明王寺	0.12	
366	5035	有田川町	立石	0.84	
366	5036	有田川町	谷	0.57	
366	5037	有田川町	谷	0.07	
366	5038	有田川町	養生	2.65	
366	5039	有田川町	三瀬川	0.12	
366	5040	有田川町	三瀬川	0.08	
366	5041	有田川町	二川	0.28	
366	5042	有田川町	三瀬川	0.33	
366	5043	有田川町	下湯川	0.09	
366	5044	有田川町	下湯川	0.14	
366	5045	有田川町	下湯川	1.27	
366	5046	有田川町	中庭	0.20	
366	5047	有田川町	中庭	0.86	
366	5048	有田川町	中庭	0.21	
366	5049	有田川町	中庭	0.72	
366	5050	有田川町	養生	2.54	
366	5051	有田川町	岩野河	0.14	
366	5052	有田川町	松原	0.19	
366	5053	有田川町	吉見	0.21	
366	5054	有田川町	吉見	0.15	
366	5055	有田川町	吉見	0.08	
366	5056	有田川町	吉見	0.20	
366	5057	有田川町	吉見	0.28	
366	5058	有田川町	吉見	0.18	
366	5059	有田川町	吉見	0.42	
366	5060	有田川町	鷺井	0.08	
366	5061	有田川町	鷺	0.16	
366	5062	有田川町	鷺	0.31	
366	5063	有田川町	鷺	0.59	
366	5064	有田川町	鷺	0.27	
366	5065	有田川町	鷺	0.07	
366	5066	有田川町	鷺	0.77	
366	5067	有田川町	松原	0.20	
366	5068	有田川町	松原	1.41	
366	5069	有田川町	赤川	0.19	
366	5070	有田川町	赤川	0.40	
366	5071	有田川町	赤川	0.78	
366	5072	有田川町	赤川	0.13	
366	5073	有田川町	赤川	0.20	
366	5074	有田川町	赤川	0.14	
366	5075	有田川町	赤川	0.18	
366	5076	有田川町	赤川	0.16	
366	5077	有田川町	赤川	0.08	
366	5078	有田川町	赤川	0.05	
366	5079	有田川町	赤川	0.14	
366	5080	有田川町	修理川	0.08	
366	5081	有田川町	修理川	0.16	
366	5082	有田川町	修理川	0.14	
366	5083	有田川町	宇井菅	1.14	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(m ²)	備考
366	5084	有田川町	西ヶ峰	0.14	
366	5085	有田川町	西ヶ峰	1.45	
366	5086	有田川町	立石	0.06	
366	5087	有田川町	大西	0.58	
366	5088	有田川町	西ヶ峰	0.08	
366	5089	有田川町	西ヶ峰	0.21	
366	5090	有田川町	東大谷	0.29	
366	5091	有田川町	東大谷	0.16	
366	5092	有田川町	東大谷	0.06	
366	5093	有田川町	東大谷	0.13	
366	5094	有田川町	東大谷	0.10	
366	5095	有田川町	東大谷	0.06	
366	5096	有田川町	日物川	0.16	
366	5097	有田川町	二川	0.14	
366	5098	有田川町	二川	0.08	
366	5099	有田川町	三瀬川	0.42	
366	5100	有田川町	三瀬川	0.21	
366	5101	有田川町	下湯川	0.49	
366	5102	有田川町	湯川	0.12	
366	5103	有田川町	湯川	0.08	
366	5104	有田川町	日物川	0.26	
366	5105	有田川町	東大谷	0.23	
366	5106	有田川町	東大谷	0.22	
366	5107	有田川町	日物川	0.08	
366	5108	有田川町	日物川	0.08	
366	5109	有田川町	日物川	0.14	
366	5110	有田川町	日物川	0.15	
366	5111	有田川町	原上	0.21	
366	5112	有田川町	原上	0.07	
366	5113	有田川町	大園	0.16	
366	5114	有田川町	大園	0.22	
366	5115	有田川町	大西	0.16	
366	5116	有田川町	大西	0.07	
366	5117	有田川町	青田	0.35	
366	5118	有田川町	小川	0.26	
366	5119	有田川町	青田	0.13	
366	5120	有田川町	小川	0.12	
366	5121	有田川町	下六川	0.13	
366	5122	有田川町	約坂	0.18	
366	5123	有田川町	約坂	0.16	
366	5124	有田川町	約坂	0.41	
366	5125	有田川町	約坂	0.08	
366	5126	有田川町	大谷	0.24	
366	5127	有田川町	大谷	0.10	
366	5128	有田川町	大谷	0.10	
366	5129	有田川町	大谷	0.10	
366	5130	有田川町	田口	0.08	
366	5131	有田川町	田口	0.12	
366	5132	有田川町	田口	0.27	
366	5133	有田川町	田口	0.17	
366	5134	有田川町	田口	0.23	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(m ²)	備考	
366	5135	有田川町	田口	0.17		
366	5136	有田川町	吉備	大谷	0.18	
366	5137	有田川町	賢	0.15		
366	5138	有田川町	約坂	0.20		
366	5139	有田川町	約坂	0.25		
366	5140	有田川町	下六川	1.50		
366	5141	有田川町	西ヶ峰	0.34		
366	5142	有田川町	有原	0.11		
366	5143	有田川町	本堂	0.16		
366	5144	有田川町	沼田	0.16		
366	5145	有田川町	延坂	0.40		
366	5146	有田川町	延坂	0.07		
366	5147	有田川町	大園	0.09		
366	5148	有田川町	大園	0.04		
366	5149	有田川町	大園	0.07		
366	5150	有田川町	沼田	0.09		
366	5151	有田川町	沼田	0.06		
366	5152	有田川町	原上	0.43		
366	5153	有田川町	原上	0.06		
366	5154	有田川町	原上	0.08		
366	5155	有田川町	小原	0.13		
366	5156	有田川町	東大谷	0.08		
366	5157	有田川町	東大谷	0.29		
366	5158	有田川町	境川	0.04		
366	5159	有田川町	三田	0.21		
366	5160	有田川町	清水	0.16		
366	5161	有田川町	清水	0.44		
366	5162	有田川町	清水	0.43		
366	5163	有田川町	清水	0.40		
366	5164	有田川町	清水	0.21		
366	5165	有田川町	清水	0.23		
366	5166	有田川町	清水	0.31		
366	5167	有田川町	清水	0.16		
366	5168	有田川町	三田	0.08		
366	5169	有田川町	日物川	0.25		
366	5170	有田川町	本堂	0.50		
366	5171	有田川町	生石	0.12		
366	5172	有田川町	生石	0.18		
366	5173	有田川町	生石	0.13		
366	5174	有田川町	生石	0.22		
366	5175	有田川町	生石	0.21		
366	5176	有田川町	生石	0.15		
366	5177	有田川町	原上	0.04		
366	5178	有田川町	原上	0.24		
366	5179	有田川町	中峰	0.05		
366	5180	有田川町	本堂	0.09		
366	5181	有田川町	西ヶ峰	0.12		
366	5182	有田川町	西ヶ峰	0.19		
366	5183	有田川町	金原	西ヶ峰	0.59	
366	5184	有田川町	金原	西ヶ峰	0.13	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(m ²)	備考	
366	5185	有田川町	西ヶ峰	0.06		
366	5186	有田川町	西ヶ峰	0.07		
366	5187	有田川町	黒松	0.07		
366	5188	有田川町	黒松	0.27		
366	5189	有田川町	黒松	0.08		
366	5190	有田川町	黒松	0.22		
366	5191	有田川町	黒松	0.29		
366	5192	有田川町	黒松	0.13		
366	5193	有田川町	黒松	0.17		
366	5194	有田川町	田角	0.23		
366	5195	有田川町	大賀谷	0.21		
366	5196	有田川町	田角	0.11		
366	5197	有田川町	中	0.13		
366	5198	有田川町	中	0.09		
366	5199	有田川町	中	0.13		
366	5200	有田川町	中峰	0.08		
366	5201	有田川町	生石	0.17		
366	5202	有田川町	生石	0.36		
366	5203	有田川町	橋本	0.08		
366	5204	有田川町	橋本	0.22		
366	5205	有田川町	橋本	0.29		
366	5206	有田川町	北野	0.16		
366	5207	有田川町	北野	0.09		
366	5208	有田川町	北野	0.15		
366	5209	有田川町	橋本	0.11		
366	5210	有田川町	橋本	0.12		
366	5211	有田川町	橋本	0.08		
366	5212	有田川町	橋本	0.08		
366	5213	有田川町	湯井	0.17		
366	5214	有田川町	沼	0.15		
366	5215	有田川町	沼	0.09		
366	5216	有田川町	沼	0.10		
366	5217	有田川町	上湯川	0.36		
366	5218	有田川町	釜中	0.25		
366	5219	有田川町	上六川	0.13		
366	5220	有田川町	湯井	0.10		
366	5221	有田川町	中	0.25		
366	5222	有田川町	北野	0.13		
366	5223	有田川町	北野	0.33		
366	5224	有田川町	北野	0.15		
366	5225	有田川町	北野	0.12		
366	5226	有田川町	宮川	0.45		
366	5227	有田川町	杉野原	0.12		
366	5228	有田川町	杉野原	中村	0.12	
366	5229	有田川町	杉野原	中村	0.07	
366	5230	有田川町	杉野原	中村	0.15	
366	5231	有田川町	杉野原	中村	0.20	
366	5232	有田川町	杉野原	野中	0.11	
366	5233	有田川町	杉野原	野中	0.04	
366	5234	有田川町	杉野原	野中	0.06	
366	5235	有田川町	杉野原	野中	0.28	
366	5236	有田川町	坂底	平葦	0.06	
366	5237	有田川町	坂底	大蔵	0.31	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県立林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
366	5240	有田川町	遠井	0.16	
366	5241	有田川町	遠井	0.12	
366	5243	有田川町	彦ノ瀬	0.60	
366	5244	有田川町	彦ノ瀬	0.05	
366	5245	有田川町	彦ノ瀬	0.13	
366	5246	有田川町	彦ノ瀬	0.18	
366	5247	有田川町	沼谷	0.12	
366	5248	有田川町	沼谷	0.09	
366	5249	有田川町	坂尾	0.12	
366	5250	有田川町	坂尾	0.41	
366	5251	有田川町	栗手	0.50	
366	5252	有田川町	沼谷	0.14	
366	5253	有田川町	上六川	2.51	
366	5254	有田川町	富川	0.05	
366	5255	有田川町	井谷	0.03	
366	5256	有田川町	妻大谷	0.16	
366	5257	有田川町	妻大谷	0.03	
366	5258	有田川町	大庭	16.61	
366	5259	有田川町	豊生	4.78	
205	0001	御坊市	湯川町富安	4.94	西原
205	0002	御坊市	名田町野島	3.99	舎ヶ谷
205	1001	御坊市	湯川町富安	0.72	
205	5001	御坊市	明神川	0.15	
205	5002	御坊市	湯川町富安	0.26	
205	5003	御坊市	湯川町富安	0.06	
205	5004	御坊市	湯川町富安	0.10	
205	5005	御坊市	明神川	0.17	
205	5006	御坊市	明神川	0.05	
205	5007	御坊市	明神川	0.03	
205	5008	御坊市	明神川	0.10	
205	5009	御坊市	明神川	0.07	
205	5010	御坊市	明神川	0.51	
205	5011	御坊市	湯川町富安	0.10	
205	5012	御坊市	湯川町富安	0.13	
205	5013	御坊市	名田町野島	0.24	
205	5014	御坊市	名田町野島	0.10	
205	5015	御坊市	明神川	0.17	
205	5016	御坊市	明神川	0.07	
205	5017	御坊市	岩内	0.44	
205	5018	御坊市	野口	0.32	
205	5019	御坊市	湯川町丸山	0.08	
381	0001	美浜町	三尾	2.69	三尾
381	0002	美浜町	三尾	1.44	三尾
381	0003	美浜町	三尾	0.97	三尾
381	0004	美浜町	三尾	0.69	三尾
381	0005	美浜町	三尾	0.27	大三尾
381	0006	美浜町	三尾	1.78	大三尾
381	0007	美浜町	和田	9.96	
381	0008	美浜町	和田	2.93	木の縁
381	0009	美浜町	和田	2.53	入山

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県立林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
381	0010	美浜町	和田	1.21	入山
381	0011	美浜町	和田	2.50	入山
381	0012	美浜町	和田	2.18	入山
381	5001	美浜町	和田	0.03	植崎
381	5002	美浜町	和田	0.04	植崎
381	5003	美浜町	和田	0.04	植崎
381	5004	美浜町	和田	0.52	西原
381	5005	美浜町	和田	0.09	
381	5006	美浜町	和田	0.19	
381	5007	美浜町	和田	0.24	
381	5008	美浜町	和田	0.52	
381	5009	美浜町	和田	0.06	
381	5010	美浜町	三尾	0.20	
381	5011	美浜町	三尾	0.11	
381	5012	美浜町	三尾	0.10	
381	5013	美浜町	三尾	0.61	
381	5014	美浜町	和田	3.24	
381	5016	美浜町	三尾	0.07	
381	5017	美浜町	三尾	0.09	
381	5018	美浜町	三尾	0.25	
381	5019	美浜町	三尾	0.09	
381	5020	美浜町	三尾	0.17	
381	5021	美浜町	三尾	0.05	
381	5023	美浜町	三尾	0.07	
381	5024	美浜町	三尾	0.08	
381	5025	美浜町	三尾	0.17	
381	5026	美浜町	三尾	0.30	
381	5027	美浜町	三尾	0.19	
381	5028	美浜町	三尾	0.05	
381	5029	美浜町	三尾	0.10	
381	5030	美浜町	三尾	0.49	
381	5031	美浜町	三尾	0.08	
381	5032	美浜町	三尾	0.11	
381	5033	美浜町	三尾	0.04	
381	5034	美浜町	三尾	0.27	
381	5035	美浜町	三尾	0.10	
381	5036	美浜町	三尾	0.40	
382	0001	日高町	阿尾	2.75	田植
382	0002	日高町	阿尾	1.98	東田植
382	0003	日高町	阿尾	6.01	
382	0004	日高町	阿尾	9.97	
382	0005	日高町	阿尾	1.91	阿尾
382	0006	日高町	産港	1.07	
382	0007	日高町	比井	0.24	
382	0008	日高町	小池	2.30	
382	0009	日高町	津久野	3.48	
382	0010	日高町	小満	5.83	
382	0011	日高町	方植	4.31	
382	0012	日高町	柏	3.14	
382	0013	日高町	志賀	6.52	上志賀

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県立林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
382	0014	日高町	高家	0.94	
382	0015	日高町	池田	0.53	
382	0016	日高町	阿尾	4.62	山口
382	1001	日高町	阿尾	0.31	田植
382	1002	日高町	阿尾	0.50	
382	1003	日高町	小池	0.64	
382	1004	日高町	池田	0.63	
382	1005	日高町	阿尾	0.46	
382	5001	日高町	柏	0.66	
382	5002	日高町	方植	0.11	
382	5003	日高町	比井	0.33	
382	5004	日高町	小坂	0.82	
382	5005	日高町	津久野	0.29	
382	5006	日高町	志賀	0.45	
382	5007	日高町	津久野	0.54	
382	5008	日高町	阿尾	0.16	山口
382	5009	日高町	阿尾	0.19	山口
382	5010	日高町	阿尾	0.46	山口
382	5011	日高町	阿尾	0.10	山口
382	5012	日高町	阿尾	0.85	山口
382	5013	日高町	阿尾	0.08	
382	5014	日高町	阿尾	0.15	
382	5015	日高町	阿尾	0.06	
382	5016	日高町	阿尾	0.06	
382	5017	日高町	阿尾	0.37	
382	5018	日高町	阿尾	0.11	
382	5019	日高町	阿尾	0.19	
382	5020	日高町	阿尾	0.13	
382	5021	日高町	阿尾	0.48	
382	5022	日高町	阿尾	0.09	
382	5023	日高町	阿尾	0.22	
382	5024	日高町	阿尾	0.08	
382	5025	日高町	阿尾	0.11	
382	5026	日高町	阿尾	0.09	
382	5027	日高町	阿尾	0.33	
382	5028	日高町	阿尾	0.13	
382	5029	日高町	阿尾	0.03	
382	5030	日高町	阿尾	0.05	
382	5031	日高町	阿尾	0.08	
382	5032	日高町	阿尾	0.15	
382	5033	日高町	柏	0.11	
382	5034	日高町	柏	0.03	
382	5035	日高町	柏	0.04	
382	5036	日高町	方植	0.05	
382	5037	日高町	方植	0.03	
382	5038	日高町	方植	0.06	
382	5039	日高町	方植	0.07	
382	5040	日高町	方植	0.07	
382	5041	日高町	方植	0.16	
382	5042	日高町	方植	0.03	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県立林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
382	5043	日高町	池田	0.09	
382	5044	日高町	池田	0.07	
382	5045	日高町	池田	0.13	
382	5046	日高町	池田	0.21	
382	5047	日高町	志賀	0.75	
382	5048	日高町	志賀	0.05	上志賀
382	5049	日高町	志賀	0.19	上志賀
382	5050	日高町	志賀	0.08	
382	5051	日高町	志賀	0.03	
382	5052	日高町	志賀	0.07	
382	5053	日高町	阿尾	0.08	
382	5054	日高町	阿尾	0.10	
382	5055	日高町	小満	0.05	
382	5056	日高町	津久野	0.16	
382	5057	日高町	小満	0.03	
382	5058	日高町	小満	0.05	
382	5059	日高町	志賀	0.13	
382	5060	日高町	志賀	0.05	
382	5061	日高町	志賀	0.16	
382	5062	日高町	志賀	0.21	
382	5063	日高町	志賀	0.03	中志賀
382	5064	日高町	志賀	0.03	中志賀
382	5065	日高町	志賀	0.19	中志賀
382	5066	日高町	小坂	0.03	
382	5067	日高町	小坂	0.08	
382	5068	日高町	小坂	0.43	
382	5069	日高町	小坂	0.20	
382	5070	日高町	比井	0.14	
382	5071	日高町	比井	0.20	
382	5072	日高町	比井	0.23	
382	5073	日高町	比井	0.06	
382	5074	日高町	小坂	0.03	
382	5075	日高町	産港	0.10	
382	5076	日高町	産港	0.07	
382	5077	日高町	志賀	0.11	
382	5078	日高町	志賀	0.08	
382	5079	日高町	小池	0.15	
382	5080	日高町	小池	0.07	
382	5081	日高町	産港	1.26	
382	5082	日高町	阿尾	0.10	
382	5083	日高町	阿尾	0.12	
382	5084	日高町	阿尾	0.12	
382	5085	日高町	阿尾	0.31	
382	5087	日高町	阿尾	0.15	
382	5088	日高町	阿尾	0.06	
382	5089	日高町	阿尾	0.15	田植
382	5090	日高町	阿尾	0.05	田植
382	5091	日高町	阿尾	0.33	田植
382	5092	日高町	阿尾	0.18	田植
382	5093	日高町	阿尾	0.04	田植

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
382	5094	日高町	阿原	0.08	
382	5095	日高町	阿原	0.06	
382	5096	日高町	高塚	0.68	
382	5097	日高町	志賀	0.17	下志賀
382	5098	日高町	志賀	0.04	上志賀
382	5099	日高町	志賀	0.03	上志賀
382	5100	日高町	志賀	0.03	上志賀
382	5101	日高町	秋原	0.21	
382	5102	日高町	秋原	0.11	
382	5103	日高町	秋原	0.09	
382	5104	日高町	秋原	0.16	
382	5105	日高町	小溝	0.15	
383	0002	由良町	小引	1.40	
383	0003	由良町	吹井	2.00	東畑
383	0004	由良町	畑	1.23	橋立
383	0005	由良町	門前	1.02	
383	0006	由良町	吹田	9.75	糸谷
383	0007	由良町	神谷	16.52	雲山
383	0008	由良町	神谷	9.54	
383	0009	由良町	神谷	0.36	
383	0010	由良町	神谷	0.93	
383	0011	由良町	大引	10.71	上工藤乃
383	0012	由良町	小引	3.56	田子谷
383	0013	由良町	吹井	1.17	東畑
383	0014	由良町	小引	1.57	衣笠坂
383	0015	由良町	衣笠	2.49	戸津井坂
383	0016	由良町	衣笠	1.88	戸津井坂
383	0017	由良町	穴井	1.28	東畑
383	0018	由良町	衣笠	9.77	畑出
383	0019	由良町	門前	3.91	巖谷屋谷
383	0020	由良町	三原川	0.87	畑出
383	0021	由良町	三原川	5.86	内代
383	0022	由良町	衣笠	1.25	戸津井坂
383	0023	由良町	畑	20.22	五千坊
383	0024	由良町	畑	4.39	那塚
383	1001	由良町	門前	0.39	
383	1002	由良町	小引	2.21	
383	1003	由良町	三原川	2.41	
383	1004	由良町	衣笠	1.18	
383	5001	由良町	三原川	0.68	
383	5002	由良町	神谷	0.29	
383	5003	由良町	大引	0.20	
383	5004	由良町	衣笠	0.54	
383	5005	由良町	小引	0.98	
383	5006	由良町	畑	0.30	
383	5007	由良町	畑	0.23	
383	5008	由良町	畑	0.43	
383	5009	由良町	畑	0.15	
383	5010	由良町	畑	0.07	
383	5011	由良町	畑	0.15	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
383	5012	由良町	畑	0.11	
383	5013	由良町	小引	0.08	
383	5014	由良町	小引	0.11	
383	5015	由良町	吹井	0.45	東畑
383	5016	由良町	門前	0.05	
383	5017	由良町	門前	0.08	
383	5018	由良町	門前	0.15	
383	5019	由良町	門前	0.06	
383	5020	由良町	里	0.19	
383	5021	由良町	里	0.14	
383	5022	由良町	里	0.08	
383	5023	由良町	里	0.04	
383	5024	由良町	神谷	0.05	
383	5025	由良町	神谷	0.04	
383	5026	由良町	神谷	0.19	
383	5027	由良町	神谷	0.22	
383	5028	由良町	神谷	0.04	
383	5029	由良町	神谷	0.14	
383	5030	由良町	神谷	0.04	
383	5031	由良町	阿戸	0.06	
383	5032	由良町	阿戸	0.07	
383	5033	由良町	阿戸	0.28	
383	5034	由良町	里	0.26	
383	5035	由良町	里	0.13	
383	5036	由良町	里	0.35	
383	5037	由良町	里	0.10	
383	5038	由良町	里	0.53	
383	5039	由良町	里	0.05	
383	5040	由良町	網代	0.49	
383	5041	由良町	門前	0.38	
383	5042	由良町	網代	0.48	
383	5043	由良町	吹井	0.80	東畑
384	0001	日高川町	千津川	1.12	吉田内
384	0002	日高川町	平川	2.57	下平川
384	0003	日高川町	伊藤川	2.91	
384	0004	日高川町	伊藤川	3.90	
384	0005	日高川町	藤野川	6.36	
384	0006	日高川町	藤野川	2.14	
384	0007	日高川町	平川	2.91	吉子
384	0008	日高川町	平川	3.49	吉子
384	0009	日高川町	翠川	2.09	
384	0010	日高川町	山野	1.27	
384	0011	日高川町	山野	0.35	
384	0012	日高川町	市川	1.60	中畑
384	0013	日高川町	市川	1.11	上畑
384	0014	日高川町	山野	3.97	
385	0001	日高川町	高津原	3.59	内/谷
385	0002	日高川町	伊佐の川	0.98	八軒渡
385	0003	日高川町	高津原	8.27	広瀬
385	0004	日高川町	高津原	3.77	広瀬

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
385	0005	日高川町	高津原	0.69	
385	0006	日高川町	西原	2.35	菅戸口
385	0007	日高川町	高津原	10.77	広瀬
385	0008	日高川町	西原	1.76	伊佐の川
385	0009	日高川町	西原	1.73	樫山
385	0010	日高川町	西原	2.00	樫山
385	0011	日高川町	西原	3.29	樫山
385	0012	日高川町	高津原	1.44	小畑
385	0013	日高川町	高津原	0.63	小畑
385	0014	日高川町	給津	2.31	岩の谷
385	0015	日高川町	給津	2.50	上滝本
385	0016	日高川町	給津	2.45	上滝本
385	0017	日高川町	給津	2.04	上滝本
385	0018	日高川町	高津原	4.65	本郷
385	0019	日高川町	高津原	2.18	わらび平
385	0020	日高川町	高津原	2.54	西原
385	0021	日高川町	高津原	0.94	西原
385	0022	日高川町	高津原	2.42	西原
385	0023	日高川町	高津原	16.37	尾曾
385	0024	日高川町	高津原	7.29	中木
385	0025	日高川町	佐井	3.98	本田
385	0026	日高川町	藤野川	0.60	中の切
385	0027	日高川町	大又	2.76	樫ノ木
385	0028	日高川町	三佐	2.35	
385	0029	日高川町	三佐	5.80	
385	0030	日高川町	三佐	1.03	
385	0031	日高川町	田尻	1.79	
385	0032	日高川町	小釜本	6.22	
385	0033	日高川町	下田原	2.42	
385	0034	日高川町	上田原	9.74	
385	0035	日高川町	上田原	2.74	
385	0036	日高川町	上田原	2.28	
385	0037	日高川町	畑子	1.25	畑子
385	0038	日高川町	畑子	0.69	畑子
385	0039	日高川町	畑子	5.98	瀬戸
385	0040	日高川町	原田浦	1.67	井の又
385	0041	日高川町	原田浦	2.01	岡崎
385	0042	日高川町	原田浦	9.73	岡崎
385	0043	日高川町	原田浦	5.61	平岩
385	0044	日高川町	原田浦	15.42	早岩
385	0045	日高川町	原田浦	7.07	早岩
385	0046	日高川町	原田浦	3.95	早岩
385	0047	日高川町	原田浦	0.69	早岩
385	0048	日高川町	原田浦	0.80	早岩
385	0049	日高川町	三ヶ井川	1.08	菅ノ口
385	0050	日高川町	西原	3.71	小畑
385	0051	日高川町	田尻	0.86	
385	0052	日高川町	畑ノ瀬	5.33	
385	0001	日高川町	上初瀬川	4.71	中庄
385	0002	日高川町	上初瀬川	2.36	中庄

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
386	0003	日高川町	上初瀬川	0.83	和田
386	0004	日高川町	上初瀬川	0.79	井
386	0005	日高川町	神谷	1.17	畑
386	0007	日高川町	皆瀬	1.48	阿田木
386	0008	日高川町	皆瀬	3.32	鳥居
386	0009	日高川町	皆瀬	1.86	管ノ瀬
386	0010	日高川町	皆瀬	1.27	皆瀬
386	0011	日高川町	皆瀬	12.38	阿田木
386	0012	日高川町	皆瀬	5.02	阿田河
386	0013	日高川町	皆瀬	7.30	阿田河
386	0014	日高川町	皆瀬	5.57	井の脇
386	0015	日高川町	皆瀬	6.64	
386	0016	日高川町	皆瀬	3.60	
386	0017	日高川町	皆瀬川	0.88	中畑内前
386	0018	日高川町	初瀬川	0.31	笠松
386	0019	日高川町	皆瀬	2.74	皆瀬
386	0020	日高川町	愛川	3.81	幸
386	0021	日高川町	皆瀬	1.91	
386	0022	日高川町	皆瀬	1.74	丸瀬
386	0023	日高川町	皆瀬	4.51	北谷
386	0024	日高川町	皆瀬	1.33	打屋
386	0025	日高川町	初瀬川	6.01	愛口
386	0026	日高川町	初瀬川	7.89	愛口
386	0027	日高川町	初瀬川	2.79	愛口
386	0028	日高川町	初瀬川	5.19	笠松
386	0029	日高川町	初瀬川	11.05	笠松
386	0030	日高川町	初瀬川	5.47	浪瀬
386	0031	日高川町	表川	2.12	寺本
386	0032	日高川町	初瀬川	3.38	広原
386	0033	日高川町	初瀬川	5.16	緒谷
386	0034	日高川町	初瀬川	0.67	うづ谷
386	0035	日高川町	初瀬川	4.07	塔の島
386	0036	日高川町	初瀬川	1.68	塔の島
386	0037	日高川町	上初瀬川	4.87	花尻
386	0038	日高川町	上初瀬川	5.48	暮谷
386	0039	日高川町	上初瀬川	1.54	橋渡
386	0040	日高川町	上初瀬川	1.46	中谷
386	0041	日高川町	表川	4.10	中村
386	0042	日高川町	表川	1.53	中村西原
386	0043	日高川町	表川	1.11	下長志
386	0044	日高川町	表川	1.60	下長志
386	0045	日高川町	表川	5.08	上小敷川
386	0046	日高川町	表川	0.29	日清長下
386	0047	日高川町	表川	4.90	川合
386	0048	日高川町	表川	1.22	川合
386	0049	日高川町	表川	0.69	川合
386	0050	日高川町	表川	1.37	上小敷川
386	7508	日高川町	皆瀬	1.66	
392	0001	日高川町	大又	1.07	
392	0002	日高川町	田尻	1.03	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
392	0004	日高川町	畑ノ瀬	0.68	
392	0006	日高川町	畑ノ瀬	1.51	
392	0007	日高川町	畑ノ瀬	1.55	上流本
392	0008	日高川町	西原	0.22	
392	0010	日高川町	下田原	1.08	
392	0011	日高川町	下田原	1.71	
392	0012	日高川町	上田原	0.95	
392	0013	日高川町	上田原	0.64	
392	0014	日高川町	下田原	0.54	
392	0015	日高川町	上田原	0.89	
392	0016	日高川町	畑ノ瀬	0.86	
392	0017	日高川町	上田原	0.48	
392	0018	日高川町	上田原	0.82	
392	0019	日高川町	上田原	0.59	
392	0020	日高川町	上田原	2.33	
392	1001	日高川町	寒川 小川	5.88	
392	1002	日高川町	寒川 小川	2.25	
392	1003	日高川町	寒川 滝ノ上	1.92	
392	1004	日高川町	寒川 滝ノ上	2.06	
392	1005	日高川町	寒川 滝ノ上	2.38	
392	1006	日高川町	寒川 上小杉川	0.64	
392	1007	日高川町	寒川 下小杉川	1.08	
392	1008	日高川町	寒川 下小杉川	2.80	
392	1009	日高川町	寒川 上板	2.42	
392	1010	日高川町	寒川 上長志	1.70	
392	1011	日高川町	寒川 下長志	4.32	
392	1012	日高川町	寒川 下長志	3.60	
392	1013	日高川町	寒川 下高野	0.81	
392	1014	日高川町	寒川 下長志	0.48	
392	1015	日高川町	上初瀬川 中谷	1.38	
392	1016	日高川町	寒川 川合	1.58	
392	1017	日高川町	寒川 川合	11.42	
392	1018	日高川町	寒川 幸	0.78	
392	1019	日高川町	菅瀬 河原河	1.97	
392	1020	日高川町	菅瀬 河原河	2.58	
392	1021	日高川町	菅瀬 河原河	16.93	
392	1022	日高川町	菅瀬	4.87	
392	1023	日高川町	菅瀬 打戻	3.86	
392	1024	日高川町	菅瀬 打戻	5.56	
392	1025	日高川町	菅瀬 阿田木	2.04	
392	1026	日高川町	寒川 串本	0.50	
392	1027	日高川町	上初瀬川 花尻	1.13	
392	1028	日高川町	初瀬川 塔谷	3.23	
392	1029	日高川町	寒川 串本	1.49	
392	1030	日高川町	初瀬川	1.35	
392	1031	日高川町	初瀬川 笠松	1.25	
392	1032	日高川町	初瀬川 笠松	1.68	
392	1033	日高川町	初瀬川	1.48	
392	1034	日高川町	上越方	0.19	
392	1035	日高川町	浅間	6.90	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
392	1036	日高川町	初瀬川	2.65	
392	1037	日高川町	初瀬川	4.89	
392	1038	日高川町	初瀬川 笠松	8.18	
392	1039	日高川町	初瀬川	1.40	
392	1040	日高川町	初瀬川	0.69	
392	1058	日高川町	若野	1.74	
392	1060	日高川町	若野	0.48	
392	1061	日高川町	若野	0.22	
392	1062	日高川町	松津	1.04	
392	1063	日高川町	松津	2.75	
392	1064	日高川町	西原 樺山	0.92	
392	1065	日高川町	初瀬川	0.43	
392	1066	日高川町	初瀬川	0.83	
392	1067	日高川町	寒川	0.62	
392	1068	日高川町	寒川 上小杉川	2.45	
392	1069	日高川町	上初瀬川 花尻	7.62	
392	1070	日高川町	寒川 朝日	0.79	
392	1071	日高川町	初瀬川	1.49	
392	1072	日高川町	若野	8.99	
392	5001	日高川町	上初瀬川 中谷	0.51	
392	5002	日高川町	上初瀬川 中谷	0.67	
392	5003	日高川町	上初瀬川	0.28	
392	5004	日高川町	寒川 幸	0.15	
392	5005	日高川町	寒川 幸	0.55	
392	5006	日高川町	寒川 幸	0.16	
392	5007	日高川町	西原	0.40	
392	5008	日高川町	西原	0.22	
392	5009	日高川町	西原	0.15	
392	5010	日高川町	伊佐の川	0.23	
392	5011	日高川町	伊佐の川	0.39	
392	5012	日高川町	伊佐の川	0.15	
392	5013	日高川町	伊佐の川 八軒道	0.29	
392	5014	日高川町	伊佐の川 八軒道	0.13	
392	5015	日高川町	伊佐の川	0.12	
392	5016	日高川町	伊佐の川	0.05	
392	5017	日高川町	西原	0.24	
392	5018	日高川町	西原	0.16	
392	5019	日高川町	西原	0.11	
392	5020	日高川町	西原	0.28	
392	5021	日高川町	寒川	0.85	
392	5022	日高川町	寒川	1.18	
392	5023	日高川町	上初瀬川	1.31	
392	5024	日高川町	塔谷	2.99	
392	5025	日高川町	初瀬川	1.17	
392	5026	日高川町	初瀬川 塔ノ島	0.88	
392	5027	日高川町	初瀬川 塔ノ島	0.98	
392	5028	日高川町	寒川	1.08	
392	5029	日高川町	寒川	0.30	
392	5030	日高川町	寒川	0.61	
392	5031	日高川町	寒川	0.14	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
392	5032	日高川町	寒川	0.06	
392	5033	日高川町	寒川	0.08	
392	5034	日高川町	寒川	0.04	
392	5035	日高川町	寒川	0.23	
392	5036	日高川町	菅瀬 河原河	0.23	
392	5037	日高川町	菅瀬 河原河	0.07	
392	5038	日高川町	高津原 匠瀬	0.35	
392	5039	日高川町	松子 松子	0.09	
392	5040	日高川町	菅瀬 打戻	0.05	
392	5041	日高川町	菅瀬 打戻	0.03	
392	5042	日高川町	菅瀬 打戻	0.27	
392	5043	日高川町	菅瀬 打戻	0.29	
392	5044	日高川町	初瀬川	0.10	
392	5045	日高川町	初瀬川	0.26	
392	5046	日高川町	初瀬川	0.69	
392	5047	日高川町	寒川 朝日	0.21	
392	5048	日高川町	寒川 朝日	0.16	
392	5049	日高川町	寒川 朝日	0.50	
392	5050	日高川町	寒川 下小杉川	0.33	
392	5051	日高川町	寒川 下小杉川	0.10	
392	5052	日高川町	寒川 朝日	0.12	
392	5053	日高川町	寒川 朝日	0.05	
392	5054	日高川町	寒川 中村	0.23	
392	5055	日高川町	初瀬川 塔谷	0.18	
392	5056	日高川町	初瀬川 塔谷	0.29	
392	5057	日高川町	初瀬川 塔谷	1.06	
392	5058	日高川町	初瀬川	0.30	
392	5059	日高川町	初瀬川	0.27	
392	5060	日高川町	初瀬川	0.16	
392	5061	日高川町	初瀬川	0.13	
392	5062	日高川町	菅瀬 下越方	0.89	
392	5063	日高川町	上越方	1.05	
392	5064	日高川町	高津原	0.31	
392	5065	日高川町	高津原	0.44	
392	5066	日高川町	高津原	0.09	
392	5067	日高川町	高津原	0.11	
392	5068	日高川町	松津 下流本	0.89	
392	5069	日高川町	松津 下流本	0.42	
392	5070	日高川町	松津 下流本	0.75	
392	5071	日高川町	松津	0.08	
392	5072	日高川町	松津 岡本	0.51	
392	5073	日高川町	西原	0.19	
392	5074	日高川町	浅間	1.54	
392	5075	日高川町	初瀬川 受口	0.10	
392	5076	日高川町	初瀬川	0.16	
392	5077	日高川町	初瀬川 笠松	0.77	
392	5078	日高川町	初瀬川 笠松	0.45	
392	5079	日高川町	初瀬川 笠松	0.24	
392	5080	日高川町	初瀬川 笠松	0.17	
392	5081	日高川町	寒川	0.08	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
392	5082	日高川町	寒川	0.32	
392	5083	日高川町	寒川	0.24	
392	5084	日高川町	寒川 中村	0.09	
392	5085	日高川町	寒川 中村	0.23	
392	5086	日高川町	寒川 下長志	0.51	
392	5087	日高川町	寒川	1.15	
392	5088	日高川町	寒川	0.23	
392	5089	日高川町	寒川 上板	1.14	
392	5090	日高川町	寒川 下小杉川	0.85	
392	5091	日高川町	寒川 下小杉川	0.26	
392	5092	日高川町	寒川 下小杉川	0.17	
392	5093	日高川町	寒川 下小杉川	0.36	
392	5094	日高川町	寒川 下小杉川	0.28	
392	5095	日高川町	寒川 上板	0.22	
392	5096	日高川町	寒川 上板	0.49	
392	5097	日高川町	寒川 上長志	0.41	
392	5098	日高川町	寒川 上長志	0.54	
392	5099	日高川町	寒川 下長志	0.45	
392	5100	日高川町	寒川	0.68	
392	5101	日高川町	初瀬川	0.30	
392	5102	日高川町	初瀬川	1.52	
392	5103	日高川町	下田原	1.01	
392	5104	日高川町	下田原	0.19	
392	5105	日高川町	下田原	1.62	
392	5106	日高川町	下田原	0.38	
392	5107	日高川町	高津原 中木	0.48	
392	5108	日高川町	高津原	0.25	
392	5109	日高川町	松津 上流本	0.73	
392	5110	日高川町	松津 上流本	0.19	
392	5111	日高川町	松津 岡本	0.52	
392	5112	日高川町	松津 岡本	0.05	
392	5113	日高川町	松津 坂本	0.74	
392	5114	日高川町	松津 坂本	0.14	
392	5115	日高川町	松津 坂本	0.04	
392	5116	日高川町	伊佐の川	0.21	
392	5117	日高川町	伊佐の川	0.20	
392	5118	日高川町	伊佐の川	0.42	
392	5119	日高川町	高津原	0.08	
392	5120	日高川町	西原	0.77	
392	5121	日高川町	松津 坂本	0.14	
392	5122	日高川町	松津 坂本	0.10	
392	5123	日高川町	高津原 中木	1.72	
392	5124	日高川町	高津原 中木	0.26	
392	5125	日高川町	下田原	0.44	
392	5126	日高川町	中津川	0.09	
392	5127	日高川町	松津	0.18	
392	5128	日高川町	中津川	0.13	
392	5129	日高川町	松津	0.25	
392	5130	日高川町	松津	0.05	
392	5131	日高川町	松津	0.04	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
392	5132	日高川町	平川	0.15	
392	5133	日高川町	平川	0.12	
392	9001	日高川町	平川	2.80	産大
392	5134	日高川町	枕流	0.08	
392	5135	日高川町	田尻	0.06	
392	5136	日高川町	早藤	2.07	
392	5137	日高川町	早藤	0.70	
392	5138	日高川町	伊藤川	0.34	
392	5139	日高川町	伊藤川	0.32	
392	5140	日高川町	伊藤川	0.34	
392	5141	日高川町	伊藤川	0.23	
392	5142	日高川町	大又	1.05	
392	5143	日高川町	三佐	0.49	
392	5144	日高川町	大又	0.10	
392	5145	日高川町	大又	0.14	
392	5146	日高川町	大又	0.07	
392	5147	日高川町	大又	0.06	
392	5148	日高川町	山野	0.10	
392	5149	日高川町	山野	0.11	
392	5150	日高川町	船津	0.62	
392	5151	日高川町	船津	0.07	
392	5152	日高川町	船津	0.25	
392	5153	日高川町	船津	0.21	
392	5154	日高川町	船津	0.19	
392	5155	日高川町	船津	0.28	
392	5156	日高川町	山野	0.07	
392	5158	日高川町	山野	0.51	
392	5159	日高川町	山野	0.07	
392	5160	日高川町	山野	0.05	
392	5161	日高川町	山野	0.16	
392	5162	日高川町	山野	0.11	
392	5163	日高川町	山野	0.05	
392	5164	日高川町	山野	0.20	
392	5165	日高川町	山野	0.12	
392	5166	日高川町	山野	0.07	
392	5167	日高川町	山野	0.18	
392	5168	日高川町	山野	0.11	
392	5169	日高川町	山野	0.65	
392	5170	日高川町	山野	0.09	
392	5171	日高川町	山野	0.14	
392	5172	日高川町	山野	0.04	
392	5173	日高川町	山野	0.10	
392	5174	日高川町	山野	0.04	
392	5175	日高川町	山野	0.07	
392	5176	日高川町	山野	0.24	
392	5177	日高川町	山野	0.28	
392	5178	日高川町	山野	0.12	
392	5179	日高川町	山野	0.23	
392	5180	日高川町	和佐	0.21	
392	5182	日高川町	山野	1.08	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
392	5183	日高川町	若野	0.08	
392	5184	日高川町	山野	0.16	
392	5185	日高川町	西原	0.65	樺山
392	5186	日高川町	西原	0.92	樺山
392	5187	日高川町	西原	0.50	樺山
392	5188	日高川町	山野	0.21	
392	5189	日高川町	山野	0.32	
392	5190	日高川町	山野	2.01	
392	5191	日高川町	山野	0.27	
392	5192	日高川町	若野	0.27	
392	5193	日高川町	若野	0.08	
392	5194	日高川町	和佐	0.16	
392	5197	日高川町	早藤	0.38	
392	5198	日高川町	早藤	0.07	
392	5199	日高川町	早藤	0.32	
392	5200	日高川町	早藤	0.09	
392	5201	日高川町	玄子	0.07	
392	5202	日高川町	玄子	0.23	
392	5203	日高川町	土生	0.27	
392	5204	日高川町	佐井	0.50	
392	5205	日高川町	佐井	0.22	
392	5206	日高川町	佐井	0.24	
392	5207	日高川町	佐井	0.30	
392	5208	日高川町	佐井	0.16	
392	5209	日高川町	佐井	0.07	
392	5210	日高川町	初湯川	0.46	笠松
392	5211	日高川町	初湯川	0.55	笠松
392	5212	日高川町	伊佐の川	0.41	
392	5213	日高川町	栗川	0.18	
392	5214	日高川町	栗川	0.27	
392	5215	日高川町	栗川	0.74	
392	5216	日高川町	栗川	0.10	
392	5217	日高川町	栗川	0.23	
392	5218	日高川町	栗川	0.34	辨日
392	5219	日高川町	西原	0.25	
392	5220	日高川町	船津	0.28	上坂本
392	5221	日高川町	栗川	0.18	茶
392	5222	日高川町	上鉢方	3.83	
392	5224	日高川町	栗川	0.06	
392	5225	日高川町	山野	0.10	
392	5226	日高川町	栗川	1.28	小森川
392	5227	日高川町	栗川	6.77	小森川南原
392	5228	日高川町	栗川	3.60	長走南原
392	9001	日高川町	平川	0.77	産大
390	0001	印南町	立石	1.60	中立石
390	0002	印南町	印南原	6.12	西南畑
390	0003	印南町	印南原	1.96	白河
390	0004	印南町	印南原	1.34	白河
390	0005	印南町	印南原	0.59	明神川
390	0006	印南町	印南原	2.66	中地

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
390	0007	印南町	南谷	2.83	中ノ田
390	0008	印南町	南谷	1.35	原掛
390	0009	印南町	印南原	8.21	黒垣内
390	0010	印南町	印南原	4.38	滝ノ口
390	0011	印南町	印南原	0.87	奈良井
390	0012	印南町	山口	2.31	西山口
390	0013	印南町	山口	3.39	東山口
390	0014	印南町	印南	7.80	大洲
390	0015	印南町	印南	2.44	権現
390	0016	印南町	印南	0.85	浜
390	0017	印南町	印南	1.30	
390	0018	印南町	鳥田	0.11	綾東
390	0019	印南町	鳥田	0.54	崎山
390	0021	印南町	鳥田	1.41	各枝
390	0022	印南町	宮ノ前	0.92	橋本
390	0023	印南町	宮ノ前	1.87	中宮ノ前
390	0024	印南町	吉屋	0.47	北吉屋
390	0025	印南町	羽六	2.68	下羽六
390	0026	印南町	羽六	0.48	大川
390	0027	印南町	羽六	0.76	下羽六
390	0028	印南町	櫻川	2.63	三ヶ井
390	0029	印南町	櫻川	0.87	出倉
390	0030	印南町	櫻川	1.71	中央
390	0031	印南町	櫻川	2.93	大谷
390	0032	印南町	吉井	4.13	黒ノ谷
390	0033	印南町	櫻川	1.72	
390	0034	印南町	吉井	0.73	黒ノ谷
390	0035	印南町	吉井	0.36	雲谷
390	0036	印南町	吉井	1.55	室川
390	0037	印南町	吉井	0.94	下津
390	0038	印南町	羽六	2.06	宮ノ谷
390	0039	印南町	吉井	1.73	津呂
390	0041	印南町	栗原	0.65	黒ノ谷
390	0042	印南町	栗原	1.39	黒ノ谷
390	0043	印南町	丹生	0.50	丹生
390	0044	印南町	松阪	1.66	松阪
390	0045	印南町	崎ノ原	1.41	崎ノ原
390	0046	印南町	菅瀬川	4.20	菅瀬川
390	0047	印南町	菅瀬川	1.34	中菅瀬川
390	0048	印南町	菅瀬川	0.53	上菅瀬川
390	0049	印南町	西持ノ川	0.45	西持ノ川下
390	0050	印南町	西持ノ川上	1.15	
390	0051	印南町	田ノ坪内	2.43	大岳
390	0052	印南町	田ノ坪内	4.42	南田ノ坪内
390	0053	印南町	田ノ坪内	1.01	北田ノ坪内
390	0054	印南町	上洞	1.41	高串
390	0055	印南町	上洞	1.24	高串
390	0056	印南町	上洞	1.12	高串
390	0057	印南町	上洞	1.23	上の平
390	0058	印南町	上洞	0.88	上洞下

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
390	0059	印南町	上洞	1.21	上洞
390	0060	印南町	川又	7.53	源治
390	0061	印南町	川又	5.10	藤枝
390	0062	印南町	川又	0.85	日裏
390	0063	印南町	川又	1.42	大又
390	0064	印南町	川又	1.07	廣尾
390	0065	印南町	鳥田	2.79	橋ヶ谷
390	0066	印南町	崎ノ原	2.49	
390	1002	印南町	吉井	0.76	
390	1003	印南町	栗原	0.50	黒ノ谷
390	1004	印南町	栗原	1.46	
390	1005	印南町	栗原	3.53	黒ノ谷
390	1006	印南町	櫻川	0.81	大谷
390	1007	印南町	吉井	3.01	室川
390	1008	印南町	吉井	0.68	室川
390	1009	印南町	櫻川	0.18	出倉
390	1010	印南町	櫻川	0.55	出倉
390	1011	印南町	崎ノ原	1.11	
390	1012	印南町	崎ノ原	6.44	
390	1013	印南町	櫻川	0.63	
390	1014	印南町	小原	2.23	
390	1015	印南町	川又	0.69	
390	1016	印南町	川又	3.58	
390	1017	印南町	川又	0.12	
390	1018	印南町	上洞	7.11	
390	1019	印南町	川又	0.66	
390	1020	印南町	川又	2.18	
390	1021	印南町	川又	6.01	
390	1022	印南町	川又	0.54	
390	1023	印南町	崎ノ原	3.72	
390	1024	印南町	崎ノ原	0.73	
390	1025	印南町	丹生	0.71	丹生
390	5001	印南町	鳥田	0.60	
390	5002	印南町	宮ノ前	0.42	中宮ノ前
390	5003	印南町	櫻川	1.04	三ヶ井
390	5004	印南町	羽六	1.39	
390	5005	印南町	羽六	1.40	
390	5006	印南町	櫻川	0.76	出倉
390	5007	印南町	印南原	0.82	奈良井
390	5008	印南町	印南原	0.31	白河
390	5009	印南町	印南原	0.27	白河
390	5010	印南町	印南原	0.28	白河
390	5011	印南町	印南原	0.65	白河
390	5012	印南町	栗原	0.50	
390	5013	印南町	櫻川	0.19	出倉
390	5014	印南町	櫻川	0.46	新田
390	5015	印南町	川又	0.49	
390	5016	印南町	川又	0.03	
390	5017	印南町	川又	0.10	
390	5018	印南町	川又	0.10	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
390 5019	印南町	川又		0.28	
390 5020	印南町	川又		0.29	
390 5021	印南町	川又		0.66	
390 5022	印南町	川又		0.72	
390 5023	印南町	川又		0.50	
390 5024	印南町	川又		0.34	
390 5025	印南町	川又		0.80	
390 5026	印南町	川又		0.19	
390 5027	印南町	川又		0.49	
390 5028	印南町	川又		0.14	
390 5029	印南町	川又		0.13	
390 5030	印南町	川又		0.54	
390 5031	印南町	西神ノ川		0.41	
390 5032	印南町	崎ノ原		0.13	
390 5033	印南町	西神ノ川		0.07	
390 5034	印南町	西神ノ川		0.28	
390 5035	印南町	崎ノ原		0.04	
390 5036	印南町	高串		0.37	
390 5037	印南町	高串		0.63	
390 5038	印南町	高串		0.15	
390 5039	印南町	高串		0.44	
390 5040	印南町	上洞		0.24	
390 5041	印南町	上洞		0.30	
390 5042	印南町	川又		0.22	
390 5043	印南町	川又		0.34	
390 5044	印南町	明神川		0.07	
390 5045	印南町	印南原	西南畑	0.07	
390 5046	印南町	印南原	西南畑	0.08	
390 5047	印南町	印南原	西南畑	0.08	
390 5048	印南町	印南原	西南畑	0.04	
390 5051	印南町	印南原	白河	0.11	
390 5052	印南町	印南原	白河	0.10	
390 5053	印南町	印南原	白河	0.11	
390 5054	印南町	印南原	白河	0.69	
390 5055	印南町	印南原	白河	0.34	
390 5056	印南町	上洞	高串	0.48	
390 5057	印南町	上洞	高串	0.27	
390 5058	印南町	小原		0.23	
390 5059	印南町	小原		0.17	
390 5060	印南町	印南原	西南畑	0.06	
390 5061	印南町	印南原		0.56	
390 5062	印南町	印南原		0.32	
390 5063	印南町	印南原		0.10	
390 5065	印南町	印南原	白河	0.07	
390 5067	印南町	印南原	東南畑	0.07	
390 5068	印南町	印南原	東南畑	0.10	
390 5069	印南町	印南原	白河	0.04	
390 5070	印南町	印南原		0.05	
390 5071	印南町	印南原		0.16	
390 5072	印南町	印南原		0.17	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
390 5073	印南町	印南原		0.09	
390 5074	印南町	印南原		0.29	
390 5075	印南町	印南原	白河	0.07	
390 5076	印南町	印南原	白河	0.07	
390 5077	印南町	印南原	白河	0.03	
390 5078	印南町	印南原	白河	0.05	
390 5079	印南町	美里	隘ノ谷	0.24	
390 5080	印南町	印南原	白河	0.06	
390 5081	印南町	美里	隘ノ谷	0.72	
390 5082	印南町	美里	隘ノ谷	0.05	
390 5083	印南町	美里	隘ノ谷	0.14	
390 5084	印南町	美里	隘ノ谷	0.11	
390 5085	印南町	美里	隘ノ谷	0.25	
390 5086	印南町	美里	隘ノ谷	0.21	
390 5087	印南町	美里	隘ノ谷	0.13	
390 5088	印南町	美里	隘ノ谷	0.41	
390 5089	印南町	美里	隘ノ谷	0.17	
390 5090	印南町	美里	隘ノ谷	0.08	
390 5091	印南町	美里	隘ノ谷	0.81	
390 5092	印南町	岩淵川	中岩淵川	0.18	
390 5093	印南町	美里	隘ノ谷	0.09	
390 5094	印南町	美里	隘ノ谷	0.31	
390 5095	印南町	印南原		0.22	
390 5096	印南町	印南原		0.21	
390 5097	印南町	印南原		0.10	
390 5098	印南町	明神川	中地	0.07	
390 5099	印南町	明神川	中地	0.15	
390 5100	印南町	明神川	中地	0.12	
390 5101	印南町	明神川	中地	0.09	
390 5102	印南町	明神川	中地	0.08	
390 5103	印南町	印南原		0.13	
390 5104	印南町	明神川	中地	0.04	
390 5105	印南町	明神川		0.07	
390 5106	印南町	明神川		0.06	
390 5107	印南町	明神川		0.06	
390 5108	印南町	明神川		0.20	
390 5109	印南町	南谷		0.10	
390 5110	印南町	南谷		0.36	
390 5111	印南町	印南原		0.03	
390 5112	印南町	丹生		0.03	
390 5113	印南町	丹生		0.12	
390 5115	印南町	丹生		0.13	
390 5116	印南町	丹生		0.04	
390 5117	印南町	丹生		0.62	
390 5118	印南町	丹生		0.08	
390 5119	印南町	吉井		0.04	
390 5120	印南町	吉井		0.23	
390 5121	印南町	樺川	新田	0.73	
390 5122	印南町	樺川	新田	0.08	
390 5123	印南町	樺川	新田	0.51	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
390 5124	印南町	樺川		0.05	
390 5125	印南町	樺川		0.15	
390 5126	印南町	樺川	出合	0.37	
390 5127	印南町	樺川		0.13	
390 5128	印南町	樺川		0.32	
390 5129	印南町	樺川	中央	0.41	
390 5130	印南町	樺川	出合	0.39	
390 5131	印南町	丹生		0.34	
390 5132	印南町	印南原	滝ノ口	0.23	
390 5133	印南町	丹生		0.04	
390 5134	印南町	丹生		0.10	
390 5135	印南町	丹生		0.14	
390 5136	印南町	丹生		0.08	
390 5137	印南町	丹生		0.12	
390 5138	印南町	丹生		0.10	
390 5139	印南町	丹生		0.04	
390 5140	印南町	丹生		0.20	
390 5141	印南町	印南原	滝ノ口	0.07	
390 5142	印南町	南谷		0.04	
390 5143	印南町	印南原	滝ノ口	0.50	
390 5144	印南町	印南原	滝ノ口	0.10	
390 5145	印南町	印南原	滝ノ口	0.19	
390 5146	印南町	印南原	滝ノ口	0.06	
390 5147	印南町	印南原	滝ノ口	0.10	
390 5148	印南町	南谷		0.08	
390 5150	印南町	南谷		0.08	
390 5151	印南町	南谷		0.06	
390 5152	印南町	南谷		0.16	
390 5153	印南町	南谷		0.74	
390 5154	印南町	南谷		0.08	
390 5155	印南町	南谷		0.11	
390 5156	印南町	山口		0.14	
390 5157	印南町	印南原		0.18	
390 5158	印南町	山口	東山口	0.33	
390 5159	印南町	羽六	下羽六	0.83	
390 5160	印南町	羽六	下羽六	0.46	
390 5161	印南町	羽六	下羽六	0.27	
390 5162	印南町	羽六	下羽六	0.33	
390 5163	印南町	山口		0.45	
390 5164	印南町	山口		0.15	
390 5165	印南町	山口	西山口	0.07	
390 5166	印南町	山口		0.20	
390 5167	印南町	山口		0.10	
390 5168	印南町	印南	樽現	0.10	
390 5169	印南町	印南	樽現	0.05	
390 5170	印南町	印南	樽現	0.21	
390 5171	印南町	印南		1.80	
390 5172	印南町	吉原		0.31	
390 5173	印南町	宮ノ前		3.44	
390 5174	印南町	宮ノ前		0.90	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
390 5175	印南町	吉原		0.07	
390 5176	印南町	吉原		0.12	
390 5177	印南町	宮ノ前		0.33	
390 5178	印南町	宮ノ前		0.10	
390 5179	印南町	印南		0.10	
390 5180	印南町	印南		0.08	
390 5181	印南町	印南		0.08	
390 5182	印南町	印南		0.07	
390 5183	印南町	印南		0.10	
390 5184	印南町	印南		0.14	
390 5185	印南町	印南		0.03	
390 5186	印南町	印南		0.28	
390 5187	印南町	印南		0.16	
390 5188	印南町	島田		0.36	
390 5189	印南町	印南		0.08	
390 5190	印南町	印南		0.09	
390 5191	印南町	西ノ地		0.06	
390 5192	印南町	島田		3.15	
390 5193	印南町	島田		0.08	
390 5194	印南町	島田		0.44	
390 5195	印南町	島田		0.26	
390 5196	印南町	島田		2.30	
390 5197	印南町	島田		0.59	
390 5198	印南町	島田		0.22	
390 5199	印南町	島田		0.23	
390 5200	印南町	島田		0.35	
390 5201	印南町	島田		1.21	
390 5202	印南町	島田		0.94	
390 5203	印南町	島田		1.26	
390 5204	印南町	島田		3.75	
390 5205	印南町	島田		3.97	
390 5206	印南町	島田		0.08	
390 5207	印南町	島田		0.36	
390 5208	印南町	島田		0.18	
390 5209	印南町	島田		0.29	
390 5210	印南町	島田		0.14	
390 5211	印南町	西ノ地		0.14	
390 5212	印南町	明神川		0.08	
390 5213	印南町	明神川		0.16	
390 5215	印南町	明神川		0.09	
390 5216	印南町	樺川	三ヶ井	0.07	
390 5217	印南町	印南原		0.08	
390 5218	印南町	丹生		0.47	
390 5219	印南町	崎ノ原		0.40	
390 5220	印南町	崎ノ原		0.26	
390 5221	印南町	岩淵川	上岩淵川	0.46	
390 5222	印南町	上洞		0.47	
390 8001	印南町	南谷		7.31	
388 0001	みどり町	岩淵川	西側内	3.45	
388 0002	みどり町	岩淵川	西側内	1.03	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
388	0003	みどり町	箕淵川	大串	11.09
388	0004	みどり町	市井川	上原	0.73
388	0005	みどり町	市井川	虫野	3.20
388	0006	みどり町	市井川	井ノ谷	0.42
388	0007	みどり町	市井川		1.02
388	0008	みどり町	市井川	栗原	2.57
388	0009	みどり町	滝	栗原	1.67
388	0010	みどり町	滝	西	5.54
388	0011	みどり町	広野	広野	5.99
388	0012	みどり町	広野	上細野	2.18
388	0013	みどり町	滝		0.80
388	0014	みどり町	滝	向平	1.60
388	0016	みどり町	東神野川	向イ平	1.56
388	0017	みどり町	嶋ノ瀬	栗松	1.29
388	0018	みどり町	東神野川	東神野川	1.80
388	0019	みどり町	清川	小峠	3.95
388	0020	みどり町	清川	長滝	4.82
388	0021	みどり町	清川	宮ノ門	2.25
388	0022	みどり町	清川	ナガラ	2.90
388	0023	みどり町	清川	ザレ	0.57
388	0024	みどり町	清川	東谷口	1.65
388	0025	みどり町	清川	軽井川	0.55
388	0026	みどり町	清川	軽井川	1.37
388	0027	みどり町	清川	中渡瀬	2.69
388	0028	みどり町	清川	大橋	0.37
388	0029	みどり町	清川	葎ノ谷	0.76
388	0030	みどり町	東本庄	井戸ヶ谷	1.41
388	0031	みどり町	西本庄	玉	2.26
388	0032	みどり町	西本庄	瓜谷	2.56
388	0033	みどり町	西本庄	大谷	0.95
388	0034	みどり町	西本庄	受領	1.64
388	0036	みどり町	受領		2.19
388	0037	みどり町	市井川	下木台谷	1.37
388	7509	みどり町	清川	葎ノ谷	0.16
388	7510	みどり町	市井川		1.95
389	0001	みどり町	西岩代	畑ヶ谷	5.23
389	0002	みどり町	西岩代	西中村	2.31
389	0004	みどり町	東岩代	広畑	1.49
389	0005	みどり町	東岩代	東中村	4.04
389	0006	みどり町	東岩代	中根	0.52
389	0007	みどり町	東岩代	向山	0.88
389	0008	みどり町	楡田	楡結	1.18
389	0009	みどり町	楡		0.93
391	1002	みどり町	埜		0.22
391	1003	みどり町	西本庄	受領	1.13
391	1004	みどり町	西本庄	受領	3.09
391	1005	みどり町	西本庄	受領	4.08
391	1006	みどり町	箕淵川	西垣内	0.21
391	1007	みどり町	市井川	栗原	0.29
391	1008	みどり町	東神野川		3.20

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
391	1010	みどり町	清川		2.68
391	1011	みどり町	清川		0.91
391	1012	みどり町	東本庄		1.55
391	5001	みどり町	東岩代	中根	0.72
391	5002	みどり町	西岩代		0.30
391	5003	みどり町	西岩代		0.40
391	5004	みどり町	清川		0.26
391	5005	みどり町	市井川	栗原	0.27
391	5006	みどり町	市井川	栗原	0.64
391	5007	みどり町	市井川	栗原	0.32
391	5008	みどり町	市井川	栗原	0.05
391	5009	みどり町	清川	軽井川	0.26
391	5010	みどり町	清川	軽井川	0.71
391	5011	みどり町	清川	木の川	0.25
391	5012	みどり町	清川	木の川	0.03
391	5013	みどり町	清川	木の川	0.05
391	5014	みどり町	清川	軽井川	0.09
391	5016	みどり町	箕淵川	大串	0.40
391	5017	みどり町	箕淵川	大串	0.22
391	5018	みどり町	箕淵川	大串	0.39
391	5019	みどり町	箕淵川	西垣内	0.35
391	5020	みどり町	箕淵川	西垣内	0.44
391	5021	みどり町	箕淵川	西垣内	0.32
391	5022	みどり町	箕淵川	西垣内	0.25
391	5023	みどり町	箕淵川	西垣内	0.17
391	5024	みどり町	滝		0.14
391	5025	みどり町	滝		0.89
391	5026	みどり町	滝		0.30
391	5027	みどり町	土井		0.77
391	5028	みどり町	土井		0.97
391	5029	みどり町	土井		0.20
391	5030	みどり町	東神野川		0.21
391	5031	みどり町	清川	長滝	0.77
391	5032	みどり町	清川	長滝	0.31
391	5033	みどり町	清川	軽井川	0.26
391	5034	みどり町	清川	木の川	0.23
391	5035	みどり町	清川	木の川	0.08
391	5036	みどり町	清川	木の川	0.46
391	5037	みどり町	清川	軽井川	0.17
391	5038	みどり町	清川	木の川	0.08
391	5039	みどり町	清川	軽井川	0.24
391	5040	みどり町	清川	軽井川	0.56
391	5041	みどり町	清川		0.37
391	5042	みどり町	清川		0.79
391	5043	みどり町	清川		0.19
391	5044	みどり町	清川		0.29
391	5045	みどり町	清川		0.14
391	5046	みどり町	清川		0.25
391	5047	みどり町	清川		0.10
391	5048	みどり町	清川		0.07

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
391	5049	みどり町	清川		0.22
391	5050	みどり町	清川		0.28
391	5051	みどり町	清川		0.30
391	5052	みどり町	清川		0.21
391	5053	みどり町	清川		0.10
391	5054	みどり町	清川		0.17
391	5055	みどり町	清川		0.54
391	5056	みどり町	清川		0.17
391	5057	みどり町	清川		0.08
391	5058	みどり町	清川		0.08
391	5059	みどり町	清川		0.12
391	5060	みどり町	清川	長滝	0.08
391	5061	みどり町	東神野川		0.29
391	5062	みどり町	東神野川		0.13
391	5063	みどり町	東神野川		0.21
391	5064	みどり町	清川		0.28
391	5065	みどり町	清川		0.36
391	5066	みどり町	広野		0.30
391	5067	みどり町	広野		0.29
391	5068	みどり町	広野		0.20
391	5069	みどり町	広野		0.34
391	5070	みどり町	滝		0.78
391	5071	みどり町	滝	西	0.13
391	5072	みどり町	滝	西	0.15
391	5073	みどり町	滝	西	0.03
391	5074	みどり町	滝	西	0.08
391	5075	みどり町	箕淵川		0.27
391	5076	みどり町	箕淵川		0.09
391	5077	みどり町	箕淵川		0.23
391	5078	みどり町	広野		1.06
391	5079	みどり町	広野		0.65
391	5080	みどり町	広野		0.29
391	5081	みどり町	広野		0.13
391	5082	みどり町	広野		0.31
391	5083	みどり町	西本庄		0.63
391	5084	みどり町	西本庄		0.22
391	5085	みどり町	西本庄		0.12
391	5086	みどり町	西本庄		0.05
391	5087	みどり町	西本庄	玉	0.23
391	5088	みどり町	西本庄	玉	0.20
391	5089	みどり町	西本庄	受領	0.17
391	5090	みどり町	西本庄	受領	0.04
391	5091	みどり町	西本庄		0.35
391	5092	みどり町	西本庄	受領	0.11
391	5093	みどり町	西本庄		0.98
391	5094	みどり町	西本庄		0.08
391	5095	みどり町	西本庄		0.54
391	5096	みどり町	西本庄		0.09
391	5097	みどり町	西本庄		0.04
391	5098	みどり町	西本庄		0.22

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
391	5099	みどり町	西本庄	玉	0.12
391	5100	みどり町	西本庄	玉	0.15
391	5101	みどり町	西本庄	玉	0.22
391	5102	みどり町	西本庄		0.08
391	5103	みどり町	西本庄		0.62
391	5104	みどり町	西本庄		0.38
391	5105	みどり町	西本庄		0.30
391	5106	みどり町	西本庄		0.18
391	5107	みどり町	西本庄		0.23
391	5108	みどり町	西本庄		0.62
391	5109	みどり町	清川		0.09
391	5110	みどり町	東本庄		0.22
391	5111	みどり町	東本庄		0.04
391	5112	みどり町	西本庄		0.05
391	5113	みどり町	西本庄		4.39
391	5114	みどり町	東岩代		0.27
391	5115	みどり町	西岩代		0.18
391	5116	みどり町	埜		0.26
391	5117	みどり町	西岩代		0.15
391	5118	みどり町	西岩代		0.17
391	5119	みどり町	西岩代		0.16
391	5120	みどり町	西岩代		0.13
391	5121	みどり町	西岩代		0.95
391	5122	みどり町	西岩代	西中村	0.24
391	5123	みどり町	東岩代	広畑	0.11
391	5124	みどり町	西本庄	瓜谷	0.32
391	5125	みどり町	西本庄	瓜谷	0.05
391	5126	みどり町	西本庄	瓜谷	0.11
391	5127	みどり町	西本庄	瓜谷	0.04
391	5128	みどり町	東本庄		0.16
391	5129	みどり町	東本庄		0.07
391	5130	みどり町	西岩代	西中村	0.07
391	5131	みどり町	西岩代	西中村	0.07
391	5132	みどり町	西岩代	西中村	0.11
391	5133	みどり町	西岩代	西中村	0.17
391	5134	みどり町	西岩代		0.06
391	5135	みどり町	西岩代	西中村	0.12
391	5136	みどり町	東岩代	中根	0.14
391	5137	みどり町	東岩代	中根	0.26
391	5138	みどり町	東岩代	向山	0.15
391	5139	みどり町	東岩代	向山	0.09
391	5140	みどり町	東岩代	向山	0.33
391	5141	みどり町	東岩代	中根	0.11
391	5142	みどり町	西岩代	東中村	0.09
391	5143	みどり町	西岩代	東中村	0.11
391	5144	みどり町	西岩代	東中村	0.04
391	5145	みどり町	西岩代	東中村	0.05
391	5146	みどり町	葎		0.08
391	5147	みどり町	山内		0.10
391	5148	みどり町	山内		0.09

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
391	5149	みどり町	芝	0.37		
391	5150	みどり町	芝	0.05		
391	5151	みどり町	気佐藤	0.17		
391	5152	みどり町	気佐藤	0.08		
391	5153	みどり町	気佐藤	0.12		
391	5154	みどり町	気佐藤	0.11		
391	5155	みどり町	鏡橋	0.06		
391	5156	みどり町	鏡橋	0.03		
391	5157	みどり町	清川	0.47		
391	5158	みどり町	西本庄	0.59		
391	5159	みどり町	西本庄	0.54		
391	5160	みどり町	熊瀬川	0.29		
391	5161	みどり町	熊瀬川	0.41		
391	5162	みどり町	芝	0.21		
391	5163	みどり町	芝	0.05		
391	5164	みどり町	堀田	0.22		
391	5165	みどり町	堀田	0.07		
391	5166	みどり町	堺	0.14		
391	5167	みどり町	西岩代	0.41		
391	5168	みどり町	西岩代	0.33		
391	5169	みどり町	西岩代	西中村	0.21	
391	5170	みどり町	気佐藤	0.05		
391	5171	みどり町	鏡橋	0.03		
391	5172	みどり町	鏡橋	0.17		
391	5173	みどり町	鏡橋	0.14		
391	5174	みどり町	清川	0.04		
391	5175	みどり町	清川	0.35		
391	5176	みどり町	清川	野井川	0.17	
391	5177	みどり町	清川	野井川	0.17	
391	5178	みどり町	清川		0.34	
391	5179	みどり町	清川	長瀬	0.22	
391	5180	みどり町	清川		0.19	
391	5181	みどり町	市井川	0.63		
391	5182	みどり町	市井川	0.09		
391	5183	みどり町	滝	0.73		
391	5184	みどり町	滝	0.21		
391	5185	みどり町	滝	0.14		
391	5186	みどり町	東神野川	0.26		
391	5187	みどり町	東神野川	0.34		
391	5189	みどり町	熊瀬川	西田内	0.18	
391	5190	みどり町	熊瀬川		0.09	
391	5191	みどり町	滝	0.17		
391	5192	みどり町	滝	0.11		
391	5193	みどり町	熊瀬川		0.18	
391	5194	みどり町	熊瀬川		0.17	
206	0001	田辺市	上芳養	百谷	2.46	
206	0002	田辺市	上芳養	西郷	0.67	
206	0003	田辺市	上芳養	西郷	3.25	
206	0006	田辺市	上芳養	知化地野	2.61	
206	0007	田辺市	上芳養	大平	0.52	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
206	0008	田辺市	上芳養	下小畑	1.34	
206	0009	田辺市	上芳養	松栗	1.56	
206	0010	田辺市	上芳養		1.26	
206	0011	田辺市	上芳養	百屋谷	5.01	
206	0012	田辺市	上芳養	冬木	2.23	
206	0013	田辺市	上芳養		2.63	
206	0014	田辺市	秋津川	松本	0.34	
206	0015	田辺市	秋津川	松本	0.54	
206	0016	田辺市	秋津川	池の川	1.08	
206	0017	田辺市	秋津川	宝拾	0.81	
206	0018	田辺市	秋津川	宝拾	0.83	
206	0019	田辺市	秋津川	鏡屋	0.83	
206	0020	田辺市	秋津川	沢田	1.11	
206	0021	田辺市	秋津川	沢田	2.03	
206	0022	田辺市	秋津川	沢田	0.57	
206	0023	田辺市	秋津川	沢田	0.33	
206	0024	田辺市	秋津川	沢田	2.78	
206	0025	田辺市	秋津川	中村	1.13	
206	0026	田辺市	秋津川	北川	1.09	
206	0027	田辺市	秋津川	下崎	0.59	
206	0028	田辺市	秋津川	下崎	1.52	
206	0029	田辺市	秋津川	池の川	3.48	
206	0031	田辺市	秋津川	木道	0.52	
206	0032	田辺市	秋津川	中村	0.59	
206	0033	田辺市	秋津川	中村	1.28	
206	0034	田辺市	秋津川	宝拾	2.17	
206	0035	田辺市	秋津川	早見	1.69	
206	0036	田辺市	秋津川	早見	4.59	
206	0037	田辺市	秋津川	大沢	3.28	
206	0038	田辺市	秋津川	大沢	2.17	
206	0039	田辺市	秋津川	大沢	1.37	
206	0040	田辺市	伏巻野	熊野川	1.87	
206	0041	田辺市	伏巻野	熊野川	0.61	
206	0042	田辺市	伏巻野	目吉良	3.90	
206	0043	田辺市	長野	村谷	2.05	
206	0044	田辺市	伏巻野	向坂内	2.83	
206	0045	田辺市	長野	三本松	2.57	
206	0047	田辺市	秋津川	矢立	2.66	
206	0048	田辺市	中万呂	天王代	0.91	
206	0049	田辺市	下万呂	下万呂	0.98	
206	0050	田辺市	下万呂	下万呂	0.69	
206	0052	田辺市	秋津川	青木	0.97	
206	0053	田辺市	上秋津	息畑	3.13	
206	0055	田辺市	上秋津	川中口	2.01	
206	0056	田辺市	上秋津	飯原	2.01	
206	0057	田辺市	上秋津	岩内	2.38	
206	0058	田辺市	秋津川	迫戸	1.95	
206	0059	田辺市	秋津川	谷	0.68	
206	0060	田辺市	芳養	大坊	1.12	
206	0061	田辺市	芳養	大坊	0.76	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
206	0062	田辺市	芳養	豊畑	1.56	
206	0063	田辺市	芳養	原田内	3.62	
206	0064	田辺市	芳養	滝	3.02	
206	0065	田辺市	中芳養	津志野	3.48	
206	0066	田辺市	秋津川	下崎	0.93	
206	0067	田辺市	上芳養	上芝	0.38	
206	0068	田辺市	秋津川	中村	1.51	
206	0069	田辺市	上芳養	上芝	2.39	
206	0074	田辺市	本宮町中下妻		1.08	
206	0075	田辺市	本宮町武住		1.80	
206	0076	田辺市	本宮町武住		2.34	
206	0077	田辺市	本宮町大瀬		4.15	
206	0078	田辺市	本宮町静川		2.13	
206	0079	田辺市	本宮町静川		2.25	
206	0080	田辺市	本宮町静川		1.51	
206	0081	田辺市	本宮町静川		2.49	
206	0082	田辺市	本宮町大瀬		1.42	
206	0083	田辺市	本宮町大瀬		5.08	
206	0084	田辺市	本宮町大瀬		7.90	
206	0085	田辺市	本宮町小森		2.51	
206	0086	田辺市	本宮町静川		1.26	
206	0087	田辺市	本宮町上大野		1.15	
206	0088	田辺市	本宮町上大野		2.56	
206	0089	田辺市	本宮町大瀬		2.37	
206	0090	田辺市	本宮町静川		1.47	
206	0091	田辺市	本宮町静川		1.94	
206	0092	田辺市	本宮町切畑		2.98	
206	0093	田辺市	本宮町大瀬		2.12	
206	0094	田辺市	本宮町切畑		1.87	
206	0095	田辺市	本宮町本宮		4.18	
206	0096	田辺市	本宮町高山		0.81	
206	0097	田辺市	本宮町高山		0.79	
206	0098	田辺市	本宮町高山		1.01	
206	0099	田辺市	本宮町泉内		2.85	
206	0100	田辺市	本宮町伏拝		2.77	
206	0101	田辺市	熊野村小森		1.67	
206	0102	田辺市	本宮町静川		2.15	
206	0105	田辺市	本宮町三枝		2.97	
206	0106	田辺市	中辺路町真砂		9.37	
206	0107	田辺市	中辺路町高阪		1.54	
206	0108	田辺市	中辺路町高阪		4.18	
206	0109	田辺市	中辺路町高阪		2.22	
206	0111	田辺市	中辺路町川合		5.54	
206	0112	田辺市	中辺路町高阪	上地	10.06	
206	0113	田辺市	中辺路町小畑		1.97	
206	0114	田辺市	中辺路町熊野川		4.74	
206	0115	田辺市	中辺路町高阪		1.63	
206	0116	田辺市	中辺路町内井川		1.44	
206	0117	田辺市	中辺路町大川		0.97	
206	0118	田辺市	中辺路町大川		5.80	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
206	0119	田辺市	中辺路町内井川		1.23	
206	0120	田辺市	中辺路町高阪		2.36	
206	0122	田辺市	中辺路町野中		0.77	
206	0123	田辺市	中辺路町野中		2.86	
206	0124	田辺市	中辺路町野中		4.92	
206	0125	田辺市	中辺路町野中		2.94	
206	0126	田辺市	中辺路町野中		1.15	
206	0128	田辺市	中辺路町川合		0.61	
206	1001	田辺市	野庄町		0.10	
206	1002	田辺市	上三橋	岩尻谷	0.53	
206	1003	田辺市	下三橋		0.83	
206	1004	田辺市	上秋津	飯原	2.44	
206	1005	田辺市	上秋津	久保田	0.35	
206	1006	田辺市	芳養町		0.08	
206	1007	田辺市	芳養町		0.58	
206	1008	田辺市	中芳養		0.55	
206	1009	田辺市	芳養町		0.51	
206	1010	田辺市	上芳養	早岩	0.39	
206	1011	田辺市	上芳養		1.67	
206	1012	田辺市	上芳養	岩橋	0.17	
206	1013	田辺市	秋津川	中村	0.18	
206	1014	田辺市	秋津川	竹敷	0.36	
206	1015	田辺市	伏巻野	目吉良	1.95	
206	1016	田辺市	鶴川		2.98	
206	1017	田辺市	鶴川		3.97	
206	1018	田辺市	鶴川		1.57	
206	1019	田辺市	鶴川		4.85	
206	1020	田辺市	下川下		1.41	
206	1021	田辺市	伏巻野	目吉良	0.57	
206	1022	田辺市	伏巻野	目吉良	0.47	
206	1023	田辺市	中三橋		0.82	
206	1024	田辺市	上秋津		0.60	
206	1025	田辺市	秋津川		0.17	
206	1026	田辺市	中辺路町高阪		3.62	
206	1027	田辺市	中辺路町高阪		7.81	
206	1028	田辺市	中辺路町高阪		4.59	
206	1029	田辺市	中辺路町高阪		17.79	
206	1030	田辺市	むつみ		0.43	
206	1031	田辺市	芳養町		0.47	
206	1032	田辺市	熊野村熊神		1.03	
206	1033	田辺市	熊野村熊神		0.37	
206	1034	田辺市	熊野村熊神		3.81	
206	1035	田辺市	熊野村熊神		1.18	
206	1036	田辺市	熊野村熊神		2.16	
206	1037	田辺市	熊野村小又川		0.23	
206	1038	田辺市	熊野村熊神		1.40	
206	1039	田辺市	熊野村三ツ又		0.44	
206	1040	田辺市	熊野村丹生ノ川		0.95	
206	1041	田辺市	熊野村広井原		1.82	
206	1042	田辺市	熊野村三ツ又		4.33	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
205 1043	田辺市	龍神村三ツ又		3.36	
205 1044	田辺市	龍神村殿原		3.45	
205 1045	田辺市	龍神村小宮		6.03	
205 1046	田辺市	龍神村小宮		0.55	
205 1047	田辺市	龍神村甲斐ノ川		0.47	
205 1048	田辺市	龍神村宮代		1.90	
205 1049	田辺市	龍神村宮代		2.17	
205 1050	田辺市	龍神村柳瀬		43.93	
205 1051	田辺市	龍神村家		1.49	
205 1052	田辺市	龍神村安井		3.40	
205 1053	田辺市	龍神村福井		0.69	
205 1054	田辺市	龍神村小又川		10.57	
205 1059	田辺市	中辺路町石船		5.21	
205 1068	田辺市	中辺路町湊湯川		7.51	
205 1078	田辺市	上秀養	上芝	3.44	
205 1108	田辺市	下川上		2.55	
205 1109	田辺市	下川上		9.00	
205 1110	田辺市	木守		1.02	
205 1111	田辺市	五味		0.62	
205 1112	田辺市	鮎川		3.27	
205 1113	田辺市	龍神村三ツ又		0.97	
205 1114	田辺市	龍神村龍神		1.47	
205 1115	田辺市	龍神村龍神		2.89	
205 1116	田辺市	龍神村龍神		4.52	
205 1118	田辺市	龍神村龍神		1.69	
205 1119	田辺市	龍神村龍神		2.98	
205 1120	田辺市	龍神村龍神		0.86	
205 1124	田辺市	伏巻野	目吉良	2.05	
205 1125	田辺市	鮎川		11.20	
205 1126	田辺市	鮎川		1.71	
205 5001	田辺市	上秀養		0.09	
205 5002	田辺市	上秀養		0.10	
205 5003	田辺市	上秀養		0.36	
205 5004	田辺市	本宮町管地		4.37	
205 5005	田辺市	本宮町管地		0.74	
205 5006	田辺市	本宮町管地		0.85	
205 5007	田辺市	本宮町管地		0.79	
205 5008	田辺市	本宮町管地		0.28	
205 5009	田辺市	本宮町松葉		2.71	
205 5010	田辺市	本宮町松葉		0.36	
205 5011	田辺市	本宮町松葉		0.92	
205 5012	田辺市	本宮町曲川		2.17	
205 5013	田辺市	本宮町曲川		0.24	
205 5014	田辺市	本宮町湯ノ橋		0.23	
205 5015	田辺市	本宮町川湯		1.93	
205 5016	田辺市	本宮町川湯		1.13	
205 5017	田辺市	本宮町川湯		0.57	
205 5018	田辺市	本宮町川湯		2.08	
205 5019	田辺市	本宮町上大野		1.46	
205 5020	田辺市	本宮町上大野		0.41	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206 5021	田辺市	本宮町久保野		0.53	
206 5022	田辺市	本宮町久保野		1.09	
206 5023	田辺市	本宮町久保野		0.53	
206 5024	田辺市	秀養町		0.25	
206 5025	田辺市	秀養町		0.27	
206 5026	田辺市	秋津町		1.23	
206 5027	田辺市	中秀養		0.51	
206 5028	田辺市	龍神村龍神		0.65	
206 5029	田辺市	中秀養		0.42	
206 5030	田辺市	龍神村龍神		0.99	
206 5031	田辺市	龍神村龍神		0.13	
206 5032	田辺市	龍神村龍神		0.22	
206 5033	田辺市	龍神村龍神		0.72	
206 5034	田辺市	龍神村龍神		0.25	
206 5035	田辺市	龍神村龍神		0.68	
206 5036	田辺市	龍神村龍神		0.17	
206 5037	田辺市	龍神村龍神		0.30	
206 5038	田辺市	龍神村龍神		0.37	
206 5039	田辺市	龍神村龍神		0.52	
206 5040	田辺市	龍神村龍神		0.60	
206 5041	田辺市	龍神村丹生ノ川		1.47	
206 5042	田辺市	龍神村丹生ノ川		0.53	
206 5043	田辺市	龍神村湯ノ又		0.18	
206 5044	田辺市	龍神村湯ノ又		0.04	
206 5046	田辺市	龍神村小又川		0.12	
206 5047	田辺市	龍神村宮代		0.40	
206 5048	田辺市	龍神村宮代		0.27	
206 5049	田辺市	龍神村宮代		0.50	
206 5050	田辺市	龍神村広井原		0.63	
206 5051	田辺市	龍神村広井原		0.29	
206 5052	田辺市	龍神村広井原		0.33	
206 5053	田辺市	龍神村湯ノ又		1.41	
206 5054	田辺市	龍神村小宮		0.34	
206 5055	田辺市	龍神村小宮		1.54	
206 5056	田辺市	龍神村小宮		0.43	
206 5057	田辺市	龍神村小宮		0.26	
206 5058	田辺市	龍神村広井原		0.32	
206 5059	田辺市	龍神村広井原		1.02	
206 5060	田辺市	龍神村広井原		3.35	
206 5061	田辺市	龍神村広井原		0.12	
206 5062	田辺市	龍神村広井原		0.03	
206 5063	田辺市	龍神村広井原		0.20	
206 5064	田辺市	龍神村広井原		0.30	
206 5065	田辺市	龍神村広井原		7.04	
206 5066	田辺市	龍神村三ツ又		0.19	
206 5067	田辺市	龍神村三ツ又		0.13	
206 5068	田辺市	龍神村三ツ又		0.10	
206 5070	田辺市	龍神村三ツ又		0.19	
206 5071	田辺市	龍神村三ツ又		0.06	
206 5072	田辺市	龍神村三ツ又		0.11	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206 5073	田辺市	龍神村三ツ又		0.20	
206 5074	田辺市	龍神村丹生ノ川		0.09	
206 5075	田辺市	龍神村丹生ノ川		0.19	
206 5076	田辺市	龍神村宮代		1.59	
206 5077	田辺市	龍神村宮代		0.14	
206 5078	田辺市	龍神村宮代		0.06	
206 5079	田辺市	龍神村宮代		0.18	
206 5080	田辺市	龍神村宮代		0.81	
206 5081	田辺市	龍神村宮代		0.15	
206 5082	田辺市	龍神村宮代		0.19	
206 5083	田辺市	龍神村甲斐ノ川		0.40	
206 5084	田辺市	龍神村甲斐ノ川		0.24	
206 5085	田辺市	龍神村甲斐ノ川		0.10	
206 5086	田辺市	龍神村小宮		0.54	
206 5088	田辺市	龍神村甲斐ノ川		0.16	
206 5089	田辺市	龍神村宮代		0.05	
206 5090	田辺市	龍神村宮代		0.30	
206 5091	田辺市	龍神村宮代		0.10	
206 5092	田辺市	龍神村宮代		0.16	
206 5093	田辺市	龍神村宮代		0.13	
206 5094	田辺市	龍神村宮代		0.29	
206 5095	田辺市	龍神村宮代		0.35	
206 5096	田辺市	龍神村宮代		0.48	
206 5097	田辺市	龍神村宮代		0.78	
206 5098	田辺市	龍神村宮代		0.48	
206 5099	田辺市	龍神村宮代		0.56	
206 5100	田辺市	龍神村宮代		0.25	
206 5101	田辺市	龍神村宮代		0.25	
206 5102	田辺市	龍神村宮代		0.21	
206 5103	田辺市	龍神村宮代		1.19	
206 5104	田辺市	龍神村三ツ又		0.10	
206 5105	田辺市	龍神村三ツ又		0.11	
206 5106	田辺市	龍神村丹生ノ川		0.11	
206 5107	田辺市	龍神村丹生ノ川		0.65	
206 5108	田辺市	龍神村宮代		0.09	
206 5109	田辺市	龍神村宮代		0.49	
206 5110	田辺市	龍神村宮代		3.18	
206 5111	田辺市	龍神村甲斐ノ川		0.37	
206 5112	田辺市	龍神村甲斐ノ川		0.06	
206 5113	田辺市	龍神村福井		0.28	
206 5114	田辺市	龍神村福井		0.19	
206 5115	田辺市	龍神村福井		0.14	
206 5116	田辺市	龍神村福井		0.32	
206 5117	田辺市	龍神村家		0.11	
206 5118	田辺市	龍神村家		0.30	
206 5119	田辺市	龍神村宮代		0.23	
206 5120	田辺市	龍神村家		0.39	
206 5121	田辺市	龍神村殿原		0.26	
206 5122	田辺市	龍神村殿原		0.13	
206 5123	田辺市	龍神村殿原		0.53	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206 5124	田辺市	龍神村殿原		0.04	
206 5125	田辺市	龍神村殿原		1.04	
206 5126	田辺市	龍神村三ツ又		0.13	
206 5127	田辺市	龍神村丹生ノ川		0.07	
206 5128	田辺市	龍神村丹生ノ川		0.18	
206 5129	田辺市	龍神村丹生ノ川		0.44	
206 5130	田辺市	龍神村丹生ノ川		0.06	
206 5131	田辺市	龍神村丹生ノ川		0.16	
206 5132	田辺市	龍神村丹生ノ川		0.09	
206 5133	田辺市	龍神村丹生ノ川		0.08	
206 5134	田辺市	龍神村宮代		0.98	
206 5135	田辺市	龍神村宮代		0.14	
206 5136	田辺市	龍神村宮		0.22	
206 5137	田辺市	龍神村安井		0.64	
206 5138	田辺市	龍神村安井		0.30	
206 5139	田辺市	龍神村安井		0.19	
206 5140	田辺市	龍神村安井		0.10	
206 5141	田辺市	龍神村安井		0.61	
206 5142	田辺市	龍神村安井		0.38	
206 5143	田辺市	龍神村安井		0.46	
206 5144	田辺市	龍神村安井		0.31	
206 5145	田辺市	龍神村福井		0.77	
206 5146	田辺市	龍神村福井		2.12	
206 5147	田辺市	龍神村福井		0.93	
206 5148	田辺市	龍神村福井		0.33	
206 5149	田辺市	龍神村福井		0.18	
206 5150	田辺市	龍神村福井		0.18	
206 5151	田辺市	龍神村福井		0.28	
206 5152	田辺市	龍神村福井		0.13	
206 5153	田辺市	龍神村福井		0.32	
206 5156	田辺市	龍神村福井		0.39	
206 5158	田辺市	龍神村安井		0.60	
206 5159	田辺市	龍神村安井		0.69	
206 5160	田辺市	龍神村安井		0.33	
206 5161	田辺市	本宮町土河原		0.25	
206 5162	田辺市	本宮町土河原		0.10	
206 5163	田辺市	本宮町土河原		0.16	
206 5164	田辺市	龍神村福井		0.11	
206 5165	田辺市	龍神村福井		0.16	
206 5166	田辺市	龍神村柳瀬		0.50	
206 5167	田辺市	龍神村柳瀬		0.15	
206 5168	田辺市	龍神村柳瀬		0.21	
206 5169	田辺市	龍神村柳瀬		0.43	
206 5170	田辺市	龍神村柳瀬		0.24	
206 5171	田辺市	龍神村柳瀬		1.30	
206 5172	田辺市	龍神村柳瀬		0.28	
206 5173	田辺市	龍神村柳瀬		0.67	
206 5174	田辺市	本宮町三枝		0.36	
206 5175	田辺市	本宮町三枝		0.41	
206 5176	田辺市	本宮町萩		0.21	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5177	田辺市	本宮町上切原	0.09	
206	5178	田辺市	本宮町上切原	0.29	
206	5179	田辺市	本宮町大馬	0.03	
206	5180	田辺市	本宮町九鬼	0.04	
206	5181	田辺市	本宮町九鬼	1.33	
206	5182	田辺市	本宮町九鬼	0.12	
206	5183	田辺市	本宮町九鬼	0.33	
206	5184	田辺市	本宮町九鬼	0.06	
206	5185	田辺市	本宮町九鬼	0.05	
206	5186	田辺市	本宮町中下善	0.06	
206	5187	田辺市	本宮町中下善	0.20	
206	5188	田辺市	本宮町中下善	0.18	
206	5189	田辺市	本宮町中下善	0.23	
206	5190	田辺市	段原村小森	0.06	
206	5191	田辺市	本宮町一本松	0.06	
206	5192	田辺市	本宮町一本松	0.23	
206	5193	田辺市	本宮町一本松	1.75	
206	5194	田辺市	本宮町一本松	0.20	
206	5195	田辺市	本宮町大馬	0.47	
206	5196	田辺市	本宮町大馬	0.27	
206	5197	田辺市	本宮町大馬	0.16	
206	5198	田辺市	本宮町大馬	5.43	
206	5199	田辺市	本宮町一本松	0.12	
206	5200	田辺市	本宮町一本松	2.15	
206	5201	田辺市	段原村小森	0.20	
206	5202	田辺市	段原村小森	0.08	
206	5203	田辺市	本宮町栗垣内	0.24	
206	5204	田辺市	本宮町栗垣内	0.09	
206	5205	田辺市	本宮町栗垣内	0.08	
206	5206	田辺市	本宮町本宮	0.17	
206	5207	田辺市	本宮町本宮	0.53	
206	5208	田辺市	中辺路町内井川	0.16	
206	5209	田辺市	中辺路町内井川	0.12	
206	5211	田辺市	中辺路町湯川	0.67	
206	5212	田辺市	中辺路町野中	0.60	
206	5213	田辺市	本宮町栗垣内	0.04	
206	5214	田辺市	本宮町栗垣内	0.08	
206	5215	田辺市	本宮町栗垣内	0.24	
206	5216	田辺市	本宮町栗垣内	0.39	
206	5217	田辺市	本宮町湯釜	0.12	
206	5218	田辺市	本宮町本宮	0.10	
206	5219	田辺市	本宮町本宮	0.13	
206	5221	田辺市	上芳養	0.18	
206	5222	田辺市	上芳養	0.11	
206	5223	田辺市	上芳養	0.18	
206	5224	田辺市	上芳養	0.12	
206	5225	田辺市	上芳養	0.22	
206	5226	田辺市	上芳養	0.18	
206	5227	田辺市	上芳養	0.08	
206	5228	田辺市	上芳養	0.11	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5229	田辺市	上芳養	0.54	
206	5230	田辺市	中辺路町沢	0.11	
206	5231	田辺市	中辺路町内井川	0.60	
206	5232	田辺市	中辺路町内井川	0.10	
206	5233	田辺市	中辺路町内井川	0.10	
206	5234	田辺市	中辺路町内井川	0.44	
206	5235	田辺市	中辺路町内井川	0.20	
206	5236	田辺市	中辺路町内井川	0.42	
206	5237	田辺市	中辺路町湯川	0.13	
206	5238	田辺市	中辺路町湯川	0.22	
206	5239	田辺市	中辺路町湯釜	1.08	
206	5240	田辺市	中辺路町野中	0.09	
206	5243	田辺市	中辺路町野中	0.11	
206	5244	田辺市	中辺路町野中	0.05	
206	5245	田辺市	中辺路町野中	1.06	
206	5246	田辺市	中辺路町野中	0.22	
206	5247	田辺市	中辺路町野中	0.12	
206	5248	田辺市	中辺路町野中	0.23	
206	5249	田辺市	中辺路町野中	0.28	
206	5250	田辺市	中辺路町野中	0.07	
206	5251	田辺市	中辺路町野中	0.02	
206	5252	田辺市	中辺路町野中	0.30	
206	5253	田辺市	中辺路町野中	0.18	
206	5254	田辺市	本宮町曲川	0.43	
206	5255	田辺市	本宮町曲川	0.43	
206	5256	田辺市	本宮町曲川	0.79	
206	5257	田辺市	本宮町曲川	0.43	
206	5258	田辺市	本宮町曲川	0.38	
206	5259	田辺市	本宮町湯川	0.10	
206	5260	田辺市	本宮町湯川	0.05	
206	5261	田辺市	本宮町湯川	0.33	
206	5262	田辺市	本宮町湯川	0.83	
206	5263	田辺市	本宮町高山	0.09	
206	5264	田辺市	本宮町高山	0.17	
206	5265	田辺市	本宮町大津荷	0.28	
206	5266	田辺市	本宮町大津荷	0.33	
206	5267	田辺市	本宮町渡瀬	0.15	
206	5268	田辺市	本宮町渡瀬	0.16	
206	5269	田辺市	本宮町渡瀬	0.17	
206	5270	田辺市	本宮町渡瀬	0.05	
206	5271	田辺市	本宮町渡瀬	0.28	
206	5272	田辺市	本宮町松葉	0.40	
206	5273	田辺市	本宮町大瀬	0.05	
206	5274	田辺市	本宮町大瀬	0.26	
206	5275	田辺市	本宮町大瀬	0.39	
206	5276	田辺市	本宮町大瀬	0.21	
206	5277	田辺市	中辺路町野中	0.09	
206	5278	田辺市	中辺路町野中	0.38	
206	5279	田辺市	中辺路町野中	0.47	
206	5280	田辺市	中辺路町野中	0.53	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5281	田辺市	中辺路町近露	0.08	
206	5282	田辺市	中辺路町近露	0.80	
206	5283	田辺市	中辺路町近露	0.04	
206	5284	田辺市	中辺路町近露	0.40	
206	5285	田辺市	中辺路町近露	0.14	
206	5287	田辺市	中辺路町福定	0.33	
206	5288	田辺市	中辺路町福定	0.37	
206	5289	田辺市	中辺路町福定	0.50	
206	5290	田辺市	中辺路町沢	0.33	
206	5291	田辺市	中辺路町沢	0.94	
206	5292	田辺市	中辺路町沢	0.15	
206	5293	田辺市	中辺路町沢	0.66	
206	5294	田辺市	秋津川	0.09	
206	5295	田辺市	秋津川	0.20	
206	5296	田辺市	秋津川	0.23	
206	5297	田辺市	秋津川	0.24	
206	5298	田辺市	秋津川	0.22	
206	5299	田辺市	秋津川	0.30	
206	5300	田辺市	秋津川	0.16	
206	5301	田辺市	秋津川	0.55	
206	5302	田辺市	秋津川	0.36	
206	5303	田辺市	秋津川	0.31	
206	5304	田辺市	秋津川	0.59	
206	5305	田辺市	秋津川	0.32	
206	5306	田辺市	秋津川	0.05	
206	5307	田辺市	秋津川	0.12	
206	5308	田辺市	秋津川	0.11	
206	5309	田辺市	秋津川	0.23	
206	5310	田辺市	上芳養	0.19	
206	5311	田辺市	上芳養	0.12	
206	5312	田辺市	上芳養	0.08	
206	5313	田辺市	上芳養	0.16	
206	5314	田辺市	上芳養	0.23	
206	5315	田辺市	上芳養	0.04	
206	5316	田辺市	上芳養	0.07	
206	5317	田辺市	上芳養	0.11	
206	5318	田辺市	上芳養	0.03	
206	5319	田辺市	上芳養	0.29	
206	5320	田辺市	上芳養	0.20	
206	5321	田辺市	上芳養	0.09	
206	5322	田辺市	上芳養	0.16	
206	5323	田辺市	上芳養	0.08	
206	5324	田辺市	上芳養	0.17	
206	5325	田辺市	上芳養	0.13	
206	5326	田辺市	上芳養	0.09	
206	5327	田辺市	上芳養	0.39	
206	5328	田辺市	秋津川	0.17	
206	5329	田辺市	秋津川	0.65	
206	5330	田辺市	秋津川	0.59	
206	5331	田辺市	秋津川	0.15	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5332	田辺市	秋津川	0.17	
206	5333	田辺市	秋津川	0.17	
206	5334	田辺市	秋津川	0.10	
206	5335	田辺市	秋津川	0.13	
206	5336	田辺市	秋津川	0.15	
206	5337	田辺市	秋津川	0.14	
206	5338	田辺市	秋津川	0.11	
206	5339	田辺市	秋津川	0.07	
206	5340	田辺市	秋津川	0.20	
206	5341	田辺市	秋津川	0.32	
206	5342	田辺市	秋津川	0.21	
206	5343	田辺市	秋津川	0.21	
206	5344	田辺市	秋津川	0.08	
206	5345	田辺市	秋津川	0.21	
206	5346	田辺市	秋津川	0.30	
206	5347	田辺市	秋津川	0.22	
206	5348	田辺市	秋津川	0.10	
206	5349	田辺市	秋津川	0.09	
206	5350	田辺市	秋津川	0.22	
206	5351	田辺市	中辺路町大川	0.27	
206	5352	田辺市	中辺路町大川	0.12	
206	5353	田辺市	中辺路町近露	0.45	
206	5354	田辺市	中辺路町近露	0.14	
206	5355	田辺市	本宮町大瀬	0.33	
206	5356	田辺市	本宮町大瀬	0.14	
206	5357	田辺市	本宮町大瀬	1.89	
206	5358	田辺市	本宮町大瀬	0.22	
206	5359	田辺市	本宮町大瀬	0.28	
206	5360	田辺市	本宮町大瀬	0.46	
206	5361	田辺市	本宮町若地	0.13	
206	5362	田辺市	本宮町若地	0.13	
206	5363	田辺市	本宮町若地	0.11	
206	5364	田辺市	本宮町松葉	0.40	
206	5365	田辺市	本宮町清川	1.24	
206	5366	田辺市	本宮町静川	0.07	
206	5367	田辺市	本宮町静川	0.07	
206	5368	田辺市	本宮町静川	0.49	
206	5369	田辺市	本宮町静川	0.08	
206	5370	田辺市	本宮町静川	0.26	
206	5371	田辺市	本宮町若地	0.17	
206	5372	田辺市	本宮町若地	0.37	
206	5373	田辺市	本宮町若地	0.13	
206	5374	田辺市	本宮町静川	2.15	
206	5376	田辺市	本宮町久保野	0.08	
206	5377	田辺市	本宮町静川	0.11	
206	5378	田辺市	本宮町静川	1.05	
206	5379	田辺市	本宮町湯川	0.12	
206	5380	田辺市	本宮町湯川	0.26	
206	5381	田辺市	秋津川	中村	0.16
206	5382	田辺市	秋津川	中村	0.15

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206 5383	田辺市	秋津川	中村	0.14	
206 5384	田辺市	秋津川		0.20	
206 5385	田辺市	秋津川		0.13	
206 5386	田辺市	秋津川		0.07	
206 5387	田辺市	秋津川		0.10	
206 5388	田辺市	秋津川		0.21	
206 5389	田辺市	秋津川		0.32	
206 5390	田辺市	秋津川		0.02	
206 5391	田辺市	秋津川		0.36	
206 5392	田辺市	秋津川		0.13	
206 5393	田辺市	秋津川		0.10	
206 5394	田辺市	上芳養		0.08	
206 5395	田辺市	上芳養		0.20	
206 5396	田辺市	上芳養		0.05	
206 5397	田辺市	上芳養		0.11	
206 5398	田辺市	上芳養		0.14	
206 5399	田辺市	上芳養		0.26	
206 5400	田辺市	上芳養	古原谷	0.10	
206 5401	田辺市	上芳養	古原谷	0.15	
206 5402	田辺市	上芳養		0.74	
206 5403	田辺市	上芳養		0.11	
206 5404	田辺市	上芳養		0.35	
206 5405	田辺市	上芳養		0.10	
206 5406	田辺市	上芳養		0.28	
206 5407	田辺市	上芳養		0.06	
206 5408	田辺市	上芳養		0.16	
206 5409	田辺市	中芳養		0.28	
206 5410	田辺市	中芳養		0.18	
206 5411	田辺市	中芳養		0.13	
206 5412	田辺市	中芳養		0.18	
206 5413	田辺市	中芳養		0.12	
206 5414	田辺市	中芳養		0.25	
206 5415	田辺市	中芳養		0.38	
206 5416	田辺市	上芳養		0.11	
206 5417	田辺市	中芳養		0.11	
206 5418	田辺市	中芳養		0.06	
206 5419	田辺市	中芳養		0.11	
206 5420	田辺市	中芳養		0.35	
206 5421	田辺市	秋津川		0.11	
206 5422	田辺市	秋津川		0.09	
206 5423	田辺市	秋津川		0.32	
206 5424	田辺市	秋津川		0.30	
206 5425	田辺市	秋津川		0.06	
206 5426	田辺市	秋津川		0.08	
206 5427	田辺市	秋津川		0.02	
206 5428	田辺市	秋津川		0.35	
206 5429	田辺市	秋津川	中村	0.18	
206 5430	田辺市	秋津川	中村	0.08	
206 5431	田辺市	秋津川	中村	0.17	
206 5432	田辺市	秋津川	中村	0.07	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206 5433	田辺市	秋津川	中村	0.42	
206 5434	田辺市	秋津川	中村	0.25	
206 5435	田辺市	秋津川	中村	0.23	
206 5436	田辺市	秋津川		0.07	
206 5437	田辺市	秋津川	中村	0.04	
206 5438	田辺市	秋津川		0.14	
206 5439	田辺市	秋津川		0.07	
206 5440	田辺市	秋津川		0.16	
206 5441	田辺市	伏茶野	目吉良	0.56	
206 5442	田辺市	伏茶野	目吉良	0.16	
206 5443	田辺市	中辺路町小竹		0.05	
206 5444	田辺市	中辺路町小竹		0.09	
206 5445	田辺市	中辺路町小竹		0.28	
206 5446	田辺市	中辺路町茶橋川		0.27	
206 5447	田辺市	中辺路町茶橋川		0.25	
206 5448	田辺市	中芳養	吉谷	0.09	
206 5449	田辺市	中芳養	吉谷	0.04	
206 5450	田辺市	中芳養	吉谷	0.14	
206 5451	田辺市	中芳養	吉谷	0.04	
206 5452	田辺市	中芳養	吉谷	0.07	
206 5453	田辺市	中芳養	吉谷	0.15	
206 5454	田辺市	中芳養		0.19	
206 5455	田辺市	中芳養		0.38	
206 5456	田辺市	上芳養	平岩	0.05	
206 5457	田辺市	秋津川	中村	0.70	
206 5458	田辺市	長野	新谷	0.05	
206 5459	田辺市	秋津川	中村	0.22	
206 5460	田辺市	長野	新谷	0.19	
206 5461	田辺市	中辺路町茶橋川		0.12	
206 5462	田辺市	中辺路町茶橋川		0.08	
206 5463	田辺市	中辺路町茶橋川		0.08	
206 5464	田辺市	中辺路町茶橋川		0.15	
206 5465	田辺市	中辺路町茶橋川		0.15	
206 5466	田辺市	中辺路町茶橋川		0.13	
206 5467	田辺市	中辺路町茶橋川		0.15	
206 5468	田辺市	中辺路町茶橋川		0.20	
206 5469	田辺市	中辺路町茶橋川		0.21	
206 5470	田辺市	中辺路町茶橋川		0.11	
206 5471	田辺市	中辺路町高原		0.06	
206 5472	田辺市	中辺路町大内川		0.09	
206 5473	田辺市	和田		0.19	
206 5474	田辺市	中芳養		0.34	
206 5475	田辺市	中芳養		0.43	
206 5476	田辺市	中芳養		0.21	
206 5477	田辺市	中芳養		0.03	
206 5478	田辺市	中芳養		0.03	
206 5479	田辺市	中芳養		0.03	
206 5480	田辺市	芳養町		1.06	
206 5481	田辺市	芳養町		0.10	
206 5482	田辺市	上秋津		0.28	
206 5483	田辺市	和田		0.05	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206 5484	田辺市	芳養町		0.08	
206 5485	田辺市	芳養町		0.16	
206 5486	田辺市	芳養町		0.18	
206 5487	田辺市	芳養町		0.08	
206 5488	田辺市	芳養町		0.06	
206 5489	田辺市	中芳養		0.16	
206 5490	田辺市	中芳養		0.15	
206 5491	田辺市	中芳養		0.18	
206 5492	田辺市	中芳養		0.06	
206 5493	田辺市	芳養町		0.47	
206 5494	田辺市	芳養町		0.11	
206 5495	田辺市	芳養町		0.18	
206 5496	田辺市	芳養町		0.40	
206 5497	田辺市	稲成町		0.32	
206 5498	田辺市	稲成町		0.35	
206 5499	田辺市	稲成町		0.20	
206 5500	田辺市	稲成町		0.14	
206 5501	田辺市	上秋津		0.25	
206 5502	田辺市	伏茶野	目吉良	0.30	
206 5503	田辺市	伏茶野	目吉良	0.08	
206 5504	田辺市	伏茶野	目吉良	0.05	
206 5505	田辺市	伏茶野	目吉良	0.09	
206 5506	田辺市	伏茶野	目吉良	0.05	
206 5507	田辺市	上野		0.21	
206 5508	田辺市	中辺路町西谷		0.09	
206 5509	田辺市	中辺路町西谷		0.11	
206 5510	田辺市	中辺路町茶橋川		0.17	
206 5511	田辺市	中辺路町茶橋川		0.16	
206 5512	田辺市	中辺路町西谷		0.10	
206 5513	田辺市	中辺路町西谷		0.31	
206 5514	田辺市	中辺路町西谷		0.16	
206 5515	田辺市	中辺路町西谷		0.09	
206 5516	田辺市	中辺路町西谷		0.19	
206 5517	田辺市	中辺路町石船		0.10	
206 5518	田辺市	中辺路町大内川		0.05	
206 5519	田辺市	中辺路町大内川		0.07	
206 5520	田辺市	中辺路町大内川		0.06	
206 5521	田辺市	和田		0.23	
206 5522	田辺市	和田		0.13	
206 5523	田辺市	和田		0.57	
206 5524	田辺市	中辺路町大内川		0.61	
206 5525	田辺市	中辺路町大内川		0.29	
206 5526	田辺市	中辺路町大内川		0.58	
206 5527	田辺市	中辺路町大内川		0.52	
206 5528	田辺市	中辺路町大内川		0.64	
206 5529	田辺市	中辺路町大内川		1.06	
206 5530	田辺市	中辺路町大内川		0.64	
206 5531	田辺市	中辺路町大内川		0.29	
206 5532	田辺市	中辺路町大内川		0.30	
206 5533	田辺市	中辺路町大内川		0.27	
206 5534	田辺市	本宮町静川		0.27	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206 5535	田辺市	本宮町静川		1.23	
206 5536	田辺市	本宮町静川		1.93	
206 5537	田辺市	本宮町静川		3.22	
206 5538	田辺市	中辺路町大内川		0.07	
206 5539	田辺市	中辺路町大内川		0.12	
206 5540	田辺市	中辺路町高原		0.64	
206 5541	田辺市	中辺路町高原		0.29	
206 5542	田辺市	本宮町大淵		0.07	
206 5543	田辺市	本宮町川湯		0.06	
206 5544	田辺市	本宮町川湯		0.32	
206 5545	田辺市	本宮町平治川		0.36	
206 5546	田辺市	本宮町平治川		0.08	
206 5547	田辺市	本宮町平治川		0.03	
206 5548	田辺市	本宮町伏拝		0.24	
206 5549	田辺市	本宮町大塚		0.16	
206 5550	田辺市	本宮町大塚		0.11	
206 5551	田辺市	本宮町大塚		0.06	
206 5552	田辺市	本宮町大塚		0.11	
206 5553	田辺市	本宮町大塚		0.07	
206 5554	田辺市	本宮町大塚		0.08	
206 5555	田辺市	本宮町大塚		0.08	
206 5556	田辺市	本宮町大塚		0.85	
206 5557	田辺市	本宮町大塚		0.42	
206 5558	田辺市	本宮町伏拝		0.06	
206 5559	田辺市	本宮町伏拝		0.44	
206 5560	田辺市	中辺路町野中		0.60	
206 5561	田辺市	中辺路町野中		0.10	
206 5562	田辺市	龍神村丹生ノ川		0.09	
206 5564	田辺市	龍神村龍神		0.10	
206 5565	田辺市	芳養町		0.19	
206 5566	田辺市	芳養町		0.08	
206 5567	田辺市	芳養町		0.06	
206 5568	田辺市	芳養町		0.03	
206 5569	田辺市	芳養町		0.19	
206 5570	田辺市	芳養町		0.07	
206 5571	田辺市	芳養町		0.77	
206 5572	田辺市	芳養町		0.12	
206 5573	田辺市	中芳養		0.18	
206 5574	田辺市	中芳養		0.05	
206 5575	田辺市	中芳養		0.09	
206 5576	田辺市	中芳養		0.04	
206 5577	田辺市	芳養町		0.17	
206 5578	田辺市	芳養町		0.16	
206 5579	田辺市	芳養町		0.09	
206 5580	田辺市	芳養町		0.05	
206 5581	田辺市	芳養町		0.08	
206 5582	田辺市	芳養町		0.12	
206 5583	田辺市	秋津町		0.17	
206 5584	田辺市	秋津町		0.17	
206 5585	田辺市	秋津町		0.94	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
206 5588	田辺市	秋津町		0.20	
206 5587	田辺市	上秋津	岡原	0.16	
206 5586	田辺市	上秋津	岡原	0.27	
206 5589	田辺市	上秋津	岡原	0.09	
206 5590	田辺市	上秋津	岡原	0.23	
206 5591	田辺市	上秋津		0.07	
206 5592	田辺市	上秋津		0.05	
206 5593	田辺市	上秋津		0.13	
206 5594	田辺市	上秋津		0.15	
206 5595	田辺市	長野		0.04	
206 5596	田辺市	長野		0.07	
206 5597	田辺市	長野		0.09	
206 5598	田辺市	中辺路町西谷		0.07	
206 5599	田辺市	中辺路町西谷		0.29	
206 5600	田辺市	中辺路町西谷		0.17	
206 5601	田辺市	平瀬		0.35	
206 5602	田辺市	和田		0.18	
206 5603	田辺市	芳養町		0.24	
206 5604	田辺市	芳養町		0.16	
206 5605	田辺市	芳養町		0.13	
206 5606	田辺市	芳養町		0.41	
206 5607	田辺市	芳養町		0.04	
206 5608	田辺市	芳養町		0.08	
206 5609	田辺市	芳養町		0.12	
206 5610	田辺市	芳養町		0.06	
206 5611	田辺市	芳養町		0.03	
206 5612	田辺市	芳養町		0.10	
206 5613	田辺市	芳養町		0.19	
206 5614	田辺市	芳養町		0.07	
206 5615	田辺市	稲成町		0.11	
206 5616	田辺市	稲成町		0.06	
206 5617	田辺市	稲成町		0.07	
206 5618	田辺市	稲成町		0.12	
206 5619	田辺市	稲成町		0.40	
206 5620	田辺市	稲成町		0.33	
206 5621	田辺市	秋津町		0.18	
206 5622	田辺市	秋津町		0.12	
206 5623	田辺市	稲成町		0.12	
206 5624	田辺市	稲成町		0.07	
206 5625	田辺市	稲成町		0.11	
206 5626	田辺市	稲成町		0.11	
206 5627	田辺市	上秋津		0.06	
206 5628	田辺市	上三橋		0.19	
206 5629	田辺市	上三橋		0.05	
206 5630	田辺市	上三橋		0.43	
206 5631	田辺市	上三橋		0.25	
206 5632	田辺市	上三橋		0.50	
206 5633	田辺市	上三橋		0.18	
206 5634	田辺市	上三橋		0.16	
206 5635	田辺市	上野		0.18	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
206 5636	田辺市	中辺路町北郷		1.87	
206 5637	田辺市	中辺路町北郷		1.81	
206 5638	田辺市	中辺路町北郷		0.17	
206 5639	田辺市	中辺路町北郷		0.35	
206 5640	田辺市	下川上		1.17	
206 5641	田辺市	下川上		0.52	
206 5642	田辺市	芳養町		0.10	
206 5643	田辺市	秋津町		0.06	
206 5644	田辺市	上秋津		0.24	
206 5645	田辺市	上秋津		0.05	
206 5646	田辺市	上秋津		0.06	
206 5647	田辺市	上秋津		0.11	
206 5648	田辺市	上三橋		0.29	
206 5649	田辺市	宝栄町		0.30	
206 5650	田辺市	稲成町		0.21	
206 5651	田辺市	芳養町		0.02	
206 5652	田辺市	芳養町		0.10	
206 5653	田辺市	芳養町		0.07	
206 5654	田辺市	芳養町		0.05	
206 5655	田辺市	芳養町		0.06	
206 5656	田辺市	芳養町		0.07	
206 5657	田辺市	芳養町		0.11	
206 5658	田辺市	芳養町		0.03	
206 5659	田辺市	芳養町		0.07	
206 5660	田辺市	むつみ		0.05	
206 5661	田辺市	むつみ		0.05	
206 5662	田辺市	むつみ		0.09	
206 5663	田辺市	稲成町		0.11	
206 5664	田辺市	稲成町		0.02	
206 5665	田辺市	稲成町		0.11	
206 5667	田辺市	朝日分丘		0.04	
206 5668	田辺市	朝日分丘		0.05	
206 5669	田辺市	朝日分丘		0.10	
206 5670	田辺市	秋津町		0.03	
206 5671	田辺市	秋津町		0.07	
206 5672	田辺市	秋津町		0.17	
206 5673	田辺市	秋津町		0.07	
206 5674	田辺市	秋津町		0.08	
206 5675	田辺市	秋津町		0.06	
206 5676	田辺市	秋津町		0.18	
206 5677	田辺市	秋津町		0.08	
206 5678	田辺市	秋津町		0.06	
206 5679	田辺市	秋津町		0.17	
206 5680	田辺市	秋津町		0.08	
206 5681	田辺市	朝日分丘		0.03	
206 5682	田辺市	新庄町		0.11	
206 5683	田辺市	新庄町		0.06	
206 5684	田辺市	新庄町		0.13	
206 5686	田辺市	秋津町		0.05	
206 5688	田辺市	秋津町		0.04	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
206 5689	田辺市	秋津町		0.04	
206 5690	田辺市	秋津町		0.02	
206 5691	田辺市	秋津町		0.04	
206 5692	田辺市	秋津町		0.17	
206 5693	田辺市	秋津町		0.40	
206 5694	田辺市	中三橋		0.05	
206 5695	田辺市	中三橋		0.07	
206 5697	田辺市	中三橋		0.11	
206 5698	田辺市	中三橋		0.23	
206 5699	田辺市	中三橋		0.04	
206 5700	田辺市	中三橋		0.28	
206 5701	田辺市	中三橋		0.05	
206 5702	田辺市	中三橋		0.19	
206 5703	田辺市	中三橋		0.10	
206 5704	田辺市	中三橋		0.33	
206 5705	田辺市	中三橋		0.12	
206 5706	田辺市	中三橋		0.37	
206 5707	田辺市	中三橋		0.10	
206 5708	田辺市	上三橋	岩屋谷	0.09	
206 5709	田辺市	中三橋		0.08	
206 5710	田辺市	下三橋		0.05	
206 5711	田辺市	下三橋		0.08	
206 5712	田辺市	中三橋		0.08	
206 5713	田辺市	中三橋		0.07	
206 5714	田辺市	朝日分丘		0.18	
206 5715	田辺市	朝日分丘		0.06	
206 5716	田辺市	芳養町		0.20	
206 5717	田辺市	芳養町		0.07	
206 5718	田辺市	芳養町		0.04	
206 5719	田辺市	芳養町		0.27	
206 5720	田辺市	芳養町		0.09	
206 5721	田辺市	芳養町		0.28	
206 5722	田辺市	芳養町		0.12	
206 5723	田辺市	芳養町		0.08	
206 5724	田辺市	芳養町		0.41	
206 5725	田辺市	芳養町		0.13	
206 5726	田辺市	芳養町		0.03	
206 5727	田辺市	芳養町		0.04	
206 5728	田辺市	芳養町		0.39	
206 5729	田辺市	芳養町		0.05	
206 5731	田辺市	目良		0.18	
206 5732	田辺市	目良		0.12	
206 5734	田辺市	天神崎		0.04	
206 5735	田辺市	天神崎		0.04	
206 5737	田辺市	天神崎		0.03	
206 5738	田辺市	稲成町		0.03	
206 5739	田辺市	稲成町		0.06	
206 5740	田辺市	稲成町		0.04	
206 5741	田辺市	吉原		0.06	
206 5742	田辺市	むつみ		0.04	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
206 5743	田辺市	吉原		0.07	
206 5744	田辺市	吉原		0.10	
206 5745	田辺市	たきない町		0.08	
206 5746	田辺市	たきない町		0.06	
206 5747	田辺市	たきない町		0.02	
206 5748	田辺市	たきない町		0.05	
206 5749	田辺市	秋津町		0.05	
206 5750	田辺市	秋津町		0.07	
206 5751	田辺市	秋津町		0.04	
206 5752	田辺市	朝日分丘		0.03	
206 5753	田辺市	朝日分丘		0.10	
206 5754	田辺市	朝日分丘		0.13	
206 5755	田辺市	宝栄町		0.06	
206 5756	田辺市	宝栄町		0.11	
206 5757	田辺市	宝栄町		0.08	
206 5758	田辺市	宝栄町		0.08	
206 5760	田辺市	宝栄町		0.27	
206 5761	田辺市	宝栄町		0.41	
206 5762	田辺市	宝栄町		0.04	
206 5763	田辺市	お村保の		0.15	
206 5764	田辺市	朝日分丘		0.07	
206 5765	田辺市	朝日分丘		0.10	
206 5767	田辺市	朝日分丘		0.32	
206 5768	田辺市	宝栄町		0.09	
206 5769	田辺市	宝栄町		0.11	
206 5770	田辺市	お村保の		0.28	
206 5771	田辺市	文原		0.18	
206 5772	田辺市	文原		0.08	
206 5773	田辺市	文原		0.11	
206 5774	田辺市	粟山		0.05	
206 5776	田辺市	粟山		0.07	
206 5777	田辺市	粟山		0.10	
206 5778	田辺市	粟山		0.02	
206 5779	田辺市	粟山		0.06	
206 5782	田辺市	お村保の		0.04	
206 5783	田辺市	お村保の		0.05	
206 5784	田辺市	新庄町		0.03	
206 5785	田辺市	新庄町		0.13	
206 5786	田辺市	新庄町		0.05	
206 5787	田辺市	新庄町		0.17	
206 5788	田辺市	たきない町		0.03	
206 5789	田辺市	たきない町		0.04	
206 5790	田辺市	たきない町		0.02	
206 5791	田辺市	たきない町		0.05	
206 5792	田辺市	たきない町		0.05	
206 5793	田辺市	たきない町		0.07	
206 5794	田辺市	たきない町		0.17	
206 5795	田辺市	たきない町		0.07	
206 5796	田辺市	たきない町		0.02	
206 5797	田辺市	たきない町		0.16	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
205	5798	田辺市	たきない町	0.05	
205	5799	田辺市	たきない町	0.04	
205	5800	田辺市	たきない町	0.04	
205	5801	田辺市	たきない町	0.02	
205	5802	田辺市	たきない町	0.05	
205	5803	田辺市	たきない町	0.13	
205	5804	田辺市	たきない町	0.04	
205	5805	田辺市	たきない町	0.03	
205	5806	田辺市	たきない町	0.09	
205	5807	田辺市	たきない町	0.04	
205	5808	田辺市	たきない町	0.10	
205	5809	田辺市	たきない町	0.06	
205	5810	田辺市	たきない町	0.04	
205	5811	田辺市	たきない町	0.06	
205	5812	田辺市	たきない町	0.07	
205	5813	田辺市	たきない町	0.05	
205	5814	田辺市	たきない町	0.08	
205	5815	田辺市	秋法町	0.20	
205	5817	田辺市	下三橋	0.14	
205	5818	田辺市	上三橋	0.02	岩屋谷
205	5819	田辺市	上三橋	0.04	岩屋谷
205	5820	田辺市	上三橋	0.12	岩屋谷
205	5821	田辺市	上三橋	0.06	岩屋谷
205	5822	田辺市	上三橋	0.20	岩屋谷
205	5823	田辺市	上万呂	0.10	
205	5824	田辺市	上万呂	0.03	
205	5825	田辺市	上万呂	0.03	
205	5826	田辺市	上万呂	0.06	
205	5827	田辺市	上万呂	0.07	
205	5828	田辺市	上万呂	0.11	
205	5829	田辺市	上万呂	0.14	
205	5830	田辺市	上万呂	0.09	
205	5831	田辺市	栗山	0.04	
205	5832	田辺市	新庄町	0.05	
205	5833	田辺市	栗山	0.11	
205	5834	田辺市	新庄町	0.04	
205	5835	田辺市	新庄町	0.05	
205	5836	田辺市	新庄町	0.03	
205	5837	田辺市	新庄町	0.03	
205	5838	田辺市	新庄町	0.05	
205	5839	田辺市	新庄町	0.08	
205	5840	田辺市	神島台	0.48	
205	5841	田辺市	神島台	0.09	
205	5842	田辺市	神島台	0.05	
205	5843	田辺市	神島台	0.06	
205	5844	田辺市	神島台	0.47	
205	5845	田辺市	新庄町	0.06	
205	5846	田辺市	たきない町	0.07	
205	5847	田辺市	上三橋	0.07	
205	5848	田辺市	上三橋	0.33	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5849	田辺市	鮎川	0.80	
206	5850	田辺市	鮎川	0.87	
206	5851	田辺市	鮎川	0.15	
206	5852	田辺市	鮎川	0.17	
206	5853	田辺市	鮎川	0.46	
206	5854	田辺市	鮎川	0.17	
206	5855	田辺市	鮎川	0.09	
206	5856	田辺市	鮎川	0.07	
206	5857	田辺市	鮎川	0.16	
206	5858	田辺市	鮎川	0.13	
206	5859	田辺市	鮎川	0.10	
206	5860	田辺市	鮎川	0.22	
206	5861	田辺市	鮎川	0.04	
206	5862	田辺市	鮎川	0.16	
206	5863	田辺市	鮎川	0.08	
206	5864	田辺市	鮎川	0.03	
206	5865	田辺市	鮎川	0.02	
206	5866	田辺市	鮎川	0.08	
206	5867	田辺市	鮎川	0.15	
206	5868	田辺市	鮎川	0.13	
206	5870	田辺市	鮎川	0.03	
206	5871	田辺市	鮎川	0.18	
206	5872	田辺市	鮎川	0.07	
206	5873	田辺市	鮎川	1.14	
206	5874	田辺市	鮎川	0.57	
206	5875	田辺市	鮎川	0.23	
206	5876	田辺市	鮎川	0.27	
206	5877	田辺市	鮎川	0.39	
206	5878	田辺市	鮎川	0.29	
206	5879	田辺市	鮎川	0.61	
206	5880	田辺市	鮎川	0.06	
206	5881	田辺市	和田	0.46	
206	5882	田辺市	和田	0.19	
206	5883	田辺市	和田	0.43	
206	5884	田辺市	和田	0.36	
206	5885	田辺市	深谷	0.32	
206	5886	田辺市	小谷	0.88	
206	5887	田辺市	小谷	0.81	
206	5888	田辺市	合川	0.41	
206	5889	田辺市	合川	0.69	
206	5890	田辺市	竹ノ平	0.06	
206	5891	田辺市	竹ノ平	0.08	
206	5892	田辺市	竹ノ平	0.23	
206	5893	田辺市	向山	0.38	
206	5894	田辺市	向山	0.36	
206	5895	田辺市	向山	0.41	
206	5896	田辺市	向山	0.10	
206	5897	田辺市	向山	0.31	
206	5898	田辺市	向山	0.96	
206	5899	田辺市	下川下	0.19	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5900	田辺市	下川下	0.17	
206	5901	田辺市	下川下	0.13	
206	5902	田辺市	下川下	0.38	
206	5903	田辺市	下川上	0.44	
206	5904	田辺市	下川上	0.06	
206	5905	田辺市	下川上	0.10	
206	5906	田辺市	下川上	0.09	
206	5907	田辺市	下川上	0.04	
206	5908	田辺市	谷ノ口	0.10	
206	5909	田辺市	谷ノ口	0.12	
206	5910	田辺市	長野	0.59	
206	5911	田辺市	五味	0.37	
206	5912	田辺市	合川	0.09	
206	5913	田辺市	本宮町切畑	0.05	
206	5914	田辺市	龍神村龍神	17.23	
206	5915	田辺市	龍神村龍神	42.15	
206	5916	田辺市	龍神村龍神	4.08	
206	5917	田辺市	龍神村宮代	4.61	
206	5918	田辺市	龍神村宮代	9.89	
206	5919	田辺市	龍神村宮代	12.18	
206	5920	田辺市	龍神村宮代	8.90	
206	5921	田辺市	龍神村広井原	4.02	
206	5922	田辺市	龍神村殿風	1.39	
206	5923	田辺市	龍神村安井	13.38	
206	5924	田辺市	龍神村安井	0.07	
206	5925	田辺市	龍神村安井	0.19	
206	5926	田辺市	龍神村安井	0.04	
206	5927	田辺市	龍神村安井	0.08	
206	5928	田辺市	龍神村安井	10.74	
206	5929	田辺市	本宮町切畑	0.05	
206	5930	田辺市	本宮町下向	17.20	
206	5931	田辺市	本宮町本宮	0.04	
206	5932	田辺市	本宮町高山	0.04	
206	5933	田辺市	龍神村安井	9.11	
206	5934	田辺市	秋津川	28.02	中村
206	5935	田辺市	本宮町大淵	12.37	
206	5936	田辺市	本宮町大淵	0.38	
206	5937	田辺市	本宮町大淵	9.71	
206	5938	田辺市	本宮町神川	7.20	
206	5939	田辺市	本宮町大淵	6.18	
206	5940	田辺市	中辺路町西谷	4.46	
206	5941	田辺市	龍神村三ツ又	0.24	
206	5942	田辺市	龍神村三ツ又	0.21	
206	5943	田辺市	龍神村三ツ又	0.06	
206	5944	田辺市	龍神村三ツ又	0.66	
206	5945	田辺市	龍神村龍神	0.28	
206	5946	田辺市	中辺路町栗橋川	2.26	
206	5947	田辺市	鮎川	0.16	
206	5949	田辺市	小谷	0.34	
206	5950	田辺市	小谷	0.06	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
206	5951	田辺市	谷ノ口	9.96		
206	5952	田辺市	龍神村龍神	0.26		
206	5953	田辺市	龍神村小森	0.26		
206	5954	田辺市	龍神村丹生ノ川	0.06		
206	5955	田辺市	龍神村宮代	0.07		
206	5957	田辺市	龍神村福井	0.01		
206	5958	田辺市	龍神村三ツ又	31.63		
206	5959	田辺市	秋津川	0.17		
206	5960	田辺市	上秀美	0.20		
206	5961	田辺市	上秀美	0.23		
206	5962	田辺市	上秀美	0.59		
206	5965	田辺市	中辺路町大内川	0.16		
206	5966	田辺市	中辺路町大内川	0.10		
206	5967	田辺市	中辺路町大内川	0.25		
206	5968	田辺市	中辺路町大内川	0.13		
206	5969	田辺市	中辺路町大内川	0.11		
206	5970	田辺市	中辺路町大内川	0.19		
206	5971	田辺市	中辺路町大内川	0.23		
206	5972	田辺市	中辺路町大内川	0.17		
206	5973	田辺市	中辺路町大内川	0.05		
206	5974	田辺市	本宮町神川	0.61		
206	5975	田辺市	本宮町神川	0.14		
206	5976	田辺市	本宮町神川	0.44		
206	5977	田辺市	本宮町神川	11.08		
206	5978	田辺市	中辺路町栗橋川	1.19		
206	5980	田辺市	本宮町神川	1.49		
206	5981	田辺市	本宮町神川	1.59		
206	5982	田辺市	本宮町神川	2.32		
206	5983	田辺市	本宮町神川	6.53		
206	5984	田辺市	本宮町神川	7.04		
206	5985	田辺市	本宮町神川	6.27		
206	5986	田辺市	秀美町	0.27		
206	5988	田辺市	長野	0.20		
206	5989	田辺市	長野	0.14		
206	5990	田辺市	長野	0.07		
206	5991	田辺市	長野	0.05		
206	5992	田辺市	中三橋	0.07		
206	5993	田辺市	中辺路町西谷	0.04		
206	5994	田辺市	下川下	0.13		
206	5995	田辺市	下川上	1.42		
206	5996	田辺市	下川上	0.15		
206	5997	田辺市	新庄町	0.12		
206	5998	田辺市	鮎川	0.03		
206	5999	田辺市	龍神村甲斐ノ川	2.80		
206	6000	田辺市	龍神村丹生ノ川	0.65		
387	0001	田辺市	龍神村龍神	殿内内	4.40	
387	0002	田辺市	龍神村龍神	青田	5.26	
387	0003	田辺市	龍神村龍神	大枝	1.55	
387	0004	田辺市	龍神村龍神	湯布	2.97	
387	0005	田辺市	龍神村龍神	湯布	2.56	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
387 0006	田辺市	龍神村龍神	平野	1.59	
387 0007	田辺市	龍神村龍神	寺野	1.58	
387 0009	田辺市	龍神村龍神	竹瀬	7.38	
387 0010	田辺市	龍神村龍神	野瀬	1.85	
387 0011	田辺市	龍神村龍神	哲瀬谷	7.60	
387 0012	田辺市	龍神村龍神	湊本	3.76	
387 0013	田辺市	龍神村龍神	湊本	3.41	
387 0014	田辺市	龍神村龍神	湊ノ又	1.10	
387 0015	田辺市	龍神村龍神		2.47	
387 0016	田辺市	龍神村龍神		4.87	
387 0017	田辺市	龍神村湊ノ又	殿	1.83	
387 0018	田辺市	龍神村湊ノ又	袴ノ原	7.31	
387 0019	田辺市	龍神村湊ノ又	園ノ	6.21	
387 0020	田辺市	龍神村湊ノ又	和原	1.47	
387 0021	田辺市	龍神村湊ノ又	原	0.97	
387 0022	田辺市	龍神村湊ノ又	広木船瀬	6.40	
387 0023	田辺市	龍神村龍神	五百瀬	6.00	
387 0024	田辺市	龍神村三ノ又	湯野の口	1.28	
387 0025	田辺市	龍神村広井原	四田美道	3.65	
387 0027	田辺市	龍神村丹生ノ川	左	1.53	
387 0028	田辺市	龍神村丹生ノ川	小森	1.23	
387 0030	田辺市	龍神村殿原		3.00	
387 0031	田辺市	龍神村殿原		3.28	
387 0032	田辺市	龍神村殿原		2.70	
387 0033	田辺市	龍神村殿原		1.60	
387 0034	田辺市	龍神村殿原		3.42	
387 0035	田辺市	龍神村殿原		1.98	
387 0036	田辺市	龍神村殿原		4.97	
387 0038	田辺市	龍神村東	板谷	5.01	
387 0039	田辺市	龍神村東	上の原	1.04	
387 0040	田辺市	龍神村東	橋久保	3.06	
387 0041	田辺市	龍神村宮代	小原	0.84	
387 0042	田辺市	龍神村宮代	上子寄	2.97	
387 0043	田辺市	龍神村宮代	滝瀬	2.79	
387 0044	田辺市	龍神村宮代	大垣内	1.15	
387 0045	田辺市	龍神村宮代	山道地	4.72	
387 0046	田辺市	龍神村西	西	2.15	
387 0047	田辺市	龍神村東	西殿	2.41	
387 0048	田辺市	龍神村東	寺の原	3.06	
387 0049	田辺市	龍神村西	西村	7.05	
387 0050	田辺市	龍神村安井	五領	0.95	
387 0051	田辺市	龍神村安井	上村	5.50	
387 0052	田辺市	龍神村安井	知井	3.34	
387 0053	田辺市	龍神村安井	下村	0.79	
387 0054	田辺市	龍神村安井	上下村	0.40	
387 0055	田辺市	龍神村柳瀬	袋根	0.99	
387 0056	田辺市	龍神村柳瀬	真瀬ヶ谷	4.45	
387 0057	田辺市	龍神村柳瀬	広瀬	5.32	
387 0058	田辺市	龍神村福井	宇津木	8.28	
387 0059	田辺市	龍神村柳瀬	裏方	11.70	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
387 0060	田辺市	龍神村柳瀬	応地	2.23	
387 0062	田辺市	龍神村柳瀬	原	6.19	
387 0063	田辺市	龍神村福井	北野	15.05	
387 0064	田辺市	龍神村福井	芝	4.98	
387 0065	田辺市	龍神村福井	芝	17.92	
387 0067	田辺市	龍神村福井	日瀬	4.10	
387 0068	田辺市	龍神村福井	坊場内	0.73	
387 0069	田辺市	龍神村福井	殿治ヶ谷	2.05	
387 0070	田辺市	龍神村福井	殿治ヶ谷	5.24	
387 0072	田辺市	龍神村福井	小管	5.19	
387 0073	田辺市	龍神村福井	鏡坂	4.72	
387 0074	田辺市	龍神村甲斐ノ川	方原	3.33	
387 0076	田辺市	龍神村甲斐ノ川	神ノ平	0.44	
387 0079	田辺市	龍神村甲斐ノ川	本村	1.50	
387 0080	田辺市	龍神村甲斐ノ川	桑の木	3.04	
387 0081	田辺市	龍神村甲斐ノ川	丸田	3.40	
387 0082	田辺市	龍神村甲斐ノ川	長根	1.26	
387 0083	田辺市	龍神村甲斐ノ川	大瀬	17.31	
387 0084	田辺市	龍神村小家	芝垣内	1.24	
387 0085	田辺市	龍神村小家	崎平	3.17	
387 0086	田辺市	龍神村小家	音	2.94	
387 0087	田辺市	龍神村小家	五味	1.83	
387 0088	田辺市	龍神村小家	天倉	3.51	
387 0089	田辺市	龍神村小家	小森	6.33	
402 0001	田辺市	中辺路町内井川	浅瀬	2.59	
402 0002	田辺市	中辺路町内井川	垣原	1.68	
402 0003	田辺市	中辺路町内井川	垣原	2.40	
402 0004	田辺市	中辺路町内井川	垣原	2.06	
402 0005	田辺市	中辺路町内井川	垣原	0.54	
402 0006	田辺市	中辺路町内井川	下垣内	1.21	
402 006	田辺市	中辺路町栗橋川		0.58	
402 0007	田辺市	中辺路町内井川	下地	0.87	
402 0008	田辺市	中辺路町内井川	内井原	1.78	
402 0009	田辺市	中辺路町高原	桑畑	8.19	
402 009	田辺市	中辺路町高原		3.24	
402 010	田辺市	中辺路町小松原	下皆	5.11	
402 010	田辺市	中辺路町高原		4.22	
402 0011	田辺市	中辺路町高原	宮ノ坪	1.08	
402 0012	田辺市	中辺路町高原	宮ノ坪	1.28	
402 0013	田辺市	中辺路町高原	五味	11.81	
402 0014	田辺市	中辺路町高原	家垣内	1.74	
402 0015	田辺市	中辺路町高原	桑畑	0.51	
402 0016	田辺市	中辺路町高原	桑畑	0.91	
402 0017	田辺市	中辺路町高原	桑畑	2.23	
402 0018	田辺市	中辺路町高原	大段	1.02	
402 0019	田辺市	中辺路町高原	菅ノ川	1.55	
402 0020	田辺市	中辺路町高原	垣内	1.84	
402 0021	田辺市	中辺路町宮代		6.86	
402 0022	田辺市	中辺路町高原	安堵	1.60	
402 0023	田辺市	中辺路町高原	安堵	2.25	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
402 0024	田辺市	中辺路町福定	上福定	5.64	
402 0025	田辺市	中辺路町福定	上福定	2.08	
402 0026	田辺市	中辺路町福定	上福定	0.65	
402 0027	田辺市	中辺路町福定	宮平	2.18	
402 0028	田辺市	中辺路町福定	蛇ノ橋	2.97	
402 0029	田辺市	中辺路町福定	蛇ノ橋	4.94	
402 0030	田辺市	中辺路町福定	上地	8.85	
402 0031	田辺市	中辺路町大川	下地	0.84	
402 0032	田辺市	中辺路町大川	管ノ川	2.08	
402 0033	田辺市	中辺路町大川	長倉垣内	1.35	
402 0034	田辺市	中辺路町福定	近邊	4.58	
402 0035	田辺市	中辺路町福定	関ノ平	4.35	
402 0036	田辺市	中辺路町川合		1.87	
402 0037	田辺市	中辺路町川合		1.48	
402 0038	田辺市	中辺路町栗橋川	上芝	1.13	
402 0039	田辺市	中辺路町栗橋川	中芝	2.08	
402 0040	田辺市	中辺路町栗橋川	新田	7.91	
402 0041	田辺市	中辺路町栗橋川	下芝	1.29	
402 0042	田辺市	中辺路町小菅	梨	2.27	
402 0044	田辺市	中辺路町小菅	佐橋	1.97	
402 0045	田辺市	中辺路町高原	港原	18.83	
402 0046	田辺市	中辺路町高原	下谷	17.60	
402 0047	田辺市	中辺路町北野	上地	1.45	
402 0048	田辺市	中辺路町北野	中野垣内	6.58	
402 0049	田辺市	中辺路町石給	中村	0.87	
402 0050	田辺市	中辺路町石給	中村	1.05	
402 0051	田辺市	中辺路町石給	上平	3.23	
402 0052	田辺市	中辺路町石給	中村	1.41	
402 0053	田辺市	中辺路町北野	下地	1.82	
402 0054	田辺市	中辺路町北野	津波	1.09	
402 0055	田辺市	中辺路町野中	上地	1.28	
402 0056	田辺市	中辺路町野中	上地	0.69	
402 0057	田辺市	中辺路町野中	上地	1.01	
402 0058	田辺市	中辺路町野中	上地	6.47	
402 0059	田辺市	中辺路町野中	上地	6.10	
402 0060	田辺市	中辺路町野中	方杉	7.40	
402 0061	田辺市	中辺路町野中	方杉	6.17	
402 0062	田辺市	中辺路町野中	裏地	5.38	
402 0063	田辺市	中辺路町野中	大畑	4.57	
402 0064	田辺市	中辺路町野中	方杉	2.83	
402 0065	田辺市	中辺路町水上	上地	2.55	
402 0066	田辺市	中辺路町北野	西谷口	3.64	
402 0069	田辺市	中辺路町西谷	中小原	1.59	
402 0070	田辺市	中辺路町小菅	十九川	1.72	
402 0071	田辺市	中辺路町小菅	十九川	13.46	
402 0072	田辺市	中辺路町高野川	殿治原	0.65	
402 0073	田辺市	中辺路町高野川	殿治原	11.34	
402 0074	田辺市	中辺路町高野川	高野川	2.19	
402 0075	田辺市	中辺路町下毛垣内坪		1.91	
402 0076	田辺市	中辺路町	小寺坪	2.36	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
402 0077	田辺市	中辺路町沢	沢	4.66	
402 0078	田辺市	中辺路町沢	沢	2.55	
402 0079	田辺市	中辺路町沢	沢	3.34	
402 0080	田辺市	中辺路町沢	沢	0.70	
402 0081	田辺市	中辺路町沢	沢	1.08	
402 0082	田辺市	中辺路町内井川		2.28	
402 0083	田辺市	中辺路町内井川		1.12	
402 0084	田辺市	中辺路町水上	内垣内	1.78	
402 0085	田辺市	中辺路町水上	数畑	3.15	
402 0086	田辺市	中辺路町水上	内垣内	4.01	
402 0087	田辺市	中辺路町水上	上地	1.03	
402 0088	田辺市	中辺路町水上	上地	1.46	
403 0002	田辺市	平瀬	原地	2.33	
403 0003	田辺市	平瀬	原地	1.18	
403 0004	田辺市	平瀬	下地	0.65	
403 0005	田辺市	和田		6.49	
403 0006	田辺市	和田	地下	2.58	
403 0007	田辺市	和田	下地	3.15	
403 0008	田辺市	和田	地下	0.81	
403 0009	田辺市	和田	森谷	3.65	
403 0010	田辺市	和田	野首	4.39	
403 0011	田辺市	和田	宇井川	4.41	
403 0012	田辺市	下川上	安川	2.29	
403 0013	田辺市	下川上	安川	1.87	
403 0014	田辺市	下川上	安川	3.47	
403 0015	田辺市	下川上	安川	3.69	
403 0016	田辺市	下川上	袴平	4.17	
403 0017	田辺市	下川上		4.27	
403 0018	田辺市	下川上	上平	1.59	
403 0019	田辺市	木守	上木守	7.83	
403 0020	田辺市	木守	下木守	2.34	
403 0021	田辺市	木守	下木守	3.13	
403 0022	田辺市	木守	下木守	0.75	
403 0026	田辺市	熊野		0.43	
403 0028	田辺市	熊野		1.18	
403 0029	田辺市	熊野		12.87	
403 0030	田辺市	熊野		3.43	
403 0031	田辺市	熊野		6.31	
403 0032	田辺市	熊野		3.04	
403 0033	田辺市	熊野		1.05	
403 0034	田辺市	熊野		4.24	
403 0035	田辺市	熊野		3.32	
403 0036	田辺市	熊野		7.53	
403 0037	田辺市	熊野川		0.64	
403 0038	田辺市	熊野川	蛇ノ原	2.13	
403 0039	田辺市	熊野川	下地	5.34	
403 0040	田辺市	熊野川	下地	8.12	
403 0041	田辺市	熊野川	若雲	2.62	
403 0042	田辺市	熊野川	下地	1.49	
403 0043	田辺市	熊野川		3.12	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
403	0044	田辺市	南川	2.05	
403	0045	田辺市	南川	2.61	
403	0046	田辺市	五味	1.46	
403	0047	田辺市	五味	2.27	
403	0048	田辺市	五味	1.47	
403	0049	田辺市	五味	1.15	
403	0050	田辺市	谷ノ口	0.57	大野橋内
403	0051	田辺市	谷ノ口	1.18	清水
403	0052	田辺市	谷ノ口	2.14	清水
403	0053	田辺市	下路	0.86	
403	0056	田辺市	下路	3.48	
403	0057	田辺市	合川	1.98	
403	0058	田辺市	合川	3.64	大釜
403	0059	田辺市	合川	0.65	岩倉
403	0060	田辺市	合川	1.94	向山口
403	0061	田辺市	合川	3.35	田
403	0062	田辺市	竹ノ平	5.53	
403	0063	田辺市	向山	1.74	
403	0066	田辺市	向山	5.48	
403	0067	田辺市	向山	0.71	
403	0068	田辺市	向山	1.90	
403	0069	田辺市	西大谷	12.91	千ノ垣内
403	0070	田辺市	西大谷	1.14	中村
403	0071	田辺市	西大谷	6.56	石谷
403	0072	田辺市	西大谷	0.81	中村
403	0073	田辺市	西大谷	2.81	釜橋内
403	0074	田辺市	小谷	2.01	森ノ岡
403	0075	田辺市	深谷	0.56	片谷
403	0076	田辺市	深谷	4.95	
403	0077	田辺市	下川下	2.88	上野
403	0078	田辺市	下川下	0.31	上野
403	0079	田辺市	下川下	2.99	袋ノ野
403	0080	田辺市	下川下	0.41	上野
403	0081	田辺市	下川下	2.82	宮平
403	0082	田辺市	下川上	1.93	宮平
403	0083	田辺市	下川上	1.02	羽根
403	0084	田辺市	下川上	2.43	羽根
403	0085	田辺市	下川上	1.45	羽根
403	0086	田辺市	下川上	2.28	羽根
403	0087	田辺市	下川上	0.47	打越
403	0088	田辺市	下川上	4.86	大橋内
403	0089	田辺市	下川上	0.46	大橋内
403	0090	田辺市	下川上	17.19	城戸
403	0092	田辺市	下川上	6.04	大引
403	0093	田辺市	下川上	4.10	大引
403	0094	田辺市	下川上	0.77	野々橋内
403	0095	田辺市	下川上	5.44	野々橋内
403	0096	田辺市	下川上	0.84	桑原
403	0097	田辺市	下川上	3.99	桑原
403	0098	田辺市	下川上	3.45	菅口

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
403	0099	田辺市	下川上	6.00	柳瀬
403	0100	田辺市	下川上	1.20	柳瀬
403	0101	田辺市	下川上	0.67	柳瀬
403	0102	田辺市	下川下	0.50	竹ノ叉
403	0103	田辺市	下川下	1.50	上野(袋ノ野)
403	0104	田辺市	下川下	10.30	小谷
403	0105	田辺市	下川下	0.35	小谷
403	0106	田辺市	下川下	0.39	小谷
403	0107	田辺市	下川下	1.89	田ノ中
403	0108	田辺市	和也	3.13	滝尻
403	0109	田辺市	和也	5.09	小谷
403	0112	田辺市	熱川	1.53	愛賀合
403	0113	田辺市	熱川	2.53	愛賀合
403	0114	田辺市	熱川	0.88	愛賀合
403	0115	田辺市	熱川	1.88	愛賀合
403	0116	田辺市	熱川	2.15	愛賀合
403	0117	田辺市	熱川	0.70	
403	0118	田辺市	熱川	1.23	下小川
403	0119	田辺市	熱川	0.45	下小川
403	0120	田辺市	熱川	0.49	長田
403	0121	田辺市	熱川	2.23	小川
403	0122	田辺市	熱川	1.69	赤木
403	0123	田辺市	熱川	1.85	牛屋
403	0124	田辺市	熱川	1.82	愛賀合
403	0125	田辺市	熱川	0.85	向越
403	0126	田辺市	熱川	2.32	向越
403	0127	田辺市	熱川	1.52	向越
403	0128	田辺市	熱川	3.00	能登平
403	0130	田辺市	熱川	3.28	能登平
403	0131	田辺市	熱川	2.02	向越
403	0132	田辺市	熱川	6.78	宇立
403	0133	田辺市	熱川	0.87	内ノ井
403	0134	田辺市	熱川	3.07	釜石
403	0135	田辺市	熱川	4.21	釜山口
403	0136	田辺市	谷ノ口	4.27	
403	0137	田辺市	谷ノ口	9.33	
403	0138	田辺市	谷ノ口	0.93	山ノ元
403	0139	田辺市	九川	8.60	
403	0140	田辺市	九川	10.00	
403	0141	田辺市	五味	0.62	田ノ瀬
403	0150	田辺市	下川上	1.61	
403	0038	田辺市	西川	2.40	
405	0085	田辺市	合川	10.66	大川送
426	0001	田辺市	本宮町三枝	8.73	奥香
426	0002	田辺市	本宮町中巻	0.95	
426	0003	田辺市	本宮町下巻	1.54	
426	0004	田辺市	本宮町小ヶ森	2.90	
426	0005	田辺市	本宮町栗垣内	1.52	鷲治原坂
426	0007	田辺市	本宮町久保野	1.14	雨尾
426	0009	田辺市	本宮町土河原	7.28	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
426	0010	田辺市	本宮町土河原	2.37	八木原
426	0011	田辺市	本宮町切原	5.07	八木原
426	0012	田辺市	本宮町森	1.77	
426	0014	田辺市	本宮町切畑	3.22	内原
426	0015	田辺市	本宮町切畑	10.04	内原
426	0016	田辺市	本宮町上切原	2.94	下ノ谷
426	0017	田辺市	本宮町三里	1.29	岩平
426	0018	田辺市	本宮町大橋	1.58	上大橋
426	0019	田辺市	本宮町大橋	2.88	下大橋
426	0020	田辺市	本宮町九巻	3.56	
426	0021	田辺市	本宮町一本松	2.63	沖ノ平
426	0022	田辺市	本宮町一本松	6.88	平岩
426	0023	田辺市	本宮町向	3.55	
426	0024	田辺市	本宮町本宮	7.87	地木
426	0025	田辺市	本宮町久保野	0.56	仲巻
426	0026	田辺市	本宮町下瀬川	3.54	
426	0027	田辺市	本宮町曲川	3.11	下地
426	0028	田辺市	本宮町菅地	1.09	倉本
426	0029	田辺市	本宮町小ヶ森	0.95	仲巻
426	0030	田辺市	本宮町菅地	2.72	葛野
426	0031	田辺市	本宮町菅地	13.59	
426	0032	田辺市	本宮町武住	4.84	五味
426	0033	田辺市	本宮町大瀬	1.77	大瀬
426	0034	田辺市	本宮町大瀬	3.21	大瀬
426	0035	田辺市	本宮町大瀬	0.64	鹿和田
426	0036	田辺市	本宮町静川	10.87	橋土
426	0037	田辺市	本宮町静川	7.08	平
426	0038	田辺市	本宮町久保野	3.48	久保野平
426	0039	田辺市	本宮町湯ノ釜	3.84	上湯ノ釜
426	0040	田辺市	本宮町湯ノ釜	3.11	下湯ノ釜
426	0041	田辺市	本宮町深瀬	6.06	
426	0042	田辺市	本宮町深瀬	2.79	田
426	0044	田辺市	本宮町上大野	6.71	津呂
426	0046	田辺市	本宮町静川	6.76	白河
426	0047	田辺市	本宮町静川	7.04	
426	0048	田辺市	本宮町静川	3.51	上野
426	0049	田辺市	本宮町静川	2.53	蜂谷
426	0050	田辺市	本宮町静川	2.88	蜂ノ谷
426	0051	田辺市	本宮町下峰	18.02	野地平
426	0052	田辺市	本宮町高山	0.46	中蔵
426	0053	田辺市	本宮町高山	2.33	
426	0054	田辺市	本宮町高山	6.88	高津
404	0001	上富田町	岡	8.57	岡川
404	0002	上富田町	岡	12.51	夕
404	0004	上富田町	岩田	2.75	上殿
404	0005	上富田町	岩田	1.09	三宝寺
404	0006	上富田町	生馬	1.00	不田原
404	0007	上富田町	生馬	2.38	不田原
404	0008	上富田町	生馬	7.42	中根
404	0009	上富田町	生馬	0.87	小西

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
404	0010	上富田町	生馬	1.78	中根
404	0011	上富田町	生馬	2.17	下谷
404	0012	上富田町	生馬	0.95	袴田
404	0013	上富田町	生馬	1.79	
404	0014	上富田町	生馬	1.27	袴田
404	0015	上富田町	生馬	2.07	袴田
404	0016	上富田町	生馬	0.87	袴田
404	0017	上富田町	生馬	2.43	鳥渡
404	0018	上富田町	生馬	2.59	鳥渡
404	0019	上富田町	生馬	1.81	辻合
404	0020	上富田町	生馬	1.51	大宮
404	0021	上富田町	生馬	2.12	大宮
404	0022	上富田町	生馬	1.92	大宮下
404	0023	上富田町	生馬	2.88	大宮中
404	0024	上富田町	生馬	0.61	大宮上
404	0025	上富田町	生馬	3.60	大宮
404	0026	上富田町	生馬	7.69	芦谷
404	0027	上富田町	生馬	1.30	徳原
404	0028	上富田町	生馬	4.99	徳原
404	0029	上富田町	生馬	31.35	生馬川
404	1001	上富田町	岡	0.97	
404	1002	上富田町	市ノ瀬	0.58	
404	1003	上富田町	市ノ瀬	0.66	
404	1004	上富田町	生馬	17.98	徳原
404	5001	上富田町	生馬	3.41	生馬川
404	5002	上富田町	生馬	0.67	袴田
404	5003	上富田町	生馬	0.31	袴田
404	5004	上富田町	生馬	4.63	袴田
404	5005	上富田町	市ノ瀬	0.52	
404	5006	上富田町	市ノ瀬	0.58	
404	5007	上富田町	市ノ瀬	0.43	
404	5008	上富田町	岡	1.05	
404	5009	上富田町	岡	0.13	
404	5010	上富田町	岡	0.04	
404	5012	上富田町	岡	0.11	
404	5013	上富田町	岩田	0.13	
404	5014	上富田町	岩田	0.05	
404	5015	上富田町	岩田	0.07	
404	5016	上富田町	岩田	0.13	
404	5017	上富田町	岩田	0.03	
404	5018	上富田町	岩田	0.12	
404	5019	上富田町	岩田	0.04	
404	5020	上富田町	岩田	0.20	
404	5021	上富田町	岩田	0.04	
404	5022	上富田町	岩田	0.01	
404	5023	上富田町	岩田	0.04	
404	5024	上富田町	岩田	0.06	
404	5025	上富田町	岩田	0.11	
404	5026	上富田町	岩田	0.05	
404	5027	上富田町	岩田	0.05	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
401	0028	白浜町	庄川	1.29	
401	0029	白浜町	庄川	1.73	
401	0030	白浜町	庄川	2.34	
401	0031	白浜町	十九淵	3.14	
401	0032	白浜町	十九淵	1.65	
401	0033	白浜町	十九淵	17.28	
401	0034	白浜町	十九淵	1.22	
401	0035	白浜町	葛田	2.45	
401	0036	白浜町	葛田	0.67	
401	0037	白浜町	葛田	3.20	
401	0038	白浜町	葛田	2.94	
401	0039	白浜町	葛田	3.74	
401	0040	白浜町	葛田	1.46	
401	0041	白浜町	葛田	0.64	
401	0042	白浜町	葛田	0.86	
401	0043	白浜町	葛田	1.23	
401	0044	白浜町	葛田	2.21	
401	0045	白浜町	葛田	0.45	
401	0046	白浜町	葛田	3.16	
401	0047	白浜町	葛田	4.27	
401	0048	白浜町	葛田	1.21	
401	0049	白浜町	葛田	3.63	
401	0050	白浜町	葛田	2.36	
401	0051	白浜町	葛田	3.26	
401	0052	白浜町	葛田	0.60	
401	0053	白浜町	葛田	2.41	
401	0054	白浜町	葛田	1.79	
401	0055	白浜町	葛田	2.08	
401	0056	白浜町	葛田	0.37	
401	0057	白浜町	葛田	1.33	
401	0058	白浜町	葛田	1.34	
401	0059	白浜町	葛田	1.29	
401	0060	白浜町	葛田	1.44	
401	0061	白浜町	内ノ川	3.09	
401	0062	白浜町	内ノ川	2.27	
401	1001	白浜町	十九淵	12.51	
401	1002	白浜町	寺山	1.96	
401	1003	白浜町	市麩野	0.55	
401	1005	白浜町	小川	1.35	
401	1006	白浜町	安芸	0.64	
401	1007	白浜町	濃緑	0.50	
401	1008	白浜町	濃緑	0.48	
401	1009	白浜町	濃緑	1.61	
401	1010	白浜町	濃緑	3.36	
401	1011	白浜町	濃緑	0.48	
401	1012	白浜町	庄川	0.66	
401	1013	白浜町	葛田	1.11	
401	1014	白浜町	葛田	0.27	
401	1015	白浜町	葛田	1.22	
401	1016	白浜町	庄川	12.39	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
401	5001	白浜町	玉伝	0.31	
401	5002	白浜町	安芸	0.40	
401	5003	白浜町	葛田	0.96	
401	5004	白浜町	葛田	0.30	
401	5005	白浜町	葛田	0.74	
401	5006	白浜町	市麩野	0.81	
401	5007	白浜町	市麩野	0.19	
401	5008	白浜町	葛田	4.62	
401	5009	白浜町	安宅	0.34	
401	5010	白浜町	小川	0.24	
401	5011	白浜町	大	0.18	
401	5012	白浜町	宇津木	0.07	
401	5013	白浜町	小川	0.07	
401	5014	白浜町	葛田	0.03	
401	5015	白浜町	葛田	0.16	
401	5016	白浜町	葛田	0.07	
401	5017	白浜町	宇津木	0.06	
401	5018	白浜町	宇津木	0.13	
401	5020	白浜町	田野井	0.03	
401	5021	白浜町	田野井	0.04	
401	5022	白浜町	田野井	0.02	
401	5023	白浜町	葛田	0.07	
401	5024	白浜町	葛田	0.06	
401	5025	白浜町	葛田	0.06	
401	5026	白浜町	葛田	0.06	
401	5027	白浜町	葛田	0.31	
401	5028	白浜町	葛田	0.47	
401	5029	白浜町	葛田	0.23	
401	5030	白浜町	葛田	0.01	
401	5031	白浜町	葛田	0.02	
401	5032	白浜町	葛田	0.02	
401	5033	白浜町	葛田	0.06	
401	5034	白浜町	葛田	0.02	
401	5035	白浜町	葛田	0.04	
401	5036	白浜町	葛田	0.05	
401	5037	白浜町	葛田	0.03	
401	5038	白浜町	葛田	0.04	
401	5039	白浜町	葛田	0.05	
401	5040	白浜町	葛田	0.05	
401	5041	白浜町	葛田	0.15	
401	5042	白浜町	葛田	0.30	
401	5043	白浜町	葛田	0.05	
401	5044	白浜町	葛田	0.11	
401	5045	白浜町	葛田	0.13	
401	5046	白浜町	葛田	0.02	
401	5047	白浜町	葛田	0.05	
401	5048	白浜町	市麩野	0.02	
401	5049	白浜町	市麩野	0.02	
401	5050	白浜町	市麩野	0.12	
401	5051	白浜町	市麩野	0.06	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
401	5052	白浜町	市麩野	0.05	
401	5053	白浜町	市麩野	0.28	
401	5054	白浜町	市麩野	0.39	
401	5055	白浜町	市麩野	0.13	
401	5056	白浜町	市麩野	0.05	
401	5057	白浜町	柴	0.09	
401	5058	白浜町	柴	0.11	
401	5059	白浜町	柴	0.11	
401	5060	白浜町	柴	0.15	
401	5061	白浜町	柴	0.05	
401	5062	白浜町	葛田	0.06	
401	5063	白浜町	葛田	0.20	
401	5064	白浜町	葛田	0.30	
401	5065	白浜町	葛田	0.13	
401	5066	白浜町	葛田	0.25	
401	5067	白浜町	葛田	0.04	
401	5068	白浜町	葛田	1.47	
401	5070	白浜町	葛田	0.48	
401	5071	白浜町	葛田	0.40	
401	5072	白浜町	葛田	0.17	
401	5073	白浜町	葛田	0.11	
401	5074	白浜町	葛田	0.03	
401	5075	白浜町	葛田	0.23	
401	5076	白浜町	葛田	0.03	
401	5077	白浜町	葛田	0.09	
401	5078	白浜町	葛田	0.28	
401	5079	白浜町	葛田	0.03	
401	5080	白浜町	葛田	0.66	
401	5081	白浜町	葛田	0.08	
401	5082	白浜町	葛田	0.28	
401	5083	白浜町	葛田	0.06	
401	5084	白浜町	葛田	0.22	
401	5085	白浜町	葛田	0.04	
401	5086	白浜町	葛田	0.27	
401	5087	白浜町	葛田	0.10	
401	5088	白浜町	葛田	0.13	
401	5089	白浜町	葛田	0.09	
401	5090	白浜町	葛田	0.35	
401	5091	白浜町	葛田	0.99	
401	5092	白浜町	葛田	0.07	
401	5093	白浜町	葛田	0.10	
401	5094	白浜町	葛田	0.10	
401	5095	白浜町	市麩野	0.07	
401	5096	白浜町	才野	0.03	
401	5097	白浜町	才野	0.62	
401	5098	白浜町	才野	0.70	
401	5099	白浜町	葛田	0.80	
401	5100	白浜町	葛田	0.54	
401	5101	白浜町	葛田	0.15	
401	5102	白浜町	葛田	0.10	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
401	5103	白浜町	葛田	0.57	
401	5104	白浜町	平	1.18	
401	5105	白浜町	平	0.07	
401	5106	白浜町	葛田	0.48	
401	5107	白浜町	庄川	0.12	
401	5108	白浜町	庄川	0.13	
401	5109	白浜町	庄川	0.53	
401	5110	白浜町	庄川	0.49	
401	5111	白浜町	庄川	1.33	
401	5112	白浜町	庄川	0.06	
401	5113	白浜町	内ノ川	0.24	
401	5114	白浜町	内ノ川	0.17	
401	5115	白浜町	内ノ川	0.05	
401	5116	白浜町	内ノ川	0.05	
401	5117	白浜町	内ノ川	0.10	
401	5118	白浜町	内ノ川	0.05	
401	5119	白浜町	内ノ川	0.08	
401	5120	白浜町	内ノ川	0.64	
401	5121	白浜町	内ノ川	0.09	
401	5122	白浜町	内ノ川	0.16	
401	5123	白浜町	内ノ川	0.38	
401	5124	白浜町	葛田	0.73	
401	5125	白浜町	葛田	0.28	
401	5126	白浜町	葛田	0.04	
401	5128	白浜町	十九淵	0.09	
401	5129	白浜町	葛田	0.08	
401	5131	白浜町	富田	0.10	
401	5132	白浜町	葛田	0.09	
401	5133	白浜町	葛田	0.22	
401	5134	白浜町	葛田	0.28	
401	5135	白浜町	葛田	0.32	
401	5136	白浜町	葛田	0.28	
401	5137	白浜町	葛田	0.12	
401	5138	白浜町	葛田	0.11	
401	5139	白浜町	葛田	0.04	
401	5140	白浜町	葛田	0.05	
401	5141	白浜町	葛田	0.06	
401	5142	白浜町	葛田	0.05	
401	5143	白浜町	葛田	0.04	
401	5144	白浜町	葛田	0.02	
401	5145	白浜町	葛田	0.03	
401	5146	白浜町	葛田	0.05	
401	5147	白浜町	葛田	0.10	
401	5148	白浜町	田野井	0.22	
401	5149	白浜町	田野井	0.61	
401	5150	白浜町	葛田	0.23	
401	5151	白浜町	葛田	0.29	
401	5152	白浜町	葛田	0.04	
401	5153	白浜町	葛田	0.54	
401	5154	白浜町	葛田	0.96	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
401	5155	白浜町	日露	0.11		
401	5156	白浜町	日露	0.19		
401	5157	白浜町	日露	0.16		
401	5158	白浜町	日露	0.10		
401	5160	白浜町	大古	0.09		
401	5161	白浜町		0.03		
401	5162	白浜町		0.10		
401	5165	白浜町		0.05		
401	5166	白浜町		0.04		
401	5167	白浜町		1.28		
401	5168	白浜町		0.11		
401	5169	白浜町		0.05		
401	5170	白浜町		0.04		
401	5171	白浜町		0.03		
401	5172	白浜町		0.03		
401	5173	白浜町		0.05		
401	5174	白浜町		0.02		
401	5175	白浜町		0.03		
401	5176	白浜町		0.03		
401	5177	白浜町		0.02		
401	5178	白浜町		0.03		
401	5179	白浜町		0.17		
401	5180	白浜町		0.02		
401	5181	白浜町		0.08		
401	5182	白浜町	大浦	0.07		
401	5183	白浜町	大浦	0.03		
401	5184	白浜町	大浦	0.03		
401	5185	白浜町	壁田	横溝	0.09	
401	5187	白浜町	壁田	横溝	0.03	
401	5188	白浜町	壁田	横溝	0.04	
401	5190	白浜町	壁田	横溝	0.06	
401	5191	白浜町	壁田	横溝	0.13	
401	5192	白浜町	壁田	細野	0.04	
401	5193	白浜町	壁田	細野	0.02	
401	5194	白浜町	壁田	細野	0.04	
401	5195	白浜町	壁田	細野	0.02	
401	5196	白浜町	壁田	細野	0.06	
401	5198	白浜町	壁田	細野	0.02	
401	5199	白浜町	壁田	細野	0.02	
401	5200	白浜町	壁田	細野	0.04	
401	5201	白浜町	壁田	細野	0.03	
401	5202	白浜町	壁田	細野	0.06	
401	5203	白浜町	壁田	細野	0.04	
401	5204	白浜町	壁田	細野	0.07	
401	5205	白浜町	壁田	細野	0.15	
401	5206	白浜町	壁田	細野	0.10	
401	5207	白浜町	壁田	細野	0.40	
401	5208	白浜町	壁田	細野	0.10	
401	5209	白浜町	壁田	細野	0.16	
401	5210	白浜町	壁田	細野	0.09	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
401	5211	白浜町	壁田	細野	0.02
401	5212	白浜町	壁田	細野	0.16
401	5213	白浜町	壁田	細野	0.09
401	5214	白浜町	壁田	細野	0.02
401	5215	白浜町	壁田	細野	0.03
401	5216	白浜町	壁田	細野	0.07
401	5217	白浜町	壁田	細野	0.05
401	5218	白浜町	壁田	細野	0.08
401	5219	白浜町	壁田	細野	0.08
401	5220	白浜町	壁田	細野	0.49
401	5221	白浜町	壁田	細野	0.08
401	5222	白浜町	壁田	細野	0.16
401	5223	白浜町	壁田	細野	0.18
401	5224	白浜町	壁田	細野	0.05
401	5225	白浜町	壁田	細野	0.40
401	5226	白浜町	壁田	細野	0.02
401	5227	白浜町	壁田	細野	0.02
401	5228	白浜町	壁田	細野	0.09
401	5229	白浜町	壁田	細野	0.04
401	5230	白浜町	壁田	細野	0.06
401	5231	白浜町	壁田	細野	0.09
401	5233	白浜町	壁田	細野	0.10
401	5235	白浜町	壁田	細野	0.04
401	5236	白浜町	壁田	相崎	0.19
401	5237	白浜町	壁田		0.03
401	5238	白浜町	壁田		0.09
401	5239	白浜町	壁田		0.12
401	5240	白浜町	壁田	上地	0.15
401	5241	白浜町	壁田	円谷	0.09
401	5242	白浜町	壁田	円谷	0.06
401	5243	白浜町	壁田	円谷	0.06
401	5244	白浜町	壁田		0.09
401	5245	白浜町	壁田		0.02
401	5246	白浜町	壁田	善行	0.28
401	5247	白浜町	壁田	善行	0.41
401	5248	白浜町	壁田		0.14
401	5249	白浜町	壁田		0.04
401	5250	白浜町	壁田	善行	0.07
401	5251	白浜町	壁田	福田	0.15
401	5252	白浜町	壁田	善行	0.03
401	5253	白浜町	壁田	善行	0.05
401	5254	白浜町	壁田	善行	0.49
401	5255	白浜町	壁田	善行	0.16
401	5256	白浜町	平	上平	0.30
401	5257	白浜町	平		0.31
401	5258	白浜町	平		0.07
401	5260	白浜町	平		0.05
401	5262	白浜町	富田	高瀬	0.17
401	5263	白浜町	富田	高瀬	0.13
401	5264	白浜町	富田	三軒俣	0.01

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
401	5265	白浜町	富田	三軒俣	0.62	
401	5266	白浜町	富田	三軒俣	0.46	
401	5267	白浜町	富田		0.91	
401	5268	白浜町	富田		0.22	
401	5270	白浜町	富田	横谷	0.46	
401	5271	白浜町	日露	市江	0.31	
401	5272	白浜町	日露	市江	0.22	
401	5273	白浜町	日露	日露	0.09	
401	5274	白浜町	堀野		0.10	
401	5275	白浜町	堀野		0.23	
401	5276	白浜町	堀野		0.16	
401	5277	白浜町	堀野		13.90	
401	5279	白浜町	堀野		0.11	
401	5280	白浜町	久木		0.26	
401	5282	白浜町	口ヶ谷	本谷	0.04	
401	5283	白浜町	堀野	伊古木	0.07	
401	5284	白浜町	矢田	宇井ヶ池	0.04	
401	5285	白浜町	矢田	宇井ヶ池	0.03	
401	5286	白浜町	矢田	宇井ヶ池	0.04	
401	5287	白浜町	矢田	宇井ヶ池	0.07	
401	5288	白浜町	矢田	宇井ヶ池	0.07	
401	5289	白浜町	安田	宇井ヶ池	0.08	
401	5290	白浜町	堀野	伊古木	0.55	
401	5291	白浜町	安房		0.67	
401	5292	白浜町	口ヶ谷		1.05	
401	5293	白浜町	安室	小門	0.27	
401	5294	白浜町	大		0.08	
401	5295	白浜町	大		0.16	
401	5296	白浜町	城		0.14	
401	5297	白浜町	市鹿野	温井地	0.11	
401	5298	白浜町	市鹿野	上池	0.04	
401	5299	白浜町	市鹿野	土路瀬戸		0.44
401	5301	白浜町	市鹿野		0.11	
401	5302	白浜町	大瀬		0.12	
401	5304	白浜町	大瀬		0.06	
401	5305	白浜町	内ノ川		0.06	
401	5306	白浜町	内ノ川	瀬田	8.77	
401	5307	白浜町	内ノ川		3.01	
401	5308	白浜町	内ノ川	瀬田	0.31	
401	5309	白浜町	内ノ川	瀬田	2.00	
401	5311	白浜町	壁田		0.53	
401	5312	白浜町	壁田		1.22	
401	5313	白浜町	壁田		0.09	
401	5314	白浜町	壁田		0.16	
401	5315	白浜町	壁田	細野	4.91	
401	5317	白浜町	庄川		0.14	
401	5318	白浜町	庄川		0.47	
401	5319	白浜町	庄川		0.10	
401	5321	白浜町	庄川	芝	0.22	
401	5322	白浜町	庄川		0.05	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
401	5323	白浜町	庄川		0.20
401	5324	白浜町	十九淵		0.21
401	5325	白浜町	十九淵		0.39
401	5326	白浜町	十九淵		0.15
401	5327	白浜町	橋	伊勢谷	0.04
401	5328	白浜町	平	平泉	0.04
401	5329	白浜町	庄川		0.18
401	5330	白浜町	庄川	出合	0.11
401	5331	白浜町	庄川	出合	0.04
401	5332	白浜町	宇津木		0.39
401	5333	白浜町	市鹿野	殿山	1.37
401	5334	白浜町	玉岳	河原谷	0.03
401	5335	白浜町	玉岳	河原谷	0.10
401	5336	白浜町	富田	横谷	0.09
401	5337	白浜町	富田	夏基	0.18
401	5338	白浜町	橋		3.50
401	5339	白浜町	橋	新田	0.10
401	5340	白浜町	向平		0.43
401	5341	白浜町	向平		0.51
401	5342	白浜町	口ヶ谷		1.03
401	5344	白浜町	口ヶ谷		0.17
401	5345	白浜町	口ヶ谷		0.20
401	5346	白浜町	大		0.96
401	5347	白浜町	日露	市江	0.05
401	5348	白浜町	日露	市江	0.56
401	5349	白浜町	日露	市江	2.15
401	5350	白浜町	日露	市江	6.43
401	5351	白浜町	日露	笠浦	22.87
401	5352	白浜町	安宅		0.93
401	5353	白浜町	田野井	湯ヶ芝	0.07
401	5354	白浜町	田野井	寺ノ前	0.03
401	5355	白浜町	日露	日露	0.05
401	5356	白浜町	日露	日露	0.10
401	5357	白浜町	日露	日露	0.26
401	5358	白浜町	日露	谷ヶ池	0.34
401	5359	白浜町	大古		0.05
401	5361	白浜町	安宅		2.89
401	5362	白浜町	香山		0.13
401	5363	白浜町	壁田		1.46
401	5364	白浜町	中嶋		3.78
401	7001	白浜町	香山	矢田	0.82
401	7002	白浜町	香山	矢田	1.19
405	0001	白浜町	玉岳	河原谷	2.16
405	0002	白浜町	市鹿野	真砂	3.11
405	0003	白浜町	市鹿野	葛原	3.76
405	0004	白浜町	市鹿野	殿山	5.01
405	0005	白浜町	市鹿野	殿山	1.64
405	0006	白浜町	市鹿野	下滝	1.63
405	0007	白浜町	市鹿野	温井地	9.53
405	0008	白浜町	市鹿野	温井地	3.35

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
405 0009	白浜町	市庭野	上池	3.33	
405 0010	白浜町	市庭野	主務野戸	5.09	
405 0011	白浜町	小碓	尾山	1.46	
405 0012	白浜町	小碓	尾山	2.47	
405 0013	白浜町	玉佐		1.79	
405 0014	白浜町	玉佐		17.66	
405 0015	白浜町	大	上板木	7.24	
405 0016	白浜町	大	上板木	0.67	
405 0017	白浜町	宇津木		5.58	
405 0018	白浜町	宇津木	内ヶ谷	4.47	
405 0019	白浜町	宇津木	谷口	1.60	
405 0020	白浜町	小川		5.02	
405 0021	白浜町	小川	夕生谷	3.17	
405 0022	白浜町	小川	上村	6.47	
405 0023	白浜町	小川	中村平	1.18	
405 0024	白浜町	城		4.15	
405 0025	白浜町	上露		1.32	
405 0026	白浜町	竹垣内		0.63	
405 0027	白浜町	久木		1.08	
405 0028	白浜町	久木		0.22	
405 0029	白浜町	向平		1.41	
405 0030	白浜町	中嶋		10.26	
405 0032	白浜町	寺山		1.38	
405 0034	白浜町	安屋	熊野谷	2.57	
405 0035	白浜町	口ヶ谷	藤野	0.48	
405 0036	白浜町	口ヶ谷	藤野	0.89	
405 0037	白浜町	口ヶ谷	藤野	0.81	
405 0038	白浜町	口ヶ谷	松木	1.55	
405 0039	白浜町	口ヶ谷	松木	1.41	
405 0040	白浜町	口ヶ谷	下露	2.45	
405 0041	白浜町	口ヶ谷	本谷	3.75	
405 0042	白浜町	田野井	辻野	1.62	
405 0044	白浜町	田野井	辻野	3.04	
405 0045	白浜町	田野井	追ヶ芝	3.47	
405 0046	白浜町	田野井	寺ノ前	2.71	
405 0047	白浜町	田野井	寺ノ前	2.10	
405 0048	白浜町	田野井	山水	1.13	
405 0050	白浜町	田野井	山水	9.07	
405 0053	白浜町	田野井	山水	1.03	
405 0054	白浜町	矢田	字井ヶ池	2.04	
405 0055	白浜町	矢田	字井ヶ池	4.03	
405 0056	白浜町	矢田	字井ヶ池	2.04	
405 0057	白浜町	安宅	小門	1.94	
405 0058	白浜町	安宅	小門	1.85	
405 0059	白浜町	安宅		1.38	
405 0060	白浜町	安宅		1.05	
405 0061	白浜町	安宅		1.34	
405 0062	白浜町	安宅		0.63	
405 0063	白浜町	日露	市江	0.16	
405 0064	白浜町	日露	市江	0.57	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
405 0065	白浜町	日露	市江	1.07	
405 0066	白浜町	日露	市江崎	0.61	
405 0067	白浜町	日露	笠南	1.99	
405 0068	白浜町	日露	笠南	1.62	
405 0069	白浜町	日露	笠南	1.87	
405 0070	白浜町	日露	志原上	0.50	
405 0071	白浜町	日露	志原上	0.42	
405 0072	白浜町	日露	志原上	1.42	
405 0073	白浜町	日露	志原上	0.41	
405 0075	白浜町	日露	日の出	1.24	
405 0076	白浜町	日露	谷ヶ池	1.07	
405 0077	白浜町	日露	日の出	1.36	
405 0078	白浜町	日露	谷ヶ池	0.87	
405 0079	白浜町	大古		0.22	
405 0080	白浜町	大古		0.32	
405 0081	白浜町	増野	新谷	8.44	
405 0082	白浜町	増野	菅ノ脇	5.34	
405 0083	白浜町	増野	蛇原	1.43	
405 0084	白浜町	増野	伊吉木	1.59	
405 7001	白浜町	岡		5.10	
405 7002	白浜町	三ヶ川		10.10	
406 0001	すさみ町	太閤川	崎口	3.33	
406 0002	すさみ町	太閤川		1.25	
406 0003	すさみ町	太閤川		0.37	
406 0004	すさみ町	太閤川		0.33	
406 0005	すさみ町	太閤川	橋六口	0.99	
406 0006	すさみ町	太閤川		5.29	
406 0007	すさみ町	太閤川	下村	1.09	
406 0008	すさみ町	太閤川	上村	1.88	
406 0009	すさみ町	太閤川	上村	1.23	
406 0010	すさみ町	太閤川	上村	4.89	
406 0011	すさみ町	矢ノ口	園ヶ谷	5.10	
406 0012	すさみ町	小附		1.56	
406 0013	すさみ町	小附		2.76	
406 0014	すさみ町	小附	下地	1.37	
406 0015	すさみ町	大附	吉川	1.57	
406 0016	すさみ町	大附	広田	3.89	
406 0017	すさみ町	大附	広田	2.16	
406 0018	すさみ町	大附	広田	3.90	
406 0019	すさみ町	大附	広田	0.56	
406 0020	すさみ町	大附	上地	4.11	
406 0021	すさみ町	大附	上地	3.01	
406 0023	すさみ町	佐本中野		1.78	
406 0024	すさみ町	佐本中野		0.49	
406 0025	すさみ町	佐本中野		0.79	
406 0026	すさみ町	佐本中野		2.94	
406 0027	すさみ町	佐本中野		5.50	
406 0028	すさみ町	佐本中野		2.14	
406 0029	すさみ町	佐本中野		0.92	
406 0030	すさみ町	佐本中野		0.90	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
406 0031	すさみ町	佐本中野		0.99	
406 0032	すさみ町	佐本中野		0.62	
406 0033	すさみ町	佐本中野		1.97	
406 0034	すさみ町	佐本中野		0.76	
406 0035	すさみ町	佐本中		0.73	
406 0036	すさみ町	佐本中		3.04	
406 0037	すさみ町	佐本平野		3.38	
406 0038	すさみ町	佐本深谷		8.38	
406 0039	すさみ町	佐本深谷	深谷	1.25	
406 0040	すさみ町	佐本深谷	深谷	3.28	
406 0041	すさみ町	佐本深谷	深谷	0.85	
406 0042	すさみ町	佐本深谷	深谷	0.35	
406 0043	すさみ町	佐本平野	根内平	5.57	
406 0044	すさみ町	佐本平野	根内平	0.40	
406 0045	すさみ町	佐本平野		2.08	
406 0046	すさみ町	佐本平野		1.06	
406 0047	すさみ町	佐本西野川		3.28	
406 0048	すさみ町	佐本西野川		0.55	
406 0049	すさみ町	佐本西野川		3.05	
406 0050	すさみ町	佐本西野川	堂面	0.84	
406 0051	すさみ町	佐本西野川		0.96	
406 0052	すさみ町	佐本西野川		2.93	
406 0053	すさみ町	佐本西野川		2.21	
406 0054	すさみ町	佐本西野川		1.79	
406 0055	すさみ町	佐本東野川		2.04	
406 0056	すさみ町	佐本東野川		3.46	
406 0057	すさみ町	佐本東野川		2.85	
406 0058	すさみ町	佐本東野川		0.63	
406 0059	すさみ町	佐本東野川		1.24	
406 0060	すさみ町	大谷	橋渡	3.69	
406 0061	すさみ町	佐本湯川	ズミン石谷	1.05	
406 0062	すさみ町	大谷	小松平	0.84	
406 0063	すさみ町	大谷	小松平	0.88	
406 0064	すさみ町	大谷	小松平	0.87	
406 0065	すさみ町	大谷	小松平	1.67	
406 0066	すさみ町	大谷		2.48	
406 0067	すさみ町	大谷		0.73	
406 0068	すさみ町	大谷		0.30	
406 0069	すさみ町	大谷	下地	1.27	
406 0070	すさみ町	大谷	下地	0.41	
406 0071	すさみ町	大谷	下地	0.93	
406 0072	すさみ町	大谷	下地	2.26	
406 0073	すさみ町	大谷	上三株地	1.87	
406 0074	すさみ町	大谷		1.05	
406 0075	すさみ町	大谷		1.29	
406 0076	すさみ町	大谷		1.54	
406 0077	すさみ町	大谷		1.08	
406 0078	すさみ町	大谷		1.68	
406 0079	すさみ町	大谷	上地	0.75	
406 0080	すさみ町	大谷	上地	0.44	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
406 0081	すさみ町	大磯	上地	0.97	
406 0082	すさみ町	豊野	小沼地	1.37	
406 0083	すさみ町	豊野	地下	0.99	
406 0084	すさみ町	豊野	地下	1.26	
406 0085	すさみ町	豊野	地下	2.29	
406 0086	すさみ町	豊野	中平貝	0.45	
406 0088	すさみ町	豊野		3.84	
406 0089	すさみ町	豊野	宇の平野	1.25	
406 0090	すさみ町	江住	立ヶ谷口向	2.93	
406 0091	すさみ町	江住	立ヶ谷口向	3.01	
406 0092	すさみ町	江住	立ヶ谷口向	1.55	
406 0093	すさみ町	江住	立ヶ谷口向	1.52	
406 0094	すさみ町	江住	吉ヶ谷	1.79	
406 0095	すさみ町	江住	カンヅヤ	1.39	
406 0096	すさみ町	江住	麻花ウイ	0.72	
406 0097	すさみ町	江住		1.27	
406 0098	すさみ町	江住		1.63	
406 0099	すさみ町	江住	西津峯	2.36	
406 0100	すさみ町	江住	泉又谷	1.20	
406 0101	すさみ町	江住	江須之川	1.26	
406 0102	すさみ町	江住		1.17	
406 0103	すさみ町	江住	泉又谷	0.51	
406 0104	すさみ町	江住	泉又谷	2.48	
406 0105	すさみ町	見老津		1.51	
406 0106	すさみ町	見老津	長井谷	1.16	
406 0107	すさみ町	見老津	長井	1.18	
406 0108	すさみ町	見老津	長井	2.06	
406 0109	すさみ町	見老津		1.54	
406 0110	すさみ町	見老津	高浜	1.71	
406 0111	すさみ町	見老津	高浜	2.35	
406 0112	すさみ町	和深川		0.90	
406 0113	すさみ町	和深川		0.73	
406 0115	すさみ町	和深川		1.17	
406 0116	すさみ町	和深川		1.27	
406 0117	すさみ町	和深川		7.69	
406 0118	すさみ町	和深川		2.47	
406 0119	すさみ町	和深川		1.45	
406 0120	すさみ町	和深川		0.89	
406 0121	すさみ町	和深川	口和深	0.79	
406 0122	すさみ町	和深川	中山	2.60	
406 0123	すさみ町	和深川	中山	1.49	
406 0124	すさみ町	和深川	口和深	2.98	
406 0125	すさみ町	和深川	北浜	1.53	
406 0126	すさみ町	和深川		1.09	
406 0127	すさみ町	和深川		0.50	
406 0128	すさみ町	和深川		1.59	
406 0129	すさみ町	関参見	下地	0.27	
406 0130	すさみ町	関参見	下地	0.58	
406 0131	すさみ町	江住	小泊	0.59	
406 0132	すさみ町	関参見	朝来谷	4.08	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
406 0134	すさみ町	扇参見	松の木	0.61	
406 0135	すさみ町	扇参見	松の木	1.02	
406 0136	すさみ町	扇参見	入谷	3.71	
406 0137	すさみ町	扇参見	入谷	2.02	
406 0138	すさみ町	扇参見	神田山	0.95	
406 0139	すさみ町	扇参見	神田	0.46	
406 0140	すさみ町	扇参見		1.94	
406 0141	すさみ町	扇参見	太間地	1.33	
406 0142	すさみ町	扇参見	太間地	1.82	
406 0143	すさみ町	扇参見	立野中山	1.35	
406 0144	すさみ町	扇参見	立野中山	1.87	
406 0145	すさみ町	扇参見	立野	1.31	
406 0146	すさみ町	扇参見	ウスギ	1.74	
406 0147	すさみ町	扇参見	ウスギ	1.54	
406 0148	すさみ町	扇参見		2.21	
406 0149	すさみ町	扇参見	長守井	3.63	
406 0150	すさみ町	扇参見	白利	0.95	
406 0151	すさみ町	扇参見	白利	1.58	
406 0152	すさみ町	上戸川	本家平	2.75	
406 0153	すさみ町	上戸川	五郎水	3.97	
406 0154	すさみ町	上戸川	持越	0.69	
406 0155	すさみ町	上戸川	持越	1.01	
406 0156	すさみ町	上戸川	河中	1.58	
406 0157	すさみ町	上戸川	河中	0.48	
406 0158	すさみ町	上戸川	河中	1.53	
406 0159	すさみ町	上戸川	滝土	0.63	
406 0160	すさみ町	上戸川	滝土	1.45	
406 0161	すさみ町	上戸川	遠作	1.60	
406 0162	すさみ町	扇参見	広瀬	1.52	
406 0163	すさみ町	小河内	出谷	1.50	
406 0164	すさみ町	小河内		1.20	
406 0165	すさみ町	小河内	小河内	1.06	
406 0166	すさみ町	小河内		0.99	
406 0167	すさみ町	小河内	上の坪	1.35	
406 0168	すさみ町	小河内	小河内	2.49	
406 0169	すさみ町	小河内	小河内	0.44	
406 0170	すさみ町	小河内	小河内	0.98	
406 0171	すさみ町	小河内	地下	1.18	
406 0172	すさみ町	小河内	地下	1.19	
406 0173	すさみ町	小河内	木行谷	1.96	
406 0174	すさみ町	小河内	地下	1.09	
406 0175	すさみ町	小河内	地下	5.58	
406 0176	すさみ町	小河内		1.64	
406 0177	すさみ町	小河内		1.25	
406 0178	すさみ町	小河内		6.26	
406 0179	すさみ町	防己	上防己	1.79	
406 0180	すさみ町	防己	中防己	1.09	
406 0181	すさみ町	防己	中防己	1.69	
406 0182	すさみ町	防己	下防己	2.04	
406 0183	すさみ町	防己	下防己	1.97	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
406 0184	すさみ町	防己	下防己	2.54	
406 0185	すさみ町	防己		3.25	
406 0186	すさみ町	扇参見	入谷	0.73	
406 0187	すさみ町	扇参見	広瀬	2.33	
406 0188	すさみ町	佐本中野		3.43	
406 0189	すさみ町	江住	奥又谷	0.95	
406 0190	すさみ町	江住	奥又谷	3.46	
406 0191	すさみ町	扇参見	ウスギ	1.69	
406 0192	すさみ町	扇参見	ウスギ	1.09	
406 0193	すさみ町	扇参見		2.81	
406 0194	すさみ町	扇参見		2.62	
406 0195	すさみ町	江住	小泊	1.28	
406 0196	すさみ町	和深川		1.13	
406 0197	すさみ町	和深川		0.79	
406 0198	すさみ町	見老津		0.35	
406 0200	すさみ町	扇参見	入谷	1.32	
406 5001	すさみ町	佐本中		2.51	
406 5002	すさみ町	佐本中		0.17	
406 5003	すさみ町	佐本中		0.82	
406 5004	すさみ町	佐本退川		2.03	
406 5005	すさみ町	江住	江住	0.24	
406 5006	すさみ町	扇参見	防地	0.55	
406 5007	すさみ町	扇参見	堀切	0.61	
406 5008	すさみ町	扇参見	堀切	0.58	
406 5009	すさみ町	里野	地下	0.30	
406 5010	すさみ町	見老津	長井	0.35	
406 5012	すさみ町	里野	中耳見	0.15	
406 5013	すさみ町	里野		0.04	
406 5014	すさみ町	里野		0.28	
406 5015	すさみ町	江住		0.18	
406 5016	すさみ町	江住		0.15	
406 5017	すさみ町	小河内	出谷	0.17	
406 5018	すさみ町	小河内	出谷	0.15	
406 5019	すさみ町	大鎌	上地	0.17	
406 5020	すさみ町	大鎌	下地	0.08	
406 5021	すさみ町	大鎌	下地	0.10	
406 5022	すさみ町	小附		0.12	
406 5023	すさみ町	大鎌	上地	0.05	
406 5024	すさみ町	大鎌	下地	0.21	
406 5025	すさみ町	大鎌	下地	0.11	
406 5026	すさみ町	大鎌	下地	0.08	
406 5027	すさみ町	大鎌	下地	0.07	
406 5028	すさみ町	大鎌	下地	0.11	
406 5029	すさみ町	江住		0.21	
406 5030	すさみ町	江住		0.04	
406 5031	すさみ町	江住		0.04	
406 5032	すさみ町	扇参見	白利	0.03	
406 5033	すさみ町	扇参見	白利	0.07	
406 5034	すさみ町	扇参見	神田	0.08	
406 5035	すさみ町	扇参見	石橋	0.50	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
406 5036	すさみ町	扇参見	石橋	0.39	
406 5037	すさみ町	扇参見	石橋	0.91	
406 5038	すさみ町	扇参見	石橋	0.26	
406 5039	すさみ町	扇参見		0.45	
406 5040	すさみ町	口和深		0.07	
406 5041	すさみ町	口和深		0.29	
406 5042	すさみ町	口和深		0.95	
406 5043	すさみ町	口和深		0.25	
406 5044	すさみ町	口和深		0.66	
406 5045	すさみ町	和深川		0.13	
406 5046	すさみ町	和深川		0.05	
406 5047	すさみ町	和深川		1.36	
406 5048	すさみ町	和深川		0.28	
406 5049	すさみ町	和深川		0.90	
406 5050	すさみ町	口和深		0.54	
406 5051	すさみ町	口和深		0.28	
406 5052	すさみ町	口和深		0.17	
406 5053	すさみ町	口和深		0.05	
406 5054	すさみ町	口和深		0.10	
406 5055	すさみ町	口和深		0.32	
406 5056	すさみ町	口和深		0.19	
406 5057	すさみ町	口和深		0.24	
406 5058	すさみ町	口和深		0.31	
406 5059	すさみ町	見老津	高浜	0.17	
406 5060	すさみ町	見老津		0.12	
406 5061	すさみ町	見老津		0.09	
406 5062	すさみ町	見老津		0.07	
406 5063	すさみ町	見老津		0.10	
406 5064	すさみ町	見老津		0.05	
406 5065	すさみ町	見老津		0.07	
406 5066	すさみ町	見老津		0.07	
406 5067	すさみ町	見老津		0.06	
406 5068	すさみ町	見老津		0.16	
406 5069	すさみ町	見老津		0.09	
406 5070	すさみ町	見老津		0.06	
406 5071	すさみ町	上戸川	本家平	0.11	
406 5072	すさみ町	上戸川	五郎水	0.10	
406 5073	すさみ町	扇参見		0.14	
406 5074	すさみ町	扇参見		0.23	
406 5075	すさみ町	江住	小泊	0.13	
406 5076	すさみ町	扇参見	扇茶	0.25	
406 5077	すさみ町	扇参見	扇茶	0.11	
406 5078	すさみ町	太間川	下村	0.30	
406 5080	すさみ町	扇参見	入谷	0.40	
406 5081	すさみ町	扇参見	入谷	0.37	
406 5082	すさみ町	太間川		1.77	
406 5083	すさみ町	扇参見	太間地	0.84	
406 5084	すさみ町	扇参見	山崎	0.27	
406 5085	すさみ町	扇参見	山崎	0.11	
406 5086	すさみ町	太間川		0.28	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
406 5087	すさみ町	扇参見	神田	0.05	
406 5088	すさみ町	扇参見	神田	0.09	
406 5089	すさみ町	太間川	上村	0.10	
406 5090	すさみ町	太間川	上村	0.41	
406 5091	すさみ町	太間川		0.60	
406 5092	すさみ町	扇参見		0.16	
406 5093	すさみ町	扇参見		0.27	
406 5094	すさみ町	扇参見		0.19	
406 5095	すさみ町	扇参見	神田	0.09	
406 5096	すさみ町	扇参見	神田	0.06	
406 5097	すさみ町	扇参見	神田	0.32	
406 5098	すさみ町	扇参見	神田	0.20	
406 5099	すさみ町	扇参見	神田	0.51	
406 5100	すさみ町	小河内		0.27	
406 5101	すさみ町	佐本退川		0.08	
406 5102	すさみ町	佐本退川		0.09	
406 5104	すさみ町	大谷		0.10	
406 5105	すさみ町	大谷	小松平	0.07	
406 5106	すさみ町	大谷	小松平	0.06	
406 5107	すさみ町	大谷	小松平	0.12	
406 5108	すさみ町	大谷	小松平	0.02	
406 5109	すさみ町	大谷	小松平	0.13	
406 5110	すさみ町	大谷	小松平	0.02	
406 5111	すさみ町	防己	下防己	0.15	
406 5112	すさみ町	防己	中防己	0.15	
406 5113	すさみ町	佐本中野		0.21	
406 5114	すさみ町	佐本中野		0.14	
406 5115	すさみ町	佐本中野		0.14	
406 5116	すさみ町	佐本中		0.04	
406 5117	すさみ町	佐本中		0.72	
406 5118	すさみ町	佐本退川		0.13	
406 5119	すさみ町	佐本退川		0.08	
406 5120	すさみ町	佐本退川		0.08	
406 5121	すさみ町	佐本平野		0.08	
406 5122	すさみ町	佐本平野		0.02	
406 5123	すさみ町	佐本平野		0.02	
406 5124	すさみ町	佐本平野		0.09	
406 5125	すさみ町	佐本平野	深谷	0.05	
406 5126	すさみ町	佐本平野		0.07	
406 5127	すさみ町	佐本平野		0.06	
406 5128	すさみ町	佐本平野	矢ノ口	2.79	
406 5129	すさみ町	扇参見	太間地	0.60	
406 5130	すさみ町	扇参見	堀切	0.74	
406 5131	すさみ町	扇参見	堀切	0.11	
406 5132	すさみ町	扇参見		0.28	
406 5133	すさみ町	扇参見	山崎	0.21	
406 5134	すさみ町	扇参見	山崎	0.19	
406 5135	すさみ町	扇参見	山崎	0.02	
406 5136	すさみ町	扇参見	防地	0.66	
406 5137	すさみ町	小河内	出谷	0.22	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
406 5138	すさみ町	小洞内	出谷	0.57	
406 5139	すさみ町	小洞内		0.05	
406 5140	すさみ町	扇谷見	神田	0.18	
406 5141	すさみ町	扇谷見	長字井	0.07	
406 5142	すさみ町	佐本薬師団内		0.19	
406 5143	すさみ町	佐本薬師団内		0.17	
406 5144	すさみ町	佐本薬師団内		0.03	
406 5145	すさみ町	防己	下防己	0.06	
406 5146	すさみ町	防己	中防己	0.13	
406 5147	すさみ町	扇谷見	石橋	0.47	
406 5148	すさみ町	扇谷見		0.09	
406 5149	すさみ町	扇谷見		0.12	
406 5150	すさみ町	扇谷見		0.24	
406 5151	すさみ町	扇谷見		0.11	
406 5152	すさみ町	口和深		0.11	
406 5153	すさみ町	見老津		0.10	
406 5154	すさみ町	江住	カンジャ	0.18	
406 5155	すさみ町	江住	江住	0.20	
406 5156	すさみ町	里野		0.03	
406 5157	すさみ町	里野	中平見	0.18	
406 5158	すさみ町	里野	上平見	0.34	
406 5159	すさみ町	江住		0.14	
406 5160	すさみ町	上戸川		0.04	
406 5161	すさみ町	扇谷見	立野	0.04	
406 5162	すさみ町	江住	カンジャ	0.15	
207 0001	新宮市	高田	笠地	6.08	
207 0003	新宮市	高田		1.40	
207 0004	新宮市	高田		1.07	
207 0005	新宮市	高田	扇高田	3.35	
207 0006	新宮市	高田	扇高田	6.17	
207 0007	新宮市	高田	扇高田	1.76	
207 0008	新宮市	高田		14.17	
207 0009	新宮市	高田	里高田	2.11	
207 0010	新宮市	高田		2.88	
207 0011	新宮市	新宮	三本杉	8.95	
207 0012	新宮市	新宮	相防	2.84	
207 0013	新宮市	新宮	相防	2.89	
207 0014	新宮市	新宮		3.80	
207 0016	新宮市	新宮		4.16	
207 0018	新宮市	佐野		0.89	
207 0019	新宮市	佐野	東山	5.50	
207 0020	新宮市	佐野		4.06	
207 0021	新宮市	木ノ川	見子原	8.80	
207 0022	新宮市	木ノ川	見子原	5.67	
207 0023	新宮市	木ノ川	見子原	2.96	
207 0024	新宮市	木ノ川		1.70	
207 0025	新宮市	三條崎		1.27	
207 0026	新宮市	相防	蛭切	1.30	
207 0027	新宮市	西原原		0.89	
207 1001	新宮市	熊野川町西		2.39	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
207 1002	新宮市	熊野川町東		1.29	
207 1003	新宮市	熊野川町西		1.15	
207 1004	新宮市	熊野川町西		3.24	
207 1005	新宮市	熊野川町西		7.15	
207 1006	新宮市	熊野川町西		5.06	
207 1007	新宮市	熊野川町西		1.01	
207 1008	新宮市	熊野川町西		2.24	
207 1009	新宮市	熊野川町西		2.82	
207 1010	新宮市	熊野川町西		1.53	
207 1011	新宮市	高田	西高田	0.91	
207 1012	新宮市	新宮	相防	10.37	
207 1013	新宮市	佐野		0.61	
207 1014	新宮市	佐野		0.98	
207 1015	新宮市	相防		0.11	
207 1016	新宮市	新宮	相防	3.88	
207 1017	新宮市	熊野川町東		14.60	
207 1018	新宮市	熊野川町東		2.80	
207 1019	新宮市	熊野川町東		8.37	
207 1020	新宮市	熊野川町西		2.98	
207 1021	新宮市	熊野川町西		3.73	
207 1022	新宮市	熊野川町西		0.87	
207 1023	新宮市	熊野川町西		1.10	
207 1024	新宮市	熊野川町西		0.24	
207 1025	新宮市	熊野川町西		1.40	
207 1026	新宮市	熊野川町西		1.10	
207 1028	新宮市	熊野川町西		2.09	
207 1029	新宮市	熊野川町西		4.43	
207 1030	新宮市	熊野川町西		7.19	
207 1031	新宮市	熊野川町東		2.28	
207 1032	新宮市	熊野川町東		2.42	
207 1033	新宮市	熊野川町東		0.61	
207 5001	新宮市	熊野川町西		0.32	
207 5002	新宮市	熊野川町西		0.74	
207 5003	新宮市	熊野川町西		0.12	
207 5004	新宮市	熊野川町西		0.13	
207 5005	新宮市	熊野川町西		0.12	
207 5006	新宮市	熊野川町西		0.07	
207 5007	新宮市	熊野川町西		0.42	
207 5008	新宮市	熊野川町西		0.56	
207 5009	新宮市	熊野川町西		0.37	
207 5010	新宮市	熊野川町西		0.15	
207 5011	新宮市	熊野川町西		0.37	
207 5012	新宮市	熊野川町西		0.15	
207 5013	新宮市	熊野川町西		0.88	
207 5014	新宮市	熊野川町西		0.30	
207 5015	新宮市	熊野川町西		0.20	
207 5016	新宮市	熊野川町西		0.42	
207 5017	新宮市	熊野川町西		0.61	
207 5018	新宮市	熊野川町西		0.58	
207 5019	新宮市	熊野川町西		0.41	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
207 5020	新宮市	熊野川町西		0.06	
207 5021	新宮市	熊野川町西		0.07	
207 5022	新宮市	熊野川町西		0.27	
207 5023	新宮市	熊野川町西		0.15	
207 5024	新宮市	熊野川町西		1.86	
207 5025	新宮市	熊野川町西		0.14	
207 5026	新宮市	熊野川町西		0.90	
207 5027	新宮市	熊野川町西		0.12	
207 5028	新宮市	熊野川町西		1.44	
207 5029	新宮市	熊野川町西		0.30	
207 5031	新宮市	熊野川町西		0.09	
207 5032	新宮市	熊野川町西		0.41	
207 5033	新宮市	熊野川町西		0.43	
207 5034	新宮市	熊野川町西		0.10	
207 5035	新宮市	熊野川町西		0.27	
207 5036	新宮市	熊野川町西		0.04	
207 5037	新宮市	熊野川町西		0.11	
207 5038	新宮市	熊野川町西		1.79	
207 5039	新宮市	熊野川町西		0.19	
207 5040	新宮市	熊野川町西		1.33	
207 5041	新宮市	熊野川町西		0.62	
207 5042	新宮市	熊野川町西		0.29	
207 5043	新宮市	熊野川町西		0.95	
207 5044	新宮市	熊野川町西		0.89	
207 5045	新宮市	熊野川町西		0.28	
207 5046	新宮市	熊野川町西		0.84	
207 5047	新宮市	熊野川町西		0.18	
207 5048	新宮市	熊野川町西		0.45	
207 5049	新宮市	熊野川町西		0.25	
207 5050	新宮市	熊野川町西		0.25	
207 5051	新宮市	熊野川町西		0.47	
207 5052	新宮市	熊野川町西		0.19	
207 5053	新宮市	熊野川町西		0.05	
207 5054	新宮市	熊野川町西		0.18	
207 5055	新宮市	熊野川町西		0.04	
207 5056	新宮市	熊野川町西		0.78	
207 5057	新宮市	熊野川町西		0.17	
207 5058	新宮市	熊野川町西		0.58	
207 5059	新宮市	熊野川町西		0.07	
207 5060	新宮市	熊野川町西		0.21	
207 5061	新宮市	熊野川町西		1.32	
207 5062	新宮市	熊野川町西		0.15	
207 5063	新宮市	熊野川町西		0.20	
207 5064	新宮市	熊野川町西		0.06	
207 5065	新宮市	熊野川町西		0.04	
207 5066	新宮市	熊野川町西		0.19	
207 5067	新宮市	熊野川町西		0.87	
207 5068	新宮市	熊野川町西		2.72	
207 5069	新宮市	熊野川町西		0.78	
207 5070	新宮市	熊野川町西		0.12	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
207 5071	新宮市	熊野川町東		0.17	
207 5072	新宮市	熊野川町東		0.10	
207 5073	新宮市	熊野川町東		0.06	
207 5074	新宮市	高田	笠地	0.28	
207 5075	新宮市	高田		4.20	
207 5076	新宮市	高田		0.14	
207 5078	新宮市	高田		0.48	
207 5079	新宮市	高田		1.03	
207 5080	新宮市	熊野川町東		1.70	
207 5081	新宮市	熊野川町東		0.35	
207 5082	新宮市	熊野川町東		0.29	
207 5083	新宮市	熊野川町東		0.65	
207 5084	新宮市	熊野川町東		0.42	
207 5085	新宮市	熊野川町東		0.15	
207 5086	新宮市	熊野川町東		0.15	
207 5087	新宮市	熊野川町東		0.57	
207 5088	新宮市	熊野川町東		0.15	
207 5089	新宮市	熊野川町東		0.05	
207 5090	新宮市	熊野川町東		1.36	
207 5091	新宮市	熊野川町東		0.24	
207 5092	新宮市	熊野川町東		0.12	
207 5093	新宮市	熊野川町東		0.30	
207 5094	新宮市	熊野川町東		0.20	
207 5095	新宮市	熊野川町東		0.11	
207 5096	新宮市	熊野川町東		0.07	
207 5097	新宮市	熊野川町東		0.30	
207 5098	新宮市	熊野川町東		0.34	
207 5099	新宮市	熊野川町東		0.51	
207 5100	新宮市	熊野川町東		0.19	
207 5101	新宮市	熊野川町東		0.20	
207 5102	新宮市	熊野川町東		0.06	
207 5103	新宮市	熊野川町東		0.10	
207 5104	新宮市	熊野川町東		0.11	
207 5105	新宮市	相防		0.05	
207 5106	新宮市	相防	出張	0.33	
207 5107	新宮市	相防	蛭切	0.06	
207 5108	新宮市	相防	蛭切	0.07	
207 5109	新宮市	相防	蛭切	0.08	
207 5110	新宮市	相防	出張	0.54	
207 5111	新宮市	新宮		0.45	
207 5112	新宮市	佐野		0.10	
207 5113	新宮市	佐野		0.11	
207 5114	新宮市	佐野		0.27	
207 5115	新宮市	佐野		0.16	
207 5116	新宮市	佐野		0.12	
207 5117	新宮市	佐野		0.06	
207 5118	新宮市	佐野		1.08	
207 5119	新宮市	徳本		0.25	
207 5120	新宮市	徳本		0.12	
207 5121	新宮市	徳本		0.02	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
207	5122	新宮市	磐崎	0.48	
207	5123	新宮市	下本町	0.28	
207	5124	新宮市	下本町	0.06	
207	5125	新宮市	下本町	0.40	
207	5126	新宮市	下本町	0.09	
207	5127	新宮市	清水元	0.05	
207	5128	新宮市	清水元	0.11	
207	5129	新宮市	三輪崎	0.09	
207	5131	新宮市	三輪崎	0.39	
207	5132	新宮市	佐野	0.03	
207	5133	新宮市	佐野	0.08	
207	5134	新宮市	三輪崎	0.07	
207	5135	新宮市	三輪崎	0.16	
207	5136	新宮市	三輪崎	0.12	
207	5137	新宮市	三輪崎	0.12	
207	5138	新宮市	三輪崎	0.20	
207	5139	新宮市	三輪崎	0.11	
207	5140	新宮市	三輪崎	0.08	
207	5141	新宮市	三輪崎	0.14	
207	5142	新宮市	橋本	0.25	
207	5143	新宮市	三輪崎	0.13	
207	5144	新宮市	三輪崎	0.11	
207	5145	新宮市	三輪崎	0.09	
207	5146	新宮市	下本町	0.10	
207	5147	新宮市	清水元	0.13	
207	5148	新宮市	清水元	0.04	
207	5149	新宮市	清水元	0.06	
207	5150	新宮市	清水元	0.07	
207	5152	新宮市	三輪崎	0.04	
207	5159	新宮市	干埜	0.35	
207	5160	新宮市	干埜	0.03	
207	5161	新宮市	干埜	0.12	
207	5162	新宮市	橋本	0.08	
207	5163	新宮市	橋本	0.07	
207	5164	新宮市	橋本	0.05	
207	5165	新宮市	橋本	0.07	
207	5166	新宮市	橋本	0.19	
207	5167	新宮市	橋本	0.03	
207	5168	新宮市	三輪崎	0.05	
207	5169	新宮市	三輪崎	0.04	
207	5170	新宮市	三輪崎	0.18	
207	5171	新宮市	三輪崎	0.07	
207	5172	新宮市	三輪崎	0.04	
207	5173	新宮市	三輪崎	0.08	
207	5174	新宮市	三輪崎	0.20	
207	5175	新宮市	三輪崎	0.04	
207	5176	新宮市	三輪崎	0.09	
207	5177	新宮市	三輪崎	0.05	
207	5178	新宮市	三輪崎	0.08	
207	5179	新宮市	三輪崎	0.05	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
207	5180	新宮市	三輪崎	0.13	
207	5181	新宮市	三輪崎	0.13	
207	5182	新宮市	三輪崎	0.04	
207	5183	新宮市	三輪崎	0.03	
207	5184	新宮市	佐野	0.12	
207	5185	新宮市	三輪崎	0.09	
207	5188	新宮市	相崎	0.04	
207	5191	新宮市	佐野	0.37	
207	5192	新宮市	佐野	0.44	
207	5193	新宮市	佐野	0.22	
207	5194	新宮市	佐野	0.85	
207	5195	新宮市	佐野	0.67	
207	5196	新宮市	佐野	0.05	
207	5197	新宮市	佐野	0.11	
207	5198	新宮市	蜂伏	0.72	
207	5199	新宮市	蜂伏	0.08	
207	5200	新宮市	蜂伏	0.08	
207	5201	新宮市	蜂伏	0.07	
207	5202	新宮市	蜂伏	0.11	
207	5203	新宮市	蜂伏	0.04	
207	5204	新宮市	蜂伏	0.19	
207	5205	新宮市	蜂伏	0.32	
207	5206	新宮市	蜂伏	0.04	
207	5207	新宮市	蜂伏	0.05	
207	5208	新宮市	蜂伏	0.35	
207	5209	新宮市	蜂伏	0.14	
207	5210	新宮市	蜂伏	0.11	
207	5211	新宮市	滝本	6.10	
207	5816	新宮市	熊野川町西敷屋		1.00
425	0001	新宮市	熊野川町桂原	大平寺	4.17
425	0002	新宮市	熊野川町桂原	露谷	1.61
425	0003	新宮市	熊野川町桂原		2.25
425	0004	新宮市	熊野川町西敷屋	小井谷	4.86
425	0005	新宮市	熊野川町西敷屋	山手	8.48
425	0006	新宮市	熊野川町西敷屋	山手	1.07
425	0007	新宮市	熊野川町西敷屋	内ノ井	3.67
425	0008	新宮市	熊野川町西敷屋	上地	10.25
425	0009	新宮市	熊野川町東敷屋	イノ原	7.04
425	0010	新宮市	熊野川町東敷屋	イノ原	2.53
425	0011	新宮市	熊野川町九重	峰	1.39
425	0012	新宮市	熊野川町九重	浦地	2.17
425	0013	新宮市	熊野川町九重	和田	9.50
425	0014	新宮市	熊野川町四津		10.17
425	0015	新宮市	熊野川町四津		6.55
425	0016	新宮市	熊野川町宮井	相須	18.30
425	0017	新宮市	熊野川町宮井	上宮井	1.86
425	0018	新宮市	熊野川町宮井	下宮井	1.24
425	0019	新宮市	熊野川町宮井	和虫向	4.14
425	0020	新宮市	熊野川町宮井	ウノ崎	4.48
425	0021	新宮市	熊野川町宮井	瀬戸山	7.33

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
425	0022	新宮市	熊野川町日足	0.88	
425	0023	新宮市	熊野川町日足	上地	1.45
425	0024	新宮市	熊野川町日足	上地	1.21
425	0025	新宮市	熊野川町日足	志古二区	0.91
425	0026	新宮市	熊野川町日足	谷口	2.15
425	0027	新宮市	熊野川町日足	泉谷口	7.13
425	0028	新宮市	熊野川町赤木		13.59
425	0029	新宮市	熊野川町和田		1.57
425	0030	新宮市	熊野川町西	五味	4.12
425	0031	新宮市	熊野川町小口		1.81
425	0032	新宮市	熊野川町西	中ノ川	0.94
425	0033	新宮市	熊野川町日足		1.06
425	0034	新宮市	熊野川町田長		18.16
425	0035	新宮市	熊野川町田長	瀬戸山	9.13
425	0036	新宮市	熊野川町田長		17.55
425	0037	新宮市	熊野川町玉置口	湯谷	19.77
425	0038	新宮市	熊野川町霞地		12.75
425	0039	新宮市	熊野川町玉置口		4.48
425	0040	新宮市	熊野川町飯本		6.82
425	0041	新宮市	熊野川町玉置口	上地	6.63
425	0042	新宮市	熊野川町玉置口	下地	1.77
425	0043	新宮市	熊野川町橋津	居地	0.71
425	0044	新宮市	熊野川町相須	柳原	1.34
425	8025	新宮市	熊野川町玉置口		1.00
421	0002	那智勝浦町	松原	小妻	1.52
421	0004	那智勝浦町	坂足	坂足峯	2.28
421	0005	那智勝浦町	坂足		8.98
421	0006	那智勝浦町	大野		7.57
421	0007	那智勝浦町	大野		4.17
421	0009	那智勝浦町	高津気		0.64
421	0010	那智勝浦町	菟柱		2.41
421	0011	那智勝浦町	大野	円満寺	1.65
421	0012	那智勝浦町	瀬ノ川	串ノ谷	3.15
421	0013	那智勝浦町	瀬崎		4.77
421	0014	那智勝浦町	小庭		3.46
421	0015	那智勝浦町	小庭	田ノ瀬川	3.03
421	0016	那智勝浦町	小庭	寺ノ原	4.40
421	0017	那智勝浦町	小庭	諏訪	0.74
421	0018	那智勝浦町	出合	オウジ	2.79
421	0019	那智勝浦町	出合		4.77
421	0020	那智勝浦町	出合		9.02
421	0021	那智勝浦町	出合	下出合	5.22
421	0022	那智勝浦町	上長井		5.34
421	0023	那智勝浦町	長井		10.44
421	0024	那智勝浦町	市野々	荷馬ヶ野	2.38
421	0025	那智勝浦町	市野々	金山	2.08
421	0026	那智勝浦町	市野々	市野々	6.45
421	0027	那智勝浦町	市野々	市野々	3.01
421	0028	那智勝浦町	井原	田山	0.86
421	0029	那智勝浦町	牧野野		1.19

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
421	0030	那智勝浦町	岩鼻		1.59
421	0031	那智勝浦町	井原	杉ノ本	4.32
421	0032	那智勝浦町	御子赤津		1.06
421	0033	那智勝浦町	宇久井		0.68
421	0034	那智勝浦町	天満	後呂地	2.93
421	0035	那智勝浦町	湯川		0.32
421	0036	那智勝浦町	湯川	湯川温泉	0.88
421	0037	那智勝浦町	市原	大浦	0.79
421	0038	那智勝浦町	井原	奥井原	1.49
421	0039	那智勝浦町	井原	上井原	1.41
421	0040	那智勝浦町	井原		0.78
421	0041	那智勝浦町	井原	上地	0.40
421	0042	那智勝浦町	井原	下井原	1.05
421	0044	那智勝浦町	内ノ地		2.08
421	0045	那智勝浦町	下長井		2.29
421	0047	那智勝浦町	中見	尾谷	1.22
421	0048	那智勝浦町	庄		0.86
421	0049	那智勝浦町	中見	音	1.36
421	0050	那智勝浦町	向地	東	2.36
421	0051	那智勝浦町	向地		0.47
421	0052	那智勝浦町	向地	大原	1.66
421	0053	那智勝浦町	下長井	吉宮	0.39
421	0054	那智勝浦町	八尺段野		4.89
421	0055	那智勝浦町	八尺段野	吉平	0.95
421	0058	那智勝浦町	玉の浦		0.92
421	0059	那智勝浦町	大野		1.02
421	0060	那智勝浦町	大野		2.12
421	0061	那智勝浦町	小庭		1.59
421	0062	那智勝浦町	小庭		0.49
421	0063	那智勝浦町	那智山		5.65
421	0064	那智勝浦町	市野々		2.21
421	0065	那智勝浦町	川原		4.28
421	0066	那智勝浦町	湯川		0.46
421	0067	那智勝浦町	湯川		0.87
421	0068	那智勝浦町	湯川		0.78
421	0069	那智勝浦町	市原		0.88
421	0070	那智勝浦町	下和田		0.48
421	0071	那智勝浦町	下和田		0.48
421	0072	那智勝浦町	下和田		0.41
421	0073	那智勝浦町	湯津		1.11
421	0074	那智勝浦町	小庭		0.73
421	0075	那智勝浦町	西中野川		0.84
421	0076	那智勝浦町	那智山		5.81
421	0077	那智勝浦町	西中野川		3.00
421	5001	那智勝浦町	湯津		0.31
421	5002	那智勝浦町	湯津	湯津東	0.14
421	5003	那智勝浦町	八尺段野		1.95
421	5004	那智勝浦町	市野々		0.95
421	5005	那智勝浦町	市原		0.13
421	5006	那智勝浦町	八尺段野		0.10

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
421	5007	那智勝浦町	八尺森野	0.05	
421	5008	那智勝浦町	八尺森野	0.23	
421	5009	那智勝浦町	八尺森野	0.29	
421	5010	那智勝浦町	小匠	1.07	
421	5011	那智勝浦町	長井	0.06	下長井
421	5012	那智勝浦町	長井	0.25	下長井
421	5013	那智勝浦町	南大原	0.31	
421	5014	那智勝浦町	中ノ川	0.96	
421	5015	那智勝浦町	中ノ川	0.89	
421	5016	那智勝浦町	中ノ川	0.62	
421	5017	那智勝浦町	中ノ川	0.21	
421	5018	那智勝浦町	南大原	0.26	
421	5019	那智勝浦町	南大原	0.32	
421	5020	那智勝浦町	南大原	0.40	
421	5021	那智勝浦町	南大原	0.37	
421	5022	那智勝浦町	南大原	0.41	
421	5023	那智勝浦町	中里	0.96	
421	5024	那智勝浦町	南大原	0.19	
421	5025	那智勝浦町	庄	0.30	
421	5026	那智勝浦町	庄	1.20	
421	5027	那智勝浦町	二河	0.25	
421	5028	那智勝浦町	二河	0.33	
421	5029	那智勝浦町	二河	0.63	
421	5030	那智勝浦町	二河	0.23	
421	5031	那智勝浦町	湯川	0.72	
421	5032	那智勝浦町	湯川	0.38	
421	5033	那智勝浦町	湯川	0.50	
421	5034	那智勝浦町	湯川	0.46	
421	5035	那智勝浦町	湯川	0.76	借地
421	5036	那智勝浦町	朝日	0.57	
421	5037	那智勝浦町	朝日	0.27	
421	5038	那智勝浦町	朝日	0.35	
421	5039	那智勝浦町	朝日	0.50	
421	5040	那智勝浦町	朝日	0.42	
421	5041	那智勝浦町	天満	1.16	
421	5042	那智勝浦町	天満	0.48	
421	5043	那智勝浦町	浪ノ宮	0.27	
421	5044	那智勝浦町	川崎	0.88	
421	5045	那智勝浦町	川崎	1.08	
421	5046	那智勝浦町	川崎	0.27	
421	5047	那智勝浦町	井筒	0.49	
421	5048	那智勝浦町	井筒	0.42	
421	5049	那智勝浦町	井筒	1.33	
421	5050	那智勝浦町	井筒	0.34	
421	5051	那智勝浦町	井筒	0.31	
421	5052	那智勝浦町	市野々	0.19	
421	5053	那智勝浦町	井筒	0.22	
421	5054	那智勝浦町	市野々	0.44	
421	5055	那智勝浦町	市野々	0.70	
421	5056	那智勝浦町	小坂	0.66	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
421	5057	那智勝浦町	小坂	0.31	
421	5058	那智勝浦町	口色川	1.37	
421	5059	那智勝浦町	口色川	0.33	笠松
421	5060	那智勝浦町	小匠	1.08	
421	5061	那智勝浦町	小匠	0.09	
421	5062	那智勝浦町	小匠	0.26	
421	5063	那智勝浦町	高設井	0.12	
421	5064	那智勝浦町	高設井	0.38	
421	5065	那智勝浦町	高設井	0.42	
421	5066	那智勝浦町	高設井	0.50	
421	5067	那智勝浦町	中里	0.42	
421	5068	那智勝浦町	庄	0.05	
421	5069	那智勝浦町	庄	0.19	
421	5070	那智勝浦町	庄	0.22	
421	5071	那智勝浦町	庄	0.14	
421	5072	那智勝浦町	庄	0.17	向地
421	5073	那智勝浦町	西中野川	0.49	
421	5074	那智勝浦町	西中野川	0.13	
421	5075	那智勝浦町	西中野川	0.21	新緑
421	5076	那智勝浦町	西中野川	0.43	新緑
421	5077	那智勝浦町	西中野川	0.08	
421	5078	那智勝浦町	西中野川	0.22	
421	5079	那智勝浦町	小匠	0.48	
421	5080	那智勝浦町	二河	0.12	
421	5081	那智勝浦町	二河	0.36	
421	5082	那智勝浦町	二河	0.09	
421	5083	那智勝浦町	二河	0.04	
421	5084	那智勝浦町	二河	0.24	
421	5085	那智勝浦町	二河	0.24	
421	5086	那智勝浦町	二河	0.07	
421	5087	那智勝浦町	二河	0.04	
421	5088	那智勝浦町	二河	0.03	
421	5089	那智勝浦町	市原	0.13	
421	5090	那智勝浦町	南大原	0.09	大谷
421	5091	那智勝浦町	南大原	0.02	大谷
421	5092	那智勝浦町	南大原	0.49	
421	5093	那智勝浦町	庄	0.03	
421	5094	那智勝浦町	中里	0.30	
421	5095	那智勝浦町	中里	0.14	
421	5096	那智勝浦町	庄	0.05	
421	5097	那智勝浦町	庄	0.08	
421	5098	那智勝浦町	中里	0.05	
421	5099	那智勝浦町	庄	0.17	
421	5100	那智勝浦町	樫原	0.05	
421	5101	那智勝浦町	樫原	0.13	
421	5102	那智勝浦町	樫原	0.39	
421	5103	那智勝浦町	樫原	0.15	
421	5104	那智勝浦町	樫原	0.09	
421	5105	那智勝浦町	坂足	0.02	
421	5106	那智勝浦町	坂足	0.28	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
421	5107	那智勝浦町	坂足	0.42	
421	5108	那智勝浦町	田垣内	0.13	
421	5109	那智勝浦町	田垣内	0.06	
421	5110	那智勝浦町	田垣内	0.08	
421	5111	那智勝浦町	小匠	0.13	
421	5112	那智勝浦町	高設井	0.21	
421	5113	那智勝浦町	田垣内	0.29	
421	5114	那智勝浦町	田垣内	0.05	
421	5115	那智勝浦町	田垣内	0.03	
421	5116	那智勝浦町	田垣内	0.03	
421	5117	那智勝浦町	田垣内	0.07	
421	5118	那智勝浦町	田垣内	0.32	
421	5119	那智勝浦町	田垣内	0.21	
421	5120	那智勝浦町	田垣内	0.07	
421	5121	那智勝浦町	大野	0.13	
421	5122	那智勝浦町	口色川	0.35	
421	5123	那智勝浦町	小匠	0.21	
421	5124	那智勝浦町	小匠	1.30	
421	5125	那智勝浦町	西中野川	0.17	
421	5126	那智勝浦町	西中野川	1.13	
421	5127	那智勝浦町	西中野川	0.38	
421	5128	那智勝浦町	西中野川	0.04	
421	5129	那智勝浦町	高設井	0.25	
421	5130	那智勝浦町	高設井	0.18	
421	5131	那智勝浦町	高設井	0.56	
421	5132	那智勝浦町	大野	0.16	
421	5133	那智勝浦町	大野	0.05	
421	5134	那智勝浦町	大野	0.13	
421	5135	那智勝浦町	大野	0.32	
421	5136	那智勝浦町	小坂	0.07	
421	5137	那智勝浦町	口色川	0.23	
421	5138	那智勝浦町	口色川	0.09	
421	5139	那智勝浦町	口色川	0.18	
421	5140	那智勝浦町	口色川	0.40	
421	5141	那智勝浦町	口色川	0.04	
421	5142	那智勝浦町	口色川	0.11	笠松
421	5143	那智勝浦町	口色川	0.22	笠松
421	5144	那智勝浦町	口色川	0.11	笠松
421	5145	那智勝浦町	口色川	0.06	笠松
421	5146	那智勝浦町	口色川	0.17	
421	5147	那智勝浦町	口色川	0.04	
421	5148	那智勝浦町	口色川	0.04	
421	5149	那智勝浦町	口色川	0.08	
421	5150	那智勝浦町	口色川	0.31	
421	5151	那智勝浦町	口色川	0.27	
421	5152	那智勝浦町	口色川	0.67	笠松
421	5153	那智勝浦町	口色川	0.07	笠松
421	5154	那智勝浦町	市野々	0.26	
421	5155	那智勝浦町	那智山	0.67	
421	5156	那智勝浦町	那智山	0.20	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
421	5157	那智勝浦町	那智山	2.01	
421	5158	那智勝浦町	那智山	0.23	
421	5159	那智勝浦町	那智山	0.30	
421	5160	那智勝浦町	那智山	0.24	
421	5161	那智勝浦町	那智山	0.08	
421	5162	那智勝浦町	那智山	0.20	
421	5163	那智勝浦町	流神	0.06	流神西
421	5164	那智勝浦町	流神	0.28	流神西
421	5165	那智勝浦町	流神	2.12	流神西
421	5166	那智勝浦町	流神	0.23	流神西
421	5167	那智勝浦町	流神	0.35	流神西
421	5168	那智勝浦町	粉白	0.16	
421	5170	那智勝浦町	二河	0.08	
421	5171	那智勝浦町	二河	0.69	
421	5172	那智勝浦町	市野々	0.08	
421	5173	那智勝浦町	市野々	0.47	
421	5174	那智勝浦町	市野々	0.05	
421	5175	那智勝浦町	市野々	0.29	
421	5176	那智勝浦町	市野々	0.23	
421	5177	那智勝浦町	市野々	0.34	
421	5178	那智勝浦町	市野々	0.79	
421	5179	那智勝浦町	天満	1.14	
421	5180	那智勝浦町	天満	0.07	
421	5181	那智勝浦町	天満	0.09	
421	5182	那智勝浦町	天満	0.13	
421	5183	那智勝浦町	湯川	0.40	借地
421	5184	那智勝浦町	湯川	0.35	
421	5185	那智勝浦町	湯川	0.14	
421	5186	那智勝浦町	湯川	0.07	
421	5187	那智勝浦町	市原	0.16	馬淵
421	5188	那智勝浦町	市原	0.31	馬淵
421	5189	那智勝浦町	市原	0.15	馬淵
421	5190	那智勝浦町	市原	0.19	馬淵
421	5191	那智勝浦町	市原	0.25	馬淵
421	5192	那智勝浦町	市原	0.06	馬淵
421	5193	那智勝浦町	市原	0.13	馬淵
421	5194	那智勝浦町	下里	0.28	
421	5195	那智勝浦町	下里	0.26	
421	5196	那智勝浦町	下里	0.37	天満
421	5197	那智勝浦町	湯川	0.19	
421	5198	那智勝浦町	湯川	0.31	
421	5199	那智勝浦町	湯川	0.10	
421	5201	那智勝浦町	湯川	0.23	
421	5202	那智勝浦町	湯川	0.10	
421	5203	那智勝浦町	朝日	0.18	
421	5204	那智勝浦町	朝日	0.20	
421	5205	那智勝浦町	小坂	0.26	
421	5206	那智勝浦町	小坂	0.04	
421	5207	那智勝浦町	湯川	0.35	
421	5208	那智勝浦町	湯川	0.23	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
421	5209	那智橋浦町	勝浦	0.05	
421	5210	那智橋浦町	勝浦	0.19	
421	5211	那智橋浦町	勝浦	0.35	
421	5212	那智橋浦町	勝浦	0.21	
421	5213	那智橋浦町	高津気	0.23	
421	5214	那智橋浦町	高津気	0.24	
421	5215	那智橋浦町	高津気	0.07	
421	5216	那智橋浦町	高津気	0.12	
421	5217	那智橋浦町	高津気	0.22	
421	5218	那智橋浦町	宇久井	0.12	
421	5219	那智橋浦町	宇久井	0.07	
421	5220	那智橋浦町	宇久井	0.99	
421	5221	那智橋浦町	宇久井	0.36	
421	5222	那智橋浦町	宇久井	0.04	
421	5223	那智橋浦町	宇久井	0.09	
421	5224	那智橋浦町	宇久井	0.85	
421	5225	那智橋浦町	宇久井	0.11	
421	5226	那智橋浦町	宇久井	0.12	
421	5227	那智橋浦町	均子ノ川	0.40	
421	5228	那智橋浦町	均子ノ川	0.46	
421	5230	那智橋浦町	均子ノ川	0.11	
421	5231	那智橋浦町	宇久井	0.32	長野
421	5232	那智橋浦町	宇久井	0.04	長野
421	5233	那智橋浦町	南大尾	0.31	
421	5234	那智橋浦町	南大尾	0.03	
421	5235	那智橋浦町	南大尾	1.08	
421	5236	那智橋浦町	南大尾	0.49	
421	5237	那智橋浦町	南大尾	0.11	
421	5238	那智橋浦町	南大尾	0.02	
421	5239	那智橋浦町	庄	0.12	
421	5240	那智橋浦町	下里	0.26	芝地
421	5241	那智橋浦町	天満	1.49	
421	5242	那智橋浦町	天満	1.40	
422	0001	太地町	三軒家	0.92	
422	0002	太地町	森浦	1.80	
422	0004	太地町	西地	2.17	
422	0006	太地町	磯海	0.38	向山
422	0007	太地町	磯海	0.53	向山
422	0008	太地町	太地	0.21	
422	0009	太地町	磯海	0.25	向山
422	5001	太地町	森浦	0.42	
422	5002	太地町	森浦	0.43	
422	5003	太地町	森浦	0.32	
422	5004	太地町	森浦	1.46	
422	5005	太地町	太地	0.36	常渡
422	5006	太地町	太地	0.64	常渡
422	5007	太地町	太地	0.17	常渡
422	5008	太地町	太地	0.34	常渡
422	5009	太地町	太地	0.16	
422	5010	太地町	太地	0.05	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
422	5011	太地町	太地	0.29	
422	5012	太地町	太地	0.07	
422	5013	太地町	太地	0.26	
422	5014	太地町	森浦	0.15	三軒家
422	5015	太地町	太地	0.14	西地
422	5016	太地町	太地	0.16	
422	5017	太地町	太地	0.29	
422	5018	太地町	太地	0.27	
422	5019	太地町	森浦	0.07	本浦
422	5020	太地町	森浦	0.48	本浦
422	5021	太地町	太地	0.08	夏山
422	5022	太地町	太地	0.03	夏山
422	5023	太地町	太地	0.06	夏山
422	5024	太地町	太地	0.08	夏山
424	0001	古座川町	松根	4.21	市平
424	0002	古座川町	松根	1.84	市平
424	0003	古座川町	松根	0.61	下向
424	0004	古座川町	松根	6.21	中香
424	0005	古座川町	松根	8.45	下向
424	0006	古座川町	松根	19.45	保根
424	0007	古座川町	松根	3.60	惣谷
424	0008	古座川町	成川	7.15	井谷
424	0009	古座川町	成川	1.29	
424	0010	古座川町	下流	1.11	
424	0011	古座川町	平井	5.66	大原平
424	0012	古座川町	平井	5.65	下地平
424	0013	古座川町	湯野川	3.21	
424	0014	古座川町	湯野川	6.87	丸山谷上三平
424	0015	古座川町	湯野川	9.93	下地
424	0016	古座川町	宇箇井	5.88	
424	0017	古座川町	宇箇井	0.80	日満平山
424	0018	古座川町	宇箇井	6.64	
424	0019	古座川町	小森川	2.53	
424	0020	古座川町	田川	2.27	
424	0021	古座川町	小川	3.13	滝の窪
424	0022	古座川町	小川	5.71	長湯地
424	0023	古座川町	小川	13.99	洞窟
424	0025	古座川町	小川	3.71	樺平
424	0026	古座川町	長湯	2.64	宮の平
424	0027	古座川町	三蔵川	0.80	長湯
424	0028	古座川町	三蔵川	5.06	田野々
424	0029	古座川町	三蔵川	10.79	田野野
424	0032	古座川町	三蔵川	0.35	中村
424	0033	古座川町	雨平	8.05	
424	0034	古座川町	洞屋	1.36	
424	0036	古座川町	福淵	0.41	
424	0037	古座川町	立合川	3.94	赤木谷
424	0038	古座川町	福淵	3.16	新の平
424	0040	古座川町	一雨	2.60	神ノ池
424	0041	古座川町	一雨	5.07	和田池

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
424	0042	古座川町	鶴川	3.66	
424	0043	古座川町	中崎	2.44	
424	0044	古座川町	中崎	3.94	中崎
424	0045	古座川町	明神	0.80	真見
424	0046	古座川町	明神	2.85	湯野堤
424	0047	古座川町	真見	2.43	炭原
424	0048	古座川町	川口	1.66	
424	0049	古座川町	川口	10.34	東
424	0050	古座川町	川口	2.37	松戸
424	0051	古座川町	明神	6.22	下仲
424	0052	古座川町	明神	3.48	一雨
424	0053	古座川町	湯淵	1.65	澤
424	0054	古座川町	月野瀬	0.13	岩井谷
424	0055	古座川町	月野瀬	1.43	
424	0056	古座川町	月野瀬	2.79	
424	0057	古座川町	月野瀬	2.07	
424	0058	古座川町	月の瀬	6.94	
424	0059	古座川町	月ノ瀬	0.76	山中
424	0060	古座川町	月ノ瀬	6.32	河辺
424	0061	古座川町	宇津木	1.56	
424	0062	古座川町	高地	3.80	日吉
424	0063	古座川町	宇津木	1.71	中道
424	0064	古座川町	池野山	0.69	丸山地
424	0066	古座川町	高地	1.66	上越
424	0067	古座川町	高地	1.54	寺之元
424	0068	古座川町	高地	0.86	江崎
424	0069	古座川町	高地	1.55	上越
424	0070	古座川町	高地	4.48	下越
424	0071	古座川町	小川	8.38	山手
424	0072	古座川町	松根	1.98	
424	0073	古座川町	湯野川	2.99	
424	0074	古座川町	佐田	0.88	
424	0078	古座川町	磯土	2.75	
424	0079	古座川町	磯土	0.88	
424	0080	古座川町	磯土	0.92	
424	0081	古座川町	鶴川	1.15	
424	0082	古座川町	鶴川	1.00	
424	0083	古座川町	一雨	1.63	
424	0084	古座川町	真見	2.52	
424	0085	古座川町	月野瀬	1.45	
424	0086	古座川町	月野瀬	2.76	
424	0087	古座川町	高地	1.02	
424	0088	古座川町	高地	1.17	
424	0089	古座川町	池野山	1.92	
424	0090	古座川町	平井	4.58	
424	0091	古座川町	松根	5.33	
424	0092	古座川町	宇箇井	0.62	
424	0093	古座川町	長湯	1.19	宮の平
424	0094	古座川町	高地	1.21	
424	0095	古座川町	高地	0.79	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
424	0096	古座川町	高地	0.52	
424	0097	古座川町	平井	1.94	
424	1004	古座川町	佐田	2.75	
424	1005	古座川町	佐田	0.86	
424	5001	古座川町	鶴川	1.38	
424	5002	古座川町	鶴川	0.09	
424	5003	古座川町	鶴川	0.33	
424	5004	古座川町	磯土	1.43	
424	5005	古座川町	磯土	1.43	
424	5006	古座川町	磯土	0.25	
424	5008	古座川町	三蔵川	6.50	
424	5009	古座川町	三蔵川	3.17	
424	5010	古座川町	三蔵川	0.81	
424	5011	古座川町	三蔵川	1.45	
424	5012	古座川町	三蔵川	0.78	
424	5013	古座川町	三蔵川	0.94	
424	5014	古座川町	三蔵川	2.89	
424	5015	古座川町	三蔵川	0.20	
424	5016	古座川町	真砂	1.64	
424	5017	古座川町	佐田	1.46	
424	5018	古座川町	湯野川	0.80	
424	5019	古座川町	湯野川	0.82	
424	5020	古座川町	湯野川	5.05	
424	5021	古座川町	一雨	0.27	
424	5022	古座川町	一雨	2.05	
424	5023	古座川町	一雨	0.53	
424	5024	古座川町	明神	0.54	
424	5025	古座川町	真見	0.42	
424	5026	古座川町	宇津木	0.16	
424	5027	古座川町	宇津木	0.63	
424	5028	古座川町	池野山	1.14	
424	5029	古座川町	高地	0.70	
424	5030	古座川町	高地	0.59	
424	5031	古座川町	高地	0.43	
424	5032	古座川町	高地	1.03	
424	5033	古座川町	一雨	0.52	
424	5034	古座川町	一雨	2.25	
424	5035	古座川町	小川	0.56	
424	5036	古座川町	小川	0.09	
424	5037	古座川町	小川	0.30	
424	5038	古座川町	小川	0.47	
424	5039	古座川町	宇箇井	0.70	
424	5040	古座川町	小川	0.25	
424	5041	古座川町	小川	0.68	
424	5042	古座川町	西赤木	0.14	
424	5043	古座川町	西赤木	0.11	
424	5044	古座川町	田川	0.59	
424	5045	古座川町	田川	0.88	
424	5046	古座川町	磯土	0.86	
424	5047	古座川町	芝	0.16	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
424	5048	古座川町	三原川	0.93	
424	5049	古座川町	長途	0.12	元辰敷
424	5050	古座川町	大川	0.38	
424	5051	古座川町	大川	0.09	
424	5052	古座川町	鶴川	0.06	
424	5053	古座川町	鶴川	0.46	
424	5054	古座川町	鶴川	0.11	
424	5055	古座川町	鶴川	0.74	
424	5056	古座川町	鶴川	0.30	
424	5057	古座川町	立合	0.70	
424	5058	古座川町	明神	0.06	
424	5059	古座川町	明神	0.31	
424	5060	古座川町	川口	0.04	
424	5061	古座川町	川口	0.08	
424	5062	古座川町	川口	0.12	
424	5063	古座川町	川口	0.04	
424	5064	古座川町	月野瀬	0.16	
424	5065	古座川町	月野瀬	0.19	
424	5066	古座川町	月野瀬	1.23	
424	5067	古座川町	月野瀬	1.76	
424	5068	古座川町	月野瀬	0.53	
424	5069	古座川町	高池	0.28	
424	5070	古座川町	中崎	1.86	
424	5071	古座川町	中崎	0.49	
424	5072	古座川町	中崎	0.57	
424	5073	古座川町	中崎	0.31	
424	5074	古座川町	山手	0.12	
424	5075	古座川町	山手	0.27	
424	5076	古座川町	山手	0.22	
424	5077	古座川町	山手	0.25	
424	5078	古座川町	山手	0.35	
424	5079	古座川町	小川	0.99	
424	5080	古座川町	小川	0.38	
424	5081	古座川町	小川	0.11	
424	5082	古座川町	小川	0.21	
424	5083	古座川町	小川	0.23	
424	5085	古座川町	大川	0.10	松の筋
424	5086	古座川町	大川	0.10	松の筋
424	5087	古座川町	大川	0.07	松の筋
424	5089	古座川町	大川	0.08	松の筋
424	5090	古座川町	大川	0.04	松の筋
424	5091	古座川町	大川	0.13	松の筋
424	5092	古座川町	大川	0.07	
424	5093	古座川町	大川	0.04	
424	5094	古座川町	大川	0.06	
424	5095	古座川町	大川	0.31	
424	5096	古座川町	三原川	0.06	
424	5097	古座川町	三原川	0.06	
424	5098	古座川町	三原川	0.10	
424	5099	古座川町	三原川	0.24	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
424	5100	古座川町	三原川	0.54	
424	5101	古座川町	田川	1.36	
424	5102	古座川町	川口	0.22	
424	5103	古座川町	川口	0.13	
424	5104	古座川町	高瀬	0.59	
424	5107	古座川町	月野瀬	0.25	
424	5108	古座川町	月野瀬	0.12	
424	5109	古座川町	月野瀬	0.04	
424	5110	古座川町	直見	0.14	
424	5111	古座川町	明神	0.23	
424	5112	古座川町	明神	0.41	
424	5113	古座川町	明神	0.05	
424	5114	古座川町	川口	0.08	
424	5115	古座川町	小川	0.95	
424	5116	古座川町	一雨	0.48	
424	5117	古座川町	一雨	0.58	
424	5118	古座川町	一雨	0.31	
424	5119	古座川町	立合川	0.09	
424	5120	古座川町	立合川	0.30	
424	5121	古座川町	立合川	0.03	
424	5122	古座川町	大森	0.19	辰運谷
424	5123	古座川町	宇崎井	0.09	
424	5124	古座川町	相瀬	0.50	
424	5125	古座川町	相瀬	1.25	
424	5126	古座川町	洞窟	0.12	
424	5127	古座川町	洞窟	0.27	
424	5128	古座川町	立合川	0.16	
424	5129	古座川町	洞窟	0.11	
424	5130	古座川町	宇津木	0.03	
424	5131	古座川町	宇津木	0.38	
424	5132	古座川町	湯野川	1.15	
424	5133	古座川町	湯野川	0.55	
424	5134	古座川町	湯野川	0.34	
424	5135	古座川町	湯野川	0.64	
424	5136	古座川町	湯野川	0.20	
424	5137	古座川町	湯野川	0.43	
424	5138	古座川町	三原川	0.06	
424	5139	古座川町	三原川	0.15	
424	5140	古座川町	長途	0.08	牛旁
424	5141	古座川町	長途	0.13	牛旁
424	5142	古座川町	長途	0.19	牛旁
424	5143	古座川町	樺山	0.11	
424	5144	古座川町	樺山	0.23	
424	5145	古座川町	樺山	0.12	
424	5146	古座川町	樺山	0.63	
424	5147	古座川町	樺	0.20	
424	5149	古座川町	鶴川	0.34	
424	5150	古座川町	宇崎井	5.14	
424	5151	古座川町	高池	1.30	
427	0001	北山村	七色	3.01	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
427	0002	北山村	七色	0.83	下谷
427	0003	北山村	七色	1.21	
427	0004	北山村	竹原	2.28	
427	0005	北山村	稻瀬	2.06	
427	0006	北山村	大沼	4.00	六本
427	0007	北山村	木原	3.94	
427	0008	北山村	木原	1.69	
427	0009	北山村	木原	4.69	大谷
427	0010	北山村	下原井	13.30	寺の谷
427	0011	北山村	下原井	7.57	寺の谷
427	0012	北山村	下原井	2.02	
427	0013	北山村	下原井	5.03	
427	0014	北山村	小松	7.96	
427	0015	北山村	小松	8.56	下遊
427	1001	北山村	下原井	8.84	
427	5001	北山村	下原井	6.99	
427	5002	北山村	竹原	0.12	
427	5003	北山村	下原井	0.05	
427	5004	北山村	下原井	1.87	
407	0001	串本町	豊川	6.89	
407	0002	串本町	豊川	1.12	
407	0003	串本町	豊川	1.77	
407	0004	串本町	豊川	1.67	比曾原
407	0005	串本町	豊川	1.76	比曾原
407	0006	串本町	豊川	3.00	
407	0007	串本町	豊川	1.96	
407	0008	串本町	豊川	2.29	豊川
407	0009	串本町	豊川	0.35	豊川
407	0010	串本町	豊川	0.61	豊川
407	0011	串本町	豊川	1.88	豊川
407	0012	串本町	豊川	2.22	豊川
407	0013	串本町	和深	2.84	豊谷
407	0014	串本町	和深	0.71	豊谷
407	0015	串本町	和深	1.04	西地
407	0016	串本町	和深	3.52	和深の谷
407	0017	串本町	和深	6.94	丸の本
407	0018	串本町	和深	4.40	観音平
407	0019	串本町	和深	4.99	左立谷
407	0020	串本町	和深	6.71	新田平見
407	0021	串本町	和深	1.28	カンザヤ谷
407	0022	串本町	和深	0.34	安倍
407	0023	串本町	田子	1.15	
407	0024	串本町	田子	2.29	田子郷
407	0025	串本町	田子	4.87	田子郷
407	0026	串本町	田子	1.25	田子郷
407	0027	串本町	田子	4.93	田子郷
407	0028	串本町	江田	0.75	中川
407	0029	串本町	江田	2.15	中川
407	0030	串本町	江田	3.55	中川
407	0031	串本町	江田	1.41	中川

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
407	0033	串本町	田笠上	0.63	田子田
407	0034	串本町	田笠上	0.47	田子田
407	0035	串本町	田笠上	0.82	下松
407	0036	串本町	田笠上	1.79	
407	0037	串本町	田笠上	0.56	小川
407	0038	串本町	田笠上	0.28	
407	0039	串本町	田笠上	1.26	上の山
407	0040	串本町	田笠上	0.23	大川谷
407	0041	串本町	田笠上	0.95	
407	0042	串本町	田笠上	2.21	宮の地
407	0043	串本町	田笠上	0.29	宮の地
407	0044	串本町	田笠上	1.06	宮の地
407	0045	串本町	田笠上	1.75	大塚崩
407	0046	串本町	田笠上	1.19	平谷
407	0047	串本町	田笠上	1.30	後路
407	0048	串本町	田笠上	1.74	山崎
407	0049	串本町	有田	0.97	西地
407	0050	串本町	有田	0.34	
407	0051	串本町	有田	0.55	貝岡
407	0052	串本町	有田	0.78	貝岡
407	0053	串本町	有田	0.65	納瀬
407	0054	串本町	吐生	0.87	
407	0055	串本町	吐生	1.37	
407	0056	串本町	吐生	0.47	
407	0057	串本町	吐生	0.81	
407	0058	串本町	吐生	3.42	
407	0059	串本町	吐生	1.83	
407	0060	串本町	高富	1.38	
407	0061	串本町	高富	1.01	横石垣
407	0062	串本町	高富	0.85	
407	0063	串本町	高富	0.61	
407	0064	串本町	高富	1.09	二色
407	0065	串本町	高富	1.12	中山
407	0066	串本町	二色	0.88	二色
407	0068	串本町	二色	0.97	大塚郷
407	0069	串本町	観野川	2.06	大塚
407	0070	串本町	観野川	1.54	橋杭
407	0071	串本町	観野川	0.81	橋杭
407	0072	串本町	大島	2.17	田代
407	0073	串本町	大島	2.40	田代
407	0074	串本町	大島	2.38	田代
407	0075	串本町	原野	0.54	原野
423	0001	串本町	上田原	1.18	高畑
423	0002	串本町	上田原	1.88	
423	0003	串本町	上田原	3.92	
423	0004	串本町	上田原	2.77	柱松
423	0005	串本町	上田原	1.09	和田地
423	0006	串本町	上田原	3.49	和田地
423	0007	串本町	上田原	1.07	佐野口
423	0008	串本町	佐野	0.78	佐野の口

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
423	0009	串本町	佐部	0.88	
423	0010	串本町	佐部	0.58	
423	0011	串本町	佐部	2.84	
423	0013	串本町	津碓	2.21	
423	0014	串本町	津碓	2.09	
423	0015	串本町	和田	2.85	
423	0017	串本町	田原	0.52	
423	0018	串本町	津碓	0.35	
423	0019	串本町	西向	2.04	
423	0020	串本町	西向	4.01	
423	0021	串本町	西向	1.36	
423	0022	串本町	神野川	2.48	
423	0023	串本町	伊串	1.07	
423	0024	串本町	姫川	0.95	
423	0025	串本町	姫	0.40	
423	0028	串本町	田原	0.73	
423	0003	串本町	姫川	0.41	
423	0004	串本町	中渡	1.12	
423	0005	串本町	百座	0.32	
423	0006	串本町	田原	1.35	
423	0007	串本町	上田原	1.50	
423	0008	串本町	上田原	3.90	
423	0009	串本町	佐部	1.64	
423	0010	串本町	佐部	0.24	
423	0011	串本町	佐部	1.65	
423	0013	串本町	西向	0.69	
423	1001	串本町	豊川	5.69	
423	1002	串本町	和深	5.15	
423	1003	串本町	和深	9.84	
423	1004	串本町	和深	0.55	
423	1005	串本町	田笠上	0.74	
423	1006	串本町	大島	3.34	
423	1007	串本町	大島	0.56	
423	1008	串本町	大島	2.04	
423	1009	串本町	大島	1.98	
423	1011	串本町	高富	1.70	
423	5001	串本町	田子	0.47	
423	5002	串本町	江田	0.15	
423	5003	串本町	田笠	0.11	
423	5004	串本町	田笠	0.10	
423	5005	串本町	有田上	0.12	
423	5006	串本町	有田	0.93	
423	5007	串本町	高富	0.40	
423	5008	串本町	二色	0.34	
423	5009	串本町	二色	0.30	
423	5010	串本町	二色	0.31	
423	5011	串本町	神野川	0.28	
423	5012	串本町	神野川	0.85	
423	5013	串本町	神野川	0.27	
423	5014	串本町	大島	1.58	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
428	5015	串本町	大島	1.20	
428	5016	串本町	大島	0.41	
428	5017	串本町	大島	0.39	
428	5018	串本町	姫川	0.20	
428	5019	串本町	伊串	0.77	
428	5020	串本町	神野川	0.44	
428	5021	串本町	古田	0.43	
428	5022	串本町	佐部	0.28	
428	5023	串本町	和深	0.30	
428	5024	串本町	和深	2.51	
428	5025	串本町	和深	0.15	
428	5026	串本町	和深	0.70	
428	5027	串本町	神野川	0.32	
428	5028	串本町	神野川	0.50	
428	5029	串本町	二色	0.31	
428	5030	串本町	二色	0.35	
428	5031	串本町	高富	0.55	
428	5032	串本町	江田	0.16	
428	5033	串本町	江田	0.14	
428	5034	串本町	田子	0.34	
428	5035	串本町	和深	0.34	
428	5036	串本町	田笠上	0.33	
428	5037	串本町	田笠上	0.73	
428	5038	串本町	和深	0.41	
428	5039	串本町	和深	0.56	
428	5040	串本町	西向	0.44	
428	5041	串本町	百座	0.13	
428	5042	串本町	百座	0.38	
428	5043	串本町	中渡	0.31	
428	5044	串本町	中渡	0.76	
428	5045	串本町	古田	0.22	
428	5046	串本町	古田	0.33	
428	5047	串本町	上田原	0.08	
428	5048	串本町	上田原	0.14	
428	5049	串本町	上田原	0.15	
428	5050	串本町	上田原	0.64	
428	5051	串本町	田原	0.17	
428	5052	串本町	大島	0.06	
428	5053	串本町	大島	0.07	
428	5054	串本町	大島	0.11	
428	5057	串本町	神野川	1.00	
428	5058	串本町	神野川	0.07	
428	5059	串本町	神野川	0.13	
428	5060	串本町	神野川	0.08	
428	5061	串本町	神野川	0.05	
428	5062	串本町	神野川	0.16	
428	5063	串本町	神野川	0.03	
428	5064	串本町	神野川	0.06	
428	5065	串本町	神野川	0.12	
428	5066	串本町	神野川	0.29	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
428	5067	串本町	神野川	0.21	
428	5069	串本町	神野川	0.04	
428	5072	串本町	神野川	0.11	
428	5073	串本町	神野川	0.16	
428	5074	串本町	神野川	0.15	
428	5075	串本町	神野川	0.09	
428	5076	串本町	神野川	0.12	
428	5077	串本町	神野川	0.08	
428	5078	串本町	神野川	0.11	
428	5079	串本町	神野川	0.02	
428	5080	串本町	神野川	0.03	
428	5081	串本町	二色	0.11	
428	5082	串本町	二色	0.05	
428	5083	串本町	二色	0.02	
428	5084	串本町	二色	0.03	
428	5085	串本町	二色	0.06	
428	5086	串本町	高富	0.10	
428	5087	串本町	高富	0.12	
428	5088	串本町	高富	0.31	
428	5089	串本町	高富	0.08	
428	5091	串本町	高富	0.35	
428	5092	串本町	高富	0.34	
428	5093	串本町	高富	0.09	
428	5094	串本町	高富	0.11	
428	5095	串本町	高富	0.20	
428	5096	串本町	高富	0.14	
428	5097	串本町	高富	0.53	
428	5098	串本町	高富	0.07	
428	5099	串本町	高富	0.09	
428	5100	串本町	高富	0.22	
428	5101	串本町	吐生	0.11	
428	5102	串本町	有田上	0.48	
428	5103	串本町	有田上	0.10	
428	5104	串本町	有田上	0.06	
428	5105	串本町	田笠上	0.38	
428	5106	串本町	田笠上	0.46	
428	5107	串本町	田笠上	0.44	
428	5108	串本町	田笠上	0.24	
428	5109	串本町	田笠上	0.21	
428	5110	串本町	江田	0.07	
428	5112	串本町	江田	0.20	
428	5113	串本町	江田	0.58	
428	5114	串本町	江田	0.28	
428	5115	串本町	田子	0.08	
428	5117	串本町	田子	0.18	
428	5118	串本町	田子	0.21	
428	5119	串本町	田子	0.15	
428	5120	串本町	田子	0.24	
428	5121	串本町	田子	0.24	

05-01-02 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
428	5122	串本町	田子	0.06	
428	5123	串本町	田子	0.20	
428	5124	串本町	田子	0.34	
428	5125	串本町	田子	0.11	
428	5126	串本町	田子	0.39	
428	5127	串本町	田子	0.29	
428	5129	串本町	田子	0.12	
428	5130	串本町	田子	0.09	
428	5131	串本町	和深	0.56	
428	5132	串本町	和深	0.24	
428	5133	串本町	和深	0.21	
428	5134	串本町	和深	0.25	
428	5135	串本町	和深	0.12	
428	5136	串本町	和深	0.22	
428	5137	串本町	和深	0.12	
428	5138	串本町	和深	0.04	
428	5139	串本町	和深	0.02	
428	5140	串本町	和深	0.03	
428	5141	串本町	和深	0.15	
428	5142	串本町	和深	0.08	
428	5143	串本町	和深	0.26	
428	5144	串本町	和深	0.05	
428	5145	串本町	和深	0.78	
428	5146	串本町	和深	0.12	
428	5147	串本町	和深	0.07	
428	5148	串本町	和深	0.05	
428	5149	串本町	和深	0.06	
428	5150	串本町	和深	0.17	
428	5151	串本町	和深	0.04	
428	5152	串本町	和深	0.22	
428	5153	串本町	和深	0.28	
428	5155	串本町	西向	0.19	
428	5156	串本町	西向	0.25	
428	5157	串本町	西向	0.46	
428	5158	串本町	西向	0.04	
428	5159	串本町	西向	0.24	
428	5160	串本町	西向	0.22	
428	5161	串本町	神野川	0.22	
428	5162	串本町	神野川	0.09	
428	5163	串本町	神野川	0.55	
428	5164	串本町	神野川	0.56	
428	5165	串本町	神野川	0.06	
428	5166	串本町	神野川	0.10	
428	5168	串本町	伊串	0.30	
428	5169	串本町	伊串	1.25	
428	5170	串本町	姫	0.28	
428	5171	串本町	姫	0.33	
428	5172	串本町	姫	0.23	
428	5174	串本町	神野川	0.14	
428	5175	串本町	神野川	0.12	

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
428	串本町	鵜野川		0.14		
428	5177	串本町	鵜野川	0.08		
428	5178	串本町	鵜野川	0.31		
428	5179	串本町	鵜野川	0.03		
428	5180	串本町	鵜野川	0.10		
428	5181	串本町	鵜野川	0.09		
428	5182	串本町	鵜野川	0.08		
428	5183	串本町	鵜野川	0.34		
428	5184	串本町	佐部	0.42		
428	5185	串本町	佐部	0.10		
428	5186	串本町	佐部	0.08		
428	5187	串本町	上田原	0.16		
428	5188	串本町	上田原	0.30		
428	5189	串本町	田原	高浜	0.57	
428	5190	串本町	田原	荒船	0.13	
428	5191	串本町	田原	高浜	0.19	
428	5192	串本町	田原	荒船	0.36	
428	5193	串本町	田原	荒船	0.31	
428	5194	串本町	短川	0.04		
428	5195	串本町	短川	0.12		
428	5196	串本町	短川	0.17		
428	5197	串本町	短川	0.14		
428	5199	串本町	高富	0.14		
428	5200	串本町	高富	0.09		
428	5201	串本町	高富	0.25		
428	5202	串本町	二色	0.11		
428	5203	串本町	高富	0.04		
428	5204	串本町	高富	0.52		
428	5205	串本町	有田上	1.56		
428	5206	串本町	有田上	0.26		
428	5207	串本町	田笠上	0.26		
428	5208	串本町	伊串	0.05		
428	5209	串本町	古岸	0.04		
428	5210	串本町	古岸	0.09		
428	5211	串本町	古岸	0.07		
428	5212	串本町	里川	0.02		
428	5213	串本町	里川	0.08		
428	5214	串本町	里川	0.35		
428	5215	串本町	里川	0.10		
428	5216	串本町	里川	0.12		

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
428	5217	串本町	里川	比菅原	1.10
428	5218	串本町	有田	貝目	0.03
428	5220	串本町	有田		0.54
428	5221	串本町	有田		0.15
428	5222	串本町	有田	結満	0.13
428	5223	串本町	有田	結満	0.03
428	5224	串本町	有田	結満	0.11
428	5226	串本町	有田	結満	0.19
428	5227	串本町	有田	結満	0.07
428	5228	串本町	有田	結満	0.08
428	5229	串本町	有田	結満	0.27
428	5230	串本町	高富	東雨	0.18
428	5231	串本町	高富	東雨	0.06
428	5232	串本町	高富	東雨	0.75
428	5233	串本町	高富	東雨	0.56
428	5234	串本町	高富	東雨	0.19
428	5235	串本町	高富	東雨	0.04
428	5236	串本町	高富	東雨	0.07
428	5237	串本町	高富	東雨	0.10
428	5238	串本町	高富	東雨	0.14
428	5239	串本町	高富	東雨	0.12
428	5240	串本町	高富	東雨	0.63
428	5241	串本町	高富		0.19
428	5242	串本町	有田	入谷	0.26
428	5243	串本町	有田	入谷	0.63
428	5244	串本町	中津		0.64
428	5245	串本町	鵜野川	橋杭	0.03
428	5246	串本町	鵜野川	橋杭	0.02
428	5248	串本町	短川		0.22
428	5249	串本町	鵜野川		0.12
428	5250	串本町	鵜野川		0.12
428	5251	串本町	高富		0.16
428	5252	串本町	高富		0.18
428	5253	串本町	高富		0.18
428	5254	串本町	有田		0.16
428	5255	串本町	有田		0.05
428	5256	串本町	吐生		0.16
428	5257	串本町	吐生		0.27
428	5258	串本町	吐生		0.08
428	5259	串本町	有田		0.16
428	5260	串本町	有田上		0.19
428	5261	串本町	有田上		0.53
428	5262	串本町	田笠上		0.18
428	5263	串本町	田笠上		0.09
428	5264	串本町	吐生		0.12
428	5265	串本町	伊串		0.04
428	5267	串本町	西向		0.05
428	5268	串本町	和深	安指	0.35
428	5270	串本町	和深	鯖田平見	0.14

05-01-02 山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
428	5271	串本町	和深	鯖田平見	0.11
428	5272	串本町	津荷		0.10
428	5273	串本町	津荷		0.02
428	5274	串本町	津荷		0.67
428	5275	串本町	津荷		0.15
428	5276	串本町	古岸		1.11
428	5277	串本町	上野山		0.46
428	5278	串本町	上野山		0.12
428	5279	串本町	上野山		0.17
428	5281	串本町	田原		0.09
428	5282	串本町	田原		0.41
428	5283	串本町	田原		0.07
428	5284	串本町	伊串		0.58
428	5285	串本町	古田		0.09
428	5286	串本町	古田	岩瀬	0.16
428	5287	串本町	田原		0.85
428	5288	串本町	上田原		2.90

箇所番号	市町村	大字／字	国有林名	面積 (ha)	備考
302015	1	和歌山市	落合	紀泉高原国有林	8.25
302015	2	和歌山市	直川	紀泉高原国有林	1.88
302015	3	和歌山市	直川	紀泉高原国有林	0.18
302015	4	和歌山市	直川	紀泉高原国有林	0.60
302066	1	田辺市	龍神村竜神	亀谷国有林	37.92
302066	2	田辺市	龍神村甲斐の川	立花川山国有林	9.60
302066	3	田辺市	龍神村殿原	笠塔山国有林	26.55
302066	4	田辺市	龍神村殿原	笠塔山国有林	20.52
302066	5	田辺市	龍神村殿原	笠塔山国有林	11.31
302066	6	田辺市	中辺路町兵生	宮代山国有林	30.30
302066	7	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	65.28
302066	8	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	63.24
302066	9	田辺市	中辺路町兵生	坂泰山国有林	53.55
302066	10	田辺市	中辺路町福定	風呂谷国有林	7.20
302066	11	田辺市	木守	前の川国有林	30.60
302066	12	田辺市	本宮町静川	大塔山国有林	14.49
302066	13	田辺市	本宮町静川	大塔山国有林	8.40
302066	14	田辺市	本宮町静川	大塔山国有林	1.20
302066	15	田辺市	本宮町静川	大杉大小屋国有林	5.58
302066	16	田辺市	本宮町静川	黒蔵谷国有林	25.56
302066	17	田辺市	本宮町皆地	上平治国有林	3.36
302066	18	田辺市	本宮町三越	公門谷国有林	2.40
302066	19	田辺市	本宮町三越	公門谷国有林	18.90
302066	20	田辺市	本宮町三越	公門谷国有林	20.16
302066	21	田辺市	本宮町三越	公門谷国有林	3.84
302066	22	田辺市	本宮町三越	外和谷国有林	13.68
302066	23	田辺市	本宮町三越	宮ノ谷国有林	6.90
302066	24	田辺市	本宮町静川	大塔山国有林	2.52
302066	25	田辺市	本宮町静川	大塔山国有林	0.81
302074	1	新宮市	高田	大越国有林	15.30
302074	2	新宮市	高田	白見国有林	5.67
302074	3	新宮市	高田	大越国有林	3.60
302074	4	新宮市	熊野川町畝畑	大倉畑山国有林	45.00
302082	1	紀の川市	西山田	西山田奥国有林	0.60
302091	1	岩出市	根来	風吹	0.66
302091	2	岩出市	山	小野山	1.05
303437	1	九度山町	東郷	高野山国有林	22.50
303445	1	高野町	高野山	高野山国有林	1.50
303445	2	高野町	高野山	高野山国有林	0.30
303445	3	高野町	細川	高野山国有林	1.62
303445	4	高野町	細川	高野山国有林	0.96
303445	5	高野町	細川	高野山国有林	0.90
303445	6	高野町	花坂	高野山国有林	1.65
303445	7	高野町	花坂	高野山国有林	1.50
303445	8	高野町	花坂	高野山国有林	0.98

箇所番号	市町村	大字／字	国有林名	面積 (ha)	備考
303445	高野町	高野山	高野山国有林	0.24	
303445	高野町	高野山	高野山国有林	4.14	
303445	高野町	高野山	高野山国有林	9.75	
303445	高野町	高野山	高野山国有林	0.54	
303445	高野町	高野山	高野山国有林	0.48	
303445	高野町	高野山	高野山国有林	4.50	
303445	高野町	高野山	高野山国有林	0.83	
303666	有田川町	下湯川	津俣国有林	2.34	
303666	有田川町	下湯川	津俣国有林	1.26	
303666	有田川町	下湯川	津俣国有林	2.70	
303909	印南町	川又	川又国有林	12.48	
303909	印南町	川又	川又国有林	8.46	
303925	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	14.40	
303925	日高川町	上初湯川	西ノ河国有林	26.40	
303925	日高川町	熊野川	野々川国有林	10.62	
304069	すさみ町	佐本東栗垣内	宮城川国有林	27.84	
304069	すさみ町	佐本東栗垣内	宮城川国有林	19.68	
304069	すさみ町	小附	善司国有林	7.95	
304212	那智勝浦町	市野々	那智山国有林	4.08	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
201	0001	和歌山市	沖ノ島	2.18	
201	0002	和歌山市	沖ノ島	2.81	
201	0003	和歌山市	沖ノ島	6.33	
201	0005	和歌山市	加太	4.04	
201	0006	和歌山市	加太	3.87	
201	0007	和歌山市	加太	5.08	大谷
201	0009	和歌山市	日野	5.42	
201	0011	和歌山市	日野	2.90	
201	0012	和歌山市	日野	3.18	
201	0013	和歌山市	日野	3.53	
201	0014	和歌山市	磯ノ浦	3.69	
201	0015	和歌山市	加太	1.19	
201	0016	和歌山市	加太	3.99	
201	0017	和歌山市	加太	3.07	
201	0018	和歌山市	加太	2.34	
201	0019	和歌山市	加太	20.29	
201	0020	和歌山市	加太	1.26	
201	0021	和歌山市	大川	20.36	片山
201	0022	和歌山市	大川	7.54	
201	0023	和歌山市	大川	141.33	
201	0024	和歌山市	大川	11.94	
201	0025	和歌山市	大川	4.04	
201	0026	和歌山市	滝畑	4.04	
201	0027	和歌山市	滝畑	1.57	
201	0028	和歌山市	滝畑	18.39	滝谷
201	0029	和歌山市	滝畑	5.45	
201	0030	和歌山市	上黒谷	67.02	池ノ谷
201	0031	和歌山市	北別所	26.59	
201	0032	和歌山市	北別所	39.70	
201	0033	和歌山市	場谷	3.53	
201	0034	和歌山市	府中	4.77	八幡垣内
201	0035	和歌山市	府中	4.18	
201	0036	和歌山市	菅川	6.75	
201	0037	和歌山市	菅川	2.58	
201	0038	和歌山市	菅川	3.92	
201	0039	和歌山市	菅川	4.67	
201	0040	和歌山市	六十谷	12.03	
201	0041	和歌山市	岡部	9.07	
201	0042	和歌山市	岡部	3.56	藁谷
201	0043	和歌山市	岡部	1.48	浅木谷
201	0044	和歌山市	大谷	57.56	
201	0045	和歌山市	大谷	7.14	
201	0046	和歌山市	大谷	33.51	
201	0047	和歌山市	平井	1.15	
201	0048	和歌山市	平井	4.10	
201	0049	和歌山市	平井	2.03	
201	0050	和歌山市	平井	17.70	
201	0051	和歌山市	栗谷	78.29	
201	0052	和歌山市	栗谷	3.48	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
201	0055	和歌山市	上三毛	2.42	
201	0058	和歌山市	栗田中	15.75	栗原
201	0059	和歌山市	栗田中	5.37	
201	0061	和歌山市	金谷	30.59	奥院
201	0062	和歌山市	金谷崩落	25.98	
201	0063	和歌山市	金谷	19.24	
201	0064	和歌山市	金谷	7.04	庄ノ森
201	0065	和歌山市	金谷	30.24	庄ノ森
201	0066	和歌山市	金谷	7.10	
201	0067	和歌山市	矢田	23.87	心池
201	0068	和歌山市	矢田	40.27	
201	0069	和歌山市	矢田	23.07	
201	0070	和歌山市	矢田	40.93	
201	0071	和歌山市	佐賀	7.35	
201	0072	和歌山市	菅宜	5.41	
201	0073	和歌山市	菅宜	9.72	
201	0074	和歌山市	井口	10.50	
201	0075	和歌山市	井口	15.60	
201	0076	和歌山市	井口	4.47	
201	0077	和歌山市	永山	14.77	
201	0078	和歌山市	永山	2.87	
201	0079	和歌山市	永山	10.49	
201	0080	和歌山市	大河内	4.85	
201	0081	和歌山市	黒岩	3.14	
201	0082	和歌山市	黒岩	11.63	友割
201	0083	和歌山市	黒岩	8.02	
201	0084	和歌山市	黒岩	8.83	
201	0085	和歌山市	黒岩	6.91	
201	0086	和歌山市	黒岩	5.33	
201	0087	和歌山市	黒岩	27.27	藁山
201	0088	和歌山市	黒岩	5.73	藁山
201	0089	和歌山市	小池尻	9.12	
201	0090	和歌山市	岩橋	8.41	前山
201	0091	和歌山市	岩橋	7.54	前山
201	0092	和歌山市	岩橋	2.14	前山
201	0093	和歌山市	岩橋	6.58	
201	0094	和歌山市	鳴神	8.05	
201	0095	和歌山市	鳴神	11.23	
201	0096	和歌山市	鳴神	2.30	
201	0097	和歌山市	鳴神	2.50	
201	0098	和歌山市	井辺	1.94	大田
201	0099	和歌山市	藁橋	4.08	
201	0100	和歌山市	栗栖	2.06	
201	0101	和歌山市	井戸	3.44	
201	0102	和歌山市	冬野	9.07	
201	0103	和歌山市	茶渡	2.47	
201	0104	和歌山市	内原	2.44	
201	0106	和歌山市	内原	2.59	
201	0107	和歌山市	三葛	5.33	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
201	0108	和歌山市	三基	4.33	
201	0109	和歌山市	広原	3.13	
201	0110	和歌山市	菅原	2.93	
201	0111	和歌山市	菅原	5.40	
201	0112	和歌山市	菅原	10.11	
201	0113	和歌山市	菅原	8.76	
201	0115	和歌山市	菅原	7.15	
201	0116	和歌山市	菅原	12.74	
201	0117	和歌山市	菅原	3.90	
201	1001	和歌山市	岩橋	4.14	
201	5001	和歌山市	深山	9.54	
201	5002	和歌山市	西庄	6.28	
201	5004	和歌山市	日野	8.99	
201	5005	和歌山市	日野	13.56	
201	5006	和歌山市	落合	28.93	
201	5008	和歌山市	落合	28.88	
201	5009	和歌山市	弘西	14.66	
201	5010	和歌山市	弘西	7.48	
201	5011	和歌山市	弘西	32.46	
201	5012	和歌山市	菅川	81.68	
201	5014	和歌山市	上黒谷	11.01	
201	5015	和歌山市	谷	16.27	
201	5016	和歌山市	北野	36.23	
201	5017	和歌山市	弘西	25.44	
201	5018	和歌山市	弘西	3.62	
201	5020	和歌山市	府中	15.75	
201	5024	和歌山市	菅川	9.94	
201	5026	和歌山市	府中	1.59	
201	5027	和歌山市	菅川	37.89	
201	5028	和歌山市	岡部	21.16	
201	5029	和歌山市	岡部	32.96	
201	5030	和歌山市	平井	21.25	
201	5032	和歌山市	岡部	9.46	
201	5033	和歌山市	岡部	23.46	
201	5035	和歌山市	上黒谷	60.86	
201	5037	和歌山市	磯の浦	6.05	
201	5038	和歌山市	西庄	9.89	
201	5039	和歌山市	落合	16.28	
201	5041	和歌山市	岩橋	8.41	
201	5042	和歌山市	岩橋	3.02	
201	5043	和歌山市	岩橋	8.48	
201	5044	和歌山市	下和佐	5.12	
201	5045	和歌山市	金谷	12.40	
201	5046	和歌山市	金谷	4.66	
201	5048	和歌山市	下和佐	8.90	
201	5049	和歌山市	和佐中	3.87	
201	5051	和歌山市	内原	4.58	
201	5052	和歌山市	朝日	7.93	
201	5053	和歌山市	薬師寺	4.82	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
201	5055	和歌山市	奥須佐	31.22	
201	5058	和歌山市	加太	0.91	
201	5059	和歌山市	加太	2.58	
201	5060	和歌山市	加太	1.32	
201	5061	和歌山市	加太	2.58	
201	5063	和歌山市	加太	1.10	
201	5066	和歌山市	深山	3.15	
201	5067	和歌山市	深山	7.46	
201	5072	和歌山市	日野	3.00	
201	5075	和歌山市	深山	10.96	
201	5076	和歌山市	深山	7.51	
201	5078	和歌山市	深山	8.76	
201	5080	和歌山市	深山	11.54	
201	5081	和歌山市	深山	19.37	
201	5082	和歌山市	深山	5.69	
201	5083	和歌山市	深山	8.66	
201	5084	和歌山市	山栗中	2.20	
201	5086	和歌山市	永山	1.44	
201	5087	和歌山市	深山	16.73	
201	5089	和歌山市	平尾	6.29	
201	5091	和歌山市	平尾	3.18	
201	5092	和歌山市	吉礼	1.43	
201	5093	和歌山市	吉礼	5.08	
201	5094	和歌山市	平尾	4.01	
201	5095	和歌山市	平尾	2.12	
201	5096	和歌山市	平尾	3.52	
201	5097	和歌山市	平尾	10.21	
201	5098	和歌山市	和佐中	5.08	
201	5099	和歌山市	岩橋	1.35	
201	5101	和歌山市	木ノ木	7.14	
202	0001	海南市	孟子	5.17	
202	0002	海南市	孟子	8.76	
202	0003	海南市	孟子	2.54	
202	0004	海南市	七山	3.91	
202	0005	海南市	七山	3.97	
202	0006	海南市	七山	3.31	
202	0007	海南市	七山	2.53	
202	0008	海南市	七山	2.15	
202	0009	海南市	野尻	12.76	
202	0010	海南市	別院	8.82	
202	0011	海南市	別院	16.58	
202	0012	海南市	小野田	10.09	
202	0014	海南市	小野田	4.96	
202	0015	海南市	貝奈	2.72	
202	0016	海南市	船尾	4.57	
202	0017	海南市	黒江	1.95	
202	0018	海南市	日方	4.03	才ノ神
202	0019	海南市	日方	6.81	才ノ神
202	0020	海南市	貝奈	6.84	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
202	0021	海西市	且末	7.19		
202	0022	海西市	大野中	5.95		
202	0023	海西市	且末	3.30		
202	0024	海西市	且末	4.77		
202	0025	海西市	且末	4.74		
202	0026	海西市	幡川	1.17		
202	0027	海西市	栗根	3.48		
202	0028	海西市	栗根	4.07		
202	0029	海西市	幡川	6.86		
202	0030	海西市	幡川	7.51		
202	0031	海西市	藤白	6.72		
202	0032	海西市	冷水	3.00		
202	0033	海西市	冷水	24.21		
202	0034	海西市	冷水	7.06		
202	0035	海西市	冷水	10.85		
202	0036	海西市	冷水	5.38		
202	0037	海西市	冷水	7.08		
202	0038	海西市	冷水	5.38		
202	0040	海西市	小野田	4.95		
202	0041	海西市	小野田	5.47		
202	0042	海西市	坂井	2.87		
202	0043	海西市	坂井	4.40		
202	0044	海西市	坂井	30.59		
202	0045	海西市	沖野々	5.01		
202	0046	海西市	沖野々	22.91		
202	0047	海西市	別院	6.35		
202	0048	海西市	栗根	2.33		
202	0049	海西市	栗根	9.01		
202	0050	海西市	栗根	17.91		
202	0051	海西市	栗根	1.94		
202	0052	海西市	栗根	2.27		
202	0053	海西市	栗根	4.30		
202	0054	海西市	栗根	14.50		
202	0055	海西市	栗根	5.32		
202	0056	海西市	栗根	45.35		
202	0057	海西市	次々谷	5.17		
202	0058	海西市	次々谷	7.10		
202	0059	海西市	ひや水	2.77		
202	0060	海西市	海老谷	北浦	223.82	
202	0061	海西市	海老谷	20.27		
202	0063	海西市	赤沼	5.65		
202	0064	海西市	九島寺	1.62		
202	0065	海西市	九島寺	1.65		
202	0066	海西市	九島寺	4.47		
202	0067	海西市	九島寺	6.88		
202	0068	海西市	野上新	5.48		
202	0069	海西市	野上新	9.11		
202	0070	海西市	野上新	49.54		
202	0071	海西市	野上新	1.89		

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
202	0072	海西市	野上新	5.81		
202	0073	海西市	野上新	14.02		
202	0075	海西市	小野田	奥山北谷	47.18	
202	0076	海西市	山田	41.65		
202	1001	海西市	野上新	22.93		
202	1002	海西市	下津町下津	4.36		
202	1003	海西市	下津町下津	3.33		
202	1004	海西市	下津町下津	1.75		
202	1005	海西市	下津町下津	4.11		
202	1006	海西市	下津町黒田	8.08		
202	1007	海西市	下津町引尾	0.94		
202	1008	海西市	下津町引尾	90.23		
202	1009	海西市	下津町中	2.68		
202	1010	海西市	下津町青枝	5.86		
202	1011	海西市	下津町市坪	96.75		
202	1012	海西市	下津町経川	8.14		
202	1013	海西市	下津町小原	2.88		
202	1014	海西市	下津町小原	24.90		
202	1015	海西市	下津町小畑	42.45		
202	1016	海西市	下津町下津	8.63		
202	1017	海西市	下津町市坪	2.05		
202	1018	海西市	下津町市坪	68.50		
202	1019	海西市	鳥居	5.60		
202	1020	海西市	鳥居	29.69		
202	1021	海西市	下津町経川	6.37		
202	1022	海西市	南赤坂	0.35		
202	1024	海西市	下津町引尾	22.68		
202	1025	海西市	下津町中	28.82		
202	5001	海西市	下津町市坪	10.78		
202	5002	海西市	下津町大塚	54.67		
202	5003	海西市	下津町経川	19.89		
202	5004	海西市	下津町丁	30.89		
202	5005	海西市	山田	37.70		
202	5006	海西市	幡川	80.99		
202	5007	海西市	別所	32.10		
202	5008	海西市	別所	7.86		
202	5009	海西市	別所	10.80		
202	5010	海西市	九島寺	13.88		
202	5011	海西市	上谷	61.47		
202	5012	海西市	下津町下津	17.96		
202	5013	海西市	下津町笠畑	21.89		
202	5014	海西市	下津町笠畑	70.45		
202	5015	海西市	田方	オノ神	5.23	
202	5017	海西市	栗根	25.43		
202	5020	海西市	九島寺	5.85		
202	5021	海西市	野上新	9.27		
202	5022	海西市	下津町曾根田	31.99		
202	5023	海西市	下津町曾根田	23.31		
202	5024	海西市	下津町曾根田	10.27		

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
202	5025	海西市	大野中	72.14		
202	5026	海西市	別所	14.22		
202	5027	海西市	別所	63.68		
202	5028	海西市	上谷	24.33		
202	5029	海西市	上谷	7.55		
202	5030	海西市	上谷	5.30		
202	5031	海西市	下津町青枝	6.23		
202	5032	海西市	冷水	5.07		
202	5033	海西市	藤白	8.29		
202	5034	海西市	藤白	12.57		
202	5035	海西市	冷水	13.17		
202	5036	海西市	藤白	4.01		
202	5037	海西市	冷水	4.56		
202	5038	海西市	藤白	12.39		
202	5039	海西市	下津町下津野	5.69		
202	5041	海西市	原野	1.79		
202	5042	海西市	原野	2.14		
202	5043	海西市	下津町小畑	25.60		
202	5044	海西市	野良	35.37		
202	5045	海西市	孟子	3.59		
202	5046	海西市	七山	3.39		
202	5047	海西市	七山	2.05		
202	5048	海西市	下津町黒田	27.87		
202	5049	海西市	下津町中	25.50		
202	5050	海西市	下津町黒田	35.75		
202	5051	海西市	下津町青枝	5.16		
202	5052	海西市	下津町青枝	4.54		
202	5053	海西市	下津町経川	5.80		
202	5054	海西市	下津町経川	13.11		
202	5055	海西市	下津町小畑	10.39		
202	5056	海西市	山田	20.26		
202	5057	海西市	下津町笠畑	94.03		
301	0003	海西市	下津町丁	客の脇	11.66	
301	0005	海西市	下津町市坪	13.94		
301	0007	海西市	下津町大塚	14.26		
301	0008	海西市	下津町大塚	菖蒲	9.56	
301	0009	海西市	下津町中	65.36		
301	0010	海西市	下津町引尾	松尾	25.52	
301	0011	海西市	下津町市坪	48.43		
301	0012	海西市	下津町笠畑	21.55		
301	0014	海西市	下津町引尾	6.01		
301	0015	海西市	下津町市坪	79.41		
302	0001	紀美野町	国木原	35.76		
302	0002	紀美野町	西野	原尾	14.34	
302	0005	紀美野町	東野	堂西	23.48	
302	0008	紀美野町	小畑	4.18		
302	0007	紀美野町	吉野	9.43		
302	0008	紀美野町	松瀬	橋松	18.73	
302	0010	紀美野町	松瀬	廣畑	12.31	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
302	0011	紀美野町	松瀬	廣畑	9.36	
302	0012	紀美野町	東野	堂西	5.45	
302	0013	紀美野町	下佐々		48.13	
302	0014	紀美野町	下佐々		6.07	
302	0015	紀美野町	下佐々		3.01	
302	0016	紀美野町	福井		3.14	
302	0017	紀美野町	福井		12.41	
302	0018	紀美野町	福井		2.48	
302	0019	紀美野町	福井	東	2.41	
302	0020	紀美野町	福井		16.28	
302	0021	紀美野町	福井		2.50	
302	0022	紀美野町	福井	東	2.07	
302	0023	紀美野町	福井		16.41	
302	0024	紀美野町	福井		4.10	
302	0025	紀美野町	福井		9.76	
302	0026	紀美野町	福井		1.54	
302	0027	紀美野町	徳佐々		3.68	
302	0028	紀美野町	徳佐々		2.50	
302	0029	紀美野町	徳佐々		6.39	
302	0030	紀美野町	中田	赤井	123.02	
302	0031	紀美野町	坂本	井戸谷	154.58	
302	0032	紀美野町	坂本	陸地良	27.24	
302	0033	紀美野町	橋本	水ノ木	227.80	
302	0034	紀美野町	橋本		21.91	
303	0001	紀美野町	井堰		78.21	
303	0002	紀美野町	窪垣内	西墓谷	117.06	
303	0003	紀美野町	窪垣宮		109.23	
303	0004	紀美野町	窪垣宮		1.87	
303	0005	紀美野町	北野		17.20	
303	0006	紀美野町	円明寺		8.91	
303	0007	紀美野町	勝谷	オンジ	5.69	
303	0008	紀美野町	勝谷	西ノ門	6.32	
303	0009	紀美野町	勝谷	近山	5.38	
303	0010	紀美野町	勝谷	上ノサキ	6.08	
303	0011	紀美野町	長谷宮	北谷	72.09	
303	0012	紀美野町	長谷宮		3.41	
303	0013	紀美野町	長谷宮		8.41	
303	0014	紀美野町	長谷宮	内ノ峠	4.14	
303	0015	紀美野町	長谷宮		1.83	
303	0016	紀美野町	長谷宮		3.63	
303	0017	紀美野町	長谷宮	馬場向	7.01	
303	0018	紀美野町	長谷宮	窪尾	178.69	
303	0019	紀美野町	長谷宮	柳生谷	185.39	
303	0020	紀美野町	井堰		27.51	
303	0021	紀美野町	永谷	西上	4.11	
303	0022	紀美野町	福田		1.55	
303	0023	紀美野町	福田		4.12	
303	0024	紀美野町	福田		1.99	
303	0025	紀美野町	野中	山浜	9.73	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
303	0026	紀美野町	五六	28.08	
303	0027	紀美野町	上ヶ井	13.58	
303	0028	紀美野町	上ヶ井	6.83	
303	0029	紀美野町	三原川	1.95	小西浦
303	0030	紀美野町	三原川	1.62	榎木谷
303	0031	紀美野町	三原川	3.39	
303	0032	紀美野町	津川	3.34	野中
303	0033	紀美野町	津川	44.37	堂垣内
303	0034	紀美野町	堂垣内	3.08	
303	0035	紀美野町	真国宮	55.24	奥山
303	0036	紀美野町	花野原	111.73	峰谷
303	0037	紀美野町	初生谷	37.83	
303	0038	紀美野町	津川	7.76	
303	0039	紀美野町	津川	19.18	堂垣内
303	0040	紀美野町	津川	9.06	瀬内
303	0041	紀美野町	津川	44.86	
303	0042	紀美野町	明添	14.19	
303	0043	紀美野町	明添	4.38	
303	0044	紀美野町	明添	5.35	下隠地
303	0045	紀美野町	明添	3.61	上隠地
303	0046	紀美野町	明添	3.43	
303	0047	紀美野町	榎滝	3.96	
303	0048	紀美野町	三原川	4.81	
303	0049	紀美野町	三原川	122.61	
303	0050	紀美野町	三原川	6.99	
303	0051	紀美野町	赤木	4.97	
303	0052	紀美野町	赤木	72.52	上通
303	0053	紀美野町	高畑	27.18	下通
303	0054	紀美野町	桂瀬	98.03	
303	0055	紀美野町	岩西	8.33	満上
303	0056	紀美野町	今西	19.95	
303	0057	紀美野町	松ヶ峯	13.66	夏屋
303	0058	紀美野町	田	4.22	
303	0059	紀美野町	田	12.11	
303	0060	紀美野町	中	1.68	
303	0061	紀美野町	中	0.48	
303	0062	紀美野町	谷	7.76	
303	0063	紀美野町	谷	33.02	榎の木
303	0064	紀美野町	谷	48.06	
303	0065	紀美野町	中	29.56	榎谷
303	0066	紀美野町	毛原下	9.35	
303	0067	紀美野町	滝ノ久保	58.72	
303	0068	紀美野町	毛原下	42.09	
303	0069	紀美野町	毛原下	12.26	
303	0070	紀美野町	毛原下	110.86	鳥帽子
303	0071	紀美野町	毛原下	38.75	大岩浴
303	0072	紀美野町	小西	6.35	吉原
303	0073	紀美野町	小西	3.32	祖原
303	0074	紀美野町	毛原中	10.90	前窪垣内

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
303	0075	紀美野町	毛原中	3.91	
303	0076	紀美野町	毛原中	2.06	古市上ノ切
303	0077	紀美野町	毛原中	4.06	古市中ノ切
303	0078	紀美野町	毛原中	5.33	神崎
303	0080	紀美野町	毛原上	11.11	
303	0081	紀美野町	津川	8.28	瀬内
303	0082	紀美野町	津川	6.79	
304	1001	紀美野町	国木原	25.14	
304	1002	紀美野町	野野	3.06	
304	1003	紀美野町	菅瀬	39.67	
304	1004	紀美野町	松瀬	10.19	
304	1005	紀美野町	松瀬	8.38	
304	1006	紀美野町	長谷宮	43.07	
304	1007	紀美野町	長谷宮	0.42	
304	1008	紀美野町	長谷宮	39.43	
304	1009	紀美野町	毛原上	9.50	
304	1011	紀美野町	毛原上	10.89	
304	1012	紀美野町	毛原上	38.31	
304	1013	紀美野町	毛原中	31.97	
304	1014	紀美野町	毛原中	25.11	
304	1015	紀美野町	毛原宮	4.64	
304	1016	紀美野町	円明寺	1.93	
304	1017	紀美野町	花野原	133.92	
304	1018	紀美野町	寶津島	14.67	
304	1019	紀美野町	谷	7.39	
304	1020	紀美野町	田	24.04	
304	1021	紀美野町	滝ノ川	16.05	
304	1022	紀美野町	毛原下	121.79	
304	1023	紀美野町	滝ノ川	52.08	
304	1025	紀美野町	津川	0.86	
304	1027	紀美野町	津川	1.68	
304	1028	紀美野町	津川	46.20	
304	1029	紀美野町	津川	6.15	
304	1032	紀美野町	樋下	3.54	
304	1033	紀美野町	野中	3.16	
304	1035	紀美野町	坂本	22.67	
304	1036	紀美野町	坂本	44.72	
304	1037	紀美野町	三原川	29.04	
304	1038	紀美野町	上ヶ井	27.87	
304	1039	紀美野町	赤木	6.08	
304	1040	紀美野町	赤木	32.30	
304	1041	紀美野町	中田	168.24	
304	1042	紀美野町	毛原中	127.06	
304	1043	紀美野町	毛原宮	61.47	
304	1044	紀美野町	樽谷	7.79	
304	1045	紀美野町	樽谷	7.78	
304	1046	紀美野町	樽谷	16.02	
304	1047	紀美野町	樽谷	8.90	
304	1048	紀美野町	樽谷	5.48	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
304	1049	紀美野町	樽谷	4.31	
304	1050	紀美野町	樽谷	3.06	
304	1051	紀美野町	樽谷	2.43	
304	1052	紀美野町	樽谷	10.56	
304	1053	紀美野町	樽谷	1.68	
304	1054	紀美野町	滝ノ川	134.68	
304	1057	紀美野町	上ヶ井	56.37	
304	1058	紀美野町	樽谷	4.32	
304	1059	紀美野町	北野	150.06	
304	1060	紀美野町	津川	4.11	
304	1061	紀美野町	米谷	2.99	
304	1062	紀美野町	国木原	3.03	
304	5001	紀美野町	紫目	24.31	
304	5002	紀美野町	堂垣内	4.03	
304	5003	紀美野町	駒木	1.74	
304	5004	紀美野町	南畑	15.31	
304	5005	紀美野町	福井	1.64	
304	5006	紀美野町	福井	5.22	
304	5007	紀美野町	農佐々	5.86	
304	5008	紀美野町	農佐々	5.11	
304	5009	紀美野町	福井	9.32	
304	5010	紀美野町	福井	5.44	
304	5011	紀美野町	福井	7.18	
304	5012	紀美野町	農佐々	25.49	
304	5013	紀美野町	下佐々	18.01	
304	5015	紀美野町	下佐々	3.94	
304	5016	紀美野町	下佐々	48.64	
304	5017	紀美野町	福井	24.03	
304	5018	紀美野町	福井	3.47	
304	5020	紀美野町	下佐々	3.60	
304	5022	紀美野町	坂本	3.91	
304	5023	紀美野町	安井	17.61	
304	5024	紀美野町	福井	40.87	
304	5025	紀美野町	津川	1.85	
304	5026	紀美野町	津川	1.71	
304	5027	紀美野町	津川	1.67	
304	5028	紀美野町	津川	11.91	
304	5029	紀美野町	津川	1.71	
304	5031	紀美野町	五六	33.37	
304	5032	紀美野町	三原川	16.40	
304	5033	紀美野町	榎滝	11.96	
304	5034	紀美野町	榎滝	29.17	
304	5035	紀美野町	永谷	25.09	
304	5036	紀美野町	吉野	3.99	
304	5037	紀美野町	吉野	8.31	
304	5038	紀美野町	松瀬	9.33	
304	5039	紀美野町	吉野	0.56	
304	5040	紀美野町	樽谷	14.55	
304	5041	紀美野町	樽谷	9.48	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
304	5042	紀美野町	樽谷	7.20	
304	5044	紀美野町	北野	26.40	
304	5045	紀美野町	明添	6.43	
304	5046	紀美野町	明添	5.51	
304	5047	紀美野町	明添	21.22	
304	5048	紀美野町	明添	6.08	
304	5049	紀美野町	松ヶ峯	9.42	
304	5050	紀美野町	明添	10.20	
304	5052	紀美野町	荒沢	5.51	
304	5053	紀美野町	荒沢	5.63	
304	5054	紀美野町	荒沢	12.82	
304	5055	紀美野町	寶津島	9.48	
304	5056	紀美野町	永谷	3.41	
304	5058	紀美野町	田	28.46	
304	5059	紀美野町	田	14.71	
304	5060	紀美野町	中	11.05	
304	5061	紀美野町	中	13.50	
304	5062	紀美野町	谷	13.41	
304	5063	紀美野町	谷	2.18	
304	5064	紀美野町	谷	6.97	
304	5065	紀美野町	谷	2.78	
304	5066	紀美野町	谷	10.68	
304	5067	紀美野町	谷	1.45	
304	5068	紀美野町	谷	1.60	
304	5069	紀美野町	谷	5.28	
304	5071	紀美野町	谷	2.46	
304	5072	紀美野町	毛原宮	10.41	
304	5073	紀美野町	榎本	51.68	
304	5074	紀美野町	毛原下	20.47	
304	5075	紀美野町	小西	21.60	
304	5076	紀美野町	毛原中	62.22	
304	5077	紀美野町	毛原下	12.66	
304	5078	紀美野町	今西	168.65	
304	5079	紀美野町	小畑	3.62	
304	5081	紀美野町	国木原	5.04	
304	5082	紀美野町	栗野	19.53	
304	5083	紀美野町	井堰	4.12	
304	5084	紀美野町	堂垣内	2.40	
304	5085	紀美野町	真国宮	2.59	
304	5086	紀美野町	花野原	11.03	
304	5087	紀美野町	樽谷	6.47	
304	5088	紀美野町	樽谷	7.55	
304	5089	紀美野町	樽谷	37.70	
304	5090	紀美野町	毛原上	60.97	
304	5091	紀美野町	毛原上	26.11	
304	5092	紀美野町	毛原宮	45.14	
304	5093	紀美野町	小西	18.91	
304	5094	紀美野町	谷	39.00	
304	5095	紀美野町	小西	21.10	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
304	5097	紀美野町	小西	8.33	
304	5098	紀美野町	滝ノ川	62.00	
304	5099	紀美野町	滝ノ川	7.42	
304	5101	紀美野町	田木原	8.88	
304	5102	紀美野町	宮野	1.31	
304	5103	紀美野町	宮野	3.37	
304	5105	紀美野町	安井	6.61	
304	5108	紀美野町	谷	183.20	
304	5109	紀美野町	毛原中	29.35	
321	0001	紀の川市	中畑	100.40	
321	0002	紀の川市	立石	36.94	
321	0003	紀の川市	中畑	24.81	
321	0004	紀の川市	中畑	23.80	
321	0005	紀の川市	西滝	32.04	
321	0006	紀の川市	東山田	65.52	
321	0007	紀の川市	西山田	10.73	
321	0008	紀の川市	西山田	2.57	
321	0009	紀の川市	西山田	17.39	
321	0010	紀の川市	東三谷	45.72	
321	0011	紀の川市	東三谷	4.03	
321	0012	紀の川市	東三谷	4.95	
321	0013	紀の川市	神通	3.21	
321	0014	紀の川市	神通	9.79	
321	0015	紀の川市	神通	11.56	
321	0016	紀の川市	神通	16.18	
321	0017	紀の川市	神通	48.46	
321	0018	紀の川市	神通	9.45	
321	0020	紀の川市	北勢田	29.57	
321	0022	紀の川市	竹原	2.75	
321	0023	紀の川市	竹原	16.46	
321	0024	紀の川市	竹原	14.34	
321	0025	紀の川市	竹原	9.94	
321	0026	紀の川市	竹原	21.29	
321	7515	紀の川市	二瀬川	5.29	
322	0001	紀の川市	中津川	126.54	
322	0002	紀の川市	中津川	140.69	
322	0003	紀の川市	中津川	3.96	
322	0004	紀の川市	中津川	29.23	
322	0005	紀の川市	中津川	9.62	
322	0006	紀の川市	中津川	13.17	
322	0007	紀の川市	中津川	39.27	
322	0008	紀の川市	中津川	93.49	
322	0009	紀の川市	中津川	16.72	
322	0010	紀の川市	中津川	21.23	
322	0011	紀の川市	中津川	26.79	
322	0012	紀の川市	中津川	46.73	
322	0013	紀の川市	西川原	56.70	
322	0014	紀の川市	中津川	4.92	
322	0015	紀の川市	西川原	4.30	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
322	0016	紀の川市	切畑	38.44	
322	0018	紀の川市	中津川	14.33	
322	0019	紀の川市	中津川	20.95	
322	0020	紀の川市	中津川	20.77	
322	0021	紀の川市	北勢野	51.60	
322	0022	紀の川市	北長田	40.12	
322	0023	紀の川市	北長田	3.25	
322	0024	紀の川市	中津川	2.00	
322	0025	紀の川市	遠方	27.85	
322	0026	紀の川市	遠方	10.10	
322	0027	紀の川市	杉原	5.33	
322	0028	紀の川市	杉原	18.04	
322	0029	紀の川市	上沢	9.48	
322	0030	紀の川市	上沢	3.26	
322	0032	紀の川市	上藤淵	4.75	
322	0033	紀の川市	上藤淵	10.66	
322	0034	紀の川市	上藤淵	1.49	
322	0035	紀の川市	上藤淵	4.53	
322	0036	紀の川市	上藤淵	6.24	
322	0037	紀の川市	上藤淵	5.13	
322	0038	紀の川市	上藤淵	2.35	
322	0039	紀の川市	上藤淵	7.22	
322	0040	紀の川市	上藤淵	2.27	
322	0041	紀の川市	上藤淵	4.76	
322	0042	紀の川市	上藤淵	5.88	
322	0043	紀の川市	上藤淵	5.84	
322	0044	紀の川市	上藤淵	2.38	
322	0045	紀の川市	上藤淵	6.67	
322	0046	紀の川市	上藤淵	1.84	
322	0047	紀の川市	上藤淵	6.60	
322	0048	紀の川市	上藤淵	15.28	
322	0049	紀の川市	上藤淵	2.00	
322	0050	紀の川市	中藤淵	1.55	
322	0051	紀の川市	中藤淵	3.13	
322	0052	紀の川市	下藤淵	3.42	
322	0053	紀の川市	中藤淵	14.31	
322	0054	紀の川市	中藤淵	25.64	
322	0055	紀の川市	中藤淵	2.76	
322	0056	紀の川市	中藤淵	2.01	
322	0057	紀の川市	中藤淵	1.43	
322	0058	紀の川市	上沢	5.14	
322	0059	紀の川市	中野寄	2.87	
322	0060	紀の川市	中藤淵	5.01	
322	0061	紀の川市	中藤淵	5.85	
322	0062	紀の川市	中藤淵	10.43	
322	0063	紀の川市	中藤淵	41.40	
322	0064	紀の川市	中藤淵	8.26	
322	0066	紀の川市	下藤淵	17.77	
322	0067	紀の川市	下藤淵	4.35	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
322	0068	紀の川市	下藤淵	2.53	
322	0069	紀の川市	下藤淵	0.75	
322	0070	紀の川市	下藤淵	9.69	
322	0071	紀の川市	下藤淵	9.25	
322	0072	紀の川市	下藤淵	47.76	
322	0073	紀の川市	下藤淵	2.58	
322	0074	紀の川市	下藤淵	3.71	
322	0078	紀の川市	下藤淵	23.99	
322	0079	紀の川市	下藤淵	29.78	
322	7507	紀の川市	清川	2.20	
322	7513	紀の川市	奥出川	12.89	
322	7516	紀の川市	上藤淵	2.54	
323	0001	紀の川市	切畑	27.45	
323	0002	紀の川市	葛城	56.59	
323	0003	紀の川市	葛城	35.59	
323	0004	紀の川市	葛城	43.81	
323	0005	紀の川市	切畑	26.62	
323	0006	紀の川市	切畑	8.62	
323	0007	紀の川市	切畑	8.25	
323	0008	紀の川市	切畑	17.42	
323	0009	紀の川市	切畑	13.62	
323	0012	紀の川市	平野	24.50	
323	0014	紀の川市	平野	5.44	
323	0016	紀の川市	平野	6.45	
323	0017	紀の川市	切畑	13.41	
323	0021	紀の川市	赤沼田	5.71	
323	0023	紀の川市	麻生津中	45.03	
323	0024	紀の川市	麻生津中	36.53	
323	8015	紀の川市	麻生津中	23.01	
324	0001	紀の川市	横山町神田	14.93	
324	0002	紀の川市	横山町神田	2.04	
324	0003	紀の川市	横山町神田	10.97	
324	0004	紀の川市	横山町神田	11.91	
324	0005	紀の川市	横山町神田	3.71	
324	0006	紀の川市	横山町神田	3.75	
324	0007	紀の川市	横山町神田	16.74	
324	0008	紀の川市	横山町神田	5.51	
324	0009	紀の川市	横山町神田	26.09	
324	0010	紀の川市	横山町神田	43.84	
324	0011	紀の川市	横山町神田	2.95	
324	0012	紀の川市	横山町神田	1.19	
324	0013	紀の川市	横山町神田	10.15	
324	0014	紀の川市	横山町神田	38.59	
324	0015	紀の川市	横山町神田	35.02	
324	0016	紀の川市	横山町神田	15.67	
324	0017	紀の川市	横山町神田	4.60	
324	0018	紀の川市	横山町神田	3.52	
324	0019	紀の川市	横山町神田	20.79	
324	0020	紀の川市	横山町神田	3.99	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
324	0021	紀の川市	横山町神田	35.34	
324	0022	紀の川市	横山町神田	5.77	
324	0023	紀の川市	横山町神田	33.16	
324	0024	紀の川市	横山町神田	32.36	
324	0025	紀の川市	横山町神田	10.37	
324	0026	紀の川市	横山町神田	31.21	
324	0027	紀の川市	横山町神田	39.97	
324	0028	紀の川市	横山町神田	24.81	
324	0029	紀の川市	横山町神田	4.65	
324	0030	紀の川市	横山町神田	11.78	
324	0031	紀の川市	横山町神田	10.90	
324	0032	紀の川市	横山町神田	7.70	
324	0033	紀の川市	横山町神田	31.86	
324	0034	紀の川市	横山町神田	122.82	
324	0035	紀の川市	横山町神田	99.10	
324	0036	紀の川市	横山町神田	34.13	
324	0037	紀の川市	横山町神田	2.87	
324	0038	紀の川市	横山町神田	13.41	
324	0039	紀の川市	横山町神田	10.84	
324	0042	紀の川市	横山町神田	5.54	
324	0043	紀の川市	横山町神田	4.74	
324	0044	紀の川市	横山町神田	5.20	
324	0045	紀の川市	横山町神田	3.04	
324	0046	紀の川市	横山町神田	1.30	
324	0047	紀の川市	横山町神田	33.94	
324	0048	紀の川市	横山町神田	13.02	
324	0049	紀の川市	横山町神田	1.07	
324	0050	紀の川市	横山町神田	27.54	
324	0051	紀の川市	横山町神田	4.75	
324	0052	紀の川市	横山町神田	2.56	
324	0053	紀の川市	横山町神田	2.66	
324	0054	紀の川市	横山町神田	1.34	
324	0055	紀の川市	横山町神田	6.21	
324	0056	紀の川市	横山町神田	15.57	
324	0057	紀の川市	横山町神田	2.12	
324	0058	紀の川市	横山町神田	5.84	
324	0059	紀の川市	横山町神田	25.03	
324	0060	紀の川市	横山町神田	3.09	
325	0001	紀の川市	貴志町西山	11.29	
208	1002	紀の川市	切畑	15.87	
208	1003	紀の川市	切畑	13.26	
208	1004	紀の川市	切畑	18.10	
208	1005	紀の川市	切畑	60.92	
208	1006	紀の川市	切畑	5.25	
208	1007	紀の川市	中津川	15.59	
208	1008	紀の川市	西川原	8.50	
208	1009	紀の川市	中津川	54.79	
208	1010	紀の川市	西川原	27.54	
208	1011	紀の川市	西川原	15.74	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
208	1012	紀の川市	中津川	15.48	
208	1013	紀の川市	中津川	5.69	
208	1014	紀の川市	中津川	1.69	
208	1015	紀の川市	北志野	10.88	
208	1016	紀の川市	中津川	9.25	
208	1017	紀の川市	中津川	2.17	
208	1018	紀の川市	鷲神	7.23	
208	1019	紀の川市	荒見	17.53	
208	1020	紀の川市	杉原	23.54	
208	1021	紀の川市	下藤洲	1.48	
208	1022	紀の川市	中藤洲	9.64	
208	1023	紀の川市	上藤洲	8.16	
208	1024	紀の川市	竹原	35.87	
208	1025	紀の川市	桃山町野田原	3.11	
208	1026	紀の川市	桃山町中畑	4.27	
208	1027	紀の川市	神邊	27.30	
208	1028	紀の川市	荒見	8.62	
208	1029	紀の川市	桃山町中畑	2.10	
208	1030	紀の川市	麻生津中	1.98	
208	1031	紀の川市	杉原	11.31	
208	1032	紀の川市	竹原	12.47	
208	5102	紀の川市	各手上	10.94	
208	5103	紀の川市	平野	4.29	
208	5104	紀の川市	切畑	5.23	
208	5105	紀の川市	切畑	13.32	
208	5106	紀の川市	切畑	9.75	
208	5107	紀の川市	西川原	6.32	
208	5108	紀の川市	西川原	14.60	
208	5109	紀の川市	神邊	23.54	
208	5110	紀の川市	神邊	3.84	
208	5111	紀の川市	中畑	7.42	
208	5113	紀の川市	中畑	17.54	
208	5114	紀の川市	中畑	20.55	
208	5115	紀の川市	中畑	1.20	
208	5116	紀の川市	今畑	17.44	
208	5117	紀の川市	今畑	10.79	
208	5118	紀の川市	今畑	39.59	
208	5119	紀の川市	今畑	16.94	
208	5120	紀の川市	各手上	5.19	
208	5121	紀の川市	各手上	2.06	
208	5122	紀の川市	中津川	5.69	
208	5123	紀の川市	上舟生谷	5.93	
208	5124	紀の川市	中津川	6.49	
208	5125	紀の川市	中津川	2.77	
208	5126	紀の川市	中津川	17.16	
208	5127	紀の川市	中津川	6.80	
208	5128	紀の川市	中津川	10.93	
208	5129	紀の川市	豊行	6.60	
208	5132	紀の川市	西山田	43.09	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
208	5133	紀の川市	貴志川町西山	10.63	
208	5134	紀の川市	貴志川町岸宮	4.37	
208	5135	紀の川市	竹原	10.38	
208	5136	紀の川市	荒見	9.57	
208	5137	紀の川市	荒見	61.33	
208	5138	紀の川市	麻生津中	7.83	
208	5139	紀の川市	麻生津中	39.20	
208	5140	紀の川市	麻生津中	9.40	
208	5141	紀の川市	麻生津中	45.64	
208	5142	紀の川市	下藤洲	49.42	
208	5143	紀の川市	下藤洲	33.68	
208	5144	紀の川市	下藤洲	5.89	
208	5145	紀の川市	下藤洲	2.84	
208	5146	紀の川市	上藤洲	4.74	
208	5147	紀の川市	下藤洲	2.11	
208	5148	紀の川市	中藤洲	66.87	
208	5149	紀の川市	下藤洲	54.10	
208	5150	紀の川市	中藤洲	11.49	
208	5151	紀の川市	上藤洲	1.50	
208	5152	紀の川市	中藤洲	10.87	
208	5153	紀の川市	中藤洲	6.44	
208	5154	紀の川市	中藤洲	14.09	
208	5232	紀の川市	中藤洲	米ノ懸	3.43
208	5155	紀の川市	下藤洲		36.91
208	5156	紀の川市	下藤洲		15.46
208	5158	紀の川市	下藤洲		15.32
208	5159	紀の川市	下藤洲		16.54
208	5160	紀の川市	下藤洲		38.30
208	5161	紀の川市	荒見		85.58
208	5162	紀の川市	桃山町黒川		18.32
208	5163	紀の川市	桃山町黒川		24.51
208	5164	紀の川市	桃山町黒川		5.90
208	5165	紀の川市	桃山町黒川		7.14
208	5166	紀の川市	桃山町黒川		8.11
208	5167	紀の川市	桃山町黒川		17.97
208	5168	紀の川市	桃山町中畑		4.39
208	5169	紀の川市	桃山町中畑		79.92
208	5170	紀の川市	桃山町茶		28.64
208	5171	紀の川市	桃山町中畑		18.40
208	5172	紀の川市	桃山町野田原		17.26
208	5174	紀の川市	竹原		21.12
208	5175	紀の川市	下藤洲		46.25
208	5176	紀の川市	下藤洲		14.09
208	5177	紀の川市	下藤洲		18.70
208	5178	紀の川市	下藤洲		9.74
208	5179	紀の川市	下藤洲		12.01
208	5180	紀の川市	下藤洲		13.05
208	5181	紀の川市	下藤洲		11.67
208	5182	紀の川市	桃山町茶		123.28

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
208	5183	紀の川市	桃山町中畑	6.73	
208	5184	紀の川市	桃山町中畑	42.60	
208	5185	紀の川市	桃山町野田原	34.21	
208	5186	紀の川市	桃山町野田原	27.57	
208	5187	紀の川市	桃山町野田原	16.92	
208	5188	紀の川市	桃山町野田原	67.78	
208	5189	紀の川市	桃山町輪谷	22.43	
208	5190	紀の川市	桃山町野田原	25.34	
208	5191	紀の川市	桃山町黒川	15.90	
208	5192	紀の川市	桃山町黒川	13.34	
208	5193	紀の川市	桃山町野田原	4.77	
208	5194	紀の川市	桃山町豊上	3.82	
208	5195	紀の川市	桃山町神田	19.66	
208	5196	紀の川市	桃山町豊上	19.55	
208	5197	紀の川市	桃山町善田	4.95	
208	5198	紀の川市	竹原	12.12	
208	5199	紀の川市	桃山町善田	7.13	
208	5200	紀の川市	桃山町野田原	23.20	
208	5201	紀の川市	竹原	5.99	
208	5202	紀の川市	桃山町月	8.04	
208	5203	紀の川市	桃山町大原	2.70	
208	5206	紀の川市	豊行	4.44	
208	5207	紀の川市	栗山田	4.71	
208	5208	紀の川市	桃山町中畑	8.58	
208	5210	紀の川市	桃山町中畑	10.18	
208	5211	紀の川市	桃山町茶	22.08	
208	5212	紀の川市	桃山町茶	11.71	
208	5213	紀の川市	麻生津中	54.06	
208	5214	紀の川市	麻生津中	45.57	
208	5215	紀の川市	栗山田	2.81	
208	5216	紀の川市	栗山田	5.64	
208	5217	紀の川市	切畑	4.21	
208	5218	紀の川市	竹原	15.28	
208	5219	紀の川市	桃山町善田	117.03	
208	5220	紀の川市	桃山町善田	46.43	
208	5221	紀の川市	中藤洲	30.50	
208	5222	紀の川市	桃山町神田	4.04	
208	5223	紀の川市	桃山町神田	4.51	
208	5224	紀の川市	桃山町神田	4.81	
208	5225	紀の川市	桃山町神田	1.37	
208	5226	紀の川市	桃山町神田	2.67	
208	5227	紀の川市	貴志川町西山	3.17	
208	5228	紀の川市	貴志川町西山	2.47	
208	5229	紀の川市	貴志川町西山	2.92	
208	5230	紀の川市	荒見	7.30	
208	5231	紀の川市	荒見	29.98	
326	0001	岩出市	境谷	38.53	
326	0002	岩出市	境谷	73.44	
326	0003	岩出市	山の前	29.66	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
326	0004	岩出市	境谷	28.59	
326	0005	岩出市	境谷	6.82	
326	0006	岩出市	境谷	8.95	
326	0007	岩出市	西安上	2.53	
326	0008	岩出市	安上	33.07	
326	0009	岩出市	安上	4.47	
326	0010	岩出市	安上	87.46	
326	0011	岩出市	押川	21.81	田べり継重樹
326	0012	岩出市	押川	4.03	中畑
326	0013	岩出市	押川	3.91	前山
326	0014	岩出市	押川	14.82	前山
326	0015	岩出市	押川	36.01	
326	0016	岩出市	押川	21.43	
326	0017	岩出市	押川	23.92	
326	0018	岩出市	根菜	27.78	根菜
326	0019	岩出市	根菜	90.07	根菜栗谷
326	0020	岩出市	栗坂本	8.91	栗坂本
326	0022	岩出市	栗坂本	3.32	上の山
326	0024	岩出市	栗坂本	1.27	上の山
326	0025	岩出市	山崎	5.14	栗谷
326	0026	岩出市	山崎	8.82	栗谷
326	0027	岩出市	山崎	7.63	栗谷
326	1001	岩出市	安上	3.00	
326	1002	岩出市	根菜	3.72	
326	1003	岩出市	押川	32.14	
326	5001	岩出市	境谷	7.69	
326	5004	岩出市	押川	10.36	
326	5005	岩出市	押川	5.08	
326	5006	岩出市	押川	9.87	
326	5009	岩出市	境谷	3.96	
326	5011	岩出市	押川	3.90	
326	8006	岩出市	押川	18.85	
326	8007	岩出市	押川	4.65	
326	8008	岩出市	押川	4.44	
326	8009	岩出市	押川	2.93	
326	8010	岩出市	押川	4.29	
203	0001	樺本市	吉原	35.83	
203	0002	樺本市	山田	52.48	矢持谷
203	0003	樺本市	山田	1.99	三ツ石
203	0004	樺本市	山田	12.12	
203	0005	樺本市	山田	15.34	
203	0006	樺本市	山田	7.18	
203	0007	樺本市	山田	7.81	
203	0008	樺本市	山田	6.28	
203	0009	樺本市	矢倉脇	5.97	横屋中殿
203	0010	樺本市	矢倉脇	143.74	横屋中殿
203	0011	樺本市	柱本	2.05	西広
203	0012	樺本市	柱本	2.61	光陽台
203	0013	樺本市	柱本	1.61	吉掛

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
203	0014	樺本市	桂本	上の平	13.01
203	0019	樺本市	高瀬谷	北山	42.21
203	0021	樺本市	高瀬谷		23.12
203	0022	樺本市	高瀬谷		13.05
203	0023	樺本市	山田	右別当	5.16
203	0024	樺本市	山田	右別当	39.41
203	0020	樺本市	杉原	奥山	5.90
203	0031	樺本市	杉原	登利尾	7.95
203	0032	樺本市	杉原	登利尾	14.14
203	0033	樺本市	杉原	四本松	5.54
203	0034	樺本市	杉原	四本松	8.17
203	0035	樺本市	杉原	餅原	7.82
203	0036	樺本市	杉原	堂本	5.88
203	0037	樺本市	杉原	四本松	4.07
203	0038	樺本市	境原	竹の平	19.76
203	0040	樺本市	山内	湖ノ奥	2.71
203	0041	樺本市	山内	湖ノ奥	22.30
203	0043	樺本市	山内	山邊	4.61
203	0044	樺本市	境原	大橋	2.15
203	0045	樺本市	境原	大橋	10.89
203	0046	樺本市	境原	長沼内	2.04
203	0049	樺本市	南馬場	上畑内	75.21
203	0051	樺本市	境原	原島	37.10
203	0052	樺本市	谷奥深	碓壁峯	21.36
203	0053	樺本市	矢倉陸	横尾中殿	309.74
203	1001	樺本市	菅原		41.27
203	1002	樺本市	山田		5.72
203	1003	樺本市	山田		14.39
203	1004	樺本市	山田		32.99
203	1005	樺本市	山田		1.58
203	1006	樺本市	山田		122.78
203	1007	樺本市	高瀬谷		62.02
203	1008	樺本市	境原		0.48
203	1009	樺本市	高野口町峰崎谷		83.33
203	1010	樺本市	高野口町峰崎谷		23.16
203	1011	樺本市	北宿		1.94
203	1012	樺本市	高野口町竹尾		0.50
203	5003	樺本市	谷奥深		28.22
203	5004	樺本市	谷奥深		6.86
203	5007	樺本市	谷奥深		63.18
203	5009	樺本市	谷奥深		45.72
203	5010	樺本市	谷奥深		11.90
203	5012	樺本市	藤谷		33.37
203	5014	樺本市	横樋		3.05
203	5016	樺本市	横樋		172.52
203	8012	樺本市	橋谷		11.87
203	8013	樺本市	森野		21.03
342	0001	樺本市	高野口町竹尾	樫・水田和	34.23
342	0002	樺本市	高野口町竹尾	中尾	28.61

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
342	0003	樺本市	高野口町峰崎谷	奥の谷	27.69
342	0004	樺本市	高野口町峰崎谷	神子峠	5.30
342	0005	樺本市	高野口町九重	鏡ノ田和	37.99
342	0006	樺本市	高野口町九重	栗山彦	27.74
342	0007	樺本市	高野口町峰崎谷	中山	23.61
342	0008	樺本市	高野口町下中		52.39
341	0001	かつらぎ町	平	滝ノ原	46.68
341	0002	かつらぎ町	平	中井	27.70
341	0003	かつらぎ町	平	小堂峯	22.00
341	0004	かつらぎ町	平	中平	12.91
341	0005	かつらぎ町	平	中平	6.88
341	0006	かつらぎ町	平	峰窪	20.22
341	0007	かつらぎ町	平	松尾	16.00
341	0008	かつらぎ町	平	大久保田	41.71
341	0009	かつらぎ町	栗谷	城戸陸	3.29
341	0010	かつらぎ町	栗谷	池ノ原	103.79
341	0011	かつらぎ町	栗谷	栗林	6.45
341	0013	かつらぎ町	栗谷	向井原	61.83
341	0014	かつらぎ町	大畑	貝吹	6.13
341	0015	かつらぎ町	大畑	窪山	12.56
341	0016	かつらぎ町	平	萩原	22.68
341	0017	かつらぎ町	平	天の河	6.01
341	0018	かつらぎ町	平		6.19
341	0019	かつらぎ町	滝	下五条谷	21.60
341	0020	かつらぎ町	滝	下五条谷	2.39
341	0021	かつらぎ町	広口	中出	6.43
341	0022	かつらぎ町	広口	夏ノ原	9.01
341	0023	かつらぎ町	広口	中出	10.23
341	0024	かつらぎ町	広口	中ノ原	17.75
341	0025	かつらぎ町	広口	庄司垣内	72.55
341	0026	かつらぎ町	柏木	黒畑	1.49
341	0027	かつらぎ町	柏木	藤舞	4.34
341	0029	かつらぎ町	広浦	中山田	3.45
341	0036	かつらぎ町	滝	栗峯滝	3.20
341	0037	かつらぎ町	短野	イラ原	15.44
341	0038	かつらぎ町	短野		7.83
341	0040	かつらぎ町	三谷		161.69
341	0043	かつらぎ町	上天野	吐朱	3.23
341	0044	かつらぎ町	上天野	小土ヶ峯	40.02
341	0045	かつらぎ町	上天野	吉峰	13.74
341	0047	かつらぎ町	上天野	一本松	7.04
341	0048	かつらぎ町	上天野	一本松	2.38
341	0049	かつらぎ町	上天野	奥殿	4.89
341	0050	かつらぎ町	上天野	土倉尾	6.17
341	0051	かつらぎ町	上天野	阪本	18.69
341	0052	かつらぎ町	下天野	城原	19.78
341	0053	かつらぎ町	日高	下向山	6.95
341	0054	かつらぎ町	日高	上向山	4.60
341	0055	かつらぎ町	日高	上向山	42.68

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
341	0056	かつらぎ町	志賀	市峠	8.48
341	0057	かつらぎ町	志賀	市峠	1.67
341	0058	かつらぎ町	志賀	高土森	2.60
341	0059	かつらぎ町	志賀	田中	3.39
341	0060	かつらぎ町	志賀	西森	2.25
341	0061	かつらぎ町	志賀	麻々津谷	52.50
341	0062	かつらぎ町	新枝	岩谷	93.64
341	0063	かつらぎ町	新枝	横手	10.41
341	0064	かつらぎ町	下天野	栗島羽峯	9.34
341	0065	かつらぎ町	下天野	桜木	3.96
341	0066	かつらぎ町	志賀	牛の首	5.21
341	0067	かつらぎ町	志賀	牛の首	1.91
341	0068	かつらぎ町	志賀	経師	19.68
341	0069	かつらぎ町	志賀	金原	2.48
341	0070	かつらぎ町	志賀	峯原	5.53
341	0071	かつらぎ町	志賀	中巻	0.81
341	0072	かつらぎ町	志賀	内城	8.57
341	0073	かつらぎ町	志賀	内城	5.98
341	0074	かつらぎ町	志賀	島井川	24.14
341	0075	かつらぎ町	志賀	西森	3.32
341	0076	かつらぎ町	志賀	東出	10.23
341	0077	かつらぎ町	志賀	田津原	11.33
341	0078	かつらぎ町	志賀	宮之原	4.44
341	0079	かつらぎ町	新枝	栗谷	46.18
341	0080	かつらぎ町	新枝	横手	10.24
341	0081	かつらぎ町	新枝	中山	4.99
341	0082	かつらぎ町	新枝	中山	4.65
341	0083	かつらぎ町	新枝	横尾	8.40
341	0084	かつらぎ町	新枝	中尾	7.91
341	0085	かつらぎ町	新枝	横谷	28.10
341	0086	かつらぎ町	新枝	有田森	3.80
341	0087	かつらぎ町	新枝	有田森	1.77
341	0088	かつらぎ町	新枝	不動尾	2.65
341	0089	かつらぎ町	新枝	谷	15.27
341	1001	かつらぎ町	栗谷		33.95
341	1002	かつらぎ町	平		9.02
341	1003	かつらぎ町	平		4.32
341	1004	かつらぎ町	広口		8.07
341	1005	かつらぎ町	広口		10.92
341	1006	かつらぎ町	平		10.31
341	1007	かつらぎ町	栗谷		5.87
341	1008	かつらぎ町	平		0.83
341	1009	かつらぎ町	広口		9.87
341	1010	かつらぎ町	広口		5.62
341	1011	かつらぎ町	滝		4.82
341	1012	かつらぎ町	滝		2.85
341	1014	かつらぎ町	大畑		22.77
341	1016	かつらぎ町	滝		1.71
341	1017	かつらぎ町	滝		1.20

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
341	1018	かつらぎ町	滝		1.35
341	1019	かつらぎ町	滝		1.00
341	1020	かつらぎ町	滝		2.66
341	1021	かつらぎ町	滝		1.70
341	1022	かつらぎ町	滝		1.25
341	1023	かつらぎ町	新枝		248.20
341	1024	かつらぎ町	花園梁瀬		31.97
341	1025	かつらぎ町	花園梁瀬		123.61
341	1026	かつらぎ町	花園北寺		52.58
341	1027	かつらぎ町	花園北寺		14.94
341	1028	かつらぎ町	花園北寺		4.04
341	1029	かつらぎ町	花園北寺		75.68
341	1031	かつらぎ町	花園中宿		15.30
341	1032	かつらぎ町	花園中宿		31.58
341	1033	かつらぎ町	笠田中		4.29
341	1035	かつらぎ町	大畑		3.51
341	1036	かつらぎ町	滝		0.50
341	1038	かつらぎ町	広口		1.23
341	1039	かつらぎ町	広口		1.85
341	1040	かつらぎ町	花園梁瀬		3.53
341	1041	かつらぎ町	花園中宿		1.26
341	1042	かつらぎ町	花園池ノ窪		98.80
341	1043	かつらぎ町	新枝		1.36
341	1044	かつらぎ町	新枝		5.50
341	1045	かつらぎ町	滝		1.89
341	1046	かつらぎ町	新枝		48.62
341	1047	かつらぎ町	平		8.93
341	1048	かつらぎ町	大畑		11.85
341	1049	かつらぎ町	大畑		12.45
341	1050	かつらぎ町	新枝		7.77
341	1051	かつらぎ町	平		6.13
341	1052	かつらぎ町	平		38.25
341	1053	かつらぎ町	平		20.02
341	5001	かつらぎ町	滝		20.14
341	5002	かつらぎ町	広口		7.95
341	5003	かつらぎ町	広口		15.96
341	5004	かつらぎ町	平		5.55
341	5005	かつらぎ町	御所		41.50
341	5006	かつらぎ町	御所		42.83
341	5007	かつらぎ町	日高		23.13
341	5008	かつらぎ町	日高		12.88
341	5010	かつらぎ町	志賀		9.41
341	5011	かつらぎ町	志賀		11.33
341	5012	かつらぎ町	日高		20.79
341	5014	かつらぎ町	花園久木		10.65
341	5015	かつらぎ町	新枝		1.80
341	5016	かつらぎ町	新枝		6.56
341	5017	かつらぎ町	新枝		7.95
341	5018	かつらぎ町	新枝		24.19

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
341	5019	かつらぎ町	新城	22.19	
341	5020	かつらぎ町	新城	14.68	
341	5021	かつらぎ町	新城	75.72	
341	5022	かつらぎ町	新城	54.45	
341	5023	かつらぎ町	花園中雨	3.72	
341	5026	かつらぎ町	花園久木	8.05	
341	5027	かつらぎ町	花園北寺	10.22	
341	5029	かつらぎ町	花園北寺	11.07	
341	5030	かつらぎ町	花園北寺	102.17	
341	5031	かつらぎ町	花園北寺	8.72	
341	5032	かつらぎ町	花園新子	9.42	
341	5033	かつらぎ町	花園新子	7.37	
341	5034	かつらぎ町	花園北寺	17.61	
341	5035	かつらぎ町	花園築瀧	67.21	
341	5036	かつらぎ町	花園築瀧	8.86	
341	5037	かつらぎ町	花園築瀧	10.20	
341	5038	かつらぎ町	花園築瀧	4.88	
341	5039	かつらぎ町	花園築瀧	2.54	
341	5040	かつらぎ町	花園新子	2.88	
341	5041	かつらぎ町	花園新子	31.44	
341	5042	かつらぎ町	花園中雨	2.91	
341	5043	かつらぎ町	花園新子	52.28	
341	5044	かつらぎ町	志賀	12.22	
341	5045	かつらぎ町	志賀	41.39	
341	5046	かつらぎ町	花園築瀧	13.62	
341	5047	かつらぎ町	花園築瀧	2.50	
341	5048	かつらぎ町	花園北寺	27.13	
341	5049	かつらぎ町	花園北寺	11.47	
341	5050	かつらぎ町	花園北寺	6.38	
341	5051	かつらぎ町	花園新子	4.36	
341	5052	かつらぎ町	花園中雨	10.07	
341	5053	かつらぎ町	平	2.26	
341	5054	かつらぎ町	平	2.76	
341	5055	かつらぎ町	花園中雨	43.48	
341	5056	かつらぎ町	花園北寺	82.07	
341	8011	かつらぎ町	滝	1.36	
345	0001	かつらぎ町	花園築瀧 招塚	6.77	
345	0002	かつらぎ町	花園築瀧 招塚	5.40	
345	0003	かつらぎ町	花園築瀧 招塚	16.88	
345	0004	かつらぎ町	花園築瀧 管窓谷	81.21	
345	0005	かつらぎ町	花園築瀧 日谷	33.85	
345	0006	かつらぎ町	花園築瀧 日谷	24.79	
345	0007	かつらぎ町	花園築瀧 有中	21.14	
345	0008	かつらぎ町	花園築瀧 有中	33.20	
345	0009	かつらぎ町	花園築瀧 有中	11.81	
345	0010	かつらぎ町	花園築瀧 築瀧	36.74	
345	0011	かつらぎ町	花園築瀧 築瀧	24.34	
345	0012	かつらぎ町	花園築瀧 築瀧	40.34	
345	0013	かつらぎ町	花園北寺 長瀧	10.91	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
345	0014	かつらぎ町	花園築瀧 浴谷・瀬谷	12.48	
345	0015	かつらぎ町	花園北寺 雨垣内	17.72	
345	0016	かつらぎ町	花園築瀧 谷橋手	61.05	
345	0017	かつらぎ町	花園築瀧 角間木	19.54	
345	0018	かつらぎ町	花園築瀧 角間木	60.20	
345	0019	かつらぎ町	花園築瀧 角間木	66.46	
345	0020	かつらぎ町	花園北寺 栗谷	81.23	
345	0021	かつらぎ町	花園北寺 杉原栗谷	33.29	
345	0022	かつらぎ町	花園北寺 栗谷	28.02	
345	0023	かつらぎ町	花園新子 北原	7.14	
345	0024	かつらぎ町	花園新子 北原	6.31	
345	0025	かつらぎ町	花園新子 龍の尾	4.87	
345	0026	かつらぎ町	花園新子 龍の尾	11.84	
345	0027	かつらぎ町	花園新子 箕ノ谷	37.23	
345	0028	かつらぎ町	花園新子 船浴	4.98	
345	0029	かつらぎ町	花園新子 船浴	5.31	
345	0030	かつらぎ町	花園新子 ミノ	22.35	
345	0031	かつらぎ町	花園新子 ミノ	18.21	
345	0032	かつらぎ町	花園新子 箕ノ谷	37.52	
345	0033	かつらぎ町	花園中雨 谷ノ瀧	24.43	
345	0034	かつらぎ町	花園中雨 谷ノ瀧	24.77	
345	0035	かつらぎ町	花園中雨 谷ノ瀧	35.05	
345	0036	かつらぎ町	花園中雨 井出ノ谷	87.63	
345	0037	かつらぎ町	花園中雨 中雨	15.46	
345	0038	かつらぎ町	花園久木 久木	76.60	
345	0039	かつらぎ町	花園久木 久木	230.36	
345	8017	かつらぎ町	花園久木 花田	25.99	
343	0003	九度山町	権出 ト子才谷	30.23	
343	0004	九度山町	権出 長坂屋	21.92	
343	0005	九度山町	権出 井手谷	97.59	
343	0006	九度山町	下吉沢 フケ田	20.04	
343	0008	九度山町	中古澤 クロイシ	86.22	
343	0009	九度山町	中古澤 上西畑	4.66	
343	0010	九度山町	中古澤 冷水	15.43	
343	0011	九度山町	夏郷 神子森	3.87	
343	0012	九度山町	夏郷 神子森	2.15	
343	0013	九度山町	夏郷 五ノ辻	18.45	
343	0014	九度山町	夏郷 高倉	13.60	
343	0015	九度山町	夏郷 高倉	6.89	
343	0016	九度山町	夏郷 高倉	11.55	
343	0017	九度山町	夏郷 高倉	1.11	
343	0018	九度山町	夏郷 権倉	1.55	
343	0019	九度山町	夏郷 権倉	50.91	
343	0020	九度山町	北又 姉子谷	1.89	
343	0021	九度山町	北又 久保	2.68	
343	0022	九度山町	丹生川 中塚垣内	20.95	
343	0023	九度山町	丹生川 北浜	1.72	
343	0024	九度山町	北又 湯出	4.17	
343	0025	九度山町	北又 常垣内	1.62	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
343	0026	九度山町	北又 高木	4.03	
343	1001	九度山町	権出	4.20	
343	5002	九度山町	葦木	14.73	
343	5004	九度山町	丹生川	28.81	
343	5005	九度山町	丹生川	41.54	
343	5006	九度山町	丹生川	30.30	
343	5007	九度山町	丹生川	18.13	
343	5010	九度山町	中古沢	66.97	
343	5011	九度山町	上古沢	33.75	
343	5012	九度山町	中古沢	58.94	
343	5014	九度山町	上古沢	18.51	
343	8014	九度山町	九度山	20.44	
344	0001	高野町	西郷 原畑	5.54	
344	0002	高野町	西郷 桜茶屋	14.83	
344	0003	高野町	堀川 大佐古	12.59	
344	0004	高野町	堀川 井手良	2.28	
344	0005	高野町	堀川 王子待	1.99	
344	0006	高野町	堀川 王子待	9.24	
344	0007	高野町	堀川 田和	7.84	
344	0008	高野町	堀川 入谷垣内	12.56	
344	0009	高野町	堀川 桑原谷	45.15	
344	0010	高野町	堀川 助垣内	5.01	
344	0011	高野町	堀川 赤土尾	2.68	
344	0012	高野町	堀川 桑原谷	29.47	
344	0013	高野町	堀川 桑原谷	5.34	
344	0014	高野町	堀川 桑原谷	17.67	
344	0015	高野町	堀川 岡ノ原	17.74	
344	0016	高野町	堀川 野手垣内	36.34	
344	0017	高野町	堀川 野手垣内	37.23	
344	0018	高野町	堀川 西ノ畑	5.67	
344	0019	高野町	堀川 小田	2.24	
344	0020	高野町	花坂 八丁坂	2.75	
344	0023	高野町	花坂 ミヤノ前	1.37	
344	0024	高野町	花坂 西垣内	3.88	
344	0025	高野町	花坂 西垣内	2.78	
344	0026	高野町	花坂 田和垣内	4.19	
344	0027	高野町	花坂 不動野	3.62	
344	0028	高野町	花坂 不動野	4.64	
344	0029	高野町	花坂 排谷	6.06	
344	0030	高野町	花坂 小西谷	3.33	
344	0031	高野町	湯川 葦垣内	3.78	
344	0032	高野町	湯川 神森	33.23	
344	0033	高野町	湯川 神森	22.19	
344	0034	高野町	湯川 垣内谷	19.14	
344	0035	高野町	湯川 花折	106.08	
344	0036	高野町	湯川 花折	84.66	
344	0037	高野町	湯川 高野谷	112.98	
344	0038	高野町	相ノ浦 内子谷	46.66	
344	0039	高野町	相ノ浦 上垣内	4.72	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
344	0062	高野町	西郷 柳ノ尾	5.04	
344	0063	高野町	西郷 中ノ坊	1.88	
344	0064	高野町	大瀧 西郷谷	51.44	
344	0065	高野町	平原 中垣内	251.09	
344	0066	高野町	坂の敷 上垣内	30.61	
344	0067	高野町	平原 向ノ山	4.10	
344	0068	高野町	平原 向ノ山	11.33	
344	0085	高野町	西郷 森ノ原	7.79	
344	1001	高野町	大瀧 大瀧	81.71	
344	1003	高野町	相ノ浦 相ノ浦	5.94	
344	1004	高野町	湯川 湯川	6.84	
344	1005	高野町	湯川 湯川	21.06	
344	1006	高野町	湯川 湯川	109.07	
344	1007	高野町	湯川 湯川	52.51	
344	1008	高野町	湯川 湯川	50.60	
344	1009	高野町	湯川 湯川	35.53	
344	1010	高野町	湯川 湯川	48.32	
344	1011	高野町	湯川 湯川	8.11	
344	1012	高野町	高野山 高野山	95.89	
344	1013	高野町	湯川 湯川	190.10	
344	5008	高野町	葦又 葦又	58.96	
344	5009	高野町	平原 平原	3.78	
344	5010	高野町	林 林	5.40	
344	5011	高野町	林 林	4.40	
344	5012	高野町	林 林	6.39	
344	5013	高野町	堀川 堀川	25.67	
344	5014	高野町	堀川 堀川	16.01	
344	5015	高野町	大瀧 大瀧	13.53	
344	5016	高野町	大瀧 大瀧	42.48	
344	5017	高野町	大瀧 大瀧	20.61	
344	5024	高野町	相ノ浦 相ノ浦	13.00	
344	5025	高野町	相ノ浦 相ノ浦	12.23	
344	5034	高野町	高野山 高野山	24.27	
344	5035	高野町	湯川 湯川	58.59	
344	5037	高野町	湯川 湯川	37.86	
344	5038	高野町	湯川 湯川	7.01	
344	5039	高野町	花坂 花坂	27.18	
344	5040	高野町	高野山 高野山	10.31	
344	5043	高野町	高野山 高野山	6.58	
344	5044	高野町	高野山 高野山	23.91	
344	5045	高野町	高野山 高野山	85.88	
344	5046	高野町	高野山 高野山	112.18	
344	5047	高野町	湯川 湯川	5.46	
344	5048	高野町	湯川 湯川	15.53	
344	5049	高野町	湯川 湯川	9.11	
344	5050	高野町	湯川 湯川	22.05	
344	5051	高野町	湯川 湯川	36.01	
344	5052	高野町	花坂 花坂	25.82	
344	5053	高野町	花坂 花坂	13.32	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
344	5054	高野町	花飯	25.67		
344	5055	高野町	南	57.24		
344	5056	高野町	南	9.70		
344	5057	高野町	南	13.03		
344	5058	高野町	南	6.63		
344	5059	高野町	南	4.14		
344	5060	高野町	西ヶ峰	11.81		
344	5061	高野町	平原	24.47		
344	5062	高野町	南	24.38		
204	0001	有田市	初島町浜	4.66		
204	0002	有田市	畑	16.13		
204	0003	有田市	下中島	16.85		
204	0004	有田市	宮崎町	浄妙寺谷	14.14	
204	0005	有田市	宮崎町	園原	9.27	
204	0006	有田市	宮崎町	園原	6.62	
204	0007	有田市	山地	山田坪	11.71	
204	0008	有田市	糸巻町中巻	山村	9.15	
204	0009	有田市	千田	4.29		
204	5001	有田市	糸巻町中巻	55.65		
204	5002	有田市	山田原	7.85		
204	5003	有田市	山田原	5.78		
204	5004	有田市	初島町里	28.14		
204	5005	有田市	初島町里	3.41		
204	5006	有田市	初島町原	32.85		
204	5007	有田市	山田原	37.32		
204	5008	有田市	下中島	9.49		
204	5012	有田市	宮崎町	31.18		
204	5013	有田市	山地	18.97		
204	5014	有田市	千田	3.89		
361	0002	湯浅町	田	18.21		
361	0003	湯浅町	山田	畑ノ前	7.43	
361	0004	湯浅町	山田	2.09		
361	0005	湯浅町	山田	大平	21.51	
361	0006	湯浅町	山田	2.33		
361	0007	湯浅町	山田	7.40		
361	0008	湯浅町	山田	2.64		
361	0009	湯浅町	山田	1.84		
361	0010	湯浅町	山田	3.00		
361	0011	湯浅町	山田	稲荷	1.76	
361	0012	湯浅町	山田	4.77		
361	5001	湯浅町	山田	34.14		
361	5002	湯浅町	山田	6.86		
361	5003	湯浅町	山田	2.13		
361	5004	湯浅町	山田	4.40		
361	5005	湯浅町	菅木	9.52		
361	5006	湯浅町	菅木	6.85		
361	5007	湯浅町	菅木	4.34		
361	5008	湯浅町	山田	3.04		
361	5009	湯浅町	山田	14.61		

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
361	5010	湯浅町	山田	13.48		
361	5011	湯浅町	山田	3.06		
361	5012	湯浅町	山田	70.35		
361	5013	湯浅町	山田	65.16		
361	5014	湯浅町	山田	16.87		
361	5015	湯浅町	山田	9.72		
361	5016	湯浅町	山田	11.23		
361	5019	湯浅町	田	9.55		
361	5020	湯浅町	田	15.78		
361	5021	湯浅町	田	14.37		
361	5022	湯浅町	栢原	6.63		
361	5023	湯浅町	吉川	9.29		
361	5024	湯浅町	山田	185.69		
362	0001	広川町	和田	2.29		
362	0002	広川町	和田	3.18		
362	0003	広川町	山本	4.33		
362	0004	広川町	山本	3.68		
362	0005	広川町	名島	9.82		
362	0006	広川町	柳瀬	寺谷	15.69	
362	0007	広川町	柳瀬	塚谷	62.17	
362	0008	広川町	柳瀬	上高尾	5.75	
362	0009	広川町	南倉原	7.09		
362	0010	広川町	河瀬	畑垣内	24.82	
362	0011	広川町	前田	葛籠河	162.03	
362	0012	広川町	下津木	増立	29.93	
362	0013	広川町	唐屋	鈴子西原	20.97	
362	0014	広川町	唐屋	野原	67.93	
362	0015	広川町	唐屋	唐屋	8.15	
362	0016	広川町	唐屋	谷川	90.07	
362	0017	広川町	井間	上ノ段	26.65	
362	0018	広川町	井間	4.78		
362	0019	広川町	前田	4.14		
362	0020	広川町	前田	5.11		
362	0021	広川町	下津木	新在塚	6.90	
362	0022	広川町	下津木	新在塚	13.11	
362	0023	広川町	下津木	新在塚	27.41	
362	0024	広川町	下津木	新在塚	15.29	
362	0025	広川町	上津木	10.76		
362	0026	広川町	上津木	猪谷	3.51	
362	0027	広川町	上津木	16.99		
362	0028	広川町	上津木	25.67		
362	0029	広川町	上津木	9.42		
362	0030	広川町	上津木	10.75		
362	0031	広川町	上津木	6.27		
362	0032	広川町	上津木	19.15		
362	0033	広川町	上津木	13.51		
362	0034	広川町	上津木	6.81		
362	0035	広川町	上津木	10.73		
362	0036	広川町	上津木	37.88		

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
362	0037	広川町	上津木	鎌谷	40.06	
362	0038	広川町	上津木	26.13		
362	0039	広川町	上津木	7.06		
362	0040	広川町	上津木	4.60		
362	0041	広川町	上津木	7.55		
362	0042	広川町	上津木	5.87		
362	0043	広川町	上津木	柳瀬	65.51	
362	0044	広川町	上津木	中村	6.47	
362	0045	広川町	上津木	5.59		
362	0046	広川町	上津木	135.13		
362	0047	広川町	上津木	6.72		
362	0048	広川町	上津木	4.72		
362	0049	広川町	上津木	58.18		
362	0050	広川町	上津木	高野	13.66	
362	0051	広川町	上津木	持谷	29.87	
362	0052	広川町	上津木	10.11		
362	0053	広川町	上津木	5.70		
362	0054	広川町	上津木	9.17		
362	0055	広川町	上津木	5.41		
362	0056	広川町	上津木	室河	6.04	
362	0057	広川町	上津木	20.85		
362	0058	広川町	上津木	3.76		
362	0059	広川町	上津木	小賢谷	10.28	
362	0060	広川町	下津木	大等	4.68	
362	0061	広川町	下津木	4.78		
362	0062	広川町	下津木	5.85		
362	0063	広川町	下津木	5.27		
362	0064	広川町	下津木	公門原	6.44	
362	0065	広川町	下津木	38.11		
362	0066	広川町	下津木	平瀬	3.47	
362	0067	広川町	下津木	7.01		
362	0068	広川町	下津木	岩瀬	7.89	
362	0069	広川町	下津木	岩瀬	4.09	
362	0070	広川町	下津木	7.22		
362	0071	広川町	下津木	前垣内	35.42	
362	0072	広川町	下津木	3.46		
362	0073	広川町	下津木	前垣内	5.91	
362	0074	広川町	下津木	数垣内	14.85	
362	0075	広川町	下津木	6.51		
362	0076	広川町	下津木	篠	85.60	
362	0077	広川町	下津木	増立	79.05	
362	0078	広川町	下津木	3.73		
362	0079	広川町	下津木	7.66		
362	5001	広川町	上津木	2.01		
362	5002	広川町	上津木	1.26		
362	5003	広川町	下津木	50.57		
362	5004	広川町	下津木	99.06		
362	5005	広川町	下津木	10.61		
362	5007	広川町	下津木	27.04		

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
362	5008	広川町	下津木	9.08		
362	5009	広川町	下津木	15.13		
362	5010	広川町	下津木	3.82		
362	5011	広川町	下津木	48.34		
362	5012	広川町	上津木	14.64		
362	5013	広川町	上津木	1.84		
362	5014	広川町	上津木	4.60		
362	5015	広川町	上津木	4.80		
362	5016	広川町	上津木	2.58		
362	5017	広川町	上津木	13.76		
362	5018	広川町	下津木	新在塚	2.05	
362	5019	広川町	下津木	6.91		
362	5020	広川町	下津木	6.35		
362	5021	広川町	下津木	6.14		
362	5022	広川町	下津木	1.61		
362	5023	広川町	下津木	3.81		
362	5024	広川町	河瀬	8.41		
362	5025	広川町	河瀬	2.45		
362	5026	広川町	河瀬	4.75		
362	5027	広川町	河瀬	14.33		
362	5028	広川町	河瀬	11.32		
362	5029	広川町	河瀬	24.21		
362	5030	広川町	河瀬	5.97		
362	5031	広川町	河瀬	8.27		
362	5032	広川町	下津木	11.97		
362	5033	広川町	下津木	12.70		
362	5034	広川町	下津木	7.87		
362	5035	広川町	下津木	5.49		
362	5036	広川町	下津木	6.29		
362	5037	広川町	下津木	5.59		
362	5038	広川町	下津木	15.79		
362	5039	広川町	下津木	5.69		
362	5040	広川町	下津木	161.23		
362	5041	広川町	井間	42.62		
362	5042	広川町	下津木	10.52		
362	5043	広川町	下津木	4.12		
362	5044	広川町	下津木	10.54		
362	5045	広川町	唐屋	3.79		
362	5046	広川町	前田	5.93		
362	5047	広川町	前田	8.98		
362	5048	広川町	下津木	5.29		
362	5049	広川町	下津木	6.33		
362	5050	広川町	下津木	2.92		
362	5051	広川町	下津木	56.42		
362	5052	広川町	南倉原	1.64		
362	5053	広川町	井間	2.52		
362	5054	広川町	井間	104.49		
362	5055	広川町	井間	0.76		
362	5056	広川町	山本	14.99		

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
362	5057	広川町	西広	3.08	
362	5058	広川町	西広	7.19	
362	5059	広川町	西広	5.98	
362	5060	広川町	西広	2.56	
362	5061	広川町	下津木	61.12	
362	5062	広川町	柳瀬	2.72	
362	5063	広川町	柳瀬	1.25	
362	5064	広川町	柳瀬	1.86	
362	5065	広川町	柳瀬	2.59	
362	5066	広川町	柳瀬	2.66	
362	5067	広川町	井間	7.19	
362	5068	広川町	雨金屋	4.92	
362	5069	広川町	雨金屋	1.71	
362	5070	広川町	雨金屋	14.18	
362	5071	広川町	雨金屋	4.10	
362	5072	広川町	井間	3.93	
362	5073	広川町	井間	3.34	
362	5074	広川町	井間	13.01	
362	5075	広川町	井間	3.71	
362	5076	広川町	柳瀬	1.77	
362	5077	広川町	山本	3.52	
362	5078	広川町	山本	3.69	
362	5079	広川町	山本	4.18	
362	5080	広川町	下津木	32.13	
362	5081	広川町	下津木	6.53	
362	5082	広川町	下津木	4.19	
362	5083	広川町	下津木	161.43	
362	5084	広川町	下津木	4.98	
362	5085	広川町	下津木	5.14	
362	5086	広川町	下津木	5.66	
362	5087	広川町	下津木	21.53	
362	5088	広川町	下津木	14.58	
362	5089	広川町	下津木	5.22	
362	5090	広川町	下津木	19.07	
362	5091	広川町	下津木	4.99	
362	5092	広川町	上津木	142.28	
362	5093	広川町	上津木	1.76	
362	5094	広川町	上津木	45.43	
362	5095	広川町	上津木	2.83	
362	5096	広川町	西広	1.38	
362	5097	広川町	山本	1.31	
362	5098	広川町	山本	0.74	
362	5099	広川町	山本	0.92	
362	5100	広川町	山本	1.34	
362	5101	広川町	下津木	10.09	
362	5102	広川町	下津木	117.12	
362	8002	広川町	柳瀬	5.70	
362	8003	広川町	柳瀬	2.30	
362	8004	広川町	柳瀬	2.88	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
363	0001	右田川町	田角	332.81	
363	0002	右田川町	船坂	6.75	
363	0003	右田川町	船坂	35.69	
363	0004	右田川町	田口	16.34	
363	0005	右田川町	鶴井	17.89	
363	0007	右田川町	水尻	6.80	
363	0008	右田川町	越野	4.32	
363	0009	右田川町	下津野	3.96	
363	0010	右田川町	下津野	7.85	
363	0011	右田川町	下津野	4.45	
363	0012	右田川町	西丹生園	5.18	
363	0013	右田川町	徳田	16.65	
363	0014	右田川町	吉見	4.61	
363	0015	右田川町	吉見	6.29	
363	0017	右田川町	吉見	32.97	
363	0020	右田川町	吉見	3.37	
363	0021	右田川町	吉見	10.76	
363	0024	右田川町	吉見	6.48	
363	0025	右田川町	吉見	109.14	
363	0026	右田川町	吉見	7.22	
363	0027	右田川町	椋野	6.59	
364	0001	右田川町	釜中	7.93	
364	0002	右田川町	黒松	46.07	
364	0003	右田川町	西ヶ茶	151.48	
364	0004	右田川町	瀬井	165.58	
364	0005	右田川町	瀬井	2.90	
364	0006	右田川町	彦ヶ瀬	4.76	
364	0007	右田川町	彦ヶ瀬	8.00	
364	0008	右田川町	彦ヶ瀬	12.73	
364	0009	右田川町	彦ヶ瀬	9.83	
364	0010	右田川町	彦ヶ瀬	4.15	
364	0011	右田川町	彦ヶ瀬	6.17	
364	0012	右田川町	彦ヶ瀬	10.44	
364	0013	右田川町	彦ヶ瀬	39.44	
364	0014	右田川町	彦ヶ瀬	22.92	
364	0015	右田川町	彦ヶ瀬	4.40	
364	0016	右田川町	彦ヶ瀬	6.12	
364	0017	右田川町	彦ヶ瀬	5.93	
364	0018	右田川町	瀬井	64.70	
364	0019	右田川町	中	36.95	
364	0020	右田川町	中	85.78	
364	0021	右田川町	中	35.52	
364	0022	右田川町	小原	6.05	
364	0024	右田川町	小原	4.88	
364	0025	右田川町	小原	7.66	
364	0026	右田川町	生石	52.38	
364	0027	右田川町	小原	11.64	
364	0028	右田川町	丹生	32.59	
364	0030	右田川町	有原	5.82	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
364	0032	右田川町	伏幸	2.26	
364	0035	右田川町	伏幸	4.35	
364	0036	右田川町	伏幸	8.69	
364	0037	右田川町	立石	19.23	
364	0038	右田川町	立石	27.48	
364	0039	右田川町	大勝	6.46	
364	0040	右田川町	黒石	12.25	
364	0041	右田川町	小原	15.45	
364	0042	右田川町	小原	15.34	
364	0043	右田川町	立石	17.95	
364	0044	右田川町	立石	17.11	
364	0045	右田川町	立石	40.81	
364	0046	右田川町	立石	3.21	
364	0047	右田川町	四方下	2.12	
364	0048	右田川町	長谷川	2.54	
364	0050	右田川町	長谷川	21.84	
364	0051	右田川町	長谷川	5.41	
364	0052	右田川町	長谷川	71.62	
364	0053	右田川町	長谷川	6.38	
364	0054	右田川町	長谷川	11.41	
364	0055	右田川町	長谷川	12.54	
364	0060	右田川町	長谷川	4.09	
364	0061	右田川町	明伝	9.45	
364	0062	右田川町	長谷川	5.78	
364	0063	右田川町	長谷川	6.78	
364	0064	右田川町	川口	11.89	
364	0065	右田川町	岩野河	11.51	
364	0066	右田川町	岩野河	12.16	
364	0068	右田川町	岩野河	37.40	
364	0069	右田川町	岩野河	7.23	
364	0070	右田川町	松原	9.30	
364	0071	右田川町	松原	67.98	
364	0072	右田川町	松原	7.26	
364	0073	右田川町	松原	6.64	
364	0074	右田川町	松原	2.28	
364	0075	右田川町	松原	4.36	
364	0076	右田川町	松原	2.04	
364	0077	右田川町	松原	3.39	
364	0078	右田川町	松原	8.91	
364	0079	右田川町	松原	7.38	
364	0080	右田川町	松原	10.36	
364	0081	右田川町	松原	8.99	
364	0082	右田川町	松原	2.67	
364	0083	右田川町	松原	3.71	
364	0084	右田川町	松原	2.20	
364	0085	右田川町	松原	1.08	
364	0086	右田川町	松原	8.74	
364	0087	右田川町	松原	2.23	
364	0088	右田川町	松原	4.23	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
364	0089	右田川町	修理川	72.51	
364	0090	右田川町	修理川	31.02	
364	0091	右田川町	修理川	58.67	
364	0092	右田川町	修理川	1.79	
364	0093	右田川町	赤川	2.58	
364	0094	右田川町	赤川	5.38	
364	0095	右田川町	赤川	10.69	
364	0096	右田川町	赤川	9.69	
364	0097	右田川町	赤川	162.28	
364	0098	右田川町	赤川	2.89	
364	0099	右田川町	赤川	2.91	
364	0100	右田川町	赤川	23.22	
364	0101	右田川町	赤川	12.20	
364	0102	右田川町	宇井菅	2.60	
364	0103	右田川町	宇井菅	3.85	
364	0104	右田川町	宇井菅	5.15	
364	0105	右田川町	宇井菅	10.61	
364	0106	右田川町	赤川	13.35	
364	0107	右田川町	赤川	65.88	
364	0108	右田川町	赤川	21.61	
364	0109	右田川町	青田	144.07	
364	0110	右田川町	宇井菅	16.82	
364	0111	右田川町	宇井菅	23.21	
364	0112	右田川町	宇井菅	55.42	
364	0113	右田川町	赤川	15.04	
364	0114	右田川町	赤川	62.76	
364	0115	右田川町	赤川	3.51	
364	0116	右田川町	伏幸	17.04	
365	0001	右田川町	橋本	99.82	
365	0002	右田川町	橋本	63.51	
365	0003	右田川町	橋本	24.13	
365	0004	右田川町	橋本	9.92	
365	0005	右田川町	橋本	87.52	
365	0006	右田川町	橋本	30.99	
365	0007	右田川町	橋本	47.83	
365	0008	右田川町	橋本	82.57	
365	0009	右田川町	橋本	6.27	
365	0010	右田川町	橋本	9.14	
365	0011	右田川町	沼	7.63	
365	0012	右田川町	橋本	0.46	
365	0013	右田川町	沼	50.34	
365	0014	右田川町	沼	7.64	
365	0015	右田川町	沼	54.08	
365	0016	右田川町	沼	52.95	
365	0017	右田川町	沼	31.16	
365	0019	右田川町	沼	8.21	
365	0020	右田川町	沼	41.74	
365	0021	右田川町	沼	13.61	
365	0022	右田川町	沼	4.75	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
365	0023	有田川町	遠井	8.10	
365	0024	有田川町	遠井	14.65	
365	0025	有田川町	遠井	14.94	
365	0026	有田川町	遠井	7.98	
365	0027	有田川町	三田	11.95	
365	0028	有田川町	三田	36.33	油田
365	0029	有田川町	宮川	16.57	
365	0030	有田川町	瀧水	33.55	
365	0031	有田川町	宮川	3.08	
365	0032	有田川町	宮川	3.44	久保前
365	0033	有田川町	宮川	7.63	
365	0034	有田川町	宮川	47.98	柳垣内
365	0035	有田川町	大蔵	5.75	井ノ上谷
365	0036	有田川町	大蔵	3.94	
365	0037	有田川町	大蔵	38.90	峠尻
365	0038	有田川町	沼谷	13.84	法蓮寺
365	0039	有田川町	沼谷	37.51	法蓮寺
365	0040	有田川町	沼谷	30.72	山ノ谷
365	0041	有田川町	沼谷	5.35	高原
365	0042	有田川町	沼谷	30.08	宮原
365	0043	有田川町	沼谷	6.65	宮原
365	0044	有田川町	沼谷	31.88	二本松
365	0045	有田川町	沼谷	5.78	二本松
365	0046	有田川町	沼谷	7.59	不動山
365	0047	有田川町	沼谷	10.85	北山
365	0048	有田川町	瀧水	9.77	
365	0049	有田川町	瀧水	11.63	
365	0050	有田川町	瀧水	4.93	西之谷
365	0051	有田川町	宮川	16.08	下陸地
365	0052	有田川町	宮川	2.68	春日尾
365	0053	有田川町	瀧水	3.15	坂谷
365	0054	有田川町	瀧水	3.96	福原
365	0055	有田川町	瀧水	23.17	
365	0056	有田川町	瀧水	2.65	
365	0057	有田川町	久野原	4.94	七谷
365	0058	有田川町	久野原	38.24	
365	0059	有田川町	久野原	5.01	
365	0060	有田川町	久野原	4.50	小寺尾
365	0061	有田川町	久野原	2.56	宮ノ尾
365	0062	有田川町	久野原	41.85	宮ノ尾
365	0063	有田川町	久野原	15.39	東通上山
365	0064	有田川町	久野原	237.23	田の向
365	0065	有田川町	久野原	44.10	小谷
365	0066	有田川町	久野原	43.35	釜橋
365	0067	有田川町	久野原	2.48	釜橋
365	0068	有田川町	久野原	2.03	釜橋
365	0069	有田川町	井谷	58.86	
365	0070	有田川町	井谷	11.99	
365	0071	有田川町	井谷	13.37	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
365	0072	有田川町	井谷	住屋口	0.89
365	0073	有田川町	板橋	茶屋垣内	35.85
365	0074	有田川町	板橋		14.83
365	0075	有田川町	板橋	大西	3.13
365	0076	有田川町	板橋	丸木谷	3.62
365	0077	有田川町	板橋	丸木谷	18.17
365	0078	有田川町	押手	下橋手	6.88
365	0079	有田川町	押手	上橋手	12.96
365	0080	有田川町	上湯川	上谷	77.75
365	0081	有田川町	上湯川	長谷	24.34
365	0082	有田川町	押手		36.99
365	0083	有田川町	押手	上橋谷	6.16
365	0084	有田川町	押手		41.17
365	0085	有田川町	押手	下橋谷	215.21
365	0086	有田川町	押手		51.42
365	0087	有田川町	杉野原	神出	225.43
365	0088	有田川町	杉野原	森垣内	17.75
365	0089	有田川町	杉野原	森垣内	10.41
365	0090	有田川町	杉野原	大谷	3.64
365	0091	有田川町	上湯川	天塔	4.97
365	0092	有田川町	上湯川		2.29
365	0093	有田川町	上湯川	松ノ尾	3.51
365	0094	有田川町	上湯川	坂本谷	7.86
365	0095	有田川町	上湯川	弓才口	13.15
365	0096	有田川町	上湯川	弓才口	39.25
365	0097	有田川町	上湯川	坂本谷	6.49
365	0098	有田川町	上湯川	樹木	10.16
365	0099	有田川町	瀧井	瀧水	3.69
365	0100	有田川町	杉野原	大谷	4.18
365	0101	有田川町	東大谷	大成具	26.82
365	0102	有田川町	東大谷		19.02
365	0103	有田川町	東大谷		151.95
365	0104	有田川町	東大谷	大井戸	35.64
365	0105	有田川町	二川		58.27
365	0106	有田川町	日物川		178.15
365	0107	有田川町	日物川	栗林	42.33
365	0108	有田川町	二川		54.28
365	0109	有田川町	養生		27.55
365	0110	有田川町	養生	床倉	36.22
365	0111	有田川町	養生	北島瀬	4.30
365	0112	有田川町	養生	アノ谷	3.81
365	0113	有田川町	養生	森ノ谷	3.81
365	0114	有田川町	養生	上浦	27.08
365	0115	有田川町	養生		14.69
365	0116	有田川町	養生	大和杉	4.90
365	0117	有田川町	養生		13.20
365	0118	有田川町	日物川	東畑	6.47
365	0119	有田川町	境川	瀬戸	3.14
365	0120	有田川町	境川		2.31

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
365	0121	有田川町	境川	3.86	
365	0122	有田川町	三瀬川	6.66	
365	0123	有田川町	三瀬川	7.25	
365	0124	有田川町	三瀬川	8.48	
365	0125	有田川町	三瀬川	109.66	
365	0126	有田川町	中原	363.98	
365	0127	有田川町	中原	51.48	胡蝶谷
365	0128	有田川町	中原	62.62	井谷
365	0129	有田川町	川合	15.03	平ラ
365	0130	有田川町	川合	9.59	
365	0131	有田川町	北野川	4.70	上垣内
365	0132	有田川町	北野川	30.81	小原谷
365	0133	有田川町	二沢	2.95	
365	0134	有田川町	北野川	7.78	川合
365	0135	有田川町	北野川	22.15	
365	0136	有田川町	北野川	15.62	
365	0137	有田川町	北野川	51.84	
365	0138	有田川町	二澤	9.89	小松山
365	0139	有田川町	二沢	4.85	
365	0140	有田川町	北野川	6.44	登屋
365	0141	有田川町	北野川	35.39	垣内
365	0142	有田川町	川合	8.96	橋ノ又
365	0143	有田川町	三田	6.89	中原
365	0144	有田川町	瀧水	4.58	
365	0145	有田川町	杉野原	2.58	深谷
365	0146	有田川町	瀧水	3.03	池尻
365	0147	有田川町	下湯川	4.33	倉谷
365	0148	有田川町	瀧水	28.62	田ノ上
365	0149	有田川町	瀧水	42.98	
365	0150	有田川町	瀧水	5.01	
365	0151	有田川町	久野原	125.95	針原
365	0152	有田川町	久野原	27.44	
365	0153	有田川町	下湯川	6.44	多井
365	0154	有田川町	下湯川	172.54	多井
365	0155	有田川町	下湯川	24.01	多井
365	0156	有田川町	下湯川	107.89	多井
365	0157	有田川町	下湯川	7.46	多井
365	0158	有田川町	又ノ谷	59.70	
365	0159	有田川町	下湯川	4.81	多井
365	0160	有田川町	下湯川	5.03	峠
365	0161	有田川町	下湯川	14.29	倉谷
365	0162	有田川町	下湯川	9.96	田
365	0163	有田川町	下湯川	15.23	
365	0164	有田川町	下湯川	6.13	
365	0165	有田川町	下湯川	9.39	橋井
365	0166	有田川町	下湯川	6.91	
365	0167	有田川町	下湯川	64.46	和田
365	0168	有田川町	上湯川	6.62	瀧本
365	0169	有田川町	下湯川	2.27	和田

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
365	0170	有田川町	上湯川	長谷	51.69
365	0171	有田川町	上湯川	長谷3	5.64
365	0172	有田川町	上湯川	寒音	89.37
365	0173	有田川町	上湯川	近井	75.78
365	0174	有田川町	川合	雨谷	7.77
365	0175	有田川町	三田	中原	9.64
365	0176	有田川町	沼谷	北山	13.96
365	0177	有田川町	久野原	床山	10.37
365	0178	有田川町	下湯川		40.24
365	0179	有田川町	下湯川		17.84
365	0180	有田川町	上湯川		24.61
365	0181	有田川町	上湯川		35.96
365	0182	有田川町	上湯川		9.45
365	0183	有田川町	川合		185.98
365	0184	有田川町	三田		48.94
365	0185	有田川町	宮川		17.96
365	0186	有田川町	久野原		79.02
365	0187	有田川町	久野原		254.96
365	5001	有田川町	修理川		2.62
365	5002	有田川町	修理川		4.00
365	5003	有田川町	修理川		19.32
365	5004	有田川町	修理川		7.58
365	5005	有田川町	修理川		171.75
365	5006	有田川町	修理川		18.92
365	5007	有田川町	修理川		21.22
365	5008	有田川町	修理川		89.75
365	5009	有田川町	修理川		7.48
365	5010	有田川町	宇井谷		22.72
365	5011	有田川町	宇井谷		185.22
365	5012	有田川町	修理川		10.51
365	5013	有田川町	修理川		61.94
365	5014	有田川町	修理川		17.94
365	5015	有田川町	修理川		4.08
365	5016	有田川町	修理川		23.61
365	5017	有田川町	修理川		15.19
365	5018	有田川町	修理川		2.66
365	5019	有田川町	修理川		3.80
365	5020	有田川町	修理川		37.64
365	5021	有田川町	修理川		2.43
365	5022	有田川町	修理川		2.27
365	5023	有田川町	修理川		4.18
365	5024	有田川町	修理川		2.84
365	5025	有田川町	修理川		1.86
365	5026	有田川町	修理川		8.88
365	5027	有田川町	修理川		2.68
365	5028	有田川町	修理川		36.09
365	5029	有田川町	修理川		4.85
365	5030	有田川町	修理川		1.31
365	5031	有田川町	修理川		15.58
365	5032	有田川町	修理川		
365	5033	有田川町	修理川		

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
366	5036	右田川町	修理川	10.72	
366	5037	右田川町	修理川	9.67	
366	5038	右田川町	修理川	1.39	
366	5039	右田川町	糸川	14.06	
366	5040	右田川町	糸川	23.73	
366	5041	右田川町	奥	5.28	
366	5042	右田川町	奥	17.65	
366	5043	右田川町	奥	7.72	
366	5045	右田川町	数喜寺	12.87	
366	5046	右田川町	数喜寺	9.16	
366	5048	右田川町	二澤	6.98	
366	5049	右田川町	二澤	40.97	
366	5050	右田川町	二澤	29.32	
366	5051	右田川町	二澤	5.53	
366	5052	右田川町	二澤	30.71	
366	5053	右田川町	二澤	49.90	
366	5054	右田川町	二澤	26.83	
366	5055	右田川町	二澤	19.47	
366	5056	右田川町	川合	23.18	
366	5057	右田川町	川合	3.86	
366	5058	右田川町	川合	3.81	
366	5059	右田川町	中原	20.66	
366	5060	右田川町	中原	13.46	
366	5061	右田川町	中原	81.92	
366	5062	右田川町	養生	5.68	
366	5063	右田川町	養生	10.90	
366	5064	右田川町	養生	5.65	
366	5065	右田川町	養生	12.24	
366	5066	右田川町	養生	168.52	
366	5067	右田川町	松原	12.00	
366	5068	右田川町	岩野河	4.68	
366	5069	右田川町	中原	14.10	
366	5070	右田川町	中原	26.49	
366	5073	右田川町	長谷川	20.75	
366	5075	右田川町	長谷川	4.54	
366	5076	右田川町	松原	8.41	
366	5077	右田川町	長谷川	8.56	
366	5078	右田川町	長谷川	5.64	
366	5080	右田川町	川合	26.42	
366	5081	右田川町	養生	8.55	
366	5082	右田川町	養生	14.27	
366	5083	右田川町	養生	14.36	
366	5084	右田川町	養生	12.91	
366	5085	右田川町	中原	15.87	
366	5086	右田川町	二澤	6.07	
366	5087	右田川町	二澤	9.61	
366	5088	右田川町	二澤	11.31	
366	5089	右田川町	二澤	51.76	
366	5090	右田川町	二澤	7.77	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
366	5091	右田川町	二澤	19.95	
366	5092	右田川町	二澤	11.63	
366	5093	右田川町	二澤	19.20	
366	5094	右田川町	下湯川	43.73	
366	5095	右田川町	下湯川	38.91	
366	5096	右田川町	下湯川	36.53	
366	5097	右田川町	上湯川	35.06	
366	5098	右田川町	上湯川	18.48	
366	5099	右田川町	上湯川	72.73	
366	5100	右田川町	上湯川	96.11	
366	5101	右田川町	長谷川	3.33	
366	5102	右田川町	長谷川	2.77	
366	5103	右田川町	長谷川	5.64	
366	5104	右田川町	岩野河	21.04	
366	5105	右田川町	養生	11.83	
366	5107	右田川町	二川	2.58	
366	5108	右田川町	二川	8.89	
366	5109	右田川町	岩野河	53.82	
366	5111	右田川町	岩野河	43.91	
366	5113	右田川町	三瀬川	7.70	
366	5115	右田川町	三瀬川	6.80	
366	5116	右田川町	三瀬川	11.84	
366	5117	右田川町	三瀬川	7.51	
366	5118	右田川町	三瀬川	6.86	
366	5119	右田川町	三瀬川	5.26	
366	5120	右田川町	三瀬川	12.64	
366	5121	右田川町	三瀬川	10.29	
366	5122	右田川町	三瀬川	11.55	
366	5123	右田川町	北野川	31.27	
366	5124	右田川町	下湯川	13.59	
366	5125	右田川町	下湯川	37.66	
366	5126	右田川町	下湯川	17.39	
366	5127	右田川町	下湯川	32.29	
366	5128	右田川町	下湯川	13.85	
366	5129	右田川町	上湯川	92.59	
366	5130	右田川町	上湯川	240.90	
366	5131	右田川町	上湯川	7.13	
366	5132	右田川町	上湯川	33.13	
366	5133	右田川町	上湯川	5.57	
366	5134	右田川町	上湯川	49.17	
366	5135	右田川町	上湯川	178.75	
366	5136	右田川町	下湯川	17.28	
366	5137	右田川町	下湯川	12.35	
366	5138	右田川町	上湯川	35.59	
366	5139	右田川町	下湯川	11.22	
366	5140	右田川町	下湯川	11.22	
366	5141	右田川町	下湯川	21.30	
366	5142	右田川町	三瀬川	74.75	
366	5143	右田川町	白物川	12.72	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
366	5144	右田川町	三瀬川	13.63	
366	5145	右田川町	三瀬川	15.89	
366	5146	右田川町	三瀬川	6.36	
366	5147	右田川町	三瀬川	23.24	
366	5148	右田川町	三田	151.74	
366	5149	右田川町	清水	21.16	
366	5150	右田川町	三田	6.16	
366	5151	右田川町	上湯川	62.38	
366	5152	右田川町	上湯川	59.48	
366	5153	右田川町	上湯川	12.55	
366	5156	右田川町	白物川	17.29	
366	5159	右田川町	橋本	5.27	
366	5160	右田川町	大谷	22.53	
366	5162	右田川町	橋本	15.30	
366	5164	右田川町	生石	154.18	
366	5165	右田川町	沼田	52.64	
366	5166	右田川町	谷	19.26	
366	5167	右田川町	立石	3.78	
366	5168	右田川町	谷	82.38	
366	5169	右田川町	立石	12.21	
366	5170	右田川町	立石	11.92	
366	5171	右田川町	立石	4.23	
366	5172	右田川町	長谷川	4.43	
366	5174	右田川町	川合	9.89	
366	5175	右田川町	長谷川	7.61	
366	5176	右田川町	立石	21.99	
366	5177	右田川町	伏幸	7.24	
366	5178	右田川町	伏幸	8.65	
366	5179	右田川町	大西	13.82	
366	5182	右田川町	小川	11.62	
366	5183	右田川町	小川	11.26	
366	5185	右田川町	西ヶ峰	124.83	
366	5186	右田川町	黒松	6.00	
366	5187	右田川町	有原	8.33	
366	5189	右田川町	船坂	31.19	
366	5190	右田川町	賢	33.50	
366	5191	右田川町	大谷	31.77	
366	5192	右田川町	大谷	47.78	
366	5193	右田川町	大谷	27.39	
366	5194	右田川町	大谷	29.52	
366	5195	右田川町	上湯川	3.71	
366	5196	右田川町	上湯川	5.55	
366	5197	右田川町	上湯川	7.45	
366	5198	右田川町	井谷	11.49	
366	5199	右田川町	井谷	8.18	
366	5200	右田川町	井谷	25.80	
366	5201	右田川町	井谷	87.98	
366	5202	右田川町	上湯川	61.87	
366	5203	右田川町	上湯川	28.69	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
366	5204	右田川町	杉野原	5.43	
366	5205	右田川町	久野原	44.78	
366	5206	右田川町	井谷	38.95	
366	5208	右田川町	久野原	36.75	
366	5209	右田川町	久野原	42.84	
366	5210	右田川町	宮川	57.44	
366	5211	右田川町	大蔵	3.95	
366	5212	右田川町	大蔵	7.08	
366	5213	右田川町	大蔵	15.54	
366	5214	右田川町	大蔵	17.60	
366	5215	右田川町	大蔵	9.00	
366	5216	右田川町	大蔵	10.04	
366	5217	右田川町	大蔵	14.24	
366	5218	右田川町	井谷	8.10	
366	5219	右田川町	坂底	4.58	
366	5220	右田川町	沼谷	18.16	
366	5221	右田川町	沼谷	10.86	
366	5222	右田川町	沼谷	8.89	
366	5223	右田川町	坂底	8.81	
366	5224	右田川町	坂底	8.80	
366	5225	右田川町	坂底	3.70	
366	5226	右田川町	三田	26.99	
366	5227	右田川町	三田	21.57	
366	5228	右田川町	渡井	11.31	
366	5229	右田川町	渡井	8.59	
366	5230	右田川町	渡井	95.69	
366	5231	右田川町	橋本	38.75	
366	5232	右田川町	渡井	15.98	
366	5233	右田川町	渡井	19.69	
366	5234	右田川町	藤ヶ嶽	35.17	
366	5235	右田川町	藤ヶ嶽	67.81	
366	5236	右田川町	西ヶ峰	65.13	
366	5237	右田川町	黒松	7.11	
366	5238	右田川町	茶中	14.33	
366	5239	右田川町	上六川	8.80	
366	5240	右田川町	上六川	29.78	
366	5241	右田川町	上六川	45.52	
366	5244	右田川町	長谷	46.97	
366	5245	右田川町	上六川	27.65	
366	5246	右田川町	上六川	25.19	
366	5247	右田川町	榎手	17.93	
366	5248	右田川町	榎手	27.92	
366	9001	右田川町	榎手	3.52	下横谷
366	5249	右田川町	沼谷	13.02	
366	5250	右田川町	沼谷	17.05	
366	5251	右田川町	沼谷	15.65	
366	5252	右田川町	沼谷	13.83	
366	5253	右田川町	伏幸	4.96	
366	5254	右田川町	立石	3.25	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
366	5255	右田川町	菅田	3.00	
366	5256	右田川町	菅田	1.95	
366	5257	右田川町	菅田	4.20	
366	5258	右田川町	菅田	4.48	
366	5259	右田川町	菅田	13.15	
366	5260	右田川町	大西	15.34	
366	5261	右田川町	大西	12.92	
366	5262	右田川町	尾上	18.12	
366	5263	右田川町	大徳	18.27	
366	5265	右田川町	小原	19.23	
366	5266	右田川町	遠井	19.38	
366	5267	右田川町	境川	17.28	
366	5268	右田川町	境川	1.88	
366	5269	右田川町	境川	14.69	
366	5270	右田川町	中原	4.95	
366	5271	右田川町	中原	7.35	
366	5272	右田川町	川合	36.41	
366	5273	右田川町	三瀬川	5.71	
366	5274	右田川町	尾	6.45	
366	5275	右田川町	大箕畑	26.91	
366	5276	右田川町	大箕畑	21.14	
366	5277	右田川町	大箕畑	14.02	
366	5278	右田川町	宇井菅	20.07	
366	5279	右田川町	宇井菅	42.67	
366	5282	右田川町	修理川	5.37	
366	5283	右田川町	川口	7.27	
366	5284	右田川町	谷	3.27	
366	5285	右田川町	谷	3.17	
366	5286	右田川町	谷	53.57	
366	5287	右田川町	岩野河	0.84	
366	5288	右田川町	岩野河	3.70	
366	5289	右田川町	川口	1.64	
366	5290	右田川町	川口	2.51	
366	5291	右田川町	川合	1.25	
366	5292	右田川町	川合	6.57	
366	5293	右田川町	川合	3.43	
366	5294	右田川町	長谷川	1.24	
366	5295	右田川町	川合	1.82	
366	5296	右田川町	川合	3.72	
366	5297	右田川町	川口	10.86	
366	5298	右田川町	川口	3.26	
366	5300	右田川町	川合	6.03	
366	5301	右田川町	川合	3.50	
366	5302	右田川町	川合	2.18	
366	5303	右田川町	松原	7.79	
366	5304	右田川町	松原	3.97	
366	5305	右田川町	川口	2.83	
366	5306	右田川町	松原	6.25	
366	5307	右田川町	修理川	12.54	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
366	5308	右田川町	修理川	1.72	
366	5309	右田川町	修理川	16.38	
366	5310	右田川町	修理川	1.18	
366	5311	右田川町	修理川	2.28	
366	5312	右田川町	修理川	0.64	
366	5313	右田川町	修理川	4.17	
366	5314	右田川町	修理川	1.89	
366	5315	右田川町	修理川	1.19	
366	5316	右田川町	修理川	5.78	
366	5317	右田川町	修理川	4.81	
366	5318	右田川町	修理川	3.16	
366	5319	右田川町	修理川	3.40	
366	5320	右田川町	赤川	1.31	
366	5321	右田川町	赤川	2.04	
366	5322	右田川町	赤川	8.62	
366	5323	右田川町	赤川	2.41	
366	5325	右田川町	長谷川	7.79	
366	5326	右田川町	長谷川	16.92	
366	5327	右田川町	松原	62.08	
366	5328	右田川町	松原	2.56	
366	5329	右田川町	松原	11.46	
366	5330	右田川町	松原	2.58	
366	5331	右田川町	松原	0.50	
366	5332	右田川町	松原	1.20	
366	5333	右田川町	松原	0.92	
366	5334	右田川町	松原	1.20	
366	5335	右田川町	長谷川	2.22	
366	5336	右田川町	松原	8.33	
366	5337	右田川町	長谷川	9.91	
366	5338	右田川町	長谷川	26.74	
366	5339	右田川町	長谷川	11.66	
366	5340	右田川町	長谷川	5.17	
366	5341	右田川町	下六川	20.51	
366	5342	右田川町	下六川	3.82	
366	5343	右田川町	釜中	13.59	
366	5344	右田川町	釜中	12.86	
366	5345	右田川町	田口	3.24	
366	5346	右田川町	田口	4.30	
366	5347	右田川町	小川	8.99	
366	5348	右田川町	小川	6.11	
366	5349	右田川町	菅田	1.10	
366	5350	右田川町	菅田	0.97	
366	5351	右田川町	菅田	1.13	
366	5352	右田川町	菅田	1.45	
366	5353	右田川町	二川	9.36	
366	5354	右田川町	二川	2.34	
366	5355	右田川町	養生	6.94	
366	5356	右田川町	二川	3.08	
366	5357	右田川町	二川	4.63	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
366	5358	右田川町	二川	8.24	
366	5359	右田川町	二川	5.13	
366	5360	右田川町	養生	2.64	
366	5361	右田川町	養生	5.00	
366	5362	右田川町	三瀬川	9.54	
366	5363	右田川町	三瀬川	1.96	
366	5364	右田川町	三瀬川	3.57	
366	5365	右田川町	三瀬川	5.68	
366	5366	右田川町	三瀬川	22.60	
366	5367	右田川町	三瀬川	7.80	
366	5368	右田川町	三瀬川	2.92	
366	5369	右田川町	三瀬川	7.07	
366	5370	右田川町	三瀬川	4.22	
366	5372	右田川町	三田	3.69	
366	5373	右田川町	三田	2.98	
366	5374	右田川町	三田	1.82	
366	5375	右田川町	三田	1.26	
366	5376	右田川町	三田	1.95	
366	5377	右田川町	三田	4.09	
366	5379	右田川町	宮川	6.46	
366	5380	右田川町	板屋	8.21	
366	5381	右田川町	板屋	24.87	
366	5382	右田川町	板屋	1.60	
366	5383	右田川町	板屋	49.15	
366	5384	右田川町	神子	2.12	
366	5385	右田川町	川合	80.27	
366	5386	右田川町	川合	30.70	
366	5387	右田川町	川合	115.00	
366	5388	右田川町	川合	98.76	
366	5389	右田川町	川合	147.44	
366	5390	右田川町	川合	523.62	
366	5391	右田川町	奥	2.52	
366	5392	右田川町	奥	6.38	
366	5393	右田川町	奥	9.16	
366	5394	右田川町	奥松	8.87	
366	5395	右田川町	宮川	9.42	
366	5396	右田川町	宮川	11.35	
366	5397	右田川町	長谷川	2.98	
366	5398	右田川町	長谷川	3.89	
366	5399	右田川町	二川	4.21	
366	5402	右田川町	上六川	15.17	
366	5403	右田川町	小原	3.76	
300	0067	右田川町	川合	15.58	
205	0001	御坊市	富安	委留谷	94.88
205	0002	御坊市	富安	東谷	15.81
205	0004	御坊市	上野	法師ヶ谷	3.76
205	0005	御坊市	橋井	真谷	25.24
205	5001	御坊市	湯川町	富安	9.77
205	5002	御坊市	藤田町	菅田	4.95

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
205	5003	御坊市	名田町	野島	35.52
205	5006	御坊市	名田町	上野	28.51
205	5007	御坊市	明神川		5.57
205	5008	御坊市	名田町	上野	9.80
205	5010	御坊市	名田町	橋井	12.23
205	5011	御坊市	名田町	上野	3.54
205	5012	御坊市	名田町	上野	4.45
205	5014	御坊市	名田町	野島	7.13
205	5015	御坊市	名田町	野島	10.28
205	5018	御坊市	名田町	野島	24.26
205	7503	御坊市	湯川町	富安	12.83
381	0001	美浜町	和田	木の端	49.10
381	0002	美浜町	和田	木の端	6.73
381	0003	美浜町	和田	木の端	10.57
381	5001	美浜町	三属		6.17
381	5003	美浜町	三属		38.65
381	5004	美浜町	和田		43.30
381	5005	美浜町	三属		36.85
381	5006	美浜町	三属		6.53
381	5007	美浜町	三属		3.00
382	0001	日高町	阿尾	田杭	5.79
382	0002	日高町	阿尾	阿尾	9.75
382	0003	日高町	彦遇		23.02
382	0004	日高町	小池		13.29
382	0005	日高町	小池		21.41
382	0006	日高町	志賀	中志賀	3.36
382	0007	日高町	小坂		5.43
382	0008	日高町	志賀	久志	6.18
382	0009	日高町	池田		8.02
382	0010	日高町	萩原	向の畑	4.01
382	0011	日高町	藤谷	岩の谷	10.56
382	0012	日高町	藤谷	下垣内	10.25
382	0013	日高町	藤谷	下垣内	8.47
382	0014	日高町	藤谷	藤谷	3.46
382	0015	日高町	藤谷	油河	19.11
382	0016	日高町	藤谷	油河	13.66
382	0017	日高町	藤谷	油河	6.31
382	0018	日高町	藤谷	油河	20.59
382	0019	日高町	藤谷	山口	12.54
382	0020	日高町	藤谷	山口	4.38
382	1002	日高町	志賀		9.59
382	1003	日高町	池田		7.35
382	5001	日高町	阿尾		5.62
382	5002	日高町	阿尾		13.88
382	5003	日高町	阿尾		3.38
382	5004	日高町	阿尾		23.85
382	5005	日高町	小池		11.81
382	5006	日高町	彦遇		11.71
382	5007	日高町	小坂		5.44

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
382	5008	日高町	方抗	4.22		
382	5009	日高町	志賀	9.39		
382	5010	日高町	原谷	15.44		
382	5011	日高町	原谷	37.57		
382	5012	日高町	原谷	11.39		
382	5013	日高町	原谷	5.65		
382	5014	日高町	原谷	4.59		
382	5015	日高町	池田	37.84		
382	5016	日高町	池田	16.81		
382	5017	日高町	池田	4.87		
382	5018	日高町	荻原	5.17		
382	5020	日高町	荻原	2.85		
382	5021	日高町	荻原	1.57		
382	5022	日高町	原谷	22.22		
382	5024	日高町	原谷	0.99		
382	5025	日高町	原谷	8.98		
382	5026	日高町	原谷	11.68		
382	5027	日高町	原谷	7.68		
382	5028	日高町	原谷	6.51		
382	5029	日高町	原谷	12.25		
382	5030	日高町	原谷	101.65		
382	5032	日高町	原谷	92.06		
382	5033	日高町	原谷	29.48		
382	5034	日高町	志賀	下志賀	2.41	
382	5035	日高町	志賀	中志賀	8.37	
382	5037	日高町	小坂	40.96		
382	5038	日高町	志賀	13.64		
382	5039	日高町	志賀	14.47		
382	5040	日高町	志賀	中志賀	5.85	
382	5041	日高町	産湯	62.27		
382	5042	日高町	産湯	30.52		
382	5043	日高町	産湯	33.75		
382	5044	日高町	阿尾	2.59		
382	5045	日高町	阿尾	1.30		
382	5046	日高町	阿尾	4.94		
382	5047	日高町	方抗	2.52		
382	5048	日高町	志賀	2.77		
382	5050	日高町	方抗	5.15		
382	5051	日高町	方抗	1.34		
382	5052	日高町	方抗	2.28		
382	5053	日高町	方抗	1.41		
382	5054	日高町	志賀	1.90		
382	5057	日高町	志賀	上志賀	2.01	
382	5058	日高町	志賀	27.87		
382	5060	日高町	原谷	22.76		
382	5061	日高町	原谷	6.78		
382	5082	日高町	志賀	22.88		
383	0001	由良町	小引	戸津井	9.23	
383	0002	由良町	衣奈	戸津井	20.12	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
383	0003	由良町	中	白倉池	70.15
383	0004	由良町	畑		43.76
383	0005	由良町	畑		24.95
383	0006	由良町	畑		11.20
383	1001	由良町	咬井		1.60
383	5001	由良町	衣奈		31.54
383	5002	由良町	咬井		43.14
383	5003	由良町	衣奈		5.83
383	5004	由良町	門前		12.82
383	5005	由良町	衣奈		21.84
383	5006	由良町	衣奈		15.48
383	5007	由良町	門前		1.86
383	5008	由良町	門前		3.94
383	5009	由良町	門前		3.29
383	5010	由良町	門前		4.30
383	5011	由良町	中		15.74
383	5012	由良町	中		9.97
383	5013	由良町	阿戸		17.60
383	5014	由良町	阿戸		27.71
383	5015	由良町	中		4.19
383	5016	由良町	畑		4.98
383	5017	由良町	畑		10.19
383	5018	由良町	畑		17.52
383	5019	由良町	畑		22.13
383	5020	由良町	阿戸		19.00
383	5021	由良町	里		6.51
383	5023	由良町	里		6.83
383	5024	由良町	里		10.50
383	5025	由良町	里		6.01
383	5026	由良町	里		16.96
383	5027	由良町	畑		36.89
383	5028	由良町	畑		16.91
383	5029	由良町	三原川		37.50
383	5030	由良町	三原川		35.43
383	5031	由良町	門前		1.44
384	0001	日高川町	平川		10.66
384	0002	日高川町	平川		10.31
384	0003	日高川町	森野川	黒松	53.61
384	0004	日高川町	江川		5.95
384	0005	日高川町	大滝川		14.01
384	0006	日高川町	伊孫川		19.98
385	0001	日高川町	大又		31.63
385	0002	日高川町	大又	湯谷	160.69
385	0003	日高川町	三佐		55.36
385	0004	日高川町	三佐		69.86
385	0005	日高川町	田尻	田尻谷	3.62
385	0006	日高川町	坂野川	望月	6.54
385	0007	日高川町	粉津	坂本	62.37
385	0008	日高川町	粉津	岩の谷	31.67

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
385	0009	日高川町	粉津	下瀬本	32.57
385	0010	日高川町	西原		5.34
385	0011	日高川町	西原	大郷	5.40
385	0012	日高川町	西原	櫻山	31.56
385	0013	日高川町	西原	櫻山	17.57
385	0014	日高川町	西原	櫻山	6.37
385	0015	日高川町	西原	櫻山	9.67
385	0016	日高川町	西原	櫻山	28.43
385	0017	日高川町	西原	櫻山	13.95
385	0018	日高川町	西原	櫻山	20.21
385	0019	日高川町	西原	櫻山	11.45
385	0020	日高川町	西原	櫻山	19.54
385	0021	日高川町	西原	櫻山	4.44
385	0022	日高川町	西原	櫻山	10.37
385	0023	日高川町	伊佐川	八軒遣	5.29
385	0024	日高川町	高津原	伊佐川	40.03
385	0025	日高川町	高津原	伊佐川	59.20
385	0026	日高川町	高津原	八軒遣	36.82
385	0027	日高川町	高津原川	内ノ谷	38.84
385	0028	日高川町	高津原	広瀬	140.74
385	0030	日高川町	三井井川	戸谷	87.47
385	0031	日高川町	三井井川	滝谷	50.97
385	0032	日高川町	三井井川	滝谷	12.15
385	0033	日高川町	鏡子	鏡子	6.81
385	0034	日高川町	鏡子	鏡子	6.71
385	0035	日高川町	原日満	岡崎	5.89
385	0036	日高川町	原日満	岡崎	6.77
385	0037	日高川町	原日満	平岩	60.22
385	0038	日高川町	原日満	平岩	12.88
385	0039	日高川町	原日満	平岩	11.19
385	0040	日高川町	下田原	池の尻	20.15
385	0041	日高川町	下田原	湖詰	31.19
385	0042	日高川町	下田原	湖詰	15.40
385	0043	日高川町	下田原	湖詰	18.12
385	0044	日高川町	高津原	尾曾中木	58.55
385	0045	日高川町	長子		12.20
385	0046	日高川町	小善本	長子	19.87
385	0047	日高川町	三佐	井の上	8.30
385	7501	日高川町	高原		4.92
386	0001	日高川町	上初湯川	中谷	31.90
386	0002	日高川町	上初湯川	中谷	21.17
386	0003	日高川町	上初湯川	和田	18.00
386	0004	日高川町	上初湯川	栗垣内	95.65
386	0005	日高川町	上初湯川	滝谷	36.40
386	0006	日高川町	上初湯川	滝谷	83.35
386	0007	日高川町	上初湯川	柱	200.50
386	0008	日高川町	上初湯川	北又	8.11
386	0009	日高川町	上初湯川	宮ノ谷	67.97
386	0010	日高川町	寒川	小川	21.05

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
386	0011	日高川町	弥谷	西谷	63.79
386	0012	日高川町	弥谷	夏又	86.83
386	0013	日高川町	弥谷	笹ノ瀬	38.37
386	0014	日高川町	弥谷	大車	75.66
386	0015	日高川町	熊野川	中垣内前	5.22
386	0016	日高川町	熊野川	西ノ谷	5.82
386	0017	日高川町	熊野川	野々川	46.04
386	0018	日高川町	熊野川	野々川	5.89
386	0019	日高川町	熊野川	野々川	16.46
386	0020	日高川町	熊野川	野々川	21.24
386	0021	日高川町	熊野川	野々川	35.21
386	0022	日高川町	熊野川	野々川	6.00
386	0023	日高川町	熊野川	野々川	11.54
386	0026	日高川町	皆瀬	皆瀬	22.43
386	0027	日高川町	皆瀬	露谷	56.71
386	0028	日高川町	愛川	李	29.01
386	0029	日高川町	愛川	李	2.08
386	0030	日高川町	皆瀬	下郷原	8.34
386	0031	日高川町	皆瀬	丸崎	16.95
386	0032	日高川町	皆瀬	打尾	10.70
386	0033	日高川町	皆瀬	打尾	17.71
386	0034	日高川町	皆瀬		5.67
386	0035	日高川町	皆瀬		6.37
386	0036	日高川町	皆瀬	梅坂	6.78
386	0037	日高川町	皆瀬	梅坂	12.21
386	0038	日高川町	熊野川	黒川	72.83
386	0039	日高川町	滝越	木滝	49.65
386	0040	日高川町	熊野川	野々川	28.95
386	0043	日高川町	熊野川	野々川	55.82
386	0044	日高川町	熊野川	野々川	41.63
386	0045	日高川町	初湯川	滝瀬	126.07
386	0046	日高川町	初湯川	鳥島	56.33
386	0047	日高川町	串本	小畑	142.05
386	0048	日高川町	串本	宮ノ谷	2.37
386	0049	日高川町	串本	宮ノ谷	52.06
386	0050	日高川町	串本	木村	14.58
386	0051	日高川町	串本	中谷	121.67
386	0052	日高川町	串本	串谷	251.00
386	0053	日高川町	初湯川	片串	12.78
386	0054	日高川町	串本	巻の瀬	10.24
386	0055	日高川町	初湯川	佐々木谷	25.85
386	0056	日高川町	初湯川	猪の島	19.17
386	0057	日高川町	上初湯川	猪渡	7.01
386	0058	日高川町	上初湯川	巻谷	65.17
386	0059	日高川町	上初湯川	湯谷	199.16
386	0060	日高川町	上初湯川	梅坂	88.95
386	0061	日高川町	寒川	上西川西原	64.33
386	0062	日高川町	寒川	上西川東原	52.09
386	0063	日高川町	寒川	朝日東原	152.51

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
386	0064	日高川町	寒川	朔日東原	32.94
386	0065	日高川町	寒川	朔日東原	47.01
386	0066	日高川町	寒川	谷山	54.03
386	0067	日高川町	寒川	西の谷	52.88
386	0068	日高川町	寒川	谷山	3.98
386	0069	日高川町	寒川	中村	19.51
386	0070	日高川町	寒川	中行	9.24
386	0071	日高川町	寒川	土屋栗原	2.77
386	0072	日高川町	寒川	土屋栗原	3.11
386	0073	日高川町	寒川	高野西原	41.55
386	0074	日高川町	寒川	長志南原	40.19
386	0075	日高川町	寒川	長志南原	55.12
386	0076	日高川町	寒川	長志南原	32.56
386	0077	日高川町	寒川	下坂	8.43
386	0078	日高川町	寒川	坂内内南原	97.50
386	0079	日高川町	寒川	小藪南原	19.35
386	0080	日高川町	寒川	小藪山南原	59.59
386	0081	日高川町	寒川	小藪川	46.14
386	0082	日高川町	寒川	溝上	43.19
386	0083	日高川町	寒川	栗谷	246.20
386	0084	日高川町	寒川	小藪山南原	33.30
386	0085	日高川町	寒川	新行谷	5.37
386	0086	日高川町	寒川	川合	249.08
386	0087	日高川町	寒川	下阿田木	7.65
386	7502	日高川町	鶴野川		3.39
386	7505	日高川町	寒川		14.64
386	7506	日高川町	寒川		64.49
392	1001	日高川町	三十井川		2.87
392	1002	日高川町	上初湯川		69.09
392	1003	日高川町	上初湯川		152.21
392	1004	日高川町	上初湯川		31.35
392	1005	日高川町	上初湯川		0.50
392	1006	日高川町	上初湯川		22.46
392	1007	日高川町	上初湯川		129.10
392	1008	日高川町	上初湯川		83.29
392	1009	日高川町	寒川		74.61
392	1011	日高川町	寒川		189.56
392	1012	日高川町	寒川		68.05
392	1013	日高川町	寒川		167.44
392	1014	日高川町	寒川		92.35
392	1015	日高川町	寒川		17.02
392	1016	日高川町	寒川		5.56
392	1017	日高川町	寒川		18.26
392	1018	日高川町	寒川		1.42
392	1019	日高川町	上初湯川		80.97
392	1023	日高川町	上初湯川		3.22
392	1024	日高川町	寒川		23.55
392	1025	日高川町	寒川		5.07
392	1026	日高川町	寒川		0.48

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
392	1027	日高川町	寒川		2.03
392	1028	日高川町	寒川		2.59
392	1029	日高川町	寒川		4.66
392	1030	日高川町	川原河		2.29
392	1031	日高川町	皆瀬		9.34
392	1032	日高川町	渡間		0.80
392	1033	日高川町	法橋		2.22
392	1034	日高川町	川原河		7.48
392	1035	日高川町	寒川		6.52
392	1036	日高川町	上初湯川		6.57
392	1037	日高川町	上初湯川		74.09
392	1038	日高川町	初湯川		3.69
392	1039	日高川町	初湯川		7.91
392	1040	日高川町	初湯川		1.22
392	1041	日高川町	初湯川		2.03
392	1042	日高川町	初湯川		8.29
392	1043	日高川町	寒川		40.24
392	1044	日高川町	寒川		1.34
392	1045	日高川町	寒川		68.80
392	1046	日高川町	寒川		13.91
392	1047	日高川町	鶴野川		2.14
392	1048	日高川町	鶴野川		2.03
392	1049	日高川町	鶴野川		5.34
392	1050	日高川町	鶴野川		6.96
392	1051	日高川町	鶴野川		1.10
392	1052	日高川町	上終方		34.65
392	1053	日高川町	鶴野川		3.44
392	1054	日高川町	鶴野川		6.97
392	1055	日高川町	船津		2.12
392	1056	日高川町	船津		1.89
392	1057	日高川町	高津尾川		14.30
392	1058	日高川町	高津尾川		1.73
392	1059	日高川町	高津尾川		0.99
392	1060	日高川町	高津尾川		0.67
392	1061	日高川町	高津尾川		1.53
392	1062	日高川町	高津尾川		8.70
392	1063	日高川町	西原		1.41
392	1064	日高川町	高津尾		0.88
392	1065	日高川町	三十井川		3.48
392	1066	日高川町	原日満		5.31
392	1067	日高川町	原日満		0.72
392	1068	日高川町	田尻		0.79
392	1070	日高川町	三佐		12.45
392	1072	日高川町	三佐		4.14
392	1074	日高川町	大又		3.98
392	1075	日高川町	老屋		4.09
392	1076	日高川町	老屋		0.38
392	1077	日高川町	老屋		1.33
392	1078	日高川町	三佐		0.88

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
392	1079	日高川町	三佐		7.08
392	1080	日高川町	船津		1.49
392	1081	日高川町	西原		0.26
392	1082	日高川町	西原		0.55
392	1083	日高川町	西原		3.91
392	1084	日高川町	高津尾		3.38
392	1085	日高川町	高津尾		1.00
392	1086	日高川町	佐井		7.08
392	1088	日高川町	下田原		1.79
392	1089	日高川町	下田原		27.49
392	1090	日高川町	下田原		5.62
392	1091	日高川町	下田原		2.86
392	1092	日高川町	下田原		1.20
392	1094	日高川町	下田原		7.13
392	1096	日高川町	下田原		1.85
392	1097	日高川町	下田原		1.91
392	1098	日高川町	下田原		11.21
392	1099	日高川町	高津尾川		5.66
392	1101	日高川町	上田原		7.04
392	1102	日高川町	上田原		8.52
392	1103	日高川町	上田原		1.12
392	1104	日高川町	上田原		5.27
392	1105	日高川町	上田原		6.50
392	1106	日高川町	上田原		12.50
392	1107	日高川町	安子		4.80
392	1108	日高川町	和佐		1.67
392	1110	日高川町	山野		3.85
392	1111	日高川町	鶴野川		5.64
392	1112	日高川町	平川		2.33
392	1113	日高川町	安子		1.15
392	1114	日高川町	三十井川		1.06
392	1115	日高川町	高津尾		1.84
392	5001	日高川町	寒川		2.45
392	5002	日高川町	寒川		73.19
392	5003	日高川町	寒川		72.58
392	5004	日高川町	中津川		75.24
392	5005	日高川町	上初湯川		88.95
392	5006	日高川町	上初湯川		100.06
392	5007	日高川町	下田原		22.90
392	5008	日高川町	寒川		15.98
392	5009	日高川町	寒川		26.57
392	5010	日高川町	寒川		14.22
392	5011	日高川町	寒川		12.60
392	5012	日高川町	寒川		15.20
392	5013	日高川町	寒川		25.36
392	5014	日高川町	寒川		25.87
392	5015	日高川町	寒川		90.76
392	5017	日高川町	上初湯川		92.21
392	5018	日高川町	上初湯川		125.73

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
392	5019	日高川町	初湯川		39.43
392	5020	日高川町	初湯川		27.64
392	5021	日高川町	渡間		3.55
392	5022	日高川町	上終方		19.48
392	5023	日高川町	上田原		19.51
392	5024	日高川町	三十木		13.30
392	5025	日高川町	三十木		18.01
392	5026	日高川町	三十木		14.08
392	5028	日高川町	三十木		17.42
392	5029	日高川町	三十木		16.05
392	5030	日高川町	三十木		4.90
392	5031	日高川町	結子		6.77
392	5032	日高川町	結子		7.84
392	5033	日高川町	結子		7.49
392	5034	日高川町	結子		9.78
392	5035	日高川町	結子		18.90
392	5036	日高川町	下田原		19.88
392	5037	日高川町	下田原		28.27
392	5038	日高川町	下田原		25.70
392	5039	日高川町	下田原		28.34
392	5040	日高川町	下田原		6.51
392	5041	日高川町	下田原		17.02
392	5042	日高川町	上田原		21.69
392	5043	日高川町	上田原		23.95
392	5044	日高川町	上田原		14.54
392	5045	日高川町	上田原		23.05
392	5046	日高川町	上田原		10.24
392	5047	日高川町	上田原		9.61
392	5048	日高川町	原日満		11.85
392	5049	日高川町	高津尾		33.34
392	5050	日高川町	下田原		22.68
392	5051	日高川町	上田原		12.59
392	5052	日高川町	下田原		8.83
392	5053	日高川町	下田原		13.43
392	5054	日高川町	下田原		7.56
392	5055	日高川町	高津尾		6.33
392	5057	日高川町	小釜木		29.85
392	5058	日高川町	高津尾		16.03
392	5059	日高川町	佐井		6.02
392	5060	日高川町	佐井		5.46
392	5061	日高川町	高津尾		40.95
392	5062	日高川町	船津		21.33
392	5063	日高川町	船津		17.67
392	5064	日高川町	船津		12.44
392	5065	日高川町	平川		5.60
392	5066	日高川町	平川		4.88
392	5067	日高川町	平川		7.50
392	5068	日高川町	高津尾		60.65
392	5069	日高川町	寒川		48.00

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
392	5070	日高川町	赤木	44.49	
392	5071	日高川町	初湯川	20.87	
392	5072	日高川町	弥谷	48.08	
392	5073	日高川町	弥谷	11.68	
392	5074	日高川町	弥谷	12.36	
392	5075	日高川町	弥谷	5.98	
392	5076	日高川町	弥谷	10.53	
392	5077	日高川町	三十井川	32.88	
392	5078	日高川町	姉子	7.68	
392	5079	日高川町	姉子	6.48	
392	5080	日高川町	姉子	9.42	
392	5081	日高川町	三十井川	68.73	
392	5082	日高川町	高津原川	8.18	
392	5083	日高川町	高津原川	27.78	
392	5084	日高川町	高津原川	43.51	
392	5085	日高川町	下田原	4.38	
392	5087	日高川町	小笠本	23.30	
392	5088	日高川町	高津原	8.65	
392	5089	日高川町	高津原	3.19	
392	5090	日高川町	高津原	27.94	
392	5091	日高川町	佐井	18.13	
392	5092	日高川町	高津原	18.87	
392	5093	日高川町	田尻	41.42	
392	5094	日高川町	佐井	6.61	
392	5095	日高川町	老楚	42.26	
392	5096	日高川町	老楚	13.08	
392	5097	日高川町	姉子	24.50	
392	5098	日高川町	姉子	5.09	
392	5099	日高川町	姉子	3.58	
392	5100	日高川町	大又	10.82	
392	5101	日高川町	大又	9.69	
392	5102	日高川町	大又	28.38	
392	5103	日高川町	佐井	20.40	
392	5104	日高川町	老楚	17.34	
392	5105	日高川町	坂野川	26.36	
392	5106	日高川町	山野	10.52	
392	5107	日高川町	山野	18.07	
392	5109	日高川町	山野	27.55	
392	5109	日高川町	山野	50.62	
392	5110	日高川町	山野	9.83	
392	5111	日高川町	山野	34.51	
392	5112	日高川町	山野	4.24	
392	5113	日高川町	高津原川	17.12	
392	5114	日高川町	高津原川	6.01	
392	5115	日高川町	三十井川	70.68	
392	5116	日高川町	三十井川	107.56	
392	5117	日高川町	三十井川	60.84	
392	5118	日高川町	原日清	103.71	
392	5119	日高川町	上初湯川	30.52	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
392	5120	日高川町	上初湯川	73.69	
392	5121	日高川町	初湯川	19.22	
392	5122	日高川町	上初湯川	22.59	
392	5123	日高川町	上初湯川	30.12	
392	5124	日高川町	愛川	7.85	
392	5125	日高川町	愛川	7.99	
392	5126	日高川町	愛川	47.15	
392	5127	日高川町	初湯川	47.88	
392	5128	日高川町	初湯川	22.33	
392	5129	日高川町	初湯川	36.44	
392	5130	日高川町	上初湯川	42.46	
392	5131	日高川町	赤木	21.52	
392	5132	日高川町	佐井	7.39	
392	5133	日高川町	佐井	9.28	
392	5134	日高川町	船津	55.09	
392	5135	日高川町	船津	28.17	
392	5136	日高川町	船津	6.43	
392	5137	日高川町	大又	52.45	
392	5138	日高川町	山野	28.27	
392	5139	日高川町	山野	16.77	
392	5140	日高川町	山野	13.11	
392	5141	日高川町	山野	2.63	
392	5142	日高川町	山野	51.28	
392	5143	日高川町	山野	21.40	
392	5144	日高川町	山野	50.16	
392	5145	日高川町	山野	33.80	
392	5146	日高川町	山野	106.43	
392	5147	日高川町	大又	7.99	
392	5148	日高川町	大又	4.54	
392	5149	日高川町	大又	2.63	
392	5150	日高川町	大又	9.05	
392	5151	日高川町	大又	4.03	
392	5152	日高川町	大又	3.91	
392	5153	日高川町	大又	21.15	
392	5154	日高川町	伊藤川	3.90	
392	5155	日高川町	伊藤川	18.41	
392	5156	日高川町	伊藤川	27.27	
392	5157	日高川町	伊藤川	6.14	
392	5158	日高川町	伊藤川	4.37	
392	5159	日高川町	山野	3.99	
392	5160	日高川町	山野	9.53	
392	5161	日高川町	山野	3.41	
392	5162	日高川町	山野	42.81	
392	5163	日高川町	山野	12.79	
392	5164	日高川町	山野	8.57	
392	5165	日高川町	山野	23.70	
392	5166	日高川町	山野	30.19	
392	5167	日高川町	大又	6.68	
392	5168	日高川町	伊藤川	30.31	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
392	5169	日高川町	伊藤川	27.19	
392	5170	日高川町	伊藤川	28.29	
392	5172	日高川町	伊藤川	5.52	
392	5173	日高川町	和佐	4.67	
392	5174	日高川町	和佐	4.12	
392	5175	日高川町	和佐	3.84	
392	5176	日高川町	和佐	3.47	
392	5177	日高川町	和佐	4.28	
392	5178	日高川町	和佐	3.07	
392	5180	日高川町	江川	20.66	
392	5182	日高川町	江川	3.75	
392	5183	日高川町	山野	16.49	
392	5185	日高川町	山野	6.27	
392	5186	日高川町	山野	28.66	
392	5187	日高川町	山野	37.38	
392	5188	日高川町	山野	4.79	
392	5189	日高川町	伊藤川	10.89	
392	5190	日高川町	伊藤川	27.08	
392	5191	日高川町	和佐	123.69	
392	5192	日高川町	中津川	12.81	
392	5193	日高川町	中津川	57.95	
392	5194	日高川町	千津川	11.67	
392	5195	日高川町	中津川	7.67	
392	5196	日高川町	千津川	18.79	
392	5197	日高川町	千津川	78.16	
392	5198	日高川町	千津川	31.72	
392	5199	日高川町	蛇尾	21.06	
392	5200	日高川町	平川	39.32	
392	5201	日高川町	平川	49.52	
392	5202	日高川町	平川	10.66	
392	5203	日高川町	平川	78.45	
392	5204	日高川町	平川	15.43	
392	5205	日高川町	平川	77.97	
392	5206	日高川町	平川	36.47	
392	5207	日高川町	高津原	6.88	
392	5208	日高川町	高津原	27.92	
392	5209	日高川町	中津川	53.91	
392	5210	日高川町	中津川	39.38	
392	5211	日高川町	寒川	10.11	
392	5212	日高川町	船津	82.72	
392	5213	日高川町	船津	10.88	
392	5214	日高川町	上田原	8.17	
392	5215	日高川町	川原河	3.79	
392	5216	日高川町	初湯川	1.87	
392	5217	日高川町	赤木	20.80	
392	5218	日高川町	寒川	3.08	
392	5219	日高川町	坂野川	52.04	
392	5220	日高川町	佐井	5.24	
392	5221	日高川町	佐井	9.34	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
392	5222	日高川町	佐井	2.18		
392	5223	日高川町	田尻	132.33		
392	5224	日高川町	田尻	67.60		
392	5226	日高川町	上田原	3.64		
392	5227	日高川町	上田原	3.82		
392	5228	日高川町	上田原	11.22		
392	5229	日高川町	高津原	4.86	本郷	
392	5230	日高川町	初湯川	70.05		
392	5231	日高川町	寒川	2.02		
392	5232	日高川町	寒川	3.06		
392	5233	日高川町	大又	2.31		
392	5234	日高川町	高津原	小原	3.95	
392	5235	日高川町	寒川	4.78		
392	5236	日高川町	高津原	伊佐ノ川	22.50	
393	5237	日高川町	初湯川	6.10		
393	9001	日高川町	三佐	本川谷	5.70	
394	9002	日高川町	三佐	本川谷	46.50	
398	0001	みなべ町	土井	10.75		
398	0002	みなべ町	広野	勸修寺	15.43	
398	0003	みなべ町	広野	嶋之瀬	10.58	
398	0004	みなべ町	坂野川	4.07		
398	0005	みなべ町	清川	木ノ川	9.55	
398	0007	みなべ町	清川	野原谷	19.31	
398	0008	みなべ町	清川	中波瀬	10.18	
398	0009	みなべ町	清川	大橋又の谷	1.38	
398	0010	みなべ町	清川	大橋又の谷	27.28	
398	0013	みなべ町	西本庄	奥谷	36.59	
398	0014	みなべ町	筋	野原谷	14.21	
398	0015	みなべ町	筋	野原谷	18.45	
398	0016	みなべ町	筋	奥谷ヶ谷	22.65	
398	0017	みなべ町	筋	奥谷ヶ谷	3.15	
398	0018	みなべ町	東本庄	本郷	11.88	
398	0019	みなべ町	西本庄	東野中	20.69	
398	7506	みなべ町	霞館川	24.61		
398	8029	みなべ町	寒野川	10.23		
398	8030	みなべ町	寒野川	7.99		
398	8031	みなべ町	寒野川	38.13		
398	8032	みなべ町	寒野川	48.03		
398	8033	みなべ町	清川	16.86		
398	8034	みなべ町	清川	10.14		
399	0001	みなべ町	西岩代	戸中	12.81	
399	0002	みなべ町	西岩代	戸中	2.55	
399	0003	みなべ町	西岩代	畑ヶ谷	23.61	
399	0004	みなべ町	東岩代	中根	25.10	
399	0005	みなべ町	東岩代	広畑	6.47	
399	0006	みなべ町	東岩代	広畑	33.35	
391	1001	みなべ町	筋	4.57		
391	1002	みなべ町	筋	2.45		
391	1003	みなべ町	磯原	1.28		

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
391 1004	みなべ町	院福		1.38	
391 1005	みなべ町	西本庄		41.31	
391 1006	みなべ町	東本庄		28.51	
391 1007	みなべ町	龍瀬川		1.56	
391 1008	みなべ町	広野		2.60	
391 1010	みなべ町	市井川		29.66	
391 1011	みなべ町	清川		4.48	
391 1013	みなべ町	清川		1.67	
391 1014	みなべ町	清川		8.28	
391 1015	みなべ町	清川		3.70	
391 1016	みなべ町	清川		3.48	
391 5001	みなべ町	清川		27.14	
391 5002	みなべ町	清川		18.46	
391 5003	みなべ町	清川		18.28	
391 5005	みなべ町	清川		8.71	
391 5006	みなべ町	清川		6.28	
391 5007	みなべ町	清川		35.07	
391 5011	みなべ町	清川		17.50	
391 5012	みなべ町	清川		46.26	
391 5013	みなべ町	清川		10.19	
391 5014	みなべ町	清川		20.75	
391 5015	みなべ町	清川		9.12	
391 5016	みなべ町	清川		16.36	
391 5017	みなべ町	清川		14.43	
391 5018	みなべ町	清川		12.69	
391 5019	みなべ町	清川		20.69	
391 5021	みなべ町	清川		30.16	
391 5022	みなべ町	清川		10.55	
391 5023	みなべ町	清川		8.26	
391 5024	みなべ町	清川		8.46	
391 5025	みなべ町	清川		3.30	
391 5026	みなべ町	清川		24.35	
391 5027	みなべ町	清川		12.04	
391 5028	みなべ町	清川		3.71	
391 5031	みなべ町	清川		3.85	
391 5032	みなべ町	清川		11.75	
391 5033	みなべ町	清川		8.37	
391 5036	みなべ町	市井川		30.77	
391 5037	みなべ町	市井川		13.98	
391 5038	みなべ町	市井川		9.39	
391 5039	みなべ町	市井川		23.21	
391 5041	みなべ町	市井川		4.24	
391 5045	みなべ町	鳥之瀬		6.78	
391 5046	みなべ町	鳥之瀬		21.14	
391 5048	みなべ町	東神野川		11.97	
391 5049	みなべ町	鳥之瀬		17.93	
391 5050	みなべ町	鳥之瀬		14.98	
391 5054	みなべ町	鳥之瀬		21.86	
391 5055	みなべ町	滝		5.04	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
391 5056	みなべ町	滝		4.63	
391 5057	みなべ町	鳥之瀬		18.52	
391 5058	みなべ町	鳥之瀬		6.46	
391 5059	みなべ町	鳥之瀬		31.57	
391 5060	みなべ町	滝		59.39	
391 5061	みなべ町	滝		4.63	
391 5062	みなべ町	高野		24.02	
391 5063	みなべ町	市井川		57.79	
391 5064	みなべ町	市井川		12.79	
391 5065	みなべ町	高野		56.76	
391 5067	みなべ町	滝		39.57	
391 5070	みなべ町	龍瀬川		44.46	
391 5071	みなべ町	龍瀬川		4.19	
391 5072	みなべ町	龍瀬川		5.32	
391 5074	みなべ町	高野		28.45	
391 5076	みなべ町	高野		26.30	
391 5077	みなべ町	高野		18.65	
391 5078	みなべ町	高野		10.15	
391 5079	みなべ町	高野		5.36	
391 5080	みなべ町	東神野川		72.54	
391 5081	みなべ町	東神野川		4.08	
391 5082	みなべ町	東神野川		38.85	
391 5083	みなべ町	東神野川		5.72	
391 5084	みなべ町	東神野川		8.81	
391 5085	みなべ町	鳥之瀬		2.30	
391 5087	みなべ町	鳥之瀬		1.89	
391 5088	みなべ町	東神野川		5.56	
391 5089	みなべ町	市井川		7.47	
391 5090	みなべ町	市井川		6.42	
391 5091	みなべ町	市井川		8.73	
391 5093	みなべ町	滝		4.22	
391 5094	みなべ町	滝		7.49	
391 5095	みなべ町	高野		6.08	
391 5096	みなべ町	高野		7.34	
391 5097	みなべ町	滝		8.85	
391 5098	みなべ町	東本庄		3.54	
391 5099	みなべ町	東本庄		4.11	
391 5100	みなべ町	東本庄		1.49	
391 5101	みなべ町	東本庄		16.48	
391 5102	みなべ町	東本庄		25.51	
391 5103	みなべ町	東本庄		13.62	
391 5104	みなべ町	東本庄		3.77	
391 5105	みなべ町	東本庄		5.61	
391 5106	みなべ町	東本庄		10.45	
391 5107	みなべ町	東本庄		5.35	
391 5108	みなべ町	東本庄		4.10	
391 5109	みなべ町	東本庄		9.61	
391 5110	みなべ町	東本庄		58.89	
391 5111	みなべ町	東本庄		20.24	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
391 5112	みなべ町	東本庄		3.71	
391 5113	みなべ町	東本庄		14.72	
391 5114	みなべ町	東本庄		6.26	
391 5116	みなべ町	東本庄		21.63	
391 5117	みなべ町	東本庄		17.36	
391 5118	みなべ町	西本庄		55.40	
391 5119	みなべ町	西本庄		9.87	
391 5120	みなべ町	西本庄		5.45	
391 5121	みなべ町	西本庄		2.94	
391 5122	みなべ町	西本庄		2.71	
391 5123	みなべ町	西本庄		12.48	
391 5124	みなべ町	西本庄		43.53	
391 5125	みなべ町	西本庄		6.09	
391 5129	みなべ町	西本庄		3.14	
391 5130	みなべ町	西本庄		2.66	
391 5131	みなべ町	西本庄		13.25	
391 5132	みなべ町	西本庄		3.06	
391 5133	みなべ町	西本庄		4.49	
391 5134	みなべ町	西本庄		7.33	
391 5135	みなべ町	西本庄		13.38	
391 5140	みなべ町	筋		4.16	
391 5141	みなべ町	筋		5.78	
391 5142	みなべ町	谷口		20.37	
391 5144	みなべ町	谷口		5.24	
391 5145	みなべ町	谷口		5.35	
391 5146	みなべ町	谷口		4.40	
391 5147	みなべ町	谷口		3.36	
391 5148	みなべ町	西本庄		6.29	
391 5149	みなべ町	西本庄		4.67	
391 5150	みなべ町	西本庄		5.43	
391 5151	みなべ町	西岩代		2.02	
391 5152	みなべ町	西岩代		2.23	
391 5153	みなべ町	東岩代		39.58	
391 5154	みなべ町	東岩代		2.04	
391 5155	みなべ町	東岩代		14.01	
391 5156	みなべ町	東岩代		3.87	
391 5157	みなべ町	東岩代		4.31	
391 5158	みなべ町	山内		3.99	
391 5159	みなべ町	山内		5.41	
391 5160	みなべ町	山内		6.39	
391 5161	みなべ町	西岩代		5.44	
391 5163	みなべ町	西岩代		30.95	
391 5165	みなべ町	西岩代		17.16	
391 5166	みなべ町	西岩代		1.03	
391 5167	みなべ町	西岩代		1.72	
391 5168	みなべ町	西岩代		3.13	
391 5169	みなべ町	西岩代		2.66	
391 5170	みなべ町	西岩代		1.86	
391 5171	みなべ町	西岩代		1.47	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
391 5173	みなべ町	東岩代		2.27	
391 5174	みなべ町	東岩代		20.55	
391 5175	みなべ町	東岩代		2.76	
391 5176	みなべ町	谷口		27.73	
391 5177	みなべ町	東岩代		3.23	
391 5178	みなべ町	清川		11.65	
391 5179	みなべ町	清川		18.12	
391 5180	みなべ町	清川		9.71	
391 5181	みなべ町	清川		9.58	
391 5182	みなべ町	清川		7.09	
391 5183	みなべ町	清川		17.03	
391 5184	みなべ町	清川		22.97	
391 5185	みなべ町	清川		33.60	
391 5187	みなべ町	焼畑		7.68	
390 0001	印南町	西谷	東谷	50.99	
390 0002	印南町	印南原	尻掛川	11.40	
390 0003	印南町	印南原	尻掛川	5.18	
390 0004	印南町	奈良井	笹野谷	9.60	
390 0005	印南町	鳥田	嶋山	17.23	
390 0006	印南町	鳥田	名杭	79.86	
390 0007	印南町	宮ノ前	上角	4.70	
390 0008	印南町	古尻	上古尻	4.81	
390 0009	印南町	西ノ地	池ノ谷	17.80	
390 0010	印南町	羽六	餅屋	16.46	
390 0011	印南町	羽六	大川	11.93	
390 0012	印南町	徳川	出合	8.90	
390 0013	印南町	櫻川	新田	4.92	
390 0014	印南町	櫻川	白子谷	17.10	
390 0015	印南町	西神ノ川	西神ノ川中	11.51	
390 0016	印南町	高畑	高畑向	10.36	
390 0017	印南町	上羽	佐賀平	13.06	
390 0018	印南町	川又	陸地	7.68	
390 0019	印南町	川又	陸地	15.71	
390 0020	印南町	川又	小森	46.71	
390 1001	印南町	美里		2.16	
390 1002	印南町	美里		14.51	
390 1003	印南町	櫻川		0.50	
390 1004	印南町	櫻川		4.53	
390 1005	印南町	櫻川		2.12	
390 1006	印南町	櫻川		4.50	
390 1007	印南町	丹生		2.60	
390 1008	印南町	岩瀬川		6.85	
390 1009	印南町	松原		66.42	
390 1010	印南町	松原		18.29	
390 1011	印南町	崎ノ原		3.13	
390 1012	印南町	丹生		9.03	
390 1013	印南町	西神ノ川		45.41	
390 1014	印南町	川又		48.33	
390 1015	印南町	川又		4.77	

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
390	1016	印南町	川又	23.81	
390	1017	印南町	川又	4.87	
390	1018	印南町	川又	15.50	
390	1019	印南町	川又	1.95	
390	1020	印南町	川又	34.53	
390	1021	印南町	川又	49.39	
390	1022	印南町	古井	8.38	
390	5001	印南町	峠ノ原	13.21	
390	5002	印南町	丹生	8.76	
390	5003	印南町	皆瀬川	11.39	
390	5004	印南町	皆瀬川	47.87	
390	5005	印南町	丹生	6.62	
390	5006	印南町	古井	9.01	
390	5007	印南町	古井	4.61	
390	5008	印南町	古井	2.52	
390	5009	印南町	古井	4.92	
390	5010	印南町	櫻川	12.21	
390	5011	印南町	櫻川	6.85	
390	5012	印南町	櫻川	10.27	
390	5013	印南町	櫻川	16.80	
390	5016	印南町	櫻川	11.38	
390	5018	印南町	櫻川	5.67	
390	5019	印南町	湖川	4.93	
390	5020	印南町	古井	7.23	
390	5021	印南町	古井	14.26	
390	5023	印南町	古井	1.76	
390	5024	印南町	古井	21.70	
390	5025	印南町	古井	4.50	
390	5026	印南町	古井	5.33	
390	5027	印南町	古井	5.16	
390	5028	印南町	印南原	11.88	
390	5029	印南町	印南原	5.68	
390	5030	印南町	印南原	12.66	
390	5034	印南町	羽六	24.41	
390	5035	印南町	羽六	41.39	
390	5037	印南町	櫻川	15.49	
390	5038	印南町	印南原	4.97	
390	5039	印南町	川又	45.98	
390	5042	印南町	川又	25.17	
390	5043	印南町	川又	16.96	
390	5044	印南町	上洞	72.00	
390	5045	印南町	上洞	11.89	
390	5046	印南町	上洞	3.78	
390	5047	印南町	上洞	6.15	
390	5048	印南町	上洞	12.03	
390	5049	印南町	上洞	11.19	
390	5050	印南町	上洞	2.98	
390	5051	印南町	上洞	20.54	
390	5052	印南町	上洞	28.90	

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
390	5054	印南町	上洞	41.81	
390	5055	印南町	小原	3.78	
390	5056	印南町	田ノ垣内	17.18	
390	5057	印南町	小原	8.14	
390	5058	印南町	小原	6.62	
390	5059	印南町	西神ノ川	1.73	
390	5060	印南町	西神ノ川	39.25	
390	5061	印南町	西神ノ川	32.49	
390	5062	印南町	峠ノ原	11.32	
390	5063	印南町	丹生	5.24	
390	5064	印南町	丹生	8.13	
390	5065	印南町	小原	37.35	
390	5066	印南町	小原	4.12	
390	5067	印南町	小原	2.36	
390	5068	印南町	小原	7.31	
390	5069	印南町	小原	2.13	
390	5070	印南町	小原	5.19	
390	5071	印南町	小原	10.92	
390	5072	印南町	小原	6.11	
390	5074	印南町	小原	31.92	
390	5075	印南町	皆瀬川	10.11	
390	5076	印南町	明神川	5.01	
390	5077	印南町	印南原	5.09	
390	5079	印南町	美里	53.48	
390	5080	印南町	印南原	3.34	
390	5082	印南町	櫻川	7.99	
390	5083	印南町	櫻川	3.16	
390	5084	印南町	櫻川	68.19	
390	5085	印南町	櫻川	25.62	
390	5086	印南町	櫻川	3.90	
390	5087	印南町	櫻川	4.66	
390	5088	印南町	羽六	6.44	
390	5089	印南町	羽六	3.85	
390	5090	印南町	櫻川	118.49	
390	5091	印南町	津井	77.38	
390	5092	印南町	津井	36.60	
390	5095	印南町	羽六	36.60	
390	5096	印南町	古屋	5.55	
390	5097	印南町	古屋	4.14	
390	5098	印南町	印南原	8.75	
390	5099	印南町	印南原	18.12	
390	5100	印南町	印南原	4.42	
390	5101	印南町	印南原	64.21	
390	5102	印南町	古屋	2.57	
390	5103	印南町	古屋	4.13	
390	5104	印南町	古屋	2.21	
390	5105	印南町	古屋	4.47	
390	5106	印南町	島田	6.34	
390	5107	印南町	西ノ地	4.68	

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
390	5108	印南町	西ノ地	5.18		
390	5109	印南町	島田	7.78		
390	5110	印南町	島田	6.12		
390	5111	印南町	島田	6.39		
390	5113	印南町	島田	10.50		
390	5115	印南町	島田	16.42		
390	5116	印南町	島田	2.07		
390	5117	印南町	島田	14.32		
390	5118	印南町	島田	10.01		
390	5119	印南町	島田	43.83		
390	5120	印南町	島田	2.31		
390	5123	印南町	古屋	2.67		
390	5125	印南町	古屋	池ノ谷	45.48	
390	5126	印南町	古屋	5.88		
390	5128	印南町	古屋	1.58		
390	5129	印南町	古屋	1.39		
390	5130	印南町	櫻川	7.52		
390	5131	印南町	櫻川	1.89		
390	5132	印南町	櫻川	7.58		
390	5133	印南町	櫻川	4.45		
390	5134	印南町	古屋	2.10		
390	5135	印南町	古屋	4.00		
390	5136	印南町	櫻川	6.54		
390	5137	印南町	古屋	6.49		
390	5140	印南町	古屋	3.14		
390	5142	印南町	羽六	6.60		
390	5143	印南町	羽六	2.64		
390	5144	印南町	櫻川	11.73		
390	5145	印南町	古屋	2.40		
390	5146	印南町	皆瀬川	4.57		
390	5147	印南町	皆瀬川	1.42		
390	5148	印南町	峠ノ原	1.25		
390	5149	印南町	峠ノ原	1.87		
390	5150	印南町	皆瀬川	3.71		
390	5151	印南町	皆瀬川	3.04		
390	5152	印南町	美里	19.41		
390	5153	印南町	丹生	2.83		
390	5154	印南町	松原	4.02		
390	5156	印南町	松原	5.01		
390	5157	印南町	松原	1.65		
390	5158	印南町	松原	5.13		
390	5159	印南町	美里	2.57		
390	5160	印南町	美里	8.78		
390	5161	印南町	美里	1.92		
390	5162	印南町	美里	0.91		
390	5163	印南町	美里	8.93		
390	5164	印南町	美里	2.19		
390	5165	印南町	美里	9.94		
390	5166	印南町	美里	6.23		

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
390	5167	印南町	美里	1.16		
390	5168	印南町	印南原	1.86		
390	5169	印南町	印南原	5.08		
390	5170	印南町	印南原	15.29		
390	5171	印南町	印南原	2.26		
390	5172	印南町	印南原	1.22		
390	5173	印南町	印南原	1.90		
390	5174	印南町	印南原	2.57		
390	5175	印南町	印南原	1.82		
390	5176	印南町	印南原	1.32		
390	5177	印南町	印南原	0.48		
390	5179	印南町	印南原	0.83		
390	5180	印南町	印南原	1.38		
390	5182	印南町	印南原	2.14		
390	5183	印南町	印南原	2.18		
390	5184	印南町	印南原	3.90		
390	5185	印南町	印南原	1.11		
390	5186	印南町	印南原	2.21		
390	5187	印南町	印南原	1.72		
390	5188	印南町	印南原	1.51		
390	5190	印南町	印南原	0.47		
390	5191	印南町	印南原	0.81		
390	5193	印南町	印南原	1.74		
390	5194	印南町	印南原	2.55		
390	5195	印南町	印南	1.12		
390	5196	印南町	印南	0.79		
390	5197	印南町	印南	1.11		
390	5198	印南町	印南	1.54		
390	5199	印南町	印南	1.78		
390	5219	印南町	山口	50.30		
390	5220	印南町	山口	津瀬	4.62	
390	5224	印南町	美里	5.85		
390	5225	印南町	川又	2.24		
390	5226	印南町	西ノ地	22.01		
390	5227	印南町	山口	5.11		
206	0001	田辺市	上芳養	安慶	7.03	
206	0003	田辺市	上芳養	田本	29.89	
206	0004	田辺市	上芳養	吉野	2.67	
206	0005	田辺市	上芳養	玉垣	36.95	
206	0006	田辺市	上芳養	五内	1.84	
206	0007	田辺市	上芳養		1.46	
206	0008	田辺市	上芳養		0.90	
206	0009	田辺市	上芳養	菅五	64.55	
206	0010	田辺市	上芳養		20.09	
206	0011	田辺市	上芳養	谷口	56.13	
206	0012	田辺市	上芳養	石神	4.39	
206	0013	田辺市	上芳養	宝祐	2.17	
206	0014	田辺市	上芳養	松津川	0.95	
206	0015	田辺市	上芳養	流崎	4.62	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	0016	田辺市	上芳養	古原谷	10.42
206	0017	田辺市	上芳養	古原谷	3.24
206	0018	田辺市	上芳養	茶木谷	18.00
206	0019	田辺市	松津川	谷川	4.51
206	0020	田辺市	松津川	松本	3.05
206	0021	田辺市	松津川	谷川	9.65
206	0022	田辺市	松津川	谷川	2.64
206	0023	田辺市	松津川	下崎	7.20
206	0025	田辺市	松津川	大沢	58.24
206	0026	田辺市	伏見野	目吉良	23.51
206	0027	田辺市	伏見野	目吉良	26.15
206	0029	田辺市	伏見野	前谷	19.32
206	0031	田辺市	上野		11.18
206	0032	田辺市	上野	洞	13.49
206	0033	田辺市	伏見野	伏見野	5.02
206	0034	田辺市	松津川	中瀬	23.66
206	0035	田辺市	松津川	虫崎	22.50
206	0036	田辺市	上三橋		6.14
206	0037	田辺市	上松津	衣笠山	37.33
206	0038	田辺市	中三橋	殿治原谷	12.91
206	0040	田辺市	上三橋	高家	7.89
206	0041	田辺市	上松津	境	4.55
206	0042	田辺市	上松津	田代	6.74
206	0043	田辺市	上松津	川中口	8.42
206	0044	田辺市	上松津	宇井田	6.22
206	0045	田辺市	上松津	大西	8.65
206	0046	田辺市	上松津	迫戸	13.86
206	0047	田辺市	上松津	迫戸	11.67
206	0048	田辺市	養養町	即果	37.12
206	0049	田辺市	上芳養	虫野	3.41
206	0050	田辺市	稲成町	谷下	1.72
206	0051	田辺市	中芳養	平野	7.21
206	0052	田辺市	中芳養	日用	23.15
206	0053	田辺市	中芳養	小野	1.26
206	0054	田辺市	中芳養	千町	20.11
206	0055	田辺市	稲成町	小田畑	15.28
206	1001	田辺市	稲成町		2.13
206	1002	田辺市	中三橋		18.14
206	1003	田辺市	中三橋		11.82
206	1004	田辺市	芳養町		2.63
206	1005	田辺市	中芳養		5.16
206	1006	田辺市	中芳養		4.65
206	1007	田辺市	稲成町		12.69
206	1008	田辺市	上松津		11.75
206	1009	田辺市	上松津		28.20
206	1010	田辺市	長野		28.18
206	1011	田辺市	長野		91.13
206	1012	田辺市	稲成町		7.88
206	1013	田辺市	稲成町		7.91

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	1014	田辺市	伏見野		3.38
206	1015	田辺市	上芳養		2.81
206	1016	田辺市	上芳養		7.16
206	1017	田辺市	松津川		4.40
206	1018	田辺市	上芳養		1.27
206	1019	田辺市	松津川		7.58
206	1020	田辺市	上芳養		8.16
206	1021	田辺市	松津川		0.87
206	1022	田辺市	伏見野		2.16
206	1023	田辺市	松津川		2.76
206	1024	田辺市	伏見野		12.54
206	1025	田辺市	伏見野		14.46
206	1026	田辺市	伏見野		6.32
206	1027	田辺市	伏見野		6.17
206	1028	田辺市	鮎川		215.88
206	1029	田辺市	鮎川		16.48
206	1030	田辺市	鮎川		39.72
206	1031	田辺市	下川下		0.68
206	1032	田辺市	平瀬		56.01
206	1033	田辺市	平瀬		121.24
206	1034	田辺市	松津川		14.65
206	1035	田辺市	松津川		66.55
206	1036	田辺市	中辺路町葛橋川		62.76
206	1037	田辺市	中辺路町川合		15.67
206	1038	田辺市	中辺路町高原		7.36
206	1039	田辺市	中辺路町葛橋川		2.17
206	1040	田辺市	中辺路町高原		25.16
206	1041	田辺市	和田		20.74
206	1042	田辺市	和田		383.72
206	1044	田辺市	上芳養		5.07
206	1045	田辺市	松津川		1.21
206	1046	田辺市	松津川		11.00
206	1047	田辺市	松津川		56.65
206	1048	田辺市	芳養町		14.81
206	1049	田辺市	龍神村龍神		1.95
206	1050	田辺市	龍神村龍神		83.45
206	1051	田辺市	龍神村龍神		52.65
206	1052	田辺市	龍神村龍神		35.71
206	1053	田辺市	龍神村龍神		52.68
206	1055	田辺市	龍神村龍神		6.23
206	1056	田辺市	龍神村龍神		2.70
206	1057	田辺市	龍神村龍神		9.86
206	1058	田辺市	龍神村龍神		137.59
206	1059	田辺市	龍神村龍神		98.50
206	1060	田辺市	龍神村龍神		62.52
206	1061	田辺市	龍神村龍神		99.07
206	1062	田辺市	龍神村龍神		3.34
206	1064	田辺市	龍神村丹生ノ川		13.75
206	1065	田辺市	龍神村小又川		44.00

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	1066	田辺市	龍神村湯ノ又		5.84
206	1068	田辺市	龍神村殿原		1.74
206	1069	田辺市	龍神村宮代		10.52
206	1070	田辺市	龍神村宮代		18.45
206	1072	田辺市	龍神村宮代		2.50
206	1074	田辺市	龍神村小宮		13.27
206	1075	田辺市	龍神村小宮		18.29
206	1076	田辺市	龍神村小宮		12.68
206	1078	田辺市	龍神村甲斐ノ川		23.55
206	1079	田辺市	龍神村甲斐ノ川		10.98
206	1080	田辺市	龍神村甲斐ノ川		11.60
206	1081	田辺市	龍神村甲斐ノ川		39.40
206	1082	田辺市	龍神村宮代		79.06
206	1083	田辺市	龍神村庄井原		8.00
206	1084	田辺市	龍神村宮代		10.83
206	1085	田辺市	龍神村甲斐ノ川		64.34
206	1086	田辺市	龍神村栗		6.07
206	1087	田辺市	龍神村甲斐ノ川		100.54
206	1089	田辺市	龍神村柳瀬		111.17
206	1090	田辺市	龍神村栗		7.01
206	1091	田辺市	龍神村安井		1.96
206	1092	田辺市	龍神村柳瀬		1.06
206	1093	田辺市	上松津		3.47
206	1094	田辺市	松津川		40.13
206	1096	田辺市	龍神村栗		120.41
206	1097	田辺市	龍神村龍神		17.47
206	1098	田辺市	龍神村龍神		44.28
206	1099	田辺市	龍神村庄井原		11.72
206	1100	田辺市	鮎川		8.54
206	1101	田辺市	中辺路町北郷		7.98
206	1102	田辺市	中辺路町北郷		3.00
206	1103	田辺市	中辺路町北郷		4.59
206	1104	田辺市	中辺路町石船		1.53
206	1105	田辺市	中辺路町高原		7.74
206	1106	田辺市	中辺路町葛橋川		102.94
206	1107	田辺市	中辺路町石船		14.91
206	1108	田辺市	中辺路町葛橋川		26.11
206	1109	田辺市	中辺路町温川		1.31
206	1110	田辺市	中辺路町温川		52.62
206	1111	田辺市	中辺路町温川		65.00
206	1112	田辺市	中辺路町温川		81.09
206	1113	田辺市	中辺路町温川		14.48
206	1114	田辺市	中辺路町水上		7.15
206	1115	田辺市	中辺路町水上		1.27
206	1116	田辺市	中辺路町水上		119.50
206	1118	田辺市	中辺路町内井川		109.69
206	1119	田辺市	中辺路町内井川		260.30
206	1120	田辺市	中辺路町丹生		137.69
206	1122	田辺市	中辺路町野中		209.69

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	1123	田辺市	中辺路町野中		39.09
206	1124	田辺市	中辺路町野中		110.67
206	1125	田辺市	中辺路町野中		11.11
206	1126	田辺市	中辺路町野中		1.39
206	1127	田辺市	中辺路町野中		6.30
206	1128	田辺市	中辺路町野中		6.71
206	1129	田辺市	中辺路町野中		51.35
206	1130	田辺市	中辺路町野中		23.57
206	1131	田辺市	中辺路町道場川		38.69
206	1132	田辺市	中辺路町道場川		16.60
206	1133	田辺市	中辺路町道場川		18.34
206	1134	田辺市	中辺路町道場川		6.43
206	1135	田辺市	中辺路町道場川		49.66
206	1136	田辺市	中辺路町野中		127.52
206	1137	田辺市	中辺路町野中		1.93
206	1138	田辺市	中辺路町近露		4.57
206	1139	田辺市	中辺路町近露		2.99
206	1141	田辺市	中辺路町近露		169.31
206	1142	田辺市	中辺路町近露		10.71
206	1143	田辺市	中辺路町丹生		16.06
206	1144	田辺市	中辺路町丹生		78.91
206	1145	田辺市	中辺路町道場川		10.66
206	1146	田辺市	中辺路町野中		1.37
206	1148	田辺市	中辺路町丹生		74.25
206	1149	田辺市	中辺路町丹生		84.48
206	1150	田辺市	中辺路町葛橋川		7.14
206	1151	田辺市	中辺路町近露		73.73
206	1152	田辺市	中辺路町高原		8.80
206	1153	田辺市	本宮町三橋		2.17
206	1154	田辺市	本宮町三橋		68.71
206	1160	田辺市	本宮町三橋		2.79
206	1161	田辺市	本宮町三橋		43.53
206	1163	田辺市	本宮町三橋		4.72
206	1164	田辺市	本宮町三橋		1.76
206	1165	田辺市	本宮町三橋		2.61
206	1166	田辺市	本宮町平治川		14.08
206	1167	田辺市	本宮町平治川		1.38
206	1168	田辺市	本宮町武住		5.22
206	1169	田辺市	本宮町武住		4.46
206	1170	田辺市	本宮町静川		17.33
206	1171	田辺市	本宮町静川		10.33
206	1173	田辺市	本宮町静川		28.60
206	1175	田辺市	本宮町静川		16.20
206	1176	田辺市	本宮町静川		6.08
206	1177	田辺市	本宮町静地		5.34
206	1179	田辺市	本宮町松葉		6.26
206	1180	田辺市	本宮町静川		45.26
206	1181	田辺市	本宮町静川		6.98
206	1182	田辺市	本宮町静川		3.99

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	1183	田辺市	本宮町本宮	5.79	
206	1184	田辺市	本宮町大原	38.99	
206	1185	田辺市	本宮町上切原	8.71	
206	1186	田辺市	本宮町伏拝	6.89	
206	1187	田辺市	本宮町一本松	2.01	
206	1188	田辺市	本宮町大原	18.76	
206	1189	田辺市	本宮町上切原	9.20	
206	1190	田辺市	本宮町高山	11.48	
206	1191	田辺市	本宮町高山	3.76	
206	1192	田辺市	本宮町高山	8.75	
206	1193	田辺市	本宮町高山	15.58	
206	1194	田辺市	本宮町大津荷	11.41	
206	1195	田辺市	本宮町大津荷	2.58	
206	1196	田辺市	本宮町小津荷	3.21	
206	1197	田辺市	本宮町久保野	24.35	
206	1198	田辺市	本宮町久保野	2.85	
206	1201	田辺市	本宮町菅瀬川	14.23	
206	1204	田辺市	本宮町小津荷	23.85	
206	1205	田辺市	本宮町小津荷	7.25	
206	1206	田辺市	下川上	0.88	
206	1207	田辺市	下川上	259.92	
206	1209	田辺市	下川上	7.08	
206	1210	田辺市	下川上	45.87	
206	1211	田辺市	下川上	10.68	
206	1212	田辺市	下川上	65.95	
206	1213	田辺市	下川上	147.76	
206	1214	田辺市	下川上	118.15	
206	1215	田辺市	下川上	20.29	
206	1216	田辺市	下川上	9.77	
206	1217	田辺市	下川上	6.64	
206	1218	田辺市	下川上	15.89	
206	1219	田辺市	下川上	11.65	
206	1223	田辺市	龍神村丹生ノ川	1.95	
206	1224	田辺市	上秀養	11.28	
206	1225	田辺市	中辺路町福定	47.75	
206	1227	田辺市	上秀養	30.08	
206	1228	田辺市	秀養町	13.36	
206	1229	田辺市	伏栗野	18.26	
206	1230	田辺市	伏栗野	67.65	
206	1231	田辺市	伏栗野	4.12	
206	1232	田辺市	伏栗野	3.35	
206	1233	田辺市	龍神村龍神	116.20	
206	1234	田辺市	龍神村龍神	178.74	
206	1235	田辺市	龍神村龍神	40.41	
206	1237	田辺市	龍神村龍神	179.30	
206	1238	田辺市	龍神村龍神	83.67	
206	1239	田辺市	龍神村龍神	3.05	
206	1241	田辺市	龍神村龍神	13.74	
206	1243	田辺市	龍神村龍神	48.33	

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	1244	田辺市	龍神村龍神	14.80	
206	1245	田辺市	龍神村龍神	34.04	
206	1246	田辺市	龍神村龍神	1.37	
206	1247	田辺市	龍神村龍神	56.91	
206	1248	田辺市	龍神村龍神	57.17	
206	1249	田辺市	龍神村丹生ノ川	4.36	
206	1250	田辺市	中辺路町小松原	4.76	
206	1251	田辺市	中辺路町蓮川	80.25	
206	1252	田辺市	中辺路町野川	20.66	
206	1253	田辺市	伏栗野	15.37	
206	1254	田辺市	長野	20.66	
206	1255	田辺市	鮎川	7.42	
206	1256	田辺市	鮎川	10.02	
206	5001	田辺市	本宮町菅瀬川	5.15	
206	5002	田辺市	本宮町龍川	6.91	
206	5003	田辺市	本宮町上大野	17.05	
206	5004	田辺市	本宮町上大野	11.73	
206	5005	田辺市	本宮町菅地	25.62	
206	5006	田辺市	本宮町平治川	11.86	
206	5007	田辺市	本宮町平治川	8.61	
206	5008	田辺市	本宮町平治川	31.63	
206	5009	田辺市	本宮町龍川	20.64	
206	5010	田辺市	本宮町龍川	16.34	
206	5011	田辺市	本宮町龍川	12.04	
206	5012	田辺市	本宮町龍川	11.06	
206	5013	田辺市	本宮町菅地	1.50	
206	5014	田辺市	本宮町菅地	3.82	
206	5015	田辺市	本宮町大瀬	4.45	
206	5016	田辺市	本宮町武住	10.64	
206	5018	田辺市	本宮町上大野	16.42	
206	5020	田辺市	本宮町白川	14.23	
206	5022	田辺市	本宮町久保野	7.75	
206	5023	田辺市	本宮町久保野	20.97	
206	5024	田辺市	本宮町久保野	12.95	
206	5025	田辺市	本宮町久保野	2.34	
206	5026	田辺市	本宮町久保野	55.36	
206	5027	田辺市	本宮町龍養	5.41	
206	5028	田辺市	本宮町本宮	12.99	
206	5029	田辺市	本宮町一本松	5.40	
206	5030	田辺市	本宮町一本松	17.80	
206	5031	田辺市	本宮町伏拝	2.62	
206	5032	田辺市	本宮町伏拝	2.75	
206	5033	田辺市	本宮町三ツ又	5.37	
206	5034	田辺市	本宮町小津荷	19.65	
206	5035	田辺市	本宮町小津荷	7.52	
206	5036	田辺市	本宮町大津荷	4.60	
206	5037	田辺市	龍神村龍神	55.67	
206	5039	田辺市	龍神村龍神	9.19	
206	5041	田辺市	龍神村龍神	11.50	

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5042	田辺市	龍神村龍神	30.66	
206	5043	田辺市	龍神村龍神	8.50	
206	5044	田辺市	龍神村龍神	4.05	
206	5045	田辺市	龍神村龍神	9.44	
206	5046	田辺市	龍神村龍神	53.66	
206	5047	田辺市	龍神村龍神	93.21	
206	5048	田辺市	龍神村龍神	59.74	
206	5050	田辺市	龍神村龍神	21.04	
206	5051	田辺市	龍神村小又川	31.55	
206	5052	田辺市	龍神村丹生ノ川	100.97	
206	5053	田辺市	龍神村三ツ又	37.22	
206	5054	田辺市	龍神村三ツ又	36.65	
206	5055	田辺市	龍神村三ツ又	51.53	
206	5056	田辺市	龍神村殿原	100.01	
206	5057	田辺市	龍神村殿原	183.84	
206	5058	田辺市	龍神村広井原	18.52	
206	5059	田辺市	龍神村広井原	42.42	
206	5060	田辺市	龍神村広井原	54.10	
206	5061	田辺市	龍神村広井原	19.93	
206	5062	田辺市	龍神村広井原	16.15	
206	5063	田辺市	龍神村広井原	32.99	
206	5064	田辺市	龍神村広井原	60.59	
206	5065	田辺市	龍神村広井原	9.10	
206	5066	田辺市	龍神村広井原	19.93	
206	5067	田辺市	龍神村広井原	8.18	
206	5068	田辺市	龍神村広井原	68.51	
206	5069	田辺市	龍神村広井原	6.72	
206	5070	田辺市	龍神村殿原	38.71	
206	5071	田辺市	龍神村殿原	37.27	
206	5072	田辺市	龍神村殿原	35.36	
206	5073	田辺市	龍神村宮代	34.33	
206	5075	田辺市	龍神村宮代	42.35	
206	5076	田辺市	龍神村宮代	41.47	
206	5077	田辺市	龍神村宮代	25.64	
206	5078	田辺市	龍神村宮代	23.45	
206	5079	田辺市	龍神村宮代	62.20	
206	5080	田辺市	龍神村宮代	9.53	
206	5081	田辺市	龍神村宮代	88.73	
206	5082	田辺市	龍神村宮代	17.98	
206	5083	田辺市	龍神村宮代	14.21	
206	5084	田辺市	龍神村宮代	18.49	
206	5085	田辺市	龍神村早斐ノ川	25.05	
206	5086	田辺市	龍神村宮代	39.92	
206	5087	田辺市	龍神村龍神	143.73	
206	5089	田辺市	龍神村龍神	5.78	
206	5090	田辺市	龍神村龍神	38.84	
206	5091	田辺市	龍神村龍神	6.69	
206	5092	田辺市	龍神村龍神	17.21	
206	5093	田辺市	龍神村龍神	41.86	

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5094	田辺市	龍神村龍神	77.79	
206	5095	田辺市	龍神村龍神	20.64	
206	5096	田辺市	龍神村湯ノ又	11.12	
206	5097	田辺市	龍神村湯ノ又	38.17	
206	5098	田辺市	龍神村湯ノ又	16.54	
206	5099	田辺市	龍神村湯ノ又	32.95	
206	5100	田辺市	龍神村湯ノ又	30.70	
206	5101	田辺市	龍神村広井原	103.84	
206	5102	田辺市	龍神村早斐ノ川	28.82	
206	5103	田辺市	龍神村丹生ノ川	18.24	
206	5105	田辺市	龍神村三ツ又	10.05	
206	5106	田辺市	龍神村殿原	2.66	
206	5107	田辺市	龍神村殿原	17.66	
206	5108	田辺市	龍神村殿原	18.20	
206	5109	田辺市	龍神村殿原	19.61	
206	5110	田辺市	龍神村殿原	25.20	
206	5111	田辺市	龍神村東	33.00	
206	5112	田辺市	龍神村東	15.63	
206	5113	田辺市	龍神村東	51.51	
206	5114	田辺市	龍神村東	35.98	
206	5116	田辺市	龍神村東	55.60	
206	5117	田辺市	龍神村東	55.83	
206	5119	田辺市	龍神村東	9.16	
206	5120	田辺市	龍神村殿原	39.45	
206	5121	田辺市	龍神村殿原	20.07	
206	5122	田辺市	龍神村殿原	13.67	
206	5123	田辺市	龍神村殿原	5.39	
206	5124	田辺市	龍神村殿原	11.88	
206	5125	田辺市	龍神村殿原	63.48	
206	5126	田辺市	龍神村西	97.07	
206	5127	田辺市	龍神村東和田	66.01	
206	5128	田辺市	龍神村安井	98.24	
206	5129	田辺市	龍神村柳瀬	13.34	
206	5130	田辺市	龍神村柳瀬	25.45	
206	5131	田辺市	龍神村柳瀬	21.75	
206	5132	田辺市	龍神村柳瀬	107.46	
206	5133	田辺市	龍神村柳瀬	60.41	
206	5134	田辺市	龍神村福井	3.98	
206	5135	田辺市	龍神村福井	35.69	
206	5136	田辺市	龍神村早斐ノ川	12.08	
206	5137	田辺市	龍神村早斐ノ川	7.92	
206	5138	田辺市	龍神村早斐ノ川	4.37	
206	5139	田辺市	龍神村早斐ノ川	11.91	
206	5140	田辺市	龍神村早斐ノ川	63.09	
206	5142	田辺市	中辺路町水上	41.75	
206	5143	田辺市	中辺路町小松原	25.60	
206	5144	田辺市	中辺路町小松原	25.92	
206	5145	田辺市	中辺路町小松原	47.51	
206	5146	田辺市	中辺路町小松原	19.94	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5147	田辺市	中辺路町小松原	9.42	
206	5149	田辺市	中辺路町兵生	88.37	
206	5150	田辺市	中辺路町兵生	62.19	
206	5152	田辺市	中辺路町内井川	17.92	
206	5153	田辺市	中辺路町水上	55.17	
206	5154	田辺市	中辺路町水上	5.24	
206	5155	田辺市	中辺路町水上	12.93	
206	5156	田辺市	中辺路町水上	28.12	
206	5157	田辺市	中辺路町水上	7.20	
206	5158	田辺市	秋津川	20.62	
206	5160	田辺市	秋津川	25.64	
206	5161	田辺市	秋津川	9.60	
206	5162	田辺市	秋津川	2.31	
206	5163	田辺市	秋津川	8.25	
206	5164	田辺市	秋津川	2.34	
206	5165	田辺市	秋津川	6.00	
206	5167	田辺市	秋津川	7.63	
206	5168	田辺市	秋津川	26.37	
206	5169	田辺市	秋津川	6.08	
206	5170	田辺市	秋津川	5.63	
206	5171	田辺市	秋津川	8.39	
206	5172	田辺市	秋津川	4.49	
206	5174	田辺市	秋津川	7.77	
206	5175	田辺市	秋津川	13.82	
206	5176	田辺市	伏巻野	4.88	
206	5177	田辺市	長野	106.46	
206	5178	田辺市	中三橋	11.17	
206	5179	田辺市	中三橋	6.53	
206	5181	田辺市	上芳養	30.79	
206	5182	田辺市	上芳養	63.13	
206	5184	田辺市	上芳養	17.35	
206	5185	田辺市	上芳養	19.37	
206	5186	田辺市	上芳養	1.15	
206	5188	田辺市	上芳養	14.13	
206	5189	田辺市	上芳養	4.09	古屋谷
206	5190	田辺市	福成町	6.25	
206	5191	田辺市	福成町	13.39	
206	5192	田辺市	福成町	24.42	
206	5193	田辺市	上芳養	22.05	
206	5194	田辺市	福成町	5.24	
206	5195	田辺市	福成町	25.35	
206	5196	田辺市	福成町	15.75	
206	5197	田辺市	福成町	9.86	
206	5198	田辺市	芳養町	3.78	田川
206	5199	田辺市	福成町	24.85	
206	5200	田辺市	芳養町	6.89	
206	5201	田辺市	福成町	2.89	
206	5202	田辺市	中芳養	7.54	
206	5204	田辺市	本宮町高山	5.18	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5205	田辺市	本宮町小津荷	57.58	
206	5206	田辺市	本宮町小津荷	10.79	
206	5207	田辺市	本宮町高山	4.24	
206	5209	田辺市	本宮町上切原	13.97	
206	5211	田辺市	本宮町高山	12.06	
206	5212	田辺市	本宮町高山	6.38	
206	5213	田辺市	本宮町樺川	14.77	
206	5214	田辺市	本宮町樺川	8.83	
206	5216	田辺市	本宮町耳打	3.27	
206	5217	田辺市	本宮町耳打	7.82	
206	5218	田辺市	本宮町津瀬	4.66	
206	5219	田辺市	本宮町椿葉	8.31	
206	5220	田辺市	本宮町小久野	15.30	
206	5221	田辺市	本宮町小久野	8.28	
206	5222	田辺市	本宮町久保野	13.26	
206	5224	田辺市	本宮町久保野	9.16	
206	5225	田辺市	本宮町管地	60.65	
206	5226	田辺市	本宮町武住	8.32	
206	5227	田辺市	本宮町武住	58.20	
206	5228	田辺市	本宮町武住	13.98	
206	5229	田辺市	本宮町平湯川	48.36	
206	5230	田辺市	本宮町平湯川	60.19	
206	5232	田辺市	本宮町久保野	14.30	
206	5233	田辺市	本宮町本宮	29.02	
206	5237	田辺市	本宮町三線	7.29	
206	5238	田辺市	本宮町三線	39.34	
206	5239	田辺市	本宮町三線	21.02	
206	5240	田辺市	本宮町三線	24.99	
206	5242	田辺市	本宮町三線	2.86	
206	5243	田辺市	本宮町三線	12.52	
206	5244	田辺市	本宮町大屋	3.43	
206	5245	田辺市	本宮町大屋	11.94	
206	5246	田辺市	本宮町大屋	24.50	
206	5247	田辺市	本宮町三線	52.71	
206	5248	田辺市	本宮町三線	50.76	
206	5249	田辺市	本宮町三線	12.10	
206	5250	田辺市	本宮町大瀬	30.01	
206	5251	田辺市	本宮町大瀬	58.42	
206	5252	田辺市	本宮町大瀬	21.35	
206	5253	田辺市	本宮町大瀬	158.83	
206	5254	田辺市	中辺路町道湯川	10.08	
206	5255	田辺市	本宮町平湯川	11.23	
206	5256	田辺市	中辺路町道湯川	22.46	
206	5257	田辺市	中辺路町道湯川	5.11	
206	5259	田辺市	中辺路町野中	12.24	
206	5260	田辺市	中辺路町野中	22.84	
206	5261	田辺市	中辺路町野中	8.51	
206	5262	田辺市	中辺路町野中	9.06	
206	5263	田辺市	中辺路町野中	54.97	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5264	田辺市	中辺路町野中	52.14	
206	5265	田辺市	中辺路町野中	15.18	
206	5266	田辺市	中辺路町野中	41.59	
206	5267	田辺市	中辺路町野中	10.06	
206	5268	田辺市	中辺路町野中	44.82	
206	5269	田辺市	中辺路町野中	12.44	
206	5270	田辺市	中辺路町野中	3.62	
206	5272	田辺市	中辺路町道湯	24.09	
206	5273	田辺市	中辺路町兵生	19.50	
206	5274	田辺市	中辺路町兵生	22.50	
206	5275	田辺市	中辺路町兵生	71.52	
206	5276	田辺市	中辺路町椿葉	14.37	
206	5277	田辺市	中辺路町樺定	36.07	
206	5278	田辺市	中辺路町大川	12.79	
206	5279	田辺市	中辺路町大川	24.44	
206	5280	田辺市	中辺路町大川	18.47	
206	5281	田辺市	中辺路町大川	6.33	
206	5282	田辺市	中辺路町大川	27.97	
206	5283	田辺市	中辺路町熊野川	6.18	
206	5284	田辺市	中辺路町熊野川	3.96	
206	5285	田辺市	中辺路町熊野川	8.16	
206	5286	田辺市	中辺路町熊野川	29.33	
206	5287	田辺市	中辺路町水上	14.81	
206	5288	田辺市	中辺路町水上	4.71	
206	5289	田辺市	中辺路町内井川	5.89	
206	5290	田辺市	中辺路町内井川	20.19	
206	5291	田辺市	中辺路町内井川	36.67	
206	5292	田辺市	中辺路町川合	10.97	
206	5293	田辺市	中辺路町川合	40.91	
206	5294	田辺市	中辺路町湯川	11.79	
206	5295	田辺市	中辺路町湯川	24.83	
206	5296	田辺市	中辺路町湯川	4.34	
206	5297	田辺市	中辺路町湯川	3.81	
206	5298	田辺市	中辺路町内井川	19.24	
206	5299	田辺市	中辺路町湯川	4.44	
206	5300	田辺市	中辺路町湯川	18.31	
206	5301	田辺市	中辺路町湯川	15.17	
206	5302	田辺市	中辺路町大川	25.76	
206	5303	田辺市	中辺路町大川	10.04	
206	5304	田辺市	中辺路町小松原	60.36	
206	5305	田辺市	中辺路町大川	27.32	
206	5306	田辺市	本宮町三線	2.77	
206	5307	田辺市	下川上	3.59	
206	5308	田辺市	下川上	1.92	
206	5309	田辺市	中辺路町大内川	2.89	
206	5310	田辺市	中辺路町石船	5.35	
206	5311	田辺市	中辺路町石船	11.31	
206	5312	田辺市	中辺路町石船	47.63	
206	5313	田辺市	和野	22.03	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5316	田辺市	平瀬	26.89	
206	5318	田辺市	平瀬	2.57	
206	5320	田辺市	向山	4.46	
206	5321	田辺市	五妹	18.92	
206	5322	田辺市	五妹	4.88	
206	5323	田辺市	西野	20.36	
206	5324	田辺市	鶴谷	67.39	
206	5325	田辺市	中辺路町小松原	19.16	
206	5326	田辺市	中辺路町大内川	6.25	
206	5327	田辺市	中辺路町真砂	4.26	
206	5328	田辺市	中辺路町真砂	12.84	
206	5329	田辺市	中辺路町真砂	7.99	
206	5330	田辺市	中辺路町真砂	7.60	
206	5331	田辺市	中辺路町真砂	8.53	
206	5332	田辺市	中辺路町北郷	4.85	
206	5333	田辺市	中辺路町北郷	9.70	
206	5334	田辺市	鮎川	18.87	
206	5335	田辺市	鮎川	7.31	
206	5336	田辺市	鮎川	7.58	
206	5337	田辺市	鮎川	65.15	
206	5338	田辺市	鮎川	5.58	
206	5339	田辺市	鮎川	2.58	
206	5340	田辺市	中辺路町北郷	30.99	
206	5341	田辺市	中辺路町西谷	55.94	
206	5342	田辺市	鮎川	15.87	
206	5343	田辺市	中辺路町北郷	90.09	
206	5344	田辺市	鮎川	46.56	
206	5345	田辺市	秋津川	5.10	雷崎
206	5346	田辺市	中辺路町大内川	30.25	
206	5347	田辺市	秋津川	6.00	雷崎
206	5348	田辺市	中辺路町大内川	5.02	
206	5349	田辺市	中辺路町大内川	10.85	
206	5350	田辺市	中辺路町川合	4.75	
206	5351	田辺市	中辺路町川合	4.72	
206	5354	田辺市	中辺路町栗橋川	8.11	
206	5355	田辺市	中辺路町栗橋川	2.41	
206	5358	田辺市	中辺路町栗橋川	3.12	
206	5357	田辺市	中辺路町西谷	90.92	
206	5358	田辺市	栗谷	60.51	
206	5359	田辺市	向山	14.56	
206	5360	田辺市	向山	105.08	
206	5361	田辺市	向山	62.52	
206	5364	田辺市	木守	28.75	
206	5365	田辺市	木守	34.70	
206	5366	田辺市	下川下	3.04	
206	5367	田辺市	下川下	0.94	
206	5368	田辺市	下川下	2.12	
206	5369	田辺市	下川上	118.76	
206	5370	田辺市	下川下	1.45	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5371	田辺市	下川下	2.92	
206	5372	田辺市	下川下	46.83	
206	5374	田辺市	本宮町東和田	3.22	
206	5375	田辺市	本宮町拾葉	8.08	
206	5376	田辺市	本宮町深瀬	14.45	
206	5377	田辺市	本宮町浅瀬	3.38	
206	5378	田辺市	本宮町耳打	5.56	
206	5379	田辺市	本宮町耳打	1.25	
206	5380	田辺市	本宮町耳打	2.42	
206	5381	田辺市	本宮町深瀬	10.81	
206	5382	田辺市	本宮町深瀬	3.53	
206	5383	田辺市	本宮町湯釜	2.51	
206	5384	田辺市	本宮町湯釜	2.33	
206	5385	田辺市	本宮町湯釜	1.33	
206	5386	田辺市	本宮町湯釜	6.89	
206	5387	田辺市	本宮町久保野	3.81	
206	5389	田辺市	本宮町曲川	33.71	
206	5390	田辺市	本宮町皆地	37.45	
206	5391	田辺市	本宮町皆地	4.45	
206	5392	田辺市	本宮町白川	6.42	
206	5393	田辺市	本宮町小女森	8.95	
206	5394	田辺市	本宮町白川	7.79	
206	5395	田辺市	本宮町拾葉	1.59	
206	5395	田辺市	本宮町拾葉	1.45	
206	5398	田辺市	本宮町拾葉	5.21	
206	5399	田辺市	本宮町拾葉	4.76	
206	5400	田辺市	本宮町川湯	3.21	
206	5401	田辺市	本宮町深瀬	3.08	
206	5402	田辺市	本宮町川湯	1.01	
206	5404	田辺市	本宮町皆瀬川	89.51	
206	5405	田辺市	本宮町上大野	81.60	
206	5406	田辺市	本宮町皆瀬川	32.23	
206	5407	田辺市	本宮町瀧川	3.62	
206	5408	田辺市	本宮町瀧川	2.29	
206	5409	田辺市	本宮町瀧川	1.13	
206	5410	田辺市	本宮町瀧川	2.38	
206	5411	田辺市	本宮町瀧川	1.85	
206	5412	田辺市	本宮町小津荷	1.13	
206	5413	田辺市	本宮町小津荷	2.63	
206	5414	田辺市	本宮町小津荷	1.86	
206	5415	田辺市	本宮町大津荷	3.22	
206	5416	田辺市	本宮町大津荷	38.15	
206	5417	田辺市	本宮町高山	7.23	
206	5418	田辺市	本宮町拾葉	28.02	
206	5419	田辺市	本宮町小女森	2.84	
206	5420	田辺市	本宮町小女森	7.36	
206	5421	田辺市	本宮町小女森	5.50	
206	5422	田辺市	本宮町小女森	6.62	
206	5423	田辺市	五味	63.22	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5424	田辺市	熊野	2.41	
206	5425	田辺市	西大谷	36.39	
206	5426	田辺市	向山	15.08	
206	5427	田辺市	向山	47.83	
206	5428	田辺市	和田	49.60	
206	5429	田辺市	和田	34.66	
206	5430	田辺市	和田	6.82	
206	5431	田辺市	五味	37.51	
206	5432	田辺市	熊野	40.97	
206	5433	田辺市	熊野	4.49	
206	5434	田辺市	木守	90.98	
206	5435	田辺市	熊野	215.16	
206	5436	田辺市	面川	5.18	
206	5437	田辺市	面川	3.59	
206	5438	田辺市	面川	0.41	
206	5439	田辺市	鮎川	18.60	
206	5440	田辺市	鮎川	11.76	
206	5441	田辺市	鮎川	15.75	
206	5442	田辺市	鮎川	4.51	
206	5443	田辺市	中三橋	9.37	
206	5444	田辺市	中三橋	6.53	
206	5445	田辺市	伏宮野	目吉良	14.44
206	5446	田辺市	伏宮野	目吉良	6.70
206	5447	田辺市	下川下	17.38	
206	5448	田辺市	中辺路町大内川	3.75	
206	5449	田辺市	中辺路町大内川	15.13	
206	5450	田辺市	下川下	85.27	
206	5451	田辺市	下川下	4.85	
206	5452	田辺市	下川下	18.60	
206	5453	田辺市	中辺路町大内川	81.09	
206	5454	田辺市	下川下	100.83	
206	5455	田辺市	下川下	5.76	
206	5456	田辺市	下川下	5.69	
206	5457	田辺市	下川下	12.09	
206	5458	田辺市	下川下	18.08	
206	5459	田辺市	下川下	119.30	
206	5460	田辺市	下川下	51.91	
206	5461	田辺市	本宮町久保野	5.87	
206	5462	田辺市	本宮町久保野	2.65	
206	5463	田辺市	本宮町久保野	15.00	
206	5464	田辺市	本宮町久保野	1.95	
206	5465	田辺市	本宮町久保野	15.41	
206	5466	田辺市	本宮町茅渚川	6.73	
206	5466	田辺市	本宮町湯山	7.35	
206	5469	田辺市	龍神村甲斐ノ川	16.32	
206	5470	田辺市	龍神村小宮	5.20	
206	5471	田辺市	本宮町伏拝	85.73	
206	5472	田辺市	龍神村安井	2.39	
206	5473	田辺市	龍神村安井	13.51	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5474	田辺市	龍神村安井	10.28	
206	5475	田辺市	龍神村福井	1.03	
206	5476	田辺市	龍神村福井	2.05	
206	5477	田辺市	龍神村福井	2.07	
206	5478	田辺市	龍神村福井	2.09	
206	5479	田辺市	龍神村福井	5.40	
206	5480	田辺市	龍神村福井	6.27	
206	5481	田辺市	龍神村福井	40.49	
206	5482	田辺市	龍神村福井	4.72	
206	5483	田辺市	龍神村福井	2.13	
206	5484	田辺市	龍神村福井	3.17	
206	5485	田辺市	龍神村福井	4.89	
206	5486	田辺市	中芳養	3.60	
206	5487	田辺市	中芳養	3.40	
206	5488	田辺市	中芳養	6.88	
206	5490	田辺市	中芳養	2.70	
206	5491	田辺市	中芳養	6.24	
206	5492	田辺市	中芳養	1.63	
206	5493	田辺市	中芳養	3.61	
206	5494	田辺市	中芳養	17.98	
206	5495	田辺市	中芳養	3.41	
206	5496	田辺市	中芳養	4.93	
206	5497	田辺市	中芳養	2.03	
206	5498	田辺市	中芳養	1.78	
206	5499	田辺市	芳養町	4.47	
206	5500	田辺市	上芳養	1.89	
206	5501	田辺市	上芳養	1.93	
206	5502	田辺市	上芳養	20.34	
206	5503	田辺市	上芳養	6.39	
206	5504	田辺市	上芳養	7.22	
206	5505	田辺市	上秋津	35.35	
206	5506	田辺市	上秋津	11.96	
206	5507	田辺市	稲成町	22.69	
206	5508	田辺市	上秋津	5.20	
206	5509	田辺市	小谷	6.10	
206	5510	田辺市	竹ノ平	105.94	
206	5511	田辺市	小谷	22.93	
206	5512	田辺市	五味	74.92	
206	5513	田辺市	小谷	41.17	
206	5514	田辺市	深谷	72.01	
206	5515	田辺市	熊野	35.18	
206	5516	田辺市	熊野	34.43	
206	5517	田辺市	五味	57.27	
206	5518	田辺市	熊野	54.73	
206	5519	田辺市	熊野	27.37	
206	5520	田辺市	熊野	9.76	
206	5521	田辺市	熊野	20.94	
206	5522	田辺市	熊野	32.43	
206	5523	田辺市	面川	8.79	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5524	田辺市	向山	64.63	
206	5526	田辺市	木守	48.66	
206	5527	田辺市	木守	4.89	
206	5528	田辺市	木守	5.91	
206	5530	田辺市	原	22.70	
206	5531	田辺市	原	248.82	
206	5532	田辺市	原	127.08	
206	5533	田辺市	原	47.29	
206	5534	田辺市	九川	11.06	
206	5535	田辺市	九川	30.22	
206	5536	田辺市	九川	33.62	
206	5537	田辺市	下川上	15.70	
206	5538	田辺市	九川	10.76	
206	5539	田辺市	下川上	19.21	
206	5540	田辺市	下川上	24.19	
206	5542	田辺市	本宮町野竹	75.58	
206	5543	田辺市	本宮町野竹	24.10	
206	5544	田辺市	本宮町大瀬	161.35	
206	5546	田辺市	本宮町大瀬	42.56	
206	5547	田辺市	本宮町野竹	41.65	
206	5550	田辺市	本宮町静川	75.13	
206	5552	田辺市	本宮町静川	7.39	
206	5553	田辺市	本宮町静川	9.54	
206	5554	田辺市	本宮町静川	17.82	
206	5557	田辺市	本宮町静川	55.23	
206	5558	田辺市	本宮町静川	21.68	
206	5560	田辺市	下川上	21.81	
206	5561	田辺市	本宮町静川	62.22	
206	5562	田辺市	下川上	14.83	
206	5563	田辺市	木守	139.72	
206	5565	田辺市	本宮町養尾谷	34.00	
206	5567	田辺市	本宮町養尾谷	16.38	
206	5568	田辺市	本宮町静川	15.81	
206	5569	田辺市	本宮町養尾谷	53.23	
206	5570	田辺市	本宮町養尾谷	20.32	
206	5573	田辺市	本宮町静川	10.18	
206	5574	田辺市	本宮町静川	35.48	
206	5576	田辺市	本宮町養尾谷	27.19	
206	5577	田辺市	本宮町養尾谷	26.69	
206	5578	田辺市	本宮町養尾谷	30.08	
206	5580	田辺市	本宮町養尾谷	13.87	
206	5581	田辺市	本宮町皆地	13.14	
206	5582	田辺市	本宮町静川	42.37	
206	5588	田辺市	本宮町静川	7.91	
206	5589	田辺市	本宮町野竹	14.71	
206	5590	田辺市	本宮町静川	52.13	
206	5591	田辺市	本宮町野竹	21.35	
206	5594	田辺市	本宮町野竹	17.74	
206	5596	田辺市	下川上	14.62	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
206	5597	田辺市	下川上	25.68		
206	5598	田辺市	下川上	67.57		
206	5599	田辺市	下川上	27.54		
206	5600	田辺市	下川上	35.79		
206	5601	田辺市	下川上	26.72		
206	5602	田辺市	下川上	29.52		
206	5603	田辺市	下川上	33.00		
206	5605	田辺市	中ノ俣	86.95		
206	5607	田辺市	谷野口	14.49		
206	5608	田辺市	竹ノ平	21.30		
206	5609	田辺市	竹ノ平	14.66		
206	5610	田辺市	竹ノ平	15.77		
206	5611	田辺市	竹ノ平	12.71		
206	5612	田辺市	深谷	25.80		
206	5613	田辺市	深谷	20.51		
206	5614	田辺市	深谷	103.71		
206	5615	田辺市	深谷	49.74		
206	5616	田辺市	粘川	61.71		
206	5617	田辺市	粘川	45.41		
206	5618	田辺市	粘川	69.26		
206	5619	田辺市	粘川	32.33		
206	5620	田辺市	粘川	5.65		
206	5621	田辺市	粘川	24.41		
206	5622	田辺市	粘川	31.27		
206	5623	田辺市	粘川	18.88		
206	5624	田辺市	伏見野	目吉良	9.89	
206	5625	田辺市	伏見野	目吉良	11.72	
206	5626	田辺市	粘川	13.45		
206	5627	田辺市	粘川	9.96		
206	5628	田辺市	粘川	155.65		
206	5629	田辺市	粘川	11.42		
206	5630	田辺市	粘川	9.66		
206	5631	田辺市	粘川	10.54		
206	5632	田辺市	粘川	9.68		
206	5633	田辺市	粘川	11.07		
206	5634	田辺市	粘川	10.18		
206	5635	田辺市	粘川	15.71		
206	5636	田辺市	粘川	2.42		
206	5637	田辺市	粘川	7.50		
206	5638	田辺市	中辺路町高原	44.15		
206	5639	田辺市	中辺路町高原	16.13		
206	5640	田辺市	中辺路町大川	141.42		
206	5641	田辺市	中辺路町大内川	26.76		
206	5642	田辺市	中辺路町高原	37.68		
206	5644	田辺市	中辺路町近露	18.80		
206	5645	田辺市	中辺路町野中	14.66		
206	5646	田辺市	中辺路町野中	8.94		
206	5647	田辺市	中辺路町野中	30.26		
206	5650	田辺市	龍神村龍神	57.50		

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5651	田辺市	龍神村龍神	27.71	
206	5653	田辺市	龍神村龍神	42.45	
206	5654	田辺市	龍神村龍神	27.70	
206	5655	田辺市	龍神村龍神	34.60	
206	5656	田辺市	龍神村龍神	9.57	
206	5657	田辺市	龍神村龍神	17.08	
206	5658	田辺市	龍神村龍神	17.06	
206	5659	田辺市	龍神村龍神	21.67	
206	5660	田辺市	龍神村龍神	12.85	
206	5661	田辺市	龍神村龍神	125.83	
206	5662	田辺市	龍神村丹生ノ川	30.47	
206	5663	田辺市	龍神村丹生ノ川	111.74	
206	5664	田辺市	中辺路町兵生	37.09	
206	5665	田辺市	中辺路町兵生	69.77	
206	5666	田辺市	龍神村小宮	18.59	
206	5667	田辺市	龍神村小宮	74.05	
206	5668	田辺市	龍神村丹生ノ川	12.98	
206	5669	田辺市	龍神村丹生ノ川	11.03	
206	5670	田辺市	龍神村丹生ノ川	45.41	
206	5671	田辺市	龍神村福井	7.02	
206	5672	田辺市	龍神村福井	2.11	
206	5673	田辺市	龍神村福井	8.71	
206	5675	田辺市	龍神村福井	11.13	
206	5676	田辺市	龍神村福井	4.81	
206	5677	田辺市	龍神村福井	9.63	
206	5678	田辺市	龍神村福井	28.83	
206	5679	田辺市	龍神村福井	146.72	
206	5680	田辺市	龍神村柳瀬	35.37	
206	5681	田辺市	龍神村安井	26.18	
206	5682	田辺市	龍神村安井	21.89	
206	5683	田辺市	龍神村安井	8.34	
206	5684	田辺市	龍神村安井	6.72	
206	5685	田辺市	龍神村安井	8.41	
206	5686	田辺市	龍神村安井	5.81	
206	5687	田辺市	龍神村安井	6.29	
206	5689	田辺市	龍神村龍神	27.03	
206	5692	田辺市	龍神村小又川	347.38	
206	5693	田辺市	龍神村福井	329.71	
206	5695	田辺市	龍神村福井	32.17	
206	5697	田辺市	中辺路町水上	6.56	
206	5698	田辺市	中辺路町水上	10.48	
206	5699	田辺市	龍神村富代	118.61	
206	5700	田辺市	本宮町芽治川	15.59	
206	5703	田辺市	上芳養	4.33	
206	5704	田辺市	中辺路町澤	8.48	
206	5705	田辺市	秋津川	26.58	
206	5706	田辺市	伏見野	23.72	
206	5707	田辺市	伏見野	59.70	
206	5708	田辺市	中辺路町大内川	85.83	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5709	田辺市	中辺路町大内川	104.65	
206	5710	田辺市	中辺路町近露	193.80	
206	5711	田辺市	中辺路町大内川	104.50	
206	5712	田辺市	中辺路町大内川	60.84	
206	5713	田辺市	中辺路町大内川	27.27	
206	5714	田辺市	中辺路町近露	227.78	大塔
206	5715	田辺市	中辺路町近露	128.91	
206	5716	田辺市	本宮町川港	2.28	
206	5717	田辺市	秋津川	6.66	
206	5718	田辺市	中辺路町西谷	84.10	
206	5719	田辺市	中辺路町真砂	5.67	
206	5720	田辺市	中辺路町真砂	5.67	
206	5721	田辺市	中辺路町真砂	13.68	
206	5722	田辺市	上野	1.47	
206	5723	田辺市	龍神村丹生ノ川	26.31	
206	5724	田辺市	龍神村丹生ノ川	21.07	
206	5725	田辺市	龍神村丹生ノ川	13.73	
206	5726	田辺市	龍神村丹生ノ川	10.65	
206	5727	田辺市	龍神村丹生ノ川	18.63	
206	5729	田辺市	中辺路町小松原	153.33	
206	5730	田辺市	中辺路町小松原	234.39	清浜
206	5731	田辺市	中辺路町西谷	5.83	
206	5732	田辺市	中辺路町西谷	7.52	
206	5733	田辺市	中辺路町高原	73.11	
206	5735	田辺市	中辺路町石船	225.85	
206	5736	田辺市	中辺路町石船	32.07	
206	5737	田辺市	中辺路町栗橋川	11.94	
206	5738	田辺市	中辺路町北郷	13.67	
206	5739	田辺市	本宮町大瀬	289.02	
206	5740	田辺市	本宮町和田	723.93	
206	5743	田辺市	下川上	39.34	
206	5744	田辺市	下川上	67.59	
206	5745	田辺市	下川上	4.92	
206	5746	田辺市	下川上	221.30	
206	5748	田辺市	本宮町静川	27.97	
206	5749	田辺市	鶴野	242.99	
206	5750	田辺市	下川上	78.49	
206	5751	田辺市	下川上	4.54	
206	5752	田辺市	下川上	172.75	
206	5757	田辺市	合川	5.12	
206	5762	田辺市	面川	8.17	
206	5763	田辺市	面川	65.81	
206	5765	田辺市	面川	4.12	
206	5766	田辺市	面川	1.96	
206	5767	田辺市	面川	5.34	
206	5768	田辺市	面川	2.78	
206	5770	田辺市	五味	234.62	
206	5771	田辺市	龍神村龍神	35.73	
206	5772	田辺市	龍神村龍神	46.98	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
206	5773	田辺市	龍神村小又川	89.22	
206	5774	田辺市	龍神村小又川	235.94	
206	5775	田辺市	龍神村小宮	95.20	
206	5776	田辺市	龍神村安井	78.05	
206	5777	田辺市	龍神村安井	23.76	
206	5779	田辺市	龍神村龍神	12.95	
206	5780	田辺市	中辺路町兵生	51.16	
206	5781	田辺市	中辺路町兵生	22.18	
206	5782	田辺市	中辺路町兵生	17.26	
206	5783	田辺市	中辺路町兵生	10.88	
206	5784	田辺市	中辺路町兵生	17.59	
206	5793	田辺市	本宮町三枝	98.16	
206	5794	田辺市	本宮町三枝	89.19	
206	5796	田辺市	中辺路町道湯川	152.97	
206	5797	田辺市	中辺路町道湯川	295.59	
206	5798	田辺市	中辺路町道湯川	89.31	
206	5799	田辺市	中辺路町道湯川	24.25	
206	5800	田辺市	中辺路町道湯川	39.79	
206	5801	田辺市	中辺路町道湯川	11.53	
206	5802	田辺市	中辺路町道湯川	37.65	
206	5803	田辺市	中辺路町道湯川	16.75	
206	5804	田辺市	中辺路町道湯川	16.52	
206	5805	田辺市	中辺路町道湯川	53.88	
206	5806	田辺市	中辺路町道湯川	13.86	
206	5807	田辺市	上秋津	9.58	
206	5808	田辺市	伏見野	146.46	
206	5809	田辺市	伏見野	70.39	
206	5810	田辺市	伏見野	63.69	
206	5811	田辺市	伏見野	31.35	
206	5812	田辺市	中辺路町栗橋川	4.48	
206	5813	田辺市	中辺路町栗橋川	2.92	
206	5814	田辺市	下川上	132.35	
206	5815	田辺市	龍神村龍神	99.10	
206	5816	田辺市	龍神村丹生ノ川	5.14	
206	5817	田辺市	本宮町三枝	60.05	
206	5818	田辺市	本宮町三枝	22.82	
206	5819	田辺市	本宮町三枝	34.22	
206	5821	田辺市	本宮町皆地	4.97	
206	5822	田辺市	本宮町石船	8.31	
206	5823	田辺市	本宮町石船	11.36	
206	5824	田辺市	本宮町石船	19.06	
206	5825	田辺市	本宮町石船	10.57	
206	5826	田辺市	本宮町静川	57.90	
206	5827	田辺市	面川	17.45	
206	5828	田辺市	面川	2.01	
206	5829	田辺市	面川	3.54	
206	5830	田辺市	面川	29.13	
206	5831	田辺市	面川	20.08	
206	5832	田辺市	五味	4.12	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
206	5833	田辺市	五味	3.64		
206	5834	田辺市	五味	3.35		
206	5835	田辺市	五味	6.86		
206	5836	田辺市	五味	4.45		
206	5837	田辺市	龍神村小又川	9.41		
206	5839	田辺市	中辺路町	41.62		
206	7001	田辺市	上松津	4.89		
206	7002	田辺市	長野	23.25		
206	8001	田辺市	上松津	3.50		
206	9002	田辺市	上松津	川中口	2.00	
206	9003	田辺市	上松津	下垣	5.00	
206	9004	田辺市	松津川	谷川	7.60	
206	9005	田辺市	松津川	池ノ川	10.20	
206	9006	田辺市	松津川	跡地	11.00	
387	0001	田辺市	龍神村湯原	湯原集落上	10.62	
387	0002	田辺市	龍神村龍神	三ツ滝	208.60	
387	0003	田辺市	龍神村龍神	寺野	44.49	
387	0004	田辺市	龍神村龍神	湯本	11.17	
387	0005	田辺市	龍神村湯の又	龍神橋上	35.97	
387	0006	田辺市	龍神村広井原	寺野	31.69	
387	0007	田辺市	龍神村広井原	片の狭	29.71	
387	0008	田辺市	龍神村広井原	大庭	17.07	
387	0009	田辺市	龍神村広井原	宮の平	8.81	
387	0010	田辺市	龍神村宮代	小竹畑	9.67	
387	0011	田辺市	龍神村宮代	上宮代	48.64	
387	0012	田辺市	龍神村丹生ノ川	加庄口	31.40	
387	0013	田辺市	龍神村丹生ノ川	高畑	12.41	
387	0014	田辺市	龍神村丹生ノ川	新谷奥	22.48	
387	0015	田辺市	龍神村三ツ又	上酒野の口	9.85	
387	0016	田辺市	龍神村三ツ又	湯野の口	9.83	
387	0017	田辺市	龍神村丹生ノ川	井の木	19.97	
387	0018	田辺市	龍神村殿原	奥行司	7.00	
387	0019	田辺市	龍神村夏	栢谷	6.42	
387	0020	田辺市	龍神村宮代	中原	1.95	
387	0021	田辺市	龍神村宮代	山道地	83.69	
387	0022	田辺市	龍神村宮代	大垣内	2.28	
387	0023	田辺市	龍神村宮代	大垣内	21.90	
387	0028	田辺市	龍神村福井	坊垣内	1.68	
387	0029	田辺市	龍神村福井	高橋	15.50	
387	0030	田辺市	龍神村甲斐ノ川	神の平	9.93	
387	0031	田辺市	龍神村甲斐ノ川	谷奥	4.37	
387	0032	田辺市	龍神村甲斐ノ川	本村	5.42	
387	0033	田辺市	龍神村小家	才の谷	124.94	
387	0034	田辺市	龍神村小家	菅	3.55	
387	0035	田辺市	龍神村小家	丸瀬	4.17	
402	0002	田辺市	中辺路町内井川	垣原	416.71	
402	0003	田辺市	中辺路町湯川	宮ノ坪	166.74	
402	0004	田辺市	中辺路町小松原	下谷	316.25	
402	0006	田辺市	中辺路町長生	西小島	23.73	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
402	0007	田辺市	中辺路町長生	垣内	80.25	
402	0008	田辺市	中辺路町長生	宮代	213.69	
402	0009	田辺市	中辺路町野中	鶴折	18.17	
402	0010	田辺市	中辺路町野中	鶴折	22.69	
402	0011	田辺市	中辺路町野中	広見川	51.19	
402	0012	田辺市	中辺路町野中	中向井	5.60	
402	0013	田辺市	中辺路町野中	中向井	112.15	
402	0014	田辺市	中辺路町野中	粟地	14.36	
402	0015	田辺市	中辺路町野中	道中	19.69	
402	0016	田辺市	中辺路町野中	上向井	17.90	
402	0017	田辺市	中辺路町野中	上向井	13.79	
402	0018	田辺市	中辺路町野中	上地	3.47	
402	0019	田辺市	中辺路町野中	上地	11.20	
402	0020	田辺市	中辺路町大淵		7.24	
402	0021	田辺市	中辺路町大淵		3.03	
402	0022	田辺市	中辺路町近森	和田谷	102.87	
402	0023	田辺市	中辺路町近森	湯坂	27.11	
402	0024	田辺市	中辺路町近森	才田	11.08	
402	0025	田辺市	中辺路町近森	大畑	38.37	
402	0027	田辺市	中辺路町窪安	竹ノ浜内	15.62	
402	0029	田辺市	中辺路町大川	野々尻	30.18	
402	0030	田辺市	中辺路町高原	川合	52.93	
402	0034	田辺市	中辺路町湯川	宮ノ坪	9.38	
402	0035	田辺市	中辺路町向井川	垣原	4.69	
402	0036	田辺市	中辺路町野野川	船原	24.52	
402	0037	田辺市	中辺路町野野川	舟原	33.60	
402	0038	田辺市	中辺路町小皆	小皆原	14.60	
402	0039	田辺市	中辺路町小皆	小皆原	6.17	
402	0041	田辺市	中辺路町小皆	戸上	20.95	
402	0042	田辺市	中辺路町野野川	泉平	10.48	
402	0043	田辺市	中辺路町石船	寺ノ口	42.62	
402	0044	田辺市	中辺路町石船	寺ノ口	3.64	
402	0045	田辺市	中辺路町石船		35.93	
402	0046	田辺市	中辺路町石船		31.31	
402	0047	田辺市	中辺路町石船	中村	25.66	
402	0048	田辺市	中辺路町石船	中村	116.79	
402	0050	田辺市	中辺路町石船	上石船	29.32	
402	0051	田辺市	中辺路町石船	上石船	5.34	
402	0052	田辺市	中辺路町石船	上石船	16.18	
402	0054	田辺市	中辺路町水上		4.68	
402	0055	田辺市	中辺路町沢		4.87	
402	0056	田辺市	中辺路町水上	鍛冶原川	3.85	
402	0057	田辺市	中辺路町野野川	鍛冶原川	12.48	
402	0058	田辺市	中辺路町野野川	鍛冶原川	26.28	
402	0059	田辺市	中辺路町野野川	白久野1	32.66	
402	0060	田辺市	中辺路町西谷	五輪持	98.79	
402	0062	田辺市	中辺路町西谷		13.81	
402	0063	田辺市	中辺路町北都	元ノ谷	5.40	
402	0064	田辺市	中辺路町北都	津越	54.85	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
402	0065	田辺市	中辺路町小松原	溝浜	100.12	
402	8035	田辺市	中辺路町内井川		71.22	
403	0001	田辺市	平瀬	口差合	5.83	
403	0002	田辺市	平瀬	下地	5.65	
403	0003	田辺市	平瀬	沖谷	7.76	
403	0004	田辺市	平瀬	沖谷	33.02	
403	0005	田辺市	和田	宇井懸	5.26	
403	0006	田辺市	下川上	持平	9.77	
403	0007	田辺市	下川上	安	13.49	
403	0008	田辺市	下川上	安川	21.89	
403	0009	田辺市	木守	下木守	23.42	
403	0010	田辺市	木守	高畑	12.05	
403	0011	田辺市	五味	高野	15.18	
403	0012	田辺市	面川	蛇ノ原	30.33	
403	0013	田辺市	鷹野	一目所	13.29	
403	0014	田辺市	鷹野	藁ヶ谷	16.92	
403	0015	田辺市	鷹野	一目所	9.06	
403	0016	田辺市	鷹野	百間谷	151.55	
403	0017	田辺市	合川	岩倉	37.00	
403	0018	田辺市	深谷	農石	76.56	
403	0019	田辺市	下川上	平	9.73	
403	0020	田辺市	下川上	城戸	12.66	
403	0021	田辺市	下川下	羽根	8.09	
403	0023	田辺市	下川上	田井中	34.09	
403	0024	田辺市	下川下	小谷	6.75	
403	0025	田辺市	下川下	小谷	2.46	
403	0027	田辺市	和田		18.57	
403	0028	田辺市	和田	田ノ上	24.57	
403	0029	田辺市	鮎川	愛賀合	22.86	
403	0030	田辺市	鮎川	鷹原	7.22	
403	0031	田辺市	鮎川	向越	19.07	
403	0032	田辺市	鮎川	熊登ヶ平	40.62	
403	0033	田辺市	鮎川	宇立	12.05	
403	0034	田辺市	鮎川	下附	52.11	
403	0035	田辺市	鮎川	稲山	202.88	
403	0036	田辺市	谷ノ口	大野垣内	10.38	
426	0001	田辺市	本宮町下善		51.06	
426	0002	田辺市	本宮町三鏡	徳の谷	83.18	
426	0003	田辺市	本宮町伏拝		10.49	
426	0004	田辺市	本宮町市ノ平		120.01	
426	0006	田辺市	本宮町伏拝	日清	6.62	
426	0007	田辺市	本宮町上切原		129.51	
426	0008	田辺市	本宮町本宮		104.32	
426	0010	田辺市	本宮町由川		7.43	
426	0011	田辺市	本宮町替地		9.43	
426	0012	田辺市	本宮町武住	上地久保	10.05	
426	0014	田辺市	本宮町静川	平	31.67	
426	0015	田辺市	本宮町静川	宮瀬	51.22	
426	0016	田辺市	本宮町湊ノ峰		12.72	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考	
426	0017	田辺市	本宮町大野	和田津呂	7.72	
426	0018	田辺市	本宮町静川	白河	31.24	
426	0019	田辺市	本宮町川湯	上谷	2.47	
426	0020	田辺市	本宮町川湯	下谷	5.21	
426	0021	田辺市	本宮町鎌川	伊豆田	58.79	
426	0022	田辺市	本宮町大津荷		6.13	
426	0023	田辺市	本宮町高山		5.44	
401	0001	白浜町	琴田	西	4.21	
401	0002	白浜町	十九瀬	平間	6.07	
401	0003	白浜町	十九瀬	津越	9.81	
401	0004	白浜町	十九瀬	船方	14.54	
401	0005	白浜町	庄川	五反田	46.19	
401	0006	白浜町	庄川		9.00	
401	0007	白浜町	庄川		7.93	
401	0008	白浜町	庄川		4.44	
401	0009	白浜町	庄川	瓜生	6.16	
401	0011	白浜町	高田	高瀬	5.31	
401	0012	白浜町	善谷	袋谷	6.32	
401	0013	白浜町	高田	鎌谷	9.58	
401	0014	白浜町	橋		8.46	
401	0015	白浜町	橋	朝来橋	2.26	
401	0016	白浜町	橋		1.54	
401	0017	白浜町	庄川		20.26	
401	0018	白浜町	庄川		28.69	
401	0019	白浜町	庄川		50.69	
401	0020	白浜町	庄川		12.48	
401	0021	白浜町	庄川		104.86	
401	1001	白浜町	上ノ谷川		5.34	
401	1002	白浜町	大		3.41	
401	1003	白浜町	小川		8.58	
401	1004	白浜町	小川		10.72	
401	1005	白浜町	やばす山		126.16	
401	1007	白浜町	蛇原		1.98	
401	1008	白浜町	下村		10.44	
401	1009	白浜町	藤辺		2.99	
401	1010	白浜町	藤辺		0.87	
401	1011	白浜町	藤辺		3.69	
401	1012	白浜町	藤辺		1.18	
401	1013	白浜町	瀬田		2.75	
401	1014	白浜町	瀬田		7.30	
401	1015	白浜町	城ノ崎山		5.83	
401	1016	白浜町	徳地谷		33.00	
401	1017	白浜町	中ノ川		572.22	
401	1018	白浜町	美粉森山		25.78	
401	5006	白浜町	蛭川谷		42.98	
401	5007	白浜町	蛭川谷		13.97	
401	5008	白浜町	橋		93.15	
401	5009	白浜町	橋		26.34	
401	5010	白浜町	新田		23.16	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
401	5011	白浜町	新田	7.04	
401	5012	白浜町	橋	11.67	
401	5013	白浜町	見草	4.69	
401	5014	白浜町	見草川	10.32	
401	5016	白浜町	近塔山	14.63	
401	5017	白浜町	郷地谷	23.17	
401	5019	白浜町	呂賀	17.19	
401	5020	白浜町	辻野	7.48	
401	5024	白浜町	下野	13.34	
401	5025	白浜町	三ヶ川	32.37	
401	5032	白浜町	滝ノ川	18.67	
401	5033	白浜町	近塔山	22.37	
401	5035	白浜町	城川	38.66	
401	5036	白浜町	城	27.92	
401	5038	白浜町	三ツ山	35.65	
401	5039	白浜町	小川	33.40	
401	5040	白浜町	城川	3.27	
401	5041	白浜町	宇津木	31.60	
401	5042	白浜町	三ヶ川	16.56	
401	5045	白浜町	才野	2.41	
401	5046	白浜町	寺ノ腰	2.11	
401	5047	白浜町	寺ノ腰	3.21	
401	5048	白浜町	寺ノ腰	3.26	
401	5049	白浜町	須ノ田	0.62	
401	5051	白浜町	善行	1.05	
401	5052	白浜町	仲田	1.45	
401	5053	白浜町	壁田	0.40	
401	5054	白浜町	壁田	0.59	
401	5055	白浜町	境谷	0.90	
401	5056	白浜町	境谷	2.17	
401	5057	白浜町	門谷	2.03	
401	5062	白浜町	平岡	1.61	
401	5063	白浜町	玉佐	27.54	
401	5064	白浜町	市鹿野	10.69	
401	5065	白浜町	葛原	19.04	
401	5066	白浜町	小谷	35.46	
401	5067	白浜町	上村	16.65	
401	5068	白浜町	中磯	66.28	
401	5069	白浜町	広平井	70.21	
401	5070	白浜町	川原谷川	25.10	
401	5071	白浜町	川原谷川	119.08	
401	5072	白浜町	小原	28.38	
401	5073	白浜町	小原	89.20	
401	5074	白浜町	下滝	26.27	
401	5075	白浜町	上滝	6.80	
401	5076	白浜町	牛原谷	20.72	
401	5077	白浜町	平	2.08	
401	5078	白浜町	平見	0.53	
401	5079	白浜町	平見	1.27	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
401	5080	白浜町	平	0.54	
401	5081	白浜町	平見	1.62	
401	5082	白浜町	平見	2.31	
401	5083	白浜町	得富川	26.80	
401	5084	白浜町	得富川	50.27	
401	5089	白浜町	大森山	95.27	
401	5090	白浜町	大森山	25.37	
401	5092	白浜町	玉佐	71.28	
401	5093	白浜町	葛原	22.96	
401	5094	白浜町	大	48.65	
401	5096	白浜町	上ノ谷川	26.06	
401	5098	白浜町	上ノ谷川	61.41	
401	5101	白浜町	得富川	58.77	
401	5102	白浜町	宮城川	18.93	
401	5103	白浜町	城	15.76	
401	5104	白浜町	城	30.29	
401	5105	白浜町	北谷川	25.74	
401	5108	白浜町	北谷川	30.70	
401	5109	白浜町	北谷川	56.38	
401	5110	白浜町	新ノ谷	214.88	
401	5111	白浜町	蛸川谷	32.83	
401	5112	白浜町	蛸川谷	51.22	
401	5113	白浜町	中ノ川	81.81	
401	5114	白浜町	牛原谷	23.35	
401	5116	白浜町	行徳山	46.55	
401	5117	白浜町	下平	27.59	
401	5118	白浜町	宮城川	7.31	
401	5119	白浜町	竹垣内	52.19	
401	5120	白浜町	竹垣内	34.01	
401	5121	白浜町	北谷	14.85	
401	5122	白浜町	上霧	10.86	
401	5124	白浜町	見草川	221.17	
401	5125	白浜町	橋	10.57	
401	5126	白浜町	広平井	87.60	
401	5127	白浜町	合谷	262.89	
401	5128	白浜町	下霧	5.52	
401	5129	白浜町	下霧	8.25	
401	5133	白浜町	近塔山	21.75	
401	5135	白浜町	鶴地	7.26	
401	5136	白浜町	鶴地	9.55	
405	0001	白浜町	田野井	併合	20.87
405	0002	白浜町	矢田	併合	70.10
405	0003	白浜町	畑地	併合	23.30
405	0004	白浜町	口ヶ谷	鶴野	8.13
405	0005	白浜町	安原	三ヶ川	5.25
405	0006	白浜町	久木	増津谷	69.24
405	0007	白浜町	大	併合	6.97
405	0008	白浜町	大	併合	22.31
405	0009	白浜町	玉佐	寺ノ谷	54.15

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
405	0010	白浜町	市鹿野	73.57	
405	0011	白浜町	市鹿野	94.64	
405	0012	白浜町	市鹿野	46.64	
405	0013	白浜町	市鹿野	12.27	
405	0014	白浜町	玉佐	17.21	
405	0015	白浜町	玉佐	35.44	
405	0016	白浜町	竹垣内	土徳	21.31
405	0018	白浜町	大宮	4.81	
405	0019	白浜町	大宮	2.08	
405	0020	白浜町	安宅	4.61	
404	0001	上富田町	岡	10.65	
404	0003	上富田町	岡	小磯	5.49
404	0004	上富田町	根谷田	銭岩	7.33
404	0005	上富田町	下船川	汁川	4.38
404	0006	上富田町	下船川	汁川	6.41
404	0007	上富田町	清水	清水川	18.56
404	0008	上富田町	生馬	中根	3.67
404	0009	上富田町	生馬	小原	12.34
404	0010	上富田町	岡	日の原	21.69
404	0011	上富田町	生馬	鳥淵	6.44
404	0012	上富田町	生馬	鳥淵	7.48
404	0013	上富田町	生馬	鳥淵	3.45
404	0014	上富田町	生馬	鳥淵	8.11
404	0016	上富田町	生馬	戸山川	25.47
404	0017	上富田町	生馬	王子	24.47
404	0018	上富田町	生馬	生馬川	12.01
404	0019	上富田町	生馬	生馬川	48.10
404	1001	上富田町	葛原	2.93	
404	1002	上富田町	葛原	6.32	
404	1003	上富田町	高津	1.60	
404	1004	上富田町	高津	23.40	
404	1006	上富田町	下船川	5.40	
404	1007	上富田町	下船川	4.84	
404	1008	上富田町	西平野	7.90	
404	1009	上富田町	小山	5.59	
404	1010	上富田町	中ノ岡	5.51	
404	1011	上富田町	下ノ岡	4.12	
404	1012	上富田町	大芝	2.53	
404	1013	上富田町	高津	32.32	
404	1014	上富田町	岡	33.38	
404	1015	上富田町	原	40.39	
404	1016	上富田町	岡	14.93	
404	5001	上富田町	下谷	17.03	
404	5002	上富田町	下谷	22.00	
404	5003	上富田町	下谷	18.13	
404	5004	上富田町	下谷	6.08	
404	5005	上富田町	下谷	36.87	
404	5006	上富田町	生馬	10.63	
404	5007	上富田町	下谷	25.52	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
404	5008	上富田町	生馬	34.51	
404	5009	上富田町	生馬	12.92	
404	5010	上富田町	生馬	18.65	
404	5011	上富田町	生馬	8.47	
404	5012	上富田町	生馬	35.45	
404	5013	上富田町	生馬	52.03	
404	5014	上富田町	大宮	20.75	
404	5015	上富田町	大宮	7.17	
404	5016	上富田町	岡	31.47	
404	5017	上富田町	葛原	1.82	
404	5018	上富田町	汗川	5.84	
404	5019	上富田町	汗川	10.52	
404	5020	上富田町	汗川	8.30	
404	5021	上富田町	下船	5.50	
404	5022	上富田町	市ノ瀬	6.05	
404	5023	上富田町	市ノ瀬	39.06	
404	5024	上富田町	鳥淵	12.80	
404	5025	上富田町	生馬	11.26	
404	5026	上富田町	生馬	4.00	
404	5028	上富田町	中根	5.01	
404	5029	上富田町	白滝	8.45	
404	5030	上富田町	徳原	10.62	
404	5031	上富田町	下滝	31.83	
404	5032	上富田町	神田	3.82	
404	5033	上富田町	生馬	4.23	
404	5034	上富田町	生馬	6.29	
404	5036	上富田町	岩田	12.71	
404	5037	上富田町	岡	8.42	
404	5038	上富田町	葛原	2.39	
404	5039	上富田町	葛原	4.12	
404	5040	上富田町	葛原	1.93	
404	5043	上富田町	生馬	41.69	
404	5044	上富田町	生馬	9.04	
404	5045	上富田町	上野	122.15	
404	7001	上富田町	生馬	19.39	
406	0001	すさみ町	太間川	宇戸ラ谷	30.54
406	0002	すさみ町	太間川	併合	11.38
406	0003	すさみ町	太間川	併合	15.03
406	0004	すさみ町	太間川	併合	45.81
406	0005	すさみ町	大野	併合	5.40
406	0006	すさみ町	西栗垣内	併合	13.14
406	0007	すさみ町	西栗垣内	併合	7.12
406	0008	すさみ町	東栗垣内	併合	3.97
406	0009	すさみ町	佐本中野	併合	7.69
406	0010	すさみ町	佐本深谷	併合	13.47
406	0011	すさみ町	防己	下防己	33.41
406	0012	すさみ町	防己	下防己	6.87
406	0013	すさみ町	大磯	下地	10.76
406	0014	すさみ町	大磯	上地	3.70

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
406	0015	すさみ町	小河内	大嶋	38.27
406	0016	すさみ町	小河内	出合	4.35
406	0017	すさみ町	小河内	小河内	3.39
406	0018	すさみ町	小河内		4.04
406	0019	すさみ町	小河内	本行谷	28.64
406	0020	すさみ町	周参县	上戸川北側	58.69
406	0021	すさみ町	上戸川	市原	18.84
406	0022	すさみ町	上戸川	通作	5.44
406	0023	すさみ町	周参县	上戸川南側	4.76
406	0024	すさみ町	上戸川	広瀬谷	59.77
406	0025	すさみ町	上戸川		10.25
406	0026	すさみ町	周参县	原	25.79
406	0027	すさみ町	周参县		4.37
406	0029	すさみ町	周参县	神田	3.11
406	0030	すさみ町	周参县	森原	11.39
406	0031	すさみ町	口和深		63.81
406	0032	すさみ町	和深川	北浜	24.67
406	0033	すさみ町	和深川	北浜	10.53
406	0034	すさみ町	口和深	口和深	3.07
406	0035	すさみ町	和深川		5.84
406	0036	すさみ町	見老津	長井	16.33
406	0037	すさみ町	見老津	見老津	5.07
406	0038	すさみ町	見老津	大嶋谷	21.32
406	0039	すさみ町	見老津	見老津	4.40
406	0040	すさみ町	江住	苔々谷	31.75
406	0041	すさみ町	周参县		44.47
406	0042	すさみ町	周参县	入谷	12.17
406	0043	すさみ町	周参县	松の本	18.78
406	0044	すさみ町	周参县		7.43
406	0045	すさみ町	周参县	上三山	13.02
406	0046	すさみ町	周参县	小泊	3.02
406	0048	すさみ町	周参县	上三山	23.32
406	1001	すさみ町	浅谷		106.21
406	1002	すさみ町	下村		79.74
406	1003	すさみ町	下村		57.25
406	1004	すさみ町	面谷		2.85
406	1005	すさみ町	佐本裏栗垣内		0.85
406	1009	すさみ町	長字井		7.52
406	1007	すさみ町	石橋		2.93
406	1008	すさみ町	石橋		2.24
406	1009	すさみ町	立野		6.48
406	1010	すさみ町	通作		2.85
406	1012	すさみ町	和深川		47.59
406	1013	すさみ町	大磯		6.60
406	1014	すさみ町	太閤川		32.31
406	1016	すさみ町	大附		48.10
406	5004	すさみ町	権平		21.24
406	5005	すさみ町	権平		35.21
406	5006	すさみ町	黒野		7.67

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
406	5009	すさみ町	黒野		53.23
406	5010	すさみ町	江住		13.39
406	5011	すさみ町	江住		22.24
406	5012	すさみ町	江住		13.94
406	5013	すさみ町	江住		4.93
406	5016	すさみ町	江住		28.52
406	5017	すさみ町	見老津		35.21
406	5018	すさみ町	見老津		46.09
406	5019	すさみ町	江住		72.08
406	5020	すさみ町	江住		6.54
406	5021	すさみ町	泉又谷		7.03
406	5022	すさみ町	泉又谷		4.61
406	5023	すさみ町	泉又谷		6.15
406	5024	すさみ町	見老津		2.10
406	5025	すさみ町	見老津		3.59
406	5026	すさみ町	見老津		7.03
406	5027	すさみ町	見老津		15.47
406	5028	すさみ町	見老津		7.31
406	5029	すさみ町	見老津		6.94
406	5030	すさみ町	見老津		2.97
406	5031	すさみ町	見老津		17.61
406	5033	すさみ町	見老津		18.49
406	5034	すさみ町	高浜		22.27
406	5035	すさみ町	高浜		3.00
406	5036	すさみ町	見老津		10.04
406	5037	すさみ町	見老津		6.80
406	5038	すさみ町	見老津		18.22
406	5039	すさみ町	見老津		15.60
406	5040	すさみ町	見老津		5.63
406	5041	すさみ町	見老津		6.19
406	5042	すさみ町	見老津		17.59
406	5043	すさみ町	和深川		5.28
406	5044	すさみ町	和深川		18.58
406	5045	すさみ町	和深川		24.41
406	5046	すさみ町	和深川		8.37
406	5047	すさみ町	和深川		10.48
406	5048	すさみ町	和深川		4.37
406	5049	すさみ町	和深川		43.76
406	5050	すさみ町	和深川		50.11
406	5051	すさみ町	和深川		7.66
406	5052	すさみ町	西渡		2.13
406	5053	すさみ町	西渡		28.01
406	5054	すさみ町	玉鶴水		64.63
406	5055	すさみ町	周参县		74.19
406	5056	すさみ町	周参县		10.66
406	5057	すさみ町	周参县		78.68
406	5058	すさみ町	曲利		55.63
406	5059	すさみ町	小泊		5.40
406	5060	すさみ町	太閤川		23.49

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
406	5081	すさみ町	太閤川		64.54
406	5083	すさみ町	太閤川		57.92
406	5084	すさみ町	周参县		42.95
406	5085	すさみ町	周参县		44.92
406	5086	すさみ町	周参县		21.26
406	5087	すさみ町	周参县		52.62
406	5088	すさみ町	太閤川		8.88
406	5089	すさみ町	太閤川		28.57
406	5070	すさみ町	太閤川		19.52
406	5071	すさみ町	太閤川		29.48
406	5072	すさみ町	周参县		14.53
406	5073	すさみ町	周参县		9.17
406	5074	すさみ町	周参县		16.22
406	5075	すさみ町	周参县		20.17
406	5076	すさみ町	佐本中野		5.12
406	5077	すさみ町	佐本中野		12.41
406	5078	すさみ町	佐本中野		28.26
406	5080	すさみ町	佐本西栗垣内		12.06
406	5083	すさみ町	小河内		5.58
406	5084	すさみ町	小河内		20.64
406	5085	すさみ町	佐本西栗垣内		5.64
406	5086	すさみ町	大附		25.39
406	5087	すさみ町	大附		4.11
406	5088	すさみ町	大附		6.32
406	5089	すさみ町	大附		19.97
406	5090	すさみ町	太閤川		53.51
406	5093	すさみ町	周参县		18.47
406	5094	すさみ町	周参县		82.06
406	5095	すさみ町	太閤川		9.46
406	5096	すさみ町	上村		35.16
406	5097	すさみ町	太閤川		6.80
406	5098	すさみ町	大附		6.23
406	5099	すさみ町	大附		7.57
406	5100	すさみ町	大附		43.62
406	5101	すさみ町	大附		78.75
406	5102	すさみ町	下地		10.43
406	5103	すさみ町	太閤川		35.15
406	5104	すさみ町	矢野口		19.10
406	5105	すさみ町	大附		40.95
406	5106	すさみ町	矢野口		11.75
406	5107	すさみ町	矢野口		17.15
406	5108	すさみ町	下地		13.59
406	5111	すさみ町	大磯		13.30
406	5112	すさみ町	大磯		21.81
406	5117	すさみ町	上防己		36.13
406	5118	すさみ町	上防己		34.78
406	5119	すさみ町	上防己		6.61
406	5120	すさみ町	防己		9.18
406	5121	すさみ町	防己		20.45

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
406	5122	すさみ町	中防己		10.56
406	5123	すさみ町	小河内		35.00
406	5124	すさみ町	小河内		9.82
406	5125	すさみ町	小河内		5.33
406	5126	すさみ町	小河内		11.24
406	5127	すさみ町	大附		20.69
406	5128	すさみ町	小河内		5.02
406	5129	すさみ町	小河内		10.21
406	5130	すさみ町	小河内		7.87
406	5131	すさみ町	市原		21.96
406	5132	すさみ町	通作		48.67
406	5133	すさみ町	周参县		20.08
406	5134	すさみ町	市原		3.71
406	5135	すさみ町	小河内		13.37
406	5136	すさみ町	下防己		35.36
406	5138	すさみ町	下防己		20.14
406	5139	すさみ町	中防己		34.07
406	5140	すさみ町	防己		19.09
406	5141	すさみ町	太閤川		20.12
406	5142	すさみ町	小松平		5.71
406	5143	すさみ町	太閤川		16.99
406	5144	すさみ町	太閤川		16.21
406	5145	すさみ町	下地		7.00
406	5146	すさみ町	下地		7.89
406	5147	すさみ町	下地		4.72
406	5148	すさみ町	大磯		49.08
406	5149	すさみ町	大磯		23.93
406	5152	すさみ町	佐本観倉		8.24
406	5154	すさみ町	田鶴平		12.43
406	5156	すさみ町	小河内		11.08
406	5157	すさみ町	小河内		9.61
406	5158	すさみ町	小河内		8.45
406	5159	すさみ町	小河内		27.25
406	5163	すさみ町	大磯		5.98
406	5164	すさみ町	大磯		5.42
406	5165	すさみ町	大磯		9.30
406	5166	すさみ町	下地		3.75
406	5167	すさみ町	大附		34.13
406	5168	すさみ町	小附		13.08
406	5169	すさみ町	太閤川		59.17
406	5170	すさみ町	矢ヶ谷		16.69
406	5171	すさみ町	矢ヶ谷		54.30
406	5173	すさみ町	小附		57.80
406	5174	すさみ町	小附		136.40
406	5175	すさみ町	佐本西野川		36.87
406	5176	すさみ町	佐本西野川		11.40
406	5177	すさみ町	佐本西野川		7.89
406	5178	すさみ町	佐本西野川		23.02
406	5179	すさみ町	佐本西野川		34.06

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
406	5181	すさみ町	佐本西野川	14.46	
406	5182	すさみ町	太間川	42.43	
406	5183	すさみ町	防己	12.51	
406	5184	すさみ町	防己	23.28	
406	5185	すさみ町	小洞内	6.75	
406	5186	すさみ町	小洞内	48.83	
406	5187	すさみ町	地下	3.13	
406	5188	すさみ町	小洞内	17.91	
406	5189	すさみ町	小洞内	14.34	
406	5190	すさみ町	小洞内	12.71	
406	5191	すさみ町	小洞内	36.13	
406	5192	すさみ町	小洞内	3.58	
406	5193	すさみ町	大附	10.02	
406	5194	すさみ町	大附	8.95	
406	5195	すさみ町	周巻見	11.15	
406	5196	すさみ町	周巻見	31.86	
406	5197	すさみ町	太間川	67.37	
406	5198	すさみ町	太間川	13.78	
406	5199	すさみ町	太間川	58.87	
406	5200	すさみ町	周巻見	46.20	
406	5201	すさみ町	周巻見	18.73	
406	5202	すさみ町	周巻見	19.62	
406	5203	すさみ町	小洞内	8.12	
406	5204	すさみ町	小洞内	2.69	
406	5205	すさみ町	佐本西栗垣内	3.08	
406	5206	すさみ町	佐本西栗垣内	9.97	
406	5207	すさみ町	佐本西栗垣内	37.32	
406	5208	すさみ町	佐本西栗垣内	33.16	
406	5209	すさみ町	佐本西栗垣内	5.84	
406	5210	すさみ町	佐本西栗垣内	31.26	
406	5211	すさみ町	佐本中野	11.34	
406	5212	すさみ町	佐本西野川	5.39	
406	5213	すさみ町	佐本西野川	7.65	
406	5214	すさみ町	佐本西野川	5.35	
406	5215	すさみ町	佐本西野川	5.40	
406	5216	すさみ町	本行地	2.64	
406	5217	すさみ町	佐本西野川	83.32	
406	5218	すさみ町	佐本中野	44.22	
406	5219	すさみ町	佐本中野	67.32	
406	5220	すさみ町	佐本中野	48.29	
406	5221	すさみ町	周巻見	13.95	
406	5222	すさみ町	周巻見	12.52	
406	5223	すさみ町	周巻見	19.91	
406	5224	すさみ町	市原	17.23	
406	5225	すさみ町	面谷	37.18	
406	5226	すさみ町	面谷	39.19	
406	5227	すさみ町	面谷	32.32	
406	5228	すさみ町	佐本栗垣内	9.21	
406	5230	すさみ町	小松平	44.01	

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
406	5231	すさみ町	佐本中野	37.22	
406	5232	すさみ町	大谷	57.66	
406	5233	すさみ町	佐本中	40.18	
406	5234	すさみ町	佐本中野	79.71	
406	5235	すさみ町	楢垣内	23.51	
406	5236	すさみ町	佐本西栗垣内	24.21	
406	5237	すさみ町	佐本西栗垣内	16.61	
406	5238	すさみ町	佐本西栗垣内	47.49	
406	5240	すさみ町	大鎌	22.16	
406	5241	すさみ町	下地	5.64	
406	5242	すさみ町	大鎌	16.49	
406	5243	すさみ町	大鎌	14.15	
406	5244	すさみ町	大鎌	7.61	
406	5245	すさみ町	大鎌	11.15	
406	5246	すさみ町	大鎌	5.09	
406	5247	すさみ町	地下	2.88	
406	5248	すさみ町	江住	26.77	
406	5249	すさみ町	大鎌	42.24	
406	5250	すさみ町	江住	26.35	
406	5251	すさみ町	江住	8.57	
406	5252	すさみ町	江住	8.20	
406	5253	すさみ町	見老津	29.32	
406	5254	すさみ町	見老津	13.94	
406	5255	すさみ町	見老津	18.09	
406	5256	すさみ町	見老津	14.31	
406	5257	すさみ町	見老津	16.33	
406	5258	すさみ町	長井	26.61	
406	5259	すさみ町	大附	100.81	
406	5260	すさみ町	市原	6.13	
406	5261	すさみ町	市原	9.98	
406	5263	すさみ町	曲利	8.71	
406	5264	すさみ町	下地	1.25	
406	5267	すさみ町	長井	15.15	
406	5268	すさみ町	江住	42.03	
406	5269	すさみ町	権平	4.40	
406	5270	すさみ町	権平	99.73	
406	5271	すさみ町	和深	5.70	
207	0001	新富市	高田	陸地	140.90
207	0002	新富市	高田	口高田	71.54
207	0003	新富市	高田		56.99
207	0004	新富市	高田	西高田	30.51
207	0005	新富市	高田	出張	53.66
207	0006	新富市	三輪峠	高	181.63
207	0007	新富市	木の川	見子原	11.11
207	0008	新富市	木の川	見子原	22.33
207	0009	新富市	木の川		74.99
207	1001	新富市	熊野川町日足		48.62
207	1004	新富市	熊野川町日足		35.11
207	1005	新富市	熊野川町西		94.52

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
207	1007	新富市	熊野川町日足	119.03	
207	1008	新富市	熊野川町日足	8.13	
207	1009	新富市	熊野川町日足	56.95	
207	1010	新富市	熊野川町日足	174.52	
207	1011	新富市	熊野川町日足	43.95	
207	1012	新富市	熊野川町西海	8.67	
207	1013	新富市	熊野川町西海	1.47	
207	1014	新富市	熊野川町九重	3.95	
207	1015	新富市	熊野川町西栗垣	53.93	
207	1016	新富市	熊野川町九重	4.96	
207	1018	新富市	高田	10.46	
207	1019	新富市	南松林	7.02	
207	1021	新富市	木の川	46.86	
207	1022	新富市	佐野	16.83	
207	1023	新富市	高田	399.70	
207	1026	新富市	木の川	14.02	
207	1027	新富市	高田	西高田	414.45
207	1028	新富市	熊野川町西栗垣	110.04	
207	1029	新富市	熊野川町西栗垣	3.16	
207	1030	新富市	熊野川町西栗垣	69.77	
207	1031	新富市	熊野川町西海	1.38	
207	1032	新富市	熊野川町西栗垣	11.10	
207	1033	新富市	熊野川町西栗垣	10.39	
207	1034	新富市	熊野川町高井	2.70	
207	1035	新富市	熊野川町日足	7.10	
207	1036	新富市	熊野川町日足	5.27	
207	1038	新富市	熊野川町赤木	29.44	
207	1039	新富市	熊野川町日足	44.32	
207	1041	新富市	熊野川町日足	97.94	
207	1042	新富市	熊野川町高井	1.93	
207	1043	新富市	熊野川町長	22.83	
207	1044	新富市	熊野川町赤木	9.65	
207	1045	新富市	熊野川町赤木	31.63	
207	1046	新富市	熊野川町上長井	86.86	
207	1048	新富市	熊野川町日足	22.60	
207	1049	新富市	熊野川町日足	8.54	
207	5001	新富市	南松林	75.81	
207	5002	新富市	南松林	55.94	
207	5003	新富市	南松林	22.56	
207	5004	新富市	相賀	70.93	
207	5005	新富市	高田	口高田	17.79
207	5006	新富市	高田	口高田	16.12
207	5007	新富市	高田	口高田	23.49
207	5008	新富市	高田	黒高田	20.48
207	5010	新富市	高田	黒高田	51.84
207	5011	新富市	南松林	13.22	
207	5012	新富市	南松林	11.70	
207	5013	新富市	相賀	9.71	
207	5014	新富市	相賀	6.52	

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
207	5015	新富市	相賀	6.40	
207	5016	新富市	相賀	12.39	
207	5018	新富市	相賀	12.77	
207	5019	新富市	相賀	21.51	
207	5021	新富市	相賀	19.46	
207	5022	新富市	佐野	15.09	
207	5024	新富市	高田	黒高田	20.28
207	5025	新富市	高田		75.99
207	5026	新富市	高田	黒高田	15.22
207	5027	新富市	高田	西高田	11.75
207	5028	新富市	高田	高田川	6.06
207	5029	新富市	高田	西高田	10.81
207	5030	新富市	高田		1.97
207	5031	新富市	高田	西高田	11.54
207	5032	新富市	高田		5.37
207	5033	新富市	相賀	56.27	
207	5034	新富市	熊野川町日足	6.07	
207	5035	新富市	熊野川町日足	5.81	
207	5036	新富市	熊野川町日足	55.47	
207	5037	新富市	熊野川町日足	52.90	
207	5040	新富市	熊野川町西栗垣	35.19	
207	5041	新富市	熊野川町西栗垣	92.87	
207	5042	新富市	熊野川町西栗垣	31.21	
207	5045	新富市	熊野川町西栗垣	12.21	
207	5046	新富市	熊野川町西栗垣	12.43	
207	5047	新富市	熊野川町西栗垣	11.82	
207	5048	新富市	熊野川町西栗垣	69.86	
207	5049	新富市	熊野川町西海	7.40	
207	5050	新富市	熊野川町西海	8.03	
207	5051	新富市	熊野川町相賀	35.53	
207	5052	新富市	熊野川町西海	4.09	
207	5053	新富市	熊野川町西海	11.01	
207	5054	新富市	熊野川町相賀	16.62	
207	5055	新富市	熊野川町西栗垣	13.69	
207	5057	新富市	熊野川町相賀	84.86	
207	5058	新富市	熊野川町西栗垣	118.53	
207	5059	新富市	熊野川町高井	6.39	
207	5060	新富市	熊野川町相賀	9.96	
207	5061	新富市	熊野川町西栗垣	31.83	
207	5062	新富市	熊野川町西栗垣	50.15	
207	5063	新富市	熊野川町西栗垣	13.04	
207	5064	新富市	熊野川町相賀	80.55	
207	5065	新富市	熊野川町西栗垣	24.93	
207	5066	新富市	熊野川町西栗垣	25.49	
207	5067	新富市	熊野川町西栗垣	61.37	
207	5068	新富市	熊野川町高井	5.88	
207	5069	新富市	熊野川町高井	3.36	
207	5071	新富市	相賀	10.80	
207	5074	新富市	相賀	7.46	

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
207	5075	新宮市	箱賀	16.59	
207	5076	新宮市	高田	3.59	豊高田
207	5078	新宮市	箱賀	3.80	豊高田
207	5079	新宮市	箱賀	1.61	
207	5080	新宮市	高田	4.72	豊高田
207	5081	新宮市	高田	5.59	豊高田
207	5082	新宮市	高田	2.27	豊高田
207	5083	新宮市	高田	39.07	豊高田
207	5086	新宮市	熊野川町欽畑	40.22	
207	5088	新宮市	熊野川町上長井	49.83	
207	5089	新宮市	熊野川町上長井	57.34	
207	5090	新宮市	熊野川町上長井	10.59	
207	5091	新宮市	熊野川町上長井	31.14	
207	5093	新宮市	熊野川町滝本	21.64	
207	5095	新宮市	熊野川町滝本	25.59	
207	5096	新宮市	熊野川町滝本	24.68	
207	5097	新宮市	熊野川町赤木	5.09	
207	5098	新宮市	熊野川町赤木	28.28	
207	5099	新宮市	熊野川町赤木	19.94	
207	5102	新宮市	熊野川町欽畑	21.72	
207	5103	新宮市	熊野川町欽畑	31.58	
207	5104	新宮市	熊野川町欽畑	17.62	
207	5105	新宮市	熊野川町欽畑	15.12	
207	5106	新宮市	熊野川町欽畑	37.95	
207	5107	新宮市	熊野川町欽畑	27.75	
207	5108	新宮市	熊野川町欽畑	36.65	
207	5110	新宮市	熊野川町大山	78.48	
207	5111	新宮市	熊野川町西	31.51	
207	5112	新宮市	熊野川町大山	51.97	
207	5113	新宮市	熊野川町夏	27.75	
207	5114	新宮市	熊野川町上長井	3.12	
207	5115	新宮市	熊野川町上長井	20.19	
207	5116	新宮市	熊野川町上長井	9.47	
207	5117	新宮市	熊野川町上長井	4.73	
207	5118	新宮市	熊野川町上長井	14.58	
207	5119	新宮市	熊野川町上長井	7.70	
207	5120	新宮市	熊野川町上長井	16.94	
207	5122	新宮市	熊野川町欽畑	13.04	
207	5126	新宮市	熊野川町欽畑	6.89	
207	5127	新宮市	熊野川町欽畑	29.42	
207	5128	新宮市	熊野川町滝本	8.37	
207	5130	新宮市	熊野川町欽畑	32.72	
207	5131	新宮市	熊野川町滝本	4.31	
207	5132	新宮市	熊野川町滝本	4.69	
207	5134	新宮市	熊野川町欽畑	18.07	
207	5135	新宮市	熊野川町欽畑	10.97	
207	5136	新宮市	熊野川町欽畑	6.73	
207	5137	新宮市	熊野川町欽畑	20.34	
207	5138	新宮市	熊野川町欽畑	8.65	

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
207	5139	新宮市	熊野川町欽畑	51.95	
207	5140	新宮市	熊野川町上長井	98.47	
207	5142	新宮市	熊野川町欽畑	20.61	
207	5143	新宮市	熊野川町欽畑	3.80	
207	5146	新宮市	熊野川町滝本	14.61	
207	5147	新宮市	熊野川町大山	97.33	
207	5148	新宮市	熊野川町夏	19.93	
207	5149	新宮市	熊野川町夏	35.97	
207	5150	新宮市	熊野川町夏	36.38	
207	5151	新宮市	熊野川町西	9.00	
207	5154	新宮市	熊野川町西	5.77	
207	5155	新宮市	熊野川町欽畑	7.95	
207	5156	新宮市	熊野川町欽畑	7.00	
207	5161	新宮市	熊野川町滝本	15.83	
207	5162	新宮市	熊野川町北ノ川	29.95	
207	5163	新宮市	熊野川町北ノ川	7.84	
207	5164	新宮市	熊野川町北ノ川	4.54	
207	5165	新宮市	熊野川町北ノ川	9.45	
207	5166	新宮市	熊野川町北ノ川	24.97	
207	5167	新宮市	熊野川町欽畑	27.03	
207	5168	新宮市	熊野川町欽畑	12.14	
207	5169	新宮市	熊野川町欽畑	25.52	
207	5170	新宮市	熊野川町欽畑	16.91	
207	5171	新宮市	熊野川町欽畑	27.79	
207	5172	新宮市	熊野川町欽畑	91.04	
207	5173	新宮市	熊野川町欽畑	49.33	
207	5174	新宮市	熊野川町欽畑	27.65	
207	5175	新宮市	熊野川町欽畑	12.91	
207	5176	新宮市	熊野川町欽畑	5.08	
207	5177	新宮市	熊野川町欽畑	12.21	
207	5178	新宮市	熊野川町欽畑	38.64	
207	5183	新宮市	熊野川町欽畑	19.34	
207	5184	新宮市	熊野川町欽畑	11.01	
207	5185	新宮市	熊野川町欽畑	15.62	
207	5186	新宮市	熊野川町欽畑	52.70	
207	5187	新宮市	熊野川町欽畑	33.32	
425	0001	新宮市	熊野川町窪屋	上地	98.42
425	0002	新宮市	熊野川町窪屋	大坪	40.04
425	0003	新宮市	熊野川町窪屋		76.85
425	0004	新宮市	熊野川町西敷屋	小井谷	9.42
425	0005	新宮市	熊野川町西敷屋	内ノ井	10.82
425	0007	新宮市	熊野川町九重	浦地	167.02
425	0008	新宮市	熊野川町相須	真砂	19.22
425	0009	新宮市	熊野川町相須	甲明	56.01
425	0010	新宮市	熊野川町宮井		19.65
425	0011	新宮市	熊野川町柳原		39.22
425	0012	新宮市	熊野川町和田向		72.60
425	0013	新宮市	熊野川町宮井	瀬戸山	94.84
425	0014	新宮市	熊野川町白足	茂峯	62.62

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
425	0015	新宮市	熊野川町白足	茂峯	14.15
425	0016	新宮市	熊野川町柳井	奥谷口	40.44
425	0017	新宮市	熊野川町赤木		27.20
425	0018	新宮市	熊野川町相須		20.10
425	0019	新宮市	熊野川町赤木		7.23
425	0020	新宮市	熊野川町赤木		68.93
425	0021	新宮市	熊野川町小和田		27.21
425	0022	新宮市	熊野川町小和田		25.98
425	0023	新宮市	熊野川町上長井		16.22
425	0024	新宮市	熊野川町大山		9.71
425	0025	新宮市	熊野川町中ノ川		67.25
425	0026	新宮市	熊野川町和田		8.00
425	0027	新宮市	熊野川町大末谷		10.38
425	0028	新宮市	熊野川町	崎津	23.45
421	0001	那智勝浦市	大野	124.19	
421	0002	那智勝浦市	市野々	74.86	
421	0003	那智勝浦市	井間	高塚	76.99
421	0004	那智勝浦市	高津木		82.46
421	0005	那智勝浦市	直柱		86.54
421	0006	那智勝浦市	奥中野川		14.09
421	0007	那智勝浦市	高野		138.24
421	0008	那智勝浦市	小野		34.60
421	0009	那智勝浦市	長井	出合	16.73
421	0010	那智勝浦市	那智山		3.95
421	0011	那智勝浦市	川間		70.49
421	0012	那智勝浦市	湯川	田尻なし	27.28
421	0014	那智勝浦市	二河	竹向	2.08
421	0015	那智勝浦市	井鹿		9.56
421	0016	那智勝浦市	南大原	大谷	22.22
421	0017	那智勝浦市	中里	夜峯	2.23
421	0018	那智勝浦市	中里	上の谷	17.32
421	0019	那智勝浦市	中里	中の谷	24.39
421	0020	那智勝浦市	中里	下の谷	21.87
421	0021	那智勝浦市	向地		22.59
421	0022	那智勝浦市	流神	上地谷	2.96
421	0023	那智勝浦市	流神	満神更	2.42
421	0024	那智勝浦市	流神	中地谷	2.51
421	1002	那智勝浦市	小阪		10.00
421	1003	那智勝浦市	小阪		3.29
421	1004	那智勝浦市	南平野		26.15
421	1005	那智勝浦市	岩本		1.01
421	1007	那智勝浦市	那智山		33.97
421	1008	那智勝浦市	那智山		9.38
421	1009	那智勝浦市	那智山		20.33
421	1010	那智勝浦市	二河		6.55
421	1011	那智勝浦市	市原		7.88
421	1013	那智勝浦市	井鹿		4.97
421	1014	那智勝浦市	高津井		39.95
421	1015	那智勝浦市	下里		2.18

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
421	1016	那智勝浦市	小野		2.12
421	1017	那智勝浦市	小野		33.62
421	1019	那智勝浦市	南大原		5.19
421	1020	那智勝浦市	南大原		3.78
421	1021	那智勝浦市	井鹿		18.58
421	1022	那智勝浦市	西中野川		1.44
421	1023	那智勝浦市	市原		6.36
421	5009	那智勝浦市	下長井		12.30
421	5010	那智勝浦市	中里		5.28
421	5012	那智勝浦市	庄		13.24
421	5013	那智勝浦市	夜峯		3.61
421	5014	那智勝浦市	田代		9.91
421	5015	那智勝浦市	出合		7.14
421	5016	那智勝浦市	上長井		13.87
421	5017	那智勝浦市	小野		25.43
421	5018	那智勝浦市	小野		13.07
421	5019	那智勝浦市	小野		13.52
421	5021	那智勝浦市	西中野川		9.77
421	5022	那智勝浦市	西中野川		8.35
421	5023	那智勝浦市	中ノ川		9.38
421	5024	那智勝浦市	井鹿		8.08
421	5029	那智勝浦市	中ノ川		16.03
421	5031	那智勝浦市	中ノ川		8.51
421	5032	那智勝浦市	井鹿		6.01
421	5033	那智勝浦市	井鹿		12.00
421	5035	那智勝浦市	南大原		6.08
421	5036	那智勝浦市	向地		21.47
421	5037	那智勝浦市	中ノ川		3.63
421	5038	那智勝浦市	中里		6.90
421	5039	那智勝浦市	中里		6.51
421	5041	那智勝浦市	南大原		6.98
421	5043	那智勝浦市	小色川		5.90
421	5044	那智勝浦市	熊淵川		17.01
421	5050	那智勝浦市	二河		29.40
421	5053	那智勝浦市	夜峯		18.89
421	5054	那智勝浦市	小阪		9.39
421	5055	那智勝浦市	山原地		5.23
421	5056	那智勝浦市	山原地		5.81
421	5058	那智勝浦市	八尺野		2.58
421	5059	那智勝浦市	流神		2.51
421	5063	那智勝浦市	芝地		2.25
421	5064	那智勝浦市	下里		1.64
421	5065	那智勝浦市	下里		4.48
421	5067	那智勝浦市	二河		1.88
421	5068	那智勝浦市	二河		1.75
421	5069	那智勝浦市	二河		1.35
421	5070	那智勝浦市	那智山		27.28
421	5071	那智勝浦市	櫻原		5.95
421	5072	那智勝浦市	櫻原		3.98

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
421	5073	那智勝浦町	櫻坂	11.83	
421	5074	那智勝浦町	鷲崎	6.50	
421	5075	那智勝浦町	八反田	10.81	
421	5076	那智勝浦町	井間	22.19	
421	5077	那智勝浦町	高津原	8.68	
421	5078	那智勝浦町	袴ヶ丘	2.15	
421	5079	那智勝浦町	粉白	3.01	
421	5080	那智勝浦町	天満	2.58	
421	5081	那智勝浦町	川間	8.41	
421	5084	那智勝浦町	川間	9.19	
421	5085	那智勝浦町	岩鼻	1.51	
421	5087	那智勝浦町	橋ノ木	1.98	
421	5090	那智勝浦町	左畑	1.83	
421	5091	那智勝浦町	不可	0.87	
421	5092	那智勝浦町	不可	0.82	
421	5093	那智勝浦町	湯川	2.51	
421	5094	那智勝浦町	湯川	2.78	
421	5095	那智勝浦町	竹向	2.83	
421	5096	那智勝浦町	竹向	9.95	
421	5097	那智勝浦町	左畑	4.06	
421	5098	那智勝浦町	左畑	9.71	
421	5099	那智勝浦町	左畑	1.90	
421	5100	那智勝浦町	井鹿	14.63	
421	5101	那智勝浦町	井鹿	2.26	
421	5102	那智勝浦町	井鹿	2.87	
421	5103	那智勝浦町	井鹿	1.04	
421	5104	那智勝浦町	井鹿	3.70	
421	5105	那智勝浦町	井鹿	2.09	
421	5106	那智勝浦町	井鹿	1.71	
421	5108	那智勝浦町	口色川	27.05	
421	5109	那智勝浦町	口色川	41.43	
421	5110	那智勝浦町	口色川	16.62	
421	5111	那智勝浦町	口色川	16.58	
421	5112	那智勝浦町	那智山	4.53	
421	5113	那智勝浦町	那智山	5.03	
421	5116	那智勝浦町	標原	61.64	
421	5117	那智勝浦町	標原	75.95	
421	5118	那智勝浦町	標原	7.50	
421	5119	那智勝浦町	小麦	28.47	
421	5123	那智勝浦町	標原	24.03	
421	5124	那智勝浦町	坂足	62.96	
421	5125	那智勝浦町	坂足	18.97	
421	5126	那智勝浦町	口色川	31.97	
421	5127	那智勝浦町	口色川	18.09	
421	5128	那智勝浦町	那智山	20.59	
421	5129	那智勝浦町	小麦	45.05	
421	5130	那智勝浦町	小麦	23.09	
421	5132	那智勝浦町	標原	4.76	
421	5136	那智勝浦町	橋ノ木	4.88	

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
421	5137	那智勝浦町	橋ノ木	5.77	
421	5138	那智勝浦町	二河	3.68	
421	5139	那智勝浦町	二河	6.29	
421	5140	那智勝浦町	橋ノ川	2.69	
421	5143	那智勝浦町	橋ノ木	2.71	
421	5147	那智勝浦町	二河	66.10	
421	5148	那智勝浦町	井間	26.30	
421	5153	那智勝浦町	八反田	3.00	
421	5155	那智勝浦町	井間	11.12	
421	5156	那智勝浦町	井間	13.91	
421	5157	那智勝浦町	市野々	56.27	
421	5158	那智勝浦町	野々	22.40	
421	5159	那智勝浦町	那智山	21.54	
421	5160	那智勝浦町	那智山	28.46	
421	5163	那智勝浦町	口色川	33.69	
421	5164	那智勝浦町	口色川	30.66	
421	5165	那智勝浦町	口色川	28.26	
421	5166	那智勝浦町	熊淵川	5.90	
421	5169	那智勝浦町	西中野川	2.65	
421	5170	那智勝浦町	西中野川	16.07	
421	5171	那智勝浦町	西中野川	4.55	
421	5172	那智勝浦町	西中野川	3.33	
421	5176	那智勝浦町	大野	7.61	
421	5177	那智勝浦町	田垣内	4.26	
421	5178	那智勝浦町	直柱	7.33	
421	5179	那智勝浦町	直柱	4.63	
421	5180	那智勝浦町	直柱	5.57	
421	5181	那智勝浦町	直柱	41.90	
421	5184	那智勝浦町	下長井	12.78	
421	5185	那智勝浦町	下和田	2.48	
421	5187	那智勝浦町	下和田	2.44	
421	5189	那智勝浦町	下和田	2.54	
421	5190	那智勝浦町	向地	4.55	
421	5191	那智勝浦町	高芝	1.65	
421	5193	那智勝浦町	流神	10.39	
421	5194	那智勝浦町	流神西	2.54	
421	5195	那智勝浦町	流神西	10.60	
421	5196	那智勝浦町	八尺鏡野	1.96	
421	5197	那智勝浦町	八尺鏡野	2.93	
421	5198	那智勝浦町	八尺鏡野	5.16	
421	5199	那智勝浦町	八尺鏡野	3.45	
421	5201	那智勝浦町	向地	21.67	
421	5202	那智勝浦町	中里	3.18	
421	5203	那智勝浦町	中里	8.17	
421	5204	那智勝浦町	中里	7.98	
421	5205	那智勝浦町	庄	17.42	
421	5206	那智勝浦町	中里	3.29	
421	5207	那智勝浦町	天満	3.61	
421	5208	那智勝浦町	天満	4.29	

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
421	5210	那智勝浦町	粉白	6.02	
421	5211	那智勝浦町	粉白	3.74	
421	5212	那智勝浦町	流神	1.67	
421	5213	那智勝浦町	流神	1.76	
421	5214	那智勝浦町	粉白	1.09	
421	5215	那智勝浦町	流神	1.06	
421	5216	那智勝浦町	流神西	2.63	
421	5218	那智勝浦町	流神西	4.21	
421	5220	那智勝浦町	流神	6.61	
421	5221	那智勝浦町	鶴島	4.43	
421	5223	那智勝浦町	鶴島	4.36	
421	5227	那智勝浦町	直柱	7.48	
421	5232	那智勝浦町	標原	21.32	
421	5233	那智勝浦町	標原	32.69	
421	5234	那智勝浦町	標原	8.19	
421	5235	那智勝浦町	標原	2.39	
421	5237	那智勝浦町	大地	14.89	
421	5238	那智勝浦町	中ノ川	12.04	
421	5240	那智勝浦町	中ノ川	6.91	
421	5241	那智勝浦町	中ノ川	7.19	
421	5242	那智勝浦町	中ノ川	2.13	
421	5243	那智勝浦町	中ノ川	3.54	
421	5244	那智勝浦町	中ノ川	2.27	
421	5245	那智勝浦町	常ノ黒	15.57	
421	5246	那智勝浦町	常ノ黒	7.09	
421	5247	那智勝浦町	常ノ黒	28.39	
421	5248	那智勝浦町	常ノ黒	13.30	
421	5249	那智勝浦町	小匠	6.25	
421	5250	那智勝浦町	小匠	9.10	
421	5254	那智勝浦町	大野	14.58	
421	5255	那智勝浦町	大野	6.17	
421	5258	那智勝浦町	口色川	48.33	
421	5259	那智勝浦町	小匠	15.96	
421	5260	那智勝浦町	小匠	2.65	
421	5264	那智勝浦町	那智山	3.69	
421	5265	那智勝浦町	那智山	12.65	
421	5268	那智勝浦町	口色川	9.29	
421	5269	那智勝浦町	口色川	34.11	
421	5270	那智勝浦町	口色川	7.76	
421	5271	那智勝浦町	口色川	7.30	
421	5272	那智勝浦町	大野	8.01	
421	5273	那智勝浦町	口色川	31.07	
421	5274	那智勝浦町	標原	9.25	
421	5276	那智勝浦町	大地	5.89	
421	5277	那智勝浦町	西中野川	4.00	
421	5278	那智勝浦町	小匠	4.57	
421	5279	那智勝浦町	小匠	18.16	
421	5280	那智勝浦町	平瀬	4.43	
421	5281	那智勝浦町	平瀬	2.05	

05-02-02 山地災害危険箇所一覽表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
421	5282	那智勝浦町	森	6.73	
421	5283	那智勝浦町	森	7.31	
421	5284	那智勝浦町	森	10.79	
421	5285	那智勝浦町	森	8.08	
421	5286	那智勝浦町	西中野川	9.02	
421	5287	那智勝浦町	森	7.22	
421	5288	那智勝浦町	小匠	19.46	
421	5289	那智勝浦町	小匠	9.19	
421	5290	那智勝浦町	小匠	9.67	
421	5291	那智勝浦町	森	19.69	
421	5292	那智勝浦町	西中野川	18.03	
421	5293	那智勝浦町	小匠	44.35	
421	5294	那智勝浦町	小匠	21.94	
421	5295	那智勝浦町	小匠	11.10	
421	5296	那智勝浦町	小匠	24.65	
421	5297	那智勝浦町	田垣内	117.49	
421	5298	那智勝浦町	田垣内	56.70	
421	5299	那智勝浦町	大野	9.65	
421	5300	那智勝浦町	大野	3.14	
421	5301	那智勝浦町	大野	36.87	
421	5304	那智勝浦町	西中野川	2.25	
421	5305	那智勝浦町	流神西	5.83	
421	5306	那智勝浦町	流神西	6.27	
421	5307	那智勝浦町	流神西	4.79	
421	5308	那智勝浦町	那智山	71.18	
421	5309	那智勝浦町	熊淵川	66.69	
422	5001	太地町	森浦	4.63	
422	5002	太地町	西地	4.87	
422	5003	太地町	汐入	3.82	
422	5004	太地町	西地	1.49	
422	5005	太地町	西地	0.90	
422	5010	太地町	網代崎	4.50	
422	5012	太地町	太地	2.66	
422	5013	太地町	太地	0.95	
422	5015	太地町	太地	1.14	
422	5018	太地町	西地	9.56	
407	0001	串本町	里川	宮ノ平井	43.82
407	0002	串本町	里川		6.96
407	0003	串本町	里川	里川	6.06
407	0004	串本町	里川		46.17
407	0005	串本町	和深	中平見	15.62
407	0006	串本町	和深	竹の垣内	15.46
407	0007	串本町	田並上	青坂田	4.78
407	0008	串本町	吐生		14.41
407	0009	串本町	和深	下地	7.03
407	0010	串本町	和深	カンジヤ谷	3.76
407	0011	串本町	田子	窓の向	10.44
407	0012	串本町	田子		5.96
407	0013	串本町	江田		3.86

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
407	0014	串本町	田並上	4.48	
407	0015	串本町	有田	10.03	
407	0016	串本町	有田上	8.05	
407	0017	串本町	有田上	14.48	
407	0018	串本町	有田	11.87	
407	0019	串本町	有田	16.32	
407	0020	串本町	二色	11.61	
407	0021	串本町	阿野川	5.04	
423	0001	串本町	上田原	12.36	
423	0002	串本町	佐部	3.48	
423	0003	串本町	中渡	7.42	
423	0004	串本町	古塚	1.63	
423	0005	串本町	古田	5.97	
423	0006	串本町	古田	38.48	
423	0007	串本町	古田	6.57	
423	0008	串本町	古田	12.10	
423	0009	串本町	西向	2.11	
423	0010	串本町	西向	6.50	
423	0011	串本町	伊串	10.85	
423	0012	串本町	姪	3.08	
423	0013	串本町	田原	22.92	
428	1003	串本町	田並上	15.79	
428	1004	串本町	塔笠島	2.46	
428	1005	串本町	真土	3.48	
428	1007	串本町	佐部	5.44	
428	1008	串本町	上地	5.23	
428	1009	串本町	佐部	7.33	
428	1010	串本町	佐部	28.22	
428	1011	串本町	佐部	8.60	
428	1013	串本町	佐部	5.21	
428	1014	串本町	佐部	1.83	
428	5001	串本町	比曽原	28.18	
428	5002	串本町	比曽原	3.31	
428	5003	串本町	豊川	5.72	
428	5004	串本町	豊川	20.12	
428	5005	串本町	豊川	8.34	
428	5012	串本町	岩淵	8.76	
428	5013	串本町	伊串	10.04	
428	5014	串本町	伊串	2.93	
428	5015	串本町	伊串	10.35	
428	5018	串本町	西向	14.80	
428	5026	串本町	寄地	2.77	
428	5027	串本町	寄地	2.47	
428	5029	串本町	二色	4.62	
428	5030	串本町	寄地	4.67	
428	5031	串本町	二色	3.02	
428	5034	串本町	二色	12.33	
428	5035	串本町	姫川	1.99	
428	5037	串本町	姫川	1.67	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
428	5038	串本町	姫川	14.37	
428	5039	串本町	姫川	5.95	
428	5040	串本町	姫川	2.52	
428	5041	串本町	伊串	45.07	
428	5047	串本町	貝田	4.87	
428	5048	串本町	有田	3.65	
428	5050	串本町	有田	1.44	
428	5051	串本町	有田	5.62	
428	5052	串本町	高森	8.06	
428	5055	串本町	高森	7.83	
428	5056	串本町	高森	8.15	
428	5057	串本町	高森	12.69	
428	5058	串本町	高森	12.58	
428	5059	串本町	高森	3.30	
428	5061	串本町	高森	13.99	
428	5065	串本町	吐生	22.72	
428	5066	串本町	有田上	3.05	
428	5067	串本町	有田上	2.59	
428	5068	串本町	有田上	5.18	
428	5070	串本町	吐生	7.76	
428	5071	串本町	田子田	5.68	
428	5072	串本町	田子田	6.74	
428	5073	串本町	田子田	2.99	
428	5074	串本町	田並上	13.80	
428	5075	串本町	大家前	16.14	
428	5076	串本町	田並上	6.19	
428	5078	串本町	江田	4.02	
428	5086	串本町	江田	8.40	
428	5089	串本町	田並上	5.52	
428	5091	串本町	江田	5.03	
428	5092	串本町	江田	50.76	
428	5093	串本町	江田	6.44	
428	5094	串本町	江田	13.14	
428	5095	串本町	江田	11.16	
428	5096	串本町	江田	5.97	
428	5097	串本町	江田	19.35	
428	5101	串本町	田子	28.46	
428	5102	串本町	田子	17.86	
428	5103	串本町	田子	1.98	
428	5104	串本町	田子	7.16	
428	5105	串本町	田子	4.08	
428	5106	串本町	田子橋	7.45	
428	5113	串本町	和深	9.73	
428	5117	串本町	田子橋	5.15	
428	5118	串本町	和深	6.94	
428	5119	串本町	和深	3.60	
428	5120	串本町	和深	3.82	
428	5122	串本町	雨島	5.18	
428	5123	串本町	雨島	3.69	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
428	5124	串本町	雨島	10.58	
428	5125	串本町	田原	5.00	
428	5133	串本町	西向	5.97	
428	5134	串本町	佐部	11.81	
428	5136	串本町	佐部	5.97	
428	5137	串本町	佐部ノ口	10.39	
428	5138	串本町	佐部ノ口	4.50	
428	5144	串本町	上田原	29.67	
428	5145	串本町	上田原	4.74	
428	5146	串本町	上田原	4.07	
428	5150	串本町	吐生	21.64	
428	5151	串本町	吐生	19.21	
428	5153	串本町	吐生	6.53	
428	5154	串本町	田並上	18.82	
428	5158	串本町	上地	14.88	
428	5159	串本町	上地	66.59	
428	5160	串本町	上地	9.70	
428	5161	串本町	豊川	5.87	
428	5162	串本町	豊川	49.88	
428	5163	串本町	豊川	5.61	
428	5164	串本町	豊川	6.64	
428	5165	串本町	豊川	47.96	
428	5166	串本町	豊川	93.95	
428	5167	串本町	和深	9.67	
428	5168	串本町	和深	7.29	
428	5170	串本町	和深	18.55	
428	5171	串本町	豊川	25.11	
428	5172	串本町	豊川	22.39	
428	5173	串本町	豊川	34.09	
428	5174	串本町	和深	26.63	
428	5175	串本町	和深	17.85	
428	5176	串本町	和深	24.21	
428	5177	串本町	和深	8.17	
428	5178	串本町	小河口	2.59	
428	5179	串本町	坂川	7.04	
424	0001	古座川町	カズノ谷	34.78	
424	0002	古座川町	松根	15.32	
424	0003	古座川町	松根	30.38	
424	0005	古座川町	成川	94.05	
424	0006	古座川町	西川	64.17	
424	0007	古座川町	西川	12.49	
424	0008	古座川町	西川	82.79	
424	0009	古座川町	平井	180.03	
424	0010	古座川町	平井	7.70	
424	0011	古座川町	松根	4.20	
424	0012	古座川町	平井	55.25	
424	0013	古座川町	平井	22.51	
424	0014	古座川町	湯野川	75.89	
424	0015	古座川町	湯野川	14.10	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
424	0016	古座川町	真砂	12.92	
424	0017	古座川町	佐田	19.27	
424	0018	古座川町	佐田	27.77	
424	0019	古座川町	下森	川向	5.82
424	0020	古座川町	大森	土井	33.24
424	0021	古座川町	宇高井	笠置山	30.10
424	0022	古座川町	宇高井	日清平山	7.63
424	0023	古座川町	宇高井		23.54
424	0024	古座川町	小川	洞原	53.89
424	0025	古座川町	真砂	真砂	1.78
424	0026	古座川町	真砂	真砂	17.05
424	0027	古座川町	長谷	井ノ谷	34.80
424	0028	古座川町	三原川	湯谷	46.74
424	0029	古座川町	大川	湯谷	6.89
424	0030	古座川町	三原川	中村	51.38
424	0031	古座川町	蔵土		28.37
424	0032	古座川町	蔵土	下蔵土	12.00
424	0033	古座川町	洞原		17.85
424	0034	古座川町	洞原	洞原	14.79
424	0035	古座川町	相瀬		14.24
424	0036	古座川町	立合川		58.05
424	0037	古座川町	立合川	赤木谷	28.15
424	0038	古座川町	一併		17.45
424	0039	古座川町	中越	中津の谷川	209.08
424	0040	古座川町	中越		28.22
424	0041	古座川町	明神	本谷	38.12
424	0042	古座川町	青見		10.14
424	0043	古座川町	鶴川	農地谷	6.50
424	0044	古座川町	高瀬	本谷	75.85
424	0045	古座川町	月ノ瀬	露尻	7.61
424	0046	古座川町	月野瀬	本谷	96.72
424	0047	古座川町	月野瀬		13.78
424	0048	古座川町	宇津木		21.86
424	0049	古座川町	池野山	又夕	8.42
424	0050	古座川町	池野山	口広	24.09
424	0051	古座川町	高池	本谷	18.04
424	0052	古座川町	高池	東谷	20.52
424	0053	古座川町	高池	下の谷	6.54
424	0054	古座川町	山手	姥ノ谷	71.12
424	0055	古座川町	松根	羽山	156.56
424	0056	古座川町	長谷	宮の代	2.66
424	1001	古座川町	松根	鶴ノ川	295.99
424	1002	古座川町	松根		102.77
424	1003	古座川町	松根		96.03
424	1004	古座川町	松根		169.27
424	1005	古座川町	平井		17.89
424	1006	古座川町	平井		26.83
424	1007	古座川町	平井		7.65
424	1008	古座川町	田川		12.60

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
424	1009	古座川町	夜ノ平	5.83	
424	1010	古座川町	南平	21.96	
424	1012	古座川町	羽尾	127.32	
424	1013	古座川町	羽尾	24.60	
424	1014	古座川町	土井	46.83	
424	1016	古座川町	池野山	9.75	
424	1018	古座川町	池野山	33.34	
424	1019	古座川町	池野山	7.22	
424	1021	古座川町	池野山	4.65	
424	1022	古座川町	釜	23.69	
424	1024	古座川町	佐田	25.27	
424	1025	古座川町	中崎	37.83	
424	1026	古座川町	平井	7.67	
424	1027	古座川町	松根	78.98	
424	1028	古座川町	平井	6.46	
424	1029	古座川町	上地	57.22	
424	1030	古座川町	釜	13.91	
424	1031	古座川町	池野山	4.30	
424	5001	古座川町	鶴川	10.39	
424	5002	古座川町	鶴川	62.03	
424	5003	古座川町	鶴川	1.65	
424	5004	古座川町	鶴川	0.64	
424	5005	古座川町	上地	4.79	
424	5006	古座川町	立合	9.04	
424	5007	古座川町	立合	3.21	
424	5008	古座川町	立合	1.08	
424	5009	古座川町	一雨	19.51	
424	5010	古座川町	一雨	22.90	
424	5011	古座川町	月野瀬	18.73	
424	5012	古座川町	森の郷	18.11	
424	5013	古座川町	月野瀬	7.07	
424	5016	古座川町	河辺	3.96	
424	5017	古座川町	河辺	5.26	
424	5018	古座川町	宇津木	1.66	
424	5020	古座川町	宇津木	2.90	
424	5021	古座川町	池野山	6.67	
424	5022	古座川町	池野山	2.60	
424	5023	古座川町	小川	13.63	
424	5024	古座川町	明神	5.76	
424	5025	古座川町	直見	2.25	
424	5026	古座川町	小川	1.07	
424	5027	古座川町	中崎	21.39	
424	5031	古座川町	中村	2.12	
424	5032	古座川町	中村	10.84	
424	5033	古座川町	中村	3.67	
424	5034	古座川町	中村	8.61	
424	5035	古座川町	三蔵川	3.27	
424	5036	古座川町	三蔵川	4.67	
424	5038	古座川町	三蔵川	2.38	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
424	5039	古座川町	三蔵川	3.14	
424	5040	古座川町	三蔵川	4.09	
424	5041	古座川町	三蔵川	7.91	
424	5042	古座川町	中村	2.72	
424	5043	古座川町	中村	2.43	
424	5044	古座川町	南平	18.44	
424	5045	古座川町	元塚	12.53	
424	5046	古座川町	明神	83.86	
424	5047	古座川町	南平	10.55	
424	5048	古座川町	南平	40.48	
424	5050	古座川町	下地	6.83	
424	5051	古座川町	下地	43.49	
424	5052	古座川町	下地	34.98	
424	5053	古座川町	下蔵土	3.92	
424	5054	古座川町	下蔵土	63.58	
424	5055	古座川町	蔵土	146.57	
424	5056	古座川町	蔵土	7.78	
424	5057	古座川町	蔵土	9.39	
424	5058	古座川町	相瀬	17.43	
424	5059	古座川町	相瀬	24.56	
424	5060	古座川町	相瀬	3.28	
424	5061	古座川町	大川	12.97	
424	5062	古座川町	大川	23.32	
424	5063	古座川町	大川	6.73	
424	5064	古座川町	大川	5.58	
424	5065	古座川町	大川	2.56	
424	5066	古座川町	大川	7.25	
424	5068	古座川町	佐田	4.68	
424	5069	古座川町	佐田	10.00	
424	5070	古座川町	佐田	11.73	
424	5071	古座川町	佐田	4.41	
424	5074	古座川町	佐田	5.13	
424	5075	古座川町	佐田	22.51	
424	5076	古座川町	元塚	35.27	
424	5077	古座川町	長途	10.56	
424	5078	古座川町	長途	14.30	
424	5079	古座川町	下蔵砂	9.34	
424	5080	古座川町	中崎	23.48	
424	5081	古座川町	京ノ木	5.55	
424	5083	古座川町	池野山	11.25	
424	5085	古座川町	池野山	9.15	
424	5086	古座川町	池野山	10.43	
424	5087	古座川町	池野山	7.92	
424	5088	古座川町	上地	6.32	
424	5089	古座川町	中村	7.37	
424	5093	古座川町	池野山	5.41	
424	5094	古座川町	平井	4.99	
424	5095	古座川町	大平	3.21	
424	5099	古座川町	佐田	4.53	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
424	5101	古座川町	佐田	23.63	
424	5102	古座川町	佐田	7.95	
424	5104	古座川町	佐田	28.95	
424	5107	古座川町	山手	108.19	
424	5108	古座川町	小川	154.61	
424	5109	古座川町	上地	19.83	
424	5110	古座川町	上地	28.19	
424	5111	古座川町	中崎	16.56	
424	5112	古座川町	中崎	34.36	
424	5113	古座川町	中崎	9.49	
424	5114	古座川町	中崎	12.31	
424	5115	古座川町	蔵土	20.84	
424	5116	古座川町	蔵土	3.12	
424	5117	古座川町	蔵土	9.51	
424	5118	古座川町	羽尾	31.60	
424	5119	古座川町	立合	29.48	
424	5120	古座川町	釜	10.44	
424	5121	古座川町	立合	1.74	
424	5122	古座川町	立合川	14.06	
424	5124	古座川町	立合	22.12	
424	5125	古座川町	一雨	24.64	
424	5126	古座川町	中崎	14.49	
424	5128	古座川町	一雨	10.87	
424	5129	古座川町	羽尾	27.51	
424	5130	古座川町	上平	59.88	
424	5131	古座川町	滝の坪	21.55	
424	5132	古座川町	上平	22.94	
424	5133	古座川町	上平	74.65	
424	5134	古座川町	小川	64.69	
424	5135	古座川町	大森	33.52	
424	5136	古座川町	成川	171.16	
424	5138	古座川町	滝の坪	25.04	
424	5139	古座川町	大森	17.05	
424	5143	古座川町	土井	9.03	
424	5145	古座川町	大森谷	57.61	
424	5146	古座川町	宇筒井	36.82	
424	5147	古座川町	滝の坪	21.57	
424	5148	古座川町	宇筒井	11.58	
424	5149	古座川町	小川	7.70	
424	5151	古座川町	野中	18.57	
424	5152	古座川町	野田川	38.59	
424	5153	古座川町	田川	7.65	
424	5154	古座川町	西赤木	7.27	
424	5155	古座川町	西赤木	26.84	
424	5156	古座川町	西赤木	11.79	
424	5157	古座川町	野田川	8.92	
424	5158	古座川町	野田川	10.23	
424	5159	古座川町	野田川	23.60	
424	5160	古座川町	小森川	6.76	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区) 県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
424	5161	古座川町	小森川	5.90	
424	5162	古座川町	宇筒井	5.20	
424	5164	古座川町	成川	62.51	
424	5165	古座川町	成川	25.66	
424	5166	古座川町	宇筒井	22.11	
424	5167	古座川町	宇筒井	4.73	
424	5169	古座川町	下蔵	7.20	
424	5170	古座川町	平野	6.94	
424	5171	古座川町	川向	29.73	
424	5172	古座川町	下蔵	16.56	
424	5173	古座川町	下蔵	5.60	
424	5174	古座川町	下蔵	13.28	
424	5175	古座川町	下蔵	6.38	
424	5176	古座川町	下蔵	2.64	
424	5177	古座川町	下蔵	2.89	
424	5178	古座川町	下蔵	3.41	
424	5179	古座川町	下蔵	6.33	
424	5183	古座川町	成川	9.69	
424	5186	古座川町	成川	11.91	
424	5188	古座川町	成川	15.70	
424	5189	古座川町	成川	48.97	
424	5190	古座川町	下蔵	15.38	
424	5191	古座川町	下蔵	8.49	
424	5193	古座川町	西川	9.56	
424	5199	古座川町	成川	10.31	
424	5200	古座川町	南平	62.60	
424	5201	古座川町	南平	77.35	
424	5202	古座川町	一雨	17.53	
424	5204	古座川町	一雨	51.62	
424	5205	古座川町	一雨	12.55	
424	5206	古座川町	一雨	7.77	
424	5210	古座川町	直見	12.19	
424	5221	古座川町	南平	9.21	
424	5225	古座川町	南平	24.87	
424	5226	古座川町	南平	2.00	
424	5227	古座川町	南平	10.22	
424	5228	古座川町	南平	37.46	
424	5229	古座川町	南平	25.51	
424	5230	古座川町	南平	5.94	
424	5231	古座川町	長途	10.04	
424	5232	古座川町	長途	12.72	
424	5233	古座川町	三蔵川	26.15	
424	5235	古座川町	三蔵川	10.87	
424	5236	古座川町	平井	24.60	
424	5237	古座川町	平井	17.54	
424	5238	古座川町	上地	42.55	
424	5239	古座川町	上地	31.01	
424	5241	古座川町	上地	80.66	
424	5242	古座川町	上地	29.22	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
424	5243	古座川町	孫野川	60.82	
424	5244	古座川町	平井	142.09	
424	5245	古座川町	平井	28.13	
424	5246	古座川町	平井	31.57	
424	5247	古座川町	平井	38.61	
424	5248	古座川町	平井	27.45	
424	5249	古座川町	平井	55.32	
424	5250	古座川町	平井	106.07	
424	5251	古座川町	平井	38.78	
424	5252	古座川町	平井	40.38	
424	5253	古座川町	平井	33.85	
424	5254	古座川町	平井	13.01	
424	5256	古座川町	月の瀧	84.08	
424	5257	古座川町	月の瀧	42.46	
424	5258	古座川町	平井	76.33	
424	5259	古座川町	松根	75.24	
424	5260	古座川町	松根	62.39	
424	5261	古座川町	松根	12.05	
424	5262	古座川町	月の瀧	21.24	
424	5263	古座川町	月の瀧	21.78	
424	5264	古座川町	月の瀧	33.97	
424	5265	古座川町	成川	89.47	
424	5266	古座川町	成川	109.31	
424	5269	古座川町	平井	20.36	
424	5270	古座川町	平井	48.72	
424	5271	古座川町	平井	96.08	
424	5272	古座川町	大坂平	54.19	
424	5273	古座川町	下地平	141.31	
424	5274	古座川町	平井	11.26	
424	5275	古座川町	平井	31.77	
424	5277	古座川町	蒸野平	14.39	
424	5278	古座川町	中村	24.93	
424	5279	古座川町	下露	7.36	
424	5280	古座川町	下露	13.38	
424	5282	古座川町	平井	5.74	
424	5288	古座川町	野中	6.64	
424	5291	古座川町	平井	7.61	
424	5292	古座川町	平井	11.93	
424	5294	古座川町	佐田	6.10	
424	5295	古座川町	佐田	39.79	
424	5296	古座川町	佐田	26.46	
424	5297	古座川町	佐田	1.21	
424	5298	古座川町	佐田	5.43	
424	5299	古座川町	佐田	6.17	
424	5300	古座川町	佐田	2.88	
424	5302	古座川町	平井	29.56	
424	5303	古座川町	平井	59.39	
424	5304	古座川町	原保	26.06	
424	5305	古座川町	平井	20.11	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
424	5306	古座川町	成川	38.11	
424	5310	古座川町	平野	30.94	
424	5315	古座川町	小森川	51.06	
424	5317	古座川町	小森川	42.78	
424	5322	古座川町	小川	17.35	
424	5323	古座川町	小川	11.21	
424	5325	古座川町	小森川	7.92	
424	5326	古座川町	小森川	8.62	
424	5329	古座川町	小森川	3.28	
424	5330	古座川町	小森川	9.78	
424	5331	古座川町	小森川	6.16	
424	5332	古座川町	宇高井	40.53	
424	5333	古座川町	宇高井	40.46	
424	5334	古座川町	小森川	17.88	
424	5335	古座川町	小森川	40.77	
424	5336	古座川町	小森川	11.41	
424	5338	古座川町	西森木	50.35	
424	5340	古座川町	西森木	3.73	
424	5341	古座川町	西森木	3.45	
424	5343	古座川町	小川	6.97	
424	5346	古座川町	小森川	55.11	
424	5348	古座川町	小森川	18.02	
424	5349	古座川町	小森川	14.13	
424	5350	古座川町	小森川	41.44	
424	5351	古座川町	小森川	10.66	
424	5352	古座川町	小森川	5.58	
424	5353	古座川町	小森川	5.04	
424	5355	古座川町	小森川	61.90	
424	5356	古座川町	小森川	8.26	
424	5357	古座川町	小森川	3.16	
424	5358	古座川町	小森川	51.30	
424	5359	古座川町	小森川	22.55	
424	5360	古座川町	小森川	16.34	
424	5362	古座川町	小森川	17.81	
424	5363	古座川町	小森川	12.02	
424	5365	古座川町	小森川	7.93	
424	5366	古座川町	小森川	6.28	
424	5370	古座川町	町田川	21.48	
424	5371	古座川町	町田川	99.82	
424	5373	古座川町	山手川	14.70	
424	5374	古座川町	町田川	14.48	
424	5377	古座川町	山手川	7.55	
424	5378	古座川町	山手川	25.28	
424	5379	古座川町	山手川	23.30	
424	5388	古座川町	櫻山	20.04	
424	5389	古座川町	櫻山	4.00	
424	5390	古座川町	鷲野	17.55	
424	5392	古座川町	釜	14.06	
424	5394	古座川町	魏川	2.91	

05-02-02 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
424	5395	古座川町	魏川	46.79	
424	5397	古座川町	高瀬	8.97	
424	5398	古座川町	高瀬	13.31	
424	5399	古座川町	月野瀧	11.07	
424	5400	古座川町	月野瀧	3.84	
424	5401	古座川町	月野瀧	2.82	
424	5410	古座川町	櫻山	3.49	
424	5416	古座川町	小森川	5.93	
424	5419	古座川町	山手川	7.32	
424	5420	古座川町	三原川	4.73	
424	5421	古座川町	三原川	4.47	
424	5422	古座川町	三原川	10.09	
424	5423	古座川町	三原川	12.89	
424	5424	古座川町	三原川	15.35	
424	5425	古座川町	三原川	9.06	
424	5426	古座川町	三原川	19.48	
424	5427	古座川町	三原川	10.51	
424	5428	古座川町	三原川	5.73	
424	5429	古座川町	三原川	13.40	
424	5431	古座川町	三原川	14.95	
424	5432	古座川町	三原川	45.90	
424	5433	古座川町	洞窟	28.49	
424	5434	古座川町	洞窟	110.45	
427	0001	北山村	七色 下谷	28.06	
427	0002	北山村	七色 上谷	10.59	
427	0003	北山村	七色 市老谷	279.84	
427	0004	北山村	竹原 竹原谷	275.04	
427	0005	北山村	下原井 農地谷	153.69	
427	1001	北山村	七色	4.98	
427	1002	北山村	下原井	2.41	
427	1004	北山村	下原井	13.98	
427	5001	北山村	七色	7.34	
427	5002	北山村	七色	6.82	
427	5003	北山村	七色	6.12	
427	5004	北山村	七色	3.63	
427	5005	北山村	竹原	34.95	
427	5006	北山村	竹原	175.03	
427	5007	北山村	竹原	14.15	
427	5008	北山村	竹原	53.74	
427	5009	北山村	竹原	92.79	
427	5010	北山村	竹原	12.21	
427	5011	北山村	七色	28.18	
427	5012	北山村	下原井	81.76	
427	5013	北山村	下原井	193.18	

No.	市 町 村	箇 所 名	位 置	面 積 (ha)	地すべり防止区域 指 定 年 月 日
1	橋本市	柱本	柱本	7.00	
2	橋本市	横座	横座	11.00	
3	橋本市	東家	東家・市脇	11.00	
4	橋本市	南馬場	西畑・清水	30.40	
5	有田市	下中島	下中島	18.20	
6	有田市	西谷	糸我町西	25.00	
7	田辺市	長尾	長野	34.30	
8	田辺市	埴田	下三栖	15.00	
9	田辺市	上野	上野	27.94	S60. 3. 30指定 S61. 12. 23追加指定
10	田辺市	堺	上秋津、上三栖	14.70	S63. 3. 22指定
11	田辺市	境北	上秋津	13.00	
12	紀美野町（旧野上町）	中田	中田・梅本	16.79	H21. 3. 18指定
13	海南市（旧下津町）	小原	小原	34.20	S36. 12. 6指定
14	海南市（旧下津町）	小畑	小畑	30.50	S36. 12. 6指定
15	海南市（旧下津町）	大窪	大窪	76.70	S48. 3. 30指定 H8. 6. 17追加指定
16	海南市（旧下津町）	扱沢越	下津町引尾	36.60	
17	海南市（旧下津町）	大窪北	下津町大窪	37.50	
18	海南市（旧下津町）	小原東	下津町小原	56.30	
19	海南市（旧下津町）	大野城跡	下津町引尾	47.40	
20	紀美野町（旧野上町）	西野	西野	26.30	S37. 12. 22指定
21	紀美野町（旧野上町）	東谷	柴目	13.90	
22	紀美野町（旧美里町）	永谷	永谷	10.42	S37. 3. 24指定
23	紀美野町（旧美里町）	上ヶ井	上ヶ井	17.54	S37. 3. 24指定
24	紀美野町（旧美里町）	円明寺	円明寺	12.76	S37. 3. 24指定
25	紀美野町（旧美里町）	松ヶ峯	松ヶ峯	11.29	S37. 3. 24指定
26	紀美野町（旧美里町）	箕六	箕六	30.60	S37. 3. 24指定
27	紀美野町（旧美里町）	毛原中	毛原中	17.78	S37. 3. 24指定 H8. 10. 15追加指定
28	紀美野町（旧美里町）	箕六南	箕六	33.00	
29	紀美野町（旧美里町）	上ヶ井南	上ヶ井	55.00	
30	紀美野町（旧美里町）	三尾川	三尾川	10.00	
31	紀美野町（旧美里町）	津川	津川	42.00	
32	紀の川市（旧那賀町）	平野	平野	51.46	S37. 12. 22指定
33	紀の川市（旧那賀町）	名手上東	名手上	74.00	S46. 3. 27指定
34	紀の川市（旧那賀町）	名手上西	名手上	22.00	S46. 3. 27指定
35	紀の川市（旧粉河町）	芦上	東川原	30.40	S38. 2. 27指定

No.	市 町 村	箇 所 名	位 置	面 積 (ha)	地すべり防止区域 指 定 年 月 日
36	紀の川市（旧粉河町）	荒見	荒見	19.00	
37	紀の川市（旧粉河町）	上勝神	勝神	47.20	
38	紀の川市（旧桃山町）	善田	善田	61.00	S47. 3. 13指定
39	紀の川市（旧桃山町）	雨山	桃山町野田原	29.00	
40	紀の川市（旧桃山町）	野田原	桃山町野田原	10.50	
41	紀の川市（旧貴志川町）	西ノ側	貴志川町岸宮	76.80	
42	かつらぎ町	丁ノ町	丁ノ町	25.69	S54. 3. 31指定
43	かつらぎ町	星川	星川	32.50	
44	かつらぎ町	新体	広口	14.50	
45	橋本市（旧高野口町）	九重	九重	19.50	H元. 2. 28指定
46	有田川町（旧吉備町）	田角	田角	10.90	S37. 3. 24指定
47	有田川町（旧吉備町）	大賀畑	大賀畑	31.50	
48	有田川町（旧金屋町）	畦田	畦田	50.40	S37. 3. 24指定 H3. 5. 10追加指定
49	有田川町（旧金屋町）	生石	生石	98.00	
50	有田川町（旧清水町）	北野	楠本	22.00	
51	有田川町（旧清水町）	小中	楠本	37.00	
52	みなべ町（旧南部川村）	野原谷	筋	45.00	
53	みなべ町（旧南部川村）	上ノ尾	晩稲	48.00	
54	那智勝浦町	井関	井関	30.20	
55	かつらぎ町	西渋田	東渋田、西渋田	76.20	H2. 3. 16指定
56	海南市（旧下津町）	小松原	小松原	15.60	H4. 3. 16指定
57	紀の川市（旧粉河町）	西原	西川原、中津川、 上丹生谷	36.60	H9. 6. 18指定
58	橋本市	吉原田原	吉原、小屋口田原	28.36	H22. 4. 6指定
				総計	1,867.43
				うち危険地計	1,037.80

※総計1,867.43haと危険地計1,037.80haとの差829.63haは、地すべり等防止法第3条に基づき、地すべり防止区域の指定を受けた面積の合計である。

箇所番号		市 町 村	大 字	字	面積 (ha)	地すべり 地域指定
201	1	和歌山市	弥宜	寺口	7.33	
202	1	海南市	扱沢	山畑	33.21	
302	1	紀美野町	梅本	西柳沢	30.00	
302	2	紀美野町	坂本	岩谷	18.45	
302	3	紀美野町	坂本	陰地奥	4.75	
302	4	紀美野町	奥佐々	西ノ川	17.50	H 2. 10. 2指定
303	1	紀美野町	高畑	下浦	6.83	
303	2	紀美野町	高畑	鎌倉谷	4.95	
303	3	紀美野町	滝ノ川	鮎の原	6.19	S37. 8. 23指定
303	4	紀美野町	滝ノ川	森尾谷	7.20	S37. 8. 23指定
303	5	紀美野町	高畑	上浦	6.00	S37. 8. 23指定
303	6	紀美野町	毛原下	赤池	15.19	S33. 10. 25指定
324	1	紀の川市	桃山町黒川	高原	3.60	
341	1	かつらぎ町	東谷	大久保田	7.50	S58. 6. 20指定
345	1	かつらぎ町	花園梁瀬	口不動	10.40	S37. 8. 23指定
345	2	かつらぎ町	花園久木	上之手	6.60	S37. 8. 23指定
344	1	高野町	大滝	宮垣内	4.40	
204	1	有田市	宮崎町	中谷	2.37	
204	2	有田市	宮崎町	辰ヶ浜	3.04	
363	1	有田川町	田口	滝ノ西	11.40	S48. 4. 9指定
364	1	有田川町	本堂	畑中	18.37	
365	1	有田川町	三瀬川	下浦	5.95	
365	2	有田川町	三瀬川	長垣	9.36	S37. 8. 23指定
365	3	有田川町	遠井	岩根	5.14	S33. 10. 25指定
365	4	有田川町	井谷	岡ノ上	5.16	S37. 8. 23指定
365	5	有田川町	井谷	寺手	6.13	S37. 8. 23指定
365	6	有田川町	三瀬川	長垣	6.50	
206	1	田辺市	稲成町	奥江原	1.00	
402	1	田辺市	中辺路町近露	一里石	19.72	S37. 8. 23指定
402	2	田辺市	中辺路町大川	皆の川	7.83	S44. 11. 24指定
426	1	田辺市	本宮町武住	上地久保	5.00	
426	2	田辺市	本宮町皆地	高野	1.30	
425	1	新宮市	熊野川町日足	炭竈	29.92	H 6. 11. 4指定
425	2	新宮市	熊野川町宮井	奥谷	56.73	H16. 9. 29指定
207	1	新宮市	熊野川町日足	萬歳	44.57	H22. 4. 14指定
421	1	那智勝浦町	那智山	南谷	12.20	S54. 3. 1指定
424	1	古座川町	松根	中地向	10.90	
424	2	古座川町	平井	芝之峯	23.30	
424	3	古座川町	海老		6.60	

424	4	古座川町	真砂	真砂	2.80	
-----	---	------	----	----	------	--

Table with columns: 市町村, 箇所番号, 箇所名, 大字, 地すべり区域指定, 公示番号. Lists landslide risk points in various municipalities like 和歌山市, 海南市, 高野町, etc.

Table with columns: 市町村, 箇所番号, 箇所名, 大字, 地すべり区域指定, 公示番号. Lists landslide risk points in various municipalities like 橋本町, 高野町, 和歌山市, etc.

Table with columns: 市町村, 箇所番号, 箇所名, 大字, 地すべり区域指定, 公示番号. Lists landslide risk points in various municipalities like 田辺市, 和歌山市, 高野町, etc.

Table with columns: 市町村, 箇所番号, 箇所名, 大字, 地すべり区域指定, 公示番号. Lists landslide risk points in various municipalities like 新宮市, 和歌山市, 高野町, etc.

Table with 6 columns: 市町村, 箇所番号, 箇所名, 大字, 地すべり区域指定, 公示番号. Lists landslide hazard points in the Iwate region.

Table with 6 columns: 市町村, 箇所番号, 箇所名, 大字, 地すべり区域指定, 公示番号. Lists landslide hazard points in the Iwate region.

Table with 6 columns: 市町村, 箇所番号, 箇所名, 大字, 地すべり区域指定, 公示番号. Lists landslide hazard points in the Iwate region.

Table with 6 columns: 市町村, 箇所番号, 箇所名, 大字, 地すべり区域指定, 公示番号. Lists landslide hazard points in the Iwate region.

市町村	箇所番号	箇所名	大字	地すべり区域指定	公示番号
津本町	485	比賣原	龍川		
那智勝浦町	182	浜ノ宮	浜ノ宮		
那智勝浦町	376	高津気	高津気		
那智勝浦町	377	宇久井	宇久井		
那智勝浦町	378	涌神	涌神		
那智勝浦町	459	懸川	口色川		
那智勝浦町	460	大野	大野		
那智勝浦町	461	坂足	坂足		
那智勝浦町	462	口色川	口色川		
那智勝浦町	463	田垣内	田垣内		
那智勝浦町	464	小坂1	小坂		
那智勝浦町	465	小坂2	小坂		
那智勝浦町	466	小匠	小匠		
本郷町	183	本地	本地	S55.04.04	812
古座川町	467	海老	長迫		

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	I	253	和歌山市	大川	大川	40	30
2	I	260	和歌山市	深山	深山	45	40
3	I	261	和歌山市	加太	加太浦谷	50	25
4	I	262	和歌山市	加太	新田・加太浦谷	45	35
5	I	263	和歌山市	加太	泊り谷・泊り谷(3)	45	30
6	I	264	和歌山市	加太	水神・八幡山	45	40
7	I	265	和歌山市	加太	加太(山田)・加太(山田)	45	35
8	I	266	和歌山市	加太	加太(仲町)	40	50
9	I	267	和歌山市	加太	向ノ下(2)・水神・加太(3)	45	35
10	I	268	和歌山市	日野	日野(1)	50	60
11	I	269	和歌山市	日野	日野(2)	40	40
12	I	270	和歌山市	磯の浦	磯の浦	50	60
13	I	271	和歌山市	木ノ本	木ノ本	45	30
14	I	272	和歌山市	梅原・木ノ本	梅原	50	40
15	I	273	和歌山市	中	真志中(2)	50	40
16	I	274	和歌山市	茨谷・早井	茨谷	45	60
17	I	275	和歌山市	大谷	大谷(1)	40	30
18	I	276	和歌山市	大谷	大谷・大谷東谷	45	25
19	I	277	和歌山市	香明寺	香明寺	40	50
20	I	278	和歌山市	香明寺	香明寺(2)	40	25
21	I	279	和歌山市	香明寺	香明寺	30	16
22	I	280	和歌山市	六十谷	千手	35	20
23	I	281	和歌山市	黒岩	黒岩	50	40
24	I	282	和歌山市	黒岩	黒岩(2)	35	30
25	I	284	和歌山市	黒岩	黒岩	45	45
26	I	285	和歌山市	口須佐	口須佐	45	40
27	I	286	和歌山市	木杖	木杖	50	15
28	I	287	和歌山市	永山	永山(2)・永山	45	23
29	I	288	和歌山市	永山	永山(2)	30	15
30	I	289	和歌山市	永山	永山(9)	30	20
31	I	290	和歌山市	山京中	山京中(3)	30	10
32	I	291	和歌山市	大河内	大河内	35	20
33	I	292	和歌山市	南畑	南畑	40	30
34	I	293	和歌山市	下三毛	小倉	35	40
35	I	294	和歌山市	明王寺	明王寺	40	20
36	I	295	和歌山市	岩橋	岩橋(花山)・岩橋(2)	35	30
37	I	296	和歌山市	岩橋	岩橋(2)	35	30
38	I	297	和歌山市	磯津	磯津	50	60
39	I	298	和歌山市	和佐開戸・弁ノ口	和佐	30	60
40	I	299	和歌山市	明王寺	明王寺	30	25
41	I	300	和歌山市	塩ノ谷	塩の谷	30	20
42	I	302	和歌山市	明王寺	塩の谷(2)	30	25
43	I	303	和歌山市	明王寺	塩の谷(3)	30	30
44	I	305	和歌山市	紀三井寺	紀三井寺	45	25
45	I	308	和歌山市	広原	広原(5)	30	22
46	I	310	和歌山市	交野	広田(3)	35	25
47	I	311	和歌山市	交野	交野(2)	50	20
48	I	312	和歌山市	交野	交野(3)	45	50
49	I	313	和歌山市	交野	交野(4)	35	23
50	I	314	和歌山市	交野	交野(5)	30	50
51	I	315	和歌山市	交野	交野(6)	30	50
52	I	316	和歌山市	本濃	本濃(5)	30	20
53	I	317	和歌山市	本濃	本濃(3)	35	20
54	I	318	和歌山市	交野	広田・広田(1)	35	40
55	I	319	和歌山市	毛見	毛見	45	50
56	I	320	和歌山市	毛見	毛見(3)	40	85
57	I	321	和歌山市	内原	毛見	35	25
58	I	322	和歌山市	毛見	琴ノ浦(3)・琴ノ浦(2)・毛見(8)	45	45
59	I	326	和歌山市	朝日	朝日(1)	30	15
60	I	327	和歌山市	朝日	朝日(2)	30	18

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
61	I	328	和歌山市	朝日	朝日(3)	35	30
62	I	329	和歌山市	朝日	朝日	30	60
63	I	330	和歌山市	本濃	本濃	40	50
64	I	331	和歌山市	本濃	本濃	35	70
65	I	332	和歌山市	高谷	高谷	40	30
66	I	333	和歌山市	森小手徳	森小手徳(2)	30	15
67	I	334	和歌山市	寺内	寺内	35	20
68	I	335	和歌山市	森小手徳	森小手徳	35	20
69	I	336	和歌山市	西礼	西礼(3)	30	30
70	I	337	和歌山市	西礼	西礼(1)	35	20
71	I	338	和歌山市	口須佐	口須佐(1)	60	20
72	I	339	和歌山市	平尾	平尾	30	15
73	I	340	和歌山市	井戸	井戸	35	25
74	I	341	和歌山市	相塚	相塚	30	30
75	I	342	和歌山市	相塚	相塚	30	20
76	I	343	和歌山市	奥須佐	奥須佐・吉里	30	20
77	I	344	和歌山市	朝日	朝日(4)	30	12
78	I	345	和歌山市	朝日	朝日(5)	30	15
79	I	346	和歌山市	江南	江南	30	18
80	I	347	和歌山市	松原	松原(1)	50	20
81	I	348	和歌山市	松原	松原(2)	50	15
82	I	349	和歌山市	打越町・塩屋1丁目	打越	35	35
83	I	350	和歌山市	東高松2丁目・東高松4丁目・宇須4丁目・打越町	打越(2)	40	25
84	I	351	和歌山市	秋葉町・東高松4丁目	秋葉町・東高松	50	30
85	I	352	和歌山市	塩屋2丁目・塩屋3丁目・塩屋4丁目・秋葉町	塩屋	40	50
86	I	353	和歌山市	塩屋6丁目	塩屋6丁目	30	30
87	I	354	和歌山市	和歌浦東1丁目	和歌浦中1(2)	50	25
88	I	355	和歌山市	和歌浦	和歌浦・和歌浦(2)	70	18
89	I	356	和歌山市	塚田	三毛(2)	40	25
90	I	357	和歌山市	吉原	吉原	40	25
91	I	358	和歌山市	紀三井寺・三葉	紀三井寺・三葉	70	30
92	I	359	和歌山市	広原	広原	30	20
93	I	360	和歌山市	田原	田原	35	20
94	I	361	和歌山市	塚田	三毛	40	25
95	I	362	和歌山市	西	西(1)	30	18
96	I	364	和歌山市	田野	田ノ浦(2)	35	35
97	I	366	和歌山市	田野	田ノ浦(3)・田ノ浦・田野	45	30
98	I	367	和歌山市	園部	園部(1)	50	35
99	I	369	和歌山市	田野	田ノ浦(2)	50	20
100	I	370	和歌山市	田野	田ノ浦(4)	65	30
101	I	371	和歌山市	田野	田ノ浦(5)	45	55
102	I	372	和歌山市	新和歌浦	新和歌浦	30	40
103	I	373	和歌山市	新和歌浦	新和歌浦	45	50
104	I	374	和歌山市	和歌浦中3丁目	和歌浦中(3)	50	20
105	I	378	和歌山市	吹上7丁目・吹上1丁目	吹上(1)	40	15
106	I	376	和歌山市	吹上2丁目・吹上5丁目	吹上(2)	35	10
107	I	377	和歌山市	井辺	井辺	40	50
108	I	378	和歌山市	滝原	滝原	35	30
109	I	379	和歌山市	秋葉町	秋葉町(2)	35	22
110	I	380	和歌山市	和歌浦東1丁目	和歌浦東	60	20
111	I	381	和歌山市	和歌浦2丁目	和歌浦	45	35
112	I	382	和歌山市	和歌浦西1丁目	和歌浦(1)	50	20
113	I	383	和歌山市	和歌浦中1丁目	和歌浦中1(2)・和歌浦中	45	20
114	I	384	和歌山市	和歌浦中2丁目・和歌浦中3丁目	和歌浦中1	35	18
115	I	385	和歌山市	和歌浦中3丁目	和歌浦	50	34
116	I	386	和歌山市	和歌浦西2丁目	和歌浦	35	25
117	I	387	和歌山市	新和歌浦	新和歌浦(1)	35	15
118	I	388	和歌山市	園部5丁目	出島の坪	50	30
119	I	389	和歌山市	西浜	大浦(2)	90	40
120	I	390	和歌山市	西浜	西浜	40	25

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
121	I	391	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(12)	40	35
122	I	392	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(1)・雑賀崎(東ノ丁)・雑賀崎(東山)	45	28
123	I	393	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(3)・北浦	60	25
124	I	394	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(東ノ丁)・雑賀崎(3)	45	30
125	I	395	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(13)	60	14
126	I	396	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(11)	35	15
127	I	397	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎西ノ丁(1)	65	40
128	I	398	和歌山市	永山	永山	35	35
129	I	399	和歌山市	吉里	吉里(1)	40	30
130	I	400	和歌山市	園部	園部	35	50
131	I	401	和歌山市	加太	水神(2)	60	20
132	I	402	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(2)・雑賀崎(中ノ丁)	40	35
133	I	403	和歌山市	園部	園部(14)	35	75
134	I	404	和歌山市	新和歌浦	田ノ浦(8)	40	60
135	I	2132	和歌山市	西礼	高須丘	30	20
136	I	2133	和歌山市	西礼	坂田	30	20
137	I	2134	和歌山市	交野	交野	40	36
138	I	2135	和歌山市	吉原	吉原(2)	30	30
139	I	2136	和歌山市	坂田	坂田住宅	55	15
140	I	2138	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(東ノ丁)・雑賀崎(1)	60	6
141	I	2141	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(東ノ丁)・雑賀崎(1)	40	25
142	I	2142	和歌山市	中	真志中	50	40
143	I	2143	和歌山市	栄谷	栄谷	40	35
144	I	2144	和歌山市	直川	直川	40	50
145	I	2145	和歌山市	府中・直川	府中	40	40
146	I	2146	和歌山市	園部	園部(2)	35	15
147	I	2147	和歌山市	西礼	高須田	40	20
148	I	2150	和歌山市	三葉	三葉	60	10
149	I	2231	和歌山市	淡	淡	60	6
150	I	2232	和歌山市	朝日	朝日(6)	30	25
151	I	2233	和歌山市	朝日	朝日(7)	35	15
152	I	2234	和歌山市	広原	広原(3)	30	30
153	I	2235	和歌山市	平尾	平尾	45	15
154	I	2237	和歌山市	西浜	大浦・西浜	30	30
155	I	2238	和歌山市	矢田	矢田	30	20
156	I	2240	和歌山市	日野	磯の浦	40	60
157	I	2242	和歌山市	相塚	相塚(3)	30	25
158	I	2243	和歌山市	永山	永山	40	30
159	I	2245	和歌山市	本濃	本濃(2)	35	15
160	I	2247	和歌山市	香明寺	香明寺(4)	35	20
161	I	2248	和歌山市	鳴神川畔谷	鳴神川畔谷	40	58
162	I	2249	和歌山市	三葉	三葉	60	18
163	I	2265	和歌山市	口須佐	口須佐	50	50
164	I	3401	和歌山市	加太	向ノ下・加太(1)	30	35
165	I	3402	和歌山市	加太	雑賀崎(2)・北浦(1)	40	35
166	I	3403	和歌山市	加太	雑賀崎(新田)・新田	45	30
167	I	3404	和歌山市	加太	加太(4)	30	40
168	I	3405	和歌山市	加太	永山(3)	30	55
169	I	3406	和歌山市	深山	深山(3)	30	40
170	I	3407	和歌山市	磯の浦	磯の浦(2)	35	55
171	I	3408	和歌山市	本濃	本濃	50	35
172	I	3409	和歌山市	西庄	西庄	30	25
173	I	3410	和歌山市	西庄	西庄(2)	45	45
174	I	3411	和歌山市	木ノ本	木ノ本(3)	40	60
175	I	3412	和歌山市	木ノ本	木ノ本(2)	35	60
176	I	3413	和歌山市	梅原・中	梅原(2)	35	45
177	I	3415	和歌山市	栄谷	栄谷(2)	30	70
178	I	3416	和歌山市	栄谷	栄谷(3)	35	100
179	I	3417	和歌山市	園部	園部(3)	30	40
180	I	3418	和歌山市	園部	園部(12)	35	50

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
241	I	3567	和歌山市	吉礼	吉礼(2)	50	20
242	I	3568	和歌山市	三喜・備伏	三喜(4)	50	25
243	I	3569	和歌山市	三喜・田尻	三喜(7)	35	40
244	I	3570	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(4)	30	10
245	I	3571	和歌山市	関戸4丁目	関戸4丁目	45	15
246	I	3572	和歌山市	西浜	西浜(4)	30	30
247	I	3573	和歌山市	関戸5丁目	関戸5丁目	30	25
248	I	3574	和歌山市	関戸3丁目	関戸3丁目(2)	35	20
249	I	3575	和歌山市	和歌浦西2丁目	和歌浦西2丁目	35	20
250	I	3576	和歌山市	冬野	冬野(12)	45	20
251	I	3577	和歌山市	冬野	冬野(13)	70	20
252	I	3578	和歌山市	稲坂	稲坂(5)	40	15
253	I	3579	和歌山市	吉礼	吉礼(5)庄地	50	20
254	I	3580	和歌山市	吉里・吉礼	吉里(3)	50	15
255	I	3581	和歌山市	稲坂	稲坂(6)	40	20
256	I	3582	和歌山市	吉里	吉里(2)	45	30
257	I	3583	和歌山市	和歌浦中(3)	和歌浦中(3)	50	30
258	I	3584	和歌山市	和歌浦中(3)丁目	和歌浦中(3)丁目	45	25
259	I	3585	和歌山市	冬野	冬野・冬野(4)	40	25
260	I	3586	和歌山市	黒岩	黒岩(5)・黒岩	40	40
261	I	3587	和歌山市	毛見	毛見(4)	30	35
262	I	3588	和歌山市	和歌浦東1丁目	和歌浦東1丁目(2)	40	30
263	I	3589	和歌山市	毛見・内原	毛見(5)	30	40
264	I	3590	和歌山市	西庄	西庄(6)	30	30
265	I	3591	和歌山市	園部	有幼中学校	50	50
266	I	3534	和歌山市	直川	直川(12)	45	40
1	II	2003	和歌山市	吉原	吉原(3)	30	10
2	II	2004	和歌山市	永山	永山(4)	30	10
3	II	2005	和歌山市	稲坂	稲坂(7)	30	15
4	II	2006	和歌山市	加太	加太大塚	45	20
5	II	2007	和歌山市	黒岩	黒岩馬路	35	14
6	II	2008	和歌山市	加太	加太(26)	45	30
7	II	2009	和歌山市	大川	大川(2)	45	50
8	II	2010	和歌山市	大川	大川(3)	45	30
9	II	2011	和歌山市	大川	大川	40	30
10	II	2012	和歌山市	大川	大川(5)	45	40
11	II	2013	和歌山市	滝畑	滝畑(1)	30	30
12	II	2014	和歌山市	滝畑	滝畑(2)	35	30
13	II	2015	和歌山市	黒岩	黒岩馬路(2)	35	30
14	II	2016	和歌山市	深山	深山(5)	70	80
15	II	2017	和歌山市	深山・加太	深山(7)	40	45
16	II	2018	和歌山市	深山・加太	深山(8)	40	50
17	II	2019	和歌山市	加太	加太大塚(2)	40	30
18	II	2020	和歌山市	加太	加太(8)	40	40
19	II	2021	和歌山市	加太	加太(9)	45	40
20	II	2022	和歌山市	清谷	清谷	40	45
21	II	2023	和歌山市	加太	加太(10)	50	30
22	II	2024	和歌山市	加太	加太(12)	45	20
23	II	2025	和歌山市	加太	加太(14)	40	30
24	II	2026	和歌山市	加太	加太(15)	45	30
25	II	2027	和歌山市	加太	加太(16)	45	20
26	II	2028	和歌山市	加太	加太(17)・向目ノ丁(2)	40	35
27	II	2029	和歌山市	加太	加太(11)・向目ノ丁(2)	45	30
28	II	2030	和歌山市	加太	加太(13)	45	55
29	II	2031	和歌山市	加太	加太(18)	80	15
30	II	2032	和歌山市	日野	日野(4)	45	30
31	II	2033	和歌山市	日野	つつしが丘3丁目・日野	40	30
32	II	2034	和歌山市	園部	園部(9)	40	35
33	II	2035	和歌山市	直川	直川(5)	50	50
34	II	2036	和歌山市	直川	直川(6)	40	25

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
35	II	2037	和歌山市	直川	直川(7)	40	20
36	II	2038	和歌山市	直川	直川(8)	55	40
37	II	2039	和歌山市	府中	府中(1)	35	35
38	II	2040	和歌山市	北野新	北野新	35	30
39	II	2041	和歌山市	上黒谷	上黒谷	40	40
40	II	2042	和歌山市	冬野	冬野(8)	30	30
41	II	2043	和歌山市	加太	加太(19)	35	30
42	II	2044	和歌山市	加太	加太(20)	45	40
43	II	2045	和歌山市	加太	加太(21)	45	15
44	II	2046	和歌山市	加太	加太(22)	50	20
45	II	2047	和歌山市	加太	加太(23)	40	25
46	II	2048	和歌山市	加太	加太(24)	45	50
47	II	2049	和歌山市	磯の浦	磯の浦(1)	45	20
48	II	2050	和歌山市	磯の浦	磯の浦(3)	45	36
49	II	2051	和歌山市	磯の浦	磯の浦(4)	50	22
50	II	2052	和歌山市	本島	本島(1)	45	15
51	II	2053	和歌山市	本島	本島(2)	45	40
52	II	2054	和歌山市	西庄	西庄(6)	50	30
53	II	2055	和歌山市	西庄	西庄(7)	50	40
54	II	2056	和歌山市	西庄	西庄(4)	45	24
55	II	2057	和歌山市	大谷	大谷(7)	45	30
56	II	2058	和歌山市	大谷	大谷(8)	50	15
57	II	2059	和歌山市	園部	園部(13)	50	20
58	II	2060	和歌山市	六十谷	六十谷(6)	40	20
59	II	2061	和歌山市	六十谷	六十谷(7)	50	30
60	II	2062	和歌山市	六十谷	六十谷(8)	50	30
61	II	2063	和歌山市	六十谷	六十谷(9)	45	25
62	II	2064	和歌山市	直川	直川(9)	40	40
63	II	2065	和歌山市	上三毛	上三毛	35	60
64	II	2066	和歌山市	紫橋	紫橋(1)	30	40
65	II	2067	和歌山市	紫橋	紫橋(2)	40	32
66	II	2068	和歌山市	紫橋	紫橋(3)	45	20
67	II	2069	和歌山市	下三毛	下三毛(4)	40	30
68	II	2070	和歌山市	下三毛	下三毛(3)	45	10
69	II	2071	和歌山市	崎神	崎神(3)	30	20
70	II	2072	和歌山市	井辺	井辺(3)	40	80
71	II	2073	和歌山市	寺内・森小寺	寺内(3)	35	25
72	II	2074	和歌山市	岩橋	岩橋(3)	40	10
73	II	2075	和歌山市	下和佐	下和佐	50	15
74	II	2076	和歌山市	翠尾・明住寺	翠尾(3)	40	30
75	II	2077	和歌山市	明住寺	明住寺(3)	45	20
76	II	2078	和歌山市	備宜	備宜(1)	40	35
77	II	2079	和歌山市	備宜	備宜(2)	40	50
78	II	2080	和歌山市	新和歌浦	新和歌浦(2)	40	20
79	II	2081	和歌山市	明住寺	明住寺(4)	30	20
80	II	2082	和歌山市	伏見町	伏見町(3)	40	25
81	II	2083	和歌山市	東高松4丁目	東高松4丁目	70	35
82	II	2084	和歌山市	坂田	坂田(1)	45	10
83	II	2085	和歌山市	和国	和国(2)	40	25
84	II	2086	和歌山市	和国	和国(4)	40	15
85	II	2087	和歌山市	神前	神前	45	20
86	II	2088	和歌山市	神前	神前(2)	45	20
87	II	2089	和歌山市	井辺・神前	井辺(2)	50	10
88	II	2090	和歌山市	寺内	寺内(4)	50	20
89	II	2091	和歌山市	吉礼	吉礼(2)	30	20
90	II	2092	和歌山市	吉礼	吉礼(4)	40	20
91	II	2093	和歌山市	平尾	平尾(2)	30	15
92	II	2094	和歌山市	永山	永山(5)	45	25
93	II	2095	和歌山市	永山	永山	30	20
94	II	2096	和歌山市	永山	永山(6)	45	25

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
95	II	2097	和歌山市	三喜	三喜(5)	70	10
96	II	2098	和歌山市	三喜	三喜(6)	30	15
97	II	2099	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(5)	80	50
98	II	2100	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(7)	40	20
99	II	2101	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(8)・雑賀崎(3-1)	40	15
100	II	2102	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(9)	50	35
101	II	2103	和歌山市	雑賀崎	雑賀崎(10)	50	20
102	II	2104	和歌山市	西浜	西浜(4)	45	20
103	II	2105	和歌山市	和歌浦西1丁目	和歌浦西1丁目・関戸(1)	40	35
104	II	2106	和歌山市	和歌浦西2丁目	和歌浦西2丁目	45	50
105	II	2107	和歌山市	吉原	吉原(4)	30	15
106	II	2108	和歌山市	吉原	吉原(5)	35	20
107	II	2109	和歌山市	醍醐寺・境原	醍醐寺(2)	45	50
108	II	2110	和歌山市	山栗中	山栗中	30	25
109	II	2111	和歌山市	田野	田野(1)	40	15
110	II	2112	和歌山市	田野	田野(2)	55	40
111	II	2113	和歌山市	新和歌浦	新和歌浦(1)	40	50
112	II	2114	和歌山市	内原	内原(4)	40	50
113	II	2115	和歌山市	内原・祀三井寺	内原(2)	70	30
114	II	2116	和歌山市	冬野	冬野(11)・広田(1)	40	15
115	II	2117	和歌山市	黒岩	黒岩(15)	40	50
116	II	2118	和歌山市	黒岩	黒岩(16)	50	40
117	II	2119	和歌山市	黒岩	黒岩(6)	40	40
118	II	2120	和歌山市	黒岩	黒岩(7)・黒岩	40	25
119	II	2121	和歌山市	黒岩	黒岩(8)	40	40
120	II	2122	和歌山市	黒岩	黒岩(10)	35	30
121	II	2123	和歌山市	黒岩	黒岩(11)	40	35
122	II	2124	和歌山市	黒岩	黒岩(9)	50	40
123	II	2125	和歌山市	黒岩	黒岩(13)	40	25
124	II	2126	和歌山市	黒岩	黒岩(14)	30	70
125	II	2127	和歌山市	大谷	大谷(9)	50	15
126	II	2128	和歌山市	寺内	寺内(5)	30	10
127	II	2129	和歌山市	永山	永山(7)	30	20
128	II	2130	和歌山市	内原	内原(3)	45	30
129	II	2131	和歌山市	加太	加太(25)	45	30
130	II	2132	和歌山市	西浜	西浜(5)	30	20
131	II	2133	和歌山市	磯の浦	磯の浦(5)	35	35
132	II	2134	和歌山市	六十谷	六十谷(10)	40	35
133	II	2135	和歌山市	紫谷	紫谷(7)	45	25
134	II	2136	和歌山市	坂田	坂田(1)	40	10
135	II	2137	和歌山市	森小寺・井戸	森小寺(3)	35	20
136	II	2138	和歌山市	六十谷	六十谷(12)	40	25
137	II	2139	和歌山市	西	西(3)	35	20
138	II	2140	和歌山市	黒岩	黒岩(3)	35	18
139	II	2141	和歌山市	黒岩	黒岩(2)	40	20
140	II	2142	和歌山市	深山	深山(10)	40	30
141	II	2143	和歌山市	南畑	南畑(2)	40	30
142	II	2144	和歌山市	冬野	冬野(10)	40	35
143	II	2145	和歌山市	六十谷	六十谷(11)	35	40
144	II	2146	和歌山市	深山	深山(11)	40	20
145	II	2147	和歌山市	井辺	井辺(1)	35	25
146	II	2148	和歌山市	黒岩	黒岩(17)	50	50
147	II	2149	和歌山市	塚ノ谷	塚ノ谷(1)	35	25
148	II	2150	和歌山市	新和歌浦	新和歌浦(3)	40	20
149	II	2151	和歌山市	冬野	冬野(9)	30	20
1	III	1001	和歌山市	大川	大川(301)	40	15
2	III	1002	和歌山市	大川	大川(302)	30	25
3							

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
56	Ⅱ	1066	和歌山市	吉野寺	吉野寺(304)	40	40
57	Ⅱ	1067	和歌山市	大谷・善明寺・早井	大谷(303)	40	65
58	Ⅱ	1068	和歌山市	吉野寺	吉野寺(301)	35	45
59	Ⅱ	1069	和歌山市	吉野寺	吉野寺(302)	30	40
70	Ⅱ	1070	和歌山市	吉野寺	吉野寺(303)	35	45
71	Ⅱ	1071	和歌山市	園部	園部(301)	35	30
72	Ⅱ	1072	和歌山市	園部	園部(302)	35	55
73	Ⅱ	1073	和歌山市	園部	園部(303)	40	50
74	Ⅱ	1074	和歌山市	園部	園部(304)	35	110
75	Ⅱ	1075	和歌山市	園部	園部(305)	35	60
76	Ⅱ	1076	和歌山市	園部	園部(306)	35	50
77	Ⅱ	1077	和歌山市	園部	園部(307)	40	50
78	Ⅱ	1078	和歌山市	六十谷	六十谷(301)	30	35
79	Ⅱ	1079	和歌山市	滝登	滝登(301)	40	35
80	Ⅱ	1080	和歌山市	滝登	滝登(302)	30	45
81	Ⅱ	1081	和歌山市	滝登	滝登(303)	40	60
82	Ⅱ	1082	和歌山市	滝登	滝登(304)	40	30
83	Ⅱ	1083	和歌山市	滝登谷	滝登谷(301)	45	50
84	Ⅱ	1084	和歌山市	滝登谷	滝登谷(302)	45	25
85	Ⅱ	1085	和歌山市	滝登谷	滝登谷(303)	30	15
86	Ⅱ	1086	和歌山市	金谷	金谷(301)	35	30
87	Ⅱ	1087	和歌山市	栗田中	栗田中(301)	30	30
88	Ⅱ	1088	和歌山市	金谷	金谷(302)	45	20
89	Ⅱ	1089	和歌山市	横直	横直(301)	30	45
90	Ⅱ	1090	和歌山市	井辺	井辺(301)	30	60
91	Ⅱ	1091	和歌山市	森小手楼	森小手楼(301)	35	15
92	Ⅱ	1092	和歌山市	森小手楼	森小手楼(302)	45	30
93	Ⅱ	1093	和歌山市	寺内	寺内(301)	30	10
94	Ⅱ	1094	和歌山市	寺内	寺内(302)	35	25
95	Ⅱ	1095	和歌山市	森小手楼	森小手楼(303)	35	20
96	Ⅱ	1096	和歌山市	百礼	百礼(301)	30	10
97	Ⅱ	1097	和歌山市	百礼	百礼(302)	30	15
98	Ⅱ	1098	和歌山市	百礼	百礼(303)	35	30
99	Ⅱ	1099	和歌山市	百礼	百礼(304)	45	30
100	Ⅱ	1100	和歌山市	百礼	百礼(305)	35	35
101	Ⅱ	1101	和歌山市	百礼	百礼(306)	35	30
102	Ⅱ	1102	和歌山市	永山	永山(301)	35	15
103	Ⅱ	1103	和歌山市	永山	永山(302)	30	25
104	Ⅱ	1104	和歌山市	永山	永山(303)	30	15
105	Ⅱ	1105	和歌山市	永山	永山(304)	30	20
106	Ⅱ	1106	和歌山市	永山	永山(305)	30	50
107	Ⅱ	1107	和歌山市	永山	永山(306)	35	20
108	Ⅱ	1108	和歌山市	永山	永山(307)	30	15
109	Ⅱ	1109	和歌山市	永山	永山(308)	40	30
110	Ⅱ	1110	和歌山市	稲佐浦中3丁目	稲佐浦中3丁目(301)	55	20
111	Ⅱ	1111	和歌山市	冬野・内蔵	冬野(301)	40	20
112	Ⅱ	1112	和歌山市	内蔵	内蔵(301)	35	35
113	Ⅱ	1113	和歌山市	南畑	南畑(301)	40	35
114	Ⅱ	1114	和歌山市	高岩	高岩(301)	45	80
115	Ⅱ	1115	和歌山市	高岩	高岩(302)	40	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅱ	405	海南市	孟子	孟子	30	30
2	Ⅱ	408	海南市	下津野	下津野	45	65
3	Ⅱ	409	海南市	野尻	野尻(1)	45	60
4	Ⅱ	410	海南市	下津野	下津野(2)	55	20
5	Ⅱ	411	海南市	野上中	北山・北山2	65	75
6	Ⅱ	413	海南市	別荘	別荘(1)	40	50
7	Ⅱ	415	海南市	次ヶ谷・ひや水	次ヶ谷・ひや水(1)	50	60
8	Ⅱ	417	海南市	ひや水	ひや水(2)	40	35
9	Ⅱ	418	海南市	東畑	東畑(1)	40	10
10	Ⅱ	419	海南市	東畑	東畑(2)	45	30
11	Ⅱ	420	海南市	上谷	上谷(1)	45	100
12	Ⅱ	422	海南市	別所	別所	30	50
13	Ⅱ	423	海南市	兼根	兼根	50	25
14	Ⅱ	424	海南市	坂井	坂井(1)	40	30
15	Ⅱ	425	海南市	坂井	坂井(2)	40	30
16	Ⅱ	426	海南市	坂井	坂井(3)	45	40
17	Ⅱ	427	海南市	坂井	坂井(4)	45	35
18	Ⅱ	428	海南市	坂井	坂井(5)	45	60
19	Ⅱ	429	海南市	小野田	小野田(1)	60	50
20	Ⅱ	432	海南市	小野田	小野田(2)	35	30
21	Ⅱ	434	海南市	小野田	小野田(3)	30	20
22	Ⅱ	435	海南市	且菜	且菜(1)	40	30
23	Ⅱ	437	海南市	且菜	且菜(2)	45	30
24	Ⅱ	438	海南市	兼根	兼根(2)	40	30
25	Ⅱ	439	海南市	兼根	兼根(3)	55	48
26	Ⅱ	440	海南市	横川	横川(1)	35	30
27	Ⅱ	442	海南市	大野中	大野中(1)	45	24
28	Ⅱ	443	海南市	且菜	且菜(3)	45	20
29	Ⅱ	444	海南市	岡田	岡田(1)	35	10
30	Ⅱ	447	海南市	冷水	冷水(2)	40	50
31	Ⅱ	449	海南市	黒江	黒江(1)	30	35
32	Ⅱ	450	海南市	黒江	天王丁・永正寺	40	35
33	Ⅱ	454	海南市	黒江	北ノ丁	35	40
34	Ⅱ	458	海南市	船尾	船谷・西船尾・西船尾・早ノ浦東	60	40
35	Ⅱ	463	海南市	日方	池崎	70	30
36	Ⅱ	464	海南市	日方	奥の谷(2)・御門	30	26
37	Ⅱ	467	海南市	日方	奥の谷	35	32
38	Ⅱ	470	海南市	日方	奥の谷(3)・山崎町	45	50
39	Ⅱ	471	海南市	日方	神田	45	35
40	Ⅱ	472	海南市	日方	神田	40	50
41	Ⅱ	475	海南市	鳥屋	鳥屋山	40	15
42	Ⅱ	476	海南市	鳥屋	鳥屋(1)	30	35
43	Ⅱ	477	海南市	兼根	兼根大谷	50	30
44	Ⅱ	479	海南市	ひや水	ひや水(3)	75	8
45	Ⅱ	481	海南市	ひや水	ひや水(4)	30	22
46	Ⅱ	483	海南市	ひや水	ひや水(5)	40	8
47	Ⅱ	484	海南市	冷水	冷水	40	27
48	Ⅱ	485	海南市	冷水	冷水(3)	40	24
49	Ⅱ	490	海南市	船尾	早ノ浦西	55	65
50	Ⅱ	608	海南市	下津野大崎	大崎(1)	35	30
51	Ⅱ	615	海南市	下津野方	方(2)	35	40
52	Ⅱ	617	海南市	下津野大崎	大崎(4)	50	110
53	Ⅱ	619	海南市	下津野方・方北・丸田	深根・大谷・磯	35	40
54	Ⅱ	623	海南市	下津野方	方	30	40
55	Ⅱ	624	海南市	下津野下津	奥の谷(3)・奥の谷(2)・奥の谷(1)・奥の谷(4)・奥の谷(5)	40	25
56	Ⅱ	626	海南市	下津野下津	新田・下津野の筋	35	20
57	Ⅱ	630	海南市	下津野下津	奥の谷・下津野の筋	35	60
58	Ⅱ	631	海南市	下津野下津	下津野大崎	40	35
59	Ⅱ	637	海南市	下津野丸田	戸坂・戸坂(2)	55	80
60	Ⅱ	640	海南市	下津野下津	下津(1)	35	80

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
61	Ⅱ	641	海南市	下津野小坂	小坂(1)	35	40
62	Ⅱ	645	海南市	下津野小坂	小坂	50	50
63	Ⅱ	646	海南市	下津野小坂	奥の谷	35	25
64	Ⅱ	647	海南市	下津野管根	管根(1)	50	14
65	Ⅱ	648	海南市	下津野丁	丁(1)	40	70
66	Ⅱ	650	海南市	下津野黒田	黒田(3)	40	30
67	Ⅱ	651	海南市	下津野下	下(1)	50	70
68	Ⅱ	654	海南市	下津野丸田	丸田(1)	40	55
69	Ⅱ	655	海南市	下津野中	中	40	65
70	Ⅱ	658	海南市	下津野小松原	小松原	35	50
71	Ⅱ	660	海南市	下津野橋本	橋本(1)	40	50
72	Ⅱ	662	海南市	下津野市坪・橋本	土屋林	40	66
73	Ⅱ	664	海南市	下津野市坪	市坪	30	50
74	Ⅱ	669	海南市	下津野大塚	大塚(1)	30	28
75	Ⅱ	672	海南市	下津野百垣内	百垣内(1)	35	60
76	Ⅱ	673	海南市	下津野管根田	管根田・管根田	45	65
77	Ⅱ	676	海南市	下津野引尾	引尾(1)	30	30
78	Ⅱ	677	海南市	下津野引尾・百垣内・興	下出・下出(1)	45	80
79	Ⅱ	678	海南市	下津野引尾	下出	50	45
80	Ⅱ	679	海南市	下津野橋	つと尾	35	40
81	Ⅱ	682	海南市	下津野引尾	引尾(3)	40	130
82	Ⅱ	2152	海南市	下津野小原	小原(2)	40	60
83	Ⅱ	2153	海南市	下津野丸田	丸田(2)	35	65
84	Ⅱ	2154	海南市	下津野青枝	青枝(1)	45	30
85	Ⅱ	2155	海南市	下津野大塚	大塚(2)	30	18
86	Ⅱ	2156	海南市	下津野引尾	引尾(4)・	40	100
87	Ⅱ	2252	海南市	原野	原野(1)	40	40
88	Ⅱ	2254	海南市	坂井	坂井(6)	45	15
89	Ⅱ	3456	海南市	船尾	中船尾・西船尾	55	35
90	Ⅱ	3457	海南市	黒江	黒江(2)	40	20
91	Ⅱ	3458	海南市	黒江	北の丁(2)・北の丁(3)	65	35
92	Ⅱ	3459	海南市	黒江	黒江	45	60
93	Ⅱ	3460	海南市	日方	池の丁・日方(1)	45	25
94	Ⅱ	3461	海南市	日方	池の丁・日方(2)	50	50
95	Ⅱ	3462	海南市	日方	新田	70	17
96	Ⅱ	3463	海南市	大野中	大野中(2)	55	20
97	Ⅱ	3464	海南市	大野中	大野中(3)	60	30
98	Ⅱ	3465	海南市	小野田	小野田(4)	40	35
99	Ⅱ	3466	海南市	小野田	小野田(5)	55	20
100	Ⅱ	3467	海南市	坂井	坂井(7)	45	27
101	Ⅱ	3468	海南市	冷水	冷水(4)	35	29
102	Ⅱ	3469	海南市	冷水	冷水(5)	50	28
103	Ⅱ	3470	海南市	橋本	橋本(1)	35	20
104	Ⅱ	3471	海南市	大野中	大野中(4)	75	30
105	Ⅱ	3472	海南市	横川	横川(2)	45	45
106	Ⅱ	3473	海南市	横川	横川(3)	45	50
107	Ⅱ	3474	海南市	兼根	兼根	60	45
108	Ⅱ	3475	海南市	兼根	兼根(6)	45	25
109	Ⅱ	3476	海南市	兼根	兼根(7)	40	40
110	Ⅱ	3477	海南市	兼根	兼根(8)	30	28
111	Ⅱ	3478	海南市	兼根	兼根(9)	35	35
112	Ⅱ	3479	海南市	兼根	兼根(10)	40	35
113	Ⅱ	3480	海南市	兼根	兼根(11)	40	40
114	Ⅱ	3481	海南市	兼根	兼根(12)	30	15
115	Ⅱ	3482	海南市	坂井	坂井(8)	40	30
116	Ⅱ	3483	海南市	野上新	野上新(1)	45	30
117	Ⅱ	3484	海南市	野上新	野上新(2)	40	25
118	Ⅱ	3485	海南市	野上中	野上中(1)	50	85
119	Ⅱ	3486	海南市	坂井	坂井(9)	35	50
120	Ⅱ	3487	海南市	高津	高津(1)	35	15

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
121	Ⅱ	3488	海南市	小野田	小野田(6)	35	15
122	Ⅱ	3489	海南市	黒江	北の丁(4)・北の丁(5)	35	15
123	Ⅱ	3490					

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	積料底	高さ
151	I	3552	海西市	下津野小畑	小畑	45	35
152	I	3560	海西市	下津野	下津野(3)	35	85
153	I	3561	海西市	下津野	日方(4)	50	70
154	I	3562	海西市	同田	同田(3)	45	17
1	II	2152	海西市	且来	且来(201)	30	20
2	II	2153	海西市	小野田	小野田(205)	30	20
3	II	2154	海西市	白田	白田(201)	30	40
4	II	2155	海西市	原野	原野(201)	50	70
5	II	2156	海西市	七山	七山(201)	35	10
6	II	2157	海西市	高津	高津(201)	45	15
7	II	2158	海西市	高津	高津(202)	35	30
8	II	2159	海西市	高津	高津(203)	35	20
9	II	2160	海西市	孟子	孟子(201)	40	20
10	II	2161	海西市	七山	七山(202)	30	30
11	II	2162	海西市	七山	七山(203)	35	30
12	II	2163	海西市	兼根	兼根(201)	35	35
13	II	2164	海西市	清水	清水(201)	30	50
14	II	2165	海西市	野尻	野尻(201)	40	30
15	II	2166	海西市	野尻	野尻(202)	40	50
16	II	2167	海西市	孟子	孟子(202)	40	30
17	II	2168	海西市	孟子	孟子(203)	35	20
18	II	2169	海西市	孟子	孟子(204)	40	40
19	II	2170	海西市	孟子	孟子(205)	35	30
20	II	2171	海西市	孟子	孟子(206)	40	40
21	II	2172	海西市	孟子	孟子(207)	40	30
22	II	2173	海西市	原野	原野(202)	35	50
23	II	2174	海西市	原野	原野(203)	35	30
24	II	2175	海西市	小野田	小野田(201)	35	25
25	II	2176	海西市	小野田	小野田(202)	35	30
26	II	2177	海西市	兼根	兼根(216)	40	40
27	II	2178	海西市	小野田	小野田(203)	40	30
28	II	2179	海西市	小野田	小野田(204)	40	65
29	II	2180	海西市	大野中	大野中(202)	60	30
30	II	2181	海西市	阪井	阪井(201)	35	30
31	II	2182	海西市	阪井	阪井(202)	40	60
32	II	2183	海西市	阪井	阪井(203)	40	25
33	II	2184	海西市	阪井	阪井(204)	40	40
34	II	2185	海西市	阪井	阪井(205)	40	30
35	II	2186	海西市	同田	同田(202)	35	20
36	II	2187	海西市	井田	井田(201)	35	35
37	II	2188	海西市	井田	井田(202)	40	30
38	II	2189	海西市	別院	別院(201)	40	25
39	II	2190	海西市	別院	別院(202)	40	30
40	II	2191	海西市	別院	別院(203)	40	40
41	II	2192	海西市	兼根	兼根(218)	40	50
42	II	2193	海西市	日方	日方(204)	35	20
43	II	2194	海西市	井田	井田(203)	35	20
44	II	2195	海西市	多田	多田(201)	35	10
45	II	2196	海西市	福川	福川(201)	40	20
46	II	2197	海西市	福川	福川(202)	40	40
47	II	2198	海西市	福川	福川(203)	40	40
48	II	2199	海西市	福川	福川(204)	40	40
49	II	2200	海西市	福川	福川(205)	40	40
50	II	2201	海西市	兼根	兼根(202)	35	20
51	II	2202	海西市	兼根	兼根(203)	40	30
52	II	2203	海西市	兼根	兼根(204)	40	40
53	II	2204	海西市	兼根	兼根(205)	40	30
54	II	2205	海西市	兼根	兼根(206)	40	40
55	II	2206	海西市	兼根	兼根(207)	35	25
56	II	2207	海西市	兼根	兼根(208)	35	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	積料底	高さ
57	II	2208	海西市	兼根	兼根(209)	40	30
58	II	2209	海西市	兼根	兼根(210)	35	25
59	II	2210	海西市	阪井	阪井(205)	35	20
60	II	2211	海西市	阪井	阪井(207)	40	30
61	II	2212	海西市	阪井	阪井(208)	35	20
62	II	2213	海西市	阪井	阪井(209)	35	15
63	II	2214	海西市	沖野々	沖野々(201)	35	25
64	II	2215	海西市	阪井	阪井(210)	35	25
65	II	2216	海西市	九島寺	九島寺(201)	35	20
66	II	2217	海西市	野上新	野上新(201)	35	25
67	II	2218	海西市	野上新	野上新(202)	35	30
68	II	2219	海西市	野上新	野上新(203)	40	35
69	II	2220	海西市	野上新	野上新(204)	35	25
70	II	2221	海西市	野上新	野上新(205)	35	30
71	II	2222	海西市	野上新	野上新(206)	40	30
72	II	2223	海西市	且来	且来(202)	45	25
73	II	2224	海西市	且来	且来(203)	35	25
74	II	2225	海西市	清水	清水(202)	50	30
75	II	2226	海西市	清水	清水(203)	40	20
76	II	2227	海西市	清水	清水(204)	40	60
77	II	2228	海西市	清水	清水(205)	40	30
78	II	2229	海西市	清水	清水(206)	45	80
79	II	2230	海西市	藤白	藤白(201)	40	20
80	II	2231	海西市	馬尾	馬尾(201)	35	30
81	II	2232	海西市	別所	別所(201)	40	50
82	II	2233	海西市	福川	福川(206)	40	30
83	II	2234	海西市	兼根	兼根(211)	40	40
84	II	2235	海西市	兼根	兼根(212)	40	45
85	II	2236	海西市	別所	別所(202)	30	25
86	II	2237	海西市	別所	別所(203)	40	40
87	II	2238	海西市	兼根	兼根(213)	40	30
88	II	2239	海西市	兼根	兼根(214)	40	30
89	II	2240	海西市	兼根	兼根(215)	45	20
90	II	2241	海西市	別所	別所(204)	40	30
91	II	2242	海西市	兼根	兼根(201)	40	30
92	II	2243	海西市	兼根	兼根(202)	35	25
93	II	2244	海西市	次子谷	次子谷(201)	40	30
94	II	2245	海西市	次子谷	次子谷(202)	40	30
95	II	2246	海西市	次子谷	次子谷(203)	35	25
96	II	2247	海西市	海老谷	海老谷(201)	35	25
97	II	2248	海西市	上谷	上谷(201)	40	40
98	II	2249	海西市	上谷	上谷(202)	40	40
99	II	2250	海西市	上谷	上谷(203)	35	20
100	II	2251	海西市	上谷	上谷(204)	35	30
101	II	2252	海西市	別所	別所(205)	30	40
102	II	2253	海西市	別所	別所(206)	35	25
103	II	2254	海西市	兼根	兼根(201)	30	30
104	II	2255	海西市	兼根	兼根(203)	35	25
105	II	2256	海西市	兼根	兼根(204)	40	25
106	II	2257	海西市	海老谷	海老谷(202)	40	50
107	II	2258	海西市	海老谷	海老谷(203)	35	25
108	II	2259	海西市	海老谷	海老谷(204)	35	30
109	II	2260	海西市	海老谷	海老谷(205)	35	25
110	II	2261	海西市	海老谷	海老谷(206)	35	35
111	II	2262	海西市	海老谷	海老谷(207)	40	20
112	II	2263	海西市	海老谷	海老谷(208)	40	30
113	II	2264	海西市	上谷	上谷(201)	40	30
114	II	2265	海西市	上谷	上谷(202)	35	30
115	II	2266	海西市	上谷	上谷(203)	40	20
116	II	2267	海西市	上谷	上谷(204)	40	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	積料底	高さ
117	II	2268	海西市	上谷	上谷(205)	40	30
118	II	2269	海西市	上谷	上谷(206)	35	30
119	II	2270	海西市	海老谷	海老谷(209)	30	10
120	II	2271	海西市	赤沼	赤沼(202)	40	30
121	II	2272	海西市	赤沼	赤沼(203)	40	50
122	II	2273	海西市	赤沼	赤沼(204)	40	30
123	II	2274	海西市	赤沼	赤沼(205)	40	35
124	II	2275	海西市	上谷	上谷(207)	40	50
125	II	2276	海西市	上谷	上谷(208)	40	35
126	II	2277	海西市	兼江	兼江(202)	35	30
127	II	2278	海西市	兼江	兼江(203)	35	25
128	II	2279	海西市	兼江	兼江(204)	40	25
129	II	2280	海西市	別所	別所(207)	30	40
130	II	2281	海西市	別所	別所(208)	30	50
131	II	2282	海西市	同田	同田(203)	40	30
132	II	2283	海西市	同田	同田(204)	35	15
133	II	2284	海西市	日方	日方(3)・日方(205)	40	30
134	II	2285	海西市	日方	日方(3)・日方(206)	40	20
135	II	2286	海西市	同田	同田(205)	35	25
136	II	2287	海西市	七山	七山(204)	35	15
137	II	2288	海西市	下津野	下津野(201)	35	40
138	II	2289	海西市	九島寺	九島寺(202)	35	35
139	II	2290	海西市	九島寺	九島寺(203)	40	55
140	II	2291	海西市	野上新	野上新(207)	40	40
141	II	2292	海西市	九島寺	九島寺(204)	35	30
142	II	2293	海西市	九島寺	九島寺(205)	35	40
143	II	2294	海西市	九島寺	九島寺(206)	40	40
144	II	2295	海西市	九島寺	九島寺(207)	40	50
145	II	2296	海西市	下津野小畑	小畑(201)	30	35
146	II	2299	海西市	下津野	下津野	30	40
147	II	2313	海西市	下津野	下津野	50	30
148	II	2315	海西市	下津野	下津野	45	30
149	II	2321	海西市	下津野丸田	丸田(201)	40	45
150	II	2322	海西市	下津野丸田	丸田(202)	45	20
151	II	2324	海西市	下津野	下津野	40	30
152	II	2325	海西市	下津野	下津野	50	20
153	II	2326	海西市	下津野	下津野	40	30
154	II	2327	海西市	下津野	下津野	35	30
155	II	2328	海西市	下津野	下津野	35	20
156	II	2330	海西市	下津野	下津野	35	20
157	II	2331	海西市	下津野	下津野	40	25
158	II	2332	海西市	下津野	下津野	40	70
159	II	2333	海西市	下津野	下津野	40	30
160	II	2334	海西市	下津野	下津野	45	50
161	II	2335	海西市	下津野	下津野	40	80
162	II	2336	海西市	下津野	下津野	35	40
163	II	2339	海西市	下津野	下津野	40	50
164	II	2341	海西市	下津野	下津野	45	30
165	II	2343	海西市	下津野	下津野	35	20
166	II	2347	海西市	下津野	下津野	40	50
167	II	2351	海西市	下津野	下津野	40	30
168	II	2352	海西市	下津野	下津野	35	30
169	II	2353	海西市	下津野	下津野	35	25
170	II	2354	海西市	下津野	下津野	40	50
171	II	2355	海西市	下津野	下津野	35	30
172	II	2358	海西市	下津野	下津野	35	50
173	II	2359	海西市	下津野	下津野	40	40
174	II	2360	海西市	下津			

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
41	Ⅱ	1156	湖南省	高屋	高屋(303)	35	25
42	Ⅱ	1157	湖南省	高屋	高屋(304)	35	30
43	Ⅱ	1158	湖南省	横川	横川(301)	35	25
44	Ⅱ	1159	湖南省	横川	横川(302)	35	55
45	Ⅱ	1160	湖南省	横川	横川(303)	35	40
46	Ⅱ	1161	湖南省	横川	横川(304)	40	35
47	Ⅱ	1162	湖南省	釜塚	釜塚(302)	30	45
48	Ⅱ	1163	湖南省	釜塚	釜塚(303)	25	30
49	Ⅱ	1164	湖南省	別所	別所(301)	30	20
50	Ⅱ	1165	湖南省	別所	別所(302)	35	40
51	Ⅱ	1166	湖南省	別所	別所(303)	25	30
52	Ⅱ	1167	湖南省	別所	別所(304)	40	40
53	Ⅱ	1168	湖南省	坂井	坂井(301)	30	20
54	Ⅱ	1169	湖南省	坂井	坂井(302)	35	20
55	Ⅱ	1170	湖南省	坂井	坂井(303)	35	30
56	Ⅱ	1171	湖南省	坂井	坂井(304)	45	50
57	Ⅱ	1172	湖南省	東畑	東畑(301)	35	50
58	Ⅱ	1173	湖南省	東畑	東畑(302)	35	30
59	Ⅱ	1174	湖南省	東畑	東畑(303)	30	25
60	Ⅱ	1175	湖南省	東畑	東畑(304)	35	80
61	Ⅱ	1176	湖南省	東畑	東畑(305)	30	20
62	Ⅱ	1177	湖南省	東畑	東畑(306)	35	30
63	Ⅱ	1178	湖南省	東畑	東畑(307)	45	25
64	Ⅱ	1179	湖南省	東畑	東畑(308)	40	40
65	Ⅱ	1180	湖南省	東畑	東畑(309)	30	20
66	Ⅱ	1181	湖南省	東畑	東畑(310)	35	25
67	Ⅱ	1182	湖南省	東畑	東畑(311)	30	20
68	Ⅱ	1183	湖南省	東畑	東畑(312)	45	25
69	Ⅱ	1184	湖南省	東畑	東畑(313)	35	35
70	Ⅱ	1185	湖南省	東畑	東畑(314)	30	20
71	Ⅱ	1186	湖南省	東畑	東畑(315)	35	70
72	Ⅱ	1187	湖南省	東畑	東畑(316)	40	90
73	Ⅱ	1188	湖南省	東畑	東畑(317)	35	100
74	Ⅱ	1189	湖南省	湖老谷	湖老谷(301)	35	20
75	Ⅱ	1190	湖南省	湖老谷	湖老谷(302)	40	60
76	Ⅱ	1191	湖南省	湖老谷	湖老谷(303)	45	40
77	Ⅱ	1192	湖南省	上谷	上谷(301)	35	70
78	Ⅱ	1193	湖南省	上谷	上谷(302)	30	30
79	Ⅱ	1194	湖南省	上谷	上谷(303)	30	30
80	Ⅱ	1195	湖南省	上谷	上谷(304)	35	20
81	Ⅱ	1196	湖南省	榎木	榎木(301)	45	30
82	Ⅱ	1197	湖南省	榎木	榎木(302)	30	15
83	Ⅱ	1198	湖南省	野上新	野上新(301)	30	20
84	Ⅱ	1199	湖南省	下津町大塚	大塚(301)	40	55
85	Ⅱ	1200	湖南省	下津町大塚	大塚(302)	30	20
86	Ⅱ	1201	湖南省	下津町大塚	大塚(303)	35	40
87	Ⅱ	1202	湖南省	下津町大塚	大塚(304)	35	55
88	Ⅱ	1203	湖南省	下津町大塚	大塚(305)	30	30
89	Ⅱ	1204	湖南省	下津町大塚	大塚(306)	30	20
90	Ⅱ	1205	湖南省	下津町大塚	大塚(307)	35	50
91	Ⅱ	1206	湖南省	下津町大塚	大塚(308)	45	30
92	Ⅱ	1207	湖南省	下津町大塚	大塚(309)	35	50
93	Ⅱ	1208	湖南省	下津町大塚	大塚(310)	30	40
94	Ⅱ	1209	湖南省	下津町大塚	大塚(311)	40	60
95	Ⅱ	1210	湖南省	下津町大塚	大塚(312)	35	50
96	Ⅱ	1211	湖南省	下津町大塚	大塚(313)	40	20
97	Ⅱ	1212	湖南省	下津町大塚	大塚(314)	45	40
98	Ⅱ	1213	湖南省	下津町大塚	大塚(315)	45	20
99	Ⅱ	1214	湖南省	下津町大塚	大塚(316)	40	20
100	Ⅱ	1215	湖南省	下津町大塚	大塚(317)	40	20

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
161	Ⅱ	1276	湖南省	下津町市坪	市坪(308)	40	44
162	Ⅱ	1277	湖南省	下津町市坪	市坪(309)	45	20
163	Ⅱ	1278	湖南省	下津町市坪	市坪(310)	30	30
164	Ⅱ	1279	湖南省	下津町市坪	市坪(311)	35	40
165	Ⅱ	1280	湖南省	下津町市坪	市坪(312)	35	30
166	Ⅱ	1281	湖南省	下津町市坪	市坪(313)	35	80
167	Ⅱ	1282	湖南省	下津町市坪	市坪(314)	40	40
168	Ⅱ	1283	湖南省	下津町市坪	市坪(315)	35	40
169	Ⅱ	1284	湖南省	下津町市坪	市坪(316)	40	75
170	Ⅱ	1285	湖南省	下津町市坪	市坪(317)	35	30
171	Ⅱ	1286	湖南省	下津町市坪	市坪(318)	35	70
172	Ⅱ	1287	湖南省	下津町市坪	市坪(319)	35	60
173	Ⅱ	1288	湖南省	下津町市坪	市坪(320)	40	50
174	Ⅱ	1289	湖南省	下津町市坪	市坪(321)	35	70
175	Ⅱ	1290	湖南省	下津町市坪	市坪(322)	40	70
176	Ⅱ	1291	湖南省	下津町市坪	市坪(323)	30	45
177	Ⅱ	1292	湖南省	下津町市坪	市坪(324)	30	65
178	Ⅱ	1293	湖南省	下津町市坪	市坪(325)	30	80
179	Ⅱ	1294	湖南省	下津町市坪	市坪(326)	40	70
180	Ⅱ	1295	湖南省	下津町市坪	市坪(327)	35	40
181	Ⅱ	1296	湖南省	下津町市坪	市坪(328)	40	55
182	Ⅱ	1297	湖南省	下津町市坪	市坪(329)	35	60
183	Ⅱ	1298	湖南省	下津町市坪	市坪(330)	30	55
184	Ⅱ	1299	湖南省	下津町市坪	市坪(331)	30	25
185	Ⅱ	1300	湖南省	下津町市坪	市坪(332)	35	48
186	Ⅱ	1301	湖南省	下津町市坪	市坪(333)	35	78

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
101	Ⅱ	1216	湖南省	下津町市坪	市坪(302)	35	35
102	Ⅱ	1217	湖南省	下津町市坪	市坪(303)	45	70
103	Ⅱ	1218	湖南省	下津町市坪	市坪(304)	35	50
104	Ⅱ	1219	湖南省	下津町市坪	市坪(305)	35	50
105	Ⅱ	1220	湖南省	下津町市坪	市坪(306)	35	60
106	Ⅱ	1221	湖南省	下津町市坪	市坪(307)	30	30
107	Ⅱ	1222	湖南省	下津町市坪	市坪(308)	35	75
108	Ⅱ	1223	湖南省	下津町市坪	市坪(309)	40	40
109	Ⅱ	1224	湖南省	下津町市坪	市坪(310)	50	30
110	Ⅱ	1225	湖南省	下津町市坪	市坪(311)	35	30
111	Ⅱ	1226	湖南省	下津町市坪	市坪(312)	40	35
112	Ⅱ	1227	湖南省	下津町市坪	市坪(313)	40	30
113	Ⅱ	1228	湖南省	下津町市坪	市坪(314)	40	30
114	Ⅱ	1229	湖南省	下津町市坪	市坪(315)	35	35
115	Ⅱ	1230	湖南省	下津町市坪	市坪(316)	30	30
116	Ⅱ	1231	湖南省	下津町市坪	市坪(317)	40	30
117	Ⅱ	1232	湖南省	下津町市坪	市坪(318)	35	60
118	Ⅱ	1233	湖南省	下津町市坪	市坪(319)	30	50
119	Ⅱ	1234	湖南省	下津町市坪	市坪(320)	35	40
120	Ⅱ	1235	湖南省	下津町市坪	市坪(321)	35	60
121	Ⅱ	1236	湖南省	下津町市坪	市坪(322)	45	75
122	Ⅱ	1237	湖南省	下津町市坪	市坪(323)	35	50
123	Ⅱ	1238	湖南省	下津町市坪	市坪(324)	35	85
124	Ⅱ	1239	湖南省	下津町市坪	市坪(325)	30	70
125	Ⅱ	1240	湖南省	下津町市坪	市坪(326)	35	170
126	Ⅱ	1241	湖南省	下津町市坪	市坪(327)	35	30
127	Ⅱ	1242	湖南省	下津町市坪	市坪(328)	35	50
128	Ⅱ	1243	湖南省	下津町市坪	市坪(329)	40	45
129	Ⅱ	1244	湖南省	下津町市坪	市坪(330)	30	20
130	Ⅱ	1245	湖南省	下津町市坪	市坪(331)	35	40
131	Ⅱ	1246	湖南省	下津町市坪	市坪(332)	40	40
132	Ⅱ	1247	湖南省	下津町市坪	市坪(333)	35	85
133	Ⅱ	1248	湖南省	下津町市坪	市坪(334)	40	60
134	Ⅱ	1249	湖南省	下津町市坪	市坪(335)	30	20
135	Ⅱ	1250	湖南省	下津町市坪	市坪(336)	30	15
136	Ⅱ	1251	湖南省	下津町市坪	市坪(337)	40	50
137	Ⅱ	1252	湖南省	下津町市坪	市坪(338)	30	30
138	Ⅱ	1253	湖南省	下津町市坪	市坪(339)	40	35
139	Ⅱ	1254	湖南省	下津町市坪	市坪(340)	30	30
140	Ⅱ	1255	湖南省	下津町市坪	市坪(341)	30	30
141	Ⅱ	1256	湖南省	下津町市坪	市坪(342)	40	42
142	Ⅱ	1257	湖南省	下津町市坪	市坪(343)	40	40
143	Ⅱ	1258	湖南省	下津町市坪	市坪(344)	35	35
144	Ⅱ	1259	湖南省	下津町市坪	市坪(345)	35	30
145	Ⅱ	1260	湖南省	下津町市坪	市坪(346)	40	45
146	Ⅱ	1261	湖南省	下津町市坪	市坪(347)	35	50
147	Ⅱ	1262	湖南省	下津町市坪	市坪(348)	40	35
148	Ⅱ	1263	湖南省	下津町市坪	市坪(349)	40	30
149	Ⅱ	1264	湖南省	下津町市坪	市坪(350)	40	50
150	Ⅱ	1265	湖南省	下津町市坪	市坪(351)	40	20
151	Ⅱ	1266	湖南省	下津町市坪	市坪(352)	45	30
152	Ⅱ	1267	湖南省	下津町市坪	市坪(353)	35	30
153	Ⅱ	1268	湖南省	下津町市坪	市坪(354)	35	30
154	Ⅱ	1269	湖南省	下津町市坪	市坪(355)	35	30
155	Ⅱ	1270	湖南省	下津町市坪	市坪(356)	35	65
156	Ⅱ	1271	湖南省	下津町市坪	市坪(357)	30	20
157	Ⅱ	1272	湖南省	下津町市坪	市坪(358)	30	25
158	Ⅱ	1273	湖南省	下津町市坪	市坪(359)	40	25
159	Ⅱ	1274	湖南省	下津町市坪	市坪(360)	40	90
160	Ⅱ	1275	湖南省	下津町市坪	市坪(361)	30	80

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	486	紀美野町	小畑	小畑	35	40
2	Ⅰ	487	紀美野町	小畑	小畑	45	140
3	Ⅰ	488	紀美野町	小畑	小畑	45	40
4	Ⅰ	489	紀美野町	小畑	小畑	40	70
5	Ⅰ	491	紀美野町	小畑	小畑	35	40
6	Ⅰ	492	紀美野町	小畑	小畑	30	40
7	Ⅰ	494	紀美野町	小畑	小畑	35	40
8	Ⅰ	495	紀美野町	小畑	小畑	30	12
9	Ⅰ	496	紀美野町	小畑	小畑	35	35
10	Ⅰ	497	紀美野町	小畑	小畑	35	40
11	Ⅰ	498	紀美野町	小畑	小畑	30	35
12	Ⅰ	499	紀美野町	小畑	小畑	30	20
13	Ⅰ	501	紀美野町	小畑	小畑	35	50
14	Ⅰ	502	紀美野町	小畑	小畑	35	80
15	Ⅰ	504	紀美野町	小畑	小畑	35	50
16	Ⅰ	505	紀美野町	小畑	小畑	35	80
17	Ⅰ	506	紀美野町	小畑	小畑	45	80
18	Ⅰ	507	紀美野町	小畑	小畑	35	30
19	Ⅰ	508	紀美野町	小畑	小畑	40	40
20	Ⅰ	509	紀美野町	小畑	小畑	40	60
21	Ⅰ	510	紀美野町	小畑	小畑	35	100
22	Ⅰ	511	紀美野町	小畑	小畑	30	50
23	Ⅰ	513	紀美野町	小畑	小畑	40	15
24	Ⅰ	514	紀美野町	小畑	小畑	35	1

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
61	I	570	紀美野町	鎌滝	毛原宮	40	65
62	I	571	紀美野町	高畑	高畑(1)	30	40
63	I	572	紀美野町	桂瀬	桂瀬(1)	40	50
64	I	573	紀美野町	今西	今西(1)	35	30
65	I	574	紀美野町	菅沢	菅沢(1)	35	70
66	I	575	紀美野町	松ヶ峯	松ヶ峯(1)	35	45
67	I	576	紀美野町	松ヶ峯	松ヶ峯(2)	40	60
68	I	577	紀美野町	田	田(1)	35	30
69	I	578	紀美野町	田	田(2)	35	70
70	I	582	紀美野町	小西	小西(1)	45	20
71	I	584	紀美野町	小西	小西(2)	35	110
72	I	585	紀美野町	毛原宮	毛原宮	45	40
73	I	586	紀美野町	毛原宮	毛原宮(2)	40	80
74	I	588	紀美野町	毛原上	毛原上(1)	40	40
75	I	591	紀美野町	長谷宮	長谷宮(1)	35	40
76	I	593	紀美野町	井塚	井塚(1)	30	70
77	I	594	紀美野町	井塚	井塚(2)	40	100
78	I	595	紀美野町	我田内	我田内(1)	40	40
79	I	596	紀美野町	我田内	我田内(2)	40	100
80	I	597	紀美野町	我田内	我田内(3)	35	50
81	I	598	紀美野町	真国宮	真国宮(1)	35	60
82	I	600	紀美野町	花野原	花野原	40	90
83	I	601	紀美野町	初生谷	初生谷(1)	35	60
84	I	603	紀美野町	北野	北野(1)	30	100
85	I	604	紀美野町	円明寺	円明寺(1)	30	50
86	I	605	紀美野町	円明寺	円明寺(2)	45	30
87	I	606	紀美野町	円明寺	円明寺(3)	30	80
88	I	607	紀美野町	四郎	四郎(1)	30	60
89	I	3547	紀美野町	長谷	長谷(5)	40	50
90	I	3548	紀美野町	小畑	小畑(2)	45	40
91	I	3549	紀美野町	駒木	駒木(3)	35	50
92	I	3550	紀美野町	柴目	柴目(5)	30	30
93	I	3551	紀美野町	小畑	小畑・小畑(1)	35	50
94	I	3552	紀美野町	下佐々	下佐々(3)	35	60
95	I	3553	紀美野町	栗野	栗野(3)・栗野	45	30
96	I	3554	紀美野町	松瀬	松瀬(4)	40	60
97	I	3555	紀美野町	福井	福井(6)	40	35
98	I	3556	紀美野町	下佐々	下佐々(4)	40	40
99	I	3557	紀美野町	奥佐々	奥佐々(3)	45	30
100	I	3558	紀美野町	福井	福井(7)	40	40
101	I	3559	紀美野町	福井	福井(8)	35	95
102	I	3560	紀美野町	橋本	橋本(1)	45	45
103	I	3561	紀美野町	長谷	長谷(6)	30	20
104	I	3562	紀美野町	長谷	長谷(7)	40	35
105	I	3563	紀美野町	井塚	井塚(3)	40	50
106	I	3564	紀美野町	井塚	井塚(4)	35	35
107	I	3565	紀美野町	我田内	我田内(2)	30	50
108	I	3566	紀美野町	長谷宮	長谷宮(2)	40	80
109	I	3568	紀美野町	神野市場	神野市場(5)	35	40
110	I	3569	紀美野町	滝ノ川	滝ノ川(1)	35	50
111	I	3570	紀美野町	毛原中	毛原中(1)	30	50
112	I	3571	紀美野町	中	中(1)	40	40
113	I	3572	紀美野町	井塚	井塚(5)	40	150
114	I	3573	紀美野町	我田内	我田内(1)	35	70
115	I	3574	紀美野町	三尾川	三尾川(2)	35	60
116	I	3575	紀美野町	赤木	赤木(1)	30	40
117	I	3576	紀美野町	谷	谷(1)	35	60
118	I	3577	紀美野町	谷	谷(2)	40	60
119	I	3578	紀美野町	中	中(2)	45	40
120	I	3579	紀美野町	中	中(3)	35	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
121	I	3580	紀美野町	神野市場	神野市場(6)	45	15
122	I	3585	紀美野町	松瀬	松瀬(5)	50	60
123	I	3640	紀美野町	長谷	長谷(8)	35	15
124	I	3641	紀美野町	駒木	駒木(4)	30	20
125	I	3652	紀美野町	下佐々	下佐々(5)	40	80
1	II	2380	紀美野町	柴目	柴目(201)	40	50
2	II	2391	紀美野町	下佐々	下佐々(201)	30	7
3	II	2392	紀美野町	釜淵	釜淵(201)	35	50
4	II	2393	紀美野町	西野	西野(201)	40	60
5	II	2394	紀美野町	栗野	栗野(201)	40	50
6	II	2395	紀美野町	国本原	国本原(201)	35	100
7	II	2396	紀美野町	福井	福井(201)	30	20
8	II	2397	紀美野町	奥佐々	奥佐々(201)	40	60
9	II	2398	紀美野町	奥佐々	奥佐々(202)	40	30
10	II	2399	紀美野町	中田	中田(201)	45	30
11	II	2400	紀美野町	中田	中田(202)	30	35
12	II	2401	紀美野町	橋本	橋本(201)	35	50
13	II	2402	紀美野町	中田	中田(203)	45	50
14	II	2403	紀美野町	橋本	橋本(202)	30	55
15	II	2404	紀美野町	坂本	坂本(201)	30	70
16	II	2405	紀美野町	坂本	坂本(202)	45	50
17	II	2406	紀美野町	柴目	柴目(202)	30	25
18	II	2407	紀美野町	長谷	長谷(201)	40	15
19	II	2408	紀美野町	駒木	駒木(201)	30	50
20	II	2409	紀美野町	下佐々	下佐々(202)	35	40
21	II	2410	紀美野町	坂本	坂本(203)	35	45
22	II	2411	紀美野町	長谷	長谷(202)	40	10
23	II	2412	紀美野町	長谷	長谷(203)	40	30
24	II	2413	紀美野町	長谷	長谷(204)	35	20
25	II	2414	紀美野町	長谷	長谷(205)	45	20
26	II	2415	紀美野町	長谷	長谷(206)	30	20
27	II	2416	紀美野町	長谷	長谷(207)	35	30
28	II	2417	紀美野町	駒木	駒木(202)	30	15
29	II	2418	紀美野町	長谷	長谷(208)	40	30
30	II	2419	紀美野町	長谷	長谷(209)	35	35
31	II	2420	紀美野町	国本原	国本原(202)	45	40
32	II	2421	紀美野町	国本原	国本原(203)	45	60
33	II	2422	紀美野町	長谷	長谷(210)	35	25
34	II	2423	紀美野町	国本原	国本原(204)	40	25
35	II	2424	紀美野町	国本原	国本原(205)	35	35
36	II	2425	紀美野町	柴目	柴目(203)	40	40
37	II	2426	紀美野町	柴目	柴目(204)	35	30
38	II	2427	紀美野町	柴目	柴目(205)	40	20
39	II	2428	紀美野町	柴目	柴目(206)	30	20
40	II	2429	紀美野町	柴目	柴目(207)	45	40
41	II	2430	紀美野町	駒木	駒木(203)	40	40
42	II	2431	紀美野町	駒木	駒木(204)	40	50
43	II	2432	紀美野町	柴目	柴目(208)	35	30
44	II	2433	紀美野町	駒木	駒木(205)	35	60
45	II	2434	紀美野町	駒木	駒木(206)	35	40
46	II	2435	紀美野町	柴目	柴目(209)	40	20
47	II	2436	紀美野町	柴目	柴目(210)	45	50
48	II	2437	紀美野町	柴目	柴目(211)	35	50
49	II	2438	紀美野町	柴目	柴目(212)	45	35
50	II	2439	紀美野町	柴目	柴目(213)	40	35
51	II	2440	紀美野町	柴目	柴目(214)	45	40
52	II	2441	紀美野町	柴目	柴目(215)	40	40
53	II	2442	紀美野町	柴目	柴目(216)	30	40
54	II	2443	紀美野町	柴目	柴目(217)	35	40
55	II	2444	紀美野町	柴目	柴目(218)	30	45

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
56	II	2445	紀美野町	柴目	柴目(219)	35	20
57	II	2446	紀美野町	柴目	柴目(220)	35	20
58	II	2447	紀美野町	柴目	柴目(221)	40	40
59	II	2448	紀美野町	柴目	柴目(222)	40	20
60	II	2449	紀美野町	柴目	柴目(223)	35	60
61	II	2450	紀美野町	柴目	柴目(224)	35	35
62	II	2451	紀美野町	柴目	柴目(225)	30	20
63	II	2452	紀美野町	柴目	柴目(226)	35	25
64	II	2453	紀美野町	柴目	柴目(227)	40	30
65	II	2454	紀美野町	柴目	柴目(228)	45	25
66	II	2455	紀美野町	西野	西野(202)	40	40
67	II	2456	紀美野町	西野	西野(203)	40	20
68	II	2457	紀美野町	西野	西野(204)	40	35
69	II	2458	紀美野町	釜淵	釜淵(202)	40	35
70	II	2459	紀美野町	松瀬	松瀬(201)	40	50
71	II	2460	紀美野町	栗野	栗野(202)	40	45
72	II	2461	紀美野町	栗野	栗野(203)	40	50
73	II	2462	紀美野町	駒木	駒木(207)	35	20
74	II	2463	紀美野町	駒木	駒木(208)	30	30
75	II	2464	紀美野町	下佐々	下佐々(203)	40	70
76	II	2465	紀美野町	松瀬	松瀬(202)	40	40
77	II	2466	紀美野町	下佐々	下佐々(204)	40	40
78	II	2467	紀美野町	下佐々	下佐々(205)	40	45
79	II	2468	紀美野町	福井	福井(202)	40	60
80	II	2469	紀美野町	福井	福井(203)	35	25
81	II	2470	紀美野町	福井	福井(204)	40	15
82	II	2471	紀美野町	福井	福井(205)	40	30
83	II	2472	紀美野町	福井	福井(206)	45	30
84	II	2473	紀美野町	福井	福井(207)	40	40
85	II	2474	紀美野町	福井	福井(208)	40	35
86	II	2475	紀美野町	福井	福井(209)	35	30
87	II	2476	紀美野町	福井	福井(210)	35	30
88	II	2477	紀美野町	奥佐々	奥佐々(203)	40	25
89	II	2478	紀美野町	奥佐々	奥佐々(204)	40	40
90	II	2479	紀美野町	奥佐々	奥佐々(205)	40	40
91	II	2480	紀美野町	奥佐々	奥佐々(206)	40	45
92	II	2481	紀美野町	奥佐々	奥佐々(207)	40	45
93	II	2482	紀美野町	奥佐々	奥佐々(208)	40	40
94	II	2483	紀美野町	奥佐々	奥佐々(209)	40	30
95	II	2484	紀美野町	奥佐々	奥佐々(210)	40	30
96	II	2485	紀美野町	奥佐々	奥佐々(211)	40	30
97	II	2486	紀美野町	奥佐々	奥佐々(212)	40	30
98	II	2487	紀美野町	奥佐々	奥佐々(213)	40	40
99	II	2488	紀美野町	奥佐々	奥佐々(214)	45	35
100	II	2489	紀美野町	奥佐々	奥佐々(215)	35	25
101	II	2490	紀美野町	中田	中田(204)	40	25
102	II	2491	紀美野町	中田	中田(205)	40	35
103	II	2492	紀美野町	中田	中田(206)	50	50
104	II	2493	紀美野町	中田	中田(207)	40	20
105	II	2494	紀美野町	中田	中田(208)	35	20
106	II	2495	紀美野町	橋本	橋本(203)	40	40
107	II	2496	紀美野町	橋本	橋本(204)	40	40
108	II	2497	紀美野町	中田	中田(209)	40	30
109	II	2498	紀美野町	橋本	橋本(205)	45	15
110	II	2499	紀美野町	橋本</			

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
176	Ⅱ	2568	紀美野町	北野	北野(204)	45	40
177	Ⅱ	2569	紀美野町	内明寺	内明寺(201)	45	55
178	Ⅱ	2570	紀美野町	内明寺	内明寺(202)	40	40
179	Ⅱ	2571	紀美野町	内明寺	内明寺(203)	40	20
180	Ⅱ	2572	紀美野町	榑谷	榑谷(201)	30	15
181	Ⅱ	2573	紀美野町	榑谷	榑谷(202)	30	30
182	Ⅱ	2574	紀美野町	榑谷	榑谷(203)	45	60
183	Ⅱ	2575	紀美野町	谷	谷(201)	30	50
184	Ⅱ	2576	紀美野町	毛原下	毛原下(201)	45	60
185	Ⅱ	2577	紀美野町	毛原下	毛原下(202)	35	20
186	Ⅱ	2578	紀美野町	毛原下	毛原下(203)	40	120
187	Ⅱ	2579	紀美野町	毛原下	毛原下(204)	50	65
188	Ⅱ	2580	紀美野町	毛原下	毛原下(205)	30	40
189	Ⅱ	2581	紀美野町	毛原下	毛原下(206)	45	45
190	Ⅱ	2582	紀美野町	毛原下	毛原下(207)	35	40
191	Ⅱ	2583	紀美野町	毛原下	毛原下(208)	45	70
192	Ⅱ	2584	紀美野町	毛原下	毛原下(209)	45	60
193	Ⅱ	2585	紀美野町	毛原下	毛原下(210)	30	45
194	Ⅱ	2586	紀美野町	小西	小西(201)	35	50
195	Ⅱ	2587	紀美野町	小西	小西(202)	45	40
196	Ⅱ	2588	紀美野町	小西	小西(203)	35	60
197	Ⅱ	2589	紀美野町	毛原下	毛原下(211)	30	25
198	Ⅱ	2590	紀美野町	毛原下	毛原下(212)	30	45
199	Ⅱ	2591	紀美野町	榑谷	榑谷(204)	45	50
200	Ⅱ	2592	紀美野町	榑谷	榑谷(205)	40	40
201	Ⅱ	2593	紀美野町	榑谷	榑谷(206)	40	40
202	Ⅱ	2594	紀美野町	榑谷	榑谷(207)	40	40
203	Ⅱ	2595	紀美野町	榑谷	榑谷(208)	30	60
204	Ⅱ	2596	紀美野町	谷	谷(202)	35	35
205	Ⅱ	2597	紀美野町	谷	谷(203)	45	70
206	Ⅱ	2598	紀美野町	榑谷	榑谷(209)	45	40
207	Ⅱ	2600	紀美野町	毛原宮	毛原宮(202)	35	70
208	Ⅱ	2601	紀美野町	毛原宮	毛原宮(203)	40	30
209	Ⅱ	2602	紀美野町	毛原宮	毛原宮(204)	45	20
210	Ⅱ	2603	紀美野町	毛原宮	毛原宮(205)	40	80
211	Ⅱ	2604	紀美野町	毛原宮	毛原宮(206)	50	40
212	Ⅱ	2605	紀美野町	毛原上	毛原上(204)	40	45
213	Ⅱ	2606	紀美野町	毛原上	毛原上(205)	45	70
214	Ⅱ	2607	紀美野町	毛原上	毛原上(206)	35	70
215	Ⅱ	2608	紀美野町	毛原上	毛原上(207)	40	60
216	Ⅱ	2609	紀美野町	毛原上	毛原上(208)	40	90
217	Ⅱ	2610	紀美野町	毛原上	毛原上(209)	40	90
218	Ⅱ	2611	紀美野町	松瀬	松瀬(205)	40	35
219	Ⅱ	2612	紀美野町	福田	福田(201)	45	50
220	Ⅱ	2613	紀美野町	福田	福田(202)	45	35
221	Ⅱ	2614	紀美野町	福田	福田(203)	40	50
222	Ⅱ	2623	紀美野町	深川	深川(201)	45	40
223	Ⅱ	2624	紀美野町	深川	深川(202)	50	50
224	Ⅱ	2625	紀美野町	深川	深川(203)	45	40
225	Ⅱ	2626	紀美野町	深川	深川(204)	45	65
226	Ⅱ	2627	紀美野町	深川	深川(205)	40	30
227	Ⅱ	2628	紀美野町	深川	深川(206)	40	25
228	Ⅱ	2629	紀美野町	深川	深川(207)	40	60
229	Ⅱ	2630	紀美野町	深川	深川(208)	40	45
230	Ⅱ	2631	紀美野町	深川	深川(209)	45	70
231	Ⅱ	2632	紀美野町	深川	深川(210)	45	30
232	Ⅱ	2633	紀美野町	深川	深川(211)	35	45
233	Ⅱ	2634	紀美野町	深川	深川(212)	40	45
234	Ⅱ	2635	紀美野町	深川	深川(213)	35	85
235	Ⅱ	2636	紀美野町	明彦	明彦(201)	45	70

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
236	Ⅱ	2637	紀美野町	明彦	明彦(202)	40	40
237	Ⅱ	2638	紀美野町	明彦	明彦(203)	40	30
238	Ⅱ	2639	紀美野町	明彦	明彦(204)	40	30
239	Ⅱ	2640	紀美野町	谷	谷(204)	40	55
240	Ⅱ	2641	紀美野町	谷	谷(205)	45	45
241	Ⅱ	2642	紀美野町	小西	小西(204)	45	90
242	Ⅱ	2643	紀美野町	小西	小西(205)	45	70
243	Ⅱ	2644	紀美野町	小西	小西(206)	45	40
244	Ⅱ	2645	紀美野町	毛原中	毛原中(202)	40	60
245	Ⅱ	2646	紀美野町	毛原中	毛原中(203)	45	20
246	Ⅱ	2647	紀美野町	毛原中	毛原中(213)	45	100
247	Ⅱ	2648	紀美野町	毛原中	毛原中(207)	35	50
248	Ⅱ	2650	紀美野町	毛原中	毛原中(213)	40	45
249	Ⅱ	2651	紀美野町	毛原中	毛原中(204)	40	30
250	Ⅱ	2652	紀美野町	毛原中	毛原中(214)	40	40
251	Ⅱ	2653	紀美野町	毛原中	毛原中(205)	40	60
252	Ⅱ	2654	紀美野町	毛原中	毛原中(206)	45	35
253	Ⅱ	2655	紀美野町	毛原中	毛原中(207)	40	30
254	Ⅱ	2656	紀美野町	毛原中	毛原中(208)	50	35
255	Ⅱ	2657	紀美野町	毛原上	毛原上(210)	40	35
256	Ⅱ	2658	紀美野町	毛原上	毛原上(211)	40	40
257	Ⅱ	2659	紀美野町	毛原上	毛原上(212)	45	40
258	Ⅱ	2660	紀美野町	毛原中	毛原中(209)	35	40
259	Ⅱ	2661	紀美野町	毛原中	毛原中(210)	35	35
260	Ⅱ	2662	紀美野町	毛原中	毛原中(211)	35	20
261	Ⅱ	2663	紀美野町	毛原中	毛原中(212)	35	45
262	Ⅱ	2664	紀美野町	野中	野中(201)	35	15
263	Ⅱ	2665	紀美野町	神野市場	神野市場(201)	40	40
264	Ⅱ	2666	紀美野町	樋下	樋下(201)	45	20
265	Ⅱ	2667	紀美野町	樋下	樋下(202)	45	25
266	Ⅱ	2668	紀美野町	大角	大角(202)	40	25
267	Ⅱ	2669	紀美野町	大角	大角(203)	40	60
268	Ⅱ	2670	紀美野町	三尾川	三尾川(203)	45	20
269	Ⅱ	2671	紀美野町	三尾川	三尾川(204)	45	40
270	Ⅱ	2672	紀美野町	三尾川	三尾川(205)	45	50
271	Ⅱ	2673	紀美野町	三尾川	三尾川(206)	45	50
272	Ⅱ	2674	紀美野町	三尾川	三尾川(207)	35	40
273	Ⅱ	2675	紀美野町	樋下	樋下(203)	35	20
274	Ⅱ	2676	紀美野町	野中	野中(202)	40	70
275	Ⅱ	2677	紀美野町	三尾川	三尾川(208)	35	45
276	Ⅱ	2678	紀美野町	三尾川	三尾川(209)	40	40
277	Ⅱ	2679	紀美野町	三尾川	三尾川(210)	35	20
278	Ⅱ	2680	紀美野町	三尾川	三尾川(211)	30	12
279	Ⅱ	2681	紀美野町	三尾川	三尾川(212)	40	30
280	Ⅱ	2682	紀美野町	大角	大角(204)	35	55
281	Ⅱ	2683	紀美野町	大角	大角(205)	45	20
282	Ⅱ	2684	紀美野町	樋下	樋下(201)	50	25
283	Ⅱ	2685	紀美野町	樋下	樋下(202)	45	25
284	Ⅱ	2686	紀美野町	樋下	樋下(203)	50	25
285	Ⅱ	2687	紀美野町	樋下	樋下(204)	45	20
286	Ⅱ	2688	紀美野町	樋下	樋下(205)	40	30
287	Ⅱ	2689	紀美野町	赤木	赤木(201)	30	40
288	Ⅱ	2690	紀美野町	赤木	赤木(202)	45	30
289	Ⅱ	2691	紀美野町	赤木	赤木(203)	35	40
290	Ⅱ	2692	紀美野町	赤木	赤木(204)	45	60
291	Ⅱ	2693	紀美野町	明彦	明彦(205)	35	60
292	Ⅱ	2694	紀美野町	樋下	樋下(206)	40	40
293	Ⅱ	2695	紀美野町	樋下	樋下(207)	40	60
294	Ⅱ	2696	紀美野町	樋下	樋下(208)	35	50
295	Ⅱ	2697	紀美野町	高畑	高畑(201)	35	25

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
296	Ⅱ	2698	紀美野町	高畑	高畑(202)	35	30
297	Ⅱ	2699	紀美野町	高畑	高畑(203)	50	25
298	Ⅱ	2700	紀美野町	高畑	高畑(204)	30	35
299	Ⅱ	2701	紀美野町	松ヶ峯	松ヶ峯(201)	40	70
300	Ⅱ	2702	紀美野町	松ヶ峯	松ヶ峯(202)	40	50
301	Ⅱ	2703	紀美野町	松ヶ峯	松ヶ峯(203)	45	60
302	Ⅱ	2704	紀美野町	谷	谷(206)	40	60
303	Ⅱ	2705	紀美野町	谷	谷(207)	30	40
304	Ⅱ	2706	紀美野町	松ヶ峯	松ヶ峯(204)	30	30
305	Ⅱ	2707	紀美野町	松ヶ峯	松ヶ峯(205)	40	20
306	Ⅱ	2708	紀美野町	松ヶ峯	松ヶ峯(206)	35	40
307	Ⅱ	2709	紀美野町	菅沢	菅沢(201)	45	50
308	Ⅱ	2710	紀美野町	谷	谷(208)	30	40
309	Ⅱ	2711	紀美野町	田	田(201)	45	70
310	Ⅱ	2712	紀美野町	田	田(202)	40	70
311	Ⅱ	2713	紀美野町	田	田(203)	45	90
312	Ⅱ	2714	紀美野町	田	田(204)	50	45
313	Ⅱ	2715	紀美野町	田	田(205)	45	40
314	Ⅱ	2716	紀美野町	田	田(206)	45	35
315	Ⅱ	2717	紀美野町	田	田(207)	40	45
316	Ⅱ	2718	紀美野町	田	田(208)	45	20
317	Ⅱ	2719	紀美野町	田	田(209)	35	60
318	Ⅱ	2720	紀美野町	中	中(203)	60	15
319	Ⅱ	2721	紀美野町	田	田(210)	50	20
320	Ⅱ	2722	紀美野町	谷	谷(209)	45	25
321	Ⅱ	2723	紀美野町	谷	谷(210)	40	20
322	Ⅱ	2724	紀美野町	谷	谷(211)	40	70
323	Ⅱ	2725	紀美野町	谷	谷(212)	40	25
324	Ⅱ	2726	紀美野町	上ヶ井	上ヶ井(201)	50	50
325	Ⅱ	2727	紀美野町	上ヶ井	上ヶ井(202)	35	40
326	Ⅱ	2728	紀美野町	上ヶ井	上ヶ井(203)	40	90
327	Ⅱ	2729	紀美野町	三尾川	三尾川(213)	45	60
328	Ⅱ	2730	紀美野町	赤木	赤木(205)	35	20
329	Ⅱ	2731	紀美野町	高畑	高畑(205)	50	20
330	Ⅱ	2732	紀美野町	桂瀬	桂瀬(201)	35	90
331	Ⅱ	2733	紀美野町	桂瀬	桂瀬(202)	45	95
332	Ⅱ	2734	紀美野町	桂瀬	桂瀬(203)	40	95
333	Ⅱ	2735	紀美野町	今香	今香(201)	40	45
334	Ⅱ	2736	紀美野町	今香	今香(202)	45	40
335	Ⅱ	2737	紀美野町	今香	今香(203)	40	80
336	Ⅱ	2738	紀美野町	滝ノ川	滝ノ川(202)	45	80
337	Ⅱ	2739	紀美野町	滝ノ川	滝ノ川(203)	40	50
338	Ⅱ	2740	紀美野町	滝ノ川	滝ノ川(204)	40	30
339	Ⅱ	2741	紀美野町	滝ノ川	滝ノ川(205)	35	30
340	Ⅱ	2742	紀美野町	滝ノ川	滝ノ川(206)	45	80
341	Ⅱ	2743	紀美野町	滝ノ川	滝ノ川(207)	40	30
342	Ⅱ	2744					

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						傾斜度	高さ
45	Ⅱ	1346	紀美野町	下佐々	下佐々(301)	40	60
46	Ⅱ	1347	紀美野町	吉野	吉野(301)	40	60
47	Ⅱ	1348	紀美野町	吉野	吉野(302)	35	20
48	Ⅱ	1349	紀美野町	下佐々	下佐々(302)	40	40
49	Ⅱ	1350	紀美野町	釜淵	釜淵(302)	35	40
50	Ⅱ	1351	紀美野町	西野	西野(306)	35	50
51	Ⅱ	1352	紀美野町	釜淵	釜淵(303)	40	30
52	Ⅱ	1353	紀美野町	釜淵	釜淵(304)	35	20
53	Ⅱ	1354	紀美野町	釜淵	釜淵(305)	35	50
54	Ⅱ	1355	紀美野町	松淵	松淵(301)	35	50
55	Ⅱ	1356	紀美野町	松淵	松淵(302)	40	60
56	Ⅱ	1357	紀美野町	下佐々	下佐々(303)	35	15
57	Ⅱ	1358	紀美野町	下佐々	下佐々(304)	35	15
58	Ⅱ	1359	紀美野町	下佐々	下佐々(305)	35	40
59	Ⅱ	1360	紀美野町	下佐々	下佐々(306)	35	40
60	Ⅱ	1361	紀美野町	下佐々	下佐々(307)	35	15
61	Ⅱ	1362	紀美野町	下佐々	下佐々(308)	35	30
62	Ⅱ	1363	紀美野町	下佐々	下佐々(309)	35	60
63	Ⅱ	1364	紀美野町	下佐々	下佐々(310)	40	40
64	Ⅱ	1365	紀美野町	下佐々	下佐々(311)	35	30
65	Ⅱ	1366	紀美野町	下佐々	下佐々(312)	35	50
66	Ⅱ	1367	紀美野町	下佐々	下佐々(313)	35	40
67	Ⅱ	1368	紀美野町	下佐々	下佐々(314)	35	20
68	Ⅱ	1369	紀美野町	下佐々	下佐々(315)	45	25
69	Ⅱ	1370	紀美野町	下佐々	下佐々(316)	40	20
70	Ⅱ	1371	紀美野町	下佐々	下佐々(317)	35	30
71	Ⅱ	1372	紀美野町	福井	福井(301)	30	30
72	Ⅱ	1373	紀美野町	福井	福井(302)	40	50
73	Ⅱ	1374	紀美野町	福井	福井(303)	35	35
74	Ⅱ	1375	紀美野町	福井	福井(304)	35	30
75	Ⅱ	1376	紀美野町	福井	福井(305)	40	30
76	Ⅱ	1377	紀美野町	福井	福井(306)	40	40
77	Ⅱ	1378	紀美野町	福井	福井(307)	35	40
78	Ⅱ	1379	紀美野町	福井	福井(308)	45	50
79	Ⅱ	1380	紀美野町	坂本	坂本(301)	40	60
80	Ⅱ	1381	紀美野町	坂本	坂本(302)	35	30
81	Ⅱ	1382	紀美野町	坂本	坂本(303)	40	40
82	Ⅱ	1383	紀美野町	坂本	坂本(304)	35	10
83	Ⅱ	1384	紀美野町	坂本	坂本(305)	40	40
84	Ⅱ	1385	紀美野町	坂本	坂本(306)	40	60
85	Ⅱ	1386	紀美野町	坂本	坂本(307)	35	30
86	Ⅱ	1387	紀美野町	奥佐々	奥佐々(301)	35	40
87	Ⅱ	1388	紀美野町	中田	中田(301)	35	15
88	Ⅱ	1389	紀美野町	中田	中田(302)	35	20
89	Ⅱ	1390	紀美野町	中田	中田(303)	35	20
90	Ⅱ	1391	紀美野町	橋本	橋本(301)	45	60
91	Ⅱ	1392	紀美野町	橋本	橋本(302)	40	70
92	Ⅱ	1393	紀美野町	奥佐々	奥佐々(302)	35	60
93	Ⅱ	1394	紀美野町	奥佐々	奥佐々(303)	35	70
94	Ⅱ	1395	紀美野町	奥佐々	奥佐々(304)	35	15
95	Ⅱ	1396	紀美野町	奥佐々	奥佐々(305)	40	30
96	Ⅱ	1397	紀美野町	奥佐々	奥佐々(306)	35	50
97	Ⅱ	1398	紀美野町	奥佐々	奥佐々(307)	35	110
98	Ⅱ	1399	紀美野町	奥佐々	奥佐々(308)	35	30
99	Ⅱ	1400	紀美野町	回瀧	回瀧(301)	35	50
100	Ⅱ	1401	紀美野町	回瀧	回瀧(302)	35	60
101	Ⅱ	1402	紀美野町	回瀧	回瀧(303)	40	70
102	Ⅱ	1403	紀美野町	回瀧	回瀧(304)	35	30
103	Ⅱ	1404	紀美野町	長谷宮	長谷宮(301)	40	40
104	Ⅱ	1405	紀美野町	長谷宮	長谷宮(302)	45	60

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						傾斜度	高さ
105	Ⅱ	1406	紀美野町	長谷宮	長谷宮(303)	40	70
106	Ⅱ	1407	紀美野町	長谷宮	長谷宮(304)	45	80
107	Ⅱ	1408	紀美野町	井堰	井堰(301)	35	30
108	Ⅱ	1409	紀美野町	井堰	井堰(302)	40	70
109	Ⅱ	1410	紀美野町	井堰	井堰(303)	40	100
110	Ⅱ	1411	紀美野町	井堰	井堰(304)	45	100
111	Ⅱ	1412	紀美野町	深津宮	深津宮(301)	45	120
112	Ⅱ	1413	紀美野町	花野原	花野原(301)	40	70
113	Ⅱ	1414	紀美野町	花野原	花野原(302)	45	50
114	Ⅱ	1415	紀美野町	月明寺	月明寺(301)	40	50
115	Ⅱ	1416	紀美野町	月明寺	月明寺(302)	45	20
116	Ⅱ	1417	紀美野町	樽谷	樽谷(301)	40	60
117	Ⅱ	1418	紀美野町	樽谷	樽谷(302)	40	80
118	Ⅱ	1419	紀美野町	樽谷	樽谷(303)	40	30
119	Ⅱ	1420	紀美野町	樽谷	樽谷(304)	45	50
120	Ⅱ	1421	紀美野町	樽谷	樽谷(305)	35	140
121	Ⅱ	1422	紀美野町	樽谷	樽谷(306)	40	60
122	Ⅱ	1423	紀美野町	毛原宮	毛原宮(301)	40	45
123	Ⅱ	1424	紀美野町	毛原宮	毛原宮(302)	35	100
124	Ⅱ	1425	紀美野町	毛原宮	毛原宮(303)	45	50
125	Ⅱ	1426	紀美野町	毛原宮	毛原宮(304)	45	20
126	Ⅱ	1427	紀美野町	毛原宮	毛原宮(305)	45	110
127	Ⅱ	1428	紀美野町	毛原上	毛原上(301)	40	40
128	Ⅱ	1429	紀美野町	毛原上	毛原上(302)	35	85
129	Ⅱ	1430	紀美野町	毛原上	毛原上(303)	35	60
130	Ⅱ	1431	紀美野町	毛原上	毛原上(304)	40	30
131	Ⅱ	1432	紀美野町	毛原上	毛原上(305)	45	90
132	Ⅱ	1433	紀美野町	毛原上	毛原上(306)	45	20
133	Ⅱ	1434	紀美野町	毛原上	毛原上(307)	45	50
134	Ⅱ	1435	紀美野町	毛原上	毛原上(308)	45	30
135	Ⅱ	1436	紀美野町	毛原中	毛原中(301)	30	50
136	Ⅱ	1437	紀美野町	毛原中	毛原中(302)	45	50
137	Ⅱ	1438	紀美野町	毛原中	毛原中(303)	40	30
138	Ⅱ	1439	紀美野町	毛原中	毛原中(304)	45	30
139	Ⅱ	1440	紀美野町	毛原中	毛原中(305)	45	30
140	Ⅱ	1441	紀美野町	毛原中	毛原中(306)	45	20
141	Ⅱ	1442	紀美野町	小西	小西(301)	45	20
142	Ⅱ	1443	紀美野町	福田	福田(301)	45	20
143	Ⅱ	1444	紀美野町	福田	福田(302)	40	50
144	Ⅱ	1445	紀美野町	福田	福田(303)	45	40
145	Ⅱ	1446	紀美野町	安井	安井(301)	35	30
146	Ⅱ	1447	紀美野町	野中	野中(301)	45	30
147	Ⅱ	1448	紀美野町	野中	野中(302)	35	50
148	Ⅱ	1449	紀美野町	南畑	南畑(301)	40	60
149	Ⅱ	1450	紀美野町	南畑	南畑(302)	35	50
150	Ⅱ	1451	紀美野町	南畑	南畑(303)	45	60
151	Ⅱ	1452	紀美野町	南畑	南畑(304)	40	30
152	Ⅱ	1453	紀美野町	南畑	南畑(305)	40	50
153	Ⅱ	1454	紀美野町	南畑	南畑(306)	40	50
154	Ⅱ	1455	紀美野町	南畑	南畑(307)	40	60
155	Ⅱ	1456	紀美野町	真穴	真穴(301)	40	60
156	Ⅱ	1457	紀美野町	上ヶ井	上ヶ井(301)	40	50
157	Ⅱ	1458	紀美野町	深川	深川(301)	45	70
158	Ⅱ	1459	紀美野町	深川	深川(302)	40	40
159	Ⅱ	1460	紀美野町	深川	深川(303)	45	40
160	Ⅱ	1461	紀美野町	深川	深川(304)	45	40
161	Ⅱ	1462	紀美野町	深川	深川(305)	45	30
162	Ⅱ	1463	紀美野町	樋下	樋下(301)	30	20
163	Ⅱ	1464	紀美野町	樋下	樋下(302)	35	20
164	Ⅱ	1465	紀美野町	樋下	樋下(303)	45	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						傾斜度	高さ
165	Ⅱ	1466	紀美野町	大角	大角(301)	40	30
166	Ⅱ	1467	紀美野町	大角	大角(302)	40	70
167	Ⅱ	1468	紀美野町	三尾川	三尾川(301)	30	10
168	Ⅱ	1469	紀美野町	三尾川	三尾川(302)	40	70
169	Ⅱ	1470	紀美野町	三尾川	三尾川(303)	30	60
170	Ⅱ	1471	紀美野町	三尾川	三尾川(304)	45	40
171	Ⅱ	1472	紀美野町	三尾川	三尾川(305)	40	60
172	Ⅱ	1473	紀美野町	三尾川	三尾川(306)	40	80
173	Ⅱ	1474	紀美野町	上ヶ井	上ヶ井(302)	40	120
174	Ⅱ	1475	紀美野町	上ヶ井	上ヶ井(303)	45	90
175	Ⅱ	1476	紀美野町	上ヶ井	上ヶ井(304)	35	50
176	Ⅱ	1477	紀美野町	上ヶ井	上ヶ井(305)	30	40
177	Ⅱ	1478	紀美野町	上ヶ井	上ヶ井(306)	40	30
178	Ⅱ	1479	紀美野町	三尾川	三尾川(307)	40	100
179	Ⅱ	1480	紀美野町	今西	今西(301)	40	160
180	Ⅱ	1481	紀美野町	中	中(301)	40	100
181	Ⅱ	1482	紀美野町	毛原下	毛原下(301)	35	40
182	Ⅱ	1483	紀美野町	毛原下	毛原下(302)	40	50
183	Ⅱ	1484	紀美野町	毛原下	毛原下(303)	40	90
184	Ⅱ	1485	紀美野町	毛原下	毛原下(304)	40	80
185	Ⅱ	1486	紀美野町	毛原下	毛原下(305)	35	90
186	Ⅱ	1487	紀美野町	毛原下	毛原下(306)	45	60
187	Ⅱ	1488	紀美野町	毛原下	毛原下(307)	45	100
188	Ⅱ	1489	紀美野町	毛原下	毛原下(308)	45	60
189	Ⅱ	1490	紀美野町	毛原下	毛原下(309)	40	100
190	Ⅱ	1491	紀美野町	毛原下	毛原下(310)	40	60
191	Ⅱ	1492	紀美野町	瀧ノ川	瀧ノ川(301)	45	80
192	Ⅱ	1493	紀美野町	瀧ノ川	瀧ノ川(302)	45	40
193	Ⅱ	1494	紀美野町	瀧ノ川	瀧ノ川(303)	40	90
194	Ⅱ	1495	紀美野町	瀧ノ川	瀧ノ川(304)	35	70
195	Ⅱ	1496	紀美野町	瀧ノ川	瀧ノ川(305)	30	60
196	Ⅱ	1497	紀美野町	瀧ノ川	瀧ノ川(306)	45	100
197	Ⅱ	1498	紀美野町	瀧ノ川	瀧ノ川(307)	40	50

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						傾斜度	高さ
1	Ⅰ	152	紀の川市	平野	中尾	40	23
2	Ⅰ	153	紀の川市	切畑	切畑	40	40
3	Ⅰ	154	紀の川市	切畑	葛谷(2)	35	35
4	Ⅰ	155	紀の川市	切畑	葛谷(3)	45	40
5	Ⅰ	156	紀の川市	平野	横ノ木谷(1)	35	35
6	Ⅰ	157	紀の川市	名手上	瀧ノ木谷(2)	35	40
7	Ⅰ	158	紀の川市	名手上	西畑(1)	40	10
8	Ⅰ	159	紀の川市	西畑	西畑(2)	40	35
9	Ⅰ	160	紀の川市	西畑	西畑(3)	40	15
10	Ⅰ	161	紀の川市	西畑	西畑(4)	35	57
11	Ⅰ	162	紀の川市	西畑	西畑(5)</		

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
61	Ⅰ	255	紀の川市	真志川町北	北	45	8
62	Ⅰ	257	紀の川市	真志川町丸橋	北丸橋	40	26
63	Ⅰ	258	紀の川市	真志川町北	北(4)	46	8
64	Ⅰ	2128	紀の川市	名手上	名手上(2)	40	75
65	Ⅰ	2130	紀の川市	赤沼田	赤沼田	35	41
66	Ⅰ	2220	紀の川市	横谷	向石	35	25
67	Ⅰ	2224	紀の川市	狭山町黒川	西ノ坊	38	84
68	Ⅰ	2225	紀の川市	真志川町長山	長山(1)	45	18
69	Ⅰ	2227	紀の川市	真志川町西山	西山	80	10
70	Ⅰ	2228	紀の川市	真志川町長山	長山(4)	32	18
71	Ⅰ	3301	紀の川市	神通	神通	40	30
72	Ⅰ	3302	紀の川市	東山田	東山田(1)	30	20
73	Ⅰ	3303	紀の川市	高野	高野	38	25
74	Ⅰ	3304	紀の川市	東川原	東川原(1)	35	25
75	Ⅰ	3305	紀の川市	西川原	西川原(6)	38	34
76	Ⅰ	3306	紀の川市	西川原	西川原(4)	45	85
77	Ⅰ	3307	紀の川市	柳河	寺長(2)	40	12
78	Ⅰ	3308	紀の川市	柳河	寺長(3)	60	20
79	Ⅰ	3309	紀の川市	柳河	寺長(4)	45	22
80	Ⅰ	3310	紀の川市	柳河	北町	35	26
81	Ⅰ	3311	紀の川市	柳河	淡田	80	14
82	Ⅰ	3312	紀の川市	柳河	柳河(1)	85	16
83	Ⅰ	3313	紀の川市	柳河	北町(2)	35	25
84	Ⅰ	3314	紀の川市	柳河	遠方(2)	30	26
85	Ⅰ	3315	紀の川市	中崎測	上崎測(1)	50	38
86	Ⅰ	3316	紀の川市	中崎測	中崎測(16)	62	35
87	Ⅰ	3317	紀の川市	中崎測	中崎測(18)	42	22
88	Ⅰ	3318	紀の川市	真志川町丸橋	丸橋(2)	45	38
89	Ⅰ	3319	紀の川市	真志川町国主	国主(2)	60	30
90	Ⅰ	3320	紀の川市	真志川町国主	国主	70	37
91	Ⅰ	3321	紀の川市	真志川町井ノ口	井ノ口上ノ段	45	20
92	Ⅰ	3322	紀の川市	名手上	名手上	35	73
93	Ⅰ	3323	紀の川市	名手上	名手上(1)	40	25
94	Ⅰ	3324	紀の川市	麻生津中	飯盛山(3)	70	70
95	Ⅰ	3325	紀の川市	狭山町辰月	辰月(2)	33	26
96	Ⅰ	3326	紀の川市	狭山町大塚	大塚内(2)	37	60
97	Ⅰ	3327	紀の川市	狭山町青田	青田(1)	35	34
98	Ⅰ	3328	紀の川市	狭山町黒川	寺埴内(2)	33	85
99	Ⅰ	3329	紀の川市	狭山町黒川	寺埴内(5)	32	50
100	Ⅰ	3330	紀の川市	狭山町黒川	出店	42	76
101	Ⅰ	3331	紀の川市	狭山町最上	扇谷(2)	42	50
102	Ⅰ	3332	紀の川市	狭山町野田原	野田原(2)	35	78
103	Ⅰ	3333	紀の川市	狭山町野田原	野田原(3)	32	42
104	Ⅰ	3334	紀の川市	狭山町野田原	扇谷内(2)	35	80
105	Ⅰ	3335	紀の川市	狭山町野田原	扇谷(1)	38	85
106	Ⅰ	3336	紀の川市	狭山町野田原	扇谷内(2)	48	65
107	Ⅰ	3337	紀の川市	狭山町野田原	畑戸(1)	63	37
108	Ⅰ	3338	紀の川市	狭山町野田原	畑戸(2)	63	28
1	Ⅱ	1501	紀の川市	神通	神通(1)	30	25
2	Ⅱ	1502	紀の川市	中坪	中坪(4)	35	80
3	Ⅱ	1503	紀の川市	中坪	中坪(3)	40	50
4	Ⅱ	1504	紀の川市	中坪	中坪(2)	45	40
5	Ⅱ	1505	紀の川市	西山原	西山原	53	40
6	Ⅱ	1506	紀の川市	中三谷	中三谷(6)	40	33
7	Ⅱ	1507	紀の川市	西三谷	西三谷(1)	40	35
8	Ⅱ	1508	紀の川市	東山原	東山原(2)	30	25
9	Ⅱ	1509	紀の川市	竹原	水ノ基	45	45
10	Ⅱ	1510	紀の川市	中津川	吉本松(2)	35	51
11	Ⅱ	1511	紀の川市	中津川	玉本松(1)	30	50
12	Ⅱ	1512	紀の川市	西川原	奥小松原	30	28

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
13	Ⅱ	1513	紀の川市	東川原	東川原(2)	55	25
14	Ⅱ	1514	紀の川市	西川原	小松原	40	45
15	Ⅱ	1515	紀の川市	西川原	小松原	35	15
16	Ⅱ	1516	紀の川市	西川原	小松原(2)	37	56
17	Ⅱ	1517	紀の川市	西川原	西川原(7)	45	14
18	Ⅱ	1518	紀の川市	西川原	西川原(8)	70	8
19	Ⅱ	1519	紀の川市	中津川	中津川(4)	35	26
20	Ⅱ	1520	紀の川市	中津川	中津川(5)	45	70
21	Ⅱ	1521	紀の川市	中津川	中津川(3)	43	24
22	Ⅱ	1522	紀の川市	中津川	中津川(2)	40	20
23	Ⅱ	1523	紀の川市	中津川	中津川(1)	45	18
24	Ⅱ	1524	紀の川市	中津川	中津川	60	15
25	Ⅱ	1525	紀の川市	中津川	中津川橋下	70	20
26	Ⅱ	1526	紀の川市	東毛	東毛	30	14
27	Ⅱ	1527	紀の川市	柳河	中ノ渡	38	12
28	Ⅱ	1528	紀の川市	柳河	高天達橋	40	24
29	Ⅱ	1529	紀の川市	柳河	柳河(2)	32	30
30	Ⅱ	1530	紀の川市	柳河	寺長(6)	35	24
31	Ⅱ	1531	紀の川市	荒見	中崎	40	20
32	Ⅱ	1532	紀の川市	柳河	柳河(1)	80	16
33	Ⅱ	1533	紀の川市	遠方	遠方(4)	57	26
34	Ⅱ	1534	紀の川市	遠方	遠方(3)	45	7
35	Ⅱ	1535	紀の川市	遠方	遠方(5)	40	18
36	Ⅱ	1536	紀の川市	柳河	柳河(2)	30	8
37	Ⅱ	1537	紀の川市	上崎測	上崎測(24)	67	6
38	Ⅱ	1538	紀の川市	上崎測	久保	55	8
39	Ⅱ	1539	紀の川市	柳河	柳河(3)	45	15
40	Ⅱ	1540	紀の川市	柳河	上柳河(1)	36	60
41	Ⅱ	1541	紀の川市	柳河	上柳河(2)	34	60
42	Ⅱ	1542	紀の川市	上崎測	上崎測(18)	35	50
43	Ⅱ	1543	紀の川市	上崎測	上崎測(17)	45	53
44	Ⅱ	1544	紀の川市	上崎測	上崎測(20)	41	18
45	Ⅱ	1545	紀の川市	上崎測	上崎測(19)	34	37
46	Ⅱ	1546	紀の川市	上崎測	上崎測(16)	37	10
47	Ⅱ	1547	紀の川市	上崎測	上崎測(11)	33	22
48	Ⅱ	1548	紀の川市	中崎測	中崎測(14)	60	17
49	Ⅱ	1549	紀の川市	上崎測	上崎測(25)	37	30
50	Ⅱ	1550	紀の川市	上崎測	上崎測(10)	55	84
51	Ⅱ	1551	紀の川市	上崎測	山ノ尾原	40	55
52	Ⅱ	1552	紀の川市	中崎測	中崎測(13)	70	20
53	Ⅱ	1553	紀の川市	中崎測	上崎測(3)	70	48
54	Ⅱ	1554	紀の川市	中崎測	中崎測(12)	45	58
55	Ⅱ	1555	紀の川市	上崎測	上崎測(28)	43	25
56	Ⅱ	1556	紀の川市	上崎測	上崎測(27)	38	110
57	Ⅱ	1557	紀の川市	上崎測	上崎測(5)	45	45
58	Ⅱ	1558	紀の川市	上崎測	上崎測(14)	33	72
59	Ⅱ	1559	紀の川市	上崎測	上崎測(12)	35	51
60	Ⅱ	1560	紀の川市	上崎測	上崎測(26)	70	50
61	Ⅱ	1561	紀の川市	上崎測	上崎測(15)	34	48
62	Ⅱ	1562	紀の川市	上崎測	上崎測(22)	50	16
63	Ⅱ	1563	紀の川市	上崎測	上崎測(23)	44	24
64	Ⅱ	1564	紀の川市	中崎測	上崎測(7)	40	28
65	Ⅱ	1565	紀の川市	中崎測	上崎測(6)	40	28
66	Ⅱ	1566	紀の川市	上崎測	上崎測(4)	45	60
67	Ⅱ	1567	紀の川市	中崎測	中崎測(15)	40	30
68	Ⅱ	1568	紀の川市	下崎測	下崎測(16)	42	6
69	Ⅱ	1569	紀の川市	上崎測	上崎測(21)	62	52
70	Ⅱ	1570	紀の川市	上崎測	上崎測(8)	40	82
71	Ⅱ	1571	紀の川市	上崎測	上崎測(13)	35	67
72	Ⅱ	1572	紀の川市	上崎測	上崎測(25)	39	50

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
73	Ⅱ	1573	紀の川市	中崎測	中崎測(8)	38	28
74	Ⅱ	1574	紀の川市	中崎測	中崎測(7)	43	83
75	Ⅱ	1575	紀の川市	上崎測	上崎測(9)	35	68
76	Ⅱ	1576	紀の川市	中崎測	中崎測(9)	35	44
77	Ⅱ	1577	紀の川市	中崎測	中崎測(24)	80	50
78	Ⅱ	1578	紀の川市	中崎測	中崎測(6)	60	70
79	Ⅱ	1579	紀の川市	中崎測	中崎測(23)	39	45
80	Ⅱ	1580	紀の川市	中崎測	中崎測(17)	74	18
81	Ⅱ	1581	紀の川市	中崎測	中崎測(5)	40	134
82	Ⅱ	1582	紀の川市	中崎測	中崎測(21)	34	19
83	Ⅱ	1583	紀の川市	中崎測	中崎測(10)	45	40
84	Ⅱ	1584	紀の川市	下崎測	新子(1)	38	36
85	Ⅱ	1585	紀の川市	中崎測	中崎測(20)	41	40
86	Ⅱ	1586	紀の川市	中崎測	中崎測(22)	30	30
87	Ⅱ	1587	紀の川市	中崎測	中崎測(19)	42	20
88	Ⅱ	1588	紀の川市	中崎測	中崎測(11)	30	64
89	Ⅱ	1589	紀の川市	下崎測	下崎測(15)	40	42
90	Ⅱ	1590	紀の川市	下崎測	下崎測(14)	40	10
91	Ⅱ	1591	紀の川市	下崎測	下崎測(17)	45	55
92	Ⅱ	1592	紀の川市	下崎測	下崎測(1)	35	16
93	Ⅱ	1593	紀の川市	下崎測	下崎測(1)	35	10
94	Ⅱ	1594	紀の川市	下崎測	下崎測(13)	44	20
95	Ⅱ	1595	紀の川市	下崎測	下崎測(11)	30	24
96	Ⅱ	1596	紀の川市	下崎測	下崎測(10)	60	8
97	Ⅱ	1597	紀の川市	下崎測	下崎測(4)	45	25
98	Ⅱ	1598	紀の川市	下崎測	下崎測(6)	58	98
99	Ⅱ	1599	紀の川市	下崎測	下崎測(5)	62	10
100	Ⅱ	1600	紀の川市	下崎測	下崎測(2)	65	80
101	Ⅱ	1601	紀の川市	下崎測	和田	57	110
102	Ⅱ	1602	紀の川市	下崎測	下崎測(1)	42	18
103	Ⅱ	1603	紀の川市	下崎測	下崎測(7)	30	10
104	Ⅱ	1604	紀の川市	下崎測	下崎測(9)	55	12
105	Ⅱ	1605	紀の川市	下崎測	下崎測(8)	55	15
106	Ⅱ	1606	紀の川市	早野	中塚(1)	30	30
107	Ⅱ	1607	紀の川市	早野	中塚(3)	40	45
108	Ⅱ	1608	紀の川市	早野	中塚(2)	40	20
109	Ⅱ	1609	紀の川市	名手上	名手上(2)	35	30
110	Ⅱ	1610	紀の川市	名手上	名手上(3)	40	50
111	Ⅱ	1611	紀の川市	名手上	名手上(4)	40	50
112	Ⅱ	1612	紀の川市	名手上	名手上(7)	35	50
113	Ⅱ	1613	紀の川市	名手上	名手上(6)	35	20
114	Ⅱ	1614	紀の川市	名手上	名手上(5)	50	20
115	Ⅱ	1615	紀の川市	名手上	名手上(5)	35	60
116	Ⅱ	1616	紀の川市	名手上	名手上	35	27
117	Ⅱ	1617	紀の川市	名手上	花川(1)	45	15
118	Ⅱ	1618	紀の川市	名手上	名手上	35	30
119	Ⅱ	1619	紀の川市	名手上	名手上(9)	35	35
120	Ⅱ	1620	紀の川市	切畑	切畑(3)	40	30
121	Ⅱ	1621	紀の川市	切畑	切畑(2)	35	25
122	Ⅱ	1622	紀の川市	早野	林ノ縁(1)	45	20
123	Ⅱ	1623	紀の川市	早野	上ノ段	35	10
124	Ⅱ	1624	紀の川				

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						傾斜度	高さ
193	Ⅱ	1693	紀の川市	狹山町頂月	狹子口(3)	35	18
194	Ⅱ	1694	紀の川市	狹山町頂月	狹子口(2)	32	28
195	Ⅱ	1695	紀の川市	狹山町頂月	狹子口(1)	31	24
196	Ⅱ	1696	紀の川市	狹山町野田原	野田原(5)	63	25
197	Ⅱ	1697	紀の川市	狹山町野田原	光長(3)	45	65
198	Ⅱ	1698	紀の川市	狹山町頂月	脇谷(3)	43	30
199	Ⅱ	1699	紀の川市	狹山町野田原	野田原(6)	60	50
200	Ⅱ	1700	紀の川市	狹山町野田原	野田原(7)	71	28
201	Ⅱ	1701	紀の川市	狹山町野田原	光長(5)	56	32
202	Ⅱ	1702	紀の川市	狹山町野田原	長田垣内(2)	56	25
203	Ⅱ	1703	紀の川市	狹山町野田原	長田・長田垣内	37	72
204	Ⅱ	1704	紀の川市	狹山町野田原	野田原(8)	82	15
205	Ⅱ	1705	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(18)	40	30
206	Ⅱ	1706	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(19)	35	34
207	Ⅱ	1707	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(17)	38	45
208	Ⅱ	1708	紀の川市	狹山町野田原	野田原(9)	65	48
209	Ⅱ	1709	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(8)	40	36
210	Ⅱ	1710	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(6)	45	48
211	Ⅱ	1711	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(7)	45	20
212	Ⅱ	1712	紀の川市	狹山町野田原	野田原(10)	40	30
213	Ⅱ	1713	紀の川市	狹山町野田原	野田原(11)	40	65
214	Ⅱ	1714	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(10)	40	76
215	Ⅱ	1715	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(4)	45	32
216	Ⅱ	1716	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(14)	45	45
217	Ⅱ	1717	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(16)	40	45
218	Ⅱ	1718	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(20)	32	49
219	Ⅱ	1719	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(9)	40	10
220	Ⅱ	1720	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(13)	40	42
221	Ⅱ	1721	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(15)	35	65
222	Ⅱ	1722	紀の川市	狹山町脇谷	脇谷(5)	36	30
223	Ⅱ	1723	紀の川市	狹山町野田原	野田原(12)	31	34
224	Ⅱ	1724	紀の川市	狹山町垣内	垣内	71	34
225	Ⅱ	1725	紀の川市	狹山町中畑	中畑(7)	53	40
226	Ⅱ	1726	紀の川市	狹山町茶	茶(2)	71	30
227	Ⅱ	1727	紀の川市	狹山町中畑	中畑(5)	63	50
228	Ⅱ	1728	紀の川市	狹山町中畑	中畑(4)	75	28
229	Ⅱ	1729	紀の川市	狹山町中畑	中畑(3)	45	24
230	Ⅱ	1730	紀の川市	狹山町中畑	中畑(2)	45	30
231	Ⅱ	1731	紀の川市	狹山町中畑	中畑(1)	53	41
232	Ⅱ	1732	紀の川市	狹山町中畑	中畑(6)	59	25
233	Ⅱ	1733	紀の川市	狹山町茶	茶(1)	75	18
234	Ⅱ	1734	紀の川市	食志川町西山	西山(3)	45	20
235	Ⅱ	1735	紀の川市	食志川町長山	長山(7)	40	30
236	Ⅱ	1736	紀の川市	食志川町長山	長山(6)	35	20
237	Ⅱ	1737	紀の川市	食志川町北	北(9)	40	10
238	Ⅱ	1738	紀の川市	食志川町長山	長山(8)	40	27
239	Ⅱ	1739	紀の川市	食志川町北	北(10)	45	7
240	Ⅱ	1740	紀の川市	食志川町長山	長山(9)	53	12
241	Ⅱ	1741	紀の川市	食志川町長山	長山(2)	32	25
242	Ⅱ	1742	紀の川市	食志川町井ノ口	井ノ口	50	14
243	Ⅱ	1743	紀の川市	食志川町高尾	高尾	45	33
1	Ⅰ	501	紀の川市	神通	神通(2)	40	110
2	Ⅰ	502	紀の川市	神通	神通(3)	37	170
3	Ⅰ	503	紀の川市	神通	神通(4)	35	110
4	Ⅰ	504	紀の川市	神通	神通(5)	34	120
5	Ⅰ	505	紀の川市	神通	神通(6)	50	30
6	Ⅰ	506	紀の川市	中畑	中畑(5)	47	60
7	Ⅰ	507	紀の川市	中畑	中畑(6)	34	60
8	Ⅰ	508	紀の川市	中畑	中畑(7)	38	70
9	Ⅰ	509	紀の川市	中畑	中畑(8)	50	130

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						傾斜度	高さ
10	Ⅰ	510	紀の川市	西山田	西山田(1)	38	70
11	Ⅰ	511	紀の川市	西山田	西山田(2)	38	70
12	Ⅰ	512	紀の川市	西山田	西山田(3)	35	40
13	Ⅰ	513	紀の川市	栗山田	栗山田(3)	40	25
14	Ⅰ	514	紀の川市	栗山田	栗山田(4)	39	20
15	Ⅰ	515	紀の川市	栗山田	栗山田(5)	40	50
16	Ⅰ	516	紀の川市	栗山田	栗山田(6)	45	40
17	Ⅰ	517	紀の川市	栗山田	栗山田(7)	37	60
18	Ⅰ	518	紀の川市	栗山田	栗山田(8)	31	30
19	Ⅰ	519	紀の川市	栗山田	栗山田(9)	39	40
20	Ⅰ	520	紀の川市	栗山田	栗山田(10)	34	20
21	Ⅰ	521	紀の川市	栗山田	栗山田(11)	40	25
22	Ⅰ	522	紀の川市	栗山田	栗山田(12)	37	15
23	Ⅰ	523	紀の川市	栗山田	栗山田(13)	34	40
24	Ⅰ	524	紀の川市	栗山田	栗山田(14)	34	60
25	Ⅰ	525	紀の川市	栗山田	栗山田(15)	34	20
26	Ⅰ	526	紀の川市	栗山田	栗山田(16)	32	80
27	Ⅰ	527	紀の川市	栗山田	栗山田(17)	45	40
28	Ⅰ	528	紀の川市	栗山田	栗山田(18)	47	70
29	Ⅰ	529	紀の川市	栗山田	栗山田(19)	36	40
30	Ⅰ	530	紀の川市	栗山田	栗山田(20)	33	20
31	Ⅰ	531	紀の川市	栗山田	栗山田(21)	45	70
32	Ⅰ	532	紀の川市	栗山田	栗山田(22)	42	90
33	Ⅰ	533	紀の川市	栗山田	栗山田(23)	36	50
34	Ⅰ	534	紀の川市	栗山田	栗山田(24)	35	35
35	Ⅰ	535	紀の川市	栗山田	栗山田(25)	31	60
36	Ⅰ	536	紀の川市	栗山田	栗山田(26)	40	50
37	Ⅰ	537	紀の川市	栗山田	栗山田(27)	34	60
38	Ⅰ	538	紀の川市	栗山田	栗山田(28)	38	70
39	Ⅰ	539	紀の川市	栗山田	栗山田(29)	34	60
40	Ⅰ	540	紀の川市	栗山田	栗山田(30)	30	20
41	Ⅰ	541	紀の川市	栗山田	栗山田(31)	37	15
42	Ⅰ	542	紀の川市	栗山田	栗山田(32)	34	20
43	Ⅰ	543	紀の川市	栗山田	栗山田(33)	34	20
44	Ⅰ	544	紀の川市	栗山田	栗山田(34)	45	20
45	Ⅰ	545	紀の川市	栗山田	栗山田(35)	34	20
46	Ⅰ	546	紀の川市	栗山田	栗山田(36)	34	40
47	Ⅰ	547	紀の川市	栗山田	栗山田(37)	30	25
48	Ⅰ	548	紀の川市	栗山田	栗山田(38)	36	50
49	Ⅰ	549	紀の川市	栗山田	栗山田(39)	40	50
50	Ⅰ	550	紀の川市	栗山田	栗山田(40)	39	40
51	Ⅰ	551	紀の川市	栗山田	栗山田(41)	34	30
52	Ⅰ	552	紀の川市	栗山田	栗山田(42)	39	40
53	Ⅰ	553	紀の川市	栗山田	栗山田(43)	38	35
54	Ⅰ	554	紀の川市	栗山田	栗山田(44)	36	60
55	Ⅰ	555	紀の川市	栗山田	栗山田(45)	36	50
56	Ⅰ	556	紀の川市	栗山田	栗山田(46)	30	20
57	Ⅰ	557	紀の川市	栗山田	栗山田(47)	38	65
58	Ⅰ	558	紀の川市	栗山田	栗山田(48)	40	60
59	Ⅰ	559	紀の川市	栗山田	栗山田(49)	40	60
60	Ⅰ	560	紀の川市	栗山田	栗山田(50)	40	25
61	Ⅰ	561	紀の川市	栗山田	栗山田(51)	37	45
62	Ⅰ	562	紀の川市	栗山田	栗山田(52)	33	45
63	Ⅰ	563	紀の川市	栗山田	栗山田(53)	32	60
64	Ⅰ	564	紀の川市	栗山田	栗山田(54)	45	70
65	Ⅰ	565	紀の川市	栗山田	栗山田(55)	38	50
66	Ⅰ	566	紀の川市	栗山田	栗山田(56)	39	40
67	Ⅰ	567	紀の川市	栗山田	栗山田(57)	47	60
68	Ⅰ	568	紀の川市	栗山田	栗山田(58)	42	40
69	Ⅰ	569	紀の川市	栗山田	栗山田(59)	34	60

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						傾斜度	高さ
70	Ⅰ	570	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(47)	43	55
71	Ⅰ	571	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(48)	42	40
72	Ⅰ	572	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(29)	42	40
73	Ⅰ	573	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(30)	30	70
74	Ⅰ	574	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(49)	35	35
75	Ⅰ	575	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(31)	37	45
76	Ⅰ	576	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(50)	45	30
77	Ⅰ	577	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(32)	35	75
78	Ⅰ	578	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(33)	40	40
79	Ⅰ	579	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(51)	40	60
80	Ⅰ	580	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(34)	45	90
81	Ⅰ	581	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(35)	45	60
82	Ⅰ	582	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(52)	42	90
83	Ⅰ	583	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(36)	35	35
84	Ⅰ	584	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(37)	35	70
85	Ⅰ	585	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(38)	37	15
86	Ⅰ	586	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(39)	45	15
87	Ⅰ	587	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(40)	39	40
88	Ⅰ	588	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(41)	50	50
89	Ⅰ	589	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(42)	36	50
90	Ⅰ	590	紀の川市	上輪瀬	上輪瀬(43)	39	20
91	Ⅰ	591	紀の川市	下輪瀬	大西(1)	34	40
92	Ⅰ	592	紀の川市	下輪瀬	荒見	50	20
93	Ⅰ	593	紀の川市	下輪瀬	下輪瀬(19)	35	35
94	Ⅰ	594	紀の川市	下輪瀬	大西(2)	39	90
95	Ⅰ	595	紀の川市	下輪瀬	彦谷口(1)	34	40
96	Ⅰ	596	紀の川市	下輪瀬	彦谷口(2)	37	130
97	Ⅰ	597	紀の川市	下輪瀬	彦谷口(3)	37	60
98	Ⅰ	598	紀の川市	下輪瀬	和畑(1)	41	100
99	Ⅰ	599	紀の川市	下輪瀬	丸越(3)	30	30
100	Ⅰ	600	紀の川市	下輪瀬	西山(4)	30	20
101	Ⅰ	601	紀の川市	下輪瀬	北(1)	30	10
102	Ⅰ	602	紀の川市	下輪瀬	岸小野	20	10
103	Ⅰ	603	紀の川市	下輪瀬	高尾(1)	30	20
104	Ⅰ	604	紀の川市	下輪瀬	高尾(2)	42	100
105	Ⅰ	605	紀の川市	下輪瀬	高尾(3)	35	80
106	Ⅰ	606	紀の川市	下輪瀬	高尾(4)	34	80
107	Ⅰ	607	紀の川市	下輪瀬	高尾(5)	39	40
108	Ⅰ	608	紀の川市	下輪瀬	高尾(6)	56	20
109	Ⅰ	609	紀の川市	下輪瀬	高尾(7)	45	20
110	Ⅰ	610	紀の川市	下輪瀬	高尾(8)	37	30
111	Ⅰ	611	紀の川市	下輪瀬	高尾(9)	39	40
112	Ⅰ	612	紀の川市	下輪瀬	高尾(10)	55	15
113	Ⅰ	613	紀の川市	下輪瀬	高尾(11)	35	25
114	Ⅰ	614	紀の川市	下輪瀬	高尾(12)	30	20
115	Ⅰ	615	紀の川市	下輪瀬	高尾(13)	30	15
116	Ⅰ	616	紀の川市	下輪瀬	高尾(14)	40	25
117	Ⅰ	617	紀の川市	下輪瀬	高尾(15)	45	20
118	Ⅰ	618	紀の川市	下輪瀬	高尾(16)	50	20

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
150	Ⅱ	650	紀の川市	狭山町	茶(3)	40	60
151	Ⅱ	691	紀の川市	狭山町	茶(4)	37	30
152	Ⅱ	692	紀の川市	狭山町	畑(3)	32	25
153	Ⅱ	693	紀の川市	狭山町	畑(4)	34	60
154	Ⅱ	694	紀の川市	狭山町	畑(5)	32	25
155	Ⅱ	695	紀の川市	狭山町	畑(6)	32	50
156	Ⅱ	696	紀の川市	狭山町	畑(6)	51	50
157	Ⅱ	697	紀の川市	狭山町	畑(9)	33	45
158	Ⅱ	698	紀の川市	狭山町	畑(7)	50	10

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	248	岩出市	神川	村田	40	40
2	Ⅰ	250	岩出市	境谷	境内(1)	40	50
3	Ⅰ	251	岩出市	境谷	境内(2)	45	40
4	Ⅰ	3339	岩出市	境谷	境谷(2)	40	40
5	Ⅰ	3340	岩出市	神川	神川(1)	45	42
6	Ⅰ	3341	岩出市	複茶	複茶(6)	40	18
7	Ⅰ	3342	岩出市	複茶	複茶(5)	40	22
8	Ⅰ	3343	岩出市	神川	神川(2)	40	52
9	Ⅰ	3344	岩出市	複茶	複茶(12)	45	38
10	Ⅰ	3345	岩出市	複茶	複茶(11)	45	30
11	Ⅰ	3346	岩出市	複茶	複茶(17)	30	15
12	Ⅰ	3347	岩出市	複茶	複茶(7)	40	20
13	Ⅰ	3348	岩出市	複茶	複茶(15)	45	24
14	Ⅰ	3349	岩出市	複茶	複茶(2)	45	32
15	Ⅰ	3350	岩出市	複茶	複茶(13)	40	32
16	Ⅰ	3351	岩出市	紀泉台	紀泉台(2)	45	41
17	Ⅰ	3352	岩出市	紀泉台	紀泉台(4)	45	12
18	Ⅰ	3353	岩出市	複茶	複茶(10)	80	25
19	Ⅰ	3354	岩出市	紀泉台	紀泉台(1)	60	60
20	Ⅰ	3355	岩出市	複茶	複茶(14)	45	10
21	Ⅰ	3356	岩出市	複茶	複茶(16)	45	42
22	Ⅰ	3357	岩出市	裏坂本	裏坂本	40	17
23	Ⅰ	3358	岩出市	複茶	複茶(17)	40	37
24	Ⅰ	3359	岩出市	複茶	複茶(6)	40	23
25	Ⅰ	3360	岩出市	紀泉台	紀泉台(3)	40	30
26	Ⅰ	3361	岩出市	複茶	複茶(18)	50	35
27	Ⅰ	3362	岩出市	山	山	35	14
1	Ⅱ	1744	岩出市	境谷	境谷(1)	40	33
2	Ⅱ	1745	岩出市	神川	神川(3)	40	50
3	Ⅱ	1746	岩出市	複茶	複茶(19)	35	25
4	Ⅱ	1747	岩出市	境谷	境谷(20)	45	36
1	Ⅱ	699	岩出市	境谷	境谷(3)	30	50
2	Ⅱ	700	岩出市	境谷	境谷(4)	39	80
3	Ⅱ	701	岩出市	境谷	境谷(5)	40	100
4	Ⅱ	702	岩出市	境谷	境谷(6)	40	100
5	Ⅱ	703	岩出市	境谷	境谷(7)	35	35
6	Ⅱ	704	岩出市	境谷	境谷(8)	34	40
7	Ⅱ	705	岩出市	境谷	境谷(9)	42	60
8	Ⅱ	706	岩出市	神川	神川(4)	60	70
9	Ⅱ	707	岩出市	神川	神川(5)	38	35
10	Ⅱ	708	岩出市	複茶	複茶(21)	50	25
11	Ⅱ	709	岩出市	複茶	複茶(22)	34	45
12	Ⅱ	710	岩出市	複茶	複茶(23)	41	60
13	Ⅱ	711	岩出市	複茶	複茶(24)	30	20
14	Ⅱ	712	岩出市	複茶	複茶(25)	40	25
15	Ⅱ	713	岩出市	複茶	複茶(26)	35	70
16	Ⅱ	714	岩出市	複茶	複茶(27)	37	30
17	Ⅱ	715	岩出市	複茶	複茶(28)	38	35
18	Ⅱ	716	岩出市	安上	安上	30	70
19	Ⅱ	717	岩出市	紀泉台	紀泉台(5)	32	25
20	Ⅱ	718	岩出市	複茶	複茶(29)	34	20
21	Ⅱ	719	岩出市	紀泉台	紀泉台(6)	30	25
22	Ⅱ	720	岩出市	紀泉台	紀泉台(7)	39	20
23	Ⅱ	721	岩出市	紀泉台	紀泉台(8)	37	15
24	Ⅱ	722	岩出市	相谷	相谷	34	20

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	2	徳本市	柱本	杉の森20	40	88
2	Ⅰ	3	徳本市	柱本	横ヶ谷	40	38
3	Ⅰ	4	徳本市	矢倉越	矢倉越13	46	50
4	Ⅰ	5	徳本市	矢倉越	矢倉越14	45	44
5	Ⅰ	7	徳本市	慶賀野	菅尾	39	26
6	Ⅰ	8	徳本市	境谷	境谷11	39	46
7	Ⅰ	9	徳本市	胡麻生	胡麻生13	40	6
8	Ⅰ	28	徳本市	栗家	栗家	47	7
9	Ⅰ	27	徳本市	美	美	49	16
10	Ⅰ	29	徳本市	清水	清水25	32	14
11	Ⅰ	34	徳本市	只野	只野	48	86
12	Ⅰ	36	徳本市	狭田町山内	山内	41	22
13	Ⅰ	37	徳本市	原田	原田	40	9
14	Ⅰ	38	徳本市	高野口町名古曾	名古曾尾崎	40	11
15	Ⅰ	39	徳本市	高野口町大野	大野9	38	64
16	Ⅰ	40	徳本市	高野口町大野	大野8	39	65
17	Ⅰ	41	徳本市	高野口町原	原田	40	27
18	Ⅰ	42	徳本市	高野口町九重	九重15	43	94
19	Ⅰ	49	徳本市	高野口町名古曾	名古曾3	45	40
20	Ⅰ	51	徳本市	高野口町九重	九重16	30	50
21	Ⅰ	52	徳本市	高野口町名古曾	名古曾	43	5
22	Ⅰ	53	徳本市	高野口町名古曾	湊の段	34	9
23	Ⅰ	54	徳本市	高野口町名古曾	名古曾	40	7
24	Ⅰ	2125	徳本市	栗家二丁目	栗家二丁目1	38	11
25	Ⅰ	2206	徳本市	胡麻生	胡麻生	60	20
26	Ⅰ	2208	徳本市	高野口町名古曾	坂ノ越	45	7
27	Ⅰ	2209	徳本市	高野口町原	原田23	42	30
28	Ⅰ	3001	徳本市	柱本	柱本1	35	58
29	Ⅰ	3002	徳本市	矢倉越	矢倉越1	35	128
30	Ⅰ	3003	徳本市	矢倉越	矢倉越2	46	54
31	Ⅰ	3004	徳本市	紀見ヶ丘一丁目	紀見ヶ丘一丁目1	39	21
32	Ⅰ	3005	徳本市	矢倉越	矢倉越3	46	20
33	Ⅰ	3006	徳本市	光福台一丁目	光福台一丁目1	36	30
34	Ⅰ	3007	徳本市	三石台三丁目	三石台三丁目1	35	35
35	Ⅰ	3008	徳本市	紀見ヶ丘三丁目	紀見ヶ丘三丁目1	40	52
36	Ⅰ	3009	徳本市	狭田町山内	狭田町山内1	40	20
37	Ⅰ	3010	徳本市	紀見ヶ丘三丁目	紀見ヶ丘三丁目2	32	22
38	Ⅰ	3011	徳本市	慶賀野	慶賀野1	43	72
39	Ⅰ	3012	徳本市	三石台四丁目	三石台四丁目1	36	26
40	Ⅰ	3013	徳本市	坂山台四丁目	坂山台四丁目1	44	105
41	Ⅰ	3014	徳本市	境原	境原1	42	68
42	Ⅰ	3015	徳本市	狭田町山内	狭田町山内2	37	12
43	Ⅰ	3016	徳本市	三石台二丁目	三石台二丁目1	43	65
44	Ⅰ	3017	徳本市	慶賀野	慶賀野2	41	22
45	Ⅰ	3018	徳本市	坂山台三丁目	坂山台三丁目1	48	52
46	Ⅰ	3019	徳本市	坂山台四丁目	坂山台四丁目2	38	20
47	Ⅰ	3020	徳本市	細川	細川1	42	26
48	Ⅰ	3021	徳本市	小峰台一丁目	小峰台一丁目1	38	30
49	Ⅰ	3022	徳本市	小峰台一丁目	小峰台一丁目2	42	19
50	Ⅰ	3023	徳本市	慶賀野	慶賀野7	43	66
51	Ⅰ	3024	徳本市	細川	細川2	30	22
52	Ⅰ	3025	徳本市	紀見	紀見1	30	24
53	Ⅰ	3026	徳本市	目黒谷	目黒谷1	38	16
54	Ⅰ	3027	徳本市	御幸辻	御幸辻1	48	10
55	Ⅰ	3028	徳本市	胡麻生	胡麻生1	45	14
56	Ⅰ	3029	徳本市	御幸辻	御幸辻2	33	13
57	Ⅰ	3030	徳本市	胡麻生	胡麻生2	35	18
58	Ⅰ	3031	徳本市	狭田町真土	狭田町真土1	48	35
59	Ⅰ	3032	徳本市	狭田町真土	狭田町真土2	46	12
60	Ⅰ	3033	徳本市	狭田町真土	狭田町真土3	46	16

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
61	Ⅰ	3034	徳本市	狭田町真土	狭田町真土4	38	16
62	Ⅰ	3035	徳本市	小原田	小原田1	43	7
63	Ⅰ	3036	徳本市	狭田町下兵庫	狭田町下兵庫1	36	12
64	Ⅰ	3037	徳本市	狭田町下兵庫	狭田町下兵庫2	32	10
65	Ⅰ	3038	徳本市	狭田町下兵庫	狭田町上兵庫1	34	12
66	Ⅰ	3039	徳本市	神野々	神野々1	30	43
67	Ⅰ	3040	徳本市	神野々	神野々2	30	35
68	Ⅰ	3041	徳本市	神野々	神野々3	32	16
69	Ⅰ	3042	徳本市	栗家	栗家1	32	10
70	Ⅰ	3043	徳本市	栗家三丁目	栗家三丁目1	36	13
71	Ⅰ	3044	徳本市	宮佐田四丁目	宮佐田四丁目1	30	10
72	Ⅰ	3045	徳本市	宮佐田四丁目	宮佐田四丁目2	55	10
73	Ⅰ	3046	徳本市	上田	上田1	38	15
74	Ⅰ	3047	徳本市	上田	上田2	31	28
75	Ⅰ	3048	徳本市	賢堂	賢堂1	36	24
76	Ⅰ	3049	徳本市	清水	清水1	35	35
77	Ⅰ	3050	徳本市	清水	清水2	37	14
78	Ⅰ	3051	徳本市	南馬場	南馬場1	33	14
79	Ⅰ	3052	徳本市	南馬場	南馬場2	35	16
80	Ⅰ	3053	徳本市	学文路	学文路1	41	9
81	Ⅰ	3054	徳本市	学文路	学文路2	30	10
82	Ⅰ	3055	徳本市	学文路	学文路3	35	18
83	Ⅰ	3056	徳本市	学文路	学文路4	32	53
84	Ⅰ	3057	徳本市	西畑	西畑1	40	16
85	Ⅰ	3058	徳本市	彦谷	彦谷1	34	15
86	Ⅰ	3059	徳本市	北宿	北宿1	47	107
87	Ⅰ	3060	徳本市	柱本	柱本2	48	20
88	Ⅰ	3061	徳本市	三石台一丁目	三石台一丁目1	42	11
89	Ⅰ	3062	徳本市	三石台一丁目	三石台一丁目2	30	10
90	Ⅰ	3063	徳本市	袴の木坂	袴の木坂1	34	12
91	Ⅰ	3064	徳本市	袴の木坂	袴の木坂2	32	20
92	Ⅰ	3065	徳本市	御幸辻	御幸辻3	45	13
93	Ⅰ	3066	徳本市	相原	相原1	48	7
94	Ⅰ	3067	徳本市	狭田町河瀬	狭田町河瀬1	45	7
95	Ⅰ	3068	徳本市	野	野1	32	15
96	Ⅰ	3069	徳本市	野	野2	32	9
97	Ⅰ	3070	徳本市	野	野3	40	17
98	Ⅰ	3071	徳本市	岸上	岸上1	47	18
99	Ⅰ	3072	徳本市	上田	上田3	33	11
100	Ⅰ	3105	徳本市	高野口町境原	高野口町境原1	30	24
101	Ⅰ	3106	徳本市	高野口町大野	高野口町大野1	45	14
102	Ⅰ	3107	徳本市	高野口町名古曾	高野口町名古曾1	30	22
103	Ⅰ	3108	徳本市	高野口町名古曾	高野口町名古曾2	60	23
104	Ⅰ	3109	徳本市	高野口町名古曾	高野口町名古曾3	32	11
105	Ⅰ	3110	徳本市	高野口町名古曾	高野口町名古曾4	35	18
106	Ⅰ	3111	徳本市	高野口町名古曾	高野口町名古曾5	40	9
107	Ⅰ	3112	徳本市	高野口町名古曾	高野口町名古曾6	35	8
108	Ⅰ	3113	徳本市	高野口町名古曾	高野口町名古曾7	34	15
1	Ⅱ	1	徳本市	柱本	柱本3	47	8
2	Ⅱ	2	徳本市	柱本	柱本4	41	16
3	Ⅱ	3	徳本市				

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
13	Ⅱ	13	徳本市	杉尾	杉尾2	40	35
14	Ⅱ	14	徳本市	杉尾	杉尾3	20	11
15	Ⅱ	15	徳本市	杉尾	杉尾4	41	26
16	Ⅱ	16	徳本市	杉尾	杉尾5	36	124
17	Ⅱ	17	徳本市	杉尾	杉尾6	30	100
18	Ⅱ	18	徳本市	杉尾	杉尾7	47	16
19	Ⅱ	19	徳本市	杉尾	杉尾8	40	95
20	Ⅱ	20	徳本市	杉尾	杉尾9	37	84
21	Ⅱ	21	徳本市	杉尾	杉尾10	38	100
22	Ⅱ	22	徳本市	杉尾	杉尾11	39	80
23	Ⅱ	23	徳本市	杉尾	杉尾12	32	40
24	Ⅱ	24	徳本市	矢倉脇	矢倉脇5	45	54
25	Ⅱ	25	徳本市	矢倉脇	矢倉脇15	45	6
26	Ⅱ	26	徳本市	矢倉脇	矢倉脇6	37	9
27	Ⅱ	27	徳本市	紀見ヶ丘二丁目	紀見ヶ丘二丁目1	39	41
28	Ⅱ	28	徳本市	桂本	桂本13	41	35
29	Ⅱ	29	徳本市	桂本	桂本14	35	24
30	Ⅱ	30	徳本市	境原	境原21	42	112
31	Ⅱ	31	徳本市	杉尾	杉尾14	41	16
32	Ⅱ	32	徳本市	紀見ヶ丘二丁目	紀見ヶ丘二丁目2	34	48
33	Ⅱ	33	徳本市	境原	境原3	36	45
34	Ⅱ	34	徳本市	杉尾	杉尾15	39	8
35	Ⅱ	35	徳本市	矢倉脇	矢倉脇7	35	10
36	Ⅱ	36	徳本市	矢倉脇	矢倉脇8	40	10
37	Ⅱ	37	徳本市	三石台三丁目	三石台三丁目2	40	27
38	Ⅱ	38	徳本市	矢倉脇	矢倉脇9	40	14
39	Ⅱ	39	徳本市	矢倉脇	矢倉脇10	40	10
40	Ⅱ	40	徳本市	矢倉脇	矢倉脇11	30	5
41	Ⅱ	41	徳本市	紀見ヶ丘三丁目	紀見ヶ丘三丁目3	41	15
42	Ⅱ	42	徳本市	紀見ヶ丘三丁目	紀見ヶ丘三丁目4	40	22
43	Ⅱ	43	徳本市	境原	境原22	47	30
44	Ⅱ	44	徳本市	境原	境原4	40	26
45	Ⅱ	45	徳本市	境原	境原5	39	16
46	Ⅱ	46	徳本市	境原	境原6	40	66
47	Ⅱ	47	徳本市	隣田町山内	隣田町山内3	40	22
48	Ⅱ	48	徳本市	隣田町山内	隣田町山内4	34	34
49	Ⅱ	49	徳本市	隣田町山内	隣田町山内5	44	13
50	Ⅱ	50	徳本市	隣田町山内	隣田町山内6	39	32
51	Ⅱ	51	徳本市	隣田町平野	隣田町平野1	30	14
52	Ⅱ	52	徳本市	境原	境原7	47	6
53	Ⅱ	53	徳本市	境原	境原8	46	68
54	Ⅱ	54	徳本市	隣田町山内	隣田町山内7	34	13
55	Ⅱ	55	徳本市	隣田町山内	隣田町山内8	42	15
56	Ⅱ	56	徳本市	隣田町平野	隣田町平野2	40	36
57	Ⅱ	57	徳本市	隣田町平野	隣田町平野3	36	10
58	Ⅱ	58	徳本市	細川	細川13	48	52
59	Ⅱ	59	徳本市	細川	細川14	39	92
60	Ⅱ	60	徳本市	境原	境原9	42	30
61	Ⅱ	61	徳本市	境原	境原10	35	42
62	Ⅱ	62	徳本市	境原	境原11	37	94
63	Ⅱ	63	徳本市	境原	境原12	42	10
64	Ⅱ	64	徳本市	境原	境原13	45	40
65	Ⅱ	65	徳本市	境原	境原14	30	18
66	Ⅱ	66	徳本市	境原	境原15	34	88
67	Ⅱ	67	徳本市	小峰台二丁目	小峰台二丁目6	33	10
68	Ⅱ	68	徳本市	隣田町山内	隣田町山内9	35	12
69	Ⅱ	69	徳本市	隣田町山内	隣田町山内10	31	10
70	Ⅱ	70	徳本市	境原	境原12	43	25
71	Ⅱ	71	徳本市	慶賀野	慶賀野3	38	48
72	Ⅱ	72	徳本市	境原	境原16	39	52

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
73	Ⅱ	73	徳本市	境原	境原17	35	60
74	Ⅱ	74	徳本市	小峰台二丁目	小峰台二丁目1	35	12
75	Ⅱ	75	徳本市	細川	細川5	40	29
76	Ⅱ	76	徳本市	細川	細川6	47	26
77	Ⅱ	77	徳本市	隣田町露草	隣田町露草1	40	20
78	Ⅱ	78	徳本市	隣田町山内	隣田町山内29	38	12
79	Ⅱ	79	徳本市	隣田町山内	隣田町山内11	35	12
80	Ⅱ	80	徳本市	隣田町山内	隣田町山内12	45	10
81	Ⅱ	81	徳本市	隣田町平野	隣田町平野4	35	12
82	Ⅱ	82	徳本市	境原	境原3	42	10
83	Ⅱ	83	徳本市	境原	境原4	47	19
84	Ⅱ	84	徳本市	境原	境原5	37	10
85	Ⅱ	85	徳本市	坂山台三丁目	坂山台三丁目2	39	14
86	Ⅱ	86	徳本市	坂山台四丁目	坂山台四丁目3	35	26
87	Ⅱ	87	徳本市	細川	細川8	35	12
88	Ⅱ	88	徳本市	細川	細川9	48	10
89	Ⅱ	89	徳本市	細川	細川10	32	12
90	Ⅱ	90	徳本市	境原	境原18	41	15
91	Ⅱ	91	徳本市	隣田町露草	隣田町露草2	31	26
92	Ⅱ	92	徳本市	隣田町山内	隣田町山内13	39	12
93	Ⅱ	93	徳本市	三石台二丁目	三石台二丁目4	40	18
94	Ⅱ	94	徳本市	細川	細川11	40	20
95	Ⅱ	95	徳本市	細川	細川12	42	6
96	Ⅱ	96	徳本市	隣田町露草	隣田町露草3	50	20
97	Ⅱ	97	徳本市	隣田町山内	隣田町山内14	41	32
98	Ⅱ	98	徳本市	坂山台二丁目	坂山台二丁目1	40	46
99	Ⅱ	99	徳本市	隣田町露草	隣田町露草4	32	18
100	Ⅱ	100	徳本市	隣田町露草	隣田町露草5	39	24
101	Ⅱ	101	徳本市	隣田町露草	隣田町露草6	34	14
102	Ⅱ	102	徳本市	隣田町露草	隣田町露草7	46	20
103	Ⅱ	103	徳本市	隣田町露草	隣田町露草8	42	26
104	Ⅱ	104	徳本市	隣田町山内	隣田町山内15	34	20
105	Ⅱ	105	徳本市	隣田町山内	隣田町山内16	40	14
106	Ⅱ	106	徳本市	隣田町山内	隣田町山内17	35	8
107	Ⅱ	107	徳本市	隣田町山内	隣田町山内18	36	24
108	Ⅱ	108	徳本市	隣田町山内	隣田町山内19	40	12
109	Ⅱ	109	徳本市	隣田町山内	隣田町山内20	33	20
110	Ⅱ	110	徳本市	隣田町山内	隣田町山内21	35	16
111	Ⅱ	111	徳本市	隣田町平野	隣田町平野5	39	35
112	Ⅱ	112	徳本市	山田	山田1	40	104
113	Ⅱ	113	徳本市	境原	境原6	45	16
114	Ⅱ	114	徳本市	境原	境原7	38	12
115	Ⅱ	115	徳本市	境原	境原8	42	15
116	Ⅱ	116	徳本市	紀見	紀見2	32	18
117	Ⅱ	117	徳本市	紀見	紀見3	34	28
118	Ⅱ	118	徳本市	隣田町露草	隣田町露草9	30	20
119	Ⅱ	119	徳本市	隣田町山内	隣田町山内22	36	28
120	Ⅱ	120	徳本市	山田	山田2	40	26
121	Ⅱ	121	徳本市	山田	山田3	34	20
122	Ⅱ	122	徳本市	山田	山田4	45	58
123	Ⅱ	123	徳本市	眞須谷	眞須谷2	33	32
124	Ⅱ	124	徳本市	御幸辻	御幸辻4	34	22
125	Ⅱ	125	徳本市	御幸辻	御幸辻5	34	23
126	Ⅱ	126	徳本市	胡麻生	胡麻生4	38	9
127	Ⅱ	127	徳本市	胡麻生	胡麻生5	45	13
128	Ⅱ	128	徳本市	胡麻生	胡麻生6	36	12
129	Ⅱ	129	徳本市	紀見	紀見4	48	10
130	Ⅱ	130	徳本市	紀見	紀見5	32	16
131	Ⅱ	131	徳本市	紀見	紀見6	34	22
132	Ⅱ	132	徳本市	隣田町露草	隣田町露草10	35	22

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
133	Ⅱ	133	徳本市	隣田町露草	隣田町露草11	40	34
134	Ⅱ	134	徳本市	山田	山田5	33	25
135	Ⅱ	135	徳本市	吉原	吉原1	32	27
136	Ⅱ	136	徳本市	山田	山田6	32	58
137	Ⅱ	137	徳本市	眞須谷	眞須谷3	30	22
138	Ⅱ	138	徳本市	眞須谷	眞須谷4	46	17
139	Ⅱ	139	徳本市	眞須谷	眞須谷5	41	15
140	Ⅱ	140	徳本市	眞須谷	眞須谷6	32	23
141	Ⅱ	141	徳本市	眞須谷	眞須谷7	41	10
142	Ⅱ	142	徳本市	御幸辻	御幸辻6	39	12
143	Ⅱ	143	徳本市	胡麻生	胡麻生7	45	14
144	Ⅱ	144	徳本市	隣田町登井	隣田町登井1	30	16
145	Ⅱ	145	徳本市	吉原	吉原2	40	39
146	Ⅱ	146	徳本市	吉原	吉原3	34	29
147	Ⅱ	147	徳本市	山田	山田7	38	13
148	Ⅱ	148	徳本市	紀見	紀見7	47	12
149	Ⅱ	149	徳本市	紀見	紀見8	43	10
150	Ⅱ	150	徳本市	隣田町登井	隣田町登井2	47	7
151	Ⅱ	151	徳本市	隣田町登井	隣田町登井3	31	16
152	Ⅱ	152	徳本市	隣田町登井	隣田町登井4	48	18
153	Ⅱ	153	徳本市	隣田町登井	隣田町登井5	38	22
154	Ⅱ	154	徳本市	隣田町登井	隣田町登井6	30	36
155	Ⅱ	155	徳本市	隣田町中島	隣田町中島1	35	48
156	Ⅱ	156	徳本市	御幸辻	御幸辻7	46	13
157	Ⅱ	157	徳本市	御幸辻	御幸辻8	46	13
158	Ⅱ	158	徳本市	胡麻生	胡麻生8	43	15
159	Ⅱ	159	徳本市	小原田	小原田2	33	8
160	Ⅱ	160	徳本市	小原田	小原田3	34	24
161	Ⅱ	161	徳本市	胡麻生	胡麻生9	46	17
162	Ⅱ	162	徳本市	隣田町登井	隣田町登井7	35	6
163	Ⅱ	163	徳本市	隣田町真土	隣田町真土5	38	20
164	Ⅱ	164	徳本市	隣田町真土	隣田町真土6	38	8
165	Ⅱ	165	徳本市	隣田町中島	隣田町中島2	30	6
166	Ⅱ	166	徳本市	隣田町中島	隣田町中島3	43	6
167	Ⅱ	167	徳本市	隣田町下兵庫	隣田町下兵庫3	42	23
168	Ⅱ	168	徳本市	胡麻生	胡麻生10	43	21
169	Ⅱ	169	徳本市	市橋	市橋1	34	24
170	Ⅱ	170	徳本市	小原田	小原田4	30	10
171	Ⅱ	171	徳本市	胡麻生	胡麻生11	33	18
172	Ⅱ	172	徳本市	北馬場	北馬場1	30	8
173	Ⅱ	173	徳本市	市橋	市橋2	35	26
174	Ⅱ	174	徳本市	山田	山田9	40	12
175	Ⅱ	175	徳本市	出塔	出塔1	40	9
176	Ⅱ	176	徳本市	山田	山田20	38	18
177	Ⅱ	177	徳本市	吉原	吉原5	35	39
178	Ⅱ	178	徳本市	吉原	吉原6	47	16
179	Ⅱ	179	徳本市	吉原	吉原7	32	10
180	Ⅱ	180	徳本市	吉原	吉原8	30	14
181	Ⅱ	181	徳本市	吉原	吉原9	37	19
182	Ⅱ	182	徳本市	出塔	出塔2	33	16
183	Ⅱ	183	徳本市	市橋	市橋3	45	10
184	Ⅱ	184	徳本市	北馬場	北馬場2	34	14
185	Ⅱ	185	徳本市	美	美1	31	10
186	Ⅱ	186	徳本市	隣田町下兵庫	隣田町下兵庫4	40	17
187	Ⅱ	187	徳本市	隣田町下兵庫	隣田町下兵庫5	35	12
188	Ⅱ	188	徳本市	隣田町中島	隣田町中島4	34	12
189	Ⅱ	189	徳本市	隣田町上兵庫	隣田町上兵庫2	30	12
190	Ⅱ	190	徳本市	隣田町真土	隣田町真土7	34	16
191	Ⅱ	191	徳本市	隣田町平野	隣田町平野1	42	

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

No.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						積料量	高さ
253	Ⅱ	253	徳本市	上田	上田5	40	10
254	Ⅱ	254	徳本市	上田	上田6	38	10
255	Ⅱ	255	徳本市	横座	横座1	42	8
256	Ⅱ	256	徳本市	向副	向副1	32	13
257	Ⅱ	257	徳本市	上田	上田7	42	15
258	Ⅱ	258	徳本市	向副	向副2	39	17
259	Ⅱ	259	徳本市	向副	向副3	43	20
260	Ⅱ	260	徳本市	横座	横座2	42	12
261	Ⅱ	261	徳本市	横座	横座3	30	34
262	Ⅱ	262	徳本市	横座	横座4	38	32
263	Ⅱ	263	徳本市	横座	横座5	33	26
264	Ⅱ	264	徳本市	只野	只野1	40	74
265	Ⅱ	265	徳本市	横座	横座6	40	48
266	Ⅱ	266	徳本市	横座	横座7	44	60
267	Ⅱ	267	徳本市	清水	清水3	60	8
268	Ⅱ	268	徳本市	横座	横座8	35	20
269	Ⅱ	269	徳本市	横座	横座9	41	13
270	Ⅱ	270	徳本市	横座	横座10	37	76
271	Ⅱ	271	徳本市	横座	横座11	35	22
272	Ⅱ	272	徳本市	横座	横座12	36	35
273	Ⅱ	273	徳本市	横座	横座13	40	25
274	Ⅱ	274	徳本市	横座	横座14	35	35
275	Ⅱ	275	徳本市	横座	横座15	40	41
276	Ⅱ	276	徳本市	横座	横座16	41	54
277	Ⅱ	277	徳本市	横座	横座17	35	40
278	Ⅱ	278	徳本市	須河	須河1	48	44
279	Ⅱ	279	徳本市	須河	須河2	40	22
280	Ⅱ	280	徳本市	須河	須河3	45	70
281	Ⅱ	281	徳本市	須河	須河4	43	75
282	Ⅱ	282	徳本市	須河	須河5	40	26
283	Ⅱ	283	徳本市	須河	須河6	40	18
284	Ⅱ	284	徳本市	須河	須河7	40	38
285	Ⅱ	285	徳本市	須河	須河8	30	18
286	Ⅱ	286	徳本市	須河	須河9	38	22
287	Ⅱ	287	徳本市	横座	横座18	36	23
288	Ⅱ	288	徳本市	横座	横座19	40	18
289	Ⅱ	289	徳本市	清水	清水4	42	19
290	Ⅱ	290	徳本市	清水	清水5	36	24
291	Ⅱ	291	徳本市	清水	清水6	39	12
292	Ⅱ	292	徳本市	清水	清水7	36	16
293	Ⅱ	293	徳本市	清水	清水8	43	41
294	Ⅱ	294	徳本市	清水	清水9	41	38
295	Ⅱ	295	徳本市	清水	清水10	40	40
296	Ⅱ	296	徳本市	清水	清水11	38	43
297	Ⅱ	297	徳本市	清水	清水12	36	47
298	Ⅱ	298	徳本市	清水	清水13	30	30
299	Ⅱ	299	徳本市	南馬場	南馬場3	34	14
300	Ⅱ	300	徳本市	南馬場	南馬場4	26	8
301	Ⅱ	301	徳本市	南馬場	南馬場5	38	8
302	Ⅱ	302	徳本市	西畑	西畑1	48	38
303	Ⅱ	303	徳本市	西畑	西畑2	43	23
304	Ⅱ	304	徳本市	清水	清水14	47	34
305	Ⅱ	305	徳本市	清水	清水15	30	53
306	Ⅱ	306	徳本市	清水	清水16	30	37
307	Ⅱ	307	徳本市	清水	清水17	39	21
308	Ⅱ	308	徳本市	横座	横座18	39	28
309	Ⅱ	309	徳本市	清水	清水18	45	12
310	Ⅱ	310	徳本市	清水	清水19	43	22
311	Ⅱ	311	徳本市	西畑	西畑4	35	79
312	Ⅱ	312	徳本市	西畑	西畑5	33	11

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

No.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						積料量	高さ
313	Ⅱ	313	徳本市	西畑	西畑6	37	10
314	Ⅱ	314	徳本市	西畑	西畑7	41	33
315	Ⅱ	315	徳本市	西畑	西畑8	38	32
316	Ⅱ	316	徳本市	西畑	西畑9	37	19
317	Ⅱ	317	徳本市	西畑	西畑10	46	33
318	Ⅱ	318	徳本市	南馬場	南馬場8	40	27
319	Ⅱ	319	徳本市	西畑	西畑11	32	29
320	Ⅱ	320	徳本市	西畑	西畑12	32	29
321	Ⅱ	321	徳本市	清水	清水20	35	48
322	Ⅱ	322	徳本市	西畑	西畑13	32	53
323	Ⅱ	323	徳本市	西畑	西畑14	38	9
324	Ⅱ	324	徳本市	西畑	西畑15	34	32
325	Ⅱ	325	徳本市	西畑	西畑16	38	8
326	Ⅱ	326	徳本市	西畑	西畑17	50	50
327	Ⅱ	327	徳本市	西畑	西畑18	34	28
328	Ⅱ	328	徳本市	西畑	西畑19	49	56
329	Ⅱ	329	徳本市	西畑	西畑20	40	50
330	Ⅱ	330	徳本市	西畑	西畑21	42	60
331	Ⅱ	331	徳本市	西畑	西畑22	34	14
332	Ⅱ	332	徳本市	西畑	西畑23	32	10
333	Ⅱ	333	徳本市	西畑	西畑24	35	19
334	Ⅱ	334	徳本市	西畑	西畑25	30	15
335	Ⅱ	335	徳本市	西畑	西畑26	40	18
336	Ⅱ	336	徳本市	西畑	西畑27	38	26
337	Ⅱ	337	徳本市	西畑	西畑28	35	24
338	Ⅱ	338	徳本市	西畑	西畑29	41	20
339	Ⅱ	339	徳本市	西畑	西畑30	44	16
340	Ⅱ	340	徳本市	西畑	西畑31	48	14
341	Ⅱ	341	徳本市	西畑	西畑32	38	13
342	Ⅱ	342	徳本市	西畑	西畑33	36	19
343	Ⅱ	343	徳本市	西畑	西畑34	42	15
344	Ⅱ	344	徳本市	西畑	西畑35	30	11
345	Ⅱ	345	徳本市	西畑	西畑36	40	54
346	Ⅱ	346	徳本市	西畑	西畑37	40	54
347	Ⅱ	347	徳本市	西畑	西畑38	34	14
348	Ⅱ	348	徳本市	西畑	西畑39	35	15
349	Ⅱ	349	徳本市	西畑	西畑40	38	69
350	Ⅱ	350	徳本市	西畑	西畑41	48	41
351	Ⅱ	351	徳本市	西畑	西畑42	46	76
352	Ⅱ	352	徳本市	西畑	西畑43	41	44
353	Ⅱ	353	徳本市	西畑	西畑44	42	25
354	Ⅱ	354	徳本市	西畑	西畑45	43	25
355	Ⅱ	355	徳本市	西畑	西畑46	34	34
356	Ⅱ	356	徳本市	西畑	西畑47	35	21
357	Ⅱ	357	徳本市	西畑	西畑48	48	268
358	Ⅱ	358	徳本市	西畑	西畑49	43	60
359	Ⅱ	359	徳本市	西畑	西畑50	45	122
360	Ⅱ	360	徳本市	西畑	西畑51	33	70
361	Ⅱ	361	徳本市	西畑	西畑52	44	41
362	Ⅱ	362	徳本市	西畑	西畑53	48	122
363	Ⅱ	363	徳本市	西畑	西畑54	36	62
364	Ⅱ	364	徳本市	西畑	西畑55	45	15
365	Ⅱ	365	徳本市	西畑	西畑56	35	38
366	Ⅱ	366	徳本市	西畑	西畑57	48	8
367	Ⅱ	367	徳本市	西畑	西畑58	40	13
368	Ⅱ	368	徳本市	西畑	西畑59	31	8
369	Ⅱ	369	徳本市	西畑	西畑60	43	10
370	Ⅱ	370	徳本市	西畑	西畑61	48	6
371	Ⅱ	371	徳本市	西畑	西畑62	34	9
372	Ⅱ	372	徳本市	西畑	西畑63	40	12

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

No.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						積料量	高さ
373	Ⅱ	373	徳本市	原田	原田2	31	7
374	Ⅱ	374	徳本市	神野々	神野々11	38	9
375	Ⅱ	375	徳本市	神野々	神野々一丁目	30	10
376	Ⅱ	376	徳本市	中道	中道7	60	7
377	Ⅱ	377	徳本市	中道	中道8	42	8
378	Ⅱ	378	徳本市	中道	中道9	39	8
379	Ⅱ	379	徳本市	中道	中道10	48	12
380	Ⅱ	380	徳本市	西畑	西畑18	48	18
381	Ⅱ	381	徳本市	高野口町竹尾	竹尾1	35	54
382	Ⅱ	382	徳本市	高野口町竹尾	竹尾2	32	20
383	Ⅱ	383	徳本市	高野口町竹尾	竹尾3	35	20
384	Ⅱ	384	徳本市	高野口町竹尾	竹尾4	45	22
385	Ⅱ	385	徳本市	高野口町竹尾	竹尾5	37	32
386	Ⅱ	386	徳本市	高野口町竹尾	竹尾6	45	24
387	Ⅱ	387	徳本市	高野口町竹尾	竹尾7	40	22
388	Ⅱ	388	徳本市	高野口町嵯峨谷	嵯峨谷16	35	30
389	Ⅱ	389	徳本市	高野口町嵯峨谷	嵯峨谷17	45	14
390	Ⅱ	390	徳本市	高野口町嵯峨谷	嵯峨谷18	41	20
391	Ⅱ	391	徳本市	高野口町嵯峨谷	嵯峨谷19	45	48
392	Ⅱ	392	徳本市	高野口町嵯峨谷	嵯峨谷20	34	33
393	Ⅱ	393	徳本市	高野口町嵯峨谷	嵯峨谷21	40	64
394	Ⅱ	394	徳本市	高野口町嵯峨谷	嵯峨谷22	37	112
395	Ⅱ	395	徳本市	高野口町嵯峨谷	嵯峨谷23	34	12
396	Ⅱ	396	徳本市	高野口町嵯峨谷	嵯峨谷24	32	50
397	Ⅱ	397	徳本市	高野口町九重	九重1	45	60
398	Ⅱ	398	徳本市	高野口町九重	九重2	31	30
399	Ⅱ	399	徳本市	高野口町九重	九重3	45	180
400	Ⅱ	400	徳本市	高野口町九重	九重4	45	28
401	Ⅱ	401	徳本市	高野口町九重	九重5	39	8
402	Ⅱ	402	徳本市	高野口町九重	九重6	30	168
403	Ⅱ	403	徳本市	高野口町九重	九重7	42	18
404	Ⅱ	404	徳本市	高野口町九重	九重8	40	26
405	Ⅱ	405	徳本市	高野口町九重	九重9	40	18
406	Ⅱ	406	徳本市	高野口町九重	九重10	40	42
407	Ⅱ	407	徳本市	高野口町九重	九重11	42	49
408	Ⅱ	408	徳本市	高野口町九重	九重12	30	16
409	Ⅱ	409	徳本市	高野口町原田	原田1	45	12
410	Ⅱ	410	徳本市	高野口町原田	原田2	32	22
411	Ⅱ	411	徳本市	高野口町原田	原田3	25	22
412	Ⅱ	412	徳本市	高野口町原田	原田4	32	42
413	Ⅱ	413	徳本市	高野口町原田	原田5	45	53
414	Ⅱ	414	徳本市	高野口町原田	原田6	35	20
415	Ⅱ	415	徳本市	高野口町原田	原田7	50	20
416	Ⅱ	416	徳本市	高野口町原田	原田8	37	15
417	Ⅱ	417	徳本市	高野口町上中	上中1	35	8
418	Ⅱ	418	徳本市	高野口町上中	上中2	45	8
419	Ⅱ	419	徳本市	高野口町原田	原田9	40	15
420	Ⅱ	420	徳本市	高野口町原田	原田10	40	40
421	Ⅱ	421	徳本市	高野口町原田	原田11	80	24
422	Ⅱ	422	徳本市	高野口町原田	原田12	33	26
423	Ⅱ	423	徳本市	高野口町下中	下中1	47	8
424	Ⅱ	424	徳本市	高野口町嵯峨谷	嵯峨谷9	40	33
425	Ⅱ	425	徳本市	高野口町嵯峨谷	嵯峨谷10	45	20
426	Ⅱ	426	徳本市	高野口町嵯峨谷	嵯峨谷11	32	24
427	Ⅱ	427	徳本市	高野口町下中	下中2	45	18
428	Ⅱ	428	徳本市	高野口町名曹	名曹1	40	26
429	Ⅱ	429	徳本市	高野口町名曹	名曹2	35	10
430	Ⅱ	430	徳本市	高野口町大野	大野1	46	9
431	Ⅱ	431	徳本市	高野口町大野	大野2	45	55

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
52	Ⅱ	52	徳本市	吉原	吉原12	32	22
53	Ⅱ	53	徳本市	山田	山田17	36	24
54	Ⅱ	54	徳本市	山田	山田18	36	22
55	Ⅱ	55	徳本市	出塔	出塔3	33	20
56	Ⅱ	56	徳本市	山田	山田19	30	32
57	Ⅱ	57	徳本市	吉原	吉原13	31	20
58	Ⅱ	58	徳本市	吉原	吉原14	37	10
59	Ⅱ	59	徳本市	吉原	吉原15	36	18
60	Ⅱ	60	徳本市	吉原	吉原16	45	10
61	Ⅱ	61	徳本市	吉原	吉原17	36	16
62	Ⅱ	62	徳本市	出塔	出塔4	33	28
63	Ⅱ	63	徳本市	吉原	吉原18	47	14
64	Ⅱ	64	徳本市	吉原	吉原19	37	14
65	Ⅱ	65	徳本市	吉原	吉原20	43	18
66	Ⅱ	66	徳本市	吉原	吉原21	31	8
67	Ⅱ	67	徳本市	神野々	神野々12	40	12
68	Ⅱ	68	徳本市	神野々	神野々13	34	6
69	Ⅱ	69	徳本市	葛須谷	葛須谷8	30	30
70	Ⅱ	70	徳本市	小原田	小原田5	30	36
71	Ⅱ	71	徳本市	市越	市越5	36	15
72	Ⅱ	72	徳本市	野	野10	41	14
73	Ⅱ	73	徳本市	野	野11	33	14
74	Ⅱ	74	徳本市	南馬場	南馬場7	45	12
75	Ⅱ	75	徳本市	清水	清水22	30	24
76	Ⅱ	76	徳本市	西畑	西畑22	37	20
77	Ⅱ	77	徳本市	清水	清水23	44	12
78	Ⅱ	78	徳本市	清水	清水24	30	64
79	Ⅱ	79	徳本市	賢堂	賢堂6	32	74
80	Ⅱ	80	徳本市	向副	向副4	45	12
81	Ⅱ	81	徳本市	向副	向副5	33	52
82	Ⅱ	82	徳本市	向副	向副6	36	12
83	Ⅱ	83	徳本市	向副	向副7	50	12
84	Ⅱ	84	徳本市	上田	上田8	45	10
85	Ⅱ	85	徳本市	上田	上田9	51	10
86	Ⅱ	86	徳本市	上田	上田10	41	16
87	Ⅱ	87	徳本市	中道	中道9	45	12
88	Ⅱ	88	徳本市	赤塚	赤塚13	43	14
89	Ⅱ	89	徳本市	赤塚	赤塚11	42	20
90	Ⅱ	90	徳本市	赤塚	赤塚12	30	34
91	Ⅱ	91	徳本市	窓野	窓野13	35	34
92	Ⅱ	92	徳本市	窓野	窓野14	31	38
93	Ⅱ	93	徳本市	窓野	窓野15	30	34
94	Ⅱ	94	徳本市	窓野	窓野16	35	24
95	Ⅱ	95	徳本市	窓野	窓野17	32	22
96	Ⅱ	96	徳本市	窓野	窓野18	39	12
97	Ⅱ	97	徳本市	窓野	窓野19	32	18
98	Ⅱ	98	徳本市	窓野	窓野20	30	8
99	Ⅱ	99	徳本市	窓野	窓野21	31	16
100	Ⅱ	100	徳本市	窓野	窓野22	40	12
101	Ⅱ	101	徳本市	彦谷	彦谷10	48	72
102	Ⅱ	102	徳本市	彦谷	彦谷11	45	66
103	Ⅱ	225	徳本市	高野口町竹尾	竹尾11	33	20
104	Ⅱ	226	徳本市	高野口町竹尾	竹尾12	32	72
105	Ⅱ	227	徳本市	高野口町榎谷	榎谷12	38	8
106	Ⅱ	228	徳本市	高野口町榎谷	榎谷13	30	66
107	Ⅱ	229	徳本市	高野口町榎谷	榎谷18	35	100
108	Ⅱ	230	徳本市	高野口町榎谷	榎谷19	35	36
109	Ⅱ	231	徳本市	高野口町榎谷	榎谷15	32	58
110	Ⅱ	232	徳本市	高野口町下中	下中4	41	18
111	Ⅱ	233	徳本市	高野口町下中	下中5	39	14

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
112	Ⅱ	234	徳本市	高野口町下中	下中6	41	18
113	Ⅱ	235	徳本市	高野口町榎谷	榎谷14	39	14
114	Ⅱ	236	徳本市	高野口町大野	大野11	36	12
115	Ⅱ	237	徳本市	高野口町大野	大野12	35	24
116	Ⅱ	238	徳本市	高野口町大野	大野5	53	28
117	Ⅱ	239	徳本市	高野口町大野	大野6	30	22
118	Ⅱ	240	徳本市	高野口町大野	大野7	35	50
119	Ⅱ	241	徳本市	高野口町九重	九重13	45	30
120	Ⅱ	242	徳本市	高野口町九重	九重14	38	50
121	Ⅱ	243	徳本市	高野口町田原	田原16	36	26
122	Ⅱ	244	徳本市	高野口町田原	田原17	38	28
123	Ⅱ	245	徳本市	高野口町大野	大野13	30	24
124	Ⅱ	246	徳本市	高野口町田原	田原19	33	26
125	Ⅱ	247	徳本市	高野口町田原	田原20	31	46
126	Ⅱ	248	徳本市	高野口町田原	田原21	30	26
127	Ⅱ	249	徳本市	高野口町名百管	名百管7	30	20

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	88	かつらぎ町	花園中野	琳谷	35	158
2	Ⅰ	90	かつらぎ町	花園新子	新子	45	82
3	Ⅰ	91	かつらぎ町	花園梁瀬	湯根谷	35	50
4	Ⅰ	92	かつらぎ町	花園梁瀬	和地	40	20
5	Ⅰ	93	かつらぎ町	花園梁瀬	鳥居渡・鳥居渡2	50	90
6	Ⅰ	98	かつらぎ町	新坂	新坂16	40	63
7	Ⅰ	99	かつらぎ町	新坂	新坂19	35	160
8	Ⅰ	101	かつらぎ町	志賀	志賀51	35	23
9	Ⅰ	107	かつらぎ町	東浜田	東浜田	44	45
10	Ⅰ	110	かつらぎ町	東浜田	東浜田11	30	58
11	Ⅰ	111	かつらぎ町	三谷	三谷	38	53
12	Ⅰ	114	かつらぎ町	柏木	柏木	45	12
13	Ⅰ	117	かつらぎ町	広口	宮の下・寺垣内	40	168
14	Ⅰ	120	かつらぎ町	広口	宮の下	40	64
15	Ⅰ	121	かつらぎ町	広口	上広口	35	184
16	Ⅰ	123	かつらぎ町	早	早14	36	126
17	Ⅰ	126	かつらぎ町	早	早	36	95
18	Ⅰ	129	かつらぎ町	高田	高田	30	8
19	Ⅰ	130	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠	30	16
20	Ⅰ	131	かつらぎ町	広口	広口	42	110
21	Ⅰ	2216	かつらぎ町	花園久木	久木	40	150
22	Ⅰ	2217	かつらぎ町	花園北寺	北寺6	45	138
23	Ⅰ	2218	かつらぎ町	花園梁瀬	へび岩	40	150
24	Ⅰ	3673	かつらぎ町	東谷	東谷神野1	39	70
25	Ⅰ	3674	かつらぎ町	東谷	東谷大久保1	41	66
26	Ⅰ	3675	かつらぎ町	東谷	東谷中畑1	45	60
27	Ⅰ	3676	かつらぎ町	大畑	大畑下次畑1	60	70
28	Ⅰ	3677	かつらぎ町	短野	短野1	45	18
29	Ⅰ	3678	かつらぎ町	滝	滝1	40	166
30	Ⅰ	3679	かつらぎ町	広口	広口1	30	40
31	Ⅰ	3680	かつらぎ町	短野	短野広野1	40	15
32	Ⅰ	3681	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠1	34	28
33	Ⅰ	3682	かつらぎ町	西飯峠	西飯峠1	31	13
34	Ⅰ	3683	かつらぎ町	大谷	大谷1	30	22
35	Ⅰ	3684	かつらぎ町	大谷	大谷2	30	12
36	Ⅰ	3685	かつらぎ町	抄	抄1	42	24
37	Ⅰ	3686	かつらぎ町	山崎	山崎1	60	30
38	Ⅰ	3687	かつらぎ町	三谷	三谷1	34	73
39	Ⅰ	3688	かつらぎ町	寺尾	寺尾1	35	50
40	Ⅰ	3689	かつらぎ町	寺尾	寺尾2	35	30
41	Ⅰ	3690	かつらぎ町	東浜田	東浜田1	32	28
42	Ⅰ	3691	かつらぎ町	東浜田	東浜田2	35	50
43	Ⅰ	3692	かつらぎ町	東浜田	東浜田3	30	84
44	Ⅰ	3693	かつらぎ町	星川	星川1	35	93
45	Ⅰ	3694	かつらぎ町	星山	星山1	35	26
46	Ⅰ	3695	かつらぎ町	星山	星山2	50	66
47	Ⅰ	3696	かつらぎ町	日高	日高1	36	25
48	Ⅰ	3697	かつらぎ町	日高	日高2	50	8
49	Ⅰ	3698	かつらぎ町	日高	日高3	35	35
50	Ⅰ	3699	かつらぎ町	志賀	志賀1	40	54
51	Ⅰ	3100	かつらぎ町	志賀	志賀2	35	79
52	Ⅰ	3101	かつらぎ町	志賀	志賀3	40	62
53	Ⅰ	3102	かつらぎ町	新坂	新坂1	35	122
54	Ⅰ	3103	かつらぎ町	下天野	下天野1	38	12
55	Ⅰ	3104	かつらぎ町	日高	日高4	65	17
56	Ⅰ	3245	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬中畑1	35	104
57	Ⅰ	3246	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬日谷1	35	110
58	Ⅰ	3247	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬中畑3	40	250
59	Ⅰ	3248	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬中畑3	40	40
60	Ⅰ	3249	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬中畑13	40	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
61	Ⅰ	3250	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬中畑4	45	10
62	Ⅰ	3251	かつらぎ町	花園北寺	北寺1	37	36
63	Ⅰ	3252	かつらぎ町	花園北寺	北寺2	43	48
64	Ⅰ	3253	かつらぎ町	花園新子	新子室原1	70	26
65	Ⅰ	3254	かつらぎ町	花園新子	新子金剛寺1	34	44
66	Ⅰ	3255	かつらぎ町	花園新子	新子金剛寺2	45	17
1	Ⅱ	381	かつらぎ町	早	早1	43	100
2	Ⅱ	382	かつらぎ町	早	早2	35	16
3	Ⅱ	383	かつらぎ町	早	早3	36	26
4	Ⅱ	384	かつらぎ町	早	早4	35	30
5	Ⅱ	385	かつらぎ町	早	早5	30	38
6	Ⅱ	386	かつらぎ町	早	早下津川1	36	68
7	Ⅱ	387	かつらぎ町	早	早天/河1	31	20
8	Ⅱ	388	かつらぎ町	早	早天/河2	40	14
9	Ⅱ	389	かつらぎ町	早	早天/河3	32	15
10	Ⅱ	390	かつらぎ町	東谷	東谷神野2	30	68
11	Ⅱ	391	かつらぎ町	東谷	東谷大久保2	38	26
12	Ⅱ	392	かつらぎ町	東谷	東谷1	50	118
13	Ⅱ	393	かつらぎ町	東谷	東谷2	38	22
14	Ⅱ	394	かつらぎ町	東谷	東谷3	30	30
15	Ⅱ	395	かつらぎ町	東谷	東谷4	34	110
16	Ⅱ	396	かつらぎ町	東谷	東谷5	49	34
17	Ⅱ	397	かつらぎ町	東谷	東谷6	45	60
18	Ⅱ	398	かつらぎ町	東谷	東谷7	36	94
19	Ⅱ	399	かつらぎ町	東谷	東谷8	35	86
20	Ⅱ	400	かつらぎ町	東谷	東谷中畑2	50	46
21	Ⅱ	401	かつらぎ町	東谷	東谷中畑3	30	130
22	Ⅱ	402	かつらぎ町	東谷	東谷総越1	35	136
23	Ⅱ	403	かつらぎ町	東谷	東谷総越2	35	156
24	Ⅱ	404	かつらぎ町	東谷	東谷8	40	58
25	Ⅱ	405	かつらぎ町	短野	短野2	40	54
26	Ⅱ	406	かつらぎ町	大畑	大畑上畑1	38	160
27	Ⅱ	407	かつらぎ町	大畑	大畑上畑2	40	58
28	Ⅱ	408	かつらぎ町	大畑	大畑上畑3	30	62
29	Ⅱ	409	かつらぎ町	大畑	大畑1	35	148
30	Ⅱ	410	かつらぎ町	大畑	大畑上畑4	40	50
31	Ⅱ	411	かつらぎ町	大畑	大畑下畑2	35	64
32	Ⅱ	412	かつらぎ町	大畑	大畑下畑3	35	64
33	Ⅱ	413	かつらぎ町	短野	短野3	40	46
34	Ⅱ	414	かつらぎ町	短野	短野4	36	80
35							

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

No.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
55	Ⅱ	433	かつらぎ町	滝	滝西溝3	45	80
56	Ⅱ	436	かつらぎ町	滝	滝西溝4	34	58
57	Ⅱ	437	かつらぎ町	滝	滝西溝5	40	58
58	Ⅱ	438	かつらぎ町	滝	滝西溝6	35	80
59	Ⅱ	439	かつらぎ町	滝	滝西溝7	33	32
60	Ⅱ	440	かつらぎ町	広口	広口2	34	15
61	Ⅱ	441	かつらぎ町	広口	広口3	45	20
62	Ⅱ	442	かつらぎ町	広口	広口4	36	55
63	Ⅱ	443	かつらぎ町	広口	広口5	30	20
64	Ⅱ	444	かつらぎ町	広口	広口6	30	60
65	Ⅱ	445	かつらぎ町	広口	広口7	36	35
66	Ⅱ	446	かつらぎ町	広口	広口8	40	60
67	Ⅱ	447	かつらぎ町	広口	広口9	35	60
68	Ⅱ	448	かつらぎ町	広口	広口10	38	50
69	Ⅱ	449	かつらぎ町	広口	広口11	50	32
70	Ⅱ	450	かつらぎ町	広口	広口12	30	30
71	Ⅱ	451	かつらぎ町	広口	広口13	40	55
72	Ⅱ	452	かつらぎ町	滝	滝5	40	60
73	Ⅱ	453	かつらぎ町	広口	広口14	30	166
74	Ⅱ	454	かつらぎ町	広口	広口15	50	19
75	Ⅱ	455	かつらぎ町	広口	広口16	55	15
76	Ⅱ	456	かつらぎ町	広口	広口17	48	95
77	Ⅱ	457	かつらぎ町	広口	広口18	40	22
78	Ⅱ	458	かつらぎ町	萩原	萩原1・名手上	32	18
79	Ⅱ	459	かつらぎ町	萩原	萩原2	35	34
80	Ⅱ	460	かつらぎ町	萩原	萩原3	37	20
81	Ⅱ	461	かつらぎ町	萩原	萩原4	35	24
82	Ⅱ	462	かつらぎ町	萩原	萩原5	35	12
83	Ⅱ	463	かつらぎ町	萩原	萩原6	36	72
84	Ⅱ	464	かつらぎ町	宝田中	宝田中1	36	12
85	Ⅱ	465	かつらぎ町	宝田中	宝田中2	35	8
86	Ⅱ	466	かつらぎ町	宝田中	宝田中3	36	24
87	Ⅱ	467	かつらぎ町	宝田中	宝田中4	38	10
88	Ⅱ	468	かつらぎ町	広瀨	広瀨1	40	28
89	Ⅱ	469	かつらぎ町	広瀨	広瀨2	38	24
90	Ⅱ	470	かつらぎ町	広瀨	広瀨3	40	10
91	Ⅱ	471	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木1	45	98
92	Ⅱ	472	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木2	40	28
93	Ⅱ	473	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木3	30	46
94	Ⅱ	474	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木4	37	40
95	Ⅱ	475	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木5	30	34
96	Ⅱ	476	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木6	35	17
97	Ⅱ	477	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木7	32	16
98	Ⅱ	478	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木8	30	21
99	Ⅱ	479	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木9	35	8
100	Ⅱ	480	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木10	40	12
101	Ⅱ	481	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木11	35	8
102	Ⅱ	482	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木12	37	5
103	Ⅱ	483	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木13	50	14
104	Ⅱ	484	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木14	50	14
105	Ⅱ	485	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木15	50	14
106	Ⅱ	486	かつらぎ町	大谷	大谷3	38	14
107	Ⅱ	487	かつらぎ町	柏木	柏木東柏木1	37	46
108	Ⅱ	488	かつらぎ町	柏木	柏木東柏木2	30	36
109	Ⅱ	489	かつらぎ町	柏木	柏木東柏木3	32	32
110	Ⅱ	490	かつらぎ町	柏木	柏木東柏木4	34	30
111	Ⅱ	491	かつらぎ町	柏木	柏木東柏木5	47	12
112	Ⅱ	492	かつらぎ町	柏木	柏木東柏木6	31	14
113	Ⅱ	493	かつらぎ町	柏木	柏木東柏木7	35	12
114	Ⅱ	494	かつらぎ町	柏木	柏木東柏木8	40	9

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

No.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
115	Ⅱ	495	かつらぎ町	柏木	柏木東柏木9	35	18
116	Ⅱ	496	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木16	40	26
117	Ⅱ	497	かつらぎ町	柏木	柏木東柏木10	40	14
118	Ⅱ	498	かつらぎ町	柏木	柏木1	30	8
119	Ⅱ	499	かつらぎ町	柏木	柏木2	30	7
120	Ⅱ	500	かつらぎ町	柏木	柏木3	41	9
121	Ⅱ	501	かつらぎ町	丁ノ厨	丁ノ厨1	35	32
122	Ⅱ	502	かつらぎ町	丁ノ厨	丁ノ厨2	40	46
123	Ⅱ	503	かつらぎ町	丁ノ厨	丁ノ厨3	45	9
124	Ⅱ	504	かつらぎ町	丁ノ厨	丁ノ厨4	35	14
125	Ⅱ	505	かつらぎ町	丁ノ厨	丁ノ厨5	40	10
126	Ⅱ	506	かつらぎ町	丁ノ厨	丁ノ厨6	45	7
127	Ⅱ	507	かつらぎ町	丁ノ厨	丁ノ厨7	40	8
128	Ⅱ	508	かつらぎ町	丁ノ厨	丁ノ厨8	34	10
129	Ⅱ	509	かつらぎ町	短野	短野広野1	38	8
130	Ⅱ	510	かつらぎ町	短野	短野広野2	43	18
131	Ⅱ	511	かつらぎ町	短野	短野広野3	40	40
132	Ⅱ	512	かつらぎ町	短野	短野広野4	40	7
133	Ⅱ	513	かつらぎ町	短野	短野広野5	37	18
134	Ⅱ	514	かつらぎ町	中庭森	中庭森1	41	33
135	Ⅱ	515	かつらぎ町	中庭森	中庭森2	30	20
136	Ⅱ	516	かつらぎ町	中庭森	中庭森3	35	23
137	Ⅱ	517	かつらぎ町	中庭森	中庭森4	40	26
138	Ⅱ	518	かつらぎ町	中庭森	中庭森5	30	10
139	Ⅱ	519	かつらぎ町	中庭森	中庭森6	45	36
140	Ⅱ	520	かつらぎ町	妙寺	妙寺1	34	15
141	Ⅱ	521	かつらぎ町	妙寺	妙寺2	35	14
142	Ⅱ	522	かつらぎ町	妙寺	妙寺3	35	18
143	Ⅱ	523	かつらぎ町	中庭森	中庭森7	40	11
144	Ⅱ	524	かつらぎ町	中庭森	中庭森8	50	11
145	Ⅱ	525	かつらぎ町	中庭森	中庭森9	60	18
146	Ⅱ	526	かつらぎ町	中庭森	中庭森10	50	15
147	Ⅱ	527	かつらぎ町	中庭森	中庭森11	38	42
148	Ⅱ	528	かつらぎ町	中庭森	中庭森12	38	16
149	Ⅱ	529	かつらぎ町	大谷	大谷1	45	18
150	Ⅱ	530	かつらぎ町	大谷	大谷東大谷1	39	10
151	Ⅱ	531	かつらぎ町	大谷	大谷東大谷2	40	12
152	Ⅱ	532	かつらぎ町	大谷	大谷東大谷3	41	20
153	Ⅱ	533	かつらぎ町	大谷	大谷1	34	40
154	Ⅱ	534	かつらぎ町	大谷	大谷2	38	20
155	Ⅱ	535	かつらぎ町	大谷	大谷3	30	20
156	Ⅱ	536	かつらぎ町	丁ノ厨	丁ノ厨9	40	12
157	Ⅱ	537	かつらぎ町	宝田中	宝田中5	37	22
158	Ⅱ	538	かつらぎ町	宝田中	宝田中6	37	26
159	Ⅱ	539	かつらぎ町	宝田中	宝田中7	50	22
160	Ⅱ	540	かつらぎ町	宝田東	宝田東1	38	14
161	Ⅱ	541	かつらぎ町	佐野	佐野1	38	14
162	Ⅱ	542	かつらぎ町	佐野	佐野2	70	11
163	Ⅱ	543	かつらぎ町	佐野	佐野3	32	10
164	Ⅱ	544	かつらぎ町	宝田東	宝田東2	30	15
165	Ⅱ	545	かつらぎ町	佐野	佐野4	50	12
166	Ⅱ	546	かつらぎ町	宝田中	宝田中8	30	24
167	Ⅱ	547	かつらぎ町	山崎	山崎1	42	21
168	Ⅱ	548	かつらぎ町	山崎	山崎15	38	24
169	Ⅱ	549	かつらぎ町	山崎	山崎2	32	16
170	Ⅱ	550	かつらぎ町	山崎	山崎3	38	15
171	Ⅱ	551	かつらぎ町	山崎	山崎4	33	12
172	Ⅱ	552	かつらぎ町	山崎	山崎5	38	31
173	Ⅱ	553	かつらぎ町	山崎	山崎6	55	27
174	Ⅱ	554	かつらぎ町	山崎	山崎7	45	10

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

No.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
175	Ⅱ	555	かつらぎ町	窪	窪4	30	36
176	Ⅱ	556	かつらぎ町	窪ノ山	窪ノ山1	35	54
177	Ⅱ	557	かつらぎ町	三谷	三谷9	33	62
178	Ⅱ	558	かつらぎ町	三谷	三谷2	35	35
179	Ⅱ	559	かつらぎ町	山崎	山崎2	32	30
180	Ⅱ	560	かつらぎ町	山崎	山崎3	39	26
181	Ⅱ	561	かつらぎ町	山崎	山崎4	33	84
182	Ⅱ	562	かつらぎ町	山崎	山崎5	38	30
183	Ⅱ	563	かつらぎ町	山崎	山崎6	39	20
184	Ⅱ	564	かつらぎ町	山崎	山崎7	32	11
185	Ⅱ	565	かつらぎ町	山崎	山崎8	47	17
186	Ⅱ	566	かつらぎ町	山崎	山崎9	30	44
187	Ⅱ	567	かつらぎ町	山崎	山崎10	32	60
188	Ⅱ	568	かつらぎ町	山崎	山崎11	45	13
189	Ⅱ	569	かつらぎ町	山崎	山崎12	31	26
190	Ⅱ	570	かつらぎ町	山崎	山崎13	32	22
191	Ⅱ	571	かつらぎ町	山崎	山崎14	45	50
192	Ⅱ	572	かつらぎ町	教良寺	教良寺1	35	30
193	Ⅱ	573	かつらぎ町	教良寺	教良寺2	34	68
194	Ⅱ	574	かつらぎ町	教良寺	教良寺3	35	152
195	Ⅱ	575	かつらぎ町	教良寺	教良寺4	35	40
196	Ⅱ	576	かつらぎ町	三谷	三谷3	30	28
197	Ⅱ	577	かつらぎ町	三谷	三谷4	34	19
198	Ⅱ	578	かつらぎ町	教良寺	教良寺5	33	34
199	Ⅱ	579	かつらぎ町	教良寺	教良寺6	44	16
200	Ⅱ	580	かつらぎ町	三谷	三谷5	35	24
201	Ⅱ	581	かつらぎ町	三谷	三谷6	33	22
202	Ⅱ	582	かつらぎ町	三谷	三谷7	32	24
203	Ⅱ	583	かつらぎ町	三谷	三谷8	34	26
204	Ⅱ	584	かつらぎ町	兎井	兎井1	34	32
205	Ⅱ	585	かつらぎ町	兎井	兎井2	34	56
206	Ⅱ	586	かつらぎ町	兎井	兎井3	35	32
207	Ⅱ	587	かつらぎ町	兎井	兎井4	36	52
208	Ⅱ	588	かつらぎ町	寺尾	寺尾3	37	50
209	Ⅱ	589	かつらぎ町	寺尾	寺尾4	34	28
210	Ⅱ	590	かつらぎ町	寺尾	寺尾5	32	34
211	Ⅱ	591	かつらぎ町	栗原田	栗原田4	45	24
212	Ⅱ	592	かつらぎ町	栗原田	栗原田5	32	42
213	Ⅱ	593	かつらぎ町	早沼田	早沼田1	33	30
214	Ⅱ	594	かつらぎ町	早沼田	早沼田2	30	35
215	Ⅱ	595	かつらぎ町	早沼田	早沼田3	30	32
216	Ⅱ	596	かつらぎ町	早沼田	早沼田4	30	34
217	Ⅱ	597	かつらぎ町	早沼田	早沼田5	30	31
218	Ⅱ	598	かつらぎ町	早沼田	早沼田6	60	44
219	Ⅱ	599	かつらぎ町	栗原田	栗原田7	31	50
220	Ⅱ	600	かつらぎ町	栗原田	栗原田8	32	22
221	Ⅱ	601	かつらぎ町	西浜田	西浜田1	32	14
222	Ⅱ	602	かつらぎ町	西浜田	西浜田2	42	24
223	Ⅱ	603	かつらぎ町	西浜田	西浜田3	30	8
224	Ⅱ	604	かつらぎ町	西浜田	西浜田4	37	20
225	Ⅱ	605	かつらぎ町	西浜田	西浜田5	32	20
226	Ⅱ	606	かつらぎ町	西浜田	西浜田6	40	10
227	Ⅱ	607	かつらぎ町	西浜田	西浜田7	35	22
228	Ⅱ	608	かつらぎ町	西浜田	西浜田8	45	22
229	Ⅱ	609	かつらぎ町	西浜田	西浜田9	40	18
230	Ⅱ	610	かつらぎ町				

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
285	Ⅱ	675	かつらぎ町	星川	星川20	45	31
286	Ⅱ	676	かつらぎ町	星川	星川21	32	23
287	Ⅱ	677	かつらぎ町	星川	星川22	40	58
288	Ⅱ	678	かつらぎ町	星川	星川23	47	33
289	Ⅱ	678	かつらぎ町	星川	星川24	37	46
300	Ⅱ	680	かつらぎ町	星山	星山12	32	62
301	Ⅱ	681	かつらぎ町	星山	星山3	32	32
302	Ⅱ	682	かつらぎ町	星山	星山4	38	82
303	Ⅱ	683	かつらぎ町	星山	星山5	38	16
304	Ⅱ	684	かつらぎ町	星山	星山6	38	18
305	Ⅱ	685	かつらぎ町	星山	星山7	39	28
306	Ⅱ	686	かつらぎ町	星山	星山8	35	50
307	Ⅱ	687	かつらぎ町	星山	星山9	40	20
308	Ⅱ	688	かつらぎ町	星山	星山10	37	53
309	Ⅱ	689	かつらぎ町	星山	星山11	33	22
310	Ⅱ	690	かつらぎ町	下天野	下天野9	48	14
311	Ⅱ	691	かつらぎ町	下天野	下天野10	30	23
312	Ⅱ	692	かつらぎ町	下天野	下天野11	40	21
313	Ⅱ	693	かつらぎ町	下天野	下天野12	31	7
314	Ⅱ	694	かつらぎ町	下天野	下天野13	31	30
315	Ⅱ	695	かつらぎ町	下天野	下天野14	30	45
316	Ⅱ	696	かつらぎ町	下天野	下天野15	30	61
317	Ⅱ	697	かつらぎ町	下天野	下天野16	33	57
318	Ⅱ	698	かつらぎ町	下天野	下天野17	45	40
319	Ⅱ	699	かつらぎ町	下天野	下天野18	31	31
320	Ⅱ	700	かつらぎ町	下天野	下天野19	45	16
321	Ⅱ	701	かつらぎ町	下天野	下天野20	39	17
322	Ⅱ	702	かつらぎ町	下天野	下天野21	35	9
323	Ⅱ	703	かつらぎ町	下天野	下天野22	56	25
324	Ⅱ	704	かつらぎ町	神田	神田1	34	18
325	Ⅱ	705	かつらぎ町	日高	日高5	40	32
326	Ⅱ	706	かつらぎ町	日高	日高6	50	62
327	Ⅱ	707	かつらぎ町	日高	日高7	40	14
328	Ⅱ	708	かつらぎ町	日高	日高8	40	23
329	Ⅱ	709	かつらぎ町	日高	日高9	60	23
330	Ⅱ	710	かつらぎ町	日高	日高10	39	12
331	Ⅱ	711	かつらぎ町	日高	日高11	32	25
332	Ⅱ	712	かつらぎ町	日高	日高12	33	25
333	Ⅱ	713	かつらぎ町	日高	日高13	40	20
334	Ⅱ	714	かつらぎ町	日高	日高14	40	40
335	Ⅱ	715	かつらぎ町	日高	日高15	36	45
336	Ⅱ	716	かつらぎ町	神田	神田2	40	25
337	Ⅱ	717	かつらぎ町	神田	神田3	55	40
338	Ⅱ	718	かつらぎ町	日高	日高16	45	23
339	Ⅱ	719	かつらぎ町	日高	日高17	40	20
340	Ⅱ	720	かつらぎ町	日高	日高18	45	17
341	Ⅱ	721	かつらぎ町	志賀	志賀市帯1	50	27
342	Ⅱ	722	かつらぎ町	志賀	志賀市帯2	50	10
343	Ⅱ	723	かつらぎ町	志賀	志賀市帯3	45	18
344	Ⅱ	724	かつらぎ町	志賀	志賀市帯4	50	26
345	Ⅱ	725	かつらぎ町	志賀	志賀4	45	30
346	Ⅱ	726	かつらぎ町	志賀	志賀5	45	50
347	Ⅱ	727	かつらぎ町	志賀	志賀6	40	26
348	Ⅱ	728	かつらぎ町	志賀	志賀7	50	38
349	Ⅱ	729	かつらぎ町	志賀	志賀8	50	52
350	Ⅱ	730	かつらぎ町	志賀	志賀9	35	65
351	Ⅱ	731	かつらぎ町	志賀	志賀10	35	27
352	Ⅱ	732	かつらぎ町	志賀	志賀11	50	50
353	Ⅱ	733	かつらぎ町	志賀	志賀12	35	58
354	Ⅱ	734	かつらぎ町	志賀	志賀13	35	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
355	Ⅱ	735	かつらぎ町	志賀	志賀14	38	30
356	Ⅱ	736	かつらぎ町	志賀	志賀15	35	50
357	Ⅱ	737	かつらぎ町	志賀	志賀下志賀1	45	50
358	Ⅱ	738	かつらぎ町	志賀	志賀下志賀2	40	8
359	Ⅱ	739	かつらぎ町	志賀	志賀下志賀3	60	88
360	Ⅱ	740	かつらぎ町	志賀	志賀16	40	78
361	Ⅱ	741	かつらぎ町	志賀	志賀17	32	12
362	Ⅱ	742	かつらぎ町	志賀	志賀18	40	57
363	Ⅱ	743	かつらぎ町	志賀	志賀下志賀4	40	62
364	Ⅱ	744	かつらぎ町	志賀	志賀19	31	90
365	Ⅱ	745	かつらぎ町	志賀	志賀下志賀5	45	60
366	Ⅱ	746	かつらぎ町	志賀	志賀下志賀6	40	50
367	Ⅱ	747	かつらぎ町	志賀	志賀下志賀7	35	26
368	Ⅱ	748	かつらぎ町	志賀	志賀下志賀8	50	50
369	Ⅱ	749	かつらぎ町	志賀	志賀下志賀9	40	50
370	Ⅱ	750	かつらぎ町	志賀	志賀20	33	85
371	Ⅱ	751	かつらぎ町	志賀	志賀21	38	34
372	Ⅱ	752	かつらぎ町	志賀	志賀22	42	10
373	Ⅱ	753	かつらぎ町	志賀	志賀23	45	32
374	Ⅱ	754	かつらぎ町	志賀	志賀下志賀10	70	38
375	Ⅱ	755	かつらぎ町	志賀	志賀24	45	62
376	Ⅱ	756	かつらぎ町	志賀	志賀下志賀11	60	78
377	Ⅱ	757	かつらぎ町	志賀	志賀25	37	40
378	Ⅱ	758	かつらぎ町	志賀	志賀26	37	40
379	Ⅱ	759	かつらぎ町	志賀	志賀27	37	36
380	Ⅱ	760	かつらぎ町	志賀	志賀28	35	46
381	Ⅱ	761	かつらぎ町	志賀	志賀29	33	42
382	Ⅱ	762	かつらぎ町	志賀	志賀30	35	30
383	Ⅱ	763	かつらぎ町	志賀	志賀31	35	20
384	Ⅱ	764	かつらぎ町	志賀	志賀32	35	50
385	Ⅱ	765	かつらぎ町	志賀	志賀33	30	25
386	Ⅱ	766	かつらぎ町	志賀	志賀34	37	40
387	Ⅱ	767	かつらぎ町	志賀	志賀35	35	30
388	Ⅱ	768	かつらぎ町	志賀	志賀36	30	40
389	Ⅱ	769	かつらぎ町	志賀	志賀37	35	40
390	Ⅱ	770	かつらぎ町	志賀	志賀38	35	38
391	Ⅱ	771	かつらぎ町	志賀	志賀39	40	42
392	Ⅱ	772	かつらぎ町	志賀	志賀40	40	74
393	Ⅱ	773	かつらぎ町	志賀	志賀41	37	14
394	Ⅱ	774	かつらぎ町	志賀	志賀42	35	50
395	Ⅱ	775	かつらぎ町	志賀	志賀43	37	40
396	Ⅱ	776	かつらぎ町	志賀	志賀44	35	40
397	Ⅱ	777	かつらぎ町	志賀	志賀45	35	50
398	Ⅱ	778	かつらぎ町	志賀	志賀46	32	60
399	Ⅱ	779	かつらぎ町	志賀	志賀47	35	34
400	Ⅱ	780	かつらぎ町	志賀	志賀48	40	50
401	Ⅱ	781	かつらぎ町	志賀	志賀49	30	60
402	Ⅱ	782	かつらぎ町	新坂	新坂2	35	20
403	Ⅱ	783	かつらぎ町	新坂	新坂3	30	40
404	Ⅱ	784	かつらぎ町	新坂	新坂4	35	40
405	Ⅱ	785	かつらぎ町	新坂	新坂5	35	40
406	Ⅱ	786	かつらぎ町	新坂	新坂6	30	70
407	Ⅱ	787	かつらぎ町	新坂	新坂7	35	70
408	Ⅱ	788	かつらぎ町	新坂	新坂8	35	70
409	Ⅱ	789	かつらぎ町	新坂	新坂上新坂1	40	36
410	Ⅱ	790	かつらぎ町	新坂	新坂上新坂2	35	40
411	Ⅱ	791	かつらぎ町	新坂	新坂上新坂3	30	14
412	Ⅱ	792	かつらぎ町	新坂	新坂上新坂4	40	80
413	Ⅱ	793	かつらぎ町	新坂	新坂中新坂1	30	88
414	Ⅱ	794	かつらぎ町	新坂	新坂中新坂2	30	52

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
415	Ⅱ	795	かつらぎ町	新坂	新坂中新坂3	40	40
416	Ⅱ	796	かつらぎ町	新坂	新坂中新坂4	42	30
417	Ⅱ	797	かつらぎ町	新坂	新坂中新坂5	42	25
418	Ⅱ	798	かつらぎ町	新坂	新坂9	38	58
419	Ⅱ	799	かつらぎ町	新坂	新坂10	40	58
420	Ⅱ	800	かつらぎ町	新坂	新坂11	35	30
421	Ⅱ	801	かつらぎ町	新坂	新坂12	30	146
422	Ⅱ	802	かつらぎ町	新坂	新坂13	32	56
423	Ⅱ	803	かつらぎ町	新坂	新坂下新坂1	43	66
424	Ⅱ	804	かつらぎ町	新坂	新坂14	30	58
425	Ⅱ	805	かつらぎ町	新坂	新坂15	30	128
426	Ⅱ	806	かつらぎ町	新坂	新坂16	40	40
427	Ⅱ	807	かつらぎ町	新坂	新坂17	40	28
428	Ⅱ	808	かつらぎ町	志賀	志賀50	70	42
429	Ⅱ	1273	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬有中2	43	62
430	Ⅱ	1274	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬有中3	50	24
431	Ⅱ	1275	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬有中4	40	28
432	Ⅱ	1276	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬有中5	41	60
433	Ⅱ	1277	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬有中6	40	62
434	Ⅱ	1278	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬有中7	40	50
435	Ⅱ	1279	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬日谷2	35	38
436	Ⅱ	1280	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬日谷3	35	30
437	Ⅱ	1281	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬日谷4	40	65
438	Ⅱ	1282	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬日谷5	30	40
439	Ⅱ	1283	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬日谷6	40	45
440	Ⅱ	1284	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬日谷7	40	75
441	Ⅱ	1285	かつらぎ町	花園久木	久木1	45	60
442	Ⅱ	1286	かつらぎ町	花園久木	久木2	30	92
443	Ⅱ	1287	かつらぎ町	花園久木	久木3	30	38
444	Ⅱ	1288	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬宮内1	30	24
445	Ⅱ	1289	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬宮内2	30	35
446	Ⅱ	1290	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬兼手1	35	40
447	Ⅱ	1291	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬兼手2	60	20
448	Ⅱ	1292	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬兼手3	30	20
449	Ⅱ	1293	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬兼手4	30	25
450	Ⅱ	1294	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬兼手5	40	82
451	Ⅱ	1295	かつらぎ町	花園梁瀬	中越	70	52
452	Ⅱ	1296	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬中越14	30	70
453	Ⅱ	1297	かつらぎ町	花園梁瀬	中越	35	28
454	Ⅱ	1298	かつらぎ町	花園梁瀬	中越	35	66
455	Ⅱ	1299	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬中越7	30	55
456	Ⅱ	1300	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬中越8	45	30
457	Ⅱ	1301	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬中越9	40	45
458	Ⅱ	1302	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬中越10	40	100
459	Ⅱ	1303	かつらぎ町	花園北寺	北寺4	45	148
460	Ⅱ	1304	かつらぎ町	花園北寺	北寺5	43	70
461	Ⅱ	1305	かつらぎ町	花園北寺	北寺3	42	22
462	Ⅱ	1306	かつらぎ町	花園池ノ原	池ノ原1	30	78
463	Ⅱ	1307	かつらぎ町	花園北寺	北寺南地内1	45	84
464	Ⅱ	1308	かつらぎ町	花園北寺	北寺南地内2	45	172
465	Ⅱ	1309	かつらぎ町	花園新子	新子堂深2	39	54
466	Ⅱ	1310	かつらぎ町	花園新子	新子会附寺3	30	128
467	Ⅱ	1311	かつらぎ町	花園中瀬	中瀬1	45	30
468	Ⅱ	1312	かつらぎ町	花園中瀬	中瀬	33</	

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						傾斜度	高さ
63	Ⅱ	155	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木17	30	30
64	Ⅱ	156	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木18	50	12
65	Ⅱ	157	かつらぎ町	柏木	柏木西柏木19	39	10
66	Ⅱ	158	かつらぎ町	大谷	大谷5	46	18
67	Ⅱ	159	かつらぎ町	大谷	大谷6	51	10
68	Ⅱ	170	かつらぎ町	大谷	大谷7	53	20
69	Ⅱ	171	かつらぎ町	大谷	大谷8	30	25
70	Ⅱ	172	かつらぎ町	大谷	大谷9	38	29
71	Ⅱ	173	かつらぎ町	大谷	大谷10	33	26
72	Ⅱ	174	かつらぎ町	大谷	大谷11	35	23
73	Ⅱ	175	かつらぎ町	大谷	大谷12	33	33
74	Ⅱ	176	かつらぎ町	大森	大森4	30	50
75	Ⅱ	177	かつらぎ町	柏木	柏木東柏木11	35	20
76	Ⅱ	178	かつらぎ町	柏木	柏木4	30	20
77	Ⅱ	179	かつらぎ町	柏木	柏木5	38	8
78	Ⅱ	180	かつらぎ町	大森	大森5	45	21
79	Ⅱ	181	かつらぎ町	大森	大森6	38	18
80	Ⅱ	182	かつらぎ町	大森	大森7	38	18
81	Ⅱ	183	かつらぎ町	大森	大森8	39	10
82	Ⅱ	184	かつらぎ町	大森	大森9	34	26
83	Ⅱ	185	かつらぎ町	短野	短野9	33	130
84	Ⅱ	186	かつらぎ町	短野	短野広野7	30	28
85	Ⅱ	187	かつらぎ町	短野	短野10	39	30
86	Ⅱ	188	かつらぎ町	丁ノ町	丁ノ町10	37	14
87	Ⅱ	189	かつらぎ町	丁ノ町	丁ノ町11	33	13
88	Ⅱ	190	かつらぎ町	丁ノ町	丁ノ町12	43	14
89	Ⅱ	191	かつらぎ町	短野	短野11	36	28
90	Ⅱ	192	かつらぎ町	妙寺	妙寺3	34	18
91	Ⅱ	193	かつらぎ町	妙寺	妙寺4	40	13
92	Ⅱ	194	かつらぎ町	短野	短野12	36	40
93	Ⅱ	195	かつらぎ町	短野	短野広野8	40	9
94	Ⅱ	196	かつらぎ町	妙寺	妙寺5	41	14
95	Ⅱ	197	かつらぎ町	妙寺	妙寺6	35	18
96	Ⅱ	198	かつらぎ町	短野	短野13	36	16
97	Ⅱ	199	かつらぎ町	短野	短野14	45	8
98	Ⅱ	200	かつらぎ町	短野	短野15	35	10
99	Ⅱ	201	かつらぎ町	妙寺	妙寺8	46	16
100	Ⅱ	202	かつらぎ町	妙寺	妙寺9	37	20
101	Ⅱ	203	かつらぎ町	西飯峠	西飯峠3	36	16
102	Ⅱ	204	かつらぎ町	西飯峠	西飯峠4	34	10
103	Ⅱ	205	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠17	30	30
104	Ⅱ	206	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠18	43	16
105	Ⅱ	207	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠19	38	20
106	Ⅱ	208	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠20	36	20
107	Ⅱ	209	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠21	30	20
108	Ⅱ	210	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠22	43	24
109	Ⅱ	211	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠23	39	22
110	Ⅱ	212	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠24	30	14
111	Ⅱ	213	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠25	31	24
112	Ⅱ	214	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠26	34	22
113	Ⅱ	215	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠27	30	35
114	Ⅱ	216	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠28	30	14
115	Ⅱ	217	かつらぎ町	中飯峠	中飯峠29	30	15
116	Ⅱ	218	かつらぎ町	西茶田	西茶田12	30	28
117	Ⅱ	219	かつらぎ町	平沼田	平沼田6	30	22
118	Ⅱ	220	かつらぎ町	萩良寺	萩良寺7	34	38
119	Ⅱ	221	かつらぎ町	萩良寺	萩良寺8	33	32
120	Ⅱ	222	かつらぎ町	上天野	上天野14	32	24
121	Ⅱ	223	かつらぎ町	御所	御所13	40	12
122	Ⅱ	224	かつらぎ町	志賀	志賀下志賀12	70	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						傾斜度	高さ
1	Ⅱ	55	九度山町	九度山	路の港	40	10
2	Ⅱ	57	九度山町	入郷	入郷8	50	50
3	Ⅱ	58	九度山町	入郷	入郷7	50	60
4	Ⅱ	59	九度山町	入郷	入郷6	51	114
5	Ⅱ	60	九度山町	入郷	入郷5	44	94
6	Ⅱ	61	九度山町	入郷	入郷4	51	90
7	Ⅱ	62	九度山町	入郷	入郷3	42	32
8	Ⅱ	63	九度山町	下吉沢	下吉沢24	55	44
9	Ⅱ	64	九度山町	下吉沢	下吉沢25	40	55
10	Ⅱ	65	九度山町	甲吉沢	甲吉沢17	40	74
11	Ⅱ	66	九度山町	上吉沢	上吉沢13	40	90
12	Ⅱ	68	九度山町	河俣	河俣12	32	122
13	Ⅱ	69	九度山町	河俣	河俣13	55	20
14	Ⅱ	70	九度山町	丹生川	丹生川34	45	220
15	Ⅱ	2126	九度山町	入郷	入郷内1	40	102
16	Ⅱ	2210	九度山町	入郷	入郷内2	37	28
17	Ⅱ	2211	九度山町	入郷	入郷内3	46	106
18	Ⅱ	2212	九度山町	上吉沢	上吉沢9	45	64
19	Ⅱ	2213	九度山町	河俣	河俣19	47	12
20	Ⅱ	3114	九度山町	九度山	九度山1	42	22
21	Ⅱ	3115	九度山町	九度山	九度山2	33	14
22	Ⅱ	3116	九度山町	九度山	九度山3	35	18
23	Ⅱ	3117	九度山町	九度山	九度山4	45	20
24	Ⅱ	3118	九度山町	九度山	九度山5	45	20
25	Ⅱ	3119	九度山町	九度山	九度山6	49	8
26	Ⅱ	3120	九度山町	九度山	九度山7	35	30
27	Ⅱ	3121	九度山町	河俣	河俣1	30	28
28	Ⅱ	3122	九度山町	下吉沢	下吉沢26	40	20
29	Ⅱ	3123	九度山町	下吉沢	下吉沢27	45	18
30	Ⅱ	3124	九度山町	河俣	河俣1	40	20
31	Ⅱ	3125	九度山町	河俣	河俣2	42	22
32	Ⅱ	3126	九度山町	河俣	河俣3	42	22
33	Ⅱ	3127	九度山町	河俣	河俣4	37	135
34	Ⅱ	3128	九度山町	河俣	河俣5	47	116
35	Ⅱ	3129	九度山町	河俣	河俣6	38	70
36	Ⅱ	3130	九度山町	丹生川	丹生川1	60	110
37	Ⅱ	3131	九度山町	丹生川	丹生川2	38	26
38	Ⅱ	3132	九度山町	丹生川	丹生川3	45	28
39	Ⅱ	3133	九度山町	丹生川	丹生川4	30	58
40	Ⅱ	3134	九度山町	入郷	入郷内4	45	102
41	Ⅱ	3135	九度山町	入郷	入郷内5	47	114
42	Ⅱ	3136	九度山町	下吉沢	下吉沢1	40	92
43	Ⅱ	3137	九度山町	下吉沢	下吉沢2	50	62
44	Ⅱ	3138	九度山町	下吉沢	下吉沢3	30	70
45	Ⅱ	3139	九度山町	下吉沢	下吉沢4	43	15
46	Ⅱ	3140	九度山町	下吉沢	下吉沢5	45	76
47	Ⅱ	3141	九度山町	下吉沢	下吉沢6	50	124
48	Ⅱ	3142	九度山町	中吉沢	中吉沢1	50	70
49	Ⅱ	3143	九度山町	中吉沢	中吉沢2	40	42
50	Ⅱ	3144	九度山町	中吉沢	中吉沢3	45	70
51	Ⅱ	3145	九度山町	上吉沢	上吉沢1	45	80
52	Ⅱ	3146	九度山町	丹生川	丹生川5	45	150
53	Ⅱ	3147	九度山町	丹生川	丹生川6	45	146
54	Ⅱ	3148	九度山町	丹生川	丹生川7	50	60
55	Ⅱ	3149	九度山町	丹生川	丹生川8	45	42
56	Ⅱ	3150	九度山町	丹生川	丹生川9	55	170
57	Ⅱ	3151	九度山町	東郷	東郷1	40	90
58	Ⅱ	3152	九度山町	東郷	東郷2	38	98
59	Ⅱ	3153	九度山町	丹生川	丹生川10	40	190
60	Ⅱ	3154	九度山町	丹生川	丹生川11	30	74

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						傾斜度	高さ
61	Ⅱ	3155	九度山町	丹生川	丹生川10	49	110
62	Ⅱ	3156	九度山町	丹生川	丹生川11	33	118
63	Ⅱ	3157	九度山町	北文	北文久保1	48	10
64	Ⅱ	3158	九度山町	九度山	九度山3	68	12
65	Ⅱ	3159	九度山町	九度山	九度山2	45	14
66	Ⅱ	3160	九度山町	九度山	九度山3	35	10
67	Ⅱ	3161	九度山町	九度山	九度山3	65	11
1	Ⅱ	870	九度山町	慈尊院	慈尊院1	33	24
2	Ⅱ	871	九度山町	慈尊院	慈尊院2	35	6
3	Ⅱ	872	九度山町	慈尊院	慈尊院3	30	26
4	Ⅱ	873	九度山町	慈尊院	慈尊院4	35	10
5	Ⅱ	874	九度山町	慈尊院	慈尊院5	30	9
6	Ⅱ	875	九度山町	慈尊院	慈尊院6	52	10
7	Ⅱ	876	九度山町	慈尊院	慈尊院7	38	14
8	Ⅱ	877	九度山町	慈尊院	慈尊院8	40	10
9	Ⅱ	878	九度山町	入郷	入郷1	38	16
10	Ⅱ	879	九度山町	入郷	入郷2	38	16
11	Ⅱ	880	九度山町	入郷	入郷3	30	10
12	Ⅱ	881	九度山町	入郷	入郷4	37	15
13	Ⅱ	882	九度山町	入郷	入郷5	36	12
14	Ⅱ	883	九度山町	入郷	入郷6	70	22
15	Ⅱ	884	九度山町	九度山	九度山4	44	25
16	Ⅱ	885	九度山町	九度山	九度山5	45	8
17	Ⅱ	886	九度山町	九度山	九度山6	38	10
18	Ⅱ	887	九度山町	九度山	九度山7	43	14
19	Ⅱ	888	九度山町	九度山	九度山8	46	12
20	Ⅱ	889	九度山町	九度山	九度山9	50	10
21	Ⅱ	890	九度山町	九度山	九度山10	45	12
22	Ⅱ	891	九度山町	九度山	九度山11	40	8
23	Ⅱ	892	九度山町	九度山	九度山12	30	10
24	Ⅱ	893	九度山町	九度山	九度山13	45	10
25	Ⅱ	894	九度山町	九度山	九度山14	35	10
26	Ⅱ	895	九度山町	九度山	九度山15	46	20
27	Ⅱ	896	九度山町	九度山	九度山16	45	12
28	Ⅱ	897	九度山町	九度山	九度山17	46	16
29	Ⅱ	898	九度山町	九度山	九度山18	42	96
30	Ⅱ	899	九度山町	九度山	九度山19	40	6
31	Ⅱ	900	九度山町	九度山	九度山20	35	25
32	Ⅱ	901	九度山町	九度山	九度山21	35	12
33	Ⅱ	902	九度山町	九度山	九度山22	34	12
34	Ⅱ	903	九度山町	九度山	九度山23	30	18
35	Ⅱ	904	九度山町	九度山	九度山24	30	16
36	Ⅱ	905	九度山町	河俣	河俣1	40	8
37	Ⅱ	906	九度山町	河俣	河俣2	70	8
38	Ⅱ	907	九度山町	河俣	河俣3	35	12
39	Ⅱ	908	九度山町	河俣	河俣4	31	22
40	Ⅱ	909	九度山町	河俣	河俣5	31	32
41	Ⅱ	910	九度山町	河俣	河俣6	70	6
42	Ⅱ	911	九度山町	河俣	河俣7	40	26
43	Ⅱ	912	九度山町	河俣	河俣8	60	20
44	Ⅱ	913	九度山町	河俣	河俣9	32	22
45	Ⅱ	914	九度山町	河俣	河俣10	46	14
46	Ⅱ	915	九度山町	河俣	河俣11	30	14
47	Ⅱ	916	九度山町	河俣	河俣12	42	14
48	Ⅱ	917	九度山町	河俣	河俣13	40	12
49	Ⅱ	9					

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	砂防壁		箇所名	傾斜度	高さ
				大字	傾斜度			
114	Ⅱ	983	九度山町	東郷	東郷6	40	16	
115	Ⅱ	984	九度山町	東郷	東郷7	40	136	
116	Ⅱ	985	九度山町	東郷	東郷8	45	90	
117	Ⅱ	986	九度山町	東郷	東郷9	40	56	
118	Ⅱ	987	九度山町	東郷	東郷10	45	82	
119	Ⅱ	988	九度山町	東郷	東郷11	50	50	
120	Ⅱ	989	九度山町	東郷	東郷12	50	12	
121	Ⅱ	990	九度山町	東郷	東郷13	40	28	
122	Ⅱ	991	九度山町	東郷	東郷14	40	108	
123	Ⅱ	992	九度山町	東郷	東郷15	50	22	
124	Ⅱ	993	九度山町	東郷	東郷16	45	50	
125	Ⅱ	994	九度山町	丹生川	丹生川21	32	198	
126	Ⅱ	995	九度山町	丹生川	丹生川22	41	70	
127	Ⅱ	996	九度山町	丹生川	丹生川23	32	62	
128	Ⅱ	997	九度山町	丹生川	丹生川24	32	120	
129	Ⅱ	998	九度山町	丹生川	丹生川25	35	40	
130	Ⅱ	999	九度山町	東郷	東郷野平1	35	56	
131	Ⅱ	1000	九度山町	東郷	東郷野平2	45	54	
132	Ⅱ	1001	九度山町	東郷	東郷野平3	40	24	
133	Ⅱ	1002	九度山町	東郷	東郷野平4	50	112	
134	Ⅱ	1003	九度山町	北又	北又久保2	43	8	
135	Ⅱ	1004	九度山町	東郷	東郷野平5	38	110	
136	Ⅱ	1005	九度山町	北又	北又久保3	40	18	
137	Ⅱ	1006	九度山町	北又	北又久保4	42	26	
138	Ⅱ	1007	九度山町	北又	北又久保5	48	40	
139	Ⅱ	1008	九度山町	東郷	東郷17	43	52	
140	Ⅱ	1009	九度山町	東郷	東郷18	50	60	
141	Ⅱ	1010	九度山町	丹生川	丹生川26	32	16	
142	Ⅱ	1011	九度山町	丹生川	丹生川27	39	110	
143	Ⅱ	1012	九度山町	丹生川	丹生川28	46	10	
144	Ⅱ	1013	九度山町	丹生川	丹生川29	32	116	
145	Ⅱ	1014	九度山町	丹生川	丹生川30	36	126	
146	Ⅱ	1015	九度山町	市平	市平1	32	84	
147	Ⅱ	1016	九度山町	北又	北又移平1	35	124	
148	Ⅱ	1017	九度山町	北又	北又移平3	37	180	
149	Ⅱ	1018	九度山町	北又	北又移平4	45	148	
150	Ⅱ	1019	九度山町	北又	北又移平2	48	210	
151	Ⅱ	1020	九度山町	北又	北又1	40	44	
152	Ⅱ	1021	九度山町	北又	北又2	36	64	
153	Ⅱ	1022	九度山町	入郷	入郷6	56	6	
154	Ⅱ	1023	九度山町	九度山	九度山13	63	8	
155	Ⅱ	1024	九度山町	九度山	九度山14	38	9	
156	Ⅱ	1025	九度山町	九度山	九度山成良4	85	8	
157	Ⅱ	1026	九度山町	九度山	九度山鳩11	95	6	
158	Ⅱ	1027	九度山町	九度山	九度山東5	30	18	
159	Ⅱ	1028	九度山町	笹木	笹木4	37	6	
160	Ⅱ	1029	九度山町	北又	北又久保6	30	26	
161	Ⅱ	1030	九度山町	北又	北又久保7	70	6	
162	Ⅱ	1031	九度山町	北又	北又久保8	65	8	
1	Ⅰ	250	九度山町	慈徳院	慈徳院10	33	26	
2	Ⅰ	251	九度山町	慈徳院	慈徳院11	58	18	
3	Ⅰ	252	九度山町	入郷	入郷7	38	12	
4	Ⅰ	253	九度山町	九度山	九度山19	30	15	
5	Ⅰ	254	九度山町	九度山	九度山15	36	10	
6	Ⅰ	255	九度山町	九度山	九度山22	45	10	
7	Ⅰ	256	九度山町	九度山	九度山栗山7	50	20	
8	Ⅰ	257	九度山町	九度山	九度山16	40	21	
9	Ⅰ	258	九度山町	九度山	九度山17	44	36	
10	Ⅰ	259	九度山町	下吉沢	下吉沢20	41	18	
11	Ⅰ	260	九度山町	下吉沢	下吉沢21	40	39	

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	砂防壁		箇所名	傾斜度	高さ
				大字	傾斜度			
1	Ⅰ	75	高野町	伏ヶ原	伏ヶ原	40	124	
2	Ⅰ	76	高野町	下筒登	下筒登	58	46	
3	Ⅰ	77	高野町	中筒登	中筒登	40	120	
4	Ⅰ	78	高野町	高野山	高野山1	40	24	
5	Ⅰ	79	高野町	高野山	高野山2	40	11	
6	Ⅰ	80	高野町	高野山	高野山3	45	25	
7	Ⅰ	81	高野町	高野山	高野山4	38	14	
8	Ⅰ	82	高野町	高野山	高野山5	38	22	
9	Ⅰ	85	高野町	高野山	高野山6	50	36	
10	Ⅰ	86	高野町	細川	細川1	45	20	
11	Ⅰ	87	高野町	細川	細川2	42	50	
12	Ⅰ	2214	高野町	高野山	高野山7	43	28	
13	Ⅰ	2215	高野町	上筒登	上筒登	40	60	
14	Ⅰ	3162	高野町	西郷	西郷神谷辻1	64	34	
15	Ⅰ	3163	高野町	西郷	西郷神谷辻2	38	34	
16	Ⅰ	3164	高野町	西郷	西郷神谷辻3	42	44	
17	Ⅰ	3165	高野町	花坂	花坂上花坂1	48	20	
18	Ⅰ	3166	高野町	花坂	花坂上花坂2	40	43	
19	Ⅰ	3167	高野町	細川	細川3	36	18	
20	Ⅰ	3168	高野町	花坂	花坂上花坂3	45	23	
21	Ⅰ	3169	高野町	花坂	花坂1	52	54	
22	Ⅰ	3170	高野町	花坂	花坂2	40	80	
23	Ⅰ	3171	高野町	細川	細川西細川1	50	84	
24	Ⅰ	3172	高野町	細川	細川西細川2	60	70	
25	Ⅰ	3173	高野町	花坂	花坂掛谷1	40	88	
26	Ⅰ	3174	高野町	花坂	花坂掛谷2	45	26	
27	Ⅰ	3175	高野町	花坂	花坂上花坂4	40	40	
28	Ⅰ	3176	高野町	花坂	花坂上花坂5	60	23	
29	Ⅰ	3177	高野町	花坂	花坂上花坂6	43	10	
30	Ⅰ	3178	高野町	花坂	花坂上花坂7	56	62	
31	Ⅰ	3179	高野町	花坂	花坂下花坂1	33	102	
32	Ⅰ	3180	高野町	花坂	花坂上花坂8	35	52	
33	Ⅰ	3181	高野町	花坂	花坂3	30	10	
34	Ⅰ	3182	高野町	花坂	花坂上花坂9	45	56	
35	Ⅰ	3183	高野町	花坂	花坂上花坂10	53	100	
36	Ⅰ	3184	高野町	西郷	西郷神谷辻4	40	57	
37	Ⅰ	3185	高野町	西郷	西郷神谷辻5	35	58	
38	Ⅰ	3186	高野町	高野山	高野山鶯谷1	45	25	
39	Ⅰ	3187	高野町	高野山	高野山鶯谷2	53	8	
40	Ⅰ	3188	高野町	高野山	高野山鶯谷3	48	20	
41	Ⅰ	3189	高野町	高野山	高野山鶯谷4	57	12	
42	Ⅰ	3190	高野町	高野山	高野山鶯谷5	37	10	
43	Ⅰ	3191	高野町	高野山	高野山鶯谷6	30	12	
44	Ⅰ	3192	高野町	高野山	高野山鶯谷7	40	18	
45	Ⅰ	3193	高野町	高野山	高野山千手院1	60	34	
46	Ⅰ	3194	高野町	高野山	高野山千手院2	32	50	
47	Ⅰ	3195	高野町	高野山	高野山千手院3	34	28	
48	Ⅰ	3196	高野町	高野山	高野山千手院4	37	20	
49	Ⅰ	3197	高野町	高野山	高野山千手院5	35	32	
50	Ⅰ	3198	高野町	高野山	高野山五の室1	54	14	
51	Ⅰ	3199	高野町	高野山	高野山五の室2	51	16	
52	Ⅰ	3200	高野町	高野山	高野山五の室3	42	60	
53	Ⅰ	3201	高野町	高野山	高野山11	60	35	
54	Ⅰ	3202	高野町	高野山	高野山大門中廊1	38	36	
55	Ⅰ	3203	高野町	高野山	高野山谷ヶ峰1	45	22	
56	Ⅰ	3204	高野町	高野山	高野山谷ヶ峰2	40	16	
57	Ⅰ	3205	高野町	高野山	高野山西小田原1	36	16	
58	Ⅰ	3206	高野町	高野山	高野山大門西廊1	59	15	
59	Ⅰ	3207	高野町	高野山	高野山大門中廊2	50	42	
60	Ⅰ	3208	高野町	高野山	高野山鶯谷1	40	30	

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	砂防壁		箇所名	傾斜度	高さ
				大字	傾斜度			
12	Ⅱ	261	九度山町	下吉沢	下吉沢22	37	34	
13	Ⅱ	262	九度山町	下吉沢	下吉沢23	50	88	
14	Ⅱ	263	九度山町	上吉沢	上吉沢8	50	10	
15	Ⅱ	264	九度山町	丹生川	丹生川田原5	45	55	
16	Ⅱ	265	九度山町	丹生川	丹生川田原7	54	72	
17	Ⅱ	266	九度山町	丹生川	丹生川田原8	32	14	
18	Ⅱ	267	九度山町	丹生川	丹生川田原9	37	78	
19	Ⅱ	268	九度山町	東郷	東郷19	40	112	
20	Ⅱ	269	九度山町	東郷	東郷20	34	34	
21	Ⅱ	270	九度山町	東郷	東郷21	33	140	
22	Ⅱ	271	九度山町	東郷	東郷野平6	37	104	
23	Ⅱ	272	九度山町	東郷	東郷野平7	36	70	
24	Ⅱ	273	九度山町	東郷	東郷野平8	35	74	
25	Ⅱ	274	九度山町	丹生川	丹生川31	40	44	
26	Ⅱ	275	九度山町	丹生川	丹生川32	32	100	
27	Ⅱ	276	九度山町	丹生川	丹生川33	30	57	
28	Ⅱ	277	九度山町	北又	北又久保9	45	40	
29	Ⅱ	278	九度山町	北又	北又久保10	34	20	
30	Ⅱ	279	九度山町	北又	北又3	39	144	

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	砂防壁		箇所名	傾斜度	高さ
				大字	傾斜度			
61	Ⅰ	3209	高野町	高野山	高野山鶯谷2	40	22	
62	Ⅰ	3210	高野町	高野山	高野山大門西廊2	40	20	
63	Ⅰ	3211	高野町	高野山	高野山文化通1	47	40	
64	Ⅰ	3212	高野町	高野山	高野山文化通2	50	16	
65	Ⅰ	3213	高野町	高野山	高野山文化通3	45	36	
66	Ⅰ	3214	高野町	高野山	高野山半段通1	60	20	
67	Ⅰ	3215	高野町	高野山	高野山半段通2	48	28	
68	Ⅰ	3216	高野町	高野山	高野山弁天通1	44	12	
69	Ⅰ	3217	高野町	高野山	高野山弁天通2	40	14	
70	Ⅰ	3218	高野町	高野山	高野山南小田原1	38	10	
71	Ⅰ	3219	高野町	高野山	高野山南小田原2	34	32	
72	Ⅰ	3220	高野町	高野山	高野山庭花谷1	35	16	
73	Ⅰ	3221	高野町	高野山	高野山庭花谷2	50	58	
74	Ⅰ	3222	高野町	高野山	高野山明渡通1	36	22	
75	Ⅰ	3223	高野町	高野山	高野山山ノ通1	45	6	
76	Ⅰ	3224	高野町	高野山	高野山中ノ橋1	38	24	
77	Ⅰ	3225	高野町	高野山	高野山中ノ橋2	58	30	
78	Ⅰ	3226	高野町	高野山	高野山中ノ橋4	43	24	
79	Ⅰ	3227	高野町	東富貴	東富貴1	47	60	
80	Ⅰ	3228	高野町	東富貴	東富貴2	50	20	
81	Ⅰ	3229	高野町	東富貴	東富貴3	30	12	
82	Ⅰ	3230	高野町	東富貴	東富貴段金平1	35	12	
83	Ⅰ	3231	高野町	東富貴	東富貴段金平2	45	54	
84	Ⅰ	3232	高野町	東富貴	東富貴段金平3	45	30	
85	Ⅰ	3233	高野町	下筒登	下筒登1	45	105	
86	Ⅰ	3234	高野町	中筒登	中筒登1	45	100	
87	Ⅰ	3235	高野町	上筒登	上筒登1	30	170	
88	Ⅰ	3236	高野町	上筒登	上筒登2	30	90	
89	Ⅰ	3237	高野町	上筒登	上筒登3	45	60	
90	Ⅰ	3238	高野町	西郷	西郷神谷辻6	70		

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
25	Ⅱ	1058	高野町	高野町	細川東細川1	47	62
26	Ⅱ	1057	高野町	高野町	細川東細川2	47	50
27	Ⅱ	1058	高野町	高野町	花坂不動野1	44	14
28	Ⅱ	1059	高野町	高野町	花坂不動野2	32	18
29	Ⅱ	1060	高野町	高野町	花坂不動野3	34	42
30	Ⅱ	1061	高野町	高野町	花坂不動野4	30	26
31	Ⅱ	1062	高野町	高野町	花坂上花坂11	35	20
32	Ⅱ	1063	高野町	高野町	花坂上花坂12	35	30
33	Ⅱ	1064	高野町	高野町	花坂不動野5	38	46
34	Ⅱ	1065	高野町	高野町	花坂不動野6	42	44
35	Ⅱ	1066	高野町	高野町	花坂不動野7	40	60
36	Ⅱ	1067	高野町	高野町	花坂	48	68
37	Ⅱ	1068	高野町	高野町	花坂掛谷3	40	40
38	Ⅱ	1069	高野町	高野町	花坂掛谷4	35	46
39	Ⅱ	1070	高野町	高野町	花坂不動野8	35	30
40	Ⅱ	1071	高野町	高野町	花坂不動野9	45	63
41	Ⅱ	1072	高野町	高野町	花坂掛谷5	35	80
42	Ⅱ	1073	高野町	高野町	細川西細川3	54	25
43	Ⅱ	1074	高野町	高野町	細川西細川4	40	64
44	Ⅱ	1075	高野町	高野町	細川西細川5	50	60
45	Ⅱ	1076	高野町	高野町	細川西細川6	40	24
46	Ⅱ	1077	高野町	高野町	細川西細川7	52	54
47	Ⅱ	1078	高野町	高野町	細川西細川8	42	42
48	Ⅱ	1079	高野町	高野町	細川西細川9	52	50
49	Ⅱ	1080	高野町	高野町	細川西細川10	42	44
50	Ⅱ	1081	高野町	高野町	細川西細川11	30	48
51	Ⅱ	1082	高野町	高野町	細川西細川12	42	44
52	Ⅱ	1083	高野町	高野町	細川西細川13	36	38
53	Ⅱ	1084	高野町	高野町	細川西細川14	32	82
54	Ⅱ	1085	高野町	高野町	細川西細川15	52	18
55	Ⅱ	1086	高野町	高野町	細川西細川16	65	48
56	Ⅱ	1087	高野町	高野町	細川西細川17	40	78
57	Ⅱ	1088	高野町	高野町	細川西細川18	40	48
58	Ⅱ	1089	高野町	高野町	花坂上花坂13	40	18
59	Ⅱ	1090	高野町	高野町	花坂上花坂14	35	140
60	Ⅱ	1091	高野町	高野町	花坂上花坂15	50	22
61	Ⅱ	1092	高野町	高野町	花坂上花坂16	50	30
62	Ⅱ	1093	高野町	高野町	花坂上花坂17	40	34
63	Ⅱ	1094	高野町	高野町	花坂上花坂18	50	86
64	Ⅱ	1095	高野町	高野町	花坂上花坂19	40	113
65	Ⅱ	1096	高野町	高野町	花坂上花坂20	50	115
66	Ⅱ	1097	高野町	高野町	花坂上花坂21	50	7
67	Ⅱ	1098	高野町	高野町	花坂上花坂22	48	11
68	Ⅱ	1099	高野町	高野町	花坂上花坂23	58	12
69	Ⅱ	1100	高野町	高野町	花坂上花坂24	45	42
70	Ⅱ	1101	高野町	高野町	花坂上花坂25	30	88
71	Ⅱ	1102	高野町	高野町	花坂上花坂26	35	112
72	Ⅱ	1103	高野町	高野町	花坂下花坂2	45	102
73	Ⅱ	1104	高野町	高野町	花坂上花坂27	32	64
74	Ⅱ	1105	高野町	高野町	花坂上花坂28	45	20
75	Ⅱ	1106	高野町	高野町	花坂上花坂29	34	12
76	Ⅱ	1107	高野町	高野町	花坂上花坂30	35	12
77	Ⅱ	1108	高野町	高野町	花坂上花坂31	35	42
78	Ⅱ	1109	高野町	高野町	高野神社16	59	30
79	Ⅱ	1110	高野町	高野町	高野山麓細山公園1	46	25
80	Ⅱ	1111	高野町	高野町	高野山麓谷8	42	24
81	Ⅱ	1112	高野町	高野町	高野山麓細山公園2	36	12
82	Ⅱ	1113	高野町	高野町	高野山麓細山公園3	40	20
83	Ⅱ	1114	高野町	高野町	高野山麓谷	46	10
84	Ⅱ	1115	高野町	高野町	高野山麓谷9	50	8

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
85	Ⅱ	1116	高野町	高野町	高野山麓細山公園4	50	8
86	Ⅱ	1117	高野町	高野町	高野山麓谷10	33	8
87	Ⅱ	1118	高野町	高野町	高野山麓谷11	42	12
88	Ⅱ	1119	高野町	高野町	高野山麓谷12	35	23
89	Ⅱ	1120	高野町	高野町	高野山麓谷13	40	8
90	Ⅱ	1121	高野町	高野町	高野山麓谷14	34	30
91	Ⅱ	1122	高野町	高野町	高野山麓谷15	37	30
92	Ⅱ	1123	高野町	高野町	高野山麓谷16	45	25
93	Ⅱ	1124	高野町	高野町	高野山麓谷17	45	22
94	Ⅱ	1125	高野町	高野町	高野山麓谷18	56	30
95	Ⅱ	1126	高野町	高野町	高野山麓谷19	45	32
96	Ⅱ	1127	高野町	高野町	高野山麓谷20	30	10
97	Ⅱ	1128	高野町	高野町	高野山麓谷21	30	16
98	Ⅱ	1129	高野町	高野町	高野山麓谷22	64	8
99	Ⅱ	1130	高野町	高野町	高野山麓谷23	40	20
100	Ⅱ	1131	高野町	高野町	高野山麓谷24	32	8
101	Ⅱ	1132	高野町	高野町	高野山麓谷25	42	36
102	Ⅱ	1133	高野町	高野町	高野山麓谷26	42	38
103	Ⅱ	1134	高野町	高野町	高野山麓谷27	32	28
104	Ⅱ	1135	高野町	高野町	高野山麓谷28	56	40
105	Ⅱ	1136	高野町	高野町	高野山麓谷29	35	30
106	Ⅱ	1137	高野町	高野町	高野山麓谷30	38	12
107	Ⅱ	1138	高野町	高野町	高野山麓谷31	45	62
108	Ⅱ	1139	高野町	高野町	高野山麓谷32	45	34
109	Ⅱ	1140	高野町	高野町	高野山麓谷33	40	34
110	Ⅱ	1141	高野町	高野町	高野山麓谷34	35	24
111	Ⅱ	1142	高野町	高野町	高野山麓谷35	40	30
112	Ⅱ	1143	高野町	高野町	西ヶ峰1	46	66
113	Ⅱ	1144	高野町	高野町	西ヶ峰2	40	24
114	Ⅱ	1145	高野町	高野町	西ヶ峰3	55	30
115	Ⅱ	1146	高野町	高野町	南1	42	38
116	Ⅱ	1147	高野町	高野町	南2	62	49
117	Ⅱ	1148	高野町	高野町	南3	35	22
118	Ⅱ	1149	高野町	高野町	南4	45	110
119	Ⅱ	1150	高野町	高野町	南5	55	109
120	Ⅱ	1151	高野町	高野町	南6	50	30
121	Ⅱ	1152	高野町	高野町	南7	52	42
122	Ⅱ	1153	高野町	高野町	南8	34	25
123	Ⅱ	1154	高野町	高野町	南9	48	50
124	Ⅱ	1155	高野町	高野町	高野山中/麓6	40	38
125	Ⅱ	1156	高野町	高野町	高野山中/麓7	40	182
126	Ⅱ	1157	高野町	高野町	高野山中/麓8	51	22
127	Ⅱ	1158	高野町	高野町	高野山中/麓9	34	17
128	Ⅱ	1159	高野町	高野町	高野山中/麓10	38	11
129	Ⅱ	1160	高野町	高野町	高野山中/麓11	46	62
130	Ⅱ	1161	高野町	高野町	高野山中/麓12	46	66
131	Ⅱ	1162	高野町	高野町	坂ヶ谷1	42	56
132	Ⅱ	1163	高野町	高野町	坂ヶ谷2	40	124
133	Ⅱ	1164	高野町	高野町	坂ヶ谷3	43	40
134	Ⅱ	1165	高野町	高野町	坂ヶ谷4	44	94
135	Ⅱ	1166	高野町	高野町	坂ヶ谷5	40	106
136	Ⅱ	1167	高野町	高野町	坂ヶ谷6	55	64
137	Ⅱ	1168	高野町	高野町	坂ヶ谷7	48	62
138	Ⅱ	1169	高野町	高野町	坂ヶ谷8	52	112
139	Ⅱ	1170	高野町	高野町	坂ヶ谷9	45	84
140	Ⅱ	1171	高野町	高野町	坂ヶ谷10	45	142
141	Ⅱ	1172	高野町	高野町	坂ヶ谷11	30	63
142	Ⅱ	1173	高野町	高野町	坂ヶ谷12	44	124
143	Ⅱ	1174	高野町	高野町	湯川下流川2	31	18
144	Ⅱ	1175	高野町	高野町	湯川下流川3	31	14

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
145	Ⅱ	1176	高野町	高野町	湯川下流川4	30	62
146	Ⅱ	1177	高野町	高野町	湯川下流川5	38	38
147	Ⅱ	1178	高野町	高野町	湯川下流川6	32	24
148	Ⅱ	1179	高野町	高野町	湯川下流川7	32	14
149	Ⅱ	1180	高野町	高野町	湯川下流川8	55	36
150	Ⅱ	1181	高野町	高野町	湯川上流川1	32	60
151	Ⅱ	1182	高野町	高野町	湯川上流川2	40	50
152	Ⅱ	1183	高野町	高野町	湯川上流川3	52	40
153	Ⅱ	1184	高野町	高野町	湯川上流川4	60	32
154	Ⅱ	1185	高野町	高野町	湯川上流川5	50	24
155	Ⅱ	1186	高野町	高野町	湯川上流川6	45	58
156	Ⅱ	1187	高野町	高野町	湯川上流川7	40	68
157	Ⅱ	1188	高野町	高野町	湯川上流川8	50	8
158	Ⅱ	1189	高野町	高野町	湯川上流川9	30	14
159	Ⅱ	1190	高野町	高野町	湯川上流川10	38	78
160	Ⅱ	1191	高野町	高野町	湯川上流川11	32	74
161	Ⅱ	1192	高野町	高野町	湯川上流川12	50	60
162	Ⅱ	1193	高野町	高野町	湯川上流川13	51	24
163	Ⅱ	1194	高野町	高野町	湯川上流川14	50	56
164	Ⅱ	1195	高野町	高野町	湯川上流川15	40	50
165	Ⅱ	1196	高野町	高野町	大滝1	40	74
166	Ⅱ	1197	高野町	高野町	大滝2	40	50
167	Ⅱ	1198	高野町	高野町	大滝3	39	90
168	Ⅱ	1199	高野町	高野町	相ノ滝2	37	120
169	Ⅱ	1200	高野町	高野町	相ノ滝3	41	90
170	Ⅱ	1201	高野町	高野町	相ノ滝4	50	20
171	Ⅱ	1202	高野町	高野町	相ノ滝5	43	10
172	Ⅱ	1203	高野町	高野町	相ノ滝6	50	34
173	Ⅱ	1204	高野町	高野町	相ノ滝7	46	48
174	Ⅱ	1205	高野町	高野町	相ノ滝8	45	32
175	Ⅱ	1206	高野町	高野町	相ノ滝9	50	50
176	Ⅱ	1207	高野町	高野町	相ノ滝10	42	80
177	Ⅱ	1208	高野町	高野町	相ノ滝11	35	20
178	Ⅱ	1209	高野町	高野町	西富良1	60	36
179	Ⅱ	1210	高野町	高野町	西富良2	50	12
180	Ⅱ	1211	高野町	高野町	西富良3	48	16
181	Ⅱ	1212	高野町	高野町	西富良4	37	10
182	Ⅱ	1213	高野町	高野町	西富良5	50	12
183	Ⅱ	1214	高野町	高野町	西富良6	36	14
184	Ⅱ	1215	高野町	高野町	西富良7	47	5
185	Ⅱ	1216	高野町	高野町	西富良8	45	10
186	Ⅱ	1217	高野町	高野町	西富良9	37	10
187	Ⅱ	1218	高野町	高野町	西富良10	40	22
188	Ⅱ	1219	高野町	高野町	西富良11	64	20
189	Ⅱ	1220	高野町	高野町	東富良1	43	50
190	Ⅱ	1221	高野町	高野町	東富良2	52	28
191	Ⅱ	1222	高野町	高野町	東富良3	58	60
192	Ⅱ	1223	高野町	高野町	東富良4	62	70
193	Ⅱ	1224	高野町	高野町	東富良5	40	6
194	Ⅱ	1225	高野町	高野町	東富良6	48	30
195	Ⅱ						

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	I	685	有田市	初島町法	辻原	43	15
2	I	686	有田市	初島町法	古原	55	20
3	I	687	有田市	初島町法	初島	60	14
4	I	688	有田市	初島町法	森田	35	35
5	I	689	有田市	初島町法	瀬之谷・初島(2)	40	25
6	I	691	有田市	港町・真島	港町	32	25
7	I	692	有田市	真島	真島	32	40
8	I	693	有田市	新堂	石津谷	42	50
9	I	694	有田市	新堂	涌形谷	35	35
10	I	695	有田市	新堂	谷山谷	39	40
11	I	696	有田市	新堂	新堂・稲葉	31	30
12	I	697	有田市	新堂	山田原・山田原(1)	30	35
13	I	698	有田市	山田原・下中島	西向・西向	45	20
14	I	699	有田市	宮原町溝	市原	35	25
15	I	700	有田市	宮原町溝	堤(1)	40	30
16	I	701	有田市	宮原町溝	堤	41	20
17	I	702	有田市	宮原町溝	天神谷	40	30
18	I	703	有田市	宮原町溝	上ノ山	45	25
19	I	704	有田市	糸我町中巻	菅代・沖	50	30
20	I	705	有田市	糸我町中巻	糸我町西	40	40
21	I	706	有田市	千田	佐山	35	40
22	I	707	有田市	千田	田崎	45	25
23	I	708	有田市	千田	神原原	50	18
24	I	709	有田市	千田	持谷・高田原	40	25
25	I	710	有田市	千田	高田原	40	25
26	I	711	有田市	千田	高田	40	20
27	I	712	有田市	千田	高田原・神谷・神谷南・千田西・神・高田原(2)	50	25
28	I	717	有田市	山地	山地	50	20
29	I	718	有田市	山地	山地(1)	50	20
30	I	719	有田市	山地	山地(2)	35	18
31	I	720	有田市	野	立神	50	35
32	I	721	有田市	古江見	宮崎	45	25
33	I	722	有田市	古江見	古江見(5)	45	35
34	I	723	有田市	宮崎町	古江見・古江見(2)・妙見	50	33
35	I	724	有田市	宮崎町	宮崎・西津砂寺	50	30
36	I	725	有田市	宮崎町	西津砂寺	65	25
37	I	726	有田市	宮崎町	旗ヶ浜東山・宮ノ下・三谷・中田原	55	30
38	I	727	有田市	宮崎町	浅井(1)	46	40
39	I	728	有田市	宮崎町	浅井西	40	25
40	I	732	有田市	宮崎町	旗ヶ浜丸山	65	22
41	I	733	有田市	宮崎町	旗ヶ浜	48	35
42	I	734	有田市	宮崎町	旗ヶ浜・旗ヶ浜・旗ヶ浜(1)・旗ヶ浜	45	35
43	I	735	有田市	宮崎町	安瀬・女ノ瀬	40	60
44	I	736	有田市	宮崎町	矢野西・矢野東	40	50
45	I	738	有田市	宮崎町	旗ヶ浜東山・宮の下	50	35
46	I	739	有田市	宮崎町	旗ヶ浜北原	45	30
47	I	2260	有田市	糸我町中巻	中巻	40	40
48	I	3701	有田市	真島	真島	32	25
49	I	3702	有田市	真島	真島(3)	33	40
50	I	3703	有田市	新堂	新堂(2)・山田原(2)	35	35
51	I	3704	有田市	宮原町溝	堤(2)	45	30
52	I	3705	有田市	宮原町溝	矢野東(2)	40	30
53	I	3706	有田市	宮原町溝	涌形谷	45	20
54	I	3707	有田市	宮崎町	三谷・三谷2	40	20
55	I	3708	有田市	糸我町西	糸我(1)	50	25
56	I	3709	有田市	糸我町西	糸我(2)	45	18
57	I	3710	有田市	真島	真島西早尾	35	15
58	I	3711	有田市	宮原町溝	滝金山(6)	45	30
59	I	3712	有田市	宮原町溝	塚谷井口	45	60
60	I	3713	有田市	星尾	星尾上之蔵	40	35

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
61	I	3714	有田市	宮崎町	宮崎町	55	40
62	I	3001	有田市	初島町望	聖木	45	10
63	I	3002	有田市	初島町望	聖山	40	15
64	I	3003	有田市	真島	真島早尾	35	15
65	I	3004	有田市	真島	真島早尾	40	20
66	I	3005	有田市	山田原	山田原早尾	45	15
67	I	3006	有田市	山田原	山田原早尾	30	10
68	I	3007	有田市	宮原町溝	滝金山(4)	40	30
69	I	3008	有田市	宮原町溝	滝金山(5)	40	80
70	I	3009	有田市	宮原町溝	滝金山	40	45
71	I	3010	有田市	宮原町溝	滝金山	40	35
72	I	3011	有田市	宮原町溝	滝金山	40	10
73	I	3012	有田市	宮原町溝	滝金山	40	75
74	I	3013	有田市	宮原町溝	滝金山	45	65
75	I	3014	有田市	宮原町溝	滝金山	45	20
76	I	3015	有田市	糸我町中巻	糸我町西	35	25
77	I	3016	有田市	糸我町西	糸我町西(1)	45	15
78	I	3017	有田市	星尾	星尾上之蔵(2)	35	45
79	I	3018	有田市	星尾	星尾上之蔵(1)	60	35
80	I	3019	有田市	星尾	星尾上之蔵(3)	45	35
81	I	3020	有田市	星尾	星尾上之蔵(4)	40	40
82	I	3021	有田市	星尾	星尾上之蔵(5)	35	10
83	I	3022	有田市	千田	千田西	45	65
84	I	3023	有田市	野	野田原	40	40
85	I	3024	有田市	宮崎町	宮崎町	30	45
86	I	1501	有田市	初島町法	初島町法	34	100
87	I	1502	有田市	初島町法	初島町法	32	70
88	I	1503	有田市	初島町法	初島町法	32	50
89	I	1504	有田市	初島町望	聖山(2)	30	70
90	I	1505	有田市	真島	真島一本松	30	20
91	I	1506	有田市	宮崎町	宮崎町	38	40
92	I	1507	有田市	宮崎町	宮崎町	32	50
93	I	1508	有田市	山田原	山田原早尾(2)・山田原(2)	35	70
94	I	1509	有田市	古江見	古江見南原	34	40
95	I	1510	有田市	宮原町溝	滝金山	45	50
96	I	1511	有田市	宮原町溝	滝金山(1)	37	30
97	I	1512	有田市	宮原町溝	滝金山(2)	39	40
98	I	1513	有田市	宮原町溝	滝金山(3)	39	60
99	I	1514	有田市	宮原町溝	滝金山(4)	30	30
100	I	1515	有田市	宮原町溝	滝金山(5)	30	30
101	I	1516	有田市	宮原町溝	滝金山	39	40
102	I	1517	有田市	宮原町溝	滝金山	40	60
103	I	1518	有田市	宮原町溝	滝金山	38	40
104	I	1519	有田市	星尾	星尾上之蔵(6)	30	30
105	I	1520	有田市	星尾	星尾上之蔵(7)	38	40
106	I	1521	有田市	星尾	星尾上之蔵(8)	32	50
107	I	1522	有田市	糸我町西	糸我町西(1)	34	40
108	I	1523	有田市	千田	千田西	35	20
109	I	1524	有田市	星尾	星尾清水谷(1)	31	60
110	I	1525	有田市	星尾	星尾清水谷(2)	35	60
111	I	1526	有田市	星尾	星尾清水谷	30	50
112	I	1527	有田市	千田	千田神原原	39	40
113	I	1528	有田市	千田	千田西	32	60
114	I	1529	有田市	糸我町中巻	中巻東山(1)	34	20
115	I	1530	有田市	糸我町中巻	中巻東山(2)	38	50
116	I	1531	有田市	糸我町中巻	中巻東山	40	40
117	I	1532	有田市	糸我町中巻	中巻東山	39	60

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	I	760	有田川町	井口	井口(2)	45	15
2	I	761	有田川町	井口	井口	40	25
3	I	762	有田川町	真	真(2)	43	50
4	I	763	有田川町	松原	松原	45	40
5	I	764	有田川町	朝王寺	朝王寺	45	15
6	I	765	有田川町	朝王寺	朝王寺	50	13
7	I	766	有田川町	丹生	丹生東・丹生西	45	50
8	I	768	有田川町	下六川	下六川(2)	40	80
9	I	769	有田川町	釜中	釜中甲(2)	40	30
10	I	770	有田川町	上六川	西	45	65
11	I	771	有田川町	上六川	下ノ段	35	30
12	I	772	有田川町	上六川	東中筋	40	20
13	I	773	有田川町	小川	西田(1)	35	30
14	I	774	有田川町	小川	西田	60	60
15	I	776	有田川町	小川	比曾原	45	30
16	I	777	有田川町	西ヶ茶	中原	30	25
17	I	778	有田川町	西ヶ茶	栗田	40	70
18	I	760	有田川町	真	真ノ田	30	30
19	I	781	有田川町	菅田	菅田内	35	30
20	I	782	有田川町	沼田	沼田	45	40
21	I	783	有田川町	佐吉	佐吉	30	20
22	I	785	有田川町	伏平	西谷	45	50
23	I	786	有田川町	谷	横野	35	70
24	I	787	有田川町	谷	文蔵谷	35	40
25	I	788	有田川町	伏平	芝崎	40	60
26	I	790	有田川町	長谷川	西ノ原・岡の前	40	40
27	I	792	有田川町	川口	川口	40	60
28	I	793	有田川町	川口	妻ノ谷	40	20
29	I	794	有田川町	松野町	松野町西	40	30
30	I	796	有田川町	赤川	中村東	40	25
31	I	797	有田川町	松原	松原中	30	90
32	I	798	有田川町	松原	松原上	30	60
33	I	799	有田川町	松原	松原下	40	60
34	I	800	有田川町	松原	松原(1)	50	60
35	I	801	有田川町	松原	上原原	40	80
36	I	802	有田川町	宇井谷	宇井谷(2)	45	80
37	I	803	有田川町	宇井谷	宇井谷(1)	40	60
38	I	804	有田川町	真生	真生	35	35
39	I	805	有田川町	真生	西田・真生3	40	25
40	I	806	有田川町	真生	真生・上田・真生3	45	20
41	I	808	有田川町	真生	真生	40	75
42	I	809	有田川町	真生	大和杉・文蔵・真生・真生(2)	35	65
43	I	812	有田川町	真生	北島・真生・真生(2)	40	65
44	I	815	有田川町	真生	真生(3)	40	65
45	I	816	有田川町	真生	小一谷	35	90
46	I	817	有田川町	中塚	井谷	40	40
47	I	818	有田川町	中塚	尾崎	30	60
48	I	819	有田川町	川合	清野	40	75
49	I	820	有田川町	川合	宇野	40	75
50	I	821	有田川町	川合	大井	40	70
51	I	822	有田川町	二沢	柳原	45	60
52	I	823	有田川町	北野川	大平	45	130
53	I	825	有田川町	三瀬川	三瀬川	35	120
54	I	826	有田川町	真次谷	西ノ谷	35	60
55	I	827	有田川町	真次谷	大谷	35	85
56	I	829	有田川町	二川	下林	35	60
57	I	830	有田川町	二川	宮前	30	45
58	I	831	有田川町	二川	真山・二川河内	40	15
59	I	832	有田川町	二川	二川河内	30	70
60	I	833	有田川町	二川	二川河内	40	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
81	I	834	有田川町	二川	二川	40	75
82	I	835	有田川町	二川	二川	35	90
83	I	836	有田川町	二川	二川	30	40
84	I	837	有田川町	日物川	日物		

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
121	I	3754	有田川町	明王寺	明王寺(4)	45	70
122	I	3755	有田川町	長谷	長谷	37	20
123	I	3756	有田川町	西ヶ茶	西ヶ茶西中庭	45	20
124	I	3757	有田川町	高松	高松	30	20
125	I	3758	有田川町	下六川	下六川片畑(1)	35	120
126	I	3759	有田川町	下六川	下六川新多様(1)	35	15
127	I	3760	有田川町	下六川	下六川新多様(2)	35	13
128	I	3761	有田川町	下六川	下六川片畑(2)	35	115
129	I	3762	有田川町	青田	青田原田	45	50
130	I	3763	有田川町	伏幸	伏幸用ノ上	35	45
131	I	3764	有田川町	立石	立石萩原	40	45
132	I	3765	有田川町	立石	立石	40	50
133	I	3766	有田川町	立石	立石寺原	40	30
134	I	3767	有田川町	小原	小原沢谷	45	35
135	I	3768	有田川町	小原	小原	40	80
136	I	3769	有田川町	惣野河	惣野河大角(5)	40	60
137	I	3770	有田川町	惣野河	惣野河大角(6)	40	60
138	I	3771	有田川町	惣野河	惣野河大角(7)	45	130
139	I	3772	有田川町	惣野河	惣野河尾谷ノ谷	40	15
140	I	3773	有田川町	長谷川	長谷川尾端	40	20
141	I	3774	有田川町	教養寺	教養寺中庭	40	15
142	I	3775	有田川町	教養寺	教養寺若垣	40	75
143	I	3776	有田川町	保理川	保理川	35	30
144	I	3777	有田川町	赤川	赤川	50	60
145	I	3778	有田川町	保理川	中折津(2)	45	30
146	I	3779	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬	45	100
147	I	3780	有田川町	三田	三田大塚(2)	40	50
148	I	3781	有田川町	三田	三田三防谷(2)	40	60
149	I	3782	有田川町	三田	三田三防谷(3)	50	55
150	I	3783	有田川町	清水	下善	30	50
151	I	3784	有田川町	清水	清水福尾(2)	40	82
152	I	3785	有田川町	清水	清水福尾(3)	40	45
153	I	3786	有田川町	飯尾	大野(1)	45	25
154	I	3787	有田川町	飯尾	飯尾大岩(7)	45	50
155	I	3788	有田川町	杉野原	杉野原堂浦(3)	35	60
156	I	3789	有田川町	杉野原	杉野原堂浦(4)	30	30
157	I	3790	有田川町	杉野原	中村(2)	40	30
158	I	3791	有田川町	押手溝ノ堀内	押手溝ノ堀内	35	20
159	I	3792	有田川町	栗生	栗生床倉(2)	35	40
160	I	3793	有田川町	栗生	栗生橋本原	35	75
161	I	3794	有田川町	栗生	栗生海淵(2)	45	60
162	I	3795	有田川町	三川	涌山	45	110
163	I	3796	有田川町	三川	三川橋手(3)	40	45
164	I	3797	有田川町	三淵川	三淵川(3)	35	40
165	I	3798	有田川町	三淵川	三淵川下流(2)	45	95
166	I	3799	有田川町	中原	中原	40	65
167	I	3800	有田川町	清水	清水養蓮(2)	35	75
168	I	3801	有田川町	下涌川	下涌川宮ノ原(3)	40	135
169	I	3802	有田川町	栗生	栗生南島淵(1)	35	30
170	I	3803	有田川町	栗生	栗生南島淵(2)	40	50
171	I	3804	有田川町	栗生	栗生南島淵(3)	40	70
172	I	3805	有田川町	栗生	栗生南島淵(4)	40	90
173	I	3806	有田川町	橋本	橋本(2)	30	50
1	II	3187	有田川町	大箕塚	大箕塚西原(1)	45	50
2	II	3188	有田川町	大箕塚	大箕塚西原(2)	45	50
3	II	3189	有田川町	寛	寛	40	70
4	II	3190	有田川町	寛	寛谷ノ上	35	35
5	II	3191	有田川町	寛	寛谷橋内	35	30
6	II	3192	有田川町	田口	田口下考道	45	55
7	II	3193	有田川町	田口	田口東堀内	35	25

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
8	II	3194	有田川町	大谷	大谷下新田	45	55
9	II	3195	有田川町	田口	田口岩崎(1)	45	40
10	II	3196	有田川町	田口	田口	40	30
11	II	3197	有田川町	明王寺	明王寺南山	70	50
12	II	3198	有田川町	下津野	下津野堂ノ谷(1)	45	20
13	II	3199	有田川町	下津野	下津野堂ノ谷(2)	40	20
14	II	3200	有田川町	栗	栗垣堀内	35	10
15	II	3201	有田川町	栗	栗山倉	35	10
16	II	3202	有田川町	萩井	萩井和井橋(1)	40	20
17	II	3203	有田川町	萩井	萩井和井橋(2)	35	25
18	II	3204	有田川町	萩井	萩井河川具上	40	20
19	II	3205	有田川町	栗	栗道京(1)	40	30
20	II	3206	有田川町	栗	栗道京(2)	30	20
21	II	3207	有田川町	堀原	堀原畑	45	30
22	II	3208	有田川町	吉見	吉見妙見谷(1)	40	15
23	II	3209	有田川町	吉見	吉見妙見谷(2)	30	30
24	II	3210	有田川町	徳田	徳田笹尾	35	20
25	II	3211	有田川町	吉見	吉見河端(1)	35	10
26	II	3212	有田川町	吉見	吉見河端(2)	40	30
27	II	3213	有田川町	吉見	吉見谷ノ口(1)	45	10
28	II	3214	有田川町	吉見	吉見谷ノ口(2)	45	13
29	II	3215	有田川町	釜中	釜中萩ノ戸	60	25
30	II	3216	有田川町	釜中	釜中湯井橋	40	50
31	II	3217	有田川町	釜中	釜中中筋(1)	40	40
32	II	3218	有田川町	上六川	上六川下ノ坂(1)	45	10
33	II	3219	有田川町	上六川	上六川上ノ坂	40	40
34	II	3220	有田川町	上六川	上六川下ノ坂(2)	45	35
35	II	3221	有田川町	上六川	上六川田中	50	55
36	II	3222	有田川町	上六川	上六川天石	45	60
37	II	3223	有田川町	黒松	黒松北原(1)	35	45
38	II	3224	有田川町	黒松	黒松北原(2)	40	40
39	II	3225	有田川町	黒松	黒松夏橋(1)	35	30
40	II	3226	有田川町	黒松	黒松夏橋(2)	45	40
41	II	3227	有田川町	黒松	黒松岩尾(1)	40	20
42	II	3228	有田川町	黒松	黒松岩尾(2)	45	35
43	II	3229	有田川町	黒松	黒松早稲田	45	35
44	II	3230	有田川町	黒松	黒松岡ノ芝(1)	35	30
45	II	3231	有田川町	黒松	黒松岡ノ芝(2)	45	30
46	II	3232	有田川町	黒松	黒松茶	40	30
47	II	3233	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬堀内	40	46
48	II	3234	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬橋	40	45
49	II	3235	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬北ノ浜	45	30
50	II	3236	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬越(1)	35	65
51	II	3237	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬越(2)	45	30
52	II	3238	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬越(3)	45	45
53	II	3239	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬越(4)	45	50
54	II	3240	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬中堀内(1)	50	50
55	II	3241	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬中堀内(2)	35	55
56	II	3242	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬中堀内(3)	40	60
57	II	3243	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬田園	45	60
58	II	3244	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬上ノ堀内	40	60
59	II	3245	有田川町	赤ヶ瀬	赤ヶ瀬米塚	45	25
60	II	3246	有田川町	黒井	黒井西ノ角	45	30
61	II	3247	有田川町	黒井	黒井井ノ角	35	60
62	II	3248	有田川町	黒井	黒井井山(1)	35	45
63	II	3249	有田川町	黒井	黒井井山(2)	45	40
64	II	3250	有田川町	中	中ノ戸	40	30
65	II	3251	有田川町	中	中ノ代	45	10
66	II	3252	有田川町	中	中ノノ久保	40	10
67	II	3253	有田川町	中	中井出堀内	35	10

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
68	II	3254	有田川町	中塚	中塚天王谷(1)	50	20
69	II	3255	有田川町	中塚	中塚天王谷(2)	50	10
70	II	3256	有田川町	中塚	中塚田圃	45	50
71	II	3257	有田川町	中塚	中塚平野	45	10
72	II	3258	有田川町	西ヶ茶	西ヶ茶西中庭(1)	40	50
73	II	3259	有田川町	西ヶ茶	西ヶ茶西中庭(2)	45	50
74	II	3260	有田川町	西ヶ茶	西ヶ茶栗田	40	50
75	II	3261	有田川町	西ヶ茶	西ヶ茶	50	80
76	II	3262	有田川町	本堂	本堂前堀内	40	30
77	II	3263	有田川町	本堂	本堂大門	35	15
78	II	3264	有田川町	本堂	本堂赤松	35	25
79	II	3265	有田川町	生石	生石越(1)	35	55
80	II	3266	有田川町	生石	生石越(2)	40	40
81	II	3267	有田川町	生石	生石滝谷	30	40
82	II	3268	有田川町	生石	生石善五郎谷	40	40
83	II	3269	有田川町	生石	生石峠谷	35	35
84	II	3270	有田川町	生石	生石ノ谷	40	55
85	II	3271	有田川町	生石	生石赤津	40	50
86	II	3272	有田川町	生石	生石ノ木(1)	45	120
87	II	3273	有田川町	生石	生石ノ木(2)	45	20
88	II	3274	有田川町	生石	生石ノ木(3)	45	50
89	II	3275	有田川町	生石	生石松原	40	100
90	II	3276	有田川町	生石	生石丸山尾(1)	35	40
91	II	3277	有田川町	生石	生石丸山尾(2)	45	30
92	II	3278	有田川町	生石	生石松原(1)	40	70
93	II	3279	有田川町	生石	生石松原(2)	35	30
94	II	3280	有田川町	生石	生石徳田谷(1)	40	35
95	II	3281	有田川町	生石	生石徳田谷(2)	40	45
96	II	3282	有田川町	生石	生石徳田谷(3)	40	65
97	II	3283	有田川町	生石	生石徳田谷(4)	45	60
98	II	3284	有田川町	生石	生石ノ木(1)	35	40
99	II	3285	有田川町	生石	生石ノ木(2)	40	35
100	II	3286	有田川町	生石	生石寺原(1)	40	65
101	II	3287	有田川町	生石	生石寺原(2)	45	70
102	II	3288	有田川町	生石	生石寺原(3)	40	90
103	II	3289	有田川町	生石	生石寺原(4)	40	110
104	II	3290	有田川町	丹生	丹生片山(1)	35	65
105	II	3291	有田川町	丹生	丹生片山(2)	40	58
106	II	3292	有田川町	丹生	丹生森	35	30
107	II	3293	有田川町	丹生	丹生東(3)	40	50
108	II	3294	有田川町	下六川	下六川(1)	35	70
109	II	3295	有田川町	小川	小川白岩谷	30	30
110	II	3296	有田川町	西ヶ茶	西ヶ茶下	30	20
111	II	3297	有田川町	萩原	萩原下堀内	45	50
112	II	3298	有田川町	萩原	萩原妙田	45	40
113	II	3299	有田川町	小川	小川五郎三	35	35
114	II	3300	有田川町	青田	青田橋原	45	35
115	II	3301	有田川町	青田	青田芝ノ原	45	25
116	II	3302	有田川町	青田	青田木ノ原	45	40
117	II	3303	有田川町	青田	青田山口	35	70
118	II	3304	有田川町	青田	青田田圃	45	50
119	II	3305	有田川町	伏幸	伏幸三平	40	90
120	II	3306	有田川町	伏幸	伏幸切越(1)	45	70
121	II	3307	有田川町	伏幸	伏幸切越(2)	45	4

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
188	Ⅱ	3374	有田川町	赤川	赤川大柱谷	40	30
189	Ⅱ	3375	有田川町	赤川	赤川天神跡(2)	45	30
190	Ⅱ	3376	有田川町	赤川	赤川天神跡(3)	40	40
191	Ⅱ	3377	有田川町	赤川	赤川山ノ神	40	40
192	Ⅱ	3378	有田川町	赤川	赤川倉庫	45	30
193	Ⅱ	3379	有田川町	赤川	赤川青木地	40	55
194	Ⅱ	3380	有田川町	赤川	赤川青木(1)	45	20
195	Ⅱ	3381	有田川町	赤川	赤川青木(2)	40	20
196	Ⅱ	3382	有田川町	修理川	修理川(1)	40	20
197	Ⅱ	3383	有田川町	修理川	修理川(2)	40	15
198	Ⅱ	3384	有田川町	修理川	修理川(3)	40	15
199	Ⅱ	3385	有田川町	修理川	修理川(4)	30	20
200	Ⅱ	3386	有田川町	修理川	修理川(5)	35	50
201	Ⅱ	3387	有田川町	修理川	修理川(6)	35	20
202	Ⅱ	3388	有田川町	修理川	修理川(7)	45	50
203	Ⅱ	3389	有田川町	修理川	修理川(8)	40	15
204	Ⅱ	3390	有田川町	修理川	修理川(9)	35	35
205	Ⅱ	3391	有田川町	修理川	修理川(10)	45	50
206	Ⅱ	3392	有田川町	修理川	修理川(11)	40	30
207	Ⅱ	3393	有田川町	修理川	修理川(12)	35	35
208	Ⅱ	3394	有田川町	修理川	修理川(13)	35	40
209	Ⅱ	3395	有田川町	修理川	修理川(14)	45	80
210	Ⅱ	3396	有田川町	修理川	修理川(15)	45	60
211	Ⅱ	3397	有田川町	修理川	修理川(16)	45	105
212	Ⅱ	3398	有田川町	修理川	修理川(17)	40	55
213	Ⅱ	3399	有田川町	修理川	修理川(18)	45	40
214	Ⅱ	3400	有田川町	宇井谷	宇井谷(3)	35	20
215	Ⅱ	3401	有田川町	宇井谷	宇井谷(4)	35	125
216	Ⅱ	3402	有田川町	橋本	橋本尼ヶ瀬	35	60
217	Ⅱ	3403	有田川町	橋本	橋本西谷(1)	40	60
218	Ⅱ	3404	有田川町	橋本	橋本西谷(2)	40	60
219	Ⅱ	3405	有田川町	橋本	西谷(1)	30	80
220	Ⅱ	3406	有田川町	橋本	西谷(2)	45	200
221	Ⅱ	3407	有田川町	橋本	橋本西谷(3)	35	85
222	Ⅱ	3408	有田川町	橋本	橋本前川(1)	45	55
223	Ⅱ	3409	有田川町	橋本	橋本前川(2)	45	160
224	Ⅱ	3410	有田川町	橋本	橋本前川(3)	35	35
225	Ⅱ	3411	有田川町	橋本	橋本沢尻	35	75
226	Ⅱ	3412	有田川町	橋本	橋本結草(1)	35	25
227	Ⅱ	3413	有田川町	橋本	橋本結草(2)	40	70
228	Ⅱ	3414	有田川町	橋本	橋本北野	40	10
229	Ⅱ	3415	有田川町	橋本	大草(2)	30	60
230	Ⅱ	3416	有田川町	橋本	橋本様	35	60
231	Ⅱ	3417	有田川町	橋本	橋本曾原	30	25
232	Ⅱ	3418	有田川町	橋本	橋本天町	45	70
233	Ⅱ	3419	有田川町	橋本	橋本宮前(1)	35	60
234	Ⅱ	3420	有田川町	橋本	橋本宮前(2)	30	55
235	Ⅱ	3421	有田川町	橋本	橋本宮前(3)	40	30
236	Ⅱ	3422	有田川町	橋本	橋本大野倉	40	70
237	Ⅱ	3423	有田川町	橋本	橋本小中	40	75
238	Ⅱ	3424	有田川町	橋本	橋本屋敷(1)	40	60
239	Ⅱ	3425	有田川町	橋本	橋本屋敷(2)	45	90
240	Ⅱ	3426	有田川町	橋本	橋本屋敷(3)	45	80
241	Ⅱ	3427	有田川町	橋本	橋本屋敷(4)	35	35
242	Ⅱ	3428	有田川町	沼	沼中峰(1)	45	75
243	Ⅱ	3429	有田川町	沼	沼中峰(2)	50	75
244	Ⅱ	3430	有田川町	沼	沼大渡(1)	40	35
245	Ⅱ	3431	有田川町	沼	沼神谷	40	35
246	Ⅱ	3432	有田川町	沼	沼大渡(2)	50	50
247	Ⅱ	3433	有田川町	沼	沼守尾	30	35

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
248	Ⅱ	3434	有田川町	沼	沼横出(1)	45	110
249	Ⅱ	3435	有田川町	沼	沼横出(2)	45	25
250	Ⅱ	3436	有田川町	沼	沼横出(3)	45	70
251	Ⅱ	3437	有田川町	橋本	橋本上道	50	30
252	Ⅱ	3438	有田川町	橋本	橋本結草(2)	35	60
253	Ⅱ	3439	有田川町	橋本	橋本	35	60
254	Ⅱ	3440	有田川町	橋本	橋本・橋本	40	45
255	Ⅱ	3441	有田川町	沼	沼谷原(1)	50	60
256	Ⅱ	3442	有田川町	沼	沼谷原(2)	45	160
257	Ⅱ	3443	有田川町	沼	沼谷原(3)	45	65
258	Ⅱ	3444	有田川町	沼	沼谷原(4)	55	20
259	Ⅱ	3445	有田川町	沼	沼谷原(5)	40	80
260	Ⅱ	3446	有田川町	沼	沼谷原(6)	40	85
261	Ⅱ	3447	有田川町	沼	沼谷原(7)	40	85
262	Ⅱ	3448	有田川町	沼	沼一里塚	50	70
263	Ⅱ	3449	有田川町	沼	沼谷ノ尾	35	40
264	Ⅱ	3450	有田川町	塚川	塚川長谷	40	95
265	Ⅱ	3451	有田川町	塚川	塚川大鳥居(1)	50	50
266	Ⅱ	3452	有田川町	沼	沼谷原(1)	45	110
267	Ⅱ	3453	有田川町	沼	沼谷原(2)	40	70
268	Ⅱ	3454	有田川町	沼	沼谷原(3)	30	70
269	Ⅱ	3455	有田川町	沼	沼谷原(4)	40	40
270	Ⅱ	3456	有田川町	沼	沼谷原(5)	35	30
271	Ⅱ	3457	有田川町	沼	沼谷原(6)	35	25
272	Ⅱ	3458	有田川町	沼	沼谷原(7)	35	35
273	Ⅱ	3459	有田川町	沼	沼谷原(8)	35	20
274	Ⅱ	3460	有田川町	沼	沼谷原(9)	45	15
275	Ⅱ	3461	有田川町	沼	沼谷原(10)	30	70
276	Ⅱ	3462	有田川町	沼	沼谷原(11)	35	70
277	Ⅱ	3463	有田川町	沼	沼谷原(12)	30	30
278	Ⅱ	3464	有田川町	沼	沼谷原(13)	40	110
279	Ⅱ	3465	有田川町	沼	沼谷原(14)	30	20
280	Ⅱ	3466	有田川町	沼	沼谷原(15)	35	45
281	Ⅱ	3467	有田川町	沼	沼谷原(16)	40	45
282	Ⅱ	3468	有田川町	沼	沼谷原(17)	40	60
283	Ⅱ	3469	有田川町	沼	沼谷原(18)	40	65
284	Ⅱ	3470	有田川町	沼	沼谷原(19)	40	55
285	Ⅱ	3471	有田川町	沼	沼谷原(20)	40	65
286	Ⅱ	3472	有田川町	沼	沼谷原(21)	35	50
287	Ⅱ	3473	有田川町	沼	沼谷原(22)	40	60
288	Ⅱ	3474	有田川町	沼	沼谷原(23)	40	50
289	Ⅱ	3475	有田川町	沼	沼谷原(24)	40	65
290	Ⅱ	3476	有田川町	沼	沼谷原(25)	35	40
291	Ⅱ	3477	有田川町	沼	沼谷原(26)	30	25
292	Ⅱ	3478	有田川町	沼	沼谷原(27)	35	50
293	Ⅱ	3479	有田川町	沼	沼谷原(28)	40	20
294	Ⅱ	3480	有田川町	沼	沼谷原(29)	40	40
295	Ⅱ	3481	有田川町	沼	沼谷原(30)	40	30
296	Ⅱ	3482	有田川町	沼	沼谷原(31)	40	45
297	Ⅱ	3483	有田川町	沼	沼谷原(32)	45	15
298	Ⅱ	3484	有田川町	沼	沼谷原(33)	45	85
299	Ⅱ	3485	有田川町	沼	沼谷原(34)	45	80
300	Ⅱ	3486	有田川町	沼	沼谷原(35)	40	30
301	Ⅱ	3487	有田川町	沼	沼谷原(36)	40	20
302	Ⅱ	3488	有田川町	沼	沼谷原(37)	40	20
303	Ⅱ	3489	有田川町	沼	沼谷原(38)	30	60
304	Ⅱ	3490	有田川町	沼	沼谷原(39)	45	60
305	Ⅱ	3491	有田川町	沼	沼谷原(40)	40	125
306	Ⅱ	3492	有田川町	沼	沼谷原(41)	45	65
307	Ⅱ	3493	有田川町	沼	沼谷原(42)	40	55

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
308	Ⅱ	3494	有田川町	宮川	宮川早坪	45	60
309	Ⅱ	3495	有田川町	大庭	大庭	30	60
310	Ⅱ	3496	有田川町	大庭	大庭堂屋	45	50
311	Ⅱ	3497	有田川町	大庭	大庭根ノ木谷(1)	45	70
312	Ⅱ	3498	有田川町	清水	清水向田	45	40
313	Ⅱ	3499	有田川町	大庭	大庭根ノ木谷(2)	55	75
314	Ⅱ	3500	有田川町	大庭	大庭根ノ木谷(3)	50	50
315	Ⅱ	3501	有田川町	大庭	大庭根ノ木谷(4)	40	40
316	Ⅱ	3502	有田川町	大庭	大庭蔵少倉	30	60
317	Ⅱ	3503	有田川町	大庭	大庭幹原(1)	40	78
318	Ⅱ	3504	有田川町	大庭	大庭幹原(2)	40	78
319	Ⅱ	3505	有田川町	沼谷	沼谷	35	30
320	Ⅱ	3506	有田川町	沼谷	沼谷法蓮路(1)	40	45
321	Ⅱ	3507	有田川町	沼谷	沼谷法蓮路(2)	40	50
322	Ⅱ	3508	有田川町	沼谷	沼谷法蓮路(3)	40	85
323	Ⅱ	3509	有田川町	沼谷	沼谷山ノ谷(1)	40	70
324	Ⅱ	3510	有田川町	沼谷	沼谷山ノ谷(2)	40	70
325	Ⅱ	3511	有田川町	沼谷	沼谷山ノ谷(3)	30	45
326	Ⅱ	3512	有田川町	沼谷	沼谷宮原(2)	45	60
327	Ⅱ	3513	有田川町	沼谷	沼谷宮原(3)	45	50
328	Ⅱ	3514	有田川町	沼谷	中手	35	100
329	Ⅱ	3515	有田川町	沼谷	沼谷西谷	35	40
330	Ⅱ	3516	有田川町	沼谷	宮原	35	40
331	Ⅱ	3517	有田川町	沼谷	沼谷二本松(1)	30	55
332	Ⅱ	3518	有田川町	沼谷	沼谷二本松(2)	35	110
333	Ⅱ	3519	有田川町	沼谷	沼谷三谷(1)	45	60
334	Ⅱ	3520	有田川町	沼谷	沼谷三谷(2)	40	75
335	Ⅱ	3521	有田川町	沼谷	沼谷北山	30	10
336	Ⅱ	3522	有田川町	清水	小原	30	40
337	Ⅱ	3523	有田川町	清水	清水稲尾(1)	35	40
338	Ⅱ	3524	有田川町	清水	清水稲尾(2)	35	25
339	Ⅱ	3525	有田川町	久野原	久野原七谷(1)	40	45
340	Ⅱ	3526	有田川町	久野原	久野原七谷(2)	40	70
341	Ⅱ	3527	有田川町	久野原	久野原御柱	45	95
342	Ⅱ	3528	有田川町	久野原	久野原砂子	35	23
343	Ⅱ	3529	有田川町	久野原	砂子	35	60
344	Ⅱ	3530	有田川町	久野原	久野原大林	40	65
345	Ⅱ	3531	有田川町	久野原	久野原御柱(1)	40	70
346	Ⅱ	3532	有田川町	井谷	井谷倉石	40	75
347	Ⅱ	3533	有田川町	井谷	井谷等手	40	55
348	Ⅱ	3534	有田川町	井谷	井谷立神	35	110
349	Ⅱ	3535	有田川町	井谷	井谷丸ノ下(1)	40	90
350	Ⅱ	3536	有田川町	井谷	井谷丸ノ下(2)	35	85
351	Ⅱ	3537	有田川町	修理川	修理川	30	35
352	Ⅱ	3538	有田川町	修理川	修理川大岩(3)	45	22
353	Ⅱ	3539	有田川町	修理川	修理川大岩(4)	45	40
354	Ⅱ	3540	有田川町	修理川	修理川大岩(5)	40	60
355	Ⅱ	3541	有田川町	修理川	修理川大岩(6)	40	82
356	Ⅱ	3542	有田川町	修理川	修理川大岩(7)	30	70
357	Ⅱ	3543	有田川町	修理川	修理川大岩(8)	40	65

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
428	Ⅱ	3614	有田川町	粟生	粟生田ノ原	40	50
429	Ⅱ	3615	有田川町	粟生	粟生下今井(1)	35	80
430	Ⅱ	3616	有田川町	粟生	粟生下今井(2)	40	65
431	Ⅱ	3617	有田川町	粟生	粟生下今井(3)	40	50
432	Ⅱ	3618	有田川町	粟生	粟生上流	35	70
433	Ⅱ	3619	有田川町	粟生	粟生大田	35	40
434	Ⅱ	3620	有田川町	粟生	粟生北小一谷(1)	40	100
435	Ⅱ	3621	有田川町	粟生	粟生北小一谷(2)	40	80
436	Ⅱ	3622	有田川町	中原	中原野	40	75
437	Ⅱ	3623	有田川町	中原	中原高木	45	90
438	Ⅱ	3624	有田川町	中原	中原霧加曾谷(2)	35	60
439	Ⅱ	3625	有田川町	中原	中原霧加曾谷(3)	45	60
440	Ⅱ	3626	有田川町	中原	中原菅谷尾	45	80
441	Ⅱ	3627	有田川町	中原	中原崎伏谷(1)	40	110
442	Ⅱ	3628	有田川町	中原	中原崎伏谷(2)	45	115
443	Ⅱ	3629	有田川町	中原	中原渡瀬	45	60
444	Ⅱ	3630	有田川町	中原	中原引尾	40	25
445	Ⅱ	3631	有田川町	川合	川合平	40	90
446	Ⅱ	3632	有田川町	川合	川合下河原(3)	40	70
447	Ⅱ	3633	有田川町	二沢	二沢精淵(1)	40	110
448	Ⅱ	3634	有田川町	二沢	二沢溝上	35	85
449	Ⅱ	3635	有田川町	北野川	北野川大平	40	80
450	Ⅱ	3636	有田川町	二沢	二沢精淵(2)	40	75
451	Ⅱ	3637	有田川町	二沢	二沢覚林	40	65
452	Ⅱ	3638	有田川町	二沢	二沢精淵(3)	40	112
453	Ⅱ	3639	有田川町	二沢	二沢精淵(4)	40	116
454	Ⅱ	3640	有田川町	二沢	二沢精淵(5)	45	60
455	Ⅱ	3641	有田川町	二沢	二沢土ノ平(2)	40	35
456	Ⅱ	3642	有田川町	二沢	二沢土ノ平(3)	40	50
457	Ⅱ	3643	有田川町	二沢	二沢土ノ平(4)	45	40
458	Ⅱ	3644	有田川町	二沢	二沢小松山	40	55
459	Ⅱ	3645	有田川町	二沢	二沢蔵早(1)	40	130
460	Ⅱ	3646	有田川町	二沢	二沢蔵早(2)	45	80
461	Ⅱ	3647	有田川町	二沢	二沢蔵早(3)	40	25
462	Ⅱ	3648	有田川町	北野川	北野川上堤内(1)	40	80
463	Ⅱ	3649	有田川町	北野川	北野川上堤内(2)	45	50
464	Ⅱ	3650	有田川町	北野川	北野川駒倉	45	60
465	Ⅱ	3651	有田川町	北野川	北野川宮ノ下	45	50
466	Ⅱ	3652	有田川町	北野川	宮ノ上	40	190
467	Ⅱ	3653	有田川町	北野川	北野川特盛	40	45
468	Ⅱ	3654	有田川町	三瀬川	三瀬川下流(1)	40	70
469	Ⅱ	3655	有田川町	三瀬川	三瀬川野中(1)	40	75
470	Ⅱ	3656	有田川町	三瀬川	三瀬川野中(2)	35	10
471	Ⅱ	3657	有田川町	三瀬川	三瀬川北山	30	35
472	Ⅱ	3658	有田川町	三瀬川	三瀬川上流	40	85
473	Ⅱ	3659	有田川町	三瀬川	三瀬川荒原	25	15
474	Ⅱ	3660	有田川町	境川	境川宮原	50	15
475	Ⅱ	3661	有田川町	境川	境川大島原(2)	40	30
476	Ⅱ	3662	有田川町	境川	境川大島原(3)	50	55
477	Ⅱ	3663	有田川町	清水	清水横谷(1)	25	50
478	Ⅱ	3664	有田川町	清水	清水横谷(2)	35	65
479	Ⅱ	3665	有田川町	清水	尾谷	25	150
480	Ⅱ	3666	有田川町	清水	清水美濃(1)	25	60
481	Ⅱ	3667	有田川町	清水	清水川	45	80
482	Ⅱ	3668	有田川町	清水	清水池原(2)	40	50
483	Ⅱ	3669	有田川町	清水	清水田ノ上(1)	35	75
484	Ⅱ	3670	有田川町	清水	清水田ノ上(2)	30	60
485	Ⅱ	3671	有田川町	三田	三田丸田(2)	40	75
486	Ⅱ	3672	有田川町	清水	清水島島(2)	35	40
487	Ⅱ	3673	有田川町	下瀬川	下瀬川庭谷(1)	45	50

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
488	Ⅱ	3674	有田川町	下瀬川	下瀬川庭谷(2)	45	50
489	Ⅱ	3675	有田川町	下瀬川	下瀬川峠	40	70
490	Ⅱ	3676	有田川町	下瀬川	下瀬川多井(1)	45	140
491	Ⅱ	3677	有田川町	下瀬川	下瀬川多井(2)	45	110
492	Ⅱ	3678	有田川町	下瀬川	下瀬川多井(3)	40	80
493	Ⅱ	3679	有田川町	下瀬川	下瀬川多井(4)	40	70
494	Ⅱ	3680	有田川町	下瀬川	下瀬川多井(5)	40	75
495	Ⅱ	3681	有田川町	下瀬川	下瀬川宮ノ原(1)	45	10
496	Ⅱ	3682	有田川町	下瀬川	下瀬川宮ノ原(2)	40	90
497	Ⅱ	3683	有田川町	下瀬川	下瀬川下村	35	45
498	Ⅱ	3684	有田川町	下瀬川	下瀬川岡田	40	65
499	Ⅱ	3685	有田川町	下瀬川	下瀬川中村(1)	45	13
500	Ⅱ	3686	有田川町	下瀬川	下瀬川中村(2)	35	30
501	Ⅱ	3687	有田川町	下瀬川	下瀬川中村(3)	40	70
502	Ⅱ	3688	有田川町	下瀬川	下瀬川中村(4)	35	100
503	Ⅱ	3689	有田川町	下瀬川	下瀬川福井(1)	40	80
504	Ⅱ	3690	有田川町	下瀬川	下瀬川福井(2)	40	85
505	Ⅱ	3691	有田川町	下瀬川	下瀬川福井(3)	35	150
506	Ⅱ	3692	有田川町	下瀬川	下瀬川福井(4)	35	20
507	Ⅱ	3693	有田川町	上瀬川	弓塚	35	60
508	Ⅱ	3694	有田川町	上瀬川	上瀬川西香	40	50
509	Ⅱ	3695	有田川町	上瀬川	上瀬川前ノ香	40	125
510	Ⅱ	3696	有田川町	上瀬川	平林	40	60
511	Ⅱ	3697	有田川町	上瀬川	上瀬川近井	40	120
1	Ⅱ	1619	有田川町	大箕山	大箕山上堤内	35	60
2	Ⅱ	1620	有田川町	箕	箕小松	50	80
3	Ⅱ	1621	有田川町	箕	箕中井	30	90
4	Ⅱ	1622	有田川町	田口	田口上須谷	38	50
5	Ⅱ	1623	有田川町	田口	田口金丸	32	50
6	Ⅱ	1624	有田川町	院坂	院坂北ノ口	38	60
7	Ⅱ	1625	有田川町	院坂	院坂白山	50	90
8	Ⅱ	1626	有田川町	院坂	院坂若湯	30	50
9	Ⅱ	1627	有田川町	院坂	院坂出合	30	60
10	Ⅱ	1628	有田川町	院坂	院坂河内見上	32	20
11	Ⅱ	1629	有田川町	院坂	院坂宮ノ谷	34	20
12	Ⅱ	1630	有田川町	院坂	院坂野ノ内	24	20
13	Ⅱ	1631	有田川町	吉見	吉見富貴谷	38	60
14	Ⅱ	1632	有田川町	丹生	丹生片山(3)	40	70
15	Ⅱ	1633	有田川町	丹生	丹生片山(4)	40	50
16	Ⅱ	1634	有田川町	丹生	丹生真塚(2)	38	30
17	Ⅱ	1635	有田川町	下六川	下六川宇ノト	34	80
18	Ⅱ	1636	有田川町	小川	小川上田	40	70
19	Ⅱ	1637	有田川町	青田	青田大神宮	38	40
20	Ⅱ	1638	有田川町	院坂	院坂寺前出	36	20
21	Ⅱ	1639	有田川町	院坂	院坂中山	32	80
22	Ⅱ	1640	有田川町	院坂	院坂高岸	28	60
23	Ⅱ	1641	有田川町	修理川	修理川宮ノ瀬(2)	40	60
24	Ⅱ	1642	有田川町	修理川	修理川上荒原	40	50
25	Ⅱ	1643	有田川町	川口	川口宮原	38	30
26	Ⅱ	1644	有田川町	院坂	院坂河大角(6)	28	100
27	Ⅱ	1645	有田川町	院坂	院坂河大角(9)	40	60
28	Ⅱ	1646	有田川町	宇井香	宇井香中村	44	100
29	Ⅱ	1647	有田川町	三田	三田中底(1)	38	80
30	Ⅱ	1648	有田川町	三田	三田中底(2)	38	80
31	Ⅱ	1649	有田川町	三田	三田中底(3)	40	60
32	Ⅱ	1650	有田川町	三田	三田丸田(1)	42	60
33	Ⅱ	1651	有田川町	清水	清水島島(1)	38	120
34	Ⅱ	1652	有田川町	清水	清水池原(1)	40	50
35	Ⅱ	1653	有田川町	宮川	宮川尾塚(3)	40	60
36	Ⅱ	1654	有田川町	宮川	宮川院原	44	70

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
37	Ⅱ	1655	有田川町	宮川	宮川院原	42	60
38	Ⅱ	1656	有田川町	清水	清水下芝	40	60
39	Ⅱ	1657	有田川町	久野原	久野原内芝	36	80
40	Ⅱ	1658	有田川町	久野原	久野原南横	42	80
41	Ⅱ	1659	有田川町	井谷	井谷上堤内	40	100
42	Ⅱ	1660	有田川町	沼谷	沼谷菅原(1)	40	70
43	Ⅱ	1661	有田川町	板尾	板尾大岩(1)	38	20
44	Ⅱ	1662	有田川町	板尾	板尾大岩(2)	44	60
45	Ⅱ	1663	有田川町	淨手	淨手下横谷	42	80
46	Ⅱ	1664	有田川町	淨手	淨手中ノ堤内(1)	38	80
47	Ⅱ	1665	有田川町	杉野原	杉野原下約瀬(1)	45	50
48	Ⅱ	1666	有田川町	杉野原	杉野原北堤内(1)	40	50
49	Ⅱ	1667	有田川町	粟生	粟生越瀬戸	45	50
50	Ⅱ	1668	有田川町	粟生	粟生南島瀬	38	80
51	Ⅱ	1669	有田川町	中原	中原霧加曾谷(1)	36	80
52	Ⅱ	1670	有田川町	川合	川合大石	38	80
53	Ⅱ	1671	有田川町	川合	川合下河原(2)	45	60

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅱ	741	湯沢町	湯沢	本町	60	15
2	Ⅱ	742	湯沢町	湯沢	湯沢(4)	40	15
3	Ⅱ	743	湯沢町	湯沢	湯沢(1)・湯沢(3)	47	15
4	Ⅱ	744	湯沢町	湯沢	湯沢(2)	55	10
5	Ⅱ	745	湯沢町	湯沢	湯沢(5)	43	20
6	Ⅱ	746	湯沢町	湯沢	湯沢(6)	40	30
7	Ⅱ	747	湯沢町	湯沢	湯沢(7)	30	20
8	Ⅱ	748	湯沢町	湯沢	湯沢(8)	36	15
9	Ⅱ	2261	湯沢町	湯沢	湯沢(9)	45	20
10	Ⅱ	2262	湯沢町	湯沢	湯沢(10)	43	25
11	Ⅱ	2263	湯沢町	湯沢	湯沢(11)	38	35
12	Ⅱ	2264	湯沢町	湯沢	湯沢(12)	50	7
13	Ⅱ	2265	湯沢町	湯沢	湯沢(13)	40	15
14	Ⅱ	2266	湯沢町	湯沢	湯沢(14)	45	15
15	Ⅱ	2267	湯沢町	湯沢	湯沢(15)	42	15
16	Ⅱ	2270	湯沢町	湯沢	湯沢(16)	43	20
17	Ⅱ	3715	湯沢町	湯沢	湯沢(17)	45	15
18	Ⅱ	3716	湯沢町	湯沢	湯沢(18)	38	25
19	Ⅱ	3717	湯沢町	湯沢	湯沢(19)	40	25
20	Ⅱ	3718	湯沢町	湯沢	湯沢(20)	35	35
21	Ⅱ	3719	湯沢町	湯沢	湯沢(21)	35	30
22	Ⅱ	3720	湯沢町	湯沢	湯沢(22)	30	20
23	Ⅱ	3721	湯沢町	湯沢	湯沢(23)	45	20
24	Ⅱ	3722	湯沢町	湯沢	湯沢(24)	45	40
25	Ⅱ	3723	湯沢町	湯沢	湯沢(25)	35	25
26	Ⅱ	3724	湯沢町	湯沢	湯沢(26)	38	25
27	Ⅱ	3725	湯沢町	湯沢	湯沢(27)	45	15
28	Ⅱ	3726	湯沢町	湯沢	湯沢(28)	35	45
29	Ⅱ	3727	湯沢町	湯沢	湯沢(29)	40	25
30	Ⅱ	3728	湯沢町	湯沢	湯沢(30)	35	20
31	Ⅱ	3729	湯沢町	湯沢	湯沢(31)	45	20
32							

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
26	Ⅱ	3050	湯浅町	山田	山田新替(2)	40	40
27	Ⅱ	3051	湯浅町	山田	山田新替(3)	35	25
28	Ⅱ	3052	湯浅町	山田	山田北山	40	30
29	Ⅱ	3053	湯浅町	山田	山田新替	45	25
30	Ⅱ	3054	湯浅町	山田	山田中替(1)	45	20
31	Ⅱ	3055	湯浅町	山田	山田中替(2)	55	20
32	Ⅱ	3056	湯浅町	山田	山田神田	45	15
33	Ⅱ	3057	湯浅町	山田	山田内原(1)	35	15
34	Ⅱ	3058	湯浅町	山田	山田内原(2)	40	30
35	Ⅱ	3059	湯浅町	山田	山田内原(3)	35	30
36	Ⅱ	3060	湯浅町	山田	山田内原内(1)	35	40
37	Ⅱ	3061	湯浅町	山田	山田内原内(2)	35	40
38	Ⅱ	3062	湯浅町	山田	山田内原内(3)	45	50
39	Ⅱ	3063	湯浅町	山田	山田内原内(4)	45	45
40	Ⅱ	3064	湯浅町	山田	山田内原内(5)	45	100
41	Ⅱ	3065	湯浅町	山田	山田内原内(6)	40	50
42	Ⅱ	3066	湯浅町	山田	山田内原内(7)	40	85
43	Ⅱ	3067	湯浅町	山田	山田内原内(8)	40	65
44	Ⅱ	3068	湯浅町	山田	山田内原内(9)	40	70
45	Ⅱ	3069	湯浅町	湯浅	湯浅新山	45	15
46	Ⅱ	3070	湯浅町	別所	別所雲崎(1)	65	10
47	Ⅱ	3071	湯浅町	別所	別所雲崎(2)	50	15
48	Ⅱ	3072	湯浅町	別所	別所南粉井	40	20
1	Ⅱ	1533	湯浅町	田	田南代(3)	45	50
2	Ⅱ	1534	湯浅町	田	田西角	50	60
3	Ⅱ	1535	湯浅町	田	田南代(4)	36	20
4	Ⅱ	1536	湯浅町	田	田山崎	32	50
5	Ⅱ	1537	湯浅町	田	田坂ノ谷	30	50
6	Ⅱ	1538	湯浅町	橋原	橋原谷内(1)	31	30
7	Ⅱ	1539	湯浅町	橋原	橋原谷内(2)	35	40
8	Ⅱ	1540	湯浅町	橋原	橋原北失田	30	30
9	Ⅱ	1541	湯浅町	橋原	橋原前山(2)	36	50
10	Ⅱ	1542	湯浅町	湯浅	湯浅西丸山(2)	40	30
11	Ⅱ	1543	湯浅町	湯浅	湯浅東丸山	45	30
12	Ⅱ	1544	湯浅町	橋原	橋原内(3)	38	30
13	Ⅱ	1545	湯浅町	橋原	橋原方深戸(1)	36	40
14	Ⅱ	1546	湯浅町	吉川	吉川七見	32	30
15	Ⅱ	1547	湯浅町	橋原	橋原方深戸(2)	32	60
16	Ⅱ	1548	湯浅町	橋原	橋原橋田	30	30
17	Ⅱ	1549	湯浅町	湯浅	湯浅丸管	30	40
18	Ⅱ	1550	湯浅町	山田	山田大谷(2)	38	40
19	Ⅱ	1551	湯浅町	青木前山	青木前山	34	40
20	Ⅱ	1552	湯浅町	山田	山田新替ノ谷	34	60
21	Ⅱ	1553	湯浅町	山田	山田新替	37	30
22	Ⅱ	1554	湯浅町	山田	山田野口	40	30
23	Ⅱ	1555	湯浅町	山田	山田北山(2)	30	40
24	Ⅱ	1556	湯浅町	山田	山田大平(1)	30	30
25	Ⅱ	1557	湯浅町	山田	山田大平(2)	32	50
26	Ⅱ	1558	湯浅町	山田	山田内原内(110)	32	30
27	Ⅱ	1559	湯浅町	山田	山田内原内(111)	30	40
28	Ⅱ	1560	湯浅町	山田	山田内原内(112)	32	30
29	Ⅱ	1561	湯浅町	山田	山田内原内(113)	32	50

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅱ	1749	広川町	下津木	下津木坂(1)	30	30
2	Ⅱ	1751	広川町	下津木	滝原	40	60
3	Ⅱ	1752	広川町	下津木	滝原地区北部	40	35
4	Ⅱ	1753	広川町	下津木	寺山	37	20
5	Ⅱ	1754	広川町	上津木	窪合	40	60
6	Ⅱ	1755	広川町	前田	窪中ノ野田	37	15
7	Ⅱ	1756	広川町	井原	井原	40	60
8	Ⅱ	1757	広川町	井原	井原白井原(1)	40	30
9	Ⅱ	1758	広川町	西広	西広	30	50
10	Ⅱ	1759	広川町	樽橋	若宮	33	22
11	Ⅱ	2158	広川町	下津木	下津木塚野原(1)	40	30
12	Ⅱ	2160	広川町	上津木	須道	30	50
13	Ⅱ	2161	広川町	下津木	狭川東中	30	12
14	Ⅱ	2162	広川町	河瀬	河瀬東部	40	30
15	Ⅱ	2163	広川町	河瀬	河瀬西部	30	20
16	Ⅱ	3734	広川町	名島	名島中名島原	40	20
17	Ⅱ	3735	広川町	上中野	上中野西広	40	25
18	Ⅱ	3736	広川町	上津木	上津木原合(2)	40	45
19	Ⅱ	3737	広川町	西広	西広大塚(1)	40	20
20	Ⅱ	3738	広川町	西広	西広大塚(2)	35	50
21	Ⅱ	3739	広川町	下津木	下津木寺崎谷(1)	45	25
22	Ⅱ	3740	広川町	殿	殿南渡	45	40
23	Ⅱ	3741	広川町	山本	山本大谷	45	20
24	Ⅱ	3742	広川町	前田	前田藤原(1)	40	60
1	Ⅱ	3073	広川町	初田	初田天皇谷(1)	35	15
2	Ⅱ	3074	広川町	山本	山本奥白木(1)	40	25
3	Ⅱ	3075	広川町	山本	山本奥白木(2)	30	25
4	Ⅱ	3076	広川町	初田	初田天皇谷(2)	35	30
5	Ⅱ	3077	広川町	山本	山本江上	40	25
6	Ⅱ	3078	広川町	山本	山本天神谷	40	25
7	Ⅱ	3079	広川町	山本	山本高畑	60	5
8	Ⅱ	3080	広川町	上中野	上中野末所	30	20
9	Ⅱ	3081	広川町	名島	上名島原	40	25
10	Ⅱ	3082	広川町	山本	山本小浦	35	30
11	Ⅱ	3083	広川町	西広	西広橋角井(1)	30	40
12	Ⅱ	3084	広川町	西広	西広橋角井(2)	30	25
13	Ⅱ	3085	広川町	西広	西広大塚	40	120
14	Ⅱ	3086	広川町	樽橋	樽橋尾(1)	45	10
15	Ⅱ	3087	広川町	樽橋	樽橋尾(2)	40	40
16	Ⅱ	3088	広川町	南倉屋	南倉屋基	45	12
17	Ⅱ	3089	広川町	井原	井原津美	40	85
18	Ⅱ	3090	広川町	井原	井原宮ノ前(1)	40	40
19	Ⅱ	3091	広川町	下津木	下津木原(1)	50	120
20	Ⅱ	3092	広川町	下津木	下津木原(2)	35	75
21	Ⅱ	3093	広川町	井原	井原中ノ坂	35	35
22	Ⅱ	3094	広川町	井原	井原白井原(2)	35	35
23	Ⅱ	3095	広川町	河瀬	河瀬西原内(1)	45	40
24	Ⅱ	3096	広川町	河瀬	河瀬下原分(1)	45	25
25	Ⅱ	3097	広川町	河瀬	河瀬上原分(1)	40	55
26	Ⅱ	3098	広川町	河瀬	河瀬一ノ水	40	80
27	Ⅱ	3099	広川町	前田	前田藤原(2)	40	90
28	Ⅱ	3100	広川町	前田	前田家原	50	75
29	Ⅱ	3101	広川町	前田	前田大江元(1)	40	10
30	Ⅱ	3102	広川町	前田	前田藤谷(1)	50	40
31	Ⅱ	3103	広川町	前田	前田森下	30	10
32	Ⅱ	3104	広川町	下津木	下津木清水崎(1)	50	110
33	Ⅱ	3105	広川町	下津木	下津木清水崎(2)	45	45
34	Ⅱ	3106	広川町	下津木	下津木寺崎谷(2)	45	20
35	Ⅱ	3107	広川町	下津木	下津木寺崎谷(3)	45	25
36	Ⅱ	3108	広川町	上津木	上津木北谷	40	20

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
37	Ⅱ	3109	広川町	上津木	上津木上ノ原(1)	40	60
38	Ⅱ	3110	広川町	上津木	上津木湯釜	35	30
39	Ⅱ	3111	広川町	上津木	上津木久保(1)	40	15
40	Ⅱ	3112	広川町	上津木	上津木須道(1)	40	40
41	Ⅱ	3113	広川町	上津木	上津木須道(2)	40	70
42	Ⅱ	3114	広川町	上津木	上津木沼田(1)	40	30
43	Ⅱ	3115	広川町	上津木	上津木沼田(2)	50	40
44	Ⅱ	3116	広川町	上津木	上津木沼田(3)	50	50
45	Ⅱ	3117	広川町	上津木	上津木切敷(1)	50	50
46	Ⅱ	3118	広川町	上津木	上津木切敷(2)	40	30
47	Ⅱ	3119	広川町	上津木	上津木切敷(3)	45	35
48	Ⅱ	3120	広川町	上津木	上津木夏目	50	50
49	Ⅱ	3121	広川町	上津木	上津木北ノ谷(1)	45	45
50	Ⅱ	3122	広川町	上津木	上津木北ノ谷(2)	40	50
51	Ⅱ	3123	広川町	上津木	上津木丸塚(1)	45	30
52	Ⅱ	3124	広川町	上津木	上津木丸塚(2)	45	20
53	Ⅱ	3125	広川町	上津木	上津木岸(1)	45	35
54	Ⅱ	3126	広川町	上津木	上津木岸(2)	50	40
55	Ⅱ	3127	広川町	上津木	上津木堂通(4)	40	35
56	Ⅱ	3128	広川町	上津木	上津木堂通(5)	30	25
57	Ⅱ	3129	広川町	上津木	上津木窪谷(1)	45	35
58	Ⅱ	3130	広川町	上津木	上津木窪谷(2)	50	120
59	Ⅱ	3131	広川町	上津木	上津木窪谷(3)	40	40
60	Ⅱ	3132	広川町	上津木	上津木窪谷(4)	45	40
61	Ⅱ	3133	広川町	上津木	上津木窪谷(5)	40	55
62	Ⅱ	3134	広川町	上津木	上津木堂通(1)	45	55
63	Ⅱ	3135	広川町	上津木	上津木堂通(2)	45	50
64	Ⅱ	3136	広川町	上津木	上津木堂通(3)	40	55
65	Ⅱ	3137	広川町	上津木	上津木柳瀬	45	55
66	Ⅱ	3138	広川町	上津木	上津木北垣内(1)	45	70
67	Ⅱ	3139	広川町	上津木	上津木北垣内(2)	35	45
68	Ⅱ	3140	広川町	上津木	上津木北垣内(3)	35	40
69	Ⅱ	3141	広川町	上津木	上津木石塚(1)	45	40
70	Ⅱ	3142	広川町	上津木	上津木石塚(2)	45	30
71	Ⅱ	3143	広川町	上津木	上津木の嶽(1)	40	20
72	Ⅱ	3144	広川町	上津木	上津木白原(1)	40	50
73	Ⅱ	3145	広川町	上津木	上津木の嶽(2)	40	50
74	Ⅱ	3146	広川町	上津木	上津木の嶽(3)	40	110
75	Ⅱ	3147	広川町	上津木	上津木白原(2)	30	70
76	Ⅱ	3148	広川町	上津木	上津木の嶽(4)	40	50
77	Ⅱ	3149	広川町	上津木	上津木坂本河(1)	40	60
78	Ⅱ	3150	広川町	上津木	上津木松本	30	80
79	Ⅱ	3151	広川町	上津木	上津木新田	45	40
80	Ⅱ	3152	広川町	上津木	上津木吹雪(1)	45	100
81	Ⅱ	3153	広川町	上津木	上津木下垣内(1)	55	10
82	Ⅱ	3154	広川町	上津木	上津木吹雪(2)	40	50
83	Ⅱ	3155	広川町	上津木	上津木窪谷(1)	40	40
84	Ⅱ	3156	広川町	上津木	上津木窪谷(2)	45	30
85	Ⅱ	3157	広川町	上津木	上津木窪谷(3)	30	80
86	Ⅱ	3158	広川町	上津木	上津木窪谷(4)	35	75
87	Ⅱ	3159	広川町	上津木	上津木堂河(1)	45	45
88	Ⅱ	3160	広川町	上津木	上津木堂河(2)	45	65
89	Ⅱ	3161	広川町	下津木	下津木公門原(1)	35	30
90	Ⅱ	3162	広川町	下津木	下津木公門原(2)	35	30
91	Ⅱ	3163	広川町	下津木	下津木公門原(3)	40	45
92	Ⅱ	3164	広川町	下津木	下津木公門原(4)	40	45
93	Ⅱ	3165	広川町	下津木	下津木公門原(5)	45	80
94	Ⅱ	3166	広川町	下津木	下津木公門原(6)	45	60
95	Ⅱ	3167	広川町	下津木	下津木公門原(7)	50	60
96	Ⅱ	3168	広川町	下津木	下津木宮原(1)	50	13

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
43	Ⅱ	1604	広川町	上津木	上津木下畑内(2)	30	50
44	Ⅱ	1605	広川町	上津木	上津木牧草(4)	32	90
45	Ⅱ	1606	広川町	上津木	上津木牧草(5)	32	50
46	Ⅱ	1607	広川町	上津木	上津木高野	30	50
47	Ⅱ	1608	広川町	上津木	上津木橋谷(5)	30	30
48	Ⅱ	1609	広川町	上津木	上津木橋谷(6)	34	60
49	Ⅱ	1810	広川町	下津木	下津木橋原	42	40
50	Ⅱ	1811	広川町	下津木	下津木公門原(8)	32	30
51	Ⅱ	1612	広川町	下津木	下津木公門原(9)	32	30
52	Ⅱ	1613	広川町	下津木	下津木公門原(10)	30	50
53	Ⅱ	1614	広川町	下津木	下津木坂口(4)	35	50
54	Ⅱ	1615	広川町	下津木	下津木坂口内(5)	34	90
55	Ⅱ	1616	広川町	下津木	下津木庄(6)	32	60
56	Ⅱ	1617	広川町	下津木	下津木庄(5)	38	60
57	Ⅱ	1618	広川町	下津木	下津木中村(4)	36	50

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	868	御坊市	兩木	富安	30	10
2	Ⅰ	870	御坊市	湯川町丸山	丸山	40	20
3	Ⅰ	871	御坊市	湯川町丸山	丸山(2)	30	20
4	Ⅰ	872	御坊市	湯川町丸山	丸山	30	30
5	Ⅰ	873	御坊市	湯川町小松原	小松原(2)	40	20
6	Ⅰ	874	御坊市	湯川町小松原	小松原	40	40
7	Ⅰ	875	御坊市	湯川町富安	富安	40	40
8	Ⅰ	876	御坊市	塩屋町北塩屋	塩屋	35	10
9	Ⅰ	877	御坊市	塩屋町北塩屋	塩屋	35	8
10	Ⅰ	878	御坊市	塩野	塩野	30	20
11	Ⅰ	2281	御坊市	小敷1	小敷1	30	20
12	Ⅰ	3901	御坊市	湯川町富安	湯川町富安	40	40
13	Ⅰ	3902	御坊市	湯川町丸山	湯川町丸山1	40	20
14	Ⅰ	3903	御坊市	藤田町吉田	藤田町吉田	45	40
15	Ⅰ	3904	御坊市	藤田町吉田	藤田町吉田河洲	30	40
16	Ⅰ	3905	御坊市	湯川町丸山	丸山(1)	30	20
17	Ⅰ	3906	御坊市	塩野	塩野2	40	15
18	Ⅰ	3907	御坊市	塩屋町北塩屋	塩屋町北塩屋1	35	20
19	Ⅰ	3908	御坊市	塩屋町北塩屋	塩屋町北塩屋2	30	15
20	Ⅰ	3909	御坊市	名田町野鳥	名田町野鳥	30	50
1	Ⅱ	4001	御坊市	湯川町富安	湯川町富安1	35	20
2	Ⅱ	4002	御坊市	湯川町富安	湯川町富安2	35	20
3	Ⅱ	4003	御坊市	湯川町富安	湯川町富安3	45	20
4	Ⅱ	4004	御坊市	藤田町吉田	藤田町吉田深井切	35	50
5	Ⅱ	4005	御坊市	湯川町小松原	湯川町小松原	40	60
6	Ⅱ	4006	御坊市	野口	野口大谷口1	35	60
7	Ⅱ	4007	御坊市	野口	野口大谷口2	35	30
8	Ⅱ	4008	御坊市	塩野	小敷4	35	7
9	Ⅱ	4009	御坊市	塩野	塩野3	40	25
10	Ⅱ	4010	御坊市	明神川	落子畑	35	20
11	Ⅱ	4011	御坊市	明神川	明神川1	30	20
12	Ⅱ	4012	御坊市	明神川	明神川2	31	48
13	Ⅱ	4013	御坊市	明神川	明神川3	39	28
14	Ⅱ	4014	御坊市	明神川	明神川4	38	28
15	Ⅱ	4015	御坊市	明神川	明神川5	40	26
16	Ⅱ	4016	御坊市	明神川	明神川6	30	46
17	Ⅱ	4017	御坊市	塩屋町北塩屋	塩屋町北塩屋	30	15
18	Ⅱ	4018	御坊市	明神川	明神川7	30	30
19	Ⅱ	4019	御坊市	明神川	明神川8	35	30
20	Ⅱ	4020	御坊市	名田町野鳥	名田町野鳥1	35	25
21	Ⅱ	4021	御坊市	名田町上野	名田町上野1	45	20
22	Ⅱ	4022	御坊市	名田町上野	名田町上野2	50	20
23	Ⅱ	4023	御坊市	名田町上野	名田町上野3	70	20
24	Ⅱ	4024	御坊市	名田町上野	名田町上野4	30	15
25	Ⅱ	4025	御坊市	塩野	塩野4	35	20
1	Ⅲ	2501	御坊市	藤田町吉田	藤田町吉田1	36	60
2	Ⅲ	2502	御坊市	藤田町吉田	藤田町吉田2	32	50
3	Ⅲ	2503	御坊市	塩野	塩野5	45	114
4	Ⅲ	2504	御坊市	塩野	塩野6	39	24
5	Ⅲ	2505	御坊市	塩野	塩野7	30	25
6	Ⅲ	2506	御坊市	名田町野鳥	名田町野鳥5	37	38
7	Ⅲ	2507	御坊市	名田町野鳥	名田町野鳥6	31	24
8	Ⅲ	2508	御坊市	名田町野鳥	名田町野鳥3	47	50
9	Ⅲ	2509	御坊市	名田町野鳥	名田町野鳥4	39	40
10	Ⅲ	2510	御坊市	名田町上野	名田町上野8	34	60
11	Ⅲ	2511	御坊市	名田町上野	名田町上野9	30	70
12	Ⅲ	2512	御坊市	名田町上野	名田町上野10	32	38
13	Ⅲ	2513	御坊市	名田町上野	名田町上野4	31	60
14	Ⅲ	2514	御坊市	名田町上野	名田町上野5	36	22
15	Ⅲ	2515	御坊市	名田町上野	名田町上野6	39	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
16	Ⅱ	2516	御坊市	名田町上野	名田町上野7	44	38

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	932	日高町	原谷	尾崎原	40	30
2	Ⅰ	933	日高町	原谷	上久保	35	40
3	Ⅰ	934	日高町	原谷	正津井	30	20
4	Ⅰ	935	日高町	原谷	東早成1	40	70
5	Ⅰ	937	日高町	池田	鎌田・池田	35	20
6	Ⅰ	938	日高町	池田	中ノ長・池田	35	30
7	Ⅰ	939	日高町	志賀	雨	40	10
8	Ⅰ	940	日高町	志賀	麻前	30	25
9	Ⅰ	942	日高町	志賀	藤内	40	20
10	Ⅰ	943	日高町	志賀	神田	35	50
11	Ⅰ	944	日高町	小池	片山	35	40
12	Ⅰ	945	日高町	方核	申出	60	65
13	Ⅰ	946	日高町	小湊	申達	35	20
14	Ⅰ	947	日高町	小湊	小湊	45	45
15	Ⅰ	948	日高町	津久野	中萩	35	30
16	Ⅰ	949	日高町	比井	比井	50	10
17	Ⅰ	950	日高町	比井	比井	35	15
18	Ⅰ	951	日高町	比井	八王子原	35	160
19	Ⅰ	952	日高町	比井	比井	35	45
20	Ⅰ	953	日高町	産湯	大江原	30	30
21	Ⅰ	954	日高町	阿尾	阿尾	30	10
22	Ⅰ	955	日高町	阿尾	鎌向	45	20
23	Ⅰ	956	日高町	阿尾	洲野	30	20
24	Ⅰ	957	日高町	阿尾	小代	45	40
25	Ⅰ	958	日高町	田核	下出	40	30
26	Ⅰ	959	日高町	田核	大瀬戸	30	40
27	Ⅰ	2278	日高町	池田	工田	38	30
28	Ⅰ	3927	日高町	原谷	油河	35	19
29	Ⅰ	3928	日高町	志賀	吉小枝1	45	30
30	Ⅰ	3929	日高町	志賀	吉小枝2	45	60
31	Ⅰ	3930	日高町	方核	宮ノ前1	35	70
32	Ⅰ	3931	日高町	萩原	中山1	35	60
33	Ⅰ	3932	日高町	萩原	陸ノ原1	40	50
34	Ⅰ	3933	日高町	萩原	中ノ谷	30	40
35	Ⅰ	3934	日高町	萩原	深ノ谷	30	20
36	Ⅰ	3935	日高町	高家	三叉	30	30
37	Ⅰ	3936	日高町	津久野	久知良	45	30
38	Ⅰ	3937	日高町	比井	比ノ下	30	15
39	Ⅰ	3938	日高町	比井	吉ノ瀬1	40	30
40	Ⅰ	3939	日高町	小湊	中ノ谷1	35	20
41	Ⅰ	3940	日高町	小湊	高山本	35	20
42	Ⅰ	3941	日高町	阿尾	尾崎2	45	15
43	Ⅰ	3942	日高町	産湯	小初瀬1	45	30
44	Ⅰ	3943	日高町	産湯	小初瀬2	35	25
45	Ⅰ	3944	日高町	阿尾	向井原	30	30
46	Ⅰ	3945	日高町	阿尾	園ノ家	30	50
47	Ⅰ	3946	日高町	田核	小谷1	45	25
48	Ⅰ	3947	日高町	田核	小谷2	30	15
49	Ⅰ	3948	日高町	田核	下出	35	18
50	Ⅰ	3949	日高町	阿尾	西首	40	30
1	Ⅱ	4038	日高町	原谷	新出1	35	40
2	Ⅱ	4040	日高町	原谷	東早成2	35	30
3	Ⅱ	4041	日高町	原谷	安谷	45	70
4	Ⅱ	4042	日高町	原谷	鎌橋	35	50
5	Ⅱ	4043	日高町	原谷	西早成	40	40
6	Ⅱ	4044	日高町	原谷	戸ノ木1	30	50
7	Ⅱ	4045	日高町	原谷	戸ノ木2	40	60
8	Ⅱ	4046	日高町	原谷	大前	30	30
9	Ⅱ	4047	日高町	原谷	富安	35	40
10	Ⅱ	4048	日高町	原谷	高田	30	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
11	Ⅱ	4049	日高町	原谷	笠ノ窟	35	35
12	Ⅱ	4050	日高町	原谷	笠ノ窟2	30	35
13	Ⅱ	4051	日高町	原谷	神田	35	40
14	Ⅱ	4052	日高町	原谷	遊ノ谷1	35	45
15	Ⅱ	4053	日高町	志賀	香草	40	25
16	Ⅱ	4054	日高町	池田	鎌田	40	40
17	Ⅱ	4055	日高町	池田	神出	35	30
18	Ⅱ	4056	日高町	秋保	一ノ瀬	30	60
19	Ⅱ	4057	日高町	秋保	中山2	40	50
20	Ⅱ	4058	日高町	池田	深瀬・池田	30	30
21	Ⅱ	4059	日高町	志賀	古小沢3	55	60
22	Ⅱ	4060	日高町	秋保	中山3	40	25
23	Ⅱ	4061	日高町	秋保	中山4	35	50
24	Ⅱ	4062	日高町	志賀	古小沢4	35	20
25	Ⅱ	4063	日高町	志賀	古小沢5	40	15
26	Ⅱ	4064	日高町	秋保	中山5	45	45
27	Ⅱ	4065	日高町	方枝	笠ノ窟2	40	55
28	Ⅱ	4066	日高町	池田	碓止口1	40	15
29	Ⅱ	4067	日高町	池田	碓止1	40	50
30	Ⅱ	4068	日高町	池田	碓止口2	40	30
31	Ⅱ	4069	日高町	志賀	西谷	30	20
32	Ⅱ	4070	日高町	志賀	寺谷	35	20
33	Ⅱ	4071	日高町	秋保	碓止線2	37	30
34	Ⅱ	4072	日高町	高家	山本	45	60
35	Ⅱ	4073	日高町	志賀	大原1	35	40
36	Ⅱ	4074	日高町	志賀	芝ノ上	35	25
37	Ⅱ	4075	日高町	深久野	寺野1	50	25
38	Ⅱ	4076	日高町	小涌	栗出	45	35
39	Ⅱ	4077	日高町	志賀	大原2	30	30
40	Ⅱ	4078	日高町	深久野	寺野2	30	30
41	Ⅱ	4079	日高町	志賀	大原3	40	25
42	Ⅱ	4080	日高町	志賀	天満	35	15
43	Ⅱ	4081	日高町	比井	坂ノ下 栗出	30	55
44	Ⅱ	4082	日高町	比井	石ノ瀬2	35	70
45	Ⅱ	4083	日高町	志賀	比井路1	35	30
46	Ⅱ	4084	日高町	志賀	比井路2	35	30
47	Ⅱ	4085	日高町	小坂	寺ノ谷2	30	20
48	Ⅱ	4086	日高町	志賀	三河谷	30	15
49	Ⅱ	4087	日高町	小坂	寺ノ谷3	35	55
50	Ⅱ	4088	日高町	志賀	磐之石	35	50
51	Ⅱ	4089	日高町	小坂	加持坪心	35	20
52	Ⅱ	4090	日高町	志賀	宮ノ庭	35	10
53	Ⅱ	4091	日高町	産湯	木江原	40	50
54	Ⅱ	4092	日高町	小池	寺谷	35	20
55	Ⅱ	4093	日高町	産湯	小羽湯3	35	30
56	Ⅱ	4094	日高町	産湯	小羽湯4	70	8
57	Ⅱ	4095	日高町	産湯	小羽湯5	45	40
58	Ⅱ	4096	日高町	産湯	小羽湯6	35	40
59	Ⅱ	4097	日高町	産湯	小羽湯7	40	25
60	Ⅱ	4098	日高町	阿保	木代	60	30
61	Ⅱ	4099	日高町	産湯	小羽湯8	45	40
62	Ⅱ	4100	日高町	産湯	小羽湯9	35	25
63	Ⅱ	4101	日高町	田代	下出、田代橋	30	30
64	Ⅱ	4102	日高町	原谷	井谷	30	30
65	Ⅱ	4103	日高町	池田	碓止2	45	45
1	Ⅱ	2520	日高町	原谷	能ノ瀬	37	30
2	Ⅱ	2521	日高町	原谷	新田2	40	50
3	Ⅱ	2522	日高町	原谷	東草原3	35	78
4	Ⅱ	2523	日高町	原谷	東草原	30	68
5	Ⅱ	2524	日高町	原谷	口横谷	33	46

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
6	Ⅱ	2525	日高町	原谷	立花川	42	54
7	Ⅱ	2526	日高町	原谷	岩一	35	100
8	Ⅱ	2527	日高町	原谷	岩二	42	82
9	Ⅱ	2528	日高町	原谷	岩三	30	64
10	Ⅱ	2529	日高町	原谷	百盛谷	30	82
11	Ⅱ	2530	日高町	原谷	橋王子前	36	36
12	Ⅱ	2531	日高町	池田	深田	32	38
13	Ⅱ	2532	日高町	志賀	五反田	30	30
14	Ⅱ	2533	日高町	秋保	赤坂	41	52
15	Ⅱ	2534	日高町	志賀	古小沢6	30	44
16	Ⅱ	2535	日高町	秋保	中山6	36	72
17	Ⅱ	2536	日高町	志賀	西谷	36	58
18	Ⅱ	2537	日高町	志賀	清山	31	54
19	Ⅱ	2538	日高町	方枝	井谷	37	38
20	Ⅱ	2539	日高町	方枝	笠ノ窟3	36	22
21	Ⅱ	2540	日高町	池田	碓止3	43	46
22	Ⅱ	2541	日高町	秋保	碓止線3	39	40
23	Ⅱ	2542	日高町	池田	碓止池	32	50
24	Ⅱ	2543	日高町	高家	三文	39	40
25	Ⅱ	2544	日高町	小涌	矢田ヶ谷	36	22
26	Ⅱ	2545	日高町	志賀	里神	39	74
27	Ⅱ	2546	日高町	深久野	新出	40	42
28	Ⅱ	2547	日高町	比井	三ヶ谷	35	56
29	Ⅱ	2548	日高町	比井	新出3	35	56
30	Ⅱ	2549	日高町	産湯	大平谷1	39	82
31	Ⅱ	2550	日高町	産湯	大平谷2	39	82
32	Ⅱ	2551	日高町	阿保	大ノ田	30	22
33	Ⅱ	2552	日高町	田代	釜ノ内	41	26
34	Ⅱ	2553	日高町	田代	大淵戸	32	44

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	961	美浜町	三尾	中ノ浜・中ノ浜(2)	35	70
2	Ⅰ	962	美浜町	相田	久保谷・西裏	30	20
3	Ⅰ	963	美浜町	相田	西裏・豆花	30	20
4	Ⅰ	964	美浜町	相田	種崎	40	20
5	Ⅰ	965	美浜町	相田	北裏	30	20
6	Ⅰ	966	美浜町	相田	東裏	50	30
7	Ⅰ	967	美浜町	相田	田邊・西裏	30	10
8	Ⅰ	3910	美浜町	相田	相田東裏1	40	50
9	Ⅰ	3911	美浜町	相田	相田東裏2	40	50
10	Ⅰ	3912	美浜町	相田	相田2	30	40
11	Ⅰ	3913	美浜町	相田	相田3	30	30
12	Ⅰ	3914	美浜町	相田	相田4	40	20
13	Ⅰ	3915	美浜町	相田	相田5	40	40
14	Ⅰ	3916	美浜町	三尾	三尾1	70	30
15	Ⅰ	3917	美浜町	三尾	三尾2	30	20
16	Ⅰ	3918	美浜町	三尾	三尾3	40	60
17	Ⅰ	3919	美浜町	三尾	三尾4	60	35
18	Ⅰ	3920	美浜町	三尾	三尾5	60	25
19	Ⅰ	3921	美浜町	三尾	三尾6	35	40
20	Ⅰ	3922	美浜町	三尾	三尾7	35	30
21	Ⅰ	3923	美浜町	三尾	三尾8	45	50
22	Ⅰ	3924	美浜町	三尾	三尾9	45	40
23	Ⅰ	3925	美浜町	相田	相田6	40	80
24	Ⅰ	3926	美浜町	三尾	三尾10	50	100
1	Ⅱ	4026	美浜町	相田	相田種崎	30	20
2	Ⅱ	4027	美浜町	相田	相田7	35	60
3	Ⅱ	4028	美浜町	相田	相田8	30	30
4	Ⅱ	4029	美浜町	三尾	三尾11	30	60
5	Ⅱ	4030	美浜町	三尾	三尾12	35	60
6	Ⅱ	4031	美浜町	三尾	三尾13	35	35
7	Ⅱ	4032	美浜町	三尾	三尾14	35	30
8	Ⅱ	4033	美浜町	三尾	中ノ浜2	60	10
9	Ⅱ	4034	美浜町	三尾	三尾15	35	40
10	Ⅱ	4035	美浜町	三尾	三尾16	35	30
11	Ⅱ	4036	美浜町	三尾	三尾17	35	30
12	Ⅱ	4037	美浜町	三尾	三尾18	40	150
13	Ⅱ	4038	美浜町	相田	相田西裏	45	10
1	Ⅲ	2517	美浜町	相田	相田茶ノ畑1	37	28
2	Ⅲ	2518	美浜町	相田	相田茶ノ畑2	37	52
3	Ⅲ	2519	美浜町	三尾	三尾19	43	74

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	893	由良町	戸津井	戸津井	40	100
2	Ⅰ	895	由良町	衣紫	衣紫(2)	40	20
9	Ⅰ	896	由良町	衣紫	衣紫	30	70
4	Ⅰ	897	由良町	衣紫	衣紫(3)	40	20
5	Ⅰ	898	由良町	三尾川	三尾川(1)	45	40
6	Ⅰ	900	由良町	三尾川	三尾川(2)	40	70
7	Ⅰ	901	由良町	三尾川	三尾川(3)	40	60
8	Ⅰ	902	由良町	畑	畑(2)	40	40
9	Ⅰ	904	由良町	吹井	吹井・小津路	35	70
10	Ⅰ	905	由良町	吹井	吹井1・小津路	35	105
11	Ⅰ	906	由良町	吹井	吹井(1)・吹井(2)	40	80
12	Ⅰ	907	由良町	神谷	庵崎	45	35
13	Ⅰ	908	由良町	神谷	池尻	35	30
14	Ⅰ	909	由良町	大引	大引・大引	40	60
15	Ⅰ	910	由良町	門前	門前	35	30
16	Ⅰ	912	由良町	網代	網代・網代(2)・網代(3)	40	30
17	Ⅰ	913	由良町	豊	吉路1	40	20
18	Ⅰ	914	由良町	門前	門前	40	40
19	Ⅰ	915	由良町	豊	入路1・入路	40	100
20	Ⅰ	916	由良町	豊	入路	40	70
21	Ⅰ	917	由良町	豊	里・里(2)	40	45
22	Ⅰ	918	由良町	阿戸	阿戸・白木	35	25
23	Ⅰ	919	由良町	豊	里	40	70
24	Ⅰ	922	由良町	江ノ崎	江ノ崎(2)	50	30
25	Ⅰ	923	由良町	江ノ崎	江ノ崎(1)	50	60
26	Ⅰ	925	由良町	神谷	神谷	35	60
27	Ⅰ	926	由良町	大引	大引	35	15
28	Ⅰ	927	由良町	小引	小引	45	50
29	Ⅰ	928	由良町	小引	池ノ上	35	70
30	Ⅰ	929	由良町	畑	畑(1)・畑(3)	40	20
31	Ⅰ	2275	由良町	阿戸	白木	45	60
32	Ⅰ	2276	由良町	門前	門前3	45	40
33	Ⅰ	3950	由良町	衣紫	衣紫4	45	30
34	Ⅰ	3951	由良町	衣紫	衣紫5	40	45
35	Ⅰ	3952	由良町	衣紫	衣紫6	40	45
36	Ⅰ	3953	由良町	戸津井	戸津井1	35	30
37	Ⅰ	3954	由良町	戸津井	戸津井2	40	70
38	Ⅰ	3955	由良町	畑	畑	40	15
39	Ⅰ	3956	由良町	畑	畑(3)	40	20
40	Ⅰ	3957	由良町	吹井	吹井3	35	30
41	Ⅰ	3958	由良町	吹井	吹井4	40	40
42	Ⅰ	3959	由良町	吹井	吹井5	35	30
43	Ⅰ	3960	由良町	吹井	吹井6	50	40
44	Ⅰ	3961	由良町	豊	里2	35	25
45	Ⅰ	3962	由良町	神谷	神谷2	40	40
46	Ⅰ	3963	由良町	豊	里3	40	30
47	Ⅰ	3964	由良町	阿戸	阿戸2	40	40
48	Ⅰ	3965	由良町	阿戸	阿戸3	35	30
49	Ⅰ	3966	由良町	畑	畑5		

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
12	Ⅱ	4115	由良町	畑	畑6	40	70
13	Ⅱ	4116	由良町	畑	畑7	35	50
14	Ⅱ	4117	由良町	畑	畑8	40	20
15	Ⅱ	4118	由良町	小引	小引2	35	35
16	Ⅱ	4119	由良町	衣家	衣家11	40	30
17	Ⅱ	4120	由良町	畑	畑9	40	20
18	Ⅱ	4121	由良町	大引	大引1	45	35
19	Ⅱ	4122	由良町	畑	畑10	35	55
20	Ⅱ	4123	由良町	大引	大引2	60	35
21	Ⅱ	4124	由良町	大引	大引3	60	35
22	Ⅱ	4125	由良町	門前	門前1	30	25
23	Ⅱ	4126	由良町	門前	門前2	40	40
24	Ⅱ	4127	由良町	江ノ崎	江ノ崎1	30	55
25	Ⅱ	4128	由良町	門前	門前4	30	40
26	Ⅱ	4129	由良町	畑	畑11	40	50
27	Ⅱ	4130	由良町	畑	畑4	45	40
28	Ⅱ	4131	由良町	吹井	吹井7	45	50
29	Ⅱ	4132	由良町	江ノ崎	江ノ崎2	40	45
30	Ⅱ	4133	由良町	江ノ崎	江ノ崎3	40	40
31	Ⅱ	4134	由良町	江ノ崎	江ノ崎4	45	20
32	Ⅱ	4135	由良町	畑	畑5	30	60
33	Ⅱ	4136	由良町	神谷	神谷4	30	20
34	Ⅱ	4137	由良町	神谷	神谷5	40	20
35	Ⅱ	4138	由良町	畑	畑6	40	40
36	Ⅱ	4139	由良町	神谷	神谷3	60	50
37	Ⅱ	4140	由良町	阿戸	阿戸4	45	25
38	Ⅱ	4141	由良町	阿戸	阿戸5	50	30
39	Ⅱ	4142	由良町	阿戸	阿戸6	35	15
40	Ⅱ	4143	由良町	阿戸	阿戸7	40	20
41	Ⅱ	4144	由良町	畑	畑11	45	30
42	Ⅱ	4145	由良町	大引	大引4	45	30
43	Ⅱ	4146	由良町	大引	大引5	30	15
44	Ⅱ	4147	由良町	畑	畑12	40	35
45	Ⅱ	4148	由良町	江ノ崎	江ノ崎5	45	30
1	Ⅰ	2554	由良町	三尾川	三尾川4	35	42
2	Ⅰ	2555	由良町	衣家	衣家12	34	48
3	Ⅰ	2556	由良町	三尾川	三尾川5	32	44
4	Ⅰ	2557	由良町	三尾川	三尾川6	32	44
5	Ⅰ	2558	由良町	畑	畑16	35	50
6	Ⅰ	2559	由良町	衣家	衣家13	30	34
7	Ⅰ	2560	由良町	畑	畑17	35	44
8	Ⅰ	2561	由良町	衣家	衣家14	40	34
9	Ⅰ	2562	由良町	畑	畑18	30	44
10	Ⅰ	2563	由良町	小引	小引3	35	52
11	Ⅰ	2564	由良町	畑	畑19	32	56
12	Ⅰ	2565	由良町	畑	畑20	38	70
13	Ⅰ	2566	由良町	畑	畑21	44	38
14	Ⅰ	2567	由良町	畑	畑22	32	50
15	Ⅰ	2568	由良町	畑	畑23	38	54
16	Ⅰ	2569	由良町	畑	畑24	32	133
17	Ⅰ	2570	由良町	畑	畑25	32	58
18	Ⅰ	2571	由良町	門前	門前5	31	18
19	Ⅰ	2572	由良町	大引	大引6	48	34
20	Ⅰ	2573	由良町	畑	畑26	35	42
21	Ⅰ	2574	由良町	吹井	吹井8	40	50
22	Ⅰ	2575	由良町	門前	門前6	40	68
23	Ⅰ	2576	由良町	吹井	吹井9	38	70
24	Ⅰ	2577	由良町	吹井	吹井10	36	58
25	Ⅰ	2578	由良町	江ノ崎	江ノ崎6	32	89
26	Ⅰ	2579	由良町	門前	門前7	31	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
27	Ⅱ	2550	由良町	畑	畑7	36	50
28	Ⅱ	2551	由良町	畑	畑8	37	68
29	Ⅱ	2552	由良町	畑	畑9	32	56
30	Ⅱ	2553	由良町	阿戸	阿戸7	32	50

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	982	日高川町	山野	栗島橋	30	20
2	Ⅰ	983	日高川町	山野	留馬場	70	30
3	Ⅰ	984	日高川町	山野	阿山野	40	50
4	Ⅰ	985	日高川町	山野	上五味	48	26
5	Ⅰ	987	日高川町	山野	生野	40	70
6	Ⅰ	988	日高川町	江川	高畑	38	24
7	Ⅰ	990	日高川町	江川	市井谷	40	60
8	Ⅰ	991	日高川町	江川	湖越谷	32	50
9	Ⅰ	992	日高川町	江川	下江川	40	30
10	Ⅰ	993	日高川町	和佐	和佐	45	20
11	Ⅰ	994	日高川町	和佐	志とし	50	10
12	Ⅰ	995	日高川町	松瀬	松瀬2	35	20
13	Ⅰ	998	日高川町	藤野川	栗谷口	40	60
14	Ⅰ	999	日高川町	平川	平川	30	100
15	Ⅰ	1000	日高川町	平川	平川	39	65
16	Ⅰ	1001	日高川町	平川	森前田首	38	22
17	Ⅰ	1003	日高川町	平川	三津ノ川	45	90
18	Ⅰ	1004	日高川町	和佐	白原	45	14
19	Ⅰ	1005	日高川町	玄子	野上寺子	35	30
20	Ⅰ	1006	日高川町	玄子	下玄子	35	25
21	Ⅰ	1007	日高川町	入野	入野(2)	35	17
22	Ⅰ	1008	日高川町	入野	入野	35	15
23	Ⅰ	1009	日高川町	千津川	回り道	35	35
24	Ⅰ	1010	日高川町	小泉	溝ノ谷	30	10
25	Ⅰ	1011	日高川町	船津	坂本1	35	45
26	Ⅰ	1013	日高川町	船津	坂本1	40	40
27	Ⅰ	1014	日高川町	船津	下老星	50	70
28	Ⅰ	1016	日高川町	船津	下滝本	40	170
29	Ⅰ	1018	日高川町	船津	上滝本	50	150
30	Ⅰ	1021	日高川町	西原	西原	35	50
31	Ⅰ	1022	日高川町	高津尾	本郷	40	60
32	Ⅰ	1024	日高川町	高津尾	飯瀬	30	140
33	Ⅰ	1025	日高川町	高津尾	滝原	50	50
34	Ⅰ	1026	日高川町	高津尾	尾曾	35	250
35	Ⅰ	1029	日高川町	高津尾	飯平	30	20
36	Ⅰ	1030	日高川町	高津尾	中木	40	60
37	Ⅰ	1031	日高川町	佐井	佐井	40	175
38	Ⅰ	1033	日高川町	佐井	佐井新田1	30	45
39	Ⅰ	1035	日高川町	飯野川	飯野川	40	30
40	Ⅰ	1038	日高川町	三佐	三佐1	35	50
41	Ⅰ	1040	日高川町	田原	田原	40	40
42	Ⅰ	1041	日高川町	小釜本	小釜本	40	40
43	Ⅰ	1042	日高川町	下田原	下田原1	40	85
44	Ⅰ	1044	日高川町	上田原	上田原	35	50
45	Ⅰ	1045	日高川町	三十木	三十木	35	30
46	Ⅰ	1046	日高川町	妙子	妙子1	40	80
47	Ⅰ	1048	日高川町	原田浦	原田浦	40	300
48	Ⅰ	1049	日高川町	原田浦	原田浦	50	200
49	Ⅰ	1050	日高川町	原田浦	原田浦	40	100
50	Ⅰ	1052	日高川町	菅瀬	菅瀬	45	80
51	Ⅰ	1053	日高川町	川原河	川原河1	40	130
52	Ⅰ	1054	日高川町	菅瀬	大津呂	35	150
53	Ⅰ	1055	日高川町	菅瀬	菅瀬	40	80
54	Ⅰ	1056	日高川町	菅瀬	菅瀬	30	80
55	Ⅰ	1058	日高川町	菅瀬	下田原	40	50
56	Ⅰ	1060	日高川町	奥川	奥川	40	25
57	Ⅰ	1061	日高川町	奥川	奥川	30	25
58	Ⅰ	1062	日高川町	奥川	奥川	35	60
59	Ⅰ	1063	日高川町	奥川	奥川	42	30
60	Ⅰ	1065	日高川町	菅瀬	北谷2	35	60

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
61	Ⅰ	1066	日高川町	菅瀬	柳原	35	140
62	Ⅰ	1067	日高川町	菅瀬	坂内1	40	140
63	Ⅰ	1068	日高川町	上越方	上越方	40	90
64	Ⅰ	1069	日高川町	菅瀬	下越方	40	80
65	Ⅰ	1070	日高川町	菅瀬	菅瀬	46	50
66	Ⅰ	1071	日高川町	菅瀬	菅瀬	50	100
67	Ⅰ	1072	日高川町	菅瀬	菅瀬	35	70
68	Ⅰ	1073	日高川町	菅瀬	菅瀬	50	66
69	Ⅰ	1075	日高川町	初瀬川	初瀬川	30	120
70	Ⅰ	1076	日高川町	初瀬川	初瀬川	45	50
71	Ⅰ	1078	日高川町	上初瀬川	上初瀬川	30	80
72	Ⅰ	1079	日高川町	初瀬川	坂本3	30	50
73	Ⅰ	1080	日高川町	上初瀬川	坂本	30	10
74	Ⅰ	1081	日高川町	上初瀬川	門	35	60
75	Ⅰ	1084	日高川町	上初瀬川	坂本	40	60
76	Ⅰ	1085	日高川町	上初瀬川	堀内原	45	30
77	Ⅰ	1087	日高川町	上初瀬川	柳田1	30	200
78	Ⅰ	1088	日高川町	奥川	西ノ川	60	40
79	Ⅰ	1093	日高川町	奥川	ツノ越エ	60	110
80	Ⅰ	1096	日高川町	奥川	橋原	40	30
81	Ⅰ	1098	日高川町	奥川	奥川	34	80
82	Ⅰ	1099	日高川町	奥川	奥川	35	180
83	Ⅰ	1101	日高川町	奥川	平野	40	50
84	Ⅰ	1102	日高川町	奥川	上平1	60	100
85	Ⅰ	1103	日高川町	奥川	菅ノ内	40	50
86	Ⅰ	2165	日高川町	山野	坂本2	40	20
87	Ⅰ	2166	日高川町	山野	山野	30	10
88	Ⅰ	2167	日高川町	山野	小泉	32	22
89	Ⅰ	2169	日高川町	小泉	上ノ原	50	8
90	Ⅰ	2282	日高川町	江川	江川	45	20
91	Ⅰ	2283	日高川町	菅野	菅野	30	7
92	Ⅰ	2285	日高川町	坂野川	坂野川	40	70
93	Ⅰ	2286	日高川町	三十井川	三十井川	40	20
94	Ⅰ	2288	日高川町	高津尾	上老星	30	70
95	Ⅰ	2289	日高川町	高津尾	伊佐ノ川	40	85
96	Ⅰ	3967	日高川町	平川	菅家	37	45
97	Ⅰ	3968	日高川町	菅瀬	菅瀬	31	18
98	Ⅰ	3969	日高川町	菅瀬	菅瀬	30	25
99	Ⅰ	3970	日高川町	平川	下平川中	40	20
100	Ⅰ	3971	日高川町	飯野川	飯野川	30	40
101	Ⅰ	3972	日高川町	飯野川	飯野川	30	10
102	Ⅰ	3973	日高川町	小泉	小泉2	38	12
103	Ⅰ	3974	日高川町	山野	山野大滝川1	40	20
104	Ⅰ	3975	日高川町	山野	山野大滝川2	45	50
105	Ⅰ	3976	日高川町	江川	江川	40	20
106	Ⅰ	3977	日高川町	江川	江川	35	50
107	Ⅰ	3978	日高川町	江川	江川3	40	50
108	Ⅰ	3979	日高川町	江川	江川下江川	45	35
109	Ⅰ	3980	日高川町	江川	江川4	40	20
110	Ⅰ	3981	日高川町	山野	山野市川1	40	30
111	Ⅰ	3982	日高川町	山野	山野市川2	42	38
112	Ⅰ	3983	日高川町	土生	土生	34	68
113	Ⅰ	3984	日高川町				

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
121	Ⅰ	3992	白高川町	坂野川	坂野川2・坂野川	40	50
122	Ⅰ	3993	白高川町	坂野川	坂野川3・坂野川	40	60
123	Ⅰ	3994	白高川町	坂野川	長子	40	55
124	Ⅰ	3995	白高川町	三佐	三佐2	35	85
125	Ⅰ	3996	白高川町	川原河	川原河2	35	80
126	Ⅰ	3997	白高川町	砂浜	阿木木	40	140
127	Ⅰ	3998	白高川町	砂浜	菅瀬行尾	45	120
128	Ⅰ	3999	白高川町	砂浜	法間2	45	150
129	Ⅰ	4000	白高川町	坂野川	坂野川中堤内筋	35	40
130	Ⅰ	4001	白高川町	砂浜	釜淵下越方	40	150
131	Ⅰ	4002	白高川町	砂浜	紫川土居・谷ノ谷(1)	35	40
132	Ⅰ	4003	白高川町	坂野川	滝野	40	120
133	Ⅰ	4004	白高川町	坂野川	坂野川上ノ段1	35	40
134	Ⅰ	4005	白高川町	坂野川	坂野川上ノ段2	40	50
1	Ⅱ	4149	白高川町	早川	早川字1	32	58
2	Ⅱ	4150	白高川町	早川	早川字2	30	48
3	Ⅱ	4151	白高川町	早川	早川1	35	85
4	Ⅱ	4152	白高川町	早川	早川2	33	70
5	Ⅱ	4153	白高川町	早川	早川中早川	41	60
6	Ⅱ	4154	白高川町	早川	早川3	34	40
7	Ⅱ	4155	白高川町	早川	早川4	38	40
8	Ⅱ	4156	白高川町	千津川	千津川1	35	84
9	Ⅱ	4157	白高川町	早川	早川5	37	50
10	Ⅱ	4158	白高川町	三百瀬	三百瀬7	34	20
11	Ⅱ	4159	白高川町	三百瀬	三百瀬8	32	22
12	Ⅱ	4160	白高川町	千津川	千津川2	32	44
13	Ⅱ	4161	白高川町	三百瀬	三百瀬9	40	24
14	Ⅱ	4162	白高川町	蛇尾東蛇尾	蛇尾東蛇尾1	34	48
15	Ⅱ	4163	白高川町	早川	後埴内西地内・下早川中	33	20
16	Ⅱ	4164	白高川町	蛇尾	蛇尾東蛇尾2	41	18
17	Ⅱ	4165	白高川町	早川	早川6	42	30
18	Ⅱ	4166	白高川町	蛇尾	蛇尾西蛇尾1	40	42
19	Ⅱ	4167	白高川町	三百瀬	三百瀬4・三百瀬	34	20
20	Ⅱ	4168	白高川町	蛇尾	蛇尾東蛇尾3	35	20
21	Ⅱ	4169	白高川町	蛇尾	蛇尾東蛇尾4	38	24
22	Ⅱ	4170	白高川町	千津川	千津川3	30	52
23	Ⅱ	4171	白高川町	三百瀬	三百瀬(10)・三百瀬	41	26
24	Ⅱ	4172	白高川町	早川	早川7	41	70
25	Ⅱ	4173	白高川町	三百瀬	三百瀬5	35	20
26	Ⅱ	4174	白高川町	早川	早川8	43	28
27	Ⅱ	4175	白高川町	蛇尾	蛇尾西蛇尾2	31	24
28	Ⅱ	4176	白高川町	早川	早川9	40	24
29	Ⅱ	4177	白高川町	千津川	千津川4	30	22
30	Ⅱ	4178	白高川町	藤野川	藤ノ口	50	90
31	Ⅱ	4179	白高川町	蛇尾	蛇尾東蛇尾5	35	18
32	Ⅱ	4180	白高川町	中津川	中津川1	31	12
33	Ⅱ	4181	白高川町	蛇尾	蛇尾西蛇尾3	28	40
34	Ⅱ	4182	白高川町	早瀬	早瀬1	43	120
35	Ⅱ	4183	白高川町	蛇尾	蛇尾	32	70
36	Ⅱ	4184	白高川町	藤野川	藤野川1	35	40
37	Ⅱ	4185	白高川町	藤野川	藤野川2	40	60
38	Ⅱ	4186	白高川町	千津川	千津川5	30	12
39	Ⅱ	4187	白高川町	早瀬	早瀬2	35	38
40	Ⅱ	4188	白高川町	早瀬	早瀬3	38	90
41	Ⅱ	4189	白高川町	早瀬	早瀬4	32	50
42	Ⅱ	4190	白高川町	早瀬	早瀬5	31	22
43	Ⅱ	4191	白高川町	早瀬	早瀬6	45	140
44	Ⅱ	4192	白高川町	早瀬	早瀬7	38	16
45	Ⅱ	4193	白高川町	早瀬	早瀬8	36	16
46	Ⅱ	4194	白高川町	千津川	寺領谷	30	54

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
47	Ⅱ	4195	白高川町	安子	安子4	38	26
48	Ⅱ	4196	白高川町	早瀬	早瀬5	39	16
49	Ⅱ	4197	白高川町	伊藤川	伊藤川1	26	90
50	Ⅱ	4198	白高川町	伊藤川	伊藤川2	24	68
51	Ⅱ	4199	白高川町	伊藤川	伊藤川3	31	68
52	Ⅱ	4200	白高川町	伊藤川	伊藤川4	34	90
53	Ⅱ	4201	白高川町	伊藤川	伊藤川5	32	25
54	Ⅱ	4202	白高川町	伊藤川	伊藤川6	30	30
55	Ⅱ	4203	白高川町	伊藤川	伊藤川7	30	34
56	Ⅱ	4204	白高川町	土生	土生2	33	26
57	Ⅱ	4205	白高川町	伊藤川	伊藤川8	30	62
58	Ⅱ	4206	白高川町	土生	土生3	32	100
59	Ⅱ	4207	白高川町	土生	土生4	31	24
60	Ⅱ	4208	白高川町	土生	土生5	36	30
61	Ⅱ	4209	白高川町	小森	小森3	40	30
62	Ⅱ	4210	白高川町	小森	小森4	36	52
63	Ⅱ	4211	白高川町	小森	小森5	30	10
64	Ⅱ	4212	白高川町	土生	土生6	50	18
65	Ⅱ	4213	白高川町	小森	北谷	30	35
66	Ⅱ	4214	白高川町	和佐	和佐上和佐1	36	38
67	Ⅱ	4215	白高川町	和佐	和佐上和佐2	33	26
68	Ⅱ	4216	白高川町	入野	入野下入野	32	38
69	Ⅱ	4217	白高川町	入野	入野3	35	78
70	Ⅱ	4218	白高川町	入野	入野4	38	64
71	Ⅱ	4219	白高川町	和佐	和佐上和佐3	34	15
72	Ⅱ	4220	白高川町	山野	山野1	35	58
73	Ⅱ	4221	白高川町	山野	山野三津川1・三津ノ川	30	28
74	Ⅱ	4222	白高川町	山野	山野三津川2・三津ノ川	41	40
75	Ⅱ	4223	白高川町	山野	山野2	35	85
76	Ⅱ	4224	白高川町	山野	山野三津川3	50	65
77	Ⅱ	4225	白高川町	山野	山野3	35	58
78	Ⅱ	4226	白高川町	和佐	和佐1	33	70
79	Ⅱ	4227	白高川町	和佐	和佐2	35	90
80	Ⅱ	4228	白高川町	和佐	和佐3	36	44
81	Ⅱ	4229	白高川町	和佐	和佐4	37	70
82	Ⅱ	4230	白高川町	山野	山野大津川9	32	40
83	Ⅱ	4231	白高川町	山野	四十畑内	50	50
84	Ⅱ	4232	白高川町	山野	山野大津川10	32	30
85	Ⅱ	4233	白高川町	山野	三津ノ川	40	52
86	Ⅱ	4234	白高川町	山野	山野4	45	100
87	Ⅱ	4235	白高川町	山野	山野大津川3	39	125
88	Ⅱ	4236	白高川町	山野	山野大津川4	40	60
89	Ⅱ	4237	白高川町	山野	山野大津川5	40	100
90	Ⅱ	4238	白高川町	山野	山野大津川6	41	80
91	Ⅱ	4239	白高川町	山野	山野大津川7	30	27
92	Ⅱ	4240	白高川町	山野	山野大津川8	30	70
93	Ⅱ	4241	白高川町	山野	山野5	37	60
94	Ⅱ	4242	白高川町	山野	山野6	28	74
95	Ⅱ	4243	白高川町	和佐	和佐下和佐2	32	22
96	Ⅱ	4244	白高川町	山野	山野7	35	18
97	Ⅱ	4245	白高川町	和佐	和佐下和佐3	30	18
98	Ⅱ	4246	白高川町	和佐	和佐下和佐4	33	22
99	Ⅱ	4247	白高川町	山野	山野北	34	38
100	Ⅱ	4248	白高川町	和佐	和佐5	38	42
101	Ⅱ	4249	白高川町	和佐	和佐下和佐5	32	18
102	Ⅱ	4250	白高川町	江川	江川10	38	68
103	Ⅱ	4251	白高川町	江川	江川14	33	28
104	Ⅱ	4252	白高川町	和佐	和佐6	32	16
105	Ⅱ	4253	白高川町	和佐	和佐7	32	34
106	Ⅱ	4254	白高川町	江川	江川15	33	28

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
107	Ⅱ	4255	白高川町	和佐	中ノ瀬	40	10
108	Ⅱ	4256	白高川町	江川	江川16	35	54
109	Ⅱ	4257	白高川町	和佐	和佐下和佐6	40	20
110	Ⅱ	4258	白高川町	和佐	和佐下和佐7	34	14
111	Ⅱ	4259	白高川町	山野	山野西	38	16
112	Ⅱ	4260	白高川町	和佐	和佐下和佐8	30	46
113	Ⅱ	4261	白高川町	江川	江川下江川4	34	28
114	Ⅱ	4262	白高川町	和佐	和佐8	48	97
115	Ⅱ	4263	白高川町	江川	江川5	33	26
116	Ⅱ	4264	白高川町	江川	江川6	37	28
117	Ⅱ	4265	白高川町	江川	江川7	31	16
118	Ⅱ	4266	白高川町	江川	江川8	45	30
119	Ⅱ	4267	白高川町	江川	江川9	41	32
120	Ⅱ	4268	白高川町	早川	早川1	40	20
121	Ⅱ	4269	白高川町	和佐	和佐9	30	44
122	Ⅱ	4270	白高川町	和佐	和佐下和佐9	37	70
123	Ⅱ	4271	白高川町	和佐	和佐10	49	26
124	Ⅱ	4272	白高川町	江川	江川11	35	50
125	Ⅱ	4273	白高川町	和佐	和佐11	35	30
126	Ⅱ	4274	白高川町	江川	江川12	35	30
127	Ⅱ	4275	白高川町	江川	江川13	35	36
128	Ⅱ	4276	白高川町	山野	山野市川16	37	44
129	Ⅱ	4277	白高川町	山野	山野市川17	38	42
130	Ⅱ	4278	白高川町	山野	山野市川3	36	30
131	Ⅱ	4279	白高川町	山野	山野市川4	33	30
132	Ⅱ	4280	白高川町	山野	山野市川5	35	26
133	Ⅱ	4281	白高川町	山野	山野市川6	39	44
134	Ⅱ	4282	白高川町	山野	山野市川7	37	48
135	Ⅱ	4283	白高川町	山野	山野市川8	39	10
136	Ⅱ	4284	白高川町	山野	山野市川9	40	48
137	Ⅱ	4285	白高川町	山野	山野市川15	33	22
138	Ⅱ	4286	白高川町	山野	山野市川10	40	18
139	Ⅱ	4287	白高川町	山野	山野市川11	37	46
140	Ⅱ	4288	白高川町	山野	山野市川12	35	42
141	Ⅱ	4289	白高川町	山野	山野市川13	35	40
142	Ⅱ	4290	白高川町	山野	山野市川14	36	40
143	Ⅱ	4291	白高川町	三百瀬	三百瀬6	38	16
144	Ⅱ	4292	白高川町	早川	早川2	35	50
145	Ⅱ	4293	白高川町	早川	早川10	38	16
146	Ⅱ	4294	白高川町	千津川	千津川8	30	32
147	Ⅱ	4295	白高川町	千津川	千津川7	45	30
148	Ⅱ	4296	白高川町	小森	小森5	41	22
149	Ⅱ	4297	白高川町	山野	山野三津川4	38	42
150	Ⅱ	4298	白高川町	和佐	和佐12	45	50
151	Ⅱ	4299	白高川町	三十井川	三十井川1	35	46
152	Ⅱ	4300	白高川町	三十井川	三十井川2	60	74
153	Ⅱ	4301	白高川町	三十井川	三十井川3	45	100
154	Ⅱ	4302	白高川町	高津尾川	高津尾川1	30	30
155	Ⅱ	4303	白高川町	高津尾川	高津尾川2	40	34
156	Ⅱ	4304	白高川町	三十井川	三十井川4	60	140
157	Ⅱ	4305	白高川町	高津尾川	高津尾川3	60	90
158	Ⅱ	4306	白高川町	三十井川	三十井川5	50	86
159	Ⅱ	4307	白高川町	高津尾川	高津尾川		

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

No.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						傾斜度	高さ
227	Ⅱ	4375	白高川町	老星	老星2-老星	40	20
228	Ⅱ	4376	白高川町	老星	八軒通	45	95
229	Ⅱ	4377	白高川町	老星	上老星	30	55
230	Ⅱ	4378	白高川町	老星	上老星	50	50
231	Ⅱ	4379	白高川町	三丘	三丘4	35	60
232	Ⅱ	4380	白高川町	大又	大又1	50	65
233	Ⅱ	4381	白高川町	大又	大又2	45	60
234	Ⅱ	4382	白高川町	大又	大又3	45	40
235	Ⅱ	4383	白高川町	大又	大又4	35	60
236	Ⅱ	4384	白高川町	大又	大又5	40	80
237	Ⅱ	4385	白高川町	大又	大又6	40	100
238	Ⅱ	4386	白高川町	大又	大又7	40	40
239	Ⅱ	4387	白高川町	大又	大又8	40	35
240	Ⅱ	4388	白高川町	大又	大又9	40	30
241	Ⅱ	4389	白高川町	大又	大又10	40	45
242	Ⅱ	4390	白高川町	大又	大又11	35	30
243	Ⅱ	4391	白高川町	大又	大又12	30	25
244	Ⅱ	4392	白高川町	大又	大又13	40	50
245	Ⅱ	4393	白高川町	上初瀬川	上初瀬川群	30	60
246	Ⅱ	4394	白高川町	栗川	小川	30	140
247	Ⅱ	4395	白高川町	上初瀬川	上初瀬川瀬谷	40	110
248	Ⅱ	4396	白高川町	上初瀬川	中谷	35	50
249	Ⅱ	4397	白高川町	上初瀬川	上初瀬川中庄1	40	110
250	Ⅱ	4398	白高川町	上初瀬川	上初瀬川中庄2	40	80
251	Ⅱ	4399	白高川町	上初瀬川	上初瀬川中庄3	40	70
252	Ⅱ	4400	白高川町	上初瀬川	上初瀬川中庄4	30	100
253	Ⅱ	4401	白高川町	上初瀬川	上初瀬川中庄5	45	60
254	Ⅱ	4402	白高川町	上初瀬川	上初瀬川中庄5	35	70
255	Ⅱ	4403	白高川町	上初瀬川	上初瀬川中庄6	30	50
256	Ⅱ	4404	白高川町	上初瀬川	上初瀬川1	40	70
257	Ⅱ	4405	白高川町	上初瀬川	上初瀬川2	40	130
258	Ⅱ	4406	白高川町	上初瀬川	上初瀬川瀬谷1	35	60
259	Ⅱ	4407	白高川町	上初瀬川	上初瀬川瀬谷2	30	60
260	Ⅱ	4408	白高川町	栗川	栗川幸1	45	70
261	Ⅱ	4409	白高川町	栗川	栗川幸2	30	60
262	Ⅱ	4410	白高川町	栗川	栗川幸3	30	90
263	Ⅱ	4411	白高川町	上初瀬川	上初瀬川岡田1	60	60
264	Ⅱ	4412	白高川町	上初瀬川	栗谷	30	50
265	Ⅱ	4413	白高川町	上初瀬川	上初瀬川岡田2	30	60
266	Ⅱ	4414	白高川町	上初瀬川	入谷	45	50
267	Ⅱ	4415	白高川町	栗川	栗川幸4	30	40
268	Ⅱ	4416	白高川町	栗川	栗川幸5-倉(3)	30	40
269	Ⅱ	4417	白高川町	上初瀬川	上初瀬川岡田9	30	40
270	Ⅱ	4418	白高川町	栗川	栗川木通1-西(1)	45	40
271	Ⅱ	4419	白高川町	栗川	栗川木通2	40	30
272	Ⅱ	4420	白高川町	栗川	不渡	40	40
273	Ⅱ	4421	白高川町	栗川	栗川木通3	40	30
274	Ⅱ	4422	白高川町	栗谷	栗谷1	60	210
275	Ⅱ	4423	白高川町	栗谷	栗谷2	30	30
276	Ⅱ	4424	白高川町	栗谷	栗谷3	50	40
277	Ⅱ	4425	白高川町	栗川	栗川1	45	80
278	Ⅱ	4426	白高川町	初瀬川	初瀬川尾ノ島1	30	90
279	Ⅱ	4427	白高川町	初瀬川	初瀬川尾ノ島2	40	100
280	Ⅱ	4428	白高川町	初瀬川	初瀬川尾ノ島2	45	50
281	Ⅱ	4429	白高川町	上初瀬川	上初瀬川尾ノ島1	30	60
282	Ⅱ	4430	白高川町	栗川	阿田木・阿田木	30	100
283	Ⅱ	4431	白高川町	栗川	田ノ上	45	80
284	Ⅱ	4432	白高川町	川原河	川原河	35	90
285	Ⅱ	4433	白高川町	上初瀬川	上初瀬川尾ノ島2	30	70
286	Ⅱ	4434	白高川町	栗川	栗川幸6	40	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

No.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						傾斜度	高さ
347	Ⅱ	4495	白高川町	初瀬川	初瀬川愛口2	35	50
348	Ⅱ	4496	白高川町	初瀬川	初瀬川中庄3	30	20
349	Ⅱ	4497	白高川町	栗川	小野畑内	70	140
350	Ⅱ	4498	白高川町	栗川	中村	43	60
351	Ⅱ	4499	白高川町	栗川	栗川上小森川1	70	30
352	Ⅱ	4500	白高川町	初瀬川	初瀬川愛口3	30	40
353	Ⅱ	4501	白高川町	初瀬川	初瀬川三松1	40	90
354	Ⅱ	4502	白高川町	栗川	栗川西ノ谷4	60	60
355	Ⅱ	4503	白高川町	栗川	栗川上小森川2	40	160
356	Ⅱ	4504	白高川町	栗川	小森畑内	60	50
357	Ⅱ	4505	白高川町	初瀬川	初瀬川三松2	30	70
358	Ⅱ	4506	白高川町	栗川	西ノ谷	30	110
359	Ⅱ	4507	白高川町	栗川	栗川小森畑	35	40
360	Ⅱ	4508	白高川町	初瀬川	大門	40	30
361	Ⅱ	4509	白高川町	初瀬川	初瀬川1	40	50
362	Ⅱ	4510	白高川町	栗川	栗川下板1	43	20
363	Ⅱ	4511	白高川町	栗川	栗川上板1	70	250
364	Ⅱ	4512	白高川町	栗川	栗川高野下1	45	50
365	Ⅱ	4513	白高川町	初瀬川	初瀬川2	40	40
366	Ⅱ	4514	白高川町	栗川	栗川高野下2	45	70
367	Ⅱ	4515	白高川町	栗川	高野1	40	40
368	Ⅱ	4516	白高川町	初瀬川	初瀬川三松3	30	50
369	Ⅱ	4517	白高川町	栗川	栗川下小森川1	80	190
370	Ⅱ	4518	白高川町	栗川	栗川下小森川2	60	110
371	Ⅱ	4519	白高川町	初瀬川	初瀬川3	40	50
372	Ⅱ	4520	白高川町	初瀬川	初瀬川4	45	40
373	Ⅱ	4521	白高川町	初瀬川	初瀬川5-中切し(2)	45	60
374	Ⅱ	4522	白高川町	栗川	栗川下長志1	42	90
375	Ⅱ	4523	白高川町	栗川	栗川下板2	35	50
376	Ⅱ	4524	白高川町	栗川	栗川高野下3	45	50
377	Ⅱ	4525	白高川町	初瀬川	初瀬川三松4	35	140
378	Ⅱ	4526	白高川町	栗川	栗川下長志2	30	80
379	Ⅱ	4527	白高川町	栗川	栗川下長志3	40	40
380	Ⅱ	4528	白高川町	栗川	栗川上板2	50	40
381	Ⅱ	4529	白高川町	栗川	栗川下長志4	35	50
382	Ⅱ	4530	白高川町	栗川	栗川上板3	40	90
383	Ⅱ	4531	白高川町	初瀬川	初瀬川上ノ段3	30	70
384	Ⅱ	4532	白高川町	初瀬川	初瀬川	35	50
385	Ⅱ	4533	白高川町	初瀬川	初瀬川上ノ段4	30	80
386	Ⅱ	4534	白高川町	栗川	栗川下長志5	60	70
387	Ⅱ	4535	白高川町	初瀬川	初瀬川三松5	35	30
388	Ⅱ	4536	白高川町	初瀬川	初瀬川三松6	35	30
389	Ⅱ	4537	白高川町	初瀬川	初瀬川三松7	30	40
390	Ⅱ	4538	白高川町	栗川	栗川上長志1	40	110
391	Ⅱ	4539	白高川町	栗川	栗川上長志2	50	110
392	Ⅱ	4540	白高川町	栗川	栗川上長志3	40	30
393	Ⅱ	4541	白高川町	初瀬川	初瀬川三松8	35	70
394	Ⅱ	4542	白高川町	栗川	栗川下長志6	30	180
395	Ⅱ	4543	白高川町	初瀬川	初瀬川1	60	80
396	Ⅱ	4544	白高川町	初瀬川	初瀬川2	60	30
397	Ⅱ	4545	白高川町	栗川	栗川下板3	35	10
1	Ⅱ	2584	白高川町	初瀬川	初瀬川	30	60
2	Ⅱ	2585	白高川町	三谷	三谷	30	20
3	Ⅱ	2586	白高川町	千津川	千津川	30	46
4	Ⅱ	2587	白高川町	伊藤川	伊藤川	39	64
5	Ⅱ	2588	白高川町	山野	山野大滝川11	33	104
6	Ⅱ	2589	白高川町	山野	山野大滝川12	31	54
7	Ⅱ	2590	白高川町	山野	山野大滝川13	35	120
8	Ⅱ	2591	白高川町	山野	山野大滝川14	40	58
9	Ⅱ	2592	白高川町	初瀬川	初瀬川13	45	90

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

No.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防課	
						傾斜度	高さ
287	Ⅱ	4435	白高川町	上初瀬川	上初瀬川尾ノ島3	40	170
288	Ⅱ	4436	白高川町	栗川	栗川	40	60
289	Ⅱ	4437	白高川町	初瀬川	初瀬川佐々木1	35	60
290	Ⅱ	4438	白高川町	栗川	栗川2	35	60
291	Ⅱ	4439	白高川町	栗川	栗川佐々木2	35	40
292	Ⅱ	4440	白高川町	初瀬川	初瀬川佐々木2	30	30
293	Ⅱ	4441	白高川町	栗川	栗川滝ノ上1	40	70
294	Ⅱ	4442	白高川町	栗川	栗川滝ノ上2	40	80
295	Ⅱ	4443	白高川町	初瀬川	初瀬川佐々木3	30	70
296	Ⅱ	4444	白高川町	栗川	栗川滝ノ上3	60	90
297	Ⅱ	4445	白高川町	初瀬川	初瀬川佐々木4	45	50
298	Ⅱ	4446	白高川町	栗川	栗川上西ノ川1	60	190
299	Ⅱ	4447	白高川町	初瀬川	初瀬川佐々木5	30	70
300	Ⅱ	4448	白高川町	初瀬川	初瀬川佐々木6	30	90
301	Ⅱ	4449	白高川町	初瀬川	初瀬川初瀬川1	35	70
302	Ⅱ	4450	白高川町	栗川	栗谷	40	140
303	Ⅱ	4451	白高川町	栗川	栗川打尾1	30	60
304	Ⅱ	4452	白高川町	初瀬川	初瀬川初瀬川2	45	50
305	Ⅱ	4453	白高川町	栗川	栗川新田1	30	150
306	Ⅱ	4454	白高川町	栗川	栗川上西ノ川2	60	50
307	Ⅱ	4455	白高川町	初瀬川	初瀬川初瀬川1	30	90
308	Ⅱ	4456	白高川町	初瀬川	初瀬川初瀬川2	35	90
309	Ⅱ	4457	白高川町	栗川	栗川	40	70
310	Ⅱ	4458	白高川町	栗川	栗川打尾2	30	170
311	Ⅱ	4459	白高川町	栗川	栗川3	40	120
312	Ⅱ	4460	白高川町	栗川	栗川初田2	40	40
313	Ⅱ	4461	白高川町	初瀬川	栗川	30	50
314	Ⅱ	4462	白高川町	初瀬川	初瀬川初瀬川3	40	60
315	Ⅱ	4463	白高川町	栗川	栗川初田3	60	50
316	Ⅱ	4464	白高川町	初瀬川	初瀬川片草1	30	10
317	Ⅱ	4465	白高川町	上越方	上越方1	40	50
318	Ⅱ	4466	白高川町	上越方	上越方2	40	70
319	Ⅱ	4467	白高川町	初瀬川	初瀬川片草2	40	70
320	Ⅱ	4468	白高川町	栗川	栗川新田4	70	90
321	Ⅱ	4469	白高川町	栗川	栗川4	30	60
322	Ⅱ	4470	白高川町	初瀬川	初瀬川初瀬川4	40	60
323	Ⅱ	4471	白高川町	初瀬川	初瀬川初瀬川5	35	130
324	Ⅱ	4472	白高川町	栗川	栗川上西ノ川3	40	70
325	Ⅱ	4473	白高川町	初瀬川	初瀬川片草3	40	60
326	Ⅱ	4474	白高川町	初瀬川	初瀬川初瀬川6	45	90
327	Ⅱ	4475	白高川町	栗川	栗川新田5	40	90
328	Ⅱ	4476	白高川町	栗川	栗川下西ノ川1	40	140
329	Ⅱ	4477	白高川町	初瀬川	初瀬川初瀬川7	45	40
330	Ⅱ	4478	白高川町	栗川	栗川中村1	30	120
331	Ⅱ	4479	白高川町	栗川	栗川西ノ谷1	50	60
332	Ⅱ	4480	白高川町	栗川	栗川西ノ谷2	70	70
333	Ⅱ	4481	白高川町	栗川	栗川西ノ谷3	50	60
334	Ⅱ	4482	白高川町	初瀬川	初瀬川新田1	30	110
335	Ⅱ	4483	白				

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
70	Ⅱ	2653	日高川町	初瀬川	初瀬川左堤	30	46
71	Ⅱ	2654	日高川町	荒川	荒川高野上	30	31
72	Ⅱ	2655	日高川町	赤川	赤川上長志	30	28

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	1204	印南町	印南	印南	60	13
2	Ⅰ	1206	印南町	印南	本郷(1)	45	15
3	Ⅰ	1207	印南町	印南	本郷	35	15
4	Ⅰ	1209	印南町	印南	真光寺下	45	10
5	Ⅰ	1205	印南町	印南	深家・深夏(1)	40	8
6	Ⅰ	1211	印南町	印南	深家(2)	30	10
7	Ⅰ	1212	印南町	印南	深家(2)	70	15
8	Ⅰ	1213	印南町	山口	大洲	35	120
9	Ⅰ	1214	印南町	山口	大谷口	40	80
10	Ⅰ	1215	印南町	山口	栗山口	40	10
11	Ⅰ	1216	印南町	印南原	中庭	30	12
12	Ⅰ	1217	印南町	明神川	藤野	35	20
13	Ⅰ	1218	印南町	明神川	明神川	40	30
14	Ⅰ	1219	印南町	印南原	大白河	40	100
15	Ⅰ	1220	印南町	川又	小森	30	30
16	Ⅰ	1221	印南町	川又	日裏	40	20
17	Ⅰ	1222	印南町	川又	藤枝	40	35
18	Ⅰ	1224	印南町	西神ノ川	西神ノ川1	40	100
19	Ⅰ	1225	印南町	西神ノ川	西神ノ川2	35	60
20	Ⅰ	1226	印南町	西神ノ川	西神ノ川3	30	130
21	Ⅰ	1228	印南町	松原	松原	40	25
22	Ⅰ	1230	印南町	美里	越の谷	40	20
23	Ⅰ	1231	印南町	美里	尾影	30	55
24	Ⅰ	1232	印南町	茨川	茨川	40	60
25	Ⅰ	1233	印南町	茨川	出合	40	25
26	Ⅰ	1234	印南町	茨川	神里	40	50
27	Ⅰ	1235	印南町	羽六	下羽六1	45	100
28	Ⅰ	1236	印南町	羽六	下羽六2	30	10
29	Ⅰ	1237	印南町	吉良	吉良(2)	40	30
30	Ⅰ	1238	印南町	吉良	吉良	35	45
31	Ⅰ	1239	印南町	吉良	吉良	40	40
32	Ⅰ	1240	印南町	吉ノ新	上角	30	50
33	Ⅰ	1241	印南町	吉ノ新	吉ノ新	40	30
34	Ⅰ	1242	印南町	島田	橋本	35	15
35	Ⅰ	1243	印南町	島田	名塚	45	30
36	Ⅰ	1244	印南町	島田	名塚2	40	25
37	Ⅰ	1245	印南町	西ノ地	高垣	45	15
38	Ⅰ	1246	印南町	島田	島田	50	15
39	Ⅰ	1247	印南町	島田	橋ノ谷	30	15
40	Ⅰ	1248	印南町	西ノ地	西の地	40	15
41	Ⅰ	1249	印南町	西ノ地	元村	30	10
42	Ⅰ	2293	印南町	印南原	湯田	30	22
43	Ⅰ	2294	印南町	印南原	小白河1	35	60
44	Ⅰ	2295	印南町	茨川	新田	40	30
45	Ⅰ	4687	印南町	川又	川又崎ノ内	40	20
46	Ⅰ	4688	印南町	川又	川又原	35	76
47	Ⅰ	4689	印南町	川又	川又大又	35	32
48	Ⅰ	4690	印南町	西神ノ川	西神ノ川芝垣内	40	46
49	Ⅰ	4691	印南町	高ノ原	高ノ原車道	38	55
50	Ⅰ	4692	印南町	皆瀬川	皆瀬川	45	20
51	Ⅰ	4693	印南町	美里	美里1	30	22
52	Ⅰ	4694	印南町	美里	丹生1	30	25
53	Ⅰ	4695	印南町	美里	美里崎ノ谷	40	20
54	Ⅰ	4696	印南町	丹生	丹生2	40	22
55	Ⅰ	4697	印南町	印南原	印南原中庭	30	22
56	Ⅰ	4698	印南町	印南原	印南原柳畑	36	18
57	Ⅰ	4699	印南町	美里	美里2	40	50
58	Ⅰ	4100	印南町	吉井	吉井	33	26
59	Ⅰ	4101	印南町	羽六	羽六	40	160
60	Ⅰ	4102	印南町	羽六	羽六下羽六	45	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
61	Ⅰ	4103	印南町	山口	山口1	40	30
62	Ⅰ	4104	印南町	山口	山口2	45	20
63	Ⅰ	4105	印南町	吉ノ新	吉ノ新	32	50
64	Ⅰ	4106	印南町	島田	島田2	50	20
65	Ⅰ	4107	印南町	島田	島田3	45	50
66	Ⅰ	4108	印南町	島田	島田4	32	50
67	Ⅰ	4109	印南町	島田	島田5	30	60
68	Ⅰ	4110	印南町	島田	島田6	30	60
69	Ⅰ	4111	印南町	島田	島田道の脇1	39	40
70	Ⅰ	4112	印南町	島田	島田道の脇2	45	60
71	Ⅰ	4113	印南町	島田	島田7	33	40
1	Ⅱ	4970	印南町	川又	川又小森1	31	24
2	Ⅱ	4971	印南町	川又	川又小森2	33	52
3	Ⅱ	4972	印南町	川又	川又小森3	31	30
4	Ⅱ	4973	印南町	川又	川又日裏1	38	35
5	Ⅱ	4974	印南町	川又	川又大又1	33	26
6	Ⅱ	4975	印南町	川又	川又	36	102
7	Ⅱ	4976	印南町	川又	青木	36	85
8	Ⅱ	4977	印南町	川又	川又日裏2	30	28
9	Ⅱ	4978	印南町	川又	川又森地1	36	44
10	Ⅱ	4979	印南町	川又	川又森地2	31	46
11	Ⅱ	4980	印南町	川又	川又森地3	30	40
12	Ⅱ	4981	印南町	川又	川又大又2	34	46
13	Ⅱ	4982	印南町	川又	川又森地4	31	44
14	Ⅱ	4983	印南町	川又	川又大又3	39	32
15	Ⅱ	4984	印南町	川又	川又青木1	36	35
16	Ⅱ	4985	印南町	川又	川又青木2	39	32
17	Ⅱ	4986	印南町	川又	川又森地2	33	52
18	Ⅱ	4987	印南町	川又	川又森地4	39	60
19	Ⅱ	4988	印南町	川又	川又森地3	32	38
20	Ⅱ	4989	印南町	川又	川又森地5	50	20
21	Ⅱ	4990	印南町	川又	川又大又4	36	100
22	Ⅱ	4991	印南町	川又	川又大又5	35	92
23	Ⅱ	4992	印南町	川又	川又森地4	33	16
24	Ⅱ	4993	印南町	川又	川又青木3	39	26
25	Ⅱ	4994	印南町	上洞	上洞1	36	18
26	Ⅱ	4995	印南町	上洞	上洞休場1	42	18
27	Ⅱ	4996	印南町	上洞	上洞2	34	12
28	Ⅱ	4997	印南町	上洞	上洞休場2	37	52
29	Ⅱ	4998	印南町	上洞	上洞休場内1	37	28
30	Ⅱ	4999	印南町	上洞	上洞休場内2	35	42
31	Ⅱ	5000	印南町	上洞	上洞休場内3	34	20
32	Ⅱ	5001	印南町	上洞	上洞休場内4	36	28
33	Ⅱ	5002	印南町	高草	高草1	38	14
34	Ⅱ	5003	印南町	上洞	上洞大内内2	34	20
35	Ⅱ	5004	印南町	上洞	上洞3	30	24
36	Ⅱ	5005	印南町	上洞	上洞休場4	43	28
37	Ⅱ	5006	印南町	上洞	上洞4	37	32
38	Ⅱ	5007	印南町	上洞	上洞大内内3	45	22
39	Ⅱ	5008	印南町	高草	高草2	50	26
40	Ⅱ	5009	印南町	高草	高草住家早	31	24
41	Ⅱ	5010	印南町	西神ノ川	西神ノ川5	40	70
42	Ⅱ	5011	印南町	上洞	上洞5	45	10
43	Ⅱ	5012	印南町	上洞	上洞大内内5	30	20
44	Ⅱ	5013	印南町	上洞	上洞大内内4	41	18
45	Ⅱ	5014	印南町	西神ノ川	西神ノ川6	41	28
46	Ⅱ	5015	印南町	高草	高草3	30	20
47	Ⅱ	5016	印南町	西神ノ川	西神ノ川7	40	52
48	Ⅱ	5017	印南町	高草	高草4	31	42
49	Ⅱ	5018	印南町	高草	高草5	36	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
50	Ⅱ	5019	印南町	上洞	上洞6	34	60
51	Ⅱ	5020	印南町	上洞	上洞7	30	12
52	Ⅱ	5021	印南町	上洞	上洞8	36	22
53	Ⅱ	5022	印南町	西神ノ川	西神ノ川4	40	102
54	Ⅱ	5023	印南町	高草	高草6	30	30
55	Ⅱ	5024	印南町	田ノ内	田ノ内1	30	6
56	Ⅱ	5025	印南町	田ノ内	田ノ内2	32	38
57	Ⅱ	5026	印南町	田ノ内	田ノ内3	30	40
58	Ⅱ	5027	印南町	小原	小原2	30	12
59	Ⅱ	5028	印南町	田ノ内	田ノ内4	33	10
60	Ⅱ	5029	印南町	立石	立石1	41	35
61	Ⅱ	5030	印南町	立石	立石2	33	46
62	Ⅱ	5031	印南町	立石	立石3	36	22
63	Ⅱ	5032	印南町	印南原	印南原西南畑	31	30
64	Ⅱ	5033	印南町	立石	立石4	39	40
65	Ⅱ	5034	印南町	立石	立石5	34	24
66	Ⅱ	5035	印南町	立石	立石6	41	36
67	Ⅱ	5036	印南町	小原	小原3	30	44
68	Ⅱ	5037	印南町	小原	上小原	34	62
69	Ⅱ	5038	印南町	立石	立石7	38	20
70	Ⅱ	5039	印南町	立石	立石8	40	60
71	Ⅱ	5040	印南町	立石	立石立花	33	46
72	Ⅱ	5041	印南町	小原	小原4	36	45
73	Ⅱ	5042	印南町	印南原	印南原南畑1	30	25
74	Ⅱ	5043	印南町	小原	小原5	45	40
75	Ⅱ	5044	印南町	皆瀬川	皆瀬川1	33	60
76	Ⅱ	5045	印南町	小原	小原高野1	39	50
77	Ⅱ	5046	印南町	高ノ原	高ノ原芝	34	70
78	Ⅱ	5047	印南町	小原	小原6	45	90
79	Ⅱ	5048	印南町	皆瀬川	皆瀬川2	31	60
80	Ⅱ	5049	印南町	高ノ原	高ノ原高ノ原1	36	60
81	Ⅱ	5050	印南町	高ノ原	高ノ原高ノ原2	40	85
82	Ⅱ	5051	印南町	印南原	印南原小白河	35	35
83	Ⅱ	5052	印南町	丹生	丹生3	32	57
84	Ⅱ	5053	印南町	印南原	印南原白河1	42	20
85	Ⅱ	5054	印南町	美里	美里18	46	16
86	Ⅱ	5055	印南町	美里	美里19	41	44
87	Ⅱ	5056	印南町	松原	松原2	45	40
88	Ⅱ	5057	印南町	高ノ原	高ノ原高ノ原3	36	90
89	Ⅱ	5058	印南町	美里	美里3	29	18
90	Ⅱ	5059	印南町	印南原	印南原1	41	35
91	Ⅱ	5060	印南町	美里	美里4	47	24
92	Ⅱ	5061	印南町	印南原	印南原白河2	40	30
93	Ⅱ	5062	印南町	美里	美里5	31	34
94	Ⅱ	5063	印南町	印南原	印南原2	33	65
95	Ⅱ	5064	印南町	美里	美里高ノ原1	38	40
96	Ⅱ	5065	印南町	美里	美里6	43	36
97	Ⅱ	5066	印南町	美里	美里7	30	18
98	Ⅱ	5067	印南町	美里	美里8	44	78
99	Ⅱ	5068	印南町	美里	美里9	39	28
100	Ⅱ	5069	印南町	丹生	丹生4	30	40
101	Ⅱ	5070	印南町	美里	美里10	40	

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
110	Ⅱ	5079	印南町	印南原	印南原5	42	36
111	Ⅱ	5080	印南町	印南原	印南原塚地	34	84
112	Ⅱ	5081	印南町	印南原	印南原中越1	40	32
113	Ⅱ	5082	印南町	印南原	松塚	31	38
114	Ⅱ	5083	印南町	印南原	印南原6	42	20
115	Ⅱ	5084	印南町	美里	美里14	30	50
116	Ⅱ	5085	印南町	印南原	印南原中越2	41	42
117	Ⅱ	5086	印南町	印南原	印南原中越3	41	20
118	Ⅱ	5087	印南町	美里	美里15	35	25
119	Ⅱ	5088	印南町	印南原	印南原中越2	36	22
120	Ⅱ	5089	印南町	印南原	印南原中越1	45	30
121	Ⅱ	5090	印南町	印南原	印南原中越2	44	34
122	Ⅱ	5091	印南町	印南原	印南原中越4	37	24
123	Ⅱ	5092	印南町	印南原	印南原7	30	34
124	Ⅱ	5093	印南町	美里	美里16	30	25
125	Ⅱ	5094	印南町	南谷	南谷道本	42	18
126	Ⅱ	5095	印南町	印南原	印南原8	38	32
127	Ⅱ	5096	印南町	美里	美里17	30	25
128	Ⅱ	5097	印南町	印南原	印南原中越5	40	25
129	Ⅱ	5098	印南町	印南原	印南原中越6	40	22
130	Ⅱ	5099	印南町	印南原	印南原中越7	41	70
131	Ⅱ	5100	印南町	印南原	印南原中越8	38	25
132	Ⅱ	5101	印南町	印南原	印南原中越9	35	25
133	Ⅱ	5102	印南町	印南原	印南原中越10	46	30
134	Ⅱ	5103	印南町	印南原	印南原中越11	39	28
135	Ⅱ	5104	印南町	印南原	印南原中越12	33	20
136	Ⅱ	5105	印南町	印南原	印南原中越13	32	25
137	Ⅱ	5106	印南町	印南原	印南原中越14	32	25
138	Ⅱ	5107	印南町	吉井	吉井1	33	40
139	Ⅱ	5108	印南町	吉井	吉井2	40	60
140	Ⅱ	5109	印南町	吉井	吉井3	36	50
141	Ⅱ	5110	印南町	吉井	吉井4	32	25
142	Ⅱ	5111	印南町	吉井	吉井5	30	20
143	Ⅱ	5112	印南町	吉井	吉井6	36	70
144	Ⅱ	5113	印南町	奥川	奥川1	38	16
145	Ⅱ	5114	印南町	吉井	吉井7	35	42
146	Ⅱ	5115	印南町	奥川	奥川2	30	44
147	Ⅱ	5116	印南町	奥川	奥川3	45	52
148	Ⅱ	5117	印南町	吉井	吉井8	30	25
149	Ⅱ	5118	印南町	吉井	吉井9	35	36
150	Ⅱ	5119	印南町	奥川	奥川4	40	42
151	Ⅱ	5120	印南町	吉井	吉井10	33	37
152	Ⅱ	5121	印南町	吉井	吉井11	33	100
153	Ⅱ	5122	印南町	奥川	奥川5	30	22
154	Ⅱ	5123	印南町	吉井	吉井12	35	42
155	Ⅱ	5124	印南町	吉井	吉井13	25	56
156	Ⅱ	5125	印南町	印南原	印南原中越15	34	35
157	Ⅱ	5126	印南町	吉井	吉井14	38	50
158	Ⅱ	5127	印南町	吉井	吉井15	34	26
159	Ⅱ	5128	印南町	羽六	羽六1	30	30
160	Ⅱ	5129	印南町	吉井	吉井16	38	36
161	Ⅱ	5130	印南町	吉井	吉井17	32	50
162	Ⅱ	5131	印南町	奥川	奥川6	43	34
163	Ⅱ	5132	印南町	印南原	印南原中越16	35	35
164	Ⅱ	5133	印南町	奥川	奥川7	36	42
165	Ⅱ	5134	印南町	奥川	奥川出合1	35	60
166	Ⅱ	5135	印南町	奥川	奥川出合2	30	14
167	Ⅱ	5136	印南町	印南原	印南原10	34	34
168	Ⅱ	5137	印南町	印南原	印南原11	39	48
169	Ⅱ	5138	印南町	印南原	印南原中越17	31	36

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
170	Ⅱ	5139	印南町	印南原	印南原中越18	43	36
171	Ⅱ	5140	印南町	印南原	印南原中越19	34	24
172	Ⅱ	5141	印南町	印南原	印南原中越20	30	32
173	Ⅱ	5142	印南町	印南原	印南原中越21	47	24
174	Ⅱ	5143	印南町	印南原	印南原中越22	32	40
175	Ⅱ	5144	印南町	印南原	印南原中越23	30	40
176	Ⅱ	5145	印南町	印南原	印南原中越24	30	35
177	Ⅱ	5146	印南町	印南原	印南原中越25	34	41
178	Ⅱ	5147	印南町	印南原	印南原中越26	30	22
179	Ⅱ	5148	印南町	印南原	印南原中越27	35	30
180	Ⅱ	5149	印南町	印南原	印南原中越28	38	45
181	Ⅱ	5150	印南町	印南原	印南原中越29	33	28
182	Ⅱ	5151	印南町	印南原	印南原中越30	30	24
183	Ⅱ	5152	印南町	奥川	奥川8	45	20
184	Ⅱ	5153	印南町	奥川	奥川9	36	34
185	Ⅱ	5154	印南町	羽六	羽六2	39	90
186	Ⅱ	5155	印南町	印南原	印南原14	33	26
187	Ⅱ	5156	印南町	奥川	奥川10	30	28
188	Ⅱ	5157	印南町	奥川	奥川11	37	66
189	Ⅱ	5158	印南町	印南原	印南原中越31	46	44
190	Ⅱ	5159	印南町	羽六	羽六3	33	20
191	Ⅱ	5160	印南町	奥川	奥川12	32	42
192	Ⅱ	5161	印南町	奥川	奥川13	36	60
193	Ⅱ	5162	印南町	羽六	羽六4	50	30
194	Ⅱ	5163	印南町	印南原	印南原中越32	30	50
195	Ⅱ	5164	印南町	印南原	印南原中越33	35	44
196	Ⅱ	5165	印南町	印南原	印南原中越34	30	38
197	Ⅱ	5166	印南町	印南原	印南原中越35	46	52
198	Ⅱ	5167	印南町	印南原	印南原中越36	43	26
199	Ⅱ	5168	印南町	印南原	印南原中越37	70	15
200	Ⅱ	5169	印南町	羽六	羽六5	35	50
201	Ⅱ	5170	印南町	羽六	羽六6	35	30
202	Ⅱ	5171	印南町	羽六	羽六7	30	25
203	Ⅱ	5172	印南町	印南原	印南原中越38	36	22
204	Ⅱ	5173	印南町	羽六	羽六8	32	25
205	Ⅱ	5174	印南町	羽六	羽六9	36	56
206	Ⅱ	5175	印南町	羽六	羽六10	34	26
207	Ⅱ	5176	印南町	羽六	羽六11	33	40
208	Ⅱ	5177	印南町	羽六	羽六12	33	36
209	Ⅱ	5178	印南町	羽六	羽六13	31	18
210	Ⅱ	5179	印南町	吉屋	吉屋1	34	22
211	Ⅱ	5180	印南町	山口	山口6	38	38
212	Ⅱ	5181	印南町	吉屋	吉屋2	34	26
213	Ⅱ	5182	印南町	吉屋	吉屋3	37	34
214	Ⅱ	5183	印南町	山口	山口3	31	30
215	Ⅱ	5184	印南町	山口	山口5	38	34
216	Ⅱ	5185	印南町	山口	山口4	30	24
217	Ⅱ	5186	印南町	津井	津井	30	26
218	Ⅱ	5187	印南町	印南	印南2	25	28
219	Ⅱ	5188	印南町	吉屋	吉屋4	38	60
220	Ⅱ	5189	印南町	印南	印南3	33	24
221	Ⅱ	5190	印南町	印南	印南4	32	16
222	Ⅱ	5191	印南町	印南	印南5	35	28
223	Ⅱ	5192	印南町	印南	印南6	34	34
224	Ⅱ	5193	印南町	吉屋	吉屋5	31	12
225	Ⅱ	5194	印南町	吉屋	吉屋6	32	44
226	Ⅱ	5195	印南町	印南	印南7	53	15
227	Ⅱ	5196	印南町	印南	印南8	45	8
228	Ⅱ	5197	印南町	吉屋	吉屋7	41	20
229	Ⅱ	5198	印南町	吉屋	吉屋8	40	20

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
230	Ⅱ	5199	印南町	島田	島田12	35	34
231	Ⅱ	5200	印南町	島田	島田13	36	60
232	Ⅱ	5201	印南町	島田	島田14	45	80
233	Ⅱ	5202	印南町	島田	島田15	38	25
234	Ⅱ	5203	印南町	島田	島田16	35	70
235	Ⅱ	5204	印南町	島田	島田17	35	50
236	Ⅱ	5205	印南町	島田	島田18	35	35
237	Ⅱ	5206	印南町	島田	島田19	46	54
238	Ⅱ	5207	印南町	島田	島田20	35	65
239	Ⅱ	5208	印南町	島田	島田21	36	120
240	Ⅱ	5209	印南町	島田	島田22	33	65
241	Ⅱ	5210	印南町	島田	島田23	39	40
242	Ⅱ	5211	印南町	島田	島田24	46	44
243	Ⅱ	5212	印南町	島田	島田25	37	18
244	Ⅱ	5213	印南町	島田	島田26	38	20
245	Ⅱ	5214	印南町	島田	島田27	35	25
246	Ⅱ	5215	印南町	田ノ内	田ノ内5	30	34
247	Ⅱ	5216	印南町	立石	立石9	30	26
248	Ⅱ	5217	印南町	立石	立石10	33	36
249	Ⅱ	5218	印南町	立石	立石11	36	36
250	Ⅱ	5219	印南町	奥川	奥川14	30	40
251	Ⅱ	5220	印南町	奥川	奥川15	34	74
252	Ⅱ	5221	印南町	吉井	吉井18	35	60
253	Ⅱ	5222	印南町	奥川	奥川16	31	8
254	Ⅱ	5223	印南町	奥川	奥川17	37	42
1	Ⅱ	2737	印南町	川又	川又1	38	100
2	Ⅱ	2738	印南町	川又	川又2	38	62
3	Ⅱ	2739	印南町	川又	川又3	36	100
4	Ⅱ	2740	印南町	上羽	上羽9	37	52
5	Ⅱ	2741	印南町	上羽	上羽10	35	90
6	Ⅱ	2742	印南町	上羽	上羽11	45	120
7	Ⅱ	2743	印南町	立石	立石12	32	88
8	Ⅱ	2744	印南町	立石	立石13	35	56
9	Ⅱ	2745	印南町	小原	小原8	44	86
10	Ⅱ	2746	印南町	立石	立石14	37	60
11	Ⅱ	2747	印南町	松原	松原3	39	92
12	Ⅱ	2748	印南町	美里	美里20	35	64
13	Ⅱ	2749	印南町	印南原	印南原19	30	62
14	Ⅱ	2750	印南町	美里	美里21	37	30
15	Ⅱ	2751	印南町	印南原	印南原20	37	38
16	Ⅱ	2752	印南町	印南原	印南原21	36	28
17	Ⅱ	2753	印南町	印南原	印南原22	30	74
18	Ⅱ	2754	印南町	印南原	印南原23	37	46
19	Ⅱ	2755	印南町	印南原	印南原24	38	70
20	Ⅱ	2756	印南町	奥川	奥川18	37	38
21	Ⅱ	2757	印南町	吉井	吉井19	39	72
22	Ⅱ	2758	印南町	吉井	吉井20	36	72
23	Ⅱ	2759	印南町	奥川	奥川19	36	86
24	Ⅱ	2760	印南町	奥川	奥川20	30	80
25	Ⅱ	2761	印南町	奥川	奥川21	39	88
26	Ⅱ	2762	印南町	奥川	奥川22	30	60
27	Ⅱ	2763	印南町	羽六	羽六12	37	46
28	Ⅱ	2764	印南町	羽六	羽六13	35	28
29	Ⅱ	2765	印南町	奥川	奥川23	32	74
30	Ⅱ	2766	印南町				

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	I	1250	みなべ町	阿	栗相寺	40	36
2	I	1252	みなべ町	阿	阿	30	10
3	I	1256	みなべ町	広野	上ノ段2	45	40
4	I	1261	みなべ町	栗本庄	五岳	45	34
5	I	1264	みなべ町	栗本庄	西垣内	35	20
6	I	1265	みなべ町	栗本庄	六十川	35	30
7	I	1267	みなべ町	栗本庄	片山1	40	35
8	I	1268	みなべ町	栗本庄	西谷1	30	45
9	I	1269	みなべ町	栗本庄	半田	45	64
10	I	1270	みなべ町	栗本庄	宮	40	30
11	I	1272	みなべ町	栗本庄	下五味	48	25
12	I	1273	みなべ町	栗本庄	丸山4	40	60
13	I	1276	みなべ町	滝	上市井原	35	125
14	I	1277	みなべ町	滝	袴多	45	40
15	I	1278	みなべ町	滝	田向	44	60
16	I	1279	みなべ町	滝	西谷	40	100
17	I	1281	みなべ町	熊瀬川	堂里内	60	25
18	I	1282	みなべ町	熊瀬川	早	35	30
19	I	1284	みなべ町	高野	下高野	40	86
20	I	1285	みなべ町	高野	袴地内	40	40
21	I	1286	みなべ町	高野	芝垣内2	40	60
22	I	1287	みなべ町	高野	傘ノ浦	30	96
23	I	1288	みなべ町	高野	水井	60	52
24	I	1289	みなべ町	市井川	一ヶ谷	40	80
25	I	1292	みなべ町	鳥之瀬	鳥之瀬7	30	40
26	I	1294	みなべ町	栗神野川	宮内内	42	40
27	I	1295	みなべ町	栗神野川	松越	45	18
28	I	1297	みなべ町	清川	大野上	40	60
29	I	1299	みなべ町	清川	上長滝中	30	50
30	I	1300	みなべ町	清川	中宇呂住	42	30
31	I	1301	みなべ町	清川	長経井川	45	90
32	I	1303	みなべ町	清川	寺垣内	31	70
33	I	1304	みなべ町	清川	桑中	40	100
34	I	1305	みなべ町	清川	川口	45	100
35	I	1311	みなべ町	清川	大橋・下角	40	90
36	I	1314	みなべ町	清川	名鉄・名之内	30	25
37	I	1317	みなべ町	西岩代	尾葉茶	35	30
38	I	1319	みなべ町	西岩代	西中村	40	60
39	I	1323	みなべ町	山内	寺の下	35	30
40	I	1324	みなべ町	芝	坂之山	35	20
41	I	1325	みなべ町	堺	西谷2	40	20
42	I	1326	みなべ町	堺	福徳	35	20
43	I	2176	みなべ町	夜橋	東二本松	30	40
44	I	4060	みなべ町	市井川	市井川1	45	54
45	I	4061	みなべ町	高野	高野	45	56
46	I	4062	みなべ町	市井川	市井川2	30	122
47	I	4063	みなべ町	栗神野川	栗神野川4	45	6
48	I	4064	みなべ町	高野	高野水川1	40	65
49	I	4065	みなべ町	高野	高野水川2	45	36
50	I	4066	みなべ町	清川	清川1	30	20
51	I	4067	みなべ町	市井川	市井川3	50	35
52	I	4068	みなべ町	清川	清川2	50	15
53	I	4069	みなべ町	清川	清川3	35	90
54	I	4070	みなべ町	清川	清川下大橋	35	10
55	I	4071	みなべ町	清川	清川長滝	30	60
56	I	4072	みなべ町	鳥之瀬	鳥之瀬	37	65
57	I	4073	みなべ町	滝	滝1	50	40
58	I	4074	みなべ町	滝	滝2	30	45
59	I	4075	みなべ町	栗本庄	栗本庄六十川	40	30
60	I	4076	みなべ町	西本庄	西本庄瓜谷	45	20

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
61	I	4077	みなべ町	市井川	市井川4	50	52
62	I	4078	みなべ町	西岩代	西岩代戸仲	40	70
63	I	4079	みなべ町	西岩代	西岩代西中村	40	15
64	I	4080	みなべ町	西岩代	西岩代中橋1	30	70
65	I	4081	みなべ町	西岩代	西岩代中橋2	35	140
66	I	4082	みなべ町	西岩代	西岩代中橋3	30	20
67	I	4083	みなべ町	西岩代	西岩代東中村	39	60
68	I	4084	みなべ町	越田	越田1	38	24
69	I	4085	みなべ町	越田	越田2	36	24
70	I	4086	みなべ町	堺	堺	56	15
1	II	4727	みなべ町	清川	清川1	35	40
2	II	4728	みなべ町	清川	清川2	35	60
3	II	4729	みなべ町	清川	清川3	35	70
4	II	4730	みなべ町	清川	清川4	30	30
5	II	4731	みなべ町	市井川	市井川本谷1	45	88
6	II	4732	みなべ町	市井川	市井川本谷2	40	108
7	II	4733	みなべ町	清川	清川本谷1	35	100
8	II	4734	みなべ町	清川	清川本谷2	35	40
9	II	4735	みなべ町	市井川	市井川西谷1	50	114
10	II	4736	みなべ町	清川	清川本谷3	38	30
11	II	4737	みなべ町	市井川	市井川西谷2	40	34
12	II	4738	みなべ町	市井川	市井川西谷3	45	146
13	II	4739	みなべ町	清川	清川本谷4	40	130
14	II	4740	みなべ町	清川	清川本谷5	30	70
15	II	4741	みなべ町	清川	清川本谷6	35	80
16	II	4742	みなべ町	市井川	市井川本谷3	45	46
17	II	4743	みなべ町	市井川	市井川西谷4	50	112
18	II	4744	みなべ町	市井川	市井川虫野1	35	36
19	II	4745	みなべ町	市井川	市井川虫野2	45	74
20	II	4746	みなべ町	市井川	虫野	45	144
21	II	4747	みなべ町	清川	清川長経井川1	35	170
22	II	4748	みなべ町	市井川	市井川虫野3	45	68
23	II	4749	みなべ町	清川	清川長経井川2	35	150
24	II	4750	みなべ町	清川	清川本谷7	35	90
25	II	4751	みなべ町	高野	高野水川5	45	112
26	II	4752	みなべ町	清川	清川本谷8	40	130
27	II	4753	みなべ町	高野	高野水川6	40	74
28	II	4754	みなべ町	市井川	市井川虫野4	45	48
29	II	4755	みなべ町	清川	清川長経井川3	45	60
30	II	4756	みなべ町	高野	高野水川3	40	120
31	II	4757	みなべ町	清川	清川長経井川4	45	20
32	II	4758	みなべ町	清川	清川長経井川5	35	70
33	II	4759	みなべ町	栗神野川	栗神野川1	50	110
34	II	4760	みなべ町	清川	清川長経井川6	40	120
35	II	4761	みなべ町	高野	清川長経井川7	35	50
36	II	4762	みなべ町	高野	高野水川4	50	102
37	II	4763	みなべ町	市井川	市井川堂平1	40	60
38	II	4764	みなべ町	清川	中谷	40	150
39	II	4765	みなべ町	清川	清川長経井川8	35	50
40	II	4766	みなべ町	栗神野川	栗神野川2	40	62
41	II	4767	みなべ町	栗神野川	栗神野川3	50	76
42	II	4768	みなべ町	清川	清川本谷9	30	100
43	II	4769	みなべ町	高野	高野水川2	40	50
44	II	4770	みなべ町	栗神野川	栗神野川4	40	136
45	II	4771	みなべ町	高野	高野水川1	45	100
46	II	4772	みなべ町	清川	上三倉	40	110
47	II	4773	みなべ町	栗神野川	栗神野川5	35	62
48	II	4774	みなべ町	栗神野川	栗神野川6	40	20
49	II	4775	みなべ町	栗神野川	五岳	40	18
50	II	4776	みなべ町	清川	清川10	40	60

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
51	II	4777	みなべ町	市井川	速井上切	45	72
52	II	4778	みなべ町	清川	清川名之内10	35	70
53	II	4779	みなべ町	栗神野川	栗神野川8	50	86
54	II	4780	みなべ町	市井川	市井川5	50	66
55	II	4781	みなべ町	清川	清川本谷11	35	50
56	II	4782	みなべ町	清川	清川本谷12	40	70
57	II	4783	みなべ町	市井川	市井川堂平2	45	40
58	II	4784	みなべ町	栗神野川	栗神野川9	40	140
59	II	4785	みなべ町	清川	清川本谷13	40	30
60	II	4786	みなべ町	清川	清川11	30	70
61	II	4787	みなべ町	栗神野川	栗神野川10	40	58
62	II	4788	みなべ町	清川	清川本谷14	40	90
63	II	4789	みなべ町	熊瀬川	熊瀬川西垣内1	40	84
64	II	4790	みなべ町	熊瀬川	熊瀬川西垣内2	45	64
65	II	4791	みなべ町	熊瀬川	西垣内2	65	40
66	II	4792	みなべ町	栗神野川	福	40	126
67	II	4793	みなべ町	熊瀬川	熊瀬川西垣内3	35	30
68	II	4794	みなべ町	滝	滝入谷1	45	44
69	II	4795	みなべ町	高野	高野2	40	52
70	II	4796	みなべ町	熊瀬川	熊瀬川西垣内4	45	28
71	II	4797	みなべ町	高野	高野大草3	40	44
72	II	4798	みなべ町	熊瀬川	熊瀬川西垣内5	40	70
73	II	4799	みなべ町	清川	清川本谷15	40	38
74	II	4800	みなべ町	清川	清川12	35	60
75	II	4801	みなべ町	清川	清川本谷16	45	30
76	II	4802	みなべ町	清川	清川本谷17	40	15
77	II	4803	みなべ町	清川	清川4	60	40
78	II	4804	みなべ町	清川	清川下大橋1	35	90
79	II	4805	みなべ町	熊瀬川	熊瀬川西垣内6	45	68
80	II	4806	みなべ町	熊瀬川	熊瀬川西垣内7	50	36
81	II	4807	みなべ町	土井	土井1	40	52
82	II	4808	みなべ町	土井	土井2	45	42
83	II	4809	みなべ町	栗神野川	栗神野川11	30	100
84	II	4810	みなべ町	滝	滝入谷2	45	14
85	II	4811	みなべ町	熊瀬川	熊瀬川西垣内8	40	74
86	II	4812	みなべ町	栗神野川	栗神野川12	40	160
87	II	4813	みなべ町	清川	清川名之内1	35	60
88	II	4814	みなべ町	熊瀬川	熊瀬川西垣内9	40	86
89	II	4815	みなべ町	清川	清川下大橋2	40	50
90	II	4816	みなべ町	清川	清川下大橋3	35	50
91	II	4817	みなべ町	栗神野川	後通9	45	100
92	II	4818	みなべ町	清川	大谷	30	30
93	II	4819	みなべ町	熊瀬川	熊瀬川西垣内9	45	42
94	II	4820	みなべ町	清川	上の尾	45	30
95	II	4821	みなべ町	清川	清川下大橋4	35	130
96	II	4822	みなべ町	清川	清川名之内2	40	25
97	II	4823	みなべ町	清川	早1	45	50
98	II	4824	みなべ町	清川	清川5	35	70
99	II	4825	みなべ町	清川	清川長滝1	30	50
100	II	4826	みなべ町	清川	清川6	40	60
101	II	4827	みなべ町	滝	滝入谷3	35	152
102	II	4828	みなべ町	清川	清川長滝2	45	60
103	II	4829	みなべ町	熊瀬川	熊瀬川西垣内4	45	52
104	II	4830	みなべ町	高野	高野1	30	30
105	II	4831	みなべ町	清川	清川長滝3	35	130
106	II	4832	みなべ町	清川	清川名之内3	35	30
107	II	4833	みなべ町	熊瀬川	熊瀬川西垣内5	70	30
108	II	4834	みなべ町	清川	谷口2	40	50
109	II	4835	みなべ町	清川	大橋	40	80
110	II	4836	みなべ町	熊瀬川	熊瀬川西垣内		

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防壁	
						傾斜度	高さ
171	Ⅱ	4837	みなべ町	滝	滝4	45	64
172	Ⅱ	4838	みなべ町	西本庄	西本庄3	40	104
173	Ⅱ	4839	みなべ町	西本庄	西本庄4	30	96
174	Ⅱ	4900	みなべ町	東本庄	東本庄	55	18
175	Ⅱ	4901	みなべ町	西本庄	田原	45	136
176	Ⅱ	4902	みなべ町	西本庄	西本庄5	40	30
177	Ⅱ	4903	みなべ町	西本庄	西本庄6	25	54
178	Ⅱ	4904	みなべ町	西本庄	西本庄7	50	70
179	Ⅱ	4905	みなべ町	西本庄	西本庄8	40	40
180	Ⅱ	4906	みなべ町	西本庄	西本庄9	45	80
181	Ⅱ	4907	みなべ町	東本庄	東本庄狭橋	40	50
182	Ⅱ	4908	みなべ町	西本庄	西本庄10	40	40
183	Ⅱ	4909	みなべ町	東本庄	早野2	45	48
184	Ⅱ	4910	みなべ町	東本庄六十川2	早野2	40	60
185	Ⅱ	4911	みなべ町	西本庄	西本庄11	35	60
186	Ⅱ	4912	みなべ町	東本庄	早野	45	20
187	Ⅱ	4913	みなべ町	東本庄	東本庄五味川	60	28
188	Ⅱ	4914	みなべ町	東本庄	東本庄五味1	45	60
189	Ⅱ	4915	みなべ町	東本庄	東本庄五味2	50	14
190	Ⅱ	4916	みなべ町	東本庄	東本庄下五味	50	75
191	Ⅱ	4917	みなべ町	西本庄	水越	45	66
192	Ⅱ	4918	みなべ町	東本庄	東本庄上之段	45	34
193	Ⅱ	4919	みなべ町	東本庄	東本庄久地1	60	60
194	Ⅱ	4920	みなべ町	東本庄	東本庄久地2	60	56
195	Ⅱ	4921	みなべ町	西本庄	西本庄瓜谷1	60	20
196	Ⅱ	4922	みなべ町	西本庄	西本庄瓜谷2	40	60
197	Ⅱ	4923	みなべ町	院橋	院橋	40	22
198	Ⅱ	4924	みなべ町	院橋	東大谷	40	34
199	Ⅱ	4925	みなべ町	谷口	北小谷	45	42
200	Ⅱ	4926	みなべ町	院橋	清水原	60	30
201	Ⅱ	4927	みなべ町	院橋	浦	30	40
202	Ⅱ	4928	みなべ町	院橋	山口7	45	30
203	Ⅱ	4929	みなべ町	院橋	大野宮前(2)	60	16
204	Ⅱ	4930	みなべ町	清川	清川末の川18	60	30
205	Ⅱ	4931	みなべ町	清川	清川奥野井川9	40	60
206	Ⅱ	4932	みなべ町	清川	清川下大149	60	80
207	Ⅱ	4933	みなべ町	滝	滝入谷6	40	52
208	Ⅱ	4934	みなべ町	院橋川	院橋川8	50	56
209	Ⅱ	4935	みなべ町	西本庄	西本庄12	60	30
210	Ⅱ	4936	みなべ町	東本庄	東本庄久米1	45	35
211	Ⅱ	4937	みなべ町	東本庄	東本庄久米2	42	22
212	Ⅱ	4938	みなべ町	東本庄	東本庄久米3	34	12
213	Ⅱ	4939	みなべ町	東本庄	松の地	50	40
214	Ⅱ	4940	みなべ町	東本庄	東本庄久米4	33	30
215	Ⅱ	4941	みなべ町	西本庄	西本庄戸弁1	35	30
216	Ⅱ	4942	みなべ町	東本庄	有の木	35	15
217	Ⅱ	4943	みなべ町	西本庄	西本庄戸弁2	70	20
218	Ⅱ	4944	みなべ町	東本庄	東本庄有ノ木1	30	32
219	Ⅱ	4945	みなべ町	東本庄	東本庄有ノ木2	30	32
220	Ⅱ	4946	みなべ町	東本庄	東本庄久米5	30	64
221	Ⅱ	4947	みなべ町	東本庄	東本庄	38	25
222	Ⅱ	4948	みなべ町	東本庄	東本庄久米6	60	18
223	Ⅱ	4949	みなべ町	東本庄	東本庄久米7	40	76
224	Ⅱ	4950	みなべ町	西本庄	戸弁	41	46
225	Ⅱ	4951	みなべ町	西本庄	西本庄1	33	30
226	Ⅱ	4952	みなべ町	西本庄	西本庄2	36	48
227	Ⅱ	4953	みなべ町	西本庄	西本庄3	30	20
228	Ⅱ	4954	みなべ町	西本庄	西本庄4	41	18
229	Ⅱ	4955	みなべ町	西本庄	同山	35	28
230	Ⅱ	4956	みなべ町	西本庄	羽移谷	33	32

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防壁	
						傾斜度	高さ
48	Ⅱ	2725	みなべ町	谷口	谷口片山	33	84
49	Ⅱ	2726	みなべ町	西本庄	西本庄戸弁8	39	56
50	Ⅱ	2727	みなべ町	西本庄	西本庄戸弁9	37	48
51	Ⅱ	2728	みなべ町	西本庄	西本庄戸弁3	39	48
52	Ⅱ	2729	みなべ町	東本庄	東本庄1	31	102
53	Ⅱ	2730	みなべ町	西本庄	西本庄戸弁4	35	64
54	Ⅱ	2731	みなべ町	西本庄	西本庄戸弁5	41	26
55	Ⅱ	2732	みなべ町	西本庄	西本庄戸弁6	35	62
56	Ⅱ	2733	みなべ町	東本庄	東本庄2	43	74
57	Ⅱ	2734	みなべ町	西本庄	西本庄戸弁7	30	44
58	Ⅱ	2735	みなべ町	東本庄	東本庄3	30	148
59	Ⅱ	2736	みなべ町	山内	山内	33	26

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防壁	
						傾斜度	高さ
231	Ⅱ	4957	みなべ町	東本庄	東本庄東中村1	45	27
232	Ⅱ	4958	みなべ町	西本庄	西本庄向山1	31	30
233	Ⅱ	4959	みなべ町	東本庄	東本庄東中村2	36	25
234	Ⅱ	4960	みなべ町	山内	東本庄山内	32	30
235	Ⅱ	4961	みなべ町	東本庄	東本庄東中村3	37	30
236	Ⅱ	4962	みなべ町	西本庄	西本庄向山2	36	42
237	Ⅱ	4963	みなべ町	西本庄	西本庄向山5	38	24
238	Ⅱ	4964	みなべ町	東本庄	東本庄東中村4	39	24
239	Ⅱ	4965	みなべ町	山内	山内井谷	45	15
240	Ⅱ	4966	みなべ町	山内	山内1	40	36
241	Ⅱ	4967	みなべ町	山内	山内2	34	44
242	Ⅱ	4968	みなべ町	山内	山内3	34	34
243	Ⅱ	4969	みなべ町	院橋	院橋	33	20
1	Ⅱ	2678	みなべ町	清川	清川奥野井川	33	26
2	Ⅱ	2679	みなべ町	清川	清川25	37	76
3	Ⅱ	2680	みなべ町	清川	清川26	37	166
4	Ⅱ	2681	みなべ町	清川	清川27	42	124
5	Ⅱ	2682	みなべ町	清川	清川28	36	130
6	Ⅱ	2683	みなべ町	清川	清川31	35	90
7	Ⅱ	2684	みなべ町	清川	清川29	39	48
8	Ⅱ	2685	みなべ町	市井川	市井川6	38	62
9	Ⅱ	2686	みなべ町	清川	清川30	39	104
10	Ⅱ	2687	みなべ町	市井川	市井川7	30	82
11	Ⅱ	2688	みなべ町	土井	土井	33	66
12	Ⅱ	2689	みなべ町	清川	清川名之内	39	64
13	Ⅱ	2690	みなべ町	清川	清川13	37	106
14	Ⅱ	2691	みなべ町	清川	清川14	40	66
15	Ⅱ	2692	みなべ町	東本庄	東本庄野川13	38	70
16	Ⅱ	2693	みなべ町	清川	清川15	43	82
17	Ⅱ	2694	みなべ町	清川	清川17	37	104
18	Ⅱ	2695	みなべ町	清川	清川16	37	104
19	Ⅱ	2696	みなべ町	清川	清川19	30	52
20	Ⅱ	2697	みなべ町	清川	清川18	40	42
21	Ⅱ	2698	みなべ町	清川	清川20	35	64
22	Ⅱ	2699	みなべ町	滝	滝入谷7	37	100
23	Ⅱ	2700	みなべ町	清川	清川21	34	48
24	Ⅱ	2701	みなべ町	東本庄	東本庄野川14	36	72
25	Ⅱ	2702	みなべ町	清川	清川22	39	106
26	Ⅱ	2703	みなべ町	清川	清川23	39	74
27	Ⅱ	2704	みなべ町	清川	清川24	40	76
28	Ⅱ	2705	みなべ町	滝	滝入谷8	32	76
29	Ⅱ	2706	みなべ町	院橋川	院橋川19	37	68
30	Ⅱ	2707	みなべ町	院橋川	院橋川10	41	122
31	Ⅱ	2708	みなべ町	院橋川	院橋川11	37	60
32	Ⅱ	2709	みなべ町	西本庄	西本庄13	40	58
33	Ⅱ	2710	みなべ町	西本庄	西本庄14	40	92
34	Ⅱ	2711	みなべ町	西本庄	西本庄15	40	100
35	Ⅱ	2712	みなべ町	西本庄	西本庄16	36	88
36	Ⅱ	2713	みなべ町	東本庄	東本庄久地6	35	90
37	Ⅱ	2714	みなべ町	東本庄	東本庄7	46	52
38	Ⅱ	2715	みなべ町	西本庄	西本庄17	37	156
39	Ⅱ	2716	みなべ町	西本庄	西本庄18	42	54
40	Ⅱ	2717	みなべ町	西本庄	西本庄19	35	82
41	Ⅱ	2718	みなべ町	西本庄	西本庄20	31	42
42	Ⅱ	2719	みなべ町	東本庄	東本庄久地7	40	58
43	Ⅱ	2720	みなべ町	東本庄	東本庄久地3	31	42
44	Ⅱ	2721	みなべ町	東本庄	東本庄久地4・5条	41	52
45	Ⅱ	2722	みなべ町	西本庄	西本庄瓜谷3	44	86
46	Ⅱ	2723	みなべ町	東本庄	東本庄久地5	41	52
47	Ⅱ	2724	みなべ町	西本庄	西本庄25	39	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防壁	
						傾斜度	高さ
1	Ⅰ	1106	田辺市	龍神村龍神	真田	40	120
2	Ⅰ	1107	田辺市	龍神村龍神	大庭	35	35
3	Ⅰ	1108	田辺市	龍神村龍神	野々垣内	35	40
4	Ⅰ	1109	田辺市	龍神村龍神	津本上	40	20
5	Ⅰ	1112	田辺市	龍神村龍神	津本上	45	20
6	Ⅰ	1113	田辺市	龍神村龍神	津本上	45	40
7	Ⅰ	1114	田辺市	龍神村小又川	小又川口	40	25
8	Ⅰ	1115	田辺市	龍神村小又川	津越2	30	30
9	Ⅰ	1116	田辺市	龍神村小又川	芝垣内1	50	30
10	Ⅰ	1119	田辺市	龍神村小又川	芝垣内2	40	30
11	Ⅰ	1120	田辺市	龍神村小又川	菅	40	160
12	Ⅰ	1121	田辺市	龍神村小又川	丸瀧	80	20
13	Ⅰ	1122	田辺市	龍神村早良ノ川	大淵	35	150
14	Ⅰ	1124	田辺市	龍神村早良ノ川	丸瀧	50	30
15	Ⅰ	1125	田辺市	龍神村小又川	小森1	35	30
16	Ⅰ	1126	田辺市	龍神村小又川	本郷2	30	20
17	Ⅰ	1127	田辺市	龍神村早良ノ川	五百瀬	40	20
18	Ⅰ	1132	田辺市	龍神村早良ノ川	上港ノ又	40	60
19	Ⅰ	1136	田辺市	龍神村早良ノ川	原	35	30
20	Ⅰ	1137	田辺市	龍神村早良ノ川	龍	35	30
21	Ⅰ	1140	田辺市	龍神村早良ノ川	小管	30	50
22	Ⅰ	1141	田辺市	龍神村早良ノ川	朝飯・飯治ヶ谷	35	120
23	Ⅰ	1142	田辺市	龍神村早良ノ川	方楽・本村	35	25
24	Ⅰ	1143	田辺市	龍神村早良ノ川	本村・丸田	30	50
25	Ⅰ	1144	田辺市	龍神村早良ノ川	下谷	30	100
26	Ⅰ	1145	田辺市	龍神村早良ノ川	森ノ本	40	30
27	Ⅰ	1146	田辺市	龍神村早良ノ川	西2	40	50
28	Ⅰ	1147	田辺市	龍神村早良ノ川	山連地	35	20
29	Ⅰ	1150	田辺市	龍神村早良ノ川	清瀬1	40	50
30	Ⅰ	1151	田辺市	龍神村早良ノ川	中原	35	40
31	Ⅰ	1152	田辺市	龍神村早良ノ川	大垣内	35	20
32	Ⅰ	1153	田辺市	龍神村早良ノ川	小淵	35	40
33	Ⅰ	1155	田辺市	龍神村早良ノ川	寺ノ原	35	40
34	Ⅰ	1156	田辺市	龍神村早良ノ川	西院	30	50
35	Ⅰ	1158	田辺市	龍神村早良ノ川	上ノ原(1)	35	70
36	Ⅰ	1161	田辺市	龍神村早良ノ川	原	40	40
37	Ⅰ	1163	田辺市	龍神村早良ノ川	高畑	40	140
38	Ⅰ	1164	田辺市</				

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
61	I	1196	田辺市	龍神村安井	千樹2	30	30
62	I	1197	田辺市	龍神村安井	五福	40	30
63	I	1198	田辺市	龍神村安井	上村	40	30
64	I	1200	田辺市	龍神村安井	小淵	50	30
65	I	1202	田辺市	龍神村安井	福2	30	60
66	I	1203	田辺市	龍神村安井	谷口	40	30
67	I	1327	田辺市	上芳美	旭化地野	30	50
68	I	1328	田辺市	上芳美	東山小堀1	30	100
69	I	1329	田辺市	上芳美	東山小堀2	35	60
70	I	1330	田辺市	上芳美	石神	35	40
71	I	1333	田辺市	上芳美	下小堀	38	50
72	I	1334	田辺市	上芳美	下小堀2	37	45
73	I	1335	田辺市	上芳美	上倉	40	60
74	I	1336	田辺市	上芳美	上小堀3	40	100
75	I	1337	田辺市	伏見町	池の川	40	50
76	I	1338	田辺市	伏見町	下堀1	40	40
77	I	1339	田辺市	伏見町	伏見川	35	45
78	I	1340	田辺市	伏見町	津城	40	50
79	I	1341	田辺市	伏見町	津城	35	30
80	I	1342	田辺市	伏見町	中村	35	30
81	I	1344	田辺市	伏見町	伏見野	35	130
82	I	1345	田辺市	伏見町	伏見野	40	60
83	I	1346	田辺市	伏見町	伏見野	40	30
84	I	1347	田辺市	伏見町	伏見野	40	30
85	I	1348	田辺市	伏見町	伏見野	35	100
86	I	1349	田辺市	伏見町	伏見野	40	50
87	I	1350	田辺市	伏見町	伏見野	40	50
88	I	1351	田辺市	伏見町	伏見野	35	30
89	I	1352	田辺市	伏見町	伏見野	40	20
90	I	1354	田辺市	伏見町	伏見野	40	22
91	I	1355	田辺市	伏見町	伏見野	35	40
92	I	1356	田辺市	伏見町	伏見野	40	20
93	I	1357	田辺市	伏見町	伏見野	35	40
94	I	1358	田辺市	伏見町	伏見野	40	20
95	I	1359	田辺市	伏見町	伏見野	50	25
96	I	1361	田辺市	伏見町	伏見野	40	55
97	I	1362	田辺市	伏見町	伏見野	40	25
98	I	1363	田辺市	伏見町	伏見野	35	160
99	I	1365	田辺市	伏見町	伏見野	40	25
100	I	1366	田辺市	伏見町	伏見野	35	20
101	I	1368	田辺市	伏見町	伏見野	30	28
102	I	1369	田辺市	伏見町	伏見野	35	25
103	I	1370	田辺市	伏見町	伏見野	40	15
104	I	1371	田辺市	伏見町	伏見野	50	50
105	I	1372	田辺市	伏見町	伏見野	40	15
106	I	1373	田辺市	伏見町	伏見野	30	15
107	I	1374	田辺市	伏見町	伏見野	35	30
108	I	1375	田辺市	伏見町	伏見野	40	23
109	I	1377	田辺市	伏見町	伏見野	45	20
110	I	1378	田辺市	伏見町	伏見野	35	25
111	I	1379	田辺市	伏見町	伏見野	35	40
112	I	1380	田辺市	伏見町	伏見野	45	40
113	I	1382	田辺市	伏見町	伏見野	40	30
114	I	1384	田辺市	伏見町	伏見野	40	13
115	I	1385	田辺市	伏見町	伏見野	45	15
116	I	1386	田辺市	伏見町	伏見野	70	20
117	I	1387	田辺市	伏見町	伏見野	40	13
118	I	1389	田辺市	伏見町	伏見野	60	8
119	I	1390	田辺市	伏見町	伏見野	45	50
120	I	1391	田辺市	伏見町	伏見野	35	15

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
181	I	1458	田辺市	下川上	谷口	40	120
182	I	1459	田辺市	下川上	狹戸	35	130
183	I	1460	田辺市	下川上	打越	50	25
184	I	1461	田辺市	下川上	宮ノ平	35	70
185	I	1462	田辺市	下川上	上野	40	60
186	I	1463	田辺市	下川上	川根	50	60
187	I	1464	田辺市	下川上	保平	40	60
188	I	1466	田辺市	下川上	合川	40	100
189	I	1467	田辺市	下川上	誤谷	35	50
190	I	1468	田辺市	下川上	木守	50	30
191	I	2055	田辺市	本宮町三越	下善	35	100
192	I	2057	田辺市	本宮町伏拝	日浦	35	140
193	I	2060	田辺市	本宮町切畑	切畑1・切畑	35	40
194	I	2061	田辺市	本宮町切畑	切畑2・切畑	40	60
195	I	2063	田辺市	本宮町切畑	畑地	35	60
196	I	2064	田辺市	本宮町切畑	畑地	40	70
197	I	2065	田辺市	本宮町土河屋	土河屋	35	90
198	I	2066	田辺市	本宮町大尾	竹島通り	35	100
199	I	2067	田辺市	本宮町伏拝	松本	35	110
200	I	2068	田辺市	本宮町大尾	大尾	35	20
201	I	2070	田辺市	本宮町大尾	切畑・大尾	35	20
202	I	2071	田辺市	本宮町大尾	大尾3	35	20
203	I	2073	田辺市	本宮町三越	宮ノ関	35	70
204	I	2074	田辺市	本宮町一本松	中隈内	35	60
205	I	2075	田辺市	本宮町本宮	中村地1	40	20
206	I	2076	田辺市	本宮町本宮	湯水	45	30
207	I	2077	田辺市	本宮町本宮	口赤井	30	30
208	I	2078	田辺市	本宮町本宮	岩田町	40	40
209	I	2079	田辺市	本宮町大尾	橋上	30	130
210	I	2081	田辺市	本宮町岩田	上地早	35	40
211	I	2082	田辺市	本宮町岩田	高野	35	180
212	I	2083	田辺市	本宮町岩田	岩田1	40	130
213	I	2084	田辺市	本宮町岩田	岩田2	40	140
214	I	2085	田辺市	本宮町岩田	井戸ノ原	40	90
215	I	2086	田辺市	本宮町岩田	畑井	35	130
216	I	2087	田辺市	本宮町岩田	畑井	40	60
217	I	2088	田辺市	本宮町岩田	畑井	35	150
218	I	2089	田辺市	本宮町久保野	久保野早	40	60
219	I	2090	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	30	50
220	I	2092	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	40	50
221	I	2093	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	60
222	I	2094	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	40
223	I	2095	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	70
224	I	2097	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	90
225	I	2100	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	60
226	I	2101	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	90
227	I	2102	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	110
228	I	2103	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	120
229	I	2104	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	140
230	I	2105	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	90
231	I	2107	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	240
232	I	2108	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	220
233	I	2109	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	220
234	I	2110	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	140
235	I	2111	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	130
236	I	2112	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	40	40
237	I	2114	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	60
238	I	2115	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	90
239	I	2116	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	30	40
240	I	2182	田辺市	本宮町下瀬川	下瀬川	35	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
121	I	1392	田辺市	神子浜1丁目	神子浜	70	10
122	I	1393	田辺市	神子浜1丁目	上黒田	30	10
123	I	1394	田辺市	神子浜1丁目	黒田	65	20
124	I	1395	田辺市	新庄町	西谷谷1	35	20
125	I	1396	田辺市	新庄町	土手内	30	15
126	I	1397	田辺市	新庄町	名真里・福裏	50	15
127	I	1398	田辺市	新庄町	名真里	45	10
128	I	1399	田辺市	新庄町	神子浜	30	20
129	I	1400	田辺市	新庄町	東谷之浦	65	20
130	I	1401	田辺市	新庄町	長井谷	30	40
131	I	1402	田辺市	新庄町	東内之浦	40	20
132	I	1403	田辺市	新庄町	岩内	30	20
133	I	1404	田辺市	新庄町	味地	50	20
134	I	1405	田辺市	新庄町	神子浜東山	35	20
135	I	1406	田辺市	新庄町	下地・下地(1)	35	30
136	I	1408	田辺市	新庄町	津越	45	100
137	I	1410	田辺市	新庄町	津越	40	60
138	I	1411	田辺市	新庄町	津越	40	60
139	I	1412	田辺市	新庄町	津越	42	45
140	I	1413	田辺市	新庄町	津越	40	160
141	I	1414	田辺市	新庄町	津越	45	35
142	I	1415	田辺市	新庄町	津越	35	30
143	I	1416	田辺市	新庄町	津越	40	15
144	I	1417	田辺市	新庄町	津越	40	110
145	I	1418	田辺市	新庄町	津越	39	60
146	I	1419	田辺市	新庄町	津越	45	50
147	I	1421	田辺市	新庄町	津越	40	50
148	I	1422	田辺市	新庄町	津越	40	60
149	I	1423	田辺市	新庄町	津越	35	60
150	I	1424	田辺市	新庄町	津越	30	150
151	I	1425	田辺市	新庄町	津越	40	90
152	I	1426	田辺市	新庄町	津越	35	50
153	I	1427	田辺市	新庄町	津越	35	50
154	I	1428	田辺市	新庄町	津越	40	60
155	I	1429	田辺市	新庄町	津越	40	60
156	I	1431	田辺市	新庄町	津越	50	20
157	I	1433	田辺市	新庄町	津越	35	30
158	I	1434	田辺市	新庄町	津越	40	40
159	I	1435	田辺市	新庄町	津越	35	100
160	I	1436	田辺市	新庄町	津越	35	60
161	I	1437	田辺市	新庄町	津越	40	60
162	I	1438	田辺市	新庄町	津越	35	100
163	I	1439	田辺市	新庄町	津越	40	60
164	I	1440	田辺市	新庄町	津越	45	150
165	I	1441	田辺市	新庄町	津越	50	10
166	I	1442	田辺市	新庄町	津越	35	30
167	I	1443	田辺市	新庄町	津越	40	30
168	I	1444	田辺市	新庄町	津越	40	50
169	I	1446	田辺市	新庄町	津越	40	160
170	I	1447	田辺市	新庄町	津越	35	30
171	I	1448	田辺市	新庄町	津越	35	50
172	I	1449	田辺市	新庄町	津越	35	30
173	I	1450	田辺市	新庄町	津越	45	60
174	I	1451	田辺市	新庄町	津越	45	110
175	I	1452	田辺市	新庄町	津越	45	100
176	I	1453	田辺市	新庄町	津越	40	130
177	I	1454	田辺市	新庄町	津越	48	30
178	I	1455	田辺市	新庄町	津越	40	30
179	I	1456	田辺市	新庄町	津越	35	90
180	I	1457	田辺市	新庄町	津越		

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
501	I	4040	田辺市	龍神村	福井橋2	30	30
502	I	4041	田辺市	龍神村	西1	45	40
503	I	4042	田辺市	龍神村	東上ノ路1	35	20
504	I	4043	田辺市	龍神村	殿原早ノ路	40	100
505	I	4044	田辺市	龍神村	東西線	40	40
506	I	4045	田辺市	龍神村	東上ノ路2	35	30
507	I	4046	田辺市	龍神村	東上ノ路3	35	30
508	I	4047	田辺市	龍神村	殿原小森	35	30
509	I	4048	田辺市	龍神村	西2	30	30
510	I	4049	田辺市	龍神村	東丹生平	30	30
511	I	4050	田辺市	龍神村	安井五郎	35	60
512	I	4051	田辺市	龍神村	福井橋内	40	15
513	I	4052	田辺市	龍神村	柳瀬架	35	35
514	I	4053	田辺市	龍神村	福井橋	30	30
515	I	4054	田辺市	龍神村	福井橋	40	30
516	I	4055	田辺市	龍神村	柳瀬保の早	30	20
517	I	4056	田辺市	龍神村	柳瀬保の早	30	20
518	I	4057	田辺市	龍神村	柳瀬保の早	30	20
519	I	4058	田辺市	龍神村	柳瀬保の早	30	40
520	I	4059	田辺市	龍神村	柳瀬保の早	30	40
521	I	4201	田辺市	上芳美	上芳美西1	48	40
522	I	4202	田辺市	上芳美	上芳美小畑1	45	40
523	I	4203	田辺市	上芳美	上芳美東1	45	50
524	I	4204	田辺市	秋津川	秋津川宝拍1	30	30
525	I	4205	田辺市	秋津川	秋津川宝拍2	35	100
526	I	4206	田辺市	秋津川	秋津川前平1	40	50
527	I	4207	田辺市	秋津川	秋津川前平2	40	40
528	I	4208	田辺市	上芳美	上芳美下ノ口1	42	38
529	I	4209	田辺市	上芳美	上芳美東1	45	30
530	I	4210	田辺市	上芳美	上芳美東2	35	25
531	I	4211	田辺市	上芳美	上芳美東3	40	20
532	I	4212	田辺市	上芳美	上芳美東4	35	55
533	I	4213	田辺市	中芳美	中芳美小野1	40	35
534	I	4214	田辺市	中芳美	中芳美小野2	40	35
535	I	4215	田辺市	上芳美	上芳美東谷1	40	120
536	I	4216	田辺市	秋津川	秋津川竹森1	40	30
537	I	4217	田辺市	秋津川	秋津川竹森2	40	35
538	I	4218	田辺市	秋津川	秋津川竹森3	35	50
539	I	4219	田辺市	秋津川	秋津川下畑1	40	35
540	I	4220	田辺市	秋津川	秋津川下畑2	35	60
541	I	4221	田辺市	秋津川	秋津川中畑1	40	35
542	I	4222	田辺市	秋津川	秋津川中畑2	40	25
543	I	4223	田辺市	福成町	福成町上1	40	90
544	I	4224	田辺市	福成町	福成町大野1	35	28
545	I	4225	田辺市	福成町	福成町上2	40	90
546	I	4226	田辺市	福成町	福成町中1	30	28
547	I	4227	田辺市	福成町	福成町中2	35	40
548	I	4228	田辺市	福成町	福成町中3	60	14
549	I	4229	田辺市	福成町	福成町下1	35	35
550	I	4230	田辺市	福成町	福成町下2	70	70
551	I	4231	田辺市	福成町	福成町下3	35	40
552	I	4232	田辺市	上秋津	上秋津	30	50
553	I	4233	田辺市	上秋津	上秋津河原	30	50
554	I	4234	田辺市	上秋津	上秋津平野	40	15
555	I	4235	田辺市	上秋津	上秋津西谷1	40	120
556	I	4236	田辺市	上秋津	上秋津西谷2	40	90
557	I	4237	田辺市	上秋津	上秋津左向谷	35	40
558	I	4238	田辺市	上秋津	上秋津下畑1	40	25
559	I	4239	田辺市	上芳美	上芳美小畑1	45	20
560	I	4240	田辺市	上芳美	上芳美小畑2	50	26

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
361	I	4241	田辺市	芳美町	芳美町田2	35	15
362	I	4242	田辺市	芳美町	芳美町田中2	40	22
363	I	4243	田辺市	芳美町	芳美町田中3	55	20
364	I	4244	田辺市	芳美町	芳美町田中3	40	17
365	I	4245	田辺市	芳美町	芳美町三田六貫台1	40	20
366	I	4246	田辺市	芳美町	芳美町田中2	70	12
367	I	4247	田辺市	芳美町	芳美町田中2	35	30
368	I	4248	田辺市	芳美町	芳美町田中4	45	30
369	I	4249	田辺市	芳美町	芳美町	45	30
370	I	4250	田辺市	芳美町	芳美町田中5	30	32
371	I	4251	田辺市	芳美町	芳美町三田六貫台2	60	23
372	I	4252	田辺市	芳美町	芳美町三田六貫台3	55	20
373	I	4253	田辺市	芳美町	芳美町三田六貫台4	70	12
374	I	4254	田辺市	福成町	福成町荒元1	40	15
375	I	4255	田辺市	福成町	福成町荒元2	50	20
376	I	4256	田辺市	福成町	名義堂	35	75
377	I	4257	田辺市	福成町	跡之浦	35	35
378	I	4258	田辺市	元町	元町瀬ノ谷1	40	20
379	I	4259	田辺市	元町	元町瀬ノ谷2	35	20
380	I	4260	田辺市	元町	元町出立1	55	20
381	I	4261	田辺市	元町	元町出立2	70	20
382	I	4262	田辺市	元町	元町天神1	50	20
383	I	4263	田辺市	元町	元町目良1	45	20
384	I	4264	田辺市	元町	元町天神2	45	20
385	I	4265	田辺市	元町	元町深ノ峰	50	20
386	I	4266	田辺市	元町	元町目良2	40	20
387	I	4267	田辺市	下万呂	下万呂1	45	15
388	I	4268	田辺市	元町	元町出立2	40	20
389	I	4269	田辺市	下万呂	下万呂2	35	20
390	I	4270	田辺市	廣	廣山崎1	35	40
391	I	4271	田辺市	中万呂	中万呂吉戸1	55	30
392	I	4272	田辺市	上秋津	上秋津久保田1	65	50
393	I	4273	田辺市	中万呂	中万呂1	45	50
394	I	4274	田辺市	中万呂	中万呂	35	25
395	I	4275	田辺市	下万呂	下万呂3	25	20
396	I	4276	田辺市	上三崎	上三崎東ノ元	50	20
397	I	4277	田辺市	中三崎	中三崎東ノ元	36	30
398	I	4278	田辺市	芳美町	芳美町田中6	40	17
399	I	4279	田辺市	文里1丁目	文里一丁目1	40	25
400	I	4280	田辺市	新庄町	新庄町橋谷1	60	15
401	I	4281	田辺市	新庄町	新庄町橋谷2	35	20
402	I	4282	田辺市	新庄町	新庄町橋谷3	30	25
403	I	4283	田辺市	文里1丁目	文里一丁目2	40	25
404	I	4284	田辺市	新庄町	新庄町吉家	60	60
405	I	4285	田辺市	新庄町	新庄町内1	60	30
406	I	4286	田辺市	新庄町	新庄町内2	35	20
407	I	4341	田辺市	中辺路町	中辺路町道	35	30
408	I	4342	田辺市	中辺路町	中辺路町道	35	70
409	I	4343	田辺市	中辺路町	中辺路町道	60	10
410	I	4350	田辺市	中辺路町	野中上地1	30	60
411	I	4351	田辺市	中辺路町	野中	45	30
412	I	4352	田辺市	中辺路町	野中大石1	40	40
413	I	4353	田辺市	中辺路町	野中大石2	50	15
414	I	4354	田辺市	中辺路町	高原1	40	40
415	I	4355	田辺市	中辺路町	川合橋東平2	35	50
416	I	4357	田辺市	中辺路町	小管1	50	50
417	I	4358	田辺市	中辺路町	小管2	35	40
418	I	4359	田辺市	中辺路町	小管左橋	40	25
419	I	4360	田辺市	中辺路町	栗橋川上芝下1・中芝	35	110
420	I	4361	田辺市	中辺路町	栗橋川上芝下2	40	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
421	I	4362	田辺市	川合	川合1	35	20
422	I	4363	田辺市	川合	川合朝来平3	35	50
423	I	4366	田辺市	高原2	高原2	40	40
424	I	4367	田辺市	高原3	高原3	45	14
425	I	4368	田辺市	西谷庵尾1	西谷庵尾1	35	35
426	I	4369	田辺市	西谷庵尾2	西谷庵尾2	45	30
427	I	4370	田辺市	西谷庵尾3	西谷庵尾3	40	30
428	I	4371	田辺市	西谷庵尾4	西谷庵尾4	40	60
429	I	4372	田辺市	北郡1	北郡1	35	50
430	I	4373	田辺市	下ノ地	下ノ地	35	40
431	I	4374	田辺市	早瀬	早瀬	35	30
432	I	4375	田辺市	下川下竹西16	下川下竹西16	40	30
433	I	4376	田辺市	安久川	安久川	60	100
434	I	4377	田辺市	上平	上平	40	110
435	I	4378	田辺市	下川上大浜	下川上大浜	45	35
436	I	4379	田辺市	大浜	大浜	40	50
437	I	4380	田辺市	下川下上野1	下川下上野1	35	110
438	I	4381	田辺市	下川下上野2	下川下上野2	40	18
439	I	4382	田辺市	下川下上野3	下川下上野3	45	40
440	I	4383	田辺市	麻尾1	麻尾1	40	30
441	I	4384	田辺市	麻尾2	麻尾2	40	40
442	I	4385	田辺市	麻尾3	麻尾3	35	40
443	I	4386	田辺市	麻尾4	麻尾4	35	50
444	I	4387	田辺市	宇立1	宇立1	40	90
445	I	4388	田辺市	鮎川向越5	鮎川向越5	35	40
446	I	4389	田辺市	城の浜・内ノ井2	城の浜・内ノ井2	40	70
447	I	4390	田辺市	内ノ井1	内ノ井1	45	70
448	I	4391	田辺市	下早2	下早2	35	55
449	I	4392	田辺市	鮎川2	鮎川2	40	50
450	I	4393	田辺市	鮎川山2	鮎川山2	40	35
451	I	4394	田辺市	鮎川地ノ谷1	鮎川地ノ谷1	45	250
452	I	4395	田辺市	鮎川	鮎川	40	70
453	I	4396	田辺市	鮎川	鮎川	35	60
454	I	4397	田辺市	向山	向山	35	40
455	I	4398	田辺市	向山	向山	45	40
456	I	4399	田辺市	向山2	向山2	45	50
457	I	4400	田辺市	飯野7	飯野7	45	120
458	I	4401	田辺市	飯野8	飯野8	35	70
459	I	4402	田辺市	飯野9	飯野9	35	110
460	I	4403	田辺市	飯野	飯野	40	60
461	I	4404	田辺市	合川	合川	40	50
462	I	4405	田辺市	合川	合川	40	40
463	I	4406	田辺市	合川	合川	45	40
464	I	4407	田辺市	合川	合川	45	40
465	I	4408	田辺市	合川	合川	35	40
466	I	4409	田辺市	合川	合川	40	50
467	I	4410	田辺市	合川	合川	45	30
468	I	4411	田辺市	合川	合川	40	80
469	I	4412	田辺市	合川	合川	50	30
470	I	4413	田辺市	谷野口	谷野口	40	60
471	I	4728	田辺市	本宮町	本宮町三郎	35	50
472	I	4729	田辺市	本宮町	本宮町切畑	35	30
473	I	4730	田辺市	本宮町	本宮町上切畑	30	140
474	I	4731	田辺市	本宮町	本宮町伏拝	40	20
475	I	4732	田辺市	本宮町	本宮町大庭	40	20
476	I	4733	田辺市	本宮町	本宮町大庭	40	70

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
45	Ⅱ	4590	田辺市	龍神村小宮	小宮丸通4	30	90
46	Ⅱ	4591	田辺市	龍神村小宮	小宮丸通5	65	20
47	Ⅱ	4592	田辺市	龍神村広井原	広井原大筋1	35	60
48	Ⅱ	4593	田辺市	龍神村小宮	小宮丸通6	30	50
49	Ⅱ	4594	田辺市	龍神村広井原	広井原大筋1	40	40
50	Ⅱ	4595	田辺市	龍神村広井原	広井原大筋2	40	30
51	Ⅱ	4596	田辺市	龍神村小宮	小宮丸通2	30	30
52	Ⅱ	4597	田辺市	龍神村広井原	広井原大筋2	70	30
53	Ⅱ	4598	田辺市	龍神村広井原	広井原大筋3	45	70
54	Ⅱ	4599	田辺市	龍神村小宮	小宮丸通3	75	95
55	Ⅱ	4600	田辺市	龍神村広井原	広井原小筋1	60	30
56	Ⅱ	4601	田辺市	龍神村広井原	広井原小筋2	40	90
57	Ⅱ	4602	田辺市	龍神村広井原	広井原小筋3	35	40
58	Ⅱ	4603	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通1	45	60
59	Ⅱ	4604	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通2	40	60
60	Ⅱ	4605	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通3	40	90
61	Ⅱ	4606	田辺市	龍神村宮代	宮代本筋1	50	80
62	Ⅱ	4607	田辺市	龍神村宮代	宮代本筋2	50	30
63	Ⅱ	4608	田辺市	龍神村宮代	宮代本筋3	60	80
64	Ⅱ	4609	田辺市	龍神村宮代	宮代本筋4	45	120
65	Ⅱ	4610	田辺市	龍神村宮代	宮代本筋5	50	70
66	Ⅱ	4611	田辺市	龍神村宮代	宮代本筋6	60	40
67	Ⅱ	4612	田辺市	龍神村宮代	宮代本筋7	60	50
68	Ⅱ	4613	田辺市	龍神村小宮	小宮丸通1	40	90
69	Ⅱ	4614	田辺市	龍神村甲斐ノ川	甲斐ノ川小1	35	50
70	Ⅱ	4615	田辺市	龍神村宮代	宮代本筋1	35	130
71	Ⅱ	4616	田辺市	龍神村甲斐ノ川	甲斐ノ川小2	40	60
72	Ⅱ	4617	田辺市	龍神村宮代	宮代東光寺	35	40
73	Ⅱ	4618	田辺市	龍神村小宮	小宮丸通(1)・小宮丸通(2)	35	35
74	Ⅱ	4619	田辺市	龍神村広井原	広井原高1	60	40
75	Ⅱ	4620	田辺市	龍神村甲斐ノ川	甲斐ノ川小3	30	40
76	Ⅱ	4621	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通4	40	70
77	Ⅱ	4622	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通5	30	60
78	Ⅱ	4623	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通6	55	15
79	Ⅱ	4624	田辺市	龍神村小宮	小宮丸通2	50	50
80	Ⅱ	4625	田辺市	龍神村宮代	宮代西筋2	30	80
81	Ⅱ	4626	田辺市	龍神村甲斐ノ川	甲斐ノ川小4	80	40
82	Ⅱ	4627	田辺市	龍神村甲斐ノ川	甲斐ノ川小5	35	50
83	Ⅱ	4628	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通7	45	60
84	Ⅱ	4629	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通8	40	30
85	Ⅱ	4630	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通9	50	30
86	Ⅱ	4631	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通10	30	60
87	Ⅱ	4632	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通11	50	30
88	Ⅱ	4633	田辺市	龍神村宮代	宮代中筋内1	35	40
89	Ⅱ	4634	田辺市	龍神村丹生ノ川	龍野	35	60
90	Ⅱ	4635	田辺市	龍神村宮代	宮代小筋1	40	100
91	Ⅱ	4636	田辺市	龍神村宮代	宮代細筋1	35	60
92	Ⅱ	4637	田辺市	龍神村宮代	宮代中筋内2	35	100
93	Ⅱ	4638	田辺市	龍神村宮代	宮代小筋2	40	120
94	Ⅱ	4639	田辺市	龍神村宮代	宮代上小筋1	55	60
95	Ⅱ	4640	田辺市	龍神村宮代	宮代細筋2	40	140
96	Ⅱ	4641	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川加圧口1	45	110
97	Ⅱ	4642	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通12	30	40
98	Ⅱ	4643	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川加圧口2	50	100
99	Ⅱ	4644	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通13	40	40
100	Ⅱ	4645	田辺市	龍神村宮代	小原7	40	90
101	Ⅱ	4646	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通14	60	40
102	Ⅱ	4647	田辺市	龍神村宮代	宮代小筋3	60	70
103	Ⅱ	4648	田辺市	龍神村宮代	宮代中筋内3	40	70
104	Ⅱ	4649	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通14	35	60

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
105	Ⅱ	4650	田辺市	龍神村三ツ又	三ツ又丸通15	30	70
106	Ⅱ	4651	田辺市	龍神村宮代	宮代本筋1	35	80
107	Ⅱ	4652	田辺市	龍神村宮代	宮代本筋2	30	90
108	Ⅱ	4653	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川支	40	150
109	Ⅱ	4654	田辺市	龍神村宮代	宮代本筋3	40	50
110	Ⅱ	4655	田辺市	龍神村宮代	宮代本筋4	40	25
111	Ⅱ	4656	田辺市	龍神村丹生ノ川	甲斐ノ川本筋	35	100
112	Ⅱ	4657	田辺市	龍神村宮代	大内1	45	100
113	Ⅱ	4658	田辺市	龍神村甲斐ノ川	甲斐ノ川下谷1	30	30
114	Ⅱ	4659	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川東平	30	60
115	Ⅱ	4660	田辺市	龍神村甲斐ノ川	甲斐ノ川方架1	40	30
116	Ⅱ	4661	田辺市	龍神村甲斐ノ川	甲斐ノ川方架2	40	30
117	Ⅱ	4662	田辺市	龍神村丹生ノ川	東平	40	50
118	Ⅱ	4663	田辺市	龍神村甲斐ノ川	甲斐ノ川下谷2	30	60
119	Ⅱ	4664	田辺市	龍神村甲斐ノ川	甲斐ノ川方架3	40	40
120	Ⅱ	4665	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川五味	60	130
121	Ⅱ	4666	田辺市	龍神村龍原	龍原高の首	40	50
122	Ⅱ	4667	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川南1	75	150
123	Ⅱ	4668	田辺市	龍神村龍原	龍原上平1	30	60
124	Ⅱ	4669	田辺市	龍神村龍原	龍原富士ヶ瀬	45	90
125	Ⅱ	4670	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川加附1	35	60
126	Ⅱ	4671	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川加附2	35	70
127	Ⅱ	4672	田辺市	龍神村龍原	龍原天方	35	90
128	Ⅱ	4673	田辺市	龍神村東	東岳谷	35	50
129	Ⅱ	4674	田辺市	龍神村龍原	龍原上平2	30	50
130	Ⅱ	4675	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川南2	30	100
131	Ⅱ	4676	田辺市	龍神村龍原	龍原上平3	45	40
132	Ⅱ	4677	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川小筋1	35	50
133	Ⅱ	4678	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川小筋2	30	30
134	Ⅱ	4679	田辺市	龍神村龍原	龍原高平	45	210
135	Ⅱ	4680	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川峰1	45	110
136	Ⅱ	4681	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川峰2	30	70
137	Ⅱ	4682	田辺市	龍神村西	西3	30	90
138	Ⅱ	4683	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川小筋3	45	80
139	Ⅱ	4684	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川峰2	30	30
140	Ⅱ	4685	田辺市	龍神村西	西4	40	130
141	Ⅱ	4686	田辺市	龍神村龍原	龍原富士ヶ瀬	30	30
142	Ⅱ	4687	田辺市	龍神村龍原	小原	30	110
143	Ⅱ	4688	田辺市	龍神村龍原	龍原小筋	35	70
144	Ⅱ	4689	田辺市	龍神村龍原	龍原小筋2	35	50
145	Ⅱ	4690	田辺市	龍神村龍原	龍原長沢	30	70
146	Ⅱ	4691	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻1	30	30
147	Ⅱ	4692	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻2	30	60
148	Ⅱ	4693	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻3	30	60
149	Ⅱ	4694	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻4	40	30
150	Ⅱ	4695	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻5	35	40
151	Ⅱ	4696	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻6	40	30
152	Ⅱ	4697	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻7	30	60
153	Ⅱ	4698	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻8	30	40
154	Ⅱ	4699	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻9	30	50
155	Ⅱ	4700	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻10	40	90
156	Ⅱ	4701	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻11	40	30
157	Ⅱ	4702	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻12	45	80
158	Ⅱ	4703	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻13	45	190
159	Ⅱ	4704	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻14	35	110
160	Ⅱ	4705	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻15	30	160
161	Ⅱ	4706	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻16	30	140
162	Ⅱ	4707	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻17	60	70
163	Ⅱ	4708	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻18	35	40
164	Ⅱ	4709	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻19	40	100

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
165	Ⅱ	4710	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻20	30	90
166	Ⅱ	4711	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻21	30	80
167	Ⅱ	4712	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻22	45	50
168	Ⅱ	4713	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻23	35	20
169	Ⅱ	4714	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻24	40	40
170	Ⅱ	4715	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻25	30	30
171	Ⅱ	4716	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻26	30	30
172	Ⅱ	4717	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻27	45	50
173	Ⅱ	4718	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻28	30	30
174	Ⅱ	4719	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻29	65	40
175	Ⅱ	4720	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻30	40	100
176	Ⅱ	4721	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻31	30	80
177	Ⅱ	4722	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻32	40	40
178	Ⅱ	4723	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻33	45	60
179	Ⅱ	4724	田辺市	龍神村龍原	龍原手巻34	50	30
180	Ⅱ	4725	田辺市	龍神村広井原	広井原大筋4	60	40
181	Ⅱ	4726	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川南3	35	30
182	Ⅱ	5501	田辺市	上芳美西山小筋1	上芳美西山小筋1	55	24
183	Ⅱ	5502	田辺市	上芳美西山小筋2	上芳美西山小筋2	45	50
184	Ⅱ	5503	田辺市	上芳美西山小筋3	上芳美西山小筋3	40	40
185	Ⅱ	5504	田辺市	上芳美西山小筋4	上芳美西山小筋4	35	30
186	Ⅱ	5505	田辺市	上芳美小筋1	上芳美小筋1	50	20
187	Ⅱ	5506	田辺市	上芳美小筋2	上芳美小筋2	45	85
188	Ⅱ	5507	田辺市	上芳美小筋3	上芳美小筋3	40	14
189	Ⅱ	5508	田辺市	上芳美小筋4	上芳美小筋4	30	30
190	Ⅱ	5509	田辺市	上芳美小筋5	上芳美小筋5	45	30
191	Ⅱ	5510	田辺市	上芳美小筋6	上芳美小筋6	50	30
192	Ⅱ	5511	田辺市	上芳美小筋7	上芳美小筋7	35	10
193	Ⅱ	5512	田辺市	上芳美小筋8	上芳美小筋8	45	14
194	Ⅱ	5513	田辺市	上芳美小筋9	上芳美小筋9	45	40
195	Ⅱ	5514	田辺市	上芳美小筋10	上芳美小筋10	35	45
196	Ⅱ	5515	田辺市	上芳美小筋11	上芳美小筋11	35	28
197	Ⅱ	5516	田辺市	上芳美小筋12	上芳美小筋12	35	40
198	Ⅱ	5517	田辺市	上芳美小筋13	上芳美小筋13	40	40
199	Ⅱ	5518	田辺市	上芳美小筋14	上芳美小筋14	45	20
200	Ⅱ	5519	田辺市	上芳美小筋15	上芳美小筋15	35	35
201	Ⅱ	5520	田辺市	上芳美小筋16	上芳美小筋16	40	30
202	Ⅱ	5521	田辺市	上芳美小筋17	上芳美小筋17	35	30
203	Ⅱ	5522	田辺市	上芳美小筋18	上芳美小筋18	45	40
204	Ⅱ	5523	田辺市	上芳美小筋19	上芳美小筋19	35	60
205	Ⅱ	5524	田辺市	上芳美小筋20	上芳美小筋20	30	60
206	Ⅱ	5525	田辺市	上芳美小筋21	上芳美小筋21	35	70
207	Ⅱ	5526	田辺市	上芳美小筋22	上芳美小筋22		

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
285	Ⅱ	5604	田辺市	秋津川	秋津川松本4	35	40
286	Ⅱ	5605	田辺市	上芳美	上芳美本道1	45	40
287	Ⅱ	5606	田辺市	上芳美	上芳美本道2	50	35
288	Ⅱ	5607	田辺市	上芳美	上芳美本道3	40	30
289	Ⅱ	5608	田辺市	上芳美	上芳美本道4	50	35
290	Ⅱ	5609	田辺市	上芳美	上芳美本道5	45	45
291	Ⅱ	5610	田辺市	上芳美	上芳美本道6	50	70
292	Ⅱ	5611	田辺市	上芳美	上芳美本道7	45	120
293	Ⅱ	5612	田辺市	上芳美	上芳美本道8	45	30
294	Ⅱ	5613	田辺市	上芳美	上芳美本道9	40	20
295	Ⅱ	5614	田辺市	上芳美	上芳美吉屋谷2	35	40
296	Ⅱ	5615	田辺市	上芳美	上芳美谷平1	40	70
297	Ⅱ	5616	田辺市	上芳美	上芳美谷平2	45	35
298	Ⅱ	5617	田辺市	上芳美	上芳美谷平3	45	20
299	Ⅱ	5618	田辺市	上芳美	上芳美谷平4	45	40
300	Ⅱ	5619	田辺市	秋津川	秋津川竹藪4	35	60
301	Ⅱ	5620	田辺市	秋津川	秋津川竹藪5	35	30
302	Ⅱ	5621	田辺市	秋津川	秋津川竹藪6	40	50
303	Ⅱ	5622	田辺市	秋津川	秋津川下線3	40	50
304	Ⅱ	5623	田辺市	秋津川	秋津川中村2	35	55
305	Ⅱ	5624	田辺市	秋津川	秋津川中村3	45	35
306	Ⅱ	5625	田辺市	秋津川	秋津川中村4	40	20
307	Ⅱ	5626	田辺市	秋津川	秋津川下線4	38	55
308	Ⅱ	5627	田辺市	秋津川	秋津川下線5	40	45
309	Ⅱ	5628	田辺市	秋津川	秋津川下線6	35	55
310	Ⅱ	5629	田辺市	秋津川	秋津川下線7	40	55
311	Ⅱ	5630	田辺市	秋津川	秋津川下線8	36	60
312	Ⅱ	5631	田辺市	秋津川	秋津川松本5	45	18
313	Ⅱ	5632	田辺市	秋津川	秋津川松本6	45	20
314	Ⅱ	5633	田辺市	秋津川	秋津川松本7	32	30
315	Ⅱ	5634	田辺市	秋津川	秋津川中村5	45	90
316	Ⅱ	5635	田辺市	秋津川	秋津川四郎1	45	22
317	Ⅱ	5636	田辺市	秋津川	秋津川岸線2	50	55
318	Ⅱ	5637	田辺市	秋津川	秋津川下線9	45	40
319	Ⅱ	5638	田辺市	秋津川	秋津川岸線3	55	20
320	Ⅱ	5639	田辺市	伏魔野	伏魔野見行1	30	25
321	Ⅱ	5640	田辺市	伏魔野	伏魔野目百良1	30	40
322	Ⅱ	5641	田辺市	伏魔野	伏魔野目百良2	35	50
323	Ⅱ	5642	田辺市	伏魔野	伏魔野目百良3	35	40
324	Ⅱ	5643	田辺市	伏魔野	伏魔野見行2	45	60
325	Ⅱ	5644	田辺市	伏魔野	伏魔野	45	50
326	Ⅱ	5645	田辺市	伏魔野	伏魔野向地内1	35	50
327	Ⅱ	5646	田辺市	伏魔野	伏魔野前谷1	45	40
328	Ⅱ	5647	田辺市	伏魔野	伏魔野前谷2	40	30
329	Ⅱ	5648	田辺市	伏魔野	伏魔野前谷3	40	60
330	Ⅱ	5649	田辺市	伏魔野	伏魔野前谷4	45	20
331	Ⅱ	5650	田辺市	伏魔野	伏魔野向地内2	55	25
332	Ⅱ	5651	田辺市	伏魔野	伏魔野目百良4	40	20
333	Ⅱ	5652	田辺市	芳美町	芳美町田原1	50	25
334	Ⅱ	5653	田辺市	芳美町	芳美町田原2	40	40
335	Ⅱ	5654	田辺市	芳美町	芳美町大坊2	50	15
336	Ⅱ	5655	田辺市	芳美町	芳美町大坊3	40	43
337	Ⅱ	5656	田辺市	中芳美	中芳美平野2	40	15
338	Ⅱ	5657	田辺市	福成町	福成町谷上9	40	78
339	Ⅱ	5658	田辺市	福成町	福成町谷上10	39	40
340	Ⅱ	5659	田辺市	福成町	福成町谷上11	45	90
341	Ⅱ	5660	田辺市	福成町	福成町谷上12	40	60
342	Ⅱ	5661	田辺市	福成町	福成町谷上13	35	90
343	Ⅱ	5662	田辺市	福成町	福成町谷上14	35	60
344	Ⅱ	5663	田辺市	福成町	福成町谷上15	40	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
345	Ⅱ	5664	田辺市	福成町	福成町谷上16	35	60
346	Ⅱ	5665	田辺市	芳美町	芳美町大坊4	45	20
347	Ⅱ	5666	田辺市	芳美町	芳美町大坊5	50	23
348	Ⅱ	5667	田辺市	芳美町	芳美町大坊6	50	26
349	Ⅱ	5668	田辺市	芳美町	芳美町田原3	30	20
350	Ⅱ	5669	田辺市	中芳美	中芳美谷代1	30	18
351	Ⅱ	5670	田辺市	中芳美	中芳美谷代2	35	28
352	Ⅱ	5671	田辺市	中芳美	中芳美谷代3	40	26
353	Ⅱ	5672	田辺市	中芳美	中芳美谷代4	40	15
354	Ⅱ	5673	田辺市	芳美町	芳美町田原4	40	35
355	Ⅱ	5674	田辺市	芳美町	芳美町田原5	30	17
356	Ⅱ	5675	田辺市	芳美町	芳美町堤1	40	23
357	Ⅱ	5676	田辺市	芳美町	芳美町堤2	40	30
358	Ⅱ	5677	田辺市	中芳美	中芳美干野1	30	20
359	Ⅱ	5678	田辺市	中芳美	中芳美干野2	40	20
360	Ⅱ	5679	田辺市	芳美町	芳美町田原6	45	20
361	Ⅱ	5680	田辺市	芳美町	芳美町田原7	40	20
362	Ⅱ	5681	田辺市	福成町	福成町谷上17	60	20
363	Ⅱ	5682	田辺市	秋津町	秋津川大西1	40	40
364	Ⅱ	5683	田辺市	福成町	秋津川大西2	45	30
365	Ⅱ	5684	田辺市	福成町	福成町谷下4	70	15
366	Ⅱ	5685	田辺市	福成町	福成町谷下5	60	20
367	Ⅱ	5686	田辺市	福成町	福成町谷下6	75	15
368	Ⅱ	5687	田辺市	福成町	福成町谷上18	35	40
369	Ⅱ	5688	田辺市	芳美町	芳美町福成1	40	20
370	Ⅱ	5689	田辺市	芳美町	芳美町福成2	70	17
371	Ⅱ	5690	田辺市	上秋津	上秋津杉ノ原1	40	90
372	Ⅱ	5691	田辺市	上秋津	上秋津杉ノ原2	40	60
373	Ⅱ	5692	田辺市	上秋津	上秋津左向谷3	40	30
374	Ⅱ	5693	田辺市	上秋津	上秋津左向谷4	35	100
375	Ⅱ	5694	田辺市	上秋津	上秋津左向谷5	45	90
376	Ⅱ	5695	田辺市	上秋津	上秋津左向谷6	40	45
377	Ⅱ	5696	田辺市	上秋津	上秋津杉ノ原3	40	40
378	Ⅱ	5697	田辺市	上秋津	上秋津杉ノ原4	35	40
379	Ⅱ	5698	田辺市	上秋津	上秋津左向谷7	40	25
380	Ⅱ	5699	田辺市	上秋津	上秋津左内1	45	30
381	Ⅱ	5700	田辺市	上秋津	上秋津左内2	40	60
382	Ⅱ	5701	田辺市	上秋津	上秋津左内3	40	30
383	Ⅱ	5702	田辺市	上秋津	上秋津左内4	30	40
384	Ⅱ	5703	田辺市	上秋津	上秋津左内5	35	100
385	Ⅱ	5704	田辺市	上秋津	上秋津左内6	30	70
386	Ⅱ	5705	田辺市	上秋津	上秋津左内7	40	35
387	Ⅱ	5706	田辺市	上秋津	上秋津左内8	30	60
388	Ⅱ	5707	田辺市	上秋津	上秋津杉ノ原5	45	50
389	Ⅱ	5708	田辺市	上秋津	上秋津杉ノ原6	40	30
390	Ⅱ	5709	田辺市	上秋津	上秋津干野3	40	40
391	Ⅱ	5710	田辺市	上秋津	上秋津左内9	55	20
392	Ⅱ	5711	田辺市	上秋津	上秋津左内10	30	40
393	Ⅱ	5712	田辺市	上秋津	上秋津左内11	60	10
394	Ⅱ	5713	田辺市	上秋津	上秋津左内12	45	20
395	Ⅱ	5714	田辺市	上秋津	上秋津左内13	45	60
396	Ⅱ	5715	田辺市	上秋津	上秋津杉ノ原7	40	20
397	Ⅱ	5716	田辺市	上秋津	上秋津下畑2	45	30
398	Ⅱ	5717	田辺市	上秋津	上秋津下畑3	30	40
399	Ⅱ	5718	田辺市	上秋津	上秋津下畑4	30	20
400	Ⅱ	5719	田辺市	長野	長野東1	45	50
401	Ⅱ	5720	田辺市	長野	長野東2	45	40
402	Ⅱ	5721	田辺市	長野	長野三本畑1	40	50
403	Ⅱ	5722	田辺市	長野	長野三本畑2	40	50
404	Ⅱ	5723	田辺市	長野	長野長尾1	70	8

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
405	Ⅱ	5724	田辺市	長野	長野野垣内1	40	50
406	Ⅱ	5725	田辺市	長野	長野野垣内2	45	30
407	Ⅱ	5726	田辺市	長野	長野野垣内3	40	30
408	Ⅱ	5727	田辺市	長野	長野野垣内4	30	30
409	Ⅱ	5728	田辺市	長野	長野野垣内5	45	30
410	Ⅱ	5729	田辺市	長野	長野野垣内6	30	30
411	Ⅱ	5730	田辺市	上野	上野上上野1	45	20
412	Ⅱ	5731	田辺市	上野	上野上上野2	60	10
413	Ⅱ	5732	田辺市	上野	上野上上野3	50	30
414	Ⅱ	5733	田辺市	上野	上野上上野4	30	20
415	Ⅱ	5734	田辺市	上野	上野上上野5	30	30
416	Ⅱ	5735	田辺市	上野	上野下上野1	40	20
417	Ⅱ	5736	田辺市	上野	上野下上野2	40	20
418	Ⅱ	5737	田辺市	上野	上野下上野3	45	30
419	Ⅱ	5738	田辺市	上野	上野下上野4	45	40
420	Ⅱ	5739	田辺市	上野	上野上上野6	40	40
421	Ⅱ	5740	田辺市	芳美町	芳美町大坊1	40	20
422	Ⅱ	5741	田辺市	芳美町	芳美町井原1	40	20
423	Ⅱ	5742	田辺市	芳美町	芳美町井原2	50	13
424	Ⅱ	5743	田辺市	芳美町	芳美町井原3	40	12
425	Ⅱ	5744	田辺市	芳美町	芳美町井原4	50	15
426	Ⅱ	5745	田辺市	芳美町	芳美町井原5	60	17
427	Ⅱ	5746	田辺市	芳美町	芳美町田中9	40	30
428	Ⅱ	5747	田辺市	芳美町	芳美町田中10	40	26
429	Ⅱ	5748	田辺市	芳美町	芳美町田中11	45	15
430	Ⅱ	5749	田辺市	芳美町	芳美町田中12	50	25
431	Ⅱ	5750	田辺市	芳美町	越地	40	18
432	Ⅱ	5751	田辺市	芳美町	芳美町三田六青菜台5	60	12
433	Ⅱ	5752	田辺市	芳美町	芳美町三田六青菜台6	40	20
434	Ⅱ	5753	田辺市	芳美町	芳美町三田六青菜台7	60	10
435	Ⅱ	5754	田辺市	福成町	福成町荒光4	40	25
436	Ⅱ	5755	田辺市	福成町	福成町荒光5	50	15
437	Ⅱ	5756	田辺市	福成町	福成町荒光6	50	15
438	Ⅱ	5757	田辺市	元町	元町中の谷1	40	40
439	Ⅱ	5758	田辺市	元町	元町瀬ノ谷2	35	18
440	Ⅱ	5759	田辺市	芳美町	芳美町浜田4	50	18
441	Ⅱ	5760	田辺市	元町	元町立戸1	40	20
442	Ⅱ	5761	田辺市	元町	元町立戸2	70	13
443	Ⅱ	5762	田辺市	元町	元町目良3	35	20
444	Ⅱ	5763	田辺市	元町	元町立戸3	55	13
445	Ⅱ	5764	田辺市	元町	元町中の谷2	55	10
446	Ⅱ	5765	田辺市	芳美町	芳美町浜田5	50	10
447	Ⅱ	5766	田辺市	元町	元町中の谷3	60	25
448	Ⅱ	5767	田辺市	元町	元町立戸4	40	12
449	Ⅱ	5768	田辺市	元町	元町立戸5	40	15
450	Ⅱ	5769	田辺市	元町	元町目良4	40	15
451	Ⅱ	5770	田辺市	芳美町	芳美町浜田6	45	10
452	Ⅱ	5771	田辺市	元町	元町目良5	50	7
453	Ⅱ	5772					

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
525	Ⅱ	5983	田辺市	中辺路町水上	水5	40	90
526	Ⅱ	5984	田辺市	中辺路町水上	水7	70	10
527	Ⅱ	5985	田辺市	中辺路町水上	水8	30	10
528	Ⅱ	5986	田辺市	中辺路町水上	水9	45	9
529	Ⅱ	5987	田辺市	中辺路町水上	水10	35	30
530	Ⅱ	5988	田辺市	中辺路町温川	温川1	35	30
531	Ⅱ	5989	田辺市	中辺路町温川	温川2	40	30
532	Ⅱ	5990	田辺市	中辺路町温川	温川3	40	40
533	Ⅱ	5991	田辺市	中辺路町内井川	内井川1	45	40
534	Ⅱ	5992	田辺市	中辺路町内井川	内井川2	40	35
535	Ⅱ	5993	田辺市	中辺路町内井川	内井川3	40	30
536	Ⅱ	5994	田辺市	中辺路町内井川	内井川4	40	35
537	Ⅱ	5995	田辺市	中辺路町内井川	内井川5	46	50
538	Ⅱ	5996	田辺市	中辺路町内井川	内井川6	35	25
539	Ⅱ	5997	田辺市	中辺路町内井川	内井川7	70	20
540	Ⅱ	5998	田辺市	中辺路町内井川	内井川8	35	40
541	Ⅱ	5999	田辺市	中辺路町温川	温川4	40	30
542	Ⅱ	6000	田辺市	中辺路町温川	温川5	40	15
543	Ⅱ	6001	田辺市	中辺路町内井川	内井川9	40	20
544	Ⅱ	6002	田辺市	中辺路町内井川	内井川10	45	10
545	Ⅱ	6003	田辺市	中辺路町内井川	内井川11	35	30
546	Ⅱ	6004	田辺市	中辺路町内井川	内井川12	30	25
547	Ⅱ	6005	田辺市	中辺路町内井川	内井川13	35	40
548	Ⅱ	6006	田辺市	中辺路町内井川	内井川14	30	60
549	Ⅱ	6007	田辺市	中辺路町内井川	内井川15	35	30
550	Ⅱ	6008	田辺市	中辺路町内井川	内井川16	35	90
551	Ⅱ	6009	田辺市	中辺路町内井川	内井川17	30	12
552	Ⅱ	6010	田辺市	中辺路町内井川	内井川18	55	5
553	Ⅱ	6011	田辺市	中辺路町内井川	内井川19	30	10
554	Ⅱ	6012	田辺市	中辺路町内井川	内井川20	50	7
555	Ⅱ	6013	田辺市	中辺路町内井川	内井川21	30	40
556	Ⅱ	6014	田辺市	中辺路町内井川	内井川22	40	40
557	Ⅱ	6015	田辺市	中辺路町長野川	長野川1	40	30
558	Ⅱ	6016	田辺市	中辺路町長野川	長野川2	40	70
559	Ⅱ	6017	田辺市	中辺路町長野川	長野川3	30	60
560	Ⅱ	6018	田辺市	中辺路町深	深1	40	90
561	Ⅱ	6019	田辺市	中辺路町深	深2	40	120
562	Ⅱ	6020	田辺市	中辺路町深	深3	40	20
563	Ⅱ	6021	田辺市	中辺路町深	深4	40	50
564	Ⅱ	6022	田辺市	中辺路町深	深5	35	50
565	Ⅱ	6023	田辺市	中辺路町深	深6	40	50
566	Ⅱ	6024	田辺市	中辺路町深	深7	40	50
567	Ⅱ	6025	田辺市	中辺路町深	深8	35	30
568	Ⅱ	6026	田辺市	中辺路町深	深9	35	60
569	Ⅱ	6027	田辺市	中辺路町深	深10	35	10
570	Ⅱ	6028	田辺市	中辺路町深	深11	35	15
571	Ⅱ	6029	田辺市	中辺路町深	深12	60	16
572	Ⅱ	6030	田辺市	中辺路町深	深13	45	10
573	Ⅱ	6031	田辺市	中辺路町深	深14	45	18
574	Ⅱ	6032	田辺市	中辺路町深	深15	35	8
575	Ⅱ	6033	田辺市	中辺路町深	深16	60	15
576	Ⅱ	6034	田辺市	中辺路町温川	温川6	35	120
577	Ⅱ	6035	田辺市	中辺路町温川	温川7	45	40
578	Ⅱ	6036	田辺市	中辺路町内井川	内井川23	40	30
579	Ⅱ	6037	田辺市	中辺路町内井川	内井川24	40	60
580	Ⅱ	6038	田辺市	中辺路町温川	温川8	50	30
581	Ⅱ	6039	田辺市	中辺路町内井川	内井川25	40	70
582	Ⅱ	6040	田辺市	中辺路町温川	温川9	70	120
583	Ⅱ	6041	田辺市	中辺路町深	深17	40	60
584	Ⅱ	6042	田辺市	中辺路町内井川	内井川26	40	60

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
645	Ⅱ	6104	田辺市	中辺路町川合	川合橋架平4	40	50
646	Ⅱ	6105	田辺市	中辺路町小菅	小菅3	30	40
647	Ⅱ	6106	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川3	60	20
648	Ⅱ	6107	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川4	40	90
649	Ⅱ	6108	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川5	50	16
650	Ⅱ	6109	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川6	45	18
651	Ⅱ	6110	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川7	40	20
652	Ⅱ	6111	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川8	40	78
653	Ⅱ	6112	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川9	30	28
654	Ⅱ	6113	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川10	30	30
655	Ⅱ	6114	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川11	40	50
656	Ⅱ	6115	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川12	60	35
657	Ⅱ	6116	田辺市	中辺路町小菅	小菅4	30	40
658	Ⅱ	6117	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川13	30	28
659	Ⅱ	6118	田辺市	中辺路町小菅	小菅5	40	60
660	Ⅱ	6119	田辺市	中辺路町小菅	小菅6	40	20
661	Ⅱ	6120	田辺市	中辺路町小菅	小菅7	45	70
662	Ⅱ	6121	田辺市	中辺路町小菅	小菅8	35	25
663	Ⅱ	6122	田辺市	中辺路町小菅	小菅9	40	30
664	Ⅱ	6123	田辺市	中辺路町小菅	小菅10	40	80
665	Ⅱ	6124	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川14	40	30
666	Ⅱ	6125	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川15	35	30
667	Ⅱ	6126	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川16	50	16
668	Ⅱ	6127	田辺市	中辺路町大内川	大内川15	75	60
669	Ⅱ	6128	田辺市	中辺路町大内川	大内川17	40	140
670	Ⅱ	6129	田辺市	中辺路町大内川	大内川18	35	80
671	Ⅱ	6130	田辺市	中辺路町大内川	大内川19	40	25
672	Ⅱ	6131	田辺市	中辺路町大内川	大内川20	30	40
673	Ⅱ	6132	田辺市	中辺路町川合	川合4	30	100
674	Ⅱ	6133	田辺市	中辺路町川合	川合5	40	70
675	Ⅱ	6134	田辺市	中辺路町川合	川合6	50	100
676	Ⅱ	6135	田辺市	中辺路町大内川	大内川21	40	25
677	Ⅱ	6136	田辺市	中辺路町大内川	大内川22	60	20
678	Ⅱ	6137	田辺市	中辺路町高森	高森8	40	60
679	Ⅱ	6138	田辺市	中辺路町高森	高森9	40	100
680	Ⅱ	6139	田辺市	中辺路町高森	高森10	40	90
681	Ⅱ	6140	田辺市	中辺路町高森	高森11	40	10
682	Ⅱ	6141	田辺市	中辺路町高森	高森12	40	60
683	Ⅱ	6142	田辺市	中辺路町高森	高森13	40	90
684	Ⅱ	6143	田辺市	中辺路町大内川	大内川16	45	60
685	Ⅱ	6144	田辺市	中辺路町大内川	大内川17	35	20
686	Ⅱ	6145	田辺市	中辺路町大内川	大内川18	35	20
687	Ⅱ	6146	田辺市	中辺路町大内川	大内川19	50	30
688	Ⅱ	6147	田辺市	中辺路町大内川	大内川20	40	30
689	Ⅱ	6148	田辺市	中辺路町西谷	西谷1	40	60
690	Ⅱ	6149	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川17	40	30
691	Ⅱ	6150	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川18	30	10
692	Ⅱ	6151	田辺市	中辺路町高森	高森14	55	15
693	Ⅱ	6152	田辺市	中辺路町高森	高森15	40	110
694	Ⅱ	6153	田辺市	中辺路町高森	高森16	40	35
695	Ⅱ	6154	田辺市	中辺路町高森	高森17	40	30
696	Ⅱ	6155	田辺市	中辺路町高森	高森18	40	150
697	Ⅱ	6156	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川19	45	40
698	Ⅱ	6157	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川20	30	20
699	Ⅱ	6158	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川21	45	10
700	Ⅱ	6159	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川22	45	50
701	Ⅱ	6160	田辺市	中辺路町栗栖川	栗栖川23	45	15
702	Ⅱ	6161	田辺市	中辺路町高森	高森17	40	50
703	Ⅱ	6162	田辺市	中辺路町西谷	西谷2	30	50
704	Ⅱ	6163	田辺市	中辺路町西谷	西谷3	50	90

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
585	Ⅱ	6043	田辺市	中辺路町小松原	小松原2	40	60
586	Ⅱ	6044	田辺市	中辺路町小松原	小松原3	40	40
587	Ⅱ	6045	田辺市	中辺路町小松原	小松原4	40	25
588	Ⅱ	6046	田辺市	中辺路町温川	温川10	35	25
589	Ⅱ	6047	田辺市	中辺路町温川	温川11	40	20
590	Ⅱ	6048	田辺市	中辺路町温川	温川12	40	111
591	Ⅱ	6049	田辺市	中辺路町温川	温川13	30	110
592	Ⅱ	6050	田辺市	中辺路町温川	温川14	75	8
593	Ⅱ	6051	田辺市	中辺路町温川	温川15	55	16
594	Ⅱ	6052	田辺市	中辺路町温川	温川16	50	20
595	Ⅱ	6053	田辺市	中辺路町温川	温川17	35	50
596	Ⅱ	6054	田辺市	中辺路町温川	温川18	40	50
597	Ⅱ	6055	田辺市	中辺路町温川	温川19	40	50
598	Ⅱ	6056	田辺市	中辺路町温川	温川20	35	24
599	Ⅱ	6057	田辺市	中辺路町温川	温川21	40	50
600	Ⅱ	6058	田辺市	中辺路町温川	温川22	40	120
601	Ⅱ	6059	田辺市	中辺路町温川	温川23	40	70
602	Ⅱ	6060	田辺市	中辺路町温川	温川24	35	30
603	Ⅱ	6061	田辺市	中辺路町温川	温川25	35	42
604	Ⅱ	6062	田辺市	中辺路町温川	温川26	35	10
605	Ⅱ	6063	田辺市	中辺路町温川	温川27	35	45
606	Ⅱ	6064	田辺市	中辺路町温川	温川28	40	50
607	Ⅱ	6065	田辺市	中辺路町温川	温川29	70	20
608	Ⅱ	6066	田辺市	中辺路町温川	温川30	35	60
609	Ⅱ	6067	田辺市	中辺路町温川	温川31	40	60
610	Ⅱ	6068	田辺市	中辺路町温川	温川32	50	90
611	Ⅱ	6069	田辺市	中辺路町温川	温川33	60	20
612	Ⅱ	6070	田辺市	中辺路町温川	温川34	40	10
613	Ⅱ	6071	田辺市	中辺路町温川	温川35	90	14
614	Ⅱ	6072	田辺市	中辺路町温川	温川36	40	14
615	Ⅱ	6073	田辺市	中辺路町温川	温川37	40	10
616	Ⅱ	6074	田辺市	中辺路町温川	温川38	40	60
617	Ⅱ	6075	田辺市	中辺路町温川	温川39	40	60
618	Ⅱ	6076	田辺市	中辺路町温川	温川40	60	30
619	Ⅱ	6077	田辺市	中辺路町温川	温川41	35	15
620	Ⅱ	6078	田辺市	中辺路町温川	温川42	30	22
621	Ⅱ	6079	田辺市	中辺路町温川	温川43	48	20
622	Ⅱ	6080	田辺市	中辺路町温川	温川44	40	50
623	Ⅱ	6081	田辺市	中辺路町温川	温川45	40	60
624	Ⅱ	6082	田辺市	中辺路町温川	温川46	40	100
625	Ⅱ	6083	田辺市	中辺路町温川	温川47	40	60
626	Ⅱ	6084	田辺市	中辺路町温川	温川48	40	30
627	Ⅱ	6085	田辺市	中辺路町温川	温川49	40	45
628	Ⅱ	6086	田辺市	中辺路町温川	温川50	40	120
629	Ⅱ	6087	田辺市	中辺路町温川	温川51	40	80
630	Ⅱ	6088					

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
765	Ⅱ	6224	田辺市	早瀬	早瀬6	35	90
766	Ⅱ	6225	田辺市	早瀬	早瀬3	35	40
767	Ⅱ	6226	田辺市	早瀬	早瀬4	35	45
768	Ⅱ	6227	田辺市	早瀬	早瀬5	35	50
769	Ⅱ	6228	田辺市	下川下	下川下3	35	30
770	Ⅱ	6229	田辺市	下川下	下川下4	40	10
771	Ⅱ	6230	田辺市	下川下	下川下5	40	80
772	Ⅱ	6231	田辺市	下川下	下川下6	40	40
773	Ⅱ	6232	田辺市	下川下	下川下竹筒14	45	90
774	Ⅱ	6233	田辺市	下川下	下川下竹筒15	45	20
775	Ⅱ	6234	田辺市	下川下	下川下竹筒12	40	30
776	Ⅱ	6235	田辺市	下川下	下川下竹筒13	40	40
777	Ⅱ	6236	田辺市	下川下	下川下竹筒10	40	30
778	Ⅱ	6237	田辺市	下川下	下川下竹筒11	35	30
779	Ⅱ	6238	田辺市	下川下	下川下竹筒9	45	30
780	Ⅱ	6239	田辺市	下川下	下川下竹筒8	40	50
781	Ⅱ	6240	田辺市	下川下	下川下竹筒4	35	30
782	Ⅱ	6241	田辺市	下川下	下川下竹筒5	35	10
783	Ⅱ	6242	田辺市	下川下	下川下7	45	60
784	Ⅱ	6243	田辺市	下川下	下川下竹筒6	40	90
785	Ⅱ	6244	田辺市	下川下	下川下竹筒7	50	30
786	Ⅱ	6245	田辺市	下川下	下川下竹筒1	35	90
787	Ⅱ	6246	田辺市	下川下	下川下竹筒2	35	55
788	Ⅱ	6247	田辺市	下川下	下川下竹筒3	35	40
789	Ⅱ	6248	田辺市	下川上	下川上安2	35	20
790	Ⅱ	6249	田辺市	下川上	下川上安1	40	20
791	Ⅱ	6250	田辺市	下川上	下川上安口2	40	110
792	Ⅱ	6251	田辺市	下川上	下川上善九	35	120
793	Ⅱ	6252	田辺市	下川上	下川上善口1	35	40
794	Ⅱ	6253	田辺市	下川上	下川上3	35	15
795	Ⅱ	6254	田辺市	下川上	下川上2	40	40
796	Ⅱ	6255	田辺市	下川上	下川上1	40	40
797	Ⅱ	6256	田辺市	下川下	下川下転戸3	35	20
798	Ⅱ	6257	田辺市	下川下	下川下転戸2	40	70
799	Ⅱ	6258	田辺市	下川下	下川下転戸1	35	85
800	Ⅱ	6259	田辺市	下川下	下川下2	40	40
801	Ⅱ	6260	田辺市	下川下	下川下1	35	95
802	Ⅱ	6261	田辺市	下川下	下川下中ノ善3	35	60
803	Ⅱ	6262	田辺市	下川下	下川下中ノ善2	35	75
804	Ⅱ	6263	田辺市	下川下	下川下中ノ善1	30	15
805	Ⅱ	6264	田辺市	下川下	下川下中ノ善4	40	18
806	Ⅱ	6265	田辺市	下川下	下川下芝ノ平	45	25
807	Ⅱ	6266	田辺市	下川下	下川下野2	40	20
808	Ⅱ	6267	田辺市	鮎川	鮎川原底2	45	30
809	Ⅱ	6268	田辺市	鮎川	鮎川原底1	40	50
810	Ⅱ	6269	田辺市	鮎川	鮎川原底3	45	25
811	Ⅱ	6270	田辺市	鮎川	鮎川向越2	30	15
812	Ⅱ	6271	田辺市	鮎川	鮎川向越3	45	20
813	Ⅱ	6272	田辺市	鮎川	鮎川向越4	45	50
814	Ⅱ	6273	田辺市	鮎川	鮎川向越1	45	20
815	Ⅱ	6274	田辺市	鮎川	鮎川中ノ善	35	35
816	Ⅱ	6275	田辺市	鮎川	鮎川下野	35	100
817	Ⅱ	6276	田辺市	鮎川	鮎川転ノ溝3	40	60
818	Ⅱ	6277	田辺市	鮎川	下野	35	15
819	Ⅱ	6278	田辺市	鮎川	鮎川1	35	10
820	Ⅱ	6279	田辺市	鮎川	鮎川3	40	90
821	Ⅱ	6280	田辺市	鮎川	鮎川砂山1	45	50
822	Ⅱ	6281	田辺市	鮎川	鮎川砂山3	40	35
823	Ⅱ	6282	田辺市	鮎川	鮎川砂山4	30	15
824	Ⅱ	6283	田辺市	鮎川	鮎川小川9	60	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
825	Ⅱ	6284	田辺市	鮎川	鮎川	30	15
826	Ⅱ	6285	田辺市	鮎川	鮎川	40	130
827	Ⅱ	6286	田辺市	鮎川	鮎川	40	18
828	Ⅱ	6287	田辺市	鮎川	鮎川	45	60
829	Ⅱ	6288	田辺市	鮎川	鮎川	60	10
830	Ⅱ	6289	田辺市	鮎川	鮎川	35	35
831	Ⅱ	6290	田辺市	鮎川	鮎川	45	70
832	Ⅱ	6291	田辺市	鮎川	鮎川	45	20
833	Ⅱ	6292	田辺市	鮎川	鮎川	30	100
834	Ⅱ	6293	田辺市	鮎川	鮎川	45	60
835	Ⅱ	6294	田辺市	鮎川	鮎川	35	40
836	Ⅱ	6295	田辺市	鮎川	鮎川	40	80
837	Ⅱ	6296	田辺市	鮎川	鮎川	40	40
838	Ⅱ	6297	田辺市	鮎川	鮎川	50	20
839	Ⅱ	6298	田辺市	鮎川	鮎川	35	70
840	Ⅱ	6299	田辺市	鮎川	鮎川	45	50
841	Ⅱ	6300	田辺市	鮎川	鮎川	35	80
842	Ⅱ	6301	田辺市	鮎川	鮎川	35	55
843	Ⅱ	6302	田辺市	鮎川	鮎川	40	110
844	Ⅱ	6303	田辺市	鮎川	鮎川	45	120
845	Ⅱ	6304	田辺市	向山	向山	40	25
846	Ⅱ	6305	田辺市	向山	向山	35	15
847	Ⅱ	6306	田辺市	向山	向山	35	20
848	Ⅱ	6307	田辺市	向山	向山	50	70
849	Ⅱ	6308	田辺市	向山	向山	45	60
850	Ⅱ	6309	田辺市	向山	向山	35	60
851	Ⅱ	6310	田辺市	向山	向山	45	90
852	Ⅱ	6311	田辺市	竹ノ平	竹ノ平	35	30
853	Ⅱ	6312	田辺市	竹ノ平	竹ノ平	35	40
854	Ⅱ	6313	田辺市	竹ノ平	竹ノ平	35	80
855	Ⅱ	6314	田辺市	深谷	深谷	45	18
856	Ⅱ	6315	田辺市	小谷	小谷	40	50
857	Ⅱ	6316	田辺市	小谷	小谷	70	10
858	Ⅱ	6317	田辺市	小谷	小谷	35	25
859	Ⅱ	6318	田辺市	小谷	小谷	40	60
860	Ⅱ	6319	田辺市	小谷	小谷	35	75
861	Ⅱ	6320	田辺市	小谷	小谷	45	70
862	Ⅱ	6321	田辺市	飯野	飯野	35	40
863	Ⅱ	6322	田辺市	飯野	飯野	35	20
864	Ⅱ	6323	田辺市	飯野	飯野	35	20
865	Ⅱ	6324	田辺市	飯野	飯野	35	40
866	Ⅱ	6325	田辺市	飯野	飯野	30	50
867	Ⅱ	6326	田辺市	飯野	飯野	35	60
868	Ⅱ	6327	田辺市	飯野	飯野	35	30
869	Ⅱ	6328	田辺市	飯野	飯野	30	20
870	Ⅱ	6329	田辺市	飯野	飯野	70	10
871	Ⅱ	6330	田辺市	飯野	飯野	40	40
872	Ⅱ	6331	田辺市	飯野	飯野	30	40
873	Ⅱ	6332	田辺市	飯野	飯野	35	70
874	Ⅱ	6333	田辺市	飯野	飯野	40	70
875	Ⅱ	6334	田辺市	飯野	飯野	45	70
876	Ⅱ	6335	田辺市	飯野	飯野	40	150
877	Ⅱ	6336	田辺市	飯野	飯野	30	70
878	Ⅱ	6337	田辺市	飯野	飯野	45	40
879	Ⅱ	6338	田辺市	飯野	飯野	70	10
880	Ⅱ	6339	田辺市	飯野	飯野	45	40
881	Ⅱ	6340	田辺市	飯野	飯野	70	25
882	Ⅱ	6341	田辺市	飯野	飯野	30	90
883	Ⅱ	6342	田辺市	飯野	飯野	30	55
884	Ⅱ	6343	田辺市	飯野	飯野	50	10

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
885	Ⅱ	6344	田辺市	飯野	飯野	30	55
886	Ⅱ	6345	田辺市	飯野	飯野	40	60
887	Ⅱ	6346	田辺市	飯野	飯野	40	50
888	Ⅱ	6347	田辺市	飯野	飯野	30	130
889	Ⅱ	6348	田辺市	飯野	飯野	35	50
890	Ⅱ	6349	田辺市	飯野	飯野	40	170
891	Ⅱ	6350	田辺市	飯野	飯野	35	50
892	Ⅱ	6351	田辺市	飯野	飯野	30	30
893	Ⅱ	6352	田辺市	飯野	飯野	40	50
894	Ⅱ	6353	田辺市	飯野	飯野	35	25
895	Ⅱ	6354	田辺市	飯野	飯野	35	30
896	Ⅱ	6355	田辺市	飯野	飯野	45	45
897	Ⅱ	6356	田辺市	飯野	飯野	35	70
898	Ⅱ	6357	田辺市	飯野	飯野	35	35
899	Ⅱ	6358	田辺市	飯野	飯野	45	15
900	Ⅱ	6359	田辺市	飯野	飯野	40	70
901	Ⅱ	6360	田辺市	飯野	飯野	30	30
902	Ⅱ	6361	田辺市	飯野	飯野	35	20
903	Ⅱ	6362	田辺市	飯野	飯野	45	70
904	Ⅱ	6363	田辺市	飯野	飯野	45	25
905	Ⅱ	6364	田辺市	飯野	飯野	60	25
906	Ⅱ	6365	田辺市	飯野	飯野	40	20
907	Ⅱ	6366	田辺市	飯野	飯野	35	20
908	Ⅱ	6367	田辺市	飯野	飯野	30	70
909	Ⅱ	6368	田辺市	飯野	飯野	40	40
910	Ⅱ	6369	田辺市	飯野	飯野	35	50
911	Ⅱ	6370	田辺市	飯野	飯野	30	30
912	Ⅱ	6371	田辺市	飯野	飯野	40	60
913	Ⅱ	6372	田辺市	飯野	飯野	45	20
914	Ⅱ	6373	田辺市	飯野	飯野	45	25
915	Ⅱ	6374	田辺市	飯野	飯野	40	70
916	Ⅱ	6375	田辺市	飯野	飯野	40	40
917	Ⅱ	6376	田辺市	飯野	飯野	40	30
918	Ⅱ	6377	田辺市	飯野	飯野	35	15
919	Ⅱ	6378	田辺市	飯野	飯野	35	60
920	Ⅱ	6379	田辺市	飯野	飯野	30	30
921	Ⅱ	6380	田辺市	飯野	飯野	35	25
922	Ⅱ	6381	田辺市	飯野	飯野	35	170
923	Ⅱ	6382	田辺市	飯野	飯野	35	70
924	Ⅱ	6383	田辺市	飯野	飯野	40	80
925	Ⅱ	6384	田辺市	九川	九川	40	40
926	Ⅱ	6605	田辺市	秋津川	秋津川	35	35
927	Ⅱ	6606	田辺市	上秀美	上秀美	40	40
928	Ⅱ	6607	田辺市	芳美町	芳美町	40	25
929	Ⅱ	6608	田辺市	上三格	上三格中1	35	20
930	Ⅱ	6614	田辺市	中辺路新大川	滝原	55	115
931	Ⅱ	6615	田辺市	中辺路新大川	中平2	50	30
932	Ⅱ	6616	田辺市	中辺路新大川	大川2	35	170
933	Ⅱ	6617	田辺市	中辺路新大川	中ノ平	50	15
934	Ⅱ	6618	田辺市	中辺路新大川	寺前	40	35
935	Ⅱ	6619	田辺市	向山	地下	40	40
936	Ⅱ	6620	田辺市	鮎川	鮎川	40	110
937	Ⅱ	6370	田辺市	本宮町三越	上善1	30	20
938	Ⅱ	6371	田辺市	本宮町三越	上善2	35	10
939	Ⅱ	6372	田辺市	本宮町三越	上善3	40	20
940	Ⅱ	6373	田辺市				

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	砂防壁	
					箇所名	傾斜度 高さ
4	Ⅱ	2659	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 47
5	Ⅱ	2660	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 23
6	Ⅱ	2661	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 34
7	Ⅱ	2662	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 8
8	Ⅱ	2663	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 17
9	Ⅱ	2664	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 57
10	Ⅱ	2665	田辺市	龍神村織原	段原小川3	39 46
11	Ⅱ	2666	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 37
12	Ⅱ	2667	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 44
13	Ⅱ	2668	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 20
14	Ⅱ	2669	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 40
15	Ⅱ	2670	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 22
16	Ⅱ	2671	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 56
17	Ⅱ	2672	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 38
18	Ⅱ	2673	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 40
19	Ⅱ	2674	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 14
20	Ⅱ	2675	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 29
21	Ⅱ	2676	田辺市	龍神村織原	段原小川3	30 28
22	Ⅱ	2677	田辺市	龍神村織原	段原小川3	60 60
23	Ⅱ	3001	田辺市	上芳美	上芳美小川10	70 6
24	Ⅱ	3002	田辺市	上芳美	上芳美小川11	45 40
25	Ⅱ	3003	田辺市	上芳美	上芳美小川12	45 30
26	Ⅱ	3004	田辺市	上芳美	上芳美小川13	70 10
27	Ⅱ	3005	田辺市	上芳美	上芳美小川14	60 40
28	Ⅱ	3006	田辺市	上芳美	上芳美小川15	45 25
29	Ⅱ	3007	田辺市	上芳美	上芳美小川16	60 60
30	Ⅱ	3008	田辺市	上芳美	上芳美小川17	70 10
31	Ⅱ	3009	田辺市	上芳美	上芳美小川18	60 50
32	Ⅱ	3010	田辺市	上芳美	上芳美小川19	60 40
33	Ⅱ	3011	田辺市	上芳美	上芳美小川20	60 30
34	Ⅱ	3012	田辺市	上芳美	上芳美小川21	45 30
35	Ⅱ	3013	田辺市	上芳美	上芳美小川22	40 25
36	Ⅱ	3014	田辺市	上芳美	上芳美小川23	40 20
37	Ⅱ	3015	田辺市	上芳美	上芳美小川24	70 10
38	Ⅱ	3016	田辺市	上芳美	上芳美小川25	60 40
39	Ⅱ	3017	田辺市	上芳美	上芳美小川26	60 35
40	Ⅱ	3018	田辺市	上芳美	上芳美小川27	50 70
41	Ⅱ	3019	田辺市	上芳美	上芳美小川28	50 60
42	Ⅱ	3020	田辺市	上芳美	上芳美小川29	60 50
43	Ⅱ	3021	田辺市	上芳美	上芳美小川30	60 30
44	Ⅱ	3022	田辺市	上芳美	上芳美小川31	60 30
45	Ⅱ	3023	田辺市	上芳美	上芳美小川32	60 30
46	Ⅱ	3024	田辺市	上芳美	上芳美小川33	60 30
47	Ⅱ	3025	田辺市	上芳美	上芳美小川34	45 50
48	Ⅱ	3026	田辺市	上芳美	上芳美小川35	60 60
49	Ⅱ	3027	田辺市	上芳美	上芳美小川36	60 50
50	Ⅱ	3028	田辺市	上芳美	上芳美小川37	60 50
51	Ⅱ	3029	田辺市	上芳美	上芳美小川38	60 25
52	Ⅱ	3030	田辺市	上芳美	上芳美小川39	60 25
53	Ⅱ	3031	田辺市	上芳美	上芳美小川40	45 30
54	Ⅱ	3032	田辺市	上芳美	上芳美小川41	60 60
55	Ⅱ	3033	田辺市	上芳美	上芳美小川42	45 35
56	Ⅱ	3034	田辺市	上芳美	上芳美小川43	30 40
57	Ⅱ	3035	田辺市	上芳美	上芳美小川44	40 35
58	Ⅱ	3036	田辺市	上芳美	上芳美小川45	45 75
59	Ⅱ	3037	田辺市	上芳美	上芳美小川46	45 30
60	Ⅱ	3038	田辺市	上芳美	上芳美小川47	45 40
61	Ⅱ	3039	田辺市	上芳美	上芳美小川48	50 140
62	Ⅱ	3040	田辺市	上芳美	上芳美小川49	60 40
63	Ⅱ	3041	田辺市	上芳美	上芳美小川50	60 40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	砂防壁	
					箇所名	傾斜度 高さ
124	Ⅱ	3162	田辺市	伏見町	伏見町上野1	80 30
125	Ⅱ	3163	田辺市	伏見町	伏見町上野2	60 30
126	Ⅱ	3164	田辺市	伏見町	伏見町上野3	35 30
127	Ⅱ	3165	田辺市	伏見町	伏見町上野4	40 50
128	Ⅱ	3166	田辺市	伏見町	伏見町上野5	60 50
129	Ⅱ	3167	田辺市	伏見町	伏見町上野6	60 50
130	Ⅱ	3168	田辺市	伏見町	伏見町上野7	30 40
131	Ⅱ	3169	田辺市	伏見町	伏見町上野8	40 30
132	Ⅱ	3170	田辺市	伏見町	伏見町上野9	40 30
133	Ⅱ	3171	田辺市	伏見町	伏見町上野10	70 100
134	Ⅱ	3172	田辺市	伏見町	伏見町上野11	40 20
135	Ⅱ	3173	田辺市	伏見町	伏見町上野12	40 20
136	Ⅱ	3174	田辺市	伏見町	伏見町上野13	40 25
137	Ⅱ	3175	田辺市	伏見町	伏見町上野14	70 25
138	Ⅱ	3176	田辺市	伏見町	伏見町上野15	70 10
139	Ⅱ	3177	田辺市	伏見町	伏見町上野16	70 8
140	Ⅱ	3178	田辺市	伏見町	伏見町上野17	70 40
141	Ⅱ	3179	田辺市	伏見町	伏見町上野18	70 10
142	Ⅱ	3180	田辺市	伏見町	伏見町上野19	60 20
143	Ⅱ	3181	田辺市	伏見町	伏見町上野20	60 40
144	Ⅱ	3182	田辺市	伏見町	伏見町上野21	60 60
145	Ⅱ	3183	田辺市	伏見町	伏見町上野22	60 40
146	Ⅱ	3184	田辺市	伏見町	伏見町上野23	45 30
147	Ⅱ	3185	田辺市	伏見町	伏見町上野24	45 25
148	Ⅱ	3186	田辺市	伏見町	伏見町上野25	70 10
149	Ⅱ	3187	田辺市	伏見町	伏見町上野26	30 30
150	Ⅱ	3188	田辺市	伏見町	伏見町上野27	70 10
151	Ⅱ	3189	田辺市	伏見町	伏見町上野28	30 20
152	Ⅱ	3190	田辺市	伏見町	伏見町上野29	70 10
153	Ⅱ	3191	田辺市	伏見町	伏見町上野30	45 40
154	Ⅱ	3192	田辺市	伏見町	伏見町上野31	60 30
155	Ⅱ	3193	田辺市	伏見町	伏見町上野32	30 20
156	Ⅱ	3194	田辺市	伏見町	伏見町上野33	45 30
157	Ⅱ	3195	田辺市	伏見町	伏見町上野34	60 20
158	Ⅱ	3196	田辺市	伏見町	伏見町上野35	30 40
159	Ⅱ	3197	田辺市	伏見町	伏見町上野36	45 40
160	Ⅱ	3198	田辺市	伏見町	伏見町上野37	45 70
161	Ⅱ	3199	田辺市	伏見町	伏見町上野38	30 20
162	Ⅱ	3200	田辺市	伏見町	伏見町上野39	45 30
163	Ⅱ	3201	田辺市	伏見町	伏見町上野40	60 15
164	Ⅱ	3202	田辺市	伏見町	伏見町上野41	45 20
165	Ⅱ	3203	田辺市	伏見町	伏見町上野42	30 10
166	Ⅱ	3204	田辺市	伏見町	伏見町上野43	45 35
167	Ⅱ	3205	田辺市	伏見町	伏見町上野44	30 20
168	Ⅱ	3206	田辺市	伏見町	伏見町上野45	45 20
169	Ⅱ	3207	田辺市	伏見町	伏見町上野46	30 30
170	Ⅱ	3208	田辺市	伏見町	伏見町上野47	30 20
171	Ⅱ	3209	田辺市	伏見町	伏見町上野48	30 30
172	Ⅱ	3210	田辺市	伏見町	伏見町上野49	45 25
173	Ⅱ	3211	田辺市	伏見町	伏見町上野50	40 30
174	Ⅱ	3212	田辺市	伏見町	伏見町上野51	30 20
175	Ⅱ	3213	田辺市	伏見町	伏見町上野52	45 20
176	Ⅱ	3214	田辺市	伏見町	伏見町上野53	60 10
177	Ⅱ	3215	田辺市	伏見町	伏見町上野54	60 20
178	Ⅱ	3216	田辺市	伏見町	伏見町上野55	45 20
179	Ⅱ	3217	田辺市	伏見町	伏見町上野56	60 30
180	Ⅱ	3218	田辺市	伏見町	伏見町上野57	60 30
181	Ⅱ	3219	田辺市	伏見町	伏見町上野58	30 20
182	Ⅱ	3220	田辺市	伏見町	伏見町上野59	30 25
183	Ⅱ	3221	田辺市	伏見町	伏見町上野60	40 40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	砂防壁	
					箇所名	傾斜度 高さ
64	Ⅱ	3042	田辺市	稲原町	稲原町上22	50 80
65	Ⅱ	3043	田辺市	稲原町	稲原町上23	50 80
66	Ⅱ	3044	田辺市	稲原町	稲原町上24	50 80
67	Ⅱ	3045	田辺市	稲原町	稲原町上25	60 100
68	Ⅱ	3046	田辺市	稲原町	稲原町上26	50 50
69	Ⅱ	3047	田辺市	稲原町	稲原町上27	60 35
70	Ⅱ	3048	田辺市	稲原町	稲原町上28	70 10
71	Ⅱ	3049	田辺市	稲原町	稲原町上29	45 20
72	Ⅱ	3050	田辺市	稲原町	稲原町上30	45 50
73	Ⅱ	3051	田辺市	稲原町	稲原町上31	45 30
74	Ⅱ	3052	田辺市	稲原町	稲原町上32	45 30
75	Ⅱ	3053	田辺市	稲原町	稲原町上33	40 20
76	Ⅱ	3054	田辺市	稲原町	稲原町上34	40 60
77	Ⅱ	3055	田辺市	稲原町	稲原町上35	45 45
78	Ⅱ	3056	田辺市	稲原町	稲原町上36	45 30
79	Ⅱ	3057	田辺市	稲原町	稲原町上37	50 30
80	Ⅱ	3058	田辺市	稲原町	稲原町上38	70 10
81	Ⅱ	3059	田辺市	稲原町	稲原町上39	45 25
82	Ⅱ	3060	田辺市	稲原町	稲原町上40	60 60
83	Ⅱ	3061	田辺市	稲原町	稲原町上41	50 50
84	Ⅱ	3062	田辺市	稲原町	稲原町上42	60 30
85	Ⅱ	3063	田辺市	稲原町	稲原町上43	60 30
86	Ⅱ	3064	田辺市	稲原町	稲原町上44	60 40
87	Ⅱ	3065	田辺市	稲原町	稲原町上45	30 55
88	Ⅱ	3066	田辺市	稲原町	稲原町上46	40 40
89	Ⅱ	3067	田辺市	稲原町	稲原町上47	60 50
90	Ⅱ	3068	田辺市	稲原町	稲原町上48	60 100
91	Ⅱ	3069	田辺市	稲原町	稲原町上49	50 40
92	Ⅱ	3070	田辺市	稲原町	稲原町上50	60 70
93	Ⅱ	3071	田辺市	稲原町	稲原町上51	60 40
94	Ⅱ	3072	田辺市	稲原町	稲原町上52	40 30
95	Ⅱ	3073	田辺市	稲原町	稲原町上53	60 25
96	Ⅱ	3074	田辺市	稲原町	稲原町上54	60 60
97	Ⅱ	3075	田辺市	稲原町	稲原町上55	60 45
98	Ⅱ	3076	田辺市	稲原町	稲原町上56	60 80
99	Ⅱ	3077	田辺市	稲原町	稲原町上57	50 30
100	Ⅱ	3078	田辺市	稲原町	稲原町上58	35 30
101	Ⅱ	3079	田辺市	稲原町	稲原町上59	45 70
102	Ⅱ	3080	田辺市	稲原町	稲原町上60	70 80
103	Ⅱ	3081	田辺市	稲原町	稲原町上61	60 70
104	Ⅱ	3082	田辺市	稲原町	稲原町上62	60 10
105	Ⅱ	3083	田辺市	稲原町	稲原町上63	60 60
106	Ⅱ	3084	田辺市	稲原町	稲原町上64	60 30
107	Ⅱ	3085	田辺市	稲原町	稲原町上65	60 40
108	Ⅱ	3086	田辺市	稲原町	稲原町上66	30 30
109	Ⅱ	3087	田辺市	稲原町	稲原町上67	40 70
110	Ⅱ	3088	田辺市	稲原町	稲原町上68	40 20
111	Ⅱ	3089	田辺市	稲原町	稲原町上69	45 40
112	Ⅱ	3090	田辺市	稲原町	稲原町上70	30 30
113	Ⅱ	3091	田辺市	稲原町	稲原町上71	45 40
114	Ⅱ	3092	田辺市	稲原町	稲原町上72	45 30
115	Ⅱ	3093	田辺市	稲原町	稲原町上73	70 40
116	Ⅱ	3094	田辺市	稲原町	稲原町上74	45 30
117	Ⅱ	3095	田辺市	稲原町	稲原町上75	45 70
118	Ⅱ	3096	田辺市	稲原町	稲原町上76	80 10
119	Ⅱ	3097	田辺市	稲原町	稲原町上77	70 20
120	Ⅱ	3098	田辺市	稲原町	稲原町上78	60 60
121	Ⅱ	3099	田辺市	稲原町	稲原町上79	60 40
122	Ⅱ	3100	田辺市</			

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
244	Ⅱ	3222	田辺市	神島台	神島台2	60	8
245	Ⅱ	3223	田辺市	新庄町	新庄町内川3	70	5
246	Ⅱ	3224	田辺市	たきない町	たきない町2	60	8
247	Ⅱ	3225	田辺市	たきない町	たきない町3	60	10
248	Ⅱ	3226	田辺市	新庄町	新庄町内川4	70	5
249	Ⅱ	3227	田辺市	新庄町	新庄町内川5	40	10
250	Ⅱ	3228	田辺市	たきない町	たきない町4	30	20
251	Ⅱ	3229	田辺市	たきない町	たきない町5	60	20
252	Ⅱ	3230	田辺市	新庄町	新庄町内川6	70	10
253	Ⅱ	3231	田辺市	新庄町	新庄町内川7	30	10
254	Ⅱ	3232	田辺市	新庄町	新庄町内川8	60	20
255	Ⅱ	3233	田辺市	新庄町	新庄町内川9	70	20
256	Ⅱ	3234	田辺市	新庄町	新庄町内川10	30	35
257	Ⅱ	3235	田辺市	新庄町	新庄町内川11	40	30
258	Ⅱ	3236	田辺市	新庄町	新庄町内川12	60	20
259	Ⅱ	3237	田辺市	新庄町	新庄町内川13	70	10
260	Ⅱ	3238	田辺市	新庄町	新庄町内川14	40	20
261	Ⅱ	3239	田辺市	新庄町	新庄町内川15	70	20
262	Ⅱ	3240	田辺市	新庄町	新庄町真の島5	40	20
263	Ⅱ	3352	田辺市	中辺路町	沢内井原	45	30
264	Ⅱ	3353	田辺市	中辺路町	内井川下道	45	45
265	Ⅱ	3354	田辺市	中辺路町	沢内越峠1	40	50
266	Ⅱ	3355	田辺市	中辺路町	沢内越峠2	50	70
267	Ⅱ	3356	田辺市	中辺路町	小松原五味	60	100
268	Ⅱ	3357	田辺市	中辺路町	温川東端内1	45	30
269	Ⅱ	3358	田辺市	中辺路町	温川五味	70	30
270	Ⅱ	3359	田辺市	中辺路町	温川東端内2	45	35
271	Ⅱ	3360	田辺市	中辺路町	温川東端内	70	30
272	Ⅱ	3361	田辺市	中辺路町	温川下道	70	30
273	Ⅱ	3362	田辺市	中辺路町	温川中川	35	50
274	Ⅱ	3363	田辺市	中辺路町	大川笹ノ川1	40	60
275	Ⅱ	3364	田辺市	中辺路町	大川笹ノ川2	50	110
276	Ⅱ	3365	田辺市	中辺路町	大川笹ノ川3	60	60
277	Ⅱ	3366	田辺市	中辺路町	川合岩崎	50	60
278	Ⅱ	3367	田辺市	中辺路町	高野川路橋1	60	60
279	Ⅱ	3368	田辺市	中辺路町	高野川路橋2	70	60
280	Ⅱ	3369	田辺市	中辺路町	小管小管原	70	15
281	Ⅱ	3370	田辺市	中辺路町	東橋川新田1	70	8
282	Ⅱ	3371	田辺市	中辺路町	東橋川新田2	60	50
283	Ⅱ	3372	田辺市	中辺路町	東橋川新田3	80	55
284	Ⅱ	3373	田辺市	中辺路町	東橋川新田4	60	60
285	Ⅱ	3374	田辺市	中辺路町	東橋川下道	60	30
286	Ⅱ	3375	田辺市	中辺路町	東橋川1	45	40
287	Ⅱ	3376	田辺市	中辺路町	東橋川2	60	60
288	Ⅱ	3377	田辺市	中辺路町	東橋川上道	70	10
289	Ⅱ	3378	田辺市	中辺路町	小管十九川1	40	60
290	Ⅱ	3379	田辺市	中辺路町	小管十九川2	60	140
291	Ⅱ	3380	田辺市	中辺路町	東橋川	40	20
292	Ⅱ	3381	田辺市	中辺路町	高野川	60	200
293	Ⅱ	3382	田辺市	中辺路町	指定上指定1	70	200
294	Ⅱ	3383	田辺市	中辺路町	指定上指定2	70	180
295	Ⅱ	3384	田辺市	中辺路町	指定上指定3	60	130
296	Ⅱ	3385	田辺市	中辺路町	指定上指定4	40	60
297	Ⅱ	3386	田辺市	中辺路町	指定上指定5	60	30
298	Ⅱ	3387	田辺市	中辺路町	指定上指定6	45	120
299	Ⅱ	3388	田辺市	中辺路町	指定上指定7	60	20
300	Ⅱ	3389	田辺市	中辺路町	大川上地1	60	60
301	Ⅱ	3390	田辺市	中辺路町	大川上地2	60	40
302	Ⅱ	3391	田辺市	中辺路町	大川上地3	70	40
303	Ⅱ	3392	田辺市	中辺路町	大川上地4	40	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
304	Ⅱ	3393	田辺市	中辺路町	大川長交垣内	60	140
305	Ⅱ	3394	田辺市	中辺路町	大川野ノ原	50	100
306	Ⅱ	3395	田辺市	中辺路町	高野川	45	70
307	Ⅱ	3396	田辺市	中辺路町	川合向原	50	80
308	Ⅱ	3397	田辺市	中辺路町	川合7	60	30
309	Ⅱ	3398	田辺市	中辺路町	川合8	50	40
310	Ⅱ	3399	田辺市	中辺路町	大川川下の川2	60	30
311	Ⅱ	3400	田辺市	中辺路町	大川川下の川3	30	50
312	Ⅱ	3401	田辺市	中辺路町	大川川下の川4	45	30
313	Ⅱ	3402	田辺市	中辺路町	大川川下の川5	50	40
314	Ⅱ	3403	田辺市	中辺路町	大川川下の川6	60	25
315	Ⅱ	3404	田辺市	中辺路町	大川川下の川11	40	50
316	Ⅱ	3405	田辺市	中辺路町	大川川下の川12	60	160
317	Ⅱ	3406	田辺市	中辺路町	大川川下の川13	60	70
318	Ⅱ	3407	田辺市	中辺路町	大川川下の川14	45	40
319	Ⅱ	3408	田辺市	中辺路町	大川川下の川15	60	100
320	Ⅱ	3409	田辺市	中辺路町	大川川下の川16	60	70
321	Ⅱ	3410	田辺市	中辺路町	大川川下の川17	40	30
322	Ⅱ	3411	田辺市	中辺路町	大川川下の川18	35	40
323	Ⅱ	3412	田辺市	中辺路町	大川川下の川19	35	60
324	Ⅱ	3413	田辺市	中辺路町	大川川下の川20	45	35
325	Ⅱ	3414	田辺市	中辺路町	大川川下の川21	45	60
326	Ⅱ	3415	田辺市	中辺路町	大川川下の川22	40	45
327	Ⅱ	3416	田辺市	中辺路町	大川川下の川23	40	45
328	Ⅱ	3417	田辺市	中辺路町	大川川下の川24	40	70
329	Ⅱ	3418	田辺市	中辺路町	大川川下の川25	45	40
330	Ⅱ	3419	田辺市	中辺路町	大川川下の川26	45	20
331	Ⅱ	3420	田辺市	中辺路町	大川川下の川27	45	20
332	Ⅱ	3421	田辺市	中辺路町	大川川下の川28	45	50
333	Ⅱ	3422	田辺市	中辺路町	大川川下の川29	45	50
334	Ⅱ	3423	田辺市	中辺路町	石橋上石橋1	45	20
335	Ⅱ	3424	田辺市	中辺路町	石橋上石橋2	50	40
336	Ⅱ	3425	田辺市	中辺路町	石橋上石橋3	40	50
337	Ⅱ	3426	田辺市	中辺路町	石橋上石橋4	50	45
338	Ⅱ	3427	田辺市	中辺路町	石橋上石橋5	70	10
339	Ⅱ	3428	田辺市	中辺路町	石橋上石橋6	70	30
340	Ⅱ	3429	田辺市	中辺路町	石橋上石橋7	45	20
341	Ⅱ	3430	田辺市	中辺路町	石橋上石橋8	60	110
342	Ⅱ	3431	田辺市	中辺路町	石橋上石橋9	60	110
343	Ⅱ	3432	田辺市	中辺路町	石橋中野1	40	20
344	Ⅱ	3433	田辺市	中辺路町	石橋中野2	50	60
345	Ⅱ	3434	田辺市	中辺路町	石橋中野3	40	70
346	Ⅱ	3435	田辺市	中辺路町	石橋中野4	50	100
347	Ⅱ	3436	田辺市	中辺路町	石橋中野5	50	120
348	Ⅱ	3437	田辺市	中辺路町	北原上地	70	10
349	Ⅱ	3438	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋3	30	40
350	Ⅱ	3439	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋1	70	5
351	Ⅱ	3440	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋2	70	8
352	Ⅱ	3441	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋3	70	5
353	Ⅱ	3442	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋4	45	30
354	Ⅱ	3443	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋5	45	40
355	Ⅱ	3444	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋6	45	50
356	Ⅱ	3445	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋7	70	5
357	Ⅱ	3446	田辺市	中辺路町	野中一里石1	45	60
358	Ⅱ	3447	田辺市	中辺路町	野中一里石2	30	20
359	Ⅱ	3448	田辺市	中辺路町	野中一里石3	40	30
360	Ⅱ	3449	田辺市	中辺路町	野中一里石4	60	40
361	Ⅱ	3450	田辺市	中辺路町	野中一里石5	80	30
362	Ⅱ	3451	田辺市	中辺路町	野中一里石6	40	40
363	Ⅱ	3452	田辺市	中辺路町	近森小川1	40	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
364	Ⅱ	3453	田辺市	中辺路町	近森小川2	45	45
365	Ⅱ	3454	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋8	45	50
366	Ⅱ	3455	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋9	50	50
367	Ⅱ	3456	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋10	40	20
368	Ⅱ	3457	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋11	70	7
369	Ⅱ	3458	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋12	40	30
370	Ⅱ	3459	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋13	50	40
371	Ⅱ	3460	田辺市	中辺路町	近森橋ノ橋14	70	10
372	Ⅱ	3461	田辺市	中辺路町	北原下地1	70	7
373	Ⅱ	3462	田辺市	中辺路町	北原下地2	60	90
374	Ⅱ	3463	田辺市	中辺路町	北原下地3	60	150
375	Ⅱ	3464	田辺市	中辺路町	北原下地4	60	50
376	Ⅱ	3465	田辺市	中辺路町	北原下地5	60	100
377	Ⅱ	3466	田辺市	中辺路町	北原下地6	70	10
378	Ⅱ	3467	田辺市	中辺路町	北原下地7	45	90
379	Ⅱ	3468	田辺市	中辺路町	温川18	45	110
380	Ⅱ	3469	田辺市	中辺路町	温川19	40	70
381	Ⅱ	3470	田辺市	中辺路町	小松原9	60	100
382	Ⅱ	3471	田辺市	中辺路町	小松原10	60	160
383	Ⅱ	3472	田辺市	中辺路町	小松原11	45	45
384	Ⅱ	3473	田辺市	中辺路町	小松原12	30	90
385	Ⅱ	3474	田辺市	中辺路町	小松原13	40	60
386	Ⅱ	3475	田辺市	中辺路町	野中上向井1	70	20
387	Ⅱ	3476	田辺市	中辺路町	野中上向井2	40	70
388	Ⅱ	3477	田辺市	中辺路町	野中上向井3	70	20
389	Ⅱ	3478	田辺市	中辺路町	野中上向井4	40	30
390	Ⅱ	3479	田辺市	中辺路町	野中上向井5	30	50
391	Ⅱ	3480	田辺市	中辺路町	野中上向井6	30	90
392	Ⅱ	3481	田辺市	中辺路町	野中上向井7	60	40
393	Ⅱ	3482	田辺市	中辺路町	野中上向井8	50	50
394	Ⅱ	3483	田辺市	中辺路町	野中上向井9	60	60
395	Ⅱ	3484	田辺市	中辺路町	野中上向井10	30	30
396	Ⅱ	3485	田辺市	中辺路町	野中上向井11	60	170
397	Ⅱ	3486	田辺市	中辺路町	野中上向井12	30	60
398	Ⅱ	3487	田辺市	中辺路町	野中上向井13	45	70
399	Ⅱ	3488	田辺市	中辺路町	野中上向井14	45	60
400	Ⅱ	3489	田辺市	中辺路町	野中上向井15	40	30
401	Ⅱ	3490	田辺市	中辺路町	野中上向井16	45	60
402	Ⅱ	3491	田辺市	中辺路町	野中上向井17	45	70
403	Ⅱ	3492	田辺市	中辺路町	野中上向井18	40	45
404	Ⅱ	3493	田辺市	中辺路町	野中上向井19	30	50
405	Ⅱ	3494	田辺市	中辺路町	野中上向井20	40	35
406	Ⅱ	3495	田辺市	中辺路町	野中上向井21	70	10
407	Ⅱ	3496	田辺市	中辺路町	野中上向井22	70	5
408	Ⅱ	3497	田辺市	中辺路町	野中上向井23	40	40
409	Ⅱ	3498	田辺市	中辺路町	野中上向井24	30	15
410	Ⅱ	3499	田辺市	中辺路町	野		

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
484	Ⅱ	3573	田辺市	鮎川	鮎川小川10	40	40
485	Ⅱ	3574	田辺市	鮎川	鮎川覚覚舎10	40	160
486	Ⅱ	3575	田辺市	鮎川	鮎川覚覚舎9	40	100
487	Ⅱ	3576	田辺市	鮎川	鮎川覚覚舎8	40	60
488	Ⅱ	3577	田辺市	鮎川	鮎川覚覚舎7	45	100
489	Ⅱ	3578	田辺市	鮎川	鮎川覚覚舎6	45	100
490	Ⅱ	3579	田辺市	鮎川	鮎川地ノ谷7	45	200
491	Ⅱ	3580	田辺市	鮎川	鮎川赤木5	45	100
492	Ⅱ	3581	田辺市	鮎川	鮎川赤木4	45	120
493	Ⅱ	3582	田辺市	鮎川	鮎川城ノ溝8	40	200
494	Ⅱ	3583	田辺市	鮎川	鮎川城ノ溝7	45	150
495	Ⅱ	3584	田辺市	鮎川	鮎川城ノ溝6	40	150
496	Ⅱ	3585	田辺市	鮎川	鮎川城ノ溝5	45	100
497	Ⅱ	3586	田辺市	鮎川	鮎川登山口1	40	50
498	Ⅱ	3587	田辺市	鮎川	鮎川登山口2	45	40
499	Ⅱ	3588	田辺市	鮎川	鮎川登山口4	45	100
500	Ⅱ	3589	田辺市	鮎川	鮎川登山口3	35	40
501	Ⅱ	3590	田辺市	深谷	深谷1	45	150
502	Ⅱ	3591	田辺市	深谷	深谷3	45	70
503	Ⅱ	3592	田辺市	深谷	深谷2	45	60
504	Ⅱ	3593	田辺市	向山	向山向山1	35	80
505	Ⅱ	3594	田辺市	向山	向山向山2	45	75
506	Ⅱ	3595	田辺市	下露	下露4	45	60
507	Ⅱ	3596	田辺市	下露	下露5	45	50
508	Ⅱ	3597	田辺市	谷野口	谷野口清水2	40	50
509	Ⅱ	3598	田辺市	谷野口	谷野口清水1	45	170
510	Ⅱ	3599	田辺市	谷野口	谷野口14	45	100
511	Ⅱ	3600	田辺市	谷野口	谷野口15	45	70
512	Ⅱ	3601	田辺市	谷野口	谷野口16	40	120
513	Ⅱ	3602	田辺市	谷野口	谷野口17	40	120
514	Ⅱ	3603	田辺市	串	串2	45	20
515	Ⅱ	3604	田辺市	九川	九川2	45	40
516	Ⅱ	3605	田辺市	木守	木守下木守1	40	55
517	Ⅱ	3606	田辺市	木守	木守下木守2	45	160
518	Ⅱ	3607	田辺市	木守	木守下木守3	45	180
519	Ⅱ	3608	田辺市	五味	五味井ノ木	45	100
520	Ⅱ	3609	田辺市	五味	五味高野3	45	150
521	Ⅱ	3610	田辺市	五味	五味高野2	45	200
522	Ⅱ	3611	田辺市	五味	五味高野1	50	50
523	Ⅱ	3612	田辺市	五味	五味1	45	70
524	Ⅱ	3613	田辺市	五味	五味2	45	110
525	Ⅱ	4612	田辺市	本宮町切畑	八木尾4	45	6
526	Ⅱ	4613	田辺市	本宮町上大野	上大野小井平	30	30
527	Ⅱ	4614	田辺市	本宮町静川	静川2	35	30
528	Ⅱ	4615	田辺市	本宮町静川	静川小坂1	35	90
529	Ⅱ	4616	田辺市	本宮町静川	静川小坂2	35	100

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	1469	上富田町	下鮎川	下鮎川(1)	30	10
2	Ⅰ	1470	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬・後代	40	50
3	Ⅰ	1471	上富田町	市ノ瀬	池谷	40	60
4	Ⅰ	1472	上富田町	市ノ瀬	小山	30	45
5	Ⅰ	1473	上富田町	同	飯塚	35	30
6	Ⅰ	1474	上富田町	岩田	上岩田・上岩田(2)	30	20
7	Ⅰ	1476	上富田町	岩田	大坊・上殿	65	45
8	Ⅰ	1478	上富田町	岩田	上田島	40	30
9	Ⅰ	1480	上富田町	岩田	野田(3)	30	20
10	Ⅰ	1481	上富田町	岩田	成平(2)	40	20
11	Ⅰ	1482	上富田町	岩田	成平(1)	35	40
12	Ⅰ	1483	上富田町	生馬	生馬口	40	40
13	Ⅰ	1487	上富田町	生馬	白滝	40	20
14	Ⅰ	1488	上富田町	生馬	採田	45	90
15	Ⅰ	1489	上富田町	生馬	馬淵	45	90
16	Ⅰ	1490	上富田町	生馬	出木	42	60
17	Ⅰ	1493	上富田町	朝来	上村	40	25
18	Ⅰ	1494	上富田町	朝来	平谷	35	25
19	Ⅰ	1495	上富田町	朝来	日の丸・杉ノ谷	30	40
20	Ⅰ	1496	上富田町	朝来	尾崎	42	30
21	Ⅰ	1497	上富田町	朝来	峠	35	11
22	Ⅰ	1499	上富田町	朝来	大内谷(2)	40	35
23	Ⅰ	1500	上富田町	朝来	小黒水	40	15
24	Ⅰ	1501	上富田町	朝来	長曾川(1)	35	25
25	Ⅰ	1502	上富田町	朝来	長曾川(2)	30	25
26	Ⅰ	1504	上富田町	朝来	櫻ノ木	40	20
27	Ⅰ	1505	上富田町	朝来	馬ノ谷・馬ノ谷(2)	35	20
28	Ⅰ	1506	上富田町	朝来	梅田	30	15
29	Ⅰ	1507	上富田町	朝来	梅田	30	30
30	Ⅰ	1509	上富田町	朝来	漆呂彦屋	40	30
31	Ⅰ	1510	上富田町	岩田	岩田	40	70
32	Ⅰ	1513	上富田町	岩田	野田(2)	35	50
33	Ⅰ	1514	上富田町	市ノ瀬	洋川(1)	40	70
34	Ⅰ	1515	上富田町	市ノ瀬	峠	40	35
35	Ⅰ	1516	上富田町	市ノ瀬	宮ノ尾	60	8
36	Ⅰ	1517	上富田町	同	小瀬	40	30
37	Ⅰ	1518	上富田町	生馬	猿倉谷	42	25
38	Ⅰ	1519	上富田町	朝来	産野	30	10
39	Ⅰ	1520	上富田町	同	後代	35	20
40	Ⅰ	1521	上富田町	市ノ瀬	清水	45	40
41	Ⅰ	1522	上富田町	市ノ瀬	榎谷田	33	15
42	Ⅰ	1523	上富田町	生馬	上榎田	45	20
43	Ⅰ	2325	上富田町	岩田	上岩田(2)	40	10
44	Ⅰ	4414	上富田町	同	白中島3	50	40
45	Ⅰ	4415	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬榎谷田3	45	30
46	Ⅰ	4416	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬榎谷田6	35	20
47	Ⅰ	4417	上富田町	市ノ瀬	榎谷田1	40	60
48	Ⅰ	4418	上富田町	市ノ瀬	榎谷田2	50	30
49	Ⅰ	4419	上富田町	市ノ瀬	後代	40	30
50	Ⅰ	4420	上富田町	市ノ瀬	洋川	35	50
51	Ⅰ	4421	上富田町	下鮎川	魚尾	40	60
52	Ⅰ	4422	上富田町	下鮎川	加茂	50	25
53	Ⅰ	4423	上富田町	下鮎川	下鮎川加茂	70	20
54	Ⅰ	4424	上富田町	朝来	馬ノ谷(2)	35	20
55	Ⅰ	4425	上富田町	生馬	生馬7	48	30
56	Ⅰ	4426	上富田町	同	深見	40	30
57	Ⅰ	4427	上富田町	岩田	岩田1	35	22
58	Ⅰ	4428	上富田町	岩田	岩田5	35	70
59	Ⅰ	4429	上富田町	岩田	王子谷	30	60
60	Ⅰ	4430	上富田町	市ノ瀬	清水(2)	45	50

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
81	Ⅰ	4431	上富田町	岩田	岩田上田島3	30	18
82	Ⅰ	4432	上富田町	岩田	下田島	40	30
83	Ⅰ	4433	上富田町	朝来	南紀ノ谷(2)	65	35
84	Ⅰ	4434	上富田町	朝来	南紀ノ谷	65	40
85	Ⅰ	4435	上富田町	朝来	大内谷1	34	40
86	Ⅰ	4436	上富田町	朝来	大内谷2	38	20
87	Ⅰ	4437	上富田町	朝来	朝来大内谷1	54	15
88	Ⅰ	4438	上富田町	朝来	朝来大内谷2	33	15
89	Ⅰ	4439	上富田町	朝来	上村(2)・梅田	35	20
90	Ⅰ	4440	上富田町	朝来	大内谷	42	12
91	Ⅰ	4441	上富田町	生馬	生馬口1	60	36
92	Ⅰ	4442	上富田町	生馬	中塚	38	20
93	Ⅰ	4443	上富田町	生馬	白滝1	45	30
94	Ⅰ	4444	上富田町	生馬	採田1	45	40
95	Ⅰ	4445	上富田町	生馬	生馬馬淵3	54	70
96	Ⅰ	4446	上富田町	生馬	馬淵1	40	40
97	Ⅰ	6385	上富田町	同	同田川	45	60
98	Ⅰ	6386	上富田町	同	同高深2	45	20
99	Ⅰ	6387	上富田町	同	同高深1	38	20
100	Ⅰ	6388	上富田町	同	同小瀬5	45	40
101	Ⅰ	6389	上富田町	同	同小瀬4	40	20
102	Ⅰ	6390	上富田町	同	同葛原1	40	20
103	Ⅰ	6391	上富田町	同	同葛原2	45	20
104	Ⅰ	6392	上富田町	同	同葛原3	40	25
105	Ⅰ	6393	上富田町	同	同葛原4	53	30
106	Ⅰ	6394	上富田町	同	同小瀬3	35	20
107	Ⅰ	6395	上富田町	同	同小瀬2	45	8
108	Ⅰ	6396	上富田町	同	同小瀬1	45	30
109	Ⅰ	6397	上富田町	同	同小瀬・同小瀬8	38	30
110	Ⅰ	6398	上富田町	同	同小瀬7	40	40
111	Ⅰ	6399	上富田町	同	同小瀬6	48	35
112	Ⅰ	6400	上富田町	同	同中島1	40	20
113	Ⅰ	6401	上富田町	同	同中島2	65	15
114	Ⅰ	6402	上富田町	同	同田1	38	15
115	Ⅰ	6403	上富田町	同	同田2	38	40
116	Ⅰ	6404	上富田町	同	同尾崎	30	20
117	Ⅰ	6405	上富田町	同	同元ノ尾	38	15
118	Ⅰ	6406	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬榎谷田1	45	20
119	Ⅰ	6407	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬榎谷田2	52	25
120	Ⅰ	6408	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬榎谷田4	38	30
121	Ⅰ	6409	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬榎谷田5	40	15
122	Ⅰ	6410	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬榎谷田7	38	50
123	Ⅰ	6411	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬岸川6	60	25
124	Ⅰ	6412	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬岸川5	52	40
125	Ⅰ	6413	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬岸川3	45	50
126	Ⅰ	6414	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬岸川4	35	15
127	Ⅰ	6415	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬岸川2	50	30
128	Ⅰ	6416	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬岸川1	40	20
129	Ⅰ	6417	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬岸川7	45	40
130	Ⅰ	6418	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬岸川8	40	30
131	Ⅰ	6419	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬岸川9	40	30
132	Ⅰ	6420	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬岸川10	45	13
133	Ⅰ	6421	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬下鮎川1	67	12
134	Ⅰ	6422	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬下鮎川2	45	20
135	Ⅰ	6423	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬下鮎川3	65	10
136	Ⅰ	6424	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬下鮎川4	35	20
137	Ⅰ	6425	上富田町	朝来	尾崎	38	15
138	Ⅰ	6426	上富田町	朝来	朝来荒原	32	25
139	Ⅰ	6427	上富田町	朝来	朝来櫻ノ木	38	15
140	Ⅰ	6428	上富田町	朝来	箕野	45	12

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
45	Ⅱ	6429	上富田町	生馬	生馬1	38	10
46	Ⅱ	6430	上富田町	生馬	生馬2	60	25
47	Ⅱ	6431	上富田町	生馬	生馬3	38	25
48	Ⅱ	6432	上富田町	生馬	生馬4	54	25

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防壁	
						傾斜度	高さ
105	Ⅱ	6469	上富田町	生馬	生馬袴田2	42	70
106	Ⅱ	6490	上富田町	生馬	生馬8	42	40
107	Ⅱ	6491	上富田町	生馬	生馬9	46	50
108	Ⅱ	6492	上富田町	生馬	生馬馬淵4	50	50
109	Ⅱ	6493	上富田町	生馬	生馬袴田3	45	50
110	Ⅱ	6494	上富田町	生馬	生馬馬淵1	50	15
111	Ⅱ	6495	上富田町	生馬	生馬馬淵2	42	50
112	Ⅱ	6496	上富田町	生馬	生馬馬淵5	54	70
113	Ⅱ	6497	上富田町	生馬	生馬15	60	75
114	Ⅱ	6498	上富田町	生馬	生馬16	80	100
115	Ⅱ	6499	上富田町	生馬	生馬馬淵6	44	50
116	Ⅱ	6500	上富田町	生馬	生馬出水	60	110
117	Ⅱ	6501	上富田町	生馬	生馬10	38	45
118	Ⅱ	6502	上富田町	生馬	生馬11	42	40
119	Ⅱ	6503	上富田町	生馬	生馬12	40	30
120	Ⅱ	6504	上富田町	生馬	生馬13	62	60
121	Ⅱ	6505	上富田町	生馬	生馬14	32	15
122	Ⅱ	6506	上富田町	生馬	生馬下溝1	52	90
123	Ⅱ	6507	上富田町	生馬	生馬下溝2	45	45
124	Ⅱ	6508	上富田町	生馬	生馬大芝1	45	100
125	Ⅱ	6509	上富田町	生馬	生馬大芝2	54	140
126	Ⅱ	6510	上富田町	生馬	生馬大芝8	55	60
127	Ⅱ	6511	上富田町	生馬	生馬大芝7	44	100
128	Ⅱ	6512	上富田町	生馬	生馬大芝3	60	90
129	Ⅱ	6513	上富田町	生馬	生馬大芝4	48	60
130	Ⅱ	6514	上富田町	生馬	生馬大芝5	60	120
131	Ⅱ	6515	上富田町	生馬	生馬大芝6	50	75
132	Ⅱ	6516	上富田町	生馬	生馬17	54	70
133	Ⅱ	6517	上富田町	生馬	生馬18	70	50
134	Ⅱ	6518	上富田町	生馬	生馬19	55	60
135	Ⅱ	6519	上富田町	生馬	生馬20	60	90
136	Ⅱ	6520	上富田町	生馬	生馬21	52	90
137	Ⅱ	6521	上富田町	生馬	生馬22	60	80
138	Ⅱ	6522	上富田町	岩崎	岩崎1	75	16
139	Ⅱ	6523	上富田町	岩崎	岩崎2	60	10
140	Ⅱ	6524	上富田町	岩崎	不動(3)	65	15
141	Ⅱ	6525	上富田町	岩崎	岩崎野田6	50	20
142	Ⅱ	6526	上富田町	岩崎	岩崎野田5	40	30
143	Ⅱ	6527	上富田町	岩崎	岩崎野田4	40	30
144	Ⅱ	6528	上富田町	岩崎	岩崎野田3	40	20
145	Ⅱ	6529	上富田町	岩崎	野田(1)	50	50
146	Ⅱ	6530	上富田町	岩崎	岩崎野田1	50	15
147	Ⅱ	6531	上富田町	岩崎	岩崎野田2	45	15
148	Ⅱ	6532	上富田町	生馬	大芝	40	30
149	Ⅱ	6533	上富田町	結菜	結菜茂原(2)	35	25
150	Ⅱ	6534	上富田町	岩崎	不動(3)	55	25
1	Ⅱ	3514	上富田町	同	白雲谷	40	30
2	Ⅱ	3515	上富田町	同	白雲原4	40	35
3	Ⅱ	3516	上富田町	同	白雲原3	35	35
4	Ⅱ	3517	上富田町	同	白雲原9	40	50
5	Ⅱ	3518	上富田町	同	白雲原10	45	25
6	Ⅱ	3519	上富田町	同	白雲原3	40	30
7	Ⅱ	3520	上富田町	同	白雲原4	40	20
8	Ⅱ	3521	上富田町	同	白雲原11	45	20
9	Ⅱ	3522	上富田町	同	白雲原見	40	30
10	Ⅱ	3523	上富田町	同	白雲原2	45	20
11	Ⅱ	3524	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田11	40	25
12	Ⅱ	3525	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田10	35	35
13	Ⅱ	3526	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田9	40	35
14	Ⅱ	3527	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田8	40	35

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防壁	
						傾斜度	高さ
75	Ⅱ	3568	上富田町	生馬	生馬白濁9	40	45
76	Ⅱ	3569	上富田町	生馬	生馬白濁5	40	40
77	Ⅱ	3590	上富田町	生馬	生馬白濁6	40	40
78	Ⅱ	3591	上富田町	生馬	生馬白濁7	40	60
79	Ⅱ	3592	上富田町	生馬	生馬袴田4	40	50
80	Ⅱ	3593	上富田町	生馬	生馬袴田5	40	30
81	Ⅱ	3594	上富田町	生馬	生馬袴田6	40	50
82	Ⅱ	3595	上富田町	生馬	上梓田・生馬袴田7	40	40
83	Ⅱ	3596	上富田町	生馬	生馬上梓田	40	70
84	Ⅱ	3597	上富田町	生馬	生馬馬淵7	45	35
85	Ⅱ	3598	上富田町	生馬	生馬馬淵8	45	60
86	Ⅱ	3599	上富田町	生馬	生馬馬淵9	45	70
87	Ⅱ	3700	上富田町	生馬	生馬馬淵10	40	100
88	Ⅱ	3701	上富田町	生馬	生馬大芝9	40	90
89	Ⅱ	3702	上富田町	生馬	生馬大芝10	45	90
90	Ⅱ	3703	上富田町	生馬	生馬大芝11	40	130
91	Ⅱ	3704	上富田町	生馬	生馬大芝12	45	85
92	Ⅱ	3705	上富田町	生馬	生馬大芝13	40	100
93	Ⅱ	3706	上富田町	生馬	生馬大芝14	45	60
94	Ⅱ	3707	上富田町	生馬	生馬大芝15	40	90
95	Ⅱ	3708	上富田町	生馬	生馬大芝16	40	100
96	Ⅱ	3709	上富田町	生馬	生馬猿原1	40	70
97	Ⅱ	3710	上富田町	生馬	生馬猿原2	40	60
98	Ⅱ	3711	上富田町	生馬	生馬猿原3	45	70
99	Ⅱ	3712	上富田町	岩崎	岩崎不動3	40	15
100	Ⅱ	3713	上富田町	岩崎	岩崎不動2	40	15
101	Ⅱ	3714	上富田町	岩崎	岩崎不動1	40	15
102	Ⅱ	3715	上富田町	岩崎	岩崎野田13	35	20
103	Ⅱ	3716	上富田町	岩崎	岩崎野田12	35	20
104	Ⅱ	3717	上富田町	岩崎	岩崎野田11	40	20
105	Ⅱ	3718	上富田町	岩崎	岩崎野田9	40	20
106	Ⅱ	3719	上富田町	岩崎	岩崎野田10	40	20
107	Ⅱ	3720	上富田町	岩崎	岩崎野田8	45	25
108	Ⅱ	3721	上富田町	岩崎	岩崎野田7	45	15

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防壁	
						傾斜度	高さ
15	Ⅱ	3528	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田12	40	35
16	Ⅱ	3529	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田11	35	40
17	Ⅱ	3530	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田10	40	40
18	Ⅱ	3531	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田9	45	25
19	Ⅱ	3532	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田8	35	70
20	Ⅱ	3533	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田7	40	60
21	Ⅱ	3534	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田6	45	40
22	Ⅱ	3535	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田5	40	40
23	Ⅱ	3536	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田4	45	40
24	Ⅱ	3537	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田3	45	30
25	Ⅱ	3538	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田2	45	35
26	Ⅱ	3539	上富田町	下船川	下船川段尾1	40	20
27	Ⅱ	3540	上富田町	下船川	下船川段尾2	40	20
28	Ⅱ	3541	上富田町	結菜	結菜茂原川1	35	25
29	Ⅱ	3542	上富田町	結菜	結菜茂原川2	35	40
30	Ⅱ	3543	上富田町	生馬	生馬茂原川1	40	40
31	Ⅱ	3544	上富田町	生馬	生馬茂原川2	40	50
32	Ⅱ	3545	上富田町	結菜	結菜茂原川3	40	25
33	Ⅱ	3546	上富田町	生馬	生馬茂原川4	45	20
34	Ⅱ	3547	上富田町	生馬	生馬茂原川5	45	20
35	Ⅱ	3548	上富田町	生馬	生馬茂原川6	45	20
36	Ⅱ	3549	上富田町	岩田	岩田方原	40	30
37	Ⅱ	3550	上富田町	岩田	岩田深見	40	25
38	Ⅱ	3551	上富田町	岩田	岩田王子谷2	35	40
39	Ⅱ	3552	上富田町	岩田	岩田王子谷1	35	40
40	Ⅱ	3553	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田1	40	15
41	Ⅱ	3554	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬清水1	45	30
42	Ⅱ	3555	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬清水2	45	60
43	Ⅱ	3556	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬清水3	45	50
44	Ⅱ	3557	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬清水4	40	40
45	Ⅱ	3558	上富田町	市ノ瀬	小山・市ノ瀬小山1	45	35
46	Ⅱ	3559	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬小山2	40	30
47	Ⅱ	3560	上富田町	結菜	結菜峠	40	25
48	Ⅱ	3561	上富田町	結菜	結菜茂原2	35	30
49	Ⅱ	3562	上富田町	岩田	岩田立平2	40	30
50	Ⅱ	3563	上富田町	岩田	岩田立平1	40	30
51	Ⅱ	3564	上富田町	岩田	岩田	45	20
52	Ⅱ	3565	上富田町	岩田	岩田大坊	40	30
53	Ⅱ	3566	上富田町	結菜	結菜津島登原	35	20
54	Ⅱ	3567	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田1	35	60
55	Ⅱ	3568	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬菅田1	45	45
56	Ⅱ	3569	上富田町	岩田	岩田上田原19	45	50
57	Ⅱ	3570	上富田町	岩田	岩田上田原16	40	30
58	Ⅱ	3571	上富田町	岩田	岩田上田原15	35	30
59	Ⅱ	3572	上富田町	岩田	岩田上田原17	50	25
60	Ⅱ	3573	上富田町	岩田	岩田上田原18	40	80
61	Ⅱ	3574	上富田町	岩田	岩田上田原16	40	35
62	Ⅱ	3575	上富田町	岩田	岩田上田原20	40	50
63	Ⅱ	3576	上富田町	岩田	岩田上田原5	45	20
64	Ⅱ	3577	上富田町	岩田	岩田上田原6	40	20
65	Ⅱ	3578	上富田町	生馬	生馬生馬口	45	40
66	Ⅱ	3579	上富田町	生馬	生馬生馬口	35	20
67	Ⅱ	3580	上富田町	生馬	生馬下谷1	40	40
68	Ⅱ	3581	上富田町	生馬	生馬下谷3	35	35
69	Ⅱ	3582	上富田町	生馬	生馬下谷2	35	60
70	Ⅱ	3583	上富田町	生馬	生馬下谷4	35	30
71	Ⅱ	3584	上富田町	生馬	生馬中根7	40	25
72	Ⅱ	3585	上富田町	生馬	生馬中根8	40	25
73	Ⅱ	3586	上富田町	生馬	生馬中根9	40	25
74	Ⅱ	3587	上富田町	生馬	生馬白濁8	40	50

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防壁	
						傾斜度	高さ
1	Ⅱ	1525	白浜町	-	原田1	80	10
2	Ⅱ	1526	白浜町	-	同	50	8
3	Ⅱ	1528	白浜町	-	栗白浜(樹不知)	80	15
4	Ⅱ	1529	白浜町	-	大浜西谷	40	15
5	Ⅱ	1530	白浜町	-	大浜2	55	18
6	Ⅱ	1532	白浜町	-	大浜3	65	10
7	Ⅱ	1533	白浜町	-	大浜西谷	60	12
8	Ⅱ	1534	白浜町	-	豆ヶ谷1	40	30
9	Ⅱ	1535	白浜町	-	豆ヶ谷2	60	25
10	Ⅱ	1536	白浜町	-	豆ヶ谷3	65	15
11	Ⅱ	1537	白浜町	-	栗ヶ浦1	50	20
12	Ⅱ	1538	白浜町	-	栗ヶ浦2	40	20
13	Ⅱ	1539	白浜町	-	天狗野	60	25
14	Ⅱ	1540	白浜町	笠田	細野	45	25
15	Ⅱ	1541	白浜町	笠田	細野	45	30
16	Ⅱ	1542	白浜町	笠田	西越		

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
63	I	1598	白浜町	横	性路	50	50
62	I	1599	白浜町	横	横	50	50
63	I	1600	白浜町	横	横谷	45	20
64	I	1601	白浜町	横	横	45	50
65	I	1602	白浜町	上霞	上霞	35	50
66	I	1605	白浜町	市鹿野	遊弄地	35	65
67	I	1608	白浜町	玉佐	川原谷	45	50
68	I	1609	白浜町	安佐	坂本	40	40
69	I	1610	白浜町	安佐	大	40	100
70	I	1611	白浜町	坂	坂	40	15
71	I	1612	白浜町	小川	谷谷	35	50
72	I	1613	白浜町	小川	小川	35	60
73	I	1614	白浜町	宇津木	谷口	50	60
74	I	1616	白浜町	久木	瀬戸山	50	20
75	I	1617	白浜町	久木	栗の脇	45	70
76	I	1618	白浜町	向平	向平	35	40
77	I	1619	白浜町	中嶋	中嶋	40	160
78	I	1620	白浜町	寺山	寺山	35	110
79	I	1622	白浜町	安佐	安佐	40	60
80	I	1623	白浜町	安佐	安佐(2)	45	30
81	I	1624	白浜町	ロヶ谷	ロヶ谷	35	160
82	I	1626	白浜町	ロヶ谷	塚野	35	20
83	I	1627	白浜町	ロヶ谷	ロヶ谷	50	30
84	I	1629	白浜町	田野井	田野井3	65	20
85	I	1630	白浜町	田野井	天王	35	30
86	I	1631	白浜町	安宅	安宅	45	50
87	I	1632	白浜町	安宅	安宅	40	80
88	I	1633	白浜町	安宅	瀬水	45	30
89	I	1634	白浜町	安宅	大杉	45	140
90	I	1635	白浜町	安宅	跡走	40	100
91	I	1636	白浜町	大古	大古1	70	50
92	I	1637	白浜町	大古	大古	40	50
93	I	1638	白浜町	大古	大古吉屋	35	50
94	I	1640	白浜町	横野	伊古木	40	30
95	I	1642	白浜町	日置	日の出	35	30
96	I	1643	白浜町	日置	日置	60	40
97	I	1644	白浜町	笠浦	笠浦地下	50	30
98	I	1645	白浜町	日置	市江	80	35
99	I	1646	白浜町	日置	日置	50	30
100	I	1647	白浜町	日置	市江(2)	35	30
101	I	2326	白浜町	日置	志原(1)	40	30
102	I	2328	白浜町	田野井	田野井	30	15
103	I	2329	白浜町	矢田	矢田9	35	50
104	I	2330	白浜町	市鹿野	遊弄地1	35	80
105	I	2331	白浜町	日置	笠浦下谷	45	30
106	I	2333	白浜町	安佐	庄平井	45	60
107	I	2334	白浜町	横野	横野3	50	60
108	I	4287	白浜町	-	瀬戸越瀬2	60	25
109	I	4288	白浜町	-	瀬戸越瀬3	35	20
110	I	4289	白浜町	-	白浜2	40	20
111	I	4290	白浜町	-	湯崎	50	6
112	I	4291	白浜町	-	湯崎千重敷	35	25
113	I	4292	白浜町	-	湯崎6	50	15
114	I	4293	白浜町	-	湯崎7	38	40
115	I	4294	白浜町	-	湯崎8	40	20
116	I	4295	白浜町	-	栗白浜太刀ヶ谷4	45	30
117	I	4296	白浜町	笠田	総野2	45	40
118	I	4297	白浜町	笠田	笠田総野3	35	20
119	I	4298	白浜町	笠田	総野3	45	20
120	I	4299	白浜町	笠田	総野4	40	25

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
181	I	4460	白浜町	日置	日置3	40	40
182	I	4461	白浜町	横野	横野4	40	50
1	II	5812	白浜町	-	瀬戸越瀬1	40	30
2	II	5813	白浜町	-	白浜1	32	20
3	II	5814	白浜町	-	湯崎9	40	40
4	II	5815	白浜町	-	栗白浜太刀ヶ谷1	50	40
5	II	5816	白浜町	-	栗白浜太刀ヶ谷2	50	30
6	II	5817	白浜町	-	栗白浜太刀ヶ谷3	45	30
7	II	5818	白浜町	-	栗白浜太刀ヶ谷5	50	25
8	II	5819	白浜町	-	栗白浜太刀ヶ谷6	55	50
9	II	5820	白浜町	笠田	笠田池田1	35	15
10	II	5821	白浜町	笠田	笠田池田2	30	30
11	II	5822	白浜町	笠田	笠田池田3	30	15
12	II	5823	白浜町	笠田	笠田1	40	40
13	II	5824	白浜町	笠田	笠田総野1	35	20
14	II	5825	白浜町	笠田	笠田総野2	30	15
15	II	5826	白浜町	笠田	笠田総野3	40	40
16	II	5827	白浜町	笠田	笠田総野4	35	30
17	II	5828	白浜町	笠田	笠田藤島1	60	20
18	II	5829	白浜町	笠田	笠田藤島4	40	20
19	II	5830	白浜町	笠田	笠田藤島2	45	25
20	II	5831	白浜町	笠田	笠田藤島3	50	20
21	II	5832	白浜町	笠田	笠田横谷	35	15
22	II	5833	白浜町	笠田	笠田4	40	30
23	II	5834	白浜町	笠田	笠田6	35	50
24	II	5835	白浜町	笠田	笠田岸田1	45	15
25	II	5836	白浜町	保良	保良1	65	20
26	II	5837	白浜町	保良	保良2	45	18
27	II	5838	白浜町	保良	保良24	45	50
28	II	5839	白浜町	保良	保良11	35	40
29	II	5840	白浜町	保良	保良10	45	40
30	II	5841	白浜町	保良	保良9	50	30
31	II	5842	白浜町	保良	保良8	45	50
32	II	5843	白浜町	保良	保良7	50	40
33	II	5844	白浜町	保良	保良5	65	30
34	II	5845	白浜町	保良	保良4	50	30
35	II	5846	白浜町	保良	保良3	40	50
36	II	5847	白浜町	内ノ川	内ノ川13	38	20
37	II	5848	白浜町	内ノ川	内ノ川6	30	20
38	II	5849	白浜町	内ノ川	内ノ川3	60	25
39	II	5850	白浜町	内ノ川	内ノ川14	35	50
40	II	5851	白浜町	-	湯崎三段1	90	35
41	II	5852	白浜町	-	湯崎三段2	85	35
42	II	5853	白浜町	-	湯崎三段3	45	15
43	II	5854	白浜町	-	湯崎三段4	40	40
44	II	5855	白浜町	-	湯崎三段5	65	20
45	II	5856	白浜町	-	湯崎三段6	55	30
46	II	5857	白浜町	-	湯崎三段7	45	35
47	II	5858	白浜町	-	湯崎三段8	45	25
48	II	5859	白浜町	笠田	笠田首行2	35	20
49	II	5860	白浜町	笠田	笠田西1	30	20
50	II	5861	白浜町	笠田	笠田西2	35	30
51	II	5862	白浜町	笠田	笠田8	30	20
52	II	5863	白浜町	笠田	笠田西3	30	40
53	II	5864	白浜町	笠田	笠田9	30	15
54	II	5865	白浜町	早	早下谷1	40	10
55	II	5866	白浜町	早	早下谷2	40	25
56	II	5867	白浜町	庄川	庄川9	30	30
57	II	5868	白浜町	庄川	庄川7	35	50
58	II	5869	白浜町	庄川	庄川8	35	50

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
121	I	4500	白浜町	笠田	笠田7	35	25
122	I	4501	白浜町	笠田	笠田20	45	18
123	I	4502	白浜町	笠田	笠田21	40	30
124	I	4503	白浜町	笠田	笠田22	45	25
125	I	4504	白浜町	笠田	笠田23	40	25
126	I	4505	白浜町	笠田	笠田5	35	30
127	I	4506	白浜町	笠田	笠田2	40	25
128	I	4507	白浜町	笠田	笠田3	30	40
129	I	4508	白浜町	笠田	上地1	45	30
130	I	4509	白浜町	笠田	笠田内谷	35	30
131	I	4510	白浜町	笠田	神田1	70	15
132	I	4511	白浜町	笠田	神田2	50	70
133	I	4512	白浜町	保良	保良	40	12
134	I	4513	白浜町	保良	笠田神田3	35	35
135	I	4514	白浜町	笠田	笠田24	45	40
136	I	4515	白浜町	笠田	笠田25	50	20
137	I	4516	白浜町	笠田	笠田善行1	35	25
138	I	4517	白浜町	才野	才野1	40	20
139	I	4518	白浜町	才野	才野	50	20
140	I	4519	白浜町	庄川	庄川	35	50
141	I	4520	白浜町	庄川	庄川	40	80
142	I	4521	白浜町	庄川	庄川2	40	30
143	I	4522	白浜町	庄川	庄川(藤崎)・五反切1	50	60
144	I	4523	白浜町	十九洲	十九洲1	35	50
145	I	4524	白浜町	十九洲	平岡	35	70
146	I	4525	白浜町	才野	才野	50	40
147	I	4526	白浜町	才野	才野6	35	50
148	I	4527	白浜町	才野	萩原2	40	40
149	I	4528	白浜町	中	中2	40	25
150	I	4529	白浜町	中	中1	45	35
151	I	4530	白浜町	才野	坂口	55	30
152	I	4531	白浜町	栗	栗小山	35	30
153	I	4532	白浜町	笠田	笠田4	35	25
154	I	4533	白浜町	笠田	川口	40	120
155	I	4534	白浜町	笠田	笠田1	40	40
156	I	4535	白浜町	湯	湯見草2	45	40
157	I	4536	白浜町	湯	湯見草1	40	40
158	I	4537	白浜町	湯	湯新田5	70	20
159	I	4538	白浜町	湯	湯新田4	50	50
160	I	4539	白浜町	湯	湯新田3	50	50
161	I	4540	白浜町	湯	湯新田2	45	50
162	I	4541	白浜町	湯	湯2	45	120
163	I	4542	白浜町	湯	湯11	50	30
164	I	4543	白浜町	湯	湯1	45	30
165	I	4544	白浜町	湯	湯12	40	25
166	I	4545	白浜町	湯	湯3	35	40
167	I	4546	白浜町	湯	湯方	35	30
168	I	4447	白浜町	市鹿野	横野	100	40
169	I	4448	白浜町	市鹿野	横山1	50	40
170	I	4449	白浜町	市鹿野	横山2	55	70
171	I	4450	白浜町	大	大1	68	20
172	I	4451	白浜町	小川	小川4	50	30
173	I	4452	白浜町	久木	久木	50	60
174	I	4453	白浜町	安宅	安宅・安宅9	40	30
175	I	4454	白浜町	安宅	安宅7	60	10
176	I	4455	白浜町	日置	市江(2)・市江(3)	55	45
177	I	4456	白浜町	日置	日置市江2	45	70
178	I	4457	白浜町	安宅	安宅4	35	30
179	I	4458	白浜町	安宅	安宅5	35	70
180	I	4459	白浜町	日置	志原	40	20

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
59	II	5870	白浜町	庄川	庄川6	40	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
119	Ⅱ	5930	白浜町	富田	富田7	40	40
120	Ⅱ	5931	白浜町	富田	富田西谷	35	15
121	Ⅱ	5932	白浜町	富田	富田8	40	30
122	Ⅱ	5933	白浜町	富田	富田袋谷1	30	30
123	Ⅱ	5934	白浜町	富田	富田袋谷2	30	30
124	Ⅱ	5935	白浜町	富田	富田袋谷3	40	50
125	Ⅱ	5936	白浜町	橋	橋見草4	45	20
126	Ⅱ	5937	白浜町	橋	橋見草3	35	30
127	Ⅱ	5938	白浜町	橋	橋見草5	40	60
128	Ⅱ	5939	白浜町	橋	橋見草6	40	100
129	Ⅱ	5940	白浜町	橋	橋見草7	40	35
130	Ⅱ	5941	白浜町	橋	橋見草8	50	20
131	Ⅱ	5942	白浜町	橋	橋見草9	45	70
132	Ⅱ	5943	白浜町	橋	橋見草10	40	30
133	Ⅱ	5944	白浜町	橋	橋見草11	70	30
134	Ⅱ	5945	白浜町	橋	橋見草12	50	30
135	Ⅱ	5946	白浜町	橋	橋見草13	60	10
136	Ⅱ	5947	白浜町	橋	橋見草14	45	60
137	Ⅱ	5948	白浜町	橋	橋見草15	50	20
138	Ⅱ	5949	白浜町	橋	橋見草16	50	40
139	Ⅱ	5950	白浜町	橋	橋見草17	35	30
140	Ⅱ	5951	白浜町	玉佐	玉佐河原谷1	45	40
141	Ⅱ	5952	白浜町	玉佐	玉佐河原谷2	45	20
142	Ⅱ	5953	白浜町	玉佐	玉佐河原谷3	60	30
143	Ⅱ	5954	白浜町	玉佐	玉佐河原谷4	55	30
144	Ⅱ	5955	白浜町	市鹿野	市鹿野1	62	25
145	Ⅱ	5956	白浜町	市鹿野	市鹿野2	50	12
146	Ⅱ	5957	白浜町	市鹿野	市鹿野3	40	40
147	Ⅱ	5958	白浜町	市鹿野	市鹿野4	50	80
148	Ⅱ	5959	白浜町	市鹿野	市鹿野5	38	80
149	Ⅱ	5960	白浜町	上霧	上霧1	45	50
150	Ⅱ	5961	白浜町	大淵	大淵1	45	60
151	Ⅱ	5962	白浜町	大淵	大淵2	50	60
152	Ⅱ	5963	白浜町	北谷	北谷	40	60
153	Ⅱ	5964	白浜町	竹垣内	竹垣内	40	40
154	Ⅱ	5965	白浜町	市鹿野	市鹿野6	38	25
155	Ⅱ	5966	白浜町	小房	小房小房3	45	10
156	Ⅱ	5967	白浜町	小房	小房小房1	53	30
157	Ⅱ	5968	白浜町	玉佐	玉佐	40	30
158	Ⅱ	5969	白浜町	大	大	50	30
159	Ⅱ	5970	白浜町	宇津木	宇津木1	40	30
160	Ⅱ	5971	白浜町	宇津木	宇津木3	50	30
161	Ⅱ	5972	白浜町	小川	小川2	45	13
162	Ⅱ	5973	白浜町	小川	小川3	45	18
163	Ⅱ	5974	白浜町	小川	小川1	45	50
164	Ⅱ	5975	白浜町	坂	坂1	40	70
165	Ⅱ	5976	白浜町	坂	坂2	35	30
166	Ⅱ	5977	白浜町	中嶋・中嶋1	中嶋・中嶋1	45	40
167	Ⅱ	5978	白浜町	安原	安原4	40	35
168	Ⅱ	5979	白浜町	安原	安原5	60	35
169	Ⅱ	5980	白浜町	安原	安原三ヶ川2	50	30
170	Ⅱ	5981	白浜町	安原	安原三ヶ川1	60	35
171	Ⅱ	5982	白浜町	口ヶ谷	口ヶ谷	48	20
172	Ⅱ	5983	白浜町	口ヶ谷	口ヶ谷	40	30
173	Ⅱ	5984	白浜町	口ヶ谷	口ヶ谷	45	100
174	Ⅱ	5985	白浜町	口ヶ谷	口ヶ谷3	70	45
175	Ⅱ	5986	白浜町	口ヶ谷	口ヶ谷2	60	18
176	Ⅱ	5987	白浜町	口ヶ谷	口ヶ谷1	43	20
177	Ⅱ	5988	白浜町	口ヶ谷	口ヶ谷	40	12
178	Ⅱ	5989	白浜町	田野井	田野井2	40	12

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
179	Ⅱ	5990	白浜町	田野井	田野井1	50	20
180	Ⅱ	5991	白浜町	田野井	田野井4	50	30
181	Ⅱ	5992	白浜町	田野井	田野井5	50	40
182	Ⅱ	5993	白浜町	田野井	田野井6	45	20
183	Ⅱ	5994	白浜町	田野井	田野井7	40	40
184	Ⅱ	5995	白浜町	田野井	田野井8	40	50
185	Ⅱ	5996	白浜町	矢田	矢田・矢田1	55	30
186	Ⅱ	5997	白浜町	矢田	矢田・矢田4	35	20
187	Ⅱ	5998	白浜町	矢田	矢田3	50	40
188	Ⅱ	5999	白浜町	矢田	矢田2	45	40
189	Ⅱ	6000	白浜町	日置	市江(2)	50	15
190	Ⅱ	6001	白浜町	日置	日置市江3	40	16
191	Ⅱ	6002	白浜町	日置	日置市江4	30	25
192	Ⅱ	6003	白浜町	日置	日置市江5	30	50
193	Ⅱ	6004	白浜町	日置	矢田5	35	20
194	Ⅱ	6005	白浜町	日置	矢田6	40	25
195	Ⅱ	6006	白浜町	日置	日置三浦	40	30
196	Ⅱ	6007	白浜町	日置	日置志麻7	50	40
197	Ⅱ	6008	白浜町	日置	日置志麻8	50	50
198	Ⅱ	6009	白浜町	日置	日置志麻1	45	40
199	Ⅱ	6010	白浜町	日置	日置志麻2	50	25
200	Ⅱ	6011	白浜町	日置	日置志麻3	40	15
201	Ⅱ	6012	白浜町	日置	日置志麻4	50	20
202	Ⅱ	6013	白浜町	日置	日置志麻5	40	25
203	Ⅱ	6014	白浜町	日置	日置1	40	30
204	Ⅱ	6015	白浜町	日置	日置2	40	15
205	Ⅱ	6016	白浜町	日置	日置4・大宮古屋	50	20
206	Ⅱ	6017	白浜町	日置	日置5	35	60
207	Ⅱ	6018	白浜町	日置	日置6	30	25
208	Ⅱ	6019	白浜町	日置	日置7	40	60
209	Ⅱ	6020	白浜町	日置	日置8	40	50
210	Ⅱ	6021	白浜町	日置	日置9	40	20
211	Ⅱ	6022	白浜町	日置	日置10	50	30
212	Ⅱ	6023	白浜町	日置	日置11	35	20
213	Ⅱ	6024	白浜町	日置	日置12	60	11
214	Ⅱ	6025	白浜町	保谷	保谷6	40	25
215	Ⅱ	6026	白浜町	保谷	保谷7	50	10
216	Ⅱ	6027	白浜町	保谷	保谷8	35	30
217	Ⅱ	6028	白浜町	保谷	保谷9	30	30
218	Ⅱ	6029	白浜町	保谷	保谷10	43	40
219	Ⅱ	6030	白浜町	保谷	保谷11	40	80
220	Ⅱ	6031	白浜町	保谷	保谷12	45	50
221	Ⅱ	6032	白浜町	保谷	保谷13	33	30
222	Ⅱ	6033	白浜町	保谷	保谷14	50	20
223	Ⅱ	6034	白浜町	保谷	保谷15	45	60
224	Ⅱ	6035	白浜町	保谷	保谷16	65	25
225	Ⅱ	6036	白浜町	保谷	保谷17	40	15
226	Ⅱ	6037	白浜町	保谷	保谷18	50	70
1	Ⅱ	3241	白浜町	-	瀬戸1	35	50
2	Ⅱ	3242	白浜町	-	瀬戸2	35	20
3	Ⅱ	3243	白浜町	-	瀬戸3	35	20
4	Ⅱ	3244	白浜町	-	瀬戸4	35	20
5	Ⅱ	3245	白浜町	保谷	保谷19	40	20
6	Ⅱ	3246	白浜町	保谷	保谷20	45	40
7	Ⅱ	3247	白浜町	保谷	保谷21	35	30
8	Ⅱ	3248	白浜町	保谷	保谷22	35	40
9	Ⅱ	3249	白浜町	保谷	保谷23	45	40
10	Ⅱ	3250	白浜町	保谷	保谷24	40	50
11	Ⅱ	3251	白浜町	保谷	保谷25	40	25
12	Ⅱ	3252	白浜町	保谷	保谷26	45	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
13	Ⅱ	3253	白浜町	保谷	保谷27	35	30
14	Ⅱ	3254	白浜町	保谷	保谷28	50	20
15	Ⅱ	3255	白浜町	保谷	保谷29	40	25
16	Ⅱ	3256	白浜町	保谷	保谷30	45	25
17	Ⅱ	3257	白浜町	保谷	保谷31	45	30
18	Ⅱ	3258	白浜町	保谷	保谷32	35	30
19	Ⅱ	3259	白浜町	内ノ川	内ノ川7	40	40
20	Ⅱ	3260	白浜町	保谷	保谷13	40	45
21	Ⅱ	3261	白浜町	保谷	保谷14	40	40
22	Ⅱ	3262	白浜町	保谷	保谷15	45	30
23	Ⅱ	3263	白浜町	保谷	保谷16	40	30
24	Ⅱ	3264	白浜町	保谷	保谷17	40	30
25	Ⅱ	3265	白浜町	保谷	保谷18	35	25
26	Ⅱ	3266	白浜町	保谷	保谷19	45	20
27	Ⅱ	3267	白浜町	保谷	保谷20	40	25
28	Ⅱ	3268	白浜町	保谷	保谷21	40	40
29	Ⅱ	3269	白浜町	保谷	保谷22	45	55
30	Ⅱ	3270	白浜町	-	溝崎三段8	60	25
31	Ⅱ	3271	白浜町	-	溝崎三段9	65	25
32	Ⅱ	3272	白浜町	-	溝崎三段10	70	25
33	Ⅱ	3273	白浜町	-	溝崎三段11	40	25
34	Ⅱ	3274	白浜町	-	溝崎三段12	40	30
35	Ⅱ	3275	白浜町	-	溝崎三段13	40	40
36	Ⅱ	3276	白浜町	-	溝崎三段14	40	30
37	Ⅱ	3277	白浜町	-	溝崎三段15	40	30
38	Ⅱ	3278	白浜町	-	溝崎三段16	40	50
39	Ⅱ	3279	白浜町	-	溝崎三段17	45	25
40	Ⅱ	3280	白浜町	-	溝崎三段18	40	30
41	Ⅱ	3281	白浜町	-	溝崎三段19	40	50
42	Ⅱ	3282	白浜町	-	溝崎三段20	45	30
43	Ⅱ	3283	白浜町	-	溝崎三段21	40	30
44	Ⅱ	3284	白浜町	保谷	保谷13	45	30
45	Ⅱ	3285	白浜町	保谷	保谷14	40	20
46	Ⅱ	3286	白浜町	保谷	保谷15	45	20
47	Ⅱ	3287	白浜町	保谷	保谷16	35	30
48	Ⅱ	3288	白浜町	保谷	保谷17	45	30
49	Ⅱ	3289	白浜町	保谷	保谷18	45	30
50	Ⅱ	3290	白浜町	保谷	保谷19	40	30
51	Ⅱ	3291	白浜町	保谷	保谷20	45	45
52	Ⅱ	3292	白浜町	保谷	保谷21	45	40
53	Ⅱ	3293	白浜町	保谷	保谷22	45	25
54	Ⅱ	3294	白浜町	保谷	保谷23	40	20
55	Ⅱ	3295	白浜町	保谷	保谷24	45	20
56	Ⅱ	3296	白浜町	早草見	早草見1	40	30
57	Ⅱ	3297	白浜町	早草見	早草見2	45	25
58	Ⅱ	3298	白浜町	早草見	早草見3	40	25
59	Ⅱ	3299	白浜町	早草見	早草見4	55	25
60	Ⅱ	3300	白浜町	内ノ川	内ノ川8	45	30
61	Ⅱ	3301	白浜町	内ノ川	内ノ川9	45	35
62	Ⅱ	3302	白浜町	内ノ川	内ノ川10	45	70
63	Ⅱ	3303	白浜町	内ノ川	内ノ川11	40	40
64	Ⅱ	3304	白浜町	内ノ川	内ノ川12	45	40
65	Ⅱ	3305	白浜町	庄川	庄川惣地谷7	45	45
66	Ⅱ	3306	白浜町	庄川	庄川惣地谷6	40	55
67	Ⅱ	3307	白浜町	庄川	庄川惣地谷5	45	20
68	Ⅱ	3308	白浜町	庄川	庄川惣地谷4	45	45
69	Ⅱ	3309	白浜町	庄川	庄川惣地谷3		

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字		箇所名	傾斜度	高さ
				大字	大字			
133	Ⅱ	3743	白浜町	回野井	回野井	回野井中ノ厨	40	50
134	Ⅱ	3744	白浜町	回野井	回野井	回野井中山	40	15
135	Ⅱ	3745	白浜町	回野井	回野井	回野井山木	35	50
136	Ⅱ	3746	白浜町	安宅	安宅	安宅1	35	65
137	Ⅱ	3747	白浜町	安宅	安宅	安宅跡地1	35	40
138	Ⅱ	3748	白浜町	安宅	安宅	安宅跡地2	40	100
139	Ⅱ	3749	白浜町	安宅	安宅	安宅跡地3	35	50
140	Ⅱ	3750	白浜町	安宅	安宅	安宅跡地4	40	90
141	Ⅱ	3751	白浜町	安宅	安宅	安宅2	35	70
142	Ⅱ	3752	白浜町	安宅	安宅	安宅3	35	130
143	Ⅱ	3753	白浜町	境野	境野	境野境野	40	60
144	Ⅱ	3754	白浜町	大谷	大谷	大谷谷分地	40	50
145	Ⅱ	3755	白浜町	日置	日置	日置目の出4	40	30
146	Ⅱ	3756	白浜町	日置	日置	日置目の出3	40	40
147	Ⅱ	3757	白浜町	日置	日置	日置目の出1	30	40
148	Ⅱ	3758	白浜町	日置	日置	日置目の出2	35	30
149	Ⅱ	3759	白浜町	日置	日置	日置跡地1	45	40
150	Ⅱ	3760	白浜町	日置	日置	日置跡地2	45	40
151	Ⅱ	3761	白浜町	日置	日置	日置跡地3	40	30
152	Ⅱ	3762	白浜町	日置	日置	日置跡地下1	40	30
153	Ⅱ	3763	白浜町	日置	日置	日置跡地下2	40	30
154	Ⅱ	3764	白浜町	日置	日置	日置跡地1	35	25
155	Ⅱ	3765	白浜町	日置	日置	日置跡地2	35	30

砂防壁

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字		箇所名	傾斜度	高さ
				大字	大字			
1	Ⅰ	1701	串本町	和深	和深	小河口(1)	40	70
2	Ⅰ	1702	串本町	和深	和深	和深(2)・和深(和深之谷)	50	30
3	Ⅰ	1703	串本町	和深	和深	和深	35	15
4	Ⅰ	1704	串本町	和深	和深	和深(3)	40	20
5	Ⅰ	1705	串本町	和深	和深	安指(2)	50	20
6	Ⅰ	1706	串本町	和深	和深	和深(4)	45	15
7	Ⅰ	1707	串本町	和深	和深	和深(5)	40	25
8	Ⅰ	1708	串本町	和深	和深	和深(6)	50	30
9	Ⅰ	1709	串本町	和深	和深	和深(7)	50	30
10	Ⅰ	1710	串本町	和深	和深	和深(8)	50	30
11	Ⅰ	1711	串本町	和深	和深	和深(9)	50	30
12	Ⅰ	1712	串本町	和深	和深	和深(10)	40	50
13	Ⅰ	1713	串本町	和深	和深	和深(11)	40	30
14	Ⅰ	1714	串本町	和深	和深	和深(12)	60	40
15	Ⅰ	1715	串本町	和深	和深	和深(13)	40	30
16	Ⅰ	1716	串本町	和深	和深	和深(14)	45	20
17	Ⅰ	1717	串本町	和深	和深	和深(15)	50	40
18	Ⅰ	1718	串本町	和深	和深	和深(16)	50	30
19	Ⅰ	1719	串本町	和深	和深	和深(17)	40	35
20	Ⅰ	1720	串本町	和深	和深	和深(18)	40	70
21	Ⅰ	1721	串本町	和深	和深	和深(19)	35	25
22	Ⅰ	1722	串本町	和深	和深	和深(20)	40	51
23	Ⅰ	1723	串本町	和深	和深	和深(21)	50	30
24	Ⅰ	1724	串本町	和深	和深	和深(22)	50	30
25	Ⅰ	1725	串本町	和深	和深	和深(23)	50	40
26	Ⅰ	1726	串本町	和深	和深	和深(24)	80	50
27	Ⅰ	1727	串本町	和深	和深	和深(25)	50	40
28	Ⅰ	1728	串本町	和深	和深	和深(26)	60	53
29	Ⅰ	1729	串本町	和深	和深	和深(27)	40	40
30	Ⅰ	1730	串本町	和深	和深	和深(28)	45	30
31	Ⅰ	1731	串本町	和深	和深	和深(29)	40	56
32	Ⅰ	1732	串本町	和深	和深	和深(30)	40	36
33	Ⅰ	1733	串本町	和深	和深	和深(31)	35	36
34	Ⅰ	1734	串本町	和深	和深	和深(32)	40	30
35	Ⅰ	1735	串本町	和深	和深	和深(33)	70	45
36	Ⅰ	1736	串本町	和深	和深	和深(34)	40	30
37	Ⅰ	1737	串本町	和深	和深	和深(35)	40	50
38	Ⅰ	1738	串本町	和深	和深	和深(36)	40	50
39	Ⅰ	1739	串本町	和深	和深	和深(37)	40	50
40	Ⅰ	1740	串本町	和深	和深	和深(38)	45	40
41	Ⅰ	1741	串本町	和深	和深	和深(39)	30	15
42	Ⅰ	1742	串本町	和深	和深	和深(40)	45	20
43	Ⅰ	1743	串本町	和深	和深	和深(41)	45	20
44	Ⅰ	1744	串本町	和深	和深	和深(42)	45	20
45	Ⅰ	1745	串本町	和深	和深	和深(43)	45	40
46	Ⅰ	1746	串本町	和深	和深	和深(44)	35	30
47	Ⅰ	1747	串本町	和深	和深	和深(45)	40	15
48	Ⅰ	1748	串本町	和深	和深	和深(46)	45	20
49	Ⅰ	1749	串本町	和深	和深	和深(47)	35	45
50	Ⅰ	1750	串本町	和深	和深	和深(48)	40	30
51	Ⅰ	1751	串本町	和深	和深	和深(49)	45	30
52	Ⅰ	1752	串本町	和深	和深	和深(50)	45	40
53	Ⅰ	1753	串本町	和深	和深	和深(51)	40	10
54	Ⅰ	1754	串本町	和深	和深	和深(52)	50	20
55	Ⅰ	1755	串本町	和深	和深	和深(53)	50	60
56	Ⅰ	1756	串本町	和深	和深	和深(54)	60	30
57	Ⅰ	1757	串本町	和深	和深	和深(55)	40	75
58	Ⅰ	1758	串本町	和深	和深	和深(56)	60	30
59	Ⅰ	1759	串本町	和深	和深	和深(57)	30	25
60	Ⅰ	1760	串本町	和深	和深	和深(58)	30	28
61	Ⅰ	1761	串本町	和深	和深	和深(59)	40	30

砂防壁

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字		箇所名	傾斜度	高さ
				大字	大字			
81	Ⅰ	1842	串本町	和深	和深	和深	45	30
82	Ⅰ	1843	串本町	和深	和深	和深(2)	50	40
83	Ⅰ	1844	串本町	和深	和深	和深(n)	45	60
84	Ⅰ	1845	串本町	伊草	伊草	伊草	45	60
85	Ⅰ	1846	串本町	伊草	伊草	伊草	35	50
86	Ⅰ	1847	串本町	伊草	伊草	伊草	40	35
87	Ⅰ	1848	串本町	伊草	伊草	伊草(1)	45	20
88	Ⅰ	1849	串本町	伊草	伊草	伊草(2)	70	30
89	Ⅰ	1850	串本町	伊草	伊草	伊草(3)	55	52
90	Ⅰ	1851	串本町	伊草	伊草	伊草(4)	50	40
91	Ⅰ	1852	串本町	伊草	伊草	伊草(5)	40	30
92	Ⅰ	1853	串本町	伊草	伊草	伊草(6)	45	40
93	Ⅰ	1854	串本町	伊草	伊草	伊草(7)	45	60
94	Ⅰ	1855	串本町	伊草	伊草	伊草(8)	45	30
95	Ⅰ	1856	串本町	伊草	伊草	伊草(9)	45	60
96	Ⅰ	1857	串本町	伊草	伊草	伊草(10)	45	60
97	Ⅰ	1858	串本町	伊草	伊草	伊草(11)	40	40
98	Ⅰ	1859	串本町	伊草	伊草	伊草(12)	40	20
99	Ⅰ	1860	串本町	伊草	伊草	伊草(13)	45	50
100	Ⅰ	1861	串本町	伊草	伊草	伊草(14)	60	50
101	Ⅰ	1862	串本町	伊草	伊草	伊草(15)	60	20
102	Ⅰ	1863	串本町	伊草	伊草	伊草(16)	45	30
103	Ⅰ	1864	串本町	伊草	伊草	伊草(17)	40	40
104	Ⅰ	1865	串本町	伊草	伊草	伊草(18)	50	25
105	Ⅰ	1866	串本町	伊草	伊草	伊草(19)	45	40
106	Ⅰ	1867	串本町	伊草	伊草	伊草(20)	50	40
107	Ⅰ	1868	串本町	伊草	伊草	伊草(21)	45	40
108	Ⅰ	1869	串本町	伊草	伊草	伊草(22)	45	40
109	Ⅰ	1870	串本町	伊草	伊草	伊草(23)	40	70
110	Ⅰ	1871	串本町	伊草	伊草	伊草(24)	30	49
111	Ⅰ	1872	串本町	伊草	伊草	伊草(25)	50	40
112	Ⅰ	1873	串本町	伊草	伊草	伊草(26)	40	30
113	Ⅰ	1874	串本町	伊草	伊草	伊草(27)	40	30
114	Ⅰ	1875	串本町	伊草	伊草	伊草(28)	40	30
115	Ⅰ	1876	串本町	伊草	伊草	伊草(29)	40	30
116	Ⅰ	1877	串本町	伊草	伊草	伊草(30)	40	30
117	Ⅰ	1878	串本町	伊草	伊草	伊草(31)	40	30
118	Ⅰ	1879	串本町	伊草	伊草	伊草(32)	40	30
119	Ⅰ	1880	串本町	伊草	伊草	伊草(33)	40	30
120	Ⅰ	1881	串本町	伊草	伊草	伊草(34)	40	30
121	Ⅰ	1882	串本町	伊草	伊草	伊草(35)	40	30
122	Ⅰ	1883	串本町	伊草	伊草	伊草(36)	40	30
123	Ⅰ	1884	串本町	伊草	伊草	伊草(37)	40	30
124	Ⅰ	1885	串本町	伊草	伊草	伊草(38)	45	45
125	Ⅰ	1886	串本町	伊草	伊草	伊草(39)	40	50
126	Ⅰ	1887	串本町	伊草	伊草	伊草(40)	50	40
127	Ⅰ	1888	串本町	伊草	伊草	伊草(41)	40	15
128	Ⅰ	1889	串本町	伊草	伊草	伊草(42)	40	45
129	Ⅰ	1890	串本町	伊草	伊草	伊草(43)	45	35
130	Ⅰ	1891	串本町	伊草	伊草	伊草(44)	40	25
131	Ⅰ	1892	串本町	伊草	伊草	伊草(45)	35	70
132	Ⅰ	1893	串本町	伊草	伊草	伊草(46)	45	60
133	Ⅰ	1894	串本町	伊草	伊草	伊草(47)	40	100
134	Ⅰ	1895	串本町	伊草	伊草	伊草(48)	35	20
135	Ⅰ	1896	串本町	伊草	伊草	伊草(49)	30	20
136	Ⅰ	1897	串本町	伊草	伊草	伊草(50)	40	30
137	Ⅰ	1898	串本町	伊草	伊草	伊草(51)	50	60
138	Ⅰ	1899	串本町	伊草	伊草	伊草(52)	35	30
139	Ⅰ	1900	串本町	伊草	伊草	伊草(53)	70	30
140	Ⅰ	1901	串本町	伊草	伊草	伊草(54)	30	40
141	Ⅰ	1902	串本町	伊草	伊草	伊草(55)	40	50
142	Ⅰ	1903	串本町	伊草	伊草	伊草(56)	35	70
143	Ⅰ	1904	串本町	伊草	伊草	伊草(57)	40	60
144	Ⅰ	1905	串本町	伊草	伊草	伊草(58)	50	30
145	Ⅰ	1906	串本町	伊草	伊草	伊草(59)	35	65
146	Ⅰ	1907	串本町	伊草	伊草	伊草(60)	45	30
147	Ⅰ	1908	串本町	伊草	伊草	伊草(61)	40	70
148	Ⅰ	1909	串本町	伊草	伊草	伊草(62)	45	44
149	Ⅰ	1910	串本町	伊草	伊草	伊草(63)	50	70
150	Ⅰ	1911	串本町	伊草	伊草	伊草(64)	40	30
151	Ⅰ	1912	串本町	伊草	伊草	伊草(65)	50	30
152	Ⅰ	1913	串本町	伊草	伊草	伊草(66)	45	45
153	Ⅰ	1914	串本町	伊草	伊草	伊草(67)	40	40
154	Ⅰ							

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
24	Ⅱ	7229	常本町	吐生	吐生(203)	40	35
25	Ⅱ	7230	常本町	吐生	吐生(204)	40	30
26	Ⅱ	7231	常本町	吐生	吐生(205)	40	30
27	Ⅱ	7232	常本町	相深	相深(212)	40	30
28	Ⅱ	7233	常本町	相深	相深(213)	60	25
29	Ⅱ	7234	常本町	相深	相深(214)	60	20
30	Ⅱ	7235	常本町	田子	田子(201)	70	20
31	Ⅱ	7236	常本町	田子	田子(202)	40	30
32	Ⅱ	7237	常本町	田子	田子(203)	40	40
33	Ⅱ	7238	常本町	田子	田子(204)	40	45
34	Ⅱ	7239	常本町	田子	田子(205)	60	20
35	Ⅱ	7240	常本町	田子	田子(206)	40	25
36	Ⅱ	7241	常本町	田登上	田登上(203)	45	40
37	Ⅱ	7242	常本町	田登上	田登上(204)	45	35
38	Ⅱ	7243	常本町	田登上	田登上(205)	50	35
39	Ⅱ	7244	常本町	田登上	田登上(206)	45	30
40	Ⅱ	7245	常本町	田登上	田登上(207)	35	30
41	Ⅱ	7246	常本町	田登上	田登上(208)	35	30
42	Ⅱ	7247	常本町	田登上	田登上(209)	45	35
43	Ⅱ	7248	常本町	田登上	田登上(210)	45	35
44	Ⅱ	7249	常本町	田登上	田登上(211)	35	30
45	Ⅱ	7250	常本町	田登上	田登上(212)	40	25
46	Ⅱ	7251	常本町	田登上	田登上(213)	45	50
47	Ⅱ	7252	常本町	田登上	田登上(214)	40	50
48	Ⅱ	7253	常本町	有田	有田上(202)	40	60
49	Ⅱ	7254	常本町	有田	大山口	50	25
50	Ⅱ	7255	常本町	有田	大山口(東)	30	30
51	Ⅱ	7256	常本町	高富	高富(201)	50	30
52	Ⅱ	7257	常本町	高富	高富(202)	50	25
53	Ⅱ	7258	常本町	高富	高富(203)	70	30
54	Ⅱ	7259	常本町	高富	高富(204)	40	70
55	Ⅱ	7260	常本町	脇野川	脇野川(201)	35	40
56	Ⅱ	7261	常本町	脇野川	脇野川(202)	35	40
57	Ⅱ	7262	常本町	脇野川	脇野川(203)	30	20
58	Ⅱ	7263	常本町	脇野川	脇野川(204)	50	30
59	Ⅱ	7264	常本町	有田	有田(203)	50	40
60	Ⅱ	7265	常本町	有田	有田(204)	40	25
61	Ⅱ	7266	常本町	高富	高富(205)	70	40
62	Ⅱ	7267	常本町	高富	高富(206)	40	30
63	Ⅱ	7268	常本町	高富	高富(207)	50	25
64	Ⅱ	7269	常本町	二色	二色(202)	45	25
65	Ⅱ	7270	常本町	二色	二色(203)	45	35
66	Ⅱ	7271	常本町	二色	二色(204)	45	35
67	Ⅱ	7272	常本町	二色	二色(205)	45	45
68	Ⅱ	7273	常本町	二色	二色(201)	40	30
69	Ⅱ	7274	常本町	脇野川	脇野川(205)	35	35
70	Ⅱ	7275	常本町	二色	二色(211)	50	40
71	Ⅱ	7276	常本町	二色	二色(206)	45	50
72	Ⅱ	7277	常本町	常本	常本(202)-堤	35	20
73	Ⅱ	7278	常本町	常本	常本(203)-横尾谷	35	30
74	Ⅱ	7279	常本町	大倉	大倉(201)	30	30
75	Ⅱ	7280	常本町	野野	野野(201)	70	30
76	Ⅱ	7281	常本町	野野	野野(202)	70	30
77	Ⅱ	7282	常本町	野野	野野(201)	55	30
78	Ⅱ	7283	常本町	野野	野野(202)	45	30
79	Ⅱ	7284	常本町	野野	野野(203)	35	20
80	Ⅱ	7285	常本町	野野	野野(204)	40	20
81	Ⅱ	7286	常本町	野野	野野(205)	40	20
82	Ⅱ	7287	常本町	出雲	出雲(201)-出雲田ノ原(2)	30	20
83	Ⅱ	7288	常本町	須江	須江(201)	45	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
84	Ⅱ	7290	常本町	須江	須江(202)	35	20
85	Ⅱ	7291	常本町	須江	須江(203)	40	30
86	Ⅱ	7292	常本町	須江	須江(204)	45	15
87	Ⅱ	7293	常本町	須江	須江(205)	30	20
88	Ⅱ	7294	常本町	須江	須江(206)	35	20
89	Ⅱ	7295	常本町	須江	須江(207)	40	20
90	Ⅱ	7296	常本町	須江	須江(208)	40	30
91	Ⅱ	7297	常本町	相深	相深(215)	45	15
92	Ⅱ	7298	常本町	相深	相深(216)	45	170
93	Ⅱ	7299	常本町	江田	江田(201)	30	30
94	Ⅱ	7300	常本町	江田	江田(202)	45	25
95	Ⅱ	7301	常本町	田登	田登(201)-田登(4)	35	40
96	Ⅱ	7302	常本町	有田	大山口(東)	40	40
97	Ⅱ	7303	常本町	高富	高富(208)	40	40
98	Ⅱ	7304	常本町	脇野川	脇野川(206)	30	25
99	Ⅱ	7305	常本町	二色	二色(209)	45	45
100	Ⅱ	7306	常本町	田子	田子(209)	40	15
101	Ⅱ	7307	常本町	須江	須江(209)	40	30
102	Ⅱ	7310	常本町	高富	高富(7)	40	60
103	Ⅱ	7311	常本町	須江	須江(211)	45	30
104	Ⅱ	7313	常本町	田登上	田登上(217)	40	40
105	Ⅱ	7315	常本町	有田	有田(207)	50	30
106	Ⅱ	7316	常本町	相深	安宿本川	40	20
107	Ⅱ	7317	常本町	田登上	田登上(216)	40	60
108	Ⅱ	7318	常本町	豊川	豊川(207)	40	70
109	Ⅱ	7319	常本町	相深	相深(217)	40	15
110	Ⅱ	7320	常本町	上田原	深沼	45	35
111	Ⅱ	7321	常本町	佐藤	佐藤(201)	40	50
112	Ⅱ	7322	常本町	佐藤	佐藤(202)	40	25
113	Ⅱ	7323	常本町	佐藤	佐藤	50	20
114	Ⅱ	7324	常本町	佐藤	佐藤(204)	45	20
115	Ⅱ	7325	常本町	佐藤	佐藤ノ口	40	25
116	Ⅱ	7326	常本町	佐藤	佐藤(205)	40	70
117	Ⅱ	7327	常本町	上田原	上田原(208)	45	85
118	Ⅱ	7328	常本町	田原	田原(204)	50	40
119	Ⅱ	7329	常本町	田原	田原(201)	45	15
120	Ⅱ	7330	常本町	田原	田原(202)	40	16
121	Ⅱ	7331	常本町	田原	田原(203)	45	30
122	Ⅱ	7332	常本町	田原	田原(211)	45	45
123	Ⅱ	7333	常本町	田原	田原(205)	40	30
124	Ⅱ	7334	常本町	田原	田原(206)	45	35
125	Ⅱ	7335	常本町	田原	田原(207)	45	32
126	Ⅱ	7336	常本町	田原	田原(208)	45	32
127	Ⅱ	7337	常本町	田原	田原(209)	50	25
128	Ⅱ	7338	常本町	田原	田原(210)	50	34
129	Ⅱ	7339	常本町	津荷	寺	45	15
130	Ⅱ	7340	常本町	上野山	上野山(201)	45	32
131	Ⅱ	7341	常本町	津荷	津荷(202)	40	15
132	Ⅱ	7342	常本町	津荷	津荷(東)	45	42
133	Ⅱ	7343	常本町	津荷	津荷(204)	45	70
134	Ⅱ	7344	常本町	津荷	津荷(206)	40	30
135	Ⅱ	7345	常本町	姫川	姫川(201)	40	22
136	Ⅱ	7346	常本町	伊奈	伊奈(202)	45	40
137	Ⅱ	7347	常本町	伊奈	伊奈(201)	40	20
138	Ⅱ	7348	常本町	伊奈	伊奈(202)	40	20
139	Ⅱ	7349	常本町	伊奈	伊奈(203)	45	45
140	Ⅱ	7350	常本町	西向	西向(201)	40	48
141	Ⅱ	7351	常本町	西向	西向(202)	40	25
142	Ⅱ	7352	常本町	西向	西向(203)	35	30
143	Ⅱ	7353	常本町	西向	西向(204)	45	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
144	Ⅱ	7354	常本町	吉田	吉田(201)	45	30
145	Ⅱ	7355	常本町	西向	西向	45	25
146	Ⅱ	7356	常本町	西向	西向(205)	50	28
147	Ⅱ	7357	常本町	西向	西向(206)	50	52
148	Ⅱ	7358	常本町	西向	西向(209)	45	64
149	Ⅱ	7359	常本町	西向	西向(207)	40	25
150	Ⅱ	7361	常本町	中渡	中渡	40	60
151	Ⅱ	7362	常本町	中渡	中渡(201)	50	30
152	Ⅱ	7363	常本町	中渡	中渡(203)	60	50
153	Ⅱ	7364	常本町	津荷	寺	35	32
154	Ⅱ	7365	常本町	百座	上の山	40	30
155	Ⅱ	7367	常本町	上田原	上田原(202)	50	45
156	Ⅱ	7368	常本町	上田原	上田原(203)	50	20
157	Ⅱ	7369	常本町	上田原	上田原(201)	40	25
158	Ⅱ	7370	常本町	佐藤	佐藤(207)	45	10
159	Ⅱ	7371	常本町	上田原	上田原(204)	40	85
160	Ⅱ	7372	常本町	姫	姫(201)	45	30
161	Ⅱ	7374	常本町	上田原	上田原(205)	40	40
162	Ⅱ	7358	常本町	有田上	有田上(203)	40	15
163	Ⅱ	7361	常本町	高富	高富(209)	40	25
164	Ⅱ	7362	常本町	出雲	出雲(202)-出雲(2)	50	35
165	Ⅱ	7364	常本町	常本	常本(201)-江川矢倉谷	40	25
166	Ⅱ	7365	常本町	須江	二色(207)	50	20
167	Ⅱ	7366	常本町	高富	高富(210)-坂田原	45	30
168	Ⅱ	7367	常本町	里川	里川(208)	30	30
169	Ⅱ	7368	常本町	高富	高富(211)	40	50
170	Ⅱ	7369	常本町	高富	高富(212)	30	25
171	Ⅱ	7370	常本町	江田	江田(203)-江田加多丹	40	35
172	Ⅱ	7371	常本町	有田	有田(206)	35	40
173	Ⅱ	7372	常本町	相深	相深(218)	50	15
174	Ⅱ	7373	常本町	相深	安宿本川	40	17
175	Ⅱ	7374	常本町	相深	相深(220)	30	25
176	Ⅱ	7375	常本町	相深	相深(221)	40	30
177	Ⅱ	7376	常本町	田子	高富(213)	50	35
178	Ⅱ	7390	常本町	中渡	中渡(202)	60	70
1	Ⅱ	4169	常本町	里川	里川(301)	30	60
2	Ⅱ	4170	常本町	里川	里川(302)	30	30
3	Ⅱ	4171	常本町	里川	里川(303)	35	65
4	Ⅱ	4172	常本町	里川	里川(304)	40	50
5	Ⅱ	4173	常本町	里川	里川(305)	45	75
6	Ⅱ	4174	常本町	里川	里川(306)	40	50
7	Ⅱ	4175	常本町	里川	里川(307)	30	50
8	Ⅱ	4176	常本町	里川	里川(308)	45	60
9	Ⅱ	4177	常本町	里川	里川(309)	40	60
10	Ⅱ	4178	常本町	相深	相深(301)	35	110
11	Ⅱ	4179	常本町	相深	相深(302)	40	80
12	Ⅱ	4180	常本町	相深	相深(305)-小河口	40	45
13	Ⅱ	4181	常本町	高富	高富(301)	30	40
14	Ⅱ	4182	常本町	高富	高富(302)	40	80
15	Ⅱ	4183	常本町	高富	高富(303)	35	80
16	Ⅱ	4184	常本町	高富	高富(304)	35	40
17	Ⅱ	4185					

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
86	Ⅱ	4378	津本町	西向	西向(303)	35	50
87	Ⅱ	4379	津本町	西向	西向(304)	40	40
88	Ⅱ	4380	津本町	西向	西向(305)	30	40
89	Ⅱ	4381	津本町	西向	西向(306)	45	40
90	Ⅱ	4383	津本町	西向	西向(307)	35	40
91	Ⅱ	4384	津本町	津荷	津荷(308)	35	50

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	1649	宇佐町	周参見	小治(1)	40	35
2	Ⅰ	1650	宇佐町	周参見	周参見(2)・小治(1)	40	60
3	Ⅰ	1651	宇佐町	周参見	小治(2)	50	50
4	Ⅰ	1652	宇佐町	周参見	小治(3)	40	40
5	Ⅰ	1653	宇佐町	周参見	周参見(3)・早松・早松(2)	40	45
6	Ⅰ	1655	宇佐町	周参見	石橋	40	50
7	Ⅰ	1656	宇佐町	周参見	大開地	40	80
8	Ⅰ	1657	宇佐町	周参見	周参見(4)・大開地	50	90
9	Ⅰ	1658	宇佐町	周参見	上総切	55	120
10	Ⅰ	1659	宇佐町	周参見	堀切	60	24
11	Ⅰ	1660	宇佐町	周参見	周参見(5)・山崎	40	30
12	Ⅰ	1661	宇佐町	周参見	山崎・山崎	65	45
13	Ⅰ	1662	宇佐町	周参見	下地・下毛山	45	40
14	Ⅰ	1663	宇佐町	周参見	砂子	35	70
15	Ⅰ	1664	宇佐町	周参見	砥地・石橋	50	110
16	Ⅰ	1666	宇佐町	周参見	周参見	40	60
17	Ⅰ	1667	宇佐町	周参見	坊地	70	40
18	Ⅰ	1668	宇佐町	周参見	周参見(8)・神田	70	60
19	Ⅰ	1669	宇佐町	周参見	大開地	50	30
20	Ⅰ	1670	宇佐町	周参見	周参見(9)	50	50
21	Ⅰ	1671	宇佐町	周参見	周参見(10)	50	45
22	Ⅰ	1673	宇佐町	周参見	立野西・立野西	50	70
23	Ⅰ	1674	宇佐町	周参見	立野東・立野東	35	60
24	Ⅰ	1676	宇佐町	口和深	口和深	40	30
25	Ⅰ	1677	宇佐町	口和深	口和深小淵ミ谷	40	45
26	Ⅰ	1678	宇佐町	口和深	口和深	45	30
27	Ⅰ	1679	宇佐町	口和深	口和深(3)	40	50
28	Ⅰ	1680	宇佐町	見老津	大島谷	45	55
29	Ⅰ	1681	宇佐町	見老津	見老津(1)	40	80
30	Ⅰ	1682	宇佐町	見老津	大島谷	45	20
31	Ⅰ	1683	宇佐町	見老津	大島谷・大島谷	60	10
32	Ⅰ	1684	宇佐町	見老津	田之谷	40	90
33	Ⅰ	1685	宇佐町	見老津	見老津(2)	60	15
34	Ⅰ	1686	宇佐町	江住	江須ノ川	60	10
35	Ⅰ	1687	宇佐町	江住	江須之川	45	30
36	Ⅰ	1688	宇佐町	周参見・江住	神田・江須之川砂敷	60	10
37	Ⅰ	1689	宇佐町	江住	江須之川東地	60	15
38	Ⅰ	1690	宇佐町	江住	江住原花ノイ	45	40
39	Ⅰ	1691	宇佐町	周参見	大木橋谷	45	60
40	Ⅰ	1693	宇佐町	江住	江住	45	30
41	Ⅰ	1694	宇佐町	江住	江住・浜地	50	15
42	Ⅰ	1695	宇佐町	江住	江住寺前・寺前	35	20
43	Ⅰ	1696	宇佐町	江住	寺前	50	40
44	Ⅰ	1698	宇佐町	江住	防己	35	70
45	Ⅰ	2335	宇佐町	江住	江住(4)・江住	35	65
46	Ⅰ	2336	宇佐町	豊野	豊野(1)	40	65
47	Ⅰ	2337	宇佐町	周参見	周参見(14)	30	50
48	Ⅰ	4501	宇佐町	豊野	豊野(2)	40	100
49	Ⅰ	4502	宇佐町	見老津	見老津(3)・大島谷	60	50
50	Ⅰ	4503	宇佐町	佐本道川	佐本道川(1)	40	50
51	Ⅰ	4504	宇佐町	佐本中	佐本中(1)	40	55
52	Ⅰ	4505	宇佐町	佐本中	佐本中(2)	40	35
53	Ⅰ	4506	宇佐町	周参見	周参見(11)	40	50
54	Ⅰ	4507	宇佐町	周参見	周参見(12)	50	25
55	Ⅰ	4508	宇佐町	周参見	周参見(13)・山崎	35	50
56	Ⅰ	4510	宇佐町	太開川	太開川(2)	50	75
57	Ⅰ	4511	宇佐町	和深川	和深川(1)	40	150
58	Ⅰ	4512	宇佐町	見老津	見老津(4)・見老津(5)	55	60
59	Ⅰ	4514	宇佐町	見老津	見老津(6)	45	40
60	Ⅰ	4516	宇佐町	江住	江住(5)	50	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
81	Ⅰ	4517	宇佐町	豊野	豊野(15)	50	20
82	Ⅰ	4519	宇佐町	周参見	周参見(16)	45	30
83	Ⅰ	4520	宇佐町	周参見	周参見(17)	50	30
1	Ⅱ	7001	宇佐町	口和深	口和深(201)	50	75
2	Ⅱ	7002	宇佐町	太開川	太開川(201)	35	80
3	Ⅱ	7003	宇佐町	太開川	太開川(202)	60	30
4	Ⅱ	7004	宇佐町	太開川	太開川(203)	50	45
5	Ⅱ	7005	宇佐町	太開川	太開川(204)	50	85
6	Ⅱ	7006	宇佐町	太開川	太開川(205)	45	30
7	Ⅱ	7007	宇佐町	太開川	太開川(220)	40	120
8	Ⅱ	7008	宇佐町	大開	大開(201)	45	55
9	Ⅱ	7009	宇佐町	佐本中野	佐本中野(201)	45	50
10	Ⅱ	7010	宇佐町	佐本中野	佐本中野(202)	35	100
11	Ⅱ	7011	宇佐町	佐本中野	佐本中野(203)	50	140
12	Ⅱ	7012	宇佐町	佐本中野	佐本中野(204)	35	50
13	Ⅱ	7013	宇佐町	佐本中野	佐本中野(205)	45	55
14	Ⅱ	7014	宇佐町	佐本中野	佐本中野(206)	40	60
15	Ⅱ	7015	宇佐町	佐本中野	佐本中野(207)	45	60
16	Ⅱ	7016	宇佐町	佐本中野	佐本中野(208)	40	55
17	Ⅱ	7017	宇佐町	佐本中野	佐本中野(209)	40	65
18	Ⅱ	7018	宇佐町	佐本中野	佐本中野(210)	35	70
19	Ⅱ	7019	宇佐町	佐本中野	佐本中野(211)	35	35
20	Ⅱ	7020	宇佐町	佐本中野	佐本中野(212)	45	30
21	Ⅱ	7021	宇佐町	佐本西野川	佐本西野川(201)	35	75
22	Ⅱ	7022	宇佐町	佐本西野川	佐本西野川(202)	40	50
23	Ⅱ	7023	宇佐町	佐本西野川	佐本西野川(203)	45	35
24	Ⅱ	7024	宇佐町	佐本西野川	佐本西野川(204)	35	70
25	Ⅱ	7025	宇佐町	太開川	太開川(206)	50	50
26	Ⅱ	7026	宇佐町	太開川	太開川(207)	45	60
27	Ⅱ	7027	宇佐町	太開川	太開川(208)	50	50
28	Ⅱ	7028	宇佐町	太開川	太開川(209)	50	50
29	Ⅱ	7029	宇佐町	太開川	太開川(210)	40	95
30	Ⅱ	7030	宇佐町	太開川	太開川(211)	45	75
31	Ⅱ	7031	宇佐町	太開川	太開川(212)	40	105
32	Ⅱ	7032	宇佐町	太開川	太開川(213)	50	95
33	Ⅱ	7033	宇佐町	太開川	太開川(214)	35	40
34	Ⅱ	7034	宇佐町	太開川	太開川(215)	40	30
35	Ⅱ	7035	宇佐町	太開川	太開川(216)	35	30
36	Ⅱ	7036	宇佐町	太開川	太開川(217)	45	25
37	Ⅱ	7037	宇佐町	太開川	太開川(218)	35	50
38	Ⅱ	7038	宇佐町	大開	大開(202)	40	25
39	Ⅱ	7039	宇佐町	佐本東菜垣内	佐本東菜垣内(201)	40	50
40	Ⅱ	7040	宇佐町	佐本東菜垣内	佐本東菜垣内(202)	35	50
41	Ⅱ	7041	宇佐町	佐本東菜垣内	佐本東菜垣内(203)	40	60
42	Ⅱ	7042	宇佐町	佐本東菜垣内	佐本東菜垣内(204)	40	40
43	Ⅱ	7043	宇佐町	佐本東菜垣内	菜垣内	45	30
44	Ⅱ	7044	宇佐町	佐本東菜垣内	菜垣内	45	25
45	Ⅱ	7045	宇佐町	佐本東菜垣内	菜垣内	45	50
46	Ⅱ	7046	宇佐町	佐本東菜垣内	佐本東菜垣内(208)	40	50
47	Ⅱ	7047	宇佐町	佐本道川	佐本道川(201)	40	75
48	Ⅱ	7048	宇佐町	佐本道川	佐本道川(202)	40	35
49	Ⅱ	7049	宇佐町	佐本道川	佐本道川(203)	45	35
50	Ⅱ	7050	宇佐町	佐本道川	佐本道川(204)	35	30
51	Ⅱ	7051	宇佐町	佐本道川	佐本道川(205)	35	25
52	Ⅱ	7052	宇佐町	佐本道川	佐本道川(206)	35	55
53	Ⅱ	7053	宇佐町	佐本中	佐本中(201)	40	25
54	Ⅱ	7054	宇佐町	佐本中	佐本中(202)	40	50
55	Ⅱ	7055	宇佐町	佐本中野	佐本中野(201)	40	60
56	Ⅱ	7056	宇佐町	佐本根倉	佐本根倉(201)	50	75
57	Ⅱ	7057	宇佐町	佐本根倉	佐本根倉(202)	40	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
58	Ⅱ	7058	宇佐町	佐本根倉	佐本根倉(203)	50	15
59	Ⅱ	7059	宇佐町	佐本根倉	佐本根倉(204)	40	150
60	Ⅱ	7060	宇佐町	佐本深谷	佐本深谷(201)	30	45
61	Ⅱ	7061	宇佐町	佐本深谷	佐本深谷(202)	45	60
62	Ⅱ	7062	宇佐町	佐本深谷	佐本深谷(203)	50	65
63	Ⅱ	7063	宇佐町	佐本深谷	佐本深谷(204)	30	25
64	Ⅱ	7064	宇佐町	周参見	周参見(201)	65	15
65	Ⅱ	7065	宇佐町	周参見	周参見(202)	45	130
66	Ⅱ	7066	宇佐町	周参見	周参見(203)	40	45
67	Ⅱ	7067	宇佐町	周参見	周参見(204)	35	40
68	Ⅱ	7068	宇佐町	周参見	周参見(205)	45	120
69	Ⅱ	7069	宇佐町	周参見	周参見(206)	45	150
70	Ⅱ	7070	宇佐町	小河内	小河内(201)	40	45
71	Ⅱ	7071	宇佐町	小河内	小河内(202)	45	50
72	Ⅱ	7072	宇佐町	小河内	小河内(203)	45	40
73	Ⅱ	7073	宇佐町	小河内	小河内(204)	45	75
74	Ⅱ	7074	宇佐町	防己	防己	40	40
75	Ⅱ	7075	宇佐町	防己	防己(203)	40	40
76	Ⅱ	7076	宇佐町	防己	防己(204)	40	45
77	Ⅱ	7077	宇佐町	防己	防己(205)	50	70
78	Ⅱ	7078	宇佐町	防己	防己(206)	50	35
79	Ⅱ	7079	宇佐町	防己	防己(207)	45	40
80	Ⅱ	7080	宇佐町	防己	防己(208)	50	40
81	Ⅱ	7081	宇佐町	防己	防己(209)	50	45
82	Ⅱ	7082	宇佐町	大谷	大谷(201)	40	25
83	Ⅱ	7083	宇佐町	大谷	大谷(202)	30	40
84	Ⅱ	7084	宇佐町	大谷	大谷(203)	40	25
85	Ⅱ	7085	宇佐町	周参見	周参見(207)	50	120
86	Ⅱ	7086	宇佐町	周参見	周参見(208)	70	80
87	Ⅱ	7087	宇佐町	周参見	周参見(209)	55	130
88	Ⅱ	7088	宇佐町	周参見	周参見(210)	45	15
89	Ⅱ	7089	宇佐町	周参見	周参見(211)	45	55
90	Ⅱ	7090	宇佐町	周参見	周参見(212)	40	50
91	Ⅱ	7091	宇佐町	周参見	周参見(213)	50	90
92	Ⅱ	7092	宇佐町	周参見	周参見(214)	40	20
93	Ⅱ	7093	宇佐町	周参見	周参見(215)	35	50
94	Ⅱ	7094	宇佐町	周参見	周参見(216)	50	60
95	Ⅱ	7095	宇佐町	小河内	小河内(205)	45	65
96	Ⅱ	7096	宇佐町	小河内	小河内(206)	45	60
97	Ⅱ						

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
118	Ⅱ	7118	宇治町	大津	大津(206)	45	40
119	Ⅱ	7119	宇治町	大津	大津(207)	45	35
120	Ⅱ	7120	宇治町	大津	大津(208)	45	40
121	Ⅱ	7121	宇治町	大津	大津(209)	40	65
122	Ⅱ	7122	宇治町	大津	大津(210)	45	130
123	Ⅱ	7123	宇治町	大津	大津(211)	40	30
124	Ⅱ	7124	宇治町	口和梁	口和梁(202)	45	20
125	Ⅱ	7125	宇治町	口和梁	口和梁(203)	40	65
126	Ⅱ	7126	宇治町	口和梁	口和梁(204)	50	65
127	Ⅱ	7127	宇治町	口和梁	口和梁(205)	45	50
128	Ⅱ	7128	宇治町	和深川	和深川(201)	45	40
129	Ⅱ	7129	宇治町	和深川	和深川(202)	55	85
130	Ⅱ	7130	宇治町	和深川	和深川(203)	50	75
131	Ⅱ	7131	宇治町	和深川	和深川(204)	50	60
132	Ⅱ	7132	宇治町	和深川	和深川(205)	50	85
133	Ⅱ	7133	宇治町	和深川	和深川(206)	40	160
134	Ⅱ	7134	宇治町	和深川	和深川(207)	50	60
135	Ⅱ	7135	宇治町	和深川	和深川(208)	45	50
136	Ⅱ	7136	宇治町	和深川	和深川(209)	40	20
137	Ⅱ	7137	宇治町	和深川	和深川(210)	40	25
138	Ⅱ	7138	宇治町	和深川	和深川(211)	35	25
139	Ⅱ	7139	宇治町	和深川	和深川(212)	50	55
140	Ⅱ	7140	宇治町	和深川	和深川(213)	45	60
141	Ⅱ	7141	宇治町	和深川	和深川(214)	50	45
142	Ⅱ	7142	宇治町	口和梁	口和梁(205)	60	45
143	Ⅱ	7143	宇治町	口和梁	口和梁(207)	50	65
144	Ⅱ	7144	宇治町	口和梁	口和梁(208)	65	45
145	Ⅱ	7145	宇治町	口和梁	口和梁(209)	65	65
146	Ⅱ	7146	宇治町	口和梁	口和梁(210)	45	75
147	Ⅱ	7147	宇治町	口和梁	口和梁(211)	60	75
148	Ⅱ	7148	宇治町	口和梁	口和梁(212)	45	75
149	Ⅱ	7149	宇治町	口和梁	口和梁(213)	45	100
150	Ⅱ	7150	宇治町	口和梁	口和梁(214)	60	60
151	Ⅱ	7151	宇治町	口和梁	口和梁(215)	55	65
152	Ⅱ	7152	宇治町	口和梁	口和梁(216)	45	105
153	Ⅱ	7153	宇治町	見老津	見老津(201)	45	25
154	Ⅱ	7154	宇治町	防己	防己(201)	35	25
155	Ⅱ	7155	宇治町	江住	江住(201)	40	55
156	Ⅱ	7156	宇治町	江住	江住(202)+江住カンジャ	35	35
157	Ⅱ	7157	宇治町	江住	江住(203)	45	30
158	Ⅱ	7158	宇治町	江住	江住(204)	40	30
159	Ⅱ	7159	宇治町	見老津	見老津(202)+大亀谷	55	50
160	Ⅱ	7160	宇治町	見老津	見老津(203)	45	35
161	Ⅱ	7161	宇治町	見老津	見老津(204)	40	25
162	Ⅱ	7162	宇治町	見老津	見老津(205)	55	25
163	Ⅱ	7163	宇治町	江住	江住(205)	40	35
164	Ⅱ	7164	宇治町	江住	江住(206)	35	35
165	Ⅱ	7165	宇治町	江住	江住(207)	40	55
166	Ⅱ	7166	宇治町	江住	江住(208)	30	30
167	Ⅱ	7167	宇治町	江住	江住(209)	40	60
168	Ⅱ	7168	宇治町	江住	江住(210)	40	60
169	Ⅱ	7169	宇治町	江住	江住(211)	50	70
170	Ⅱ	7170	宇治町	江住	江住(212)	50	40
171	Ⅱ	7171	宇治町	江住	江住(213)	30	90
172	Ⅱ	7172	宇治町	墨野	墨野(201)	75	30
173	Ⅱ	7173	宇治町	墨野	墨野(202)	40	20
174	Ⅱ	7174	宇治町	墨野	墨野(203)	40	20
175	Ⅱ	7175	宇治町	墨野	墨野(204)	40	50
176	Ⅱ	7176	宇治町	墨野	墨野(205)	35	15
177	Ⅱ	7177	宇治町	周参見	周参見(225)	45	50

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
178	Ⅱ	7178	宇治町	周参見	周参見(226)	40	40
179	Ⅱ	7179	宇治町	周参見	周参見(227)	55	25
180	Ⅱ	7180	宇治町	周参見	周参見(228)	50	55
181	Ⅱ	7181	宇治町	周参見	周参見(229)	50	70
182	Ⅱ	7182	宇治町	周参見	周参見(230)	45	60
183	Ⅱ	7183	宇治町	周参見	周参見(231)	45	50
184	Ⅱ	7184	宇治町	周参見	周参見(232)	50	40
185	Ⅱ	7185	宇治町	周参見	周参見(233)	50	120
186	Ⅱ	7186	宇治町	江住	江住(214)	40	35
187	Ⅱ	7187	宇治町	周参見	周参見(234)	40	50
188	Ⅱ	7188	宇治町	口和梁	口和梁(217)	40	30
189	Ⅱ	7189	宇治町	見老津	見老津(206)+大亀谷	45	60
190	Ⅱ	7190	宇治町	江住	江住(215)	70	50
191	Ⅱ	7191	宇治町	大津	大津(203)	40	50
192	Ⅱ	7192	宇治町	太閤川	太閤川(219)	40	20
193	Ⅱ	7193	宇治町	大津	大津(212)	40	30
194	Ⅱ	7194	宇治町	佐本西野川	佐本西野川(205)	35	20
195	Ⅱ	7195	宇治町	見老津	見老津(207)	40	60
196	Ⅱ	7196	宇治町	和深川	和深川(215)	40	40
197	Ⅱ	7197	宇治町	周参見	周参見(235)	40	50
198	Ⅱ	7198	宇治町	周参見	周参見(236)	40	45
199	Ⅱ	7199	宇治町	小河内	小河内(213)	40	55
200	Ⅱ	7200	宇治町	防己	防己(211)	40	35
201	Ⅱ	7201	宇治町	大谷	大谷(204)	40	40
1	Ⅱ	4001	宇治町	太閤川	太閤川(301)	40	80
2	Ⅱ	4002	宇治町	太閤川	太閤川(302)	40	80
3	Ⅱ	4003	宇治町	太閤川	太閤川(303)	45	90
4	Ⅱ	4004	宇治町	太閤川	太閤川(304)	35	110
5	Ⅱ	4005	宇治町	太閤川	太閤川(305)	40	30
6	Ⅱ	4006	宇治町	太閤川	太閤川(306)	35	80
7	Ⅱ	4007	宇治町	太閤川	太閤川(307)	40	80
8	Ⅱ	4008	宇治町	小淵	小淵(301)	35	50
9	Ⅱ	4009	宇治町	小淵	小淵(302)	40	90
10	Ⅱ	4010	宇治町	太閤川	太閤川(308)	50	70
11	Ⅱ	4011	宇治町	太閤川	太閤川(309)	45	50
12	Ⅱ	4012	宇治町	太閤川	太閤川(310)	40	50
13	Ⅱ	4013	宇治町	大津	大津(301)	40	170
14	Ⅱ	4014	宇治町	大津	大津(302)	40	70
15	Ⅱ	4015	宇治町	大津	大津(303)	40	50
16	Ⅱ	4016	宇治町	大津	大津(304)	40	40
17	Ⅱ	4017	宇治町	大津	大津(305)	40	100
18	Ⅱ	4018	宇治町	大津	大津(306)	40	60
19	Ⅱ	4019	宇治町	大津	大津(307)	40	30
20	Ⅱ	4020	宇治町	佐本西野川内	佐本西野川内(301)	35	150
21	Ⅱ	4021	宇治町	佐本西野川内	佐本西野川内(302)	35	150
22	Ⅱ	4022	宇治町	佐本西野川内	佐本西野川内(303)	35	50
23	Ⅱ	4023	宇治町	佐本西野川内	佐本西野川内(304)	35	60
24	Ⅱ	4024	宇治町	佐本西野川内	佐本西野川内(305)	45	50
25	Ⅱ	4025	宇治町	佐本西野川内	佐本西野川内(306)	40	80
26	Ⅱ	4026	宇治町	佐本中	佐本中(301)	40	90
27	Ⅱ	4027	宇治町	佐本中	佐本中(302)	40	100
28	Ⅱ	4028	宇治町	佐本中	佐本中(303)	40	40
29	Ⅱ	4029	宇治町	佐本中	佐本中(304)	35	50
30	Ⅱ	4030	宇治町	佐本中	佐本中(305)	50	120
31	Ⅱ	4031	宇治町	佐本中	佐本中(306)	45	40
32	Ⅱ	4032	宇治町	太閤川	太閤川(311)	45	120
33	Ⅱ	4033	宇治町	太閤川	太閤川(312)	40	40
34	Ⅱ	4034	宇治町	太閤川	太閤川(313)	40	60
35	Ⅱ	4035	宇治町	太閤川	太閤川(314)	35	110
36	Ⅱ	4036	宇治町	太閤川	太閤川(315)	35	160

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
37	Ⅱ	4038	宇治町	太閤川	太閤川(316)	30	40
38	Ⅱ	4039	宇治町	太閤川	太閤川(317)	40	130
39	Ⅱ	4040	宇治町	周参見	周参見(301)	35	170
40	Ⅱ	4041	宇治町	周参見	周参見(302)	35	120
41	Ⅱ	4042	宇治町	周参見	周参見(303)	35	100
42	Ⅱ	4043	宇治町	周参見	周参見(304)	35	30
43	Ⅱ	4044	宇治町	周参見	周参見(305)	35	40
44	Ⅱ	4045	宇治町	周参見	周参見(306)	35	20
45	Ⅱ	4046	宇治町	周参見	周参見(307)	35	40
46	Ⅱ	4047	宇治町	周参見	周参見(308)	40	40
47	Ⅱ	4048	宇治町	周参見	周参見(309)	45	60
48	Ⅱ	4049	宇治町	周参見	周参見(310)	45	70
49	Ⅱ	4050	宇治町	周参見	周参見(311)	45	40
50	Ⅱ	4051	宇治町	周参見	周参見(312)	40	80
51	Ⅱ	4052	宇治町	周参見	周参見(313)	40	50
52	Ⅱ	4053	宇治町	周参見	周参見(314)	45	60
53	Ⅱ	4054	宇治町	周参見	周参見(315)	45	60
54	Ⅱ	4055	宇治町	周参見	周参見(316)	45	150
55	Ⅱ	4056	宇治町	周参見	周参見(317)	40	50
56	Ⅱ	4057	宇治町	周参見	周参見(318)	35	20
57	Ⅱ	4058	宇治町	周参見	周参見(319)	40	80
58	Ⅱ	4059	宇治町	周参見	周参見(320)	35	40
59	Ⅱ	4060	宇治町	周参見	周参見(321)	35	40
60	Ⅱ	4061	宇治町	周参見	周参見(322)	40	40
61	Ⅱ	4062	宇治町	周参見	周参見(323)	35	80
62	Ⅱ	4063	宇治町	周参見	周参見(324)	35	50
63	Ⅱ	4064	宇治町	周参見	周参見(325)	35	60
64	Ⅱ	4065	宇治町	周参見	周参見(326)	35	50
65	Ⅱ	4066	宇治町	周参見	周参見(327)	35	50
66	Ⅱ	4067	宇治町	小河内	小河内(301)	35	50
67	Ⅱ	4068	宇治町	小河内	小河内(302)	35	50
68	Ⅱ	4069	宇治町	小河内	小河内(303)	45	60
69	Ⅱ	4070	宇治町	小河内	小河内(304)	35	40
70	Ⅱ	4071	宇治町	小河内	小河内(305)	35	60
71	Ⅱ	4072	宇治町	小河内	小河内(306)	35	50
72	Ⅱ	4073	宇治町	小河内	小河内(307)	45	80
73	Ⅱ	4074	宇治町	小河内	小河内(308)	35	60
74	Ⅱ	4075	宇治町	小河内	小河内(309)	35	70
75	Ⅱ	4076	宇治町	防己	防己(301)	30	70
76	Ⅱ	4077	宇治町	防己	防己(302)	45	50
77	Ⅱ	4078	宇治町	防己	防己(303)	35	40
78	Ⅱ	4079	宇治町	防己	防己(304)	35	50
79	Ⅱ	4080	宇治町	防己	防己(305)	45	100
80	Ⅱ	4081	宇治町	防己	防己(306)	45	60
81	Ⅱ	4082	宇治町	防己	防己(307)	35	100
82	Ⅱ	4083	宇治町	周参見	周参見(322)	45	45
83	Ⅱ	4084	宇治町	防己	防己(309)	45	110
84	Ⅱ						

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
157	Ⅱ	4166	宇佐市	見老津	見老津(316)	45	20
158	Ⅱ	4161	宇佐市	見老津	見老津(317)	35	50
159	Ⅱ	4162	宇佐市	見老津	見老津(318)	40	40
160	Ⅱ	4163	宇佐市	見老津	見老津(319)	40	60
161	Ⅱ	4164	宇佐市	見老津	見老津(320)	35	40
162	Ⅱ	4165	宇佐市	見老津	見老津(321)	35	50
163	Ⅱ	4166	宇佐市	見老津	見老津(322)	35	50
164	Ⅱ	4167	宇佐市	見老津	見老津(323)	35	20
165	Ⅱ	4168	宇佐市	見老津	見老津(324)	35	70

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	1763	宮座川町	松根	松根(1)	35	160
2	Ⅰ	1764	宮座川町	松根	松根(2)	40	160
3	Ⅰ	1765	宮座川町	松根	松根(3)	45	50
4	Ⅰ	1766	宮座川町	松根	松根(4)	40	50
5	Ⅰ	1767	宮座川町	松根	松根(5)	35	160
6	Ⅰ	1768	宮座川町	松根	松根(6)	45	30
7	Ⅰ	1769	宮座川町	松根	松根(7)	30	50
8	Ⅰ	1770	宮座川町	松根	松根(8)	45	20
9	Ⅰ	1771	宮座川町	松根	松根(9)	35	100
10	Ⅰ	1772	宮座川町	松根	松根(10)	30	15
11	Ⅰ	1773	宮座川町	松根	松根(11)	35	20
12	Ⅰ	1774	宮座川町	松根	松根(12)	35	180
13	Ⅰ	1775	宮座川町	松根	松根(13)	45	105
14	Ⅰ	1776	宮座川町	松根	松根(14)	40	90
15	Ⅰ	1777	宮座川町	松根	松根(15)	35	60
16	Ⅰ	1778	宮座川町	松根	松根(16)	30	80
17	Ⅰ	1779	宮座川町	松根	松根(17)	40	45
18	Ⅰ	1780	宮座川町	松根	松根(18)	30	65
19	Ⅰ	1781	宮座川町	松根	松根(19)	35	15
20	Ⅰ	1782	宮座川町	松根	松根(20)	40	50
21	Ⅰ	1783	宮座川町	松根	松根(21)	45	40
22	Ⅰ	1784	宮座川町	松根	松根(22)	40	35
23	Ⅰ	1785	宮座川町	松根	松根(23)	35	70
24	Ⅰ	1786	宮座川町	松根	松根(24)	40	170
25	Ⅰ	1787	宮座川町	松根	松根(25)	45	60
26	Ⅰ	1788	宮座川町	松根	松根(26)	40	30
27	Ⅰ	1789	宮座川町	松根	松根(27)	35	35
28	Ⅰ	1790	宮座川町	松根	松根(28)	35	35
29	Ⅰ	1791	宮座川町	松根	松根(29)	45	60
30	Ⅰ	1792	宮座川町	松根	松根(30)	40	40
31	Ⅰ	1800	宮座川町	松根	松根(31)	40	50
32	Ⅰ	1801	宮座川町	松根	松根(32)	30	50
33	Ⅰ	1802	宮座川町	松根	松根(33)	40	100
34	Ⅰ	1803	宮座川町	松根	松根(34)	45	25
35	Ⅰ	1804	宮座川町	松根	松根(35)	40	80
36	Ⅰ	1805	宮座川町	松根	松根(36)	55	110
37	Ⅰ	1806	宮座川町	松根	松根(37)	70	50
38	Ⅰ	1807	宮座川町	松根	松根(38)	35	70
39	Ⅰ	1808	宮座川町	松根	松根(39)	30	50
40	Ⅰ	1809	宮座川町	松根	松根(40)	35	110
41	Ⅰ	1810	宮座川町	松根	松根(41)	30	60
42	Ⅰ	1811	宮座川町	松根	松根(42)	45	35
43	Ⅰ	1812	宮座川町	松根	松根(43)	30	105
44	Ⅰ	1813	宮座川町	松根	松根(44)	45	60
45	Ⅰ	1814	宮座川町	松根	松根(45)	40	100
46	Ⅰ	1815	宮座川町	松根	松根(46)	45	100
47	Ⅰ	1816	宮座川町	松根	松根(47)	45	60
48	Ⅰ	1817	宮座川町	松根	松根(48)	45	50
49	Ⅰ	1818	宮座川町	松根	松根(49)	35	60
50	Ⅰ	1819	宮座川町	松根	松根(50)	40	80
51	Ⅰ	1820	宮座川町	松根	松根(51)	45	74
52	Ⅰ	1821	宮座川町	松根	松根(52)	60	60
53	Ⅰ	1822	宮座川町	松根	松根(53)	40	60
54	Ⅰ	1823	宮座川町	松根	松根(54)	40	60
55	Ⅰ	1824	宮座川町	松根	松根(55)	45	60
56	Ⅰ	1825	宮座川町	松根	松根(56)	45	70
57	Ⅰ	1826	宮座川町	松根	松根(57)	45	60
58	Ⅰ	1827	宮座川町	松根	松根(58)	45	60
59	Ⅰ	1828	宮座川町	松根	松根(59)	70	25
60	Ⅰ	1829	宮座川町	松根	松根(60)	60	10

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
61	Ⅰ	1836	宮座川町	池野山	丸山地	70	20
62	Ⅰ	1837	宮座川町	池野山	池野山(2)	80	20
63	Ⅰ	1838	宮座川町	池野山	池野山(3)	45	70
64	Ⅰ	1840	宮座川町	池野山	池野山(4)	60	10
65	Ⅰ	2185	宮座川町	早井	下地早	35	100
66	Ⅰ	2186	宮座川町	早井	早井	30	22
67	Ⅰ	2187	宮座川町	池野山	池野山(4)	30	80
68	Ⅰ	2188	宮座川町	池野山	池野山(5)	35	90
69	Ⅰ	2355	宮座川町	松根	松根(3)	40	110
70	Ⅰ	2359	宮座川町	西川	西川(4)	40	12
71	Ⅰ	2361	宮座川町	早井	早井(5)	40	60
72	Ⅰ	2367	宮座川町	池野山	池野山(5)	40	140
73	Ⅰ	2359	宮座川町	松根	松根(2)	35	60
74	Ⅰ	2373	宮座川町	池野山	池野山(6)	40	90
75	Ⅰ	2378	宮座川町	池野山	池野山(7)	35	85
76	Ⅰ	2392	宮座川町	池野山	池野山(8)	40	120
77	Ⅰ	4595	宮座川町	佐田	佐田(2)	40	60
78	Ⅰ	4596	宮座川町	三尾川	三尾川(2)・三尾川	40	40
79	Ⅰ	4597	宮座川町	明神	明神(2)	65	20
80	Ⅰ	4598	宮座川町	高瀬	高瀬(2)	35	60
81	Ⅰ	4599	宮座川町	高瀬	高瀬(3)	45	90
82	Ⅰ	4592	宮座川町	高瀬	高瀬(4)	70	60
83	Ⅰ	4600	宮座川町	宇津木	宇津木(3)・宇津木	40	40
84	Ⅰ	4759	宮座川町	三尾川	三尾川(3)	40	85
85	Ⅰ	4760	宮座川町	佐田	佐田(3)	40	30
86	Ⅰ	4762	宮座川町	高瀬	高瀬(10)	45	50
87	Ⅰ	4763	宮座川町	高瀬	高瀬(11)	40	68
1	Ⅱ	7375	宮座川町	早井	早井(201)	35	64
2	Ⅱ	7376	宮座川町	松根	松根(201)	40	42
3	Ⅱ	7377	宮座川町	松根	松根(202)	35	100
4	Ⅱ	7378	宮座川町	松根	松根(203)	40	90
5	Ⅱ	7379	宮座川町	松根	松根(204)	35	70
6	Ⅱ	7380	宮座川町	松根	松根(205)	40	110
7	Ⅱ	7381	宮座川町	早井	早井(202)	45	30
8	Ⅱ	7382	宮座川町	早井	早井(203)	30	22
9	Ⅱ	7383	宮座川町	早井	早井(204)	45	50
10	Ⅱ	7384	宮座川町	西川	西川(201)	45	70
11	Ⅱ	7385	宮座川町	西川	西川(202)	45	20
12	Ⅱ	7386	宮座川町	西川	西川(203)	45	42
13	Ⅱ	7387	宮座川町	松根	松根(201)	40	52
14	Ⅱ	7388	宮座川町	松根	松根(202)	40	94
15	Ⅱ	7389	宮座川町	西川	西川(205)	45	36
16	Ⅱ	7390	宮座川町	西川	西川(206)	40	38
17	Ⅱ	7391	宮座川町	下露	下露(201)	30	54
18	Ⅱ	7392	宮座川町	下露	下露(202)	30	32
19	Ⅱ	7393	宮座川町	下露	下露(203)	30	24
20	Ⅱ	7394	宮座川町	下露	下露(204)	50	30
21	Ⅱ	7395	宮座川町	宇津木	宇津木(201)	45	40
22	Ⅱ	7396	宮座川町	宇津木	宇津木(202)	30	14
23	Ⅱ	7397	宮座川町	田川	田川(201)	35	60
24	Ⅱ	7398	宮座川町	池野山	池野山(201)	35	100
25	Ⅱ	7399	宮座川町	下露	下露(205)	30	94
26	Ⅱ	7400	宮座川町	宇津木	宇津木(203)	60	50
27	Ⅱ	7401	宮座川町	宇津木	宇津木(205)	35	40
28	Ⅱ	7402	宮座川町	宇津木	宇津木(204)	35	140
29	Ⅱ	7403	宮座川町	大森	大森(201)	35	30
30	Ⅱ	7404	宮座川町	池野山	池野山(202)	30	30
31	Ⅱ	7405	宮座川町	池野山	池野山(203)	45	32
32	Ⅱ	7406	宮座川町	池野山	池野山(204)	45	42
33	Ⅱ	7407	宮座川町	池野山	池野山(205)	45	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
34	Ⅱ	7408	宮座川町	池野山	池野山(206)	50	32
35	Ⅱ	7409	宮座川町	佐田	佐田(201)	40	24
36	Ⅱ	7410	宮座川町	佐田	佐田(202)	50	50
37	Ⅱ	7411	宮座川町	佐田	佐田(203)	45	50
38	Ⅱ	7412	宮座川町	小川	小川(201)	30	90
39	Ⅱ	7413	宮座川町	小川	小川(202)	40	160
40	Ⅱ	7414	宮座川町	松山	松山(201)	40	56
41	Ⅱ	7415	宮座川町	松山	松山(202)	40	16
42	Ⅱ	7416	宮座川町	佐田	佐田(204)	40	50
43	Ⅱ	7417	宮座川町	佐田	佐田(205)	30	44
44	Ⅱ	7418	宮座川町	佐田	佐田(206)	30	30
45	Ⅱ	7419	宮座川町	小川	小川(203)	45	160
46	Ⅱ	7420	宮座川町	小川	小川(204)	50	66
47	Ⅱ	7421	宮座川町	橋	橋(201)	30	40
48	Ⅱ	7422	宮座川町	長瀬	長瀬(201)	40	44
49	Ⅱ	7423	宮座川町	長瀬	長瀬(202)	35	18
50	Ⅱ	7424	宮座川町	長瀬	長瀬(203)	35	16
51	Ⅱ	7425	宮座川町	大川	大川(201)	35	28
52	Ⅱ	7426	宮座川町	大川	大川(202)	35	20
53	Ⅱ	7427	宮座川町	大川	大川(203)	30	20
54	Ⅱ	7428	宮座川町	長瀬	長瀬(204)	50	16
55	Ⅱ	7429	宮座川町	山手	山手(201)・山手	45	22
56	Ⅱ	7430	宮座川町	橋	橋(202)	35	30
57	Ⅱ	7431	宮座川町	橋	橋(203)	40	60
58	Ⅱ	7432	宮座川町	三尾川	三尾川(201)	40	80
59	Ⅱ	7433	宮座川町	大川	大川(204)	60	50
60	Ⅱ	7434	宮座川町	大川	大川(205)	45	18
61	Ⅱ	7435	宮座川町	大川	大川(206)	30	55
62	Ⅱ	7436	宮座川町	三尾川	三尾川(202)	30	60
63	Ⅱ	7437	宮座川町	三尾川	三尾川(203)	45	75
64	Ⅱ	7438	宮座川町	三尾川	三尾川(204)	35	40
65	Ⅱ	7439	宮座川町	三尾川	三尾川(219)	35	30
66	Ⅱ	7440	宮座川町	佐田	佐田(212)	35	60
67	Ⅱ	7441	宮座川町	立合川	立合川(201)	50	106
68	Ⅱ	7442	宮座川町	中城	中城(201)・中城	40	64
69	Ⅱ	7443	宮座川町	中城	中城(202)	40	102
70	Ⅱ	7444	宮座川町	中城	中城(203)	40	142
71	Ⅱ	7445	宮座川町	橋	橋(205)	40	80
72	Ⅱ	7446	宮座川町	橋	橋(204)	40	22
73</							

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
94	Ⅱ	7468	宮庭川町	南早	南早(201)	35	54
95	Ⅱ	7469	宮庭川町	南早	南早(202)	30	34
96	Ⅱ	7470	宮庭川町	南早	南早(203)	45	50
97	Ⅱ	7471	宮庭川町	南早	南早(204)	35	30
98	Ⅱ	7472	宮庭川町	南早	南早(205)	50	60
99	Ⅱ	7473	宮庭川町	芝	芝(201)	35	84
100	Ⅱ	7474	宮庭川町	立合	立合(201)	40	50
101	Ⅱ	7475	宮庭川町	一雨	一雨(201)	45	40
102	Ⅱ	7476	宮庭川町	一雨	一雨(202)	55	32
103	Ⅱ	7477	宮庭川町	一雨	一雨(203)・一雨	40	52
104	Ⅱ	7478	宮庭川町	碓川	碓川(201)	50	42
105	Ⅱ	7479	宮庭川町	一雨	一雨(204)	45	38
106	Ⅱ	7480	宮庭川町	碓川	碓川(202)	40	68
107	Ⅱ	7481	宮庭川町	碓川	碓川(203)	45	28
108	Ⅱ	7482	宮庭川町	碓川	碓川(204)	45	48
109	Ⅱ	7483	宮庭川町	明神	明神(201)	35	50
110	Ⅱ	7484	宮庭川町	明神	明神(202)	40	56
111	Ⅱ	7485	宮庭川町	川口	川口(201)	40	24
112	Ⅱ	7486	宮庭川町	月野瀬	月野瀬(202)	50	52
113	Ⅱ	7487	宮庭川町	月野瀬	月野瀬(203)	35	70
114	Ⅱ	7488	宮庭川町	月野瀬	月野瀬(204)	35	60
115	Ⅱ	7489	宮庭川町	宇津木	宇津木(201)	40	70
116	Ⅱ	7490	宮庭川町	宇津木	宇津木	45	90
117	Ⅱ	7492	宮庭川町	高池	高池(201)	45	40
118	Ⅱ	7493	宮庭川町	宇津木	宇津木(203)	45	32
119	Ⅱ	7494	宮庭川町	宇津木	宇津木(204)	40	40
120	Ⅱ	7495	宮庭川町	高池	高池(202)	40	68
121	Ⅱ	7496	宮庭川町	池野山	丸山地	40	40
122	Ⅱ	7497	宮庭川町	池野山	池野山(203)	40	50
123	Ⅱ	7498	宮庭川町	池野山	池野山(204)	40	45
124	Ⅱ	7499	宮庭川町	池野山	池野山(205)	40	32
125	Ⅱ	7500	宮庭川町	池野山	池野山(206)	60	45
126	Ⅱ	7504	宮庭川町	西川	西川(206)	50	20
127	Ⅱ	7505	宮庭川町	西川	西川(207)	40	32
128	Ⅱ	7506	宮庭川町	田川	田川(202)	35	40
129	Ⅱ	7507	宮庭川町	下露	下露(205)	40	78
130	Ⅱ	7508	宮庭川町	三尾川	三尾川(214)	65	35
131	Ⅱ	7509	宮庭川町	横	横(206)	44	58
132	Ⅱ	7510	宮庭川町	横	横(201)・中地	45	68
133	Ⅱ	7511	宮庭川町	南早	南早(205)	35	22
134	Ⅱ	7512	宮庭川町	三尾川	三尾川(215)	35	50
135	Ⅱ	7513	宮庭川町	早井	早井(205)	35	60
136	Ⅱ	7514	宮庭川町	長途	長途(205)	45	50
137	Ⅱ	7515	宮庭川町	三尾川	三尾川(216)	45	50
138	Ⅱ	7516	宮庭川町	三尾川	三尾川(217)	45	15
139	Ⅱ	7517	宮庭川町	三尾川	三尾川(218)	45	15
140	Ⅱ	7518	宮庭川町	蔵土	蔵土(206)・蔵土	45	60
141	Ⅱ	7519	宮庭川町	相瀬	相瀬(203)	40	25
142	Ⅱ	7520	宮庭川町	碓川	碓川(205)	40	80
143	Ⅱ	7521	宮庭川町	小川	小川(205)	30	30
144	Ⅱ	7522	宮庭川町	小川	小川(206)	30	120
145	Ⅱ	7523	宮庭川町	中崎	中崎(205)	45	80
146	Ⅱ	7524	宮庭川町	池野	池野(201)・秋枝	45	60
147	Ⅱ	7525	宮庭川町	小川	小川(208)	35	40
148	Ⅱ	7526	宮庭川町	西川	西川(208)	35	30
149	Ⅱ	7527	宮庭川町	松根	松根(206)	30	60
150	Ⅱ	7528	宮庭川町	松根	松根(207)	40	110
151	Ⅱ	7529	宮庭川町	松根	松根(208)	35	130
152	Ⅱ	7530	宮庭川町	松根	松根(209)	40	60
153	Ⅱ	7531	宮庭川町	下露	下露(207)	35	60

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
154	Ⅱ	7532	宮庭川町	早井	早井(206)	40	250
155	Ⅱ	7533	宮庭川町	早井	早井(207)	30	90
156	Ⅱ	7534	宮庭川町	池野川	池野川(207)	35	80
157	Ⅱ	7535	宮庭川町	池野川	池野川(208)	40	140
158	Ⅱ	7536	宮庭川町	池野川	池野川(209)	40	68
159	Ⅱ	7537	宮庭川町	池野川	池野川(210)	35	130
160	Ⅱ	7538	宮庭川町	大川	大川(209)	45	20
161	Ⅱ	7539	宮庭川町	大川	大川(208)	30	14
162	Ⅱ	7540	宮庭川町	長途	長途(206)	45	30
163	Ⅱ	7541	宮庭川町	洞尾	洞尾(204)	40	55
164	Ⅱ	7542	宮庭川町	洞尾	洞尾(205)	45	50
165	Ⅱ	7543	宮庭川町	碓川	碓川(208)	40	40
166	Ⅱ	7544	宮庭川町	碓川	碓川(207)	50	46
167	Ⅱ	7545	宮庭川町	碓川	碓川(208)	45	120
168	Ⅱ	7546	宮庭川町	小川	小川(207)	40	30
169	Ⅱ	7547	宮庭川町	山手	山手(202)	40	120
170	Ⅱ	7548	宮庭川町	中崎	中崎(206)	40	60
171	Ⅱ	7549	宮庭川町	月野瀬	月野瀬(205)	40	30
172	Ⅱ	7550	宮庭川町	月野瀬	月野瀬(206)	45	80
173	Ⅱ	7551	宮庭川町	早井	早井(208)	35	80
174	Ⅱ	7552	宮庭川町	池野川	池野川(211)	40	50
175	Ⅱ	7553	宮庭川町	早井	早井	35	70
176	Ⅱ	7554	宮庭川町	一雨	一雨(205)	45	30
177	Ⅱ	7555	宮庭川町	碓川	碓川(209)	45	50
178	Ⅱ	7556	宮庭川町	高池	高池(203)	45	50
179	Ⅱ	7578	宮庭川町	松根	松根(210)	40	60
180	Ⅱ	7582	宮庭川町	下露	下露(209)	30	15
1	Ⅱ	4227	宮庭川町	松根	松根(301)	35	110
2	Ⅱ	4228	宮庭川町	松根	松根(302)	40	20
3	Ⅱ	4229	宮庭川町	松根	松根(303)	35	160
4	Ⅱ	4230	宮庭川町	松根	松根(304)	35	75
5	Ⅱ	4231	宮庭川町	松根	松根(305)	40	80
6	Ⅱ	4232	宮庭川町	早井	早井(301)	45	25
7	Ⅱ	4233	宮庭川町	早井	早井(302)	40	40
8	Ⅱ	4234	宮庭川町	早井	早井(303)	40	80
9	Ⅱ	4235	宮庭川町	早井	早井(304)	45	30
10	Ⅱ	4236	宮庭川町	早井	早井(305)	45	90
11	Ⅱ	4237	宮庭川町	早井	早井(306)	30	85
12	Ⅱ	4238	宮庭川町	早井	早井(307)	40	60
13	Ⅱ	4239	宮庭川町	早井	早井(308)	40	110
14	Ⅱ	4240	宮庭川町	早井	早井(309)	45	25
15	Ⅱ	4241	宮庭川町	早井	早井(310)	40	70
16	Ⅱ	4242	宮庭川町	早井	早井(311)	40	80
17	Ⅱ	4243	宮庭川町	早井	早井(312)	40	80
18	Ⅱ	4244	宮庭川町	下露	下露(301)	40	80
19	Ⅱ	4245	宮庭川町	下露	下露(302)	35	100
20	Ⅱ	4246	宮庭川町	下露	下露(303)	40	80
21	Ⅱ	4247	宮庭川町	下露	下露(304)	40	80
22	Ⅱ	4248	宮庭川町	西川	西川(301)	35	70
23	Ⅱ	4249	宮庭川町	西川	西川(302)	40	100
24	Ⅱ	4250	宮庭川町	西川	西川(303)	45	55
25	Ⅱ	4251	宮庭川町	松根	松根(306)	50	30
26	Ⅱ	4252	宮庭川町	松根	松根(307)	40	70
27	Ⅱ	4253	宮庭川町	西川	西川(304)	50	35
28	Ⅱ	4254	宮庭川町	松根	松根(308)	45	40
29	Ⅱ	4255	宮庭川町	西川	西川(305)	40	50
30	Ⅱ	4256	宮庭川町	西川	西川(306)	40	40
31	Ⅱ	4257	宮庭川町	西川	西川(307)	30	25
32	Ⅱ	4258	宮庭川町	西川	西川(308)	40	30
33	Ⅱ	4259	宮庭川町	西川	西川(309)	50	20

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防課

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
34	Ⅱ	4260	宮庭川町	西川	西川(310)	40	40
35	Ⅱ	4261	宮庭川町	西川	西川(311)	40	20
36	Ⅱ	4262	宮庭川町	下露	下露(305)	45	30
37	Ⅱ	4263	宮庭川町	下露	下露(306)	40	20
38	Ⅱ	4264	宮庭川町	下露	下露(307)	45	10
39	Ⅱ	4265	宮庭川町	下露	下露(308)	40	100
40	Ⅱ	4266	宮庭川町	下露	下露(309)・下露根元	30	30
41	Ⅱ	4267	宮庭川町	下露	下露(310)	40	80
42	Ⅱ	4268	宮庭川町	下露	下露(311)	30	10
43	Ⅱ	4269	宮庭川町	佐田	佐田(301)	35	40
44	Ⅱ	4270	宮庭川町	池野川	池野川(301)	40	60
45	Ⅱ	4271	宮庭川町	池野川	池野川(302)	35	60
46	Ⅱ	4272	宮庭川町	池野川	池野川(303)	30	40
47	Ⅱ	4273	宮庭川町	池野川	池野川(304)	30	90
48	Ⅱ	4274	宮庭川町	池野川	池野川(305)	45	140
49	Ⅱ	4275	宮庭川町	池野川	池野川(306)	35	110
50	Ⅱ	4276	宮庭川町	池野川	池野川(307)	40	40
51	Ⅱ	4277	宮庭川町	池野川	池野川(308)	40	90
52	Ⅱ	4278	宮庭川町	池野川	池野川(309)	50	20
53	Ⅱ	4279	宮庭川町	池野川	池野川(310)	40	20
54	Ⅱ	4280	宮庭川町	池野川	池野川(311)	45	90
55	Ⅱ	4281	宮庭川町	佐田	佐田(302)	40	20
56	Ⅱ	4282	宮庭川町	佐田	佐田(303)	35	70
57	Ⅱ	4283	宮庭川町	長途	長途(301)	40	40
58	Ⅱ	4284	宮庭川町	長途	長途(302)	45	90
59	Ⅱ	4285	宮庭川町	長途	長途(303)	45	20
60	Ⅱ	4286	宮庭川町	長途	長途(304)	40	70
61	Ⅱ	4287	宮庭川町	長途	長途(305)	40	170
62	Ⅱ	4288	宮庭川町	大川	大川(305)	45	30
63	Ⅱ	4290	宮庭川町	大川	大川(306)	45	15
64	Ⅱ	4291	宮庭川町	大川	大川(307)	40	30
65	Ⅱ	4292	宮庭川町	大川	大川(308)	40	30
66	Ⅱ	4293	宮庭川町	大川	大川(309)	40	25
67	Ⅱ	4294	宮庭川町	大川	大川(301)	30	200
68	Ⅱ	4295	宮庭川町	大川	大川(302)	35	50
69	Ⅱ	4296	宮庭川町	大川	大川(303)	45	140
70	Ⅱ	4297	宮庭川町	大川	大川(304)	45	30
71	Ⅱ	4298	宮庭川町	洞尾	洞尾(301)	30	100
72	Ⅱ	4300	宮庭川町	洞尾	洞尾(302)	50	60
73	Ⅱ	4301	宮庭川町	洞尾	洞尾(303)	45	80
74	Ⅱ	4302	宮庭川町	立合	立合(301)	35	50
75	Ⅱ	4303	宮庭川町	立合	立合(302)	45	70
76	Ⅱ	4304	宮庭川町	洞尾	洞尾(304)	45	60
77	Ⅱ	4305	宮庭川町	洞尾	洞尾(305)	40	60
78	Ⅱ	4306	宮庭川町	洞尾	洞尾(306)	45	50
79	Ⅱ	4307	宮庭川町	洞尾	洞尾(307)	45	60
80	Ⅱ	4308	宮庭川町	洞尾	洞尾(308)	35	70
81	Ⅱ	4309	宮庭川町	一雨	一雨(301)	35	90

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ	
1	I	1988	新宮市	新宮	旭日町・旭日町(2)	48	18	
2	I	1989	新宮市	清水元一丁目	清水元	50	6	
3	I	1990	新宮市	橋本一丁目	橋本・石ヶ坪(3)	45	25	
4	I	1991	新宮市	新宮	下相模	43	60	
5	I	1992	新宮市	新宮	石ヶ坪(2)・石ヶ坪(4)	50	45	
6	I	1993	新宮市	新宮	石ヶ坪(1)・石ヶ坪(3)・石ヶ坪(5)	40	25	
7	I	1994	新宮市	橋本一丁目	新宮・新宮(3)	40	25	
8	I	1995	新宮市	新宮	浪田	40	20	
9	I	1996	新宮市	新宮	倉坂	40	20	
10	I	1998	新宮市	阿須賀一丁目	蓬萊山	38	35	
11	I	1999	新宮市	橋本一丁目・相模二丁目・新宮	相模	45	55	
12	I	2000	新宮市	千穂一丁目・新宮	千穂分館	45	60	
13	I	2001	新宮市	新宮	新宮・神宮一丁目・新宮	神宮・芝指の鼻	45	170
14	I	2003	新宮市	新宮	大早見・石ヶ坪(2)・石ヶ坪(4)	43	50	
15	I	2004	新宮市	新宮	東山寺	40	20	
16	I	2005	新宮市	新宮	浪田1	42	40	
17	I	2006	新宮市	南柳井	柳井1	40	50	
18	I	2007	新宮市	南柳井	柳井2	40	45	
19	J	2008	新宮市	高田	宇和町・高田1	42	40	
20	I	2010	新宮市	飯野川町至釜口	新宮口上地	30	180	
21	I	2011	新宮市	飯野川町至釜口	下地	35	110	
22	I	2013	新宮市	飯野川町鹿津	鹿津(2)	35	50	
23	I	2015	新宮市	飯野川町鹿津	森谷	35	80	
24	I	2017	新宮市	飯野川町九重	高田1	35	70	
25	I	2018	新宮市	飯野川町九重	九重	35	150	
26	I	2019	新宮市	飯野川町西教壇	内ノ井1	40	40	
27	I	2020	新宮市	飯野川町西教壇	内ノ井2	35	60	
28	I	2021	新宮市	飯野川町西教壇	西教壇上地	35	120	
29	I	2022	新宮市	飯野川町東教壇	東教壇	35	110	
30	I	2024	新宮市	飯野川町相須	相須	35	260	
31	I	2025	新宮市	飯野川町富井	上居地	35	100	
32	I	2026	新宮市	飯野川町富井	中居地	35	70	
33	I	2027	新宮市	飯野川町富井	富井3	45	15	
34	I	2030	新宮市	飯野川町富井	香川(1)	35	70	
35	I	2031	新宮市	飯野川町富井	香川2・香川	35	90	
36	I	2032	新宮市	飯野川町富井	香川・松沢(1)	35	40	
37	I	2033	新宮市	飯野川町富井	松沢・松沢(1)	35	160	
38	I	2034	新宮市	飯野川町富井	松沢2	35	90	
39	I	2035	新宮市	飯野川町日足	尾島	35	70	
40	I	2036	新宮市	飯野川町日足	志古(1)	35	50	
41	I	2040	新宮市	飯野川町龍城山本	龍城	40	30	
42	I	2041	新宮市	飯野川町龍城山本	山本	30	170	
43	I	2042	新宮市	飯野川町田長	田長1	40	310	
44	I	2044	新宮市	飯野川町田長	下田長1	35	200	
45	I	2045	新宮市	飯野川町柳井	柳井	35	30	
46	I	2046	新宮市	飯野川町柳井	谷口1	40	50	
47	I	2047	新宮市	飯野川町柳井	谷口2	35	130	
48	I	2048	新宮市	飯野川町赤木	赤木	35	130	
49	I	2049	新宮市	飯野川町上長井	上長井	35	100	
50	I	2050	新宮市	飯野川町西	西1	45	10	
51	I	2051	新宮市	飯野川町西	西2	30	15	
52	I	2053	新宮市	飯野川町塚塚	阿野	35	40	
53	I	2054	新宮市	橋本	引土	35	100	
54	I	2193	新宮市	相模二丁目・新宮	上相模	43	38	
55	I	2194	新宮市	千穂一丁目・谷王寺町・新宮	明神山・谷王寺(2)・谷王寺	40	28	
56	I	2195	新宮市	新宮	東坂2	45	15	
57	I	2197	新宮市	橋本一丁目	柳井	60	12	
58	I	2198	新宮市	新宮	南谷2	50	25	
59	I	2199	新宮市	新宮	南谷	40	30	
60	I	2200	新宮市	新宮	広角	35	30	

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ	
61	I	2202	新宮市	新宮	池田一丁目	旭町2・伊佐田	45	25
62	I	2203	新宮市	新宮	新宮	丸山	37	15
63	I	2404	新宮市	三輪崎	白	45	40	
64	I	2405	新宮市	三輪崎	三輪崎1・三輪崎4	43	40	
65	I	2406	新宮市	三輪崎	三輪崎2	40	30	
66	I	2408	新宮市	佐野	佐野1	40	45	
67	I	2409	新宮市	佐野	佐野2	45	12	
68	I	2410	新宮市	木ノ川・榎伏	木ノ川	40	13	
69	I	2412	新宮市	高田	高田1	40	90	
70	I	2413	新宮市	新宮	広角2	45	35	
71	I	2414	新宮市	新宮	佐野3	40	50	
72	I	2416	新宮市	五新・新宮	五新	43	75	
73	I	2417	新宮市	新宮	新宮4	40	105	
74	I	2418	新宮市	新宮	橋ノ木	40	40	
75	I	2419	新宮市	西教壇	西教壇	35	110	
76	I	4601	新宮市	高田	高田3	55	20	
77	I	4602	新宮市	高田	高田4	55	15	
78	I	4603	新宮市	高田	高田1	55	20	
79	I	4604	新宮市	高田	高田2	40	15	
80	I	4605	新宮市	新宮	石ヶ坪8	40	18	
81	I	4606	新宮市	橋本一丁目・新宮	石ヶ坪9	42	35	
82	I	4607	新宮市	橋本一丁目	橋本2	60	8	
83	I	4608	新宮市	橋本一丁目・新宮	石ヶ坪10・新宮・新宮(2)	40	35	
84	I	4609	新宮市	橋本一丁目	橋本3	42	15	
85	I	4610	新宮市	新宮	松山1	40	10	
86	I	4611	新宮市	新宮	松山2	32	13	
87	I	4612	新宮市	新宮	松山3	38	10	
88	I	4613	新宮市	新宮	松山4	50	20	
89	I	4614	新宮市	新宮	南谷5	40	25	
90	I	4615	新宮市	新宮	松山5	35	15	
91	I	4616	新宮市	新宮	高田2	40	35	
92	I	4617	新宮市	新宮	高田4	43	35	
93	I	4618	新宮市	新宮	新宮5	30	40	
94	I	4619	新宮市	新宮	大崎3	40	35	
95	I	4620	新宮市	新宮	広角8	35	25	
96	I	4621	新宮市	三輪崎	西高森2	40	50	
97	I	4622	新宮市	三輪崎	東高森1	45	30	
98	I	4623	新宮市	三輪崎	三輪崎6	40	25	
99	I	4624	新宮市	三輪崎	三輪崎5	45	20	
100	I	4625	新宮市	佐野	佐野4	40	25	
101	I	4626	新宮市	佐野	佐野5	35	18	
102	I	4627	新宮市	佐野	佐野6	40	40	
103	I	4628	新宮市	木ノ川	木ノ川6	42	25	
104	I	4629	新宮市	木ノ川	木ノ川7	43	35	
105	I	4630	新宮市	榎伏・木ノ川	榎伏1	30	45	
106	I	4631	新宮市	榎伏	榎伏2	40	25	
107	I	4632	新宮市	榎伏・木ノ川	木ノ川8	35	15	
108	I	4633	新宮市	木ノ川	木ノ川9	40	20	
109	I	4634	新宮市	木ノ川	木ノ川10	40	20	
110	I	4635	新宮市	榎伏・木ノ川	木ノ川11	35	15	
111	I	4714	新宮市	飯野川町鹿津	鹿津下地	35	160	
112	I	4715	新宮市	飯野川町西教壇	内ノ井3	35	140	
113	I	4716	新宮市	飯野川町田長	田長1	30	30	
114	I	4717	新宮市	飯野川町田長	田長2	35	70	
115	I	4718	新宮市	飯野川町日足	日足4	35	90	
116	I	4719	新宮市	飯野川町日足	日足2	30	20	
117	I	4720	新宮市	飯野川町日足	日足3	30	60	
118	I	4721	新宮市	飯野川町富井	富井5	35	40	
119	I	4722	新宮市	飯野川町日足	日足5	30	25	
120	I	4723	新宮市	飯野川町日足	日足6	35	20	

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
121	I	4724	新宮市	飯野川町日足	日足7	45	20
122	I	4725	新宮市	飯野川町上長井	上長井2	45	10
123	I	4726	新宮市	飯野川町西	西3	50	10
124	I	4727	新宮市	飯野川町大山	大山1	40	160
1	II	8001	新宮市	高田	高田5	48	20
2	II	8002	新宮市	高田	高田6	40	25
3	II	8003	新宮市	高田	高田7	35	30
4	II	8004	新宮市	高田	高田8	35	8
5	II	8005	新宮市	高田	高田9	35	20
6	II	8006	新宮市	高田	高田10	40	20
7	II	8007	新宮市	高田	高田11	45	10
8	II	8008	新宮市	高田	高田12	30	20
9	II	8009	新宮市	高田	高田13	40	20
10	II	8010	新宮市	高田	高田14	45	20
11	II	8011	新宮市	高田	高田15	45	20
12	II	8012	新宮市	高田	高田16	40	40
13	II	8013	新宮市	高田	高田17	40	15
14	II	8014	新宮市	高田	高田18	45	10
15	II	8015	新宮市	高田	高田19	40	20
16	II	8016	新宮市	高田	高田20	40	30
17	II	8017	新宮市	高田	高田21	40	30
18	II	8018	新宮市	高田	高田22	40	25
19	II	8019	新宮市	高田	高田23	45	40
20	II	8020	新宮市	高田	高田24	35	40
21	II	8021	新宮市	高田	高田25	55	15
22	II	8022	新宮市	高田	高田26	50	15
23	II	8023	新宮市	高田	高田27	45	20
24	II	8024	新宮市	高田	高田28	45	30
25	II	8025	新宮市	高田	高田29	40	30
26	II	8026	新宮市	高田	高田30	40	30
27	II	8027	新宮市	高田	高田31	60	10
28	II	8028	新宮市	高田	横石1	35	20
29	II	8029	新宮市	高田	横石2	55	20
30	II	8030	新宮市	高田	横石3	40	20
31	II	8031	新宮市	相模	谷地1	45	120
32	II	8032	新宮市	相模	谷地2	45	190
33	II	8033	新宮市	相模	相模3	55	60
34	II	8034	新宮市	相模	相模4	45	30
35	II	8035	新宮市	相模	相模5	50	60
36	II	8036	新宮市	相模	相模6	40	40
37	II	8037	新宮市	相模	相模7	45	15
38	II	8038	新宮市	相模	相模8	40	20
39	II	8039	新宮市	相模	相模9	40	15
40	II	8040	新宮市	相模	相模10	50	40
41	II	8041	新宮市	相模	相模11	45	70
42	II	8042	新宮市	相模	相模12	40	40
43	II	8043	新宮市	相模	相模13	40	20
44	II	8044	新宮市	相模	相模14	40	10
45	II	8045	新宮市	相模	相模15	50	15
46	II	8046	新宮市	相模	相模16	50	30
47	II	8047	新宮市	相模	相模17	45	30
48	II	8048	新宮市	相模	相模18	45	40
49	II	8049	新宮市	相模	相模19	40	15
50	II	8050	新宮市	相模	相模20	50	45
51	II	8051	新宮市	南柳井	南柳井	43	50
52	II	8052	新宮市	新宮	清水元2	30	15
53	II	8053	新宮市	新宮	清水元3	30	20
54	II	8054	新宮市	新宮	新宮7	30	25
55	II	80					

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
117	Ⅱ	8358	新宮市	鹿野川町上長井	上長井	40	30
118	Ⅱ	8359	新宮市	鹿野川町西	西4	40	30
119	Ⅱ	8360	新宮市	鹿野川町大山	大山2	50	6
120	Ⅱ	8361	新宮市	鹿野川町大山	大山3	45	20
121	Ⅱ	8362	新宮市	鹿野川町西	西5	35	110
122	Ⅱ	8363	新宮市	鹿野川町西	西6	45	20
123	Ⅱ	8364	新宮市	鹿野川町西	西7	45	50
124	Ⅱ	8365	新宮市	鹿野川町西	西8	45	10
125	Ⅱ	8366	新宮市	鹿野川町西	西9	45	40
126	Ⅱ	8367	新宮市	鹿野川町西	西10	30	20
127	Ⅱ	8368	新宮市	鹿野川町西	西11	55	15
128	Ⅱ	8369	新宮市	鹿野川町西	西12	50	12
129	Ⅱ	8428	新宮市	三輪崎	三輪崎3	35	40
130	Ⅱ	8441	新宮市	鹿野川町西	西13	35	120
131	Ⅱ	8442	新宮市	鹿野川町西	西14	35	80
132	Ⅱ	8443	新宮市	鹿野川町西	西15	35	100
133	Ⅱ	8444	新宮市	鹿野川町西	西16	35	160
134	Ⅱ	8445	新宮市	鹿野川町西	西17	35	70
135	Ⅱ	8446	新宮市	鹿野川町西	西18	35	60
136	Ⅱ	8447	新宮市	鹿野川町西	西19	35	100
137	Ⅱ	8448	新宮市	鹿野川町西	西20	30	40
1	Ⅱ	4501	新宮市	高田	高田2	45	120
2	Ⅱ	4502	新宮市	新宮	新宮3	35	35
3	Ⅱ	4503	新宮市	新宮	新宮7	30	25
4	Ⅱ	4504	新宮市	新宮	新宮9	35	20
5	Ⅱ	4505	新宮市	新宮	大畑4	40	45
6	Ⅱ	4506	新宮市	三輪崎	西高森1	35	25
7	Ⅱ	4507	新宮市	三輪崎	湯ヶ井	45	30
8	Ⅱ	4508	新宮市	三輪崎	結崎1	35	45
9	Ⅱ	4509	新宮市	三輪崎	結崎2	35	40
10	Ⅱ	4510	新宮市	三輪崎	比奈	35	30
11	Ⅱ	4511	新宮市	三輪崎	木ノ川2	45	30
12	Ⅱ	4512	新宮市	佐野	八反田	40	35
13	Ⅱ	4513	新宮市	佐野	佐野13	40	40
14	Ⅱ	4514	新宮市	佐野	佐野14	40	50
15	Ⅱ	4515	新宮市	佐野	佐野15	40	60
16	Ⅱ	4608	新宮市	鹿野川町西	上地1	40	100
17	Ⅱ	4607	新宮市	鹿野川町西	上地2	35	70
18	Ⅱ	4608	新宮市	鹿野川町西	上地3	35	60
19	Ⅱ	4609	新宮市	鹿野川町西	上地4	35	70
20	Ⅱ	4610	新宮市	鹿野川町西	上地5	35	50
21	Ⅱ	4611	新宮市	鹿野川町西	上地6	45	40
22	Ⅱ	4621	新宮市	鹿野川町西	上地7	35	70

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅱ	1877	鹿野川町	田内	田内	35	20
2	Ⅱ	1878	鹿野川町	大野	大野	50	70
3	Ⅱ	1879	鹿野川町	大野	大野	40	20
4	Ⅱ	1880	鹿野川町	大野	大野	40	20
5	Ⅱ	1881	鹿野川町	大野	大野	40	20
6	Ⅱ	1882	鹿野川町	大野	大野	35	20
7	Ⅱ	1883	鹿野川町	大野	大野	40	30
8	Ⅱ	1884	鹿野川町	大野	大野	30	30
9	Ⅱ	1885	鹿野川町	大野	大野	40	60
10	Ⅱ	1886	鹿野川町	大野	大野	35	30
11	Ⅱ	1887	鹿野川町	大野	大野	36	40
12	Ⅱ	1888	鹿野川町	大野	大野	37	70
13	Ⅱ	1889	鹿野川町	大野	大野	40	40
14	Ⅱ	1890	鹿野川町	大野	大野	40	40
15	Ⅱ	1891	鹿野川町	大野	大野	30	30
16	Ⅱ	1892	鹿野川町	大野	大野	34	30
17	Ⅱ	1893	鹿野川町	大野	大野	40	60
18	Ⅱ	1894	鹿野川町	大野	大野	40	30
19	Ⅱ	1895	鹿野川町	大野	大野	32	70
20	Ⅱ	1896	鹿野川町	大野	大野	30	70
21	Ⅱ	1897	鹿野川町	大野	大野	32	70
22	Ⅱ	1898	鹿野川町	大野	大野	30	60
23	Ⅱ	1899	鹿野川町	大野	大野	40	70
24	Ⅱ	1900	鹿野川町	大野	大野	45	60
25	Ⅱ	1901	鹿野川町	大野	大野	40	70
26	Ⅱ	1902	鹿野川町	大野	大野	45	40
27	Ⅱ	1903	鹿野川町	大野	大野	45	45
28	Ⅱ	1904	鹿野川町	大野	大野	40	30
29	Ⅱ	1905	鹿野川町	大野	大野	40	60
30	Ⅱ	1906	鹿野川町	大野	大野	40	30
31	Ⅱ	1907	鹿野川町	大野	大野	45	70
32	Ⅱ	1908	鹿野川町	大野	大野	50	15
33	Ⅱ	1909	鹿野川町	大野	大野	45	120
34	Ⅱ	1910	鹿野川町	大野	大野	50	30
35	Ⅱ	1911	鹿野川町	大野	大野	50	60
36	Ⅱ	1912	鹿野川町	大野	大野	45	40
37	Ⅱ	1913	鹿野川町	大野	大野	45	40
38	Ⅱ	1914	鹿野川町	大野	大野	50	50
39	Ⅱ	1915	鹿野川町	大野	大野	45	50
40	Ⅱ	1916	鹿野川町	大野	大野	45	30
41	Ⅱ	1917	鹿野川町	大野	大野	50	70
42	Ⅱ	1918	鹿野川町	大野	大野	45	25
43	Ⅱ	1919	鹿野川町	大野	大野	45	50
44	Ⅱ	1920	鹿野川町	大野	大野	40	60
45	Ⅱ	1921	鹿野川町	大野	大野	45	30
46	Ⅱ	1922	鹿野川町	大野	大野	50	40
47	Ⅱ	1923	鹿野川町	大野	大野	45	60
48	Ⅱ	1924	鹿野川町	大野	大野	45	60
49	Ⅱ	1925	鹿野川町	大野	大野	60	20
50	Ⅱ	1926	鹿野川町	大野	大野	50	90
51	Ⅱ	1927	鹿野川町	大野	大野	30	10
52	Ⅱ	1928	鹿野川町	大野	大野	35	20
53	Ⅱ	1929	鹿野川町	大野	大野	55	15
54	Ⅱ	1930	鹿野川町	大野	大野	45	40
55	Ⅱ	1931	鹿野川町	大野	大野	50	30
56	Ⅱ	1932	鹿野川町	大野	大野	50	30
57	Ⅱ	1933	鹿野川町	大野	大野	40	30
58	Ⅱ	1934	鹿野川町	大野	大野	38	40
59	Ⅱ	1935	鹿野川町	大野	大野	45	40
60	Ⅱ	1936	鹿野川町	大野	大野	45	40

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
61	Ⅱ	1945	鹿野川町	清神	清神(6)	35	80
62	Ⅱ	1946	鹿野川町	清神	長谷	45	70
63	Ⅱ	1947	鹿野川町	清神	清神(2)	30	50
64	Ⅱ	1948	鹿野川町	清神	清神・清神(3)・清神(4)	38	80
65	Ⅱ	1949	鹿野川町	清神	清神(5)	40	70
66	Ⅱ	1950	鹿野川町	清神	小坂	50	20
67	Ⅱ	1951	鹿野川町	清神	小坂山	45	15
68	Ⅱ	1952	鹿野川町	清神	上地	45	25
69	Ⅱ	1953	鹿野川町	清神	上地	43	30
70	Ⅱ	1954	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
71	Ⅱ	1955	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
72	Ⅱ	1956	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
73	Ⅱ	1957	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
74	Ⅱ	1958	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
75	Ⅱ	1959	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
76	Ⅱ	1960	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
77	Ⅱ	1961	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
78	Ⅱ	1962	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
79	Ⅱ	1963	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
80	Ⅱ	1964	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
81	Ⅱ	1965	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
82	Ⅱ	1966	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
83	Ⅱ	1967	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
84	Ⅱ	1968	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
85	Ⅱ	1969	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
86	Ⅱ	1970	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
87	Ⅱ	1971	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
88	Ⅱ	1972	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
89	Ⅱ	1973	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
90	Ⅱ	1974	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
91	Ⅱ	1975	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
92	Ⅱ	1976	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
93	Ⅱ	1977	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
94	Ⅱ	1978	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
95	Ⅱ	1979	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
96	Ⅱ	1980	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
97	Ⅱ	1981	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
98	Ⅱ	1982	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
99	Ⅱ	1983	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
100	Ⅱ	1984	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
101	Ⅱ	1985	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
102	Ⅱ	1986	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
103	Ⅱ	1987	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
104	Ⅱ	1988	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
105	Ⅱ	1989	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
106	Ⅱ	1990	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
107	Ⅱ	1991	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
108	Ⅱ	1992	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
109	Ⅱ	1993	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
110	Ⅱ	1994	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
111	Ⅱ	1995	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
112	Ⅱ	1996	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
113	Ⅱ	1997	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
114	Ⅱ	1998	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
115	Ⅱ	1999	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
116	Ⅱ	2000	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
117	Ⅱ	2001	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
118	Ⅱ	2002	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
119	Ⅱ	2003	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25
120	Ⅱ	2004	鹿野川町	清神	大畑浦・鹿山	45	25

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
121	Ⅱ	4669	鹿野川町	湯浦	湯浦1	70	7
122	Ⅱ	4670	鹿野川町	湯浦	湯浦2	35	40
123	Ⅱ	4671	鹿野川町	湯浦	湯浦3	45	30
124	Ⅱ	4672	鹿野川町	湯浦	湯浦4	45	8
125	Ⅱ	4673	鹿野川町	湯浦	湯浦5	60	30
126	Ⅱ	4674	鹿野川町	湯浦	湯浦6	43	40
127	Ⅱ	4675	鹿野川町	湯浦	湯浦7	45	100
128	Ⅱ	4676	鹿野川町	湯浦	湯浦8	50	50
129	Ⅱ	4677	鹿野川町	湯浦	湯浦9	35	30
130	Ⅱ	4678					

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

No.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防壁	
						傾斜度	高さ
21	Ⅱ	8103	那智勝浦町	大野	大野6	40	40
22	Ⅱ	8104	那智勝浦町	口色川	口色川6	45	30
23	Ⅱ	8105	那智勝浦町	口色川	口色川7	50	15
24	Ⅱ	8106	那智勝浦町	口色川	口色川8	50	40
25	Ⅱ	8107	那智勝浦町	口色川	口色川9	55	30
26	Ⅱ	8108	那智勝浦町	口色川	釜根1	40	40
27	Ⅱ	8109	那智勝浦町	口色川	口色川10	55	60
28	Ⅱ	8110	那智勝浦町	口色川	口色川11	40	70
29	Ⅱ	8111	那智勝浦町	口色川	口色川12	40	10
30	Ⅱ	8112	那智勝浦町	口色川	口色川13	45	100
31	Ⅱ	8113	那智勝浦町	口色川	口色川14	50	30
32	Ⅱ	8114	那智勝浦町	口色川	口色川15	45	30
33	Ⅱ	8115	那智勝浦町	口色川	口色川16	35	20
34	Ⅱ	8116	那智勝浦町	口色川	口色川17	35	15
35	Ⅱ	8117	那智勝浦町	口色川	口色川18	35	20
36	Ⅱ	8118	那智勝浦町	口色川	口色川19	45	40
37	Ⅱ	8119	那智勝浦町	口色川	口色川20	40	50
38	Ⅱ	8120	那智勝浦町	口色川	釜根2	45	30
39	Ⅱ	8121	那智勝浦町	口色川	口色川21	45	30
40	Ⅱ	8122	那智勝浦町	口色川	口色川22	40	45
41	Ⅱ	8123	那智勝浦町	大野	内湯寺1	45	25
42	Ⅱ	8124	那智勝浦町	大野	内湯寺2	45	40
43	Ⅱ	8125	那智勝浦町	飯淵川	飯淵川2	45	20
44	Ⅱ	8126	那智勝浦町	飯淵川	津ノ谷1	40	30
45	Ⅱ	8127	那智勝浦町	飯淵川	津ノ谷2	45	40
46	Ⅱ	8128	那智勝浦町	小坂	上地2	40	30
47	Ⅱ	8129	那智勝浦町	小坂	小坂2	37	6
48	Ⅱ	8130	那智勝浦町	小坂	小坂3	40	60
49	Ⅱ	8131	那智勝浦町	小坂	小坂4	35	20
50	Ⅱ	8132	那智勝浦町	小坂	小坂5	40	20
51	Ⅱ	8133	那智勝浦町	小坂	小坂6	45	30
52	Ⅱ	8134	那智勝浦町	小坂	小坂7	35	20
53	Ⅱ	8135	那智勝浦町	小坂	小坂8	50	20
54	Ⅱ	8136	那智勝浦町	小坂	小坂9	50	20
55	Ⅱ	8137	那智勝浦町	南早野	大栗須1	40	12
56	Ⅱ	8138	那智勝浦町	南早野	大栗須2	50	8
57	Ⅱ	8139	那智勝浦町	南早野	地下	30	20
58	Ⅱ	8140	那智勝浦町	南早野	大原	35	8
59	Ⅱ	8141	那智勝浦町	南早野	妙蓮山	30	30
60	Ⅱ	8142	那智勝浦町	井筒	井筒2	40	15
61	Ⅱ	8143	那智勝浦町	井筒	井筒3	35	10
62	Ⅱ	8144	那智勝浦町	井筒	井筒4	70	5
63	Ⅱ	8145	那智勝浦町	井筒	井筒5	40	9
64	Ⅱ	8146	那智勝浦町	葛智山	葛智山	30	60
65	Ⅱ	8147	那智勝浦町	葛智山	市野々4	35	30
66	Ⅱ	8148	那智勝浦町	市野々	釜1	30	30
67	Ⅱ	8149	那智勝浦町	市野々	釜2	30	120
68	Ⅱ	8150	那智勝浦町	市野々	二の淵3	30	40
69	Ⅱ	8151	那智勝浦町	市野々	市野々5	70	11
70	Ⅱ	8152	那智勝浦町	川原	川原1	30	20
71	Ⅱ	8153	那智勝浦町	高津気	高津気3	30	15
72	Ⅱ	8154	那智勝浦町	高津気	高津気4	35	30
73	Ⅱ	8155	那智勝浦町	高津気	高津気5	35	40
74	Ⅱ	8156	那智勝浦町	高津気	高津気6	65	9
75	Ⅱ	8157	那智勝浦町	高津気	高津気7	70	7
76	Ⅱ	8158	那智勝浦町	宇久井	宇久井9	65	20
77	Ⅱ	8159	那智勝浦町	宇久井	宇久井10	70	8
78	Ⅱ	8160	那智勝浦町	宇久井	宇久井11	30	10
79	Ⅱ	8161	那智勝浦町	宇久井	宇久井12	35	20
80	Ⅱ	8162	那智勝浦町	宇久井	宇久井13	35	10

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

No.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防壁	
						傾斜度	高さ
141	Ⅱ	8223	那智勝浦町	小坂	出合1	40	15
142	Ⅱ	8224	那智勝浦町	小坂	出合2	40	70
143	Ⅱ	8225	那智勝浦町	小坂	小坂5	45	10
144	Ⅱ	8226	那智勝浦町	長井	長井5	40	30
145	Ⅱ	8227	那智勝浦町	高迫井	南大屋8	40	20
146	Ⅱ	8228	那智勝浦町	中ノ川	中ノ川2	50	30
147	Ⅱ	8229	那智勝浦町	中ノ川	中ノ川3	60	10
148	Ⅱ	8230	那智勝浦町	南大屋	南大屋7	50	30
149	Ⅱ	8231	那智勝浦町	南大屋	南大屋8	40	30
150	Ⅱ	8232	那智勝浦町	南大屋	南大屋9	40	30
151	Ⅱ	8233	那智勝浦町	井筒	井筒4	45	30
152	Ⅱ	8234	那智勝浦町	井筒	井筒5・井筒	60	10
153	Ⅱ	8235	那智勝浦町	井筒	井筒6	60	10
154	Ⅱ	8236	那智勝浦町	井筒	井筒7	60	15
155	Ⅱ	8237	那智勝浦町	井筒	井筒2	45	20
156	Ⅱ	8238	那智勝浦町	井筒	井筒3	50	30
157	Ⅱ	8239	那智勝浦町	南大屋	南大屋10	50	30
158	Ⅱ	8240	那智勝浦町	南大屋	内う地2	45	30
159	Ⅱ	8241	那智勝浦町	南大屋	内う地3	45	30
160	Ⅱ	8242	那智勝浦町	南大屋	南大屋11	45	20
161	Ⅱ	8243	那智勝浦町	南大屋	南大屋12	45	20
162	Ⅱ	8244	那智勝浦町	中里	中里4	45	20
163	Ⅱ	8245	那智勝浦町	中里	中里5	40	30
164	Ⅱ	8246	那智勝浦町	中里	中里6	55	20
165	Ⅱ	8247	那智勝浦町	南大屋	南大屋13	50	20
166	Ⅱ	8248	那智勝浦町	南大屋	上ノ沖2・白崎	45	15
167	Ⅱ	8249	那智勝浦町	南大屋	南大屋14	55	60
168	Ⅱ	8250	那智勝浦町	南大屋	南大屋15	45	25
169	Ⅱ	8251	那智勝浦町	南大屋	大谷2・田ノ谷	40	30
170	Ⅱ	8252	那智勝浦町	南大屋	大谷3	45	30
171	Ⅱ	8253	那智勝浦町	南大屋	大谷1	40	30
172	Ⅱ	8254	那智勝浦町	庄	庄2・庄	45	15
173	Ⅱ	8255	那智勝浦町	庄	庄3	45	20
174	Ⅱ	8256	那智勝浦町	庄	向地2	40	20
175	Ⅱ	8257	那智勝浦町	庄	下和組3	50	50
176	Ⅱ	8258	那智勝浦町	下和組	下和組4	50	60
177	Ⅱ	8259	那智勝浦町	市原	市原3・市原	50	40
178	Ⅱ	8260	那智勝浦町	市原	市原4	50	60
179	Ⅱ	8261	那智勝浦町	八尺鏡野	八尺鏡野5	55	20
180	Ⅱ	8262	那智勝浦町	八尺鏡野	八尺鏡野6	50	8
181	Ⅱ	8263	那智勝浦町	八尺鏡野	飯田2	55	20
182	Ⅱ	8264	那智勝浦町	八尺鏡野	八尺鏡野4	50	25
183	Ⅱ	8265	那智勝浦町	市原	飯田2	35	60
184	Ⅱ	8266	那智勝浦町	市原	飯田2	47	7
185	Ⅱ	8267	那智勝浦町	市原	飯田2	40	60
186	Ⅱ	8268	那智勝浦町	市原	市原崎2	35	10
187	Ⅱ	8269	那智勝浦町	市原	飯田3	30	10
188	Ⅱ	8270	那智勝浦町	下里	下里5	30	30
189	Ⅱ	8271	那智勝浦町	下里	下里6	40	50
190	Ⅱ	8272	那智勝浦町	下里	下里7	35	30
191	Ⅱ	8273	那智勝浦町	下里	下里8	70	7
192	Ⅱ	8274	那智勝浦町	下里	下里9	30	15
193	Ⅱ	8275	那智勝浦町	粉白	粉白5	45	20
194	Ⅱ	8276	那智勝浦町	粉白	粉白2	40	10
195	Ⅱ	8277	那智勝浦町	粉白	粉白6	45	20
196	Ⅱ	8278	那智勝浦町	粉白	粉白7	35	50
197	Ⅱ	8279	那智勝浦町	粉白	粉白8	38	20
198	Ⅱ	8280	那智勝浦町	粉白	粉白9	45	30
199	Ⅱ	8281	那智勝浦町	粉白	粉白10	45	40
200	Ⅱ	8282	那智勝浦町	粉白	粉白11	50	30

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

No.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	砂防壁	
						傾斜度	高さ
81	Ⅱ	8163	那智勝浦町	宇久井	宇久井14	40	20
82	Ⅱ	8164	那智勝浦町	宇久井	宇久井15	45	30
83	Ⅱ	8165	那智勝浦町	宇久井	宇久井16	60	20
84	Ⅱ	8166	那智勝浦町	宇久井	宇久井17	60	30
85	Ⅱ	8167	那智勝浦町	狗子ノ川	狗子ノ川1	50	11
86	Ⅱ	8168	那智勝浦町	宇久井	宇久井19	55	10
87	Ⅱ	8169	那智勝浦町	宇久井	宇久井20	50	15
88	Ⅱ	8170	那智勝浦町	狗子ノ川	狗子ノ川1	40	40
89	Ⅱ	8171	那智勝浦町	狗子ノ川	狗子ノ川2	30	30
90	Ⅱ	8172	那智勝浦町	浜ノ宮	浜ノ宮5	35	20
91	Ⅱ	8173	那智勝浦町	浜ノ宮	浜ノ宮6	35	60
92	Ⅱ	8174	那智勝浦町	浜ノ宮	浜ノ宮7	40	65
93	Ⅱ	8175	那智勝浦町	浜ノ宮	浜ノ宮8	30	13
94	Ⅱ	8176	那智勝浦町	浜ノ宮	浜ノ宮赤色2	35	8
95	Ⅱ	8177	那智勝浦町	川原	川原2	30	30
96	Ⅱ	8178	那智勝浦町	川原	川原3	30	10
97	Ⅱ	8179	那智勝浦町	川原	川原4	35	20
98	Ⅱ	8180	那智勝浦町	川原	板木2	34	30
99	Ⅱ	8181	那智勝浦町	川原	板木3	35	40
100	Ⅱ	8182	那智勝浦町	川原	那智の丘4	38	10
101	Ⅱ	8183	那智勝浦町	天満	天満9	30	60
102	Ⅱ	8184	那智勝浦町	天満	天満10	45	35
103	Ⅱ	8185	那智勝浦町	天満	天満11	50	80
104	Ⅱ	8186	那智勝浦町	天満	天満12	45	40
105	Ⅱ	8187	那智勝浦町	天満	天満13	50	50
106	Ⅱ	8188	那智勝浦町	天満	天満14	45	30
107	Ⅱ	8189	那智勝浦町	天満	天満15	40	40
108	Ⅱ	8190	那智勝浦町	稲日一丁目	茶野2	45	30
109	Ⅱ	8191	那智勝浦町	湯川	湯川越瀬2	42	20
110	Ⅱ	8192	那智勝浦町	湯川	湯川越瀬3	43	35
111	Ⅱ	8193	那智勝浦町	湯川	天満16	45	30
112	Ⅱ	8194	那智勝浦町	湯川	湯川越瀬4	45	30
113	Ⅱ	8195	那智勝浦町	湯川	湯川越瀬5	45	40
114	Ⅱ	8196	那智勝浦町	湯川	湯川3	30	5
115	Ⅱ	8197	那智勝浦町	湯川	湯川4	30	40
116	Ⅱ	8198	那智勝浦町	湯川	信地2	30	5
117	Ⅱ	8199	那智勝浦町	湯川	向芝2	65	50
118	Ⅱ	8200	那智勝浦町	湯川	信地3	30	30
119	Ⅱ	8201	那智勝浦町	湯川	湯川5	35	20
120	Ⅱ	8202	那智勝浦町	湯川	湯川6	60	8
121	Ⅱ	8203	那智勝浦町	湯川	湯川7	45	8
122	Ⅱ	8204	那智勝浦町	桂ノ川	桂ノ川1	35	20
123	Ⅱ	8205	那智勝浦町	二河	二河11	40	25
124	Ⅱ	8206	那智勝浦町	二河	二河12	35	20
125	Ⅱ	8207	那智勝浦町	二河	二河7	35	40
126	Ⅱ	8208	那智勝浦町	二河	竹向2	75	35
127	Ⅱ	8209	那智勝浦町	二河	二河8	45	15
128	Ⅱ	8210	那智勝浦町	二河	二河9	40	8
129	Ⅱ	8211	那智勝浦町	二河	釜根1	50	20
130	Ⅱ	8212	那智勝浦町	市原	市原2	35	20
131	Ⅱ	8213	那智勝浦町	西中野川	上早瀬1	40	20

06-04-00 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
44	Ⅱ	4559	那智勝浦町	市屋	市屋7	30	60
45	Ⅱ	4560	那智勝浦町	下屋	下屋22	40	20
46	Ⅱ	4561	那智勝浦町	粉白	粉白13・粉白	55	15
47	Ⅱ	4562	那智勝浦町	粉白	粉白14	70	20
48	Ⅱ	4563	那智勝浦町	粉白	粉白15	35	60
49	Ⅱ	4564	那智勝浦町	粉白	粉白16	40	70
50	Ⅱ	4565	那智勝浦町	粉白	粉白17	35	90
51	Ⅱ	4566	那智勝浦町	粉白	粉白18	90	70
52	Ⅱ	4567	那智勝浦町	粉白	粉白19	40	80
53	Ⅱ	4568	那智勝浦町	粉白	粉白20	30	110
54	Ⅱ	4569	那智勝浦町	粉白	粉白21	30	120
55	Ⅱ	4570	那智勝浦町	浦神	浦神4	30	130
56	Ⅱ	4571	那智勝浦町	浦神	浦神5	45	90
57	Ⅱ	4572	那智勝浦町	浦神	浦神6	30	90
58	Ⅱ	4573	那智勝浦町	浦神	浦神7	40	40
59	Ⅱ	4574	那智勝浦町	浦神	浦神8・浦神(2)	35	90
60	Ⅱ	4620	那智勝浦町	南早野	南早野	40	30

急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	1965	太地町	森浦	森浦	40	30
2	Ⅰ	1966	太地町	森浦	森浦	39	55
3	Ⅰ	1967	太地町	森浦	森浦	42	60
4	Ⅰ	1968	太地町	森浦	森浦	42	70
5	Ⅰ	1969	太地町	森浦	森浦	43	40
6	Ⅰ	1970	太地町	森浦	森浦	30	10
7	Ⅰ	1971	太地町	森浦	森浦	43	70
8	Ⅰ	1972	太地町	森浦	森浦	57	30
9	Ⅰ	1973	太地町	森浦	森浦	42	40
10	Ⅰ	1974	太地町	森浦	森浦	48	30
11	Ⅰ	1975	太地町	森浦	森浦	43	45
12	Ⅰ	1976	太地町	森浦	森浦	43	35
13	Ⅰ	1977	太地町	森浦	森浦	41	40
14	Ⅰ	1978	太地町	森浦	森浦	48	50
15	Ⅰ	1979	太地町	森浦	森浦	42	50
16	Ⅰ	1980	太地町	森浦	森浦	32	20
17	Ⅰ	1981	太地町	森浦	森浦	45	30
18	Ⅰ	1982	太地町	森浦	森浦	40	12
19	Ⅰ	1983	太地町	森浦	森浦	45	45
20	Ⅰ	1984	太地町	森浦	森浦	45	45
21	Ⅰ	1985	太地町	森浦	森浦	40	45
22	Ⅰ	1986	太地町	森浦	森浦	45	45
23	Ⅰ	1987	太地町	森浦	森浦	39	9
24	Ⅰ	2401	太地町	森浦	森浦	38	45
25	Ⅰ	2402	太地町	森浦	森浦	45	45
26	Ⅰ	4709	太地町	森浦	森浦	42	90
27	Ⅰ	4710	太地町	森浦	森浦	32	70
28	Ⅰ	4711	太地町	森浦	森浦	58	25
29	Ⅰ	4712	太地町	森浦	森浦	41	45
30	Ⅰ	4713	太地町	森浦	森浦	38	34
1	Ⅱ	8288	太地町	森浦	森浦	50	27
2	Ⅱ	8289	太地町	森浦	森浦	45	30
3	Ⅱ	8290	太地町	森浦	森浦	42	38
4	Ⅱ	8291	太地町	森浦	森浦	45	20
5	Ⅱ	8292	太地町	森浦	森浦	55	8
6	Ⅱ	8293	太地町	森浦	森浦	60	50
7	Ⅱ	8294	太地町	森浦	森浦	45	40
8	Ⅱ	8295	太地町	森浦	森浦	44	18
9	Ⅱ	8296	太地町	森浦	森浦	51	50
10	Ⅱ	8297	太地町	森浦	森浦	55	20
11	Ⅱ	8298	太地町	森浦	森浦	35	90
12	Ⅱ	8299	太地町	森浦	森浦	33	40
13	Ⅱ	8300	太地町	森浦	森浦	45	54
14	Ⅱ	8301	太地町	森浦	森浦	39	20
15	Ⅱ	8302	太地町	森浦	森浦	50	10
16	Ⅱ	8303	太地町	森浦	森浦	45	38
17	Ⅱ	8304	太地町	森浦	森浦	46	40
18	Ⅱ	8305	太地町	森浦	森浦	35	40
19	Ⅱ	8306	太地町	森浦	森浦	39	45
20	Ⅱ	8307	太地町	森浦	森浦	45	34
21	Ⅱ	8308	太地町	森浦	森浦	48	40
22	Ⅱ	8309	太地町	森浦	森浦	48	40
23	Ⅱ	8310	太地町	森浦	森浦	45	40
24	Ⅱ	8311	太地町	森浦	森浦	42	25
25	Ⅱ	8312	太地町	森浦	森浦	46	30
26	Ⅱ	8313	太地町	森浦	森浦	47	40
27	Ⅱ	8314	太地町	森浦	森浦	40	40
28	Ⅱ	8315	太地町	森浦	森浦	40	35
29	Ⅱ	8316	太地町	森浦	森浦	35	8
30	Ⅱ	8317	太地町	森浦	森浦	45	6

急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
31	Ⅱ	8318	太地町	森浦	森浦	43	40
32	Ⅱ	8319	太地町	森浦	森浦	45	40
33	Ⅱ	8320	太地町	森浦	森浦	45	16
34	Ⅱ	8321	太地町	森浦	森浦	35	50
35	Ⅱ	8322	太地町	森浦	森浦	35	8
36	Ⅱ	8323	太地町	森浦	森浦	30	6
1	Ⅲ	4575	太地町	森浦	森浦	47	45
2	Ⅲ	4576	太地町	森浦	森浦	45	20
3	Ⅲ	4577	太地町	森浦	森浦	38	90
4	Ⅲ	4578	太地町	森浦	森浦	53	40
5	Ⅲ	4579	太地町	森浦	森浦	39	50
6	Ⅲ	4580	太地町	森浦	森浦	50	55
7	Ⅲ	4581	太地町	森浦	森浦	45	50
8	Ⅲ	4582	太地町	森浦	森浦	50	55
9	Ⅲ	4583	太地町	森浦	森浦	37	100
10	Ⅲ	4584	太地町	森浦	森浦	36	75
11	Ⅲ	4585	太地町	森浦	森浦	40	30
12	Ⅲ	4586	太地町	森浦	森浦	40	45
13	Ⅲ	4587	太地町	森浦	森浦	38	45
14	Ⅲ	4588	太地町	森浦	森浦	45	25
15	Ⅲ	4589	太地町	森浦	森浦	40	50
16	Ⅲ	4590	太地町	森浦	森浦	38	40
17	Ⅲ	4591	太地町	森浦	森浦	38	35
18	Ⅲ	4592	太地町	森浦	森浦	40	40
19	Ⅲ	4593	太地町	森浦	森浦	45	35
20	Ⅲ	4594	太地町	森浦	森浦	45	30
21	Ⅲ	4595	太地町	森浦	森浦	55	15
22	Ⅲ	4596	太地町	森浦	森浦	60	20
23	Ⅲ	4597	太地町	森浦	森浦	60	15
24	Ⅲ	4598	太地町	森浦	森浦	30	20
25	Ⅲ	4599	太地町	森浦	森浦	30	40
26	Ⅲ	4600	太地町	森浦	森浦	35	25
27	Ⅲ	4601	太地町	森浦	森浦	60	25
28	Ⅲ	4602	太地町	森浦	森浦	65	30
29	Ⅲ	4603	太地町	森浦	森浦	40	40
30	Ⅲ	4604	太地町	森浦	森浦	30	40
31	Ⅲ	4605	太地町	森浦	森浦	30	70

急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

砂防壁

NO.	危険区分	箇所番号	市町村名	大字	箇所名	傾斜度	高さ
1	Ⅰ	2117	北山村	七色	七色1	32	330
2	Ⅰ	2118	北山村	大沼	大沼(2)	30	70
3	Ⅰ	2119	北山村	大沼	大沼3	30	110
4	Ⅰ	2120	北山村	大沼	大沼	35	120
5	Ⅰ	2121	北山村	下尾井	下尾井	35	280
6	Ⅰ	2122	北山村	下尾井	下尾井	40	300
7	Ⅰ	2123	北山村	小松	小松	30	170
8	Ⅰ	2124	北山村	竹原	竹原1	30	150
9	Ⅰ	4754	北山村	七色	七色2	43	100
10	Ⅰ	4755	北山村	竹原	竹原2	30	300
11	Ⅰ	4756	北山村	大沼	大沼4	43	60
1	Ⅱ	8423	北山村	七色	七色3	33	70
2	Ⅱ	8424	北山村	七色	七色4	30	150
3	Ⅱ	8425	北山村	竹原	竹原5	30	15
4	Ⅱ	8426	北山村	下尾井	下尾井2	35	60
5	Ⅱ	8427	北山村	下尾井	下尾井3	35	50
1	Ⅲ	4617	北山村	竹原	竹原6	35	160
2	Ⅲ	4618	北山村	竹原	竹原3	40	280
3	Ⅲ	4619	北山村	七色	七色7	35	170

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

砂防壁

NO.	危険 区分	區務 番号	市町村名	大字	區務名	傾斜度	高さ
1	—	—	田辺市	上秀美	上秀美	—	—
2	—	—	田辺市	長野	長野	—	—
3	—	—	みなべ町	清川	清川	—	—
4	—	—	みなべ町	長瀬川	長瀬川	—	—
5	—	—	みなべ町	市井川	市井川2	—	—
6	—	—	津本町	田子	田子	—	—

※ 平成23年の台風12号により危険度が高まった急傾斜地

ため池防災計画

07-01-00 警戒を要するため池(市町村別集計)

県農業農村整備課

振興局別	市町村名	ため池総数	A	B	C	計
伊都	橋本市	36	3	2	31	36
	(旧橋本市分)	(26)	(3)	(2)	(21)	(26)
	(旧高野口町分)	(10)			(10)	(10)
	かつらぎ町	23			23	23
	(旧かつらぎ町分)	(23)			(23)	23
	(旧花園村分)					
	九度山町	2			2	2
高野町						
小計	61	3	2	56	61	
那賀	紀の川市	109	4	6	99	109
	(旧打田町分)	(33)		(2)	(31)	(33)
	(旧粉河町分)	(32)	(1)	(1)	(30)	(32)
	(旧那賀町分)	(11)		(1)	(10)	(11)
	(旧桃山町分)	(15)	(1)		(14)	(15)
	(旧貴志川町分)	(18)	(2)	(2)	(14)	(18)
	岩出市	15	4	3	8	15
小計	124	8	9	107	124	
海草	和歌山市	49		2	47	49
	海南市	15		5	10	15
	(旧海南市分)	(10)		(5)	(5)	(10)
	(旧下津町分)	(5)			(5)	(5)
	紀美野町	16		3	13	16
	(旧野上町分)	(10)		(2)	(8)	(10)
	(旧美里町分)	(6)		(1)	(5)	(6)
小計	80		10	70	80	
有田	有田市	6			6	6
	湯浅町	4		1	3	4
	広川町	6		2	4	6
	有田川町	30	1	1	28	30
	(旧吉備町分)	(12)		(1)	(11)	(12)
	(旧金屋町分)	(15)	(1)		(14)	(15)
	(旧清水町分)	(3)			(3)	(3)
小計	46	1	4	41	46	
日高	御坊市	4	2	2		4
	美浜町	2			2	2
	日高町	7	5		2	7
	由良町	4	1		3	4
	日高川町	15	1		14	15
	(旧川辺町分)	(10)	(1)		(9)	(10)
	(旧中津村分)	(3)			(3)	(3)
	(旧美山村分)	(2)			(2)	(2)
	みなべ町	4			4	4
	印南町	5		2	3	5
小計	41	9	4	28	41	

振興局別	市町村名	ため池数	A	B	C	計
西牟婁	田辺市	13	2		11	13
	(旧田辺市分)	(10)	(2)		(8)	(10)
	(旧中辺路町分)	(2)			(2)	(2)
	(旧本宮町分)					
	(旧大塔村分)					
	(旧龍神村分)	(1)			(1)	(1)
	白浜町	9			9	9
	(旧白浜町分)	(9)			(9)	(9)
	(旧日置川町分)					
	上富田町	15		1	14	15
	すさみ町					
小計	37	2	1	34	37	
東牟婁	新宮市					
	(旧新宮市分)					
	(旧熊野川町分)					
	那智勝浦町	3		1	2	3
	太地町	1			1	1
	串本町	3			3	3
	(旧串本町分)	(2)			(2)	(2)
	(旧古座町分)	(1)			(1)	(1)
	古座川町	3		1	2	3
	北山村					
小計	10		2	8	10	
総計	399	23	32	344	399	

※重要水防箇所(ため池)の重要度について

当ため池の下流部に民家や公共施設が存在することにより、洪水等の影響による水防活動の必要性を総合的に考慮して次のように定める。

- A 特に重要と思われる箇所
- B 次に重要と思われる箇所
- C やや重要と思われる箇所

※市町村名は平成24年4月1日現在のもので、そのうち平成17年度に合併した市町村については、()書きにて旧市町村単位で内数を下段に記載。

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	指定 池	区域 所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
橋本	橋本	長池	6	橋本市妻	1 L=33.0m 2 H=3.7m 3 A=0.7ha	4 W=10.0ha 5 84(戸) 6 南海電鉄、JR、市道
橋本	橋本	山谷池	8	橋本市原田	1 L=76.0m 2 H=7.4m 3 A=1.5ha	4 W=11.0ha 5 100(戸) 6 市道、市営住宅
橋本	橋本	中池	14	橋本市原田	1 L=41.0m 2 H=7.9m 3 A=0.2ha	4 W=9.6ha 5 133(戸) 6 南海電鉄、JR、国道、市道、保育
橋本	橋本	池	15	橋本市原田	1 L=52.0m 2 H=8.3m 3 A=3.0ha	4 W=9.9ha 5 133(戸) 6 南海電鉄、JR、国道、市道、保育
橋本	橋本	新池	16	橋本市原田	1 L=25.0m 2 H=5.7m 3 A=0.3ha	4 W=9.8ha 5 133(戸) 6 南海電鉄、JR、国道、市道、保育
橋本	橋本	茶屋池	79	橋本市岩谷	1 L=128.0m 2 H=6.4m 3 A=2.0ha	4 W=20.0ha 5 76(戸) 6 県道、市道
橋本	橋本	丸尾池	204	橋本市御幸辻	1 L=88.0m 2 H=8.0m 3 A=47.0ha	4 W=7.4ha 5 48(戸) 6 国道、市道、医院
橋本	橋本	八王子池	205	橋本市御幸辻	1 L=84.0m 2 H=6.9m 3 A=15.0ha	4 W=12.4ha 5 99(戸) 6 南海電鉄、集会所、区民会館、 県道、市道
橋本	橋本	昭和池	215	橋本市朝麻生	1 L=160.0m 2 H=13.1m 3 A=20.0ha	4 W=10.0ha 5 99(戸) 6 県道、市道
橋本	橋本	新田池	232	橋本市北馬場	1 L=34.0m 2 H=2.0m 3 A=0.3ha	4 W=1.5ha 5 2(戸) 6 市道
橋本	橋本	池	336	橋本市隅田町河瀬	1 L=150.0m 2 H=9.6m 3 A=15.0ha	4 W=15.2ha 5 52(戸) 6 国道、市道
橋本	橋本	長池	339	橋本市隅田町河瀬	1 L=85.5m 2 H=6.6m 3 A=18.0ha	4 W=22.3ha 5 52(戸) 6 国道、市道
橋本	橋本	岩着池	365	橋本市隅田町重井	1 L=87.5m 2 H=14.4m 3 A=100.0ha	4 W=87.4ha 5 316(戸) 6 公民館、保育園、小学園、幼稚園、 小学校、駐在所

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	指定 池	区域 所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
橋本	橋本	山谷池	394	橋本市隅田町平野	1 L=72.0m 2 H=11.9m 3 A=12.1ha	4 W=3.7ha 5 2(戸) 6 市道
橋本	橋本	細川池	478	橋本市恋野	1 L=41.3m 2 H=3.2m 3 A=0.6ha	4 W=4.8ha 5 4(戸) 6 市道
橋本	橋本	つじ池	482	橋本市恋野	1 L=38.0m 2 H=8.2m 3 A=2.0ha	4 W=7.2ha 5 6(戸) 6 県道、市道
橋本	橋本	尾崎池	503	橋本市恋野	1 L=36.8m 2 H=3.6m 3 A=1.0ha	4 W=1.2ha 5 2(戸) 6 山王集会所
橋本	橋本	西鉄池	524	橋本市上田	1 L=56.3m 2 H=11.4m 3 A=16.0ha	4 W=8.2ha 5 6(戸) 6 県道、市道
橋本	橋本	似賀池	533	橋本市恋野	1 L=92.0m 2 H=10.9m 3 A=28.0ha	4 W=9.1ha 5 6(戸) 6 県道、市道
橋本	橋本	大池	544	橋本市文学路	1 L=68.6m 2 H=12.2m 3 A=10.0ha	4 W=8.1ha 5 83(戸) 6 国道、県道、市道、駅、駐在所
橋本	橋本	牛河内池	547	橋本市南馬場	1 L=47.0m 2 H=7.8m 3 A=0.4ha	4 W=10.6ha 5 23(戸) 6 南海電鉄、集落センター、消防、 市道
橋本	橋本	宮谷池	548	橋本市南馬場	1 L=70.0m 2 H=14.9m 3 A=25.0ha	4 W=7.8ha 5 8(戸) 6 市道、南海電鉄
橋本	橋本	風岩谷池	549	橋本市南馬場	1 L=69.5m 2 H=13.2m 3 A=25.0ha	4 W=7.4ha 5 23(戸) 6 南海電鉄、集落センター、 消防、市道
橋本	橋本	隠れ谷池	584	橋本市清水	1 L=44.3m 2 H=8.9m 3 A=1.0ha	4 W=8.2ha 5 130(戸) 6 国道、市道、市役所、駅
橋本	橋本	加賀池	585	橋本市清水	1 L=42.6m 2 H=16.4m 3 A=1.0ha	4 W=20.0ha 5 155(戸) 6 国道、市道、駅、小学校、幼稚園
橋本	橋本	山谷池	587	橋本市賢堂	1 L=64.1m 2 H=18.9m 3 A=7.0ha	4 W=20.0ha 5 155(戸) 6 国道、市道、駅、小学校、幼稚園

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	たき招め番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
		小計		26件		
	(高野町)	池ノ内上池	10	橋本市高野町田原	1 L=43.5m 2 H=7.0m 3 A=15.0ha	4 W=2.1ha 5 19(戸) 7 県道、市道
		池ノ内下池	11	橋本市高野町田原	1 L=49.7m 2 H=4.0m 3 A=15.0ha	4 W=2.1ha 5 19(戸) 6 県道、市道
		呉藻池	28	橋本市高野町町上中	1 L=38.0m 2 H=3.0m 3 A=1.5ha	4 W=3.5ha 5 12(戸) 6 県道、市道
		上新池	37	橋本市高野町町上中	1 L=65.0m 2 H=11.6m 3 A=10.0ha	4 W=9.5ha 5 10(戸) 6 たぬ池、市道
		三郎池	38	橋本市高野町町下中	1 L=48.0m 2 H=5.8m 3 A=10.0ha	4 W=7.7ha 5 10(戸) 6 市道
		谷池	39	橋本市高野町町下中	1 L=37.0m 2 H=7.5m 3 A=10.0ha	4 W=7.7ha 5 10(戸) 6 市道
		内原池	49	橋本市高野町町上中	1 L=40.0m 2 H=9.4m 3 A=14.0ha	4 W=4.6ha 5 1(戸) 6 市道
		留池	99	橋本市高野町町吉原	1 L=130.0m 2 H=15.0m 3 A=16.0ha	4 W=22.3ha 5 83(戸) 6 国道、県道、市道、JR
		引ノ池下池	103	橋本市高野町町志共	1 L=150.0m 2 H=7.5m 3 A=48.0ha	4 W=21.0ha 5 230(戸) 6 市道、市営住宅
		引ノ池上池	104	橋本市高野町町志共	1 L=187.0m 2 H=9.5m 3 A=48.0ha	4 W=21.0ha 5 230(戸) 6 市道、市営住宅
		小計		10件		
		計		36件		

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	たき招め番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
	か	花谷池	20	かつらぎ町中飯降	1 L=110.0m 2 H=12.7m 3 A=4.0ha	4 W=6.2ha 5 6(戸) 6 町道、JR、国道
	つ	龍伏池	57	かつらぎ町西飯降	1 L=70.0m 2 H=6.7m 3 A=20.0ha	4 W=3.4ha 5 0(戸) 6 町道
	ら	畑谷池	84	かつらぎ町妙寺	1 L=133.0m 2 H=10.2m 3 A=19.7ha	4 W=43.2ha 5 216(戸) 6 県道、町道、集会所、児童館、養護所、小字校、幼稚園
	さ	下村池	96	かつらぎ町丁ノ町	1 L=130.0m 2 H=8.5m 3 A=24.8ha	4 W=14.1ha 5 10(戸) 6 町道
	ぎ	穴入池	120	かつらぎ町丁ノ町	1 L=77.0m 2 H=6.8m 3 A=12.6ha	4 W=2.5ha 5 8(戸) 6 町道
	町	總持池	124	かつらぎ町丁ノ町	1 L=75.0m 2 H=8.0m 3 A=24.8ha	4 W=4.2ha 5 5(戸) 6 町道
		柏木大池	146	かつらぎ町柏木	1 L=98.0m 2 H=5.7m 3 A=8.0ha	4 W=20.0ha 5 17(戸) 6 町道、集会所
		菱池	172	かつらぎ町大畷	1 L=55.0m 2 H=5.6m 3 A=3.7ha	4 W=2.5ha 5 2(戸) 6 町道、JR
		小松谷池	178	かつらぎ町大谷	1 L=87.0m 2 H=5.7m 3 A=4.6ha	4 W=4.2ha 5 5(戸) 6 町道、JR
		熊谷池	191	かつらぎ町柏木	1 L=43.0m 2 H=7.5m 3 A=8.0ha	4 W=1.7ha 5 1(戸) 6 町道、水道水源地
		佐野大池	198	かつらぎ町佐野	1 L=75.0m 2 H=8.5m 3 A=2.8ha	4 W=13.8ha 5 84(戸) 6 町道、集会所、JR
		太尾池	200	かつらぎ町笠田東	1 L=120.0m 2 H=13.0m 3 A=6.0ha	4 W=7.6ha 5 1(戸) 6 町道、JR、養護所
		上人池	238	かつらぎ町笠田中	1 L=65.0m 2 H=4.7m 3 A=1.0ha	4 W=1.8ha 5 4(戸) 6 県道、町道

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	台帳番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
九度山町	九度山町	宮池	254	かつらぎ町萩原	1 L=44.0m 2 H=4.2m 3 A=2.3ha	4 W=1.9ha 5 8(戸) 6 町道
		菰谷池	257	かつらぎ町登	1 L=54.0m 2 H=6.8m 3 A=12.5ha	4 W=2.2ha 5 0(戸) 6 町道
		高田池	272	かつらぎ町高田	1 L=45.0m 2 H=7.1m 3 A=0.0ha	4 W=10.0ha 5 86(戸) 6 国道、町道、JR
		高田新池	278	かつらぎ町高田	1 L=37.0m 2 H=6.7m 3 A=1.5ha	4 W=4.1ha 5 72(戸) 6 国道、町道、JR
		中谷池	291	かつらぎ町西波田	1 L=35.0m 2 H=6.3m 3 A=0.1ha	4 W=3.1ha 5 8(戸) 6 国道、町道
		薬師池	296	かつらぎ町西波田	1 L=53.0m 2 H=10.0m 3 A=5.0ha	4 W=13.1ha 5 33(戸) 6 国道、町道、町営団地、小学校、幼稚園、郵便局
		雲池	297	かつらぎ町西波田	1 L=62.0m 2 H=12.3m 3 A=25.0ha	4 W=8.6ha 5 86(戸) 6 国道、町道、町営団地、小学校、幼稚園
		山崎新池	317	かつらぎ町山崎	1 L=45.0m 2 H=7.2m 3 A=1.3ha	4 W=5.1ha 5 3(戸) 6 国道、町道
		神田池	374	かつらぎ町神田	1 L=41.0m 2 H=9.2m 3 A=2.1ha	4 W=3.0ha 5 5(戸) 6 町道
		東波田池	309	かつらぎ町東波田	1 L=78.0m 2 H=10.6m 3 A=16.0ha	4 W=4.9ha 5 17(戸) 6 国道、町道
計			23件			
九度山町	九度山町	弥治兵衛池	6	九度山町入郷	1 L=43.0m 2 H=8.1m 3 A=8.0ha	4 W=0.6ha 5 0(戸) 6 該当無し
		新池	35	九度山町九度山	1 L=64.0m 2 H=3.7m 3 A=1.0ha	4 W=3.0ha 5 141(戸) 6 児童館、母子寮、町営住宅

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	台帳番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等	
紀の川市	紀の川市	海神池	1	紀の川市北中	1 L=314.0m 2 H=17.1m 3 A=19.7ha	4 W=130.0ha 5 388(戸) 6 小学校、保育所、国道 集合所、広域農道	
		天神池	7	紀の川市北大井	1 L=128.0m 2 H=1.6m 3 A=3.3ha	4 W=5.3ha 5 11(戸) 6 重ね池	
		高新池	8	紀の川市北大井	1 L=121.0m 2 H=2.1m 3 A=4.2ha	4 W=5.3ha 5 11(戸) 6 重ね池	
		登の池	14	紀の川市南勢田	1 L=35.0m 2 H=2.5m 3 A=2.0ha	4 W=5.0ha 5 1(戸) 6 該当無し	
		上の池	16	紀の川市北勢田	1 L=82.0m 2 H=5.9m 3 A=11.2ha	4 W=7.6ha 5 13(戸) 6 国道泉佐野打田線、重ね池	
		皿池	19	紀の川市北勢田	1 L=112.0m 2 H=6.8m 3 A=6.2ha	4 W=4.2ha 5 1(戸) 6 北勢田工業団地、広域農道	
		新池	28	紀の川市北勢田	1 L=73.0m 2 H=10.9m 3 A=6.4ha	4 W=9.6ha 5 6(戸) 6 広域農道、工場	
		大池	29	紀の川市北勢田	1 L=92.0m 2 H=15.5m 3 A=22.8ha	4 W=17.8ha 5 3(戸) 6 広域農道、工場	
		佐川池	32	紀の川市重行	1 L=235.0m 2 H=14.5m 3 A=11.0ha	4 W=7.6ha 5 13(戸) 6 国道泉佐野打田線、広域農道	
		菰谷池	33	紀の川市重行	1 L=50.0m 2 H=5.9m 3 A=7.4ha	4 W=1.0ha 5 1(戸) 6 国道泉佐野打田線	
九度山町	九度山町	高新池	40	紀の川市重行	1 L=130.3m 2 H=3.1m 3 A=2.0ha	4 W=8.9ha 5 29(戸) 6 国道泉佐野打田線	

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	たご指 帳番 池身	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
		宮池	45	紀の川市神領	1 L=72.0m 2 H=3.7m 3 A=0.5ha	4 W=3.5ha 5 12(戸) 6 集会所
		上ノ池	49	紀の川市神領	1 L=172.0m 2 H=8.3m 3 A=5.8ha	4 W=20.6ha 5 15(戸) 6 広城農道、集会所
		岩室池	51	紀の川市池田新	1 L=157.0m 2 H=9.1m 3 A=11.9ha	4 W=43.0ha 5 63(戸) 6 県道、集会所
		岩の池	70	紀の川市登尾	1 L=78.0m 2 H=3.1m 3 A=2.0ha	4 W=3.1ha 5 3(戸) 6 配水池
		西室入池	75	紀の川市枇杷谷	1 L=162.0m 2 H=14.1m 3 A=35.1ha	4 W=28.0ha 5 21(戸) 6 広城農道、集会所、重ね池
		東室入池	76	紀の川市枇杷谷	1 L=134.0m 2 H=7.4m 3 A=40.0ha	4 W=28.0ha 5 21(戸) 6 広城農道、集会所、重ね池
		松葉池	77	紀の川市枇杷谷	1 L=116.0m 2 H=4.8m 3 A=18.3ha	4 W=8.1ha 5 7(戸) 6 該当無し
		白ノ池	79	紀の川市枇杷谷	1 L=65.0m 2 H=8.0m 3 A=8.2ha	4 W=3.7ha 5 1(戸) 6 広城農道
		上ノ山池	80	紀の川市豊田	1 L=53.0m 2 H=3.2m 3 A=2.0ha	4 W=5.7ha 5 10(戸) 6 該当無し
		あさお池	84	紀の川市東三谷	1 L=77.0m 2 H=16.6m 3 A=7.3ha	4 W=25.4ha 5 21(戸) 6 県道
		春日池	85	紀の川市東三谷	1 L=150.0m 2 H=11.3m 3 A=0.5ha	4 W=59.2ha 5 149(戸) 6 県道、集会所
		溜池	93	紀の川市西三谷	1 L=54.0m 2 H=6.7m 3 A=0.3ha	4 W=1.2ha 5 0(戸) 6 広城農道
		別所池	96	紀の川市西三谷	1 L=119.0m 2 H=8.8m 3 A=10.1ha	4 W=148.5ha 5 388(戸) 6 集会所、重ね池

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	たご指 帳番 池身	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
		盆池	97	紀の川市西三谷	1 L=128.0m 2 H=19.0m 3 A=9.0ha	4 W=148.5ha 5 388(戸) 6 集会所、県道、重ね池
		上ノ池	108	紀の川市赤尾	1 L=164.0m 2 H=5.4m 3 A=1.6ha	4 W=20.0ha 5 47(戸) 6 重ね池
		森ノ池	109	紀の川市赤尾	1 L=365.0m 2 H=4.7m 3 A=16.8ha	4 W=20.0ha 5 47(戸) 6 重ね池
		小木ノ池	112	紀の川市赤尾	1 L=82.0m 2 H=1.6m 3 A=4.0ha	4 W=4.7ha 5 3(戸) 6 該当無し
		正覚池	116	紀の川市東大井	1 L=190.0m 2 H=3.2m 3 A=8.5ha	4 W=13.5ha 5 62(戸) 6 県道
		小池	119	紀の川市東大井	1 L=158.0m 2 H=3.0m 3 A=2.7ha	4 W=7.6ha 5 6(戸) 6 県道
		柏原池	125	紀の川市西大井	1 L=260.0m 2 H=3.8m 3 A=5.5ha	4 W=6.4ha 5 15(戸) 6 園芸館
		藤原池	126	紀の川市西大井	1 L=209.0m 2 H=4.2m 3 A=4.4ha	4 W=5.9ha 5 11(戸) 6 該当無し
		栗盤池	205	紀の川市竹房	1 L=39.0m 2 H=4.0m 3 A=0.1ha	4 W=1.0ha 5 2(戸) 6 該当無し
		計		33件		
		盆池	24	紀の川市上丹生谷	1 L=274.2m 2 H=6.2m 3 A=26.0ha	4 W=10.1ha 5 14(戸) 6 公民館、県道、広城農道
		馬場大池	53	紀の川市馬場	1 L=99.7m 2 H=4.7m 3 A=52.6ha	4 W=11.9ha 5 12(戸) 6 重ね池、県道
		湯原池	59	紀の川市馬場	1 L=49.8m 2 H=4.6m 3 A=6.0ha	4 W=4.2ha 5 2(戸) 6 重ね池、県道

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	たすけ 帳 番 号	区 域 所 在	1 堤取(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
		加茂太郎池	63	紀の川市馬場	1 L=72.2m 2 H=2.4m 3 A=5.1ha	4 W=11.9ha 5 12(戸) 6 重ね池、県道
		下畑池	71	紀の川市下丹生谷	1 L=79.5m 2 H=7.6m 3 A=69.0ha	4 W=0.4ha 5 0(戸) 6 重ね池
		福原池	80	紀の川市粉河	1 L=72.3m 2 H=7.8m 3 A=10.0ha	4 W=13.0ha 5 6 6 広城農道、重ね池、県道
		皆吉前池	113	紀の川市中津川	1 L=51.5m 2 H=2.3m 3 A=1.8ha	4 W=1.8ha 5 12(戸) 6 重ね池
		沼津池	114	紀の川市中津川	1 L=47.2m 2 H=6.5m 3 A=10.6ha	4 W=3.6ha 5 2(戸) 6 広城農道、重ね池
		山池	116	紀の川市中津川	1 L=81.0m 2 H=6.4m 3 A=10.6ha	4 W=2.0ha 5 1(戸) 6 広城農道
		口の池	117	紀の川市中津川	1 L=96.4m 2 H=9.0m 3 A=10.6ha	4 W=3.6ha 5 2(戸) 6 広城農道、重ね池
		まんじやま池	119	紀の川市東毛	1 L=38.4m 2 H=4.6m 3 A=2.0ha	4 W=2.2ha 5 1(戸) 6 重ね池
		鵜飼池	120	紀の川市粉河	1 L=49.0m 2 H=5.4m 3 A=3.5ha	4 W=7.0ha 5 13(戸) 6 老人養護施設、重ね池
		箕毛六池	121	紀の川市粉河	1 L=54.0m 2 H=6.0m 3 A=3.8ha	4 W=3.4ha 5 11(戸) 6 老人養護施設、重ね池
		十龍池	123	紀の川市粉河	1 L=36.2m 2 H=3.7m 3 A=3.8ha	4 W=3.6ha 5 13(戸) 6 老人養護施設
		新池	132	紀の川市藤井	1 L=112.0m 2 H=4.8m 3 A=11.8ha	4 W=17.6ha 5 43(戸) 6 広城農道
		柳谷池	134	紀の川市藤井	1 L=62.7m 2 H=7.0m 3 A=4.0ha	4 W=2.4ha 5 1(戸) 6 広城農道

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	たすけ 帳 番 号	区 域 所 在	1 堤取(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
		高井谷池	135	紀の川市藤井	1 L=101.5m 2 H=5.5m 3 A=1.0ha	4 W=7.3ha 5 32(戸) 6 該当無し
		池池	146	紀の川市猪俣	1 L=53.0m 2 H=2.3m 3 A=15.0ha	4 W=6.2ha 5 9(戸) 6 重ね池、県道、紀の川用水
		竹の池	150	紀の川市北長田	1 L=62.0m 2 H=7.4m 3 A=4.7ha	4 W=10.5ha 5 6 6 保寿所、広城農道、重ね池
		お池	153	紀の川市北長田	1 L=125.0m 2 H=2.5m 3 A=3.0ha	4 W=4.2ha 5 5(戸) 6 該当無し
		早池	156	紀の川市長田中	1 L=307.1m 2 H=4.2m 3 A=15.3ha	4 W=23.0ha 5 200(戸) 6 該当無し
		藤池	165	紀の川市北志野	1 L=320.0m 2 H=14.6m 3 A=260.0ha	4 W=350.0ha 5 930(戸) 6 国道、県道、鉄道、集会所 小学校、保寿所
		芝の池	184	紀の川市上田井	1 L=122.8m 2 H=2.3m 3 A=2.5ha	4 W=2.4ha 5 1(戸) 6 該当無し
		鳥池	189	紀の川市上田井	1 L=48.3m 2 H=4.6m 3 A=12.8ha	4 W=2.8ha 5 3(戸) 6 鉄道
		中池	192	紀の川市上田井	1 L=64.4m 2 H=1.7m 3 A=12.8ha	4 W=4.8ha 5 2(戸) 6 鉄道、重ね池
		窪山池	198	紀の川市荒見	1 L=44.0m 2 H=5.9m 3 A=7.0ha	4 W=3.8ha 5 11(戸) 6 県道
		三ツ池下池	199	紀の川市荒見	1 L=46.0m 2 H=6.5m 3 A=7.0ha	4 W=5.8ha 5 17(戸) 6 重ね池
		三ツ池中池	200	紀の川市荒見	1 L=55.0m 2 H=6.2m 3 A=7.0ha	4 W=5.8ha 5 17(戸) 6 重ね池
		三ツ池上池	203	紀の川市荒見	1 L=38.9m 2 H=5.3m 3 A=2.0ha	4 W=1.8ha 5 8(戸) 6 該当無し

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	たすけ 帳 番号	区域所在	想定被害面積(ha)			
					1 堤長(m)	2 堤高(m)	3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha)
		横の池	204	紀の川市荒見	1 L=39.0m 2 H=6.9m 3 A=2.0ha		4 W=1.6ha 5 3(戸) 6 該当無し	
		井天池	214	紀の川市杉原	1 L=68.0m 2 H=10.6m 3 A=12.0ha		4 W=5.2ha 5 14(戸) 6 該当無し	
		びわの池	253	紀の川市下鶴岡	1 L=34.0m 2 H=11.5m 3 A=2.0ha		4 W=8.8ha 5 14(戸) 6 国道、集会所	
		小計		32件				
	(那賀町)	境内池	1	紀の川市江川中	1 L=59.0m 2 H=7.8m 3 A=1.4ha		4 W=13.8ha 5 28(戸) 6 果道	
		山田池	40	紀の川市切畑	1 L=174.5m 2 H=9.4m 3 A=22.0ha		4 W=25.0ha 5 11(戸) 6 果道、広域農道、重ね池	
		平野上池	87	紀の川市平野	1 L=43.0m 2 H=7.9m 3 A=2.9ha		4 W=6.0ha 5 20(戸) 6 広域農道、国道	
		平野中池	100	紀の川市平野	1 L=28.7m 2 H=6.0m 3 A=2.0ha		4 W=6.0ha 5 20(戸) 6 広域農道、国道	
		家右池	123	紀の川市北浦	1 L=76.0m 2 H=16.0m 3 A=9.9ha		4 W=10.0ha 5 11(戸) 6 広域農道、果道	
		上新池	124	紀の川市麻生津中	1 L=51.0m 2 H=12.8m 3 A=9.9ha		4 W=17.0ha 5 75(戸) 6 保竹所、果道、集会所	
		下新池	125	紀の川市麻生津中	1 L=71.0m 2 H=9.9m 3 A=9.9ha		4 W=17.0ha 5 75(戸) 6 保竹所、果道、集会所	
		北浦前野池	126	紀の川市北浦	1 L=32.0m 2 H=3.8m 3 A=0.3ha		4 W=0.2ha 5 0(戸) 6 該当無し	
		志野池	131	紀の川市北浦	1 L=25.0m 2 H=4.0m 3 A=1.0ha		4 W=1.2ha 5 4(戸) 6 該当無し	

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	たすけ 帳 番号	区域所在	想定被害面積(ha)			
					1 堤長(m)	2 堤高(m)	3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha)
		松池	132	紀の川市西脇	1 L=47.0m 2 H=7.6m 3 A=1.4ha		4 W=3.6ha 5 16(戸) 6 果道	
		大浦池	68	紀の川市懸宕	1 L=139.4m 2 H=8.0m 3 A=14.2ha		4 W=18.2ha 5 188(戸) 6 保竹所、国道、鉄道、集会所	
		小計		11件				
		白岩池	5	紀の川市桃山町元	1 L=63.0m 2 H=8.0m 3 A=0.6ha		4 W=12.5ha 5 52(戸) 6 該当無し	
		龍ノ池	43	紀の川市桃山町最上	1 L=102.0m 2 H=7.8m 3 A=10.0ha		4 W=12.7ha 5 5(戸) 6 老人養護施設	
		中ノ池	45	紀の川市桃山町最上	1 L=55.0m 2 H=14.9m 3 A=35.0ha		4 W=8.0ha 5 18(戸) 6 該当無し	
		鏡谷池	47	紀の川市桃山町最上	1 L=47.0m 2 H=16.6m 3 A=10.0ha		4 W=9.0ha 5 3(戸) 6 果道、重ね池	
		赤山池	50	紀の川市桃山町最上	1 L=47.0m 2 H=9.8m 3 A=2.2m		4 W=8.0ha 5 3(戸) 6 該当無し	
		カヨ池	60	紀の川市桃山町調月	1 L=53.0m 2 H=6.0m 3 A=5.2ha		4 W=5.0ha 5 8(戸) 6 国道、工業団地、養殖所 老人養護施設	
		茶池	61	紀の川市桃山町調月	1 L=15.0m 2 H=5.9m 3 A=15.0ha		4 W=6.7ha 5 0(戸) 6 重ね池	
		松池	62	紀の川市桃山町調月	1 L=51.0m 2 H=5.8m 3 A=15.0ha		4 W=26.0ha 5 88(戸) 6 国道、重ね池、集会所	
		松池	63	紀の川市桃山町調月	1 L=63.0m 2 H=9.5m 3 A=5.4ha		4 W=26.0ha 5 88(戸) 6 国道、重ね池、集会所	
		小池	64	紀の川市桃山町調月	1 L=41.0m 2 H=8.2m 3 A=4.0ha		4 W=26.0ha 5 88(戸) 6 国道、重ね池、集会所	

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	池番号	指定番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
		上尊池	67	C	紀の川市桃山町調月	1 L=38.0m 2 H=10.0m 3 A=3.5ha	4 W=6.7ha 5 0(戸) 6 重ね池
		竹池	68	C	紀の川市桃山町調月	1 L=71.0m 2 H=5.8m 3 A=6.0ha	4 W=28.5ha 5 42(戸) 6 国道、集会所
		篠の谷池	69	C	紀の川市桃山町調月	1 L=39.0m 2 H=5.4m 3 A=2.1ha	4 W=8.8ha 5 22(戸) 6 国道
		釜性池	71	C	紀の川市桃山町調月	1 L=48.0m 2 H=12.5m 3 A=13.5ha	4 W=1.3ha 5 0(戸) 6 重ね池
		秀吉御池	72	C	紀の川市桃山町調月	1 L=30.0m 2 H=8.5m 3 A=1.5ha	4 W=6.7ha 5 0(戸) 6 重ね池
		小計			15件		
		台花池	10	C	紀の川市貴志川町井ノ口	1 L=170.0m 2 H=5.1m 3 A=20.0ha	4 W=2.4ha 5 20(戸) 6 国道、県道、児童館
		苗谷池	13	A	紀の川市貴志川町井ノ口	1 L=80.0m 2 H=8.0m 3 A=17.1ha	4 W=14.2ha 5 101(戸) 6 県道、集会所
		坂ヶ谷池	33	A	紀の川市貴志川町北	1 L=53.0m 2 H=8.6m 3 A=3.5ha	4 W=19.5ha 5 51(戸) 6 国道
		善徳池下	39	C	紀の川市貴志川町北	1 L=47.0m 2 H=8.4m 3 A=6.0ha	4 W=15.1ha 5 40(戸) 6 国道、重ね池
		作兵衛池	49	C	紀の川市貴志川町長原	1 L=122.0m 2 H=1.9m 3 A=3.4ha	4 W=4.5ha 5 9(戸) 6 集会所
		穴壺池	74	C	紀の川市貴志川町長山	1 L=43.0m 2 H=2.2m 3 A=3.3ha	4 W=6.0ha 5 21(戸) 6 重ね池
		鏡ヶ池	84	C	紀の川市貴志川町長山	1 L=55.0m 2 H=3.9m 3 A=3.0ha	4 W=3.9ha 5 10(戸) 6 該当無し

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	池番号	指定番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
		大山池	100	C	紀の川市貴志川町西山	1 L=51.0m 2 H=5.3m 3 A=8.0ha	4 W=5.4ha 5 1(戸) 6 該当無し
		車谷池	106	C	紀の川市貴志川町西山	1 L=37.0m 2 H=5.0m 3 A=2.0ha	4 W=3.4ha 5 0(戸) 6 該当無し
		大池	108	C	紀の川市貴志川町西山	1 L=140.0m 2 H=5.4m 3 A=28.8ha	4 W=25.8ha 5 68(戸) 6 集会所、集落排水施設
		地獄谷池	115	B	紀の川市貴志川町西山	1 L=46.0m 2 H=4.5m 3 A=5.0ha	4 W=9.6ha 5 12(戸) 6 該当無し
		真名鏡池	118	C	紀の川市貴志川町西山	1 L=45.0m 2 H=3.3m 3 A=1.0ha	4 W=1.9ha 5 9(戸) 6 該当無し
		雄刀池	146	C	紀の川市貴志川町長原	1 L=56.0m 2 H=1.2m 3 A=2.0ha	4 W=1.1ha 5 18(戸) 6 該当無し
		権田池	161	C	紀の川市貴志川町上野山	1 L=41.0m 2 H=3.0m 3 A=8.0ha	4 W=1.8ha 5 32(戸) 6 県道
		前田池	163	C	紀の川市貴志川町上野山	1 L=60.0m 2 H=5.0m 3 A=9.3ha	4 W=2.7ha 5 15(戸) 6 該当無し
		皿池	176	B	紀の川市貴志川町尾寺	1 L=36.0m 2 H=10.2m 3 A=15.0ha	4 W=7.8ha 5 9(戸) 6 該当無し
		甲ノ池	191	C	紀の川市貴志川町丸尾	1 L=74.0m 2 H=6.2m 3 A=13.0ha	4 W=15.0ha 5 200(戸) 6 県道、集会所
		真の池(下)	196	C	紀の川市貴志川町丸尾	1 L=120.0m 2 H=7.5m 3 A=13.0ha	4 W=14.8ha 5 334(戸) 6 県道、集会所
		小計			18件		
		計			109件		

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	たき指 帳番 池番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
岩 山 市	(岩 山 市)	昭和池	12	岩山市山	1 L=54.0m 2 H=12.0m 3 A=28.0ha	4 W=56.0ha 5 230(戸) 6 県道
		岩谷池	13	岩山市山	1 L=95.0m 2 H=12.7m 3 A=22.0ha	4 W=56.0ha 5 230(戸) 6 県道
		大池(山)	15	岩山市山	1 L=213.5m 2 H=11.0m 3 A=28.0ha	4 W=50.0ha 5 200(戸) 6 県道
		大谷池	17	岩山市相谷	1 L=90.7m 2 H=8.6m 3 A=12.0ha	4 W=14.0ha 5 90(戸) 6 幼稚園、県道
和 歌 山 市	(和 歌 山 市)	徳上池	24	岩山市安上	1 L=93.0m 2 H=4.9m 3 A=1.4ha	4 W=10.0ha 5 16(戸) 6 該当無し
		任持池	27	岩山市根来	1 L=532.5m 2 H=15.2m 3 A=67.3ha	4 W=30.0ha 5 218(戸) 6 県道
		中左近池	28	岩山市根来	1 L=166.0m 2 H=14.8m 3 A=67.3ha	4 W=18.0ha 5 130(戸) 6 県道
		新池(根来)	31	岩山市根来	1 L=137.6m 2 H=7.8m 3 A=30.0ha	4 W=17.0ha 5 110(戸) 6 県道、保育所
和 歌 山 市	(和 歌 山 市)	大門池	32	岩山市根来	1 L=451.0m 2 H=7.6m 3 A=40.0ha	4 W=17.0ha 5 110(戸) 6 県道、保育所
		富池	48	岩山市北大地	1 L=165.0m 2 H=9.1m 3 A=26.0ha	4 W=17.0ha 5 100(戸) 6 該当無し
		どろ池	51	岩山市新田広芝	1 L=63.0m 2 H=7.6m 3 A=2.2ha	4 W=14.0ha 5 50(戸) 6 該当無し
		地蔵池(南大池)	58	岩山市南大池	1 L=107.0m 2 H=1.8m 3 A=2.0ha	4 W=5.0ha 5 30(戸) 6 郵便局
和 歌 山 市	(和 歌 山 市)	大池(水桶)	59	岩山市水桶	1 L=465.0m 2 H=4.5m 3 A=28.0ha	4 W=25.0ha 5 360(戸) 6 駐在所、児童館

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	たき指 帳番 池番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等	
和 歌 山 市	(和 歌 山 市)	船戸池	63	岩山市船戸	1 L=70.0m 2 H=7.8m 3 A=1.0ha	4 W=4.0ha 5 60(戸) 6 JR	
		岩の谷池	68	岩山市山崎	1 L=44.0m 2 H=4.0m 3 A=4.5ha	4 W=4.0ha 5 20(戸) 6 該当無し	
		計		15件			
		那歌総計		124件			
和 歌 山 市	(和 歌 山 市)	新池	6	和歌山市湯屋谷	1 L=57.0m 2 H=7.3m 3 A=7.2ha	4 W=4.0ha 5 0(戸) 6 鉄道	
		窪池	7	和歌山市湯屋谷	1 L=85.0m 2 H=5.8m 3 A=7.0ha	4 W=2.0ha 5 8(戸) 6 県道	
		花子池	9	和歌山市湯屋谷	1 L=78.0m 2 H=7.4m 3 A=10.0ha	4 W=3.0ha 5 15(戸) 6 該当無し	
		真ノ池上	24	和歌山市上黒谷	1 L=66.0m 2 H=9.6m 3 A=17.0ha	4 W=4.0ha 5 10(戸) 6 鉄道	
		真ノ池下	25	和歌山市上黒谷	1 L=112.0m 2 H=7.1m 3 A=17.0ha	4 W=4.0ha 5 10(戸) 6 鉄道	
		新池	28	和歌山市北別所	1 L=58.0m 2 H=10.3m 3 A=8.0ha	4 W=6.0ha 5 9(戸) 6 該当無し	
		北野新池	44	和歌山市北野	1 L=110.0m 2 H=7.6m 3 A=10.0ha	4 W=4.0ha 5 13(戸) 6 鉄道	
		岩宮池	45	和歌山市北野	1 L=102.0m 2 H=5.3m 3 A=8.0ha	4 W=2.0ha 5 13(戸) 6 鉄道	
		長谷池	50	和歌山市弘西	1 L=95.0m 2 H=7.3m 3 A=2.0ha	4 W=11.0ha 5 50(戸) 6 養護学校	

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	大台沼 帳定 番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
		菜山池	51	和歌山市弘西	1 L=45.0m 2 H=4.2m 3 A=1.0ha	4 W=5.0ha 5 22(戸) 6 養護学校
		天王池	56	和歌山市府中	1 L=125.0m 2 H=11.6m 3 A=25.0ha	4 W=5.5ha 5 0(戸) 6 鉄道・自動車道
		新池	60	和歌山市府中	1 L=65.0m 2 H=11.3m 3 A=20.0ha	4 W=5.3ha 5 8(戸) 6 鉄道・自動車道
		湯谷池	61	和歌山市府中	1 L=88.0m 2 H=14.4m 3 A=25.0ha	4 W=7.8ha 5 55(戸) 6 鉄道・自動車道
		中池	66	和歌山市北川	1 L=43.0m 2 H=10.8m 3 A=10.0ha	4 W=5.0ha 5 123(戸) 6 鉄道・小学校
		口ノ池	67	和歌山市北川	1 L=65.0m 2 H=7.9m 3 A=10.0ha	4 W=5.0ha 5 30(戸) 6 鉄道
		中谷池	68	和歌山市北川	1 L=82.0m 2 H=18.2m 3 A=20.0ha	4 W=10.0ha 5 70(戸) 6 鉄道・県道
		口新池	83	和歌山市六十谷	1 L=133.0m 2 H=10.6m 3 A=1.0ha	4 W=2.0ha 5 9(戸) 6 該当なし
		三味池	85	和歌山市六十谷	1 L=68.0m 2 H=7.1m 3 A=15.0ha	4 W=9.0ha 5 166(戸) 6 幼稚園
		蓮池	88	和歌山市六十谷	1 L=132.0m 2 H=9.0m 3 A=15.0ha	4 W=6.0ha 5 66(戸) 6 幼稚園
		柳谷池	91	和歌山市園部	1 L=74.0m 2 H=9.3m 3 A=3.0ha	4 W=7.0ha 5 179(戸) 6 該当なし
		富池	92	和歌山市園部	1 L=100.0m 2 H=6.5m 3 A=4.0ha	4 W=6.0ha 5 92(戸) 6 小学校
		枇杷谷池	94	和歌山市園部	1 L=210.0m 2 H=5.8m 3 A=14.0ha	4 W=8.0ha 5 79(戸) 6 該当なし

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	大台沼 帳定 番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
		大池	100	和歌山市善明寺	1 L=183.0m 2 H=6.6m 3 A=18.0ha	4 W=7.0ha 5 87(戸) 6 保育園、県道
		雨谷池	103	和歌山市大谷	1 L=112.0m 2 H=7.0m 3 A=5.0ha	4 W=2.0ha 5 25(戸) 6 病院
		大谷下池	107	和歌山市大谷	1 L=46.0m 2 H=5.2m 3 A=8.0ha	4 W=9.0ha 5 84(戸) 6 該当なし
		大池	108	和歌山市大谷	1 L=80.0m 2 H=11.7m 3 A=8.0ha	4 W=10.0ha 5 81(戸) 6 該当なし
		東谷池	109	和歌山市平井	1 L=50.0m 2 H=6.0m 3 A=10.0ha	4 W=8.0ha 5 33(戸) 6 該当なし
		大池	113	和歌山市菜谷	1 L=73.0m 2 H=13.2m 3 A=14.0ha	4 W=16.0ha 5 111(戸) 6 該当なし
		草谷池	118	和歌山市中	1 L=30.0m 2 H=4.3m 3 A=20.0ha	4 W=1.0ha 5 0(戸) 6 鉄道、国道
		下池	120	和歌山市梅原	1 L=156.0m 2 H=5.0m 3 A=20.0ha	4 W=3.0ha 5 200(戸) 6 県道
		安養池	122	和歌山市木ノ本	1 L=115.0m 2 H=8.7m 3 A=4.0ha	4 W=5.0ha 5 85(戸) 6 県道
		大池	124	和歌山市木ノ本	1 L=100.0m 2 H=5.6m 3 A=15.0ha	4 W=6.0ha 5 63(戸) 6 県道
		坂ノ谷中池	129	和歌山市西庄	1 L=74.0m 2 H=6.4m 3 A=21.0ha	4 W=3.0ha 5 35(戸) 6 該当なし
		坂ノ谷下池	130	和歌山市西庄	1 L=47.0m 2 H=3.1m 3 A=21.0ha	4 W=2.0ha 5 35(戸) 6 該当なし
		坂ノ谷池	131	和歌山市西庄	1 L=70.0m 2 H=7.5m 3 A=1.0ha	4 W=3.0ha 5 15(戸) 6 該当なし

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	指定根拠	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
		早ノ池	C	和歌山市西庄	1 L=61.0m 2 H=3.8m 3 A=40.0ha	4 W=5.0ha 5 80(戸) 6 県道
		丸池	C	和歌山市本陽	1 L=55.0m 2 H=4.0m 3 A=3.0ha	4 W=3.0ha 5 15(戸) 6 県道
		鎌池	C	和歌山市上三毛	1 L=78.0m 2 H=8.0m 3 A=20.0ha	4 W=7.0ha 5 10(戸) 6 県道
		血池	C	和歌山市上三毛	1 L=168.0m 2 H=8.4m 3 A=4.0ha	4 W=7.0ha 5 3(戸) 6 県道
		鉢池	C	和歌山市柳立	1 L=121.0m 2 H=5.7m 3 A=4.0ha	4 W=11.0ha 5 48(戸) 6 県道
		血池	C	和歌山市柳立	1 L=70.5m 2 H=3.7m 3 A=2.0ha	4 W=4.0ha 5 16(戸) 6 県道
		長尾池	C	和歌山市岩橋	1 L=48.0m 2 H=4.6m 3 A=3.0ha	4 W=8.0ha 5 30(戸) 6 県道
		ハサミ池	C	和歌山市坂田	1 L=46.0m 2 H=6.0m 3 A=2.0ha	4 W=3.0ha 5 86(戸) 6 県道
		大池	C	和歌山市吉原	1 L=35.0m 2 H=8.5m 3 A=6.0ha	4 W=4.0ha 5 30(戸) 6 小学校
		下池	C	和歌山市冬野	1 L=47.0m 2 H=4.6m 3 A=7.5ha	4 W=3.0ha 5 9(戸) 6 県道
		幹ノ谷池	C	和歌山市冬野	1 L=106.0m 2 H=10.7m 3 A=20.0ha	4 W=5.0ha 5 3(戸) 6 県道
		大池	C	和歌山市葉勝寺	1 L=60.0m 2 H=3.2m 3 A=5.0ha	4 W=5.0ha 5 10(戸) 6 該当なし
		湯次池	C	和歌山市森小手穂	1 L=58.0m 2 H=4.3m 3 A=17.0ha	4 W=12.0ha 5 120(戸) 6 県道・鉄道

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	指定根拠	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
		西谷池	C	和歌山市奥須佐	1 L=68.0m 2 H=5.6m 3 A=2.0ha	4 W=7.0ha 5 13(戸) 6 県道
		計		49件		
	(海)	慶徳寺池	C	海南市鳥居	1 L=129.0m 2 H=9.9m 3 A=9.5ha	4 W=35.0ha 5 1000(戸) 6 保育所、集会所、市道鳥居 29・31・34号線等
		小島池の干	B	海南市重根	1 L=38.0m 2 H=3.8m 3 A=0.5ha	4 W=7.0ha 5 60(戸) 6 海南市農村婦人の家、県道
		小島池	B	海南市重根	1 L=41.0m 2 H=5.8m 3 A=0.5ha	4 W=7.0ha 5 60(戸) 6 海南市農村婦人の家、県道
		新池	C	海南市重根	1 L=110.0m 2 H=10.3m 3 A=12.0ha	4 W=5.0ha 5 100(戸) 6 国道、県道、出張所
		龍池	C	海南市坂井	1 L=140.0m 2 H=7.5m 3 A=13.5ha	4 W=8.0ha 5 60(戸) 6 国道370号、県道
		池	B	海南市坂井	1 L=138.0m 2 H=15.9m 3 A=105.5ha	4 W=13.0ha 5 200(戸) 6 交番、国道370号
		新池	C	海南市坂井	1 L=195.0m 2 H=14.2m 3 A=105.5ha	4 W=18.0ha 5 200(戸) 6 交番、国道、国道370号
		ながす下池	B	海南市七山	1 L=42.5m 2 H=7.15m 3 A=6.0ha	4 W=3.0ha 5 7(戸) 6 県道10号
		新池	C	海南市九品寺	1 L=110.0m 2 H=10.5m 3 A=20.0ha	4 W=8.0ha 5 40(戸) 6 県道
		大池	B	海南市原野	1 L=110.0m 2 H=6.8m 3 A=12.0ha	4 W=10.5ha 5 17(戸) 6 国道、市道
		小計		10件		

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	たごろめ池番号	指定番号	区域所在	1 堤高(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
紀美野町	(下津町)	岩屋谷上池	121	C	海南市下津町小松原	1 L=36.0m 2 H=7.6m 3 A=18.0ha	4 W=10.0ha 5 30(戸) 6 県道加茂郷停車場線、交番
		岩屋谷下池	122	C	海南市下津町小松原	1 L=33.0m 2 H=9.2m 3 A=18.0ha	4 W=10.0ha 5 30(戸) 6 県道加茂郷停車場線、交番
		柳谷池	140	C	海南市下津町梅田	1 L=64.0m 2 H=15.0m 3 A=26.0ha	4 W=30.0ha 5 100(戸) 6 中学校、JR 県道加茂郷停車場線、国道
		菜光寺池	145	C	海南市下津町上	1 L=193.0m 2 H=6.35m 3 A=1.0ha	4 W=25.0ha 5 150(戸) 6 県道引尾下津線、国道、JR
		大池	176	C	海南市下津町小原	1 L=70.5m 2 H=8.9m 3 A=25.0ha	4 W=30.0ha 5 200(戸) 6 国道、県道、JR、小学校
		小計			5件		
		計			15件		
紀美野町	(野上町)	檜高池	1	C	紀美野町動木	1 L=88.0m 2 H=10.8m 3 A=20.0ha	4 W=13.0ha 5 75(戸) 6 国道、県道、郵便局
		露谷池	2	C	紀美野町動木	1 L=105.0m 2 H=8.7m 3 A=4.0ha	4 W=9.1ha 5 63(戸) 6 国道、県道、郵便局
		馬谷池	16	C	紀美野町動木	1 L=61.0m 2 H=5.9m 3 A=0.1ha	4 W=5.1ha 5 59(戸) 6 農協野上支店 派出所、国道 小学校、商工会館
		奥の谷中池	19	C	紀美野町動木	1 L=36.0m 2 H=3.0m 3 A=0.3ha	4 W=4.5ha 5 33(戸) 6 農協野上支店、派出所、国道 小学校、商工会館
		黒池	45	B	紀美野町動木	1 L=48.0m 2 H=4.1m 3 A=1.5ha	4 W=4.2ha 5 22(戸) 6 平集会所、県道
		中池	50	B	紀美野町動木	1 L=82.0m 2 H=3.8m 3 A=1.0ha	4 W=5.8ha 5 5(戸) 6 農業集落排水処理場

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	たごろめ池番号	指定番号	区域所在	1 堤高(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
紀美野町	(美里町)	緒池	93	C	紀美野町柴目	1 L=35.0m 2 H=3.8m 3 A=1.0ha	4 W=2.8ha 5 2(戸) 6 該当なし
		おんどり池	112	C	紀美野町柴目	1 L=16.0m 2 H=4.1m 3 A=5.0ha	4 W=1.1ha 5 1(戸) 6 該当なし
		田入池	209	C	紀美野町西野	1 L=26.0m 2 H=12.0m 3 A=3.0ha	4 W=4.9ha 5 14(戸) 6 県道
		不動池	239	C	紀美野町松瀬	1 L=22.0m 2 H=4.0m 3 A=0.4ha	4 W=4.8ha 5 9(戸) 6 県道
		小計			10件		
		尾尾池	2	C	紀美野町樋ノ下	1 L=31.0m 2 H=8.0m 3 A=5.6ha	4 W=1.7ha 5 0(戸) 6 県道龍神線
		尾池	9	C	紀美野町南畑	1 L=56.0m 2 H=13.1m 3 A=5.3ha	4 W=34.6ha 5 85(戸) 6 集会所、美里中学校、国道
		緒池	11	C	紀美野町安井	1 L=87.0m 2 H=9.2m 3 A=7.0ha	4 W=7.2ha 5 2(戸) 6 国道、県道
		栗池	12	B	紀美野町安井	1 L=52.0m 2 H=13.4m 3 A=18.0ha	4 W=7.6ha 5 2(戸) 6 国道、県道
		白葉池	37	C	紀美野町鎌滝	1 L=26.0m 2 H=8.9m 3 A=1.2ha	4 W=0.9ha 5 1(戸) 6 国道
		中尾池	42	C	紀美野町毛原中	1 L=26.0m 2 H=3.3m 3 A=0.2ha	4 W=2.2ha 5 1(戸) 6 毛原小学校
		小計			6件		
		計			16件		

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	たご招 帳 め 池 号 種	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等		
有田市	有田市	新池	1	有田市糸我町中番	1 L=106.0m 2 H=4.8m 3 A=14.6ha	4 W=24.0ha 5 180(戸) 6 保育所、公民館		
		村池	3	有田市宮原町道	1 L=154.0m 2 H=5.5m 3 A=4.0ha	4 W=12.0ha 5 150(戸) 6 該当無し		
		鳥淵池	12	有田市千田	1 L=93.0m 2 H=4.0m 3 A=5.0ha	4 W=13.0ha 5 110(戸) 6 該当無し		
		星越池	18	有田市初島町里	1 L=125.0m 2 H=12.2m 3 A=29.0ha	4 W=53.0ha 5 370(戸) 6 学校、保育所、国道		
		弓島池	21	有田市初島町里	1 L=99.0m 2 H=8.6m 3 A=10.0ha	4 W=10.0ha 5 100(戸) 6 国道		
		血池	22	有田市初島町里	1 L=54.0m 2 H=11.8m 3 A=5.0ha	4 W=1.7ha 5 0(戸) 6 該当なし		
		計			80件			
		湯浅町	湯浅町	大谷池	19	湯浅町青木	1 L=90.0m 2 H=14.0m 3 A=36.0ha	4 W=21.0ha 5 331(戸) 6 保育所、国道
				新池	25	湯浅町吉川	1 L=60.0m 2 H=7.0m 3 A=6.2ha	4 W=15.0ha 5 70(戸) 6 国道
				北谷池	30	湯浅町吉川	1 L=88.5m 2 H=12.1m 3 A=3.0ha	4 W=11.2ha 5 70(戸) 6 小学校
イモジ池	31			湯浅町吉川	1 L=55.0m 2 H=4.6m 3 A=2.5ha	4 W=16.1ha 5 65(戸) 6 該当なし		
計					4件			

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	たご招 帳 め 池 号 種	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等		
有田川町	有田川町	内谷池	3	広川町唐尾	1 L=107.0m 2 H=12.9m 3 A=17.0ha	4 W=9.8ha 5 25(戸) 6 JRきのくに線、県道		
		北谷池	15	広川町西広	1 L=144.0m 2 H=5.5m 3 A=12.0ha	4 W=6.8ha 5 8(戸) 6 県道		
		寺谷池	16	広川町西広	1 L=103.5m 2 H=12.9m 3 A=25.0ha	4 W=13.5ha 5 63(戸) 6 JRきのくに線、県道、町道		
		光前寺池	18	広川町山本	1 L=75.0m 2 H=8.4m 3 A=15.0ha	4 W=5.6ha 5 6(戸) 6 JRきのくに線、町道		
		志田池	60	広川町上中野	1 L=189.0m 2 H=12.3m 3 A=30.0ha	4 W=11.4ha 5 6(戸) 6 JRきのくに線、町道		
		三船池	94	広川町井関	1 L=83.5m 2 H=11.9m 3 A=14.0ha	4 W=8.1ha 5 26(戸) 6 湯浅御坊道路、国道		
		計			6件			
		有田川町	有田川町	矢熊池	1	有田川町奥	1 L=129.0m 2 H=11.0m 3 A=50.0ha	4 W=55.0ha 5 120(戸) 6 県道、町道、集落排水施設
				白豆池	2	有田川町奥	1 L=56.0m 2 H=6.3m 3 A=50.0ha	4 W=55.0ha 5 120(戸) 6 県道、町道、集落排水施設
				谷池	13	有田川町水尻	1 L=175.0m 2 H=6.7m 3 A=8.0ha	4 W=12.0ha 5 50(戸) 6 国道、町道、JR
北池	14			有田川町水尻	1 L=55.0m 2 H=3.7m 3 A=2.5ha	4 W=7.0ha 5 50(戸) 6 JR、町道		
南池	16			有田川町水尻	1 L=105.0m 2 H=3.5m 3 A=5.0ha	4 W=5.0ha 5 40(戸) 6 JR、町道		
北谷池	22			有田川町祇野	1 L=45.0m 2 H=4.9m 3 A=2.0ha	4 W=5.0ha 5 25(戸) 6 町道		

07-02-00 整備を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	た 台 指 帳 定 め 番 基 池 身 類	区 域 所 在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
		砂見池	23 C	有田川町下津野	1 L=90.0m 2 H=4.8m 3 A=2.0ha	4 W=5.0ha 5 20(戸) 6 県道、町道
		手水池	24 C	有田川町下津野	1 L=300.0m 2 H=7.0m 3 A=26.0ha	4 W=50.0ha 5 150(戸) 6 中学校、県道、町道
		孤池	25 B	有田川町下津野	1 L=170.0m 2 H=5.4m 3 A=12.0ha	4 W=50.0ha 5 150(戸) 6 中学校、県道、町道
		島尾池	32 C	有田川町吉見	1 L=207.0m 2 H=11.9m 3 A=3.5ha	4 W=40.0ha 5 130(戸) 6 県道、町道、保有所
		蔵の森池	33 C	有田川町垣倉	1 L=155.0m 2 H=12.2m 3 A=21.0ha	4 W=40.0ha 5 200(戸) 6 県道、町道
		草池	34 C	有田川町徳田	1 L=500.0m 2 H=4.4m 3 A=40.0ha	4 W=50.0ha 5 100(戸) 6 県道、町道、小学校
		小計		12件		
金 塚 町	(金 塚 町)	砂見池	1 C	有田川町吉原	1 L=79.0m 2 H=8.6m 3 A=30.0ha	4 W=30.0ha 5 60(戸) 8 国道、町道、集落排水施設
		湖池	6 C	有田川町吉原	1 L=300.0m 2 H=8.0m 3 A=20.0ha	4 W=30.0ha 5 60(戸) 9 国道、町道、集落排水施設 小学校
		地下池	8 C	有田川町吉原	1 L=95.0m 2 H=5.0m 3 A=0.4ha	4 W=2.0ha 5 7(戸) 7 国道、町道、保有所
		苜蓿谷池	74 C	有田川町中井原	1 L=59.0m 2 H=10.0m 3 A=20.0ha	4 W=10.0ha 5 50(戸) 6 国道、町道
		三ッ池上	77 C	有田川町中野	1 L=48.0m 2 H=7.0m 3 A=8.0ha	4 W=5.0ha 5 20(戸) 6 国道、町道
		三ッ池中	78 C	有田川町中野	1 L=51.0m 2 H=8.5m 3 A=8.0ha	4 W=5.0ha 5 20(戸) 6 国道、町道

07-02-00 整備を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	た 台 指 帳 定 め 番 基 池 身 類	区 域 所 在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
		三ッ池下	79 C	有田川町中野	1 L=69.0m 2 H=10.0m 3 A=8.0ha	4 W=5.0ha 5 20(戸) 6 国道、町道
		松木池	80 C	有田川町中野	1 L=33.0m 2 H=6.0m 3 A=10.0ha	4 W=2.0ha 5 10(戸) 6 国道
		新池(小川)	83 C	有田川町小川	1 L=38.0m 2 H=10.6m 3 A=5.0ha	4 W=5.0ha 5 20(戸) 6 国道、町道
		丹生池	119 C	有田川町丹生	1 L=45.0m 2 H=11.5m 3 A=5.0ha	4 W=10.0ha 5 40(戸) 6 町道
		新池	120 A	有田川町桑野	1 L=34.0m 2 H=12.5m 3 A=6.0ha	4 W=10.0ha 5 40(戸) 6 国道、町道
		能蔵上池	355 C	有田川町西ヶ峯	1 L=30.0m 2 H=11.5m 3 A=30.0ha	4 W=15.0ha 5 0(戸) 6 国道
		能蔵下池	356 C	有田川町西ヶ峯	1 L=50.0m 2 H=14.5m 3 A=30.0ha	4 W=15.0ha 5 0(戸) 6 国道
		桶谷池	357 C	有田川町西ヶ峯	1 L=85.0m 2 H=10.0m 3 A=40.0ha	4 W=20.0ha 5 0(戸) 6 国道、町道
		中山池	364 C	有田川町瀬井	1 L=73.0m 2 H=9.5m 3 A=10.0ha	4 W=25.0ha 5 5(戸) 6 果道
		小計		15件		
水 町	(水 町)	金堀池	31 C	有田川町三田	1 L=70.0m 2 H=2.9m 3 A=0.3ha	4 W=1.0ha 5 5(戸) 6 国道、養殖所、物産販売所
		内芝池	47 C	有田川町久野原	1 L=73.0m 2 H=9.9m 3 A=11.0ha	4 W=7.6ha 5 17(戸) 6 国道
		畝池	53 C	有田川町杉野原	1 L=46.0m 2 H=16.5m 3 A=5.8ha	4 W=4.3ha 5 3(戸) 6 国道

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	たき指 ため池番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)			4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等		
					1	2	3	4	5	6
有田	御坊市	小計	39	3件	1 L=62.0m 2 H=17.5m 3 A=20.0ha	4 W=6.0ha 5 4(戸) 6 市道				
		計	42	30件	1 L=60.0m 2 H=3.3m 3 A=2.5ha	4 W=3.2ha 5 0(戸) 6 市道				
		計	45	16件	1 L=64.0m 2 H=7.8m 3 A=15.0ha	4 W=11.2ha 5 7(戸) 6 集会所、市道				
美浜	御坊市	新池	116	4件	1 L=49.0m 2 H=14.1m 3 A=8.3ha	4 W=7.7ha 5 12(戸) 6 市道				
		計	4	2件	1 L=151.0m 2 H=5.6m 3 A=7.5ha	4 W=15.3ha 5 50(戸) 6 県道、町道、駐在所 NTT西日本三尾別館				
		計	12	2件	1 L=59.0m 2 H=6.9m 3 A=5.0ha	4 W=15.3ha 5 50(戸) 6 県道、町道、駐在所 NTT西日本三尾別館				
高	御坊市	油谷池	1	1件	1 L=68.0m 2 H=13.0m 3 A=21.5ha	4 W=21.5ha 5 7(戸) 6 県道、内原保育所、町道				
		計	5	1件	1 L=45.0m 2 H=11.0m 3 A=5.0ha	4 W=4.0ha 5 7(戸) 6 町道				

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	たき指 ため池番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)			4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等		
					1	2	3	4	5	6
日高	日高町	琴谷池	51	A	1 L=52.0m 2 H=10.0m 3 A=5.2ha	4 W=6.3ha 5 19(戸) 6 県道、町道				
		片河谷池	125	A	1 L=50.0m 2 H=9.0m 3 A=5.5ha	4 W=10.0ha 5 10(戸) 6 町道				
		大谷池	128	A	1 L=52.0m 2 H=6.5m 3 A=5.2ha	4 W=5.2ha 5 7(戸) 6 県道、町道				
		大船河池	134	A	1 L=94.0m 2 H=10.5m 3 A=10.0ha	4 W=12.0ha 5 16(戸) 6 県道、町道				
		奥山池	149	A	1 L=40.0m 2 H=9.5m 3 A=10.2ha	4 W=18.9ha 5 23(戸) 6 町道				
日高	日高町	計					7件			
		上出池	7	C	1 L=106.0m 2 H=8.0m 3 A=9.0ha	4 W=15.5ha 5 25(戸) 6 中学校				
		長谷池	17	C	1 L=43.0m 2 H=7.0m 3 A=3.0ha	4 W=5.0ha 5 2(戸) 6 該当なし				
		大谷池	36	C	1 L=83.0m 2 H=9.0m 3 A=3.0ha	4 W=18.5ha 5 57(戸) 6 老人憩の家				
		白岩池	63	A	1 L=95.0m 2 H=13.0m 3 A=25.0ha	4 W=37.0ha 5 60(戸) 6 国道、町道、JR、老人憩の家				
日高	日高町	計					4件			
		見川池	22	C	1 L=48.5m 2 H=10.6m 3 A=5.0ha	4 W=12.0ha 5 16(戸) 6 県道、町道				
日高	日高町	新文池	31	C	1 L=45.5m 2 H=10.8m 3 A=11.0ha	4 W=20.0ha 5 25(戸) 6 県道、町道				
		計								

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	たすけ 帳番 池番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等	
川 町	町	穴池	48	C 日高川町土生	1 L=72.0m 2 H=9.0m 3 A=40.0ha	4 W=25.0ha 5 40(戸) 6 神社、集会所、役場、小学校、 県道、町道、JR、下水処理場	
		矢田谷池	52	C 日高川町小森	1 L=83.0m 2 H=8.4m 3 A=15.6ha	4 W=27.0ha 5 45(戸) 6 県道、町道、JR、役場、 小学校、下水処理場	
		別所谷池	55	C 日高川町小森	1 L=35.5m 2 H=8.0m 3 A=1.4ha	4 W=27.0ha 5 45(戸) 6 小学校、下水処理場、 県道、JR、役場	
		磯道大池	58	A 日高川町入野	1 L=35.5m 2 H=6.2m 3 A=5.5ha	4 W=10.0ha 5 9(戸) 6 県道、町道	
		吉池	135	C 日高川町平川	1 L=50.0m 2 H=12.9m 3 A=6.0ha	4 W=8.0ha 5 6(戸) 6 県道、町道、集会所	
		大池	146	C 日高川町三百瀬	1 L=75.0m 2 H=10.0m 3 A=4.8ha	4 W=11.0ha 5 15(戸) 6 小学校、県道、町道	
		前田池	162	C 日高川町江川	1 L=40.0m 2 H=8.9m 3 A=3.0ha	4 W=4.0ha 5 14(戸) 6 町道	
		鹿ノ谷池	185	C 日高川町松瀬	1 L=44.5m 2 H=7.2m 3 A=15.0ha	4 W=13.0ha 5 22(戸) 6 県道、町道、集会所、 漁業協同組合	
		小計		10件			
		津 村	村	坂本(上)池	1	C 日高川町松瀬	1 L=50.0m 2 H=10.5m 3 A=8.5ha
柳瀬池	13			C 日高川町坂野川	1 L=32.0m 2 H=7.1m 3 A=1.9ha	4 W=3.4ha 5 7(戸) 6 県道	
長子谷池	19			C 日高川町小森木	1 L=55.0m 2 H=20.1m 3 A=4.6ha	4 W=1.1ha 5 1(戸) 6 町道	
小計		3件					

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	たすけ 帳番 池番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
美 山 村	村	打尾ため池	1	C 日高川町皆瀬	1 L=28.5m 2 H=2.3m 3 A=1.2ha	4 W=0.6ha 5 5(戸) 6 町道打尾浅間峠線
		幸本ため池	2	C 日高川町坂野川	1 L=38.0m 2 H=13.3m 3 A=1.5ha	4 W=1.8ha 5 3(戸) 6 町道浅間峠本線
		小計		2件		
		計		15件		
み な べ 町	町	五反池	7	C みなべ町芝	1 L=80.0m 2 H=10.0m 3 A=6.0ha	4 W=9.0ha 5 80(戸) 6 JR南陽駅、 県道、町営住宅
		吉池	32	C みなべ町東岩代	1 L=43.0m 2 H=10.0m 3 A=3.0ha	4 W=4.0ha 5 1(戸) 6 町道
		大谷池	10	C みなべ町鹿福	1 L=58.0m 2 H=12.0m 3 A=1.0ha	4 W=8.0ha 5 12(戸) 6 町道
		小森谷池	18	C みなべ町東本庄	1 L=55.0m 2 H=10.0m 3 A=1.2ha	4 W=10.0ha 5 43(戸) 6 町道、区民会館
		小計		4件		
甲 南 町	町	片見谷池	8	B 印南町印南	1 L=44.0m 2 H=10.0m 3 A=6.0ha	4 W=15.0ha 5 25(戸) 6 役場、体育館、JA支所、 印南郵便局、県道、町道、病院
		大谷池	10	C 印南町山口	1 L=43.0m 2 H=8.0m 3 A=5.5ha	4 W=16.0ha 5 22(戸) 6 町道
		流掛川池	35	C 印南町印南原	1 L=130.0m 2 H=18.0m 3 A=60.0ha	4 W=42.0ha 5 550(戸) 6 町道、県道
		切山谷池	242	B 印南町南谷	1 L=48.0m 2 H=9.8m 3 A=2.0ha	4 W=12.0ha 5 10(戸) 7 みずほ会館、町道

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	た 倉 指 め 池 身 道	帳 番 基	区 域 所 在	1 堤取(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
日高総市		長池	287	C	印南町古井	1 L=73.0m 2 H=11.3m 3 A=13.0ha	4 W=21.0ha 5 60(戸) 6 切目川郵便局、古井駐在所
		計			5件		
田 辺 市	(田 辺 市)	長屋谷池	58	C	田辺市中芳養	1 L=47.0m 2 H=8.9m 3 A=8.0ha	4 W=3.6ha 5 6(戸) 6 中芳養中学校、市道
		山谷池	68	C	田辺市中芳養	1 L=54.0m 2 H=11.5m 3 A=2.0ha	4 W=4.7ha 5 12(戸) 6 県道、市道、JA加工施設
		新(上)池	143	A	田辺市中三橋	1 L=76.0m 2 H=8.7m 3 A=25.0ha	4 W=27.8ha 5 80(戸) 6 市道、中学校、幼稚園
		新(下)池	144	A	田辺市中三橋	1 L=34.0m 2 H=6.9m 3 A=25.0ha	4 W=27.8ha 5 80(戸) 6 市道、中学校、幼稚園
		源の谷芝ノ池(上)	289	C	田辺市元町	1 L=20.0m 2 H=3.0m 3 A=0.5ha	4 W=14.3ha 5 30(戸) 6 JR線路、国道42号、市道
		水源池	278	C	田辺市新庄町	1 L=31.0m 2 H=5.0m 3 A=45.0ha	4 W=20.0ha 5 50(戸) 6 市道、JR線路
		中池	279	C	田辺市新庄町	1 L=35.0m 2 H=7.0m 3 A=45.0ha	4 W=20.0ha 5 50(戸) 6 市道、JR線路
		新池	280	C	田辺市新庄町	1 L=81.0m 2 H=7.8m 3 A=45.0ha	4 W=20.0ha 5 50(戸) 6 市道、JR線路
		古池	277	C	田辺市新庄町	1 L=79.0m 2 H=5.0m 3 A=0.0ha	4 W=20.0ha 5 50(戸) 6 市道、JR線路
		桶狭池	286	C	田辺市新庄町	1 L=66.0m 2 H=6.2m 3 A=5.0ha	4 W=20.0ha 5 50(戸) 6 市道、JR線路

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	た 倉 指 め 池 身 道	帳 番 基	区 域 所 在	1 堤取(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
白 浜 町	(白 浜 町)	小計			10件		
		新池	11	C	田辺市中辺路町近隣	1 L=30.0m 2 H=4.5m 3 A=1.5ha	4 W=6.3ha 5 40(戸) 6 保育園、診療所、集会所、市道、郵便局
		打越池	12	C	田辺市中辺路町近隣	1 L=27.0m 2 H=6.4m 3 A=2.0ha	4 W=6.3ha 5 40(戸) 6 保育園、診療所、集会所、市道、郵便局
		小計			2件		
		池上ノ池	1	C	田辺市龍神村西	1 L=42.0m 2 H=12.3m 3 A=1.7ha	4 W=1.0ha 5 2(戸) 6 国道371号
		小計			1件		
		計			13件		
		多々良池(中)	4	C	白浜町庄川	1 L=42.0m 2 H=8.5m 3 A=6.2ha	4 W=6.0ha 5 20(戸) 6 県道、町道
		多々良池(口)	5	C	白浜町庄川	1 L=35.0m 2 H=7.4m 3 A=6.2ha	4 W=6.0ha 5 20(戸) 6 県道、町道
		露真池	8	C	白浜町庄川	1 L=96.0m 2 H=5.0m 3 A=10.0ha	4 W=2.5ha 5 32(戸) 6 町道
池田池	16	C	白浜町栄	1 L=31.0m 2 H=4.4m 3 A=0.3ha	4 W=2.5ha 5 10(戸) 6 町浄水場、県道、町道		
露真池	25	C	白浜町才野	1 L=80.0m 2 H=7.0m 3 A=8.0ha	4 W=6.0ha 5 60(戸) 6 西富田小学校、県道、町道		
露真池	26	C	白浜町才野	1 L=111.0m 2 H=5.0m 3 A=7.5ha	4 W=6.0ha 5 60(戸) 6 西富田小学校、県道、町道		

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	池身型	指定 根拠番	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 想定被害戸数(戸) 6 公共施設等
上 富 田 町	上富田町	孫袋池	池身型	27	C	1 L=120.0m 2 H=5.0m 3 A=5.5ha	4 W=6.0ha 5 60(戸) 6 西富田小学校、県道、町道
		じでん谷池	池身型	31	C	1 L=25.0m 2 H=3.6m 3 A=0.3ha	4 W=1.0ha 5 40(戸) 6 町道
		大池	池身型	36	C	1 L=98.0m 2 H=8.5m 3 A=17.7ha	4 W=5.2ha 5 200(戸) 6 JR白浜駅、県道、町道
		計	池身型			9件	
上 富 田 町	上富田町	荒瀬池	池身型	7	C	1 L=53.0m 2 H=4.5m 3 A=8.0ha	4 W=18.2ha 5 43(戸) 6 JR、大谷高輪憩の家
		親ヶ谷池	池身型	17	C	1 L=50.0m 2 H=8.0m 3 A=0.0ha	4 W=2.3ha 5 15(戸) 6 町宮住宅
		井ヶ谷池	池身型	21	C	1 L=66.0m 2 H=7.5m 3 A=3.2ha	4 W=7.5ha 5 30(戸) 6 国道311号線、県道
		射矢ヶ谷池	池身型	27	C	1 L=40.0m 2 H=5.5m 3 A=1.7ha	4 W=2.6ha 5 20(戸) 6 県道
上 富 田 町	上富田町	寺尾谷池	池身型	29	B	1 L=36.0m 2 H=7.6m 3 A=2.0ha	4 W=2.3ha 5 22(戸) 6 町内会館
		王子の谷池	池身型	30	C	1 L=35.0m 2 H=10.5m 3 A=0.8ha	4 W=4.5ha 5 3(戸) 6 国道311号線
		親善池	池身型	36	C	1 L=33.0m 2 H=9.0m 3 A=5.0ha	4 W=5.0ha 5 10(戸) 6 該当なし
		親善下池	池身型	37	C	1 L=33.0m 2 H=9.5m 3 A=5.0ha	4 W=5.0ha 5 10(戸) 6 該当なし
上 富 田 町	上富田町	天谷池	池身型	38	C	1 L=49.0m 2 H=10.2m 3 A=4.0ha	4 W=10.0ha 5 25(戸) 6 市ノ瀬保寿所、県道

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(旧市町村名)	ため池名	池身型	指定 根拠番	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 想定被害戸数(戸) 6 公共施設等	
那 智 勝 浦 町	那智勝浦町	混の子池	池身型	5	C	1 L=51.0m 2 H=12.0m 3 A=0.0ha	4 W=14.6ha 5 100(戸) 6 国道42号線、町道	
		八尺鏡野池	池身型	8	C	1 L=37.0m 2 H=11.4m 3 A=0.1ha	4 W=2.8ha 5 16(戸) 6 国道42号線、県道、JR	
		弓削子池	池身型	10	B	1 L=124.0m 2 H=8.1m 3 A=31.8ha	4 W=28.0ha 5 167(戸) 6 国道42号線、JR	
		計	池身型			3件		
		栗原の池	池身型	1	C	1 L=28.0m 2 H=10.0m 3 A=2.2ha	4 W=3.1ha 5 12(戸) 6 国道、水道水源地、JR太地駅	
太 地	太地町	計	池身型					
		計	池身型			15件		
		計	池身型			37件		
		計	池身型					
		計	池身型					

07-02-00 警戒を要するため池(市町村別内訳)

市町村名	(市町村名)	ため池名	指定番号	区域所在	1 堤長(m) 2 堤高(m) 3 受益面積(ha)	4 想定被害面積(ha) 5 民家戸数(戸) 6 公共施設等
町		計		1件		
市	串本町	大船池	1	串本町田並上	1 L=34.5m 2 H=5.0m 3 A=9.0ha	4 W=5.2ha 5 3(戸) 6 該当無し
市	串本町	下佐池	2	串本町高富	1 L=33.5m 2 H=5.0m 3 A=11.0ha	4 W=7.9ha 5 10(戸) 6 該当無し
市	串本町	小計		2件		
市	古座川町	東谷池	5	串本町神野川	1 L=35.0m 2 H=5.0m 3 A=10.0ha	4 W=11.5ha 5 38(戸) 6 該当無し
市	古座川町	小計		1件		
市	古座川町	計		3件		
市	古座川町	西畑谷新池	5	古座川町池野山	1 L=40.0m 2 H=9.0m 3 A=2.6ha	4 W=14.4ha 5 60(戸) 6 泉道、町道
市	古座川町	船原池	19	古座川町西川	1 L=27.0m 2 H=11.0m 3 A=1.3ha	4 W=3.8ha 5 12(戸) 6 泉道、町道
市	古座川町	面谷池	22	古座川町西川	1 L=43.0m 2 H=12.0m 3 A=1.0ha	4 W=9.3ha 5 30(戸) 6 町道、泉道
市	古座川町	計		3件		
市	東牟婁郡	計		10件		
県	東牟婁郡	計		399件		

海岸防災計画

08-01-00 海岸市町別内訳

県農業農村整備課・港湾整備課

(単位:m)

市 町 村 名	海岸線延長	保全区域 指定済計	国土交通省 水国土局	国土交通省 港湾局	農村振興局 専管区域	水産庁
熊 野 灘 沿 岸	<u>149,269</u>	<u>49,452</u>	<u>26,551</u>	12,438	0	10,463
新 宮 市	10,261	7,113	3,063	2,820		1,230
那 智 勝 浦 町	48,155	15,848	7,615	7,277		956
太 地 町	18,192	3,287	2,975			312
串 本 町	<u>72,661</u>	<u>23,204</u>	<u>12,898</u>	2,341		7,965
紀 州 灘 沿 岸	<u>499,508</u>	<u>182,071</u>	46,158	<u>78,401</u>	10,540	<u>46,972</u>
串 本 町	54,914	11,303	9,453	1,700		150
す さ み 町	21,880	7,367	6,019		153	1,195
白 浜 町	100,436	27,406	16,608	2,969	2,505	5,324
田 辺 市	33,154	24,541	3,824	4,850	4,862	11,005
み な べ 町	15,761	<u>5,929</u>	505			<u>5,424</u>
印 南 町	10,130	4,117				4,117
御 坊 市	14,198	5,979	2,595	218	643	2,523
美 浜 町	11,760	6,375	3,050	967	625	1,733
日 高 町	<u>28,946</u>	<u>7,769</u>	1,049	<u>1,921</u>		4,799
由 良 町	33,978	10,687		8,312	461	1,914
広 川 町	14,392	7,238	405	3,250	646	2,937
湯 浅 町	11,577	6,951	1,410	3,891	345	1,305
有 田 市	<u>33,919</u>	<u>11,640</u>	760	<u>7,686</u>	300	2,894
海 南 市	37,558	23,874		22,710		1,164
和 歌 山 市	76,905	20,895	480	19,927		488
合 計 (河口部を除く)	<u>648,777</u>	<u>231,523</u>	<u>72,709</u>	<u>90,839</u>	10,540	<u>57,435</u>

	合 計	保全区域 指定済計	国土交通省 河川局	国土交通省 港湾局	農村振興局 専管区域	水産庁
河口部延長	3,097	—	820	1,730	—	547

∴ 海岸線延長(河口部を含む) = 648,777 + 3,097 = 651,874m

名称		重要水防箇所所在地	延長(m)	備考
1	栖原	湯浅町栖原	100	越波
2	小浦	日高郡日高町小浦	50	越波
3	比井	日高郡日高町比井	330	越波
4	阿尾	日高郡日高町阿尾	175	越波
5	吉原・和田	日高郡美浜町吉原和田・吉原	3,300	越波(H16)
6	埴田	日高郡みなべ町埴田	505	越波
7	芳養元町	田辺市目良	1,200	越波(H16)
8	江津良	西牟婁郡白浜町江津良	940	越波(H16)
9	白浜	西牟婁郡白浜町白浜	865	越波(H16)
10	瀬戸	西牟婁郡白浜町臨海	960	越波(H16)
11	日置	西牟婁郡白浜町日置	900	越波(H16)
12	口和深	西牟婁郡すさみ町口和深	550	事業(局改)
13	江住	西牟婁郡すさみ町江住	380	越波(H16)
14	田並	東牟婁郡串本町田並	470	事業(事業)
15	大久保生 片江生	東牟婁郡串本町串本	500	越波
16	出雲	東牟婁郡串本町出雲	240	越波
17	くじの川	東牟婁郡串本町大水崎	3,310	越波
18	西向	東牟婁郡串本町西向	250	越波(H18)
19	古座	東牟婁郡串本町古座	400	越波
20	太地	東牟婁郡太地町太地	230	越波
21	森浦	東牟婁郡太地町森浦	1,700	越波
22	下里	東牟婁郡那智勝浦町下里	1,953	越波・老朽化
23	天満浜の宮	東牟婁郡那智勝浦町勝浦	1,200	越波(H16)・老朽化
計			20,508	

名称	重要水防箇所所在地	延長(m)	備考
1 加太	和歌山市加太	150	越波
2 二里ヶ浜	和歌山市磯の浦	1,300	老朽化
3 和歌山港	和歌山市西浜	2,525	老朽化
4 片男波	和歌山市和歌浦	1,710	事業(高潮)・老朽化
5 雑賀崎	和歌山市雑賀崎	800	越波(H16)
6 海南	海南市築地～藤白	1,325	事業(高潮)
7 大崎	海南市下津町大崎	1,260	老朽化
8 方	海南市方	955	事業(高潮)
9 西ノ浦	海南市西の浦	560	越波・老朽化
10 有田港	有田市宮崎町、港町・箕島	2,210	越波(H17)・老朽化
11 宮崎船越女ノ浦	有田市宮崎町	1,003	越波(H17)
12 湯浅	有田郡湯浅町湯浅	536	事業(高潮)
13 広川	有田郡広川町広	220	事業(高潮)
14 柏	日高郡日高町柏	385	越波
15 小杭	日高郡日高町小杭	80	越波
16 方杭	日高郡日高町方杭	100	越波
17 浜ノ瀬	日高郡美浜町浜ノ瀬	850	越波(H16)
18 北塩屋	御坊市塩屋	600	越波(H17)
19 文里	田辺市神子浜～新庄	1,039	越波
20 日置	西牟婁郡白浜町日置	280	越波
21 串本二色	東牟婁郡串本町串本	500	越波
22 西向	東牟婁郡串本町西向	250	越波(H17)
23 古座	東牟婁郡串本町古座	200	越波
24 佐野三輪崎	新宮市佐野	2,500	越波(H16)
計		21,338	

海岸名		所在地	延長(m)	備考
1	和歌浦	和歌山市和歌浦	488	漁港
2	塩津	海南市下津町塩津	969	漁港
3	戸坂	海南市下津町丸田	195	漁港
4	初島	有田市初島町浜	791	漁港
5	箕島	有田市宮崎町辰ヶ浜	1,623	漁港
6	千田	有田市千田	480	漁港
7	田村	有田郡湯浅町田	560	漁港
8	栖原	有田郡湯浅町栖原	745	漁港
9	唐尾	有田郡広川町唐尾	2,937	漁港
10	衣奈	日高郡由良町衣奈	693	漁港
11	小引	日高郡由良町小引	312	漁港
12	大引	日高郡由良町大引	560	漁港
13	小浦	日高郡日高町小浦	732	漁港
14	津久野	日高郡日高町津久野	340	漁港
15	比井	日高郡日高町比井	922	漁港
16	産湯	日高郡日高町産湯	1,199	漁港
17	阿尾	日高郡日高町阿尾	1,133	漁港
18	田杭	日高郡日高町田杭	267	漁港
19	三尾	日高郡美浜町三尾	1,563	漁港
20	本ノ脇	日高郡美浜町和田	170	漁港
21	祓井戸	御坊市名田町野島	456	漁港
22	野島	御坊市名田町野島	380	漁港
23	加尾	御坊市名田町野島	163	漁港
24	上野	御坊市名田町上野	1,134	漁港
25	下楠井	御坊市名田町楠井	350	漁港
26	印南	日高郡印南町印南	1,232	漁港

海岸名		所在地	延長(m)	備考
27	切目	日高郡印南町切目	1,738	漁港
28	大目津	日高郡みなべ町山内	280	漁港
29	南部	日高郡みなべ町南部	2,701	漁港
30	堺	日高郡みなべ町堺	2,233	漁港
31	芳養	田辺市芳養町	1,491	漁港
32	田辺	田辺市上屋敷	3,021	漁港
33	内の浦	田辺市新庄町内の浦	2,853	漁港
34	綱不知	西牟婁郡白浜町綱不知	4,156	漁港
35	湯崎	西牟婁郡白浜町湯崎	525	漁港
36	鴨居	西牟婁郡白浜町才野	253	漁港
37	伊古木	西牟婁郡白浜町塩野	390	漁港
38	周参見	西牟婁郡すさみ町周参見	1,155	漁港
39	安指	東牟婁郡串本町和深	150	漁港
40	出雲	東牟婁郡串本町出雲	395	漁港
41	串本	東牟婁郡串本町串本	270	漁港
42	檜野	東牟婁郡串本町檜野	250	漁港
43	須江	東牟婁郡串本町須江	360	漁港
44	姫	東牟婁郡串本町姫	655	漁港
45	伊串	東牟婁郡串本町伊串	788	漁港
46	津荷	東牟婁郡串本町津荷	530	漁港
47	下田原	東牟婁郡串本町田原	1,053	漁港
48	太地	東牟婁郡太地町太地	312	漁港
49	那智	東牟婁郡那智勝浦町浜の宮	427	漁港
50	宇久井	東牟婁郡那智勝浦町宇久井	529	漁港
51	三輪崎	新宮市三輪崎	1,230	漁港
計			48,139	

08-05-00 海岸重要水防箇所(農林水産省所管)

県農業農村整備課

地区海岸名	所在地	延長(m)	備考
1 柄杓井	有田郡広川町西広柄杓井	200	農村振興局所管
2 宮代	有田郡広川町唐尾宮代	446	農村振興局所管
3 三尾川	日高郡由良町衣奈三尾川	277	農村振興局所管
4 合母	日高郡美浜町三尾合母	625	農村振興局所管
5 西ノ芝	御坊市名田町野島	143	農村振興局所管
6 楠井	御坊市名田町楠井	500	農村振興局所管
7 滝内	田辺市新庄町滝内	2,043	農村振興局所管
8 鳥の巣	田辺市新庄町鳥の巣	1,679	農村振興局所管
9 鳥の巣西	田辺市新庄町鳥の巣	440	農村振興局所管
10 尺波	西牟婁郡白浜町堅田尺波	206	農村振興局所管
11 池田	西牟婁郡白浜町堅田池田	1,434	農村振興局所管
12 対の浦	西牟婁郡白浜町富田対の浦	268	農村振興局所管
13 笠甫	西牟婁郡白浜町日置笠甫	236	農村振興局所管
計		8,497	

港湾防災計画

09-00-00 県管理港湾一覧

県港湾整備課

港名	種別	設立年月日	所在地
和歌山下津港	国際拠点	昭26. 1. 19	和歌山市、海南市、有田市
大川港	地方	昭28. 8. 1	和歌山市
加太港	地方	昭28. 8. 1	和歌山市
湯浅広港	地方	昭28. 8. 1	湯浅町、広川町
由良港	地方（避難）	昭28. 8. 1	由良町、日高町
日高港	重要	昭58. 10. 4	御坊市、美浜町
文里港	地方	昭28. 8. 1	田辺市
日置港	地方	昭28. 8. 1	白浜町
袋港	地方	昭28. 8. 1	串本町
大島港	地方	昭39. 11. 18	串本町
古座港	地方	昭28. 8. 1	串本町
浦神港	地方	昭28. 8. 1	那智勝浦町
勝浦港	地方（避難）	昭28. 8. 1	那智勝浦町
宇久井港	地方	昭28. 8. 1	那智勝浦町
新宮港	地方	昭45. 3. 12	新宮市、那智勝浦町

道路防災計画

10-01-00 道路通行規制箇所（一般道路・国管理）

近畿地方整備局

市 町 村	名 称	位 置	延 長 (m)	予想される危険	備 考
和歌山市	26号	中	2,500	崩落・落石等	
広川町	42号	井関～河瀬	2,800	崩落・落石等	
由良町	42号	畑	3,200	崩落・落石等	
		里～阿戸	1,600	崩落・落石等	
日高町	42号	池田	1,700	崩落・落石等	
みなべ町	42号	山内～東岩代	3,100	崩落・落石等	
白浜町	42号	志原～富田	11,500	崩落・落石等	
すさみ町	42号	見老津～周参見	9,600	崩落・落石等	
串本町	42号	有田～田並	1,600	崩落・落石等	
串本町	42号	田原～津荷	3,100	崩落・落石等	
計			40,700		

第1次緊急輸送道路

市町村	道路名	要対策箇所数	備考
橋本市	橋本五條線	2	
高野町	一般国道370号	1	
高野町	一般国道371号	21	
高野町	一般国道480号	2	
九度山町	一般国道370号	5	
かつらぎ町	一般国道371号	3	
岩出市	泉佐野岩出線	2	
有田川町	一般国道424号	3	
田辺市	一般国道168号	6	
田辺市	一般国道311号	10	
田辺市	一般国道371号	29	
田辺市	一般国道424号	1	
田辺市	一般国道425号	2	
白浜町	南紀白浜空港線	2	
新宮市	一般国道168号	1	
第1次緊急輸送道路 計		90	

第2次緊急輸送道路

市町村	道路名	要対策箇所数	備考
和歌山市	新和歌浦梅原線	1	
和歌山市	和歌山海南線	1	
紀美野町	一般国道370号	2	
かつらぎ町	一般国道370号	2	
かつらぎ町	一般国道371号	8	
かつらぎ町	一般国道480号	10	
高野町	一般国道370号	3	
高野町	一般国道371号	11	
岩出市	岩出野上線	1	
紀の川市	岩出野上線	1	
有田川町	一般国道480号	60	
有田川町	海南金屋線	1	
美浜町	御坊由良線	2	
由良町	御坊由良線	1	
みなべ町	田辺龍神線	3	
みなべ町	一般国道424号	2	
田辺市	龍神中辺路線	1	
田辺市	一般国道425号	3	
田辺市	田辺龍神線	13	
白浜町	白浜温泉線	2	
印南町	一般国道425号	9	
串本町	田原古座線	4	
新宮市	一般国道169号	12	
新宮市	一般国道311号	1	
太地町	梶取崎線	2	
北山村	一般国道169号	11	
第2次緊急輸送道路 計		167	

火災予防計画
11-00-00 平成22年火災概況

県消防保安課

平成 22 年 1 月 ~ 12 月

	合計	前年比較	平成 22 年 1 月 ~ 12 月																
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
総出火件数	352	-147	41	26	36	32	36	18	27	28	20	24	32	31					
建物火災	196	-52	15	12	27	12	21	9	21	15	9	17	16	22					
林野火災	15	-2	3	0	0	2	0	0	2	0	1	0	3	0					
車両火災	38	2	6	2	3	3	2	2	1	4	3	3	5	4					
船舶火災	3	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0					
航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
その他火災	100	-21	16	12	6	15	9	7	3	8	7	4	8	5					
焼損棟数	274	-78	22	21	39	16	16	14	28	17	16	22	27	24					
り災世帯数	169	-32	14	9	22	14	14	6	14	12	12	20	18	16					
焼損建物 (㎡)	12,409	1,576	1,608	1,348	1,552	1,155	931	426	2,347	462	181	882	835	682					
面積 林野 (a)	602	-1,668	7	0	0	135	13	0	0	0	25	0	421	1					
損害額 (千円)	769,516	35,503	137,099	70,959	60,939	24,133	48,442	41,222	184,547	28,387	15,484	89,258	34,319	34,727					
死者	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷					
	11	42	1	5	1	7	0	6	1	0	1	0	6	1	3	3	3		
傷者	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷					
	9	30	-11	-25	1	7	0	2	1	0	0	4	0	1	0	2	2	3	3
数	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷					
	2	2	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
航空機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	9	-2	5	0	0	0	2	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0

林野火災予防計画

12-01-00 林野火災予防用資機材配備状況(貸与中の機材数)

県森林整備課

配備 年度	市町村名	背負式	双眼鏡	可搬式	携帯用	無線機	水のう付き	防火用水槽
		消火器		消防ポンプ	防火セット		手動ポンプ	
H4	日高川町(旧中津村)		1					
	印南町	3	1	2				
H8	古座川町		2					
H10	有田川町(旧清水町)	2		1	5		2	2
	有田川町(旧金屋町)	2		1	5		2	2
H11	湯浅町	0						
	広川町	0	1		8	2	3	
	有田川町(旧吉備町)	0	0		8	0	3	
H12	上富田町					3	5	
H13	九度山町				7		15	
	高野町				6		15	5
	かつらぎ町(旧花園村)				2		10	2
H14	田辺市(旧龍神村)				5		19	1
	みなべ町(旧南部川村)				2		6	1
	印南町				9			
H15	田辺市(旧大塔村)						15	4
	白浜町(旧日置川町)						13	
	すさみ町				8		3	3
合計	14市町村	7	5	4	65	5	111	20

H22. 5月末現在

12-02-00 林野火災特別地域対策事業実施要件に該当する市町村等における
林野火災用消防施設等の現況

県消防保安課
(平成23年4月1日現在)

消防施設等 市町村等	防火水槽 (基)	自然水利 利用施設 (施設)	空中消火 等補給地 (施設)	消防無線 (台)	チェーン ソー (台)	可搬式 散水装置 (個)	可搬式 送水装置 (台)	可搬式消 防ポンプ (台)	小型動力 ポンプ付 水槽車 (台)
御坊市				2	11	20			
田辺市	38	2		30	26	194	2	13	5
新宮市	32			48	6	169		9	1
紀美野町						6	1		
かつらぎ町	6	8	1	55	9		1		
九度山町	2			21	4	41		1	
高野町	1		1		12	96	10	2	
伊都消防組合				15	2	20	1	3	
湯浅町						3			
広川町						5			
湯浅広川消防組合					2	9		2	
有田川町	100			21	12				
美浜町									
日高町					2	4	1	4	
由良町	2					2		2	
日高川町				2				7	
みなべ町				23	7				
印南町	3							2	
日高広域消防組合				1	10	50	4		
白浜町		22		50	11	5		6	
上富田町				10	8	53		2	1
すさみ町				30	1	5		1	
串本町				6		7		1	
那智勝浦町	2			2		4		1	
太地町	3	1							
古座川町	29				1	110		16	
北山村	5			1	1			7	1
合計	223	33	2	317	125	803	20	79	8

※林野火災特別地域対策事業実施要件

林野火災特別地域は、おおむね次のア、イ又はウに該当する市町村を1以上含むものとする。

ア 市町村における林野占有率が70%以上、林野面積が5千ヘクタール以上及び人工林率が30%以上の市町村。

イ 上記ア以外で過去5年間に於ける林野火災による焼損面積が300ヘクタール以上の市町村又は過去5年間に於ける林野火災の出火件数が20件以上の市町村。

ウ 以外の市町村で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる市町村。

12-03-00 林野火災対策用消防資機材備蓄状況

近畿中国森林管理局、県消防保安課

	散布装置	組立貯水槽	消防ポンプ	消火剤拌機	消火剤等	粉砕機	備考
和歌山森林管理署 (田辺市新庄町)					(液体) 6,380kg (CMC) 1,080kg		
和歌山県 (東牟婁振興局)	(水のう型) 8台	(2,500ℓ) 2個	(B3級) 2台	(混合機) 2台	(CMC) 1160kg (着色剤) 30kg	1台	ホース(20m) 7本 吸管 3本
和歌山県 (御坊市消防本部)	(バケツト中型) 11台	(2,500ℓ) 4個	(B3級) 4台	(混合機) 3台	(液体) 7,800kg (CMC) 780kg (着色剤) 30kg	1台	ホース(20m) 10本 吸管 4本
和歌山県 (高野町防災ヘルポート)	(水のう中型) 3台				(液体) 3,400kg (CMC) 500kg (着色剤) 10kg		

都市防災化計画

13-01-00 都市計画法適用市町村一覧表

県都市政策課
平成22年3月31日現在

市町村名	都市計画区域名	範囲	面積 (ha)
和歌山市	和歌山	行政区域の全部	21028
海南市	海南	行政区域の一部	6135
	下津	行政区域の一部	1680
橋本市	橋本	行政区域の一部	8944
	高野口	行政区域の一部	1927
有田市	有田	行政区域の一部	3351
御坊市	御坊	行政区域の一部	1383
美浜町		行政区域の一部	225
田辺市	田辺	行政区域の一部	4143
新宮市	新宮	行政区域の一部	1712
紀の川市	打田	行政区域の一部	3971
	粉河	行政区域の一部	4745
	那賀	行政区域の一部	2812
	貴志川	行政区域の一部	2249
	桃山	行政区域の一部	1542
岩出市	岩出	行政区域の全部	3850
かつらぎ町	かつらぎ	行政区域の一部	6690
九度山町	九度山	行政区域の一部	652
高野町	高野	行政区域の一部	3203
湯浅町	湯浅	行政区域の一部	638
有田川町	吉備	行政区域の一部	890
由良町	由良	行政区域の一部	1289
みなべ町	南部	行政区域の一部	772
白浜町	白浜	行政区域の一部	1906
	日置川	行政区域の一部	1968
上富田町	上富田	行政区域の一部	1173
すさみ町	すさみ	行政区域の一部	1207
串本町	串本	行政区域の一部	581
	古座	行政区域の一部	276
那智勝浦町	那智勝浦	行政区域の一部	1164
太地町	太地	行政区域の全部	596
9市14町	30区域		92702

都市防災化計画

13-01-00 都市計画法適用市町村一覧表

県都市政策課
平成22年3月31日現在

市町村名	都市計画区域名	範囲	面積 (ha)
和歌山市	和歌山	行政区域の全部	21028
海南市	海南	行政区域の一部	6135
	下津	行政区域の一部	1680
橋本市	橋本	行政区域の一部	8944
	高野口	行政区域の一部	1927
有田市	有田	行政区域の一部	3351
御坊市	御坊	行政区域の一部	1383
美浜町		行政区域の一部	225
田辺市	田辺	行政区域の一部	4143
新宮市	新宮	行政区域の一部	1712
紀の川市	打田	行政区域の一部	3971
	粉河	行政区域の一部	4745
	那賀	行政区域の一部	2812
	貴志川	行政区域の一部	2249
	桃山	行政区域の一部	1542
岩出市	岩出	行政区域の全部	3850
かつらぎ町	かつらぎ	行政区域の一部	6690
九度山町	九度山	行政区域の一部	652
高野町	高野	行政区域の一部	3203
湯浅町	湯浅	行政区域の一部	638
有田川町	吉備	行政区域の一部	890
由良町	由良	行政区域の一部	1289
みなべ町	南部	行政区域の一部	772
白浜町	白浜	行政区域の一部	1906
	日置川	行政区域の一部	1968
上富田町	上富田	行政区域の一部	1173
すさみ町	すさみ	行政区域の一部	1207
串本町	串本	行政区域の一部	581
	古座	行政区域の一部	276
那智勝浦町	那智勝浦	行政区域の一部	1164
太地町	太地	行政区域の全部	596
9市14町	30区域		92702

13-02-00 市街化区域及び市街化調整区域

県都市政策課
平成22年3月31日現在

都市計画区域名	和歌山都市計画区域
都市計画区域面積	21,028ha
市街化区域面積	7,404ha
市街化調整区域面積	13,624ha

13-03-00 防災地域・準防火地域の現状

県都市政策課
平成22年3月31日現在

都市計画区域名	市町村名	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)
和歌山	和歌山市	約 41.0	約 414.0
有田	有田市	—	約 15.8
新宮	新宮市	—	約 35.0
合計	3市	約 41.0	約 464.8

13-04-00 都市計画の道路現況

県都市政策課
平成21年3月31日現在

市町村名	都市計画区域名	計画延長(km)	改良済み延長(km)	概成済み延長(km)
和歌山市	和歌山	191.06	89.43	15.53
海南市	海南	43.69	16.33	0.36
	下津	10.97	0.6	0
橋本市	橋本	55.42	16.87	11.82
	高野口	17.9	7.66	2.9
有田市	有田	21.46	10.1	3.04
御坊市	御坊	18.58	10.25	2.26
美浜町		2.3	0.6	0.6
田辺市	田辺	54.92	18.98	10.63
新宮市	新宮	30.68	11.95	2.86
紀の川市	打田	19.49	1.99	3.45
	粉河	28.36	1.04	1.09
	那賀	16.63	1.52	1.14
	貴志川	-	-	-
	桃山	-	-	-
岩出町	岩出	22.61	10.48	4.02
かつらぎ町	かつらぎ	36.55	8.35	9.48
高野町	高野	9.22	6.32	2.03
湯浅町	湯浅	8.46	1.25	0
有田川町	吉備	5.9	0	0
みなべ町	南部	8.73	3.88	0
白浜町	白浜	41.68	9.47	11.83
	日置川	8.01	0	0
上富田町	上富田	4.57	0	0
すさみ町	すさみ	14.44	0	0
串本町	串本	7.01	3.51	1.57
	古座	-	-	-
那智勝浦町	那智勝浦	25.09	12.22	2.51
太地町	太地	10.85	5.02	2.09
9市14町	30区域	714.58	247.82	89.21

市町村名	都市計画区域名	計画		供用	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
和歌山市	和歌山	61	1096.078	49	223.908
海南市	海南	3	43.37	3	14.98
	下津	3	0.40	3	0.40
橋本市	橋本	42	91.49	33	73.65
	高野口	6	16.72	6	16.65
有田市	有田	6	1.55	6	1.55
御坊市	御坊	3	42.60	3	39.49
美浜町		1	0.51	1	0.51
田辺市	田辺	22	48.12	21	45.78
新宮市	新宮	4	6.63	4	5.49
紀の川市	打田	3	0.64	3	0.64
	粉河	3	11.86	3	11.86
	那賀	4	4.46	3	4.39
	桃山	1	9.90	1	9.90
	責志、川	1	13.00	1	13.00
岩出市	岩出	8	36.39	7	32.57
かつらぎ町	かつらぎ	10	16.73	9	13.45
九度山町	九度山	1	1.00	1	1.00
高野町	高野	5	2.15	3	1.68
湯浅町	湯浅	2	0.66	2	0.66
有田川町	吉備	3	0.98	2	0.76
みなべ町	南部	2	0.13	2	0.13
白浜町	白浜	14	95.45	10	43.25
すさみ町	すさみ	1	9.60	0	0.00
那智勝浦町	那智勝浦	7	20.31	6	8.11
太地町	太地	5	15.20	3	0.66
串本町	串本	1	0.26	1	0.26
9市12町	26区域	222	1586.188	186	564.728

13-06-00市町村土地区画整理事業一覽

県都市政策課
H24. 3. 31現在

市町村名	都市計画区域名	地区数	都市計画決定面積(ha)	事業計画決定面積(ha)
和歌山市	和歌山	15	697.67	615.26
海南市	海南	4	74.47	74.27
橋本市	橋本	19	140.53	710.72
田辺市	田辺	4	3.34	10.79
新宮市	新宮	2	31.62	31.62
白浜町	白浜	1	15.48	15.48
那智勝浦町	那智勝浦	4	40.20	40.20
5市2町	7区域	49	1003.31	1498.34

和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物による二次的な人的被害を防止するために、和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「応急危険度判定」とは、余震等による被災建築物の倒壊や落下物による人命の危険性を防止、軽減するために、被災建築物の危険性を判定することをいう。

2 この要綱において、「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

(認定等)

第3条 応急危険度判定士は、県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者で、第10条の講習を終了したもののの中から認定するものとする。ただし、他の都道府県において被災建築物応急危険度判定士の認定を受けている者は、第10条の講習の受講を要しないものとする

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士
- (2) 昭和45年建設省告示第1825号第1の特殊建築物等調査資格者
- (3) 前2号に規定する者のほか、知事が認めた者

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、第10条の講習終了後1年以内に、応急危険度判定士認定申請書（別記第1号様式）に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

- (1) 建築士免許証（建築士法第5条第2項）又は特殊建築物等調査資格者認定証の写し
- (2) 第10条の講習の修了証の写し
- (3) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無拝啓の縦4cm横3cmのカラー写真。以下「写真」という。）

(認定証の交付)

第4条 知事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格と認めた場合は、応急危険度判定士登録者名簿（別記第2号様式）に登録するとともに申請者に応急危険度判定士認定証（別記第3号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めるときは、認定しないことができる。この場合において、知事は、申請者に通知しなければならない。

(申請事項の変更)

第5条 応急危険度判定士は、第3条第2項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、応急危険度判定士認定申請事項変更届（別記第4号様式）により知事に届けるものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、応急危険度判定士登録者名簿の修正をするものとする。

(認定証の更新)

第6条 認定証の有効期間は、5年間とする。

2 認定証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに応急危険度判定士認定更新申請書（別記第5号様式）に認定証を添えて知事に申請するものとする。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、応急危険度判定士登録者名簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に認定証を交付するものとする。

(認定証の再交付)

第7条 応急危険度判定士は、認定証を紛失し、又は汚損したときは、応急危険度判定士認定証再交付申請書（別記第6号様式）により知事に再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該

認定証を知事に返納するものとする。

(認定の辞退)

第8条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、応急危険度判定士認定辞退届（別記第7号様式）に認定証を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、応急危険度判定士登録者名簿から抹消するとともに、届出者に通知するものとする。

(認定の取消)

第9条 知事は、応急危険度判定士が次のいずれかに該当した場合においては、認定の取消し又は認定の停止を行うことができる。

- (1) 建築士法第9条に基づく免許の取消しを受けた者
- (2) 建築士法第10条第1項に基づく懲戒を受けた者
- (3) 昭和45年建設省告示第1825号第4に基づき資格を喪失した者
- (4) 前3号に規定する者のほか、知事が認めた者

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、応急危険度判定士登録者名簿から抹消するとともに認定書を返納させるものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定の停止を行った場合は、停止期間満了まで認定証を領置するものとする。

(指定講習)

第10条 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、和歌山県が主催する和歌山県応急危険度判定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。

2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。

- (1) 総論
- (2) 応急危険度判定制度
- (3) 応急危険度判定技術
 - ア 共通の事項
 - イ 建築構造毎の判定技術

(実施細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年12月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に改正前の和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士要綱の規定によりされている申請については、改正後の同要綱の規定によりされている申請とみなす。

和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地を調査し危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地とは、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要があると認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被害状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 宅地判定士とは、危険度判定を実施する能力を有する者として、和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載したもの又は被災宅地危険度判定連絡協議会長が登録し、宅地判定士名簿に登載したものをいう。

(登録の対象)

第3条 知事は、県内に住居地又は勤務地を有し、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第12条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を終了した者を宅地判定士として登録するものとする。

- (1) 宅地造成等規制法施行令第18条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに該当する者
- (2) 国又は地方公共団体等の職員およびこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- (3) 国又は地方公共団体等の職員およびこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
- (4) その他、建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有するとして知事が認めた者

2 知事は、前項の規定にかかわらず、県内に居住又は勤務する者で、前各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録するものとする。

(登録の手続き)

第4条 前条に該当する者で、宅地判定士の登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）により知事に対して申請するものとする。

2 登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りではない。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者については、資格要件申請書（様式第2号）及び各々の登録要件を証明する書類
- (2) 前条第1項第2号及び第3号に該当する者については、実務経験証明書（様式第3号）
- (3) 前条第2項に該当する者については、前条第1項各号と同等以上の知識及び経験を有することを証する書類
- (4) 申請者の写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルの写真）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登録証の交付)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登録するとともに、当該申請者に被災

宅地危険度判定士登録証（様式第4号。以下「登録証」という。）を交付する。

- 2 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当でないと認めるときは、登録しない旨の文書を当該申請者に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更を生じたときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）及び登録証を知事に提出するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 移住地住所又は電話番号
- (3) 勤務先の名称、所在地又は電話番号

- 2 知事は、前項の届出があった場合においては、宅地判定士名簿を訂正し必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。

（登録の更新）

第7条 登録の有効期限は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の終了の日（第3条第2項に該当する場合にあつては、知事が認めた日）から5年後のその日の属する年度の末日とする。

- 2 前項に規定する登録の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として和歌山県被災宅地判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、登録の更新をすることができる。この場合において、現に有効な登録の有効期間の終了までに、第12条に規定する講習会を受講し、修了した場合、又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認められた場合、知事に被災宅地危険度判定士登録更新申請書（様式第6号）及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新するものとする。

- 3 知事は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに登録を行い、新たな登録証を交付する。

- 4 前項の登録の有効期間は、第1項に準ずる。

（登録証の再交付）

第8条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（様式第7号）により知事に再交付を申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。

（登録の辞退）

第9条 宅地判定士は登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届（様式第8号）に登録証を添えて知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その者を宅地判定士名簿から抹消する。

（登録知事の変更）

第10条 知事から宅地判定士として登録を受けた者で、本県以外の都道府県に居住地又は勤務地を有することにより、他の都道府県知事の登録を受けようとするときは、変更届及び登録証を新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。また、宅地判定士が新たに独立行政法人都市再生機構の職員となったときは、変更届及び登録証を独立行政法人都市再生機構理事長に提出するものとする。なお、他の都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構理事長から変更届の受理の通知があったときは、第9条による登録辞退があったものとみなし、同条第2項を準用する。

- 2 知事は、他の都道府県知事から宅地判定士として登録を受けた者で、県内に居住地又は勤務地を有する宅地判定士から変更届及び登録証の提出があったとき、又は独立行政法人都市再生機構の職員が職員でなくなり、変更届及び登録証の提出があったときは、第5条を準用し、記載事項を変更した登録証を変更届及び登録証を提出した宅地判定士に交付し、併せて変更前の登録を行っていた都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構理事長にその旨を通知するものとする。

（登録の取消）

第11条 知事は、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、その登録を取り消すことができる。

2 知事は、第3条第1項第3号及び同条第2項に該当し、第5条第1項により登録を受けた宅地判定士に、前項に該当する事由が生じたときは宅地判定士の登録を取り消すものとする。

3 第1項及び第2項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。

(講習会)

第12条 県は、市町村の協力を得て第3条第1項に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識及び技術向上のための講習会を実施する。

2 第3条第1項に規定する講習会は、前項の講習会又は被災宅地危険度判定連絡協議会等による講習会とする。

(宅地判定士名簿)

第13条 知事は、第5条第1項、第6条第2項、第7条第3項、第9条第2項、第10条第1項及び同条第2項に規定する手続きを行った場合には、その内容を記載した宅地判定士名簿を速やかに被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要があると認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (4) 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (5) 宅地判定士 危険度判定を実施する能力を有する者として、和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要項」という。）に基づき知事が登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載したもの又は被災宅地危険度判定連絡協議会長が登録し、宅地判定士名簿に登載したものをいう。

(県の事前準備)

第3条 県は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努める。

- 2 県は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新等に関する事務を行う。
- 3 県は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。
- 4 県は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(市町村の事前準備)

第4条 市町村は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努める。

- 2 市町村は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。
- 3 市町村は、危険度判定制度について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

- 2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及

び宅地を定める。

3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。

4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。

5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

6 知事は、被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったとき、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じる。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める手引きによる。

(他の都道府県等に対する支援要請)

第8条 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のための支援を要請する。

(危険度判定の責任体制等)

第9条 この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

3 宅地判定士の派遣を要請した市町村は、原則として、危険度判定に係る経費を負担するものとする。

(資機材の調達及び備蓄)

第10条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努める。

(他の都道府県に対する支援)

第11条 知事は、他の都道府県知事及び国土交通省から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、登録した宅地判定士に協力の要請や、宅地判定士の派遣等の支援措置を講じる。

(宅地判定士名簿)

第12条 知事は、宅地判定士名簿を調製し保管する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

下水道等施設災害予防計画

15-01-00 下水道事業の供用開始状況表

平成23年4月1日現在

市町村名	住民基本台帳人口 平成23年3月31日	処理区名	全体計 処理面積 (ha)	処理面積 (ha)	全体計 処理人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	供用開始年月日	備考
和歌山市	379,003	和歌川処理区 中央処理区 北部処理区	468.0 2,961.0 2,658.0	379.5 1,378.0 362.4	29,000 171,000 128,000	24,154 81,071 25,645		昭和59年11月1日 昭和62年11月1日 平成13年4月1日	
橋本市	67,529	伊都処理区	2,225.0	808.1	65,400	33,786	50.0%	平成13年4月1日	
かつらぎ町	18,741	伊都処理区	758.8	223.6	15,800	5,944	31.7%	平成13年4月1日	
九度山町	5,136	伊都処理区	99.7	57.6	3,000	2,096	40.8%	平成13年4月1日	
伊都処理区計	91,406		3,083.5	1,089.3	84,200	41,826	45.8%		
紀の川市		長山処理区 那賀処理区	(39.0) 1,914.0	39.0 98.2	(3,800) 73,400	2,284 3,914		平成2年3月30日 平成20年12月10日	
岩出市	67,723	那賀処理区	1,420.0	106.9	60,000	4,317	8.2%	平成20年12月10日	
那賀処理区計	120,484		3,334.0	244.1	133,400	10,515	8.7%		
御坊市	25,772	塩屋処理区	92.0	9.0	3,700	275	1.1%	平成23年4月1日	
田辺市		龍神温泉処理区 川湯処理区	9.0 3.7	9.0 3.7	130 100	93 55		平成14年4月1日 平成8年9月5日	
	81,191		12.7	12.7	230	148	0.2%		
高野町		高野山処理区 西細川処理区	143.0 8.0	143.0 8.0	4,600 150	2,684 100		昭和56年4月1日 平成10年4月1日	
広川町	3,797		151.0	151.0	4,750	2,784	73.3%		
有田川町	7,844	広港処理区	8.1	8.1	340	137	1.7%	平成9年1月17日	
美浜町	28,014	吉備第1処理区 松原処理区	320.4 99.4	118.6 69.5	12,400 3,690	4,004 2,880	14.3% 35.5%	平成21年4月1日 平成17年6月1日	
由良町		由良処理区 畑・中処理区	132.0 (26.0)	40.0 26.0	5,340 (600)	1,705 546		平成20年3月31日 平成15年3月31日	
	6,788		132.0	66.0	5,340	2,251	33.2%		
みなべ町	14,217	南部処理区	301.0	144.7	10,650	4,984	35.1%	平成14年10月1日	
白浜町	23,418	白浜処理区	293.0	114.7	11,000	3,071	13.1%	平成6年11月1日	
上富田町	15,196	上富田処理区	287.0	72.8	12,000	3,578	23.5%	平成19年4月1日	
那智勝浦町	17,499	那智山処理区	12.0	12.0	200	124	0.7%	平成10年4月1日	
太地町	3,428	常渡処理区	45.6	45.6	3,800	2,054	59.9%	昭和44年4月1日	
串本町	18,808	大水崎処理区	28.0	28.0	760	484	2.6%	平成6年10月1日	
県計	1,025,613		14,286.7	4,306.0	614,460	209,985	20.5%		

下水道等施設災害予防計画

15-02-00農業集落排水事業の供用開始状況表

県下水道課

平成23年3月31日現在

市町村名	行政人口	地区名	計画区域面積 (ha)	計画処理人 口(人)	処理区域内人 口(人)	左のうち接続 人口	接続率 (%)	供用開始年月	備考
和歌山市		東山東中部	23.0	550	555	469	84.5	H12.12	
		楠本	9.4	760	337	308	91.4	H15.9	
		西山東南部	17.3	480	462	315	68.2	H17.7	
市計	379,003		49.7	1,790	1,354	1,092	80.6		
橋本市		吉原	15.7	750	532	505	94.9	H13.4	
		山田・出塔	27.3	890	592	549	92.7	H15.4	
		上中・下中	12.0	620	386	337	87.3	H10.4	
		西川	4.2	140	89	80	89.9	H13.4	
市計	67,529		59.2	2,400	1,599	1,471	92.0		
御坊市		富安	20.6	1,110	859	578	67.3	H10.9	
		上野楠井	24.0	2,100	1,362	1,066	78.3	H11.7	
		野島	32.7	470	313	262	83.7	H12.8	
		加尾	7.7	1,190	378	155	41.0	H19.7	
市計	25,772		85.0	4,870	2,912	2,061	70.8		
田辺市		平野	10.7	200	147	147	100.0	H4.4	
		岩内	40.5	1,110	924	839	90.8	H6.4	
		三栖左岸	16.9	980	553	506	91.5	H6.4	
		中芳養	34.0	1,270	994	959	96.5	H7.10	
		上秋津川東	75.0	1,910	1,481	1,261	85.1	H7.10	
		三栖右岸	67.5	2,460	1,844	1,427	77.4	H10.4	
		上芳養	25.8	1,070	936	780	83.3	H10.4	
		長野	35.7	830	559	317	56.7	H14.4	
		古屋谷	9.7	270	237	119	50.2	H15.4	
		芳養	19.0	600	451	174	38.6	H17.8	
		市計	81,191		334.8	10,700	8,126	6,529	80.3
紀の川市		西山	10.0	500	368	326	88.6	H10.5	
		善田	7.5	230	156	0	0.0	H23.4	
市計	67,723		17.5	730	524	326	88.6		
紀美野町	10,699	平・吉見	15.0	880	578	553	95.7	H7.6	
九度山町		稚出	11.2	580	391	330	84.4	H11.8	
		河根	5.5	240	138	83	60.1	H19.2	
町計	5,136		16.7	820	529	413	78.1		
高野町	3,797	花坂	8.2	300	122	110	90.2	H10.6	
湯浅町	13,701	田	24.0	1,320	1,071	416	38.8	H17.4	
有田川町		田殿	37.5	2,240	1,574	1,180	75.0	H10.4	
		徳田	14.3	540	654	479	73.2	H11.4	
		吉見	6.4	210	202	113	55.9	H12.4	
		熊井	22.8	870	851	398	46.8	H14.6	
		吉原	47.2	2,070	1,230	980	79.7	H11.4	
町計	28,014		128.2	5,930	4,511	3,150	69.8		
美浜町		和田	56.0	2,400	2,061	1,946	94.4	H2.4	
		入山上田井	45.9	1,600	1,080	934	86.5	H9.4	
町計	8,111		101.9	4,000	3,141	2,880	91.7		
日高町		谷口小池	26.7	1,370	958	681	71.1	H17.2	
		内原東	60.0	4,180	3,010	1,358	45.1	H20.3	
町計	7,815		86.7	5,550	3,968	2,039	51.4		
印南町		古井	12.0	620	384	302	78.6	H17.6	
		山口	15.0	760	526	438	83.3	H17.6	
		宮ノ前・古屋	11.2	250	239	57	23.8	H22.4	
町計	9,163		38.2	1,630	1,149	797	69.4		
みなべ町		共和東	18.0	1,570	874	754	86.3	H13.5	
		受領	3.7	190	145	139	95.9	H13.1	
		本郷	11.6	610	487	396	81.3	H13.7	
		西本庄	24.8	1,150	841	739	87.9	H16.4	
		共和西	10.8	340	287	180	62.7	H16.4	
		西岩代	19.4	560	452	399	88.3	H10.9	
		東岩代	17.3	780	599	517	86.3	H11.9	
		晩稲熊岡	49.2	1,660	1,271	734	57.7	H17.10	
町計	14,217		154.8	6,860	4,956	3,858	77.8		
日高川町		山野	8.5	450	377	357	94.7	H9.7	
		和佐	21.5	1,810	948	778	82.1	H11.1	
		土生・矢田	22.2	1,340	818	635	77.6	H12.5	
		江川	18.0	830	595	475	79.8	H17.4	
		田尻	5.5	180	141	115	81.6	H15.5	
		鐘巻	7.5	940	203	149	73.4	H18.4	
		三百瀬	12.4	450	411	220	53.5	H19.4	
町計	10,891		95.6	6,000	3,493	2,729	78.1		
白浜町	23,418	安居	8.5	560	278	156	56.1	H12.12	
上富田町		市ノ瀬南岸	24.9	1,270	1,049	986	94.0	H10.3	
		市ノ瀬北岸	12.8	1,750	1,182	888	75.1	H13.6	
		生馬	27.2	950	781	587	75.2	H15.7	
		岩田・岡	38.6	2,570	1,674	829	49.5	H15.7	
		田熊	8.0	480	398	272	68.3	H16.7	
町計	15,196		111.5	7,020	5,084	3,562	70.1		
県計	703,653		1,335.5	61,360	43,395	32,142	74.1		

(注)人口については、平成23年3月31日現在の住民基本台帳による

計画処理人口には、定住人口及び流入人口を含む。
処理区域内人口、及び接続人口は定住人口ベースである。

流木災害予防計画

16-00-00 貯木場の所在、面積及び貯木能力

県林業振興課、河川課

箇所	貯木場所	面積(m ²)	貯木能力 [回収容能力] (m ³)	備考
和歌山市	木材けい留場(公有水面)	850	850	築地川
田辺市	貯木場(陸上)	11,200	11,200	龍神村森林組合
新宮市	堤防貯木場(陸上)	25,000	12,000	
新宮市	新宮港木材貯木場(陸上)	33,000	33,000	
上富田町	木材共販所(陸上)	31,000	29,000	西牟婁森林組合
田辺市	貯木場(陸上)	7,800	4,800	本宮町森林組合
御坊市	木材共販所(陸上)	12,300	10,700	県森連
新宮市	原木市場(陸上)	33,000	33,000	
	8箇所	154,150	134,550	

文化財災害予防計画
17-01-00 国・県指定文化財集計表

県文化遺産課
平成24年3月31日現在

	有形文化財												記念物						民俗文化財				無形文化財	伝統的建造物群保存地区	合計										
	建造物	美術工芸品						史跡	名勝	天然記念物	史名	勝跡	名勝記念物	有形民俗文化財	無形民俗文化財	無形民俗文化財																			
		絵画	彫刻	工芸品	書画	蹟蹟	古資料										歴史資料																		
																		国	県	国	県	国						県	国	県	国	県	国	県	国
和歌山市	12	7	3	3	5	1	19	17	1	3		3		6	9	3		11	1			2	3	1		49	61	110							
岩出市	3	6			2	2								1	2	1	1		4								8	14	22						
紀の川市	5	5	1			4	2	3						2	3	1	1		8				1	3		12	27	39							
橋本市	1	2				6		2		2	1	1		7	3				2				3	2		2	27	29							
海南市	9	5			2	10				1	2			1	11	1			2				1	6		14	37	51							
有田市	2			2	5	3	2	1							3									1		9	12	21							
御坊市					1		2							1	2									3		0	11	11							
田辺市	1	2		6	1	6	2	11		4		1		5	12			4	7			1	1	15		13	66	79							
新宮市	1				4	1	4	11						2	5			2	1		1	1	3			14	22	36							
紀美野町	6	2			2	2				1								6								8	11	19							
かつらぎ町	3	7			3	4	6	4	2	2				1	1	2			2					1	4	17	25	42							
九度山町	2	2	1		1	2	1	2						1	1				2					1		5	11	16							
高野町	13	5	57	12	54	2	31	10	42	3	2		2	2	5	1	1		2							204	40	244							
湯浅町		4			5	2	1		2	4					5									1		9	16	25							
広川町	7	2					1	1						2	1								2			10	6	16							
有田川町	8	2	1	3	11	4		5				1	1	5				2				1	2	3		23	27	50							
美浜町								1											4							0	5	5							
日高町										1					5									1		1	6	7							
由良町			1		1					1									1	1				6		4	7	11							
日高川町	2	3	1		5	4			1					1										5		9	14	23							
みなべ町		2					2							4				2				1	1	3		0	15	15							
印南町					1									3				4						1		0	9	9							
白浜町	1	2	9		1		0							2	1		3	3				1	1			6	18	24							
上富田町					1									3				2					2			0	8	8							
すさみ町																		2								2	0	2							
串本町			3	1										1	1								1	2		5	5	10							
那智勝浦町	3	1		4	3	6	1	16	1		2	3		1	7	1		1	7				3	1	4	14	51	65							
太地町														1	1									1		0	3	3							
古座川町																		2								2	1	3							
北山村																										0	0	0							
計	78	58	70	40	102	63	72	88	51	21	6	13	3	3	25	99	9	4	15	74	0	1	2	3	1	14	5	73	0	1	1	0	440	555	995
	136		110		165		160		72		19		6		124		13		89		1		5		15		78		1		1		995		

(注) 下記の指定物件については、複数の市町村に所在するため※印のものを代表として上記の件数とする。

指定別	種別	名称	所在地
国指定	史跡	明恵紀州遺跡卒都婆	※有田川町・湯浅町・有田市
		高野山町石	※高野町・かつらぎ町・九度山町
		熊野参詣道	※田辺市・那智勝浦町・新宮市・白浜町・すさみ町・高野町
		熊野三山	※新宮市・那智勝浦町・田辺市
		大峯奥駈道	※田辺市・新宮市
県指定	史跡	オオウナギ生息地	※白浜町・上富田町・田辺市
		河内祭の御舟行事	※串本町・古座川町
		糸我峠	※湯浅町・有田市
		鹿ヶ瀬峠	※日高町・広川町
		玉川峽	※九度山町・橋本市
無形民俗文化財	名勝	熊野の田掻競牛	※那智勝浦町・串本町・古座川町
		有田川の鱒飼	※有田川町・有田市
		紀州備長炭製炭技術	※田辺市・日高郡・西牟婁郡・東牟婁郡

17-02-00 指定文化財国宝（建造物）

県文化遺産課

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
根来寺多宝塔（大塔）	1基	昭27.11.22	岩出市根来	根来寺	室町明応～天文
長保寺本堂	1棟	昭28.03.31	海南省下津町上	長保寺	鎌倉 延慶4
附 厨子	1基				
長保寺多宝塔	1基	昭28.03.31	海南省下津町上	長保寺	室町 正平12
長保寺大門	1棟	昭28.03.31	海南省下津町上	長保寺	室町 嘉慶2
附 扁額	1面				
善福院积迦堂	1棟	昭28.03.31	海南省下津町梅田	善福院	鎌倉 嘉暦2
金剛峯寺不動堂	1棟	昭27.03.29	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	鎌倉 後期
金剛三昧院多宝塔	1基	昭27.11.22	伊都郡高野町高野山	金剛三昧院	鎌倉 貞応2

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
和歌山城岡口門	1棟	昭32.06.18	和歌山市一番丁	和歌山市	江戸 元和7
附 土塀	1棟				
東 照 宮	7棟	大05.05.24	和歌山市和歌浦西	東照宮	江戸 元和7
本殿、石の間、拝殿	(1棟)				
附 宮殿	1基	昭40.05.29			
附 棟札	3枚	昭40.05.29			
唐門	(1棟)	大05.05.24			
東西瑞垣	(2棟)	大05.05.24			
楼門	(1棟)	昭40.05.29			
東西回廊	(2棟)	昭40.05.29			
天満神社本殿	1棟	大05.05.24	和歌山市和歌浦西	天満神社	桃山 慶長11
附 棟札	8枚	昭41.06.11			
天満神社楼門	1棟	昭10.05.13	和歌山市和歌浦西	天満神社	桃山 慶長10
天満神社	2棟	昭49.05.21	和歌山市和歌浦西	天満神社	桃山 慶長年間
末社 多賀神社本殿	(1棟)				
末社 天照皇太神宮 豊受大神社宮本殿	(1棟)				
護国院多宝塔	1基	明41.04.23	和歌山市紀三井寺	護国院	室町 文安6
附 棟札	1枚	昭41.06.11			
護国院鐘楼	1棟	明41.04.23	和歌山市紀三井寺	護国院	桃山
護国院楼門	1棟	明41.04.23	和歌山市紀三井寺	護国院	室町
加太春日神社本殿	1棟	昭06.12.04	和歌山市加太	加太春日神社	桃山 慶長元
附 棟札	14枚	昭41.06.11			
旧 柳川家住宅	2棟	昭44.03.12	和歌山市岩橋紀伊風土記の丘	和歌山県	江戸 文化4
主屋	(1棟)				
前蔵	(1棟)	昭45.06.17			
附 家相図	1枚	昭45.06.17			
旧 谷山家住宅	1棟	昭44.03.12	和歌山市岩橋紀伊風土記の丘	和歌山県	江戸 寛延2
附 棟札	1枚				
旧 中筋家住宅	6棟	昭49.02.05	和歌山市祢宜	楳本吉子 楳本孝子 竹田充子	江戸 末期
主屋	(1棟)				
附 板絵図	1枚				
表門	(1棟)				
長屋蔵	(1棟)				
北蔵	(1棟)				
内蔵	(1棟)				
御成門	(1棟)				
附 土塀	3棟				
根来寺大師堂	1棟	昭16.05.08	岩出市根来	根来寺	室町 明德2
附 厨子及び須弥壇		昭41.06.11			
増田家住宅	2棟	昭44.03.12	岩出市曾屋	増田裕	江戸 宝永3
主屋	(1棟)				
附 棟札	2枚				
表門	(1棟)				江戸 正徳2
附 祈祷札	2枚				
鞆淵八幡神社本殿	1棟	昭11.04.20	紀の川市中鞆淵	鞆淵八幡神社	室町 寛正3
附 棟札	8枚	昭41.06.11			
鞆淵八幡神社大日堂	1棟	昭06.01.19	紀の川市中鞆淵	鞆淵八幡神社	室町
附 厨子	1基	昭41.03.12			
粉河寺	4棟	平08.12.10	紀の川市粉河	粉河寺	

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
本堂	(1棟)				江戸 享保5
附 指図	3枚				
附 文書	1紙				
千手堂	(1棟)				江戸 宝暦10
中門	(1棟)				江戸 天保3
附 棟札	1枚				
大門	(1棟)				江戸 宝永4
旧名手本陣妹背家住宅	3棟	昭44.03.12	紀の川市名手市場	紀の川市	
主屋	(1棟)				江戸 享保3
米蔵	(1棟)				江戸
南倉	(1棟)				江戸
三 船 神 社	3棟	昭44.03.12	紀の川市桃山町神田	三船神社	
本殿	(1棟)				桃山 天正18
附 棟札	3枚				
摂社丹生明神社本殿	(1棟)				桃山 慶長4
附 棟札	3枚				
摂社高野明神社本殿	(1棟)				桃山 慶長4
附 棟札	4枚				
附 棟札	8枚				
利生護国寺本堂	1棟	昭40.05.29	橋本市隅田町下兵庫	利生護国寺	室町 前期
長保寺鎮守堂	1棟	大03.04.17	海南市下津町上	長保寺	鎌倉 後期
三郷八幡神社本殿	1棟	昭19.09.05	海南市下津町黒田	三郷八幡神社	室町 永禄2
附 棟札	5枚	昭41.06.11			
地藏峰寺本堂	1棟	昭49.05.21	海南市下津町橋本	地藏峰寺	室町 永正10以前
福 勝 寺	2棟	平03.05.31	海南市下津町橋本	福勝寺	
本堂	(1棟)				室町 永正12以前
附 棟札	3枚				
求聞持堂	(1棟)				江戸 慶安3
附 棟札	1枚				
附 厨子	1基				江戸 万治2
附 鐘楼	1棟				江戸 慶安3頃
琴ノ浦温山荘	3棟	平22.06.29	海南市船尾字矢ノ島	財団法人	
主屋	(1棟)			琴ノ浦温山荘園	大正 大正4
附 御幣	1本				
浜座敷	(1棟)				大正 大正2
茶室	(1棟)				大正 大正9
附 伴待部屋	1棟				
正門	1棟				
中門	1棟				
西冠木門	1棟				
南冠木門	1棟				
北冠木門	1棟				
浄妙寺本堂	1棟	明37.08.29	有田市宮崎町小豆島	浄妙寺	鎌倉 後期
浄妙寺多宝塔	1基	明37.08.29	有田市宮崎町小豆島	浄妙寺	鎌倉 後期
熊野本宮大社	3棟	平07.12.26	田辺市本宮町本宮	熊野本宮大社	
第一殿・第二殿 (西御前・中御前)	(1棟)				江戸 享和元
附 棟札	1枚				
第三殿(証誠殿)	(1棟)				江戸 後期
第四殿(若一王子)	(1棟)				江戸 文化4

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
附 棟札	1 枚				
旧 西 村 家 住 宅	1 棟	平22. 06. 29	新宮市新宮上熊野	新宮市	大正 大正3
附 南外塀	1 棟			西村山林株式会社	
附 北外塀	1 棟				
宅地					
野 上 八 幡 宮 本 殿	1 棟	昭19. 09. 05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	室町 元龜3
附 棟札	1 枚	昭19. 09. 05			
野 上 八 幡 宮 拝 殿	1 棟	昭19. 09. 05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	桃山 天正元
附 棟札	3 枚	昭41. 06. 11			
野 上 八 幡 宮 本 殿	1 棟	昭19. 09. 05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	室町 元龜3頃
附 棟札	1 枚	昭41. 06. 11			
野 上 八 幡 宮 本 殿	1 棟	昭19. 09. 05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	室町 元龜3
附 棟札	5 枚	昭41. 06. 11			
野 上 八 幡 宮 本 殿	1 棟	昭19. 09. 05	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	桃山 天正6
附 棟札	1 枚	昭41. 06. 11			
十 三 神 社	3 棟	昭44. 03. 12	海草郡紀美野町野中	十三神社	
本殿	(1 棟)				桃山
摂社丹生神社本殿	(1 棟)				室町 後期
摂社八幡神社本殿	(1 棟)				室町 永祿4
丹生都比売神社楼門	1 棟	明41. 04. 23	伊都郡かつらぎ町上天野	丹生都比売神社	室町 明応8
丹生都比売神社本殿	4 棟	昭40. 05. 29	伊都郡かつらぎ町上天野	丹生都比売神社	室町 文明元～明治34
附 宮殿	4 基				
宝 来 山 神 社 本 殿	4 棟	昭18. 06. 09	伊都郡かつらぎ町萩原	宝来山神社	桃山 慶長19
附 棟札	4 枚				
丹生官省符神社本殿	3 棟	昭40. 05. 29	伊都郡九度山町慈尊院	丹生官省符神社	室町 永正14 (第1, 2殿) 天文10 (第3殿)
附 宮殿	4 基				
附 棟札	2 枚				
慈 尊 院 弥 勒 堂	1 棟	昭40. 05. 29	伊都郡九度山町慈尊院	慈尊院	鎌倉 後期
附 石露盤宝珠	1 組				
附 棟札	17 枚				
金 剛 峯 寺 奥 院 経 蔵	1 棟	大11. 04. 13	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	桃山 慶長4
金 剛 峯 寺 徳 川 家 霊 台	2 棟	大15. 04. 19	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	
家康霊屋	(1 棟)				江戸 寛永18
附 厨子	1 基	昭38. 07. 01			
秀忠霊屋	(1 棟)				江戸 寛永10
附 厨子	1 基	昭38. 07. 01			
金 剛 峯 寺 山 王 院 本 殿	3 棟	昭40. 05. 29	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	
丹生明神社	(1 棟)				室町 大永2頃
高野明神社	(1 棟)				室町 大永2
総社	(1 棟)				室町 大永2
附 鳥居及び透塀					
金 剛 峯 寺 大 門	1 棟	昭40. 05. 29	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	江戸 宝永2
附 棟札	1 枚				
金 剛 三 昧 院 経 蔵	1 棟	大11. 04. 13	伊都郡高野町高野山	金剛三昧院	鎌倉 貞応頃
金 剛 三 昧 院 所	1 棟	昭40. 05. 29	伊都郡高野町高野山	金剛三昧院	江戸 前期

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
金剛三昧院 四所明神社本殿	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	金剛三昧院	室町 天文21
普賢院四脚門	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	普賢院	江戸 寛永頃
松平秀康及び同母靈屋	2棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	蓮花院	
秀康靈屋	(1棟)				桃山 慶長12
附 宝篋印塔	5基				
秀康母靈屋	1棟				桃山 慶長9
附 宝篋印塔	2基				
上杉謙信靈屋	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	清浄心院	江戸 前期
佐竹義重靈屋	1棟	昭40.05.29	伊都郡高野町高野山	清浄心院	桃山 慶長4
附 宝篋印塔	5基				
広八幡神社本殿	1棟	昭04.04.06	有田郡広川町上中野	広八幡神社	室町 応永20頃
附 棟札	8枚	昭22.02.26			
広八幡神社本殿	1棟	昭04.04.06	有田郡広川町上中野	広八幡神社	室町 明応2
附 棟札	11枚	昭22.02.26			
広八幡神社本殿	1棟	昭04.04.06	有田郡広川町上中野	広八幡神社	室町 文龜2
附 棟札	6枚	昭22.02.26			
広八幡神社本殿	1棟	昭22.02.26	有田郡広川町上中野	広八幡神社	江戸 慶安5
広八幡神社拜殿	1棟	昭22.02.26	有田郡広川町上中野	広八幡神社	江戸 宝永元
附 棟札	3枚				
広八幡神社楼門	1棟	昭22.02.26	有田郡広川町上中野	広八幡神社	室町 文明7
法蔵寺鐘楼	1棟	昭22.02.26	有田郡広川町上中野	法蔵寺	室町 中期
長楽寺仏殿	1棟	平03.05.31	有田郡有田川町植野	長楽寺	桃山 天正5
附 棟札	1枚				
粟王寺観音堂	1棟	昭19.09.05	有田郡有田川町小川	粟王寺	室町 貞和3
附 厨子	1基	昭41.06.11			
附 棟札	3枚	昭41.06.11			
白岩丹生神社本殿	1棟	昭30.06.22	有田郡有田川町小川	白岩丹生神社	室町 永禄3
附 棟札	12枚				
法音寺本堂	1棟	大06.04.05	有田郡有田川町岩野河	法音寺	室町 康正3
附 厨子	1基	昭41.06.11			
附 棟札	1枚	昭41.06.11			
鈴木家住宅	1棟	昭44.03.12	有田郡有田川町中峯	鈴木芳徳	江戸 天明5
附 棟札	1枚				
安楽寺多宝小塔	1基	昭28.03.31	有田郡有田川町二川	安楽寺	室町 前期
吉祥寺薬師堂	1棟	大06.04.05	有田郡有田川町粟生	吉祥寺	室町 応永34
附 厨子	1基	昭41.06.11			室町 明応11
附 棟札	2枚	昭41.06.11			
雨錫寺阿弥陀堂	1棟	平03.05.31	有田郡有田川町杉野原	雨錫寺	室町 永正11以前
道成寺本堂	1棟	明41.04.22	日高郡日高川町鐘巻	道成寺	室町 正平12
附 棟札	2枚	昭41.06.11			
道成寺仁王門	1棟	明41.04.23	日高郡日高川町鐘巻	道成寺	江戸 元禄7
那智山青岸渡寺本堂	1棟	明37.02.18	東牟婁郡那智勝浦町那智山	那智山青岸渡寺	桃山 天正18
附 厨子	1基	昭41.06.11			
那智山青岸渡寺塔	1基	昭28.03.31	東牟婁郡那智勝浦町那智山	那智山青岸渡寺	鎌倉 元亨2
熊野那智大社	8棟	平07.12.26	東牟婁郡那智勝浦町那智山	熊野那智大社	

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
第一殿（滝宮）	（1棟）				江戸 嘉永7
第二殿（証誠殿）	（1棟）				江戸 嘉永6
第三殿（中御前）	（1棟）				江戸 嘉永6
第四殿（西御前）	（1棟）				江戸 嘉永4
第五殿（若宮）	（1棟）				江戸 嘉永7
第六殿（八社殿）	（1棟）				江戸 嘉永6
御泉彦社	（1棟）				江戸 慶応元
鈴門及び瑞垣	（1棟）				江戸 末期

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
旧 小 早 川 梅 吉 氏 住 宅	1 棟	昭44. 04. 23	和歌山市岩橋紀伊風土記の丘	和歌山県	江戸 18世紀後期
旧 谷 村 ま つ 氏 住 宅	1 棟	昭44. 04. 23	和歌山市岩橋紀伊風土記の丘	和歌山県	江戸 18世紀後期
護 国 院 本 堂	1 棟	昭49. 04. 09	和歌山市紀三井寺	護国院	江戸 宝暦9
附 須弥壇	1 基				
附 扇子	1 基				
附 棟札	1 枚				
木ノ本八幡神社本殿	1 棟	昭49. 12. 09	和歌山市木ノ本	木本八幡宮	江戸 元和5
附 宮殿	1 基				
附 棟札	3 枚				
力 侍 神 社	2 棟	昭54. 06. 09	和歌山市川辺	力侍神社	
本 殿 (1 棟)					江戸 寛永元
摂社八王子神社本殿	(1 棟)				江戸 寛永11
阿 弥 陀 寺 本 堂	1 棟	昭60. 07. 26	和歌山市鳴神	阿弥陀寺	江戸 寛永10
附 棟札	2 枚				
總 持 寺	3 棟	平14. 05. 21	和歌山市梶取	總持寺	
總 門 (1 棟)					江戸 17世紀中期
附 左右袖塀	2 棟				
本 堂 (1 棟)					江戸 安政6
鐘 楼 (1 棟)					江戸 17世紀中期
根 来 寺 不 動 堂 (八 角 円 堂)	1 棟	昭42. 04. 14	岩出市根来	根来寺	江戸 後期
正 覚 寺 の 多 宝 小 塔	1 基	昭40. 04. 14	岩出市高塚	正覚寺	江戸 中期
上 岩 出 神 社 本 殿	1 棟	昭44. 07. 14	岩出市北大池	上岩出神社	桃山 文禄3
根 来 寺	3 棟	平05. 04. 13	岩出市根来	根来寺	
光 明 真 言 殿 (1 棟)					江戸 享和元
大 伝 法 堂 (1 棟)					江戸 文政7
附 棟札	1 枚				
大 門 (1 棟)					江戸 弘化2
附 棟札	1 枚				
荒 田 神 社 本 殿	1 棟	平07. 04. 11	岩出市森	荒田神社	江戸 前期
旧 和 歌 山 県 会 議 事 堂	1 棟	平17. 05. 31	岩出市根来	根来寺	明治30
西 田 中 神 社	2 棟	昭48. 05. 16	紀の川市中井阪	西田中神社	
羊 宮 神 社 本 殿 (1 棟)					室町 後期
八 幡 神 社 本 殿 (1 棟)					江戸 寛永12
東 田 中 神 社 境 内 社	1 棟	昭49. 12. 09	紀の川市打田	東田中神社	桃山
旧 竹 房 神 社 本 殿					
粉 河 寺 童 男 堂	1 棟	昭40. 04. 14	紀の川市粉河	粉河寺	江戸 17世紀中期
十 禪 律 院	4 棟	平15. 03. 18	紀の川市粉河	十禅律院	
本 堂 (1 棟)					江戸 文政12
附 棟札	1 枚				
附 指図	2 枚				

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
附 木積目録	1冊				
庫 裡	(1棟)				江戸 18世紀中期
附 指図	1枚				
附 唐紙見積図	1枚				
護 摩 堂	(1棟)				江戸 文政元
附 絵図	1枚				
塗 上 門	(1棟)				江戸 文政8
名 手 八 幡 神 社	3棟	平20.06.24	紀の川市穴伏	名手八幡神社	
丹 生 神 社 本 殿	(1棟)				江戸
八 幡 神 社 本 殿	(1棟)				明治
天 満 神 社 本 殿	(1棟)				明治
相 賀 大 神 社 石 燈 籠	1基	昭40.04.14	橋本市市脇	相賀神社	室町 正平10
地 蔵 寺 の 五 輪 塔	1基	昭38.07.30	橋本市高野口町名倉	地藏寺	室町 正平11
石 造 宝 篋 印 塔	1基	昭44.07.14	海南市下津町橋本	松本新一	鎌倉 後期
長 保 寺 客 殿	1棟	昭45.05.25	海南市下津町上	長保寺	江戸 安永8
紀 州 藩 靈 殿	1棟	昭45.05.25	海南市下津町上	長保寺	江戸 寛文7
且 来 八 幡 神 社 本 殿	1棟	昭52.03.16	海南市且来	且来八幡神社	桃山
藤 白 神 社 本 殿	1棟	平09.04.23	海南市藤白	藤白神社	江戸 寛文3
附 棟札	1枚				
高 原 熊 野 神 社 本 殿	1棟	昭36.04.18	田辺市中辺路町高原	高原熊野神社	室町 天文13
鬮 雞 神 社	6棟	平21.03.17	田辺市湊	鬮雞神社	
本 殿 (證 誠 殿)	(1棟)				江戸寛文1
西 殿	(1棟)				江戸元文2
上 殿	(1棟)				江戸前期
中 殿	(1棟)				江戸延享5
下 殿	(1棟)				江戸延享5
八 百 萬 殿	(1棟)				江戸延享5
附 棟札	6枚				
国 吉 熊 野 神 社	1基	昭40.09.20	海草郡紀美野町田	熊野神社	室町 前期
石 造 宝 篋 印 塔	1棟	昭37.02.13	海草郡紀美野町小畑	野上八幡宮	桃山
野 上 八 幡 神 社 絵 馬 殿	1棟				
薬 師 堂 厨 子	1基	昭40.09.20	伊都郡かつらぎ町御所	薬師寺	室町 前期
石 造 五 輪 卒 塔 婆 群	4基	昭40.04.14	伊都郡かつらぎ町上天野	丹生都比売神社	鎌倉~室町 (正応6正安4享保3延元元)
宝 来 山 神 社 殿	2棟	昭46.03.22	伊都郡かつらぎ町萩原	宝来山神社	江戸 前期
石 造 宝 篋 印 塔	2基	昭46.07.13	伊都郡かつらぎ町上天野	杉本温子	室町 前期
石 造 五 輪 塔	1基	昭46.07.13	伊都郡かつらぎ町大久保祇園境内	大久保常会	室町 永徳4
神 願 寺 本 堂	1棟	平11.07.09	伊都郡かつらぎ町萩原	神願寺	江戸 文政13
地 蔵 堂	1棟	平19.06.12	伊都郡かつらぎ町花園北寺	北寺区	桃山 天正17
附 棟札	2枚				
附 地蔵堂修覆勸化寄進物之記	1枚				
附 板本尊	1枚				

名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者	備 考
慈 尊 院	5棟	平05.04.13	伊都郡九度山町慈尊院	慈尊院	
築地塀（西門含む）	（4棟）				室町 天文9
北 門	（1棟）				室町 天文9
慈 尊 院 多 宝 塔	1基	平06.04.20	伊都郡九度山町慈尊院	慈尊院	江戸 寛永元
不 動 院 書 院	1棟	昭38.07.30	伊都郡高野町高野山	不動院	桃山
常 喜 院 校 倉	1棟	昭38.07.30	伊都郡高野町高野山	常喜院	江戸 寛永年間
石 造 五 輪 塔	4基	昭40.04.14	伊都郡高野町高野山	西南院	鎌倉 弘安4～弘安10
石 造 多 層 塔	1基	昭40.04.14	伊都郡高野町高野山	遍照光院	鎌倉
金 剛 峯 寺	9棟	昭40.04.14	伊都郡高野町高野山	金剛峯寺	
大 主 殿	（1棟）				江戸 文久2
奥 書 院	（1棟）				江戸 文久2
経 蔵	（1棟）				江戸 延宝7
鐘 楼	（1棟）				江戸 元治元
真 然 堂	（1棟）				江戸 寛永17
護 摩 堂	（1棟）				江戸 文久3
山 門	（1棟）				江戸 文久2
会 下 門	（1棟）				江戸 末期
か 二 堀	（1連）				江戸 末期
石 造 宝 篋 印 塔	1基	昭53.08.18	有田郡湯浅町栖原	施無畏寺	室町 観応2
施 無 畏 寺	4棟	平09.04.23	有田郡湯浅町栖原	施無畏寺	
本 堂	（1棟）				江戸 貞享3
附 棟札	2枚				
開 山 堂	（1棟）				江戸 明暦元
附 棟札	1枚				
鐘 楼	（1棟）				江戸 中期
鏡 守 社	（1棟）				江戸 中期
深 専 寺	4棟		有田郡湯浅町湯浅	深専寺	
本 堂	（1棟）	平10.04.15			江戸 寛文3
附 須弥壇	1基				
附 棟札	4枚				
窓 門	（1棟）	平21.03.17			江戸 元文2
庫 裡 及 び 玄 関	（1棟）	平21.03.17			江戸 文化4
書 院	（1棟）	平21.03.17			江戸 文政9
附 棟札	1枚				
広 八 幡 神 社 舞 殿	1棟	昭54.06.09	有田郡広川町上中野	広八幡神社	江戸 明和2
濱 口 家 住 宅	10棟	平22.03.16	有田郡広川町広	東濱植林株式会社	
本 宅	（1棟）				江戸 中期
本 座 敷	（1棟）				江戸 末期
三 階 棟	（1棟）				明治41～42
土 蔵	（3棟）				江戸後期～明治中期

名 称	員 数	指 定 年 月 日	所 在 地	所 有 者	備 考
煉瓦塀	(4棟)				明治中期～大正後期
野田の宝篋印塔	1基	昭38.07.30	有田郡有田川町野田	禅長寺	室町 貞和2
沼谷の板碑	1基	昭48.05.16	有田郡有田川町沼谷大蔵神社境内	沼谷区	室町 正平19
道成寺三重塔	1基	昭46.03.22	日高郡日高川町鐘巻	道成寺	江戸 宝暦13
道成寺書院	1棟	昭46.03.22	日高郡日高川町鐘巻	道成寺	江戸 元禄15
下阿田木神社本殿	1棟	昭49.12.09	日高郡日高川町皆瀬	下阿田木神社	室町 明応3
附棟札	1枚				
安養寺の	6基	昭41.12.09	日高郡みなべ町芝	安養寺	鎌倉 文永2
須賀神社本殿	3棟	昭43.06.27	日高郡みなべ町西本庄	須賀神社	江戸 享保5～6
附棟札	32枚				
日神社本殿	1棟	昭38.03.26	西牟婁郡白浜町十九淵	日神社	江戸 中期
附棟札	8枚				
阿弥陀寺大師堂	1棟	昭56.07.13	東牟婁郡那智勝浦町南平野	阿弥陀寺	室町 永正6

第1表 危険物製造所等数値(完成検査済証交付施設
18-00-00

消防防犯安理
平成24年3月31日現在

製造所等の 別	計	製造所	小計	貯蔵所										取扱所					事業所数					
				屋内貯蔵所			屋外タンク貯蔵所				地下タンク貯蔵所			14KLを超えるタンク貯蔵所		小計	給油取扱所	第1種取扱所		第2種取扱所	移送取扱所	一般取扱所		
				屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	小計	屋外タンク貯蔵所	特定屋外タンク	屋外タンク貯蔵所	地上タンク	海中タンク	岩盤タンク	地下タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所								地下タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所
和歌山市	1,877	65	1,381	262	419	41	14	0	0	0	84	185	0	342	40	89	431	182	9	1	2	0	237	621
海南市	663	14	516	53	287	46	87	0	0	0	3	24	1	121	24	27	133	47	2	3	8	0	73	100
橋本市	101	0	61	20	4	0	0	0	0	4	22	0	0	10	0	1	40	26	1	0	0	0	13	73
有田市	584	34	488	11	331	30	141	0	0	5	20	1	114	18	6	62	34	0	0	0	0	0	28	68
御坊市	135	1	88	24	23	0	6	0	0	1	16	1	23	2	0	46	21	0	0	1	0	0	24	71
田辺市	313	0	190	52	35	0	0	0	0	2	58	0	41	0	2	123	83	5	1	0	0	34	166	
新宮市	118	0	70	11	7	0	0	0	0	1	21	0	29	0	1	48	36	0	0	0	0	12	118	
紀美野町	34	0	15	5	1	0	0	0	0	1	6	0	1	0	1	19	14	0	0	0	0	5	24	
高野町	38	0	29	2	0	0	0	0	0	2	20	0	5	0	0	9	5	0	0	0	0	4	30	
有田川町	97	0	49	11	3	0	0	0	0	3	16	0	16	2	0	48	36	1	0	0	0	11	69	
白浜町	171	0	119	11	17	0	0	0	0	14	60	0	14	0	3	52	36	0	0	0	0	16	112	
那智勝浦町	94	0	70	5	7	0	0	0	0	6	26	0	25	4	1	24	17	0	0	0	0	7	48	
串本町	119	0	82	13	33	0	0	0	0	1	21	3	8	0	3	37	27	0	0	0	0	10	56	
那賀(組)	278	2	182	26	29	0	0	0	0	7	38	2	54	5	6	114	72	0	0	0	0	42	157	
伊都(組)	237	9	161	12	64	0	0	0	0	15	24	2	43	2	1	67	35	0	0	0	0	32	95	
湯浅広川(組)	89	0	59	5	14	0	0	0	0	0	22	1	16	0	1	30	22	0	0	0	0	8	40	
白高広城(組)	267	1	173	41	38	0	0	0	0	1	36	6	38	1	13	93	62	0	0	0	0	31	118	
消防本部計	5,215	126	3,713	564	1,312	117	248	0	0	150	615	17	900	98	155	1,376	755	18	5	11	0	587	1,966	
未設置計	19	0	14	0	2	0	0	0	0	1	8	1	2	0	0	5	2	0	0	0	0	3	9	
計可施設数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	
合計	5,235	126	3,727	564	1,314	117	248	0	0	151	623	18	902	98	155	1,382	757	18	5	12	0	590	1,975	

火薬類災害予防計画

19-00-00 火薬類関係事業所一覧

平成24年4月1日 県消防保安課

区分 市町村	火薬庫(棟数)					販売		煙火	
	1級	2級	3級	煙火	実包	火薬	銃砲	製造	販売
和歌山市	3		1	1		1	1		
橋本市	2		1			1	1		
御坊市						1	1		
田辺市			1			1	1		
新宮市						1			
紀の川市	1		3			1	1		
湯浅町	2					1	1		1
有田川町				4				1	1
上富田町	2					1	1		
すさみ町	2					1			
那智勝浦町	3								
合計	15		6	5		9	7	1	1

高圧ガス災害予防計画

20-00-00 高圧ガス・液化石油ガス関係事業所一覧

平成24年3月31日 消防保安課

区分 所管	高圧ガス保安法						液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
	製造施設				貯蔵	販売	販売	特定供給設備
	一般	液石	コンビ	一般・石油兼業				
和歌山市消防局							105	5
海南市消防本部	12	3	1		3	18	25	3
橋本市消防本部	7	1			4	11	10	1
有田市消防本部	1	2	1		6	8	29	
御坊市消防本部	5	2			3	33	10	2
田辺市消防本部	14	5			3	43	24	1
新宮市消防本部	4	5		1	1	14	15	
紀美野町消防本部	2					11	15	
那賀消防組合	21	6		1	10	55	34	1
高野町消防本部					1	5	3	
伊都消防組合	12				3	45	18	1
湯浅広川消防組合	7	2				20	15	1
有田川町消防本部	8	1			2	25	17	1
日高広域消防事務組合	14				4		23	1
白浜町消防本部	19	1			2	20	6	17
串本町消防本部	10	1			3	17	16	1
那智勝浦町消防本部		3					11	1
太地町						2	3	
北山村						1	1	
県(本庁所管)	61	11	3		30	332	20	
合計	197	43	5	2	75	660	400	36

※高圧ガス関係事業所は、和歌山市へ権限移譲していない。

毒物劇物災害予防計画

21-01-00 毒物・劇物製造者等一覧

県業務課

製造所名称	製造所所在地	主な製造品目
東燃ゼネラル石油(株)和歌山工場	有田市初島町浜1000	トルエン、キシレン
花王(株)和歌山工場	和歌山市湊1334	塩酸、メタノール、硫酸
(株)浜野商店	和歌山市田尻529-3	メタノール
(株)野際商店	和歌山市新通6-23	アンモニア、過酸化水素、硫酸
(株)三祐化成研究所	和歌山市宇須4-4-3	オルトフェニレンジアミン、弗化水素、過酸化水素
富士化学工業(株)	和歌山市中之島1570	酒石酸アンチモニルナトリウム
阪和ケミカル(有)	那賀郡岩出町中黒161	塩酸、水酸化ナトリウム
明友産業(株)和歌山工場	和歌山市小雑賀3-4-71	硫酸、硫酸銅
岡本商店	西牟婁郡上富田町南紀の台11-27	塩酸
小畑産業(株)	和歌山市中123	硫酸、水酸化ナトリウム
野際産業(株)	和歌山市東釘貫丁2-63	塩酸、硫酸、過酸化水素、砒酸
大新化成工業(株)	和歌山市小雑賀1-1-75	パラフェニレンジアミン、パラフェニレンジアミン硫酸塩
スガイ化学工業(株)和歌山工場	和歌山市宇須4-4-6	硫酸
大岩石油(株)青岸倉庫	和歌山市湊青岸坪1342-38	メタ・パラクレゾール
南海化学(株)和歌山工場	和歌山市小雑賀1-1-38	塩素、水酸化ナトリウム
エヌシー環境(株)	和歌山市湊1342	硫酸、水酸化ナトリウム
新中村化学工業(株)	和歌山市有本687	水酸化ナトリウム
本州化学工業(株)和歌山工場	和歌山市小雑賀2-5-115	フェノール、クレゾール、アニリン
和歌山精化工業(株)南陽工場	和歌山市宇須4-4-1	硫酸
スガイ化学工業(株)和歌山事業所西工場	和歌山市湊1280	硫酸
(株)白元和歌山工場	和歌山市小雑賀1-1-27	アリピレス乳剤
エアウォーター(株)ケミカルカンパニー和歌山工場	和歌山市湊1850	硫酸、アンモニア、クレゾール、フェノール
阪和工業(株)	有田郡湯浅町吉川195-7	塩化亜鉛
南海染料製造(株)	和歌山市宇須4-4-7	硫酸
セイカ(株)海南工場	海南市藤白758-73	2-クロロアニリン
小西化学工業(株)	和歌山市小雑賀3-4-77	塩酸、硫酸
北広ケミカル(株)南工場	和歌山市塩屋1-5-14	水酸化ナトリウム
N・Aテック	和歌山市栄谷22-17	硝酸、塩酸
笠野興産(株)	和歌山市井ノ口550-1	フェノール

輸入業営業所名称	営業所所在地	主な輸入品目
東燃ゼネラル石油(株)和歌山工場	有田市初島町浜1000	トルエン
博永(株)	和歌山市中之島1912	ベタナフトール、マラカイトグリーン、パラフェニレンジアミン
スガイ化学工業(株)	和歌山市宇須4-4-6	トルエン、クロロ酢酸エチル
セイカ(株)海南工場	海南市藤白758-73	2-クロロニトロベンゼン
セイカ(株)	和歌山市南汀丁8	2-クロロニトロアニリン
(株)ウィルコーポレーション	和歌山市中之島1712	
室産業(株)	和歌山市中之島1277	アクリル酸、ジメチル硫酸、メチルエチルケトン
(有)美龍	和歌山市秋月547	硫酸銅(Ⅱ)5水和物
笠野興産(株)	和歌山市井ノ口550-1	アクリルアミド
(株)キワ	和歌山市東蔵丁4	トルエン、キシレン、フェノール、水酸化ナトリウム
中野ファインケミカル(株)	和歌山市和歌浦西1-7-9	N-アルキルアニリン、トルイジン

No.	事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
				密	非	発			
1	和歌山県農林水産総合技術センター 農業試験場	640-0423	和歌山県紀の川市貴志川町高尾160	○			研	届第1-120号	71
2	和歌山県環境衛生研究センター	640-8272	和歌山県和歌山市砂山南3丁目3番45号	○			研	届第1-104号	71
3	東洋検査工業株式会社 本社	640-8301	和歌山県和歌山市岩橋564番地の1	○			民	使第4920号	00
4	医療法人 西村会 向陽病院	640-8315	和歌山県和歌山市津秦40番地	○			医	使第4582号	95
5	財団法人 雑賀技術研究所	640-8341	和歌山県和歌山市黒田75-2	○			他	届第8-1215号	05
6	フソウ警備防災株式会社 和歌山支社	640-8404	和歌山県和歌山市湊1850番地	○			民	届第8-1591号	07
7	上田労働衛生コンサルタント	640-8462	和歌山県和歌山市粟260番地の2	○			民	届第8-1973号	08
8	独立行政法人労働者健康福祉機構 和歌山労災病院	640-8505	和歌山県和歌山市木ノ本93番1			○	民	使第5597号	85
9	住友金属工業株式会社 和歌山製鉄所	640-8555	和歌山県和歌山市湊1850番地	○			民	使第240号	60
10	住友金属テクノロジー株式会社 和歌山事業部	640-8555	和歌山県和歌山市湊1850番地	○			民	届第8-616号	05
11	住金マネジメント株式会社 和歌山事業所	640-8555	和歌山県和歌山市湊1850番地	○			民	届第8-1419号	06
12	日本赤十字社 和歌山医療センター	640-8558	和歌山県和歌山市小松原通り四丁目20番地	○		○	医	使第13号	60
13	和歌山市中央終末処理場	641-0011	和歌山県和歌山市三葛510番地	○			他	届第8-1082号	05
14	医療法人 昭陽会 和歌山南放射線科クリニック	641-0012	和歌山県和歌山市紀三井寺870-2	○	○	○	医	使第5384号	05
15	和建技術株式会社	641-0012	和歌山県和歌山市紀三井寺532番地の2	○			民	届第8-1559号	06
16	公立大学法人 和歌山県立医科大学	641-8509	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	○	○		教	使第4837号	99
17	公立大学法人 和歌山県立医科大学附属病院	641-8510	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	○		○	医	使第4850号	99
18	近畿大学 先端技術総合研究所	642-0017	和歌山県海南市南赤坂14番1		○		教	使第4723号	97
19	株式会社 新日本科学 薬物代謝分析センター	642-0017	和歌山県海南市南赤坂16-1			○	民	使第4804号	98
20	和歌山石油精製株式会社 海南工場	642-0034	和歌山県海南市藤白758番地	○			民	使第4394号	92
21	協同組合 中紀環境科学	643-0004	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字濱田1745番地2号	○			他	届第8-1491号	06
22	独立行政法人国立病院機構 和歌山病院	644-0044	和歌山県日高郡美浜町大字和田1138			○	医	使第3647号	84
23	社会保険 紀南病院	646-0011	和歌山県田辺市新庄町46番地の70			○	医	使第5344号	05
24	J A 紀南食品安全分析センター	646-0057	和歌山県田辺市中芳養字千町1299-1	○			他	届第8-1306号	05
25	独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	646-8558	和歌山県田辺市たきない町27-1			○	医	使第4375号	92
26	新宮市立医療センター	647-0072	和歌山県新宮市峰伏18番7号			○	医	使第5025号	01
27	株式会社 新井組 UR橋本ハタサ池築造その他工事作業所	648-0004	和歌山県橋本市隅田町露草	○			民	届第8-1912号	07
28	橋本市市民病院	648-0005	和歌山県橋本市小峰台二丁目8番地の1			○	医	使第5273号	04
29	東燃ゼネラル石油株式会社 和歌山工場	649-0393	和歌山県有田市初島町浜1000番地	○			民	使第4921号	00
30	旭化成ケミカルズ株式会社 和歌山工場	649-1341	和歌山県御坊市藤田町藤井2255番地	○			民	使第5204号	03
31	岡崎工業株式会社 和歌山科学研究センター	649-6258	和歌山県岩出市大字山980番地	○			民	届第8-298号	05
32	有限会社和歌山アナライズ	649-6258	和歌山県岩出市大字山980番地の1	○			民	届第8-862号	05
33	和歌山県工業技術センター	649-6261	和歌山県和歌山市小倉60番地	○			他	届第8-1531号	06
34	公立 那賀病院	649-6414	和歌山県紀の川市打田1282			○	医	使第4835号	98
35	大豊建設株式会社 長崎トンネル作業所	649-0144	和歌山県海南市下津町橋本972-1	○			民	届第8-2242号	06
36	パナソニック株式会社エナジー社 和歌山工場	649-6414	和歌山県紀の川市打田612番地1号	○			民	使第5602号	8
37	株式会社 東組	641-0062	和歌山県和歌山市雑賀崎250番地	○			民	届第8-2423号	08
38	同建設工業株式会社	640-8505	和歌山県和歌山市木ノ本93-1	○			民	使第5597号	08
39	村本建設株式会社 橋本道路作業所	649-7207	和歌山県橋本市高野口町大野宮乃小路1080	○			民	届第8-2651号	08
40	株式会社 浅川組	649-6521	和歌山県紀の川市馬宿291-1	○			民	届第8-2524号	08
41	第五工業株式会社 嶋地区護岸工事	649-6532	和歌山県紀の川市粉河1047-2	○			民	届第8-2928号	09
42	株式会社 不動テトラかつらぎ作業所	649-7174	和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野760-1	○			民	届第8-2760号	08
43	株式会社 小池組 阪和自動車道と歌山北IC工事作業所	640-8481	和歌山県和歌山市直川11699-3	○			民	届第8-2694号	09
44	大鉄建設株式会社・株式会社姫野組 特定建設工事共同企業体	649-0142	和歌山県海南市下津町11-8	○			民	届第8-2975号	09
45	矢野建設株式会社・奈良建設株式会社 経常建設共同企業体	648-0004	和歌山県橋本市隅田町露草地先	○			民	届第8-2802号	09

施設災害予防計画

公衆電気通信施設災害予防計画

23-00-00 孤立防止用衛星電話機について

NTT西日本 和歌山支店

平成24年4月現在

孤立防止用衛星電話機について

1 設置の目的

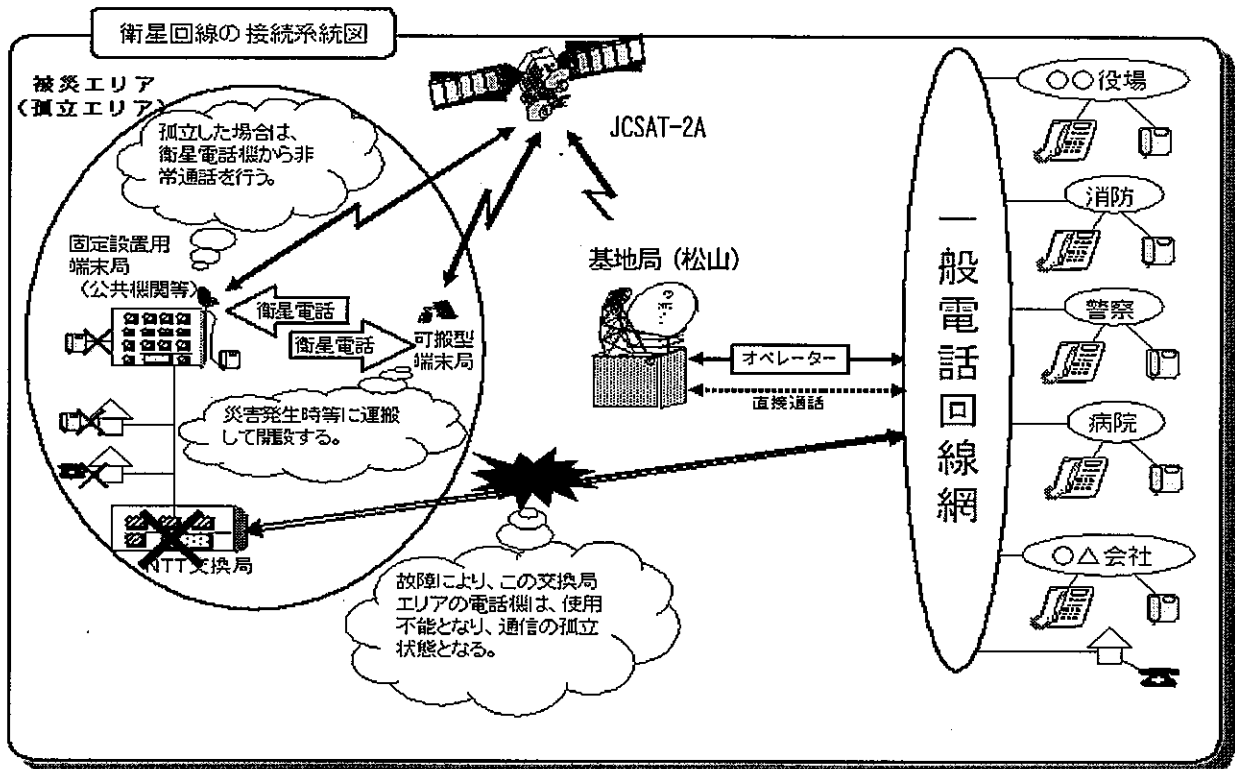
NTTでは、地震・台風等災害の発生あるいは、故障の発生等により通信が途絶した場合における通信確保対策の一環として、Ku帯超小型衛星方式による通信設備（孤立防止対策用超小型衛星電話機。以下「衛星電話機」という。）を設置しています。

2 設置場所

衛星電話機は、小中学校又は市町村役場等の公共機関に設置しています。なお、和歌山県内における設置状況は、別表のとおりです。

3 設備概要

衛星電話機による電話回線は、NTTグループの電話番号案内オペレーターを通じて一般電話回線と接続される方法と、衛星電話機から直接一般電話回線に接続される方法がありますが、通常はオペレーターを通じて一般電話回線に接続する方法でご利用できます。



4 衛星電話機の使用法

災害の発生等により、地域の通信が途絶した場合は、衛星電話機から「102」をダイヤルしてオペレーターを呼び出し、相手の電話番号等を伝えることにより接続されます。

5 電話機の取扱方法

災害の発生等の場合は、原則として、警報、非常電話及び緊急電話に限り取り扱います。しかし、衛星電話機による利用状況からみて一般の通話も取り扱えるようにしています。

通話の受付は、衛星電話機設置期間の管理責任者の方から「102」をダイヤルし、オペレーターを呼びだし通話の申し込みをしていただきます。

広範囲の地域で災害等が発生した場合は、衛星電話機からの呼び出しを制限し、オペレーターから順次衛星電話機を呼び出して、通話の申し込みを受ける場合があります（1回線を多数の衛星電話機で共同使用しているため。）。

(注) 非常電話：天災地変・その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときに、災害の予防救援に直接関係のある機関との通話

緊急電話：火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故等の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがあるときに、予防救援、復旧等に直接関係歩き官途の通話及び報道に関する通話

6 衛星電話機の操作概要

(1) 衛星電話機をかける場合Ⅰ（装置全面のMODEランプが消えている場合＝発信規制中の場合）

- ① 受話器を外します。
- ② 市外局番なしの「102番」をダイヤルします。
(発信規制がかかっている場合は「102」、「117」以外は使用できません。)
- ③ オペレーターが出ましたら、下記の事を教えてください。

- ・衛星電話からの通話であること
- ・非常扱いの通話又は緊急扱いの電話の申し込みであること
- ・お客様の機関の名称
- ・電話をかける相手の電話番号
- ・お話になる内容

③ オペレーターが相手の電話番号へ接続します。相手が出ましたらお話下さい。

(2) 衛星電話をかける場合Ⅱ（装置前面のMODEランプが点灯している場合＝発信規制解除の場合）

- ① 受話器を外します。
- ② お話したい相手の電話番号を市外局番から直接ダイヤルします。
- ③ 相手が応答しましたら、お話下さい。

(3) 呼び出しがあったとき

- ① 呼び出しベルが鳴りましたら、受話器をお取り下さい。
- ② オペレーターが通話をおつなぎします。
- ③ お話し下さい。

(4) 一般の電話機から衛星電話機へ電話をかける場合

- ① 一般の電話機から局番なしで「102」をダイヤル（プッシュ）する。
- ② オペレーターが出ましたら、下記の事を教えてください。

- ・「〇〇町の△△役場（小学校）に設置している衛星電話機への接続依頼であること。
- ・非常扱いの通話又は緊急扱いの通話の申し込みであること。
- ・お客様の機関の名称
- ・お話になる内容

③ オペレーターが衛星電話へ接続します。相手が出ましたらお話下さい。

(5) その他

- ① 装置が正常に動作していることを確認するため、月に1回程度「117番」をダイヤルし、時報が聞こえるか確認してください。この通話は無料です。
- ② 通常時はセンチにて発信規制をしていますが、非常時や緊急時には解除します。
- ③ 停電などの場合、バッテリー給電スイッチを操作し、バッテリー給電に切り替えて下さい。
電源投入後装置が安定するまで（10分程度）通話はできません。

(平成24年4月現在)

保守支店	端末方式	行政区域	衛星電話機設置場所	交換取扱局
NTT西日本和歌山支店	固定型	和歌山市	友ヶ島案内センタ	●一般電話から衛星電話へかける時 「102」 ●衛星電話から一般電話へかける時 「102」 NTTマーケティングアクト 大阪104センタ NTTソルコ 虎ノ門センタ
		紀の川市桃山町	桃山町細野簡易郵便局	
		有田郡広川町	津木中学校	
		田辺市龍神村	龍神小学校	
			大熊簡易郵便局	
		田辺市	田辺市役所秋津川連絡所	
		西牟婁郡すさみ町	すさみ町役場佐本出張所	
			江住小学校	
		東牟婁郡串本町	国民宿舎「あらふね」	
		東牟婁郡古座川町	古座川町役場七川出張所	
		新宮市	新宮市役所高田支所	
		新宮市熊野川町	小口郵便局	
			敷屋消防団詰所	
		田辺市本宮町	美里中学校	
	伊都郡かつらぎ町	かつらぎ町役場花園支所		
可搬型	全国	NTTネオメイト関西支店 ネットワーク運営担当 (和歌山)		
		NTT西日本一関西 和歌山事業部 所外フィールド担当 (田辺)		

電力施設災害予防計画

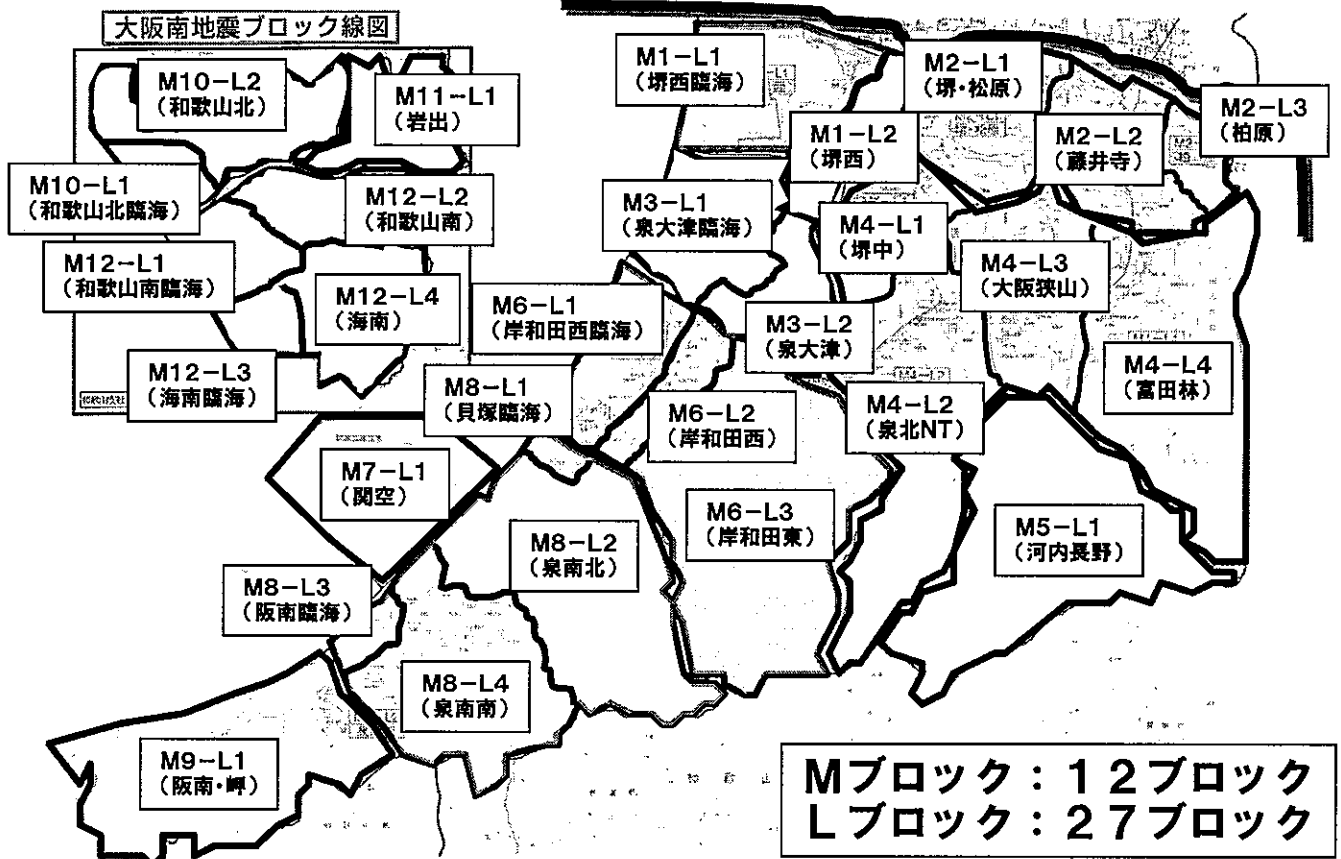
24-00-01 各電力施設の所在地および連絡先

関西電力(株)和歌山支店
(平成24年 5月31日現在)

(名 称)	(住 所)	(郵便番号)	(電話番号)
和歌山支店 和歌山給電制御所	和歌山市岡山東40番地 "	640-8145 "	(073)-422-4150 (代表) "
和歌山営業所	和歌山市岡山東40番地	640-8145	0800-777-8071 (フリーコール)
橋本営業所	橋本市東家6丁目7番22号	648-0072	0800-777-8074 (フリーコール)
箕島技術サービスセンター 粉河技術サービスセンター	有田市新堂50番地の1 那賀郡粉河町粉河408番地	619-0303 649-6531	
田辺営業所	田辺市あけぼの22番地10号	646-0021	0800-777-8073 (フリーコール)
新宮営業所	新宮市野田5番63号	647-0041	0800-777-8072 (フリーコール)
御坊営業所 熊野技術サービスセンター 串本技術サービスセンター	御坊市藪29番地の1 熊野市井戸町712の1番地 東牟婁郡串本町串本2176番地	644-0002 519-4324 649-3503	
和歌山電力所 和歌山電力システムセンター	和歌山市加納348番地 "	640-8391 "	(073)-471-3429 (代表) "
田辺電力システムセンター	田辺市高雄3丁目8番地15	646-0028	(0739)-22-2940 (代表)
新宮電力システムセンター	新宮市下田2丁目7番32	647-0042	(0735)-22-3192 (代表)
紀ノ川変電所	紀の川市貴志川町北922番地の8	640-0421	
紀北変換所	伊都郡かつらぎ町志賀1305番地-18	649-7144	
海南発電所	海南市船尾字中浜260番地の96	642-0001	(073)-482-6153 (代表)
御坊発電所	御坊市塩屋町南塩屋字富島1番地3	644-0024	(0738)-23-2811 (代表)

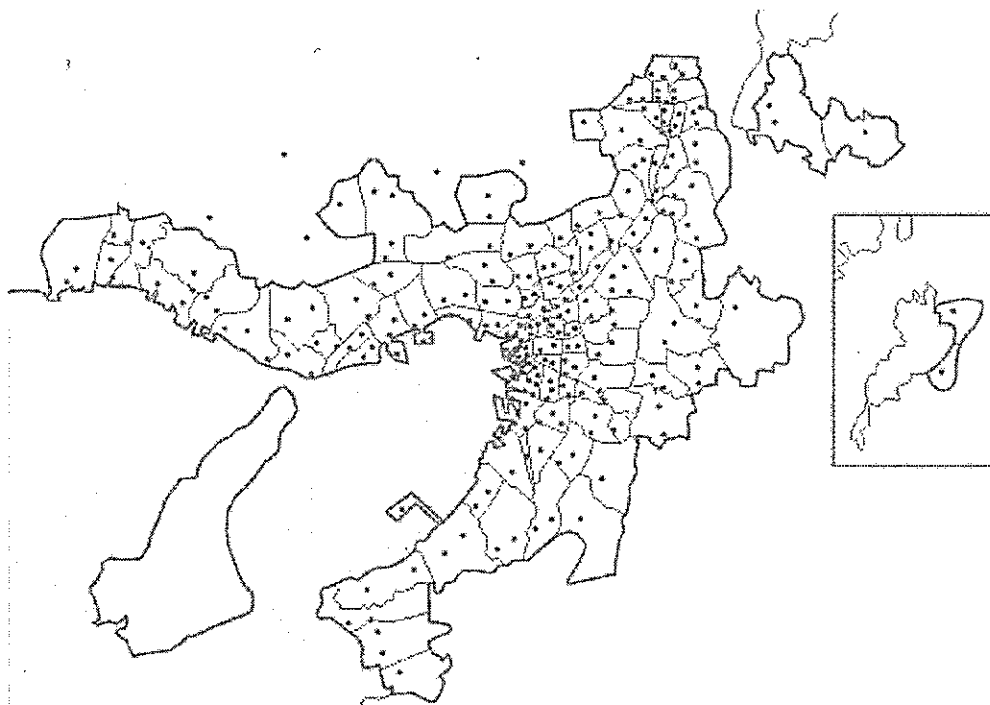
1. 地震対策ブロック(南部導管部管内)

大阪府下を流れる大和川以南から和歌山県内のエリアを27のブロックに細分化し、被害の大きいブロック単位にガスの供給停止を行い二次災害の防止を図る。



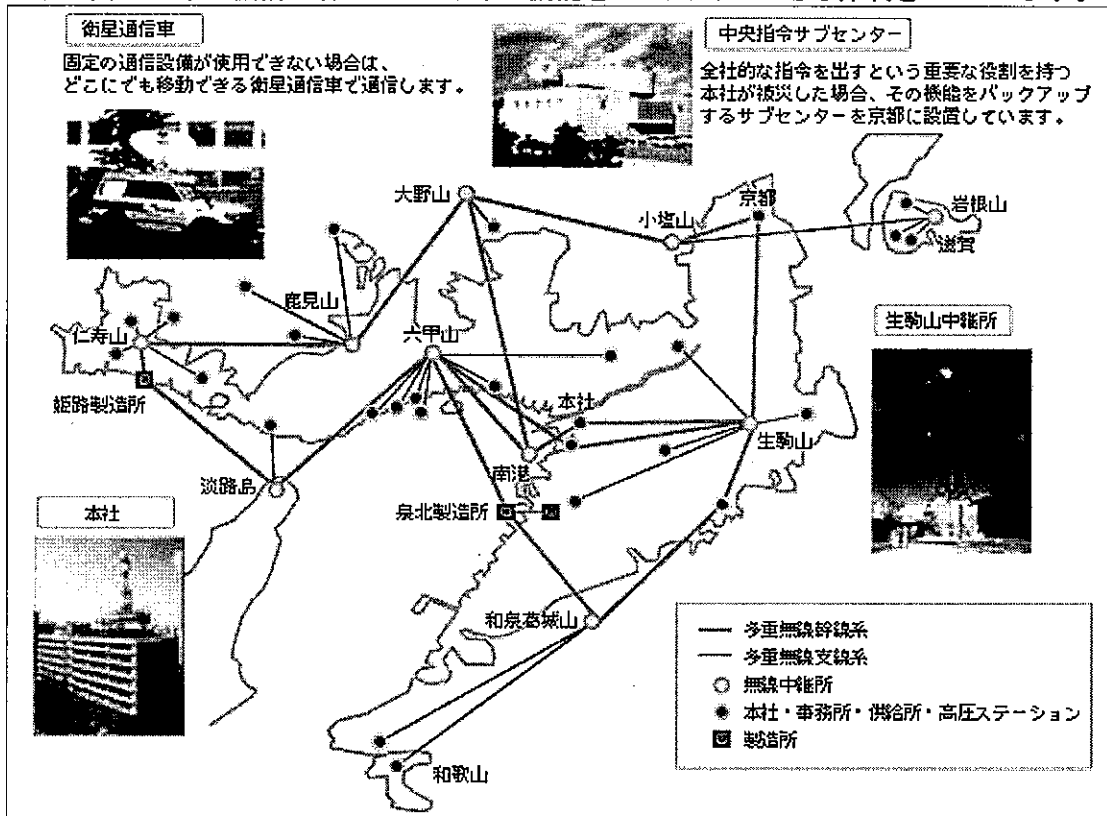
2. 地震計の増設

ガスをお届けしている地域内241カ所に地震計を設置しています。(阪神・淡路大震災時は34カ所)



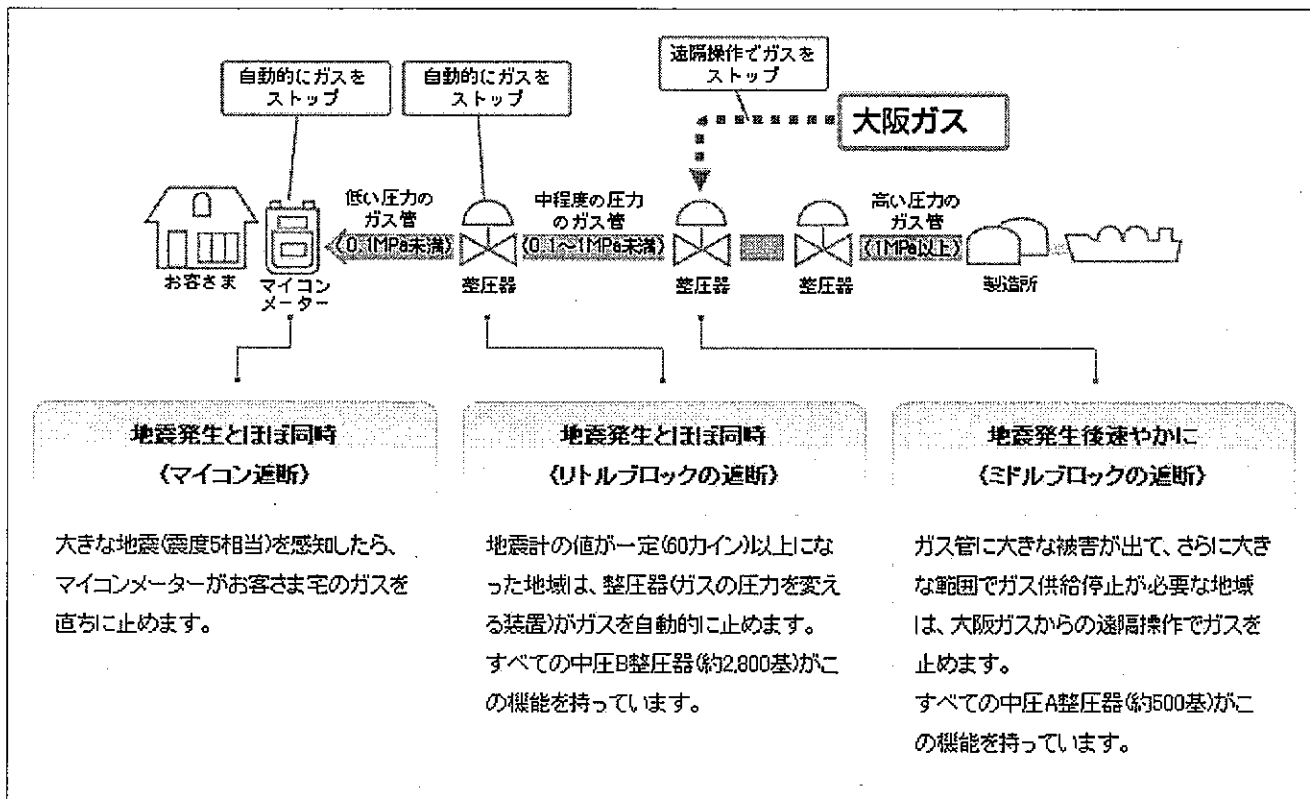
3. 大阪ガスの通信網

大阪ガスでは、独自で地震に強い保安無線通信網を設けています。また、地震で一部の機能が停止しても、その機能をバックアップできる体制をとっています。



【参考】

供給停止システム



新宮ガス株式会社
(市内ガス導管図)



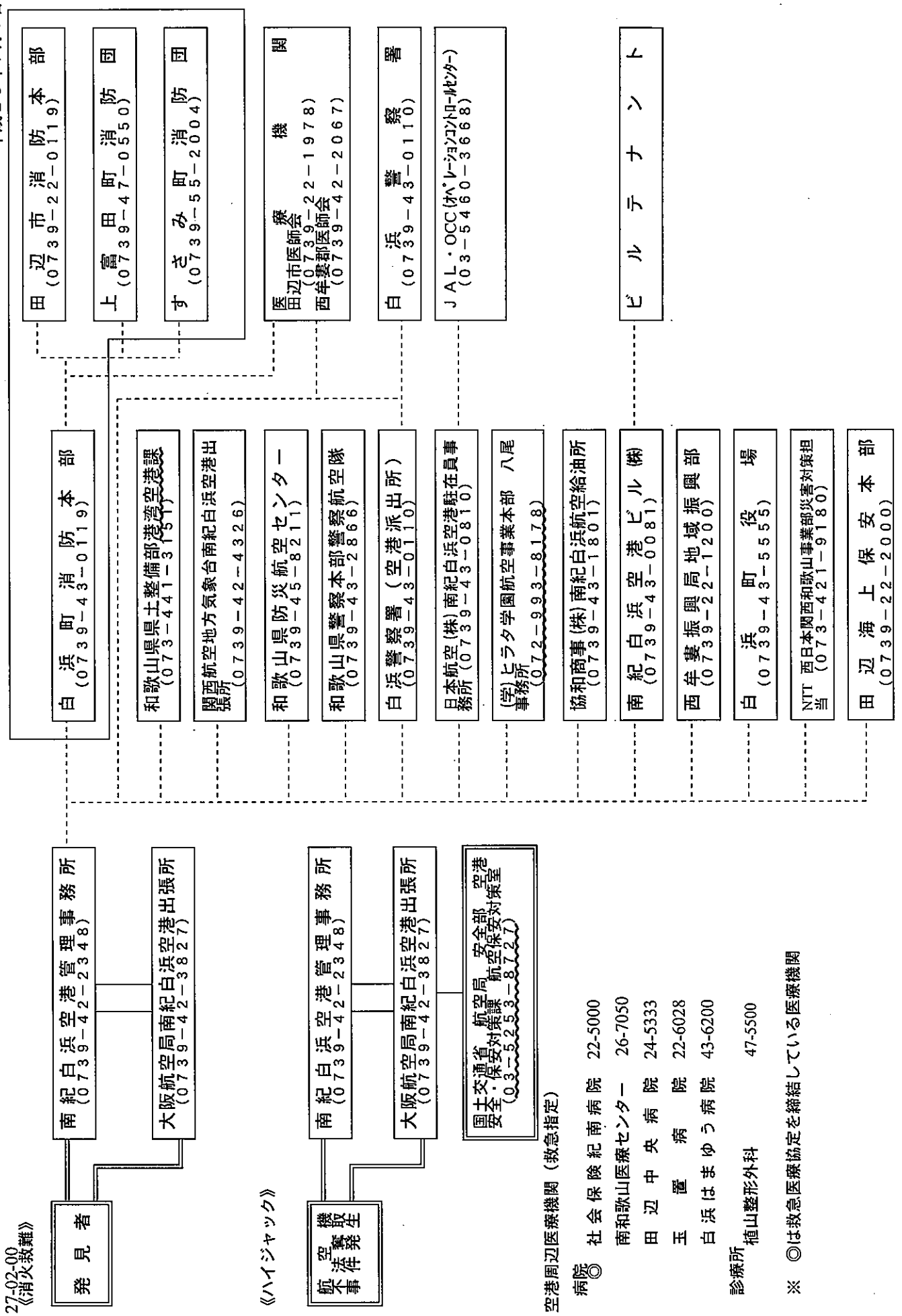
あけぼの工場

新宮ガス株式会社

整圧器
3箇所

消 防 力 等		空 港 名			南 紀 白 浜 空 港	
空 港 の 消 防 力	消 火 設 備	化 学 消 防 車	泡	放 射 能 力 ℓ/分	6,000	3,000
				積 載 水 量 kg	12,500	4,500
			粉 末	放 射 能 力 kg/秒	1.3	1
				薬 剤 量 kg	300	180
			台 数 台	1	1	
	小 型 ポ ン プ 車	放 水 能 力 ℓ/分				
		台 数 台				
	小 型 動 力 ポ ン プ	放 水 能 力 ℓ/分				
		台 数 台				
	給 水 車	積 載 水 量 kℓ				
		台 数 台				
	消 防 水 利	滑 走 路 地 域	貯 水 槽 基	8		
			消 火 栓 基			
		エ プ ロ ン 地 域	貯 水 槽 基	1		
			消 火 栓 基			
	大 型 消 火 器	種 類	炭酸ガス			
		個 数	2			
	消 火 薬 剤	泡	水 成 膜 ℓ	800	300	
			た ん 白 ℓ			
			合 成 界 面 活 性 剤 ℓ			
粉 末 kg						
救 護 設 備	救 助 工 作 車 台					
	救 急 車 台					
	レ ッ カ ー 車 台					
	ク レ ー ン 車 台					
	そ の 他 の 車 両 台		1			
空 港 消 防 の 実 施 者	空 港 当 局	施 設 要 員 と も	○			
		施 設 の み				
	空 港 当 局 以 外 の も の	施 設 要 員 と も				
		要 員 の み	○			
		名 称	南紀ワールド警備保障(株)			
消 防 機 関 へ の 通 報 設 備					電 話 連 絡	
空 港 当 局 が 業 務 協 定 を 締 結 し て い る 市 町 村 消 防 機 関 名					別 添 参 照	

南紀白浜空港緊急事態の通信系統



27-02-00
《消火救難》

《ハイジャック》

航空機
法外発生
事

国土交通省 航空局 航空保安部 空港
保安対策課 航空保安対策室
(03-5253-8727)

空港周辺医療機関 (救急指定)

- 病院 ◎ 社会保険紀南病院 22-5000
- 南和歌山医療センター 26-7050
- 田辺中央病院 24-5333
- 玉置病院 22-6028
- 白浜はまゆう病院 43-6200
- 診療所 植山整形外科 47-5500

※ ◎は救急医療協定を締結している医療機関

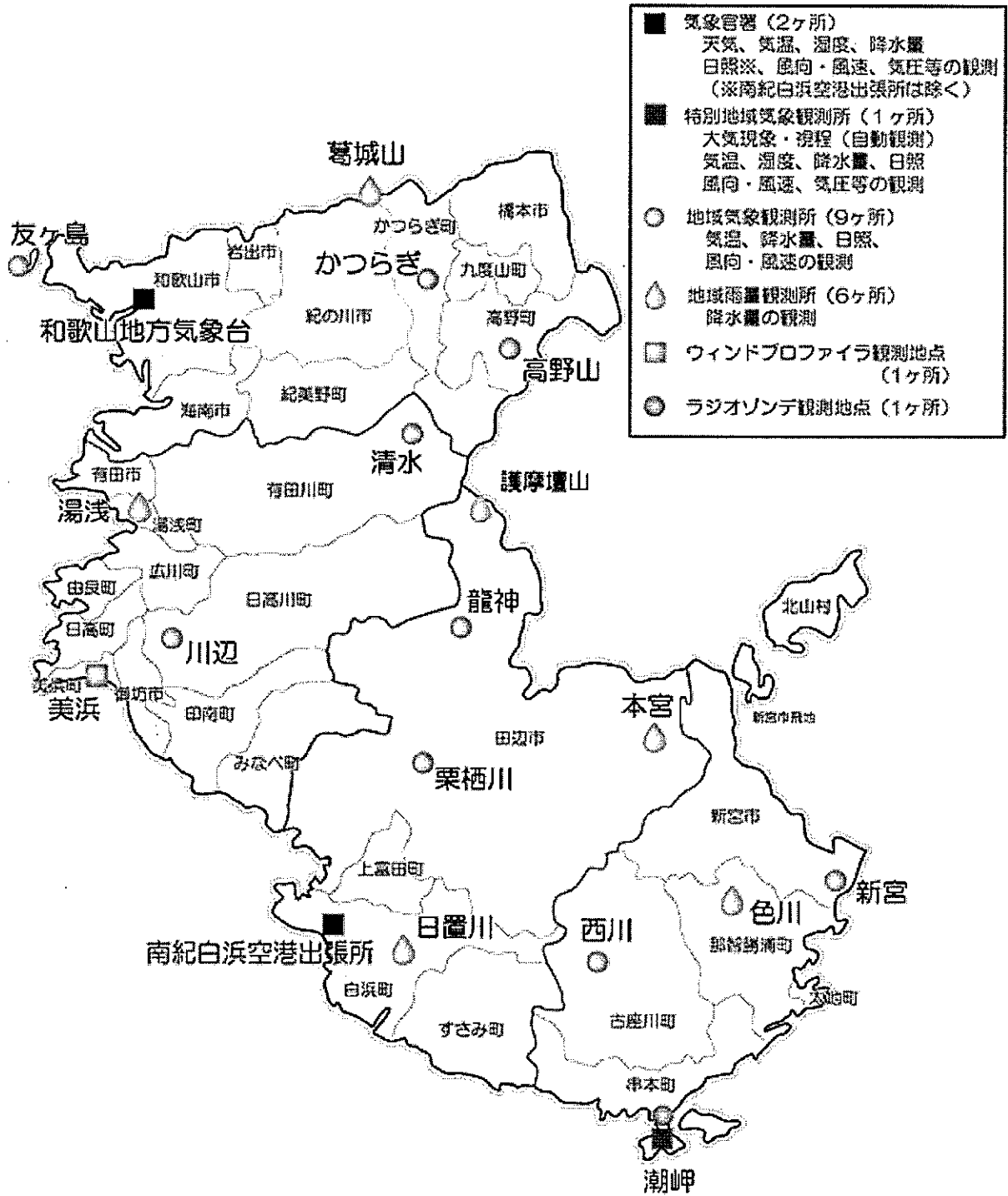
気象業務整備計画（地震・津波業務整備計画）

28-01-01 和歌山地方気象台所管の気象観測所

和歌山地方気象台

観測所名	種別	所在地		流域
		市町村	字	
葛城山	雨	紀の川市	切 畑	紀の川
かつらぎ	四	かつらぎ町	妙 寺	紀の川
友ヶ島	四	和歌山市	加 太	海 上
和歌山	官署	和歌山市	男野芝丁	沿 岸
高野山	四	高野町	高 野 山	有田川
湯 浅	雨	湯浅町	湯 浅	沿 岸
清 水	四	有田川町	清 水	有田川・日高川
護摩壇山	雨	田辺市	龍 神	日高川
龍 神	四	田辺市	上湯ノ又	日高川
川 辺	四	日高川町	和 佐	日高川
本 宮	雨	田辺市	本 宮	熊野川
栗栖川	四	田辺市	栗栖川	富田川
新 宮	四	新宮市	佐 野	沿 岸
南紀白浜	官署	白浜町		沿 岸
西 川	四	古座川町	西 川	古座川
色 川	雨	那智勝浦町	大 野	太田川
日置川	雨	白浜町	安 居	日置川
潮 岬	特地	串本町	潮 岬	沿 岸

平成 22 年 4 月 1 日現在



1. テレメーターにより情報を収集する観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
橋本	橋本市	市脇 4丁目	伊都総合庁舎	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	紀の川	伊 都	テレメーター
境原	橋本市	小峰台 1丁目	境原小学校	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	東谷川	伊 都	テレメーター
橋本市役所	橋本市	東家 1丁目	橋本市役所	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	紀の川	伊 都	テレメーター
かつらぎ	かつらぎ町	丁の町	かつらぎ町役場	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	紀の川	伊 都	テレメーター
御所	かつらぎ町	御所	旧四邑保育所	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	四邑川	伊 都	テレメーター
花園	かつらぎ町	花園梁瀬	かつらぎ町役場 花園支所	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0737 34-1700	有田川	伊 都	テレメーター
久木	かつらぎ町	花園久木	旧久木村営プール	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	有田川	伊 都	テレメーター
嵯峨谷	橋本市	高野口町嵯峨谷	高野口消防詰所	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	西川	伊 都	テレメーター
高野口	橋本市	高野口町名古管	橋本保健所	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	紀の川	伊 都	テレメーター
北又	九度山町	北又	久保集会所	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	三尾川	伊 都	テレメーター
笠木	九度山町	笠木	笠木地区 飲料水 供給施設	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	不動谷川	伊 都	テレメーター
九度山	九度山町	九度山	九度山町 役場	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	紀の川	伊 都	テレメーター
高野	高野町	高野山	高野町役場	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	有田川	伊 都	テレメーター
上筒香	高野町	上筒香	筒香多目的 集会所	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	丹生川	伊 都	テレメーター

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
須河	橋本市	須河	須河集会場	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	去年川	伊 都	テレメーター
花坂	高野町	花坂	花坂集会場	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	貴志川	伊 都	テレメーター
打田	紀の川市	西大井	紀の川市役所	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
中鞆渚	紀の川市	中鞆渚	鞆渚小学校	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	真国川	那 賀	テレメーター
中津川	紀の川市	中津川	紀の川市粉河 塵芥処理場	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	中津川	那 賀	テレメーター
粉河	紀の川市	粉河	紀の川市役所 粉河支所	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
江川中	紀の川市	江川中	上名手小学校	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	重谷川	那 賀	テレメーター
那賀	紀の川市	名手市場	紀の川市役所 那賀支所	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
桃山	紀の川市	桃山町元	紀の川市役所 桃山支所	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
貴志川	紀の川市	貴志川町神戸	紀の川市役所 貴志川支所	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	貴志川	那 賀	テレメーター
岩出	岩出市	高塚	那賀総合庁舎	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
押川	岩出市	押川	岩出市防災無線局脇	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	根来川	那 賀	テレメーター
岩出市役所	岩出市	西野	岩出市役所	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
安上	岩出市	安上	安上中継ボ ン プ 所	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736 61-0044	—	那 賀	テレメーター
和歌山	和歌山市	築港 1丁目	海草振興局 建設部	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073 423-3281	築地川 水軒川	海 草	テレメーター
六十谷	和歌山市	六十谷	千手川観音橋脇	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073 423-3281	千手川	海 草	テレメーター

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
岡崎	和歌山市	相坂	和田川広見橋	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073 423-3281	和田川	海 草	テレメーター
和歌山市 中消防署	和歌山市	八番丁	中消防署	和歌山市	中消防署 職員	073 432-0119	和歌川	海 草	テレメーター
和歌浦中	和歌山市	和歌浦中 3丁目	南消防署	和歌山市	海草振興局 建設部	073 432-0119	津屋川 紀三井寺 川	海 草	テレメーター
海南	海南市	日方	海南市 消防本部	和歌山県	海南工事 事務所職員	073 483-4824	日方川	海 草	テレメーター
重根	海南市	重根	海南市立 巽小学校	和歌山県	海南工事 事務所職員	073 483-4824	日方川 亀の川	海 草	テレメーター
東畑	海南市	東畑	海南市 埋立処分地 施設内	和歌山県	海南工事 事務所職員	073 483-4824	亀の川	海 草	テレメーター
下津	海南市	下津町下津	海南市 消防本部 下津消防署	和歌山県	海南工事 事務所職員	073 483-4824	小原川	海 草	テレメーター
小松原	海南市	下津町小松原	海南市立 加茂第一 小学校	和歌山県	海南工事 事務所職員	073 483-4824	加茂川	海 草	テレメーター
野上	紀美野町	動木	紀美野町役場	和歌山県	海南工事事務所 紀美野駐在職員	073 489-2332	貴志川	海 草	テレメーター
美里	紀美野町	神野市場	紀美野町役場 美里支所	和歌山県	海南工事事務所 紀美野駐在職員	073 489-2332	貴志川	海 草	テレメーター
松ヶ峯	紀美野町	松ヶ峯	みさと天文台	和歌山県	海南工事事務所 紀美野駐在職員	073 489-2332	貴志川	海 草	テレメーター
加太	和歌山市	加太	和歌山県開 発 公 社 コスモパーク 加太	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073 423-3281	堤川	海 草	テレメーター
梅原	和歌山市	梅原	貴志中学校	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073 423-3281	—	海 草	テレメーター
塩ノ谷	和歌山市	明王寺	四季の郷公園 横駐車場	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073 423-3281	和田川	海 草	テレメーター
有田	有田市	箕島	有田市役所	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有 田	テレメーター
港	有田市	港町	港ポンプ場	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有 田	テレメーター

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
宮原	有田市	宮原町新町	有田市宮原公民館	和歌山県	有田振興局建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
糸我	有田市	糸我町西	糸我西814-1	和歌山県	有田振興局建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
湯浅	湯浅町	湯浅	有田総合庁舎	和歌山県	有田建設部職員	0737 63-4111	山田川	有田	テレメーター
湯浅町役場	湯浅町	湯浅	湯浅町役場第一庁舎	和歌山県	有田振興局建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
広川ダム	広川町	下津木	有田建設部広川出張所	和歌山県	有田建設部広川出張所職員	0737 67-2104	広川	有田	テレメーター
広川	広川町	広	広川町役場	和歌山県	有田振興局建設部職員	0737 63-4111	広川	有田	テレメーター
吉備	有田川町	下津野	有田川町役場吉備庁舎	和歌山県	有田振興局建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
井口	有田川町	井口	田殿小学校	和歌山県	有田振興局建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
金屋	有田川町	金屋	有田川町役場金屋庁舎	和歌山県	有田振興局建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
宇井苔	有田川町	宇井苔	宇井苔へき地集会所	和歌山県	有田振興局建設部職員	0737 63-4111	修理川	有田	テレメーター
沼田	有田川町	沼田	沼田集会場	和歌山県	有田振興局建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
瀬井	有田川町	瀬井	旧北小学校	和歌山県	有田振興局建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
生石	有田川町	生石	生石高原の家	和歌山県	有田振興局建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
二川ダム	有田川町	二川	二川ダム管理事務所	和歌山県	二川ダム管理事務所職員	0737 23-0251	有田川	有田	テレメーター
清水	有田川町	清水	有田川町役場清水行政局	和歌山県	有田振興局建設部職員	0737 63-4111	有田川	有田	テレメーター
板尾	有田川町	板尾	安諦小学校	和歌山県	二川ダム管理事務所職員	0737 23-0251	有田川	有田	テレメーター

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
上湯川	有田川町	上湯川	旧上湯川分校	和歌山県	二川ダム 管理事務所 職員	0737 23-0251	湯川川	有 田	テレメーター
沼	有田川町	沼	沼1610	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有 田	テレメーター
川合	有田川町	川合	有田川町役 場清水行政 局五郷出張 所	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有 田	テレメーター
沼谷	有田川町	沼谷	安締小学校 沼谷分校跡	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	有田川	有 田	テレメーター
上津木	広川町	上津木	上津木グ ラ ウ ン ド	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	広川	有 田	テレメーター
糸川	有田川町	糸川	糸川集会所	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	糸川	有 田	テレメーター
上六川	有田川町	上六川	上六川小学 校	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	玉川	有 田	テレメーター
下湯川	有田川町	下湯川	下湯川ふる さと村	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737 63-4111	湯川川	有 田	テレメーター
御坊	御坊市	湯川町財部	日高総合庁舎	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	日高川	日 高	テレメーター
野島	御坊市	名田町野島	広域 清掃センター	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	野島川	日 高	テレメーター
美浜	美浜町	和田	美浜町役場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	西川	日 高	テレメーター
三尾	美浜町	三尾	美浜町第2 若者広場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	沿岸	日 高	テレメーター
日高	日高町	高家	日高町役場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	西川	日 高	テレメーター
志賀	日高町	志賀	久志集会所	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	志賀川	日 高	テレメーター
由良	由良町	里	由良町役場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	由良川	日 高	テレメーター
畑	由良町	畑	畑小学校	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	由良川	日 高	テレメーター

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
衣奈	由良町	衣奈	衣奈小学校	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	前田川	日高	テレメーター
川辺	日高川町	土生	日高川町役場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	日高川	日高	テレメーター
坂野川	日高川町	坂野川	坂野川574	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	日高川	日高	テレメーター
山野	日高川町	山野	山野2664 -1	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	江川	日高	テレメーター
中津	日高川町	高津尾	日高川町役場 中津支所	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	日高川	日高	テレメーター
三十木	日高川町	三十木	子十浦多目的 施設	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	日高川	日高	テレメーター
美山	日高川町	川原河	日高川町役場 美山支所	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	日高川	日高	テレメーター
寒川	日高川町	寒川	日高川町役場 美山支所 寒川出張所	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	朔日川	日高	テレメーター
小川	日高川町	寒川	椿山ダム 小川雨量局	和歌山県	椿山ダム 管理事務所 職員	0738 57-0400	日高川	日高	テレメーター
椿山ダム	日高川町	初湯川	椿山ダム	和歌山県	椿山ダム 管理事務所 職員	0738 57-0400	日高川	日高	テレメーター
古井	印南町	古井	古井西川原 423	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	切目川	日高	テレメーター
川又	印南町	川又	川又集会所	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	切目川	日高	テレメーター
西ノ地	印南町	西ノ地	切目 社教センター	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	切目川	日高	テレメーター
印南	印南町	印南	印南町役場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	印南川	日高	テレメーター
印南原	印南町	印南原	稲原 防災センター	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	印南川	日高	テレメーター
南部	みなべ町	芝	みなべ町役場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	南部川	日高	テレメーター

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
南部川	みなべ町	谷口	みなべ町役場 第2庁舎	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	南部川	日 高	テレメーター
清川	みなべ町	清川	清川223	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	南部川	日 高	テレメーター
高野	みなべ町	高野	高城高齢者 センター	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	市井の川	日 高	テレメーター
上初湯川	日高川町	愛川	愛川(林道白 馬線沿い)	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	愛川	日 高	テレメーター
平川	日高川町	平川	平川989-2 (県道御坊美 山線道路余 幅部)	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	日高川	日 高	テレメーター
田杭	日高町	阿尾	田杭集会場 構内	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	沿岸	日 高	テレメーター
名ノ内広場	みなべ町	清川	名ノ内広場構内	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	南部川	日 高	テレメーター
西岩代	みなべ町	西岩代	みなべ町消 防団消防 火施設敷 構内	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	西岩代	日 高	テレメーター
八斗蒔	日高川町	上初湯川	鉢663	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-3111	上初湯川	日 高	テレメーター
安井	田辺市	龍神村安井	西牟婁振興 建設部龍神 駐在	和歌山県	椿山ダム 管理事務所	0738 57-0400	日高川	日 高	テレメーター
三ツ又	田辺市	龍神村三ツ又	椿山ダム 三ツ又雨量 局	和歌山県	椿山ダム 管理事務所	0738 57-0400	日高川	日 高	テレメーター
龍神	田辺市	龍神村西	田辺市役所 龍神行政局	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	日高川	西牟婁	テレメーター
田辺	田辺市	朝日ヶ丘	西牟婁総合庁舎	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	左会津川	西牟婁	テレメーター
栗栖川	田辺市	中辺路町 栗栖川	田辺市役所 中辺路行政 局	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
福定	田辺市	中辺路町 福定	中辺路町福 定4	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
北郡	田辺市	中辺路町 北郡	北郡小学校跡	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
水上	田辺市	中辺路町 水上	水上道の駅	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	鍛冶屋川	西牟婁	テレメーター
近露	田辺市	中辺路町 近露	近野小学校	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	日置川	西牟婁	テレメーター
下川上	田辺市	下川上	林業富里現 場監督事務 所	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	安川	西牟婁	テレメーター
大塔	田辺市	鮎川	田辺市役所 大塔行政局	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
本宮	田辺市	本宮町本宮	西牟婁振興 局建設部 本宮駐在所	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	熊野川	西牟婁	テレメーター
静川	田辺市	本宮町静川	静川小学校 跡地	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	大塔川 熊野川	西牟婁	テレメーター
三越	田辺市	本宮町三越	田辺市本宮 町三越702	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	三越川 熊野川	西牟婁	テレメーター
津志野	田辺市	中芳養	JA紀南中芳 養支所 うめ加工場	田辺市	田辺市 消防署職員	0739 22-0119	芳養川	西牟婁	テレメーター
岩内	田辺市	上秋津	岩内会館横	田辺市	田辺市 消防署職員	0739 22-0119	右会津川	西牟婁	テレメーター
長野	田辺市	長野	長野小学校	田辺市	田辺市 消防署職員	0739 22-0119	左会津川	西牟婁	テレメーター
平見	田辺市	上芳養	旧上芳養小 学	田辺市	田辺市 消防署職員	0739 22-0119	芳養川	西牟婁	テレメーター
串崎	田辺市	秋津川	JA秋津川支 所	田辺市	田辺市 消防署職員	0739 22-0119	右会津川	西牟婁	テレメーター
安居	白浜町	安居	三舞中学校	白浜町	白浜町消防 本部日置川 消防署職員	0739 52-3061	日置川	西牟婁	テレメーター
市鹿野	白浜町	市鹿野	川添中学校	白浜町	白浜町消防 本部日置川 消防署職員	0739 52-3061	日置川	西牟婁	テレメーター
白浜	白浜町		白浜町役場	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	沿岸	西牟婁	テレメーター
椿	白浜町	椿	椿小学校	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	朝来掃川	西牟婁	テレメーター

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
栄	白浜町	栄	白浜町 農業会館	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
日置	白浜町	日置	日置川消防署	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	日置川	西牟婁	テレメーター
朝来	上富田町	朝来	上富田町役場	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
岡	上富田町	岡	小郷会館	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	岡川	西牟婁	テレメーター
大宮	上富田町	生馬	生馬下滝 2974-4	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	生馬川	西牟婁	テレメーター
龍神寺野	田辺市	龍神村 龍神	雨泊り 1219-20	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	日高川	西牟婁	テレメーター
殿原	田辺市	龍神村 殿原	殿原小学校	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	丹生川	西牟婁	テレメーター
下山路	田辺市	龍神村 甲斐ノ川	下山路 中学校	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	日高川	西牟婁	テレメーター
野中	田辺市	中辺路町 野中	野中3番地	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	野中川	西牟婁	テレメーター
大内川	田辺市	中辺路町 大内川	大内川 公民館	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	大内川	西牟婁	テレメーター
兵生	田辺市	中辺路町 兵生	垣内 350-4	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
東伏菟野	田辺市	東伏菟野	伏菟野平 4-2	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	前の川	西牟婁	テレメーター
大杉	田辺市	下川上	安川 591-1	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	安川	西牟婁	テレメーター
鮎川	田辺市	和田	和田 862	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	西ノ又川	西牟婁	テレメーター
向山	田辺市	向山	向山 300-1	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	日置川	西牟婁	テレメーター
熊野	田辺市	熊野	百間山溪谷 キャンプ場駐 車	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	熊野川	西牟婁	テレメーター

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
野竹法師	田辺市	本宮町 野竹	コンニャク859	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	大塔川	西牟婁	テレメーター
小川	白浜町	小川	苔口443	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	城川	西牟婁	テレメーター
城	白浜町	城	城93	和歌山県	西牟婁 振興局 建設部職員	0739 22-1200	城川	西牟婁	テレメーター
すさみ	すさみ町	周参見	すさみ町役場	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	周参見川	串本	テレメーター
佐本中	すさみ町	佐本中	すさみ町役場 佐本出張所	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	佐本川	串本	テレメーター
小河内	すさみ町	小河内	小河内 1636-2	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	周参見川	串本	テレメーター
太間川	すさみ町	太間川	すさみ町 太間川集会所	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	太間川	串本	テレメーター
串本	串本町	串本	東牟婁振興局 串本建設部	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	沿岸	串本	テレメーター
串本町役場	串本町	串本	串本町役場 本庁舎	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	沿岸	串本	テレメーター
大山	串本町	里川	里川 14	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	古座川	串本	テレメーター
和深	串本町	和深	和深西地 花卉集荷施設	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	和深川	串本	テレメーター
重畳山	串本町	伊串	伊串 861	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	神野川 伊串川 鬮野川	串本	テレメーター
古座	串本町	西向	串本町役場 古座分庁舎	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	古座川	串本	テレメーター
蔵土	古座川町	蔵土	蔵土多目的広場	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	古座川	串本	テレメーター
平井	古座川町	平井	七川ダム 平井雨量局	和歌山県	七川ダム 管理事務所 職員	0735 76-0009	平井川	串本	テレメーター
松根	古座川町	松根	七川ダム 松根雨量局	和歌山県	七川ダム 管理事務所 職員	0735 76-0009	古座川	串本	テレメーター
七川ダム	古座川町	佐田	七川ダム 管理事務所	和歌山県	七川ダム 管理事務所 職員	0735 76-0009	古座川	串本	テレメーター

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
滝の拝	古座川町	小川	七川ダム 滝の拝雨量局	和歌山県	七川ダム 管理事務所 職員	0735 76-0009	小川	串本	テレメーター
古座川	古座川町	高池	古座川町役場	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735 62-0755	古座川	串本	テレメーター
新宮	新宮市	緑ヶ丘 2丁目	東牟婁総合庁舎	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	市田川 浮島川	新宮	テレメーター
高田	新宮市	高田	高田 グリーンランド	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	高田川	新宮	テレメーター
三輪崎	新宮市	三輪崎	新宮市 三輪崎支所	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	佐野川 木ノ川 荒木川	新宮	テレメーター
篠尾	新宮市	熊野川町 篠尾	熊野川町篠尾 162	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	篠尾川 熊野川	新宮	テレメーター
玉置口	新宮市	熊野川町 玉置口	熊野川屋外 教育研修館	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	玉置川 北山川	新宮	テレメーター
日足	新宮市	熊野川町 日足	新宮市役所 熊野川行政局	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	熊野川	新宮	テレメーター
相須	新宮市	熊野川町 相須	相須603地 先	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	熊野川	新宮	テレメーター
滝本	新宮市	熊野川町 滝本	滝本小学校 跡地	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	赤木川	新宮	テレメーター
勝浦	那智勝浦町	築地	那智勝浦町役場	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	—	新宮	テレメーター
浦神東	那智勝浦町	浦神	浦神字鬼宿 1776	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	沿岸	新宮	テレメーター
浦神西	那智勝浦町	浦神	浦神字奥の 谷441-1	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	沿岸	新宮	テレメーター
高津気	那智勝浦町	高津気	高津気区民会館	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	長野川	新宮	テレメーター
中里	那智勝浦町	南大居	那智勝浦町 役場 太田出張所	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	中里川 太田川	新宮	テレメーター
下里	那智勝浦町	八尺鏡野	那智勝浦町 八尺鏡野太 田川右岸	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	太田川	新宮	テレメーター
市野々	那智勝浦町	市野々	市野々 小学校	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735 22-8551	那智川	新宮	テレメーター

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	大字							
西中野川	那智勝浦町	西中野川	西中野川40 7-3	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	太田川	新宮	テレメーター
太地	太地町	太地	太地町役場	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	与根子川	新宮	テレメーター
北山	北山村	大沼	北山村役場	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	北山川	新宮	テレメーター
小原谷	新宮市	熊野川町 畝畑	県道古座川 熊野川線 敷路	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	和田川	新宮	テレメーター
直柱	那智勝浦町	直柱	県道那智勝 浦古座川線 敷路	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	太田川	新宮	テレメーター
七色	北山村	七色	村営簡易水 道浄水場内	和歌山県	東牟婁振興 局新宮建設 部職員	0735 22-8551	北山川	新宮	テレメーター
計 182箇所									

観測所	所在地		管理者	観測者	電話	種類	備考
	市町村	字					
和歌山	和歌山市	湊青岸	和歌山地方 気象台	和歌山地方 気象台	073 422-1328	検潮儀 (電波式)	和歌山港
御坊	御坊市	野島	和歌山地方 気象台	和歌山地方 気象台	073 422-1328	津波観測計 (電波式)	祓井戸漁港
白浜	白浜町	堅田	和歌山地方 気象台	和歌山地方 気象台	073 422-1328	検潮儀 (電波式)	堅田漁港
串本	串本町	袋	和歌山地方 気象台	和歌山地方 気象台	073 422-1328	検潮儀 (電波式)	袋港
浦神	那智勝浦町	浦神	和歌山地方 気象台	和歌山地方 気象台	073 422-1328	検潮儀 (電波式)	浦神港
計	5箇所						

平成24年6月1日現在

観測所	所在地	震度発表名称	所管官署	備 考
和歌山	和歌山市男野芝丁 4	和歌山市男野芝丁	和歌山地方気象台	震度計、地震計
潮 岬	東牟婁郡串本町潮岬 3380-1	串本町潮岬	和歌山地方気象台	震度計
高野山	伊都郡高野町高野山 26-2	高野町高野山中学校	和歌山地方気象台	震度計、地震計
南部川	日高郡みなべ町土井 43	みなべ町土井	和歌山地方気象台	震度計、地震計
古座川	東牟婁郡古座川町峯 55	—	和歌山地方気象台	地震計
新 宮	新宮市春日 1-1	新宮市春日	和歌山地方気象台	震度計
有 田	有田市箕島 50	有田市箕島	和歌山地方気象台	震度計
御 坊	御坊市蘭 226	御坊市蘭	和歌山地方気象台	震度計
白 浜	西牟婁郡白浜町 2927-259	白浜町消防本部	和歌山地方気象台	震度計
粉 河	紀の川市粉河 412	紀の川市粉河	和歌山地方気象台	震度計
串 本	東牟婁郡串本町潮岬 3380-1	—	和歌山地方気象台	地震計
古座川	東牟婁郡古座川町高池 770	古座川町高池	和歌山地方気象台	震度計

NO	観測所	震度発表名称	震度計設置場所所在地	震度計の所管	備考
1	和歌山	和歌山市一番丁	和歌山市一番丁3	防災科研	県分岐接続
2	有田	有田市初島町	有田市初島町浜1367-3	防災科研	
3	御坊	御坊市役所	御坊市藪350	防災科研	県分岐接続、*1
4	田辺		田辺市中屋敷町24-45	防災科研	
5	新宮	新宮市磐盾	新宮市磐盾1473	防災科研	
6	那賀	紀の川市那賀総合センター	紀の川市名手市場1456	防災科研	
7	清水	有田町清水	有田郡有田川町清水389-1	防災科研	県分岐接続
8	龍神		田辺市龍神村西376	防災科研	
9	本宮		田辺市本宮町本宮254-4	防災科研	
10	太地	太地町太地暖海公園	東牟婁郡太地町太地3769-2	防災科研	
11	すさみ	すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見4038-10	防災科研	県分岐接続
12	串本	串本町串本	東牟婁郡串本町串本2427	防災科研	県分岐接続
13	高野	和歌山高野町役場	伊都郡高野町高野山33	防災科研	県分岐接続
14	大塔		田辺市木守325	防災科研	

*1: 気象庁(和歌山地方気象台)所管の「御坊観測所」が長期障害時には、
防災科研所管の「御坊観測所」の震度情報が発表される場合があります。

NO	観測所	震度発表名称	震度計設置場所所在地	震度計の所管
1	和歌山	和歌山市一番丁	和歌山市一番丁3 和歌山城内	防災科研
2	海南	海南市日方	海南市日方1525-6 海南市役所敷地内	県
3	下津	海南市下津	海南市下津518-6 海南市消防本部下津消防署敷地内	県
4	橋本	橋本市東家	橋本市東家1-1-1 橋本市役所敷地内	県
5	高野口	橋本市高野口町名倉	橋本市高野口町名倉813-2 橋本市高野口公民館敷地内	県
6	岩出	岩出市西野	岩出市西野209 岩出市役場敷地内	県
7	打田	紀の川市西大井	紀の川市西大井338 紀の川市役所敷地内	県
8	粉河	紀の川市粉河	紀の川市粉河412 紀の川市役所粉河支所敷地内	気象庁
9	那賀	紀の川市那賀支所	紀の川市名手市場146-4 紀の川市役所那賀支所敷地内	県
10	桃山	紀の川市桃山町元	紀の川市桃山町元381 紀の川市役所桃山支所敷地内	県
11	貴志川	紀の川市貴志川町神戸	紀の川市貴志川町神戸327-1 紀の川市役所貴志川支所敷地内	県
12	有田	有田市箕島	有田市箕島45-3 有田市市民会館敷地内	気象庁
13	御坊	御坊市役所	御坊市菌350 御坊市役所駐車場	防災科研
14	中屋敷	田辺市中屋敷町	田辺市中屋敷町24-49 田辺社会福祉センター敷地内	田辺市
15	中辺路	田辺市中辺路町栗栖川	田辺市中辺路町栗栖川396-1 田辺市役所中辺路行政局敷地内	県
16	大塔	田辺市鮎川	田辺市鮎川2567 田辺市役所大塔行政局敷地内	県
17	本宮	田辺市本宮町本宮	田辺市本宮町本宮219 田辺市役所本宮行政局敷地内	田辺市
18	龍神	田辺市龍神村西	田辺市龍神村西376 田辺市役所龍神行政局敷地内	田辺市
19	新宮	新宮市新宮	新宮市新宮5036-3 新宮市消防本部敷地内	気象庁
20	熊野川	新宮市熊野川町日足	新宮市熊野川町日足350 新宮市役所熊野川行政局敷地内	県
21	野上	紀美野町下佐々	海草郡紀美野町下佐々803-1 紀美野町消防本部敷地内	県
22	美里	紀美野町神野市場	海草郡紀美野町神野市場226-1 紀美野町役場神野支所敷地内	県
23	かつらぎ	かつらぎ町丁ノ町	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2338-2 地域福祉センター敷地内	県
24	花園	かつらぎ町花園梁瀬	伊都郡かつらぎ町梁瀬645 かつらぎ町役場花園支所敷地内	県
25	九度山	九度山町九度山	伊都郡九度山町九度山1190 九度山町役場敷地内	県
26	高野	和歌山高野町役場	伊都郡高野町高野山33 高野町役場駐車場	防災科研
27	湯浅	湯浅町湯浅	有田郡湯浅町湯浅1055-9 湯浅町役場敷地内	県
28	広川	和歌山広川町広	有田郡広川町広1500 広川町役場敷地内	県
29	吉備	有田川町下津野	有田郡有田川町下津野2018-4 有田川町役場吉備庁舎内	県
30	金屋	有田郡有田川町金屋	有田郡有田川町金屋3 有田川町役場金屋庁舎敷地内	県
31	清水	有田川町清水	有田郡有田川町清水389-1 有田川町役場清水行政局駐車場	防災科研
32	美浜	和歌山美浜町和田	日高郡美浜町和田1138-278 美浜町役場敷地内	県
33	日高	和歌山日高町高家	日高郡日高町高家626 日高町役場敷地内	県
34	由良	由良町里	日高郡由良町里1220-1 由良町役場敷地内	県
35	印南	和歌山印南町印南	日高郡印南町印南2252-1 印南町役場敷地内	県
36	南部川	みなべ町谷口	日高郡みなべ町谷口299-1 みなべ町役場第2庁舎敷地内	県
37	南部	みなべ町芝	日高郡みなべ町芝742 みなべ町役場第1庁舎敷地内	県
38	川辺	日高川町土生	日高郡日高川町土生160 日高川町役場本庁敷地内	県
39	中津	日高川町高津尾	日高郡日高川町高津尾29 日高川町役場中津支所敷地内	県
40	美山	日高川町川原河	日高郡日高川町川原河202 日高川町役場美山支所敷地内	県
41	白浜	和歌山白浜町湯崎	西牟婁郡白浜町1600 白浜町役場敷地内	気象庁
42	日置川	和歌山白浜町日置	西牟婁郡白浜町日置980-1 白浜町役場日置川事務所敷地内	県
43	上富田	上富田町朝来	西牟婁郡上富田町朝来763 上富田町役場敷地内	県
44	すさみ	すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見4038-10 すさみ町役場駐車場	防災科研
45	那智勝浦	那智勝浦町朝日	東牟婁郡那智勝浦町朝日1-69 那智勝浦町消防本部敷地内	県
46	太地	太地町役場	東牟婁郡太地町太地3767-1 太地町役場敷地内	太地町
47	古座川	古座川町高池	東牟婁郡古座川町高池673-2 古座川町役場敷地内	県
48	北山	北山村大沼	東牟婁郡北山村大沼42 北山村役場敷地内	県
49	串本	串本町串本	東牟婁郡串本町串本2427 串本町立体育館敷地内	防災科研
50	古座	串本町古座	東牟婁郡串本町古座1035 串本町消防本部古座消防署敷地内	県

(参考)和歌山県震度情報ネットワーク接続観測所(50箇所)の震度計所管内訳

- ・和歌山県所管震度計 :36箇所
- ・田辺市所管震度計 :3箇所
- ・太地町所管震度計 :1箇所
- ・気象庁所管震度計 :4箇所
- ・独立行政法人防災科学技術研究所(防災科研)所管震度計 :6箇所

28-05-00 巨大津波観測所

和歌山地方気象台

観測所	観測点名称	所管官署	備考
和歌山	和歌山	和歌山地方気象台	巨大津波観測計
白浜	白浜町堅田	和歌山地方気象台	巨大津波観測計
串本	串本町袋港	和歌山地方気象台	巨大津波観測計
浦神	那智勝浦町浦神	和歌山地方気象台	巨大津波観測計

1. 水防法第12条第2項の規定により水位状況を公表する観測所(国管理分http://www.river.go.jp/)(県管理分http://www.wakayamaken.jp/)

河川名	観測所	所在地		設置場所	水位		堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考	所管 振興局 建設部
		市町村	大字		水防団併 機水位	はん濫注 意水位	左岸	右岸					
紀の川	三谷	かつらぎ町	三谷	三谷橋左岸 下流20m	2.00	3.50	8.48	8.49	国土交通省	和歌山 河川国道事務所	073-424-2471	(予) 超音波式 水晶式	国土交通省
紀の川	五條	五條市	新町	大川橋右岸	5.00	7.50	13.10	13.53	国土交通省	和歌山 河川国道事務所	073-424-2471	(予) 水晶式 水晶式	国土交通省
紀の川	船戸	岩出市	船戸	岩出橋 中央部下流側	4.00	5.00	13.88	13.30	国土交通省	和歌山 河川国道事務所	073-424-2471	(予) 水研62型 水晶式	国土交通省
貴志川	貴志	紀の川市	貴志川町 北	貴志橋右岸 下流50m	2.50	4.50	9.29	9.38	国土交通省	和歌山 河川国道事務所	073-424-2471	(予) 水研62型 水晶式	国土交通省
橋本川	小原田	橋本市	小原田	南門橋 左岸下流350m	1.50	2.00	4.60	4.50	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736-34-1700	(予) 半導体式	伊都
橋本川	みとの橋	橋本市	古佐田	古東橋左岸 上流100m	2.10	2.50	5.60	5.90	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736-34-1700	(予) 半導体式	伊都
山田川	山田	橋本市	山田	出塔橋左岸 上流100m	0.80	1.50	3.20	3.10	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736-34-1700	(予) 半導体式	伊都
嵯峨谷川	西川橋	橋本市	高野口町 下中	西川橋左岸 上流100m	1.50	2.50	3.20	3.20	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736-34-1700	(予) 半導体式	伊都
穴伏川	北川橋	かつらぎ町		北川橋右岸 下流200m	2.00	2.50	4.50	4.00	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736-34-1700	(予) 水晶式	伊都
有田川	梁瀬	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬大橋 左岸上流	2.00	3.50	5.40	7.30	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736-34-1700	(予) 半導体式	伊都
柘榴川	神田	紀の川市	桃山町 神田	八幡橋右岸 上流150m	2.10	2.90	4.50	6.10	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736-61-0044	(予) 半導体式	那賀

河川名	観測所	所在地		設置場所	水位		堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考	所管 振興局 建設部
		市町村	大字		水防団待 機水位	はん濫注 意水位	左岸	右岸					
海神川	西大井	紀の川市	西大井	紀の川市役所 左岸上流30m	1.50	2.00	3.50	3.10	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736-61-0044	(〒) 半導体式	那賀
貴志川	野上新橋	海南市	野上中	野上新橋 右岸上流10m	2.00	4.00	5.60	5.60	和歌山県	海南工事事務所 職員	073-483-4824	(〒) 半導体式	海草
貴志川	小川橋	紀美野町	下佐々	小川橋下流 直近左岸	3.50	4.00	9.35	9.35	和歌山県	海南工事事務所 紀美野駐在職員	073-489-2332	(〒) 水晶式	海草
貴志川	永宝橋	紀美野町	毛原宮	永宝橋橋脚	2.00	3.00	6.50	8.90	和歌山県	海南工事事務所 紀美野駐在職員	073-489-2332	(〒) 水晶式	海草
和田川	広見橋	和歌山市	相坂	広見橋右岸 下流100m	1.80	2.00	4.60	4.20	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073-423-3281	(〒) 半導体式	海草
大門川	伊勢橋	和歌山市	北新	伊勢橋右岸	1.20	1.70	4.20	4.20	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073-423-3281	(〒) 半導体式	海草
大門川	鳴神橋	和歌山市	鳴神	鳴神橋左岸 上流10m	2.50	3.00	4.90	4.90	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073-423-3281	(〒) 半導体式	海草
千手川	観音橋	和歌山市	六十谷	千手川観音橋右岸	1.50	2.00	4.60	4.40	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073-423-3281	(〒) 半導体式	海草
鳴滝川	鳴滝橋	和歌山市	園部	鳴滝橋左岸 下流30m	1.80	2.20	5.70	5.80	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073-423-3281	(〒) 半導体式	海草
土入川	報国橋	和歌山市	島橋	報国橋左岸 上流300m	1.70	2.20	4.30	4.30	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073-423-3281	(〒) 半導体式	海草
堤川	加太	和歌山市	加太	山田橋右岸 上流500m	1.00	1.50	3.10	3.10	和歌山県	海草振興局 建設部職員	073-423-3281	(〒) 半導体式	海草
亀の川	大師橋	海南市	且来	大師橋下流 直近左岸	1.20	1.30	3.50	3.20	和歌山県	海南工事事務所 職員	073-483-4824	(〒) 半導体式	海草

河川名	観測所	所在地		設置場所	水位		堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考	所管 振興局 建設部
		市町村	大字		水防団待 機水位	はん濫注 意水位	左岸	右岸					
日方川	海南橋	海南省	大野中	海南橋上流 直近右岸	1.70	2.00	3.80	3.80	和歌山県	海南工事事務所 職員	073-483-4824	(テ) 水晶式	海草
加茂川	下	海南省	下津町下	加茂郷橋橋脚	1.50	2.00	5.00	5.00	和歌山県	海南工事事務所 職員	073-483-4824	(テ) 半導体式	海草
広川	新広橋	広川町	名島	新広橋橋脚	1.70	2.20	5.00	5.00	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737-63-4111	(テ) 半導体式	有田
山田川	三之橋	湯浅町	青木	三之橋左岸橋台	1.60	2.10	3.80	3.40	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737-63-4111	(テ) 水晶式	有田
有田川	徳田	有田川町	徳田	吉備頭工 左岸上流	5.60	6.60	9.70	7.40	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737-63-4111	(テ) 半導体式	有田
有田川	田殿	有田川町	長田	田殿橋橋脚	2.60	3.30	9.10	9.00	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737-63-4111	(テ) 水晶式	有田
有田川	金屋	有田川町	金屋	金屋橋右岸 下流20m	2.60	4.10	8.60	7.40	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737-63-4111	(テ) 半導体式	有田
有田川	清水	有田川町	清水	清水橋右岸 下流130m	2.00	3.00	8.30	6.70	和歌山県	二川ダム 管理事務所職員	0737-23-0251	(テ) フロート式	有田
有田川	栗生	有田川町	栗生	榎瀬橋右岸 上流10m	3.00	5.00	10.60	15.40	和歌山県	有田振興局 建設部職員	0737-63-4111	(テ) 半導体式	有田
由良川	里	由良町	里	国道橋上流100m	1.30	1.80	3.90	3.90	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(テ) 半導体式	日高
日高川	川原河	日高川町	川原河	川上橋右岸 上流100m	2.50	3.50	6.40	7.10	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(テ) 半導体式	日高
日高川	高津尾	日高川町	高津尾	新田橋橋脚	3.50	4.50	12.40	11.30	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(テ) 半導体式	日高

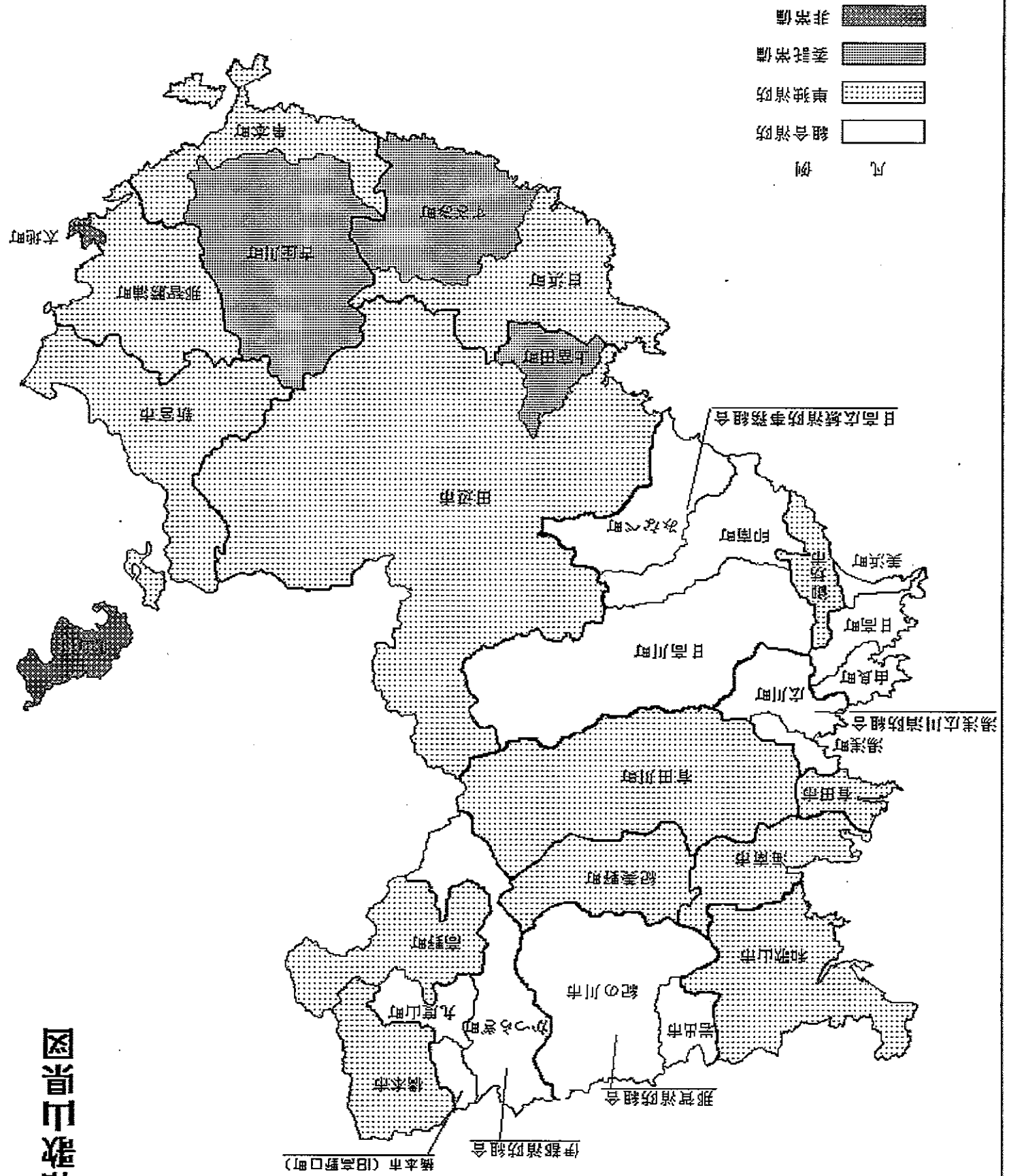
河川名	観測所	所在地		設置場所	水位		堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考	所管 振興局 建設部
		市町村	大字		水防団待機水位	はん濫注意水位	左岸	右岸					
日高川	川辺	日高川町	早藤	松瀬橋右岸	3.30	4.60	10.20	9.50	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(〒) 半導体式	日高
日高川	野口橋	御坊市	藤田町	野口橋橋脚	4.00	5.50	11.00	11.00	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(〒) 半導体式	日高
西川	清水井橋	日高町	高家	清水井橋橋脚	2.60	3.00	4.10	4.10	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(〒) 半導体式	日高
西川	尾上橋	美浜町	吉原	尾上橋左岸 下流20m	2.00	2.50	5.00	5.70	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(〒) 半導体式	日高
印南川	山口	印南町	山口	柏橋右岸 下流50m	1.50	2.00	4.30	4.00	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(〒) 半導体式	日高
切目川	古井	印南町	古井	深山橋橋脚	2.00	2.50	4.80	4.90	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(〒) 半導体式	日高
切目川	古屋	印南町	古屋	共栄橋右岸	3.60	3.90	6.30	6.40	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(〒) 半導体式	日高
南部川	滝	みなべ町	滝	高城橋右岸 下流10m	3.40	4.00	—	9.00	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(〒) 半導体式	日高
南部川	谷口	みなべ町	谷口	須賀橋橋脚	2.00	2.20	6.90	7.00	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(〒) 半導体式	日高
日高川	龍神	田辺市	龍神村 安井	丸嶋橋右岸 下流100m	1.50	3.00	5.90	12.00	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(〒) 半導体式	西牟婁
左会津川	中三栖	田辺市	中三栖	中央橋左岸 50m下流	2.20	2.70	6.20	5.90	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(〒) 半導体式	西牟婁
左会津川	高山寺	田辺市	稻成町	高雄大橋右岸 上流60m	3.50	4.00	8.30	7.50	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(〒) 半導体式	西牟婁

河川名	観測所	所在地		設置場所	水位		堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考	所管 振興局 建設部
		市町村	大字		水防団待 機水位	はん濫注 意水位	左岸	右岸					
右会津川	岩内	田辺市	上秋津	森橋右岸 下流120m	2.00	2.50	4.40	3.20	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(予) 半導体式	西牟婁
芳養川	はやざと大橋	田辺市	芳養町	はやざと大橋 右岸詰め	1.50	2.00	5.60	5.60	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(予) 半導体式	西牟婁
富田川	原ノ瀬橋	田辺市	中辺路町 栗栖川	原ノ瀬橋 右岸詰め	2.50	3.50	7.40	8.40	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(予) 半導体式	西牟婁
富田川	鮎川新橋	田辺市	鮎川	鮎川新橋橋脚	2.50	3.10	5.80	6.50	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(予) 半導体式	西牟婁
富田川	市ノ瀬	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬橋右岸 上流500m	3.00	3.50	7.40	8.40	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(予) 半導体式	西牟婁
富田川	田津原	白浜町	内ノ川	白鷺橋左岸 上流300m	3.50	4.00	7.60	7.80	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(予) 半導体式	西牟婁
白置川	安居	白浜町	安居	安居橋右岸 下流20m	4.50	5.50	11.00	12.40	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(予) 半導体式	西牟婁
白置川	市鹿野	白浜町	市鹿野	市鹿野橋橋脚	3.50	4.50	13.20	14.00	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(予) 半導体式	西牟婁
熊野川	本宮	田辺市	本宮町 本宮	下向橋右岸 下流300m	5.00	6.00	9.00	29.90	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(予) 水晶式	西牟婁
大塔川	川湯	田辺市	本宮町 川湯	川湯開拓橋 左岸上流170m	1.50	2.00	3.00	—	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(予) 半導体式	西牟婁
音無川	本宮(音無)	田辺市	本宮町 本宮	清水橋 右岸下流150m	0.90	1.90	4.30	4.40	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200	(予) 半導体式	西牟婁
周参見川	望児橋	すさみ町	周参見	望児橋 右岸下流5m	2.20	2.50	6.50	6.50	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735-62-0755	(予) 半導体式	串本

河川名	観測所	所在地		設置場所	水位		堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考	管 所 振興局 建設部
		市町村	大字		水防回待 機水位	はん濫注 意水位	左岸	右岸					
古座川	古座橋	串本町	西向	古座橋 右岸橋脚	2.00	2.50	3.80	4.10	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735-62-0755	(予) 半導体式	串本
古座川	相瀬	古座川町	相瀬	町道相瀬橋 左岸上流300m	2.50	3.50	4.70	—	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735-62-0755	(予) 半導体式	串本
古座川	月野瀬	古座川町	月野瀬	高瀬橋 左岸下流1,000m	3.50	4.00	10.70	—	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735-62-0755	(予) 半導体式	串本
鬮野川	くじ野川	串本町	鬮野川	寺の元橋 左岸下流3m	1.30	1.60	3.00	3.10	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735-62-0755	(予) 半導体式	串本
田原川	出合橋	串本町	上田原	出合橋 右岸下流25m	1.40	1.80	4.20	4.60	和歌山県	東牟婁振興局 串本建設部職員	0735-62-0755	(予) 半導体式	串本
熊野川	成川	三重県 紀宝町	成川	熊野大橋左岸上流	2.90	4.50	11.95	11.84	国土交通省	国土交通省 紀河内川国道事 務所職員	0739-22-4564	(予) 水晶式 リニア式	国土交通省
熊野川	日足	新宮市	熊野川町 日足	三和大橋右岸	4.50	5.60	10.60	10.60	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735-22-8551	(予) 半導体式	新宮
赤木川	上長井	新宮市	熊野川町 上長井	小和瀬橋右岸 下流50m	3.00	3.50	4.80	5.30	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735-22-8551	(予) 半導体式	新宮
太田川	下里	那智勝浦町	下里	下里郵便局前右岸	1.70	2.50	3.90	4.20	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735-22-8551	(予) 半導体式	新宮
太田川	南大居	那智勝浦町	南大居	太田出張所前左岸	3.00	3.50	5.90	4.70	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735-22-8551	(予) 水晶式	新宮
那智川	川関	那智勝浦町	川関	川関橋上流左岸	2.00	2.60	5.20	5.40	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部職員	0735-22-8551	(予) 半導体式	新宮

計 70箇所

消防力の現況（消防準備化地域図）



和歌山県図

(平成22年4月1日現在)

市町村名	面積 (km ²)	人口 23.3.31 現在	世帯数 23.3.31 現在	消防本部			消防団			消防費(22年度)	
				消 防 署	出 張 所	職 員	消 防 団 数	分 団 数	団 員 数	消 防 費 決 算 額 (千円)	消 防 費 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 (千円)
県 計	4,726.29	1,025,613	430,260	31	17	1,459	34	311	11,954	19,898,722	15,397,088
小計(本部設置市)	1,803.78	673,255	288,366	15	13	861	7	123	4,718	9,775,724	9,006,558
和歌山市	209.23	379,003	166,331	5	6	400	1	42	1,620	4,326,933	4,273,176
海南市	101.19	56,229	22,433	2	1	92	1	16	717	965,464	987,491
橋本市	130.31	67,529	26,196	1		64	1	10	581	878,589	928,314
有田市	36.92	31,407	11,641	1	1	51	1	7	242	519,373	581,161
御坊市	43.93	25,772	10,527	1		46	1	6	229	424,032	463,535
田辺市	1,026.77	81,191	35,419	4	3	153	1	31	996	2,020,533	1,247,330
新宮市	255.43	32,124	15,819	1	2	55	1	11	333	640,800	525,551
小計(本部設置町)	1,137.43	102,235	45,224	10	1	292	6	82	2,784	4,605,883	1,997,291
紀美野町	128.31	10,699	4,622	1		34	1	16	575	462,529	248,303
高野町	137.08	3,797	1,888	1		20	1	3	226	178,282	116,542
有田川町	351.77	28,014	10,057	2		62	1	28	993	755,010	547,725
白浜町	201.04	23,418	11,092	3		79	1	16	356	1,432,494	417,046
那智勝浦町	183.45	17,499	8,423	1		39	1	8	267	405,591	303,502
串本町	135.78	18,808	9,142	2	1	58	1	11	367	1,371,977	364,173
小計(消防組合)	1,204.19	222,891	84,523	6	3	306	16	83	3,864	4,698,219	3,812,649
那賀郡(組)	266.74	120,484	46,091	3		130				1,897,282	1,795,876
(紀の川市)	228.24	67,723	25,465				5	23	1,374	1,255,648	1,143,351
(岩出市)	38.50	52,761	20,626				1	4	332	641,634	652,525
伊都(組)	195.85	23,877	9,162	1		55				549,576	439,698
(かつらぎ町)	151.73	18,741	7,176				1	9	439	368,554	321,480
(九度山町)	44.12	5,136	1,986				1	4	250	181,022	118,218
湯浅広川(組)	86.11	21,545	8,455	1		34				436,079	402,796
(湯浅町)	20.80	13,701	5,694				1	10	213	256,306	246,377
(広川町)	65.31	7,844	2,761				1	3	138	179,773	156,419
日高広域(組)	655.49	56,985	20,815	1	3	87				1,815,282	1,174,279
(美浜町)	12.79	8,111	3,223				1	3	102	207,025	157,719
(日高町)	46.42	7,815	2,853				1	3	87	161,068	143,503
(由良町)	30.74	6,788	2,631				1	3	153	182,178	138,806
(印南町)	113.63	9,163	3,235				1	5	218	306,674	178,980
(みなべ町)	120.26	14,217	4,738				1	8	299	263,580	285,057
(日高川町)	331.65	10,891	4,135				1	8	259	694,757	270,214
小計(委託)	526.72	23,308	10,225	0	0	0	3	13	406	700,474	481,638
上富田町	57.49	15,196	6,220				1	6	140	235,360	246,753
すさみ町	174.71	4,876	2,367				1	3	142	214,391	129,002
古座川町	294.52	3,236	1,638				1	4	124	250,723	105,883
小計(未設置)	54.17	3,924	1,922	0	0	0	2	10	182	118,422	98,952
太地町	5.96	3,428	1,644				1	6	134	107,930	81,339
北山村	48.21	496	278				1	4	48	10,492	17,613

種 別 市町村名	計 A+B+C	消火栓 A	防 火 水 槽 B				井 戸 C	その他
			100㎡以上	60㎡以上 100㎡未満	40㎡以上 60 ㎡未満	20㎡以上 40 ㎡未満		
県 計	29,948	23,985	54	114	3,959	1,690	146	1,920
小 本 部 設 置 計 市	15,932	12,474	40	75	1,869	1,366	108	910
和 歌 山 市	6,870	4,838	26	31	800	1,120	55	205
海 南 市	1,104	824	7	2	207	64	0	22
橋 本 市	2,781	2,388	3	14	291	85	0	54
有 田 市	565	511	0	3	51	0	0	15
御 坊 市	825	650	1	15	103	4	52	59
田 辺 市	2,991	2,538	1	3	361	88	0	501
新 宮 市	796	725	2	7	56	5	1	54
小 本 部 設 置 計 町	4,490	3,610	6	11	805	56	2	612
紀 美 野 町	581	469	0	3	103	6	0	451
高 野 町	116	57	2	3	54	0	0	0
有 田 川 町	1,760	1,359	2	2	387	10	0	87
白 浜 町	1,077	922	0	0	135	18	2	57
那 智 勝 浦 町	446	391	2	2	47	4	0	10
串 本 町	510	412	0	1	79	18	0	7
小 消 防 組 計 合	8,508	7,015	8	26	1,174	249	36	352
那 賀 (組)		0	0	0	0	0	0	0
(紀 の 川 市)	2,629	2,076	3	5	421	122	2	138
(岩 出 市)	2,711	2,494	1	9	186	21	0	146
伊 都 (組)		0	0	0	0	0	0	0
(かつらぎ町)	679	500	0	0	130	49	0	26
(九 度 山 町)	116	71	1	3	33	8	0	11
湯 浅 広 川 (組)		0	0	0	0	0	0	0
(湯 浅 町)	363	318	3	5	37	0	0	8
(広 川 町)	263	228	0	0	20	12	3	2
日 高 広 域 (組)		0	0	0	0	0	0	0
(美 浜 町)	396	363	0	0	23	6	4	3
(日 高 町)	130	96	0	0	33	1	0	10
(由 良 町)	73	49	0	0	24	0	0	3
(印 南 町)	378	278	0	3	92	5	0	3
(み な べ 町)	507	417	0	0	63	0	27	2
(日 高 川 町)	263	125	0	1	112	25	0	0
小 事 務 委 託 計 町 村	780	657	0	2	109	12	0	22
上 富 田 町	624	572	0	2	43	7	0	11
す さ み 町	92	50	0	0	37	5	0	6
古 座 川 町	64	35	0	0	29	0	0	5
小 本 部 未 設 計 置	238	229	0	0	2	7	0	24
太 地 町	216	209	0	0	2	5	0	22
北 山 村	22	20	0	0	0	2	0	2

30-00-01
水防施設整備計画

30-00-01 水防施設の現況 水防管理団体(県分以外)主要備蓄資材

海草振興局建設部管内①

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
1	和歌山市	和田川・和歌川	宮前水防倉庫	和歌山市小雑賀2丁目2-8	1,650		6	200		4	32				
2	"	新堀川・土入川・打井川	河西水防倉庫	和歌山市松江北5丁目4-15	2,900		60	220	30	6	15				
3	"	打井川・七瀬川・土入川	橋見水防倉庫	和歌山市市小路269	3,300		50	40	25	6	15				
4	"	大門川・紀の川	出島水防倉庫	和歌山市出島134-6	3,000		20	100	50	6	20				
5	"	和歌川・島の川・中津川	和歌浦水防倉庫	和歌山市和歌浦中3-683-3	2,353		1	196	10	6	20				
6	"	和田川・島の川	岡崎水防倉庫	和歌山市森小手穂303	2,580		28	202	95	10	20				
7	"	紀の川・千手川	有功水防倉庫	和歌山市六十谷地先(河川敷)	3,350		50	60		5	20				
8	"	紀の川・千手川	直川水防倉庫	和歌山市直川地先(河川敷)	3,200		21	40		10	20				
9	"	紀の川・住吉川	川永水防倉庫	和歌山市川辺地先(河川敷)	3,000		20	100		6	20				
10	"	紀の川・高川	紀伊水防倉庫	和歌山市田屋地先(河川敷)	3,200		25	36		10	20				
11	"	紀の川・七瀬川・真川	河北水防倉庫	和歌山市弘西1101-2	2,370		5	202	130	9	15				
12	"	紀の川・宮井川	千旦水防倉庫	和歌山市禰宜1325-1	2,000		30	20	3	6	20				
13	"	紀の川・宮井川	小倉水防倉庫	和歌山市小倉6-2	3,000		30	50		6	20				
14	"	全域	局、署、所備蓄分		10,480		38	0	50	49	137				
小計					46,383	0	384	1,466	393	139	394	0	0	0	0
15	海南市	大津川・山田川・日方川	海南市第1水防倉庫	海南市日方1289-148	11,000	56	41	1,045	675	29	48	21	4	120	
16	"	亀の川	海南市第2水防倉庫	海南市旦来272	8,400	57	33	309	645	12	40	10	1		
17	"	貴志川・野田原川	海南市第3水防倉庫	海南市野上中575-1	6,800	0	0	548	745	13	40		1		
18	"	加茂川・小嶋川 空川・下津海岸	下津水防倉庫	海南市下津町下津518-6	12,000		64	493		32	50			80	
19	"	加茂川・大崎海岸 戸坂方浜海岸	方水防倉庫	海南市下津町方385-7	1,500		5	20		5	10				10

30-00-01

海草振興局建設部管内②

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
20	海南市	加茂川	橋本水防倉庫	海南市下津町橋本968	1,500		5	140		5	10			10	
21	"	塩津戸坂海岸	塩津水防倉庫	海南市下津町塩津123-10	1,500		5	10		1	11			10	
22	"	加茂川	管根田水防倉庫	海南市下津町管根田993-5	1,500		5	10		2	10			10	
小計					44,200	113	158	2,575	2,065	99	219	31	6	240	0
23	紀美野町	貴志川(東川橋含む)	紀美野町消防本部	紀美野町下佐々803-1	3,600		5	161		4	14		5		
24	"	貴志川	第11分団消防格納庫	紀美野町神野市場	600		6	300	10	6	15		6	2	
25	"	貴志川	第12分団消防格納庫	紀美野町大角	200		3			3	5		3		
26	"	貴志川	第13分団消防格納庫	紀美野町田	150		3			3	5		3	1	
27	"	貴志川	第14分団消防格納庫	紀美野町毛原宮	150		3			3	5		3		
28	"	真国川	第15分団消防格納庫	紀美野町真国宮	150		2			3	5		3		
29	"	真国川	第16分団消防格納庫	紀美野町円明寺	150		2			3	5		3		
小計					5,000	0	24	461	10	25	54	0	26	3	0
海草振興局建設部管内合計					95,583	113	566	4,502	2,468	263	667	31	32	243	0

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
1	紀の川市	全域	西大井水防倉庫	紀の川市西大井353-8	4,500				5	40	60		4		
2	"	全域	打田水防倉庫	紀の川市打田1482-1	30		12	200							
3	"	中津川	紀の川市粉河支所	紀の川市粉河412	350					13	10				
4	"	紀の川	上田井水防倉庫	紀の川市上田井113											
5	"	竜門川	杉原水防倉庫	紀の川市杉原312-3											
6	"	中津川	石町第一水防倉庫	紀の川市粉河12-4											
7	"	中津川	石町第二水防倉庫	紀の川市粉河30-2											
8	"	真国川	鞆淵水防倉庫	紀の川市大字中鞆淵											
9	"	紀の川	紀の川市那賀支所 水防倉庫	紀の川市名手市場146-4	550		5				15		10		
10	"	貴志川	調月水防倉庫	紀の川市桃山町調月	1000	50	4	100	2	1	1				
11	"	柘榴川	安楽川水防倉庫	紀の川市桃山町元381	2,400			78		3	14		9		
12	"	貴志川	紀の川市貴志川支所 水防倉庫	紀の川市貴志川町前田148	1,500		5	288		3	13		5		
13	"	貴志川	丸栖水防倉庫	紀の川市貴志川町丸栖346	100			250		5	5				
小計					10,430	50	26	916	7	65	118	0	28	0	0
14	岩出市	紀の川・根来川・住吉川・山田川	岩出市役所 水防倉庫	岩出市西野215-7	400			245		8	71		5		
15	"	春日川	高塚消防水防倉庫	岩出市高塚356	200			40		3	8				消防兼用
16	"	根来川	中迫南消防水防倉庫	岩出市中迫337-1	100					0	0				消防兼用
17	"	住吉川	センター水防倉庫	岩出市金池92	6,000			50		5	80		2		
小計					6,700	0	0	335	0	16	159	0	7	0	0
那賀振興局建設部管内 合計					17,130	50	26	1,251	7	81	277	0	35	0	0

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
1	橋本市	紀の川	橋本市消防本部	橋本市東家6-9-3	1,500			415	150	8	40		10		土の5移入り 500
2	"	西谷川	学文路防災センター	橋本市学文路359-3	2,000			200		2	5				土の5移入り 500
3	"	吉原川・山田川	吉原防災センター	橋本市吉原487-2	2,000			200		2	5				土の5移入り 500
4	"	東浦川	山内防災センター	橋本市隅田町山内255-2	2,000			200		2	5				土の5移入り 500
5	"	去年川	赤塚防災センター	橋本市赤塚232-4	2,000			200		2	5				土の5移入り 500
6	"	橋本川	小原田防災センター	橋本市小原田75-3	2,000			200		2	5				土の5移入り 505
7	"	紀の川	大野水防倉庫	橋本市高野口町大野388	2,000						20				
8	"	紀の川	伏原水防倉庫	橋本市高野口町伏原446-1											橋開用角材76
9	"	紀の川	高野口水防倉庫	橋本市高野口町名倉813-2	200			30		3	4				土の5移入り 200 橋開用角材76 土の5200
小計					13,700	0	0	1,445	150	21	89	0	10	0	
10	かつらぎ町	紀の川	妙寺水防庫	かつらぎ町中飯降	1,500		7	200			7				
11	かつらぎ町	紀の川	笠田水防庫	かつらぎ町笠田東	1,500	10	15	300	20	4	5				
12	"	紀の川	三谷水防庫	かつらぎ町三谷	1,500	200	10	250	15	5	5	15			
13	"	紀の川	西洪田水防庫	かつらぎ町西洪田	1,000		20	150	10	7	5				
14	"	紀の川	天野水防庫	かつらぎ町天野	800		2	200			3				
15	"	有田川	消防屯所第2分団久木	かつらぎ町花園久木	300		20	10		2	6	8	1		
16	"	有田川	中瀬消防自動車庫	かつらぎ町花園中南	320		20	10		2	8	8	2		
17	"	有田川	新子消防器具庫	かつらぎ町花園新子	350		30	10		4	13	16	2		
18	"	有田川	梁瀬消防屯所	かつらぎ町花園梁瀬	530		50	20		9	17	14	4		
小計					7,800	210	174	1,150	45	33	69	61	9	0	0

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
17	九度山町	丹生川・不動谷川	九度山町役場倉庫	九度山町九度山1159-3	1,000			10	50	4	8		7	10	
小計					1,000	0	0	10	50	4	8	0	7	10	0
18	高野町	御殿川	防災資機材庫	高野町高野山内子谷川13-4	1,000			30		3	4		2		
19	"	丹生川	消防団3-1機動庫	高野町細川545	100					3	7		1		
20	"	丹生川	消防団3-3-1機動庫	高野町上筒香258	50					3	5		4		
21	"	三尾川	消防団2-2-1機動庫	高野町細川545	20					1	6		1		
小計					1,170	0	0	30	0	10	22	0	8	0	0
伊都振興局建設部管内 合計					23,670	210	174	2,635	245	68	188	61	34	10	0

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
1	有田市	有田川	箕島・港水防倉庫	有田市箕島	500		17	50	0	6	39				
2	"	有田川	宮崎水防倉庫	有田市宮崎町	600			280		4	6			4	
3	"	有田川	保田水防倉庫	有田市辻堂	600					3	4			5	
4	"	有田川	糸我水防倉庫	有田市糸我町中番	1,200		98	500	3	5	10			5	
5	"	有田川	下中島水防倉庫	有田市下中島	600		1	100		1	8				
6	"	有田川	化学基地出張所	有田市港町	700						9			20	
7	"	有田川	初島水防倉庫	有田市初島町里	1,000		1	200	3	2	6			5	
8	"	有田川	宮原水防倉庫	有田市宮原町新町	1,200						10			10	
小計					6,400	0	117	1,130	6	21	92	0	0	49	0
9	有田川町	有田川	有田川町水防倉庫	有田川町清水320-1	1,700		4	80		7	12		2		
10	"	全域	各地区消防団詰所		5,000		19	300		43	71		32		
11	"	有田川	有田川町吉島第1水防倉庫	有田川町尾中31	4,000		10	400		5	5				
12	"	有田川	有田川町吉島第2水防倉庫	有田川町長田505-1	3,000		20	250		15	20		2		
13	"	有田川	防災ステーション	有田川町上中島875-1	1,000						17		11		
14	"	有田川・菅原川 ・早月谷川	有田川町金屋水防倉庫	有田川町中井原145-1	3,800		1	20	80	2	6		1		
小計					18,500	0	54	1,050	80	72	131	0	48	0	0
15	湯浅町	山田川	湯浅水防倉庫	湯浅町湯浅3028番地先	1,000			150	3	5	30				
16	"	三味川	栖原水防倉庫	湯浅町栖原824番地の2	400			20	7	2	7				
17	"	出合川	田水防倉庫	湯浅町田57番地先	400					2	9				
小計					1,800	0	0	170	10	9	46	0	0	0	0

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
18	広川町	広川・広海岸	広水防倉庫	広川町広1471	100		1				7		3		
19	"	江上川	上中野水防倉庫	広川町上中野1156-4	300		7	25			3		1		
20	"	唐尾海岸	唐尾水防倉庫	広川町唐尾222-2							5		1		
21	"	西広海岸	西広水防倉庫	広川町西広321-10	200	100		30			5		2		
22	"	広川	殿水防倉庫	広川町殿269-4	100	10	5	10			2		2		
23	"	広川	前田水防倉庫	広川町前田540-1		100					3		2		
24	"	広川	落合水防倉庫	広川町上津木76			3				2		3		
25	"	広川	岩淵水防倉庫	広川町下津木1983-3							0		1		
小計					700	210	16	65	0	0	27	0	15	0	0
有田振興局建設部管内 合計					27,400	210	187	2,415	96	102	296	0	63	49	0

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
1	御坊市	日高川	野口水防倉庫	御坊市野口1516-1	1,250		54	100	50	9	19			190	
2	"	王子川	塩屋水防倉庫	御坊市塩屋37-1	1200	390	15	175		10	29			60	
3	"	日高川	御坊市防災センター	御坊市野口29	300		5	30			20			20	
4	"	日高川	御坊市防災センター	御坊市野口29				16		10	10				
小計					2,750	390	74	321	50	29	78	0	0	270	0
5	美浜町	日高川・西川・東裏川	美浜町水防倉庫	美浜町和田1138-278	2,500	100	1	600	20	10	40		4	25	
小計					2,500	100	1	600	20	10	40	0	4	25	0
6	日高町	西川・志賀川	日高町水防倉庫	日高町高家626-1	3,000		30			10	30		5	100	
小計					3,000	0	30	0	0	10	30	0	5	100	0
7	由良町	由良川・前田川	由良町水防倉庫	由良町里1220-1	2,040		4	200	5	3	10		5		
小計					2,040	0	4	200	5	3	10	0	5	0	0
8	日高川町	日高川	川辺水防倉庫	日高川町土生160	1,500		5	120		20	40		5	150	
9	"	日高川	高津尾水防倉庫	日高川町高津尾5-4			10				10		2		
10	"	日高川	第6分団消防詰所	日高川町川原河	20		1	10	50	1	2		3		
11	"	日高川	第7分団消防詰所	日高川町初湯川	20		1	10	50	1	2		5		
12	"	朔日川	第8分団消防詰所	日高川町寒川	20		1	10	50	1	2		2		
小計					1,560	0	18	150	150	23	56	0	17	150	0
番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
12	みなべ町	南部川	共和水防倉庫	みなべ町谷口637-2	1,250			750		7	13				
13	"	南部川・古川	みなべ町備蓄倉庫	みなべ町植田930-2	850			300		42	144		4		
14	"	東・西岩代川	西岩代備蓄倉庫	みなべ町西岩代1647-2	1,250			350					3		
小計					3,350	0	0	1,400	0	49	157	0	7	0	0

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
15	印南町	印南川	印南消防器具庫	印南町印南2252-1	2,000		5	220		7	3				
16	"	切目川	島田消防器具庫	印南町島田1101-7	1,500		5	180		6	6				
小計					3,500	0	10	400	0	13	9	0	0	0	0
日高振興局建設部管内 合計					18,700	490	137	3,071	225	137	380	0	38	545	0

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
1	田辺市	日高川・丹生川	西器具庫	田辺市龍神村安井65-1						1	1		1		
2	"	日高川・小又川	龍神分団湯ノ又車庫	田辺市龍神村湯ノ又451-1				8		5	10		2	67	
3	"	日高川	上山路分団宮代車庫	田辺市龍神村宮代132-3	100			8		5	10		2	67	
4	"	丹生川	上山路分団殿原車庫	田辺市龍神村殿原652	100			10		4	9		2	67	
5	"	日高川	中山路分団柳瀬車庫	田辺市龍神村柳瀬968-1	100		1	10		5	10		1	67	
6	"	日高川	下山路分団福井車庫	田辺市龍神村福井519	100		1	10		5	10		1	69	
7	"	日高川	下山路分団甲斐ノ川車庫	田辺市龍神村甲斐ノ川995-3	100					5	10		2	60	
8	"	全域	田辺消防署	田辺市新屋敷町1	3,200		50	620	10	9	49			120	
9	"	全域	田辺消防署北分署	田辺市下万呂786	150					4	5				
10	"	芳養川	上芳養分団第2車庫	田辺市上芳養2955-1	500		4	50	1	5	10			4	
11	"	芳養川	上芳養分団第1車庫	田辺市上芳養976-1	900		5	100	1		10			4	
12	"	芳養川	中芳養分団中芳養器具庫	田辺市中芳養1897-1	800		19	80	1	5	10			4	
13	"	稻成川	谷上会館倉庫	田辺市稻成町1806	300		5	30	1	5	10			4	
14	"	稻成川	稻成分団車庫	田辺市稻成町2781			1			5	5			4	
15	"	稻成川	下村会館倉庫	田辺市稻成町124-2	900		3	100	1	5	10			4	
16	"	稻成川	稻成水防倉庫	田辺市稻成町247	1,200		6	250	1	5	10			4	
17	"	右会津川	秋津川谷川器具庫	田辺市秋津川3864						1	2				
18	"	右会津川	秋津川竹田多目的センター	田辺市秋津川2090-4						5	2				
19	"	右会津川	上秋津千幹器具庫	田辺市上秋津1056	490	200	4	18		1	3			2	
20	"	右会津川	上秋津分団久保田器具庫	田辺市上秋津久保田	500	2,500	3		5	2	12				

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
21	田辺市	右会津川	上秋津分団車庫	田辺市上秋津2049-1	200		4			2	5				
22	"	右会津川	上秋津分団管内養魚庫	田辺市上秋津626	1,500	150	15	200	1	5	8			3	
23	"	右会津川	秋津分団車庫	田辺市秋津1474-3	400					8	19			8	
24	"	右会津川	秋津水防倉庫	田辺市秋津115-3	4,800		26	40		10				4	
25	"	左会津川	長野分団第1庫庫	田辺市長野991-5	500		1	47	2	6	10			3	
26	"	左会津川	三橋分団上三橋養魚庫	田辺市上三橋46-1	2,500		6	245	1	5	3				
27	"	左会津川	三橋分団車庫	田辺市中三橋799-1						4	4			1	
28	"	左会津川	三橋分団中の宮養魚庫	田辺市下三橋1174	2,000	600	15	110	2	6	13				
29	"	左会津川	万呂分団車庫	田辺市中万呂133-41							8			2	
30	"	文里港湾	新庄分団第1庫庫	田辺市新庄町2022	650		15	48	2	12	24			3	
31	"	富田川	栗橋川分団栗橋川庫庫	田辺市中辺路町栗橋川439	1,200			20	1	3	8			50	
32	"	富田川	二川分団二川庫庫	田辺市中辺路町川合1446-1	1,000					9	1			33	
33	"	日置川	近野分団車庫	田辺市中辺路町近露1272	600				1	9	2			35	
34	"	熊野川・日置川・日置川	大塔水防倉庫	田辺市鮎川2590-3	3,350		6	761	11	29	56			19	
35	"	熊野川・三越川	三里分団萩庫庫	田辺市本宮町伏拝1452-9	410			98		5	2				
36	"	熊野川	本宮消防署	田辺市本宮町本宮123											
37	"	四村川	四村川分団渡瀬庫庫	田辺市本宮町渡瀬863-2	300					5	5				
38	"	熊野川・大塔川	講川分団講川庫庫	田辺市本宮町講川311						5	5				
39	"	熊野川・菅無川	本宮分団車庫	田辺市本宮町本宮472-7	500					4	14				
40	"	大塔川	川湯地区備蓄倉庫	田辺市本宮町田代281-2	200										
41	"	富田川	中辺路大塔消防署	田辺市鮎川851-1	200			50		4	4				

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
42	田辺市	富田川	中辺路出張所	田辺市中辺路町川合1429-2	600			20		1	1				
43	"	富田川	鮎川分団車庫	田辺市鮎川1496-3							2		2	1	
44	"	日高川	龍神出張所	田辺市龍神村柳瀬1032-1	600			20		1	1				
45	"	日置川・新の川・日置川	三川分団車庫	田辺市合川680-12	25					3	6				
46	"	日置川	富里分団車庫	田辺市下川下93											
小計					30,975	3,450	190	2,953	42	218	399	0	13	709	0
47	白浜町	町内全域	本部倉庫	白浜町2927-259	5,800		2	200	300	14	20		8	9	
48	"	町内全域	富田倉庫	白浜町富田574-1	11,600			674	600	14	38		1	7	
49	"	海岸	白浜支団第1分団庫庫	白浜町629-2						3	5		1		
50	"	海岸	白浜支団第2分団庫庫	白浜町851	200					3	5		1		
51	"	海岸	白浜支団第3分団庫庫	白浜町東富田1152-6						3	5		1		
52	"	海岸	白浜支団第4分団庫庫	白浜町湯崎1664-1						2	5		1		
53	"	富田川	白浜支団第5分団庫庫	白浜町中256				700		3	5		1		
54	"	富田川	白浜支団第6分団庫庫	白浜町栄731-4	400					3	5		1		
55	"	安久川	白浜支団第7分団庫庫	白浜町才野662-1						3	5		1		
56	"	安久川他	白浜支団第8分団庫庫	白浜町堅田2717-89	400					3	5		1		
57	"	富田川・富田川・住川	白浜支団第9・10分団庫庫	白浜町内ノ川605-2	200					6	10		2		
58	"	富田川・高瀬川	白浜支団第11分団庫庫	白浜町富田1259-3	200			20		3	10		1		
59	"	富田川	白浜支団第12分団庫庫	白浜町十九淵92-1						1	5		1		
60	"	朝来橋川・見草川	白浜支団第13分団庫庫	白浜町椿159-16	500			150		3	5		1		
61	"	日置川	白浜支団第14分団庫庫	白浜町日置605	2,800					1	17		3		

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
62	"	日置川	日置川支所第二分団本庫	白浜町安居290	650		5	150		13	11		2		
63	白浜町	日置川	日置川支所第三分団本庫	白浜町市鹿野12	150					13	16		1		
64	"	日置川地域	日置川消防署庫	白浜町日置980-1	1,100		5	50		6	10		0		
小計					24,000	0	12	1,944	900	97	182	0	28	16	0
番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
65	上富田町	富田川・豊田川・黒川	消防第1分団	上富田町生馬737-1	100			45	20	4	23		4	1	
66	"	富田川・生馬川	消防第2分団	上富田町生馬1710	470			40		4	28		4	1	
67	"	富田川・田熊川	消防第3分団	上富田町岩田1765	500			120	20	5	35		6	2	
68	"	富田川・清水谷川	消防第4分団	上富田町市ノ瀬619	200			229		3	31		5	2	
69	"	富田川	消防第5分団	上富田町下鮎川438-13	250			37		4	17		3	1	
小計					1,520	0	0	471	40	20	134	0	22	7	0
西牟婁振興局建設部管内 合計					56,495	3,450	202	5,368	982	335	715	0	63	732	0

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
1	すさみ町	周参見川	すさみ町水防倉庫	すさみ町周参見2415	3,000		1	50		4	10				
小計					3,000	0	1	50	0	4	10	0	0	0	0
2	串本町	二色川、他	二色水防倉庫	串本町二色385	6,870		25	130		13	20	20		13	
3	"	古座川	古座水防倉庫	串本町西向831-6	500			100		80	90				
小計					7,370	0	25	230	0	93	110	20	0	13	0
4	古座川町	古座川、小川、池野川、支谷川	古座川町水防倉庫	古座川町高池(町民体育館)	1,400		24	280	20	5	5		3		
小計					1,400	0	24	280	20	5	5	0	3	0	0
東牟婁振興局串本建設部管内 合計					11,770	0	50	560	20	102	125	20	3	13	0

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
1	新宮市	市内河川全域	新宮市水防倉庫	新宮市清水元5036-3	1,639	87	9	85	100	8	22			5	
2	"	熊野川	丹鶴分団詰所	新宮市上本町一丁目1-1						2	6				
3	"	市田川 浮島川	千穂分団詰所	新宮市千穂一丁目5-1						2	6				
4	"	王子ヶ浜 市田川	蓬萊分団詰所	新宮市蓬萊三丁目7-29						2	6				
5	"	三輪崎海岸 佐野川	三輪崎分団詰所	新宮市三輪崎一丁目785-1							8				
6	"	佐野海岸・佐野川 栗木川・木ノ川	佐野分団詰所	新宮市佐野二丁目3-4						3	7				佐野消防 コミュニティ
7	"	高田川	高田分団詰所	新宮市高田1646-1	340						12				高田消防 コミュニティ
8	"	赤木川・東野川	第1分団倉庫	新宮市熊野川町西333-3	100					2	5				小口消防 コミュニティ
9	"	熊野川・志古川	第2分団倉庫	新宮市熊野川町日足350						2	12				
10	"	熊野川・北山川・玉置川	第3分団倉庫	新宮市熊野川町宮井244-1							3				宮井消防 コミュニティ

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
11	新宮市	熊野川・後尾川	第4分団倉庫	新宮市熊野川町西敷屋						1	5				数値消防 コミュニケーション
小計					2,079	87	9	85	100	22	92	0	0	5	0
12	那智勝浦町	那智勝浦町全域	消防本部	那智勝浦町朝日1丁目	900			100		10	15				
13	"	那智川	那智水防倉庫	那智勝浦町天満	1,245		8	250		4	12				
14	"	長野川	宇久井水防倉庫	那智勝浦町宇久井	890		3	100		4	17				
15	"	太田川	太田水防倉庫	那智勝浦町南大居	680		5	330		5	11				
16	"	太田川	下里水防倉庫	那智勝浦町下里	600		44	100		4	13				
小計					4,315	0	60	880	0	27	68	0	0	0	0
17	太地町	与根子川	太地町防災備蓄倉庫	太地町太地1918-6	350					5	24		3		
小計					350	0	0	0	0	5	24	0	3	0	0
18	北山村	北山川	七色水防倉庫	北山村七色	100					1	2		1		
19	"	北山川	竹原水防倉庫	北山村竹原	100					1	2		1		
20	"	北山川	大沼水防倉庫	北山村大沼	500		5			2	10		10		
21	"	北山川	下尾井水防倉庫	北山村下尾井	100					1	2		1		
22	"	北山川	小松水防倉庫	北山村小松	100					1	2		1		
小計					900	0	5	0	0	6	18	0	14	0	0
東牟婁振興局新宮建設部管内 合計					7,644	87	74	965	100	60	202	0	17	5	0

水防管理団体(県分以外)主要備蓄資材(合計)

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防マット	備考
計					258,392	4,610	1,416	20,767	4,143	1,148	2,850	112	285	1,597	0

30-00-02 県が保有する資材

県河川課

所轄振興局建設部 対象管理団体 (保管)	海草振興局建設部		那賀振興局建設部	
	建設部 保管 全 域	計	建設部 保管 全 域	計
土のう袋(枚)	14,238	14,238	1,000	1,000
むしろ(枚)	0	0	0	0
シート等(枚)	278	278	150	150
縄(巻)	0	0	20	20
ロープ(m)	0	0	0	0
ロープ(巻)	74	74	23	23
丸木杭(本)	200	200	140	140
鉄線(m)	20	20	0	0
鉄線(kg)	303	303	0	0
ブロック(個)	0	0	0	0
土砂等(トン)	3	3	0	0
蛇かご	0	0	0	0
鎌(T)	80	80	20	20
おの(T)	0	0	0	0
ペンチ(T)	15	15	4	4
スコップ(T)	443	443	10	10
ツルハン(T)	63	63	10	10
ハンマー(T)	11	11	2	2
かつぎ棒(T)	0	0	0	0
もっこ(T)	0	0	0	0
のこぎり(T)	30	30	0	0
度線(T)	0	0	2	2
じょれん(T)	37	37	10	10
なた(T)	24	24	2	2
掛矢(T)	19	19	0	0
照明器具(台)	8	8	2	2
はしご(梯)	4	4	1	1
どんごろす(枚)	0	0	0	0
オイルフェンス(m)	130	130	60	60
吸着マット(枚)	1,600	1,600	180	180

所轄振興局建設部 対象管理団体 (保管)	伊都振興局建設部		有田振興局建設部		日高振興局建設部	
	建設部 保管 全 域	計	建設部 保管 全 域	計	建設部 保管 全 域	計
土のう袋(枚)	2510	2,510	7,250	7,250	18,100	18,100
むしろ(枚)	10	10	0	0	2,000	2,000
シート等(枚)	190	190	138	138	80	80
縄(巻)	2	2	0	0	100	100
ロープ(m)	0	0	109	109	0	0
ロープ(巻)	5	5	0	0	0	0
丸木杭(本)	30	30	200	200	1,000	1,000
鉄線(m)	0	0	0	0	300	300
鉄線(kg)	52	52	34	34	0	0
ブロック(個)	0	0	0	0	0	0
土砂等(トン)	0	0	0	0	0	0
蛇かご	0	0	0	0	0	0
鎌(T)	15	15	4	4	6	6
おの(T)	2	2	0	0	0	0
ペンチ(T)	3	3	5	5	2	2
スコップ(T)	80	80	53	53	15	15
ツルハン(T)	5	5	24	24	2	2
ハンマー(T)	2	2	12	12	10	10
かつぎ棒(T)	0	0	0	0	0	0
もっこ(T)	0	0	0	0	0	0
のこぎり(T)	8	8	9	9	0	0
度線(T)	0	0	0	0	0	0
じょれん(T)	15	15	10	10	2	2
なた(T)	2	2	10	10	0	0
掛矢(T)	1	1	8	8	14	14
照明器具(台)	3	3	0	0	3	3
はしご(梯)	3	3	4	4	1	1
どんごろす(枚)	20	20	0	0	200	200
オイルフェンス(m)	1090	1,090	100	100	50	50
吸着マット(枚)	1500	1,500	759	759	1,000	1,000

備 蓄 主 要 資 器 材

対象管理団体 (保管)	西牟婁振興局建設部		串本建設部	
	建設部 保安 全	計	建設部 保安 全	計
土のう袋(枚)	10,626	10,626	3,250	3,250
むしろ(枚)	55	55	0	0
シート等(枚)	78	78	150	150
縄(巻)	11	11	22	22
ロープ(m)	0	0	0	0
ロープ(巻)	29	29	22	22
丸木杭(本)	400	400	200	200
鉄線(m)	0	0	0	0
鉄線(kg)	25	25	20	20
ブロック(個)	0	0	0	0
土砂等(トン)	0	0	0	0
蛇かご	0	0	0	0
鎌(T)	50	50	30	30
おの(T)	0	0	0	0
ペンチ(T)	11	11	5	5
スコップ(T)	56	56	44	44
ツルハン(T)	21	21	16	16
ハンマー(T)	14	14	10	10
かつぎ棒(T)	0	0	0	0
もっこ(T)	0	0	3	3
のこぎり(T)	11	11	6	6
唐鍬(T)	0	0	0	0
じょれん(T)	12	12	0	0
なた(T)	14	14	3	3
掛矢(T)	24	24	10	10
照明器具(台)	2	2	2	2
はしご(梯)	0	0	2	2
どんごろす(枚)	50	50	0	0
オイルフェンス(m)	744	744	80	80
吸着マット(枚)	2,590	2,590	600	600

対象管理団体 (保管)	所轄振興局建設部		新宮建設部		県 所 有 分 計
	建設部 保安 全	計	建設部 保安 全	計	
土のう袋(枚)	2,000	2,000	2,000	2,000	58,974
むしろ(枚)	0	0	0	0	2,065
シート等(枚)	504	504	504	504	1,568
縄(巻)	4	4	4	4	159
ロープ(m)	0	0	0	0	109
ロープ(巻)	27	27	27	27	180
丸木杭(本)	45	45	45	45	2,215
鉄線(m)	0	0	0	0	320
鉄線(kg)	5	5	5	5	439
ブロック(個)	0	0	0	0	0
土砂等(トン)	2	2	2	2	5
蛇かご	0	0	0	0	0
鎌(T)	10	10	10	10	215
おの(T)	0	0	0	0	2
ペンチ(T)	8	8	8	8	53
スコップ(T)	71	71	71	71	772
ツルハン(T)	42	42	42	42	183
ハンマー(T)	7	7	7	7	88
かつぎ棒(T)	0	0	0	0	0
もっこ(T)	0	0	0	0	0
のこぎり(T)	6	6	6	6	70
唐鍬(T)	0	0	0	0	2
じょれん(T)	6	6	6	6	92
なた(T)	0	0	0	0	55
掛矢(T)	4	4	4	4	80
照明器具(台)	0	0	0	0	25
はしご(梯)	3	3	3	3	18
どんごろす(枚)	0	0	0	0	270
オイルフェンス(m)	100	100	100	100	2,354
吸着マット(枚)	2,150	2,150	2,150	2,150	10,379

救助物資等備蓄計画

31-00-00 県の災害救助物資備蓄状況

県福祉保健総務課

保管場所	保有者	数量		
		毛布	ポリシート	食糧
海南市大野中939	海草振興局健康福祉部 TEL073-482-0600	0	0	2,168
和歌山市坂田348	㈱丸和 TEL0736-66-1148	2,300		
那賀郡岩出町高塚209	那賀振興局健康福祉部 TEL0736-63-0100	50	100	2,704
伊都郡高野口町名古屋927	伊都振興局健康福祉部 TEL0736-42-3210	50	200	2,168
有田郡湯浅町湯浅2355-1	有田振興局健康福祉部 TEL0737-63-4111	50	100	10,448
御坊市湯川町財部859-2	日高振興局健康福祉部 TEL0738-22-3481	0	100	16,872
西牟婁郡上富田町朝来993-1	西牟婁振興局健康福祉部 TEL0739-22-1200	0	0	26,240
西牟婁郡上富田町朝来里田1410-1	㈱丸和 TEL0736-66-1148	1,000		
新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	東牟婁振興局健康福祉部 TEL0735-22-8551	50	200	33,168
計		3,500	700	93,768

No.	目的	項目
1	電気の供給	①100V/200Vの低圧(電灯)コンセントが有る。 ②低圧電灯盤の予備を利用し100V・200Vの低圧(電灯)の送電可能。(容量の制限有り)
2	太陽光発電	①予備ゲート庫の既設の太陽光発電を利用し小容量の電気供給可能。(既設設備の改造必要)
3	水の供給	①大堰管理所付近の地下水観測口2箇所(No.7管理棟、管理所横)(No.19県道、堤防裏)が飲料水検査に合格しており発電機を設置すれば災害用井戸として利用可能(ポンプを設置済み)。②大堰左岸上流高水敷に約2m ³ /minの地下水揚水中(緊急水源として利用可能)、今後飲料水可否の水質検査予定。
4	海上輸送	①紀の川5.7k右岸(大堰直下流)に船着場完成。海上輸送された物資を和歌山港で小型船に積み替え大堰まで物資輸送が可能。 ②大堰まで船舶輸送された物資は緊急河川敷道路、県防災公園、緊急輸送ネットワークとの連携で県南部域への救援活動が高まる。 ③構想の左岸船着場が整備されれば防災拠点(救援物資受け入れ施設)としての利便性が高まる。
5	備蓄庫	①将来、有本揚排水機場敷地を移動式コンテナ(備蓄庫)の常設場とすることで、災害時対応策が広まる。
6	情報コンセント	①高水敷に既設配管(量水塔等向け)から分岐して情報コンセントを設置すれば、低圧電力及び電話回線、LAN等の設置が可能。
7	消防用水	①大規模災害により消防用水が不能・不足する場合は、河川水の利用が効果大。
8	臨時宿泊施設	①管理所うち、操作に必要な部屋以外を応援部隊の簡易宿泊施設に転用可能。 ②応援部隊の臨時入浴施設(風呂)、トイレ等の活用が可能。
9	通信回線	①光ネットワーク(電話、FAX、データ、画像) ②多重無線通信回線で本省、局、関係府県等との通信回線確保 ③放流警報回線を活用することで河川内にいる応援部隊への音声放送が可能。
10	非常用発電設備	①洪水中で無ければ大堰の非常用発電機(ガスタービン機関)1,000KVAが無給油で72時間連続運転可能(非常用発電から相当量の電源供給が可能)
11	情報	①紀の川水系内を始め近畿の雨量・水位・水質データ検索等 ②道路系情報システムとの連携で道路情報の確認 ③各種情報(概ね現事務所で把握出来る国土交通省の情報)映像の確認 ④河川系・道路系CCTV映像、ヘリコプター映像、衛星通信車の映像、Ku-SATの映像等確認
12	ヘリポート	①大堰管理所周辺は臨時ヘリポートの届け済み。 ②県防災公園のヘリポート(JR上下流)としての基準クリア確認
13		
14		
15		
16		
17		

区分	医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話等
総合	和歌山	和歌山県立 医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	内・神経・神内・呼・消・循・心 血管外・口腔外・小・外・整・ 脳・泌尿・産婦・眼・耳鼻・放・ 麻・歯外・皮・リハ	(TEL) 073-447-2300 (衛星携帯) 090-8654-2703 (FAX) 073-441-0713
総合	和歌山	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 四丁目20	循内・消内・糖尿病、内分泌 内・血内・外・小外・乳外・ 眼・耳・産婦・小・泌尿・腎 内・皮・整・口外・放・脳・ 麻・呼内・心血管外・リハ・ 神内・精・形成・呼外・心 内・リウ・救・病理・漢内・ 感染内	(TEL) 073-422-4171 (衛星携帯) 090-7355-2418 090-8829-1228 (FAX) 073-427-2344
地域	和歌山	労働者健康福祉機構 和歌山労災病院	和歌山市木ノ本 93-1	内・神内・呼内・消内・循 内・血内・小・外・呼外・ 整・脳・皮・泌尿・産婦・ 眼・耳・リハ・放・麻	(TEL) 073-451-3181 (衛星携帯) 080-8307-1320 (FAX) 073-452-7171
地域	那賀	公立那賀病院	紀の川市打田1282	内・呼内・小・外・整・産婦・眼・ 耳・循内・リウ・脳・呼外・ 皮・泌尿・リハ・放・麻・乳 腺外科・精神・神内	(TEL) 0736-77-2019 (衛星携帯) 090-4304-2445 (FAX) 0736-77-4659
地域	橋本	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8- 1	内・心療内・呼内・循内・小・外・ 整・脳・呼外・心血管外・皮・泌 尿・産婦・眼・耳・リハ・放・ 麻・乳腺外・歯口外・病理	(TEL) 0736-37-1200 (衛星携帯) 090-7764-9984 (FAX) 0736-37-1880
地域	有田	有田市立病院	有田市宮崎町6	内・循・小・外・整・脳・ 皮・泌尿・産婦・眼・耳・放	(TEL) 0737-82-2151 (衛星携帯) 090-8887-9030 (FAX) 0737-82-5154
地域	御坊	国保日高総合病院	御坊市菌116-2	内・精・小・外・整・脳・皮・産婦・ 眼・耳・放・泌尿・麻	(TEL) 0738-22-1111 (衛星携帯) 090-8653-7699 (FAX) 0738-22-7140
地域	田辺	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46- 70	内・神内・呼・消・循・小・ 外・整・脳・呼外・心臓血管 外・小外・形成外・皮・泌 尿・産婦・眼・耳・リハ・ 放・麻・歯科口腔外	(TEL) 0739-22-5000 (衛星携帯) 090-2357-1067 (FAX) 0739-26-0925
地域	田辺	(独) 国立病院機構 南和歌山医療センター	田辺市たきない町 27-1	内・腫瘍内・精・呼・消・循・小・ 外・整・脳・心臓血管外・乳腺 外・呼外・救急・泌尿・産婦・ 眼・耳・リハ・放・麻・皮・歯科 口腔外	(TEL) 0739-26-7050 (衛星携帯) 090-7482-3039 (FAX) 0739-24-2055
地域	新宮	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18番7 号	内・神内・循内・小・肛外・ 整・形・脳・呼・心外・皮・ 泌尿・産婦・眼・耳・リハ・ 放・麻・歯外	(TEL) 0735-31-3333 (衛星携帯) 090-7492-6220 (FAX) 0735-31-3337

注) 区分における「総合」は和歌山県総合災害医療センター、「地域」は地域災害医療センターである。

医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話等
和歌山	済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁45	内・消内・糖尿病・代内・循内・外・脳・心血管外・整・リハ・放・麻・眼・耳鼻・皮・泌尿	(TEL) 073-424-5185 (FAX) 073-425-6485
和歌山	海南市民病院	海南市日方1272-3	内・小・外・泌尿・婦・眼・耳・麻・整・皮	(TEL) 073-482-4521 (FAX) 073-482-9551
和歌山	国保野上厚生総合病院	海草郡紀美野町小畑198	内・精・神内・外・整・脳・産婦・眼・耳・リハ・小・循内・呼内・泌尿・消内・消外・肛外	(TEL) 073-489-2178 (FAX) 073-489-5639
橋本	県立医大附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219	内・小・外・整・脳・眼・循内・神内・リハ・麻	(TEL) 0736-22-0066 (FAX) 0736-22-2579
有田	済生会有田病院	有田郡湯浅町吉川52-6	内・消・循・外・整・眼・耳・リハ・放・心臓血管外	(TEL) 0737-63-5561 (FAX) 0737-62-3420
御坊	(独) 国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	内・呼内・循内・神内・外・呼外・心臓血管外・小・放・歯・リハ	(TEL) 0738-22-3256 (衛星携帯) 090-7489-7855 (FAX) 0738-23-3104
田辺	白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	内・心療内・神内・呼・消・循・小・外・整・脳・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・麻・リウ・アレ	(TEL) 0739-43-6200 (FAX) 0739-43-7891
新宮	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サング台691-7	内・外・整・泌尿・産婦・眼・耳・小・脳外	(TEL) 0735-62-7111 (FAX) 0735-67-7200
新宮	那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦町天満483-1	内・循内・糖内・小・外・整・婦・眼・耳・リハ・放	(TEL) 0735-52-1055 (FAX) 0735-52-3853

※ 災害支援病院の指定要件

- ① 公的病院で病床数原則150床以上
- ② 平常時の概ね1.5倍の入院患者を収容できること
- ③ 医療救護班の派遣体制

和歌山県防災ボランティア登録制度要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内において大規模な災害等が発生し、応急対策の実施に必要な体制の確保が困難な場合において、県民の協力を得て、迅速かつ適格に応急対策を講ずることを目的として和歌山県防災ボランティア登録制度を設置するものとし、その運用については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「防災ボランティア」とは、専門ボランティア及び救援ボランティアチームをいう。

2 この要綱において、「専門ボランティア」とは、震災等の大規模な災害の発生時において、ボランティアとして専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる個人又は団体をいう。

3 この要綱において、「救援ボランティアチーム」とは、震災等の大規模な災害の発生時において、ボランティアとして指導者の指揮の下に前項の災害救援活動以外の災害救援活動に従事する団体をいう。

4 この要綱において、「窓口団体」とは、専門ボランティアの従事する活動の種類ごとに知事はその窓口として定める団体をいう。

(防災ボランティアの募集)

第3条 知事は県内の個人及び団体の中から防災ボランティアとして登録を希望するものを募集するものとする。

(活動の種類及び資格等)

第4条 前条の規定により募集する防災ボランティアが従事する活動の種類及び当該活動に必要な資格は、知事が別に定める。この場合において、防災ボランティア（団体にあつてはその構成員）は、登録しようとする年度の4月1日現在で満16歳以上である者とする。

(登録)

第5条 第3条の防災ボランティアとしての登録を受けようとする者は、専門ボランティアとして登録を受けようとする場合にあつては和歌山県防災ボランティア（専門ボランティア）登録申込書（別記第1号様式）を窓口団体を通じて、救援ボランティアチームとして登録を受けようとする場合にあつては和歌山県防災ボランティア（救援ボランティアチーム）登録申込書（別記第2号様式）に構成員の名簿その他必要な書類等を添付して直接、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申し込みがあつた場合においては、次に掲げる事項を別に定める登録台帳登録しなければならない。

- (1) ボランティアの区分
- (2) 氏名及び住所（団体にあつては、名称）
- (3) 年齢及び性別（団体にあつては、構成員数）
- (4) 連絡先
- (5) 活動分野及び資格要件（救援ボランティアチームにあつては、活動分野）
- (6) 活動可能地域
- (7) 登録年月日

3 知事は、防災ボランティアの登録状況その他必要な情報を市町村長に提供するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 防災ボランティアは、前条第2項の登録事項に変更があったとき(団体の構成員数に変更があった場合を除く。)又は登録を取り消そうとするときは、専門ボランティアにあっては和歌山県防災ボランティア(専門ボランティア)登録事項変更・登録抹消届(別記第3号様式)を窓口団体を通じて、救援ボランティアチームにあっては和歌山県防災ボランティア(救援ボランティアチーム)登録事項変更・登録抹消届(別記第4号様式)を直接、知事に提出するものとする。

(構成員数の報告)

第7条 専門ボランティア(団体に限る。)は、毎年1回、当該年の4月1日現在の構成員数を別記第3号様式(その2)により知事に報告するものとする。ただし、前年4月1日現在の構成員数と同数であるときは、この限りでない。

2 救援ボランティアチームは、毎年1回、当該年の4月1日現在の構成員数を別記第4号様式により知事に報告するものとする。ただし、前年4月1日現在の構成員数と同数であるときは、この限りでない。

(防災ボランティアへの協力要請の伝達等)

第8条 知事は、県内においては大規模な災害等が発生した場合は、原則として県又は県内の市町村からの防災ボランティアに対する協力要請を受け、専門ボランティアに対しては窓口団体を通じて、救援ボランティアチームに対しては直接、当該協力要請の内容を伝えるものとする。

(活動の基本)

第9条 被災現地に出動した防災ボランティア(以下「出動ボランティア」という。)は、県又は現地市町村と協力して、災害救援活動に当たることを基本とする。

(活動に対する報酬等)

第10条 出動ボランティアは、その活動に対する報酬又は活動資機材の損料等を県又は市町村に対して請求することができない。

(ボランティア保険への加入等)

第11条 出動ボランティアは、ボランティア保険に加入するものとする。

2 ボランティア保険の加入に必要な経費は、県が負担する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成10年7月30日から施行する。

和歌山県被災地生活支援NPO登録制度要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内において震災等の大規模な災害が発生し、応急対策の実施に必要な体制の確保が困難な場合において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人その他非営利かつ自発的に社会貢献活動を行う団体（以下「NPO」という。）の協力を得て迅速かつ的確に応急対策を講ずることを目的として和歌山県被災地生活支援NPO登録制度を構築するものとし、その運用について、この要綱を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「和歌山県被災地生活支援NPO」とは、震災等の大規模な災害の発生時において、各NPOの代表者の指揮の下に、社会貢献活動に関する特性を活かし、自発的に被災者への生活の支援を行うNPOをいう。

(資格)

第3条 和歌山県被災地生活支援NPOの構成員は、登録しようとする年度の4月1日で満16歳以上であるものとする。

(登録)

第4条 和歌山県被災地生活支援NPOの登録を受けようとするNPOは、和歌山県被災地生活支援NPO登録申込書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申込書の提出があったときは、次の各号に掲げる事項を別に定める登録台帳に登録しなければならない。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 構成員数
- (3) 活動分野及び活動内容
- (4) 活動可能地域
- (5) 登録年月日
- (6) 連絡先

3 知事は、和歌山県被災地生活支援NPOの登録状況その他必要な情報を市町村長に提供するとともに、前項第1号から第5号までの事項を公表するものとする。

(登録事項の変更等)

第5条 和歌山県被災地生活支援NPOは、前条第2項の事項に変更のあったとき、又は登録を取り消そうとするときは、和歌山県被災地生活支援NPO登録事項変更又は登録抹消届出書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

(協力依頼の伝達等)

第6条 知事は、県内において震災等の大規模な災害が発生した場合に、県内の市町村長からの被災者の支援活動についての協力の依頼を受けたときは、和歌山県被災地生活支援NPOに、当該協力の依頼の内容を伝えるものとする。

(活動)

第7条 和歌山県被災地生活支援NPOは、県又は市町村を通じて、被災者への支援活動を行うものとする。

(研修会等の開催)

第8条 知事は、和歌山県被災地生活支援NPOの連携を強化するとともに、被災者への生活支援活動に関する知識の取得及び技能向上を図ることを目的に、平時から研修会等を開催するよう努めるものとする。

(活動に対する報酬等)

第9条 和歌山県被災地生活支援NPOは、その活動に対する報酬又は活動資機材の損料等を県又は市町村に対して請求することができない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成20年2月11日から施行する。

和歌山県災害対策本部緊急防災要員任命要領

1 趣旨

この要綱は、和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）第11条第1項の規定により置かれる緊急防災要員の任命及び緊急防災要員が従事する業務について必要な事項を定めるものとする。

2 緊急防災要員の任命

(1) 基本的な考え方

緊急防災要員は、大震災等の突然の災害の発生時において本部（本庁）の初動体制確立及び初動・応急対応のため、支部の初動体制の確立のために置く要員であり、これに必要な職員の数、当該職員が県庁又は振興局に到達するのに要する時間等を総合的に判断して知事が任命するものとする。

(2) 緊急防災要員に任命する職員の範囲

県庁又は振興局からおおむね2キロメートルの距離の範囲内の地域に居住する職員とする。

ただし、人員が足りない場合は、職員数を確保するため、県庁又は振興局からできるだけ近い地域に居住する職員とする。

(3) 緊急防災要員に任命する職員の数

本部（本庁）におおむね100人、各支部にそれぞれおおむね50人の緊急防災要員が確保されるよう職員を任命するものとする。

3 緊急防災要員が従事する業務

(1) 緊急の登庁

緊急防災要員は、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合及び県内に津波警報（大津波）が発表された場合には、直ちにあらかじめ指定された本部（本庁）又は支部に参集しなければならない。

(2) 職務

本部（本庁）の緊急防災要員は、本部長の命を受け、災害応急対策等に関し緊急を要する業務を処理し、本部（本庁）の初動体制確立及び初動・応急対応の業務に従事する。

支部の緊急防災要員は、支部長の命を受け、災害応急対策等に関し緊急を要する業務を処理し、当該支部の初動体制確立の業務に従事する。

(3) 本来の災害対策本部の所属への復帰

災害対策本部の本部長は、災害応急対応が実施できたと認めた場合には、緊急防災要員に対し緊急防災要員としての業務への従事を免じ、当該職員の本来の災害対策本部の所属への復帰を命じるものとする。

災害対策本部の支部長は、緊急防災要員以外の職員の参集により当該支部において必要とされる災害応急対策等の実施ができる体制が整ったと認めた場合には、緊急防災要員に対し緊急防災要員としての業務への従事を免じ、当該職員の本来の災害対策本部の所属への復帰を命じるものとする。

(4) 通常の訓練及び研修

緊急防災要員は、大震災等の突然の災害の発生時における対応に関し万全を期するため、知事が指定する訓練及び研修に参加しなければならない。

4 緊急防災要員の転居の届け

緊急防災要員である職員が所属する課等の長は、転居等により2(2)に定める距離の範囲内の地域に当該緊急防災要員である職員が居住しなくなったときは、速やかに総合防災課長に通知するものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

この要領は、平成9年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年6月15日から施行し、改正後の和歌山県災害対策本部緊急防災要員任命要領の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

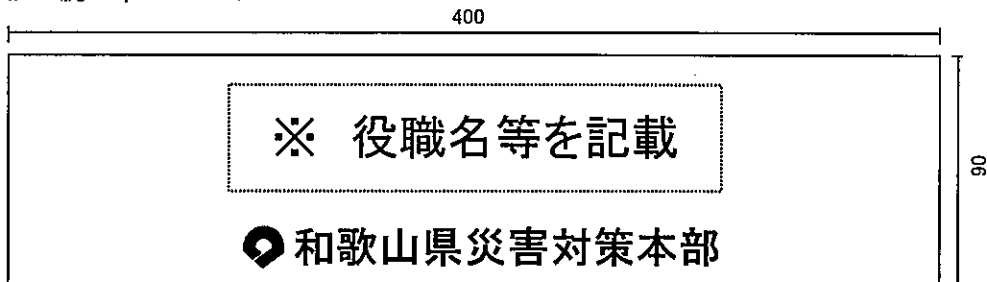
防災組織計画

組織計画

34-02-00 県災害対策本部職員腕章・自動車標旗・横幕

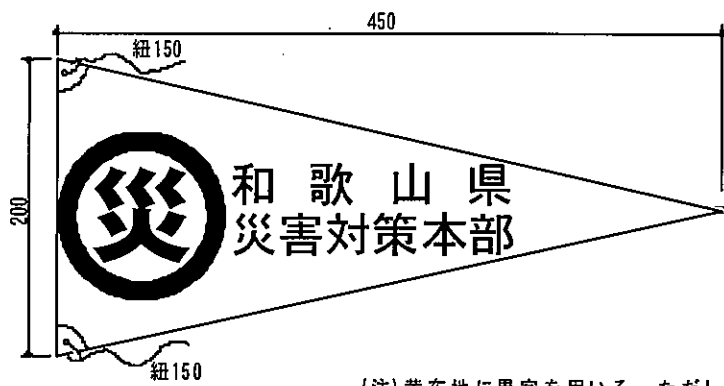
県総合防災課

a 腕章



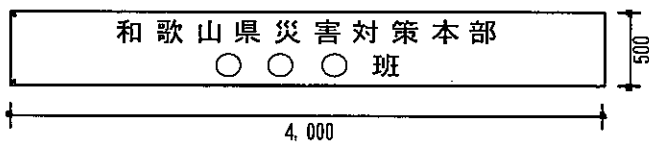
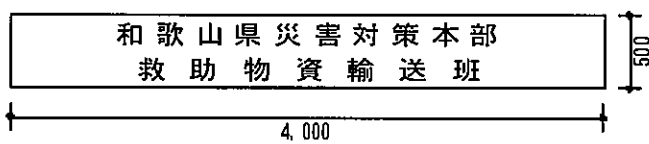
- (注) 1. 品質はビニール製
2. 白地に字は黒とする。

b 標旗



(注) 黄布地に黒字を用いる。ただし災は赤字とする。

c 横幕



(注) 白布地に黒字を用いる

和歌山県広域防災拠点要員任命要領

県総合防災課

1 趣旨

この要領は、和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）第12条第1項の規定により置かれる広域防災拠点要員の任命について必要な事項を定めるものとする。

2 広域防災拠点要員の任命

(1) 広域防災拠点要員に任命する職員の数

各広域防災拠点に、広域防災拠点の統括者1人のほか、防災担当3人、医療担当2人（南紀白浜空港は3人）及び物資担当10人を1班とする3班が編制できるように職員を任命するものとする。ただし、1班あたりの要員の数は広域防災拠点の状況及び広域防災拠点要員として任命された職員数に応じて増減できるものとする。

(2) 広域防災拠点要員に任命する職員の範囲

広域防災拠点からおおむね2キロメートルの距離の範囲内に居住する職員とする。ただし、人員が足りない場合は前号の職員数を確保するため、広域防災拠点からできるだけ近い地域に居住する職員とする。

(3) 広域防災拠点要員の任命の免除

前号に該当する職員のうち、危機管理監が広域防災拠点要員の任命を免除することが適当と認める場合は、任命しないものとする。

3 広域防災拠点要員の転居の届け

広域防災拠点要員である職員が所属する課等の長は、転居等により2(2)に定める距離の範囲内の地域に当該広域防災拠点要員である職員が居住しなくなったときは、速やかに総合防災課長に通知するものとする。

4 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

この要領は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

動員計画

35-00-00 災害応急対策又は災害復旧に必要な技術・知識又は経験を有する県の技術職員数
 (災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料)

県人事課

平成23年4月1日現在

区 分		A	B	計
建設機械操作職		0	0	0
作業船操作職		0	0	0
作業船機関職		0	0	0
医 学 職	医 師	19	24	43
	歯 科 医 師	1	0	1
	獣 医 師	50	19	69
	薬 剤 師	28	19	47
	X 線 技 師	10	7	17
	看 護 師	36	79	115
	保 健 師	50	18	68
	助 産 師	2	0	2
	准 看 護 師	0	13	13
	衛生検査技師等	9	7	16
	小 計	205	186	391
建 築 職		40	38	78
土 木 職	一 般 土 木	245	163	408
	農 業 土 木	88	37	125
	林 業 土 木	132	51	183
	小 計	465	251	716
そ の 他 必 要 な 職 種	電気技師	36	8	44
	化学技師	13	28	41
	機械技師	5	10	15
	無線技師	2	0	2
	栄養士	10	8	18
	小 計	66	54	120
合 計		776	529	1,305

注) : Aは、職務を独立して遂行する能力を有する者(係長相当職以上)

Bは、補助的業務に従事する者でA以外の者

報告日時	月 日 時 分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災害名 _____

災害の状況	発生場所		発生日時		月 日 時 分					
被害の状況	死傷者	死者 負傷者	人 人	不明 計	人 人	住家	全壊 半壊	棟 棟	一部破損 床上浸水	棟 棟
応急対策の状況	災害対策本部等 設置状況		(都道府県)			(市町村)				

区 分		被 害	災 等	都 道 府 県 市 町 村		
公 立 文 教 施 設	千円		害 の 対 設 策 置 本 状	市		
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円	部 況 災 適 害 用 市 救 助 村 法 名	計	団体	
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災 害 発 生 場 所 災 害 発 生 年 月 日 災 害 の 種 類 概 況 応 急 対 策 の 状 況 ・ 消 防、水 防、救 急・救 助 等 消 防 機 関 の 活 動 状 況 ・ 避 難 の 勧 告・指 示 の 状 況 ・ 自 主 避 難 の 状 況 ・ 避 難 所 の 設 置 状 況 ・ 他 の 地 方 公 共 団 体 へ の 応 援 要 請、応 援 活 動 の 状 況 ・ 自 衛 隊 の 派 遣 要 請、出 動 状 況 ・ ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー 設 置 状 況（設 置 の 有 無 及 び 設 置 場 所） ・ ボ ラ ン テ ィ ア の 活 動 状 況（受 入 の 有 無 及 び 派 遣 の 有 無 等） ・ そ の 他 関 連 事 項					

※被害額は省略することができるものとする。

1) 第4号様式-その1 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には、次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は機関

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等泊防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 自主避難の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所）
- ・ ボランティアの活動状況（受入の有無及び派遣の有無等）

オ その他

その他関連事項。

2) 第4号様式—その2 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(7) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(4) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(5) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(1) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(6) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等泊防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 自主避難の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所）
- ・ ボランティアの活動状況（受入の有無及び派遣の有無等）

被害状況報告

概況	月	日現在
中間	月	日現在
確定	月	日

災害の種別	
発生年月日	
発生場所	

区分		被害	区分	被害	区分	被害	対応措置等								
人 的 被 害 住 家 被 害 住 家 非 住 家	死者	1人	文教施設	全壊	30箇所	農地	62千円	県の防災体制	発令	解除					
	行方不明	2人	文教施設	半壊	31箇所	農業施設	63千円	警戒体制	1号						
	負傷者	重傷	3人	文教施設	その他	32箇所	林業用施設	64千円	配備体制	2号					
		軽傷	4人	文教施設	(計)	33箇所	共同利用施設(農林)	65千円		1号					
	全壊	棟	5	農地被害	流失埋没	34ha	共同利用施設(水産)	66千円	配備体制	2号					
			6		冠水	35ha		(計)		67千円	県の水防体制	発令	解除		
		世帯	7		流失、埋没	36ha		土木施設	道路	68千円	水防配備態勢	1号			
			棟		8	冠水			37ha	橋りょう		69千円	2号		
					9	畦畔			38箇所	河川		70千円	3号		
			10		一般休地	39箇所			木施設	海岸	71千円	県災害対策本部	設置		
			一部破損		11	農業用施設				40箇所	港湾		72千円	解散	
					12	林業用施設				41箇所	砂防	73千円	災害対策市町村本部 災害救助法 避難令	計	団体
					13	共同利用施設(農林)				42箇所	漁港	74千円			
			床上浸水		14	共同利用施設(水産)				43箇所	(計)	75千円			
	15	道路		44箇所	病院	76千円									
	16	橋りょう		45箇所	水道	77千円									
	床下浸水	17	河川	46箇所	その他	清掃施設	78千円	公営企業		80千円	救				
		18	海岸	47箇所		県	一般					79千円			
		19	港湾	48箇所			公社					81千円			
	世帯	世帯	20	砂防	49箇所	市町村	(計)	82千円	助	計	団体				
			21	漁港	50箇所										
	人員	全壊	22	衛生関係施設	病院	51箇所	小計	84千円	令	令	状				
			23		水道	52箇所									
			24		清掃施設	53箇所									
		市町村	25		商工関係	54箇所						その他	農産被害	86千円	
			(計)		26棟	がけくずれ							55箇所	林産被害	87千円
		物の	全壊		27棟	交通						鉄道不通	56箇所	畜産被害	88千円
			半壊		28棟	通信						船舶被害	57箇所	水産被害	89千円
	(計)		29棟	通信被害	回線	58箇所	商工被害	90千円							
その他	棟	29	その他	停電被害	59箇所	その他	91千円	告況	計	団体					
		28	その他	ガス被害	60箇所	被害総額	92千円								
		(計)	29棟	文教施設	61千円										

報告者 _____ 課庁内電話 _____

1. 被害状況報告書の記入要領等

- (1) 上欄の月日、現在、災害の種類、発生日、発生場所について記入し、災害の種類については「2の(2)ア発生原因」を参照し記入する。
- (2) 報告書区分番号1~92の各欄記入については、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」による。
(注) 報告書区分番号 80 公営企業とは病院を除く公営企業をいう。
- (3) 総合防災課へ提出する被害報告は、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」により記入した附表1~附表10を提出する。
- (4) 附表1~8、附表10の記入については、各市町村毎に、小計、県計欄をも記入すること。土木施設関係については、附表5の1市町村分、附表5の2県分を記入し、被害状況報告に合計を記入する。
- (5) 附表9については報告書の区分79~81に対する附表であること。
- (6) 附表に記入したものについて明細表1~7に該当するものについては、それぞれ明細表を添付し提出すること。
- (7) 確定報告にあつては、本庁主務課で関係各省庁へ報告した文書の写を添付するとともに数値が合致していること。

2. 被害状況報告及び附表記入概況表

	福祉保健	総務	教育	農林水産	商工観光労働	県土整備	環境生活	企画	危機管理
報告書	1-21	22-26	30-33	34-43	54	44-50	52,53	56	57-60
区分欄	27-29	30-33	61	62-66	80	55	77,78	81	
の番号	51	59		81	90	68-74			
	76			86-89		81			
付表	1.6	2.9	2	3.4.5.9	3.4	5.7.9	6	7.9	

- ① 57、船舶被害については水産振興課、海上保安庁、58、通信被害についてはNTT、59、停電被害については関西電力、60、ガス被害については大阪ガス、新宮ガスからのものをとりまとめる。
- ② 観光関係については90に記入する。担当部局としては商工観光労働部とする。
- ③ 上記の区分によるほか各市町村の公共施設（報告書区分欄番号82）で各部局関係各課の指導に属するものについては、それぞれの関係各課でまとめるものとする。

交教施設、農林水産業施設、土木施設以外の公共施設調査
(ただし病院、水道施設、清掃施設は除く)

区 分		調 査 担 当 者
県 公 社	一 般	管財課
	農 林 水 産 部	農林水産総務課
	県 土 整 備 部	県土整備総務課
	企 画 部	企画総務課
市 町 村 分		各部関係各課

(注)

文 教 施 設→公立文教施設災害復旧費国庫負担法の対象となるもの

農林水産業施設→農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となるもの

土 木 施 設→公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるもの

37-02-03 附表1 (民生関係)

	人の被害				住家の被害														り災者		非住家の被害		救助法適用状況
	死者	行方不明	負傷	軽傷	全壊	世帯	半壊	世帯	一部破損	世帯	破損	床上浸水	世帯	床上浸水	世帯	床下浸水	世帯	り災者	人	全壊	半壊		
和歌山市					0																		
海南市					0																		
	紀美野町				0																		
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那賀	紀の川市					0																	
	岩出市					0																	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊都	橋本市					0																	
	かつらぎ町					0																	
	九度山町					0																	
	高野町					0																	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有田	有田市					0																	
	湯浅町					0																	
	広川町					0																	
	有田川町					0																	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日高	御坊市					0																	
	美浜町					0																	
	日高町					0																	
	由良町					0																	
	日高川町					0																	
	みなべ町					0																	
	印南町					0																	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西牟婁	田辺市					0																	
	白浜町					0																	
	上富田町					0																	
	すさみ町					0																	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東牟婁	新宮市					0																	
	那智勝浦町					0																	
	大地町					0																	
	古座川町					0																	
	北山村					0																	
	串本町					0																	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	27	28

37-02-05 附表3 (農林水産施設関係)

	農地						畦畔	農業用施設		林業用施設		一般林地		共同利用施設 (農林)		共同利用施設 (水産)		計			
	田			畑				箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)
	流失	埋没	冠水	流失	埋没	冠水															
	ha	被害額 (千円)	ha	被害額 (千円)	ha	被害額 (千円)															
和歌山市																			0	0	
海南市																			0	0	
																			0	0	
紀美野町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
紀の川市																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩出市																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
橋本市																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
かつらぎ町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
九度山町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高野町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
有田市																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
湯浅町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
広川町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
有田川町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
御坊市																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
美浜町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日高町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
由良町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日高川町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
みなべ町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
印南町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
田辺市																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
白浜町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上富田町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
すさみ町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新宮市																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
那智勝浦町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
太地町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
古座川町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北山村																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
串本町																			0	0	
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区分番号	34	62	35	36	62	37	38	40	63	41	64	39	64	42	65	43	66		67		

37-02-06 附表4の1 その他（農産、林産、畜産、水産、商工、その他）関係

	農 産 被 害		林 産 被 害		畜 産 被 害	
	農 産 物	施 設	林 産 物	施 設	畜 産 物	施 設
	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)
和歌山市						
海南市						
紀美野町						
	(計)					
紀の川市						
岩出市						
	(計)					
橋本市						
かつらぎ町						
九度山町						
高野町						
	(計)					
有田市						
湯浅町						
広川町						
有田川町						
	(計)					
御坊市						
美浜町						
日高町						
由良町						
日高川町						
みなべ町						
印南町						
	(計)					
田辺市						
白浜町						
上富田町						
すさみ町						
	(計)					
新宮市						
那智勝浦町						
太地町						
古座川町						
北山村						
串本町						
	(計)					
県計						
区分番号	86		87		88	

37-02-07 附表4の2 その他（農産、林産、畜産、水産、商工、その他）関係

	水産被害		商工被害	その他	計
	水産物	施設			
	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)
和歌山市					
海南市					
紀美野町					
	(計)				
紀の川市					
岩出市					
	(計)				
橋本市					
かつらぎ町					
九度山町					
高野町					
	(計)				
有田市					
湯浅町					
広川町					
有田川町					
	(計)				
御坊市					
美浜町					
日高町					
由良町					
日高川町					
みなべ町					
印南町					
	(計)				
田辺市					
白浜町					
上富田町					
すさみ町					
	(計)				
新宮市					
那智勝浦町					
太地町					
古座川町					
北山村					
串本町					
	(計)				
県計					
区分番号	89		90	91	

37-02-08 附表5の1 (土木施設関係) 市町村分

	道路		橋りょう		河川		海岸		港湾		砂防		漁港		計	
	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)
和歌山市															0	0
海南市															0	0
															0	0
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那賀市															0	0
															0	0
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊都郡															0	0
															0	0
															0	0
															0	0
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有田市															0	0
															0	0
															0	0
															0	0
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日高市															0	0
															0	0
															0	0
															0	0
															0	0
															0	0
															0	0
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西牟婁郡															0	0
															0	0
															0	0
															0	0
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東牟婁郡															0	0
															0	0
															0	0
															0	0
															0	0
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分番号	44	68	45	69	46	70	47	71	48	72	49	73	50	74		75

37-02-09 附表5の2 (土木施設関係) 県分

	道路		橋りょう		河川		海岸		港湾		砂防		漁港		計		がけ ずれ (箇所)
	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	
海振建設 草局部															0	0	
那振建設 賀局部															0	0	
伊振建設 都局部															0	0	
有振建設 田局部															0	0	
日振建設 高局部															0	0	
西振建設 婁局部															0	0	
東振建設 牟婁本局部															0	0	
東振建設 牟婁宮部															0	0	
箕漁事務 島港所															0	0	
田漁事務 辺港所															0	0	
勝漁事務 浦港所															0	0	
県計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分番号	44	68	45	69	46	70	47	71	48	72	49	73	50	74		75	55

37-02-10 附表6 (衛生施設関係)

	公立病院				市立病院				病院計				水道				清掃施設			
	箇所			被害額 (千円)	箇所			被害額 (千円)	箇所			被害額 (千円)	箇所			被害額 (千円)	箇所			被害額 (千円)
	全	半	その他		全	半	その他		全	半	その他		全	半	その他		全	半	その他	
和歌山市									0	0	0	0								
海南市									0	0	0	0								
									0	0	0	0								
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紀の川市									0	0	0	0								
									0	0	0	0								
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩出市									0	0	0	0								
									0	0	0	0								
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
橋本市									0	0	0	0								
									0	0	0	0								
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊都郡									0	0	0	0								
									0	0	0	0								
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有田市									0	0	0	0								
									0	0	0	0								
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯浅町									0	0	0	0								
									0	0	0	0								
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日高郡									0	0	0	0								
									0	0	0	0								
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西牟婁郡									0	0	0	0								
									0	0	0	0								
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東牟婁郡									0	0	0	0								
									0	0	0	0								
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分番号				76				91				51			52	77			85	78

37-02-11 附表7 (交通通信関係)

	がけくずれ (市町村分のみ記入) (箇所)	鉄 道 不 通		船 舶 被 害		通 信 被 害 (回線)
		J R (箇所)	私 鉄 (箇所)	沈 没 (隻)	座 礁 (隻)	
和 歌 山 市						
海 南 市						
	紀美野町					
草	(計)	0	0	0	0	0
那 紀 の 川 市						
岩 出 市						
賀	(計)	0	0	0	0	0
橋 本 市						
伊 都 郡	かつらぎ町					
	九度山町					
	高野町					
	(計)	0	0	0	0	0
有 田 市						
有 田 郡	湯浅町					
	広川町					
	有田川町					
	(計)	0	0	0	0	0
御 坊 市						
日 高 郡	美浜町					
	日高町					
	由良町					
	日高川町					
	みなへ町					
	印南町					
	(計)	0	0	0	0	0
田 辺 市						
西 牟 婁 郡	白浜町					
	上富田町					
	すさみ町					
	(計)	0	0	0	0	0
新 宮 市						
東 牟 婁 郡	那智勝浦町					
	太地町					
	古座川町					
	北山村					
	串本町					
	(計)	0	0	0	0	0
県 計	0	0	0	0	0	0
区分番号	55	56	56	57	57	58

37-02-12 附表8 (消防関係)

	災害対策本部 設置の有無	避難命令勧告状況			消防機関の活動状況			備 考
		件	世帯	人	消防職員 (人)	消防団 (数)	消防団員 (人)	
和歌山市								
海南市								
	紀美野町							
草	(計)	0	0	0	0	0	0	
	紀の川市							
賀	岩出市							
	(計)	0	0	0	0	0	0	
伊都	橋本市							
	かつらぎ町							
	九度山町							
	高野町							
有田	(計)	0	0	0	0	0	0	
	有田市							
	湯浅町							
	広川町							
日高	有田川町							
	(計)	0	0	0	0	0	0	
	御坊市							
	美浜町							
西牟婁	日高町							
	由良町							
	日高川町							
	みなべ町							
東牟婁	印南町							
	(計)	0	0	0	0	0	0	
	田辺市							
	白浜町							
新宮市	上富田町							
	すさみ町							
	(計)	0	0	0	0	0	0	
	新宮市							
東牟婁	那智勝浦町							
	太地町							
	古座川町							
	北山村							
東牟婁	串本町							
	(計)	0	0	0	0	0	0	
県計	0	0	0	0	0	0		

公立文教施設、農林水産施設、土木施設、病院、水道施設、清掃施設を除く

	被 害 箇 所				被 害 額 (千円)	備 考
	建 物			施 設		
	全 壊	半 壊	その他			
和歌山市						
海草	海南市					
	紀美野町					
	(計)	0	0	0	0	
那賀	紀の川市					
	岩出市					
	(計)	0	0	0	0	
伊都	橋本市					
	かつらぎ町					
	九度山町					
	高野町					
	(計)	0	0	0	0	
有田	有田市					
	湯浅町					
	広川町					
	有田川町					
	(計)	0	0	0	0	
日高	御坊市					
	美浜町					
	日高町					
	由良町					
	日高川町					
	みなべ町					
	印南町					
	(計)	0	0	0	0	
西牟婁	田辺市					
	白浜町					
	上富田町					
	すさみ町					
	(計)	0	0	0	0	
東牟婁	新宮市					
	那智勝浦町					
	太地町					
	古座川町					
	北山村					
	串本町					
	(計)	0	0	0	0	
県計		0	0	0	0	
区分番号	24	25			82	

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分

(死者また行方不明者分)

災害名

市町村名	死亡又は行方不明者の別	氏名	性別、年齢、職業			住所	原因
死亡計	0						
行方不明計	0						

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分

災害名

市町村名	床上浸水	床下浸水	世帯数	主たる被災地(字名)	原因
計	0	0	0		

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

区分		市町村名			
学校	全壊	校数			
		学校名			
	半壊	校数			
		学校名			
文化財建造物	全壊	棟数			
		名称			
	半壊	棟数			
		名称			
臨時休校をした学校	小学校	校数			
		学校名			
	中学校	校数			
		学校名			
	高等学校	校数			
		学校名			
計			0	0	0

37-02-20 明細表6 急傾斜地、山地関係

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在

中間 年 月 日 時 分現在

確定 年 月 日 時 分

災害名

区分	市町村名	区 分				
		地区名	延長(m)	面積(m ²)	住家の被害 (戸)	備考
土砂くずれ地すべり等 (住家に影響のあるもの)						
同上による人的被害 及び措置状況						

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

区分		市町村名					
水	冠水	ha					
		ton					
		千円					
	倒伏	ha					
		ton					
		千円					
稲	埋没・流出	ha					
		ton					
		千円					
果	みかん	ha					
		ton					
		千円					
	柿	ha					
		ton					
		千円					
	桃	ha					
		ton					
		千円					
	樹	梅	ha				
			ton				
			千円				
その他	ha						
	ton						
	千円						
そさい	その他	ha					
		ton					
		千円					
その他							

37-02-22 別表 被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準	
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。	
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。	
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。	
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。	
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。	
	住家全壊(全壊・流失)	5~7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	住家半壊	8~10	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	11~13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	14~16	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	17~19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
災害者	災害世帯	20	災害により被害をうけ、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。	
	災害人員	21	り災世帯の構成人員をいう。	
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	22~26	公用又は公共の用に供する建物。	
	その他	27~29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物(全壊、半壊したもののみ)をいう。	
文教施設	文教施設	30~33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。	
	農地	田畑の流失埋没	34~37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
		田畑の冠水	34~37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。	
一般林地		39	41林業用施設、44~50の土木施設に含まれるもの、87林産施設以外のものとする。	
農林水産施設		40~43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設(農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設)とする。	
土木施設		44~50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設(河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道)とする。	

被害の種類		報告番号	基準
衛生関係施設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者20人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破碎、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）
交通	がけくずれ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62～67	34～38、40～43に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68～75	44～50に該当するものの被害額をいう。
その他の公共施設	病院	76	51に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	78	53に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、公営企業、公社、市、町、村）	79～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公共施設被害市町村数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
その他の	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	90	54に該当するものの被害額をいう。
その他	91	61～90の各項に該当しないものをいう。	

1 非常通信とは

(1) はじめに

我が国は世界でも有数の災害発生国であり、これまでも多くの大災害により、貴重な人命と莫大な財産が失われております。近年では、産業や経済の発達に伴って人口や経済活動が都市部へ集中したり、逆に地方の過疎化により、新たな形態の災害もみられるようになってきています。

地震、台風等の大災害時に、被害の拡大防止や早急な救助活動の実施等を行うためには、通信の確保を図ることが重要になります。従って、災害時に通信の円滑な運用を図るためには、各機関がこの非常通信経路計画を十分に承知し、日常から利用方法等を習熟しておくことが必要です。

(2) 非常通信

国の機関、地方公共団体、会社、船舶、航空機、アマチュア等が様々な場面で無線局を運用していますが、通常は許可された業務以外の目的に使用することができません。しかし、電波法第52条の規定により、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTT西日本の公衆電気通信回線等の有線通信が利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通・通信の確保、秩序の維持等のための通信を行うことができます。これを「非常通信」といいます。

また、総務大臣は電波法第74条の規定により、上述のような非常の場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができます。

(3) 非常通信の発信資格

非常通信は誰でも行うことができますが、通信の方法と通報の内容に制限があります。通報には「ヒゼウ」を前置する他、呼出し又は応答する場合は無線局運用規則に規定する方法により行います。

(4) 非常通信としての通報内容

次の内容の通報もしくはこれらに準ずる急を要する通報とし、その優先順位は原則として次の通りとします。

- a 人命の救助に関する通報
- b 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- c 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- d 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- e 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- h 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- j 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
 - 中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
 - 地方防災会議会長
 - 災害対策本部長
- k 電力設備の修理復旧に関する通報
- l 基本法第57条の規定に基づいて都道府県知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で、緊急を要し特別の必要があるもの
- m 基本法第79条の規定に基づいて指定行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの

(5) 非常通信の依頼

非常災害時には、通信施設を持っている者においても自己の業務や事業に関連した通信が増加するため、相当程度ふくそうすることが予想されます。従って、他者の通信施設を利用する者にとっては、依頼する通報を簡潔かつ真に非常通信にふさわしい内容のものとし、最寄りの通信設備へ持参して依頼します。

設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で、和歌山県内の主要なものは次のとおりです。あらかじめ最寄りの通信設備を選定して、非常通信訓練を実施するなど日常から連携を保っておくことが大切です。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ア 警察通信設備 | イ 海上保安庁通信設備 |
| ウ 国土交通省無線通信設備 | エ 気象庁通信設備 |
| オ 法務省通信設備 | カ NTT西日本通信設備 |
| キ JR通信設備 | ク 県通信設備（地域衛星通信ネットワークを含む） |
| ケ 市町村無線通信設備（消防無線を含む） | コ 関西電力無線通信設備 |
| サ 南海電鉄株式会社通信設備 | シ 和歌山県漁業無線局 |
| ス アマチュア無線局 | セ 電源開発株式会社無線通信設備 |

（この経路計画は、これらの通信設備を利用して、各市町村から和歌山市、和歌山市から大阪市・東京都等への非常通信経路を構成したものであり、平素からこの計画に基づいて関係機関が連絡を密にすることにより災害時に備えることが重要です。）

(6) 通報文の作成要領

- ア 記載例の非常通信用紙により作成すること。
- イ 通報は何通でも依頼できますが、簡潔、明瞭な内容とすること。
- ウ 通報文の末尾に発信人名を記載すること。
- エ 時間は24時間制で記入のこと。
- オ 実際に非常通報を発信する場合は、種別欄①の「非常」という文字を丸印で囲むこと（「訓練」という文字は二重線で取り消す）。
- カ 訓練のときは、種別欄①の「訓練」という文字を丸印で囲む（「非常」という文字は二重線で取り消す）とともに、通報文の冒頭に必ず「訓練」又は「クンレン」と記入すること。
- キ 中継局は返信も可能にするよう必要項目を記入すること。

非常通信とアマチュア局について

社団法人 日本アマチュア無線連盟
和歌山県支部

(1) アマチュア局とは

- イ) アマチュア局とは、個人的な趣味の一つとして無線通信を行う無線局で、所轄総合通信局長の免許を受け、無線従事者の資格を持っているものが運用する無線局をいいます。
- ロ) 正規のアマチュア局は必ず、呼出符号（例-JA3XYZのような）を付与されており交信に際してはこれを明示する事を義務付けられています。
- ハ) アマチュア局の無線設備はすべて自己の負担で設置運営しています。
- ニ) 非常通信時の特別な場合以外は免許状に記載された目的以外は使用することができません。又金銭上の利益のために使用することもできません。

(2) 非常通信の依頼について

アマチュア局には日本アマチュア無線連盟に加入している局とそうでない局とがあり、いずれの局でも非常通信を行うことができますが、総務大臣の職権による依頼以外は、あくまでも免許人個人の判断によって行うことになっています。

特にアマチュア局はすべて個人の資産であり運営費も個人負担であるため、非常通信等の実施についてもその経費、損害等についてはすべて自己負担が原則となっています。法人組織や公共団体などにおいて職員が業務として行う非常通信とは前記の役費負担や、損害に対する補償等の問題において大きく異なります。よって、連盟としても各免許人に対してこれらの点を十分に配慮して対処するよう要望を致しております。以上の状況から各免許人に非常通信に関して、これの実施について強く要望することはできかねますので、非常の際、アマチュア局による通信を希望される機関は、近隣アマチュア局免許人個人と、個々に交渉の上対処されることを希望します。

なおその際に次の事項に注意してください。

- イ) 非常通信等を目的としてアマチュア局を開設することは違法となりますので、これらを目的とした助成等については十分に留意してください。不明の点については連盟和歌山県支部担当者までお問い合わせください。
- ロ) アマチュア局はすべての局が非常通信等の通信に熟練しているとは限りません（特別に訓練された者の場合を除き。）ので、非常通信についてはなるべく業務局系を利用し、アマチュア局の利用は最後の手段としていただきたい。その場合においても免許人の判断で断わることもあり得ることをご承知おきください。
- ハ) アマチュア局は個々の局によって交信可能範囲が異なりますので、協力を得られるアマチュア局とはその点を十分に確認しあっておくことが大切です。
- ニ) その他電文の送受等については業務局の場合と同様で、非常通信実施要領に従ってください。訓練についても同様です。
- ホ) 近隣のアマチュア局について知りたい場合は、日本アマチュア無線連盟和歌山県支部又は各地区役員にお問い合わせ下さい。

① 種別

(訓練)	非一帯
------	-----

非常通信協議会

非常通信用紙

受付年月日	② 平成14年 7月26日	受付時刻	③ 13時00分	番 号	④ 串本町1
あ	⑤ 機関名：和歌山県災害対策本部長 TEL：() FAX：()				
発 信 人	⑥ 発信日時 7月26日 13時25分 機関名： 串本町長		伝達方法： 無線 有線 (使送) 回線種別： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		
通 報 文	⑦ 訓練」7月26日11時20分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災発生、死傷者が多数出ているもよう、至急応援をたのむ」串本町長				
伝 達 経 路	1 受信()時()分・送信()時()分 機関名：串本警察署 (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		
	2 受信()時()分・送信()時()分 機関名： (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		
	3 受信()時()分・送信()時()分 機関名： (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		
⑧	4 受信()時()分・送信()時()分 機関名： (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		

- * 受信者は、必要な事項(①～⑧)を記入すること。
- * 回線種別には、使用した回線の種別(県防、地域、消防等)を記載すること。
- * 中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること(受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

<記載例>訓練の場合の通信文

① 種別

(訓練)	非一帯
------	-----

非常通信協議会

非常通信用紙

受付年月日	② 平成14年 7月26日	受付時刻	③ 13時00分	番号	④ 串本町1
あ	⑤ 機関名：和歌山県災害対策本部長 TEL：() FAX：()				
発 信 人	⑥ 発信日時 7月26日 13時25分 機関名： 串本町長		伝達方法： 無線 有線 (使送) 回線種別： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		
通 報 文	⑦ 訓練」7月26日11時20分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災発生、死傷者が多数出ているもよう、至急応援をたのむ」串本町長				
伝 達 経 路	1 受信(13時29分)・送信(13時32分) 機関名：串本警察署 (取扱者：)		伝達方法： (無線) 有線 使送 回線種別： () 伝達手段： 音声 (FAX) 電信 映像 TEL： FAX：		
	2 受信(時 分)・送信(時 分) 機関名：和歌山県警察本部 (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		
	3 受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		
	⑧ 4 受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		

- * 受信者は、必要な事項(①~⑧)を記入すること。
- * 回線種別には、使用した回線の種別(県防、地域、消防等)を記載すること。
- * 中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること(受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

① 種別

(訓練)	非一帯
------	-----

非常通信協議会

非常通信用紙

受付年月日	② 平成14年 7月26日	受付時刻	③ 13時00分	番号	④ 串本町1
あ	⑤ 機関名：和歌山県災害対策本部長 TEL：() FAX：()				
発 信 人	⑥ 発信日時 7月26日 13時25分 機関名： 串本町長		伝達方法： 無線 有線 (使送) 回線種別： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		
通 報 文	⑦ 「訓練」7月26日11時20分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災発生、死傷者が多数出ているもよう、至急応援をたのむ」串本町長				
伝 達 経 路	1 受信(13時29分)・送信(13時32分) 機関名：串本警察署 (取扱者：)		伝達方法： (無線) 有線 使送 回線種別： (警察) 伝達手段： 音声 (FAX) 電信 映像 TEL： FAX：		
2	受信(13時35分)・送信(13時40分) 機関名：和歌山県警察本部 (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 (使送) 回線種別： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		
3	受信()時()分)・送信()時()分) 機関名：和歌山県災害対策本部長 (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		
⑧ 4	受信()時()分)・送信()時()分) 機関名： (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		

- * 受信者は、必要な事項(①~⑧)を記入すること。
- * 回線種別には、使用した回線の種別(県防、地域、消防等)を記載すること。
- * 中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること(受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

II 非常通信協議会

(1) 非常通信協議会とは

非常の場合の通信の円滑な実施を確保するため、電波法第74条の2の規定に基づいて、総務省が中心となり、消防庁、内閣府、警察庁、防衛省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、都道府県、市町村、放送局、ライフライン機関その他主要な電気通信事業者及び無線局の免許人等、非常通信に関係の深い者により構成された団体です。

戦後の混乱期である昭和22年頃に結成された非常無線通信委員会が前身となり、昭和26年7月19日に現電波法のもとにおいて非常無線通信協議会として発足して以来、各構成員が自発的に数々の非常通信を取り扱って重要通信を確保し、使命の達成に努めてきました。

昭和37年に災害対策基本法が施行されてからは、中央防災会議や都道府県防災会議と緊密な連携を保ちつつ、一体となって非常災害時に備えることとなっています。

平成7年4月からは無線通信だけでなく有線通信による非常通信も加わって「非常通信協議会」と名称を改め、現在では主に次のような活動を行なっています。

- ア 非常通信計画の策定及び実施
- イ 非常通信訓練の実施
 - (ア) 全国非常通信訓練
 - (イ) 感度交換訓練
 - (ウ) 防災の日の非常通信訓練
 - (エ) 地方総合訓練
- ウ 非常通信の取扱い要請
- エ 非常通信事務に関する資料の作成と配布
- オ 非常通信に関する講演会等の実施
- カ 構成員相互の連絡強化

現在、中央組織として中央非常通信協議会（事務局：総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室）があり、近畿には近畿地方非常通信協議会（事務局：近畿総合通信局無線通信部陸上第二課）があります。本県（担当課：総合防災課）は、近畿地方非常通信協議会の構成員として、県内の非常通信経路計画の策定、全国非常通信訓練の実施や報告書の取りまとめ等を行って運営に協力しています。

(2) 訓練

ア 災害が発生した場合に非常通信が十分な効果が上げられるように、平素から非常通信の計画に基づいて訓練を行なわなければなりません。本県では、近畿地方非常通信協議会の実施計画に基づいて、毎年非常通信訓練を実施しています。

イ 訓練は任意で実施することができます。本県が実施する訓練は定期あるいは臨時に実施します。全国非常通信訓練等については、近畿地方非常通信協議会の実施要領に基づいて本県から関係各機関に協力依頼を送付します。

ウ 非常通信（訓練通信）実施要領を別紙のとおり定めているので、これに従って訓練を実施することが望ましいです。非常通信訓練の終了後には実施報告をお願いします。

非常通信(訓練通信)実施要領

1 発信人は、非常通信用紙により非常通報又は訓練通報(以下「通報」という。)を作成の上、通信施設(通信施設が障害又はない場合は、最寄りの通信施設、以下「受付局」という。)で発信又は発信の依頼をするものとする。

- (1) 訓練通報は、訓練当日までに具体的な災害想定に基づいて作成すること。災害想定にあらかじめ指定がある場合はその内容に従うこと。
- (2) 非常通信又は訓練通報の内容は、できる限り簡潔かつ明瞭なものとし、末尾には発信人名を記入すること。訓練の場合は、本文の冒頭に必ず(クンレン)又は(訓練)と記入すること。
- (3) 返信を要する通報については、特にその内容が返信を必要とする表現とすること。
- (4) 訓練で受付局へ発信を依頼しようとするときは、想定する災害の状況に応じて使送すること。
- (5) 返信の伝送ルートで、非常及び訓練通信とも、通報の速達を図れるルートを選定すること。
- (6) 返信の通報の内容についても、できる限り簡潔かつ明瞭なものとする。

2 通報の受領の通知

通報の受信者は、通報の受領時刻、中継局名及び受付時刻を適宜の方法で発信人に通知すること。

3 報告

(1) 非常通信を取扱ったとき、又は非常通信の連絡を行ったとき。

ア 非常通信の実施状況について、電話等の便宜の方法により近畿地方非常通信協議会又は和歌山県総合防災課に連絡することが望ましい。

イ 非常通信を行った場合は、電波法第80条の規定により、できる限りすみやかに文書により総務大臣又は近畿総合通信局長に報告すること。報告書には次の内容を記載すること。

- (ア) 実施日時
- (イ) 実施した理由
- (ウ) 実施した無線局名
- (エ) 取扱通数及び通信状況
- (オ) 通報依頼者、発信者及びその内容
- (カ) その他参考事項

ウ 上記イの写しをできるだけ和歌山県総合防災課にも送付すること。

(2) 非常通信訓練を行ったとき。

ア 訓練に参加した機関は、別表により訓練終了の日から10日以内に本県あて通信の写しを添えて報告するものとする。

イ 全国及び地方非常通信訓練の場合、本県は県内ルートの報告書を取りまとめのうえ、意見及び伝送経路図(別紙記載例参照)を添えて、訓練終了後1カ月以内に近畿地方非常通信協議会長へ報告するものとする。

非常通信（訓練通信）実施要領

1 受付局の措置

(1) 発信人から通報の発信を依頼された通信施設（以下「受付局」という。）は次の事項を確認し必要事項を記入すること。

ア 非常通信の場合は、種別欄の「非常」という文字を丸印で囲むこと（「訓練」という文字は二重線で取り消す）。また、訓練通信の場合は、種別欄の「訓練」という文字を丸印で囲むこと（「非常」という文字は二重線で取り消す）。

イ 受付年月日、受付時刻

ウ 番号

エ あて先

オ 発信人

カ 通報文（訓練の場合は、本文の冒頭に必ず「訓練」又は「クンレン」と記入すること。）

(2) 前号の記入を確認した後、受信人所在地の通信施設と直接通信できる施設（以下「着信局」という。）を選定し伝送する。

訓練の場合は、あらかじめ計画された通信施設へ伝送する。

（伝達経路欄に諸事項を記入し伝送する。）

(3) 通報の伝送が電話による場合は、できるかぎり和文通話表（朝日のア、いろはのイ、・・・）により伝送すること。

ただし、通話表によることが困難な場合は、適宜棒読みで反復または復唱してもよい。

2 中継局の措置

中継局は伝達経路欄に諸事項を記入し、伝送すること。

3 着信局の措置

着信局が通報を受信したときは、伝達経路欄に諸事項を記入し、通信施設か使送等により受信人に送達すること。訓練の場合であらかじめ指定された施設の場合はそれによること。

4 非常通信訓練の実施中に実際の災害が発生した場合には、直ちに訓練を中止して非常通信の疎通に協力すること。

5 報告

ア 非常通信の実施状況について、電話等の便宜の方法により近畿地方非常通信協議会又は和歌山県総合防災課に連絡することが望ましい。

イ 非常通信を行った場合は、電波法第80条の規定により、できる限りすみやかに文書により総務大臣又は近畿総合通信局長に報告すること。報告書には次の内容を記載すること。

(ア) 実施日時

(イ) 実施した理由

- (ウ) 実施した無線局名
- (エ) 取扱通数及び通信状況
- (オ) 通報依頼者、発信者及びその内容
- (カ) その他参考事項

ウ 上記イの写しをできるだけ和歌山県総合防災課にも送付すること。

(2) 非常通信訓練を行ったとき。

ア 訓練に参加した機関は、別表により訓練終了の日から10日以内に本県あて通信の写しを添えて報告するものとする。

イ 全国及び地方非常通信訓練の場合、本県は県内ルート of 報告書を取りまとめのうえ、意見及び伝送経路図（別紙記載例参照）を添えて、訓練終了後1カ月以内に近畿地方非常通信協議会長へ報告するものとする。

別表

近畿地方非常通信協議会長 殿

報告年月日 平成 年 月 日
 訓練参加機関及び通報取扱部門 (局)

非常通信訓練実施報告

1 訓練実施年月日	平成 年 月 日
2 通報取扱区分	A 発信人 B 発信局 C 中継局 D 着信局 E 受取人
3 通報取扱機関・部門 (局) 及び開始・終了時刻並びに通報伝達方法	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> (1) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> 伝達方法：無線 有線 使送 (km 分) 回線種別 () 伝達手段：音声 FAX 電信 その他 </div> <div style="text-align: right;"> 着信 終了 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: 300px;"> (2) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> 伝達方法：無線 有線 使送 (km 分) 回線種別 () 伝達手段：音声 FAX 電信 その他 </div> <div style="text-align: right;"> 着信 終了 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: 300px;"> (3) </div>
4 予備電源の使用状況	使用設備 (発電器、バッテリー、その他) 使用しなかった理由
5 伝搬路の障害	
6 通報遅延理由	
7 訓練に対する所見	

別表記載要領

1 通報取扱区分については、下記に示すとおり、自機関の該当するものを○印で囲むこと。

- A 発信人：通報を伝達しようとする機関
- B 発信局：発信人より依頼のあった通報を伝達した機関
- C 中継局：発信局と着信局の間の伝達経路上にある全ての機関
- D 着信局：伝達経路上において通報を受信する最終の機関
- E 受取人：発信人からの通報の対象となる機関

* 発信人と発信局、着信局と受取人が同一である場合については、それぞれ、発信人、受取人とし、「B 発信局」、「D 着信局」には○印をしないこと。（伝達経路の途中にある機関は全て「C 中継局」の所に○印をすること。）

2 通報取扱機関・部門（局）等について

(1) 通報取扱機関・部門（局）及び開始・終了時刻並びに通報伝達方法の欄については、

(1) については、自局が通報を受け取った相手の機関名

(2) については、自局・機関名

(3) については、自局から通報を伝達した相手の機関名

をそれぞれ記入すること。

(2) 着信及び発信の開始、終了時刻は、24時間制で記入すること

(3) 伝達方法について、○印を記入すること。

なお、伝達方法が使送の場合は回線種別及び伝達手段の欄は記入しないこと。

(4) 回線種別、伝達手段について

無線、有線の場合には、回線種別のかっこ内に、具体的方法としてどのような回線を用いて伝達したか、記入すること。また、伝達手段については、Fax、音声、電信、その他の区分で該当するものに○印を記入すること。

中 防：中央防災無線網（地上系）	警 察：警察用通信回線
中 星：中央防災無線網（衛星系）	防 衛：防衛用通信回線
消 防：消防防災無線網（地上系）	海 保：海上保安用通信回線
地 星：地域衛星通信ネットワーク	相 互：防災相互通信用無線
県 防：都道府県防災行政無線網（地上系）	電 力：電気事業用通信回線
市 同：市町村防災行政無線（同報系）	C S：自営衛星通信回線
市 移：市町村防災行政無線（移動系）	自 営：前記以外の自営の無線通信網
地 域：地域防災無線	非 常：非常連絡周波数（4, 630kHz）
孤 立：孤立防止用無線電話	専 用：電気通信事業者の専用回線
水 防：国土交通省水防道路用無線網	その他：その他の通信回線

3 予備電源の使用状況の欄について、予備電源を使用しなかった場合には、その他に○印を記入し、その

理由を付記すること。

- 4 伝搬路の障害について、訓練時に伝搬路において障害があった場合にその障害について具体的に記入すること。
- 5 通信が遅延した場合は、必ずその理由を記入すること。
- 6 実際に参加してどのように感じたか、率直な意見を記入すること。

和 文 通 話 表

電話により通報を伝送するときには、和文通話表を使用することにより、より正確に伝送できます。
無線局運用規則に定める和文通話表は、下記のとおりです。

和文通話表

文		字							
ア 朝日の	ア	イ いろはの	イ	ウ 上野の	ウ	エ 英語の	エ	オ 大阪の	オ
カ 為替の	カ	キ 切手の	キ	ク クラブの	ク	ケ 景色の	ケ	コ 子供の	コ
サ 桜の	サ	シ 新聞の	シ	ス すずめの	ス	セ 世界の	セ	ソ そろばんの	ソ
タ 煙草の	タ	チ ちどりの	チ	ツ つるかめの	ツ	テ 手紙の	テ	ト 東京の	ト
ナ 名古屋の	ナ	ニ 日本の	ニ	ヌ 沼津の	ヌ	ネ ねずみの	ネ	ノ 野原の	ノ
ハ はがきの	ハ	ヒ 飛行機の	ヒ	フ 富士山の	フ	ヘ 平和の	ヘ	ホ 保険の	ホ
マ マッチの	マ	ミ 三笠の	ミ	ム 無線の	ム	メ 明治の	メ	モ もみじの	モ
ヤ 大和の	ヤ			ユ 弓矢の	ユ			ヨ 吉野の	ヨ
ラ ラジオの	ラ	リ りんごの	リ	ル るすいの	ル	レ れんげの	レ	ロ ローマの	ロ
ワ わらびの	ワ	ヰ むどの	ヰ			ヱ かぎのある	ヱ	ヲ 尾張の	ヲ
ン おしまいの	ン	、 濁点		・ 半濁点					
数		字							
一 数字のひと	二 数字のに	三 数字のさん	四 数字のよん	五 数字のご					
六 数字のろく	七 数字のなな	八 数字のはち	九 数字のきゅう	〇 数字のまる					
記		号							
一 長音	、 区切点	L 段落	∩ 下向括弧	∪ 上向括弧					

注 数字を送信する場合には、誤りを生ずるおそれがないと認めるときは、通常の発音による（例「1500」は「せんごひゃく」とする。）か又は「数字の」の語を省略する（例「1500」は、「ひとごまるまる」とする。）ことができる。

「使用例」

- 1 「ア」は、「朝日のア」と送る。
- 2 「バ」又は「パ」は、「はがきのハに濁点」又は「はがきのハに半濁点」と送る。

1 通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

基準項目	級別	
	A 級（高信頼度）	B 級
途中中継回数	1 以下	2 以上
新規連絡設定	なし	あり
停電時の運用	可能	不可能
通信担当者の配置	常時配置 （又は非常の際に30分程度以内に配置につける状態）	左記以外
有線区間	なし（又はあっても2以上のルートがあるか、 地下ケーブル等強固な設計となっている）	左記以外
移動局による通信の取扱	なし	あり

総合信頼度“A級”とは経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。
“B級”とは経路中のいずれかの基準項目についてB級基準のものが含まれる。

2 凡例

- [水防道路]：国土交通省水防道路用多重無線回線
- [消防防災]：消防防災無線網（地上系）
- [地星]：地域衛星通信ネットワーク回線
- [県防]：県防災行政無線回線（FWA）
- [警察]：警察用回線
- [気象]：気象用回線
- [海保]：海上保安庁回線
- [電力]：電気事業者回線
- [JR]：JR用回線
- [南海]：南海電鉄回線
- [関電]：関西電力回線
- [ガス]：大阪ガス回線
- [専用]：電気通信事業者の専用通信回線
- [消防]：消防救急無線（共通波）
- [相互]：防災相互通信用無線
- [放流警報]：ダム放流警報用無線
- [日赤]：赤十字用無線
- [アマ]：アマチュア無線
- [孤立防止]：NTT西日本孤立防止用衛星無線電話
- [衛星電話]：衛星携帯電話

——— 無線区間 ~~~~~ 有線区間 - - - - - 有無線混在区間 - - - - - 衛星通信区間
- - - - - 和歌山県総合防災情報システムの衛星系回線、有線系回線2ルート区間
- - - - - 使送区間（使送距離〇〇km）、■使送対応不可の機関、△孤立防止用衛星電話

3 発着信局までの距離

本計画は、県庁と市町村役場間の地域防災業務に用いられる場合が最も多いと考えられるので、発着信局までの使送距離はそれぞれ県庁および各市町村役場からの距離を代表表示した。

区 間	総合 信頼 度	県庁 との 距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)
和歌山市 ↔ 東京都	A	構内	和歌山県警察本部 (地域指導課通信指令室)	[警察]	警察庁警備局 (警備課災害対策室)
	A	0.7km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 (防災課)	[水防道路]	国土交通省 (電気通信室) (河川局防災課)
	A		和歌山県庁 (河川課) (総合防災課)		
	A	0.8km	和歌山地方気象台 (技術課)	[気象]	気象庁予報部 (情報通信課データネットワーク管理室)
	A	1.1km	関電和歌山支店 (昼間：情報通信グループ) (夜間：■和歌山給電制御所)	関西電力本店 (情報通信センター) [電力]	電源開発本店 (総務部総務グループ)
	B	0.3km	日赤和歌山県支部 特別救護隊 (JA3YQJ, JA3ZBG)	[アマ]	日本赤十字社 救護課 (JH1ZVJ)
	A		和歌山県庁 (総合防災課)	[消防防災] [地星]	消防庁 (防災課)
A	1.6km	和歌山海上保安部 (警備救難課)	[海保]	海上保安庁 (警備救難部運用司令センター)	
和歌山市 ↔ 大阪市	A	0.7km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 (防災課)		近畿地方整備局 (情報通信技術課)
	A		和歌山県庁 (河川課)	[水防道路]	大阪府庁 (河川課)
	A		和歌山県庁 (総合防災課)	[地星] [消防防災]	大阪府庁 (危機管理室消防救助課)
	A	0.8km	和歌山地方気象台 (技術課)	[気象]	大阪管区気象台 (通信課)
	A	1.1km	関西電力和歌山支店 (昼間：情報通信グループ) (夜間：■和歌山給電制御所)	[関電]	関西電力本店 (情報通信センター)
	A	1.5km	大阪ガス和歌山支社 (緊急修繕第3グループ) [ガス]	大阪ガス (南部導管部) [ガス]	大阪ガス本社 (中央保安指令部)
	A	1.5km	南海和歌山市駅 (駅事務室内勤)	[南海]	南海電気鉄道本社 (運輸部運輸指令)
	A	0.3km	日赤和歌山県支部	[日赤]	日赤大阪府支部
	A	1.6km	和歌山海上保安部 (警備救難課)	[海保]	大阪海上保安監部 (警備救難課)

中央
防災
無線
網

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県庁 との 距離
和歌山・ 海草地方	A		和歌山市 (総合防災課)(消防局)	[専用][地星]	和歌山県庁 (総合防災課)	
	A	0.7km	和歌山地方気象台			
和歌山市 (総合防災課) ↔ 和歌山市	A	1.6km	海草振興局建設部 (管理課)			
	A	1.8km	和歌山海上保安部	[専用]		
	A	2.5km	和歌山下津港湾事務所			
	A	8km	消防学校			
	A	5.6km	県立医科大学 (総務課)			
	A	0.9km	日赤和歌山県支部			
	A	1.4km	関西電力和歌山支店			
	A	2.5km	N T T西日本和歌山支店 (災害対策室：宇須別館)			
	B	13.4km	■加太駐在所	[警察]	県警察本部 (地域指導課)	構内
	A	6.5km	和歌山北警察署			
	A	1.4km	和歌山西警察署		近畿管区警察局 和歌山県情報通信部 (機動通信課)	構内
	A	5km	和歌山東警察署			
	A	6.8km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	[水防道路]	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 (防災課)	0.7km
	A	5.1km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 紀の川大堰管理所		和歌山県庁 (総合防災課)	
	B	1.8km	和歌山海上保安部 (警備救難課)	[相互]	和歌山県庁 (総合防災課)	
	B		△友ヶ島案内センター	(交換局) [孤立防止]	和歌山県庁 (総合防災課)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁 との 距離
海南市 (市民防災課) ↔ 和歌山市	A		海南市役所※ [専用] [地星] 和歌山県庁 (総合防災課)	
	A	0.4km	海南市消防本部※ [専用]	
	A	1.5km	海南保健所※ ~~~~~ [専用] ~~~~~	
	A	km	海南海上保安署※ ~~~~~ [海保] ~~~~~ 和歌山海上保安部 (警備救難課)	1.6km
	A	0.4km	海南市消防本部※ ——— [消防] ——— 和歌山市消防局 (指令課)	1km
	B	km	下津消防署※	
	A	0.4km	海南警察署※ (地域課) ——— [警察] ——— 県警察本部 (地域指導課)	構内
	A	km	下津幹部交番 ——— [警察] ———	
	B	0.7km	J R 海南駅※ ~~~~~ [J R] ~~~~~ J R 和歌山支社	2.7km
	A	1.5km	近畿地方整備局※ ——— [水防道路] ——— 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 和歌山河川国道事務所 海南国道維持出張所 (防災課)	0.7km
	A	 和歌山県庁 (総合防災課)	
※印：海南市デジタル移動系防災行政無線を設置する機関				
紀美野町 (総務課) ↔ 和歌山市	A		紀美野町役場 [専用] [地星] 和歌山県庁 (総合防災課)	
	A	2.1km	紀美野町消防本部 [専用]	
	A	 和歌山市消防局 (指令課)	1km
	B	 海南市消防本部 (海南市ルート)	
	A	0.8km	野上幹部交番 ——— [警察] ——— 県警察本部 (地域指導課)	構内
	B	km	■ 神野市場駐在所 ——— 海南警察署 (海南市ルート)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県庁 との 距離	
那賀地方 紀の川市 (危機管理 消防課) ⇔ 和歌山市	A		紀の川市役所	[専用] [地星]	和歌山県庁 (総合防災課)	構内	
	B			那賀振興局 (岩出市ルート)			
	B			那賀消防組合 (岩出市ルート)			
	B	1.0km	■打田交番	[警察]	県警察本部 (地域指導課)		
	A	km	粉河幹部交番		岩出警察署 (岩出市ルート)		
	B	km	■那賀交番				
	B	km	■中貴志交番				
	A	9.8km	■関電紀の川変電所	[関電]	関電和歌山支店 (昼間：情報通信グループ) (夜間：■和歌山給電制御所)		1.1km
	A	5.4km	関電粉河技術 サービスセンター (移動無線基地局)	[関電]	関西電力 和歌山営業所		1km
	B	0.7km	■JR打田駅 (業務委託駅、取扱時間 6:30 ~ 10:30) [JR]		JR和歌山支社		2.7km
	B	km	■JR粉河駅 (業務委託駅、取扱時間 6:30 ~ 19:00)				
	B	km	■JR名手駅 (業務委託駅、取扱時間 6:20 ~ 10:10)				
	B	km	△細野生活改善センター (細野簡易郵便局)	(交換局) [孤立防止]	和歌山県庁 (総合防災課)		
B	km	県赤十字特別救護隊 山田 啓三 (JA3FRI・桃山町段) 岡本 好司 (JA3FSI・貴志川町長山)	[アマ]	県赤十字特別救護隊基地局 (JA3YQJ・JA3ZBG) (日赤和歌山県支部)	0.3km		
岩出市 (総務課) ⇔ 和歌山市	A		岩出市役所	[専用] [地星]	和歌山県庁 (総合防災課)	構内	
	A	1.2km	那賀振興局 (総務県民課)		和歌山県庁 (総合防災課)		
	A	0.7km	那賀消防組合	[相互]			
	B				和歌山市消防局 (指令課)		1km
	A	1.2km	岩出警察署 (地域課)	[警察]	県警察本部 (地域指導課)		
	A	1.5km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 船戸出張所	[水防道路]	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 (防災課)		0.7km
					和歌山県庁 (総合防災課)		

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県庁 との 距離
伊都地方 橋本市 (市民安全課) ↔ 和歌山市	A		橋本市役所	----- [県防] [専用] [専用] [地星] -----	和歌山県庁 (総合防災課)	
	A	0.1km	橋本市消防本部	----- [専用] [地星] -----		
	A	0.8km	伊都振興局 (総務県民課)	----- [専用] -----		
	A	3.9km	橋本保健所 (総務健康安全課)	----- [専用] -----		
	A	0.1km	橋本市消防本部	----- [消防] -----	和歌山市消防局 (指令課)	1km
	A	0.8km	橋本警察署 (地域課)	----- [警察] -----	県警察本部 (地域指導課)	構内
	A	4km	高野口幹部交番	----- [警察] -----	かつらぎ警察署 (かつらぎ町ルート)	
	A	0.2km	関西電力 橋本営業所	----- [関電] -----	関西電力 和歌山営業所	1km
	A	1km	南海橋本駅	----- [南海] -----	南海和歌山市駅 (駅事務室内勤)	1.5km
	B	1km	J R 橋本駅	----- [J R] -----	J R 和歌山支社	2.7km
かつらぎ町 (総務課) ↔ 和歌山市	A		かつらぎ町役場	----- [専用] [地星] -----	和歌山県庁 (総合防災課)	
	A	2.4km	伊都消防組合	----- [専用] -----	伊都振興局 (橋本市ルート)	
	A	2.5km	県立医大附属病院 紀北分院 (総務係)	----- [専用] -----		
	A	2.4km	伊都消防組合	----- [消防] -----	和歌山市消防局 (指令課)	1km
	A	3.1km	かつらぎ警察署 (地域課)	----- [警察] -----	県警察本部 (地域指導課)	構内
	B	30km	■花園駐在所			
	A	2.1km	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 かつらぎ出張所	----- [水防道路] -----	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 (防災課)	0.7km
	A				和歌山県庁 (総合防災課)	
	B		△かつらぎ町役場 花園支所	----- (交換局) [孤立防止] -----	和歌山県庁 (総合防災課)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁 との 距離	
九度山町 (総務課) ↔ 和歌山市	A		九度山町役場 [専用] [地星] 和歌山県庁 (総合防災課)		
	B	 伊都振興局 (橋本市ルート)		
	B	0.5km	■ 南海九度山駅 [南海] 南海和歌山市駅 (駅事務室内勤)	1.5km
	B	km	■ 九度山駐在所 [警察] 県警察本部 (地域指導課)	構内
	B		 橋本警察署 (橋本市ルート)	
高野町 (総務課) ↔ 和歌山市	A		高野町役場 [専用] [地星] 和歌山県庁 (総合防災課)		
	A	0.3km	高野町消防本部 伊都振興局 (橋本市ルート)	
	B		 橋本市消防本部 和歌山市消防局 [消防] (橋本市ルート) [消防] (指令課)	1km
	A	0.1km	高野幹部交番 [警察] 県警察本部 (地域指導課)	構内
	A		 橋本警察署 (橋本市ルート)	
	B	2.5km	南海ケーブル高野山駅 [南海] 南海和歌山市駅 (駅事務室内勤)	1.5km
	B		 南海玉出電力指令区	
B		高野町役場 [衛星電話] 和歌山県庁 (総合防災課)		

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁 との 距離
有田地方 有田市 (企画経営課) ↔ 和歌山市	A	0.8km	有田市役所 [専用] [地星] 和歌山県庁 (総合防災課)	構内 1km 2.7km
	A		有田市消防本部 有田振興局 (湯浅町ルート)	
	A	 和歌山市消防局 (指令課)	
	B	 有田川町消防本部 (有田川町ルート)	
	A	1.7km	有田警察署 県警察本部 (地域課) [警察] (地域指導課)	
	A	0.3km	関西電力 関西電力 箕島技術サービスセンター [関電] 和歌山営業所 (移動無線基地局)	
	B	0.7km	J R 箕島駅 J R 和歌山支社 [J R]	
湯浅町 (総務課) ↔ 和歌山市	A	2km	湯浅町役場 [専用] [地星] 和歌山県庁 (総合防災課)	構内 2.7km
	A		有田振興局 (総務県民課)	
	A		湯浅広川消防組合	
	A	1.4km	湯浅警察署 県警察本部 (地域課) [警察] (地域指導課)	
	B	0.3km	J R 湯浅駅 J R 和歌山支社 [J R]	
広川町 (総務政策課) ↔ 和歌山市	A	10.5km	広川町役場 [専用] [地星] 和歌山県庁 (総合防災課)	構内
	A		有田振興局建設部 有田振興局 広川出張所 (広川ダム) (湯浅町ルート)	
	B	0.5km	■ 広駐在所 県警察本部 [警察] (地域指導課)	
	B	2.1km	■ 上中野駐在所 湯浅警察署 (湯浅町ルート)	
	B	8.2km	△ 津木中学校 (交換局) 和歌山県庁 [孤立防止] (総合防災課)	
	B	14.0km	△ 岩淵集会所	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁 との 距離
有田川町 (総務課) ↔ 和歌山市	A	3km	有田川町役場 和歌山県庁 吉備庁舎 [専用] [地星] (総合防災課)	
	A	km	有田川町消防本部 有田振興局 (湯浅町ルート)	
	A		二川ダム管理事務所 [専用]	
	A		こころの医療センター (総務課)	
	B	3.5km	有田川町消防本部 湯浅広川消防組合 [消防] (湯浅町ルート)	
	B	 有田市消防本部 (有田市ルート)	
	A	km	金屋幹部交番 県警察本部 [警察] (地域指導課)	構内
	B	1.5km	■吉備交番 湯浅警察署 (湯浅町ルート)	
	B	km	■清水駐在所	
	B	0.5km	県赤十字特別救護隊 県赤十字特別救護隊基地局 岡本 正 (JM3RKG・徳田) [アマ] (JA3YQJ・JA3ZBG) (日赤和歌山県支部)	0.3km
	B	3km	■JR藤並駅 JR和歌山支社 (業務委託駅、取扱時間 6:50 ~ 19:35) [JR]	2.7km
	B		有田川町 和歌山県庁 清水行政局 [相互] (総合防災課)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁 との 距離
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">日高地方</div> 御坊市 (市民課) ↔ 和歌山市	A		御坊市役所 和歌山県庁 (総務県民課) (総合防災課)	構内
	A	1km	日高振興局 (総務県民課) [専用] [地星]	
	A	1km	御坊市消防本部 [専用]	
	B	2km	御坊保健所 (総務健康安全課)	
	A	1km	御坊警察署 県警察本部 (地域課) [警察] (地域指導課)	
	B	2.5km	■ J R 御坊駅 J R 和歌山支社 [J R]	
美浜町 (総務政策課) ↔ 和歌山市	A		美浜町役場 和歌山県庁 [専用] [地星] (総合防災課)	構内
	B		日高振興局 (御坊市ルート)	
	B	0.1km	■ 和田駐在所 県警察本部 [警察] (地域指導課)	
	B		御坊警察署 (御坊市ルート)	
日高町 (総務政策課) ↔ 和歌山市	A		日高町役場 和歌山県庁 [県防] [専用] [地星] (総合防災課)	1km
	A	1km	日高広域消防事務組合 日高振興局 [専用] (御坊市ルート)	
	A		和歌山市消防局 (指令課)	
	B		御坊市消防本部 (御坊市ルート)	
	B	0.1km	■ 高家駐在所 県警察本部 [警察] (地域指導課)	
	B	5.8km	■ 比井駐在所 御坊警察署 (御坊市ルート)	
由良町 (総務政策課) ↔ 和歌山市	A		由良町役場 和歌山県庁 [専用] [地星] (総合防災課)	構内
	B		日高振興局 (御坊市ルート)	
	B	1km	■ 由良駐在所 県警察本部 [警察] (地域指導課)	
	B	2.5km	■ 吹井駐在所 御坊警察署 (御坊市ルート)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県庁 との 距離
印南町 (総務課) ↔ 和歌山市	A		印南町役場	----- [専用] [地星] -----	和歌山県庁 (総合防災課)	構内
	B			----- 日高振興局 (御坊市ルート)		
	B	0.6km	■印南駐在所	----- [警察] -----	県警察本部 (地域指導課)	
	B			----- 御坊警察署 (御坊市ルート)		
みなべ町 (総務課) ↔ 和歌山市	A		みなべ町役場	----- [専用] [地星] -----	和歌山県庁 (総合防災課)	構内
	B			----- 日高振興局 (御坊市ルート)		
	A	0.5km	みなべ幹部交番	----- [警察] -----	県警察本部 (地域指導課)	
	B			----- 田辺警察署 (田辺市ルート)		
日高川町 (総務政策課) ↔ 和歌山市	A		日高川町役場	----- [専用] [地星] -----	和歌山県庁 (総合防災課)	0.3km
	A	31km	椿山ダム管理事務所	----- 日高振興局 (御坊市ルート)		
	B	km	県赤十字特別救護隊 安達 利文 (JN3NFX・) [アマ] 県赤十字特別救護隊基地局 安達 洋子 (JN3NFY・) (JA3YQJ・JA3ZBG) (日赤和歌山県支部)			
	B	15.5km	■中津駐在所	----- [警察] -----	県警察本部 (地域指導課)	
	B	26km	■美山駐在所	----- 御坊警察署 (御坊市ルート)		構内
	B	0.5km	■JR南部駅	~~~~~ JR和歌山支社 (部外委託駅、取扱時間 7:00 ~ 19:00) [JR]		2.7km

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	非常通信経路 (発着信局) (発着信局)	県庁 との 距離	
西牟婁地方 田辺市 (防災対策室) ←→ 和歌山市	A		田辺市役所 和歌山県庁 [専用] [地星] (総合防災課)		
	A	構内	田辺市消防本部		
	A	2.5km	西牟婁振興局 (総務県民課)		
	A	1.3km	田辺海上保安部 (警備救難課)		
	A		和歌山海上保安部 (警備救難課)	1.6km	
	A	2km	田辺警察署 (地域課)	県警察本部 (地域指導課)	構内
	A		本宮幹部交番		
	B		■栗栖川駐在所		
	B		■西駐在所		
	A	3km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 (道路管理課)	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 (防災課)	0.7km
	A	2km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 田辺国道維持出張所	和歌山県庁 (総合防災課)	
	A	1.8km	関西電力 田辺電力システムセンター	関電和歌山支店 (昼間：情報通信グループ) (夜間：■和歌山給電制御所)	1.1km
	A	1km	J R 紀伊田辺駅	J R 和歌山支社	2.7km
	B	2km	県赤十字特別救護隊	県赤十字特別救護隊基地局	0.3km
	B	40km	田ノ岡 正人 (JO3CPX・稲成町) 小川 貴史 (JO3MFX・龍神村広井原)	[アマ] (JA3YQJ・JA3ZBG) (日赤和歌山県支部)	
	B		田辺市 電源開発 東牟婁振興局 本宮行政局 二津野ダム 新宮建設部 (新宮市ルート) [放流警報] [放流警報]		
B	9.5km	△田辺市役所 秋津川連絡所	(交換局) [孤立防止]	和歌山県庁 (総合防災課)	
		△龍神小学校			
		△旧大熊小学校			
		△三里中学校			

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁 との 距離
白浜町 (防災対策室) ⇔ 和歌山市	A		白浜町役場 和歌山県庁 (総合防災課) [専用] [地星]	構内 1.1km 2.7km
	A	1.4km	白浜町消防本部 西牟婁振興局 (田辺市ルート)	
	A	3km	防災航空センター 西牟婁振興局 (田辺市ルート)	
	A	2.9km	南紀白浜空港管理事務所 西牟婁振興局 (田辺市ルート) [専用]	
	A		白浜町役場 西牟婁振興局 日置川事務所 西牟婁振興局 (田辺市ルート)	
	B		日置川消防署 すさみ消防署 [消防] (すさみ町ルート)	
	B	1.4km	白浜町消防本部 田辺市消防本部 [消防] (田辺市ルート)	
	A	2km	白浜警察署 (地域課) 県警察本部 (地域指導課) [警察]	
	B	22.5km	■日置駐在所 県警察本部 (地域指導課) [警察]	
	B	24.5km	■市鹿野駐在所 県警察本部 (地域指導課) [警察]	
B		白浜町役場 関西電力田辺電力 関電和歌山支店 日置川事務所 [関電] システムセンター (昼間：情報通信グループ) (田辺市ルート) (夜間：■和歌山給電制御所)		
B	4.3km	J R 白浜駅 J R 和歌山支社 [J R]		
上富田町 (総務政策課) ⇔ 和歌山市	A		上富田町役場 和歌山県庁 (総合防災課) [専用] [地星]	構内 1.1km 2.7km
	B	 西牟婁振興局 (田辺市ルート)	
	B	0.5km	上富田消防署 田辺市消防本部 [消防] (田辺市ルート)	
	B	1.5km	■朝来駐在所 県警察本部 (地域指導課) [警察]	
	B	 田辺警察署 (田辺市ルート) [警察]	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁 との 距離	
すさみ町 (総務課) ←→ 和歌山市	A		すさみ町役場 [専用] [地星] 和歌山県庁 (総合防災課)		
	B	 西牟婁振興局 (田辺市ルート)		
	B	0.1km	すさみ消防署 日置川消防署 [消防] (白浜町ルート)	
	B		 串本町消防本部 (串本町ルート)	
	B	15km	■江住駐在所	
	A	0.6km	すさみ幹部交番 [警察] 県警察本部 (地域指導課)	構内
	B		 串本警察署 (串本町ルート)	
	B	18km	△すさみ町役場 佐本出張所 (交換局) 和歌山県庁 [孤立防止] (総合防災課)	
	B	15km	△江住小学校	
	B	0.5km	■JR周参見駅 JR和歌山支社 (部外委託駅、取扱時間 6:00 ~ 22:50) [JR]	2.7km

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁 との 距離
東牟婁地方	A		新宮市役所 和歌山県庁 [専用] [地星] (総合防災課)	
新宮市 (防災対策課)	A	0.8km	東牟婁振興局 (総務県民課)	
和歌山市	A	1.5km	新宮市消防本部	
	A	0.8km	近畿地方整備局 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 [水防道路] 和歌山河川国道事務所 新宮国道維持出張所 (防災課)	0.7km
	A	0.8km	近畿地方整備局 近畿地方整備局 和歌山県庁 紀南河川国道事務所 紀南河川国道事務所 (総合防災課) 新宮川出張所 (道路管理課) (田辺市ルート)	
	A	0.6km	新宮警察署 県警察本部 (地域課) [警察] (地域指導課)	構内
	B		■日足駐在所	
	A	1km	■関西電力新宮 関電和歌山支店 電力システムセンター [関電] (昼間：情報通信グループ) (夜間：■和歌山給電制御所)	1.1km
	B		新宮市 電源開発 東牟婁振興局 和歌山県庁 熊野川行政局 北山川電力所 新宮建設部 (総合防災課) [放流警報] [放流警報] [専用] [地星]	
	B		新宮市消防本部 田辺市消防本部本宮消防署 熊野川出張所 [消防] (田辺市ルート)	
	B	1km	J R 新宮駅 J R 和歌山支社 [J R]	2.7km
	B	15km	△新宮市役所 (交換局) 和歌山県庁 高田支所 [孤立防止] (総合防災課)	
	B	km	△小口郵便局	
	B	km	△敷屋消防団詰所	
	B	5km	新宮市役所 和歌山県庁 三輪崎支所 [衛星電話] (総合防災課)	
	B	1km	県赤十字特別救護隊 県赤十字特別救護隊基地局 相須 洋志 (JF3IAC・新宮) [アマ] (JA3YQJ・JA3ZBG)	0.3km
	B	6km	岡崎 梯 (JA3BPX・佐野) (日赤和歌山県支部)	

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁 との 距離
那智勝浦町 (総務課) ↔ 和歌山市	A	0.2km	那智勝浦町役場 [県防] [専用] 和歌山県庁 (総合防災課)	構内
	A		那智勝浦町消防本部 [専用] [地星] 東牟婁振興局 (新宮市ルート)	
	B		新宮市消防本部 [消防] (新宮市ルート)	
	A	0.8km	勝浦幹部交番 [警察] 県警察本部 (地域指導課)	
	B		新宮警察署 (新宮市ルート)	
B	0.2km	■ J R 紀伊勝浦駅 (部外委託駅) [J R] J R 和歌山支社	2.7km	
太地町 (総務課) ↔ 和歌山市	A		太地町役場 [専用] [地星] 和歌山県庁 (総合防災課)	構内
	B		東牟婁振興局 (新宮市ルート)	
	B	0.1km	■ 太地駐在所 [警察] 県警察本部 (地域指導課)	
	B		勝浦幹部交番 [警察] 新宮警察署 (那智勝浦町ルート) (新宮市ルート)	
B	0.3km	県赤十字特別救護隊 谷 昌則 (JR3XKA・太地) [アマ] 県赤十字特別救護隊基地局 (JA3YQJ・JA3ZBG) (日赤和歌山県支部)	0.3km	
古座川町 (総務課) ↔ 和歌山市	A	22km	古座川町役場 [専用] [地星] 和歌山県庁 (総合防災課)	構内
	A		七川ダム管理事務所 [専用] [地星] 東牟婁振興局 (新宮市ルート)	
	B	2.9km	(使送) 古座消防署 [消防] 串本町消防本部 (串本町ルート) [消防] (串本町ルート)	
	B	23.5km	古座消防署七川分駐所	
	B	0.3km	■ 高池駐在所 [警察] 県警察本部 (地域指導課)	
	B	6.0km	■ 明神駐在所 [警察] 串本警察署 (串本町ルート)	
	B	23.5km	■ 七川駐在所	
	B	23.5km	△ 古座川町役場 七川出張所 (交換局) [孤立防止] 和歌山県庁 (総合防災課)	
	B		古座川町役場 [衛星電話] 和歌山県庁 (総合防災課)	
	B	18.6km	■ 古座川町役場 小川出張所 (災害時)	
B	28.5km	■ 古座川町役場 七川診療所		

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁 との 距離
北山村 (総合政策課) ↔ 和歌山市	A		北山村役場 [専用] [地星] 和歌山県庁 (総合防災課)	
	B	7km	[放流警報] 電源開発 ——— 電源開発 ——— 東牟婁振興局 小森発電所 北山川電力所 新宮建設部 (新宮市ルート) [電力] [放流警報]	
	B	0.1km	■北山駐在所 ——— 県警察本部 (地域指導課)	構内
	B		[警察] ——— 新宮警察署 (新宮市ルート)	
串本町 (防災対策室) ↔ 和歌山市	A		串本町役場 [専用] [地星] 和歌山県庁 (総合防災課)	
	B	0.3km	串本町消防本部 [消防] 古座消防署	
	A	0.5km	東牟婁振興局串本建設部 [専用] 東牟婁振興局 (総務管理課) (新宮市ルート)	
	A		新宮保健所串本支所 [専用] (総務健康安全課)	
	B	0.5km	串本海上保安署 [海保] 田辺海上保安部 (田辺市ルート) (警備救難課)	
	A	0.7km	串本警察署 [警察] 県警察本部 (地域課) (地域指導課)	構内
	A	1km	近畿地方整備局 [水防道路] 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 和歌山河川国道事務所 串本国道維持出張所 (防災課)	0.7km
	B		近畿地方整備局 和歌山県庁 紀南河川国道事務所 (総合防災課) (道路管理課) (田辺市ルート)	
	B	0.5km	■ J R 串本駅 J R 和歌山支社 (部外委託駅、取扱時間 5:20 ~ 23:20) [J R]	2.7km
	B		■ J R 古座駅 (部外委託駅、取扱時間 7:05 ~ 17:20)	
	B	km	△国民宿舎あらふね (交換局) 和歌山県庁 [孤立防止] (総合防災課)	

記号 ——— 共通波無線
 ----- 県総合防災情報システム
 ----- 使送又は県総合防災情報システム
 ~~~~~ 県総合防災情報システム又は防災相互波  
 又は使送

| 消 防 本 部 名  | 経 路                                            |
|------------|------------------------------------------------|
| 和歌山市消防局    | 消防局 ~~~~~ 和歌山県庁                                |
| 那賀消防組合     | 消防組合 ——— 和歌山市消防局 ~~~~~ 和歌山県庁                   |
| 橋本市消防本部    | 消防本部 ——— 和歌山市消防局 ~~~~~ 和歌山県庁                   |
| 伊都消防組合     | 消防組合 ——— 和歌山市消防局 ~~~~~ 和歌山県庁                   |
| 高野町消防本部    | 消防本部 ——— 橋本市消防本部 ——— 和歌山市消防局 ~~~~~ 和歌山県庁       |
| 海南市消防本部    | 消防本部 ——— 和歌山市消防局 ~~~~~ 和歌山県庁                   |
| 紀美野町消防本部   | 消防本部 ——— 和歌山市消防局 ~~~~~ 和歌山県庁                   |
| 有田市消防本部    | 消防本部 ——— 和歌山市消防局 ~~~~~ 和歌山県庁                   |
|            | 消防本部 ——— 湯浅広川消防組合 --- 有田振興局or湯浅町 --- 和歌山県庁     |
| 有田川町消防本部   | 消防本部 ——— 湯浅広川消防組合 --- 有田振興局or湯浅町 --- 和歌山県庁     |
| 湯浅広川消防組合   | 消防組合 ----- 有田振興局or湯浅町 ----- 和歌山県庁              |
| 日高広域消防事務組合 | 消防事務組合 ——— 和歌山市消防局 ~~~~~ 和歌山県庁                 |
|            | 消防事務組合 ——— 御坊市消防本部 ~~~~~ 日高振興局or御坊市 ---- 和歌山県庁 |
| 御坊市消防本部    | 消防本部 ~~~~~ 日高振興局or御坊市 ----- 和歌山県庁              |
| 田辺市消防本部    | 消防本部 ----- 和歌山県庁                               |
| 白浜町消防本部    | 消防本部 ——— 田辺市消防本部 ----- 和歌山県庁                   |
| 串本町消防本部    | 消防本部 ~~~~~ 東牟婁振興局串本建設部or串本町 ---- 和歌山県          |
| 新宮市消防本部    | 消防本部 ~~~~~ 東牟婁振興局or新宮市 ----- 和歌山県庁             |
| 那智勝浦消防本部   | 消防本部 ——— 新宮市消防本部 ~~~~~ 東牟婁振興局or新宮市 ----- 和歌山県庁 |



防災電話機にかける場合

- 同一庁舎内の防災電話機へ (防災内線番号)で通話出来ます。
- 庁舎外の防災電話機へ 【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
- 県庁の内線電話機から 6-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
- 総合庁舎の内線電話機から 8-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
- 県庁、総合庁舎以外の内線電話機から ▲-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要(有線回線を利用する場合【7】は不要)。

☉ : 衛星回線が利用可能な局。 FWA : 衛星回線を利用する場合、防災局番が通常と異なります。

※ ▲: 防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

| 課室名 (防災内線番号)     | 課室名 (防災内線番号)         | 課室名 (防災内線番号)           | 課室名 (防災内線番号)            |
|------------------|----------------------|------------------------|-------------------------|
| 県庁<br>防災局番:300 ☉ | 防災対策室A(FAX) 486      | 西牟婁総合庁舎<br>防災局番:360 ☉  | 伊都振興局健康福祉部<br>防災局番:331  |
| 統制室 400          | 防災対策室B(FAX) 485      | 総務県民課 400              | 副部長室 400                |
| 当直室 401          | 防災対策室B(FAX) 484      | 総務健康安全課 401            | 総務健康安全課 401             |
| 統制室 402          | 生石中継局 477            | 企画産業課 402              | 副部長室(FAX) 499           |
| 危機管理室 403        | 海草振興局<br>防災局番:300 ☉  | 総務調整課 403              | 県立医科大学紀北分院<br>防災局番:335  |
| 総合防災課 404        | 総務県民課 415            | 道路整備課 404              | 総務班 400                 |
| 消防保安課 405        | 農業振興課 416            | 総務県民課(FAX) 499         | 総合案内 401                |
| 災害対策本部長室 406     | 総務県民課(FAX) 490       | 総務健康安全課(FAX) 498       | 総務班 402                 |
| 県土整備総務課 407      | 農業振興課(FAX) 489       | 企画産業課(FAX) 497         | 医事班 402                 |
| 道路保全課 408        | 那賀総合庁舎<br>防災局番:320 ☉ | 総務調整課(FAX) 496         | 事務室長室 403               |
| 道路建設課 409        | 総務県民課 400            | 榎山中継局 477              | 総務班(FAX) 499            |
| 河川課 410          | 総務健康安全課 401          | 東牟婁総合庁舎<br>防災局番:370 ☉  | 三川ダム管理事務所<br>防災局番:342 ☉ |
| 砂防課 411          | 企画産業課 402            | 総務県民課 400              | 事務室 400                 |
| 都市政策課 412        | 総務調整課 403            | 総務健康安全課 401            | 宿直室 401                 |
| 港湾整備課 413        | 用地・管理課 404           | 企画産業課 402              | 操作室 402                 |
| 教育総務局総務課 417     | 総務県民課(FAX) 499       | 用地・管理課 403             | 無線機機室(FAX) 499          |
| 生涯学習課 418        | 総務健康安全課(FAX) 498     | 道路課 404                | 広川出張所<br>防災局番:343 ☉     |
| 健康体育課 419        | 企画産業課(FAX) 497       | 総務県民課(FAX) 499         | 操作室 400                 |
| 災害対策本部室 420      | 総務調整課(FAX) 496       | 総務健康安全課(FAX) 498       | 宿直室 401                 |
| 災害対策本部室 421      | 伊都総合庁舎<br>防災局番:330 ☉ | 企画産業課(FAX) 497         | 執務室 402                 |
| 災害対策本部室 422      | 総務県民課 400            | 総務調整課(FAX) 496         | 操作室(FAX) 499            |
| 災害対策本部室 423      | 企画産業課 401            | 大雲取中継局 477             | 操作室(FAX) 499            |
| 災害対策本部室 424      | 総務調整課 402            | 海草振興局健康福祉部<br>防災局番:311 | こころの医療センター<br>防災局番:345  |
| 災害対策本部室 425      | 総務調整課協議室 403         | 総務健康安全課 400            | 情報管理・作業室 400            |
| 防災対策室A 426       | 総務県民課(FAX) 499       | 大会議室 401               | 事務当直室 401               |
| 防災対策室A 427       | 企画産業課(FAX) 498       | 総務健康安全課(FAX) 499       | 総務課 402                 |
| 防災対策室A 428       | 総務調整課(FAX) 497       | 海草振興局建設部<br>防災局番:312 ☉ | 情報管理・作業室(FAX) 499       |
| 防災対策室B 429       | 有田総合庁舎<br>防災局番:340 ☉ | 総務調整課 400              | 日高振興局健康福祉部<br>防災局番:351  |
| 防災対策室B 430       | 総務県民課 400            | 総務調整課 401              | 会議室 400                 |
| 防災対策室B 431       | 総務健康安全課 401          | 総務調整課 402              | 総務健康安全課 401             |
| 防災対策室C 432       | 企画産業課 402            | 管理課 403                | 総務健康安全課 402             |
| 防災対策室C 433       | 総務調整課 403            | 工務課 404                | 保健福祉課 403               |
| 防災対策室C 434       | 道路課 404              | 街路公園課 405              | 保健福祉課 404               |
| 防災対策室C 435       | 総務県民課(FAX) 499       | 入札室(FAX) 499           | 衛生環境課 405               |
| 防災対策室C 436       | 総務健康安全課(FAX) 498     | 和歌山下津港湾事務所<br>防災局番:313 | 会議室(FAX) 499            |
| 防災対策室D 437       | 企画産業課(FAX) 497       | 会議室 400                | 椿山ダム管理事務所<br>防災局番:352 ☉ |
| 防災対策室D 438       | 総務調整課(FAX) 496       | 総務管理課 401              | 管理課 400                 |
| 防災対策室D 439       | 生石中継局 477            | 会議室(FAX) 499           | 宿直室 401                 |
| 防災対策室E 440       | 日高総合庁舎<br>防災局番:350 ☉ | 消防学校<br>防災局番:314       | 管理課 402                 |
| 防災対策室E 441       | 総務県民課 400            | コピー室 400               | 操作室 403                 |
| 機器室 442          | 企画産業課 401            | 当直室 401                | 管理課(FAX) 499            |
| 機器室 443          | 総務調整課 402            | 職員室 402                | 南紀白浜空港管理事務所<br>防災局番:362 |
| ダムテレメータ 444      | 総務調整課 403            | コピー室(FAX) 499          | 次席長 400                 |
| ダムテレメータ 445      | 総務県民課(FAX) 498       | コピー室(FAX) 499          | 施設課 401                 |
| ダムテレメータ 446      | 企画産業課(FAX) 498       | 県立医科大学<br>防災局番:315     | 施設課 402                 |
| ダムテレメータ 447      | 総務調整課(FAX) 497       | 総務課 400                | 施設課 403                 |
| 統制室(FAX) 499     | 西山中継局 477            | 守衛室 401                | 所長室 404                 |
| 統制室(FAX) 498     | 犬ヶ文中継局 478           | 救急外来 402               | 司令室 405                 |
| 統制室(FAX) 497     | 河川課(FAX) 493         | 会議室 403                | 管理事務所(FAX) 499          |
| 統制室(FAX) 496     | 都市政策課(FAX) 492       | 会議室 404                |                         |
| 県土整備総務課(FAX) 495 | 港湾整備課(FAX) 491       | 総務課(FAX) 499           |                         |
| 道路保全課(FAX) 494   | 健康体育課(FAX) 488       |                        |                         |
| 河川課(FAX) 493     | 災害対策本部室(FAX) 487     |                        |                         |

防災電話機にかける場合

同一庁舎内の防災電話機へ (防災内線番号)で通話出来ます。  
 庁舎外の防災電話機へ 【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。  
 県庁の内線電話機から 6-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。  
 総合庁舎の内線電話機から 8-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。  
 県庁、総合庁舎以外の内線電話機から ▲-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要(有線回線を利用する場合【7】は不要)。

☎ : 衛星回線が利用可能な局。 **FWA** : 衛星回線を利用する場合、防災局番が通常と異なります。

※ ▲: 防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

| 課室名 (防災内線番号)                | 課室名 (防災内線番号)     | 課室名 (防災内線番号)          | 課室名 (防災内線番号)     |
|-----------------------------|------------------|-----------------------|------------------|
| 防災航空センター<br>防災局番:364        | 和歌山市<br>防災局番:210 | 紀の川市<br>防災局番:220      | 広川町<br>防災局番:242  |
| 事務室 400                     | 総合防災課 400        | 危機管理消防課(機器室) 400      | 総務政策課 400        |
| 当直室 401                     | 道路管理課 401        | 危機管理消防課 401           | 警備員室 401         |
| 格納庫 402                     | 農林水産課 402        | 大会議室 402              | 住民生活課 402        |
| 事務室 451                     | 河川港湾課 403        | 総務課 403               | 産業建設課 403        |
| 事務室 452                     | 下水道管理課 404       | 危機管理消防課(機器室)(FAX) 499 | 教育委員会室 404       |
| 事務室(FAX) 499                | 建築指導課 405        | 岩出市<br>防災局番:221       | 総務政策課(FAX) 499   |
| 東牟婁振興局健康福祉部串本支所<br>防災局番:371 | 総合防災課(FAX) 499   | 総務課(2階分室) 400         | 有田川町<br>防災局番:243 |
| 所長室 400                     | 海南市<br>防災局番:211  | 守衛室 401               | 総務課 400          |
| 保健環境課 401                   | 市民防災課 400        | 総務課 402               | 警備室 401          |
| 地域福祉課 402                   | 警備員室 401         | 総務課(2階分室)(FAX) 499    | 税務課 402          |
| 次長室 403                     | 社会福祉課 402        | 紀美野町<br>防災局番:212      | 建設課 403          |
| 小会議室 404                    | 土木課 403          | 総務課 400               | 防災無線室 404        |
| 大会議室 405                    | 人権課 404          | 宿直室 401               | 地籍調査課 405        |
| 所長室(FAX) 499                | 農林水産課 405        | 建設課 402               | 総務課(FAX) 499     |
| 東牟婁振興局串本建設部<br>防災局番:372     | 市民防災課(FAX) 499   | 住民課 403               | 美浜町<br>防災局番:251  |
| 総務管理課 400                   | 橋本市<br>防災局番:230  | 産業経済課 404             | 総務政策課 400        |
| 総務管理課 401                   | 市民安全課 400        | 教育委員会室 405            | 宿直室 401          |
| 工務課 402                     | 宿直室 401          | 総務課(FAX) 499          | 住民課 402          |
| 副部長 403                     | 農林振興課 402        | かつらぎ町<br>防災局番:231     | 産業建設課 403        |
| 部長室 404                     | 市長応接室 403        | 総務課消防係 400            | 会議室 404          |
| 屋上出入口 405                   | 市長応接室 404        | ホール 401               | 総務政策課(FAX) 499   |
| 総務管理課(FAX) 499              | 教育委員会 405        | 総務課 402               | 日高町<br>防災局番:252  |
| 七川ダム管理事務所<br>防災局番:373       | 市民安全課(FAX) 499   | 社会教育課 403             | 総務政策課 400        |
| 管理課 400                     | 有田市<br>防災局番:240  | 総務課消防係(FAX) 499       | 警備員室 401         |
| 宿直室 401                     | 経営企画課 400        | 九度山町<br>防災局番:232      | 住民福祉課 402        |
| 管理課 402                     | 守衛室 401          | 総務課 400               | 総務政策課 403        |
| 管理課(FAX) 499                | 福祉事務所 402        | 日直室 401               | 議会委員会室 404       |
| 東京事務所<br>048-300            | 建設課 403          | 水・土整備課 402            | 産業建設課 405        |
| 東京事務所 9-3308                | 有田みかん課 404       | 町長室 403               | 総務政策課(FAX) 499   |
| 東京事務所(FAX) 9-3347           | 教育委員会 405        | 総務課(FAX) 499          | 由良町<br>防災局番:253  |
|                             | 御坊市<br>防災局番:250  | 高野町<br>防災局番:233       | 無線室 400          |
|                             | 企画課 400          | 総務課 400               | 宿直室 401          |
|                             | 市民課 401          | 宿直室 401               | 総務政策課 402        |
|                             | 社会福祉課 402        | 健康推進課 402             | 無線室(FAX) 499     |
|                             | 総務課 403          | 環境整備課 403             | 印南町<br>防災局番:254  |
|                             | 秘書室 404          | 会議室 404               | 総務課 400          |
|                             | 農林水産課 405        | 企画課 405               | 宿直室 401          |
|                             | 企画課(FAX) 499     | 総務課(FAX) 499          | 住民課 402          |
|                             | 田辺市<br>防災局番:260  | 湯浅町<br>防災局番:241       | 建設課 403          |
|                             | 総務課 400          | 総務課 400               | 町長室 404          |
|                             | 土木課 401          | 宿直室 401               | 教育委員会 405        |
|                             | 総務課(FAX) 499     | 建設課 402               | 総務課(FAX) 499     |
|                             | 新宮市<br>防災局番:270  | 総務課(FAX) 499          | みなべ町<br>防災局番:255 |
|                             | 防災対策課 400        |                       | 総務課 400          |
|                             | 宿直室 401          |                       | 宿直室 401          |
|                             | 第2委員会室 402       |                       | 総務課(FAX) 499     |
|                             | 都市建設課 403        |                       |                  |
|                             | 防災対策課(FAX) 499   |                       |                  |

衛星回線のみの為  
 かけ方に注意が必  
 要です。  
 電話:  
 7-048-300-9-3308  
 FAX:  
 7-048-300-9-3347

防災電話機にかける場合

同一庁舎内の防災電話機へ (防災内線番号)で通話出来ます。  
 庁舎外の防災電話機へ 【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。  
 県庁の内線電話機から 6-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。  
 総合庁舎の内線電話機から 8-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。  
 県庁、総合庁舎以外の内線電話機から ▲-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。  
 ※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要(有線回線を利用する場合【7】は不要)。

☎ : 衛星回線が利用可能な局。 FWA : 衛星回線を利用する場合、防災局番が通常と異なります。

※ ▲: 防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

| 課室名 (防災内線番号)          | 課室名 (防災内線番号)      | 課室名 (防災内線番号)                            | 課室名 (防災内線番号)               |
|-----------------------|-------------------|-----------------------------------------|----------------------------|
| 日高川町<br>防災局番:256      | 古座川町<br>防災局番:273  | 橋本市消防本部<br>防災局番:237 FWA<br>衛星用防災局番:2305 | 有田市消防本部<br>防災局番:247        |
| 総務政策課 400             | 総務課(倉庫) 400       | 通信指令室 500                               | 指令室 400                    |
| 宿直室 401               | 宿直室 401           | 消防署(準備室) 501                            | 事務室 401                    |
| 住民課 402               | 住民福祉課 402         | 消防署 502                                 | 大会議室 402                   |
| 建設課 403               | 産業振興課 403         | 消防署 502                                 | 指令室(FAX) 499               |
| 総務政策課 404             | 建設課 404           | 作戦室 503                                 | 有田川町消防本部<br>防災局番:248       |
| 教育委員会 405             | 総務課 405           | 警防課 504                                 | 指令室 400                    |
| 総務政策課(FAX) 499        | 総務課(倉庫)(FAX) 499  | 団会議室 505                                | 事務室 401                    |
| 白浜町<br>防災局番:261       | 北山村<br>防災局番:274   | 通信指令室(FAX) 599                          | 大会議室 402                   |
| 総務課 400               | 総合政策課(住民サービス) 400 | 高野町消防本部<br>防災局番:238                     | 指令室(FAX) 499               |
| 宿直室 401               | 宿直室 401           | 事務所(消防本部2F) 400                         | 湯浅広川消防組合<br>防災局番:249       |
| 観光課 402               | 総合政策課(行財政G) 402   | 指令室 401                                 | 指令室 400                    |
| 民生課 403               | 教育委員会 403         | 事務所(消防署2F) 402                          | 指令室 401                    |
| 教育委員会 404             | 総合政策課(FAX) 499    | 事務所(消防本部2F)(FAX) 499                    | 指令室 401                    |
| 建設課 405               | 串本町<br>防災局番:275   | 伊都消防組合<br>防災局番:239                      | 会議室 402                    |
| 理事室(FAX) 499          | 企画財政課 400         | 指令室 400                                 | 事務室(予防係) 403               |
| 白浜町日置川事務所<br>防災局番:264 | 宿直室 401           | 本部事務室予防課 401                            | 事務室(庶務係) 404               |
| 総務係 400               | 総務課(防災対策室) 402    | 監視センター室 402                             | 指令室(FAX) 499               |
| 宿直室 401               | 農林水産課 403         | 指令室(FAX) 499                            | 御坊市消防本部<br>防災局番:257        |
| 会議室 402               | 大会議室 404          | 那賀消防組合<br>防災局番:227                      | 指令室 400                    |
| 日置川消防署 500            | 税務課 405           | 通信指令室 400                               | 事務室 401                    |
| 総務係(FAX) 499          | 企画財政課(FAX) 499    | 防災センター 401                              | 指令室(FAX) 499               |
| 上富田町<br>防災局番:262      |                   | 総務課 402                                 | 日高広域消防事務組合<br>防災局番:258 FWA |
| 総務政策課 400             |                   | 警防課 403                                 | 衛星用防災局番:2525               |
| 宿直室 401               |                   | 予防課 404                                 | 指令室 500                    |
| 産業建設課 402             |                   | 中消防署事務室 405                             | 指令室 501                    |
| 総務政策課(FAX) 499        |                   | 通信指令室(FAX) 499                          | 指令室(FAX) 599               |
| すさみ町<br>防災局番:263      |                   | 和歌山市消防局<br>防災局番:210                     | 田辺市消防本部<br>防災局番:260        |
| 総務課 400               |                   | 通信指令室 500                               | 指令室 500                    |
| 宿直室 401               |                   | トレーニング室 501                             | 予防課 501                    |
| 税務課 402               |                   | 予防課 502                                 | 総務課 502                    |
| 無線放送室 403             |                   | 警防課 503                                 | 指令室(FAX) 599               |
| 教育委員会 404             |                   | 消防総務課 504                               | 白浜町消防本部<br>防災局番:267        |
| すさみ消防署 500            |                   | 消防警備本部室 505                             | 準備室 400                    |
| 総務課(FAX) 499          |                   | 通信指令室(FAX) 599                          | 指令室 401                    |
| 那智勝浦町<br>防災局番:271     |                   | 海南市消防本部<br>防災局番:217                     | 消防事務室 402                  |
| 総務課(放送室) 400          |                   | 指令室 400                                 | 準備室(FAX) 499               |
| 宿直室 401               |                   | 消防署 401                                 | 新宮市消防本部<br>防災局番:277        |
| 産業課 402               |                   | 総務課 402                                 | 指令室 400                    |
| 建設課 403               |                   | 警防課 403                                 | 救急室 401                    |
| 総務課(放送室)(FAX) 499     |                   | 予防課 404                                 | 会議室 402                    |
| 大地町<br>防災局番:272       |                   | 災害情報室 405                               | 消防長室 403                   |
| 旧総務課(2F) 400          |                   | 指令室(FAX) 499                            | 事務室 404                    |
| 総務課 401               |                   | 紀美野町消防本部<br>防災局番:218                    | 事務室 405                    |
| 宿直室 402               |                   | 指令室 400                                 | 指令室(FAX) 499               |
| 旧総務課(2F)(FAX) 499     |                   | 警防課 401                                 |                            |
|                       |                   | 会議室 402                                 |                            |
|                       |                   | 指令室(FAX) 499                            |                            |





# 災害広報計画

39-01-00 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書

日本放送協会和歌山放送局  
県広報課・総合防災課

## 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定による放送要請に関して、和歌山県知事（以下「甲」という。）と日本放送協会和歌山放送局長（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づき、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、法第57条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続を定めるものとする。

（要請の手続）

第2条 甲は、法第57条の規定に基づき放送を求める場合、乙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

2 要請は、原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

（放送の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者 和歌山県広報広聴課長  
乙の連絡責任者 日本放送協会和歌山放送局放送部長

（協議事項）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（適用期日）

第6条 この協定は、昭和55年12月1日から適用する。この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和55年11月27日

甲 和歌山県知事  
                    飯 谷 志 良

乙 日本放送協会和歌山放送局長  
                    島 岡 孝 男

(別紙様式)

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 年     | 月 | 日 |
| 整理番号第 |   | 号 |

放 送 要 請 書

1 要請の理由

2 放送事項

3 放送希望日時

4 備 考

年 月 日

殿

和歌山県知事

※同趣旨の協定を(株)テレビ和歌山と昭和55年2月13日に、(株)和歌山放送と昭和55年11月27日にそれぞれ結んでいる。

## 災害時における放送要請に関する協定書

## (協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条の規定及び和歌山県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき、和歌山県知事（以下「甲」という。）が株式会社毎日放送（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

## (放送の要請)

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知又は要請等が緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のため特に放送を必要とするときには、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

2 法第56条に基づき市町村長が行う警報の伝達及び警告等に関しては、県計画の定めるところにより、やむを得ぬ場合を除き、甲から行うものとする。

## (要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

2 要請は、原則として文書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

## (放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

## (連絡責任者)

第5条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあっては広報広聴課長、乙にあっては総務部長を連絡責任者とする。

## (雑則)

第6条 この証書について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

## (協定の適用)

第7条 この協定は、平成9年4月1日から適用する。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年4月1日

甲 和歌山県知事 西 口 勇

乙 大阪市北区茶屋町1-7-1  
株式会社 毎日放送  
代表取締役社長 斎 藤 守 慶

〔様式〕

平成 年 月 日

整理番号No.

## 放 送 要 請 書

1 要請の理由

2 放送事項

3 放送希望日時

4 県連絡責任者

5 その他

平成 年 月 日

様

和歌山知事

※ 同趣旨の協定を朝日放送(株)、関西テレビ放送(株)、読賣テレビ(株)、(株)テレビ和歌山、日本放送協会和歌山放送局、(株)和歌山放送とそれぞれ結んでいる。

緊急警報放送の放送要請に関する覚書

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書（昭和55年11月27日締結。以下「協定」という。）第5条に基づき、和歌山県総務部長と日本放送協会和歌山放送局放送部長とは、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会則第14号）第2条第1項第84号の2に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の実施に関して、次のとおり覚書を交換する。

（要請書）

第1条 和歌山県知事（以下「知事」という。）及び県内市町村長が行う緊急警報放送の放送要請は、原則として知事が日本放送協会和歌山放送局長（以下「放送局長」という。）に対して行うものとする。ただし、県と市町村との通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村長が放送局長に対し直接要請できるものとする。

（要請要件）

第2条 緊急警報放送の放送要請は、知事又は市町村長が次に掲げる事項を緊急に住民等に周知徹底する必要がある場合とする。

- (1) 大規模な地震、津波、火災、洪水、山崩れ等広範囲の災害に関する警報、通知、要請、伝達、警告並びに避難の勧告及び指示等
- (2) 通信機能の途絶等により防災関係機関の情報伝達的手段、能力に限界が生じた場合の防災情報
- (3) 前各号のほか知事が特に必要と認める事項

（要請手続）

第3条 放送の要請は、原則として文書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により別記第1号様式に定める事項を明らかにして要請し、事後において文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 協定第4条で定める連絡責任者及び連絡責任者に事故ある場合の同補助者については、別記第2号様式により職氏名等を相互に通知するものとする。

（適用期日）

第5条 この覚書は、昭和60年10月15日から適用する。

この覚書の証として、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和60年10月15日

和歌山県総務部長 大屋正男

日本放送協会和歌山放送局

放送部長 今村 隆

日本放送協会  
和歌山放送局長 殿

和歌山県知事

緊急警報放送の放送要請について

1 要請理由

- (1) 警報、避難勧告等の周知徹底を図るため
- (2) 災害時の混乱を防止するため
- (3) (市、町、村) から要請があったため
- (4) その他

2 放送事項

(別紙のとおり)

3 放送日時

- (1) 直ちに
- (2) 月 日 時 分

4 備考

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県知事（以下「甲」という。）が、和歌山県地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、和歌山県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は和歌山県公安委員会（以下「乙」という。）と株式会社朝日新聞社和歌山支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、和歌山県知事公室広報広聴課長、和歌山県警察本部警務部総務課長及び株式会社朝日新聞和歌山支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月5日

|                     |         |
|---------------------|---------|
| (甲) 和歌山県知事          | 西 口 勇   |
| (乙) 和歌山県公安委員会委員長    | 西 本 貫 一 |
| (丙) 株式会社朝日新聞社和歌山支局長 | 石 井 晃   |

※同趣旨の協定を毎日新聞・読売新聞・(株)産業経済新聞社・(株)時事通信社・(社)共同通信社・(株)中日新聞社・(株)日本経済新聞社及び(株)日刊工業新聞社の各和歌山支局並びに(株)紀伊民報社とそれぞれ結んでいる

消防計画

40-01-01 火災即報様式

県消防保安課

第1号様式(火災)

第 報

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 報告日時               | 年 月 日 時 分 |
| 都道府県               |           |
| 市町村<br>(消防本部<br>名) |           |
| 報告者名               |           |

※爆発を除く。

|                  |                                                      |                       |                  |                 |                       |                                              |
|------------------|------------------------------------------------------|-----------------------|------------------|-----------------|-----------------------|----------------------------------------------|
| 火災種別             | 1. 建物    2. 林野    3. 車両    4. 船舶    5. 航空機    6. その他 |                       |                  |                 |                       |                                              |
| 出火場所             |                                                      |                       |                  |                 |                       |                                              |
| 出火日時<br>(覚知日時)   | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分)                                |                       | (鎮圧日時)<br>鎮火日時   |                 | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分) |                                              |
| 火元の<br>業態・用途     |                                                      |                       |                  | 事業者名<br>(代表者氏名) |                       |                                              |
| 出火箇所             |                                                      |                       |                  | 出火原因            |                       |                                              |
| 死傷者              | 死者(性別・年齢)                                            |                       | 人                |                 | 死者の生じた<br>理由          |                                              |
|                  | 重症<br>負傷者中等症<br>軽症                                   |                       | 人<br>人<br>人      |                 |                       |                                              |
| 建物の概要            | 構造<br>階層                                             |                       | 建築面積<br>延べ面積     |                 |                       |                                              |
| 焼損程度             | 棟                                                    | 全焼<br>半焼<br>部分焼<br>ぼや | 棟<br>棟<br>棟<br>計 | 棟               | 棟                     | 建物焼損床面積<br>建物焼損表面積<br>林野焼損面積<br>㎡<br>㎡<br>ha |
| り災世帯数            |                                                      |                       |                  | 気象状況            |                       |                                              |
| 消防活動状況           | 消防本部(署)<br>消防団<br>その他                                |                       | 台<br>台<br>人      |                 | 人<br>人<br>人           |                                              |
| 救急・救助<br>活動状況    |                                                      |                       |                  |                 |                       |                                              |
| 災害対策本部<br>等の設置状況 |                                                      |                       |                  |                 |                       |                                              |
| その他参考事項          |                                                      |                       |                  |                 |                       |                                              |



## (1) 火災種別

火災種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

## (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

## (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

## (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

## (5) その他参考事項

次の火災の場合には「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

## ①死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報状況

イ) 避難の状況

## ②建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構造 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) リ災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

## ③林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況

## ④交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

| 応援協定の名称                                          | 応援協定の内容                                 | 応援協定の締結団体名                                                                                                                                          | 協定年月日       | 備考 |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----|
| 消防相互応援に関する協定                                     | 水火災、地震等の災害                              | 新宮市、三重県御浜町                                                                                                                                          | 昭和34年7月1日   |    |
| 消防相互応援に関する協定                                     | 水火災、地震等の災害                              | 新宮市、三重県紀宝町                                                                                                                                          | 昭和34年7月1日   |    |
| 串本町、すさみ町、古座川町、古座町消防相互応援に関する協定                    | 水火災、地震等の災害                              | 串本町、すさみ町、古座川町、古座町                                                                                                                                   | 昭和41年2月23日  |    |
| 消防相互応援に関する協定                                     | 水火災、地震等の災害                              | 北山村、三重県熊野市                                                                                                                                          | 昭和42年3月1日   |    |
| 消防組織法第21条に基づく相互応援協定                              | 水火災                                     | 御坊市、美浜町、川辺町、日高町、印南町、由良町                                                                                                                             | 昭和43年7月24日  |    |
| 橋本市・五条市消防相互応援協定                                  | 火災、救急、水防                                | 橋本市、五条市                                                                                                                                             | 昭和45年3月7日   |    |
| 消防業務協定                                           | 船舶火災                                    | 白浜町消防本部、田辺海上保安部                                                                                                                                     | 昭和45年6月24日  |    |
| 和泉市・伊都消防組合消防相互応援協定                               | 火災、救急事故、その他災害                           | 和泉市、伊都消防組合                                                                                                                                          | 昭和56年6月26日  |    |
| 美里町、野上美里消防組合、かつらぎ町、伊都消防組合消防相互応援協定                | 火災、救急、その他災害、必要資機材の貸与                    | 美里町、野上美里消防組合、かつらぎ町、伊都消防組合                                                                                                                           | 昭和57年4月1日   |    |
| 清水町・花園村消防相互応援に関する協定                              | 火災、その他災害、必要資機材の援助                       | 清水町、花園村                                                                                                                                             | 昭和57年12月10日 |    |
| 田辺海上保安部と御坊市との消防業務協定                              | 海上火災                                    | 御坊市、田辺海上保安部                                                                                                                                         | 昭和59年11月28日 |    |
| 消防相互応援協定                                         | 火災、水災、その他災害                             | 那智勝浦町、太地町                                                                                                                                           | 昭和61年3月31日  |    |
| 日高広域消防事務組合・湯浅広川消防組合消防相互応援協定                      | 火災、救急救助、必要資機材の援助                        | 日高広域消防事務組合、湯浅広川消防組合                                                                                                                                 | 昭和63年1月14日  |    |
| 高野町・野迫川村消防相互応援協定                                 | 大規模災害(地震、風水害、林野火災等)、特殊災害(危険物の流出、航空機災害等) | 高野町、奈良県野迫川村                                                                                                                                         | 平成3年9月18日   |    |
| 御坊市・日高広域消防事務組合消防相互応援協定                           | 火災、救急救助、その他災害、必要資機材の援助                  | 御坊市、日高広域消防事務組合                                                                                                                                      | 平成6年8月29日   |    |
| 和歌山県防災ヘリコプター応援協定                                 | 各種災害、救急搬送等                              | 和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合                                                                                                                                 | 平成8年2月22日   |    |
| 和歌山県下消防広域相互応援協定                                  | 各種災害                                    | 県内全市町村、県内全消防組合                                                                                                                                      | 平成8年3月1日    |    |
| 消防活動資機材及び支造物資等相互応援協定                             | 地震、火災、水災、その他災害                          | 和歌山市、堺市高石市消防組合、姫路市、徳島市                                                                                                                              | 平成8年4月19日   |    |
| 紀南消防協定                                           | 地震、風水害、火災、救急、救助、その他災害                   | 田辺市、白浜町、大辺路消防組合、串本町、古座川消防組合、那智勝浦町、新宮市、本宮町、熊野市                                                                                                       | 平成8年11月1日   |    |
| 船舶消防等に関する業務協定                                    | 船舶火災、救急、救助                              | 田辺海上保安部、田辺市                                                                                                                                         | 平成9年1月24日   |    |
| 船舶消防等に関する業務協定                                    | 船舶火災                                    | 那智勝浦町消防本部、串本海上保安署                                                                                                                                   | 平成10年8月1日   |    |
| 和歌山県内における自動車電話・携帯電話からの119番通報接続に関する協定             | 自動車電話・携帯電話からの119番通報接続                   | 和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、下津町、高野町、花園村、白浜町、中辺路町、大塔村、串本町、那智勝浦町、太地町、熊野川町、本宮町、北山村、大辺路消防組合、古座川消防組合、那賀郡消防組合、野上美里消防組合、有田消防組合、伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合 | 平成10年9月1日   |    |
| 湯浅御坊道路・阪和自動車道(御坊～みなべ)消防相互応援協定                    | 高速自動車道における火災、救急救助                       | 御坊市、日高広域消防事務組合、湯浅広川消防組合、有田川町                                                                                                                        | 平成15年11月12日 |    |
| 和歌山北部臨海都市広域消防協定                                  | 火災、その他災害、救急、その他必要資器材の援助等                | 和歌山市、海南市、有田市、御坊市                                                                                                                                    | 平成17年4月1日   |    |
| 和歌山海上保安部と和歌山市、海南市及び有田市との消防業務協定                   | 海上火災                                    | 和歌山海上保安部、和歌山市、海南市、有田市                                                                                                                               | 平成17年4月1日   |    |
| 高野小森川トンネルの非常通報装置等の通報等に関する協定                      | トンネル内の非常通報等                             | 那智勝浦町、古座川町、串本町                                                                                                                                      | 平成17年4月1日   |    |
| 船舶消防等に関する業務協定                                    | 船舶消火活動、救急救助活動                           | 串本町消防本部、串本海上保安署                                                                                                                                     | 平成17年8月26日  |    |
| 高野町と伊都消防組合とにおける国道371号線上(旧高野龍神スカイライン)での災害活動に関する協定 | 災害活動                                    | 高野町、伊都消防組合                                                                                                                                          | 平成17年9月6日   |    |
| 田辺市と十津川村における消防相互応援協定                             | 火災、救急、救助                                | 田辺市、奈良県十津川村                                                                                                                                         | 平成18年2月1日   |    |
| 橋本市・伊都郡消防相互応援協定                                  | 火災、水害、その他災害防ぎよ、救急、救助業務、資機               | 橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、伊都消防組合                                                                                                                           | 平成18年3月1日   |    |
| 高野町と有田川町とにおける国道371号線上(旧高野龍神スカイライン)での災害活動に関する協定   | 災害活動                                    | 高野町、有田川町                                                                                                                                            | 平成18年4月1日   |    |
| 有田川町・紀美野町消防相互応援協定                                | 火災防ぎよ、その他災害防ぎよ、必要資機材の貸与                 | 有田川町、紀美野町                                                                                                                                           | 平成18年4月1日   |    |
| 那賀消防組合・紀美野町消防本部消防相互応援協定                          | 火災防ぎよ、その他災害防ぎよ、必要資機材の貸与                 | 那賀消防組合、紀美野町消防本部                                                                                                                                     | 平成18年4月1日   |    |
| 那賀消防組合・伊都消防組合消防相互応援協定                            | 火災防ぎよ、その他災害防ぎよ、必要資機材の貸与                 | 那賀消防組合、伊都消防組合                                                                                                                                       | 平成18年4月1日   |    |
| 海南市・紀美野町消防相互応援協定                                 | 火災防ぎよ、その他災害防ぎよ、必要資機材の貸与                 | 海南市、紀美野町                                                                                                                                            | 平成18年4月1日   |    |
| 有田市・湯浅広川消防組合・有田川町消防相互応援協定                        | 消火、救急及び救助業務                             | 有田市、湯浅広川消防組合、有田川町                                                                                                                                   | 平成18年4月1日   |    |

| 応援協定の名称                                    | 応援協定の内容              | 応援協定の締結団体名                                                                          | 協定年月日      | 備考 |
|--------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 阪和林野火災消防相互応援協定                             | 林野火災                 | 和歌山市、橋本市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、那賀消防組合、伊都消防組合、大阪府河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、阪南岬消防組合 | 平成18年4月1日  |    |
| 近畿自動車道松原那智勝浦線及び関西国際空港線消防相互応援協定             | 高速自動車道における火災及び救急救助業務 | 和歌山市、海南市、那賀郡消防組合、有田川町、大阪府和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、堺市、阪南岬消防組合                       | 平成18年4月1日  |    |
| 南紀白浜空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定               | 空港及びその周辺における消火救難活動   | 和歌山県、白浜町、田辺市、上富田町、すさみ町                                                              | 平成18年4月14日 |    |
| 京奈和自動車道(橋本インターチェンジから高野口インターチェンジまで)消防相互応援協定 | 火災、救急事故及び救助事故等       | 橋本市、伊都消防組合                                                                          | 平成18年4月19日 |    |
| 新宮市・熊野市消防相互応援協定                            | 火災、救急、救助、その他災害       | 新宮市、熊野市                                                                             | 平成18年7月1日  |    |
| 新宮市・十津川村救急相互応援協定                           | 火災、救急、救助             | 新宮市、奈良県十津川村                                                                         | 平成19年2月23日 |    |
| 高野龍神国定公園における消防相互応援協定                       | 火災、救急、救助、その他災害       | 田辺市、かつらぎ町、高野町、有田川町、伊都消防組合、奈良県野迫川村、十津川村                                              | 平成19年5月1日  |    |
| 有田市・海南市消防相互応援協定                            | 火災、その他災害、必要資器材の貸与    | 有田市、海南市                                                                             | 平成19年5月17日 |    |
| 五條市と高野町における消防相互応援協定                        | 火災、その他災害             | 高野町、奈良県五條市                                                                          | 平成19年12月1日 |    |
| 鉄道事故時の安全対策に関する覚書                           | 鉄道事故                 | 和歌山県消防長会、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社、和歌山電鐵株式会社、紀州鉄道株式会社                             | 平成20年3月31日 |    |

## 和歌山県下消防広域相互応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、和歌山県域内（以下「県下」という。）において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

### (協定市町村等)

第2条 この協定は、県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

### (対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故
- (3) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

### (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等（以下「要請側市町村等」という。）の消防長（消防本部を置かない町村の場合は、町村長。以下同じ。）が要請側市町村等の消防力のみでは十分に対応できないと認める場合において、本協定を締結している他の市町村等（以下「応援側市町村」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、種別及び状況
- (2) 被害状況
- (3) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要事項

### (応援隊の派遣)

第5条 応援側市町村等の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援側市町村等の消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側市町村等の消防長に通報するものとする。

### (応援隊の指揮)

第6条 要請側市町村等における応援隊の指揮は、原則として要請側市町村等の消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

### (応援隊等の登録)

第7条 各市町村等は、応援要請に備え、応援出動が可能な部隊及び資機材を予め登録しておくものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援側市町村等が負担する経費

- ア 出動隊員の人件費、災害補償費
- イ 出動車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- ウ 応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費
- エ 応援出勤中、応援隊が起こした交通事故による損害の賠償に要する経費
- オ 被服の損料費

(2) 要請側市町村等が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの
- イ 応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費
- ウ 応援に際し特に調達した化学消火薬剤費等
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援隊が起こした交通事故による賠償に要する経費を除く。）
- オ 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金
- カ その他、応援活動中に要した諸経費

2 経費負担に疑義が生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 協定市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防関係情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長（消防本部を置かない町村及び消防組合を構成する町村にあっては、消防事務担当課長）が協議して定めるものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市町村等が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書58通を作成し、市町村等において各1通を保有するものとする。

平成8年3月1日

## 和歌山県下消防広域応援基本計画

### 第1章 総 則

#### 1 目的

本計画は、和歌山県域内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、大規模若しくは特殊な災害の発生により、市町村等の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、和歌山県下消防広域相互応援協定等に基づき、応援要請、応援消防部隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うために必要な事項について定めるものとする。

#### 2 用語の定義

##### (1) 要請側消防機関

大規模災害等の発生した県内の市町村等で、消防隊等の応援を要請又は要請しようとする市町村等の消防機関をいう。

##### (2) 応援側消防機関

消防隊等の応援を実施又は実施しようとする市町村等の消防機関をいう。

##### (3) 県代表消防機関

県内の消防機関で協議して選出した消防機関で、県内の消防機関の代表として、県内の消防機関の連絡、調整を行う消防機関をいう。

##### (4) 県副代表消防機関

県内の消防機関で協議して選出した消防機関で、代表消防機関に事故等があった場合に、代表消防機関の機能を代行する消防機関をいう。

##### (5) ブロック代表消防機関

各ブロック内の消防機関で協議して選出した消防機関で、各ブロック内の消防機関の代表として、ブロック内の消防機関の連絡、調整を行う消防機関をいう。

##### (6) ブロック副代表消防機関

各ブロックの消防機関で協議して選出した消防機関で、各ブロック代表消防機関に事故等があった場合に、ブロック代表消防機関の機能を代行する消防機関をいう。

#### 3 災害の種類

応援要請にかかる災害の種別は、次のとおりとする。

##### (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

##### (2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災

##### (3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故

##### (4) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

#### 4 応援要請を必要とする災害規模

(1) 大規模火災若しくは災害の多発等により、要請側消防機関の消防力（近隣市町村等の消防機関の消防力を含む。）によっても災害の防ぎよが困難又は困難が予想される災害

(2) 災害が拡大し、隣接市町村等に被害が及ぶ恐れのある災害

(3) 多数の要救助者があり、早急に人員、資機材等が必要な災害

40-04-01 和歌山県下消防広域応援基本計画

(4) 特殊資機材を使用することが災害防ぎよに有効である災害

(5) その他応援要請の必要があると判断される災害

5 ブロックの設定

県内を次表のとおり3ブロックに分割し、各ブロックに、それぞれブロック代表消防機関及びブロック副代表消防機関を置くものとする。

| ブロック名  | 市 町 村 名                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|
| 紀北ブロック | 和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市<br>海草郡紀美野町<br>伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、同郡高野町                |
| 紀中ブロック | 有田市、御坊市<br>有田郡湯浅町、同郡広川町、同郡有田川町<br>日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町 |
| 紀南ブロック | 田辺市、新宮市<br>西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、同郡すさみ町<br>東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡北山村、同郡串本町   |

6 県代表消防機関、県副代表消防機関及びブロック代表消防機関等

県代表消防機関、県副代表消防機関及びブロック代表消防機関等を次のとおりとする。

|          |         |
|----------|---------|
| 県代表消防機関  | 和歌山市消防局 |
| 県副代表消防機関 | 御坊市消防本部 |
|          | 田辺市消防本部 |

|                                                     |              |                |
|-----------------------------------------------------|--------------|----------------|
| ブ<br>ロ<br>ッ<br>ク<br>代<br>表<br>消<br>防<br>機<br>関<br>等 | 紀北ブロック代表消防機関 | 和歌山市消防局        |
|                                                     | 副代表消防機関      | 那賀消防組合消防本部     |
|                                                     | 紀中ブロック代表消防機関 | 御坊市消防本部        |
|                                                     | 副代表消防機関      | 日高広域消防事務組合消防本部 |
|                                                     | 紀南ブロック代表消防機関 | 田辺市消防本部        |
|                                                     | 副代表消防機関      | 新宮市消防本部        |

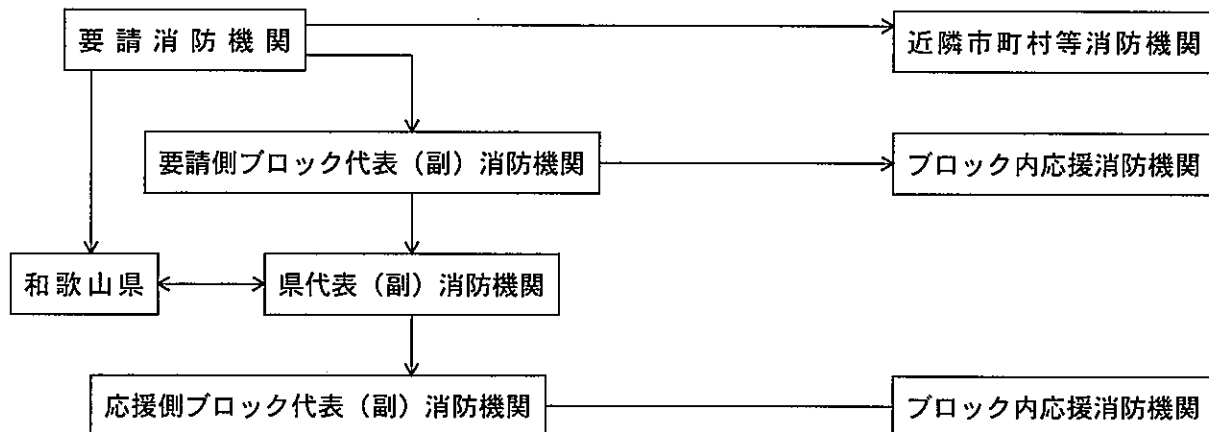
## 第2章 事前計画

### 1 情報連絡体制

要請側消防機関から応援側消防機関に至る情報連絡体制を確立する。

#### (1) 情報連絡系統

各消防機関間の情報連絡系統は、次のとおりとする。



#### (2) 情報伝達窓口(別紙1)

各消防機関の昼間及び夜間それぞれの情報連絡窓口を指定し、次の事項を各ブロック代表消防機関、県代表消防機関及び県を通じ各消防機関に事前に通知するものとする。

また、窓口に変更が生じた場合は、速やかに各ブロックの代表消防機関、県代表消防機関及び県を通じて各消防機関の連絡窓口連絡するものとする。

なお、消防組合を構成する市町の情報伝達窓口は、消防組合とする。

ア 連絡・要請窓口の名称

イ 電話番号

ウ 電話ファクシミリ番号

エ 県防災行政無線番号

情報連絡方法は、原則として有線とし、補助として和歌山県防災行政無線、消防無線県内共通波等を使用することとする。

#### (3) 情報連絡内容(別紙2)

情報連絡内容は、次のとおりとし、要請側消防機関名及び連絡責任者名を付すこととする。

ア 災害発生日時

イ 災害発生場所

ウ 災害の種別

エ 災害状況の現況及び拡大の予想

オ 人的物的被害の状況

カ 気象、地形等の状況

キ その他必要事項

### 2 応援隊編成計画

応援要請に迅速に対応するため、事前に各消防機関の実情に応じた応援隊の編成計画を作成するものとする。



(1) 応援可能隊数及び資機材数

各消防機関は、応援要請を受けた時、速やかに応援が可能な部隊及び資機材について、事前に各ブロック代表消防機関、もしくは県代表消防機関及び県に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

通知されている応援隊等で、なお消防力等が不足する場合は、県、県代表消防機関、各ブロック代表消防機関及び応援側消防機関において協議するものとする。

ア 応援可能隊数（別紙3）

- (ア) 消火隊
- (イ) 救助隊
- (ウ) 救急隊
- (エ) 化学消火隊
- (オ) 後方支援隊
- (カ) その他の特殊隊（はしご隊、照明隊等必要に応じ適宜分類する。）

イ 応援可能資機材（別紙4）

別紙4のとおり

(2) 応援部隊編成

応援隊が複数の場合は、3～5隊で1小隊とし、3～5小隊で1中隊とする。

同一消防機関からの応援隊が複数の場合は、原則として同一部隊内で編成するよう努めるものとする。

3 指揮体制

応援要請に際し、応援消防部隊の円滑な運用を図るため、各消防機関は、その指揮体制を次の事項に留意して整備・強化するものとする。

(1) 指揮本部

指揮本部には、作戦係、指揮連絡係、情報係、広報係、補給係等を配置する。

(2) 指揮系統

指揮系統は、次のとおりとする。

ア 指揮本部長は、応援を要請した市町村等の長又は消防機関の長とする。

イ 応援部隊の指揮は、指揮本部長が応援部隊の指揮者に行う。

ウ 応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指示内容に基づき、応援隊の指揮者が行う。

(3) 部隊運用

応援部隊の運用は、原則として同一消防機関単位で運用する。

また、指揮本部長は、部隊の増強、交代等に備え、予備隊の確保に努めるものとする。

4 通信体制

応援要請時に災害現場における通信手段を確保するため、各消防機関は、次の事項に留意した通信体制の整備に努めるものとする。

(1) 指揮本部の指揮伝達手段としての可搬式無線機（10W以上）又は、無線機搭載車両の配置

(2) 任務分担等による通信系統体制の確立

(3) 無線中継体制の確立及び無線難聴地域の把握

(4) 県共通波、全国共通波無線機の整備

(5) 関係機関保有無線の利用

(6) 通信要領の整備

## 5 補給体制

各消防機関は、大規模災害が発生した場合又は災害活動が長期に及ぶ場合に備え、以下の補給計画を確立するものとする。

### (1) 補給物資

各消防機関は、次の物資等について、その供給先等を確保しておくこととする。

- ア 燃料
- イ 食料品
- ウ 炊飯施設
- エ 宿泊可能施設

## 第3章 発災段階

### 1 災害状況の把握

#### (1) 災害状況把握項目

災害が発生した市町村等の長又は消防機関の長は、次の項目について初期に把握するものとする。

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 災害の種別
- エ 災害状況の現況と拡大の予想
- オ 人的物的被害の状況
- カ 気象、地形等の状況
- キ その他必要事項

#### (2) 災害状況の連絡

災害が発生した市町村等の長又は消防機関の長は、把握した災害状況をもとに、応援要請の可能性があると考えられる場合、情報連絡体制（第2章1）により、災害状況を連絡する。

#### (3) 応援要請準備

災害が発生した市町村等の長又は消防機関の長は、災害状況により広域応援の可能性があると考えられる場合、応援要請の準備のため、次の事項の確認を行う。

- ア 指揮体制
- イ 無線通信体制
- ウ 補給体制
- エ 宿泊施設
- オ その他必要事項

### 2 応援要請

#### (1) 応援要請の基準

応援要請は、次の基準により行う。

ア 近隣消防機関（消防相互応援協定締結消防機関を含む）への要請基準

- (ア) 災害が拡大等により、近隣市町村等に被害が及ぶ恐れのある災害
- (イ) 災害の状況によって、管内の消防力では災害の防ぎよが困難又は困難が予想される場合
- (ウ) 多数の人員、車両、資機材もしくは特殊資機材等を必要とする場合

(E) 上記の他、市町村等の長又は消防機関の長が必要と認めた場合

イ 県内（ブロック内）消防機関（上記ア以外の消防機関。以下同じ。）への要請基準

(7) 災害の拡大等により、上記アの応援を得てもなお災害の防ぎよが困難又は困難が予想される場合

(イ) 災害の拡大又は多発等により上記アの応援が得られない場合

(ウ) 上記の他市町村等の長又は消防機関の長が必要と認めた場合

ウ 県内（ブロック外）消防機関（上記ア、イ以外の消防機関。以下同じ。）への要請基準

(7) 災害の拡大等により、上記ア、イの応援を得てもなお災害の防ぎよが困難又は困難が予想される場合

(イ) 災害の拡大又は多発等により上記ア、イの応援が得られない場合

(ウ) 上記の他、市町村等の長又は消防機関の長が必要と認めた場合

エ 県外消防機関（消防相互応援協定締結機関を除く。以下同じ。）への要請基準

(7) 災害が拡大等により、隣接府県に被害が及ぶ恐れのある場合

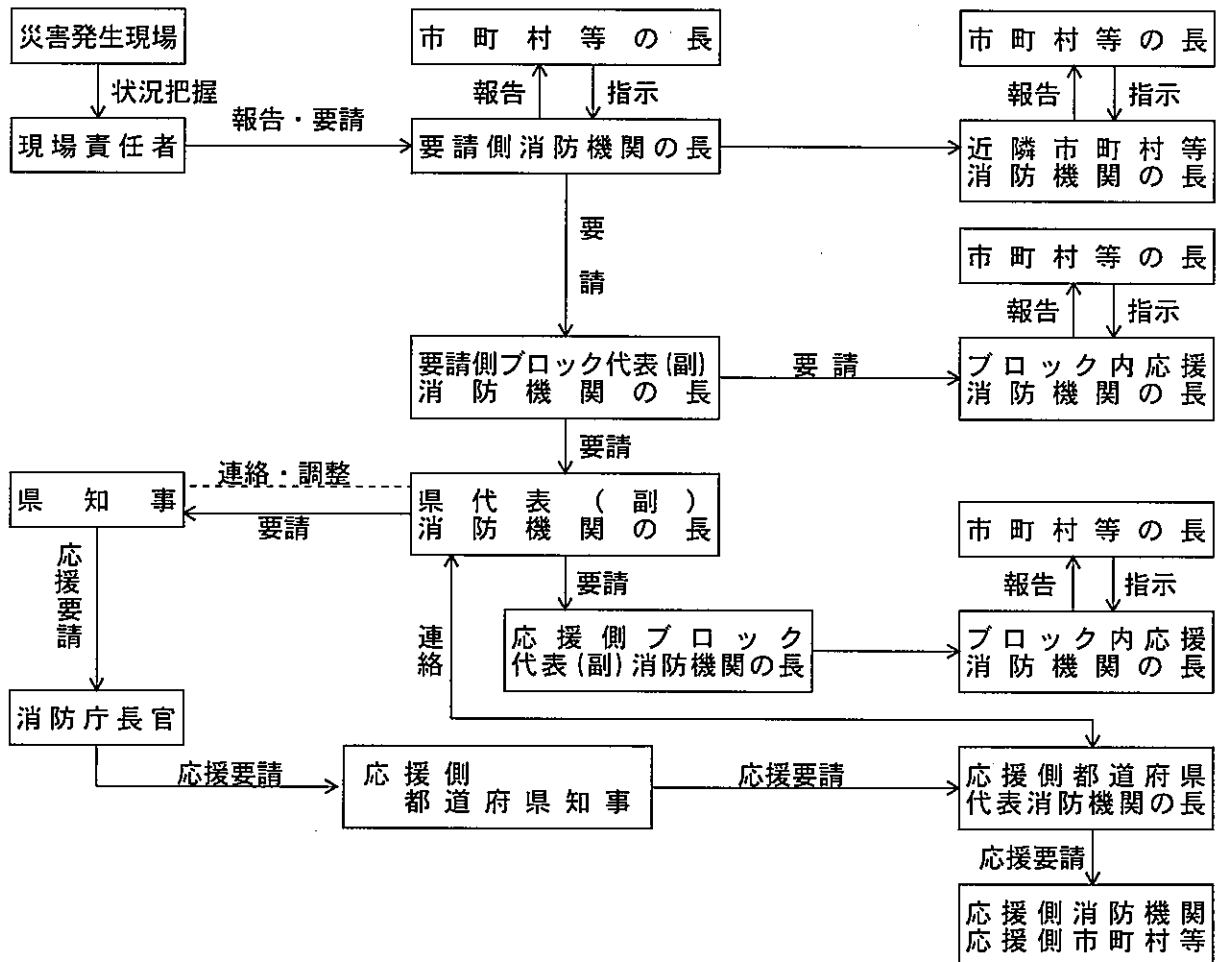
(イ) 災害の拡大等により、上記ア、イ、ウの応援を得てもなお災害の防ぎよが困難又は困難が予想される場合

(ウ) 県内で災害が多発もしくは拡大し、上記ア、イ、ウの応援が得られない場合

(E) 上記の他、市町村等の長又は消防機関の長が必要と認めた場合

(2) 応援要請手順

応援要請の経路及び方法は、次のとおりとし、要請先窓口は情報連絡体制の連絡窓口とし、事後速やかに文書報告するものとする。



要請側消防機関の長は、応援要請を決定した場合、市町村等の長に報告のうえ、直ちにブロック代表消防機関等を介して(近隣の消防相互応援協定締結消防機関等や緊急を要する場合は直接) 応援側消防機関の長に応援要請を行うものとする。

また、何等かの事情により本要請経路における相手先との連絡等が不可能な場合には、順次、次の機関等に要請を行うものとする。

### (3) 応援要請時の通報事項

#### ア 要請即報(別紙2)

応援要請を決定した時点で次の事項を通報するものとする。

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別
- (エ) 災害状況の現況及び拡大の予想
- (オ) 人的物的被害の状況
- (カ) 気象、地形又は市街地の状況
- (キ) 応援部隊の任務概要
- (ク) 必要とする人員、車両、資機材の概数、及び応援予定期間
- (ケ) その他必要事項

#### イ 要請詳報(別紙2)

応援側の受諾が確認された時点で、要請即報で通報した事項で再度通報の必要のある事項のほか、次の事項について通報するものとする。

- (ア) 応援部隊の到着希望時間
- (イ) 集結場所又は現地担当者待機場所
- (ウ) 使用無線系統波
- (エ) 指揮本部位置及び指揮本部長名
- (オ) 道路交通、気象等の状況
- (カ) その他必要事項

## 第4章 応援側消防機関の対応

### 1 応援準備

#### (1) 応援にかかる事項検討

応援側消防機関は、要請側消防機関から災害情報を受けた場合次の事項を検討する。

- ア 応援出動の可否の検討
- イ 応援内容の検討
- ウ 応援必要資機材の検討
- エ 補充消防力の検討
- オ その他必要事項

#### (2) 応援準備

災害情報の検討結果により応援隊派遣が必要と判断された場合、次の措置を行うものとする。

- ア 事前計画の確認

事前計画に基づき、次の事項を確認する。

- (7) 応援隊編成
- (イ) 必要資機材の点検、準備
- (ウ) 市町村長に対する連絡体制の保持
- (エ) 応援部隊の指揮者
- (オ) 応援隊予備集結場所
- (カ) 応援隊間の連絡体制
- (キ) その他

イ 警防体制の確認

応援出動による消防力の低下を防ぐため、次の事項を確認する。

- (7) 消防隊の移動配備
- (イ) 予備車の運用
- (ウ) 消防職（団）員の召集
- (エ) その他必要な事項

2 応援

(1) 応援出動の決定通知

応援要請がなされた場合、速やかにその可否について要請先に通知するものとし、連絡系統は要請系統の流れを遡るものとする。

なお、応援出動の決定は、県及び代表消防機関にも連絡するものとする。

また、応援出動が不可能な場合は、その理由も連絡するものとする。

(2) 要請事項の確認

応援決定を行ったときは、要請即報及び要請詳報の事項について、要請内容を確認するものとする。

なお、要請側への確認は、相互応援協定がある場合を除き、応援要請のあった系統を遡るものとする。

3 応援出動

(1) 応援出動時の措置

応援隊の派遣は、事前計画に基づき、残留警備体制の確認を行うものとする。

また、指揮者は、次の事項に留意するものとする。

ア 隊員、車両、資機材等の隊装備の点検、確認

イ 携行する補給物資の確認

（特に、風水害、地震時には、可能な限り携行するものとする。）

(2) 応援出動の通報

応援隊を出動させたときは、県及び代表消防機関に即報するとともに、要請側消防機関に応援出動決定通知の連絡ルートで次の事項を通報するものとする。

ア 応援隊指揮者の職、氏名

イ 応援隊の人員、車両、資機材

ウ 応援隊の到着予定時間及び派遣経路

エ その他必要事項

(3) 現場到着時の報告

応援隊指揮者は、現場到着時に、指揮本部長に対し、次の事項を報告するものとする。

- ア 消防機関名
- イ 応援隊指揮者の職、氏名
- ウ 応援隊の人員、車両、資機材
- エ その他必要事項

(4) 現場到着時の確認内容

応援隊指揮者は、現場到着時に次の事項を確認し、必要な指示を受けるものとする。

- ア 災害の現況
- イ 活動中の消防隊名、隊数、及び指揮者名
- ウ 他の消防隊の活動概要
- エ 活動方針
- オ 今後の見込み
- カ 応援隊の活動範囲及び任務
- キ 使用無線系統波
- ク 指揮連絡担当者の指定
- ケ 安全管理上の注意事項
- コ その他必要事項

(5) 現場引き揚げ

応援隊指揮者は、指揮本部長の引き揚げ指示によって速やかに作業を終了し、人員、車両、資機材等の異常の有無を確認のうえ、指揮本部長及び応援側消防機関に対し、次の事項により引き揚げ報告を行うものとする。

- ア 応援隊の活動概要
- イ 活動中の異常の有無
- ウ 隊員の負傷の有無
- エ 車両、資機材等の損傷の有無

(6) 帰署（所）・帰団通報

応援隊が帰署（所）・帰団した場合、要請側消防機関、県及びブロック代表消防機関にその旨を通報するものとする。

4 その他

(1) 応援の始期及び終期

ア 応援の始期

応援の始期は、応援隊が常備配置消防署（所）又は団詰所（器具庫を含む。以下同じ。）から出動した時点とする。

なお、応援隊が消防署（所）又は団詰所外にいる場合は、応援出動指令を受け、応援出動した時点とする。

イ 応援の終期

応援の終期は、応援隊が帰署（所）又は帰団した時点とする。

(2) 応援の中断

応援側消防機関の都合で応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合、応援側消防機関の長が要請側消防機関の長に状況説明の上、応援を中断することができるものとする。

なお、応援側消防機関の長は、応援出動の決定通知と同じルートで応援を中断する旨の通知をするものとする。

(3) 報告（別紙5）

要請側消防機関及び応援側消防機関は、別に定められているほか、災害報告を作成し、事後速やかに関係機関に報告するものとする。

- ア 災害報告1 要請側消防機関が作成し、ブロック代表消防機関を経由して、順次代表消防機関、県へ報告する。
- イ 災害報告2 要請側消防機関が作成し、ブロック代表消防機関を経由して、順次代表消防機関、県へ報告する。
- ウ 災害報告3 応援側消防機関が作成し、要請側消防機関へ報告。要請側消防機関はブロック代表消防機関を経由して、順次代表消防機関、県へ報告する。

## 40-04-02 別紙1 情報伝達窓口(第2章-1-(2))

各市町村等の情報伝達窓口は、次のとおりとする。

平成23年5月1日現在

| 機関名        | 項目 | 連絡・要請窓口の名称 | 電話番号         | ファクシミリ番号 | 県防災電話番号 |
|------------|----|------------|--------------|----------|---------|
| 和歌山市       | 昼間 | 消防本部       | 073-422-0119 | 422-0200 | 210-500 |
|            | 夜間 | 消防本部       | 073-422-0119 | 422-0200 | 210-500 |
| 海南市        | 昼間 | 消防本部       | 073-482-0119 | 482-0088 | 217-400 |
|            | 夜間 | 消防本部       | 073-482-0119 | 482-0088 | 217-400 |
| 紀美野町       | 昼間 | 消防本部       | 073-489-5146 | 489-2117 | 218-400 |
|            | 夜間 | 消防本部       | 073-489-5146 | 489-2117 | 218-400 |
| 那賀消防組合     | 昼間 | 消防本部       | 0736-61-1791 | 62-1906  | 227-403 |
|            | 夜間 | 消防本部       | 0736-61-1791 | 62-1906  | 227-400 |
| 紀の川市       | 昼間 | 危機管理消防課    | 0736-77-0843 | 77-2514  | 220-400 |
|            | 夜間 | 宿直室        | 0736-77-2511 | 77-2514  |         |
| 岩出市        | 昼間 | 総務課        | 0736-62-2141 | 63-0075  | 221-402 |
|            | 夜間 | 宿直室        | 0736-62-2141 | 63-0075  | 221-401 |
| 橋本市        | 昼間 | 消防本部       | 0736-33-0119 | 33-0630  | 237-500 |
|            | 夜間 | 消防本部       | 0736-33-0119 | 33-0630  | 237-500 |
| 伊都消防組合     | 昼間 | 消防本部       | 0736-22-0119 | 22-6694  | 239-400 |
|            | 夜間 | 消防本部       | 0736-22-0119 | 22-6694  | 239-400 |
| かつらぎ町      | 昼間 | 総務課        | 0736-22-0300 | 22-7821  | 231-400 |
|            | 夜間 | 総務課        | 0736-22-0300 | 22-7821  | 231-400 |
| 九度山町       | 昼間 | 総務課        | 0736-54-2019 | 54-2022  | 232-400 |
|            | 夜間 | 総務課        | 0736-54-2327 | 54-2022  | 232-400 |
| 高野町        | 昼間 | 消防本部       | 0736-56-3820 | 56-3821  | 238-401 |
|            | 夜間 | 消防本部       | 0736-56-3820 | 56-3821  | 238-401 |
| 有田市        | 昼間 | 消防本部       | 0737-83-3119 | 82-2513  | 247-400 |
|            | 夜間 | 消防本部       | 0737-83-3119 | 82-2513  | 247-400 |
| 湯浅広川消防組合   | 昼間 | 消防本部       | 0737-64-0119 | 63-6626  | 249-400 |
|            | 夜間 | 消防本部       | 0737-64-0119 | 63-6626  | 249-400 |
| 湯浅町        | 昼間 | 総務課        | 0737-63-2525 | 63-3791  | 241-400 |
|            | 夜間 | 宿直室        | 0737-63-2525 | 63-3791  | 241-401 |
| 広川町        | 昼間 | 総務政策課      | 0737-63-1122 | 62-2407  | 242-400 |
|            | 夜間 | 宿直室(FAX別室) | 0737-63-1122 | 63-3085  | 242-401 |
| 有田川町       | 昼間 | 消防本部       | 0737-52-5950 | 52-5952  | 248-400 |
|            | 夜間 | 消防本部       | 0737-52-5950 | 52-5952  | 248-400 |
| 御坊市        | 昼間 | 消防本部       | 0738-22-0800 | 22-5192  | 257-400 |
|            | 夜間 | 消防本部       | 0738-22-0800 | 22-5192  | 257-400 |
| 日高広域消防事務組合 | 昼間 | 消防本部       | 0738-63-1119 | 63-3498  | 258-500 |
|            | 夜間 | 消防本部       | 0738-63-1119 | 63-3498  | 258-500 |
| 美浜町        | 昼間 | 総務政策課      | 0738-22-4123 | 23-3523  | 251-400 |
|            | 夜間 | 宿直室        | 0738-22-4123 | 23-3523  | 251-401 |
| 日高町        | 昼間 | 総務政策課      | 0738-63-2051 | 63-2923  | 252-400 |
|            | 夜間 | 警備員室       | 0738-63-2051 | 63-2923  | 252-401 |
| 由良町        | 昼間 | 総務政策課      | 0738-65-1801 | 65-0282  | 253-402 |
|            | 夜間 | 宿直室(FAX別室) | 0738-65-0200 | 65-0282  | 253-401 |
| 印南町        | 昼間 | 総務課        | 0738-42-0120 | 42-0662  | 254-400 |
|            | 夜間 | 総務課        | 0738-42-0120 | 42-0662  | 254-400 |
| みなべ町       | 昼間 | 総務課        | 0739-72-2015 | 72-1223  | 255-400 |
|            | 夜間 | 総務課        | 0739-72-2015 | 72-1223  | 255-400 |
| 日高川町       | 昼間 | 総務課        | 0738-22-1700 | 22-8779  | 256-400 |
|            | 夜間 | 総務課        | 0738-22-1700 | 22-8779  | 256-400 |



| 機関名       | 項目 | 連絡・要請窓口の名称 | 電話番号         | ファクシミリ番号 | 県防災電話番号 |
|-----------|----|------------|--------------|----------|---------|
| 田 辺 市     | 昼間 | 消防本部       | 0739-22-0119 | 22-3402  | 260-500 |
|           | 夜間 | 消防本部       | 0739-22-0119 | 22-3402  | 260-500 |
| 白 浜 町     | 昼間 | 消防本部       | 0739-43-0119 | 42-5459  | 267-401 |
|           | 夜間 | 消防本部       | 0739-43-0119 | 42-5459  | 267-401 |
| 上 富 田 町   | 昼間 | 総務政策課      | 0739-47-0550 | 47-4005  | 262-400 |
|           | 夜間 | 宿直室        | 0739-47-0550 | 47-4005  | 262-401 |
| す さ み 町   | 昼間 | 総務課        | 0739-55-2004 | 55-4810  | 263-400 |
|           | 夜間 | 宿直室        | 0739-55-2004 | 55-4810  | 263-401 |
| 新 宮 市     | 昼間 | 消防本部       | 0735-21-0119 | 21-9911  | 277-400 |
|           | 夜間 | 消防本部       | 0735-21-0119 | 21-9911  | 277-400 |
| 那 智 勝 浦 町 | 昼間 | 消防本部       | 0735-52-4900 | 52-4953  | 279-500 |
|           | 夜間 | 消防本部       | 0735-52-4900 | 52-4953  | 279-500 |
| 太 地 町     | 昼間 | 総務課        | 0735-59-2335 | 59-2801  | 272-401 |
|           | 夜間 | 宿直室        | 0735-59-2335 | 59-2801  | 272-401 |
| 古 座 川 町   | 昼間 | 総務課        | 0735-72-0180 | 72-1858  | 273-405 |
|           | 夜間 | 宿直室        | 0735-72-0180 | 72-1858  | 273-401 |
| 北 山 村     | 昼間 | 総合政策課      | 0735-49-2331 | 49-2207  | 274-402 |
|           | 夜間 | 宿直室        | 0735-49-2331 | 49-2207  | 274-401 |
| 串 本 町     | 昼間 | 消防本部       | 0735-62-0119 | 62-2886  | 278-401 |
|           | 夜間 | 消防本部       | 0735-62-0119 | 62-2886  | 278-401 |

なお、窓口に変更が生じた場合は、速やかにブロック代表消防機関、県代表消防機関及び県を通じて各市町村等に連絡するものとする。

災害情報・応援要請速報・応援要請詳報

平成 年 月 日 時 分

災害情報・応援要請速報・応援詳報 第 号

|                        |                      |         |  |
|------------------------|----------------------|---------|--|
| 要請消防機関等名               |                      | 連絡担当責任者 |  |
| 発生（覚知）日時               | 平成 年 月 日 時 分（覚知 時 分） |         |  |
| 災害発生場所                 |                      |         |  |
| 災害の種別                  |                      |         |  |
| 災害の状況                  | 現況                   |         |  |
|                        | 拡大の予想                |         |  |
| 人的物的被害の状況              |                      |         |  |
| 気象、地形又は市街地の状況          |                      |         |  |
| 応援部隊の任務概要              |                      |         |  |
| 必要人員、車両、資機材概数、及び応援予定期間 |                      |         |  |
| 応援部隊到着希望時間             |                      |         |  |
| 集結場所、現地担当者待機場所         |                      |         |  |
| 使用無線系統波                |                      |         |  |
| 指揮本部位置及び指揮本部長名         |                      |         |  |
| 道路交通、気象等の状況            |                      |         |  |
| その他必要事項                |                      |         |  |

| 消防機関等名         | 消火隊        | 救助隊        | 救急隊        | 化学<br>消火隊 | 後方<br>支援隊 | その他の<br>特殊隊 | 備<br>考                     |
|----------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-------------|----------------------------|
| 和歌山市<br>(消防本部) | 4<br>(4)   | 1<br>(1)   | 4<br>(4)   |           | 1         | 1<br>(1)    | 救助隊はBC災害対応隊を兼務<br>特殊隊ははしご隊 |
| (消防団)          | 23         |            |            |           |           |             | 車両23台、92名                  |
| 海南市<br>(消防本部)  | ※1<br>※(1) | ※1<br>※(1) | ※1<br>※(1) |           |           |             | 左記のうち2隊を選択                 |
| (消防団)          | 2<br>(2)   |            |            |           |           |             |                            |
| 紀美野町<br>(消防本部) | ※1<br>※(1) |            | ※1<br>※(1) |           |           |             | 要請による1隊のみ<br>応援可能          |
| (消防団)          | 1<br>(1)   |            |            |           |           |             |                            |
| 那賀(組)          | 2<br>(1)   | 1          | 1<br>(1)   |           | 1         | 1<br>(1)    | 特殊隊は照明隊                    |
| 紀の川市           | 5          |            |            |           |           |             |                            |
| 岩出市            | 5<br>(1)   |            |            |           |           |             |                            |
| 橋本市<br>(消防本部)  | ※1<br>※(1) |            | ※1<br>※(1) |           |           |             | 左記のうち1隊を選択                 |
| (消防団)          | 1<br>(1)   |            |            |           |           |             |                            |
| 伊都(組)          | ※1<br>※(1) |            | ※1<br>※(1) |           |           |             | 左記のうち1隊を選択                 |
| かつらぎ町          | 2<br>(2)   |            |            |           |           |             |                            |
| 九度山町           | 1<br>(1)   |            |            |           |           |             |                            |
| 高野町<br>(消防本部)  | ※1<br>※(1) |            | ※1<br>※(1) |           |           |             | 左記のうち1隊を選択                 |
| (消防団)          | 1<br>(1)   |            |            |           |           |             |                            |
| 有田市<br>(消防本部)  | ※1<br>※(1) |            | ※1<br>※(1) |           |           |             | 左記のうち1隊を選択                 |
| (消防団)          | 1<br>(1)   |            |            |           |           |             |                            |
| 湯浅広川(組)        | ※1<br>※(1) |            | ※1<br>※(1) |           |           |             | 左記のうち1隊を選択                 |
| 湯浅町            | 1<br>(1)   |            |            |           |           |             |                            |
| 広川町            | 1<br>(1)   |            |            |           |           |             |                            |
| 有田川町<br>(消防本部) | ※1<br>※(1) |            | ※1<br>※(1) |           |           |             | 左記のうち1隊を選択                 |
| (消防団)          | 11<br>(11) |            |            |           |           |             |                            |
| 御坊市<br>(消防本部)  | ※1<br>※(1) | ※1<br>※(1) | ※1<br>※(1) |           |           |             | 左記のうち1隊を選択                 |
| (消防団)          | 2          |            |            |           |           |             |                            |
| 日高広域(組)        | ※1<br>※(1) | ※1<br>※(1) | ※1<br>※(1) |           |           | ※1<br>※(1)  | 左記のうち1隊を選択<br>特殊隊は潜水隊      |
| 美浜町            | 1<br>(1)   |            |            |           |           |             |                            |
| 日高町            | 1<br>(1)   |            |            |           |           |             |                            |
| 由良町            | 1<br>(1)   |            |            |           |           |             |                            |
| 印南町            | 2<br>(2)   |            |            |           |           |             |                            |
| みなべ町           | 1<br>(1)   |            |            |           |           |             |                            |
| 日高川町           | 1<br>(1)   |            |            |           |           |             |                            |

| 消防機関等名              | 消火隊                     | 救助隊                | 救急隊                    | 化学<br>消火隊          | 後方<br>支援隊  | その他の<br>特殊隊        | 備 考                                     |
|---------------------|-------------------------|--------------------|------------------------|--------------------|------------|--------------------|-----------------------------------------|
| 田 辺 市<br>(消防本部)     | 2<br>( 2 )              | 1<br>( 1 )         | 1<br>( 1 )             |                    |            | 1<br>( 1 )         | 特殊隊は電源照明車隊<br>消火隊1隊及び救助隊は<br>BC災害対応隊と兼務 |
| (消防団)               | 5<br>( 5 )              |                    |                        |                    |            |                    |                                         |
| 白 浜 町<br>(消防本部)     | ※ 2<br>※( 2 )           | ※ 1<br>※( 1 )      | ※ 1<br>※( 1 )          |                    |            |                    | 左記のうち2隊を選択                              |
| (消防団)               | 2<br>( 2 )              |                    |                        |                    |            |                    | 出勤場所により変更あり                             |
| 上 富 田 町             | 2<br>( 2 )              |                    |                        |                    |            |                    |                                         |
| す さ み 町             | 1<br>( 1 )              |                    |                        |                    |            |                    |                                         |
| 新 宮 市<br>(消防本部)     | 1<br>( 1 )              |                    | 1<br>( 1 )             |                    |            |                    |                                         |
| (消防団)               | 1                       |                    |                        |                    |            |                    |                                         |
| 那 智 勝 浦 町<br>(消防本部) | ※ 1<br>※( 1 )           |                    | ※ 1<br>※( 1 )          | ※ 1                |            |                    | 左記のうち1隊を選択                              |
| (消防団)               | 2<br>( 2 )              |                    |                        |                    |            |                    |                                         |
| 太 地 町               | 2<br>( 1 )              |                    |                        |                    |            |                    |                                         |
| 古 座 川 町             | 1                       |                    |                        |                    |            |                    |                                         |
| 北 山 村               | 1<br>( 1 )              |                    |                        |                    |            |                    |                                         |
| 串 本 町<br>(消防本部)     | ※ 1<br>※( 1 )           | ※ 1<br>※( 1 )      | ※ 1<br>※( 1 )          |                    |            |                    | 左記のうち1隊を選択                              |
| (消防団)               | 1                       |                    |                        |                    |            |                    | 出勤場所により変更あり                             |
| 合 計                 | 105 [※14]<br>(66 [※14]) | 8 [※5]<br>(7 [※5]) | 20 [※13]<br>(20 [※13]) | 1 [※1]<br>(0 [※0]) | 2<br>( 0 ) | 4 [※1]<br>(4 [※1]) | ※は、再掲                                   |



| 資機材名        | 市町村等         |       |       |       |       |       |       |       |       |     | 合 計 |     |
|-------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
|             | 川 辺 市        | 白 旗 町 | 上 野 町 | 新 宮 市 | 那 智 町 | 大 井 町 | 古 川 町 | 北 山 町 | 甲 本 町 | 合 計 |     |     |
| 救 助 具       | 三連はしこ        | 3     | 2     |       |       |       |       |       | 1     |     | 16  |     |
|             | かぎ付きはしこ      | 2     | 1     |       | 1     |       |       |       | 1     |     | 11  |     |
|             | 二つ折はしこ       |       | 5     | 4     |       | 1     | 1     | 1     | 5     | 2   | 48  |     |
|             | 梯降機          |       | 1     |       |       |       |       |       |       |     | 6   |     |
|             | 消防車          | 7     | 8     | 2     |       | 1     |       |       | 3     |     | 47  |     |
|             | 救助幕、マット      |       | 1     |       |       |       |       |       | 1     |     | 6   |     |
|             | 救助袋          |       |       |       |       |       |       |       |       |     | 0   |     |
|             | 救命索発射銃       |       | 1     |       |       |       |       |       |       |     | 9   |     |
|             | 縛            | 4     | 2     |       |       |       |       |       | 2     |     | 19  |     |
|             | 安全帯          | 11    | 6     |       |       | 3     |       |       | 5     |     | 65  |     |
| 担架          | 1            |       |       | 3     |       |       |       | 3     | 2     | 50  |     |     |
| 重除          | 油圧ジャッキ       | 2     | 1     |       |       |       |       |       |       | 14  |     |     |
| 吊川          | 油圧スプレッダー     | 2     | 1     |       |       |       |       | 1     | 1     | 11  |     |     |
| 物器          | 可搬式ウィンチ      |       | 1     |       |       | 1     |       | 1     |       | 11  |     |     |
| 排具          | ワイヤーロープ      | 12    | 3     |       |       |       | 1     | 1     | 2     | 32  |     |     |
| 呼吸器         | 空気呼吸器        | 10    | 7     |       | 2     | 3     |       |       | 4     | 82  |     |     |
| 吸川          | 酸素呼吸器        |       |       |       |       |       |       |       |       | 0   |     |     |
| 器具          | 人口そ生器        | 1     |       |       |       |       |       | 1     | 1     | 3   |     |     |
| 破 壊 具       | エンジンカッター     | 2     | 1     |       |       |       |       | 1     | 1     | 17  |     |     |
|             | ガス溶断機        | 1     |       |       |       |       |       |       |       | 5   |     |     |
|             | チェンソー        | 1     | 3     |       | 1     |       | 2     | 1     | 1     | 2   | 48  |     |
|             | 電気鋸          |       |       |       |       |       |       |       |       |     | 0   |     |
|             | 空 気 鋸        | 2     | 1     |       |       |       |       |       |       |     | 10  |     |
|             | 削 岩 機        | 3     | 1     |       |       |       |       |       |       |     | 8   |     |
|             | ワイヤー         |       |       | 4     |       |       |       |       |       |     | 12  |     |
|             | ク リ ッ パ ー    | 5     | 5     | 3     |       | 1     | 1     | 1     | 1     |     | 48  |     |
|             | エアークッカー      | 1     |       |       |       |       |       |       |       |     | 4   |     |
|             | 万 能 杆        | 5     | 3     | 4     |       | 2     | 1     | 2     |       | 2   | 57  |     |
| 測 定 具       | 有毒性ガス測定器     | 1     | 1     |       |       |       |       |       | 1     | 7   |     |     |
|             | 可燃性ガス測定器     | 1     | 1     |       |       |       |       |       | 1     | 13  |     |     |
|             | 放射線測定器       |       |       |       |       |       |       |       | 6     | 7   |     |     |
|             | 酸素濃度測定器      |       | 1     |       |       |       |       |       |       | 6   |     |     |
| 保 護 服       | 耐 熱 服        |       |       |       |       |       |       |       | 1     | 11  |     |     |
|             | 放射線防護服       |       |       |       |       |       |       |       |       | 2   |     |     |
|             | 化学防護服        | 4     |       |       |       |       |       |       |       | 8   |     |     |
|             | 耐電衣服         | 2     |       |       |       |       |       |       | 2     | 11  |     |     |
| 水 助 具       | 防水衣服         | 6     |       |       |       |       |       |       |       | 6   |     |     |
|             | 潜水器具一式       | 5     |       |       |       |       |       |       |       | 22  |     |     |
|             | 救命浮環         | 5     | 2     | 6     |       |       | 5     |       | 5     | 38  |     |     |
| 難 川 救 具     | 救命胴衣         | 5     | 5     | 6     |       |       | 5     |       | 5     | 66  |     |     |
|             | 救命ボート        |       |       | 1     |       |       |       |       | 2     | 8   |     |     |
| 救 助 具       | 水中投光器        | 5     |       |       |       |       |       |       |       | 9   |     |     |
|             | 登山用具一式       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0   |     |     |
| 庄 助 具       | バスケット担架      | 1     | 1     |       |       |       |       | 1     | 1     | 8   |     |     |
|             | 水のう          |       |       |       |       |       | 12    |       |       | 13  |     |     |
| 野 用 火 具     | 水            |       |       |       |       |       |       |       |       | 46  |     |     |
|             | 背負式ポンプ       | 13    | 30    |       |       | 1     |       | 5     | 2     | 73  |     |     |
| 通 信 機 器     | 可搬無線(10W単独波) |       |       |       |       |       |       |       |       | 20  |     |     |
|             | 可搬無線(10W県波)  |       |       |       |       |       |       | 3     |       | 3   |     |     |
|             | 可搬無線(10W全国波) | 1     |       |       |       |       |       |       |       | 1   |     |     |
|             | 携帯無線(1W単独波)  |       |       | 5     | 5     |       |       |       | 1     | 46  |     |     |
|             | 携帯無線(1W県波)   |       | 2     | 5     |       |       |       | 1     |       | 28  |     |     |
| 携帯無線(1W全国波) | 5            | 2     |       |       |       |       |       | 3     | 26    |     |     |     |
| そ の 他       | ファイバースコープ    |       |       |       |       |       |       |       |       | 3   |     |     |
|             | 投 光 器        | 5     | 5     | 2     | 7     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1   | 147 |     |
|             | 発 動 電 機      | 5     | 5     | 2     | 7     | 1     | 1     | 1     | 1     | 4   | 1   | 109 |
|             | 携帯用拡声器       | 5     |       | 3     | 4     | 1     | 1     | 1     | 1     | 4   | 1   | 77  |
|             | 排 煙 機        | 1     |       |       |       |       |       |       |       |     | 7   |     |
|             | チェーンブロック     |       |       |       |       |       |       |       |       |     | 3   |     |
|             | 応急措置用セット     | 1     |       |       |       |       |       |       |       |     | 11  |     |
|             | ロープ張力計       | 1     | 1     |       |       |       |       |       |       |     | 5   |     |
|             | エ ア テ ン ト    |       |       |       |       |       |       |       |       |     | 3   |     |
|             | マット型エアージャッキ  | 2     | 1     |       |       |       |       |       | 3     |     | 8   |     |
|             | ストライカー       |       |       |       |       |       |       |       |       |     | 1   |     |
|             | 赤外線スコープ      |       |       |       |       |       |       |       |       |     | 0   |     |
|             | パワーカッター      |       |       |       |       |       |       |       | 1     |     | 1   |     |
| 救 助 川 三 脚   |              |       |       |       |       |       |       |       |       | 1   |     |     |
| ウォーターチャージャー |              |       |       |       |       |       |       | 1     |       | 2   |     |     |
| 高揚水ターボポンプ   | 1            |       |       |       | 1     |       |       |       |       | 2   |     |     |

| 災 害 報 告 1 (概要表)        |                                                                 |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 項 目                    | 内 容                                                             |
| 1 発 生 場 所              | 市 郡 町 村                                                         |
| 2 災 害 発 生 日 時          | 平 成 年 月 日 時 分 頃                                                 |
| 3 災 害 概 要              |                                                                 |
| 4 被 害 概 要              | 人的被害 死 者 行方不明 負 傷 者<br>_____名           _____名           _____名 |
|                        | 物的被害                                                            |
| 5 出 動 車 両 等<br>及 び 人 員 | 計 台 (機)                                                         |
|                        | 計 名                                                             |
| 6 作 業 台 数<br>及 び 人 員   | 計 台 (機)                                                         |
|                        | 計 名                                                             |
| 7 活 動 概 要              |                                                                 |





災 害 報 告 3 (応援活動概要表)

|   | 項 目                 | 内 容                                                           |
|---|---------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1 | 応援開始日時<br>終了日時      | 出勤 平成 年 月 日 時 分<br>集結場所到着 時 分<br>引揚 平成 年 月 日 時 分<br>帰署(所) 時 分 |
| 2 | 応援車両等<br>(日別、種別、数量) | (作業台数)<br><br>計 台(機)                                          |
| 3 | 応援人員<br>(日別、部隊別)    | (作業人員)<br><br>計 名                                             |
| 4 | 応援資機材<br>(種別、数量)    | 計 台(機)<br><br>計 名                                             |
| 5 | 応援活動概要              |                                                               |
| 6 | 特記事項                |                                                               |
| 7 | 消防機関名<br>および指揮者名    |                                                               |

## 大規模災害等発生時における災害救助犬に関する協定書

和歌山県(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人和歌山災害救助犬協会(以下「乙」という。)は、和歌山県内において、大規模な事故又は災害(以下「大規模災害等」という。)の発生時における被災者の捜索活動(以下「捜索活動」という。)を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

## (出動要請)

第1条 甲は、大規模災害等が発生した市町村の市町村長から求めがある場合等、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、文書により災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する場合には、口頭で要請し、その後速やかに文書による要請を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、甲の要請がない場合において、乙が乙の判断と責任により捜索活動を実施するときには、甲は、乙の捜索活動を妨げないものとする。

## (出動)

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときには、特別の理由がある場合を除き、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動態勢が整ったときには、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等の必要な情報を甲に連絡するものとする。

## (捜索活動の実施等)

第3条 乙に属する会員(以下「会員」という。)は、出動した災害現場においては、甲の指定する現場指揮者(以下「現場指揮者」という。)の指示に従い、捜索活動を実施するものとする。

2 捜索活動の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を宣言したとき又は乙の事情により捜索活動の継続が不可能となったときとする。

3 捜索活動を終了したときは、乙は、甲に対して、文書により活動内容を報告するものとする。

## (費用負担)

第4条 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、乙の負担とする。

## (損害補償)

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って、会員及び災害救助犬に生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は、乙の責任において行うものとする。

## (協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

## (疑義等の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年1月15日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県新宮市新宮7684番地  
特定非営利活動法人和歌山災害救助犬協会  
理事長 榎 本 義 清

## 大規模災害等発生時における支援等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県石油商業組合（以下「乙」という。）は、和歌山県内において、大規模な事故又は災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における支援及び甲に対する石油類燃料等の供給について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内で大規模災害等が発生し、交通機関の不通等により、駅、事業所及び学校等に滞留する多数の通勤者、通学者及び観光客等（以下「帰宅困難者」という。）が徒歩で帰宅する際の支援活動（以下「支援活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に加えて、大規模災害等の発生時における災害対応車両等（甲が保有する車両・船舶等及び甲の要請に基づき災害救助活動に従事する車両・船舶等）、救援車両等（災害対応車両以外で、防災協定等に基づき救援活動を行う車両・船舶等）及び甲の指示する施設等への優先的な供給活動（以下「供給活動」という。）について、甲及び乙は、連携・協力し、大規模災害等からの早期復旧のため、努力するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、大規模災害等の発生時においては、前2項に規定する以外の事項についても、甲及び乙は、相互に連携・協力するものとする。

## （支援活動の内容）

第2条 大規模災害等の発生時において、甲が乙に対し、帰宅困難者への支援を要請した場合には、乙は、乙の組合員の給油所において、可能な限りの支援活動を行うものとする。

2 支援活動は、次に掲げる事項とする。

（1）乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、水道及びトイレ等を使用させること

（2）乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、地図等又は放送等で知り得た道路情報等を提供すること。

3 乙は、乙の組合員のうち、前項に掲げる事項の全部又は一部について協力可能な給油所について、平常時から、協力態勢の把握に努めるものとする。

## （支援活動の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときには、乙の組合員に当該要請について連絡し、乙の組合員は、可能な範囲において、帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。

2 大規模災害等の発生時に通信の途絶等により、前項の要請が到達しない場合には、前項の規定に関わらず、乙及び乙の組合員は、甲の要請を待たずに支援活動を実施することができるものとする。

(供給活動の実施)

第4条 大規模災害等の発生時において、甲が乙に対して、石油類燃料等の供給活動を要請した場合には、乙は、乙の組合員の給油所において、可能な限りの供給活動を行うものとする。

(費用負担等)

第5条 第2条の規定に基づく支援活動に要する経費は、乙の負担とする。

2 前条の規定に基づく供給活動における石油類燃料の価格は、大規模災害の発生時点で、甲と和歌山県石油協同組合が物品継続売買契約を締結している価格とする。

(損害補償)

第6条 この協定に基づく支援活動及び供給活動に伴って、乙及び乙の組合員に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年2月16日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山市徒町17番地

和歌山県石油商業組合

理事長 森下正紀

り災者救助保護計画

災害救助法適用計画

41-01-00 市町村別救助法適用基準世帯数

(平成24年6月1日現在)

県福祉保健総務課

(平成22年度国勢調査による)

| 市 町 村 | 人口(人)<br>1,002,198 | 法適用となる<br>滅失世帯数 | 1,500世帯以上滅失世帯があった場合の<br>法適用となる各市町村滅失世帯数 |
|-------|--------------------|-----------------|-----------------------------------------|
| 市 計   | 777,550            |                 |                                         |
| 和歌山市  | 370,364            | 150世帯           | 75世帯                                    |
| 海南市   | 54,783             | 80世帯            | 40世帯                                    |
| 橋本市   | 66,361             | 80世帯            | 40世帯                                    |
| 有田市   | 30,592             | 60世帯            | 30世帯                                    |
| 御坊市   | 26,111             | 50世帯            | 25世帯                                    |
| 田辺市   | 79,119             | 80世帯            | 40世帯                                    |
| 新宮市   | 31,498             | 60世帯            | 30世帯                                    |
| 紀の川市  | 65,840             | 80世帯            | 40世帯                                    |
| 岩出市   | 52,882             | 80世帯            | 40世帯                                    |
| 海草郡計  | 10,391             |                 |                                         |
| 紀美野町  | 10,391             | 40世帯            | 20世帯                                    |
| 伊都郡計  | 27,168             |                 |                                         |
| かつらぎ町 | 18,230             | 50世帯            | 25世帯                                    |
| 九度山町  | 4,963              | 30世帯            | 15世帯                                    |
| 高野町   | 3,975              | 30世帯            | 15世帯                                    |
| 有田郡計  | 48,086             |                 |                                         |
| 湯浅町   | 13,210             | 40世帯            | 20世帯                                    |
| 広川町   | 7,714              | 40世帯            | 20世帯                                    |
| 有田川町  | 27,162             | 50世帯            | 25世帯                                    |
| 日高郡計  | 54,602             |                 |                                         |
| 美浜町   | 8,077              | 40世帯            | 20世帯                                    |
| 日高町   | 7,432              | 40世帯            | 20世帯                                    |
| 由良町   | 6,508              | 40世帯            | 20世帯                                    |
| 印南町   | 8,606              | 40世帯            | 20世帯                                    |
| みなべ町  | 13,470             | 40世帯            | 20世帯                                    |
| 日高川町  | 10,509             | 40世帯            | 20世帯                                    |
| 西牟婁郡計 | 42,233             |                 |                                         |
| 白浜町   | 22,696             | 50世帯            | 25世帯                                    |
| 上富田町  | 14,807             | 40世帯            | 20世帯                                    |
| すさみ町  | 4,730              | 30世帯            | 15世帯                                    |
| 東牟婁郡計 | 42,168             |                 |                                         |
| 那智勝浦町 | 17,080             | 50世帯            | 25世帯                                    |
| 太地町   | 3,250              | 30世帯            | 15世帯                                    |
| 古座川町  | 3,103              | 30世帯            | 15世帯                                    |
| 北山村   | 486                | 30世帯            | 15世帯                                    |
| 串本町   | 18,249             | 50世帯            | 25世帯                                    |

(注) 住家が滅失した世帯数は、半壊・半焼等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯の滅失、床上浸水・土砂の堆積による一時的住居不能状態となった世帯3世帯で1世帯の滅失とみなす。

| 救助の種類                | 対 象                                                                | 費用の限度額                                                                                                                                | 期 間                 | 備 考                                                                                                                          |        |        |        |        |        |               |        |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|--------|
| 避難所の設置               | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。                                    | (基本額)<br>避難所設置費<br>1人 1日当たり<br>300円以内<br>(加算額)<br>冬季 別に定める額を加算<br><br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から<br>7日以内    | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2 避難に当たっての輸送費は別途計上                           |        |        |        |        |        |               |        |
| 応急仮設住宅の供与            | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者                  | 1 規格 1戸当たり平均<br>29.7㎡(9坪)を基準とする。<br>2 限度額 1戸当たり<br>2,387,000円以内<br>3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)    | 災害発生の日から<br>20日以内着工 | 1 平均1戸当たり29.7㎡、<br>2,401,000円以内であればよい。<br>2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>3 供与期間 最高2年以内<br>4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 |        |        |        |        |        |               |        |
| 炊き出しその他による食品の給与      | 1 避難所に収容された者<br>2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者                           | 1人1日当たり<br>1,010円以内                                                                                                                   | 災害発生の日から<br>7日以内    | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。<br>(1食は1/3日)                                                                            |        |        |        |        |        |               |        |
| 飲料水の供給               | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)                               | 当該地域における通常の実費                                                                                                                         | 災害発生の日から<br>7日以内    | 1 輸送費、人件費は別途計上                                                                                                               |        |        |        |        |        |               |        |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | 1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。<br>2 下記金額の範囲内                                                                                | 災害発生の日から<br>10日以内   | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>2 現物給付に限ること                                                                                            |        |        |        |        |        |               |        |
|                      |                                                                    | 区 分                                                                                                                                   |                     |                                                                                                                              | 1人世帯   | 2人世帯   | 3人世帯   | 4人世帯   | 5人世帯   | 6人以上1人増すごとに加算 |        |
|                      |                                                                    | 全壊<br>流失                                                                                                                              |                     |                                                                                                                              | 夏      | 17,200 | 22,200 | 32,700 | 39,200 | 49,700        | 7,300  |
|                      |                                                                    |                                                                                                                                       |                     |                                                                                                                              | 冬      | 28,500 | 36,900 | 51,400 | 60,200 | 75,700        | 10,400 |
|                      |                                                                    | 半壊<br>床上浸水                                                                                                                            |                     |                                                                                                                              | 夏      | 5,600  | 7,600  | 11,400 | 13,800 | 17,400        | 2,400  |
| 冬                    | 9,100                                                              |                                                                                                                                       | 12,000              | 16,800                                                                                                                       | 19,900 | 25,300 | 3,300  |        |        |               |        |

| 救助の種類              | 対 象                                                                                                      | 費用の限度額                                                                                                                                                          | 期 間                                                    | 備 考                                                                       |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 医 療                | 医療の途を失った者<br>(応急的処置)                                                                                     | 1 救護班…使用した薬剤、<br>治療材料、医療器具破損等<br>の実費<br>2 病院又は診療所…国民健<br>康保険診療報酬の額以内<br>3 施術者<br>協定料金の額以内                                                                       | 災害発生の日から<br>14日以内                                      | 患者等の移送費は、別途計<br>上                                                         |
| 助 産                | 災害発生の日以前又は<br>以後7日以内に分べんし<br>た者であって災害のため<br>助産の途を失った者(出<br>産のみならず、死産及び<br>流産を含み現に助産を要<br>する状態にある者)       | 1 救護班等による場合は、<br>使用した衛生材料等の実費<br>2 助産婦による場合は、慣<br>行料金の100分の80以内の<br>額                                                                                           | 分べんした日から<br>7日以内                                       | 妊婦等の移送費は、別途計<br>上                                                         |
| 災害にかかった<br>者の救出    | 1 現に生命、身体が危<br>険な状態にある者<br>2 生死不明な状態にあ<br>る者                                                             | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                                   | 災害発生の日から<br>3日以内                                       | 1 期間内に生死が明らかにな<br>らない場合は、以後「死<br>体の捜索」として取り扱<br>う。<br>2 輸送費、人件費は、別途<br>計上 |
| 災害にかかった<br>住宅の応急修理 | 1 住家が半壊(焼)<br>し、自らの資力により<br>応急修理をすることが<br>できない者<br>2 大規模な補修を行わ<br>なければ居住することが<br>困難である程度に住家が<br>半壊(焼)した者 | 居室、炊事場及び便所等日<br>常生活に必要な最小限度の部分<br>1世帯当り<br>520,000円以内                                                                                                           | 災害発生の日から<br>1ヵ月以内                                      |                                                                           |
| 学用品の給与             | 住家の全壊(焼)流失<br>半壊(焼)又は床上浸水<br>により学用品を喪失又は<br>毀損し、就学上支障のある<br>小学校児童、中学校生<br>徒及び高等学等生徒                      | 1 教科書及び教科書以外の<br>教材で教育委員会に届出又<br>はその承認を受けて使用し<br>ている教材、又は正規の授<br>業で使用している教材実費<br>2 文房具及び通学用品は、<br>1人当たり次の金額以内<br>小学生児童 4,100円<br>中学生生徒 4,400円<br>高等学校等生徒 4,800円 | 災害発生の日から<br>(教科書)<br>1ヵ月以内<br>(文房具及び通学用<br>品)<br>15日以内 | 1 備蓄物資は評価額<br>2 入進学時の場合は個々の<br>実情に応じて支給する。                                |
| 埋 葬                | 災害の際死亡した者を<br>対象にして実際に埋葬を<br>実施する者に支給                                                                    | 1体当たり<br>大人(12歳以上)<br>201,000円以内<br>小人(12歳未満)<br>160,800円以内                                                                                                     | 災害発生の日から<br>10日以内                                      | 災害発生の日以前に死亡し<br>た者であっても対象となる。                                             |
| 死体の捜索              | 行方不明の状態にあり、<br>かつ、四囲の事情により<br>すでに死亡していると推<br>定される者                                                       | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                                   | 災害発生の日から<br>10日以内                                      | 1 輸送費、人件費は、別途<br>計上<br>2 災害発生後3日を経過し<br>たものは一応死亡した者と<br>推定している。           |

| 救助の種類             | 対 象                                                                                | 費 用 の 限 度 額                                                                                                                                                                                                                | 期 間               | 備 考                                                                                  |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 死 体 の 処 理         | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。                                                 | （洗浄、消毒等）<br>1体当り3,300円以内<br>一時保存<br>既存建物借上費<br>通常の実費<br>既存建物以外<br>1体当り<br>5,000円以内<br>検案<br>救護班以外は慣行料金                                                                                                                     | 災害発生の日から<br>10日以内 | 1 検案は原則として救護班<br>2 輸送費、人件費は、別途計上<br>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去            | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者                           | 1世帯当り<br>133,900円以内                                                                                                                                                                                                        | 災害発生の日から<br>10日以内 |                                                                                      |
| 輸送費及び賃金<br>職員等雇上費 | 1 被災者の避難<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 死体の搜索<br>6 死体の処理<br>7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                                                                                              | 救助の実施が認められる期間以内   |                                                                                      |
|                   | 範 囲                                                                                | 費 用 の 限 度 額                                                                                                                                                                                                                | 期 間               | 備 考                                                                                  |
| 実 費 弁 償           | 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者                                                       | 1人1日当り<br>医師、歯科医師<br>19,500円以内<br>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、臨床工学技士<br>15,600円以内<br>保健師、助産師、看護師、准看護師<br>17,100円以内<br>土木技術、建築技術者<br>16,000円以内<br>大工<br>16,200円以内<br>左官<br>15,600円以内<br>とび職<br>17,500円以内<br>救急救命士<br>15,000円以内 | 救助の実施が認められる期間以内   | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額                                                                  |

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。



## 各市町村別避難先一覧数

平成24年6月8日現在

|       | 総数   | 風水害  | 安全レベル |     |     |      | 津波   | 安全レベル |     |     | 地震   | 生活用<br>避難先<br>としての<br>み活用 |
|-------|------|------|-------|-----|-----|------|------|-------|-----|-----|------|---------------------------|
|       |      |      | ☆☆☆   | ☆☆  | ☆   | ☆(注) |      | ☆☆☆   | ☆☆  | ☆   |      |                           |
| 和歌山市  | 248  | 99   | 84    | 12  | 3   | 0    | 159  | 49    | 83  | 28  | 178  | 0                         |
| 海南市   | 135  | 50   | 41    | 5   | 4   | 0    | 110  | 76    | 13  | 21  | 57   | 0                         |
| 橋本市   | 36   | 32   | 22    | 8   | 1   | 1    | /    | /     | /   | /   | 36   | 0                         |
| 有田市   | 129  | 27   | 13    | 10  | 4   | 0    | 63   | 63    | 0   | 0   | 46   | 10                        |
| 御坊市   | 55   | 41   | 39    | 2   | 0   | 0    | 50   | 17    | 25  | 8   | 40   | 0                         |
| 田辺市   | 252  | 192  | 96    | 26  | 15  | 55   | 90   | 45    | 25  | 20  | 183  | 0                         |
| 新宮市   | 92   | 78   | 32    | 6   | 13  | 27   | 91   | 23    | 47  | 21  | 20   | 0                         |
| 紀の川市  | 49   | 49   | 36    | 0   | 6   | 7    | /    | /     | /   | /   | 48   | 0                         |
| 岩出市   | 47   | 47   | 35    | 1   | 8   | 3    | /    | /     | /   | /   | 47   | 0                         |
| 紀美野町  | 50   | 50   | 27    | 1   | 3   | 19   | /    | /     | /   | /   | 50   | 0                         |
| かつらぎ町 | 55   | 29   | 19    | 4   | 4   | 2    | /    | /     | /   | /   | 34   | 0                         |
| 九度山町  | 23   | 20   | 6     | 11  | 3   | 0    | /    | /     | /   | /   | 10   | 0                         |
| 高野町   | 9    | 9    | 4     | 2   | 3   | 0    | /    | /     | /   | /   | 9    | 0                         |
| 湯浅町   | 54   | 19   | 15    | 4   | 0   | 0    | 42   | 22    | 10  | 9   | 44   | 0                         |
| 広川町   | 54   | 46   | 18    | 6   | 3   | 19   | 12   | 7     | 2   | 3   | 34   | 0                         |
| 有田川町  | 65   | 63   | 25    | 2   | 3   | 33   | /    | /     | /   | /   | 57   | 0                         |
| 美浜町   | 47   | 12   | 9     | 3   | 0   | 0    | 37   | 20    | 12  | 5   | 12   | 0                         |
| 日高町   | 39   | 32   | 15    | 13  | 1   | 3    | 34   | 19    | 13  | 3   | 20   | 0                         |
| 由良町   | 130  | 28   | 10    | 6   | 12  | 0    | 116  | 73    | 42  | 1   | 51   | 0                         |
| 印南町   | 45   | 26   | 19    | 3   | 0   | 4    | 45   | 25    | 15  | 5   | 25   | 0                         |
| みなべ町  | 101  | 87   | 35    | 19  | 9   | 24   | 71   | 18    | 53  | 0   | 61   | 0                         |
| 日高川町  | 135  | 132  | 68    | 1   | 7   | 56   | /    | /     | /   | /   | 64   | 0                         |
| 白浜町   | 158  | 20   | 12    | 4   | 3   | 1    | 122  | 55    | 64  | 3   | 122  | 106                       |
| 上富田町  | 42   | 39   | 27    | 6   | 2   | 4    | /    | /     | /   | /   | 42   | 0                         |
| すさみ町  | 140  | 31   | 13    | 6   | 6   | 6    | 113  | 45    | 52  | 16  | 4    | 0                         |
| 那智勝浦町 | 91   | 35   | 5     | 11  | 0   | 19   | 41   | 4     | 16  | 21  | 0    | 28                        |
| 太地町   | 19   | 11   | 3     | 4   | 4   | 0    | 16   | 8     | 5   | 3   | 9    | 0                         |
| 古座川町  | 54   | 43   | 10    | 13  | 2   | 18   | 31   | 28    | 2   | 1   | 51   | 1                         |
| 北山村   | 8    | 4    | 2     | 0   | 0   | 2    | /    | /     | /   | /   | 8    | 3                         |
| 串本町   | 299  | 85   | 43    | 1   | 16  | 25   | 271  | 24    | 106 | 141 | 68   | 1                         |
| 合計    | 2661 | 1436 | 783   | 190 | 135 | 328  | 1514 | 621   | 585 | 309 | 1430 | 149                       |

## 災害支援等の協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県遊技業協同組合（以下「乙」という。）が、乙に加盟する遊技場に係る災害時等の支援協力（以下「支援協力」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害時の支援協力)

第2条 乙は、甲の求めに応じ、災害時の的確な応急対策を実施するため、加盟する組合員を通じ、次の各号に掲げる支援協力を行うものとする。

- (1) 沿岸地域における住民の津波からの一時避難場所としての施設の提供
- (2) 救援物資等の一時保管場所（荷捌き場等）としての施設の提供
- (3) 他地域からの緊急消防援助隊等応援車両の集結場所（駐車場）としての施設の提供
- (4) 緊急ヘリポート用の施設の提供
- (5) 緊急時の防災資機材等の一時保管場所としての施設の提供

(平常時の支援協力)

第3条 乙は、甲の求めに応じ、地域住民の防災意識の啓発等を行うため、加盟する組合員を通じ、次の各号に掲げる支援協力を行うものとする。

- (1) 災害啓発用看板等の設置場所の提供
- (2) 県・市町村等の防災イベント等の広報に対する協力（折り込み広告等への掲載）  
(支援協力の要請手続き)

第4条 甲は、災害発生時において、乙に加盟する組合員の支援協力が必要であると認めるときは、被災地域の市町村の意見を聴いて、乙に別記様式により支援協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに別記様式を提出するものとする。

2 乙は、甲から支援協力の要請があったときは、速やかに乙に加盟する組合員に対して、支援協力を求めるものとする。

3 甲は、平常時において、地域住民の防災意識の啓発等を行うための支援協力が必要であると認めるときは、乙に別記様式により要請するものとする。

(関係機関との連携協議等)

第5条 甲は、必要に応じ、当該支援協力を受諾した組合員に対して、その内容、方法等について、相互に協議し確認するものとする。

(経費負担)

第6条 支援協力を要する経費は、乙が負担するものとする。ただし、突発的な事象により乙に損害が発生した場合には、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(取扱窓口)

第7条 この協定の取扱窓口は、甲にあっては総務部危機管理局総合防災課、乙にあっては和歌山県遊技場組合事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年 4月27日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市加納町10番地  
和歌山県遊技業協同組合  
理事長 藤田昌之

別記様式（第4条関係）

応援協力要請書

災害支援等の協力に関する協定第4条により、支援協力を要請します。

1 応援協力を要請する日時、場所等

(1) 日時

(2) 場所等

2 支援協力の内容

3 その他必要な事項

平成 年 月 日

和歌山県遊技業協同組合

理事長 藤田昌之 様

和歌山県知事 木村良樹

県担当者 所 属 総務部危機管理局総合防災課

氏 名

電話番号

## 大規模災害発生時等における協力に関する協定書

和歌山県(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社和歌山支店(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時等における応急対策を円滑に実施するため、特に応援受け入れに係る場所及び建物空間の確保を充実させる観点から、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等による大規模災害及び武力攻撃事態の発生が予想される場合又は発生した場合において、甲が乙に対して、乙が所有する施設の使用を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 使用の要請は、甲が乙に対して、文書により提出するものとする。

2 前項要請に対する回答は、乙が甲に対して、文書により回答するものとする。

3 その他の手続等は別に定める。

(使用施設の範囲)

第3条 使用する施設(以下「施設」という。)は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 施設を使用できる者は甲の職員とする。ただし、乙の承認を得た場合は、この限りではない。

(使用条件)

第4条 甲が乙の施設を使用する際の使用料は、無償とする。

2 甲が乙の施設を使用する際の諸条件は、別に定める。

(具体的な連携)

第5条 この協定に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するため、別途協議の上、具体的な連携について定めるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了するまでの間に、甲乙いずれからも相手方に対し何らの申し出がないときは、有効期間は、更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(疑義等の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた時は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年6月30日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県和歌山市一番丁5番地  
西日本電信電話株式会社和歌山支店  
支店長 宮 本 順 二

## 「大規模災害発生時等における協力に関する協定書」に基づく確認書

この確認書は、和歌山県(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社和歌山支店(以下「乙」という。)が平成20年 月 日に締結した「大規模災害発生時等における協力に関する協定書」(以下「協定書」という。)に基づく乙の施設の使用について、災害時の使用を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものである。

(使用開始手続き)

第1条 協定書第2条第1項及び同条第2項に定める文書は、別記様式のとおりとし、文書の交換を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合には、甲及び乙は、電話連絡等又はファクシミリの使用により要請と回答を行うことができるものとする。

3 前項の場合は、事後に文書を取り交わすものとする。

(使用可能な施設等)

第2条 協定書第3条第1項に定める使用可能な施設の範囲、建物の一部、階の一部、立ち入り可能な敷地の範囲等の詳細(以下「施設」という。)については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 協定書第3条第2項に定める承認は、文書の交換を行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって協議し、乙の承認を得ることとする。

3 前項の場合は、事後に文書を取り交わすものとする。

(使用条件)

第3条 協定書第4条第2項に定める使用する施設の使用条件については、以下のとおりとする。

(1) 甲は、施設を使用する場合において、乙の指示に従うものとする。

(2) 甲は、施設の使用に際しては、改装改築等を行なわない。ただし、乙の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(3) 甲は、施設の使用に際して、発生した一切の経費を負担する。

(4) 乙は、施設の使用が終了した後、施設の原状回復を求めることができるものとする。

(5) 前項の費用は、甲の負担とする。

(6) 甲は、その責に帰すべき事由により、乙に損害を与えた場合は、その損失を補償するものとする。

(7) 施設の使用中に発生した事故等について、乙は一切の責任を負わないものとする。

(災害時の窓口)

第4条 協定書第5条に定める連携のための態勢については、別表のとおりとする。

2 別表記載内容の改変修正については、変更がある場合は、遅滞なく変更したものを取り交わすこととする。

(使用終了手続)

第5条 甲は、施設の使用を終了した場合は、すみやかにその旨を乙に通知し、施設を明け渡すものとする。

2 乙は、前項の明渡しを受けた場合、施設のき損が無いことを確認したのち、甲に通知をするものとする。

この確認書を証するため、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年6月30日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県和歌山市一番丁5番地  
西日本電信電話株式会社和歌山支店  
支店長 宮 本 順 二

別記様式（第1条関係）

西日本電信電話株式会社和歌山支店  
支店長 ○○ ○○ 様

ご担当者 企画総務部 第一総務担当  
第一総務担当課長 ○○ ○○ 様  
(FAX 073 - 435 - 2782)

和歌山県危機管理局総合防災課長 印

|        |                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| 担<br>当 | 和歌山県総合防災課防災企画班<br>○○○○<br>Tel:073-441-2271 Fax:073-422-7652 |
|--------|-------------------------------------------------------------|

平成20年6月30日に締結した「大規模災害発生時等における協力に関する協定書」に基づく確認書により、下記のとおり施設の使用を要請するので、確認書第1条に基づき、可否の回答をお願いします。

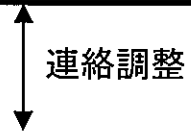
|         |                                            |  |
|---------|--------------------------------------------|--|
| 施設所有法人名 | 西日本電信電話株式会社和歌山支店                           |  |
| 法人の所在地  | 和歌山県和歌山市一番丁5番地                             |  |
| 使用要請施設  | 建物名                                        |  |
|         | 所在地                                        |  |
| 入館者     |                                            |  |
| 使用予定業務  |                                            |  |
| 使用予定期間  | 平成 年 月 日～平成 年 月 日（ 日間）                     |  |
| 可否回答欄   | 西日本電信電話株式会社和歌山支店<br>企画総務部 第一総務担当課長 ○○ ○○ 印 |  |
| その他     |                                            |  |

別表

「大規模災害発生時等における協力に関する協定書」に基づく  
 確認書第4条に係る災害時連絡態勢

西日本電信電話株式会社和歌山支店

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 連絡先 | 企画総務部 第一総務担当               |
|     | 課長 ○○ ○○<br>担当 ○○ ○○       |
| 電話  | (通常) 073-421-9215<br>(夜間等) |
| FAX | 073-435-2782               |
| メール | ○○ ○○                      |



和歌山県危機管理局総合防災課

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 連絡先 | 総合防災課防災企画班                 |
|     | 班長 ○○ ○○<br>担当 ○○ ○○       |
| 電話  | (通常) 073-441-2271<br>(夜間等) |
| FAX | 073-422-7652               |
| メール | ○○ ○○                      |



## 災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続きについては、下記のとおりとする。

## 記

## 1. 災害救助用米穀の供給に係る要請

## (1) 要請の連絡（第1報）

- ① 都道府県は、市町村からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省生産局（以下「生産局」という。）（別紙1の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX又はメールで連絡する。
- ② 市町村が直接、生産局に連絡した場合は、必ず、都道府県に連絡することとし、都道府県は、①により生産局（担当者）に連絡する。

## (2) 要請書の送付

都道府県は、(1)の①の電話連絡後、速やかに別紙2の要請書を生産局長に郵送により提出する。

## 2. 災害救助用米穀の供給に係る調整

生産局は、1の要請を受け、政府所有米穀を管理する受託事業者及び都道府県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

## 3. 売買契約の締結

- (1) 生産局は、2の調整の終了後、速やかに、供給する政府所有米穀の品種、数量等を記入した売買契約書（添付の売買契約書を参照）を都道府県に2部送付する。
- (2) 都道府県は、送付された売買契約書の内容を確認し、記名、押印の上、生産局に返送する。
- (3) 生産局は、返送された売買契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を都道府県に送付する。
- (4) 生産局は、売買契約の締結後、速やかに受託事業者に供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行う。

## 4. 災害救助用米穀の引渡し

生産局から指示を受けた受託事業者は、指示された内容に従って、都道府県に政府所有米穀を引渡す。

## 5. 災害救助用米穀の販売代金の納付

都道府県は、財務省会計センターから送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

【別紙2】

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

〇〇〇都道府県知事（市町村長） 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

| 引渡希望数量 (kg) | 引渡場所 | 引渡方法 | 備考 |
|-------------|------|------|----|
|             |      |      |    |

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

## 政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

| 用途<br>(価格)<br>区分       | 種別 | 産年 | 産地<br>品種 | 包<br>装 | 量<br>目 | 等<br>級 | 数量(キロ数) | 単<br>価 | 金<br>額 | 備<br>考 |
|------------------------|----|----|----------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
|                        |    |    |          |        |        |        |         |        |        |        |
|                        |    |    |          |        |        |        |         |        |        |        |
| 計                      |    |    |          |        |        |        |         |        |        |        |
| 消費税及び<br>地方消費税<br>の相当額 |    |    |          |        |        |        |         |        |        |        |
| 合 計                    |    |    |          |        |        |        |         |        |        |        |

### 内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 平成 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 平成 年 月 日
- 8 買受目的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省生産局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

#### （延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

#### （契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、この契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

#### （買受代金の納付）

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省生産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めるときは、前項の納付場所を指定することができる。

#### （現品の引渡し）

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀(SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。)の販売等に関する業務を委託された者(以下「受託事業体」という。)に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書(仮称)と、乙が発行する受領書を交換することによって行うものとする。

- 2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。
- 3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(瑕疵現品の交換)

第5条 引き渡した現品に隠れた瑕疵が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

- 2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、瑕疵のあった現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は瑕疵現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定したときは、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けないで転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号の一に該当するときは、甲は契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が、この契約の条項に違反したとき。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかったときは、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、年5パーセントの割合で計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

- 2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。
- 3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。
- 4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に瑕疵がある場合であって、瑕疵発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 この契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わないときは、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(法令の補充適用)

第16条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第18条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官  
農林水産省生産局長 印

乙 住所  
氏名 印

## 災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とトーヨーライス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な精米の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において精米を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の規定に基づき引き渡された政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という）のとう精及び乙の保有する精米の供給を要請することができるものとする。

（1）和歌山県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）和歌山県外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

## （要請の方法）

第2条 甲は、前条の要請（以下「要請」という。）を別記様式1又は別記様式2により行うものとする。ただし、甲は、緊急を要する際には乙に口頭で要請し、その後速やかに文書により要請するものとする。

## （要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課長に連絡するものとする。

## （価格）

第4条 災害救助用米穀のとう精価格及び精米の取引価格は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

## （引渡し）

第5条 精米の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し精米を確認の上、引き取るものとする。

2 乙は、前項の引渡場所に速やかに精米を輸送するものとする。

3 甲は、第1項の職員の派遣を市町村長に代行させることができるものとする。

## （代金の支払）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき決定された価格により、甲に請求書を提出するものとし、甲は、適法な請求書の提出があったときは、速やかにとう精代金及び精米代金を乙に支払うものとする。

## （協議）

第7条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

## （期間）

第8条 この協定の期間は、平成23年11月15日から1年とする。ただし、協定期間の満了前相当の期間までに甲乙から何らの申し出がないときは、新たに協定を締結するまでの間継続する。

この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月15日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 東京都中央区銀座5丁目10-13  
トーヨーライス株式会社  
代表取締役 雑賀慶二

## 災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山米穀株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な精米の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において精米を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の規定に基づき引き渡された政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という）のとう精及び乙の保有する精米の供給を要請することができるものとする。

（1）和歌山県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）和歌山県外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（要請の方法）

第2条 甲は、前条の要請（以下「要請」という。）を別記様式1又は別記様式2により行うものとする。ただし、甲は、緊急を要する際には乙に口頭で要請し、その後速やかに文書により要請するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課長に連絡するものとする。

（価格）

第4条 災害救助用米穀のとう精価格及び精米の取引価格は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第5条 精米の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し精米を確認の上、引き取るものとする。

2 乙は、前項の引渡場所に速やかに精米を輸送するものとする。

3 甲は、第1項の職員の派遣を市町村長に代行させることができるものとする。

（代金の支払）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき決定された価格により、甲に請求書を提出するものとし、甲は、適法な請求書の提出があったときは、速やかにとう精代金及び精米代金を乙に支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（期間）

第8条 この協定の期間は、平成23年11月15日から1年とする。ただし、協定期間の満了前相当の期間までに甲乙から何らの申し出がないときは、新たに協定を締結するまでの間継続する。

この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月15日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山市元寺町東ノ丁六番地二  
和歌山米穀株式会社  
代表取締役 木本雅司

## 災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県農業協同組合連合会（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な精米の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において精米を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の規定に基づき引き渡された政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という）のとう精及び乙の保有する精米の供給を要請することができるものとする。

（1）和歌山県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）和歌山県外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（要請の方法）

第2条 甲は、前条の要請（以下「要請」という。）を別記様式1又は別記様式2により行うものとする。ただし、甲は、緊急を要する際には乙に口頭で要請し、その後速やかに文書により要請するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課長に連絡するものとする。

（価格）

第4条 災害救助用米穀のとう精価格及び精米の取引価格は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第5条 精米の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し精米を確認の上、引き取るものとする。

2 乙は、前項の引渡場所に速やかに精米を輸送するものとする。

3 甲は、第1項の職員の派遣を市町村長に代行させることができるものとする。

（代金の支払）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき決定された価格により、甲に請求書を提出するものとし、甲は、適法な請求書の提出があったときは、速やかにとう精代金及び精米代金を乙に支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（期間）

第8条 この協定の期間は、平成23年12月1日から1年とする。ただし、協定期間の満了前相当の期間までに甲乙から何らの申し出がないときは、新たに協定を締結するまでの間継続する。

この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年12月1日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山県海南市日方1520番地 JAビル  
和歌山県農業協同組合連合会  
代表理事理事長 中西和弥



別記様式 1

第 年 月 日  
平成

様

和歌山県知事名

災害救助用米穀のとう精について（要請）

標記の件について、災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書第 2 条に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1. 品名
2. 数量
3. 災害救助用米穀引渡日時及び場所
4. とう精後引取日時及び場所

別記様式2

果第 号  
平成 年 月 日

様

和歌山県知事名

災害救助に必要な精米の供給について（要請）

標記の件について、災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書第2条に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1. 品名
2. 数量
3. 日時
4. 引渡場所

43-02-00 救助用食料の確保状況

ア 卸売業者の精米工場のとう精能力

(県果樹園芸課)  
(平成23年6月1日現在)

| 精米工場名                                  | 所在地            | 電話番号         | とう精能力<br>(玄米トン/日) |
|----------------------------------------|----------------|--------------|-------------------|
| 和歌山米穀株式会社<br>工場                        | 和歌山市元寺町東ノ丁6-2  | 073-432-1133 | 9                 |
| 株式会社東洋精米機製作所<br>和歌山精米工場 <sup>注1)</sup> | 和歌山市黒田12番地     | 073-471-3011 | 36                |
| 和歌山県農業協同組合<br>連合会 海南精米センター             | 海南市日方新浜1294-25 | 073-482-6145 | 36                |
| 計                                      |                |              | 81                |

注1) トーヨーライス株式会社のとう精業務委託先

| 名称・会社又は工場             | 所在地             | 代表者名  | 緊急時における連絡先 |                 |                 |
|-----------------------|-----------------|-------|------------|-----------------|-----------------|
|                       |                 |       | 担当部門       | 電話番号            | F A X           |
| 南陽食品(株)               | 和歌山市和歌浦南3-10-25 | 北畑 達哉 | 業務本部       | 073<br>444-4444 | 073<br>474-6811 |
| 紀水産業(株)               | 和歌山市湊1850       | 舟橋 義治 | 業務課        | 073<br>451-5111 | 073<br>455-7478 |
| 藤本食品(株)               | 和歌山市向181        | 藤本 輝司 | 総務部        | 073<br>452-2346 | 073<br>452-1997 |
| 白浜米穀(株)               | 西牟婁郡白浜町1615     | 尾野 達雄 | 代表者        | 0739<br>42-2931 | 0739<br>42-2933 |
| 和歌山県学校給食ライ<br>ス事業協同組合 | 和歌山市弘西1258-1    | 西畑 雅司 | 工場責任者      | 073<br>462-4681 | 073<br>462-4682 |

43-05-00 パン製造業者名簿  
和歌山県学校給食パン協同組合加入者

県健康体育課

| 商号          | 代表者名  | 〒        | 住所                | 電話番号         |
|-------------|-------|----------|-------------------|--------------|
| 名方製パンKK     | 名方 利幸 | 641-0015 | 和歌山市布引774         | 073-444-6418 |
| タツミ製パン所     | 巽 忠昭  | 640-8303 | 和歌山市鳴神1207-12     | 073-471-3305 |
| 南西畑商店       | 西畑 雅司 | 640-8324 | 和歌山市吹屋町二丁目22      | 073-422-4730 |
| 島津製パン所      | 島尾 仲宣 | 640-8434 | 和歌山市榎原215-5       | 073-455-0714 |
| 那賀支部        |       |          |                   |              |
| 合資会社マルトパン舗  | 山添 耕志 | 649-6226 | 岩出市宮150           | 0736-62-2200 |
| タツミ屋製パン所    | 上久保文明 | 649-6631 | 紀の川市名手市場280-1     | 0736-75-3428 |
| 海南支部        |       |          |                   |              |
| こうせいパン製造部   | 野田 勝亘 | 642-0002 | 海南市日方275          | 073-482-4165 |
| 日の丸製パン所     | 山本 勝  | 640-1131 | 海草郡紀美野町動木155      | 073-489-2353 |
| 伊都支部        |       |          |                   |              |
| 大谷食品(株)新田工場 | 大谷 晴計 | 649-7121 | 伊都郡かつらぎ町丁の町2269の2 | 0736-22-0535 |
| (株)尾崎製パン所   | 尾崎 史直 | 648-0065 | 橋本市古佐田二丁目3-6      | 0736-32-0039 |
| 有田支部        |       |          |                   |              |
| 中上製パン所      | 中上 雅亘 | 649-0421 | 有田市糸我町中番378       | 0737-88-7132 |
| 杉原製パン所      | 杉原 昌孝 | 649-0304 | 有田市箕島819-1        | 0737-82-2519 |
| 御菓子司 万定     | 多谷 博史 | 643-0166 | 有田郡有田川町吉原858-4    | 0737-32-2845 |
| 湯原製パン所      | 湯原 秀友 | 643-0111 | 有田郡有田川町庄31        | 0737-52-3758 |
| 上東商店        | 上東 孝信 | 643-0521 | 有田郡有田川町清水2065     | 0737-25-0067 |
| 坂下食品(有)     | 坂下 善弘 | 643-0004 | 有田郡湯浅町湯浅1273      | 0737-63-0957 |
| 日高支部        |       |          |                   |              |
| 門脇製パン所      | 門脇 恒蔵 | 649-1534 | 日高郡印南町印南2266      | 0738-42-0398 |
| 東牟婁支部       |       |          |                   |              |
| 七福堂         | 東 功志  | 649-5312 | 東牟婁郡那智勝浦町宇久井445-3 | 0735-54-0055 |

## 協 定 書

日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づき、  
和歌山県下30関係事業者が次のとおり協定を締結する。

日本水道協会和歌山県支部長  
和歌山市長 大橋 建一

和歌山県水道協会  
会 長 奥 田 貢

## 第1ブロック

|       |    |      |    |
|-------|----|------|----|
| 橋本市   | 市長 | 木下善之 | 之司 |
| 紀の川市  | 市長 | 中村慎正 | 幸栄 |
| 岩出市   | 市長 | 中後藤  | 章章 |
| 高野町   | 町長 | 芝藤本  |    |
| かつらぎ町 | 町長 | 山岡   |    |
| 九度山町  | 町長 |      |    |

## 第2ブロック

|      |    |      |  |
|------|----|------|--|
| 和歌山市 | 市長 | 大橋建一 |  |
|------|----|------|--|

## 第3ブロック

|      |    |      |     |
|------|----|------|-----|
| 海南市  | 市長 | 神出政巳 | 夫嘉隆 |
| 有田市  | 市長 | 玉置三光 | 建充  |
| 紀美野町 | 町長 | 寺本山  |     |
| 有田川町 | 町長 | 中伏白  |     |
| 湯浅町  | 町長 | 木倉   |     |
| 広川町  | 町長 |      |     |

## 第4ブロック

|      |    |       |     |
|------|----|-------|-----|
| 御坊市  | 市長 | 柏入木征夫 | 勉勤夫 |
| 美浜町  | 町長 | 中江善朝  | 一始  |
| 由良町  | 町長 | 中笹井   |     |
| 日高川町 | 町長 | 久保    |     |
| 日高町  | 町長 |       |     |
| 印南町  | 町長 |       |     |

## 第5ブロック

|      |    |      |      |
|------|----|------|------|
| 田辺市  | 市長 | 真砂充敏 | 道一功良 |
| 上富田町 | 町長 | 小出   |      |
| 白浜町  | 町長 | 立谷   |      |
| すさみ町 | 町長 | 桂山   |      |
| みなべ町 | 町長 | 田五   |      |

## 第6ブロック

|       |    |       |       |
|-------|----|-------|-------|
| 新宮市   | 市長 | 佐藤藤春陽 | 樹高郎平貢 |
| 串本町   | 町長 | 松原    |       |
| 太地町   | 町長 | 三軒村   |       |
| 那智勝浦町 | 町長 | 中根    |       |
| 古座川町  | 町長 | 奥田    |       |
| 北山村   | 町長 |       |       |

# 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水その他の水道災害において、日本水道協会和歌山県支部（以下『県支部』という。）及び和歌山県水道協会（以下『県水協』という。）に所属する市町村（以下『会員』という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

## (組織編成)

第2条 県支部内の会員を6ブロック（以下『ブロック』という。）に分け、その連絡調整として紀北、中紀、紀南の3地区ブロック（以下『地区ブロック』という。）を設け、各ブロック、各地区ブロックに代表都市を設置する。なお、県支部と県水協は互いに連絡を密とする。追って、組織図は別表1のとおりとする。

2 県支部長都市（以下『県支部長』という。）に事務局を設置する。

## (応援体制)

第3条 県支部内に災害が発生した場合は、組織図に基づき、会員は相互応援し、被災会員の水道復旧に全面的に協力する。

なお、日本水道協会関西地方支部から要請があった場合にも組織図に基づき応援協力するものとする。

2 県支部長都市が被災した場合には、前条で規定した地区ブロックで協議し、相互応援体制を確立するものとする。

## (応援内容)

第4条 会員が相互間で行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資材の供出
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

## (要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

会員はブロックで構成されている代表都市への応援を依頼する。

代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地区ブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、県支部長へ応援を要請する。

県支部長は、県内の他の地区ブロックの代表都市に応援を要請、併せて県水協に連絡し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会関西地方支部へ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、別表2により速やかに要請先まで提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援職員の派遣)

第6条 前条により応援要請を受けた水道事業体は、ただちに応援要請を整え被災水道事業体に協力しなければならない。

2 各水道事業体は、応援活動に従事する職員（以下『応援職員』という。）を派遣するときは、必要な給水器具、作業用工具及び緊急資材のほか衣類食料、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援水道事業体名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。

4 応援職員は、被災水道事業体の指示に従って作業に従事するものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 各水道事業体は、応援活動を円滑に行うため、それぞれの担当部課、その所有する物資、車両等を調査し、その結果を別表3により毎年4月末日までに県支部長に提出するものとする。

2 県支部長は、前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ各水道事業体に送付するものとする。

(費用の負担)

第8条 この要綱に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

2 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

3 応援職員が第三者に損害を加えた場合における賠償責任は、応援活動中に生じたものについては被災会員が、被災会員への往復途中に生じたものについては応援会員が負うものとする。

4 前3項の定めにより難いときは、各ブロックの代表都市で協議して定めるものとする。

(訓練)

第9条 会員は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、各ブロックの代表都市が協議して定めるものとする。

(適用)

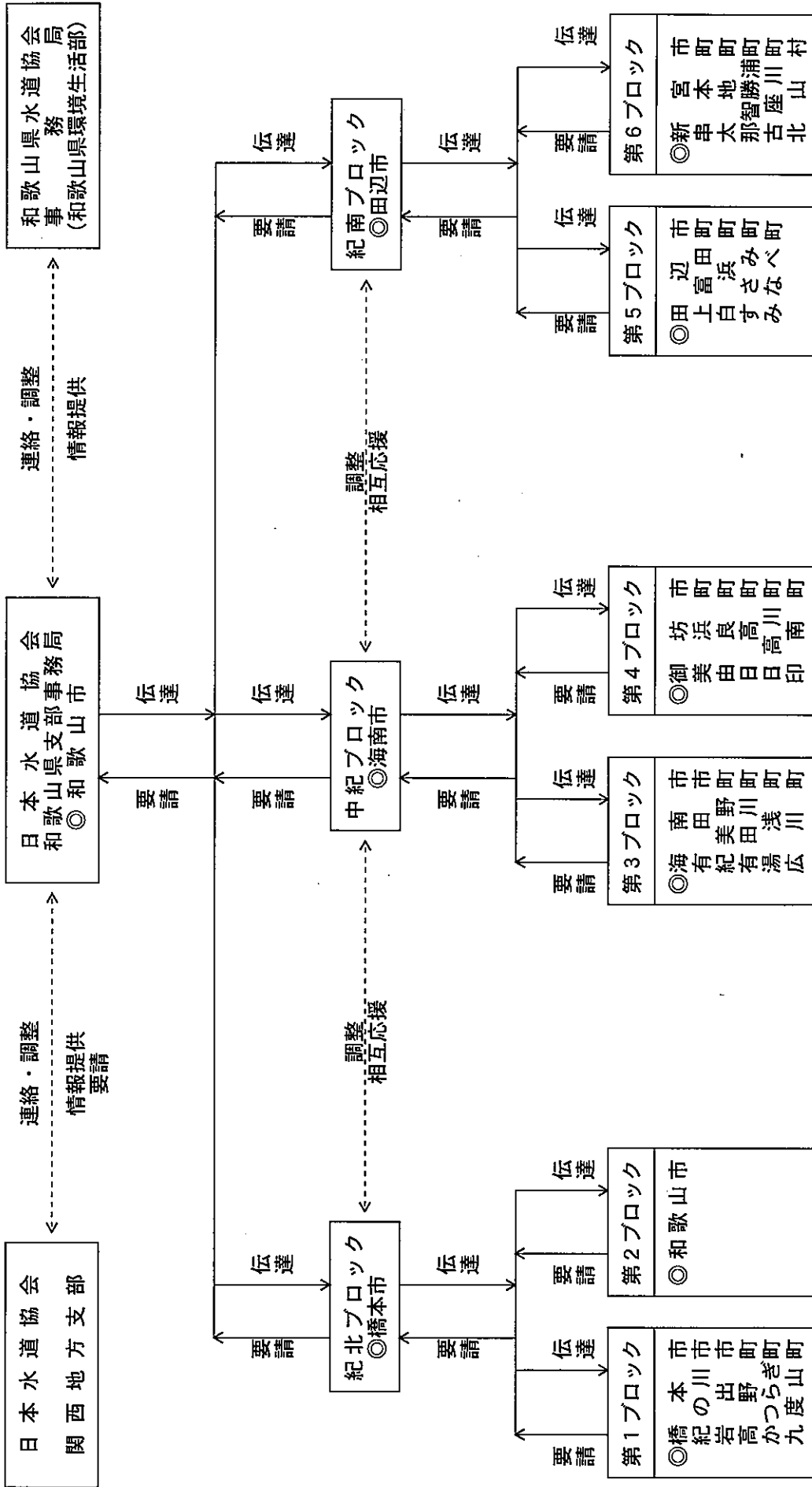
第11条 この要綱は、平成8年3月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年1月1日から適用する。



# 水道災害に伴う相互応援ブロック組織図



| 市町村名  | 施設    |                                                                                                  |
|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 上水道   | 簡易水道                                                                                             |
| 和歌山市  | 和歌山   |                                                                                                  |
| 海南市   | 海南、下津 | 野上中、七山、木津沖野々、高津孟子                                                                                |
| 橋本市   | 橋本    | 西畑、九重                                                                                            |
| 有田市   | 有田    |                                                                                                  |
| 御坊市   | 御坊    |                                                                                                  |
| 田辺市   | 田辺    | 栗栖川、近野、小松原、真砂、川合、鮎川、おおとう<br>福井・下柳瀬、龍神温泉、上宮代、龍神中央、福井・甲斐ノ川、甲斐ノ川・小家<br>湯ノ又・上広井原、三里、本宮、下湯川、請川、川湯、四村西 |
| 新宮市   | 新宮    | 三津ノ、宮井、敷屋、小口、西高田                                                                                 |
| 紀の川市  | 河北、河南 | 高野五百合、荒見、麻生津、西川原、野田原・脇谷、善田・大原、黒川                                                                 |
| 岩出市   | 岩出    |                                                                                                  |
| 紀美野町  | 紀美野   | 中田、河北、河南、美里、毛原、長谷宮                                                                               |
| かつらぎ町 | かつらぎ  | 教良寺、広口、渋田、御所、天野、三好東部、新城、梁瀬、久木                                                                    |
| 九度山町  |       | 九度山、河根、不動谷                                                                                       |
| 高野町   | 高野    | 神谷、富貴                                                                                            |
| 湯浅町   | 湯浅    |                                                                                                  |
| 広川町   |       | 広川、寺袖、山本、津木                                                                                      |
| 有田川町  | 有田川   | 金屋、金屋北、吉原、釜中、岩倉、西ヶ峯、早月、五西月北、粟生<br>三田、清水、久野原、板尾、押手                                                |
| 美浜町   | 美浜    |                                                                                                  |
| 日高町   | 日高    |                                                                                                  |
| 由良町   | 由良    | 三尾川                                                                                              |
| 日高川町  |       | 川辺、早蘇、江川、山野、船着、子十浦、川中、寒川<br>丸山、愛徳                                                                |
| 印南町   |       | 印南、田ノ垣内、切山、印南原、上洞、切目川                                                                            |
| みなべ町  | みなべ   | 上南部、高城、清川、高野                                                                                     |
| 白浜町   | 白浜    | 市江、田野井、口ヶ谷、安居、久木、玉伝、市鹿野、上滝、城                                                                     |
| 上富田町  | 上富田   |                                                                                                  |
| すさみ町  | すさみ   | 江住、佐本、太間川、口和深、立野                                                                                 |
| 串本町   | 串本    | 田原                                                                                               |
| 古座川町  |       | 古座川                                                                                              |
| 那智勝浦町 | 那智勝浦  | 宇久井、下里・太田、浦神                                                                                     |
| 太地町   |       | 太地、夏山                                                                                            |
| 北山村   |       | 大沼・下尾井、七色・竹原                                                                                     |

イ 給水器具 (日本水道協会和歌山県支部調べ)

| 項目    | 車両                     |               |      |       |     | 給水容器 |                   |                   |                   |                     | 機材      |             |        |     |     | その他 |       |        |     |     |       |
|-------|------------------------|---------------|------|-------|-----|------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|---------|-------------|--------|-----|-----|-----|-------|--------|-----|-----|-------|
|       | 給水車<br>(1.5~2ト) (3~4ト) | 給水車<br>(3~4ト) | トラック | クレーン車 | その他 | 仮設水槽 | 給水タンク<br>(0.5~1ト) | 給水タンク<br>(1.2~2ト) | ポリ容器<br>(4.5~60リ) | ポリ容器<br>(60~1,000リ) | その他     | 備考          | 成造給水装置 | ろ過機 | 発電機 | 投光機 | 鉄骨切断機 | 電動キョウ機 | その他 | 備考  |       |
| 和歌山市  | 3                      | 1             | 8    | 1     | 7   |      |                   | 12                | 900               |                     | 42,300  | PR/保(5~20%) |        |     | 3   | 1   | 1     |        |     |     | 水道局   |
| 海南市   |                        | 2             | 12   |       | 6   |      | 7                 |                   | 30                |                     | 1,000   | PR/保(5~20%) |        | 1   | 2   | 5   | 3     |        |     |     | 水道部   |
| 橋本市   | 1                      | 1             |      |       |     |      |                   | 1                 | 390               | 20                  | 2,000   | PR/保(5~20%) |        |     | 3   | 3   |       |        | 50  |     | 上下水道部 |
| 有田市   | 1                      |               |      | 1     | 6   |      | 2                 | 1                 | 500               |                     | 1,000   | PR/保(5~20%) |        |     | 1   | 2   | 2     |        |     |     | 水道事務所 |
| 御坊市   |                        |               | 3    | 1     | 8   |      |                   | 2                 | 146               |                     | 3,789   | PR/保(5~20%) |        |     | 2   | 3   |       |        |     |     | 水道事務所 |
| 田辺市   |                        | 3             | 3    |       | 15  |      | 11                | 2                 | 150               |                     | 23,550  | PR/保(5~20%) |        |     |     |     |       |        |     |     | 水道部   |
| 新宮市   |                        | 1             | 4    | 1     | 3   |      | 6                 | 4                 | 56                |                     | 8,400   | PR/保(5~20%) |        |     | 8   | 6   | 2     |        |     |     | 水道事務所 |
| 紀の川市  |                        |               | 6    |       | 1   |      | 4                 |                   |                   |                     | 2,000   | PR/保(5~20%) |        |     |     |     |       |        |     |     | 水道部   |
| 岩出市   |                        | 1             | 4    |       | 4   |      | 4                 |                   | 62                |                     | 389     | PR/保(5~20%) |        |     | 1   |     |       |        | 2   |     | 上下水道局 |
| 紀美野町  |                        | 1             |      |       |     |      |                   |                   | 58                |                     |         |             |        | 3   | 3   |     |       |        |     |     | 水道課   |
| かつらぎ町 |                        |               | 4    |       | 3   |      | 2                 | 1                 | 130               |                     | 900     | PR/保(5~20%) |        |     | 1   | 2   | 1     |        |     |     | 上下水道課 |
| 九度山町  |                        |               | 1    |       | 2   |      | 6                 | 2                 | 63                |                     |         |             |        |     | 2   | 2   |       |        |     |     | 上下水道課 |
| 高野町   |                        |               | 1    |       |     |      | 1                 | 1                 | 36                |                     |         |             |        | 2   |     |     |       |        |     |     | 生活環境課 |
| 湯浅町   |                        | 3             | 3    |       | 2   |      | 3                 | 1                 | 600               |                     | 1,600   | PR/保(5~20%) |        |     | 2   | 4   |       |        |     |     | 水道事務所 |
| 広川町   |                        | 1             |      |       | 1   |      | 1                 |                   | 126               |                     |         |             |        |     |     |     |       |        |     |     | 水道事務所 |
| 有田川町  |                        | 3             |      |       | 6   |      | 4                 |                   | 50                |                     | 600     | PR/保(5~20%) |        |     | 3   | 6   |       |        |     |     | 水道課   |
| 美浜町   |                        | 1             |      |       | 1   |      |                   |                   | 340               |                     |         |             |        |     | 3   | 4   |       |        |     |     | 上下水道課 |
| 日高町   |                        |               |      |       |     |      |                   |                   |                   |                     | 1,000   | PR/保(5~20%) |        |     |     | 2   |       |        |     |     | 上下水道課 |
| 由良町   |                        |               | 1    |       | 2   |      | 11                |                   | 30                |                     | 1,300   | PR/保(5~20%) |        |     | 1   | 5   | 1     |        |     |     | 上下水道課 |
| 印南町   |                        |               |      |       | 2   |      |                   |                   | 13                |                     |         |             |        |     |     | 1   |       |        |     |     | 生活環境課 |
| みなべ町  | 1                      |               | 2    |       | 2   |      | 9                 | 1                 | 185               |                     |         |             |        | 5   | 4   |     |       |        |     |     | 上下水道課 |
| 日高川町  | 1                      |               | 1    |       | 3   |      | 2                 | 3                 | 120               |                     | 453     | PR/保(5~20%) |        |     | 3   | 5   |       |        |     |     | 上下水道課 |
| 白浜町   |                        |               | 7    |       | 7   |      | 3                 | 4                 | 1,050             |                     | 1,900   | PR/保(5~20%) |        | 1   | 3   | 2   | 1     |        | 300 |     | 上下水道課 |
| 上富田町  |                        |               |      |       |     |      | 2                 |                   |                   |                     | 500     | PR/保(5~20%) |        |     |     |     |       |        |     |     | 上下水道課 |
| すさみ町  | 2                      |               | 2    |       | 1   |      | 1                 |                   | 20                |                     |         |             |        |     | 1   | 1   |       |        |     |     | 水道課   |
| 那智勝浦町 |                        | 3             | 1    |       | 3   |      | 21                |                   |                   |                     | 1,500   | PR/保(5~20%) |        |     | 3   |     |       |        |     |     | 水道課   |
| 太地町   |                        | 2             |      |       |     |      | 14                |                   | 100               |                     | 2,000   | PR/保(5~20%) |        | 1   | 2   | 1   |       |        |     |     | 産業建設課 |
| 古座川町  |                        |               |      |       | 1   |      | 1                 |                   | 60                |                     | 160     | PR/保(5~20%) |        |     |     |     |       |        |     |     | 建設課   |
| 北山村   |                        |               |      | 5     | 17  |      |                   |                   |                   |                     |         |             |        |     | 8   | 13  |       |        |     |     | 住民福祉課 |
| 串本町   |                        | 1             | 4    |       | 4   |      | 6                 | 20                | 400               |                     | 8,000   | PR/保(5~20%) |        | 2   | 2   | 1   |       |        |     |     | 水道課   |
| 計     | 9                      | 8             | 82   | 4     | 107 | 0    | 117               | 64                | 5,615             | 20                  | 100,851 |             | 0      | 4   | 58  | 80  | 12    | 0      | 2   | 350 |       |

## 住宅対策計画

45-01-00 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

県建築住宅課

### 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、和歌山県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては和歌山県土木部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年11月1日

甲 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県知事 西 口 勇

乙 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号  
社団法人 プレハブ建築協会  
会長 辻 昇 平

## 船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と南海フェリー株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模地震発生等の災害時における船舶による輸送等に関し、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合において、甲から乙に対して行う緊急・救援輸送の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震等による大規模災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、別記第1号様式により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- （2）災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- （3）災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- （4）その他船舶による支援業務

（報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、別記第2号様式の文書により報告するものとする。

（経費の負担及び支払い）

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した船舶が故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は可能な限り当該船舶を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その船舶の運航に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第7条 乙の従業員が、この協定に基づく輸送に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、次に掲げる場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成16年9月27日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市湊2835番地の1

南海フェリー株式会社

取締役社長 小西 正弘

## 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と（株式会社オークワ）（以下「乙」という。）とは、県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年 1月 4日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 { 和歌山市中島185番地の3  
株式会社 オークワ  
代表取締役 大桑啓嗣  
  
和歌山市吹上2丁目4の50  
株式会社 松源  
代表取締役 桑原一良

## 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とわかやま市民生活協同組合（以下「乙」という。）と和歌山県生活協同組合連合会（以下「丙」という。）とは、県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

2 丙は、この協定に関し、乙の行う物資供給活動について、会員生協を通じて必要な支援を行うものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年 1月 4日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市太田430-7  
わかやま市民生活協同組合  
理事長 尾添仁

丙 和歌山市太田430-7  
わかやま市民生活協同組合気付  
和歌山県生活協同組合連合会  
会長理事 尾添仁



### 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と三笠コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、県内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に要請する物資は、乙が保有する清涼飲料水全般において、乙の営業に支障のない範囲において乙が供給可能であるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡しは、甲の指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、別記2号様式により速やかに報告するものとする。

（物資の価格等）

第5条 物資は、原則として無償とする。

2 物資の引渡しに係る費用は、災害発生時直前における価格を基準として決定するものとし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（品名及び規格等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の品名及び規格等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれが生じた場合には、乙に対し物資の保有数量の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年8月7日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 奈良県天理市嘉幡町643番地  
三笠コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 末安剛明

## 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、和歌山県内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有数量等を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有数量の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。

ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年8月10日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 新潟県新潟市清水4501-1  
NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長 捧賢一

## 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）とは、和歌山県内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合において、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業用品等
- (3) 食料品及び飲料水
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合には、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時における物資の保有数量等を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定の締結日以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有数量の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成19年3月31日までとする。

ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年8月30日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 大阪府堺市西区鳳東町6丁目637番地1号  
コーナン商事株式会社  
代表取締役社長 足田耕造

その6 県-サントリーフーズ

災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、県内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合において、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に要請する物資は、乙が保有する清涼飲料水全般について、乙の営業に支障のない範囲において、乙が供給可能であるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合は、甲に対して、別記第2号様式により、速やかに報告するものとする。

（物資の価格等）

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（品名及び規格等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の品名及び規格等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれが生じた場合には、乙に対し物資の提供可能数量の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年7月1日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 東京都港区台場2-3-3  
サントリーフーズ株式会社  
代表取締役社長 引田耕治

## 防災関係の協働事業に関する協定

和歌山県（以下、「甲」という。）と株式会社ローソン（以下、「乙」という。）とは、甲乙間で平成15年8月1日付けで締結した「協定書」第2条第1号に基づき、和歌山県域における災害対策に関する地域協働事業の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域住民の災害からの安全確保に資するため、乙が直営店及びフランチャイズ契約により加盟されている店舗（以下、「ローソン店舗」という。）への協力を要請して、地域防災活動に関する協働事業を実施するものとする。

（防災啓発事業）

第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を協力して実施するものとする。

(1) 甲がローソン店舗に災害啓発用看板等の設置場所の提供を依頼しようとするときは、甲乙協議の上、住民への防災情報の提供に協力すること。

(2) 甲が実施する、又はローソン店舗の所在する市町村が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについての広報を甲乙協議し協力すること。

(3) 甲及び乙が共同して防災訓練を実施すること及び甲又は乙が計画する防災訓練にそれぞれ参加すること。

（災害応急対策事業）

第3条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

(1) 乙は、災害によりローソン店舗の所在する地域のN T T回線が断絶又は通信困難な状況に陥った地域の来店者に対し、ローソン店舗を通じてN T T伝言ダイヤルの周知を行うものとする。

(2) 乙は、災害発生時に、ローソン店舗において、帰宅困難者等に対し、災害情報の提供及び支援を可能な範囲で行うものとする。

(3) 災害発生時に甲及び乙が収集した災害情報は、提供すべき内容について協議の上、それぞれが住民に提供するものとする。

(4) 乙は、ローソン店舗を通じて災害情報を把握し、当該情報を甲に提供するように努めるものとする。

（救援物資の調達）

第4条 甲は、県域における大規模災害の発生により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の調達を要請できるものとし、乙は、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

(1) 調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、その他乙が調達可能な物資とする。

(2) 調達の要請は、文書によるものとし、その暇がないときは口頭によることができるものとする。

(3) 物資の取引価格は、災害発生時直前の価格によるものとし、甲は、甲乙協議の上、物資の引渡し後速やかに乙に代金を支払うものとする。

(4) 物資の引渡場所は、甲の調達要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

（マニュアルの整備等及び防災教育）

第5条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に判断し、実施できるよう互いに協力するものとする。

(1) 甲及び乙は、それぞれ行動マニュアルを作成し、これを周知するように努めるものとする。

(2) 乙は、ローソン店舗に対して、防災訓練及び防災教育の啓発に努めるものとする。

（乙への支援）

第6条 甲は、乙の災害対策の地域貢献活動を支援するため、乙に対し、日常から技術的支援を行うとともに、災害時には甲の得た災害情報の提供に努めるものとする。

（甲乙の連携）

第7条 甲及び乙は、地域防災活動に関する協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

（協定の細目）

第8条 第2条から第4条までに定める事業を確実に実施するため、甲は、担当者、連絡先等に関する情報について、乙へ報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、平成16年2月20日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成16年2月20日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 大阪府吹田市豊津町9番1号  
株式会社 ローソン  
代表取締役執行役員 新浪剛史

## 防災関係の協働事業に関する協定

和歌山県（以下、「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下、「乙」という。）とは、甲乙間で平成16年3月25日付けで締結した「協定書」第2条第1号に基づき、和歌山県域における災害対策に関する地域協働事業の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域住民の災害からの安全確保に資するため、乙が直営店及びフランチャイズ契約により加盟されている店舗（以下、「セブン-イレブン店舗」という。）への協力を要請して、地域防災活動に関する協働事業の実施に努めるものとする。

（防災啓発事業）

第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を協力して実施するものとする。

(1) 甲がセブン-イレブン店舗に災害啓発用看板等の設置場所の提供を依頼しようとするときは、甲及び乙並びにセブン-イレブン店舗で協議の上、住民への防災情報の提供に協力すること。

(2) 甲が実施する、又はセブン-イレブン店舗の所在する市町村が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについての広報を甲乙協議し協力すること。

(3) 甲及び乙が共同して防災訓練を実施すること及び甲又は乙が計画する防災訓練にそれぞれ参加すること。

(4) 甲及び乙が必要と認める場合、甲が実施する、又はセブン-イレブン店舗の所在する市町村が実施する防災訓練に対するセブン-イレブン店舗への参加要請

（災害応急対策事業）

第3条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

(5) 乙は、災害によりセブン-イレブン店舗の所在する地域のNTT回線が断絶又は通信困難な状況に陥った地域の来店者に対し、セブン-イレブン店舗を通じてNTT伝言ダイヤルの周知を行うものとする。

(6) 乙は、災害発生時に、セブン-イレブン店舗において、帰宅困難者等に対し、災害情報の提供及び支援を可能な範囲で行うものとする。

(7) 災害発生時に甲及び乙が収集した災害情報は、提供すべき内容について協議の上、それぞれが住民に提供するものとする。

(8) 乙は、セブン-イレブン店舗を通じて災害情報を把握し、当該情報を甲に提供するように努めるものとする。

（救援物資の調達）

第4条 甲は、県域における大規模災害の発生により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の調達を要請できるものとし、乙は、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

(1) 調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、その他乙が調達可能な物資とする。

(2) 調達の要請は、文書によるものとし、その暇がないときは口頭によることができるものとする。

(3) 物資の取引価格は、災害発生時直前の価格によるものとし、甲は、甲乙協議の上、物資の引渡し後速やかに乙に代金を支払うものとする。

(4) 物資の引渡場所は、甲の調達要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

(5) 甲は、物資搬送経路について、乙に情報を提供し、迅速かつ安全な搬送に努めるものとする。

（マニュアルの整備等及び防災教育）

第5条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に判断し、実施できるよう互いに協力するものとする。

(1) 甲及び乙は、それぞれ行動マニュアルを作成し、これを周知するように努めるものとする。

(2) 乙は、セブン-イレブン店舗に対して、防災訓練及び防災教育の啓発に努めるものとする。

（乙への支援）

第6条 甲は、乙の災害対策の地域貢献活動を支援するため、乙に対し、日常から技術的支援を行うとともに、災害時には甲の得た災害情報の提供に努めるものとする。

（甲乙の連携）

第7条 甲及び乙は、地域防災活動に関する協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

（協定の細目）

第8条 第2条から第4条までに定める事業を確実に実施するため、甲は、担当者、連絡先等に関する情報について、乙へ報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、平成17年3月26日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成17年3月26日

甲 和歌山県知事 木村良樹  
乙 東京都港区芝公園四丁目1番4号  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役 山口俊郎

## 防災関係の協働事業に関する協定

和歌山県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、和歌山県内における災害対策に関する地域協働事業の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、災害発生時における地域住民の安全確保に資するため、乙が直営店及びフランチャイズ契約により加盟している店舗（以下「ファミリーマート店舗」という。）への協力を要請して、災害対策に関する地域協働事業の実施に努めるものとする。

（防災啓発事業）

第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を行うものとする。

- (1) 甲が乙及びファミリーマート店舗に防災啓発用看板等の設置場所の提供を依頼したときは、乙及びファミリーマート店舗は設置場所を提供し、住民への防災情報の周知に協力するよう努めるものとする。
- (2) 乙は、甲又は県内市町村が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについて、広報に協力するものとする。
- (3) 乙及びファミリーマート店舗は、甲又は県内市町村が実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（災害応急対策事業）

第3条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 乙は、災害によりファミリーマート店舗の所在する地域の電話回線が断絶又は通信困難な状況に陥った場合は、ファミリーマート店舗を通じて当該店舗の来店者に対し、伝言ダイヤル等の周知を行うものとする。
- (2) 乙は、災害発生時に、ファミリーマート店舗において帰宅困難者等に対し、可能な範囲で災害情報の提供及び支援を行うものとする。
- (3) 乙は、災害発生時に甲から提供のあった災害情報及び乙が自ら収集した災害情報をファミリーマート店舗を通じて住民に提供するものとする。
- (4) 乙は、ファミリーマート店舗を通じて災害情報を収集し、当該情報を甲に提供するように努めるものとする。

（救援物資の調達）

第4条 甲は、県内において災害により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の調達を要請できるものとし、乙は、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

- (1) 調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、その他乙が調達可能な物資とする。
- (2) 調達の要請は、文書によるものとし、そのいとまがないときは口頭によることができるものとする。
- (3) 物資の取引価格は、災害発生時直前における仕入れ価格を基準とするものとし、甲は、甲乙協議の上、物資の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき乙に代金を支払うものとする。
- (4) 物資の引渡場所は、甲が調達要請を行う際に甲乙協議して定めるものとし、甲は、甲の職員又は甲が指定した者を当該場所へ派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。
- (5) 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と見なし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範囲を著しく超えると認められる場合には、甲乙協議の上、費用負担を決定するものとする。
- (6) 乙は、必要に応じて甲から物資搬送経路に関する情報提供を受け、迅速かつ安全な搬送に努めるものとする。

（マニュアルの整備等及び防災教育）

第5条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に実施できるようそれぞれ行動マニュアルを作成し、関係者に周知するように努めるものとする。

2 乙は、ファミリーマート店舗に対して、防災訓練及び防災教育等の実施に努めるものとする。

（乙への支援）

第6条 甲は、乙の災害対策に関する地域協働事業を支援するため、乙に対し、日常から技術的支援を行うとともに、災害時には甲の得た災害情報の提供に努めるものとする。

（甲乙の連携）

第7条 甲及び乙は、災害対策に関する地域協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

（細目）

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第9条 この協定は、平成22年6月24日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年6月24日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸  
乙 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号  
株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長 上田 準 二



## 災害時における救援物資の保管等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県倉庫協会（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資の保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内に地震、風水害その他の災害が発生し、和歌山県災害対策本部が設置された場合において、甲が、乙に対して要請する救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫（以下「物資の保管等」という。）に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものとする。

（救援物資の保管等に関する要請）

第2条 甲は、救援物資の保管が必要と認めるときは、別記第1号様式により乙に対し救援物資の保管を要請する。ただし、文書により要請できない場合は、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、物資の保管等を実施する上で、必要と認めるときは、乙に対し、物資の保管等に関する助言等を行う関係者の派遣を要請する。

（保管及び派遣の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、可能な限りこれに協力し、救援物資の保管及び保管等に関する助言等を行う関係者の派遣を行うものとする。この場合において、乙は物資の保管を乙の指定する会員事業者（以下「乙会員事業者」という。）に行わせるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による要請により救援物資の保管を行った場合は、別記第2号様式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、第2条第2項の規定による要請により派遣を行った場合には、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 派遣したものの所属及び氏名
- (2) 派遣期間及び派遣場所
- (3) その他参考となる事項

（経費の負担）

第5条 救援物資の保管等に要した費用（保管料、荷役料、その他特別に要した費用をいう。以下「保管料等」という。）は、甲が負担する。この場合において、倉庫に係る保管料等は、災害発生時直前における和歌山県の事業者が定めている料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 第3条の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

（保管料等の支払）

第6条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用を甲に請求するものとし、甲は、乙より請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第7条 事故の発生により乙会員事業者による救援物資の保管の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は

速やかに甲に対し、別記第3号様式によりその状況を報告し、指示を受けなければならない。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(損害の負担)

第8条 物資の保管等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙会員事業者の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

(補償)

第9条 第3条の業務を実施するに当たり派遣された者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になった場合は、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、甲乙誠意をもって協議するものとする。

(1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害賠償保険契約により保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合  
(情報提供)

第10条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までの間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年 3月 25日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山県和歌山市西浜796番地の1

和歌山県倉庫協会

会長 八幡修和

## 災害時における救援物資の保管等に関する変更協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県倉庫協会（以下「乙」という。）とは、平成22年3月25日甲乙間において締結した災害時における救援物資の保管等に関する協定（以下「原協定」という。）の一部変更について次のとおり協定を締結する。

1 原協定第1条中「和歌山県災害対策本部が設置された場合」の次に「又は、都道府県間相互の応援措置を行う場合」を加える。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年4月4日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山県和歌山市西浜796番地の1

和歌山県倉庫協会

会長 八幡修和

## 緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県トラック協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり緊急・救援輸送、荷下ろし、仕分け、積込み及び管理業務等（以下「緊急・救援輸送及び荷さばき業務」という。）に関する協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、又は都道府県相互の応援措置に必要な場合において、甲から乙に対して行う緊急・救援輸送及び荷さばき業務の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、緊急・救援輸送及び荷さばき業務を実施する上で乙の応援を必要とするときは、別記第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から前条の応援の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して緊急・救援輸送及び荷さばき業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急・救援輸送及び荷さばき業務に従事した場合は、甲に対し速やかに、別記第2号様式により報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の規定による緊急・救援輸送及び荷さばき業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生直前における適正な地域の事業者の届出運賃・料金等を基準として、甲乙協議し決定するものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した事業用自動車事故、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（補償）

第7条 第3条の規定により、緊急・救援輸送及び荷さばき業務の応援に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は、次に掲げる場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところにより、

その損害を補償する。

- (1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償をうけることができる場合  
(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福祉保健総務課長、乙においては専務理事とする。

(協定の効力停止)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの協定の効力を停止し、既に支払った費用又は補償金がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 第3条の規定による緊急・救援輸送及び荷さばき業務に、暴力団員が従事したとき。

2 前項で停止したこの協定の効力の回復は、甲が文書により行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 甲乙間で締結した平成14年1月4日付け緊急・救援物資輸送に関する協

定書、平成18年3月15日付け緊急・救援物資輸送に関する覚書及び平成19年3月14日付け緊急・救援物資輸送に関する変更協定書は、平成24年3月31日限り廃止する。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成24年4月1日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山市湊1414番地  
社団法人 和歌山県トラック協会  
会 長 龍 田 潤 三

## 緊急・救援輸送及び荷さばき業務要請書

社団法人和歌山県トラック協会 様

和歌山県知事

「緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 災害及び応援を必要とする状況
- 2 応援を必要とする車両・輸送内容等

| 車両の種類（形状） | 最大積載量（t） | 必要台数 | 乗務員数 |
|-----------|----------|------|------|
|           |          |      |      |

| 輸送期間（日時） | 積込場所及び取だし場所 |
|----------|-------------|
|          |             |

| 輸送品目（物資等の品名及び数量） |
|------------------|
|                  |

- 3 応援を必要とする荷さばき業務

| 従事期間 | 従事人数 | 従事内容 |
|------|------|------|
|      |      |      |

- 4 その他参考となる事項

## 緊急・救援輸送及び荷さばき業務実施報告書

和歌山県知事 様

社団法人和歌山県トラック協会

下記のとおり緊急・救援輸送及び荷さばき業務を行いましたので報告します。

### 記

#### 1 緊急・救援輸送業務

| 輸送月日<br>(期間) | 輸送場所<br>(区間及び距離) | 車種<br>(最大積載量) | 台数 | 乗務員数 | 輸送物資等<br>の種類 |
|--------------|------------------|---------------|----|------|--------------|
|              |                  |               |    |      |              |

輸送の応援に要した実費負担の状況（有料道路通行料、駐車場使用料等）

#### 2 荷さばき業務

| 従事期間 | 従事人数 | 従事内容 |
|------|------|------|
|      |      |      |

(その他必要な事項)



## 医療助産計画

46-01-00 災害救助に関する業務委託契約

日赤県支部

県福祉保健総務課

### 委 託 契 約 書

和歌山県知事（以下「甲」という。）と日本赤十字社和歌山県支部長（以下「乙」という。）とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、災害救助に関する業務委託契約を次のとおり締結する。

#### (委託業務)

第1条 非常災害が発生し、甲が法による救助又はその応援の実施を決定したときは、甲は、その実施に関し、医療、助産及び死体の処理に係る業務を乙に委託するものとする。

#### (業務の範囲)

第2条 前条により乙が行う業務の範囲は、次に掲げる事項とする。

#### (1) 医 療

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

#### (2) 助 産

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

#### (3) 死体の処理

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 検案

#### (従事者)

第3条 前条の業務は、乙の編成した救護班及び現地医療班によって行うものとする。

#### (費用の補償)

第4条 この契約により委託した事項を実施するため乙が負担した費用については、法第34条の規定に基づき、その費用のための寄付金その他の収入を控除した額を甲において補償する。

#### (補償の請求及び監査)

第5条 乙は、前条により補償を請求するときは、甲が別に示す様式及び算出基準に従って、甲に請求書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の請求に関し必要があると認めるときは、乙の行った業務について監査することができる。

#### (委託範囲外の費用)

第6条 第2条の規定による範囲を超えて行った業務に対し支弁した費用については、前条第1項の請求か

ら除くものとする。

(非常措置)

第7条 この契約により甲が乙に委託した業務といえども、災害の状況により必要があるときは、甲は、第2条の業務を行うことがある。

(甲の援助)

第8条 この契約で委託した事項の有効適切な実施を図るため甲は、乙の業務を推進援助する。

(有効期間)

第9条 この契約の有効期間は、昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までの1年間とする。

(改訂更新)

第10条 法律の改正等の理由によりこの契約を改訂する必要があるときは、甲、乙速やかに協議のうえ改訂するものとする。

2 この契約の有効期限満了の1ヵ月前までに甲、乙いずれか一方から何らかの意思表示がないときは、期間満了の翌日においてこの契約を更新したものとみなす。

(その他)

第11条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約成立の証としてこの委託契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各々その1通を保有するものとする。

昭和59年4月1日

甲 和歌山県知事  
                    仮 谷 志 良

乙 和歌山市吹上二丁目1-22  
                    日本赤十字社和歌山県支部長  
                    仮 谷 志 良

## 災害時の医療救護についての協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（派遣要請等）

第2条 甲は、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、医療救護班の派遣が可能と判断したときは、医療救護班を派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した医療救護班の派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなす。

（業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する選別（トリアージ）
  - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
  - (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
  - (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
  - (5) その他医療救護活動に必要な措置
- （指揮命令系統等）

第4条 医療救護班に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

2 被災都道府県からの要請を受けて医療救護班を派遣する場合には、被災都道府県の医療救護班受け入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、医療救護班の業務を行う者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（費用弁償）

第5条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

- (1) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
  - (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- （災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が派遣した医療救護班が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

（待機に係る費用）

第7条 医療救護班派遣のための待機に要する費用は、県からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

（損害賠償）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した医療救護班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところによりその損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した医療救護班の活動における事故等に対応するため傷害保険に加入するものとする。

（医事紛争の処理）

第9条 医療救護班が医療救護活動の実施に当たり、診療した患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上解決のため適切な措置を取るものと

する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第11条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年3月18日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 社団法人和歌山県医師会  
会長 柏 井 洋 臣

## 災害時の医療救護についての協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と【災害拠点病院・災害支援病院】（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（派遣要請等）

第2条 甲は、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、医療救護班の派遣が可能と判断したときは、医療救護班を派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した医療救護班の派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなす。

（業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）被災者に対する選別（トリアージ）

（2）傷病者に対する応急処置及び医療

（3）傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（4）被災者の死亡の確認及び死体の検案

（5）その他医療救護活動に必要な措置

（指揮命令系統等）

第4条 医療救護班に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

2 被災都道府県からの要請を受けて医療救護班を派遣する場合には、被災都道府県の医療救護班受け入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、医療救護班の業務を行う者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（費用弁償）

第5条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

（1）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（2）前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が派遣した医療救護班が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

（待機に係る費用）

第7条 医療救護班派遣のための待機に要する費用は、県からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

（損害賠償）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した医療救護班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところによりその損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した医療救護班の活動における事故等に対応するため傷害保険に加入するものとする。

（医事紛争の処理）

第9条 医療救護班が医療救護活動の実施に当たり、診療した患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上解決のため適切な措置を取るものと

する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第11条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年3月18日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 【災害拠点病院・災害支援病院の長】

## 医療救護活動にかかる実費弁償等にかかる覚書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県医師会（以下「乙」という。）との間に締結した災害時の医療救護活動に関する協定書第12条第2項に基づく実費弁償等の内容については、次のとおりとする。

第1条 医療救護班の従事者の派遣に対する実費弁償は、災害救助法施行細則第3条の規定に基づく実費弁償の程度（昭和44年10月14日告示第749号）で定める額とする。

第2条 医療救護班の従事者が医療救護に関する業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の補償は、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例27号）の規定の例によるものとする。

第3条 医療救護班が使用した医薬品等の実費弁償は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号）に基づく使用薬剤の購入価格（薬価基準）の例によるものとする。

2 医療活動により生じた収容医療機関の施設、設備等の損傷にかかる経費は実費とする。

第4条 収容医療機関において、医療救護にかかる医療費の未収が生じたときは、乙は甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときには、調査のうえ支払義務者に対し、支払いを督促するものとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ収容医療機関の負担とならないよう措置するものとする。

この覚書の確認のため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和62年11月19日

甲 和歌山県知事 仮谷 志 良

乙 社団法人 和歌山県医師会  
会 長 角 田 傳

## 災害時の医療救護活動に関する協定

災害時における医療救護活動の万全を期するため、和歌山県（以下「甲」という。）と労働福祉事業団（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動に対するこの協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（労働災害、航空機事故等）を含むものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、和歌山県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で必要があると認める場合は、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（医療救護活動に関する指針の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、医療救護活動に関する指針を策定し、これを甲に提出する。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する選別（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

（医療救護班の輸送等）

第6条 甲は、医療救護班の輸送、通信の確保その他医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。



2 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等については、当該医療救護班が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

(細目)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙協議して調整するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成10年3月31日

甲 和歌山県知事 西 口 勇

乙 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア東館18階  
労働福祉事業団  
理事長 若 林 之 矩

## 災害時の医療救護活動に関する協定実施細目

平成10年3月31日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第7条に基づき、次のとおり細目を定める。

### （医療救護班の派遣要請）

第1条 協定第2条第1項に規定する和歌山県（以下「甲」という。）の労働福祉事業団（以下「乙」という。）に対する医療救護班の派遣要請は、和歌山県知事から労働福祉事業団理事長に対して行うことを原則とする。

2 派遣要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

3 協定第2条第3項に規定する緊急やむを得ない事情とは、県災害対策本部等が設置されていない段階で医療救護班を派遣する必要があると認められる場合又は、医療救護班を派遣する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等によって県災害対策本部等に連絡が取れない場合等をいう。

### （医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条の規定により、医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療救護班毎の医療救護活動報告書（第1号様式）、「医療救護班員名簿」（第2号様式）、及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

### （事故報告）

第3条 乙は、協定第2条の規定に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名、押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成10年3月31日

甲 和歌山県知事 西 口 勇

乙 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア東館18階  
労働福祉事業団  
理事長 若 林 之 矩

## 医療救護班の派遣に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と公益社団法人和歌山県看護協会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護支援について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時に（和歌山県地域防災計画に基づき）効率的な医療救護活動を実施する上で、看護師等を派遣する必要があるときは、乙に対して看護師等で編成される救護（看護）班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、救護（看護）班の派遣が可能と判断したときは、これを派遣するものとする。

（業務）

第3条 救護（看護）班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等における医療救護を実施するために必要な看護業務
- (2) 救護所（支援が必要と甲が認める病院及び診療所（以下「病院等」という。）を含む。）における医療救護に必要な看護業務
- (3) その他医療救護活動を適切に実施するために必要な業務

（指揮命令系統等）

第4条 救護（看護）班に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、救護（看護）班の業務を行う者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（費用弁償）

第5条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

- (1) 救護（看護）班の編成及び派遣に要する経費のうち甲が認めた経費
- (2) 救護（看護）班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が派遣した救護（看護）班が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条第1項の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、同条第5項及び災害救助法施行細則（昭和61年和歌山県規則第29号）第14条第1項の定めるところにより費用を弁償するものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した救護（看護）班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）又は災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和29年和歌山県条例第27号）の規定によりその損害を賠償するものとする。

2 甲は必要に応じて、甲の要請に基づき乙が派遣した救護（看護）班の活動における事故

等に対応するため傷害保険に加入するものとする。

(待機に係る費用)

第8条 救護(看護)班派遣のための待機に要する費用は、県からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

(医事紛争の処理)

第9条 救護(看護)班が医療救護活動の実施に当たり、応対した患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上解決のため適切な措置を取るものとする。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの協定を解除することができる。

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第12条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山市西浜1014-27  
公益社団法人和歌山県看護協会  
会長 木村 佐多子



## (ア) 血液調達先

| 名 称                | 所 在 地        | 電 話          |
|--------------------|--------------|--------------|
| 和歌山県赤十字血液センター      | 和歌山市栄谷字丸江153 | 073-455-6613 |
| 和歌山県赤十字血液センター田辺出張所 | 田辺市芳養町54-1   | 0739-25-0005 |

## (イ) 医薬品等主要調達先

| 本(支)店名                    | 所 在 地           | 電 話          |
|---------------------------|-----------------|--------------|
| アルフレッサ(株) 和歌山支店           | 和歌山市三葛529       | 073-444-6172 |
| 紀北支店                      | 紀の川市名手西野296-1   | 0736-75-5751 |
| 田辺支店                      | 田辺市新庄町96-2      | 0739-23-1791 |
| 新宮支店                      | 新宮市新宮3641-1     | 0735-23-0935 |
| (株)メディセオ 和歌山              | 和歌山市松島225       | 073-471-7123 |
| 紀北支店                      | 橋本市高野口町名古屋273-3 | 0736-42-0603 |
| 御坊支店                      | 日高郡美浜町和田2197-4  | 0738-23-3500 |
| 田辺支店                      | 田辺市稲成町上田山444    | 0739-22-4511 |
| 新宮支店                      | 新宮市井の沢10-8      | 0735-21-2272 |
| (株)ケーエスケー 和歌山支店           | 和歌山市西浜1047-1    | 073-445-6565 |
| 紀北支店                      | 紀の川市粉河797-2     | 0736-73-3971 |
| 紀南支店                      | 田辺市上の山1-12-13   | 0739-22-6621 |
| 新宮支店                      | 新宮市緑ヶ丘1-10-52   | 0735-22-6151 |
| (株)スズケン 和歌山商品センター         | 和歌山市松島323-1     | 073-475-1255 |
| 和歌山支店                     | 和歌山市土佐町3-31-2   | 073-423-6271 |
| 紀北支店                      | 紀の川市打田584-1     | 0736-77-7272 |
| 御坊支店                      | 御坊市湯川町小松原645-6  | 0738-23-0398 |
| 田辺支店                      | 田辺市新万26-17      | 0739-25-5035 |
| 新宮支店                      | 新宮市三輪崎1-6-5     | 0735-31-2010 |
| (株)大黒 和歌山市手平3-8-43        | 和歌山市手平3-8-43    | 073-431-0316 |
| 紀南支店                      | 田辺市新庄町3778-2    | 0739-25-5040 |
| 新宮営業所                     | 新宮市橋本2-5-61     | 0735-22-8833 |
| セイコーメディカル(株) 和歌山市築港6-9-10 | 和歌山市築港6-9-10    | 073-435-2333 |
| 田辺営業所                     | 田辺市新庄町東跡之浦2744  | 0739-25-4535 |
| 新宮営業所                     | 新宮市蜂伏20-22      | 0735-21-1481 |

大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県医薬品卸組合会長上田隆一（以下「乙」という。）とは、和歌山県において地震等の大規模災害が発生した場合、災害医療を適正に行うために、平素から大規模災害に備えた医薬品・衛生材料の流通備蓄について、次のとおり協定を締結する。

（協定業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に要請し、乙は、これに可能な限り応じるものとする。

- （1）業務名 災害対策用医薬品・衛生材料の流通備蓄業務
- （2）業務の内容 発災初動期3日間の救護医療に必要となる緊急処置用医薬品・衛生材料の流通備蓄及び管理
- （3）備蓄品目 和歌山県福祉保健部長と和歌山県医薬品卸組合会長が協議の上、別に定める。
- （4）備蓄場所 和歌山県福祉保健部長と和歌山県医薬品卸組合会長が協議の上、別に定める。

（業務の方法）

第2条 乙は、備蓄品目を備蓄場所において管理するよう努めるものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間、同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

（その他）

第4条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年4月1日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山市杉ノ馬場1-47  
和歌山県医薬品卸組合  
会長 上田隆一

| 分類      | 薬効別              | 一般分類名                   | 商 品 名                                               | 規 格 等          |       |
|---------|------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------|----------------|-------|
| 1       | 解熱鎮痛<br>消炎剤      | アニリン系                   | カロナールシロップ2%                                         | 500ml          |       |
|         |                  |                         | カロナール錠200                                           | 200mg          |       |
|         |                  |                         | カロナール細粒20%                                          | 20%            |       |
|         |                  | フェニル酢酸系                 | ボルタレン錠                                              | 25mg           |       |
|         |                  |                         | ボルタレンSR Cap                                         | 37.5mg         |       |
|         |                  | その他                     | ロキソニン錠                                              | 60mg           |       |
|         |                  |                         | ソセゴン注(又は ベンダジン注)                                    | 15mg           |       |
|         |                  |                         | レペタン注0.2mg                                          | 0.2mg          |       |
|         |                  | インドメタシン系                | インドメタシン坐剤25                                         | 25mg           |       |
|         |                  |                         | インドメタシン坐剤50                                         | 50mg           |       |
| フェニル酢酸系 | ボルタレンサポ25mg      | 25mg                    |                                                     |                |       |
|         | ボルタレンサポ50mg      | 50mg                    |                                                     |                |       |
| 総合感冒剤   |                  | PL配合顆粒                  |                                                     |                |       |
| 2       | 抗生物質<br>関係       | ペニシリン系内服剤               | バセトシカプセル、サワシリンカプセル                                  | 250mg          |       |
|         |                  | セフェム系内服剤                | セフトキシムカプセル、トミロン、メイアクトMS錠、パンスホリンT、ケフラールカプセル、フロモックス錠等 |                |       |
|         |                  | セフェム系合成抗菌剤<br>小児用       | セフトキシム・トミロン細粒、メイアクト・フロモックス小児用細粒                     | 100g           |       |
|         |                  | ニューキノロン系抗生物質            | モキシフラボン錠150、クレビット錠                                  |                |       |
|         |                  | ペニシリン系注射剤               | ペントシリン、ペントシリン静注、ピクシリン                               |                |       |
|         |                  | セフェム系注射剤                | ロシフィン・パンスホリン静注用、セフトキシムα等                            |                |       |
|         |                  | ニューキノロン系抗生物質軟膏          | タリビット眼軟膏                                            |                |       |
| 3       | 全身麻酔剤            | バルビツール酸系                | ラボナール注射用0.5g                                        | 500mg          |       |
|         |                  | プロポフォール                 | 1%プロポフォール「マルイシ」                                     | 1%・50ml        |       |
|         | 局所麻酔剤            | 塩酸プロカイン                 | 日局塩酸プロカイン注1%                                        | 1%・5ml         |       |
|         |                  | 塩酸リドカイン                 | キシロカインホリオン・注射液・注シリンジ                                | 1%             |       |
|         |                  |                         | キシロカインベリ                                            | 2%             |       |
|         | キシロカインホリオンスプレー   |                         | 8%                                                  |                |       |
|         | 非脱分極性麻酔<br>用筋弛緩剤 | 臭化ベクロニウム                | マスキュラックス静注用4mg                                      | 4mg            |       |
|         | 催眠鎮静<br>抗不安剤     | ベンゾジアゼピン系               | 2mgセルシン錠                                            | 2mg            |       |
|         |                  |                         | セルシン注射液10mg                                         | 10mg           |       |
|         |                  |                         | ドルミカム注射液10mg                                        | 10mg           |       |
| 止血剤     | バルビツール酸系         | フェノバル注射液100mg           | 10%・1ml                                             |                |       |
|         | カルバゾクロム系         | アドナ錠30mg、アドナ注(静脈用)100mg |                                                     |                |       |
| 4       | 殺菌消毒<br>剤        | アルコール                   | 消毒用エタノール、ウイパス、アルコール綿等                               |                |       |
|         |                  |                         | ヨウ素化合物                                              | イソジン液(又はホピラール) | 250ml |
|         |                  | 石炭酸類                    | イソジンガーグル                                            | 30ml           |       |
|         |                  |                         | オスバン10%消毒剤、ハイアミン液等                                  | 500ml          |       |
|         |                  | グルコン酸カルキジン              | 5%ヒピテン液等                                            | 500ml          |       |
|         |                  |                         | ビスクラブ、マスキング                                         | 500ml          |       |
|         |                  |                         | 0.5%マスキング水・Wイタール液                                   | 500ml          |       |
|         |                  | 過酸化物質                   | オキシドール                                              | 500ml          |       |
|         |                  | 化膿性疾<br>患用剤             | 外用抗生物質製剤                                            | ゲンタシン軟膏        | 10g   |
|         |                  |                         |                                                     | ソフラチュール貼付剤     | 10枚   |



| 分類        | 薬効別          | 一般分類名           | 商 品 名                                              | 規 格 等               |
|-----------|--------------|-----------------|----------------------------------------------------|---------------------|
|           | 鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤 | バップ剤冷シップ(鎮痛剤なし) | MS冷シップ                                             |                     |
|           |              | バップ剤冷シップ(鎮痛剤入り) | モ-ラスパ <sup>®</sup> シップ30mg、セルタッチパ <sup>®</sup> シップ |                     |
|           | 消化性潰瘍剤       | H2遮断剤内服剤        | ガスター錠20mg                                          | 20mg                |
|           |              | PPI製剤内服剤        | オメプラール錠                                            | 20mg                |
|           |              | H2遮断剤注射剤        | ガスター注射液20mg                                        |                     |
|           | PPI製剤注射剤     | オメプラール静注用       |                                                    |                     |
| 5 強心剤     |              | ジギタリス製剤         | ハーフジゴキシンK Y錠<br>ジゴシン注                              | 0.125mg<br>0.025%   |
|           |              | 塩酸ドパミン          | イノバン注、塩酸ドパミン注キット                                   |                     |
|           |              | 塩酸ドブタミン         | ドブトックス注、ドブトックス点滴静注用600mg                           |                     |
| 利尿剤       |              | フロセミド           | ラシックス錠20mg・40mg                                    | 20mg・40mg           |
|           |              |                 | ラシックス注20mg                                         |                     |
| 血管拡張剤     |              | ニトログリセリン        | ミリスロール注                                            | 5・25・50mg           |
|           |              |                 | ニトパ <sup>®</sup> ン舌下錠、ニトグリセリン舌下錠                   | 0.3mg               |
|           |              | イソソルビット         | ニトロールRカプセル                                         | 20mg                |
| 高血圧狭心症治療剤 |              | ニフェジピン          | アダラートカプセル                                          | 10mg                |
| 拮抗生不整脈治療剤 |              | 塩酸ベラパミル         | ワソラン静注5mg                                          | 2ml                 |
| ARB       |              | カンデサルタンシレキセチル   | プロプレス8mg                                           | 8mg                 |
|           |              | オルメサルタンメドキシミル   | オルメテック20mg                                         | 20mg                |
|           |              | ロサルタンカリウム       | ニューロタン25mg                                         | 25mg                |
|           |              | テルミサルタン         | ミカルディス40mg                                         | 40mg                |
|           |              | バルサルタン          | ディオバン80mg                                          | 80mg                |
| Ca拮抗剤     |              | 塩酸ニカルジピン        | ベルジピン注2mg・10mg                                     | 2ml・10ml            |
| 気管支拡張剤    |              | サルブタモール         | サンタノールインヘラー(アイミール)                                 |                     |
|           |              | テオフィリン          | テオドリップ点滴静注用                                        | 0.1%・200ml          |
| 副腎ホルモン剤   |              | コルチゾン系          | ソルコーテフ注                                            | 100・250・500mg       |
|           |              | プレドニゾン系         | ソルメドロール注                                           | 40・125・500mg        |
|           |              | ノルエピネフリン        | ノルアドレナリン注                                          | 0.1%                |
|           |              | エピネフリン          | ポスミン注<br>ポスミン外用液                                   | 0.1%<br>100ml       |
| 制酸・中和剤    |              | 炭酸水素ナトリウム       | メイロン静注8.4%                                         | 8.4%・20ml           |
| 副交感神経遮断剤  |              | 硫酸アトロピン         | アトロピン硫酸塩注0.5mg/ml                                  | 1ml                 |
| 血液凝固阻止剤   |              | ヘパリン            | ヘパ <sup>®</sup> リン5,000単位/5ml                      | 5ml                 |
|           |              | ワルファリン          | ワーファリン錠1mg                                         | 1mg                 |
| 6 血液代用剤   |              | 生理食塩液類          | 生理食塩液                                              | 20・100・500ml        |
|           |              | 乳酸リンゲル・その他      | ラクテック・ソルラクト、リタ3号等                                  | 500ml               |
|           | 糖類剤          | ブドウ糖製剤          | ブドウ糖注                                              | 5% 500ml・20% 20ml   |
|           |              | その他             | 10%糖液 D-マンニトール等                                    | 10%・500ml 20%・300ml |
| 溶解剤       |              | 注射用水            |                                                    | 20ml・500ml          |
| 7 血液製剤類   |              | 人血清アルブミン        | アルブミン等                                             | 25%・50ml            |
|           |              | 人免疫グロブリン        | 献血グロブリンIH5%静注                                      | 2.5g                |
|           |              | 抗破傷風人免疫グロブリン    | テタノブリン等                                            | 250単位               |
| 8 抗ウイルス薬  |              | リン酸オセルタミビル      | タミフルカプセル75                                         | 75mg                |
| 9 ホルモン剤   |              | すい臓ホルモン剤        | ノボリンR注フレックス <sup>®</sup> ン(速効型)等                   | 300単位               |
|           |              |                 | パント <sup>®</sup> ール <sup>®</sup> パ <sup>®</sup>    |                     |

| 分類 | 薬効別      | 一般分類名     | 商 品 名 | 規 格 等       |
|----|----------|-----------|-------|-------------|
| 10 | 注射器・針    | ディスプレイ注射器 |       | 20ml 22~24G |
|    | 輸液セット    |           |       | 大人用         |
|    | ガット綿・ガーゼ |           |       | 500g        |
|    | 包帯・絆創膏   |           |       | 10巻 24個     |

## 災害時における医療救護活動に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、和歌山県内において地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合における医療救護活動の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、和歌山県地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。  
（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、和歌山県地域防災計画に基づく医療救護活動のうち、調剤、服薬指導及び医薬品の管理等を実施する必要がある場合は、薬剤師で組織する薬剤師班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、災害現場等に設置する医療救護所、医薬品集積所等へ派遣するものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動のうち調剤、服薬指導及び医薬品の管理等を実施するため、甲と協議し災害医療救護計画を作成するものとする。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班は、災害現場等に設置する医療救護所、医薬品集積所及び甲又は市町村が設置する救護所において、次の各号に掲げる業務（以下「調剤等業務」という。）を行うものとする。

- （1）医療救護所における傷病者等に対する調剤及び服薬指導に係る業務
- （2）医療救護所、医薬品集積所及び救護所等における医薬品等の仕分け及び管理に係る業務
- （3）その他医療救護活動のうち薬剤師に係る業務

（指揮命令）

第5条 薬剤師班に係る指揮命令及び調剤等業務の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給、輸送等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の供給、薬剤師班の輸送及び通信の確保等、乙の調剤等業務が円滑に実施できるように必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第7条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が調剤等業務を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- （1）薬剤師班の編成、派遣に要する費用
- （2）薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- （3）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した薬剤師班の班員が負傷し、その活動が原因で疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費について、次に掲げる場合を除き災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところにより、その損害を補償するものとする。

- （1）調剤等業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- （2）当該損害につき、乙若しくは調剤等業務に従事した者が締結する損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- （3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合

（薬剤師会各支部等との調整）

第9条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、市町村の行う医療救護活動が、この協定に準じ、薬剤師会各支部等の協力を得て円滑に実施できるよう乙と必要な調整を行うものとする。

2 乙は、市町村の医療救護活動が円滑に実施できるよう薬剤師会各支部等と必要な調整を行うものとする。

（細目）

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

（その他）

第12条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月14日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山市雑賀屋町19  
社団法人 和歌山県薬剤師会  
会長 岩本 研

## 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県医薬品卸組合会長篠原誠（以下「乙」という。）とは、和歌山県内において地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合（以下「大規模災害」という。）における災害医療を適正に行うため、医薬品及び衛生材料（以下「医薬品等」という。）の確保を図るとともに、緊急救援輸送の適正かつ円滑な運営を期するため、次のとおり協定を締結する。

## （要請）

第1条 甲は、大規模災害における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に医薬品等の調達の要請（以下「調達要請」という。）をするものとする。

2 甲は、調達要請した医薬品等について緊急救援輸送を実施するに当たり、必要があると認めるときは、乙に医薬品等の輸送の要請（以下「輸送要請」という。）をするものとする。

## （要請の方法）

第2条 甲は、調達要請を原則として、災害救助医薬品等調達要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、文書をもって行う時間がないときは、口頭で行い、その後速やかに文書により行うものとする。

2 甲は、輸送要請を原則として、緊急救援輸送要請書（別記第2号様式）により行うものとする。ただし、文書をもって行う時間がないときは、口頭で行い、その後速やかに文書により行うものとする。

## （医薬品等の調達）

第3条 乙は、甲から調達要請があったときは、その保有する若しくは手配可能な医薬品等の供給について、対応可能な範囲内で、優先的に応じるものとする。

## （医薬品等の引渡し）

第4条 医薬品等の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達要請をした医薬品等を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、医薬品等を引渡ししたときは、速やかに災害救助医薬品等引渡報告書（別記第3号様式）を甲に提出するものとする。

## （医薬品等の輸送）

第5条 乙は、甲から輸送要請を受けたときは、通常の業務に支障のない範囲において要請に応じるものとする。

2 乙は、輸送要請に基づき緊急救援輸送を実施したときは、速やかに緊急救援輸送実施報告書（別記第4号様式）を甲に提出するものとする。

3 輸送要請に要した費用（運賃、料金、有料道路通行料、駐車場等使用料等の実費負担額）は、甲が負担するものとする。

4 乙の提供した自動車が事故、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は通常の業務に支障のない範囲において速やかに当該自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

5 乙は、その自動車の運行に対し、事故が発生したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

6 輸送要請に基づき緊急救援輸送に従事した者が、従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲は、次に掲げる場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところにより、その損害を補償するものとする。

（1）応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

（2）当該損害につき、乙若しくは応援に従事した者が契約する損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

（3）当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合

## （医薬品等の価額及び緊急救援輸送の経費並びに支払）

第6条 医薬品等の価額にあつては大規模災害発生前の平常時において通常取引されていた価額、緊急救援輸送の経費にあつては大規模災害発生前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議して決定するものとし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

## （保有数量の報告）

第7条 甲は、必要に応じて医薬品等の保有数量の報告を乙に求めることができる。

## （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

## （その他）

第9条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月25日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山市杉ノ馬場1丁目47

和歌山県医薬品卸組合

会長 篠原誠

## 大規模災害時における医療機器等の供給に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と大阪医療機器協会会長平田泰弘（以下「乙」という。）とは、和歌山県内において地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合（以下「大規模災害」という。）における災害医療を適正に行うため、医療機器及び衛生材料（以下「医療機器等」という。）の確保を図り、緊急救援輸送の適正かつ円滑な運営を期するため、次のとおり協定を締結する。

## （要請）

第1条 甲は、大規模災害における医療機器等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に医療機器等の調達の要請（以下「調達要請」という。）を行うものとする。

2 甲は、調達要請した医療機器等について緊急救援輸送を実施するに当たり、必要があると認めるときは、乙に医療機器等の輸送の要請（以下「輸送要請」という。）をするものとする。

## （要請の方法）

第2条 甲は、調達要請を原則として、災害救助医療機器等調達要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、文書をもって行う時間がないときは、口頭で行い、その後速やかに文書により行うものとする。

2 甲は、輸送要請を原則として、緊急救援輸送要請書（別記第2号様式）により行うものとする。ただし、文書をもって行う時間がないときは、口頭で行い、その後速やかに文書により行うものとする。

## （医療機器等の供給）

第3条 乙は、甲から調達要請があったときは、その保有する若しくは手配可能な医療機器等の供給について、対応可能な範囲内で、優先的に応じるものとする。

## （医療機器等の引渡し）

第4条 医療機器等の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達要請した医療機器等を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、医療機器等を引渡したときは、速やかに災害救助医療機器等引渡報告書（別記第3号様式）を甲に提出するものとする。

## （医療機器等の輸送）

第5条 乙は、甲から輸送要請を受けたときは、通常の業務に支障のない範囲において当該要請に応じるものとする。

2 乙は、輸送要請に基づき緊急救援輸送を実施したときは、速やかに緊急救援輸送実施報告書（別記第4号様式）を甲に提出するものとする。

3 輸送要請に要した費用（運賃、料金、有料道路通行料、駐車場等使用料等の実費負担額）は、甲が負担するものとする。

4 乙は、緊急救援輸送の運行において、事故が発生したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

5 乙の手配した自動車事故、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は通常の業務に支障のない範囲において速やかに当該自動車を交換してその緊急救援輸送を継続しなければならない。

6 輸送要請に基づき緊急救援輸送に従事した者が、従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲は、次に掲げる場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところにより、その損害を補償するものとする。

（1）応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

（2）当該損害につき、乙若しくは応援に従事した者が契約する損害保険契約により保険給付を受けることができる場合

（3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合

## （医療機器等の価額及び緊急・救援輸送の経費並びに支払）

第6条 医療機器等の取引価額は、大規模災害発生前の平常時において通常取引されていた価額、運賃・料金等の算出については、大規模災害発生前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議して決定するものとし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

## （保有数量の報告）

第7条 甲は、必要に応じて医療機器等の保有数量の報告を乙に求めることができる。

## （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間 同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

## （その他）

第9条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月17日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 大阪市西区西本町1-12-19清友ビル7階

大阪医療機器協会

会長 平田泰弘

## 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部和歌山県支部支部長（以下「乙」という。）とは、和歌山県内において地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合（以下「大規模災害」という。）における災害医療を適正に行うため、医薬品等の確保を図り、緊急救援輸送の適正かつ円滑な運営を期するため、次のとおり協定を締結する。

## （要請）

第1条 甲は、大規模災害における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に医薬品等の調達の要請（以下「調達要請」という。）を行うものとする。

2 甲は、調達要請した医薬品等について緊急救援輸送を実施するに当たり、必要があると認めるときは、乙に医薬品等の輸送の要請（以下「輸送要請」という。）を行うものとする。

## （要請の方法）

第2条 甲は、調達要請を原則として、災害救助医薬品等調達要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、文書をもって行う時間がないときは、口頭で行い、その後速やかに文書により行うものとする。

2 甲は、輸送要請を原則として、緊急救援輸送要請書（別記第2号様式）により行うものとする。ただし、文書をもって行う時間がないときは、口頭で行い、その後速やかに文書により行うものとする。

## （医薬品等の範囲）

第3条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医薬品（医療用ガス）
- (2) その他甲が指定するもの  
（医薬品等の引渡し）

第4条 医薬品等の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達要請した医薬品等を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、医薬品等を引渡したときは、速やかに災害救助医薬品等引渡報告書（別記第3号様式）を甲に提出するものとする。

## （医薬品等の輸送）

第5条 乙は、甲から輸送要請を受けたときは、通常の業務に支障のない範囲において当該要請に応じるものとする。

2 乙は、輸送要請に基づき緊急救援輸送を実施したときは、速やかに緊急救援輸送実施報告書（別記第4号様式）を甲に提出するものとする。

3 輸送要請に要した費用（運賃、料金、有料道路通行料、駐車場等使用料等の実費負担額）は、甲が負担するものとする。

4 乙の手配した自動車が事故、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は通常の業務に支障のない範囲において速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

5 乙は、その自動車の運行に対し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

6 輸送要請に基づき緊急救援輸送に従事した者が、従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲は、次に掲げる場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところにより、その損害を補償するものとする。

- (1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙若しくは応援に従事した者が締結する損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合

## （医薬品等の価額及び緊急・救援輸送の経費並びに支払）

第6条 医薬品等の価額にあつては大規模災害発生前の平常時において通常取引されていた価額、緊急救援輸送の経費にあつては大規模災害発生前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議して決定するものとし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

## （保有数量の報告）

第7条 甲は、必要に応じて医薬品等の保有数量の報告を乙に求めることができる。

## （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

## （その他）

第9条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

2 平成20年3月25日付けで甲と有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部和歌山県支部支部長が締結した大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定は、この協定の締結とともに、その効力を失う。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年12月24日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山県和歌山市雑賀崎2017-29  
一般社団法人日本産業・医療ガス協会  
近畿地域本部和歌山県支部  
支部長 的場信之

## 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県製薬協会会長戸田龍吾（以下「乙」という。）とは、和歌山県内において地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合（以下「大規模災害」という。）における災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

## （要請）

第1条 甲は、大規模災害における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の会員が保有する物資の調達を要請するものとする。

## （要請の方法）

第3条 物資の調達に係る要請は、原則として物資調達要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、文書をもって行う時間がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

## （物資の範囲）

第2条 甲が乙に要請する物資は、乙の会員が保有する医薬品、医薬部外品、化粧品及び衛生雑貨品とし、乙の会員の営業に支障のない範囲において乙の会員が供給可能と判断したものとする。

## （物資の引渡し）

第4条 物資の引渡しの場所は、災害の発生状況を勘案し、甲乙協議の上決定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を引渡したときは、物資引渡報告書（別記第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

## （物資の価額等）

第5条 物資の価額は、原則として、大規模災害発生前における通常の販売価額とし、その支払については、甲乙の会員協議の上、できるだけ速やかに乙の会員に支払うものとする。

2 物資の引渡しに係る費用（以下「引渡費」という。）は、大規模災害発生前における引渡費を基準として甲乙協議の上、決定するものとし、甲はできるだけ速やかに乙の会員に支払うものとする。

## （品名及び規格等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時及び乙の必要に応じ、物資の品名及び規格等を供給物資一覧表（別記第3号様式）により、甲に報告するものとする。

2 甲は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれが生じた場合には、乙に対し、物資の供給可能数量の報告を求めることができる。

## （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し、別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

## （その他）

第8条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月17日

甲 和歌山県知事 仁坂 吉伸

乙 和歌山県小松原通1-1

和歌山県製薬協会

会長 戸田 龍吾

出典：平成20年（医師歯科医師薬剤師調査、従事者届）平成21年（医療施設調査）

|          | 医療施設 |        |       |       |       | 医療関係者 |      |       |     |     |              |  |
|----------|------|--------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-----|-----|--------------|--|
|          | 病院   |        | 診療所   |       | 歯科診療所 | 医師    | 歯科医師 | 薬剤師   | 保健師 | 助産師 | 看護婦師<br>准看護師 |  |
|          | 施設数  | 病床数    | 施設数   | 病床数   | 施設数   |       |      |       |     |     |              |  |
| 全 県      | 92   | 14,397 | 1,068 | 1,812 | 556   | 2,720 | 726  | 2,101 | 439 | 238 | 11,809       |  |
| 和歌山市     | 43   | 6,356  | 456   | 656   | 239   | 1,489 | 317  | 1,086 | 110 | 105 | 5,000        |  |
| 海南保健所    | 6    | 684    | 74    | 97    | 39    | 119   | 50   | 138   | 37  | 6   | 651          |  |
| 海南市(※)   | 5    | 377    | 58    | 95    | 36    | 96    | 47   | 123   | 27  | 2   | 480          |  |
| 紀美野町(※)  | 1    | 307    | 16    | 2     | 3     | 23    | 3    | 15    | 10  | 4   | 171          |  |
| 岩出保健所    | 8    | 1,220  | 101   | 196   | 50    | 187   | 66   | 185   | 43  | 26  | 956          |  |
| 紀の川市(※)  | 4    | 648    | 61    | 128   | 28    | 115   | 40   | 107   | 26  | 24  | 562          |  |
| 岩出市      | 4    | 572    | 40    | 68    | 22    | 72    | 26   | 78    | 17  | 2   | 394          |  |
| 橋本保健所    | 7    | 962    | 92    | 85    | 43    | 192   | 57   | 178   | 42  | 20  | 798          |  |
| 橋本市(※)   | 4    | 675    | 69    | 45    | 29    | 147   | 40   | 122   | 25  | 17  | 594          |  |
| かつらぎ町(※) | 1    | 126    | 15    | 39    | 9     | 31    | 12   | 35    | 10  | 3   | 114          |  |
| 九度山町     | 1    | 120    | 4     | 1     | 1     | 8     | 1    | 10    | 4   | -   | 67           |  |
| 高野町      | 1    | 41     | 4     | -     | 4     | 6     | 4    | 11    | 3   | -   | 23           |  |
| 湯浅保健所    | 6    | 973    | 80    | 169   | 38    | 129   | 48   | 112   | 39  | 16  | 784          |  |
| 有田市      | 2    | 298    | 30    | 54    | 15    | 49    | 18   | 49    | 9   | 11  | 242          |  |
| 湯浅町      | 1    | 184    | 16    | 19    | 7     | 32    | 10   | 24    | 14  | -   | 180          |  |
| 広川町      | -    | -      | 5     | 38    | 2     | 4     | 2    | 5     | 4   | -   | 22           |  |
| 有田川町(※)  | 3    | 491    | 29    | 58    | 14    | 44    | 18   | 34    | 12  | 5   | 340          |  |
| 御坊保健所    | 4    | 1,061  | 65    | 156   | 30    | 157   | 36   | 114   | 43  | 14  | 914          |  |
| 御坊市      | 3    | 686    | 30    | 73    | 17    | 108   | 22   | 81    | 17  | 14  | 552          |  |
| 美浜町      | 1    | 375    | 7     | 19    | 1     | 21    | 2    | 13    | 5   | -   | 240          |  |
| 日高町      | -    | -      | 4     | 19    | 3     | 4     | 3    | 7     | 5   | -   | 23           |  |
| 由良町      | -    | -      | 7     | 19    | 3     | 7     | 3    | 2     | 4   | -   | 30           |  |
| 日高川町(※)  | -    | -      | 11    | -     | 3     | 11    | 3    | 7     | 8   | -   | 47           |  |
| 印南町      | -    | -      | 6     | 26    | 3     | 6     | 3    | 4     | 4   | -   | 22           |  |
| 田辺保健所    | 9    | 1,828  | 126   | 217   | 62    | 286   | 87   | 169   | 75  | 36  | 1,781        |  |
| みなべ町(※)  | -    | -      | 10    | 37    | 4     | 9     | 5    | 17    | 7   | 1   | 68           |  |
| 田辺市(※)   | 5    | 1,222  | 82    | 161   | 42    | 214   | 63   | 115   | 43  | 33  | 1,270        |  |
| 白浜町(※)   | 2    | 470    | 17    | 19    | 8     | 37    | 7    | 20    | 13  | 1   | 273          |  |
| 上富田町     | 1    | 64     | 9     | -     | 5     | 18    | 7    | 13    | 8   | 1   | 114          |  |
| すさみ町     | 1    | 72     | 8     | -     | 3     | 8     | 5    | 4     | 4   | -   | 56           |  |



## 46-07-00 保健所管内別医療機関及び医療関係人員一覧

県医務課

出典：平成20年（医師歯科医師薬剤師調査、従事者届）平成21年（医療施設調査）

|              | 医療施設 |       |      |      |       | 医療関係者 |      |      |      |     |              |
|--------------|------|-------|------|------|-------|-------|------|------|------|-----|--------------|
|              | 病院   |       | 診療所  |      | 歯科診療所 | 医師    | 歯科医師 | 薬剤師  | 保健師  | 助産師 | 看護婦師<br>准看護師 |
|              | 施設数  | 病床数   | 施設数  | 病床数  | 施設数   |       |      |      |      |     |              |
| 新宮保健所        | 9    | 1,313 | 74   | 236  | 55    | 161   | 65   | 119  | 50   | 15  | 925          |
| 新宮市(※)       | 3    | 545   | 35   | 149  | 30    | 84    | 39   | 67   | 22   | 11  | 481          |
| 那智勝浦町        | 2    | 248   | 12   | 41   | 14    | 26    | 15   | 21   | 7    | 1   | 160          |
| 太地町          | -    | -     | 4    | 30   | 2     | 4     | 1    | 2    | 3    | -   | 16           |
| 北山村          | -    | -     | 1    | 4    | -     | 1     | -    | -    | 1    | -   | 4            |
| 串本支所<br>(再掲) | (4)  | (520) | (22) | (12) | (9)   | (46)  | (10) | (29) | (17) | (3) | (264)        |
| 串本町(※)       | 4    | 520   | 15   | 10   | 8     | 42    | 9    | 28   | 13   | 3   | 231          |
| 古座川町         | -    | -     | 7    | 2    | 1     | 4     | 1    | 1    | 4    | -   | 33           |

(注) ※印の市町にあっては、合併前の市町村の合計数とした。

| 医師会名    | 住 所                                        | 電 話 ・ F A X                       |
|---------|--------------------------------------------|-----------------------------------|
| 和歌山県医師会 | 〒640-8514 和歌山市南汀丁18番地<br>和歌山東急イン2F         | TEL 073-424-5101 (代) FAX 436-0530 |
| 和歌山市医師会 | 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2<br>県民交流プラザ和歌山ビッグ愛4階 | TEL 073-435-5199 FAX 435-5205     |
| 海南医師会   | 〒642-0002 海南市日方1519-10<br>海南市海南保健福祉センター3階  | TEL 073-483-4791 FAX 483-2623     |
| 那賀医師会   | 〒649-6405 紀の川市東大井350<br>那賀休日急患診療所内         | TEL 0736-77-3151 FAX 77-5334      |
| 伊都医師会   | 〒649-7203 橋本市高野口町名古屋927-1                  | TEL 0736-42-5321 FAX 42-0465      |
| 有田医師会   | 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2430-77<br>湯浅納税協会2階      | TEL 0737-63-5610 FAX 63-6309      |
| 有田市医師会  | 〒649-0304 有田市箕島27<br>有田市文化福祉センター3F         | TEL 0737-83-2372 FAX 85-2105      |
| 日高医師会   | 〒644-0002 御坊市菌290                          | TEL 0738-22-3144 FAX 23-5472      |
| 田辺市医師会  | 〒646-0033 田辺市新屋敷町1-8                       | TEL 0739-22-1978 FAX 24-2895      |
| 西牟婁郡医師会 | 〒649-2211 西牟婁郡白浜町3771-12                   | TEL 0739-42-2067 FAX 43-3124      |
| 東牟婁郡医師会 | 〒649-5172 東牟婁郡太地町森浦703-4<br>南紀パシフィックヴィラ401 | TEL 0735-59-3403 FAX 59-2012      |
| 新宮市医師会  | 〒647-0012 新宮市伊佐田町1丁目2-12                   | TEL 0735-21-1529 FAX 21-5065      |

| 病院名                      | 病床数   |    |    |     |     | 所在地            | 診療科目                                                                                          | 電話           |
|--------------------------|-------|----|----|-----|-----|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|                          | 療養・一般 | 結核 | 感染 | 精神  | 合計  |                |                                                                                               |              |
| 愛徳医療福祉センター               | 60    |    |    |     | 60  | 和歌山市今福3丁目5-41  | 整・内・小・リハ・精・泌尿                                                                                 | 073-425-2391 |
| 石本胃腸肛門病院                 | 44    |    |    |     | 44  | 和歌山市田中町3丁目1    | 内・消・胃・外・肛・放                                                                                   | 073-422-6524 |
| 稲田病院                     | 72    |    |    |     | 72  | 和歌山市和田1175     | 内・消内・小・眼・リハ                                                                                   | 073-472-1135 |
| 井上病院                     | 64    |    |    |     | 64  | 和歌山市小人町南ノ丁20   | 内・消・外・整・脳・リハ                                                                                  | 073-433-2500 |
| 今村病院                     | 52    |    |    |     | 52  | 和歌山市砂山南2丁目4-21 | 内・消・外・脳・肛・放・リハ                                                                                | 073-425-3271 |
| 上山病院                     | 62    |    |    |     | 62  | 和歌山市内原998      | 内・呼内・循内・消内・内視内・外・整・小外・呼外・消外・乳外・こ外・放・リハ・麻・皮                                                    | 073-446-1200 |
| 宇都宮病院                    | 80    |    |    |     | 80  | 和歌山市鳴神505-4    | 内・呼・肛・循・放・麻・胃                                                                                 | 073-471-1111 |
| 神田病院                     |       | 93 |    |     | 93  | 和歌山市雑賀屋町5番地    | 内・呼内                                                                                          | 073-423-0705 |
| 向陽病院                     | 150   |    |    |     | 150 | 和歌山市津秦40       | 内・呼内・消内・循内・外・整・脳・心血管外・泌尿・リハ・放・臨床検査                                                            | 073-474-2000 |
| 医療法人博文会<br>児玉病院          | 44    |    |    |     | 44  | 和歌山市鎮差町1丁目12   | 内・消内・循内・腎内・透析内・鏡内・整・リハ・リウ                                                                     | 073-436-6557 |
| 琴の浦リハビリテーション<br>センター附属病院 | 130   |    |    |     | 130 | 和歌山市毛見1451     | 整・リウ・リハ・麻・泌尿・神内                                                                               | 073-444-3141 |
| 済生会和歌山病院                 | 200   |    |    |     | 200 | 和歌山市十二番丁45     | 内・消内・糖尿病・代内・循内・外・脳・心血管外・整・リハ・放・麻・眼・耳鼻・皮・泌尿                                                    | 073-424-5185 |
| 嶋病院                      | 57    |    |    |     | 57  | 和歌山市西仲間町1丁目30  | 内・精・神内・外・整・泌尿・肛・リハ・胃内                                                                         | 073-431-3900 |
| 須佐病院                     | 93    |    |    |     | 93  | 和歌山市吹屋町4丁目30   | 内・消内・胃腸内・糖尿病内・鏡内・外・整・形・リハ・放・麻                                                                 | 073-427-1111 |
| 角谷整形外科病院                 | 70    |    |    |     | 70  | 和歌山市吉田337      | 内・循・整・形・リハ・放・麻・リウ                                                                             | 073-433-1161 |
| 角谷リハビリテーション病院            | 60    |    |    |     | 60  | 和歌山市納定前筋10-1   | 内・循・整・脳外・リハ・放                                                                                 | 073-475-1230 |
| 誠佑記念病院                   | 112   |    |    |     | 112 | 和歌山市西田井391     | 内・循内・消外・外・整・心・血管外                                                                             | 073-462-6211 |
| 瀬藤病院                     | 80    |    |    |     | 80  | 和歌山市岡山丁71      | 内・消内・循内・外・整・リハ・放                                                                              | 073-424-3181 |
| 高山病院                     | 50    |    |    |     | 50  | 和歌山市小雑賀3丁目1-11 | 内・呼・循・小・外・整・肛・放・皮・胃・理学療法・麻                                                                    | 073-426-2151 |
| 医療法人田村病院                 |       |    |    | 174 | 174 | 和歌山市小倉645      | 精                                                                                             | 073-477-1268 |
| 寺下病院                     | 72    |    |    |     | 72  | 和歌山市和歌町22      | 内・消・循・外・整・脳・リハ・放                                                                              | 073-436-5522 |
| 中谷医科歯科病院                 | 96    |    |    |     | 96  | 和歌山市屋形町1丁目11   | 内・神・肛・リハ・放・歯・呼・消・循                                                                            | 073-433-4488 |
| 医療法人了生会<br>古梅記念病院        | 110   |    |    |     | 110 | 和歌山市新生町5番37号   | 内・外・整・脳・リハ・乳腺外                                                                                | 073-431-0351 |
| 医療法人裕紫会<br>中谷病院          | 195   |    |    |     | 195 | 和歌山市鳴神123-1    | 内・消内・循内・外・整・婦・リハ・放                                                                            | 073-471-3111 |
| 日本赤十字社<br>和歌山医療センター      | 865   |    | 8  |     | 873 | 和歌山市小松原通4丁目20  | 循内・消内・糖尿病・内分泌内・血内・外・小外・乳外・眼・耳・産婦・小・泌尿・腎内・皮・整・口外・放・脳・麻・呼内・心血管外・リハ・神内・精・形成・呼外・心内・リウ・救・病理・漢内・感染内 | 073-422-4171 |
| 橋本病院                     | 118   |    |    |     | 118 | 和歌山市堀止南ノ丁4-31  | 内・消外・消内・循内・外（内視鏡）・整・肛外・リハ・放・麻                                                                 | 073-426-3388 |
| 浜之宮病院                    |       |    |    | 130 | 130 | 和歌山市内原948      | 精・心療内                                                                                         | 073-448-2331 |
| 浜病院                      | 115   |    |    |     | 115 | 和歌山市吹上2丁目4-7   | 内・消内・鏡内・糖尿内・外・放                                                                               | 073-436-2141 |
| 半羽胃腸病院                   | 51    |    |    |     | 51  | 和歌山市堀止南ノ丁4-11  | 内・消内・外・皮・泌尿・肛外・リハ・放・精                                                                         | 073-436-3933 |

平成24年4月1日現在

| 病 院 名                                  | 病 床 数     |    |    |     |       | 所 在 地            | 診 療 科 目                                                              | 電 話          |
|----------------------------------------|-----------|----|----|-----|-------|------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------|
|                                        | 療養・<br>一般 | 結核 | 感染 | 精神  | 合計    |                  |                                                                      |              |
| 福外科病院                                  | 54        |    |    |     | 54    | 和歌山市和歌浦東3丁目5-31  | 内・消内・消外・循内・<br>外・肛外・放・麻・内分<br>泌内・代謝内                                 | 073-445-3101 |
| 藤民病院                                   | 120       |    |    |     | 120   | 和歌山市塩屋3丁目6-2     | 内・消内                                                                 | 073-445-9881 |
| 堀口整形外科病院                               | 150       |    |    |     | 150   | 和歌山市本町5丁目35      | 外・整・内・リハ・麻                                                           | 073-431-1271 |
| 宮本病院                                   |           |    |    | 343 | 343   | 和歌山市塩屋3丁目6-1     | 心療内・精                                                                | 073-444-0576 |
| 向井病院                                   | 70        |    |    |     | 70    | 和歌山市北野283        | 内・外・整・脳・リハ・<br>放・精神・心療内                                              | 073-461-1156 |
| 和歌浦中央病院                                | 165       |    |    |     | 165   | 和歌山市塩屋6丁目2-70    | 内・消内・循内・外・整・泌<br>尿・眼・小・リハ・神<br>内・血内・脳                                | 073-444-1600 |
| 医療法人 旭会<br>和歌浦病院                       |           |    |    | 232 | 232   | 和歌山市和歌浦東3丁目2-38  | 精・心療内                                                                | 073-444-0861 |
| 和歌山県立<br>医科大学附属病院                      | 760       |    |    | 40  | 800   | 和歌山市紀三井寺811-1    | 内・神経・神内・呼・消・<br>循・心血管外・口腔外・<br>小・外・整・脳・泌尿・産婦<br>眼・耳鼻・放・麻・歯外・<br>皮・リハ | 073-447-2300 |
| 和歌山生協病院                                | 149       |    |    |     | 149   | 和歌山市有本143-1      | 内・呼内・消内・循内・<br>神内・糖尿病内・小・<br>外・消外・腎内(透<br>析)・大腸肛門外・リ<br>ハ・放・アレ・リウ・麻  | 073-471-7711 |
| 河西田村病院                                 | 108       |    |    |     | 108   | 和歌山市島橋東ノ丁1-11    | 内・神内・呼内・消内・循<br>内・外・リハ・放・皮・泌<br>尿・小・神経小                              | 073-455-1015 |
| 中江病院                                   | 198       |    |    |     | 198   | 和歌山市船所30-1       | 内・消内・胃腸内・循<br>内・糖尿病内・内視鏡<br>内・脳・外・リハ・放・<br>麻                         | 073-451-0222 |
| 西和歌山病院                                 | 120       |    |    |     | 120   | 和歌山市土入176        | 内・神内・呼・消・循・整・<br>皮・リハ・放                                              | 073-452-1233 |
| 労働者健康福祉機<br>構和歌山労災病院                   | 303       |    |    |     | 303   | 和歌山市木ノ本93-1      | 内・神内・呼内・消内・<br>循内・血内・小・外・呼<br>外・整・脳・皮・泌尿・<br>産婦・眼・耳・リハ・<br>放・麻       | 073-451-3181 |
| 和歌山市保健所<br>計                           | 5,299     | 93 | 8  | 919 | 6,319 |                  |                                                                      |              |
| 公立那賀病院                                 | 300       |    | 4  |     | 304   | 紀の川市打田1282       | 内・呼内・小・外・整・産<br>婦・眼・耳・循内・リウ・<br>脳・呼外・皮・泌尿・リ<br>ハ・放・麻・乳腺外科・<br>精神・神内  | 0736-77-2019 |
| 名手病院                                   | 110       |    |    |     | 110   | 紀の川市名手市場294-1    | 内・整・リハ・眼・脳・<br>放診                                                    | 0736-75-5252 |
| 稲穂会病院                                  | 66        |    |    |     | 66    | 紀の川市粉河756-3      | 内・胃・小・外・整・<br>脳・肛・リハ・放                                               | 0736-74-2100 |
| 貴志川紀和病院                                | 168       |    |    |     | 168   | 紀の川市貴志川町丸瀬1423-3 | 内・外・整・脳・婦・リ<br>ハ・放・麻                                                 | 0736-64-0061 |
| 社会福祉法人和歌<br>山つくし会 つく<br>し医療・福祉セン<br>ター | 136       |    |    |     | 136   | 岩出市中迫665         | 内・小・リハ                                                               | 0736-62-4121 |
| 紀の川病院                                  |           |    |    | 221 | 221   | 岩出市吉田47-1        | 精・神・内・心内                                                             | 0736-62-4325 |
| 殿田胃腸肛門病院                               | 59        |    |    |     | 59    | 岩出市宮117-7        | 内・消内・消外・外・肛<br>外・放・内視鏡内                                              | 0736-62-9111 |
| 富田病院                                   | 156       |    |    |     | 156   | 岩出市紀泉台2          | 内・呼内・消内・循内・糖尿<br>病内・代謝内・内分泌<br>内・内視鏡内・小・リハ・<br>放                     | 0736-62-1522 |
| 岩出保健所<br>計                             | 995       | 0  | 4  | 221 | 1,220 |                  |                                                                      |              |
| 石本病院                                   | 53        |    |    |     | 53    | 海南市船尾365         | 内・消内・循内・呼内・<br>外・消外・呼外・整・泌<br>尿・心・リハ・呼・循・<br>放・皮                     | 073-482-5063 |

| 病 院 名                     | 病 床 数     |    |    |     |     | 所 在 地           | 診 療 科 目                                                                                                                       | 電 話          |
|---------------------------|-----------|----|----|-----|-----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|                           | 療養・<br>一般 | 結核 | 感染 | 精神  | 合計  |                 |                                                                                                                               |              |
| 海南市民病院                    | 150       |    |    |     | 150 | 海南市日方1272-3     | 内・小・外・泌尿・婦・眼・<br>耳・麻・整・皮                                                                                                      | 073-482-4521 |
| 笠松病院                      | 47        |    |    |     | 47  | 海南市船尾196        | 内・外・整・リハ・胃内                                                                                                                   | 073-482-3153 |
| 医療法人恵友会<br>恵友病院           | 50        |    |    |     | 50  | 海南市船尾264-2      | 内・呼内・消外・消内・循<br>内・外・脳・泌尿（透析）・<br>リハ・放診・麻                                                                                      | 073-483-1033 |
| 医療法人晃和会<br>谷口病院           | 60        |    |    |     | 60  | 海南市日方328        | 内・整・リハ・放・胃腸<br>内・透析内・血内・腎内                                                                                                    | 073-482-2500 |
| 国保<br>野上厚生総合病院            | 154       | 53 |    | 100 | 307 | 海草郡紀美野町小畑198    | 内・精・神内・外・整・脳・<br>産婦・眼・耳・リハ・小・循<br>内・呼内・泌尿・消内・<br>消外・肛外                                                                        | 073-489-2178 |
| 海南保健所<br>計                | 514       | 53 | 0  | 100 | 667 |                 |                                                                                                                               |              |
| 医療法人南労会<br>紀和病院           | 212       |    |    |     | 212 | 橋本市岸上18-1       | 内・外・整・循・消・呼・<br>泌尿・神内・皮・放・<br>脳・リハ・麻                                                                                          | 0736-33-5000 |
| 橋本市民病院                    | 300       |    |    |     | 300 | 橋本市小峰台2-8-1     | 内・心療内・呼内・循内・<br>小・外・整・脳・呼外・心<br>管外・皮・泌尿・産婦・眼・<br>耳・リハ・放・麻・乳腺<br>外・歯口外・病理                                                      | 0736-37-1200 |
| 山本病院                      | 92        |    |    |     | 92  | 橋本市東家六丁目7-26    | 内・呼・消・循・リハ・放・<br>整・眼・歯                                                                                                        | 0736-32-8899 |
| 和歌山県立医科大学<br>附属病院紀北分<br>院 | 100       |    | 4  |     | 104 | 伊都郡かつらぎ町妙寺219   | 内・小・外・整・脳・眼・循<br>内・神内・リハ・麻                                                                                                    | 0736-22-0066 |
| 伊藤病院                      | 71        |    |    |     | 71  | 橋本市高野口町伏原1011   | 内・呼内・循内・消内・放・<br>外・消外・整・脳・泌尿・<br>肛外・リハ                                                                                        | 0736-43-1133 |
| 紀の郷病院                     |           |    |    | 120 | 120 | 伊都郡九度山町九度山113-6 | 内・精・神内                                                                                                                        | 0736-54-2288 |
| 橋本保健所<br>計                | 775       | 0  | 4  | 120 | 899 |                 |                                                                                                                               |              |
| 有田市立病院                    | 153       |    | 4  |     | 157 | 有田市宮崎町6         | 内・循・小・外・整・<br>脳・皮・泌尿・産婦・<br>眼・耳・放                                                                                             | 0737-82-2151 |
| 桜ヶ丘病院                     | 99        |    |    |     | 99  | 有田市宮崎町841-1     | 内・胃内・腎内・呼・代<br>謝内・糖尿内・皮・泌<br>尿・婦・眼・リハ・放                                                                                       | 0737-83-0078 |
| 済生会有田病院                   | 184       |    |    |     | 184 | 有田郡湯浅町吉川52-6    | 内・消・循・外・整・眼・耳・<br>リハ・放・心臓血管外                                                                                                  | 0737-63-5561 |
| 有田南病院                     | 71        |    |    |     | 71  | 有田郡有田川町小島15     | 内・皮・泌尿・眼・リ<br>ハ・放                                                                                                             | 0737-52-3730 |
| 県立こころの医療<br>センター          |           |    |    | 300 | 300 | 有田郡有田川町庄31      | 内・精                                                                                                                           | 0737-52-3221 |
| 西岡病院                      | 120       |    |    |     | 120 | 有田郡有田川町小島278-1  | 内・外・消外・大腸肛<br>外・整・形・脳・皮・リ<br>ハ・アレ・リウ・ペイ<br>ン・放・麻                                                                              | 0737-52-6188 |
| 湯浅保健所<br>計                | 627       | 0  | 4  | 300 | 931 |                 |                                                                                                                               |              |
| 整形外科北裏病院                  | 100       |    |    |     | 100 | 御坊市湯川町小松原454    | 内・循・整・呼外・リ<br>ハ・麻                                                                                                             | 0738-22-3352 |
| 北出病院                      | 182       |    |    |     | 182 | 御坊市湯川町財部728-4   | 内・呼内・循内・糖尿病<br>内・代謝内・腎内（透<br>析）・心療内・消内・<br>外・消外・内視鏡内・内<br>視鏡外・乳腺外・肛外・<br>形外・整・脳・リウ・小<br>アレ・小・精・リハ・腫<br>瘍外（緩和、化学療<br>法）・麻・血管外・ | 0738-22-2188 |

平成24年4月1日現在

| 病院名                 | 病床数    |     |    |       |        | 所在地                | 診療科目                                                           | 電話           |
|---------------------|--------|-----|----|-------|--------|--------------------|----------------------------------------------------------------|--------------|
|                     | 療養・一般  | 結核  | 感染 | 精神    | 合計     |                    |                                                                |              |
| 国保日高総合病院            | 300    |     | 4  | 100   | 404    | 御坊市菌116-2          | 内・精・小・外・整・脳・皮・産婦・眼・耳・放・泌尿・麻                                    | 0738-22-1111 |
| (独)国立病院機構和歌山病院      | 355    | 20  |    |       | 375    | 日高郡美浜町和田1138       | 内・呼内・循内・神内・外・呼外・心臓血管外・小・放・歯・リハ                                 | 0738-22-3256 |
| 御坊保健所計              | 937    | 20  | 4  | 100   | 1,061  |                    |                                                                |              |
| (独)国立病院機構南和歌山医療センター | 316    |     |    |       | 316    | 田辺市たきない町27-1       | 内・腫瘍内・精・呼・消・循・小・外・整・脳・心臓血管外・乳腺外・呼外・救急・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・皮・歯科口腔外 | 0739-26-7050 |
| 社会保険紀南病院            | 352    |     | 4  |       | 356    | 田辺市新庄町46-70        | 内・神内・呼・消・循・小・外・整・脳・呼外・心臓血管外・小外・形成外・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・歯科口腔外    | 0739-22-5000 |
| 紀南こころの医療センター        |        |     |    | 254   | 254    | 田辺市たきない町25-1       | 精・神・歯                                                          | 0739-22-2080 |
| 研医会田辺中央病院           | 140    |     |    |       | 140    | 田辺市南新町147          | 内・外・整・リハ・肛外                                                    | 0739-24-5333 |
| 医療法人洗心会玉置病院         | 156    |     |    |       | 156    | 田辺市上屋敷2-5-1        | 内・外・整・脳・婦・消内                                                   | 0739-22-6028 |
| 白浜はまゆう病院            | 270    |     |    |       | 270    | 西牟婁郡白浜町1447        | 内・心療内・神内・呼・消・循・小・外・整・脳・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・麻・リウ・アレ                  | 0739-43-6200 |
| 南紀医療福祉センター          | 64     |     |    |       | 64     | 西牟婁郡上富田町岩田1776-1   | 内・精・小・整・歯                                                      | 0739-47-2175 |
| 国保すさみ病院             | 72     |     |    |       | 72     | 西牟婁郡すさみ町周参見2380    | 内・外・リハ                                                         | 0739-55-2065 |
| 医療法人宝山会白浜小南病院       | 200    |     |    |       | 200    | 西牟婁郡白浜町字小ケ浦3220-9  | 内・リハ・放                                                         | 0739-82-1200 |
| 田辺保健所計              | 1,570  | 0   | 4  | 254   | 1,828  |                    |                                                                |              |
| 串本有田病院              | 174    |     |    |       | 174    | 東牟婁郡串本町有田499-1     | 内・神内・循・外・脳外・皮・眼・リハ・放                                           | 0735-66-1021 |
| くしもと町立病院            | 130    |     |    |       | 130    | 東牟婁郡串本町サンゴ台691-7   | 内・外・整・泌尿・産婦・眼・耳・小・脳外                                           | 0735-62-7111 |
| 医療法人潮岬病院            | 2      |     |    | 178   | 180    | 東牟婁郡串本町潮岬417       | 内・精・心療内                                                        | 0735-62-0888 |
| 新宮保健所串本支所計          | 306    | 0   | 0  | 178   | 484    |                    |                                                                |              |
| 岩崎病院                |        |     |    | 157   | 157    | 新宮市三輪崎1384         | 精                                                              | 0735-31-7153 |
| 財団法人新宮病院            | 84     |     |    |       | 84     | 新宮市仲之町2丁目1-15      | 内・整・リウ・リハ・歯外                                                   | 0735-22-5137 |
| 新宮市立医療センター          | 300    |     | 4  |       | 304    | 新宮市蜂伏18番7号         | 内・神内・循内・小・肛外・整・形・脳・呼・心外・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・歯外                  | 0735-31-3333 |
| 那智勝浦町立温泉病院          | 150    |     |    |       | 150    | 東牟婁郡那智勝浦町天満483-1   | 内・循内・糖内・小・外・整・婦・眼・耳・リハ・放                                       | 0735-52-1055 |
| 日比記念病院              | 99     |     |    |       | 99     | 東牟婁郡那智勝浦町朝日1-221-1 | 内・神・神内・呼・循・外・整・脳・麻・リハ・放                                        | 0735-52-6511 |
| 新宮保健所計              | 633    | 0   | 4  | 157   | 794    |                    |                                                                |              |
| 合計                  | 11,656 | 166 | 32 | 2,349 | 14,203 |                    |                                                                |              |

| 地区          | 医療機関          | 住所               | 電話番号         | 病床数 |
|-------------|---------------|------------------|--------------|-----|
| 和歌山市        | 石本胃腸肛門病院      | 和歌山市田中町3丁目1      | 073-422-6524 | 44  |
|             | 医療法人井上病院      | 和歌山市小人町南ノ丁20     | 073-433-2500 | 64  |
|             | 今村病院          | 和歌山市砂山南2丁目4-21   | 073-425-3271 | 52  |
|             | 河西田村病院        | 和歌山市島橋東ノ丁1-11    | 073-455-1015 | 108 |
|             | 医療法人裕葉会 中谷病院  | 和歌山市鳴神123-1      | 073-471-3111 | 195 |
|             | 上山病院          | 和歌山市内原998        | 073-446-1200 | 62  |
|             | 宇都宮病院         | 和歌山市鳴神505-4      | 073-471-1111 | 80  |
|             | 向陽病院          | 和歌山市津秦40         | 073-474-2000 | 150 |
|             | 済生会和歌山病院      | 和歌山市十二番丁45       | 073-424-5185 | 200 |
|             | 嶋病院           | 和歌山市西仲間町1丁目30    | 073-431-3900 | 57  |
|             | 月山医院          | 和歌山市小松原通1丁目3     | 073-423-2300 | 19  |
|             | 寺下病院          | 和歌山市和歌町22        | 073-436-5522 | 72  |
|             | 誠佑記念病院        | 和歌山市西田井391       | 073-462-6211 | 112 |
|             | 医療法人愛晋会 中江病院  | 和歌山市船所30-1       | 073-451-0222 | 198 |
|             | 中谷医科歯科病院      | 和歌山市屋形町1丁目11     | 073-433-4488 | 96  |
|             | 古梅記念病院        | 和歌山市新生町5番37号     | 073-431-0351 | 110 |
|             | 橋本病院          | 和歌山市堀止南ノ丁4-31    | 073-426-3388 | 118 |
|             | 堀口整形外科病院      | 和歌山市本町5丁目35      | 073-431-1271 | 150 |
|             | 和歌山労災病院       | 和歌山市木ノ本93-1      | 073-451-3181 | 303 |
|             | 県立医科大学附属病院    | 和歌山市紀三井寺811-1    | 073-447-2300 | 800 |
| 和歌山生協病院     | 和歌山市有本143-1   | 073-471-7711     | 149          |     |
| 日赤和歌山医療センター | 和歌山市小松原通4丁目20 | 073-422-4171     | 865          |     |
| 須佐病院        | 和歌山市吹屋町4丁目30  | 073-427-1111     | 93           |     |
| 海南          | 石本病院          | 海南市船尾365         | 073-482-5063 | 53  |
|             | 海南市民病院        | 海南市日方1272-3      | 073-482-4521 | 150 |
|             | 医療法人恵友会 恵友病院  | 海南市船尾264-2       | 073-483-1033 | 50  |
|             | 辻整形外科         | 海南市築地1-50        | 073-483-1234 | 19  |
|             | 辻秀輝整形外科       | 海南市名高178-1       | 073-483-3131 | 19  |
|             | 国保野上厚生総合病院    | 海草郡紀美野町小畑198     | 073-489-2178 | 307 |
| 岩出          | 公立那賀病院        | 紀の川市打田1282       | 0736-77-2019 | 304 |
|             | 名手病院          | 紀の川市名手市場294-1    | 0736-75-5252 | 110 |
|             | 貴志川紀和病院       | 紀の川市貴志川町丸栖1423-3 | 0736-64-0061 | 168 |
|             | 富田病院          | 岩出市紀泉台2          | 0736-62-1522 | 156 |
|             | 長雄整形外科        | 紀の川市下井阪447-1     | 0736-77-5700 | 19  |
|             | 奥クリニック        | 紀の川市黒土263-1      | 0736-77-7800 | 19  |
|             | 医療法人稲穂会 稲穂会病院 | 紀の川市粉河756-3      | 0736-74-2100 | 66  |
|             | 北山産婦人科クリニック   | 紀の川市貴志川町丸栖662-1  | 0736-64-3048 | 7   |

| 地区   | 医療機関                 | 住所               | 電話番号         | 病床数   |
|------|----------------------|------------------|--------------|-------|
| 橋本   | 医療法人南労会 紀和病院         | 橋本市岸上18-1        | 0736-34-1255 | 212   |
|      | 橋本市民病院               | 橋本市小峰台2丁目8-1     | 0736-37-1200 | 300   |
|      | 医療法人博寿会 山本病院         | 橋本市東家6丁目7-26     | 0736-32-8899 | 92    |
|      | 県立医科大学附属病院紀北分院       | 伊都郡かつらぎ町妙寺219    | 0736-22-0066 | 104   |
|      | 伊藤病院                 | 橋本市高野口町伏原1011    | 0736-43-1133 | 71    |
|      | 高野町立高野山総合診療所         | 伊都郡高野町高野山631     | 0736-56-2911 | 19    |
| 湯浅   | 有田市立病院               | 有田市宮崎町6          | 0737-82-2151 | 157   |
|      | 桜ヶ丘病院                | 有田市宮崎町841-1      | 0737-83-0078 | 99    |
|      | 済生会有田病院              | 有田郡湯浅町吉川52-6     | 0737-63-5561 | 184   |
|      | 有田南病院                | 有田郡有田川町小島15      | 0737-52-3730 | 71    |
|      | 西岡病院                 | 有田郡有田川町小島278-1   | 0737-52-6188 | 120   |
| 御坊   | 北出病院                 | 御坊市湯川町財部728-4    | 0738-22-2188 | 182   |
|      | 国保日高総合病院             | 御坊市菌116-2        | 0738-22-1111 | 404   |
|      | 整形外科北裏病院             | 御坊市湯川町小松原454     | 0738-22-3352 | 100   |
|      | (独) 国立病院機構和歌山病院      | 日高郡美浜町和田1138     | 0738-22-3256 | 375   |
| 田辺   | 研医会田辺中央病院            | 田辺市南新町147        | 0739-24-5333 | 140   |
|      | (独) 国立病院機構南和歌山医療センター | 田辺市たきない町27-1     | 0739-26-7050 | 316   |
|      | 社会保険紀南病院             | 田辺市新庄町46-70      | 0739-22-5000 | 356   |
|      | 白浜はまゆう病院             | 西牟婁郡白浜町1447      | 0739-43-6200 | 270   |
|      | 国保すさみ病院              | 西牟婁郡すさみ町周参見2380  | 0739-55-2065 | 72    |
| 串本支所 | くしもと町立病院             | 東牟婁郡串本町サンゴ台691-7 | 0735-62-7111 | 130   |
| 新宮   | 新宮市立医療センター           | 新宮市蜂伏18-7        | 0735-31-3333 | 304   |
|      | 那智勝浦町立温泉病院           | 東牟婁郡那智勝浦町天満483-1 | 0735-52-1055 | 150   |
| 計    |                      |                  |              | 9,772 |



| 広域市町村名 | 所轄保健所名 | 市町村名  | 無医地区名      | 人口    |
|--------|--------|-------|------------|-------|
| 橋本周辺   | 橋本     | かつらぎ町 | 上花園        | 138   |
|        |        | 九度山町  | 東郷・北又      | 93    |
|        |        |       | 丹生川・市平     | 108   |
|        |        | 高野町   | 花坂・湯川      | 207   |
|        | 保健所計   |       | 4          | 546   |
| 有田周辺   | 湯浅     | 有田川町  | 上六川        | 97    |
|        |        |       | 北          | 144   |
|        |        |       | 生石         | 196   |
|        |        |       | 二沢・北野川     | 89    |
|        |        |       | 沼谷         | 68    |
|        |        | 広川町   | 津木         | 943   |
|        |        | みなべ町  | 軽井川・大川・名の内 | 661   |
|        | 保健所計   |       | 7          | 2,198 |
| 田辺周辺   | 田辺     | 田辺市   | 丹生ノ川       | 63    |
|        |        |       | 小家         | 189   |
|        |        |       | 木守         | 88    |
|        |        | すさみ町  | 太間川        | 71    |
|        | 保健所計   |       | 4          | 411   |
| 合計     |        | 8     | 15         | 3,155 |

※ 調査基準日以降の合併により、花園村は橋本市、金屋町及び清水町は有田川町、龍神村、大塔村及び本宮町は田辺市となっている。

トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて患者を識別し、その上で適切な処置や搬送を行うことを意味し、その際に用いる（患者につける）タグ（識別票）をトリアージ・タグという。

また、トリアージ・タグは、被災地内の医療機関においては、簡易カルテとして利用することも可能なものであり、県の緊急医療システムの「広域災害・緊急医療情報システム」の情報項目の「既受入患者数」の的確な把握においても、同タグの活用が期待できる。

一方、トリアージ・タグは、様々な様式・形式のものが使用されており、阪神・淡路大震災時の経験から複数の機関が参集する大規模災害に備えて、標準化を図るべきという指摘も多いことから、下記のとおり和歌山県（統一様式）トリアージ・タグを定めるものとする。

### 1 タグの形式及び寸法

23.2cm（縦）×11.0cm（横）の3枚複写とし、1枚目は『災害現場用』、2枚目は『搬送機関用』とし、本体（3枚目）は『収容医療機関用』とする。

### 2 タグに用いる色の区分

軽処置群を緑色（Ⅲ）、非緊急治療群を黄色（Ⅱ）、最優先治療群を赤色（Ⅰ）、死亡及び不処置群を黒色とする。

### 3 トリアージの原則及び分類

原則は、救命不可能な傷病者に時間をとりすぎること、治療不要の軽傷患者を除外することにある。生命は四肢に優先し、四肢は機能に優先し、機能は美容に優先する。

トリアージのプロトコールを表示すると以下のとおりである。

| 優先度  | 色別 | 疾病状況               | 診断                                    |
|------|----|--------------------|---------------------------------------|
| 第一順位 | 赤  | 生命、四肢の危機的状況        | 呼吸困難、重傷熱傷、多発外傷、大出血、クラッシュシンドローム、ショックなど |
| 第二順位 | 黄  | 数時間処置を遅らせても悪化しない程度 | 中等熱傷、四肢長管骨骨折、脊髄損傷、脱臼など入院治療を要する患者      |
| 第三順位 | 緑  | 軽傷外傷、通院治療が可能       | 打撲、捻挫、外傷、小骨折、過換気症候群、小範囲熱傷など           |
| 第四順位 | 黒  | 生命兆候のないもの          | 死亡又は明らかに生存の可能性がないもの                   |

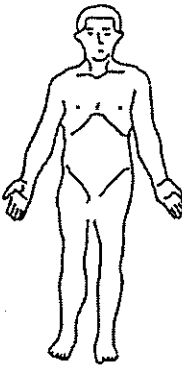
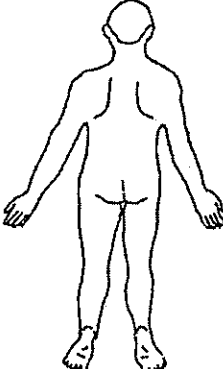
1～3枚目 (表面)

3枚目裏面 (収容医療機関用)

※モギリ部分は3枚目のみ

|                                  |                           |            |                            |
|----------------------------------|---------------------------|------------|----------------------------|
| (災害現場用)                          |                           | 和歌山県       |                            |
| No.                              | 氏名 (Name)                 | 年齢 (Age)   | 性別 (Sex)<br>男 (M)<br>女 (F) |
| 住所 (Address)                     |                           | 電話 (Phone) |                            |
| トリアージ実施月日・時刻<br>月 日 AM 時 分<br>PM |                           | トリアージ実施者氏名 |                            |
| 搬送機関名                            |                           | 収容医療機関名    |                            |
| トリアージ実施場所                        | トリアージ区分<br>0. I II III    |            |                            |
| トリアージ実施機関                        | 医 師<br>救 急 救 命 士<br>そ の 他 |            |                            |
| 症状・傷病名                           |                           |            |                            |
| 特記事項                             |                           |            |                            |
| 0                                |                           | (黒)        |                            |
| I                                |                           | (赤)        |                            |
| II                               |                           | (黄)        |                            |
| III                              |                           | (緑)        |                            |

23.2cm

|                                                                                     |                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 特記事項                                                                                |                                                                                      |
|  |  |
| 0                                                                                   | (黒)                                                                                  |
| I                                                                                   | (赤)                                                                                  |
| II                                                                                  | (黄)                                                                                  |
| III                                                                                 | (緑)                                                                                  |

11.0cm

## 和歌山DMA Tの派遣に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と【和歌山DMA T指定病院】（以下「乙」という。）とは、和歌山DMA T運営要綱（平成21年制定。以下「運営要綱」という。）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等を被災現場へ派遣し、迅速な救命処置を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、和歌山DMA Tを派遣し、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して和歌山DMA Tの派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、和歌山DMA Tの派遣が可能と判断したときは、和歌山DMA Tを派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に和歌山DMA Tを派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した和歌山DMA Tの派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなす。

（活動）

第3条 和歌山DMA Tの活動は、運営要綱第4条に定めるとおりとする。

（指揮命令系統等）

第4条 和歌山DMA Tに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

2 被災都道府県からの要請を受けて和歌山DMA Tを派遣する場合には、当該被災都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、和歌山DMA Tの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（費用弁償）

第5条 甲の要請に基づき乙が派遣した和歌山DMA Tが、運営要綱第4条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

(1) 和歌山DMA Tが携行した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が派遣した和歌山DMA Tが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、同第33条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

（待機に係る費用）

第7条 和歌山DMA T派遣のための待機に要する費用は、県からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

（損害賠償）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した和歌山DMA Tの隊員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した和歌山DMA Tの活動における事故等に対応するため、傷害保険に加入するものとする。

（医事紛争の処理）

第9条 和歌山DMA Tが医療救護活動の実施に当たり、診療した患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上解決のため適切な措置を

とるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第11条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年2月26日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 【和歌山DMAT指定病院の長】

災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

47-01-00 災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等

県福祉保健総務課

| 種類                                                                                                              | 支給・貸付対象となる災害の規模                                                                                                                                                        | 支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額                                                                |                   |                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 災害弔慰金                                                                                                           | 下記の自然災害<br>(1) 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害<br>(2) 都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害<br>(3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害<br>(4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が2以上ある場合の災害 | 市町村のうち当該災害により死亡（災害後3カ月間生死不明の場合を含む）した者の遺族及び負傷し、又は疾病にかかり治ったときに精神又は身体に別に定める程度の障害がある者 |                   |                   |
|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                        | 区分                                                                                | 災害弔慰金             | 災害障害見舞金           |
|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                        | 生計維持者                                                                             | 500万円             | 250万円             |
|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                        | その他                                                                               | 250万円             | 125万円             |
| 災害援護資金                                                                                                          | 県の区域内で災害救助法による適用が行われた市町村が1以上ある自然災害                                                                                                                                     | 市町村の住民のうち当該都道府県内で次の被害を受けた世帯の世帯主                                                   |                   |                   |
|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                        | 災害の種類及び程度                                                                         | 1世帯当たりの貸付限度額      |                   |
|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                        |                                                                                   | 世帯主の1カ月以上の負傷がある場合 | 世帯主の1カ月以上の負傷がない場合 |
|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                        | 家財等の損害がない場合                                                                       | 150万円             |                   |
|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                        | 火災等1/3以上の損害がある場合                                                                  | 250万円             | 150万円             |
|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                        | 住居が半壊した場合                                                                         | 270万円             | 170万円             |
|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                        | 上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合                                             | 350万円             | 250万円             |
|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                        | 住居が全壊した場合                                                                         | 350万円             | 250万円             |
|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                        | 上記の場合で住居の既存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合                                             |                   | 350万円             |
|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                        | 住居の全体が滅失若しくは流失した場合                                                                |                   | 350万円             |
| 注 (1) 所得制限有り<br>(2) 利率 年3% (据置期間中は無利子)<br>(3) 据置期間 3年 (特別の場合は、5年)<br>(4) 償還期間 10年 (据置期間を含む)<br>(5) 償還方法 年賦又は半年賦 |                                                                                                                                                                        |                                                                                   |                   |                   |

| 資金の種類                 | 貸付限度                            | 据置期間      | 償還期限    | 備考                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|---------------------------------|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合支援資金                |                                 |           |         |                                                                                                                                                                                                    |
| 生活支援費<br>※最長1年間の生活費   | (二人以上)月20万円<br>(単身)月15万円        | 6月以内      | 20年以内   |                                                                                                                                                                                                    |
| 住宅入居費<br>※敷金、礼金       | 40万円                            |           |         |                                                                                                                                                                                                    |
| 一時生活再建費<br>※一時的な需要に対応 | 60万円                            |           |         |                                                                                                                                                                                                    |
| 福祉資金                  |                                 |           |         |                                                                                                                                                                                                    |
| 福祉費                   | 580万円<br><br>※資金の用途に応じて目安額を別途設定 | 6月以内      | 20年以内   | 標準となる貸付対象経費<br>・生業を営むために必要な経費<br>・技能習得に必要な経費<br>・住宅の増改築等に必要な経費<br>・負傷又は疾病の療養に必要な経費<br>・災害を受け臨時に必要な経費<br>・冠婚葬祭に必要な経費<br>・住居の転居等に必要な経費<br>・福祉用具等の購入に必要な経費<br>・障害者用自動車の購入に必要な経費<br>・その他日常生活上一時的に必要な経費 |
| 緊急小口資金                | 10万円                            | 2月以内      | 8月以内    |                                                                                                                                                                                                    |
| 教育支援資金                |                                 |           |         |                                                                                                                                                                                                    |
| 教育支援費                 | 月6.5万円                          | 卒業した後6月以内 | 20年以内   |                                                                                                                                                                                                    |
| 就学支度金                 | 50万円                            |           |         |                                                                                                                                                                                                    |
| 不動産担保型生活資金            |                                 |           |         |                                                                                                                                                                                                    |
| (一般世帯向け)              | 月30万円                           | 契約終了後3月以内 | 据置期間終了時 | 貸付限度は、土地の評価額に基づき定められた額を上限として、月額上限は左記のとおり                                                                                                                                                           |
| (要保護世帯向け)             | 生活扶助額の1.5倍                      |           |         |                                                                                                                                                                                                    |

(注)貸付利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%(不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート)。ただし、緊急小口資金及び教育支援資金は無利子。

## 和歌山県広域火葬実施要綱

(趣旨)

第1条 次の場合（以下「大規模災害等」という。）において、この要綱に定めるところにより遺体の円滑な火葬に努めるものとする。

- (1) 大規模災害の発生
- (2) 感染症のまん延
- (3) その他、広域火葬を必要とする事態の発生

(定義)

第2条 この要綱において「広域火葬」とは、大規模災害等により、被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、他の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

(実施の体制)

第3条 広域火葬が必要である場合、県環境生活部県民局食品・生活衛生課（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）は、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

(被害状況の把握及び報告)

第4条 大規模災害等の被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）は、大規模災害等発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動可能性並びに火葬場の火葬能力の把握を行い、県に報告するものとする。

2 県は、被災市町村からの報告に基づき被害状況を取りまとめ、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

(広域火葬の応援・協力の要請)

第5条 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、県に対し、広域火葬の応援要請をするものとする。

2 県は、前項の規定による応援要請又は自らの判断により、応援可能な市町村若しくは火葬場（以下（応援市町村等」という。）、又は近隣府県に対し、広域火葬協力依頼をするとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

3 県及び市町村は、県内又は近隣府県で大規模災害等が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的にこれに対応するものとする。

(火葬場の選定)

第6条 県は、被災市町村又は近隣府県の広域火葬の協力承諾の状況を整理し、広域火葬の応援要請を行った被災市町村（以下、「応援要請市町村」という。）ごとに協力承諾のあった火葬場の割り振りを行い、応援要請市町村に通知するとともに、協力承諾のあった応援市町村等又は都道府県に対し協力依頼の通知を行う。

2 応援要請市町村は、県の割り振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について、火葬場の割り振りを行い、遺族に遺体搬送についての同意を得ることに努めるとともに、



応援市町村等と火葬の実施方法等についての調整を行う。

(遺体の取扱い)

第7条 被災市町村は、遺体の取り扱いについて次の措置を講じるものとする。

- (1) 遺体数に応じた十分な遺体安置所の確保
- (2) 遺体の保存のために必要な物資の調達
- (3) 作業要員の確保
- (4) その他必要事項

2 前項各号の規定による措置を講じることが困難である場合、被災市町村は、県に支援要請することができる。

3 県は、前項の規定により支援要請があったときは、これに応じるものとする。

(遺体の搬送)

第8条 被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資機材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ県公安委員会の確認を受けた緊急車両を用いるものとする。

2 被災市町村は、緊急車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請するものとする。

(住民への情報提供)

第9条 応援要請市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、住民に広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

(災害以外の事由による遺体の火葬)

第10条 応援要請市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。

(火葬に係る特例的取扱い)

第11条 被災市町村は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

(火葬状況の報告)

第12条 応援市町村等は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。

2 前項の報告を行った市町村等以外の市町村又は火葬場は、大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。

3 県は、県内の火葬場別に報告をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

(引取者のいない焼骨の保管)

第13条 引取者のいない広域火葬による焼骨については、応援要請市町村が保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年10月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

保健衛生計画

防疫計画

49-01-00 防疫用資材状況

県健康推進課

|                     | カルシウム<br>(さらし粉) | kg    | クレンソール | kg  | エタノール  | kg    | 消毒用エタノール | kg    | グーグル  | kg  | タール | kg | 塩化ベンザルコニウム | kg   | クロルキシロリン | kg | 次亜塩素酸Na | kg   | ファンム機(肩掛け式) | 台  | ミラスタ | 台 | トロン | 台  | 消毒器 | 台 | 自動洗濯機 | 台 | カーンプロボット | kg |
|---------------------|-----------------|-------|--------|-----|--------|-------|----------|-------|-------|-----|-----|----|------------|------|----------|----|---------|------|-------------|----|------|---|-----|----|-----|---|-------|---|----------|----|
|                     | 和歌山市            |       |        |     |        |       | 70.0     |       |       |     |     |    | 345.0      |      |          |    |         | 12.0 |             | 10 |      | 2 |     | 1  |     |   |       |   |          |    |
| 県下各市町村<br>(和歌山市を除く) |                 |       | 282.5  |     | 1.5    | 906.0 | 1.2      | 845.5 | 45.5  |     |     |    |            |      |          |    | 74.9    |      | 103         |    | 13   |   |     | 38 |     |   |       |   | 55.5     |    |
| 橋本 H C              |                 |       |        |     |        | 10.0  |          | 4.5   |       |     |     |    |            |      |          |    | 0.0     |      | 2           |    |      |   |     |    |     |   |       |   |          |    |
| 岩出 H C              |                 |       |        |     |        | 8.5   |          | 8.0   |       |     |     |    |            |      |          |    | 15.0    |      | 3           |    |      |   |     |    |     |   |       |   | 9.0      |    |
| 海南 H C              |                 |       |        |     |        | 4.5   |          | 2.5   |       |     |     |    |            |      |          |    | 2.5     |      | 3           |    |      |   |     |    |     |   |       |   | 2.5      |    |
| 湯浅 H C              |                 |       |        |     |        | 9.5   |          | 10.0  |       |     |     |    |            |      |          |    | 3.0     |      | 3           |    |      |   |     |    |     |   |       |   |          |    |
| 御坊 H C              |                 |       | 10.0   |     |        | 9.5   |          | 21.0  |       |     |     |    |            |      |          |    |         |      | 3           |    |      |   |     |    |     | 2 |       |   |          |    |
| 田辺 H C              |                 |       |        |     |        | 1.5   |          | 15.0  |       |     |     |    |            |      |          |    | 0.0     |      | 3           |    |      |   |     |    |     |   |       |   |          | 2  |
| 新宮 H C              |                 |       |        |     |        | 12.0  |          | 75.0  |       |     |     |    |            |      |          |    | 7.8     |      | 3           |    |      |   |     |    |     |   |       |   |          | 2  |
| 新宮 H C<br>本支所       |                 |       |        |     |        | 17.0  |          | 39.5  |       |     |     |    |            |      |          |    | 0.0     |      | 5           |    |      |   |     |    |     |   |       |   |          |    |
| 計                   | 0.0             | 537.0 | 292.5  | 1.5 | 1048.5 | 1.2   | 1366.0   | 45.5  | 115.2 | 138 | 15  | 1  | 45         | 67.0 |          |    |         |      |             |    |      |   |     |    |     |   |       |   |          |    |

平成24年4月1日現在

保健衛生計画

防疫計画

49-01-00 防疫用資材状況

県健康推進課

| 市町村   | カルキ生石(さらし粉) | クレンジン | エタノール | 消毒用アルコール | グラフ | アルコール | 塩化ベンザルコニウム | クロルキシリン | 次亜塩素酸Na | ファン機(掛け式) | ミラ | マスク | ト    | 消毒 | 自動 | カイン | アルコール |
|-------|-------------|-------|-------|----------|-----|-------|------------|---------|---------|-----------|----|-----|------|----|----|-----|-------|
| 紀の川市  | 136         | 12    |       | 175      |     | 11.5  |            | 0       | 10      | 5         |    | 0   |      |    |    | 0   | 0     |
| 岩出市   | 0           | 5     |       | 0        | 1.2 | 8.5   |            |         | 40      | 7         |    |     |      |    |    |     | 14    |
| 橋本市   |             | 0     |       | 182      |     | 6.5   |            | 0       | 1       | 0         |    |     |      |    |    | 2   |       |
| かつらぎ町 | 120         | 0     |       | 2.5      |     | 6     |            |         |         | 4         |    |     | 6    |    |    |     | 10    |
| 九度山町  |             |       |       | 2        |     |       |            |         |         | 1         |    |     | 2    |    |    |     |       |
| 高野町   |             | 0     |       | 2        |     |       |            | 0       |         | 2         |    |     | 1    |    |    |     |       |
| 海南市   |             | 0     |       | 10       |     | 12    |            |         |         | 5         |    |     |      |    |    | 1   | 0     |
| 紀美野町  |             | 50    |       | 4        |     | 28    |            |         | 0       | 4         |    |     | 1    |    |    | 1   |       |
| 有田市   |             | 0     |       |          |     | 0     |            |         |         | 0         |    |     |      |    |    | 1   |       |
| 湯浅町   |             |       |       |          |     | 0     |            |         |         | 0         |    |     |      |    |    |     |       |
| 広川町   |             |       |       |          |     |       |            |         |         | 1         |    |     |      |    |    |     |       |
| 有田川町  |             |       |       | 200      |     |       |            |         |         | 1         |    |     |      |    |    |     | 0     |
| 御坊市   |             | 0     |       | 210      |     |       |            |         |         | 0         |    |     |      |    |    |     |       |
| 美浜町   |             | 0     | 0.5   | 0.5      |     | 11    |            |         |         | 3         |    |     |      |    |    |     |       |
| 日高町   |             | 0     | 0     | 10       |     | 0     |            |         |         | 2         |    |     | 2    |    |    |     |       |
| 由良町   |             | 1.5   |       | 0        |     | 6     |            | 0.5     |         | 2         |    |     |      |    |    |     | 0.5   |
| 日高川町  | 185         | 102   |       |          |     | 71    |            |         |         | 5         |    |     |      |    |    | 0   |       |
| 印南町   |             | 24    |       | 3        |     | 2     |            | 0       |         | 0         |    |     |      |    |    | 7   |       |
| 田辺市   | 0           | 25    |       | 2        | 0   | 21.5  |            | 1       | 2.9     | 11        |    |     | 0    |    | 0  | 1   | 0     |
| みなべ町  |             | 2     |       | 3        |     | 61    |            |         | 0       | 2         |    |     |      |    |    | 1   |       |
| 白浜町   |             | 27    |       | 23       |     | 34.5  |            | 40      |         | 12        |    |     |      |    |    | 12  | 31    |
| 上富田町  |             | 0     |       | 10       |     | 21    |            | 4       | 0       | 6         |    |     | 1    |    |    |     |       |
| すさみ町  |             | 3     |       | 15       |     | 10    |            | 0       |         | 2         |    |     |      |    |    | 1   |       |
| 串本町   |             |       |       | 3        |     | 60    |            |         |         | 8         |    |     |      |    |    |     |       |
| 古座川町  |             | 0     |       | 1        |     | 168   |            |         |         | 0         |    |     | 0    |    |    | 0   |       |
| 新宮市   |             | 10    |       | 32       |     | 73    |            |         | 19      | 6         |    |     |      |    |    | 2   |       |
| 那智勝浦町 |             | 16    |       | 2        |     | 218   |            |         | 0       | 8         |    |     |      |    |    | 9   |       |
| 太地町   |             | 2     |       | 12       |     | 10    |            |         | 2       | 4         |    |     |      |    |    |     |       |
| 北山村   |             |       |       | 2        |     | 6     |            |         |         | 2         |    |     |      |    |    |     |       |
| 合計    | 0           | 282.5 | 1.5   | 906      | 1.2 | 845.5 | 45.5       | 74.9    | 103     | 13        | 0  | 38  | 55.5 |    |    |     |       |

平成24年4月1日現在

## 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

和歌山県(以下「甲」という。)と社団法人和歌山県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)とは、地震等の大規模災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するための必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

(2) 災害廃棄物

大規模災害により、倒壊し、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理をする必要が生じた廃棄物をいう。

(3) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに関連する事項をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の被災地域の市町村及び一部事務組合(以下「被災市町村」という。)が実施する災害廃棄物の処理に関し、被災市町村からの協力要請があるときは、乙に協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。ただし、緊急を要する等文書による要請が困難な場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 市町村名

(2) 協力内容

(3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い、災害廃棄物の処理等に関する協力を行うものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況その他必要な情報を、乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。

(1) 市町村名

(2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該処理等に係る被災市町村が負担する。

2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定する。

(損害補償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員が、そのために死亡

し、負傷し又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

（連絡窓口）

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

（1） 甲においては、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

（2） 乙においては、社団法人和歌山県産業廃棄物協会事務局

（協会員の状況等の報告）

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、協会員ごとの収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数等を、3年ごとに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

（他の被災都道府県への応援）

第11条 甲は、災害廃棄物の処理に関し、被災した他の都道府県から協力要請があるときは、この協定に準じて乙に協力を要請するものとする。この場合、乙は、可能な限り協力するものとする。

（協議）

第12条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項その他必要な事項は、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（その他）

第13条 この協定を円滑に運用するために、甲が必要と認めたときは、乙及び被災市町村との調整を行うものとする。

（適用）

第14条 この協定は、平成18年7月26日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成18年7月26日

甲 和歌山県知事

乙 和歌山市十三番丁30番地酒直ビル3階

社団法人和歌山県産業廃棄物協会

会 長

清掃計画

50-01-00 廃棄物処理施設被害状況報告の様式

県循環型社会推進課

番 号  
平成 年 月 日

環境大臣 殿

〇〇市長 氏名 印

廃棄物処理施設被害状況の報告について

標記のことについて、平成 年 月 日の により下記のとおり被害を受けたので報告します。

記

1 災害の概要

（具体的に記入すること、特に暴風、豪雨、洪水による被害の場合は  
降雨量（1時間最大雨量、24時間最大雨量）を必ず記入すること。）

2 全般的被害状況

| 市町村名 | 人的被害 |      |     | 住家の被害 |    |    |      |      | 備考 |
|------|------|------|-----|-------|----|----|------|------|----|
|      | 死者   | 行方不明 | 負傷者 | 全壊    | 流出 | 半壊 | 床上浸水 | 床下浸水 |    |
|      | 人    | 人    | 人   | 戸     | 戸  | 戸  | 戸    | 戸    |    |

3 廃棄物処理施設の被害状況

(1) 被害の概要

(具体的に記入すること。)

(2) 設置主体名 〇〇市

(一部事務組合の場合は、構成市町村名を付記すること。)

(3) 施設名 〇〇し尿処理場

(4) 処理方式 消化方式

(5) 規模 50k1/日

(6) 被害額 2,000,000円

(7) 復旧見込額 2,000,000円

(8) 建設年度 昭和45～46年度

(9) 建設に要した総事業費

（国庫補助金 円  
県費補助金 円  
その他 円）

(10) 災害復旧見込額内訳

| 区 分               | 員 数 | 単 価 | 金 額   | 備 考       |
|-------------------|-----|-----|-------|-----------|
| 送水管復旧工事           | 1 式 | 円   | 〇〇〇 円 | 別紙設計書のとおり |
| 電動機 (3.7kw) 分解修理  | 2 台 | 〇 〇 | 〇〇〇   | 別紙見積書のとおり |
| 電動機 (0.75kw) 分解修理 | 1 台 |     | 〇〇〇   | 〃         |
| 排水ポンプ修理           | 1 式 |     | 〇〇〇   | 〃         |
|                   |     |     |       |           |
|                   |     |     |       |           |
| 計                 |     |     | 〇〇〇   |           |

注) 諸経費の算定にあたっては、昭和59年9月7日蔵計第2150号「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の別表3のとおりとする。

(11) 添付書類

ア 行政区域図 (縮尺1/25,000~1/50,000程度)

(施設の位置を明示すること。)

イ 平面配置図 (縮尺1/100~1/500程度)

(被災部分を色分けすること。)

ウ 被災写真

〔できるだけ詳細に撮影し写真余白に番号を付し上記図面に撮影位置を明示すること。 例 NO. →〕

エ その他参考となる資料



50-02-01 清掃施設等の状況  
ア ごみ焼却施設

県循環型社会推進課

|         | 設置主体               | 処理能力<br>(t/日) | 所在地               | 電話番号         |                   |
|---------|--------------------|---------------|-------------------|--------------|-------------------|
| 和歌山市    | 和歌山市               | 320           | 和歌山市湊1342-39      | 073-433-6663 | 青岸クリンター           |
|         | 和歌山市               | 400           | 和歌山市湊1342-3       | 073-428-4153 | 青岸E林ター            |
| 岩出保健所管内 | 紀の川市               | 15            | 紀の川市東山田289-25     | 0736-77-4804 | 打田美化ター            |
|         | 紀の川市               | 20            | 紀の川市中津川729        | 0736-73-5705 | 粉河クリンター           |
|         | 紀の川市               | 20            | 紀の川市名手西野108       | 0736-75-4001 | 那賀7メティンター         |
|         | 岩出市                | 60            | 岩出市根来             | 0736-62-0814 | 岩出クリンター           |
| 橋本保健所管内 | 橋本周辺広域市町村圏組合       | 101           | 橋本市高野口町大野1827-28  | 0736-42-5300 | 橋本周辺広域ごみ処理場       |
| 海南保健所管内 | 海南市                | 150           | 海南市且来1387-1       | 073-483-8448 | 海南市クリンター          |
|         | 海南市                | 30            | 海南市下津町下津3170-1    | 073-492-0305 | 下津清掃ター (H21.12休止) |
| 湯浅保健所管内 | 有田周辺広域圏事務組合        | 100           | 有田郡有田川町上中島927     | 0737-52-5384 | 環境ター              |
|         | 有田衛生施設事務組合 (RDF施設) | 30            | 有田郡湯浅町湯浅2350      | 0737-63-5444 | リユースなぎ (H18.5休止)  |
| 御坊保健所管内 | 御坊広域行政事務組合         | 98            | 御坊市名田町野島2731-4    | 0738-29-3030 | 御坊広域清掃ター          |
| 田辺保健所管内 | みなべ町               | 20            | 日高郡みなべ町山内1570-113 | 0739-72-3808 | ごみ焼却場             |
|         | 田辺市                | 100           | 田辺市元町2291-6       | 0739-24-6218 | ごみ処理場             |
|         | 上大中清掃施設組合          | 22            | 西牟婁郡上富田町市ノ瀬1862   | 0739-49-0533 | 上大中クリンター          |
|         | 白浜町                | 55            | 西牟婁郡白浜町保呂749      | 0739-45-3800 | 清掃ター              |
|         | 白浜町                | 12            | 西牟婁郡白浜町日置2119     | 0739-52-2750 | 日置川ごみ焼却場          |
|         | すさみ町               | 15            | 西牟婁郡すさみ町周参見4810   | 0739-55-3200 | ゴミ焼却場             |
| 串本支所管内  | 串本町古座川町衛生施設事務組合    | 30            | 東牟婁郡串本町田原宝嶋4176-1 | 0735-74-0017 | 宝嶋クリンター           |
| 新宮保健所管内 | 太地町 (RDF施設)        | 6             | 東牟婁郡太地町太地2638-1   | 0735-59-3758 | 清掃ター              |
|         | 那智勝浦町              | 50            | 東牟婁郡那智勝浦町天満1986   | 0735-52-4564 | クリンター             |
|         | 新宮市                | 49            | 新宮市南桧杖字土ノ河648-34  | 0735-28-5337 | クリンター             |
|         | 合計                 | 1,703         |                   |              |                   |

イ 粗大ごみ処理施設

|         | 設置主体         | 処理能力<br>(t/日) | 所在地              | 電話番号         |               |
|---------|--------------|---------------|------------------|--------------|---------------|
| 和歌山市    | 和歌山市         | 75            | 和歌山市湊1342-3      | 073-428-4153 | 青岸E林ター        |
| 岩出保健所管内 | 紀の川市         | 10            | 紀の川市桃山町最上1316-65 | 0736-67-0022 | 黄桃クリンター不燃物処理場 |
| 橋本保健所管内 | 橋本周辺広域市町村圏組合 | 24            | 橋本市高野口町大野1827-28 | 0736-42-5300 | 橋本周辺広域ごみ処理場   |
| 湯浅保健所管内 | 有田周辺広域圏事務組合  | 30            | 有田郡有田川町上中島927    | 0737-53-5384 | 環境ター          |
| 新宮保健所管内 | 新宮市          | 1             | 新宮市南桧杖字土ノ河648-34 | 0735-28-5337 | クリンター         |
|         | 合計           | 140           |                  |              |               |

ウ し尿処理施設

|             | 設 置 主 体               | 処理能力<br>(kl/日) | 所 在 地              | 電 話 番 号      |                   |
|-------------|-----------------------|----------------|--------------------|--------------|-------------------|
| 和歌山市        | 和歌山市                  | 450            | 和歌山市湊1342          | 073-422-4732 | 青岸工場              |
| 岩出保健<br>所管内 | 那賀衛生環境整備組合            | 165            | 紀の川市桃山町調月12        | 0736-66-1851 | し尿処理施設            |
| 橋本保健<br>所管内 | 橋本伊都衛生施設組合            | 150            | 橋本市学文路172          | 0736-32-0028 | 橋本環境管理センター        |
| 海南保健<br>所管内 | 海南海草環境衛生施設組合          | 130            | 海南市築地1-12          | 073-483-7030 | 海南海草環境衛生センター      |
| 湯浅保健<br>所管内 | 有田衛生施設事務組合            | 38             | 有田郡湯浅町湯浅2350       | 0737-63-5444 | リユースなぎ            |
|             | 有田周辺広域圏事務組合           | 84             | 有田郡有田川町長谷川1152-137 | 0737-32-4451 | クリーンセンター          |
| 御坊保健<br>所管内 | 御坊広域行政事務組合            | 131            | 御坊市熊野1282          | 0738-22-2504 | 御坊列・沖ノ・汚泥再生処理センター |
| 田辺保健<br>所管内 | 田辺市周辺衛生施設組合           | 170            | 田辺市新庄町1177-3       | 0739-26-4730 | 清浄館               |
|             | 富田川衛生施設組合             | 75             | 西牟婁郡白浜町十九淵1182-1   | 0739-45-2111 | 白鳥苑               |
|             | 大辺路衛生施設事務組合           | 30             | 西牟婁郡すさみ町周参見4810    | 0739-55-2424 | 衛生センター            |
| 串本支所<br>管内  | 串本町・古座川町衛生施設事務組合      | 40             | 東牟婁郡串本町有田字稲村883    | 0735-66-0328 | 福村環境管理センター        |
| 新宮保健<br>所管内 | 那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合 | 37             | 東牟婁郡那智勝浦町市屋1054-9  | 0735-52-2325 | 大浦浄苑              |
|             | 紀南環境衛生施設事務組合          | 120            | 新宮市新宮8002-9        | 0735-22-6600 | 南清園               |
|             | 合 計                   | 1,620          |                    |              |                   |

50-02-02 清掃施設等の状況  
工 廃棄物運搬車

県循環型社会推進課

|         | 市町村別  | ごみ処理     |              |            | し尿処理         |              |             |
|---------|-------|----------|--------------|------------|--------------|--------------|-------------|
|         |       | 収集形態     | ごみ運搬車<br>(台) | 積載量<br>(t) | 収集形態         | し尿運搬車<br>(台) | 積載量<br>(kl) |
| 和歌山市    | 和歌山市  | 直営       | 85           | 158.5      | 許可           | 99           | 233.45      |
| 岩出保健所管内 | 紀の川市  | 直営・委託・許可 | 42           | 81.5       | 直営・許可        | 27           | 75.9        |
|         | 岩出市   | 直営       | 10           | 32         | 許可           | 16           | 42          |
| 橋本保健所管内 | 橋本市   | 直営・委託・許可 | 36           | 56.25      | 直営・許可        | 21           | 41.35       |
|         | かつらぎ町 | 直営・委託    | 13           | 20         | 許可           | 13           | 50          |
|         | 九度山町  | 直営・委託    | 5            | 7          | 直営・許可        | 4            | 7           |
|         | 高野町   | 委託       | 13           | 26         | 許可           | 2            | 4           |
| 海南保健所管内 | 海南市   | 直営・委託・許可 | 81           | 156        | 許可           | 38           | 152         |
|         | 紀美野町  | 直営・委託    | 7            | 14         | 許可           | 5            | 15          |
| 湯浅保健所管内 | 有田市   | 直営・委託・許可 | 28           | 69         | 許可           | 13           | 31          |
|         | 湯浅町   | 直営       | 6            | 9.8        | 許可           | 6            | 11          |
|         | 広川町   | 委託       | 2            | 4          | 許可           |              |             |
|         | 有田川町  | 委託・許可    | 17           | 31.2       | 許可           | 14           | 35.1        |
| 御坊保健所管内 | 御坊市   | 許可・委託    | 10           | 21.05      | 許可           | 15           | 40.35       |
|         | 美浜町   | 委託       | 5            | 11         | 許可           | 3            | 9           |
|         | 日高町   | 委託       | 4            | 12         | 許可           | 5            | 17          |
|         | 由良町   | 委託       | 5            | 10         | 許可           | 2            | 6           |
|         | 印南町   | 委託       | 5            | 6          | 許可           | 4            | 11          |
|         | 日高川町  | 直営・委託    | 4            | 10         | 許可           | 13           | 40          |
| 田辺保健所管内 | みなべ町  | 許可・委託    | 31           | 73.03      | 許可           | 8            | 26          |
|         | 田辺市   | 直営・許可・委託 | 113          | 213        | 許可<br>許可     | 37           | 123         |
|         | 上富田町  | 委託       | 4            | 15         | 組合許可         | 13           | 36          |
|         | 白浜町   | 直営・委託・許可 | 45           | 106        | 組合許可<br>組合許可 |              |             |
|         | すさみ町  | 委託       | 4            | 8          | 許可・組合許可      | 6            | 13          |
| 新宮保健所管内 | 古座川町  | 委託       | 5            | 12         | 許可           | 6            | 11          |
|         | 串本町   | 直営・委託    | 19           | 24         | 許可           | 15           | 33          |
| 新宮保健所管内 | 新宮市   | 委託       | 8            | 16         | 許可           | 15           | 30          |
|         | 那智勝浦町 | 委託       | 6            | 12         | 組合許可         | 9            | 18          |
|         | 太地町   | 直営       | 3            | 6          | 組合許可         |              |             |
|         | 北山村   | 直営       | 3            | 9          | 許可           | 9            | 22          |
| 計       |       |          | 619          | 1,229.33   |              | 418          | 1,133.15    |

## 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

## (趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内において地震等の大規模な災害が発生し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合におけるし尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)の収集運搬に関して、和歌山県(以下「甲」という。)が社団法人和歌山県清掃連合会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

## (要請の手続)

第2条 甲は、被災地域の市町村(以下「被災市町村」という。)からし尿等の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請することができるものとする。

## (協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

## (経費負担)

第4条 乙は、当協定に係る支援協力を無償で行うものとし、甲に対し、支援協力を要する一切の経費負担を求めないものとする。

## (連絡窓口)

第5条 この協定の取扱窓口は、甲においては和歌山県県土整備部河川・下水道局生活排水課及び同環境生活部環境政策局循環型社会推進課とし、乙においては社団法人和歌山県清掃連合会事務局とする。

## (その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年 4月13日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市南汀丁22番地  
社団法人和歌山県清掃連合会  
会長 吉村英夫

## 地域活動記録

Fax:

Eメール:

発信元(

)→送信先(

)

・災害発生後の地域の健康課題を把握・解決するのに用い、必要に応じて情報集約場所への報告に用いる

活動チーム(保・看・栄・精・事・歯・医・他 \_\_\_\_\_名)

| 地域名                                  |                                                                      | 記録日時 |       |      |                                           | 記録者<br>(所属)   |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------|-------|------|-------------------------------------------|---------------|
|                                      |                                                                      | 年    | 月     | 日    | 時                                         |               |
| 被害<br>状況                             | 死傷者数 人<br>負傷者数 人<br>その他(住民の様子・家屋状況・がけ崩れ等)                            |      |       |      |                                           | 対策本部の組織(数・場所) |
| 避難<br>状況                             | 避難所数 箇所(備考 )<br>場所: 人(状況 )<br>場所: 人(状況 )<br>場所: 人(状況 )<br>場所: 人(状況 ) |      |       |      |                                           | 避難していない人の状況   |
| 組織的<br>活動<br>状況                      | 班・組織づくり、地区長等リーダーの有無等の状況                                              |      |       |      |                                           | 組織活動等の状況      |
| ライフ<br>ライン・<br>交通の状<br>況             |                                                                      | 可・不可 | 不可の場所 | 見通し等 | 遮断道路・通行上の注意・交通機関の機能<br>など                 |               |
|                                      | 電話                                                                   | 可・不可 |       |      |                                           |               |
|                                      | 電気                                                                   | 可・不可 |       |      |                                           |               |
|                                      | 水道                                                                   | 可・不可 |       |      |                                           |               |
|                                      | ガス                                                                   | 可・不可 |       |      |                                           |               |
| 保健医療<br>福祉の機<br>能やマン<br>パワーの<br>稼働状況 | 医療機関・救護所(数・場所・名称)                                                    |      |       |      | ボランティアを含むマンパワーの種類と数<br>名称(個人・団体)、人数、支援内容等 |               |
|                                      | 福祉機関(数・場所・名称)                                                        |      |       |      |                                           |               |
|                                      | 在宅ケア(数・場所・名称)                                                        |      |       |      |                                           |               |
|                                      | 保健活動(責任者: )                                                          |      |       |      |                                           |               |
| 必要物品                                 | 不足している医薬品・衛生用品など                                                     |      |       |      | 依頼・調達方法                                   |               |
| 情報伝達                                 | 住民への情報・伝達すべき内容                                                       |      |       |      | 要援護者へ配慮した情報伝達手段・内容                        |               |
| 課題<br>と<br>対策                        | 住民のニーズ・優先すべき健康課題                                                     |      |       |      | 必要な援助・対策                                  |               |
| 印象・<br>その他<br>申し送り<br>事項等            |                                                                      |      |       |      |                                           |               |

## 避難所活動記録

|       |         |
|-------|---------|
| 年 月 日 | 記載者(所属) |
|-------|---------|

避難所活動の目的:

- 公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。

- 個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

|                                  |                                     |        |                                 |
|----------------------------------|-------------------------------------|--------|---------------------------------|
| 避難所の概況                           | 避難所名                                | 所在地    | 避難者数: 昼 人・夜 人                   |
|                                  |                                     | 電話・FAX | 施設の広さ                           |
| 組織や活動                            | 交通状態(避難所と外との交通手段)                   |        | 施設の概要図(屋内・外の施設、連絡系統などを含む)       |
|                                  | スペース密度 (過密・適度・余裕)                   |        |                                 |
| 組織や活動                            | 管理統括・代表者の情報                         |        | 避難者への情報伝達手段(黒板・掲示板・マイク・チラシ配布など) |
|                                  | 氏名(立場)                              | その他    |                                 |
|                                  | 連絡体制/命令・指揮系統                        |        |                                 |
|                                  | ボランティア                              |        |                                 |
|                                  | 自主組織                                |        |                                 |
| 環境的側面                            | 医療の提供状況                             |        | 対応                              |
|                                  | 救護所: 有・無                            |        |                                 |
|                                  | 地域の医師との連携: 有・無                      |        |                                 |
|                                  | 現在の状態                               |        |                                 |
|                                  | ガス・電気・給水・電話・冷暖房・照明・洗濯機・飲み水(使用可に○)   |        |                                 |
|                                  | 床( ), 温湿度(適・不適)、履き替え: 有・無           |        |                                 |
|                                  | 食事: 回数( /日)、配食者( ), 食事環境(良・不良)      |        |                                 |
|                                  | 主な内容( ), 炊き出し(有・無)                  |        |                                 |
|                                  | 清掃(良・普・不良)、ごみ処理の状況(適・不適)            |        |                                 |
|                                  | 残品処理(適・不適)、保管場所(部屋・廊下・テント・倉庫・他)     |        |                                 |
|                                  | トイレ( 箇所、状態: 良・不良) ・手洗い( 箇所、消毒: 有・無) |        |                                 |
|                                  | 入浴(浴槽・シャワー)、寝具( ), 清潔さ(適・不適)        |        |                                 |
|                                  | プライバシーの確保(適・不適)、生活騒音(適・不適)          |        |                                 |
|                                  | 避難者の人間関係(良好・不良)、援助者との関係(良好・不良)      |        |                                 |
| ペットの状況(適・不適)、その他                 |                                     |        |                                 |
| 空気の流れや換気(良・不良)、粉塵(良・不良)、湿度(良・不良) |                                     |        |                                 |
| 喫煙所(有・無)、分煙(有・無)、受動喫煙防止(適・不適)    |                                     |        |                                 |
| 防疫的側面                            | 風邪様症状(咳・発熱など)                       |        |                                 |
|                                  | 食中毒様症状(下痢・嘔吐など)                     |        |                                 |
|                                  | 感染症症状、その他                           |        |                                 |

|                   |                         | 本日の状態 |           |         |                            | 対応・特記事項 |
|-------------------|-------------------------|-------|-----------|---------|----------------------------|---------|
| 対象特性的側面(配慮を要する人々) | 乳幼児                     | 慢性疾患  |           |         |                            |         |
|                   | ( )人                    | ( )人  |           |         |                            |         |
|                   | 妊産婦                     | 感染症   |           |         |                            |         |
|                   | ( )人                    | ( )人  |           |         |                            |         |
|                   | 小学生                     | 精神保健  |           |         |                            |         |
|                   | ( )人                    | ( )人  |           |         |                            |         |
|                   | 中高生                     | 難病    |           |         |                            |         |
|                   | ( )人                    | ( )人  |           |         |                            |         |
|                   | 高齢者                     | →     | うち把握した    |         |                            |         |
|                   | ( )人                    |       | 要支援・介護認定者 |         |                            |         |
|                   |                         | ( )人  |           |         |                            |         |
|                   | 要介護者(高齢者除く)             | その他   |           |         |                            |         |
|                   | ( )人                    | ( )人  |           |         |                            |         |
|                   | 心障がい者                   |       |           |         |                            |         |
|                   | ( )人                    |       |           |         |                            |         |
| 疾病問題              | (難病、認知症、精神疾患、慢性疾患、結核など) |       |           |         | 対応・特記事項                    |         |
|                   | 氏名                      | 疾患名   | 治療継続状況    | 困っていること | 在宅酸素・透析・人工呼吸器等の使用者の有無・対応など |         |
|                   |                         |       |           |         |                            |         |
|                   |                         |       |           |         |                            |         |
|                   |                         |       |           |         |                            |         |
| 避難所特有の健康問題        | 人数の把握                   | 15歳以下 | 16~64歳    | 65歳以上   | 対応・特記事項                    |         |
|                   | 便秘                      |       |           |         |                            |         |
|                   | 頭痛                      |       |           |         |                            |         |
|                   | 食欲不振                    |       |           |         |                            |         |
|                   | 嘔吐                      |       |           |         |                            |         |
|                   | 発熱                      |       |           |         |                            |         |
|                   | 不眠                      |       |           |         |                            |         |
|                   | 不安                      |       |           |         |                            |         |
| その他               |                         |       |           |         |                            |         |
| まとめ               | 全体の健康状態                 |       |           |         |                            |         |
|                   | 活動内容                    |       |           |         |                            |         |
|                   | 印象                      |       |           |         |                            |         |
|                   | 課題/申し送り                 |       |           |         |                            |         |

# 被災地域における保健活動日報

避難所名: \_\_\_\_\_

報告者氏名: \_\_\_\_\_

|      |     |             |
|------|-----|-------------|
| 市町村名 | 活動日 | 平成 年 月 日( ) |
|------|-----|-------------|

## 従事者数

| 保健師   |         |       |         | 看護師  |    |    |        |        |     |
|-------|---------|-------|---------|------|----|----|--------|--------|-----|
| 和歌山県  |         | 県内市町村 |         | 他道府県 | 公務 |    | ボランティア |        |     |
| 被災保健所 | 被災保健所以外 | 被災市町村 | 被災市町村以外 |      | 県内 | 県外 | 県看護協会  | 日本看護協会 | その他 |
|       |         |       |         |      |    |    |        |        |     |

## I 活動場所(複数回答可能)

- 1 避難所                      2 被災者宅                      3 仮設住宅  
4 その他 →

## II 活動方法(複数回答可能)

- 1 家庭訪問                      2 個別健康相談・教育                      3 集団健康教育・相談  
4 直接的ケア                      5 関係機関・者調整                      6 現状分析及び活動計画の立案  
7 その他 →

## III 対象区分(実人員)

| 区分 | 乳幼児 | 妊産婦 | 高齢者 | 介護認定者 | 心身障がい | 慢性疾患 | 感染症 | 精神保健 | 難病 | その他 | 計 |
|----|-----|-----|-----|-------|-------|------|-----|------|----|-----|---|
| 件数 |     |     |     |       |       |      |     |      |    |     |   |

## IV 主な内容(延べ件数)

| 内 容                        | 延べ件数 |
|----------------------------|------|
| 1 被災による外傷等(復旧作業にとまなうものも含む) | 件    |
| 2 現症・既往に関する事               | 件    |
| 3 医療、服薬に関する事               | 件    |
| 4 感染症予防に関する事               | 件    |
| 5 エコノミー症候群に関する事            | 件    |
| 6 食事に関する事                  | 件    |
| 7 生活に関する事                  | 件    |
| 8 こころに関する事                 | 件    |
| 9 生活機能低下予防に関する事            | 件    |
| 10 介護に関する事                 | 件    |
| 11 その他                     | 件    |
| 計                          | 件    |

## V 直接的ケア

| 内 容      | 延べ件数 |
|----------|------|
| 傷の処置     |      |
| 内服介助     |      |
| 食事介助     |      |
| 排泄介助     |      |
| 清潔(入浴)介助 |      |
| その他      |      |
| 計        |      |

## VI 特記事項



# 健康相談票

保管先 \_\_\_\_\_

|                                                                          |                                                                          |                                                                       |                                                             |              |                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------|
|                                                                          |                                                                          |                                                                       |                                                             | NO           |                                                                 |
| 種別                                                                       |                                                                          | ・面接<br>・電話<br>( )                                                     | ・訪問<br>・その他<br>( )                                          | 対象者          | ・乳幼児 ・妊産婦 ・高齢者 ・介護認定者<br>・心身障がい ・慢性疾患 ・感染症<br>・精神保健 ・難病 ・その他( ) |
| 氏名                                                                       | 男・女                                                                      | M・T・S・H<br>年 月 日生( 歳)                                                 |                                                             | 相談日<br>年 月 日 |                                                                 |
| 現住所                                                                      | TEL                                                                      |                                                                       |                                                             | 面接者          | 〈続柄 ( )〉                                                        |
| 世帯主                                                                      |                                                                          | 年 月 日生                                                                | 住所                                                          |              |                                                                 |
| 被災の状況<br>全壊 半壊 なし                                                        |                                                                          |                                                                       | 車中泊(1泊以上)<br>あり( ( ) 回) なし                                  |              |                                                                 |
| 食事状況 ・主な食事内容( )<br>・食欲 有 無 ・食事制限 有( ) 無                                  |                                                                          |                                                                       |                                                             |              |                                                                 |
| 既往歴                                                                      |                                                                          | 現病治療状況                                                                | 医療機関( )主治医<br>( )<br>内服状況( 中断 ・ 継続 ) 薬品名( )<br>使用医療機材・器具( ) |              |                                                                 |
| 自覚症状                                                                     | ・頭痛・頭重<br>・不眠<br>・倦怠感<br>・吐き気<br>・めまい<br>・動悸 息切れ<br>・落ち着きがない<br>・精神的に不安定 | ・1日寝ていることが多い<br>・身体的な活動量が減った<br>・動かなくなった<br>・肩こり<br>・関節痛・腰痛<br>・せき たん | ・便の性状 下痢 便秘<br>・体重 減少 増加<br>・口腔内症状<br>痛み 入れ歯の不具合<br>・その他    | 〈家族状況〉       |                                                                 |
| 〈相談内容〉                                                                   |                                                                          |                                                                       | 〈指導内容〉                                                      |              |                                                                 |
| 〈支援の方法〉<br>1 健康<br>2 要支援<br>①医療 ②障がい ③介護 ④難病 ⑤心のケア ⑥母子 ⑦その他<br>3 情報提供( ) |                                                                          |                                                                       |                                                             |              |                                                                 |

聞き取り者 所属( ) 氏名( )



聞き取り者 所属( ) 氏名( )

# 健康相談票

保管先 \_\_\_\_\_

|                                                                                          |                                                                              |                                                                                   |                                                                                                 |                    |                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                          |                                                                              |                                                                                   |                                                                                                 | NO                 |                                                                                                   |
|                                                                                          |                                                                              | 種別                                                                                | ・面接<br>・電話<br>( )                                                                               | ・訪問<br>・その他<br>( ) | 対象者<br>・乳幼児・妊産婦・小学生・中高生<br>・高齢者(要支援・介護度 )<br>・介護認定者( )・心身障がい(児・者)<br>・慢性疾患・感染症・精神保健・難病<br>・その他( ) |
| 氏名                                                                                       | 男・女                                                                          |                                                                                   | M・T・S・H<br>年 月 日生( 歳)                                                                           |                    | 相談日<br>年 月 日                                                                                      |
| 現住所                                                                                      | TEL                                                                          |                                                                                   | 面接者                                                                                             | 〈続柄〉               |                                                                                                   |
| 世帯主                                                                                      | 年 月 日生                                                                       |                                                                                   | 住所                                                                                              |                    |                                                                                                   |
| 被災の状況<br>異常なし・半壊・全壊<br>【再掲:台風等の浸水】<br>なし・床下・床上(1階・2階)                                    |                                                                              |                                                                                   | 車中泊<1泊以上><br>あり( 回) なし                                                                          |                    |                                                                                                   |
| 食事状況 主な食事内容( )<br>・食欲 有 無 ・食事制限 有( ) 無                                                   |                                                                              |                                                                                   |                                                                                                 |                    |                                                                                                   |
| 既往歴                                                                                      | 現病治療状況                                                                       | 医療機関( )主治医( )<br>内服状況( 中断・継続 ) 薬品名( )<br>使用医療機材・器具( )                             |                                                                                                 |                    |                                                                                                   |
| 自覚症状                                                                                     | (身体的)<br>・頭痛・頭重<br>・不眠<br>・倦怠感<br>・めまい<br>・動悸 息切れ<br>・肩こり<br>・関節痛・腰痛<br>・その他 | (精神的)<br>・1日寝ていることが多い<br>・身体的な活動量が減った<br>・動かなくなった<br>・落ち着きがない<br>・精神的に不安定<br>・その他 | (感染症)<br>・せき たん<br>・吐き気<br>・便の性状 下痢 便秘<br>・発熱( °C)<br>・体重 減少 増加<br>・口腔内症状<br>痛み 入れ歯の不具合<br>・その他 | 〈家族状況〉             |                                                                                                   |
| 〈相談内容〉                                                                                   |                                                                              | 〈指導内容〉                                                                            |                                                                                                 | 〈直接的ケア〉実施した内容を記入   |                                                                                                   |
| 〈今後の支援〉<br>1 特に必要なし<br>2 要支援<br>①医療 ②障がい ③介護 ④難病 ⑤心のケア ⑥母子 ⑦その他<br>内容記載( )<br>3 情報提供 ( ) |                                                                              |                                                                                   |                                                                                                 |                    |                                                                                                   |



## 健康調査連名簿 ( )地区・避難所・仮設住宅

- ・地域、避難所等において、家庭訪問、健康相談を行う際に使用する。継続支援が必要な場合は○印を付し、健康相談票を作成する。
- ・地域、避難所、仮設住宅において、全体の健康調査を行う場合も使用する。
- ・乳幼児・高齢者・介護認定者・慢性疾患患者など、特定の対象者を把握する場合にも使用する。

| 番号 | 番地<br>地図NO | 氏名 | 年齢 | 性別  | 対象(状態・疾患など)                                                                                         | 記入年月日 | 記入者所属( ) | 氏名( ) | 援助内容 | 要継続<br>は○ |
|----|------------|----|----|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------|-------|------|-----------|
| 1  |            |    |    | 男・女 | ・乳幼児・妊産婦・小学生・中学生・高校生<br>・高齢者(要支援・介護度)<br>・介護認定者(要支援・介護度)<br>・心身障がい(児・者)・慢性疾患<br>・感染症・精神保健・難病・その他( ) |       |          |       |      |           |
| 2  |            |    |    | 男・女 | ・乳幼児・妊産婦・小学生・中学生・高校生<br>・高齢者(要支援・介護度)<br>・介護認定者(要支援・介護度)<br>・心身障がい(児・者)・慢性疾患<br>・感染症・精神保健・難病・その他( ) |       |          |       |      |           |
| 3  |            |    |    | 男・女 | ・乳幼児・妊産婦・小学生・中学生・高校生<br>・高齢者(要支援・介護度)<br>・介護認定者(要支援・介護度)<br>・心身障がい(児・者)・慢性疾患<br>・感染症・精神保健・難病・その他( ) |       |          |       |      |           |
| 4  |            |    |    | 男・女 | ・乳幼児・妊産婦・小学生・中学生・高校生<br>・高齢者(要支援・介護度)<br>・介護認定者(要支援・介護度)<br>・心身障がい(児・者)・慢性疾患<br>・感染症・精神保健・難病・その他( ) |       |          |       |      |           |
| 5  |            |    |    | 男・女 | ・乳幼児・妊産婦・小学生・中学生・高校生<br>・高齢者(要支援・介護度)<br>・介護認定者(要支援・介護度)<br>・心身障がい(児・者)・慢性疾患<br>・感染症・精神保健・難病・その他( ) |       |          |       |      |           |

## 仮設住宅入居世帯調査票

調査年月日 平成 年 月 日 調査者名 \_\_\_\_\_

## 1 世帯の状況

|              |                                      |     |    |         |              |             |
|--------------|--------------------------------------|-----|----|---------|--------------|-------------|
| 仮設住宅名        | 棟 号室                                 |     |    | 仮設住宅入居日 | 年 月 日        |             |
| TEL          |                                      | FAX |    | 被災状況    | 全壊(焼) ・半壊(焼) |             |
| 緊急連絡先        | 氏名                                   | 続柄  | 住所 | TEL     |              |             |
|              | 氏 名                                  | 性別  | 続柄 | 生年月日    | 職業           | 健康状態(疾病、主訴) |
| 家族構成・被調査者に○印 | 1                                    |     |    |         |              |             |
|              | 2                                    |     |    |         |              |             |
|              | 3                                    |     |    |         |              |             |
|              | 4                                    |     |    |         |              |             |
|              | 5                                    |     |    |         |              |             |
|              | 6                                    |     |    |         |              |             |
| 経済状況         | 年金・給与・生保( 福祉事務所・担当CW ) 経済的に困っている・いない |     |    |         |              |             |
| 震災の影響        | 家族状況変化 無・有( ) 仕事状況変化 無・有( ) その他( )   |     |    |         |              |             |

## 2 近隣・社会との関係

|        |                                           |
|--------|-------------------------------------------|
| 交友関係   | 悩みを相談できる友人 有・無 仮設住宅での親しい友人 有・無            |
| 近所づきあい | 全くない・あいさつする程度・会話をする程度・互いの家行き来する・用事をたのむ    |
| 来訪者    | 有 ( 親族〔子・兄弟姉妹・その他 〕・ボランティア・ヘルパー・その他 ) ・ 無 |
| 自治会等役割 | 前住所では役員をしていた・現在はしていないが今後やりたい・何もしていない      |
| 活動参加意向 | サークルやグループに参加している・今後地域活動やサークルに参加したい・参加意向なし |

## 3 要援護者(上記世帯調査において3歳未満、病弱者、65歳以上、独居者については全て記入)

| 番号 | 心身状況 | 受療状況等 | 社会資源活用状況 |
|----|------|-------|----------|
|    |      |       |          |
|    |      |       |          |
|    |      |       |          |

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 相談・要望等 | 総合所見<br>調査者の判断 A 要対応 B 対応不要 |
|--------|-----------------------------|

## 保健師活動状況報告書

FAX 保健所 → 県庁

|          |                    |       |
|----------|--------------------|-------|
| 保健所(支所)名 | 記録日時<br>月 日( ) 時 分 | 記録者氏名 |
|----------|--------------------|-------|

## 保健師活動状況報告書

※ 大まかな状況を分かる範囲でご記入願います。

◇管内保健師の被災状況(市町村名を記入してください。)

| 人数     | 保健所 | 市・町・村 | 市・町・村 | 市・町・村 | 市・町・村 | 市・町・村 | 市・町・村 |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全保健師数  |     |       |       |       |       |       |       |
| 被災保健師数 |     |       |       |       |       |       |       |

◇管内市町村保健師活動状況

◇保健師保健師活動状況

◇保健所保健師の管内市町村へ支援の有無(有りの場合はその内容・支援予定期間等)

無 ・ 有      支援期間・人数： 月 日～ 月 日・ 人  
 内容：

◇課題と対策

◇特記事項(避難所状況、ライフライン、交通状況、ボランティアの支援状況等管内の状況等)

※毎日、18時までにFAX送信してください

※前日と変更があった箇所のみ記入でも結構です

保健師活動状況報告書

FAX 保健所(市町村) → 県庁(保健所)

50-03-07-02

保健師活動状況報告(避難所から概ね仮設住宅入居時)

保健所名( )

( )月の状況

- 復旧・復興対策の進捗状況の把握のため、保健師活動についてご報告をお願いします。
- わかる範囲で今後予定している活動内容についてもご記入ください。

○避難所での活動状況(今後の予定も含む)

| 市町村名 | 設置箇所数 | 場 所 名 | 保健師活動内容 |
|------|-------|-------|---------|
|      |       |       |         |

○仮設住宅での活動状況(今後の予定も含む)

| 市町村名 | 設置戸数 | 地 区 名 | 保健師活動内容 |
|------|------|-------|---------|
|      |      |       |         |

○被災地域での活動状況(健康調査・健康相談・健康教育 等)(今後の予定も含む)

| 業務名 | 保健師活動内容 |
|-----|---------|
|     |         |

○平常業務の実施状況(今後の予定も含む)

| 業務名 | 実施できていない・遅れている業務 |
|-----|------------------|
|     |                  |



51-01-01

県有建設機械保有状況

県土整備部

平成20年4月1日現在

| 機関          | 機械<br>ダンプトラック<br>(2t) | 軽ダンプ | ショベル | 高所作業車 | スリーパー | その他 |
|-------------|-----------------------|------|------|-------|-------|-----|
| 海草振興局建設部    | 7                     |      |      | 1     | 1     |     |
| 那賀振興局建設部    | 3                     | 1    | 0    | 1     | 1     |     |
| 伊都振興局建設部    | 3                     | 2    |      |       | 1     | 1   |
| 有田振興局建設部    | 4                     | 3    | 1    |       | 1     |     |
| 日高振興局建設部    | 4                     | 1    | 1    | 1     | 1     |     |
| 西牟婁振興局建設部   | 6                     | 4    | 1    | 1     | 1     |     |
| 東牟婁振興局串本建設部 | 3                     | 1    |      |       |       |     |
| 東牟婁振興局新宮建設部 | 2                     | 1    | 1    |       | 1     |     |
| 合計          | 32                    | 13   | 4    | 4     | 7     | 1   |

| 番号 | 業者名       | 所在地                | 電話番号          | 掘削積込機械 |        |           | 運搬機械    | 敷均機械  |
|----|-----------|--------------------|---------------|--------|--------|-----------|---------|-------|
|    |           |                    |               | バックホウ  | ブルドーザー | トラクターショベル | ダンプトラック | グレーダー |
| 1  | 三友工業(株)   | 和歌山市湊2丁目12番27号     | 073-455-3116  | 2      | 0      | 2         | 3       | 0     |
| 2  | (株)関組     | 和歌山市関戸2丁目2番24号     | 073-444-0361  | 2      | 0      | 0         | 2       | 2     |
| 3  | (株)目良建設   | 和歌山市鳴神545          | 073-471-3313  | 75     | 2      | 2         | 12      | 0     |
| 4  | (株)中原組    | 海南市名高73番地          | 073-482-4563  | 9      | 4      | 1         | 7       | 1     |
| 5  | 武田誠産業(株)  | 海南市下津町上158の8       | 073-492-1141  | 1      | 0      | 2         | 4       | 0     |
| 6  | (株)畑中組    | 紀の川市西大井63          | 0736-77-2034  | 2      | 1      | 0         | 2       | 1     |
| 7  | (株)山東組    | 紀の川市貴志川町北山513      | 0736-64-3211  | 10     | 2      | 0         | 5       | 1     |
| 8  | (株)森本組    | 橋本市東家5-4-8         | 0736-32-0473  | 2      | 2      | 2         | 4       | 0     |
| 9  | (株)伊藤工務店  | 伊都郡高野町大字高野山246番地   | 0736-56-2477  | 4      | 0      | 2         | 5       | 0     |
| 10 | (株)中井組    | 有田郡湯浅町湯浅2512番地     | 0737, 62-4131 | 0      | 1      | 2         | 4       | 2     |
| 11 | (株)中屋組    | 有田郡有田川町長谷川1677-3   | 0737-32-2246  | 14     | 1      | 3         | 8       | 0     |
| 12 | (株)崎山組    | 御坊市菌315-1          | 0738-22-0250  | 16     | 14     | 5         | 10      | 0     |
| 13 | (株)小池組    | 御坊市藤田町藤井2202番地     | 0738-22-2203  | 8      | 1      | 5         | 5       | 2     |
| 14 | (株)三興組    | 御坊市湯川町丸山478番地の1    | 0738-22-0187  | 3      | 0      | 2         | 4       | 2     |
| 15 | 北村建設(株)   | 日高郡美山村皆瀬355番地      | 0738-56-0234  | 8      | 0      | 1         | 7       | 1     |
| 16 | 坂本組       | 日高郡美山村大字寒川1224番地の2 | 0738-58-0021  | 0      | 0      | 1         | 3       | 0     |
| 17 | (株)伊藤組    | 田辺市龍神村甲斐ノ川496番地    | 0739-77-0035  | 3      | 0      | 1         | 2       | 0     |
| 18 | (株)タイリウ建設 | 田辺市龍神村福井2014番地の3   | 0739-77-0052  | 11     | 1      | 1         | 4       | 0     |
| 19 | (有)ヨシダ組   | 田辺市龍神村甲斐ノ川846番地    | 0739-77-0104  | 8      | 2      | 1         | 5       | 0     |
| 20 | (株)尾花組    | 田辺市元町720-37        | 0739-24-6410  | 48     | 7      | 8         | 3       | 0     |
| 21 | (株)北道工務店  | 西牟婁郡白浜町3118番地の11   | 0739-42-2324  | 4      | 0      | 0         | 4       | 2     |
| 22 | (株)清本組    | 西牟婁郡上富田町朝来1885     | 0739-47-1241  | 18     | 4      | 4         | 21      | 2     |
| 23 | (有)田所建設   | 西牟婁郡すさみ町周参見4139の3  | 0739-55-2029  | 13     | 1      | 1         | 4       | 0     |
| 24 | (株)小森組    | 西牟婁郡串本町串本1925番地    | 0735-62-0036  | 14     | 2      | 0         | 9       | 1     |
| 25 | (株)松原組    | 新宮市浮島5番28号         | 0735-22-2935  | 6      | 0      | 0         | 3       | 0     |
| 26 | (株)中上組    | 新宮市井の沢6番11号        | 0735-22-0012  | 3      | 0      | 2         | 6       | 0     |
| 27 | 二洋建設(株)   | 東牟婁郡太地町大字森浦213-3   | 0735-59-3629  | 8      | 1      | 0         | 8       | 0     |
| 28 | (有)杉尾組    | 東牟婁郡古座川町月野瀬188     | 0735-72-0158  | 4      | 0      | 0         | 2       | 0     |
| 29 | (株)小原組    | 東牟婁郡本宮町請川273       | 0735-42-0043  | 3      | 1      | 1         | 2       | 0     |
| 合計 |           |                    |               | 299    | 47     | 49        | 158     | 17    |

## 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成16年9月9日に締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」はその効力を失う。

### （応援の要請）

第1条 甲は、大規模災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）による応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した建設資機材等応援要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 業務内容
- (3) 応援を必要とする日及び場所
- (4) 現地連絡責任者
- (5) その他必要な事項

### （要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (2) 大規模災害時における道路、河川、港湾等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した建設資機材等応援受諾

書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員
  - (2) 業務内容
  - (3) 日及び場所
  - (4) その他必要な事項
- 2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。
- 3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等による応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し、応援するものとする。

#### （業務報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した建設資機材等使用報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項

#### （経費の負担）

第5条 甲の要請による業務に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

- 2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

#### （損害に係る必要経費の負担）

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）を適用する。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課長、乙においては社団法人和歌山県建設業協会専務理事とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成24年3月19日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成24年 3月19日

(甲) 和歌山県知事 仁坂吉伸

(乙) 社団法人 和歌山県建設業協会  
会長 矢部幸雄

## 建設資機材等応援要請書

1 災害の状況

2 業務内容 (緊急輸送路の確保、その他)  
(応援を必要とする建設資機材等も可能な限り記載)

3 応援を必要とする日及び場所

(1) 希望日

年 月 日から  
(準備が整い次第)

(2) 希望場所

4 現地連絡責任者

5 その他必要な事項

平成 年 月 日

社団法人 和歌山県建設業協会  
会長 様

和歌山県知事

県担当者 所 属 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

## 建設資機材等応援受諾書

1 実施会員

(1) 実施会員名

(2) 住 所

(3) 責任者名

2 業務内容

3 応援する日及び場所

(1) 応援する日

(2) 場 所

4 その他必要な事項

和歌山県知事

様

平成 年 月 日

社団法人 和歌山県建設業協会  
会長

## 建設資機材等使用報告書

1 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等

| 資材名(規格等)<br>機械名(車種、規格)<br>職種 | 数量<br>台数<br>人員                                 | 備考 |
|------------------------------|------------------------------------------------|----|
|                              | ※使用した資機材の総数量を記載してください。<br>(詳細は、別紙により提出してください。) |    |

※詳細については、別紙のとおり。

2 業務内容及び場所

3 応援に従事した期間

4 その他必要な事項

和歌山県知事 様

平成 年 月 日

社団法人 和歌山県建設業協会  
実施会員





# 「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」

## に基づく確認書

この確認書は、和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県建設業協会（以下「乙」という。）が平成24年3月19日に締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものである。

### 第1 応援の要請（協定書第1条関係）

(1) 甲が、応援を要請することができる「大規模災害時」とは、震度6弱以上の地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合等で、和歌山県災害対策本部が設置された災害時をいう。

(2) 協定書第1条に規定する応援の要請に係る事務は、甲の各振興局建設部長、南紀白浜空港管理事務所長、和歌山下津港湾事務所長（以下「建設部長等」という。）と当該建設部等の所管する地域内に置かれた第3項第3号で定めるブロック長の間で処理するものとする。

建設部長等は、乙の協力が必要と判断し、協定書第1条に規定する建設資機材等応援要請書により当該ブロック長に直接要請した場合は、速やかにその旨を県土整備部県土整備政策局技術調査課長（以下「技術調査課長」という。）に報告するものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、地域内が壊滅的な被害を受けたことにより当該地域の協会員の活動が困難となった場合など、広域的な応援が必要である場合は、協定書第9条に規定する連絡責任者の間で応援の要請に係る事務を処理するものとする。

### 第2 要請する業務（協定書第2条関係）

協定書第2条第2号で規定する「応急復旧作業」とは、緊急輸送道路の交通の確保及び公共施設の被災による二次災害防止のための必要かつ最小限の作業をいう。

### 第3 協力の実施（協定書第3条関係）

(1) 乙は、協会員の中から「協定書」に賛同した協会員（以下「災害応急対策協力者」という。）の名簿（別紙様式1）及び各災害応急対策協力者の「建

設機械・資機材等報告書」(別紙様式2)をとりまとめて、甲に報告するものとする。

- (2) 乙は、前号に規定する「災害応急対策協力者名簿」及び「各災害応急対策協力者の建設機械・資機材等報告書」記載事項に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- (3) 乙は、あらかじめ「災害応急対策協力者」の所在地や編成人員等の機動力を勘案の上、県内を各ブロックに分割し、それぞれブロック長を定めておくものとする。
- (4) 乙は、速やかな協力要請の伝達や情報共有のため、あらかじめブロック長等を定めた緊急連絡体制表(別紙様式3)を作成し、毎年7月1日に甲に報告するものとする。
- (5) 乙は、前号の緊急連絡体制表に変更があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- (6) ブロック長等は、第1項第2号の規定により、建設部長等から直接要請を受けた場合は、協定書第3条の規定に基づき、直ちに業務を実施する実施会員(以下「実施会員」という。)を決定のうえ、建設部長等に回答するものとする。
- (7) 実施会員は、当日の作業終了後、災害応急対策業務の進捗状況等を現地連絡責任者に報告するものとする。

#### 第4 業務報告(協定書第4条関係)

実施会員は、協定書第4条に基づく建設資機材等使用報告書(様式3)に作業内容(着手前、作業中、完成、使用した資機材等)が判別できる写真、図面等積算に必要な資料を適宜添付し、現地連絡責任者に提出するものとする。

#### 第5 経費の負担(協定書第5条関係)

建設部長等は、災害発生時における甲の積算基準に基づき費用を算出し、実施会員と請負契約を締結するものとする。ただし、単価契約等で別に契約を締結した業務に含まれるものについてはその契約によるものとする。

なお、これによりがたい場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

#### 第6 災害補償(協定書第7条関係)

- (1) 応急対策業務に従事する者は、危険が伴う業務であることを十分認識し、事故防止に細心の注意を払わなければならない。
- (2) 実施会員は、社員を応急対策業務に従事させる場合、補償保険制度等の活用を図る等、万一の事態に備えなければならない。

この確認書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成24年 3月19日

(甲) 和歌山県県土整備部県土整備部技術調査課

課 長 鉄 尾 義 治

(乙) 和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目1-8  
社団法人 和歌山県建設業協会

専務理事 浅 田 殊 彦

## 〇〇年度 災害応急対策協力者名簿

〇〇 ブロック

平成〇〇年〇月〇日現在

| 市町村 | 構成員名(企業名) | 所在地                  | 事務所連絡先                               | 連絡担当者                   | 休日・夜間連絡先                                                             |
|-----|-----------|----------------------|--------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 〇〇市 | (株)〇〇組    | 〇〇市 〇〇町<br>〇〇〇 〇〇番地  | TEL 073-***-****<br>FAX 073-***-**** | 〇山 〇男<br>〇川 〇夫<br>〇川 〇雄 | TEL 073-***-****<br>073-***-****<br>073-***-****<br>FAX 073-***-**** |
|     | (株)〇〇組    | 〇〇市 〇〇町<br>大字〇〇 〇〇番地 | TEL 073-***-****<br>FAX 073-***-**** | 〇山 〇男<br>〇川 〇夫<br>〇川 〇雄 | TEL 073-***-****<br>073-***-****<br>073-***-****<br>FAX 073-***-**** |
|     | 〇〇興業(株)   | 〇〇市 〇〇村<br>大字〇〇 〇〇番地 | TEL 073-***-****<br>FAX 073-***-**** | 〇山 〇男<br>〇川 〇夫<br>〇川 〇雄 | TEL 073-***-****<br>073-***-****<br>073-***-****<br>FAX 073-***-**** |
|     | (株)〇〇組    | 〇〇市 〇〇町<br>大字〇〇 〇〇番地 | TEL 073-***-****<br>FAX 073-***-**** | 〇山 〇男<br>〇川 〇夫<br>〇川 〇雄 | TEL 073-***-****<br>073-***-****<br>073-***-****<br>FAX 073-***-**** |
| 〇〇町 | (有)〇〇組    | 〇〇郡 〇〇町<br>大字〇〇 〇〇番地 | TEL 073-***-****<br>FAX 073-***-**** | 〇山 〇男<br>〇川 〇夫<br>〇川 〇雄 | TEL 073-***-****<br>073-***-****<br>073-***-****<br>FAX 073-***-**** |
|     | (有)〇〇組    | 〇〇郡 〇〇町<br>大字〇〇 〇〇番地 | TEL 073-***-****<br>FAX 073-***-**** | 〇山 〇男<br>〇川 〇夫<br>〇川 〇雄 | TEL 073-***-****<br>073-***-****<br>073-***-****<br>FAX 073-***-**** |
| 〇〇町 | (有)〇〇建設   | 〇〇郡 〇〇町<br>大字〇〇 〇〇番地 | TEL 073-***-****<br>FAX 073-***-**** | 〇山 〇男<br>〇川 〇夫<br>〇川 〇雄 | TEL 073-***-****<br>073-***-****<br>073-***-****<br>FAX 073-***-**** |

建設機械・資機材等報告書

〇〇ブロック

災害応急対策協力者名: (株)〇〇組

平成〇〇年〇月〇日現在

| 所在地                                                                      | 種別 | 名称      | 規格           | 数量     | 備考 |  |
|--------------------------------------------------------------------------|----|---------|--------------|--------|----|--|
| 本社<br>〇〇郡〇〇町<br>大字〇〇 〇〇番地<br><br>TEL 073-***-****<br>FAX 073-***-****    | 資材 | 土嚢袋     | 62×48cm      | 500枚   |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          | 機材 |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
| 〇〇営業所<br>〇〇郡〇〇村<br>大字〇〇 〇〇番地<br><br>TEL 073-***-****<br>FAX 073-***-**** | 資材 | H形鋼     | H300 6m      | 10本    |    |  |
|                                                                          |    | H形鋼     | H100 4m      | 35本    |    |  |
|                                                                          |    | 鋼矢板     | Ⅱ型 6m        | 30枚    |    |  |
|                                                                          |    | 鉄板      | 4×8m         | 25枚    |    |  |
|                                                                          | 機材 |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
| 〇〇資材倉庫(置き場)<br>〇〇郡〇〇町<br>大字〇〇 〇〇番地                                       | 資材 | 土砂      |              | 15.0m3 |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |
|                                                                          | 機材 | ブルドーザ   | 15t          |        | 1台 |  |
|                                                                          |    | バックホウ   | 0.8          |        | 3台 |  |
|                                                                          |    | バックホウ   | 0.45         |        | 1台 |  |
|                                                                          |    | バックホウ   | 0.28         |        | 4台 |  |
|                                                                          |    | 振動ローラー  | 搭乗式・タンデム8~10 |        | 2台 |  |
|                                                                          |    | ダンプトラック | 10t          |        | 3台 |  |
|                                                                          |    | タンパ     | 60~100       |        | 3台 |  |
|                                                                          |    |         |              |        |    |  |



## 大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県測量設計業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における乙の社会貢献活動の一環としての応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に損傷を受けた甲の所管する公共土木施設等の被害状況調査を、乙の協力により速やかに実施することを目的とし、必要な事項を定めるものである。

### （応援協力の内容）

第2条 この協定の対象とする区域は、和歌山県域とする。

2 この協定でいう大規模災害時とは、震度6弱以上の地震、風水害、その他の大規模な災害が発生した場合で、和歌山県災害対策本部が設置されたときをいう。

3 大規模災害時における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が所管する公共土木施設等の被害状況調査
- (2) 甲への技術的助言

### （応援の要請等）

第3条 甲は、大規模災害時において、公共土木施設等の被害状況調査のため、乙の応援が必要と認めるとき、又は乙から応援協力の申し出があったときは、乙に対して、別に定める応援協力要請書により要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 前項において、通信手段の途絶等のため、甲から乙への協力の要請が困難な場合は、甲は、乙の協会員に直接要請できるものとする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、甲から第3条の規定による要請があったときは、直ちに応援協力を実施する乙の会員（以下「調査協力会員」という。）を決定のうえ、別に定める応援協力受諾書により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 調査協力会員は、速やかに第3条の応援協力要請書に記載する現地連絡責任者と協議の上、被害状況調査を実施するものとする。

3 乙の実施する応援協力の期間は、災害発生から10日以内を基本とする。

4 通信手段の途絶等のため、甲から乙への協力の要請又は乙から甲への協力の申し出が困難な場合において、乙が乙の判断により被害状況等に関する応急調査を行ったときは、乙は、可能な限り速やかにその調査結果等を甲に提供するものとする。



(調査報告)

第5条 調査協力会員は、前条の規定に基づく調査が完了したときは、別に定める被害状況調査報告書を現地連絡責任者に速やかに提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援協力に要する費用は、乙がこれを負担する。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて応援協力に従事した者が、応援協力の従事中において負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の所属会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言をもって甲に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課長、乙においては社団法人和歌山県測量設計業協会事務局長とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成17年4月25日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成17年4月25日

(甲) 和歌山県知事 木村良樹

(乙) 和歌山市湊通丁南1丁目3番地1 ル・シャトー真砂4F  
社団法人 和歌山県測量設計業協会

会長 西畑雅央

「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力  
に関する協定書」に基づく確認書

この確認書は、和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県測量設計業協会（以下「乙」という。）が平成17年4月25日に締結した「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書」に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項を定めるものである。

第1. 応援の要請（協定書第3条関係）

- (1) 協定書第3条に規定する応援協力要請書は「別記様式1」とする。
- (2) 現地建設部長等は、管内における被害状況の把握のため、乙の協力が必要と判断した場合は、前号に規定した応援協力要請書により県土整備部県土整備政策局技術調査課長（以下「技術調査課長」という。）に報告するものとする。その際、通信手段の途絶等のためやむを得ず、乙の協会員に直接要請した場合は、速やかにその旨を技術調査課長に報告するものとする。

第2. 協力の実施（協定書第4条関係）

- (1) 乙は、あらかじめ地域の実情を考慮し、県内を各ブロックに分割し、それぞれブロック長を定めておくものとする。
- (2) 乙は、速やかな協力要請の伝達や情報共有のため、あらかじめ緊急連絡体制表（別紙様式1）を作成し、甲に報告するものとする。
- (3) 乙は、前号の緊急連絡体制表に変更があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- (4) 乙は、協定書第3条による要請があったときは、協会員の所在地や編成人員等を勘案し、調査協力会員を決定し協定書第4条第1項による応援協力受諾書「別記様式2」により甲に回答するものとする。
- (5) 通信手段の途絶等のため、乙からブロック長等への連絡が困難な場合には、直ちに甲に対しその旨を通報するものとする。
- (6) 甲は、前号により報告を受けた場合は、関係のブロック長等と直接連絡調整を行うものとする。
- (7) 前号において甲から要請を受けたブロック長等は、第2の4)に準じ、調査協力会員を決定し甲の現地連絡責任者に回答するものとする。

第3. 調査報告（協定書第5条関係）

- (1) 協定書第5条に規定する被害状況調査報告書は「別記様式3」とする。
- (2) 乙の現地責任者は、当日の調査終了後、被害状況調査の進捗状況につ

いて、甲の現地連絡責任者に報告するものとする。  
(3) 別記様式3に添付する被害箇所一覧図においては、下記のとおり被害箇所を表示し、被害箇所番号を適宜付記するものとする。

|            |   |
|------------|---|
| 河川         | × |
| 海岸         | □ |
| 砂防施設       | ● |
| 地すべり防止施設   | ⊕ |
| 急傾斜地崩壊防止施設 | △ |
| 道路         | ○ |
| 橋梁         | △ |
| 下水道        | □ |
| (公園)       | ◻ |
| 港湾         | ■ |
| 空港         | ☆ |
| 漁港         | ◇ |

#### 第4. 災害補償（協定書第7条関係）

- (1) 応援協力活動に従事する者は、危険が伴う業務であることを十分認識し、事故防止に細心の注意を払わなければならない。
- (2) 調査協力会員は、社員を応援協力活動に従事させる場合、補償保険制度等の活用を図り、万一の事態に備えなければならない。

#### 第5. その他

- (1) 応援協力に際し、応援協力従事者の身分等を明らかにするため、作業車両には黄色回転灯及びステッカーを付けるとともに、応援協力従事者は腕章を着用するものとする。
- (2) 前号のステッカー及び腕章の規格等は、別紙1のとおりとする。

この確認書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成17年 5月 9日

(甲) 和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

課長 尾花正啓

(乙) 社団法人 和歌山県測量設計業協会

事務局長 坂梨俊

## 応援協力要請書

「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書」第3条により、被害状況調査を要請します。

1 応援協力を要請する日時、場所等

(1) 調査希望日時

(2) 調査要請場所

2 現地連絡責任者

建設部等名称 : \_\_\_\_\_

所属・職・氏名 : \_\_\_\_\_

TEL : \_\_\_\_\_

FAX : \_\_\_\_\_

3 その他必要な事項

平成 年 月 日

社団法人 和歌山県測量設計業協会  
会長 西畑 雅央 様

和歌山県知事 木村 良樹

県担当者 所 属 県土整備部県土整備政策局技術調査課  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

## 応援協力受諾書

「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書」第4条により、被害状況調査を受諾します。

1 応援協力を実施する日時、場所等

(1) 調査実施日時

(2) 調査実施場所

2 現地責任者等

調査協力会員名： \_\_\_\_\_

氏名等： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

3 その他必要な事項

平成 年 月 日

和歌山県知事 木村 良樹 様

社団法人 和歌山県測量設計業協会  
会長 西畑 雅央

担当者

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

別記様式3（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

（社）和歌山県測量設計業協会  
現地責任者

## 被害状況調査報告書

平成 年 月 日に要請のあった公共土木施設等の被害状況調査については、別添のとおり調査が完了したので、「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書」第5条の規定により報告します。

### 記

- 1：被害箇所一覧表（別添様式1）
- 2：被害箇所状況調査書（別添様式2）
- 3：被害箇所状況写真（別添様式3）
- 4：被害箇所一覧図

## 被害箇所一覧表

現地責任者： \_\_\_\_\_

建設部管内

| 番号 | 河川・路線名等 | 市町村 | 大字 | 種類 | 延長 | 幅員 | 法長 | 備考 | 図面番号 |
|----|---------|-----|----|----|----|----|----|----|------|
| 1  |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 2  |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 3  |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 4  |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 5  |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 6  |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 7  |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 8  |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 9  |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 10 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 11 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 12 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 13 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 14 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 15 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 16 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 17 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 18 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 19 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 20 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 21 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 22 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 23 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 24 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 25 |         |     |    |    |    |    |    |    |      |
| 計  |         |     |    |    |    |    |    |    |      |

\* 1. 種類欄には、「護岸決壊」・「路側欠損」・「法面崩壊等」、被災状況を的確に記載すること。

別添様式 2

| 被害箇所状況調査書             |        | 平成 年 月 日作成                                                      |
|-----------------------|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 番号：                   |        | 作成者：                                                            |
| 河川・路線名等               |        |                                                                 |
| 被災場所                  |        | 市町村 地内                                                          |
| 施設被害状況                | 施設別    | 道路 橋梁 河川 海岸 砂防 地すべり<br>急傾斜 その他 ( )                              |
|                       | 被災種類   | 崩土 路側決壊 法面崩壊 流失 ( )<br>護岸決壊 堤防決壊 破堤 河道埋塞 ( )                    |
|                       | 延長 = m | 幅員 = m 残幅員 = m<br>高さ = m 法長 SL = m<br>(崩土量 = 約 m <sup>3</sup> ) |
| 所見                    |        |                                                                 |
| 概略平面図                 |        | 概略横断図等                                                          |
| ※目印になるもの（電柱、橋梁など）を記入。 |        |                                                                 |

※隣接する災害箇所、同施設（河川、道路・・・別）の被災箇所間が直線距離で100m以内の場合は、起点側から「その1工区」「その2工区」・・・と、順次記入のうえ、調査書を各々作成する。「その1工区」の所見欄には、その位置関係を記入するものとする。





(例)

別紙様式1

(社)和歌山県測量設計業協会 緊急連絡体制表

|                |      |              |                                   |
|----------------|------|--------------|-----------------------------------|
| (社)和歌山県測量設計業協会 |      |              |                                   |
| 会 長            | 〇〇太郎 | 073(436)5611 | 090-****-****<br>****@*****.ne.jp |
| 事務局長(連絡責任者)    | 〇〇次郎 | 073(436)5611 | 090-****-****<br>****@*****.ne.jp |

〇〇 ブロック

|              |      |              |                                   |
|--------------|------|--------------|-----------------------------------|
| (株)〇〇測量      | 〇〇四朗 | 073(441)1111 | 090-****-****<br>****@*****.ne.jp |
| (株)〇〇測量設計    | 〇〇五朗 | 073(441)1111 | 090-****-****<br>****@*****.ne.jp |
| (有)〇〇コンサルタント | 〇〇六朗 | 073(441)1111 | 090-****-****<br>****@*****.ne.jp |

〇〇 ブロック

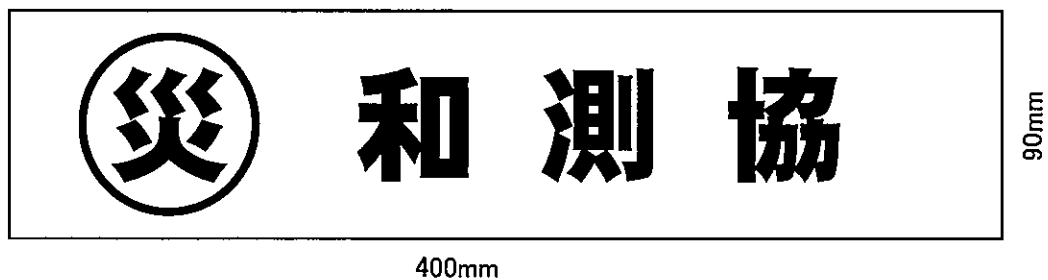
|           |      |              |                                   |
|-----------|------|--------------|-----------------------------------|
| 〇〇コンサルタント | 〇〇四朗 | 073(441)1111 | 090-****-****<br>****@*****.ne.jp |
| 〇〇測量設計事務所 | 〇〇五朗 | 073(441)1111 | 090-****-****<br>****@*****.ne.jp |
| (有)〇〇測地   | 〇〇六朗 | 073(441)1111 | 090-****-****<br>****@*****.ne.jp |

〇〇 ブロック

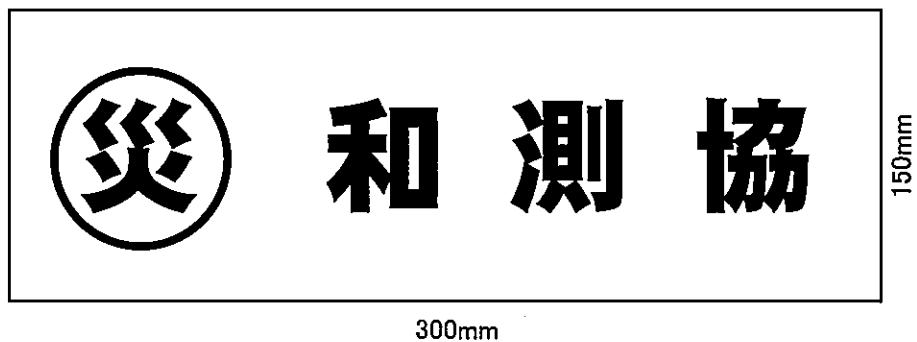
|              |      |              |                                   |
|--------------|------|--------------|-----------------------------------|
| (有)〇〇測量      | 〇〇四朗 | 073(441)1111 | 090-****-****<br>****@*****.ne.jp |
| 〇〇コンサルタント(株) | 〇〇五朗 | 073(441)1111 | 090-****-****<br>****@*****.ne.jp |
| (有)〇〇測量設計事務所 | 〇〇六朗 | 073(441)1111 | 090-****-****<br>****@*****.ne.jp |

別紙 1

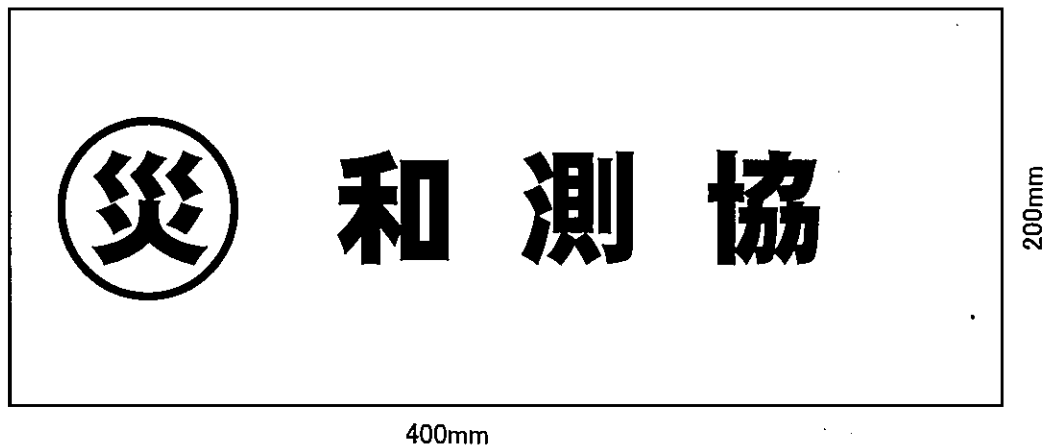
腕章



作業車用ステッカー(前)

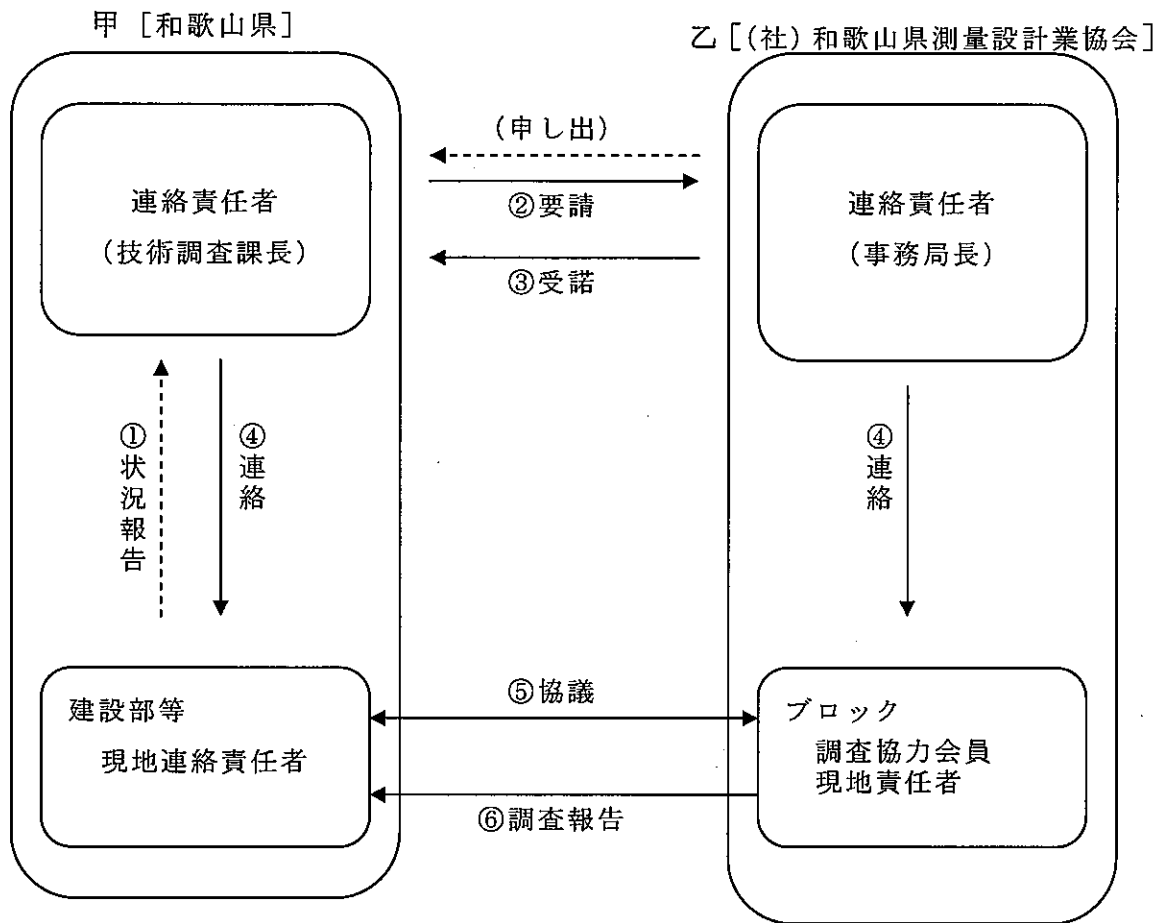


作業車用ステッカー(後)



# 大規模災害時における被害状況調査等の応援協力

## に関する基本フロー図



## 放射線検出等初期対応マニュアル（連絡体制等）

県内において、放射線検出等の事案の発生にあたり、県民の安全安心な生活を守る立場から、下記の連絡体制等により初期対応を図る。

（本庁の場合）

### 1 放射線検出問題連絡会の開催等（別添1）

危機管理課は、放射線検出等の連絡を受けた場合、情報収集するとともに、速やかに、放射線検出問題連絡会（以下「連絡会」という。）を開催する。

連絡会の構成課は、広報課、危機管理課、環境生活総務課、医務課、健康推進課及び発見場所等の所管に関係のある課（注1）とする。

危機管理課は、事案の内容により必要に応じて関係機関へ連絡する。

連絡会は、次の事項に関し、協議する。

- (1) 情報の収集
- (2) 健康への影響
- (3) 周辺への影響
- (4) 文部科学省との連絡調整
- (5) 各振興局との連絡調整
- (6) その他関係各機関との連絡調整
- (7) 今後の対応方針の検討
- (8) 県民への情報提供
- (9) その他必要なこと

連絡会の会長は、連絡会の事務局を所管する部長とし、副会長は、危機管理監とする。

連絡会の事務局は、迅速な決定が必要なことから、危機管理監が下記の例示に基づき決定する。

連絡会の事務局の例示

廃棄物関係……環境生活部、病院・医療・薬局関係……福祉保健部、

企業関係……商工観光労働部、農林水産業関係……農林水産部、

道路・河川等土木関係……県土整備部

その他……発見場所等と関係のある部又は危機管理局

### 2 放射線検出問題対策会議（以下「対策会議」という。）の開催

対策会議の責任者は副知事とする。

副知事は、事案の重要性等、必要に応じ、連絡会を対策会議に移行させる。

対策会議の責任者以外の構成員は、危機管理監、知事室長、総務部長、企画部長、環境生活部長、福祉保健部長、関係部長とし、次の事項に関し、協議する。

- (1) 情報の収集
- (2) 健康への影響
- (3) 周辺への影響
- (4) 文部科学省との連絡調整

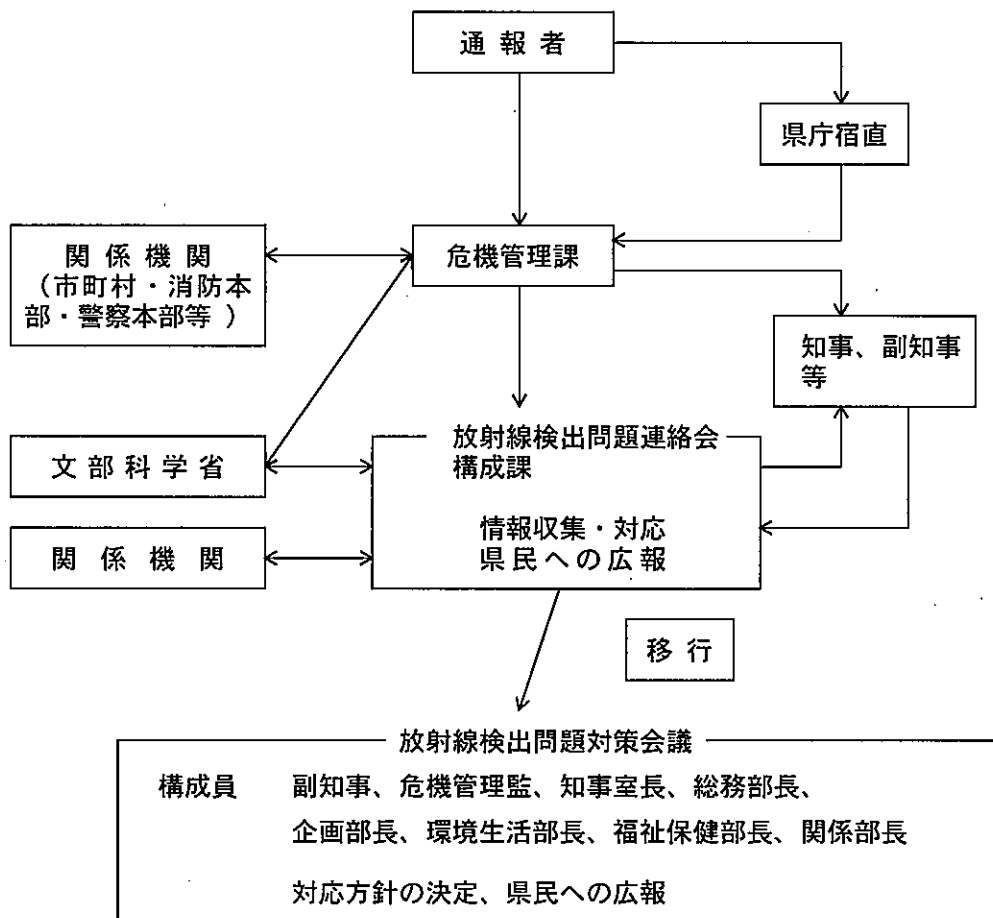
- (5) 各振興局との連絡調整
- (6) その他関係各機関との連絡調整
- (7) 今後の対応方針の検討
- (8) 県民への情報提供
- (9) その他必要なこと

対策会議の事務局は、原則として、連絡会の事務局とする。

(注1) 発見場所等の所管に関係のある課とは、発見場所の管理を所管している課又は、管理を所管している機関と関係のある課等をいう。

別添1

### 連絡・通報体制図（本庁の場合）



赤十字奉仕団委員長名一覧

(平成23年度)

| No | 奉仕団名   | 委員長氏名  |
|----|--------|--------|
| 1  | 和歌山市本町 | 亀井 常子  |
| 2  | // 城北  |        |
| 3  | // 広瀬  | 西本 三音子 |
| 4  | // 雄湊  | 小倉 千恵子 |
| 5  | // 大新  | 石本 幸子  |
| 6  | // 新南  | 津田 幸   |
| 7  | // 吹上  | 奥野 成子  |
| 8  | // 砂山  | 山崎 千栄子 |
| 9  | // 今福  | 渡辺 紀恵  |
| 10 | // 高松  |        |
| 11 | // 宮   |        |
| 12 | // 宮北  | 中坂 ヤス子 |
| 13 | // 四箇郷 | 田和 千恵子 |
| 14 | // 中之島 | 嶋津 恵津子 |
| 15 | // 芦原  | 原田 敦子  |
| 16 | // 宮前  | 中村 規佐子 |
| 17 | // 湊   | 高橋 康   |
| 18 | // 野崎  | 平野 仁美  |
| 19 | // 三田  | 坂田 敦子  |
| 20 | // 松江  | 山路 留子  |
| 21 | // 木本  | 氷谷 嘉代  |
| 22 | // 貴志  |        |
| 23 | // 楠見  | 玉置 増美  |
| 24 | // 西和佐 |        |
| 25 | // 岡崎  |        |
| 26 | // 西脇  | 野島 順子  |
| 27 | // 和佐  |        |
| 28 | // 安原  | 松尾 和子  |
| 29 | // 西山東 |        |
| 30 | // 東山東 |        |

| No | 奉仕団名    | 委員長氏名   |
|----|---------|---------|
| 31 | 和歌山市有功  |         |
| 32 | // 直川   | 中屋 セイ子  |
| 33 | // 川永   | 岩橋 苓    |
| 34 | // 小倉   |         |
| 35 | // 加太   | 船井 嘉代美  |
| 36 | // 山口   | 的場 和子   |
| 37 | // 紀伊   | 南部 靖子   |
| 38 | // 雑賀   | 壇本 信子   |
| 39 | // 雑賀崎  | 中井 泰子   |
| 40 | // 和歌浦  | 松井 恭子   |
| 41 | // 名草   | 小長光 加代  |
| 42 | // 田野   | 黒木 志保子  |
| 43 | 海南市海南   | 嶋田 道子   |
| 44 | 海南市下津   | 北策 廣美   |
| 45 | 橋本市橋本   | 山本 都    |
| 46 | 橋本市高野口  | 舟下 一子   |
| 47 | 有田市     | 樋木 佳世子  |
| 48 | 御坊市     | 中野 昌子   |
| 49 | 田辺市田辺   | 梶前 泰子   |
| 50 | 田辺市中辺路  | 森 昌子    |
| 51 | 田辺市大塔   | 愛瀬 美智子  |
| 52 | 田辺市本宮   | 松本 恵巳   |
| 53 | 田辺市龍神   | 古久保 美千代 |
| 54 | 新宮市新宮   | 中岸 基英   |
| 55 | 新宮市熊野川  | 眞砂 しげの  |
| 56 | 紀の川市打田  | 赤井 美佐子  |
| 57 | 紀の川市粉河  | 清水 敬子   |
| 58 | 紀の川市那賀  | 山田 正文   |
| 59 | 紀の川市桃山  | 仲谷 妙子   |
| 60 | 紀の川市貴志川 | 大原 貴美   |

| No | 奉仕団名   | 委員長氏名  |
|----|--------|--------|
| 61 | 岩出市    | 野尻 幸世  |
| 62 | 紀美野町   |        |
| 63 | かつらぎ町  | 亀田 壽賀子 |
| 64 | 九度山町   | 嶋田 多佳子 |
| 65 | 高野町    |        |
| 66 | 湯浅町    | 北野 禎美  |
| 67 | 広川町    |        |
| 68 | 有田川町吉備 | 宮本 弘子  |
| 69 | 有田川町金屋 | 大谷 みよ子 |
| 70 | 美浜町    |        |
| 71 | 日高町    |        |
| 72 | 由良町    | 浜田 弥生  |
| 73 | 印南町    | 片山 恵美子 |
| 74 | みなべ町   | 廣田 資津子 |
| 75 | 日高川町   |        |
| 76 | 白浜町白浜  | 中島 シゲ子 |
| 77 | 白浜町日置川 | 矢形 幸子  |
| 78 | 上富田町   | 堀 梨子   |
| 79 | すさみ町   | 上山 恵美子 |
| 80 | 那智勝浦町  | 前田 澄子  |
| 81 | 太地町    | 和田 千明  |
| 82 | 古座川町   | 白下 まゆみ |
| 83 | 北山村    |        |
| 84 | 串本町串本  | 潮崎 英子  |
| 85 | 串本町古座  | 片山 美津代 |

## 52-02-00 県婦人団体連絡協議会町郡市長名及び会員数一覧

県生涯学習課  
(H24. 5. 1現在)

| 都市名   | 氏名   | 単位団数 | 会員数   |
|-------|------|------|-------|
| 伊都・橋本 | 丹下一子 | 4    | 317   |
| 紀の川市  | 仲谷妙子 | 3    | 228   |
| 和歌山市  | 堰本信子 | 22   | 2,405 |
| 有田市   | 上田恵子 | 6    | 397   |
| 日高郡   | 浜田弥生 | 3    | 200   |
| 太地町   | 堤 功子 | 1    | 60    |
| 合     | 計    | 39   | 3,607 |



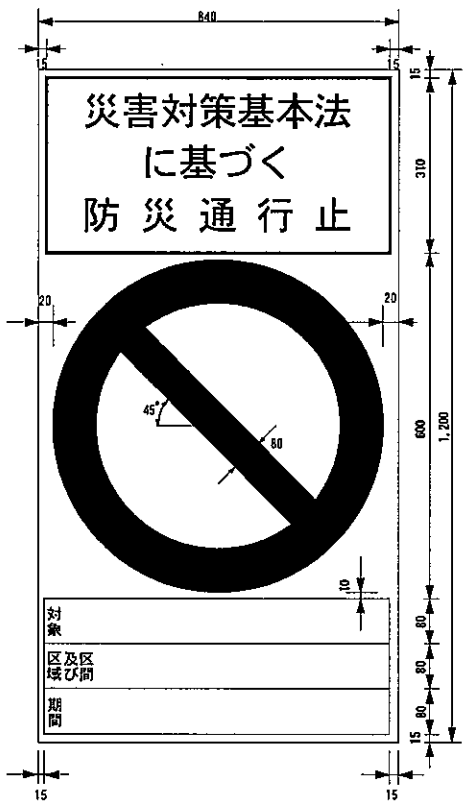
53-01-00 基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式 県警察本部  
別記様式第1 (第1条関係)



備考

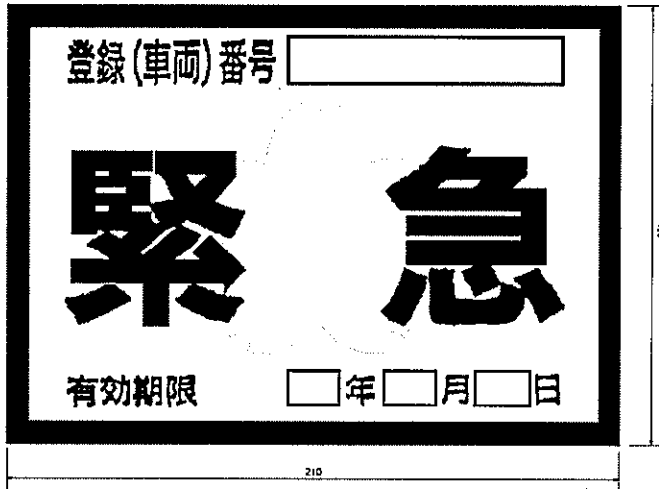
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

別記様式2 (第5条関係)



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射に応じて変化する措置を施す者とする。
- 3 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第4（第6条関係）

|                                |     |         |
|--------------------------------|-----|---------|
| 第 号                            |     | 年 月 日   |
| <b>緊急通行車両確認証明書</b>             |     |         |
|                                |     | 公安委員会 印 |
| 番号標に標示されている番号                  |     |         |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名） |     |         |
| 使用者                            | 住 所 | ( ) 局 番 |
|                                | 氏 名 |         |
| 通 行 日 時                        |     |         |
| 通 行 経 路                        |     | 出 発 地   |
|                                |     | 目 的 地   |
| 備 考                            |     |         |

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

### 1 事前届出

- 事前届出の申請書類に  
より申請(2部提出)  
※ 再交付申請も同じ

申請車

警察署長

公安委員会  
(交通規制課)

- 「緊急通行車両等事前届出済証」の保管

- 「緊急通行車両等事前届出済証」を交付

- 「緊急通行車両等事前届出済証」を送付

- 「緊急通行車両等事前届出済証」を作成

### 2 災害時等における緊急通行車両等の確認

事前届出車

- 警察本部(交通規制課)
- 高速道路交通警察隊
- 最寄りの警察署
- 交通の検問場所

車両の使用者

- 確認申請
  - ・ 緊急通行車両等事前届出済証を提出
  - ・ 緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載  
(緊急輸送車両確認証明書の場合も同じ)

- 緊急通行車両等事前届出済証を回収
- 標章、確認証明書を作成

- 標章、確認証明書を交付

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 災害応急対策用<br><br><h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">和歌山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">申請者 住所<br/>氏名 <span style="float: right;">(印)</span></p> <p style="text-align: center; margin: 0;">電話 (      ) 局 番</p> |                         |
| 番号標に標示されている番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                         |
| 車両の用途                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                         |
| 輸送人員又は品名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                         |
| 使用者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 住所<br><br>電話 (      ) — |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 氏名                      |
| 出 発 地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                         |

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び自動車検査証の写しを添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号

地震防災  
災害 応急対策用

緊急通行車両等事前届出済証

年 月 日

和歌山県公安委員会 (印)

- 備考 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。  
2 用紙の地の色は白色とし、文字の色は黒色とする。

(裏面)

- 注) 1. 災害発生時又は警戒宣言発令時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。  
2. 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、和歌山県公安委員会（警察署を經由）に届け出て再交付を受けて下さい。  
3. 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。  
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。  
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。  
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

|         |  |
|---------|--|
| 車 両 番 号 |  |
|---------|--|

|            |          |                |
|------------|----------|----------------|
| 災害時における確認欄 | 確 認 日 時  | 年 月 日 午前・後 時 分 |
|            | 確 認 場 所  |                |
|            | 確認者所属・氏名 |                |

## 53-04-00 東海地震の警戒宣言発令時における和歌山県内の「広域交通規制道路」及び「広域交通検問所」

(昭和23年12月26日、警察庁指定)

県警察本部

| 広域交通規制道路路線名                   | 区間 | 区間起終点  |          | 延長距離(km) | 広域交通検問所                     |
|-------------------------------|----|--------|----------|----------|-----------------------------|
| 国道24号                         | 全線 | 京都府京都市 | 和歌山県和歌山市 | 193.0    | 橋本市隅田町「橋本東インター」             |
|                               |    |        |          |          | 橋本市真土「真土峠」                  |
| 国道26号                         | 全線 | 大阪府大阪市 | 和歌山県和歌山市 | 75.2     | 和歌山市中<br>「和歌山計量所前<br>(孝子峠)」 |
| 国道42号                         | 全線 | 静岡県浜松市 | 和歌山県和歌山市 | 472.1    | 新宮市大橋通<br>「新熊野大橋」           |
| 近畿自動車道<br>(阪和自動車道・<br>湯浅御坊道路) | 全線 | 大阪府松原市 | 和歌山県田辺市  | 128.7    | 和歌山市栗栖<br>「和歌山インター」         |

災害発生時における車両等の排除に関する覚書

和歌山県警察本部長（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟関西本部和歌山支部長（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の3に規定する警察官の措置命令（以下「警察官の措置命令」という。）の権限の行使に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

（協力要請）

第1条 甲は、警察官の措置命令の権限行使に関し、必要がある場合は次の事項を乙に通知して、緊急通行車両等の通行の妨害となっている車両の排除活動について、協力を要請するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の種別、台数等
- (3) 現場指揮官の官職及び氏名
- (4) 連絡方法その他必要事項

（排除活動）

第2条 乙は、現場指揮官の指示に従い、所有する装備の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

（費用）

第3条 当該活動に要する費用については、乙が負担するものとする。

（災害補償）

第4条 第2条の規定による排除活動により、従事した乙の人員及び装備並びに第三者が災害を受けた場合は、乙の責任において補償するものとする。

（損害賠償）

第5条 第2条の規定による排除活動により、通行妨害車両等を破損した場合及びその他の損害賠償については、乙の責任において補償するものとする。

（訓練）

第6条 乙は、甲から訓練への参加要請があった場合は、これに参加するものとする。

2 乙は、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

（協議）

第7条 この覚書に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議するものとする。

この覚書の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成17年 6月30日

甲 和歌山県警察本部長 宮内 勝

乙 社団法人日本自動車連盟関西本部和歌山支部  
支部長 石井 清平

災害時における緊急輸送路及び地域安全の確保等の業務に関する細目協定

和歌山県警察本部（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県警備業協会（以下「乙」という。）とは、平成11年11月2日和歌山県（以下「県」という。）と乙との間で締結された災害時における緊急輸送路及び地域安全の確保等の業務に関する協定（以下「基本協定」という。）に基づく業務の実施の細目に関して、次のとおり協定を締結する。

（出動要請の方法）

- 第1条 基本協定第3条の規定に基づく要請（以下「出動要請」という。）は、甲が乙に対して日時、場所、業務の内容及び必要な警備員数を指定して、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により出動を要請することができる。この場合、甲は事後速やかに文書を乙に提出するものとする。
- 2 乙は、甲から出動要請を受けたときは、乙に加盟する警備業者に連絡し、直ちに警備員を出動させるものとする。

（出動可能人員表の備付け等）

- 第2条 乙は、出動要請に応じるため、警察署の管轄区域を単位として、乙に加盟する警備業者ごとに出勤可能な警備員数を記載した出勤可能人員表を備え付けておかなければならない。
- 2 乙は、前項の出勤可能人数表を、毎年、甲に提出しなければならない。

（業務の実施）

- 第3条 第1条第2項の規定により出動する警備員は、甲の指定する場所に出動し、乙が指定する者の指揮により、甲の指定する業務に従事するものとする。
- 2 乙は、警備員の出動後、現場責任者の氏名、出動時間等を甲に毎日通知しなければならない。

（出動する警備員の基準）

- 第4条 第1条第2項の規定により出動する警備員には、原則として、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）で定める施設警備業務、雑踏警備業務又は交通誘導警備業務の検定の合格証明書の交付を受けている者を含むものとする。

（業務の解除）

- 第5条 甲は、出動を要請する必要がなくなったときは、乙に対し速やかに文書により業務の解除を連絡するものとする。ただし、文書により連絡するいとまがないときは、口頭、電話等により解除することができる。この場合において、甲は事後速やかに文書を



乙に提出するものとする。

- 2 乙は、業務解除後速やかに甲に対して出勤した警備員の出勤日、出勤時間及び業務内容等を文書にて報告しなければならない。

(費用の算出方法)

第6条 基本協定第5条第1項に規定する費用は、労働省発表の最新の賃金構造基本統計調査結果等を基礎に算出した人件費及びその他の必要経費を積算して決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成11年11月4日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年11月4日

附 則

この細目協定は、平成11年11月4日から施行する。

附 則

この細目協定は、平成21年4月1日から施行する。

甲 和歌山県警察本部長 樋 口 建 史

乙 和歌山県和歌山市西汀丁36番地  
社団法人 和歌山県警備業協会会長

村 田 昌 之

## 通 行 規 制 基 準

| 路線名 | 担当<br>事務所名  | 規制区間                    |                 |            | 交通量<br>(H17)<br>台/日 | 規制条件(通行止)  |                      | 危険内容 | 近年の基準変更 | 指定年度 | 備考 |
|-----|-------------|-------------------------|-----------------|------------|---------------------|------------|----------------------|------|---------|------|----|
|     |             | 区間                      | 距離標             | 延長<br>(km) |                     | 気象等基準値     | 気象等観測所               |      |         |      |    |
| 42  | 紀南<br>河川国道  | 東牟婁郡串本町田原～<br>" " 津荷    | 297.0～<br>300.1 | 3.1        | 6,335               | 連続雨量 250mm | (テレメーター)<br>(古座観測所)  | 落石等  |         | S44  |    |
| "   | "           | 東牟婁郡串本町有田～<br>" " 田並    | 317.6～<br>319.2 | 1.6        | 4,450               | 連続雨量 250mm | (テレメーター)<br>(有田観測所)  | 落石等  |         | S44  |    |
| "   | "           | 西牟婁郡すさみ町見老津～<br>" " 周参見 | 337.4～<br>347.0 | 9.6        | 4,284               | 連続雨量 250mm | (テレメーター)<br>(見老津観測所) | 落石等  |         | S44  |    |
| "   | "           | 西牟婁郡白浜町志原～<br>" " 富田宇高瀬 | 358.4～<br>369.9 | 11.5       | 8,520               | 連続雨量 250mm | (テレメーター)<br>(富田観測所)  | 落石等  |         | S44  |    |
| "   | "           | 日高郡みなべ町山内～<br>" " 東岩代   | 394.3～<br>397.4 | 3.1        | 19,560              | 連続雨量 250mm | (テレメーター)<br>(南部観測所)  | 落石等  |         | S44  |    |
| 42  | 和歌山<br>河川国道 | 日高郡日高町池田～<br>" " 由良町里   | 425.2～<br>428.5 | 3.3        | 12,436              | 連続雨量 240mm | (テレメーター)<br>日高郡日高町池田 | 落石等  |         | S44  |    |
| "   | "           | 日高郡由良町畑～<br>有田郡広川町河瀬    | 432.5～<br>438.5 | 6.0        | 14,133              | 連続雨量 240mm | (テレメーター)<br>有田郡広川町河瀬 | 落石等  |         | S44  |    |
| 26  | "           | 大阪府泉南郡岬町孝子～<br>和歌山市中    | 61.9～<br>64.4   | 2.5        | 18,539              | 連続雨量250mm  | (テレメーター)<br>和歌山市梅原   | 落石等  |         | S44  |    |

## 通 行 規 制 基 準

| 路線名 | 担当<br>事務所名 | 規制区間 |     |            | 交通量<br>(H17)<br>台/日 | 規制条件(通行止) |        | 危険内容 | 近年の基準変更 | 指定年度 | 備考 |
|-----|------------|------|-----|------------|---------------------|-----------|--------|------|---------|------|----|
|     |            | 区間   | 距離標 | 延長<br>(km) |                     | 気象等基準値    | 気象等観測所 |      |         |      |    |
|     | 計          | 8ヶ所  |     | 40.7       |                     |           |        |      |         |      |    |

| 道路名             | 通行規制基準                 |           |                            | 通行止基準         |           |                            |
|-----------------|------------------------|-----------|----------------------------|---------------|-----------|----------------------------|
|                 | 地震                     | 異常降雨      | その他                        | 地震            | 異常降雨      | その他                        |
| 阪和道             | 計測震度<br>4.0以上<br>4.5未満 | 別表1-1のとおり | 既往の災害事例、その他を勘案して必要と認められる場合 | 計測震度<br>4.5以上 | 別表1-1のとおり | 既往の災害事例、その他を勘案して必要と認められる場合 |
| 海南湯浅道<br>湯浅御坊道路 |                        |           |                            |               |           |                            |

| 道路名   | 管 理<br>事 務 所 | 種別<br>(事務所体制)                 | 通行止基準値<br>(緊急体制発令基準値) |            |      | 通行規制基準値<br>(第二警戒体制発令基準<br>値) | 備 考 |
|-------|--------------|-------------------------------|-----------------------|------------|------|------------------------------|-----|
|       |              |                               | 連続雨量<br>(mm)          | 組合せ雨量 (mm) |      |                              |     |
|       |              |                               |                       | 連続雨量       | 連続雨量 | 時間雨量                         |     |
| 阪 和 道 | 南大阪          | 松原 J C T<br>～<br>堺 I C        | -                     | -          | -    | 110                          |     |
|       |              | 泉佐野 J C T<br>～<br>阪南 I C      | 200                   | 150        | 35   | 110                          |     |
|       | 和歌山          | ～<br>有田 I C                   | 170                   | 110        | 40   | 70                           |     |
|       |              | ～<br>有田南 I C<br>～<br>御坊 I C   | 190                   | 140        | 50   | 90                           |     |
| 阪和道   |              | ～<br>御坊南 I C<br>～<br>南紀田辺 I C | 180                   | 120        | 45   | 70                           |     |

(注:1)通行規制基準とは交通管理者に対し道路管理者として速度規制を協議する目安の基準

(注:2)連続雨量とは雨の降り始めから降り終わりまで(ただし、途中2mm以下の降雨が6時間継続した場合、連続雨量としない)。

| 路線名       | 規制区間                         |        | 交通量<br>台/日 | 規制条件(通行止)          |                              | 危険内容        | 備考         |
|-----------|------------------------------|--------|------------|--------------------|------------------------------|-------------|------------|
|           | 所在地                          | 延長(km) |            | 気象等基準値<br>連続雨量(mm) | 気象等観測所                       |             |            |
| 1 国道168号  | 新宮市南磐盾<br>新宮市熊野川町東敷屋         | 26.1   | 5,900      | 200                | 50 東牟婁振興局新宮建設部               | 落石、冠水       |            |
| 2 国道168号  | 新宮市熊野川町東敷屋<br>田辺市本宮町土河屋(県境)  | 16.2   | 3,300      | 180                | 50 旧熊野川町役場<br>50 東牟婁振興局新宮建設部 | 落石、冠水       |            |
| 3 国道169号  | 新宮市熊野川町宮井<br>新宮市熊野川町九重(県境)   | 5.5    | 600        | 180                | 50 旧熊野川町役場                   | 落石、冠水       |            |
| 4 国道169号  | 新宮市熊野川町玉置口(県境)               | 7.6    | 600        | 180                | 50 旧熊野川町役場                   | 落石、冠水       |            |
| 5 国道169号  | 東牟婁郡北山村下尾井<br>東牟婁郡北山村小松      | 3.3    | 400        | 180                | 50 北山村役場                     | 落石、冠水       |            |
| 6 国道311号  | 田辺市鮎川<br>田辺市中辺路町栗栖川          | 8.4    | 4,700      | 200                | 50 西牟婁振興局建設部(栗栖川)            | 落石、<br>土砂崩落 |            |
| 7 国道311号  | 田辺市中辺路町栗栖川<br>東牟婁・西牟婁郡界      | 27.2   | 2,000      | 200                | 50 西牟婁振興局建設部(近露)             | 落石、<br>土砂崩落 |            |
| 8 国道311号  | 東牟婁・西牟婁郡界<br>田辺市本宮町皆地        | 10.3   | 1,600      | 160                | 50 東牟婁振興局新宮建設部本宮駐在           | 落石          |            |
| 9 国道311号  | 田辺市本宮町皆地<br>田辺市本宮町本宮         | 10.2   | 1,600      | 200                | 50 東牟婁振興局新宮建設部本宮駐在           | 落石          |            |
| 10 国道370号 | 伊都郡九度山町下古沢<br>伊都郡高野町矢立       | 8.9    | 3,200      | 120                | 30 高野山(和歌山地方気象台)<br>九度山町役場   | 落石、<br>土砂崩落 |            |
| 11 国道370号 | 海草郡紀美野町松瀬<br>海草郡紀美野町毛原宮      | 20.7   | 1,600      | 120                | 海草振興局建設部野上駐在                 | 落石、<br>土砂崩落 |            |
| 12 国道370号 | 海草郡紀美野町毛原宮<br>海草郡紀美野町長谷宮     | 3.5    | 800        | 120                | 美里中学校                        | 落石、<br>土砂崩落 |            |
| 13 国道370号 | 海草郡・伊都郡界<br>伊都郡高野町矢立         | 6.5    | 1,100      | 120                | 30 高野山(和歌山地方気象台)             | 落石、<br>土砂崩落 |            |
| 14 国道371号 | 橋本市向副<br>伊都郡高野町高野山           | 20.3   | 1,000      | 120                | 30 高野山(和歌山地方気象台)<br>伊都振興局建設部 | 落石、<br>土砂崩落 |            |
| 15 国道371号 | 伊都郡高野町高野山<br>伊都郡かつらぎ町花園中南    | 13.7   | 179        | 120                | 30 高野山(和歌山地方気象台)             | 落石、<br>土砂崩落 |            |
| 16 国道371号 | 伊都郡かつらぎ町花園中南<br>伊都郡かつらぎ町花園真峠 | 6.8    | 250        | 120                | 30 高野山(和歌山地方気象台)<br>花園村役場    | 落石、<br>土砂崩落 |            |
| 17 国道371号 | 伊都郡高野町高野山<br>伊都郡かつらぎ町花園箕峠    | 19.5   | 1,300      | 120                | 30 高野龍神スカイライン管理事務所           | 落石、<br>土砂崩落 | 高野龍神スカイライン |
| 18 国道371号 | 伊都郡かつらぎ町花園箕峠<br>田辺市龍神村大熊     | 23.2   | 1,300      | 120                | 30 高野龍神スカイライン龍神駐在員詰所         | 落石、<br>土砂崩落 | 高野龍神スカイライン |
| 19 国道371号 | 田辺市中辺路町小松原<br>田辺市中辺路町高原      | 12.1   | 350        | 200                | 50 西牟婁振興局建設部(大川)             | 落石、<br>土砂崩落 |            |
| 20 国道371号 | 田辺市平瀬<br>田辺市合川               | 13.0   | 300        | 160                | 40 関西電力殿山発電所                 | 落石、<br>土砂崩落 |            |

|    |        |                           |       |       |     |    |               |             |
|----|--------|---------------------------|-------|-------|-----|----|---------------|-------------|
| 21 | 国道371号 | 東牟婁郡古座川町平井<br>東牟婁郡古座川町湯の花 | 4.6   | 140   | 180 | 45 | 七川ダム堤管理事務所    | 落石、<br>土砂崩落 |
| 22 | 国道371号 | 東牟婁郡古座川町三尾川<br>東牟婁郡古座川町一雨 | 9.3   | 926   | 180 | 45 | 七川ダム堤管理事務所    | 落石、<br>土砂崩落 |
| 23 | 国道371号 | 東牟婁郡古座川町一雨<br>西牟婁郡串本町高富   | 8.0   | 988   | 200 | 45 | 潮岬測候所         | 落石、<br>土砂崩落 |
| 24 | 国道424号 | 海南市ひや水<br>海南市上谷           | 5.3   | 1,400 | 80  |    | 海南市消防本部       | 落石、<br>土砂崩落 |
| 25 | 国道424号 | 海南市・有田郡界<br>有田郡有田川町有原     | 7.8   | 1,800 | 120 | 30 | 旧金屋町役場        | 落石、<br>土砂崩落 |
| 26 | 国道424号 | 田辺市龍神村小家<br>田辺市龍神村福井      | 10.0  | 1,800 | 160 | 30 | 日高振興局建設部龍神駐在  | 落石、<br>土砂崩落 |
| 27 | 国道424号 | 田辺市龍神村福井<br>日高郡みなべ町清川     | 8.9   | 400   | 160 | 30 | 旧南部川村役場       | 落石、<br>土砂崩落 |
| 28 | 国道424号 | 日高郡みなべ町清川<br>日高郡みなべ町西本庄   | 18.0  | 5,300 | 160 | 30 | 旧南部川村役場       | 落石、<br>土砂崩落 |
| 29 | 国道425号 | 田辺市龍神村福井<br>田辺市龍神村柳瀬      | 8.5   | 2,000 | 160 | 30 | 龍神(和歌山地方気象台)  | 落石、<br>土砂崩落 |
| 30 | 国道425号 | 田辺市龍神村湯本<br>和歌山県・奈良県界     | 16.1  | 250   | 110 | 30 | 龍神(和歌山地方気象台)  | 落石、<br>土砂崩落 |
| 31 | 国道480号 | 和歌山県・大阪府界<br>伊都郡かつらぎ町平    | 5.6   | 1,603 | 130 | 30 | かつらぎ町役場       | 落石、<br>土砂崩落 |
| 32 | 国道480号 | 伊都郡高野町矢立<br>伊都郡高野町高野山     | 8.1   | 3,546 | 120 | 30 | 高野山(和歌山地方気象台) | 落石、<br>土砂崩落 |
| 33 | 国道480号 | 有田郡有田川町川口<br>有田郡有田川町二川    | 8.0   | 2,600 | 120 | 30 | 二川ダム管理事務所     | 落石、<br>土砂崩落 |
| 34 | 国道480号 | 有田郡有田川町清川<br>有田郡有田川町清水    | 10.9  | 2,100 | 120 | 30 | 有田振興局建設部清水駐在  | 落石、<br>土砂崩落 |
| 35 | 国道480号 | 有田郡有田川町清水<br>有田郡・伊都郡界     | 13.0  | 1,300 | 120 | 30 | 有田振興局建設部清水駐在  | 落石、<br>土砂崩落 |
| 36 | 国道480号 | 有田郡・伊都郡界<br>伊都郡かつらぎ町花園中南  | 7.1   | 1,206 | 120 | 30 | 旧花園村役場        | 落石、<br>土砂崩落 |
|    | 計      | 36区間                      | 412.2 |       |     |    |               |             |

工 主要県道(渠管理)

県道路保全課

| 図面<br>対象<br>番号 | 路線名      | 規制区間                        |            | 交通量<br>台/日 | 規制条件(通行止)              |        | 危険内容                       | 備考            |
|----------------|----------|-----------------------------|------------|------------|------------------------|--------|----------------------------|---------------|
|                |          | 所在地                         | 延長<br>(km) |            | 気象等基準値<br>連続雨量<br>(mm) | 気象等観測所 |                            |               |
| 37             | かつらぎ桃山線  | 紀の川市下鞆淵<br>紀の川市桃山町神田        | 9.0        | 2,300      | 120                    | 30     | 那賀振興局建設部                   | 落石、<br>土砂崩落   |
| 38             | 高野口野上線   | 海草郡紀美野町松瀬<br>海草郡・那賀郡界       | 6.0        | 700        | 120                    |        | 海草振興局建設部野上駐在               | 落石、<br>土砂崩落   |
| 39             | 海南金屋線    | 海南市別所<br>海南市・海草郡界           | 6.0        | 3,100      | 120                    |        | 海南市消防本部                    | 落石、<br>土砂崩落   |
| 40             | 美里龍神線    | 海草郡紀美野町樋下<br>海草郡紀美野町上ヶ井     | 4.0        | 200        | 120                    |        | 旧美里町役場                     | 落石、<br>地すべり   |
| 41             | 有田湯浅線    | 有田市高田<br>有田郡湯浅町田            | 3.0        | 2,800      | 180                    | 30     | 有田振興局建設部                   | 落石、<br>土砂崩落   |
| 42             | 御坊由良線    | 日高郡由良町大引<br>日高郡田良町小引        | 3.6        | 1,500      | 150                    | 40     | 由良町役場                      | 落石、<br>土砂崩落   |
| 43             | 御坊美山線    | 日高郡日高川町原河<br>日高郡日高川町高津尾     | 9.4        | 2,200      | 160                    | 40     | 旧中津村役場                     | 落石、<br>土砂崩落   |
| 44             | 田辺龍神線    | 田辺市上秋津<br>西牟婁郡・日高郡界         | 13.0       | 2,300      | 160                    | 40     | 西牟婁振興局建設部(秋津川)             | 落石、<br>土砂崩落   |
| 45             | 白浜温泉線    | 西牟婁郡白浜町瀬戸<br>西牟婁郡白浜町江津良     | 1.7        | 3,500      | 150                    | 40     | 西牟婁振興局建設部                  | 高潮、落石<br>路面冠水 |
| 46             | 上富田すさみ線  | 西牟婁郡すさみ町防己<br>西牟婁郡すさみ町江住    | 6.0        | 88         | 150                    | 40     | すさみ町役場                     | 落石、<br>土砂崩落   |
| 47             | 日置川大塔線   | 西牟婁郡白浜町田野井<br>田辺市合川         | 29.4       | 1,100      | 160                    | 40     | 関西電力殿山発電所<br>西牟婁振興局建設部(日置) | 落石、<br>土砂崩落   |
| 48             | すさみ古座線   | 西牟婁郡すさみ町曲利<br>西牟婁郡すさみ町防己    | 13.0       | 271        | 150                    | 40     | すさみ町役場                     | 落石、<br>土砂崩落   |
| 49             | 串本古座川線   | 東牟婁郡古座川町下地<br>西牟婁郡串本町和深     | 10.0       | 516        | 180                    | 45     | 潮岬測候所                      | 落石、<br>土砂崩落   |
| 50             | 樫野串本線    | 西牟婁郡串本町大島<br>西牟婁郡串本町出雲      | 1.5        | 2,600      | 200                    | 50     | 苗我島観測所                     | 強風、越波         |
| 51             | 潮岬周遊線    | 西牟婁郡串本町串本<br>西牟婁郡串本町出雲      | 1.6        | 2,591      | 200                    | 50     | 潮岬測候所                      | 落石、<br>土砂崩落   |
| 52             | 那智勝浦古座川線 | 東牟婁郡古座川町小森川<br>東牟婁郡古座川町直見   | 24.0       | 240        | 150                    | 40     | 七川ダム堤管理事務所                 | 落石、<br>土砂崩落   |
| 53             | 那智勝浦古座川線 | 東牟婁郡那智勝浦町南平野<br>古座川町・那智勝浦町界 | 22.3       | 300        | 160                    | 50     | 那智勝浦町役場                    | 落石            |
| 54             | 那智勝浦熊野川線 | 新宮市熊野川町小口<br>新宮市熊野川町滝本      | 14.8       | 700        | 180                    | 50     | 熊野川町役場                     | 落石            |



|    |         |                        |       |        |     |    |               |                           |
|----|---------|------------------------|-------|--------|-----|----|---------------|---------------------------|
| 55 | 那智勝浦本宮線 | 東牟婁郡那智勝浦町南大居           | 19.0  | 1,900  | 180 | 50 | 下里雨量観測所       | 落石、冠水                     |
| 56 | 那智山勝浦線  | 東牟婁郡那智勝浦町口色川           | 3.1   | 5,600  | 250 | 50 | 那智勝浦町役場       | 落石                        |
| 57 | 高野天川線   | 東牟婁郡那智勝浦町野々            | 3.8   | 289    | 120 | 30 | 高野山（和歌山地方気象台） | 落石、<br>土砂崩落               |
| 58 | 泉佐野打田線  | 伊都郡高野町高野山<br>和歌山県・奈良県界 | 4.5   | 6,500  | 120 | 30 | 那賀振興局建設部      | 落石、<br>土砂崩落<br>泉佐野岩出線     |
| 59 | 泉佐野岩出線  | 紀の川市神通<br>紀の川市重行       | 3.5   | 16,000 | 150 |    | 那賀振興局建設部      | 落石、<br>土砂崩落               |
| 60 | 和歌山貝塚線  | 和歌山県・大阪府界<br>岩出市根来     | 1.0   | 3,900  | 150 |    | 和歌山市消防局       | 落石、<br>土砂崩落               |
| 61 | 岬加太港線   | 和歌山県・大阪府界<br>和歌山市深山    | 5.0   | 3,200  | 150 |    | 和歌山市消防局       | 落石、<br>土砂崩落<br>粉河加太線国道26号 |
|    | 計       | 25区間                   | 218.2 |        |     |    |               |                           |

| 面 対 象 番 号 | 路 線 名     | 規 制 区 間                     |             | 交 通 量<br>T 9 0<br>台 / 日 | 規 制 条 件 ( 通 行 止 )              |             | 危 険 内 容             | 備 考         |
|-----------|-----------|-----------------------------|-------------|-------------------------|--------------------------------|-------------|---------------------|-------------|
|           |           | 所 在 地                       | 延 長<br>(km) |                         | 気 象 等 基 準 値<br>連 続 雨 量<br>(mm) | 気 象 等 観 測 所 |                     |             |
| 62        | 垣内貴志川線    | 紀の川市桃山町中畑<br>紀の川市貴志川町井ノ口    | 13.2        | 1,500                   | 120                            | 30          | 山田ダム土地改良区管理事務所      | 落石、<br>土砂崩落 |
| 63        | 秋月海南線     | 海南市且来<br>海南市神田              | 0.5         | 8,600                   | 120                            |             | 海南市消防本部             | 落石、<br>土砂崩落 |
| 64        | 沖野々森小手穂線  | 海南市阪井                       | 1.0         | 7,700                   | 120                            |             | 海南市消防本部             | 落石、<br>土砂崩落 |
| 65        | 興加茂郷停車場線  | 海南市下津町加茂郷<br>海南市下津町豊根田      | 5.0         | 4,300                   | 150                            |             | 旧下津町消防本部            | 落石、<br>土砂崩落 |
| 66        | 大崎加茂郷停車場線 | 海南市下津町大崎                    | 2.0         | 3,400                   | 120                            |             | 旧下津町消防本部            | 地すべり        |
| 67        | 奥佐々阪井線    | 海草郡紀美野町宮ノ前<br>海草郡紀美野町吉見     | 5.2         | 1,800                   | 120                            |             | 海草振興局建設部野上駐在        | 落石、<br>土砂崩落 |
| 68        | 野上清水線     | 海草郡・有田郡界<br>海草郡紀美野町宮ノ前      | 7.9         | 1,800                   | 120                            |             | 海草振興局建設部野上駐在        | 落石、<br>土砂崩落 |
| 69        | 日の岬公園線    | 日高郡美浜町三尾<br>日高郡美浜町日ノ岬       | 2.5         | 1,900                   | 150                            | 40          | 日高振興局建設部            | 落石、<br>土砂崩落 |
| 70        | 近露平瀬線     | 田辺市中辺路町近露<br>田辺市平瀬          | 7.0         | 350                     | 160                            | 40          | 西牟婁振興局建設部           | 落石、<br>土砂崩落 |
| 71        | 平瀬上三栖線    | 田辺市中辺路町西谷                   | 1.0         | 50                      | 160                            | 40          | 西牟婁振興局建設部(栗栖川)      | 地すべり、<br>落石 |
| 72        | 下川上牟婁線    | 田辺市鮎川<br>田辺市上野              | 11.3        | 800                     | 160                            | 40          | 西牟婁振興局建設部           | 落石、<br>土砂崩落 |
| 73        | 下川上牟婁線    | 西牟婁郡上富田町市ノ瀬                 | 0.5         | 1,400                   | 160                            | 40          | 西牟婁振興局<br>建設部富田川出張所 | 落石、<br>土砂崩落 |
| 74        | 古座川熊野川線   | 東牟婁郡古座川町松根<br>東牟婁郡古座川町佐田    | 13.1        | 516                     | 180                            | 45          | 七川ダム堤管理事務所          | 落石、<br>土砂崩落 |
| 75        | 高田相賀線     | 新宮市相賀<br>新宮市依石              | 7.7         | 700                     | 180                            | 50          | 東牟婁振興局新宮建設部         | 落石、冠水       |
| 76        | 南平野下里停車場線 | 東牟婁郡那智勝浦町南平野<br>東牟婁郡那智勝浦町井鹿 | 7.3         | 700                     | 160                            | 50          | 下里雨量観測所             | 落石          |
| 77        | 南平野下里停車場線 | 東牟婁郡那智勝浦町南大居<br>東牟婁郡那智勝浦町市屋 | 1.8         | 700                     | 180                            | 50          | 下里雨量観測所             | 落石、冠水       |
| 78        | 静川清川線     | 田辺市本宮町平<br>田辺市本宮町耳打         | 6.7         | 900                     | 160                            | 50          | 東牟婁振興局<br>新宮建設部本宮駐在 | 落石、冠水       |
| 79        | 日置川すさみ線   | 西牟婁郡白浜町燗野<br>西牟婁郡白浜町伊古木     | 4.5         |                         | 200                            | 50          | 旧日置川町役場             | 落石          |
|           | 計         | 18区間                        | 98.2        |                         |                                |             |                     |             |
|           | 合計        | 79区間                        | 728.6       |                         |                                |             |                     |             |

国道371号町道下露三河  
平井線

## 漁船による大規模災害時の緊急輸送活動の協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県漁業協同組合連合会（以下「乙」という。）とは、地震等による大規模災害が発生した場合における漁船による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内で地震等の大規模災害が発生した場合で、被災者等に対し必要な物資を緊急に輸送し、又は被災者等を移送する必要があるときにおいて、甲が乙に要請する漁船による輸送活動への協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、地震等による災害が発生し、陸上の交通手段が寸断され、陸上における輸送が困難となった場合で、必要と認めるときは、乙に対し、漁船による物資の輸送及び被災者等の移送について協力を要請するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、別記第1号様式により行うものとする。ただし、文書により要請する暇がないときは、その他の方法により要請し、事後において速やかに文書により確認を行うものとする。

（緊急輸送活動）

第4条 甲が、乙に対して協力を要請する活動は、漁船により行う次に掲げる活動（以下「緊急輸送活動」という。）とする。

（1）被災者等の移送活動

（2）災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動

（3）災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

（緊急輸送活動の実施）

第5条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、現地の関係者と十分連絡をとり、協議を行うほか、法令を遵守し、円滑かつ速やかに実施するものとする。

（活動報告）

第6条 乙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、別記第2号様式によりその状況を報告する。ただし、文書で報告する暇がないときは、その他の方法により報告し、その後速やかに文書により報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条の規定に基づく要請によって実施した緊急輸送活動に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の規定により甲が負担する費用の請求及び支払の方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

（損害の賠償等）

第8条 甲は、乙が、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により損害を被った場合には、次に掲げる場合を除き、その損害を乙に賠償し、又は補償するものとする。

- (1) 乙の故意又は重大な過失による場合
- (2) 発生した損害につき、乙が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 発生した損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

2 前項の規定により甲が賠償し、又は補償する損害の請求及び支払の方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

(協力組合員名簿の作成)

第9条 乙は、別記第3号様式により、この協定に基づく緊急輸送活動を行うことができる者の名簿を作成し、保管するものとする。

2 乙は、名簿に記載した者の人数及び漁船数について、甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

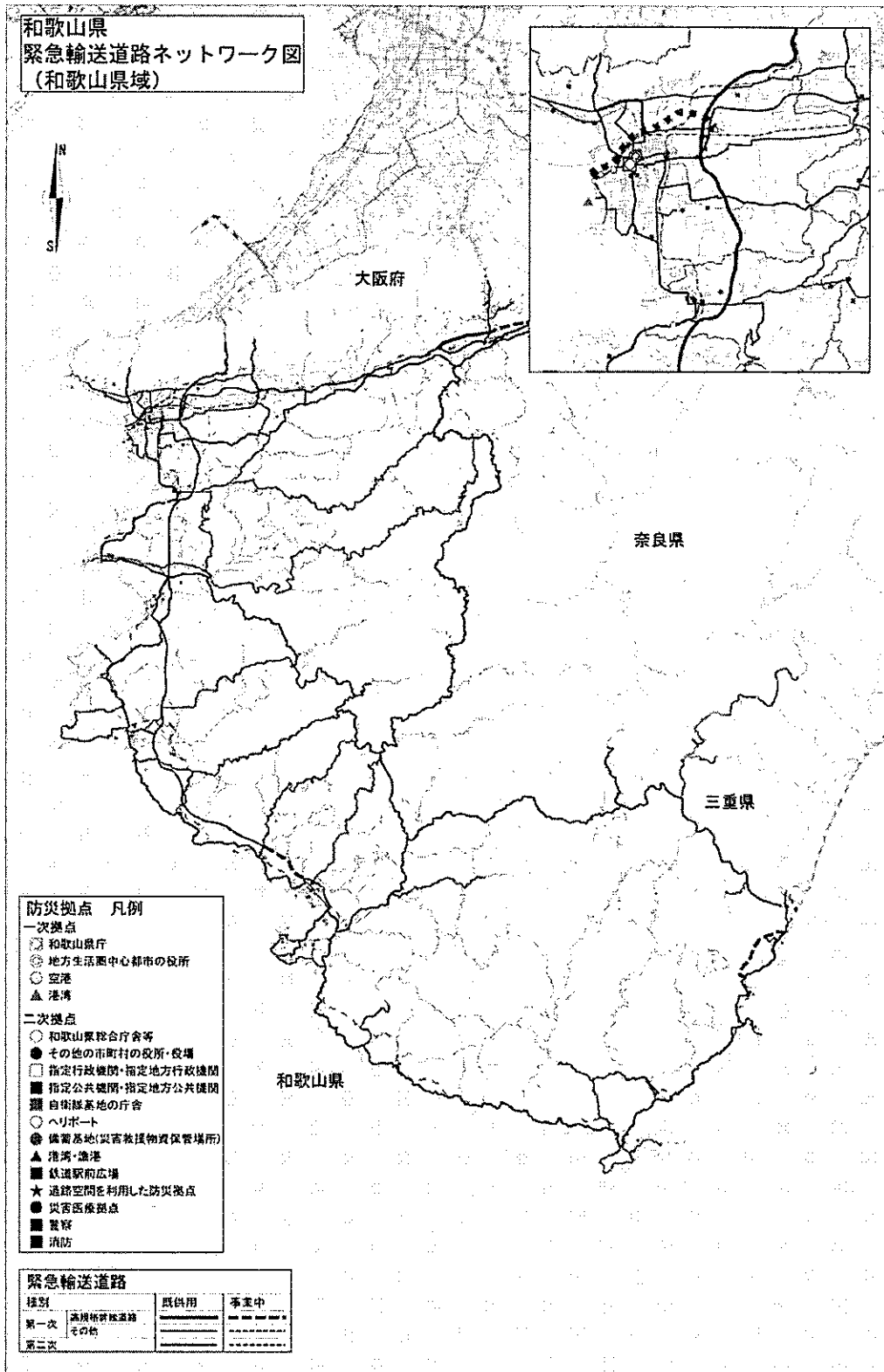
平成17年12月16日

甲 和歌山県知事

乙 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30  
和歌山県漁業協同組合連合会

代表理事会長

54-01-01 緊急輸送ネットワーク計画図





| 会社名（代表者）               | 所在地               | 保有車数 |     | 電話           | 備考 |
|------------------------|-------------------|------|-----|--------------|----|
|                        |                   | 乗合   | 貸切  |              |    |
| 和歌山バス(株)<br>(井上 慎治)    | 和歌山市和歌浦西1丁目8-1    | 112  | 5   | 073-445-9133 |    |
| 大十バス(株)<br>(島山 博充)     | 海草郡紀美野町下佐々1037    | 19   | 23  | 073-489-2751 |    |
| 有田鉄道(株)<br>(川村 昌彦)     | 有田郡有田川町徳田178      | 10   | 21  | 0737-52-3034 |    |
| 中紀バス(株)<br>(高垣 宏)      | 日高郡由良町里480-3      | 14   | 18  | 0738-65-2222 |    |
| 龍神自動車(株)<br>(小川 豊介)    | 田辺市あけぼの37番の20号    | 18   | 21  | 0739-22-2100 |    |
| 明光バス(株)<br>(斎田 稔)      | 西牟婁郡白浜町868-39     | 50   | 14  | 0739-42-3008 |    |
| 株)クリスタル観光バス<br>(古市 啓悟) | 和歌山市西浜866         |      | 29  | 073-444-3116 |    |
| 御坊南海バス(株)<br>(那須 敏明)   | 御坊市菌37            | 12   | 21  | 0738-22-1020 |    |
| 熊野交通(株)<br>(吉川 晴雄)     | 新宮市徐福2丁目1-11      | 41   | 21  | 0735-22-5101 |    |
| 和歌山バス那賀(株)<br>(谷口 保孝)  | 紀の川市藤崎271         | 41   | 3   | 0736-75-5220 |    |
| 南海りんかんバス(株)<br>(橋本 安博) | 橋本市市脇5-1-24       | 37   | 6   | 0736-33-0056 |    |
| すさみ交通(有)<br>(橋本 憲一郎)   | 西牟婁郡すさみ町周参見4303-1 | 3    | 5   | 0739-55-3333 |    |
|                        | 計                 | 357  | 187 |              |    |

## ② トラック事業者

平成24年6月1日

| 会社名（代表者）                            | 所在地               | 保有車数 |     | 電話           | 備考           |
|-------------------------------------|-------------------|------|-----|--------------|--------------|
|                                     |                   | 普通車  | 小型車 |              |              |
| 日本通運(株)和歌山支店<br>(田中唯一)              | 和歌山市西浜796-1       | 138  | 36  | 073-431-3101 | 指定<br>公共機関   |
| 近物レックス(株)<br>和歌山支店<br>(立花卓)         | 和歌山市湊字薬種畑1106-3   | 122  | 4   | 073-436-3151 | 指定地方<br>公共機関 |
| 和歌山名鉄運輸(株)<br>(青木保鋭)                | 和歌山市中33           | 84   |     | 073-455-5186 | 指定地方<br>公共機関 |
| 岩崎運送(株)<br>(岩崎昭)                    | 和歌山市今福1-4-27      | 83   |     | 073-422-3977 | 指定地方<br>公共機関 |
| 大十(株)<br>(島山文孝)                     | 海南市船尾200-2        | 利用   |     | 073-482-1688 | 指定地方<br>公共機関 |
| 丸十運送(株)<br>(上中崇司)                   | 海南市小野田1636-152    | 17   |     | 073-487-4801 | 指定地方<br>公共機関 |
| 大十ロジスティクス<br>(中島規之)                 | 紀の川市貴志川町井ノ口1520-1 | 58   |     | 0736-64-1533 | 指定地方<br>公共機関 |
| ササントランスネット<br>サービス(株)橋本営業所<br>(桂寄一) | 橋本市神野々1243-10     | 10   | 1   | 0736-33-0202 | 指定地方<br>公共機関 |
| (株)酒本運送<br>(阪本享三)                   | 有田郡有田川町中井原312     | 109  |     | 0737-52-6588 | 指定地方<br>公共機関 |
| 新宮運送(株)<br>(山本千賀子)                  | 新宮市五新8-53         | 49   | 1   | 0735-21-6141 | 指定地方<br>公共機関 |
|                                     | 計                 | 670  | 42  |              |              |



## バスによる緊急・救援輸送に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県バス協会（以下「乙」という。）とは、和歌山県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合又は都道府県間相互の応援措置が必要な場合におけるバスによる緊急・救援輸送に関し、次のとおり協定書を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙又は乙の協会員に対し協力を要請するものとし、乙の協会員は、特別の理由がない限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、緊急・救援等輸送要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の協会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙又は乙の協会員に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員の輸送業務
- (4) その他バスによる支援業務

（報告）

第3条 乙の協会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急・救援等輸送業務報告書（別記第2号様式）によりその業務内容を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定により乙の協会員が実施した業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の運賃及び料金は、乙の協会員が道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第3項の規定により届け出た旅客の運賃及び料金を基準とし、甲及び乙の協会員が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙の協会員に支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の協会員の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙の協会員は、速やかに当該バスを交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙の協会員は、バスの運行に際し、事故が発生したときは、甲及び乙に速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙の協会員は、バスの運行に際し、乙の協会員の責めに帰する理由によりバスの

利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(補償)

第8条 甲は、乙の協会の従業員がこの協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、次に掲げる場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和39年和歌山県条例第27号)に定めるところにより、その損害を補償する。

- (1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙及び乙の協会又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協力会員名簿の提出)

第9条 乙は、所属する協会のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成23年11月28日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山市湊1106  
社団法人和歌山県バス協会  
会長 井上慎治

54-03-01 海上における輸送能力

① 和歌山海上保安部

| 基地  | 船 艇          | 搭載可能物資            | 乗船可能人員 | 備 考             |
|-----|--------------|-------------------|--------|-----------------|
| 和歌山 | 巡視船<br>き い   | 57トン<br>(清水100トン) | 135名   | 物資は主として甲板積みとなる。 |
|     | 巡視艇<br>きいかぜ  | 14トン              | 26名    | 同上              |
| 海 南 | 消防船<br>なんりゅう | -                 | -      | -               |
|     | 巡視艇<br>こんごう  | 20トン              | 30名    | 同上              |

② 田辺海上保安部

| 基地  | 船 艇         | 搭載可能物資           | 乗船可能人員 | 備 考             |
|-----|-------------|------------------|--------|-----------------|
| 田 辺 | 巡視船<br>みなべ  | 30トン<br>(清水22トン) | 74名    | 物資は主として甲板積みとなる。 |
|     | 巡視船<br>こうや  | 46トン<br>(清水7トン)  | 56名    | 同上              |
|     | 巡視艇<br>むろかぜ | 14トン             | 31名    | 同上              |
| 串 本 | 巡視艇<br>むろづき | 20トン             | 40名    | 同上              |

- (注) 1 乗船可能人員および搭載可能物資は、いずれかの一つの場合の基準を示す。  
 2 乗船可能人員については、船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合を想定した基準とする。  
 ただし、乗組員は除く  
 3 搭載可能物資については、海上平穏な場合の基準とし、気象状況、物資の形状等によっては、この基準以下となる。

③ 近畿地方整備局

| 基地  | 船 艇               | 搭載可能物資  | 乗船可能人員 | 備 考             |
|-----|-------------------|---------|--------|-----------------|
| 和歌山 | 海面清掃兼油回収船<br>海和歌丸 | 33 トン   | 15名    | 物資は主として甲板積みとなる。 |
|     | 港湾業務艇<br>きのかぜ     | 1.34 トン | 18名    | 同上              |

- (注)  
 1 海和歌丸の乗船可能人員および搭載可能物資は、同時積載可能トン数を示す。  
 きのかぜの乗船可能人員および搭載可能物資は、いずれかの一つの場合の基準を示す。  
 2 乗船可能人員は、24時間未満最大搭載人員である。また、法定乗組員は除く。  
 3 港湾業務艇の航行区域は、沿海(限定)であり、南端は瀬戸崎(白浜町)である。  
 海面清掃兼油回収船の航行区域は、沿海である。  
 4 搭載可能物資については、海上平穏な場合の基準とし、気象状況、物資の形状等によっては、この基準以下となる。

## 54-03-02海上における輸送能力

近畿運輸局（和歌山運輸支局）

## ② 旅客輸送事業者

平成24年1月1日

| 地区別     | 事業者名          | 所在地              | 隻数 | 総トン数    | 旅客定員  | 備考 |
|---------|---------------|------------------|----|---------|-------|----|
| 和歌山（本港） | 南海フェリー(株)     | 和歌山市湊2835-1      | 2  | 5,224.0 | 900   |    |
| 和歌山（加太） | 友ヶ島汽船(株)      | 和歌山市加太1271-2先無番地 | 1  | 19.0    | 110   |    |
| 和歌山（北港） | 田中通船(株)       | 和歌山市築港3丁目2       | 1  | 13.75   | 33    |    |
| 和歌山・田辺  | 紀州通船(株)       | 和歌山市築港5丁目7       | 1  | 19.0    | 22    |    |
| 和歌浦     | (有)新和歌観船      | 和歌山市新和歌浦1-1      | 1  | 17.1    | 36    |    |
| 下津      | (株)ハヤシ汽船      | 海南市下津町下津1419-28  | 1  | 9.7     | 24    |    |
| 有田      | 初島渡船企業組合      | 有田市初島町浜1769-1    | 3  | 35.37m  | 114   |    |
| 田辺      | (有)川崎造船所      | 田辺市目良22-39       | 1  | 9.18m   | 30    |    |
| 白浜      | 白浜海底観光船(株)    | 白浜町572           | 2  | 38.0    | 160   |    |
| 串本      | (株)串本海中公園センター | 串本町有田1157        | 1  | 19.0    | 59    |    |
| 勝浦      | 浦島観光ホテル(株)    | 那智勝浦町勝浦1165-2    | 2  | 57.0    | 266   |    |
| 勝浦      | (株)中の島        | 那智勝浦町勝浦1179-9    | 2  | 37.6    | 160   |    |
| 勝浦      | 紀の松島観光(株)     | 那智勝浦町勝浦1156-1    | 2  | 156.9   | 404   |    |
| 新宮      | 熊野交通(株)       | 新宮市徐福2丁目11       | 16 | 311.2   | 920   |    |
| 合計      | 14            |                  | 36 | 5,922.3 | 3,238 |    |

## ③ 海運組合

| 地区別    | 組合名      | 代表者  | 所在地            | 組合員数 | 備考                |
|--------|----------|------|----------------|------|-------------------|
| 和歌山県全域 | 和歌山県海運組合 | 小林道明 | 和歌山市築港3丁目23番地  | 20   | 組合員数<br>H24.1.1現在 |
| 下津     | 大崎船舶海運組合 | 野口貫秀 | 海南市下津町大崎825-14 | 12   | H24.1.1現在         |

## 54-04-00 空の輸送能力

## ① 陸上自衛隊の輸送能力

陸上自衛隊第37普通科連隊

| 所属    | 常駐地 | 機種    | 用途   | 輸送能力 |          | 患者  | 機懸垂能力    | 航続距離        | 備考            |
|-------|-----|-------|------|------|----------|-----|----------|-------------|---------------|
|       |     |       |      | 人員   | 物資       |     |          |             |               |
| 陸上自衛隊 | 八尾  | OH-6  | 連絡観測 | 2人   | 約150kg   | 0   | 0        | J型<br>435km | 最良条件下での数値である。 |
|       |     | UH-1J | 多目的  | 11人  | 1,000kg  | 6人  | 1,000kg  | D型<br>435km |               |
|       |     | UH-1H |      | 11人  | 1,000kg  | 6人  |          | D型<br>439km |               |
|       | 木更津 | CH-47 | 輸送   | 55人  | 22,680kg | 24人 | 10,000kg | 474km       |               |

## ② 海上保安庁の輸送能力

関西空港海上保安航空基地

| 所属    | 常駐地 | 機種     | 用途  | 輸送能力 |       | 患者    | 機懸垂能力 | 航続距離     | 備考   |
|-------|-----|--------|-----|------|-------|-------|-------|----------|------|
|       |     |        |     | 人員   | 物資    |       |       |          |      |
| 海上保安庁 | 関空  | EC225  | 多目的 | 21人  | -     | (注) 5 | (注) 6 | -        | 2機配備 |
|       |     | サーブ340 | 多目的 | 22人  | 900kg | (注) 5 | -     | 約1,600km | 同上   |

(注) 1 人員は乗組員を含めた人数

2 人員及び物資については、いずれか一つの場合の基準を示す。

3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によってはこの基準以下となる。

4 燃料は、増槽タンクを除き満載とする。

5 患者輸送能力については、事案の内容により対応する乗組員数が変更され、人員輸送能力内の範囲で変動するため、記載せず。

6 搭載燃料量により異なる。

# 自衛隊派遣要請等の計画

55-01-00 自衛隊災害派遣要請書の様式

陸上自衛隊第37普通科連隊

第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

陸上自衛隊 信太山駐屯地司令

一等陸佐 〇 〇 〇 〇 殿

和歌山県知事 〇 〇 〇 〇

## 部隊等の派遣要請書

自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、部隊等の派遣を下記のとおりお願いします。

### 記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 派遣を希望する期間
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区域
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  - (2) 活動内容
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 その他

番 号  
日 付

和 歌 山 県 知 事 殿

市 町 村 長 名

### 部 隊 等 の 派 遣 要 請 要 求 書

災害対策基本法第68条の2の規定により、部隊等の災害派遣要請を要求します。

#### 記

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する理由
  
- 2 派遣を希望する期間
  
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区 域
  
  - (2) 活動内容
  
- 4 その他

別記 (4)

番 号  
日 付

和 歌 山 県 知 事 殿

市 町 村 長 名

### 部 隊 等 の 撤 収 要 請

〇年〇月〇日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記のとおり要請いたします。

記

- 1 撤収日付
- 2 撤収を要請する理由



発簡番号  
日 付

陸上自衛隊信太山駐屯地司令

〇〇陸佐 〇 〇 〇 〇 殿

和歌山県知事

〇 〇 〇 〇

### 部 隊 等 の 撤 収 要 請

〇年〇月〇日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記のとおり要請いたします。

記

1 撤収日時

2 撤収を要請する理由

| 番号 | 市町村名 | 名称                      | 所在地                  |              | 施設管理者                |              | 発着場面積<br>東西m      | 備考                         |
|----|------|-------------------------|----------------------|--------------|----------------------|--------------|-------------------|----------------------------|
|    |      |                         | 住所(字)                | 電話番号         | 氏名                   | 電話番号         |                   |                            |
| 1  | 和歌山市 | 西浜スポーツ広場                | 西浜1660の1             | 073-435-1076 | 公園管理室長               |              | 220×85            |                            |
| 2  | 和歌山市 | マリナシティ駐車場               | 毛見1527               | 073-448-0320 | 和歌山ロイヤルパインズ<br>㈱総務部長 |              | 100×180           |                            |
| 3  | 和歌山市 | 和歌山県消防学校                | 冬野687-1              | 073-479-2710 | 消防学校長                |              | 100×100           |                            |
| 4  | 和歌山市 | 県営紀三井寺公園<br>園球技場        | 毛見200                |              | 県都市公園事務所             | 073-444-7565 | 145×85            | 南東に競技場南に<br>野球場            |
| 5  | 和歌山市 | 市民スポーツ広場                | 福島7796 紀の川<br>河川敷    |              | 体育振興課長               | 073-435-1364 | 300×170           | 東に電車軌道                     |
| 6  | 和歌山市 | 砂の丸広場                   | 一番丁3番地               |              | 和歌山城管理事務所            | 073-435-1044 | 100×50            |                            |
| 7  | 和歌山市 | 深山グラウンド                 | 深山115                |              | 加太国民休暇村              | 073-459-0321 | 22,255.86㎡        |                            |
| 8  | 和歌山市 | せせらぎ運動公園                | 中之島760番地<br>先        |              | 公園緑地課長               | 073-435-1076 | 10,800㎡           |                            |
| 9  | 和歌山市 | 川辺紀ノ川河川<br>敷            | 川辺紀ノ川河川<br>敷         |              | 国土交通省                | 073-424-2471 | 160×50            | 和歌山河川国道事<br>務所             |
| 10 | 海南市  | 海南高等学校                  | 大野中651               | 073-482-3363 | 学校長                  | 073-482-3363 | 110×100           | 北方向に春日山                    |
| 11 | 海南市  | 第一中学校                   | 船尾257                | 073-482-0633 | 学校長                  | 073-482-0633 | 100×80            | 北に校舎                       |
| 12 | 海南市  | 第二中学校                   | 日方962-2              | 073-482-0548 | 学校長                  | 073-482-0548 | 95×80             | 西北に校舎                      |
| 13 | 海南市  | 第三中学校                   | 鳥居15-3               | 073-482-0563 | 学校長                  | 073-482-0563 | 85×80             | 西に校舎<br>北にボール              |
| 14 | 海南市  | 内海小学校                   | 鳥居190                | 073-482-0258 | 学校長                  | 073-482-0258 | 70×70             | 北に校舎                       |
| 15 | 海南市  | 亀川小学校                   | 巨来655                | 073-482-1464 | 学校長                  | 073-482-1464 | 80×65             |                            |
| 16 | 海南市  | 東海南中学校                  | 野上中590               | 073-487-0151 | 学校長                  | 073-487-0151 | 145×85            | 南に校舎                       |
| 17 | 海南市  | 市民運動場                   | 大野中1106              | 073-483-4300 | 市教育委員会               | 073-483-4300 | 97×96             |                            |
| 18 | 海南市  | 大野小学校                   | 山田91-1               | 073-482-3524 | 学校長                  | 073-482-3524 | 75×100            | 西に校舎                       |
| 19 | 海南市  | 別院広場                    | 別院636-1              |              | 市長                   | 073-482-4111 | 40×35             |                            |
| 20 | 海南市  | 海南下津高等学<br>校            | 下津町丸田87              | 073-492-2136 | 学校長                  | 073-492-2136 | 60×60             |                            |
| 21 | 海南市  | 下津小学校                   | 下津町下津477             | 073-492-0116 | 学校長                  | 073-492-2136 | 93×72             | 北方300mに山                   |
| 22 | 海南市  | 下津第二中学校                 | 下津町下278              | 073-492-2047 | 学校長                  | 073-492-2136 | 60×60             | 北西に校舎                      |
| 23 | 紀美野町 | 文化センター防<br>災ヘリポート       | 神野市場240              |              | 町総務課                 | 073-489-2430 | 40×40             |                            |
| 24 | 紀美野町 | 養津呂地区防災<br>ヘリポート        | 養津呂3-1               |              | 町総務課                 | 073-489-2430 | 30×30             | 災害時のみ使用可                   |
| 25 | 紀美野町 | 紀美野町総合運<br>動場           | 動木522                |              | 町教育委員会               | 073-489-5910 | 100×100           | ナイター照明                     |
| 26 | 紀美野町 | 志賀野小学校                  | 西野11-1               |              | 町教育委員会               | 073-489-5910 | 60×65             | 北に校舎                       |
| 27 | 紀美野町 | 長谷毛原中学校                 | 毛原宮222               | 073-499-0030 | 町教育委員会               | 073-489-5910 | 100×80            |                            |
| 28 | 紀美野町 | 美里中学校                   | 野中377                | 073-495-2016 | 町教育委員会               | 073-489-5910 | 100×70            |                            |
| 29 | 紀美野町 | リラ創造芸術高<br>等専修学校        | 真国宮56                | 073-497-9111 | 学校長                  | 073-497-9111 | 52×50             |                            |
| 30 | 紀美野町 | 農村総合センタ<br>ー            | 野中410                | 073-495-3212 | 町長                   | 073-495-9055 | 100×100           |                            |
| 31 | 紀美野町 | のかみふれあい<br>公園           | 西野971-1              | 073-489-5300 | 町産業課                 | 073-489-5901 | 100×100           |                            |
| 32 | 紀美野町 | 大成高等学校美<br>里分校グラウン<br>ド | 毛原中689               | 073-499-0034 | 学校長                  | 073-499-0034 | 50×50             |                            |
| 33 | 紀美野町 | 上神野公園広場                 | 鎌滝691                |              | 町教育委員会               | 073-495-9055 | 50×40             |                            |
| 34 | 紀美野町 | 福井町民運動場                 | 福井1020-1             |              | 町教育委員会               | 073-489-5910 | 40×65             |                            |
| 35 | 紀美野町 | 小川小学校                   | 中田5                  | 073-489-2402 | 町教育委員会               | 073-489-5910 | 48×52             |                            |
| 36 | 紀美野町 | 生石山第2駐車<br>場            | 中田899-34<br>中田899-36 |              | 町産業課                 | 073-489-5901 | 100×20            |                            |
| 37 | 紀美野町 | 長谷宮地区                   | 長谷宮130               |              | 町総務課                 | 073-489-2430 | 40×40             | 災害時のみ使用可                   |
| 38 | 紀の川市 | 打田中学校                   | 東大井345               | 0736-77-2533 | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 120×100           | 北に校舎体育館、<br>西に体育館          |
| 39 | 紀の川市 | 市役所本庁舎東<br>駐車場          | 西大井338               |              | 市長                   | 0736-77-2511 | 25×52             | 街灯あり、<br>南北に民家<br>災害時のみ使用可 |
| 40 | 紀の川市 | 打田若者広場                  | 花野604                | 0736-77-4051 | 市教育委員会               | 0736-77-3140 | 120×80            | 南に電線、南に紀<br>の川             |
| 41 | 紀の川市 | 池田小学校                   | 南中327                | 0736-77-3053 | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 120×<br>80,120×80 | 北に校舎                       |
| 42 | 紀の川市 | 田中小学校                   | 打田1491               | 0736-77-2004 | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 100×60            | 北西に校舎                      |
| 43 | 紀の川市 | 粉河小学校                   | 粉河1558               | 0736-73-2251 | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 90×90             | 北及び東に校舎                    |
| 44 | 紀の川市 | 粉河中学校                   | 粉河1479               | 0736-73-2281 | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 120×100           | 南に校舎、東に体<br>育館             |
| 45 | 紀の川市 | 粉河高等学校                  | 粉河4632               | 0736-73-3411 | 粉河高等学校               | 0736-73-3411 | 150×120           | 北に校舎                       |
| 46 | 紀の川市 | 鞆淵若者広場                  | 中鞆淵252               | 0736-79-0001 | 市教育委員会               | 0736-73-3312 | 80×80             | 南に山                        |
| 47 | 紀の川市 | 粉河運動場                   | 粉河紀の川河川<br>敷         |              | 市長                   | 0736-73-3312 | 140×100           |                            |
| 48 | 紀の川市 | 西部グラウンド                 | 北志野560               |              | 市長                   | 0736-73-3312 | 80×70             |                            |
| 49 | 紀の川市 | 名手小学校                   | 名手西野321              | 0736-75-2054 | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 117×66            | 北方100mに高圧線                 |
| 50 | 紀の川市 | 那賀中学校                   | 名手市場1061             | 0736-75-2078 | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 80×60             | 東方1kmに高圧線                  |

| 番号 | 市町村名 | 名称                 | 所在地                  |              | 施設管理者                |              | 発着場面積<br>東西m      | 備考                                      |
|----|------|--------------------|----------------------|--------------|----------------------|--------------|-------------------|-----------------------------------------|
|    |      |                    | 住所(字)                | 電話番号         | 氏名                   | 電話番号         |                   |                                         |
| 1  | 和歌山市 | 西浜広場               | 西浜1660の1             | 073-435-1076 | 公園緑地課長               |              | 220×85            |                                         |
| 2  | 和歌山市 | リーナシティ駐車場          | 毛見1527               | 073-448-0320 | 和歌山ロイヤルバインズ<br>榊総務部長 |              | 100×180           |                                         |
| 3  | 和歌山市 | 和歌山県消防学校           | 冬野687-1              | 073-479-2710 | 消防学校長                |              | 100×100           |                                         |
| 4  | 和歌山市 | 県営紀三井寺公園           | 毛見200                |              | 県都市政策課               | 073-444-7565 | 145×85            | 球技場                                     |
| 5  | 和歌山市 | 市民スポーツ広場           | 福島796 紀の川<br>右岸河川敷   |              | スポーツ振興課長             | 073-435-1364 | 14,300㎡           | 陸上競技場                                   |
| 6  | 和歌山市 | 砂の丸広場              | 一番丁3番地               |              | 和歌山城整備企画課            | 073-435-1044 | 100×50            | 運動広場                                    |
| 7  | 和歌山市 | 深山グラウンド            | 深山483                |              | 休暇村紀州加太              | 073-459-0321 | 22,255.86㎡        |                                         |
| 8  | 和歌山市 | せせらぎ運動公園           | 中之島760番地<br>先        |              | 公園緑地課長               | 073-435-1076 | 10,800㎡           | 紀の川左岸河川敷                                |
| 9  | 和歌山市 | 和歌山大学グラウンド         | 栄谷930                |              | 和歌山大学<br>企画総務課       | 073-457-7007 | 19,450㎡           | 陸上競技場                                   |
| 10 | 海南市  | 海南高等学校             | 大野中651               | 073-482-3363 | 学校長                  | 073-482-3363 | 110×100           | 北方向に春日山                                 |
| 11 | 海南市  | 旧第一中学校             | 船尾257                | 073-482-0147 | 学校長                  | 073-482-0633 | 100×80            | 北に校舎<br>※黒江小学校仮校舎として使用中<br>(～H24.12 予定) |
| 12 | 海南市  | 海南中学校              | 日方962-2              | 073-482-0548 | 学校長                  | 073-482-0548 | 95×80             | 西北に校舎                                   |
| 13 | 海南市  | 第三中学校              | 鳥居15-3               | 073-482-0563 | 学校長                  | 073-482-0563 | 85×80             | 西に校舎<br>北にポール                           |
| 14 | 海南市  | 内海小学校              | 鳥居190                | 073-482-0258 | 学校長                  | 073-482-0258 | 70×70             | 北に校舎                                    |
| 15 | 海南市  | 亀川小学校              | 旦来655                | 073-482-1464 | 学校長                  | 073-482-1464 | 80×65             |                                         |
| 16 | 海南市  | 東海南中学校             | 野上中590               | 073-487-0151 | 学校長                  | 073-487-0151 | 145×85            | 南に校舎                                    |
| 17 | 海南市  | 市民運動場              | 大野中1106              | 073-483-4300 | 市教育委員会               | 073-483-4300 | 97×96             |                                         |
| 18 | 海南市  | 大野小学校              | 山田91-1               | 073-482-3524 | 学校長                  | 073-482-3524 | 75×100            | 西に校舎                                    |
| 19 | 海南市  | 別院広場               | 別院636-1              |              | 市長                   | 073-482-4111 | 40×35             |                                         |
| 20 | 海南市  | 海南下津高等学校           | 下津町丸田87              | 073-492-2136 | 学校長                  | 073-492-2136 | 60×60             |                                         |
| 21 | 海南市  | 下津小学校              | 下津町下津477             | 073-492-0116 | 学校長                  | 073-492-2136 | 93×72             | 北方300mに山                                |
| 22 | 海南市  | 下津第二中学校            | 下津町下278              | 073-492-2047 | 学校長                  | 073-492-2136 | 60×60             | 北西に校舎                                   |
| 23 | 紀美野町 | 文化センター防災ヘリポート      | 神野市場240              |              | 町総務課                 | 073-489-2430 | 40×40             |                                         |
| 24 | 紀美野町 | 養津呂地区防災ヘリポート       | 養津呂3-1               |              | 町総務課                 | 073-489-2430 | 30×30             | 災害時のみ使用可                                |
| 25 | 紀美野町 | 紀美野町スポーツ公園 多目的運動広場 | 動木518                |              | 町教育委員会               | 073-489-5910 | 100×100           | ナイター照明                                  |
| 26 | 紀美野町 | 志賀野運動場             | 西野11-1               |              | 町教育委員会               | 073-489-5910 | 60×65             | 北に校舎                                    |
| 27 | 紀美野町 | 長谷毛原中学校            | 毛原宮222               | 073-499-0030 | 町教育委員会               | 073-489-5910 | 100×80            |                                         |
| 28 | 紀美野町 | 美里中学校              | 野中377                | 073-495-2016 | 町教育委員会               | 073-489-5910 | 100×70            |                                         |
| 29 | 紀美野町 | りら創造芸術高等専修学校       | 真国宮56                | 073-497-9111 | 学校長                  | 073-497-9111 | 52×50             |                                         |
| 30 | 紀美野町 | 農村総合センター           | 野中387-1              | 073-495-3212 | 町長                   | 073-495-9055 | 100×100           |                                         |
| 31 | 紀美野町 | のかみふれあい公園          | 西野971-1              | 073-489-5300 | 町産業課                 | 073-489-5901 | 100×100           |                                         |
| 32 | 紀美野町 | 海南高等学校校美里分校グラウンド   | 毛原中689               | 073-499-0034 | 学校長                  | 073-499-0034 | 50×50             |                                         |
| 33 | 紀美野町 | 上神野公園広場            | 鎌滝691                |              | 町教育委員会               | 073-495-9055 | 50×40             |                                         |
| 34 | 紀美野町 | 福井町民運動場            | 福井1020-1             |              | 町教育委員会               | 073-489-5910 | 40×65             |                                         |
| 35 | 紀美野町 | 小川小学校              | 中田5                  | 073-489-2402 | 町教育委員会               | 073-489-5910 | 48×52             |                                         |
| 36 | 紀美野町 | 生石山第2駐車場           | 中田899-34<br>中田899-36 |              | 町産業課                 | 073-489-5901 | 100×20            |                                         |
| 37 | 紀美野町 | 元長谷小学校             | 長谷宮130               |              | 町総務課                 | 073-489-2430 | 40×40             | 災害時のみ使用可                                |
| 38 | 紀の川市 | 打田中学校              | 東大井345               | 0736-77-2533 | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 100×95            | 北に校舎体育館、<br>西に体育館                       |
| 39 | 紀の川市 | 市役所本庁舎東駐車場         | 西大井338               |              | 市長                   | 0736-77-2511 | 25×52             | 街灯あり、<br>南北に民家<br>災害時のみ使用可              |
| 40 | 紀の川市 | 打田若者広場             | 花野604                | 0736-77-4051 | 市教育委員会               | 0736-77-3140 | 120×80            | 南に電線、南に紀の川                              |
| 41 | 紀の川市 | 池田小学校              | 南中327                | 0736-77-3053 | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 120×<br>80,120×80 | 北に校舎                                    |
| 42 | 紀の川市 | 田中小学校              | 打田1491               | 0736-77-2004 | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 100×60            | 北西に校舎                                   |
| 43 | 紀の川市 | 粉河小学校              | 粉河1558               | 0736-73-2251 | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 90×90             | 北及び東に校舎                                 |
| 44 | 紀の川市 | 粉河中学校              | 粉河1479               | 0736-73-2281 | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 120×100           | 南に校舎、東に体育館                              |
| 45 | 紀の川市 | 粉河高等学校             | 粉河4632               | 0736-73-3411 | 粉河高等学校               | 0736-73-3411 | 150×120           | 北に校舎                                    |
| 46 | 紀の川市 | 鞆淵若者広場             | 中鞆淵252               | 0736-79-0001 | 市教育委員会               | 0736-73-3312 | 80×80             | 南に山                                     |
| 47 | 紀の川市 | 粉河運動場              | 粉河紀の川河川敷             |              | 市長                   | 0736-73-3312 | 140×100           |                                         |

| 番号 | 市町村名 | 名称                       | 所在地                 |              | 施設管理者           |              | 発着場面積<br>東西m | 備考               |
|----|------|--------------------------|---------------------|--------------|-----------------|--------------|--------------|------------------|
|    |      |                          | 住所(字)               | 電話番号         | 氏名              | 電話番号         |              |                  |
| 48 | 紀の川市 | 西部グラウンド                  | 北志野560              |              | 市長              | 0736-73-3312 | 80×70        |                  |
| 49 | 紀の川市 | 名手小学校                    | 名手西野321             | 0736-75-2054 | 市教育委員会          | 0736-64-2525 | 117×66       | 北方100mに高圧線       |
| 50 | 紀の川市 | 那賀中学校                    | 名手市場1061            | 0736-75-2078 | 市教育委員会          | 0736-64-2525 | 80×60        | 東方1kmに高圧線        |
| 51 | 紀の川市 | 麻生津小学校                   | 麻生津中16              | 0736-75-2321 | 市教育委員会          | 0736-64-2525 | 50×84        | 北に校舎、南西に木        |
| 52 | 紀の川市 | 上名手小学校                   | 江川中988              | 0736-75-3065 | 市教育委員会          | 0736-64-2525 | 52×83        | 北に校舎             |
| 53 | 紀の川市 | 那賀総合運動場                  | 名手西野紀の川<br>河川敷      |              | 市教育委員会          | 0736-75-2221 | 110×70       |                  |
| 54 | 紀の川市 | 調月小学校                    | 桃山町調月1101           | 0736-66-0596 | 市教育委員会          | 0736-64-2525 | 75×36        | 南に校舎             |
| 55 | 紀の川市 | 細野溪流キャンプ場                | 桃山町垣内259            | 0736-67-0802 | 市長              | 0736-73-8834 | 60×47        |                  |
| 56 | 紀の川市 | 桃山グラウンド                  | 桃山町段紀の川<br>河川敷      |              | 市教育委員会          | 0736-66-2288 | 176×100      |                  |
| 57 | 紀の川市 | 荒川中学校                    | 桃山町元249             | 0736-67-0003 | 市教育委員会          | 0736-64-2525 | 65×85        | 東、南に校舎           |
| 58 | 紀の川市 | 介護予防拠点施設                 | 桃山町野田原<br>639       | 0736-67-0906 | 市長              | 0736-75-3111 | 60×60        | 北東に校舎西に山         |
| 59 | 紀の川市 | 桃源郷運動公園                  | 桃山町最上1147<br>-11    | 0736-66-3828 | 市長              | 0736-77-2511 | 75×106       |                  |
| 60 | 紀の川市 | 貴志川中学校                   | 貴志川町上野山<br>232      | 0736-34-2521 | 市教育委員会          | 0736-64-2525 | 80×100       | 北、西、東に校舎         |
| 61 | 紀の川市 | 長山ふれあい公園                 | 貴志川町長山<br>277番地の735 |              | 市教育委員会          | 0736-64-2525 | 120×120      | 西に山              |
| 62 | 紀の川市 | 丸栖小学校                    | 貴志川町丸栖<br>206       | 0736-64-3004 | 市教育委員会          | 0736-64-2525 | 50×70        | 北、西、東に校舎         |
| 63 | 紀の川市 | 西貴志小学校                   | 貴志川町長原<br>167       | 0736-64-2024 | 市教育委員会          | 0736-64-2525 | 45×60        | 北に校舎             |
| 64 | 紀の川市 | 中貴志小学校                   | 貴志川町上野山<br>55       | 0736-64-2106 | 市教育委員会          | 0736-64-2525 | 55×55        | 北、西に校舎、西に<br>体育館 |
| 65 | 紀の川市 | 東貴志小学校                   | 貴志川町井ノ口<br>148      | 0736-64-2000 | 市教育委員会          | 0736-64-2525 | 70×80        | 西に校舎             |
| 66 | 紀の川市 | 貴志川高等学校                  | 貴志川町長原<br>400番地     | 0736-64-2500 | 学校長             | 0736-64-2500 | 95×100       | 南に校舎             |
| 67 | 紀の川市 | 貴志川スポーツ<br>公園ソフトボ<br>ール場 | 貴志川町井ノ口<br>1411-10  |              | 市教育委員会          | 0736-64-2525 | 180×188      |                  |
| 68 | 岩出市  | 那賀高等学校                   | 高塚115               | 0736-62-2117 | 学校長             | 0736-62-2117 | 76×88        | グラウンド南東に校<br>舎   |
| 69 | 岩出市  | 岩出中学校                    | 西野65                | 0736-62-3223 | 市教育委員会          | 0736-62-2141 | 120×120      | グラウンド西に校舎        |
| 70 | 岩出市  | 山崎小学校                    | 中黒100               | 0736-62-2879 | 市教育委員会          | 0736-62-2141 | 85×70        | グラウンド南に校舎        |
| 71 | 岩出市  | 岩出小学校                    | 清水30                | 0736-62-2528 | 市教育委員会          | 0736-62-2141 | 80×90        | グラウンド南西に校<br>舎   |
| 72 | 岩出市  | 根来小学校                    | 根来479               | 0736-62-2651 | 市教育委員会          | 0736-62-2141 | 65×60        | グラウンド北西に校<br>舎   |
| 73 | 岩出市  | 上岩出小学校                   | 水栖14                | 0736-62-4490 | 市教育委員会          | 0736-62-2141 | 70×100       | グラウンド西に校舎        |
| 74 | 岩出市  | 大宮緑地総合運<br>動公園           | 西野417               |              | 市教育委員会          | 0736-62-2141 | 50×<br>47~64 |                  |
| 75 | 岩出市  | 岩出第二中学校                  | 野上野155              | 0736-62-8851 | 市教育委員会          | 0736-62-2141 | 100×140      | グラウンド西に校舎        |
| 76 | 岩出市  | 山崎北小学校                   | 西安上70               | 0736-62-0376 | 市教育委員会          | 0736-62-2141 | 60×80        | グラウンド北に校舎        |
| 77 | 岩出市  | 中央小学校                    | 川原202               | 0736-62-0500 | 市教育委員会          | 0736-62-2141 | 95×70        | グラウンド北に校舎        |
| 78 | 岩出市  | 若もの広場                    | 根来2347-20           |              | 市教育委員会          | 0736-62-2141 | 150×80       |                  |
| 79 | 橋本市  | 橋本中学校                    | 市脇5丁目3番8<br>号       | 0736-32-0101 | 市教育委員会          | 0736-32-1111 | 130×120      | 東に校舎             |
| 80 | 橋本市  | 橋本小学校                    | 東家2丁目1-19           | 0736-32-0059 | 市教育委員会          | 0736-32-1111 | 120×70       | 北に校舎             |
| 81 | 橋本市  | 隅田小学校                    | 隅田町垂井20             | 0736-32-0714 | 市教育委員会          | 0736-32-1111 | 140×78       | 北側に校舎、<br>隅で高圧線  |
| 82 | 橋本市  | 向副緑地                     | 向副地先紀の川<br>河川敷      |              | 市文化スポーツ振興<br>公社 | 0736-33-2317 | 400×80       |                  |
| 83 | 橋本市  | 神野々緑地                    | 神野々地先紀の<br>川河川敷     |              | 市文化スポーツ振興<br>公社 |              | 110×70       |                  |
| 84 | 橋本市  | 紀見東中学校                   | 城山台1-39-2           | 0736-37-0500 | 市教育委員会          | 0736-32-1111 | 110×70       | 東に校舎             |
| 85 | 橋本市  | 橋本市民病院                   | 小峰台2-8-1            | 0736-37-1200 | 橋本市民病院          | 0736-37-1200 | 25×25        | 病院ヘリポート          |
| 86 | 橋本市  | 橋本市運動公園                  | 北馬場454              | 0736-33-1866 | 市教育委員会          |              | 192×109      |                  |
| 87 | 橋本市  | 南馬場緑地                    | 南馬場地先紀の<br>川河川敷     |              | 市文化スポーツ振興公<br>社 | 073633-2317  | 125×290      |                  |
| 88 | 橋本市  | 市脇河川敷                    | 市脇紀ノ川河川<br>敷        |              | 国土交通省           | 073-424-2471 | 150×70       |                  |
| 89 | 橋本市  | 伊都高等学校                   | 高野口町名古曾<br>558      | 0736-42-2056 | 学校長             | 0736-42-2056 | 100×120      | 東方に高圧線           |
| 90 | 橋本市  | 若者広場                     | 高野口町伏原<br>1367      |              | 市教育委員会          | 0736-42-3311 | 300×85       | 東に高圧線            |
| 91 | 橋本市  | 旧応其中学校跡<br>地             | 高野口町名古曾<br>815-1    |              | 市長              |              | 160×140      | 東に校舎             |
| 92 | 橋本市  | 住吉運動公園                   | 高野口町名古曾<br>1390     |              | 市教育委員会          | 0736-2-3311  | 90×60        | 南から進入北に高<br>圧線   |
| 93 | 橋本市  | 三石小学校                    | 三石台2丁目1-1           | 0736-37-3822 | 市教育委員会          | 0736-33-1111 | 113×98       |                  |

| 番号  | 市町村名  | 名称                 | 所在地                |              | 施設管理者       |              | 発着場面積<br>東西m | 備考              |
|-----|-------|--------------------|--------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-----------------|
|     |       |                    | 住所(字)              | 電話番号         | 氏名          | 電話番号         |              |                 |
| 94  | 橋本市   | 柱本小学校              | 紀見ヶ丘2丁目20-1        | 0736-37-2811 | 市教育委員会      | 0736-33-1111 | 84×84        | 東に民家、西にフェンス     |
| 95  | 橋本市   | 西部中学校              | 柏原500              | 0736-32-1322 | 市教育委員会      | 0736-33-1111 | 84×61        | 北に校舎            |
| 96  | 橋本市   | 高野口中学校             | 高野口町名古屋1322-10     | 0736-42-5555 | 市教育委員会      | 0736-33-1111 | 105×92       | 北に校舎            |
| 97  | かつらぎ町 | 河南公園グラウンド          | 東渋田626-3           | 0736-22-0300 | かつらぎ町教育委員会  | 0736-22-0303 | 90×60        |                 |
| 98  | かつらぎ町 | 妙寺・紀の川第2スポーツ公園     | 丁ノ町2530            | 0736-22-0300 | 町長          | 0736-22-0300 | 150×60       | 東に体育館、西に工場(H)あり |
| 99  | かつらぎ町 | 金剛寺緑地広場グラウンド       | 花園新子               |              | 町長          |              | 80×80        |                 |
| 100 | 九度山町  | 安田島公園              | 九度山外新開             |              | 町長          | 0736-54-2019 | 80×50        |                 |
| 101 | 九度山町  | 九度山町コミュニティ消防センター広場 | 入郷23-1             |              | 町長          | 0736-54-2019 | 75×50        |                 |
| 102 | 高野町   | 高野山中学校             | 高野山26-2            | 0736-56-2116 | 町教育委員会      |              | 78×96        |                 |
| 103 | 高野町   | 高野町防災ヘリポート         | 高野山内子谷川13-4        | 0736-56-2579 | 町総務課        | 0736-56-3000 | 110×110      |                 |
| 104 | 高野町   | 富貴防災ヘリポート          | 西富貴378-3、378-4     |              | 町総務課        | 0736-56-3000 | 15×15        | 小型機のみ           |
| 105 | 有田市   | 箕島中学校              | 箕島79               | 0737-82-2075 | 学校長         |              | 100×110      | 西に校舎、北に体育館      |
| 106 | 有田市   | 初島小学校              | 初島町里1242           | 0737-82-2467 | 学校長         |              | 60×100       | 北と西に煙突、山        |
| 107 | 有田市   | 保田中学校              | 辻堂468              | 0737-82-3421 | 学校長         |              | 120×90       |                 |
| 108 | 有田市   | ふるさとの川総合公園         | 宮原町滝川原新田地先(有田川河川敷) |              | 市経済建設部長     | 0737-83-1111 | 100×50       | 西600mに斜張橋       |
| 109 | 有田市   | マツゲン有田球場           | 宮崎町2497-2          | 0737-82-0701 | 市教育長        |              | 122×98       | 周囲にスタンド及びフェンス   |
| 110 | 湯浅町   | 耐久高等学校             | 湯浅1985             | 0737-62-4148 | 学校長         | 0737-62-4148 | 100×100      | 南に校舎            |
| 111 | 湯浅町   | 湯浅中学校              | 湯浅1815             | 0737-63-5531 | 学校長         | 0737-63-5531 | 80×90        | 北に校舎            |
| 112 | 湯浅町   | なぎの里球場             | 熊井714-3            |              | 教育長         | 0737-63-1111 | 125×125      | 西、東に山           |
| 113 | 広川町   | 広川町民多目的広場          | 広1473              |              | 町教育委員会      | 0737-63-1122 | 101×86.5     | 東に庁舎            |
| 114 | 広川町   | 広川町若もの広場           | 前田312-1            |              | 町教育委員会      |              | 70×70        | 南に神社            |
| 115 | 有田川町  | 有田中央高校             | 下津野459             | 0737-52-4340 | 学校長         | 0737-52-4340 | 120×90       |                 |
| 116 | 有田川町  | 藤並小学校              | 天満631              | 0737-52-2069 | 学校長         | 0737-52-5859 | 74×44        | 北東に校舎           |
| 117 | 有田川町  | 田殿小学校              | 井口47               | 0737-52-2026 | 学校長         | 0737-52-5859 | 60×47        | 北に校舎            |
| 118 | 有田川町  | 御霊小学校              | 庄35                | 0737-52-3649 | 学校長         | 0737-52-5859 | 100×60       | 東に校舎            |
| 119 | 有田川町  | 吉備中学校              | 下津野1234            | 0737-52-2059 | 学校長         |              | 100×120      | 北に校舎            |
| 120 | 有田川町  | 有田川町防災ステーション       | 上中島875-4           | 0737-53-2076 | 町長          | 0737-52-2111 | 27×23        |                 |
| 121 | 有田川町  | きび東グラウンド           | 庄962-1             |              | 町教育委員会      | 0737-52-5859 | 90×87        | 周囲H=4mの金網       |
| 122 | 有田川町  | 庄有田川河川敷グラウンド       | 庄地先                |              | 町教育委員会      |              | 200×60       | 増水時使用不可         |
| 123 | 有田川町  | 金屋中学校              | 中井原252             | 0737-32-3171 | 学校長         | 0737-32-3111 | 100×80       |                 |
| 124 | 有田川町  | 金屋若者広場             | 吉原1827             |              | 町教育委員会      |              | 60×70        |                 |
| 125 | 有田川町  | 石垣小学校              | 吉原792-1            | 0737-32-2643 | 学校長         |              | 100×60       | 北に校舎            |
| 126 | 有田川町  | 長谷川野球場             | 長谷川1552-137        |              | 有田周辺広域圏事務組合 | 0737-32-4451 | 80×70        |                 |
| 127 | 有田川町  | 鳥屋城小学校             | 金屋657              |              | 学校長         | 0737-32-2202 | 80×70        |                 |
| 128 | 有田川町  | 白馬中学校              | 二川7                | 0737-23-0250 | 学校長         | 0737-23-0250 | 80×80        | 北、東、南に山         |
| 129 | 有田川町  | 有田中央高校清水分校         | 清水1024             | 0737-25-0055 | 清水分校教頭      | 0737-25-0055 | 60×90        | 西に校舎、南に山        |
| 130 | 有田川町  | 清水救急ヘリポート          | 清水604              |              | 町長          | 0737-25-1111 | 40×40        | 山の中腹、コンクリート     |
| 131 | 有田川町  | 安謫小学校              | 板尾139              | 0737-26-0341 | 学校長         | 0737-26-0341 | 60×80        | 東に校舎            |
| 132 | 有田川町  | 清水若者広場             | 三田456-3            |              | 町教育委員会      | 0737-25-1111 | 90×100       |                 |
| 133 | 有田川町  | 西八幡救急ヘリポート         | 沼951-4             |              | 町長          | 0737-25-1111 | 30×30        |                 |
| 134 | 有田川町  | 明恵の里スポーツ公園         | 中井原738             |              | 町教育委員会      | 0737-32-3111 | 80×100       |                 |
| 135 | 御坊市   | 御坊小学校              | 藪226               | 0738-22-3131 | 御坊市教育委員会    | 0738-23-5525 | 120×130      | 北側に校舎           |
| 136 | 御坊市   | 御坊市防災ヘリポート         | 野口29               | 0738-24-0119 | 市消防本部       | 0738-22-0800 | 1000㎡        |                 |
| 137 | 御坊市   | 河南中学校              | 塩屋町北塩屋300          | 0738-22-0749 | 御坊市教育委員会    | 0738-23-5525 | 150×80       |                 |
| 138 | 御坊市   | 日高川河川敷             | 岩内地内               |              | 和歌山県知事      | 073-432-4111 | 80×170       |                 |
| 139 | 御坊市   | 御坊総合運動公園(多目的グラウンド) | 塩屋町南塩屋1143         | 0738-24-2596 | 御坊市ふれあいセンター | 0738-23-5569 | 80×180       |                 |

| 番号  | 市町村名 | 名称                   | 所在地          |              | 施設管理者       |              | 発着場面積<br>東西m | 備考                       |
|-----|------|----------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------------------|
|     |      |                      | 住所(字)        | 電話番号         | 氏名          | 電話番号         |              |                          |
| 140 | 御坊市  | 御坊総合運動公園(花とせせらぎの広場東) | 塩屋町南塩屋1143   | 0738-24-2596 | 御坊市ふれあいセンター | 0738-23-5569 | 50×70        |                          |
| 141 | 御坊市  | 国立和歌山高専              | 名田町野島77      | 0738-29-2301 | 学校長         | 0738-29-2301 | 130×180      |                          |
| 142 | 御坊市  | 名田中学校                | 名田町上野1348-15 | 0738-29-2314 | 御坊市教育委員会    | 0738-23-5525 | 100×100      |                          |
| 143 | 美浜町  | 旧三尾小学校               | 三尾778        | 0738-62-2007 | 町総務政策課      | 0738-22-4123 | 50×50        | 東側に校舎一階平屋                |
| 144 | 美浜町  | 第1若者広場               | 田井521-30     |              | 町教育委員会      | 0738-22-4123 | 100×70       | 東西に民家、周辺にネット             |
| 145 | 美浜町  | 煙樹海岸                 | 和田煙樹海岸キャンプ場前 |              | 煙樹海岸観光施設協会  |              | 100×100      | キャンプ場管理棟有り               |
| 146 | 日高町  | 日高中学校                | 志賀95         | 0738-63-2014 | 学校長         | 0738-63-2014 | 90×70        | 北に校舎                     |
| 147 | 日高町  | 日高町若者広場              | 池田451        |              | 町長          | 0738-63-2051 | 100×100      | 西・北側に山                   |
| 148 | 日高町  | 比井小学校                | 比井938        | 0738-64-2252 | 学校長         | 0738-64-2252 | 50×60        | 西に校舎                     |
| 149 | 日高町  | 産湯海水浴場駐車場            | 産湯725-1      |              | 町長          | 0738-63-2051 | 40×100       | 西に海岸<br>東に山              |
| 150 | 由良町  | 由良中学校                | 阿戸708        | 0738-65-0049 | 町教育委員会      | 0738-65-1800 | 100×80       | 北側に校舎                    |
| 151 | 由良町  | 旧白崎中学校               | 神谷370        | 0738-65-1032 | 町教育委員会      | 0738-65-1800 | 80×70        | 南、東にフェンス<br>北、西に山        |
| 152 | 由良町  | 由良町民運動場              | 吹井822-2      |              | 町長          | 0738-65-1800 | 120×120      |                          |
| 153 | 印南町  | 印南中学校                | 印南2145       | 0738-42-0021 | 学校長         | 0738-42-0021 | 80×75        | 北方と南方に工場                 |
| 154 | 印南町  | 切目中学校                | 西ノ地1467      | 0738-43-0304 | 学校長         | 0738-43-0304 | 90×65        | 北方に山西に校舎                 |
| 155 | 印南町  | 印南町若者広場              | 山口580-1      |              | 町教育委員会      |              | 100×90       | 一方に山、二方にフェンス             |
| 156 | 印南町  | 古井運動場                | 古井806番地      |              | 町教育委員会      | 0738-42-1701 | 80×80        |                          |
| 157 | 印南町  | 清流中学校                | 古井5番地        | 0738-45-8005 | 学校長         | 0738-45-8005 | 80×80        |                          |
| 158 | みなべ町 | 共和球場                 | 筋24          | 0739-74-2191 | 町教育委員会      | 0739-74-2191 | 100×100      |                          |
| 159 | みなべ町 | 清川球場                 | 清川1267       | 0739-76-2250 | 町教育委員会      | 0739-74-2191 | 100×100      |                          |
| 160 | みなべ町 | 南部高等学校               | 芝407         | 0739-72-2056 | 学校長         | 0739-72-2056 | 100×110      |                          |
| 161 | みなべ町 | 南部小学校                | 北道292        | 0739-72-2139 | 町教育委員会      | 0739-74-2191 | 80×80        | 北方に校舎                    |
| 162 | みなべ町 | ミナベ化工(株)工場敷地         | 気佐藤321-2     | 0739-72-3220 | ミナベ化工(株)    | 0739-72-3220 | 80×100       |                          |
| 163 | みなべ町 | 千里ヶ丘球場               | 山内1570-116   | 0739-72-4367 | 町長          | 0739-74-2191 | 100×100      |                          |
| 164 | みなべ町 | 清川中学校                | 清川2202       | 0739-76-2135 | 町教育委員会      | 0739-74-2191 | 120×200      |                          |
| 165 | みなべ町 | 西本庄グラウンド             | 西本庄1100      | —            | 町教育委員会      | 0739-74-2191 | 50×45        |                          |
| 166 | みなべ町 | 上南部中学校               | 東本庄91        | 0739-74-2044 | 町教育委員会      | 0739-74-2191 | 120×120      |                          |
| 167 | みなべ町 | 町民広場                 | 気佐藤173-3     | —            | 町教育委員会      | 0739-74-2191 | 80×80        |                          |
| 168 | みなべ町 | 岩代小学校                | 西岩代2162      | 0739-72-2242 | 町教育委員会      | 0739-74-2191 | 40×40        | 北方に校舎                    |
| 169 | みなべ町 | 名之内広場                | 清川3940       | —            | 町教育委員会      | 0739-74-2191 | 50×50        |                          |
| 170 | みなべ町 | 高城小学校                | 土井431        | 0739-75-2214 | 町教育委員会      | 0739-74-2191 | 60×60        |                          |
| 171 | 日高川町 | 川辺若者広場               | 和佐2136       | 0738-23-0433 | 町長          | 0738-22-1700 | 100×100      |                          |
| 172 | 日高川町 | 三百瀬広場                | 三百瀬1224-2    |              | 町長          | 0738-22-1700 | 80×80        |                          |
| 173 | 日高川町 | 中津川広場                | 中津川1330      |              | 町長          | 0738-22-1700 | 80×80        |                          |
| 174 | 日高川町 | 玄予広場                 | 玄子625-4      |              | 町長          | 0738-22-1700 | 80×80        |                          |
| 175 | 日高川町 | 小熊農村広場               | 小熊3794-1     |              | 町長          | 0738-22-1700 | 100×98       | 周辺樹園地ナイター照明、横に保育所有り      |
| 176 | 日高川町 | 南山スポーツ公園(陸上競技場)      | 和佐1030-90    | 0738-53-0818 | 町長          | 0738-22-1700 | 150×100      |                          |
| 177 | 日高川町 | 旧船着中学校               | 高津尾266       | 0738-54-0036 | 町長          | 0738-22-1700 | 122×72       | 北西100mに山、東側に校舎、南北300m日高川 |
| 178 | 日高川町 | 中津中学校                | 三佐26         | 0738-55-0012 | 学校長         | 0738-22-8816 | 92×78        | 北西に日高川、西側に校舎             |
| 179 | 日高川町 | 子十浦多目的施設             | 三十木155       | 0738-54-0561 | 町長          | 0738-22-1700 | 111×65       | 南300mに山、北側に校舎            |
| 180 | 日高川町 | 船津広場                 | 船津1461-1     |              | 町教育委員会      | 0738-22-8816 | 100×101      | 東、西方に人家、北側に日高川           |
| 181 | 日高川町 | 福祉施設おおぎ園             | 坂野川150       | 0738-55-0112 | 園長          | 0738-55-8030 | 138×52       | 北に校舎                     |
| 182 | 日高川町 | 美山中学校                | 川原河149       | 0738-56-0014 | 町教育委員会      | 0738-22-8816 | 60×70        | 東に校舎                     |
| 183 | 日高川町 | 美山若者広場               | 初湯川213-48    | 0738-57-0757 | 町教育委員会      | 0738-56-0321 | 100×80       |                          |
| 184 | 日高川町 | 寒川広場                 | 寒川126        |              | 町教育委員会      | 0738-56-0321 | 60×80        |                          |
| 185 | 田辺市  | 和歌山県立情報交流センター(Big-U) | 新庄町3353-9    | 0739-26-4111 | 和歌山県知事      | 0734-41-2405 | 60×80        |                          |
| 186 | 田辺市  | 社会保険紀南病院             | 新庄町46-70     | 0739-22-5000 | 社会保険紀南病院    | 0739-22-5000 | 20×15        |                          |
| 187 | 田辺市  | 上秋津若もの広場             | 上秋津2255-5    |              | 市教育委員会      | 0739-26-4907 | 100×100      |                          |
| 188 | 田辺市  | 神島台運動場               | 神島台9-29      |              | 市教育委員会      | 0739-26-4907 | 130×150      |                          |

| 番号  | 市町村名 | 名称                   | 所在地           |              | 施設管理者     |              | 発着場面積<br>東西m        | 備考         |
|-----|------|----------------------|---------------|--------------|-----------|--------------|---------------------|------------|
|     |      |                      | 住所(字)         | 電話番号         | 氏名        | 電話番号         |                     |            |
| 189 | 田辺市  | 神島高等学校               | 文里二丁目33-12    | 0739-22-2550 | 学校長       | 0739-22-2550 | 100×120             |            |
| 190 | 田辺市  | 明洋中学校                | 目良4-1         | 0739-22-5410 | 市教育委員会    | 0739-26-9941 | 80×90               |            |
| 191 | 田辺市  | 上芳養中学校               | 上芳養1483       | 0739-37-0214 | 市教育委員会    | 0739-26-9941 | 100×100             |            |
| 192 | 田辺市  | ごまさんスカイタワー(駐車場)      | 龍神村龍神1020-6   | 0739-79-0622 | 市長        | 0739-79-0622 | 80×30               |            |
| 193 | 田辺市  | 護摩壇山森林公園ワイルドライフ      | 龍神村龍神918-61   | 0739-79-0667 | 和歌山県知事    | 0739-26-7911 | 80×60               |            |
| 194 | 田辺市  | クシミ谷(龍神スカイライン34.6KP) | 龍神村龍神         |              | マルカ林業株式会社 | 0734-36-1185 | 50×20               |            |
| 195 | 田辺市  | 旧龍神中学校               | 龍神村湯ノ又222     |              | 市教育委員会    | 0739-78-0301 | 110×70              |            |
| 196 | 田辺市  | 龍神広場                 | 龍神村安井65-1     |              | 市教育委員会    | 0739-78-0301 | 90×90               |            |
| 197 | 田辺市  | 上山路小学校               | 龍神村東528       | 0739-78-0011 | 市教育委員会    | 0739-78-0301 | 60×50               |            |
| 198 | 田辺市  | 安井運動場                | 龍神村安井822      |              | 市教育委員会    | 0739-78-0301 | 72×63               |            |
| 199 | 田辺市  | グリーングラウンド駐車場         | 龍神村柳瀬         |              | 市教育委員会    | 0739-78-0301 | 25×80               |            |
| 200 | 田辺市  | 中辺路多目的グラウンド          | 中辺路町栗栖川469-68 |              | 市教育委員会    | 0739-64-0504 | 130×130             |            |
| 201 | 田辺市  | 中辺路若もの広場             | 中辺路町栗栖川307-2  |              | 市教育委員会    | 0739-64-0504 | 80×70               |            |
| 202 | 田辺市  | 近露王子公園               | 中辺路町近露808     |              | 市長        | 0739-64-0501 | 100×130             |            |
| 203 | 田辺市  | 近野小学校                | 中辺路町近露1061    | 0739-65-0040 | 市教育委員会    | 0739-64-0504 | 100×90              |            |
| 204 | 田辺市  | 真砂大橋上流河川敷            | 中辺路町真砂        |              | 和歌山県知事    | 0739-26-7949 | 100×50              |            |
| 205 | 田辺市  | 水辺の楽校                | 大塔村鮎川         |              | 市長        | 0739-48-0301 | 150×60              |            |
| 206 | 田辺市  | 鮎川若もの広場              | 大塔村鮎川1469     |              | 市教育委員会    | 0739-48-0212 | 100×100             |            |
| 207 | 田辺市  | 富里運動場                | 大塔村下川下816-1   |              | 市教育委員会    | 0739-48-0212 | 100×90              |            |
| 208 | 田辺市  | 三川広場                 | 大塔村谷野口177-1   |              | 市教育委員会    | 0739-48-0212 | 80×100              |            |
| 209 | 田辺市  | 本宮救急ヘリポート            | 本宮町本宮677      |              | 市教育委員会    | 0735-42-1164 | 45×50               |            |
| 210 | 田辺市  | 熊野川河川敷(本宮消防署裏)       | 本宮町本宮121-2地先  |              | 和歌山県知事    | 0739-26-7949 | 100×90              |            |
| 211 | 田辺市  | 三里中学校                | 本宮町大居1651     | 0735-43-0014 | 市教育委員会    | 0735-42-1164 | 90×55               |            |
| 212 | 田辺市  | 本宮小学校                | 本宮町耳打499      | 0735-42-0028 | 市教育委員会    | 0735-42-1164 | 70×80               |            |
| 213 | 白浜町  | 白浜中学校                | 白浜町2601       | 0739-42-2444 | 町教育委員会    | 0739-43-5555 | 130×80              | 南に校舎       |
| 214 | 白浜町  | 富田中学校                | 栄320          | 0739-45-0059 | 町教育委員会    | 0739-43-5555 | 90×70               | 南に校舎       |
| 215 | 白浜町  | 白浜球場                 | 白浜町1-1        | 0739-43-0300 | 町長        | 0739-43-5555 | 120×115             |            |
| 216 | 白浜町  | 南紀白浜空港               | 白浜町2926       | 0739-42-2348 | 和歌山県知事    | 073-432-4111 | エプロン、グラスエリア104,725㎡ |            |
| 217 | 白浜町  | 北富田小学校               | 内ノ川579        | 0739-45-0425 | 町教育委員会    | 0739-43-5555 | 60×70               | 北東に校舎      |
| 218 | 白浜町  | 樺小学校                 | 樺316          | 0739-46-0352 | 町教育委員会    | 0739-43-5555 | 92×100              | 北東に校舎      |
| 219 | 白浜町  | しらとりスポーツ広場           | 十九淵154-1      |              | 和歌山県知事    | 073-432-4111 | 100×40              |            |
| 220 | 白浜町  | 日置中学校                | 日置979-2       | 0739-52-2070 | 町教育委員会    | 0739-43-5555 | 66×96               | 南西に校舎      |
| 221 | 白浜町  | 三舞中学校                | 安居635         | 0739-53-0020 | 町教育委員会    | 0739-43-5555 | 80×55               | 北に校舎       |
| 222 | 白浜町  | 元川添中学校               | 市鹿野1166       |              | 町教育委員会    | 0739-43-5555 | 43×43               | 西に校舎       |
| 223 | 白浜町  | 総合運動場                | 日置2039        | 0739-52-2247 | 町教育委員会    | 0739-43-5555 | 100×90              | 北に山        |
| 224 | 白浜町  | 日置小学校                | 日置979-1       | 0739-52-2049 | 町教育委員会    | 0739-43-5555 | 65×95               | 南に校舎       |
| 225 | 白浜町  | 日置川安居                | 安居日置川河川敷      |              | 和歌山県知事    | 0739-22-1200 | 120×80              | 西牟婁振興局     |
| 226 | 白浜町  | 日置川大古                | 大古日置川河川敷      |              | 和歌山県知事    | 0739-22-1200 | 160×50              | 西牟婁振興局     |
| 227 | 白浜町  | 日置川防災ヘリポート           | 日置2039        |              | 町長        | 0739-43-5555 | 20×20               |            |
| 228 | 上富田町 | 熊野高等学校               | 朝来670         | 0739-47-1004 | 学校長       | 0739-47-1004 | 110×90              | 南に校舎       |
| 229 | 上富田町 | 上富田中学校               | 岩田173-1       | 0739-47-0053 | 学校長       | 0739-47-0053 | 100×90              | 東に体育館、南に校舎 |
| 230 | 上富田町 | 若もの広場                | 市の瀬2508       | 0739-47-1970 | 町長        | 0739-47-0550 | 150×80              | 東に校舎、北に体育館 |
| 231 | 上富田町 | 朝来小学校                | 朝来2750        | 0739-47-0040 | 学校長       | 0739-47-0040 | 80×100              |            |
| 232 | 上富田町 | 生馬チビッコ広場             | 生馬            |              | 生馬町町内会長   |              | 70×180              | 西に校舎       |
| 233 | 上富田町 | 上富田スポーツセンター          | 朝来3871        | 0739-47-4810 | 町教育委員会    | 0739-47-0550 | 100×100             |            |
| 234 | すさみ町 | すさみ町若者広場             | 周参見3827       |              | 町中央公民館長   | 0739-55-3037 | 100×70              | 南に校舎、西に体育館 |
| 235 | すさみ町 | 江住小学校                | 江住670         | 0739-58-0008 | 学校長       | 0739-58-0008 | 127×54              |            |
| 236 | すさみ町 | 江住中学校                | 江住812         | 0739-58-0035 | 学校長       | 0739-58-0035 | 4,856㎡              | 北西に校舎      |

| 番号  | 市町村名  | 名称                | 所在地        |              | 施設管理者         |              | 発着場面積<br>東西m          | 備考                  |
|-----|-------|-------------------|------------|--------------|---------------|--------------|-----------------------|---------------------|
|     |       |                   | 住所(字)      | 電話番号         | 氏名            | 電話番号         |                       |                     |
| 237 | すさみ町  | 佐本小学校             | 佐本中92      |              | 町長            | 0739-55-2004 | 64×51                 |                     |
| 238 | すさみ町  | すさみパーク            | 周参見4857-4  |              | 町長            | 0739-55-2004 | 50×50                 |                     |
| 239 | 新宮市   | 新宮市市民運動競技場        | 佐野1501     |              | 市生涯学習課        | 0735-23-3333 | 120×75                |                     |
| 229 | 新宮市   | 高田若者広場            | 高田1673     |              | 市生涯学習課        | 0735-23-3333 | 110×70                |                     |
| 230 | 新宮市   | 新宮高等学校            | 神倉3-2-39   | 0735-22-8101 | 学校長           | 0735-22-8101 | 150×100               |                     |
| 231 | 新宮市   | 紀南ヘリポート           | あけぼの7-9    | 0735-23-9111 | 市都市建設課        | 0735-23-5383 | 9,454.89㎡<br>着陸帯25×20 |                     |
| 232 | 新宮市   | 市立医療センター駐車場       | 蜂伏384番地    | 0735-31-3333 | 医療センター事務長     | 0735-31-3333 | 32.6×18               | ドクターヘリ専用            |
| 233 | 新宮市   | 熊野川小学校グラウンド       | 熊野川町日足570  | 0735-44-0313 | 市学校教育課        | 0735-23-3333 | 70×50                 | 北に校舎・西に体育館<br>中型機まで |
| 234 | 新宮市   | 熊野川中学校グラウンド       | 熊野川町日足646  | 0735-44-0133 | 市学校教育課        | 0735-23-3333 | 110×90                |                     |
| 235 | 新宮市   | 旧赤木小学校グラウンド       | 熊野川町赤木1524 |              | 市財政課          | 0735-23-3333 | 30×67                 | 中型機まで               |
| 236 | 新宮市   | 森林浴エリア滞の郷         | 熊野川町玉置口    |              | 市商工観光課        | 0735-23-3333 | 40×20                 | 中型機まで               |
| 237 | 新宮市   | 宮井ヘリポート           | 熊野川町宮井     |              | 市熊野川行政局       | 0735-44-0301 | 30×70                 | 中型機まで               |
| 238 | 那智勝浦町 | 勝浦小学校             | 勝浦816      | 0735-52-0116 | 町教育委員会        | 0735-52-4686 | 65×62                 | 北、東に校舎              |
| 239 | 那智勝浦町 | 浦島駐車場             | 勝浦1061     |              | (株)浦島観光ホテル    | 0735-52-1011 | 70×64                 |                     |
| 240 | 那智勝浦町 | 下里中学校             | 下里480      | 0735-58-0009 | 町教育委員会        | 0735-52-4686 | 98×75                 | 北に校舎                |
| 241 | 那智勝浦町 | 宇久井中学校            | 宇久井1073    | 0735-54-0013 | 町教育委員会        | 0735-52-4686 | 85×50                 | 北に校舎                |
| 242 | 那智勝浦町 | 木戸浦運動場            | 天満441-5    | 0735-52-2340 | 町長            | 0735-52-0555 | 100×120               |                     |
| 243 | 那智勝浦町 | 天満球場グラウンド         | 天満1785     | 0735-52-0555 | 町長            | 0735-52-0555 | 100×95                | 東に山                 |
| 244 | 那智勝浦町 | 下里小学校             | 下里2862     | 0735-58-0021 | 町教育委員会        | 0735-52-4686 | 70×43                 |                     |
| 245 | 那智勝浦町 | 那智中学校             | 天満1639     | 0735-52-0072 | 町教育委員会        | 0735-52-4686 | 80×60                 | 北に校舎                |
| 246 | 那智勝浦町 | 浦島駐車場             | 天満441-11   |              | (株)浦島観光ホテル    | 0735-52-1011 | 270×90                |                     |
| 247 | 那智勝浦町 | 渡の島駐車場            | 勝浦485-12   |              | 勝浦漁業協同組合      | 0735-52-0951 | 150×40                |                     |
| 248 | 那智勝浦町 | 市野々小学校            | 市野々2604    | 0735-55-0204 | 町教育委員会        | 0735-52-4686 | 60×60                 | 西に校舎                |
| 249 | 那智勝浦町 | 宇久井小学校            | 宇久井214     | 0735-54-0012 | 町教育委員会        | 0735-52-4686 | 70×60                 | 東に校舎                |
| 250 | 那智勝浦町 | 浦神小学校             | 浦神1805     | 0735-58-0114 | 町教育委員会        | 0735-52-4686 | 60×40                 | 南に校舎                |
| 251 | 那智勝浦町 | 旧太田中学校            | 南大居700     |              | 町教育委員会        | 0735-52-4686 | 78×64                 | 北に校舎                |
| 252 | 那智勝浦町 | 色川中学校             | 大野2730-1   | 0735-56-0219 | 町教育委員会        | 0735-52-4686 | 62×46                 | 北に校舎                |
| 253 | 那智勝浦町 | 籠ふるさと塾            | 田垣内2101    | 0735-55-0742 | 町長            | 0735-52-0555 | 35×45                 | 東に校舎                |
| 254 | 那智勝浦町 | 那智高原公園            | 那智山5-3     | 0735-55-0742 | 町長            | 0735-52-0555 | 100×38                |                     |
| 255 | 那智勝浦町 | 那智漁港              | 浜ノ宮542先    |              | 町長            | 0735-52-0555 | 35×50                 |                     |
| 256 | 那智勝浦町 | (株)チスイ所有地         | 宇久井1532周辺  |              | (株)チスイ        | 0735-23-0930 | 100×100               |                     |
| 257 | 那智勝浦町 | 旧天満県営駐車場          | 天満1418-2   |              | 町長            | 0735-52-0555 | 44×55                 |                     |
| 258 | 那智勝浦町 | 三川小学校             | 二河75       | 0735-52-0350 | 町教育委員会        | 0735-52-4686 | 63×34                 |                     |
| 259 | 那智勝浦町 | 朝日若者広場            | 朝日3丁目136   |              | 町長            | 0735-52-0555 | 65×59                 |                     |
| 260 | 那智勝浦町 | 太田小学校             | 南大居200     | 0735-57-0224 | 町教育委員会        | 0735-52-4686 | 45×50                 |                     |
| 261 | 太地町   | 町民グラウンド           | 太地1770-51  |              | 町長            | 0735-59-2335 | 80×80                 |                     |
| 262 | 古座川町  | 明神小学校             | 一雨41       | 0735-78-0347 | 学校長           | 0735-78-0347 | 150×60                |                     |
| 263 | 古座川町  | 古座中学校             | 高池139      | 0735-72-0071 | 学校長           | 0735-72-0071 | 85×70                 | 北に校舎                |
| 264 | 古座川町  | 若者広場              | 高瀬326      |              | 町長            | 0735-72-0180 | 90×120                |                     |
| 265 | 古座川町  | 旧七川中学校            | 下露345      |              | 町長            | 0735-72-0180 | 77×58                 | 南に校舎                |
| 266 | 古座川町  | 蔵土多目的広場           | 蔵土62       |              | 町長            | 0735-72-0180 | 245×110               |                     |
| 267 | 北山村   | 村民グラウンド           | 下尾井        |              | 村長            | 0735-49-2331 | 95×90                 |                     |
| 268 | 串本町   | 串本古座高等学校          | 串本1523     | 0735-62-0004 | 学校長           | 0735-62-0004 | 120×91                |                     |
| 269 | 串本町   | 大島中学校             | 須江1482     | 0735-65-0137 | 学校長           | 0735-65-0137 | 86×66                 | 東に校舎、南に高層建物         |
| 270 | 串本町   | 公民館赤瀬支館           | 和深2876-1   | 0735-67-0021 | 町教育課          | 0735-67-0021 | 80×53                 | 北に校舎                |
| 271 | 串本町   | 望楼の芝              | 潮岬2865-1他  |              | 潮岬財産区         | 0735-72-0081 | 340×140               | 北に校舎                |
| 272 | 串本町   | 潮岬グラウンド           | 潮岬668-1    | 0735-62-6045 | 潮岬青少年の家       | 0735-62-6045 | 100×60                |                     |
| 273 | 串本町   | 串本町総合運動公園多目的グラウンド | サンゴ台1105   |              | 町企画課          | 0735-62-0555 | 150×100               |                     |
| 274 | 串本町   | 上野山防災広場内防災対応離着陸場  | 上野山291-1   |              | 町総務課防災・防犯グループ | 0735-62-0555 | 80×80                 | 南にラジオ塔              |
| 275 | 串本町   | 大島小学校             | 須江1577-11  | 0735-65-0245 | 学校長           | 0735-65-0245 | 80×84                 | 北に校舎                |



| 番号 | 市町村名  | 名称                         | 所在地                        |              | 施設管理者                |              | 発着場面積<br>東西m                 | 備考              |
|----|-------|----------------------------|----------------------------|--------------|----------------------|--------------|------------------------------|-----------------|
|    |       |                            | 住所(字)                      | 電話番号         | 氏名                   | 電話番号         |                              |                 |
| 1  | 和歌山市  | 市民スポーツ広場                   | 福島796 紀の川<br>河川敷           |              | 体育振興課長               | 073-435-1137 | 300×170                      | 東に電車軌道          |
| 2  | 海南市   | 亀川小学校                      | 旦来655                      | 073-482-1464 | 学校長                  |              | 80×65                        |                 |
| 3  | 海南市   | 東海南中学校                     | 野上中590                     | 073-487-0151 | 学校長                  |              | 145×85                       | 南に校舎            |
| 4  | 岩出市   | 大宮緑地総合運動公園                 | 西野417                      |              | 市教育委員会               | 0736-62-2141 | 50×64                        |                 |
| 5  | 紀の川市  | 町民グラウンド                    | 桃山町段紀の川<br>河川敷             |              | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 176×100                      |                 |
| 6  | 紀の川市  | 打田グラウンド                    | 花野 紀の川河川<br>敷              | 0736-77-4051 | 市教育委員会               | 0736-77-3140 | 120×80                       | 南に電線、南に紀の川      |
| 7  | 紀の川市  | 町民グラウンド                    | 粉河紀の川河川<br>敷               |              | 市長                   | 0736-77-2511 | 140×100                      |                 |
| 8  | 紀の川市  | 那賀町総合運動場                   | 名手西野紀の川<br>河川敷             |              | 市教育委員会               | 0736-64-2525 | 110×70                       |                 |
| 9  | 橋本市   | 向副緑地                       | 向副地先紀の川<br>河川敷             |              | 市文化スポーツ振興公<br>社      | 0736-33-2317 | 400×80                       |                 |
| 10 | かつらぎ町 | 妙寺紀ノ川第2<br>スポーツ公園          | 丁ノ町2530                    | 0736-22-0300 | かつらぎ町教育委員会           | 0736-22-0300 | 90×60                        |                 |
| 11 | かつらぎ町 | 笠田東少年ス<br>ポーツ広場            | 笠田東                        | 0736-22-0300 | 国土交通省かつらぎ出張<br>所     | 0736-22-0213 | 150×60                       |                 |
| 12 | 高野町   | 高野町防災ヘリ<br>ポート             | 高野山内子谷川<br>13-4            | 0736-56-2579 | 町消防本部                | 0736-56-3820 | 110×110                      |                 |
| 13 | 有田市   | ふるさとの川総<br>合公園             | 宮原町滝川原新<br>田地先(有田川河<br>川敷) |              | 市建設課                 | 0737-83-1111 | 50×100                       | 西600mに斜張橋       |
| 14 | 有田川町  | 湯浅城公園総合<br>グラウンド           | 熊井714                      |              | 湯浅町開発公社              | 0737-63-6688 | 125×125                      |                 |
| 15 | 広川町   | 耐久中学校                      | 広1123                      | 0737-63-5431 | 学校長                  | 0737-63-5431 | 120×80                       | 南に校舎            |
| 16 | 有田川町  | 有田川町防災ス<br>テーション           | 上中島875-4                   | 0737-53-2076 | 町長                   | 0737-52-2111 | 27×23                        |                 |
| 17 | 有田川町  | 有田川河川敷                     | 丹生                         |              | 有田振興局建設部             | 0737-63-4111 | 73×74                        |                 |
| 18 | 有田川町  | 鳥屋城小学校                     | 金屋647                      |              | 町教育委員会               | 0737-32-3111 | 80×70                        |                 |
| 19 | 有田川町  | 清水若者広場                     | 三田456-3                    |              | 町教育委員会               | 0737-25-0220 | 90×100                       |                 |
| 20 | 有田川町  | 清水救急ヘリ<br>ポート              | 清水604                      |              | 町長                   | 0737-25-1111 | 40×40                        | 山の中腹、アスファ<br>ルト |
| 21 | 御坊市   | 御坊市防災ヘリ<br>ポート             | 野口29                       | 0738-24-0119 | 市消防本部                | 0738-22-0800 | 1000㎡                        |                 |
| 22 | 御坊市   | 御坊総合運動公<br>園(多目的グラ<br>ウンド) | 塩屋町南塩屋<br>1143             | 0738-24-2596 | 御坊市ふれあい<br>センター      | 0738-23-5669 | 80×180                       | 南側に高圧線あり        |
| 23 | 印南町   | 印南町若もの広<br>場               | 山口1580-1                   |              | 町教育委員会               | 0738-42-1701 | 100×90                       |                 |
| 24 | 印南町   | 古井運動場                      | 古井806番地                    |              | 町教育委員会               | 0738-42-1701 | 80×80                        |                 |
| 25 | 日高川町  | 美山村スポーツ<br>センター            | 初湯川1213                    | 0738-57-0757 | 町教育委員会               | 0738-56-0321 | 100×80                       |                 |
| 26 | 田辺市   | 上芳養中学校                     | 上芳養1525-6                  | 0739-39-0214 | 市教育委員会               | 0739-22-5300 | 80×90                        |                 |
| 27 | 田辺市   | 田辺市民球場                     | 目良42-2                     | 0739-22-6954 | 市教育委員会               | 0739-22-5300 | 100×100                      | 北に校舎            |
| 28 | 田辺市   | 田辺市龍神広場                    | 安井65-1                     | 0739-78-0301 | 市教育委員会               | 0739-22-5300 | 90×80                        |                 |
| 29 | 田辺市   | 龍神若もの広<br>場                | 龍神村安井822                   |              | 市教育委員会               | 0739-78-0301 | 72×63                        |                 |
| 30 | 田辺市   | 真砂大橋上流河<br>川敷              | 中辺路町真砂                     |              | 西牟婁振興局建設部            | 0739-22-1200 | 170×80                       | 西に橋             |
| 31 | 田辺市   | 近露王子公園前<br>河川敷             | 中辺路町近露808<br>地先            |              | 西牟婁振興局建設部            | 0739-22-1200 | 70×150                       | 南に橋             |
| 32 | 田辺市   | 若もの広場<br>(鮎川)              | 鮎川1469                     |              | 市教育委員会               | 0739-47-0057 | 100×100                      |                 |
| 33 | 田辺市   | 若もの広場<br>(三川)              | 谷野口177-1                   |              | 市教育委員会               | 0739-47-0057 | 80×100                       |                 |
| 34 | 田辺市   | 林業広場                       | 下川下816の1                   |              | 市教育委員会               | 0739-48-0057 | 100×100                      |                 |
| 35 | 田辺市   | 本宮救急ヘリ<br>ポート              | 本宮町本宮677                   |              | 市教育委員会               | 0735-42-0299 |                              |                 |
| 36 | 田辺市   | 熊野川河川敷                     | 本宮町本宮67地<br>先              |              | 和歌山県知事               | 073-432-4111 | 100×90                       |                 |
| 37 | 白浜町   | しらとりスポーツ<br>広場             | 十九淵154-1                   |              | 和歌山県知事               | 0734-32-4111 | 70×40                        | 北に校舎            |
| 38 | 白浜町   | 安居橋上流河川<br>敷               | 安居108                      |              | 西牟婁振興局建設部            | 0739-22-1200 | 200×80                       |                 |
| 39 | すさみ町  | 江住小学校                      | 江住812                      | 0739-58-0008 | 学校長                  | 0739-58-0008 | 127×54                       |                 |
| 40 | すさみ町  | すさみパーク                     | 周参見4857-4                  |              | 町長                   | 0739-22-2004 | 50×50                        |                 |
| 41 | 新宮市   | 市民運動競技場                    | 佐野1501                     | 0735-22-5231 | 新宮市生涯学習課             | 0735-23-3333 | ①120×75<br>②100×75<br>16,500 |                 |
| 42 | 新宮市   | 熊野川敷屋河川<br>敷               | 熊野川町西敷屋<br>上地前河川敷          |              | 東牟婁振興局新宮建設部<br>本宮駐在所 | 0735-42-0006 | 500~600<br>×288              | 発電所付近高圧線有<br>り  |

| 番号 | 市町村名  | 名称           | 所在地                    |              | 施設管理者            |              | 発着場面積<br>東西m | 備考       |
|----|-------|--------------|------------------------|--------------|------------------|--------------|--------------|----------|
|    |       |              | 住所(字)                  | 電話番号         | 氏名               | 電話番号         |              |          |
| 43 | 新宮市   | 熊野川音川河川敷     | 熊野川町宮井コミュニティ消防センター前河川敷 |              | 東牟婁振興局新宮建設部本宮駐在所 | 0735-42-0006 | 200×500      | 下流に高圧線有り |
| 44 | 新宮市   | 熊野川日足河川敷     | 熊野川行政局前河川敷             |              | 東牟婁振興局新宮建設部本宮駐在所 | 0735-42-0006 | 200×500      |          |
| 45 | 那智勝浦町 | 木戸浦運動場       | 天満441-5                |              | 町長               | 0735-54-0013 | 100×120      |          |
| 46 | 那智勝浦町 | 那智漁港ヘリポート    | 浜の宮                    |              | 町長               | 0735-52-0555 | 80×60        |          |
| 47 | 那智勝浦町 | 那智高原公園       | 那智山5-3                 | 0735-55-0742 | 町長               | 0735-52-0555 | 150×50       |          |
| 48 | 古座川町  | 蔵土多目的広場      | 蔵土62                   |              | 町長               | 0735-72-0180 | 245×110      |          |
| 49 | 串本町   | 望楼の芝         | 潮岬                     |              | 潮岬財産区            | 0735-62-0555 | 340×140      | 北に校舎     |
| 50 | 串本町   | サンナンタン総合運動公園 | サンゴ台1105               |              | 役場企画財政課          | 0735-65-0555 | 150×100      |          |

## 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

### (災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

### (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

### (応援要請の方法)

第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

### (防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 第4条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

### (防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長）が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 第4条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、和歌山県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年3月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書59通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成8年2月22日

|        |     |   |     |
|--------|-----|---|-----|
| 和歌山県知事 | 西   | 口 | 勇   |
| 和歌山市長  | 尾   | 崎 | 吉弘  |
| 海南市長   | 石   | 田 | 真敏  |
| 橋本市長   | 北   | 村 | 翼   |
| 有田市長   | 中   | 本 | 重夫  |
| 御坊市長   | 柏   | 木 | 征夫  |
| 田辺市長   | 脇   | 中 | 孝   |
| 新宮市長   | 岸   |   | 順三  |
| 下津町長   | 橋   | 爪 | 麟児  |
| 野上町長   | 黒   | 西 | 健司  |
| 美里町長   | 小馬場 |   | 俊彦  |
| 打田町長   | 根   | 来 | 公士  |
| 粉阿町長   | 岡   |   | 正之  |
| 那賀町長   | 東   |   | 健児  |
| 桃山町長   | 山   | 下 | 忠男  |
| 貴志川町長  | 中   | 村 | 慎司  |
| 桃山町長   | 中   | 村 | 隆行  |
| かつらぎ町長 | 南   |   | 衛   |
| 高野口町長  | 松   | 本 | 一郎  |
| 九度山町長  | 奥   | 野 | 恒太郎 |
| 高野町長   | 西   | 田 | 正弘  |
| 花園村長   | 部   | 矢 | 敏三  |

|               |     |   |     |       |     |
|---------------|-----|---|-----|-------|-----|
| 湯浅町長          | 妻   | 木 | 尚   | 武     |     |
| 広川町長          | 石   | 原 | 久   | 男     |     |
| 吉備町長          | 平   | 松 | 貞   | 昭     |     |
| 金屋町長          | 熊ノ郷 |   |     | 健     |     |
| 清水町長          | 川   | 原 | 淳   | 造     |     |
| 美浜町長          | 成   | 瀬 | 峯   | 次     |     |
| 日高町長          | 志   | 賀 | 政   | 憲     |     |
| 由良町長          | 中   | 井 |     | 勤     |     |
| 川辺町長          | 柏   | 木 |     | 勉     |     |
| 中津村長          | 笹   |   | 朝   | 一     |     |
| 美山村長          | 池   | 本 |     | 功     |     |
| 龍神村長          | 古久保 | 治 |     | 一     |     |
| 南部川村長         | 山   | 田 | 五   | 良     |     |
| 南部町長          | 山   | 崎 | 繁   | 雄     |     |
| 印南町長          | 大   | 谷 | 泰   | 治     |     |
| 白浜町長          | 真   | 鍋 | 清兵衛 |       |     |
| 中辺路町長         | 廣   | 畑 | 一   | 夫     |     |
| 大塔村長          | 松   | 本 | 善   | 美     |     |
| 上富田町長         | 山   | 根 | 好   | 一     |     |
| 日置川町長         | 三   | 倉 | 重   | 夫     |     |
| すさみ町長         | 桂   |   |     | 功     |     |
| 串本町長          | 岸   | 谷 |     | 昇     |     |
| 那智勝浦町長        | 湯   | 浅 | 昌   | 治     |     |
| 太地町長          | 濱   | 中 | 節   | 夫     |     |
| 古座町長          | 城   |   | 盛   | 治     |     |
| 古座川町長         | 田   | 中 | 誠   | 也     |     |
| 熊野川町長         | 宮   | 本 | 留   | 雄     |     |
| 本宮町長          | 中   | 山 | 喜   | 弘     |     |
| 北山村長          | 三   | 谷 | 雄   | 明     |     |
| 野上美里消防組合管理者   |     |   | 黒   | 西 健 司 |     |
| 那賀郡消防組合管理者    |     |   | 中   | 村 隆 行 |     |
| 伊部消防組合管理者     |     |   | 南   |       | 衛   |
| 有田消防組合管理者     |     |   | 平   | 松     | 貞 昭 |
| 湯浅広川消防組合管理者   |     |   | 妻   | 木     | 尚 武 |
| 日高広域消防事務組合管理者 |     |   | 志   | 賀     | 政 憲 |
| 大辺路消防組合管理者    |     |   | 桂   |       | 功   |
| 古座川消防組合管理者    |     |   | 田   | 中     | 誠 也 |

## 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該府県等では十分に応急措置が実施できない場合に、府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号、以下「事態対処法」という。）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(応援主管府県等)

第2条 応援活動を実施するため、次表のとおり府県ごとに応援主管府県及び応援副主管府県（以下「応援主管府県等」という）を定める。

| 被応援府県 | 応援主管府県 | 応援副主管府県 |
|-------|--------|---------|
| 福井県   | 滋賀県    | 京都府     |
| 三重県   | 滋賀県    | 奈良県     |
| 滋賀県   | 京都府    | 三重県     |
| 京都府   | 大阪府    | 福井県     |
| 大阪府   | 兵庫県    | 奈良県     |
| 兵庫県   | 大阪府    | 徳島県     |
| 奈良県   | 大阪府    | 京都府     |
| 和歌山県  | 大阪府    | 徳島県     |
| 徳島県   | 兵庫県    | 和歌山県    |

- 2 応援主管府県は、被応援府県に対する他府県の応援活動を速やかに行うため、府県間の総合調整を行い、応援副主管府県は、応援主管府県が被災等によりその業務を遂行できない場合に、当該応援主管府県に代わって応援主管府県の業務を行う。
- 3 同一の危機について複数の府県から応援要請があり、応援主管府県が複数となるおそれがある場合又は応援主管府県と応援副主管府県で同時に危機が発生した場合は、前項の規定にかかわらず、近畿府県防災・危機管理協議会の会長府県又は会長府県が指定した1府県を応援主管府県とするものとする。
- 4 被応援府県は、速やかに応援主管府県等に被害状況等を連絡し、連絡を受けた応援主管府県等は、当該府県の状況を他の府県に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
  - (2) 資機材の提供
  - (3) 避難者、傷病者の受入れ
  - (4) 職員の派遣
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速的確な対応に万全を期するよう努める。
- 3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

(応援要請の手続)

- 第4条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、応援主管府県等に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
- 2 要請を受けた応援主管府県等は、速やかに他の府県と調整の上、応援計画を作成し、被応援府県に対し、応援内容を連絡するものとする。
- 3 第1項に定める要請をもって、応援を受けようとする府県から各府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費は、原則として被応援府県が負担する。
- 2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、応援を受けた府県から要請があった場合には、応援した府県は当該経費を一時繰替支弁する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、その応援に要した経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条の定めるところによる。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

(緊急派遣等)

- 第6条 府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合には、応援主管府県等は、速やかに当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第3項に定める府県が応援主管府県となった場合においては、応援主管府県は、当該府県の近隣の府県に職員の派遣を要請することができる。
- 3 応援主管府県等は、情報収集の結果、特に緊急を要し第4条第1項に定める要請を待つ暇がないと認められるときは、同項の要請を待たずに応援を行うことができる。
- 4 前項による応援については、第4条第1項に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

- 第7条 府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第8条 府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、地域防災計画、国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、各府県に連絡するものとする。

(訓練)

第9条 府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急活動に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、必要の都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成18年4月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、各府県記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年4月26日

福井県知事 西川 一 誠

三重県知事 野呂 昭彦

滋賀県知事 國松 善次

京都府知事 山田 啓二

大阪府知事 齊藤 房江

兵庫県知事 井戸 敏三

奈良県知事 柿本 善也

和歌山県知事 木村 良樹

徳島県知事 飯泉 嘉門



## 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定実施細目

## (趣旨)

第1 この実施細目は、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(近畿府県防災・危機管理対策協議会の会長府県の代行)

第2 協定第2条第3項に定める近畿府県防災・危機管理対策協議会の会長府県が指定する1府県については、その指定基準を別に定める。

第3 協定第2条第3項に定める府県が応援主管府県となった場合においては、応援主管府県は、その旨を速やかに他の府県に連絡するものとする。

(全国知事会応援協定との調整)

第4 協定第2条第3項に定める府県が応援主管府県となった場合において、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく広域応援を要請する必要がある場合は、被応援府県と速やかに連絡調整を行う。

(応援要請の手続き)

第5 協定第4条第1項に定める応援を受けようとする府県は、応援主管府県等に対し、応援要請書(様式1)により可能な限り内容を明記して、応援を要請するものとする。

(応援主管府県の周知)

第6 協定第4条第1項に定める応援の要請を受けた応援主管府県は、その旨を速やかに近畿府県防災・危機管理対策協議会の会長府県に連絡するものとする。

(応援計画)

第7 協定第4条第2項に定める応援計画は様式2により作成するものとする。

(応援経費の負担等)

第8 協定第5条に定める経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 協定第6条第1項に定める緊急派遣に要する経費は、応援主管府県等の負担とする。
- (2) 備蓄資機材及び備蓄物資等の提供に係るそれらの輸送、補充に要する経費は、被応援府県の負担とする。
- (3) 応援職員の派遣に要する経費については、応援府県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とし、被応援府県の負担とする。
- (4) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援府県の負担とする。
- (5) その他応援に要する経費については、原則として被応援府県の負担とする。

(経費の請求)

第9 協定第5条第2項の規定により、応援府県が応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被応援府県に請求する。

- (1) 応援職員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理

## 費

(5) 施設の提供については、借上料

2 前項の規定する請求は、応援府県の知事名による請求書(関係書類添付)により、要請府県の知事に請求する。

(資料の交換)

第10 協定第8条に定める災害応急活動に必要な参考資料については、次のとおりとする。

(1) 災害時の連絡窓口及び防災担当者の氏名

(2) 防災関係機関名称、所在地及び連絡窓口

(3) 緊急物資及び資機材等の保有状況

(4) その他必要と考えられる事項

(協定適用実績の保存)

第11 協定に基づき実施した相互応援活動の実績については、近畿府県防災・危機管理協議会の会長府県が保存し、円滑な応援体制の確保に努める。

(その他)

第12 協定第1条各号に定める個別の危機に関する相互応援活動の実施につき必要な事項は、別に定める。

第13 この協定実施細目に定めのない事項等については、その都度関係府県が協議して定めるものとする。

## 附 則

(適用)

この協定実施細目は、平成18年8月30日から適用する。

平成18年8月30日

福井県危機対策幹  
三重県防災危機管理局長  
滋賀県県民文化生活部長  
京都府危機管理監  
大阪府危機管理監  
兵庫県防災監  
奈良県総合防災監  
和歌山県危機管理監  
徳島県政策監

## 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書

近畿府県防災・危機管理協議会（構成府県は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県）（以下「甲」という。）と民間航空事業者三社（朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社及び四国航空株式会社）（以下「乙」という。）とは、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航について次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、豪雨、洪水、豪雪、高潮、地震その他異常気象により災害が発生した場合あるいは武力攻撃事態等の危機事象が発生した場合等緊急時（以下「災害等緊急時」という。）において、甲を構成する府県（以下「構成府県」という。）が乙のうちいずれかの運航会社所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

## （運航要請）

第2条 構成府県は、災害等緊急時において、乙のうちいずれかの運航会社所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う必要があると認めた場合には、当該運航会社に対してヘリコプターの運航を要請することができる。

## （運航要請に対する措置）

第3条 前条の規定により要請を受けた運航会社（以下「実施会社」という。）は、通常業務、気象状況等により運航に支障がある場合を除き、速やかにヘリコプター及び操縦士を出勤させるとともに、その対応状況について要請を行った府県（以下「要請府県」という。）に連絡するものとする。

## （運航要請の方法）

第4条 第2条に定める運航の要請は文書によることとし、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

## （運航時間及び運航時の指揮）

第5条 運航は、要請府県の要請に基づき出勤するヘリコプターが、現に駐機している定置場を出発した時に始まり、当該定置場に帰着した時に終わるものとする。

2 運航中のヘリコプターの飛行コースについては、要請府県が指示するものとする。ただし、操縦士がヘリコプターの運航上重大な支障があると認めるときは、この限りでない。

## （運航時のヘリコプターの定置場）

第6条 運航時のヘリコプターの定置場は、要請府県が指定する地点とする。

## （経費の負担）

第7条 第2条の規定により出勤したヘリコプターの運航費用については、要請府県の負担とする。

2 第一項に定める費用については、航空法第105条の規定により、実施会社が国土交通大臣に届け出た運賃・料金とする。支払方法については、要請府県と実施会社が別途契約等により定めるものとする。

(損害賠償責任)

第8条 運航中に発生した損害(第三者に及ぼした損害含む。)については、実施会社はその賠償の責任を負う。ただし、当該損害が要請府県の責めに帰すべき理由によるものであるときは、要請府県がその賠償の責任を負う。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、構成府県が既に締結している協定を妨げるものではない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成21年2月23日から適用する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年2月23日

甲 近畿府県防災・危機管理協議会

会長 奈良県知事 荒井 正吾

乙 大阪府八尾市空港2-12

朝日航洋株式会社

西日本航空支社長 大屋 政則

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地

中日本航空株式会社

代表取締役社長 國光 幹雄

香川県高松市兵庫町8-1

四国航空株式会社

代表取締役常務 麻生 稔

## 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する細目協定

近畿府県防災・危機管理協議会（構成府県は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県）（以下「甲」という。）と民間航空事業者三社（朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社及び四国航空株式会社）（以下「乙」という。）とは、平成21年2月23日をもって甲乙間において締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書」（以下「本協定」という。）第10条の規定に基づき、運航費用等に関して次のとおり細目協定を締結する。

### （ヘリコプターの運航要請の方法）

第1条 本協定第4条による要請は、運航要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

### （ヘリコプターの運航実績の報告）

第2条 本協定第2条の規定により要請を受けた運航会社（以下「実施会社」という。）は、本協定に基づく業務を実施した場合には、運航を要請した府県（以下「要請府県」という。）に運航実績報告書（様式第2号）を提出するものとする。

### （ヘリコプターの運航費用）

第3条 要請府県は、前条に規定する運航実績報告書の内容を適当と認めるときは、ヘリコプターの運航費用を、実施会社からの適正な請求書を受理した日から30日以内に実施会社に支払うものとする。

2 前項の費用については、実施会社が航空法第105条による国土交通大臣に届け出た提供機種の業務区分（空輸または作業）ごとの時間当たり単価に運航時間を乗じて得た金額（1時間に満たない運航時間（分）は、時間当たり単価を60で除した額（1分当たり単価）に、当該1時間に満たない運航時間（分）を乗じて得た金額）の合計額に当該合計額に係る消費税額及び地方消費税額を加えた額（以下「運航費用」という。）とする。

- 1) 空輸 要請府県の要請に基づき出動したヘリコプターが、現に駐機している空港又はヘリポートと、要請府県が指定するヘリポート間を移動する際の時間
- 2) 作業 要請府県の要請に基づき出動したヘリコプターが、要請府県の指示により指定するヘリポート間を移動する際の時間

3 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により、諸手続費用又は運航費用の105分の5に相当する額である。

### （機種等の通知）

第4条 乙は、保有するヘリコプターの機数、搭載可能人数及び搭載可能重量等について、毎年3月末日までに甲に通知するものとする。

(疑義の解決)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、甲乙協議してその都度定める。

この協定の締結を証するため本書4通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年2月23日

甲 近畿府県防災・危機管理協議会

会長 奈良県知事 荒井 正吾

乙 大阪府八尾市空港2-12

朝日航洋株式会社

西日本航空支社長 大屋 政則

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地

中日本航空株式会社

代表取締役社長 國光 幹雄

香川県高松市兵庫町8-1

四国航空株式会社

代表取締役常務 麻生 稔

## 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、紀伊半島に位置する三重県、奈良県及び和歌山県（以下「三県」という）において災害等が発生し、被災県独自では被災者の救援等の災害対策が十分実施できない場合に、三県が相互に協力し応援活動を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。ただし、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定（平成8年2月20日締結）」による応援活動が実施された場合は、これによるものとする。

### (相互連絡体制等の整備)

第2条 三県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局（以下「担当部局」という。）を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 三県は、災害等相互応援体制をより堅固なものとするため県境を超えた市町村間の協力体制の構築促進に努めるものとする。

### (応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者及び傷病者の搬送及び受入れ
- (6) ヘリコプターの活用による応援
  - ア 第1号から第5号までに掲げる応援
  - イ 林野火災空中消火
  - ウ 救急患者等の搬送
  - エ 遭難者等の捜索及び救助
  - オ その他ヘリコプターの活用による応援が有効と認められる事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする県は、必要とする応援の内容について、他の県に文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 要請を受けた県は、速やかに他の県と調整の上、応援計画を作成し、被災県に対し、応援内容を連絡するものとする。

### (応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援した県が賠

償の責めに任ずる。

- 3 応援を受けた県が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(応援の自主出勤)

第6条 災害等が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めるときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする県の負担とする。

(災害対策連絡会の設置等)

第7条 三県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、三県の防災担当で構成する災害対策連絡会を設置し、あらかじめ応援内容を具体的に定めるとともに、毎年その見直しを行い、次の資料を作成し、交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 担当部局の責任者、補助者等の職名及び氏名並びにその連絡方法等
- (3) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (4) 救急医療施設等の名称及び所在地並びにその機能
- (5) 食糧、飲料水及び生活必需物資の備蓄状況
- (6) その他応援に必要な事項

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度三県が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成8年8月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年8月2日

三重県知事 北川正恭

奈良県知事 柿本善也

和歌山県知事 西口勇



## 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請の手続き)

第2条 応援を受けようとする県は、応援要請書(別記様式)により可能な限り内容を明記して、応援を要請するものとする。

(応援経費の負担)

第3条 協定第5条に定める応援経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 備蓄資機材及び備蓄物資等の提供に係るそれらの輸送、補充に要する経費については、要請県の負担とする。

(2) 応援職員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(3) 協定第3条第1項第6号に定めるヘリコプターの活用による応援に要した経費については、次のとおりとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防庁次長通知)(以下「応援実施要綱」という。)に基づく応援活動の場合は、これによるものとする。

ア ヘリコプターの燃料費、ヘリコプターの修繕料及びヘリコプター搭乗員の諸手当その他の応援に伴う通常の経費は、応援県の負担とする。

イ 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請県の負担とする。ただし、応援県の重大な過失により発生した損害賠償は、応援県の負担とする。

ウ 前号に定める要請県の負担額は、応援県の加入する航空保険により支払われる金額を控除した額とする。

エ ヘリコプターの活用による応援の始期及び終期は応援実施要綱第10の規定によるものとする。

(4) その他応援に要する経費については、原則として要請県の負担とする。

(災害対策連絡会の運営)

第4条 協定第7条の規定に基づく災害対策連絡会(以下「連絡会」という)の運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(1) 連絡会は委員3人をもって構成する。

(2) 委員は三県の防災主管課長をもって充てる。

(3) 連絡会に会長を置く。

(4) 会長は次の順序で三県の持ち回りとし、当該県の委員をもって充てる。

三重県、奈良県、和歌山県

(5) 会長の任期は1年とする。

(6) 連絡会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、随時開催することができる。

(7) 連絡会の事務は、会長の属する県の防災主管課において処理する。

(その他)

第5条 この協定実施細目に定めのない事項等については、その都度三県が協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

この協定実施細目は、平成8年8月2日から適用する。

平成8年8月2日

三重県環境安全部長

奈良県総務部長

和歌山県総務部長

(別記様式)

第 号  
平成 年 月 日

(応援依頼) 県知事 へ

(要請) 県知事名

## 応 援 要 請 書

紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要する理由

2 添付書類

3 連絡先

担当課・係名

---

担当者名

---

電話番号

---

FAX番号

---

## 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

## (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第3条第4項及び第172条第4項の規定並びに第32条第2項第6号及び第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本指針の内容に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合又は武力攻撃事態等若しくは緊急処理事態において、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定若しくは国民の保護に関する相互応援協定（以下「災害時等の相互応援協定」という。）又は都道府県間で個別に締結する災害時等の相互応援協定では被災者等（避難住民及び大規模災害、武力攻撃災害等（武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害をいう。以下同じ。）における被災者をいう。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、地震等による大規模災害が発生した都道府県又は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を実施するため応援を必要とする都道府県（以下「被災県等」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

## (広域応援)

第2条 被災県等は、次の表の自ら所属するブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援（以下「広域応援」という。）を要請することができる。

| ブロック知事会名   | 構成都道府県名                                     |
|------------|---------------------------------------------|
| 北海道東北地方知事会 | 北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県<br>福島県 新潟県          |
| 関東地方知事会    | 東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県<br>神奈川県 山梨県 静岡県 長野県 |
| 中部圏知事会     | 富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県<br>静岡県 福井県 滋賀県      |
| 近畿ブロック知事会  | 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県<br>和歌山県 兵庫県 徳島県     |
| 中国地方知事会    | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県                         |
| 四国知事会      | 徳島県 香川県 愛媛県 高知県                             |
| 九州地方知事会    | 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県<br>鹿児島県 沖縄県 山口県     |

2 所属するブロック知事会（以下「ブロック」という。）が複数ある都道府県については、被災県等からの広域応援が要請された場合、重複しているブロックの間で協議のうえ、

いずれかのブロックに属するものとして対応すべきことを決定するものとする。

(ブロックによる広域応援の連絡調整)

第3条 広域応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県及び副幹事県（以下「幹事県等」という。）を置く。

- 2 幹事県は、原則として前条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県は、被災県等に対する広域応援を速やかに行うため、ブロック内の総合調整を行うものとする。
- 4 幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックは、協議のうえ、副幹事県を決定しておくものとする。
- 5 幹事県等がともに被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 6 各ブロックの幹事県は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県又は副幹事県を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(連絡窓口)

第4条 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。

- 2 各都道府県は、連絡担当部局を変更した場合には、速やかに全国知事会に報告するものとする。
- 3 全国知事会は、第1項及び前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(広域応援の内容)

第5条 広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護、武力攻撃災害等への対処及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

(広域応援の要請)

第6条 被災県等は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電

話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
  - (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
  - (3) 職種及び人数
  - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
  - (5) 応援期間（見込みを含む。）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の連絡及び要請を受けた幹事県は、速やかに、被災県等の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
  - 3 全国知事会は、前項の連絡を受けたときは、速やかに、各ブロックと調整を行ったうえで、被災県等に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県等及び被災県等に、広域応援の内容を連絡するものとする。
  - 4 広域応援計画で被災県等を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
  - 5 第1項による要請をもって、被災県等から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

#### （経費の負担）

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県等の負担とする。

ただし、被災県等と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県等は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県等は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

#### （隣接県に対する応援要請）

第8条 被災県等は、隣接するブロックの一部の都道府県に対し応援を要請することができる。この場合において、被災県等は、応援を要請する都道府県名を指定して行うものとする。

- 2 前項の応援（以下「ブロック外応援」という。）については、第5条、第6条（第3項を除く。）及び第7条の規定を準用する。
- 3 全国知事会は、被災県等が指定した都道府県に対し、ブロック外応援の内容を伝えるとともに、協力方を要請するものとする。
- 4 前項の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなければならない。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、都道府県が各ブロック知事会及び個別に締結する災害時等の相互応援協定を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第10条 各都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成19年7月12日

全国知事会会長  
福岡県知事

北海道東北地方知事会会長  
秋田県知事

関東地方知事会会長  
茨城県知事

中部圏知事会会長  
愛知県知事

近畿ブロック知事会会長  
滋賀県知事

中国地方知事会会長  
広島県知事

四国知事会常任世話人  
高知県知事

九州地方知事会会長  
長崎県知事



## 様式1 市町村相互応援協定の締結状況

(平成24年5月末現在)

| 番号 | 市町村名 | 相互応援協定名                                      | 協定締結先<br>(管内市町村) | 協定締結先<br>(管外市町村)                                                                                                                            | 締結年月日                         | 協定内容                                                                                                  |
|----|------|----------------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 和歌山市 | 奈良市及び和歌山市災害時相互応援に関する協定                       |                  | 奈良県奈良市                                                                                                                                      | H8.12.16                      | 災害応急対策及び災害復旧対策の相互応援                                                                                   |
| 2  | 和歌山市 | 徳島市及び和歌山市災害時相互応援に関する協定                       |                  | 徳島県徳島市                                                                                                                                      | H9.8.1                        | 災害応急対策及び災害復旧対策の相互応援                                                                                   |
| 3  | 和歌山市 | 中核市災害相互応援協定                                  |                  | 各中核市(41市)                                                                                                                                   | H20.10.20                     | 災害応急対策及び災害復旧対策の相互応援                                                                                   |
| 4  | 和歌山市 | 神戸市及び和歌山市災害時相互応援に関する協定                       |                  | 神戸市                                                                                                                                         | H20.4.1                       | 災害応急対策及び災害復旧対策の相互応援                                                                                   |
| 5  | 海南市  | 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定                      |                  | 石油基地自治体協議会加盟団体56市町                                                                                                                          | H23.7.12                      | ①災害への対応に必要な物資の提供<br>②災害への対応に必要な人員の派遣<br>③負傷者等の医療機関への受入れ<br>④被災者の一時的な受入れ                               |
| 6  | 海南市  | 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定                   |                  | 瀬戸内・海の道ネットワーク推進協議会加盟の28市町村                                                                                                                  | H24.3.29                      | ①応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供<br>②応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣<br>③医療機関への被災者等の受入れ<br>④被災者への臨時的な居住施設の提供            |
| 7  | 海南市  | 災害時相互応援に関する協定                                |                  | 茨城県鹿嶋市                                                                                                                                      | H24.5.21                      | ①応援及び応急復旧に必要な職員の派遣<br>②食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供<br>③医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供<br>④ボランティアの斡旋 |
| 8  | 橋本市  | 災害時における相互応援協定                                |                  | 大阪府河内長野市<br>奈良県五條市                                                                                                                          | H14.7.22                      | 協力体制を確立し、応急対策活動を迅速に行う                                                                                 |
| 9  | 橋本市  | 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定                   |                  | 岡山県玉野市<br>大阪府泉大津市<br>愛知県刈谷市<br>宮崎県日向市<br>奈良県大和郡山市<br>兵庫県高砂市<br>福岡県行橋市<br>福岡県苅田町<br>京都府八幡市<br>岐阜県可児市<br>滋賀県野洲市<br>島根県益田市<br>三重県亀山市<br>高知県香南市 | H23.6.6                       | 応急、復旧対策に必要な資機材・物資の提供<br>職員の派遣<br>医療機関への被災傷病者の受入                                                       |
| 10 | 橋本市  | 災害時における相互応援協定                                |                  | 滋賀県野洲市                                                                                                                                      | H19.1.19.                     | 職員派遣・物資提供                                                                                             |
| 11 | 橋本市  | 大規模災害時相互物資援助協定書                              |                  | 三重県名張市                                                                                                                                      | H19.5.30                      | 物資提供                                                                                                  |
| 12 | 有田市  | 災害時における相互応援協定                                |                  | 京都府向日市                                                                                                                                      | H7.9.20                       | 物資、資機材等の提供                                                                                            |
| 13 | 有田市  | 災害時における相互応援協定                                |                  | 奈良県櫻井市                                                                                                                                      | H7.11.1                       | 物資、資機材等の提供                                                                                            |
| 14 | 有田市  | 全国青年市長会災害相互応援                                |                  | 北海道登別市<br>他44市                                                                                                                              | 加盟<br>H21.5.11                | 災害時の相互応援                                                                                              |
| 15 | 有田市  | 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定                      |                  | 北海道室蘭市<br>他55市                                                                                                                              | H23.7.12                      | 物資の提供、人員の派遣、負傷者、被災者の受                                                                                 |
| 16 | 御坊市  | 災害相互物資応援協定                                   |                  | 滋賀県近江八幡市<br>大阪府藤井寺市                                                                                                                         | H14.5.24                      | 物資等の相互援助活動                                                                                            |
| 17 | 田辺市  | 三市災害相互応援協定(情報システムに係るデータのバックアップ媒体の相互保管に関する覚書) |                  | 大阪府羽曳野市<br>奈良県橿原市                                                                                                                           | H17.11.5<br>H24.2.9(覚書追加で再締結) | 大規模災害時の相互応援(データのバックアップ相互保管)                                                                           |
| 18 | 田辺市  | 大規模災害時における相互応援に関する協定(徳川御三家附家老関係5市)           | 新宮市              | 愛知県犬山市<br>岐阜県海津市<br>茨城県高萩市                                                                                                                  | H21.11.7                      | 大規模災害時の相互応援                                                                                           |
| 19 | 田辺市  | 合気道創設者ゆかりの友好都市間における災害時相互応援に関する協定             |                  | 北海道遠軽町<br>京都府綾部市<br>茨城県笠間市                                                                                                                  | H24.2.15                      | 大規模災害時の相互応援                                                                                           |
| 20 | 新宮市  | 新宮サミット市町村災害時応援協定                             |                  | 福岡県新宮町<br>兵庫県たつの市<br>愛媛県四国中央市                                                                                                               | H10.9.10                      | 災害対策基本法に基づく応援                                                                                         |
| 21 | 新宮市  | 災害時相互応援に関する協定書                               |                  | 宮城県名取市                                                                                                                                      | H20.11.10                     | 災害対策基本法に基づく応援                                                                                         |
| 22 | 新宮市  | 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書                     | 田辺市              | 愛知県犬山市<br>岐阜県海津市<br>茨城県高萩市                                                                                                                  | H21.11.7                      | 災害対策基本法に基づく応援                                                                                         |

|    |       |                                         |  |                                                                                                                 |           |                             |
|----|-------|-----------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------|
| 23 | 紀の川市  | 災害時の相互応援に関する基本協定                        |  | 愛知県阿久比町<br>滋賀県米原市<br>岡山県真庭市<br>山口県下関市<br>大阪府守口市                                                                 | H18.6.11  | 職員派遣、物資等の提供等                |
| 24 | かつらぎ町 | 災害時の相互応援に関する基本協定                        |  |                                                                                                                 | H18.3.5   | 職員派遣、物資の提供等                 |
| 25 | 九度山町  | 災害時における相互応援に関する協定                       |  | 長野県上田市                                                                                                          | H18.8.18  | 資機材及び物資の提供、斡旋、職員の派遣         |
| 26 | 高野町   | 災害時における相互応援協定                           |  | 長野県高森町                                                                                                          | H20.10.7  | 支援物資の提供等                    |
| 27 | 有田川町  | 全国清水町災害応援協定                             |  | 北海道清水町<br>福井県福井市<br>静岡県清水町                                                                                      | H8.8.27   | 職員派遣、資機材・物資等の提供及び被災者の一時受け入れ |
| 28 | 日高町   | 全国日高災害時相互応援に関する協定                       |  | 北海道日高町<br>埼玉県日高市<br>兵庫県豊岡市<br>高知県日高村                                                                            | H10.12.25 | 職員の派遣等<br>資機材及び物資の提供        |
| 29 | みなべ町  | 全国梅サミット協議会加盟市町災害時応援協定                   |  | 茨城県水戸市<br>群馬県安中市<br>埼玉県越生町<br>東京都青梅市<br>神奈川県小田原市<br>神奈川県湯河原町<br>静岡県熱海市<br>愛知県知多市<br>奈良県奈良市<br>熊本県人吉市<br>福岡県太宰府市 | H18.2.23  | 生活物資、医療、救助・救援活動、職員派遣等       |
| 30 | すさみ町  | 寝屋川市・すさみ町災害時相互応援協定                      |  | 大阪府寝屋川市                                                                                                         | H8.10.4   | 応急対策・復旧対策                   |
| 31 | 那智勝浦町 | 全国勝浦ネットワーク災害時相互応援協定                     |  | 千葉県勝浦市<br>徳島県勝浦町                                                                                                | H17.11.10 | 物資提供、応援職員の派遣等               |
| 32 | 串本町   | 大規模災害時における本州四端協議会を構成する地方公共団体の相互援助に関する協定 |  | 岩手県宮古市<br>山口県下関市<br>青森県大間町                                                                                      | H21.1.23  | 支援物資の提供等<br>職員の派遣等          |

| 適用すべき措置                                               | 激 甚 災 害 指 定 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法第2章（3条～4条）<br>公共土木施設災害復旧<br>事業等に関する特別の<br>財政援助       | 次のいずれかに該当する災害<br>（A基準）<br>事業費査定見込額 $>$ 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額<br>$\times 100$ 分の0.5<br>（B基準）<br>事業費査定見込額 $>$ 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額<br>$\times 100$ 分の0.2<br>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの<br>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 $>$ 当該都道府県の当該年度の標準税収入<br>総額 $\times 100$ 分の25<br>(2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額 $>$ 当該都道府県内全市町村の当該年度の<br>標準税収入総額 $\times 100$ 分の5                                                                                                     |
| 法第5条<br>農地等の災害復旧事業<br>等に係る補助の特別措<br>置                 | 次のいずれかに該当する災害<br>（A基準）<br>事業費査定見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 $\times 100$ 分の0.5<br>（B基準）<br>事業費査定見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 $\times 100$ 分の0.15<br>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの<br>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 $>$ 当該都道府県の当該年度の農<br>業所得推定額 $\times 100$ 分の4<br>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 $>$ 10億円                                                                                                                                                                                 |
| 法第6条<br>農林水産業共同利用施<br>設災害復旧事業費の補<br>助の特例              | 次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下<br>と認められる場合は除く<br>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害<br>2 当該年度の全国農業所得推定額 $\times 100$ 分の1.5であるこ<br>農業被害見込額 $>$<br>とにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害<br>但し、1、2に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害（水産<br>業共同利用施設に係るものに限る）<br>3 漁業被害見込額 $>$ 農業被害見込額<br>かつ、次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が<br>5,000万円以下と認められる場合は除く<br>(1) 漁船等の被害見込額 $>$ 当該年度の全国漁業所得推定額 $\times 100$ 分の0.5<br>(2) 漁業被害見込額 $>$ 当該年度の全国漁業所得推定額 $\times 100$ 分の1.5であるこ<br>とにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 |
| 法第8条<br>天災による被害農林漁<br>業者等に対する資金の<br>融通に関する暫定措置<br>の特例 | 次のいずれかに該当する災害。但し、高潮・津波等特殊な原因による激甚な<br>災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に<br>応じて個別に考慮<br>（A基準）<br>農業被害見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 $\times 100$ 分の0.5<br>（B基準）<br>農業被害見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 $\times 100$ 分の0.15<br>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの<br>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 $>$ 当該都道府県内の農業を主業とする<br>者の数 $\times 100$ 分の3                                                                                                                                              |

| 適用すべき措置                                                                                                          | 激甚災害指定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>法第11条の2<br/>森林災害復旧事業に対する補助</p>                                                                                | <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)<br/>林業被害見込額（樹木に係る 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の5<br/>&gt;<br/>ものに限る。以下同じ。）</p> <p>(B基準)<br/>該当年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×林業被害見込額&gt;<br/>100分の1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60<br/>&gt;</p> <p>(2) 一の都道府県内の 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1<br/>&gt;</p>                     |
| <p>法第12条、13条<br/>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等</p>                                                                      | <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)<br/>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及中小企業関係被害額）&gt;び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2</p> <p>(B基準)<br/>中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定に係る中小企業関係被害額 &gt; 額×100分の2</p> <p>但し、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特別措置が講ぜられることがある。</p> |
| <p>法第16条<br/>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>法第17条<br/>私立学校施設災害復旧事業の補助</p> <p>法第19条<br/>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p> | <p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害</p> <p>但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>法第22条<br/>り災者公営住宅建設等<br/>事業に対する補助の特<br/>例</p>     | <p>次のいずれかに該当する災害<br/>(A基準)<br/>減失住宅戸数&gt;被災地全域で4,000戸以上<br/>(B基準)<br/>次の1、2のいずれかに該当する災害<br/>但し、火災の場合の被災地全域の減失戸数は、被害の実情に応じた特例<br/>的措置が講じられることがある。<br/>1 減失住宅戸数&gt;被災地全域で2,000戸以上<br/>かつ、次のいずれかに該当するもの<br/>(1) 一市町村の区域内で200戸以上<br/>(2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上<br/>2 減失住宅戸数&gt;被災地全域で1,200戸以上<br/>かつ、次のいずれかに該当するもの<br/>(1) 一市町村の区域内で400戸以上<br/>(2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p> |
| <p>法第24条<br/>小災害債に係る元利償<br/>還金の基準財政需要額<br/>への算入等</p> | <p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第<br/>2章の措置が適用される災害<br/>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措<br/>置が適用される災害</p>                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>上記以外の措置</p>                                       | <p>その他災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 適用すべき措置                                                                                                                                                                                   | 激甚災害指定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p> | <p>公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額</p> <p>当該市町村の当該年度の標準税込額×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が、1以上ある災害</p> <p>当該市町村の当該年度の標準税込額が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税込額×0.2に該当する市町村が、1以上ある災害</p> <p>当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該標準税込額×0.2+（当該標準税込額-50億円）×0.6に該当する市町村が、1以上ある災害</p> <p>但し、その該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>             |
| <p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る））</p>       | <p>農地、農業用施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額</p> <p>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害（その該当市町村毎の当該経費の合計額が概ね5,000万円未満である場合を除く）</p> <p>但し、上記に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害</p> <p>漁業被害額＞農業被害額 かつ、<br/>     当該市町村の当該年度の漁業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満は除外）が1以上ある場合（その該当市町村の当該漁船等の被害額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く）</p> <p>漁船等被害額＞</p> |
| <p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>                                                                                                                                       | <p>林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）</p> <p>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。但し、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05の場合を除く。</p> <p>かつ、大火災害にあっては、<br/>     当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村<br/>     その他の災害にあっては、<br/>     当該災害に係る<br/>     要復旧見込面積＞ 当該市町村の民有面積（人口林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害</p>                                                                                    |
| <p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条の措置</p>                                                                                                                                   | <p>中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額</p> <p>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害</p> <p>但し、その該当市町村ごとの当該被害額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p>                                                                                                                                                                                                                                          |

参 考

59-01-00 防災関係機関連絡先

県総合防災課

(1) 関係行政機関及び出先関係機関

○印は指定行政機関 平成24年1月1日

| 機 関 名                   | 所 在 地                | 郵便番号     | 電 話 番 号                 | 防災電話              | ファックス<br>番 号                 | 防 災 FAX          |
|-------------------------|----------------------|----------|-------------------------|-------------------|------------------------------|------------------|
| ○ 内 閣 官 房               | 東京都千代田区永田町1-6-1      | 100-8968 | 03-5253-2111            | 76-8090<br>-6312  |                              | 76-8090<br>-6341 |
| ○ 内閣府(大臣官房総務課)          | 東京都千代田区永田町1-6-1      | 100-8914 | 03-5253-2111            | 76-8090<br>-4227  |                              | 76-8090<br>-4243 |
| ○ 内閣府(政策統括官付参事官、防災総括担当) | 東京都千代田区霞が関1-2-2      | 100-8969 |                         | 76-8090<br>-2321  |                              | 76-8090<br>-2381 |
| 国家公安委員会                 | 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2      | 100-8974 | 03-3581-0141            | 76-8090<br>-4551  |                              |                  |
| ○ 警 察 庁                 | 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2      | 100-8974 | 03-3581-0141            | 76-8090<br>-4512  |                              | 76-8090<br>-4541 |
| 近畿管区警察局                 | 大阪市中央区大手前2-1-22      | 540-0008 | 06-6944-1234<br>(内5751) |                   | 06-6941-2948<br>06-6944-1234 |                  |
| ○ 総 務 省                 | 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2      | 100-8926 | 03-5253-5111            | 76-8090<br>-4821  |                              | 76-8090<br>-4841 |
| ○ 国 土 交 通 省             | 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3      | 100-8918 | 03-5253-8111            | 77-80<br>-35823   |                              | 76-8090<br>-5837 |
| ○ 防 衛 省                 | 東京都新宿区市谷村町5-1        | 162-8801 | 03-5366-3111            | 76-8090<br>-4617  |                              | 76-8090<br>-4631 |
| 陸上自衛隊<br>中部方面總監         | 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1       | 664-0012 | 0727-82-0001            |                   |                              |                  |
| 陸上自衛隊<br>第3師            | 兵庫県伊丹市広畑1-1          | 664-0014 | 0727-81-0021<br>(内233)  | 7-028<br>-985-32  | 0727-81-0021<br>(内234)       | 7-028-<br>985-61 |
| 陸上自衛隊<br>第37普通科連隊       | 大阪府和泉市伯太町            | 594-8502 | 0725-41-0090            | 392-400           | 0725-41-0090<br>(内207)       | 392-499          |
| 陸上自衛隊<br>第303施設         | 日高郡美浜町和田1138         | 644-0044 | 0738-22-2501            |                   | 0738-22-2501                 |                  |
| 自衛隊和歌山地方協力本部            | 和歌山市築港1-14-6         | 640-8287 | 073-422-5116            |                   | 073-422-5118                 |                  |
| 海上自衛隊呉地方總監部             | 広島県呉市幸町8-1           | 737-8554 | 0823-22-5511<br>(内2210) | 7-034-<br>101-158 | 0823-22-5692<br>(要切替)        |                  |
| ○ 金 融 庁                 | 東京都千代田区霞が関3-1-1      | 100-8967 | 03-3506-6000            | 76-8090<br>-4312  |                              | 76-8090<br>-4342 |
| ○ 環 境 省                 | 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2      | 100-8975 | 03-3581-3351            | 76-8090<br>-6111  |                              | 76-8090<br>-6141 |
| ○ 法 務 省                 | 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1      | 100-8977 | 03-3580-4111            | 76-8090<br>-5112  |                              | 76-8090<br>-5141 |
| ○ 外 務 省                 | 東京都千代田区霞ヶ関2-2-1      | 100-8919 | 03-3580-3311            | 76-8090<br>-5211  |                              | 76-8090<br>-5241 |
| ○ 財 務 省                 | 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1      | 100-8940 | 03-3581-4111            | 76-8090<br>-5313  |                              | 76-8090<br>-5341 |
| 近畿財務局                   | 大阪市中央区大手前4-1-76      | 540-8550 | 06-6949-6390            |                   |                              |                  |
| 和歌山財務事務所                | 和歌山市今福1-3-35         | 641-0044 | 073-422-6141            |                   | 073-424-2966                 |                  |
| ○ 文 部 科 学 省             | 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2      | 100-8959 | 03-5253-4111            | 76-8090<br>-6412  |                              | 76-8090<br>-6442 |
| ○ 厚 生 労 働 省             | 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2      | 100-8916 | 03-5253-1111            | 76-8090<br>-5512  |                              | 76-8090<br>-5543 |
| 近畿厚生局                   | 大阪市中央区大手前4-1-76      | 540-0008 | 06-6942-2241            |                   | 06-6946-1500                 |                  |
| ○ 農 林 水 産 省             | 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1      | 100-8950 | 03-3502-8111            | 76-8090<br>-5611  |                              | 76-8090<br>-5641 |
| 近畿農政局                   | 京都市上京区西洞院下長者町下ル丁子風呂町 | 602-8054 | 075-451-9161            |                   | 075-417-2089                 |                  |
| 近畿中国森林監理局               | 大阪市北区天満橋1-8-75       | 530-0042 | 050-3160-6700           |                   | 06-6881-3415                 |                  |
| 和歌山森林管理署                | 田辺市新庄町2345-1         | 646-0011 | 0739-22-1460            |                   | 0739-25-5433                 |                  |
| 和歌山地域センター               | 和歌山市二番丁2             | 640-8143 | 073-436-3831            |                   | 073-436-0914                 |                  |
| ○ 経 済 産 業 省             | 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1      | 100-8901 | 03-3501-1511            | 76-8090<br>-5712  |                              | 76-8090<br>-5771 |
| 資源エネルギー庁                | 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1      | 100-8931 | 03-3501-1511            | 76-8090<br>-5724  |                              | 76-8090<br>-5771 |
| 中小企業庁                   | 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1      | 100-8912 | 03-3501-1511            | 76-8090<br>-5741  |                              | 76-8090<br>-5791 |
| 近畿経済産業局                 | 大阪市中央区大手前1-5-44      | 540-8535 | 06-6966-6001            |                   | 06-6966-6071                 |                  |

注) 防災電話、防災FAX 本庁の内線電話機から

6+記載番号

| 機 関 名                                    | 所 在 地               | 郵便番号     | 電 話 番 号                                | 防災電話                       | ファックス<br>番 号 | 防 災 FAX                    |
|------------------------------------------|---------------------|----------|----------------------------------------|----------------------------|--------------|----------------------------|
| 中部近畿産業保安監督部<br>近 畿 支 部                   | 大阪市中央区大手前1-5-44     | 540-8535 | 06-6966-6061                           |                            | 06-6966-6095 |                            |
| 近 畿 運 輸 局                                | 大阪市中央区大手前4-1-76     | 540-8558 | 06-6949-6412                           |                            | 06-6949-6458 |                            |
| 近 畿 運 輸 局<br>和 歌 山 運 輸 支 局               | 和歌山市湊1106-4         | 640-8404 | 073-422-2138                           |                            | 073-422-8310 |                            |
| 近 畿 運 輸 局<br>勝 浦 海 事 事 務 所               | 東牟婁郡那智勝浦町築地8-5-5    | 649-5335 | 0735-52-0260                           |                            | 0735-52-9082 |                            |
| 近 畿 地 方 整 備 局<br>和 歌 山 港 湾 事 務 所         | 和歌山市湊築種畑坪1334       | 640-8404 | 073-422-8198                           | 77-625<br>-222             | 073-435-2089 | 77-625<br>-501             |
| 大 阪 航 空 局<br>関 西 空 港 事 務 所               | 大阪府泉南郡田尻町泉州空<br>港中1 | 549-0011 | 0724-55-1300                           |                            | 0724-55-1325 |                            |
| 大 阪 航 空 局<br>大 南 紀 白 浜 空 港 出 張 所         | 西牟婁郡白浜町2926         | 649-2211 | 0739-42-3827                           |                            | 0739-43-0373 |                            |
| ○ 海 上 保 安 庁                              | 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3     | 100-8918 | 03-3591-6361                           | 76-8090<br>-5911           |              | 76-8090<br>-5943           |
| 第五管区海上保安本部                               | 神戸市中央区波止場町1-1       | 650-8551 | 078-391-6551                           | 7-028-<br>981-33           | 078-391-6551 | 7-028-<br>981-61           |
| 和 歌 山 海 上 保 安 部                          | 和歌山市築港3-43          | 640-8287 | 073-402-5851                           | 394-401                    | 073-402-5854 | 394-499                    |
| 和 歌 山 海 上 保 安 部<br>海 南 海 上 保 安 署         | 海南市下津町下津3066-16     | 649-0101 | 073-492-0134                           |                            | 073-492-0497 |                            |
| 田 辺 海 上 保 安 部                            | 田辺市文里1-11-9         | 646-0023 | 0739-22-2002                           | 395-401                    | 0739-22-9670 | 395-499                    |
| 田 辺 海 上 保 安 部<br>串 本 海 上 保 安 署           | 東牟婁郡串本町串本2113-3     | 649-3503 | 0735-62-0226                           |                            | 0735-62-0763 |                            |
| ○ 国 土 地 理 院                              | 茨城県つくば市北郷1          | 305-0811 | 0298-64-1111                           | 76-8090<br>-7992           | 0298-64-6441 | 76-8090<br>-7993           |
| ○ 気 象 庁                                  | 東京都千代田区大手町1-3-4     | 100-8122 | 03-3212-8341                           | 76-8090<br>-6011           |              | 76-8090<br>-6041           |
| 大 阪 管 区 気 象 台                            | 大阪市中央区大手前4-1-76     | 540-0008 | 06-6949-6303                           |                            | 06-6941-1846 |                            |
| 和 歌 山 地 方 気 象 台                          | 和歌山市男野芝丁4           | 640-8230 | 073-422-5348                           | 391-400                    | 073-422-5821 | 391-499                    |
| 関 西 航 空 地 方 気 象 台<br>大 南 紀 白 浜 空 港 出 張 所 | 西牟婁郡白浜町2926         | 649-2211 | 0739-42-4326                           |                            | 0739-43-0373 |                            |
| 郵 便 事 業 ( 株 )                            | 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2     | 100-8798 | 03-3504-4411                           | 76-8090<br>-4911           |              | 76-8090<br>-4941           |
| 近 畿 郵 政 局                                | 大阪市中央区北浜東3-9        | 530-8797 | 06-944-5419 (時間内)<br>06-944-5432 (時間外) |                            |              |                            |
| 和 歌 山 中 央 郵 便 局                          | 和歌山市一番丁4            | 640-8799 | 073-422-0070                           |                            | 073-425-3154 |                            |
| 近 畿 総 合 通 信 局                            | 大阪市中央区大手前1-5-44     | 540-8795 | 06-942-8557                            | 7-027-<br>200-818<br>-8920 |              | 7-027-<br>200-818<br>-8820 |
| 和 歌 山 労 働 局                              | 和歌山市黒田2-3-3         | 640-8581 | 073-488-1160                           |                            | 073-475-0115 |                            |
| 近 畿 地 方 整 備 局                            | 大阪市中央区大手前1-5-44     | 540-8586 | 06-6942-1141                           | 77-86-<br>3427             | 06-6943-1629 | 77-86-<br>3449             |
| 近 畿 地 方 整 備 局<br>和 歌 山 河 川 国 道 事 務 所     | 和歌山市西汀丁16番          | 640-8227 | 073-424-2471                           | 77-771<br>-285             | 073-436-3658 | 77-771<br>-400             |
| 近 畿 地 方 整 備 局<br>紀 南 河 川 国 道 事 務 所       | 田辺市中万呂142           | 646-0003 | 0739-22-4564                           | 77-772<br>-482             | 0739-25-5518 | 77-772<br>-497             |
| ○ 消 防 庁                                  | 東京都千代田区霞が関2-1-2     | 100-8927 | 03-5253-5111                           | 7-048-<br>500-<br>7526     |              | 7-048-<br>500-<br>7536     |
| 消 防 庁 防 災 課                              | 東京都千代田区霞が関2-1-2     | 100-8927 | 03-5253-7525                           | 7-048-<br>500-<br>7525     | 03-5253-7535 | 7-048-<br>500-<br>7535     |
| 消 防 庁 応 急 対 策 室                          | 東京都千代田区霞が関2-1-2     | 100-8927 | 03-5253-7527                           | 7-048-<br>500-<br>7527     | 03-5253-7537 | 7-048-<br>500-<br>7537     |



| 部 道 府 県                      | 所 在 地                | 郵便番号     | 電 話 番 号                                                  | ファックス番号                      | 防災電話                      | 防災FAX                     |
|------------------------------|----------------------|----------|----------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 北海道総務部<br>危機対策課              | 札幌市中央区北3条西6丁目        | 060-8588 | (代) 011-231-4111                                         | 011-231-4314                 | 7-001-<br>210-22561       | 7-001-<br>210-22729       |
| 青森県総務部防災消防課                  | 青森市長島1-1-1           | 030-8570 | (代) 017-722-1111<br>(直) 017-773-6820<br>(夜) 017-722-4496 | 017-722-4867                 | 7-002-<br>801-1-<br>5815  | 7-002-<br>801-7210        |
| 岩手県総務部総合防災室                  | 盛岡市内丸10-1            | 020-8570 | (代) 019-651-3111<br>(直) 019-629-5153<br>(夜) 019-651-3111 | 019-651-2175                 | 7-003-<br>111-22-<br>5153 | 7-003-<br>111-21-<br>184  |
| 宮城県総務部危機対策課                  | 仙台市青葉区本町3-8-1        | 980-8570 | (代) 022-211-2111<br>(直) 022-211-2375<br>(夜) 022-211-2140 | 022-211-2398                 | 7-004-<br>220-8-<br>2375  | 7-004-<br>220-8-<br>2398  |
| 秋田県総務部総合防災課                  | 秋田市山王3-1-1           | 010-8572 | (代) 018-860-4561<br>(直) 018-860-4563<br>(夜) 018-860-2750 | 018-824-1190                 | 7-005-<br>100-507         | 7-005-<br>100-590         |
| 山形県生活環境部危機管理<br>・くらし安心局危機管理課 | 山形市松波2-8-1           | 990-8570 | (代) 023-630-2226<br>(直) 023-630-2231<br>(夜) 023-630-3020 | 023-633-4711                 | 7-006-<br>800-1242        | 7-006-<br>800-1501        |
| 福島県生活環境部災害対策課                | 福島市杉妻町2-16           | 960-8670 | (代) 024-521-1111<br>(直) 024-521-7194<br>(夜) 024-521-7821 | 024-521-7920                 | 7-007-<br>200-2633        | 7-007-<br>200-5524        |
| 茨城県生活環境部消防防災課                | 水戸市笠原町978-6          | 310-8555 | (代) 029-301-1111<br>(直) 029-301-2879<br>(夜) 029-227-3801 | 029-301-2898                 | 7-008-<br>600-2879        | 7-008-<br>600-8300        |
| 栃木県県民生活部消防防災課                | 宇都宮市塙田1-1-20         | 320-8501 | (代) 028-623-2323<br>(直) 028-623-2136<br>(夜) 028-623-2081 | 028-623-2146                 | 7-009-<br>500-2136        | 7-009-<br>500-2146        |
| 群馬県総務部危機管理室                  | 前橋市大手町1-1-1          | 371-8570 | (代) 027-223-1111<br>(直) 027-226-2244<br>(夜) 027-223-1111 | 027-221-0158                 | 7-010-<br>3001-2244       | 7-010-<br>3001-4453       |
| 埼玉県危機管理防災部<br>消防防災課          | さいたま市高砂3-15-1        | 336-8501 | (代) 048-824-2111<br>(直) 048-830-3171<br>(夜) 048-822-4149 | 048-830-4776<br>048-830-4779 | 7-011-<br>200-63171       | 7-011-<br>200-64776       |
| 千葉県防災危機管理監<br>防災危機管理課        | 千葉市中央区市場町1-1         | 260-8667 | (代) 043-223-2174<br>(直) 043-223-2175<br>(夜) 043-223-2178 | 043-222-5208                 | 7-012-<br>500-7221        | 7-012-<br>500-7110        |
| 東京都総務局<br>総合防災部防災対策課         | 東京都新宿区西新宿2-8-1       | 163-8001 | (代) 03-5321-1111<br>(直) 03-5388-2456<br>(夜) 03-5320-7620 | 03-5388-1260                 | 7-013-<br>100-70227       | 7-013-<br>100-70096       |
| 神奈川県安全防災局災害対策課               | 横浜市中区日本大通り1          | 231-8588 | (代) 045-210-1111<br>(直) 045-210-3517<br>(夜) 045-212-3471 | 045-210-8828                 | 7-014-<br>400-9721        | 7-014-<br>400-9734        |
| 新潟県県民生活・環境部<br>防災局危機対策課      | 新潟市新光町4-1            | 950-8570 | (代) 025-285-5511<br>(直) 025-280-5514<br>(夜) 025-285-5511 | 025-285-4752<br>025-281-2979 | 7-015-<br>401-20-<br>2251 | 7-015-<br>401-881         |
| 富山県知事政策局<br>防災・危機管理課         | 富山市新総曲輪1-7           | 930-8501 | (代) 076-431-4111<br>(直) 076-444-3187<br>(夜) 076-431-4111 | 076-432-0657<br>076-444-3489 | 7-016-<br>111-3363        | 7-016-<br>111-2827        |
| 石川県総務部<br>危機管理監室危機対策課        | 金沢市革安月1-1            | 920-8580 | (代) 076-225-1111<br>(直) 076-225-1482<br>(夜) 076-223-9061 | 076-225-1484                 | 7-017-<br>111-4289        | 7-017-<br>111-6743        |
| 福井県安全環境部<br>危機対策・防災課         | 福井市大手3-17-1          | 910-8580 | (代) 0776-21-1111<br>(直) 0776-21-1142<br>(夜) 0776-21-1142 | 0776-22-7617                 | 7-018-<br>111-61-<br>2171 | 7-018-<br>111-61-<br>2179 |
| 山梨県総務部消防防災課                  | 甲府市丸の内1-6-1          | 400-8501 | (代) 055-237-1111<br>(直) 055-223-1432<br>(夜) 055-223-1399 | 055-223-1429                 | 7-019-<br>200-2513        | 7-019-<br>200-2519        |
| 長野県危機管理防災課                   | 長野市大字南長野字幅下<br>692-2 | 380-8570 | (代) 026-232-0111<br>(直) 026-235-7184<br>(夜) 0262-32-0111 | 026-233-4332                 | 7-020-<br>231-829-<br>243 | 7-020-<br>231-829-<br>241 |
| 岐阜県防災課                       | 岐阜市藪田南2-1-1          | 500-8570 | (代) 058-272-1111<br>(直) 058-277-5137<br>(夜) 058-272-1111 | 058-271-4119                 | 7-021-<br>400-2-<br>2747  | 7-021-<br>400-732         |
| 静岡県危機管理部危機政策課                | 静岡市追手町9-6            | 420-8601 | (代) 054-221-2070<br>(直) 054-221-3594<br>(夜) 054-221-2072 | 054-221-3252                 | 7-022-<br>700-3594        | 7-022-<br>700-6250        |
| 愛知県防災危機管理課                   | 名古屋市中区三の丸3-1-2       | 460-8501 | (代) 052-961-2111<br>(直) 052-961-2515<br>(夜) 052-951-8647 | 052-961-8436                 | 7-023-<br>600-1128        | 7-023-<br>600-1517        |

| 部 道 府 県                | 所 在 地              | 郵便番号     | 電 話 番 号                                                  | ファックス番号                                    | 防災電話               | 防災FAX              |
|------------------------|--------------------|----------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 三重県防災危機管理部             | 津市広明町13            | 514-8570 | (代) 059-224-2181<br>(直) 059-224-2184<br>(夜) 059-224-2311 | 059-224-2199                               | 7-024-101-8-2184   | 7-024-101-8-2199   |
| 滋賀県県民生活部<br>防災危機管理局    | 大津市京町4-1-1         | 520-8577 | (代) 077-524-1121<br>(直) 077-528-3432<br>(夜) 077-522-4651 | 077-528-4994                               | 7-025-100-820      | 7-025-100-850      |
| 京都府府民生活部<br>危機管理・防災課   | 京都市上京区下立売通新町西人数ノ内町 | 602-8570 | (代) 075-414-4466<br>(直) 075-414-4474<br>(夜) 075-414-4051 | 075-414-4477                               | 7-026-700-4474     | 7-026-700-8180     |
| 大阪府政策企画部危機管理室<br>危機管理課 | 大阪市中央区大手前2-1-22    | 540-8570 | (代) 06-6941-0351<br>(直) 06-6944-6021<br>(夜) 06-6944-6607 | 06-6944-6654                               | 7-027-200-200-4880 | 7-027-200-200-6654 |
| 兵庫県企画県民部<br>災害対策局災害対策課 | 神戸市中央区下山手通5-10-1   | 650-8567 | (代) 078-341-7711<br>(直) 078-362-9988<br>(夜) 078-362-4250 | 078-362-9911                               | 7-028-151-3140     | 7-028-151-6380     |
| 奈良県知事公室防災統括室           | 奈良市登大路町30          | 630-8501 | (代) 0742-22-1101<br>(直) 0742-24-2274<br>(夜) 0742-22-1001 | 0742-23-9244                               | 7-029-111-9009     | 7-029-111-9211     |
| 鳥取県防災局防災課              | 鳥取市東町1丁目271        | 680-8570 | (代) 0857-26-7584<br>(直) 0857-26-7584<br>(夜) 0857-26-7777 | 0857-26-8137                               | 7-031-200-7584     | 7-031-200-8137     |
| 島根県総務部消防防災課            | 松江市殿町1             | 690-8501 | (代) 0852-22-5884<br>(直) 0852-22-5885<br>(夜) 0852-22-5111 | 0852-22-5930                               | 7-032-300-2-5885   | 7-032-300-875      |
| 岡山県総務部危機管理課            | 岡山市内山下2-4-6        | 700-8570 | (代) 086-224-2111<br>(直) 086-223-2521<br>(夜) 086-224-2111 | 086-225-4659                               | 7-033-100-2579     | 7-033-100-5730     |
| 広島県危機管理監危機管理課          | 広島市中区基町10-52       | 730-8511 | (代) 082-228-2111<br>(直) 082-511-6720<br>(夜) 082-228-2111 | 082-227-2122                               | 7-034-101-2784     | 7-034-101-119      |
| 山口県総務部防災危機管理課          | 山口市滝町1-1           | 753-8501 | (代) 083-933-2360<br>(直) 083-933-2367<br>(夜) 083-922-3111 | 083-933-2408                               | 7-035-201-2367     | 7-035-201-2408     |
| 徳島県危機管理部南海地震防災課        | 徳島市万代町1-1          | 770-8570 | (代) 088-621-2280<br>(直) 088-621-2280<br>(夜) 088-621-2057 | 088-621-2849                               | 7-036-211-7100     | 7-036-211-2-2987   |
| 香川県総務部防災局危機管理課         | 高松市番町4-1-10        | 760-8570 | (代) 087-831-1111<br>(直) 087-832-3186<br>(夜) 087-831-1111 | 087-831-3602                               | 7-037-200-5064     | 7-037-200-5803     |
| 愛媛県県民環境部防災局<br>危機管理課   | 松山市一番町4-4-2        | 790-8570 | (代) 089-941-2111<br>(直) 089-941-2453<br>(夜) 089-941-2111 | 089-941-0119                               | 7-038-200-2319     | 7-038-200-141      |
| 高知県危機管理部地震・防災課         | 高知市丸の内1-2-20       | 780-8570 | (代) 088-823-9318<br>(直) 088-823-9317<br>(夜) 088-823-1111 | 088-823-9253                               | 7-039-800-72-9317  | 7-039-800-72-9253  |
| 福岡県総務部消防防災課            | 福岡市博多区東公園7-7       | 812-8577 | (代) 092-651-1111<br>(直) 092-643-3113<br>(夜) 092-641-4734 | 092-643-3117                               | 7-040-700-7022     | 7-040-700-7390     |
| 佐賀県統括本部消防防災課           | 佐賀市城内1-1-59        | 840-8570 | (代) 0952-25-7062<br>(直) 0952-25-7026<br>(夜) 0952-24-3842 | 0952-25-7262                               | 7-041-200-7026     | 7-041-200-4510     |
| 長崎県危機管理防災課             | 長崎市江戸町2-13         | 850-8570 | (代) 095-824-3597<br>(直) 095-824-3597<br>(夜) 095-824-1171 | 095-821-9202<br>(昼)<br>095-823-1629(夜間・休日) | 7-042-111-7226     | 7-042-111-7228     |
| 熊本県総務部<br>危機管理防災課      | 熊本市水前寺6-18-1       | 862-8570 | (代) 096-383-1111<br>(直) 096-383-1504<br>(夜) 096-384-5111 | 096-383-1503                               | 7-043-300-7605     | 7-043-300-7108     |
| 大分県生活環境部<br>防災危機管理課    | 大分市大手町3-1-1        | 870-8501 | (代) 097-536-1111<br>(直) 097-536-3152<br>(夜) 097-536-1111 | 097-533-0930                               | 7-044-200-4-3155   | 7-044-200-387      |
| 宮崎県総務部<br>危機管理局危機管理課   | 宮崎市橘通東2-10-1       | 880-8501 | (代) 0985-26-7064<br>(直) 0985-26-7066<br>(夜) 0985-26-7088 | 0985-26-7304                               | 7-045-101-2140     | 7-045-101-2640     |
| 鹿児島県危機管理局<br>危機管理防災課   | 鹿児島市鴨池新町10-1       | 890-8577 | (代) 099-286-2111<br>(直) 099-286-2256                     | 099-286-5519                               | 7-046-311-7-2256   | 7-046-311-840      |
| 沖縄県知事公室防災危機管理課         | 那覇市泉崎1-2-2         | 900-8570 | (代) 098-866-2074<br>(直) 098-866-2143<br>(夜) 098-866-2498 | 098-866-3204                               | 7-047-200-1305     | 7-047-200-3907     |

※(代)：代表電話(直)：直通電話(夜)：夜間

| 機 関 名                  | 所 在 地             | 郵便番号     | 電 話 番 号                              | ファックス番号                     |
|------------------------|-------------------|----------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 日本たばこ産業(株)大阪支店業務部      | 大阪府大阪市北区大淀南1-5-10 | 531-0075 | 06-6450-1277                         | 06-6450-1268                |
| 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社        | 和歌山市吉田94-1        | 640-8343 | 073-425-6091                         | 073-425-6096                |
| 西日本旅客鉄道(株)和歌山駅         | 和歌山市美園町5-61       | 640-8331 | 073-424-8280                         | 073-422-0431                |
| 西日本電信電話(株)和歌山支店        | 和歌山市宇須1-5-41      | 641-0043 | 073-421-9180<br>(防) 398-400          | 073-425-0311<br>(防) 398-499 |
| (株)NTTドコモ関西和歌山支店       | 和歌山市黒田1-1-19      | 640-8341 | 073-476-3303                         |                             |
| 日本銀行大阪支店               | 大阪市北区中之島2-1-45    | 530-0005 | 06-6202-1111                         | 06-6233-6018                |
| 日本赤十字社和歌山県支部           | 和歌山市吹上2丁目1-22     | 640-8137 | 073-422-7141<br>(防) 396-400          | 073-422-7148<br>(防) 396-499 |
| 西日本高速道路(株)関西支社         | 大阪府茨木市岩倉町1番13号    | 530-0003 | 06-6344-8888                         | 06-6344-9244                |
| 西日本高速道路(株)関西支社和歌山管理事務所 | 和歌山市栗栖字中州1038-2   | 640-8305 | 073-472-2091                         | 073-473-1584                |
| 電源開発(株)関西支社            | 大阪市北区中之島2-27      | 530-0005 | 06-6448-5921                         | 06-6448-3309                |
| 大阪ガス(株)南部導管部           | 堺市堺区住吉橋町2-2-19    | 590-0973 | 072-238-2375                         |                             |
| 日本通運(株)和歌山支店           | 和歌山市西浜796-1       | 640-0036 | 073-431-3101                         | 073-428-2669                |
| 関西電力(株)和歌山支社           | 和歌山市岡山丁40         | 640-8145 | 073-422-4150<br>(防) 397-400          | 073-427-4309<br>(防) 397-499 |
| 関西電力(株)海南発電所           | 海南市船尾260          | 642-0001 | 073-482-6153                         | 073-482-6153                |
| 和歌山土地改良事業団体連合会         | 和歌山市雑賀屋町1         | 640-8249 | 073-432-2567                         | 073-433J 490                |
| 紀の川土地改良区連合             | 和歌山市雑賀屋町東の丁26     | 640-8241 | 073-423-3177                         | 073-431-7188                |
| 南海電気鉄道(株)和歌山支社         | 和歌山市東蔵前丁3-6       | 640-8203 | 073-433-1285                         | 073-431-3573                |
| 和歌山バス那賀(株)             | 紀の川市藤崎字上松原271     | 649-6623 | 0736-75-2151                         | 0736-75-5777                |
| 南海りんかんバス(株)            | 橋本市市脇5丁目1-24      | 648-0073 | 0736-33-0056                         | 0736-32-5565                |
| 大十バス(株)                | 海草郡紀美野町下佐々1037    | 640-1121 | 073-489-2751                         | 073-489-3290                |
| 有田鉄道(株)                | 有田川町徳田178         | 643-0101 | 0737-52-3034                         | 0737-52-5206                |
| 紀州鉄道(株)                | 御坊市菌275           | 644-0002 | (事) 0738-23-0001<br>(駅) 0738-22-1327 | 0738-23-3641                |
| 御坊南海バス(株)              | 御坊市菌37            | 644-0002 | 0738-22-1020                         | 0739-23-3369                |
| 龍神自動車(株)               | 田辺市あけぼの37-20      | 646-0021 | 0739-22-2100                         | 0739-24-1212                |
| 明光バス(株)                | 西牟婁郡白浜町868-39     | 649-2211 | 0739-42-3005                         | 073942-3147                 |
| すさみ交通(株)               | 西牟婁郡すさみ町周参見4303-1 | 649-2621 | 0739-55-2471                         | 0739-55-3180                |
| 熊野交通(株)                | 新宮市新宮6968-2       | 647-0081 | 0735-22-5101                         | 0735-23-0001                |
| 中紀バス(株)                | 日高郡由良町里480-3      | 649-1111 | 0738-65-2222                         | 0738-65-2610                |
| 和歌山バス(株)               | 和歌山市和歌浦西1-8-1     | 640-0024 | 073-445-9133                         | 073-445-7271                |
| 和歌山名鉄運輸(株)             | 和歌山市中33           | 640-8451 | 073-455-5186                         | 073-451-3485                |
| 近物レックス(株)和歌山支店         | 和歌山市湊築種畑1106-3    | 640-8404 | 073-436-3151                         | 073-424-5297                |
| 丸十運送(株)                | 海南市小野田1636-152    | 642-0014 | 073-487-4801                         | 073-487-4805                |
| サゼントラnsポートサービス(株)      | 橋本市学文路191-2       | 648-0043 | 0736-33-0202                         | 0736-33-2387                |
| (有)大十ロジスティクス           | 紀の川市貴志川町井ノ口1520-1 | 640-0424 | 0736-64-1533                         | 0736-64-1535                |
| (有)印南運送                | 日高郡印南町印南2288-5    | 649-1534 | 0738-42-0017                         | 0738-42-0366                |
| 新宮運送(株)                | 新宮市五新8-53         | 647-0053 | 0735-21-6141                         | 0735-21-6664                |
| 新宮ガス(株)                | 新宮市あけぼの5-50       | 647-0025 | 0735-21-6431                         | 0735-21-6665                |
| 和歌山県土地開発公社             | 和歌山市和歌浦西2-1-22    | 641-0024 | 073-448-1832                         | 073-448-1836                |
| (社)和歌山県医師会             | 和歌山市南汀丁18         | 640-8514 | 073-424-5101                         | 073-436-0530                |
| 公立大学法人和歌山県立医科大学        | 和歌山市紀三井寺811-1     | 641-8509 | 073-447-2300<br>(防) 315-400          | 073-423-7794<br>(防) 315-499 |
| 和歌山県立医科大学保健看護学部        | 和歌山市三葛580番地       | 641-0011 | 073-446-6700                         | 073-446-6720                |

防災電話のかけかた

庁舎外の防災電話機へ

県庁の内線電話機から

総合庁舎の内線電話機から

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要(有線回線を利用する場合【7】は不要)。

【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

6-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

8-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

| 社 名               | 所 在 地                 | 郵便番号     | 電 話 番 号      | ファックス番号      |
|-------------------|-----------------------|----------|--------------|--------------|
| 朝日新聞社和歌山総局        | 和歌山市七番丁17 和歌山朝日ビル     | 640-8156 | 073-422-2131 | 073-422-2133 |
| 毎日新聞社和歌山支局        | 和歌山市西汀丁38 レグルスビル2F    | 640-8227 | 073-431-1411 | 073-433-0650 |
| 読売新聞社和歌山支局        | 和歌山市雑賀屋町東ノ丁16         | 640-8249 | 073-422-1144 | 073-422-1146 |
| 産経新聞社和歌山支局        | 和歌山市六番丁43 ハビネス六番丁ビル7F | 640-8154 | 073-422-1915 | 073-435-3018 |
| 共同通信社和歌山支局        | 和歌山市八番町11 日本生命ビル5F    | 640-8157 | 073-428-2255 | 073-433-4310 |
| 時事通信社和歌山支局        | 和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2F  | 640-8567 | 073-422-5529 | 073-423-7759 |
| 日本経済新聞社和歌山支局      | 和歌山市片岡町1-1            | 640-8139 | 073-423-1134 | 073-426-0714 |
| 日刊工業新聞社南大阪支局      | 堺市堺区三国ヶ丘御幸通8 三国ヶ丘ビル   | 590-0028 | 072-221-0050 | 072-221-0051 |
| N H K 和 歌 山 放 送 局 | 和歌山市吹上2-3-47          | 640-8556 | 073-424-8121 | 073-424-8149 |
| 和 歌 山 放 送         | 和歌山市湊本町3-3            | 640-8577 | 073-455-3211 | 073-428-0785 |
| テ レ ビ 和 歌 山       | 和歌山市栄谷151             | 640-8533 | 073-455-3211 | 073-453-9543 |
| 朝 日 放 送           | 大阪市福島区福島1-1-30        | 553-8503 | 06-6451-1105 | 06-6458-1241 |
| 関 西 テ レ ビ 放 送     | 大阪市北区扇町2-1-7          | 530-0025 | 06-6314-8808 | 06-6314-8826 |
| 毎 日 放 送           | 大阪市北区茶屋町17-1          | 530-8304 | 06-6359-1123 | 06-6359-3559 |
| 讀 賣 テ レ ビ 放 送     | 大阪市中央区城見2-2-33        | 540-8510 | 06-6942-7733 | 06-6942-7734 |

| 機 関 名             | 所 在 地          | 郵便番号     | 電話番号         | FAX番号        | 県防災<br>電 話  | 県防災<br>FAX |
|-------------------|----------------|----------|--------------|--------------|-------------|------------|
| 和歌山県庁             | 和歌山市小松原通1-1    | 640-8585 | 073-432-4111 |              | 38-05-00参照  |            |
| 危機管理局総合防災課        | 和歌山市小松原通1-1    | 640-8585 | 073-441-2271 | 073-422-7652 | 300-404     | 300-499    |
| <b>(振興局)</b>      |                |          |              |              |             |            |
| 海草振興局             | 和歌山市小松原通1-1    | 640-8585 | 073-441-3436 | 073-423-9269 | 300-415     | 300-490    |
| 那賀振興局             | 岩出市高塚209       | 649-6223 | 0736-61-0005 | 0736-61-0007 | 320-400     | 320-499    |
| 伊都振興局             | 橋本市市脇4-5-8     | 648-8541 | 0736-33-5004 | 0736-33-4914 | 330-400     | 330-499    |
| 有田振興局             | 有田郡湯浅町湯浅2355-1 | 643-0004 | 0737-64-1257 | 0737-64-1256 | 340-400     | 340-499    |
| 日高振興局             | 御坊市湯川町財部651    | 644-0011 | 0738-24-2904 | 0738-24-2906 | 350-400     | 350-499    |
| 西牟婁振興局            | 田辺市朝日ヶ丘23-1    | 646-8580 | 0739-26-7906 | 0739-26-7962 | 360-400     | 360-499    |
| 東牟婁振興局            | 新宮市緑ヶ丘2-4-8    | 647-8551 | 0735-21-9605 | 0735-21-9636 | 370-400     | 370-499    |
| <b>(振興局健康福祉部)</b> |                |          |              |              |             |            |
| 海草振興局健康福祉部        | 海南市大野中939      | 642-0022 | 073-482-5511 | 073-482-3786 | 311-400     | 311-499    |
| 那賀振興局健康福祉部        | 岩出市高塚209       | 649-6223 | 0736-63-0100 | 0736-61-0013 | 320-401     | 320-498    |
| 伊都振興局健康福祉部        | 橋本市高野口町名古曾927  | 649-7203 | 0736-42-5556 | 0736-42-5466 | 331-401     | 331-499    |
| 有田振興局健康福祉部        | 有田郡湯浅町湯浅2355-1 | 643-0004 | 0737-64-1260 | 0737-64-1261 | 340-401     | 340-498    |
| 日高振興局健康福祉部        | 御坊市湯川町財部859-2  | 644-0011 | 0738-24-2910 | 0738-22-8751 | 351-400~405 | 351-499    |
| 西牟婁振興局健康福祉部       | 田辺市朝日ヶ丘23-1    | 646-8580 | 0739-26-7909 | 0739-26-7916 | 360-401     | 360-498    |
| 東牟婁振興局健康福祉部       | 新宮市緑ヶ丘2-4-8    | 647-8551 | 0735-21-9610 | 0735-21-9636 | 370-401     | 370-498    |
| 東牟婁振興局健康福祉部串本支所   | 東牟婁郡串本町西向193   | 649-4122 | 0735-72-0525 | 0735-72-2739 | 371-400~405 | 371-499    |
| <b>(病院)</b>       |                |          |              |              |             |            |
| 県立医科大学附属病院        | 和歌山市紀三井寺811-1  | 641-0012 | 073-447-2300 | 073-423-7794 | 315-400     | 315-499    |
| 県立医科大学附属病院<br>紀北分 | 伊都郡かつらぎ町妙寺219  | 649-7113 | 0736-22-0066 | 0736-22-2579 | 335-400     | 335-499    |
| 県立こころの医療センター      | 有田郡有田川町庄31     | 643-0811 | 0737-52-3221 | 0737-52-5571 | 345-400     | 345-499    |
| <b>(保健所)</b>      |                |          |              |              |             |            |
| 岩出保健所             | 岩出市高塚209       | 649-6223 | 0736-61-0020 | 0736-62-8720 | 320-401     | 320-498    |
| 橋本保健所             | 橋本市高野口町名古曾927  | 649-7203 | 0736-42-3210 | 0736-42-0886 | 331-401     | 331-499    |
| 海南保健所             | 海南市大野中939      | 642-0022 | 073-482-0600 | 073-482-3786 | 311-400     | 311-499    |
| 湯浅保健所             | 有田郡湯浅町湯浅2355-1 | 643-0004 | 0737-63-4111 | 0737-64-1290 | 340-401     | 340-498    |
| 御坊保健所             | 御坊市湯川町財部859-2  | 644-0011 | 0738-22-3481 | 0738-23-3004 | 351-400~405 | 351-499    |
| 田辺保健所             | 田辺市朝日ヶ丘23-1    | 646-8580 | 0739-22-1200 | 0739-26-7935 | 360-401     | 360-498    |
| 新宮保健所             | 新宮市緑ヶ丘2-4-8    | 647-8551 | 0735-22-8551 | 0735-22-6225 | 370-401     | 370-498    |
| 新宮保健所串本支所         | 東牟婁郡串本町西向193   | 649-4122 | 0735-72-0525 | 0735-72-2739 | 371-400~405 | 371-499    |
| <b>(振興局建設部)</b>   |                |          |              |              |             |            |
| 海草振興局建設部          | 和歌山市築港1-14-2   | 640-8287 | 073-423-3281 | 073-431-5564 | 312-400     | 312-499    |
| 海南工事事務所           | 海南市南赤坂19       | 642-0017 | 073-483-4824 | 073-483-3890 |             |            |
| 那賀振興局建設部          | 岩出市高塚209       | 649-6223 | 0736-63-0100 | 0736-61-0034 | 320-403     | 320-496    |
| 伊都振興局建設部          | 橋本市脇4-5-8      | 648-8541 | 0736-34-1700 | 0736-33-4928 | 330-402     | 330-497    |
| 有田振興局建設部          | 有田郡湯浅町湯浅2355-1 | 643-0004 | 0737-63-4111 | 0737-64-1268 | 340-403     | 340-496    |
| 日高振興局建設部          | 御坊市湯川町財部651    | 644-0011 | 0738-22-3111 | 0738-24-2920 | 350-402     | 350-497    |
| 西牟婁振興局建設部         | 田辺市朝日ヶ丘23-1    | 646-8580 | 0739-22-1200 | 0739-26-7927 | 360-403     | 360-499    |
| 東牟婁振興局串本建設部       | 西牟婁郡串本町串本2491  | 649-3503 | 0735-62-0755 | 0735-62-5390 | 372-400     | 372-499    |
| 東牟婁振興局新宮建設部       | 新宮市緑ヶ丘2-4-8    | 647-8551 | 0735-22-8551 | 0735-21-9643 | 370-403     | 370-496    |
| <b>(県税事務所)</b>    |                |          |              |              |             |            |
| 和歌山県税事務所          | 和歌山市小松原通1-1    | 640-8585 | 073-441-3394 | 073-441-3439 |             |            |
| 紀北県税事務所           | 岩出市高塚209       | 649-6223 | 0736-61-0010 | 0736-61-0037 |             |            |
| 紀中県税事務所           | 有田郡湯浅町湯浅2355-1 | 643-0004 | 0737-64-1259 | 0737-64-1278 |             |            |
| 紀南県税事務所           | 田辺市朝日ヶ丘23-1    | 646-8580 | 0739-26-7908 | 0739-26-7915 |             |            |

| 機 関 名                 | 所 在 地                            | 郵便番号     | 電話番号         | F A X 番号     | 県防災<br>電 話         | 県防災<br>F A X       |
|-----------------------|----------------------------------|----------|--------------|--------------|--------------------|--------------------|
| <b>(教育支援事務所)</b>      |                                  |          |              |              |                    |                    |
| 紀北教育支援事務所             | 橋本市市脇4-5-8                       | 648-8541 | 0736-33-5468 | 0736-33-5470 |                    |                    |
| 紀北教育支援事務所<br>那賀分室     | 岩出市高塚209                         | 649-6223 | 0736-61-0080 | 0736-61-0081 |                    |                    |
| 紀中教育支援事務所             | 御坊市湯川町財部651                      | 644-0011 | 0738-24-2902 | 0738-24-2928 |                    |                    |
| 紀中教育支援事務所<br>有田分室     | 有田郡湯浅町湯浅2355-1                   | 643-0004 | 0737-64-1275 | 0737-64-1276 |                    |                    |
| 西牟婁教育支援事務所            | 田辺市新庄町3353-9                     | 646-0011 | 0739-26-3497 | 0739-26-3558 |                    |                    |
| 東牟婁教育支援事務所            | 新宮市緑ヶ丘2-5-8                      | 647-8551 | 0735-21-9637 | 0735-21-9633 |                    |                    |
| <b>(知事室出先)</b>        |                                  |          |              |              |                    |                    |
| 県 東 京 事 務 所           | 東京都千代田区平河町2-6-3<br>都道府県会館12階     | 102-0093 | 03-5212-9057 | 03-5212-9059 | 048-300<br>-9-3308 | 048-300<br>-9-3347 |
| <b>(総務部出先)</b>        |                                  |          |              |              |                    |                    |
| 職 員 研 修 所             | 和歌山市和歌浦西2-1-22                   | 641-0024 | 073-444-0369 | 073-444-6280 |                    |                    |
| 県 消 防 学 校             | 和歌山市冬野687-1                      | 640-0332 | 073-479-2710 | 073-479-3059 | 314-400            | 314-499            |
| 県 防 災 航 空 セ ン タ ー     | 西牟婁郡白浜町3031-56                   | 649-2211 | 0739-45-8211 | 0739-45-8213 | 364-400            | 364-499            |
| <b>(企画部出先)</b>        |                                  |          |              |              |                    |                    |
| 県 立 文 書 館             | 和歌山市西高松1-7-38                    | 641-0051 | 073-436-9540 | 073-436-9641 |                    |                    |
| <b>(環境生活部出先)</b>      |                                  |          |              |              |                    |                    |
| 県男女共同参画センター           | 和歌山市手平2-1-2<br>和歌山ビッグ愛9階         | 640-8319 | 073-435-5245 | 073-435-5247 |                    |                    |
| 県消費生活センター             | 和歌山市手平2-1-2<br>和歌山ビッグ愛8階         | 640-8319 | 073-433-1551 | 073-433-3904 |                    |                    |
| 県消費生活センター紀南支所         | 田辺市朝日ヶ丘23-1                      | 646-0027 | 0739-24-0999 | 0739-26-7943 |                    |                    |
| 和歌山県NPOサポ-トセンター       | 和歌山市手平2-1-2<br>和歌山ビッグ愛9階         | 640-8319 | 073-435-5424 | 073-435-5425 |                    |                    |
| 県立紀北青少年の家             | 伊都郡かつらぎ町中飯降<br>1317-3            | 649-7112 | 0736-22-5530 | 0736-22-5531 |                    |                    |
| 県立白崎青少年の家             | 日高郡由良町大引961-1                    | 649-1123 | 0738-65-2351 | 0738-65-2352 |                    |                    |
| 県立潮岬青少年の家             | 東牟婁郡串本町潮岬669                     | 649-3502 | 0735-62-6045 | 0735-62-0182 |                    |                    |
| 県環境衛生研究センター           | 和歌山市砂山南3-3-45                    | 640-8272 | 073-423-9570 | 073-423-8798 |                    |                    |
| 県動物愛護センター             | 海草郡紀美野町国木原381                    | 640-1251 | 073-489-6500 | 073-489-6504 |                    |                    |
| 県鳥獣保護センター             | 海草郡紀美野町国木原381                    | 640-1251 | 073-489-6500 | 073-489-6504 |                    |                    |
| <b>(福祉保健部出先)</b>      |                                  |          |              |              |                    |                    |
| 県紀南児童相談所              | 田辺市明洋1-10-1                      | 646-0053 | 0739-22-1588 | 0739-22-1917 |                    |                    |
| 紀南児童相談所新宮分室           | 新宮市緑ヶ丘2-4-8                      | 647-0043 | 0735-22-8551 | 0735-21-9634 |                    |                    |
| 県立仙溪学園                | 紀の川市東三谷900                       | 649-6435 | 0736-77-3172 | 0736-77-4740 |                    |                    |
| 県子ども・女性・障害者<br>相談センター | 和歌山市毛見1437-218                   | 640-0014 | 073-445-5311 | 073-446-0036 |                    |                    |
| 県立女性保護施設なぐさホーム        | 和歌山市毛見1437-218                   | 640-0014 | 073-447-0004 | 073447-1587  |                    |                    |
| 県立高等看護学院              | 紀の川市西野山505-1                     | 649-6604 | 0736-75-6280 | 0736-75-6283 |                    |                    |
| 県立なぎ看護学校              | 新宮市蜂伏20-39                       | 647-0072 | 0735-31-8797 | 0735-31-6773 |                    |                    |
| 県精神保健福祉センター           | 和歌山市手平2-1-2 県民交<br>流プラザ和歌山ビッグ愛2F | 643-0111 | 073-435-5194 | 073-435-5193 |                    |                    |
| 県難病・子ども保健<br>相談支援センター | 和歌山市紀三井寺811-1<br>県立医科大学附属病院3階    | 641-8510 | 073-445-0520 | 073-445-0603 |                    |                    |
| <b>(商工観光労働部出先)</b>    |                                  |          |              |              |                    |                    |
| 県公営競技事務所              | 和歌山市五筋目10-1                      | 640-8076 | 073-431-4213 | 073-431-7827 |                    |                    |
| 和歌山県工業用水道<br>管理センター   | 海南市南赤坂19                         | 642-0017 | 073-486-2800 | 073-486-2701 |                    |                    |
| 県工業技術センター             | 和歌山市小倉60                         | 649-6261 | 073-477-1271 | 073-477-2880 |                    |                    |
| 県立和歌山産業技術専門学院         | 和歌山市小倉90                         | 649-6261 | 073-477-1253 | 073-477-1254 |                    |                    |
| 県立田辺産業技術専門学院          | 田辺市新庄町1745-2                     | 646-0011 | 0739-22-2259 | 0739-22-3123 |                    |                    |
| 県世界遺産センター             | 伊都郡高野町高野山350<br>高野町観光情報センター内     | 648-0211 | 0736-56-2558 | 0736-56-2481 |                    |                    |

| 機 関 名               | 所 在 地                            | 郵便番号     | 電話番号         | F A X 番号     | 県防災<br>電 話 | 県防災<br>F A X |
|---------------------|----------------------------------|----------|--------------|--------------|------------|--------------|
| <b>(農林水産部出先等)</b>   |                                  |          |              |              |            |              |
| 県 農 業 大 学 校         | 伊都郡かつらぎ町中飯降422                   | 649-7112 | 0736-22-2203 | 0736-22-7402 |            |              |
| 農業大学就農支援センター        | 御坊市塩屋町南塩屋724                     | 644-0024 | 0738-23-3488 | 0738-23-3489 |            |              |
| 農 業 試 験 場           | 紀の川市貴志川町高尾160                    | 640-0423 | 0736-64-2300 | 0736-65-2016 |            |              |
| 農業試験場暖地園芸センター       | 御坊市塩屋町南塩屋724                     | 644-0024 | 0738-23-4005 | 0738-22-6903 |            |              |
| 果 樹 試 験 場           | 有田郡有田川町奥751-1                    | 643-0022 | 0737-52-4320 | 0737-53-2037 |            |              |
| 果樹園芸試験場かき・もも研究<br>所 | 紀の川市粉河3336                       | 649-6531 | 0736-73-2274 | 0736-73-4690 |            |              |
| 果樹試験場うめ研究所          | 日高郡みなべ町東本庄1416-7                 | 645-0021 | 0739-74-3780 | 0739-74-3790 |            |              |
| 畜 産 試 験 場           | 西牟婁郡すさみ町見老津1                     | 649-3141 | 0739-55-2430 | 0739-55-4020 |            |              |
| 畜産試験場養鶏研究所          | 日高郡日高川町船津1090-1                  | 644-1111 | 0738-54-0144 | 0738-54-0966 |            |              |
| 林 業 試 験 場           | 西牟婁郡上富田町生馬1504-1                 | 649-2103 | 0739-47-2468 | 0739-47-4116 |            |              |
| 水 産 試 験 場           | 東牟婁郡串本町串本1557-20                 | 649-3503 | 0735-62-0940 | 0735-62-3515 |            |              |
| 内 水 面 試 験 地         | 紀の川市桃山町調月32-3                    | 649-6112 | 0736-66-0171 | 0736-66-2098 |            |              |
| 県農作物病害虫防除所          | 紀の川市貴志川町高雄160                    | 640-0423 | 0736-64-2300 | 0736-65-2016 |            |              |
| 紀北家畜保健衛生所           | 和歌山市園部1291                       | 640-8483 | 073-462-0500 | 073-462-5253 |            |              |
| 紀南家畜保健衛生所           | 西牟婁郡上富田町生馬321-10                 | 649-2103 | 0739-47-0974 | 0739-47-2483 |            |              |
| <b>(県土整備部出先等)</b>   |                                  |          |              |              |            |              |
| 有田振興局建設部<br>広川出張所   | 有田郡広川町下津木1619-6                  | 643-0051 | 0737-67-2104 | 0737-67-2754 | 343-402    | 343-499      |
| 二川ダム管理事務所           | 有田郡有田川町二川518-2                   | 643-0542 | 0737-23-0251 | 0737-23-0047 | 342-400    | 342-499      |
| 椿山ダム管理事務所           | 日高郡日高川町初湯川1874                   | 644-1231 | 0738-57-0400 | 0738-57-0454 | 352-402    | 352-499      |
| 七川ダム管理事務所           | 東牟婁郡古座川町佐田1016                   | 649-4442 | 0735-76-0009 | 0735-76-0350 | 373-402    | 373-499      |
| 和歌山下津港湾事務所          | 和歌山市築港6-22                       | 640-8287 | 073-431-7266 | 073-431-7165 | 313-401    | 313-499      |
| 南紀白浜空港管理事務所         | 西牟婁郡白浜町2926                      | 649-2211 | 0739-42-2348 | 0739-42-3251 | 362-402    | 362-499      |
| <b>(教育委員会出先)</b>    |                                  |          |              |              |            |              |
| 県教育センター学びの丘         | 田辺市新庄町3353-9<br>県立情報交流センターBig-U内 | 646-0011 | 0739-26-3511 | 0739-26-8120 |            |              |
| 県 立 体 育 館           | 和歌山市中之島2238                      | 640-8392 | 073-422-4108 | 073-422-4109 |            |              |
| 県 立 武 道 館           | 和歌山市和歌浦西2-1-22                   | 641-0024 | 073-444-6340 | 073-444-6340 |            |              |
| 県 立 図 書 館           | 和歌山市西高松1-7-38                    | 641-0051 | 073-436-9500 | 073-436-9501 |            |              |
| 県 立 博 物 館           | 和歌山市吹上1-4-14                     | 640-8137 | 073-436-8670 | 073-436-6643 |            |              |
| 県立近代美術館             | 和歌山市吹上1-4-14                     | 640-8137 | 073-436-8690 | 073-436-1337 |            |              |
| 県立紀伊風土記の丘           | 和歌山市岩橋1411                       | 640-8301 | 073-471-6123 | 073-471-6120 |            |              |
| 県立自然博物館             | 海南市船尾370-1                       | 642-0001 | 073-483-1777 | 073-483-2721 |            |              |
| <b>(公社関係)</b>       |                                  |          |              |              |            |              |
| 和歌山県土地開発公社          | 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号                 | 641-0024 | 073-448-1832 | 073-448-1836 |            |              |
| (社)わかやま森林と緑の公社      | 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号                 | 641-0024 | 073-448-0505 | 073-448-5320 |            |              |

(防災局番)-(防災内線番号)

庁舎外の防災電話機へ  
県庁の内線電話機から  
総合庁舎の内線電話機から

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要(有線回線を利用する場合【7】は不要)。

【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。  
6-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。  
8-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

| 機 関 名     | 所 在 地             | 郵便番号     | 電 話 番 号      | ファックス番号      |
|-----------|-------------------|----------|--------------|--------------|
| 和歌山県警察本部  | 和歌山市小松原通1-1-1     | 640-8588 | 073-423-0110 | 073-423-0110 |
| 橋 本 警 察 署 | 橋本市市脇四丁目2-2       | 648-0073 | 0736-33-0110 | 0736-33-0110 |
| かつらぎ警察署   | 伊都郡かつらぎ町中飯降1150-1 | 649-7112 | 0736-22-0110 | 0736-22-0110 |
| 岩 出 警 察 署 | 岩出市高塚198-1        | 649-6223 | 0736-63-0110 | 0736-63-0110 |
| 和歌山東警察署   | 和歌山市栗栖686-7       | 640-8305 | 073-475-0110 | 073-475-0110 |
| 和歌山西警察署   | 和歌山市吹上1-6-30      | 640-8137 | 073-424-0110 | 073-424-0110 |
| 和歌山北警察署   | 和歌山市松江北2-1-41     | 640-8425 | 073-453-0110 | 073-453-0110 |
| 海 南 警 察 署 | 海南市日方1294-24      | 642-0002 | 073-482-0110 | 073-482-0110 |
| 有 田 警 察 署 | 有田市宮崎町265         | 649-0316 | 0737-83-0110 | 0737-83-0110 |
| 湯 浅 警 察 署 | 有田郡湯浅町栖原184-2     | 643-0005 | 0737-64-0110 | 0737-64-0110 |
| 御 坊 警 察 署 | 御坊市湯川町財部237-1     | 644-0011 | 0738-23-0110 | 0738-23-0110 |
| 田 辺 警 察 署 | 田辺市上の山一丁目2-1      | 646-0061 | 0739-23-0110 | 0739-23-0110 |
| 白 浜 警 察 署 | 西牟婁郡白浜町2926-82    | 649-2211 | 0739-43-0110 | 0739-43-0110 |
| 串 本 警 察 署 | 東牟婁郡串本町串本2114     | 649-3503 | 0735-62-0110 | 0735-62-0110 |
| 新 宮 警 察 署 | 新宮市緑ヶ丘3-2-57      | 647-0043 | 0735-21-0110 | 0735-21-0110 |

※ファックスは、代表電話と兼用。



| 機 関 名          | 所 在 地            | 郵便番号     | 電 話 番 号                                        | ファックス番号      | 県防災電話                            |                                  |
|----------------|------------------|----------|------------------------------------------------|--------------|----------------------------------|----------------------------------|
|                |                  |          |                                                |              | 電 話                              | ファックス                            |
| 和歌山市消防局        | 和歌山市八番丁12        | 640-8157 | 073-422-0119                                   | 073-423-0190 | 210-500                          | 210-599                          |
| 海南市消防本部        | 海南市日方1294-13     | 642-0002 | 073-482-0119<br>(警防) 483-8713<br>(予防) 483-8711 | 073-482-0088 | 217-400                          | 217-499                          |
| 橋本市消防本部        | 橋本市東家6丁目2-1      | 648-0072 | 0736-33-0119                                   | 0736-33-0630 | 237-500<br>2305-500<br>(衛星用防災局番) | 237-599<br>2305-599<br>(衛星用防災局番) |
| 有田市消防本部        | 有田市古江見37         | 649-0317 | 0737-83-3119                                   | 0737-82-2513 | 247-400                          | 247-499                          |
| 御坊市消防本部        | 御坊市湯川町財部221-1    | 644-0011 | 0738-22-0800<br>(予防) 22-4899                   | 0738-22-5131 | 257-400                          | 257-499                          |
| 田辺市消防本部        | 田辺市新屋敷町1         | 646-0033 | 0739-22-0119<br>(予防) 26-9954                   | 0739-22-3402 | 260-500                          | 260-599                          |
| 新宮市消防本部        | 新宮市新宮5036-3      | 647-0081 | 0735-21-0119                                   | 0735-21-9911 | 277-400                          | 277-499                          |
| 紀美野町消防本部       | 海草郡紀美野町下佐々803-1  | 640-1121 | 073-489-5146                                   | 073-489-2111 | 218-400                          | 218-499                          |
| 那賀郡消防組合消防本部    | 岩出市中迫154         | 649-6215 | 0736-61-0119<br>(予防) 61-1794                   | 0736-63-0819 | 227-400                          | 227-499                          |
| 高野町消防本部        | 伊都郡高野町高野山600     | 648-0211 | 0736-56-3820                                   | 0736-56-3821 | 238-400                          | 238-499                          |
| 伊都郡消防組合消防本部    | 伊都郡かつらぎ町妙寺126-12 | 649-7113 | 0736-22-0119                                   | 0736-22-1215 | 239-400                          | 239-499                          |
| 湯浅広川消防組合消防本部   | 有田郡湯浅町湯浅1914-12  | 643-0004 | 0737-64-0119                                   | 0737-63-6626 | 249-400                          | 249-499                          |
| 有田川町消防本部       | 有田郡有田川町徳田17-1    | 643-0801 | 0737-52-5950                                   | 0737-52-5952 | 248-400                          | 248-499                          |
| 日高広域消防事務組合消防本部 | 日高郡日高町萩原930-1    | 649-1202 | 0738-63-1119<br>(予防) 63-2000                   | 0738-63-3498 | 258-500<br>2525-500<br>(衛星用防災局番) | 258-599<br>2525-599<br>(衛星用防災局番) |
| 白浜町消防本部        | 西牟婁郡白浜町2927-259  | 649-2211 | 0739-43-0119                                   | 0739-42-5459 | 267-400                          | 267-499                          |
| 串本町消防本部        | 西牟婁郡串本町串本1735-9  | 649-3503 | 0735-62-0119                                   | 0735-69-2037 | 278-400                          | 278-499                          |
| 那智勝浦町消防本部      | 東牟婁郡那智勝浦町朝日1-69  | 649-5332 | 0735-52-4900                                   | 0735-52-4953 | 279-500<br>2715-500<br>(衛星用防災局番) | 279-599<br>2715-599<br>(衛星用防災局番) |
| 太 地 町          | 東牟婁郡太地町太地3767-1  | 649-5171 | 0735-59-2335                                   | 0735-59-3375 | 272-402                          | 272-499                          |
| 北 山 村          | 東牟婁郡北山村大沼42      | 519-5603 | 0735-49-2331                                   | 0735-49-2207 | 274-402                          | 274-499                          |

(防災局番)-(防災内線番号)

庁舎外の防災電話機へ  
 県庁の内線電話機から  
 総合庁舎の内線電話機から  
 ※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要(有線回線を利用する場合【7】は不要)。

【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。  
 6-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。  
 8-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

|      | 市町村名  | 課室名               | 所在地               | TEL                    | FAX          | 県防災電話   | 県防災FAX  |
|------|-------|-------------------|-------------------|------------------------|--------------|---------|---------|
| 市    | 和歌山市  | 総合防災課             | 和歌山市一番丁3          | 073-435-1199           | 073-435-1299 | 210-400 | 210-499 |
|      | 海南市   | 市民交流課<br>危機管理室    | 海南市日方1525-6       | 073-483-8406           | 073-482-0099 | 211-400 | 211-499 |
|      | 橋本市   | 市民安全課             | 橋本市東家1-1-1        | 0736-33-6105           | 0736-33-1665 | 230-400 | 230-499 |
|      | 有田市   | 経営企画課             | 有田市箕島50           | 0737-83-1111<br>(内324) | 0737-82-1725 | 240-400 | 240-499 |
|      | 御坊市   | 市民課生活安全・<br>防災対策室 | 御坊市園350           | 0738-23-5528           | 0738-23-5090 | 250-403 | 250-499 |
|      | 田辺市   | 総務課防災対策室          | 田辺市新屋敷町1          | 0739-26-9916           | 0739-22-5310 | 260-400 | 260-499 |
|      | 新宮市   | 防災対策課             | 新宮市春日1-1          | 0735-23-3334           | 0735-23-3331 | 270-400 | 270-499 |
|      | 紀の川市  | 危機管理消防課           | 紀の川市西大井<br>338    | 0736-77-0843           | 0736-77-2514 | 220-401 | 220-499 |
|      | 岩出市   | 総務課               | 岩出市西野209          | 0736-62-2141           | 0736-63-0075 | 221-402 | 221-499 |
| 海草郡  | 紀美野町  | 総務課               | 紀美野町動木287         | 073-489-5912           | 073-489-2510 | 212-400 | 212-499 |
| 伊都郡  | かつらぎ町 | 総務課               | かつらぎ町丁ノ町<br>2160  | 0736-22-0300           | 0736-22-7821 | 231-400 | 231-499 |
|      | 九度山町  | 総務課               | 九度山町九度山1190       | 0736-54-2019           | 0736-54-2022 | 232-400 | 232-499 |
|      | 高野町   | 総務課               | 高野町高野山636         | 0736-56-3000           | 0736-56-4745 | 233-400 | 233-499 |
| 有田郡  | 湯浅町   | 総務課               | 湯浅町湯浅1055-9       | 0737-63-2525           | 0737-63-3791 | 241-400 | 241-499 |
|      | 広川町   | 総務政策課             | 広川町広1500          | 0737-63-1122           | 0737-62-2407 | 242-400 | 242-499 |
|      | 有田川町  | 総務課               | 有田川町下津野<br>2018-4 | 0737-52-2111           | 0737-52-3210 | 243-400 | 243-499 |
| 日高郡  | 美浜町   | 総務政策課             | 美浜町和田1138-278     | 0738-23-4902           | 0738-23-3523 | 251-400 | 251-499 |
|      | 日高町   | 総務政策課             | 日高町高家626          | 0738-63-2051           | 0738-63-2923 | 252-400 | 252-499 |
|      | 由良町   | 総務政策課             | 由良町里1220-1        | 0738-65-1801           | 0738-65-0282 | 253-400 | 253-499 |
|      | 印南町   | 総務課               | 印南町印南2252-1       | 0738-42-0120           | 0738-42-0662 | 254-400 | 254-499 |
|      | みなべ町  | 総務課               | みなべ町芝742          | 0739-72-2051           | 0739-72-1223 | 255-400 | 255-499 |
|      | 日高川町  | 総務政策課             | 日高川町土生160         | 0738-22-1700           | 0738-22-8779 | 256-400 | 256-499 |
| 西牟婁郡 | 白浜町   | 総務課防災対策室          | 白浜町1600           | 0739-43-5555           | 0739-43-5353 | 261-400 | 261-499 |
|      | 上富田町  | 総務政策課             | 上富田町朝来736         | 0739-47-0550           | 0739-47-4005 | 262-400 | 262-499 |
|      | すさみ町  | 総務課               | すさみ町周参見<br>4089   | 0739-55-2004           | 0739-55-4810 | 263-400 | 263-499 |
| 東牟婁郡 | 那智勝浦町 | 総務課               | 那智勝浦町築地<br>7-1-1  | 0735-52-0555           | 0735-52-6543 | 271-400 | 271-499 |
|      | 太地町   | 総務課               | 太地町太地3767-1       | 0735-59-2335           | 0735-59-2801 | 272-401 | 272-499 |
|      | 古座川町  | 総務課               | 古座川町高池673-2       | 0735-72-0180           | 0735-72-1858 | 273-405 | 273-499 |
|      | 北山村   | 総合政策課             | 北山村大沼42           | 0735-49-2331           | 0735-49-2207 | 274-402 | 274-499 |
|      | 串本町   | 総務課防災対策室          | 串本町串本1800         | 0735-62-0555           | 0735-62-4977 | 275-402 | 275-499 |

(防災局番)-(防災内線番号)

庁舎外の防災電話機へ

【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

県庁の内線電話機から

6-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

総合庁舎の内線電話機から

8-【7】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要(有線回線を利用する場合【7】は不要)。

| 港湾名  | 事業所名                 | 連絡先(TEL)     | 保有量(m) | 規格  | 備考 |
|------|----------------------|--------------|--------|-----|----|
| 和歌山下 | 和歌山県危機管理局            | 073-441-2262 | 13,380 | B型  |    |
| 和歌山下 | 和歌山県港湾空港局            | 073-422-3020 | 860    | A型  |    |
|      |                      |              | 1,100  | B型  |    |
| 和歌山下 | 和歌山下津港湾事務所           | 073-431-7266 | 800    | B型  |    |
| 和歌山下 | 海南振興局建設部             | 073-423-5952 | 90     | A型  |    |
| 和歌山下 | 有田振興局建設部             | 0737-64-1284 | 10     | B型  |    |
| 和歌山下 | 住友金属工業(株)和歌山製鉄所(和歌山) | 073-451-2046 | 1,380  | B型  |    |
| 和歌山下 | 住友金属工業(株)和歌山製鉄所(海南)  | 073-482-5594 | 1,080  | B型  |    |
| 和歌山下 | 関西電力(株)海南発電所         | 073-482-6153 | 1,620  | B型  |    |
| 和歌山下 | 東燃ゼネラル石油(株)和歌山工場     | 0737-83-5265 | 2,600  | B型  |    |
|      |                      |              | 738    | その他 |    |
| 和歌山下 | コスモ石油ルブリカンツ(株)下津工場   | 073-492-1111 | 1,140  | B型  |    |
| 和歌山下 | 和歌山石油精製(株)海南工場       | 073-482-5217 | 3,000  | B型  |    |
| 和歌山下 | 和歌山石油精製(株)大崎貯油基地     | 073-492-3121 | 1,620  | B型  |    |
| 和歌山下 | 花王(株)和歌山工場           | 073-423-8151 | 1,100  | B型  |    |
| 和歌山下 | 南海化学(株)              | 073-431-2487 | 200    | B型  |    |
| 和歌山下 | 和歌山共同火力(株)           | 073-455-2141 | 540    | その他 |    |
| 和歌山下 | 南海フェリー(株)            | 073-422-2160 | 200    | A型  |    |
| 和歌山下 | 島本海運(株)              | 073-422-5111 | 200    | A型  |    |
| 和歌山下 | 岩本石油(株)              | 073-432-1801 | 380    | A型  |    |
| 和歌山下 | 大岩石油油槽(株)所           | 073-432-3362 | 1,280  | B型  |    |
| 和歌山下 | 大岩石油油槽(株)所           | 073-423-6311 | 100    | A型  |    |
|      |                      |              | 200    | B型  |    |
| 和歌山下 | 山本石油(株)              | 073-423-3066 | 200    | A型  |    |
| 和歌山下 | 海南海上保安署              | 073-492-0134 | 500    | B型  |    |
| 和歌山下 | 大洋石油(株)              | 073-482-0044 | 200    | A型  |    |
| 和歌山下 | 下津海運(株)              | 073-492-1233 | 240    | A型  |    |
| 和歌山下 | 紀伊水道防災設備(株)          | 073-492-1333 | 3,000  | B型  |    |
| 和歌山下 | (有)海南通船              | 073-482-6571 | 240    | A型  |    |
| 和歌山下 | 田中海運(株)              | 073-433-3456 | 880    | B型  |    |

| 港湾名  | 事業所名                    | 連絡先(TEL)     | 保有量(m) | 規格     | 備考 |
|------|-------------------------|--------------|--------|--------|----|
| 和歌山下 | (株) 東組                  | 073-444-4818 | 50     | B型     |    |
| 和歌山下 | 和歌山県漁業協同組合連合会           | 073-431-5101 | 180    | A型     |    |
|      |                         |              | 480    | B型     |    |
|      |                         |              | 50     | その他    |    |
| 和歌山下 | 有田箕島漁業協同組合<br>北箕島支所     | 0737-83-0312 | 120    | B型     |    |
| 新宮   | 東牟婁振興局新宮建設部             | 0735-21-9654 | 160    | B型     |    |
| 串本   | 和歌山県漁連串本支部              | 0735-62-0829 | 280    | B型     |    |
| 串本   | 東牟婁振興局串本建設部             | 0735-62-0755 | 80     | A型     |    |
| 勝浦   | 和歌山県漁連勝浦支部              | 0735-52-0589 | 180    | A型     |    |
|      |                         |              | 50     | その他    |    |
| 勝浦   | (有) 湯川石油店               | 0735-52-0118 | 300    | A型     |    |
| 勝浦   | 勝浦船梁(株)                 | 0735-52-0895 | 20     | A型     |    |
| 由良   | 海上自衛隊阪神基地隊<br>由良基地分遣隊   | 0738-65-0056 | 220    | A型     |    |
| 由良   | (株)エム・イー・エス由良           | 0738-65-1111 | 1,000  | A型     |    |
|      |                         |              | 3,060  | B型     |    |
| 田辺   | 和歌山県漁連田辺支部              | 0739-22-2546 | 200    | B型     |    |
| 文里   | 田辺海上保安部                 | 0739-22-2000 | 100    | A型     |    |
| 文里   | 西牟婁振興局建設部               | 0739-26-7949 | 740    | A型     |    |
| 文里   | 紀洋石油(株)                 | 0739-22-5240 | 230    | その他    |    |
| 田辺   | 和歌山県排出油等防除協議会<br>田辺地域部会 | 0739-22-2000 | 800    | B型     |    |
| 日高   | 関西電力(株)<br>西坊発電所        | 0738-23-2811 | 2,800  | A型     |    |
| 網不知  | 白浜町消防本部                 | 0739-43-0119 | 100    | A型     |    |
| 計    |                         |              | A型     | 6,630  |    |
|      |                         |              | B型     | 42,040 |    |
|      |                         |              | その他    | 1,608  |    |
| 合計   |                         |              | 50,278 |        |    |

|           | 事業所名                    | 連絡先(Tel)     | 油処理剤<br>(kl) | 油吸着剤<br>(kg) | 化学消火剤  |        | 備考 |
|-----------|-------------------------|--------------|--------------|--------------|--------|--------|----|
|           |                         |              |              |              | 原液(kl) | 粉末(kg) |    |
| 和歌山<br>下津 | 和歌山海上保安部                | 073-402-5851 | 0.40         | 370          |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 近畿地方整備局<br>和歌山港湾事務所     | 073-422-8186 | 0.27         | 850          |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 和歌山県危機管理局               | 073-441-2262 | 2.00         | 867          | 140.00 |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 和歌山県港湾空港局               | 073-422-3020 | 91.00        | 200          |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 和歌山下津港湾事務所              | 073-431-7266 | 0.11         | 300          |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 和歌山市消防局                 | 073-428-0119 |              |              | 18.53  |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 住友金属工業(株)<br>和歌山製鉄所     | 073-451-2046 | 1.40         | 255          |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 住友金属工業(株)<br>和歌山製鉄所(海南) | 073-482-5594 | 0.54         | 425          |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 関西電力(株)<br>海南発電所        | 073-482-6153 | 1.20         | 1,780        | 27.50  |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 東燃ゼネラル石油(株)<br>和歌山工場    | 0737-83-5265 | 5.00         | 6,052        | 150.80 | 15,896 |    |
| 和歌山<br>下津 | コスモ石油ルブリカンツ(株)<br>下津工場  | 073-492-1111 | 0.40         | 440          | 10.00  |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 和歌山石油精製(株)<br>大崎貯油基地    | 073-482-5217 |              | 5,406        | 55.30  |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 和歌山石油精製(株)<br>海南貯油基地    | 073-482-5217 |              | 2,958        | 57.60  |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 花王(株)和歌山工場              | 073-423-8151 | 0.40         | 400          | 10.80  |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 南海化学(株)                 | 073-431-2487 | 0.36         | 100          |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 和歌山共同火力(株)              | 073-455-2141 | 0.36         | 510          |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 南海フェリー(株)               | 073-422-2160 | 0.09         | 17           |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | (株)東組                   | 073-444-4818 | 0.13         | 11           |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 大岩石油油槽(株)<br>青岩         | 073-432-3362 | 0.28         | 19           | 28.40  | 262    |    |
| 和歌山<br>下津 | 大岩石油油槽(株)<br>築港         | 073-423-6311 | 0.20         | 136          | 0.70   | 109    |    |
| 和歌山<br>下津 | 山本石油(株)                 | 073-423-3066 | 0.43         | 50           |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 戎丸商事(株)                 | 073-423-6218 | 0.10         | 45           |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 和歌山県漁業協同組合<br>連合会       | 073-431-5101 |              | 892          |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 和歌山県漁連和歌浦給油所            | 073-444-1349 |              | 189          |        |        |    |
| 和歌山<br>下津 | 海南海上保安署                 | 073-492-0134 | 1.98         | 230          | 17.04  |        |    |

|      | 事業所名                                 | 連絡先(Tel)     | 油処理剤<br>(kl) | 油吸着剤<br>(kg) | 化学消火剤  |        | 備考 |
|------|--------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------|--------|----|
|      |                                      |              |              |              | 原液(kl) | 粉末(kg) |    |
| 和歌山下 | 山 津 海 南 市 消 防 本 部                    | 073-482-0119 | 0.29         | 906          | 104.62 |        |    |
| 和歌山下 | 山 津 湯 浅 広 川 消 防 組 合 消 防 本 部          | 0737-64-0119 | 0.11         | 77           | 0.29   |        |    |
| 和歌山下 | 山 津 日 高 広 域 消 防 事 務 組 合              | 0738-63-1119 | 0.32         | 387          | 1.42   |        |    |
| 和歌山下 | 山 津 (株) 川 福                          | 073-492-1312 | 0.18         |              |        | 130    |    |
| 和歌山下 | 山 津 河 合 石 油 (株)                      | 073-492-0335 |              |              |        | 24     |    |
| 和歌山下 | 山 津 下 津 海 運 (株)                      | 073-492-1233 | 0.58         | 235          |        |        |    |
| 和歌山下 | 山 津 紀 伊 水 道 防 災 設 備 (株)              | 073-492-1333 | 8.01         | 3,360        |        |        |    |
| 和歌山下 | 山 津 大 紀 海 運 (株)                      | 073-482-3639 | 180.00       | 50           |        |        |    |
| 和歌山下 | 山 津 下 津 船 舶 (株)                      | 073-492-1315 | 0.09         | 27           |        |        |    |
| 和歌山下 | 山 津 東 西 海 運 (株)                      | 073-492-0339 |              | 85           | 12.00  |        |    |
| 新 宮  | 東 牟 婁 振 興 局 新 宮 建 設 部                | 0735-21-9654 | 0.97         | 130          |        |        |    |
| 新 宮  | 新 宮 市 消 防 本 部                        | 0735-21-3321 | 0.40         | 91           | 0.72   |        |    |
| 新 宮  | 新 宮 漁 業 協 同 組 合                      | 0735-22-8622 |              | 40           |        |        |    |
| 串 本  | 串 本 海 上 保 安 署                        | 0735-62-0226 | 0.50         | 68           |        |        |    |
| 串 本  | 串 本 消 防 本 部                          | 0735-62-0119 |              | 34           |        |        |    |
| 串 本  | 和 歌 山 県 漁 連 串 本 支 部                  | 0735-62-0829 |              | 221          |        |        |    |
| 串 本  | 東 牟 婁 振 興 局 串 本 建 設 部                | 0735-62-0755 |              | 130          |        |        |    |
| 太 地  | 太 地 町                                | 0735-59-2335 |              | 100          | 0.08   |        |    |
| 勝 浦  | 那 智 勝 浦 消 防 本 部                      | 0735-52-4900 |              | 136          | 18.00  |        |    |
| 勝 浦  | 那 智 勝 浦 漁 業 協 同 組 合                  | 0735-52-0951 |              | 50           |        |        |    |
| 勝 浦  | 和 歌 山 県 漁 連 勝 浦 支 部                  | 0735-52-0589 |              | 150          |        |        |    |
| 勝 浦  | (有) 湯 川 石 油 店                        | 0735-52-0118 | 0.54         | 440          |        |        |    |
| 勝 浦  | (有) 紀 南 石 油 販 売 所                    | 0735-52-0104 | 0.05         | 34           |        | 6      |    |
| 勝 浦  | 勝 浦 船 梁 (株)                          | 0735-52-0895 | 20.00        | 7            | 0.50   |        |    |
| 由 良  | 海 上 自 衛 隊 阪 神 基 地 隊<br>由 良 基 地 分 遣 隊 | 0738-65-0056 |              | 250          |        |        |    |
| 由 良  | (株) エム・イー・エス 由 良                     | 0738-65-1111 | 0.67         | 1,683        |        |        |    |

|      | 事業所名                         | 連絡先(Tel)     | 油処理剤<br>(kl) | 油吸着剤<br>(kg) | 化学消火剤  |        | 備考 |
|------|------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------|--------|----|
|      |                              |              |              |              | 原液(kl) | 粉末(kg) |    |
| 田 辺  | 西牟婁振興局建設部                    | 0739-26-7949 |              | 70           |        |        |    |
| 田 辺  | 和歌山県漁連田辺支部                   | 0739-22-2546 |              | 240          |        |        |    |
| 田 辺  | 田 辺 市 消 防 本 部                | 0739-22-0119 |              |              | 1.40   |        |    |
| 文 里  | 田 辺 海 上 保 安 部                | 0739-22-2000 | 2943.00      | 415          |        |        |    |
| 文 里  | 紀 洋 石 油 (株)                  | 0739-22-5240 | 0.38         | 153          |        |        |    |
| 跡ノ浦  | 和歌山県排出油等防除協議会<br>田 辺 地 域 部 会 | 0739-22-2000 |              | 204          |        |        |    |
| 新 庄  | 新 庄 漁 業 協 同 組 合              | 0739-22-8685 |              | 40           |        |        |    |
| 日 高  | 関 西 電 力 (株)<br>御 坊 電 所       | 0738-23-2811 | 0.40         | 2,465        | 34.00  |        |    |
| 日 高  | 紀州日高漁業協同組合                   | 0738-22-0451 |              | 182          |        |        |    |
| 美浜町  | 紀州日高漁業協同組合<br>美 浜 町 支 所      | 0738-23-0500 |              | 70           |        |        |    |
| 印南町  | 紀州日高漁業協同組合<br>印 南 町 支 所      | 0738-42-0013 |              | 136          |        |        |    |
| みなべ町 | 紀州日高漁業協同組合<br>南 部 町 支 所      | 0739-72-2207 |              | 40           |        |        |    |
| 網不知  | 白 浜 町 消 防 本 部                | 0739-43-0119 |              | 612          |        |        |    |
| 計    |                              |              | 3263.55      | 35,972       | 692.70 | 16,735 |    |

## 和歌山県防災会議条例

〔昭和37年10月20日〕

条例第37号

〔沿革〕昭和57年10月26日

条例第26号改正

### （目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、和歌山県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （委員及び専門委員）

第2条 防災会議の委員の定数は60人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 防災会議の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### （幹事）

第3条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

### （部会）

第4条 防災会議は、その定めによるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

### （議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 和歌山県防災会議運営規則

### (目的)

第1条 この規則は、和歌山県防災会議条例第5条の規定に基づき、和歌山県防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

### (会議)

第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員に止むを得ない事情ができた場合は、代理人を出席させることができる。

第3条 前条の規定にかかわらず次の場合は会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で早急に措置を要するとき。

(3) 市町村防災会議が作成又は修正した市町村地域防災計画の報告で早急に措置を要するとき。

(4) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 会長は前項による決定をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

### (部会)

第4条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (幹事会)

第5条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。

### (その他)

第6条 その他必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

## 和歌山県災害対策本部条例

〔昭和37年10月20日〕  
条例第38号

〔沿革〕平成8年7月19日

条例第39号改正

### （趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、和歌山県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （職務）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員並びに災害対策副本部長及び災害対策本部員以外の職員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### （部等）

第3条 災害対策本部に、部、支部その他の組織を置くことができる。

### （現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

3 現地災害対策副本部長は、現地災害対策本部長を補佐し、現地災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 現地災害対策本部員並びに現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部員以外の職員は、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

### （雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○和歌山県災害対策本部規則

昭和38年3月12日

規則第15号

(最終改正：平成24年8月31日)

和歌山県災害対策本部規則を次のように定める。

和歌山県災害対策本部規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県災害対策本部条例(昭和37年和歌山県条例第38号)第5条の規定に基づき、和歌山県災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(災害対策副本部長等)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事及び危機管理監をもって充てる。

ただし、副知事及び危機管理監に事故があるときは、危機管理局長をもって充てる。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)に事故があるときに副本部長がその職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第1順位 副知事

第2順位 危機管理監

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、知事室長、部長(危機管理監を除く。)、会計管理者、危機管理局長、教育長及び警察副本部長並びに副本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部の構成)

第3条 本部に、本部会議、総合統制室及び部(以下「本部(本庁)」という。)並びに支部及び地方連絡部を置く。

(本部会議)

第4条 本部会議は、災害応急対策等の基本方針の決定その他必要な事項を協議する。

2 本部会議は、副本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部会議は、副本部長が必要に応じて招集する。

(総合統制室)

第5条 総合統制室に、室長、副室長及び室員を置く。

2 室長は、上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副室長は、上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 室員は、上司の命を受け、当該室の事務に従事する。

5 室長は、必要に応じて指名した部の職員を当該室に属する事務の処理をさせることができる。

6 総合統制室の編成及び事務分掌は、別表第1のとおりとする。

(部)

第6条 部に、知事室部、総務部、企画部、環境生活部、福祉保健部、商工観光労働部、農林水産部、県土整備部、会計部、議会部、教育部、警察部、監査委員部、人事委員会及び労働委員会部を置く。

2 各部に部長、副部長、班長及び班員を置き、必要に応じて部長付又は副班長を置く。

3 部長は、上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副部長が2人以上あるときは、あらかじめ部長が定める順序により、その職務を代理する。

5 部長付は、上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。

6 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

7 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。

8 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。

9 各部の編成及び事務分掌は、別表第2のとおりとする。

ただし、警察部の編成及び事務分掌は、別表2に定めるもののほか、和歌山県警察本部で定めるところによる。

10 部長は、当該部に属する事務の処理をする人員が不足するときは、総務部の部長に人員の派遣を要請することができる。この場合において、総務部の部長は、派遣を要請した部(以下「当該部」という。)以外の部(以下「他の部」という。)の部長と協議の上、他の部の職員に当該部に属する事務の処理をさせることができる。

(本部連絡員)

第7条 本部会議の決定事項等について、各部の連絡事務を処理するため、各部長が指名した本部連絡員を総合統制室に置く。

- 2 本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名する者をもって充てる。この場合において、部長は、幹事班(警察部にあっては派遣班)の職員を1名以上指名するものとする。

知事室部  
総務部  
企画部  
環境生活部  
福祉保健部  
商工観光労働部  
農林水産部  
県土整備部  
会計部  
議会部  
教育部  
警察部  
(支部)

第8条 支部は、地方における災害応急対策等の事務を円滑に処理する。

- 2 支部の名称、位置及び所管区域は、別表第3のとおりとする。

- 3 支部は、次の機関をもって構成する。

- (1) 当該支部の所管区域の全部又は一部をその所管区域とする次の機関

振興局  
保健所  
家畜保健衛生所  
警察署

- (2) その他県の地方機関等

- 4 支部の組織及び運営は、本部(本庁)に準じて知事の承認を得て、支部長が別に定める。  
5 支部に、支部長、副支部長及び支部員を置く。  
6 支部の支部長及び副支部長は、別表第4のとおりとする。  
7 支部長は、副支部長及び支部員と協議して支部における災害応急対策等に関する事務の円滑な処理と、本部(本庁)との連絡に当たるものとする。  
8 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。  
9 支部長及び副支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した支部員が、その職務を代理する。  
(副本部長の支部への派遣)

第9条 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長を支部に派遣することができる。

- 2 副本部長は、前項の規定により支部に派遣されたときは、支部に必要な指示を与えることができる。

(地方連絡部)

第10条 地方連絡部は、災害に関し、国会、中央官庁その他関係方面との連絡等事務の円滑な処理を図る。

- 2 地方連絡部の名称及び位置は、別表第5のとおりとし、同表に掲げる事務を分掌させる。  
3 地方連絡部に、地方連絡部長を置く。  
4 地方連絡部長は、東京事務所長をもって充てる。  
5 地方連絡部長は、当該連絡部の所掌事務の処理に当たる。

(緊急防災要員)

第11条 本部(本庁)の初動体制確立及び初動・応急対応業務のため、本部(本庁)に緊急防災要員を置く。

- 2 支部の初動体制確立のため、支部に緊急防災要員を置く。  
3 緊急防災要員は、県庁及び振興局の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。

(広域防災拠点要員)

第12条 救援物資の集積拠点及び防災関係機関の活動拠点として別表第6に掲げる広域防災拠点(以下「広域防災拠点」という。)の初動体制確立及び運営のため、広域防災拠点要員を置く。

- 2 広域防災拠点要員は、広域防災拠点の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。

(現地災害対策本部)

第13条 災害地における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要と認めるときは、当該災害地の災害応急対策の実施に適した場所に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

- 2 現地本部を設置したときは、当該現地本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を直ちに告示する。

67-00-00 和歌山県災害対策本部規則

3 現地本部が設置されたときは、当該現地本部の所管区域を所管する支部の組織は現地本部に包含されるものとする。

4 現地本部の組織及び運営は、本部（本庁）に準じて現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）が定める。

（現地本部長の権限）

第14条 本部長は、現地本部が設置されたときは、当該災害地において災害応急対策を実施するために必要な権限を現地本部長に委任するものとする。

2 現地本部長は、前項の規定により委任された権限の範囲内において、当該現地本部の所管区域を所管する関係機関に対し、必要な指示又は協力を要請することができる。

（現地本部の廃止）

第15条 現地本部は、当該災害地における災害応急対策が概ね完了したと認めるときに廃止する。

2 現地本部を廃止したときは、その旨を直ちに告示する。

（本部の設置及び廃止の告示）

第16条 本部を設置したとき、及び当該本部を廃止したときは、その旨を直ちに告示する。

（その他）

第17条 この規則に定めるほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、和歌山県地域防災計画の定めるところによる。

別表第1（第5条関係）

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

| 室名    | 室長<br>副室長                        | 事務分担者<br>(室員)                                                                                                      | 事務分掌                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合統制室 | (室長)<br>危機管理監<br>(副室長)<br>危機管理局長 | 総合防災課員<br>危機管理課員<br>消防保安課員<br>広報課員<br>人事課員<br>情報政策課員<br>総合交通政策課員<br>福祉保健総務課員<br>医務課員<br>道路保全課員<br>室長が必要に応じ指名した部の職員 | 1 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関すること。<br>2 現地災害対策本部の設置に関すること。<br>3 県防災会議の運営に関すること。<br>4 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること。<br>5 総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取りまとめに関すること。<br>6 被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。<br>7 地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に関すること。<br>8 県防災行政無線等の管理及び運用に関すること。<br>9 防災関連システム等の管理及び運用に関すること。<br>10 自衛隊の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。<br>11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。<br>12 海上保安庁への要請、受入及び活動調整に関すること。<br>13 応援協定に基づく要請に関すること。<br>14 防災ボランティアの要請に関すること。<br>15 総合輸送ルート（陸・海・空路）の設定に関すること。<br>16 応援ヘリコプターの要請、受入及び活動調整に関すること。<br>17 県防災ヘリコプターの運航管理に関すること。<br>18 火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に関すること。<br>19 電気、通信及び都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関すること。<br>20 石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関すること。 |

|  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  | と。<br>21 報道機関との連絡調整に関する事<br>22 各種報道媒体を活用した災害広報に関する事<br>23 災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に関する事<br>24 災害及び復興の記録に関する事<br>25 被災地の調査に関する事<br>26 孤立集落の支援に関する事<br>27 職員の配置に係る調整に関する事<br>28 災害救助物資の調達及び供給に関する事<br>29 救援物資の輸送に関する事<br>30 初動時の緊急医療体制の確立に関する事<br>31 医療救護活動の実施に関する事<br>32 交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関する事<br>33 緊急輸送道路の確保に関する事<br>34 その他必要な事 |
|--|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第2 (第6条関係)

和歌山県災害対策本部各部の編制及び事務分掌

| 部名   | 部長<br>副部長<br>部長付                                        | 班名           | 事務分担者                                                         |                                              | 事務分掌                                                                                                                                                          |
|------|---------------------------------------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                                                         |              | 班長、副班長                                                        | 班員                                           |                                                                                                                                                               |
| 知事室部 | (部長)<br>知事室長<br>(副部長)<br>国体推進監                          | (幹事班)<br>秘書班 | (班長)<br>秘書課長<br>(副班長)<br>政策審議課長<br>総務企画課長<br>施設調整課長<br>競技式典課長 | 秘書課員<br>政策審議課員<br>総務企画課員<br>施設調整課員<br>競技式典課員 | 1 各部幹事班共通業務に関する事<br>2 各班共通業務に関する事<br>3 本部長及び副本部長の秘書に関する事<br>4 各種陳情の応援及び被災地の視察に関する事<br>5 その他必要な事                                                               |
| 総務部  | (部長)<br>総務部長<br>(副部長)<br>総務管理局長<br>(部長付)<br>監察査察監<br>参事 | (幹事班)<br>総務班 | (班長)<br>総務学事課長<br>(副班長)<br>総務学事課副課長                           | 総務学事課員                                       | 1 各部幹事班共通業務に関する事<br>2 各班共通業務に関する事<br>3 私立学校の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事<br>4 その他必要な事                                                                           |
|      |                                                         | 人事職員班        | (班長)<br>人事課長<br>(副班長)<br>総括監察査察員<br>行政改革課副課長<br>職員厚生室長        | 人事課員<br>監察査察課員<br>行政改革課員<br>職員厚生室員           | 1 各班共通業務に関する事<br>2 職員の動員に関する事<br>3 職員の派遣要請に関する事(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づくものを除く)<br>4 職員の配置等、人的措置に関する事<br>5 職員の安否状況調査に関する事<br>6 職員の救援に関する事<br>7 職員の公務災害補償に関する事 |

|     |                                                                                  |                    |                                                                                 |                                                                |                                                                                                                                                                                                              |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                                                                                  |                    |                                                                                 |                                                                | と。<br>8 長期従事職員に係る対応に関すること。<br>9 その他必要なこと。                                                                                                                                                                    |
|     |                                                                                  | 財政班                | (班長)<br>財政課長<br>(副班長)<br>財政課副課長                                                 | 財政課員                                                           | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 災害対策に係る予算措置に関すること。<br>3 その他必要なこと。                                                                                                                                                       |
|     |                                                                                  | 税務班                | (班長)<br>税務課長<br>(副班長)<br>税務課副課長                                                 | 税務課員                                                           | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 災害時の県税の徴収猶予、減免等に関すること。<br>3 県税関係システムの応急復旧対策に関すること。<br>4 その他必要なこと。                                                                                                                       |
|     |                                                                                  | 市町村班               | (班長)<br>市町村課長<br>(副班長)<br>市町村課副課長                                               | 市町村課員                                                          | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 市町村行政の応援に関すること。<br>3 市町村応急復旧資金のあっせんに関すること。<br>4 その他必要なこと。                                                                                                                               |
|     |                                                                                  | 管財公共<br>建築班        | (班長)<br>管財課長<br>(副班長)<br>管財課副課長                                                 | 管財課員<br>公共建築課員                                                 | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 本庁舎管理に係る災害応急対策に関すること。<br>3 本庁舎設備に係る災害応急対策に関すること。<br>4 庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること。<br>5 自衛消防隊の活動状況の把握に関すること。<br>6 各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関すること。<br>7 県有未利用地の災害応急対策への活用に関すること。<br>8 その他必要なこと。 |
| 企画部 | (部長)<br>企画部長<br>(副部長)<br>企画政策<br>局長<br>地域振興<br>局長<br>人権局長<br>(部長付)<br>政策統括<br>参事 | (幹事班)<br>企画総務<br>班 | (班長)<br>企画総務課長<br>(副班長)<br>地域プロジェ<br>クト対策室長<br>調査統計課長<br>人権政策課長<br>人権施策推進<br>課長 | 企画総務課員<br>地域プロジェ<br>クト対策室員<br>調査統計課員<br>人権政策課員<br>人権施策推進<br>課員 | 1 各部幹事班共通業務に関するこ<br>と。<br>2 各班共通業務に関すること。<br>3 和歌山県土地開発公社管理施設<br>の被災及び周辺被害に関するこ<br>と。<br>4 その他必要なこと。                                                                                                         |
|     |                                                                                  | 文化国際<br>班          | (班長)<br>文化国際課長<br>(副班長)<br>文化国際課副<br>課長                                         | 文化国際課長                                                         | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 海外からの災害支援等に係る問<br>い合わせ対応に関すること。<br>3 外国人の被災者に関する災害情<br>報対応に関すること。                                                                                                                       |

|       |                                                                        |                  |                                                         |                                                              |                                                                                                                                                                                     |
|-------|------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                                                                        |                  |                                                         |                                                              | 4 その他必要なこと。                                                                                                                                                                         |
|       |                                                                        | 情報政策班            | (班長)<br>情報政策課長<br>(副班長)<br>情報政策課副課長                     | 情報政策課員                                                       | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 県汎用コンピュータシステムの応急復旧に関すること。<br>3 県行政用情報通信ネットワークシステムの応急復旧に関すること。<br>4 その他必要なこと。                                                                                   |
|       |                                                                        | 総合交通政策班          | (班長)<br>総合交通政策課長<br>(副班長)<br>地域政策課長<br>過疎対策課長<br>空港対策室長 | 総合交通政策課員<br>地域政策課員<br>過疎対策課員<br>空港対策室員<br>福祉保健総務課員<br>資源管理課員 | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)及び関西国際空港の被害情報の収集、その他災害応急対策に関すること。<br>3 人員及び物資の輸送に係る総合的な調整に関すること。<br>4 その他必要なこと。                                                             |
| 環境生活部 | (部長)<br>環境生活部長<br>(副部長)<br>環境政策局長<br>県民局長<br>(部長付)<br>生活安全参事<br>食品安全参事 | (幹事班)<br>環境生活総務班 | (班長)<br>環境生活総務課長<br>(副班長)<br>自然環境室長                     | 環境生活総務課員<br>自然環境室員                                           | 1 各部幹事班共通業務に関すること。<br>2 各班共通業務に関すること。<br>3 環境衛生研究センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。<br>4 自然公園等施設の被害状況の把握に関すること。<br>5 その他必要なこと。                                                               |
|       |                                                                        | 環境班              | (班長)<br>循環型社会推進課長<br>(副班長)<br>環境管理課長<br>廃棄物指導室長         | 循環型社会推進課員<br>環境管理課員<br>廃棄物指導室員                               | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 廃棄物処理に係る市町村被害状況の情報収集に関すること。<br>3 廃棄物処理に係る応援に関すること。<br>4 「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく市町村からの応援要請に対する連絡体制に関すること。<br>5 災害時における大気・水質等環境対策に関すること。<br>6 その他必要なこと。 |
|       |                                                                        | 県民生活班            | (班長)<br>県民生活課長<br>(副班長)<br>NPO・県民活動推進室長                 | 県民生活課員<br>NPO・県民活動推進室員                                       | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 生活関連物資の価格需給動向の調査に関すること。<br>3 県民相談に関すること。<br>4 ボランティア活動の総合調整窓口の設置に関すること。<br>5 NPOサポートセンターの被害状況の把握に関すること。<br>6 その他必要なこと。                                         |
|       |                                                                        | 青少年・男女共同         | (班長)<br>青少年・男女                                          | 青少年・男女共同参画課員                                                 | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 各青少年の家の被害状況調査及                                                                                                                                                 |



|       |                                                           |                      |                                                   |                         |                                                                                                                                                                              |
|-------|-----------------------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                                                           | 参画班                  | 共同参画課長<br>(副班長)<br>青少年・男女<br>共同参画課副<br>課長         |                         | び応急復旧対策に関すること。<br>3 男女共同参画センターの被害状<br>況調査及び応急復旧対策に関する<br>こと。<br>4 その他必要なこと。                                                                                                  |
|       |                                                           | 食品・生<br>活衛生班         | (班長)<br>食品・生活衛<br>生課長<br>(副班長)<br>食品・生活衛<br>生課副課長 | 食品・生活衛<br>生課員           | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 飲料水の供給に関すること。<br>3 食品衛生の確保に関すること。<br>4 火葬施設の被害状況の把握及び<br>広域火葬の支援に関すること。<br>5 動物愛護センターの被害状況の<br>把握及び応急対策に関すること。<br>6 動物救護活動の支援に関するこ<br>と。<br>7 その他必要なこと。 |
| 福祉保健部 | (部長)<br>福祉保健<br>部長<br>(副部長)<br>技監<br>福祉保健<br>政策局長<br>健康局長 | (幹事班)<br>福祉保健<br>総務班 | (班長)<br>福祉保健総務<br>課長<br>(副班長)<br>福祉保健総務<br>課副課長   | 福祉保健総務<br>課員            | 1 各部幹事班共通業務に関するこ<br>と。<br>2 各班共通業務に関すること。<br>3 災害救助法(昭和22年法律第11<br>8号)に関すること。<br>4 被災者生活再建支援法(平成10<br>年法律第66号)制度等に関するこ<br>と。<br>5 食糧・生活必需品の確保に関す<br>ること。<br>6 その他必要なこと。      |
|       |                                                           | 子ども支<br>援班           | (班長)<br>子ども未来課<br>長<br>(副班長)<br>子ども未来課<br>副課長     | 子ども未来課<br>員             | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 児童福祉施設入所児童等の保護<br>に関すること。<br>3 被災母子家庭相談・支援に関す<br>ること。<br>4 保育所被害状況等の調査に関す<br>ること。<br>5 その他必要なこと。                                                        |
|       |                                                           | 高齢者支<br>援班           | (班長)<br>長寿社会課長<br>(副班長)<br>高齢者生活支<br>援室長          | 長寿社会課員<br>高齢者生活支<br>援室員 | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 高齢者に係る被災状況の情報収<br>集に関すること。<br>3 高齢者に係る被災状況の報告に<br>関すること。<br>4 老人福祉施設等との連絡に関す<br>ること。<br>5 高齢者の支援要請及び救援依頼<br>に関すること。<br>6 その他必要なこと。                      |
|       |                                                           | 障害児者<br>支援班          | (班長)<br>障害福祉課長<br>(副班長)<br>障害福祉課副<br>課長           | 障害福祉課員                  | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 障害児者施設の被災状況の情報<br>収集に関すること。<br>3 在宅障害児者の被災状況の情報<br>収集に関すること。                                                                                            |

|         |                                                                            |                    |                                                 |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |                                                                            |                    |                                                 |                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>4 こころのケア・サポートに関すること。</li> <li>5 その他必要なこと。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                              |
|         |                                                                            | 医務班                | (班長)<br>医務課長<br>(副班長)<br>医務課副課長                 | 医務課員                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 医療救護及び助産に関することと。</li> <li>3 医療機関等との連絡に関すること。</li> <li>4 保健師活動に関すること。</li> <li>5 その他必要なこと。</li> </ol>                                                                                                                                                   |
|         |                                                                            | 健康推進班              | (班長)<br>健康推進課長<br>(副班長)<br>健康推進課副課長             | 健康推進課員                         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 在宅重症難病患者の被災状況調査及び支援に関すること。</li> <li>3 感染症予防に関すること。</li> <li>4 防疫用薬品の確保に関することと。</li> <li>5 母子保健関連情報の提供に関すること。</li> <li>6 その他必要なこと。</li> </ol>                                                                                                           |
|         |                                                                            | 薬務班                | (班長)<br>薬務課長<br>(副班長)<br>薬務課副課長                 | 薬務課員                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 医薬品の整備及び補給に関すること。</li> <li>3 毒劇物による事故防止に関すること。</li> <li>4 その他必要なこと。</li> </ol>                                                                                                                                                                         |
| 商工観光労働部 | (部長)<br>商工観光労働部長<br>(副部長)<br>商工労働政策局長<br>企業政策局長<br>観光局長<br>(部長付)<br>労働政策参事 | (幹事班)<br>商工観光労働総務班 | (班長)<br>商工観光労働総務課長<br>(副班長)<br>商工振興課長<br>償還指導室長 | 商工観光労働総務課員<br>商工振興課員<br>償還指導室員 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部幹事班共通業務に関すること。</li> <li>2 各班共通業務に関すること。</li> <li>3 経済関係被害状況等の調査情報収集及び災害応急対策に関すること。</li> <li>4 中小企業者災害復旧関連融資対策に関すること。</li> <li>5 中小企業者災害復旧高度化融資対策に関すること。</li> <li>6 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)の資金の償還免除対策に関すること。</li> <li>7 店舗等の被害調査に関すること。</li> <li>8 その他必要なこと。</li> </ol> |
|         |                                                                            | 公営企業班              | (班長)<br>公営企業課長<br>(副班長)<br>公営企業課副課長             | 公営企業課員                         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 公営企業関係施設(工業用水道)の被害調査及び災害応急対策に関すること。</li> <li>3 公営企業関係施設(土地)の被害調査及び災害応急対策に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                             |

|       |                                                                  |               |                                                         |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                                                                  |               |                                                         |                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>4 災害緊急支出に関すること。</li> <li>5 その他必要なこと。</li> </ul>                                                                                                                                                          |
|       |                                                                  | 労働班           | (班長)<br>労働政策課長<br>(副班長)<br>労働政策課副課長                     | 労働政策課員                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 被災者への雇用対策に関すること。</li> <li>3 産業技術専門学院に係る被害対策に関すること。</li> <li>4 その他必要なこと。</li> </ul>                                                                                            |
|       |                                                                  | 企業政策班         | (班長)<br>企業振興課長<br>(副班長)<br>企業立地課長<br>産業技術政策課長           | 企業振興課員<br>企業立地課員<br>産業技術政策課員           | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 工場等の被害調査に関すること。</li> <li>3 その他必要なこと。</li> </ul>                                                                                                                               |
|       |                                                                  | 観光班           | (班長)<br>観光振興課長<br>(副班長)<br>観光交流課長                       | 観光振興課員<br>観光交流課員                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 観光施設の被害調査に関すること。</li> <li>3 その他必要なこと。</li> </ul>                                                                                                                              |
| 農林水産部 | (部長)<br>農林水産部長<br>(副部長)<br>農林水産政策局長<br>農業生産局長<br>森林・林業局長<br>水産局長 | (幹事班) 農林水産総務班 | (班長)<br>農林水産総務課長<br>(副班長)<br>食品流通課長<br>工事検査室長<br>研究推進室長 | 農林水産総務課員<br>食品流通課員<br>工事検査室員<br>研究推進室員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各部幹事班共通業務に関すること。</li> <li>2 各班共通業務に関すること。</li> <li>3 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。</li> <li>4 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること。</li> <li>5 その他必要なこと。</li> </ul>                                         |
|       |                                                                  | 農業農村整備班       | (班長)<br>農業農村整備課長<br>(副班長)<br>農業農村整備課副課長                 | 農業農村整備課員                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。</li> <li>3 小匠防災ため池の災害応急対策に関すること。</li> <li>4 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。</li> <li>5 地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。</li> <li>6 その他必要なこと。</li> </ul> |
|       |                                                                  | 果樹園芸班         | (班長)<br>果樹園芸課長<br>(副班長)<br>農業環境・鳥獣害対策室長                 | 果樹園芸課員<br>農業環境・鳥獣害対策室員                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 災害救助に必要な米穀(市町村において不足した場合)の調達に関すること。</li> <li>3 主要食糧、そ菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること。</li> <li>4 災害応急対策用種子の確保に関すること。</li> <li>5 その他必要なこと。</li> </ul>                                 |

|       |                |                  |                                     |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|----------------|------------------|-------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                | 畜産班              | (班長)<br>畜産課長<br>(副班長)<br>畜産課副課長     | 畜産課員               | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 家畜等被害調査・応急対策に関すること。</li> <li>3 家畜及び家きんの防疫に関すること。</li> <li>4 家畜飼料の確保対策に関すること。</li> <li>5 その他必要なこと。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                            |
|       |                | 経営支援班            | (班長)<br>経営支援課長<br>(副班長)<br>経営支援課副課長 | 経営支援課員             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 農業協同組合施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること。</li> <li>3 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</li> <li>4 災害に伴う農業共済に関すること。</li> <li>5 その他必要なこと。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                           |
|       |                | 林業班              | (班長)<br>林業振興課長<br>(副班長)<br>森林整備課長   | 林業振興課員<br>森林整備課員   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 林道の被害状況調査に関すること。</li> <li>3 原木市場、製材工場等の被害状況調査に関すること。</li> <li>4 被害林業者等への貸付手続の審査及び指導に関すること。</li> <li>5 林業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関すること。</li> <li>6 山地災害地及び治山施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。</li> <li>7 県立植物公園及び県立森林公園の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。</li> <li>8 林産物(民有林の森林)の被害状況調査に関すること。</li> <li>9 林産物搬出施設等の被害状況調査に関すること。</li> <li>10 特用林産物の被害状況調査に関すること。</li> <li>11 その他必要なこと。</li> </ol> |
|       |                | 水産振興班            | (班長)<br>水産振興課長<br>(副班長)<br>資源管理課長   | 水産振興課員<br>資源管理課員   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 養殖魚介類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。</li> <li>3 漁業取締船による緊急輸送活動に関すること。</li> <li>4 被災漁業者等に対する融資に関すること。</li> <li>5 その他必要なこと。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 県土整備部 | (部長)<br>県土整備部長 | (幹事班)<br>県土整備総務班 | (班長)<br>県土整備総務課長                    | 県土整備総務課員<br>技術調査課員 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部幹事班共通業務に関すること。</li> <li>2 各班共通業務に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|                                                                                 |       |                                                         |                                        |                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (副部長)<br>技監<br>県土整備<br>政策局長<br>道路局長<br>河川・下<br>水道局長<br>都市住宅<br>局長<br>港湾空港<br>局長 |       | (副班長)<br>技術調査課長<br>用地対策課長<br>検査指導室長                     | 用地対策課員<br>検査指導室員                       | 3 災害応急復旧工事等に必要な建設機械及び資材の調達及び建設業者の確保に関すること。<br>4 その他必要なこと。                                                                                                                                                  |
|                                                                                 | 道路班   | (班長)<br>道路保全課長<br>(副班長)<br>道路政策課長<br>道路建設課長<br>高速道路推進室長 | 道路政策課員<br>道路保全課員<br>道路建設課員<br>高速道路推進室員 | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 県管理の道路、橋梁等の被害調査及び災害応急対策に関すること。<br>3 国(直轄)、西日本高速道路株式会社等が管理するその他の道路の情報収集に関すること。<br>4 緊急輸送道路の確保に関すること。<br>5 その他必要なこと。                                                                    |
|                                                                                 | 河川班   | (班長)<br>河川課長<br>(副班長)<br>河川課副課長                         | 河川課員                                   | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 土木関係被害状況の調査、情報収集及び災害応急対策の取りまとめに関すること。<br>3 七川ダム、二川ダム、椿山ダム及び広川治水ダム関係の被害調査及び災害応急対策に関すること。<br>4 水防業務に関すること。<br>5 その他必要なこと。                                                               |
|                                                                                 | 砂防班   | (班長)<br>砂防課長<br>(副班長)<br>砂防課副課長                         | 砂防課員                                   | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 斜面崩壊状況調査、砂防関係施設被害状況調査及び災害応急対策に関すること。<br>3 情報基盤整備機器の点検に関すること。<br>4 その他必要なこと。                                                                                                           |
|                                                                                 | 下水道班  | (班長)<br>下水道課長<br>(副班長)<br>下水道課副課長                       | 下水道課員                                  | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 下水道等施設災害応急対策に関すること。<br>3 その他必要なこと。                                                                                                                                                    |
|                                                                                 | 建築住宅班 | (班長)<br>建築住宅課長<br>(副班長)<br>都市政策課長<br>公共建築課長             | 建築住宅課員<br>都市政策課員<br>公共建築課員             | 1 各班共通業務に関すること。<br>2 滅失・損壊した建築物の統計及び報告に関すること。<br>3 応急仮設住宅建設等に関すること。<br>4 県営住宅の復旧に関すること。<br>5 被災者入居用の公営住宅の空き家状況調査及び提供に関すること。<br>6 市町村営住宅の被害状況調査・報告に関すること。<br>7 都市公園の被害調査及び被害応急対策に関すること。<br>8 被災者の住宅支援に関すること |

|     |                                    |                |                                             |                            |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|------------------------------------|----------------|---------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                                    |                |                                             |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>9 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</li> <li>10 被災宅地の危険度判定に関すること。</li> <li>11 工事中の県有建築物等の被災状況調査・応急処置に関すること。</li> <li>12 その他必要なこと。</li> </ul>                                                                                  |
|     |                                    | 港湾空港班          | (班長)<br>港湾整備課長<br>(副班長)<br>港湾空港課長<br>漁港整備室長 | 港湾整備課員<br>港湾空港課員<br>漁港整備室員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。</li> <li>3 港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。</li> <li>4 南紀白浜空港の被害調査及び応急対策検討に関すること。</li> <li>5 南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。</li> <li>6 その他必要なこと。</li> </ul> |
| 会計部 | (部長)<br>会計管理者<br>(副部長)<br>会計局長     | (幹事班)<br>会計班   | (班長)<br>会計課長<br>(副班長)<br>会計課副課長             | 会計課員                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各部幹事班共通業務に関すること。</li> <li>2 各班共通業務に関すること。</li> <li>3 災害時の出納事務に関すること。</li> <li>4 財務会計オンラインシステム被災状況収集及び応急対策に関すること。</li> <li>5 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。</li> <li>6 その他必要なこと。</li> </ul>                           |
|     |                                    | 総務事務集中班        | (班長)<br>総務事務集中課長<br>(副班長)<br>総務事務集中課副課長     | 総務事務集中課員                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 災害応急対策用物品の購入及び燃料の緊急調達に関すること。</li> <li>3 その他必要なこと。</li> </ul>                                                                                                                          |
| 議会部 | (部長)<br>議会事務局長<br>(副部長)<br>議会事務局次長 | (幹事班)<br>議会総務班 | (班長)<br>総務課長<br>(副班長)<br>総務課副課長             | 総務課員                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各部幹事班共通業務に関すること。</li> <li>2 各班共通業務に関すること。</li> <li>3 議員との連絡に関すること。</li> <li>4 その他必要なこと。</li> </ul>                                                                                                             |
|     |                                    | 議事班            | (班長)<br>議事課長<br>(副班長)<br>議事課副課長             | 議事課員                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 議会の会議に関すること。</li> <li>3 その他必要なこと。</li> </ul>                                                                                                                                          |
|     |                                    | 政策調査班          | (班長)<br>政策調査課長<br>(副班長)                     | 政策調査課員                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関すること。</li> <li>2 議員の調査活動に関すること。</li> <li>3 その他必要なこと。</li> </ul>                                                                                                                                        |

|     |                                                    |                | 政策調査課副課長                                           |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|----------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育部 | (部長)<br>教育長<br>(副部長)<br>教育総務局長<br>生涯学習局長<br>学校教育局長 | (幹事班)<br>教育総務班 | (班長)<br>健康体育課長<br>(副班長)<br>総務課長<br>給与課長<br>福利課長    | 健康体育課員<br>総務課員<br>給与課員<br>福利課員    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部幹事班共通業務に関する事</li> <li>2 各班共通業務に関する事</li> <li>3 教育関係の被害状況等の調査及び情報収集の総括に関する事</li> <li>4 学校給食物資の管理及び配分に関する事</li> <li>5 児童生徒の保健管理に関する事</li> <li>6 市町村教育委員会との連絡及び指導に関する事</li> <li>7 職員(学校職員を除く。)の動員及び派遣に関する事</li> <li>8 国・他府県応援職員の受付・職員割当及び移動手段・宿舍確保に関する事</li> <li>9 広報に関する事</li> <li>10 学校施設等の災害応急対策に関する事</li> <li>11 職員(学校職員を除く。)の被災状況調査及び救援に関する事</li> <li>12 救援物資の受付及び配布に関する事</li> <li>13 教職員住宅の調査に関する事</li> <li>14 関係宿泊施設等の被害状況等の調査に関する事</li> <li>15 被災教職員の住宅確保に関する事</li> <li>16 その他必要な事</li> </ol> |
|     |                                                    | 学校教育班          | (班長)<br>学校指導課長<br>(副班長)<br>学校指導課特別支援教育室長<br>学校人事課長 | 学校指導課員<br>学校指導課特別支援教育室員<br>学校人事課員 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関する事</li> <li>2 臨時の授業その他学校運営に関する事</li> <li>3 教科書、学用品及び救援物資の配布に関する事</li> <li>4 ボランティアの派遣、編成及び活動計画に関する事</li> <li>5 学校職員の動員及び派遣に関する事</li> <li>6 児童生徒及び学校職員の被災状況調査及び救援に関する事</li> <li>7 カウンセラーの派遣に関する事</li> <li>8 児童生徒の転入学及び区域外就学に関する事</li> <li>9 県立学校及び公立小中高等学校への避難所設置に伴う運営協力等に関する事</li> <li>10 その他必要な事</li> </ol>                                                                                                                                                                                |

|       |                                                        |              |                                     |                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                                                        | スポーツ班        | (班長)<br>スポーツ課長<br>(副班長)<br>スポーツ課副課長 | スポーツ課員                                                                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関する事。</li> <li>2 社会体育施設の被害状況等の調査、災害応急対策及び避難所等の提供に関する事。</li> <li>3 その他必要な事。</li> </ol>                                                                                                                                                                        |
|       |                                                        | 生涯学習班        | (班長)<br>生涯学習課長<br>(副班長)<br>生涯学習課副課長 | 生涯学習課員                                                                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関する事。</li> <li>2 PTA、女性団体等へのボランティア協力要請に関する事。</li> <li>3 県立図書館の被害状況等の調査及び災害応急対策に関する事。</li> <li>4 その他必要な事。</li> </ol>                                                                                                                                          |
|       |                                                        | 文化遺産班        | (班長)<br>文化遺産課長<br>(副班長)<br>文化遺産課副課長 | 文化遺産課員                                                                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班共通業務に関する事。</li> <li>2 文化財の被害状況等の調査及び災害応急対策に関する事。</li> <li>3 博物館等施設の被害状況等の調査及び災害応急対策に関する事。</li> <li>4 その他必要な事。</li> </ol>                                                                                                                                          |
| 警察部   | (部長)<br>警察本部長<br>(副部長)<br>警備部長<br>(部長付)<br>総務課長<br>外1名 | (幹事班)<br>総括班 | (班長)<br>警備課長<br>運転免許課長              | 会計課員<br>警務課員<br>生活安全企画課員<br>捜査第一課員<br>公安課員<br>警備課員<br>運転免許課員<br>近畿管区警察局和歌山県情報通信部通信庶務課員 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害警備本部の総括に関する事。</li> <li>2 会議の招集・運営に関する事。</li> <li>3 各班及び派遣要員の連絡調整に関する事。</li> <li>4 警察庁・管区局への報告連絡に関する事。</li> <li>5 援助要求及び連絡調整に関する事。</li> <li>6 防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>7 記録の整備、保管及び報告に関する事。</li> <li>8 交通部指揮所との連絡調整に関する事。</li> <li>9 各班に属さない任務に関する事。</li> </ol> |
|       |                                                        | 派遣班          | (班長)<br>テロ対策室長                      | 運転免許課員<br>警備課員                                                                         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県災害対策本部における連絡調整に関する事。</li> <li>2 派遣先警察署災害警備本部の支援等に関する事。</li> <li>3 その他必要な事。</li> </ol>                                                                                                                                                                              |
| 監査委員部 | (部長)<br>監査委員事務局長<br>(副部長)<br>監査委員事務局第一課長               | 監査委員班        | (班長)<br>第一課長<br>(副班長)<br>第二課長       | 第一課員<br>第二課員                                                                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部幹事班共通業務に関する事。</li> <li>2 各班共通業務に関する事。</li> <li>3 その他必要な事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                              |



|            |                                                                  |           |                                         |              |                                                              |
|------------|------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------|
| 人事委員会<br>部 | (部長)<br>人事委員<br>会事務局<br>長<br>(副部長)<br>人事委員<br>会事務局<br>総務課長       | 人事委員<br>班 | (班長)<br>総務課長<br>(副班長)<br>職員課長           | 総務課員<br>職員課員 | 1 各部幹事班共通業務に関するこ<br>と。<br>2 各班共通業務に関するこ<br>と。<br>3 その他必要なこと。 |
| 労働委員会<br>部 | (部長)<br>労働委員<br>会事務局<br>長<br>(副部長)<br>労働委員<br>会事務局<br>審査調整<br>課長 | 労働委員<br>班 | (班長)<br>審査調整課長<br>(副班長)<br>審査調整課副<br>課長 | 審査調整課員       | 1 各部幹事班共通業務に関するこ<br>と。<br>2 各班共通業務に関するこ<br>と。<br>3 その他必要なこと。 |

## 備考

- 1 各部幹事班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。
  - (1) 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
  - (2) 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。
  - (3) 部内各班、総合統制室及び各部との連絡調整に関すること。
  - (4) 部内の被害状況の取りまとめに関すること。
  - (5) 部内の災害応急対策の推進及び取りまとめに関すること。
- 2 各班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。
  - (1) 所属職員の安否の取りまとめに関すること。
  - (2) 所属職員の動員及び要員の確保に関すること。
  - (3) 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。
  - (4) 所管事業に係る被害調査及び応急対策に関すること。
  - (5) 所管業務に係る対応記録、整理に関すること。

## 別表第3 (第8条関係)

## 支部の名称、位置及び所管区域

| 名 称   | 位 置    | 所管区域         |
|-------|--------|--------------|
| 海草支部  | 海草振興局  | 和歌山市、海南市、海草郡 |
| 那賀支部  | 那賀振興局  | 紀の川市、岩出市     |
| 伊都支部  | 伊都振興局  | 橋本市、伊都郡      |
| 有田支部  | 有田振興局  | 有田市、有田郡      |
| 日高支部  | 日高振興局  | 御坊市、日高郡      |
| 西牟婁支部 | 西牟婁振興局 | 田辺市、西牟婁郡     |
| 東牟婁支部 | 東牟婁振興局 | 新宮市、東牟婁郡     |

## 別表第4 (第8条関係)

## 67-00-00 和歌山県災害対策本部規則

## 各支部における支部長及び副支部長の構成

| 支部の名称 | 支部長     | 副支部長         |
|-------|---------|--------------|
| 海草支部  | 海草振興局長  | 海草振興局地域振興部長  |
| 那賀支部  | 那賀振興局長  | 那賀振興局地域振興部長  |
| 伊都支部  | 伊都振興局長  | 伊都振興局地域振興部長  |
| 有田支部  | 有田振興局長  | 有田振興局地域振興部長  |
| 日高支部  | 日高振興局長  | 日高振興局地域振興部長  |
| 西牟婁支部 | 西牟婁振興局長 | 西牟婁振興局地域振興部長 |
| 東牟婁支部 | 東牟婁振興局長 | 東牟婁振興局地域振興部長 |

## 別表第5（第10条関係）

## 地方連絡部の名称、位置及び事務分掌

| 名 称     | 位 置   | 事 務 分 掌                                                                                                                                         |
|---------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京地方連絡部 | 東京事務所 | 1 災害関係事項の国会、中央官庁その他関係方面との連絡に関する事<br>こと。<br>2 災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事<br>こと。<br>3 関東方面における災害応急対策用物資の購入あっせん等に関する事<br>こと。<br>4 その他特命事項に関する事。 |

## 別表第6（第12条関係）

## 広域防災拠点の名称及び所在地

| 名 称                  | 所 在 地            |
|----------------------|------------------|
| コスモパーク加太             | 和歌山市加太2362番地の1外  |
| 和歌山ビッグホエール           | 和歌山市手平二丁目1番地の1   |
| 旧南紀白浜空港跡地            | 西牟婁郡白浜町2926番地    |
| 上富田スポーツセンター          | 西牟婁郡上富田町朝来3871番地 |
| 新宮市民運動競技場及び新宮市立佐野体育館 | 新宮市佐野1501番地      |
| 橋本市運動公園及び和歌山県立橋本体育館  | 橋本市北馬場455番地      |

## 和歌山県災害対策本部〇〇〇支部組織及び運営要綱（準則）

（趣旨）

第1条 この要綱は、和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号。以下「規則」という。）第8条第4項の規定に基づき、和歌山県災害対策本部〇〇〇支部（以下「支部」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（支部を構成するその他県の地方機関）

第2条 規則第8条第3項第2号の規定に基づくその他県の地方機関等は、次の機関とする。

- 〇〇〇所
  - 〇〇〇場
  - 〇〇〇センター
- （支部会議）

第3条 支部における災害応急対策等の基本方針の決定その他必要な事項を協議するため、支部に〇〇〇支部会議（以下「支部会議」という。）を置き、支部会議は、支部長、副支部長及び支部員をもって構成する。

2 支部会議は、支部長が必要に応じて招集する。

（支部の組織）

第4条 支部に次の班を置く。

総務班

- 〇〇〇健康福祉班
- △△△健康福祉班
- 〇〇〇建設班
- △△△建設班
- 家畜保健衛生班
- 〇〇〇警察班
- △△△警察班
- 〇〇〇班
- 〇〇〇班
- 〇〇〇班

（班）

第5条 各班に、班長、副班長及び班員を置き、必要に応じて班長付を置く。

- 2 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。
- 4 班長付は、上司の命を受け、班長が特に命ずる事項を処理する。
- 5 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。
- 6 班の編成及び事務分掌は、別表のとおりとする。

（支部連絡員）

第6条 支部会議の決定事項について、各班の連絡事務を処理するため、総務班に支部連絡員を置く。

2 支部連絡員は、次に掲げる機関の課室の職員で当該機関の長の指名する者をもって充てる。

- 〇〇〇振興局地域振興部 〇〇課
- 〇〇〇振興局健康福祉部 〇〇課
- 〇〇〇振興局健康福祉部△△△支所 〇〇課
- 〇〇〇振興局〇〇〇建設部 〇〇課

〇〇〇振興局△△△建設部 〇〇課

〇〇〇家畜保健衛生所 〇〇課

〇〇〇警察署 〇〇課

△△△警察署 〇〇課

〇〇〇所 〇〇課

〇〇〇場 〇〇課

〇〇〇センター 〇〇課

(市町村への派遣)

第7条 支部長は、必要があると認めるときは、班員を市町村に派遣することができる。

2 市町村に派遣された班員は、情報の収集及び連絡調整等に当たるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、支部の組織及び運営に関し必要な事項は、和歌山県地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

別表(第5条関係)

省略 第3編第1章第1節参照。

## ○職員の防災体制等措置要領

昭和36年7月13日

訓令第18号

庁中一般

各地方機関

災害発生前後における情報の収集並びに職員の警戒及び配備体制、被害状況の取りまとめその他災害対策に関する連絡調整の万全を期するため今回別紙のとおり措置要領を定めたから災害対策に遺漏のないようされたい。

## 別紙

## 職員の防災体制等措置要領

## 1 目的

この要領は、災害発生前後における情報の収集並びに職員の警戒及び配備体制、被害状況の取りまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するために必要な措置について定めるものとする。

## 2 危機管理監の任務

危機管理監は、気象情報等に留意し、災害の発生が予想される場合は、知事の指揮を受け、職員の警戒体制(以下「警戒体制」という。)及び職員の配備体制(以下「配備体制」という。)を発令する。

## 3 警戒体制及び配備体制等

(1) 危機管理局による情報収集体制を敷き、並びに警戒体制及び配備体制を発令する基準は、次のとおりとする。

| 区分             | 地震・津波                                             | 風水害等                                                                                          |
|----------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危機管理局による情報収集体制 | ① 東海地震注意情報が発表されたとき。<br>② 地震が発生し、県外で震度6弱以上を記録したとき。 | ① 波浪警報など、警戒体制及び配備体制各号の発令基準に該当しない警報が発表されたとき。<br>② 水防配備態勢1号が発令されたとき。                            |
| 警戒体制1号         | ① 地震が発生し、県内で震度4を記録したとき。                           | ① 危機管理監が必要と認めたとき。                                                                             |
| 警戒体制2号         | ① 和歌山県に津波注意報が発表されたとき。<br>② 危機管理監が必要と認めたとき。        | ① 大雨、洪水又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき。<br>② 水防配備態勢2号が発令されたとき。<br>③ 危機管理監が必要と認めたとき。(台風接近のため厳重な警戒が必要なとき。) |
| 配備体制1号         | ① 危機管理監が必要と認めたとき。                                 | ① 暴風警報かつ大雨警報が発表さ                                                                              |

|        |                                                                                                       |                                                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | き。                                                                                                    | れたとき。<br>② 紀の川、熊野川、有田川、日高川又は古座川のいずれかに洪水警報が発表されたとき。<br>③ 危機管理監が必要と認めたとき。(台風により重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき。) |
| 配備体制2号 | ① 和歌山県に津波警報(津波)が発表されたとき。<br>② 地震が発生し、県内で震度5弱又は5強を記録したとき。<br>③ 東海地震の警戒宣言が発令されたとき。<br>④ 危機管理監が必要と認めたとき。 | ① 水防配備態勢3号が発令されたとき。<br>② 危機管理監が必要と認めたとき。(災害救助法の適用をしなければならないような災害が予想されるとき。)                              |

(2) 警戒体制及び配備体制の本庁の担当課室は、次のとおりとする。

| 体制の種別 |    | 担当課室名(地震・津波)                                                                                                               | 担当課室名(風水害等)                                                                                                          |
|-------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒体制  | 1号 | 広報課、危機管理課、総合防災課、消防保安課、公営企業課、農業農村整備課、県土整備総務課、道路保全課、道路建設課、河川課、砂防課、港湾整備課、港湾空港課                                                | 広報課、危機管理課、総合防災課、消防保安課、農業農村整備課、県土整備総務課、河川課                                                                            |
|       | 2号 | 上記(警戒体制1号)各課室を含め<br>資源管理課                                                                                                  | 上記(警戒体制1号)各課室を含め<br>道路保全課、道路建設課、砂防課、<br>港湾空港課、港湾整備課                                                                  |
| 配備体制  | 1号 | 上記(警戒体制2号)各課室を含め<br>秘書課、政策審議課、総務学事課、管財課、企画総務課、福祉保健総務課、<br>医務課、商工観光労働総務課                                                    | 上記(警戒体制2号)各課室を含め<br>秘書課、政策審議課、総務学事課、<br>管財課、企画総務課、福祉保健総務課、<br>医務課、商工観光労働総務課、<br>公営企業課、水産振興課、資源管理課                    |
|       | 2号 | 上記(配備体制1号)各課室を含め<br>人事課、情報政策課、総合交通政策課、<br>環境生活総務課、食品・生活衛生課、<br>子ども未来課、長寿社会課、障害福祉課、<br>健康推進課、業務課、農林水産総務課、<br>工事検査室、研究推進室、果樹 | 上記(配備体制1号)各課室を含め<br>人事課、情報政策課、総合交通政策課、<br>環境生活総務課、食品・生活衛生課、<br>子ども未来課、長寿社会課、<br>障害福祉課、健康推進課、業務課、<br>農林水産総務課、工事検査室、研究 |

|  |                                                                                                                                                                                     |                                                                                              |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 園芸課、農業環境・鳥獣害対策室、畜産課、経営支援課、林業振興課、森林整備課、水産振興課、技術調査課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、都市政策課、建築住宅課、公共建築課                                                                                        | 推進室、果樹園芸課、農業環境・鳥獣害対策室、畜産課、経営支援課、林業振興課、森林整備課、技術調査課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、都市政策課、建築住宅課、公共建築課 |
|  | <p>【災害対策連絡室編成課室名】</p> <p>(室長：危機管理監、副室長：危機管理局長)</p> <p>秘書課、広報課、総務学事課、人事課、財政課、管財課、危機管理課、総合防災課、消防保安課、企画総務課、環境生活総務課、福祉保健総務課、商工観光労働総務課、農林水産総務課、農業農村整備課、県土整備総務課、河川課、砂防課、港湾整備課、総務事務集中課</p> |                                                                                              |

- (3) 財政課、総務事務集中課においては、災害対策連絡室が設置された場合において、配備体制2号の担当課室に加えるものとする。
- (4) 警戒体制及び配備体制に必要な人員は、関係各課(室)長の裁量によるものとする。
- (5) 危機管理監は、状況判断により必要に応じて警戒体制及び配備体制の担当課室の範囲を適宜増減することができる。
- (6) 関係各課(室)長は、警戒体制及び配備体制の人員について、危機管理監に速やかに報告しなければならない。
- (7) 各課(室)長は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておかなければならない。
- (8) 職員は、常に防災について留意し、休日及び勤務時間外においても警戒体制又は配備体制が発令されたときは、直ちに登庁しなければならない。また、県内における災害の発生を知ったときは、臨機の処置(連絡又は登庁)をとらなければならない。
- (9) 各課(室)長は、所管事項について、災害が発生したときは、直ちに和歌山県地域防災計画に基づく被害状況報告システムにより、総合防災課に対し報告しなければならない。
- (10) 警戒体制及び配備体制が発令され、基準となる事象がなくなった場合においても、発令を継続するものとし、危機管理監が警戒体制及び配備体制の継続を不要と認めるときに発令を解除するものとする。

#### 4 連絡員

- (1) 配備体制2号が発令された場合において、知事室、総務部、企画部、環境生活部、福祉保健部、商工観光労働部、農林水産部及び県土整備部（以下「各部等」という。）の主管課から連絡員として職員を1名以上危機管理局に配置する。
- (2) 連絡員は、各部等の部長等が指名するものとする。
- (3) 連絡員は、各課室との連絡調整等の業務を行うものとする。

#### 5 災害対策連絡室

- (1) 配備体制2号が発令されている場合において、危機管理監が必要と認めるときは、災害対策連絡室(以下「連絡室」という。)を設置する。
- (2) 連絡室の長は危機管理監とし、危機管理局長を副室長とする。

- (3) 連絡室は情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整に当たるものとする。
- (4) 連絡室には秘書課、広報課、総務学事課、人事課、財政課、管財課、危機管理課、総合防災課、消防保安課、企画総務課、環境生活総務課、福祉保健総務課、商工観光労働総務課、農林水産総務課、農業農村整備課、県土整備総務課、河川課、砂防課、港湾整備課及び総務事務集中課から連絡室の長が必要と認める人員を常駐させるものとする。
- (5) 連絡室の事務担当は、次のとおりとする。
- 知事への報告 連絡に関すること。 秘書課
  - 広報に関すること。 広報課
  - 動員に関すること。 人事課
  - 財務に関すること。 財政課
  - 電話に関すること。 管財課
  - 連絡調整、被害状況の取りまとめ、消防及び気象情報に関すること。 /危機管理課/総合防災課/消防保安課/
  - 救助に関すること。 福祉保健総務課
  - 水防情報に関すること。 河川課
  - 波高及び潮位に関すること。 港湾整備課
  - ダム放水情報に関すること。 /河川課/農業農村整備課/
  - 土砂災害情報に関すること。 砂防課
  - 物品調達に関すること。 総務事務集中課
  - 情報及び被害状況の収集に関すること。 各課

## 6 地方機関

- (1) 振興局長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに管内各地方機関に連絡するとともに、本要領に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災害対策の万全を期するものとする。
- (2) 振興局長は、警戒体制及び配備体制の人員について管内地方機関の分を取りまとめの上、危機管理監に速やかに報告しなければならない。

## 7 その他

災害の状況により災害対策本部が設置された場合は、県地域防災計画等の定めるところにより措置するものとする。

付 則(昭和44年10月4日訓令第40号)

この訓令は、昭和44年10月4日から施行し、昭和44年8月25日から適用する。

付 則(昭和47年4月15日訓令第26号)

この訓令は、昭和47年4月15日から施行する。

付 則(昭和48年3月27日訓令第5号)

この訓令は、昭和48年3月27日から施行する。



付 則(昭和48年6月9日訓令第29号)

この訓令は、昭和48年6月9日から施行する。

付 則(昭和48年9月11日訓令第53号)

この訓令は、昭和48年9月11日から施行する。

附 則(昭和49年8月15日訓令第66号)

この訓令は、昭和49年8月15日から施行する。

附 則(昭和50年5月10日訓令第21号)

この訓令は、昭和50年5月10日から施行する。

附 則(昭和50年7月1日訓令第42号)

この訓令は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和52年6月20日訓令第35号)

この訓令は、昭和52年6月20日から施行する。

附 則(昭和53年6月1日訓令第12号)

この訓令は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則(昭和56年10月29日訓令第28号)

この訓令は、昭和56年10月29日から施行する。

附 則(昭和57年9月30日訓令第31号)

この訓令は、昭和57年9月30日から施行する。

附 則(昭和62年12月3日訓令第20号)

この訓令は、昭和62年12月3日から施行する。

附 則(平成元年5月10日訓令第17号)

この訓令は、平成元年5月10日から施行する。

附 則(平成3年4月1日訓令第9号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年1月24日訓令第1号)

この訓令は、平成4年1月24日から施行する。

附 則(平成5年12月10日訓令第17号)

この訓令は、平成5年12月10日から施行する。

附 則(平成8年3月29日訓令第17号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別紙第2項第1号及び別紙第6項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日訓令第12号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日訓令第8号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日訓令第6号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日訓令第14号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日訓令第15号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月1日訓令第2号)

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成17年7月1日訓令第31号)

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第26号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第43号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第19号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3項第1号の表の改正規定は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第27号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日訓令第20号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月30日訓令第35号)

この訓令は、平成22年7月30日から施行する。

附 則(平成23年3月29日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第8号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月31日訓令第13号)

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

## 災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例

〔 昭和39年3月31日  
 条 例 第 2 7 号 〕

[沿革] 昭和56年7月18日条例第27号改正

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第2項の規定に基づき、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償について必要な事項を定めるものとする。

(損害補償)

第2条 災害対策基本法第71条の規定による従事命令により災害応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体若しくは精神に障害を有することとなったときは、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）中扶助金に係る規定の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対しこれらの原因によって受けた損害を補償する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 指定地方公共機関の指定

〔昭和37年10月20日〕

〔告示第671号〕

|                  |          |
|------------------|----------|
| 〔沿革〕 昭和49年11月12日 | 告示第 754号 |
| 昭和51年 1月10日      | 第 4号     |
| 昭和51年 4月 1日      | 第 217号   |
| 昭和54年 2月20日      | 第 123号   |
| 平成元年 3月14日       | 第 189号   |
| 平成 8年 4月 1日      | 第 376号   |
| 平成 9年 5月27日      | 第 570号   |
| 平成17年 5月31日      | 第 904号   |
| 平成17年 9月30日      | 第1315号   |
| 平成22年12月21日      | 第1164号   |
| 平成24年 6月 8日      | 第 671号   |

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第6号の規定により知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとする。

和歌山県土地改良事業団体連合会 紀の川土地改良区連合 紀の川左岸土地改良区 新六箇井土地改良区 六箇井土地改良区 藤崎井土地改良区 小田井土地改良区 亀池土地改良区 住持中左近両溜池土地改良区 海神池土地改良区 山田ダム土地改良区 引の池土地改良区 有田川土地改良区 御霊土地改良区 日高川土地改良区 大井堰土地改良区 紀の川用水土地改良区 新宮ガス株式会社 南海電気鉄道株式会社 有田鉄道株式会社 紀州鉄道株式会社 クリスタル観光バス株式会社 龍神白動車株式会社 明光バス株式会社 熊野交通株式会社 中紀バス株式会社 和歌山バス株式会社 大十株式会社 和歌山名鉄運輸株式会社 近物レックス株式会社 新宮運送株式会社 サザントランスポートサービス株式会社 株式会社和歌山放送 株式会社テレビ和歌山 株式会社毎日放送 朝日放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 和歌山県土地開発公社 和歌山県住宅供給公社 社団法人和歌山県医師会 公益社団法人和歌山県看護協会 社団法人和歌山県エルピーガス協会 相互タクシー株式会社 南海りんかんバス株式会社 和歌山県バス那賀株式会社 大十バス株式会社 御坊南海バス株式会社 岩崎運送株式会社 丸十運送株式会社 株式会社酒本運送 社団法人和歌山県トラック協会 有限会社大十ロジスティクス 南海フェリー株式会社 有田交通株式会社

| 区分 | 所 属 名                 | 所 在 地             | 郵便番号     | 電話番号         | 委員職名    | 幹事職名            |
|----|-----------------------|-------------------|----------|--------------|---------|-----------------|
| 1号 | 近畿経済産業局               | 大阪市中央区大手町1-5-44   | 540-8535 | 06-6966-6001 | 局長      | 総務課長            |
| 1号 | 近畿中国森林管理局             | 大阪市北区天満橋1-8-75    | 530-0042 | 06-6881-3407 | 局長      |                 |
|    | 和歌山森林管理署              | 田辺市新庄町2345-1      | 646-0011 | 0739-22-1460 |         | 署長              |
| 1号 | 近畿地方整備局               | 大阪市中央区大手町1-5-44   | 540-8586 | 06-6942-1141 | 局長      | 総括防災調整管         |
|    | 近畿地方整備局<br>和歌山港湾事務所   | 和歌山市湊薬種畑坪1334     | 640-8404 | 073-422-8186 |         | 所長              |
|    | 近畿地方整備局<br>和歌山河川国道事務所 | 和歌山市西汀丁16         | 640-8227 | 073-424-2471 |         | 所長              |
|    | 近畿地方整備局<br>紀南河川国道事務所  | 田辺市中万呂142         | 646-0003 | 0739-22-4564 |         | 所長              |
| 1号 | 近畿管区警察局               | 大阪市中央区大手町2-1-22   | 540-0008 | 06-6944-1234 | 局長      | 広域調整部長          |
| 1号 | 近畿農政局                 | 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル | 602-8054 | 075-451-9161 | 局長      | 企画調整室長          |
|    | 近畿農政局<br>和歌山地域センター    | 和歌山市二番丁2          | 640-8143 | 073-436-3831 |         | 総括管理官           |
| 1号 | 近畿財務局<br>和歌山財務事務所     | 和歌山市今福1-3-35      | 641-0044 | 073-422-6141 | 所長      | 総務課長            |
| 1号 | 和歌山地方气象台              | 和歌山市男野芝丁4         | 640-8230 | 073-422-5348 | 台長      | 防災業務課長          |
| 1号 | 大阪航空局<br>関西空港事務所      | 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1   | 549-0011 | 072-455-1321 | 関西国際空港長 |                 |
|    | 大阪航空局<br>南紀白浜空港出張所    | 西牟婁郡白浜町2926       | 649-2211 | 0739-42-3827 |         | 大阪航空局南紀白浜空港出張所長 |
| 1号 | 和歌山海上保安部              | 和歌山市築港3-43        | 640-8287 | 073-402-5850 | 部長      | 警備救難課長          |
|    | 田辺海上保安部               | 田辺市文里1-11-9       | 646-0023 | 0739-22-2000 |         | 警備救難課長          |
| 1号 | 中部近畿産業保安<br>監督部近畿支部   | 大阪市中央区大手町1-5-44   | 540-8535 | 06-6966-6061 | 支部長     | 管理課長            |
| 1号 | 近畿厚生局                 | 大阪市中央区大手町4-1-76   | 540-0008 | 06-6942-2241 | 局長      | 総務課長            |
| 1号 | 近畿運輸局                 | 大阪市中央区大手町4-1-76   | 540-8558 | 06-6949-6412 | 局長      |                 |
|    | 近畿運輸局<br>和歌山運輸支局      | 和歌山市湊1106-4       | 640-8404 | 073-422-2138 |         | 支局長             |
| 1号 | 近畿総合通信局               | 大阪市中央区大手町1-5-44   | 540-8795 | 06-6942-8557 | 局長      | 無線通信部陸上第二課長     |
| 1号 | 和歌山労働局                | 和歌山市中之島2249       | 640-8581 | 073-488-1160 | 局長      | 職業安定課長          |
| 2号 | 陸上自衛隊<br>第37普通科連隊     | 大阪府和泉市伯太町官有地      | 594-8502 | 0725-41-0090 | 連隊長     | 第3科長            |

| 区分 | 所 属 名    | 所 在 地       | 郵便番号     | 電話番号         | 委員職名   | 幹事職名                                                         |
|----|----------|-------------|----------|--------------|--------|--------------------------------------------------------------|
| 3号 | 和歌山県教育庁  | 和歌山市小松原通1-1 | 640-8585 | 073-432-4111 | 教育長    | 総務課長<br>健康体育課長<br>生涯学習課長<br>文化遺産課長<br>学校指導課長<br>学校人事課長       |
| 4号 | 和歌山県警察本部 | 和歌山市小松原通1-1 | 640-8588 | 073-423-0110 | 本部長    | 警備課長                                                         |
| 5号 | 和歌山県     | 和歌山市小松原通1-1 | 640-8585 | 073-432-4111 | 副知事    |                                                              |
|    |          |             |          |              | 危機管理監  | 総合防災課長<br>消防保安課長<br>危機管理課長                                   |
|    |          |             |          |              | 知事室長   | 広報課長                                                         |
|    |          |             |          |              | 総務部長   | 総務学事課長<br>人事課長<br>財政課長<br>市町村課長<br>管財課長                      |
|    |          |             |          |              | 企画部長   | 企画総務課長<br>文化国際課長<br>総合交通政策課長                                 |
|    |          |             |          |              | 環境生活部長 | 環境生活総務課長<br>県民生活課長<br>青少年・男女共同参画課長<br>食品・生活衛生課長<br>循環型社会推進課長 |
|    |          |             |          |              | 福祉保健部長 | 福祉保健総務課長<br>医務課長<br>健康推進課長<br>薬務課長                           |

了 県防災会議委員、幹事名簿 (会長知事1、委員48、幹事89)

| 区分 | 所属名 | 所在地 | 郵便番号 | 電話番号 | 委員職名         | 幹事職名                                                                                                                                                      |
|----|-----|-----|------|------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |     |     |      |      | 商工観光<br>労働部長 | 商工観光労<br>働総務課長<br>商工振興<br>課長                                                                                                                              |
|    |     |     |      |      | 農林水産<br>部長   | 農林水産<br>総務課長<br>農業農村<br>整備課長<br>果樹園芸<br>課長<br>林業振興<br>課長<br>森林整備<br>課長<br>水産振興<br>課長<br>資源管理<br>課長                                                        |
|    |     |     |      |      | 県土整備<br>部長   | 県土整備<br>総務課長<br>道路政策<br>課長<br>道路建設<br>課長<br>道路保全<br>課長<br>河川課長<br>砂防課長<br>下水道課<br>長<br>都市政策<br>課長<br>建築住宅<br>課長<br>公共建築<br>課長<br>港湾空港<br>課長<br>港湾整備<br>課長 |
|    |     |     |      |      | 会計管理<br>者    |                                                                                                                                                           |



| 区分 | 所属名              | 所在地                    | 郵便番号     | 電話番号         | 委員職名          | 幹事職名                          |
|----|------------------|------------------------|----------|--------------|---------------|-------------------------------|
| 6号 | 和歌山県市長会          | 和歌山市茶屋ノ丁2-1            | 640-8263 | 073-432-1790 | 会長            | 事務局長                          |
| 6号 | 和歌山県町村会          | 和歌山市茶屋ノ丁2-1            | 640-8263 | 073-431-0131 | 会長            | 事務局長                          |
| 6号 | 和歌山県消防協会         | 和歌山市小松原通1-1            | 640-8585 | 073-441-2259 | 会長            | 事務局長                          |
| 6号 | 和歌山県消防長会         | 和歌山市八番丁12              | 640-8157 | 073-423-0119 | 会長            | 参与(和歌山市消防局警防課長)               |
| 7号 | 郵便事業株式会社和歌山支店    | 和歌山市一番丁4               | 640-8799 | 073-422-0070 | 支店長           | 業務企画室長                        |
| 7号 | 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社 | 和歌山市吉田94-1             | 640-8343 | 073-425-6094 | 支社長           | 和歌山土木技術センター所長                 |
| 7号 | 西日本電信電話株式会社和歌山支店 | 和歌山市宇須1-5-41           | 641-0043 | 073-421-9180 | 支店長           | 設備部長                          |
| 7号 | 日本赤十字社和歌山支部      | 和歌山市吹上2-1-22           | 640-8137 | 073-422-7141 | 事務局長          | 事業推進課長                        |
| 7号 | 日本放送協会和歌山放送局     | 和歌山市吹上2-3-47           | 640-8137 | 073-426-7011 | 局長            | 放送部長                          |
| 7号 | 西日本高速道路(株)関西支社   | 大阪府茨木市岩倉町1-13          | 567-0871 | 06-6344-8888 | 支社長           | 保全サービス事業部長                    |
| 7号 | 電源開発株式会社西日本支店    | 大阪市北区中之島6-2-27         | 530-0005 | 06-6448-5921 | 支店長           | 企画管理グループリーダー                  |
| 7号 | 日本通運株式会社和歌山支店    | 和歌山市西浜796-1            | 641-0036 | 073-431-3101 | 支店長           | 総務次長                          |
| 7号 | 関西電力株式会社和歌山支店    | 和歌山市岡山丁40              | 640-8145 | 073-422-4150 | 支店長           | 総務・広報グループチーフマネージャー            |
| 7号 | 大阪ガス株式会社         | 堺市堺区住吉橋町2-2-19         | 590-0973 | 072-238-2375 | 南部地区保安統括      | 運営事業部南部運営部保全チーム維持供給和歌山グループチーフ |
| 7号 | 和歌山県土地改良事業団体連合会  | 和歌山市雑賀屋町1              | 640-8249 | 073-432-2567 | 会長            | 常務理事                          |
| 7号 | 株式会社和歌山放送        | 和歌山市湊本町3-3             | 640-8577 | 073-432-7161 | 報道制作局長兼編成技術部長 | 報道制作部長兼IT戦略室長                 |
| 7号 | 南海電気鉄道株式会社和歌山支社  | 和歌山市東藏前丁3-6            | 640-8203 | 073-433-1285 | 支社長           | 部長                            |
| 7号 | 社団法人和歌山県医師会      | 和歌山市南汀丁18<br>和歌山東急イン2階 | 640-8514 | 073-424-5101 | 会長            | 理事                            |
| 7号 | 株式会社テレビ和歌山       | 和歌山市栄谷151              | 640-8533 | 073-455-3211 | 放送本部局長        | 報道部長                          |
| 7号 | 公益社団法人和歌山県看護協会   | 和歌山市西浜1014-27          | 641-0036 | 073-446-0605 | 会長            | 専務理事                          |

## 和歌山県地域防災計画検討連絡会設置要綱

## (設置)

第1条 和歌山県地域防災計画について調整、検討等を行うため、和歌山県地域防災計画検討連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 和歌山県地域防災計画の重要事項の調査、検討に関すること。
- (2) その他和歌山県地域防災計画に関すること。

## (構成)

第3条 連絡会は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、副知事の職にある者をもって充てる。

3 委員は、知事室長、危機管理監、各部長、会計管理者、教育長及び警察本部警備部長の職にある者をもって充てる。

## (会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、必要に応じ連絡会の会議を招集し、その議長となる。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長のあらかじめ指名する者にその職務を代理させることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (幹事会)

第5条 連絡会の事務を処理させるため連絡会に幹事会を置く。

2 幹事は、危機管理局長、広報課長、総務学事課長、総合防災課長、危機管理課長、消防保安課長、環境生活総務課長、福祉保健総務課長、医務課長、商工観光労働総務課長、農林水産総務課長、県土整備総務課長、教育委員会総務課長及び警察本部警備課長の職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、危機管理局長が招集し、その議長となる。

4 危機管理局長に事故があるとき又は欠けたときは、会長のあらかじめ指名する者にその職務を代理させることができる。

## (庶務)

第6条 連絡会の庶務は、総務部総合防災課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 7年2月13日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 8年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

| 会 長<br>(副 知 事) |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| 委 員            | 幹 事                             |
| (知事室長)         | 広報課長                            |
| (危機管理監)        | 危機管理局長(議長)、総合防災課長、危機管理課長、消防保安課長 |
| (総務部長)         | 総務学事課長                          |
| (企画部長)         | 企画総務課長                          |
| (環境生活部長)       | 環境生活総務課長                        |
| (福祉保健部長)       | 福祉保健総務課長、医務課長                   |
| (商工観光労働総務部長)   | 商工観光労働総務課長                      |
| (農林水産部長)       | 農林水産総務課長                        |
| (県土整備部長)       | 県土整備総務課長                        |
| (教育長)          | 教育委員会総務課長                       |
| (警察本部警備部長)     | 警察本部警備課長                        |

## 和歌山県防災対策推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 東南海・南海地震その他災害に係る防災対策を全庁的に推進し、県民の生命及び財産を保護するため、和歌山県防災対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策の総合的な計画策定に関すること。
- (2) 防災対策の総合的な実施・進行管理に関すること。
- (3) その他防災対策の推進に関すること。

### (構成)

第3条 推進会議は、知事、副知事、危機管理監、知事室長、各部長、会計管理者、教育長及び警察本部長をもって構成する。

- 2 会議は、知事が招集し、知事が議長となる。
- 3 会議は、知事が必要と認めるときに開催する。
- 4 知事に事故があるときは、あらかじめ知事の指名する構成員が、議長の職務を代理する。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第4条 推進会議の庶務は、総務部総合防災課において処理する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年5月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 和歌山県防災対策調整会議設置要綱

## (設置)

第1条 和歌山県の防災対策に係る施策の調整を図るため、「和歌山県防災対策調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部運営訓練に関する事
- (2) 災害初動対策マニュアルの作成に関する事
- (3) 防災センターの整備に関する事
- (4) 防災情報総合システムの整備に関する事
- (5) 地震防災対策アクションプログラムに関する事
- (6) その他、和歌山県の防災対策に係る施策の調整に関する事

## (構成)

第3条 調整会議は、議長及び委員をもって構成する。

2 議長は、危機管理局長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、広報課長、総務学事課長、総合防災課長、消防保安課長、企画総務課長、環境生活総務課長、福祉保健総務課長、商工観光労働総務課長、農林水産総務課長、県土整備総務課長、出納室長、教育委員会健康体育課長、警察本部警備課長の職にある者をもってあてる。

## (議長の職務)

第4条 議長は、会務を総理し、必要に応じ調整会議を招集する。

2 議長に事故があるときは、又は欠けたときは、議長のあらかじめ指名する者にその職務を代理させることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第5条 調整会議の庶務は、総務部総合防災課において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成13年5月24日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成15年5月2日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年6月13日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

## 和歌山県条例第32号

## 和歌山県防災対策推進条例

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第8条）

## 第2章 災害予防対策

## 第1節 県民の役割（第9条—第14条）

## 第2節 自主防災組織の役割（第15条—第19条）

## 第3節 事業者の役割（第20条—第23条）

## 第4節 県の役割（第24条—第36条）

## 第3章 災害応急対策

## 第1節 県民の役割（第37条—第38条）

## 第2節 自主防災組織の役割（第39条）

## 第3節 事業者の役割（第40条）

## 第4節 県の役割（第41条—第44条）

## 附則

和歌山県は、その地理的条件により過去幾度となく台風などによる風水害に見舞われ、また、周期的に起こる大規模な地震災害により甚大な被害を被ってきた。「稲むらの火」で語り継がれる濱口梧陵に代表される私たちの先達は、これらの自然災害に対し、自らの命を守るだけでなく、他の命を助けるという尊い偉業を残してきたところである。近い将来、東南海・南海地震の発生の可能性が極めて高いとされる今こそ、私たちは、この精神を受け継ぎ、いかなる災害にも対処できる準備が必要である。

これまで、防災対策は、県及び市町村など公的な機関を中心に実施されてきた。しかし、阪神・淡路大震災やそれ以降に起こった災害で教訓となったのが、まさしく和歌山県民が誇りとしてきた、自らの命は自らで守る自助、自らの地域は互いに助け合って守る共助の精神であった。被害を軽減させるためには、県民、自主防災組織、事業者自らが自助、共助を実践し、県及び市町村などがこれらを補完しつつ公助を実施し、地域社会における防災力を向上させることが重要である。

ここに、私たちは、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、共に力を合わせて防災対策に取り組み、災害に強い地域社会を実現するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、災害予防対策及び災害応急対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
- (3) 防災関係機関 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- (4) 事業者 国、県、市町村及び防災関係機関以外の事業を行う法人並びに個人事業者をいう。
- (5) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、傷病者、難病患者等で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難等に援護を要する者をいう。
- (7) ハザードマップ 災害を予測し、被害の範囲及び程度、避難場所及び避難所等の情報を地図に表したものをいう。

## （基本理念）

第3条 防災対策は、県民が自らの命は自らで守る自助を原則とし、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町村がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。

い。

2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自ら防災対策を行うよう努めるものとする。

2 県民は、地域における防災活動に積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の責務)

第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域住民と協力して、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、地域住民の自ら行う防災対策に協力し、地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるとともに、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、地域における自主防災組織等の防災活動に協力するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、国、他の都道府県、市町村、防災関係機関等と連携し、防災に関する総合的な施策の推進に努めるとともに、市町村、県民、事業者及び自主防災組織等が行う防災対策等への支援に努めるものとする。

(市町村の役割)

第8条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から当該市町村の住民の生命、身体及び財産を守るため、国、県、防災関係機関、自主防災組織、事業者等と連携し、防災対策の推進に努めるものとする。

## 第2章 災害予防対策

### 第1節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第9条 県民は、自主防災組織、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能を習得するよう努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域における災害危険箇所並びに災害の発生の危険性等を確認し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難経路、避難場所、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ、ハザードマップ等により確認するよう努めるとともに、家族との連絡方法を家族で確認しておくよう努めるものとする。

(建築物等の防災対策)

第10条 建築物の所有者は、必要な耐震診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機(以下「工作物等」という。)を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

第11条 県民は、災害に備え、食料、飲料水、医薬品、簡易トイレその他の必要となる生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

(用具の備え)

第12条 県民は、災害を未然に防止し、及び災害による被害の拡大を防ぐため、消火器その他の必要な用具を備えるよう努めるものとする。

(自主防災組織への参加等)

第13条 県民は、地域における防災活動を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、積極的にその活動に参

加するよう努めるものとする。

(災害時要援護者の協力)

第14条 災害時要援護者は、市町村、自主防災組織等に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するなど援護体制の整備に協力するよう努めるものとする。

#### 第2節 自主防災組織の役割

(災害危険箇所の確認等)

第15条 自主防災組織は、国、県及び市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所及び災害の発生の危険性等を確認するよう努めるとともに、避難経路、避難場所及び避難方法をあらかじめ把握するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害が発生した場合において応急的に生活用水として利用する水の確保ができるよう、井戸等の所在についてあらかじめ把握するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、前2項の規定により確認し、及び把握した情報その他の防災に関する情報について、ハザードマップ等により地域住民に周知するよう努めるものとする。

(防災意識の啓発等)

第16条 自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び防災に関する知識の普及を図るための研修を実施するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施等)

第17条 自主防災組織は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加するよう努めるものとする。

(資機材等の備蓄)

第18条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努めるものとする。

(災害時要援護者の情報把握及び援護体制の整備)

第19条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害時要援護者の避難誘導、介助その他の対策を円滑に行うため、市町村、防災関係機関等と連携し、あらかじめ、地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、援護体制の整備に努めるものとする。

#### 第3節 事業者の役割

(安全を確保するための対策及び事業を継続するための計画)

第20条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するための対策を実施するよう努めるとともに、事業者の規模及び業態に応じ、中核となる事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するよう努めるものとする。

(建築物等の耐震性の確保及び資機材等の備蓄)

第21条 事業者は、その所有し、又は管理する建築物、工作物等の耐震性の確保並びに設備、備品等の転倒及び落下の防止に努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材及び食料、飲料水等を備蓄するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施等)

第22条 事業者は、防災訓練及び研修を積極的に行うよう努めるとともに、自主防災組織、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加するよう努めるものとする。

(地域への協力)

第23条 事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として提供することその他の地域における防災活動について、地域住民、自主防災組織及び市町村に積極的に協力するよう努めるものとする。

#### 第4節 県の役割

(防災意識の啓発等)

第24条 県は、県民、自主防災組織及び事業者が災害に備え、適切な防災対策等を実施できるよう、市町村、防災関係機関等と連携し、防災意識の啓発及び防災に関する知識の普及を図るものとする。

(自主防災組織への支援)

第25条 県は、地域における防災活動の効果的な実施に資するため、市町村と連携し、自主防災組織の結成及び活動が推進されるよう必要な支援に努めるものとする。

(ボランティア活動の環境整備等)

第26条 県は、災害が発生した場合において、ボランティアによる防災活動（以下「ボランティア活動」という。）が円滑に実施されるよう、あらかじめ、市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティアの受入



体制の整備等ボランティア活動の環境の整備に努めるものとする。

- 2 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティア活動を目的としている団体と、平常時から連携を図るよう努めるものとする。
- 3 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、ボランティア活動への参加方法、ボランティア活動時の注意事項等ボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るよう努めるものとする。

(防災リーダー等の育成)

第27条 県は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティア活動が効果的に行われるよう、市町村、防災関係機関等と連携し、防災リーダー（自主防災組織による防災活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。）、ボランティアコーディネーター（ボランティア活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。）等の育成に努めるものとする。

(情報収集伝達体制の整備等)

第28条 県は、国、市町村、防災関係機関等と連携し、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象、被害その他の災害に関する情報の収集及び伝達ができる体制を整備し、県民等への的確な情報の提供ができるよう努めるものとする。

- 2 県は、国、市町村、防災関係機関等と連携し、災害の発生により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供できるよう努めるものとする。

(災害時要援護者に対する避難誘導等)

第29条 県は、あらかじめ、市町村、自主防災組織等が実施する災害時要援護者に対する避難誘導、介助その他の対策を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(物資等の備蓄)

第30条 県は、市町村と連携し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(事業者等との協定)

第31条 県は、物資等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の応急対策が的確かつ迅速に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体及び事業者等との協定の締結に努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第32条 県は、あらかじめ災害による傷病者への治療の拠点となる病院を指定するなど、災害が発生した場合における広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第33条 県は、その所有し、又は管理する避難所その他の応急対策を実施する拠点となる施設について、耐震性の確保並びに設備、備品等の転倒及び落下の防止に努めるとともに、非常用電源設備の整備等に努めるものとする。

- 2 県は、その管理する道路、河川、砂防、港湾、公園等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第34条 県は、国、市町村、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、積極的に防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(職員への研修等)

第35条 県は、職員に対し研修を実施し、職員の災害及び防災に関する知識及び技能の習得を図るものとする。

- 2 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が的確かつ迅速に対応することができるよう、あらかじめ、緊急活動体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動等を職員に周知徹底するものとする。

(防災に関する教育の充実)

第36条 県は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所において、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保できるよう、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第3章 災害応急対策

## 第1節 県民の役割

### (避難及び避難所)

第37条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に関する情報に留意し、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、市町村から避難準備情報の提供又は避難勧告若しくは避難指示の発令があったときは、速やかにこれに応じて行動するよう努めるものとする。

2 津波による被害の発生が予想される地域に居住する住民、滞在者その他の者は、地震が発生した場合において、津波に関する予報が発表されたとき又は津波による被害の発生が予想されるときは、高台その他の安全な場所へ直ちに避難するものとする。

3 県民は、災害が発生した場合において、自主防災組織に協力し、初期消火、負傷者の救出及び救護を行うよう努めるものとする。

4 避難所に滞在する者は、その避難所の運営基準に従い、互いに協力して自主的な共同生活を営むとともに、避難勧告又は避難指示が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

### (車両使用の自粛等)

第38条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

## 第2節 自主防災組織の役割

第39条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村、防災関係機関等と連携し、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導その他の地域における防災活動を実施するよう努めるとともに、特に、災害が発生した場合においては、初期消火並びに負傷者の救出及び救護を積極的に実施するよう努めるものとする。

## 第3節 事業者の役割

第40条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携し、情報の収集及び提供、地域住民等の避難誘導その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努めるものとする。

## 第4節 県の役割

### (情報連絡体制の確立)

第41条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国、市町村、防災関係機関等と連携し、速やかに情報連絡体制を確立することにより、災害に関する情報を収集するとともに、県民等に対し、的確かつ迅速な情報の提供に努めるものとする。

### (応急体制の確立)

第42条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう、国、市町村、防災関係機関等と連携し、必要な応急体制を速やかに確立するよう努めるものとする。

### (緊急輸送の確保)

第43条 県は、災害が発生した場合において、応急対策を迅速に実施するため、国、市町村、防災関係機関等と連携し、必要な緊急輸送を確保するよう努めるものとする。

### (県から市町村への応援)

第44条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村から応援を求められ、又は応急対策の実施を要請されたときは、あらゆる手段を検討し、速やかな対応に努めるものとする。

## 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

76-01-01 企業等との防災協定 (和歌山県)

| 協定内容                   | 団体名                              | 提携年月日     | 担当課         | 協定名称                           | 備考             |
|------------------------|----------------------------------|-----------|-------------|--------------------------------|----------------|
| 防災広報・共同訓練・物資調達・帰宅困難者支援 | ㈱ローソン                            | H16.2.20  | 総合防災課       | 防災関係の協働事業に関する協定                | 包括協定 同日        |
|                        | ㈱セブンイレブン・ジャパン                    | H17.3.26  | 総合防災課       | 防災関係の協働事業に関する協定                | 包括協定 同日        |
|                        | ㈱ファミリアーモート                       | H22.6.25  | 総合防災課       | 防災関係の協働事業に関する協定                | 包括協定 H22.10.26 |
|                        | JAGグループ和歌山・和歌山県農業協同組合中央会         | H19.1.23  | 経営支援課       | 防災関係の協働事業に関する協定                |                |
| 災害時の情報発信               | 和歌山県石油商業組合                       | H24.4.2   | 総合防災課       | 災害発生時等における情報発信等に関する協定          |                |
| 帰宅困難者支援・優先給油           | 和歌山県石油商業組合                       | H21.2.16  | 総合防災課       | 大規模災害等発生時における支援等に関する協定         |                |
|                        | ㈱オークワ                            | H14.1.4   | 福祉保健総務課     | 災害救助物資の調達に関する協定                |                |
|                        | ㈱松源                              | H14.1.4   | 福祉保健総務課     | 災害救助物資の調達に関する協定                |                |
|                        | わかやま市民生活協同組合                     | H14.1.4   | 福祉保健総務課     | 災害救助物資の調達に関する協定                |                |
|                        | コカ・コーラウエスト㈱                      | H18.8.7   | 福祉保健総務課     | 災害救助物資の調達に関する協定                |                |
|                        | NPO法人コメリ災害対策センター                 | H18.8.10  | 福祉保健総務課     | 災害救助物資の調達に関する協定                |                |
|                        | コーナン(商事)㈱                        | H18.8.30  | 福祉保健総務課     | 災害救助物資の調達に関する協定                |                |
|                        | サントリフーズ㈱                         | H19.7.1   | 福祉保健総務課     | 災害救助物資の調達に関する協定                |                |
|                        | 和歌山県製薬協会                         | H20.3.17  | 薬務課         | 災害救助物資の調達に関する協定                |                |
|                        | トーヨーライス㈱                         | H23.11.15 | 果樹園芸課       | 災害救助用精米の供給等に関する協定              |                |
|                        | 和歌山米穀㈱                           | H23.11.15 | 果樹園芸課       | 災害救助用精米の供給等に関する協定              |                |
|                        | 和歌山県農業協同組合連合会                    | H23.12.1  | 果樹園芸課       | 災害救助用精米の供給等に関する協定              |                |
|                        | 和歌山県医薬品卸組合                       | H20.3.25  | 薬務課         | 災害時医薬品等の供給に関する協定               |                |
|                        | 有限責任中間法人 日本産業・医療ガス協会近畿地域本部和歌山県支部 | H20.3.25  | 薬務課         | 災害時医薬品等の供給に関する協定               |                |
| 災害救援物資調達               | 大阪医療機器協会                         | H20.3.17  | 薬務課         | 災害時医療機器等の供給に関する協定              |                |
|                        | 和歌山県医薬品卸組合                       | H21.4.1   | 薬務課         | 大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定      |                |
|                        | 和歌山県医薬品卸組合                       | H17.4.27  | 総合防災課       | 災害支援等の協力に関する協定                 |                |
|                        | 県遊技業(パチンコ)組合                     | H20.6.30  | 総合防災課       | 大規模災害発生時等における協力に関する協定          |                |
|                        | N T T 西日本和歌山支店                   | H16.4.13  | 下水道課        | 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定          |                |
|                        | 和歌山県清掃連合会                        | H14.1.4   | 福祉保健総務課     | 緊急・救援輸送に関する協定                  |                |
|                        | (社)和歌山県トラック協会                    | H16.9.27  | 総合交通政策課     | 船舶による災害時の輸送等に関する基本協定           |                |
|                        | 南海フェリー(株)                        | H23.11.28 | 総合交通政策課     | 緊急・救援輸送に関する協定                  |                |
|                        | (社)和歌山県バス協会                      | H17.12.16 | 資源管理課       | 漁船による大規模災害時の緊急輸送活動の協力に関する協定    |                |
|                        | 和歌山県漁業協同組合連合会                    | H22.3.25  | 福祉保健総務課     | 災害時における救援物資の保管等に関する協定          |                |
| 救援物資・人員等の輸送            | 和歌山県倉庫協会                         | H8.11.1   | 建築住宅課       | 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定         |                |
|                        | プレハブ建築協会                         | H24.3.19  | 技術調査課       | 大規模災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定      |                |
|                        | (社)和歌山県建設業協会                     | H17.4.25  | 技術調査課       | 大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定   |                |
|                        | (社)和歌山県測量設計業協会                   | H19.12.25 | 公共建築課       | 大規模災害時における応急対策業務に関する協定         |                |
|                        | (社)和歌山県空調衛生工業協会                  | H20.12.25 | 公共建築課       | 大規模災害時における応急対策業務に関する協定         |                |
|                        | (社)和歌山電業協会                       | H24.2.20  | 公共建築課       | 大規模災害時における応急対策業務に関する協定         |                |
|                        | (社)和歌山県営繕協会                      | H11.11.2  | 県警本部生活安全企画課 | 災害時における緊急輸送路及び地域安全確保等の業務に関する協定 |                |
|                        | (社)和歌山県警備業協会                     | H22.1.13  | 道路保全課       | 大規模災害発生時における災害時急応急対策業務に関する協定   |                |
|                        | (社)和歌山県自動車整備振興会                  | H24.7.18  | 道路保全課       | 大規模災害時における急応急対策業務に関する協定        |                |
|                        | (社)日本橋梁建設協会                      | H24.8.7   | 道路保全課       | 大規模災害時における急応急対策業務に関する協定        |                |
| 応急仮設住宅建設               | (社)和歌山県建築協会                      | H9.3.5等   | 広報課         | 災害時等における報道要請に関する協定(等)          |                |
|                        | マスコミ関係16社                        |           |             |                                |                |

|                        |                     |           |           |                                       |    |
|------------------------|---------------------|-----------|-----------|---------------------------------------|----|
| 災害時捜索活動                | NPO法人和歌山災害救助大協会     | H21.1.15  | 総合防災課     | 大規模災害等発生時における災害救助大に関する協定              | 42 |
|                        | 日本赤十字社県支部           | S59.4.1   | 福祉保健給務課   | 災害救助に関する業務委託契約                        | 43 |
|                        | (社)和歌山県医師会          | H23.3.18  | 医務課       | 災害時の医療救護についての協定                       | 44 |
|                        | 労働福祉事業団             | H10.3.31  | 医務課       | 災害時の医療救護活動に関する協定                      | 45 |
| 災害時医療救護                | 県内災害拠点病院、支援病院 計17病院 | H23.3.18  | 医務課       | 災害時の医療救護についての協定                       | 46 |
|                        | (社)和歌山県薬剤師会         | H20.3.14  | 薬務課       | 災害時の医療救護活動に関する協定                      | 47 |
|                        | 和歌山DMAT指定病院 計9病院    | H22.2.26等 | 医務課       | 和歌山DMATの派遣に関する協定                      | 48 |
|                        | 公益社団法人和歌山県看護協会      | H24.4.1   | 医務課       | 災害時の医療救護班の派遣に関する協定                    | 49 |
|                        | 県内災害拠点病院 計8病院       | H24.4.1   | 薬務課       | 災害時採用医薬品の備蓄(保管管理)に関する協定               | 50 |
| 被災者住宅確保支援              | (社)和歌山県宅地建物取引業協会    | H17.11.18 | 公共建築課     | 災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定                  | 51 |
|                        | (社)全日本不動産協会和歌山県本部   | H18.3.27  | 公共建築課     | 災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定                  | 52 |
| 災害廃棄物の処理               | (社)和歌山県産業廃棄物協会      | H18.7.26  | 循環型社会推進課  | 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定             | 53 |
| 災害時地域の安心確保<br>(要援護者受入) | 和歌山県老人福祉施設協議会       | H22.10.25 | 長寿社会推進課   | 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定               | 54 |
| 災害時等における相互協力           | 西日本高速道路株式会社 関西支社    | H23.7.5   | 道路保全課     | 災害時等における相互協力に関する協定                    | 55 |
| 災害時等の住民等相談             | 和歌山県専門士業団体連絡協議会     | H24.3.28  | 県民生活課     | 大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定            | 56 |
| 災害時の水道施設復旧作業           | 和歌山県水道事業協同組合連合会     | H24.8.1   | 食品衛生生活衛生課 | 災害時復旧に係る水道施設復旧作業の円滑な実施に関する協定          | 57 |
| 災害時の通信利用               | (株)宝田航空研究所兼機庫(CAXA) | H24.7.30  | 総合防災課     | CAXAと協定した災害時の緊急連絡手段としての利用に関する協定(県営タカ) | 58 |
| 洪水被害の低減                | 関西電力株式会社            | H24.6.29  | 河川課       | 緊急時におけるタカホルタカ等の有効活用に関する協定(県営タカ)       | 59 |
|                        | 関西電力株式会社            | H24.6.29  | 河川課       | 緊急時におけるタカホルタカ等の有効活用に関する協定             | 60 |

※平成29年度新たに締結した協定

## 防災関係の協働事業に関する協定

和歌山県（以下「甲」という。）とＪＡグループ和歌山 和歌山県農業協同組合中央会（以下「乙」という。）とは、和歌山県域における災害対策に関する地域協働事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第１条 甲及び乙は、地域住民の災害からの安全確保に資するため、乙がこの会員である農業協同組合等（以下「ＪＡ」という。）に対し協力を要請して、地域防災活動に関する協働事業を実施するものとする。

## （防災啓発事業）

第２条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を協力して実施するものとする。

- (1) 甲が乙及びＪＡへ災害啓発用看板等の設置場所の提供を依頼したときは、甲乙協議の上、乙は住民への防災情報の提供に協力すること。
- (2) 甲が甲又はＪＡの所在する市町村が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについての広報を乙へ依頼したときは、甲乙協議の上、乙は協力すること。
- (3) 乙及びＪＡは、必要と認める場合には、甲又はＪＡの所在する市町村が実施する防災訓練に参加すること。

## （災害応急対策事業）

第３条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 乙は、災害によりＪＡの所在する地域のＮＴＴ回線が断絶又は通信困難な状況に陥った場合には、ＪＡの来所（店）者に対し、ＮＴＴ伝言ダイヤルの周知を行うものとする。
- (2) 乙は、災害発生時に、ＪＡにおいて、帰宅困難者等に対し、災害情報の提供及び支援を可能な範囲で行うものとする。
- (3) 災害発生時に甲及び乙が収集した災害情報は、提供すべき内容について協議の上、それぞれが住民に提供するものとする。
- (4) 乙は、ＪＡの所在する地域における災害情報を把握し、当該情報を甲に提供するように努めるものとする。

## （救援物資の調達）

第４条 甲は、県域における大規模災害の発生により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の調達を要請できるものとし、乙は、乙が調達可能な範囲において、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

- (1) 調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、応急資材及び各種道具類等とする。

- (2) 調達の要請は、原則として別記第1号様式によるものとする。ただし、その暇がないときは口頭によることができるものとし、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。
- (3) 物資の取引価格は、災害発生時直前の価格によるものとし、甲は乙と協議の上、物資の引渡し後速やかに、乙に代金を支払うものとする。
- (4) 物資の引渡場所は、甲の調達要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。
- (5) 乙は物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

(防災訓練及び教育)

第5条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に判断し、実施できるように相互に協力するとともに、乙は乙の職員に対し、防災訓練及び防災教育を実施し、災害発生時の的確な対応に努めるものとする。

(乙への支援)

第6条 甲は、乙の災害対策の地域貢献活動を支援するため、乙に対し、日常から可能な範囲で所要の支援を行うとともに、災害時には甲の得た災害情報の提供に努めるものとする。

(甲乙の連携)

第7条 甲及び乙は、地域防災活動に関する協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

(協定の細目)

第8条 第2条から第4条までに定める事業を確実に実施するため、甲及び乙は、担当者及び連絡先等に関する情報について、相互に確認するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成19年1月23日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県和歌山市美園町5丁目1-1

J Aグループ和歌山・和歌山県農業協同組合中央会  
会 長 中 畔 達 夫

## 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県空調衛生工業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）により、甲が所有する施設の空調設備及び衛生設備等が損傷した場合における機能復旧対策業務（以下「業務」という。）の乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （業務の内容）

第1条 この協定に基づく業務は、次の業務とし、二次災害の防止及び機能回復のための必要かつ最小限の作業とする。

- （1）損傷箇所及び機能不良箇所（以下「損傷箇所等」という。）の復旧等を行うための技術者の派遣
- （2）資機材の搬入及び稼働
- （3）損傷箇所等の調査、点検及び応急的な復旧作業
- （4）その他甲が必要と認める緊急的な作業

### （対象施設）

第2条 この協定の対象となる県有施設は、次のとおりとする。

- （1）災害時に対策本部等が設置される庁舎
- （2）県立病院
- （3）県立学校
- （4）その他甲が必要と認めた施設

### （協力の要請）

第3条 甲は、大規模災害時において、乙の会員が所有する資機材及び技術者の協力が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（別記第1号様式）により業務の協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務の内容
- （2）復旧業務にかかる応援を必要とする日時、期間及び場所
- （3）現地連絡責任者
- （4）その他必要な事項

2 前項の大規模災害時とは、震度6弱以上の地震、風水害、その他の大規模な災害が発生した場合等で、和歌山県災害対策本部が設置された場合とする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制を組織し、次に掲げる

事項を記載した受諾書（別記第2号様式）により甲に回答するものとする。ただし文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員名
- (2) 使用する車両の台数、車種及び車両番号、人員等
- (3) 日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

#### （業務報告）

第5条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに機能復旧対策業務実施報告書（別記第3号様式）に作業内容（着手前、作業中、完成後、使用した機材等）が判別できる写真を添付し、現地連絡責任者又はその補助者（以下「現地連絡責任者等」という。）に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

#### （経費の負担）

第6条 乙は、甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用を甲に請求することができるものとし、甲は、甲が認める費用を負担するものとする。

2 前項の甲が認める費用とは、材料費、労務費、光熱水費、機械経費、運搬費を積み上げたものとし、前条に規定する報告書に基づき、甲が、災害発生前の甲の基準により積算した額とする。ただし、甲が要請した業務の範囲を超える部分及び甲が実施を確認できない部分を除くことができるものとする。

#### （損害による必要経費の負担等）

第7条 甲の要請による業務の実施により甲又は乙に生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

#### （第三者に及ぼした損害）

第8条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責めに帰すべき事由を除き、甲乙協議してその賠償に当たるものとする。

#### （災害補償）

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。



(乙等の責務)

第10条 実施会員は、業務に従事する者に、危険が伴う業務であることを十分認識させ、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

2 実施会員は、補償保険制度などの活用を図る等により、第7条から前条までに規定する損害その他の不測の事態に備えなければならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては役員のうち乙が指名した者とする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、相互に情報の交換を行うものとする。

2 乙は、諸活動中に覚知した被害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第13条 この協定の円滑な実施のために必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市広道20番地  
社団法人和歌山県空調衛生工業協会

会 長 小 向 俊 和

## 「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」 に基づく確認書

この確認書は、和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県空調衛生工業協会が平成19年12月25日に締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

### 第1 甲の要請

甲の要請の事務は、各施設管理者の求めに基づき、公共建築課長が行うことを原則とする。

### 第2 乙の業務等

- (1) 乙は、協定書及びこの確認書の趣旨と各規定について会員に周知を図ったうえで、協定に賛同する会員の同意書（別紙様式1）の写しと同意した会員（以下「賛同会員」という。）の名簿（別紙様式2）及び連絡体制表（別紙様式3）を甲に提出するものとする。
- (2) 前項の連絡体制表は、賛同会員の所在地や編成人員等の機動力等を勘案して班を編制するとともに、それぞれの班長を定めた上で作成するものとする。
- (3) 乙は、この協定に賛同する会員に変動が生じた場合は、速やかにその旨を、第1号に規定する文書等（既に同意書を提出している会員の同意書の写しを除く。）を添えて甲に通知するものとする。
- (4) 乙は、連絡体制表を、毎年8月末日までに甲に提出するものとする。
- (5) 乙は、第4条に規定する実施会員を決定する際は、賛同会員の中から選定するものとする。
- (6) 甲は、通信手段の途絶等のため、乙への協力の要請が困難な場合は、第2項に定める班長等に直接要請することができるものとする。
- (7) 班長等は、前号の規定により、甲から直接要請を受けた場合は、協定書第4条第1項の規定に準じ、直ちに業務を実施する会員を決定のうえ、甲に回答するものとする。
- (8) 実施会員は、当日の作業後、業務の進捗状況等を現地連絡責任者等に報告するものとする。

### 第3 経費の負担

- (1) 甲は、協定書第5条第1項に規定する精査を行った後、必要に応じ実施会員の立ち会いを求め、検査を行うものとする。
- (2) 甲は、前号に定める検査の結果、適正と認めるとき（第3号に規定する場合を含む。）は、乙に額の確定通知（別紙様式4）及び内訳書（別紙様式5）を交付するものとする。

- (3) 甲は、実施会員の行った業務について、実施した内容が甲の要請した業務の内容を超え、協定書第3条の趣旨に反すると認定した部分、報告書による業務の内容が確認できない部分については、その部分を除いて額の確定を行うことができるものとする。
- (4) 乙は、第2号に定める額の確定通知に基づき、請求書を甲に提出するものとする。
- (5) 甲は前号に定める請求書の提出があったときは、乙に対し請求した費用を支払うものとする。

この確認を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成19年12月25日

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

課長 安川 俊 克

和歌山市広道20 第1田中ビル301  
社団法人和歌山県空調衛生工業協会

会長 小 向 俊 和

## 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山電業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）により、甲が所有する施設の電気設備が損傷した場合における機能復旧対策業務（以下「業務」という。）の乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （業務の内容）

第1条 この協定に基づく業務は、次の業務とし、二次災害の防止及び機能回復のための必要かつ最小限の作業とする。

- （1）損傷箇所及び機能不良箇所（以下「損傷箇所等」という。）の復旧等を行うための技術者の派遣
- （2）資機材の搬入及び稼働
- （3）損傷箇所等の調査、点検及び応急的な復旧作業
- （4）その他甲が必要と認める緊急的な作業

### （対象施設）

第2条 この協定の対象となる県有施設は、次のとおりとする。

- （1）災害時に対策本部等が設置される庁舎
- （2）県立病院
- （3）県立学校
- （4）その他甲が必要と認めた施設

### （協力の要請）

第3条 甲は、大規模災害時において、乙の会員が所有する資機材及び技術者の協力が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（別記第1号様式）により業務の協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務の内容
- （2）復旧業務にかかる応援を必要とする日時、期間及び場所
- （3）現地連絡責任者
- （4）その他必要な事項

2 - 前項の大規模災害時とは、震度6弱以上の地震、風水害、その他の大規模な災害が発生した場合等で、和歌山県災害対策本部が設置された場合とする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制を組織し、次に掲げる

事項を記載した受諾書（別記第2号様式）により甲に回答するものとする。ただし文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員名
- (2) 使用する車両の台数、車種及び車両番号、人員等
- (3) 日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

#### （業務報告）

第5条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに機能復旧対策業務実施報告書（別記第3号様式）に作業内容（着手前、作業中、完成後、使用した機材等）が判別できる写真を添付し、現地連絡責任者又はその補助者（以下「現地連絡責任者等」という。）に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

#### （経費の負担）

第6条 乙は、甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用を甲に請求することができるものとし、甲は、甲が認める費用を負担するものとする。

2 前項の甲が認める費用とは、材料費、労務費、光熱水費、機械経費、運搬費を積み上げたものとし、前条に規定する報告書に基づき、甲が、災害発生前の甲の基準により積算した額とする。ただし、甲が要請した業務の範囲を超える部分及び甲が実施を確認できない部分を除くことができるものとする。

#### （損害による必要経費の負担等）

第7条 甲の要請による業務の実施により甲又は乙に生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

#### （第三者に及ぼした損害）

第8条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責めに帰すべき事由を除き、甲乙協議してその賠償に当たるものとする。

#### （災害補償）

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(乙等の責務)

第10条 実施会員は、業務に従事する者に、危険が伴う業務であることを十分認識させ、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

2 実施会員は、補償保険制度などの活用を図る等により、第7条から前条までに規定する損害その他の不測の事態に備えなければならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては役員のうち乙が指名した者とする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、相互に情報の交換を行うものとする。

2 乙は、諸活動中に覚知した被害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第13条 この協定の円滑な実施のために必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市岡山丁36番地  
社団法人和歌山電業協会

会 長 小 林 逸 平

## 「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」 に基づく確認書

この確認書は、和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山電業協会が平成19年12月25日に締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

### 第1 甲の要請

甲の要請の事務は、各施設管理者の求めに基づき、公共建築課長が行うことを原則とする。

### 第2 乙の業務等

- (1) 乙は、協定書及びこの確認書の趣旨と各規定について会員に周知を図ったうえで、協定に賛同する会員の同意書（別紙様式1）の写しと同意した会員（以下「賛同会員」という。）の名簿（別紙様式2）及び連絡体制表（別紙様式3）を甲に提出するものとする。
- (2) 前項の連絡体制表は、賛同会員の所在地や編成人員等の機動力等を勘案して班を編制するとともに、それぞれの班長を定めた上で作成するものとする。
- (3) 乙は、この協定に賛同する会員に変動が生じた場合は、速やかにその旨を、第1号に規定する文書等（既に同意書を提出している会員の同意書の写しを除く。）を添えて甲に通知するものとする。
- (4) 乙は、連絡体制表を、毎年8月末日までに甲に提出するものとする。
- (5) 乙は、第4条に規定する実施会員を決定する際は、賛同会員の中から選定するものとする。
- (6) 甲は、通信手段の途絶等のため、乙への協力の要請が困難な場合は、第2項に定める班長等に直接要請することができるものとする。
- (7) 班長等は、前号の規定により、甲から直接要請を受けた場合は、協定書第4条第1項の規定に準じ、直ちに業務を実施する会員を決定のうえ、甲に回答するものとする。
- (8) 実施会員は、当日の作業後、業務の進捗状況等を現地連絡責任者等に報告するものとする。

### 第3 経費の負担

- (1) 甲は、協定書第5条第1項に規定する精査を行った後、必要に応じ実施会員の立ち会いを求め、検査を行うものとする。
- (2) 甲は、前号に定める検査の結果、適正と認めるとき（第3号に規定する場合を含む。）は、乙に額の確定通知（別紙様式4）及び内訳書（別紙様式5）を交付するものとする。

- (3) 甲は、実施会員の行った業務について、実施した内容が甲の要請した業務の内容を超え、協定書第3条の趣旨に反すると認定した部分、報告書による業務の内容が確認できない部分については、その部分を除いて額の確定を行うことができるものとする。
- (4) 乙は、第2号に定める額の確定通知に基づき、請求書を甲に提出するものとする。
- (5) 甲は前号に定める請求書の提出があったときは、乙に対し請求した費用を支払うものとする。

この確認を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成19年12月25日

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

課長 安川俊克

和歌山市岡山丁36番地  
社団法人和歌山電業協会

会長 小林逸平



## 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県営繕協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）により、甲が所有する施設が損傷した場合における機能復旧対策業務（以下「業務」という。）の乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 この協定に基づく業務は、次の各号に掲げる業務とし、業務の内容は、二次災害の防止及び機能回復のための必要かつ最小限の作業とする。

- (1) 損傷箇所及び機能不良箇所（以下「損傷箇所等」という。）の復旧等を行うための技術者の派遣
- (2) 資機材の搬入及び稼働
- (3) 損傷箇所等の調査、点検及び応急的な復旧作業
- (4) その他甲が必要と認める緊急的な作業

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる県有施設は、次のとおりとする。

- (1) 災害時に対策本部等が設置される庁舎
- (2) 県立病院
- (3) 県立学校
- (4) その他甲が必要と認めた施設

（協力の要請）

第3条 甲は、大規模災害時において、乙の会員が所有する資機材及び技術者の協力が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した機能復旧対策業務協力要請書（別記第1号様式）により業務の協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務の内容
- (2) 復旧業務にかかる応援を必要とする日時、期間及び場所
- (3) 現地連絡責任者
- (4) その他必要な事項

2 前項の大規模災害時とは、震度6弱以上の地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合等において、和歌山県災害対策本部が設置されたときとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制を組織し、次に掲げる事項を記載した機能復旧対策業務協力受諾書（別記第2号様式）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員名
- (2) 使用する車両の台数、車種、車両番号及び人員等
- (3) 日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

(業務報告)

第5条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに機能復旧対策業務実施報告書(別記第3号様式)に作業内容(着手前、作業中、完成後、使用した機材等)が判別できる写真及び資機材等使用明細書(別記第4号様式)を添付し、現地連絡責任者又はその補助者(以下「現地連絡責任者等」という。)に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用については、乙は、甲に請求することができるものとし、甲は、乙の当該請求のうち甲が認める費用を負担するものとする。

2 前項の甲が認める費用とは、材料費、労務費、光熱水費、機械経費、運搬費を積み上げたものとし、前条第1項に規定する報告書に基づき、甲が、災害発生前の甲の基準により積算した額とする。ただし、甲が要請した業務の範囲を超える部分及び甲が実施を確認できない部分を除くことができるものとする。

(損害による必要経費の負担等)

第7条 甲の要請による業務の実施により甲又は乙に生じた損害の負担については、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責めに帰すべき事由を除き、甲乙協議してその賠償に当たるものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(実施会員等の責務)

第10条 実施会員は、業務に従事する者に、危険が伴う業務であることを十分認識させ、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

2 実施会員は、補償保険制度などの活用を図る等により、第7条から前条までに規定する損害その他の不測の事態に備えなければならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては役員のうち乙が指名した者とする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、相互に情報の交換を行うものとする。

2 乙は、諸活動中に覚知した被害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第13条 この協定の円滑な実施のために必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成20年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山市雑賀屋町東ノ丁38番地ツジヤ商会ビル2階  
社団法人和歌山県営繕協会

会長 池内茂雄

## 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書 に基づく確認書

この確認書は、和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県営繕協会が平成20年12月25日に締結した大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

### 第1 甲の要請

甲の要請の事務は、各施設管理者の求めに基づき、公共建築課長が行うことを原則とする。

### 第2 乙の業務等

- (1) 乙は、協定書及びこの確認書の趣旨と各規定について会員に周知を図った上で、協定に賛同する会員の同意書（別紙様式1）の写しと同意した会員（以下「賛同会員」という。）の災害時応急対策業務協定賛同会員名簿（別紙様式2。以下「会員名簿」という。）及び（社）和歌山県営繕協会災害時対応連絡体制表（別紙様式3。以下「連絡体制表」という。）を甲に提出するものとする。
- (2) (1)の連絡体制表については、賛同会員の所在地や編成人員等の機動力等を勘案して班を編制し、それぞれの班の班長を定めた上で作成するものとする。
- (3) 乙は、賛同会員に変動が生じた場合には、速やかにその旨を、(1)に規定する文書等（同意書、会員名簿、連絡体制表とし、同意書については、既に同意書を提出している会員の同意書の写しを除く。）を添えて甲に通知するものとする。
- (4) 乙は、連絡体制表を、毎年8月末日までに甲に提出するものとする。
- (5) 乙は、協定書第4条第1項に規定する実施会員を決定する際は、賛同会員の中から選定するものとする。
- (6) 甲は、通信手段の途絶等のため、乙への協力の要請が困難な場合には、(2)に定める班長等に直接要請することができるものとする。
- (7) 班長等は、(6)の規定により、甲から直接要請を受けた場合には、協定書第4条第1項の規定に準じて、直ちに業務を実施する会員を決定の上、甲に回答するものとする。
- (8) 実施会員は、当日の作業後、業務の進捗状況等を現地連絡責任者等に報告するものとする。

### 第3 経費の負担

- (1) 甲は、協定書第5条第1項に規定する報告書等について、同条第2項の精査を行った後、必要に応じて実施会員の立ち会いを求め、検査を行うものとする。
- (2) (1)に定める検査の結果、適正と認めるとき（(3)に規定する場合を含む。）には、甲は、乙が大規模災害時における応急対策業務に関する協定書に基づく業務に要した額の確定について（別紙様式4。以下「額の確定通知」という。）及び大規模災害時における応急対策業務に関する協定書に基づく業務に要した額の確定内訳書（別

紙様式5。以下「内訳書」という。)を交付するものとする。

(3) 甲は、実施会員の行った業務について、実施した内容が甲の要請した業務の内容を超え、協定書第3条の趣旨に反すると認定した部分及び報告書により業務の内容が確認できない部分については、その部分を除いて額の確定を行うことができるものとする。

(4) 乙は、(2)に定める額の確定通知及び内訳書に基づき、機能復旧対策業務費用請求書(別紙様式6。以下「請求書」という。)を甲に提出するものとする。

(5) 甲は(4)に定める請求書の提出があったときは、請求書記載の額を乙に支払うものとする。

この確認を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成20年12月25日

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

課長 安川俊克

和歌山市雑賀屋町東ノ丁38番地ツジヤ商会ビル2階  
社団法人和歌山県営繕協会

会長 池内茂雄

# 協 定 書

社団法人和歌山県自動車整備振興会

和 歌 山 県

## 大規模災害発生時における災害応急対策業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県自動車整備振興会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）における甲が要請し、乙が実施する災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

## （応援の要請）

第1条 大規模災害発生時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する機材及び労働力（以下「機材等」という。）が必要と認められるときは、甲は、乙に対して、放置車両移動作業等に係る応援要請書（別記第1号様式）により応援を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

## （要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、大規模災害発生時において、県管理道路における通行の障害となっている車両の移動作業とする。

## （協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制等を組織し、放置車両移動作業等に係る応援受諾書（別記第2号様式）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- 2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。
- 3 乙は、甲から第1条の規定により機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、機材等を甲に提供し、応援するものとする。

## （業務の報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、放置車両移動作業等に係る実施報告書（別記第3号様式）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

## （経費の負担）

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した機材等に要する費用は、乙が負担するものとする。

## （損害による必要経費の負担）

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、乙が負担するものとする。

## （災害補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

## （災害発生時の情報の提供）

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、和歌山県県土整備部道路局道路保全課長、乙においては社団法人和歌山県自動車整備振興会専務理事とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年1月13日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山市湊1106  
社団法人和歌山県自動車整備振興会  
会 長 森 久 文



別記第1号様式(第1条関係)

放置車両移動作業等に係る応援要請書

- 1 災害発生の日時
- 2 災害の状況
- 3 場所(路線名 住所等)
- 4 放置車両等の種別、台数等
- 5 現地連絡責任者
- 6 その他必要な事項

年 月 日

社団法人和歌山県自動車整備振興会長 様

和歌山県知事

別記第2号様式(第3条関係)

放置車両移動作業等に係る応援受諾書

- 1 実施会員  
    (1) 実施会員名  
  
    (2) 住 所  
  
    (3) 責任者名
  
- 2 応援に要する機材、人員等  
    (1) 機材名及び数量  
  
    (2) 従事人員数
  
- 3 応援する日時
  
- 4 場所(路線名 住所等)
  
- 5 その他必要な事項

年 月 日

和歌山県知事様

社団法人和歌山県自動車整備振興会長

別記第3号様式(第4条関係)

放置車両移動作業等に係る応援実施報告書

- 1 実施会員
  - (1) 実施会員名
  - (2) 住 所
  - (3) 責任者名
- 2 応援に使用した機材、人員等
  - (1) 機材名及び数量
  - (2) 従事人員数
- 3 実施日時
- 4 場所(路線名 住所等)
- 5 移動車両台数等
- 6 その他必要な事項

年 月 日

和歌山県知事様

社団法人和歌山県自動車整備振興会長

## 災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と、社団法人和歌山県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害による家屋の倒壊等により居住が困難となった被災者（以下「被災者」という。）への賃貸住宅の媒介に関し、次のとおり協定を締結する。

## （甲の要請）

- 第1条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、被災者への賃貸住宅の媒介について協力を要請することができるものとする。
- 2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請を行い、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

## （乙の業務）

- 第2条 乙は、甲から前条第1項の規定に基づく要請があったときは、乙の会員及び他府県の宅地建物取引業者（以下「会員等」という。）に対し、賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。
- 2 乙は、会員等の媒介事務が円滑に行われるよう必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、随時、会員等に対し、この協定についての理解と協力を求めるなど、災害時においてこの協定による業務が円滑に行われるよう努めるものとする。

## （資料の交換）

- 第3条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の資料を交換するものとし、変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

- （1）和歌山県地域防災計画

(2) この協定に賛同する乙の会員名簿  
(連絡責任者)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては専務理事とする。

(協定の期間)

第5条 この協定の期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する日の1か月前までに特段の意思表示が無い場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年11月18日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市太田143-3  
社団法人和歌山県宅地建物取引業協会  
会長 一色武彦

## 災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と、社団法人全日本不動産協会和歌山県本部長（以下「乙」という。）とは、大規模な災害による家屋の倒壊等により居住が困難となった被災者（以下「被災者」という。）への賃貸住宅の媒介に関し、次のとおり協定を締結する。

## （甲の要請）

- 第1条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、被災者への賃貸住宅の媒介について協力を要請することができるものとする。
- 2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請を行い、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

## （乙の業務）

- 第2条 乙は、甲から前条第1項の規定に基づく要請があったときは、乙の会員及び他府県の宅地建物取引業者（以下「会員等」という。）に対し、賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。
- 2 乙は、会員等の媒介事務が円滑に行われるよう必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、随時、会員等に対し、この協定についての理解と協力を求めるなど、災害時においてこの協定による業務が円滑に行われるよう努めるものとする。

## （資料の交換）

- 第3条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の資料を交換するものとし、変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

## （1）和歌山県地域防災計画

(2) この協定に賛同する乙の会員名簿

(連絡責任者)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては副本部長のうち乙が指名した者とする。

(協定の期間)

第5条 この協定の期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する日の1か月前までに特段の意思表示が無い場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月27日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市太田366番地の2  
社団法人全日本不動産協会和歌山県本部  
本部長 三原寛

## 災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局企画部長と、福井県土木部長、滋賀県土木交通部長、京都府土木建築部長、大阪府土木部長、兵庫県県土整備部長、奈良県土木部長及び和歌山県県土整備部長(以下、「各構成機関」という。)は、各構成機関が管理する公共施設等に災害が発生し又はその恐れがある場合(以下、「災害が発生した場合」という。)の応援をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせを締結する。

### (目的)

第1条 この申し合わせは、災害が発生した場合、近畿地方整備局及び各構成機関が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

### (応援の内容)

第2条 応援の内容は、以下の業務とする。

- 一 被害情報の収集・伝達
- 二 災害応急復旧
- 三 二次災害の防止
- 四 その他必要と認められる事項

### (被害情報の収集・伝達)

第3条 災害が発生した場合は、相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 近畿地方整備局及び各構成機関は、予め連絡体制を共有しておくものとする。

### (応援の要請)

第4条 災害が発生した場合は、必要に応じ各構成機関は、近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 近畿地方整備局企画部は、前項の要請を受け応援を行う場合は、当該構成機関に応援する旨を口頭または電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。



(応援の実施)

第5条 近畿地方整備局は、第2条の応援にあたり各構成機関からの応援要請に対して、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

2 近畿地方整備局が保有する災害対策用資機材は、別表「災害対策用資機材一覧表」によるものとする。

なお、変更が生じた場合は、年度当初に近畿地方整備局から報告を行う。

(要請によらない応援)

第6条 災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、第4条1項の要請をまついとまがないと認められるときは、近畿地方整備局は第2条一項の規定に関し独自の判断で応援できるものとする。

この場合、速やかに電話等により各構成機関に伝えるとともに、文書により応援内容を通知する。

(費用負担)

第7条 要請に基づく応援に要する費用は、原則として要請を行った各構成機関の負担とする。

(その他)

第8条 この申し合わせに定めのない事項に関しては、その都度協議するものとする。

平成17年 6月14日

国土交通省近畿地方整備局企画部長  
福井県土木部長  
滋賀県土木交通部長  
京都府土木建築部長  
大阪府土木部長  
兵庫県県土整備部長  
奈良県土木部長  
和歌山県県土整備部長

## 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）により、甲が所有する施設が損傷した場合における機能復旧対策業務（以下「業務」という。）に係る乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （業務の内容）

第1条 この協定に基づく業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 復旧及び改修等のための調査
- (2) 応急危険度判定
- (3) 被災度区分判定
- (4) 復旧及び改修等のための技術的助言

### （対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設は、和歌山県内において甲が所有する施設（以下「県有施設」という。）とする。

### （協力の要請）

第3条 甲は、大規模災害時（震度6弱以上の地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合等において、和歌山県災害対策本部が設置されたときをいう。）において、乙の会員が所有する資機材及び技術者の協力が必要と認めるときは、乙に対して、業務協力要請書（別記第1号様式）により業務の協力を要請するものとする。ただし、業務協力要請書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに業務協力要請書を提出するものとする。

2 甲は、業務内容に変更が生じたときは、乙に対して業務協力変更要請書（別記第2号様式）により業務内容の変更を要請するものとする。ただし、業務協力変更要請書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに業務協力変更要請書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、甲からの前条第1項の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制を組織し、業務協力受諾書（別記第3号様式）により甲に回答するものとする。ただし、業務協力受諾書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに業務協力受諾書を提出するものとする。

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲からの前条第3項の規定による変更要請があったときは、業務協力変更受諾書（別記第4号様式）により甲に回答するものとする。なお、業務協力変更受諾書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに業務協力変更受諾書を提出するものとする。

### （業務報告）

第5条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに業務実施報告書（別記第5号様式）を甲に提出するものとする。ただし、業務実施報告書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに業務実施報告書を提出するものとする。

### （経費の負担）

第6条 甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用について、乙は、甲に請求することができるものとし、甲は、乙の請求のうち甲が認める費用を負担するものとする。

2 前項の甲が認める費用とは、使用した資機材の借り上げ費、検査、試験等に要した経費とする。ただし、甲が要請した業務の範囲を超える部分及び甲が実施を確認できない部分を除くことができるものとする。

(損害による必要経費の負担等)

第7条 甲の要請による業務の実施により甲又は乙に生じた損害に係る負担については、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き、甲乙協議してその賠償に当たるものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務の実施に当たって負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(実施会員の責務)

第10条 実施会員は、業務に従事する者に、業務に危険が伴うことを十分認識させ、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

2 実施会員は、補償保険制度などの活用を図る等により、第7条から前条までに規定する損害その他の不測の事態に備えなければならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては事務局長とする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、相互の情報の交換を行うものとする。

2 乙は、諸活動中に覚知した被害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第13条 この協定の円滑な実施のために必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 2月20日

和歌山県知事 仁阪 吉伸

和歌山市ト半町38番地建築士会館3階  
社団法人和歌山県建築士事務所協会

会 長 岩橋 重文

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）により、甲が所有する施設が損傷した場合における機能復旧対策業務（以下「業務」という。）に係る乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 この協定に基づく業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 復旧及び改修等のための調査
- (2) 応急危険度判定
- (3) 被災度区分判定
- (4) 復旧及び改修等のための技術的助言

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設は、和歌山県内において甲が所有する施設（以下「県有施設」という。）とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、大規模災害時（震度6弱以上の地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合等において、和歌山県災害対策本部が設置されたときをいう。）において、乙の会員が所有する資機材及び技術者の協力が必要と認めるときは、乙に対して、業務協力要請書（別記第1号様式）により業務の協力を要請するものとする。ただし、業務協力要請書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに業務協力要請書を提出するものとする。

2 甲は、業務内容に変更が生じたときは、乙に対して業務協力変更要請書（別記第2号様式）により業務内容の変更を要請するものとする。ただし、業務協力変更要請書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに業務協力変更要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲からの前条第1項の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制を組織し、業務協力受諾書（別記第3号様式）により甲に回答するものとする。ただし、業務協力受諾書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに業務協力受諾書を提出するものとする。

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲からの前条第3項の規定による変更要請があったときは、業務協力変更受諾書（別記第4号様式）により甲に回答するものとする。なお、業務協力変更受諾書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに業務協力変更受諾書を提出するものとする。

（業務報告）

第5条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに業務実施報告書（別記第5号様式）を甲に提出するものとする。ただし、業務実施報告書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに業務実施報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用について、乙は、甲に請求することができるものとし、甲は、乙の請求のうち甲が認める費用を負担するものとする。

2 前項の甲が認める費用とは、使用した資機材の借り上げ費、検査、試験等に要した経費とする。ただし、甲が要請した業務の範囲を超える部分及び甲が実施を確認できない部分を除くことができるものとする。

(損害による必要経費の負担等)

第7条 甲の要請による業務の実施により甲又は乙に生じた損害に係る負担については、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き、甲乙協議してその賠償に当たるものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務の実施に当たって負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(実施会員の責務)

第10条 実施会員は、業務に従事する者に、業務に危険が伴うことを十分認識させ、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

2 実施会員は、補償保険制度などの活用を図る等により、第7条から前条までに規定する損害その他の不測の事態に備えなければならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては事務局長とする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、相互の情報の交換を行うものとする。

2 乙は、諸活動中に覚知した被害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第13条 この協定の円滑な実施のために必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 2月20日

和歌山県知事 仁阪 吉伸

和歌山市ト半町38番地建築士会館3階  
社団法人和歌山県建築士事務所協会

会 長 岩橋 重文

## 災害発生時等における情報発信等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における情報発信に関し、災害対策支援を充実させる観点から、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、県民に対して甲が提供する情報の発信を迅速化し、甲及び乙の防災対策に資するため、互いに協力して様々な取組を行うために必要な事項を定めるものとする。

（取組）

第2条 この協定における取組内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙は、甲の運営するホームページについて、災害発生時等のアクセス負荷の軽減を目的にキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供する対策を講じる。
  - (2) 甲は、防災・減災の対策として和歌山県内の避難先、避難所、ハザードマップ等の情報を入手したときは、必要に応じ乙に提供し、乙はこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、広く一般に周知できる対応を行う。
  - (3) 甲は、県内市町村が発令する避難発令情報を受けたときは、乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、広く一般に周知できる対応を行う。
  - (4) 甲は、災害発生時の和歌山県内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報並びに県民の安否情報等の災害対応情報を乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、広く一般に周知できる対応を行う。
  - (5) 甲は、避難所等における必要救援物資等に関する情報を入手した時は、乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、広く一般に周知できる対応を行う。
  - (6) 乙は、Yahoo!ブログ上の甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、甲の災害対策に協力する。
- 2 前項各号の取組の具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮し、協議により決定する。
- 3 第1項各号の事項が円滑に協議できるよう、互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手に連絡し、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 4 第1項各号に記載のない事項についても、両者で定期的な協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第3条 甲による災害ブログの利用並びに第2条に基づく甲及び乙両者の対応は、別段の合意がない限り無償でおこなわれるものとし、それぞれに係る旅費、通信費、その他一切の経費は甲乙各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、この協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供及びヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、広く一般に周知することができる。ただし、乙はこの協定の目的以外のための二次利用をしてはならないものとする。

（協定の公表）

第5条 この協定に関することを公表する場合において、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、甲乙双方で別途協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成24年4月2日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。  
(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して解決を図るものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年4月2日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 井上雅博

# 和歌山県ライフライン情報共有マニュアル

平成21年4月

和歌山県総務部危機管理局総合防災課



# 第1編 総 則

## 1 目的

本マニュアルは、和歌山県（以下「県」という。）において、地震・津波災害や風水害等の大規模な災害が発生した場合、ライフラインの被害状況や復旧対応が住民の安全や生活に大きな影響を与えると共に、ライフライン事業者及びライフライン事業者により構成された団体（以下「ライフライン機関」という。）を含む防災関係機関全体の災害応急対策の実施に密接に関連することから、ライフライン機関における被害情報や復旧対策等の情報連絡体制の確立と共有化を図ることにより、大規模災害発生時における被害の軽減と迅速で効果的な災害応急対策の実施に資することを目的とする。

## 2 マニュアルの適応区分

本マニュアルは、県における次の大規模災害について適応する。

### (1) 地震・津波災害

- ア 県に津波警報（大津波）が発表されたとき。
- イ 地震が発生し、県内で震度6弱以上を記録したとき。
- ウ 上記ア又はイ以外で、知事が和歌山県災害対策本部を設置したとき。

### (2) 風水害

- ア 風水害により災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、知事が和歌山県災害対策本部を設置したとき。

### (3) 国民保護法に規定される武力攻撃災害及び緊急処理事態による災害

- ア 武力攻撃による災害及び大規模テロ等により災害が発生し、知事を本部長とする対策本部を設置したとき。

### (4) その他の大規模災害等

- ア 大規模な停電、通信障害、断水、ガスの供給停止、交通機関の事故等、当該事案に対処するため県において対策本部を設置したとき。

## 3 情報連絡体制

県とライフライン機関との連絡体制及び連絡方法については、次のとおりとする。

なお、ライフライン機関が市町村の要請に基づき情報を連絡する場合は、これを妨げないものとする。

### (1) 連絡体制の基本方針

ライフライン機関は、県から被害情報や復旧対策情報等の連絡要請があった場合は、必要な情報を県に報告する。ただし、ライフライン機関は、報道機関に被害情報等を提供した場合は、速やかに当該情報を県に報告するものとする。

### (2) 連絡方法

ライフライン機関の内部における情報収集及び伝達等については、ライフライン機関が定めるとおりとし、ライフライン機関と県との情報連絡は、連絡員の派遣、和歌山県総合防災情報システムによる連絡、災害時優先電話又はFAXによる連絡など、通信可能な手段により連絡する。

### (3) ライフライン機関職員の派遣依頼

和歌山県危機管理監は、ライフライン機関との連絡体制の円滑化と強化のために必要と認めるときは、ライフライン機関に対して、職員の派遣を依頼するものとし、ライフライン機関は、当該依頼に基づき、可能な限り職員の派遣に努めるものとする。

#### ア 派遣職員の業務

- ① ライフライン機関における被害情報等の提供に関すること。
- ② 災害応急対策実施に伴う県及び他の防災関係機関との情報共有に関すること。
- ③ その他必要なこと。

#### イ 派遣に伴う留意事項

ライフライン機関は、次の点に留意して職員を派遣するものとする。

- ① 職員の派遣に伴う経費は、派遣側において負担すること。
- ② 県において通信手段やパソコン等を提供できない場合があることから、必要な資機材については派遣側において携行すること。
- ③ 業務が長期間に及ぶ場合は、適宜、職員の交替をすること。

### (4) 県への報告様式と取扱い

県がライフライン機関に被害情報等の報告を要請する際の様式及びライフライン機関が報告の際に使用する様式については、別添1及び別添2のとおりとする。

なお、ライフライン機関が被害情報等を報告する際に使用する様式を定めている場合は、その様式により行うものとし、和歌山県総合防災情報システムにより報告する場合は、当該システムにより行うものとする。

また、ライフライン機関が報告を行う際の県の窓口については、別添4のとおりとする。

### (5) 県からの情報提供

県は、被害状況や災害応急対策実施状況について、ライフライン機関に情報を提供するものとし、ライフライン機関から被害情報や復旧対策情報等の連絡があった場合は、必要に応じて他のライフライン機関にその情報を提供するものとする。

なお、連絡方法については、3(2)による方法又は3(3)により派遣された職員を通じて行うものとする。

## 4 広報活動

大規模災害発生時において、住民に正しい情報を迅速で的確に提供し、民心の安定と効果的な災害応急対策を実施するため、次のとおり広報活動を実施する。

### (1) ライフライン機関の広報活動

ライフライン機関は、その公共性と専門性により、自社において正確な情報提供に努めるものとし、自社の広報車、ホームページ及び報道機関等を通じて次のとおり広報活動を行うものとする。

また、県が行う広報活動と連携し、効果的に行うため、ライフライン機関は県に対して、広報活動の実施状況について定期的に連絡するものとする。

#### ア 広報活動の方針

- ① 社会的状況の変化に適合した広報を適切な広報手段を通じて行う。

② 時間経過と共に、住民が求める情報が変化することを十分認識し、広報活動を行う。

③ 報道機関に広報を依頼する場合は、状況に応じた情報を適切に提供する。

イ 広報内容

① 大規模災害の内容に応じた注意事項

② 現在の被害状況

③ 被害に対する対応状況と復旧見込み

④ 住民生活の安定のため必要な呼びかけ

⑤ その他必要な事項

(2) 県の広報活動

県は、ライフライン機関から提供された情報等を活用し、ライフラインの被害状況や災害応急対策の実施状況等について、インターネットや報道機関等を通じて広報活動を行う。

また、県は、ライフライン機関から報道機関を通じた広報活動の依頼があった場合は、その内容に応じて、報道機関に対して広報を依頼するものとする。

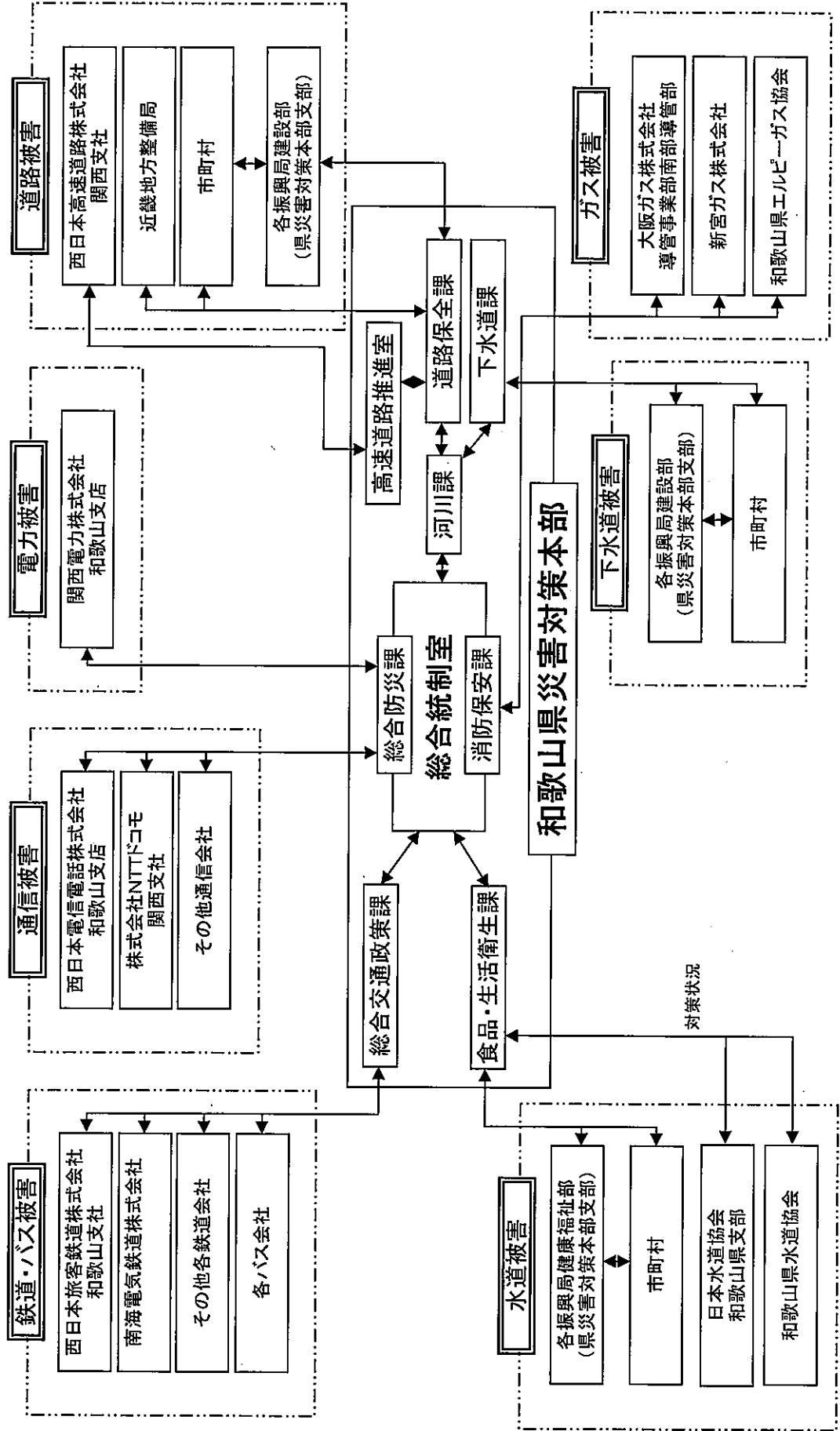
附 則

このマニュアルは、平成21年4月9日から適用する。

## 和歌山県ライフライン情報共有マニュアル

# 別添様式等

ライフライン機関情報連絡ルート図



第 号  
年 月 日

ライフライン関係事業者 様

和歌山県総務部危機管理局総合防災課長  
(公 印 省 略)

ライフラインの機能及び施設等の被害状況等について(依頼)

このことについて、平成 年 月 日に発生した に伴い、和歌山県では  
〇〇対策本部を設置し、災害応急対策にあたっています。

つきましては、貴社(団体)のライフライン機能及び施設等の被害状況、応急対策状況及  
復旧見込み等について、〇〇時〇〇分現在の状況を、〇〇時〇〇分までに当課あて別紙  
より連絡いただきますようお願いいたします。

また、詳細が分かる図面及び資料等があれば、併せてお送り願います。

連絡先

NTT-TEL:073-441-2260

NTT-FAX:073-422-7652

防災電話:300-404

防災FAX:300-499

メール:e0114001@pref.wakayama.lg.jp

|         |                          |         |         |         |
|---------|--------------------------|---------|---------|---------|
| 情報伝達ルート | 各ライフライン関係機関 → 県災害本部総合統制室 |         |         |         |
| 情報発信機関  | (各ライフライン機関名)             | 経由機関( ) | 経由機関( ) | 情報伝達先機関 |
| 受信日時    |                          | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 |
| 受信者氏名   |                          |         |         |         |
| 発信日時    | 月 日 時 分                  | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 |
| 発信者氏名   |                          |         |         |         |

|                                    |                                                       |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 被害の有無                              | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| 発生日時                               | 月 日 時 分                                               |
| 対象地域<br>(路線・区間)<br>※地図を添付<br>願います。 |                                                       |
| 被害状況<br>※説明図面が<br>あれば添付<br>願います。   |                                                       |
| 応急対策状況                             |                                                       |
| 復旧見込み<br>(日時等)                     |                                                       |
| その他<br>(特記事項)                      |                                                       |

|     |                                                                                                                                                                     |                                           |                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参 考 | 以下の点に留意の上、ご記入願います。                                                                                                                                                  |                                           |                                                                                                                                                           |
|     | 【電話関係】<br><input type="checkbox"/> 通信の輻輳状況<br><input type="checkbox"/> 利用制限の状況<br><input type="checkbox"/> 臨時公衆電話等の設置状況<br><input type="checkbox"/> 災害伝言サービスの提供状況 等 | 【電気関係】<br><input type="checkbox"/> 停電状況 等 | 【交通関係】<br><input type="checkbox"/> 乗客等の被害状況<br><input type="checkbox"/> 交通施設の被害状況<br><input type="checkbox"/> 不通の状況<br><input type="checkbox"/> 代替措置の状況 等 |
|     | 【ガス関係】<br><input type="checkbox"/> ガス施設の被害状況<br><input type="checkbox"/> ガス供給の停止状況 等                                                                                |                                           |                                                                                                                                                           |







## ライフライン機関と県の担当窓口一覧

| ライフライン機関 |                                | 県担当窓口            |
|----------|--------------------------------|------------------|
| 電力       | 関西電力株式会社<br>和歌山支店              | 総務部危機管理局総合防災課    |
| 通信       | 西日本電信電話株式会社<br>和歌山支店           | 総務部危機管理局総合防災課    |
|          | 株式会社エヌ・ティ・ティドコモ<br>関西支社NWサービス部 | 総務部危機管理局総合防災課    |
| ガス       | 大阪ガス株式会社<br>導管事業部南部導管部         | 総務部危機管理局消防保安課    |
|          | 新宮ガス株式会社                       | 総務部危機管理局消防保安課    |
|          | 社団法人和歌山県エルピーガス協会               | 総務部危機管理局消防保安課    |
| 鉄道       | 西日本旅客鉄道株式会社<br>和歌山支社           | 企画部地域振興局総合交通政策課  |
|          | 南海電気鉄道株式会社                     | 企画部地域振興局総合交通政策課  |
| バス       | 和歌山県内各バス会社                     | 企画部地域振興局総合交通政策課  |
| 道路       | 西日本高速道路株式会社関西支社<br>和歌山管理事務所    | 県土整備部道路局高速道路推進室  |
|          | 国、市町村                          | 県土整備部道路局道路保全課    |
| 水道       | 市町村                            | 環境生活部県民局食品・生活衛生課 |
|          | 日本水道協会和歌山県支部(対策状況)             | 環境生活部県民局食品・生活衛生課 |
|          | 和歌山県水道協会(対策状況)                 | 環境生活部県民局食品・生活衛生課 |
| 下水道      | 市町村                            | 県土整備部河川・下水道局下水道課 |

- 備考 1 国所管道路及び市町村所管道路は、県の担当部署がそれぞれの所管部署に対して被害情報等を収集する。
- 2 日本水道協会和歌山県支部及び和歌山県水道協会は、要請に基づく応急対策実施状況等について連絡する。

平成 年 月 日

各 位

関西電力株式会社  
和歌山支店

### 〇〇〇〇による停電情報

〇月〇日 〇時〇分現在 和歌山支店管内において、〇〇〇〇の影響で  
下記の通り停電が発生しています。

※注意:停電軒数は概算値であり、後に値が変更になる場合があります。

#### 記

・影響は以下のとおりです。

| 市 町 村 名 | 総停電軒数 | 未復旧軒数 | 備 考 |
|---------|-------|-------|-----|
|         |       |       |     |
|         |       |       |     |
| 合 計     |       |       |     |

以 上

※ なお、上記停電地域・軒数以外に、お客さま宅への引込み線の損傷等の場合、停電  
していることを当社が把握できていないこともあります。

◎読者、視聴者の皆さまに呼びかけて頂ければ幸いです。

<関西電力からのお願い>

切れた電線が垂れ下がっていたり、電柱が傾いているのを見つけられたら、  
絶対に近づかないで、すぐに最寄の関西電力までご連絡ください。

<問い合わせ先>

関西電力株式会社和歌山支店 総務・広報グループ TEL:073-463-0604

LPガス被災状況報告書(第 報)

県災害本部総合統制室様

(FAX:073-422-7652)

事業所名 (社)和歌山県エルピーガス協会

担当者名

TEL

災害及び復旧(供給再開)状況

平成 年 月 日 時 分

|    | 被災市町村名 | 被災件数 | 被災状況         |      |                      | 復旧状況      |       | 摘要 |
|----|--------|------|--------------|------|----------------------|-----------|-------|----|
|    |        |      | ①            | ②    | ③                    | ④         | ⑤     |    |
|    |        |      | 家屋倒壊により供給不可能 | 容器転倒 | ガス漏れ(①②により発生したものを含む) | ②③のうち供給再開 | 修復未完了 |    |
| 1  |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 2  |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 3  |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 4  |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 5  |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 6  |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 7  |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 8  |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 9  |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 10 |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 11 |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 12 |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 13 |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 14 |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 15 |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 16 |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 17 |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 18 |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 19 |        |      |              |      |                      |           |       |    |
| 20 |        |      |              |      |                      |           |       |    |
|    | 計      |      |              |      |                      |           |       |    |

(社)和歌山県エルピーガス協会 (FAX:073-475-4741)

|         |                   |         |         |         |
|---------|-------------------|---------|---------|---------|
| 情報伝達ルート | 新宮ガス → 県災害本部総合統制室 |         |         |         |
| 情報発信機関  | 新宮ガス              | 経由機関( ) | 経由機関( ) | 情報伝達先機関 |
| 受信日時    |                   | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 |
| 受信者氏名   |                   |         |         |         |
| 発信日時    | 月 日 時 分           | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 |
| 発信者氏名   |                   |         |         |         |

|                          |                                                                |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 被害の有無                    | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無          |
| 発生日時                     | 月 日 時 分                                                        |
| 対象地域                     | ・ガス供給の停止 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| ※地図を添付<br>願います。          |                                                                |
| ガス設備の被害<br>状況            |                                                                |
| ※説明図面が<br>あれば添付<br>願います。 |                                                                |
| 応急対策状況                   |                                                                |
| 復旧見込み<br>(日時等)           |                                                                |
| その他<br>(特記事項)            |                                                                |

|     |                                                                                                                                                                            |                                                  |                                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参 考 | 以下の点に留意の上、ご記入願います。                                                                                                                                                         |                                                  |                                                                                                                                                                  |
|     | <b>【電話関係】</b><br><input type="checkbox"/> 通信の輻輳状況<br><input type="checkbox"/> 利用制限の状況<br><input type="checkbox"/> 臨時公衆電話等の設置状況<br><input type="checkbox"/> 災害伝言サービスの提供状況 等 | <b>【電気関係】</b><br><input type="checkbox"/> 停電状況 等 | <b>【交通関係】</b><br><input type="checkbox"/> 乗客等の被害状況<br><input type="checkbox"/> 交通施設の被害状況<br><input type="checkbox"/> 不通の状況<br><input type="checkbox"/> 代替措置の状況 等 |
|     | <b>【ガス関係】</b><br><input type="checkbox"/> ガス施設の被害状況<br><input type="checkbox"/> ガス供給の停止状況 等                                                                                |                                                  |                                                                                                                                                                  |

新宮ガス導管





## ス導管図



# 和歌山県災害時要援護者支援マニュアル

平成20年6月



和歌山県

## 目 次

|        |                           |    |
|--------|---------------------------|----|
| I      | 総則                        | 1  |
| 1      | 趣旨                        | 1  |
| 2      | 位置付け                      | 1  |
| 3      | 災害時要援護者                   | 1  |
| 4      | 対象災害                      | 5  |
| 5      | 対象地域                      | 5  |
| II     | 関係機関の役割                   | 7  |
| 1      | 市（町村）の役割                  | 7  |
| 2      | 民生委員・児童委員の役割              | 7  |
| 3      | 地域支援機関の役割                 | 9  |
| 4      | 専門支援機関の役割                 | 9  |
| 5      | 県保健所・県福祉事務所の役割            | 9  |
| III    | 避難支援体制                    | 11 |
| 1      | 災害時要援護者支援班の設置             | 11 |
| 2      | 個別計画作成のための情報収集            | 11 |
| IV     | 避難支援プラン（個別計画）             | 15 |
| 1      | 個別計画作成の基本方針               | 15 |
| 2      | 避難行動要支援者の登録               | 15 |
| V      | 情報の共有・管理                  | 17 |
| 1      | 情報の共有                     | 17 |
| 2      | 情報管理方法                    | 17 |
| VI     | 情報伝達体制                    | 19 |
| 1      | 避難準備情報                    | 19 |
| 2      | 避難支援者等への情報伝達              | 19 |
| 3      | 多様な情報伝達手段の確保              | 21 |
| 4      | 安否確認体制                    | 21 |
| VII    | 避難誘導の手段・経路等               | 23 |
| 1      | 避難誘導の手段                   | 23 |
| 2      | 避難経路                      | 23 |
| VIII   | 避難所における支援                 | 25 |
| 1      | 避難所                       | 25 |
| 2      | 福祉避難所                     | 27 |
| IX     | 平常時における地域の取組              | 29 |
| <br>   |                           |    |
| ＜参考様式＞ |                           |    |
|        | 別記第1号様式「市（町村）在宅災害時要援護者台帳」 | 31 |
|        | 記載例                       | 32 |
|        | 別記第2号様式「避難行動要支援者登録申出書兼台帳」 | 33 |
|        | 記載例                       | 37 |

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 参 考 等 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>I 総則</p> <p>1 趣旨<br/>この災害時要援護者避難支援プラン（以下「プラン」という。）は、〇〇市（町村）における災害時要援護者の支援体制を確立することを目的とし、要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本としつつ、要援護者の特性に応じた十分な配慮を行い、情報伝達体制や避難支援体制の整備を行うことにより、地域の安心・安全体制の強化を図るものとする。</p> <p>2 位置付け<br/>このプランは、〇〇市（町村）地域防災計画〇〇〇に基づき、要援護者の避難支援について具体化したものである。</p> <p>3 災害時要援護者<br/>(1) 災害時要援護者の定義<br/>このプランにおける災害時要援護者（以下「要援護者」という。）とは、災害時に必要な情報を把握して安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する、以下の人々とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者（一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、認知症の高齢者など）</li> <li>② 身体障害者</li> <li>③ 知的障害者</li> <li>④ 精神障害者</li> <li>⑤ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者</li> </ul> |       |

## 説明及び留意事項

### I 総則

#### 1 趣旨

本プランは、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等を踏まえ、市町村における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものである。

なお、本プランの策定にあたっては、市町村の他、福祉関係機関、医療関係機関、自主防災組織など、災害時に要援護者の避難支援にあたる機関（以下「関係機関」という。）とも連携しながら策定することが望ましい。

#### 2 位置付け

プランは、市町村の防災における基本計画である市町村地域防災計画の中の要援護者対策の内、避難支援に関することを具体的に記述したものであるため、まず市町村地域防災計画で災害時要援護者対策を位置づける必要がある。

平成19年3月31日現在の調査では、県内30市町村中11市町村については、市町村地域防災計画上、要援護者の避難支援の定めがなく、早急な位置づけが必要である。

避難支援体制の整備は、自助、共助を基本として取り組むが、市町村、関係機関、住民はプランに基づき、各々の防災活動で要援護者の避難支援体制の整備に取り組むべきである。

#### 3 災害時要援護者

##### (1) 災害時要援護者の定義

平成3年版防災白書（国土庁）では、要援護者を以下のように定義している。

- 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、又は困難な人
- 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、又は困難な人
- 危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な人
- 危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難な人

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 参 考 等                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>⑥ 自閉症等の発達障害のある者</p> <p>⑦ 乳幼児</p> <p>⑧ 妊産婦</p> <p>⑨ 日本語に不慣れな在住外国人</p> <p>（２）避難行動要支援者</p> <p>要援護者のうち、以下の人々で避難時の支援者が身近にいない人々を避難行動要支援者とし、避難支援体制の整備を重点的かつ優先して行うものとする。</p> <p>① 65歳以上の一人暮らし高齢者</p> <p>② 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において要介護○以上の判定を受けている者</p> <p>③ 認知症の者で、前号で規定する要介護認定において要介護○以上の判定を受けている者</p> <p>④ 高齢者世帯で、一人が2号で規定する要介護認定において要介護○以上の判定を受けている者</p> <p>⑤ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の○級又は○級に該当する肢体不自由、視覚障害及び聴覚障害を有する者</p> <p>⑥ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうち○の判定を受けた者</p> <p>⑦ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者福祉手帳○級の交付を受けている者及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第52条の規定により自立支援医療費の支給認定を受けている精神障害者</p> <p>⑧ 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児</p> | <p>要介護等の等級は、各市町村が対象者数等を考慮のうえ設定する。</p> <p>③、④は、②よりも要介護度が低い者を対象とするのが適当と考えられる。</p> <p>要介護度のみで対象者の範囲を指定しても差し支えないが、認知症者や高齢者世帯に別の基準を設けることで対象者の範囲を絞ることができる。</p> |

## 説明及び留意事項

要援護者には、その障害等の種類によって次のような特徴があり、それらを考慮した支援を行う。

(「平成18年4月26日付け「障害者・児、高齢者、難病患者・児への防災情報伝達と避難のあり方検討報告書」を参照する。)

- ① 高齢者（一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、認知症の高齢者など）  
緊急事態の認識が不十分なことや、コミュニケーションがうまく取れないことがある。また、自力での行動が困難または不可能である。
- ② 身体障害者
  - ア 視覚障害者  
テレビなどからの視覚情報の取得が困難であり、また、家屋の損壊や家具の転倒、浸水などで周囲の状況把握や移動が困難になる。  
避難所への避難を心理的に躊躇することがある。
  - イ 聴覚障害者、  
広報車、ラジオ、サイレン、人のかけ声などの音声情報の取得や、声による情報発信が困難である。  
補聴器、発声補助器具や情報発信に利用するFAX等の破損により、意思疎通の方法を損う。
  - ウ 肢体不自由者  
避難通路が確保されないと安全迅速な自力避難が困難又は不可能である。
- ③ 知的障害者  
緊急事態の認識や状況の判断ができなかったり、コミュニケーションがうまく取れなかったりすることがある。揺れや浸水で激しく動揺することがある。
- ④ 精神障害者  
意欲が低下し、何に対しても関心が無くなっている場合や、多くの人がいる場所に入っていけない場合がある。また、服薬の影響がある場合がある。
- ⑤ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（人工透析を受けている者、難病等の者（医療機器等を装着している者）、低肺機能者（酸素吸入が必要な者）など）  
振動や停電による機器の故障、破損及び停止の可能性がある。  
大型の人工呼吸器を装着した人や、筋力の低下した筋萎縮性側索硬化症の人等の避難行動に制約がある。
- ⑥ 自閉症等の発達障害のある者  
緊急事態の認識に欠けたり、コミュニケーションをうまく取れなかったりすることがある。大勢の人が避難している避難所では心理的不安定に陥りやすい。

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                              | 参 考 等 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>⑨ 来日してからの期間が短い研修生等、日本語に不慣れな在住外国人</p> <p>⑩ 前各号に準じる状態にある者で市（町村）長が必要と認める者</p><br><p>4 対象災害<br/>本プランは、主に風水害、地震時における要援護者の避難支援体制の整備を対象とする。</p><br><p>5 対象地域<br/>本プランは、〇〇市（町村）全域を対象とするが、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立化のおそれのある地域について優先的に扱う。</p> |       |



## 説明及び留意事項

### ⑨ 外国人

言語や習慣の違いにより、コミュニケーションがうまく取れなかったり、状況判断等に誤解が生じたりすることがある。

### (2) 避難行動要支援者

本プランでは、原則として、避難行動要支援者を個別計画作成の対象とするが、要援護者等についても、必要な状態にあると認められる者については積極的に支援計画を作成する。

(参考) 対象者の範囲について、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月。以下「ガイドライン」という。)には多数の市町村の考え方として以下が例示されている。

- 介護保険の要介護：要介護3以上の居宅で生活している者
- 障害程度：身体障害(1・2級)及び知的障害(療育手帳A級等)の者
- その他：一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯

### 4 対象災害

ガイドラインでは、「(ガイドラインに沿った取り組みは、)想定される災害等、各地域の実情に合わせて進めていくことが効果的である。」とされている。

### 5 対象地域

災害危険地域については、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域、津波浸水予測図等の災害危険地域の調査も進められてきており、特に避難を要する地域の特定も可能となってきた。

また、地理的条件から孤立化のおそれのある地域では、難病患者などが継続的な医療を受けられなくなる可能性があるため、上記危険地域と併せ、優先的に避難支援対策を進めることとしている。

(参考) 平成17年6月に「和歌山県津波避難計画策定指針」が改定され、沿岸市町においては、一人ひとりの要援護者について、複数の避難支援者を定め、避難台帳を整備する等、具体的な避難支援プランを策定することとしている。

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 参 考 等 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>Ⅱ 関係機関の役割</p> <p>1 市（町村）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時要援護者支援班の設置</li> <li>② 在宅の要援護者の全体把握</li> <li>③ 避難行動要支援者の把握と個別計画作成のための登録の働きかけ及び個別計画の作成、保管、避難支援機関への提供</li> <li>④ 避難準備（要援護者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）等の情報伝達体制の整備</li> <li>⑤ 避難準備情報の発令、伝達</li> <li>⑥ 個別計画のない避難行動要支援者への避難支援と安否確認</li> <li>⑦ 要援護者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、運営</li> <li>⑧ 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備</li> <li>⑨ 要援護者の避難支援方法の普及啓発及び避難支援訓練の実施</li> </ul> <p>2 民生委員・児童委員の役割</p> <p>民生委員・児童委員は、日頃の見守り活動を通じ以下の役割を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市（町村）からの依頼による避難行動要支援者の把握のための調査への協力</li> <li>② 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ</li> <li>③ 市（町村）の依頼による個別計画作成への協力</li> <li>④ 個別計画の修正内容の市（町村）への提供</li> <li>⑤ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認</li> </ul> |       |

## 説明及び留意事項

### Ⅱ 関係機関の役割

#### 1 市町村の役割

② 災害時に要援護者の避難が確実に行われるよう、市（町村）は、あらかじめ要援護者の全体把握を行い、避難誘導や安否確認を行う必要がある。施設入所中の要援護者は施設において常時必要な支援を受けており、災害時も施設における支援を受けることが前提となるため、本プランは在宅の要援護者を全体把握の対象とした。

③ 市町村による避難行動要支援者の把握は、民生委員・児童委員等の協力を得て実施することになる。

避難行動要支援者への個別計画作成のための登録の働きかけとしては、民生委員・児童委員、自治会長や自主防災会会長の呼びかけによるもの、市町村の広報誌及び登録申請書の直接配布によるもの等が考えられる。

⑥ 避難行動要支援者が個別計画作成のための登録をしなかった場合、個別計画が作成されず、関係機関からの計画的な避難支援が望めないこととなる。

未登録者に対して、市町村では避難所への移動支援を消防等と連携して行うことになるが、迅速な避難支援が望めなくなる可能性が高いことを事前に周知しておく必要がある。

なお、和歌山県防災対策推進条例では、第14条で「災害時要援護者は、市町村、自主防災組織等に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するなど、その取組に協力するよう努める」ものと定めている。

#### 2 民生委員・児童委員の役割

① 民生委員・児童委員には、法律上守秘義務（民生委員法第15条）があり、また、職務上、日頃から、生活に関する相談に応じたり助言等の援助を行っているため、要援護者の状態を把握していることが期待される。

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 参 考 等 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>3 地域支援機関の役割</p> <p>地域支援機関とは、自主防災組織・自治会等、地域で相互扶助活動を行う組織のことで、日頃の地域活動を通じて以下の役割を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ</li> <li>② 個別計画の修正内容の市（町村）への提供</li> <li>③ 避難行動要支援者への避難準備情報等の伝達</li> <li>④ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認</li> </ul> <p>4 専門支援機関の役割</p> <p>社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行う専門支援機関は、以下の役割を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ</li> <li>② 市（町村）の依頼による個別計画作成への協力</li> <li>③ 個別計画の修正内容の市（町村）への提供</li> <li>④ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認</li> <li>⑤ 要援護者の収容</li> </ul> <p>5 県保健所・県福祉事務所の役割</p> <p>県保健所・県福祉事務所は、以下の役割を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ</li> <li>② 市（町村）が作成する個別計画への助言</li> <li>③ 個別計画の修正内容の市（町村）への提供</li> <li>④ 専門支援機関及び地域支援機関の行う避難支援への協力</li> </ul> |       |

## 説明及び留意事項

### 3 地域支援機関の役割

- ② 地域支援機関は、市町村からの依頼により、避難支援者と避難方法を選定し、個別計画の作成の協力を行う。個別計画には障害の等級や家族の状況等極めて個人的な情報が記載されること、また、市町村の責任において迅速に個別計画を作成することが望ましいことから、作成主体はあくまで市町村である。

和歌山県防災対策推進条例では、第19条で「自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において要援護者の避難誘導、介助等を円滑に行うため、市町村、防災関係機関等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、援護体制の整備に努める」ものとしている。

### 4 専門支援機関の役割

計画の作成段階から専門支援機関の参加を得ることで、避難時の支援に協力して当たることができる。

また、専門支援機関は、車イスやストレッチャー等の移動用具や福祉・医療用車両を有しており、それらの移送手段がなければ移動できない避難行動要支援者への移動支援などが期待される。

### 5 県保健所・県福祉事務所の役割

県保健所・県福祉事務所（振興局健康福祉部）は、県自らの防災計画等との整合を図ったうえで、市町村への助言や支援を積極的に行うものとする。

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 参 考 等                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <p>Ⅲ 避難支援体制</p> <p>1 災害時要援護者支援班の設置<br/>市（町村）は、〇〇に災害時要援護者支援班を置く。<br/>災害時要援護者支援班は、〇〇、〇〇（、…）及び<br/>〇〇で構成するものとし、以下の業務を行う。</p> <p>① 平常時の業務<br/>要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要<br/>援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報・啓発、<br/>その他必要な業務</p> <p>② 災害時の業務<br/>要援護者への情報伝達、避難誘導、安否確認、避難<br/>状況の把握、避難所の要援護者班等との連携、その他<br/>必要な業務</p> <p>2 個別計画作成のための情報収集</p> <p>（1）要援護者の全体把握<br/>市（町村）は在宅の要援護者の全体把握のため、情報<br/>を収集し、台帳を作成する。</p> <p>（2）情報収集の手段<br/>台帳整備のため、〇〇市（町村）個人情報保護条例第<br/>〇条の規定に基づき、市（町村）各部局の持つ情報の活<br/>用を行うとともに、県に情報の提供を依頼する。</p> <p>① 住民基本台帳<br/>② 身体障害者手帳交付台帳<br/>③ 療育手帳交付台帳</p> | <p>別記第1号様式「市<br/>（町村）在宅災害時要<br/>援護者台帳」参照</p> |

## 説明及び留意事項

### Ⅲ 避難支援体制

#### 1 災害時要援護者支援班の設置

平常時： 防災関係部局や福祉関係部局で構成する横断的なプロジェクトチームとする。市町村の実情に応じ、防災関係部局、福祉関係部局の、いずれを中心とするのも可。

なお、避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めることが望ましい。

災害時： 災害対策本部の福祉関係部局の中に設置する。

#### 2 個別計画作成のための情報収集

##### (1) 要援護者の全体把握

台帳は、市町村における在宅の要援護者の全体把握を行うものとなる。市町村は、高齢者、身体障害者、知的障害者等の要援護者に関するさまざまな情報を各部局で取り扱っているが、それらの情報を統合し、共有化することで、地域の要援護者の実態をある程度把握できる。

台帳は、これをもとにして、避難行動要支援者の把握、個別計画作成のための登録の働きかけ、災害時の安否確認等を行うなど、要援護者の避難支援という目的に沿って広く活用されることを想定しているが、あくまでも市町村の内部資料であり、地域支援機関、専門支援機関に無条件で提供されるものではないことに注意が必要である。

##### (2) 情報収集の手段

###### ○ 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例における保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員・児童委員などの関係機関等の間で共有する方式。

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 参 考 等 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>④ 特定高齢者把握台帳<br/> ⑤ 要介護、要支援認定台帳<br/> ⑥ 自立支援医療費の申請受理簿<br/> ⑦ 母子健康手帳の台帳等<br/> ⑧ 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証交付者名簿（保健所）<br/> ⑨ 小児慢性特定疾患登録者名簿（保健所）</p> <p>広汎性発達障害者や外国人等、上記では把握が困難な場合については、障害者関係団体等福祉関係者や関係機関等と連携をとり、情報収集を行うものとする。</p> <p>（3）情報収集の内容<br/> 台帳には、以下の情報を収集して記載する。</p> <p>① 氏名<br/> ② 性別<br/> ③ 年齢（生年月日）<br/> ④ 住所<br/> ⑤ 要援護者の区分<br/> ⑥ 所属自治会<br/> ⑦ 避難所（避難先）<br/> ⑧ 電話番号等（FAX、携帯電話、メールアドレス）<br/> ⑨ 避難行動要支援者の別<br/> ⑩ 登録の有無<br/> ⑪ 個別計画の有無<br/> ⑫ 危険地域の種別</p> |       |



## 説明及び留意事項

### ○ 手上げ方式

要援護者登録制度について広報・周知を行ったうえで、要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。自治体の負担は少ないものの、広報が行き届かない場合や、要援護者が支援の必要性を十分理解できない場合があり、全ての要援護者を把握することは難しい。

在宅の要援護者の全体把握に際しては、上記両方式を併用することが望ましい。

### ○ 個人情報の取扱いについて

ガイドラインでは、「市町村は、(中略)要援護者情報の避難支援のための目的外利用・第三者提供に関し、積極的に取り組むことが望まれている。」と示されている。

市町村の持つ個人情報の目的外利用・第三者提供については、個人情報保護条例で既に提供が可能となる規定が設けられている場合があるが、そうでない場合は規定の整備等を行う必要がある。

また、個人情報を法律上守秘義務を課せられている民生委員・児童委員等以外の者に提供する場合は、条例の規定、契約書・誓約書の作成、研修の実施等、情報を提供される側の守秘義務の仕組みを構築する必要がある。

なお、本人からの照会等に対応できるよう、個人情報の提供先等について記録を残しておくことが望ましい。

県のみが把握している要援護者については、県が要援護者から同意を得たうえで、市町村からの要請に基づき、情報を提供する。

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 参 考 等                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| <p>IV 避難支援プラン（個別計画）</p> <p>市（町村）は、避難行動要支援者登録制度を設け、登録された避難行動要支援者に関する個別計画を作成する。</p> <p>1 個別計画作成の基本方針</p> <p>（1）作成主体</p> <p>市（町村）は、避難行動要支援者登録台帳を活用して、避難行動要支援者への聞き取りを基本としながら、自ら若しくは民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力して個別計画を作成するものとする。</p> <p>（2）個別計画の内容</p> <p>個別計画には、情報伝達、避難誘導、避難先での留意事項等の避難支援に必要な、以下の事項を記載することとする。</p> <p>なお、個別計画作成後、内容に変更が生じた場合や本人等から変更の申請があった場合は、速やかに更新を行うほか、民生委員・児童委員、自主防災組織及び避難支援者等の協力を得て、定期的に情報の更新を行う。</p> <p>① 避難支援者<br/> ② 予定避難場所<br/> ③ 情報伝達の流れ<br/> ④ 情報伝達での留意事項<br/> ⑤ 避難時に携行する医薬品等<br/> ⑥ 避難誘導時の留意事項<br/> ⑦ 避難先での留意事項<br/> ⑧ 避難経路図及び要支援者自宅間取り</p> <p>2 避難行動要支援者の登録</p> <p>個別計画の作成を希望する者は、市（町村）に直接又は民生委員・児童委員等を通じて登録申請を行う。</p> <p>原則として避難行動要支援者を対象とするが、支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者については、登録の対象とするものとする。</p> | <p>別記第2号様式「避難行動要支援者登録申出書兼台帳」参照</p> |

## 説明及び留意事項

### IV 避難支援プラン（個別計画）

市町村は、避難行動要支援者からの申出を受け、登録を行った後、避難支援に関する個別計画を作成する。登録に際しては、前述の手上げ方式と以下の同意方式を併用し、効率的かつ確実に対象者への周知を進める。

#### ○ 同意方式

自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握する方式。要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的に情報収集を行うことが課題である。このため、民生委員・児童委員等への台帳の提示が必要となる。

個別計画の内容には、避難場所や避難誘導方法等の記載に加え、迅速、的確、安全に避難するため、避難経路や避難行動要支援者の自宅の間取り等の図面も整備するのが望ましい。

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                 | 参 考 等 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>V 情報の共有・管理</p> <p>1 情報の共有<br/>           避難行動要支援者登録台帳及び個別計画を保管する関係機関及び避難支援者は、共有する個人情報避難支援に関する目的以外に使用してはならない。</p> <p>2 情報管理方法<br/>           避難行動要支援者登録台帳及び個別計画の原本は市（町村）が保管し、副本は避難行動要支援者のほか、個別計画の作成協力・実施の関係機関及び避難支援者が保管するものとする。</p> |       |

## 説明及び留意事項

### V 情報の共有・管理

避難行動要支援者登録台帳や個別計画は、個人情報にあたるので、作成主体となる市町村において、市町村の個人情報条例に則して適正に使用、管理（保管）されるように定めなければならない。

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                                                                             | 参 考 等 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>VI 情報伝達体制</p> <p>1 避難準備情報</p> <p>市（町村）は、避難行動要支援者及び避難支援者が避難に関する行動を開始するための情報として、避難準備情報を使用する。</p> <p>2 避難支援者等への情報伝達</p> <p>（1）避難支援者への伝達</p> <p>市（町村）は、戸別行政無線や広報車を活用して防災情報を提供する。また、発令された避難準備情報等が避難行動要支援者や避難支援者を含めた避難準備情報等対象地域の住民全員に確実に届くよう、市（町村）及び住民は、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。</p> |       |

## 説明及び留意事項

### VI 情報伝達体制の整備

災害時には、情報の確実な入手とすばやい避難行動が求められる。

住民が、障害等の理由で情報入手に支障が生じないように、さまざまな状況を考慮して情報伝達方法を確保することが必要である。

#### 1 避難準備情報

避難準備情報は、災害発生の危険性が高まった時に市町村長が発する避難勧告等の一つとして、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会 平成17年3月）で提言され、平成17年度から国の防災基本計画に位置づけられている。

この情報は、従来の「避難勧告」より前の段階で「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

避難準備情報について、ガイドラインでは「目標時間は、情報伝達体制・避難支援体制の整備状況、避難所への交通・経路の状況などによって大きく異なることから、迅速な避難のためには総合的な取組が重要となる。」としながらも、発令20分以内に情報伝達を完了し、発令90分以内に避難を完了することを想定している。複数の避難行動要支援者の避難支援を行う場合にも、発令後90分以内に要援護者の避難行動が完了すべきことを目標に移動支援に取り組む必要がある。

#### 2 避難支援者等への情報伝達

国は、ガイドラインで、市町村から避難支援者、関係機関への情報伝達について以下のように示している。

- 市町村は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（班）を明確にすること。
- 消防団、自主防災組織等は一部の構成員に過度な負担を掛けないこと、不在時を想定した複数ルート化等に配慮しつつ、伝達網を整備すること。
- 発災時は、福祉関係者と連携しつつ、個別計画等を基に情報伝達をすること。

また、市町村には福祉関係者に対する定期的な防災研修の実施を求めている。

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 参 考 等                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 地域支援機関への伝達<br/> 地域支援機関への防災情報や避難準備情報の提供は地域ぐるみの情報伝達体制を活用することを基本とする。<br/> 市（町村）と地域支援機関は、避難支援者に対する情報伝達体制を整備する。</p> <p>(3) 専門支援機関への伝達<br/> 市（町村）は、防災情報の専門支援機関への積極的な提供を行う。また、避難準備情報等の避難に関する情報の伝達については、専門支援機関の受信確認を含めた伝達体制を整備する。</p> <p>3 多様な情報伝達手段の確保<br/> 避難準備情報等の情報伝達については、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、市（町村）は、以下により多様な情報伝達手段の確保に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放送事業者への情報提供等</li> <li>② 防災行政無線の活用</li> <li>③ 緊急通報システムの活用</li> <li>④ ファクシミリ、電子メール等の活用</li> <li>⑤ 消防団、自主防災組織による広報</li> <li>⑥ ケーブルテレビ、コミュニティFMへの情報提供</li> </ol> <p>4 安否確認体制</p> <p>(1) 避難行動要支援者安否情報収集窓口の設置<br/> 市（町村）は、災害時要援護者支援班の中に、避難行動要支援者安否情報収集窓口（以下「収集窓口」という。）を設置して、避難行動要支援者の安否・避難情報を収集する。</p> <p>(2) 避難支援者からの報告<br/> 避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合、収集窓口又は自治会等事前に指定された連絡先に報告する。</p> | <p>情報伝達手段については、「障害者・児、高齢者、難病患者・児への防災情報伝達と避難のあり方の検討報告書」（平成18年3月）を参照のこと。</p> |



## 説明及び留意事項

### (2) 地域支援機関への伝達

基本的に、地域支援機関は地域内で避難行動要支援者の避難支援にあたることが想定されているが、就労等の理由で地域を離れることのある者が避難支援者になる場合も考えられる。このような避難支援者を選定する場合には、市町村は、避難準備情報等が確実に避難支援者に伝わるような情報伝達体制の整備や、複数の避難支援者の選定等の対策を講じる必要がある。

### (3) 専門支援機関への伝達

避難準備情報等防災情報は、専門支援機関が避難行動要支援者の避難支援や受入を行う前提となるものである。

避難準備情報の発令から避難行動要支援者の避難完了までを90分で行うためには、避難準備情報が発令されてから、専門支援機関が避難支援者を参集させている間は、避難支援が間に合わなくなるおそれがあるため、市町村から提供される防災情報に基づく対応体制について、事前に定めておく必要がある。

## 3 多様な情報伝達手段の確保

災害時には、住民の多くがテレビやラジオから防災情報を得ることから、市町村は、緊急の程度を勘案しながら直接放送事業者へ情報提供を行う。このため、平常時から放送事業者との連絡体制を確立しておくことが必要となる。

電子メールは、遠隔地に住む避難行動要支援者の家族等へ、避難行動要支援者の居住する地域の防災情報を伝える際に有効である。遠隔地に住む家族からの電話により、早めの避難をしたという事例もあり、市町村は、個別計画で避難行動要支援者の家族から避難行動要支援者に「避難の呼びかけ」を行うことも避難支援の一部として取り組むものである。

## 4 安否確認体制

避難行動要支援者が親戚宅や知人宅に避難する場合があるため、安否情報の収集を避難所だけで行うことは困難である。

そのため、より確実に安否確認を行うには、本プランのように、市町村が安否情報収集窓口を設置して、住民や関係機関の情報提供を促す方法や、自治会等を単位として事前に連絡先を決めておき、要援護者等が避難先等を伝える方法が考えられる。

なお、市町村が収集窓口を設置する場合は、その連絡方法（電話番号等）については、広く周知に努める必要がある。

また、災害時に電話が不通となる事態を想定し、確実な情報伝達のためには、避難所等への無線機器の設置についても検討する必要がある。

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 参 考 等 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>VII 避難誘導の手段・経路等</p> <p>1 避難誘導の手段</p> <p>風水害や津波等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、市（町村）と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。</p> <p>なお、速やかに避難誘導を行うため、平時から、市（町村）、消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしたうえで対応する。</p> <p>2 避難経路</p> <p>避難経路の選定にあたっては、土砂災害、洪水初期の浸水、津波等が予想される危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。</p> <p>また、要援護者自身も、避難支援者とともに、自宅から避難場所までの経路をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。</p> |       |

## 説明及び留意事項

### Ⅶ 避難誘導の手段・経路等

避難経路等の確認については、ハザードマップの活用が有効であり、市町村は、各種ハザードマップについて、各世帯への直接配布、転入者への窓口での配布、インターネットを利用した公開等により、内容の周知を行うとともに、説明会等を通じて、情報の活用方法についても周知を行う必要がある。

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 参 考 等                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <p>Ⅷ 避難所における支援</p> <p>1 避難所</p> <p>(1) 避難所の開設等</p> <p>市（町村）は防災情報に基づいて早期に避難所の開設を行う。</p> <p>各避難所には、高齢者や障害者が安全かつ円滑に利用できるよう、あらかじめ経路やトイレにバリアフリーに関する整備を行うとともに、必要に応じ間仕切りや冷暖房機器等の設置を発災後速やかに行うものとする。</p> <p>また、避難所での情報提供は、視覚障害者や聴覚障害者に配慮したものとする。</p> <p>(2) 要援護者班・要援護者用相談窓口の設置</p> <p>各避難所には、要援護者の要望を把握するため、要援護者班を設置し、要援護者用の相談窓口を設ける。</p> <p>要援護者班及び相談窓口においては、相談対応を通じて要援護者からの要望を把握し、情報伝達や支援物資の提供等を行う。</p> <p>なお、相談しやすい環境をつくるため、窓口には、女性職員の配置やプライバシー確保等の配慮を行う。</p> <p>(3) 相談体制等の整備</p> <p>発災後は、保健師等による健康相談、二次的健康被害の予防、こころのケア等を順次実施するとともに、要援護者の状況に応じて、福祉避難所への移動及び緊急入所や入院の手続を行う。</p> | <p>避難所の開設・運営等については「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」（平成20年3月）を参照すること。</p> |

## 説明及び留意事項

### VIII 避難所における支援

#### 1 避難所

##### (1) 避難所の開設等

避難所、避難路の指定にあたっては、土砂災害、津波浸水等、災害時の危険箇所を十分考慮するとともに、関係機関と協議して、適切な指定に努める。

また、避難所の環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておく必要がある。

##### (2) 要援護者班・要援護者用相談窓口の設置

要援護者班の設置にあたっては、市町村の災害時要援護者支援班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等と協力しながら設置することが望ましい。

##### (3) 相談体制等の整備

避難生活が長期化する場合、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す仕組みが重要であり、保健師や福祉関係職員等による相談体制の整備が必要である。

なお、こころのケアについては、必要に応じ、県への「こころのレスキュー隊」の派遣要請を保健所を通じて行う。

また、避難所から福祉避難所への移動及び福祉避難所から避難所への移動については、事前に経路や方法を定めておくとともに、移送等の速やかな対応をとるためには、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくことが望ましい。

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 参 考 等 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>2 福祉避難所</p> <p>市（町村）は、避難所を設置すると同時に、介護員等の支援が必要な要援護者を対象とする福祉避難所を設ける。</p> <p>（1）福祉避難所の指定</p> <p>市（町村）は、個別計画の作成等を通じて、福祉避難所への避難が必要となる人数の推計を行い、地域ごとのニーズを把握して福祉避難所を指定する。</p> <p>指定に当たっては、福祉避難所に適する施設等との間で、事前に災害時の体制や役割分担等について協議を行い、対応能力等を相互に確認した後、福祉避難所の指定又は協定の締結を行うものとする。</p> <p>（2）福祉避難所の周知</p> <p>福祉避難所を指定した場合は、地域防災計画に定めるとともに、あらかじめ要援護者及び避難支援者を含む地域住民に周知し、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。</p> |       |

## 2 福祉避難所

### (1) 福祉避難所の指定

福祉避難所のニーズを把握する際には、身体介護を必要とする要援護者以外に、避難所での共同生活が困難な認知症のある者、視覚障害者、知的障害者、精神障害者及び自閉症・発達障害者等についても考慮する。

福祉避難所に適する施設としては、要援護者の利用に適した老人福祉センター、防災拠点のほか地域交流スペース、特別支援学校等が考えられるが、適切な場所にこれらの施設がない場合には、公的な宿泊施設、民間の旅館等も候補として検討する。

なお、特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設を利用する場合、緊急入所への対応が損なわれることのないよう留意すること。

福祉避難所の指定等を行う際の事前協議事項として、以下等が考えられる。

- ① 受入可能人数（要援護者種別に）
- ② 福祉避難所として対応する人員、設備、備蓄物資等（市町村の支援を含む）
- ③ 費用負担
- ④ 福祉避難所の管理責任者
- ⑤ 夜間等の体制
- ⑥ 家族等の同伴の可否

福祉避難所は、本来、自治体自らが設置するものであるが、災害時の要員不足が危惧される場合等には、施設等の設置者に福祉避難所の設置、維持及び管理の一部又は全部を委託することができる。

また、以下の救助に関する業務の一部又は全部についても、併せて委託が可能である。

- ① 炊き出し等による食品の供与
- ② 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与

業務の委託にあたっては、委託先の施設用の被災状況や、利用可能な設備及び要員の状況を勘案のうえ、施設等の設置者に過度の負担を課さないよう留意が必要である。

なお、福祉避難所の設置期間は、対象者の特性から、できる限り短いものとし、施設への（緊急）入所や応急仮設住宅への入居を活用することが望ましい。設置等を委託した場合も、福祉避難所の閉鎖時の避難者の退所については、委託した市町村が対応を行う。

| 災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 参 考 等 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>IX 平時における地域の取組</p> <p>要援護者の適切な避難誘導のため、地域において、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめるとともに、自主防災組織を中心に、地域全体の防災意識の向上を図るものとする。</p> <p>(1) 日常活動<br/> 民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等は、声かけや見守り行動を通して地域の連携を深め、要援護者の避難支援について、地域住民の協力関係をつくるものとする。</p> <p>(2) 避難訓練<br/> 要援護者の避難を迅速かつ適切に行うため、各地域で自主防災組織を中心とする避難訓練を実施する。<br/> 要援護者、避難支援者を含む地域住民は積極的に参加するものとし、情報の伝達や具体的な避難支援方法についての確認を行う。</p> |       |



## 説明及び留意事項

### IX 平時における地域の取組

#### (1) 日常活動

災害時において、要援護者支援を行うには、日頃から積極的な安否確認や相談、支援を行うことが重要であり、市町村は、これらの取組を推進することにより、災害に強い福祉のまちづくりを目指すことが求められている。

#### (2) 避難訓練

避難訓練は、避難支援者が支援できない場合等、様々な状況を考慮して実施する必要がある。



避難行動要支援者登録申出書兼台帳

整理番号

平成 年 月 日

市(町村)長 様

私は、災害時要支援者登録制度の趣旨を理解し、同制度への登録を希望します。

また、下記の個人情報と作成された私の個別支援計画が、災害時の避難支援や情報提供、安全確認のため、市(町村)の関係部署や地域の社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織に提供されることに同意します。

|                    |    |            |  |         |  |       |  |
|--------------------|----|------------|--|---------|--|-------|--|
|                    |    | 代理申請の場合    |  | 登録者との関係 |  |       |  |
|                    |    | 氏名         |  |         |  |       |  |
| フリガナ氏名             |    | 生年月日       |  | 明・大・昭・平 |  | 年 月 日 |  |
|                    |    | 男・女        |  | 自治会名    |  |       |  |
| 住所                 |    | 〒          |  |         |  |       |  |
| 電話                 |    | FAX        |  |         |  |       |  |
| 携帯電話               |    | メール        |  |         |  |       |  |
| 世帯状況               |    | 人世帯<br>構成： |  |         |  |       |  |
| 身体の状態              |    | 障害者手帳      |  | ( 級)    |  | 要介護度  |  |
|                    |    |            |  |         |  | 疾病名   |  |
| 災害時に必要な支援等         |    |            |  |         |  |       |  |
| かかりつけ医院等           |    |            |  | 住所      |  |       |  |
|                    |    |            |  | 電話      |  |       |  |
| 担当ケアマネジャー          |    |            |  | 住所      |  |       |  |
|                    |    |            |  | 電話      |  |       |  |
| 主な介護サービス・福祉サービス事業所 |    |            |  | 住所      |  |       |  |
|                    |    |            |  | 電話      |  |       |  |
| 日常生活に必要な生活用具・薬等    |    |            |  |         |  |       |  |
| 緊急時の連絡先            | 氏名 |            |  | 住所      |  |       |  |
|                    |    |            |  | 電話      |  |       |  |
|                    |    |            |  | 携帯      |  |       |  |
|                    |    |            |  | 携帯メール   |  |       |  |
|                    | 氏名 |            |  | 住所      |  |       |  |
|                    |    |            |  | 電話      |  |       |  |
|                    |    |            |  | 携帯      |  |       |  |
|                    |    |            |  | 携帯メール   |  |       |  |
| 担当民生委員             |    |            |  | 電話      |  |       |  |
|                    |    |            |  | 携帯      |  |       |  |

# 市町村避難所運営マニュアル作成モデル

平成20年3月

和歌山県

# 目次

|                     |    |
|---------------------|----|
| はじめに                | 1  |
| 避難所の状況想定            | 2  |
| 避難所における基本的事項        | 5  |
| 1 避難所の開設・点検         | 5  |
| 2 避難所運営組織の立ち上げ      | 5  |
| 3 居住グループの編成         | 6  |
| 4 部屋（区画）割り          | 6  |
| 5 避難者名簿の作成          | 7  |
| 避難所の運営体系            | 8  |
| 1 避難所の運営主体          | 8  |
| 2 運営本部会議            | 9  |
| 3 運営役割分担            | 10 |
| 避難所内の仕事             | 12 |
| <u>総務班の仕事</u>       |    |
| 1 運営本部会議の事務局        | 12 |
| 2 避難所運営情報の記録        | 12 |
| 3 生活ルール作成           | 13 |
| 4 地域との連携            | 13 |
| 5 その他               | 14 |
| <u>被災者管理班の仕事</u>    |    |
| 1 避難者名簿の管理          | 15 |
| 2 問い合わせへの対応         | 17 |
| 3 取材への対応            | 18 |
| 4 郵便物・宅急便の取り次ぎ      | 18 |
| <u>情報班の仕事</u>       |    |
| 1 避難所内外情報収集         | 19 |
| 2 避難所外向け情報発信        | 20 |
| 3 避難所内向け情報伝達        | 22 |
| <u>食料・物資班の仕事</u>    |    |
| 1 食料・物資の調達、受入、管理、配給 | 24 |
| 2 炊き出し              | 28 |

**施設管理班の仕事**

1 危険箇所への対応 . . . . . 29  
2 防火・防犯 . . . . . 29

**保健・衛生班の仕事**

1 衛生管理 . . . . . 30  
2 ごみ . . . . . 30  
3 風呂 . . . . . 31  
4 トイレ . . . . . 32  
5 清掃 . . . . . 33  
6 ペット . . . . . 34  
7 医療・介護活動 . . . . . 34  
8 水の管理 . . . . . 36

**災害時要援護者班の仕事**

災害時要援護者の支援 . . . . . 38

**ボランティア班の仕事**

ボランティアの受入・活動調整 . . . . . 39

空間配置 . . . . . 40

居住空間の管理 . . . . . 40

共有空間の管理 . . . . . 40

生活ルール . . . . . 43

資料編 . . . . . 巻末

## はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、多くの家屋が倒壊し、その後発生した火災により、多くの家屋が焼失しました。そのため、ピーク時には31万人を超える被災者が避難し、かつ、その避難期間が長期に渡ったこともあり、様々な課題が指摘されました。

その課題は、平成16年10月に発生した新潟県中越地震においても改善されておらず、緊急に避難所のあり方について整理する必要性が生じました。

本県においては、地震防災対策アクションプログラムのワーキンググループ＝避難所グループで、避難所のあり方について検討を重ね、平成17年3月に、避難所対策の参考として頂くことを目的に「避難所のあり方指針検討報告書」をとりまとめ、各市町村に送付したところです。

しかし、スムーズに避難所を運営するためには、避難所運営マニュアルを整備する必要があると考え、県では、平成18、19年度の2箇年において、県内7市町村で、自主防災組織を中心とした避難所運営の実働訓練やワークショップ形式によるイメージトレーニング訓練を行い、避難所運営における問題点や課題を抽出しました。

その把握できた問題点や課題を、先の報告書と照らし合わせ、総合防災課及び避難所グループで検討を重ね、避難所を実際に自治運営していく被災者サイドに重点をおいて、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」という形で整理しました。

また、その中では、その運営上における、市町村の役割についても言及しています。

この「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」は、市町村が避難所運営マニュアルを整備する際に、参考として頂くことを目的としています。

市町村におかれては、整備した避難所運営マニュアルをもとに、実際に訓練を実施して検証・見直しを行い、最終的には、避難所ごとに、その避難所に最適な運営マニュアルを備えていただきたいと思います。

# 避難所の状況想定

大規模災害発生時の避難所の状況は、時間経過に伴って大きく変化します。そのため、そのことを踏まえて時系列に沿った対応方針を検討します。

## 時系列

| 時 期                      | 避難所の状況想定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【初動期】<br>災害発生直後<br>～3日程度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の担当者や施設管理者が避難所に到着する前に、避難者がカギを壊して施設内に入ることも予想される。</li> <li>・避難者が殺到し、精神的にも不安定な状況。</li> <li>・市町村は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難。</li> <li>・余震による二次災害のおそれ、火災の延焼拡大、危険物漏洩等により、避難者が混乱。</li> <li>・食料や物資の不足による配布調整の必要が生じ、トラブルが発生しやすい。</li> <li>・各種情報の不足で、避難者の不安が拡大。</li> <li>・災害時要援護者の状況把握が困難。</li> <li>・安否確認の問い合わせが殺到。</li> </ul> |
| 【展開期】<br>3日～1週間程度        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料や物資はおおむね供給されるようになるが、避難者数が流動的な段階。</li> <li>・避難者が落ち着きを見せ始める一方で、エコノミークラス症候群の発生等健康状態の悪化や衛生環境の悪化が予想される。</li> <li>・ライフラインの回復が遅れている場合、飲用水や生活用水の確保、入浴の機会といった要望が、避難者のみならず在宅の被災者も含めて、拡大することが予想される。</li> <li>・ボランティアの人数や物資等については、避難所間で格差が生じる場合がある。</li> </ul>                                                                       |
| 【安定期】<br>1週間<br>～2週間程度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地外からの支援活動が本格化し、マンパワーが期待できる段階。</li> <li>・避難者の退所が増え、避難所の運営体制の見直しが必要となる。</li> <li>・臨時開設や民間施設を利用した避難所は、統廃合の検討</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |



|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                 | <p>を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難生活の長期化に伴い、プライバシーの確保等対策が必要となる。</li> <li>・避難者の通勤通学が始まり、避難所は生活の場としての性格が強まってくる。</li> <li>・学校が避難所となっている場合、教職員が本来業務へシフトする。</li> <li>・避難所内外の避難者間の公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始める。</li> </ul>                                                                                                                                                              |
| <p>【撤収期】<br/>2週間<br/>～3ヶ月程度</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の状況はおおむね落ち着いた状態。</li> <li>・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。</li> <li>・避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不満や不安が強まる段階。</li> <li>・市町村では、住まいの確保が最重要課題となる。</li> <li>・避難者に対するこころのケア等の保健・医療サービスの一層の充実が求められる。</li> <li>・ボランティアも減少し、運営体制の維持が困難となる。</li> <li>・季節の変化に伴い、それまでと異なった対策が求められる。(※下記参照)</li> <li>・仮設住宅の提供等により、市町村は避難所の撤収に向けての調整等を開始。</li> </ul> |

### ※季節を考慮しての対策

#### ○冷暖房設備の整備

避難所内の温度環境に配慮するため、冷暖房機器等の整備を検討する。

#### ○生鮮食料品等の保管設備の整備

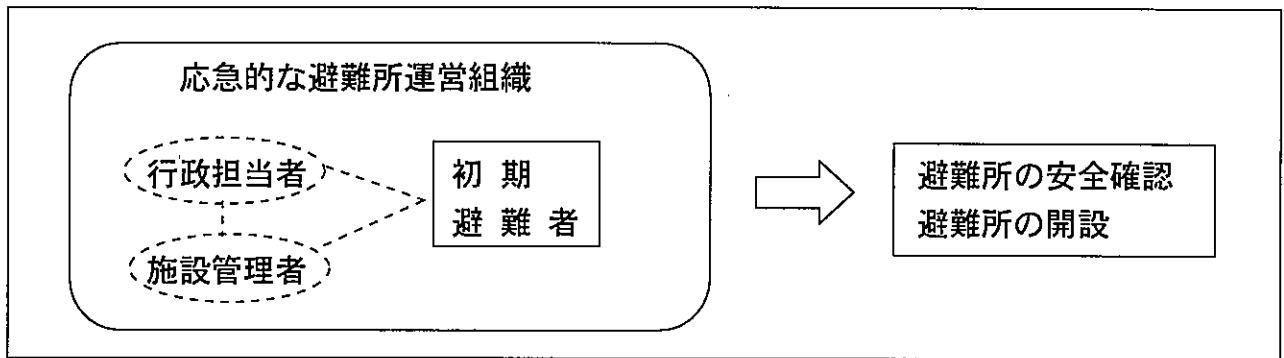
梅雨や夏期の高温多湿期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備・機器の整備を検討する。

#### ○簡易入浴施設の確保

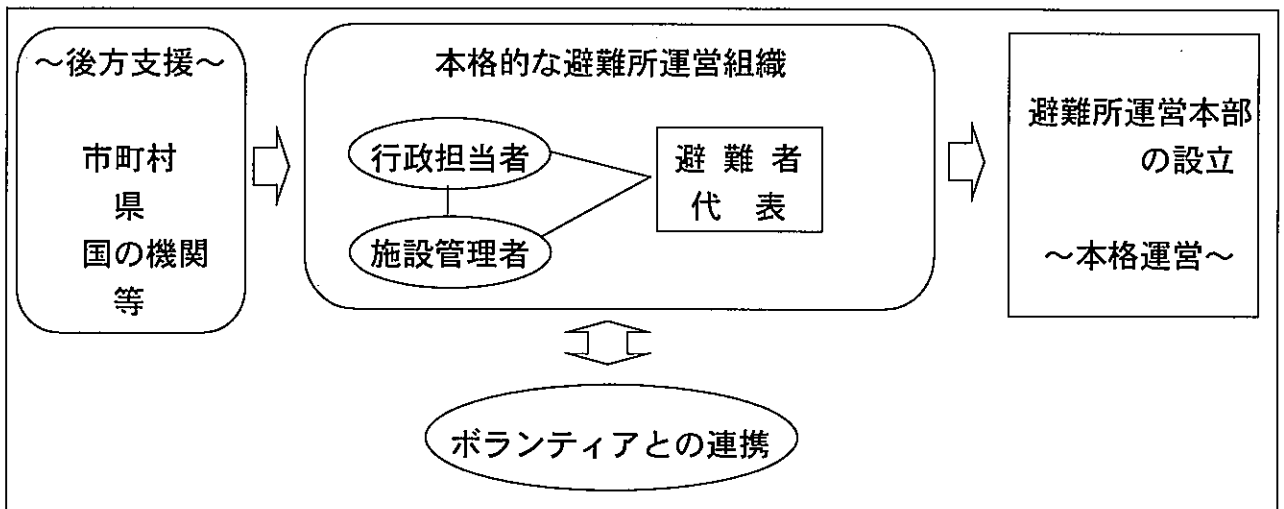
避難者の衛生・健康保持のため、簡易入浴施設の整備を検討する。

# 避難所運営のフロー

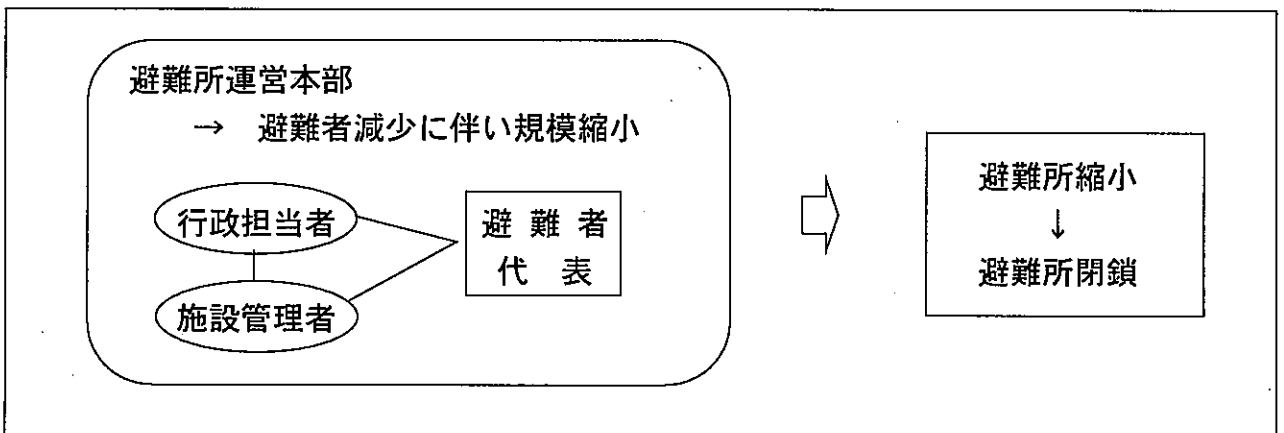
## 【初動期】 災害発生直後～3日程度



## 【展開期～安定期】 3日～2週間程度



## 【撤収期】 2週間～3ヶ月程度



# 避難所における基本的事項

## 1 避難所の開設・点検

### 避難所の開設

避難所は、市町村があらかじめ指定している避難施設で、災害発生時等において開設し、避難してきた地域住民等が使用します。

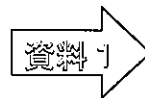
### 自主防災組織等でもカギを保管

夜間や休日に、東南海・南海地震等の大規模な災害が発生した場合は、カギを所有する市町村職員や施設管理者の被災も懸念され、避難所の開設がスムーズに行われないうことも想定されます。このような場合に備えて、地域住民（町内会長等）もカギを保管するようにします。

### 建物内への立ち入りには注意

建物内への立ち入りについては、倒壊等による二次災害の危険があるため、可能であれば、有資格者による被災建築物応急危険度判定を実施します。それができない場合は、施設管理者と避難者の代表が、目視による点検を行い、明らかに使用できると判断できる部分のみ応急的に使用します。

市町村職員や施設管理者が到着しない場合を想定し、あらかじめ、当該避難所の使用範囲や使用方法について、当該施設の所有者（管理者）と協議しておきます。



## 2 避難所運営組織の立ち上げ

### 避難所運営の中心人物を選出

避難所運営の中心となる人物については、自主防災組織などを中心に事前に決めておきます。また、その人物の事故に対し、代理の選出方法も検討しておきます。

なお、人物の選出にあたっては、女性等さまざまな避難者の意見が反映できるよう配慮します。

避難所運営の中心となる人は次のような人物です。

- ① 自主防災組織（町内会等）の会長、副会長、防災委員
- ② 避難住民の意見で推薦された人

など

### 立ち上げ当初の避難所運営

本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、これらの人物が陣頭指揮をとり、避難所の運営にあたります。

### 3 居住グループの編成

#### **世帯を基本単位に居住グループを編成**

居住グループのグループリーダーの目の行き届く範囲を考慮すると、1つの居住グループの構成人数は、おおよそ40名程度が適当です。

#### **居住グループ編成への配慮**

世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住グループの中に編成します。その他にも、従前住んでいた地区を考慮して、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

#### **観光客や滞在者等への対応**

観光地や商業地域では、地域住民以外も避難所に避難して来る可能性があります。これらの避難者は、長期に渡って避難所に留まらないと考えられるため、地域の避難者とは分けて居住グループを編成します。

### 4 部屋（区画）割り

#### **施設の利用方法を明確に**

避難所として指定された施設の全てを避難所として利用できるとは限りません。事前に施設管理者と協議し、利用する部分を明確にしておきます。避難所として利用する部分以外の施設（敷地）へは、避難者の立ち入りを禁止します。

#### **避難者の居住空間を確保**

避難者の居住する空間については、可能な限り屋内を使用します。特に、学校施設が避難所になっている場合は、体育館、教室、廊下などの利用が考えられますが、教育活動の再開を考慮しながら設定します。また、校長室、事務室、職員室、保健室などは避難所運営上必要となるため、居住空間としては使用を控えます。

#### **災害時要援護者を優先**

発災直後は、多数の避難者による混乱が予想されますが、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、難病患者等災害時要援護者を優先して室内に避難させます。その際、和室や空調設備がある部屋などを一般の居住エリアと隔離した福祉避難室として設置し、災害時要援護者のニーズに応じて割り当てます。

別に市町村が福祉避難所を設置した場合は、災害時要援護者の状態などに応じて優先順位をつけ、移送します。

## 5 避難者名簿の作成

### **避難者に記入してもらう事項**

市町村は、避難者に記入してもらう様式をあらかじめ準備しておきます。

記入項目は、次のような項目です。

- ①氏名（ふりがな）
- ②性別
- ③年齢
- ④続柄（例：妻・息子・娘・父・母・・・）
- ⑤住所（小字・〇丁目程度）
- ⑥緊急時の連絡先（例：親戚、知人、担当民生委員・・・）
- ⑦特に申告しておく必要があると思われること（例：持病、障害、必要薬・・・）

その他必要と思われる事項は独自に付け加えます。

例：介護保険の要介護認定者であれば、担当ケアマネージャーの連絡先 など



### **緊急を要する要望を同時に調査**

病院・社会福祉施設などへの搬送希望など、緊急を要する要望については、名簿記入時に同時に調査を実施します。

### **世帯ごとに記入**

居住グループのグループリーダーが中心となり、各世帯ごとに記入用紙を配布し、記入してもらいます。

# 避難所の運営体系

## 1 避難所の運営主体

### 避難所の運営は避難者自身で

過去の災害時における教訓から、避難所の運営は、避難者が自ら行う方がスムーズで、立ち直りも早い傾向があるため、地域住民による自治を基本とします。

市町村職員や施設職員、ボランティアは、避難者が一日でも早く元の生活に戻ることができるよう、避難所運営のサポート役に徹します。

### 避難所運営本部を中心とした避難所運営

避難所の運営組織は、運営本部と各活動班及び居住単位ごとの居住グループで構成します。

#### (1) 運営本部の構成

避難所運営本部は、本部長、副本部長、各活動班の班長、各居住グループのグループリーダーで構成します。

#### (2) 運営本部の役割

運営本部は、避難所を運営する最高決定機関として避難所生活の運営全般に関わります。

#### (3) 運営本部の活動

運営本部は、主に次のような活動を行います。

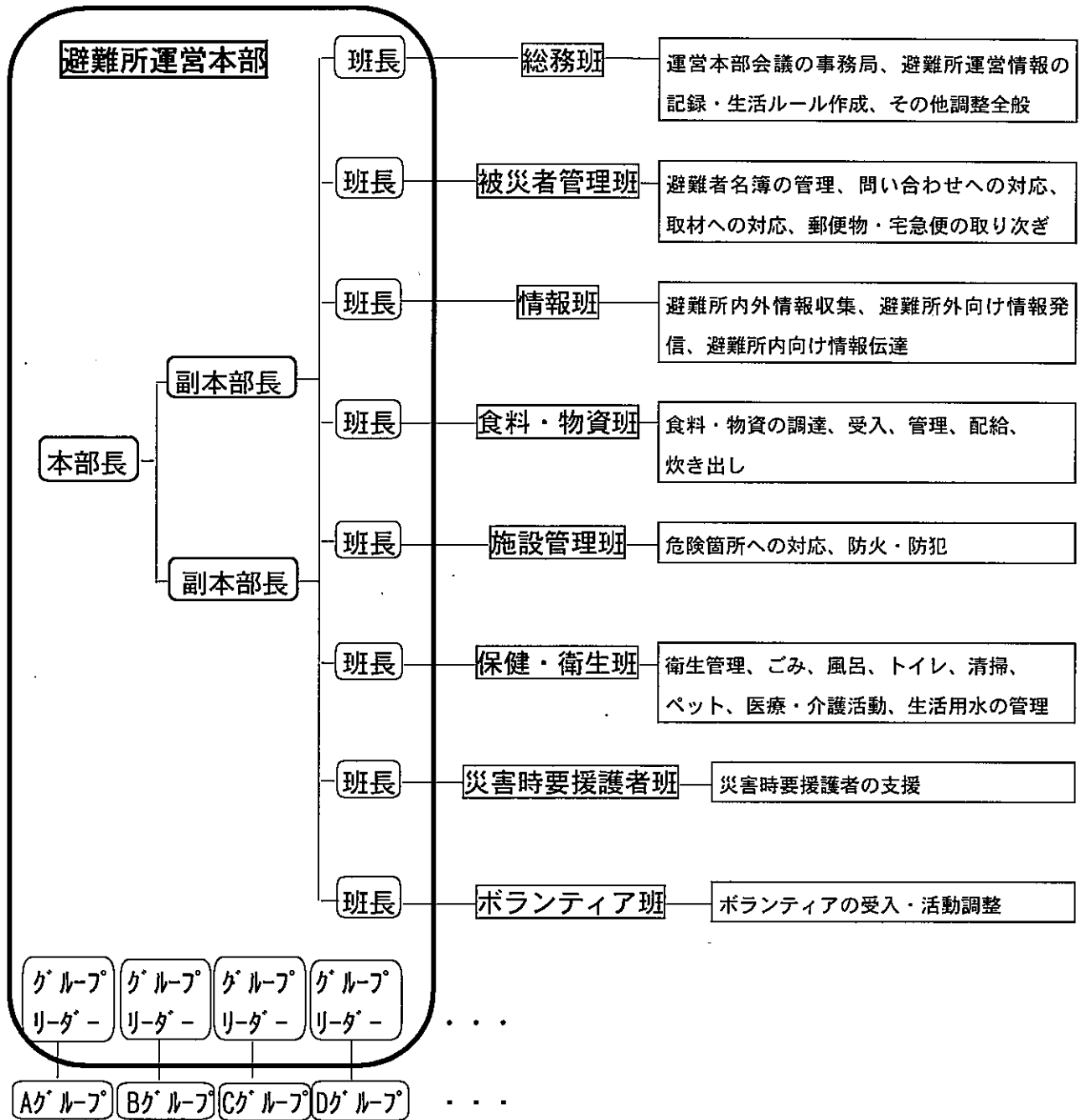
- ・ 避難所内のルールの決定、変更とその徹底
- ・ 避難者の要望、意見のとりまとめ
- ・ 市町村や関係機関との連絡

### 避難所運営のための活動班を設置

一部の特定の人に重い負担がかからないようにするため、各活動班を設置し、協力して避難所運営を行います。ただし、避難所の規模や作業量によっては活動班を統合するなど、避難所に最適な状態を作ります。

### 班長職の補助者の設置も大切

避難生活が長期化してくると、班長職に就いていた人が自宅や仮設住宅に移り、職を離れることが想定されます。その場合に備えて、班長を補助する人を作っておきます。



【避難所の運営体系】

## 2 運営本部会議

### 定期的に運営本部会議を開催

避難所生活を円滑に進めるために、定期的に運営本部会議を開催します。

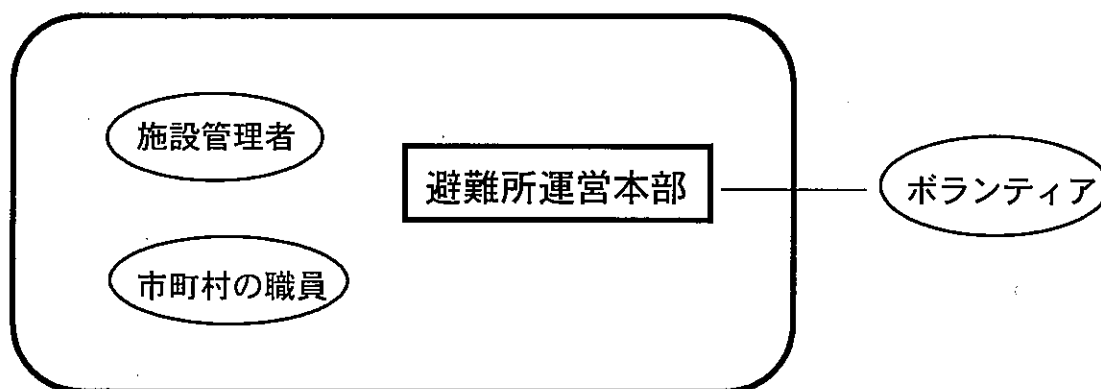
### 運営本部会議の開催頻度

発災直後の会議の開催頻度は、1日2回、朝食前及び夕食後に開催します。朝の会議は、前夜以降の伝達事項を主にし、問題点についての協議は夕食後に行います。時間が経過し、避難所の状態が落ち着いている場合は、朝の会議は省略しても良いですが、特に連絡事項がない場合でも、最低1日1回は会議を開催し、問題点の有無を確認します。

### 運営本部会議の参加者

この会議には、市町村職員や施設管理者も参加します。

また、ボランティアの中でも、一定の役割を担っている場合には、オブザーバーとして参加してもらいます。



【避難所運営本部会議】

## 3 運営役割分担

避難所における役割分担は、避難者をいくつかに分けた《居住グループ》単位と、避難所全体で行うべき作業をその種別で分けた《活動班》の2つに分類されます。

### 《居住グループ》

#### 居住グループのグループリーダー、サブリーダー、各活動班員を選出

グループリーダーは、居住グループの総合的な監督を行うとともに、グループ内の意見等を取りまとめて、運営本部会議へ提出する代表者の役割を担います。また、グループリーダーを補佐するサブリーダー、各活動班員も選出しておきます。





# 避難所内の仕事

## 総務班の仕事

### 1 運営本部会議の事務局

#### 事務局としての機能

会議の段取りや各種調整等、避難所運営本部会議の事務局としての機能を果たします。

#### 市町村災害対策本部との調整

災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握・整理を行います。連絡調整事項については、避難所運営本部会議での決定を前提としますが、急を要する場合は、本部長や各活動班の班長と協議し、あとで運営本部会議で報告するなど臨機応変な対応をします。

### 2 避難所運営情報の記録

#### 避難所の記録簿を作成

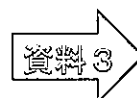
避難所内の情報を記録し、避難所での出来事を正しく残します。

#### 記録する内容

次のようなものを記録します。

- ①日付（曜日）
- ②避難者数（配給者数）
- ③就寝者数
- ④新規入所者数
- ⑤退所者数
- ⑥避難者からの意見、要望
- ⑦行政からの伝達事項
- ⑧運営本部会議での内容
- ⑨避難所内の主な出来事

これらの他にも、被害の状況を示す写真や生活の様子を示す写真を残すようにします。



### **パソコンなどを活用**

パソコンなど電子データでの記録も、後々の整理を考えると有効です。  
ただし、データ等の管理には十分に注意します。

## **3 生活ルール作成**

### **避難所生活ルールを作成**

避難所運営本部会議で決定された避難所生活で必要となる基本的な心得をとりまとめ、ルール化して避難者に周知します。



## **4 地域との連携**

### **避難所は地域全体の拠点**

発災直後の混乱のなか、食料・物資は在宅被災者の分も一括して避難所へ送られてくると予想されます。その際、避難所は地域全体の供給拠点となり、避難所から市町村へ食料や物資の必要量を報告する際には、把握できた在宅被災者の分も併せて報告します。

### **避難所外の被災者も組織化を**

避難所運営本部で、在宅被災者についてますます把握することは困難です。

在宅被災者も、受け身の体制でなく、自分たちのことは自分たちで行うという意識を持ち、組織化して食料・物資の配給を受けたり、市町村へ要望を出したりします。

在宅被災者のまとめ役としては、町内会役員や自主防災組織の役員が適役です。

### **在宅被災者の組織と連携**

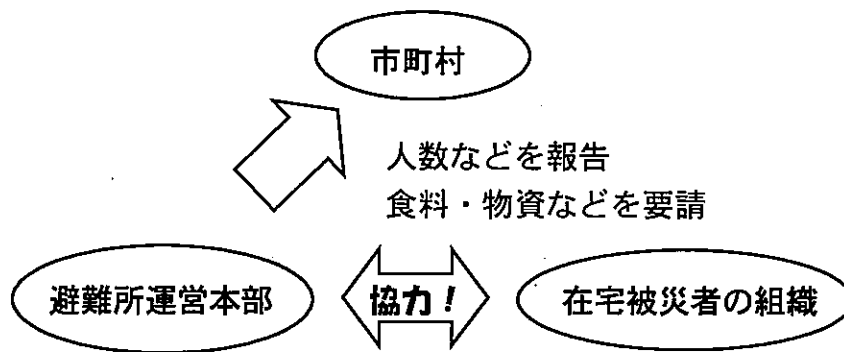
避難所運営本部は、在宅被災者の組織に対して、次のような情報の取りまとめを依頼します。

- ①食事の必要数
- ②必要な物資の種類と数
- ③在宅の災害時要援護者の情報と支援が必要か否か

また、市町村からのお知らせ等についても、在宅被災者の組織を通じて情報伝達を行います。

### 連絡窓口の設置

避難所運営本部では、在宅被災者の組織のまとめ役と連絡をとる窓口担当者を決めておきます。



## 5 その他

### 避難所内のアンケート調査

避難者に対してアンケート調査を行い、避難所の今後の見通しなどを検討するうえでの資料とします。

次のようなことを調査します。

- (1) 自宅の被災状況
- (2) 今後の住宅確保の見通し
- (3) 仮設住宅の応募状況 など

なお、避難者の情報の取扱いには、十分注意します。

また、外国人に対しては、通訳ボランティア等の協力を仰ぎます。

### 避難所外での活動

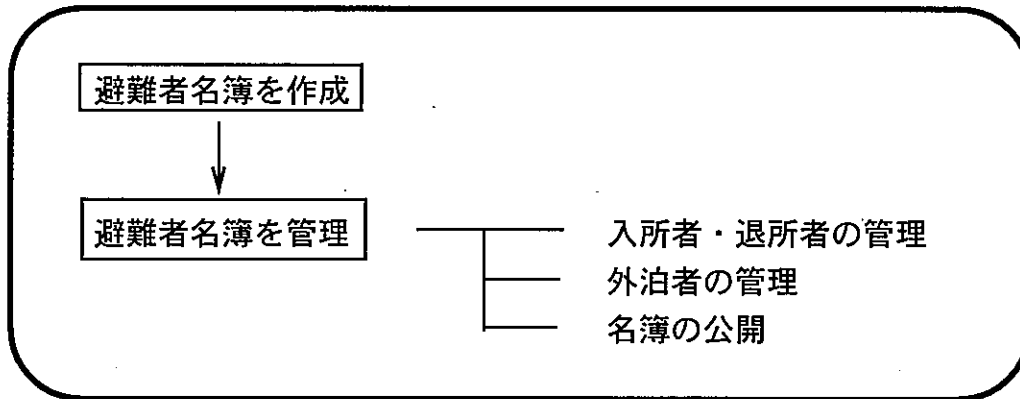
避難所の運営組織は避難所の運営のみならず、地域全体で復興に向かっていくために、地域の自主防災組織と連携しての地域活動も行います。

具体的には、次のようなものが挙げられます。

- (1) 単身の高齢者・障害者の所在把握、介護の必要性調査、安否確認、情報伝達
- (2) 避難者の引越しの手伝い
- (3) 地域の復興計画への参加

# 被災者管理班の仕事

## 1 避難者名簿の管理



### (1) 避難者名簿の整理

#### 避難者名簿は居住グループ別に整理しデータベース化

避難者名簿の作成は、安否確認や物資・食料の配給に利用するなど、避難所を運営するうえで最も重要な活動の一つであるため、できるだけ迅速かつ正確に作成します。

整理方法は、避難者が記入した避難者名簿を、居住グループ別に整理します。その際パソコンなどに入力し、データベース化して管理すると効率よく活用できます。

ただし、作成した名簿の取扱いには十分に注意します。

#### 運営本部会議への報告

避難者の状況（現在人数、入所者人数、退所者人数）を整理し、運営本部会議へ報告します。

#### 平常時に避難予定者名簿を作成

事前に、自主防災組織単位や地区単位で、避難予定者名簿を作成しておくことによりスムーズな名簿管理が行えます。

## (2) 入所者・退所者の管理



### 新入所者への対応

新たに入所者が現れた場合は、次のとおり管理します。

- (1) 名簿記入用紙に記入してもらい、名簿に加えます。
- (2) 「居住グループ」の考え方に留意しながら、居住空間の割り振りを行います。
- (3) 早く避難所の生活に慣れてもらうためにも、入所の際に一通り避難所のルールを説明します。
- (4) 居住グループのグループリーダーは、居住グループ内の役割についての説明を行います。

### 退所者への対応

退所者については、当初記入した用紙に、退所日・退所後の連絡先（住所、電話番号）を記入してもらい、避難者名簿により管理します。

退所者の情報は、削除せずに、避難所の記録として残しておきます。

## (3) 外泊者の管理

### 各居住グループのグループリーダーが管理

外泊者の管理は、物資や食料の配給などの関係上必要となるため、各居住グループのグループリーダーは、外泊届を受理し外泊者を把握します。

外泊届には、次のようなことを記入します。

- ①氏名（ふりがな）
- ②外泊期間
- ③外泊先（場所・連絡先等）



## (4) 避難者名簿の公開

### 避難者の同意を得て名簿を公開

被災直後は安否確認に対応するため、避難者の同意を得て避難者名簿を掲示・公開します。掲示・公開する際は、世帯の代表者の住所・氏名程度にとどめ、個人情報保護の観点から注意をはらいます。落ち着いてきた場合は、掲示をとりやめ、個別に対応します。

## 2 問い合わせへの対応

### 安否確認への対応

発災直後は、電話や来訪者による避難しているか等の安否確認の問い合わせが殺到することが予想されます。作成した避難者名簿により迅速に対応します。

なお、緊急の状況下においては、安否確認の問い合わせに回答することについての本人の同意は不要です。

また、避難者にNTT災害伝言ダイヤル171等の利用を促します。

### 避難者へは取り次がず伝言で

避難所にかかってくる電話は直接避難者へは取り次がないこととします。

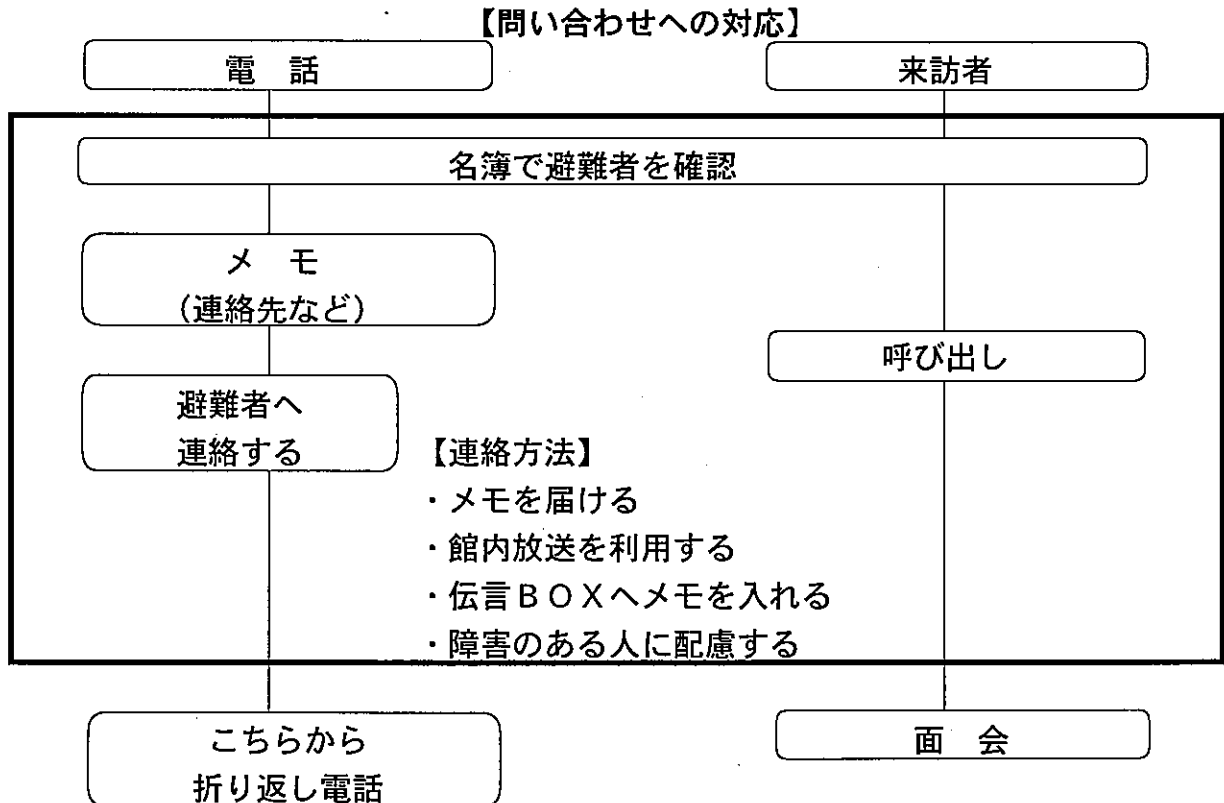
次のような方法で、避難者へ伝言します。

- ・伝令要員を置く
- ・伝言ボックスを利用
- ・掲示板を利用
- ・館内放送を利用（この場合、時間的な配慮が必要です。） など

また障害のある人には、それぞれに対応した連絡方法で対応します。

### 来客がきた場合の対応

避難所の居住者以外は、原則として居住空間には立ち入り禁止とします。面会場所として施設の入口近くに確保したり、施設的に余裕がある場合は、部屋を用意したりして対応します。



### 3 取材への対応

#### 運営本部会議で取材等への方針を決定

取材を受けるかどうか、取材者に対してどのような対応をするかについては、運営本部会議で決定します。また、取材及び調査に対しては、避難所の代表（運営本部長など）が対応するか専門のマスコミ担当者を配置します。

#### 取材者への対応

避難所で取材・調査などを行う人には、必ず受付への立ち寄りを求め、氏名・所属・連絡先・取材目的などを記入してもらいます。また、容易に許可を受けた取材者と判別できるよう腕章等を準備しておきます。

なお、避難者への取材には、被災者管理班員が立ち会うこととします。



### 4 郵便物・宅急便の取り次ぎ

#### 郵便局員・宅急便業者への対応

郵便物や宅急便が迅速・確実に受取人に届けられるよう、郵便局員、宅急便業者は、避難所内への立ち入りは可能とします。

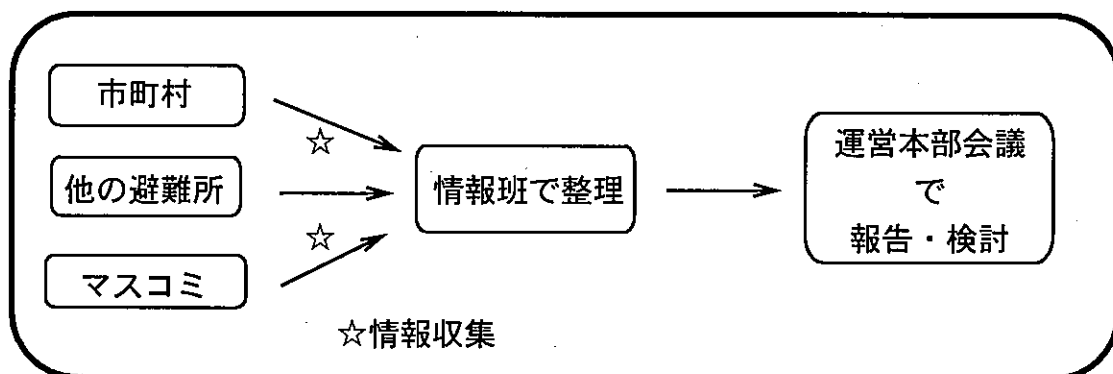
#### その他受け取りのシステムづくり

避難所の規模によっては、受付で一括して受け取り、居住グループごとに用意した伝言ボックスなどで伝えるなど、避難所に見合った体制づくりもします。この場合は、受け取り管理簿を作成するなど、紛失には十分注意します。



# 情報班の仕事

## 1 避難所内外情報収集



### (1) 行政からの情報収集

#### 行政機関から必要な情報を得る

災害発生当初に、通信手段が絶たれた場合には、行政機関へ出向いたり、他の避難所と連絡をとるなど情報収集に努めます。なお、災害発生時においては、情報も錯綜することから、デマなどの予防のため、当該避難所の担当となっている市町村職員からの情報を第一に取り入れます。

#### 各種機関から情報を収集

各種連絡先を一覧表にし、運営本部に備えます。

必要な連絡先は次のようなものです。

- ①市町村災害対策本部
  - ②警察・消防
  - ③病院・医院
  - ④ライフライン（電気・ガス・水道など）関連機関
  - ⑤郵便局
  - ⑥地元マスコミ（新聞社、ラジオ局、テレビ局）
  - ⑦近隣の避難所
  - ⑧自治会長
  - ⑨民生委員・児童委員
  - ⑩ボランティア受付本部
- など

## (2) 他の避難所との情報交換

### 地域内の避難所同士で情報を交換

使用可能な井戸の情報や開店している商店などのクチコミ情報、余った物資の情報など近隣の避難所と情報を交換します。また、情報を交換することで地域の状況を把握することができます。

ただし、いつ・どこで・だれが発した情報かを的確に把握し、デマ等に十分に注意します。

## (3) マスコミからの情報収集

### 各メディアの情報を活用

発災直後はあらゆる情報が不足します。避難者が手分けして、テレビ・ラジオ・新聞などから効率よく情報を収集します。

県のホームページ『防災わかやま』<http://www.pref.wakayama.lg.jp/bousai/index.html>では、災害・被害情報、道路規制情報、ライフライン情報など、災害時に必要な情報を入手することができます。

### 集まった情報を分かりやすく整理

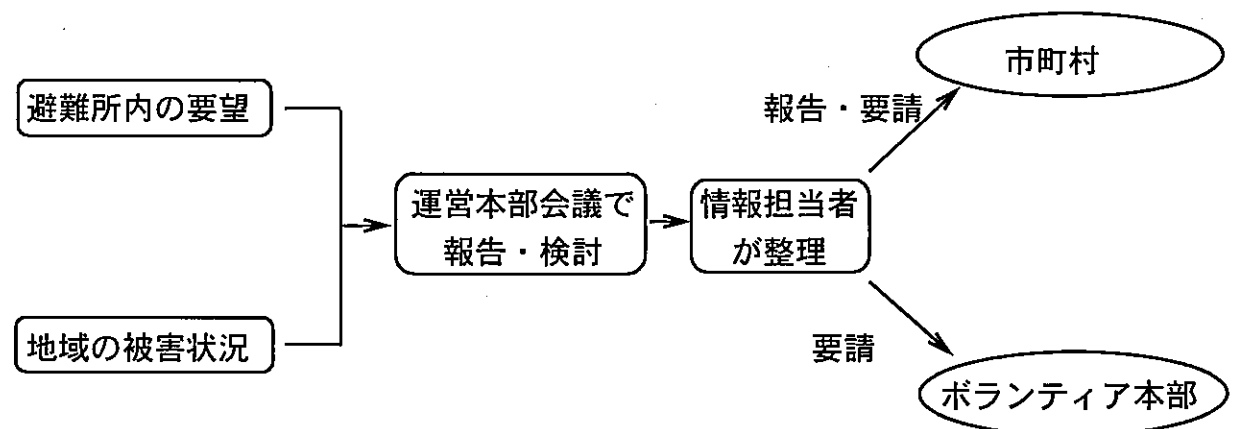
集めた情報は、日時や発信源などを明記し、種類ごとに整理します。

集める情報は、次のようなものです。

- ①被害状況
- ②ライフラインの状況
- ③道路、鉄道など交通機関の状況
- ④生活関連情報（スーパーの開店情報等）

など

## 2 避難所外向け情報発信



## (1) 行政への情報発信

### 情報発信の窓口を一本化

発災直後は非常に情報が錯綜します。情報伝達を効率よく、信頼性を高めるためには、窓口を一本化します。情報担当者を設置することによって、行政とのやりとりがスムーズになります。

### 行政への情報の発信

発災直後は、定期的（2～3時間おき）に状況を報告します。その際、地域の被害状況も併せて報告すると行政機関が被害状況を把握するうえで非常に役に立ちます。

行政へ報告する情報は次のようなものです。

〈発災直後の報告事項〉

- ①死者数
- ②負傷者数
- ③避難者数
- ④食事必要数                      など

〈毎日の報告事項〉

- ①避難者数
- ②食事必要数
- ③避難者からの要望                      など

### 報告は書面で

情報の錯綜を防ぐためにも、できるだけ書面で報告します。

避難所に市町村の職員がいない場合は、巡回してきた市町村の職員に報告します。

FAX、パソコンや携帯電話のメールなどで報告する場合は、市町村と発受信の確認方法についての取り決めをしておきます。

### 避難者の要望の伝達

必要な物資・食料は運営本部会議で取りまとめ、一覧表にして行政に要望します。その際は、優先順位をつけておきます。

## (2) 地域の情報拠点

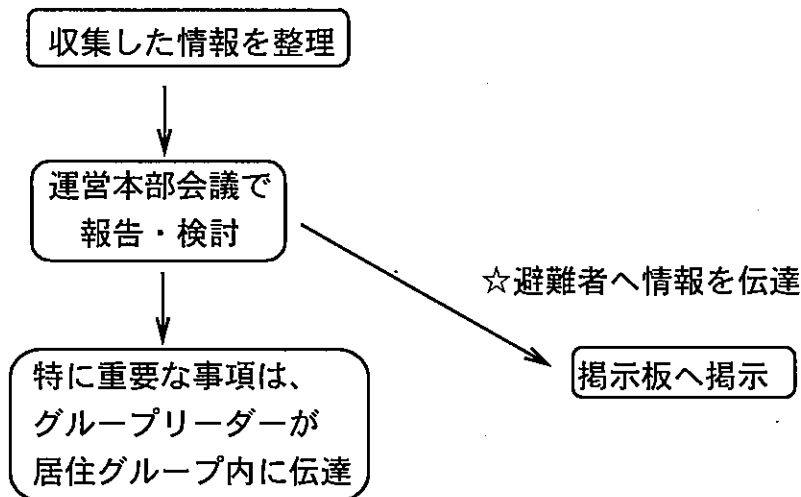
### 避難所は地域の情報拠点

発災直後の混乱状況のなかでは、各種の情報は避難所を中心として伝達されることが予想されます。避難所外の地域で、在宅被災者の組織がある場合は、そちらに情報を伝達し、地域住民全体が情報を得られるようにします。

### 掲示板を活用した情報伝達

避難所外の被災者が、正確な情報を得ることができるよう、避難所の入口付近等に掲示板を設置します。掲示板は、情報が錯綜することを防ぐために、避難所内に掲示しているものと同じ情報を掲示します。

## 3 避難所内向け情報伝達



### (1) 避難所内への情報伝達

#### 避難所内での情報伝達は文字情報で

避難所内での情報伝達は、原則として文字情報（貼り紙など）を用います。施設内の入口近くなど、避難者全員が目につきやすい位置に掲示板を設置します。

掲示板に掲載する情報は次のようなものです。

- ①最新情報（今日入った情報）
  - ②県・市町村からのお知らせ（り災証明書発行、被災者生活支援制度など）
  - ③生活情報（風呂、給水車、ライフライン復旧状況など）
  - ④復興情報（求人、復興資金など）
  - ⑤使用施設関連情報（避難所となった施設に関する情報）
  - ⑥避難所ニュース（かわら版）
- など

内容別に区分すると有効です。

### **情報の伝達漏れを防ぐ**

出入りの際必ず掲示板を見ることをルール化するなど、情報の伝達漏れが起きないようにします。特に重要な情報については、運営本部会議でグループリーダーに連絡し、グループリーダーが居住グループの各避難者に伝達します。

また、視覚や聴覚に障害のある人や外国人など情報が伝わりにくい災害時要援護者に対しては、それぞれに対応した伝達手段をとるなど配慮します。

### **掲示板に掲載する情報の管理**

掲示板に掲載する情報には必ず掲載日時を記載し、いつの時点の情報であることを明確にしておきます。また古い情報を削除するなど情報の整理や、はがした貼り紙も分類して保管しておきます。

掲示板への掲載は、情報班の管理のもとに実施し、無秩序な掲載を避けます。

### **放送設備の使用**

放送設備がある場合には、発災直後には、それを利用することも有効です。

ただし、放送は一過性のものにすぎず、居住環境の快適性を損なうこともあるので、緊急の場合以外は、使用を控えます。

### **個人への情報伝達**

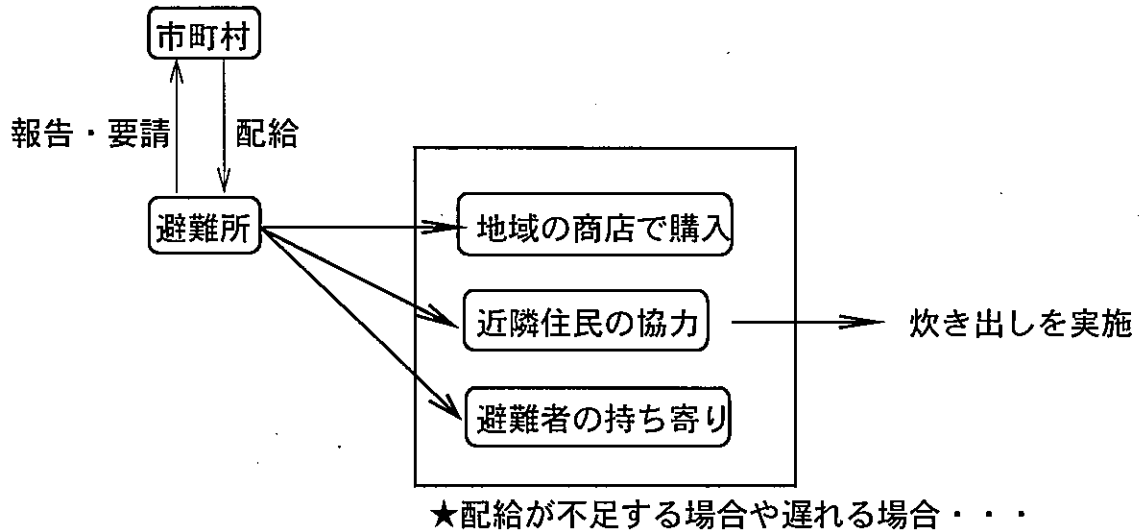
避難者個人あての伝言は、連絡用の伝言ボックスを活用します。

伝言ボックスは居住グループごとに設け、グループリーダーが受け取りにくる体制を作ります。

伝言の内容は個人あての情報ですので、その取扱いに十分に注意し、トラブルを防止します。

# 食料・物資班の仕事

## 1 食料・物資の調達、受入、管理、配給



### (1) 食料・物資の調達

#### 食料・物資の調達

食料・物資の提供を受けるために、まず避難者数を把握したうえで、市町村に報告します。必要と思われる物資については、項目・数量をまとめて、情報班による連絡時に要請します。

#### 避難所としての対応策の検討

発災直後は、必ずしも避難者全員に行き渡るだけの食料・物資が届けられるとは限りません。運営本部会議で対策を協議し、配布基準や優先順位を決めるなど、その時点での最善の方法をとるなど臨機応変に対応します。

#### 自主的な物資の調達

発災直後の混乱のなか、道路の寸断等による孤立化により、食料・物資が届かないことも想定されます。その際は、自宅で生活している人に協力を仰いだり、自分たちで買い出しに行ったりしながら調達します。

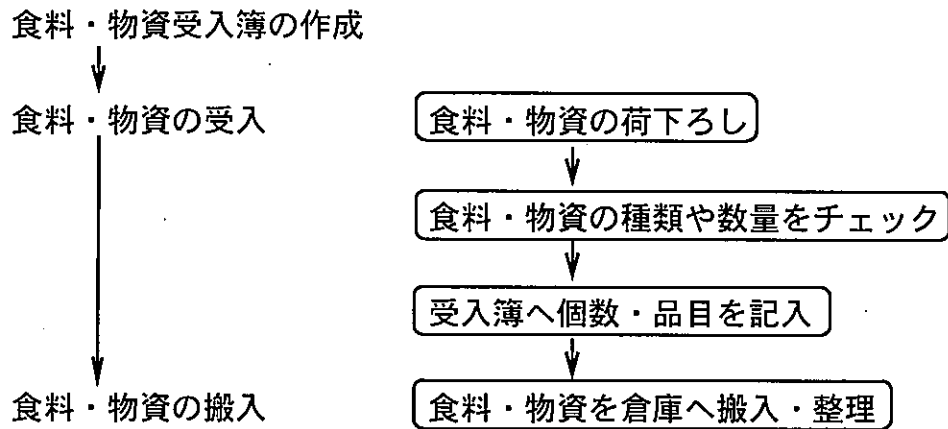
事前の対策としては、食料や物資を各避難所に備蓄しておきます。

#### 避難者のニーズに対応

避難所生活が落ち着いてきたら、避難者のニーズに対応するため、食料や物資に関する要望をとりまとめ、市町村に要請します。

また高齢者や乳児などのニーズには、特に配慮します。

## (2) 食料・物資の受入



### 食料・物資受入簿を作成して管理

食料・物資を受け入れる際に、その品目別の個数を記入する受入簿を作成します。受入簿には、日時や送付元、受入時の担当者名も記入します。



### 荷下ろし専用スペースを設ける

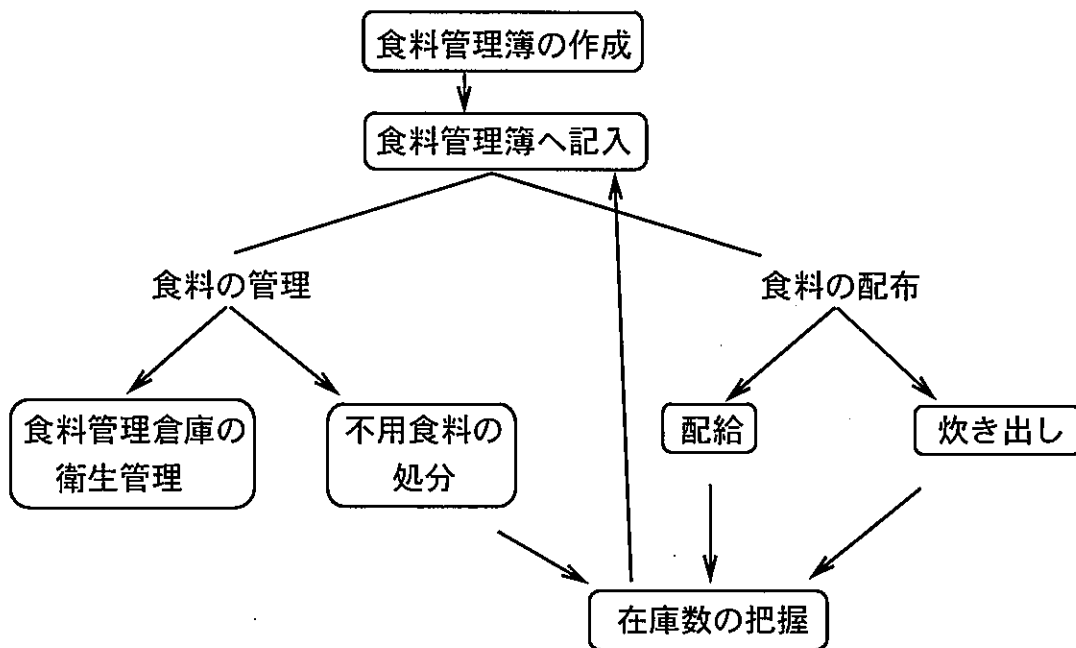
車両の乗り入れがしやすい場所で、荷下ろしが可能な専用スペースを設けます。また雨天時の作業も考慮し、屋根のある場所に設定します。ここでは倉庫へ保管する際のおおまかな区別を行います。

### 食料・物資の受け入れには大量の人員が必要

トラックからの荷下ろし、倉庫への搬送、物資の分別は非常に重労働です。市町村にボランティアの派遣を要請することも有効です。

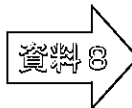
特に発災直後は、昼夜を問わず24時間対応することもあるため、当番制で対応します。

### (3) 食料の管理・配給



#### 食料の種類と在庫数を常に把握

受入簿とは別に、食料の種類と在庫を管理するために食料管理簿を作成します。可能であればパソコンなどで管理します。



#### 食料の保管には細心の注意を

入庫する際に、消費期限や賞味期限を確認し、段ボール箱の見える位置に記入しておきます。保管は、低温かつ清潔な場所で、直射日光や暖房を避けます。

#### 古くなった食品は処分

弁当など消費期限が過ぎた食品は配給せず、すべて廃棄します。廃棄の際は、食料が余っているなどの誤解が生じないように適切に処分します。

なお、食料は消費期限と賞味期限には十分注意を払い、なるべく避難者のもとに届くようにします。

#### 発災直後は備蓄食料を活用

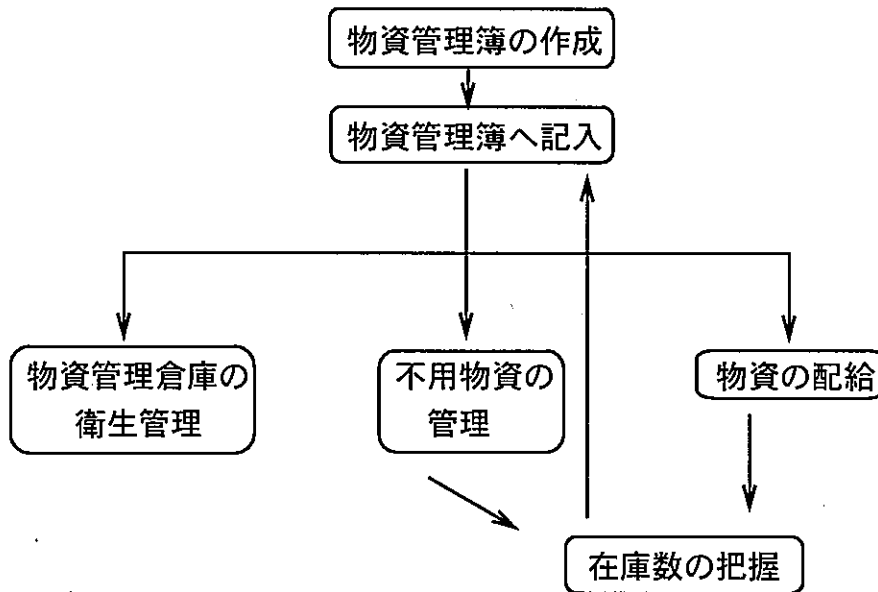
発災直後は、市町村や県の備蓄食糧を有効に活用し、全員に配布することを心がけます。

#### 必要数が確保できない場合の対応

発災直後は、避難者数に対応した食料が届かない場合もあります。運営本部会議で対策を協議し、配布する基準や子どもや高齢者を優先するなどの優先順位を決めて対応します。また、居住グループ単位で配布し、世帯に配分を委ねることも有効です。

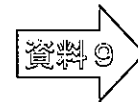


#### (4) 物資の管理・配給



#### 物资の種類と在庫数を常に把握

受入簿とは別に、物资の種類と在庫を管理するために物资管理簿を作成します。可能であればパソコンなどで管理します。



#### 物资の分類方法

物资は次の3つに分類することができます。

- ① 全員に平等に配給するもの (衣類、毛布など)
- ② 必要な人が取りに来るもの (おむつ、生理用品など)
- ③ 全員が共同で使用するもの (トイレットペーパー、ウェットティッシュなど)

また、物资の用途に応じて次のような分類も考えられます。

- ① 衛生用品 (おむつ、生理用品、トイレットペーパー、石けん、シャンプーなど)
- ② 衣類 (下着など)
- ③ 食事用品 (お箸、皿など)

#### 物资の配給の考え方

全員が同じように必要とする物资は、平等に配給するのが原則です。しかし、不足する場合には、高齢者や子どもなどを優先して配給するなど配慮します。

配給基準は、運営本部会議において決定し、避難者の理解を得るようにします。

### **物資の配給方法**

物資の配給は、居住グループごとに行います。また、全員に行き渡らない場合は、グループリーダーの調整により配布します。

ただし、物資が十分に行き渡る量になった場合や一部の人に必要な物資（おむつ・生理用品など）は、各自が取りに来る方式も有効です。

### **不用物資の取扱い**

大量の不用物資がある場合は、その取扱いを市町村に委ねます。市町村の調整・指示のもとで、近隣の避難所に渡すなど有効的に活用します。

## **2 炊き出し**

### **炊き出しに必要な道具を調達**

市町村から食料が届くまでの間やこころの安息を得るなどの目的で炊き出しが行われることがあります。

炊き出しに必要な道具は次のようなものです。

- ①薪、プロパンガス・コンロなどの調理用熱源
- ②なべ、フライパン、炊飯器などの調理器具
- ③包丁、まな板、おたま、菜箸などの調理用具
- ④皿、深皿、割り箸、スプーンなどの食器（衛生状態が確保できない状況では、使い捨てが望ましい）

### **炊き出しの人員を確保**

炊き出しは多大な労力を要します。できるだけ避難者全員に呼びかけて、一部の人に負担が集中することがないように配慮します。また、人手が足りない場合は、市町村にボランティアの派遣を要請します。

### **炊き出しを行う際の注意点**

炊き出しは、必ず運営本部の了解を得たうえで実施します。炊き出しの実施、管理に際しては、避難者の中から調理師・栄養士などの有資格者を募り、事故のないよう気を配ります。

炊き出しの注意点は次のとおりです。

- (1) 調理は衛生的な場所で行うこと
- (2) 加熱調理を原則とし、生ものは避けること
- (3) 肉、魚などの鮮度管理

# 施設管理班の仕事

## 1 危険箇所への対応

### 危険箇所への立ち入りの制限

被災建築物応急危険度判定や被災宅地応急危険度判定などにより危険と判定された箇所や危険と判断した場所については、立ち入り禁止の設定をします。貼り紙やロープを用いて対処します。

### 市町村や施設管理者へ補修を依頼

危険箇所については、直ちに市町村や施設管理者に補修などの対応を要請します。その際は、危険度や必要度に応じて、優先順位をつけて要請します。

## 2 防火・防犯

### 火気の手扱いを制限

集団生活においては火災の危険性も増大します。基本的に室内は火気厳禁・禁煙とします。ストーブなど生活に必要な火気使用については、火元責任者を定め、必ず消火器や消火バケツを備えてから使用します。

### 避難所内や避難所周辺の防犯対策

災害後には、被災地の治安が悪化することも懸念されます。避難所内では当直体制をとるなど24時間対応します。また警察や地域の自主防犯組織や自主防災組織と協力して、避難所周辺地域を巡回するなど、地域全体の防火・防犯対策を実施します。

### 避難所内への出入りを制限

防犯の観点から、避難者以外の者の居住空間への立ち入りを制限します。また入口付近に受付を設けて担当者を配置します。

### 飲酒・喫煙への対応

避難所内での飲酒は、原則禁止とします。また、喫煙は定められた場所でのみ可能としますが、学校が避難所となっている場合は、その敷地内での喫煙は禁止とします。

喫煙場所には、灰皿、消火用バケツを用意し、吸い殻の処理や清掃は、喫煙者自身が責任をもって行います。

# 保健・衛生班の仕事

## 1 衛生管理

### 手洗いを徹底し施設を消毒

手洗い用の消毒液を調達し、トイレなどに配備して手洗いを励行します。季節に応じては、施設内の必要箇所（特に調理スペース）などの消毒を実施します。

### 食品の衛生管理を徹底

衛生管理の観点から、食器はできるだけ使い捨てを使用します。使い捨ての食器が十分に調達できない場合は、ラップをかぶせて使用したり、個人の名前を書いてその人が再利用したり、工夫を凝らして対応します。

### 集団生活であるため風邪などの感染症に注意

定期的に、手を洗ったり、うがいをしたりするなど、避難者自身で十分に予防対策を講じます。また、マスクやうがい薬など予防のために必要なものは、適宜市町村に要望します。

## 2 ごみ

### 避難所敷地内にごみ集積場を設置

ごみの集積場は、次のような場所に設置します。

- (1) ごみ収集車が出入り可能な場所
- (2) 調理場所などの衛生に注意を払わなければならない箇所から離れた場所
- (3) 居住空間からある程度離れ、臭気などが避けられる場所
- (4) 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所

### ごみを分別収集し、集積場を清潔に保つ

ごみ袋は居住グループを単位に配布し、分別収集を徹底します。

炊き出しなど共同作業で出るごみは、作業の担当者がまとめてごみ集積場に捨てます。

ごみ集積場は、避難者全員の力で清潔に保つよう努めます。

### 3 風呂

#### 《仮設風呂・シャワーの設置がない場合》

##### もらい湯を奨励

- ・ 知人や親戚宅で入浴させてもらいます。

##### 地域内の公衆浴場などを利用

- ・ 地域内の公衆浴場などの開店状況を把握し、避難者に利用を呼びかけます。
- ・ また、ボランティアなどによる入浴ツアーの申し入れがあった場合には、必要に応じて参加者を募ります。

#### 《避難所内に仮設風呂・シャワーが設置された場合》

##### 男女別に利用時間を設定し居住グループ単位で利用

###### ①希望者が多い時期には・・・

- ・ 男女別に利用時間を設定し、居住グループ単位を基本に利用。
- ・ 利用時間を1人15～20分程度に制限し、風呂の規模に応じた利用可能人数分の入浴券を発行します。
- ・ 入浴順については、乳幼児を持つ母親からとするなど配慮します。

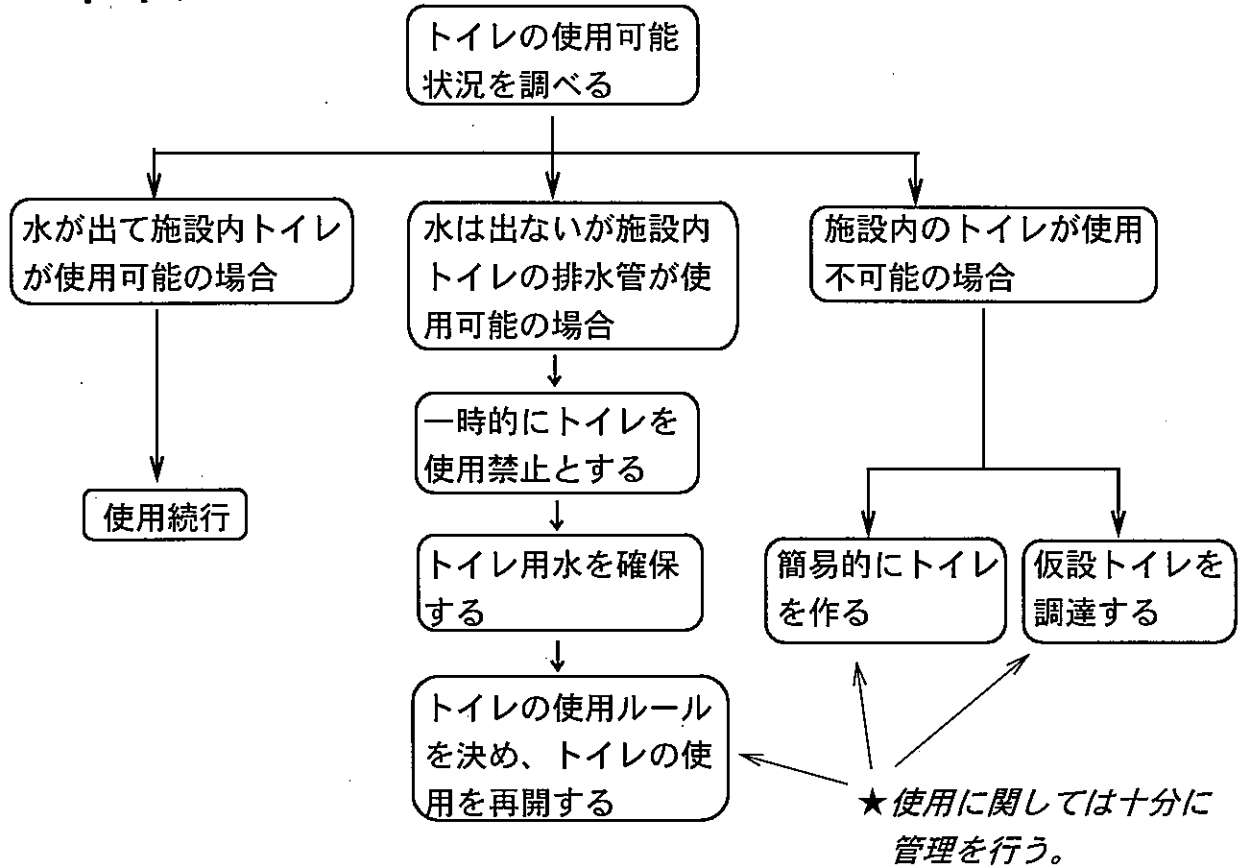
###### ②希望者がある程度落ち着いてきたら・・・

- ・ 利用時間を区切った一覧表を作成し、希望者の自己申告を受け付けます。
- ・ 利用時間は状況に応じて30分程度に延長します。

##### 入浴施設の清掃

- ・ 共同で使う入浴施設の清掃は、当番を決めて交代で行います。

## 4 トイレ



### トイレの使用可能状況を調査

施設内のトイレの排水管の状況を調べます。排水管が破損している場合はトイレの使用を禁止します。貼り紙をして使用不可を避難者に知らせます。

破損状況の判定が困難な場合は、1階のトイレのみを使用します。

### トイレ用水の確保と有効活用

断水等がある場合は、汚物を流すための用水を確保します。また、トイレ用水が不足する場合は、トイレットペーパーをごみ箱に捨てるなど工夫します。

### 仮設トイレを設置

トイレが使用不可の場合や避難者数に対して不足する場合は、仮設トイレの設置を市町村に要請します。その際女性等のニーズを把握して要請個数を調整します。

また、高齢者や障害のある人用に、近くで、バリアフリー対策をした専用のトイレを設けるなど配慮します。

仮設トイレを設置する際は、次のことに注意します。

- (1) し尿を収集運搬するバキュームカーの出入り可能な場所に設置する。
- (2) 避難者が利用しやすい場所に設置する。
- (3) 可能な限り、夜間照明があるところに設置する。
- (4) 清掃用の水を確保しやすい場所に設置する。

### **簡易的なトイレを自分たちで作る**

発災直後で、トイレが使用不可の場合は、簡易トイレを作ることもやむを得ないと思われまますので応急的に対応します。

簡易トイレの作成方法には次のようなものがあります。

- (1) 汚水マンホールの蓋を開けて、足場をつくり、周囲を囲む。
- (2) 校庭や空き地に穴を掘り、ビニールシートや空き灯油缶やバケツを埋めて便槽代わりにし、板などで囲いをする。

### **トイレの衛生管理**

トイレの清潔な使用方法について貼り紙など呼びかけます。

トイレの入口に、手洗い用の消毒液を設置します。

トイレは当番制で清掃を行い、皆が常に清潔に保つことを心がけて使用し、消毒剤や殺虫剤を散布することで害虫の発生を防ぎます。

## **5 清掃**

### **《共有部分の清掃》**

#### **居住グループを単位に当番制を作り交代で清掃**

トイレ、入浴施設その他の共有部分については、居住グループを単位とした当番制度を作り、交代で清掃を実施します。

このような場合には、当番に参加できる人とそうでない人が生じる場合があります。掃除当番以外の様々な仕事と組み合わせながら、不公平が生じないようにします。

### **《居室部分の清掃》**

#### **時間を決めて清掃を実施**

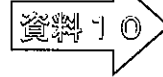
各居室ごとに毎日1回の清掃時間を設け、換気と、寝具を整えるなどの清掃を行います。その際には、曜日に応じて時間を変えるなどして、一部の人が常に清掃に参加できない事態を避けるような工夫をします。

## 6 ペット

### 避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは禁止

避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルがよく発生します。そのため、居室へのペットの持ち込みは禁止します。

ただし、施設的に余裕があり、ペット同伴を望む避難者が多い場合などは、運営本部会議で決定するなどして、対応を検討します。



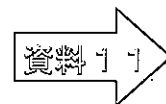
### 敷地内にペットスペースを設定

避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策のため、居住空間からなるべく離れた場所を設定し、避難者に配慮します。

### ペットの管理は飼い主が実施

ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。また飼い主に対して、次の内容を届け出るよう呼びかけ、飼育者名簿を作成します。

- (1) 飼育者の住所及び氏名
- (2) 動物の種類と数
- (3) 動物の特徴（性別・体格・毛色・鑑札番号など）



## 7 医療・介護活動

### 救護所の設置・開設

災害時には、全ての避難所に救護所が設置されるとは限りません。市町村があらかじめ設定した地域の拠点となる避難所や地域の被災状況などを勘案して、救護所が開設されます。

### 救護所や医療機関の情報を把握

避難所に救護所が設置されない場合には、地域内の医療機関の開設状況や、近隣の避難所での開設状況について把握します。

### 避難所内に医務室を設け対応

発災直後は、地域の病院や診療所などもマヒしていることが考えられるため、避難所内に医務室を開設します。医務室で対応できない場合は、近隣の救護所や医療機関に移送します。また、避難者の中に医師や看護師がいる場合には協力を要請します。



### **医薬品や衛生材料を確保**

発災直後は、施設にある医薬品や衛生材料や、避難者が持参したもので対応します。その後は避難所で必要となる医薬品や衛生材料の種類・数量をとりまとめ、市町村に要望します。

また、平常時から避難所となる施設に、必要最低限備蓄しておきます。

### **避難所内の疾病者を把握**

避難者のうち、持病のある人など医療を必要とする人について、プライバシーに配慮しながら、次のようなことについて情報をまとめます。

- (1) 氏名
- (2) 年齢
- (3) 性別
- (4) 病名
- (5) 通常使用している薬
- (6) 通常のかかりつけの医師

### **避難所生活が困難な人への対応**

避難所内に寝たきりの高齢者などの災害時要援護者がいる場合は、社会福祉施設や病院への移送など本人の希望を聞いて、市町村に一時入所などの手配を要請します。

### **健康・こころのケア対策**

被災者がエコノミークラス症候群にならないよう、避難所内での簡単な体操やグラウンドを歩くことなどを推奨し、その発生を予防します。

また、心的外傷後ストレス障害（PTSD）や急性ストレス障害といった「こころのケア」対策を市町村に要請します。

### **遺体への対応**

やむを得ず避難所に、一時的に遺体を受け入れる場合は、避難者と部屋を別にするなど配慮します。また、遺体を受け入れた場合は、必ず市町村職員の派遣を要請します。

死亡者については、次のことについて記録しておきます。

- (1) 氏名
- (2) 年齢
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 搬送者の氏名
- (6) 搬送時刻
- (7) 遺体のあった場所
- (8) 遺族の連絡先

など

## 8 水の管理

### 水の確保

災害時に水を確保することは非常に労力を要するため、避難者全員で協力して行います。

### 使用する水は用途に応じて区別

避難所内で使用する水は、次のように分類します。

- 飲用水 ——— (1) 飲食
- 生活用水 ——— (2) 手洗い、洗顔、食器洗い用
- | (3) 入浴、洗濯用
- | (4) トイレ、清掃用

### 飲食用の水の確保

飲食用の水は、原則として避難者が持参したものや市町村の備蓄、給水車によるものを使用します。また、災害用の浄水装置等でろ過した水も飲食用に利用することができます。

### 手洗い・洗顔・食器洗い用の水の確保

給水車からの水や、浄水装置でろ過した水を使用すること基本とします。水の保管は、蓋付きのポリバケツなどを使用し清潔に保ちます。

手洗い・洗顔・食器洗いで使用した水は、トイレ用水として再利用します。

### 入浴、洗濯用の水の確保

ろ過水、井戸や湧き水など比較的清浄な水を利用します。

### トイレ、清掃用の水の確保

井戸、湧き水、プール、河川などの水を用いることを原則とします。

トイレの前に貯水用の大型ポリバケツなどを置き、バケツリレーなどで確保します。

### 近隣井戸の確認

災害時には、入浴や洗濯等に利用する生活用水が不足することが予想されるため、避難所近隣で、災害時に活用できる井戸をあらかじめ確認しておきます。

|             | 飲用水  | 生活用水                    |        |             |
|-------------|------|-------------------------|--------|-------------|
|             | 飲食用  | 手洗い・洗顔<br>食器洗い・<br>歯磨き用 | 入浴・洗濯用 | トイレ・清掃<br>用 |
| 飲料水（ペットボトル） | ◎    | ○                       |        |             |
| 給水車の水       | ◎    | ◎                       | △      | △           |
| ろ過水 ※1      | ◎    | ◎                       | ○      | ○           |
| 井戸・湧き水      | × ※2 | × ※2                    | ○      | ◎           |
| プール・河川の水    | ×    | ×                       | ×      | ◎           |

## 備 考

◎：最適な使用方法

○：使用可能

△：やむを得ない場合のみ使用可能

×：使用不可能

## ※1

飲料水を造る浄水装置を使用した場合に限ります。

## ※2

普段、飲食用に使っている井戸水でも、地震等により水質が変化する可能性がありますので、飲食用のご利用は控えて下さい。

# 災害時要援護者班の仕事

## 災害時要援護者の支援

### 災害時要援護者用の相談窓口を設置

災害時要援護者からの相談に対応する相談窓口を設置します。

また、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性も配置するなど配慮します。外国人に対しては、通訳ボランティア等の協力を仰ぎます。

### 災害時要援護者の避難状況を把握

自主防災組織や町内会が作成した災害時要援護者台帳や市町村が作成する災害時要援護者避難支援計画（避難支援プラン）と避難者名簿とを照合し、確認ができない災害時要援護者がいる場合は、市町村や在宅被災者組織と連携して、所在を確認します。

### 災害時要援護者の状況・ニーズを把握

災害時要援護者は、支援を要する内容がひとり一人異なることから、それぞれの状況やニーズを把握します。避難所に対応できないニーズについては、必要な支援を市町村に報告し、対応を要請します。

### 福祉避難室の設置・運営

災害時要援護者の心身の状態を考慮し、医務室の近くなどに、必要な支援を行う福祉避難室を設置します。設置に際しては、バリアフリーを考慮し、一般の居住エリアと区別する仕切りを設けるなど、必要な環境を整えます。

福祉避難室の運営については、災害時要援護者のニーズに対応するため、保健師、看護師、介助ボランティア等の派遣を市町村に要請し、協力して行います。また、おむつ等介助に必要な物資についても市町村に要請します。

### 福祉避難所等への移送

市町村が福祉避難所を設置した場合は、災害時要援護者の状態などに応じて優先順位をつけ、市町村に受入を要請します。

このほか、状態により、介護保険関係施設や病院への緊急入所、緊急入院の必要についても検討します。

# ボランティア班の仕事

## ボランティアの受入・活動調整

### 労力を要する部分はボランティアの支援を

避難所の運営は、あくまで避難者による自主運営が基本ですが、必要な作業の中で特に労力が必要な部分については、必要に応じてボランティアの支援を要請します。

### ボランティアは県・市町村の窓口を通じて

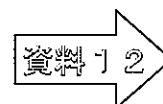
ボランティアは、県や市町村のボランティア窓口を通ったボランティアを受け入れます。避難所を直接訪れたボランティアについては、窓口を紹介し、登録を行ってから活動してもらいます。

### ボランティアの活動を記録

ボランティア活動記録簿を作成し、ボランティアに記入して頂いてから活動してもらいます。ボランティア活動記録簿には次のような項目を設けます。

- ①ボランティアの氏名、性別、住所、電話番号
- ②活動内容
- ③活動時間

など



### ボランティアに活動してもらう内容

ボランティアにどの仕事をしてもらうかは、運営本部会議で協議し決定します。組織化されたボランティアの場合には、そのリーダーとの話し合いを行って決定します。

ボランティアへの具体的な作業指示は、運営組織の各班ごとに行います。

### ボランティアの明示

ボランティアであることが一目で分かるように、名札や腕章で明示します。

# 空間配置

## 【居住空間の管理】

### ■居住空間の区画整理

居室内の世帯同士の区画境界は、床に敷く敷物で区別するなどして分かりやすくします。また、居室内の通路は、各世帯の区画の一辺が必ず面するような形で設定します。

### ■落ち着いてきたらプライバシーを確保

避難所内の様々なルールが軌道に乗るようになったら、段ボールなどを用いて空間を確保します。空間の確保にあたっては、災害時要援護者、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、プライバシーの確保に配慮します。

### ■居室の再編

避難者の減少に伴って、居室の移動、居住グループの再編などを行います。その実施については、運営本部会議で決定します。また、居室の移動に伴う混乱を防ぐため、あらかじめ避難者に周知を図るとともに、決定から実行まで十分な期間をおきます。

また、学校が避難所となっている場合は、学校の教育活動の早期再開のため、避難者全員が協力します。

## 【共有空間の管理】

★避難所には居住空間の他に、避難者が共同で使用する様々な空間が必要となります。

### [運営本部室]

発災直後は避難所となる施設の一部を避難所運営本部とし、施設職員と連絡を密にとりながら対応策を講じていきます。

### [情報掲示板]

避難所内の人々に伝えるべき情報の貼り紙などを行います。より多くの避難者の目にふれるように、施設の入口付近に設置します。

### [受付]

避難所の入口近くに設けます。

### [仮設電話]

NTTでは、災害時に避難所に特設公衆電話を設置します。  
長電話や夜間の通話の自粛などルールを設定して、避難者に周知徹底します。

### [食料・物資置場]

救援物資などを収納、管理するための場所が必要です。特に食料の保管場所については、生鮮食料品が届く可能性もあることから冷蔵庫を準備します。

### [食料・物資の配給所]

食料や物資を配給するための場所を設置します。天候に左右されないためにも、屋根のある場所、もしくは屋外の場合にはテントを張って対応します。

### [調理室]

調理室（給食室）などがある場合は、炊き出しなどのために利用できるか施設管理者と協議します。使用できない場合は、屋外に調理場を設置します。

### [医務室]

すべての避難所に救護所は設置されないため、施設の医務室を利用するなどして、応急の医療活動ができる場所を設置します。

### [福祉避難室]

一般居住エリアでの生活が困難な災害時要援護者のために居室を設けます。医務室の近くなど、支援を行いやすく、室内のバリアフリー化を図ることができる場所に設置します。

また、授乳や赤ちゃんの夜泣き対策のため、一般居住エリアと隔離した場所に妊産婦用の部屋を設けます。

### [更衣室]

プライバシーを保護することが困難な避難所生活においては、男女別に更衣ための空間を確保します。

### [給水場]

設置場所は、水の運搬や漏水を考慮し、かつ清潔さを保つために、屋根のあるコンクリート部分とします。

### [ペット飼育場]

ペットがいる場合には、鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、敷地の隅など屋外に飼育場を確保します。

### [洗濯場・洗濯物乾し場]

生活用水が確保しやすい場所を選んで、共同の洗濯場を確保します。共同で洗濯物を干すことができる場所も確保します。

### [仮設トイレ]

屋外に設置します。設置場所は居住空間から距離をあげ、臭いなどの問題が起こらないよう注意します。また、高齢者や障害のある人専用、近くで、バリアフリー対策をした、その方々だけが使用するトイレを設けます。

### [風呂]

原則として屋外に設置します。場所については施設管理者と十分に協議します。

### [ごみ置き場]

ごみ収集車が近づきやすい位置に、ごみ置き場を設置します。分別収集を徹底し、種類別に集積場を区分します。

### [喫煙場所]

非喫煙者への配慮や火の元の管理という意味で、屋内は禁煙とします。屋外に喫煙場所を設け、灰皿を設置します。

なお、学校が避難所となっている場合は、その敷地内での喫煙は禁止とします。

### [駐車場]

原則として避難所内敷地への自家用車の乗り入れを禁止します。発災直後の避難スペースが不足する場合に、一時的に車内に寝泊まりをする場合などは認めることとします。その際も緊急車両や救援物資運搬車両の乗り入れに支障がない場所に限定します。

**★避難者が減少し、スペースに余裕ができれば、運営本部会議や施設管理者と協議して避難者の要望に応じて、次のような共有空間を設置します。**

### [食堂]

衛生面を考慮し、居住空間と食事するための空間は分けます。空間に余裕ができたなら、食事専用の空間を設置します。

### [子ども部屋・勉強部屋]

昼間は子どもの遊び場として、夜間は中高生の勉強のために使用します。

### [娯楽室]



消灯時間の制限をはずした比較的自由に使用できるスペースを設けます。

# 生活ルール

多くの避難者が避難所で共同生活してくための、様々なルールを設定します。

## 【生活時間】

起床時間：○時○分

消灯時間：○時○分

食事時間：朝食 ○時○分

昼食 ○時○分

夕食 ○時○分

運営本部会議：○時○分

## 【生活空間の利用方法】

- ・居住空間は、基本的には屋内とし、室内をほぼ世帯単位で区画を区切って使用し、その区画は世帯のスペースとして使用します。
- ・居住空間は、土足厳禁とし、脱いだ靴は各自が保管します。
- ・共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。
- ・来訪者の面会は共有空間や屋外とします。
- ・屋内は禁煙とします。
- ・ペットは居住空間に持ち込めません。

## 【食事】

- ・食事の配給は、居住グループ単位で行います。

## 【清掃】

- ・世帯の居住空間は、各世帯で清掃を行います。
- ・共通の通路などは居住グループ内で話し合い、協力して清掃します。
- ・避難者全員で使用する共用部分については、活動班の指示に従って、全員が協力して清掃します。

## 【洗濯】

- ・洗濯は世帯や個人で行い、運営組織の活動としては行いません。
- ・洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識で使用し、独占してはいけません。

## 【ごみ処理】

- ・世帯ごとに発生するごみは、それぞれの世帯の責任で、共有のごみ置き場に捨て

ます。

- ・共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人が責任をもって捨てます。
- ・ごみは、必ず分別して捨てます。

#### [プライバシーの確保]

- ・世帯の居住空間は、平常時の「家」同様、その占有する場所と考え、みだりに立ち入らないようにする必要があります。
- ・居住空間でのテレビやラジオは周囲の迷惑になる可能性があるため、使用する場合は、イヤホンを使用します。

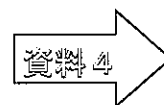
#### [携帯電話の使用]

居室での携帯電話での通話は禁止します。通話は屋外や定められたスペースでのみ可能とします。また居室ではマナーモードに設定し他の避難者へ迷惑にならないようにします。

#### [火災防止]

- ・屋内での喫煙は厳禁とします。喫煙は定められたスペースでのみ可能とします。
- ・屋内でストーブなどを使用する場合は、使用箇所と時間などを取り決め、責任者を決めて火の元の管理を行います。

★その他新しい生活ルールが必要となった場合や、ルールの変更が必要となった場合は、適宜運営本部会議で検討を行います。



# 資料編

(様式等作成例)

## 資料1 建物被災状況チェックシート

## コンクリート造等建築物

(手順)

- 1, 市町村避難所担当職員や施設管理者がいない場合で、早急に施設内への避難が必要な場合、避難者が2人以上で、このチェックシートにより、目視による点検を行います。
- 2, 質問1から順番に点検を行い、質問1～6（外部の状況）までで、B又はCと判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問7以降の内部の状況については点検する必要はありません。
- 3, 危険と認められる場所については、貼り紙をするなどして立入禁止とします。
- 4, このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、市町村へ連絡し、被災建築物応急危険度判定士による判定を待ちます。

避難所名： \_\_\_\_\_

点検実施日時： \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

点検実施者名： \_\_\_\_\_

次の質問の該当するところに○を付けて下さい。

| 質問                                   | 該当項目                                                               |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？    | A いいえ<br>B 傾いている感じがする<br>C 倒れ込みそうである                               |
| 2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？ | A いいえ<br>B 生じた<br>C ひどく生じた                                         |
| 3 建物が沈下しましたか？あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？   | A いいえ<br>B 生じた<br>C ひどく生じた                                         |
| 4 建物が傾斜しましたか？                        | A いいえ<br>B 傾斜しているような感じがする<br>C 明らかに傾斜した                            |
| 5 外部の柱や壁にひび割れがありますか？                 | A ない又は髪の毛程度のひび割れがある<br>B 比較的大きなひび割れが入っている<br>C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える |
| 6 外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？              | A いいえ<br>B 落下しかけている、落下している<br>(Cの回答はありません)                         |
| 7 床が壊れましたか？                          | A いいえ<br>B 少し傾いている、下がっている<br>C 大きく傾斜している、下がっている                    |

|                                                          |                                                                    |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？                              | A ない又は髪の毛程度のひび割れがある<br>B 比較的大きなひび割れが入っている<br>C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える |
| 9 建具やドアが壊れましたか？                                          | A いいえ<br>B 建具・ドアが動かない<br>C 建具・ドアが壊れた                               |
| 10 天井、照明器具が落下しましたか？                                      | A いいえ<br>B 落下しかけている<br>C 落下した                                      |
| 11 その他、目についた被害を記入して下さい。<br>(例：塀が傾いた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど) |                                                                    |
| -----                                                    |                                                                    |
| -----                                                    |                                                                    |
| -----                                                    |                                                                    |

## 【判断基準】

1, 質問1～10を集計します。

| A | B | C |
|---|---|---|
|   |   |   |

2, 必要な対応をとります。

◎ C の答えが一つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、市町村へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

◎ B の答えが一つでもある場合は、『要注意』です。

施設内へは立ち入らず、市町村へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じます。

◎ A のみの場合

危険箇所を注意し、施設を使用します。

※ 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検して下さい。

※ このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであるため、市町村へ連絡し、できるだけ早く被災建築物応急危険度判定士による判定を受けて下さい。

資料2 避難者名簿

この避難者名簿は、安否確認の問い合わせに対応するためや避難所における食料・物資等の必要数を把握するために記入して頂くものです。

|                         |      |       |    |        |    |      |   |
|-------------------------|------|-------|----|--------|----|------|---|
| 入所年月日                   |      | 年 月 日 |    | 居住グループ |    | グループ |   |
| ふりがな<br>世帯主の氏名          |      |       |    | 性別     |    |      |   |
| 資格・特技                   |      |       |    | 年齢     |    |      |   |
| 住所                      |      |       |    |        |    |      |   |
| 電話番号                    |      |       |    | 携帯番号   |    |      |   |
| 緊急連絡先<br>※必ず記入し<br>て下さい | 氏名   |       |    |        |    |      |   |
|                         | 住所   |       |    |        |    |      |   |
|                         | 電話番号 |       |    |        |    |      |   |
| 家族構成                    | 氏名   | 資格・特技 | 続柄 | 性別     | 年齢 |      |   |
|                         |      |       |    |        |    |      |   |
|                         |      |       |    |        |    |      |   |
|                         |      |       |    |        |    |      |   |
|                         |      |       |    |        |    |      |   |
| 避難者名簿の掲示・公開 ※1          |      |       |    |        |    |      |   |
| 同意する                    |      |       |    | 同意しない  |    |      |   |
| その他、特に申告する必要があること       |      |       |    |        |    |      |   |
|                         |      |       |    |        |    |      | 計 |
|                         |      |       |    |        |    |      | 人 |

※1 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

|        |       |
|--------|-------|
| 退所状況   |       |
| 退所年月日  | 年 月 日 |
| 退所後連絡先 | 住所    |
|        | 電話番号  |
|        | 備考    |

資料3 避難所運営情報記録用紙

| 月 日 ( ) |              | 天 気   |   |   |                  |
|---------|--------------|-------|---|---|------------------|
| 居住グループ名 | 就寝者数<br>(宿泊) | 食 事 数 |   |   | 新規入所者数           |
|         |              | 朝     | 昼 | 夜 |                  |
| グループ    |              |       |   |   | 退所者数             |
| グループ    |              |       |   |   | 献立<br>朝          |
| グループ    |              |       |   |   |                  |
| グループ    |              |       |   |   |                  |
| グループ    |              |       |   |   | 昼                |
| グループ    |              |       |   |   | 夜                |
| グループ    |              |       |   |   |                  |
| グループ    |              |       |   |   |                  |
| グループ    |              |       |   |   | 運営本部会議<br>(連絡事項) |
| グループ    |              |       |   |   | (検討事項)           |
| グループ    |              |       |   |   |                  |
| グループ    |              |       |   |   |                  |
| グループ    |              |       |   |   |                  |
| グループ    |              |       |   |   |                  |
| 合 計     |              |       |   |   |                  |
| 日記      |              |       |   |   |                  |
|         |              |       |   |   | 記入者氏名            |

## 避難所生活のルール

この避難所の生活ルールはつぎのとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、市町村担当者、施設管理者、自主防災組織の役員等からなる避難所運営本部を組織します。
  - 避難所運営本部会議を、毎日午前\_\_\_時と午後\_\_\_時に開催します。
  - 避難所運営本部に、総務班、被災者管理班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、災害時要援護者班、ボランティア班の各活動班を設置します。
- 3 避難所は、電気、水道などのライフラインが復旧し、仮設住宅等が整備された段階で閉鎖されます。(状況により、規模の縮小や統合もあります。)
- 4 避難者は、世帯単位で避難者名簿に記入して下さい。
  - 避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡して下さい。
  - 犬、猫などの動物類を居室に入れることは禁止です。
- 5 職員室、保健室、調理室などは避難所運営に必要となるため使用禁止です。
  - 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示には必ず従って下さい。
  - 避難所では、利用する部屋を移動していただくことがあります。
- 6 食料・物資は必ず全員に行き届くとは限りません。
  - 食料・物資が不足する場合は、避難所運営本部で配布基準を決定します。
  - 食料・物資は在宅の被災者にも配布します。
  - ミルク・おむつなどは必要な方に配布します。
- 7 消灯は、夜\_\_\_時です。
  - 廊下は点灯したままとし、居室は消灯します。
  - 避難所の運営・管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 8 携帯電話での通話については所定の場所でのみ可能とします。
  - 居室ではマナーモードに設定し、通話は禁止とします。
- 9 トイレは、避難者が交代で清掃します。
  - 毎日\_\_\_時から清掃を行います。
- 10 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。



## 資料5 外泊届用紙

|       |         |                |
|-------|---------|----------------|
| 氏名    |         | 居住グループ<br>グループ |
| 外泊期間  | 年 月 日 ~ | 年 月 日          |
| 同行者   |         |                |
|       |         | 計 名            |
| 緊急連絡先 | ※希望者のみ  |                |

資料6 取材者用受付用紙

|           |                         |           |  |
|-----------|-------------------------|-----------|--|
| 受付日時      |                         | 退所日時      |  |
| 年 月 日 時 分 |                         | 年 月 日 時 分 |  |
| 代表者       | 氏名                      |           |  |
|           | 所属                      |           |  |
|           | 連絡先（住所・電話番号）            |           |  |
| 同行者       | 氏名                      | 所属        |  |
|           |                         |           |  |
|           |                         |           |  |
|           |                         |           |  |
|           |                         |           |  |
| 取材目的      | ※オンエア、記事掲載などの予定日： 年 月 日 |           |  |
| 避難所側付添者   |                         |           |  |
| 特記事項      |                         |           |  |
| 〈名刺貼付場所〉  |                         |           |  |





資料9 物資管理簿

(日付)

| 品名   |             | 保管場所      | / | / | / | / | / |
|------|-------------|-----------|---|---|---|---|---|
| 衣料品  | 男性衣類        | 上着        |   |   |   |   |   |
|      |             | ズボン       |   |   |   |   |   |
|      |             | 下着        |   |   |   |   |   |
|      |             | 靴下        |   |   |   |   |   |
|      |             | パジャマ      |   |   |   |   |   |
|      | 女性衣類        | 上着        |   |   |   |   |   |
|      |             | ズボン、スカート  |   |   |   |   |   |
|      |             | 下着        |   |   |   |   |   |
|      |             | 靴下、ストッキング |   |   |   |   |   |
|      |             | パジャマ      |   |   |   |   |   |
|      | 子ども衣類       | 上着        |   |   |   |   |   |
|      |             | ズボン・スカート  |   |   |   |   |   |
|      |             | 下着        |   |   |   |   |   |
|      |             | 靴下        |   |   |   |   |   |
|      |             | パジャマ      |   |   |   |   |   |
|      |             | ベビー服      |   |   |   |   |   |
|      | その他         | 大人用靴      |   |   |   |   |   |
|      |             | 子供用靴      |   |   |   |   |   |
| スリッパ |             |           |   |   |   |   |   |
| 生活用品 | 生理用品        |           |   |   |   |   |   |
|      | 大人用おむつ      |           |   |   |   |   |   |
|      | 乳児用おむつ      |           |   |   |   |   |   |
|      | ティッシュペーパー   |           |   |   |   |   |   |
|      | トイレットペーパー   |           |   |   |   |   |   |
|      | シャンプー・リンス   |           |   |   |   |   |   |
|      | 石鹸          |           |   |   |   |   |   |
|      | 洗剤          |           |   |   |   |   |   |
|      | 歯ブラシ        |           |   |   |   |   |   |
|      | 歯磨き粉        |           |   |   |   |   |   |
|      |             |           |   |   |   |   |   |
| 台所用品 | 鍋・フライパン     |           |   |   |   |   |   |
|      | 包丁          |           |   |   |   |   |   |
|      | 皿           |           |   |   |   |   |   |
|      | 箸・スプーン・フォーク |           |   |   |   |   |   |
|      |             |           |   |   |   |   |   |

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送って下さい。

- ①ペットは、指定された場所で、必ず、繋いで飼うか、檻の中で飼って下さい。
- ②飼育場所や施設は、常に清潔にし、必要に応じて消毒を行って下さい。
- ③ペットの苦情や危害の防止に努めて下さい。
- ④屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行って下さい。
- ⑤餌は時間を決めて与え、その都度きれいに片づけて下さい。
- ⑥ノミの駆除に努めて下さい。
- ⑦運動やブラッシングは、必ず屋外で行って下さい。
- ⑧飼育が困難な場合は、一時預かり可能なペットホテルや犬猫病院などに相談するか、保健・衛生班を通じ、市町村に相談して下さい。
- ⑨他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、保健・衛生班を通じ、避難所運営本部まで届け出て下さい。

## 資料11 ペット飼育者名簿

|    | 飼育者<br>(住所・氏名) | 動物の<br>種類・数 | 性別 | 体格 | 毛色 | 退所日 |
|----|----------------|-------------|----|----|----|-----|
| 1  |                |             |    |    |    |     |
| 2  |                |             |    |    |    |     |
| 3  |                |             |    |    |    |     |
| 4  |                |             |    |    |    |     |
| 5  |                |             |    |    |    |     |
| 6  |                |             |    |    |    |     |
| 7  |                |             |    |    |    |     |
| 8  |                |             |    |    |    |     |
| 9  |                |             |    |    |    |     |
| 10 |                |             |    |    |    |     |
| 11 |                |             |    |    |    |     |
| 12 |                |             |    |    |    |     |
| 13 |                |             |    |    |    |     |
| 14 |                |             |    |    |    |     |
| 15 |                |             |    |    |    |     |

## 資料12 ボランティア活動記録簿

|       |       |
|-------|-------|
| 受付年月日 | 年 月 日 |
| 整理番号  |       |
| 記録担当者 |       |

|                   |       |    |    |                |
|-------------------|-------|----|----|----------------|
| ふりがな<br>氏名        |       | 性別 |    | 職業：<br>団体・学校名： |
| 住所                | 〒     |    |    | 電話：<br>( 方 )   |
| 緊急時連絡先            |       | 続柄 |    | 電話：            |
| 活動内容<br>など        |       |    |    |                |
| 活動期間              | 月     | 日  | から | 月 日 (予定)       |
| 活動時間              | 時     | 分  | から | 時 分まで          |
| ボランティア保険<br>加入の有無 | 有 ・ 無 |    |    |                |

|       |       |
|-------|-------|
| 活動終了日 | 年 月 日 |
|-------|-------|



市町村地震防災対策アクションプログラム  
策定の手引き

平成20年3月

和歌山県

## 1 アクションプログラムの策定の必要性

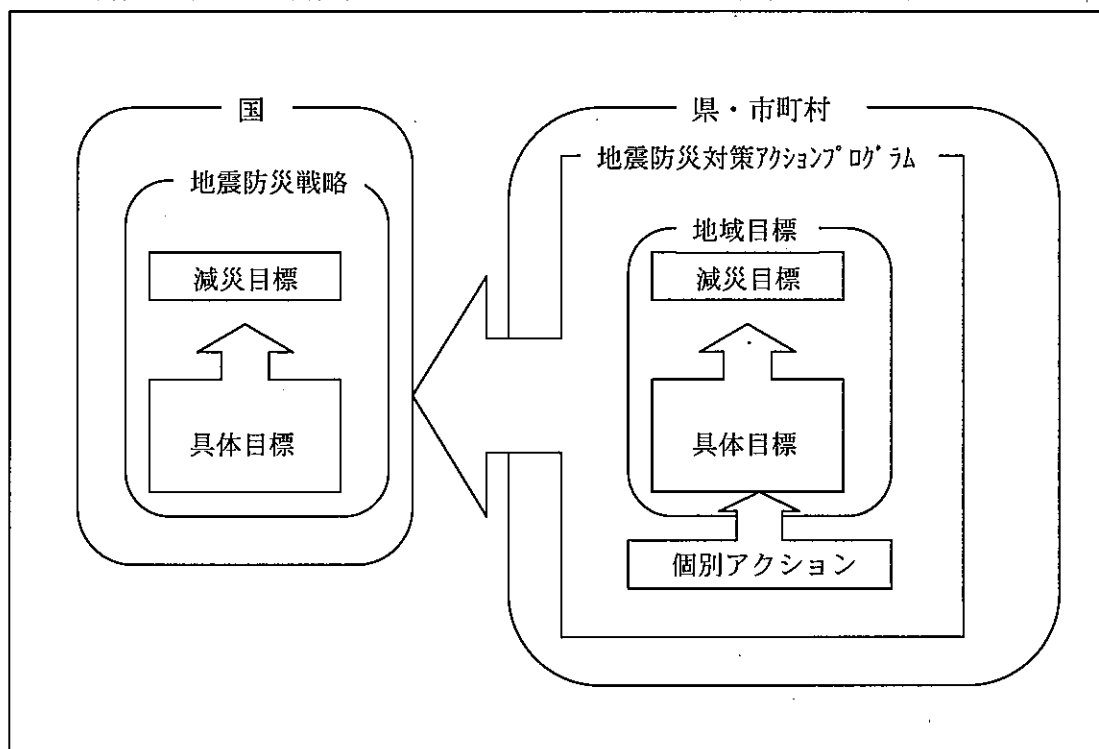
本県は今世紀前半にも発生する恐れのある東南海・南海地震や中央構造線断層帯による地震により甚大な被害が予測されている。これらの大地震の被害を軽減するため、目標を設定し戦略的に地震防災対策を実施していくことが求められている。

国は平成17年3月に効果的かつ効率的な地震防災対策を講じるため、「東南海・南海地震の地震防災戦略」を決定した。その中には具体的な被害軽減量を示す数値目標が設定されているが、この目標を達成するには、国だけではなく、地方公共団体、関係機関、住民が一体となって取り組むことが必要である。とりわけ東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されている県・市町村は災害対策の中心的な役割を担うため、国から減災目標を達成するため具体的な目標「地域目標」を定めることを要請されている。

県においては、この要請を受けて、平成19年3月に「地域目標」を定めるとともに、この目標を達成するための具体的な施策を取りまとめ、「県地震防災対策アクションプログラム」を改訂したところである。このアクションプログラムは、180の個別アクションから構成されているが、そのうち45は市町村が主体となるアクションとなっている。

そのため、国の地震防災戦略及び県地震防災対策アクションプログラムを推進するためには、市町村においても地域目標を設定するとともに、その目標を達成するため地震防災対策アクションプログラムを策定することが必要である。

(地震防災戦略と地震防災対策アクションプログラムとの関係イメージ図)



○ 今までの地震防災対策の流れ

国

- H7年6月 地震防災対策特別措置法を制定
- H13年9月 東南海地震・南海地震の今後30年間の発生確率を公表
- H14年7月 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法を制定(H15年7月施行)
- H15年4月 東南海・南海地震の被害想定を公表
- H15年12月 東南海・南海地震対策大綱(マスタープラン)を策定  
県内全市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定
- H17年3月 東南海・南海地震の地震防災戦略を決定
- H18年4月 東南海・南海地震応急対策活動要領を策定
- H19年3月 東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画を策定
- H19年11月 中央構造線断層帯の被害想定結果を公表

県

- H7年度 地震被害想定調査を実施
- H8年度 第1次地震防災緊急事業五箇年計画を策定(H8~12)
- H13年度 第2次地震防災緊急事業五箇年計画を策定(H13~17)
- H15・16年度 津波浸水予測調査を実施
- H16年3月 地震防災対策アクションプログラムを策定
- H16年4月 東南海・南海地震防災対策推進計画を策定
- H16年度 第2次地震防災緊急事業五箇年計画を変更(H13~17)
- H17年4月 津波浸水予測結果を公表
- H16・17年度 地震被害想定調査を実施
- H18年5月 地震被害想定結果を公表
- H18年度 第3次地震防災緊急事業五箇年計画を策定(H18~22)
- H19年3月 地震防災対策アクションプログラムを改訂
- H19年度 津波防災教育センター、県防災センターを開設  
第3次地震防災緊急事業五箇年計画を変更(H18~22)

## 2 地震防災対策アクションプログラムとは

今後取り組むべき地震防災対策を体系的にとりまとめた具体的な実施計画である。

### ○アクションプログラム構成

- 1 策定の背景
  - ・ 大地震発生の脅威
  - ・ 被害想定
  - ・ 戦略計画策定の必要性
- 2 基本的な考え方
  - ・ 基本理念
  - ・ 減災目標と具体目標
  - ・ 体系図
  - ・ 推進組織
  - ・ 進行管理
- 3 個別アクション一覧表

### ○基本理念の例

〇〇市(町・村)を災害に強い安心で安全なまちづくりをめざす

### ○減災目標の例

〇〇地震の想定死者数を今後10年間で半減する  
(想定死者数 〇〇人を〇〇人にする)

### ○具体目標の例

平成〇〇年度までに住宅の耐震化率 〇〇%をめざす

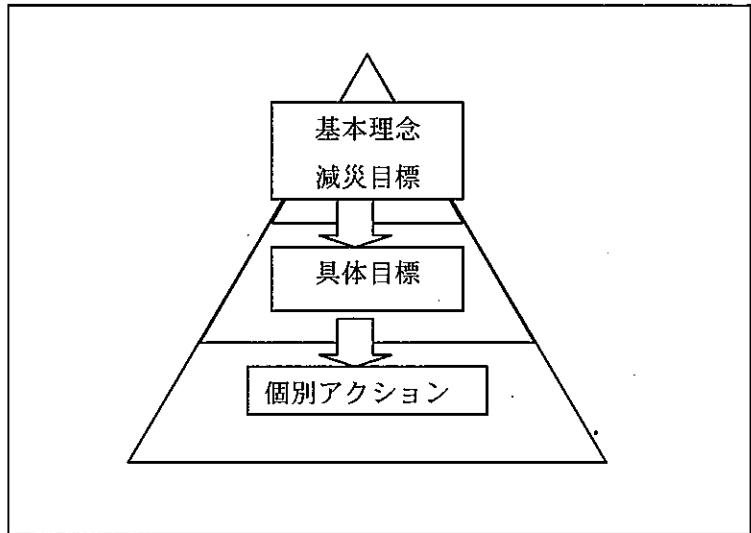
### ○具体目標項目の例

- ・ 住宅の耐震化の推進
- ・ 家具等の固定
- ・ 自主防災組織の育成・充実
- ・ 消防団の充実・強化
- ・ 津波防災訓練の実施
- ・ 災害時要援護者支援対策の推進
- ・ 防災拠点施設の耐震化の推進
- ・ 急傾斜地崩壊危険個所の対策
- ・ 密集市街地の整備
- ・ 道路橋の耐震補強
- ・ 防災情報システムの整備
- ・ 避難場所、避難路の整備
- ・ 海岸保全施設整備の推進
- ・ 事業継続の取組の推進

○個別アクションの例

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 対策の柱    | 災害に強いまちづくり（予防対策）     |
| アクション目標 | 住宅の耐震診断年〇〇件・耐震補強年〇〇件 |
| 個別アクション | 住宅の耐震診断・耐震補強の推進      |

○体系図



○体系表

| 施策の柱 | 施策項目                     | 個別アクション                  |
|------|--------------------------|--------------------------|
| [ ]  | [ ]<br>[ ]<br>[ ]<br>[ ] | [ ]<br>[ ]<br>[ ]<br>[ ] |
| [ ]  | [ ]<br>[ ]<br>[ ]<br>[ ] | [ ]<br>[ ]<br>[ ]<br>[ ] |
| [ ]  | [ ]<br>[ ]<br>[ ]<br>[ ] | [ ]<br>[ ]<br>[ ]<br>[ ] |

### 3 推進組織と策定手順

#### (1) 市町村長のアクションプログラム策定の意思決定

市町村防災担当課は、アクションプログラムの必要性を市町村長へ説明し、その策定を進言する。そして、市町村長がアクションプログラム策定の意思決定を行う。

#### (2) 市町村長のトップダウンによる全庁的な策定体制

部・課長が集まる会議の場で市町村長から直接各課に策定に協力するよう指示する。このことにより、各課の協力が得やすくなる。

策定組織については、市町村長、部・課長からなる「意思決定グループ」と係長・担当者からなる「作業グループ」をつくる。防災担当課が事務局を担当する。

この策定組織は策定後には推進組織も兼ねる。

#### (3) 推進組織設置要綱、名簿の作成

#### (4) 策定方針と策定スケジュールの作成

基本となる事項（背景、必要性、基本理念、減災目標、計画期間など）案を作成する。

#### (5) 推進会議、策定検討会を開催

策定検討会では、まず想定地震による被害や地震防災対策の必要性をメンバーが共通の認識として理解することが必要である。

#### (6) 具体的な検討に入る前に研修会を開催する。

研修会では、県地震被害想定調査結果、国の地震防災対策、県の地震防災対策アクションプログラム、先進市町村の地震防災対策アクションプログラム、わが市町村の地域防災計画について、理解する。

なお、災害イメージトレーニングやD I Gを行うことも効果的である。

#### (7) 市町村が取り組むべき防災の課題や対策を職員から広く募集

基本理念、減災目標を達成するための対策を広く募集する。

#### (8) 職員から提案されたアイデアを整理

#### (9) ワークショップを開催

課題や対策の優先順位→グループ分け→施策の柱を作成

#### (10) 素案の作成

ワークショップの検討内容を踏まえ、事業担当課と調整し、施策体系、個別アクションを磨く。

#### (11) 推進組織で原案を決定

#### (12) パブリックコメント等の実施

住民から広く意見を募集し、提出された意見を踏まえ、修正等を行う。

また、市町村議会への説明と意見聴取を行う。

#### (13) 市町村長の承認を経て公表

#### 4 進行管理

##### (1) 推進員の配置

関係各課にアクションプログラムの推進員を置き、個別アクションの進行管理を行う。

##### (2) 進行管理

個別アクションを実施している関係各課から年に1回進捗状況表を提出させて、完了、未完了を整理する。進捗状況が相当以上遅れているアクションについて、ヒアリングなどを実施し、「遅れている理由や今後、進めるにはどうすればいいのか。」を検討する。

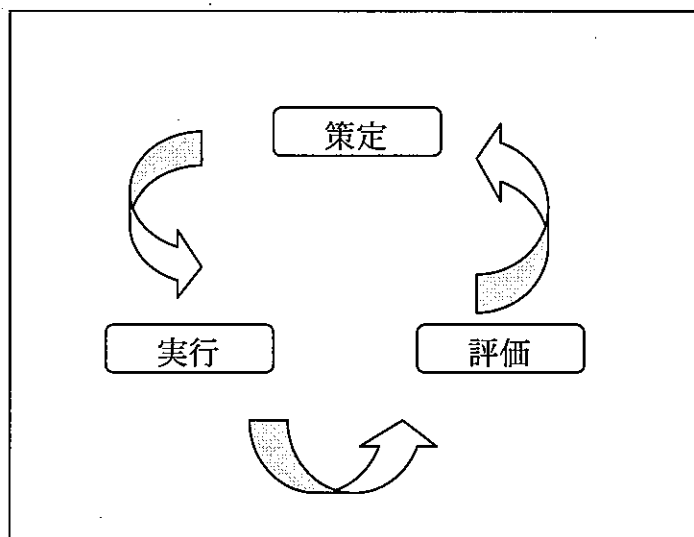
##### (進捗状況)

- 順調に進んでいる
- やや遅れている
- 相当遅れている
- 全く進んでいない

##### (3) アクションの見直しを行う

アクションが完了すれば、次の新たなアクションを考える。

アクション未完了のもののうち、実施が困難なものについて、アクションを廃止し、別のアプローチを考えることも必要である。



○策定スケジュール（例）

| 月       | 内 容                  |
|---------|----------------------|
| 4月～ 5月  | アクションプログラム策定の意思決定    |
|         | 推進組織と策定スケジュールを決定     |
|         | 推進組織会議、作業グループのキックオフ  |
| 6月～ 8月  | 研修会を開催               |
|         | 課題・対策を広く職員から募集       |
|         | ワークショップを開催           |
|         | 作業グループ会議を開催          |
|         | 事業実施課と調整し素案を作成       |
| 9月      | 推進組織会議で原案の決定         |
| 10月～12月 | 議会への説明               |
|         | 住民説明会またはパブリックコメントを実施 |
| 2月～ 3月  | アクションプログラム決定、公表      |

資料

既に策定されている市町村アクションプログラムの事例

豊田市地震対策アクションプラン

<http://www.city.toyota.aichi.jp/ex/pc/h14/03/siryoushi.pdf>

天理市地震防災対策アクションプログラム

<http://www.city.tenri.nara.jp/gyomu/bousai/action%20program/action%20program.pdf>

橿原市地震防災対策アクションプログラム

[http://www.pref.nara.jp/bosai/tokatsu/bosai1/action/kashihara\\_ap.pdf](http://www.pref.nara.jp/bosai/tokatsu/bosai1/action/kashihara_ap.pdf)

海南市地震防災対策アクションプログラム

[http://www.city.kainan.wakayama.jp/www/contents/1185269411901/files/action\\_prog.pdf](http://www.city.kainan.wakayama.jp/www/contents/1185269411901/files/action_prog.pdf)

その他参考資料

奈良県市町村アクションプログラムガイドライン

<http://www.pref.nara.jp/bosai/tokatsu/bosai1/action/shichousonap.html>

和歌山県地震防災対策アクションプログラム

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/bousai/040325/ap18kai.pdf>

地震防災戦略

[http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku\\_toukai/pdf/senryaku/gaiyou.pdf](http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_toukai/pdf/senryaku/gaiyou.pdf)

[http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku\\_toukai/pdf/senryaku/honbun.pdf](http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_toukai/pdf/senryaku/honbun.pdf)

災害ボランティア実践ワークショップガイド(阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター)



# 〇〇〇市防災対策推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 東南海・南海地震その他災害に係る防災対策を全庁的に推進し、市民の生命及び財産を保護するため、〇〇〇市防災対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策の総合的な実施計画策定に関すること。
- (2) 防災対策の総合的な実施・進行管理に関すること。
- (3) その他防災対策の推進に関すること。

## (構成)

第3条 推進会議は、市長、副市長、収入役、〇〇課長、〇〇課長、〇〇課長、〇〇課長、〇〇課長、〇〇課長、〇〇課長、〇〇課長の職にある者をもって構成する。

- 2 会議は、市長が招集し、市長が議長となる。
- 3 会議は、市長が必要と認めるときに開催する。
- 4 市長に事故があるときは、あらかじめ市長の指名する構成員が、議長の職務を代理する。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、〇〇〇課において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

## 地震防災対策アクションプログラムに係るワーキンググループ設置要領

### 1 設置の目的

複数の課室に関わる地震防災対策について、課室間の調整や連携を図ることにより、全庁をあげて取り組むことを目的とする。

### 2 組織

ワーキンググループは、〇〇市防災対策推進会議の下部組織とする。

### 3 構成

- (1) ワーキンググループの構成課室は、原則として、防災対策調整会議において決定する。
- (2) ワーキンググループのメンバーは、構成課室の実務担当者とする。

### 4 運営

- (1) 各ワーキンググループにそれぞれ座長（課室）を置く。
- (2) 座長は、メンバー同士の話し合いによって決定する。
- (3) 座長は、ワーキンググループのとりまとめを行う。
- (4) 座長は、年度が替わっても、同一課室であることが望ましい。
- (5) 各ワーキンググループには、防災局の職員を当該ワーキンググループの担当者として割り当て、座長の補佐的業務を担当させる。

### 5 部会

- (1) ワーキンググループのテーマについて、一定の分野から専門的に討議・検討する必要がある場合は、部会を設置する。
- (2) 上記4運営の項は、部会にも適用する。

### 6 作業

- (1) あらかじめリストアップされた検討予定内容を参考に討議・検討し、地震防災対策として県が行うべきアクション（具体的施策）を選定する。  
なお、アクションには、1課室が実施するものと2以上の課室が共同して実施するものがある。
- (2) 選定したアクションの実施又は実施管理を行う。

### 7 存続期間

原則として、選定したアクションが完了するまでとする。

#### 附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

# 災害時における観光客等対策の考え方

平成21年6月

和歌山県地震防災対策ワーキンググループ

(観光客対策部会)

和歌山県

## はじめに

平成21年1月に国の地震調査研究推進本部から東南海・南海地震の長期的な発生確率の評価が発表されました。それは、今後30年以内に南海地震が発生する確率が50～60%、今後50年以内では80～90%、東南海地震が60～70%、今後50年以内では90%程度以上という高い確率のものでした。

全国有数の観光県である本県においては、災害時の観光客対策は重要な課題であり、観光地における高いレベルの「安全・安心」を確保する必要があります。

本県では、行政機関や防災関係機関、各企業をはじめ、各家庭、自主防災組織において、地震防災対策に力を注いできました。

しかし、災害時における観光客等の対策については、観光客自体が不特定で一過性の特徴を有し、季節や曜日、時刻等により人数が異なることから、具体的な防災計画や対策を策定しがたい実情があります。

観光客の多くが、本県の地理に不案内であり、中には、地震・津波等に関する知識がとぼしい人もいると思われまます。

また、観光客はニュース等の報道に接する機会が少なく、緊急情報の入手や認知が遅れがちである上、災害時は、交通機関の不通や道路の寸断によって、行き先や帰路・逃げ場を失うという困難に直面しやすい状況にあります。

このような問題点があるにもかかわらず、自治体によっては防災対策が観光客等対策まで踏み込んで検討されていない場合も見受けられ、観光客関連の業務を扱う企業・団体が多様化している中、連携が不十分など、観光客を受け入れる側にも課題が見られます。さらに、観光業界にとって、観光地は良好なイメージの維持が誘客の大きな要因になっていることから、災害が発生した場合はもちろんのこと、風評が広がるだけでも観光地は大打撃を受けます。

この様なことから、観光関係者は、防災対策を万全に取り組むことにより観光地としてのイメージアップを図るとともに、良好な観光資源を安心して楽しむことができるよう、その対策に今後も取り組んでいくことが必要です。

県におきましては、東南海・南海地震など大規模災害に備えるため、県が今後実施すべき行動を体系化した「地震防災対策アクションプログラム」を平成16年3月に策定し、平成19年に改訂しました。この中で、重要な16のテーマについてそれぞれ庁内ワーキンググループを立ち上げ、観光客対策については「防災情報共有社会の実現・観光客対策ワーキンググループ」で検討を進めてきました。

観光客対策ワーキンググループは、参加メンバーが議論を重ね、災害時における観光客対策を進めるにあたって、観光客の定義や分類、災害時に予想される観光客対策に関する問題点と課題、観光客や観光業界に関する問題点等について抽出し、それぞれに対する対策を検討し、「災害時における観光客対策の考え方」としてまとめました。

各市町村、観光関係者におかれましては、災害時の観光客対策について本報告書を参考にし、適切な対策を講じるようお願いいたします。

なお、本報告書は、大規模な地震被害で発災後1～2週間を想定しておりますが、風水害等における大規模な災害についても、適宜応用して対応を図っていただきたいと思います。

# 目 次

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 第1章 | 本県の観光に関する現状            | 2  |
| 1   | 本県の観光に関する現状            | 2  |
| 2   | 観光客等の定義                | 2  |
| 第2章 | 観光客等対策の課題              | 3  |
| 1   | 観光客等の特質                | 3  |
| 2   | 観光地や観光業界の特質            | 4  |
| 3   | 観光客等対策に関する課題のまとめ       | 5  |
| 第3章 | 観光客等対策                 | 6  |
| 1   | 被害想定・需要予測（事前に想定しておくこと） | 6  |
| 2   | 最新で正確な情報収集、情報伝達と提供     | 7  |
| 3   | 迅速かつ的確な避難誘導・避難生活の確保    | 10 |
| 4   | 物資・資機材の備蓄、調達           | 13 |
| 第4章 | 県・市町村、観光関係者（団体）との連携    | 14 |
| 1   | 主体別の役割分担の明確化           | 14 |
| 2   | 関係者間の連携とネットワーク         | 14 |
| 第5章 | 事前の防災計画・訓練の必要性         | 15 |
| 1   | 防災計画の策定                | 15 |
| 2   | 防災計画の策定不要施設における準備      | 15 |
| 第6章 | 総括（まとめ）                | 15 |

## ＜主な用語の定義＞

**観光客等**：公共交通機関及び自家用車、バイク、自転車を利用して訪れた者で、観光旅行者、仕事上の出張者、買物客、各種大会参加者、釣り客、帰宅困難者等をいう。

**帰宅困難者**：徒歩で帰宅が困難な通勤通学者、買物客等をいう。

**滞留旅客**：観光客等のうち、鉄道や道路の不通により、概ね一昼夜以上にわたり帰宅できなくなった者をいう。

**南海地震等**：南海地震及び東海・東南海地震（同時発生等）をいう。

**津波浸水危険予想地域**：津波浸水予想地域、避難対象地域、津波避難困難地域等

**土砂災害危険予想地域**：土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）、山地災害危険地区

**観光関係事業者**：行政を含む観光事業に係わる関係者

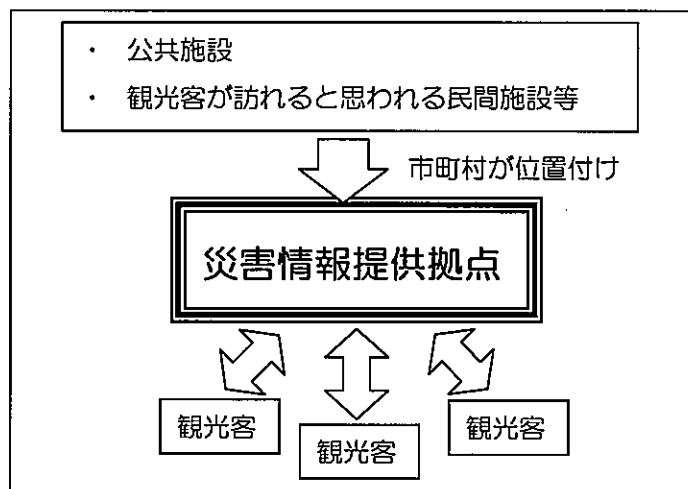
**観光施設**：動物園、水族館、テーマパーク等

**災害情報提供拠点**：市町村は、公共施設とそれ以外の観光客が訪れると思われる民間施設等を、「災害情報提供拠点」と位置づけ、それらの施設に協力を依頼しておくことが望ましい。候補地については下表参照。

### ＜想定される民間の**災害情報提供拠点**候補地＞

|       |                                                                                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民間施設等 | 危険予想地域外にあって、建物の耐震性等の安全性が確保されている次の施設<br>観光案内所、観光施設、宿泊施設<br>集客施設、主要駅、バスターミナル<br>サービスエリア・パーキングエリア、道の駅<br>有料道路料金所、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、土産物店、海の家、釣り具店、遊漁船の受付 など |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※注 上記用語については本報告書における定義とする。



# 第1章 本県の観光に関する現状

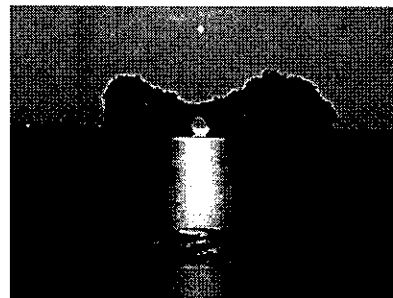
## 1 本県の観光に関する現状

本県の観光客総数（宿泊客数と日帰客数との合計）は、平成19年は32,083千人、宿泊客数は5,567千人で、日帰客数は26,516千人です。

地域別で見ると白浜地域が観光客総数全体の約10%、宿泊客数では約37%を占めます。

また、本県の「観光客動態調査報告書」（平成19年）によると、宿泊客の発地別では「近畿（三重県含む2府4県）」が52.9%、「関東」が10.8%、「東海」が9.0%、「その他県外」が14.2%、「本県」が13.1%と約9割が県外からの宿泊観光客であり、「和歌山県大型観光キャンペーン期間中の観光客の動向等に関する調査」（平成17年1月）によると利用交通手段は、自家用車が44.1%と最も多く、鉄道18.6%、貸切バスが18.4%と続きます。

したがって、本報告書では、県外からの観光客が多いこと、移動手段として自動車の利用が多いことを念頭に置いております。



観光振興課 HP より

## 2 観光客等の定義

本報告書で言う「観光客等」には、いわゆる観光地で見物・体験するために訪れた狭義の観光客に加え、交通機関が途絶した場合、帰宅するまでに相当の時間を要する「帰宅困難者」も含むものとしました。

また、観光客等対策については、観光・宿泊施設の内側か外側か、市街地か郊外か、山間部か海岸部か、都市部か自然景勝地か、など地域の実情に応じて対応が異なります。観光・宿泊施設の中にいる観光客に対しては各施設管理者が対応することになり、施設の外では、自治体や報道機関から提供された情報により観光客等が自主的に判断・行動せざるを得ない場面が出てくるものと思われれます。

したがって、各章では総括的に「観光客等」と表記していますが、個々には、「宿泊客」や「入園（場）客」などの観光・宿泊施設内の観光客をはじめ、「単なる道路を移動中の者」「海水浴客」「釣り客」「マリンスポーツをしている者」「買物客」など、観光や旅行等の目的により対策や対応が変わることが考えられます。本報告書では、多種多様な観光客を対象として、近年発生することが確実視される地震における災害を想定し検討を進めました。

## 第2章 観光客等対策の課題

### 1 観光客等の特質

観光客は短期の滞在と移動を前提としており、観光客の地震対策は定住者である地域住民と異なる課題があります。その対策の課題は下記の7点です。

#### (1) 地域の危険区域の情報不足

観光先や滞在先の土地勘がなく、危険区域の情報不足であるため、地震発生の際における危険な場所・避難対象地区や避難所等を知らないことが想定されます。

海岸や山岳地域の自然景勝地の多くは、地震の際には津波や土砂災害等の危険があると考えられますが、避難を要するかどうか分からないまま被災する可能性があります。

#### 和歌山県で考えられる地震

|         | 想定地震                                            | どんな地震？                                                                                    | 似た地震                  |
|---------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ①海溝型の地震 | 東海・東南海・南海地震<br>＜マグニチュード 8.6＞                    | 約90年～150年間隔で繰り返し発生しています。津波を伴う巨大地震で、過去にも度々大きな被害を受けています。三つの地震が同時または連続して起こる可能性があります。         | スマトラ島沖地震              |
| 内陸型の地震  | ②中央構造線が活動して起こる地震<br>＜マグニチュード 8.0＞               | 中央構造線は西南日本のほぼ中央部を縦断する大断層であり、その延長距離は、1000km以上にも達し、県内では和歌山脈の南縁に沿って走っています。紀北地域で大きな被害が予想されます。 | 兵庫県南部地震<br>(阪神・淡路大震災) |
|         | ③どこでも起こる可能性のある地震<br>田辺市内陸直下の地震<br>＜マグニチュード 6.9＞ | この規模の地震は日本列島どこでも起こる可能性があります。震源付近では相当な被害が予想されます。                                           | 鳥取県西部地震               |

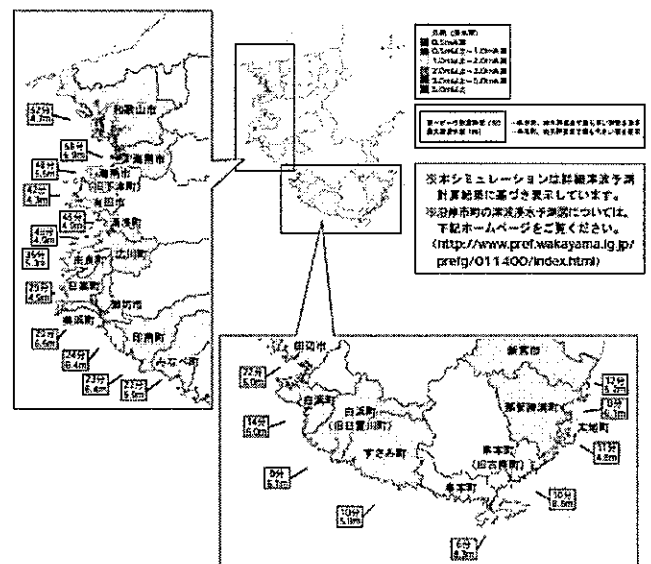
#### (2) 予備知識に乏しい

南海地震等に関する予備知識に乏しいため、直後に予想される巨大津波を連想しないと考えられます。

このため、災害時の迅速かつ的確な対応ができず、不測の被災を受けてしまうことが懸念されるほか、地震発生時の避難対応で、県や市町村の地域防災計画が期待する行動がとられないおそれがあります。

#### 津波シミュレーション

最大津波高及び第1波のピーク到達時間



#### (3) 不特定で一過性

列車やバス、自家用車等により各地を長距離または広範囲に移動するため、滞在先の特定が難しく、被災状況の把握に時間がかかることが想定されます。



乗船・搭乗者簿や宿泊者名簿等が存在する場合を除き、不特定多数の者が出入りする観光施設や自然景勝地においては、安否確認自体ができないため、被災状況が把握できないことが考えられます。

#### (4) 交通の途絶に弱い

災害時には、公共交通機関の不通や道路の寸断により、帰宅手段を失い、滞在先で足止めとなります。特に、海岸部の集落や山間地域の場合、孤立する可能性もあります。

また、交通手段が復旧するまでの間、長期にわたり地域住民と同様の避難生活を余儀なくされることも考えられます。

#### (5) 情報源に乏しい

観光先や滞在先では、テレビやラジオ等を視聴する機会が比較的少なく、緊急情報の受信が大幅に遅れやすいといえます。

このため、被災地で観光客等ののみが取り残される可能性があります。

#### (6) 人数の変動

季節や曜日、時間、天候等によって、観光客等の人数は大きく変動します。

特に、祭りやイベントの際には、地域の定住人口を上回る人数になる場合もあります。

このため、観光客等の多い日時に災害が発生すると、避難所の収容予定人員を超えるおそれがあります。交通手段の復旧状況によっては、行き先を失った観光客等が、避難所や駅などに次々と集まってくるのが予想されます。

#### (7) 食料等の準備が不十分

一般に食料・水・衣料等の携行が最小限であり、帰宅が困難な場合、その地域での対応が必要となります。

## 2 観光地や観光業界の特質

### (1) 観光地のイメージ

観光地は良好なイメージの維持が誘客の大きな要因になっていることから、災害は観光地全体の振興に関わる重要な問題です。ひとたび災害が発生したりあるいは風評が広がれば、観光地は大打撃を受けます。

災害が発生することは避け得ないことから、観光関係者が防災対策を万全に取り組むことにより観光地としてのイメージアップを図るとともに、良好な観光資源を安心して楽しむことができるよう、その防災対策を公開広報することも、イメージアップにつながります。

## (2) 観光関連事業者が多様

観光客等の防災対策においては、観光客に関わる多様な観光事業者が存在するゆえに、相互の連携が取りにくく、平常時における観光客対策や発災時の応急対策は個々の事業者任せられます。

## 3 観光客等対策に関する課題のまとめ

以上のことから災害時における観光客等対策として重要な点は、主に情報収集・情報伝達、避難誘導、物資の備蓄といえます。

様々な所を移動する観光客に対し、迅速かつ正確に緊急情報を伝えるためには、行政が設置する広報施設やマスコミの活用はもとより、地域の事業所や住民の協力などを得て、観光地の隅々まで至るよう情報伝達体制を整備する必要があります。

また、避難誘導については、地震が発生した場合において、土地勘のない観光客を、どこへ・どのルートで・どのような方法で避難させるかが重要で、緊急時には、観光客の生死にも関わる重要な課題です。

このほか、観光客の避難生活が長期化した場合の物資や資機材の備蓄も必要となります。

そして、これらの課題を、「平常時」「地震発生時」の時系列に分けて、防災対策を推進することが重要です。

## 第3章 観光客等対策

災害時における観光客等対策については、観光地の安全・安心を確保することを基本目標とし、概ね3つの対策項目に区分されます。

- ・ 最新で正確な情報収集・情報伝達と提供
- ・ 迅速かつ的確な避難誘導・避難生活の確保
- ・ 物資・資機材の備蓄、調達

県・市町村及び観光関係者は地域の実情に合わせ、これらの対策を具体的に検討するとともに、広域的な連携を図りながら総合的に推進していくことが求められます。

### 1 被害想定・需要予測（事前に想定しておくこと）

被害想定や各種需要予測については、地震発生等の曜日や時間によっても大きく数値が変わる要素はありますが、避難所の指定箇所数や面積、避難誘導者の数、物資・資機材の備蓄・調達数にも極めて関わりが深くなります。

#### (1) 被害想定等

平成17年度に行った和歌山県地震被害想定調査によると、東海・東南海・南海地震が発生した場合、県全体での死者は約5,000人（うち津波による死者は約2,000人）、負傷者は約8,000人に上ると想定されております。さらに帰宅困難者は県全体で約10万人と想定されています。

#### 想定地震による被害予測

|             | 項目    | 想定対象                            | 季節時間  | 東海・東南海・南海地震 | 中央構造線による地震 | 田辺市内陸直下の地震 |
|-------------|-------|---------------------------------|-------|-------------|------------|------------|
| 建物被害<br>【棟】 | 全壊・焼失 | 揺れ、液状化、がけ崩れ、火災、津波による被害を対象にしました。 | 冬 5時  | 84,800      | 104,800    | 990        |
|             |       |                                 | 冬 18時 | 104,600     | 137,200    | 1,100      |
|             |       |                                 | 夏 12時 | 85,000      | 109,800    | 1,000      |
| 人的被害<br>【人】 | 死者数   | 建物倒壊、津波、がけ崩れ、火災による被害を対象にしました。   | 冬 5時  | 5,000       | 4,600      | 60         |
|             |       |                                 | 冬 18時 | 4,700       | 3,500      | 50         |
|             |       |                                 | 夏 12時 | 4,800       | 2,600      | 50         |
|             | 負傷者数  |                                 | 冬 5時  | 8,300       | 12,500     | 410        |
|             |       |                                 | 冬 18時 | 8,200       | 11,700     | 360        |
|             |       |                                 | 夏 12時 | 6,900       | 10,700     | 350        |

和歌山県地震被害想定調査については、ホームページをご覧ください。（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/bousai/060113/soutei.html>）

#### (2) 滞留車両駐車場所と駐車可能台数

滞留車両を一時的に駐車・退避させることは、緊急車両の通行スペースの確保や避難した観光客等の安心につながると考えられます。

滞留車両駐車場所は、市町村管理地、観光施設、大型ショッピングセンターの駐車場、事業所の敷地など、広大な面積を有する場所が想定されます。

なお、公共施設の駐車場や公園等は、行政機関の行う災害応急対策に利用される可能性が高いため、滞留車両を駐車させることは避けた方がよいと思われま

## 2 最新で正確な情報収集、情報伝達と提供

東南海・南海地震の観測体制は、現時点では東海地震並みの観測体制に至っておらず、地震予知を前提とした警戒宣言などの事前の情報発信が確立されていないため、「平常時」と「地震発生時」について、観光客への情報伝達を検討することが必要です。

### (1) 主な伝達方法

- ・報道機関による放送
- ・防災行政無線や道路情報提供装置の活用
- ・駅や観光施設での広報
- ・広報車、消防車による広報
- ・既存の公共施設や民間施設、店舗等の活用

#### 検討項目

観光客等に対する情報提供については、次の点を具体的に検討する必要があります。

- どこから情報を収集するか
- どこで伝えるか
- 誰が伝えるか
- どのような手段で伝えるか

### (2) 平常時の対策

#### <要旨>

- ・観光関連施設、釣具店、釣り船受付等の災害情報提供拠点への防災マップや防災パンフレットの配布等の広報。
- ・市民、観光客等への情報提供のための防災行政無線の整備の促進。
- ・防災わかやまメール配信サービスの周知、登録者の拡大。

#### <説明>

##### ア 観光施設・宿泊施設等への広報

南海地震等に関する情報の発表時や発災時には、観光施設等への入込み客については施設管理者が、宿泊客に対しては宿泊施設が、それぞれ情報の提供を行う必要があります。

そのため、県・市町村は観光・宿泊施設に対して、防災マップや防災パンフレットの配布及び研修会の開催等により、地震が発生した場合の対処

方法等を日頃から周知する必要があります。

また、観光施設や宿泊施設の管理者は、発災時に正確な情報を提供できるように、平常時から誰がどのような方法で情報を収集し、従業員に伝達し、利用客へ漏れなく周知するかを具体的に定めておく必要があります。

さらに東南海・南海地震の発災時には、津波浸水危険予想地域や土砂災害危険予想地域などの被災の危険性の高い地域にいる観光客等に対しては、より迅速な情報提供を行う必要があります。特に海水浴場は津波の被害が

予想されるため、沿岸市町では防災行政無線等の放送設備の整備を推進する必要があります。しかし、海岸沿いすべてに放送設備を配備することは困難であるので、釣り客等には防災わかやまメール配信サービス等の情報伝達方法の周知や登録の促進、看板の設置及び釣具店等での啓発パンフレット等の配布などが有効です。

なお、近年増加している外国人観光客に対する情報伝達についても看板やパンフレットの多言語化を行う必要があります。



**防災わかやまメール配信サービス**  
空メール送信



[regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp](mailto:regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp)  
上記アドレスにそのままメールを送信してください。（件名・本文は不要です。）



左記 QR コードを携帯電話に読み込んでメールを送信することも可能です。

メール配信サービスの詳細については下記URLを参照してください。  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/bousai/index.html>

#### イ 既存の公共施設や民間施設、店舗等の活用

観光客等に対して、発災時は災害情報提供拠点等において情報を提供する必要があります。

#### ウ 緊急時連絡網の整備

観光協会や旅館組合等は市町村から速やかに情報伝達を受けられるとともに、観光客の安否情報や観光施設の被害情報を収集できるように、緊急連絡網やファクシミリ網等を整備しておくことが望まれます。

また、整備した連絡網を使用して、情報伝達訓練を実施することも必要です。

### (3) 地震発生時の対策

#### <要旨>

- ・電話回線が輻輳（ふくそう：回線が混雑すること）して使用できない場合の情報提供
- ・災害情報提供拠点、避難所における情報提供

#### <説明>

#### ア 広報の手段

災害時は、停電や電話の輻輳により、平常時の通信手段が使用できない

可能性があります。

このため、観光客等は直接市役所・町村役場及び支所や学校・駅等の施設に集まってくると考えられるため、災害情報提供拠点（公共施設）では放送機器を活用してその場で情報提供することが求められます。

また、上記の施設で情報提供ができない地域については、広報車等による巡回広報や防災行政無線により情報提供します。

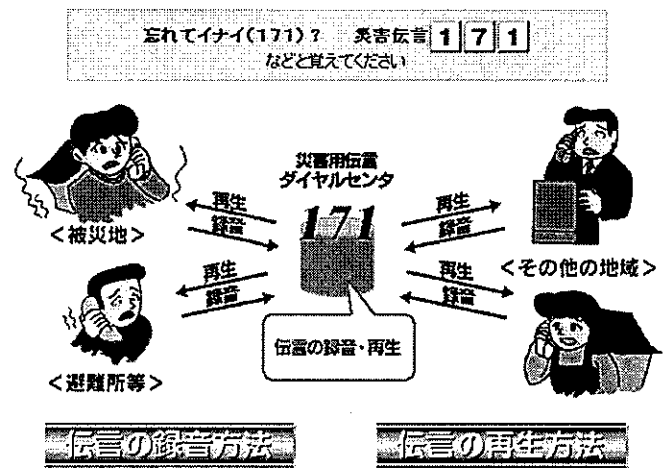
災害情報提供拠点（民間施設等）においては、テレビ・ラジオ（コミュニティFMを含む）・インターネット等により収集した情報の提供や、市町村が作成した防災マップの配布が考えられます。なお、外国人観光客用にパンフレット等多言語化をしていくことも必要です。

## イ 広報の内容

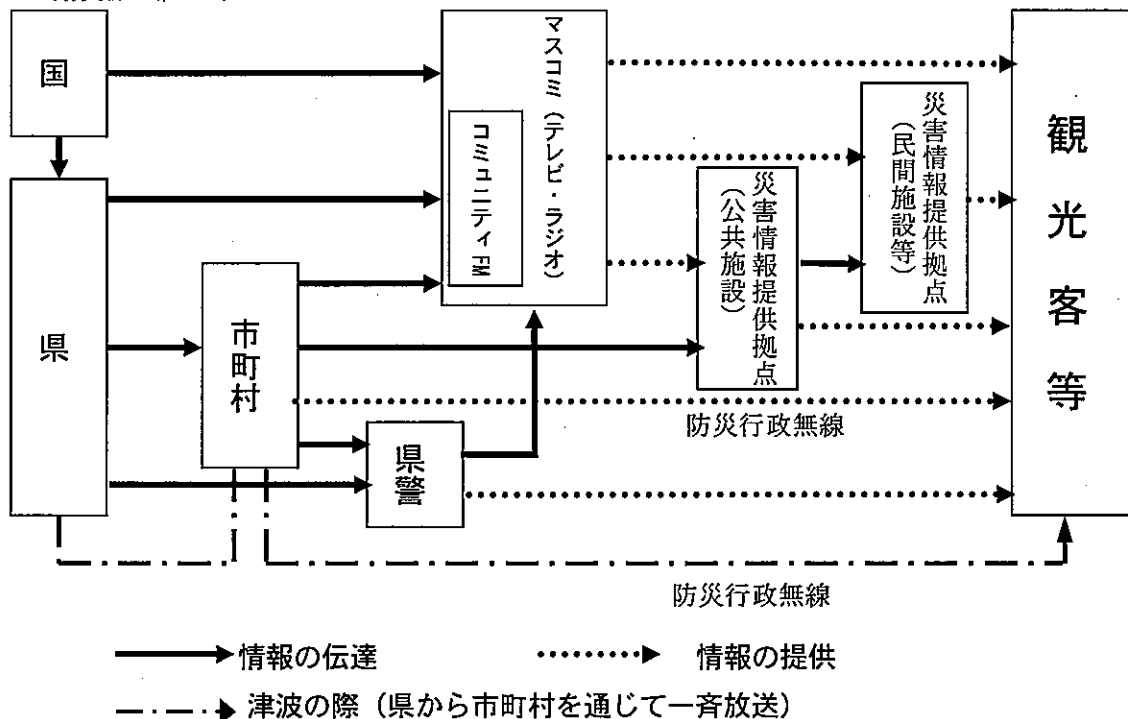
観光客等にとっては、交通情報が最も重要になりますが、道路や交通機関の復旧目途が立たない場合には、避難所や、食料品等の物資の提供に関する情報も必要になります。

また、観光客等には遠くの家族との連絡手段として、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯各社の災害用伝言板サービス等を案内することも必要です。

### 災害用伝言ダイヤル



### <情報の流れ>



### 3 迅速かつ的確な避難誘導・避難生活の確保

#### (1) 主な取り組み

- ・ 平常時からの周知（チラシ配布、標識設置など）
- ・ 発災時における避難対象地区からの迅速な避難誘導
- ・ 滞留旅客用の避難所・避難施設の開設と運営

#### 検討項目

観光客等に対する避難誘導については、次の点を具体的に周知もしくは検討する必要があります。

- どこが避難対象地区か
- 避難を要するのは何人か
- 誰が誘導するのか
- どこへ誘導するのか
- 平常時から周知・啓発しているか
- 避難先は何人収容できるのか
- 地域住民と共用か、滞留旅客専用か
- 情報機器は何か

#### (2) 平常時の対策

##### <要旨>

- ・ 避難対象地区（津波、土砂災害等危険予想地域）における要避難の趣旨を徹底するための標識の設置、防災マップ等の配布。
- ・ 避難所・避難ルートの周知と誘導體制の確保と訓練の実施。
- ・ 住民、観光客等への情報提供のための防災行政無線の整備の促進。
- ・ 防災わかやまメール配信サービスの周知

##### <説明>

#### ア 危険予想地域の表示

県・市町村は、発災時に迅速な避難ができるよう、津波浸水危険予想地域・土砂災害等危険予想地域・避難困難地域を、観光客等に対しても日頃から周知しておく必要があります。すでに行っている場所もありますが、屋外看板により危険予想地域や避難所を表示することが求められます。

また、市町村は防災マップを作成し、観光案内所や宿泊施設等の災害情報提供拠点に配布、周知しておくことが求められます。



(看板設置例)



(看板設置例)

## イ 避難所、避難施設、避難ルートの確認

避難対象地区及びその付近の観光施設、宿泊施設等の職員は、どこへ・どのように・どのルートで観光客を避難誘導するのか熟知した上で、日頃から繰り返し訓練しておく必要があります。

この際に、観光協会や旅館組合等を中心に、観光地が一体となって避難誘導訓練を実施することが望まれます。

各施設では、避難誘導ルート、避難先、避難誘導責任者、避難誘導方法を定めたマニュアルを作成しておくことも求められます。

また、宿泊施設では、各客室で火災時の避難口の案内と共に、地震の際の避難ルートと避難所の案内等も宿泊者に周知する必要があります。

## ウ 滞留旅客用の避難所・避難施設の指定

市町村は、滞留旅客を避難所・避難施設に受け入れる必要があります。交通機関が復旧した後を考慮して、滞留旅客用の避難所・避難施設を住民が使用する避難所と分けることは、有効な手段です。

施設が危険予想地域にある等の理由により、市町村の避難所に避難する場合は、管理する市町村長との事前調整が望ましいといえます。

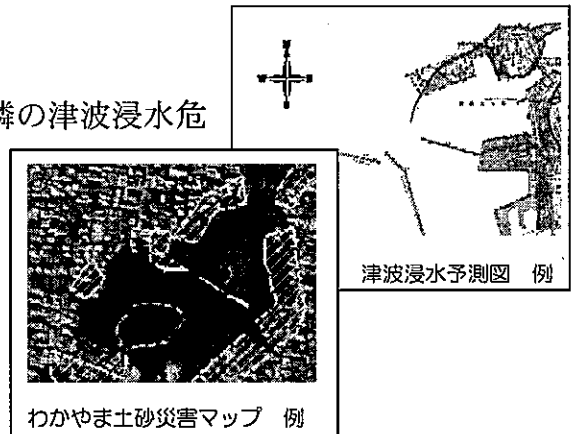
## エ 生活物資の必要数の把握と備蓄

観光・宿泊施設は、地震が発生した場合に、従業員や利用客の一時的な収容ができるように、水・食料・生活必需品等の必要な物資を確保しておくことが望まれます。

なお、市町村においても、必要に応じて滞留旅客に対して食料等の緊急物資を配分できるように、最低限の備蓄をしておくことが望まれます。

## オ 周辺の危険な場所の把握

施設の管理者は、管理施設とその近隣の津波浸水危険予想地域、土砂災害危険予想地域等を把握しておくことが必要です。



## (3) 地震発生時の対策

### <要旨>

- ・ 迅速な避難誘導
- ・ 災害情報提供拠点における情報提供、避難誘導
- ・ 滞留旅客専用の避難所の設置運営

和歌山県津波浸水予測図URL

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/bousai/050425/top.html>

わかやま土砂災害マップURL

<http://sabomap.pref.wakayama.lg.jp/MZSMWakayama/>



## <説明>

### ア 避難所への迅速な避難

観光施設等の施設関係者は、観光客等の安全を確認するとともに、観光客等が慌てて逃げ惑うことがないように、しばらくは観光客等の安全確保のための制止と冷静の維持、混乱防止に努め、テレビ、ラジオ、インターネット等による情報収集に努めます。

そして、大きな揺れが収まり、周囲の様子が落ち着いたところで、市町村指定避難所に誘導します。

宿泊施設においては、建物が営業できる状態にある場合は、そのまま宿泊客を受入れ、希望する宿泊客については、市町村指定の避難所を案内します。

なお、道路や交通機関の復旧が長期間にわたる場合は、自家用車で避難生活を続ける観光客等に対して、市町村や自主防災組織が連携して避難所へ誘導する必要があります。

津波浸水危険予想地域と土砂災害等危険予想地域にいる観光客等に対しては、観光施設や宿泊施設にいる場合は、直ちにその施設の職員が危険地域外へ誘導するとともに、市町村の避難場所を案内します。施設外にいる観光客等に対しては、防災行政無線をはじめとする広報活動により、直ちに要避難と避難先を伝えるとともに、市町村の避難場所が分からない観光客等に対しては、避難対象地区及びその付近の観光施設、宿泊施設等の職員や住民が方向を示すなど、具体的な誘導を図る必要があります。

### イ 避難所における対応

避難所に滞留旅客が地域住民と一緒に入所する場合は、地域住民と別のフロアにする、または、エリアを区分するなどの工夫が求められます。

これは、観光客等と住民は必要とする情報が異なる上、入所者の住所・氏名等の把握の効率化、自主防災組織の負担の軽減、観光客同士の助け合いなど多くの利点が考えられるからです。

ちなみに、滞留旅客にとっては、県外の被災状況、交通機関・道路の復旧状況、配給物資の有無などの情報が必要であるため、市町村は、滞留旅客が入所した避難所との通信体制を確保し、これらの情報提供に努めることが必要となります。

### ウ 宿泊施設の斡旋

滞留旅客によっては、避難所への避難ではなく、旅館・ホテルへの宿泊を希望するため、観光協会等は受入可能な施設を確認し、斡旋することが求められます。

## エ 県内被災地からの避難

県内で被災した観光客等に対しては、被災地から公共交通機関が稼働している地域への搬送が必要となります。しかし、地震発生時にはその被害状況により、道路の通行止め、鉄道、空港などの交通機関の運行停止が広範囲に及ぶと予想されます。そういった中で市町村と県の災害対策本部が連携し、搬送手段について関係機関と調整し対応していくことが求められます。

## 4 物資・資機材の備蓄、調達

### (1) 主な取り組み

- ・ 想定される滞留旅客数の最低限の備蓄

#### 検討項目

滞留旅客向けの物資・資機材の備蓄調達を行う場合、次の点を検討しておく必要があります。

- どこから調達するのか
- どこに備蓄するのか
- どのくらい備蓄すればよいか
- 誰が取りまとめるのか

### (2) 平常時の対策

#### <要旨>

- ・ 観光客等用として通信機器・飲料水・食料・毛布等の備蓄の推進。
- ・ 滞留旅客に備えた物資等の最低限の備蓄



#### <説明>

災害による交通機関の運行停止に備え、滞留旅客に対し、避難所等への通信機器の設置と食料・飲料水・毛布等の備蓄が必要になります。

したがって、観光・宿泊施設は、利用客等の一時的な収容に必用な物資を確保しておくことが望まれます。また、市町村は、従来の観光入込客数に応じた滞留旅客数を想定し、食料等の最低限の備蓄と避難所へ必要な資機材を配備しておくことが必要になります。

特に孤立する恐れがある地域では、他からの物資の調達が困難になるため、飲料水や食料を多めに備蓄することが求められます。

### (3) 地震発生時の対策

#### <要旨>

- ・避難生活が長期化した場合の物資の供給

#### <説明>

発災後は、物資・資機材が著しく不足する上、交通網が機能しなくなることが予測されるため、県外からの救援物資が搬入されるまで数日を要します。

このため、避難所において物資・資機材が不足した場合は、市町村への連絡を迅速に行い、適切な要請を図る必要があります。

なお、発災後はトイレ（仮設トイレ）が必需品となり、し尿処理が大きな問題となります。

## 第4章 県・市町村、観光関係者（団体）との連携

### 1 主体別の役割分担の明確化

全体的な役割の体系としては、県は、情報発信、被害状況の把握、物資の調達など各種県外要請・広域的な対策の調整など、県警は情報提供・避難誘導・交通整理・交通規制が考えられます。いずれも県全体の調整を図る役割があります。

市町村は、最も大きな役割があり、具体的に準備しておくことが多くなっています。災害情報提供拠点の位置づけをはじめ、被害情報の収集・避難指示・避難誘導・観光関係者との業務連携・自主防災組織との連携・物資・資機材の調達・避難地・避難所の設置運営など多岐にわたります。

また、観光団体、観光・宿泊施設、交通機関は、観光客等に対する直接的な防災行動を果たす役割があります。

その他、災害情報提供拠点をはじめ、観光地の自主防災組織は、地域の被災を最小限に抑えるため、観光客等に対する緊急的な災害対策に協力することが望まれます。

### 2 関係者間の連携とネットワーク

第3章で記述したとおり、観光客等に対する情報提供は、平常時・緊急時の別に関わらず、県、県警、市町村、交通機関、観光関係者が十分な連携を図っておく必要があります。各々が最新情報を共有し、迅速に対応が取れるようにしなければなりません。

このため、緊急時に連絡を取り合う機関・団体と各役割分担、担当課や担当者氏名を明確にしておくとともに、緊急時に使用する電話番号や通信機器を特定し、通信連絡網を整備しておくことが求められます。

できれば平常時から緊密な関係を築き、定例会や勉強会などの開催を通して人的ネットワークを確実にしておくことが望まれます。

## 第5章 事前の防災計画・訓練の必要性

### 1 防災計画の策定

旅館、ホテル、飲食店等で、法律(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法)で定める施設については、事前に法律に基づき津波からの円滑な避難の確保、防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項等、地震防災対策に関することを記載した「対策計画」を定めることとされています。

「対策計画」を定めることとされている施設は下記のとおりです。

1. その施設が東南海・南海地震防災対策推進地域にある。→ 県内全市町村が対象。
2. その施設が津波により浸水する恐れがある。
3. その施設が上記法令で定められた業種・規模である。

消防法に基づき施設が作成している「消防計画」等に上記の対策に関する事項について追加して定めたときも、対策計画とみなされます。

まずは、これら法定の計画がきちんと整備されていることが肝要です。

### 2 防災計画の策定不要施設における準備

「対策計画」の策定が不要とされている施設にあっても、準備が必要です。具体的には、各市町村が作成している地震・津波に関する防災マップを確認し、施設所在地周辺の危険箇所と最寄りの避難所、避難経路を確認しておき、施設からの避難が必要となった場合に、円滑な避難の指示等ができるように準備しておく必要があります。

特に、施設の責任者等が不在の場合でも、従業員が応急的な対策ができるよう、従業員に対する防災に関する教育、訓練の機会の提供が重要になります。

## 第6章 総括 (まとめ)

災害時における観光客等対策については、観光客等が避難するための情報提供、伝達、避難誘導、物資の備蓄状況によって観光客等の被害に大きな差が生じます。

防災対策の担い手となる県、県警、市町村、消防、交通機関、観光・宿泊施設、小売・飲食業者などが相互の連携を密にし、連絡体制を構築しておき、日頃から地域の危険性を知り、関係者への防災啓発や防災意識を高める努力をすることが重要です。

和歌山県地震防災対策アクションプログラム

防災情報共有社会の実現 ②観光客対策部会（観光客グループ）

『災害時における観光客等対策の考え方』

平成21年6月発行

和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課

総務部危機管理局総合防災課

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

TEL : 073-441-2271（総合防災課）

URL : <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/index.html>

津波だ！ 逃げる！

ア ツナミ イデ カミンガ！ ラン！

A tsunami is coming! Run!

ハイショウライオ！ 勿アバオ！

海啸来了！ 快跑！

ヘイリ ウツタ！ トマンガラ！

해일이 왔다！ 도망가라！

# 震災時における市町村用廃棄物処理マニュアル

平成17年3月

和歌山県

## 目 次

|     |                                 |    |
|-----|---------------------------------|----|
| I   | はじめに                            | 1  |
| 1   | 阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理を通して得られた教訓   | 1  |
| 2   | 阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理を通しての課題      | 3  |
| II  | 震災時における廃棄物処理対応フロー               | 4  |
| 1   | 震災廃棄物対応                         | 4  |
| 2   | ごみ、し尿対応                         | 6  |
| III | 震災時における廃棄物処理に係る基本方針             | 7  |
| 1   | 震災廃棄物等の処理に係る組織体制                | 7  |
| 2-1 | 震災廃棄物の処理                        | 8  |
| 2-2 | 震災廃棄物の発生量の推計                    | 9  |
| 2-3 | 震災廃棄物の搬出                        | 10 |
| 2-4 | 震災廃棄物の仮置場                       | 11 |
| 2-5 | 震災廃棄物の再利用・再資源化                  | 13 |
| 3   | ごみ処理                            | 15 |
| 4   | し尿処理                            | 17 |
| 5   | 適正処理が困難な廃棄物等                    | 19 |
| 6   | 耐震化対策                           | 21 |
| 7   | 住民等への広報                         | 22 |
|     | 参考資料                            |    |
|     | ○伊丹市における災害廃棄物の処理について            | 23 |
|     | ○災害関係の国庫補助                      | 26 |
|     | ○市町村別想定地震別の予想被害棟数及び人的被害者数（避難者数） | 29 |
|     | ○震災廃棄物の原単位                      | 32 |
|     | ○仮置場設置・使用場所別の制約条件               | 33 |
|     | ○仮設トイレの種類                       | 34 |
|     | ○過去の地震における浄化槽の被害状況              | 36 |
|     | ○厚生省防災業務計画(抜粋)                  | 37 |
|     | ○処理・処分施設の点検手引きの例 ～ごみ焼却施設～       | 40 |
|     | ○建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策        | 41 |
|     | ○災害時における廃家電製品の取扱いについて           | 43 |
|     | ○震災時におけるフロン等対策の推進について           | 44 |
|     | ○市町村の災害廃棄物等処理業務スケジュールの例         | 45 |
|     | ○市町村の震災廃棄物等処理業務の例               | 46 |
|     | ○解体撤去申請書の書式例                    | 61 |
|     | ○解体撤去作業仕様書の書式例                  | 62 |
|     | ○解体撤去指針の内容例                     | 63 |
|     | ○運搬・搬入指針の内容例                    | 65 |
|     | ○搬入券の書式例                        | 66 |
|     | ○県への報告内容及び支援要請様式等一覧             | 67 |
|     | ○災害協定                           | 84 |
|     | 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書          | 84 |
|     | 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書         | 85 |
|     | 索引                              | 87 |



## I はじめに

平成7年1月17日未明、阪神、淡路を中心とする地域は、震度6から7の激震に襲われ、この地震により多くの建物が倒壊し、これらから生じる膨大な量の災害廃棄物の処理に取り組んだ。

その災害廃棄物の処理を通して得られた教訓及び課題は次のとおりであり、今後の震災廃棄物処理対策を考えるうえで、何より参考とすべきものとする。

### ○「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」平成9年3月兵庫県生活文化部環境局環境整備課から抜粋

#### 1 阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理を通して得られた教訓

##### (1) 広域的な連携の強化

###### ア 市町間の連携強化

し尿処理、ごみ処理、がれき処理のいずれをとっても県内外の多くの市町・事務組合の応援を受けた。この震災を契機に災害時の相互応援協定を締結する市町が増えてきているが、常日頃から市町間の連携強化を図っておくことが、災害時に有効に機能するものと思われる。

###### イ 府県間の連携

木くずや混合物の域外処理を行うに当たっては、委託先市町との調整や民間業者の受入能力(焼却可能量、処分場の残余容量等)の確認など府県間での事前調整が有効なことが多かった。日頃から府県ごとに市町村及び民間業者の焼却施設の余力や処分場の残余量等のデータを把握しておけば、非常時には有益な資料として役立つものと思われる。

###### ウ 広域処分場の確保

近畿圏では、関係府県及び市町村の連携によりフェニックス処分場が確保されており、残容量にも余裕があったが、埋立処分場の確保が困難な市町村も多いことから、府県及び市町村が連携して広域処分場を確保しておくことは、震災対策としても役立つものである。

###### エ 民間業者との連携

(社)全国産業廃棄物連合会の協力を得て、民間業者についての各種の情報提供を受けた。木くずの焼却や混合物の埋立において、民間業者の果たした役割は大きなものであり、日頃から民間業者の焼却施設の余力や処分場の残余容量等のデータ把握が望まれる。

##### (2) 仮設トイレの備蓄等

今回の震災では、ライフラインに大きな被害を受け、水道の断水のため水洗トイレが使えなくなり、多くの仮設トイレを必要とした。

仮設トイレには、建設現場等で一般によく見られる汲み取り式のもの、災害時を想定した備蓄に便利な組立式のもの、屋内に設置する電気式のものなど様々なものが使われたが、今回のような長期間の使用と維持管理性を考慮すれば、建設現場等で一般によく見られる汲み取り式のものが最も扱い易かったようである。

今回、仮設トイレを日頃から準備されている建設業界から多大な支援を受けたが、仮設トイレの備蓄スペースがないような市町にあっては、建設業界、レンタル業界等の日頃から仮設トイレのストックを持っている団体との支援協定を締結しておくことも有効な方法と思われる。

(3) 仮置場の必要性

今回の震災のような大規模な災害になると、発生するがれき量は膨大なものであり、解体されたものを一旦仮置きしたうえで、分別、破碎等の処理を行なう仮置場が必須のものとなってくる。解体現場での分別を前提とした場合でも、コンクリートがらのリサイクルや木くずの焼却委託を行うためには、前もって破碎処理が必要であり、分別して搬入されるものの仮置きスペースと破碎作業を行うスペース及び破碎されたものを一時保管するスペースが必要となる。なお、混合状態で搬入される場合にあっては、さらに大きな仮置きスペース及び分別作業のためのスペースが必要となり、広大な仮置場が求められる。

(4) 計画的な解体の必要性

今回の解体については、市町がこれまで経験したことのない事業であり、しかも大量の家屋を早期に撤去するためには、市町による発注のみでは対応できず、被災者、解体業者、市町の三者契約として、市町の承認のもとに民間ベースで解体が進むこととなった。被災者が早期撤去を望んでいるためやむを得ないことではあったが、その結果、全国各地のナンバーのトラック、にわか解体業者が満ちあふれ、道路の渋滞を悪化させ、また、解体現場での分別が困難な事態となり、運搬途中の落下物も頻繁に見られるような状態が続いた。

危険のある倒壊家屋の解体を急がねばならないのは当然のことであるが、それ以外のものについては、被災者の意向を考慮しつつ、もう少し計画的に、できるだけ平均化して進められなかったかというのが、今回の反省点である。

(5) 解体現場における分別の重要性

今回の経験では、改めて分別の重要性を感じさせられることが多く、伊丹市のように仮置場に制約があった市においては、解体現場での分別の徹底が図られ、あとのリサイクルが効率よく行われた。

一方、被害の大きかった神戸市、西宮市等では、現場での分別徹底が困難で、仮置場への受入れを傷先せざるを得なかった結果、混合状態で搬入されたがれきの分別に苦勞することとなった。また、分別した木くずの処理においても不燃分(土砂等)の付着が多く焼却処理に困難が伴うという課題もあった。

多くの市町の解体工事の契約では、現場での分別を条件としていたが、当初の状況はなかなかこれを徹底できるものではなく、各市町の対応には、やむを得ないものがあったと思われる。

しかし、仮置場搬入後の処理状況を見れば、やはり、現場での分別が基本であることを痛感させられるものであった。

(6) 搬送ルート確保

震災では、道路網も大きな被害を受け、通行止め、片側通行、通行車両の制限などの規制が行われ、仮置場や処分場への搬送に苦勞することとなった。特に、国道2号線、43号線では物資の輸送をはじめ各種の車両が輻輳するため厳しい規制(通行車両の制限等)が行われたが、がれき運搬車両については特に通行が認められ、他の復興関係の車両に優先して「復興標証」を交付されるなど県警察本部の理解を得て、搬送ルートが確保されたことは、ありがたいことであった。

(7) 廃棄物処理施設の余裕度

木くずの処理では、神戸市のように既設のごみ焼却施設で余力を活用してある程度の処理ができたところと尼崎市のように余力が全くなく、既設炉での処理は不可能なところがあった。また、県内及び県外の他市町等への処理委託も、各施設に余力があったから実施できたことである。施設整備に当たっては、必要最小限のぎりぎりのものではなく、補修時等を考慮したゆとりある施設とすることが望まれる。

(8) 技術開発

仮置場での分別については、各市とも試行錯誤のうえで処理方法を固めていくこととなったが、これらの経験や新たな知見をもとにした分別技術の開発が望まれる。特に淡路地域で採用された、粒径による3段階の篩分けと鉄くずの磁力選別、木くずの水槽での浮上分離を組み合わせた方法は、今後の参考になると思われる。

2 阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理を通しての課題

(1) 災害発生時点における課題

- ア 電話等連絡手段の確保
- イ 交通網の壊滅に伴う要員の確保
- ウ 処理対策を策定するために必要な被害状況の早期把握
- エ 被災地への支援体制(機材、人員等)の確保

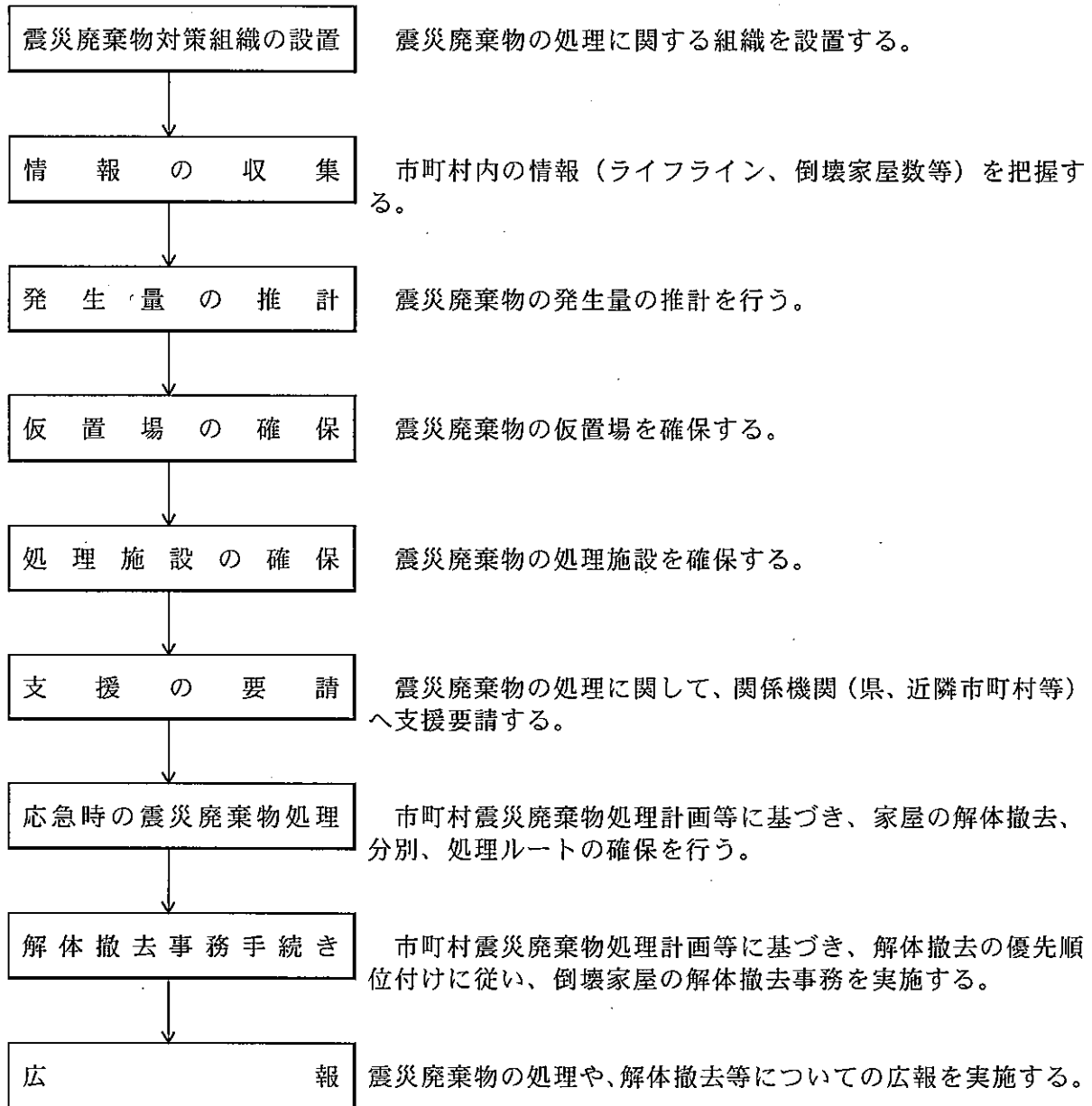
(2) 処理に係る課題

- ア 仮置場(一時集積場)の確保対策
- イ 搬入車両の交通渋滞対策
- ウ 仮置場への搬入時における可燃物、不燃物等の分別仮置の徹底(特に初期段階が重要)
- エ 解体に係る実務体制の組織のあり方
- オ 民間企業による支援体制の確立(民間支援の役割が特に大きい)
- カ 災害廃棄物の処理(リサイクルを含む)施設の確保(既存施設は通常処理の余力分のみに制限される)
- キ 被災地以外の自治体等からの支援体制の確立
- ク 緊急時における環境保全対策

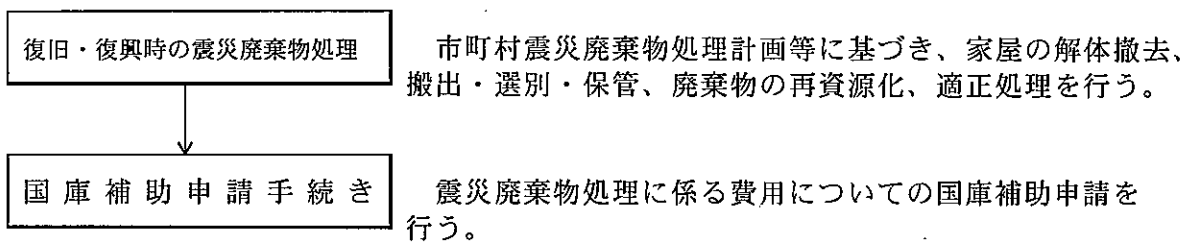
## Ⅱ 震災時における廃棄物処理対応フロー

### 1 震災廃棄物対応

#### (1) 応急時

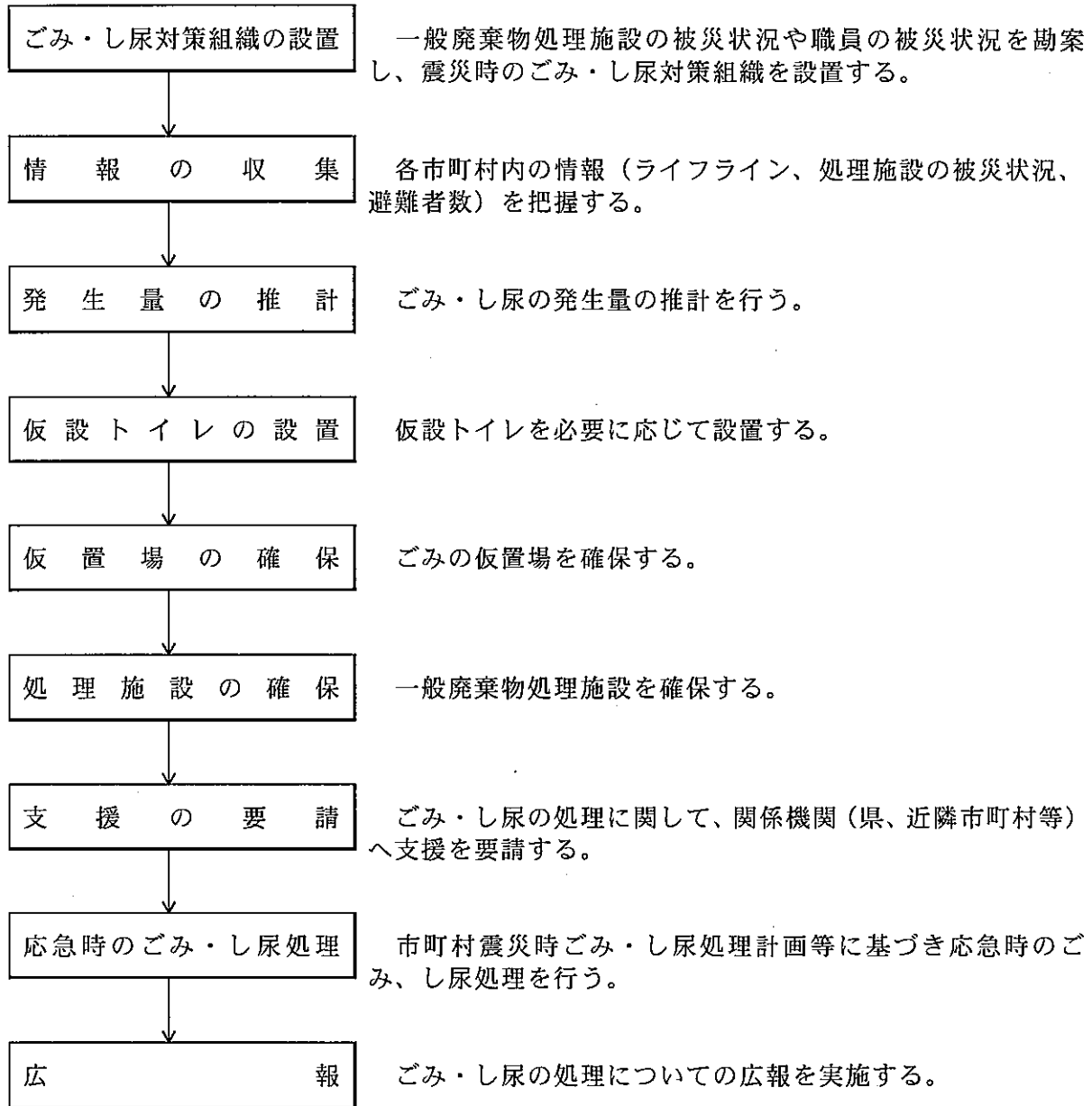


(2) 復旧・復興時

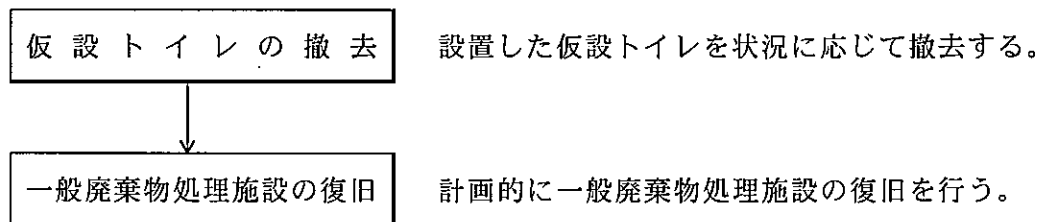


## 2 ごみ、し尿対応

### (1) 応急時



### (2) 復旧・復興時



### Ⅲ 震災時における廃棄物処理に係る基本方針

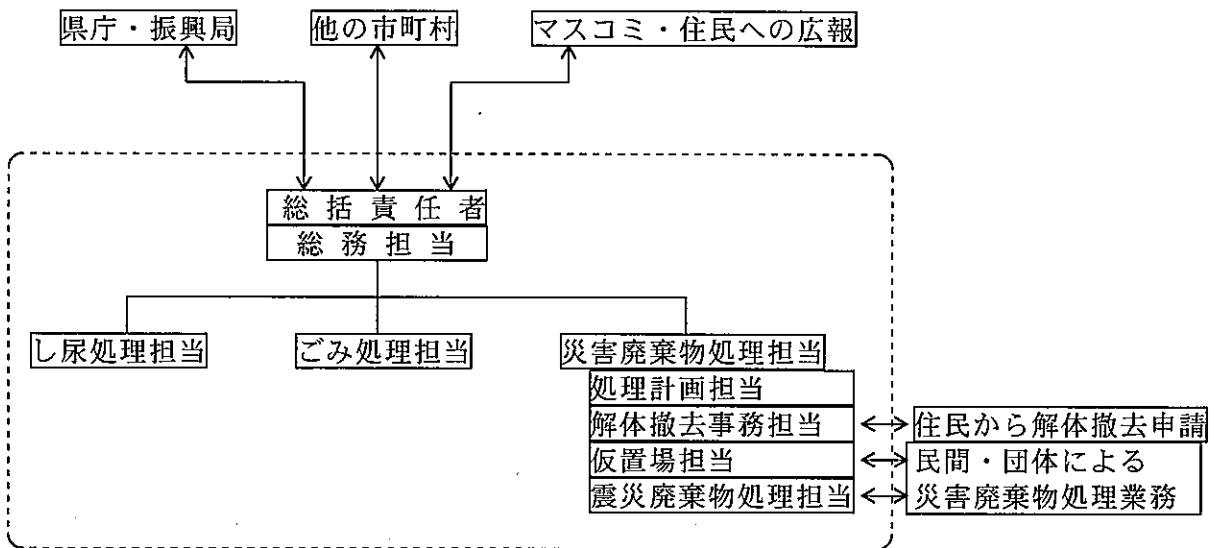
#### 1 震災廃棄物等の処理に係る組織体制

##### (1) 市町村の組織体制

##### ① 震災廃棄物等対策組織の整備

震災廃棄物等の処理に関する諸事務を実施するため、関係課室と調整し、震災廃棄物等対策組織を整備する。震災廃棄物等対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及び震災廃棄物処理に関する各担当及び統括責任者を置く。

##### 組織・連絡体制



##### ② 連絡体制の整備

震災廃棄物等の処理に関する報告や国の震災廃棄物等処理に関する基本方針、国庫補助の動向に関する情報収集を行うため、通常時より振興局(あるいは県)への連絡先の確認など、連絡方法を確認しておく。また、関係部課室や近隣市町村との連絡体制の整備に努める。

##### ③ 広報体制の整備

総務担当は業務の一つとして住民への広報を担当し、地震発生時の仮設トイレの設置、ごみ・し尿処理、家屋等の解体撤去申請受付などに関する市町村民への広報体制の整備に努める。

##### ④ 支援・協力体制の整備

近隣市町村との相互支援体制を整備するとともに、委託業者や関係団体等からの支援が円滑に受けられるよう、緊急時の援助協定等の締結を進める。

震災廃棄物等対策組織に支援調整の担当を設け、地震発生時の支援要請及び受け入れ体制の整備に努める。

## 2-1 震災廃棄物の処理

被災した建物等の解体撤去及びそれに伴う震災廃棄物の処理は、自己処理責任により自己負担で行うことが原則であるが、阪神・淡路大震災では国庫補助の対象範囲が拡大され、市町村の事業として行われた。

その受付事務において、申請書類の地図上の物件確認、家屋調査等に膨大な時間と人手を必要としたことから、市町村事業として解体撤去を行う場合には、次のとおり対応するものとする。

## (1) 市町村が、国庫補助を受けて解体撤去を行う場合の基本方針

- ① 市町村が倒壊家屋等の解体撤去を行う場合は、所有者の立ち会いを原則とする。
- ② 市町村は、崩壊による二次災害等の危険性、都市機能の復旧などの公益性の観点から解体撤去の優先度を評価し、解体撤去の順番を定める。
- ③ 解体業者は市町村の定めた順番に従って解体撤去作業を行う。
- ④ 自衛隊が派遣された場合は、必要に応じ家屋等の解体撤去作業等の協力要請を行なう。

## (2) 解体撤去時の分別基準

- ① 廃棄物の処理の効率化、リサイクルの促進のため、解体撤去時から分別の徹底を図り、混合廃棄物の発生量は最小限に抑える。
- ② 分別の区分は、木くず、金属くず、コンクリート塊、その他の可燃物、その他の不燃物及び最大限に分別した後の混合廃棄物の6分別を原則とし、市町村の震災廃棄物の処理体制に応じて分別区分を定める。

| 分別区分               | 具 体 例                  |
|--------------------|------------------------|
| ①木くず               | 柱、板等                   |
| ②金属くず              | 鉄筋、鉄骨、サッシ等             |
| ③コンクリート塊           | 30cm程度以下               |
| ④その他の可燃物           | 紙、畳、布団等                |
| ⑤その他不燃物            | 瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、土砂、石等 |
| ⑥以上を最大限分別した後の混合廃棄物 |                        |

## (3) 解体撤去指針の策定と周知

- ① 市町村は解体作業の契約方法、分別区分、環境対策などの指針を定め、解体業者等関係者への周知を図る。

## (4) 解体撤去時の周辺環境対策

- ① 市町村は解体撤去時の周辺環境に及ぼす影響を最小限とする対策を講じるよう、解体業者に配慮事項について周知する。

## 配慮事項

- ・解体時の騒音、振動の抑制に配慮する。
- ・解体時の粉塵の発生を最小限に抑える。
- ・アスベストを使用した建築物の解体撤去の際は、「阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策について」(石綿対策関係省庁連絡会議、平成7年2月23日)に従い、アスベストの飛散防止措置を講じる。



## 2-2 震災廃棄物の発生量の推計

震災廃棄物の発生量について、発生原単位、建物等の構造別（木造、鉄筋コンクリート造、鉄筋造等）を踏まえ震災廃棄物の発生量の推計を行う。

（推計式）

$$\begin{aligned}
 \text{震災廃棄物の発生量} &= \text{①解体棟数} \times \text{②平均延床面積} \times \text{③震災廃棄物の発生原単位} \\
 &= \text{建物の全壊棟数} \times 1 \text{棟あたり平均延床面積} \times \text{震災廃棄物の発生原単位} \\
 &\quad + \text{建物の半壊棟数} \times 1 \text{棟あたり平均延床面積} \times \text{震災廃棄物の発生原単位} \\
 &\quad + \text{建物の焼失棟数} \times 1 \text{棟あたり平均延床面積} \times \text{震災廃棄物の発生原単位} \\
 &= \text{建物の全壊棟数} \times 82 \text{ t} + \text{建物の半壊棟数} \times 41 \text{ t} \\
 &\quad + \text{建物の焼失棟数} \times 68 \text{ t}
 \end{aligned}$$

（建物の構造別解体廃棄物の延床面積当たりの発生原単位）

重量原単位：t/m<sup>2</sup>

|     | 可燃物   | 不燃物   | 合計    |
|-----|-------|-------|-------|
| 木造  | 0.194 | 0.502 | 0.696 |
| 鉄筋  | 0.120 | 0.987 | 1.106 |
| 鉄骨  | 0.082 | 0.630 | 0.712 |
| 総平均 | 0.178 | 0.575 | 0.753 |

兵庫県資料から作成

（1棟当たり平均床面積）

|                  | 床面積/棟数 (m <sup>2</sup> ) |
|------------------|--------------------------|
| 木造               | 79.02                    |
| 非木造              | 184.44                   |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造      | 370.19                   |
| 鉄筋コンクリート造        | 233.22                   |
| 鉄骨造              | 237.36                   |
| 軽量鉄骨造            | 103.24                   |
| れんが造、コンクリートブロック造 | 41.06                    |
| 1棟当たり平均床面積       | 108.83                   |

平成15年度和歌山県固定資産概要調書から作成

(建物の被災状態による1棟当たりの発生量)

|    | 可燃物              | 不燃物              | 合計     |
|----|------------------|------------------|--------|
| 全壊 | 19.37t<br>(100%) | 62.59t<br>(100%) | 81.97t |
| 半壊 | 9.69t<br>(50%)   | 31.30t<br>(50%)  | 40.98t |
| 焼失 | 5.81t<br>(30%)   | 62.59t<br>(100%) | 68.40t |

## 〈参考〉

和歌山県地震被害予測システムによる地震被害想定調査（平成8年3月）  
での想定地震における震災廃棄物の発生量の試算

|               |         |                 |
|---------------|---------|-----------------|
| ケース1 南海道地震    | 2,370千t | (5.3年分の廃棄物量に相当) |
| ケース2 中央構造線    | 6,050千t | (13.4 " )       |
| ケース3 田辺市近郊内陸部 | 3,110千t | (6.9 " )        |

東南海、南海地震の被害想定（H15.9.17、中央防災会議）における震災廃棄物の発生量の試算

被害想定は、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合で被害が最大となる夕方18時を想定したもの

9,330千t（20.7年分の廃棄物量に相当）

## 2-3 震災廃棄物の搬出

## (1) 搬出時の配慮事項

- ① 解体時に分別された震災廃棄物は、分別区分ごとに定めた仮置場に搬出する。
- ② 運搬中の飛散、落下を防止するための対策を講じる。
- ① アスベストを含む解体材の搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）及び「阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策について」（石綿対策関係省庁連絡会議、平成7年2月23日）に従って、周囲への飛散を防止し、適正に搬出を行う。

## (2) 搬出先となる仮置場の指定

- ① 複数の仮置場を設置した場合は、地区ごとに搬出先とする仮置場を指定する。
- ② 近隣の他市町村の仮置場に搬出することがより効率的であると考えられる場合は、通常時から関係市町村と相互受入等について計画しておく。

## (3) 搬出モデルルートの設定

- ① 仮置場への搬入誘導・調整を行うために、各仮置場までの搬出モデルルートを設定する。
- ② 搬出モデルルートの設定にあたっては、運搬時の沿道への影響がより小さいルートを選定する。

(4) 搬出方法の周知

- ① 市町村は搬出時の配慮事項、分別区分、仮置場の指定、搬出モデルルートを定め、運搬業者等関係者への周知する。

2-4 震災廃棄物の仮置場

(1) 目的

仮置場は、速やかな解体・撤去、処理・処分を行うために、設置する必要があり、その機能は次のとおりである。

① 仮保管

- ・ 中間処理施設及び再生利用施設が円滑に機能するまでの暫定的な保管
- ・ 復興計画に基づく解体・撤去の速度と処理速度とのタイムラグを吸収
- ・ 震災による交通分断時の処理への対応
- ・ 一時的に大量に発生する廃棄物への対応

② 積替

- ・ 積み替えにより運搬効率を高める

(2) 仮置場の必要面積の推計

(推計式)

仮置場の必要面積 = 仮置量 / 見かけ比重 / 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合)

仮置量 = 震災廃棄物の発生量 - 処理量

処理量 = 震災廃棄物の発生量 / 処理期間

見かけ比重            ・ ・ 可燃物0.4 (t/m<sup>3</sup>)、不燃物1.1 (t/m<sup>3</sup>)

積み上げ高さ        ・ ・ 5m

作業スペース割合    ・ ・ 作業スペース割合80~100%

※ 処理期間及び処理量については、地震による被害の状況、震災廃棄物の発生量等を踏まえ、地域の復旧・復興の総合的観点からその期間を設定するものとする。

なお、解体撤去期間（震災発生時点から家屋等を解体し、解体現場から仮置場等に撤去し終わるまでの期間）は、阪神・淡路大震災を例から1年程度とする。

阪神・淡路大震災における仮置場の設置状況

| 箇所数 | 仮置場の規模別の箇所数、延面積、平均面積     |                          |                          |                           |                           |                           |                           |                       | 千t<br>災害廃棄物<br>の量 | m <sup>2</sup> /千t<br>震災廃棄物<br>の量に対す<br>る仮置場面<br>積 |                        |
|-----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|-------------------|----------------------------------------------------|------------------------|
|     | m <sup>2</sup><br>-1,000 | m <sup>2</sup><br>-3,000 | m <sup>2</sup><br>-5,000 | m <sup>2</sup><br>-10,000 | m <sup>2</sup><br>-30,000 | m <sup>2</sup><br>-50,000 | 50,001-<br>m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup><br>延面積 |                   |                                                    | m <sup>2</sup><br>平均面積 |
| 46  | 2                        | 8                        | 9                        | 5                         | 14                        | 3                         | 5                         | 1,248,950             | 27,151            | 14,298                                             | 87.4                   |

出典：兵庫県資料

(簡易推計式)

仮置場の必要面積 (m<sup>2</sup>) = 震災廃棄物の発生量 (千t) × 87.4 (m<sup>2</sup>)

<参考>

和歌山県地震被害予測システムによる地震被害想定調査（平成8年3月）での想定地震における震災廃棄物の発生量に対応する仮置場面積の試算

|      |          |                        |
|------|----------|------------------------|
| ケース1 | 南海道地震    | 207,229 m <sup>2</sup> |
| ケース2 | 中央構造線    | 529,009 m <sup>2</sup> |
| ケース3 | 田辺市近郊内陸部 | 271,625 m <sup>2</sup> |

(3) 仮置場の選定

- ① 二次災害のおそれの無い場所とする。
- ② 震災廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所を選定する。
- ③ 震災廃棄物の発生状況とその効率的な搬入ルート进行を想定、考慮して選定する。
- ④ 仮置場へのアクセス道路(搬入路)の幅員等を考慮して選定する。
- ⑤ 処理施設等への効率的な搬出ルートを考慮して選定する。
- ⑥ 搬入時の交通、仮置場での中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所を選定する。

(4) 仮置場の受入基準

- ① 仮置場に受け入れる廃棄物は、原則として市町村が解体撤去した場合の震災廃棄物に限る。
- ② 市町村の契約に基づく解体撤去物であることを確認した上で搬入を認める。確認できない場合は、搬入を認めない。
- ③ 各解体撤去現場ごとに契約時に見積もった発生量の範囲内の搬入を認める。
- ④ 仮置場内に分別区分ごとの受入区域を設定し、分別区分ごとに受け入れる。
- ⑤ 分別されていない、あるいは分別が不十分な場合は搬入を認めない。
- ⑥ 住民等が自ら解体撤去した場合の震災廃棄物の受け入れは、各市町村の判断による。

(5) 仮置場への搬入体制

- ① 仮置場の入口周辺での搬入車両の渋滞を防止し、搬入を円滑に行うため、仮置場内の分別区分ごとの受入区域と搬入路を設定し、地図等で明示する。
- ② 搬入車両を円滑に誘導するため、仮置場の入口付近及び場内に誘導員を配置する。
- ③ 仮置場の入口付近及び場内での搬入車両の交通事故対策に留意する。

(6) 仮置場での安全確保

- ① 積み上げた廃棄物の崩落事故防止に努める。
- ② 木くず及び可燃性廃棄物の防火対策を行うこと。

(7) 仮置場から再利用・再資源化施設、処理施設、処分場への運搬

- ① 効率的な運搬方法を確保するため、車両による運搬のほか鉄道輸送、海上輸送等の方法を検討する。

(8) 仮置場周辺の環境に関する配慮事項

- ① 搬入路が渋滞する場合は、自動車排ガス、騒音等による沿道環境への影響を把握し、停車中のエンジン停止の励行などの対策を講じる。
- ② 散水等により、積み卸しや選別作業時の粉塵の飛散を防止する。
- ③ 木くず等の野焼きは行わず、適切な施設、設備において焼却する。
- ④ 仮置場からの雨水排水による周辺環境への影響予防策を講じるとともに環境モニタリングを行うなど周辺環境への影響の最小化に努める。

(9) 情報収集・管理

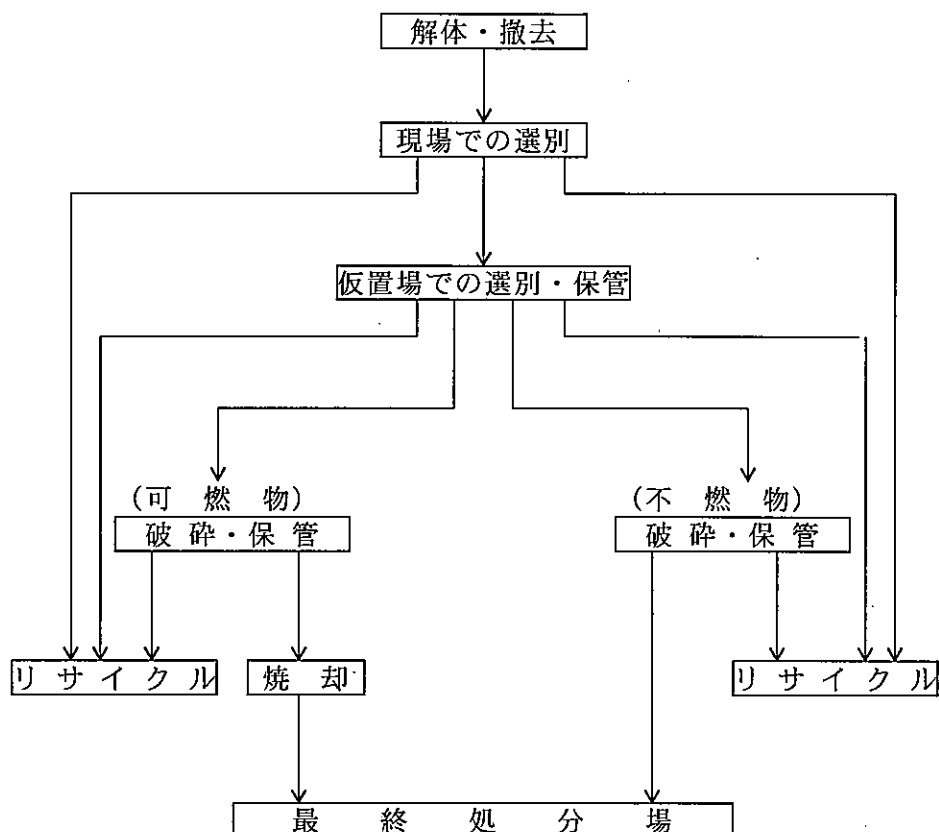
- ① 搬入廃棄物の種類、量、発生場所、搬入者、仮置場の場所、搬出廃棄物の種類、量、運搬先、運搬者などのデータを収集、整理し、対策の円滑な進捗と見直しの基礎情報とする。
- ② 環境モニタリングの結果等の情報を整理し、対策を講じる際の基礎情報とする。

## 2-5 震災廃棄物の再利用・再資源化

### (1) 再利用・再資源化の基本方針

- ① 再利用・再資源化方法を第一に検討し、最大限の再利用・再資源化を図る。
- ② 再利用・再資源化あるいは有効利用が不可能なものは、適正な処理処分を行う。

#### 震災廃棄物処理のフロー



※ 分別区分は、木くず、金属くず、コンクリート塊、その他の可燃物、その他の不燃物及び最大限に分別した後の混合廃棄物の6分別を原則とする。

### (2) 再利用・再資源化方法の検討

- ① 木くずのチップボード材や製紙原料への利用、燃料用チップとしての利用など、再利用の用途及び業者の受入可能性や条件を把握する。
- ② 金属くずは原則として再資源化業者に処理を依頼する。再資源化業者の受入可能性及び処理可能量を把握する。
- ③ コンクリート塊の再資源化方法は、民間の再資源化施設への搬入と、仮置場における移動式破碎機の調達が考えられる。
- ⑤ 混合廃棄物の再選別の可能性を検討する。

### (3) 仮置場での中間処理体制の整備

- ① 必要に応じて仮置場に臨時的な選別機、破碎機、焼却炉等の中間処理施設を設置し、処理能力の補完を図る。
- ② 臨時的な中間処理施設の導入方法として、市町村が自ら設置する場合あるいは移動

式の破砕機などを業者から調達する方法を検討する。

(4) 震災廃棄物の有効利用先の検討

- ① コンクリート塊等を再生骨材、路盤材、埋立用材として有効利用する場合の条件(材質、大きさ等)を把握する。
- ② 再生骨材、路盤材、埋立用材としての再利用先(道路整備や埋立事業など)の検討、確保に努める。

(5) 適正処理の推進

- ① 再利用・再資源化不可能な可燃物は全量焼却処理し、埋立処分の際の減量化、安定化を図る。
- ② 焼却は、臨時に設置する焼却炉も含め、適正な焼却施設で焼却する。
- ③ 再利用・再資源化不可能な不燃物はできるだけ破砕等を行い、埋立処分の際の減量化、安定化を図る。

(6) 再利用・再資源化、中間処理・処分における周辺環境対策

- ① 既存の焼却施設の運転時間を延長する場合は、大気への影響及び搬入車両の交通対策に配慮する。
- ② 仮置場に臨時に焼却炉を設置した場合は、排出される煙、ガス等による環境影響に配慮する。
- ③ 仮置場に臨時に木くず等の破砕機あるいはコンクリート塊の破砕機を設置した場合は、騒音、振動等による環境影響に配慮する。

### 3 ごみ処理

#### (1) 被災によるごみ処理に関する影響

##### ① 排出されるごみの変化

- ・破損した家具やガラス陶磁器くず等が大量に一時に排出される。
- ・建築物の解体に伴って家電品などの粗大ごみが大量に排出される。
- ・水道、ガス等のインフラが使用できなくなるにより食生活が変化し、弁当がらなどのプラスチック包装材やペットボトル等の排出が増加する。
- ・携帯コンロ用のカセット式ガスボンベの排出が増加する。

##### ② ごみ処理体制の変化

- ・ごみ処理施設の損傷による処理能力の低下又は喪失
- ・ごみ処理に従事する職員が被災することによる要員の不足
- ・建物の倒壊に伴う道路の通行不能及び避難所や仮設住宅の設置に伴う収集ルートの変更

#### (2) 対応方針

- ① 家庭ごみ及び粗大ごみは震災廃棄物と区別して扱うことを基本とする。
- ② 避難場所への避難状況や粗大ごみの増加の予測を踏まえて地震発生時のごみ処理体制を早期に確立し、環境衛生の確保に努める。

##### (推計式)

a 粗大ごみの発生量(増加分) = 被害棟数 × 粗大ごみ発生原単位  
= {全壊棟数 + (半壊棟数 × 0.6)} × 1.03 t

(注1) 震災時の粗大ごみ発生原単位は、阪神・淡路大震災における神戸市の粗大ごみの排出量(増加量)を被害棟数で除して得た1.03 t/棟とする。

b 生活ごみの発生量は、通常時と同量とする。

- ③ 地震発生時のごみ処理について、住民への周知徹底の方法を確認する。
- ④ 生ごみを含む可燃ごみ以外の不燃ごみ、粗大ごみ等を一時的に家庭で保管するなど、市町村の処理方針に応じ排出するよう住民に協力を要請する。
- ⑤ 地震発生時のごみ処理は、当該市町村の通常時の処理方法を基本とする。ただし、施設損壊あるいは運用不可能な状況にあっては、代替的方法を講じる。
- ⑥ 処理能力が不足する場合は一時的な保管や他市町村による支援等により対応する。
- ⑦ 地震発生時は、ごみ処理施設の被災状況を確認し、県に報告する。
- ⑧ 避難所での分別排出を徹底する。
- ⑨ 生ごみを含むものは、生活環境上長期保管に適さないため優先して焼却する。
- ⑩ 震災に伴って発生した廃家電製品については、「災害時における廃家電製品の取扱いについて」(環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、平成13年10月2日)に従って適正に処理する。

#### (3) 収集・運搬に関する方針

- ① ごみの推計発生量や避難場所の配置に基づき地震発生時の収集体制を検討する。
- ② ごみの収集体制として、集積所の管理の徹底や避難所を対象とする収集ルートを確認する。また、一時的に増加する粗大ごみの効率的な収集方法として、一時的な集積所の確保を図る。
- ③ 渋滞や道路の不通による収集効率の低下を補うための収集車の調達方法を検討する。
- ④ 資源ごみの収集や集団回収の通常時の体制の維持、復旧に努める。

- ⑤ 都市ガス等でガスの供給が停止した場合は脱着式コンロの使用量が増えるため、収集作業時には発火事故に留意する。
- ⑥ 断水が続いている場合には、生活ごみのうち食品容器や飲料容器が大量に発生する可能性があることに留意する。
- ⑦ 多種多様な廃棄物が大量に敷地、道路を問わず排出される可能性があるため、緊急道路に指定されている道路上の廃棄物を除去する収集運搬車両、人員を配置する必要がある。

(4) 保管に関する方針

- ① 粗大ごみ等の一時的な仮置場や保管方法を計画する。

(5) 処理・処分に関する方針

- ① 粗大ごみについても再利用・再資源化に努める。



## 4 し尿処理

## (1) 仮設トイレの備蓄と配置に関する方針

- ① 避難住民数などの想定に基づき仮設トイレの必要数を算定し、適切な備蓄計画を策定する。不足分の調達方法を想定しておく。

\* 必要仮設トイレ数

$$\begin{aligned} \text{必要仮設トイレ数} &= \frac{\text{し尿原単位} \times \text{使用人数}}{\text{仮設トイレし尿処理能力 (便槽容量等)} \times \text{収集間隔日数}} \\ &= \frac{1.72\text{リットル/人日} \times \text{使用人数}}{\text{仮設トイレし尿処理能力 (便槽容量等)} \times \text{収集間隔日数}} \end{aligned}$$

(注1) し尿原単位：1.72リットル/人日（平成14年度和歌山県実績から算出）

(注2) 収集間隔日数：収集車の台数等に基づき、収集計画を立て、何日に1回収集するかを決定する。（2～3日に1回以上の収集が必要）

阪神・淡路大震災における仮設トイレの設置状況（兵庫県、H7.1.27現在）

| 避難箇所  | 避難人員    | 仮設トイレの設置状況 | トイレ/箇所 | 避難人員/トイレ |
|-------|---------|------------|--------|----------|
| 1,059 | 282,777 | 3,601      | 3.40   | 78.5     |

出典：兵庫県資料

(簡易推計式)

$$\text{必要仮設トイレ数} = \text{避難人員} \div 78.5$$

## 〈参考〉

和歌山県地震被害予測システムによる地震被害想定調査（平成8年3月）での想定地震における避難者数に対応する必要仮設トイレ数の試算

|      |          |        |
|------|----------|--------|
| ケース1 | 南海道地震    | 758基   |
| ケース2 | 中央構造線    | 2,090基 |
| ケース3 | 田辺市近郊内陸部 | 1,020基 |

- ② 仮設トイレやその管理に必要な物品（消毒用・防臭用薬剤等）の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を確立しておく。
- ③ 避難場所の配置、收容人数の想定、上下水道損壊の想定などに基づき仮設トイレの配置計画を策定する。
- ④ 高齢者や障害者などの利用に適した仮設トイレの選定、備蓄、配置を図る。
- ⑤ 災害対策本部職員や外部からの救援者、ボランティア等の利用も想定した配置とする。
- ⑥ 仮設トイレの迅速な設置、管理を図るため、地域住民等の協力体制の確立に努める。

## (2) 仮設トイレの維持管理に関する方針

- ① 仮設トイレからのし尿の収集、衛生管理に必要な消毒、消臭対応などを定める仮設トイレの維持管理計画を策定する。
- ② 仮設トイレからのし尿収集については、設置トイレのタンク容量、利用人数等を勘案し、収集頻度を設定する。（2～3日に1回以上の収集が必要と思われる。）

(3) 復旧時の仮設トイレの撤去に関する方針

- ① 上下水道の復旧等の状況を勘案して、仮設トイレの設置の必要性を判断する。
- ② 仮設トイレの撤去は計画的に行い、生活の不便を生じることのないよう配慮する。
- ③ 仮設トイレの閉鎖、撤去、洗浄、一時保管に関する計画を策定する。

(4) し尿処理に関する方針

- ① 通常時と同様にし尿処理施設による処理を基本とする。ただし、施設が損壊又は運用不可能な状況にあつては、代替的方法を講じる。
- ② 地震発生時は、し尿処理施設の被災状況を確認し、県に報告する。
- ③ し尿の発生量がし尿処理施設の能力を上回る場合は、下水処理場での処理を検討する。

## 5 適正処理が困難な廃棄物等

## (1) 適正処理が困難な廃棄物等

| 分類                         | 品目                                                                                   | 対応例                                  |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 特別管理廃棄物に属するもの              | 廃石綿(アスベスト)                                                                           | 解体除去後密封し、専門の処理施設で処理する。               |
|                            | PCBを使用した家電製品の部品                                                                      | 製造メーカーに引き取りを依頼する。                    |
|                            | 診療所(避難所での臨時診療を含む)等からの感染性廃棄物                                                          | 医師の判断に基づき専門の処理施設で処理する。               |
|                            | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど廃有機溶剤                                                          | 産業廃棄物として、専門の処理施設で処理する。               |
| 一般家庭から排出される廃棄物で適正な処理が困難なもの | カセット式ガスボンベ                                                                           | 使いきってから排出するよう指導する。                   |
|                            | ガラス類<br>(破損した窓ガラス等)                                                                  | ガラスである旨明記して排出するよう指導する。               |
|                            | プロパンガスボンベ<br>消火器<br>オートバイ<br>大型家電製品<br>ピアノ<br>大型電子オルガン<br>家庭用金庫<br>自動販売機<br>冷蔵ショーケース | 販売店や業者に引き取りを依頼する。<br>引き取りルートの確立に努める。 |

## (2) 適正処理が困難な廃棄物等処理の基本方針

- ① 一般家庭から排出される廃棄物のうち、適正な処理が困難なものは、業者引き取りルート等による適正処理を推進する。また、適正処理を推進するため業者へ協力要請を行う。
- ② 一般家庭から排出されるおそれがあるものは、業者引き取り依頼等の対応方法について広報等により周知を図るとともに、相談窓口を設け、適正な廃棄・処理を推進する。
- ③ 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)に該当するものは、地震発生時においても通常時と同様に事業者の責任において処理することを原則とする。
- ④ 本来産業廃棄物に該当するもので、家屋の倒壊により搬出が困難なものは、あらかじめ解体撤去の申請の際にその旨を市町村に報告し、処理方法を事業者と市町村が協議する。この場合にも、事業者による処理を原則とする。
- ⑤ 避難所での応急処置により発生する感染性廃棄物は、専門の処理施設において適正に処理を行う。
- ⑥ 家屋の解体によりアスベスト廃棄物が発生する場合は、市町村と解体業者の間でそ

の処理方法を協議した上で、適正処理を行う。アスベストの処理は、「廃棄物処理法」及び「阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策について」（石綿対策関係省庁連絡会議、平成7年2月23日）に従って適正処理を行う。

## 6 耐震化対策

### (1) 耐震化対策

- ① 既設の施設で耐震化対策がなされていない施設にあっては、耐震化診断を行い、必要に応じて補強工事を行う。
- ② 感震装置により地震を感知し、一定規模以上の地震に対しては自動的に装置を停止し、機器の損傷による二次災害を防止するような自動停止システム等を考慮しておく。
- ③ 施設の運転に必要なライフラインの耐震化を行う。
- ④ 施設の設置に当たっては、地震の影響の少ない場所への設置に努める。

### (2) 日常における点検

地震が発生した場合、ライフラインが被災することにより、復旧するのに時間を要することが考えられるので、日常から少なくとも以下のような点検あるいは対策を、講じておくことが必要である。

- ① 非常用ディーゼル発電機の運転確保のためには、冷却水及び燃料の確保が不可欠である。冷却水は専用タンクを設置し、また、予備給水用のポンプを常備し、できれば2系統給水が望まれる。
- ② 配管類は接手部にフレキシブルを用いる。建物貫通部分は十分な余裕を設け、埋設部分は直埋設を避けて、トラフ内の配管とする。
- ③ 自立盤類は、単独設置より列盤の方が転倒しない。盤類に限らず、トップヘビーの機器類は、上部に建物との支持金物を設けるなどの転倒防止対策を行う。
- ④ 各機器類のアンカボルト等を点検し、必要であれば補強を行う。
- ⑤ 受水槽、受水タンク等の水量を、適宜点検確認する。
- ⑥ 必要以上の危険物、化学薬品等の貯蔵あるいは保管は行わない。
- ⑦ 地震に限らず、各種災害対策の訓練、研修等は必要不可欠である。被害発生のおそれのない軽微な地震でも、模擬的人員配置訓練、建物及び設備の巡視点検を実施することが望まれる。

## 7 住民等への広報

震災時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、粗大ごみや生活ごみを含めた震災廃棄物の処理に関する情報を関係者、住民に周知するために次の内容の広報を行う。

広報方法は、公共通信媒体（テレビ、ラジオ、新聞等）を通じて行うほか、広報誌、貼り紙、広報宣伝車、インターネット等を併せて利用し、周知徹底を図る。

### (1) ごみ関係

- ① 通常の収集ごみの排出方法
- ② 収集ルート及び日時の変更
- ③ カセット式ガスボンベ等の排出方法
- ④ がれきの処理方法
- ⑤ 仮置場の設置状況

### (2) し尿関係

- ① 収集体制の変更（し尿、浄化槽）
- ② 仮設トイレの設置場所、設置状況
- ③ 仮設トイレの使用上の注意及び維持管理等

### (3) 解体撤去関係

- ① 倒壊建物の撤去方針及び申請方法

○伊丹市における災害廃棄物の処理について  
(伊丹市みどり環境部生活創造課)

1 災害廃棄物仮置場

市内の7ヵ所に仮置場を設置したため搬入・搬出用トラックが1ヵ所に集中せず廃棄物の搬入・搬出がスムーズに短時間で行われた。

仮置場設置当初から災害廃棄物の分別を徹底したため、その後の処理を短時間で行うことができ、又リサイクルもスムーズに行うことも可能となった。

例えば、北伊丹5丁目の北伊丹(1)仮置場(旧敷紡跡仮置場)では、当初から①土と木材のミンチ、②金属、③不燃ごみ、④可燃ごみ、⑤柱材・木材、⑥ガラ、ブロック、レンガ、コンクリート、⑦壁土、瓦等に分別し、混載車両については搬入を認めないなど分別を徹底した。(環境クリーンセンター業務課長が常駐)

2 リサイクル

排出された廃材約61千トンのうち14千トン(約23%)について紙の原料や代替燃料用としてリサイクルし、ガラについては400,627トンのうち76,443トン(約19%)、金属23,028トンについては全量をリサイクルするなど総排出量515,091トンのうち114,287トン、約22%をリサイクルするなど震災直後からリサイクルの推進を目指しており、災害廃棄物の処理としては高く評価できるものと考えている。

具体的には、ガラについては市長より破砕機で破砕すれば路盤材として使用できるのではないかとこのことで破砕処理したところ民間からの需要が多くあり、市が運搬・処理することが殆どなく処分することができ経費の節減に非常に役立った。

また、他市ではミンチや廃木材の野焼きを行い大きな社会問題となったが、本市では野焼きは一切行わず、様々な工夫をしてリサイクルを徹底して行った。

特に、廃材については、当時、日本に数台しかなかった木材破砕機を導入し、集積場所の確保と運搬効率を高めるためチップ化してリサイクルや焼却処分を行った。

また、木材については、電動振動分別機で土を落とし、水槽で洗ってから木材破砕機でチップ化するなど、処理費が高い産廃処理をできるだけ行わないように工夫した。

3 失敗談

柱材については、当初大阪のリサイクル業者に無料で引き取ってもらっていたが、被害を受けた他の市に情報を提供したところ、その市が有料にするから優先的に引き取ってほしいと業者に依頼したため本市の柱材のリサイクルが止まってしまった。

チップの処理についてフェニックスで埋立するために、焼却灰を固めて埋め立てる特殊なセメントを使って固める実験を行ったがセメントの金額が非常に高くて埋立処分については断念した。

この他、大学で菌を使用した木材チップの消滅実験などをしていただくなど様々な方法を模索したが実現しなかった。

4 参考

- ・ 阪神淡路大震災発生時には、伊丹市では災害廃棄物の処理をどの部署が担当するのか非常にもめた経緯がある。(災害廃棄物の担当部署を平時に決めておく必要がある。)
- ・ 大規模な地震が発生すればテレビ・ラジオなど見聞きすることができず、市民への対応に追われているので、情報をできるだけ早く持続して市町村に伝達できるような方法を確立する必要があるが、有効な方策とは?(阪神淡路大震災では県と市町の連絡は主にファックスであった。)
- ・ 当初、災害廃棄物の発生量が把握できないため、仮置場の必要面積・設置数や国庫補助申請の処理量等については、全く見当がつかなかった。

木造住宅1㎡、鉄筋コンクリートの住宅1㎡当りの廃棄物(廃木材・コンクリート類、プラスチック類、鉄類)の発生量について様々な文献等を調べたが参考にならず非常に

困った。

木造(農家、一般の住宅等)、軽量鉄骨の住宅、鉄骨のマンション、鉄筋コンクリートのマンション等の1㎡から発生する廃棄物の量を把握することが廃棄物処理の基本になると今でも思っている。(また、半壊の場合の発生率の係数も0.5でよいのか0.4なのか、このへんの調査・研究が必要と思われる。)

- ・ 橋が壊れ川は渡れないものとして廃棄物の仮置場を分散させる必要がある。
- ・ 廃棄物仮置場については、かなり大きな敷地が複数必要となる。(小さな仮置場は使い方が難しく分別ができないので、1~2種類ぐらいの受け入れぐらゐに限定する必要がある。)
- ・ 申請者個人に廃棄物搬入券を渡し個人の印鑑を押した搬入券をもった業者だけ搬入させていたが、搬入券を持たない様々な業者がきて毎日のようにもめていた。  
市の職員(環境クリーンセンター課長)とガードマンが常駐していたが警察との連携がなければ対応が難しい。
- ・ 市境にトランシーバーを待った職員を配置し、他市から搬入されないよう抜き打ち監視等を行った。
- ・ 仮置場の管理業者はできるだけ速やかに選定するとともに業者を変更する場合(随意契約から入札により決定する場合など)には両者立会いの上、時間を決めて管理を引き継がなければどこの廃棄物かわからないものが多量に搬入される。
- ・ 伊丹市は他市に先駆けて国や兵庫県にお世話になり、被害をうけていない県内外の市町村に個別に焼却をお願いしたが、近い市町村については被害の大きな市のために余地を残すために依頼をしなかった。このような調整については、広域的になり県をまたぐ場合もあり、市としては、県が積極的に焼却を引き受けてもらえる市町村を探して割当等について調整していただければ処理が早くできると思われる。
- ・ リサイクル業者は中小零細企業が多く大量に処理はできないところが多いので複数の市に紹介する場合には1日にどれくらい処理できるのかよく調整してから紹介しないと価格競争になる。
- ・ 廃棄物の内、木材とミンチの処理が難しい。容積が大きく運搬効率が悪いので、木材については、チップ化し減容することが必要である。また、木材自身も土砂で汚れているので、チップ化する前に振動する機械で土砂を落してから水槽で洗ってから破砕機でチップ化しなければリサイクルや焼却処理は難しい。
- ・ 破砕機については、処理能力と実際の処理量とが大きく異なる。また、部品がすぐに破損するため、実働日数も非常に少なくなるので、破砕処理業者と運搬業者との連携をうまくとる必要がある。
- ・ フェニックスの受け入れ基準を満たさない土砂等を搬入する業者が多く、いくら指導してもなくならなかった。仮置場で現物を見ながらどう処理するのか指導する必要がある。
- ・ ミンチなどの処理は産業廃棄物処理しか方法がないが、業者の選定は、県が県産業廃棄物協会と調整し市町村へ業者を紹介(割当て)したため業者選定のトラブルがほとんど無かった。
- ・ 国のヒアリング時に法律と現実とのギャップを伊丹市が説明してもなかなか理解していただけなかった。(机上論の廃棄物処理と実際の廃棄物処理とのギャップ。例えば屋根の上で落ちかけの瓦は災害廃棄物にならないが落ちれば災害廃棄物となる。しかしながら、実際の処理では処理しないと危険であり、その処理費用は国庫補助対象外となる。又、水害の場合水を含んだ畳の一定量以上の水分にかかる運搬費用は国庫補助対象外となるなど。)
- ・ 県では船や鉄道による木材等の搬送・処分を企画したが時期が遅すぎた。もっと早い時期に、港や駅までの搬送手段が確保できれば有効な手段になると思われる。



伊丹市における損壊家屋の収集・運搬・処分フロー

|         |                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| がれきの種類  | 収集・運搬・処分フロー<br>(現場から仮置場、2次仮置場、破碎・選別、処分フロー)                                                                                                                                                                      |
| 木くず     | <p>現場 — 仮置場</p> <p>選別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柴材 — 破碎 — 焼却(他市、豊中市伊丹市クリーンランド)</li> <li>          — 原材 — 再利用(チップ業者)</li> <li>柱材 — 原材 — 再利用(チップ業者)</li> <li>木くず — 原材 — 処分(産業廃棄物処理業者)</li> </ul> |
| コンクリート等 | <p>現場 — 仮置場</p> <p>選別・破碎・ふるい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 再利用(公共事業等)</li> <li>— 埋立(フェニックス)</li> <li>— 処分(産業廃棄物処理業者)</li> </ul>                                                                  |

参考：リサイクルの方法

出典：震災廃棄物対策指針（平成10年10月厚生省）

| 廃棄物の種類 | リサイクル（用途） |               | 阪神・淡路大震災時の実績の有無 |
|--------|-----------|---------------|-----------------|
| コンクリート | 粗破碎       | 建設用材          |                 |
|        | 破碎        | 路盤材／埋め戻し材     | ○               |
|        | 破碎・粒調     | 再生骨材／コンクリート骨材 |                 |
|        | 粗破碎       | 埋立用材          | ○               |
| 金属くず   | 選別・切断     | 建設用材          |                 |
|        | 選別        | 製鋼原料          | ○               |
| 木くず    | 選別・製材     | 建設用材          |                 |
|        | チップ化      | パルプ原料／ボード材／肥料 | ○               |
|        | 破碎・木炭化    | 燃料            | ○               |

## ○災害関係の国庫補助

### 1 災害廃棄物処理事業費補助

#### (1) 補助対象事業の範囲

ア 市町村及び一部事務組合が災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる事業

イ 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分にかかる事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの

#### (2) 補助対象経費

ア 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分によること。）

イ 自動車、船舶、機械器具の借料及び燃料費

ウ 機械器具の修繕費

エ し尿及びごみの処分に必要な薬品費

オ 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費

カ 自動車購入費については、1日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額

#### (3) 補助率

2分の1

#### (4) 補助対象から除外されるもの

1 市町村の事業に要する経費が市にあっては、80万円未満、町村にあっては、40万円未満のもの

### 2 災害時における廃家電製品の取扱い

災害時における特定家庭用機器廃棄物については、平成13年10月2日付環廃第396号でその取扱いが示されており、その概要は下記のとおりである。

(1) 災害により廃棄物となった特定家庭用機器廃棄物は、特定家庭用機器再商品化法第54条の規定に基づいて製造業者等に引き渡すか、廃棄物処理法に定める処理基準にしたがって処理されるべきものである。

(2) 市町村が製造業者に引き渡した場合は、その処理費用（特定家庭用機器再商品化法第19条に定める料金）が災害廃棄物処理事業として国庫補助対象となる。

(3) 特定家庭用機器廃棄物が災害廃棄物に該当するかどうかは、災害により家屋等が被災した場合（全壊、半壊、床下浸水）に、当該災害が原因で対象家電が廃棄物となり、かつ、災害発生後速やかに廃棄物として市町村に引き取りの求めがあった場合を原則とする。

(4) 災害に乗じて被災していない廃家電を廃棄されるおそれもあることから、全壊等により被災した家屋等における廃家電の所有台数を市町村で調査を行い、災害廃棄物に該当するかどうか判断する必要があるとともに、他の災害廃棄物と同様に被災後相当の期間が経過した場合は災害廃棄物に当たらない場合もあること。

### 3 廃棄物処理施設災害復旧費補助

#### (1) 補助対象事業の範囲

災害復旧事業で、次の事業に該当するもの

ア 災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用を復旧するための施設を設置することを含む。）ことを目的とするものであり、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設を設置することを目的とするもの

イ 地方公共団体(一部事務組合を含む。)が設置した次の施設の復旧事業

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| し尿処理関連施設 | し尿処理施設<br>コミュニティ・プラント<br>汚泥再生処理センター |
| ごみ処理関連施設 | ごみ処理施設<br>埋立処分地施設                   |

(2) 補助対象経費

(1)に掲げる施設の災害復旧に係る工事費

(3) 補助率

2分の1

(4) 補助対象から除外されるもの

ア 事務所、倉庫、公舎等の施設

イ 1施設の復旧事業に要する経費が次に掲げる限度額未満のもの

市にあっては、150万円、町村にあっては、80万円、ただし、一部事務組合については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあっては150万円、人口3万人未満の組合にあっては80万円

ウ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの

エ 維持工事とみられるもの

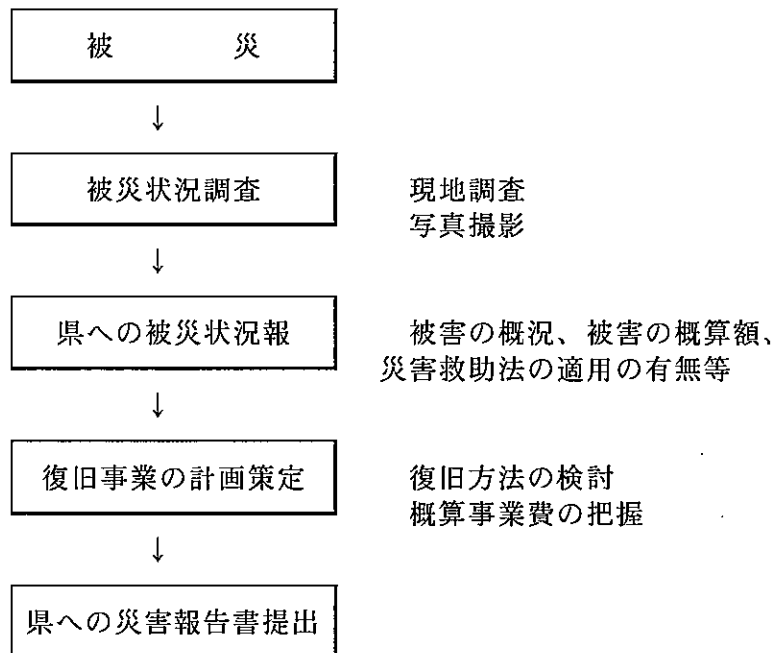
オ 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの

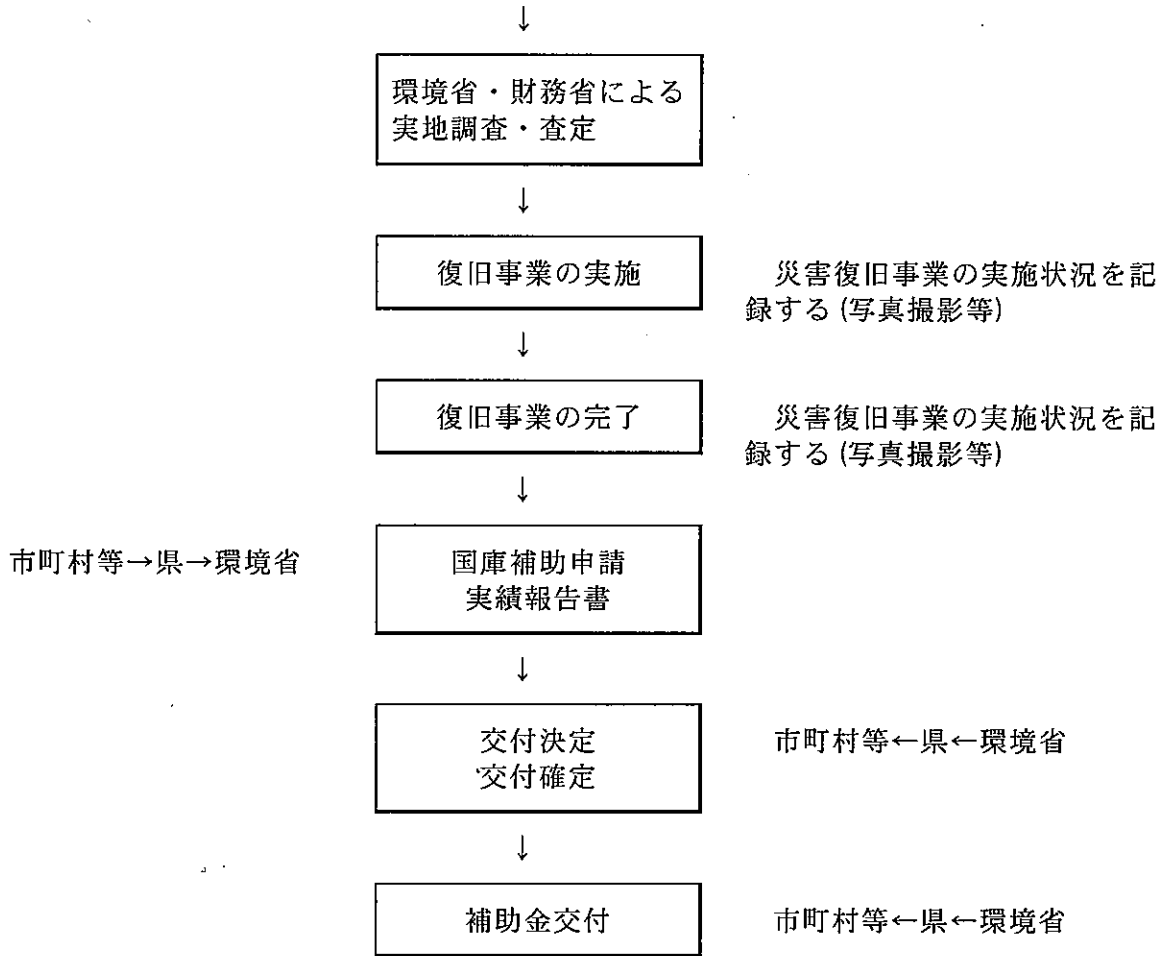
カ 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの

キ はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

4 国庫補助事業の事務処理の流れ

被災時の対応に係る事務処理の流れをフローシートで示すと次のとおりである。





注：具体的な補助の手続き等については、「廃棄物処理施設整備実務必携」（環境衛生施設整備研究会監修）を参照すること。

## ○市町村別想定地震別の予想被害棟数及び人的被害者数（避難者数）

出典：和歌山県地震被害予測システムによる地震想定調査（H8.3）

## 想定地震1（南海道地震）

|       | 木造       |           | 非木造      |          | 避難者数<br>(人) |
|-------|----------|-----------|----------|----------|-------------|
|       | 全壊(棟)    | 半壊(棟)     | 大破(棟)    | 中破(棟)    |             |
| 和歌山市  | 403.14   | 1,375.31  | 976.87   | 1,954.64 | 8,725.44    |
| 海南市   | 137.50   | 215.52    | 127.77   | 241.61   | 1,338.39    |
| 下津町   | 71.02    | 85.15     | 43.34    | 78.18    | 514.50      |
| 野上町   | 0.69     | 6.67      | 8.30     | 16.97    | 60.61       |
| 美里町   | 0.42     | 4.48      | 5.14     | 10.53    | 38.27       |
| 打田町   | 1.16     | 10.81     | 13.93    | 28.32    | 100.54      |
| 粉河町   | 1.19     | 11.74     | 14.79    | 30.16    | 107.38      |
| 那賀町   | 0.71     | 6.77      | 8.71     | 17.70    | 62.81       |
| 桃山町   | 1.51     | 9.26      | 9.35     | 18.99    | 72.58       |
| 貴志川町  | 3.12     | 19.21     | 20.29    | 41.15    | 155.27      |
| 岩出町   | 4.98     | 30.88     | 34.05    | 69.10    | 257.60      |
| 橋本市   | 3.79     | 36.33     | 46.76    | 95.14    | 337.39      |
| かつらぎ町 | 1.77     | 17.24     | 22.05    | 44.79    | 159.28      |
| 高野口町  | 1.14     | 10.83     | 14.06    | 28.53    | 101.11      |
| 九度山町  | 0.50     | 5.00      | 6.31     | 12.82    | 45.71       |
| 高野町   | 0.66     | 6.89      | 8.48     | 17.30    | 61.95       |
| 花園村   | 0.40     | 1.77      | 1.32     | 2.63     | 11.32       |
| 有田市   | 169.63   | 202.71    | 103.47   | 186.53   | 1,226.98    |
| 湯浅町   | 165.70   | 175.82    | 80.21    | 138.87   | 1,038.56    |
| 広川町   | 58.23    | 67.11     | 31.49    | 55.75    | 393.83      |
| 吉備町   | 5.31     | 23.01     | 17.61    | 35.53    | 150.95      |
| 金屋町   | 5.68     | 25.07     | 19.16    | 38.56    | 164.05      |
| 清水町   | 4.90     | 19.98     | 13.30    | 26.56    | 119.98      |
| 御坊市   | 373.16   | 379.40    | 164.83   | 280.37   | 2,218.91    |
| 美浜町   | 75.96    | 80.36     | 36.04    | 62.28    | 471.75      |
| 日高町   | 5.62     | 22.89     | 15.44    | 31.04    | 139.03      |
| 由良町   | 6.64     | 26.90     | 18.79    | 37.77    | 166.97      |
| 川辺町   | 18.22    | 33.94     | 19.77    | 38.15    | 203.90      |
| 中津村   | 2.29     | 9.28      | 6.05     | 12.10    | 55.21       |
| 美山村   | 6.49     | 12.50     | 6.15     | 12.11    | 69.05       |
| 龍神村   | 37.50    | 43.60     | 18.52    | 33.76    | 247.21      |
| 南部川村  | 52.79    | 54.69     | 22.40    | 39.01    | 312.95      |
| 南部町   | 257.10   | 227.98    | 85.62    | 136.54   | 1,310.22    |
| 印南町   | 71.52    | 82.42     | 37.35    | 66.99    | 478.53      |
| 田辺市   | 2,035.53 | 1,827.06  | 701.68   | 1,123.64 | 10,536.65   |
| 白浜町   | 463.03   | 432.14    | 171.34   | 281.94   | 2,497.93    |
| 中辺路町  | 70.29    | 69.36     | 25.55    | 45.04    | 388.81      |
| 大塔村   | 48.97    | 47.33     | 15.96    | 28.99    | 261.41      |
| 上富田町  | 329.86   | 301.11    | 116.83   | 189.14   | 1,735.61    |
| 日置川町  | 208.03   | 182.40    | 64.47    | 104.37   | 1,036.04    |
| 新宮市   | 1,847.30 | 1,595.06  | 588.56   | 917.75   | 9,167.42    |
| すさみ町  | 171.87   | 157.42    | 56.80    | 95.01    | 891.49      |
| 串本町   | 579.62   | 518.05    | 194.31   | 312.83   | 2,973.11    |
| 那智勝浦町 | 1,150.06 | 984.97    | 351.95   | 549.93   | 5,626.07    |
| 太地町   | 138.84   | 124.10    | 47.23    | 75.57    | 714.60      |
| 古座町   | 260.32   | 230.43    | 85.37    | 136.71   | 1,320.53    |
| 古座川町  | 122.81   | 111.06    | 39.25    | 65.52    | 627.30      |
| 熊野川町  | 52.08    | 49.14     | 17.45    | 29.94    | 275.19      |
| 本宮町   | 78.40    | 77.23     | 29.97    | 51.68    | 439.32      |
| 北山村   | 15.31    | 15.12     | 5.83     | 10.08    | 85.82       |
| 計     | 9,522.76 | 10,063.50 | 4,570.27 | 7,958.62 | 59,495.53   |

## 想定地震2（中央構造線）

|       | 木造        |           | 非木造       |           | 避難者数<br>(人) |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
|       | 全壊(棟)     | 半壊(棟)     | 大破(棟)     | 中破(棟)     |             |
| 和歌山市  | 25,029.65 | 21,146.59 | 7,607.57  | 11,668.50 | 121,250.84  |
| 海南市   | 1,514.06  | 1,338.81  | 506.49    | 803.46    | 7,711.57    |
| 下津町   | 343.67    | 311.33    | 119.34    | 192.96    | 1,791.94    |
| 野上町   | 123.51    | 120.26    | 48.36     | 82.18     | 693.34      |
| 美里町   | 64.90     | 66.16     | 26.35     | 46.25     | 377.09      |
| 打田町   | 569.44    | 489.55    | 176.87    | 277.02    | 2,802.67    |
| 粉河町   | 570.98    | 493.50    | 177.88    | 280.56    | 2,821.18    |
| 那賀町   | 283.73    | 248.43    | 91.79     | 145.51    | 1,425.45    |
| 桃山町   | 268.04    | 234.08    | 85.13     | 135.83    | 1,339.45    |
| 貴志川町  | 523.75    | 460.97    | 172.65    | 274.05    | 2,651.68    |
| 岩出町   | 1,574.49  | 1,340.96  | 483.80    | 749.35    | 7,685.32    |
| 橋本市   | 265.67    | 331.22    | 165.04    | 299.00    | 1,965.45    |
| かつらぎ町 | 504.85    | 459.34    | 175.93    | 285.92    | 2,641.66    |
| 高野口町  | 186.89    | 184.32    | 77.59     | 130.63    | 1,073.36    |
| 九度山町  | 81.82     | 81.49     | 34.04     | 57.83     | 472.72      |
| 高野町   | 53.03     | 63.29     | 29.98     | 54.13     | 371.31      |
| 花園村   | 4.43      | 5.66      | 2.71      | 4.96      | 32.90       |
| 有田市   | 603.61    | 568.43    | 229.34    | 377.50    | 3,295.43    |
| 湯浅町   | 262.30    | 257.13    | 108.30    | 181.27    | 1,498.66    |
| 広川町   | 63.23     | 68.35     | 31.47     | 54.84     | 403.74      |
| 吉備町   | 52.24     | 66.76     | 33.48     | 61.04     | 395.58      |
| 金屋町   | 30.21     | 53.00     | 29.73     | 57.16     | 315.15      |
| 清水町   | 14.33     | 28.83     | 16.05     | 31.41     | 167.93      |
| 御坊市   | 13.39     | 57.73     | 46.39     | 93.70     | 391.25      |
| 美浜町   | 2.88      | 12.22     | 9.83      | 19.85     | 82.96       |
| 日高町   | 0.43      | 4.25      | 5.56      | 11.41     | 40.27       |
| 由良町   | 0.71      | 6.64      | 8.42      | 17.15     | 61.08       |
| 川辺町   | 0.40      | 4.14      | 5.68      | 11.62     | 40.56       |
| 中津村   | 0.20      | 2.09      | 2.49      | 5.13      | 18.48       |
| 美山村   | 0.16      | 2.16      | 2.27      | 4.70      | 17.41       |
| 龍神村   | 0.00      | 0.57      | 1.43      | 3.14      | 9.66        |
| 南部川村  | 0.03      | 0.58      | 1.42      | 3.02      | 9.55        |
| 南部町   | 0.61      | 5.70      | 7.49      | 15.21     | 53.82       |
| 印南町   | 0.00      | 0.79      | 2.69      | 5.80      | 17.32       |
| 田辺市   | 0.39      | 7.28      | 19.21     | 39.83     | 123.64      |
| 白浜町   | 0.00      | 0.16      | 1.36      | 2.86      | 8.18        |
| 中辺路町  | 0.00      | 0.00      | 0.17      | 0.43      | 1.21        |
| 大塔村   | 0.00      | 0.00      | 0.05      | 0.19      | 0.49        |
| 上富田町  | 0.00      | 0.54      | 2.22      | 4.67      | 13.76       |
| 日置川町  | 0.00      | 0.00      | 0.21      | 0.44      | 1.14        |
| 新宮市   | 0.00      | 0.00      | 1.40      | 2.97      | 8.10        |
| すさみ町  | 0.00      | 0.00      | 0.00      | 0.00      | 0.04        |
| 串本町   | 0.00      | 0.00      | 0.00      | 0.00      | 0.00        |
| 那智勝浦町 | 0.00      | 0.00      | 0.52      | 1.11      | 3.09        |
| 太地町   | 0.00      | 0.00      | 0.00      | 0.00      | 0.00        |
| 古座町   | 0.00      | 0.00      | 0.03      | 0.06      | 0.14        |
| 古座川町  | 0.00      | 0.00      | 0.05      | 0.08      | 0.25        |
| 熊野川町  | 0.00      | 0.00      | 0.06      | 0.18      | 0.52        |
| 本宮町   | 0.00      | 0.00      | 0.18      | 0.37      | 1.05        |
| 北山村   | 0.00      | 0.00      | 0.04      | 0.07      | 0.21        |
| 計     | 33,008.03 | 28,523.31 | 10,549.06 | 16,495.35 | 164,088.60  |

## 想定地震3 (田辺市近郊内陸)

|       | 木造        |           | 非木造      |          | 避難者数<br>(人) |
|-------|-----------|-----------|----------|----------|-------------|
|       | 全壊(棟)     | 半壊(棟)     | 大破(棟)    | 中破(棟)    |             |
| 和歌山市  | 2,230.65  | 2,880.46  | 1,501.77 | 2,742.49 | 17,330.84   |
| 海南市   | 388.54    | 440.73    | 208.56   | 368.26   | 2,604.82    |
| 下津町   | 137.44    | 146.86    | 65.64    | 113.69   | 858.86      |
| 野上町   | 6.67      | 27.07     | 18.60    | 37.34    | 166.26      |
| 美里町   | 4.96      | 18.32     | 11.68    | 23.42    | 108.12      |
| 打田町   | 1.16      | 10.88     | 13.93    | 28.35    | 100.71      |
| 粉河町   | 1.49      | 12.75     | 15.28    | 31.08    | 112.38      |
| 那賀町   | 0.71      | 6.81      | 8.74     | 17.76    | 63.04       |
| 桃山町   | 2.10      | 11.20     | 10.25    | 20.72    | 82.08       |
| 貴志川町  | 5.77      | 28.22     | 24.96    | 50.46    | 202.68      |
| 岩出町   | 7.57      | 42.62     | 42.52    | 86.08    | 331.31      |
| 橋本市   | 2.99      | 29.35     | 39.68    | 80.87    | 283.43      |
| かつらぎ町 | 1.95      | 17.79     | 22.28    | 45.22    | 161.82      |
| 高野口町  | 1.13      | 10.72     | 13.95    | 28.32    | 100.30      |
| 九度山町  | 0.50      | 5.00      | 6.31     | 12.82    | 45.71       |
| 高野町   | 5.03      | 21.68     | 15.95    | 32.22    | 138.82      |
| 花園村   | 0.67      | 2.67      | 1.77     | 3.54     | 16.02       |
| 有田市   | 360.10    | 374.25    | 164.98   | 283.50   | 2,191.12    |
| 湯浅町   | 377.27    | 348.80    | 138.70   | 225.68   | 2,020.11    |
| 広川町   | 144.37    | 135.82    | 53.65    | 88.68    | 782.60      |
| 吉備町   | 69.92     | 80.85     | 37.97    | 67.78    | 475.35      |
| 金屋町   | 79.50     | 92.38     | 42.42    | 76.21    | 538.19      |
| 清水町   | 53.42     | 60.07     | 25.66    | 46.12    | 343.13      |
| 御坊市   | 794.03    | 715.03    | 276.00   | 442.72   | 4,127.04    |
| 美浜町   | 166.75    | 152.75    | 60.06    | 97.37    | 883.51      |
| 日高町   | 75.12     | 78.32     | 33.12    | 57.49    | 452.07      |
| 由良町   | 59.80     | 69.28     | 32.56    | 58.12    | 407.16      |
| 川辺町   | 132.49    | 125.15    | 48.91    | 81.43    | 718.81      |
| 中津村   | 61.14     | 56.23     | 20.31    | 34.24    | 318.53      |
| 美山村   | 61.61     | 56.48     | 18.26    | 31.79    | 311.58      |
| 龍神村   | 178.53    | 156.05    | 51.87    | 86.07    | 875.42      |
| 南部川村  | 209.47    | 179.66    | 60.18    | 97.66    | 1,013.28    |
| 南部町   | 482.35    | 407.63    | 144.21   | 222.85   | 2,328.58    |
| 印南町   | 242.82    | 218.99    | 79.84    | 131.34   | 1,246.62    |
| 田辺市   | 3,906.75  | 3,319.21  | 1,192.53 | 1,844.49 | 19,012.08   |
| 白浜町   | 606.60    | 546.63    | 209.16   | 337.31   | 3,148.68    |
| 中辺路町  | 220.37    | 188.94    | 59.57    | 100.32   | 1,054.40    |
| 大塔村   | 107.30    | 93.76     | 29.00    | 50.24    | 519.41      |
| 上富田町  | 546.91    | 474.21    | 173.64   | 272.41   | 2,718.06    |
| 日置川町  | 125.34    | 116.44    | 43.30    | 72.71    | 662.80      |
| 新宮市   | 1,030.74  | 943.90    | 371.98   | 602.08   | 5,462.42    |
| すさみ町  | 63.50     | 71.07     | 30.19    | 54.50    | 406.05      |
| 串本町   | 25.85     | 75.70     | 50.26    | 99.96    | 466.37      |
| 那智勝浦町 | 467.91    | 440.98    | 174.76   | 288.84   | 2,542.65    |
| 太地町   | 4.41      | 16.90     | 11.86    | 23.86    | 105.67      |
| 古座町   | 21.04     | 39.61     | 23.41    | 45.20    | 239.44      |
| 古座川町  | 42.72     | 47.20     | 19.80    | 35.71    | 269.45      |
| 熊野川町  | 80.68     | 72.01     | 24.08    | 40.23    | 402.07      |
| 本宮町   | 242.20    | 207.80    | 69.87    | 112.95   | 1,172.36    |
| 北山村   | 14.29     | 14.31     | 5.58     | 9.72     | 81.28       |
| 計     | 13,854.63 | 13,689.54 | 5,799.56 | 9,842.22 | 80,003.49   |

## ○震災廃棄物の原単位

出典：震災廃棄物対策指針（平成10年10月厚生省）

建物の構造別解体廃棄物の延床面積当たりの発生原単位（その1）

重量原単位：t/m<sup>2</sup>

|      | 木造可燃  | 木造不燃  | 鉄筋可燃  | 鉄筋不燃  | 鉄骨可燃  | 鉄骨不燃  |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 神戸市  | 0.206 | 0.599 | 0.117 | 0.854 | 0.053 | 0.358 |
| 尼崎市  | 0.193 | 0.425 | 0.000 | 0.877 | 0.079 | 0.726 |
| 西宮市  | 0.180 | 0.395 | 0.140 | 1.426 | 0.140 | 1.131 |
| 芦屋市  | 0.179 | 0.392 | 0.148 | 1.508 | 0.139 | 1.125 |
| 伊丹市  | 0.134 | 0.373 | 0.108 | 1.480 | 0.106 | 1.136 |
| 宝塚市  | 0.179 | 0.392 | 0.053 | 1.321 |       |       |
| 川西市  | 0.174 | 0.392 | 0.098 | 1.426 |       |       |
| 明石市  | 0.264 | 0.430 | 0.140 | 1.330 | 0.140 | 1.130 |
| 三木市  | 0.225 | 0.489 |       |       |       |       |
| 淡路地域 | 0.179 | 0.468 | 0.129 | 1.388 | 0.140 | 1.123 |
| 合計   | 0.194 | 0.502 | 0.120 | 0.987 | 0.082 | 0.630 |

出典：兵庫県資料

解体廃棄物の延床面積当たりの発生原単位（その2）

重量原単位：t/m<sup>2</sup>

|        | コンクリート | 木質系  | 金属   | 残材   | 合計   | 備考             |
|--------|--------|------|------|------|------|----------------|
| 木造A    |        |      |      |      | 0.62 | 京大環境保全センター     |
| 木造B    |        |      |      |      | 0.71 | 京大環境保全センター     |
| 木造     | 0.20   | 0.19 | 0.22 |      | 0.61 | 住宅産業解体処理業連絡協議会 |
| 木造・非木造 | 0.16   | 0.08 | 0.01 | 0.16 | 0.41 | 住宅産業解体処理業連絡協議会 |
| 木造・非木造 |        |      |      |      | 0.20 | 千葉県            |

出典：兵庫県資料



○仮置場設置・使用場所別の制約条件

出典：震災廃棄物の適正処理に関する調査報告書（八都府県市廃棄物問題検討委員会）

| 比較対象地域別     | 仮置場を設置するメリット                                                                                                                                                                                                                       | 制約条件                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 仮置場の有無 | 期間               | 緊急時 | 現場分別 | 保管分別 | 施設設置 | 積出基地 |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------|-----|------|------|------|------|
| 住宅密集地域      | <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅密集地域では、震災により多くの家屋が被災し、がれき等の廃棄物が大量に発生するため、廃棄物の発生現場の近くに仮置場を設けることができる。</li> <li>被災家屋から排出される廃棄物の多くは混合状態であるため、住宅密集地域に仮置場を設けることにより、発生現場で分別や破砕等を行うことが可能となり、以後の収集・運搬、処理等を効率的に行うことができる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅と隣接する場所では、環境（騒音、大気、水質等）に特に留意しなければならない。</li> <li>学校、公園等のオープンスペースは、避難収容施設等になる場合が多い（特に初期の段階）。</li> <li>私有地の場合は、所有者の同意が必要になる。</li> <li>道路が通行止め、交通規制されている場合がある。また、道路が狭く、大形の車両が搬入できない場所もある。</li> <li>復旧・復興工事との調整が必要となる。</li> <li>所有者の同意が必要になる。</li> </ul> | ○      | 短期<br>震災発生直後     | ○   | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 工場地域        | <ul style="list-style-type: none"> <li>広いスペースを確保することができる。</li> <li>周辺に住宅が無いため住宅地域と比較し、作業時間帯や騒音等の規制が緩和されることがある。</li> <li>工場地域は、比較的臨海地域にあるため、仮置場と併用し船舶を使用した運搬の積出基地にすることも可能である。</li> </ul>                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ○      | 短期～長期<br>使用用途による | ○   | ○    | ○    | ○    | ○    |
| オフィスビル地域    | <ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス地域では、平均床面積より広く被災建物から大量のがれき等が発生するため、大量に発生する廃棄物の発生現場の近くに仮置場を設けることができ、以後の収集・運搬、処理等を効率的に行うことができる。</li> </ul>                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の同意が必要になる。</li> <li>オープンスペースが少くない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      | ○      | 短期<br>震災発生直後     | ○   | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 河川敷         | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川敷は廃棄物の発生現場にも近いほか、広範囲にスペースを確保することができる。</li> </ul>                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者の許可が必要となる。防災上の制限がある（洪水、氾濫時等）。</li> <li>環境衛生（特に水質汚濁）に留意する必要がある。</li> <li>環境衛生（特に水質汚濁）に留意する必要がある。</li> <li>所有者の同意が必要となる。</li> <li>平地が少くない。</li> <li>解体現場等から遠く、運搬効率が悪い。</li> <li>水源地、景観、自然環境に留意する必要がある。</li> <li>開発工事着手までの期間に限定される。</li> </ul>      | ▲      | 短期<br>震災発生直後     | ▲   | ▲    | ▲    | ▲    |      |
| 農地          | <ul style="list-style-type: none"> <li>未利用の農地は広いスペースを確保することができる。</li> </ul>                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の同意が必要となる。</li> <li>平地が少くない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            | ▲      | 短期               | ▲   | ▲    | ▲    | ▲    | ▲    |
| 山麓地域        | <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地から離れている場合は、作業時間帯や騒音等の規制が緩和されることもある。</li> </ul>                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の同意が必要となる。</li> <li>平地が少くない。</li> <li>解体現場等から遠く、運搬効率が悪い。</li> <li>水源地、景観、自然環境に留意する必要がある。</li> <li>開発工事着手までの期間に限定される。</li> </ul>                                                                                                                    | ▲      | 短期               | ▲   | ▲    | ▲    | ▲    |      |
| 開発予定地       | <ul style="list-style-type: none"> <li>広いスペースを確保することができる。住宅地から離れている場合は、作業時間帯や騒音等の規制が緩和されることもある。</li> <li>開発予定地が臨海地域にある場合は、仮置場と併用し船舶を使用した運搬の積出基地にすることも可能である。</li> </ul>                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の同意が必要となる。</li> <li>平地が少くない。</li> <li>解体現場等から遠く、運搬効率が悪い。</li> <li>水源地、景観、自然環境に留意する必要がある。</li> <li>開発工事着手までの期間に限定される。</li> </ul>                                                                                                                    | ○      | 短期～長期<br>使用用途による | ○   | ○    | ○    | ○    |      |
| 最終処分場       | <ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場を確保することができる。住宅地から離れている場合は、作業時間帯や騒音等の規制が緩和されることもある。</li> <li>開発予定地が臨海地域にある場合は、仮置場と併用し船舶を使用した運搬の積出基地にすることも可能である。</li> </ul>                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の同意が必要となる。</li> <li>スペースに余裕がある場合は、調整が必要となる。</li> <li>地域協定等がある場合は、調整が必要となる。</li> </ul>                                                                                                                                                              | ○      | 短期～長期<br>使用用途による | ○   | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 緊急輸送道路の近接地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路を廃棄物の運搬車両が通行できる場合は、一般車両の影響を受けることなく、計画的に廃棄物を運搬することができる。（但し、廃棄物車両の通行は他の交通に支障を及ぼさないように、計画的にする必要がある）</li> </ul>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の同意が必要となる。</li> <li>輸送手段が確保しにくい。</li> <li>震災発生直後には、通行規制が実施される可能性がある。</li> </ul>                                                                                                                                                                    | ▲      | 短期<br>震災発生直後     | ▲   | ▲    | ▲    | ▲    | ▲    |

## ○仮設トイレの種類

出典：震災し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル（静岡県）

仮設トイレは、様々な方式のものが開発されているが、処理能力はもとより、使用対象者（老人、障害者等）、設置場所等を考慮して選定し備蓄する必要がある。主な方式の特徴等は次のとおりである。

### (1) 廃棄方式

便槽、袋等に、し尿を貯溜若しくは封入し、ごみとして廃棄するトイレで、次の型式のものがある。（し尿を袋に封入するもので電源を必要とするものもある。）

断水時、停電時にも使用できるが、廃棄に際しては、衛生的に処理するために焼却する必要があるため、避難所等で大量に発生する場合はごみの収集計画に組み込むことが必要となる。

- ポータブル式
  - ・ キャンプ用品等として普及しているもので、貯留したし尿は凝固剤で固化等して袋詰めし廃棄する必要がある。
  - ・ また、貯留量が少ないことから、家族単位で使用することを目的として各家庭に備蓄することも考慮する必要がある。
- 折りたたみ式
  - ・ 折りたたみ椅子と同様の型式で、簡単に屋内やトイレ・ブースに設置できるが、袋にし尿を貯留することから、し尿の凝固剤を使用することが必要となる。
- 組み立て式
  - ・ 組み立てて設置する箱型のトイレで、底部の空間に使用の都度袋詰めにしたし尿を貯留することから、貯留能力は大きいけど一定量に達した時点で廃棄する必要がある。
  - ・ 備蓄しやすいが、組み立てや使用方法に慣れる必要がある。

### (2) くみ取り方式

便槽等にし尿を貯溜し、一定量に達した時点でくみ取りをするトイレで次の型式のものがある。

断水時、停電時にも使用できるが、くみ取りを必要とすることから、し尿収集計画に組み込む必要がある。

- 組み立て式
  - ・ 組み立てて設置する箱型のトイレで、底部空間の便槽にし尿を貯留することから貯留能力は大きいけど、便槽はくみ取りが容易にできる構造のものとする必要がある。
  - ・ 備蓄しやすいが、組み立てに慣れる必要がある。
- 移動くみ取り式
  - ・ 建設現場等に設置される移動式の箱型のトイレで、貯留能力も大きく、設置後直ちに使用できるが、重量のあるものは容易に運搬できないことがあることから、設置条件を考慮することが必要となる。
  - ・ また、平常時の保管スペースを確保する必要がある。

### (3) 循環方式

し尿を循環処理する水洗トイレを大型車に組み込んだ移動自動車式のもので、必要な所へ設置できるが、価格が高く、平常時の保管スペースを確保する必要がある。

(4) 焼却方式

し尿をトイレの中で焼却処理するトイレで衛生的な処理が可能であるが、電源を必要とするとともに、処理に時間を要する。

(5) 堆肥化方式

し尿をオガ屑とともに発酵させ堆肥化するトイレで、生ごみを合わせて処理することができるが、堆肥化に時間を要する。

(6) 下水道直結方式

下水道汚水本管にあらかじめ排水管を接続し設置する仮設トイレで、し尿収集を必要としない。ただし、水洗用水及び下水道施設の処理機能を確保する必要がある。

## ○過去の地震における浄化槽の被害状況

## ①平成7年1月 兵庫県南部地震

| 処理方式   | 調査基数  | 破損基数 | 破損率   |
|--------|-------|------|-------|
| 単独処理   | 5,154 | 595  | 11.5% |
| 小型合併処理 | 2,555 | 7    | 0.3%  |
| 変則合併処理 | 12    | 10   | 83.3% |
| 大型合併処理 | 168   | 39   | 23.2% |
| 合 計    | 7,889 | 651  | 8.3%  |

注：破損については、浄化槽本体の破損のみ

出典：社団法人兵庫県水質保全センター

## ②平成15年5月 宮城県沖地震

| 処理方式   | 調査基数  | 破損基数 | 破損率  |
|--------|-------|------|------|
| 小型合併処理 | 780   | 2    | 0.2% |
| 大型合併処理 | 254   | 6    | 2.4% |
| 合 計    | 1,034 | 8    | 0.8% |

注：破損については、浄化槽本体、流入管、柵、付属機器等の破損含む

出典：社団法人宮城県生活環境事業協会

## ③平成15年9月 十勝沖地震

| 処理方式   | 調査基数 | 破損基数 | 破損率   |
|--------|------|------|-------|
| 小型合併処理 | 550  | 62   | 11.3% |
| 合 計    | 550  | 62   | 11.3% |

注：破損については、浄化槽本体、流入管、柵、付属機器等の破損含む

出典：社団法人北海道浄化槽協会

※ 浄化槽は配管、管路部分が少ないため、被害が小さく抑えられたものと考えられる。

○厚生省防災業務計画(抜粋)

厚生省防災業務計画

厚生省、平成8年1月10日厚生省総第2号

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第36条第1項及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第1項の規定に基づき、厚生省の所掌事務について、防災に関しとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を定め、もって防災行政事務の総合的かつ計画的な遂行に資することを目的とする。

第1編 災害予防対策

第5章 生活衛生に係る災害予防対策

第3節 廃棄物処理に係る防災体制の整備

第1 一般廃棄物処理施設の耐震化等

- 1 市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。
- 2 市町村は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- 3 都道府県は、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。
- 4 厚生省生活衛生局水道環境部は、情報の収集及び技術的、財政的援助を行う。

第2 災害時応急体制の整備

- 1 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
  - (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。
  - (2) 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。
  - (3) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備すること。
  - (4) 生活ごみや災害によって生じた廃棄物(がれき)の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。
- 2 厚生省生活衛生局水道環境部及び都道府県は、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第2編 災害応急対策

第1章 総則

第4節 非常災害の特性や時間の経過に応じた適切な災害応急対策の実施

非常災害が発生した場合の災害応急対策は、被災状況等を踏まえた迅速かつ適切な対策が、時間の経過とともに変化する状況に対応し、継続的に講じらるべきであることを踏まえ、厚生省災害対策本部及び厚生省関係部局は、発生した非常災害の特性に応じた適切な災害応急対策を講ずるものとする。

第2章 災害救助法の適用

第2節 災害救助法による救助の実施

第1 避難所の設置

- 1 被災都道府県(被災市町村が、救助の実施に関する事務を処理する場合における当該被災市町村を含む。)は、避難所を設置した場合は、避難者数の確認、

避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、必要に応じ、プライバシーの確保等に配慮する。

- 2 被災都道府県は、避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、衰弱した老人、障害者等の要援護者の所在の把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるための連絡調整等を行う。

### 第3章 医療・保健に係る対策

#### 第7節 防疫対策

- 1 被災都道府県・市町村は、「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号）により策定された防疫計画に基づき、以下の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。

(1)：(略)

(2)：(略)

- (3) 避難所は、臨時に多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、伝染病発生の原因となる可能性がある。このため、簡易トイレ等の消毒は重点的に強化し、防疫員の指導のもとに防疫活動を実施すること。

また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努める。

### 第5章 生活衛生に係る対策

#### 第1節 遺体の火葬等：(略)

#### 第2節 飲料水の確保

##### 第2 応急給水及び応急復旧

- 1 被災水道事業者等は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。
- 2 被災水道事業者等は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、都道府県を通じて、他の水道事業等に支援を要請する。
- 3 被災都道府県は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、都道府県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

##### 第3 被災者への情報伝達

厚生省生活衛生局水道環境部、都道府県及び水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての的確な情報提供を行う。

#### 第3節 廃棄物の処理

##### 第1 被災地の状況把握

厚生省生活衛生局水道環境部は、発災直後から、都道府県を通じて、施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみ発生量見込み、建築被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行う。

##### 第2 災害による廃棄物の処理

- 1 被災市町村は、地域防災計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- 2 被災市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する

場合には、被災都道府県に対して支援を要請する。

3 被災都道府県は、都道府県内の市町村及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

4 厚生省生活衛生局水道環境部は、被災都道府県からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、全国的な支援の要請等を行い、派遣可能な人員・機材のリストを都道府県に提供する。

また、被災都道府県が他の都道府県に対して支援を要請する場合には、必要な調整を行う。

### 第3 仮設便所等のし尿処理

1 被災市町村は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設問をできる限り早期に完了する。

なお、仮設便所の設置に当たっては障害者への配慮を行う。

2 被災市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

### 第4 生活ごみの処理

被災市町村は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

### 第5 がれきの処理

1 被災市町村は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

## 第3編 災害復旧・復興対策

### 第1章 被災施設等の復旧

#### 第4節 一般廃棄物処理施設の復旧

1 被災市町村は、復旧に当たっては、事故防止等、安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。この場合において、応急復旧後、災害に伴う廃棄物の発生量や処理に要する時間等を勘案し、施設ごとの工事期間、工事時期、必要事業費等を定め、計画的に施設の復旧作業を進める。

2 厚生省生活衛生局水道環境部は、一般廃棄物処理施設の復旧が適切かつ速やかに実施されるよう、また、再度の被災の防止を考慮に入れ、必要に応じ、国庫補助を活用しつつ復旧が図られるよう努める。

### 第2章 がれきの処理

1 被災市町村は、がれきの発生量を的確に把握するとともに、処理・処分の方法、処理の月別進行計画、最終処理完了の時期等を含めた処理計画を作成する。

2 被災都道府県は、被災市町村の処理計画をまとめ、処理事業の進行管理等を行うためのがれきの全体処理計画を作成する。また、必要に応じ、被災市町村の参加する協議会を設置し、情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを図る。

3 厚生：省生活衛生局水道環境部は、処理計画の素案を作成・提示するとともに、複数府県にわたる計画の総合調整を図る。

## ○処理・処分施設の点検手引きの例 ～ごみ焼却施設～

出典：震災廃棄物対策指針（平成10年10月厚生省）

地震時における焼却施設の点検箇所と点検内容の例（国）  
（地震発生後速やかに行うべき事項）

| 点検箇所               | 点検内容                                                                |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1. 建築物             | ・工場棟 各種目視点検（亀裂、崩落、傾き等）<br>・管理棟 同上<br>・煙突 同上                         |
| 2. 電気系統            | ・表示等各種目視点検<br>・各種配線接合部損傷点検<br>・各トランス目視点検<br>・電力コンデンサーオイル漏れ点検        |
| 3. バッテリー室          | ・目視点検<br>・バッテリー盤内液漏れ点検                                              |
| 4. 灯油設備            | ・地下タンク油量点検及び油漏れ点検<br>・灯油配管目視点検                                      |
| 5. 危険物設備           | ・目視点検（漏出）                                                           |
| 6. 薬品タンク           | ・目視点検（漏出）                                                           |
| 7. 分析試験室           | ・目視点検（危険な薬品）                                                        |
| 8. エレベータ           | ・停止状況確認<br>・動作確認（搭乘しない）<br>・保守業者へ連絡                                 |
| 9. ガス              | ・ガス使用設備周辺臭気確認<br>・元栓閉鎖確認<br>・各ガス機器類点検                               |
| 10. 炉・ボイラ          | チェックシートを用い点検（埋火処置）<br>・炉内、炉壁、水管状態目視点検<br>・設備本体及び基礎状態点検<br>・各種配管状態点検 |
| 11. クレーン           | ・ガーダ、クラブ上の機器点検<br>・レール点検<br>・ケーブル点検                                 |
| 12. 水処理設備<br>高温水設備 | ・各種点検<br>・各配管状態点検                                                   |
| 13. 汚水処理設備         | ・各槽点検<br>・各機器目視点検                                                   |
| 14. バンカーゲート        | ・油圧装置目視点検<br>・油圧配管目視点検                                              |
| 15. 破碎機            | ・油タンク及び配管ライン点検<br>・本体及び基礎状態点検                                       |
| 16. 計量             | ・トラックスケール点検                                                         |

点検のポイント：被害程度の把握、安全の確認、二次災害の防止



## ○建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策

阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策について

平成7年2月23日  
石綿対策関係省庁連絡会議

阪神・淡路大震災に伴い損壊した建築物の解体・撤去に際しての吹付けアスベスト飛散防止対策について、関係各省庁は連携・協力して次のとおり取り組んでいくこととする。

### I 吹付けアスベスト使用建築物の解体・撤去に際しての飛散防止対策等は次のとおりとする

#### 1 建築物の解体・撤去に係る吹付けアスベスト飛散防止対策

##### (1) 吹付けアスベスト使用建築物

##### ア 立入が可能で吹付けアスベストを事前に除去することが可能な建築物

建築物の解体・撤去に当たっては「建築物の改修・解体に伴うアスベストによる大気汚染の防止について（環境庁通知（昭和62年10月26日付）」、「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針（建設省監修日本建築センター昭和63年）」及び「建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへの暴露防止のためのマニュアル（建設業労働災害防止協会）」に基づき、事前に吹付けアスベストを除去する等飛散防止対策を実施する。

##### イ 損壊が著しく立入り禁止となっている等、吹付けアスベストを事前に除去できない建築物

建築物の解体・撤去に当たっては、次によることを原則とし、状況に応じ、適切な飛散防止対策を施す。

① 除去が可能な吹付けアスベストについては除去するか、又は、薬液散布による固化に努める。

② 解体・撤去に当たっては、クリッパー等による解体・撤去部位において薬液の散布又は散水を実施し、吹付けアスベストの飛散を防止する。

##### (2) 吹付けアスベスト使用の有無が確認できない建築物

吹付けアスベスト使用のおそれがある建築物の解体・撤去に当たっては、上記(1)のイ（ただしイ中のうち①を除く。）によることとし、吹付けアスベストの使用が確認された場合は、上記(1)により行う。

##### (3) 全壊した吹付けアスベスト使用建築物

① 吹付けアスベストの飛散防止のおそれがある場合には、直ちに、当該部分をシートにより囲い込みする。

② 除去できる吹付けアスベストについては、できる限り除去する。

③ 解体・撤去に当たっては、撤去部位において薬液の散布又は散水を実施し、吹付けアスベストの飛散を防止する。

#### 2 吹付けアスベスト廃棄物の処理

除去した吹付けアスベストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理する。

なお、これ以外の廃棄物の処理に際しても処分当たり覆土を行うなど適切な飛散防止対策を講じる。

#### 3 労働者の暴露防止対策

次のような対策を講じることにより、吹付けアスベストが使用されている建築物の解体・撤去の作業に従事する労働者のアスベストへの暴露を防止する。

① 作業に従事する労働者に防じんマスクを着用させる。

- ② 労働者の使用する作業衣等は、アスベストが付着しにくく、かつ、付着したアスベストを容易に除去できるものを選定する。
- ③ アスベスト粉じんに汚染された労働者の身体等の清潔の保持に努める。

II 関係省庁は、密接に連携を図り、次のとおり I に掲げる吹付けアスベスト飛散防止対策等の効果的かつ円滑な推進を図る。

- 1 関係省庁は、自ら管理する建築物について I に掲げる吹付けアスベスト飛散防止対策等を推進するほか、関係事業者等による飛散防止対策等が積極的に実施されるよう、関係団体等に対する指導をはじめ、飛散防止対策等の周知徹底、情報提供等必要な支援措置を講ずる。
- 2 吹付けアスベスト使用建築物の実態把握  
アスベストに係る専門家等の協力により、解体・撤去が必要であると考えられる建築物の点検を実施すること等により、吹付けアスベスト使用建築物を早急に把握するよう努める。
- 3 吹付けアスベスト使用建築物の解体・撤去工事の確認  
次に掲げる方法その他の適切な方法により、吹付けアスベスト使用建築物の解体・撤去工事を確認する。
  - (1) 騒音規制又は振動規制法に基づく特定建設作業の届出の受理の機会を活用しての確認。
  - (2) 労働安全衛生法に基づくアスベストの除去作業届出（平成7年6月1日以降）の受理による確認。
- 4 環境モニタリング  
アスベストによる大気汚染の未然防止に資するよう、一般環境大気中のアスベスト環境濃度及び解体・撤去工事周辺地域におけるアスベストの大気環境濃度について調査する。
- 5 相談窓口の開設  
上記の飛散防止対策の徹底について市民及び解体・撤去関係者の理解と協力を求めることを目的として、関係地方公共団体等の協力を得て、相談窓口を開設する。
- 6 1 から 5 に掲げる対策の推進のため、地元地方公共団体との連携強化を図る。このため、地方公共団体の円滑な取り組みに対し、必要な情報の提供、対策の実施に当たっての条件整備等支援措置を講ずる。
- 7 対策の実施状況等を踏まえ必要に応じ対策の推進方策については検討・見直しを行うこととする。

石綿対策関係省庁連絡会議（8省庁）

|       |     |       |     |
|-------|-----|-------|-----|
| 防衛施設庁 | 文部省 | 通商産業省 | 運輸省 |
| 建設省   | 厚生省 | 労働省   | 環境庁 |

## ○災害時における廃家電製品の取扱いについて

### 災害時における廃家電製品の取扱いについて

平成13年10月2日、環廃対第398号  
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知

特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)第2条第4項で定める特定家庭用機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)が、災害(暴風、豪雨、こう水、高潮、地震、津波その他異常な天然現象により生ずる災害をいう。以下同じ。)によって廃棄物となった場合の取扱いについて、下記事項にご留意ありたい。  
また、貴管下市町村については貴職から周知されたい。

#### 記

- 1 災害により廃棄物となった特定家庭用機器廃棄物については、法第54条に基づいて製造事業者等に引き渡すか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に定める廃棄物処理基準に従って処理されるべきものであること。
- 2 市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が上記1の処理を行った場合(製造業者に引き渡した場合に限る。)には、かかる処理費用は災害廃棄物処理事業として国庫補助対象となること。この場合、法に基づいて製造事業者を引き渡す場合には、法第19条に定める料金が災害廃棄物処理事業の処理費用に該当すること。  
なお、市町村が回収すべきものとして特定家庭用機器廃棄物を回収する場合、条例等に基づいて被災者から料金を徴収することは妨げないが、この場合には災害廃棄物処理事業の補助対象には該当しないこと。
- 3 特定家庭用機器廃棄物が災害廃棄物に該当するかどうかは、災害により家屋等が被災した場合(全壊、半壊、床上浸水の場合に限る。以下「全壊等」という。)に、当該災害が原因で対象家電が廃棄物となり、かつ、災害発生後速やかに廃棄物として市町村に引き取りの求めがあった場合を原則とすること。この際、災害に乗じて被災していない廃家電を廃棄されるおそれもあることから、全壊等により被災した家屋等における廃家電の所有台数を市町村で調査を行い、災害廃棄物に該当するかどうか判断する必要があるとともに、他の災害廃棄物と何様に被災後相当の機関が経過した場合は災害廃棄物に当たらない場合もあること。
- 4 フロン回収の観点から、エアコン及び冷蔵庫の回収・保管に際しては、冷媒の漏洩に留意するとともに、できる限り分別して行うこと。
- 5 上記については、個々の災害現場の判断に基づいて、人名や財産の保護、衛生上の措置等が優先して行われることを妨げないこと。また、特定家庭用機器廃棄物の保管の際には不法に廃家電を放置されることがないように管理を適切に行うこと。

○震災時におけるフロン等対策の推進について

環廃対発第040723002号  
環地保発第040723002号  
平成16年7月23日

都道府県廃棄物行政主管部局長 殿  
都道府県・政令指定都市フロン等対策担当部局長 殿  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課長  
環境省地球環境局環境保全対策課長

災害時におけるフロン等対策の推進について

標記に関しては、「災害時におけるフロン等対策の推進について」(平成14年5月30日環地保第370号、環境省地球環境局環境保全対策課長名通知)及び「災害時における廃家電製品の取扱いについて」(平成13年10月2日環廃対第398号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課長名通知)により必要な対策の推進をお願いしてきたところであります。今後とも、これらに基づき、下記事項に留意しつつ、災害時におけるフロン等対策円滑な実施に万全を期されるようよろしくお願いいたします。

記

- 1 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項で定める特定家庭用機器であるエアコン、冷蔵庫及び冷凍庫については、同法第54条に基づいて製造事業者等に引き渡すか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める廃棄物処理基準に従って処理されることとなっており、これらに従うことによりフロン類の適切な回収が実施されるべきであること。ただし、個々の災害現場の判断に基づいて、人命や財産の保護、衛生上の措置等が優先して行われることを妨げないこと。また、これらの引き渡しや処理が災害廃棄物処理事業として実施される場合には当該実施費用が国庫補助対象となること。
- 2 業務用冷凍空調機器及びカーエアコンについては、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づいてフロン類の回収及び破壊が実施されるよう、関係者に周知、指導すること。
- 3 「災害時におけるフロン等対策の推進について」(平成14年5月30日通知)において示した考え方に基づき、災害時においても、被災して廃棄されたエアコン、冷蔵庫等に含まれるフロン類の大気中への放出が極力抑制されるよう、被災家庭等から搬出される災害廃棄物の収集・処理時におけるフロン類の回収・処理の円滑な実施の確保について、適切に配慮する必要があること。このため、平素より災害時フロン類対策マニュアルの作成等対策についての検討が必要であること。

以上

# ○市町村の災害廃棄物等処理業務スケジュールの例

出典：市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル（神奈川県）をもとに一部修正

| 大分類                | 中分類                                                                                | 小分類                                                                                                                                                    | ページ                                           | 当日    | 2日目   | 3日目   | 4日目   | 5-6日  | 約1週間  | 約2週間  | 約1カ月以降 |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 災害廃棄物等処理体制         | 職員の参集状況の確認と人員の配置                                                                   | 参集職員の確認<br>未参集職員との連絡と安全確認<br>配置人員の調整                                                                                                                   | p 46<br>"<br>"                                | ===== |       |       |       |       |       |       |        |
|                    | 災害対策本部との連絡                                                                         | 避難場所と避難者数の把握<br>上下水道・道路の被災/復旧状況の把握<br>家屋の被害状況の把握                                                                                                       | p 46<br>"<br>"                                |       | ===== |       |       |       |       |       |        |
|                    | 総合調整                                                                               | 災害廃棄物等処理対策の全体進行管理<br>災害廃棄物等処理計画更新に関する調整<br>関係各課室との連絡調整                                                                                                 | p 46<br>p 47                                  | ===== |       |       |       |       |       |       |        |
|                    | 住民への広報・相談の受付                                                                       | 住民への広報<br>住民からの相談・苦情の受付                                                                                                                                | p 47<br>"                                     |       | ===== |       |       |       |       |       |        |
|                    | 県との連絡体制の確立                                                                         | 連絡経路と担当者の確認<br>ごみ・し尿処理施設の被災状況の報告<br>県への報告<br>県からの情報収集                                                                                                  | p 47<br>"<br>"<br>"                           | ===== |       |       |       |       |       |       |        |
|                    | 支援の要請                                                                              | 支援の要請内容のとりまとめ<br>支援要請先の選定<br>県内の被災していない市町村への支援要請<br>県への支援の要請<br>支援要請の確認と内容の調整<br>支援の実施状況の把握                                                            | p 48<br>"<br>"<br>"<br>"<br>"                 |       |       | ===== |       |       |       |       |        |
|                    | 国庫補助に関する事務体制                                                                       | 国庫補助に関する事務体制の準備と実施                                                                                                                                     | p 48                                          |       |       |       |       |       |       |       | =====  |
| し尿処理               | 仮設トイレの設置                                                                           | 仮設トイレの配置計画の更新<br>設置体制と人員の確保<br>仮設トイレの設置<br>仮設トイレの維持管理計画の策定<br>仮設トイレ設置に関する住民への広報内容の報告<br>仮設トイレの不足状況の把握と支援要請内容の報告<br>上下水道の復旧状況の把握<br>仮設トイレの撤去計画の策定       | p 49<br>"<br>"<br>"<br>"<br>"<br>"<br>"       | ===== |       |       |       |       |       |       |        |
|                    | し尿収集・処理                                                                            | し尿処理施設の被災状況の把握・報告<br>し尿収集対象発生量の推計<br>し尿処理計画の更新<br>し尿収集・処理体制の確保と支援要請内容の報告<br>し尿収集・処理の進捗状況の把握と報告<br>復旧計画の策定<br>復旧状況の把握と報告                                | p 50<br>"<br>"<br>p 51<br>"<br>p 52<br>"<br>" | ===== |       |       |       |       |       |       |        |
| ごみ処理               | ごみ収集・処理                                                                            | ごみ処理施設の被災状況の把握・報告                                                                                                                                      | p 52                                          | ===== |       |       |       |       |       |       |        |
|                    |                                                                                    | ごみ発生量の推計                                                                                                                                               | "                                             |       | ===== |       |       |       |       |       |        |
|                    |                                                                                    | ごみ処理計画の更新                                                                                                                                              | p 53                                          |       |       | ===== |       |       |       |       |        |
|                    |                                                                                    | ごみ収集・処理体制の確保と支援要請内容の報告<br>ごみ収集に関する住民への広報内容の報告<br>適正処理が困難な廃棄物等の処分方法の確立<br>ごみ収集・処理の進捗状況の把握と報告<br>復旧計画の策定<br>復旧状況の把握と報告                                   | p 54<br>"<br>"<br>"<br>"<br>"<br>"            |       |       |       | ===== |       |       |       |        |
| 災害廃棄物処理            | 災害廃棄物処理計画の企画                                                                       | 家屋の倒壊状況の把握<br>災害廃棄物発生量の推計<br>産業廃棄物処理施設の災害廃棄物受入状況の把握<br>災害廃棄物の処理に関する県の基本方針の把握<br>災害廃棄物の処理及び倒壊家屋の解体撤去に関する国の動向の把握<br>災害廃棄物処理計画の更新<br>適正処理が困難な廃棄物等に関する対応方針 | p 55<br>"<br>"<br>"<br>"<br>"<br>"<br>p 57    |       |       |       |       | ===== |       |       |        |
|                    | 倒壊家屋の解体撤去事務と解体作業の管理                                                                | 家屋の解体撤去に関する業務体制の整備                                                                                                                                     | p 57                                          |       |       |       |       |       |       | ===== |        |
|                    |                                                                                    | 申請受付係の業務                                                                                                                                               | p 58                                          |       |       |       |       |       |       |       | =====  |
|                    |                                                                                    | 建物の調査・確認と発注・作業管理係への報告<br>解体業者への発注・作業管理・完了確認<br>解体業者への支払業務と国庫補助の申請準備                                                                                    | p 59                                          |       |       |       |       |       |       |       | =====  |
|                    | 仮置場の開設と運用                                                                          | 仮置場の開設準備<br>仮置場への搬入作業の管理・指導<br>再利用・再資源化/中間処理施設・最終処分場への搬出                                                                                               | p 59<br>"<br>"                                |       |       |       |       |       |       | ===== |        |
| 再利用・再資源化/中間処理/最終処分 | 臨時の中間処理施設の設置<br>民間産業廃棄物処理施設への委託<br>災害廃棄物の有効利用先の検討<br>再利用・再資源化/中間処理/最終処分の進捗状況の把握と報告 | p 60<br>"<br>"<br>"                                                                                                                                    |                                               |       |       |       |       |       | ===== |       |        |

## ○市町村の震災廃棄物等処理業務の例

出典：市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル（神奈川県）をもとに一部修正

### 1 総務担当の業務

- ① 職員の参集状況の確認と人員配置
- ② 災害対策本部との連絡
- ③ 震災廃棄物等対策の全体進行管理と調整
- ④ 住民への広報と相談の受付
- ⑤ 県及び他市町村との連絡
- ⑥ 支援の要請

#### (1) 職員の参集状況の確認と人員の配置

- ① 参集職員の確認  
総務担当者は、職員の参集状況及び参集した職員の勤務可能状況を確認する。
- ② 未参集職員との連絡と安全確認  
未参集の職員については、緊急連絡網により電話連絡を行った職員からの情報を参考にし、連絡方法の確保を図る。連絡がとれる場合は、被災状況、安全の確認、人命救助等緊急事態への対応の必要性などを把握し、業務への復帰の見込み等について把握する。
- ③ 配置人員の調整  
総務担当、し尿処理担当、ごみ処理担当、震災廃棄物処理担当の4つの担当に対しそれぞれ職員を配置する。  
職員の配置は、災害の規模、職員の参集状況、未参集職員の参集、業務復帰への見込み等を勘案して定める。  
全体の進行を鑑み、各担当の業務量の変化や職員の健康管理に留意し、職員の配置調整を行う。

#### (2) 災害対策本部との連絡

- ① 災害対策本部からの情報収集  
総務担当者は、震災廃棄物等処理計画の企画立案の基礎情報とするため、災害対策本部から情報を収集し、対策組織内に周知させる。  
これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、逐次最新の情報を収集し、併せてその発表日時を明確にする。  
災害対策本部からの情報収集項目は以下のとおり。
  - ア 避難場所と避難者数
    - ・避難場所名
    - ・各避難場所の収容人数
  - イ 上下水道・道路の被災/復旧見込みの把握
    - ・水道施設の被災状況
    - ・断水の状況と復旧の見通し
    - ・下水処理施設の被災状況
    - ・主要な道路の被災状況と復旧の見通し
  - ウ 家屋の被害状況の把握
    - ・家屋の全壊及び半壊棟数
    - ・家屋の焼失棟数

#### (3) 震災廃棄物等処理に関する全体進行管理と調整

- ① 震災廃棄物等処理に関する全体進行管理

総務担当者は、ごみ・し尿処理施設の被災状況、処理計画の企画立案状況など、震災廃棄物等の処理に関する進捗を総合的に把握し、各担当間の連絡調整を行う。

② 震災廃棄物等処理計画更新に関する調整

仮設トイレの配置計画、し尿処理計画、ごみ処理計画、震災廃棄物処理計画の更新に際し、対策組織全体の調整を行い、必要に応じて会議等を開催する。

③ 関係各部課室との連絡調整

総務担当者は、震災廃棄物等処理計画の更新及び処理の実施にあたり、関係部課室との連絡調整を行う。

(4) ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告

総務担当者は、地震発生後速やかに自市町村の有するごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握し、防災担当課及び県に報告する。

県への報告の様式は、和歌山県地域防災計画「資料編」に定められた「廃棄物処理施設被害状況報告」の様式を用いる。

(5) 住民への広報・相談の受付

① 住民への広報

総務担当者は、震災廃棄物等処理計画及び実施状況を集約し、必要に応じて住民に広報する。

広報の方法について、広報担当課室と連絡調整を行う。

広報を必要とする内容は、以下のものが想定される。

- ア 仮設トイレの設置状況
- イ 仮設トイレの維持管理方法
- ウ ごみの排出方法
- エ ごみ収集体制の臨時変更
- オ し尿収集体制の臨時変更
- カ 倒壊家屋の撤去方針
- キ 倒壊家屋の解体撤去の申請方法

② 住民からの相談・苦情の受付

総務担当者は、住民からの相談あるいは苦情への対応体制を整える。苦情の多くは仮設トイレの設置、し尿の収集、ごみの収集、家屋の解体撤去申請に関するものと想定されるため、これらの最新情報を各担当者より収集し、相談・苦情への対応に備える。

住民からの相談、苦情は、仮設トイレの配置計画、ごみ・し尿・震災廃棄物の処理計画の見直しなどに役立つ有用な情報となるため、その内容と対応を記録、整理し、各担当者に伝達する。

(6) 県との連絡体制の確立

① 連絡経路と担当者の確認

所轄する保健所の市町村連絡担当者の氏名、電話番号、ファックス番号を確認する。

② 県への報告

県への報告内容及び支援要請の報告一覧は参考資料として示しているため、この様式に準じて、報告する。

県への報告事項は、原則として総務担当者が当該分野を担当する担当者に当該事項の報告を求め、これをとりまとめて県に報告する。

県への支援要請は次の「(7) 支援の要請」に従う。

③ 県からの情報収集

震災廃棄物等の処理に関する県の基本方針及び国の動向について、県から情報収集を行う。

県の基本方針及び国の動向、その他県や国からの連絡、通知等を受けた場合は、速

やかに関係する担当者に伝達する。

(7) 支援の要請

① 支援の要請内容のとりまとめ

総務担当者は、し尿処理、ごみ処理及び震災廃棄物処理の各担当者から、仮設トイレ設置、し尿処理、ごみ処理、震災廃棄物処理に関する支援の必要性と要請内容を把握する。

② 支援要請先の選定

支援の要請内容に基づき、近隣市町村、相互協定を締結している市町村、県、県内関係機関・団体等、適切な要請先を検討する。

県外自治体、国など県域を超える支援には、原則として県を通じて要請する。

県内の市町村、関係機関・団体など県域内の支援要請も、県内での調整が必要となる可能性があるため、原則として県を通じて支援要請する。

③ 県内の被災していない市町村への支援要請

支援の要請先が県内の被災していない市町村である場合は、総務担当者は支援の要請書を起案し、要請先市町村の市町村長あてに要請書を送付、支援を要請する。

緊急の場合は、電話等により支援の要請内容を明確に伝え、その後、速やかに要請書を送付する。

県内市町村間の支援について調整が必要となる可能性があるため、支援を要請した場合は速やかにその旨を県に報告する。

④ 県への支援の要請

県に対し支援を要請する場合は、各支援要請内容ごとに以下の様式に準じて、支援要請書を提出する。

ア 仮設トイレの設置に関する支援要請(様式6)

イ し尿収集・処理に関する支援要請(様式8)

ウ ごみ収集・処理に関する支援要請(様式10)

エ 震災廃棄物の処理に関する支援要請(様式13)

⑤ 支援受諾の確認と内容の調整

支援要請先から支援受諾の連絡を受けた場合は、その内容を確認するとともに、速やかに当該分野の担当者に連絡し、支援の受入体制を整えるよう要請する。

要請の受諾内容により、必要に応じて支援の追加要請を検討する。

他市町村あるいは関係団体から支援の申し出があった場合は、支援要請内容と照らし合わせて支援の必要性を判断し、当該分野の担当者に連絡、支援の受入体制を整えるよう要請する。

⑥ 支援の実施状況の把握

支援の受入状況、開始及び実施状況について、各担当者を通じて把握する。また、支援の実施状況をとりまとめ、県に報告する。

(8) 国庫補助に関する事務体制の準備と実施

「廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱」及び「災害廃棄物処理事業費補助金交付要綱」等に基づく国庫補助に係る事務を円滑に進めるため、その事務体制の準備と事務処理を実施する。

総務担当者は、ごみ処理担当及びし尿処理担当から報告されるごみ/し尿処理施設の被災状況及びその復旧工事の状況を踏まえ、被災した廃棄物処理施設の復旧に係る国庫補助事務に関する処理体制を準備する。

総務担当者は、ごみ処理担当、し尿処理担当及び震災廃棄物処理担当から報告されるごみ/し尿処理計画及びその実施状況、家屋の解体撤去に関する震災廃棄物処理計画等を踏まえ、災害廃棄物等の処理事業に係る国庫補助事務に関する処理体制を準備する。

総務担当者は国の国庫補助に係る動向を踏まえ、国庫補助申請に係る県の担当者、必要書類、申請受付日程等を把握し、必要な申請を行う。



## 2 し尿処理担当の業務

- ① 仮設トイレの設置、維持管理、撤去
- ② し尿処理計画の更新
- ③ し尿の収集・処理

### (1) 仮設トイレの設置

#### ① 仮設トイレの配置計画の更新

##### ア 計画の更新

地域防災計画等に定めた仮設トイレの配置計画を現実の必要性和照らし合わせ、必要に応じて配置を修正する。

仮設トイレの必要数が備蓄数を超える場合の調達や、収集・維持管理に関する人的支援の必要性を明確にし、支援要請の基礎情報とする。

##### イ 更新の手順

仮設トイレの地域ごとの必要性を把握するため、以下の情報を災害対策本部あるいは担当の課室から把握する。

##### (7) 住民の避難状況

##### (イ) 上下水道の被災状況と復旧の見通し

これらの情報に基づき、避難住民を対象とした避難場所への仮設トイレ設置の必要性、及び断水や下水道の損壊により水洗トイレが使用不可能となった在宅住民を対象とした仮設トイレの必要性の両方を把握する。

上記で把握した必要性を考慮して、事前に策定した仮設トイレの配置計画に必要な変更を加え、設置スケジュールを含めた仮設トイレ配置計画を更新する。

配置計画を更新した場合は、総務担当者に報告し、設置予定場所、設置予定スケジュール等を住民に広報する。

配置計画を衛生担当課室に報告し、住民からの設置希望や苦情が寄せられた場合は総務担当者へ連絡するよう依頼する。

##### ウ 更新に際しての考慮事項

避難住民等の利便性を判断して仮設トイレの必要数を設定し、追加的に調達が必要な数を予測する。

関係業者の備蓄分や、仮設トイレのリース業者からの調達を検討する。

避難住民の集中の度合いによる仮設トイレの必要度を考慮する。

断水により仮設トイレを必要とする地域での配置を考慮する。

在宅住民で断水等のため、近隣の避難場所の仮設トイレを利用する可能性も考慮する。

高齢者や障害者の使用に配慮した型式の仮設トイレを適正に配置する。

長期の使用が見込まれるところに自市町村の備蓄分を配置し、比較的早期の撤去が見込まれる場所には支援により提供されるものを配置するよう計画する。

設置作業は一つの場所から順番に進めるのではなく、複数の場所で同時平行的に設置するよう計画する。

#### ② 設置体制と人員の確保

仮設トイレの設置はできるだけ速やかに行う必要があるため、清掃関連の課室や他の衛生関連の課室からの臨時的動員により設置人員を確保する。

ボランティアや業者からの協力を得られる場合は設置作業への参加を依頼する。

避難所での設置は、防災訓練等での仮設トイレの設置訓練経験者を募り、設置作業への協力を依頼する。

仮設トイレの設置は数名からなるチームを編成して行い、各チームに設置訓練の経験者を配置する。

避難場所に設置する際は、避難場所での維持管理担当者の選任と、設置作業への参加を依頼する。

避難場所以外に設置する際は、地元自治会組織等からの設置作業への参加を依頼する。

③ 仮設トイレの設置

夜間の照明やし尿収集車の出入りを勘案して設置する。

仮設トイレの使用方法、し尿収集の予定日、故障や異常時の連絡先などを示した文書を仮設トイレに貼付する。

し尿処理担当者は、設置基数と設置した場所の詳細を把握する。

④ 仮設トイレの維持管理計画の策定

維持管理計画として、衛生状態や故障の確認、消臭スプレーやその他衛生薬剤の散布・噴霧の方法、担当者、頻度などを決定する。

これらの維持管理計画の策定にあたっては、保健所や衛生関連課室と協議し、協力、支援を依頼する。

ボランティアの協力が得られる場合は、ボランティアによる仮設トイレの巡回と維持管理業務を計画に組み込む。

維持管理計画を策定後、計画の概要と故障・異常時の連絡先を明記した文書を巡回担当者のほか関係者に配布する。

⑤ 仮設トイレ設置に関する住民への広報内容の報告

仮設トイレの配置計画及び維持管理計画を策定した場合は、仮設トイレの設置場所、仮設トイレの使用法、収集依頼の連絡先、維持管理への協力依頼など住民に広報する内容を明確にし、総務担当者に報告する。

⑥ 仮設トイレの不足状況の把握と支援要請内容の報告

仮設トイレの不足数、設置人員の不足などをできるだけ早期に明確にし、支援を必要とする場合は、調達に必要な数及び設置人員の支援の必要性など要請内容を明確にして総務担当者に報告する。

配置計画の実施段階で不足が認められる場合は、追加調達が必要な数をできるだけ正確に見積る。初期の配置計画を見直し、不要な場所に設置したもの、あるいは断水の復旧により不要になったものを移動させて活用する方策を検討する。

住民からの苦情や情報などを総務担当者から正確に把握し、信頼できる情報に基づき配置計画を見直す。

⑦ 上下水道の復旧状況の把握

上下水道の復旧、特に通水により仮設トイレが不要になるため、上水道、下水道の担当課室から復旧時期を把握し、配置計画の見直しや撤去計画の基礎情報とする。

⑧ 仮設トイレの撤去計画の策定

避難命令・勧告の解除あるいは上下水道の復旧に伴い、仮設トイレの必要数を正確に把握し、復旧状況と適合した適切な撤去計画を策定する。

撤去計画を策定後、撤去予定を住民に知らせるため、仮設トイレに撤去予定時期を掲示する。

(2) し尿収集・処理

① し尿処理施設の被災状況の把握・報告

し尿処理担当者は発災後直ちに、し尿処理施設の被災状況を把握し、総務担当者に報告する。

総務担当者から県への報告の様式は、和歌山県地域防災計画－資料編－に定められた「廃棄物処理施設被害状況報告」の様式を用いる。

② し尿収集対象発生量の推計

収集対象発生量推計の基礎資料として、避難場所の収容人数及び断水地域の在宅住民の人数を把握する。

通常時のし尿収集人口から、し尿収集地域の住民で避難所に避難している人数を差し引き、し尿収集地域の在宅住民数とする。

一人当たりのし尿発生原単位を各市町村の通常時の収集量と対象人口に基づいて定

め、以下の要領で収集対象発生量を推計する。あるいは、原単位として1.72リットル/人日を使用する。

ア 避難所からのし尿発生量の推計式

一日発生量＝発生原単位×当該期間の避難住民数

イ 断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿発生量の推計式

一日発生量＝発生原単位×当該期間の水洗化地域の在宅住民数  
×当該期間の上水道支障率×1/4

(上式の最後の項1/4は断水世帯の在宅住民の1/4が仮設トイレを使用すると仮定した場合の係数であるので、状況に応じてこの係数を設定しなす。)

ウ 通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿発生量の推計式

一日発生量＝発生原単位×当該期間に通常時にし尿収集を行っている世帯に在宅する住民数

(当該住民数＝通常時のし尿収集対象人口－避難住民数×(通常時のし尿収集対象人口÷総人口))

エ し尿収集対象発生量合計＝①＋②＋③

推計結果を総務担当者に報告する。

③ し尿処理計画の更新

ア 計画の更新

仮設トイレの配置計画、し尿収集対象発生量等を踏まえ、事前に定めたし尿処理計画を実施計画として更新する。

し尿の発生量が通常時のし尿処理能力を超える場合の処理施設の確保や、仮設トイレからの収集業務に対する人的支援の必要性を明確にし、支援要請の基礎情報とする。

イ 計画更新の手順

計画更新基礎情報として以下の情報を整理する。

- (ア) 仮設トイレの配置と仮設トイレからのし尿推計発生量
- (イ) 通常時よりし尿収集を行っている地域のし尿推計発生量
- (ウ) し尿収集車の稼働可能台数と収集可能日量
- (エ) し尿処理施設の稼働可能状況と処理可能な日量
- (オ) 下水道に投入する場合は下水処理施設の稼働状況と処理可能な日量
- (カ) 収集ルートの開通状況

処理体制として、以下の事項を定める。

- (ア) 仮設トイレを含めた収集ルート
- (イ) 処理施設への搬入ルート
- (ウ) 収集スケジュール

ウ 更新の際の考慮事項

県の基本方針や国の動向、通達を把握している場合はこれを考慮して計画を更新する。

仮設トイレの配置を考慮し、効率的な収集ルートを設定する。

避難住民が集中している場所など、発生量が多いと予測される場所を考慮して収集頻度、スケジュールを定める。

仮設トイレの設置により収集・処理作業が非常に増大すると予測されるため、効率的な収集・処理体制を検討する。

浄化槽汚泥の収集・処理を考慮する。ただし、緊急を要さない浄化槽汚泥は、収集頻度を当面の間調整する。

発生量の増大により、既存の処理能力を超える場合は、一時的な貯留、下水処理場での分担処理などの補完方法を検討する。

④ し尿収集・処理体制の確保と支援要請内容の報告

通常時のし尿収集・処理体制に基づき、許可業者又は委託業者と協議の上、収集体

制の確保を図る。

し尿収集・処理作業の増大により車両、人員が不足する場合、し尿処理施設が損壊あるいは稼働不能の場合、及びし尿処理施設の能力が不足する場合は必要とする収集車両及び収集人員など支援要請内容を明確にして、総務担当者に報告する。

⑤ し尿収集・処理の進捗状況の把握と報告

し尿処理担当者は、収集作業及び処理の進捗状況を把握し、総務担当者に報告する。

収集・処理体制の強化が必要と認められる場合は、追加支援の要請を検討し、総務担当者に報告する。

⑥ 復旧計画の策定

「(1)⑧仮設トイレの撤去計画」を踏まえ、し尿収集・処理体制の通常時への復旧計画あるいは中期的体制への移行計画を策定する。このため、以下の情報を収集する。

ア 避難住民の帰宅状況

イ 仮設トイレの撤去状況

ウ 仮設住宅の建設・入居状況

計画には、仮設住宅を対象としたし尿収集を含む中期的な収集体制を想定した上で、その体制への段階的移行の手順、時期的な見通しを定める。

⑦ 復旧状況の把握と報告

仮設トイレの撤去状況、仮設住宅への入居状況を踏まえて、し尿収集・処理体制の復旧計画の見直しを行う。

復旧状況を取りまとめ、総務担当者に報告する。

### 3 ごみ処理担当の業務

①ごみ処理計画の更新

②避難所及び一般家庭から排出されるごみの収集・処理

(1) ごみ処理施設の被災状況の把握・報告

ごみ処理担当者は発災後直ちにごみ処理施設の被災状況を把握し、総務担当者に報告する。

総務担当者から県への報告の様式は、和歌山県地域防災計画－資料編－に定められた「廃棄物処理施設被害状況報告」の様式を用いる。

(2) ごみ発生量の推計

ごみ発生量の推計の基礎資料として、避難場所の収容人数及び自宅に在宅する住民の人数を把握する。

一人当たりの家庭ごみ及び粗大ごみの発生原単位を各市町村の通常時の収集量と対象人口に基づいて定め、以下の要領で発生量を推計する。

ごみ発生量の増減率は、震災の規模等を考慮して設定する。

推計結果を県に報告する。

① ごみ発生量の合計

ごみ発生量＝家庭ごみ＋粗大ごみ

② 家庭ごみの発生量の推計式

ア 避難所からのごみ発生量の推計式

一日発生量＝発生原単位×当該期間の避難住民数

×当該期間のごみ発生量の増減率

当該期間の発生量＝当該期間の一日あたり発生量×日数

イ 住民の在宅している世帯からのごみ発生量の推計式

一日発生量＝発生原単位×当該期間の在宅住民数×当該期間のごみ発生量の増減率

当該期間の発生量＝当該期間の一日あたり発生量×日数

③ 粗大ごみ発生量の推計式

一日発生量＝通常時の粗大ごみ一日発生量＋(災害時の発生原単位×大破棟数  
×当該期間の一日当たりの粗大ごみの排出率)

当該期間の発生量＝当該期間の一日あたり発生量×日数

(3) ごみ処理計画の更新

① 計画の更新

現実の被災状況を踏まえ、事前に定めたごみ処理計画を実施計画として更新する。

ごみの発生量が通常時の収集・処理能力を超える場合の収集車両、人員、処理施設の確保や支援の必要性を明確にし、支援要請の基礎情報とする。

② 計画更新の手順

計画更新の基礎情報として以下の情報を整理する。

ア 避難所からのごみ推計発生量

イ 住民が在宅する地域からのごみ推計発生量

ウ 粗大ごみの発生動向と推計発生量

エ ごみ収集車の稼働可能台数と収集可能日量

オ ごみ処理施設の稼働可能状況と処理可能な日量

カ 粗大ごみの仮置場の必要性

キ 収集ルートの開通状況

収集・処理体制として以下の事項を定める。

ア 避難場所を含めた収集ルート

イ 処理施設への搬入ルート

ウ 粗大ごみの応急時の収集体制

エ 粗大ごみの仮置場の開設計画と搬入ルート

オ 収集スケジュール

カ 適正処理が困難な廃棄物等への対応方針

③ 更新の際の考慮事項

避難住民が集中している場所など、発生量が多いと予測される場所を考慮して収集頻度を定める。

避難命令・勧告が解除され、住民が帰宅するにつれて、粗大ごみの発生が増加するため、発生動向を逐次把握して、処理計画を更新する。

粗大ごみの一時的な増加に対応するため、申込制の代わりに応急的な措置として、期間を限定した各戸収集の採用などを検討する。

(4) ごみ収集・処理体制の確保と支援要請内容の報告

通常時のごみ収集・処理体制に基づき、作業人員、収集車両、処理施設を確保する。

収集作業を委託している場合は委託業者と協議の上、収集体制の確保を図る。

ごみ収集・処理業務の増大により車両、人員が不足する場合、ごみ処理施設が損壊あるいは稼働不能の場合及びごみ処理施設の能力が不足する場合は、支援の必要性、支援要請内容を明確にして総務担当者に報告する。

(5) ごみ収集に関する住民への広報内容の報告

上記のごみ処理計画に基づき、ごみの排出方法や、収集場所、収集スケジュール、粗大ごみの収集方式の変更など、避難住民、在宅住民の両者に広報する内容を明確にし、総務担当者に報告する。

避難住民が帰宅した後の粗大ごみの排出増加に備え、粗大ごみの収集方式や排出の際の申込先、留意事項など、広報する内容を明確にし、総務担当者に報告する。

生ごみを含む可燃ごみの収集を優先するために、不燃ごみの家庭内での一時保管を要請する場合は、その旨総務担当者に報告する。

(6) 適正処理が困難な廃棄物等の処分方法の確立

適正処理が困難な廃棄物等は、業者による回収を原則として、その処分方法を、想定される品目ごとに関係業界と協議し回収依頼先、依頼方法などを定める。

回収依頼先や依頼方法を住民に広報する。また、適正処理が困難な廃棄物等の処分に関する相談窓口を総務担当内に設置し、処分方法の相談を受ける。

業者による回収が困難な品目は、応急的な対応として市町村が一旦回収した後にまとめて業者に引き渡すなどの公的な関与対策を考慮する。

避難場所からのカセットコンロのボンベの排出増加が予想されるため、使い切ってから排出するなどの留意事項を周知する。

(7) ごみ収集・処理の進捗状況の把握と報告

ごみ処理担当者は、収集作業及び処理の進捗状況を把握し、総務担当者に報告する。

収集・処理体制の強化が必要と認められる場合は、追加的な支援の要請を検討し、総務担当者に報告する。

(8) 復旧計画の策定

避難住民の帰宅状況、粗大ごみの増減の動向を踏まえ、ごみ収集・処理体制の通常時への復旧計画あるいは中期的体制への移行計画を策定する。このため、以下の情報を収集する。

① 避難住民の帰宅状況

② 粗大ごみの排出の増加減少の動向

計画には、粗大ごみ排出量の増加を含めた中期的なごみ収集体制を想定した上で、その体制への段階的移行の手順、時期的な見通しを定める。

(9) 復旧状況の把握と報告

粗大ごみの増減動向、仮設住宅の入居状況を踏まえて、ごみ収集・処理体制の復旧計画の見直しを行う。

復旧状況をとりまとめ、総務担当者に報告する。

#### 4 震災廃棄物処理担当の業務

震災廃棄物処理は、地震災害の発生に伴い新たに生じる業務であるため、震災廃棄物担当職員として4つの担当を置き、さらに解体撤去事務担当に4つの係を置く。

①震災廃棄物処理計画担当

②解体撤去事務担当

- ・申請受付係
- ・建物確認・調査係
- ・発注・作業管理係
- ・経理係

③仮置場担当

④震災廃棄物処理推進担当

## (1) 震災廃棄物処理計画担当の業務

- |                               |
|-------------------------------|
| ①震災廃棄物の発生量推計<br>②震災廃棄物処理計画の更新 |
|-------------------------------|

## ① 家屋の倒壊状況の把握

災害対策本部から発表される家屋(住家)の全壊棟数、半壊棟数及び焼失棟数を総務担当者を通じて把握する。

被害状況が明らかになるにつれて、倒壊棟数、焼失棟数も更新されるので、逐次新しい情報の収集に努める。

家屋の被害状況を把握・確認する課室から、建物の構造別に住宅の全壊・半壊及び焼失棟数を把握する。

## ② 震災廃棄物発生量の推計

震災廃棄物の発生量推計の基礎資料として、全壊・半壊及び焼失棟数を把握する。

以下の式に基づき、全壊棟数、半壊棟数及び焼失棟数からの震災廃棄物の発生量を、推計する。

## 震災廃棄物の推計式

$$\begin{aligned}
 \text{発生量} &= \text{①解体棟数} \times \text{②平均延床面積} \times \text{③震災廃棄物の発生原単位} \\
 &= \text{建物の全壊棟数} \times 1 \text{棟あたり平均延床面積} \times \text{震災廃棄物の発生原単位} \\
 &\quad + \text{建物の半壊棟数} \times 1 \text{棟あたり平均延床面積} \times \text{震災廃棄物の発生原単位} \\
 &\quad + \text{建物の焼失棟数} \times 1 \text{棟あたり平均延床面積} \times \text{震災廃棄物の発生原単位} \\
 &= \text{建物の全壊棟数} \times 82 \text{ t} + \text{建物の半壊棟数} \times 41 \text{ t} \\
 &\quad + \text{建物の焼失棟数} \times 68 \text{ t}
 \end{aligned}$$

平均延床面積、発生原単位は、各市町村の状況に応じた原単位を設定する。

発生量の推計結果を総務担当者に報告する。

## ③ 産業廃棄物処理施設の震災廃棄物受入状況の把握

市町村内及び近隣の産業廃棄物処理施設で、震災廃棄物の再利用・再資源化、中間処理・処分が可能な施設に対し、被災状況、震災廃棄物の受入可能状況を問い合わせる。

震災廃棄物の再利用・再資源化、中間処理・処分が可能な施設として、以下の施設を対象とする。

ア 木くずの再利用・再資源化、破碎、焼却施設

イ コンクリート塊の破碎及び再資源化施設

ウ 金属くずの破碎及び再資源化施設

エ 最終処分場

県は産業廃棄物処理施設の被災状況、震災廃棄物の受入可能状況について情報を収集するので、必要に応じて県に問い合わせる。

## ④ 震災廃棄物の処理に関する県の基本方針の把握

県が更新する震災廃棄物の処理に関する基本方針を総務担当者を通じて把握し、災害廃棄物処理計画の更新の際に考慮する。

## ⑤ 震災廃棄物の処理及び倒壊家屋の解体撤去に関する国の動向の把握

震災廃棄物の処理及び倒壊家屋の解体撤去に関する国庫補助等、国の動向について、総務担当者を通じて県から情報収集を行う。

国庫補助に関する方針など、市町村の震災廃棄物処理に関連する事項を把握し、災害廃棄物処理計画の更新の際に考慮する。

## ⑥ 震災廃棄物処理計画の更新

ア 計画の更新

現実の被災状況を踏まえ、事前に定めた震災廃棄物処理計画を実施計画として更新する。

震災廃棄物の発生量に基づき全体の作業量を予測し、処理体制の整備、人員、処理施設の確保を行う。

支援の必要性を明確にし、支援要請の基礎情報とする。

#### イ 計画更新の手順

計画更新の基礎情報として以下の情報を整理する。

- (ア) 震災廃棄物の推計発生量
- (イ) 県の震災廃棄物の処理に関する基本方針
- (ウ) 震災廃棄物の処理及び倒壊家屋の解体撤去に関する国の動向
- (エ) 市町村の復旧・復興計画

震災廃棄物処理計画として、解体撤去、仮保管、再利用・再資源化、中間処理、最終処分計画を更新する。計画内容は以下に示す。

計画の更新は、各担当者と協議して行う。

これらの計画は震災廃棄物の実際の発生量、業務の進捗状況などにより、適宜見直す。

#### ウ 解体撤去の計画内容

計画の内容として以下の事項を定める。

- (ア) 住民からの解体撤去申請受付事務の体制
- (イ) 解体業者との契約方式
- (ウ) 解体撤去の優先度評価の基準
- (エ) 解体撤去業者への発注・完了確認・支払いの手順
- (オ) 解体撤去作業の管理・指導の要領
- (カ) 作業スケジュール

##### 〔計画更新の考慮事項〕

解体撤去申請の受付の際に、固定資産課税台帳等により解体申請のあった建物の面積確認などを行う必要があるため、税務担当課室との協議体制を考慮する。

解体撤去の優先度判定のための建物調査は、多くの補強人員を要するため、建築関連団体からの協力等を考慮する。

#### エ 仮保管の計画内容

計画の内容として以下の事項を定める。

- (ア) 必要とされる保管容量の推計
- (イ) 仮置場用地の選定
- (ウ) 搬入ルートの設定
- (エ) 各仮置場の運用時間
- (オ) 分別ごとの受入区画の設定
- (カ) 車両の誘導及び廃棄物の積み下ろしに関する指導方法
- (キ) 受け入れた廃棄物の重機による積み上げや二次分別の方法
- (ク) 仮置場の夜間の警備体制

##### 〔計画更新の考慮事項〕

解体撤去作業から搬入される震災廃棄物量と再利用・再資源化、処理、処分のために搬出される量とを考慮して必要な保管容量を予測する。

事前に選定した仮置場の容量が不足した場合は、新たな候補地を選定し、その確保を図る。

相互協定及び震災廃棄物等処理計画により、協定市町村と仮置場の共同利用が定められている場合は、当該市町村とその開設、運用方法を協議し、計画を更新する。

中間処理を行うために仮置場に臨時的設備を設置する場合は、これを考慮して区画設定、運用方法を計画する。

#### オ 再利用・再資源化/中間処理/最終処分の計画内容

計画の内容として以下の事項を定める。



- (フ) 分別区分ごとの再利用・再資源化の目標
- (ヘ) 市町村所有の施設で行う再利用・再資源化及び中間処理の方法と計画量
- (ニ) 民間産業廃棄物処理施設に委託して行う再利用・再資源化及び中間処理の方法と計画量
- (ホ) 仮置場からの搬出方法
- (ハ) 最終処分量の推計と最終処分の方法

〔計画更新の考慮事項〕

分別区分ごとの推計発生量から、再利用・再資源化の目標を定め、自市町村所有の施設での処理及び産業廃棄物処理施設への委託などによる再利用・再資源化計画を策定する。

再利用・再資源化が困難なものは、破碎・焼却等を適正に限実施するため、自市町村所有の施設での処理、臨時的な中間処理設備の導入、産業廃棄物処理施設への委託などによる中間処理計画を策定する。

近隣の産業廃棄物処理施設における再利用・再資源化及び中間処理の方法、可能受入量を把握し、仮置場からの搬出方法や日程を計画する。

長期的、広域的な観点から最終処分方法を検討する。

⑦ 適正処理が困難な廃棄物等に関する対応方針

家屋の解体撤去に伴い発生するアスベストは、適正な処理を図る。

倒壊家屋の内部に放置された適正処理が困難な廃棄物等は、解体撤去時に搬出して適正処理することを原則として、対象家屋の所有者にその旨周知させる。

(2) 解体撤去事務担当の業務

- ①家屋の解体撤去に関する申請受付
- ②建物確認・調査
- ③業者への発注・作業管理
- ④支払等の経理

① 家屋の解体撤去に関する業務分担

家屋の解体撤去の申請受付等に関する担当係とその業務は以下のとおり。

- ア 申請受付係  
解体撤去に関する申請書類の受付、書類の確認
- イ 建物確認・調査係  
申請書に基づく現地調査と解体優先度の評価
- ウ 発注・作業管理係  
解体業者への発注と作業管理及び作業完了確認
- エ 経理係  
解体業者への支払いと国庫補助に関する業務

② 申請受付係の業務

- ア 申請書類の書式の用意  
市町村が採用する契約方式に応じて、申請方法の説明文書、家屋の解体撤去の申請書、解体撤去作業委託に関する市町村と業者、住民の契約書、解体撤去作業委託仕様書等の書式を用意する。
- イ 住民への広報  
市町村の事業として行う解体処理の概要、申請方法、申請書類の配布場所、添付する書類、受付場所と受付時期の住民への広報を総務担当に依頼する。
- ウ 申請書類の受付  
申請書は市町村による解体撤去への同意書を兼ねており、申請者は当該建物の所有者とする。  
申請書類として、申請書、り災証明書、占有者の同意書、返信用封筒の提出を求

める。

エ 記入事項の確認

申請書類を受け付ける際は、上記の書類に記入もれがないか確認する。建物の面積は、税務担当課室と連絡をとり、固定資産課税台帳等により延べ床面積を確認する。

地震被災後は電話等連絡方法が不十分なため、あとの確認に手間取るので、その場で記入事項を確認し、確認できないものは、記入後再度申請するよう求める。

オ 建物の確認・調査の依頼

申請書及び住宅地図のコピーを建物確認・調査係に提出し、現地調査を依頼する。

カ 解体日時の申請者への通知

建物の確認・調査、優先度評価の後、発注・作業管理係は業者に解体作業を発注し、解体作業への着手日時を申請受付係に報告する。

解体作業の着手日時の報告を受けたら、解体撤去作業通知書に日時を記入して、申請者に返送する。

③ 建物確認・調査係の業務

ア 建物の確認

申請受付係より提出された申請書と住宅地図のコピーに基づき、現地調査を行い、建物の立地地域、損壊度を確認する。

イ 発注・作業管理係への報告

現地調査の結果をもとに、危険性、公益性を考慮して解体優先度を評価する。申請書に優先度を記入して発注・作業管理係に提出する。

④ 発注・作業管理係の業務

ア 解体業者への説明会の開催

市町村からの解体業務受注を希望する業者に対し、関連業界団体を通じ、あるいは市町村の広報により、解体発注に関する説明会の開催を広報するよう総務担当に依頼する。

説明会では、市町村への登録方法、市町村との契約様式(直接契約方式であること)、解体撤去及び撤去の単価、発注手続きの概要を説明する。

当日説明会に参加できなかった業者に対しても、逐次問い合わせに応じて同様の説明を行う。

イ 解体業者の市町村への登録

発注先業者リストを作成するため、解体業務受注を希望する業者に対し、市町村への登録を求める。

登録は各業者からの登録書提出により行う。登録の際に、業務実績を示す書類の提出を求め、解体能力を把握する。

ウ 解体撤去作業の発注・契約

優先度の評価による解体の順序に従って、業者リストから解体業者を選定し発注する。

業者と市町村との間で契約書を作成する。

作業着手日時を明確にし、解体業者に着手届けの提出と工期(完了見込み)の報告を求める。

エ 発注時の解体業者への周知事項

適切な解体作業及び搬出のための留意事項を周知させるため、市町村が定めた「解体撤去作業指針」及び「搬入・運搬作業指針」を配布する。

指針の記載内容例を巻末資料に示した(→解体撤去指針の内容例、運搬・撤去指針の内容例)。

仮置場への搬入を搬入許可券で管理する場合は、発注時にその旨を周知させ、必要とされる搬入許可券を渡す。

仮置場への搬入路及び場内の受入区画の地図を渡す。

作業着手前及び作業完了後にそれぞれ、建物の位置が特定できるよう背景を入れ

た写真を3方向から撮影し、作業完了確認用とする。

オ 作業着手日時申請者への通知

発注契約完了後直ちに、着手予定日時を申請受付係に連絡する。

カ 解体撤去作業の完了確認

解体撤去作業の確認のため、解体前と解体後の状況に移した写真(建物の位置が特定できるよう背景を入れて3方向より撮影したもの計6枚)の提出を求める。

解体撤去作業の完了を確認したら、作業完了確認書を交付し、契約書に記載された契約額に基づく請求書を添付して、経理係に提出するよう伝える。

⑤ 経理系の業務

ア 解体業者への支払い

解体業者から作業完了確認書と請求書の提出を受けたら、契約書を参照して記載内容、契約額を確認し、業者への支払い手続きを行う。

イ 国庫補助の申請準備

作業完了確認書の写しと解体業者からの請求書(または領収書)を整理、保管し、国庫補助を受けるための申請書類等を準備する。

(3) 仮置場担当の業務

① 仮置場の開設準備

② 仮置場の運用

① 仮置場の開設準備

仮置場計画に基づき、搬入・積み下ろしのための場内ルートを設定する。

仮置場の受入時間、受入基準、受入区画と使用順序を示す文書及び場内ルート及び仮置場周辺の搬入ルートを示す地図を作成する。これを解体撤去事務担当の発注・作業管理係に提出し、解体業者、運搬業者への周知を要請する。

分別ごとの区画、積み下ろし場所などを表示する標識を場内に設営する。

仮置場入り口での搬入物及び搬入券の確認体制、場内各区画での積み下ろしの指示体制を確立する。入り口での確認と受入区画での車両誘導が連携して作業できるよう、トランシーバーなどの通信機器を整備する。

場内での二次分別、場内整理のための積み上げ、廃棄物の再利用・再資源化/中間処理/最終処分のための搬出車両への積み込みのための重機及び運転人員を民間業者に委託して確保する。

② 仮置場への搬入作業の管理・指導

仮置場の入り口で、搬入券及び搬入物の内容確認を行う。

場内では、車両誘導員を配置して、搬入物の分別区分ごとに円滑に搬入させる。

搬入の順番待ちのために仮置場の入り口付近に前夜から車両を放置することのないよう指導する。

不法投棄を防止するための体制を整える。

③ 再利用・再資源化/中間処理施設、最終処分場への搬出

処理施設、処分場への搬出の際は、廃棄物の積み込みが効率的に実施できるよう、震災廃棄物処理推進担当と事前の搬出用車両の派遣の連絡等の連携を図る。

搬出の連絡を受けたら、廃棄物の積み込みのための重機を配置し、適切な位置に搬出用車両を誘導する。

(4) 震災廃棄物処理推進担当の業務

① 震災廃棄物の市町村処理施設での処理

② 震災廃棄物の民間業者への処理委託の調整

① 臨時の中間処理施設の設置

震災廃棄物処理計画に従い、臨時の中間処理(破碎・焼却)設備の設置について詳細に検討する。設置場所としては、仮置場としている市町村有地などを選定する。

設置場所の選定の際は、焼却に伴う大気への影響、破碎の際の騒音など周辺環境を考慮する。必要とされる処理能力、耐用期間などを考慮して機種を選定する。

発注から設置完了までの期間を考慮し、設備の稼働計画を策定する。中間処理後の廃棄物の処分方法を併せて検討する。

② 民間産業廃棄物処理施設への委託

再利用・再資源化及び中間処理の対象とする廃棄物の分別区分に応じて、委託先とする民間産業廃棄物処理施設を選定する。民間産業廃棄物処理施設の処理対象廃棄物、処理能力等は、必要に応じて県及び(社)産業廃棄物協会から情報を得る。

施設の震災廃棄物受入可能状況を踏まえ、複数の施設への委託を検討する。

委託にあたっては、処理単価、仮置場からの搬出方法、想定される委託期間、中間処理後の廃棄物の取り扱いなどを取り決める。

③ 震災廃棄物の有効利用先の検討

コンクリート塊の路盤材、路床材への有効利用法を検討し、利用する事業実施者の協力を求める。

木くず及び金属くずも有効利用法を検討し、利用者の協力を求める。

④ 再利用・再資源化/中間処理/最終処分の進捗状況の把握と報告

再利用・再資源化/中間処理/最終処分は中長期にわたるため、毎月処理の進捗状況を把握し、全体の処理計画のうちどの程度まで処理が進んでいるかを把握し、総務担当に報告する。

○解体撤去申請書の書式例

出典：市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル（神奈川県）をもとに一部修正

|      |   |
|------|---|
| 受付番号 | 号 |
|------|---|

倒壊家屋の解体撤去申請書

申請年月日 年 月 日

(〇〇市町村長) 様

申請者（建物所有者）

住所  
 ふりがな  
 氏名  
 連絡先住所  
 電話

今回の〇〇地震により被害を受けた下記の建物について、（市町村名）の震災廃棄物処理事業の一環として、解体撤去していただくよう申請します。

当該建物の解体撤去に関しては、占有者、関係権利者及び付近の住民等の同意を得ており、市町村及び施工者に対して、一切の不服申し立て及び訴訟の提起はいたしません。

また、解体撤去に伴う事後の紛争が生じた場合には、建物の所有者である私の責任において解決いたします。

記

解体撤去申請をする建物

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 所在地   |                                               |
| 建物の名称 |                                               |
| 建物の構造 | 木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他（                      ）  |
| 建物階数  | 地上      階      、      地下      階               |
| 建物の種類 | 住宅   店舗      共同住宅   店舗付住宅   マンション   事務所   その他 |
| 延床面積  | m <sup>2</sup>                                |

添付書類

- ・ 被災証明書
- ・ 占有者の同意書
- ・ 建物の場所を示す地図

## ○解体撤去作業仕様書の書式例

出典：市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル（神奈川県）をもとに一部修正

### 解体撤去作業委託仕様書

- 1 作業に着手する際は、物件の所有者、占有者（以下「所有者等」という。）の立ち会いを求め、着手日時を本市町村に連絡すること。  
所有者等の立ち会いがない場合は、解体工事に着手してはならない。
- 2 家屋等の解体中に、所有者等が貴重品等の取り出し等を依頼した場合は、安全に十分配慮したうえで、取り出しに協力すること。
- 3 作業の実施の際は、作業区域の両側に誘導員を配置して、第三者の安全の確保に努めること。
- 4 作業手順等の計画を事前に検討し、作業主任者または作業指示者、重機等機械の運転者、作業員に周知して、作業の安全な実施に努めること。
- 5 木造家屋の解体は、手壊しと機械による解体を併用する。特に隣家と近接する部分は、隣家に支障を与えないよう手壊しとする。
- 6 作業実施の際は、粉じんの発生を防止するため、作業現場で散水を行う、あるいはシートで覆うなどの対策を講じること。
- 7 解体撤去は基礎の上までとし、基礎コンクリートの取り壊し撤去は行わない。
- 8 解体作業に伴い生ずる廃棄物は、本市町村の定める分別区分にしたがって、可能なかぎり分別した上で搬出すること。コンクリート塊は、約〇〇cm程度以下に破碎して搬出すること。
- 9 解体後の廃棄物の運搬を協力業者に請け負わせる場合は、廃棄物収集運搬業者に請け負わせることを原則とする。
- 10 解体後の廃棄物は指定された仮置場に搬入すること。
- 11 作業実施にあたり、疑義が生じた場合は市町村、作業を受託した解体業者、所有者等の三者の協議により解決すること。

## ○解体撤去指針の内容例

出典：市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル（神奈川県）

### 解体撤去を行うにあたっての留意事項

(〇〇市町村〇〇部)

家屋の解体撤去を行う方は、次のことに留意して作業を進めて下さい。

- 1 家屋の解体撤去は、発注時にお渡しした仕様書に従って行って下さい。
- 2 発注時に取り決めた解体日時を守って下さい。都合により解体日時を変更する場合は、立会者に知らせる必要がありますので、市町村及び建物所有者に速やかに連絡して下さい。
- 3 解体前及び解体後にそれぞれ3方向から写真を撮影し、完了届の提出の際に添付して下さい。
- 4 解体撤去時には、土地の境界標識を保存するよう配慮して下さい。
- 5 解体時に解体物や粉じんの飛散を防止するため、シートで覆うなどの適切な措置を講じて下さい。また、粉じんの飛散を防止するため、適宜散水などを行って下さい。
- 6 近隣に住まわれている方がいる場合には、解体時の騒音を抑制するよう方策を講じて下さい。早朝及び深夜の作業は控えて下さい。
- 7 解体の対象家屋にアスベスト建材が使用されている場合は、市町村の特記仕様書に従って適切に解体撤去及び処理を行って下さい。  
発注時に事前の取り決めがなく、新たに作業中にアスベストの使用を発見した場合は、一旦作業を中止して、すみやかに市町村に届け出て下さい。処理の方法について協議します。  
なお、アスベストを使用した建築の解体については、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（建設省住宅局建築指導課・建設大臣官房官庁営繕部監督課監修、日本建築センター発行、昭和63年）、処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」（厚生省水道環境部産業廃棄物対策室監修、(財)日本産業廃棄物センター発行、昭和63年)を参考にしてください。
- 8 家屋内部の什器備品、家具、家電製品等は建物の所有者が事前に処分することを原則としていますが、内部に残されているものは家屋とともに解体撤去して下さい。
- 9 危険物や有害廃棄物が内部に残されているのを発見した場合は、速やかに市町村に届け出て下さい。処理方法について協議します。
- 10 産業廃棄物にあたるものは、当該事業者の責任において処理していただきますので、内部に残されているものを発見された場合は、市町村に届け出て下さい。
- 11 解体時及び搬出車両への積み込み時には、現場付近の交通の妨げにならないよう配慮して下さい。

- 12 解体に伴い発生する廃棄物は以下の6種類に分別して下さい。
- ①木くず（チップ化などの再資源化が可能な形で排出して下さい。）
  - ②その他可燃物（壁紙、布類、細かい木くず等）
  - ③コンクリート塊（できるだけ、鉄筋鉄骨を除き、〇〇cm以下の塊に砕いて排出して下さい。）
  - ④金属くず（鉄筋、鉄骨、その他鋼材、鋼材、アルミ材など）
  - ⑤その他不燃物（ガラス・陶磁器くず、タイルなど）
  - ⑥以上のものを分別した後に残る混合廃棄物（分別を極力行い、最小限の量にして下さい。）
- 13 解体後の廃棄物を仮置場に搬入するためには、発注時にお渡しした搬入券が必要です。協力業者に運搬を依頼する場合には、搬入券を渡して下さい。搬入券がない場合は搬入できませんので、注意して下さい。
- 14 廃棄物の搬入券は、発注時に見積もった量に従って、必要なだけお渡ししてありますので、この範囲内で搬入して下さい。搬入券は各解体対象家屋ごとに交付していますので、他の現場のものを流用しないで下さい。  
また、搬入券が余った場合は返却して下さい。搬入券が不足した場合は、追加交付しますので、その理由を付して再度申請して下さい。

不明な点、おわかりにならない点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

〇〇市町村〇〇部〇〇課  
震災廃棄物解体撤去事務担当 電話〇〇-△△△△



## ○運搬・搬入指針の内容例

出典：市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル（神奈川県）

### 震災廃棄物の運搬・搬入を行うにあたっての留意事項

（○○市町村○○部）

震災廃棄物を仮置場へ運搬・搬入を行う方は次のことに留意して下さい。

- 1 震災廃棄物の仮置場への搬入には必ず搬入券が必要です。搬入券は家屋の解体撤去の発注の際にお渡ししてありますので、必ずそれをお持ち下さい。
- 2 指定された仮置場に搬入してください。仮保管場所の指定は搬入券の券面に示されています。指定された仮置場以外では搬入券は無効ですので、注意して下さい。
- 3 搬入券には有効期限が定められています。有効期限を過ぎたものは無効ですので、再交付を希望される方は、有効期限内に搬入できなかった理由を添えて、再度申請して下さい。
- 4 搬入券は各解体対象家屋ごとに交付していますので、他の現場のものを流用しないで下さい。また、搬入券が余った場合には速やかに○○課震災廃棄物解体撤去事務担当に返納し、当該家屋の解体以外から発生した廃棄物の搬入には使用しないで下さい。
- 5 各仮置場への搬入ルートを一紙のように定めていますので、このルートに従って搬入して下さい。
- 6 運搬中に積載物が落下、飛散することのないよう、荷台にシートをかけるなどの適切な措置を講じて下さい。
- 7 仮置場では、震災廃棄物を分別区分ごとに受け入れています。解体時に分別した区分ごとに積載し、搬入して下さい。  
分別が不十分なものは受け入れを認めませんので、注意して下さい。
- 8 各仮置場の受け入れ時間は搬入券の券面に示したとおりです。必ずこの時間内に搬入して下さい。
- 9 仮置場内では、車両誘導員の指示に従って下さい。
- 10 搬入の順番待ちのために、前夜から仮置場付近の搬入ルートに駐車することは固く禁じます。
- 11 仮置場付近の搬入ルートで搬入の順番待ちをしている場合には、付近の住民に配慮して、むやみにクラクションを鳴らさないで下さい。また、排気ガス公害防止のため、渋滞時にはエンジンの一時停止の励行をお願いします。

不明な点、おわかりにならない点がありましたら、以下までお問い合わせ下さい。

○○市町村○○部○○課

震災廃棄物解体撤去事務担当 電話○○-△△△△

仮保管場所担当 電話○○-△△△△

○搬入券の書式例

出典：市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル（神奈川県）をもとに一部修正

|                                         |                                    |                         |
|-----------------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 仮置場 ○○                                  |                                    | (発行番号)                  |
| 廃棄物の種別                                  | 木くず                                | 有効期限<br><br>(市町村の発行者の印) |
| 搬入許可量                                   | 本券により<br><br>○トン車<br><br>1台の搬入を認める |                         |
| 本券は、住宅から発生する震災廃棄物を仮置場○○へ搬入するための搬入許可券です。 |                                    |                         |

|                                         |                                    |                         |
|-----------------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 仮置場 ○○                                  |                                    | (発行番号)                  |
| 廃棄物の種別                                  | コンクリート塊                            | 有効期限<br><br>(市町村の発行者の印) |
| 搬入許可量                                   | 本券により<br><br>○トン車<br><br>1台の搬入を認める |                         |
| 本券は、住宅から発生する震災廃棄物を仮置場○○へ搬入するための搬入許可券です。 |                                    |                         |

## ○県への報告内容及び支援要請様式等一覧

出典：市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル（神奈川県）をもとに一部修正

| 報告内容の区分 | 報告内容及び支援要請                                                                               | 様式                                        | 報告・要請の時期                                                         |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 施設の被災状況 | 廃棄物処理施設被害状況報告<br>公共施設等被害報告                                                               | 和歌山県防災計画資料編<br>様式1                        | 地震発生後14日以内<br>地震発生後すぐ                                            |
| 仮設トイレ   | 上下水道及び施設の被災状況<br>仮設トイレの配置計画と設置状況<br>上下水道及び施設の復旧状況<br>仮設トイレの撤去計画／撤去状況<br>仮設トイレの設置に関する支援要請 | 様式2<br>様式3<br>様式4<br>様式5<br>様式6           | 地震発生後すぐ<br>" 約3日～1週間後<br>" 約1週間～2週間後<br>" 約2週間以降<br>支援の必要が生じた時   |
| し尿処理    | し尿の推計収集対象発量<br>し尿収集・処理に関する支援要請<br>市町村のし尿処理計画<br>し尿収集・処理の進捗状況<br>し尿処理の復旧計画／復旧状況           | 様式7<br>様式8<br>特に定めない<br>特に定めない<br>特に定めない  | 地震発生後約1週間後<br>支援の必要が生じた時<br>地震発生後約1週間後<br>" 約2週間～1ヶ月後<br>" 約1ヶ月後 |
| ごみ処理    | ごみの推計発生量<br>ごみ収集・処理に関する支援要請<br>市町村のごみ処理計画<br>ごみ収集・処理の進捗状況<br>ごみ処理の復旧計画／復旧状況              | 様式9<br>様式10<br>特に定めない<br>特に定めない<br>特に定めない | 地震発生後約1週間後<br>支援の必要が生じた時<br>地震発生後約1週間後<br>" 約2週間～1ヶ月後<br>" 約1ヶ月後 |
| 震災廃棄物処理 | 家屋の倒壊及び焼失状況<br>震災廃棄物推計発生量<br>震災廃棄物処理に関する支援要請<br>市町村の震災廃棄物処理計画                            | 様式11<br>様式12<br>様式13<br>特に定めない            | 地震発生後約1週間後<br>" 約1週間～2週間後<br>支援の必要が生じた時<br>地震発生後約2週間～1ヶ月後        |
|         | 解体撤去申請の受付状況<br>解体業者への発注・解体作業の進捗状況<br>解体業者への支払業務の進捗状況                                     | 特に定めない<br>特に定めない<br>特に定めない                | 地震発生後約2週間～1ヶ月後<br>" 約2週間～1ヶ月後<br>" 約1ヶ月後以降                       |
|         | 仮置場の配置・開設準備状況<br>仮置場の運用計画                                                                | 特に定めない<br>特に定めない                          | 地震発生後約1週間～2週間後<br>" 約2週間後                                        |
|         | 再利用・再資源化／処理／処分計画<br>震災廃棄物処理実績報告                                                          | 特に定めない<br>様式14                            | 地震発生後約2週間～1ヶ月後<br>" 約1ヶ月後以降                                      |

様式（和歌山県防災計画資料編より）

番 号  
平成 年 月 日

環境大臣 様

〇〇市町村長

廃棄物処理施設被害状況の報告について

このことについて、平成 年 月 日 の により下記のとおり被害を受けたので報告します。

記

1 災害の概要

（ 具体的に記入すること、特に暴風、豪雨、洪水による被害の場合は 降水量（1時間最大雨量、24時間最大雨量）を必ず記入すること。 ）

2 全般的被害状況

| 市町村名 | 人 的 被 害 |      |     | 住 家 の 被 害 |     |     |       |       | 備 考 |
|------|---------|------|-----|-----------|-----|-----|-------|-------|-----|
|      | 死 者     | 行方不明 | 負傷者 | 全 壊       | 流 出 | 半 壊 | 床 上 水 | 床 下 水 |     |
|      | 人       | 人    | 人   | 戸         | 戸   | 戸   | 戸     | 戸     |     |

3 廃棄物処理施設の被害状況

(1) 被害の概要

（具体的に記入すること）

(2) 設置主体名 〇〇市

（一部事務組合の場合は、構成市町村名を付記すること）

(3) 施設名 〇〇し尿処理場

(4) 処理方式 標準脱窒素処理方式+高度処理

(5) 規模 〇〇キリットル/日

(6) 被害額 〇〇円

(7) 復旧見込額 〇〇円

(8) 建設年度 〇〇～〇〇年度

(9) 建設に要した総事業費

（ 国庫補助金 〇〇円  
補助金 〇〇円  
その他 〇〇円 ）

## (10) 災害復旧見込額内訳

| 区 分     | 員数  | 単 価 | 金 額 | 備 考       |
|---------|-----|-----|-----|-----------|
| 〇〇管復旧工事 | 1 式 | 円   | 円   | 別紙設計書のとおり |
| 〇〇分解修理  | 2 台 |     |     | 〃         |
| 〇〇ポンプ修理 | 1 式 |     |     | 〃         |
| 計       |     |     |     |           |

注) 諸経費の算定にあたっては、昭和59年9月7日蔵計第2150号「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の別表3のとおりとする。

## (11) 添付書類

ア 行政区域図 (縮尺1/25,000~1/50,000程度)  
(施設の位置を明示すること。)

イ 平面配置図  
(被災部分を色分けすること。)

ウ 被災写真  
(できるだけ詳細に撮影し写真余白に番号を付し上記図面に撮影位置を明示すること。 例: No. 〇〇 )

エ その他参考となる資料

様式 1

〔第 報〕

## 公共施設等被害（災害発生・被害中間）報告

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |     |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
| 報告の時限  | 日 時 分現在                                                                                                                                                                                                                                                                            | 受信時刻    | 時 分 |
| 発信機関   |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 受信機関    |     |
| 発信者氏名  | (電話 )                                                                                                                                                                                                                                                                              | 受信者名    |     |
| 内 容    |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |     |
| 被害区分   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文教施設</li> <li>・港湾、漁港</li> <li>・船舶</li> <li>・その他 ( )</li> <li>・病院</li> <li>・砂防</li> <li>・水道施設</li> <li>・道路</li> <li>・がけ崩れ</li> <li>・電話施設</li> <li>・橋りょう</li> <li>・清掃施設</li> <li>・電力施設</li> <li>・河川</li> <li>・鉄道施設</li> <li>・ガス施設</li> </ul> |         |     |
| 発<br>生 | 日 時                                                                                                                                                                                                                                                                                | 日 時 分   |     |
|        | 場 所                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |     |
|        | 原 因                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |     |
| 状<br>況 | 被害区域<br>区 間                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |     |
|        | 管理者                                                                                                                                                                                                                                                                                | (電話 - ) |     |
|        | 被害程度<br>(概要)                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |     |
|        | 応急対策<br>の状況                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |     |
|        | 復旧見込み                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |
|        | その他<br>参考事項                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |     |

## 様式 2

## 上下水道及び施設の被災状況報告

|       |    |       |
|-------|----|-------|
| 市町村名  |    |       |
| 報告者   | 所属 |       |
|       | 氏名 |       |
| 報告年月日 |    | 年 月 日 |
| 報告の回数 |    | 第 次報告 |

## 1 上水道施設の被災状況

| 被災した上水道施設名 | 被災の状況 |
|------------|-------|
|            |       |

## 2 上水道の被災状況

| 断水している地区 | 断水している世帯数 | 復旧の見込み |
|----------|-----------|--------|
|          |           |        |

## 3 下水道施設の被災状況

| 被災した下水道施設名 | 被災の状況 |
|------------|-------|
|            |       |

## 4 下水道の被災状況

| 下水道が使用不能の地区 | 使用できない世帯数 | 復旧の見込み |
|-------------|-----------|--------|
|             |           |        |

## 様式 3

## 仮設トイレの配置計画・設置状況報告

|       |    |       |
|-------|----|-------|
| 市町村名  |    |       |
| 報告者   | 所属 |       |
|       | 氏名 |       |
| 報告年月日 |    | 年 月 日 |
| 報告の回数 |    | 第 次報告 |

## 1 仮設トイレの設置計画と設置状況

| 設置予定場所 | 設置予定数 | 既設置数 |
|--------|-------|------|
|        |       |      |

## 2 仮設トイレの不足状況

| 必要設置数の見込み | 現在の調達数 | 不足数 |
|-----------|--------|-----|
|           |        |     |

## 3 現在すでに他市町村及び団体から支援を受けている場合にはその内容

|  |
|--|
|  |
|--|



## 様式 4

## 上下水道及び施設の復旧状況報告

|       |    |       |
|-------|----|-------|
| 市町村名  |    |       |
| 報告者   | 所属 |       |
|       | 氏名 |       |
| 報告年月日 |    | 年 月 日 |
| 報告の回数 |    | 第 次報告 |

## 1 上水道施設の復旧状況

| 被災した上水道施設名 | 復旧の状況（復旧月日） |
|------------|-------------|
|            |             |

## 2 上水道の被災状況

| 断水している地区 | 断水した世帯数 | 復旧の状況（復旧月日） |
|----------|---------|-------------|
|          |         |             |

## 3 下水道施設の被災状況

| 被災した下水道施設名 | 復旧の状況（復旧月日） |
|------------|-------------|
|            |             |

## 4 下水道の被災状況

| 下水道が使用不能の地区 | 使用できない世帯数 | 復旧の状況（復旧月日） |
|-------------|-----------|-------------|
|             |           |             |

## 様式 5

## 仮設トイレの撤去計画及び撤去状況報告

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 市町村名  |     |       |
| 報告者   | 所 属 |       |
|       | 氏 名 |       |
| 報告年月日 |     | 年 月 日 |
| 報告の回数 |     | 第 次報告 |

## 1 仮設トイレの撤去計画

| 設置した場所 | 設置数（内障害者用） | 撤去数（撤去月日） |
|--------|------------|-----------|
|        |            |           |
| 合 計    |            |           |

## 2 仮設トイレ撤去後の他市町村での利用可能数

| 仮設トイレの所有形態  | 利用可能数（内障害者用） | 備 考      |
|-------------|--------------|----------|
| 当該市町村所有分    |              |          |
| 他市町村等からの支援分 |              | 他市町村等の内訳 |
| 業者からのリース分   |              | 業者名      |
| その他         |              |          |
| 合計          |              |          |



## 様式 7

## し尿の推計収集対象発生量報告

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 市町村名  |     |       |
| 報告者   | 所 属 |       |
|       | 氏 名 |       |
| 報告年月日 |     | 年 月 日 |
| 報告の回数 |     | 第 次報告 |

| 対象区分                      | し尿推計収集対象発生量 |
|---------------------------|-------------|
| 避難所から発生するし尿               |             |
| 断水による仮設トイレ利用から発生するし尿      |             |
| 通常時からし尿収集を行っている世帯から発生するし尿 |             |
| 合計                        |             |

今後の収集対象発生量の推移に関する予測と処理能力

|  |
|--|
|  |
|--|



様式9

ごみの推計発生量報告

|       |    |       |
|-------|----|-------|
| 市町村名  |    |       |
| 報告者   | 所属 |       |
|       | 氏名 |       |
| 報告年月日 |    | 年 月 日 |
| 報告の回数 |    | 第 次報告 |

1 避難所から発生する家庭ごみ

| 避難者人数 | ごみ推計発生量 |
|-------|---------|
|       |         |

2 住宅から発生する家庭ごみ

| 住宅在宅者人数 | ごみ推計発生量 |
|---------|---------|
|         |         |

3 粗大ごみ・大型ごみの推計発生量

|  |
|--|
|  |
|--|

4 ごみ発生推計量の合計量

|  |
|--|
|  |
|--|

5 今後の発生量の推移の予測

|  |
|--|
|  |
|--|

## 様式 10

## ごみ収集・処理に関する支援要請書

|         |        |     |       |
|---------|--------|-----|-------|
| 市町村名    |        |     |       |
| 支援要請年月日 |        | 年   | 月 日   |
| 担当者     | 所属     |     |       |
|         | 氏名     |     |       |
|         | 電話/FAX | tel | fax   |
| 支援要請の回数 |        | 第   | 次支援要請 |

## 1 収集車の提供に関する支援要請

| 提供希望数 | 提供希望台数 | 希望場所 |
|-------|--------|------|
|       |        |      |

## 2 収集に関する支援人員の派遣要請

| 派遣期間 | 派遣人数 | 派遣場所 |
|------|------|------|
|      |      |      |

## 3 処理及びその他支援を要請する事項

|  |
|--|
|  |
|--|

## 4 現在支援を受けている場合にはその状況

|  |
|--|
|  |
|--|

## 様式 1 1

## 家屋の倒壊及び焼失状況報告

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 市町村名  |     |       |
| 報告者   | 所 属 |       |
|       | 氏 名 |       |
| 報告年月日 |     | 年 月 日 |
| 報告の回数 |     | 第 次報告 |

## 1 全体の倒壊及び焼失棟数

|          | 全壊棟数 | 半壊棟数 | 焼失棟数 | 合 計 |
|----------|------|------|------|-----|
| 倒壊又は焼失棟数 |      |      |      |     |

## 2 構造別の倒壊棟数

|     | 全壊棟数 | 半壊棟数 | 焼失棟数 | 合 計 |
|-----|------|------|------|-----|
| 木造  |      |      |      |     |
| 非木造 |      |      |      |     |

## 3 非木造家屋の構造別の倒壊棟数（把握可能な範囲で記載する）

|           | 全壊棟数 | 半壊棟数 | 焼失棟数 | 合 計 |
|-----------|------|------|------|-----|
| 鉄筋コンクリート造 |      |      |      |     |
| 鉄骨造       |      |      |      |     |
| その他の構造    |      |      |      |     |
|           |      |      |      |     |
|           |      |      |      |     |



様式 1 2

震災廃棄物の推計発生量報告

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 市町村名  |     |       |
| 報告者   | 所 属 |       |
|       | 氏 名 |       |
| 報告年月日 |     | 年 月 日 |
| 報告の回数 |     | 第 次報告 |

1 建物の構造区分ごとの発生原単位

| 建物の構造区分   | 床面積 (㎡) | 全壊/半壊/焼失の別 | 分別区分ごとの発生原単位 (単位) |        |         |      |        |
|-----------|---------|------------|-------------------|--------|---------|------|--------|
|           |         |            | 木くず               | その他可燃物 | コンクリート塊 | 金属くず | その他不燃物 |
| 木造        |         | 全壊         |                   |        |         |      |        |
|           |         | 半壊         |                   |        |         |      |        |
|           |         | 焼失         |                   |        |         |      |        |
| 鉄筋コンクリート造 |         | 全壊         |                   |        |         |      |        |
|           |         | 半壊         |                   |        |         |      |        |
|           |         | 焼失         |                   |        |         |      |        |
| 鉄骨造       |         | 全壊         |                   |        |         |      |        |
|           |         | 半壊         |                   |        |         |      |        |
|           |         | 焼失         |                   |        |         |      |        |
| その他       |         | 全壊         |                   |        |         |      |        |
|           |         | 半壊         |                   |        |         |      |        |
|           |         | 焼失         |                   |        |         |      |        |
|           |         | 全壊         |                   |        |         |      |        |
|           |         | 半壊         |                   |        |         |      |        |
|           |         | 焼失         |                   |        |         |      |        |

2 建物の構造区分ごとの発生量

| 建物の構造区分   | 床面積 (㎡) | 大破/焼失の別 | 分別区分ごとの発生量 (t) |        |         |      |        | 合計発生量 (t) |
|-----------|---------|---------|----------------|--------|---------|------|--------|-----------|
|           |         |         | 木くず            | その他可燃物 | コンクリート塊 | 金属くず | その他不燃物 |           |
| 木造        |         | 全壊      |                |        |         |      |        |           |
|           |         | 半壊      |                |        |         |      |        |           |
|           |         | 焼失      |                |        |         |      |        |           |
| 鉄筋コンクリート造 |         | 全壊      |                |        |         |      |        |           |
|           |         | 半壊      |                |        |         |      |        |           |
|           |         | 焼失      |                |        |         |      |        |           |
| 鉄骨造       |         | 全壊      |                |        |         |      |        |           |
|           |         | 半壊      |                |        |         |      |        |           |
|           |         | 焼失      |                |        |         |      |        |           |
| その他       |         | 全壊      |                |        |         |      |        |           |
|           |         | 半壊      |                |        |         |      |        |           |
|           |         | 焼失      |                |        |         |      |        |           |
|           |         | 全壊      |                |        |         |      |        |           |
|           |         | 半壊      |                |        |         |      |        |           |
|           |         | 焼失      |                |        |         |      |        |           |
| 合計発生量     |         |         |                |        |         |      |        |           |

様式 13

震災廃棄物処理に関する支援要請書

|         |        |     |       |
|---------|--------|-----|-------|
| 市町村名    |        |     |       |
| 支援要請年月日 |        | 年   | 月 日   |
| 担当者     | 所属     |     |       |
|         | 氏名     |     |       |
|         | 電話/FAX | tel | fax   |
| 支援要請の回数 |        | 第   | 次支援要請 |

1 支援要請期間

|  |
|--|
|  |
|--|

2 支援要請内容

|  |
|--|
|  |
|--|

3 現在支援を受けている場合にはその状況

|  |
|--|
|  |
|--|

## 様式 1 4

## 震災廃棄物処理実績報告

|       |    |       |
|-------|----|-------|
| 市町村名  |    |       |
| 報告者   | 所属 |       |
|       | 氏名 |       |
| 報告年月日 |    | 年 月 日 |
| 報告の回数 |    | 第 次報告 |

|              |  |
|--------------|--|
| ①解体対象（予定）棟数  |  |
| ②市町村解体棟数     |  |
| ③他の主体による解体棟数 |  |
| ④解体棟数合計＝②＋③  |  |
| 解体進捗率＝④／①（％） |  |

| 分別区分         | (記入例)<br>木くず |  |  |  | 合 計 |
|--------------|--------------|--|--|--|-----|
| ①推計発生総量（t）   |              |  |  |  |     |
| 再利用・再資源化量（t） |              |  |  |  |     |
| 焼却量（トン）      |              |  |  |  |     |
| 最終処分量（トン）    |              |  |  |  |     |
| ②処理・処分合计量（t） |              |  |  |  |     |
| 処分率（②／①の％）   |              |  |  |  |     |

| 分別区分                 | (記入例)<br>木くず |  |  |  | 合 計 |
|----------------------|--------------|--|--|--|-----|
| ③仮置場保管量（t）           |              |  |  |  |     |
| ④仮置＋処理合计量(t)<br>＝②＋③ |              |  |  |  |     |
| 仮置＋処分率（④／①の％）        |              |  |  |  |     |

## ○災害協定

### 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

#### (趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内において地震等の大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、和歌山県（以下「甲」という。）が社団法人和歌山県清掃連合会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

#### (要請の手続)

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）からし尿等の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請することができるものとする。

#### (協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

#### (経費負担)

第4条 乙は、当協定に係る支援協力を無償で行うものとし、甲に対し、支援協力を要する一切の経費負担を求めないものとする。

#### (連絡窓口)

第5条 この協定の取扱窓口は、甲においては和歌山県県土整備部河川・下水道局生活排水課及び同環境生活部環境政策局循環型社会推進課とし、乙においては社団法人和歌山県清掃連合会事務局とする。

#### (その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年4月13日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市南汀丁22番地

社団法人和歌山県清掃連合会

会長 吉村英夫

## 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （応援の要請）

第1条 甲は、大規模災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現地連絡責任者
- (5) その他必要な事項

### （要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (2) 大規模災害時における道路、河川、港湾等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員名
  - (2) 建設資機材等の車種、台数、人員等
  - (3) 日時、場所及び期間
  - (4) その他必要な事項
- 2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。
- 3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

### （業務報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項

### （経費の負担）

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担す

る。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

- 2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。
- 3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（損害による必要経費の負担）

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、著しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報の提供）

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課長、乙においては社団法人和歌山県建設業協会専務理事とする。

（協定の適用）

第10条 この協定は、平成16年9月9日から適用する。

（疑義等の決定）

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成16年9月9日

（甲）和歌山県知事 木村良樹

（乙）社団法人和歌山県建設業協会  
会長 小池康雄

## 索引

|             |                                               |
|-------------|-----------------------------------------------|
| 〔あ〕         |                                               |
| アスベスト       | 8, 10, 19, 39, 41, 57, 63                     |
| 〔う〕         |                                               |
| 運搬・搬入指針     | 65                                            |
| 運搬          | 10, 12, 15, 65, 84                            |
| 〔か〕         |                                               |
| 解体现場        | 2                                             |
| 解体撤去        | 8, 54, 56, 57, 61, 62, 63, 67                 |
| 解体撤去作業委託仕様書 | 62                                            |
| 解体撤去指針      | 8, 63                                         |
| 解体撤去申請書     | 61                                            |
| カセット式ガスボンベ  | 15, 19, 22                                    |
| 仮設トイレ       | 1, 6, 17, 34, 47, 49, 72, 74, 75              |
| 仮設トイレの維持管理  | 17, 50                                        |
| 仮設トイレの種類    | 34                                            |
| 仮設トイレの撤去    | 18, 50, 52, 74                                |
| 家庭ごみ        | 15, 52, 78                                    |
| 家電製品        | 15, 19, 26, 43, 44, 63                        |
| 可燃物         | 8, 9, 13, 64, 81                              |
| 仮置場         | 2, 11, 12, 13, 23, 25, 33, 54, 59, 65, 66, 83 |
| 仮置場の受入基準    | 12                                            |
| 仮置場の選定      | 12                                            |
| 仮置場の必要面積    | 11                                            |
| 環境対策        | 8, 14                                         |
| 感染性廃棄物      | 19                                            |
| 〔き〕         |                                               |
| 木くず         | 8, 12, 13, 25, 55, 64, 66, 81, 83             |
| 教訓          | 1                                             |
| 金属くず        | 8, 13, 25, 55, 64, 81                         |
| 〔こ〕         |                                               |
| 広報          | 7, 19, 22, 46, 47, 53,                        |
| 広報体制        | 7                                             |
| 国庫補助        | 8, 26, 43, 44, 48, 68                         |
| コンクリート      | 8, 13, 14, 25, 55, 62, 64, 66                 |
| 混合廃棄物       | 8, 64                                         |
| ごみ処理        | 15, 52                                        |
| 〔さ〕         |                                               |
| 災害協定        | 84                                            |
| 再資源化        | 13, 16, 56, 60, 83                            |
| 再利用         | 13, 16, 56, 60, 83                            |
| 〔し〕         |                                               |
| 支援・協力体制     | 7                                             |
| し尿原単位       | 17                                            |
| し尿処理        | 1, 6, 17, 39, 49                              |
| 収集          | 15, 22, 49, 50, 52, 76, 77, 79, 84            |
| 周辺環境        | 8, 12, 14, 60                                 |
| 焼却施設の点検     | 40                                            |

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 震災時におけるフロン  | 44                            |
| 震災廃棄物の発生量   | 9, 11, 55                     |
| 地震被害想定      | 10, 11, 17                    |
| 住民          | 7, 22, 47, 53                 |
| 住民等への広報     | 22                            |
| 浄化槽         | 36, 51, 84                    |
| [す]         |                               |
| 推計式         | 9, 11, 15, 17, 51, 52, 53, 55 |
| スケジュール      | 45                            |
| [せ]         |                               |
| 生活ごみの発生量    | 15                            |
| [そ]         |                               |
| 総務担当        | 7, 46                         |
| 組織体制        | 7                             |
| 粗大ごみ        | 15, 52, 78                    |
| 粗大ごみの発生量    | 15                            |
| [た]         |                               |
| 耐震化         | 21, 37                        |
| [ち]         |                               |
| 中間処理        | 13, 14, 60                    |
| [て]         |                               |
| 適正処理が困難な廃棄物 | 19, 54, 57                    |
| 点検          | 21, 40                        |
| [と]         |                               |
| 統括責任者       | 7                             |
| [な]         |                               |
| 生ごみ         | 15                            |
| [は]         |                               |
| 廃家電製品の取扱い   | 26, 43, 44                    |
| 廃棄物処理施設     | 2, 26, 37, 39, 48, 50, 52, 68 |
| 廃棄物処理対応フロー  | 4                             |
| 廃棄物対策組織     | 4                             |
| 配慮事項        | 8, 10, 12                     |
| 発生原単位       | 9, 15, 32, 51, 52, 53, 55, 81 |
| 搬出          | 10                            |
| 搬入券         | 59, 64, 65, 66                |
| 搬入          | 12, 59, 62, 64, 65, 66        |
| [ひ]         |                               |
| 被害想定        | 10, 11, 17                    |
| 飛散防止        | 8, 10, 20, 41, 63             |
| 必要仮設トイレ数    | 17                            |
| 備蓄          | 1, 17, 34                     |
| [ふ]         |                               |
| 不燃物         | 8, 9, 10, 11, 13, 64, 81      |
| フロー         | 4, 13, 25, 27                 |
| 分別基準        | 8                             |
| 分別区分        | 8, 13, 57, 62, 65, 81, 83     |
| [へ]         |                               |
| 平均床面積       | 9, 33                         |
| [ほ]         |                               |



|        |            |
|--------|------------|
| 防災業務計画 | 37         |
| [ま]    |            |
| マスコミ   | 7          |
| [も]    |            |
| モデルルート | 10         |
| [ゆ]    |            |
| 有効利用   | 13, 14, 60 |
| [ら]    |            |
| ライフライン | 4, 6, 21   |
| [り]    |            |
| リサイクル  | 8, 23, 25  |
| 留意事項   | 63, 65     |
| [れ]    |            |
| 連絡体制   | 7, 47      |

# 災害時における 食品衛生マニュアル

平成21年3月

和歌山県

## 目 次

- 1 目的
- 2 食品等の衛生確保
  - (1) 食品の受入
  - (2) 食品の保管
  - (3) 食品取扱者
  - (4) 食品の取扱い
- 3 炊き出しにおける衛生確保
- 4 食中毒の予防と発生時の対策

様式1 配布食品管理表

## 1 目的

災害発生時において、避難所等での食中毒を防止するため、食品等の衛生確保を図ることにより、安全な食品を供給するとともに、食中毒が発生した場合は、迅速に健康被害の拡大を防止することを目的とする。

## 2 食品等の衛生確保

食品の受入、配布を行う者は、次の事項に留意し、食品の衛生を確保すること。

### (1) 食品の受入

- ①被災者への円滑な食品供給のため、食品を受け入れる体制を整える。
- ②受入時には、外観、容器の破損など異常の有無を確認するとともに、期限表示を把握し、箱等に明記のうえ、「先入れ・先出し」ができるよう整理しておくこと。

### (2) 食品の保管

- ①食品の保管場所は、直射日光を避け、高温・多湿とならない場所で、ネズミ、ゴキブリ等が侵入しないようにすること。
- ②食品は、床に直接置かず、可能な限りすのこや段ボールを敷くこと。
- ③包装されていない食品の場合は、ふたのある清潔な容器等に保管すること。なお、清潔な容器等が無い場合は、長時間保管せず、速やかに供給すること。
- ④要冷蔵など温度管理が必要な食品は、適切な温度を保つことができる衛生的な設備で保管すること。なお、適切な温度が保てず、受入後早急に配布できない時は、受け入れないこと。

### (3) 食品取扱者

食品を取り扱う者は、清潔な着衣を用い、手指に傷があるとき、下痢をしているときなど、身体に異常があるときは、食品の取扱いは避けること。

### (4) 食品の取扱い

- ①食品は可能な限り手を直接触れないようにし、触れる場合は、担当者を決め、清潔な手で行うこと。(可能な限り、清潔な使い捨て手袋の使用又はアルコール等による手指の消毒を行うこと。)
- ②配布時は、外観、容器の破損など異常の有無を確認し、消費期限が過ぎた食品を供給しないこと。

### 3 炊き出しにおける衛生確保

炊き出しによる食中毒を防止するため、炊き出しを行う者は次の事項に留意して行うこと。

- ①衛生責任者を決め、生物等は冷蔵保管するなど衛生的な食品の取扱いを行うこと。
- ②調理は、衛生的な場所で行い、原則として加熱調理を行うこと。  
野外で実施する場合は、ほこり等を防ぐためおおい等を設けること。
- ③使用水は飲用適のものであること。
- ④異物等の混入防止に努めること。
- ⑤器具等は衛生的に取り扱い、使用後は洗浄の後、消毒すること。
- ⑥食品衛生上の能力を超えた調理はしないこと。
- ⑦その他、前項「2食品等の衛生確保（2）～（4）」を参照すること。

### 4 食中毒の予防と発生時の対策

避難所等での食中毒を予防するため、被災者への啓発を行うとともに、食中毒発生時に備え、衛生管理状況の把握に努めること。

#### （1）被災者への啓発

食中毒予防のため、次のことについて啓発を行うこと。

- ①食事の前、トイレの後などは手洗いをしっかり行って下さい。
- ②配給された食品は、常温で長期保存できるもの以外は、早めに食し、前日の食べ残しや、期限が切れたものは食べずに廃棄して下さい。
- ③飲み水は水道、ペットボトル又は給水車の水を飲むこと。井戸水や湧き水を飲む場合は必ず煮沸して下さい。

#### （2）食中毒発生時対策

被災者が嘔吐、下痢等の食中毒症状を呈した場合は、医師の受診を勧めるとともに、管轄の保健所へ連絡を行うこと。

また、被害拡大を防止し原因の究明に資するため、配布された食品は、別紙様式などを用いて管理すること。

炊き出しについては、検食として調理食品別に容器に50g程度入れ保管（冷凍庫で2週間）に努めること。

配布食品管理表

No. \_\_\_\_\_

| 月日   | 受入時刻 | 食品名 | 受入数量 | 期限表示 | 配布時刻 | 配布数量 | 異常の有無 | 備考（製造者等） |
|------|------|-----|------|------|------|------|-------|----------|
| 1 /  | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 2 /  | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 3 /  | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 4 /  | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 5 /  | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 6 /  | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 7 /  | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 8 /  | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 9 /  | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 10 / | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 11 / | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 12 / | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 13 / | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 14 / | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 15 / | :    |     |      |      | :    |      |       |          |
| 16 / | :    |     |      |      | :    |      |       |          |

注意  
事項  
☆受入時は、必ず検品を行い、異常のあるものは受け入れないこと。  
☆食品の製造者名、ロット番号その食品を特定する事項があれば備考欄に記入すること。

☆配布時に、期限表示、外観、容器の破損の有無等を確認し、異常が無ければ、確認者がサインすること。

☆配布後の残数を確認し、期限内に消費するよう努めること。

# 学校における防災教育・安全指針

－防災教育の充実と児童生徒等の安全確保のために－

平成21年3月

和歌山県教育委員会

## はじめに

本県におきましては、平成15年8月に「学校における防災教育指針―地震・津波等の災害発生に備えて―」を策定し、防災教育の充実に取り組んでまいりました。

平成16年度から「高校生防災ボランティアスクール」(平成19年度から「高校生防災スクール」と改称)を実施し、消防署や自衛隊等関係機関の協力・連携により防災に関するより専門的な知識や技術の習得とともに、地元中学生や地域住民等の参加等により、地域防災リーダーとなる高校生の育成を目指してまいりました。また、県防災総合訓練への参加や、県立学校へのAED(自動体外式除細動器)の配備と救命講習の積極的な実施など、実践重視の防災教育に取り組んでまいりました。県内各地の小・中学校等においても、自主的・積極的に防災教育に取り組む機運が醸成されてきたと考えております。

さらに、平成18年11月に日本各地及びインドネシア・スマトラ沖地震の被害を受けたアジア諸国の子どもたちを招いて「アジア防災教育子どもフォーラム」を開催し、アジア各国の子どもたちが、互いの交流を通じて国を超えた連携を築き上げ、地域防災を支える意識を高めることができました。平成19年4月には広川町に「稲むらの火の館」が完成し、津波や防災に関して学習する拠点として県内外から多数利用いただいております。

一方、国内では兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)(平成7年1月)以降も新潟県中越地震(平成16年10月)や岩手・宮城内陸地震(平成20年6月)などの大型地震や台風・豪雨等が発生し、国外においてもインドネシア・スマトラ沖地震(平成16年12月)やミャンマーのサイクロン(平成20年5月)、中国・四川大地震(同)等により、国内外において大規模自然災害による甚大な被害と多くの尊い命が犠牲となっております。

近い将来、東南海・南海地震が高い確率で発生することが予測されている本県の現状を鑑みると、防災教育をはじめとする学校防災の充実喫緊の課題であり、「自助」の能力と「共助」の精神を育むことをはじめ、学校安全計画の策定・実施や学校防災体制の充実、施設の耐震化、施設設備の安全点検など、ソフト・ハード面での取り組みが益々重要であります。

こうしたことを踏まえ、「学校における防災教育指針」を改訂することといたしました。

防災教育の一層の充実と児童生徒等の安全確保、さらに災害時に避難所等として防災拠点となることが期待される学校としての重要な役割を果たすため、本資料を活用していただきたいと思っております。

最後になりましたが、改訂に際しご協力いただきました関係各位に感謝申し上げます。

平成21年3月

和歌山県教育委員会  
教育長 山口 裕 市



## 目 次

## 基本編

|     |                              |   |
|-----|------------------------------|---|
| 1   | 防災教育の意義                      | 1 |
| 2   | 学校防災に関する基本的な考え方              | 1 |
| (1) | 防災教育                         | 1 |
| (2) | 防災管理                         | 1 |
| (3) | 防災に関する組織活動                   | 1 |
| 3   | 発達段階に応じた防災教育                 | 2 |
| (1) | 幼稚園等(幼児期)における防災教育            | 2 |
| (2) | 小学校低学年(1・2年生)における防災教育        | 2 |
| (3) | 小学校中学年(3・4年生)における防災教育        | 2 |
| (4) | 小学校高学年(5・6年生)における防災教育        | 2 |
| (5) | 中学校における防災教育                  | 2 |
| (6) | 高等学校における防災教育                 | 2 |
| (7) | 特別支援学校における防災教育               | 2 |
| 4   | 喫緊の課題である防災教育の充実              | 2 |
| (1) | 地震・津波の発生にかかる予断を許さない状況        | 2 |
| (2) | 災害対策基本法等における防災教育の位置付け        | 2 |
| (3) | 憂慮される人員不足による被害の拡大            | 3 |
| (4) | 防災・減災対策によって大きく異なる被害の程度       | 3 |
| 5   | 防災教育にかかる取組の方向性               | 3 |
| (1) | 人間としての在り方・生き方の指導に立脚した防災教育の推進 | 3 |
| (2) | 地域・関係機関と連携した計画的・組織的な防災教育の推進  | 3 |
| (3) | 地域性を考慮した防災教育の推進              | 4 |
| (4) | 学校施設耐震化の推進                   | 4 |
| 6   | 防災教育に関する指導計画の作成と評価           | 4 |
| 7   | 実践を重視した取組                    | 4 |
| 8   | 防災教育の充実と安全管理等の徹底             | 4 |

## 実践編

## I 防災教育の充実

|     |                   |    |
|-----|-------------------|----|
| 1   | 児童等の力を引き出す防災教育    | 6  |
| (1) | 発達段階別の指導内容        | 6  |
| ア   | 幼稚園等(幼児期)における指導内容 | 6  |
| イ   | 小学校における指導内容       | 7  |
| ウ   | 中学校における指導内容       | 9  |
| エ   | 高等学校における指導内容      | 10 |
| オ   | 特別支援学校における指導内容    | 11 |
| (2) | 生徒参加型の防災教育        | 12 |
| (3) | 防災ボランティア活動        | 13 |
| 2   | 避難(防災)訓練          | 14 |
| (1) | 訓練実施にあたっての留意事項    | 14 |

|                  |    |
|------------------|----|
| (2) 避難訓練実施計画例    | 15 |
| (3) 防災研修・訓練実施計画例 | 16 |
| 3 教職員の防災研修       | 17 |
| (1) 教職員研修の例      | 17 |
| (2) 校内研修の例       | 17 |

## II 児童生徒等の安全確保のために

### 災害に備えて

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 1 災害への備えと災害発生により想定される対応事項等             | 18 |
| 2 学校防災体制—平常時における防災組織の例(学校安全委員会又は防災委員会) | 19 |
| 3 学校安全度評価                              | 20 |
| (1) 平常時の安全評価度の例                        | 20 |
| (2) 安全点検表の例(非常用品)                      | 21 |
| (3) 安全点検表の例(施設・設備)                     | 21 |
| (4) 施設・設備の耐震対策及び安全点検                   | 23 |
| 4 学校施設の耐震化                             | 27 |

### 災害発生時の対応

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1 災害発生時における連絡・連携              | 28 |
| (1) 関係機関等との連絡・連携体制            | 28 |
| (2) 関係機関等への通報・連絡内容と方法         | 28 |
| (3) 児童等の安否確認                  | 29 |
| 2 災害発生時における応急対応組織の例(学校災害対策本部) | 30 |
| 3 教職員の緊急マニュアル                 | 31 |
| (1) 発災時別の児童等の安全確保—地震の場合—      | 31 |
| ア 在校時の対応例                     | 31 |
| イ 登下校中の対応例                    | 32 |
| ウ 学校外の諸活動中の対応例                | 33 |
| エ 勤務時間外の対応例                   | 34 |
| (2) 風水害等の場合の児童等の安全確保等         | 35 |
| ア 在校時                         | 35 |
| イ 在宅時                         | 35 |
| ウ 学校外の諸活動中                    | 35 |
| (3) 児童等の引き渡しについて              | 36 |
| (4) 学校施設設備の点検(学校再開に向けて)       | 38 |
| (5) 避難所の運営について                | 39 |
| ア 避難所としての学校の対応                | 39 |
| イ 避難所の運営方策(避難所運営マニュアル)        | 40 |
| (6) 児童等の心のケア                  | 41 |

### 資料編

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 防災教育等に関する情報提供 | 43 |
| 2 市町村等防災担当窓口一覧  | 44 |

## 基本編

### 1 防災教育の意義

学校における安全教育は、自他の生命尊重を基本理念に、幼児、児童及び生徒（以下、「児童等」という。）が生涯にわたって安全な生活を営むことができるよう、自律的に安全な行動ができる態度や能力を身に付けることをねらいとしている。

防災教育は安全教育の一環として行われるものであり、児童等に実践的な防災対応能力を培うことを目的とし、「生きる力」をはぐくむことと密接に関連していることから、各学校においては、教育活動全体を通じて、体系的、計画的に防災教育を展開する必要がある。

### 2 学校防災に関する基本的な考え方

学校における防災（以下、「学校防災」という。）は、「防災教育」、「防災管理」、「防災に関する組織活動」の各分野に整理することができる。これらを適切に推進することにより、児童等の安全確保と防災対応能力の向上を目指す。

#### (1) 防災教育

生涯にわたる防災対応能力の基礎を育成するため、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動全体を通して防災教育を実施する。

ア 自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成

イ 生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成

ウ 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項の理解

#### (2) 防災管理

地震・津波等災害の発生を事前に想定し、事故の原因となる学校環境の危機を速やかに除去する。また、災害発生時や事後に適切な応急手当、安全措置がとれる体制を整備するなど、児童等の安全を確保する。

ア 施設・設備の管理及び安全点検

イ 児童等の安全確保方策

ウ 情報連絡体制の整備

エ 学校安全度の評価・改善

オ 避難所となった場合の運営方法

カ 非常用物資、機器等の備蓄管理

キ 学校教育再開・応急手当・心のケアに向けての対応

#### (3) 防災に関する組織活動

校内の教職員の防災教育及び防災管理における役割を明らかにし、平常時及び災害発生時の防災体制を確立するとともに、「防災委員会」等を組織し、学校防災に関する計画の策定・見直しや、保護者、地域住民、消防警察等の関係機関・団体等と密接に連携する。

ア 校内における防災教育、防災管理の推進体制の整備

イ 教職員の防災教育・管理等に関する研修

ウ 開かれた学校づくりの視点に立って、家庭や地域社会との連携体制の整備

### 3 発達段階に応じた防災教育

防災教育の内容を体系的・効果的に習得することができるよう、児童等の発達段階に応じた防災教育の重点は、次のとおりとする。各学校では、児童等や地域の実態を考慮し、組織的・計画的に防災教育を推進する。

#### (1) 幼稚園等(幼児期)における防災教育

日ごろから様々な機会を捉えて、安全に関する理解を深めるように指導し、災害時には、教員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、火災など危険な状態を発見した時には、教員や保護者など近くの人に速やかに伝えることができるようにする。

#### (2) 小学校低学年(1・2年生)における防災教育

教員や保護者等近くの大人の指示に従うなど、適切な行動ができるようにする。

#### (3) 小学校中学年(3・4年生)における防災教育

災害の時に起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。

#### (4) 小学校高学年(5・6年生)における防災教育

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りができるようにする。

#### (5) 中学校における防災教育

小学校での理解を更に深め、応急処置、防災への日常の備え及び避難行動ができるようにするとともに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深める。

#### (6) 高等学校における防災教育

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする態度や応急処置の技能等を身につけ、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにする。

#### (7) 特別支援学校における防災教育

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の指導内容に準ずるとともに、児童等の障害の状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じ、各学校で適切な目標を設定する。

### 4 喫緊の課題である防災教育の充実

#### (1) 地震・津波の発生にかかる予断を許さない状況

政府の地震調査研究推進本部では、南海トラフを震源とする東南海地震(震源域:浜名湖～紀伊半島沖)と南海地震(紀伊半島沖～四国沖)が、連動して発生するおそれが大きく、「今後30年以内に発生する確率は東南海地震で60%～70%程度、南海地震で50%～60%程度」と予測している(平成21年1月1日算定基準日)。平成19年に能登半島地震(3月)や新潟県中越沖地震(7月)、平成20年に岩手・宮城内陸地震(6月)など大型地震が相次いで起こった。また、平成16年12月にはインド洋地震津波により30万人を超える人々が、平成20年5月には四川大地震で6万人を超える人々が犠牲となるなど、国内外で地震等大災害が発生しており、緊迫した状況は今も続いている。

#### (2) 災害対策基本法等における防災教育の位置付け

災害対策基本法第8条第2項において、「国及び地方公共団体は、(略)特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。」と定めており、同項第17条に「防災上必要な教育(略)に関する事項」が掲げられている。また、和歌山県防災対策推進条例第36条において、「県は、(略)防災に関する教育の充実に努めるものとする。」と定めている。このように、防災教育は、児童等が自らの安全確保に資することはもとより、地域防災活動の担い手という観点などから、極めて重要な位置付けにあり、その充実は、正に

喫緊の課題である。

(3) 憂慮される人員不足による被害の拡大

中央防災会議専門調査会によると、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、東海から九州にかけての広い地域で甚大な被害が予測され、その被害は、高知県と並び本県が一番大きなものになるとの指摘がある。さらに、平成16年度、17年度に本県が実施した地震被害想定調査では、東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合、県内の被害は、最大で死者約5,000人、全壊・焼失家屋が約10万棟に達する甚大な被害が予測されている。こうした状況において、特に、紀南地方を中心にして、救護、搬送、復旧、誘導等に携わることのできる人員が極めて少ないことから、過去最大級の被害がでることが憂慮される状況にある。

(4) 防災・減災対策によって大きく異なる被害の程度

中央防災会議専門調査会の被害想定によれば、住民の避難意識が高い場合と低い場合とでは、津波による死者の数に2倍程度の差が認められる。また、建物の耐震化の効果について、今後、新耐震基準施行(昭和56年)以前の耐震基準で建築された建物を耐震補強し、昭和57年以降の建物と同様の耐震性を持たせた場合、建物倒壊による死者の数は、5分の1程度に大きく減少すると推算されている。

また、減災対策について、災害被害を軽減し、児童等の安全を確保するためには、危機意識を高め、避難計画の作成や施設耐震化の強化など、ソフト・ハード両面からの取組が重要となっている。

5 防災教育にかかる取組の方向性

児童等の実践的な防災対応能力を育成するためには、防災訓練を計画的に実施することや、ボランティア活動等の体験学習が効果的である。

とりわけ、東南海、南海地震の被害想定において最大級の被害が見込まれ、救護、搬送、誘導等の人員不足による被害拡大が憂慮される本県にとって、防災訓練の充実等による児童等の安全確保はもとより、生徒のボランティア活動への参加を促進し、他の人々や地域の安全にも役立つことができるような実践的な対応能力、態度、習慣を培うことが重要となっている。

(1) 人間としての在り方・生き方の指導に立脚した防災教育の推進

防災教育を行うに当たっては、地震等災害発生の基本的なメカニズムに関する知識の習得とともに、災害から自らの生命を守るために必要な「自助」の能力を身に付けさせたり、防災に関する意識の高揚を目指す従来の安全教育に加え、助け合いやボランティアの精神など「共助」の心をはぐくみ、人間としての在り方・生き方を考えさせる取組を進める。

また、災害に対する備えや災害が起こった後の対応の準備を行うことが被害を減少させるという「減災」の考え方や、国・県・市町村などが学校や地域を災害から守る「公助」と、「自助」、「共助」の連携が大切であることを理解させる。

さらに、次の観点から、児童等の将来を見据えた防災教育の推進に努める。

- ア 地震等災害が起こった時に被災しないための最低限の行動を反射的にできる児童等を育てる。
- イ その行動は他の地域で災害に遭遇しても生かすことができる。
- ウ 中学校や高等学校に進学し、より実践的な知識を得ることができる。
- エ 成人した時に、自分や家族等が被災しないための知識が得られる。
- オ 安心・安全社会の地域リーダーになれる人材を育てる。

(2) 地域・関係機関と連携した計画的・組織的な防災教育の推進

ア 各学校においては、日ごろから「開かれた学校づくり」に努め、PTA、各市町村災害対策部局、警察、消防署等と緊密に連携しながら、避難所の運営に対する協力の在り方、防災訓練やAED

(Automated External Defibrillator 自動体外式除細動器)の使用を含む救命講習の実施、災害時の対応等について協議を進める。

- イ 地域と連携した防災訓練を実施し、その中で生徒自らが支援活動等を体験できる場を設定するなど、地域ぐるみの計画的・組織的な防災訓練の一員として積極的に参加できるようにする。
- ウ 地域が実施する防災訓練への参加や防災ボランティアに関する体験学習、地域住民から災害体験談を聞く機会を設けたり、各校の防災体制を生徒参加型のものに改編するなど、学校・家庭・地域が一体となり、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に防災教育を進める。
- エ 防災教育を進める上では、本県とゆかりの深い「稲むらの火」や濱口梧陵の偉業について学ぶとともに、「稲むらの火の館」(広川町)や防災(学習)センター等の施設を十分活用する。

### (3) 地域性を考慮した防災教育の推進

地震による災害は、津波だけでなく、火災や地割れ、断層、液状化現象、建物の倒壊などがある。そのため、沿岸地域から山間地域まで、学校の地域性を考慮した防災教育を推進する。

### (4) 学校施設耐震化の推進

児童等の学習や生活の場であり、住民の避難場所としても期待される学校施設の耐震化は、防災管理上の基盤となるものであり、必要不可欠な対策である。

平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)が改正された。本県においては平成18年3月に「和歌山県住宅・建築物耐震化促進計画」が作成され、住宅・施設の耐震化を計画的に推進しているところであり、県立学校施設のうち耐震診断により改修が必要と判断された施設については、平成22年度末までに耐震化を完了することを目指している。

また、市町村立学校の耐震化は進みつつあるが、更に各市町村で策定している耐震化促進計画等を前倒し実施するなどにより積極的に推進することが必要である。

## 6 防災教育に関する指導計画の作成と評価

防災教育の充実のため、各学校の教育目標や当該年度の重点目標の中に、児童等や地域の実態に合った防災教育に関する目標を掲げるとともに、この目標にかかる具体的な指導計画を作成し、体系的、効果的な学習を展開することが大切である。また、指導計画、指導方法、指導成果等の観点を明確にし、適切な評価を行うとともに、保護者や地域住民等による外部評価の導入も検討し、次の計画の改善につなげていくことが重要である。

## 7 実践を重視した取組

災害問題は、机上の議論ではなく、いつ発生するかも知れない現実の問題であり、常に危機意識を持って、災害を想定した実践型の取組が求められる。また、生徒参加型などによる学校の自主防災力の強化はもとより、地域社会の一員として、地域防災に貢献するという視点を持つことや地域防災訓練等に参画することも大切である。

本県でも、適切な防災教育の展開や「学校の安全管理に関するマニュアル」の作成等について、従来から取り組んできたところであるが、予断を許さない東南海・南海地震等の大規模災害発生に備え、学校防災に関する取組事例(マニュアル)等の資料を活用し、各学校においては、危機意識を持って、児童等の発達や地域の実態に即した具体的な取組を積極的に推進することとする。

## 8 防災教育の充実と安全管理等の徹底

学校保健法が「学校保健安全法」(以下「法」という。)として改正され(平成21年4月1日施行)、学校安

全に関する規定が充実・整備された。近い将来、大型地震が高い確率で発生することが予測されていることや自然災害等の現状を鑑み、各学校は、防災教育をはじめとする安全教育の充実と、学校安全管理等の徹底に一層努めることとする。

(1) 学校安全に関する設置者の責務(法第26条)

学校の設置者は、児童等の安全の確保を図るため、学校において、事故、加害行為、災害等により児童等が生ずる危険を防止するとともに、事故等により児童等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 学校安全計画の策定及び実施(法第27条)

各学校は、災害安全(防災)、生活安全及び交通安全に対応した総合的な安全対策を講じるため、学校安全計画を策定し、①学校の施設設備の安全点検、②児童等に対する通学を含めた学校生活その他日常生活における安全指導(防災避難訓練の実施、安全マップの作成等)、③教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項と位置付けるとともに、これを実施すること。

(3) 学校環境の安全の確保(法第28条)

校長は、学校の施設又は設備について、児童等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(4) 危険等発生時対処要領の作成等(法第29条)

各学校は、災害や不審者侵入など危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル等)を作成する。そして、防災訓練等を通じて検証し、毎年度適切な見直しを行う。

また、災害等により児童等に危害が生じた場合において、児童等及び関係者の心身の健康を回復させるため、スクールカウンセラー等による児童等へのカウンセリング、医療機関の紹介等必要な支援を行う。

(5) 地域の関係機関等との連携(法第30条)

各学校は、児童等の保護者、消防署、警察署その他関係機関、地域の安全を確保する団体や地域住民等との連携を図るよう努める。

## 実践編

### I 防災教育の充実

#### 1 児童等の力を引き出す防災教育

##### (1) 発達段階別の指導内容

##### ア 幼稚園等(幼児期)における指導内容

###### 【基本目標】

日ごろから様々な場面で安全に関する理解を深めるように指導し、災害時には教員や保護者の指示に従い、適切に行動できるように訓練を行うとともに、危険を回避する力を身につけることができるようにする。

| 校 種 | 教科領域等                                   | 内 容 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼稚園 | 保育の中で<br>(健康・人<br>間関係・<br>環境・言<br>葉・表現) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所・危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。</li> <li>・先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。</li> <li>・友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。</li> <li>・自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</li> <li>・身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。</li> <li>・人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。</li> <li>・いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。</li> </ul> |
|     | 行 事 等                                   | <p>避難訓練(予告あり、予告なし)を園内で計画的に実施するとともに、避難訓練及び引き渡し訓練などを保護者等と連携して実施する。災害などの緊急時には、教員や周りの大人の指示に従い、適切な行動がとれるようにする。</p>                                                                                                                                                                                                                                 |



## イ 小学校における指導内容

## 【基本目標】

低学年→教員や保護者等近くの大人の指示に従うなど、適切な行動ができるようにする。

中学年→災害のときに起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。

高学年→日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りができるようにする。また、「自助」と「共助」の意味や大切さを理解させる。

| 校 種          | 教科領域等         | 内 容 等                                                                                                                                                                                                    |
|--------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校<br>(低学年) | 生活科           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。</li> <li>・公共物や公共施設を大切に安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。</li> </ul>                                                                  |
|              | 道 徳           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康や安全に気を付け、規則正しい生活をする。</li> <li>・生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。</li> <li>・進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。</li> </ul>                                                         |
|              | 特別活動          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で安全な生活態度を形成する。</li> <li>・防災訓練において、災害に応じた行動ができるようにする。</li> </ul>                                                                                                |
| 小学校<br>(中学年) | 社会科           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会における災害及び事故の防止について、見学・調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の動きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。</li> </ul>                                                       |
|              | 道 徳           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。</li> <li>・生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。</li> <li>・生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。</li> <li>・郷土の伝統と文化を大切に、郷土を愛する心をもつ。</li> </ul> |
|              | 特別活動          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で安全な生活態度を形成する。</li> <li>・防災訓練において、避難の方法について理解し安全に行動できるようにする。</li> </ul>                                                                                        |
|              | 総合的な<br>学習の時間 | <p>《活動例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のハザードマップを作成し防災意識を高める。</li> <li>・地域の災害を調査し学習する。</li> </ul>                                                                                         |

| 校 種          | 教科領域等         | 内 容 等                                                                                                                                                                                         |
|--------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校<br>(高学年) | 社会科           | ・わが国の国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。                                                                                                                                                   |
|              | 理 科           | ・気象現象や流水の働きの規則性についての考えをもつことができるようにする。<br>・土地のつくりと変化(火山と地震)についての考えをもつことができるようにする。                                                                                                              |
|              | 家庭科           | ・日常よく使用される食品を用いて簡単な調理ができるようにする。                                                                                                                                                               |
|              | 体育科           | ・けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。                                                                                                                                                       |
|              | 道 徳           | ・日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。<br>・生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。<br>・働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。<br>・郷土やわが国の文化と伝統を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。                    |
|              | 特別活動          | ・健康で安全な生活態度を形成する。<br>・委員会活動や集会活動において安全意識を高める。<br>・ボランティア活動を行う。<br>・防災訓練において、安全な避難行動ができるとともに、初期消火などにより二次災害を防止できるようにする。<br>・応急手当等の実習を行う。(AEDの使用を含む心肺蘇生法の基本を理解させる。)<br>・野外活動において、サバイバルスキルを身につける。 |
|              | 総合的な<br>学習の時間 | 《活動例》<br>・地域の自然環境について体験的・探究的な学習をする。<br>・地域の災害の歴史を調査し、防災対策について学習する。<br>・防災ボランティアについて調査し体験する。                                                                                                   |

## ウ 中学校における指導内容

## 【基本目標】

小学校での理解をさらに深め、応急処置の能力を身につけたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにするとともに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深める。そして、「自助」の能力と「共助」の精神を育む。

| 校 種 | 教科領域等     | 内 容 等                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中学校 | 社会科       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。</li> <li>・自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係を持っていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。</li> <li>・身近な地域における諸事象(東南海・南海地震等の災害など)について調査する。</li> </ul>                                                           |
|     | 理 科       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地表に見られる様々な事物・現象(火山と地震)を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。</li> <li>・地震の体験や記録を基に、地震のメカニズムや地震に伴う土地の変化の様子を理解する。</li> <li>・気象現象についてそれが起こる仕組みと規則性についての認識を深める。</li> <li>・自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察する。</li> </ul>             |
|     | 保健体育科     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できることについてを理解を深める。</li> <li>・応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止できることについて理解を深め、心肺蘇生法(AEDの使用を含む。)などの実習を行う。</li> </ul>                                                              |
|     | 技術・家庭科    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的な日常食の調理ができるようにする。</li> <li>・家庭の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できるようにする。</li> </ul>                                                                                                                                                                  |
|     | 道 徳       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。</li> <li>・奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。</li> <li>・地域の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。</li> </ul>                                                                                                     |
|     | 特別活動      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で安全な生活態度を形成する。</li> <li>・ボランティア活動の意義を理解する。</li> <li>・学校生活の充実や改善向上を図る活動を行う。</li> <li>・学校行事への協力に関する活動を行う。</li> <li>・ボランティア活動を行う。</li> <li>・地域と連携した実践的な防災訓練を実施する。</li> <li>・野外活動において、サバイバルスキルを身につける。</li> <li>・ボランティア活動など社会奉仕の精神を培う活動を行う。</li> </ul> |
|     | 総合的な学習の時間 | <p>《活動例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自然環境について体験的、探究的な学習をする。</li> <li>・地域の災害の歴史を調査し、防災対策について学習する。</li> <li>・防災ボランティアについて調査し体験する。</li> </ul>                                                                                                                               |

## エ 高等学校における指導内容

## 【基本目標】

自らの安全を確保する「自助」の能力はもとより、友人や家庭、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする「共助」の精神や応急処置の技能等を身につけ、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにして、地域防災及び減災の担い手としての意識の高揚を図る。

| 校 種  | 教科領域等     | 内 容 等                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高等学校 | 地理歴史      | ・自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。                                                                                                                            |
|      | 公 民       | ・現在に生きる人間の倫理(人間の尊厳と生命への畏敬の念、自然や科学技術と人間のかかわり)について理解する。                                                                                                                                                   |
|      | 理 科       | ・自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活のかかわりについて考察する。<br>・地震波の伝わり方に基づいて地球内部の構造を理解する。<br>・プレートテクトニクスとその成立過程、プレート境界における地震活動の特徴とそれに伴う地殻変動などについて理解する。<br>・地球の内部(火山と地震)について理解する。<br>・地震活動や地震・津波の発生メカニズムについて科学的に調査、研究する。 |
|      | 保健体育科     | ・心肺蘇生法(AEDの使用を含む。)など応急手当の重要性を認識するとともに、応急手当の正しい手順や方法を理解・習得する。                                                                                                                                            |
|      | 家庭科       | ・高齢者介護の基礎を学ぶことを通して、災害弱者等への支援の必要性について認識する。<br>・健康や安全に配慮した住生活の管理ができるようにする。<br>・家庭や地域及び社会の一員として主体的に行動することの意義を認識する。                                                                                         |
|      | 専門学科      | ・工業、農業、看護等の専門学科で扱う。                                                                                                                                                                                     |
|      | 特別活動      | ・生命の尊重と安全な生活態度や習慣を確立する。<br>・学校生活の充実や改善向上を図る活動を行う。<br>・学校行事への協力に関する活動を行う。<br>・ボランティア活動の意義を理解し、実行する。<br>・地域と連携した実践的な防災訓練を実施する。<br>・ボランティア活動など社会奉仕の精神を培う活動を行う。                                             |
|      | 総合的な学習の時間 | 《活動例》<br>・地域の自然環境、災害の歴史と対策について調査研究する。<br>・世界の災害や危機管理について調査・研究する。<br>・防災ボランティアについて調査し体験する。                                                                                                               |

## オ 特別支援学校における指導内容

## 【基本目標】

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずるとともに、児童等の障害の状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて各学校で適切な目標を設定する。

| 校 種    | 内 容 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別支援学校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連の深い教科における指導や各教科、道徳、特別活動、自立活動の全部又は一部について併せて授業を行うなど、児童等一人ひとりの実態に即した指導を行う。</li> <li>・中学部・高等部においては、総合的な学習の時間で地域や学校の特色に応じた指導が考えられる。</li> </ul> <p>小学部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活科(防災訓練、消防署等の公共機関の仕事の理解)</li> </ul> <p>中学部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会科(消防署等の公共機関の働きの理解と利用)</li> <li>・理科(気象や地震についての興味)</li> <li>・職業・家庭科(道具や機械の使い方、安全な作業)</li> <li>・保健体育科(健康安全に関する初歩的な事項の理解)</li> </ul> <p>高等部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会科(地域の自然や生活の様子を理解する。)</li> <li>・理科(災害と日常生活の関係)</li> <li>・職業科(道具や機械を合理的に使った安全な作業)</li> <li>・家庭科(地震、台風、洪水などの時の行動の仕方)</li> <li>・保健体育科(生活に必要な健康安全に関する事項の理解)</li> </ul> |

〈参考〉防災関連科目や他の教科領域等への取り組みの例

## ◇ 「熊野と防災」、「防災デザイン」(県立新翔高等学校)

平成19年度から、総合学科において選択科目として設定。「熊野と防災」では、世界遺産など地域に関する学習や地震のメカニズム、防災・減災対策等の学習に取り組み、「防災デザイン」では、フィールドワークによる調査やネットワークづくりを行い、共助に向けた連携づくりを目指している。

## ◇ 「新庄地震学」(田辺市立新庄中学校)

新庄中学校では、昭和南海地震など地震・津波による被害を幾度となく遭遇してきた校区であることから、地域性や被災の歴史等を教材として、「新庄地震学」を選択科目として設定し、全ての教科領域等にわたって、生徒に対して地震等についての興味と知識、対応力等を育てている。

- ・国語…震災体験の語りや詩・俳句等を取り上げて、人々の心情や訴えている内容を探究する。
- ・社会…「新庄と地震」「新庄の歴史」等の文献や地域の文化財から新庄の地震について歴史的に探究する。
- ・数学…南海地震等の発生をシミュレーションし、震源や地震規模から、新庄への津波の到達地点や規模について探究する。
- ・理科…地震そのもののメカニズムについて探究する。
- ・音楽…歌や音楽を通じて、人々に防災を働きかけることを探究する。
- ・保体…地震発生時の救命行動について探究する。
- ・技家…地震発生時のライフラインの獲得方法を探究する。
- ・美術…地震危機管理対応ブックレット作成を探究する。
- ・英語…外国の地震に対する危機管理パンフレット等をインターネットによって収集し、外国の地震への備えを探究する。

## (2) 生徒参加型の防災教育

「防災教育」といえば、火災や地震、風水害などの災害に係る安全教育を指すことが多い。しかし、本県においては、こうした災害安全教育に加えて、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)等から学んだ多くの教訓や示唆を生かし、人間教育の視点に立った広義な防災教育を考えている。

本県の防災教育においては、災害から自らの生命を守るのに必要な「自助」の能力を身に付けたり、防災に関する意識の高揚を図ったりするなど、従来の安全教育の充実に加え、助け合いやボランティア精神など「共助」の心を育み、人間としての在り方や生き方を考えさせる防災教育の実践を目指すものである。

「防災教育に関する指導計画」を作成し、各教科、特別活動等、学校教育活動全般を通じて体系的・計画的に行う。

ボランティア活動を推進し、災害発生時には、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるような姿勢を養う。また、生徒会、部活動等による和歌山県防災ボランティア等への登録を推進する。

学校等は災害の規模・程度・地域の実情により緊急の避難所となることが予想されるため、生徒の参画や活動の在り方等について検討し、それに基づいた実践的な指導を行う。

学校周辺や地域の地図、ハザードマップ(防災マップ)などを活用した災害図上訓練(DIG)を行い、地域の問題点や危険箇所の確認、対応策についての話し合いなどを通じて、実践的な指導を行う。

地域防災計画に基づき、PTAや地域住民(自主防災組織等)及び関係諸機関と連携し、地域と一体となった実践的・総合的な防災訓練を推進する。

有識者による防災・災害研究や、被災経験者の体験談等の講演会を開催し、防災・減災に関する意識の高揚を図る。

県津波防災教育DVD「TSUNAMI津波来襲! ~その時キミは...~」などの教材や、「稲むらの火の館」、防災(学習)センター等の施設を十分活用し、「稲むらの火」と濱口梧陵の偉業、防災・減災対策等について学ぶ。

防災教育チャレンジプラン(防災教育チャレンジプラン実行委員会主催)やぼうさい甲子園(兵庫県、毎日新聞社等主催)等に学校における実践事例を応募・紹介したり、防災士などの資格取得・啓発を促す等、防災教育の充実や防災・減災に対する意識の高揚を図る。

災害発生時に必要な応急手当の方法を正しく習得できるように、心肺蘇生法等の救命講習を開催し、児童等及び教職員ができる限り全員が習得するように努める。

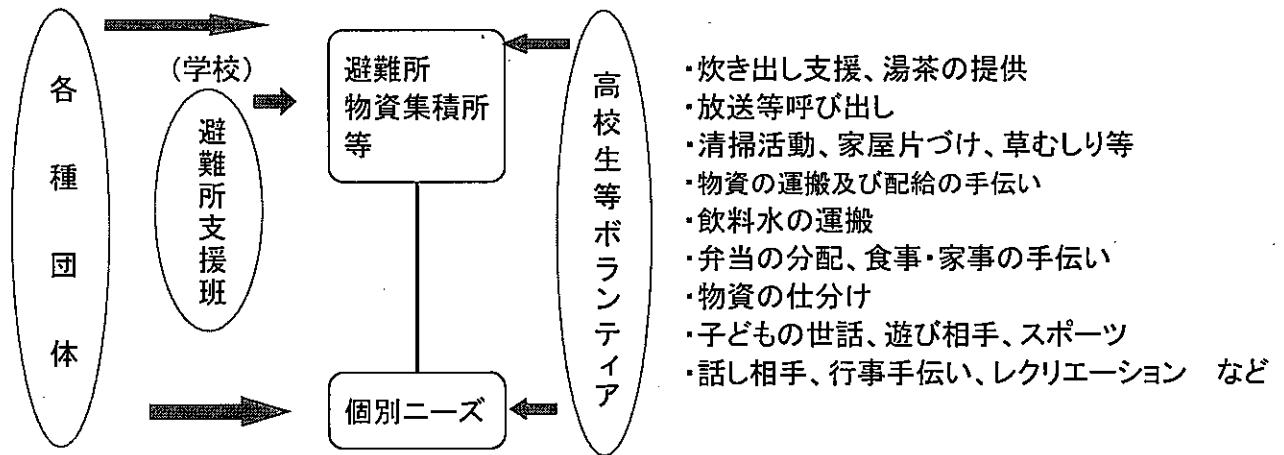
総合防災訓練や各市町村で実施する地域防災訓練へ、地域の一員として積極的に参加する姿勢を身に付けさせる。

(3) 防災ボランティア活動

大規模地震等による大きな被害が想定される本県では、自分たちの住む地域が正に被災地となる。被災地にまず必要なことは、被災地内の助け合いである。一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本に立って、自分のできる範囲のことを自発的に行うことが大切である。

このような意味で、児童等が平常時から広くボランティア活動等の体験を通して思いやりの心や社会奉仕の精神を培うとともに、防災ボランティア(災害時に活動するボランティア。「災害ボランティア」ともいう。)として活動するための知識や技術を習得することが重要である。

なお、被災地におけるボランティア活動は、原則として被災地の災害ボランティアセンター等の受付を経て行うものである。



○さまざまなボランティアの例

- ・古切手、古テレカ、ベルマーク、書き損じ葉書、ペットボトルのキャップ、プルタブ等の収集
- ・車椅子移動の手助け、外出時の付き添い ・障害者・高齢者宅への訪問
- ・清掃活動への参加 ・日用品・プレゼント用品作り、情報紙作り、地域の案内
- ・ユネスコや日赤等の活動への参加 ・老人ホームや身体障害者施設でのボランティア など

○阪神・淡路大震災の時系列から学ぶ

|       | 〈地震発生〉 | 〈状況〉                                                                                     | 〈ボランティア活動〉                                                                                                     |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急対応期 |        | 外部からの支援がほとんどなく、行政の機能も停止<br>救護の遅れで避難所大混乱                                                  | 救命救助<br>地元学生の活躍<br>・倒壊家屋からの救出<br>・避難所開設業務をサポート                                                                 |
| 応急復旧期 |        | 住民の自助、近隣の助け合いが多くの生命を救う<br>(1週間)<br>行政が機能しはじめ、物資供給が安定化<br>避難所の運営システムが整いはじめる<br>ライフライン順次復旧 | 被災地外からの組織的支援がはじまる<br>近隣のボランティアが集まりはじめる<br>ボランティア活動がピークに<br>避難所支援<br>・長期滞在型の個人ボランティアが増える<br>・様々なボランティア団体が組織的に活動 |
| 短期復旧期 |        | (2~3ヶ月)<br>行政の復旧への対応本格化<br>ライフライン概ね復旧<br>仮設住宅建設進む<br>避難所閉鎖                               | 避難生活長期化に伴うニーズの変化<br>仮設住宅でのボランティア活動<br>自立支援<br>新たなニーズ<br>・引越とコミュニティ作り支援<br>・孤独死防止、話し相手、心のケア                     |
| 長期復旧期 |        | (6ヶ月)<br>恒久復興住宅建設が進む<br>全国的な関心薄れ、ボランティア支援も減少                                             | 遠方からのボランティア撤収はじまる<br>新住宅等でのコミュニティ支援<br>・自治会作り<br>・運動会、コンサート等の支援イベント開催<br>高齢者の孤独死増加<br>長期継続的な心のケアが必要            |

## 2 避難(防災)訓練

### (1) 訓練実施にあたっての留意事項

#### 地域の実情に応じる

時期・回数・内容等は、学校種別や地域の実情に応じ、他の安全指導との関連を考慮して設定する。海岸の埋立地・池の埋立地・盛り土、海岸地域・崖の上、崖の下等にある学校は、津波、液状化、浸水、崖崩れ等の二次災害も考慮する。学校が工場地帯に隣接したり、木造住宅が密集している市街地にある場合は、爆発や大火など、山間地域にある場合は、落石、山崩れなどの二次災害の発生も考慮する。

#### 事前指導を充実させる

事前にその意義を児童等に十分理解させ、「自らの命は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。特に教職員は明確な指示をするとともに、頭部の保護を徹底させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行う。

#### 多様化を図る

屋内消火栓、救助袋、消火器、担架等の防災用具を積極的に活用して、緊張感、臨場感を持たせるなど様々な災害を想定した訓練を工夫する。また、地震により校舎等の継ぎ目や渡り廊下等に損壊が多くなることが予測されるので様々な被害状況を想定し、幾通りかの避難経路を設定しておく。

#### 役割分担を明確にする

教職員一人ひとりが役割分担(指揮系統、情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助等)や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

#### 家庭や関係機関等と連携を密にする

地域防災計画に基づき、所轄消防署や防災機関等との連絡を十分に行うとともに、PTA、自主防災組織等との合同訓練も実施するよう努める。また、児童等と保護者との連絡方法や状況に応じた引き渡し方法、帰宅方法を事前に保護者と十分協議して決め、地域の協力も得られるようにしておく。

#### 評価を行い次回に生かす

実施後は必ずその評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点を反映させる。



## (2) 避難訓練実施計画例

## 地震及び津波発生を想定しての計画例

| 期 日         | 時 間                                                                                                                                                    | 参 加 者   | 場 所       |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------|
| ○月○日(○)     | △時△分～△時△分                                                                                                                                              | 全校生徒・職員 | 校内各教室・運動場 |
| ね<br>ら<br>い | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震(津波)発生時の基本行動が分かり、それに対処する。</li> <li>・発生のお知らせを聞き、安全に避難する。</li> <li>・避難の隊形、人員の把握、報告の仕方が分かる。</li> </ul>          |         |           |
| 準<br>備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路図・救急用品・ハンドマイク・本部旗・雑巾・ストップウォッチ</li> <li>・出席簿</li> </ul>                                                     |         |           |
| 評<br>価      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震(津波)発生による緊急事態に対して、安全で迅速な行動ができたか。</li> <li>・隊形、人員の把握、報告の仕方が分かり正しくできたか。</li> <li>・二次避難の仕方、経路が分かったか。</li> </ul> |         |           |

| 区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 実 施 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 生 徒 の 活 動                                                                                    |          |                                                                                                              |                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事<br>前                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任による指導</li> <li>・今回の訓練内容と目的について説明する。</li> <li>・予告なしに来る地震(津波)に対処する行動について知らせる。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明を聞く。</li> <li>・日常の心構えや避難訓練の必要性について話し合う。</li> </ul> |          |                                                                                                              |                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |
| 展<br>開                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <table border="1"> <thead> <tr> <th>係</th> <th>担任(教科担任)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           △時△分<br/>           〈訓練開始の放送〉<br/>           想定…地震発生<br/>           〈放送〉<br/>           地震発生のお知らせ<br/>           〈放送〉※<br/>           地震の揺れは一応お<br/>           さまったこと<br/>           △時△分<br/>           〈放送〉<br/>           避難のお知らせ         </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口、窓の開放、机の下へ避難の指示</li> <li>・生徒に避難開始の指示</li> <li>・出席簿の持ち出し</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> | 係                                                                                            | 担任(教科担任) | △時△分<br>〈訓練開始の放送〉<br>想定…地震発生<br>〈放送〉<br>地震発生のお知らせ<br>〈放送〉※<br>地震の揺れは一応お<br>さまったこと<br>△時△分<br>〈放送〉<br>避難のお知らせ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口、窓の開放、机の下へ避難の指示</li> <li>・生徒に避難開始の指示</li> <li>・出席簿の持ち出し</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送を聞く。</li> <li>・担任の指示に従う。</li> <li>・机の下へ避難する。(指示があるまで)</li> <li>・放送を聞く</li> <li>・窓を閉める。</li> <li>・ヘルメット(防災ずきん)をかぶる。</li> <li>・無駄話をせず、上履きのまま避難する。</li> <li>・運動場へ出たら、駆け足で集合場所へ向かう。</li> </ul> |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 係                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 担任(教科担任)                                                                                     |          |                                                                                                              |                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |
| △時△分<br>〈訓練開始の放送〉<br>想定…地震発生<br>〈放送〉<br>地震発生のお知らせ<br>〈放送〉※<br>地震の揺れは一応お<br>さまったこと<br>△時△分<br>〈放送〉<br>避難のお知らせ                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口、窓の開放、机の下へ避難の指示</li> <li>・生徒に避難開始の指示</li> <li>・出席簿の持ち出し</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                              |          |                                                                                                              |                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所へ集合<br/>児童生徒数の確認・報告(生徒→担任→学年主任→副校長・教頭→校長)<br/>負傷者が出たことを想定し、救護班による救出を行う。</li> <li>想定…津波発生<br/>市町村指定の避難所への避難開始<br/>負傷者、病人の運搬</li> <li>・二次避難場所へ集合<br/>児童生徒数の確認・報告(生徒→担任→学年主任→副校長・教頭→校長)</li> <li>△時△分 避難完了<br/>指導講評(校長、消防署長)</li> <li>△時△分 訓練終了</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級委員の指示で整列する。</li> <li>・学級委員は人員点呼をし、担任に報告する。</li> <li>・救護班は負傷者の救出を行う。</li> <li>・二次避難場所へ避難する。</li> <li>・安全に留意しながら移動する。</li> <li>・救護班は負傷者等の運搬を行う。</li> <li>・学級委員の指示で整列する。</li> <li>・学級委員は人員点呼をし、担任に報告する。</li> <li>・静かに待機、話を聞く。</li> <li>・訓練終了後学校(教室)へ</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      |                                                                                              |          |                                                                                                              |                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事<br>後                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任による指導</li> <li>・帰りの会で避難訓練についての反省</li> <li>・生活記録に感想と反省を書くように指示</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自、家庭で生活記録に感想と反省を書く。</li> </ul>                      |          |                                                                                                              |                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |

※緊急地震速報受信装置等を設置している場合は、訓練用放送を活用する。

※地震体験車の活用も有効である。

## (3) 防災研修・訓練実施計画例

(高校生防災スクールを参考として)

| 期 日     | 時 間                                                                                  | 参 加 者              | 場 所       |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------|
| ○月○日(○) | △時△分～△時△分                                                                            | 全校生徒・職員、地元中学生・町内会等 | 体育館・運動場ほか |
| 趣 旨     | 消防署等関係機関や地域住民等の協力・参加のもと、防災・減災に関するより専門的・実践的な知識や技術を習得し、地域防災の担い手として社会貢献できる高校生の育成を目的とする。 |                    |           |

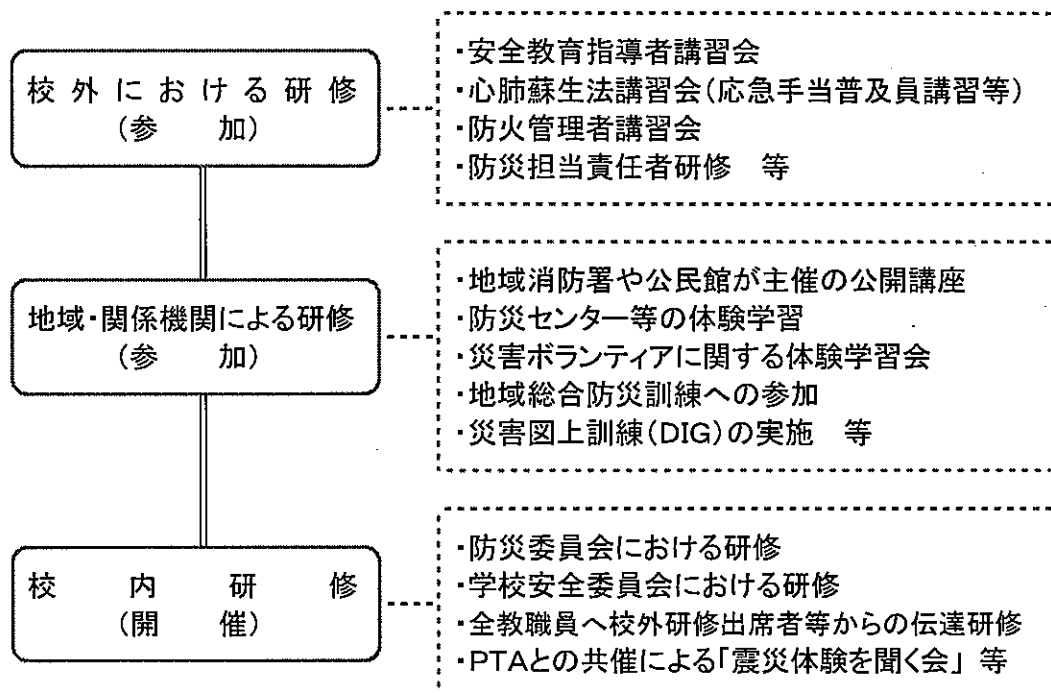
| 実 施 内 容                                                                                                                                     |                                                                                                                                       | 講 師・指 導 機 関                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 防災講座<br>2 非常食炊き出し・配膳(昼食・交流)<br>3 訓練等<br>①救命講習<br>②災害図上訓練(DIG)<br>③実働訓練(テント設営、ロープワーク、消火訓練、避難器具による避難訓練等)<br>④体験訓練(地震体験車、煙体験、簡易トイレ作成、防災クイズ等) |                                                                                                                                       | 消防署、自衛隊、気象台、大学、県・市町村防災部局、NPO等<br><br>※訓練等は設定時間を考慮して選択、あるいはグループ別等により実施する。<br>※地震体験車、煙体験等については、昼食時間を利用して実施することも可。                                                             |
|                                                                                                                                             | 項 目                                                                                                                                   | ね ら い 等                                                                                                                                                                     |
| 内 容                                                                                                                                         | 1 防災講座<br>・東南海・南海地震等に備えて<br>・地震・風水害等自然災害の発生メカニズムについて<br>・災害・救援ボランティアについて<br>・稲むらの火に学ぶ<br>・災害の歴史について など                                | ・大型地震等の知識と災害への備えを認識させる。<br>・防災ボランティアの意義や「自助」、「共助」、「公助」の大切さを認識させる。<br>・地域災害の歴史等を学び、防災・減災対策の重要性を認識させる。                                                                        |
|                                                                                                                                             | 2 非常食炊き出し・配膳(昼食・交流)<br>・アルファ米の作成<br>・飯盒炊さん<br>・火の起こし方(丸太コンロの活用等)<br>・食事の盛り付け・配膳                                                       | ・非常食としてのアルファ米の作成や飯盒炊さんの方法、火の起こし方等について学ぶ。<br>・ボランティア活動での配膳作業等について学ぶ。                                                                                                         |
|                                                                                                                                             | 3 訓練等<br>①救命講習<br>②災害図上訓練<br>③実働訓練<br>・テント設営<br>・ロープワーク<br>・消火訓練<br>・避難器具による避難訓練 等<br>④体験訓練<br>・地震体験車<br>・煙体験<br>・簡易トイレ作成<br>・防災クイズ 等 | ・心肺蘇生法、応急手当等を習得する。<br>・地域における災害時の問題点等の発見や対策、避難所運営の方法等を学ぶ。<br>・ボランティア活動でのテント設営や非常時のロープ活用法、消火器、避難器具の使用方法を学ぶ。<br><br>・地震の揺れによる影響や煙中を体感したり、非常時の簡易トイレ作りを学び、さらにクイズ形式で防災・減災意識を高める。 |

※研修等の実施に当たっては、指導機関や地域等と十分打ち合わせを行う。

### 3 教職員の防災研修

#### (1) 教職員研修の例

学校における防災教育の推進は、第一義の児童生徒の安全を確保するため、まず、教職員の意識高揚を図り、指導体制を整えることが先決である。そのため、学校安全計画に教職員の研修に関する事項を盛り込むとともに、研修の充実に努めること。



#### (2) 校内研修の例

| 〇〇小学校校内防災(救急)研修会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 目的             | 児童が災害時に負傷した場合の応急手当に関する実践的な知識・技術を習得し、緊急の事態に備える。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2 日時             | △△年△△月△△日 △△時～                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 3 場所             | 体育館                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 4 参加者            | 全教職員、保護者有志                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 5 内容             | (1) 心肺蘇生法 (講師 □□消防署 救急救命士)<br>人工呼吸、心臓マッサージ、AEDの使用方法<br>(2) 負傷者の運搬法 (講師 □□消防署 救急担当者)<br>担架による運搬、椅子・毛布などを用いた運搬、用具を使わない運搬<br>(3) 手当ての基本 (講師 〇〇小学校 養護教諭)<br>患者の観察、寝かせ方、保温・加湿等の方法<br>(4) 止血法 (講師 〇〇小学校 養護教諭)<br>直接・間接圧迫止血法、止血帯の仕方<br>(5) 骨折・脱臼等の手当て (講師 〇〇小学校 養護教諭)<br>副木(添え木)のあて方等 |

## Ⅱ 児童生徒等の安全確保のために

### 災害に備えて

#### 1 災害への備えと災害発生により想定される対応事項等

災害に備えて、そして災害発生により学校として対応すべき事項等について日頃から整理しておくことが重要である。特に災害時の対応予想事項等について、時系列に整理しておくこと等が望ましい。

| 区分                                                                                                                     | 対応事項等の例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生前<br>(日頃の備え)                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校防災体制の充実(災害時の業務内容等の確認、施設・設備等の安全点検、避難路の安全確保、関係機関や地域との連携等)</li> <li>・防災教育の充実(指導方針・計画の策定と実施、教職員への研修等)</li> <li>・避難訓練等(非常事態想定の実施、救命講習、地域防災訓練への参加等)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                       |
| <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> <b>災 害 発 生</b> </div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 発災から3日間<br>《緊急対応期》                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童等の安否確認、負傷・健康状態等の把握、心のケア等</li> <li>・学校災害対策本部の立ち上げ、教職員の参集(休業時)等</li> <li>・教職員の安否、負傷状況、各種情報収集、応急対応等</li> <li>・児童等の安否情報等の保護者等への連絡する方法、児童等の保護と保護者等への引き渡し方法等</li> <li>・学校施設の被害状況把握、安全性確認、危険施設の立入禁止措置や安全管理等</li> <li>・避難所指定された学校施設の安全確認、避難所開設準備、避難所として施設が使用できない場合の対応等</li> <li>・避難所開設、運営に伴う市町村との連携、連絡・調整</li> <li>・学校での避難者の確認と避難者情報の管理、連絡、避難所運営のボランティアの受入等</li> </ul> |
| 3日から1週間                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策を継続的に行うための職員、教職員の配置と健康管理等</li> <li>・外部応援要員、教職員等の派遣要請</li> <li>・避難所運営の市町村、自主防災組織等への移行</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 1週間から1箇月<br>《復旧期》                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業再開に伴う教室確保(または他の施設・学校での教室確保)</li> <li>・授業再開の教科書、学用品、救援物資等の調達・受入</li> <li>・授業再開に関する県・市町村等への支援要請等</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                      |

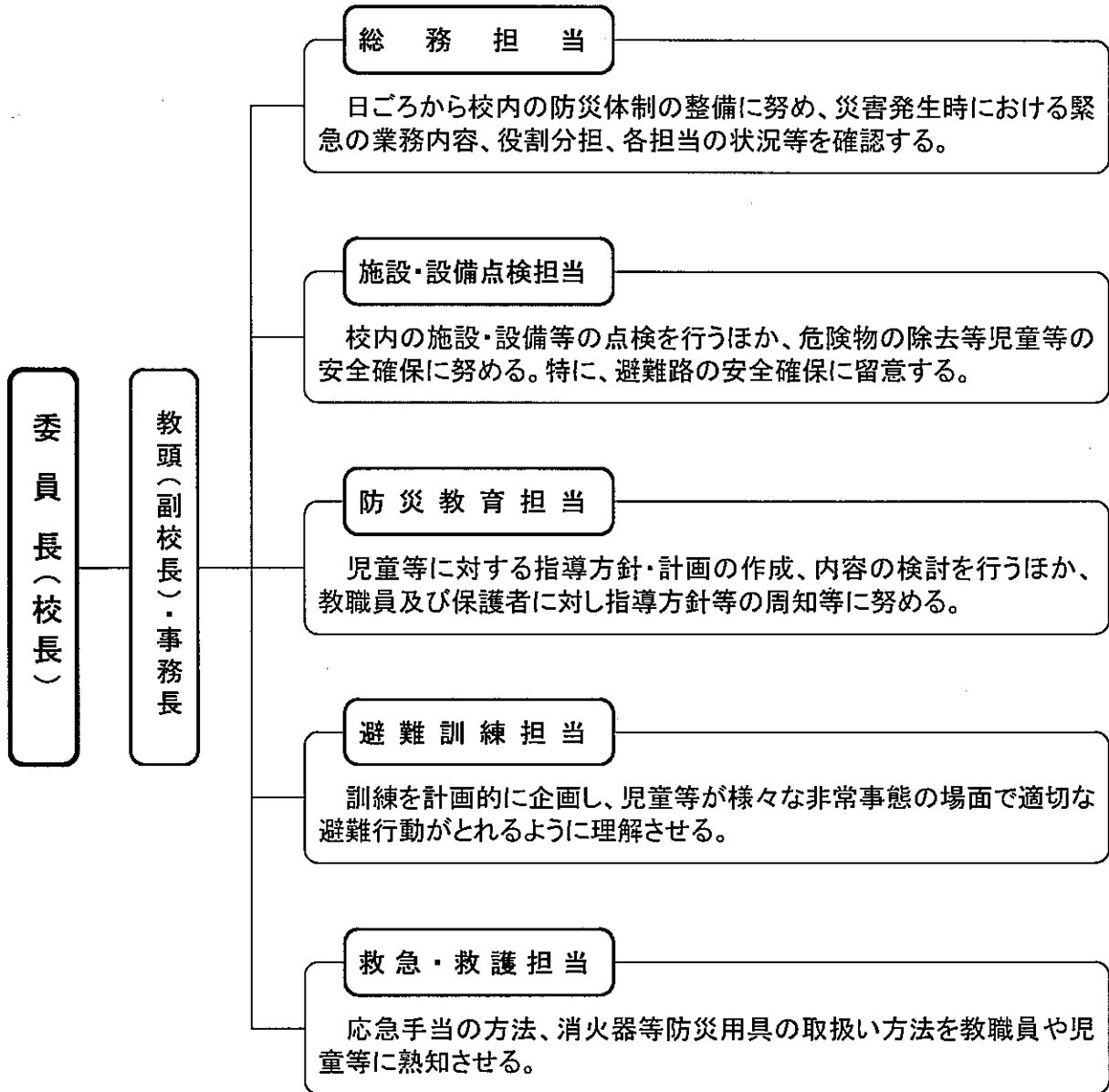
(備考) ・それぞれの対応時期や期間は、被災の状況により異なること。  
 ・市町村災害対策本部や教育委員会等と常時連絡、連携を取ること。  
 (被害状況報告、避難所開設、支援要請等)  
 ・保護者との対応や児童等の心のケアなど、継続的な対応に留意すること。

#### ○ 緊急地震速報の活用について

緊急地震速報により、事前に地震発生情報が入手できる。緊急地震速報から、強い揺れが到達するまでの時間は長くても数十秒と短い、この間に心構えや緊急対応をすることで、被害の軽減を図ることができると考えられる。緊急地震速報は、テレビやラジオ等のほか、専用の受信装置を設置して入手することができ、防災訓練等への活用も有効であると考えられる。(なお、地震発生場所の近くでは速報が間に合わない等、技術的限界も指摘されている。)

2 学校防災体制—平常時における防災組織の例(学校安全委員会又は防災委員会)

校長、副校長、教頭、教務主任等で構成し、学校防災に関する計画を策定するほか、日ごろから学校における防災体制の充実に努める。



### 3 学校安全度評価

#### (1) 平常時の安全評価度の例

- 学校安全委員会もしくは防災委員会のような組織をつくり、日頃から学校における防災体制の整備や防災教育の推進体制の充実に努めていますか。
- 災害が発生したときに充分対応することができる「学校防災本部」等の組織を備えていますか。
- 学校の所在地が地震による津波や山・崖崩れの予想される地域にあるか(例:津波避難困難地域にあるか)知っていますか。
- 津波や山・崖崩れの予想される地域にある場合、警戒宣言が発せられるとすぐ避難しなければなりません、避難する場所や経路を決めていますか。
- 避難が必要となった時、学校の重要書類や児童生徒名簿はすぐ持ち出せるようになっていますか。
- 非常時における教職員の役割分担を明確にし、指導を徹底していますか。
- 避難地や避難所となっている学校では、避難者の使用場所や留意事項が教職員に周知されていますか。
- 児童等や教職員への非常時の情報伝達方法(緊急連絡網の作成など)、その広報内容(連絡文)について準備していますか。
- 保護者に対して、児童等の引き渡し方法などについて普段から周知徹底していますか。
- 非常時に情報を得るテレビ、ラジオ、同報無線受信機などを備えていますか。
- 校舎、体育館、屋内施設やブロック塀などの耐震診断の結果を知っていますか。
- 必要な建物、体育館などの補強は済んでいますか。
- 事務機器、ロッカー、書棚、薬品棚、ピアノ、コンピュータ、テレビなどの転倒、移動、落下防止の措置をしていますか。
- 窓ガラスなどの飛散防止対策(フィルムを貼るなど)をしていますか。
- 避難の際に妨げとなる、廊下、階段、非常口などの障害物の除去をしていますか。
- 危険物施設(ボイラー、ガスボンベ、薬品庫など)の定期点検を行っていますか。
- 防火・防災設備(防火扉、消火器、消火ホースなど)や救急設備(AEDなど)の整備、点検を定期的実施していますか。
- 地域での自主防災組織の訓練に児童等を参加させていますか。
- 市町村役場の防災担当者と定期的に、連絡打合せ会議などを行っていますか。
- 地元の自主防災組織などと、非常時の協力や応援などについて、話し合いを行っていますか。
- 避難地や避難所となっている学校では、非常時の住民受け入れ方法などについて市町村や自主防災組織の代表と協議していますか。
- 遠距離通学等のため学校に残留する児童等や防災担当職員のための、非常時における食料(7日分程度)、飲料水(3日分程度)、毛布などを確保していますか。
- 教育計画には地震科学、地震防災等の課程が組み込まれていますか。
- 学校安全計画には学校の施設設備の安全点検、児童等に対する安全指導、教職員に対する研修の3項目が記載され、そして実施されていますか。

## (2) 安全点検表の例(非常用品)

## 管理点検表 ( 年度)

点検者( 印)

|          | 非常用品    | 管理場所        | 数量 | 管理責任者 | 点検結果○・× |  |  |  | 特記事項 |
|----------|---------|-------------|----|-------|---------|--|--|--|------|
|          |         |             |    |       |         |  |  |  |      |
| 救急       | 救急箱     | 保健室 職員室     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 医療品     | 保健室         |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 担架      | 保健室 職員室     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 蘇生器     | 保健室         |    |       |         |  |  |  |      |
|          | AED     | 事務室前 体育館    |    |       |         |  |  |  |      |
| 情報       | テレビ     | 校長室 職員室 事務室 |    |       |         |  |  |  |      |
|          | ラジオ     | 職員室 事務室     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | ハンドマイク  | 体育教官室       |    |       |         |  |  |  |      |
|          | トランシーバー | 事務室         |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 屋外放送器   | 放送室         |    |       |         |  |  |  |      |
| 食糧       | 非常食     | 体育館         |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 飲料水     | 体育館         |    |       |         |  |  |  |      |
| 消火用品・工具類 | 飲料水浄化装置 | 倉庫          |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 消火器     | 各棟各階        |    |       |         |  |  |  |      |
|          | バケツ     | 各棟各階        |    |       |         |  |  |  |      |
|          | ロープ     | 管理棟1階倉庫     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | パール     | 管理棟1階倉庫     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | ジャッキ    | 管理棟1階倉庫     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | ハンマー    | 管理棟1階倉庫     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | のこぎり    | 管理棟1階倉庫     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | なた      | 管理棟1階倉庫     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 一輪車     | 管理棟1階倉庫     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | スコップ    | 管理棟1階倉庫     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | つるはし    | 管理棟1階倉庫     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 軍手      | 管理棟1階倉庫     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 脚立      | 管理棟1階倉庫     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | はしご     | 管理棟1階倉庫     |    |       |         |  |  |  |      |
| 電灯       | 懐中電灯    | 事務室         |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 発電機     | グランド倉庫      |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 非常灯     | 事務室         |    |       |         |  |  |  |      |
| 衣・住      | ヘルメット   | 各教室 職員室 事務室 |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 毛布      | 保健室 体育館     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | テント     | グランド倉庫      |    |       |         |  |  |  |      |
|          | ビニールシート | 体育館         |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 防災服     | 事務室         |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 長靴      | トイレ         |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 合羽      | 倉庫          |    |       |         |  |  |  |      |
| 雑貨       | 模造紙     | 事務室         |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 印刷用紙    | 事務室         |    |       |         |  |  |  |      |
|          | マジック    | 事務室 職員室     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | ガムテープ   | 事務室 職員室     |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 乾電池     | 事務室         |    |       |         |  |  |  |      |
|          | 電子レンジ   | 調理室         |    |       |         |  |  |  |      |
|          | コンロ     | 調理室 事務室     |    |       |         |  |  |  |      |

(3) 安全点検表の例(施設・設備)

管理点検表 ( 年度)

点検場所( ) 点検者( ) 印)

| 場所           | 点検項目 | 点検結果○・×                     |  |  |  | 不良箇所<br>(程度) | 処理<br>月日 | 印 |
|--------------|------|-----------------------------|--|--|--|--------------|----------|---|
|              |      |                             |  |  |  |              |          |   |
| 教室・特別教室・準備室等 | 1    | 机・イスは破損していないか               |  |  |  |              |          |   |
|              | 2    | 床は滑りやすくないか、また破損箇所はないか       |  |  |  |              |          |   |
|              | 3    | 窓や戸の開閉に支障はないか、また破損はないか      |  |  |  |              |          |   |
|              | 4    | 電気器具の故障はないか(コンセント等も含む)      |  |  |  |              |          |   |
|              | 5    | 照明器具が破損したり、落下するおそれはないか      |  |  |  |              |          |   |
|              | 6    | 床・壁・柱・戸等に釘・画鋸等が出ていないか       |  |  |  |              |          |   |
|              | 7    | 壁にかけた物や吊り下げた物が落下する危険性はないか   |  |  |  |              |          |   |
|              | 8    | 掲示物などに危険はないか                |  |  |  |              |          |   |
|              | 9    | カーテン・レールの破損はないか             |  |  |  |              |          |   |
|              | 10   | 戸棚等の引き戸・引き出しがスムーズに開閉できるか    |  |  |  |              |          |   |
|              | 11   | 棚の上の物は安全に保管されているか           |  |  |  |              |          |   |
|              | 12   | 戸棚類が倒れる可能性はないか              |  |  |  |              |          |   |
|              | 13   | 室内の整理整頓はよいか                 |  |  |  |              |          |   |
|              | 14   | 刃物(はさみ・包丁・針等)は定位置に保管されているか  |  |  |  |              |          |   |
|              | 15   | 必要な箇所の施錠が確実にできるか(出入り口及び戸棚類) |  |  |  |              |          |   |
|              | 16   | 薬品、薬品戸棚の整理・保管はきちんとできているか    |  |  |  |              |          |   |
|              | 17   | ガス栓・ガスの配管などに故障はないか          |  |  |  |              |          |   |
|              | 18   | 換気装置に異常はないか                 |  |  |  |              |          |   |
| 流し等          | 1    | 器具に破損はないか                   |  |  |  |              |          |   |
|              | 2    | 排水口は詰まっていないか                |  |  |  |              |          |   |
|              | 3    | 流し槽は清潔に保たれているか              |  |  |  |              |          |   |
|              | 4    | 滑りやすい状態ではないか                |  |  |  |              |          |   |
| 廊下等          | 1    | 通行の妨げになる物が放置されていないか         |  |  |  |              |          |   |
|              | 2    | 滑りやすく危険なところはないか             |  |  |  |              |          |   |
|              | 3    | 靴箱が倒れる危険はないか                |  |  |  |              |          |   |
|              | 4    | 非常口は非常の場合にすぐ開放できるか          |  |  |  |              |          |   |
|              | 5    | 扉・引き戸はスムーズに開閉できるか           |  |  |  |              |          |   |
| トイレ等         | 1    | ドア・戸口の鍵は破損していないか            |  |  |  |              |          |   |
|              | 2    | 床・足場は滑りやすくなっていないか           |  |  |  |              |          |   |
|              | 3    | 便器・シャワー等の器具の破損、水漏れ、排水不良はないか |  |  |  |              |          |   |
|              | 4    | 窓枠、窓ガラスの破損はないか              |  |  |  |              |          |   |
|              | 5    | 洗濯機・乾燥機などの異常・故障はないか         |  |  |  |              |          |   |
|              | 6    | シャワー・ガス湯沸器などの異常・故障はないか      |  |  |  |              |          |   |
|              | 7    | 換気装置に異常はないか                 |  |  |  |              |          |   |
| その他          | 1    | 遊具などに危険な箇所はないか(ねじ・手すり等の破損)  |  |  |  |              |          |   |
|              | 2    | 周囲に危険な物が落ちていないか(ピンなどの割れ物等)  |  |  |  |              |          |   |
|              | 3    | 自転車置き場がきちんと整理されているか         |  |  |  |              |          |   |



#### (4) 施設・設備の耐震対策及び安全点検

施設・設備の耐震対策及び安全点検は、主に地震時の非構造部材等の落下や転倒、移動等に対する児童等の安全確保、避難経路の確保等の観点から対策を講じるもので、注意箇所の把握とともに、視診、打診、触診などで確認するのが一般的である。

点検は、学校施設管理担当者等が行う。また、每学期1回以上、系統的に行うこと。

##### ① 天井材の落下防止

- ・ 天井ボードのズレ、ひび割れ等の変形やビスの緩み、サビの発生がないかなどを確認し、必要に応じて修繕、交換する。
- ・ 揺れ止めを取り付ける。(体育館等で天井裏のスペースが大きい場合は吊りボルトが長くなる(≧1,500mm)ため相互を水平及び斜めのつなぎ材による揺れ止めを設ける。)
- ・ 壁、柱面と天井材の間にクリアランス(隙間)を取る。

##### ② 窓ガラスの破損防止

- ・ 普通板ガラスは網入りガラス、合わせガラス等と同様の効果を期待できるよう、飛散防止フィルムなどを貼ることにより飛散、落下の危険を防止する。
- ・ 建具に劣化、緩み等が生じていないか確認し、問題があれば建具調整をする。また古くて性能が劣るものは新しいものに交換する。
- ・ 周辺部材の変形を許容できるよう、硬質性シーリングによるガラス窓枠への固定を止め、シリコン等の弾力性のあるシーリング材料のものに交換する。

##### ③ 外壁落下の防止

- ・ 樹脂注入等による浮き、ひび割れ補修、ファスナー交換、落下防止補強、他の構法への改修等を行う。また必要に応じて張替えを行う。

##### ④ 照明器具の落下防止


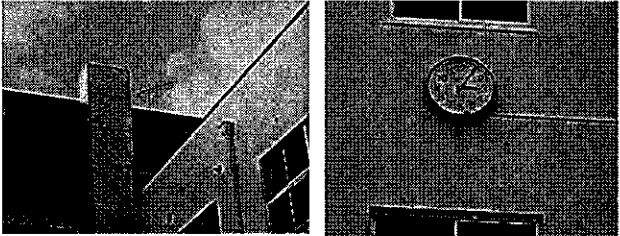


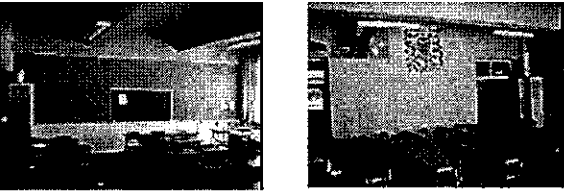
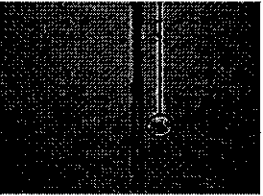
- ・ 揺れ止めを取り付ける。
- ・ 吊り金具を掛けているフックを外れ防止の機能のあるフックに変更する。
- ・ ワイヤロープで吊って補強する等の対策をとることも有効である。
- ・ 照明器具のランプを「飛散防止型蛍光灯」に取り替えることも有効である。
- ・ 体育館の吊り下げ照明は、取り付け部分に腐食等がないか確認し、必要に応じて修繕、交換する。

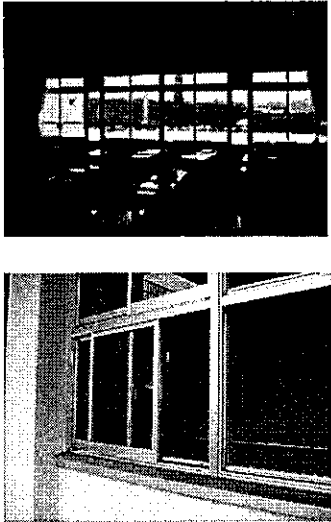
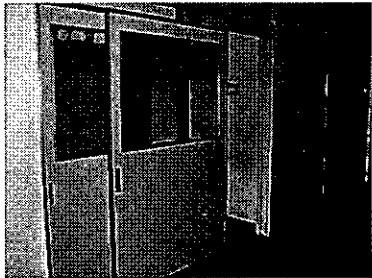

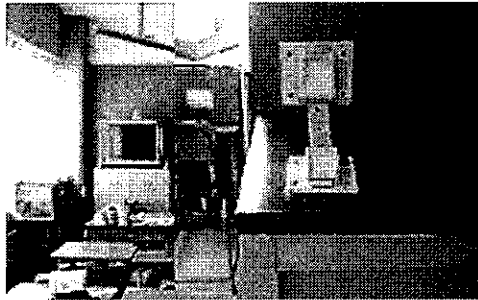
##### ⑤ 設備、家具の転倒、落下の防止


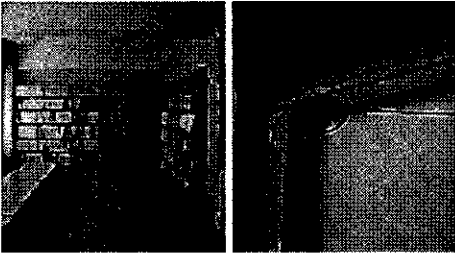

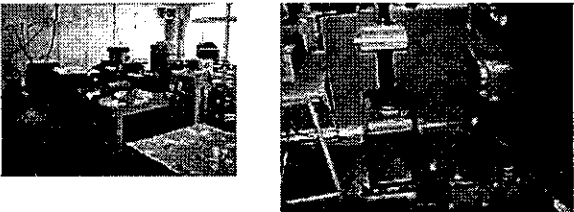

- ・ 空調室外機、高置水槽等は、アンカーボルトやストッパーで固定する。
- ・ 屋上や外壁に設置する設備機器等は、強固な基礎で主構造体と一体化させる。
- ・ 書棚、ロッカー類は、頑丈な壁、梁、天井などに金具で固定する。
- ・ テレビは、滑り、落下防止のためにベルト等により棚に固定する。
- ・ 体育館に設置されているスピーカー等の重量物は、落下により多大な危害を及ぼすおそれが高いので、取付金物で上下2ヶ所以上壁等に固定する。

※参考:「学校施設における非構造部材等の耐震対策事例集」(国立教育政策研究所文教施設研究センター)ほか

安全点検の方法

|                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>屋根: 屋根</p>                                                                                                      | <p>①状況 ②影響・想定被害 他</p> <p>カラー鉄板</p> <p>①錆等の腐食、剥離はないか。<br/>②屋根の損傷は雨漏りなどの支障がでる。<br/>※カラー鉄板: 屋体などの屋根材に使われる色付の金属板</p>                                                                                                       |
| <p>屋根: 設備機器設置</p>                                                                                                  | <p>①固定され転倒落下防止をしているか。<br/>②固定されていない場合は落下する可能性がある。<br/>屋上や外壁に取り付けられたテレビアンテナ、時計、スピーカー等が傾いていないか目視する。</p>                                                                                                                  |
| <p>天井: 天井・照明器具・天井吊り物</p>                                                                                          | <p>天井</p> <p>①ねじの外れや天井材の歪みはないか。<br/>②天井を手で押してみる。</p> <p>照明器具</p> <p>①固定金具にゆるみはないか。<br/>②正面の黒板灯を触診する。</p> <p>天井吊り物</p> <p>①落下しそうな物はないか。<br/>②天井を手で押してみる。</p>                                                            |
| <p>天井: 天井吊り物 プロジェクター・地図掛等</p>                                                                                    | <p>①天井に固定されているか。<br/>②取り付けられている天井と金具等の不具合により落下する可能性がある。</p>                                                                                                                                                            |
| <p>壁: 壁</p>  <p>↓ ベニヤ板の例</p>  | <p>ベニヤ板</p> <p>①ガタつきや釘の浮きや目地のずれはないか。<br/>②ガタつきにより剥落する可能性がある。</p> <p>モルタル</p> <p>①ひび割れ、剥落、欠損は見られないか。<br/>②ひび割れ箇所から更に剥離が生じる可能性がある。</p> <p>コンクリートブロック</p> <p>①ひび割れ、剥落、欠損は見られないか。<br/>②大きなひび割れがある場合は地震により更に破損する可能性がある。</p> |

|                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>壁:窓</p>          | <p>①状況 ②影響・想定被害 他</p> <p>窓サッシ</p> <p>①ガタつき、ガラスの破損はないか。<br/>②破損、変形により避難に支障がでる可能性がある。</p> <p>※換気設備については落下する可能性があるの確認する。</p> <hr/> <p>ガラスを止めている材料(シーリング)に弾力がなくなり硬くなっているとガラスが破損する可能性がある。</p> <p>※シーリングに弾力があるか。</p> |
| <p>壁:扉</p>         | <p>①開閉にクリアランス(隙間)を確保しているか。<br/>②クリアランスがなければ地震による変形等で開閉しにくくなる。</p>                                                                                                                                              |
| <p>壁:書棚・ロッカー</p>  | <p>①床又は壁に固定されているか。<br/>②固定されていなければ転倒により避難に支障となる。</p>                                                                                                                                                           |
| <p>壁:テレビ</p>      | <p>①テレビ台又は壁に固定されているか。<br/>②固定されていなければ床に転倒する可能性がある。</p> <p>※テレビ台に固定されている。<br/>ただし、テレビ台自体が床に固定されているかも確認する。</p>                                                                                                   |

|                                                                                                          |                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>壁：薬品庫</p>            | <p>①状況 ②影響・想定被害 他</p> <p>①転倒防止金具等で固定されているか。<br/>②施錠や固定等の保管状況が悪ければ薬品のボトルがガラス戸を破る可能性がある。</p>                       |
| <p>壁：書棚・ロッカー(特別教室)</p>  | <p>①床又は壁に固定されているか。<br/>②固定されていなければ転倒により避難に支障となる。</p> <p>※壁に金具で固定されている。</p>                                       |
| <p>床：実習機器(楽器類)</p>     | <p>①床に固定され転倒落下防止をしているか。<br/>②重量があるピアノ等は移動・転倒すると危険である。</p>                                                        |
| <p>床：実習機器</p>         | <p>①床に固定され転倒落下防止をしているか。<br/>②床に固定しないと転倒する可能性がある。</p> <p>※ロッカーの上にファイル等が置かれていないかについても確認する。<br/>(置いてある場合は撤去する。)</p> |
| <p>避難経路：廊下</p>        | <p>①物品等は置かれてないか。<br/>②物品が散乱すると、通路が遮られ避難に支障となる。</p> <p>※通行の邪魔になる。</p>                                             |

4 学校施設の耐震化

和歌山県及び県内市町村では、近い将来発生が予想されている東南海・南海地震等大規地震に備えるため、昭和56年5月以前の建築基準法に基づいて建築された公共施設(旧耐震建築物)で一定規模・用途の建築物において、学校施設の耐震診断を実施し、改修が必要と判断された施設について、耐震化を進めているところである。

県立学校施設については、平成16年度に耐震診断を完了し、耐震診断によって改修が必要と判断された施設については、平成22年度末の耐震化完了を目指し、取組を進めている。

市町村立学校(小中学校)では、平成20年4月文部科学省調査の結果、耐震診断実施率が、全国平均93.8%に対し、95.3%という高い率であり、耐震化率は、全国平均62.3%に対し、60.9%となっている。

市町村立学校については、各市町村で策定している耐震化促進計画等を前倒し実施するなどにより更に積極的に推進する必要がある。

公立小中学校施設の耐震改修状況調査結果について(都道府県別)

(文部科学省調査)

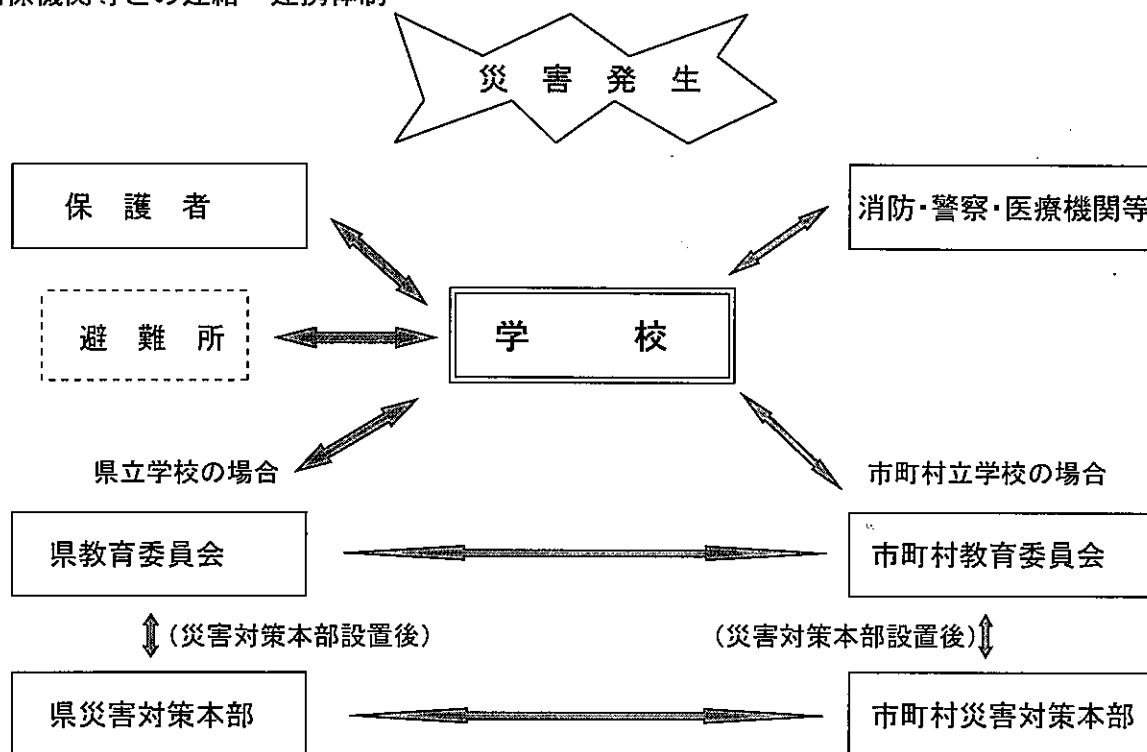
(平成20年4月1日現在)

| 都道府県    | 全棟数     |            |            | 耐震診断実施済棟数<br>D | 耐震診断実施率<br>E=D/C |      | S56以前建築の棟で耐震性がある、及び既に補強済みの棟数<br>F | 耐震化率<br>G=F(D+C)/A |      |
|---------|---------|------------|------------|----------------|------------------|------|-----------------------------------|--------------------|------|
|         | A       | S57以降<br>B | S56以前<br>C |                | %                | 全国順位 |                                   | %                  | 全国順位 |
| 1 北海道   | 6,628   | 2,626      | 4,002      | 2,964          | 74.1             | 47   | 585                               | 48.4               | 43   |
| 2 青森県   | 2,068   | 908        | 1,160      | 916            | 79.0             | 46   | 168                               | 52.0               | 35   |
| 3 岩手県   | 1,883   | 839        | 1,044      | 953            | 91.3             | 36   | 344                               | 62.8               | 15   |
| 4 宮城県   | 2,456   | 1,133      | 1,322      | 1,271          | 96.1             | 19   | 966                               | 85.5               | 4    |
| 5 秋田県   | 1,407   | 614        | 793        | 742            | 93.6             | 29   | 241                               | 60.8               | 19   |
| 6 山形県   | 1,696   | 734        | 962        | 883            | 91.8             | 35   | 103                               | 49.4               | 40   |
| 7 福島県   | 2,484   | 1,113      | 1,371      | 1,197          | 87.3             | 39   | 261                               | 55.3               | 29   |
| 8 茨城県   | 3,346   | 1,247      | 2,099      | 1,696          | 80.8             | 45   | 308                               | 46.5               | 45   |
| 9 栃木県   | 1,768   | 770        | 998        | 972            | 97.4             | 16   | 174                               | 53.4               | 33   |
| 10 群馬県  | 1,979   | 758        | 1,221      | 1,100          | 90.1             | 37   | 391                               | 58.1               | 25   |
| 11 埼玉県  | 4,295   | 1,285      | 3,010      | 2,966          | 98.5             | 9    | 1,124                             | 56.1               | 28   |
| 12 千葉県  | 4,858   | 1,631      | 3,227      | 3,120          | 96.7             | 18   | 1,156                             | 57.4               | 26   |
| 13 東京都  | 7,328   | 1,668      | 5,570      | 5,511          | 98.9             | 6    | 3,885                             | 76.7               | 7    |
| 14 神奈川県 | 4,594   | 1,466      | 3,128      | 3,055          | 97.7             | 14   | 2,689                             | 90.4               | 1    |
| 15 新潟県  | 3,209   | 1,340      | 1,869      | 1,739          | 93.0             | 32   | 379                               | 53.6               | 32   |
| 16 富山県  | 1,289   | 593        | 696        | 663            | 95.3             | 23   | 172                               | 59.3               | 22   |
| 17 石川県  | 1,395   | 496        | 899        | 799            | 88.9             | 38   | 335                               | 59.6               | 21   |
| 18 福井県  | 1,184   | 491        | 693        | 654            | 94.4             | 25   | 233                               | 61.1               | 17   |
| 19 山梨県  | 1,094   | 575        | 519        | 477            | 91.9             | 34   | 310                               | 80.9               | 6    |
| 20 長野県  | 2,719   | 1,228      | 1,491      | 1,396          | 93.6             | 29   | 702                               | 71.0               | 11   |
| 21 岐阜県  | 2,295   | 951        | 1,344      | 1,313          | 97.7             | 14   | 728                               | 73.2               | 9    |
| 22 静岡県  | 3,861   | 1,416      | 2,446      | 2,429          | 99.3             | 5    | 1,921                             | 86.4               | 3    |
| 23 愛知県  | 6,825   | 2,476      | 4,349      | 4,300          | 98.9             | 6    | 3,099                             | 81.7               | 5    |
| 24 三重県  | 2,084   | 923        | 1,161      | 1,115          | 96.0             | 21   | 879                               | 86.5               | 2    |
| 25 滋賀県  | 1,676   | 837        | 839        | 784            | 93.4             | 31   | 418                               | 74.9               | 8    |
| 26 京都府  | 2,796   | 921        | 1,875      | 1,858          | 98.9             | 6    | 1,015                             | 69.2               | 12   |
| 27 大阪府  | 7,914   | 2,559      | 5,355      | 5,017          | 93.7             | 28   | 1,942                             | 56.9               | 27   |
| 28 兵庫県  | 5,245   | 2,123      | 3,122      | 3,103          | 99.4             | 4    | 1,222                             | 63.8               | 14   |
| 29 奈良県  | 1,739   | 583        | 1,156      | 1,150          | 99.5             | 2    | 271                               | 49.1               | 41   |
| 30 和歌山県 | 1,437   | 542        | 895        | 853            | 95.3             | 23   | 333                               | 60.9               | 18   |
| 31 鳥取県  | 782     | 366        | 416        | 342            | 82.2             | 44   | 93                                | 58.7               | 23   |
| 32 島根県  | 999     | 491        | 508        | 432            | 85.0             | 42   | 92                                | 58.4               | 24   |
| 33 岡山県  | 2,738   | 1,138      | 1,600      | 1,571          | 98.2             | 10   | 226                               | 49.8               | 39   |
| 34 広島県  | 2,647   | 963        | 1,684      | 1,582          | 93.9             | 27   | 321                               | 48.5               | 42   |
| 35 山口県  | 1,628   | 691        | 937        | 900            | 96.1             | 19   | 59                                | 46.1               | 46   |
| 36 徳島県  | 1,225   | 441        | 784        | 752            | 95.9             | 22   | 149                               | 48.2               | 44   |
| 37 香川県  | 1,162   | 350        | 812        | 808            | 99.5             | 2    | 254                               | 52.0               | 35   |
| 38 愛媛県  | 1,740   | 753        | 987        | 966            | 97.9             | 11   | 202                               | 54.9               | 31   |
| 39 高知県  | 1,123   | 427        | 696        | 597            | 85.8             | 40   | 152                               | 51.6               | 37   |
| 40 福岡県  | 5,121   | 2,053      | 3,068      | 2,826          | 92.1             | 33   | 580                               | 51.4               | 38   |
| 41 佐賀県  | 1,062   | 495        | 567        | 485            | 85.5             | 41   | 158                               | 61.5               | 16   |
| 42 長崎県  | 2,593   | 825        | 1,768      | 1,470          | 83.1             | 43   | 185                               | 39.0               | 47   |
| 43 熊本県  | 2,543   | 1,041      | 1,502      | 1,461          | 97.3             | 17   | 297                               | 52.6               | 34   |
| 44 大分県  | 1,319   | 663        | 656        | 618            | 94.2             | 26   | 130                               | 60.1               | 20   |
| 45 宮崎県  | 1,792   | 658        | 1,134      | 1,109          | 97.8             | 12   | 621                               | 71.4               | 10   |
| 46 鹿児島県 | 3,346   | 1,352      | 1,994      | 1,990          | 99.8             | 1    | 488                               | 55.0               | 30   |
| 47 沖縄県  | 1,883   | 1,292      | 591        | 578            | 97.8             | 12   | 9                                 | 69.1               | 13   |
| 合計      | 127,164 | 48,845     | 78,319     | 73,479         | 93.8             |      | 30,370                            | 62.3               |      |

**災害発生時の対応**

1 災害発生時における連絡・連携

(1) 関係機関等との連絡・連携体制



(2) 関係機関等への通報・連絡内容と方法

| 機 関 名              | 通報・連絡内容等                                         | 方 法                                                      |
|--------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 市町村教育委員会<br>県教育委員会 | 児童等・教職員の避難・負傷状況、学校施設の被災状況等                       | 電 話<br>インターネット<br>メール<br>防災無線<br>有線放送<br>文 書<br>伝 令<br>等 |
| 保 護 者              | 残留児童等の保護方法、児童等の引き渡し方法、帰宅方法、緊急連絡事項、通学路安全確保への協力要請等 |                                                          |
| 消 防 署              | 救急救助の要請、火災発生状況、消火要請等                             |                                                          |
| 警 察 署              | 通学路の安全確保、盗難に対する警戒等の要請、児童等・教職員の負傷状況、学校施設の被災状況等    |                                                          |
| 保 健 所              | 衛生状況の報告、衛生管理の要請等                                 |                                                          |
| 医 療 機 関            | 受け入れ要請、児童等・教職員の負傷状況、治療状況の確認等                     |                                                          |

(3) 児童等の安否確認

児童等及び家族の安否、住居被害状況を確認する方法を事前に決定し、周知徹底しておくことが必要である。確認方法について例示する。

ア 自宅や緊急連絡先等への電話

ただし、大災害時は一般回線については使用が制限され、電話がつながり難くなるので、被災地から被災地外へ安否情報や必要な報告をすることが望ましい。

また、公衆電話は制限を受けず、災害時優先電話となる。ただし、近年は携帯電話の普及によって公衆電話の数が減っているため、事前に学校周辺にある公衆電話の場所を再確認しておくこと。

イ 災害用伝言ダイヤル「171」等の利用（震度6弱以上の地震発生時等で利用可能。）

(イ) 災害用伝言ダイヤル「171」

大規模な災害が発生した場合（震度6弱以上の地震発生時等）に運用されるシステムで、被災地内の電話番号をキーにして、安否・居場所などを知らせるメッセージを30秒以内で録音・保存できる。

(例)被災地域 A 学校の電話番号が073-412-3456の場合

- ①【差出人】電話番号をキーに伝言を録音 171+1+073-4123456
- ②【受取人】電話番号をキーに伝言を再生 171+2+073-4123456

- ・伝言例1 「1年1組、紀州一郎(本人)です。自分も家族も無事ですが、自宅は全壊し、現在〇〇小学校に避難しています。」
- ・伝言例2 「2年3組、和歌山太郎の母親です。本人は、腕を骨折し△△病院に運ばれましたが、命に別状はありません。父親は勤務先の工場が倒壊し、怪我をしましたが、私と一緒に自宅にいます。自宅の被害は軽いです。」

(ロ) 災害用ブロードバンド伝言版「web171」

インターネットを活用して、安否情報等を音声により伝達するサービスである。

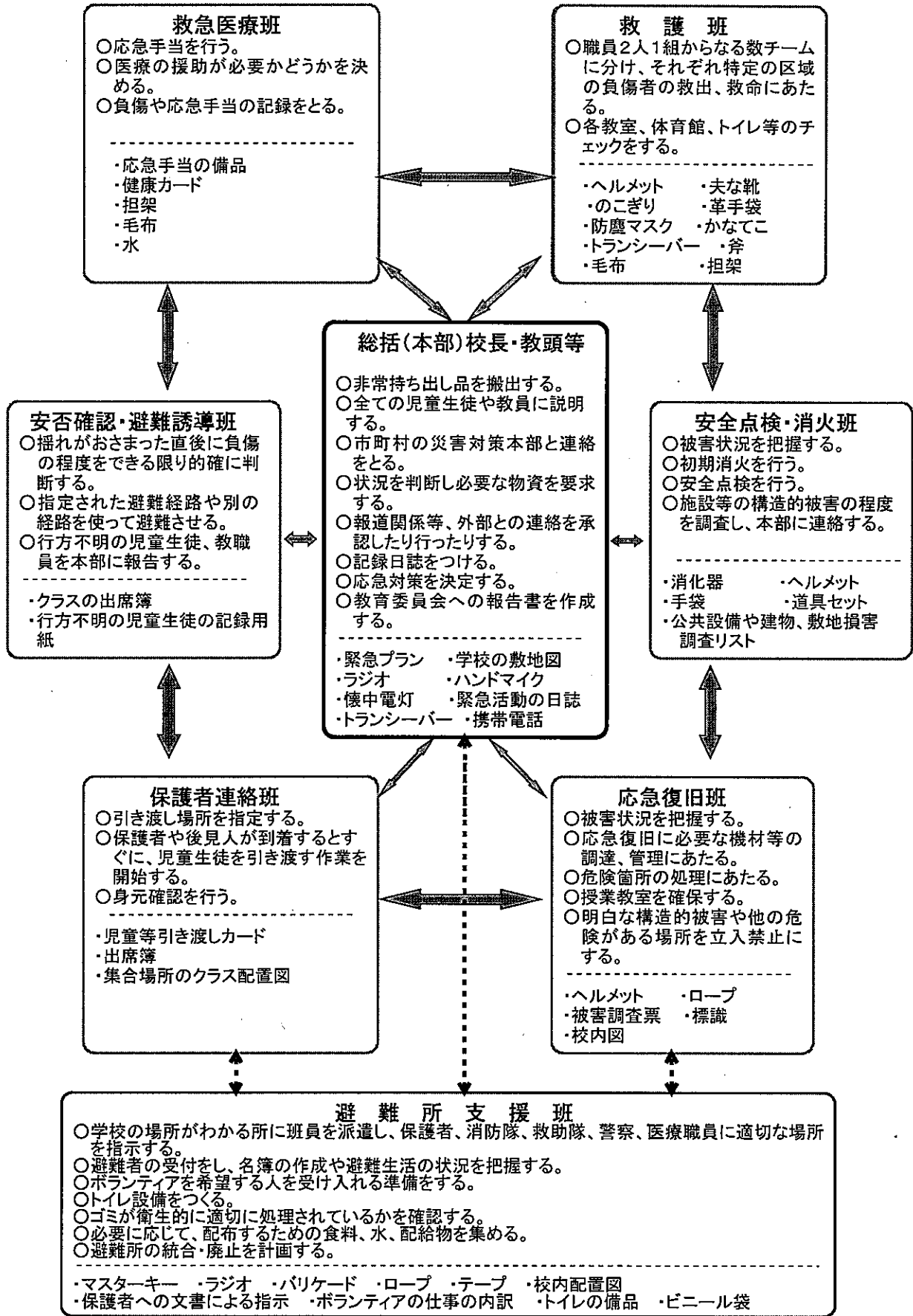
- ①【登録】被災地内の自宅や避難所などにあるパソコン、携帯電話などから、<http://www.web171.jp/>にアクセスし、電話番号をキーに伝言を登録
- ②【閲覧】<http://www.web171.jp/>にアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して閲覧

(ハ) 災害用伝言版サービス(NTT「iモード」の場合)

携帯電話の番号をキーにして、安否情報等を電子掲示板により確認できるサービスである。

- ①【登録】iMenuのトップに表示される「災害用伝言板」の「登録」を選択。現在の状況(「無事です。」)等を選択。任意で100文字以内のコメントが入力できる。コメントのみも可能。
  - ②【メッセージの確認】iMenuのトップに表示される「災害用伝言板」の「確認」を選択。安否を確認したい人の携帯電話番号とパスワードを入力して「検索」を押す。
- ※ au やソフトバンクでも同様のサービスを提供している。

2 災害発生時における応急対応組織の例(学校災害対策本部)

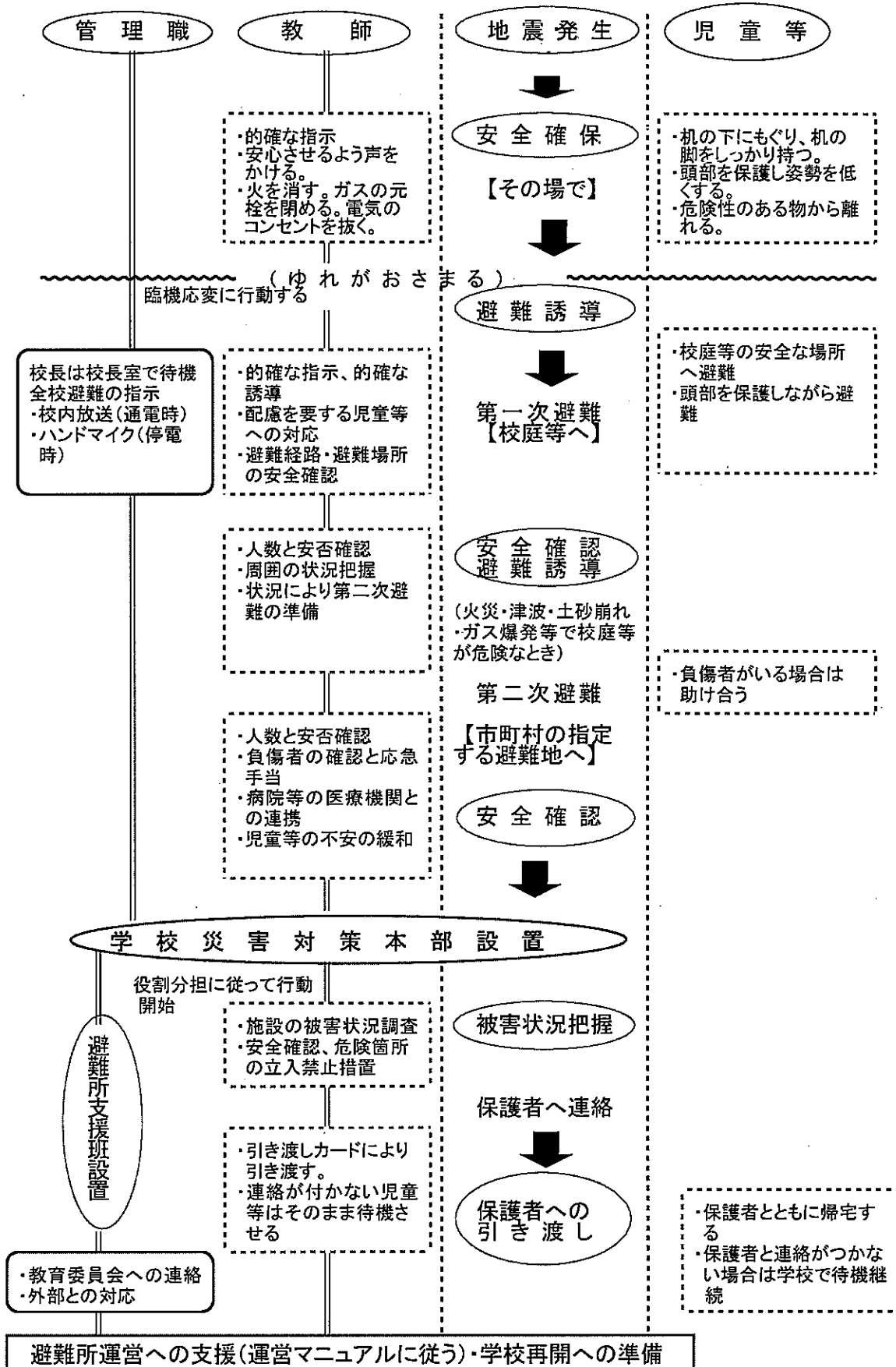




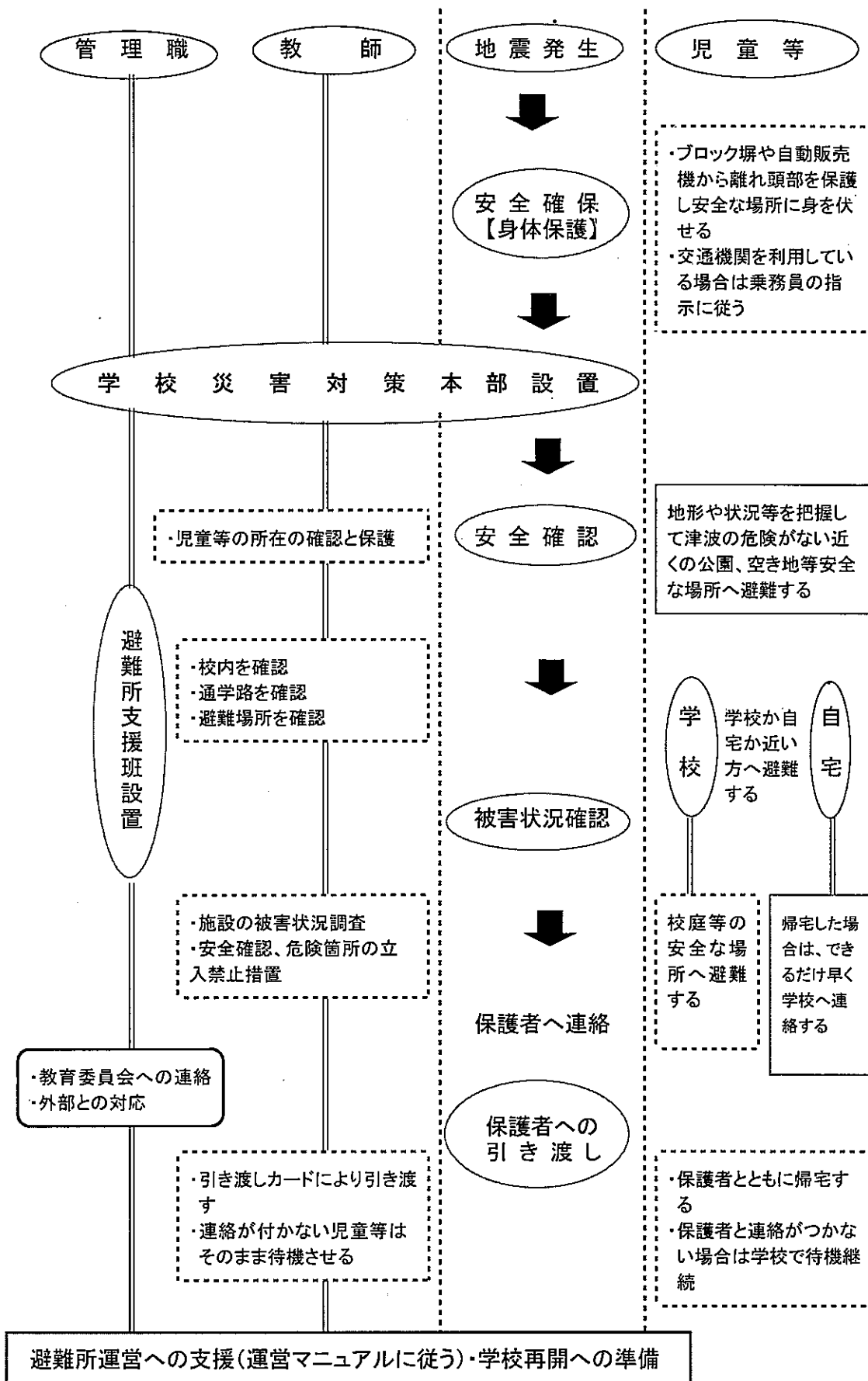
3 教職員の緊急マニュアル

(1) 発災時別の児童等の安全確保—地震の場合—

ア 在校時の対応例



イ 登下校中の対応例





工 勤務時間外の対応例

| 管理職・教師                                                                                                                    | 地震発生                                                                                                                                                                                                                                                 | 児童等                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| <p><b>警戒体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職を含む所属職員のうちあらかじめ定められた少数の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等にあたる体制</li> </ul> | <p>1号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震が発生し、県内で震度4を記録したとき</li> </ul> <p>2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県に津波注意報が発令されたとき</li> <li>危機管理監が必要と認めたとき</li> </ul>                                                              |                                                                      |
| <p><b>配備体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職を含む所属職員のうちあらかじめ定められた概ね5割以上の人員を配備し、災害応急対策にあたる体制</li> </ul>    | <p>1号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震の警戒宣言が発令されたとき</li> <li>危機管理監が必要と認めたとき</li> </ul> <p>2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県に津波警報(津波)が発表されたとき</li> <li>地震が発生し、県内で震度5弱又は震度5強を記録したとき</li> <li>危機管理監が必要と認めたとき</li> </ul> |                                                                      |
| <p><b>災害対策本部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、所属人員の全員を配備し、災害応急対策に万全を期してあたる体制</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県に津波警報(大津波)が発表されたとき</li> <li>地震が発生し、県内で震度6弱以上を記録したとき</li> <li>知事が必要と認めたとき</li> </ul>                                                                                                                       | <p>※左の体制については、県教育庁等職員の防災体制に準じて例示したものであり、市町村や学校の実情等により別途定めるものである。</p> |

学校へ参集

できるだけ早く学校に連絡する

学校災害対策本部設置

参集した教職員により役割分担を行い行動開始

避難所支援班設置

教職員の安否確認

学校の被害状況の把握

児童等及び家族の安否確認

被害状況把握

被害状況報告

- 地震規模、余震情報も二次災害等の情報を収集
- 安全確認、危険箇所への立入禁止措置
- 校区の被害、危険箇所等の情報を収集
- 教育委員会に被害情報報告
- 外部との対応

避難所運営への支援(運営マニュアルに従う)・学校再開への準備

(2) 風水害等の場合の児童等の安全確保等

風水害等による気象警報等が発令された場合、学校は臨時休校等の措置をとる必要が生じる。

そのため、気象警報が発令された場合の児童等への対応基準(以下、「基準」という。)をあらかじめ定めておくとともに、児童等及び保護者へも周知し、指導を行うことが必要である。(なお、休校等の措置をとった場合は、教育委員会に報告すること。)

ア 在校時

- ・気象情報を収集する。(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- ・気象警報等(大雨警報、洪水警報、暴風警報など)が発令された場合、基準に従い下校等の措置を取る。なお、地域の実情やその時の状況によっては、注意報段階での下校等も検討する。

○ 留意点

- ・下校させるのが危険だと判断された場合には、学校で待機させ、保護者に迎えに来てもらい、所定の手続きに従って引き渡す。
- ・下校させる場合、集団下校などの対応も考慮する(特に小学校)。一人で下校することになる児童等は学校で預かり、保護者に迎えに来てもらい、所定の手続きに従って引き渡す。
- ・自転車等で通学している生徒については、強風にあおられて転倒する危険があると判断される場合には、それ以外の手段で下校させる。
- ・スクールバスで通学している児童等については、道路の通行止めや迂回路の有無、自宅周辺の被害状況など、各種情報に十分留意して下校させる。また、運転手等との通信手段を確保しておく。
- ・電車、バス等の交通機関の運行状況を把握し、すでに不通になっている場合は、学校で預かり、保護者に迎えに来てもらい、所定の手続きに従って引き渡す。

イ 在宅時

- ・登校時前に、基準をあらかじめ保護者に通知しておく。  
(例) ・午前〇時現在で△△警報発令中の場合は、自宅で待機すること。  
・午前〇時現在で警報が解除された場合は、▽校時から授業を行うので、登校すること。  
・午前〇時現在で引き続き警報発令中の場合は、休校とする。

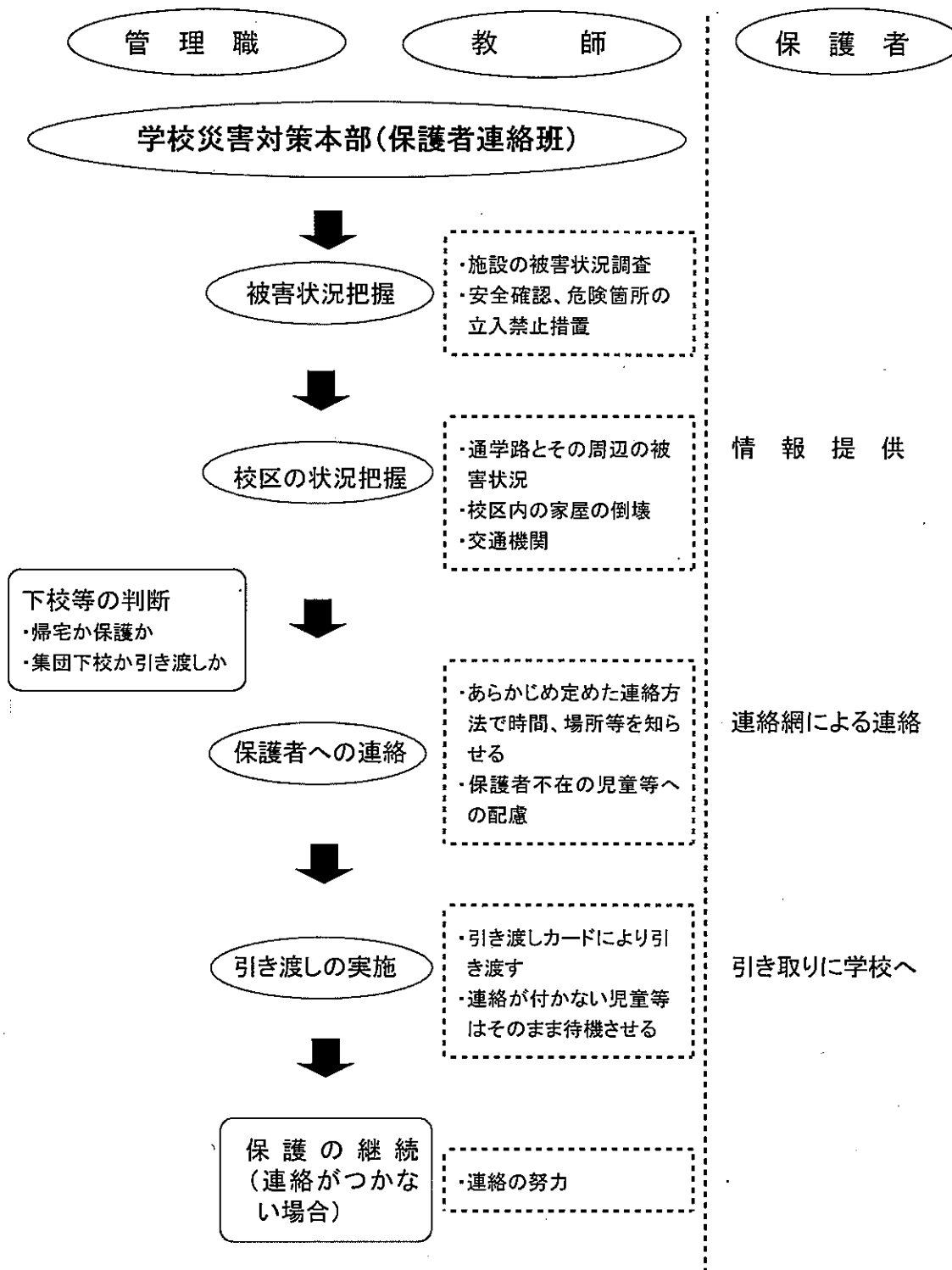
ウ 学校外の諸活動中(遠足、修学旅行、キャンプ等)

- ・事前に、校外活動を行う地域の気象的な特徴や過去の災害について調べるとともに、下見により安全面の点検(危険場所及び避難場所)を行い、児童等に周知しておく。
- ・現地では、気象情報を入手するとともに、警報等の発令時には、地元の防災機関からの情報等を学校に連絡し、校長等の指示により計画の変更、避難などの措置をとる。
- ・風雨が小康状態となっても、土砂災害等二次災害の危険があるので、引き続き地元の防災機関からの情報等を踏まえて、校長等の指示により行動する。

○ 教職員の防災活動

- ・気象警報等の発令状況により配備につく。
- ・強風による転倒、移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に対して適切な処置をする。
- ・大雨による土砂崩れや洪水などの危険が迫ったと判断される場合は、児童等を安全な場所に避難させる。
- ・警報等が解除されて児童等が登校するまでに、施設等の安全点検を行い、破損箇所等の修理や、立入禁止等の指示を徹底する。

(3) 児童等の引き渡しについて  
引き渡しマニュアル例



**留意点**

- 引き渡した職員、引き取った保護者が共にカードに確認の署名を行う。
- 保護者の迎えが遅くなっている児童等の精神的ケアに努める。

### 児童等引き渡し・緊急時連絡カード例

|         |                           |         |         |       |         |
|---------|---------------------------|---------|---------|-------|---------|
| 児童等氏名   |                           | 性別      |         | 学年・学級 | 年 組( )番 |
| 住 所     | 電話( )                     |         |         |       |         |
| 保 護 者 名 | 児童等との関係                   |         |         |       |         |
| 兄 弟 姉 妹 | ( 有・無 )                   | 年 組( )番 | 年 組( )番 |       |         |
| 緊急時の連絡先 | 電話( ) (携帯電話 ) メールアドレス ( ) |         |         |       |         |
| 引き取り者   | 本人との関係                    |         |         |       |         |
| 避 難 場 所 |                           |         |         |       |         |
| 引き渡し日時  | 月 日 時 分                   | 教職員名    |         |       |         |

#### 引き取り者がいない児童等は？

- ①児童等が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。
- ②必ず教師が側につき、児童等に安心感を与える。
- ③落ち着いた段階で自宅に送り届けるが、家族が不在の場合は貼り紙をしておき、引き取り者が来るまで学校で預かる。
- ④児童等には不安感を抱かせないように配慮する。
- ⑤電話が回復すれば、勤務先又は緊急連絡先に電話する。

## (4) 学校施設設備の点検(学校再開に向けて)

| 学 校 の 対 応 |                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安全確保      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設・設備の安全確認を行うと同時に整理を行う。</li> <li>・理科室など特別教室の危険物の確認と応急処置を行う。</li> <li>・危険箇所の確認と立入禁止区域の設定を行う。</li> </ul>                                                                    |
| ライフラインの点検 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン(電気・水等)が使用できるか点検し、必要な処置を行う。</li> <li>・ガス会社の点検があるまで、ガスの元栓を閉めておく</li> <li>・給水タンクの残り水は、断水の際の貴重な飲料水となるので、給水栓を閉じる。</li> <li>・プールの水は多くの活用例があり、生活用水としての使用方法も検討する。</li> </ul> |
| 復旧対応      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎が使用可能かどうかの決定は、専門家の調査結果を待つ。</li> <li>・施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておく。</li> <li>・教育委員会、災害対策本部等と連絡をとり、災害の概要やその他の情報収集に努める。</li> </ul>                                            |

## 危険箇所の判断は誰がどの規準で行うか？

建物の危険度判定は専門家(危険度判定士)に任せなければならないが、壁の亀裂や天井からの落下物等による建物への立入禁止の判断や指示は、原則として管理者としての校長が行う。

施設・設備の普段の状況を把握しておき、震災時にどこにどのような損傷が新たに発生したかをすみやかに発見できるようにしておくことが大切である。

構造上の問題としては、柱・梁・壁の破壊である。

## 鉄筋コンクリート

柱・梁 = 鉄筋が見える、深い亀裂 壁 = 大きく深い亀裂、×字形の亀裂

## 鉄骨造り

柱・梁 = 折れる、ねじ曲がる、接合部が壊れる、膨らむ  
壁 = 破壊があっても柱・梁がしっかりしていれば大丈夫

## 木造

柱・梁 = 傾く、接合部が外れる



(5) 避難所の運営について

ア 避難所としての学校の対応

学校は本来教育施設であり、災害時における学校の果たす最も重要な役割は、児童等の安全を確保することであるが、地震等大規模災害が発生した場合には、避難所に指定されている学校はもちろんのこと、指定されていない学校にあっても、地域の実情等により緊急の避難所となることが予想される。

このため、学校にあっては、避難所となった場合を想定して、災害時における教職員の組織づくりや対応手順等の確認を行い、円滑な避難所運営が図られるよう、定期的に市町村防災担当部局や地域自主防災組織のリーダー等を交えて、避難所の開設(休業中の鍵の管理等)、救急資材の確保、水・食糧の備蓄等について協議しておくことが必要である。

〈参考〉 法令等における避難所の位置付け

◇ 防災基本計画(中央防災会議)第2編震災対策編 第1章第2節5(2)避難場所 より

- ・ 地方公共団体は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象にその管理者の同意を受けた上で、避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。
- ・ 避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ・ 避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等のほか、災害時要支援者(高齢者、障害者、乳幼児等)にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- ・ 指定された避難場所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- ・ あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

◇ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年3月31日厚生労働省告示第144号)第2条第1項第1号避難所 より

- ・ イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を收容するものであること。
- ・ ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。(以下省略)

◇ 大規模災害における応急救助の指針(平成9年6月30日社援保第122号厚生省社会・援護局保護課長通知)第2応急救助の設置 より

- ・ 避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、(中略)(バリアフリー化)された公民館等の集会施設、学校、(中略)図書館等の公共施設とすること。
- ・ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係部局と調整をはかること。

○ ボランティアの受け入れ

発災時には市町村に災害ボランティアセンター(対策本部)等が設置されるので、避難所の状況を判断し、センターに要請、連絡を取り合いながら、ボランティアを受け入れるとともに、避難所での作業内容・分担等の調整を行い、ボランティアによる活動の円滑化を図る。

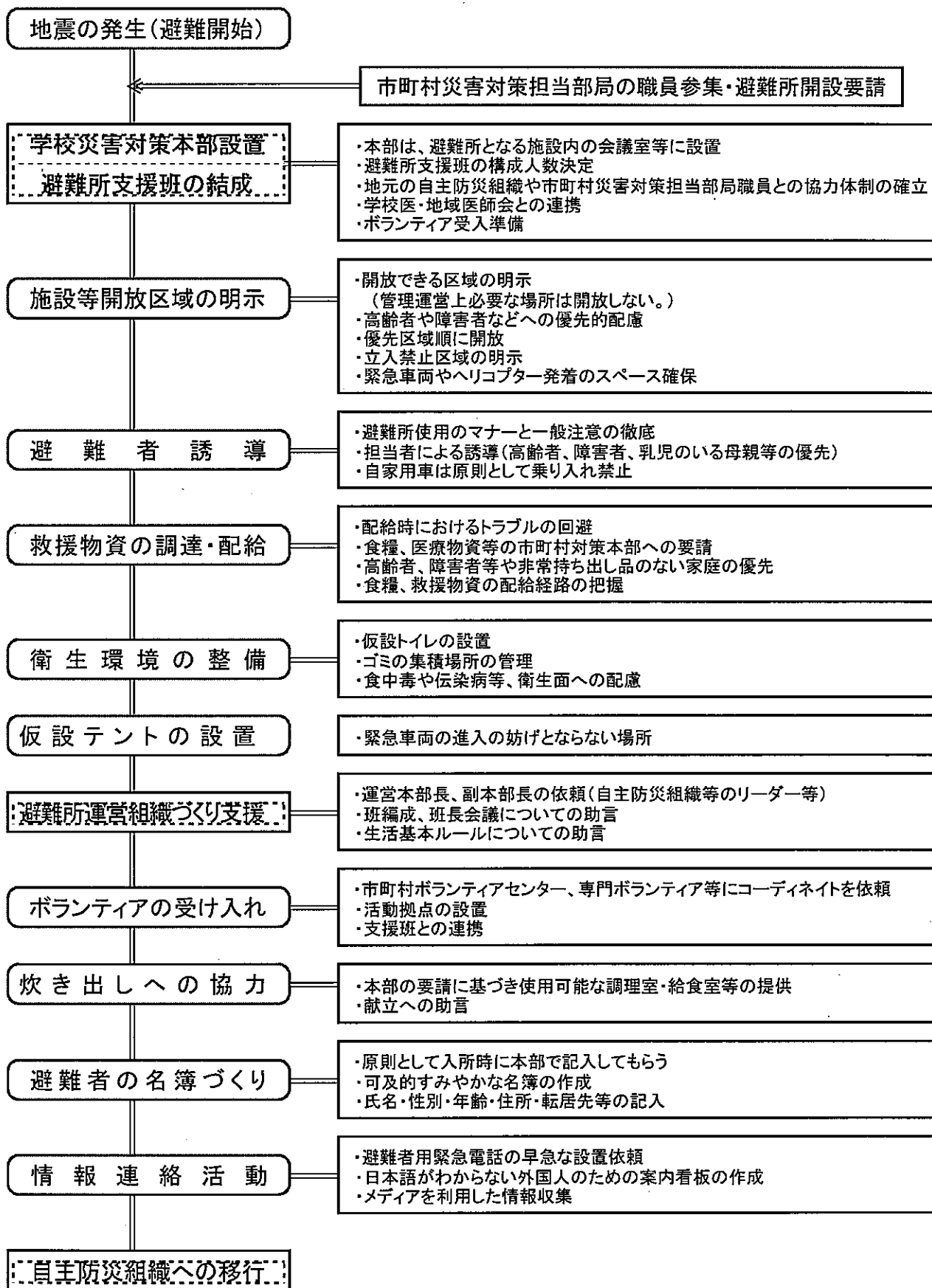
〈参考〉和歌山県災害ボランティアセンターについて(平成20年10月、和歌山県社会福祉協議会内に設置)

ボランティア・関係団体・行政等が連携しネットワークづくりを進め、平常時の減災活動の促進や、災害時のボランティア活動が効果的に行われるよう支援体制・環境整備等を協議する。

○ 教職員の健康管理等

避難所となった場合の対応は、本来の職務の範囲を超えた不慣れな業務であり、また長時間にわたる場合もあるので、校長等管理職を中心として教職員の健康管理に十分注意を払うとともに、交代勤務などにより適宜休養を与えたり、教育委員会等に応援職員の要請を行うなどの対応が必要である。

イ 避難所の運営方策(避難所運営マニュアル)

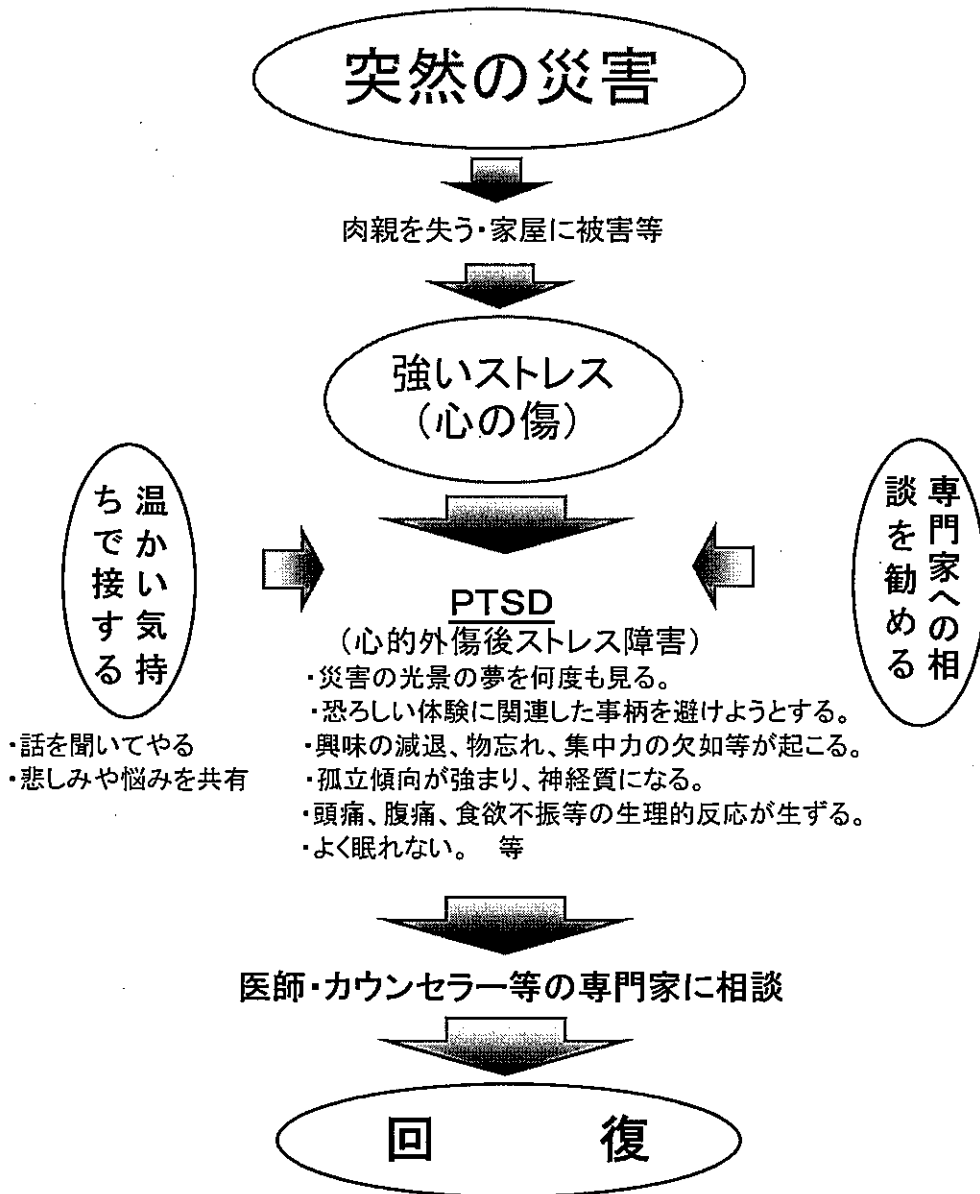


(6) 児童等の心のケア

大災害や事故などで、肉親を失ったり家屋に被害を受けたりすると、児童等によっては、表面的には普段と変わりなく見えるが、心の奥深い所には心的外傷としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことが考えられる。

このため、児童等の心的外傷を癒すには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要である。

学校は、児童等の実態を踏まえ、教育委員会、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、児童等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等を実施する必要がある。



心的外傷とは、普段体験する範囲を超えた出来事により、強烈な恐怖や無気力などに陥る心的症状。心的外傷の経験を伴うと悪夢やフラッシュバック等の、心的外傷後反応 (PTSR:post traumatic stress response) と呼ばれる症状が生じることがある。PTSR に対して適切な対処がてきずに無意識下に抑圧されて長期にわたる障害、つまり症状が潜在化し、後になって出現する心的外傷後ストレス障害 (PTSD:post traumatic stress disorder) に発展する人が少なくないと言われている。

## ○ 時系列による影響の特徴とその対応

| 区分                                     | 症状                                                                                                                                                                                     | 対応の方法                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 急性反応期<br>〔災害から<br>2～3日〕                | ○著しく重篤な一過性の症状が生じる時期<br>○抑うつ、不安感、絶望感、過活動、ひきこもり等                                                                                                                                         | ○児童等の安全確保<br>○近くの避難所への移動<br>○外傷等の身体的問題の手当<br>○水や食糧の確保                                                                                                                               |
| 身体症状期<br>〔災害から<br>1週間程度〕               | ○身体症状が表面化してくる時期<br>○頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、嘔吐、高血圧等                                                                                                                                             | ○身体的諸検査を行い、必要な処置の実施<br>○既往症をチェックし、以前からの症状の悪化に注意<br>○受容的、指示的に対応                                                                                                                      |
| 精神症状期<br>〔災害から<br>1箇月程度〕               | ○集中困難、イライラ、多弁、多動、攻撃的（そう状態）<br>○食事もおっくうになり、うつ感情が高まり、罪悪感や自殺念慮が生じる。（うつ状態）<br>○そう状態とうつ状態の両者を併せ持つ場合も多い。                                                                                     | ○児童等の訴えをよく聞く。<br>○言葉かけを多くして、簡単な手伝いをさせる。<br>○必ず元の状態に戻ることを伝え、安心させる。                                                                                                                   |
| 外傷後ストレス障害(PTSD)<br>〔災害から<br>1箇月以後〕     | ○災害を持続的に再体験<br>〔災害を思い出すような行動や遊びを繰り返す。災害の夢や怖い夢を見る。災害を思い出すと緊張したり、どきどきしたりする。〕<br>○災害と関連した刺激を回避<br>〔災害のことを思い出したくない。災害を受けた場所や状況を回避する。〕<br>○覚醒レベルの亢進<br>〔寝付きにくい。かんしゃくを起こしやすい。集中しにくい。警戒心が強い。〕 | ○重傷になれば、精神科医等と連携をとって対応する。<br>○長時間の持続的な観察とケアが必要。<br>○児童等自らの訴えを、時間をとって十分に聞く。<br>○必ず元の状態に戻ることを伝え、安心させる。<br>○児童等の情緒的反応が見られても、子ども自身が心配していなければ、その問題を積極的に取り上げない。<br>○遊びと運動を増やし、人間関係を良好にする。 |
| 遅発性PTSD<br>〔災害から<br>数か月以後〕             | ○災害後に問題なく過ごしていたり、一時的な不安や恐怖の症状が消失していた児童等が、数か月以上経過した後に、PTSDの症状を現す場合                                                                                                                      | ○災害発生時の状況に類似したり、同じ条件が重なると、不安定になるので、日頃から注意深く観察し、安心させる状態を作っておく。                                                                                                                       |
| アニバーサリー反応<br>〔anniversary<br>reaction〕 | ○災害が発生した1年後や2年後の同日が近づくと、児童等が不安定になったり、種々の反応を示したりする。                                                                                                                                     | ○その日が近づいた頃に、どのような反応があるかを児童等や保護者に伝えておく。<br>○不安定になった場合の対応をあらかじめ保護者に理解してもらい、協力してもらう。                                                                                                   |

## 資料編

### 1 防災教育等に関する情報提供

#### 防災教育等関係の情報を収集するための関係機関ホームページアドレス及び参考資料の紹介

##### ■ ホームページアドレス紹介

###### 全般的な情報

- 内閣府(防災担当)  
<http://www.bousai.go.jp/>
- 気象庁  
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- 総務省消防庁  
<http://www.fdma.go.jp/>
- 京都大学防災研究所 巨大災害研究センター  
<http://www-drs.dpri.kyoto-u.ac.jp/>
- 東京大学地震研究所  
<http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/Jhome.html>
- 地震調査研究推進本部  
<http://www.jishin.go.jp/main/index.html>
- 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」  
<http://www.dri.ne.jp/>
- 消防防災博物館 (財)消防科学総合センター  
<http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index.cgi>
- 静岡県地震防災センター  
<http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/>
- 稲むらの火と地震対策  
<http://www.inamuranohi.jp/>
- NHKボランティア防災もの知りノート  
[http://www.nhk.or.jp/nhkvnet/bousai/index\\_set.html](http://www.nhk.or.jp/nhkvnet/bousai/index_set.html)
- 野島断層保存「北淡町震災記念公園」  
<http://www.nojima-danso.co.jp>
- 防災教育チャレンジプラン  
<http://www.bosai-study.net/top.html>
- 地震情報リンク集  
<http://www.hir-net.com/link/quake/>

###### 和歌山県内の情報

- 和歌山県危機管理局総合防災課  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/index.html>
- 和歌山県教育センター学びの丘「きのくに教育 iDC」  
<http://idc.wakayama-edc.big-u.jp/index.jsp>
- 和歌山大学防災研究教育プロジェクト  
<http://bousai.joi.wakayama-u.ac.jp/index.html>
- 和歌山県災害ボランティアセンター  
<http://www.shakyo.com/>

##### ■ 参考資料

- 「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開(平成 10 年 3 月)文部省
- 学校施設の防災機能の向上のために(平成 19 年 8 月)国立教育政策研究所文教施設研究センター
- 学校防災マニュアル(改訂版)(平成 18 年 3 月)兵庫県教育委員会
- 防災教育副読本「明日に生きる」(中学生用・高校生用)兵庫県教育委員会
- 阪神・淡路大震災に学ぶ「学生のための防災・ボランティアハンドブック」
- 防災学習ハンドブック(指導者用)(平成 18 年度)くろしお教育サミット
- 学校防災教育基本方針(平成 14 年 2 月)静岡県教育委員会

## 2 市町村等防災担当窓口一覧

## 市町村

| 市町村   | 担当窓口          | 電話番号               | 所在地              |
|-------|---------------|--------------------|------------------|
| 和歌山市  | 総合防災課         | 073-435-1199       | 和歌山市八番丁12        |
| 海南市   | 市民防災課         | 073-483-8406       | 海南市日方1525-6      |
| 橋本市   | 市民安全課         | 0736-33-6105       | 橋本市東家1-1-1       |
| 有田市   | 地域安全課         | 0737-83-1111(内324) | 有田市箕島50          |
| 御坊市   | 市民課生活安全・防災対策課 | 0738-23-5528       | 御坊市菌350          |
| 田辺市   | 防災対策室         | 0739-26-9916       | 田辺市新屋敷町1         |
| 新宮市   | 防災対策課         | 0735-23-3334       | 新宮市春日1-1         |
| 紀の川市  | 危機管理消防課       | 0736-77-0843       | 紀の川市西大井338       |
| 岩出市   | 総務課           | 0736-62-2141       | 岩出市西野209         |
| 紀美野町  | 総務課           | 073-489-5907       | 海草郡紀美野町動木287     |
| かつらぎ町 | 総務課           | 0736-22-0300       | 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160  |
| 九度山町  | 総務課           | 0736-54-2019       | 伊都郡九度山町九度山1190   |
| 高野町   | 総務課           | 0736-56-3000       | 伊都郡高野町大字高野山636   |
| 湯浅町   | 総務企画課         | 0737-63-2525       | 有田郡湯浅町湯浅1055-9   |
| 広川町   | 総務政策課         | 0737-63-1122       | 有田郡広川町広1500      |
| 有田川町  | 総務課           | 0737-52-2111       | 有田郡有田川町下津野2018-4 |
| 美浜町   | 総務政策課         | 0738-23-4902       | 日高郡美浜町和田1138-278 |
| 日高町   | 総務政策課         | 0738-63-2051       | 日高郡日高町高家626      |
| 由良町   | 総務政策課         | 0738-65-0200       | 日高郡由良町里1220-1    |
| 印南町   | 総務課           | 0738-42-0120       | 日高郡印南町印南2252-1   |
| みなべ町  | 総務課           | 0739-72-2015       | 日高郡みなべ町芝742      |
| 日高川町  | 総務政策課         | 0738-22-1700       | 日高郡日高川町大字土生160   |
| 白浜町   | 総務課防災対策室      | 0739-43-5555       | 西牟婁郡白浜町1600      |
| 上富田町  | 総務政策課         | 0739-47-0550       | 西牟婁郡上富田町朝来763    |
| すさみ町  | 総務課           | 0739-55-2004       | 西牟婁郡すさみ町周参見4089  |
| 那智勝浦町 | 総務課           | 0735-52-0555       | 東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1 |
| 太地町   | 総務課           | 0735-59-2335       | 東牟婁郡太地町太地3767-1  |
| 古座川町  | 総務課           | 0735-72-0180       | 東牟婁郡古座川町高池673-2  |
| 北山村   | 総合政策課         | 0735-49-2331       | 東牟婁郡北山村大沼42      |
| 串本町   | 総務課防災対策室      | 0735-62-0555       | 東牟婁郡串本町串本1800    |

## 県等

| 機関名              | 担当窓口        | 電話番号         | 所在地                                          |
|------------------|-------------|--------------|----------------------------------------------|
| 和歌山県             | 総合防災課       | 073-441-2271 | 和歌山市小松原通1-1                                  |
| 和歌山県教育委員会        | 健康体育課       | 073-441-3701 | 和歌山市小松原通1-1                                  |
| 和歌山県災害ボランティアセンター | 和歌山県社会福祉協議会 | 073-435-5220 | 和歌山市手平2-1-2<br>県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛7F和歌山県社会福祉協議会内 |

(平成21年3月現在)

学校における防災教育・安全指針  
－防災教育の充実と児童生徒等の安全確保のために－

発行：和歌山県和歌山市小松原通1-1  
和歌山県教育庁学校教育局健康体育課

ホームページアドレス：

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500900/index.html>

## 地震災害対策のための備蓄基本方針

### 1 目的

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、被災した住民に対する食糧や生活必需品等の緊急物資の提供が必要となったにもかかわらず、備蓄の不足や交通マヒ等によって調達・供給が困難となり、避難生活に大きな支障を与えた。

このようなことから、各市町村においては、大規模災害に備えた備蓄に対する取り組みが見られ、徐々に整備がなされてきているところである。

また、県においても、広域防災の観点から市町村の備蓄を補完するものとして、物資の確保を行っているところである。

これらは、阪神・淡路大震災という未曾有の大規模災害を契機に、県及び市町村ともそれぞれ備蓄整備を図ってきたところであるが、今後30年以内の発生確率が50%～60%と言われている東南海・南海地震に備えるため、より効果的な備蓄・調達体制を構築すべく、基本的な方針を策定するものである。

なお、この方針は被災者が避難所で生活するのに必要な一般的な物資を対象にしたもので、災害応急対策等において市町村が行う資機材の確保については地域防災計画等で個別に対応することとする。

### 2 市町村における物資の備蓄・調達

#### (1) 基本的事項

大規模災害時の被災者への飲料水、食糧、生活必需品等物資の供給は、緊急な対応を要することから、平常時から住民や自主防災組織等において必要量を確保しておくことが重要であり、また、各地域の防災責任者である市町村が第一義的に行うものである。これらの供給を迅速かつ的確に実施するため、市町村は、緊急に必要な物資の備蓄、調達及び供給体制の整備充実に努める。

#### (2) 直接備蓄の強化

- ① 被害想定に基づく被災者数や避難所数、各物資の持つ特性や用途をもとに必要な量をあらかじめ算定し物資の備蓄に努める。
- ② 備蓄品については、発災直後の生命維持や生活に最低限必要なもので、住民等が持ち出せないものを中心とする。
- ③ 高齢者、障害者等災害時要援護者に配慮した備蓄に努める。
- ④ 物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄に配慮する。特に避難所で必要となる物資については、緊急時の輸送等を考慮すると、なるべく避難所施設に備蓄することが望ましい。
- ⑤ 備蓄している物資の品目、量、保管場所について把握することはもちろんのことであるが、市町村と県との備蓄情報の共有化に努める。

#### (3) 流通在庫物資の活用

保存期間や管理の面で備蓄に適さない物資及び大量に必要な物資で備蓄が困難



な物については、流通在庫物資を活用する。

なお、災害時に流通在庫物資を円滑に供給できるよう各地域の流通・販売業者等と在庫の把握、連絡、運搬体制等事前に協議し、実効性のある協定書を締結しておく。

ただし、広域的な物資の供給が可能な流通・販売業者等（例えば、県内の複数の市町村内において店舗を有する業者）との協定書の締結は、効率的に協定書を締結するために県が協定書の締結をおこなう。

#### (4) 自治体間の応援協定による調達及び訓練

東南海・南海地震を想定した場合、被害が広域的となることが予想されるため、広域的な相互応援協定の締結が必要と考えられる。また、これらの応援が円滑に機能するためには、日頃の交流が重要であり、市町村等が相互に協力し、必要な訓練を実施する。

#### (5) 物資配送拠点施設の確保

救援物資を避難所等の被災者へ効率的かつ迅速に配布するため、救援物資を一時的に保管し仕分けする配送拠点が必要となることから、避難場所の位置等を考慮した公共施設を候補施設として選定し、災害時に円滑な確保が図られるようあらかじめ施設の管理者と協議しておく。

### 3 県における物資の備蓄・調達

#### (1) 基本的事項

県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、発災時に当該市町村で対応が困難となった場合に備えた支援体勢を確立するため、緊急に必要な物資の備蓄及び県下市町村や他都道府県からの調達並びに供給体制の整備充実に努める。

#### (2) 直接備蓄の強化

- ① 被害想定に基づく被災者数や避難所数、各物資の持つ特性や能力を基に必要な量をあらかじめ算定し、住民の避難率、市町村の備蓄状況を考慮し、市町村を補完する立場での備蓄計画を策定し、物資の備蓄に努める。
- ② 備蓄品については、発災直後の生命維持や生活に最低限必要なもので、大量に必要なもの及び費用負担の大きい防災用資機材を中心とする。
- ③ 県内複数箇所の広域的な備蓄拠点を設け、それぞれを有機的に結びつけ効果的な物資の支援体制を図る。
- ④ 県、市町村、防災関係機関相互間において備蓄情報の共有化を図る。

#### (3) 流通在庫物資の活用

保存期間や管理の面で備蓄に適さない物資及び大量に必要な物資で備蓄が困難なものについては、流通在庫物資を活用する。

なお、県としては、広域的な供給が可能な流通業者、団体とあらかじめ災害時に円滑な供給ができるよう実効性のある協定等を締結し、在庫の把握、連絡・運搬体制等事前に協議しておく。

#### (4) 自治体間の応援協定による調達及び訓練

自治体間の応援協定については、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」や全国知事会の間で相互応援協定が締結され、応援による調達体制が整備されているが、これらの応援が円滑に行えるよう関係自治体相互における必要な訓練を

実施する。

#### (5) 応援物資受入施設の確保

他の都道府県等から応接協定等に伴う救援物資を一時的に受け入れる集積場所が必要となることから、陸、海、空のアクセスを考慮した公共施設等を候補施設として選定し、物資受入施設として、災害時に円滑な確保ができるようあらかじめ施設の管理者と協議しておく。

### 4 物資（食糧）備蓄量の割合

備蓄量は、道路啓開等の応急活動が本格化し、緊急輸送ルートが確立されるまでの3日間は支援がなくとも自立できるよう、住民及び公的備蓄量を考慮し、備蓄量及び備蓄割合を算出する。

なお、本方針では、当面の課題として被災者が避難所で生活するために必要な最低限度の物資（食糧）を対象とした備蓄量及び備蓄割合を算出する。

#### (1) 食糧の必要量

食糧の必要量＝発災後3日間の最大避難者数×3食×3日間とする。

最大避難者数は、総合防災課において実施した地震被害想定における東海・東南海・南海地震の発災後3日後までのうちの最大避難者数とする。

#### (2) 備蓄量（食糧）の割合

住民の自助、市町村の備蓄状況等を考慮し、

住民：市町村：県＝1日分（3食）：1日分（3食）：1日分（3食）とする。

なお、市町村、県の備蓄については、流通備蓄を含むものとする。

### 5 住民等への啓発

県及び市町村は、広報紙やパンフレット、講演会などの各種行事、防災訓練等あらゆる機会を通じ、家庭や事業所等における備蓄や災害時の持ち出しについて、以下のような啓発を行い周知徹底を図る。

#### (1) 家庭（個人）・自主防災組織

① 3日間分の飲料水、非常用食糧及び貴重品、衣類、医薬品、懐中電灯、ラジオなど非常持ち出し品として事前に準備しておく。

② 乳幼児やお年寄りがいる家庭などにおいては、粉ミルクやほ乳瓶、紙おむつまた、生理用品など個人で特に必要となるものについては、調達が困難となることが想定されるため、あらかじめ確保しておく。

③ 可能な限り日常から使用している毛布等避難生活に必要なものを持ち出して使用する。

#### (2) 事業所等

① 従業員等の3日分の飲料水、非常用食糧及び生活必需品のほか防災用資機材についても備蓄しておく。

② 発災初期の消火、救出・救護活動等については、事業所内のみならず近隣住民と協力した地域の応急活動が重要であることから、できるだけ近隣住民も対象とした備蓄に努める。

# 障害者・児、高齢者、難病患者・児への防災情報 伝達と避難のあり方の検討報告書

平成18年3月

和歌山県地震防災対策ワーキンググループ  
防災情報共有社会の実現【障害者・高齢者等部会】

## 目 次

### 障害者・児、高齢者、難病患者・児への防災情報伝達と避難のあり方について

|    |                                 |    |
|----|---------------------------------|----|
| 1  | 地震・風水害の最近の状況                    | 1  |
| 2  | 災害時の「避難」と「情報」                   | 1  |
| 3  | 防災情報共有社会                        | 1  |
| 4  | 障害者・児、高齢者、難病患者・児と情報共有           | 1  |
| 5  | 「命の情報」と「生活の情報」                  | 2  |
| 6  | 障害者・児、高齢者、難病患者・児の避難と「命の情報」      | 2  |
| 7  | 障害者・児、高齢者、難病患者・児と地震・風水害発生時のハンディ | 2  |
| 8  | 個別の整理表                          | 3  |
|    | 視覚に障害のある人                       | 4  |
|    | 聴覚・音声言語に障害のある人                  | 5  |
|    | 知的障害のある人                        | 6  |
|    | 自閉症・発達障害のある人                    | 7  |
|    | 精神障害のある人                        | 8  |
|    | 肢体不自由のある人                       | 9  |
|    | 人工呼吸器や在宅酸素療法を行っている人             | 10 |
|    | 寝たきりの高齢の人・寝たきりの難病患者・児           | 11 |
|    | 足腰の弱い高齢の人・足腰の弱い難病患者             | 12 |
|    | 一人暮らしの高齢の人・一人暮らしの難病患者           | 13 |
|    | 認知症の高齢の人（初老期認知症の人も含む）           | 14 |
| 9  | 情報の取得における課題                     | 15 |
| 10 | SOSの発信における課題                    | 15 |
| 11 | 避難行動における課題                      | 15 |
| 12 | 地域サポート体制の構築                     | 15 |
| 13 | 行政が進めるべき対策                      | 16 |
| 14 | 結論                              | 16 |
|    | 用語の解説                           | 17 |
|    | 災害時要援護者の災害時の避難について（H16新聞記事より）   | 19 |

# 障害者・児、高齢者、難病患者・児への防災情報伝達と避難のあり方について

## 1 地震・風水害の最近の状況

海溝型地震である東南海・南海地震は、近い将来に高い確率で発生が懸念されています。また、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震を引き起こした内陸直下型地震は、地震大国といわれる日本列島に住む限り、いつ、どこで発生するかもしれません。都市でも、山間部でも地震は場所を選びません。本県にも中央構造線という日本有数の活断層帯が東西に走っています。「神戸に地震は来ないと思っていた」という意見が震災後多く語られましたが、「地震はいつ、どこで起こるかわからない」と考えるべきです。

また、平成16年は豪雨災害や台風来襲が記録的に多かった年です。被害も甚大で、特に死者・行方不明者に占める高齢者など災害時要援護者の割合が5割を超えるという特徴がありました。

## 2 災害時の「避難」と「情報」

それでは、地震や風水害が起こった場合に、いかにすばやく避難行動を起こすか、いかに確実に災害情報を入手するかということは、命と生活を守る上でとても重要な事柄になってきます。短時間で襲来する津波や洪水、一瞬にして崩れ落ちる土砂からの避難、倒壊した建物からの避難はまさに命を守るための最も重要な行動です。また、行政が発する避難勧告・指示の緊急情報やラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話などを通して受信できる災害情報は、命と生活を守るための貴重な情報となります。

## 3 防災情報共有社会

防災に関する情報は平常時、災害時を問わずあらゆる防災活動の基礎になります。この情報を行政、防災関係機関、団体、地域、住民が共有することではじめて、自助・共助・公助がうまく機能し、被害を最小限に抑えることが可能になります。

## 4 障害者・児、高齢者、難病患者・児と情報共有

いくら情報技術が発達して便利な機器が普及したとしても、全ての人が使いやすく、

また使いこなせるわけではありません。災害時にはラジオが役に立ちますが、聴覚に障害のある人はそこから情報を得ることはできません。またインターネットや携帯電話に慣れ親しんでいる高齢の人々はまだまだ少数派といわざるを得ません。豪雨災害では、雨の音で防災行政無線や広報車の放送が聞き取れない場合もあり、聴覚に障害のある人はもとより、耳の遠いお年寄りには一層聞き取りにくい可能性があります。

## 5 「命の情報」と「生活の情報」

災害情報は大きく分けると、地震など災害発生時に生命の安全を確保するために伝達されるべき情報と、応急対応・復興に至る過程で伝達される情報の2種類に分けることができます。前者は気象警報や避難勧告・避難指示など警戒や避難を呼びかけるものです。後者は被害、安否、物資等に関する情報です。この2つの情報をあえてわかりやすく表現すると、前者が「命の情報」、後者が「生活の情報」ということができます。

## 6 障害者・児、高齢者、難病患者・児の避難と「命の情報」

このワーキンググループでは、障害のある人・高齢の人・難病患者・児など、災害時に援護を必要とする人（災害時要援護者）が災害発生時に避難する上において、避難を促す「情報」をいかに確実に入手するか、その情報をもとにいかに迅速に「避難」するか、また情報を受け取るだけでなくいかにSOS情報を発信するかという点を中心に、災害時要援護者の情報と避難のあり方を検討します。

## 7 障害者・児、高齢者、難病患者・児と地震・風水害発生時のハンディ

津波については日頃から「揺れたら逃げる」という避難意識を徹底することがまず必要ですが、チリ地震のように揺れは感じないけれども津波が襲来するものもあります。そういった地震の場合は、津波情報をできるだけ早くキャッチし、避難行動を起こさねばなりません。全半壊した建物内に閉じこめられた場合は、自分の存在を知らせ、救助を求める情報を発信する必要が想定されます。

豪雨や台風のさなかに障害のある人・高齢の人・難病患者・児が安全・確実に避難するには、誰かの助けがなければ困難です。津波から一刻も早く避難すべきときも、ハンディキャップにより一人では安全・迅速に避難できない場合があり、その場合はハンデ

イヤップを埋め合わせる支援（サポート）が必要です。

## 8 個別の整理表

次ページ以降、阪神・淡路大震災、豪雨・台風災害での要援護者の状況はどうだったか、下表のとおり障害の区分を9項目に分類した上で、それぞれポイントとなる3つの行動（情報の取得、SOS発信、避難行動）についてどのようなハンディキャップが想定されるか、また3つの行動を支援・手助け・サポートする情報機器や各種道具、援助者の行動などにはどのようなものが考えられるか等について、個別の整理表にまとめました。

なお、下線を引き※マークを付けた言葉は、用語の解説を本書末尾に記載していますのでご参照下さい。また、「サポーター」とは、家族、近所の人、医療・福祉の専門職の人、ボランティア、行政職員など災害時要援護者を支援する人を広く意味しています。

| 区 分                   | 情報の取得    | SOS発信 | 避難行動 |
|-----------------------|----------|-------|------|
| 視覚に障害のある人             | 次ページ以降参照 |       |      |
| 聴覚・音声言語に障害のある人        |          |       |      |
| 知的障害のある人              |          |       |      |
| 自閉症・発達障害のある人          |          |       |      |
| 精神障害のある人              |          |       |      |
| 肢体不自由のある人             |          |       |      |
| 人工呼吸器や在宅酸素療法を行っている人   |          |       |      |
| 寝たきりの高齢の人・寝たきりの難病患者・児 |          |       |      |
| 足腰の弱い高齢の人・足腰の弱い難病患者   |          |       |      |
| 一人暮らしの高齢の人・一人暮らしの難病患者 |          |       |      |
| 認知症の高齢の人（初老期認知症の人も含む） |          |       |      |

## 視覚に障害のある人

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>阪神・淡路大震災等での状況</b></p> <p>家具の転倒で「家具という手がかり」がなくなり避難が困難▼単身者や夫婦共に視覚障害者である場合、自力での周囲の確認や避難行動が困難▼室内の散乱や道路のがれきなどで歩けない▼避難した理由は他人からの勧めによるものが約半数▼他者の配慮が非常に重要な意味を持つ▼避難した最初の場所は避難所が45%、次いで親類宅が25%▼盲導犬を連れた人の避難所入所拒否があった</p>                                                                                      |                                                                                                                                                        |
| <p>(ハンディキャップ)</p> <p>家の損壊や家具の転倒、浸水などで周囲の状況把握が困難▼テレビ、携帯メールなど視覚情報の取得が困難</p>                                                                                                                                                                                                                                | <p><b>情報の取得</b> (サポ-ト)</p> <p>ラジオ▼防災行政無線個別受信機(ラジオ型)▼携帯電話▼固定電話▼ポケットベル(バイブ機能)▼パソコン(音声出力機能)▼サポーターによる情報伝達</p>                                              |
| <p>(ハンディキャップ)</p> <p>家具等の転倒や浸水により電話等通信機器の場所に移動することが困難</p>                                                                                                                                                                                                                                                | <p><b>SOS発信</b> (サポ-ト)</p> <p>パソコン(音声タッチパネル入力支援機能)▼携帯電話▼固定電話▼大声▼笛</p>                                                                                  |
| <p>(ハンディキャップ)</p> <p>家具等の転倒や浸水によりメンタルマップ※が機能しなくなる▼室内のガラス散乱などで負傷▼避難できたとしても時間がかかる▼戸外へ出た方がよいかどうかの判断が自力では困難▼盲導犬※が役目を果たせるかどうか▼避難所への避難の心理的躊躇▼風水害時の屋外移動は自力では困難</p>                                                                                                                                              | <p><b>避難行動</b> (サポ-ト)</p> <p>軍手(手で触れて周囲の状況を認識する際に手を保護)▼運動靴(破損ガラスから足を保護)▼折りたたみ式白杖▼大声で戸外の状況を聞いた上で外に出る▼窓から戸外へ出る場合は白杖などで窓の下を確認▼サポーターによる誘導▼普段服用している薬の携帯</p> |
| <p><b>その他</b></p> <p>躊躇せず周囲の人に大声で視覚障害者であることを告げサポートを依頼▼避難誘導はひじや肩につかまってもらい、段差や階段、周囲の被災状況などを説明しながらゆっくりと実施▼日頃からの近所づきあいによる障害への理解が災害時に障害に配慮した行動となる▼避難訓練：95%が訓練未経験。メンタルマップでの移動訓練の必要性▼避難場所の設定：日頃から親しんでいる場所(集会場や福祉センターなど)ならすでにメンタルマップは出来上がっており、障害者同士の交流も可能で気兼ねが少ない▼避難所までの安全な経路を決め、メンタルマップや触地図(手で触る地図)により備えておく</p> |                                                                                                                                                        |



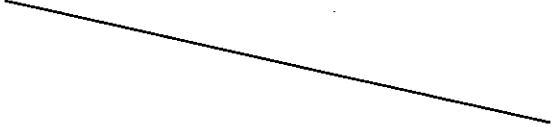
聴覚・音声言語に障害のある人

**阪神・淡路大震災等での状況**

被害状況や避難勧告、救援などの情報が得られず、行動できなかつたり遅れたりした▼テレビやラジオからの情報が得にくい▼声を出せず、救急隊に自分の存在を知らせることができなかつた▼聴覚に障害のある人の多くが避難所へ避難せず友人・親戚宅へ避難したとも言われている▼補聴器の破損、電池切れ▼自宅FAXの破損▼市の緊急情報FAX送信制度がありながらFAX送信がなかつた▼豪雨のため避難の呼びかけが聞こえなかつた

| (ハンディキャップ)                             | 情報の取得                                                                                                                                                | (サポート) |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 広報車、ラジオ、サイレン、人のかけ声など音声情報の取得が困難▼補聴器の破損等 | 見えるラジオ※▼119番通報FAX※▼消防局による携帯電話を使った災害情報送受信サービス※▼防災行政無線同報FAX※▼ポケベル(文字情報、バイブ機能)▼NTT FAX▼携帯電話メール(レスキューナウ)※▼携帯電話(バイブ機能)▼テレビ文字放送※▼サポーターによる情報伝達▼補聴器を枕元に置いて就寝 |        |

| (ハンディキャップ)                                         | SOS発信 | (サポート)                                                                                                          |
|----------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 声による情報発信が困難▼日頃の情報発信に利用しているFAXも破損等のおそれあり▼発声補助器具の破損等 |       | 笛▼叩いて音の出るもの▼懐中電灯▼FAX▼携帯メール▼インターネットメール▼eメール119番(携帯電話やパソコンから発信)※▼筆談電話※▼紙と筆記用具▼携帯用ホワイトボード(筆談ボード)▼発声補助器具を首又は手にかけて就寝 |

| (ハンディキャップ)                                                                          | 避難行動 | (サポート)       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------|
|  |      | 普段服用している薬の携帯 |

**その他**

## 知的障害のある人

### 阪神・淡路大震災等での状況

震災による環境変化が大きなストレス▼生活習慣が混乱し以前に自立できていたことができなくなった▼迷惑を気にして避難所に行かないケース

| (ハンデ・イヤップ)                    | 情報の取得 | (サポ-ト)                                     |
|-------------------------------|-------|--------------------------------------------|
| 緊急事態の認識が不十分▼コミュニケーションがうまく取れない |       | 緊急警報放送ラジオ▼サイレン▼サポーターによる情報伝達（平易な言葉やジェスチャーで） |

| (ハンデ・イヤップ)                                                                            | SOS発信 | (サポ-ト)                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急事態の認識が不十分▼人にたずねたり、助けを求めるのが苦手、またはできない人もいる▼助けを求める術が分からない人もいる▼自分の意見を言うのが苦手、または言えない人もいる |       | 大声・笛等で周りの人に助けを求めるよう日頃から意識付ける▼緊急連絡カード（身元や非常時の連絡先、並びにかかりつけの医療機関や常備薬の種類・入手先などを記載） |

| (ハンデ・イヤップ)                                               | 避難行動 | (サポ-ト)                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急事態の認識が不十分▼一人ではどう行動すればよいかわからない▼避難場所がわからない▼揺れや浸水による精神的動揺 |      | 気持ちを落ち着かせながらの避難誘導▼壊れた建物にいと危険なので何とかして避難すべきことを日頃から意識付ける▼非常持出品は持ち出せる時だけでいい旨説明しておく▼避難場所を決めておき何回か一緒に行って確認▼避難経路図の作成▼周りの人に助けを求めるよう日頃から意識付ける▼普段服用している薬の携帯▼場合によっては、サポーターから積極的に避難させる必要がある。 |

### その他

- ・起震車や煙体験をして馴れや心構えを培っておく。
- ・防災訓練に参加することで普段つきあいのない人からの声かけや集団行動に馴れておく。
- ・緊急連絡カードはすぐ持ち出せるよう持ち方・置き方を工夫する。
- ・地震発生時には本人の状態を理解している家族等でも予測できない行動を取ることが考えられる。
- ・援助する側が不安な状態になると、本人も一層不安な状態になるので気を付ける必要がある。
- ・一度にたくさんのことを言われると混乱することがあるので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明することが重要である。

## 自閉症・発達障害のある人

### 阪神・淡路大震災等での状況

震災による環境変化が大きなストレス▼迷惑を気にして避難所に行かないケース

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(ハンディキャップ)<br/>緊急事態の認識が不十分▼コミュニケーションがうまく取れない</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p><b>情報の取得</b> (サポート)<br/>サポーターによる情報伝達（平易な言葉やジェスチャーやイラスト等視覚情報が有効）</p>                                                                       |
| <p>(ハンディキャップ)<br/>緊急事態の認識が不十分▼人にたずねたり、助けを求めるのが苦手な方もいる▼助けを求める術が分からない方もいる</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p><b>SOS発信</b> (サポート)<br/>緊急連絡カード（身元や非常時の連絡先、並びにかかりつけの医療機関などを記載）</p>                                                                        |
| <p>(ハンディキャップ)<br/>緊急事態の認識が不十分▼一人ではどう行動すればよいかわからない▼避難場所がわからない▼揺れや浸水による精神的動揺</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p><b>避難行動</b> (サポート)<br/>気持ちを落ち着かせながらの避難誘導▼壊れた建物にいると危険なので何とかして避難すべきことを日頃から意識付ける▼非常持出品は持ち出せる時だけでいい旨説明しておく▼避難場所を決めておき何回か一緒に行って確認▼避難経路図の作成</p> |
| <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大勢の人が避難している避難所ではパニックを起こしやすいため、専用の避難所、避難部屋等が必要になる。</li> <li>・起震車や煙体験をして馴れや心構えを培っておく。</li> <li>・防災訓練に参加することで普段つきあいのない人からの声かけや集団行動に馴れておく。</li> <li>・緊急連絡カードはすぐ持ち出せるよう持ち方・置き方を工夫する。</li> <li>・地震発生時には本人の状態を理解している家族等でも予測できない行動を取ることが考えられる。</li> <li>・援助する側が不安な状態になると、本人も一層不安な状態になるので気を付ける必要がある。</li> <li>・一度にたくさんのことを言われると混乱することがあるので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明することが重要である。</li> </ul> |                                                                                                                                              |

## 精神障害のある人

### 阪神・淡路大震災等での状況

避難した人たちの中には薬を持って行く余裕のない人も多くいた▼震災によって日頃通っていた医療機関が利用できなくなることもあった。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (ハンディキャップ)                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>情報の取得</b> | (サポート)                                                                        |
| 社会との連絡を拒絶している場合がある<br>▼意欲が低下し、何に対しても関心が無くなっている場合がある▼夜間、睡眠薬等で深い睡眠状態となっている場合がある                                                                                                                                                                                                  |              | 周囲から積極的に声をかける                                                                 |
| (ハンディキャップ)                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>SOS発信</b> | (サポート)                                                                        |
| 生き残っている事に罪悪感を感じ、助けを呼ばない場合がある▼助けを呼ぶ意欲がわからない場合がある▼夜間、睡眠薬等で深い睡眠状態となっている場合がある                                                                                                                                                                                                      |              | 周囲から積極的に声をかける                                                                 |
| (ハンディキャップ)                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>避難行動</b>  | (サポート)                                                                        |
| 地震発生時には精神的動揺が激しくなる場合がある▼多くの人が入っている場に入っていけない場合がある▼服薬内容によっては転倒リスクの高い人もいる▼夜間、睡眠薬等の影響で深い睡眠状態となっている場合がある▼避難指示に対し、深読みや警戒をして避難しない場合がある                                                                                                                                                |              | 気持ちを落ち着かせ、なるべくストレスの少ない環境を提供する▼必要であればサポーターと一緒に避難する▼信頼している人と説得を試みる▼普段服用している薬の携帯 |
| <b>その他</b>                                                                                                                                                                                                                                                                     |              |                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所とのつきあいが希薄で、孤立化している場合が想定されるため、サポーターによる情報伝達やSOS発信などのフォローが重要</li> <li>・サポーターである家族自身も不安になっているため、サポーターとしての動きが期待できない。日常的につながりのある作業所、授産施設、病院デイケア等との連絡を取り合える体制整備が重要である。</li> <li>・作業所等での避難訓練及び通所できない人を含めての作業所外での避難訓練をすることが重要である。</li> </ul> |              |                                                                               |

## 肢体不自由のある人

### 阪神・淡路大震災等での状況

室内の散乱や道路上のがれきで車いすや下肢障害のある人は移動が困難▼特に単身者は困難▼エレベータが停止のため階下へ行けなかった▼車いす用のスロープ、障害者用トイレ、誘導ブロック、手すりなどの未設置のためトイレに行けないという理由で避難所をあきらめた人がいた▼自宅が浸水したが自力避難ができず

(ハンディキャップ)

### 情報の取得

(サポート)

室内の散乱や浸水により情報機器の置き場まで移動できないおそれ

日頃から身近な場所に情報機器を置いておく▼サポーターによる情報伝達

(ハンディキャップ)

### SOS発信

(サポート)

室内の散乱や浸水により情報機器の置き場まで移動できないおそれ

日頃から身近な場所に情報機器を置いておく▼笛

(ハンディキャップ)

### 避難行動

(サポート)

室内の散乱による避難通路の閉鎖▼玄関ドアなど平常時の出入口の閉鎖▼路上の段差や障害物による避難の妨げ▼車いすのパンク▼揺れ、停電によるエレベーターの停止▼1階が浸水しても2階への自力避難が困難

家具等の転倒防止・配置の工夫による避難通路の確保▼窓からの脱出用レールの備蓄▼サポーターによる障害物の撤去▼車いす、ストレッチャー等を利用した避難のサポート▼複数のサポーターによる階段の降下▼自治会や隣近所と避難方法の相談▼倒壊のおそれがある電柱や建物を避けて避難経路図を作成▼玄関に地図を貼っておくとサポーターにわかりやすい▼パンク修理材料の備蓄▼普段服用している薬の携帯

### その他

・避難通路が確保されない限り、安全・迅速な自力避難が困難又は不可能であり、車イスを持ち上げたり、担架・ストレッチャーで運んだり、おぶったりする必要があるので複数のサポーターによる支援が望ましい。

## 人工呼吸器や在宅酸素療法を行っている人

【呼吸器・心臓に障害のある人、筋萎縮性側索硬化症の人など】

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>阪神・淡路大震災での状況</b></p> <p>電源の途絶▼機器の破損▼隣室の家族が入室できず外部から窓を開けて入った▼バッテリーの予備がなく36時間手動式蘇生バックを使用して換気を行った▼関連会社もバッテリーの取り寄せに時間を要した</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                             |
| <p>(ハンディキャップ)</p> <p>寝たきりで筋力の低下した筋萎縮性側索硬化症の人などは情報機器の操作が自力でできない</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p><b>情報の取得</b></p> <p>操作不要の情報機器が必要（緊急警報放送ラジオ、ポケットベルなど24時間電源が入っている機器）▼サポーターによる情報伝達</p>                                                                      |
| <p>(ハンディキャップ)</p> <p>特に寝たきりで筋力の低下した筋萎縮性側索硬化症の人などのハンディが深刻である</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p><b>SOS発信</b></p> <p>ナースコールのようなボタン式のSOS発信装置</p>                                                                                                           |
| <p>(ハンディキャップ)</p> <p>振動による機器の故障・破損▼停電による人工呼吸器の停止▼大型の人工呼吸器による避難行動の制約</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p><b>避難行動</b></p> <p>代替え用人工呼吸器▼手動式呼吸補助器具▼バッテリー付き人工呼吸器▼小型・携帯用人工呼吸器▼携帯用酸素ボンベ▼バッテリー付き吸引器▼サポーターによる介助▼医療機器会社への連絡▼医療機関の支援▼車いすやストレッチャー等▼搬送用車両の確保▼普段服用している薬の携帯</p> |
| <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替え用の機器の作動訓練等をサポーター（療養者の家族、支援してくれる隣近所や友人など）が実施する。</li> <li>・普段から近隣者等と交流を図り、支援体制（ネットワーク）づくりを行う。</li> <li>・災害時に受け入れてくれる医療機関を事前に把握しておく。</li> <li>・かかりつけ医との普段からの連絡や連携</li> <li>・医療機器会社との普段からの連絡や連携</li> <li>・保健所での災害時対応の体制強化</li> <li>・運動機能が低下した寝たきりの筋萎縮性側索硬化症の人などは、地震の発生を揺れや災害情報により覚知したとしても、自力で避難行動を起こすことが難しいため、サポーター（複数が望ましい）による支援が命を守る唯一の手段である。</li> </ul> |                                                                                                                                                             |

寝たきりの高齢の人・寝たきりの難病患者・児

**阪神・淡路大震災での状況**

ボランティアによるケアや安否確認がなされた▼高齢者の安否確認のためのローラー作戦が実施された

(ハンディキャップ)  
自力での移動が困難

**情報の取得**

(サポート)

テレビ、ラジオ等情報機器を枕元・寝室に置いておく▼サポーターによる情報伝達

(ハンディキャップ)  
自力での移動が困難▼大声も出しにくい

**SOS発信**

(サポート)

笛▼情報機器▼ナースコールのようなボタン式のSOS発信装置

(ハンディキャップ)  
自力での行動が不可能

**避難行動**

(サポート)

サポーターによる支援▼車いす、ストレッチャー等▼おぶりひも▼普段服用している薬の携帯

**その他**

・避難通路が確保されない限り、安全・迅速な自力避難が困難又は不可能であり、車いすを持ち上げたり、担架・ストレッチャーで運んだり、おぶったりするため複数のサポーターによる支援が望ましい。

## 足腰の弱い高齢の人・足腰の弱い難病患者

### 阪神・淡路大震災での状況

ボランティアによるケアや安否確認がなされた▼高齢者の安否確認のためのローラー作戦が実施された

(ハンディキャップ)  
自力での移動が不十分

### 情報の取得

(サポート)

テレビ、ラジオ等情報機器を枕元、寝室に置いておく▼サポーターによる情報伝達

(ハンディキャップ)  
自力での移動が不十分

### SOS発信

(サポート)

笛、情報機器、ナースコールのようなボタン式のSOS発信装置

(ハンディキャップ)  
素早い行動が困難

### 避難行動

(サポート)

杖▼サポーターによる支援▼車いす、ストレッチャー等▼おぶりひも▼普段服用している薬の携帯

### その他の課題

・避難に時間がかかるため、1分1秒でも早く情報を伝達し、避難行動を起こす必要がある。



# 一人暮らしの高齢の人・一人暮らしの難病患者

## 阪神・淡路大震災での状況

ボランティアによるケアや安否確認がなされた▼高齢者の安否確認のためのローラー作戦が実施された

(ハンディキャップ)  
情報の察知が不十分

### 情報の取得

(サポート)

テレビ、ラジオ等情報機器を枕元、寝室に置いておく▼サポーターによる情報伝達

(ハンディキャップ)

### SOS発信

(サポート)

(ハンディキャップ)  
素早い行動が不十分

### 避難行動

(サポート)

▼サポーターによる支援▼普段服用している薬の携帯

## その他の課題

・避難に時間がかかるため、1分1秒でも早く情報を伝達し、避難行動を起こす必要がある。

認知症の高齢の人（初老期認知症の人も含む）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>阪神・淡路大震災等での状況</b></p> <p>震災による環境変化が大きなストレス▼生活習慣が混乱し以前に自立できていたことができなくなった</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                             |
| <p>(ハンディキャップ)</p> <p>緊急事態の認識が不十分▼コミュニケーションがうまく取れない</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p><b>情報の取得</b></p> <p>緊急警報放送ラジオ▼サイレン▼サポーターによる情報伝達（平易な言葉やジェスチャーで）</p>                                                                                                       |
| <p>(ハンディキャップ)</p> <p>緊急事態の認識が不十分▼人にたずねたり、助けを求めるのが苦手な方もいる▼助けを求める術が分からない方もいる▼自分の意見を言うのが苦手な方もいる</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p><b>SOS発信</b></p> <p>大声・笛等で周りの人に助けを求めるよう日頃から意識付ける▼緊急連絡カード（身元や非常時の連絡先、並びにかかりつけの医療機関などを記載）</p>                                                                              |
| <p>(ハンディキャップ)</p> <p>緊急事態の認識が不十分▼一人ではどう行動すればよいかわからない▼避難場所がわからない▼揺れや浸水による精神的動揺</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p><b>避難行動</b></p> <p>気持ちを落ち着かせながらの避難誘導▼壊れた建物にいと危険なので何とかして避難すべきことを日頃から意識付ける▼非常持出品は持ち出せる時だけでいい旨説明しておく▼避難場所を決めておき何回か一緒に行って確認▼避難経路図の作成▼周りの人に助けを求めるよう日頃から意識付ける▼普段服用している薬の携帯</p> |
| <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起震車や煙体験をして馴れや心構えを培っておく。</li> <li>・防災訓練に参加することで普段つきあいのない人からの声かけや集団行動に馴れておく。</li> <li>・緊急連絡カードはすぐ持ち出せるよう持ち方・置き方を工夫する。</li> <li>・地震発生時には本人の状態を理解している家族等でも予測できない行動を取ることが考えられる。</li> <li>・援助する側が不安な状態になると、本人も一層不安な状態になるので気を付ける必要がある。</li> <li>・一度にたくさんのことを言われると混乱することがあるので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明することが重要である。</li> </ul> |                                                                                                                                                                             |

## 9 情報の取得における課題

以上に見たように、ハンディキャップも様々であり、それらをフォローする機器・道具等も様々です。共通するものもあればそうでないものもあります。日々進歩する技術開発によって新しい機能を持った情報機器がどんどん市場に登場する昨今ですが、それぞれのハンディキャップを補う製品の開発・販売が望まれることはもとより、行政は、災害に遭遇するおそれのある人すべてに等しく防災情報が行き届くよう情報伝達システムの構築をめざす必要があるといえます。また、それぞれ個人・地域レベルでも、できる限りの備えを行い、的確に災害情報をキャッチすることが重要です。

## 10 SOSの発信における課題

阪神・淡路大震災では上空を飛び交うヘリコプターの音が家屋の下敷きになった要救出者の発するSOSをかき消したのではないかと指摘されていますが、災害時に早急に救助を求めるには、閉じこめられた家の中から確実にSOSを発信しなければなりません。豪雨災害では雨の音でSOSがかき消されてしまいます。肉声、笛や情報機器で確実に伝わればいいですが、場合によっては拡声器や煙発生装置（火災の危険性のない無害なもの）があればよかったという事態など十分考えられます。また、ハンディキャップや重傷、気絶等により、自力ではどうすることもできない場合は、最終的には近所の人、救急隊などサポーターによる個別の安否確認と救出活動に期待するしかありません。

## 11 避難行動における課題

個人レベルで備えておくべきものは用意しておくことがまず第一ですが、自力ではどうすることもできない部分は日頃からサポーターと打合せをしておくことが大切です。直接的な打合せができない場合は、日頃から自治会、隣近所、福祉専門職等のサポーターとの接触・つきあいを大切にしておく必要があります。

## 12 地域サポート体制の構築

災害時要援護者の情報伝達・避難行動を支援するためには、地域サポート体制の構築が重要です。そのためには、平時から要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必

要な支援内容等)の共有に努めるとともに(同意方式、手上げ方式、共有情報方式等※)、一人ひとりの要援護者に対して、サポーターの中から複数の避難支援者を特定しておく等、具体的な避難支援計画を策定しておくことが必要です。

### 13 行政が進めるべき対策

- ・ 防災行政無線の日頃からの点検やメンテナンス
- ・ 防災行政無線の各戸配布又は購入補助(災害時要援護者に限ってもよい)
- ・ それぞれのハンディキャップを補うための情報機器配布又は購入補助制度

### 14 結論

防災対策における「自助・共助・公助」が言われていますが、まず自分・家族で備えることを基本に、自分・家族ではどうにもならない部分を地域等のサポーターによる共助により支え合うこと、そして地域でも担いきれない部分(大きな投資が必要な対策など)は行政の責任で実施するという役割分担により対策を実施していく必要があります。

## 用語の解説

### ☆メンタルマップ

視覚障害のある人が頭の中を作る地図のことをいいます。歩数や音、壁、家具などその人が覚えやすいものを手がかりとして、実際に移動を体験しながら作ります。

### ☆盲導犬

障害のある人の日常生活をサポートする犬を身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）といいます。盲導犬は、視覚障害のある人を安全に誘導するのが仕事で、体にハーネスというハンドルをつけているのが特徴です。なお、身体障害者補助犬法により、公共施設、飲食店、ホテルやスーパー等、不特定多数が利用する施設では、身体障害者補助犬の同伴を拒むことはできません。

### ☆見えるラジオ

FM文字多重放送。音声と一緒に文字情報も受信できるもの。FM文字多重放送（FM802等）を受信できる地域ならどこでも24時間無料で情報入手が可能。機器は標準価格で2万円前後、一画面30文字が液晶画面で見ることが可能。

### ☆119番通報FAX

聴覚障害のある人、音声・言語障害のある人が、緊急時にFAXで119番できるシステム。事前に消防局に登録を行っておく。

### ☆消防局による携帯電話を使った災害情報送受信サービス

携帯電話のインターネット機能を活用して災害通報や災害情報の入手ができるサービス。

### ☆防災行政無線同報FAX

聴覚障害のある人に防災行政無線の放送内容をFAXで送信するサービス

### ☆携帯電話メール(レスキューナウ)

株式会社レスキューナウが実施する聴覚障害者向け災害情報サービス。地震情報や注意報警報等が発信される。有料。また、「緊急リレーメッセージ」で119番代理連絡が可能。

### ☆テレビ文字放送

テレビで見ることができる文字情報。見るためには文字放送用デコーダが必要。

### ☆eメール119番（携帯電話やパソコンから発信）

聴覚障害のある人、音声・言語障害のある人が、緊急時に携帯電話やパソコンのインターネットを利用して、119番通報ができるシステム。事前に消防本部に登録を行っておく。

### ☆筆談電話

ペンタッチで手書きした文字を相手の筆談通信端末に送ることができる。電話回線を通して一枚の紙の上でやりとりしているように使える。FAXとしても利用可。

### ☆同意方式

福祉関係者によるケアプランの作成時・平常時の福祉サービス活動、消防等の防災関係部局・福祉関係部局の見回り、自主防災組織等による活動等、住民一人ひとりと接する機会をとらえて、要援護者本人に直接働きかけ必要な情報を把握し、作成していく方式。

### ☆手上げ方式

制度創設について周知した上で、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者について、避難支援計画を作成する方式。

### ☆共有情報方式

市町村において、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を、防災関係部局等も共有する方式。

## 災害時要援護者の災害時の避難について（H16 新聞記事より）

平成16年11月 消防庁全国自治体調査 H16.11.25 朝日 朝刊

### 【災害時要援護者所在把握2割 誘導態勢は1割】

- ・災害発生時に援助が必要な高齢者や障害者の所在を把握しているかどうか。
- ・所在情報は8割余りが民生委員や住民台帳から得ていた。しかし個人情報であるため防災部局での活用をためらう市町村もあるようだ。
- ・要援護者の避難に誰が当たるかは、消防団18.0%、自治会13.8%、民生委員13.3%など。

平成16年10月 台風23号 H16.10.28 読売 夕刊

### 【FAX避難指示なし 聴覚障害者取り残され】

- ・聴覚障害者を対象にしたファックス設置制度（購入補助）あり
- ・避難勧告及び指示を発令したが、対象世帯にファックス送信せず
- ・勧告1時間後に「被害はどうですか。連絡下さい」という安否確認の情報を送信
- ・この制度の利用者Nさんは「安否情報には川の増水などの情報が全くなかった」

平成16年10月 台風23号他 H16.10.23 朝日 朝刊

### 【今年の風水害 死者・不明 高齢者6割】

- ・消防庁の担当者「田畑の見回りに出たり土砂崩れの際に自宅にいたりした高齢者の犠牲が多い。高齢化が進む山間部や農村部での被害が激しかった」
- ・新潟・福島豪雨では逃げ遅れた高齢者が水没した自宅の中で水死するケース多い
- ・広井東大教授「避難勧告を出す前でもまず高齢者が避難を始める仕組みづくりが大切。近所の人への避難の呼びかけで助かったケースも多い。行政側の素早い情報提供とともに、地域の助け合いが問われている」

### 【犠牲目立つ 逃げ遅れ】

- ・住宅地の土砂崩れ5人死亡のうち4人が高齢者  
消防車などでの避難の呼びかけも「雨音も強く、全く聞こえなかった」  
亡くなったAさんは補聴器をつけており顔を近づけて話さないと聞こえないほど耳が遠かった。
- ・外出中に道路に冠水した水で流された老夫婦が死亡
- ・役場には「あの家の年寄りは大丈夫か」との住民の通報が相次いだ。職員が出て多くの高齢者を避難所に誘導。町でも一人暮らしや障害のある高齢者宅一軒一軒を職員がまわって避難所に誘導した。

平成16年10月 台風23号 H16.10.23 毎日 夕刊

### 【89歳女性 独り水死】

- ・市は、この女性（要介護度4）にヘルパーを派遣している市保健福祉公社に対し、避難勧告情報を伝えていなかった。
- ・同市の地域防災計画では災害時に情報センターを設置し、要援護者の安否確認を行うと規定していたが、今回は設置せず。もし設置されていたら、連絡体制が確立し、被害が防げた可能性がある。

平成16年10月 台風23号 H16.10.23 読売 朝刊

### 【高齢化に対応を】

- ・広井東大教授「避難所が少なくその場所が自宅から遠い場合、よほどの危険が迫るまで避難しようとしにくい人が出てくる。耳が遠かったり足が不自由だったりする高齢者にとって、自力での移動は大変なこと。多くの高齢者が避難せず、自宅で被災したのはこうしたことが要因の一つではないか。避難場所の設定や避難勧告・指示のタイミングを高齢者と一般向けに使い分けるなど、高齢化社会に向けた工夫が必要だ」
- ・内閣府は今月、専門家らによる検討会を設置。今年度中に避難勧告・指示のあ



り方や地域での支援方法を示したマニュアルを作る。

【悲劇 避けられたのでは】

- ・高齢者が自宅前の用水路から水があふれるのを防ごうと近くの水門に向かい転落した模様
- ・近所の方は「お年寄りが水門の開け閉めをしていたなんて。用水路の管理をしっかりしておけば防げたのではないか」

平成16年10月 台風23号 H16.10.23 毎日 朝刊

【独居高齢者 進まぬ安否確認】

- ・対象者730人の安否確認が、被害から2日経ったが半数程度しか進んでいない。
- ・市は、避難所運営などに忙殺され「手が回らない」
- ・市では、ほぼ100%の住所名簿を管理

平成16年10月 台風23号 H16.10.21 朝日 夕刊

【高波犠牲 お年寄りばかり】

- ・高波と崩れた防潮堤のコンクリートが民家を直撃、高齢者3人が死亡
- ・市の地域防災計画には高波の際の勧告の基準は記されていない
- ・ある女性は「もっと早く避難の指示が出せなかったのか」

平成16年10月 阪神大震災10周年記事 H16.10.6 毎日

【内閣府の高齢者避難支援検討会座長のコメント】

- ・広井東大教授「誰がどこの高齢者を保護するかまで具体化できるかどうかにかかっている。そうでないと計画は紙の上で終わる」

平成16年7月 新潟・福島豪雨と福井豪雨 H16.7.22 毎日 朝刊

【豪雨被害で関連法見直し 高齢者と救援者登録 国交省など】

- ・国交省や消防庁は、寝たきりの高齢者やその救援に当たる人を地域ごとに登録してもらうよう市町村に求める方向で関連法の見直しを始めた。
- ・水防法を見直し、高齢者の把握、プライバシー配慮、自主的申し出や本人の同意による登録、救援者の募集と登録などを自治体に求める。

平成16年7月 新潟・福島豪雨 H16.7.22 毎日 朝刊

【机上の対策“決壊” 誰も知らぬ救助指針】

- ・市では災害時要援護者の救出を主眼とする安全対策マニュアルを作成していたが、雪害を念頭においたもので、水害には全く機能しなかった。
- ・自治会長や民生委員が避難を呼びかけることになっていたが、ある民生委員は「そんな話は聞いたことがない」

# 避難所のあり方指針検討報告書

平成17年3月

地震防災対策アクションプログラムWG

避難所グループ

和歌山県

# 目 次

## ☆あり方指針

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 総 論                         | 1  |
| 指針カード①避難所の指定 1 【指定事務のポイント】  | 2  |
| ①避難所の指定 2 【避難所と学校】          | 3  |
| ②避難所の開設 1 【開設に関する基本的事項】     | 4  |
| ②避難所の開設 2 【事前の準備の必要性】       | 5  |
| ③避難所の運営 1 【避難所運営の各側面】       | 6  |
| ③避難所の運営 2 【避難所関連のマニュアルづくり】  | 7  |
| ③避難所の運営 3 【運営組織の形態】         | 8  |
| ③避難所の運営 4 【地域リーダーとボランティア】   | 9  |
| ③避難所の運営 5 【情報管理】            | 10 |
| ③避難所の運営 6 【水・食料・生活物資の確保と提供】 | 11 |
| ③避難所の運営 7 【災害時要援護者への配慮】     | 12 |
| ③避難所の運営 8 【医療、保健、衛生、遺体安置】   | 13 |
| 【地域の防災拠点としての機能】             | 13 |
| 参考文献                        | 14 |

# 総 論

## 1 報告書の趣旨

避難所運営主体である市町村等の今後の業務の参考にしていただくため、多岐にわたる避難所運営業務について、主要な項目ごとに、その事務処理の指針（ポイント）をコンパクトにまとめたものである。

## 2 検討作業

和歌山県では、東南海・南海地震など大規模災害に備えるため、県が今後実施すべき行動を体系化した「地震防災対策アクションプログラム」を平成16年3月に策定し、この中で、重要な16のテーマについてそれぞれ庁内ワーキンググループを立ち上げた。そのうちの 하나가「避難所グループ」である。

避難所グループは、メンバーの話し合いにより、避難所運営業務を進めるに当たって注意すべきポイントは何か、これを調査・検討し、「避難所のあり方指針」としてまとめることをグループのアクションとして設定した。

以後、市町村避難所対策実施状況アンケート、避難所一覧表作成、新潟県中越地震現地調査並びに計6回のワーキング検討会を経て、本件報告書を作成した。

## 3 指針カード

避難所対策を大きく3つの側面【指定、開設、運営】に分け、具体的なテーマは枝番としてそれぞれ1枚にまとめた。1枚なので盛り込めていない事項もあるが、基本的事項や重要事項はかなりの部分盛り込むようにつとめたところである。

また、基本ベースは阪神・淡路大震災での避難所の状況を踏まえたものであるが、平成16年10月に発生した新潟県中越地震の状況もできる範囲で反映させた。

## 4 避難所アンケート結果

避難所アンケート結果を見ると、県内の避難所対策は十分であるとは言えない。その原因は、県内で本格的に避難所を開設しなければならないような大規模な災害が近年起こっていないこと、対策を進める予算や人員の不足などが考えられる。

## 5 災害の様相の違い

災害は発生時刻や発生季節によりその様相は違うし、また津波被害のあるなしで大きく対応が異なってくるため、市町村等におかれては、本報告書を参考としていただきながら、これに肉付けしアレンジする形で、それぞれの災害に適した避難所運営業務を実施していただきたい。

## 6 その他参考資料

阪神・淡路大震災を経験した兵庫県が各分野の見識者を集めて作成した報告書（管理・運営指針とマニュアルの例）を添付しているので、これらについても参考としていただきたい。

### ※ 避難所グループ構成課

総合防災課（座長）、情報政策課、環境生活総務課、食品安全企画課、生活衛生課、NPO協働推進課、福祉保健総務課、長寿社会推進課、障害福祉課、医務課、(教)小中学校課、(教)県立学校課、(警)警備課

# ①避難所の指定1

## 指定事務のポイント

**目標**  
地震津波被害想定調査による最大規模の避難者数をカバーできる避難所を確保



**不足する場合**  
他市町村域での確保、移送計画  
大型テントなど応急的な確保計画  
グラウンドで対応可

**一人当たり何㎡必要か？**  
2つのとらえ方がある。  
①建物全体の延べ床面積に着目する方法  
→ 1人当たり8㎡程度  
②一人当たりの就寝スペース等に着目する方法  
→ 1人当たり3㎡以上



①は校舎や体育館を、居住、会議、相談コーナー、物資集配など各種用途で使用するを前提とした計算方法  
②は純粹に人1人が寝たり、荷物を置くスペース+通路スペースを主に計算する方法

避難所耐震化率(H17.1公表)  
本県:40.9% 全国:50.3%

**避難圏域は徒歩何分以内が適当か？**  
阪神淡路での状況  
多くが徒歩15分以内(平均約8分)の、自宅に最も近い避難所へ避難所を中心とした円で考えると  
半径500m→実歩行距離700m程度  
自力で歩きにくい人は700m歩くのに約15分かかる  
☆地域の状況にもよるが、  
徒歩15分以内(700m以内)が目安

**安全な施設を指定**  
耐震・耐火性能を持ち、地形・地盤条件がよい立地  
※津波危険地域  
避難対象地域外にある施設

(地震・津波時)(風水害時)など災害の種類別にわかりやすく指定・公表する必要有

**その他指定時の留意点**

- ・ 1施設で数千人超は環境悪化や運営支障の原因→概ね数百人程度が望ましい
- ・ 学校や公的施設に加え、福祉施設や民間施設等も活用し、量的・質的に充実させる。
- ・ 避難所の周知→地図、看板、訓練などで避難経路を含めて住民への周知が必要

**津波避難対策**

- ・ 住民ワークショップを開催し、行政と住民が情報を共有する中での指定が望ましい。
- ・ 避難対象地域の指定や避難困難区域の抽出
- ・ 避難困難区域は避難ビルの指定が必要  
海岸に直接面していない3階建て以上のRC又はSRC構造で耐震性を有したもの  
収容スペースは1人当たり1㎡以上  
既設ビルがない場合は、避難タワーなどの建設を検討



**福祉避難所の指定の促進**

- ・ 福祉施設などを指定(民間は協定必要)  
※入所型の福祉施設は入所者と混同しない対応が必要
- ・ 障害者、高齢者等の災害時要援護者を保護するため、一般避難所とは別に指定する。
- ・ 介助員設置、バリアフリー、冷暖房完備、簡易便器など
- ・ 適当な施設がない場合は、一般避難所の適当な部屋を割り当てる。

移動(避難)サポート計画も必要

①避難所の指定2

避難所と学校

学校は避難所に適している  
広い敷地、建固な建物、  
設備、教職員、地域との  
密着度大  
  
→こんな建物は他にない



今後の課題  
・学校の耐震・耐火、收容能力、利便性を再検討(防災の観点から整備)  
・学校と地域がより一層つながりを深められればベスト

学校の早期再開の観点も必要  
・教職員がいつまでも避難所運営に携わらない。  
\* 地域リーダーや行政職員への役割委譲  
・体育館のみで対応できる避難者数なら再開が早い。

教職員の積極的な関与により円滑な避難所運営が確保できる反面、学校再開が遅れるというデメリットがある。

大災害に備えた学校の改善点

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| ①水の確保     | 耐震水槽(飲料水)、耐震プール(生活用水)、井戸の設置 |
| ②緊急物資の確保  | 備蓄倉庫の確保                     |
| ③電気容量     | 電気容量のアップ、電気設備の見直し           |
| ④電話回線     | 回線の増設、携帯電話・パソコンの活用等通信機能の強化  |
| ⑤冷暖房設備    | 冷房設備の設置、ストーブの確保             |
| ⑥照明設備     | 状況に応じた部分照明の可能な設備の設置         |
| ⑦連絡設備     | 校内放送の多重化、トランシバーなど           |
| ⑧間仕切り用機材  | パーティションの確保                  |
| ⑨物資の搬入路   | トラックの進入が可能な道路の確保            |
| ⑩救助資機材の常備 | 自主防災組織、消防団とともに学校にも置いておくとよい。 |

阪神・淡路大震災 ピーク時は31万人の避難者

★ 種類別の特徴

- ・小中学校: 大規模避難所として様々な機能を有する▼運動場は様々な用途に活用可▼居住環境はよいとはいえない▼教育機能の復旧との関係が課題
- ・文化・体育施設: 人的資源豊富▼余裕のある空間
- ・集会所: トイレ、冷暖房、湯沸かし施設有▼屋外空間不足▼狭い▼人的資源不足
- ・保育所: 小学校に比べ機能少ない▼トイレが施設外に設置▼暖房設備少ない
- ・寺・神社: 機能少ない▼宗教組織ネットワークを活用した支援
- ・公園: テント型でプライバシー確保、2次災害の心配なし▼電気、水道など問題多▼環境良くない
- ・福祉施設: 高齢者や障害者に適する▼入浴施設が意外と少ない

★ 民間施設の活用

指定避難所以外に次の民間施設が利用された。

私立大学、企業の体育館・施設、幼稚園、保育園、外国人学校、専門学校、スイミングスクール、寺・神社・教会、商店街・市場等

★ 社会福祉施設の活用

高齢者・障害者等特別な介助が必要な人が学校避難所から福祉避難所に移動した。

★ 2次災害や延焼の危険性

甚大な被害を受け2次災害の危険性が高い指定避難所にも多くの被災者が避難した。また、開設された避難所に延焼の危険が迫り、避難者が安全な場所へ再避難するという事態も生じた。

★ 学校関係

70%近くが学校に避難▼避難者の多寡で学校の再開も違った▼PTAから学校再開の要望が出された▼教職員の意識にもばらつきがあった。

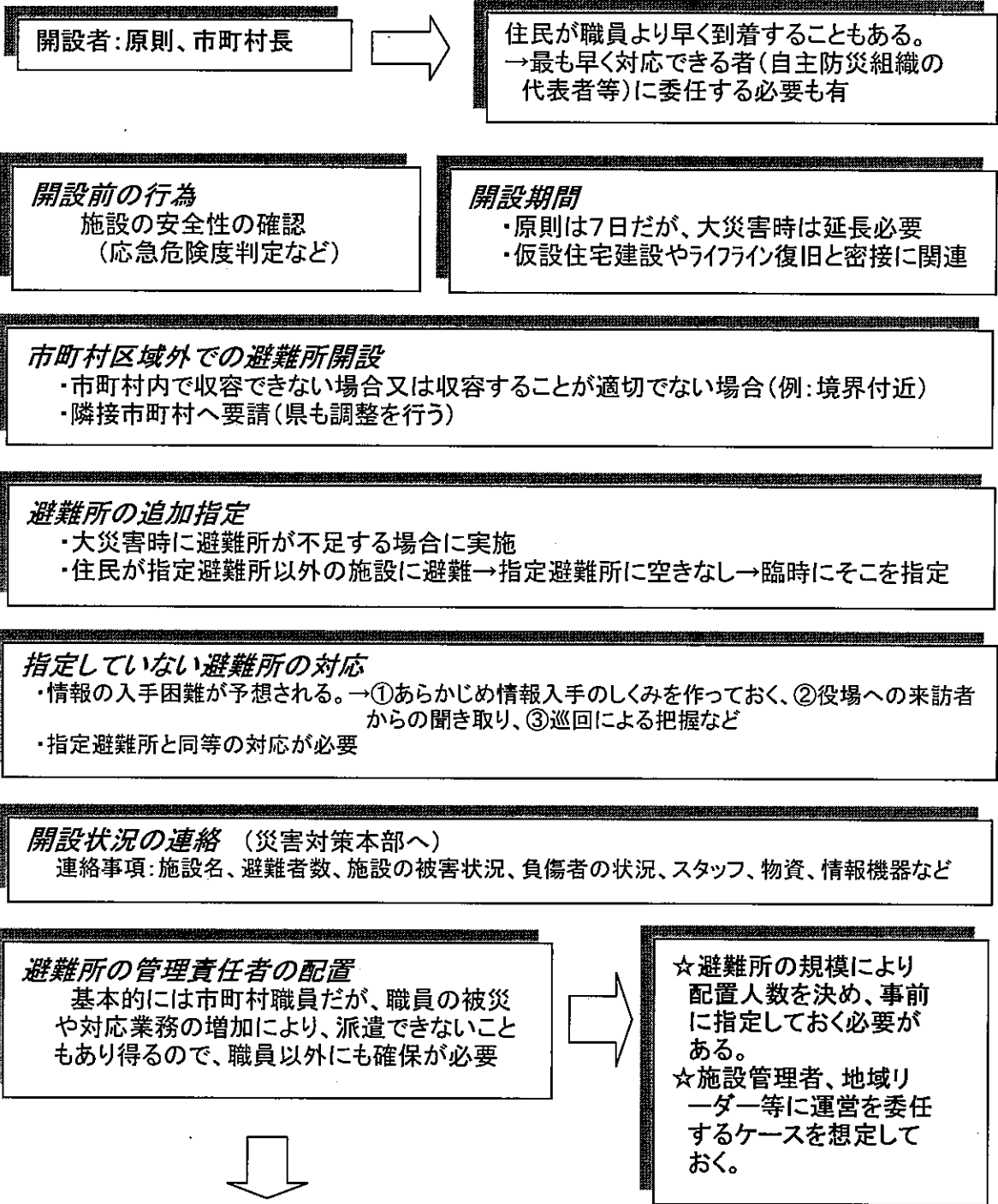
新潟県中越地震

- ・避難先: 一般の避難所以外にも、テント、マイカー、温泉旅館、ビニールハウスなど
- ・全校での学校再開は発災2週間後

理由: 余震恐怖やプライバシー確保  
対策: テント等の事前の準備、エコノミー症候群の危険性の啓発

②避難所の開設1

**開設に関する基本的事項**



管理責任者の配慮事項

|                 | 開設時                            | 1週間                                       | 2週間～3ヶ月               |
|-----------------|--------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------|
| ①避難者の安心・安全の確保   | 呼びかけ▼被害状況把握▼開設事務               | 災対本部からの情報提供▼健康対策                          | 衛生環境維持▼               |
| ②災害時要援護者に配慮した対応 | 優先的な場所の割り当て                    | 優先的な物資の配分▼福祉避難所への移送(早い時期に実施)              |                       |
| ③公平・適切な事務の遂行    | 個人情報管理▼ニーズの把握と実現▼他機関との調整▼マスク対応 | 周辺避難所との物資の過不足調整▼ボランティア受入れ▼避難者の自主運営組織結成の促進 | 避難スペース統廃合▼避難者間のトラブル対応 |



## ②避難所の開設2

### 事前の準備の必要性

大地震では  
行政職員や教職員も被災する。  
交通機関も途絶する。

出勤できない事態を想定し、  
対応策を練っておく必要有

#### 開設・運営訓練

- ・避難所担当者は日頃から施設管理者と開設時の対応方法を協議し、訓練を行う。
- ・門や体育館などの鍵開けの方法や「どこに」「どれだけ」避難者を誘導し、「どこを」「どんな」スペースとして活用するのか。
- ・地域の自主防災組織等との協議・訓練が重要(訓練はスムーズでなくてもよい！)

#### 避難してくる人は？

住む家を失った人や避難命令対象者のほか、ライフラインの停止や地震への恐怖心、精神的ダメージにより自宅で生活できない人など

避難所の開設は  
迅速・確実・安全に

自主避難や避難勧告で避難する人々を、避難所の安全確認後、速やかに受け入れる

#### 施設の開放

- ・体育館や集会室は一般の避難者用、小部屋や仕切られた小規模スペースは災害時要援護者用とするのがベスト
- ・大空間も長期化が見込まれれば間仕切り(パーティション等)を検討
- ・施設管理者と事前に開放範囲を話し合っておく。
- ・就寝場所のほか、
  - ①管理運営用(受付、事務室、広報場所、会議場所、スタッフ仮眠所など)
  - ②救援活動用(救護室、物資保管・配分場所、相談コーナー、仮設公衆電話など)
  - ③避難生活用(更衣室授乳室、休憩所、調理場所、遊戯場、勉強場所など)など必要なスペースを順次確保する。

#### 阪神・淡路大震災

- ・住民がまず校門を乗り越えて避難してきたところがあった。
- ・学校用務員が到着第1号となったところがあった。
- ・市職員が窓ガラスを割って校長室に入り、カギを捜したところがあった。
- ・各避難所に4名程度の管理責任者が常駐した。
- ・二次避難所として公的宿泊施設や福祉施設が充てられた。
- ・【市災害対策本部の対応】
  - ・避難所の開設と市職員の派遣(教職員も)
  - ・食事、灯油ファンヒーター、発泡スチロール補助寝具、テレビ、FAXなどの配布や避難者の健康管理の実施
  - ・避難者名簿作成
  - ・避難者の実態調査(意向調査も)
  - ・3ヶ月程度経過後、避難所の集約化の方針が出された。
  - ・自立指導や巡回相談
  - ・避難が長期化する中で、間仕切り板や洗濯機などの生活関連製品が整えられた。

#### 新潟県中越地震

- ・指定避難所以外の学校にも多くの住民が避難→安全性確認後開放

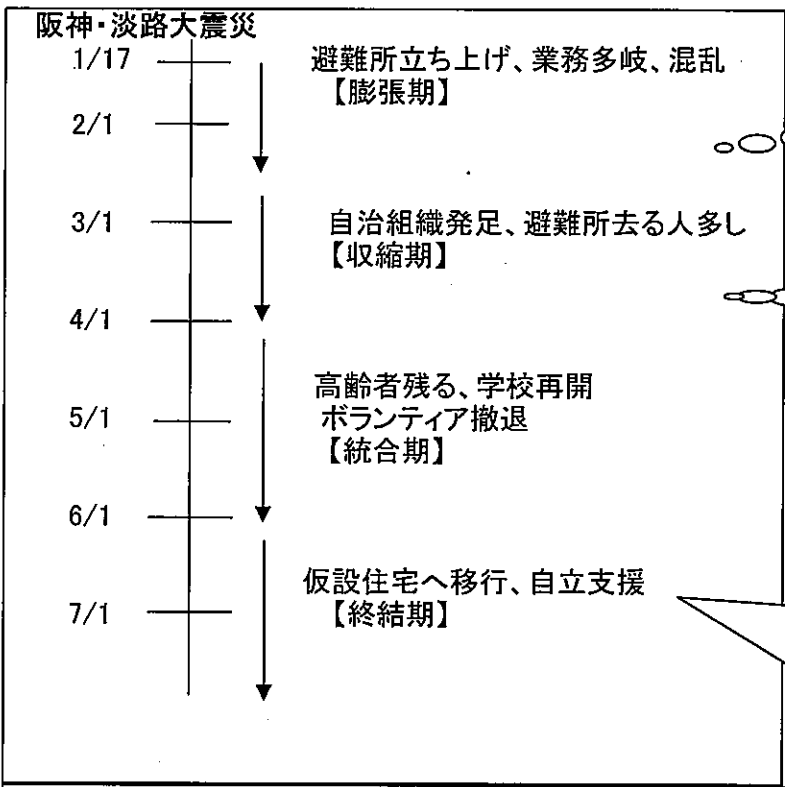
避難所運営の各側面

**短期的側面**  
 =一次機能  
 =被災者の安全と  
 当面の衣食住の確保

**長期的側面**  
 =二次機能  
 =ライフラインが復旧し、仮設住宅など  
 へ被災者が移行する期間のフォロー

両側面を地域防災  
 計画で規定しておく  
 必要有

**発災初期と中期・後期は違う**  
 初期→「ひとまず避難所へ」  
 「狭くてもしかたない面あり」  
 中期・後期  
 →「質の重視」「プライバシー重視」  
 「広さ必要」「要望多様化」



台風は一昼夜  
 程度だが大地震は長期化する

ミニコミ紙を発行  
 した避難所もある

**閉鎖**

①予告  
 仮設住宅や公営住宅への  
 入居のめど

②自立支援  
 個別面談、各種被災者支  
 援制度の情報提供、災害  
 時要援護者への配慮

③施設管理者との調整

各時期の  
 主な  
 業務

- 【膨張期】**
- ・ 避難者名簿作成(周辺地域の安否確認、屋外避難者の把握も)→様式の事前準備
  - ・ 水、食糧、毛布その他緊急物資の配給
  - ・ 避難者への情報提供
  - ・ 医療救護活動のサポート(心のケアも)
  - ・ 遺体安置
  - ・ インフルエンザ対策など衛生環境の維持
  - ・ 避難者の苦情や外部からの問い合わせへの対応
  - ・ ボランティアの受け入れ
- 【収縮期】・【統合期】・【終結期】**
- ・ 避難生活の長期化への対応
  - ・ 食生活、入浴、洗濯、プライバシー、リフレッシュ、寒さ厚さ、ペット対策
  - ・ 避難所自治組織づくり
  - ・ ボランティア撤退や行政職員縮小化への対応
  - ・ レクリエーション活動やコンサートなど
  - ・ 学校再開への対応
  - ・ 自立支援活動

火災、盗難、青少  
 年非行があった。

各種相談コー  
 ナーの設置

**新潟県中越地震**

- ・ 震災関連死
- ・ 情報ボード、パソコン
- ・ 警察「ゆきつばき隊」

## 避難所管理マニュアル

目的:市町村が管内の避難所を管理するために作成

主旨:市町村災害対策本部が実施すべき項目と手順をわかりやすく定めておく。

内容:市町村の避難所管理担当班が避難所・避難者に関する情報を集約して管理し、避難所に係る災害対策本部各班の対策実施を調整するのに必要となる事項

項目:①開設 ②追加指定 ③情報管理 ④開設後の管理方針  
⑤要員の確保 など

## 避難所運営マニュアル

目的:市町村等が管内の避難所運営をスムーズに進めるために作成

主旨:各避難所ごとに事前に関係者が協議しながら運営に必要な項目と手順をわかりやすく定めておく。

内容:市町村派遣職員、施設管理者、地域の自主防災組織代表者などが避難所を開設し、避難者等が自主的に避難所運営を実施するに際して必要となる事項

項目:①開設 ②運営 ③避難者名簿作成 ④物資の調達・供給  
⑥衛生環境の整備 ⑦救護体制 ⑧災害時要援護者への配慮  
⑨情報伝達 ⑩ボランティアの受入れ ⑪対外的な対応  
⑫設備関係 ⑬生活ルール ⑭統廃合・撤収時の対応

### まずはマニュアル作成を!

各市町村の実態に沿った独自のマニュアル作りが望ましい。

### 訓練等を通じて実効性を検証!

事前の確認、協議、協定締結なども必要

### 整備する帳票(最小限のもの)

- ・建物被災状況チェックシート
- ・避難所開設報告
- ・派遣職員リスト
- ・避難所リスト
- ・避難者台帳
- ・避難者リスト
- ・在宅被災者リスト
- ・災害時要援護者リスト
- ・物資等要請書
- ・物資台帳
- ・ボランティア受付簿

③避難所の運営3

運営組織の形態

様々な形態がある。

- ・それぞれメリット・デメリットがある。
- ・避難所の規模や地域性により様々な可能性あり

1日も早い自立のためには、  
避難者中心の運営組織づくり  
が大切

運営のポイント

- ・当初は行政職員や施設管理者、ボランティアによる運営だが、時間経過に伴い、避難者による運営への引継が重要
- ・ミーティングや運営会議による協議と意思決定
- ・公平性と災害時要援護者への配慮
- ・指定外避難施設への対処
- ・発災前に、施設管理者と住民が事前協議を行っておくとよい。

班編制

総務班、情報広報班、救護班、  
食料物資班、火の始末班など

避難所間のネットワークづくり

- ・これを動かす人材が必要
- ・行政以外に広域ボランティア組織などが関与
- ・情報発信 ・各種組織との連携

避難所に関する機関 (連携・協力が大切！)

市町村 ▼ 自衛隊 ▼ 日赤 ▼ 国と県 ▼ 管理責任者 ▼ 施設管理者  
▼ 避難者 ▼ 避難所運営調整組織 ▼ 自主防災組織等地域住民 ▼ ボランティア ▼ その他

自助・公助・共助

| 阪神・淡路大震災  |                                                |                                                                  |                                                                |
|-----------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 避難所運営     | 概要                                             | 特徴                                                               | 課題                                                             |
| 地域リーダー主体型 | 地域の自治会、婦人会、PTA役員など避難所外の地域住民が運営に従事し、主体的に携わったケース | ・中立的な立場(行政と避難住民間の対立の際)<br>・避難住民からの信頼性が高い<br>・指導性がある<br>・円滑な運営が可能 | -                                                              |
| 避難所リーダー型  | 当該避難所の避難者の中からリーダーが選出され、運営に当たるケース               | 最も典型的な運営形態                                                       | 必ずしも明確なリーダーが現れるとは限らない。                                         |
| 学校主体型     | 施設管理者である学校職員が避難所運営についても主体的役割を果たしたケース           | ・住民側から信頼性が高い(先生への畏敬の念)<br>・円滑な運営が可能                              | 教育実務の増大により、ボランティア等に管理主体を部分的に委ねた学校では、解消直前において住民とのトラブルを招くことがあった。 |
| ボランティア依存型 | 外部から献身的なボランティアが入ってきて運営主体となったケース                | 熱っぽい運営                                                           | ・住民組織が育たない。<br>・ボランティアの引き上げに伴って運営に支障をきたすところもあった。               |

(出典)「都市政策 第82号 特集 阪神大震災と地域の活動」

新潟県中越地震

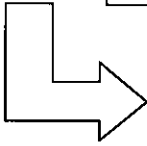
地区地域単位での避難→従来のコミュニティによる運営 仮設住宅も地区単位で入居

### ③避難所の運営4

## 地域リーダーとボランティア

### 地域リーダー

阪神淡路では、地域のコミュニティ活動のリーダーが避難所リーダーになった場合、円滑な運営が行えたケースが多かった。



日頃からのコミュニティ活動が  
災害時にも大きく役立った！！

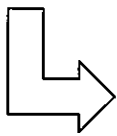
地域コミュニティ活動の支援  
+ リーダーシップのある人材の育成

避難所運営組織の育成  
①事前に、自主防災組織等の協力を得て、避難所運営組織の編成を図る。  
②自主防災組織等は日頃から地域の居住者や災害時要援護者の情報を本人の自己申告に基づいて把握しておく。

### ボランティア

避難所の運営にはボランティアが不可欠

避難所には避難者を支援するための仕事が様々な形で存在  
→ 人手が数多くいるものもあれば、技能や専門知識がいるものもある。  
効果的なボランティア活動が実施できるように！



- ①社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアの受付窓口を設け避難所のボランティアニーズの調整を図る。
- ②県防災ボランティア登録制度の活用
- ③ボランティアをコーディネートするための体制整備と人材の養成

阪神・淡路大震災

- ・マスコミで取り上げられた避難所にボランティアが殺到
- ・避難所で泊まり込んで活動した人があった。
- ・個人ボランティアは数日から1週間が多かった。
- ・初期は炊出しや水くみなどの物理的活動、中期以降は子供や高齢者の相手やメンタルケアなどの精神的活動
- ・3年半ばかりの大学生活へ戻るものが多かったため、避難所運営に支障が生じるケースがあった。
- ・ボランティアの活動成果が福祉事務所など専門機関に引き継がれた。
- ・行政のボランティアセンターには「勝手にやって」という指示しか出せなかったところがあった。
- ・ボランティアコーディネーターが不足したため、個人ボランティアのさばきに時間を取られた。
- ・裏方的な仕事で不完全燃焼を起こしたり、逆に意気込んでなくてもよいことに手を出すこともあった。

ボランティア元年

新潟県中越地震

- ・ボランティア団体がニーズ把握のため先遣隊を派遣

③避難所の運営5

情報管理

日々進歩するIT機能に注目

**災害発生直後**  
必要最小限度の項目に限定して迅速に収集・伝達・集約を行う。

時間経過に伴い必要な情報が変化する  
タイムリーな情報収集・伝達に留意

避難者名簿の作成が重要

《時系列ごとの必要情報の例》

| 【区分】            | 【収集する避難所の情報】                                   | 【避難所に伝達する情報】                                        |
|-----------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 災害発生直後<br>～3日程度 | 避難所の開設状況<br>避難者数、要給食者数<br>災害時要援護者の情報<br>安否確認情報 | 避難所の開設指示<br>災害情報<br>救援対策の実施方針や実施内容<br>ライフライン等の復旧のめど |
| ～1週間程度          | 各避難所のニーズ<br>避難者の被災状況<br>避難者の生活再建、<br>住宅確保の見込み  | 救援対策の実施内容<br>生活再建支援策、住宅確保対策<br>の実施方針                |
| ～2週間程度          |                                                | 生活再建支援策、住宅確保対策<br>実施内容                              |
| ～3ヶ月程度          | 避難者の個別の事情                                      | 個別相談                                                |

**市町村災害対策本部と避難所間の情報手段・ルートの確認**

- ・まず一般電話や携帯電話が不通となることを念頭に置く。(メールはつながりやすい)
- ・無線機器の使用。だめなら自転車などの伝令で。
- ・臨時電話や臨時ファックスの設置も検討

道路寸断→孤立化を想定

**情報整理の手法の構築 (情報は常にシンプルに、フレッシュに！)**

- ・常に最新データに更新し、各班が利用しやすい状態に整理
- ・その時々にあった必要情報を優先順位をつけて整理
- ・避難所にパソコンを！事前の共通フォーマット作成やデータ入力する人材・人員の確保

**避難者の情報手段の確保**

- ・NTT西日本の特設公衆電話やファックスの設置
- ・テレビ、ラジオ、パソコン(インターネット)の設置
- ・携帯電話充電コーナーの設置

**避難所リストについて**

- ・災対本部避難所管理班が作成
- ・発災直後  
所在、連絡方法、担当者、  
避難者数、要給食者数、  
災害時要援護者数 等
- ・その後  
世帯数、管理担当者数、  
ライフラインの復旧程度  
等

**避難者名簿について**

- ①避難者名簿:当初は住所・氏名等最低限でも。  
世帯主や家族名、年齢、ふりがな、  
健康状態、住家被害、退所のめど、  
仕事など
- ②災害時要援護者リスト  
:判明する限りすべての情報

### ③避難所の運営6

## 水・食料・生活物資の確保と提供

#### 災害発生直後は

・住民、市町村、県の備蓄で対応

#### その後は

・市町村、県で多方面から調達  
\* 国や他自治体、企業等に協力要請

#### 備蓄物資

①事前の備蓄+②流通備蓄

#### 救援物資

被災地以外の地域から送られてくる。

#### ①適正量の備蓄

②足りない分の早期調達

③効率的な集積・仕分けによる  
避難所への分配・配送

事前にシステム作り

#### 備蓄場所の例

市町村 → 備蓄倉庫、避難所施設(学校など)、  
借上げ施設等  
県 → 振興局、借上げ施設等

#### 避難所施設での備蓄の

メリット…すぐに物資の調達が可能  
デメリット…平常時の管理の困難  
性、スペース不足

#### 備蓄物資の例

食料・水 → アルファ化米、乾燥麺、ペットボトルの水など(要援護者用:おかゆ、粉ミルク、離乳食など)  
生活物資 → 毛布、タオル、ビニールシート、カイロ、トイレットペーパー、ストーブなど  
(要援護者用:ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いすなど)  
その他 → 仮設トイレ、大型テント(要援護者用:ポータブルトイレなど)

栄養バランス、適温食

#### 阪神・淡路大震災

##### ① 直後(3日目まで)の対応

- ・ 備蓄物資はすぐに底をついた。当初はおにぎりや乾パンがあればよい方だった。
- ・ 地震当日の食料調達はわずかな量しか無理だった。
- ・ 地震翌日頃から救援物資が届き始めたが、受け入れや配送に多くの人手が必要となった。
- ・ 救援物資の管理も十分行えなかった。
- ・ 数が足りないため、老人と子供のみ配布した。
- ・ 当初、大量の避難者のための炊き出しは、資材も人手もなく難しかった。
- ・ 食料の他、毛布や防寒具が求められた。
- ・ 災害時要援護者への配慮が欠けていた。
- ・ 救援物資がスムーズに処理できず、在庫を抱えた。
- ・ 水道局による給水所の設置

道路の寸断や交通渋滞

##### ② 4日目以降の対応

- ・ 救援物資は、集積配送拠点から各避難所へ送られたが、交通渋滞や多くの人手がいることにより、スムーズには行かなかった。
- ・ 給食業者から避難所に直送するなど専門業者に委ねる体制が整備されてスムーズなものとなった。
- ・ マスコミに報道された避難所に救援物資が集中
- ・ 配分の時、早い者勝ちといったトラブルも発生
- ・ 食事内容も徐々に改善され、物資の種類も多種となった。
- ・ 物資の受取・管理・配給が混乱なくいくところもあれば、トラブルが頻発するところもあった。

##### ③ その他

- ・ 物資の中には入手しやすいものと入手困難なもの(簡易トイレ、灯油、仕切板など)があった。
- ・ パソコン上で緊急物資の調達・管理を目的としたネットワークを構築した事例あり
- ・ 行政から配られる弁当は冷たかったが、プロパンガスのある避難所では温かい汁物や炊きたてのご飯が出された。

#### 新潟県中越地震

- ・ 全国規模での救援物資、コンビニ弁当、簡易トイレ、防寒用品など
- ・ ほしいものが遅れて届くタイムラグが発生

### ③避難所の運営7

## 災害時要援護者への配慮

#### 何らかのケアが必要な人

高齢者、障害者、病人、妊婦、乳幼児など

- ① 設備面(冷暖房設備、畳敷きの部屋等)
- ② 介助面(食事、健康対策など)
- ③ 心理面(心のケアなど)

#### 要援護者対策をどう行うか

- ・まず把握を行う→名簿作成(様式は事前に準備)、事前作成した「災害時要援護者台帳」の利用
- ・相談窓口の設置(保健師等を確保。福祉避難所への移動や福祉施設・病院への緊急入所など)
- ・各分野・各立場間での連携・情報共有
- ・早い段階から、食事、トイレ、避難所内の移動などに関し、細かい配慮が必要
- ・視・聴覚障害者など情報提供の方法に配慮
- ・整備すべき事柄
  - ① 事前に済ませておくべきもの → 段差解消、障害者用トイレの設置など
  - ② 事後調達を速やかにすべきもの → 車イス、ポータブルトイレなど

#### 一時的には

- ・専用スペースを割り当てる。
- ・移動しやすい、トイレに近い場所

#### 必要あれば移送

・福祉避難所や専門施設へ

きめ細かいケアを!

#### 福祉避難所とは

高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所

福祉施設等を「福祉避難所」として指定

#### 阪神・淡路大震災

##### 【視覚障害者】

移動の面で大きな制約▼市街地の変容も移動の制約▼張り出された情報の取得が困難

##### 【聴覚障害者】

様々な連絡アナウンスが聞こえず、取り残されたりした

##### 【肢体不自由者】

トイレの問題▼移動の面で大きな制約▼車イスでの移動や段差のあるトイレが使用できないという理由で、避難所へ行くことを拒否したケースがあった▼小規模施設や教室に比較的多く避難した(トイレまでの距離、暖房設備、畳が大規模施設より整っている)

##### 【精神障害者】

環境激変への対応が困難▼精神科救護所が設置された

##### 【知的障害者】

環境激変への対応が困難

##### 【女性】

着替えなどのプライバシーの問題

##### 【外国人】

情報入手や避難所生活など様々な面で苦労が多かった

##### 【乳幼児】

乳幼児を持つ家族については、次のことが指摘された。①プライバシーのなさ ②生活習慣の変化 ③子供の行動の制限 ④保護者のストレス ⑤紙おむつ、ほ乳瓶、粉ミルクなどの物資

##### 【高齢者その他】

心のケアのため「よろず相談室」を開設▼避難所運営者が地域の高齢者、障害者等を訪問、安否確認や避難先確認を行った(ローラー作戦)▼暖房設備や畳敷きの部屋がある施設が少ない▼高齢者、障害者、病人に合った食事がなかった▼「平等」「公平」にこだわり、要援護者への配慮が欠けた▼避難生活での悪環境、復興の上での経済的弱者といった側面が表面化▼福祉、保健、医療の各分野をはじめ、社協・民生委員・ボランティア等からの情報を一元化できなかった▼高齢者に持病の悪化やストレスによる疾患の増加が起こった

#### 新潟県中越地震

地震のショックや避難所生活で歩けなくなったり、体調不良を来した高齢者がいた▼更衣室や授乳室の設置▼保健師等によるケア▼福祉施設での避難生活



### ③避難所の運営8

#### 医療、保健、衛生、遺体安置

避難所内かテント

##### 健康の確保

- ①傷病の治療
- ②健康相談や栄養相談
- ③こころのケア(PTSD予防対策を速やかに)

医療救護所設置  
又は  
巡回救護班の派遣

##### 衛生的環境の提供

トイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、入浴、食品衛生、感染症対策、ペット保護対策等

##### 遺体安置

- ・ できれば避難所とは別の場所で。スペースなど十分配慮し、あらかじめ決めておく。
- ・ 避難所に安置する場合は、遺族感情に配慮し、避難生活と接点の少ない場所や部屋を選ぶ。
- ・ 多数の遺体について、混乱することなく、迅速・的確に対応できる体制を築いておく。

#### 阪神・淡路大震災

##### 【医療】

大規模避難所には常駐、小規模避難所には巡回による「救護班」が派遣された▼全国から医療関係者が派遣された▼インフルエンザワクチンの接種

##### 【保健】

栄養相談やこころのケア▼巡回リハビリテーション▼高齢者に「避難所肺炎」が発生▼夜間の照明や空気の汚染▼保健師による巡回健康相談

##### 【衛生】

水が出ず、水洗トイレが使用できなかった▼河川やプールの水で使用したが、大変な重労働であり、ボランティアが支援した▼仮設トイレが行き渡るにはかなり時間がかかった▼ごみ収集車が来ず、周辺に放置するしかなかった▼消毒液の配布▼仮設シャワーや仮設風呂▼保冷施設(食中毒対策)▼衛生管理指導▼細菌検査▼毛布の衛生対策▼ペットの保護、避難所でのペットの扱い方の指導が動物愛護団体により実施された

##### 【遺体安置】

ある学校では約220体が安置され、最終搬出が1月29日だった▼遺体の確認に訪れる人々の対応、霊柩車や棺桶、火葬や葬儀の手配などで混乱を極めた▼役所、検視官、警察、医師の連絡体制が混乱していたとの指摘がある▼学校に何体の遺体が搬入されているのかという基本的な情報すら把握できなかったとの指摘がある

自衛隊の入浴支援

#### 新潟県中越地震

全避難所に救護所の設置▼医師の常設や巡回▼こころのケアチーム▼車中泊でのエコノミー症候群による死亡事例発生▼全国から保健師が派遣▼手洗い設備

#### 地域の防災拠点としての機能

##### 広報・相談活動

地域住民に避難所で必要な情報を入手してもらう。

- ①掲示板設置や広報誌の配布
- ②生活再建制度など各種相談窓口の設置

##### 在宅被災者にも公平なサービスを

物資の提供、健康相談、情報提供など避難者だけでなく、在宅被災者にも提供

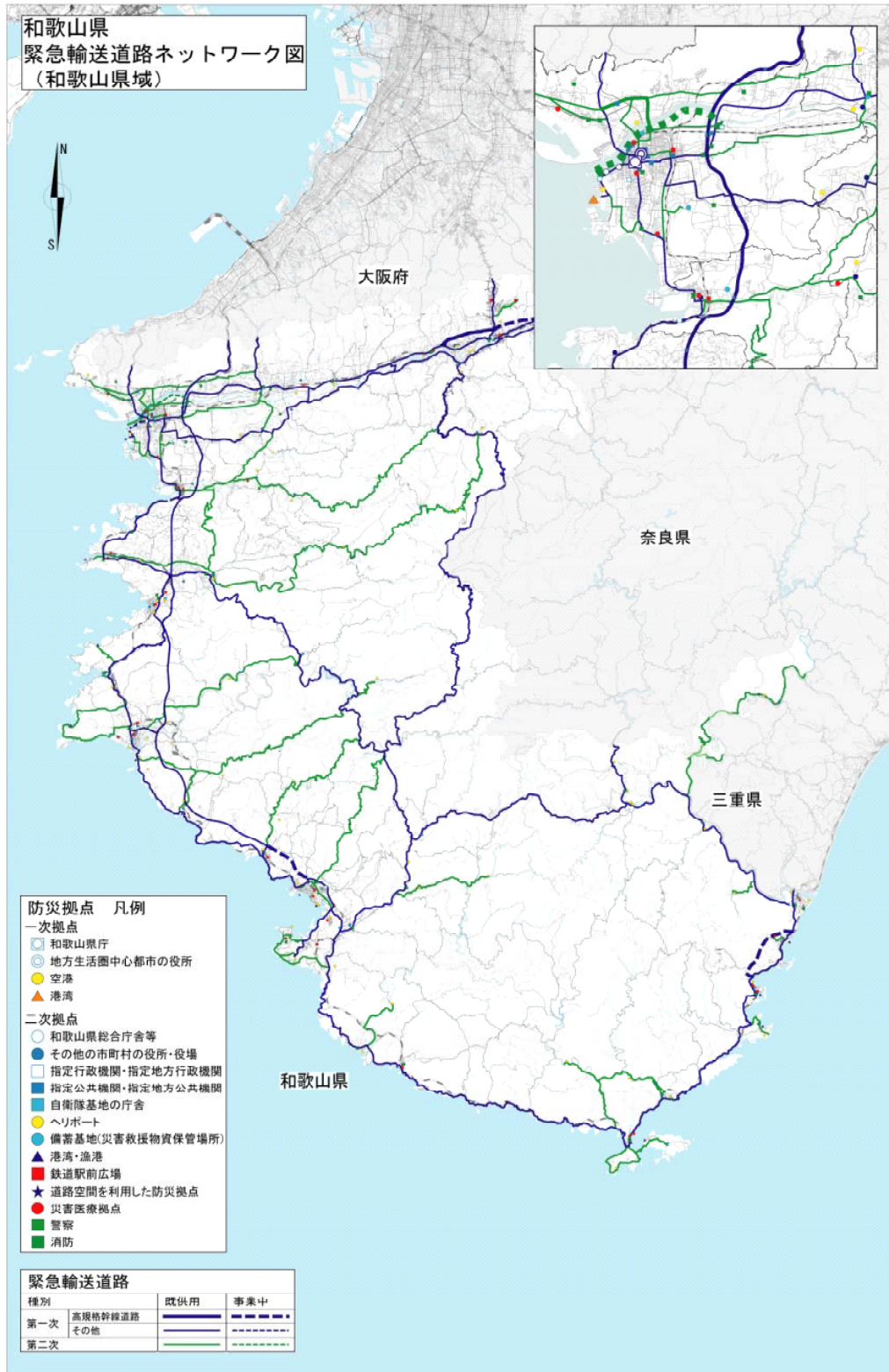
参考にさせていただいた報告書等

「大規模災害時における避難所のあり方に関する研究報告書」  
尼崎市・財団法人あまがさき未来協会

「震災時における避難所運営の手引き」  
千葉県総務部地震対策課

「避難所の管理・運営等に関する調査報告書」  
兵庫県避難所管理・運営等調査委員会

54-01-01 緊急輸送ネットワーク計画図



54-01-02 緊急輸送における計画図（和歌山市）  
陸上における輸送能力

